

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見		
総論		
意見		個人／団体名
○私的録音録画補償金制度導入された主旨として、家庭内における私的な複製は零細かつプライバシーの領域で行われるので、例外的に権利者の許諾なく、行う事が出来る。とあるが、現状では機器の発達により広範囲に利用され、予想を越えて量的にも質的にも拡大し零細且つプライバシーの領域を越えている。権利者の経済的利益を害しているのは、明らかである。 ○海外との比較 欧州各国は2001年以降携帯オーディオプレイヤーも補償金の課金対象としてきている。日本は何故現状に合わせた対応がとれないのか、疑問である。補償金の受領額にしても2004年度日本は38.2億で同年フランス、ドイツでは266.3億であり、約7倍にもなる、この差額が著作権に関する文化度の違いか、他国の実演家が羨ましい。 ○機器メーカーの文化を無視して利益のみを追求するエゴイズム。携帯オーディオプレイヤー、パソコンのハードディスク等の補償金の対象機器に追加指定に至らなかった理由として著作権保護技術(DRM)の普及により私的録画の問題は解決できる。と主張しているが補償金制度に代替し得る有効な(DRM)の具体像が示されなかった。又補償金支払義務者の見直しについては、現行制度では協力義務者であるメーカーを、諸外国のように機器の販売で利益が生じる者として、支払い義務者になる事を切望する。ユーザーに価格上乗せで処理するのは欺瞞である。何故なら外国では補償金支払い義務者はメーカーであり、日本は消費者ユーザーである。外国の補償金のかんりの部分を支払っているのは、他ならぬ日本のメーカーであり、日本のメーカーは、これらの国々の権利者に対しては補償金を負担しつつ、日本の権利者に対しては補償金を負担したくないという意見が見て取れます。日本の消費者ユーザーはこの矛盾を理解しているのでしょうか？ ○権利者は、総務省情報通信審議会です私的録画補償金制度を前提に「コピーワンス」を緩和して「ダビング10」にすることに合意した。にもかかわらず、メーカーが主張するように私的録画補償金制度を廃止したら、その合意が振り出しに戻ってしまい、消費者ユーザーは不自由を強いられる事になる。 ○長年にわたって業界のルールを討議してきた、消費者、機器メーカー、権利者の3者が譲り合って制度を継続していただきたい。一人勝ちは許せない！		俳優関連団体連絡協議会 10団体(関西俳優協議会、名古屋放送芸能家協議会、(社)日本映画俳優協会、(社)日本喜劇人協会、日本人形劇人協会、日本新劇俳優協会、(協)日本俳優連合、(協)日本児童・青少年演劇劇団協同組合、(社)日本劇団協議会、日本モデルエージェンシー協会)
国民が広く身近に文化を享受出来るよう、私的領域における複製について一定の自由を認めることは不可欠である。その中で権利者・消費者・メーカーの3者バランスを保つためには、少なくとも現状の技術動向の下では、補償制度による解決が現実的かつ有効である。もはや、録音録画機能を有するものであれば、私的という範疇を越えた高品質で大量の複製を短時間に行えることが、当たり前となっている。こうした録音録画の現状に則して考えれば、デジタル録音録画に供される全ての機器・記録媒体は補償金の課金対象とする必要があるはずだ。映像対象会議は、その実現に向け、現行の補償金制度が抱える問題を解消しつつ、今後とも制度の実効性が高まるよう意見を提出する。		映像対策会議 協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会
デジタル技術の著しい進歩に伴い、デジタル方式による音楽や映像の複製機能を訴求した製品は、制度導入時に比べて遥かに多岐にわたる。それらの機器が普及することに伴って、それらの機器を製造販売するものは順調な利益を上げるとともに、制度導入時に比べれば、それらの機器を利用した私的複製の利便性は格段に向上し、私的複製全体のボリュームも飛躍的に拡大している。 しかし一方で、制度による補償はそうした実態を反映したボリュームにはなっていない。その理由の最たるものは、複製に使用される機器の実態が、制度が対象機器として想定していたような機器から、想定していなかった機器へと遷移しており、それらの機器が対象機器として指定されずに経過している点である。私的録音録画に現に使用されている主要な機器が、補償金制度の対象機器として指定されない状態が生じたまま、利用者の利便性と権利者の保護との調整を図るべき制度は空洞化の一途を辿っている。 そのような背景から、約1年半余にわたる議論を経て報告された本中間整理において、かかる状況を打開するための具体的な施策が明確に示されるに至らなかったことについては極めて残念でならない。しかし一方で、仮に補償が必要な場合との前提で議論された制度の設計については、細部にわたる議論が行われ、おぼろげな今後の制度のあり方について垣間見えてきているようにも感じられ、その方向に向けて議論を加速するべきである。		社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)
ユーザーに一定の自由度を約束し、メーカー等は商品開発の自由度を確保し、権利者の不利益も生じない・・・という安定した三角形に少しでも近づけるために、私的録音録画補償金制度はまだまだ優れた制度だと思います。きちんとした制度に再構築して、その安定感の中で、それぞれがのびのびと目的を達成できる環境を実現するべきだと思います。		演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
ユーザーに一定の自由度を約束し、メーカー等は商品開発の自由度を確保し、権利者の不利益も生じない・・・という安定した三角形に少しでも近づけるために、私的録音録画補償金制度はまだまだ優れた制度だと思います。きちんとした制度に再構築して、その安定感の中で、それぞれがのびのびと目的を達成できる環境を実現するべきだと思います。		演奏家団体 パブリックイ ンサード会
過日、消費者及びメーカー・放送事業者・権利者に於いて合意された「ダビング10」を実行に移すよう要請します。 また、新機種のパソコン、新製品ブルーレイレコーダー、携帯等も私的録画補償金対象とすべきであると考えます。 現日本は諸外国に比べ、文化に対する考えが非常に遅れており、日本国民の為、是非とも文化に力を入れて載きたい。		社団法人日本映画俳優協 会
著作権法第30条では、私的使用目的であれば一定の条件をつけてユーザーが複製することを認めており、これにより著作物を広く一般に公開し流通させる結果となれば、権利者の保護及びユーザーの利便性にも繋がると考えられます。しかし、如何に私的使用目的であろうとこれらの複製による権利者への被害を皆無とすることはできず、これらを補填する意味で本補償金制度があると考えます。従って、本制度を円滑に運用し、実態に見合う形にして存続こそ本来あるべき姿でありましょう。		日本音楽家ユニオン
著作権法第30条では、私的使用目的であれば一定の条件をつけてユーザーが複製することを認めており、これにより著作物を広く一般に公開し流通させる結果となれば、権利者及びユーザーの利益にも繋がると考えられます。しかし、如何に私的使用であろうとこれらの複製による権利者への被害を皆無とすることはできず、これらを補填する意味で本補償金制度があると考えます。従って、本制度を円滑に運用し、ユーザーおよび権利者双方の利益とすることこそ本来あるべき姿でありましょう。		日本音楽家ユニオン 関 東地方本部
私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とのバランスをとる上での良い制度だと思っています。デジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて誰でも簡単にできるようになりました。たくさんの方が、手軽に利用しています。このことに関して、著作物の権利者にはなんらかの補償をすることは当然だと思いますし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしいと思います。補償金制度は必要だと思います。		名古屋放送芸能家協議会

デジタル機器の普及に伴い、劣化なく繰り返しコピーができることによる権利者への不利益が大きいことは周知の事実です。著作権法104条の8にあるように、補償金として得た利益の一部を「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」のために支出させ、それによっていわば間接的に利益を分配するという仕組みは不可欠なものであると考え、私的録音録画補償金制度は合理的な制度であると思います。 著作権に係る振興や普及活動は先進国として必須のものであり、この活動原資をどこに求めるかということについては議論の分かれるところです。確かに一部に於いては、私的録音しない消費者に対しても機器や媒体購入時に負担を強いると言う点や、有料音楽配信に対する対価と補償金による対価といういわば二重対価払いといった矛盾点も指摘されていますが、もっとも消費者に理解されやすい手法として最適といえるのではないのでしょうか。 補償金徴収の事実も公然と認知されているなか、権利者利益を侵すことなく消費者がコピープロテクトを気にせずに著作物を享受できる、そのような現行制度の維持が大切なのであって、消費者の大多数が煩わしと感じているはずの著作権保護技術の強化・徹底を議論すべきではないと思います。世界中を見渡しても著作権保護技術の徹底が受け入れがたいもの、意味をなさないもの、という意見が大勢であると思います。現在のところ、権利者にとって安全確実に利益を得ることのできる仕組みが補償金制度で、消費者利益とのバランスが取れていると思います。対象機器については、映像音楽記録機能の有無を前提に、より迅速・的確に議論され追加訂正されるべきものだと思います。現在のようにあいまいなままではいけない。機器の決定についても臨機応変に対応すべきであると思います。	関西芸能親和会
著作権法第30条1項の私的複製は、個人的又は家庭内で行われる複製が極めて零細な利用であることを大前提としたものである。そして、その後の録音録画機器の高性能化と普及が著作権者の正当な利益を脅かしかねない状況になったことから、ベルヌ条約のいわゆる「スリー・ステップ・テスト」の要請を満たしながら、消費者、機器又は記録媒体の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」という。）、権利者の利益のバランスを保つために設けられたのが補償金制度である。 当協会は、消費者の利便性を確保しつつ、三者の利益のバランスを保つため、補償金制度を引き続き維持し、適正に機能させることが最適であると考えており、今後この問題を文化政策にかかる重要課題として早急に解決すべく、文化庁が牽引的役割を果たすことを強く要望する。 1990年代半ば以降、パソコンを使って音楽CDをCD-Rやハードディスクに複製(私的録音)することができるようになるとともに、iPodをはじめとする大容量のデジタル録音機器が次々と開発され、その普及に伴い私的録音が著しく増大した。また、私的録画の分野においても、ハードディスクを内蔵したデジタル録画機器が普及したことにより、私的録画が大量に行われるようになった。このように私的録音録画の総体が急激に増え、1992年の私的録音録画補償金制度(以下「補償金制度」という。)制定当時から既に権利者の受忍限度を超えていた私的録音録画の総体が爆発的な勢いでさらに増大したにもかかわらず、ハードディスクや新たなデジタル録音録画機器・記録媒体が補償金の支払対象として指定されないことで、国内外の権利者に対して適正な対価が還元されない状況が続いている。 2005年の法制問題小委員会の検討においては、製造業者等がDRM(Digital Rights Management)の発達により補償金制度は不要になったと強く主張したことなどから、既に目覚ましい勢いで普及し始めていた携帯用オーディオ・レコーダー等の追加指定は見送られた。 当協会はかねてから、DRMによる解決は現時点では時期尚早であると主張してきた。それは、DRMに対応していない録音源・録画源や機器等が既大量に出回っている現実がある一方、著作権を適切に管理することが可能で、かつ、利便性やコストの面で消費者に受け入れられるようなDRMは今もって存在しているとはいえないからである。しかも、DRMが機能しているといわれている音楽配信事業でさえ、「DRMフリー」と称する楽曲販売が増加する状況にあるなかで、近い将来、DRMが補償金制度に代替するとは到底考えられない。 消費者は、補償金の支払対象となっていない様々な機器等(パソコン、携帯用オーディオ・レコーダー、HDD内蔵型録画機、データ用CD-R、携帯電話、カーナビゲーション等)にかつては想像できなかったほど高速且つ大量に音楽や映像などを複製して、あらゆる場所で楽しんでいる。また、製造業者等も、大容量の多種多様な録音録画機器を販売して多大な収益を得ている。本来であれば、消費者や製造業者等とともに権利者も私的録音録画の実態に見合った利益を享受することにより、三者の利益のバランスが確保されるはずであるにもかかわらず、権利者だけが置き去りにされているのが現状である。	社団法人日本音楽著作権協会
保証金制度は「ユーザーの複製の自由」と権利者の権利保護」を両立させる制度であるので、存続させるべきであること。	日本音楽作家団体協議会
何故、法治国家なのに、何故、文化国家なのに、、、メーカーも著作権者も、ユーザーへのアプローチを忘れて、物事は前に進まないことは理です。メーカーはユーザーの利便性を先行して機器の開発や媒体の在り方を考えるのは、企業精神としてごくあたりまえのことだと思います。先進国を自負する我が国の経済組織を構築する企業として、産業の発展と同時に、文化国家への貢献意識を両輪して牽引して行こうという考え方が、時代と共に、確実に定着してきていることもまた、真にありがたいことと存じております。 然しながら、2005年には、iPod等が補償金対象機器から外され、補償金制度の廃止も含めた見直しも行なうとされているのが現状です。知的所有権というソフト周りのことを何故、後ろに回してしまうのか、著作権に精通されている各ジャンルの専門家にお尋ねしたいのです。私的録音録画補償金をユーザーに求める方式には、限界があります。一機器ごとに課金をする為にユーザーを追っては行けません。著作物の使用者を個人では追いつけることができないと同様、著作権と使用者の対応にjasracがあるように、誰もが納得できるような、ユーザーとメーカーと著作権の形が法的に構築できないものか、機器・録音媒体等が私的録音録画補償金の対象相手なのです。が、物言わぬ対象相手ではなく、世界に通用する産業の発展と知的文化の両輪を委員の皆様にも力強く回して頂きたいと切に願うものです。	日本音楽著作権家連合

制限緩和はユーザーと権利者の努力の成果 総務省情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会では、デジタル放送のコピーワンスの改善について、ユーザーの利便性の確保と権利者（クリエイター）の権利の保護を同時に満たす解を求め、妥協しうる着地点を模索してきました。そして、本年7月12日の委員会では、コピーワンスの制限を緩和して、一定の枚数のコピーを可能とする案が示されました。コピーの回数についてはかねてより様々な考え方があり、上記委員会において示された10回という数字は、必ずしも納得のいく数字ではありませんでした。 しかし、最終的にこの制限緩和案を尊重されることとなったのは、ユーザーと私たちとの間で見出すべき着地点について、今回初めて双方が直接向き合って努力した結果生まれた成果であると認識したからです。 私的録画補償金制度が大前提 上記の制限緩和案は、ユーザー、JEITA（社団法人電子情報技術産業協会）、放送事業者、権利者等が一堂に会して努力した結果到達した着地点であるわけですが、その前提として「コンテンツへのリスペクト」と「クリエイターに対する適正な対価の還元」が重要であるとの点が共通認識として確認されました。この「適正な対価の還元」を実現する制度は、現在、「私的録画補償金制度」において外には存在していません。つまり、私的録画補償金制度が今回の制限緩和を支えている極めて重要な礎なのです。 関係者の努力を無視したJEITAの主張 ところが本年6月、私的録音録画補償金制度の見直しについて検討している、文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会の場において、JEITAは、デジタル放送には私的録画補償金は不要だ、という主張を行いました。今回の合意が目前に迫っていた時期を捉えて、あたかも制限緩和案の成立、即ち関係者間の譲歩の成果を否定するかのような主張をされたことについては、極めて遺憾であると言わざるを得ません。 JEITAの主張はユーザーの私的録画を否定 私的録画補償金制度を廃止するということは、同時に権利者の権利制限も廃止することを意味するものであり、このような私的録音録画小委員会でJEITAの主張がまかりとおれば、これまでの関係者間の譲歩が根底から覆されるばかりか、ユーザーはこれまでのように私的な範囲で自由に私的録画をすることができなくなり、自分のために私的録画ひとつするにも、権利者の許諾が必要となります。そんな社会の到来をユーザーは望んでいるでしょうか？ 補償金制度があるからこそできる私的録音・録画 今では誰もがデジタル放送から高画質・高音質で番組を録画することができます。音楽の録音も同じです。補償金制度ができた平成4年当時とは比較にならないくらい技術が進んだ結果です。そのことについて私たち権利者は、コンテンツに親しみ、また様々な形で利用を可能にしているという点で、今後とも技術の恩恵を受けた限られた範囲内での自由な私的録音・録画は、ユーザーの利便性のために守られるべきだと考えています。こうしたユーザーの利便性と私たち権利者の権利の保護という、双方の利益を調整し、一定の自由を約束する環境を守ることで、ひいては文化の発展を支えている制度、それが私的録音録画補償金制度なのです。言い換えれば、この制度は即ち、私たちのみならずユーザーのための制度でもあるのです。 結語 このように重要な役割を果たしている私的録音録画補償金制度が、今まさに必要とされていることに、皆様方の深いご理解を賜りたいと存じます。 以上	日本動画協会
意見：私的録音録画補償金制度は、さらに充実して維持されるべきである。 （理由）私的録音録画補償金制度は、14年もの議論を経て平成4年に制定された、利用者（ユーザー）の利便を図り、同時に著作権者らの権利擁護のために制定された制度であるが、制定から15年を経て、驚異的な技術革新に伴うパソコンやiPod等の、権利者の権利を無視した機器が市場を席捲、補償金の対象となる機器の大幅な減少によって補償金額も漸減し、権利者の被る経済的損害が次第に大きくなっている。この被害拡大を辛うじて食い止めていたのが、地上デジタル放送における「コピー・1」であったが、総務省の「第4次中間答申：デジタルコンテンツの流通の促進に向けて」に「コピー・10」が盛り込まれたことによって事情は一変した。このまま「コピー・10」が導入されれば、映画DVDの販売に及ぼす被害は計り知れないものとなり、文芸家の被る損害は一気に増大する。ちなみに当協会で扱う映画原作使用料の実績で見れば、DVD使用料（約65%）が劇場上映分の使用料（約30%）を2倍以上と大きく上回っている。さらに私的録音録画小委員会において、私的録音録画補償金制度そのものの廃止まで俎上に上っているが、これは権利者の権利を全く無視した暴挙というしかない。技術革新の時代に合った「網」を録音・録画可能機器全体に掛け直し、私的録音録画補償金制度を持つ多くの諸外国並みに機器メーカーに補償金支払いを義務付けることを含めた、私的録音録画補償金制度の抜本的な見直しを図り、制度の更なる充実と維持を実現しなければ映像文化の担い手である権利者の損害を食い止めることはできない。こうした事態がこのまま進行すれば、いずれ利用者の利便性も大きく阻害されることになるのではないかとこのことを一番に恐れる。	社団法人日本文藝家協会
私的録音補償金については、2005年に法制問題小委員会でiPot等を補償金の対象機器とすることの適否等が検討されたが、追加指定が見送られたばかりか「補償金制度の廃止も含めた根本的見直しを行う」とされた。これを受けて私的録音録画小委員会が設置され、2006年4月から本年9月まで検討が行われ、今回の「中間整理」となったが、利害関係者の対立する意見部分について両論併記される形となっており、先行きは不透明である。 音楽愛好家が文化を身近に享受できるよう、私的領域における複製について一定の自由を認めることが不可欠である。そのなかで権利者・消費者・メーカーの3社のバランスを保つためには、少なくとも現状の技術状況の下では補償金制度による解決が現実かつ有効である。 もはや私的録音録画用の専用機器・記録媒体というものも存在せず、録音録画機能を有するものであれば、高品質で大量の複製を短時間に行うことが当たり前となっている。こうした私的録音録画の現状に即して考えれば、デジタル方式の録音録画に用いられる全ての機器・記録媒体は補償金の課金対象とする必要がある。 現在のように補償金の支払義務者をユーザーとする形では、録音や録画をしていない人に対する補償金の返還制度が機能しにくく、パソコンやカーナビゲーションなど私的録音録画専用ではない機器や媒体を補償金の支払対象とした場合、私的複製を全く行わないユーザーに負担を強いることにより負担に不公平が生じるので、諸外国と同様に、補償金の支払義務を機器等の製造業者や輸入業者（メーカー）に改める必要がある。	社団法人日本作詩家協会
補償金制度は存続すべし、、、現状にあったものに向け、検討を！！ パソコンの普及で、コピーの問題は色々変化してきています。当然権利者に退化を支払うべきですが、同時に自由にコピーが出来る便利さも失いたくはありません。現在の補償金制度を維持しつつ、現状にあったものに変えてゆくのが、最良の解決法と思います。	日本ルイ・アームストロング協会

BSAは、(ア)補償金制度が元来アナログ時代に創設されたものでありデジタル時代にふさわしくないこと、(イ)補償金制度がオンライン配信の進展を妨げること、(ウ)補償金制度は不公平な制度であること、および(エ)最新の技術開発がコスト高になり、消費者の技術アクセスが妨げられることから、私的録音録画補償金制度の拡大に反対し、廃止の検討を進めるべきであると考えている。 私的録音録画補償金は、元来アナログ時代に創設されたものであり、現在のデジタル時代には、ネットワーク社会の長所を活かして多数の人にコンテンツの配布を可能としつつ、DRMで複製をコントロールし、権利者に対して複製の数や態様に応じてごく精微にわたり対価を支払う多様な手法が確立している。にもかかわらず、利用者の複製の態様を考慮せずに、十把一からげに機器に補償金をかけ、金銭を徴収するしくみを続ければ、デジタル時代に即した手法の活用が進まず、その結果、オンライン配信の進展を妨げることにもなる。 中間整理においても確認されている平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書指摘のとおり、補償金制度は、複製を行なうものの正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける権利者の正確な捕捉が困難であり、オンライン配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があり、返還度が十分機能していないことなどの問題点があり、非常に不公平な制度であるといわざるを得ない(これらの制度上の問題は平成18年1月の報告書作成当時から何ら解決されていない)。消費者の認知が低いこと、不公平な制度であること、最新の機器利用がコスト高になることが相まって既に問題を抱えた制度であり、このような状況下で補償金を拡大することには、消費者の理解を得ることも大変困難である。 以上により、補償金の拡大には反対である。	ビジネスソフトウェアアライアンス
日本が経済大国であり、科学技術大国であることは世界が齊しく認めるところです。しかし、日本が文化国家であるかどうかは甚だ疑わしい。 著作権関連の諸問題解決が難航するのもその辺に根本原因があると思われます。 私的録音録画の問題も、現代社会が権利と義務の上に成り立っている以上、権利者即ち被害者であり、それ故に補償金制度が存在するという原点に立ち還ることこそ求められていると考えます。 機器や媒体をいかに特定しなくてもよい方式を切望します。	詩と音楽の会
補償制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーすることは既に日常化しており、補償金制度が無くなることで許されていた自分のコピー行為にひとつひとつ許諾を得なければならなくなることには違和感を覚えます。補償金制度の維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。	八重山古典民謡保存会
アップルは、デジタル海賊行為の問題の検証と対応に向けた日本政府の取組みを称賛するものでありますが、補償金の課金対象を広げることは、実際には、デジタル海賊行為と闘うために必要な技術的解決方法の革新や開発から資源や注意力を奪うことになりかねないことを懸念しております。さらに、消費者は、補償金を払うことで著作権で保護されている著作物に対する絶対的な権利を購入したと考えてしまう傾向があります。 アップルは、自らもメンバーであるビジネスソフトウェアアライアンスが提出したコメントを反復したいと思います。文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会作成の2006年1月の報告書で指摘され、中間報告でも認められていますように、複製物を作成する者、対象となる装置及び録音録画媒体、あるいは補償金を受け取るべき権利者を正確に確定するのは困難であります。またオンライン配信取引においては、補償金制度は料金及び補償金の二重課金となってしまう可能性があります。さらに、この制度に対する消費者の認知度が低い現状を考えると、消費者が補償金制度の拡大理由を理解するのは極めて困難であります。2006年1月の報告書には同じ問題が数多く指摘されていますが、未だに答えは見つかっておらず、さらなる検討と議論が必要とされています。 文化庁が専門家を呼び集めてこの問題の検討に当たっておられることは称賛に値します。しかしながら、現在の補償金制度を拡大するために何らかの努力がされる前に、さらなる議論を行なう必要があるというのがアップルの見解であります。今日のような新しくダイナミックな社会においては、政府は消費者、権利者、そして継続的な技術革新の利害を均衡させることが極めて重要であると考えます。	アップル
「補償金」制度を周囲が認知することが重要である。	DREAMUSIC
ある程度のコピーの自由が補償金を支払うことで確保できるのであれば、消費者の購買活動を促進させることができると思うので賛成である。消費者もアーティストや著作権保有者に対して、補償金を支払うことで著作権保有者に対して敬意を払うことができ、双方にとっていい制度だと思う。	Warner Music Japan
補償金制度を実態に見合ったものし、存続させるべきです。 一般消費者はパソコン、IPODなどで私的録音・録画などを通して著作物をくり返し再生できる、メーカーはそのような機械・媒体を販売することで利益をあげる、権利者は私的な利用が制限されるが補償金を受取ることによってコンテンツなどを製作することができる。 この利益のバランスを確保して文化の発展に15年余り当事者の議論により出来上がったのが補償金制度です。 パッケージ(技術と契約)の私的録音・録画には反映されない未完成な仕組みに惑わされないで、補償金制度を3者の共存共栄のためであると再確認すべきです。	株式会社アブライト音楽出版
保証金制度の維持に賛成します パソコンやipodなどで私的なコピーが大量に行われたことになった今、著作権が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきであると思います。これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保され、その意味でも著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決するのではなく、あくまでも保証金制度によって対応されることが望ましい。	ブラックボトムプラスバンド
補償金制度は必要だ。 これだけ簡単にコピーが出来る製品が氾濫する今日、著作権について「私的複製の範囲」を識別するのは不可能である。例えば同じ機能であるにもかかわらず価格差のある音楽用CD-Rが並存していることなど、消費者を馬鹿にしているとしか言えない。コピー可能な製品を野放しに販売し続けてきたメーカーが責任を取るべきである。	アンサンブル「アルバ・ムジカ・きょう」

著作権法というものは、従来から放送を含むコンテンツ産業と強い関係を持ってきたが、インターネットの発展により、今では通信環境とも密接な関係を持つ法律となることになった。それ故に、既に著作権法のみで制度を考えることは不可能になり、他の制度との関係性のもとで制度を考える必要があるのは自明である。 例を挙げると、役務利用放送がある。IP網を利用した放送を可能にするために制定された法律であるが、ここでいう「放送」と著作権法でいう「放送」が異なるが故に、サービスの展開を行うためにかなりの時間がかかった上、結局昨年度の法改正によってまた中途半端な改正が行われるハメになった。これで同時再送信についてはサービスが可能になったが、自主放送についてはサービスにさらに時間がかかる可能性がある。他にも、私的録音録画補償金については、総務省の「デジタルコンテンツ流通促進に関する委員会」との整合性がとれていないが故に、著作権法の状況次第では、先の委員会の報告書の結論がひっくり返る可能性があるという事例などもある。 規制緩和を行うことで、国内のビジネスを助け、発展させていくというのは重要な話である。しかし、現実のビジネスにマイナスの影響を与えるようでは、弊害でしかない。制度は一体として意味を持たせるべきであり、変革を行うのであれば関係するものをきちんと調整して進めなくてはいけないだろう。小手先のことだけをやるのが官僚の仕事ではなく、各審議会、委員会、研究会が見るべき物ももっと大きな世界ではないかと思える。 本報告書は他の報告書との関係について全く述べていない。最低でも、デジタルコンテンツ流通促進に関する委員会報告書、及び、通信・情報の総合的法体系に関する研究会中間答申、コンテンツ取引に関する報告書、知的財産推進計画等との関係と、調整状況については報告する必要があると考える。そうでなければ、報告書が実際に効力を持つ範囲等がわからない。 著作権法の対象範囲は、デジタル技術の発展によって拡大を続けている。かつては書籍、音楽、新聞、雑誌、テレビ等くらいが対象であったが、今では、医療や電子商取引、教育、その他、複数の分野にまたがる多くのコンテンツが対象となっている。コンテンツ制作者も、既存の範囲を超えており、その実情を踏まえて、委員構成等を考える必要があるのではないか。	ロージナ茶会
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 たとえパソコンであってものコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。	ノーズウォーターズ
制度というものは、対象となるべきものが変化すれば、当然、それに合わせて変化、対応していく必要があります。補償金制度も対象となる録音機器が変われば当然、それに対しても変化、対応していくべきだと思います。補償金制度は、ユーザーに複製の自由を認めるためにも、また、権利者の権利を守るためにも、今後とも時代に即した対応と変化をさせつつ、存続すべき制度だと思います。	同人舎プロダクション
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 例えばパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーをできることも認めて欲しいところです。 消費者と権利者の利益の調整をはかる制度として補償金制度の維持が必要だと思います。	有限会社アベドン・ザ・カンパニー
違法デジタルコピーによる著作権者及び著作隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成、及び音楽産業の発展、日本固有の文化財産の創出と維持に悪影響を及ぼします。 違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外とし、「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲についてもその範囲を見直す提案に賛同します。	個人
委員の肩書きを見るにコンテンツ使用者であるユーザーの代表の人数が少なすぎると思う。私的録音録画をするのは我々ユーザーである。ユーザー代表が少ないとユーザーの意見はこのようなパブリックコメントだけでたいした影響力を持たず、人数で圧倒する権利者側の意見のみがまかり通ることになり、不平等である。	個人
補償金制度をちゃんとした制度に立て直して存続させるべきだと思います。 こういう制度を廃止してしまうと、日本の文化はきつとどんどん廃れていってしまいます。 守るべきものは守っていかなければと思います。	個人
「わかりやすい補償金制度にして維持すべき」 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代に於て、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすれば正直者はバカを見ている様で紛らわしく感じます。さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくって来たメーカーに責任を取ってもらいたい。	個人
「意見」補償金制度を今後も継続していくべきだと思います。	個人

21世紀を日本はどのようにして繁栄を保ち、生きてゆくかを真剣に考えなければならない時期にさしかかっていると考えます。BR ICsなどの追い上げに直面しつつある状況を考えるとき我が国の取るべき道は知財立国をひとつの大きな柱とするべきでしょう。従って知的財産に関する諸制度をどう構築していくかが日本の将来を左右すると言っても過言ではないと思います。そのためには才能豊かな人材がクリエイターの世界に参入するための基盤整備が必要です。それは知財に対しての経済的な補償制度が絶対に必要です。知的録音録画補償金制度を存続させ、尚料率もヨーロッパ先進国並みにするのがとりあえず必要だと考えます。知的財産に対する我が国の取り組みがアジアの模範となりこの面でリーダー的な役割を果たすべきでしょう。 経済界の皆様にはこの問題を目先の金銭でなく長い目で我が国の行く末を考えて頂き、知財立国を目指すことが将来的により大きな企業利益につながることをご理解くださるようお願い致します。	個人
AV機器はコンテンツが無ければ全く役に立たないものです。 そのコンテンツを制作する人々に敬意を表する意味でも補償金制度は必要です。 つまり「コンテンツとはお金を払う価値があるものだ」という思想を定着が必要があると思う。 本来AV機器メーカーはこういう責任があると思うがそれを無視している様に思える。 コンテンツ再生をよりどころにしている以上は率先してこれを行うべきです。	個人
CDを買った人が複製したら、その対価を払うのは、それ程判り辛いことではないと思います(勿論同じ金額では辛いですが・・・)。 元々はコピーしないでそのまま聞けば良い話ですから、その分がCDの代金に入っていないのは当たり前です。 だから、コピーで得する人は代金を払えば良いんです。 コピーした曲を利用する消費者、コピーしたい人にそれような機械を売ることによって儲ける電器メーカーなど、利益を受ける人がCDに権利を持つ人にいくらかの代金を払うことは、不自然なことと思いません。 今の方法が問題なのとしても、それはやり方を見直せば良いことですから、補償金の制度はこのまま続けてよいと思います。	個人
Ipodなど、既にPC並みの機能を備えた携帯デジタルプレーヤー等が、これだけ売れている中、消費者も劣化の無いデジタルコピーによる恩恵を受けているので、補償金等の制度の維持もやむをえないのではないのでしょうか？	個人
iPodに代表されるようなデジタル録音機器やパソコン等の普及によって、大量の私的コピーが行われていることを否定することはできないだろう。こうした実態にある現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきである。私は、これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が保たれていると思っている。 私的コピーの自由によってメーカーやユーザーが利益を得ているのに、著作権者だけが膨大な私的コピーに対して何も利益を受けていないというのは、客観的に見ても片手落ちであり、日本は知財立国を目指すとしながら、著作権者を置き去りにしているように見える。補償制度は、三者が利害の調整をはかっていくうえで、うまく考えられた制度である。 この問題は、契約などで解決するのではなく、補償金制度によって対応していくのがベストである。	個人
そもそもこれらすべてはJASRACを強化するためのものとは思えません。 その結果政界で甘い汁を吸う人間の多くが得をするのでしよう。 もともとJASRAC自体が不透明で、著作権者保護を名目にヤクザ行為を繰り返し、著作権者本人ですら金を払わないと自分の曲が使えないようなことを言い出しています。 さらにこういった規制はいつも穴だらけで、どうしても解釈できてしまうのが難点です。 自作の曲ですら許可を得る時間が必要ですか？替え歌は？ 文化の衰退を招くものであることをどうか察してください。 私はこの法案に反対です。 脅し取る口実が増えるだけでJASRAC以外に得をする人間がいません。	個人
JASRAC、日本技能実演家団体協議会、日本レコード協会の3者が提出した報告書では、毎年新たにデジタル方式で私的録音される曲数を12億9千万曲と推計(平成17年9月調査)しているが、2年を超えた今日、さらに記録容量を拡充させた機器をメーカー各社が競って開発しており、出荷台数が飛躍的に拡大(JEITA公表による統計資料)していることから、クオリティーの高い音質で簡便に大量に録音・録画できる機器により、私的録音される曲数は天文学的な数に上るといって過言ではない状況である。 一方で著作権者、著作隣接権者らが受け取る私的録音録画補償金が衰退の一途を辿っている事実(2001年度の私的録音補償金徴収額40.3億円を100%とすると、2007年度は32%の13.1億円)を鑑みれば、本件については早急な是正が必要であると思われる。 故芥川也寸志氏(JASRAC第7代理事長)が、現行制度の制定にあたって、昭和63年8月、当時の文化庁著作権審議会に提出した意見書「私的録音録画問題と報酬請求権制度の導入について」の中では、「技術の発展によってもたらされる著作物の新たな利用の可能性は、著作権者にまずもって役立てられるべきである」と、西ドイツにおける私的複製制度の基になっている同国の最高裁判所の判決文が紹介されているほか、現行制度には当時のメーカー側の経営陣らの理解、協力が不可欠であったと同氏から仄聞している。 結論として、天文学的楽曲数の私的録音録画に係わるメーカー側として、私的録音録画の実態に即した対象機械・記録媒体の範囲拡大など、補償金制度の適正な見直しについては、積極的に応分の社会的責任を一刻も早く果たすべきであると思う。	個人
P. 131～132について、現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者、メーカー、権利者の利益の調整を図るためにメーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないと思います。	個人

あなたたちはインターネットを衰えさせるのですか！？ いったいどこでそれを終わらせるつもりですか？ 今の日本人にパソコンとインターネットは欠かせないものとなっています。 それをあなた達小委員会はつぶそうとしているのです。 つまり、落ちるところまで落ちてしまうのです。 そんな先の事態まで考えましたか？ たとえ今回の小委員会の話が実行されても、いまの小中学生にどう教えるのですか？ 新しく小中学生になった子供達にどう教えるのですか？ 一年ずつ教えるのですか？ それから、どうやって違法ファイルを見つけることに対する対応策に対して。 日本レコード協会が発行する「適法配信に識別マーク」を表示させると言いましたね。 つまりそれは、インターネット上にある億を超えるWebサイトを1つずつ見ていくということですか？ 高校生からの立場から言うと、そんなアホみたいな話のために将来有望の子供達の楽しみを無くすことはおかしいと思います。 最後に私達の意見を無視することになり激怒しています。 なぜそのような無視をするのでしょうか、あなた方が意見を寄せてくださいとおっしゃったのに、なのに賛成票、反対票がどれだけあるのかというものしか見ないのですか？ そこをまず改正してもらいたいです。 このような意見が寄せられたくないのであれば、委員会にネット者を重要参考人として10名以上参考人をご来場いただくような行為をしてください。	個人
あまり消費者をなめないで下さい。過去からスト権利というものはあるんです。逆に言うなら商品を買わないということも不可能じゃないんです。今現在の安泰をつまらないことで壊して、それを全員納得できる形で復興できるんですか？ダウンロード禁止した後、どうやって全てを丸く治めるんですか？言ってください。お願いします。こっちとしてもこれをマイノリティーの意見として終わらせたくないんです。消費者は億人います。その億人をちゃんと納得させてください。でっかく出したんです。ちゃんと説明してください。何にせよ反対です。	個人
ある程度のコピーを行って音楽を楽しむことは、デジタル時代が進むにつれてますます必然性を増してきており、その中での権利者保護という意味合いで考えると妥当な制度だと思います。 またコピーの自由度も公に高まるという点においては消費者に対しても長い目で見てメリットがあると考えます。	個人
ある物、又は音源を利用する人たちは、それがどれだけの苦勞と費用を使って作られたかを考えていません。私の場合は作品を作曲家に委嘱して新しい作品を生み出す作業を伴う仕事をしており、しかも個人で其の費用の多くをまかなっています。そのような血の出るような費用の掛かった作品を2次使用する場合には、皆がきちんと費用を払うべきであり、其の払った費用が次のクリエイションにつながっていくことを考えるべきです。	個人
いろいろと世間では悪者扱いにされている著作権ですが、コンテンツ・著作権団体の利権と保障がメインで、一般利用者の利便性や現状との意識の差があります。 まず、一連のファイル交換ソフト自体で扱うファイルで音楽やTV動画が含まれていることで問題になってます。 しかし、いぜんからCDの売り上げ減は続いてましたし有線放送やCSでの音楽番組も充実してきました。 24時間ゲームセンターやショッピングセンターでは、最新曲が垂れ流し状態になってます。 これでは購買力にも影響を与えてしまいます。 また、ファイル交換の扱いが多い「アニメ番組」が、一部の地域でしか放送されず地域格差と情報格差を招いているという現実があります。 諸外国では、BSやCSのように一括した番組が地上波で放送されてます。 「地方(故郷)が大事！アピールしたい」というのであれば地方の番組を東京でも放送できるようにすべきだし、東京の番組を地方でも見れるようにすべきです。 昔はラジオで遠距離受信が流行りました。人々の「見たい」に答えて欲しいもの。 TV東京が映らない人口3割の利用者(約3000万人の一部)が、ファイル交換ソフトを活発化させていることは確実だし速やかに「全国一律の放送」を実現すべきである。 そうすることで、違法なファイルを半分以上減らすことができます。 まずは「何を要求しているのか？」を把握し、その上でコンテンツ保護をしていただきたいもの。 このままでは著作権管理が厳しくなっても、問題の解決には至らないでしょう！	個人
インターネットの発展、存在意義を覆してしまいかねない、恐ろしいこの法案に断固反対したいと思います。 反対意見を送っている物は私以外にもたくさんおられる事だと思いますので、私含め、それらの意見を尊重していただきたい。	個人

およそ一国の藝術文化が発展し成熟するためには、創造という行為への畏敬の念や創造物への敬意が不可欠です。創造の所産なくしては、ユーザーが藝術文化を楽しむことも、それを世の中に伝播する機器を開発・販売するメーカーの繁栄もあり得ません。ユーザーやメーカーが「はじめに創造ありき」という自明の理を忘却し、保護や支援なしにでも創造物は常に供給されるという錯覚に陥るなら、創造物のフリーライド(ただ乗り)は横行し続けると思われます。 「複製」という行為は創造物の一利用形態ですが、創造者の許諾を得ない無償の利用は、そもそもフリーライドです。しかしながら、著作権法は、私的複製に限りそれを例外として合法化しました。つまり、家庭内等における使用に制限された限定的で零細な私的複製であるならば、創造者の経済的利益をさほど害するとはみなされず、したがって創造的動機や意欲を損なうことも少ないとして、著作権法30条は、無許諾・無償の私的録音を認めたのです。 ところが、デジタル革命を背景に状況は一変しました。すなわち、デジタル・テクノロジーの発達による録音録画技術の目覚ましい進歩は、高性能で低価格の複製機器の開発を次々に可能とし、これに伴い音楽や映画等を録音録画して楽しむ方法が創造物の利用形態として広く世の中に定着し、かつて零細な利用行為と見られた私的録音録画行為は、大量の録音録画物の作成と半永久的に保存可能な複製物をもたらすところとなりました。 事態がここに及んで、たとえ私的録音録画であっても、それを全く無償な行為として放置することは、創造者の経済的利益や創造的インセンティブを損なうとみなされ、法的に補償措置を講ずることが適当との判断から、平成4年に「私的録音録画補償金制度」が導入されるところとなりました。この時点でかつて無償であった私的録音録画は、「補償金」支払い義務を賦課するという形で、有償に転じたのです。 現在、この「私的録音録画補償金制度」の撤廃や見直し関連議論が行われているわけですが、その際に欠落してはならないのは、冒頭に述べた藝術文化の創造・発展・成熟に必要な理念であると信じます。この理念が不在の議論は、メーカーやユーザーのエゴイズムをはびこらせ、結果は、文化創造の泉を枯渇させるはずです。 高度な複製を可能とする機器や複製機能を付加価値として付随させた機器を開発・販売するメーカーは、当然「補償金」の支払いを負担すべきです。なぜなら、自らの繁栄は、創造行為や創造物の存在があってこそ成立するものだからです。「そもそも補償金とは損害に対する償いを意味する言葉だが、一体どれぐらいの損害があるのか」などという不毛の議論ではなしに、藝術文化の創造者から経済的恩恵を被っているメーカーとしては、むしろ、「補償金とは、創造のインセンティブを高めるパトロネージ(支援)である」というぐらいの見識と気概こそが求められるところです。 ユーザーにも、「創造行為や創造物の存在があるからこそ、それを楽しむことが可能である」という認識が肝要です。現在の貸レコード利用者のうち、i-PODなどのモバイル機器に複製しないユーザーは皆無であるはずですが。いまや貸しは完全にモバイル視聴のためのソースと化しています。この利用実態を誰よりも熟知しているユーザーは、それらの恩恵を深謝すべきではないでしょうか。 「ユーザーは私的録音録画という創造物の利用形態を楽しむだけであり、そこからプロフィットを得ない」という観点に立つなら、「補償金の支払者は、高度の複製を可能にする機器やメディアを製造販売しているメーカーであるべきだ」という主張も肯けるところですが、だからといって、ユーザー側が補償金支払いとは一切無縁であるとは言いきれません。そもそも機器や録音録画メディアを購入するのはユーザー自身ですから、メーカー側が補償金の支払い当事者となっても、それらの価格にひそかに補償金分が上乗せされていれば、結局、補償金の支払者はユーザーということになり、「支払者をメーカーとするかユーザーとするか」という議論もあまり意味をもたなくなります。そうした議論に拘泥するよりも、成熟したユーザーから、「私的録音録画補償金制度の廃止は、究極的には藝術文化を衰退に導き、ユーザーの楽しみも削減される」との、創造物尊重の声がもっと高まってよいのではないのでしょうか。 文化審議会著作権分科録音録画小委員会による中間整理の添付資料は、欧米における私的複製の補償金徴収額が日本に比べて圧倒的に多いことを明示しておりますが、これも創造物や藝術文化に対する理念や意識の相違に起因するものではないかと推察されます。	個人
ここ近年で電車の中張りポスターなどで、録音録画補償金に対する周知が行われているが、知っている人はまだまだ僅かだと思う。録音録画機器に補償金を設定するという現存の非常に効率のよい録音録画補償金制度でさらに対応していくことが望ましいと思う。	個人
この制度をはじめて知りました。そして、詳しく内容を知り、もっともな制度だと感じました。消費者と権利者双方にとってプラスにはなれど、マイナスにはならないと思います。	個人
この中間整理は、一方当事者の恣意的な調査しか引用しておらず、国際的な著作権法の比較も不十分であり、検討結果についても整合性・合理性を全く欠いており、法改正の根拠としては全く不十分かつデタラメなものである。このような天下り役人の妄想ペーパーで法改正を行うことなどあり得ない。 本来、公平であるべき審議会の運営をねじ曲げ、癒着業界のためにのみ報告書を取りまとめた文化庁の罪は重い。 文化庁あるいは文部科学省にあっては、このような審議会運営について猛省した上で、真に公平かつ妥当な国民視点に基づく検討が行われるよう、その審議会運営の正常化を真摯に行うことを、私は一国民として強く求める。 なお、文化庁あるいは文部科学省がこのような正常化が不可能であるとするなら、これは、行政府が特定業界との癒着を断ち切ることが不可能であると告白したに等しく、私は一国民として、行政府におけるこのような明らかに国民視点を欠いた検討を凍結し、今後一切の著作権の法改正の検討を直接立法院で行うべきであると立法院に求めていくことをここに付言しておく。 最後にまとめとして、私的複製と補償金制度に関する今後の法改正において、私が一国民として強く求めることを以下にあげておく。 1. そもそも、著作権法の様な私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にすること。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判別することの出来ない形態の複製をいわずに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきこと。 2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にするための代償であることを法文上明確にすること。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM(コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM)がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にすること。 3. また、タイムシフト、ブレースhift等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にすること。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にすること。	個人

4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとした上で、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのかについてのきちんとした調査を行うこと。 この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出すること。単に私的録音録画の量のみに問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検証を行うこと。 5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められること。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金も補償金の一種ととらえられることを念頭に置くこと。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くすため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定されること。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとセーフハーバーとして機能する範囲・金額の確定を行うこと。 あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されること。 6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されること。	
この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理では、私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点としては、「制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化・・・を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直す」としながらも、各論部分では、なんら「技術の発達等による事情の変化」を考慮していない。 平成4年以降のIT技術の発達により、前述した小額決済技術が発達し、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能になっているにも拘らず、なにゆえ、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会がそのことを大々的に取上げて検討しないのか、疑問である。	個人
この法律を制定されますと、長い人生の楽しみや生き甲斐が大きく損害され非行に走る人や非人徳的行動をする人、そして最近多発している各事件が多く現れてしまう可能性があります。 ですので、この法律は制定される事を大いに反対させて頂きます。	個人
コピーが自由にできる現行制度の維持について、お願い。 私はiPodにて音楽を楽しんでおり大切なものになっております。補償金というものがなくなってしまう、iPodに音楽をコピー出来なくなったら、人生の●びはなくなってしまう。iPodに音楽がこれまでどうり楽しく自由にコピーできる様な制度にして下さい。そのための補償金なら喜んでお支払したいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。	個人
ストリーミングとキャッシュの規制、ipod課金の政策をやめてもらいたい。	個人
ソフトあつてのハード、ハードあつてのソフト、そこに消費者の存在。誰かどのような恩恵なり、メリットを被っているかを考えれば、一日瞭然。それぞれみんなと思います。それに対する対価は発生して当然だと思います。補償金制度はそれぞれの責任を果たす意味でも設定は当然ありだと思います。	個人(同旨1件)
そもそも著作権法は、著作物の利用について利用者と著作者の利害関係を調整する目的があるはずであり、事、私的利用についてはわが国における究極のエンドユーザーたる国民(消費者)と著作者との利害関係調整のはずである。にもかかわらず、貴小委員会には、消費者団体や国民が全く参加しておらず、議事録を公開していない。利害関係者の片方を招致しないで何が会議であるか？ 欠席裁判もはなはだしい。一国の法律を策定するべき諮問機関として恥ずかしくないのか？ 国民(消費者)の公共の福祉を考えない立法は当然に違憲であるはずである。文化庁その点はっきりと説明責任を果たすべきであるし、貴小委員会は一度解散し、消費者団体、消費者を相当程度招致し、その上で改めて議論すべきである。 幸いなことに今後3年間は国会ではねじれ現象のようであるし、小生としても各政党に請願をするつもりである。諮問機関の各委員は恥を知れ。	個人
ただでさえ音楽不況のこの状況下において、こういった補償制度の不在はせっかくの才能を持った多くの芸術家が育たないばかりでなく、日本の芸術文化の更なる敗退を露呈する事となるでしょう。私自身、将来の不安をぬぐいきれません。	個人
ダビング10問題が著作権に関連する権利者団体の私的録音録画補償金制度見直しの議論で補償を求めて様として進展を見ない。そもそも私的録音録画は本来無料で開放されるのがコンテンツ先進国のアメリカを見てもそうであるように、日本でも是非そうすべきなのです。我々消費者はコピー・ワンスで大変な不便を被りました。やっとダビング10で方向性が決まりつつあり、不満ではありますが現状よりは改善されるので施行されるのを待ち望んでいました。それなのに権利者団体が補償を求めて停滞するのは、日本のデジタルの進展、経済発展に大きな家訓を残してしまう事になると思います。ソフトのセキュリティがここまで向上した今、無料開放に不安は無いと思います。是非日本の未来を見据えて、ご英断をされることを期待します。	個人
保証金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 聞く側、創る側がこれからも自由に音楽を楽しめるようにするには、保証金制度をいまの状況にあわせたものにして存続させるべきです。	個人
保証金制度をちゃんとしたものに立て直して存続させるべきです。	個人

保証金制度を現在の実体に合わせて存続させるべきです。 現在の若者、特に中高生たちは、正規で販売されているCDの事をマスターと呼ぶそうです。 誰かが1枚マスターを買えば、残りのみんなはそれをコピーすれば良い。それが彼等の常識なのです。 音楽と言う文化を守るために、制度は必要です。 制作側に正当な配当が行かなければ、次の作品を生み出す事ができません。	個人
保証金制度を今の実態に見合ったものとして存在、改善すべきです。当然です！ 音楽をパソコン等でコピーすることはすでに一般的に日常のこととなっており、各メーカーがそれを当然のように扱う製品を発売しています。諸外国では当然のように行われているメーカー出資による保証金制度が、最も理にかなっていると思います。日本も著作権者の権利と利益を守る制度をしっかりと確立して、現在すでに遅れている著作物に対する考え方を、せめて世界の並レベルにまでは上げてほしいと思います。それがまして保証金制度の後退、廃止となると、日本の恥です。音楽家の立場を見下したような改正は断固許しません。	個人
保証金制度を今の実態に見合ったものにして存続させるべきです。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供してるメーカーが利益を得ています。 消費者のニーズに応じてメーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数は飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽をつくる側は看過できないのではないのでしょうか？	個人
保証金制度を今の実態に合うかたちで維持そぞくさせるべきである。 私的k録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、保証金が激減している状況を音楽をつくる側は看過できないのではないか？	個人
保証金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきである。	個人(同旨1件)
補償金制度があることにより、私的コピーをしても著作権者に対して気兼ねなく音楽を楽しめるんだと思います。今はパソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになっていますが、それらに補償金制度がないのはおかしいと思います。	個人
補償金制度がなくなり、個人的なコピーについても許諾が必要となれば、これまでのように気軽に音楽が楽しめなくなる。安心して音楽のコピーができるような制度を希望する。	個人
補償金制度がなくなり、個人的に許されていたコピーまで違法となって、許諾も得なくてはならなくなってしまうようなことになれば、自由に音楽を楽しむことができなくなってしまう。権利者の保護とユーザーが正當に楽しみ複製できることが両立できるような制度は、存続させるべき。	個人
補償金制度がなくなり、今後コピーするのに厳しい制限がかかるくらいなら、補償金を払うことに賛成です。大勢の人の楽しみを奪うようなことだけはやめてほしい。	個人
補償金制度がなくなると、一回一回許諾を得て使用料を支払うのは面倒だし忘れてたり億劫になったりして支払う機会を持ちにくい＝無断使用が増えてじうのでは…と思います。	個人
補償金制度が仮に無くなると、私的に録音録画する行為そのものが違法になってしまう危険性があり、非常に怖いことだと思う。よって、補償金制度は存続すべきだと思います。	個人
補償金制度には賛成だが、消費者にもっとわかりやすく説明することが必要だと思う。	個人
補償金制度のおかげで、テレビ番組を自由に録画できていたなんて知りませんでした。 この制度がないと、DVD録画ができなくなるでは…と不安になります。 多くの人に知ってもらう必要のある制度だと思います。 補償金制度で今と同じように家庭内でコピーができるよう維持していただきたいです。	個人
補償金制度の維持・存続はもちろん、整理・改善するべきです。 消費者がレンタルショップから借りた音楽CDやDVDをパソコンを使っていくらでもコピー、配布できる現状は、一見手軽に鑑賞できファンを増やすように感じられるが、最終的には愛する作品や権利者の利益を損ない、存続への障害となってしまいます。しかしコピーの実態を正確にカウントし課金する事は事実上不可能ですので、補償金制度で解決するのが現実的だと思います。本当の意味で芸術を愛好し支えるために、きちんと対価が支払われる制度を整備すべきです。	個人
補償金制度の維持に賛成です。	個人(同旨2件)

補償金制度の維持に賛成です。 ちゃんとした制度に立て直して絶対存続させるべきだと思います。 モノを作る事は(音楽でも映像でも)とてもステキな事だけど、とても大変なことです。なんらかの形でそういう努力や行為を守る必要があるはずで。 作り手の心に冷たい風がふかないように！ ぜひ、よろしくお願いします。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 テクノロジーの発達に制度が追いついていません。 日本の文化人の維持と発展のためにもこの制度は維持すべき問題と考えます。	個人
補償金制度の改善と存続に賛成。 全てのコンテンツ愛好家及び、我々音楽家をはじめとする権利者にとっても必要不可欠な制度と思います。 この件に関して各メーカー側への新たな改善を促すとともに早急且つ公正な制度としての見直しと存続を望みます。	個人
補償金制度の改善と存続に賛成です！ 一定の補償金をきちんと支払った上で私的コピーが自由に出来る環境をつくれる補償金制度は合理的であり、消費者、メーカー、権利者にとってきちんとした利益を生み出すものと信じます。 私はこの制度の存続に賛成であり、より現行に見合う形への改善と存続を強く希望します！	個人(同旨1件)
補償金制度は、ユーザーとアーティストの双方にメリットのある制度だと思います。ユーザーにとっての経済的負担も大きなものではなく、安心してコピーできる現実的な制度なので、今後も続けるべきだと思います。	個人
補償金制度は、ユーザーの便宜とコンテンツ製作者の権利保護のバランスのとれた、合理的な制度だと思います。諸外国にも同様の制度があると聞いていますし、特に我が国の状況(デジタル機器の普及、音楽等のコンテンツの利用状況)にはマッチした制度だと考えられますので、存続させるべきだと思います。	個人
補償金制度は、ユーザーの利便性と権利者の保護を両立する、それなりに良い制度だと思う。絶対に存続させるべき。	個人
補償金制度は、私たち消費者にとって悪い制度ではないと思います。個人用目的か、商用目的か判断が難しい現状で、いちいち個人用目的の承諾を得なくてはならないような状況は非現実的。デジタル録音機を自由に使うためにも補償金制度の継続が必要と考えます。	個人
補償金制度は、日本が世界の文化国家の一員として恥ずかしくない国である為にも必ず守って下さい。 生活が便利になるのは素晴らしい事です。 しかし「便利だから」「儲かるから」という理由だけで作家が命をかけて作った作品を自由にコピー出来るなどというのは「便利だから」「自由だから」という理由で、他人の大切な物を平気で盗むのと同義です。こんな事が平気で許されるようになれば、税金や健康保険さえも払わない責任感の無い人達が今後ますます増えてくる事でしょう。これからの日本を背負って行かなければならない若者に、国際人として恥ずかしくない考え方を教育して行く為にも、目先の企業の儲けの事だけを考えないで、是非、賢い選択をして頂きますように、心よりお願い致します。	個人
補償金制度は維持されるべきです。 アーティストへ何も還元されないことは文化的後進国を認めるものです。	個人
補償金制度は絶対に必要です	個人
補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。コンテンツ製作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なののでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。 メーカーは、収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上、余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 今や当たり前音楽作品のコピーが行われ流通している現状で、本来の権利者にコピーして楽しんだ対価が還元されていないのはおかしい。補償金を支払うのが一般ユーザーにしろメーカーにしろ、わずかばかりの負担を上乗せする事で私的コピーを正当化する制度すら無くなってしまえば、デジタル化と大容量化で無法地帯化がどんどん進んでしまう。益々文化後進国に成り下がるばかりである。タダでコピーし放題は非常識という認識を、メーカーもユーザーも権利者も共有するべきである。補償金制度を無くすなど、とんでもない暴挙としか思えない。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 諸外国との比較を見てもあきらかです。	個人
補償金制度は絶対に必要です。もっと自国の権利者を大切にしてほしいと思います。	個人

補償金制度は存続させ、改善するべきだと思います。 音楽をiPodなどに自分の好きなようにコピーすることは今や当然の行為ですがその当然の行為が当然のことであるためにも補償金制度のようなしっかりとした制度としての枠組みは是非とも必要であると思います。 また、それぞれの著作者の側から見て納得のいく制度であるべきだと思います。	個人
補償金制度は存続させるべきだと考えます。「私的複製の自由」と「権利者の利益」の双方に有益な制度だと思うからです。この制度が廃止され、一般家庭内での録音、録画が違法となったとしたら、とても不便なことになります。いちいち権利者の許可を得ることは不可能です。事実上野放し状態になるでしょう。結果的に権利者の利益は損なわれることになります。	個人
補償金制度は存続させるべきだと思います。 私的録音を目的に、消費者がパソコン、ipodなどの録音機材を購入し、結果としてその録音機材を市場に提供しているメーカーが利益を得ているような状況。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大し、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減しているのこの状況を、音楽を作る側は見過ごしてできない。	個人
補償金制度は存続すべし、、、現状にあったものに向け、検討を！！ パソコンの普及で、コピーの問題は色々変化してきています。 当然権利者に退化を支払うべきですが、同時に自由にコピーが出来る便利さも失いたくはありません。 現在の補償金制度を維持しつつ、現状にあったものに変えてゆくの、最良の解決法だと思います。	個人
補償金制度は著作権法体系の根幹といえる部分であり、これを廃止するということはすべての条文を見直さざるを得なくなる。補償金制度の考え方は、きわめてバランスの取れたアイデアであり、この効用を今一度冷静に考えてみる必要があると思料します。	個人
補償金制度は必要であり、時代の移り変わりと共に見直しも必要です。 権利はデジタル化の進行に置いて行けてるでしょうか？ アナログとは違い簡単にコピーされてしまうメディア、それを守る為の対策が不十分なのではないでしょうか。 例えばコピーはできるが、極端に音質、画質が下がるなど。。。。 市販の物とコピー物との区別をもっと明確にできれば良いと思います。	個人
補償金制度は必要と考える。 消費者としては、安価に音楽を楽しめるにこしたことはない。メーカーなどを中心に補償金不要の主張があるようだが、「もしipodなど現在のところ政令指定されていない機器にも新たに補償金が課されることとなれば、製品の価格に反映せざるを得ず、消費者の不利益につながる」との論理ではなかろうか。 そもそも、MDに課されている補償金がipodに課されていない点が問題であるが、その既成事実をもって補償金不要を主張するのは、私にとっては即ち、私の愛する素晴らしい音楽の創作者たちに対して「あなたの音楽をもっと安く提供してください」と値切っているに等しい。（「今までどおり安く提供してください」とした方が正確かもしれないが。） 創作者たちに対する報酬の減額は、音楽の質の低下、大量消費が見込める売れ筋のポピュラー音楽の寡占化、ひいては音楽文化の衰退、現代音楽の芸術的価値の低下につながるかと危惧する。 デジタル機器の普及により私的録音録画が激増したことは、誰の目にも明らかであり（電車に乗っても、道を歩いてもイヤホン装着した若者…当然カセットウォークマンではない…の何と多いことか）、アナログによる低音質・低画質の複製しかできなかったひと昔前とは隔世の感がある。複製物が低質だったからこそレコード、CDが売れたわけであり、CDと変わらぬ音質の複製ができるのであれば、何とか買わずに入手しようというのが人情である。創作者たちの経済的損失は言を待たない。だからこそ、補償金制度によって創作者たちの経済的損失を補う必要があるのではないかと。 また、ipodが現に政令指定されていないことが象徴的だが、デジタル技術による私的録音機器に対して包括的に補償金を課すシステムが必要である。そのためには、複製機器を販売し最も利益を得ている者…メーカーが支払い義務者となり、消費者と創作者双方の利益・便宜を図るための責任を負うべきである。	個人
補償金制度を、現在の実態に合ったものにして存続して頂きたいと思います。 iPod等、個人的に楽しむためのコピーは、消費者が安心して合法的にコピーが出来る、又、権利者の利益も、守られるためには、補償金制度が、1番合理的だと思います。 大量コピー可能な機器を販売し、（消費者には不必要な程の）コピーした責任を消費者に委ねるメーカーの無責任は、許されないとします。 人々の心を豊かにする作品を残したアーティスト達と、それを楽しむ、豊かな心を持った人々が、安心して豊かな心を育て合う国になってほしいと思います。	個人
補償金制度をいまの実態にあったものにして存続させるべきです。 今の時代の音楽化にとっては死活問題であります。	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものとして存続させるべきである。 一人当たりにならばわずかな金額を、機器などに上乗せして支払うより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みを維持してもらいたい。 実際パソコンやiPodなどで私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされないのはおかしい。	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 コピーコントロールと私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしている点にあると思います。また、録音・録画補償金の諸外国との比較の表を見て、改めて我が国は文化後進国であるといわざるを得ません。善処を強く望みます。	個人

補償金制度をきちんとしたものとして存続させてください！！ メーカー、消費者、音楽家、それぞれが納得できる形で！！	個人
補償金制度を維持すべき コピーする自由は大切だけど作る人の権利は守ってほしい！だから補償金制度は絶対必要！	個人
補償金制度を維持するべきだ。	個人(同旨1件)
補償金制度を維持するべきです。 今や、便利になった時代、皆が気軽に音楽を楽しむのはよいが「自分さえよければ…」という考え方が消費者、そして元をただせばそれを販売しているメーカー側に多すぎる。 音楽に作り手の為にも、確かな還元が得られる様に補償金を支払う制度を確立すべきではないだろうか。	個人
補償金制度を維持するべきです。 私の周りでは、TSUTAYAのようなレンタル店から借りて、パソコンやCD-Rにコピーし友達に配っています。私も時々貰ってしまったりしていたのですが、そうした行為をすると、私が好きなアーティストへ何も還元されなくなってしまうことをこの報告書を読んで初めて知りました。そしてとても悲しい気持ちになりました。もうこれからは友達から貰ったりはしませんが、自分で購入したものからコピーもちゃんと補償金の上乗せされている音楽用のCD-Rとかを使おうと思います。 iPodやパソコンは、まだ補償金がかけていないのですね。大好きなアーティストの為に、早くそういうものを買った人が、補償金を支払えるような制度が出来るといいなと思います。	個人
補償金制度を見直し、存続すべきです。	個人(同旨8件)
補償金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodに代表されるポータブルオーディオプレーヤーなどで私的録音を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができ、メーカーはそのような機器・媒体を販売する事で収益を上げる事ができ、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受ける事によって新たな創作の機会とモチベーションを得ることができる。 この三者の利益バランスを確保しつつ文化の発展につなげる為に、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。 DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成な仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、三者の共存共益のための制度である事を再認識、再確認して頂きたいです。 この国の文化である、この国の音楽を大切に思っ頂き、楽しんで頂く事が音楽家にとって新たな素晴らしい音楽を生み出す糧になる事を考えて頂きたいです。	個人
補償金制度を今の実態にあった物として存続させて下さい。音楽家の知的財産権を犯すものと思います。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ています。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を作る側は看過できないのではないのでしょうか？	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 一人あたりにすればわずかな金額を機器や媒体上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。パソコンなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽をつくる側は看過できないのではないかと？	個人
補償金制度を今の実態に合う形で維持存続させるべきだと思います。私的録音を目的に消費者がパソコンやiPod等の録音機材を購入し、結果としてその機材等を市場に提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽をつくる側は看過できないのではないかと思います。	個人

補償金制度を今の実態に合う形で維持存続させるべきである。 私的録音を目的に、消費者がパソコンやiPod等の録音機材を購入し、結果としてその機材等を市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を作る側は看過できないのではないか？	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。 補償金制度が維持されこれまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はコンピューターなどで私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができ、メーカーはそのような機器、媒体を販売することで収益をあげる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げる為に、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度である。DRMというパッケージの私的録音録画には活用できないあろう未だ完成していない仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度である事を再確認すべきである。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーすることは既に日常化しています。 補償金制度が無くなることで、これまで許されていた自分のコピー行為にいちいち許諾を得なければならなくなるという事は、ライフスタイル自体が変わってしまうほどの事なのです。補償金制度が維持され、これまで同様に合法的なコピーが出来る環境を切に望みます。	個人
補償金制度を今の実態に合った形で存続させるべきである。 メーカーは私的録音録画が可能な大容量の機器を販売し利益を上げ、ユーザーはその恩恵に浴する。機器の大容量化に伴ない販売台数が飛躍的に増えていながら著作権者に支払われる補償金が激減している現状は、著しくバランスを欠いている。 補償金制度を今の実態に合った形で存続させなければ、音楽や映像を作る側の当然の権利が損なわれるばかりか、文化の衰退にも通じると考える。 くり返すが、補償金制度を今の実態に合った形で存続させるべきである。	個人
補償金制度を今一度見直したうえで、今後も継続されるようお願いいたします。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだと思います。 この補償金制度は著作権の保護と私的録音録画とをバランスさせる良い制度だと思います。 よろしく願いいたします。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーすることは日常化しております。 パソコンであれコピーする場合は権利者に対価をべきですが消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。 消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持は必要です。 また良質な音楽ができてこそ録音機器の需要が生まれるわけですから種に水をまかずして収穫を得ようという日本のメーカーの考え方は音楽や芸術に関わるものの考え方ではないと思います。恥ずかしく、残念に思います。 どうぞよろしくお願い申し上げます。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とをバランス良く保つ良い制度だと思います。 パソコンやiPod等の普及によって、私的コピーは格段に簡単になり、コピーをする機会が増えていると言う事を否定する人は居ないでしょう。 此の事に対して著作物を創作した人達に何らかの補償をする事は当然であり、ユーザーも一人当たり僅かな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守って欲しいと思います。 よって補償金制度は必要だと思います。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っている。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。	個人
補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 デジタルオーディオ機器がこれほど増え、自由に音楽がコピーできるようになった今、補償金制度は必要だと思います。でないと音楽文化全体の衰退につながります。	個人

補償金制度を全体的な視点から見直し、問題点を把握・解消すべく努め、その上で今後もこの制度を存続させるべきです。	個人
補償金制度自体の役割はまだ残っていると考えます。	個人
報告書を読みました。私はiPodを2台持っていて、音楽を好きなどに自由に楽しむのにそれらはとても大切なものになっています。もし補償金というものがなくなってしまって、iPodに音楽をコピーできなくなったら、私は生きる喜びを無くしてしまいます。iPodに音楽がこれまでどおり気ままにコピーできるような制度にしてください。そのための補償金なら喜んでお支払いします。よろしくお願いします。	個人
法案化に反対です。 企業の利益がそんなに大事ですか？ 個人的に必要なというクリエイターは要りません。 極論になってしまいますが、金が欲しい作曲家なら曲をつくらなくて結構です。 むしろ、その方が、趣味で無報酬フリーダウンロードの作曲をして頑張ってる人が作ってくれる曲が注目されるチャンスになりますし。 自分は医者ですが、医者が居なくなったら困るけれど、企業の利権がなくなって困る人は少数だと思います。 近代になるまで著作権は存在しませんでした。 民謡や童話など、個人が好きで作り出して、製作者は「皆に親しまれる喜び」を報酬にしていたと思います。 自分の作品を皆に親しんでもらえて、有名にもなれる。 製作者の報酬はそれで十分だと思います。 そうした観点から、現行法制度は十分すぎて余りあります。 よって、これ以上の利権拡大は無意味です。 医療業界でも、企業の利権保護に現場労働者が喘いでいます。 日本という国のために、もっと優先して話し合うべきことがあるのではないのでしょうか。	個人
補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべき。 一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。私的なコピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそ望まれる。	個人(同旨31件)
現在の補償金額は 一人あたりにすればわずかな金額であり、これを機器などに上乗せして支払うことで私的コピーが保障されるということなので、私たち利用者にとってもいい制度だと思いますし、今後も維持してもらいたいです。 やはり、音楽を作っている方のことを考えると、IPODやパソコンなどに大量のコピーがされているのに何ら還元されない状況はやりきれないと思います。 この状況を改善すべく、対象機器の指定を迅速に行い得る方式を考えるべきであり、また、大量コピーができることを宣伝して機器を販売し、多大な利益を上げているメーカーは率先してこれに協力すべきです。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っています。 パソコンやipodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったということを否定する人はいないでしょう。この事に対して著作物を創作した人たちに、何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思います。	個人(同旨7件)
補償金制度をちゃんとした制度に改善し、存続させるべきです。 一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは、今後も維持していただきたい。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。私的なコピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそ望まれる。そしてメーカーは自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきです。	個人
理の問題として、本来であれば著作者の許可をとらなければならないはずの私的領域での録音録画を、「補償金」制度によって正当性を擬制させている以上、全ての私的録音録画について補償金制度を貫徹させることが必要であり、この観点を欠いている中間整理は大いなるムダである。	個人

補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。	個人
私的録音録画補償金制度は、私のようなユーザーにとつての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思料するところだ。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、複製行為は以前に比べて格段に簡単になりましたし、コピーする機会は、私に限ってみても、増えている実感があります。 創作に携わった権利者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みである補償金制度は、今後も維持すべきだと考えますし、一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的な複製が可能となる現在の環境を守っていただきたいと願います。	個人
補償金制度を実態に合うものにして存続させるべきと考えます。 私的録音録画補償金制度は、我々ユーザーにとつての利便性と権利者の著作権保護とをバランス良く考えた良い制度だと思います。パソコンやiPod等のデジタル機器の普及によって、私的コピーは格段に増えています。この事に対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をする事は当然で、一人あたりわずかな金額の負担で私的コピーが許容される現在の環境を守ってほしいと思います。補償金制度は絶対に必要です。	個人
補償金制度を実態に見合ったものにして、存続させるべきだと思います。1人あたり“わずかな金額”を機器や媒体に上乗せして支払い、私的にコピーが出来る現在の補償金制度の枠組みは今後も維持して貰いたいと思う。実際パソコン等によって私的コピーの量も増え続けているのに対し、権利者にその分が手当てされないと言うのはどう考えてもおかしい!!対象機器の指定を迅速に行い得る様な方式こそ望ましいと思います。ここは日本です。好き勝手野放し状態の中国じゃありませんよね?メーカー側の意識の低さには呆れるばかりです。。	個人
補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 レンタル店から借りたCDをMD1枚にコピーしていた頃と違って、今日ではパソコンに加えてiPodやCD-R/RW等にもコピーするのが一般的です。P.19の調査結果を見ても機器、媒体の大容量化に伴い、補償金の支払対象になっていない機器、媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているから、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。 但し、コピーのたびに支払うとなると負担が大きいの、ざっくりとした「補償金制度」が良いです。	個人
補償金制度を実態に合ったものにして存続させるべきです。 パソコン、iPod等で私的コピーが簡単に行われる現在、著作権者が補償金によって一定の対価得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと思います。 コピー可能な機器、媒体を販売しまくってきたメーカーは無責任すぎる。	個人
補償金制度を実態に合ったものにして存続させるべきと思います。 パソコンやiPodなどにより、私的コピーがあたりまえのように行われており、このことに対し著作物を創作した人への補償がないのはおかしいと思います。 補償金制度は必要です。	個人
補償金制度を実態に合った制度にし、存続すべきです。 消費者はPC、ipod 等での私的録音録画で著作物を繰り返し楽しみを得る。 メーカーは録音録画機器を製造販売することで収益を得る。 権利者は私的な領域では権利が制限されるが、補償金を受け取ることによって新たな創作のバックアップを得る。 3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者の長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。 補償金制度が3者の共存共栄のための最もふさわしい制度と思っています。 権利者への対価が支払いが減少すれば、将来コンテンツの質の低下につながります。	個人
補償金制度を実態にあったものにして存続させるべきです。 あまりに簡単に複製ができる現状があります。 簡単すぎて、皆後ろめたさもなくなっているかもしれません。 これが正当に許容されるには補償金の存続がぜったい必要だとおもいます。 やはり権利者が存在する以上、きちんと整備しないと海外からも信用されないマーケットになってしまうと思います。	個人
補償金制度を実態にあったものにして存続させるべきです。 私もパソコンを多用して重宝してるものの一人ですが、今の法律は非常に不満です。 ウィニーを使う少数の人たちは逮捕、非難されるのにCDを簡単にコピーできる機械を販売することは合法。 ユーチューブなどで古今の映画、アニメなど只で見られてしまう。その機械を販売して多大な利益を得てる会社に対価を支払ってもらえないと思います。このままではもともと生活が苦しいといわれているアニメ製作会社などから次々につぶれていくしか道はないと思います。あらたなコピーガードのシステムを開発してもらるか補償金を払ってもらって文化を守るか何とかしてもらわないとこの国の文化はつぶれますよ。	個人
補償金制度を実態にあったものにして存続させるべきです。 最近、パソコンに音楽を入れてためていくのが一般になってきています。その所がクリアになっていないので、補償金制度はまだ存続させるべきです。ヨロシクお願いします。	個人

補償金制度を実態に見合うものにして、存続させるべきである。 私的録音録画補償金制度は、私達ユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だ。パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前より格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人当たりわずかな金額を負担すれば私的コピーが許容される環境を守ってほしい。補償金制度は必要だ。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだ。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度はユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とのバランスをとる良い制度だと思います。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 時が進むにつれ録音録画機器の種類や規格、また性能はどんどん進化していくものです。これに対して、ソフトの中身を作っていくのは常に生身の人間、すなわち作家、作編曲者、実演家、そのほか様々な人たちです。この人たちを常につけていくシステムを作っていかなければ消費者の手にどんなに優れたオーディオ機器が生まれても音楽や、映像は配信されていなくなるのではないのでしょうか。基本的な著作権や、著作隣接権が機器の種類に左右されず保護されることを願います。	個人
補償金制度を今の実態に合った物にして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて、著作物を繰り返し楽しむことができます。 メーカーはその為の機器・媒体を販売することで利益をあげられます。 権利者は(私的な領域では権利が制限されるものの)補償金を受けることによって、新たな創作の機会を得る事が出来ます。 この3者の利益バランスを確保しつつ、さらなる文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが今の「補償金制度」です。 DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音・録画には活用出来ないような未完成の仕組みに惑わされることなく、今の「補償金制度」こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人(同旨2件)
補償金制度を今の日本の実態に合わせた物にして存続させるべきです。 今日の日本人は録音物、録画物の「コピー」という行為に何の抵抗も感じていません。 「私的録音録画補償金」という言葉を知っている人も少ないでしょう。 「コピー」自体が音楽製作をどれほど圧迫するかわかっていないのでしょう。 もはや、「個人のモラルを」という状況では有りません。 現行の制度を「そのままで良い」という状況でもありません。 ヨーロッパ諸国の制度を参考にしながら現在の制度を見直しつつ、最適な制度にするべきです。 文化を守る為の文化庁ではないですか！！！！ 新しい文化製作を圧迫してしまうような結論は避けてほしいものです。	個人(同旨1件)
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきだと考えます。 過去に於いて、先人達が苦勞をして「コピー天国」という遅れた状態からようやく一定の補償制度を作りあげてきたのに、音楽媒体が変化することによって、せっかく出来た当たり前のことがなし崩しになってきています。 音楽文化を大切にするなら、適正な補償金制度を新しい音楽媒体に対しても当てはめるべきです。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 誰もが好き勝手な方法で好き勝手なものを録画・録音・編集してネットへアップロードしまくり、好きなだけダウンロードしまくる現状になっています。 いまや若者に絶大な人気を誇る動画アップロードサイト、You Tubeやニコニコ動画などの現状では著作権などあってなきがごとしに扱われ、著作権を主張する者の方が悪し様に罵られる場面も多々見受けられます。 補償金制度の見直しと維持が必要だと思います。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる。メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやipod等での私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売する事で収益を上げる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの保証金を受ける事によって新たな創作の機会を得る、この3者の利益のバランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年に渡る議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを今こそ再確認すべきです。	個人

補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。私はiPodを持っていますが、音楽を好きな時に自由に楽しみ、とても便利だと思っています。でもコピーする場合は補償金を支払うべきだと思います。私的に消費者がコピーして楽しんでいるのに、権利者にその分が手当てされていないのは、おかしいと思います。 補償金制度の維持が必要だと思います。消費者として音楽を自由に楽しめるのなら、補償金を喜んでお支払いします。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を作る側は看過できないのではないか？	個人(同旨9件)
補償金制度を今の実態に合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思う。PCやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えているという事を否定する人はいないだろう。この事に対して著作物を創作した人たちに対して何らかの補償をする事は当然だと思う。一人当たりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の制度を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものとして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでお私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することによって利益を上げる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この三者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築きあげられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、三者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるのに賛成です。 音楽をパソコンなどでコピーすることは、今では当たり前のことになっています。 補償金制度がなくなったら、いちいち許諾を得なければならなくなるので困ります。 かといって、むやみにコピー出来るのも問題だと思います。 消費者と権利者、両方の利益のために補償金制度の維持存続が必要だと思います。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべき。 * 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる。 * メーカーはそのような機器、媒体を販売することで収益を上げる。 * 権利者は私的な領域では権利が制限されるものの、補償金を受け取ることによって新たな創作の機会を得る。 以上3者の利益バランスを確保しつつ、文化の発展につなげるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが『補償金制度』です。DRM(技術+契約)というパッケージの私的録音録画には活用できない未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人
補償金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodに代表されるポータブルオーディオプレーヤーなどで私的録音を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができ、メーカーはそのような機器・媒体を販売する事で収益を上げる事ができ、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受ける事によって新たな創作の機会とモチベーションを得ることができる。 この三者の利益バランスを確保しつつ文化の発展につなげる為に、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。 DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成な仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、三者の共存共益のための制度である事を再認識、再確認して頂きたいです。 この国の文化である、この国の音楽を大切に思っ頂き、楽しんで頂く事が音楽家にとって新たな素晴らしい音楽を生み出す糧になる事を考えて頂きたいです。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにし、存続させて下さい。 報告書を読みました。現代の時代は、ますます、コピーが簡単に大量にされる時代となっています。補償金制度がなくなると、これまで許可された自分のコピー行為にいちいち許諾を得なければならないのは、違和感がある。補償金制度が維持され、これまでと同じ合法的にコピーができるような環境にして下さい。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。メーカーはいいとこ取りをしないで、責任を負うべきだと思います。海外で実施できていることが、なぜ日本ではしないのでしょうか？創り出す人、それを提供してくれる様々な機器を販売するメーカー、そして我々消費者の3者がいて初めて共存できると思います。中国の模倣品には敏感に反応するのに、自らの国の私的録音録画補償金制度にいつまでも無駄な時間と税金を使わないで、存続で早く結果を出した方がいいと思います。	個人

補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきです。 iPod・携帯電話・PCで音楽が聴けるようになったのに、メーカーが補償金を割り当てないと言うことは、メーカー自身の首を絞めていることに気づかないのでしょうか？ 音響機器を箱だけ売っても、コンテンツがない限りユーザは使いません。 今のままでコピーばかりされてお金を払わない人が増えるのでは、コンテンツ作成者も生きていけなくなります。 ただでさえ日本の演奏家は海外よりも立場が悪い環境で生活しています。 おかげで世界に誇れない目先の仕事をするミュージシャンも増えてます。 日本人の生活を潤す音楽のレベルを下げないようにするには、補償金制度は必須です。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益を上げる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの高い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑されることなく、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であることを再認識するべきです。	個人
補償金制度を今の実態にお見合うものにして存続させるべきです。 自由にパソコンなどから音源をコピー出来るようになったことは便利であってもアーティストにとっては死活問題です。 アーティストになんらかの還元をしていくべきで制度はこれから存続させて欲しいです。	個人
補償金制度を現在の実態に合ったものにし、存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーする事は既に日常化しています。 補償金制度がなくなる事で、これまで許されていた私的なコピー行為に一つひとつ許諾を得なければならなくなる事に、非常に疑問・違和感を覚えます。 補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。 また、こういう制限を厳しくすることによって、音楽業界の売り上げも打撃を受けるんでないでしょうか？	個人
補償金制度を現在の実態に合ったものにし、存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーする事は既に日常化しています。 補償金制度がなくなる事で、これまで許されていた自分のコピー行為に一つひとつ許諾を得なければならなくなる事に、非常に疑問・違和感を覚えます。 補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。 日本の[音楽業界]の成長を止めるような結果を招く事態を避けたいです。	個人
補償金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきだと考えます。 音質を損なうことなく誰でも手軽にコピーすることが出来るようになり、音楽の聴きかた、楽しみ方が以前と比較して大きく広がっています。このような「私的に」コピーをすることに対して技術的に制限をかけることは、デジタル放送のコピーワンスの不便さを見てもよくないことだと思います。 一方、我々演奏家の立場からは、この点に関する著作権隣接権の保護が十分に為されているとは思いません。 音楽を生み出す側には、当たり前ですが相応のコストがかかります。音楽はタダでは作れません。補償金制度が維持され、合法的にコピーができる環境の実態に合った整備を強く望みます。	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきである。 パソコンやipodなどで私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと考える。これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保されているのだと私は思っている。その意味でも著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決するのではなく、あくまでも補償金制度によって対応することが望ましい。	個人(同旨14件)
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの高い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人(同旨1件)
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 補償金制度が維持されることを望みます。 日本の権利者によりよい環境を！	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで利益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの高い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。 DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人

補償金制度を、今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。 音楽をパソコン等でコピーする事は日常化しております。 補償金がなくなり、iPod等で音楽をコピーできなくなれば、沢山の人が音楽を楽しむ喜びのある生活を、失ってしまうと思います。 補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーできる環境を望みます。	個人(同旨1件)
補償金制度を、今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 IT化が進み、様々な分野で議論がされている昨今、国は、メーカーの利益だけを促す様な不公平な決定をせず、今までどおり公平なくみを実態に合ったものにして存続させて欲しい。MOでしていた事が、パソコンやiPodに置き換わっただけなのに、議論されている事自体がはっきり言って時間の無駄であり、まちがっています。 目先の事だけを見ないで、大きな目で見て欲しいです。社会がクリエイター達に与える影響。沢山の人が音楽を聴き、楽しみ、いやされています。メーカーは、自分の儲けの事しか考えていない様ですが、そもそも音楽がなければ、何も生まれない訳です。クリエイターの人達は、少数かもしれませんが、でも、だからといってそこをないがしろにしてしまう事は、クリエイター達の意識も変わってしまいかねません。尊重してくれ、と言っているのではありません。せめて公平にして欲しいと言っているのです。当然の事です。日本の文化の発展のためにも、速やかに補償金制度によつての解決を図るべきだと思います。	個人
補償金制度を、今の実態に合わせて見直し、存続させて行くべきだと思います。 友人の家に行って、パソコンで聞いている音楽を「いいね」と言うと、「コピーして持っていけよ。」と言われると困ってしまいます。私自身、音楽を制作する立場なので、きっぱり断りましたが、コピーに対する一般的な認識はまだ低いように思われます。 広い意味での包括的なこの制度を、現在のデジタル時代に見合ったキッチリしたものに改善して、存続して行くべきだと思います。	個人
補償金制度をいまの実態にあったものとして存続させるべきです。 たとえパソコンであってもコピーをする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできる事も認めて欲しい所です。消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。	個人(同旨91件)
補償金制度をいまの実態に合ったものにして、存続させるべきです。 簡単にコピーができる機器が、今となっては家電のレベルで次々と製品化されている現状なので、自由にコピーができ、著作権者にはきちんと対価が支払われることは、然るべきだと思います。	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 MDやカセットテープでしていたことが、iPodや携帯電話に置き換わっただけです。たとえパソコンであってもコピーする場合は、権利者に対価を支払うべきだと思いますが、コピー行為にひとつひとつ許諾を得なくてはならなくなることは違和感を覚えます。補償金制度が維持され、これまで同様合法的にコピーができる環境を望みます。	個人(同旨1件)
保証金制度は今の実態に合わせ、存続させるべきです。 私は、自分の音楽作品のCD制作や他の人のCD制作のサポートの仕事をしてきました。 音楽文化の質を向上させるべく、迎合せずになんとかここまで頑張ってきましたが、ここ数年で仕事は半分以上に減り、三人の小さな子供を抱えてもう音楽だけで生活して行くことはできなくなりました。仕事が減った原因の一つがコピーであることは間違いありません。おかげでCDの売り上げは落ち込み、レコード会社は売れる物のみリリースしそのしわ寄せが良心的作品を作ってきた音楽家の生活を圧迫しています。 今の保証金制度が完全な物でないのは承知しております。しかし、コピーが私達音楽家の生活を脅かし、リスナーから良質な作品を奪っているのは事実です。 私の同業者の個性的な演奏をされる多くの方達が今、CD制作の現場から去り、ライブ演奏に生きる道を模索しているという話を聞きます。こうした人たちの演奏はもうCDでは聞けなくなりつつあるのです。このままでは器械はあっても聞く音楽がないということになります。 私はコピー可能なあらゆるIT機器とメディアを保証金制度の対象とすべきだと思います。それはこの国の音楽、映像などの文化を向上させるために絶対必要だと思うからです。	個人
保証金制度は、現在の実態に則した形で絶対に存続させるべきです。 デジタル機器が有する「原盤と全く同じコピーを作成する機能」は、一種、デジタルという方法論そのものに先験的に存在する「原罪」に近いものです。クリエイターにとってもコンテンツホルダーにとってもユーザーにとっても、この「デジタルテクノロジーの原罪」と折り合いをつける最も合理的で効果的、かつ、広くコンセンサスを形成しうるほぼ唯一の方法が、「私的録音録画保証金制度」の施行であり、その発展的な存続であると考えます。デジタルテクノロジーが、クリエイターのいかなるクリエイティビティ発揮の妨げになってはならないし、また、ユーザーの「クリエイタによって創出された作品の私的使用条件」を制限することになってはなりません。 「私的録音録画保証金制度」は、今後ますます発展するであろう「デジタル世界」の中で、活力のある文化状況を支えていく、非常に重要な制度であると確信します。	個人
保証金制度は、今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンや携帯電話、iPod等にコピーすることは日常的になっています。しかし、これらの行為が保証金制度が無くなる事によって、今まで許されていた自分のコピー行為ひとつひとつに許諾を得なければならなくなることは大きな違和感を覚えます。保証金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を切に望みます。	個人

保証金制度は現在の実態に合うものとして存続させるべきです。 国はメーカーだけを保護したいのですか？ 国家やメーカーは、著作権問題に対し、先進国として、また文化的な自由主義国家として、良識あるスタンスを模索しているのだとばかり思っていました。メーカーという多額の企業税を支払い、各省庁の利権にまみれた極一部のコミュニティを守ることにのみ着目し、個々の名もない少額の所得税しか納められない利権者の側は切り捨てるという姿勢は、喰飯にしか値せず、唾棄すべきものだということにすら気付かない「文化審議会著作権分科会」に連なるメンバーは、いったいどういう精神構造と頭脳構造を持っているのでしょうか。それがひいては私的録音を楽しみたいという個人ユーザー全体に不利益をもたらすことになるのですよ。メーカーはコピー出来る製品を作り、国はコピーに制限をかける、違反するユーザーには検察が目光らせる、という状況を作りたいのでしょうか。メーカーが自らの利益のみを追求し、社会的貢献や真のユーザー利益に一瞥もくれないという事実が、省庁までも巻き込みんだ、数々の不祥事に繋がっているのです。食の安全性しかり、防衛庁の問題しかり、現職大臣自殺しかり。メーカーのみならず、「文化審議会著作権分科会」の猛省を要求します。	個人
私的録音録画への補償制度を実態に合ったものにして存続させるべきである。 この度私的録音録画に対する補償金の制度を「廃止も含めて抜本的に見直す」検討をする方向とのことですが全く理解ができません。音楽映像をコピーする機会は、パソコン、携帯電話、iPod等の普及によりますます増大していると言わざるを得ません。しかし、それに対する補償は減少する一方というのは時代に逆行するばかりか、音楽や映像の製作者の権利にタダ乗りしようとする許されざることです。我が国が先進国を標榜するのなら、中国など著作権を無視してきたに等しい国と同列の動きを恥ずべきでしょう。欧米ではこうした録音、録画機器のメーカーや関連業界が相応の負担をし、製作者の権利を保護し、また愛好家の身近な享受にも貢献できるような成熟した社会が形成されているそうです。我が国でもかくあるべきところですが、その負担がメーカーなどではなく一般消費者に向けられているのは本末転倒です。 空前の利益をあげながらろくに税金を払わない大企業、預金者にまでもに利子を還元しない銀行、これ等を保護する政府、よく似た構図ではありませんか？ そうしたありかたに国民からの「NO」という意志が7月の参院選挙ではっきりと示されたのではありませんか？	個人
私的複製の自由を確保するためには必要最低限の制度であり、消費者にそれほど負担とならない金額の範囲でより実態に合った形に改善していくべきである。	個人
私は、文化庁在外研修員として2002年から1年間、アメリカ、ニューオリンズにて、研修をさせていただきました者で、音楽家(ピアノ、作編曲)として20年以上、活動してまいりました。今回の補償金制度ですが、何卒、実態に見合ったものとして、一刻も早く解決に至っていただきたく、意見書を提出致します。 在外研修においては、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。この時に経験した事や学んだ事は、今の私の活動に大きな影響を与えています。 日本の文化を守り、育成する役割を担っている文化庁の方々を中心に、今回の補償金制度、芸術家やクリエイターの著作権の保護という意味において、移り変わる録音録画機器や状況への対応をすみやかに行なっこそ、文化意識の高さを示すものにもなるのではないのでしょうか？ CDの売り上げが危機的に減少しているのはもはや明らかです。音楽家の中にもいろいろなタイプがあります。現代の流れに乗り、コンピューターの普及にいち早く対応しているの方々等は上手に商売できているかもしれませんが、元来のやり方でコツコツと作品を作り上げているような者にとっては、補償金制度の充実が少しでも早く実現する事を願ってやみません。メーカー側の事情と、日本の文化を担っていく者達の保護とを比べ考えた時、答えは自ずと導きだされるはずと思います。 もちろん、細かい事はあるはずで、すぐにハイ、とはいきませんが、と答える方が必ずいらっしやるでしょう。ですが、この問題の焦点は何か、一番大切な事は何か、それを考えた時、何を押し進めるべきかが見えるはずで。 具体的な意見は他の方々に御任せして、私は、この制度を検討するメンバーの方々それぞれの意識を今一度、確認させていただきたいと思います。 福田首相が「崖っぷち内閣」と名づけたのは本当に言い得て妙、今は、これからの日本を司っていく方々の「意識」が問われる時です。 守らなければならない立場の者がいる場合、自分の事情でなく、企業の事情でなく、守るべき側の立場にどうか立って下さい。問題の本質に迫れないのは、日米安保に関わる事だけで充分です。(話が太袈裟になりましたが、でも本音です。) どうか補償金制度を柔軟に対応できるものとして存続させて下さい。 今のテクノロジーの発達だと、細かな見直しが数年毎に必要なようになってくる事も考えられます。その事もふまえて一刻も早くこの問題を解決に導いていただく事を強く希望致します。	個人
音楽をパソコンに蓄積することは日常化していて、補償金制度が無くなることで、今まで許されていた個人的なコピーにひとつひとつ許諾を得なければならなくなるわけです。つまり、これまでのように個人の任意で音楽を自由に楽しむことができなくなることを意味しているわけで、そのことに機器製造メーカーがユーザーのデメリットだと捉えないこと、ましてやユーザーに補償金を課している今の現実に疑問を持たずメーカー責任を追うことさえも否定している日本の市場は間違っていると思います。 なので、今の実態に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境をまもられれば、誰も文句は言わないと思います。	個人
音楽家という立場から言わせてもらいますが補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。	個人
パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えていくということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに、何らかの補償をすることは当然だと思う。補償金制度は必要だと思う。 「補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。」	個人

補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーすることは既に日常化しており、保証金制度が無くなることでこれまで許されていた自分のコピー行為にひとつひとつ承諾を得なければならないことには違和感を覚えます。補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。	個人(同旨71件)
保証金制度を今の実態にみあうものにして存続させるべきです！ パソコンであってもiPodであっても音源をコピーした場合は権利者に対価を支払うべきだと思います。 が、消費者として自由にコピー出来ることも認めてほしいと思います。 今、消費者と権利者の利益の調整を図る制度として保証金制度の維持が大変必要だと思います。	個人
保証金制度を実態に見合った物にして存続させるべきだと思います。 iPod等の普及に伴って、CDは購入、レンタルに関わらず、無制限にコピーされているのが現状で、その数の把握など不可能です。権利者に一定額を支払う事が正当だと思います。現実問題としてはコピーのたびの課金ではなく、保証金制度を実態に見合った物にして存続させるべきだと思います。	個人
私的録音録画が可能な機器は、方式の如何を問わず制度の対象にすべきであるとする。 録音録画専用機とは言えない汎用機についても録音録画への使用頻度は調査すれば簡単に掴めるはずである。使用実態に応じた補償金額を設定すべきである。更に、補償金の支払い義務をメーカーに負わせ、機器・媒体メーカーのコストとして徴収するよう抜本的見直しを行うべきである。 対象機器・記録媒体の決定方法については現行制度施行過程で、機器の開発が先行し対象機器の指定が遅れた事を反省しなければならない。法治国家として、スタートさせた制度の維持を危うくする原因を作ること放任してはならない。専用・汎用、方式の如何を問わず録音録画機能を有する機器・記録媒体の新製品は文化庁長官に届け出、補償金制度に則った対応を決定してから販売を開始するように規定すべきと考える。	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返しのしむことができ、メーカーは機器等の販売により収益をあげる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの、今の実態に合った機器まで対象を増やしてもらい、補償金をうけとる。といった3者の利益バランスを補償金制度によって確保し続けていただきたい。メーカーは海外だけでなく、日本の権利者に対しても補償金を負担すべきです。	個人(同旨1件)
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきと考えます。 一人あたり、又機器や媒体一台あたりにすれば、わずかな金額を上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは、今後も維持すべきです。PC、iPod他デジタル機器の進化で、私的コピーの量も増え、又、最近では、それらの媒体によって音楽を買い入れることが主流であるのに、権利者に対価が認められないのは、ふにおちません。対象機器の指定を早急に行い、今後も補償金の乗せをすべきでしょう。又、メーカーは機器の提供で利益を得ているのに、対応しようとしらないのは、怠慢であると考えます。(外国では支払っているのに)新機器の続々発売の裏で、年々補償金が減っている現状では、音楽制作者にも気の毒です。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。 私的録音録画の行為は、パソコンによって短時間に、かつ簡易に行われるようになりました。iPodのような新たな再生機器も出現してきました。しかしながら現況の補償金制度は、この実態に合わせて、支払い対象となる機器をみとめていません。そればかりか、この補償金が廃止される方向性があるとはどういうことでしょうか。私的録音録画の行為そのものは、機器の広がりや操作の簡便性によってむしろ増えていると言えます。制度廃止に正当な理由があるとは到底思えませんし、より実態に合ったものに修正されるべきと考えます。 補償の方向性が全世界的に縮小しているわけでもありません。むしろヨーロッパ諸国においては、日本の何倍もの規模で行われています。これをふまえますと、CD総売上高でそれら諸国に勝る日本の補償制度としては、まったく現状と逆行する制度改悪を立案していると言えます。ヨーロッパ諸国の補償金はメーカーの支払いによる制度になっていますが、ここにおいて日本メーカーが大きな負担をしており、国内において日本メーカーの補償負担を軽減するとすれば(ただし日本における補償金負担は、消費者によるものなので、価格に反映されるという副次的効果)大変矛盾するものであります。同時に、それはヨーロッパにおける補償金の負担を日本が背負う、という国際的不公平を生ずることになります。 私は一音楽家として、音楽を創作することによる正当な対価をもとめます。日本がモノの創作を、音楽・芸術部門も含めて推進するならば、今回の改悪案は慎重な再考を要すると考えます。	個人
保証金制度を実態に見合ったものに存続させるべきです。 現状では殆どのパソコン、携帯電話、に音楽の再生機が付加されて、メーカーはそれを宣伝しているのです。いつのまにかカセットやMDから移行した時代になりました。メーカーは音楽という付加価値に依存していることは今や当たり前の時代。消費者、メーカー、権利者、の利益の調整を図るのはあたり前です。メーカーは保証金を支払う姿勢が望まれます。コピーを売り物にした商売をしている以上、そのための必要経費はあたりまえです。いつまでも逃げる姿勢は正さなければなりません。バランスをはかってください、お願いいたします。	個人
保証金精度は必要です。 私的録音録画補償金制度はユーザーの利便性と権利者の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思います。 私的コピーがとて簡単に出来るようになった現在、この制度を拡充させるべきだと思います。 補償金の支払い義務者を消費者ではなくメーカーにすることも考えてはいかがでしょうか。	個人

保障金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 MDやカセットテープでしていたことがPCやIpod、携帯電話になっただけだと思います。 たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思います。 ドイツやフランスでは機器等のメーカーがその保証金を払っているのに日本は消費者が払うというのも不思議です。 しかもその多くのメーカーは日本のメーカーであるのに。 そこに矛盾があると考えますし消費者と権利者の利益の調整を図る制度として保障金制度の維持が必要だと思います。	個人
補償金を支払うことで自由な私的複製が可能であるなら悪くない制度だと思うが、現状、コピー防止技術等で複製が制御されている。補償金を取るのであれば、自由な私的複製が担保されるべきではないか。	
補償金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。	個人
補償金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。 ドイツ、フランス、スペイン、オランダの様にメーカー側が支払うのが当然だと思います。iPodがなぜ補償金の対象機器とされなかったのか大変不思議です。	個人
補償金制度に賛成です。そして不公平さを解消すべきです。 西欧諸国に比べて人口、GDPからしてもかなり安い日本の補償金は廃止どころか、もっと大幅に増額すべきです。 録音用CD-R/Wもデータ用も同じように使用できます。 なのにデータ用には課金されてません。 iPODやカーナビ、パソコンなども対象機器として捉えるべきです。 メーカーはコピーするのは消費者の責任と言っていますが自分たちの機器がコピーされた場合は訴訟になるでしょう。 あまりに無責任です。メーカー側も音楽を利用しているのですからそこは考慮してしかるべきだと思います。 それが嫌ならコピーさせない製品をもっと増やすべきです。 消費者の自分としてもいたです。 私的録画の問題にPL法の適用が議論されていないのも問題です。 なんにしてもそうですが法制度化する時にはもっと明確にグレーゾーンを作らずにわかりやすく文書化するべきです。	個人
補償金制度の維持は絶対になされなければならない。 コピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他ならず、企業のコピー優先主義は、その国の文化や道徳観念をも揺るがしかねない。 誰でも簡単に複製、コピー出来る機器を売っておきながら、責任だけを権利者と消費者に丸投げするのを、文化庁は放置するべきではないと考えます。	個人(同旨2件)
補償金制度の改善と存続に賛成です。 デジタル携帯機器の中で、補償金の対象となっているものとそうでないものがある事や、レンタルCDのコピーから、アーティストへの還元があるものとないものがあるなど、わかり難い事象がたくさんあります。 ◆PCその他のコピー機能があるハードもソフトも全てに適用するなど、わかりやすい制度にしてもらいたいです。 ◆日本のメーカーが他国の権利者に対して補償金を負担しているのと同様に、日本の権利者にも負担するべきだと思います。 ◆消費者とメーカーと権利者の利益のバランスが、上手くとれるような制度にするべきです。	個人
補償金制度は存続させるべきです。 私的録音を目的に消費者がパソコンやi-podなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを販売しているメーカーが利益を得ています。 消費者のニーズに応じてメーカーは録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している。この状況が改善されることを、音楽をつくる者として切に望みます。	個人
補償金制度は必要です。 私の周りではみんなTSUTAYAのようなレンタル店からCDを借りてきて、パソコンやCD-Rに何枚もコピーしています。 私も友達からそんなCDをもらったりします。でもそういうことをするとアーティストには何も還元されなくなってしまうことをこの報告書を読んで知りました。 それではアーティストの創作意欲もなくなってしまうでしょう。 iPodやパソコンのメーカーも補償金を積極的に支払うようにしたほうが、アーティスト、メーカー、消費者のバランスがとれ、全体としては賢明だと思います。 補償金制度は、私たち消費者がより良い音楽を楽しむために、絶対必要です。	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないですか。こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には維持存続で決着をつけてしまった方がいいと思います。もちろん、MDから移り変わる対象になった機器等は対象にすべきです。はっきりいってメーカーの考えは間違ってます。コピーできない機械なんて誰も買わないんですから、コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費と同じです。そんなことにも今の日本のメーカーは気づけないか、気づかないふりをして自分の儲けのことしか考えないんですかね。日本のメーカーも堕ちたものです。	個人(同旨1件)

補償金制度を今の実態に見合うものにして存続させることに賛成です。 コピー問題に関するモラルで見ると、今の若者は、携帯によるダウンロード物に関しては制限があるのは承知しているがパソコンベース（特にiTunes）内の曲は自由に友達どうしで交換している。私の友人も何の悪気もなく自分の購入したCDのコピーをいい「これいいよ」と私に渡してくれたりします。その点に関して著作権のことを説明すると「自分で買ったCDだから問題なかった」とのこと。これが現実です。メーカーがユーザーに便利な機能を与え活用してもらう付加価値で商品の魅力として訴求している実情をみても、メーカーが補償金を負担するのは理にかなっていません。それともメーカーが自らコピーは違法ですと大々的キャンペーンをしてくれるのか？	個人
補償金制度を今の実態に見合うものにして存続させるべきです。 パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。また、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金の支払いに応じてもらいたいものです。私的録音録画に供される機器・媒体については、全て補償金の支払い対象とするべきではないでしょうか。音楽は人を幸せにしてくれるものです。作る人も売る人も聴く人も、皆が共に幸せになる方法を知恵を出しあって問題解決されることを願います。できるだけ早く。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持するべきだ。パソコン、iPodなどのデジタルコピー機器の使用、消費が爆発的に増加する現在、これらの機器が補償金の対象とならないのはおかしいし、補償金制度自体を廃止することは、消費者からは私的コピーの自由を奪い、クリエイターから著作物に対する権利を奪うことであり、メーカーの横暴だと思う。	個人
補償金制度を今の実態に合ったものに、そして、存続させて下さい。 僕はiPodを3台持っています。とても大事にしています。もし、補償金がなくなり、iPodにコピーできなくなったら、音楽人生が終わります。 補償金は喜んで払います。 ですので、ぜったい！！！！ 補償金制度を今の状態で存続させるべきです。	個人
補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 補償金の支払対象になっていない機器・媒体を利用した私的録音が増えているので、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。 しかし、消費者としてはコピーのたびに支払うとなると負担が大きいの、その辺を考慮した補償金制度を考えていかなければいけないのではないかと思います。 また、メーカーが負担するような働きかけも必要なのではないかと思います。	個人
償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきである。レンタル店から借りたCDをMD1枚コピーしていた頃と違って、今日では、パソコンに加えてiPodやCD-R/RW等にもコピーするのが一般的です。調査結果をみても、機器・媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているから、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。しかし、コピーの度に支払うとなると負担が大きいの、大きな枠で補償されている「補償金制度」が良いと思います。	個人
補償金制度について、実態に合った形で存続がされるべきだと思います。 理由： 従来、私的録音・録画については、「個人的に楽しむ」ことを限度に認められてきましたが、デジタル化・大容量化の技術が先導する形によって、もとの品質をほとんど損なうことなくコピーすることが可能になっています。しかも昨今は、個人的に楽しむためと称してWeb上にアップロードする人たちがまで出てきています。 Webはあくまで公共の場であり、そうした行為は「個人的」の域を逸脱するものだという意識が薄弱であるせいだと思いますが、こうなってくると、個人のモラルに任せた従来のやり方では対応しきれなくなっているのも事実なのではないかと思われれます。 その国の文化を維持し、さらに進展させるためには、良質なコンテンツが何よりも必要ですが、そのコンテンツはあくまで人が生むものであり、その辺から勝手に流れ出てくるものではありません。私はその点を理解した上で、相応の対価を支払うことで、これまで音楽を初めとするさまざまなコンテンツを利用してきました。 そして、それぞれのコンテンツから、多くの楽しみを享受してきました。その対価を支払うことが、次のコンテンツを生む力になると思うからです。 あくまで技術先導でしかないメーカー側の責任、そして利用する側のモラルも厳しく議論されなければならないと思いますが、国として、何の補償もなしに「コンテンツを生んで文化を維持しろ」というのでは、あまりに無策だと思います。大切なのは、良質なコンテンツをきちんと生み出す環境を整えることです。現状に合った形で、しかもコンテンツを生む側の人も大切にできる施策があれば、それは良質なコンテンツを生み続ける一つの力になるのではないのでしょうか。	個人
保証金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきと考えます。 現在、海賊盤の流通を含み、違法コピーの氾濫には、音楽制作者としての権利を行使し利益を得、生計を成り立たせている我々として、大変、歯がゆいものがあります。諸外国との比較を見ても、日本以外の国で定められている補償金の支払い義務が何故、我が国では履行されていないのか、不思議でなりません。ましてや、海外で補償金の責任を担っている企業が日本のメーカーであることは尚更、邦人としての憤りを感じざるを得ません。火急、速やかにこれらの法制を整備し、権利所有者の生活の保全に努めていただきたく思います。	個人
補償金制度の維持を前提に、より実態に即した制度の再構築に向け、機器、利用形態などによる実質的な不公平感が生じないような配慮を行うべきである。	個人

補償金制度は、今の実態にあったものとして存続させるべきだと思います。 私は今回、ネットでこの制度が見直されることについて知りましたが、それまで制度自体の存在を知らずにいました。しかし、中学のときからレンタルCDをコピーしたり、mp3を友達から送ってもらったりして、やはりアーティストさんたちの生活は気になっていたとか。私たち消費者がCDを買わなくては、生活ができないのではないかと。少し大げさではあると思いますが、罪悪感は少なからずありました。だから、この制度が存在していることでとても安心したんです。なのにその制度が、廃止になってしまったら。どんなに注意をうながしても、パソコンを使用して、コピーを作る人たちは消えないと思います。その現状をみんなが暗にわかっているハズなのにアーティストに対する補償がなくなってしまうなんて考えられないことだと思います。本当に税金を使うべきなのは、こういう所なんじゃないかな。 今、この問題に対して、頭をかかえている人、解決策をみいだそうとしている人が沢山いることは、知っていますが(私も大学でCCCDの改善策について研究していたので)少しでも意見としてとり入れて頂けるならと思い、ここに意見書として提出させて頂きました。もう一度、全ての人々が納得する制度として見なおし、実態にあったものとして存続していけるよう考えて頂けたらと思います。	個人
補償金制度は、大きく変わってきた私的録音録画の実態に合わせ検討され、存続されるべきと強く思います。 プロにしかできなかった様なハイレベルのコピーが我々素人にもこれだけ自由にできるような機器が普及する時代になり、そういう人口も増えているのは明らかなのに、なぜ私的録音録画補償金の総額が落ちこんでいくのでしょうか。たくさん機能を搭載することで売り上げを伸ばしているメーカーは、その元になる権利者の恩恵に預かってこそその繁栄ということを忘れているのです。補償金制度を検討・維持することで、優れたアーティストを育て、すばらしい作品が生まれることで、それを楽しむ人口が増える…その循環があってこそ世の中の全てが豊かになり得るのですから。そんな簡単なルールも解らず自己の利益のみを求めるメーカーに未来はないものと思います。	個人(同旨1件)
補償金制度を維持してください。 今の実態に適應する様に維持してください。 どのみちコピーされてしまうのです。 制作側に還元される様なシステムが無いと企業、しいてはユーザーやリスナーにも供給不足ということにな業界が崩壊しかねません。 現状、実態を覗いてください！	個人
補償金制度今の実態に合うかたちで維持すべきです。 著作権の保護に対する意識はその国の文化度をはかるバロメータです。著作権者が生み出したコンテンツ無しにはありえないビジネスを展開しておきながらそれに対する配慮ができないのは、まさに文化度の低さを露呈するものに他なりません。 海賊版が横行する中国や東南アジアの国々と代わりがないことになってしまいます。 海外のマーケットに対しても魅力あるコンテンツを数多く生み出しているわが国のクリエイターたちの権利を自国の制度が守れないのであれば、海外の国に対して何が言えるのでしょうか？ DRM技術が確立できない今、この補償金制度は絶対に維持されるべきです。	個人
報奨金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画保障金制度は、私たちユーザーにとつての利便性と権利者の著作権の保護を両立させる良い制度です。 PCやipodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になっており、コピーする機会がますます増えています。 このことに対して著作物を創作した人たちになんらかの保障をすることは当然だと思うし、創作する側のモチベーションの維持と文化の発展のためには必要でしょう。そして僅かな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境もまた、守ってほしいと考えます。	個人
話芸や音楽をパソコンなどでコピーすることは既に一般化しています。保証金制度がなくなれば、これまで許されていた個人的なコピーすべてに対して承諾を受けなければならなくなります。そうすると、これまでのように話芸・音楽を自由に楽しむことが出来なくなり誠の不自由です。現今の実態に合う形に保証金制度を見直し、今まで同様合法的にコピーが出来る環境を守ることが切望します。MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけのことであり、こんなことの議論に長時間を費やして血税の無駄使いをするより、保証金制度の話には維持存続で早く始末をつけたほうが良いと断言します。勿論、MDから移り変わる対象になった機器等は対象にすべきです。メーカーの考えは間違っており、コピー出来ない機械なんて誰も買いません。コピーを売り物にした機械を売る以上そのための必要経費と考えれば自分たちの給料や開発費と同じです。何故こんなことに今の日本のメーカーは気付かないのでしょうか、狸寝入りをして自分達の儲けのことしか考えていないのでしょうか。外国では保証金を負担していると聞いています。日本では負担しないというのはどういう理屈なのか理解できません。	個人
・p8「2 検討結果(文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月))」 本項目について、本項目に基づいた検討全体の再考を提言します。 p10において検討の留意点として「また『ユーザー』の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要がある」と記述されていますが、今回の報告書の内容については、全体として、かなり権利者側の視点に偏った内容であるように思います。 利用者側の利便性や、利用実態に合った形での政策提言となるよう、委員各位に再考をお願いします。利用者の利便性に合わせた形こそが、長い目で見た時のコンテンツ産業全体の成長へも繋がるものであると認識しています。	個人
PC等で音楽をコピーすることは既に当たり前のこととなっており、補償金制度が無くなることでこれまでできていたコピーにひとつひとつ許諾を得なければならなくなるようなことになれば、煩雑な手続きが増えるばかりでユーザーにとってもかえって不利益です。今の実態に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーできる環境を守ることが望みます。	個人
パソコン等に音楽を複製することは当たり前になっているのに、私的録音録画補償金制度が無くなることにより、これまで問題の無かった私的複製に対し、いちいち許諾を取らなければならなくなると、非常に手間がかかり音楽を楽しむなくなってしまいます。 実態に合った制度に見直して適法な私的複製ができる環境にしてほしいと思います。	個人

音楽をパソコンでダウンロードして個人で音楽を楽しむことは、自由で文化的な日本国では既に常識と考えられ、貴庁小委員会にてご検討されています補償金制度が廃止されることで、個人使用の音楽のコピーができなくなったり、著作権者に無許可でコピーしたことで、法律違反になるようなことになれば、結果的に音楽愛好層の拡大に逆行して、日本の音楽文化は停滞することになりはしないかと危惧するものであります。 従いまして、ハード機器の関係など難しい問題があるとは思いますが、現在そして将来の実態にあうよう同制度を見直して、これまで同様に音楽を個人的に楽しむことができる環境を継続していただきたいと思います。	個人
保証金制度を今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。 パソコンや携帯電話、i-pod等で音楽をコピーすることは日常化しておりますが、権利者に対して対価を支払うべきであると考えます。 そして、消費者のコピーする自由との、双方の利益の調整をキチンと図ることで、より音楽を楽しんでゆけるのではないかと思います。 そのためにも、補償金制度の維持は、絶対に必要であると思います。 どうか、前向きな検討をお願い致します。	個人(同旨1件)
私は作詞家としてデビューしたばかりです。 今、音楽業界は益々CDが売れない時代に突入し、録音でもクリアな音で、私たちが精魂込めて、コンペティションの中で、しのぎを削ってやっと選ばれた大切な大切なメロディーと詞が、いとも簡単に手軽に使い捨て感覚で利用されてしまっています。 このような中、印税も10年前と比べると雲泥の差で、一曲採用が決まっても微々たるものですので、今や、10年前の何倍という数の作品を採用されなければ生活はとても成り立たない状態です。 かといって後述のように音楽業界の不況では新しい楽曲を発売するコストさえ削減しなければならなくなってしまいます。 正直、昔から音楽で食べていける者は一握りと言われてきましたが、今から出ていこうという者が、生計を立てていくなんてとても無理な状態です。 このような状態では当然新しい作家も新しい音楽も育ってはいかなくなるでしょう。 日本の音楽は益々アメリカやイギリスから遅れてしまい、文化としても後世に残す名曲は無くなり、音楽業界も録音だけのこの不況を脱することが出来ず、コストダウンを既に余儀なくされて、アーティストを発掘し、CDを出すということすら難しくなってきています。 このままでは音楽は退廃してしまいます。 補償金制度をちゃんとした制度に立て直してしっかり存続させるべきです。	個人
私は補償金制度があるためユーザーが一定の複製の自由があり、また一方で権利者の権利が守られると思います。 知的財産のハードルを低くしようという意見や動きは、人間の知的想像活動から生まれるといわれる知的財産を踏みにじるような事になると、どうしても思います。それに音楽等はは創作、保護、管理、活用、創作、というスパイラルで回っており、そのためにも著作権、著隣権は欠かせないものだと思います。これが崩れると多くの人が創作が出来ない状況になると考えるのでは無いでしょうか。このことは権利者サイドのメーカーサイドも望むことではないはずです。 メーカーサイドの根本的なベクトルを是非聞いてみたいものです。 補償金制度は実態に合わせて存続させるべきだと思います。	個人
私的録音録画制度について 現在の私的録音保証金はMDのみが対象となっておりますが、今、MDを利用している人はかなり少ないと思います。今、音楽を楽しんでいる人はiPodや携帯電話などを利用している人がほとんどです。 それなのに、iPodや携帯電話が補償金の対象になっていないことが不思議であり、補償金制度そのものが実態に即していないと思います。 ハードメーカーは補償金に難色を示しているようですが、メーカーは音楽に関する機能を宣伝文句にして販売を行っているにもかかわらず、難色を示しているのは自分たちの利益ばかりを求め、音楽という文化を大事にしないそのような姿勢を情けないと思います。 また、補償金制度がなくなり、利用するごとに権利者の許諾を得なければならなくなった場合、音楽を利用する人は少なくなるか、または違法な利用が増え、音楽文化を衰退させることにもなりかねません。音楽愛好者として、実態に即した補償金制度をつくっていただくようお願いいたします。	個人
補償金制度を実態に合ったものとして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどで著作物を繰り返し楽しむことが出来ます。メーカーはそのような機器を販売することで収益を上げています。権利者は私的領域では権利が制限されますが、補償金を受けることによってあらたな創作の機会が得られます。この3者の利益のバランスを確保しながら文化の発展につなげるためには補償金制度は欠かせません。しかも、バランス的に、メーカーが一方的に収益を上げてきたことを考えると、ヨーロッパ諸国のようにメーカー負担による、実態に合った制度にする必要があります。	個人

「補償金制度の存続はもちろん、世の中の動きや実態に見合う内容での制度の整備が、“消費者”“アーティスト(権利者)”“メーカー”3者のトライアングルのバランスを保つためにも必須である」 私は、多くの日本国民がそうであるように、音楽が好きで、音楽が生活の一部、身体の一部となっている「ユーザー」という立場の一人である一方、音楽を専門的に学び、音楽を生み出す側、ここでいう「権利者」に近い立場も経験したことのある者です。 今や多くの人々にとって音楽は生活に欠かせないものとなっています。それは誰の目から見ても明らかな事実です。 まず、コピーについては日常的に行われている実態があり、その行為が「合法的」なものであるか、「非合法的」なものであるかは、判断は決して難しいものではなく、容易に判断がつくものであると思います。 音楽のよさは、個人で身近に自由に楽しめるところにもあり、そんな環境を守るにはやはり、ユーザー、権利者、メーカーの3者がそれぞれに利益を享受でき、バランスのとれたものであれば、文化は生まれませんし発展もないのではないのでしょうか。 それには ①補償金制度を存続させる ②制度の対象となる機器を、私的録音(録画)の可能なスペックを持つものすべてとし、平等化を図る ③ヨーロッパ先進諸国のように、負担をメーカー側とする この3点は必須ではないのでしょうか。 この補償金制度自体の必要性について、メーカー側の見解として、制度は不必要で撤廃すべきということがあるようですが、そういう主張を展開するならば、制度を撤廃した場合のユーザー、権利者に対するモデルケースを示し、両者の同意が得るような努力が必要ではないのでしょうか？具体的な提示もなく主張だけでは、私たちユーザーも、権利者も到底同意はできません。 最後に、この補償金の制度によって、ユーザーが合法の範囲内で音楽を自由に手にし楽しむことができ、また、音楽の作り手側である権利者の環境や権利が守られている、という事実を忘れないでほしいと強く思います。	個人
「仮に補償の必要性があるとした場合」のことを検討していますが、そもそもの前に「平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しが提言され、私的録音録画小委員会は、このような経緯により組織された」のですから、補償金が必要なのかどうかという抜本的な見直しをすべきであって、仮の話はするべきではないと考えます。まずは、廃止を含めた補償金の必要性を議論して結論を出すべきではないのでしょうか。	個人
私的録音録画補償金制度は、利用者が、法30条によって認められているデジタル方式の私的録音録画を行うことによって、結果的に生じる権利者の間接的損失を、機器製造業者の得る間接的利益によって補填する便宜的制度として存続させることが適当であると考えます。 制度導入時の意向としては、「私的録音録画を自由とすることの代償」としています。(著作権審議会第10小委員会報告書第4章第5章)しかし支払い義務者が利用者であることもあってか、一種の包括許諾のように誤解する向きもあるようです。その後の著作権保護技術の発達により、コピー数や画質を限定して過度のコピーを防ぐことは可能になってきております。一方、私的録音録画を過度に敵視し抑制する傾向があるようであり、法30条の範囲を縮小しようしたり、個々の利用行為を監視したりコントロールしようとする傾向があることは、残念なことだと思います。私的録音録画の事実が増えることによって補償金の額が増えるのなら良いのですが、その他の方法、つまり、法30条の範囲を縮小したり、個々の利用行為を監視したりコントロールしたり、料率だけを安易に引き上げたりして、権利者に利益を得させることは、著作権制度の趣旨に反することであり、行ってはならないと考えます。 現状において、補償金制度を存続させるとした場合の手直しの案を、A案、B案、C案の3つ挙げます。②～⑥は共通です。 [A案] ①法104条の3(指定の基準)を改正し、補償金制度に参加する権利者にコピーガードを施す場合には一定数のコピーを許容するコピーガードを施すことを義務付け、補償金制度を、一定範囲のコピーを許容する意思が明確な権利者による制度とする。 (説明)現状にデジタル方式による私的録音録画が行われていることが前提の補償金制度なので、デジタル方式による私的録音録画ができない商品・サービスについては対象としないのは、当然のことと考えます。現在、利用者に明らかにしない形のコピーガードも含めると、かなりの商品・サービスに、コピーを許容しないコピーガードがかかっていると考えられるので、このままでは縮小していくことが予想され、現状でもかなり縮小していると思われます。 ②利用者に対し、その内容を、あらかじめ明示し、告知して行わないコピーガードは、利用者(消費者)を欺く行為として禁止すべきこと ③権利者が、任意に行う私的録音録画の妨害は、利用者(消費者)に対する嫌がらせとして禁止すべきこと ④権利者は、著作権保護のためであっても、利用者の私的領域にみだりに介入するべきでなく、私的領域における著作物の自由な享受を尊重するべきこと ⑤支払義務者を、録音録画機器製造業者とすること (説明)現状では、補償金の支払い義務者が利用者であるため、あたかも、権利者が私的録音録画を直接許諾したり保証しているかのような錯覚を生じさせており、権利者がデジタル方式による私的録音録画だけではなく、私的使用全体を直接コントロールしようとする傾向にあることに危惧を感じています。私的録音録画は法30条によって認められた利用であり、補償金制度は、実質的には、デジタル方式の私的録音録画によって生じる権利者の間接的損失を、録音録画機器製造業者の得る間接的利益で補填しようとする便宜的な制度なので、その性質が正しく理解され運用されるよう、支払い義務者を変更するのが適当ではないかと考えます。 ⑥②～④が行われない場合には、利用者にとって、私的録音録画は存在していないのと同じであり、利用者の利便と文化の享受は損なわれているわけですから、補償金制度は廃止するべきとの結論にならざるを得ないと考えます。仮に補償金制度が廃止されても、法30条により、私的領域における著作物の享受を権利者は尊重しなければならないと考えますので、②～④については、消費者保護やメディア倫理等のほかの分野とも連携して別途検討される必要があると考えます。 [B案] ①どの権利者も、コピーガードをかける場合には、私的領域における、一定数の私的録音録画を許容するコピーガードをかけることを契約等により義務付ける(申し合わせる)ことにより、全権利者を対象とする補償金制度として存続させる。 ②～⑥ A案に同じ [C案] ①現状のまま維持する。補償金制度は自然にある程度縮小すると思われますが、縮小した状態で維持していく。	個人

②～⑥ A案に同じ 私は、私的領域における知的財産の自由な享受が、再創造のために必要とする法30条の主旨を尊重するべきと考えておりますので、B案が法30条との整合性があることから、B案が望ましいと考えます。しかし、漫然とB案を選択しても、コピーガードの義務付けの程度や方法がしっかりしていなければ、現実には結局C案になってしまうと考えられます。従って、一定範囲のコピーを許容する意思が明確な権利者のみを補償金制度の参加資格とするA案を選択するのも、ひとつの現実的な選択肢であると考えます。 B案でも、定款、規約、誓約書の提出などにより、()法30条を尊重すること()商品、サービスに、コピーガードを施さないか、コピーガードを施す場合には、一定数のコピーを許容するコピーガードを施すこと()商品、サービスにコピーガードを施す場合には、あらかじめその内容を、利用者にわかりやすく明示して知らせること()利用者の私的使用を尊重し妨害しないこと の各事項を義務付け、違反があれば補償金を配分しないようにすれば、A案とほぼ同じになると考えます。 C案では、文化的環境は冷え込んでいくだけではないかと懸念されます。その上、一部の「権利者」が、包括許諾と勘違いして、補償金を増やすため、デジタル方式による私的録音録画以外の私的録音録画に、補償金制度を拡大することを意図する可能性があり、あまり好ましくないと考えます。一部の「権利者」が、私的録音録画を尊重せず敵視して、利用者の個々の私的行為を、あれはいい、これはだめというようになると、利用者にとって私的録音録画は存在しないのと同じなので、補償金制度は終了させ、法30条とコピーガードだけで考えるほうが少しはましであるとも考えられます。 制度の今後の方向としては、利用者の利便や文化の享受ということを考えますと、やはり、コピーガードというものにもう少し積極的に関わり、一定数のコピーやある程度の画質の確保を義務付けることも、必要ではないかと考えます。 権利者も、補償金制度の存続のためには、私的領域における著作物の利用を振興する方向に、ある程度方向を転換し、利用者が著作物を利用しやすいコピーガード、一定範囲のコピーを許容するコピーガードを施すことを、検討する必要があるのではないかと考えます。 以上の通りこの項についての意見を述べましたので、よろしくお願いします。	
報告書138ページの見直しに触れている項関連では委員会でもとめられている案では、先ず保証金ありきで本来に著作権者に分配されているかなど不透明である事が不信感をおおります。 もちろんコピーした物を販売したりするのは罪に問わないといけなく考えていますが公立の図書館などレンタルで課金されない抜け道など様々な不公平さがあって課金制度自体が整合性が取れていないと思います。 対策として ・分配金以外に理事の給金やB-CAS会社の売り上げ高など諸経費の公開(透明性の確保) ・デジタル放送を一端、コピーフリーとする(B-CASカードの会社が一部の会社出資の株式会社という事がおかしい) ・課金は録画機器・メーカーで販売量に応じて弾力的に検討とする ・放映後の番組などをSD解像度以下でネットに無料でストリーミングなどに対応させる(需要が減ればアップロードする意欲の減退など違法コピーの減少につながる) ・DVDから次世代DISCコンテンツの移行を早め、価格をアメリカ並みに落とす(コピーが割に合わなくなれば欲しい場合は正規品の購入につながる) など この様に意見をするのが初めてで上手く書けたか不安なのですが模倣して育つ芸術面の記録という観点と見ただけ、もしくは保存しておきたいという欲求を叶える事で利益を得て産業(著作権者)へ還元される仕組みをよろしくお願いします。	個人
私は箏曲の教授をしておりますが、新たな曲目をお弟子に指導する場合には、お弟子が自宅で反復練習をするために、自らの演奏や購入したCD等から、お弟子が持参したMD、アイボッド等に録音をさせております。 補償金制度のお陰で、作曲家や演奏者の方々には、ある程度の償いが出来ているものと感じておりましたが、この制度の見直しを行っている小委員会での検討内容を拝見しますとメーカー選出の委員の方々は、録音を前提にした機器を販売しながら補償金の支払を必要経費として捉えないご意見を主張されることは、ご自分の置かれた立場(社内でのポジション)のみを考えており、メーカーの社会的な責任を意識せざるを得ないメーカートップの方の考え方にそぐはないものと思われれます。 また、消費者団体からの委員の方は、ご自分では私的録音を行ったことが無いのではないのかと思われれます。この制度が無くなって、全て権利者の方々の許諾を得ようになった際の手続きの煩雑さや経費負担を考えると途方に暮れてしまいます。 今の実態に合う形(私的録音が可能な機器は、全て補償金支払いの対象とする)への制度見直しを早急に実施して、この様に長時間に亘る無用な議論の場は、即刻中止すべきと思われれます。 (追伸)最近、電車の中(山手線など)で私的録音補償金管理協会のポスターを見かけます。私達が気が付かなかっただけで、この制度の周知をはかる活動はされていたことにも気が付きました。	個人
総務省情報通信政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の場でメーカー、放送事業者、消費者、権利者が、それぞれ不満はありつつも、録画補償金制度による対価の還元を前提としてダビング10という形で合意しました。私的録音録画小委員会中間整理において録画補償金を制度として廃止すべきというメーカーの主張がありますが、これは一貫性を書くものとして到底容認できるものではありません。 むしろ今かなりの部分で機能が劣化している補償金制度をしっかりと機能するよう改正することが大切と考えます。 又、補償金の負担が現在は消費者になっていますが、これも諸外国の例にならってメーカー負担にするのがフェアなあり方と考えます。	個人
「中間まとめ」からは、現在の小委員会参加者の一部が、不真面目・不勉強・不誠実に議論に当たっている事が伺える。 現在の「私的複製に対する補償制度」が根拠ある現実的な解なのか、それとも、「私的でない複製行為に対する補償」にそ必要なのか、これまでの私的録音録画小委員会の議論の様な、ミスリードにまみれた茶番劇ではなく、国民的議論が必要である。	個人
消費者の代表が少なすぎます。 この報告書の議論全体に消費者の観点が欠けている原因がわかりました。委員構成に問題があるのです。 権利者側出身委員は4人、機器・媒体側出身委員は4人に対して消費者側出身委員は1人です。 これでは消費者の意見が議論に反映されないのは当然です。消費者側出身委員も4人にすべきです。	個人

<意見> 私的録音録画小委員会は、私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」を目的として組織され議論してきたと記載されています。 しかし、私的録音録画補償金制度の必要性などの「そもそも論」が殆どなされていないように感じます。今回は中間報告ということなので、今後はもっと根本的なところについて議論を深めて頂きたいと思います。	個人
法改正を行う前に、自らの怠慢を見直すべきである。現行の法で取り締まれる犯罪を取り締まることもせず、国民を法の雁字搦めにするだけを考えているに過ぎない。 そして、小委員会のメンバーの大半が権利者で構成されていることにも疑問を感じる。この小委員会から提出された案は殆どの場合、可決されそのまま新しい法に納まってしまうと聞きました。これは、権利者が自分に都合の良い法を作らせるために存在する委員会に成り下がっていると私は判断しました。このような委員会が作った法を一人の民意として認めることは出来ません。	個人
委員会のメンバーが全員賛成派だと言うのは正直驚いた。 これでは公平性がなさ過ぎる。 正直に言うと、この意見が正確に届くかさえも不安に感じている。 それ以前何故この件について全く報道されてないのか、疑問に思う。 このような送られてきた全ての反対意見が、何の改ざん、編集もなくちゃんと確実に届くことを切に願う。	個人
ユーザーの実情も知らず、ユーザーの側に立っている人もほとんどおらず、しかも権利者団体側が圧倒的に多い委員会での議論で、ユーザーに大きな影響を与える法改正を決めてしまうのはおかしいと思います。	個人
私的録音録画小委員会のメンバーのほとんどが利権者側の人間で構成されているのでこの委員会自体が公平性を失っていると思います。委員会のメンバーの選出の方法についても見直しを検討していただきたいと思います。	個人
日本だけ著作権鎖国になります。グローバルな流れに取り残される事のないよう、またIT産業の育成のためにも、著作権の緩和や柔軟路線の検討をよろしくお願いします。 また、検討委員がかなり偏っていて、技術的知識も低すぎて話になりません。結論ありきの議論です。もっとエンジニアや消費者団体、若年利用者を招いての検討が必要かと思います。 ご検討下さい。	個人
※本中間整理の策定過程に異議あり。 「文化審議会著作権分科会／私的録音録画小委員会」の委員選定について国民に周知されず、国民の民意を反映したものとは到底言えない。利権団体の関係者が多く、国民の利益の為というよりも特定団体の意向に則した書面になってしまっています。 以上の理由を持って、私は本中間整理の再検討を強く要望いたします。	個人
158ページ「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿」について 今回補償金の追加対象とされているポータブルオーディオプレイヤーの最大手であるiPodの関連企業からの代表者がメンバーに含まれていないのは大きな問題である。 実際にアップルジャパンから内閣官房宛にこれを非難する抗議文が送られているが、抗議の内容はもちろん、抗議があったことさえ議題に上っていない。 本来は海外ハードウェアメーカーの代表者もメンバーに加えて討議を行うべきであり、公に指摘されているにもかかわらずそれを改善しない姿勢は貿易摩擦を生みかねない大問題である。 また、前項5. であげたような議事進行を行う委員についても、資格が疑われる人員がおり、その人員達が誘導した議事であり、国民に不利益を被らせていると言わざるを得ない。 よって、今回の文化審議会の人員を刷新し、再度一から議論しなおす必要があると確信する。 また、本分科会については、国民の利益を侵害する可能性が高いため、議論の性格上、一切の例外無しに、常に消費者（国民）の傍聴を認める必要があり、これは消費者の権利である。 （現状の委員会の主たる起案者はこの権利に基づかない誘導議事を進めている侵害しているとも言える。）	個人
委員会のメンバーは著作権を持つ側の人間、知的財産権の専門家ばかりが目につく。ユーザー側・消費者側の委員の存在が見受けられない。 こんな公平性を欠くメンバーで審議などとはまったく横暴もいいところだ。	個人
現在までの私的録音録画小委員会の行動（人選、委員会で議論された問題へのとてもの外れな返答等）はこれから法律を変える事を先鋒として推進して行く立場の方々の対応とは到底思えません。議題に対しての議論、そこに反映されるべき民意の汲み上げ等、なくてはならないプロセスを一気に省き、一部利権側の都合の良いうに法律を改正して行くとられてもしょうがないのではないのでしょうか？ すべての人に平等に与えられる権利を侵害するような法律を無理矢理提案していくことだけはあってはいけないことだと思います。 今後の委員会の活動が有意義になることを一国民として非常に興味深く注目させていただきます。	個人

今回の議論には、法律や知財についての専門知識と同様に、インターネットという分野における専門知識が必須であると考えます。しかし委員の中には、インターネットについての専門知識を有している方のお名前は殆ど確認出来ません。インターネットというメディアは、これまでのメディアとは明らかに性質が異なっているため、これまでのメディアを下敷きとした議論では不十分であると考えます。NGNなどの次世代インフラが目前に控え、マルチキャスト放映などのコンテンツ配信、またインターネットラジオやポッドキャストなど、新しいコンテンツが次々に出てきている現状において、既にレガシーと呼ばれかねないようなメディアを主点に置いた法改正は、これからのグローバル化において、我が国の戦略を不利にすることにしかならないのではないかと強く危惧しております。 ネガティブな方向を注視したマイナス方面への議論だけではなく、これから創発して来るであろう様々な未来像を視野に入れた、建設的な議論を期待します。そのような議論が交わされることで、市場の健全化と活発化が促され、我が国の知財戦略に良い影響を与えられるように思うからです。	個人
現在の私的録音録画制度には納得して居りますが、今度の私的録音録画小委員会の「中間整理」には絶対反対です。録音録画専用機器がパソコンやその関連機器等に变化しても、録音録画出来る機器や媒体で自由に録音録画が出来て、その出演者が保償金を得る権利が認められる制度に見直して頂きたい。	個人
今日なにが起きていると思えば、またこのようなPSE法の二の舞になるようなことを立ち上げて、個人の自由までも取り締まるつもりですね。 こんなことでいちいち委員会を立てるなら早く年金とか医療問題とかもっと人の生活の根本になるものをどうにかしてもらわないと堪りません。 またどうせ、金を取れるところから取れるだけ搾ろうという考えでしょう。 また、こんな法律を通したら次の選挙で若年層の支持が得られませんか？ とにかくこんな法案は断固として許されないものです。 今にもたくさんのコメントが寄せられているでしょう、実際取り締まるとしてダウンロードした人全部逮捕できますか？ どうせ日本政府は脳みその固いアナログな人間ばかり。	個人
私はこの私的録音録画小委員会中間整理に反対です。 なぜかという、ただそういうふう規制しただけでは何も意味はないと思うからです。 なにより私はインターネットが好きです。いろんな人が作った作品を見たり聞いたりすることはきっと人の心に感動を与えらると思います。 どうかよろしくお願いします。	個人
私は反対します。 私個人としては文化の流れについて行けない文化庁自体に失望してしまいます。 私は偶然見たサイトでこの『私的録音録画小委員会』を知りました。私の周りにいる人ほとんどがこの問題の事を知りません。 いつも思っているのですが、本当に意見を集約したいのであれば、もっと大掛かりな告知をするべきです。 日本は民主主義国家として、法は選挙で選ばれた議員が決めるべき話なのだが、現実には省庁が勝手に選んだ委員が、募集していること自体が国民にあまり知られていないのに「民意を反映しました」というのがまかり通っている方が問題だと思います。 まあ、反対意見をなるべく少なくしたい気持ちも分らなくもありませんが・・・	個人
世間一般に、他者が創作したものを得るためには、それに見合った対価を支払うのは当然のことであるように、音楽・映像の著作権者にも、その作品を利活用すれば対価が支払われるのは当然だと思います。 そのための「補償金制度」を廃止しようとしていることは、世間のあらゆるものを“タダ”にするということと同じことです。そんなことがあり得るのでしょうか？ 「私的録音録画小委員会」の委員のみなさんは、経済原則の原点に立ち返って、もう一度良〜考え直してみてください。 そこで、この制度が存続されるとして考えたときに、現在の制度での対象機器の範囲や保証金負担義務者には問題があると思います。 昨今の私的録音録画機材の氾濫とそれによる録音録画の無制限なコピーの過度な普及の状況において、同様に機能を備えているにもかかわらず、対象とならない物(機材)があるのはおかしいのではないのでしょうか。 また、コピーの子・孫・曾孫コピーというように利用が広がっていく中で消費者からの補償金の完全な徴収は、極めて困難であると思います。 したがって、私的録音録画機能を備えた全機種を対象機器とすべきであり、補償金はメーカーから徴収すべきである。と思います。 日本のメーカーのみなさん、現在、よその国(海外)ではみなさん(メーカー)が負担しているのに、自分の国では負担できない、っていうのは、どう考えてもおかしくありませんか？そのへんは、世間にどうやって説明しているのですか？整合性のあるやり方に改めた方がよいのではないのでしょうか。 委員のみなさんの良識あるご判断を期待しています。よろしくお願いします。	個人
絶対反対 この私的録音録画小委員会中間整理はこれからの映像に関する発展を著しく遅くさせるものだと考えています。 そろそろ国民の言うことも聞いたらどうですか。 あいにく文系ではないので文章力はないですがそのところは了承願います。	個人

中間整理の位置づけについて「課題に対する対応策の基本的考え方、委員間の合意の形成の状況とその論点などについてまとめたもの」とされているが、まとめることで一定の結論を得るという目標に対してどのような効果が得られるのかが定かではない。たとえば、本中間整理において「おおむね異論はない」とされた事項については、今後異論を小委員会の場において異論を出すことができないのか。できなくなるとすればその点について事前に説明が必要であるし、異論も受け付けるのであれば、そもそも中間整理をした意味が大きく失われてしまう。	個人
そもそも、一体何故このようなことをはじめたのかわかりません。 Ipod課金？レンタルCDからの私的録音禁止？ 正直、ふざけるなと言いたいですね。 そんな事をする位なら、この委員会を閉鎖してくださいよ。 審議の経費等は全部国民の税金でしょ？ 無駄なことしないでください。	個人
パブリックコメント募集案内において、賛否の数を問うものではない、とされているにもかかわらず、賛否の数が判断材料とされているという意見がみかけられた。このような風評を避けるために、「意見が大勢であった」のような表記には「委員会において」など、対象を明確にすることが望まれる。	個人
ページ 全般 意見等 私的録音と録画については一旦切り離して議論を行い、各々の結論が出てから「私的録音録画」について合わせての議論を行う、ないし、むしろ「私的録音」と「私的録画」について切り離れたままでの補償金の有無も含めて、補償金の在り方に関する議論と結論を望む。なお、「補償金制度ありき」の議論には強く反対し、議論の見直しを要望する。 理由 貴小委員会での審議を傍聴していて、あるいは今回の中間整理を読んで感じたことであるが、音楽CDの売り上げが、ダウンロードやレンタルから私的録音により減っていて、権利侵害が甚大になってきている。 →私的録音録画補償金制度は現在の制度のままで、対象機器を増やすべき(HDD録音機、HDD録画機、TVパソコン)と言う意見がまかり通っている様に感じる。 「録音」と「録画」では事情が異なるのに同列で議論している。 「録画」では、以下の様に「録画」と異なる状況である。 ・補償金対象は放送番組のみであって、レンタルも含め、DVDは対象外 ・デジタル放送は無制限には複製を作れず、ダビング10になっても、せいぜい10枚に限定される。 ・私的録画補償金の対象機器、対象メディアを使っての補償金対象外の録画が行われている。(ムービーによる子供の記録、旅行の記録が容易であるが、録音の場においては、一部の才能のある方や議事録作成の為の録音などを除いて、私的録音補償金対象の機器、メディアを使って私的録音でない録音がなされると言うことは、レアケースと考える。)・プレイシフトでは、「小画面・低画質」となる。	個人
日本国民の一人からの意見でございます。 今回の問題は著作権が複雑に絡んでおりますが、著作権は製作者本人にある上、官庁が作成をしてないものについては大きく『違法』とくるべきではないと思われまます。 私は今回の私的録音録画小委員会中間整理を流会にすることを強く希望します。	個人
今回の委員会の仕事で私自身も私的録画の問題を難しく考えております。 一方では製作者側が作り上げた商品を無断で利用され、経済的な損害が出ています。 ただ、現在の少子化問題により、その利益は奪い合われ、この産業全体では縮小しつつあります。このために制作側の力が減少してくるのではないのでしょうか。 また、このような業界は当たりはずれが非常に大きい分野であることも考慮しなければなりません。 また、見る側が減少しているときに様々な地域環境や経済的な環境の違いにより、これらの映像を視聴し、利用するまでに時間を失い、これによる文化的・経済的損失を高めることとなります。 現在では世界中がグローバルに情報を展開しているので、例え、日本で素晴らしい映像を保護しても、海外でそれと同じアイデアを考え出され、先に世界に広められれば、その映像は海外の「模倣」とされてしまいます。 先により良い作品を生み出さねばならないのであります。 ドッグイヤーと呼ばれる時代において、著作権による情報発信の遅延はコンテンツを日本の産業のひとつとして、育て上げるためにはあってはならないことであると思います。 地方のローカル放送局や地域格差で最先端の映像が見られなければ、今度は逆にインターネットを利用した人々が国内産のコンテンツを見ず、海外のコンテンツを見るようになります。 現在はまだ、日本のコンテンツが非常に評価されていますが、10年後、20年後には海外で競争力を高めた非常に素晴らしい作品が入ってくると考えられます。 そうであれば、ただ、限られた時間内や予算内にしか見られない映像を展開するよりも、新しい制度をつくり、わざわざ、私的録画をせずとも見られるようになる「環境」を整えるべきではないかと考えます。 他方で消費者側としては、リアルタイムでこのような番組を利用することにより、購買意欲を高められ、時間による機会損失を大幅に軽減しております。 また、昨今のブログやSNS等により、インターネット上に展開する。 「インターネットロコミ」はTVCMや雑誌にはひとつの海外の角川書店の製品などが海外などで見られることがきっかけとなり、世界中に大きなマーケットの拡大に寄与しており、国内、日本の文化を広く世界に広がっております。	個人

日本語を理解できない方々でも、映像であれば、その良さがわかり、それをきっかけとして、日本国内の業者がこれらのビジネスチャンスを生かすべきであると考えます。 また、国内における法整備を強化したとしても、諸外国でインターネット上にデーターを流されれば、歯止めをかけることができません。 私としては、この両者にとって、セカンドベストを目指し、製作者側の利益を増大させ、かつ、消費者が多くの作品に親しめるような制度をつくり、日本国内や海外による海賊版における無断利用映像を減少させていきたいと考える。 著作権の利用権が50年と非常に長期にわたり、多くの人がこれらの作品に親しむ、時間が足りないです。 政府として、著作権を作者に半分放棄させる仕組みをつくるのはどうでしょうか。 一つの案としては、現在、多くの著作の中には非常に有益なものがあり、これらを広く社会に知らせるために「図書館」という制度があります。 この仕組みを映像にも取り入れ、政府が管理する「電子図書館」に専用インターネットを導入し、一括して管理する。 ある期間内であれば、要望により、これらを無料、もしくは一部有料にし、多くの人々に知る機会を与えるようにします。 著作権を政府が保証する場で、様々なコンテンツを見られるようにします。 ここからならば、ネットを利用してダウンロードすれば、すぐに身元がわかるようになっている。 この政府の「国立映像電子図書館」に預けることで、古今東西の最新の映像を広く世間一般に広めます。 CMを流し、テレビ局が行う無料視聴を可能にします。 CMにより、この映像図書館を運営します。また、著作権者に見られた割合に伴って、著作権料を支払います。 これにより、他の無断な私的録音をせずとも見たい時に「国立映像電子図書館」にいけば、これは「国立映像電子図書館」地域ごとに流すCMも違い、ローカルの企業のCMも受け入れます。 このことにより、その作品が広く認知されてから、著作権を回復させます。 また、この中で、非常に評価が高く、模倣されることの多い作品に関しては、著作権の保護期間を短くし、広く、人々に利用できるようにする制度を作るべきであると思います。 これにより、より良いものが多くの人々により、アイデアの基礎となり、日本の文化発展の源泉になると考えます。 インターネット上に地上波を放送する現在のテレビ局の役割を生み出して、幅広く、世界にその情報を公開し、これによるメディアミックスにより、コンテンツ産業を盛り上げ、経済力を向上していくようにしたい。 無断で利用できないよう、一箇所に情報を固め、これに許可制のファイアウォールを設置し、利用料金やCMなどにより、著作権者アイデアはこれまで人類が積み重ねてきた既存の情報の組み合わせであります。 そこで、このアイデアを加工する技術は新しい独創的な資源を生み出す方法であります。 そのためには多くの新鮮な「材料」が必要であります。 「情報を加工」することは資源の少ない我が国において、なくてはならない産業であります。その技術力を高めるためにはこれらの映像を広く公共の福祉として利用しなければならないと思います。 これを国が後押しする方法を取るべきです。 また、図書館で借りてきた内容で新しい物事を考えられるように情報を借りるという形で加工出来る環境を整えなければなりません。 誰が今、その映像を加工しているかを申告すれば、これらの映像を広く利用する事もできる。 これらの映像も基本的に「国立電子映像図書館」でのみ放映ができます。 これらは政府が「文化コンテンツ産業支援政策」のひとつの柱として支援すべきであると思います。 これにより、面白い作品を作る情熱を活かす場を提供し、新たな日本の資源に変えていければ、幸いに思います。 一部例外的に許される創作の場をつくり、それを政府が管理することで、 国は次代の日本の文化を担う想像力豊かな人々を「著作権違反による犯罪者」とせず、 「素晴らしい物づくりの担い手」に転換していくべきであると思います。 必ず良い方法はあると思います。 皆様、将来のためにより良い、アイデアを考えましょう。 どうかよろしくお願いいたします。	
私は「私的録音録画小委員会中間整理」の内容に反対の意見を表したい。 まず、現在の政治全体にも言えることであるが、権利団体は自分らの利益を守ることに墮して、あまりに民衆の利便を軽んじているように感じる。フランス革命を例にとると、襲撃されたバスチーユ牢獄の中では“牢獄”という名が全く不似合いな程、豪華絢爛たるものであったという。これ以上、権利団体のみが利益を享受し続けることは利益団体の腐敗を意味し、今後は国民がこれらの団体に対して、より厳しい目を向けることになるであろう。 政治という観点から見ても、民衆からパンと娯楽を奪い取って良い結果になった試しは無い。また、文化的な観点からしても、日本はアジアの中で既に著作権に対して比較的厳しく、これ以上の規制は無意味なものだと感じる。 それだけでなく、この規制によって日本のサブカルチャーが後退し、文化的な優位を維持することが困難になってしまいかねない。 さらに、行き過ぎた規制によって、事態をさらに悪化させてしまう危険性さえ孕んでいるように思う。具体的には、ネットを介さない形での違法コピーが促進され、事態がより悪化、複雑化したものになるであろう。恐らくこれらは考えれば小学生でも分かる話であろう。 その上、商業・技術的に見ても、携帯オーディオやパソコンに補償額を上乗せすることで、単純にメーカーの利益が損なわれる。低価格競争で他国に遅れを取っている状況で、これらの出資が増えれば、事態はより厳しいものになるだろう。これにより市場の購買欲が減り、しいては日本の経済の鈍化を招く。これは冗談めいた例えになるが、iPodや韓国・中国製のオーディオプレイヤーに対して関税を掛けることになるかもしれない。技術的な流れからしても、可能なものを規制することで生まれる弊害の方がもっと多いと思う。 以上を踏まえて、私は日本のみでこのような規制を実施することに疑問を抱き関連する部門への悪影響に対し危機感すら抱くということを主張したい。	個人
確かに私的録音・録画によって権利者が経済的不利益を被りますが、逆に私的録音・録画が利益を出していることが111ページの文章からもわかっているはずです。ですから、補償の必要性は微々たる物ならかまわないと思いますが、やりすぎると、とんでもない暴動が起きます。現に補償をつける事に関して暴動を起こそうと企んでいる団体も少なくありません。この件で違法者を特定できるかもしれませんが、関係者のなかで死者やケガ人が出るでしょう。自分としては文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理については、やめておいたほうがいい、つまり反対です。その方が死者もケガ人も出ずにすむと思います。	個人

保証金制度の見直しと存続をもとめます。 私もプレイヤーであり、身近な存在にアーティストの皆様がおり活動のたいへんさ、制作の困難をたくさん見てきてます。 努力して産み出したものに等価の保証金を！というのは当然の事と思います。	個人
保証金制度は存続させるべきというか、させないなんてことはありえない話です。たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきです。 が、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。消費者と権利者の利益の調整を図る制度として、保証金制度の維持が必要です。今の日本のメーカーは、権利者を無視し、自分の儲けのことしか考えていません。ドイツやフランスのメーカーをもっと見習うべきです、たいしたものだと思います。それに比べ、情けない、日本のメーカー。	個人
全ての物がデジタル化され、パソコンやi-podで音楽をコピーして楽しむ事は日常的に起こっています。 パソコン、i-podに補償金がかけられていないのも問題だと思います。 著作権者が補償金によって一定の対価を得ている仕組みの補償金制度はこれからも維持されるべき、絶対必要だと思います。	個人
私的録音録画保証金制度は存続すべきであると思います。 私自身は生産側ではなく、消費者側というだけですが、知的財産や商品の価値を現在、中国などのコピー商品や、海賊版等の組織的生産が横行・流通している国に対し、守らなければならないものだと強く訴えている日本の姿勢が国内の根本的なところで、曖昧なものであれば他国に対して、説得力のないものになってしまうのではないかと感じます。そんな中で、この私的録音録画保証金制度は国内外に、日本の姿勢を示す上においても存続すべきもの、存続しなければならないものだと思いますし、こういう形で保障をしていかなければ、国内の文化的才能は、ますます海外への流出となるのではないのでしょうか。	個人
私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 著作物の背後には、著作者をはじめコンテンツを供給する人々の膨大な労力が間違いなく存在しています。さらに、著作者がその技術を習得するために長年にわたって費やしてきた時間まで考慮するなら、現在、著作物の価値はあまりに軽んじられていると言わざるを得ません。 デジタルコンテンツにおいて、著作物を私的複製という名のもとに無限に複製し得る現状がある以上、コンテンツの制作者に対して金銭的な保証を行う仕組みは不可欠です。 もし仮に、著作物に対する権利を軽ずる行政が行われるとするなら、それは文化の衰退を招きかねない、重大な誤謬だと考えます。	個人
私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 無くしてしまうと好き勝手にコピー出来てしまいます。そしたら、好きなアーティスト達がCD販売してくれなくなりそうです。 保証金を支払う事で アーティスト達に素晴らしい楽曲等を提供して頂くお手伝いをするのは当然だと考えます。	個人
私的録音録画補償金額が年々減っていることを知りました。コンピューター、i-pod、携帯電話、あるいはカーナビに至るまで、最近の音楽をデジタル的に取り込むテクノロジーの進歩は凄まじいものがあります。いとも簡単に音楽をコピーすることができること、このような便利になることに対する消費者の欲望は残念ながら自制することはできません。音楽をつくる側をないがしろにして行くことはひいては音楽を消費者にとどけるハードを生産する企業の首を絞めることになるのです。是非とも企業にも協力して頂きたいと考えます。よって私的録音録画補償金制度は絶対に必要です。	個人
私的録音録画補償金制度がなくなることで、これまでパソコンなどで許されていた個人的なコピー行為に、ひとつひとつ許諾を得なければならなくなると、今までのように、音楽を自由に楽しむことができなくなります。 現状に合う形に、補償制度を手直ししていただき、今までのように合法的にコピーができるよう、補償制度の存続を望みます。	個人
自分の仕事である作品が勝手にコピーされ、そこから何の報酬も得られないのでは仕事が成り立たなくなります。コピー出来る機械を作って売り、報酬を得るメーカー自体、コピーする元を作る人がいなければ、成り立たないはずです。 補償金はお互いが存続するための制度ではないでしょうか。 よって補償金制度の維持に賛成します。	個人
消費者にとって少ない負担で、購入したり、私的録画などしたもののコピーの自由を得られるのは、補償金制度のおかげだと思います。存続を希望します。	個人
私的録音を目的に消費者が利用活用し、その機材を提供しているメーカーが利益を得ている。欧米に比べ日本は音楽家の利益確保の文化が劣っている。先ず、メーカーは音楽家との共存を考え補償金制度を維持存続させるべきだ。	個人

気が付けば、時代はすっかりHD時代。DJですら、レコードはもちろん、CDすら使わないで、ノートパソコンでDJをする時代。音楽のダウンロード時代になっている。 でもそれは言い換えればコピー＆ペースト時代ってこと。 音楽の聴き方がこのように変わったことで、このままだと、音楽を作る側の「音楽で食っていく」という夢が難しくなっていく。 「補償金制度」というのは、音楽家に対する、労働補償とも言えること。是非存続をお願いしたい。	個人
現代の数多いファンは日常的にパソコンなどでコピーするのが当たり前となっています。 これだけ、多くのコピーが氾濫し、Cdであれば購入したものから借りたものまで、無制限にコピーが可能、パソコンには大量の音楽が集められる……。 メーカーが利益を上げるために、これだけのものを作って氾濫させたのですから、彼等もその責任を考えるべきであると思うと同時に、保証金制度は必要であると思います。 きちんと制度として立て直し、存続させるべきです。	個人
私が補償金制度について知ったのは1年程前です。最初は補償制度がなくなることで、録音録画機器の値段が安くなればいいと思っていましたが、自由に音楽等をコピーできることに対して、何らかの補償を作家の方々にするというのは当然だと思うようになりました。また、この制度がなくなることによって、コピーすることが難しくなるのであれば、制度を維持して気軽にコピーをすることのできる現在の環境を守ってほしいです。 iPodなどの機器の普及によって音楽のコピーが非常に簡単に、かつ大量に行われる時代になりました。そんな時代だからこそ、利用者の利便性を保ち、著作権者を保護するという補償金制度は今後も必要だと思います。	個人
私の意見と致しまして私的録音録画保証金制度は存続すべきであると思います。 現在私はCDなどで好きな歌手、好きなバンドなどの曲を聴いたり、DVDなどで好きな映画などを観る立場にありますが、仮に私が曲や映画を作ったりする立場の人間であったとするならば、CDなどを複製されてしまい、私的録音録画保証金制度がなかった場合、CDを複製されてしまっているわけなので、本来CDなどを買っていたら入ってくるはずのかなりのお金が手元に入ることになりかねないと思います。 そうするとお金が手元に入らないので収入がないわけになります、そうすると、次の曲の製作などをしたいと思っても収入、お金がないわけなのでCDを作ったり、映画を作っていくことは限りなく不可能になっていくかと思います。 話を本来の私個人に戻しますと、私的録音録画保証金制度を存続していただき、好きなCD、DVDの製作者の次回作を観る事ができる事は私の生活をしていく上で心のよりどころであったり、癒しであったり、次の日への活力であったり、元気の源であったりなども致しますので、一個人の考えではございますが、私的録音録画保証金制度の存続をすべきであると思います。 私的録音録画保証金制度の存続をどうぞよろしくお願い致します。	個人
権利保護の大切さは十分理解しますがガードが異常に固くて機動性に欠けるのはいただけません。権力者保護のためにひろく網をかけると言う制度なので重箱の隅をつつく議論は無意味だと思います。 権力者への感謝、取扱者への信頼に立ち罪悪感なくコピー出来る事を保証する「補償金制度」は維持存続すべきです。	個人
私的録音録画補償金制度の維持は必要です。 補償金制度は利用者の利便と権利者の保護を両立させるための最も有効な制度であり、これまでどおり、この制度を維持するべきであると考えます。 なお、補償金の支払義務者はコピーを可能とする機器・媒体を製造している業者であることが当然であると考えます。その点から言えば、録音・録画機能を有するすべてのものに補償金を課すべきでありましょう。 しかしながら、補償金額の設定にあたっては、録音録画頻度に応じたものとする必要はあるのではないのでしょうか。	個人
レンタル店やパソコン、iPodなどでコピーが容易に大量に行われる今日、著作権者補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと私は思います。 機器・媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているからこそ、権利者に対して相当の対価を支払うのはやむを得ないと思います。そうするとコピーの度に課金されるのは大変なので「補償金制度」が良いのではないのでしょうか。	個人
私は音楽著作権協会と信託契約を結ぶ音楽著作家なのですが、現状のCD等フリーコピーの実際には、著作物権利者として非常に将来的な不安を感じざるを得ません。 海外の著作に関しては補償金を負担しつつ、本国の著作に関しては負担しないと言う姿勢はどう言う意味合いなのでしょう？ 理解しかねます。このまま補償金制度廃止にでもなったら、今まで以上に国内の優秀な音楽家の海外流出が懸念されます。 今後の我が国の音楽的発展、これから出て来る音楽クリエイターの為にも補償金制度の維持を強く望みます！！	個人
私的録音録画補償金制度自体は存続するべきと思いますが、自分の創作した物をコピーするために購入したメディアにも補償金をかけられるのは納得がいきません。	個人
音源などのデジタルコピーの恩恵を受けており、かつ権利者の利益に影響を与えている現状を見ると、この補償金制度は存続させるべきだと思います。	個人

機器・媒体購入時1回限りで、それ程負担を感じない金額であれば、消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので権利者に補償金を支払うことは必要だと思う。 私的録音録画補償金制度は、消費者、メーカー、権利者間の利害を調整する制度として機能する限り、存続の必要があると思う。	個人
クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することを目的として、この制度は制定されたはずで。録音録画機器の普及は、著作物があるからこそ成り立っていますし▲罇壁供爾眞醕鯨世機燭旺法実ニ録音録画機器を利用するわけです。消費者は大きな負担とならない範囲で補償金を支払うことによって私的録音録画の自由が確保され恩恵を受けられることにより、権利者の利益につながり、権利者がさらに文化に貢献できる環境を作ることにより、機器メーカーの利益にもつながると思います。よってこの制度が理解され、維持されていくことは必要と考えます。	個人
国民に私的複製の自由を残すために、補償金制度を維持すべきです。 そして、メーカーが支払いの義務者とし、現実には即した(アイポッド・パソコンのハードディスクなど)範囲に課金すべきです。 メーカーは株式会社であり、昨今の経済のグローバル化に伴い、株主を重視する方向性を色濃くしており、短い期間で利益をあげることを目的としています。つまり、短期的なあくなく利益の追求者です。 そのメーカーが、さまざまな理由をつけて、補償金制度はなくなったほうがいいと主張するのは理解できるところです。 先進諸外国では、日本のメーカーが補償金を支払っていることから、長期的な視野にたった主張であると考えにくいと感じます。メーカーの主張は、権利者側に一方的に経済的な不利益をしいることとなるような主張ばかりだからです。 しかし、行政は国民生活の最大多数の最大の利益を考えるべきだと考えます。メーカーの主張どおり行政がそれを認めることは是認できません。 消費者は私的録音・録画の自由を手放すことはできないからです。 しかしながら、補償金制度が国民の私的複製の自由を担保するという大前提から逸脱した議論が委員会では散見されます。(国際条約に抵触しない著作権制度は国として絶対しなくてはいいけない。条約脱退という道は選べないのにもかかわらずです。) 又、危惧されるのは、権利者団体と、メーカー団体との対立構造は確立しているのに、一番影響を受ける国民はこの議論自体を知らない人が圧倒的多数であるということです。 この議論を知らない圧倒的多数の国民は、私的複製が違法となる未来は選択肢としてありえないはずで。(仮に、多数のメーカー社員等から、一般国民として、パブリックコメントに補償金制度を無くすように意見がなされても、それは本当に国民の総意なのでしょうかね?) エンターテインメントコンテンツが私的複製されることを、国民全体が前提としている現在において、日々不当に経済的不利益を強いられている権利者の権利と国民生活の幸福とのバランスをとる現実的な解決策は、諸外国のように、補償金制度を維持し、メーカーを支払い義務者とし、現実には即したハードディスク等に課金すること以外進むべき道はないと考えます。	個人
国を支払義務者として私的録音・録画補償金制度を維持すべきである。 私的録音・録画はベルヌ条約のスリー・ステップ・テストをクリアする零細で私的な録音録画に限り、認められているものである。その範囲を超え、放置するとベルヌ条約違反になりかねないという理由から、わが国においてはデジタル録音・録画に限り私的録音・録画補償金制度が導入されている。この制度がはじまった平成4年当時と比較して、私的録音・録画機器、媒体はより一層高性能化して普及しており、この制度を廃止する理由はまったく見出すことはできない。メーカーが主張するDRM技術は現時点で存在しないのであるから、存在しない架空の技術をもって制度を廃止することは到底不可能と考える。 この制度の本来の目的は、メーカーが製造者の責任として利益のごく一部を権利者に還元することにあることは自明であるが、支払義務者がユーザーになっていることで、この問題を複雑化している。海外と同様に支払義務者をメーカーと改め、その上でこの制度を維持すべきと考える。 また、新たな機器・媒体を追加指定する場合、政令によらなければならないことも、この制度の機能を実質的に空洞化させている。指定の方法もっと簡便な方法に改めるべきである。	個人
たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。 消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。	個人
メーカーは、これほどむやみやたらとコピー機能のある製品を生産して収益をあげているのだから、補償金制度を積極的に維持する姿勢をとるのは当然のことです。それによって権利者の著作権も絶対に保護されるべきです。豊かな音楽環境のために！	個人
現在における多くの企業の持たねばならぬ、自社の利益と自社が自然環境に与える環境に対して関係性への注意、気配り、責任の問題を考えるならば、「著作権侵害の蓋然性が高い」機器を製作・販売することに対して、何らかの補償策を講じることは、企業として及び国の取り組みとして当然のことのように思われます。 大規模な私的録音が可能な機器をもって「著作権侵害の蓋然性がない」ということであれば当補償金制度は不要と思われますが、事実そうでないことは誰の目に見ても明らかであることを考えるならば、補償金制度は維持するべきであると思います。	個人

私達作曲家は補償金制度を存続させるべきであると考えます。 現在、想像をはるかに超える膨大な量のコピーが行われています。が、そこで録音、録画に使用されている機器や媒体は、現行制度での補償の対象になっていません。それが補償金の減少につながり、音楽産業の殆どに打撃を与えています。もし補償金制度が無くなると、今日、行われている私的録音、録画の殆どが違法となり、一般ユーザーのコピーを行う自由は奪われてしまいます。つまり「ユーザー側のコピーの自由」と「権利者側の権利保護」が両立する制度を望みます。また現在のように補償金の支払い義務者をユーザーとする形では負担に不公平が生じる恐れがあるので、諸外国と同様に、補償金の支払に義務者を機器などの製造業者や輸入業者に改める必要があります。 私達は、音楽や映像のコンテンツの振興が図られ、芸術文化の発展のため、ユーザーの皆様自由にコピーを楽しむことの出来る環境のためにもこの補償金制度が構築されることを切に願うものです。	個人
容易にコピーの自由が手に入るデジタル時代に、補償金制度は存続すべきである。 但し、国民(ユーザー)に対するよりいっそうの周知活動と現行制度の改善が必要と考える。	個人
ipodへの課金をすべきと考えます。現状、補償金制度のあり方が問われていますが、制度を縮小するよりもむしろ拡大すべきと考えます。 制度の拡大により、将来的にはDRMの軽減による権利者側の負担の軽減、インターネット上のダウンロードにて失われた権利者の利益の補填という権利者側の利益が図れます。また、利用者側としても機器への課金が大金でなければ問題としませんし、それでガチャガチャにDRMをかけられた音楽よりも利用しやすい音楽がDLできるため、双方の利益が図れると考えます。 現状で制度で縮小してしまうと、これ以上制度を存続させることが難しくなり、結局は双方の不利益につながると考えます。	個人
補償金制度の改善と存続に賛成する。 そもそもiPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じます。私的複製を行うことが可能な機器はすべからず補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきであります。 また、DRMによって補償金制度は不要であるとの意見もあるようですが、厳しい利用制限を課せられる等、今の利用環境が確保できないのは明らかなので、賛成できません。	個人(同旨2件)
保証金制度を維持すべきです！ ユーザーとメーカーが一定の保証金を負担することで自由に私的な複製ができる保証金制度は消費者、メーカー、権利者、の三者全員が利益を享受できる制度だと考えます。私的録音が音質の劣化なしにできる実情を鑑みると保証金制度の維持は必要不可欠であります。	個人
個人的に録音録画ができる状況は認めざるを得ません。かくゆう私も友人にももちろん営業目的でなく渡したりもあります。ただやはり保証金制度を現実をふまえた形で存続させるべきだと思います。	個人
保証金制度を維持すべきです。 コピーしやすくなった現在においてメーカーが知らん顔するのは如何なものかと思います。 絶対に必要な制度だと思います。	個人
保証金制度を維持するべきです。今後10回コピー出来る機器を、販売するのであれば、諸外国どうよう、メーカーが、責任を負うのが当然だと思います。私的録画の問題に、製造物責任法の適用が、議論されていないのは疑問です。	個人
保証金制度を今の実体にあつたものにして存続させるべきです。 パソコン、HDDカーナビなど私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が保証金によって一定の対価を得られる仕組みの保証金制度は今後も維持すべきだと考えております。これにより音楽を身近に楽しめる環境が確保されているのだと私は思っています。 そのようなことから著作権者への保証措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決せずにあくまでも保証金制度によって対応することが望ましいと思います。	個人
補償金の維持に賛成です。 音楽配信で購入した楽曲はコピー回数が制限されます。 CDであれば回数制限なくコピーが可能です。 CDの権利者に一定の権利金を支払うのは当然です。 しかし、その場合に回数制限がある「課金」ではなく何回でもコピーできる「補償金制度」がよいと思います。	個人
補償金の維持に賛成です。 音楽配信で購入した楽曲はコピー回数が制限されますが、CDであれば回数制限なくコピーが可能です。 CDの権利者に一定の権利金を支払うのは当然と考えます。 しかし、その場合に回数制限がある「課金」ではなく何回でもコピーできる「補償金制度」が望ましいと考えます。	個人(同旨1件)

補償金を支払うことによって、コピー被害が軽減し、アーティスト達が新しい良い作品を作るための環境づくりに少しでも役に立つことができれば非常に良いことだと思います。そのためには、現在の補償金制度を改善して、コピーされている実情に合わせた内容のものへと変えていく必要があると思います。	個人
補償金を支払うことによって私的録音録画物を自由に扱えるということは有意義なことだと思いますが、扱うことに対してある程度の許容範囲ははっきりと設定しておくべきだと思います。例えば安価で扱えるということになりますとあまりこの補償金制度の意味合いがないような気がします。	個人
補償金を支払うことにより、一定のコピーの自由が確保される当該制度は、消費者にとっても有効であり、この制度を支持します。	個人
補償金制度があるとは初めて知りました。やはりPC等でのコピーや録音が膨大になれば作家に対価をきちんと支払うべきだと思います。ただし、リスナーとしては自由に録音もしたいわけで、リスナーと作家の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成！！ 正当な音楽配信ならば、コピーガードにより1回に制限されていますが、CDは買っても借りても無制限にコピーが可能です。これは、権利者にとって大変な損失であり、知的所有権の侵害です。そのためには、「補償金制度」と言うのは絶対に必要です。これは、今後の日本の文化発展のためにも無くしてはいけないと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成します。 1人あたりにすれば僅かな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは 今後も維持していただきたいです。 議論のための議論はやめて、速やかに補償金制度によって解決を図るべきであると思います。	個人
補償金制度の維持に賛成します。 日本人の文化・芸術にたいする意識レベルの低さは、演劇界でも話題になっているほどです。 きちんとした認識を一般の人にもってもらいたいし、芸術に対する正当な評価をしていただきたいと痛感しています。	個人
補償金制度の維持に賛成します。(音楽ソフトウェアの使用ハード機器の変化とともに見直しし、音楽ソフトウェアすべてに、供給元の存在の確認をして欲しいですし、供給に伴う代金は発生して当然と考えます)	個人
補償金制度の維持に賛成です。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 とりあえずパソコンに大量の音楽を集めておき、そこからiPodにコピーしています。音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されますが、CDであれば買ったものも借りたものも無制限にコピーできてしまいます。そう考えると、権利者に一定の金額を支払うことはやむを得ないと思います。 ただ、その場合は、コピーのたびに課金されるのではなく、何回でもコピーできる「補償金制度」が良いと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 PCに大量の音楽を集めておき、そこからiPodにコピーしています。音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されていますが、CDであれば買ったものも、借りたものも無制限にコピーできてしまいます。権利者に一定の金額を支払うことはやむを得ないと思います。その場合は、コピーのたびに課金されるのではなく、何回もコピーできる「補償金制度」が良いです。	個人

補償金制度の維持に賛成です。 やはり再生機能や録音、録画機能のあるもの（以下、AV機器）というのは、そもそも音楽や映像という素材を楽しみたいが為に購入するわけだから、AV機器を作って販売すること自体、素材無くしてはありえない事だと思います。 そう考えたら多少AV機器の金額が高くなったとしても、その素材を提供する側の補償はするべきだしして当たり前だと思います。 イメージ的には機器を作る時ににかかる部品代と同じくらい『当たり前にかかるお金』としてとらえると分かり易いのでは…と思います。 無料でダウンロードができたり、録音、録画、複製が簡単にしやすくなってしまっている現状を考えると、補償制度だけでは足りないくらいだと思うので、せめてこの制度は大切にしてほしいです。 目先の事にとらわれて今安く機械を提供したとしても、作り手が減りいい素材が減ればユーザー側も機器にこだわりを持つ人が減り、最終的には自分で自分の首をしめることになりかねないと私は思います。 素材を提供する側、それを楽しむ為の機器を提供する側、そしてその両方を生活に取り入れて楽しんでいる一般のユーザー側、全ての人たちが楽しみを得る為に少しずつ我慢をすればいいのです。 『三方一両損』の精神です。その為にこの制度は大切にしなければいけないと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 レンタル店から借りたCDをパソコンやMP3プレーヤー等に個人的にコピーする度に、どこかに許可をもらわなければならないなんて、現実的ではないし、守られるとは思えません。補償制度をなくすということは、実際には音楽製作者の権利を無視する行為ではないでしょうか。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 権利者に一定の金額を支払い、何回でもコピーできる「補償金制度」が必要だと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 現代におけるこの問題はますます氾濫していく事と思います。それは本来、文化的に充実し発展していく事柄に対して偏りがありすぎるからだと考えます。 相互に対する配慮や義務を軽視し、営利にだけに走る傾向が表立ち、表面的になり、内容や中身の充実が忘れられ措いていかれている。 著作や創作した元なる部分に目を向ける事さえも忘れ表面的な充実で走るやり方は、支えあう事、人間関係や教養を高め充実した人生観を育てる事とは程遠いことになっていく。それは時代の動きに流され振り回された現代の弱み、痛みを如実に表している問題の一つではないでしょうか？ 補償金制度の維持は当然の責任であり、義務です。この責任、義務があって企業の営利やユーザーにとっても個人の音楽の楽しみ方も充実していく基本だと思います。相互の責任、義務を果し合うことによって豊かさも実っていくのではないのでしょうか。この当然の事を守るためにさえも権利の主張をせざる得ない事を嘆かわしくさえ思います。	個人
補償金制度の維持に賛成です。	個人
補償金制度の維持に賛成です。音楽の可能性は無限です。	個人
補償金制度の改善、維持に賛成です。 これから先の日本を考えてみて下さい。現在でもヨーロッパや先進国に比べて著作権に対する意識が著しく低く、その結果文化に対する意識もかなり遅れています。すばらしい技術力でハードは世界一のモノを作り出してきた我が国の、最大の欠点はソフトが弱い事です。 しかし、個人の優れたアーティストや発明家、技術者はいるのです。 そして、文化的に豊かな国になって行く事が一般市民の為にものなのです。 成熟した国にならないければ、日本の未来はないように思います。 これから先の日本を支えて、明るい将来の為のもの、組織のトップの方々いま何が本当に必要と考えて下さい。 コピーをするなどといっても、無理なのです。また、一時期のコピーコントロール付きのCDは肝心の音まで悪かったように、メーカー側の本末転倒とも言えるお粗末な代物でした。 補償金制度が、ベストではないかも知れませんが、改善、維持されるべきです。	個人
補償金制度の改善、維持に賛成です。 パソコン等の大容量のHDDからi-pod、CD-R/RW等に瞬時に大量コピーが出来るこの現状。 補償金というかたちで権利者に対価を還元する事は当然だと思います。 日本メーカーの儲け主義的な考えは、日本の本当の意味の芸術文化を破壊する行為に等しいと思います。 消費者と権利者とメーカーの利益バランスと文化の発展の為にも補償金制度の維持が必要だと思います。	個人
補償金制度の改善、維持を賛成します。 単純に他国と比較した場合の日本の補償金の低さを知り、正直驚いております。音楽に限った話ではありませんが、日本はもっと文化的側面に社会が真摯に対応すべきです。私的録音録画補償金制度は、もっと保護されて然るべきアーティストにも、必要不可欠なものだと思います。	個人
補償金制度の改善と存続に賛成します。 録音録画機器の進歩と氾濫は明らかであるにも拘わらず、補償金の制度が変わらず、またそれを廃止するという考えがあるのは、演奏家等の権利を無視するものではないのでしょうか。正しく権利者が得るべきものを得られるように制度を見直していただきたいと思います。	個人

補償金制度の改善と存続に賛成します。私的録音録画補償金制度は、音楽ソフトウェア権利者である音楽家が受ける分配の中で重要な部分を占めています。権利者に対価を払うのは音楽を楽しむ人の義務です。補償金制度のスタートした90年代後半と現在を比べると、iPodの普及を筆頭に音楽の聴かれ方は劇的に変化しました。補償金対象機器を枠を広げ、現状に見合った形に見直す事は早急な課題です。権利者の利益が損なわれる事は、音楽文化の衰退につながります。補償金制度の改善と維持は必要不可欠です。	個人
補償金制度の存続させ、現在の実生活に見合った制度になる事を切に願います。 パソコン等で、レンタル屋からCD,DVDを借りて来てコピーするのは日常茶飯事に行われています。コピーしたものを交換する事迄日常化しています。 それは、音楽、映像等の権利者にとっては不利益を示し、コピーに対しても、「行うな」と言える状況ではありません。 コピーする人、権利者双方が納得出来る補償金制度の維持が必要だと思います。 現状でも日本の補償額は人口当たりの補償額が海外とひと桁少ない位違います。 行政も日本の文化を守り育てる考え方で望んで頂きたいと思います。	個人(同旨1件)
補償金制度は、存続させるべきだと思います。 利便性の追求にプライオリティを置き、権利者の言い分を無視して良いのでしょうか。 権利者あつてのコンテンツであり、コンテンツがあつて、利用が出来る事は、説明するまでもないと思いますが…	個人
補償金制度はもちろん存続し、そしてこれからより良いものにしていただきたい。 音楽を作る仕事をしている者として、今の現状はひど過ぎると思う。 ”作品を生み出す人々”の事を一番に考えた制度になれば必ず素晴らしい作品が沢山生まれるようになると思います。	個人(同旨1件)
補償金制度はユーザーにとっても良い制度だと思います。 私はデジタル放送のコピーワンスの件でずっとニュースを追ってきています。大好きなテレビがこれからどうなっていくのか、とても興味があったからです。総務省の会議の場で、私たち消費者、メーカー、放送事業者、権利者が、それぞれ満足いかなくても合意したんですよ？その合意を崩そうとしているメーカーはひどいと思います。そんなことが許されるなら、何年もしていた話し合いが無駄だったことになってしまいます。話し合いに加わっていた以上、一旦約束したことについて責任を持つべきです(その点権利者は偉いと思います。)私は私的録音録画補償金制度をちゃんと機能するように手直して維持することが、総務省の話し合いでの約束を関係者全員が果たすことになる、と思います。これ以上私たち消費者が混乱しなくて済むよう、この話が正しい方向で決着して、約束が果たされることを切に望みます。	個人
補償金制度はユーザーにとっても良い制度だと思います。補償金制度の改善と存続に賛成する。補償金制度の維持に賛成。補償金制度を維持するべきです。補償金制度は絶対に必要です。補償金制度は一刻も早く見直しを行って存続させるべきです。	個人
補償金制度は今のままに存続させるべき。 一人当たりのわずかな金額を機器や媒体に上乗せして支払う事で私的なコピーができる今の制度を存続してほしい。パソコン等で私的コピーは増える一方なのに権利者にその分が手当てされないのはどう考えてもおかしい。	個人
補償金制度は消費者、メーカー、権利者、それぞれにとって音楽文化発展のためには必要なものであるので、昨今の電子機器の急激な発達に伴い、ヨーロッパ諸国を参考に改革し、存続させるべきものと考えます。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 私は音楽作曲家ですが、私達の作品がさんざんコピーされることは作家の死活問題です。ぜひ補償金制度の維持に取組んで下さいませようお願い致します。	個人
補償金制度は存続させるべきです。 CDの複製を作る権利は、破損等の事故に備えてバックアップを持つという意味において認められるべきだとは思いますが、その複製データがネット経由で不法に出回ったりして音楽家たちの主たる収入源である印税収入を減らしていることを思うと心が痛みます。 ハードやOS等のソフトを販売して収益を上げているメーカーがそれを補ってあげるのは当然ではないでしょうか？ 音楽がなければそれをコピーするためのハードもOSも売れないんですよ？ 音楽や映像機能をセールスポイントにしながらそれを作っている人たちのことを少しも考えないなんて非道すぎませんか？	個人
補償金制度は存続させるべきです。 音楽はどこから生まれますか？創人たちあってこそその産物ではありませんか？ CDやDVDの丸コピー機能を当然のように含むOSが搭載されているパソコンが当たり前のように売られ、データ通信でオリジナルと遜色ない音楽データがタダでやり取りされる現状の中、音楽そのものを生み出しているクリエイターたちが減収に苦しんでいる現状をご存知でしょうか。 問題は日本のメーカーの多くがヨーロッパなどでは補償金を負担しているのに自らの国の音楽家たちに対してはその1/8ほどしか補償を出していないところにあります。 文化的産物、知的創造物に対する価値意識の低さが現れている事実だと思います。 これは日本という国にとって恥ずかしいことだと思います。 この国のプライドにかけて創作者たちを、文化を守るための補償金制度を存続させていただきたいと思います。	個人

補償金制度は必要だと思います。 今までの補償制度も見直してもっと現状に合ったものにして存続するべきだと思います。 少し前までは、カセットテープやMDにダビングしていましたが現状、製品と同じくらいのレベルのコピーができてるわけで、全然権利者の権利が守られてない、と思います。 音楽や映像を生み出す側もあほらしくなるのではないのでしょうか。 たしかにメーカーに負担させると価格が上がリ、消費者の購入意欲が下がってしまつて、ますます違法コピーなどが蔓延してくることも考えられますし、そもそも簡単にコピーできるってのがおかしい話ですが。 いろいろと議論されているようですが、現状はやっぱり著作権者の権利があまりにもないがしろにされてます。 今、なにが「問題」なのか、誰が困ってるのかを考えればおのずと答えは出るのではと思います。 だいたいコピーできる機械を販売しておいて、私たちは関係ない！みたいな態度のメーカーを野放しにするのは、ほんととあきれます。 そんなことは言っていないといわれるでしょうが、そういうことでしょうか？ これが日本のシステムなんでしょうか。 一事が万事。 保護されるのはもっと底辺の普通の人々だと思います。 メーカーは自分たち「責任」を感じて欲しいです。	個人
補償金制度は必要です。 音楽家の家族の一員として申し上げるのですが、この補償金制度はアーティストへの最低限の保障に成りうるものじゃないかと感じております。 多くの苦労を経て作り上げられたものに対する、国や社会、音楽愛好家などからの保護に値するものと考えております。この制度の改善、維持を心から希望するものです。	個人
補償金制度をきちんとした制度に立て直して存続させ一刻も早く見直しを行うべきです。	個人
補償金制度をきちんとした制度に立て直して存続させるべきだと思います。	個人
補償金制度を維持すべきです。 デジタル化と大容量、今後10回コピーが出来る機会を販売しようとしておいてコピーするのは購買者の責任というメーカー側の無責任。 怒りも頂点である。 私的録画の問題に製造物責任法「PL法」の適用が議論されてないのはおかしい、疑問である。	個人(同旨5件)
補償金制度を維持するべきです。 私の周りでは、皆TSUTAYAなどのレンタル屋から借りて来て、CD-Rにコピーして友達に配ったりしています。私も時々もらったりしていましたが、そういう行為をすると、私の好きなアーティストへ何も還元されないということを報告書を読んで知りました。補償金というかたちでアーティストへ還元することは当然だと思います。	個人
補償金制度を維持するべきです。 私の周りでは、みんなTUTAYAみたいなレンタル屋からかりてきて、パソコンやCD-Rにコピーして友達に配っています。私も時々もらったりしてしまっていたのですが、そうした行為をすると、私の好きなアーティストへ何も還元されなくなってしまう事をこの報告書を読んで初めて知りました。そしてとても悲しい気持ちになりました。もうこれからは友達にももらったりしませんし、自分で購入したものからのコピーもちゃんと補償金の上乗せされている音楽用のCD-Rとかを使おうと思います。iPodやパソコンはまだ補償金がかけていないようですが、私の好きなアーティストのためにも、早くそういうものを買った人が補償金を支払える制度ができる事を強く願っています。	個人(同旨3件)
補償金制度を現在の実情に合ったものにして存続させるべきです。 デジタルコピーが事実上黙認されている現在において、権利者に対価を支払うのは当然のことだと思います。 今さらカセットテープレコーダーやVTRの時代には戻れないのですから。	個人
補償金制度を再検討してきちんとした形で維持してください。昔カセットやMDなどでしていた事が、パソコンやiPod、携帯電話などで行われているのと何ら変わるものではないと思います。今の時代、パソコン内で曲を組み替えて録音しなおしたり、iPodで手軽に持ち歩いて聴けなくなるのは、ある意味時代に逆行する事で、自分にとっては耐えられません。今まで通り気ままにコピーできるような精度になるなら、補償金分を多めに払う事は苦になりません。	個人
補償金制度を実体に見合うものにして存続するべきです。 消費者としてコピーが出来ないのは困ります。しかし、好きなアーティストになんの補償がないのも悲しいことです。 消費者とアーティストの権利のバランスを取る、最低限のルールだと思います。 補償の徹底をよろしくお願いします。	個人
補償金制度を実体に即したものにして、絶対、維持存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、権利者の著作権の保護と、私たちにとっての利便性をバランスさせる良い制度だと思います。色々な機器の普及によって、私的コピーは簡単になり、コピーする機会が増えていることは否定できません。著作物を作った人に何らかの補償をすることは当然だし、一人当たりは僅かな金額を負担することで、私的なコピーが法的に許容される今の環境を守って欲しいです。 ですから、補償金制度は絶対に必要だと思います。是非、この制度を続けてください。お願いします。	個人

補償金制度を存続させるべきと考えます。 パソコンにいろいろな音楽などを集めて、それからiPodにコピーして曲を聞いてます。配信などで買ったものはコピー回数が制限されますが、CDだと買ったものも借りたものも無制限にコピー出来てしまいます。 そういう意味では著作権の権利者に対しては一定の金額を支払うのは当然の事だと考えます。その場合、課金の方法ですがコピーの度に課金するのは現実的には不可能に近いと思われるのでコピー回数を制限しない「補償金制度」が適切ではないかと考えます。 欧米諸国に比べてアジア圏の国々は比較的著作権に関する意識が低い「後進国」というレッテルを剥がす為にこの制度を存続させる事は日本がアジアのリーダーというポジションを確立する為に成すべき重要課題ではないかと考えます。	個人
※制度存続！！ 自由に必要十分な私的なコピーができて、アーティストにも著作権を支払うような制度をお願いします。 規制されると、私的に自由に音楽も楽しむ事ができません。 音楽は、沢山聴いてみてから、自分の好きな音楽をチョイスしたいのです。 自由に音楽を作るアーティストも、著作権がなければ、売れる音楽しか作らなくなりそうで、悲しいです。	個人
①私的録音録画制度の存続を希望します。 ・現在の録音や録画可能なハードで補償金があるものとならないものがあり不公平。 ・メーカー側は、「ダビング10」に合意する一方で本制度の廃止を主張しており矛盾している。 ・本制度が廃止されれば、歌手やタレントの収入が減る。あわせてプロダクションの収入も減ることになり、新人タレントの育成に支障が出る。 ・収入が減ったタレントは映像や歌をすべて有料化する可能性があり、自由に録音・録画ができなくなる恐れがある。そうなると、消費者にそのしわ寄せが来ると考えられる。 ・本制度廃止により、万一、録音・録画する度に対価を支払うことになれば不便になる。 ②メーカー側が負担すべき ・パソコンでテレビが見られるようになり、ハードディスクへ保存している人も多く、また、パソコンからアイポッドへ音楽をコピーすることが日常茶飯事となったが、その主流となっている機器に補償金を課していない。今どきテープに録音している人はどれだけいるのか疑問。録音するか否かに係わらず、その機能がある機器はすべて対象とした方が公平である。(金額で調整すればより公平になる)現在の制度は時代錯誤と言っても過言ではない。 ・映画を見たり、音楽を聴くのにお金がかかるのはあたりまえであり、一部で違法な手段でコピーしている人もいるが、違法なコピーをなくすことは不可能と考えて、ハードである機器で徴収したほうが合理的である。また、日々技術は進歩しているため、新しい機器が出るたびに個別で補償金を課すか否かで協議することは、合理的とは言えない。 ・タレントの収入が減れば、ソフトの質が落ち、面白い映画やドラマ・音楽が作られなくなり、結果録音・録画機器の需要が減ってメーカーも困るのではないか。(今の自動車業界のようにニーズが少なくなる恐れ) ・今後は、ハードディスクに置き換わると思いますが、記録媒体についても、現状通り補償金が必要(複数コピーして売買する人が得になってしまうから)と考え本書を提出いたします。	個人
該当および項目名を以下に列挙する。 (1) 97頁の、『1 現行の私的録音録画補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと』の項目中の、「今回の制度の見直しに当たっては、以上のような経緯を踏まえながら、制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直し、維持すべきところは維持し、現在の状況に合致したものとするを基本として検討を進めた。」の記載。 (2) 99頁の、『私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる』の項目中の、「昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること」の記載。 (3) 110頁～112頁の、『(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理』の項目中の、「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)」の記載(112頁参照)。 (4) 123頁の、『1 補償金制度による対応』の項目中の、「この補償金制度による対応としては、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難であるので、それに代わる方法として、以下の二つの考え方について検討した。」に関して、「個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難である」の記載。 6. 意見 上記(1)～(4)の項目に分けて、以下に意見を述べる。 (1) の項目 私は『賛成』する。 理由は、平成4年以降の技術の発達には目覚ましいものがあり、その技術を有効利用すれば、問題が解決するためである。 (2) の項目 私は『賛成』する。 理由は、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、IT革命が到来し、社会が大きく変わっており、この変化を無視した改正検討では、現代社会から乖離した大きな齟齬が生じる内容にしかならず、百害あって一利なしの、改正案になってしまうためである。	個人

(3) の項目 私は『反対』する。 理由: そもそも著作権法第30条の立法趣旨は、著作権者の保護と著作物の利用の円滑化の観点との兼ね合いから、著作物の私的利用を例外的に認めたものである。 よって、保護すべき対象者は、あくまで「著作権者」であって「販売、配信、放送等の事業者」ではない。 ゆえに、経済的不利益の評価としては、111頁の「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」のみにすべきである。 (4) の項目 私は『反対』する。 理由: 個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。また、前述の(1)と(2)の項目の、基本的視点の記載内容に逆行する内容となっている。 さらに、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理には、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、以下の記載がある。 イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)(120頁)。 ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)(121頁)。 この記載内容に従うのであれば、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。 そもそも、著作権は、私人に属する私権であるため、私的自治の原則が適用され、権利行使するか否かまた権利行使の内容は、各著作権者の自由意志に任せるべきである。よって、保証金制度で一律に損失補填を行なうことは、各著作権者の自由意志が反映されず、私的自治の原則に反する最悪の方策であると言わざるを得ない。 それでは、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)として、以下のものを紹介する。 (i) グーグルが開発したYouTube映像IDシステムhttp://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm この技術の特徴は、次の点である。 a コンテンツ所有者が自分の自由意志により、デジタルコンテンツのコピーを他者がアップロードするのをブロックするか、許容するか、広告付きで許容するかを、選択指定できる点。 b 宣伝広告付きでアップロードを許容した場合には、広告料がコンテンツ所有者に入る点。 これによって、権利行使に際しての著作権者の自由意志が反映される。また、広告収入により、権利者の経済的損失の補填が可能になるばかりでなく、広告付きアップロード許諾により、著作物の利用の円滑化も達成でき、文化の発展に寄与するという、法目的(著作権法第1条)に合致する。 (ii) 小額決済技術 現在実用化されている小額決済技術として、次のものがある。 ■「TSM(トッパン・セキュア・モール)」 凸版印刷が運営している「Cyber Publishing Japan」の中から派生して、電子商取引専門のサイトとして独立したサイト。TSMでは基本的技術としてSSLと呼ばれる方法を利用している。 ■「BitCash」 「BitCash」は、書店などで販売しているインターネットの小額決済用プリペイドカード。インターネット上のデジタルコンテンツなどが買える。 ■「アコシス」 消費者金融のアコムが行なっているインターネット上のオンライン決済サービス。 商品購入の申込や与信、利用明細の通知といった、クレジットカードで行なわれる一連の確認作業を、アコムがインターネットで行なう。 ■「First Virtual Internet Payment System(ファーストバーチャル)」 暗号化などを行わず、日常的に使っているインターネットと電話を利用して安全性を確立した決済システム。 ■「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」 プリペイド式の小額決済とクレジットカード決済を併用したシステム「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」。 中でも、プリペイド式に焦点を当てている。 ■「CyberCash(サイバーキャッシュ)」 米国CyberCash社のクレジットカード決済手段「CyberCash」と、プリペイド型の小額決済手段「CyberCoin」がある。 ■「Smash(スマッシュ)」 So-netが行なっているクレジットカードをあらかじめ登録しておくことによって不正利用を防止する、カード決済サービス。 ■「P-Click(ピークリック)」 利用者の本人確認に電子証明書を使った決済手段。 ■「コンビニ収納代行システム」 商品の代金をコンビニエンスストアで支払えるウェルネットの「コンビニ収納代行システム」。 ■「Web Money」 プリペイドカードでデジタルコンテンツや商品を購入できる。 ■「Cyber Chip System(サイバーチップシステム)」 インターネット上でショッピングの支払いと個人間の譲渡ができるプリペイド式の仮想通貨システム。 ■「SET」 インターネット上でも安心してクレジットカードを利用するための規格。 (iii) 結論 YouTube映像IDシステムに前述の小額決済技術を組み合わせることにより、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能となる。 (5) むすび 以上説明したように、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理では、私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点としては、「制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化・・・を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直す」としながらも、各論部分では、なら「技術の発達等による事情の変化」を考慮していない。 平成4年以降のIT技術の発達により、前述した小額決済技術が発達し、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能になっているにも拘らず、なにゆえ、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会がそのことを大々的に取上げて検討しないのか、疑問である。	
この制度の存在を始めて認識しました。この制度の目的を知っていれば、誰も制度を維持していくことに反対することは無いと思いますし、私も賛成します。	個人

IPodを使っていますが、基本的にCDはレンタルショップから借りてきてPCにコピーして、それをまたコピーしています。コピーの際の課金は納得する部分もありますが、いちいちお金を払って何度もコピーをしていくのはやはり面倒くさいというのが本音です。保証金という制度によってその手間が省けるのであれば、機器が少々高くなってもかまわないと思います。ぜひ、保証金制度を存続させていきたいと思います	個人
わかりやすい補償制度にして維持するべきです。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において著作権について素人の消費者が権利者の言う、私的複製の範囲を識別する不可能またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが共存していること自体消費者からすれば正直者がバカを見ていうようで紛らわしく感じます。さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってほしいです。	個人
一般個人としては自由にコピーできることを認めてほしい。 しかし一方パソコンであってもコピーする場合は権利者に使用料を支払うべきとも思います。 一般個人と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だとも思います。	個人
音楽を愛するものとして補償金制度の維持に賛成します。	個人
機器を購入する際、補償金も支払っているのだということに小さな誇りと義務を果たした安心感を感じてきました。あまり詳しいことはわからないのですが、補償金制度は消費者の良心の証だと思っています。存続することを望みます。	個人
私的録音録画の補償金制度は、我々ユーザーの一定の私的録音録画の自由、そして、権利者の権利も守られ、とても必要な制度であると思うので存続していくべきだと考えてます！	個人
私的録音録画保証金制度は存続すべきだと思います。楽曲や映像の私的複製を享受する権利の対価は、制作した側に保証されてしかるべきだと考えるからです。楽曲にしろ、映像作品にしろ、これらを形にするための労力と、費やされた時間をないがしろにすることはできないと思います。 「(私的複製の)自由」は、義務を果たして得られるものではないでしょうか。そのためにも、この制度は必要だと考えます。	個人
私的録音録画補償金の制度によってユーザーとクリエイター双方の利益が今後も図れるのであれば、制度を維持し、内容を情勢に応じて見直すべきだと思います。	個人
私的録音録画補償金制度は維持すべきである。 ・一般ユーザーの一定限の私的複製の自由と、権利者への経済的保障を両立させる、もっとも合理的な制度が、この補償金制度であろう。この制度の廃止と引き換えに、われわれ消費者は、複製の都度、権利者の許諾を得なければならないような不便には耐えられないし、また、そんなことになれば、デジタル化・ネットワーク化の現代の社会環境に逆行する愚かな選択といわざるを得ない。われわれは、これまでどおり、私的複製の自由を求める。そのために補償金制度が必要ならば、それを維持しなければならない。 ・以上のように、私的複製の自由を確保するためには、補償金の支払いが必要となるとの前提に立つ。 この補償金は最終的には、われわれ消費者が負担することに異論はない。しかしながら、一方で、デジタル録音・録画機能を持つ機器あるいは媒体を開発・製造・販売し、利益を上げているメーカーの社会的責任は大であり、メーカーはその自覚を一層強く持つべきである。いってみれば、社会的強者ともいえるし、また充分にその資力・能力も有するメーカーが、第一義的に補償金の支払い義務者となるのが妥当ではないか。 いずれにしても、そのコストは販売価格に転嫁され、最終的に消費者が負担することになるものであり、権利者への支払い窓口機能を果たすぐらいのことは、メーカーとして、なすべきは当然であろう。また、そうすることこそが、補償金制度のスムーズな運用につながるのではないかと考える。 ・補償金の対象機器等については、デジタル録音・録画機能を持つものはすべて、自動的に、当然に、対象となるはずであり、べきである。しかしながら、専用機器、汎用機器により、録音・録画利用頻度は差異があることも事実である。となれば、それは補償金の料率あるいは額の設定において考慮すべきであり、結果としてある種の汎用機器については、極く僅かの補償金額となったり、あるいは当面無償とするとの選択もありうるものと考ええる。 対象は、広く浅く、あまねくとすべきではないか、一部の機器にのみ負担をさせるべきではないと考える。	個人
自宅でも簡単にデジタルコピー出来る時代になりました。現実的にはその全てを把握して補償金を徴収する事は不可能です。しかし、それをそのまま野放しにしていたら、音楽活動に関わる人々の生活は圧迫され、その先行きの不安な世界に夢を抱いて飛び込んでくる若者は減る一方になるでしょう。 結果的に良い音楽は創られなくなり、それに耳を傾ける人の数も減るのです。 音楽を作っている業界も、それを再生、コピーする機器を作っている業界も同じところで繋がっている筈なので、今後のそれぞれの発展の為に、ある程度の補償金を維持するほうが社会の繁栄の為にプラスになる事だと考えます。 中国などの違法コピーの事ばかりが取り上げられますが、このように目に見えないところで無制限にコピーされている事柄も大きな問題です。 自分の懐が痛まなければ良いという安易な考えが、個人、企業共にはびこり過ぎです。 気に入ったものに身銭を切るのは当たり前の事です。	個人

自由にコピーできる現行制度の維持について 僕は音楽をパソコンでコピーし、iPodを利用しています。音楽コピーは、特に僕たち若者にとっては、毎日のように行っています。補償金制度がなくなることで、今まで許されていた1回1回のコピーに毎回許諾を得なければならなくなるようなことになれば、もう音楽は聴かなくなると思います。これは、音楽文化の死と同じです。小学生、中学生や高校生のような若者にとっても、補償金制度の廃止は、大きな痛手です。多感な幼少期において、様々な音楽を自由に聴ける環境があれば、将来の音楽文化の発展につながっていくのではないのでしょうか。現に、現在の自由に音楽をコピーできる文化があるのは、補償金制度があるからだと思います。これまで長い時間や費用をかけて、文化審議会著作権文化会で検討を重ねてきているので、実態に合う形で補償金制度を見直して、これまで同様に合法的にコピーができ、環境をまもることを望みます。	個人
消費者の立場からすれば、私的にコピーすることもそのものまでが規制されるような状況にだけはなあってほしくありません。それを回避する方法としての補償金制度であるならば、存続するのもしむ無しと考えます。	個人
総論 自由にコピーできる現行制度の維持について iPodをはじめ、デジタルオーディオ機器は確かに便利で、音楽を楽しむあり方を広げてくれている。 しかし、それも録音する音楽があつてのことだと思う。 コピーコントロールCDやレーベルゲートCDなどのコピー制御技術が定着しなかったのは、音質の問題以上に、「コピーできないCD」というものが消費者に受け入れられなかったということであり、「CDなどを自由にコピーできる環境を維持したい」という意志の表れだと考える。 一方、ヨーロッパなどではiTunesStoreなどでのコピープロテクト付きの音楽データの配信ができなくなるなど、コピー制御技術による複製のコントロールの限界ともいえる事例が出てきていると報道されている。 コピー制御ができない、補償金も支払われない、という状態になれば、音楽は無制限にタダで流通することになる。 それが良い、という人もいるが、たとえばスーパーの無理な値下げセールでメーカーや生産者が大きな打撃を受けたように、著作物が無料で流通したり、ダンピングされるようになれば、音楽や映像といった著作物そのものを作る現場や、CDやDVDを作って流通させるメーカーは打撃を受けることになるのは明確である。 現在でもコンピューターソフトやアニメなどの製作現場では、安い賃金で製作に携わっている。 CDが売れない、映画館で映画が見られない、といわれているが、これ以上コンテンツを作る人の負担を増やせば、プロを目指す人が減り、「面白い」作品が生まれにくい環境になっていってしまうだろう。 私的録音・録画補償金が唯一絶対の制度だとは思わないが、より良い作品が生まれる環境を守るためには、補償金制度は縮小・廃止に向かうのではなく、徴収対象製品や支払い対象となる著作物の幅をより拡大・充実させるべきだと考える。	個人
著作物は著作権法の元、保護されるべきとの考えから、私的録音録画に対する保証金制度も必要不可欠であると考えます。 その徴収方法として現在、録音録画機器及び記録媒体の購入者に対して購入時に包括的な徴収を行っている訳ですが、個別に徴収するなど他の徴収方法が見出せない現状では現在の保証金制度を維持し、さらに、録音録画が可能な機器については、その主たる用途に係わらず全てを保証金制度の対象とすることで、ユーザーにとっても小額負担で煩わしい手続等もなく複製が自由に行なえ、権利者にとっても僅かながらも利益が還元され、機器メーカーにとっても多種多様な製品の発売を促進出来るなど、三者の利益を円満に確保できると考えるからです。	個人
私的録音録画に関する補償金の制度が無くなれば、音楽を使う側は、いちいち権利を持った人に許可を取らなければいけなくなります。 実際に、どこに連絡してどんな手続をとればいいのか分からない人が多数でしょうし、面倒くさがる人も多いと思うので、結局は許可を取らないまま大量の音楽がコピーされると思います。 ユーザーの利便性から見ても、著作権の保護から考えても、これまで通りの補償金制度を維持した方が良いと思います。 補償金制度を廃止することのメリットが理解できません。	個人
保証金制度の維持に賛成します。 時代が変わった今、消費者と権利者の利益を図る制度として必要だと思います。	個人
本制度は、録音録画機器等の技術革新と著作権者等の権利保護を調整機能を有する大事な制度だと思います。補償金制度は必要ですし、指定機器も拡充すべきだと思います。 私たち一般消費者は生活のあらゆる場面で利便性や経済性を追求し、その恩恵を受けたいと思います。また、タダで自由に、「もの」や「サービス」を受けた方が得だという考えもあります。 しかし、真剣になってこの問題を考えると、この補償制度が我が国の豊かな文化や新たな著作物の創造を支える、大きなインセンティブになっていることが分かります。 ところで、我が国の録音録画機器や媒体のメーカーは世界の最先端を走っていると思いますが、ただ「物」を作って売る、儲けるだけではなく、物心両面ということがるように、「心」部分にも配慮されて積極的に社会的責任を果たしていただきたいものです。世界に冠たるメーカーこそが、この制度維持に前向きに取り組んで頂きたいと思います。	個人
今まで、何の知識もないままに、知らず知らずのうちに、この制度の恩恵を享受してきました。 が、もしこの制度がなくなってしまうたら、明らかにデメリットであると考えます。 デジタル化によって、半ば無限に著作物の複製が可能な現状について、その著作者に対しての金銭的補償は必要不可欠ではないでしょうか？ 著作物に関わる人・時間・お金に対して、今後も良い著作物を自由に制作できる環境があることで、より文化の発展にも繋がる上、それを受ける個人も、著作者・実演家・制作に携わる方々も、確実に其々の権利を守ることが出来るのでは？と考えます。	個人
消費者側もメーカー側もともに、これだけ手軽に音楽等の作品をコピーして楽しめるという恩恵を享受できるという。 環境に対して作品そのものへのリスペクトも踏まえつつ、その対価を支払ってしかるべきだと思います。 ヨーロッパ諸国との比較データを見ましたが、日本のメーカーのあまりの貢献度の低さに唖然としました。	個人

“補償金制度の改善維持に賛成” さんざんコピー可能な機器、媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたい。	個人
メーカー側は、本制度が消費者に周知されていないことを批判の論拠の一つにしていますが、当然ながら周知徹底の責任については、メーカー側も負わざるを得ないんじゃないでしょうか？ハードウェアやソフトのパッケージに自由に文言を記載できるのはメーカーではないですか？ そもそもヨーロッパでは、補償金の支払責任はメーカーにあるわけですし、現行制度の制定にあたっては、メーカーの社会的責任が審議会の中で論じられたと聴いています。家庭内でのデジタル方式による録音録画の回数は、メーカーの技術開発、販路拡大で増加しているわけですから、メーカーが自らを棚に上げて消費者側の責任を追及する姿勢には、どうしても納得がいきません。	個人
デジタル化された今日、録音録画機器がユーザーに与える利益を考えるとユーザー及びメーカーは権利者に対して然るべき対価を支払うべきであると思う。	個人
わかりやすい補償金制度にして維持するべきです。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすればバカを見ているようで紛らわしく感じる。さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたい。	個人(同旨12件)
補償金制度の維持に賛成です。 今や眼に余る程のコピー機能を搭載した商品が氾濫しています。 私的録音録画の問題に対しコピーするのは購買者の責任というメーカー側の無責任な対応にはあきれざるばかりです。 そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質はメーカー側が自らの責任を回避し権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他なりません。 消費者としては利益を得ているメーカー側の一方的な販売価格に補償金が転嫁されることなく、これまでもコピー可能な機器や媒体を販売してきたメーカーにあくまでも責任をとって戴きたいと考えます。	個人
補償金制度の維持に賛成。 私は演奏家です。私の後に続く子供達―音楽家予備軍が存続できる大きな要素がこれには有ります。今、音楽制作が極端に少なくなってます。消費者、メーカー、権利者の利益の調整をする為に、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきだと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成。 本来、コピーコントロールと祖的複製の問題の本質はメーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約及び補償の問題にすり替えようと意図していることである。 消費者にとってはメーカー販売価格に転嫁されることなく私的範囲での自由なコピーをすることが唯一の願望である。 音楽などの目に見えない文化に対するメーカーや経済界の認識の低さを感じます。目先の利益ばかりを追う現在の日本の状態を象徴しているようで非常に将来を憂います。	個人
わかりやすい補償金制度にして維持すべきです。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う“私的複製の範囲”を識別するのは不可能です。 また同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすれば正直者がバカを見ているようで紛らわしく感じます。 さんざんコピー可能な機器や媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたいです。 諸外国との比較では全くア然としました。 表にあったこれらの国々の補償金は出てくるところは他ならぬ日本のメーカーではありませんか？！ 日本のメーカーは、これらの国々権利者に対しては補償金を負担しつつ、日本の権利者に対しては負担したくないという意思のようですが、これは全く理解不能な許されないことだと思います。	個人
わかりやすい補償金制度にして維持すべきだと思います。我々が製作した音楽等が簡単にコピーされ、その機器が氾濫することにより我々音楽家の著作権がおびやかされるのは、まことにしんがいであります。 コピー可能な機器・媒体を販売しまくっているメーカー等に、それなりの責任を取ってもらいたい。CD等(DVD含む)のレンタル制度自体も、なくしてほしい。なくせないなら、必ず我々に対しての補償をすべきです。	個人
時代の流れに対して、デジタル化を筆頭に技術的進歩の急峻さには、目を見張るものがあります。こうした中で「補償金精度」は、我が国に於ける音楽及びビジュアル文化の発展に一般ユーザーが係わりを持つ極めて重要であり且つ、作家を初めとする権利者擁護を勘案した必要な制度と認識しております。聞くと頃によると海外各国に於いては、メーカーや輸入業者が、その相応分を負担していると聞いております。我が国に於いても一般ユーザー(消費者)のみが負担増にならぬ様、制度の抜本的な見直しと恒久的存続が必要であると、意見具申を致します。	個人

私的録音録画保証金制度は存続すべきであると考えます。 CDアルバム3枚も買えば複製できる機器が手に入る現状に疑問です。 破格にディスカウントして売られている機器がたくさんあり、それでも利益を上げているならメーカーがその保証金を確保した上のディスカウントであるということでしょう。払って然るべきです。 原版を買わずしてレンタルして複製したほうが確かに安い。レンタルショップにはレンタル代金の収入があるのに作成者に還元されないのは片手落ちです。創作意欲が少しでも減退するような環境だけは文化の向上の妨げにならないよう避けたいものです。	個人
補償金制度の維持に賛成。 現在の録音録画に用する機器の類いは、市場に溢れています、今後も多種多様な機材が出回る事は目に見えています。補償金の支払い義務者を早期にメーカーとするよう希望します。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 今後10回コピーできる機器を販売しておいて、コピーするのは購買者の責任というメーカー側の無責任さには疑問を感じます。私的録画問題に、製造物責任法の適用が議論されないのは疑問です。メーカーは収益をあげるためにこれだけのコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。それがイヤなら、コピーされない製品をもっと増やすべきです。 消費者はこれ以上余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	個人
現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売上げの拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者、メーカー、権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。実現性が曖昧な DRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないとおもいます。	個人(同旨2件)
補償金制度は必要です。 現状では殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売り上げの拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。	個人(同旨1件)
補償金制度を維持する事は必要です。 来年から10回コピー出来る機器を販売しようとおきながら、コピーするのは消費者の責任とするメーカー側の無責任な態度には、あきれ返るばかりです。 メーカーは、自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきだと思います。	個人(同旨22件)
私は、私的録音録画保証金制度は存続すべきであると思います。 デジタル機器がものすごい勢いで普及している中、「私的録音録画保証金制度」の必要性は、ますます強くなっていると思います。 新しいコンテンツを生み出してくれるクリエイターさんを応援してバックアップしていくのが、文化庁のあるべき姿だと思います。 この制度が廃止に向かう動きがあると聞きました。 私は存続を希望します。	個人
私的録音録画保証金については、存続させるべきだと思います。高度なデジタル技術が普及し、デジタルコピーがいたとも簡単にできてしまう状態の中で、著作権保護技術があるから権利者の権利は守られると考えるのはあまりにも現状を知らない考え方のような気がしてなりません。著作権保護技術はすぐにその保護を解除する技術が開発され、また新しい保護手段を使ってはまた解除され、といういたちごっこが続いています。最新のDRMつきDVDのコピーやblu-rayのコピーまで無料のフリーソフトを使うことにより、ただで、しかも短時間でいとも簡単に出来てしまうような状態です。 個人的な感想だと、現状の振り子は利用者保護の側に振れていると思います。 利用者が楽しむコンテンツを創作するクリエイターが世間的にもものすごく安いお給料で働いている現状を考えると、権利者側に十分な報酬が与えられているとは思えません。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてそれを提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大している有様だ。私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら補償金が激減している状況を、我々音楽制作者は指をくわえて見ているわけにはいかない。著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然であると考えます。	個人
今後10回コピーできる機器を販売しようとおいて、コピーするのは消費者の責任というメーカー側の言い分は、企業論理を優先させた発想だと考えます。私的録音の問題に、PL法の適用が議論されていないのは、メーカーが企業としての責任を放棄し、企業理念や志を失って拝金主義にひた走っていると言わざるを得ません。日本のこうした権利に対する後退した姿勢は、著作権に厳しい欧米諸国から見ると、コピー天国として悪名の高い中国や他のアジア諸国と同類と見なされ、文化庁・文部科学省や外務省も、対等な外交交渉がしにくくなるのではないのでしょうか？	個人

補償金制度を維持するべきです。 デジタル化と大容量化によって、「コピー」はいとも簡単にできるようになりました。 ただ音楽や映像は私的財産であり、それを尊ぶ気持ちはすっかり置き去りにされています。 この節度や理念に関しても、もっと国は考えて教育しなくてはならないし、メーカーは自らの商品に対する音楽についてもっと積極的な補償金の支払いに応じるべきです。	個人
私は40代であり、まさに10代後半より私的録音録画の恩恵を受けて育った世代であり、また、我が子をはじめとする次世代の私的録音録画の実態を目の当たりにしており、書かれている意見に疑問や同意を感じながらの中間整理に目を通しました。 まず、現行法制定当時より「私的領域において著作物を録音録画し楽しむ事が社旗に定着した現象」だったからこそ、そのための機器が盛んに製造され進化し現在に至っていると思えます。 HDD内蔵のオーディオプレイヤーが欲しくて若者はバイトをしてでも購入します。それに伴いさらにパソコンの購入を目指します。しかも、CD・DVDマルチドライブ搭載機であり、音楽ダウンロードソフトが標準装備されていて、私的録音録画に絶えるHDD・メモリ容量の機種であり増設も視野に入れています。確かにPCそのものは専用機ではないでしょうが、録音録画機能を前面に出して売り文句にしてエンタメユーザーに販路を拡大している以上、私的録音録画の用途に適した対象機器であると思います。対象範囲や額の調整で解決すべきでしょう。 その上で、10～20代では本制度がある事など全く知らなかった(気づかなかった)ことを思うと、実態はありながら法的な理解やコンテンツ制作への敬意が損なわれたままの制度存続は無意味なので、次世代に繰り返してはいけないうちに思います。 そのためには、知的財産権の最先端でその分野の牽引役でもあるべき機器メーカーも含めて、適切な広報活動および共通目的基金による著作物の振興・音楽文化の成熟に資する社会還元型の基金活用、施策に向け、さらに論議を深め見直して頂きたい。 地球環境を直視したエコブームは緊急必要ですが、人類の英知が成熟していくのに必要な知的財産の保護と尊重は、いずれの分野であれ社会問題の根幹ではないでしょうか。	個人
補償金制度を維持するべきです。 大量にコピー可能な機器を製造しているメーカーが使用者にのみ責任を押し付けているのには理解できません。 最近話題の偽装や表示の張り替えなどもそうですが、会社の責任感やモラルがとても低下していると思います。 是非メーカーは補償金制度を考えた製品を作ってユーザーに提供して欲しいと思います。 また、海外に対して補償金を払っているのに、国内には払えないというのにも、理解できません。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果その機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の機材等の販売台数が増大しているが、補償金が激減しているというのは如何なのかと考える。 メーカー側は、自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきだ。	個人
補償金制度をちゃんとした制度に立て直して存続させるべきです。消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(p.112)」と繰り返していますが、例えば音楽CDの家庭内における個々の複製を把握することなど、誰にも出来ないはずです。権利者は何年も、パソコンやiPodなどへの私的録音から補償金を得られていないのですから、議論のための議論はやめて、すみやかに補償金制度によって解決を図るべきです。	個人(同旨8件)
補償金制度の見直しと存続を強く希望します。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができ、メーカーはそのような機器・媒体を販売することによって利益を得る。権利者に対しての補償は必要だと思う。ヨーロッパの各国のように権利者を守るべきだ。このままでは日本の文化水準が下がる一方だと思う。	個人
私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 おそらく一つの作品を販売するまでは相当な数の関係者が携わっているはずです。 また作品を制作する作者等への正当な報酬として安易に複製が作れる状況下においてはこのような制度は不可欠だと思います。 複製が簡単にできてしまう以上複製をする時に著作者などに保証をするのは当然なのではないでしょうか？ 日本は「大人の文化」が育ちにくいとも言われます。 制作者などへの報酬(保証)を軽んずるようではますます育ちにくなるのではないのでしょうか。 ぜひこのような制度は存続させるべきだと思います。	個人
補償金制度を実態に見合うものとし存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとつての利便性と権利者の著作権の保護とを考えた良い制度だと思います。 これが無くなってしまうと権利者の権利は無視されるうえ、家庭内での気軽なコピーにより罪に問われる様な事も起こり得ます。 メーカーは大量のデータコピー等が可能な製品を作りそれを売りとして販売する以上、会社の金銭的利益のみを追求せず、責任を持って対応すべきです。 何故海外の権利者に対して出来る事が国内で出来ないのでしょうか？	個人
コピー10機器の販売を決めたメーカーが、コピーは消費者の責任だとする主張は無責任である。WINNYの開発者が有罪判決を受けたことを肝に銘じて欲しい。自社の製品が売れさえすればよいとの身勝手な魂胆が見え見えだ。	個人

補償金制度は、見直しを行って存続させるべきです。 著作権保護技術と補償の必要性を考える上では、P116にあるように「開発過程に権利者がどう関与していたか等の評価の問題」が重要で、イーiiのJEITAの委員の主張には強く反対します。実質的にはコピーフリーに近いiTunesのFairplayや、本年8月の情通信中間答申におけるコピーワンスの見直しにより設定された「1世代×9回」の暫定合意を「著作権保護技術」と捉えて権利者への補償の機会を奪うというのは乱暴すぎます。 そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすり替えようとしていることに他ならないと思います。	個人
保証金制度を現状、実態に見合うものにして存続させるべきだとおもいます。 今の現状はコピーしやすさを売り文句にして 機械の販売実績を揚げようとしている製造会社がおおくとおもいます。著作物を創作するひとが、創作をやめればどうなるか？そういう会社はわかっているはずですが、わかっているのにもしないのは製造物責任法に触れるかもしれません。メーカー側は責任をとるべきです。	個人
補償金制度の維持を強く求めます。現在自分でもパソコンやI-PODなどでCDをコピーし楽しんでます。この補償金制度がなくなると、録音する毎に権利者の許諾をとる必要があります。許諾をとらずに録音すると、個人的な録音で訴えられるリスクを負うことになります。メーカーはそのような状況を理解しているのでしょうか？ユーザーが安心して使える製品を提供するのがメーカーの義務でもあると思います。製品だけ売りつけて、あとは自己責任でやってくれというのはあまりにも都合が良すぎます。録音をさせるのが前提の製品については、メーカーはしっかりと責任を果たすべきです。私は安心して私的録音を楽しめる、現在の補償金制度の維持を強く求めます。	個人
補償金制度を改善して存続すべきだと思う。 作り手(アーティスト)側の権利は守られて当然だと思う。コピー可能なものを生産しているメーカーが補償金を支払うべき。機器に値段が反映されてもある程度は仕方がない。コピーが自由に出来る機器を購入するからには、その補償金が上乗せされてる覚悟で消費者も買うべきだと思う。	個人
補償金制度を実態に見合ったものに改善して存続すべきです。 複製装置を販売するメーカーが複製の責任を消費者に押しつけるのは無責任。	個人
・全体として 著作権法(以下、本法) 第一条に示されるとおり、本法の目的は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することであり、安易な著作権者の保護ではない。 文化の発展を促す側面を忘れずに考えていただきたい。	個人
自分の家庭でも、CD、MD、iPodなどの機器を使用しているユーザとして、意見を述べさせていただきます。 そもそも、補償金の存在について、新聞報道や文化庁のHPなどで制度概要などをみてきましたが、私的録音録画補償金制度が消費者の負担になっているとも思えません。 むしろ、自由に音楽たのしむことが制限されるほうが、大きなストレスに感じると思います。どの家庭にもある一般的な機器を対象としている問題であり、録音録画についても、通常行われる使用方法であり、個人レベルで感じる不便さ以上に、混乱を招くと思います。 制度自体が継続されることにより、自由に録音をしながら音楽を楽しむことができ、かつ、それが結果的に権利者への補償となっているのであれば(それが制度の主旨ですが)、楽に合法的に音楽を利用できる点において、消費者にとって歓迎されるべき制度であると思います。 制度の維持に疑問はありません。	個人
中間整理を拝読し、私的録音補償金について個人として意見申し上げます。 私は、音楽の大ファンであり、定期的にCDを購入して楽しんでおります。しかしながら、金銭的に余裕のある方ならいざしらず、現在のCDの定価では聴きたいCDをすべて購入することはできません。したがって、今月はどのCDを購入して聴こう、どのCDは買わないでレンタルで済ませようと、計画をして楽しんでおり、後者の場合は、パソコンにコピーしたものをアイポッドにさらにコピーして楽しむ方法が定着しております。 コピーガードをすることによって、私的録音をできなくするというのは金持ちの発想です。しかしながら、私的にしろコピーを勝手にするわけですから、補償金を支払うことには納得します。また、専用機と汎用機の区分があったと記憶しますが、アイポッドで音楽以外の利用を皆様はどのくらいしているのでしょうか？ 100%に限りなく、音楽のコピーのみを楽しんでいるはずですが、機器については、使用されている実態を踏まえて判断をされるよう希望します。 従いまして、私は私的録音補償金の存続を希望します。	個人
本制度では、ユーザー、権利者、及び複製機器メーカーの三者が密接に関わり運用されています。前述のようにユーザー及び権利者は既に双方の利益均衡を保っており、この意味では複製機器メーカーが応分の負担と共に補償金徴収の任を担うべきと考えます。 この補償金制度については今まで以上に広く世の中に広報することによって消費者、メーカーそして私たち権利者にとっても有意義なことであると考えます。	個人

メーカー側は自らの責任を回避せず、コピーコントロール及び私的複製の問題の本質を直視して欲しい。 メーカーが販売する機器の価格に補償金が転嫁される事なく、不自由なくコピーできる事が消費者の望みである。 また「ダビング10」が合意できた現状において、録画補償金制度を廃止すべきと主張するメーカー側の姿勢は理解しがたい。	個人
10万円のオーディオ機器が標記の補償金を加えることにより15万円になるわけでもなく、そもそもそのような補償金の額そのものは量販店でオーディオ機器を購入する場合の、メーカー希望小売価格と実勢価格(値引き後)との差にも満たないくらい、いや、その何十分の一といったわずかな額であろう。購入者がたとえその(補償金)存在を知り、そして額を知っていたところで、「購入」という行為の意思決定に大きく影響を与えうる要素で無いことは明らかである。そもそも我が国は文化大国を目指しているのではないのか。その「文化大国」の国民が、前述のような看過すべき金額についてああだこうだと言うこと自体が情け無いことである。この金額は聞くところでは権利者の利益になるわけではなく、いわば、著作創造物の拡大再生産(言葉としてはおかしいが)の一助として用いられるものであるようだ。よって補償金はその目的に用いられるものである限り、支払うべきであると考ええる。但し、定期的に、本来の趣旨に沿った使われ方がなされているのかどうかを国民衆知とすべく、資料を公開することもまた肝心である。	個人
30年程前と現在を比較した時、大きく異なっていることとして、ミネラルウォーターの有償購入が思い出される。 音楽も同様に、ラジオからエアチェック等と呼ばれてコピーされていた時代と比較すれば、コピー行為が有償になることに大きな疑問はない。 1曲のシングルを購入してコピーしたら2つになる。本当はもう1つ買うべきところを払っていないのだから、代償を求められることは、それ程理不尽な話ではない。 まして30年前と異なり、現在音楽は皆デジタルである。目減りしない状態であれば尚更、もう1個分には及ばない某かの代償を払うのは至極当然なことと思う。 また「制度が良くないからやめるべき」という主張をするのは、大した理屈などなく、些か本質を外し自らの利益に偏重した態度としか感じ得ないし、聞く耳を持つ価値もないだろう。 補償金制度継続に賛成する。	個人
地上波デジタル放送もコピーワンス信号という信号を混ぜること自体間違っている。 知的財産管理に関して日本は、一番進んでいるとアホども(総務省・その他官公庁)はいつているが、むしろ後退している。 アメリカが決して良いとは言いませんが、コピーワンス信号を混ぜているのはそもそも日本だけ！ ユーザーが見たい機器で見れないのが、どれ程不便なものか知らないのですか？ おそらく、総務省が言いたいのは、2011年でテレビをリアルタイムで見るか、見るなといったようにしか見えません。 そもそも、保存するから録画であって、これだと意味を成しません。 そもそも、著作物は一時的なものであり、著作物を買ってしまえばおわりなはず、それをアーティスト等の活動を支える等の名目で私的録音補償金制度とかをつけるのは間違ってます。 即座に撤廃すべきである。 自分が持っているCDを自分の使いやすいように取り回して何が悪いのでしょうか？ ちなみに300枚以上の音楽CDを持っている自分は、この制度正直表向きは良いこと書いてますが、所詮権利だけの団体です。 はっきりいって、腹がたちます。 権利で道楽しているようにしか思えません。 大体、聞く媒体を変えて何が悪いのでしょうか？ そもそも、私的複製権の間でやっている行為なので、違法ではないですが……。 じゃ、それとも300枚のCDを持って歩けと……。言うのですか？ それができたら何もいいません。 そもそも、生身のCD全部持ち歩くことなんてできませんよ！ そのための、道具だし何で補償金が取られる理由もわかりません。 アメリカは著作物は売り切りという形になってますし、フェアユースという権利も定まっています。 ipodだって普通にHDDとして利用している人もいるのに、補償金をとること自体間違いで拡張もやめ、廃止するべきだ！ 海外では、そもそもこんなこと撤廃方向に進んでいますし、アップルの言うとおりと思います。 そんなだから、日本はいつまでたっても閉鎖的で、オープンでない事が分かります。 即座に撤廃して著作権の複製権は個人使用はOKの従来どおり、にするべきです。 ユーザーが不便な法律で締め付けるのは言語道断！ 結論は、現状維持が好ましい 権利を主張しても意味が無い！ 制定した人間もこういった事守れるの？かという話！ このままだと、権利同士のにらみ合いになり何も利益を生まなくなりダウンロードを違法とするのは、通信は解析しないといけないため、通信の秘密に接触する可能性もあり、NGです。 まだまだ、いいたい事も沢山あるけど、ユーザーとして思っていることは以上です。 もう少し日本は海外の良いと所を見習うべきだと思う。 これ以上後退の要因は避けるべきだ！	個人
パソコンにみられるように一つの機械が他用途に使われることは、今後も増加していくと思われる。つまり、著作物のコピーにも使えるが、他の用途にも使えるものが増加していく。 コピーに使う人も多いが、使わない人も多い。 そうしたものに一律課金をしていくことは、合理性を欠く。 また、2005年のJASRAC著作権収入は過去最高となっており、その内容においても、音楽CDこそ減っているが、著作権管理をされているデジタルコンテンツ(DVD、インタラクティブ配信)が増加しているという現状をかんがみれば、デジタル時代のコピーの容易さが権利者に対して不利になっているとは分析できない。 従って、制度自体が現実には促さない、根本的にあり方をみなおすべきではないだろうか。	個人

技術的に、デジタルで劣化なく無限に複製できる時代になった今、“私的録音”の持つ意味や危険性が明らかに変化していることに対応していかなければならない。ユーザー、権利者、機器メーカー3者の互いの利益を共存させる為にも、補償金制度は必要である。録音録画機能が主たる機能であるHDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーは勿論、ユーザーの実態を踏まえ、PCについても速やかに補償金の対象とすべきである。	個人
私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の著作権保護とがバランスがとれた良い制度だと思う。パソコンやipodなどのデジタル機器の普及によって、私的録音は以前に比べ増加していることを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば、私的録音が許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は絶対必要である。また、ipodなどまだ政令で定められていないデジタル機器を早急に政令指定すべきである。	個人
消費する一方または不正な利用方法で利益を得ようとする者に補償金を科すことに何ら依存は無い。しかし、市場に著作物を出して金銭の獲得を目指すのではなく、著作物を非商業または私的利用の範囲で改変・加工し自らの技術を磨いているクリエイターもいる。創作力は金銭では補えない。補償金による負担がそれら創作者の創作意欲や向上心・将来性を奪い取ってはならない。また、「著作者の許諾無く録画・録音した著作物」の及ぼす影響を損害一方に考えているようだが、最近主にインターネットを介したそれらの著作物により本来の著作者に新たな利益が発生したと考えられるケースがいくつかある。さらにいくつかの著作者は、無断で改変・加工された自己の著作物を還元・利用し新たな著作物を創作、利益を得ている。これらに関して芸術・創作を主としている市場の統計を取り、今一度見解を見直す必要がある。不正な利用方法で利益を得ようとする者を摘発・阻止することを諦めれば自然にそれらの人口と規模は拡大し、損害額は補償金のそれを間もなく上回る。また、金銭による著作物の保護を強めると市場の拡張性が失われ、結果的に損失に繋がる可能性がある。利用方法の区別ができないからと、補償金を一律に科すというのは短絡的な考え方であり、将来的に得られる利益よりも損害の方が上回ってしまうと考えられる。対抗して補償金の額を上げる・種類を増やすことも可能ではあるが、消費者及び賛同しないクリエイターからの抵抗が増大し、市場の崩壊若しくは著作権法の形骸化を招く。国の文化を金銭に変換することは、国全体にとって良いことではない。補償金制度及び国と一部企業の著作権侵害への対応について考え直すべきだ。	個人
消費者に「負担」を感じさせる金額で、金額を明白にして補償金をとるべきだと考えています。お酒に税金がかかるように、著作物のコピーにも当然対価が必要だと思います。音楽は文化であり、消費者やメーカーの都合で廉売、乱売されることは本来のあり方ではないと思います。ましてや消費者、メーカーの都合で文化があらされることはあってはならないと思います。消費者、メーカーに対して厳しくした結果、音楽文化が廃れても、それでもなお楽しむ方々のみで営めばいいと考えています。	個人
著作権を守りたいのかではなく著作権を利用してお金を徴収して儲けようとする魂胆が見え見えだと思います。そんな理不尽な内容は大反対です。がんばって下さい。応援しています。	個人
私が以前より危惧していたことは、レンタルショップ(TSUTAYA等)が近隣に沢山できたことで誰れもが手軽に私的複製が可能になったことです。各々のアーティストが心をこめてレコーディングした作品をいとも簡単にダビングされていいもののでしょうか？アーティストに何も還元されないまま、このような状況が続いていくことは、とても残念です。芸術の意識向上のうえでも若者に「私的録音、録画補償制度の在り方」をもっともっと認識して頂きたいと思います。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続するべきです。 以前はレンタルショップで借りてきたCDを個人用に一枚のMDにコピーしていましたが、いまやパソコンに加えてiPodやCD-R/RWなどにコピーするという形が一般的になった。それに加えてカーナビなどにも私的コピーは格段に簡単になった。これらのことから、著作物の創作者へなんらかの補償をすることは当然と思われます。補償金制度は絶対に必要です。	個人
補償金制度を現在の実態合ったものにして存続させるべきと考えます。 レンタル店から借りたCDをMD1枚にコピーしていた頃と違って、現在パソコン、i-pod,CD-R/RWなどにもコピーするのが実態です。P.19の調査をみても、機器、媒体の大容量化に伴い、補償金の支払対象にいない機器、媒体を利用した私的録音が非常に増えているので権利者に対し、相応の対価を支払うのはやむを得ないと考えます。但し、コピーの度に支払うと負担が大きくなるので大掴みな『補償金制度』が現実的なのではないのでしょうか。	個人(同旨7件)
私はレンタル店や図書館から借りたCDをパソコンに取り込み、その時々で気分、音楽をSDカードにコピーして聞いています。何度でも、デジタルで音が劣化せずにコピーできるのは非常に便利ですが、反面、レコードの売り上げや著作権の問題を考えると、この先、このままでいいとはとても思えません。いずれ、新しい音楽が発表されにくい状況になってしまうのが心配です。やはり、権利者に一定の補償金を支払うことは制度として必要だと私は思います。	個人

意見 私も息子たちも、各自のパソコンで自分のやレンタルしたCDから音楽を取り込み、パソコンで再生して聴いたり、MDやデジタル・オーディオ機器にコピーして日常的に音楽を楽しんでいます。 これからも沢山の音楽をそうやって楽しんでいくと思います。その時に音楽を作る人たちの権利を尊重したい。素晴らしい音楽を提供してくれる人々に感謝しているのですから。 私的録音録画補償金制度は、私たちが音楽を楽しむ利便性と作家の人たちの著作権を保護を両立する簡便な方法だと考えます。この制度によって安心して音楽を楽しむことができ、その対価が作家の人たちに保証されるのです。 メーカーの方々はこの制度の維持に反対されているようですが、私にはこの制度を維持、発展させる方がいいと思っています。 意見 いまや通勤の電車の中でも、路上でも、イヤホンをして音楽を聴いている人を普通に見ることができます。iPodなどの登場でそういう人の姿は以前にも増して増えているのは間違いありません。 パソコンだって同じです。私的にパソコンを使っている人でメールやインターネットを使っているのと同程度に音楽を取り込んで楽しんでいるのは自明のことです。我が家では私と息子たちが使っている各自のパソコンにそれぞれの好みの音楽がコピーされ、蓄積されていっていますから。 メーカーもそのためのソフトをバンドルしたり、容量の大きさを謳ってユーザーの購買欲を煽っていますよね。 その結果、音楽のコピー回数とハードの販売台数はすごく増えているのに、補償金は大きく減少しているのって、おかしくないですか？ 音楽文化の土壌がこのことによって養分を失って果実を生むことがなくなったなら、メーカーも困るんじゃないかと思います。そしてその時は私たちユーザーも困ることになります。新しい音楽に出会うことができなくなるかもしれないのですから。結局、みんなが困ることになります。 私は、メーカーも音楽文化の発展のために負担すべきは負担し、音楽文化の土壌を栄養豊富な状態にして豊かな果実が実るよう、環境を作っていく努力をすべきだと思います。 そのための制度として私的録音録画補償金制度は維持していく必要があると思います。	個人
報告書を見し、率直な意見を述べさせていただきます。 高2になる息子は、iPodを利用するようになって1年半ほど経ちますが、1時間かかる登下校時や部屋で音楽を聞くために、今ではiPodは息子にとって必要不可欠な存在になっています。 iPodを利用する以前は、CDをレンタルしMDに録音して楽しんでいましたが、レンタル屋に行く時間もあまりないので、それほど頻繁には利用していませんでした。また、MDへの録音も時間と手間がかかるよう曲数も少なかったです。 現在は、登校前のわずかな時間などを利用して、インターネットで視聴した中で気に入った音楽をダウンロードし、iPodに録音して楽しんでいます。ダウンロード料が手軽なこともあるのですが、洋楽を中心に驚くほどの数の曲を持っています。音楽の幅が広がって、親から見ても感性が豊かになったように感じます。 この利便性がなくなってしまうと、息子のように手軽さから音楽の利用が増えたケースがなくなり、結果として音楽文化が衰退してしまうような気がいたします。是非、補償金制度を実体に沿って見直していただき、子供達が手軽に音楽を利用できるように、利便を図っていただきたいと思います。	個人
パソコンで、音楽が簡単にCD-Rにコピー出来る以上、我々ミュージシャンの作品が無償で複製されていない(経済的損失が発生していない)事を証明する事の方が難しいのではないのでしょうか。むしろ、補償金が、実際の複製に対して正確に分配されない事の方が問題であると思います。 確かに、音楽配信の普及によって、違法のファイル交換が減る事は歓迎すべき事です。しかし、ダウン・ロードされた音源がパソコンで複製される可能性が残されている以上、配信の普及＝私的録音の名を借りた違法コピーが減る、という論理は全く成り立たないと思われます。補償制度の維持は当然の事であり、徴収された補償金の公平な分配方法の検討や、違法コピー(個人で複製したものを他人へ譲渡する事も含めた)の撲滅を目指す啓蒙活動の推進こそが、本委員会で話し合われるべきテーマだと思います。	個人
まず最初に一言言いたいこととしては何よりも本当に反対ですね。 第一ipodなどに課金をするといったことが身近な問題として到底納得できないですね、もう、本当に。 少しでもこの意見も参考にしてほしいです。 駄文、乱文失礼しました。 あと考えた事なのですがまず違法とする基準があいまいだと思いますね。それを使い違法なダウンロードをしたとかいってまた新種の詐欺まがいの犯罪が起こる可能性があるのではないのでしょうか？	個人
iPodやパソコン等でも私的にコピーができるようになって今日、補償金制度対象機器になっていないのは、おかしいと思います。 記録メディアも同様、同じ録音録画ができるのに、私的録音録画非対象メディアがあるのもおかしいと思います。 日進月歩の昨今、機器、メディア共に公平に私的録音録画補償金制度の対象にし、権利者に分配されるしくみを整備すべきだと思います。 僭越ながら、私達ユーザーは、補償金制度によって、権利者にきちんと分配される事で、新しいコンテンツが享受できると思っています。この制度のさらなる充実強化はこの国にとって重要だと考えます。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とのバランスをとるための良い制度だと思っています。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないでしょう。 このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしいです。 また、メーカーはこのような機器・媒体を販売することで収益を上げているのですから、責任を持って、もっと積極的に保証金を支払う姿勢を見せるべきだと思います。 補償金制度は必要だと思います。	個人(同旨4件)

とにかく楽曲などをなんでもコピーが自由に出来ること自体おかしい事です。メーカー側はそれを消費者の責任という無責任さもあり常軌を逸している。これにはもうあきれます。 補償金制度は当然なくてははいけません。自由にコピーが出来るこの状況を野放しにするのは絶対によくありません。今の世の中の悪い部分のひとつであり、このようななんでもありの世相は現代人間のモラルハザードの欠落にさらに拍車がかかるのは間違いありません。 メーカーは収益をあげるために、あらゆるコンテンツをコピー可能な世の中に行っているのですから、その責任において必ず補償金は払うべきでありまた文化庁は率先してこの問題を真剣に取り組んで将来にわたり正しい公正な世の中を作る努力を是非していただきたいです。	個人
補償金制度は必ず存続させるべきものです。 ハードはいつも記録と再生を常識として商品化されているのですから、コピーも商品の一部です。コピーする為の必要経費がかかると考えるのがメーカーの義務です。最終的に業界の為になると言う事を理解し、そしてユーザーの自由の為でもあるという認識が必要です。	個人
補償金制度の改善、維持に賛成する。 著作権保護技術と補償の必要性を考える上では、P116にあるとおり、「開発過程に権利者がどう関与していたか等の評価の問題」が重要で、イーiiのJEITA委員の主張には強く反対する。実質的コピーフリーに近いiTunesのFairplayや今年8月の情報通信中間答申におけるコピーワンスの見直しにより設定された「1世代×9回」の暫定合意を「著作権保護技術」と捉えて権利者への補償の機会を奪うのは乱暴である。	個人(同旨2件)
保証金制度は存続させるべき デジタル機器が一般化されている現代において、もはや私的コピーされることは否定出来ない事実である一方、著作権者が、それに対して何らかの保証を受けるのは当然の権利です。保証金制度は両者をバランスさせる、良い制度だと思います。	個人
補償金制度をいまの実態に見合ったものにし、維持存続させるべきです。 これだけ誰もが簡単にコピーできるような世の中において、いまやiPodやCD-R/RWにコピーし保存しているのが当たり前です。まわりをみても、MDを持ち歩いている人はほとんど見かけないくらいになっています。 デジタル化と大容量化によって、今まで以上にコピーしやすくなったわけです。 しかしそういった利便性のみを追求していった結果、著作権の権利者が置き去りにされてはいませんか？ 出来た商品はデジタルでも、もともと録音・録画したのは生身の人間です。沢山の時間と労力を使い、商品(音や映像)を作り上げています。 そして出来上がった商品に対してお金を払うのは当然です。 それをいとも簡単に無料で楽しもうという方が疑問です。音楽や映像を身近に楽しめる環境は素晴らしい事ですし、現代の生活に欠かせないものです。そのために一人あたりわずな補償金を負担することは何もおかしい事ではありません。補償金制度は必要です。	個人
私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 思想が含まれたものには、著作権が生じるはずですが。 私的録音録画に関して、著作権者に毎回許可を得る事は現実的には困難です。 然しながら、録音などの行為は権利侵害でありながら、行う側はそのような意識は少ないと思います。 上記を鑑みて、金銭的な保証があつて然るべきだと考えます。	個人
ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。 そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。 ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。	個人
補償金制度を実態に見合ったものとして存続させるべきだと思います。 私的にコピーの量がこれだけ増加しているにもかかわらず、権利者に手当てがなされていないのはおかしいと思います。	個人
私的録音録画制度に関する意見として、私はこの制度を存続させるべきだと考えます。 理由としては複製技術の進歩により誰でも簡単に品質を劣化させずに複製できるようになりました。一方で、権利者としてはこれにより経済的不利益を受けているとを考えられます。また、これに関してダウンロード形式などでは配信の時点課金されているとの意見もありますが、配信での課金とはあくまで公衆送信に関する課金であり、複製に関しては何ら課金されておらず、権利者の経済的不利益は何ら解消されていないものと考えられます。 2つ目の理由として技術的進歩によりユーザーは安易な複製、メーカーは利益を得ているのなら、その対価を支払うことが必要なのではないでしょうか。これに対して、制度自体が国民に浸透していなく理解度が低いと言う見解もあるでしょうが、国民の不知を理由に権利侵害が許されていいとは思えません。 以上、2つの大きな視点からこの制度は存続させ、さらに新たな分野への適用も検討するべきだと考えます。	個人
今や各家庭で音楽をパソコン、iPodなどにコピーをすることはあたりまえようになっており、補償金制度がなくなることで、自由にコピーできなくなれば音楽を楽しむことができなくなります。著作権者への補償は当然であり、補償金制度はぜひとも存続してほしいです。	個人

●補償金制度について 補償金制度は廃止すべきだと考えます。 私的なコピーに限れば、たとえ幾つのメディアにコピーしたとしても同時に視聴するのは通常の利用法では一つであり、著作者が不利益をこうむるとはいえません。むしろ現状の、同じものを別々の方法で視聴する場合それぞれについて出費を強いられる状況の方が、利用者側が経済的不利益をこうむっていると考えます。 仮に補償制度が存続するとしても、HDD内蔵型機器について対象に追加すべきではありません。これらを利用する際は、CDそのままと容量を圧迫するため、通常は圧縮してコピーします。人の耳には分かりづらいような方法ではありますが、音質は確実に低下しており、デジタル方式のみが補償金の対象となっている理由である「劣化なしの複製」には当たりません。また、当初から補償金の対象となっているMDもデータを圧縮しているため、これも対象からはずすべきです。	個人
好きなアーティストがいます。補償金がアーティストに還元されるお金だということを知り、メールしました。 補償金廃止が消費者の利益になるとは限りません。 もし補償金がなくなったら、価値を生み出せるようになるまでの＝人気が出て世に認められ莫大な収入を得るまでの費用はどこから捻出されるのでしょうか。 世にウケるものしか生み出されない、文化的に貧しい状態になる可能性があるように思います。 また、i-PODが補償金の対象でないのはおかしいと思います。	個人
補償金制度は維持していなければなりません。 私は音楽家です。パソコン、HDレコーダー、カーナビ等などの普及が多くなって来て便利な機能等で、快適な生活空間がある事は良い事だと思います。 ですが、アーティスト、クリエイターの方々が日々頑張ってきた作品等を簡単にコピーやダウンロード出来てしまう事に疑問を持ちます。 録音用CD/RWも同じお湯に私的録音に用いる事ができるのに、補償金を課さない、または補償金を課すの違いがあるのはおかしいと思います。私的録音録画に供される機器、または媒体についてはすべて補償金の支払い対象とした方が、利用する方（消費者）も納得いくと思います。 また、メーカーも機器を作りっぱなしでなく、もっと紳士（責任ある）な行動を求めます。 最後にヨーロッパの国々の補償金は日本と比べものにならない位、補償されています。中国など、まだ著作権等の法の整備がされていないアジアの国々のなかで、日本がアジア諸国の見本となる決意をも求めます。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。 だから実際にコピーをしなくても補償金を課すという話になるのです。 コンテンツ制作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレイヤーにここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。 各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。 便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められるべきだと思います。 メーカーは収益を上げるためにこれだけコンテンツをコピーさせているのですからいつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。	個人(同旨5件)
補償金制度は必ず必要です。 世の中、どんな物でも簡単に複製コピーする技術を簡単に手に入れられたら、どんなに素晴らしいことでしょう。 漫画ドラえものの何でも出てくるポケットを手に入れたようなものです。 反面、世の中は大混乱に陥ることも間違いありません。 しかし今現在、音や映像をいとも簡単に複製コピーできる製品が誰にでも手に入ります。 これは、映像や音を製作提供する側の企業や個人にとっては、脅威的なことです。 実際に巷では、何の罪悪感も無く複製を行なうことが、あたりまえになっています。 今後も、複製コピー出来る製品機器は更に手軽になり、普及すると思われ、このままでは、映像と音を製作提供する側は、衰えていくばかりです。 くだらない話ですが、逆に、機器メーカーのCDプレーヤーを、自宅でコピー複製できる機械があったとしたら、どうなりますか？ 「これからの時代は、CDプレーヤーは買う時代ではありません、友達の家プレーヤーをコピー複製して使おう！」 なんて時代が来たら、CDプレーヤーなんて、マニアしか買わなくなる事でしょう。機器メーカーは危機的状況になってしまいます。 コピー複製機能は便利な機能ですが、不正コピーが手軽に出来る機器を、売るのでしたら、機器メーカーは、実態に見合った補償金を支払う事により、コピー複製機能を持った機器の販売が成立するのだと思います。	個人
●現行制度 このあたりの条文は図書館関係・学校関係のような場合と比較して利権に走りすぎている。現実を見ていない法律であって、権利者に怯えて作成したとは思えない、権利者の言うがままの条文である。 そもそも補償金の制度自体がいびつであって、家庭内の私的なコピーに対する補償とされるが現実にはコピーしたものを二つ同時に視聴することは不可能であることから補償金が必要か疑わしい。また、音楽に関しては著作権保有者がほぼ一つの法人となっている現状に問題があるとも考えられる。要するに実際の製作者＝著作権者ではないために補償金は著作権保有会社のためだけのものになっており、製作者を保護することにつながらない。 とはいうもののこれ自体を撤廃することは考えられていないようで非常に残念ではあるが以下、撤廃されないことを前提にした意見を述べる。 返還をもとめることは現在の体制上非常に困難であることが問題で、返還を求めた場合には返還金よりも大きな手数料と称した金額で逆に損をするばかげた自体になっている。返還についてもほぼ無償か、実際の返還金の何%までといった手数料を法的に示すべきと考える。 以上です。一個人の意見として参考にしていただけると幸いです。	個人

ソフトとハードはお互い感化しあう仲であり対立するのは好ましくない。一方コピー無制限にすることでシェアをのばすアップルが野放しなのも不公平を感じる。その観点から、ソフト、ハードを利用するサービス業にこそ両者を調整する規制が必要である。日本経済を考えても、海外での競争が主となるソフトとハードは規制をなくし、国内での競争を保護すべきサービス業は規制する。そう考えた場合、ネット上のコンテンツ提供者に補償を求めることも選択肢だと思う。ダウンロードごとに課金、コピー制限の程度に応じて金額に差を設ける。ハードにダウンロードするだけでも複製が生じるので、ダウンロードに対してあまねく課金することに問題はない。既存の補償金制度は維持するが、定価にたいする率を低くする。ネットの監視は現状の指定団体が無理なら、ジャスラックにでもさせれば通常の使用料とあわせて回収できるだろう。漫画に見られるように創作も重要な産業である視点を忘れず、メーカーにかたよらない解決を望みます。	個人
ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。 そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。 ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。	個人
文化審議会著作権分科会では ・EPNは事実上コピーフリーなので到底容認できない ・「補償金制度の続行を前提にしたダビング10」に権利者、消費者の双方で許容するということでしたが、以下の通り反論します。 ・EPNは全然コピーフリーではありません。 家庭にある機器でコピー数の制限無く、そして、孫コピーもできますが、機器間での認証などを要するため、「何10枚も作って、オークションで売ること」も、「web」にのせて、ダウンロードし放題にすること」も不可能です。 つまり、権利者の利益を侵害するほどの事はできません。 逆に、EPNは将来新しいメディアに移行する際(パラダイムシフト)の利便性が高く、新しい技術の発展に寄与しますので、EPNこそ妥当な運用だと思います。 コピワン、ダビング10は後述の通り、利便性が悪く、新技術の発展を阻害します。 ※現に今、デジタル放送の普及が伸び悩んでいるのは煩わしいコピワンのせいです。 さらに、EPNは規格で規定されているので既に市販されているHDDレコーダでの対応が容易です。 一方、ダビング10への対応は論理的にはソフトウェアアップデートですが、不具合が発生するリスクがあるため、メーカーがやりたがらないんだそうです。 ・ダビング10について 分科会に参加した消費者代表とする方々が、放送を録画した物の使われ方として ・テレビ放送の録画をタイムシフト視聴する ・録画した物を複数種のメディアにコピーして再生 としか想定していないようですが、実際はこの他にも ・メディアに移行後、次世代メディアが登場した際にコピーする(古いメディアではプレイヤーが絶版される可能性がある) ・メディアが損傷した際、再生時には問題があっても、リッピングして別メディアにコピーすることで解決しうる。(現行のDVD(CPRM以外)で行われている) と言った運用も想定すべきです。 この場合、ダビング10では実現できず、単にコピー可能な枚数を増やしただけではコピーワンスでの根本的な問題は解決されません。 そもそもコピーワンスは“標準規格”ではなく、電波産業会(放送業界と家電業界)が勝手に決めた“技術資料”にすぎないとのこと。 公的機関が学識経験者の見識を取り入れながら、公平なルールを定めるべきところを、権利団体が勝手な都合で公共の電波にわがままな規制を敷いている現状はとても受け入れられるものではなく、総務相殿で音頭を取って、検討し直すのがベストだと思います。 ・補償金制度について そもそも「デジタルメディアが頒布されるため、コピーが容易になるので、補償金が必要」といった主旨で、たとえば、CDからMDIに何枚もコピーができ(孫コピーは不可)、友人や親戚に配ることができるので、逸失利益が発生するという論調です。 この考えであれば、EPN、コピワン、ダビング10、DRM付の音楽コンテンツすべて、沢山のコピーを取って、不特定多数の人に配ることができないので、補償金の必要性は皆無です。 そもそも、個人的な録画や録音の場合は補償金を払う必要がないのに、メディア代に含んで売っておいて、返還が容易でないというのはい理不尽です。(返還が可能でも、郵送料などを要し、非現実的) さらに、集まった補償金の分配や運用が不透明で、不信任感をぬぐえません。 即ち、以下の通り主張します。 ・コピーフリー以外のコピーには補償金不要である ・補償金の返還は容易に、そして負担無く可能とすべき ・補償金の運用を明確にすべき	個人
●158ページ「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿」について 実際の利用者側の代表及び、技術的見識のあるメンバーが希薄ではないかと感じます。	個人
私はi-podを2台所有していますが、様々な手続きで個人情報の提示をしてカード会社から料金を引き落とす必要があり、定職についていない者には大変負担になるのではないのでしょうか。無料で使用できるサイトを無闇に抑制するのは、今のご時勢、反発が起こるのも無理はありません。徐々に納得のできる制度を長い時間かけて確立していくべきだとも思います。	個人

私的録音録画保証金制度は例外なく存続すべきです日本のあらゆる文化の衰退に必ず繋がっていく事態になります！私個人でも曲や本を書きますがデジタルコピー等もう今日の状況で防ぎようが無いのであれば最低限の補償ぐらいガードしてもらわないと堪りません！適切かつ真っ当で迅速な対応をお願いします！	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見	
第1章 私的録音録画問題に関する今までの経緯等について	
意見	個人／団体名
報告書9ページの検討結果の内容で二重徴収の問題は機器を複数所有していても知らない間に様々な費用が発生している事を公知していないので後述されている手法や仕組みも合わせて改善を望みます。	個人
●「6ページ～、第1章第2節私的録音録画補償金制度の制定経緯について」に対する意見： 第10小委員会報告書 (http://www.cric.or.jp/houkoku/h3_12/h3_12.html) には、私的複製は本来自由かつ無償であったこと、及び、補償金制度は私的録音録画の自由を確保する代償であることが明記されており、制度導入時、権利者の利益保護のみに重点があったかの如き引用は公平性を欠く。 特に、最終整理では、このような公平性を欠く引用に替え、第10小委員会報告書からは、以下の記載を制度創設の趣旨として引用するべきである。 「第4章 報酬請求権制度の在り方 私的録音・録画問題とは、権利の保護と著作物等の利用との間の調整をいかに行うか、言い換えれば、現行第30条の規定している私的録音・録画は自由かつ無償という秩序を見直すかどうかという問題である。 (中略) 報酬請求権制度を我が国の著作権制度の上でどのように位置付けるかという問題については、私的録音・録画は、従来どおり権利者の許諾を得ることなく、自由(すなわち現行第30条の規定は維持)としつつも、一定の補償(報酬)を権利者に得させることによって、ユーザーと権利者の利益の調整を図ろうとするものであり、私的録音・録画を自由とする代償として、つまり、権利者の有する複製権を制限する代わりに一種の補償措置を講ずるものであると位置付けることが適当である。 この考え方は、 1) 制度の見直しによる新しい秩序への移行について国民の理解が得られやすい考え方である、 2) 制度導入の理由として、私的録音・録画によって生ずる権利者の得べかりし利益の「損失の補償」という理由付けをとるとしても、現行立法法当時には「予測できなかった不利益から著作者等を社会全体で保護する」という理由付けをとるとしてもいずれにしても、なじみやすい考え方である、 3) あくまでも補償措置の一種であるから、個別処理の方法ではなく、後述の録音・録画機器又は機材の購入と関連付けて、包括的な報酬支払方法をとるという議論ともなじみやすい考え方である」	個人
「1. 私的録音録画問題に関する今までの経緯等(はじめに・第1章関係)」 「(2) 私的録音録画補償金制度の制定(平成4年)」に際し、明確な意思を示す機会を得られませんでしたけれど、自身が視聴している作品を提供してくださっているアーティストや制作者に対象を限定した透明性の高い補償制度ならば理解できますけれど、不特定かつ不明瞭な権利者団体に、客観的な基準も無く、消費者から一律に徴収した補償金を分配している現在の制度は、到底、納得できません。 コピー制限などデジタル記録装置の著作権保護機能が、十分、浸透してきている昨今、詐欺に等しい現在の制度は、廃止すべきと強く思えます。	個人
私的録音録画補償金の制度を議論するに際し、その目的を明確にすることは重要なプロセスのはずです。 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」において、その目的は、6ページに「権利者の経済的利益の保護するため」とあります。 一方、本中間整理に先立つ「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の中間答申では、以下のような記述があります。 その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること。を基本的な姿勢として、それぞれの課題を検討することが必要である。 コンテンツ大国の実現に向けた制度やルール の在り方については、同様の基本的な姿勢の下に、既存の制度等の有効活用 の在り方を含め、以下のような様々な場において検討が進められている。(概要については下記参照) ①コンテンツの流通促進や、競争力強化のため法制度の在り方(知的財産戦略本部、文化庁文化審議会、総務省情報通信審議会) ②私的録音録画補償金制度の在り方(文化庁文化審議会)……」 「これまで再三指摘したとおり、政府の掲げる「コンテンツ大国」に相応しい、多様で豊かなコンテンツの製作・流通を促進するためには、クリエイターが適正な対価を得られる環境を確保して、才能ある多くの若者が、コンテンツを創造する仕事を選択するインセンティブを維持しなければならない。」 これから、私的録音録画の補償金の根本目的は、クリエイターが適正な対価を得られる環境のためであると解釈できます。 コピーワンス問題を論じる総務省の答申には、補償金によって補償すべき対象として上記のように「クリエイター」を第一義としているのに比して、私的録音録画補償金の問題を、正面から論ずるべき「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」では、「権利者」は登場しても、「クリエイター」は登場していません。この差は極めて奇異です。 また一方、11月9日付けで、社団法人電子情報技術産業協会宛ての権利者団体の公開質問状では、権利者団体の主張は、補償金の目的は、権利者ではなくクリエイターに対する還元であるかのように述べられています。	個人

このあたりについて、一般消費者である私の推測を率直に述べますと、 a)一般には権利者とは、クリエイターの作品を製品化・権利化して市場に対して販売す「事務管理集団」であり、コンテンツの創作・創造活動を直接的に業としているクリエイターではない。 b)補償金の目的は、「クリエイターへの適正な還元のため」と言われることが多いが、これは真実ではなく、実際に補償金が分配されるのは、直接的な創作活動を行わない「権利者」と呼ばれるコンテンツビジネス事業体までにとどまっている。 c)補償金の目的を論ずるときに、「クリエイターの創造性のため」というのは、主張を高邁なものにするための単なる方便で、実態はともなっていない。 これが真実かどうかは、自信はありませんが、同じようなイメージを抱いている国民は多いと存じます。したがって、建前の論議を廃し、補償金の是非に関する真に正しい判断をするために、次なる報告書では、以下のことについて明確に言及すべきであると考えます。 1. 権利者とクリエイターの関係が以下のいずれであるか 1-1) 権利者は一般に、コンテンツを創造するクリエイターではない 1-2) 権利者は、コンテンツを創造するクリエイターそのものである 2. 補償金の目的がいかのいずれであるか 2-1) 補償金は権利者への補償であって、クリエイターのための補償ではない 2-2) 権利者はクリエイターの立場を代弁するための集団であり、補償金の目的は、権利者自身のためのものではない。 3. 補償金の最終配分先の実態が以下のいずれであるか 3-1) 補償金は権利者に配分されているが、個々のクリエイターまでには配分されていない 3-2) 補償金は権利者から、さらに個々のクリエイターにまで広く配分されており、創作能力のないレベルの人たちが補償金を享受していることはない。	
P8については、著作権と同様の知的財産に関する権利である特許と同様の考え方で、公衆放送を行った後の素材に関しては、全権利を放送局または、国に帰属するように法改正を行えばよいと思う。 国民の共有財産である公共の電波を利用したのであるから既に対価を支払っているとして、追加費用等を生じることなく利用可能であるとすべき。 二次利用については、動画の内容の解像度については、放送時と同等とし、かつ、二次利用を行う場合、改悪との指摘を権利者から指摘された場合、すみやかに改善を図る義務を負うことを前提とし、追加費用等を生じることなく利用可能であるとすべき。 P9について、音楽についての権利の集中管理として「日本音楽著作権協会」があげられているが、日本音楽著作権協会は料金の代行徴収団体であり、また、著作権料の支払いについての問題が生じたら、請求者が公表を希望しても公表しないP25について、著作権侵害を問題視しているのは、主として営利的な損害が生じているためであり、本来の著作権法の本質である文化の発展の阻害要因となることでは無いので、非親告罪化する必要は無いと考える。また、仮に非申告罪化するのであれば、範囲は営利目的の場合のみで権利者の協力が得られる場合に限定すべきと考える。	個人
●9ページ、「二重徴収」についての問題 利用者の感覚からすれば、これはやはり二重徴収であると感じることは指摘しておきたい。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第2章 私的録音録画の現状について

意見	個人／団体名
●11ページ「私的録音の現状について」の項目 この項目中の、16ページ「4-(2)デジタル録音の理由」に表示されている調査結果の妥当性には下記1点の疑問点がある。 (1)それぞれのデジタル録音の理由について、音源の入手先が不明確である。そのため、デジタル録音が権利者の経済的利益を害する一因だ、という根拠にはなりえない。 18ページ「4-(3)デジタル録音の音源」に、デジタル録音の音源の調査結果が示されている。しかし、どの音源からどの理由で、デジタル録音を行ったかについて、不明である。 例えば、16ページ「4-(2)デジタル録音の理由」の「ヘッドホンタイプのプレーヤーやカーステレオで聴くため」や「好きな音楽を拔出、編集したディスク等を自分で作って聴くため」という理由からは、デジタル録音の音源を推測することが困難である。 デジタル録音の音源ごとに、デジタル録音の理由を調査しなければ、デジタル録音が権利者の経済的利益を害する一因だ、という根拠にはなりえない。 上記の理由により、16ページ「4-(2)デジタル録音の理由」の調査結果を資料として参照することには疑問がある。	個人
●「11ページ～、第2章第1節私的録音録画の現状について」に対する意見： 私的録音録画補償金管理協会という補償金を徴収する立場にある者が、明らかに補償金制度拡大を目的として行った調査を、公平であるべき審議会の報告書に引用するべきではない。最終報告からは、これらの調査報告は全て削除されるべきである。 注釈の7に、言い訳のように管理協会の理事にメーカー代表や消費者代表が入っていることが書かれているが、ネットの記事(http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/30/news125.html、http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/10/12/17169.html)を見ても明らかに中間整理についてメーカー代表や消費者代表の賛同が得られておらず、この調査が偏ったものであることは明白である。 審議会で私的録音録画の現状を把握するにあたっては、少なくとも審議会の私的録音録画小委員会の委員全員が納得する形で調査項目・調査方法を設定し、現状調査をするべきである。 念のために指摘しておく、以下のような記載に恣意性があからさまに出ている。 ・12ページ、「…現行の補償金制度の対象となっていないデジタル録音機器も相当程度普及している実態が伺える。」：前に記載されている機器が補償金制度の対象であるべきかどうかということが問われているにもかかわらず、あたかも補償金制度の対象であることが前提であるかのように、対象となっていないことが強調されている。 ・19ページ、「パソコンやポータブルオーディオはもとも大容量の記録能力を持つ機器であるところから、多くの楽曲が録音されている実態が分かる。」：特に、ポータブルオーディオで行われている複製などは、ブレースhiftも多いと思われるが、録音録画がど ・21ページ、「デジタル録画に関しては、現在補償金制度の対象となっていない機器での録画行為が相当程度行われていることが分かる。」：12ページについてと同じく、あたかも前に記載されている機器が全て補償金制度の対象であるべきような強調がなされている。 ・22ページ、HDD内蔵状況：これらの機器はDVDレコーダーとして課金されている。ここでこのような図を入れることは、あたかも課金されていない部分が増えていると人を騙すために入れているとしか見えない。 ・23ページ、録画媒体需要推移：参考としてデータ用DVDを入れているが、データ用DVDを録画調査の図と一緒に入れることは妥当でない。 ・25ページ、録画の経験と頻度：単純に比較できないとしながら、録画の頻度、経験が高まっているとすることは間違っている。 ・26ページ、「「興味ある番組やその一部を保存するため」(約81.9%)と、保存目的の録画も経験率が高い。なお、平成17年録画調査における録画の理由の調査結果と比較すると、特に保存目的の録画経験者の割合が高まっている。」：恣意的な調査項目の変更による異常値と思われる。	個人
報告書の項目への意見： 中間整理の「第2章 私的録音録画の現状について」の「第1節 私的録音の現状について」で「デジタル録音の理由」の調査結果を示されていますが、的外れだと思います。 現在はアナログ録音をするほうが困難の度合いが大きいと思います。 「デジタル録音の理由」はデジタル録音機器が容易に入手できるから、あるいはアナログ録音できる機器の入手が困難だからだと思います。例として、カセットテープあるいはカセットレコーダの入手の困難さを挙げれば十分だと思います。家電量販店などに行けば、カセットテープよりもSDカード、CD-ROM、ポータブルデジタルオーディオ等のほうが容易に見つけれられます。このような状況でデジタル録音の理由を問うことになんの意味があるのでしょうか？ デジタル情報に限って私的録音録画補償金を掛けるならアナログ情報を扱う機器をもっと普及させてもいいのではないのでしょうか？	個人

●P21. (2) デジタル録画媒体の利用状況 「DVDレコーダーやテレビ内蔵のハードディスクドライブ」は、DVDレコーダーのHDDと、HDDレコーダーで分離して集計すべきである。 DVDレコーダーのHDD録画に対しては、そのレコーダーに補償金が掛っているが、HDDレコーダーとTV内蔵HDDでは補償金が掛っていないからである。 HDDレコーダー(DVD無し)や、HDD内蔵TV(DVD無し)は、基本的にタイムシフトしか行えない。ならば、デジタル録画における被害は存在しない。DVD搭載機にコピーすることは出来るかもしれないが、そちらでは補償金を払っている。 タイムシフトではなく、生視聴でなければ被害というならば、昼間の勤務時間・学校の時間、夕方の帰宅できない時間、深夜2時や3時と言った通常寝ている時間における放送をすべきではない。働きもせず、睡眠もしないのが理想的な視聴者か？ また、複数の放送局で有用な時間を同時刻に放送すべきではない。片方の時間しか視聴できない。当然片方のCMLが見ない。少なくとも、同ジャンルの番組を同時刻に放送すべきではない。 ●P26 (1) デジタル録画の理由 映画・ドラマ・アニメは再放送や、セルDVDとして発売される可能性があるが、ニュース・バラエティ番組・科学・教養番組は発売される見込みはない。でなければ自分で保存するしかない。 そもそもニュースの場合、著作権性もかなり低い。何故ならば、ニュースは事実を伝えるからである。 ●P29 4. デジタル録画回数の推移。 調査項目に「安いから」と言うのがない。 VHSテープ代がDVD-R・DVD-RAMに変わり、出費がどう変わったかを調査すべきである。さらに、HDDレコーダーの場合は「重ね録り」が非常に楽であることもあげられる。	個人
この節は、私的録音の現状についてと題されており、補償金の対象となるデジタル録音機器の現状について述べている。ただし、文中でも触れられているように、18年度の実態調査は過去調査とは内容が異なっており、単純な比較は出来ない。しかし、単純な比較は出来ないと言いつつも、一方では単純比較をしたかのごとき結論を導き出していると思われるところが散見される。 例えば、ここではあくまでも「機器保有家庭割合は増加」「記録媒体内蔵型プレーヤーの出荷数増加」など、あくまでも増加を感じさせる文言が結論と思わせる書き方になっている点に注意が必要である。 P.14より引用 18年録音調査によると、家庭においてデジタル録音機器を保有している調査対象者13のうち、約88.4%の人が最近1年間に於いてデジタル録音を行っている。過去調査によると平成9年度は約24.7%、平成13年度は約39.6%、平成17年度は約45.5%となっており、デジタル録音行為は年々一般化していることがわかる。 例えば、上記の文章は、非常に誤解を招きやすい書き方がされている。 結論として「デジタル録音行為は年々一般化していることがわかる」と言わなければならない、不正確な物言いをしている。 上記を素直に読めば、「家庭においてデジタル録音機器を保有している調査対象者のうち」、過去1年間にデジタル録音を行った人は、「18年調査では約88.4%の人」、「平成9年度は約24.7%、平成13年度は約39.6%、平成17年度は約45.5%」と読めるが、そんなことはあり得ないだろう。購入した人の3/4が機能を使用しないのでは想像できないからである。意図的に、デジタル録音行為が一般化している、とミスリーディングさせる表現であり、訂正を要求したい。 また読み方を変えれば、機器を保有しながらも本来の機能を使用していないユーザーが2割ほど存在することにも注意が必要だろう。保有と使用に関してはどの程度の相関があるのかも明確ではない。保有はしていても使用していないユーザーが相当するいることが想定されるだろう。 また、この節では、2006年に文化庁長官官房著作権課が作成した過去資料である「私的録音をめぐる実情の変化等」の内容に触れていないが、これもデジタル録音行為が拡大しているという結論を導くための恣意的な選択であるように思われる。 http://www.mext.go.jp/b_menu/ffffff/shingi/bunka/gijiroku/020/06051709/002.pdf 上記2006年調査の中の、P.13 私的録音の回数を見れば、1991年をピークに私的録音そのものが縮小し、以降横ばい状態であると述べられている。 また2006年に行われた「私的録音録画小委員会」第2回会合にて配布された際にも、 私的録音経験者における年間平均回数は、デジタル録音であっても一様に増加傾向にあるわけではないようだ。1997年に約35回だったが、2001年には約22回に減少、2005年に約23回と推移している。一方、アナログ録音は、1991年に約39回だったのが、1997年に約22回、2001年に約17回、2005年に約14回と減少傾向を示している。 というように、私的録音全体としては縮小傾向にあることが伝えられている。 つまり、第2章 第一節では、「私的録音の現状について」と題しながら、単に機器の販売推移や保有割合だけについて触れており、肝心の私的録音そのものの規模については明示的に触れるのを避けているように思われる。 もちろん、私的録音補償金に関する委員会であるから、対象外であるアナログ録音機器について触れないことは自然であるようにも思えるが、実態としての私的録音そのものの規模を明確にしていけないのは欠陥であると言えるだろう。なぜなら、すでにCD販売を中心とした音楽業界の業績低下はよく知られているところであるが、そこから素直に推測すれば、音楽を娯楽として享受する人口自体が減少していると考えることが自然だからである。	個人

このように、報告書の根幹をなすべき事実確認の時点で、すでに正確とは言い難い現状認識に立っていることから、続く報告書内容そのものの信頼性が揺らいでしまっているのである。 そもそもが、私的録音録画小委員会において昨年度から継続して検討されてきている諸問題に対する検討をほとんど行わず、開催期間の終盤になって突然取り上げた「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲からの除外する」などという、影響範囲が底知れず大きい課題を、詳細な検討もなしに結論として提出するとは、委員会としてのあり方自体に大きな問題があると言わざるを得ない。 本来であれば、本年度の私的録音録画小委員会においては、対象機器の問題（昨年から持ち越されている、HDDポータブルオーディオ機器の扱い）、またそもそも補償の対象やその正当性（これも昨年から持ち越されている。報告書冒頭でも述べられているように、抜本的な検討を行うべきだった）などに関する結論に到達することが期待されていたはずである。本来の課題を棚上げしたまま安易な提案を回答とすること自体が本末転倒である。 委員会のあり方について批判せざるを得ないのは、このコメントで取り上げたように、そもそもが前提とすべき現状確認自体に手落ちがあると思われるからである。仮にこれが手落ちではなく、恣意的な情報編集によるものであったなら、報告書が最後に述べている提言も受け入れることは出来ないだろう。 よって、本節について恣意的な取捨選択が行われている可能性が払拭されない限り、報告書としての信頼度はないに等しいと考えられるのである。再度、より公正で詳細な現状認識を目標に、調査自体をやり直すべきであると考える。	
ページ P25 2 デジタル録画の経験と頻度、P29 4 デジタル録画の回数の推移 意見等 家庭で録画した放送番組を視聴している実際の時間の推移についてもデータを示すべきである。また、「家庭の録画時間が年々増加している」と主張したい権利者団体のデータを引用するのではなく（アンケート調査では、設問の設定により、調査結果を恣意的に導けるのはよく知られた事実である。）貴委員会が中立であると主張されるならば、委員会の独自調査あるいはNHKなどの調査（たしか放送文化研究所で調査した事があった様な記憶がある）など、権利者側以外のデータを引用されるべきである。 理由 近年のハードディスク録画機は、キーワードによる自動録画機能を持っている。この場合、録画時間は非常に増えるが、その録画された内容の多くは視聴されもせずに、記録容量が限られているので、何日か後に新たな検索された放送番組が記録されてしまう。「家庭での録画頻度が増えている。」と言うだけではなく、家庭で録画された放送番組を視聴されている時間はどう推移しているかを考慮した記述と、視聴もせずに消え去っていく録画が、権利者の権利を侵害して私的補償金の対象とすべきか否か、貴小委員会での議論と判断を望むものである。私の考えるところ、家庭において録画されたテレビ番組が視聴される時間は録画時間の増加と比例などしておらず、せいぜい横ばい、おそらくは減少している。したがって、デジタル録画機の普及により家庭でのテレビ番組の録画時間が増えており、したがって権利者の権利が侵害される機会が増えているとの主張は成立しないと考えるところである。	個人
この章には、現状機器でのデジタル録音録画の理由に関する調査結果が記載されていますが、「利用者のニーズ」として具体的にどのような事項が求められているのか、どのような不満があるのかに関する調査・分析が不十分かまたは欠落しています。「今後の利用実態の変化」や「音楽・映像ビジネスの新たな展開」を占うためにも、録音録画物の使用者（＝お客様）の視点で、「利用者のニーズ」に関する十分な調査・分析を行うべきと考えます。	個人
私的録音補償金管理協会、私的録画補償金協会が実施した調査に基づいてまとめているが、両団体は私的録音録画補償金制度の指定管理団体である。両団体とも私的録音録画補償金制度を維持・拡大するスタンスであり、調査においてはそのバイアスが掛かっているおそれがある。私的録音録画補償金制度を議論するうえで、そのような当事者がおこなった調査をもとに検討を行うのは不適切と思われる。	個人
■音楽・映像団体のみを優遇することへの疑問 私的録音録画補償金制度の拡大は、俗に「iPod課税」と呼ばれることがある。その理由は、最近流行りのシリコンオーディオプレーヤーが、補償金制度の対象となることへの市民の危惧があるからである。 確かに、当初アップル社の「iPod」は音楽や映像コンテンツを記録することのみに使われていた。しかしながら、最近の製品ではゲームやインターネット、写真・PDFファイルの閲覧にも利用できるようになっており、多くの国民が持っている「iPod」内のデジタルコンテンツは、もはや音楽や映像だけではなくなっている。 現在、「私的録音録画補償金」のような制度が存在しているのは、その制度名が指し示すように音楽・映像業界のみである。しかしながら現実には、写真や文章のコピーも容易な時代になり、「iPod」の中には、ゲーム、写真、小説さらには漫画をスキャンした画像すら入っているかもしれない。 家庭にラジカセやVHSビデオだけが合った時代とは異なり、「iPod」にパソコン、携帯電話が当たり前のように普及した今日において、音楽・映像コンテンツのみに「補償金」制度が存在しているのは「法の下の平等」という精神に反しているのではないか。仮に「私的録音録画補償金制度」を肯定するならば、ゲーム、写真、小説や漫画にも同様の制度を導入するべきであり、制度の対象とする機器も、携帯電話から家庭用プリンタの印刷用紙に至るまで大幅に拡大する必要があるのではなかろうか。 とは言え、コピー用紙の一枚に至るまで補償金制度を導入し、特定の権利団体に補償金を支払うことが、この国の文化活動の発展に寄与するとは到底思えない。ゆえに、「法の下の平等」という精神にかんがみて、音楽・映像といった特定業界向けの補償金制度は即刻廃止し、音楽・映像業界はコピー防止等の適切な手段をとることで対処すべきである。その詳しいノウハウについては、ゲーム・漫画業界に範をとるといだろう。	個人

■指定管理団体のみを優遇することへの疑問

昨今、ユーザ投稿型の動画共有サイトが注目を集めている。私も「YouTube」などのサイトを閲覧するが、ここに掲載されている笑顔を赤ちゃんの映像などは見ているだけで、心が和んでくる。また、多数掲載されているペットのかわいい映像もほほ笑ましい。また、昨今では、デジタル音声合成ソフトを使って、コンピュータに音楽を歌わせるような取り組みも多数行われるようになってきている。

これら動画共有サイトに、著作権を侵害した多数のテレビ番組が掲載されていることは確かに事実である。海外の著名なサイトの場合、開設直後に掲載された日本語の動画コンテンツは、そのほとんどが違法コピーであったと言っても過言ではない。

だがしかし、その状況にはわずか1-2年で変化が見られるようになってきた。最近、前述のような一般ユーザが自ら作成したコンテンツが多数掲載されるようになり、ダウンロード可能な動画共有サイトから、一般ユーザが制作したコンテンツをダウンロードして、iPodで楽しむ動きも徐々に拡大している。

このことはすなわち、いわゆる「指定管理団体」に属していないコンテンツ制作者が急増し、また彼らによって制作されるコンテンツが今後急増していくことを意味している。このような動きは世界規模で起きているにも関わらず、なぜ、わが国では、特定の「指定管理団体」だけが優遇されるのだろうか。これもまた「法の下での平等」に著しく反する行為であり、私的録音録画補償金が特定の「指定管理団体」以外にも支払われるべき法整備を早急に進めるべきである。

とは言え、世界中でのビデオカメラや音楽・映像編集ソフトの累計販売台数を考えると、前述の法整備を行うことは困難を極める。また、すべてのコンテンツ制作者、すなわち普通の日本国民ひとりひとりを国が管理するということは、この国の文化活動の発展に寄与するとは思えない。ゆえに、「法の下での平等」という精神にかんがみて、音楽・映像の特定団体のみを保護対象とした現行の補償金制度は即刻廃止し、一般国民を含む、すべての音楽・映像制作者が、同じ条件で、自らのコンテンツを世間に公表できる世界を作るべきである。「指定管理団体」に属したコンテンツ制作者のみがこの国の文化発展に貢献しているという奢りに国家が同意するというのであれば、もはやそれは特定団体との「癒着」であるという誇りを免れないであろう。

■将来的な実効性についての疑問

「法の下での平等」という精神に照らした場合、現行の「私的録音録画補償金制度」にほころびが生まれていることは前述のとおりである。かつて、音楽コンテンツ制作者がほぼ必ず「社団法人日本音楽著作権協会」のような利権団体に所属していた時代、こういった団体を経由してコンテンツ制作者にその対価を還元することは最も有用な手段だったのかもしれない。だが、ここ数年インターネットの普及やデジタルデバイスの普及により、その状況は大きく変わりつつあり、もはやその流れを止めることはできない。

また一方で、音楽・映像コンテンツを記録できる装置・媒体は当然のようにそれ以外のコンテンツも記録できるようになってきている。また、最近、動画の上にインターネット上のチャットのように文字を重ねて楽しむ「ニコニコ動画」というサービスが最近国内で誕生したが、「動画の上のライブチャット」とも呼ぶべきこのサービスなどは、その希少性から一般名称すら付いていない。一般名称のないサービスは、それゆえ法整備も難しいのだろうが、こんな時代に、一般名称がついているコンテンツ商品、さらにその中でも音楽・映像のみを特定して保護対象として議論していることは、それ自体がナンセンスであると言わざるを得ない。早晩、「なぜ音楽・映像業界だけが？」という不満が、各コンテンツ産業から噴き出してくるのは目に見えている。

今後5年経ち、10年経ち、いや、それよりも早く、わずか数年のうちに変革が起こるのかもしれないが、多くの国民が「社団法人日本音楽著作権協会」に属しない音楽コンテンツ制作者によって作られた音楽や、「社団法人日本民間放送連盟」や「日本放送協会」ではない映像コンテンツ制作者のインターネット番組を楽しむようになった時、それでもわれわれ国民は、これらの団体に「私的録音録画補償金」を払い続けねばならないのだろうか。そんな法整備が、いま行われるのだとしたら、それは未来の国民に対する欺瞞でしかない。

インターネットがもたらした、ラジオ放送以来の変革の時代。そんな時代に国家百年の計としてのデジタルコンテンツに関する法整備を検討される諸氏には、こういった昨今の市民による動向を熟慮の上、未来の日本国民からも後ろ指をさされないような公明正大な議論を行っていただきたい。

日本に蔓延するサイレントマジョリティゆえに、その声は文化審議会まで届かないのかもしれないが、現実には多くの国民が一円でも安いデジタルデバイスを求めて、日夜インターネットの価格比較サイトをチェックしている。そして安くで手に入れたデジタルプレーヤーにPodcastのような他のユーザが作成したコンテンツをダウンロードして聞いている。そのうちに、自分もPodcastをやってみたくて、浮いたお金でマイクを買ってきて、自らもPodcastを始めている。

こんなかたちでの、国民ひとりひとりの手によるコンテンツ創造とその世界発信が、いま、拡大しつつあるのである。そして興味深いことに、彼らの多くは、自らの著作物そのものから直接的な対価を得ようとはしていない。自らが作ったコンテンツをインターネット上の自らのサイトに公開し、そこに、アフィリエイトバナーなどの広告を掲載し、この広告から収益を上げている。いまや、一個人で、かつて放送局や出版社のみが可能だったビジネスモデルを実現することが可能になっているのである。そんな時代に、音楽・映像業界は、どんな努力をしているのか。自ら努力もせずに、法整備によって国民から金をむしり取ろうとしているのではないのか。

こういった現実を鑑みることもなく、一部の業界団体の声に耳を傾け、彼らに言われるがままデジタルデバイスへの課金を強化すれば、それはそのまま商品の値上げとなって国民の肩にのしかかり、片や音楽・映像コンテンツ制作者は、商品の換金化についての努力を怠ることになり、片や未来のコンテンツ制作者になるはずだった一般国民は、金銭的理由からその制作意欲を失ってしまうだろう。そしてそれは数十年後の日本に、日本という国家全体のコンテンツ発信力衰退という形で、暗い影をもたらすようになることは想像に難くない。

かつて映画産業の衰退を恐れて、テレビへの映画の提供を拒否した日本の映画産業がその後どうなったか。テレビ・映画に代表される映像コンテンツ制作者は、自らの歴史を顧みて、そこから何かを学ぶべきではないのか。

■コンテンツ産業の国家保護のありかたに対する疑問

昨今、社団法人日本音楽著作権協会の音楽著作権に対する権利の濫用に、各方面から非難の声が挙がっている。曰く、曲のワンフレーズを引用しただけで法外な著作権料を請求された。曰く、音楽の生演奏の著作権料として法外な金額を請求された喫茶店が廃業に追い込まれた。だが一方で、音楽制作者たちが制作しているビデオクリップに登場する歴史的建造物や画面に映りこんだ意匠物に対して著作権料を支払ったという話や、音楽制作者たちが、違法ダウンロードによって失業した話という話は耳にすることがない。社団法人日本音楽著作権協会は、音楽に対する手厚い国家保護を後ろ盾に、ありとあらゆる権利を主張し、楽曲のパロディや引用に至るまで、手当たり次第に著作権料の請求を行っているきらいがある。だが一方で、音楽制作者並びに著作権管理団体側に、造形物や意匠物に対する著作権への配慮はあまり見られない。社団法人日本音楽著作権協会は、必要以上に音楽著作権に対する権利を主張しており、これはもはや、著作権の濫用と言うほかない。

この社団法人日本音楽著作権協会の動きに呼応するかのように、テレビ業界も著作権についての権利主張を強めている。前述の「YouTube」において、自社の番組が掲載されていると見るや、すべて掲載停止を依頼しているようだが、一方で、ここに掲載されている番組の中には、その真偽が疑われているものや、その内容の良し悪しについて議論されているものも少なくない。2003年秋に、「東京放送」が石原慎太郎東京都知事の発言を180度歪曲して報道したねつ造事件があったが、このとき、当の都知事がこの事態を知ったのは、ネットからの通報が原因であったという。当時ネットでは、「東京放送」で放送された番組が共有され、その音声の解析がなされたうえで、「東京放送」によるねつ造が行われていることが暴露されていた。このような事例は他にも幾つも出てきているにもかかわらず、言論の自由を訴える報道機関自らが、自社批判に対する言論弾圧をおこなっているのは由々しき事態とである。前述のとおり、こういった番組削除の正当性を、各テレビ局は著作権に求めている。本来であれば適正な引用と思われるコンテンツ掲載までも、著作権を盾にネットu浮纏迹寮Vていこうという動きは、まさに℃権の用と言わざるを得ない。優奪半案念稻、焚山撻瀬E 鴉蹇璽疋汽う著魃娠弔靴討い機發痲▲優奪半案坊悩櫻氣譴拭一世瘡・法△燭鵲覆軀空救サ訥阿鯢檻、著靴織騰譽喻岨箸離灰圀次△海△い辰燭發里蓮・醜圓涼・邯V、納茲蠶銈汴譴機掘・愀元べ悅蓮△修亮萃銈蠅蠅・修垢戮④任△踏A・世・貶・如・邯A飲・圓砲茲訝・邯△陵・僕亡悅靴討癩△修譴・駝頤良晷・廚箸覆猶覆い茲A△修瞭阿④魴道機掘∩忙澆垢詒阿④・旴旴猶譴襦・・錫毓w)一方で、このような話になった際、音楽・映像の権利者団体は、自らのコンテンツの国家保護が文化の発展に寄与しているという主張を行いがちである。それゆえに、自らは、多少法外ともいえる権利を主張する正当性があるのだと勘違いしているものも少なくない。だが、はたしてそれは事実と言えるのだろうか。音楽・映像に対する手厚い国家保護が、この国の文化の発展に本当に寄与してきたのか。 今月号のアメリカのテクノロジー専門誌「Wired」の特集は、「MANGACONQUERS AMERICA」背表紙には日本語で「マンガ、アメリカを征服！」と書いてある。その特集には、英語による日本漫画を模倣した記事が掲載されており、その中で、日本における漫画文化の発展と、その世界市場展開のさまが描かれている。音楽・映像コンテンツと異なり、漫画の著作権については長らく、注目を集めることがなかった。それゆえに、こともあろうにアメリカの公的機関である連邦通信委員会が、日本の人気漫画「ドラえもん」に非常によく似たキャラクターを用いたり、そのほか、日本漫画のコピー商品が世界に溢れかえっていることは周知のとおりである。だが一方で、あらゆる日本製のコンテンツ産業の中で、漫画ほど、世界に広まっているものはない。人によっては、漫画だけでなくゲームやアニメもそうであると主張する者があるだろうが、いずれにせよ、音楽・映像コンテンツではなく、漫画やゲームこそが、日本発で世界を席巻し、実際、日本国内でも巨大な産業を形成しているのである。一方の音楽・映像産業。私的録音録画補償金の「指定管理団体」として最も大きな恩恵を受けている社団法人日本音楽著作権協会が管理するコンテンツが、どれほど世界を席巻してw)?「るのあメリノビルボードチャートで何度+の楽曲とツップの座に輝ことあったのい虫蔑最淑意義は金疏値を生むことではなたの人間の共感を得ることではないのそのことを、幼体に占下った「指定管幼体」の面々はくいているとしぶえない。灰鴉騰鴉弔旅餒畔歆道・頭修糧・犬亡髣燭垢機海箸鰻歡蠅垢覽い蓮一啼・覆あ・世・C・覆・著癩⇒菓マ寝始寝菠簌・發痲峪慷蟻浜・質痲廚北召鯨△佑訝質里蓮△燭世燭醒・醜、龍眩・ツ干舛个・蠅鮪匹さ旴軀△修離灰鴉騰鴉弔良甬擇筐△修離灰鴉騰鴉弔砲茲髡駝頤箸梁佚辰冒瓦・縮・終「靴討い機茲△砲響・「覆あ・修譴匹海踏・C・猶慮⇒・髡・僕掘△修離灰鴉騰鴉弔離僖蹈妊・爾籠鷄]・僉△氣猶砲呂修離灰鴉騰鴉弔紡个垢鶯駝嬰オ掴世鯢驗欧掘・鎗櫻箸い・風諒顛夙・犬修里發里絲乏欧靴討い襪里任呂覆い・筏燭鏹譴襦9風呂發II貪憂▲灰鴉騰鴉弔旅餒畔歆道虜澆銜・鮓・召掘△い辰燭つ・法△修龍・呂髡弔阿戮④覆里・△發II貪挂笋つ召校・鈐僕茲討い襪里任呂覆い・海譴・猶離僉璽肇福爾蓮・茲靴重◆峪慷蟻浜・質痲廚涼纏砲呂覆い任呂覆・踏△・・・錫毓w)鹿・昭・闊・w)錫毓惹闔龔鼓誤襲?礪瑚衷B鍵旭鍵?蒨・¥‰◦瘠鴉黼黼嬰悻⑬⑬?函タ転送者:	
●13ページ、参考2の図 ヘッドホンステレオとは何か。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第3章 私的録音録画補償金制度の現状について

意見	個人／団体名
現行制度が対象とする機器、媒体の一覧をまとめた表であるが、録音の対象となっている機器のうち、DAT、DCCなどはすでに市場に存在していないに等しい機器であって、MDについても今後同様の展開が予想される。権利者が、実際の私的録音録画に使用されているHDD内蔵の一体型機器や、汎用性のあるパソコンなどを対象にするよう求めていることを、「対象機器・媒体の拡大」と表現されることがあるが、これは大きな誤りであって、むしろ、実態に合わせた「遷移」と理解するべきである。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
コピーワンスなどの著作権コントロールはあってもかまわないと思いますが、 1)ムーブに失敗したときに権利者が補償する 2)著作権が有効な期間は、ユーザーからの求めがあった場合は著作物を提供する義務を権利者に課す この義務を遂行できない場合は著作権を失効する 3)ムーブの際に劣化させない。やむなく劣化させる場合は元の状態に戻せることを権利者が保障する 保障できない場合は、著作権を失効する などのユーザー保護ルールが必要と思われます。 また、権利者がコピーコントロールを望まない場合は、配信・流通させている者は著作物単位でコピーフリーを保障させるべきです。	個人
そもそも現在の管理団体は 1. 文化庁長官による団体の指定、指定の条件の2にかかっている ・営利を目的としないこと に反している部分が多々見受けられるように思われる。 まず現在上記でも書いたように余りにも団体に入った著作権料の使われ方が不透明であり、そもそも料金の徴収ばかりを行いその分配方法が全くいいほど提示されておらず、製作者からも今や不満の声が出てき始めているのも事実である。 そもそもCD一枚、楽曲一枚に対してどれだけの部分著作権料として支払われ、何割JASRAC等の団体の運営資金として納付されているのか？ 根本が不透明であるのに著作権違反を防ぐという名目で課金対象を増やされても効果があるのかないのか判断がつかないのではないのか？ また著作権対象コンテンツに対して著作権料がいくら入ってどれだけ免れているか？ 収集したものを分配した比率をしっかりと発表する事。 少なくとも収入先と納付先をしっかりと提示し監査する事などを最低限求める。	個人
この項目に疑問である。補償金が団体にいくら分配されているかはわかるが、正しく権利者に分配されているかの記述がない。権利者に正しく分配されていないのではない。いくら団体に正しく分配されたとしても利用実態に合わせて正確且つ平等に権利者に正しく分配されなければ意味がない。いくら分配したか報告するよう義務化するべき。当然のその報告は補償金を払っている利用者にこそ広く公開されるべき。	個人
●38ページの「第3章、第4節、(3)分配割合」の項目について 「指定管理団体に支払われた補償金は、以下の割合で関係団体に分配され、当該関係団体を通じて個々の権利者へ分配されている。」 となっているが、本当に権利者に補償金が支払われているのか非常に疑問である。 指定管理団体はどのように補償金を権利者にどのように分配しているのか1円単位まで公表すべきである。 (プライバシーの問題があるのならば「権利者Aに～の基準で～円支払う」など、個人が特定できないように公表すればよい。) 私は絶対に補償金が権利者には公平に分配されず、指定管理団体幹部及びほんの一握りの権力の強い権利者の遊ぶ金になっていると信じている。(恐らく大半の消費者が同じように疑っている) この疑いを晴らすには、補償金をどのように分配しているのか、1円単位まで公表すべきである。 また、振り込まれた補償金が権利者に支払われるまでの間、指定管理団体が経営の資金繰り等に悪用していないか調査をすべきである。 「補償金」は権利者への補償が目的のものであるので、たとえ一時的であっても経営の資金繰りなどに使用するのであれば絶対に許せない。	個人
徴収された補償金は、約20%は権利者全体の利益のための事業に(共通目的事業)に支出され、約80%は権利者団体に配分されるとありますが、共通目的事業と指定管理団体すなわち、私的録音補償管理協会や私的録画補償管理協会の組織運営のための固定的費用との関係が不明です。 組織運営の固定的費用とは、指定管理団体の人件費・退職金・一般固定費などを意味します。 まずは、補償金の収入と、指定管理団体の運営費用との関係が、具体的には次に示すいずれ関係になっているかを明確に説明すべきと考えます。 a)公表されている補償金の収入とは、実際に徴収された金額から、まず指定管理団体のための組織運営費用がすでに取り崩されたものとなっている。 b)徴収された補償金から、指定管理団体の組織運営の費用がまず取り崩され、残った費用が、共通目的事業と権利者団体への配分に供される。 c)共通目的事業の中に指定管理団体の運営費用が含まれている。 d)指定管理団体の運営費用は、徴収された補償金とは無関係であり、権利者団体の拠出金でまかなわれている。 また、指定管理団体自身の運営費が上のa)b)c)d)のどのスキームになっているかだけでなく、その固定費の絶対金額も含めて、経理的な実態を明らかにし、補償金が、本来の目的に真にバランスよく適正に供されているかを、具体的に明らかにすべきと考えます。	個人

○36ページ、文化庁長官による団体の指定 ●「録音と録画についてそれぞれ1個に限り指定することができる」とあるが、補償金を受けるためには実質的にその団体に加入するしかないのだから、「指定の要件」の「構成員が任意に加入し、又は脱退することができること」に反するのではないか。 ○38ページ ●録画の分配割合の合計が100%を越えているがどうなっているのか。どのように見ればよいのか。	個人
●P38(3)分配割合 指定管理団体に支払われた補償金は、以下の割合で関係団体に分配され、当該関係団体を通じて個々の権利者へ分配されている。 上記の点に関して、これは特に委員会での意見に対し申し述べるわけではありませんが、配分されている団体を拝見しますと、個人で録音録画可能な著作物を作成して商売を営んでいる方々に対してはほとんど補償されていないのでは、ということを問題提起させていただきます。	個人
37ページ③聴覚障害者関係についての対応策 a 現状及び課題 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにおける字幕、手話挿入の取り組み例が示されているが、同センターと同様に字幕、手話挿入を可能とする設備を有した施設(聴覚障害者情報提供施設)は全国に36設置されており、各施設では行政の広報番組や放送事業者、ケーブルテレビ局の許諾を得て手話、字幕を挿入し、ビデオによる貸し出しを行っている。しかしながら聴力障害者情報文化センターと同様に聴覚障害者からリクエストされた番組について許諾が得られない状況がある。従って聴覚障害者の用に供するために字幕等を挿入して複製を行う行為について、権利制限の対象として位置づけることに賛成である。また、聴覚障害者情報提供施設の全国団体である全国聴覚障害者情報提供施設協議会では、インターネットを利用し字幕、手話を付与した映像資料をストリーミングで視聴するシステムを検討しており、聴覚障害者が自ら選択した方法で字幕、手話を付与した映像資料にアクセスしやすくなるよう、権利制限を検討していくことが求められている。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見	
第4章 著作権保護技術の現状と当該技術を活用したビジネスの現状について	
意見	個人／団体名
「過去と今現在の製作者」しか視野に入っていない。 ほぼ全てのコンテンツは過去のコンテンツの上に成り立っており、「未来を育てる」発想がこの中にまったく入っていない。 著作権法は1条に書かれているように「文化の発展に寄与することを目的とする」ものでなければならず、そのためには「過去」や「現在」だけでなく『発展』である「未来」のコンテンツ製作者に対する育てるための認識が無いのは、明らかに片手落ちといえる。	個人
「記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと」とはいつても、CDやDVDに一度記録したからといってそれが恒久的に保存されるわけではない。 どのような記録媒体であれそれが文字通りの意味で恒久的に保存し続けることは不可能である。 その「保存媒体の劣化」対策として「孫コピー」がある。 「孫コピー」の用途を「著作権侵害」と決めつけそれを阻害することは利用者にとって大変不都合である。 また、優れた二次創作の発展を阻害する可能性がある。 たとえ二次創作といってもいわゆる「パクリ」や「劣化コピー」などに留まらず、たとえばファンの間で「MAD」として楽しめる文化がある。 非常に高いクオリティを有する作品も多くあり、それが我々に感動を与える以上、それらもまた一つの「創作活動」と呼ぶことにはなんの差し支えもない。 優れた二次創作はときとしてオリジナルの知名度を上回ることすらあり、オリジナルの作品にとっても非常に喜ばしい宣伝となりうる。 このようなことが可能になるのは「元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、(中略)短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有すること」による。 これを阻害することは「権利者」にとって「経済的不利益」ではないだろうか？ また、この技術が報道等に応用された場合、国民による報道の不正を監視することが難しくなる。 以上、「著作権保護技術」の運用はおおくの弊害を伴う。 これを促進するよりは、むしろこの技術こそを規制すべきではないだろうか？	個人
・41ページ「著作権保護技術について」の項目に関して 著作権保護技術という用語を、何らかの法律により複製が実質的に制限される技術と捉え使用する。において何らかの法律とは何か明記しなければ話にならない。法、条例もなしにこの話をするのは論外である。	個人
この項目に疑問である。ファイル交換ソフトはダウンロードではなくキャッシュを元にやり取りされるので、厳密には違法ダウンロードとは言えない。	個人
私は、難しいことはわからないが、今のコピーワンスは、おかしいことはわかる。 こんなことしているのは、日本だけです。 このような場合、欧米先進国の事例に合わせておいて様子を見たほうが良いと思います。 日本独自でやるべきではない。 世界の空気を読んで、事を進めるべし。 周りを見ながら、周りと一緒に動いていったほうが良い。 ここで、事を急いではダメで、後から世界の笑いものになる。 アメリカでは、「YOU YUBE」も合法。 「YOU YUBE」の存在は、確かに著作権違反かもしれないが、アメリカではこう考えられているのが、一般的な意見です。 「我々人類は、インターネットという技術を手に入れて、これをどのように人類の人々の幸福に役立てていくことができるか」 欧米先進国では、確かに著作権の問題はあるが、インターネットを善と捉えている。 日本政府は、悪と捕らえているように思える。 大企業の著作権と人間の幸せ、どちらを優先させるかについては、人間の幸せを優先させるべきです。 では、著作権についてはどのように考えるべきか。 その決定的な答えは、まだ人類は出していない。 技術が発達し過ぎて、人類はついていけない状態です。 だから、ここはとりあえず、欧米先進国の事例を当てはめて、事を進めた方が良いのではないのでしょうか。 周りに合わせて、ゆくゆく何かあったら、どっちにでも転べる体制を整えておくことが大切です。 デジタル物では、世界をリードしている日本ですが、そこに流れるソフトの法的扱い方については、全く無知なように思えてなりません。 コピーワンスやコピー10などコピー制限をしてまで、著作を管理するのは、異常です。 だから、日本人は、欧米先進国を中心に世界からいまだに敬意を払われないのです。 日本が意見を言っても、世界は耳を傾けてくれない理由は、こういうところにあると思います。 大企業の利益を守るために、個人のテレビ番組のコピーを規制していることは、世界で笑われます。 大企業も結局、権利を守る法律を作ったという名目で、自民党の外郭団体などに寄付の強請をさせられるのが落ちでしょう。 利権政治から脱却して、国民の幸せを考えて事を運んでください。 何度も言いますが、こういうことをやっているから日本は世界に相手にされないのです。 今は、とりあえず欧米先進国に歩調をあわせるべきです。	個人

コピーワンスについて意見があります。 コピーワンスが見直されダビング10になるということですが、これについては大きな譲歩を得られたとは思いますが。 EPNIに猛反対していた権利者から譲歩が得られたのですから。 しかしダビング10は現行機器には適用できず、今後発売される新型機器のみにしか適用できないというのは納得ができません。 あまりにも不平等過ぎます。 EPNであればフラグを変えるだけで済むのですから現行機器でも適用可能なのですよね。 だったらEPNの方が良いに決まっています。 僕個人としてはEPNだからといって無制限にコピーしたいわけではありません。 しかしEPNでなければ、将来新型のディスクが出たとき(DVDから次世代DVDのように)現行ディスクからの移行ができない。(コピーではなくムーブでも構わないです。) EPNでなければ、番組のパソコンでの切り取り、プレイリスト編集、分割、結合といったことができない。 もし上記の点をクリアできるのであればダビング10でも構わないと思います。 コピーを制限するのは必要なかもしれません。 しかし編集等の自由まで制限される筋合いはないと思います。 またダビング10で”現行機器すべて”にも対応できるようにするべきです。 できないのであれば、現行機器をEPNIに、今後発売されるブルーレイ・HD DVDなどのハイビジョン録画が可能な機器をダビング10にするといった柔軟性を持たせるべきだと思います。 これがクリアされれば消費者も納得できるでしょう。 そうなることを望みます。	個人
コピーワンスルールの見直しについて。 P57の審議会の共通認識については全く異論ありませんが、その共通認識に基づくはずの「当面の改善策(p58)」が、何故「COG＋一定制限が適当」という方向性になるのか理解できません。 なぜなら、COGは「善意の利用者が様々なウィンドウを介しコンテンツを楽しむことを妨げようとする」ことに他ならないためです。 私自身(善意の利用者のつもりですが)CMが好きなので、アナログ放送の録画から気に入ったCMだけを取り出して、パソコン内に動画ライブラリーとしてコレクションしています。 こういった現在アナログ放送でできることが、COGの地上デジタル放送では出来ないため、地デジへの移行を躊躇している状況です。 いま一度、利用者の求める利便性とは何であるかを考え直していただき、COGに代わる改善策を見出して欲しいと思います。 私としては、映画や人気ドラマなど、レンタルや購入ができるコンテンツはコピー不可かCOGで構わないので、CMやニュースやバラエティなどはコピーフリーにしていきたいと思います。	個人
コピー制限の緩和に大賛成です。	個人
現在、導入が検討されている「ダビング10」について、下記の理由から導入についてさらに検討をお願いしたいと思います。 ・録画したディスクからコピーができない 永遠に存続が保障されている規格というのは、今のところありません。レコードやVHSを見てもそうですが、現在どれだけ普及していても10年後も主流であることを保障できません。そう考えると、コンテンツをできるだけ少ない劣化で別のフォーマットに移せることが必要です。映画や音楽などのパッケージメディアは別フォーマットで再発売される可能性もありますが、テレビ番組はそうはいきません。ドラマなど一部のコンテンツはパッケージメディアとして発売されるかもしれませんが、全体としてはごく一部で、ほとんどの番組はせいぜい1回再放送されるかどうかといったところです。残念ながらダビング10ではいわゆる孫コピーができません。一見、保存性に優れているように見える光ディスクですが、メディアによっては意外と寿命が短いことがわかってきました。孫コピーが可能になるコピーマネージメントの検討をお願いいたします。 ・既存のHDD／DVDレコーダーではコピーワンスのまま ダビング10への対応が新型HDD／DVDレコーダーの発表時にすでにトピックになっています。すでに多くのHDD／DVDレコーダーが販売されておりますが、それらのユーザーには今後も不便を強いることになります。新機種で対応が可能になったとしても既存のユーザーはメーカー、放送局、行政当局に対して強い不信感を抱くことは不可避でしょう。そして、その不信感は「デジタル放送になったら、録画につまらん規制をかけるのなら、アナログで結構」という考えにつながります。 多額の費用がかかることもあり、ただでさえ順調とはいえないデジタル放送への移行がさらに遅れる要因にもなるでしょう。 本来はアナログ放送同様に放送に対する録画の規制がないことが望ましいと考えます。ただ、現実には放送を含む著作物が動画サイトなどへの投稿され、権利者の利害や商機を損ねています。トータルで考えると、すでに検討されているEPNが現実的ではないかと思います。 「過ぎたるは及ばざるが如し」という言葉があります。かつて「夢の録音機」と呼ばれたDATというフォーマットがありました。CD以上のスベックで、カセットテープより小さなメディアに長時間録音ができるという優れた規格でした。しかし、現在ハードは製造されていません。レコード会社などを中心に猛烈な反発が起き、パッケージメディアがほとんど発売されなかったことと、ややこしいコピーマネージメントが導入されたことが普及を妨げました。 こうした過去の失敗例なども検証したうえで、規格を決めて欲しいと考えます。結局のところ、不便なものというのは普及しないのです。	個人

今回の見直しではDVDに書き出してしまったものはもう動かすことができない(DVDレコーダにデータを戻したりといった作業を指しています)という点でコピーワンスと変わらず、改善策になっておりません。 58ページに権利者からの指摘で「バックアップ」の記述がありますが、私は9回までコピー可能というのはバックアップに当たらないと考えております。 パソコンに詳しい方ならわかるとは思いますが、バックアップとはメインに使用しているデータに何かあったときにリカバリーするために取るものです。バックアップデータでリカバリーしたものは当然メインに使用していたデータと同様でなければバックアップの意味がありません。 今回の改善策ではDVDに書き出した後にはもう動かすことができず、メインと同様のデータとはいえないため、とてもバックアップという代物ではありません。 上記は別に言葉尻を捉えての指摘ではありません。切実にバックアップできるようにしてもらいたいと考えています。 私は個人所有のPCはHDD2台以上で同一データを保持しておりますし、さらに必要なものはDVDなどにバックアップを取るなど二重三重の対処しておりますが、コピーワンスのせいで録画データのバックアップが作成できずしております。 上記のようなコメントに対してはコピー回数が9回まで増えたのだから複数のコピーをとれば良いではないという様な意見が出るかもしれませんが、そのような対処ではメディアの代金や保管場所を取るだけであまり実際の役には立ちません。 バックアップの良いところはリカバリーした後にメインのデータと同じになることです。 これが意味することはデータはメインとバックアップの2種が存在していれば、メインに問題が出た場合はバックアップでデータをリカバリー、バックアップに問題が出た場合は再度バックアップを作成という作業ができるということです。 (注:メインに問題が発生した場合にバックアップデータでデータをリカバリーします。その後今度はバックアップに問題が出た際はリカバリーしたメインのデータからバックアップを再度作成するというのもできるというのが大切です。) 一方今回の改善策では一度メインデータを削除してしまうとあとは権利者が言う「バックアップ」しか残らないことになってしまいます。(DVDレコーダに搭載のHDDの容量は無限ではなく、通常の使用ですとメディアにデータを書き出してレコーダー内のデータは削除してしまいます。その為、通常の使用ではユーザの手元に残るのは権利者の言う「バックアップ」のみになってしまいます) この「バックアップ」は主にディスクメディアに書き出されることになりませんが、一部のディスクメディアを除いて記録面はむき出しで物理的な破損に繋がる可能性が大きく、データの保持という観点でも時間とともにデータの読み出しが出来なくなるような特性があります。 このような状況では今回の改善策は改善策になり得ず、是非とも見直しをしていただきたい部分になります。 (上記以外にもアナログ放送時に良くやっていたことですが、HDD容量不足の時に一時的にディスクメディアに書き出して、後でレコーダーに書き戻して編集作業を行うといったことをやりましたが、このような作業も今回の改善策では行うことが出来ません。また、DVD複数枚にシリーズものを記録しております。次世代の大容量ディスクが出たので、これらを次世代メディア1枚に収めたいのですが、コピーワンスのせいでまとめることが出来ません。今回の改善策ではこのような場合にも役に立たないということで見直しをしていただきたいです) なお、私個人としては決してコピーフリーにしろと言っているわけではありません。 コピー制御はかけていただけて結構ですが、書き出したメディアからレコーダーへデータを戻したり、戻したデータを再度メディアに書き出したり出来るようにしていただきたいというのが希望です。	個人
実際によく利用する立場から言わせてもらいますとムーブの取り扱いを緩和してほしいというのが一番の要望です。 現状では光Discにムーブした場合もはやそこから移動すること出来ないため、Discが汚損や経年劣化した場合に別のメディアに退避して救う事が出来ません。 これは仮にダビング10であっても解決しません。 追記メディアの場合は移動不可ということでよいのですが、書き換え可能メディアを使用している場合、光DiscからHDDへのムーブ時に光Disc側を消すことは可能であるはず。 BDやDVD等、同じフォーマットを採用しているならメーカー間の互換は問題なく取れるはずですし、必須事項として規定していただきたい。(むしろ互換が取れない方がおかしいと言える) 技術的にもムーブの仕様を見直しなどでさほど困難なく実現できるはずです。 現在放送されている番組は別途販売が行われない番組が圧倒的多数を占め、また再放送の可能性すらない番組も多数存在するため、そうした物を残しておくにはダビング10だけでは意味が無く、ムーブ仕様の改善は必須と考える。 仮にダビング10のまま、ムーブは現状の機器間以外のムーブではムーブワンスというのであれば、コピーでなくムーブした場合はオリジナルのコピーカウントは減少せず、ムーブタイミングはユーザーの任意という仕様にするべき。 例: 録画データをオリジナルとしムーブした時点でコピー回数の残りがある場合、光Discであってもそこからコピーカウント残数分のコピーが可能、コピーした物からの再複製は不可。	個人
著作権者が1つ意図的に認識していない点として、その著作物を再生するハードウェアを購入または準備するのが消費者(利用者)という点である。 ・そもそも強力なコピー制限をするという考え方は著作権者側の行動として私も理解が可能。 ・しかし、そのコピー制限を行うために消費者が、著作物とは別に用意した機材の機能が制限されるのは、「高性能なデジタル機器をわざわざ低機能にしてつかう意味が理解できない」コピー制限機能ON/OFFにする選択を消費者にさせるという意味ではない。 (1)必要以上に高機能高性能な機材をその性能を生かす環境で使えている状況でない。 (2)高機能高性能さゆえに機能を制限されるという矛盾の繰り返しで、おかしな技術と制限の連発になっている。 ・またコピーコントロールCDやマイクロビジョンのように機材の誤動作を期待したコピー制限機能は既に、消費者のデジタル機材に対する攻撃であり、消費者資産を意図的に破壊しても「しょうがない」という著作権者の勘違いだと思う。 ・そもそも著作権者が不特定多数にコンテンツと呼ばれる放送を地上波デジタル放送という形で提供している訳ですが、 (1)必要のないほどの高画質で勝手に放送しておいてコピー制限が当然という理由が多いが、実は消費者はそこまでの高画質を期待していない、または高画質よりも従来アナログ放送機器が将来にわたって使用できたほうが環境的にもメリットがあるという考えが検討されていない。 (2)アナログ放送程度の緩い制限の代わりに、画質そのほかのデメリットがある形態での放送や提供をしてもらえないという消費者の不満の解消がされない(不自由な使い勝手の高級機種は必要ない)。 (3)逆に消費者側がそういう著作物を選ばないという選択の仕方を技術的に選べるように検討してはどうだろうかと思うときがある。 (4)B-CASカードの登録が必要だから不特定相手ではない。という意見は方向のとり間違い。全ての受信機の所有者を特定しているわけではないし、そもそも放送としてそういう制限に踏み出したのが間違いじゃないのかと思う。 ・高画質、高音質を求める消費者に対して、コピー制限が多い状態でさえもとに著作物が数をそろえられない現状を、販売数という形でごまかしていますが・・・SACDやDVD-AUDIOの音楽って通常のCDと比べて数%しかでませんでしたし、そんな状態で再生専用機器を消費者が大量に購入するなんてことはありません。	個人

・念のため書いておきますが、高画質の映像に対して制限を加えるのは良い。特に映画や音楽等には必要だろう。しかし時事ニュースや政権放送というそもそも不特定に知らしめる必要がある情報に対して、複写保存を許さないという方式は逆に法律的にも間違っていないか？と感じることがある。なぜなら、その情報は未来の人間が必ず必要とする歴史だから。 ・現実的にCDを購入するために消費者がCD代金のほかに必要な行為について比較がされていない。CDは発売までに時間がかかり、売り切れもありえる。さらに既にCDを再生する機材を持たない消費者も生まれている。音楽データはコピーが簡単ということが大きく取り上げられるが本当の意味は入手の手間が格段に少なく、確実に入手が可能ということであるはず。音楽CDの違法アップ&ダウンロードは私は違法と思うし対策があっても良いが、必要な時に有償/無償の形態で提供できていない著作権者の問題は取り上げられないのか？CDを購入する最大のメリットは「所有欲」という時代になり始めている。ちなみに私はCDの保有(購入)は大好きです。 ・海外でのデジタル放送と日本の機器の互換性のなさこれについてはいい加減にしてほしい。互換性のある機能はパソコンと同じインターフェースだけだ。海外の有力な機材を使えない。ということは高コストの国内でしか通用しない機材と使えということであってなにもうれしくない。ついでに今後次世代DVDに対する機能追加があったときパソコンのOSも国内専用機能が必要。そのコストは当然消費者が負担するだろうが、払ったコストは著作権者にとどくことはおそくないだろう。著作権者団体というところへとどくかはわからない。 ・私は著作権者にお金をお支払いしたい。著作権者の代理人相手でもかまわない。しかし、デジタル化して情報のやり取りが整理できるようになり始めているのに一括して保証金としてとか、個人使用は考えられていないので何百万出して権利を買ってくださいとかは提供する側の問題だとも思いますよ。	
保存版としてDVDに残すことを考えると、一世代のみコピー可能で枚数が一枚から十枚になったところで、どのような利点があるのかが分かりません。 DVDは永遠に保管できるものではなく、数年から数十年で劣化して読み込みできなくなります。その際に、そこからバックアップを取ることを考えると、HDDに元ファイルが残っている必要がある。それは現実的ではないのではないかと思います。 また、デジタルポータブルプレーヤーやDVD等、計三種のメディアへ、三人の家族がダビングできるようにダビング10ということですが、現状レコーダーはデジタルポータブルプレーヤーへのムーブにはほぼ対応しておらず、PCもPCI回路へのデータ送出を認めていない状態では、実質的にポータブルプレーヤーで持ち歩いて視聴すると言うスタイルは無理ではないでしょうか？	
報告書の58ページの当面の改善策のままではデジタル放送普及の足かせが残るので反対です。 見たい番組があって録画をする事は認知されていると思いますがHDDの容量は有限で、DVD等に待避するのは市販されない番組などは1度きりの放映を保存しておきたい欲求を満たす為にDVDに焼いて待避をするしか方法はありません。その為の1つとしてHDDが交換出来ない以上複数台所有する事も負担が大きく、2～3年程度で故障する物に押し込める事やフォーマットがこれから変更された場合、映像を変換する事も阻害するのは確実です。 映像を保存する方法はユーザーに委ねられるべきと考えています。 今度のダビング10では趣味として(普及には重要)録画した番組を見やすい様にメニューを作りたいと考えても出来ませんし、保存する位大切にすれば再生する為に孫コピーを作って再生版DVD(市販のものと同じ)をDvix形式など携帯プレーヤで出張中の時間の空きなどに見たいと考えても変換する為には孫コピーが必要で、どれも制限にひっかかってしまいます。 アナログ時代はパソコンで録画・編集など産業を創世する様な様々な製品が販売されていましたが、「～をしたい」という欲求を満たす事で市場を活性化してデジタル機器の普及を図るには必要だと思えます。	個人
(1)「COG(Copy One Generation)の考え方の適用＋一定の制限」に基づき、「同一筐体内のDVD等への出力や、外部機器への出力におけるコピー回数」を緩和するという考え方だが、この案については消費者の立場として反対である。 (1)の理由 問題はコピー可能な回数ではなく、コピー先の記録媒体からのコピー(孫コピー)が一切にできないことにある。 バックアップが論理的、物理的に破壊される可能性がなく、かつ将来現れるであろう新しい再生装置で再生できることが補償されているのであればバックアップは1つで十分だが、現実はずではない。HDDの記憶容量には制限があるし、記録型DVDなどの媒体は経年劣化で劣化する。また、HDDや記録型DVD媒体が故障や不慮の事故で破壊されることも珍しくはない。 また、既存の録画再生装置を本案に対応させることは技術的に難しく、機器の買い替えが必要になると聞いている。しかし、このような機器は総じて高価であり、本案のような不十分な対策のために出費を強いられることは消費者としては安易に受け入れがたい。	個人
(1) 著作権保護技術概念と暗号化技術に関する見解について 「本中間整理」では、著作権保護技術を「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」と定義した(41頁)上、これをフラグ検出型と暗号技術利用型に区分しています(42～43頁)。そして、後者についてその制御の種類と内容を表にして、複製の制御、転送・出力の制御、再生の制御を3つ制御を掲げています(43頁)。 ところで、暗号化技術については、これまでアクセスを制御する技術として整理され、複製を制御しない技術とされてきました(平成10年12月「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」第2章第4節1・平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」75頁)。 これに対し、「本中間整理」は複製の制御と転送・出力の制御をなしうる技術と位置づけたのですから、上記審議会の見解を否定したものと思われます。 DVDビデオに用いられている暗号化技術であるCSSは、ディスクに収録された映像データをコピーしたとしても、そのコピーしたものを正規に復号する手段は存在しないため、コピーを抑止する機能があります。そして、CSSはこの複製抑止機能に着目して用いられています。 したがって、実質的に複製を制御する技術ですから、「本中間整理」の見解は実態を踏まえた正当な見解だと考えます。 (2) 著作権法30条1項2号の見直しの必要性について 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会(以下「本小委員会」と言います。)は「私的録音・録画の抜本的見直し」(10頁)のために設置されたのですから、著作権法30条1項2号も抜本的見直しの対象であるべきです。しかも、暗号化技術が単にアクセスを制御する技術ではなく複製をも制御する技術と位置づけられるべきことが明らかになったのですから、その回避を著作権法が禁止しても「新たな支分権創設に等しい」との批判は当たりません。 したがって、著作権法が暗号化技術の回避を許容しなければならない理由はありません。	個人

また、著作権法2条1項20号は、著作権等の侵害行為の「防止」だけでなく、「抑止」も対象としています。ここで抑止とは、著作権侵害「行為それ自体は止めないものの、その結果に著しい障害を生じさせること」(加戸守行「著作権法逐条講義 五訂新版」(2006年 著作権情報センター)60頁)をいうのですから、「実質的に」複製を制限する著作権保護技術も、複製を制限する技術的保護手段に該当しうると考えられます。 したがって、著作権の支分権を制御する暗号化技術が著作権法30条1項2号の技術に該するか、該らないとするならば、これを回避する行為を禁止するかどうかの見直しは不可欠であり、その検討を強く要望いたします。 なお、もし著作権法30条1項2号の見直しが文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の審議対象であるならば、貴小委員会からその見直しを求めていることを要望いたします。 ところで、本報告書51頁の脚注36は、「CSSが施されたDVDはパソコンなどで複製しても暗号鍵自体が複製できず再生ができない。」としていますが、これに加えて、CSSそれ自体がCCI(Copy Control Information)の構成要素となっている点も重要だと考えます。すなわち、コンテンツがCSSで暗号化されていることそれ自体もCCIの構成要素となっており、暗号化されていることも「機器が特定の反応をする信号」(著作権法2条1項20号)となっている点です。 したがって、CSS等の暗号化技術が著作権法30条1項2号に該当するか否かのご検討にあたっては、暗号化されていることそれ自体が「機器が特定の反応をする信号」となりうることも考慮されることを要望いたします。	
(1)の項目 私は「反対」します。 自身で購入したHDDレコーダーがこれほど使いにくい製品だとは考えておりませんでした。 ディスクに入りきらずに失敗したら終わり、録画したDVDが他の機器で見れない、ファイナライズ？レートの変換が出来ない？ 「新製品はこんなもの」という一般的な受認範囲を越えています。 ただ回数を増やしただけの「当面の」改善策に反対いたします。 「当面の」という言葉は、近い将来の再度の制度変更を強く示唆していますので私、個人としては当面(と言うかも二度と)HDDレコーダーは買うつもりはありません。 コピーワンスルールの影響による市場の縮小、テレビ放送の衰退、それによる「豊かなコンテンツの制作・流通」への影響について、複数機関による厳密な調査研究を強く希望します。 iPodによる国産品の駆逐、あるいはCCCDの愚をまた繰り返す事を危惧しております。	個人
「コピーワンス」のルールだと確かにムーブに失敗した時のリスクがあるが、個人で使用する事を考えれば10回のコピーは多すぎると思う。	個人
「コピーワンス」ルールについて 「コピーワンス」の代替として提案されている「ダビング10」は、記録メディア劣化時や記録メディアの再生手段の入手が困難になった時に再度複製を行うことが不可能なため、死ぬまで保有することが不可能な制度である。それでも、記録メディア劣化時に有償で手にいれる手段があれば諦めもつくが、死蔵される著作物が多い現状では、有償で手にいれることが困難である場合が多い。また、ポータブルデバイスの記憶容量制限の都合等で複製を破棄する場合でも、破棄した数だけ複製数が復活するものでもないため、ポータブルデバイスへの複製を躊躇するものである。 以上のことから、「ダビング10」は視聴者の利益になるものではなく、間接的に権利者の利益にもならず、ひいては新たなライフスタイルを生み出す可能性を著しく低くしていると言えるので、フェアユースの場合については、「ダビング10」よりも緩めるように見直しをいただきたい。	個人
■58ページ「ii 当面の改善策」について 以下の議論が含まれていないため、反対します。 「① 善意の利用者たちが、家庭内の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げられないことが必要」とありますが、利用者たちによってコンテンツの楽しみ方がいろいろあるはず。 例として何点か挙げます。 1) 作品(コンテンツ)を鑑賞する 2) 作品(コンテンツ)を元に、新しい作品を創造する 3) 作品(コンテンツ)を利用者の好きな形に変え、きれいに保存する といったことがありますが、権利者からの指摘ではバックアップとしか見ていないようにとれます。 特に2)や3)については、先ほども述べたように、新しい作品創造の妨げとなります。 特に、コピー回数の制限については、ハードディスクレコーダーで保存すると、全ての編集作業をハードディスクレコーダー上でしか操作できないこととなり、万全な作業ができるハードディスクレコーダーがなければ、ユーザの創意を喪失させることとなります。 しかし、海賊版による権利者の損失も考慮し、以下のような代替案をあげたいと思います。 ・デジタル(フルハイビジョン)データのバックアップはN回。但し1世代までとする。 ・アナログ(出力端子がD端子など)の場合は、バックアップ・コピー世代を制限しない。 ただし、以下の前提が必要となります。 ・デジタルとアナログの優劣差を付加すること。(デジタルは1920×1080、アナログは848×480まで等) ・デジタルのバックアップは、画質の劣化をさせないこと。 前者は、現状のDVD販売のビジネスで、DVDなどを買うメリットとして生かすことができると思います。 後者に関しては、現在のコピーワンスで1度ムーブしてしまうと画質が強制的に劣化されてしまうことに不満があるためです。 ☆総括 インターネットとは自由が原則です。国境はないものです。 上記の意見については、1ユーザとして述べさせていただきました。 新しい技術が発展し、これからも発展していくと思います。 しかし、ビジネスが記述の発展に追いつかず、その結果法律改正でビジネスを保護する。 その結果、技術発展の衰退・抑制につながらないことを切実に思うところです。 ビジネスには相手がいないれば成り立ちません。ユーザの求めていることを権利者他代理店などの関係者が客観的に分析し、ユーザのニーズに答えることが、本来の姿だと思っています。	個人

■CCCDについて同じ誤りを繰り返さないために情報の追加が必要だと思います。この節の表記で：「CCCDは、一部のOSで意図した効果が発揮されなかったことや一部のCDプレーヤー等で正常に再生されない場合があったことなどから、現在では、CCCDを発売しているレコード会社はない。」とある箇所には、ユーザ視点が欠けています。CCCDが再生されないCDプレーヤーであってもCCCDの再生によりCDプレーヤーが破損してもCCCDの製造者は、その問題になんの対策も保障もしないことで、CCCDは買うべきでないという認識が消費者に植えつけられました。その結果CCCDが企業にとって不利益になるとようやく認識されCCCDの新規製造が無くなったと理解しています。これは、著作権物の販売においてユーザを無視した制限の負荷とその結果として同じ誤りを繰り返さないために、今後の参考になる事項と思います。本事項の当初意図と状況・結果についての加筆が望ましいと思います。 ■業界動向についての最新情報を反映する必要があると思います。最近の動向として、DRM無しのMP3販売や、買い手による価格決定、コンサートをメインの収益源とするために音楽ファイルをプロモーションとして配布する、などの試行が行われています。これらの動向にも注目する必要があると追記することが望ましいと思います。	個人
■地上デジタル放送コンテンツ保護の必要性について 「コピーワンス」のような保護がない場合、 DVDやBDといったメディアに書き出して販売されたり、無償で友人に配布されたりすること、また、PCで扱えるコピーフリーのファイル化された場合、YouTubeやニコニコ動画といったサイト、またはファイル交換ソフトによって不正に配布されてしまうことで、パッケージメディア販売ビジネスが打撃を受けることが問題であると理解する。 これらに対する何らかの対応は必要であろう。 ただし、「ある程度の知識がなければできない」「手間がかかるので現実的にはやらない」といったレベルを許容すべきである。救済すべきは善意のユーザである。 「カジュアルコピー」が事実上できなくすればよいではないか。 悪意のユーザは法的に取り締まるべきである。 ■コピーワンスの問題点 一番の問題は、パッケージメディアにムーブしたら最後、そのメディア以外にコピーも移動もできないことである。 この制約によって、エアチェックの楽しみが全く失われている。 例えば、MPEG2-TSのままではなく、MPEG4-AVCで再エンコードして容量を小さくし、複数枚のディスクを1枚にまとめようとか、1層BDから2層BDに入れ換えようとか、DVDで録画したものをBDに移し替えて保存したいとか、編集して保存しなおしたい、などのニーズである。 問題点として「ムーブ失敗」がよく言われるが、本当であろうか？ 私は自分の機器で数百回ムーブを実施しているが失敗したことはない。 ムーブ失敗は副次的な問題であると考える。 ■ダビング10の問題点 上記「コピーワンスの問題点」が全く解決されていない。 そもそも、「コピーワンス」から「ダビング10」になったことで具体的にどのような消費者の利便性改善が図られるのか、報告書では全く見えない。 ムーブ失敗しても大丈夫、という以外に何があるのか？ 報告の中にはさかんに「ポータブルデバイス」が登場するが、地デジ番組1時間は約7～8GBの容量となる。シリコン系メモリデバイスでは現在まだ安価とは言えない容量である。コストは時間が解決するであろうが、「2011年に向けて普及促進するため、今すぐ利便性を上げること」が求められているのであるから、時間が解決するというロジックは成立しない。 また、おそらくポータブルデバイスで扱うコンテンツはデジタル放送のMPEG2-TSそのままではなく、もっと画質を落としたコーデックで充分なはずである(MPEG4-AVCなど)。 とすれば、ダビング10では録画したコンテンツはひとつしかないのであるから、複数のコーデックで同時に存在は許されず、ポータブルデバイスへの書き出し時にリアルタイムで再エンコードすることとなる(SONY製品では運用で解決しているものもあるようだが、複雑な運用は不要にするべきである)。 例えば、起きる前に録画した朝のニュース番組を持ち出して通勤電車の中で試聴しようとした時、実時間かけて再エンコードしてダビングなどとしていられない。技術進歩で高速再エンコードも可能になるであろうが、先に述べた通り「2011年に向けて～」早急なる対応が必要なのであるから、時間が解決するというロジックは成立しない。 web記事で小寺信良氏が指摘していることだが、ポータブルデバイスへの接続性や採用されるコーデックは多様であり、それらに汎用的に対応したレコーダが登場する可能性は高くないと推察する。 少なくとも、早急に利便性を高めることには全くならない。 10回のダビング回数が許容されたとしても、HDD上にコンテンツを残しておかなければその恩恵に預かれない。つまり、HDDの容量を圧縮し続けるということである。 先に述べた通り「2011年に向けて～」早急なる対応が必要なのであるから、今後HDD容量が増えていくことで解決するというロジックは成立しない。 また、たとえHDDの容量が今後例え増えたとしても、HDDは壊れるものであり長期の保存に耐える記録媒体ではない。もちろん、機器自体が壊れた場合や買い換えた場合は内容は失われることとなる。 また、大容量HDDを採用しないと利便性が高まらないということは、対応機器のコストを押し上げる結果となり、普及促進の足かせとなる。	個人

また、消費者とのバーター取引のつもりかもしれないが、アナログ出力のコピーガード緩和が盛り込まれているのが全く意味不明である。 デジタル放送はもともと高画質であるためアナログ出力をデジタルキャプチャするとかかなりの高画質なコピーフリーのファイルが作成できる(元のハイビジョン画質は失われるが、観られればよいレベルの人には充分満足できる画質である)。一度コピーフリーファイルができてしまえば再エンコードしてYouTubeにアップロードすることもDVDに焼いて量産して売ることでもある。 なお、YouTubeなどで違法動画を観ている人は画質など気にしない。 アナログ出力のガード緩和によって、権利者が一番嫌悪していると思われるネットへの流出が増加するのは間違いない。一体なにを考えているのか？ ■改善案 以上より、以下を提案する。 基本的には利便性とかねあいで、「技術的にはコピーフリーになっても、現実的にはフリーではない」落としどころを探るべきである。 要は「手間をかけずにカジュアルコピー」はできないようにする、ということである。 そもそも、なぜ10回なのか？ 3人家族が3回ダビングというが、録画したコンテンツに対して家族それぞれが3回以内、などとダビング回数を管理するとは思えない。 自分が録画したコンテンツは自分のものである。であれば、現在でも多く存在しているダブルチューナ機器で「同番組同時録画」が可能なのであるから、それを前提に「ダビング3」程度でも充分である。お姉さんと弟で別チューナで別に録画設定すれば、それだけで「ダビング3x2」である。トリプルチューナ機器でも出れば「ダビング3x3=9」である。デジタルチューナの低価格化はすでに現実である。 これを実施するためには録画時の手間が必要なので、それを許容していただきたい。 「ダビング3」程度であれば、ムーブ失敗への対策にはなるし、カジュアルコピーの被害も「ダビング10」より圧倒的に減ると推察する。 増やしても意味のないダビング回数を上記のように減らす代わりに、「メディアからメディアへのコピー又は移動」を認めて頂きたい。 具体的には、光ディスクからHDDへの書き戻しを許容して頂きたい。 可能であれば、光ディスクからHDDへコピーし、HDD上では「ダビング3」のまま復活するようにして頂きたい。 これを許容することで、前述したコピーワンスの問題点は大きく改善され、消費者の利便性は非常に向上する。 「それではそれをさらに『ダビング3』されてしまうので事実上コピーフリーだ」というのであれば、「ディスクからHDDへのムーブ」でも仕方ない。その場合はBD-REなどの書き換え可能ディスクのみの対応になる(HDDへ書き出したら光ディスク上のコンテンツは消去する必要があるため)が、やむを得ないとする。 または、光ディスクからHDDへコピーした時は「コピーワンス」になっていてもやむを得ない。 何度も何度も光ディスクからHDDにコピーしては別の光ディスクに書き出して大量生産するユーザが多数いるとは思えない。それはあきらかに悪意のユーザであり、善意のユーザとは切り離して犯罪として取り締まりを考えるべきである。 また、同時に「別コーデックでの複数コンテンツ録画」を認めて頂きたい。 前述した通り、ポータブルデバイス用のコーデックと、保存用のコーデックの2種類を同時生成しないと利便性が上がらないからである。 ダビング3の内訳としてユーザが選択できてもよい。 ■その他 web記事では椎名氏が「ダビング10は暫定ルール」と発言しているが、問題の先送りに他ならない。ルールが「暫定」などと言われると、消費者は不安であり、地デジ機器購入をためらう材料となる。 機器を消費者に何回も買い直せというのか。 なお、項目が地上デジタルであるが、当意見は地上デジタルに限るものではない。 ところで、委員会のみなさんは以下のようなweb記事をお読みになってらっしゃるのでしょうか？ http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0710/05/news101.html http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0707/23/news009.html http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0711/06/news033.html http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0711/07/news024.html http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0711/08/news005.html これらの著者、「小寺信良」氏や「麻倉怜士」氏などを、真のユーザニーズと技術を知る人として委員会に呼んだりしないのはなぜで知らないのを知る努力をせず知らないままにして重大事を決定するのは大変な怠慢だと考えます。 よろしくお願いします。	
●「著作権保護技術」？ (該当ページおよび項目名：41ページ、「第4章第1節著作権保護技術について」、および42ページ～、「第4章第2節著作権保護技術の種類と特徴について」) デジタル複製の技術は、元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと、短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有する。 ―――〈本文P41〉――― 複製の制御 ・コピー世代の制限(コピー禁止、一世代までコピー可、コピー制限なしなど) ・コピー個数の制限 転送・出力の制御 ・複製・転送が可能な機器の限定 ・出力先の限定、出力時や出力先でのコンテンツの扱い(再暗号化など) 再生の制御 ・ライセンス契約上認められていない方法で作成された複製物を検知し、再生を止めるなど ―――〈本文P43〉―――	個人(同旨3件)

「記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと」とはいつても、CDやDVDに一度記録したからといってそれが恒久的に保存されるわけではない。 どのような記録媒体であれそれが文字通りの意味で恒久的に保存し続けることは不可能である。 その「保存媒体の劣化」対策として「孫コピー」がある。 「孫コピー」の用途を「著作権侵害」と決めつけそれを阻害することは利用者にとって大変不都合である。 また、優れた二次創作の発展を阻害する可能性がある。 たとえ二次創作といってもいわゆる「パクリ」や「劣化コピー」などに留まらず、たとえばファンの間で「MAD」として楽しめる文化がある。 非常に高いクオリティを有する作品も多くあり、それが我々に感動を与える以上、それらもまた一つの「創作活動」と呼ぶことにはなんの差し支えもない。 優れた二次創作はときとしてオリジナルの知名度を上回ることすらあり、オリジナルの作品にとっても非常に喜ばしい宣伝となりうる。 このようなことが可能になるのは「元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、(中略)短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有する」ことによる。 これを阻害することは「権利者」にとって「経済的不利益」ではないだろうか？ また、この技術が報道等に応用された場合、国民による報道の不正を監視することが難しくなる。 以上、「著作権保護技術」の運用はおおくの弊害を伴う。 これを促進するよりは、むしろこの技術こそを規制すべきではないだろうか？	
●56ページの「第4章、第3節、(2)「コピーワンス」ルールの見直し」の項目について 権利者団体側は「コピーワンスは補償金の対象拡大が大前提」と言ってるが、補償金が誰に、どのような基準で分配されたかを1円単位まで公表しない限り絶対に反対。 これが公表されないのならコピーワンスのままでかまわない。 私用用途が明確になっていない汚い金には1円たりとも払う必要は無い。 ただし、ムーブ失敗など、明らかに消費者に不手際が無いものに関しては対応する必要がある。 (恐らく権利者団体側は「ムーブ」を悪用すると複製することが可能になるかもしれないと言ってるのかと思うが、HDDレコーダーなどが家電メーカーから出荷された状態では、何かしらの改造等を行わないと悪用することは絶対に出来ない。 このような、ごく一部の知識を持った人間しか出来ない例外事項を、大半の一般消費者に押し付けるのはおかしい)	個人
●P41 第1節 著作権保護技術について 「何回利用しても品質が劣化しないこと」とあるが、録音録画補償金が導入された時は「高品質」な録音録画が「何回も複製」できる事と理由にあった。複製が利用に変わったのは巧妙な言い換えである。何故ならば、利用には単なる再生も含むからである。 SCMCやコピーワンスにより、「何回も複製」がデジタルでは出来ないの、言い換えたとは思えない。 音楽の場合、MDやmp3として録音する際は劣化が生じる。映像の場合、DVD-R・DVD-RAMに録画する場合、さらにポータブルブルーレイヤーに転送する場合も劣化が生じる。これで「同品質の複製」が出来ない。 複製が何度も出来ないのは上記の通りである。 なお、大量の複製に関しては、用意に分岐ができる(1台で再生→数十台で録音録画)が行えるアナログの方が、むしろ楽な場合がある。	個人
●P58ii当面の改善策 (3)-3権利者からの指摘事項 i)一人の視聴者に必要な、録画した放送番組のバックアップの数は、原則として1つではないか。 ii)操作の誤りなど、多少の余裕を見たとしても、三つのバックアップで十分ではないか。 上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。この視点では、録画したものを編集するといった視点が全く無視されており、VHSビデオの時代から、テレビ録画したものを編集する・自分のお気に入りのシーンを集めるといった楽しみは、特殊とは言えないほど多くの人が行ってきた行為であると思われ、楽しみとしてきたことではないかと考えます。その点に全く触れられていないのは何か恣意的なものを感じないこともありませんし、そうでないならば少し短絡的な意見ではないかと思えます。	個人
●P58ii配慮事項 今後の取り組みとして、今回の「コピーワンス」の運用改善が、海賊版の違法流通を助長しないよう、行政、放送事業者、受信機メーカー、消費者などの関係者が連携・協力して周知広報活動に努めることや、デジタル技術の急速な進展に対応するため、今回の運用改善を暫定的なルールとすること等を配慮すべき事項としつつ、放送事業者や受信機メーカーなどの関係者においては、同審議会の提言を踏まえた取組を可能な限り早期に実現するよう要請している。 上記の点に関し、異見を申し述べさせていただきます。コピーワンスの運用改善が海賊版対策になるとは思えません。地上デジタル放送も、一度アナログ録画を間に挟めば従来と同じように幾らでもコピーできることは既に広く知られていることであります。映画館の中でビデオ撮影したものが海賊版として出回っている現状を鑑みれば、多少画質が劣化したものでも海賊版としては十二分に通用するものと考えます。また今後アナログを間に挟むことを技術的に回避できたとしても、写っているテレビやモニタの画面を撮影することまで技術的に防げるとは考えにくく、海賊版対策をこうした保護技術によって防ごうというのはそもそも無理があると考えます。 また、以下は上記の異見を踏まえた上での私見ですが、そもそも「複製できる」という特徴こそ映像をここまで産業として発達せしめた非常に大きな要因であり、それを制作者や流通者が恣意的に制限しようとしても、結果的には自分達の首を絞めるようなパラドクスに陥るだけではないかと私は考えます。	個人

●一般に、不便なものは廃れる傾向がある。 CCCDは、一部のOSで意図した効果が発揮されなかったことや一部のCDプレーヤー等で正常に再生されない場合があったことなどから、現在では、CCCDを発売しているレコード会社はない。 ※46ページより引用。 権利者側のみに有利にはたらし、対価を払って文化を享受しようとする利用者に不便を与え、また利用環境によってはその使命を全うできないあやふやな技術は、提供・利用の両者から見放され廃れていくという事実の好例である。 音楽CDに続く次世代オーディオとして期待されているスーパーオーディオCDは平成11年から、DVDオーディオは平成12年から発売されている。 このようなパッケージについては、先述の暗号技術利用型の著作権保護技術を採用しているが、現在のところ余り普及しているとは言えない。 ※48ページより引用。 特にDVDオーディオは、既存のCDとの比較でそれを上回る音質が楽しめることとされているが、それでも普及していないということは先の例と同じく利用者に過度の負担を与え、またそれによってもたらされるはずの高音質の作品に投資するだけの価値を見いだす利用者が少数であることを示しているのではないかと考える。 特に、我が国では、「着メロ」「着うた」「着うたフル」に代表される携帯電話への配信が発達している。 ※50ページより引用。 携帯電話で楽しむ音楽は、音声データの容量を抑えハンドリングをよくするため、音質は必要最低限のレベルに抑えられているが、なにより携帯電話という広く普及し肌身離さず持ち歩く装置での利用が大変に便利であることを様々なメディアで強く訴求し、また流行歌も積極的に取り入れ品揃えも豊富にし、代金決済も容易に済ませられるなど利用者を第一に考えた工夫が功を奏していると考ええる。 これはつまり、一般消費者は音質などはこの次で、いつでも気軽に利用できる環境こそが大切だと感じていることの証明である。 現在、販売用の映像ソフトはDVDが主流になっている。レンタル用の映像ソフトについてもDVDが中心になりつつある。 ※52ページより引用。 これについても同様に、ビデオテープより格段に上とされるDVDの画質が目当てというより、省スペースで頭出しも瞬間的に行え、またビデオテープでは考えられなかった面白い仕掛けが組み込めるなど、便利で楽しい使用感を与えられるメディアだから主流になり得たのだと考える。 ただし、レンタル用に関しては別の理由により普及が遅れていると推測する。理由は後述する。 以上を総合して、コンテンツを広く一般に利用させたいと考えるなら、余計な心配をする必要がなく、簡単便利に扱えるメディアを活用することが重要だと判る。 もちろん、これだけでは権利者の利益を最大限に保護する目的は達成できないが、利用者がそっぽを向くようなきつい制約を課しても結局のところそれが活用される機会は極端に少なく、場合によっては仕組み自体が崩壊する危険性をはらんでいることを過去の事実が示している。	個人
・コピーワンスがダビング10に変わるというが、10回は多過ぎる。実態調査をもとに回数を決めるべきである。 同じコンテンツを10回もコピーする人が何%なのか？補償金制度を廃止してダビング10を導入することは権利者とユーザーのバランスが悪過ぎる。	個人
・コピーワンスは最悪の制度。ユーザにメリットがひとつも無い。 ・ダビング10は記録媒体の乗り換えが可能になれば意味がない。 ・私的利用の範囲でコピーが自由にできるまで、アナログ放送の停波に反対。 ・コピー制御のないHDDレコーダと補償金の組み合わせが現実的。	個人
2.42ページ「著作権保護技術の種類と特徴について」の項目 この項目中の「暗号技術利用型」の著作権保護技術について意見を述べる。 今後、音楽・映像を収録した市販のCDなどのメディアについて、「暗号技術利用型」の著作権保護技術を付することを検討すべきと考える。 具体例として、パソコン用の市販ソフトウェアと同じく、各メディア1枚ずつに固有のシリアル番号を付し、デジタルコピーの際にシリアル番号の入力を求める方式が挙げられる。 再生にはシリアル番号を不要とし、デジタルコピーのみシリアル番号を必要とすることで、他人・またはレンタルショップから借りたメディアのデジタルコピーの抑止効果が期待できる。	個人
COG(CopyOneGeneration)の考え方の適用＋一定の制限」が適当とされている事について反対意見を述べます。 ムーブやコピーがデジタル・チューナーとハードディスク等が同一筐体である場合しか認められておらず、さらに、ムーブに関して1回と決め付けられているために、機器故障や機器買換の際、機器間で保存したものを継承できない状況に疑問を感じます。 また、メディアの種類や保存形式が多様化しているにも関わらず、保存元から数種類のメディアに対してのコピーしか考慮されていないように感じられ、将来的に技術の発達を阻害する原因とならないか危惧するものです。	個人
コピーワンスからコピー10になることを聞いていますが、私はあまり賛成できません。なぜなら10回コピーできることにより、たぶん個人で楽しむだけでなく、このシステムを利用して複製した媒体を友人や他人に配布するケースが増え、権利者に不利益になると考えるからです。メーカーは払いたくない主張をするばかりではなく、権利者の不利益にならない、ソフトを提供する側を納得させる、ハードとソフトが共存できる技術を開発すべきだと思います。これだけ技術力のある日本で、それがまだ開発できないのが残念ですし、世界に誇れる技術を生み出して欲しいとおもいます。	個人

コンテンツのムーブ(コピー元が削除される形式のコピー)については制限なしとして欲しい。 コンテンツを記録するメディアは年月と共に変化している。 あるメディアに記録した場合にそのメディアを再生できるプレーヤが無くなってしまうと再生できなくなってしまうため。 メディアは多くの場合再生できると言われるかもしれないが、現在のHDDVDとブルーレイディスクのように規格が分裂した場合などに、主流とならなかった規格のメディアを再生する事が困難になることは容易に考えられるためです。 コンテンツが分散してしまう点が問題であればコピー元が削除されるムーブによってコンテンツが増えることはあり得ないため、ムーブの回数を制限する意味は存在しないと考えます。	個人
音楽配信についてDRMフリーが一般化しつつあり著作権保護技術が衰退どころかSONYのルートキットのように違法化すらされている現状について、ちゃんと考察すべきである。	個人
回数の議論になっていますが、問題はユーザの利用のあり方だと思っています。 この方式では編集等むずかしいし、ユーザの使用方法にかなり制限がでてきてしまうのでは？と思います。 たとえばパソコンに限定した話ですがユーザの作ったプログラム等でコンテンツが利用できないという問題があります。 私の利用方法で例をいうのならば、番組等を倍速や3倍速で再生して時間短縮して視聴しているが、企業が提供しているプログラムではこういった利用方法ができません。 レコーダーも同様でしょうは企業が想定した使い方でしか現状では利用できないのでこの点に不満があります。 また、現状では一度放送されたコンテンツが再放送が必ずされるとは言いがたく、過去放送したものに対して再度見たいといった場合にたとえばムーブ元がPCにあった場合に、DVD等へ書き込みしバックアップをとったとしても、ムーブ元のPCが故障してしまえば、あとはDVDにしかコンテンツがない状況になります。 書き込みしたDVDの寿命が50年～100年とかもつのであれば問題ないですが現状で10～20年程度で見れなくなってしまうたりといった問題があり、ユーザとしては、どんな形であれ手元に残る状態にできることが望ましいと思っています。 将来的にメディアも変わっているかと思いますが当時の情報を見たい場合難しくなるのではないのでしょうか？ 放送局自体にはあるのでしょうか、それを見れるかといったら一般の人間には難しいのではと思います。 また、上記の利用法に関連してコンテンツの(特にニュース、ドキュメンタリ等)ネット上での一部引用ができるべきであると思います。 あるニュース番組にて石原慎太郎氏の発言を捏造する事件や、731部隊に対するドキュメンタリ番組で、安倍晋三ポスターを無意味に映し出す事件がおきました。 上記は放送直後に個人のWEBサイトにて取り上げられ、広まったと認識しているのですが、こういった引用ができないとなると、上記のような問題が起きたとしても認知されず問題が放置されるといった事態が起きうるのではと危惧されます。 ですので、ネット上の一部引用に対しても考慮するべきではないかと思っています。 ただ単に回数を増やすという運用だとかいったこともできなくなるのではと思います。	個人
該当ページおよび項目名 56ページ 第4章第3節 5地上デジタル放送(2) >現行の「コピーワンス」ルールについては、録画の制限が厳しすぎる、視聴者が「ムーブ」に失敗すると、オリジナルの放送番組が使用不能になるなどの指摘があった 意見 HDDレコーダーユーザーですが、ムーブの失敗は非常に心配です。 「コピー9回可能、10回目はムーブ」まで緩和してもらえると非常に助かります。 該当ページおよび項目名 58ページ 第4章第3節 5地上デジタル放送(2) >善意の利用者が、家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げられないことが必要。 意見 これが聞きたかった。	個人

視聴者にとってコピーワンスでの不満は、以下の3点です。 (1)ムーブ失敗時の対策なし (2)他人にメディアを渡して見せてあげられない(紛失などが困る) (3)感動した映像を、永遠に残せない(メディアの寿命) 以上のうちダビング10になって解消されるのは(1)と(2)だけです。 DVDで必ず発売されるような映画や人気ドラマをコピーワンスにするのは全然構わない。コピー0でも構わない。『作品』として堂々と売ればいい。 しかし、DVDで売られる可能性などまったくないニュース／スポーツ／バラエティ番組、そういうもののなかに感動や楽しさを感じて、いつまでも保存しておきたい人もたくさんいるんです。 現在「消費者側」の代表として委員会へ参加している方にその気持ちがないのなら、消費者代表として失格です。 日本国民全員に「DVDにならないような番組で、いつまでも残しておきたいものがありますか？」とアンケートをとった場合、どれほど得票するか、これを読む人のほとんどが、心のなかで同じ結論になっているはずです。 ダビング10に決定するのなら、CMさえ含め全放送を必ずDVDなどで再販しなければならないという法律を作ってもらいたい。 そんなことやらないくせに1世代コピーしか認めないというのは、回数が1だろうが10だろうが同じで、番組制作者は人を感動させるのではなく、カネ儲けにウェイトを置いて仕事しているということがよくわかります。 DVDその他のメディアには寿命があるんです。それは人間よりずっと短い程度の寿命で、1世代コピーしかできずDVD販売もされないということは、その映像を糧に人生をがんばっていかうと思っていた人の心を踏みにじるということです。 『著作権』というのは、なんのためにあるのでしょうか。 著作権に限らず世の中のあらゆることは、人類の前進のために行われるべきです。 EPNがいいということではなく、現在の『放送』はいつまでも大切にしておくことが許されないメディアなのだとしたら、そのうち誰も、利用しなくなるでしょう。 「全放送が1局500円程度の有料放送になり、そのかわりコピーフリー」という未来がすぐそこに待っているのが、目に浮かびます。それならそれでいいですが、情けない後ろ向きな会議から産まれたものだという歴史は、残るでしょう。	個人
第1節 5「地上デジタル放送」 (2)「コピーワンス」ルールの見直し について コピーアットワンスは、消費者に多大な不利益をもたらしたコピー制御技術であり、早急に廃止すべきである。しかし、過去に違法コピーによるインターネット配信が相次いだ経緯もあり、ある程度の著作権保護技術は必要である。 今回、コピーアットワンスの緩和により、10回までのコピーができるようになったが、それでも消費者にとって不利益なのは変わらない。コピーしたメディアから、別のメディアへのコピーが出来ないからである。また、仮にこの仕組みを運用したとしても、現在のレコーダーは対応できない。これをどうするのか、十分な議論がなされないまま導入を決定したのは大いに疑問である。 この10回までのコピー、すなわち「ダビング10」であるが、これ以外にも問題は多い。DVDにコピーする際、1枚では収まりきれないことがある。それで、分割してコピーすることになるが、その分割枚数分カウントされてしまうのはいただけない。 また、これ以外にも以下の問題点が存在する。 ・録画したディスクの編集が不可能 ・まずハードディスクに保存しないと意味がないため、ハードディスク容量を圧迫する ・レコーダーへのプレイリスト機能が必要 ・ダビング10への対応が統一されていない 結局のところ、「ダビング10」はコピーアットワンスと何ら変わらないのである。 海外では、コピーしたメディアからコピーを認めているところが多く、コピーアットワンスの仕組みを採用しているのは日本だけである。出来る限り早く、この仕組みを撤廃し、新たな著作権保護技術を導入し、コピーしたメディアからコピーも可能にするべきである。	個人
第3節 著作権保護技術を活用したビジネスの動向について まず初めにHDD課金のほうについては私的複製権の維持の目的と言う名目で料金を徴収しようとし、もう一方の地上波デジタルやコピーコントロールCD、DRMにおいては私的複製権を制限するような規格を作成しているのは何故か？ これら2つの件については明らかに言動が矛盾している点があるのではないかな？ 規格策定にて著作権料のみならず、ハード市場の囲い込みにもなり、市場原理の排除にもなりかねないのではないだろうか？ (1)コピーワンスルール (2)コピーワンスルールの見直し この件についてはいくら並列でコピー回数を増やしたところで9回だろうが100回だろうが意味がないことである。 そもそも並列でコピーを取れた所でその場限りのデータの保存しかできず、将来的にそのメディアが失われたとき、その情報を次世代にメディアに移し変える事が出来なくなってしまう。 それに回数云々と言う問題でなく、制限をかけること自体私的利用に反している事であり、この件について同意できない。 少なくとも情報としてのデータを将来に残せるようにするのなら直列的に孫コピー以降をとれるようにしないと意味がないだろう。 このままだと無駄に死蔵作品を増やす結果を招くだけである。	個人
反対。外部機器へのコピー回数を10回としているが消費者が「制限を感じさせない」回数とは思えず賛同できない。現在アナログで行っているような不要箇所の切り貼り、そして回数を重ねることでは分からない画像圧縮の強弱を試行しノイズがでるでないの見極めを行うとすぐに回数を使い果たしてしまい、回数が妥当とはとても思えない。消費者側の代表が本当に使用している人の意見を述べているのか疑問を持つ。また状況に応じて回数を変更する可能性があるかと議論されているようだが、製品を製造する側からすれば将来変更されるかもしれない箇所があるというのは非常に作りにくく、またすでに売ってしまった製品に対しての責任をどうとるのか、最初の普及するかどうか危うかった状態でも買ってくれた恩ある人を切り捨てても納得してもらえるのかといった問題を放送局、権利者側は軽視しているように感じられる。何度もポリシーの変更ができる問題ではないため本当にこのままでいいのか議論をしつづけた上で売り言葉に買い言葉でなく慎重に決定して頂きたい。	個人

普及を妨げている諸悪の根源 デジタル放送についてこんな制限を課しているのは世界で日本だけです。地上デジタル放送の普及を妨げているのはコピーワンスのせいだと言っても過言ではありません。現状のままでは私はデジタル放送を見ません。高額なデジタル放送機器を買ってまでコピー制限がかけられたテレビ番組を見ようとは思わないからです。アメリカはコピー制限がなくてもとくに大きな問題にはなっていません。 フリーなOSで視聴できるか疑問 また、私のPCはGNU/LinuxというフリーなOSを利用しています。Windowsよりも格段にセキュリティが上だからです。フリーとは、誰でも自由に実行でき、改変でき、再配布できるという意味です。こういうコピー制限がしてあると、GNU/Linuxでは録画はおろか視聴することもできないのではないのでしょうか？マルチメディアに弱いOSは普及しません。官庁もセキュリティ対策のためにGNU/Linuxを利用するこの時代、GNU/LinuxをはじめとするフリーOS・フリーソフトウェアの普及が阻害されると日本のITは世界に大きく遅れをとります。アメリカ同様コピーフリーにすることを望みます。番組のインターネット流出は送信可能化権で取り締まればいいのです。 経年劣化対策に孫コピーは必要 いわゆるコピーナインですが、孫コピーができない段階でお話になりません。たしかにDVD-Rなどのメディアに劣化することなくコピーはできます。しかし、メディアは経年劣化して、運が悪いと1年でまったく読めなくなります。そのため、ユーザーとしては劣化対策のために孫コピーがしたいと考えるのです。孫コピーができないのであれば、9回だろうが256回だろうが大した違いはありません。たしかにコピー制限は海賊版の違法流通に歯止めはかけられるでしょう。しかし、ユーザーにとってはとてつもなく使いづらいのです。なぜ、一部の犯罪者のために一般ユーザーが迷惑を被らないといけなののでしょうか？怒りを通り越して呆れるばかりです。 機器の買換えによる出費・環境への影響 DRMの方法をころころ変えるとそのたびに機器一式の買い換えを迫られることになり、消費者に高い出費が生じます。この点が見えていないようでは、ユーザーの視点に立った議論がなされていないのは明らかです。 おまけに、捨てられた機器が何千万機にもなると、深刻なゴミ問題にもなります。 DRMフリーでも海賊版流出は防げる アップルはDRMフリーな楽曲をダウンロード販売しています。ただ、購入者のAppleIDがファイルに埋め込まれているため、インターネットに流したら流した本人がわかる形式になっています。だから送信可能化権で取り締まれます。こんな感じでDRMフリーとしながらも、海賊版を防ぐ工夫は存在します。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見	
第5章 違法サイトからの私的録音録画の現状について	
意見	個人／団体名
○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に逓増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。	インターネット先進ユーザーの会（MIAU）
○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に逓増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。	株式会社サイバーマンガ
○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に逓増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。	原工作所
○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に逓増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。	東海高校文芸部

○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に逡増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。	有限会社さくらデザインオフィス
○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に逡増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。	個人(同旨58件)
■71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。	個人(同旨55件)
●59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 ※この項目について私は疑問を覚えます。理由は以下の通りです。 ○明確にされていない「ダウンロード被害について」 違法アップロードの被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか疑問をもたざるをえない部分があります。違法サイトによる被害額がどれほどの物なのかを十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることが出来ると私は考えています。 私は統計データが印象操作のために作成されたような気がしてなりません。 正確にどれくらいの被害が出たとかがない限り信用はされないのではないだろうか？と考えます。	個人
●59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について ここでは「ファイル交換ソフトによってダウンロードされた音楽・動画ファイル数」が示されている。しかし、ファイルの中身については一切触れられていない。当然、これらのファイルの中には、権利者自らがアップロードしたものや、二次配布・複製が認められているもの、又は著作権がすでに消滅しているもの等、著作権を侵害していない「合法なファイル」も含まれているはずである。ゆえに、このデータをもとに主張される「ファイル交換ソフトの使用により発生する権利者の経済的被害の大きさ」には、合理的な根拠に乏しく、信憑性が低いと言わざるを得ない。	個人(同旨1件)
●71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目 「違法な携帯電話向け音楽配信」の定義として、「無料で携帯向け音楽がダウンロードできるサイト」と「掲示板を利用したの携帯向け音楽ファイルのダウンロード」とあるが、両者ともそこでダウンロードされるファイルの中身が違法であるか、合法であるかを区別しておらず曖昧である。また定義どおりならば、著作者本人が自分の楽曲を個人のWebサイトで携帯向けに無料で配信している場合も「違法サイト」と数えられてしまうと思われる。ゆえに、ここで示されている数字は現状を正確に表しているとはいいがたく、これをもって「権利者の経済的損失」を主張するのには無理があると考える。	個人(同旨1件)
「違法サイト」の範囲が広すぎます。 プロモーション期間以外で無料の音楽配信サイトはすべて違法サイトになっていますが、自分で作詞・作曲したものを無料で配信したり、アップロードするケースが無視されています。 違法音楽ファイルの推定ダウンロード数において、携帯電話の音楽ファイル利用率が考慮されていません。 着うた機能・着うたフル機能搭載携帯電話の持ち主の100%がその機能を使用しているとは限りません。 算出式の(3)と(4)の間に(6)携帯電話の音楽ファイル利用率を入れるべきです。 例: (1)「日本の人口」×(2)「携帯電話保有率」×(3)「着うた機能搭載率」、「着うたフル機能搭載率」 ×(6)「音楽ファイル利用率」×(4)「違法サイト利用率」×(5)「違法着うた、着うたフル平均ダウンロード数」	個人

DVD-Rなどの記録媒体は永遠にデータを保存できるものではなく、一個人の現実的な時間無いで色素劣化などによる読み取り不良によりバックアップとして壊れる可能性がある。 そのことが当面の改善策の中にまったく考慮されていない。 この時点で孫コピーが出来ないというシステムは、私的録音・録画を保存する消費者にとって、使い物になるとは言いがたい。	個人
HDDのような容量限定・交換不可能な機器からコピーは回数が緩和されても時間的要因からHDDから削除せざる得ない場合が多い。バックアップメディアの安定性を考えると長期保存には不安があり、思いでとして保存することが難しいため、ムーブを複数回可能なシステムにすべき。	個人
ここで示されている調査結果は、Webアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。 例えば2003年度の同調査では186万人とされているファイル交換ソフト利用者数が、同年に行われたネットセキュリティ専門会社による調査では6万人と報告されている。後者の調査では実際にネットワーク上で稼動しているファイル交換ソフト端末数をカウントしており、アンケート調査よりも実態に即している。この調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果に大きな問題があることは明らかである。 間違った認識のまま議論が行われたことは大きな問題であり、信頼性の高い資料を用いて検討をやり直すべき。	個人
■71ページの「第2節違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について」の項目 ☆この項目について私は反対します。理由は下記の通りです。 ○アンケートの実施方法が不適切です。 該当項目で扱われているアンケートに「モバイルアンケートによって行った」との記述がありますが携帯電話を利用したモバイルアンケートに回答可能であるのは携帯電話利用者の中でも携帯電話をインターネット情報端末として使いこなすことのできる極一部の利用者です。 携帯電話利用者の大部分は携帯電話機能のうち電話/メール/初期設定で登録されているサイトの利用のみと想定されるため、資料となるモバイルアンケートに回答できておりません。 それにも関わらず同項目では、モバイルアンケートの回答結果を携帯電話保有者全体の行動数値として捉えており、そこから算出される計算結果に基づいた調査報告は著しく不当なものです。 法改正にあたって上記のような不適当な数値を基にした調査結果を資料として用いては利用者の理解を得られるとは思えません。 以上の観点から、私は本項目における調査結果を審議会における参考資料として用いることに反対します。	個人
○60ページ 第5章＜ファイル交換ソフトの利用率とその変化＞ 2005年、2006年の調査では、過去利用者が、前年の現在利用者・過去利用者の合計よりも多く、またはほぼ同数、登場しているが、こんな事が起こりえるのか？ どういう理由でこのような集計結果になっているのか、疑問がある。	個人
○63ページ (3)ジャンル別のダウンロード数 どうやって調べたのだろうか？ そもそもこのデータは妥当なのだろうか？ 音楽よりポルノ関係の方が市場が大きいと思うのだが。	個人
○ファイル交換ソフトの利用者数が過剰に算出されている点 「インターネット上のWebアンケートサイトによって行われているため、比較的利用頻度が高い利用者が回答していると考えられ」とあり、この人数を計算するため「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合を使用しています。しかし、毎日少なくとも1回は利用する者の中には、例えばメールの読み書きのみで数分程度しか利用しない利用者も含まれていると考えられ、このような利用者を利用頻度の高い＝インターネット上のWebアンケートサイト利用者とみなすことに疑問が残ります。よって、本中間整理における利用経験者数は過剰に高く見積もられていると考えます。その結果、ファイル交換ソフトの利用者が年々増加しているとする結論も疑問です。 ○ファイル交換ソフトの利用経験者を用いた議論の疑問 ファイル交換ソフトの利用傾向はwinnyソフトウェア製作者の逮捕前後で大きく変わっていると考えられます。よって、現在ないし今後の利用状況を議論する際に、逮捕後のみの状況だけを反映した現利用者数ではなく、逮捕前の過去の状況も含んでしまう利用経験者数を使うことは問題があると考えます。議論には現利用者数のみを使用すべきです。また、ファイル交換ソフトが必ずしも違法ファイルの配布に使われているとは限りません。よって、この結果を、どの程度違法ファイルをファイル交換ソフトで複製しているか示す資料として使用することには疑問があります。 ○音楽ファイルのダウンロード数について、ファイル交換ソフトと有料音楽配信との比較方法についての疑問 まず、ファイル交換ソフトにおける音楽ファイル数について、各ファイルが著作権者に無断で送信されたものか、著作権者の許可がある、ないし著作権者自身によって送信されたものであるかについて区別なく計算されています。 一方、有料音楽配信については、モバイルの件数が含まれていません。 このように、全く異なる区分の数値を比較しており、さらにファイル交換ソフトのダウンロード数はなるべく多くなるような、一方、有料音楽配信については少なくなるようなバイアスがかかった比較を用いて、ファイル交換ソフトによるダウンロード数が多いとする結論には問題があります。 ○ファイル数による議論について疑問 映像ファイルによるダウンロードは増えていますが、映像ファイルは一般にファイルサイズが大きく、分割して送信されることが多いと予想します。よって、ファイル数の増加を持って規模の変化を見ることについては疑問があります。 以上から、本中間報告に掲載されているデータからは、ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状を適切に示しているとは考えることができないと考えます。	個人(同旨1件)

○アンケート回答者が全体の傾向を反映していない点 本アンケートはモバイルアンケートを用いて行われたとありますが、そのようなアンケートに回答するのは携帯電話の利用頻度の高いユーザのみであり、利用者の全体の傾向を反映しているとは考えられません。よってこの項目で出されている諸々の数値の信頼性には疑問があります。	個人(同旨1件)
○ダウンロード数が過剰に多く計算されている点 違法音楽ファイル数の計算式を見ると、「着うた機能」ないし「着うたフル機能」が搭載された携帯電話を保持する人はすべて両機能を利用していると仮定しています。しかし実際には、購入した機種に着うた機能が掲載されていても、まったく利用しない人が少なくない人数いると考えられます。よって、このダウンロード数は過剰に多く見積られていると考えられ、このダウンロード数をもとに議論を進めることには疑問が生じます。	個人(同旨1件)
1)59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について 貴中間整理においてはファイル交換ソフト利用者を推定するに当たり現在利用者と過去利用者を合計してファイル交換利用経験者とまとめているようですが、問題となるのはあくまで現在利用者であり、そもそも過去利用者というのが年々蓄積増加していくものであることを考えれば妥当な算出手法であるとは思えません。	個人
c.59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目について、私は是非を判断できないでいます。よって、立法化は時期尚早ではないかと思います。 「違法アップロードによる被害」とされるものが、一体どれくらいあるのか。私は、自分を納得させることができるようなデータを見たことがありません。統計データとして示されたものが本当に実態を反映しているものだと思えない節があります。それは、私の感覚ととてもかけ離れていると思うからです。ここで示された統計データは、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるようにすら思います。 また、違法サイトによって、ある一部分の売り上げは落ちているかもしれないけれど、そこで浮いたお金が、例えばライブに行くことだとか別な形でその業界に還元されていることもあるかもしれません。そして、その結果、そのアーティストにとってはなにか、幸せなサークルが出来上がっていることになっているかもしれませんそういうことも含めて議論しないと、問題の真意は見えてこないような気がします。	個人
いくつかの疑問を感じます。まず、昨年来のWinnyに関連する一連の情報流出の騒動の結果、昨年から今年にかけて、民間企業では公用・私用にかかわらず業務に使用するパソコンへのファイル交換ソフトのインストールを厳正に制限するという大きな動きがありました。また、連日の報道により一般大衆に「ファイル交換ソフト＝危険」という情報が周知されました。その結果、私の周囲の調査では、ファイル交換ソフトの利用者は2007年には激減しており、これは一般的な傾向であると確信しています。しかるに、当該資料には2006年2月末時点までのデータしか利用されておらず、現時点での正確な状況が反映されていないものと考えます。インターネットは動きが大変速いものですので、このデータを議論を進めると結果として現状に対して誤った判断を下す可能性が高いと思料します。 また、違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、十分な根拠が示されておらず、データの構成があまりにも大ざっぱなものであると思われる。インターネット上で接する各種のメディアによって購入意欲が刺激されるということは多々あります。例えば、YouTubeや画像サイトで画像・映像などに接し、その結果興味をもって楽曲データや映像データの購入に至るという経験は多くのインターネットユーザが共有しているはずで、この点、総合的に考慮した考察が必要であると感じます。 また、そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロードそのものの違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。	個人
この項目について私は反対の意見を提出します。理由は下記の通りです。 対象コンテンツを正規の手段で視聴できないもの、無料で放送されているもの、有料で販売されているものと3つにわけて説明します。 まず1つめの正規の手段で視聴できないものですが特定地域のみで放送されているテレビ番組などが該当し対象地域外の人が視聴する方法としてのファイル交換ソフトの利用を違法化すると対象地域外の人が見られなくなってしまいます。 2つめの無料放送されているものとしてテレビ番組などが該当するがだかもととも無料で見てもらうものに対して損害と考える事自体がおかしいです。これを違法化すると視聴が大幅に制限されて視聴によって購入するはずだった有料の関連商品に手がいかなくなってお客は権利者にもよくないでしょう。 3つめの有料で販売されているものだがCD、DVDなどが該当するが現状これらは再販制度によって価格競争が全く起こらず消費者は不当に高い値段で買わされています。再販制度を完全撤廃して価格競争を起こさせ手頃な価格になってから再度現状調査し被害の状況から違法化導入を再検討すべき事項です。	個人
違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、どうしても納得いかない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、ちゃんとした根拠をもって提示し、そこで初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私は考えます。 「違法サイト」の範囲について、統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。例えば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするなど。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えないと思います。	個人

判例によれば、ファイル交換ソフトという技術自体には、違法性はないとされています。 ファイル交換ソフトで取り扱われた音楽・映像ファイルの統計が行われていますが、ファイル自体が違法著作物であったかどうかについて触れられておりません。 実測してみなければはっきりとしませんが、こうした新しい流通手段は、パソコンやインターネットにより広がった個人による著作物の製造と親和性が高く、合法的な著作物も混在していると考えられます。 こうした視点を欠いた統計を示し、違法著作物に関する統計として示すことは不適当だと考えます。	個人
○アンケートの実施方法が不適切である 「中間整理」によれば該当項目で扱われているアンケートは「モバイルアンケートによって行われた」とのことであるが、そもそも携帯電話を利用したモバイルアンケートに回答するのは携帯電話利用者の中でも特に携帯電話を良く利用するグループであることが想定され、携帯電話を電話としてしか使わない利用者、メールや初期設定で登録されているサイトは利用するが自らURLを打ち込む・検索エンジンを用いるなどしてサイトを探すことのない利用者など、多くのライトユーザー層についてはアンケート回答者のグループ内に含まれていないものと思われる（おそらく審議会構成員の多くもそのようなモバイルアンケートに回答したことがないか、存在自体知らないのではないだろうか？）。 それに関わらず同項目では違法音楽ファイルの推定ダウンロード数算出時に同調査での違法サイト利用率を計算に用いるなど、モバイルアンケートの回答結果を携帯電話保有者の行動を代表する数値として捉えている面があり、これは調査の実施方法とその結果の利用の面から言って著しく不適切である。 より正確な数字を算出するにはランダムサンプリングによる質問紙あるいは電話・面接での調査が必要であり、また法改正にあたってそのような調査による正確な数値をデータとして用いることは政府機関としての義務でもあると思われる。 以上の観点から、私は本項目における調査結果を審議会における参考資料として用いることに反対の意見を述べる。	個人
売上減の原因は様々 たとえば音楽CDの売上が減っているのはいろいろあります。1992～1998年はバブルでした。21世紀に入り一気にミリオンセラーが減りました。 ひとつの大きな原因としては、インターネット・携帯電話・ゲーム機等の普及による娯楽の多様化があります。インターネットが普及していない頃は娯楽費として音楽CDに投資できてたものが、ライバル出現で音楽CDばかりに集中できなくなりました。そこに不況等による可処分所得の減少がからんできました。そんな時代の流れに乗りきれず、相変わらず高額な価格設定だったのが売上減少につながったのです。 おまけに少子化、カラオケ人気の低迷等の影響で購入者の減少もあります。 以前から言われていたJポップのマナー化も原因です。買ってもらいたければ飽きられない質のいい音楽を作らないといけません。消費者の耳が肥えた今、作ったら売れるという時代ではないのです。 コピーコントロールCDやセキュアCDをはじめとしたDRM導入の失敗により、レコード会社と消費者の対立が起きました。消費者にそっぽを向かれてしまったら、売れるものも売れなくなるのは明らかです。権利者はその失敗から学ばなければなりません。 今やインターネットと高性能PCの普及によりアマチュアもプロ顔負けの作曲環境で簡単に発表できるようになりました。やっとプロとアマが同じ土俵で勝負を仕掛けられるのです。アマチュアでもいい曲はプロ顔負けだし、当然DRMなんてかかっていません。どっちも好みで実力が互角ならばどっちを取るかは言うまでもありません。音楽CDを買って聴くよりも、YouTubeやニコニコ動画でアマチュアのすごい動画を見ているほうが楽しいという人が増えているのが最大の原因だと私は考えています。 違法ダウンロードされたほうがCDが売れる http://www.pch.gc.ca/pch-ch/pubs/music_industry/tdm_e.cfm カナダ遺産省の調査によると、違法ダウンロードされたほうがCDが売れるという結論が出ました。あくまで外国の調査なので我が国にあてはまるかは定かではありませんが、「違法ダウンロードのせいで売上減少した」は短絡的な考え方だと証明されました。日本とカナダでは文化の違いがあるものの、この仮定に基いて議論するのは危険です。 違法ダウンロードは好ましいことではないものの、プロモーションに役買っているというのは事実です。たとえば、「ある曲をダウンロードして、いい曲だと感じた→アーティスト名を調べる→そのアーティストのCDを買う」ということもあるのです。出会いが違法ダウンロードであったとしても、出会いがなければCDを買わないのです。違法ダウンロードしている人すべてがCDを買っていないというのは明らかに間違った仮定です。 もし、誰でもCDの音楽を合法にインターネットにアップロードできるのならば、みんながみんなアップロードするのでCDの売上が落ちるでしょう。それでも本当のファンならばCDを買うでしょうが。かといって、著作権をガチガチに固めて街中や店で音楽を流すことさえも違法になってしまったら、CDは全然売れなくなります。なぜなら、せっかくいい音楽があっても知ってもらう機会が少ないからです。規制を強くすればするほど知ってもらう機会は減少し、それも売上減に直結します。バランスが大事なのです。 幸い違法アップロードは現行法でも送信可能化権侵害で違法になっています。 ファイル交換ソフトによるダウンロードも仕組み上アップロードも兼ねているので現行法でも違法です。今はちょうどいいバランスが取れていると考えます。	個人
ここで示されている調査結果は、Webアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。 例えば2003年度の同調査では186万人とされているファイル交換ソフト利用者数が、同年に行われたネットセキュリティ専門会社による調査では6万人と報告されている。後者の調査では実際にネットワーク上で稼働しているファイル交換ソフト端末数をカウントしており、アンケート調査よりも実態に即している。この調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果に大きな問題があることは明らかである。 間違った認識のまま議論が行われたことは大きな問題であり、信頼性の高い資料を用いて検討をやり直すべき。	個人
ファイル交換ソフト利用者は少なく、利用停止者が伸びている。不明確な分析の元に検討結果を出していないか 62ページの表＜ファイル交換ソフト利用経験者数の推移＞を見る限り、ファイル交換ソフトの現在利用者数は、利用頻度の高いインターネット利用者数の一部にすぎず、また現在利用者数の伸びよりも過去利用者数の伸びのほうが大きいです。表を見る限り、ファイル交換ソフトが脅威とは考え難いです。 また、有料音楽配信については、年度ごとの利用者数・過去利用者数が記載されていません。もし有料音楽配信の利用者が少なく、また増加傾向にあるならば、順調に有料音楽配信に移行中なのかもしれません。有料音楽配信の利用者が伸び悩んでいるならば、そもそも音楽が望まれていないだけかもしれません。 音楽配信はファイル交換ソフトよりも後れて普及したサービスと記憶しています。 表からは、後発にもかかわらず、無料のはずのファイル共有と比べ半分の量のファイルを有料で配信できている、過渡期として順調に推移している可能性があります。	個人

算出方法に恣意的な要素が多分に盛り込まれており、きわめて誘導的な数値であると思われます。損害額の算定基準が全く明白ではなく、その計算もお粗末なものです。権利者の言葉を鵜呑みにしているだけの報告であると判断されてもいたしかたないところではないでしょうか。また、統計上の誤用(悪用というべきレベルのものですが)も随所に見受けられます。 たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数などという統計に意味は見いだせず、このような数値を論拠にする意見はその論理的な思考能力に欠如があるのではと思われれます。なぜ「ファイル交換ソフトを利用する頻度」の統計が表記されていないのですか。正確性を期すべき委員会がこのような恣意的な統計表記に左右されるのでは、そもそも話にもなりません。 ましてや、経験者数を利用頻度の高いユーザーの割合で割るなど、統計学のどの字でも知っていればこれがいかに愚かかつ暴挙にも等しい行為であるかなど、誰の目にも明らかでしょう。あまつさえ、それを合算するなど。このような行為は、本委員会における不信感を増大させるのみで、何ら実益はありません。この数値を持ってして有利になるのは、権利者サイドのみであると推定され、このような数値を示すこと自体が、統計の悪用と言わざるをえません。母集団の異なる統計結果同士を一緒くたにした挙句割るなど、常識の範疇をあまりにも逸脱します。「経験者」とは延べ人数であり、上限なく増大するだけの数値です。一方の分母となる利用者数は上限の定まった定量値ではありませんか。統計もまともにできていない報告書にどれほどの意味と価値が存在しますか。論拠データがそもそも誤っているのでは、その上で行われる議論はすべて空転するだけでありましょう。 委員会をこのように恣意的に運用すること、そしてこのような学術的にも不適格な統計を基にした議論をすることは、委員会がすでにまともに機能しえない、公平性を有しない、何れかの組織のための下部組織として運用されている懸念を払拭できません。ただちに正しい統計学に基づいた統計データの提示と表記を求めます。 そもそも、ファイル交換ソフト自体は送信可能化権、公衆送信権の侵害にあたっており、ダウンロードに関しての違法化においてその論拠足り得ないばかりか、本報告書閲覧者に無用な混乱と誤認をもたらすための記述であると判断されます。損害額の算定がこの数式を基にしているのであれば、公衆送信権によって制御されているべきところでもあるため、総被害額からこの算定金額は除去されるべきであり、ダウンロードでの被害額は一銭も存在しないこととなります。 同じく統計上の疑問となります。違法サイトとされているものが一体どういう範疇のものであるかが明記されておらず、あまりにも不透明です。MYUTA事件判決を挙げるまでもありませんが、一般においてまかの判決内容の是非はいまだに議論を醸すところであり、本統計が真に利用者の統計結果と言えるかと言う点においてあまりにもお粗末であると思われます。 序文でユーザーの実態を捉え、などと大仰に記しておきながら、内容がこれでは開いた口もふさがりません。	個人
■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」 ☆この項目について私は反対意見を提出します。理由は下記の通りです。 「インターネット利用者の約12%がファイル交換ソフトの利用経験を有している。」 との記述がありますが、「現在利用者は同時に「過去に利用した経験を有している」ため、その合計数を利用経験者とするのは不適当な数値を利用していると判断します。 以上の観点から私は本項目における調査結果を審議会における参考資料として用いることに反対します。	個人
■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目(疑問) ※この項目について私たちは疑問をおぼえます。理由は下記の通りです。 ・不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのが疑問です。 違法サイトによる被害額が事実をそぐうことになって、初めてこの議論は始められるものと思いますが、統計データは、その点で疑問を感じます。 この点については、違法ダウンロードとCDの売り上げの統計を出した学者が、ダウンロードが多くなってもむしろCDの売り上げが上がったという研究発表もあります。 様々な研究者の間で、いろんな意見、発表がある中では、これだけでは根拠として十分ではなく、実態をもっと慎重に調査した上で、具体的に提示すべきと考えます。	個人
●「59ページ～、違法サイトからの私的録音録画の現状について」に対する意見: この調査も、ダウンロード違法化を目的として、権利者という一方当事者が行った調査であり、公平であるべき審議会の報告書に引用するべきものではない。これらの調査報告は全て削除するべきである。 特に、違法サイトとは何かについて、サイトやパソコン自体が違法な訳ではないと注釈で書かれているが、違法サイトとは誤解を招く表現であり、報告書を通じて使用されるべきではない。 念のため、この調査についても特に恣意的な記載を以下に指摘しておく。 ・59ページ、ファイル交換ソフトの利用率: 過去に利用していた者を含めて、あたかも利用者が増えているかの如き数字による印象操作を行っている。利用率ということでは現在の利用率のみを考えるべきなのは言うまでもない。61ページについても同様であり、過去経験者は累積されるため、増えるのは当たり前である。 ・66ページ、ダウンロード数の比較: 世の中にはコピーフリー・あるいは黙示の許諾により提供されている楽曲もあり、ダウンロードされる音楽があたかも全て違法であるかの如き比較は妥当でない。 ・71ページ、違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状: 調査結果の概要では勝手に違法な携帯電話向け音楽配信という語を「違法サイト」にしているが、誤解を招く表現である。特に、音楽を無料でダウンロード出来るサイト、すなわち違法サイトというのは間違っている。世の中には、インディーズ系のミュージシャンが自ら開設したサイトや、音楽以外の物のプロモーションのためのサイトで、期間を限らずに無料で音楽をダウンロードできるようにしているものもあり、この調査結果は全く信頼できない。	個人

○「合法マーク」は不適切な対応である 違法・適法の判断のため、識別に「合法ダウンロードマーク」を付けるという提案もありました。しかしながらこの提案には、数多くの問題点があります。 この提案の元では、消費者はダウンロード時に本来不必要である確認を強いられます。また、コンテンツ提供者にとっては費用をかけて対応する(さらに同マークが「有償にて」提供されるものであればその負担も加算されます)ことが要求されます。 消費者およびコンテンツ提供者が「合法であるため」に、このような本来は不必要な負担を負う理由は、何もありません。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、一般ユーザー投稿型のサービスでは、この「合法マーク」掲載が難しく、市場から閉め出されることになります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずありません。 「合法マーク」を法制化しないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、実質的に意味のないマーク、法改正ということになります。	個人
●この項目の内容に疑問点があり、これを前提として議論を進めることに反対します。 理由 本項目に示されている統計資料は、ファイル交換ソフトによるダウンロード被害を過大評価したものと考えられるためです。 ファイル交換ソフトは、Linuxなどのフリーソフトウェアをダウンロードするためにも用いられており、これらのソフトウェアのデータ量はDVD1枚分にもなることがあり、Bittorrent等のファイル交換ソフトを最適な入手手段として利用している者も数多くいます。これらの利用が著作権被害を発生させることはありません。 しかるに本統計ではファイル交換ソフトの用途を問わず使用の有無のみを問い、使用歴ありとした者全員が違法著作物のダウンロードを行ったと仮定しているため、ファイル交換ソフトを合法利用する者の存在が無視された内容になっています。このような評価方法が生まれた背景には、ファイル交換ソフトの利用＝違法著作物のダウンロードとの決め付けがあると思われます。違法ダウンロードの量を統計的に評価するのは難しいとは思いますが、少なくともこのような恣意的な資料を前提として補償金の議論を進めることには反対です。	個人
●ファイル交換ソフトの利用率・利用者数では、「約3.5%がファイル交換ソフトを「現在利用」しており、「過去に利用」していた約8.6%を合わせると、インターネット利用者の約12%がファイル交換ソフトの利用経験を有している。」とあるが、過去に利用していた者を含めて、ファイル交換ソフトの利用経験者のパーセンテージを出す意味が不明である。「現状について」とするのであれば、過去に使用経験がある者の割合を加えた割合を提示するのは不適当であり、現在の利用者のみを議論すべきである。 また、(2)ダウンロードされたファイル数における調査は、ダウンロードされたファイル全てが権利者に無断で自動公衆送信されたファイルであるかのように記述されているが、ファイル交換ソフトにおいては、権利者が自らの創作物を広く知ってもらうためにファイル交換ソフトで流通させることを明示的に認めているファイルが多数存在する。たとえば、WebブラウザのOperaは、ソフトウェアを入手する方法として、自らのウェブサイトからダウンロードする方法のほか、BitTorrentを利用したダウンロードを推奨している(http://jp.opera.com/download/torrents/)。これらを考慮しないで全てを違法に自動公衆送信されたものであるかのように取り扱う調査は、結果に疑問がある。何らかの方法でうち違法に自動公衆送信されたものの割合を算出しない限り、この数字は無意味である。 さらに、Winnyなど一部のファイル交換ソフトは、使用者の意志と関係なく、キャッシュと呼ばれるファイルを多数ダウンロードし、他者へ提供するために保存することが知られている。こういったソフトを使用する場合、ダウンロードするファイル数は必然的に増加する。このような形のファイル交換ソフトを使用し、その仕組みを一定以上理解しているユーザーは、ダウンロードされたファイル数について質問されれば自らの意志と関係なく、また自らが使用しないこれらのファイルを含めて回答することが見込まれるのであって、このような調査によりダウンロードされたファイル数を集計するのは実態と乖離している。 加えて、ファイル交換ソフトにおいては権利者に無断で自動公衆送信されたファイルが多数存在し、多くは無料で入手できることから、自らがそれを使用するかどうかにかかわらず、「とりあえず多くのファイルをダウンロードしておく」という使い方をするユーザーがいることに着目すべきである。これらのファイルの大部分は実際に使用されることがないまま死蔵されるわけだが、こういったファイルがダウンロードされていることが実際に権利者の権利を侵害し、ひいては文化の発展を妨げているかどうかについては疑問の余地がある。以上から、この調査によってダウンロードされたファイル数を集計することは無意味又は実態と乖離した結果を導くものであり、削除すべきである。	個人
●参考資料5ページ 参考4. 違法サイトからの私的録音録画の現状について(第5章関係) 消費者はコンテンツ(音楽、映画、文章、絵画、思想)を買ったと思っている。 著作権者はメディア(CD、DVD、配信、本)を売ったと思っている。 こころへんから今回の著作権法変更の齟齬が生まれているんじゃないかと思います。 また、日本の著作権法にフェアユース的な基本的な考え方が定まっていないのも一番の問題だと思う。 購入したコンテンツを私的に携帯電話や携帯プレーヤでタイムシフト・プレイシフト・メディアシフトして視聴することは認めるべきではないかと思います。 著作権者の方はCD・DVD・UMD・配信・次世代DVD...と各種メディアで売ろうとしますが、消費者は同じコンテンツを複数のメディアでは買わないはずで。 CDプレーヤやDVDプレーヤは重くて大きいので持ち歩かず、携帯プレーヤに移すのが当たり前になってきています。 自分の購入方法を振り返っても携帯プレーヤに変えてからパッケージ購入が増えています。 CD、DVD等の売上が落ちている原因を違法コピーのせいにするのは簡単で安易だけれど、消費者の感覚からすると、実際のところ、視聴システム(レンタル、メーカーサイト、音楽放送等、違法サイトも?)の進展で「ハズレ」を買わなくなったことや、他のエンタメ選択肢に楽しみが移ったからなのではないか、と思います。 昔は、散々「ハズレ」なCDを買わされました。「お小遣い」にも、娯楽の「時間」にも、限りはあります。 ターゲットマーケティングが進んだ結果、大ヒットもなくなりましてし、知らない歌手や作家も増えました。駄曲も増えました。	個人

配信メディアによりコンテンツのバラ売りという選択肢が増え、ハズレ買いの無駄使いをしなくてすむようになったわけですが、さらに進めば変動相場制に移って駄曲が減り、楽曲の質も改善されるんじゃないかと消費者としては期待しています。こんな状況で「これまでどおりハズレも買え！」とは言わないよね？→著作権者様 コンテンツの特性との関連もあります。一般にこんな感じなのではないかな？ 映画というコンテンツは「1回見ればいいや」なのでレンタルDVDにで十分。 音楽というコンテンツは「良ければ何回も聴くので」レンタルCDから私的違法コピー。 一部を除きレンタルしていない音楽DVDは購入。 本は、立ち読みして、良ければ買うか、図書館で借りる。 違法コピーを問題にしていますが、まっとうな消費者なら、適切な入手手段が用意されていれば、ちゃんと買う(もしくはレンタルする)と思います。 Winny等で違法コピーをしてる人って、溜めるのが目的になってしまっていて、実際にはほとんど視聴してなくて、単にHDDに画質・音質の悪いゴミを増やしてるだけなので、本当の実害は思ったほど大きくないと思います。	
○送信可能化権で十分である そもそも、前提として存在する「違法にアップロードされたコンテンツ」があるわけですが、そのコンテンツに対処するために創設されたのが「送信可能化権」であり、アップロードを規制することで「違法にアップロードされたコンテンツ」は存在しないこととなります。なぜ、「送信可能化権」では対処しきれないのか。その原因を除くために「送信可能化権」に付随する法整備では対処できないのかという点が、この中間整理でも議論しきれいていないと考えます。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると考えておりますので、私は送信可能化権とそれにまつわる法整備にて対応することがベストであると考えます。	個人
○提示された「ダウンロード数」と「違法サイト」の数への疑問 統計上の疑問ですが、「ファイル交換ソフト」の項目では「比較的使用頻度が高い利用者が回答していると考えられ、約5,060,21万人(インターネット利用者数)という数値をそのまま使って算定すると過大な推定値が算出されると」して、補正数値を使用しているにもかかわらず、この項目においてはその可能性を考慮していません。12-39歳のユーザーの中にも「機能はあるが電話しか使わないユーザー」はかなりの数存在すると考えられますので、算出される違法ダウンロード数自体に疑問があります。また、後ほどの議論にもある「違法」「適法」の判断が難しい現状を踏まえたと、回答したユーザーの「違法サイト」判断にも疑問が生じます。	個人
○適法公開の識別が困難 今回の「ダウンロード違法化」が議題となった経緯としては、動画投稿サイトや「着うた」の「違法」公開サイトなどに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と理解しています。 しかし、わが国の著作権法では必ずしも外観上で権利表示を伴う必要はないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合がほとんどです。事実、YouTubeには著作権者がPR目的として合法にアップロードした動画が含まれており、その動画と違法動画の区別は難しいものとなっております。 この状況において、「権利侵害コンテンツかもしれないという情を知りつつ、確認のために容認してダウンロードする」行為を「違法性の意識の可能性がある」ために「故意である」と判断されうることにもなりかねません。これでは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、インターネットでの動画閲覧自体が「法的リスク」となってしまいます。	個人
1. アンケートの妥当性について この章で示されている調査結果は、Web上でのアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。例えば2003年度の同調査では186万人とされているとされているが、セキュリティ専門会社ネットアークによる調査に基づけば、ファイル交換ソフト利用者数は6万5千人となる(参考: http://www.itmedia.co.jp/news/0306/18/njbt_02.html)。後者の調査では実際にネットワーク上で稼働しているファイル交換ソフト端末数をカウントしているため、アンケート調査よりも実態に即しており、より正しい結果であると考えられる。 このような実態に即した調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果は妥当性に欠いた調査であると考えられ、これに基づいた議論が著しく妥当性を損なうのは明らかである。また、違法サイトによる被害額を妥当な調査に基づいて定量的に把握することで、初めて議論に値するものになると言えよう。 2. すでにある法制度で対応可能な問題である そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、ユーザー自身が発信者になるため、公衆送信権の侵害で十分対応可能であり、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりえないと考えられる。	個人

1. 58ページからの『第1節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について』 に対し、私は内容および意図に関して疑問を覚えます。 合法であり有償の音楽配信からの購入に対して、違法とされるダウンロードが2倍以上との記述があり、この文章からは一部の著作権団体等の経済的損失が極めて重大であるとの誤解を受けるように感じます。 しかし現状では、そもそも我が国ではネットを通じた音楽の購入が殆ど普及していない状態であり、単純に数を比較することに関して疑問を覚えます。 ただ、経済的損失は0であるとは思いません。しかし、違法サイトからダウンロードした＝経済的損失であるとは到底感じられません。 そもそも違法なダウンロードを行ったユーザが、本来顧客となるべき存在であったのかという極めて重要な要素が全く含まれていません。 具体的な例を挙げて申しますと、 A) 本来であればお金を払ってもその曲が欲しいと思っていた人間が、違法なダウンロードをして曲を入手してしまった B) お金は絶対出たくないけど、たまたまダウンロードできる状態にあったから違法なダウンロードをした この2種類のユーザの行動から考えるに、経済的損失があるのはA)のみであるといえます。 特に本物志向といった風潮が強まる我が国においては、偽物の最たる違法ダウンロードをした人間のうち、購買意欲を持ったユーザが大多数であるとは到底考えられません。 結論を申しますと、『ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について』から受ける印象と現状は乖離していると私は考えます。 2. 71ページからの『第2節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について』 に対し、私は疑問を覚えます。 まず、脚注42に違法サイトの定義がありますが、あくまでこの定義を用いて『判断』を行ったのはアンケートの回答者であるユーザであり、そもそも本当の数値を得ているとは考えられません。 また前述の1と同じく、本文章からも一部の著作権団体等の経済的損失の主張が感じられますが、携帯電話のユーザである私本人の意見としては以下の点を特に強調したいと感じます。 A) 携帯電話を利用、購入するときに「無料のサイトから曲をダウンロードすると違法です」といった説明を受けた、そのような心境を喚起されたようなことが一回もない B) そもそも、自分が正当な方法を持ってして(つまりCDを買って)得た曲を、自分のPCなどを使って携帯電話の着信音に出来ないのは全く理解できない C) 携帯電話で音楽が聴けることを大々的に広告しているくせに、Bの状況であることを、著作権団体がユーザに対して注意喚起を怠っている そもそも私は録音、録画の補償金を記録メディアの購入代金に上乗せすることに強く反対しています。自分が所有する携帯電話の一機能に対して正当な手段をもって入手した曲を使えないのは、前述の録音補償金を取っている行為であるとは思えません。 結論を申しますと、『違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について』から受ける印象は、ユーザの意向や状況を無視した著作権団体一方的な主張に偏向していると考えます。	個人
1. 59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」 ※最初に、この内容には同意できません。 まず、この内容においては全般的に、信憑性も説得力も感じられる内容ではない。 理由は、60ページの表を見る限り、「現在利用している」ユーザ数の推移にそれほどインパクトが感じられないため、「過去に利用した」ユーザ数を付加することで、問題が増加の一途を辿り、深刻であるかのように見せるために印象を与えようとするグラフではないかと、疑いを持っている。 次に、62ページの「過去利用者」ユーザは決して減少しない数値であると共に、本件にとってこのユーザ層がどのような問題を抱えているのか不明であること。 また、「現在利用者」は増減する数値であり、累計する対象が一致しないにも関わらず、なぜ累計し比較しているのか不明であること。 さらに違法対策として、一番重要と思われる2003年から2004年にかけてネットの新規ユーザが増えているにもかかわらず、「現在利用者」が一度減少している点について、なぜ減少したのかという議論が存在していないのはどういうわけか。 このような不可解な資料を元に議論が展開されることは、結論を既に決めているものとして、議論がおざなりに進められていると疑いを持たざるを得ず、納得のできる内容ではない。	個人
3. 59ページ「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目中の、「2-(1)ファイル交換ソフトの利用率・利用者数」に表示されている60ページの統計資料「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」の妥当性には下記1点の疑問点がある。 (1) 統計資料における「過去利用者」の算出方法では、「過去利用者」の数は際限なく上昇するため、ファイル交換ソフトの利用実態を示していない。 60ページで「過去利用者…平成17年6月以前にファイル交換ソフトを利用した者」と定義されている。この定義では、調査を行なうたびに過去利用者は増加していくことが推測される。 ファイル交換ソフトの利用率を調査する目的であれば、現在利用者を調査すればよい。そして、60ページの統計資料「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」を見ると、現在利用者は2.7%～3.5%の間で推移しており、過去利用者も含めた6.3%～12.0%の間での推移という結果とは大きく異なっている。 過去利用者も含めた統計資料の提示には、ファイル交換ソフトの利用者が急激に増加しているという結論を前提としてつくられたデータであると推測できる。 上記の理由により、60ページの統計資料「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」を元にファイル交換ソフトの利用率を判断することには疑問がある。	個人

59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」 反対。まず、この内容においては全般的に、信憑性も説得力も感じられる内容ではない。60ページの表を見る限り、「現在利用している」ユーザ数の遷移はそれほど大きくないにもかかわらず、「過去に利用した」ユーザ数を付加することで、問題が増加の一途を辿っているかのような錯覚を起こさせる狙いがあるように見える。 また、62ページの「過去利用者」ユーザは決して減少しない数値であると共に、本件にとってこのユーザ層がどのような問題を抱えているのかは不明である。 さらに「現在利用者」は増減する数値であり、累計する対象が一致しないにも関わらず、なぜ累計し比較している不明。 さらに違法対策として、一番重要と思われる2003年から2004年にかけてネットの新規ユーザが増えているにもかかわらず、「現在利用者」が一度減少している点について、の議論が存在していないのははなはだ疑問であり、意図的に避けていると思われる。	個人
59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。 このデータは、あくまでもファイル交換ソフトでコンテンツをダウンロードする人がいなければすべてそのコンテンツを購入するであろうというまちがった計算式に基づいてだされている統計ですが、そんな事実はまったくありませんし、各団体というのもしやしい統計と思うのが私の見解です。 仮に法によってこれらが禁止されたとしても、売り上げはあまりかわらないのではないのでしょうか。 まとめみたいなもの これらの法律にはめんどくさいから一律にして取り締まろうという思惑が見え隠れしていると思うのは私だけなのでしょうか？ アップロード者だけを取り締まればいいだけの話なんだろうと思うのですが。 インターネットという性質上、ダウンロードが違法になるというのはありえない話なわけですし、たとえば閲覧してだけでもダウンロードしてるんですね。個人的には補償金とかで解決していったほうが近道のような気がします。	個人
6－1. 各年ごとの「現在の利用者」と「過去の利用者」を足し合わせてファイル交換ソフト利用者の増加を示唆しておりますが、「過去の利用者」の数が今後数十年(寿命で世代交代が起きるまで)は増えこそすれ減りはいしないことは明らかで、白い部分はまったくもって無意味なグラフにしか見えません。 一年ごとの利用者は3パーセントプラスマイナス0.5パーセントで終始推移しており、状況が悪化している論拠にはならないと思います。	個人
71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 「調査結果においては、音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイトを「違法サイト」としている」とあるが、インターネットユーザーからは驚きであったMYUTAや録画ネットに関する判決を考えると、この違法サイトとは一般利用者の考える違法サイトよりも広い範囲を指すものだという懸念が拭拭しきれない。権利者と利用者の指す概念が同一であることをまず示さなければならず、この調査結果だけでは賛成するわけには行かない。	個人
この節には、利用者の利用の実態に関する調査結果が記載されていますが、利用者がファイル交換ソフトを利用する理由に関する調査・分析が不十分かまたは欠落しています。 利用者の一番の理由としては「無料であること」は容易に想像できますが、その他にも、「視聴したい著作物(コンテンツ)が提供されていない」;(放送等の時間的制約、ショップの品揃え・在庫、生産中止・廃盤・絶版・等の問題)、「合法のサービスは利用方法が繁雑で使いづらい」、「合法のサービスによって提供、または現状の録音録画機器に記録される著作物(コンテンツ)のデータ形態はその使用に限定があり使いづらい」、「試聴や試し観をしたいだけ＝内容がわからないものにお金を払いたくない」、「DVD,CD等のパッケージメディアは物理的に場所をとって邪魔になる」、等の理由もあるかと思います。中には、「著作物(コンテンツ)データの収集が目的」で、ダウンロードしたデータファイルが使用(視聴等の再生やプログラムの実行等)されることなく死蔵されるような形態もあるかもしれません。 このような「無料であること」以外の理由こそ、「利用者のニーズ」として、十分な調査・分析を行うべきであると考えます。また、これにより「円滑な利用が妨げられることのないように配慮」とはどのような点に留意すべきなのか、あるいは「音楽・映像ビジネスの新たな展開」に対する考察が可能になるものと考えます。	個人
ファイル交換ソフトの利用はそれだけでは違法ではないにもかかわらずこの章で延々と「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」を取り上げ、特に違法性の証拠を示さない理由が意味不明である。「ファイル交換ソフトの利用を止めた理由」の一部が「次いで著作権侵害などの問題があることが理由になっている」では、実際どの程度の著作権侵害があるか不明である。	個人
違法サイトからダウンロードを行ったとしてそれが直接被害に相当するものなのか疑問です。 少なくとも無料で回線が接続されているからダウンロードしてみたというユーザーがいるはずで、それらは購入に繋がる数値(被害)ではないと考えます。 そういったユーザーは有料になったら視聴しないだけとなります。 また逆にこうした層が興味を持って購入したケースというのものもあるはずであり、それについてアンケートに入っていないのはバランスを欠いていると思います。	個人
違法音楽ファイルの推定ダウンロード数の算出方法について、疑問がある。 日本の人口や着うた機能搭載率から求めていく数字に一体どれほどの正確さや価値があるのか甚だ疑問。このような「刺激的な」数字をそのまま載せている報告書に驚いた。	個人

第一節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について そもそも違法サイトによる損害額の根拠がない時点でおかしいことであり、また上記で何度も述べたように著作権団体自体の資金ぶりが不透明であるため、彼らの言い分だけでは普通は判断できないものではないのか？ ファイル交換ソフトの利用者数 ここで書かれている利用頻度の高いインターネット利用者数やファイル交換ソフトの利用経験者の推移、ダウンロードされたファイル数のみで安易に違法ダウンロードが増加していると決め付けるのは非常に危険なことであり、このデータのみで決め付けるのはもはや印象操作以外何者でもないのではなかろうか？ そもそもインターネットの利用者数の増加はインフラに起因している所もあり、利用目的も十人十色と言われるように人によりそれぞれ違うものである。 少なくともWWWをゲームを主に使っている人やブログの更新に使っている人もいる。 これではまるでインターネットを使っている人々全員を犯罪者扱いしている書き方ではなかろうか？ またファイル交換ソフトと言えどもネットストレージの類もあり、この文章を書いた人が勘違いしているのかわからないが現時点においてはそのものは合法である。 そもそもインターネット自体情報交換が主であり、その過程によりデータの交換をする事は当たり前のことである。 もしP2Pやダウンロードを禁止してしまうようなことがあれば、ネットの根幹を破壊する事にもつながり、言論の自由を奪う結果にもつながるであろう。 これ等の事につきこの条件については余りにもデメリットが多すぎるので反対である。 第二節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について まずはその調べた違法サイトの定義が曖昧であるため、これだとどのようなサイトが対象になったのかもわからず、どのサイトでもひっかかってしまう危険性がある。 まずそこを明確にするべきである。 尚且つ日本レコード協会の警告活動により、違法着うたサイト自体減少している。 次に過去、法律の改正により、耳によるコピーすら禁じたがこれが作者が耳から聞いた音を似せて作った二次創作の分野であり、これを禁じた事は表現の自由に反する行為ではないだろうか？ あくまでこの件については所詮二次創作である以上、ある程度は認めていくべきである。	個人
○ファイル交換ソフトの利用者数が過剰に算出されている点 「インターネット上のWebアンケートサイトによって行われているため、比較的使用頻度が高い利用者が回答していると考えられ」とあり、この人数を計算するため「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合を使用しています。しかし、毎日少なくとも1回は利用する者の中には、例えばメールの読み書きのみで数分程度しか利用しない利用者も含まれていると考えられ、このような利用者を利用頻度の高い＝インターネット上のWebアンケートサイト利用者とみなすことに疑問が残ります。よって、本中間整理における利用経験者数は過剰に高く見積もられていると考えます。その結果、ファイル交換ソフトの利用者が年々増加しているとする結論も疑問です。 ○ファイル交換ソフトの利用経験者を用いた議論の疑問 ファイル交換ソフトの利用傾向はwinnyソフトウェア製作者の逮捕前後で大きく変わっていると考えられます。よって、現在ないし今後の利用状況を議論する際に、逮捕後のみの状況だけを反映した現利用者数ではなく、逮捕前の過去の状況も含んでしまう利用経験者数を使うことは問題があると考えます。議論には現利用者数のみを使用すべきです。また、ファイル交換ソフトが必ずしも違法ファイルの配布に使われているとは限りません。よって、この結果を、どの程度違法ファイルをファイル交換ソフトで複製しているか示す資料として使用することには疑問があります。 ○音楽ファイルのダウンロード数について、ファイル交換ソフトと有料音楽配信との比較方法についての疑問 まず、ファイル交換ソフトにおける音楽ファイル数について、各ファイルが著作権者に無断で送信されたものか、著作権者の許可がある、ないし著作権者自身によって送信されたものであるかについて区別なく計算されています。 一方、有料音楽配信については、モバイルの件数が含まれていません。 このように、全く異なる区分の数値を比較しており、さらにファイル交換ソフトのダウンロード数はなるべく多くなるような、一方、有料音楽配信については少なくなるようなバイアスがかかった比較を用いて、ファイル交換ソフトによるダウンロード数が多いとする結論には問題があります。 ○ファイル数による議論について疑問 映像ファイルによるダウンロードは増えています、映像ファイルは一般にファイルサイズが大きく、分割して送信されることが多いと予想します。よって、ファイル数の増加を持って規模の変化を見ることについては疑問があります。 以上から、本中間報告に掲載されているデータからは、ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状を適切に示しているとは考えることができないと考えます。 ○アンケート回答者が全体の傾向を反映していない点 本アンケートはモバイルアンケートを用いて行われたとありますが、そのようなアンケートに回答するのは携帯電話の利用頻度の高いユーザのみであり、利用者の全体の傾向を反映しているとは考えられません。よってこの項目で出されている諸々の数値の信頼性には疑問があります。 ○ダウンロード数が過剰に多く計算されている点 違法音楽ファイル数の計算式を見ると、「着うた機能」ないし「着うたフル機能」が搭載された携帯電話を保持する人はすべて両機能を利用していると仮定しています。しかし実際には、購入した機種に着うた機能が掲載されていても、まったく利用しない人が少なくない人数いると考えられます。よって、このダウンロード数は過剰に多く見積もられていると考えられ、このダウンロード数をもとに議論を進めることには疑問が生じます。	個人

本項においては、ファイル交換ソフトによってダウンロードされたとする音楽ファイルの数と、有料音楽配信における音楽ファイルのダウンロード数とを比較しているが、インターネットにおいては有料音楽配信のほかに無料で配信されている多数の音楽ファイルがある。プロであっても、たとえば、平沢進氏は自らのウェブサイト (http://www.susumuhirasawa.com/WORLDCELL/) で自作の多くの曲をダウンロードできるようにしているし、その他アマチュアを含め多くの作者が自作の音楽を無料又は有料でダウンロードできるようにしている。さらに、レディオヘッド (Radiohead) が自らのウェブサイト で新曲を有料で世界中からダウンロードできるよう公開したように、海外から行われた有料音楽配信は日本レコード協会による調査の集計対象外となっていることが予想される。ファイル交換ソフトによるダウンロード集計が、理論的には日本の全てのファイル交換ソフトによるダウンロードを網羅できるようになっているのに対し、有料音楽配信の集計はそうはなっておらず、比較することの意義がほぼ存在しない。本項は削除すべきである。	個人
本章は、権利者側が行った調査に基づいてまとめたものであるが、彼らは「私的録音録画によって経済的不利益が生じている」という主張の基に調査を行っている。そのような一方の主張に基づいて検討を行うことは、不適切である。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見	
第6章 外国における私的複製の取扱いと私的録音録画補償金制度の現状について	
意見	個人／団体名
わが国と同様の補償金制度を導入している国で、これまでに制度を縮小、廃止した国はまだまだかつて存在していない。音楽や映像をこれまで通り身近に楽しむことができる環境を維持する一方で、権利者の被る不利益をこれ以上拡大させないために、一刻も早く、私的録音録画補償金制度を私的録音録画の実態に即した実効性あるものに再構築して維持すべきである。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
徴収した補償金を完璧に権利者に分配することは不可能であるので、音楽、アート、文学の伝承といった共通目的のため、補償金を支出することは正当化されるとありますが、この表現はあまりにも曖昧で、管理団体に徴収料金が行く可能性がある、という印象を受けました。失礼ながら、前述のようにはじめから徴収料金の行方を不透明にするため、管理団体の懐に収めるための布石だと捉えられかねないと思います。改正後の法律の示す管理団体が引用文のJASRACのような団体にならないよう、少なくとも徴収料金の明確な行き先を定めるべきだと思います。著作権料は保護されるべき著作家に行くべきであり、そうでないなら(引用文のJASRACのように)単なる金稼ぎに思われても仕方がない節があると思います。	個人
●「78ページ～、第6章第1節 ヨーロッパ連合(EU)」に対する意見： EU理事会指令公表後のEUの動向として、欧州の補償金改革について極簡単にしか触れていないが、この補償金改革についてはネットでも膨大な資料が公開 (http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?l=/copyright_neighbouring/stakeholder_consultation&vm=detailed&sb=Title)されており、このような資料を丹念に検討して本当の国際動向を確かめるべきである。 特に、この検討の中で提出された、欧州のメーカー団体が集まって作っている補償金制度改革協議会(Copyright Levies Reform Alliance)の資料(http://ec.europa.eu/avpolicy/docs/other_actions/hearing%20col/eicta_clra_hear_col_2006_en.pdf)や欧州消費者組合(Bureau European des Unions de Consommateurs)の意見書 (http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?l=/copyright_neighbouring/stakeholder_consultation/european_consummateurs/EN_1.0.&a=d)を見ると、世界的に見ても明らかに補償金制度は消費者とメーカーに反対されているのであり、このような真の国際動向について、最終報告には明記されるべきである。	個人
●「80ページ～、第6章第2節 ドイツ」に対する意見： ドイツの補償金制度改革について、極簡単にしか記載されていないが、ドイツではありとあらゆる複製機器に補償金がかかり得るため、裁判で補償金の有無や多寡を決めるしかなく、この補償金に関する裁判闘争が最高裁まで行くほど泥沼の様相を呈し、かつその結果として出される補償金額に根拠はないという状況の中、81ページに書かれているように、5%の上限規定を入れようとするなど、ドイツでも補償金は合理化に向けた努力がなされているという真の動向について、最終報告には明確に記載されるべきである。 また、ドイツにおいては、研究目的の私的複製や絶版物の私的複製についても、私的複製の権利制限の範囲内であることが法律に明記されており、日本の私的複製規定と同じ扱いをする訳にはいかないことも明記されるべきである。	
●「86ページ～、第6章第4節 イギリス」に対する意見： イギリスにおける私的複製の規定は、研究・学習目的のイギリスにおいても、CDリッピングのような私的複製の権利を認めるべきとする意見(http://journal.mycom.co.jp/news/2006/10/30/001.htmlや http://www.ippr.org.uk/members/download.asp?f=%2Fecomm%2Ffiles%2FPublic%5FInnovation%5Freport%5Ffinal%2Epdf参照)があることも紹介されるべきである。 また、イギリスでは、このようにタイムシフトを目的とした私的複製の権利制限を認めながら、補償金制度はないため、私的複製の権利制限、すなわち補償金ではないこと、特にタイムシフトは補償を必要とする複製ではないことが国際的に認められていると考えられることを、最終報告には明記するべきである。	
●「87ページ～、第6章第5節 アメリカ合衆国」に対する意見： 以下のような恣意的な記載は、最終報告からは削除されるべきである。 ・87ページ、「なお、同法は、汎用コンピュータやその関連の機器・記録媒体は対象とされていないが、これは、同法制定当時、コンピュータを介して音楽を録音する行為を想定していなかったためである。」：アメリカでは今なお汎用コンピュータ等の機器に対する課金は検討されておらず、対象とされることが当然であるかのような印象を与える記載は不適切である。	
●「90ページ～、第6章第6節 その他の国」に対する意見： その他の国として、補償金制度がある国のみをあげており、明らかに国の選択に恣意性が見られる。特に、中国や韓国のようなアジア諸国の私的複製・補償金制度に関する規定とその法改正動向についても記載されるべきである。 また、スペイン等の諸国についても、権利制限に関する元の条文をきちんと翻訳で示すべきである。例えば、スイスでは、企業内の閉鎖的な複製が私的複製の権利制限の範囲に明確に入っていることも参考になるであろう。 最終報告では、国際動向について、より詳細かつ広汎な調査が記載されるべきである。	
●「95ページ～、第6章第7節 世界知的所有権機関(WIPO)」に対する意見： WIPOのホームページに載っている著作権テキスト(http://www.wipo.int/freepublications/en/copyright/935/wipo_pub_935.pdf)の第53ページには、クラスメイトのCDから自分のMP3プレーヤーにコピーすることは違法と書かれており、世界的に見て必ずしも、友人から借りたCDからの複製が適法とされている訳でないことも参考情報として書かれるべきと思われる。	
調査の対象となっているのは、イギリスを除いてすべてが私的複製に対する補償金制度を何らかの形で導入している国であり、イギリスではほぼすべての私的複製が認められていない。現状の記述では、本項は私的複製に対する補償金制度が存立することを当然の前提としており、今後の議論にあたって予断を与えるものである。小委員会の議論においては私的複製に対する補償金制度そのものが不要になる場合も検討しているのであるから、私的複製を容認しながらそれに対する補償金制度を導入していない国についても、少なくとも1か国は調査の上で記述すべきである。調査した限りで存在しないのであれば、その旨を調査対象とした国とともに明示すべきである。	個人
諸外国における、消費者保護の枠組み(アメリカにおけるフェア・ユース規定、スペインにおける第31条3項、オーストラリアにおける42条等々)を参考に、わが国における「私的複製」の曖昧さを正し、どこまでが合法で、どこからが違法なのかについてガイドラインを作成することを強く希望する。現状のように、無闇に広いグレーゾーン全てを著作権侵害とみなして、消費者一般から補償金を徴収するというビジネスが成り立っている状況は、異常である。	個人

○89ページ 8補償金の返還制度
保証金の返還制度を作るべきである。

個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について

意見	個人／団体名
現行の私的録音録画補償金制度は10余年もの議論を経て、関係利害者間の合意のもと設けられた制度である。その制度が技術の発展により、実態からかけ離れ、権利者が経済的損失を被っている状況にあることは、既に言うまでもない。今回、制度の見直しを目的に公の場で、消費者・メーカー・権利者の代表が意見を交わし、中間整理を取りまとめた行為については一定の評価をするが、両論併記という結果に終わり、合意の上での中間答申ができなかったことは残念である。 本会は私的録音録画補償金制度が関係利害者間のバランス調整にとどまらず、我が国における文化的所産を国民が広く共有できる政策となることを切に願っている。であるがゆえ、その原点を担う権利者にしわ寄せを強いるような制度設計は、直ちに見直すことが必要と考える。 以下、中間整理に対する本会の意見を列記した。今後の最終結論に向けての議論の中で、反映されることを期待する。	社団法人日本音楽事業者協会
当工業会は、平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書に沿って「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべき」と考え、抜本的な検討を行うためには、補償金制度の前提となる「補償の必要性」、即ち、“どのような行為に、補償措置が必要であるのか”について十分に検討されることが不可欠と主張してまいりました。 私的録音録画小委員会では、本節4検討の手順の「30条の適用範囲の見直し」と「補償の必要性」について、未だ議論が尽くされていない状況にも関わらず、「仮に“補償の必要性があるとした場合”として、補償金制度のあり方の具体論につき検討が進められていることに強い懸念を覚えます。何に対して補償が必要であるかについての合意が得られぬまま、闇雲に制度設計の議論を進めることは適切とは考えられません。 繰り返しになりますが、私的録音録画補償金制度は、家庭内での録音録画行為を対象とした制度であり、国民生活に少なからぬ影響を及ぼすものであるため、まず、同制度の前提となる「補償の必要性」について慎重な検討を行う必要があると考えます。	社団法人日本記録メディア工業会
知的財産推進計画2007」にも書かれているとおり「世界最先端のコンテンツ大国を実現する」ことが日本の大きな目標となっています。真の意味でのコンテンツ大国を実現するためには、コンテンツを尊重するとともに、創作に関与したクリエイターに適切な対価が支払われることが必要です。 私的録音録画補償金は、現時点では著作権法で許された範囲でのユーザーの私的利用を確保しつつ創作に関与したクリエイターに適切な対価を確保するための有効な制度として機能しており、少なくとも当面は維持すべきであると考えます。	日本放送協会
断固反対の意を表明します。	個人
・自分はこの考えに反対です。どう聞いても自分たちの利益しか考えていません。 それにジャズラックなんかは横槍入れれるようになったらこっちがいい迷惑です。 正直これはこれからの社会を大いに衰退させます。直ちにやめてください。 あと賛成意見とか捏造しないでくださいね。	個人
反対です。	個人
・著作権を廃止すべき 第7章第1節は、極めて一面的かつ単なる一部の国の模倣からなる考察であり、著作権全体が時代遅れであるという的を射た世論についての検討がない。実際に著作権は時代遅れであり、従って私的録音録画は何の問題もなく、文化の発展から奨励すべき行為である。著作者が行っているのは名声・ブランド・仕様書に基づく著作物の公開であるから、著作者は著作物の名声・ブランド・仕様書に基づく公開を早期に希望する利用者と利用者が定める価格にて売買契約を行い、出版時に対価を得るべきである。 逆に、犯罪となるのは情報の所有者に公共の利益の確保よりも優先して防止すべき損害を与える情報の伝搬である。これは、著作物に自身の個人情報のうち犯罪履歴等ネガティブな情報を意図的に掲載して販売し、第三者への配布を未承諾とすることで起こり得る。 従って、即座に著作権を廃止し、どのような種類の情報の伝搬がその情報の最初の所有者に対する損害になりうるかを検討・更新することこそが今後行うことである。	個人
第7章 検討結果 1.2(P97～P99) 賛成である。 3ーア (P99) については同意し、尊重すべきであると思う。 3ーイ (P99) 状況の変化に対応する事は尊重すべきであるが、以下の私の(稚拙であるが)提案に問題がないのならば今の制度を少々変えるだけで(少なくとも今回は)対応できると思われる。 3ーウ (P99) 同意する。そしてその為の提案を以下に記す。	個人
反対。	個人
私はこの考えからは真っ向から反対です。 ジャズラックのあからさまなお金目的や適当な判断、そういうものが少し調べるだけでいくらでも出てくるような法律はいりません。 もう一度考え直してください。 あと、賛成意見を捏造とか本当にやめてください。	個人

(10)「97ページ～、第7章第1節 私的録音録画の検討にあたっての基本的視点について」に対する意見： 文化審議会著作権分科会の過去の検討の結果(平成18年1月の報告書の52～55ページ)について、恣意的な省略をすることなく、きちんと抜粋を行うべきである。 全て指摘することはしないが、特に、以下の部分の省略などに強い恣意性が感じられるので、特に注意を促しておく。 「ア 著作権分科会が示した各検討事項について ②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、実態を踏まえて検討する。(中略) ・この点、汎用機器等については、以下のような理由から、補償金の対象とすべきでないとする意見が多数であった。 (i)録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。 (ii)課金対象を無制限に拡大することにつながる。 (iii)実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。 (iv)現行の補償金制度の問題点を増幅させる結果を招く。 ③現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。(中略) ・しかし、法的安定性、明確性の観点から、現行の制度の下では、現行の方式を変更すべきではない。 (中略) イ 私的録音録画補償金制度の課題について (ア)私的録音・録画についての抜本的な見直し (中略) ・なお、検討に当たっては、補償金制度に対し、本小委員会において指摘された点や以下の点等について十分留意すべきである。 (中略) (イ)また「ユーザー」の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要があるとともに、ユーザーのプライバシー保護にも十分留意しなければならない。(後略)」	個人
どのように制限するか、補償するかという報告に話がいつているが、そもそも私的使用のための複製は、著作権法第三十条で認められている権利である。 第三十条の例外として技術的保護手段回避による私的複製は禁止とされているが、法の主旨からすれば、それはあくまで例外に留めるべきである。 私的複製の中で認められている複製ができなくなるような制限は、法で認められている権利の不当な制限といえるのではない。 例えば、テクノロジーの変化によるメディアの変化に追随しようと思えば、自分で録画したコンテンツをビデオ→DVD→次世代DVDというようにダビングを行なう必要がある。 また、購入したコンテンツを、自己の所有するメディアに応じて圧縮形式、画質などを調整して再出力する(CD→パソコンにとりこみ編集→携帯再生メディアに取り込み・視聴)などの行為は私的録音録画の範囲として許されてしかるべきである。 従って、どう制限するかという視点だけではなく、どう権利を確保するかという視点も必要ではないか。	個人
この箇所には、「補償金制度により害されてきた消費者の経済的利益の保護」という基本的視点が完全に欠落しており、報告書として著しく適正を欠いている。 この点を明記して、前面に押し出すべき。 そうでなければ、「また権利者の経済的利益保護か」と思われ、国民の理解は得られない。 なお、コピー制限に象徴されるように、権利者のビジネス上の利益を守るためだけに、著作権保護技術が付いた分が機器等の価格に上乗せされ、かつ使い勝手が悪い機器を、それを望みもしない消費者が買わされているという視点がまったく欠けている。それは消費者の利益を無視するものである。この点の解決を優先する方が急務。	個人
「ア」項の「私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること」には賛同します。 ただし、「このような利用者のニーズ」の観点で、十分な調査・分析・検討がなされているかについては疑問を覚えます。この理由については、上記したように、第2章および第5章に記載の調査内容が不十分かまたは欠落しているためです。	個人
この「基本的視点」は、正しい方向を向いていると思います。 しかし、この後に導かれる結果は、基本的視点からそっぽを向いているように感じます。全体として著作権者の利益・不利益の議論に終始しており、利用者については全く考慮されておらず、デジタル媒体の普及による社会の情勢の変化も全く考慮されていないため、十分な議論が為されているとは思えません。「情報全体のデジタル化」という現状の分析を十分にした上で、不足している分を新たに補うのが本来のやり方ではないかと思いますが、現状の分析が不十分だと思います。無劣化、あるいは低劣化でのデータ流通がインターネット利用価値のひとつであり、磁気テープ時代と同じ発想での著作権管理は現実的ではないと思います。CCCDは【第7章第1節3-ア】にある「利用者の円滑な利用」を著しく妨げたために受け入れられなかったのではないのでしょうか。これはひとつの「商品」であったため、その商品がなくなることで決着しました。しかし、「メディアからデータへ」の移行が著しく進行している現状において、ほぼ一般化しているダウンロードという「行為そのもの」に規制をかけるとしたら、それは著作物そのものが受け入れられなくなる可能性は大きいと考えられます。これだけ多種多様な刺激的な娯楽があふれている状況において、その中のひとつやふたつがなくなっても、消費者が受ける被害はたいしたことではありません。しかも、国内は無理であっても海外からは可能であるとするなら、国内市場を捨てて海外市場に移動するだけのことでしかなく、利用者が失う物は何もありません。国内の著作権者が市場を失うだけ、「ただそれだけのこと」になってしまう可能性も充分にあると思います。 著作権法は著作者の権利を守る法律であり、著作者の方を向いているのは当然かもしれません。しかし、対価を支払う利用者(＝顧客)あつての著作物であるはずで、その顧客の権利・利益・不利益については一顧だにされていないのは強権的だと感じます。「まず制限」という考え方に対しても同様です。規制を使うのは最後の手段であり、まずは「最終的にお金を出す人(＝利用者)の利益を第一に考える」ことが、不利益を減らすための基本的であり、一番効果のある方法ではないでしょうか。	個人
1. テレビで録画した 2. レンタルDVDからコピーした 3. Winnyでダウンロードした 4. DVDを買った。 見ている映画は同じもの。あいまいな「手段」によって犯罪性を問うのは、いかがかと思う。 未公開の映画、今上映中の映画……有罪。 テレビで誰でも録画できる状態になった……無罪。 というように、「コンテンツの中身」で犯罪性を問え。 たとえば、「録画し忘れた」、「放映されていない地域だ」というようなつまらない事情で、そのテレビ番組を入手しようとするだけでわざわざ犯罪者に仕立て上げるようなことは、おかしい。 「海賊版を売って儲けた」という犯罪行為とは明確に分けるべきだ。	個人

【P.97～98】 第7章第1節「私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について」 私的録音録画補償金制度を検討するにあたり、過去の議論をどう踏まえていくかという中間整理でのまとめかたには問題があると言わざるを得ない。ここでは補償金制度創設時の議論を無批判に踏襲する様が見受けられるが、現在補償金制度にまつわる混乱が見られるのはまさしく創設時の議論が不足していたが故であり、この議論をも積極的に見直しを是非々々で評価しなおしていく必要がある。 すなわち、この項目については再度検討を要するものとする。 現行補償金制度が創設される前の著作権審議会における議論をどう評価するかという問題は非常に大きなものとして挙げられる。 まず、時間だけは掛かっていたものの、その論理的成果は極めて乏しく十分な議論を尽くしていたとは言いがたいところがある。今も踏襲すべき内容かは慎重にかつ冷静に判断すべきところであり、たとえば創設前からMDへのプレイシフト（CDに収録された音楽をMDウォークマンで聴くために私的録音する）が大部分存在していたにもかかわらず、議論に反映された形跡が全くない。加えて、補償金問題で特にレンタルCDからの私的録音がその根拠とされていたところであるが、貸与権使用料との関係について国会審議にまで遡った議論はなされていなかった（これは未だに為されていない）。 私的録画ではタイムシフトの扱いが重要となる（米国においては私的録画がタイムシフティング用途であるとして補償金課金の対象外とされている）にもかかわらず、報告書で軽く触れられたのみである。私的録画補償金を課すべきとの根拠に乏しい。 この議論においてメーカー側から、なぜ補償金制度が必要なのかという「そもそも論」を検討するよう幾度となく提示されていたにもかかわらず、結局そこを手つかずのまま妥協の産物として補償金制度が創設されている（そして「そもそも論」は現在の私的録音録画小委員会ですら検討されていなかった）。このような有様で無批判に踏襲すべき内容の議論であったかは甚だ疑問と言わざるを得ない。 私的録音録画補償金が妥協の産物以外の何物でもない最大の特徴として、アナログコピーには課金せずにデジタルコピーのみを対象としている点がある。音質云々が一応の理由として挙げられているが、複製の前後で質の劣化が伴うのはデジタルコピーにおいても同様である（とくに圧縮技術の採用等）。これがアナログコピーを不問とする理由として認められるのなら、大きく劣化したデジタルコピーについても私的録音録画補償金の対象外とするような制度改正も認められるべきであろう。 補償金制度創設時の議論に加え、2005年度の著作権分科会（法制問題小委員会）での検討結果をどう踏まえるのかという視点も必要である。補償金創設時の議論を踏襲するのなら、こちらも同様に踏襲されるべきであるからだ。 たとえば、2005年度当時から状況に変化が無いとするのなら、この時の結論を踏襲すべきと考える。また、2005年度とは異なる結論を今回の私的録音録画小委員会が出すというのなら、その根拠として十分なものが示されることが必要である。しかしながら本中間整理の内容では充分だとは全く言えない。 「二重取り」の解消を目的として適法配信からの私的複製を30条対象から除外する旨の提案が為されているが、これは「二重取り」の解消とは全く繋がらない。むしろ適法配信で入手したものからの私的複製の法的位置づけを著しく不安定にするものである（配信事業者の契約によって定められる私的複製はPC・CD・R・携帯音楽プレーヤー等への一次的な複製のみであり、CD・Rを介した複製——いわゆる孫コピーにまで明示的に許諾を与えるものではない）。音源のファイル形式等の問題があつて（著作物のデータ形式の）変換を余儀なくされる一般的ユーザー環境を考えれば、こうした複製の法的位置付けが配信契約の内容に左右されることはユーザーの立場を不安定にすることと同じである。容認できるものではない。 違法複製物や違法配信からの私的複製を30条の外に設定することについても、その実効性や「違法」かどうかの判断が結局司法に委ねられるという性質から、安易な法改定を肯定する根拠には欠けるものとする。2005年の審議で出された結論は私的録音録画補償金自体の「根本的」見直しであつて私的複製条項の縮小ではない（敢えて言うのなら私的複製の範囲の確定であつて変更ではない）。複製が著作物使用そのものと同義であるデジタル時代（の複製機器やインターネット）の特性を把握しないまま30条縮小を行なうことは、その実効性や副作用の面から行っても危険極まりないものと言わざるを得ない。 さらには、ここで指摘された補償金制度の周知不足の件をきちんと検討されていたようには窺えない。単に補償金管理団体へ周知義務を課すだけとしており、具体的提案が示されていないばかりか、権利者団体側の委員からは経費の問題をもって周知に消極的な発言すら飛び出す有様である。実際問題として、公式サイトでの説明文掲載や共通目的事業以外には継続した周知広報が実施されておらず、時折思い出したかのように広告を打つだけ（それも首都圏のみを対象とするような）のが現状である。もっと具体的に何をしていくべきか議論する必要がある。 ハードディスク内蔵型録音機器等や汎用機器等への課金についても、それを決めるにたる根拠が示されないまま課金相当との結論を出すことには反対である。結論を出すためには、上記著作権分科会（法制問題小委員会）での指摘をきちんとクリアする必要があり、かつ私的録音録画補償金を課することが相当であると認めるに足る私的録音・録画態様に限定して課金する方策を提案していくべきである。 すなわち、私的録音録画小委員会の中間整理は、まだ結論を出すべき時期には至っていないことが示されているものと考えられる。このような状態で結論を出すことは今まで以上の禍根を残すこととなり、ひいては著作権制度自体の崩壊をも招くことになりかねない。	個人

【P.99】 第7章第1節3「私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる」 「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないよう配慮」することを示していること自体(この文自体)には意義があるものと考えられるが、しかし中間整理全体のトーンを考えると、不当な30条縮小と私的録音録画補償金の存続(そして改悪)を提案する中での「エクスキューズ」としてこの甘言が用いられているに過ぎないとの疑念を抱かざるを得ない。 もしこの理想を本当に私的録音録画小委員会が打ち出すのであれば、「利用者のニーズ」そして「円滑な利用」を現実のものとするために具体的な提案をしていくべきである。その際には、ユーザーの意見を実際に取り入れることも考えねばならない。 論点として考えられるのは、まず「利用者のニーズ」「円滑な利用」と「著作権保護技術」が両立するかということである。音楽配信におけるDRM、地上デジタル放送における「コピーワンス」あるいは「ダビング10」、CDにおける「コピーコントロールCD」、DVDにおける「CSS」等、ユーザーが本当に受け入れているのか定かでない仕様の「著作権保護技術」が市場に多く存在しているところである。 この問題意識を裏打ちするのが、充分な対価を支払って入手した著作物がユーザーが「公正」に扱うことについて(つまりプレイスシフト・メディアシフト・タイムシフト等)「補償金」なるものを支払わせる正当性がきちんと説明されているのかという観点である。現行の補償金制度がこうした利用をも一緒に扱っているため、ユーザーの理解を一向に得られないでいる(補償金を廃止すべしとのユーザー意見は少なくない)とも考えられる。 本来、私的録音録画小委員会に期待された役割というのはこうした疑問に対して説明していくことであったが、結局「そもそも論」の回避と30条縮小のゴリ押しに終始したことは誠に遺憾である。 「私的録音録画に関する具体的な制度設計を考える場合には、著作権保護技術や配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮すべきこと」とする一文についても、現状を考えれば非常に虚しく響くと言わざるを得ない。実際に、音楽配信や映像配信が十分なレベルで実現しているかという観点で疑問がある。 海外で圧倒的な支持を受けているiTunesStoreひとつ取っても、海外版と日本版とで比較すればそのカタログの貧弱さは明らかである。日本では映画の配信は始まっておらず、しかも海外では配信していながら日本で入手できない楽曲が非常に多い。とりわけソニーミュージックのように、日本国内で音源を不当に提供していない例も見られる(ソニーは海外では積極的に配信している)。 配信事業がまったく発達していない世界では私的録音・録画が果たす役割が決して小さくない(つまり著作物を入手する有力な手段である)のだが、これを縮小したり「補償金」なる不当な負担を上乗せすることは、ただいたずらに配信拒否を助長させ、旧来のパッケージコンテンツ流通に止まろうとするような流通阻害をやりやすくするだけの結果を生むことに繋がってしまうのである。 こうしたことから、中間整理の内容はそもそも「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないよう配慮」しているものとは認められない。むしろこの方針を強く打ち出し、再度中間整理を刷新すべきものとする。 補償金の課金は権利者に明白な経済的不利益を与えている私的複製態様に限定して行なうものとし、ユーザーが「公正」な範囲で行なう私的複製にはDRM(コピーコントロール)の導入を認めず(仮にコントロールされているものはその回避を認める)、いちど公表された著作物については権利者に流通の義務を課す(この義務を怠った者については許諾権の一部を制限する)等の具体的提案を行なうべきである。	個人
賛成。 ただし、もっとはっきりと保証金の枠組みを規定すべきである。平成18年に制度がうまく機能しておらず、しかも利用者への認知が進んでいない点が指摘されているにも関わらず、全く改善の取り組みをせずまた評価もせず、「現在機能していない」という理由で廃止すると言うのは妥当ではない。保証の対象の機器に必ず保証金の額を明示する規定を作るなど、利用者へ認知を促進すべきである。	個人
・97ページ:第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について(11/10提出分に追記) 11/9、コピーワンスと補償金制度に関して著作権者団体からJEITAに対し質問状が出されたとの報道がありました。 一旦報告書が出た後でこのような泥仕合が継続しているという状況を、どのように理解すればよろしいのでしょうか？これだけ時間をかけておきながら全く議論が進んでいない何よりの証拠だと思いますが、ダウンロード違法化への経緯とあわせて、この現状について監督省庁である文化庁には納得のいく説明をして頂きたい。 文化庁はこの国で「文化大革命」でも起こしたいのですか？	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見	
第7章 検討結果	
第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて	
違法録音録画物・違法サイトからの私的録音録画	
意見	個人／団体名
文化審議会著作権分科会「私的録音録画小委員会中間整理」に関し、特に、法改正に向けて何らかの方向が示されている違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画について、日本経団連知的財産委員会企画部会として、以下の通り、意見を提出いたします。 P104② a 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画 今回の中間整理において、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画について、第30条からの適用を除外することが適当であるとする意見が大勢であったとされたことを評価したい。 今後は、中間整理で指摘されているような利用者保護の観点からの手当てを行いつつ、違法複製物かどうか分かるような仕組みの整備や、社会的啓発・教育をあわせ講じながら、私的録音録画の許容範囲から除外し、権利者が権利を主張できるような著作権法上の措置を講じるとともに、違法録音録画物や違法サイト以外の侵害品への対象拡大についても検討を行う必要がある。	社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会
補償金制度の検討にあたり、「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮」しつつ、「著作権保護技術や配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮」して(p.99)、著作権法第30条(以下、単に第30条とする)の適用範囲を見直すことについて大きく異論はない。しかしながら、具体的な要件の明確化なしに一定の行為形態について第30条の適用範囲から外すことを結論付けることにはやや抵抗感を覚える。補償金制度見直しの前提として第30条の適用範囲を議論しているがためにある程度やむをえない部分もあると思うが、同条見直しの議論にあたっては、第30条そのものの全体設計も考慮したうえで、個々の利用形態につき具体的な要件に踏み込んだ議論がなされることを希望する。 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画(p.104～)についてであるが、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストに照らし、権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態であることが明確である場合に第30条の適用除外とすべきという考え方はある程度理解できる。しかしながら、利用者の立場からは、仮に「情を知って」等の要件を課すことを念頭におくとしても、それだけをもって一利用者がその違法性を充分に認識することは極めて難しいのではないと思われる。著作物の円滑な利用をはかることも著作権法が目指すところであり(第1条)、著作権者等の権利行使が利用者への不意打ちとならないよう、より具体的な要件の明確化が必要である。とりわけ、法制問題小委員会で議論されている著作権等侵害の非親告罪化が仮に法制化されることとなれば、その内容と相まってかかる不意打ちの懸念はより大きくなるものと思料する。	日本知的財産協会
『該当ページ及び項目名』104ページ～第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 ② 検討結果 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲にとどめた場合は、補償金で対応することになるが、実態調査等で明らかな被害実態に照らせば、極めて莫大な補償金を想定しなければならず、現実的ではない。 また第30条の適用範囲からはずすことにより、違法状態が蔓延するような事態とならぬよう留意すべきである。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
権利者の被る不利益の不当性から考えると、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条本来の趣旨に合致するものとは云いがたいと考えます。よって、第30条の適用範囲から除外することに賛成しますが、一方で、第30条の適用範囲からはずすことにより、違法状態が蔓延するような事態とならぬよう留意するべきです。	演奏家団体 バブリックインサード会
権利者の被る不利益の不当性から考えると、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条本来の趣旨に合致するものとは云いがたいと考えます。よって、第30条の適用範囲から除外することに賛成しますが、一方で、第30条の適用範囲からはずすことにより、違法状態が蔓延するような事態とならぬよう留意するべきです。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
違法配信からのダウンロードは、法の盲点が生じており、法第30条の適用範囲から除外することは、適当と考える。その上で、違法行為助長に対する抑止力として、早急に罰則規定を法定すべきである。	共同組合日本俳優連合
違法な録音源・録画源から録音・録画した複製物が適法となるとは考えられないことから、そのことが法律上明らかになることについては賛成する。 ただし、当該利用行為が著作権法第30条の適用外となった後における違法複製を把握するための方法や、その撲滅・防止の具体的な方法については慎重な検討を要することから、今後の本小委員会の議論において十分な配慮をいただきたい。	社団法人日本音楽著作権協会

(104頁～)違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外するとの意見については賛成である。適用範囲から除外する場合の条件について、「情を知って」録音録画する場合に限るといった一定の条件を課すことについても、合理的といえる範囲内であると考える。 (108頁～)適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外するとの意見については、趣旨としては理解できるものの、その趣旨は、権利者が配信を許諾する際に、その自由な意思(私的自治)に基づいて、私的録音録画も含めた許諾を行い、かつ、その対価を徴収しているという関係が存在してはじめて成り立つものである以上、そのような前提を成り立たせるだけの状況(適法配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価額が明確化されることや、権利者が「自由な意思」によりそのような許諾を行ったと言いうるに足るだけの選択肢が与えられているか否か等)についての議論、関係者間のルール作りが必要であり、その議論が十分に尽くされないまま導入することは避けるべきである。	社団法人音楽制作者連盟
違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画と、適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画を第30条の適用除外とすることに賛成である。 前述は、通常の利用を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではない。秩序としても、違法サイト等からの複製は違法という立法趣旨は、消費者にも受け入れられやすいと推測する。 後述については、権利者が著作物等の提供者(配信事業者等)と契約し、この契約内容に基づき、当該提供者と消費者が契約を結ぶことにより、消費者の録音録画を管理することが可能である。よって、録音録画の対価を確保することも可能であり、第30条の適用除外としてもよいと考える。	社団法人日本音楽事業者協会
海賊版からの私的録音録画や違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを第30条の適用除外とすべきであると考えます。 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を放置することは、ベルヌ条約のいわゆるスリー・ステップ・テストにある通常の流通を妨げる利用形態であり、また、著作者の利益を不当に害するものであることは明らかです。一部には、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎとの意見もあるようですが、明らかな違法複製物からの録音録画に限定するなどの条件を付すことによって利用者保護は十分可能です。 違法複製物はすでにウェブ上に蔓延しており、最近では違法な携帯電話向け音楽配信が甚大な被害をもたらしていることが指摘されています。30条の適用範囲から除外することにより、違法な行為を違法といえるようになることは、違法サイト対策としても大きな意味があると思います。	社団法人音楽出版社協会
(1)違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外すべきである。 平成18年の音楽配信売上は535億円(前年同期比156%、当協会調査)であり、配信技術の進展やカタログの充実、サービスの多様化等に伴うユーザー利便性の更なる向上により、今後も一層の成長が期待される。しかしながら、中間整理に記載のとおり、インターネット等においては違法な利用による夥しい量の音楽コンテンツが流通し、権利者に深刻な被害を与えている。特に、音楽配信売上の9割を占めるモバイル向け音楽配信分野において、一昨年頃から、違法音楽配信サイトが急増し、その利用の蔓延により正規の音楽配信市場の成長が大きく阻害され注、モバイル向け音楽配信のビジネスモデルの維持・発展が困難な状況に至っている。 拡大する音楽コンテンツの違法な流通を防止し、音楽産業の健全な発展を図るためには、違法音楽配信サイトからのダウンロードを著作権法第30条の適用範囲から除外し違法とするとともに、民間レベルでの広報・啓発活動及び学校における著作権教育を一層充実させ、ネットワーク環境に適合したITモラルの涵養を図ることが必要である。 なお、無許諾のアップロードを違法とすることで十分との意見があるが、権利者の被害は実質的にはダウンロードされることにより生じるものであることから、現在権利者が受けている被害実態を勘案した場合、違法サイトからのダウンロードを合法とすることは適当でないと考えられる上、自動公衆送信においてはリクエストによって違法送信が行われ、そのリクエストをするのはダウンロード側であることから、ダウンロードを違法とすることによって違法送信を減少させることができる。更に、海外で日本向けのサイトが多く公開されている事実を踏まえると、アップロード側だけへの対処では違法送信を撲滅することが容易でなく、ダウンロードを違法とする実益がある。 また、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるとの意見もあるが、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合に限定するなど適用除外の範囲に一定の条件を課すことにより、知らずに罪を犯すリスクをユーザーに負わすことのない制度設計とすることができるので、上記の懸念は当たらない。なお、権利者としても適法サイトを識別するためのマークを制定し広くユーザーに周知を図る予定である。	社団法人日本レコード協会

PRIVATE COPYING EXCEPTION (ARTICLE 30 OF THE COPYRIGHT LAW)

(p. 100–109, Section 7 (2))

IFPI and RIAA strongly support the narrowing of the private copying exception to exclude copying from illegal sources and from licensed copies, as well as from borrowed or rented CDs.

As recognised in the Interim Report, private copying like any other exception to rights must be consistent with the 3-step test of the Berne Convention, TRIPS, the WCT and the WPPT. In other words, it must be confined to certain special cases in which it does not conflict with a normal exploitation of a work (or other protected subject matter such as a phonogram or performance), and does not prejudice the legitimate interests of the right holders. It is therefore not sufficient to merely observe that a permitted use may be “personal” without subjecting the limitation to further examination.

While historically “personal uses” may have generally been viewed as non-infringing based on the understandable notion that they operated exclusively outside of the marketplace and therefore by definition did not conflict with a normal exploitation of the work, the same can no longer be said given technological developments that permit the delivery of protected content to the individual in his or her home for personal use. Any limitation on rights must be based on a correct understanding of the current operation of the marketplace, and not on outdated notions of the dividing line between what constitutes a private versus a public act.

With that as the starting point, we turn to a number of issues raised in the Interim Report. Most importantly, we wholeheartedly endorse the proposal that the law be clarified to ensure that the private copying exception does not apply to copying from illegal sources. It simply upends the logic underlying the private copying exception to apply it to copying from illegal sources. Any such copying should be strictly prohibited as it clearly conflicts with a normal exploitation of the delivery to the consumer of the content in question. While it is true that this prohibition may not be subject to 100% enforcement, it is fundamental that legal principles should articulate a vision based on morality and fairness. These principles, once clearly articulated, will affect the ongoing conduct of companies and individuals as they deal with protected content. Ensuring that any transaction in illegal copies (whether storage, transmission, distribution or reproduction) is prohibited is critical for meaningful enforcement in an online world in which transmissions easily and instantaneously cross borders between countries, and between public and private spaces.

Excluding copying from illegal sources is thus necessary to promote legitimate e-commerce in copyright materials, and would provide a clear legal basis for challenging infringements in Japan when the content being accessed by Japanese users is otherwise outside of the reach of Japanese law. In such cases (i.e. where addressing the storage for the purpose of retrieval is not possible), it is essential that subsequent acts that do take place within the jurisdiction of Japanese courts (i.e. the transmission and downloading of content by the user) are actionable.

Returning to the 3-step test of international law, it is clear to see why such a result is not only justified but necessary. Where a limitation or exception would effectively result in the replacement of a legitimate or licensed copy with an unauthorized one, the exception or limitation does not pass the test. In the case of a user obtaining a copy of protected material by downloading from an illegal source, there is little doubt that this is a market transaction that directly conflicts with a normal exploitation of the content, and therefore is not permissible.

The same analysis would apply with respect to copying from borrowed or rented CDs. The copying of CDs obtained from rental shops or borrowed from third parties results in the ownership of a copy that directly competes with the sale of legitimate copies of music. As is well known, the international music industry is of the view that rental itself should operate only pursuant to licensing decisions made by the owners of recorded music. However, we recognize that CD rental occupies a unique position in Japan, and that Japanese practices in this regard (permitting rental based on remuneration rather than direct licensing) are not inconsistent with its international obligations. That is not the case with respect to the copying of CDs.

While the rental transaction itself is permissible, the copying of rental CDs undoubtedly conflicts with a normal exploitation of recorded music and results in unfair prejudice to the legitimate interests of performers and phonogram producers. Accordingly, such copying should not be covered by a private copying exception. As to enforceability, there will undoubtedly continue to be some copying of rented CD's in violation of the prohibition, at least at the outset. However, again, a legal provision based on a correct understanding of the market and the larger moral issues at stake will affect both business and individual user behaviour.

We similarly support the exclusion from the private copy exception of copying from copies that are licensed. Where a license applies, the right holder and the user have agreed on the permitted terms of copying, and this agreement should take precedence over the default exception.

Joint IFPI/RIAA Comments on the Interim Report from the Private Copying Subcommittee November 2007 . Page 2

In general, we urge the Government of Japan to carefully examine the parameters of the private copying exception, and to ensure that in every instance it operates solely to permit an individual to make a copy of protected material for his or her personal use from a copy that he or she has already legally purchased.

IFPI (the International Federation of the Phonographic Industry)
RIAA (the Recording Industry Association of America)

平成19年10月12日付「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下「本中間整理」と言います。)中、第7章第2節2の「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」中、違法複製物のダウンロードについて、以下のとおり意見を申し述べます。 (1) まず、違法複製物のダウンロードを第30条の適用範囲から除外する旨明記すべきだと考えます。 そもそも、違法複製物のダウンロードは、公衆送信権侵害行為と一体となって、著作権者の利益を不当に害する行為ですから、公衆送信権侵害が違法である以上、ダウンロード行為も違法であるべきです。 したがって、違法複製物のダウンロードを著作権法30条の権利制限の範囲外であると明記すべきと考えます。 ところで、「本中間整理」105頁には、「送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求(ママ)すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もある」との反対意見が記されています。 当協会は、著作権者に与える不利益がアップロードする側とダウンロードする側では大きく違うことは事実であり、ダウンロードする人に刑罰を科すまでの違法性があるとは思いません。 しかし、対価を支払えば容易に入手できる著作物を、支払いを免れて入手するためにするダウンロードを、適法として法律が推奨するようなことはすべきではないと考えます。 (2) また、「本中間整理」には、「『著作物の通常の利用を妨げるものであってはならず、かつ著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない』との但書を加え」という案が意見(106頁)として記されています。 これは、ベルヌ条約9条2項但書と同内容であり、わが国の著作権法の複製権制限は、この規定に合致していなければならないのですから、違法複製物のダウンロードを違法と明記すると否にかかわらず、このような但書を加えるべきであると考えます。 (3) なお、現行法上、技術的保護手段を回避してアップロードされたものをそうと知ってダウンロードすることは違法です(著作権法30条1項2号)。 著作権保護技術は、実質的に複製を制限する技術である点で技術的保護手段と同様ですから、これを回避してアップロードされたもののダウンロードも同様の取り扱いとすべきではないでしょうか。	社団法人日本映像ソフト協会
違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画については、第30条の適用除外とすることが適当であると考えます。 映画の違法ファイルがファイル交換その他によって多数流通しており、映画業界としては、それを阻止することが必須です。そのためには、私的録音録画であっても、違法録音録画物や違法サイトからの録音録画については、第30条の適用除外としていただく必要があります。 これに対して、①海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分である、②違法・適法の区別が難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えればダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる、③ダウンロードを違法にすると、架空請求を誘発するおそれがある、という意見があります。 しかし、①については、海外から送信される場合や、送信元が秘匿されるP2Pソフトウェアが利用される場合など、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求するだけでは十分な対策を取れないことが多々あり、ダウンロード側を違法とする現実の必要があります。 次に、上記②については、30条の適用除外となる場合を違法サイトと承知した上で録音録画する場合や明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するなどの一定の条件を課することで、十分解決可能であると思われます。 上記③については、架空請求の恐れがあるからといって被害者である著作権者の保護を躊躇するのは全く筋違いであります。	社団法人日本映画製作者連盟
違法配信からのダウンロードは、法の盲点が生じており、法第30条の適用範囲から除外することは、適当と考える。その上だ、違法行為を助長する抑止力として、早急に罰則規定を法定すべきである。	映像対策会議（日本俳優連合 日本芸能マネージメント事業者協会 日本劇団協議会）

著作権法第23条1項)の下では、権利者に許諾を得ずにアップロードした映画は、法的にも明確に違法とされています。しかしながら、これをダウンロードして楽しむ行為については私的利用目的の複製とされ、著作権法第30条のもとではどんな法的責任も発生しません。 インターネットの普及およびデジタル複製技術の目覚ましい進歩が実現している現状において、かかる媒体及び機器が存在しなかった時代に規定された現行著作権法第30条は、大幅な改正を余儀なくされているといえます。 わが国が加盟しているベルヌ条約及びWIPO著作権条約も、複製権の独占性を排除する国内法の制定については、かかる制限が(1)著作物の通常の利用を妨げず、かつ(2)著作物の正当な利益を不当に害さない場合に限ることを明記しています。新作映画が映画館で公開されると、わずか数日のうちに権利者に無断で当該映画がインターネット上のファイル交換・共有サイトなどにアップされ、万人がこれを無償でダウンロードできる状態に置かれます。このような行為は正に著作物の通常の利用を妨げるばかりでなく、劇場公開後に予定されているDVD等の発売にも大きく影響を与え、全体では製作資金回収にも悪影響を及ぼすことになります。経済的な損失ばかりではありません。製作者や権利者に無断で付された不適切な和訳や不自然なトリミング、粗雑な色合いなどが、作品本来の品質を著しく傷つけています。また音楽の世界においても、無数の違法サイトがアップされ著作権者に何ら対価が払われることなくダウンロードされ、利用されています。デジタル複製機器及び媒体を利用したこのような現状の複製行為は、上記条約が規定する違法な行為であるということは明白であります。 ビデオショップからDVDを万引きして映画を視聴する行為も、違法サイトからダウンロードして視聴する行為も、まさにコンテンツを「盗む」行為です。前者は、法定刑として懲役10年という重罪が予定されている犯罪行為であるのに対し、後者は、コンテンツを視聴するという同じ結果を実現できているのに関わらず、著作権法第30条によって許される行為である、という考えは、法のバランスを根底から破壊するものであり、到底認めることはできません。 知的財産立国を目指すわが国が、コンテンツの「不適正な利用範囲の放置」を許すことは、コンテンツの制作及び利用に係するクこのような中で最も重要なことは「法」意識の確立であります。即ち、「物」のみならず「コンテンツ」を盗む行為も「盗む」行為に変わりがない、という意識を明確にすることです。その意味で、今回、違法サイトからのダウンロードを法30条の適用外とする意見が出たことは評価できます。但し、委員会の多数意見として「罰則の適用を除外」する考えについては賛成できません。「家庭内又は極めて個人的な環境下でのダウンロード行為」であることから、法のエンフォースメントという観点では実効性の確保が難しいという点があります。だからといって、『「盗む」行為が「盗まない」行為になる』ということにはなりません。「盗む」行為である以上、罰則の適用も確保すべきです。罰則があることにより、法意識が高まることは説明するまでありません。委員会の意見として、「私的録音録画により音楽・映像等を楽しむのは社会に定着した現象であり、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用を妨げないよう配慮すべきである」という点がありますが、法30条により許される複製行為は、「適法な放送、適法に取引された著作物等からのタイムシフトティング及びブレイスシフトティング等による視聴」という極めて限定した場合に限るべきであり、『利用者のニーズがあるから、「盗む」ことは許される』というような理解や結論は一切あってはなりません。 MPAは、日本でも権利者の許諾のないダウンロードは犯罪と定めることが肝要であると考えています。デジタル技術を利用した複製の場合、極めて複製が容易であり、かつ品質が損なわれることなく容易に再拡散されることを考えれば、現状の広義における法30条1項の私的利用範囲は不適切であり、条約が予定するスリー・ステップ・テストの要件を満たさない可能性が極めて高いものであると考えます。 ファイル共有ソフトにおける侵害行為がますます深刻化している現状を踏まえ、法30条が著作権侵害物をダウンロードする行為を正当化する法律上の手段として利用され、よって無断アップロード(送信可能化を含む。)の禁止を阻害する結果ともなる抜け穴として利用されることを塞ぐことは、必須のことであるとMPAは信じております。私共と致しましては、既に提案させていただきました通り、法30条に「著作物の通常の利用を妨げずかつ著作物の利益を害さない範囲」という文言を追加することにより、法30条に関する修正を行うことを望みます。	日本国際映画著作権協会
現行法(第30条第1項第2号)においては技術的保護手段の回避を知りながら行う複製行為について第30条の適用を除外しており、これに違法サイトからの録音録画に関しても法律上の手当てを施すことについては賛成いたします。 しかしながら、現在では当初想定していなかった手段により有線放送の有料番組のスクランブルを解除する機器(所謂“違法チューナー”)をインターネットオークションから購入し、有線放送事業者との契約なしに、有料放送を“ただ見”して録音録画する行為が発生しています。 この行為は、有線放送事業者が視聴者から得る受信料、番組供給事業者者(委託放送事業者)が有線放送事業者から得る番組購入費、及び著作物が得る著作権使用料の全てが逸失することとなり、著しい経済的不利益が生じています。 なお、“違法チューナー”は不正競争防止法第2条11項で「技術的制限手段の回避を行う機器として、その輸入・販売等については差止請求権及び損害賠償権が認められております。 従いまして、「違法チューナーを経由して有料放送を視聴し録音録画する行為」は「違法サイトからのダウンロード」と同レベル捉え、第30条の適用を除外していただくたく存じます。	社団法人日本ケーブルテレビ連盟
中間整理は、権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態の検討と、30条の適用範囲の見直しを検討している(もともと、違法物のダウンロードと30条の適用範囲の問題は、私的録音録画補償金の検討の過程ではなく、別個に論じられるべき問題であることを付言する)。 ネットワークの高速大容量化及び機器の処理能力の向上等により、現在、ファイル交換ソフトを利用した違法なソフトウェアのアップロードおよびダウンロードによる甚大な被害が生じているのは明らかである。ダウンロードが存在するのでアップローダーも存在するという需要と供給の関係があるため、アップロードは違法とされているものの、需要があることから終息する気配がない。社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会及び社団法人日本音楽著作権協会が行なった実態調査2によれば、2006年10月10日の18時から24時までの6時間に、ビジネスソフトウェア約61万タイトル(平均価格換算で約19.5億円相当)、ゲームソフトウェア約177万タイトル(同約51.3億円相当)が流通していたとされている。消費者のインターネット利用を萎縮させないことが重要であることを考慮し、30条の適用を除外する場合について、違法なダウンロードであるを知っている場合に限定すること、利用者への周知を十分に行なうこと、罰則の適用から除外することには賛成するものの、適用の範囲を録音録画に限定することは上記被害実態に照らしても適当とは言えない。録音録画はやめるべきであるが違法なソフトウェアの複製物のダウンロードは引き続きやっても良い、という誤ったメッセージを利用者に伝え兼ねない点でも賛成できない。特に、ビジネスソフトウェアについては、職場でライセンスを適正に得て使用しているものと同じものを家庭で違法にダウンロードして使用する場合に、違法性の認識は十分にあり、認識の点において問題がない場合がより多いと考える。従って、違法なソフトウェアの複製物のダウンロードについて、上記の条件付きで30条の適用範囲から除外し違法行為とすべきと考える。	ビジネスソフトウェアアライアンス

違法サイト等からの私的録音録画につき、利用者保護の観点から一定の条件をつけて30条の適用範囲から除外するという結論の基本方針については賛成ですが、「30条の適用範囲から除外する場合の条件」のイについて、対象を「録音録画」に限定することは不十分であると考えます。 確かに、違法サイト等からの私的録音録画の問題に関しては、権利者として法的責任を問うべきは、原則として、著作物を無許諾でファイル交換ソフトやWebサイトにアップロード(送信可能化状態を含む公衆送信。以下「無許諾公開」とする。)している者であることは当然であり、当協会としても、様々な対策や広報、啓発活動を行っております。 しかしながら、無許諾公開された著作物をダウンロードする者が無許諾公開を助長し、違法な自動公衆送信を誘発していることは否定できず、公開者の特定が技術的に難しいインターネットを通じた著作権侵害行為に対しては、当該著作物をダウンロードした者に対しても一定の法的責任が認められないことには、権利者による実効性のある侵害対策を行うことは困難です。その意味において本中間整理の結論の基本方針には賛成です。 しかし、ファイル交換ソフトのネットワークには録音録画物だけでなく、コンピュータソフトウェアを始めとする他のコンテンツも違法に流通しております。 2006年に当協会等で実施した「ファイル交換ソフト利用実態調査」によると、ファイル交換ソフトを現在利用している者が過去1年間にダウンロードしたコンピュータソフトウェアの数は年間8.7本となっています。これをファイル交換ソフトを現在利用している者の推定数(175.51万人。数字は共に「2006年ファイル交換ソフト利用実態調査」による)を乗じると、推定値による計算ではありますが、一年間で約1527万本(中間整理におけるインターネットユーザー数の補正を考慮した場合でも約633.3万本)ものコンピュータソフトウェアがダウンロードされたこととなります。 もちろん、音楽・映像ファイルのダウンロード数に比べれば我々の調査でも絶対数が少ないのは事実ですが、上記推定値自体を見れば、決して少ないとは言えませんし、ダウンロードされた1本あたりのプログラムの収録数(1つのファイルに多数のプログラムが収録されている場合があります。)や価格を考えると一概に被害は録音録画物と比べることはできず、当協会としては、無許諾公開によるコンピュータソフトウェア産業の被害は重大であると考えております。 このように、少なくともプログラムの著作物については、権利者が有償でダウンロード販売又はパッケージ販売しているものを、ファイル交換ソフトの悪用等により、対価を支払わずに不正に取得しようと企て、対価を支払った正当な購入者と同等の経済的効用を不当に享受している人たちがいるのであり、ダウンロード数をもって被害が重大であることは明らかです。それにもかかわらず、本問題について、著作物全体から問題となるものを検討することなく、「録音録画」に限って議論を行っていることは、議論が不十分ではないかと考えております。 もちろん、当協会としましても、全ての違法にアップロードされた著作物のダウンロードを30条の範囲外とすべきとは考えておりません。必要なことは、どの著作物の私的ダウンロードが30条から除外することが相応しいにつき、録音録画に限定せず、一から議論していただきたいということです。 つきましては、今後は著作権制度全体の観点から30条から除外すべき著作物について、録音録画物以外にもどのような範囲であるかにつきご検討いただきたく存じます。 なお、いずれにしても一定の場合にダウンロードを違法とする以上、その実効性を上げる必要があると考えます。本中間整理では、本改正につき他の30条の適用がない私的使用目的のための複製と同様に、罰則の適用除外としておりますが、罰則の適用がないとなると、権利者は民事手続きしか権利侵害の対応策として取り得ないこととなります。そこで、民事手続きの実効性を上げるシステムについて検討する必要があります。確かに、権利者等からユーザーへの啓発活動を行うための根拠として違法サイト等からの無許諾著作物ダウンロードを違法とすることにも一定の意味がありますが、それ以外にも、特に悪質なケースの場合には、実際に法的措置を講じることができるようにするための手段を検討し、実効性を上げるための手当をすることが必要であると考えます。	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
違法ダウンロードサイトから一定の条件下において、第30条の適用範囲から除外することが適当な利用形態があり、これを違法化するという考えについては、賛成です。 例えば、近頃主流となっている携帯型ゲーム機用コンピュータエンタテインメントソフトウェアなどにおいては、容量も据置型ゲーム機に比べると小さいことから、ROMデータが違法ダウンロードサイトに掲載される、しかも一度に相当数のタイトルが掲載されることが珍しくありません。このようなサイトの情報は、インターネット上の掲示板などを通じて、あっという間に広く流布してしまい、各社が対応した時点では相当数のダウンロードがなされた後であることは、想像に難くありません。 上記の問題点から、ユーザー側の注意喚起を促す上でも、一定の類型のダウンロード行為が違法化されるということは有効な対応と考えております。しかしながら、録音録画に限るという結論については、ぜひとも再考もしくは、今後の検討課題としていただきたく、お願いいたします。 当協会は、コンピュータエンタテインメントソフトウェアやサービスの提供する企業が会員として所属しており、会員企業が提供するソフトウェアの違法ファイル交換・ダウンロードサービスの被害に悩まされております。 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会により2006年に実施された「ファイル交換ソフト利用実態調査」では、ファイル交換ソフトを現在利用している者に対する調査で、過去1年間にダウンロードしたコンピュータソフトウェア(コンピュータエンタテインメントソフトウェアを含む)の数は年間8.7本であります。これを同調査で洗い出された現在のファイル交換ソフトの利用者の推定数に乘じますと、1年間で1527万本もの数に上ります。件数は録音録画に及ばないかも知れませんが、ソフトウェアの単価そのものは、安いものではありませんから、被害額については、遜色ないものと考えております。 従いまして、今後の検討過程で、著作物全体を俯瞰した上で、どの著作物のどのようなダウンロード行為が、第30条を適用すべきでないかを、改めて議論していただきたく、願います次第です。	社団法人コンピュータエンタテインメント協会
違法複製物のダウンロード禁止に関しては、広汎な分野に負の影響を及ぼすおそれが中間報告の記述のみではなお払拭されていないと考えられるため、今回の中間報告を以て結論とせず、リスク評価を含めた議論の継続が望ましいと考える。	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
法制問題小委員会において、いわゆる「カラオケ法理」に関する審議が行われているところであるが、複製行為者が実際に複製機器を操作した者ではなく、複製機器の設置者であると認定されるという前提に立てば、図書館や公民館あるいはネットカフェ等の、端末を設置し情報が提供される場で、利用者や来店者により「違法配信事業者から入手した著作物の録音録画物からの私的録音録画」が行われた場合、当該複製行為の行為者も図書館や公民館あるいはネットカフェ等ということになる。「違法配信事業者から入手した著作物の録音録画物からの私的録音録画」の問題点は理解できるが、同行為の違法化については、いわゆる「カラオケ法理」に関する検討と連携を取りつつ、慎重な対応を願いたい。	社団法人日本図書館協会

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。こういった基準は必ず不明瞭になるし、不明瞭であれば力のある側の求める基準が慣例・判例として固定化するだろう。新産業/新流通システムの芽を潰す行為であると考ええる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくのは自明の事である(上記項目で言っているように、力のある側の求める基準が横行するだろう)、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益に適っているケースも多い現状を考えれば、違法化されるのは非合理的。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うことは困難。発展の方向性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT技術・産業・基盤の発展が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。今後ダウンロードを伴う様々なビジネスやインフラができる可能性があるが現状ではまだ先行きは不明瞭である。行政はこういった未確立の領域を「統制」する事は避けるべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、将来的に大きな産業になりうる草の根の創作活動の可能性を破壊する。アマチュアのボードゲームデザイナーが自作したゲームセットの解説ムービー付PDFセットを自サイトで配布するのにマークを得るために手間を取られるというのは創作活動に税金をかけるようなものだ(大企業の権益を守るために個人に負担を掛けるというのはどういうことなのだろう)。 結果として、インターネットの「低コスト情報配布システム」という側面が殺されてしまいかねない(発展の可能性を破壊する)。こういったインフラが破壊行為を助長する事は私たちのような弱小情報市場を振興する立場から容認しがたい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトの管理コストが増える、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合に、間違った対応をしてファイルが削除されるといった事故が、現在よりも頻発するようになる。私たちが振興するような弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確である。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。この一連の法律がインターネットの「低コスト情報配布システム」という側面を殺してしまいかねない(発展の可能性を破壊する)。こういったインフラが破壊行為を助長する事は私たちのような弱小情報市場を振興する立場から容認しがたい。	特定非営利活動法人アナログゲームアソシエーション

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけですから。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は基だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもちせようとする、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていませんでした。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。 ○送信可能化権で十分であるはず 後に詳しく述べる通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変な人たちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。	インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)

■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目

※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。

○適法公開の識別が困難である

今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。

しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうる」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。

また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。

○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない

また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。

○架空請求の踏み台にされるおそれがある

さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。

○「合法マーク」は不適切な対応である

「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。

消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずですが。

この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。

「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。

■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目

※この項目について私たちは現在の疑問ある形でのまとめには「反対」いたします。理由は下記の通りです。

○不透明な「ダウンロードによる被害」

違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。

統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に遡増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。

そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。

■71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目

※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。

○不透明な「違法サイト」の範囲

こちらら統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。

■104ページの「検討結果」の項目

※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。

○潜在的な違法ユーザーという危険性

以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、権利者団体にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に民事訴訟の対象とできたり、もし犯罪化されたら、警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できたりする、便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。

潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。

○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因

そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばAppleiTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。

○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾

そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではなかったでしょうか。

過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に合うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。

○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツであろうという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握していない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффイング等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込み詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようとする、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。	インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)(代表者別)

○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。 ○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。権利者や権利団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもしない著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人々も存在しています。 合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法的な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます(実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます)。 ○送信可能化権で十分であるはず 既に述べてきた通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずですが。権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 ○潜在的な違法ユーザーという危険性 以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。 ○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因 そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。 ○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾 そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではありませんか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。	

○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていますが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることとなります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありう」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込み詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります、それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。	インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)(代表者別)

○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する（さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです）といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというのが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。 ○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。権利者や権利団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもしない著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人々も存在しています。 合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます（実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます）。 ○送信可能化権で十分であるはず 既に述べてきた通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまでも違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょう。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。 ○潜在的な違法ユーザーという危険性 以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。 ○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因 そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。 ○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾 そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではなかったのでしょうか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。	
これについて、反対する。 ストリーミング配信によって、コンピューターで再生を開始した時点で、利用しているハードディスクにファイルがダウンロードされている。よって、前項と後項が事実上矛盾した表現となり、ストリーミング再生を行っている、ダウンロードしていないという状況は100%ありえないのだから、本節の例外規定は効力を生じないと解される。 利用者保護の観点から ①について 承知しているか否かの判断は心理的要素に左右されており、この項は実際の係争において無力化される可能性が極めて高い。 ②について 罰則なしについてのみ条件付で賛成する。但し、民事上の賠償責任も問えないこととすることが第一条件。 理由 ニコニコ動画を初めとする動画再生サイト類は、違法性が極めて高いメディアであるが、それ自体が広告メディアとしての意味があり、実際に違法動画を閲覧した者が正規品を購入している事実が多数あることから、権利者に著しい経済的不利益を生じさせているとは言いがたい。 逆に、興味のなかった著作物に対して、消費者の購買意欲を刺激するという点で権利者に著しい経済的利益を生じさせている、と言っても過言ではない。 よって、(1) 権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態について反対する。 また、これらの行為は通信の機密を害し得る権利を侵害するものとする。	自費出版創作振興協議会 (二次製作普及チーム)

(1) 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について維新政党・新風は反対の意見を提出いたします。理由は以下のとおりです。 「中間整理」の104ページの注釈において「試聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画試聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」としていますが、ダウンロード形式で動画を共通するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。例えば、ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。すると、RealPlayerを使って利用者からすると同じような動画共有サイトにアクセスしたとしても、ある投稿動画サイトはストリーミング形式であるため違法にはならないが、ある投稿動画サイトはダウンロード形式であるため違法となるといったことが生じるのです。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うのは、実態にそぐわないと考えます。 さらに言うならば、いわゆるストリーミング配信サービスの典型と見られているYouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザー法的地位は甚だ不安なものとなり、「中間整理」では「対象外である」としたストリーミング配信サービスですら、違法性の疑いのあるものとして利用の萎縮をもたらしかねません。違法化対策としては、このような一般ユーザーに無用な心理負担を強いるダウンロード違法化ではなく、「中間整理」の105ページにある意見の通り、「海賊版の作成や著作物等の送信可能化または自動公衆送信の違法性を追及すればじゅうぶんである」と考えます。 (2) 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について維新政党・新風は反対の意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 「中間報告」105ページでは「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画」を第30条の適用範囲から除外する場合の条件として挙げてあります。しかし、「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画」してのかどうかの判断を他者が行うのはきわめて困難です。また、「明らかな違法録音録画物からの録音録画」を第30条適用除外条件としていますが、単にこれだけの文言では拡大解釈されて合法的ダウンロードを萎縮させてしまう危険を孕みます。というのも、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないので、YouTubeやニコニコ動画といった動画投稿サイトに投稿される動画は外形上権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、多くの場合分かりかねるからです。従って、こうした状況におけるダウンロード行為は、先の条件を拡大解釈すると「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為となり、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになります。これは合法的に振舞おうとする一般ユーザーにとっても、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 このように合法的なダウンロードを意図したとしても結果的に著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードしてしまうリスクが完全に排除できない環境において、ダウンロード違法化はどのような環境を及ぼすことになるでしょうか。それは、架空請求の多発です。例えば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケッツニッフィング等)によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求するといったことが考えられます。また、調査の上ピンポイント的に請求相手をターゲットにする架空請求だけではなく、スパムメールのように架空請求のメールを何万ものメールアドレスに一括配信する(例えば、JASRACを騙ってダウンロードした動画や音楽に対する抽象的なメールを配信する等)ことも当然出てくるに違いありません。 他にも、ダウンロード違法化の暁には、自らが著作権を有する動画をサイトや動画投稿サイトにアップし、ダウンロード先が文部科学省のIPアドレスであることを確かめた後、政府や本部科学省に賠償請求を企てるといった、おとり捜査的愉快犯が登場すること予想しておかなければならないでしょう。 更に、ダウンロード違法化は我々のような政治団体に対しては別のリスクが発生する可能性があります。先の参議院選挙において我々の演説が多数動画サイトにアップされ、再生されることとなりました。もちろん、我々の主張をより多くの人に触れていただく機会となるそうした行為を我々が敢えて防げることはありません。ですが、我々の反対勢力である組織・団体が、維新政党・新風を騙って不特定多数の人々に対してその動画をストリーミング再生及びダウンロードしたことを以て架空請求を行い、評価を落とさせるといった事態が想定されるのです。また、政見放送の著作権については、番組制作者や放送事業者の権利は保護されるものではないとする意見があります。ダウンロード違法化は行き過ぎた著作権の保護であり、国民の参政権を侵害する恐れがあると考えます。 (3) 104ページの「検討結果」の項目 この項目について維新政党・新風は反対の意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 以上(1)、(2)の項目で述べたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。そして、潜在的違法ユーザー大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現れることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、結果的に善良な多くのユーザーを詐欺師の餌食にする危険に陥れることになり、悪人に資する法改正となる可能性が極めて高いものと看做せます。法治国家のあるべき姿を追求する政治団体である我々としては、ダウンロード違法化を目指す著作権法の改正に反対する次第です。	維新政党・新風本部事務局

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきであると考えます。 平成18年の音楽配信売上は535億円(前年同期比156%、日本レコード協会調査)であり、配信技術の進展やカタログの充実、サービスの多様化等に伴うユーザー利便性の更なる向上により、今後もより一層の成長が期待されます。しかし、インターネット等においては違法な利用による大量の音楽コンテンツが流通し、コンテンツプロバイダならびにコンテンツホルダに深刻な被害を与えています。特に、音楽配信売上の9割を占めるモバイル向け音楽配信分野においては、一昨年頃から、違法音楽配信サイトが急増し、その利用の蔓延により正規の音楽配信市場の成長が大きく阻害され(注)、モバイル向け音楽配信のビジネスモデルの維持、発展が困難な状況に至っており、私ども配信業界においても、事業の根底を揺るがす大きな問題となっております。拡大する音楽コンテンツの違法な流通を防ぎ、音楽産業の健全な発展を図るためには、違法音楽配信サイトからのダウンロードを著作権法第30条の範囲から除外し、当該サイトの利用を違法とするとともに、民間レベルでの広報・啓発活動及び学校における著作権教育を一層充実させ、ネットワーク環境に適合したITモラルの浸透を図ることが必要であると考えております。 なお、無許諾のアップロードを違法とすることで対応が可能との意見もありますが、コンテンツプロバイダならびにコンテンツホルダの被害は、実質的にダウンロードされることにより生じるものであることから、被害実態を勘案した場合、違法サイトからのダウンロードを合法とすることは適当でないと考えられ、また自動公衆送信においてはリクエストによって違法送信が行われ、そのリクエストをするのはダウンロード側であることから、ダウンロードを違法とすることによって違法送信を減少させる効果が期待できると考えます。 更に、海外で日本向けのサイトが多く公開されている事実を踏まえると、アップロード側だけへの対処だけでは違法送信を撲滅することが容易でなく、ダウンロードを違法とする実益があると考えます。 また、「ダウンロードまでを違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念がある」との意見もありますが、違法サイトと知って(「情を知って」)録音録画する場合に限定するなど、適用外の範囲に一定の条件を課すことにより、「知らずに罪を犯すリスク」をユーザーに負わすことのない制度設計が可能ですので、問題はないものと判断いたします。なお、私どもコンテンツプロバイダならびにレコード会社等のコンテンツホルダーも適正サイトを識別するためのマークを制定し、広くユーザーに周知を図る予定であることを付け加えさせていただきます。	株式会社ドワンゴ
本検討において、第30条の適用範囲から除外する著作物として録音録画物に限った記述がなされているが、同様にソフトウェアやゲームソフトなどのソフトウェア著作物における違法サイトからのダウンロードによる甚大な経済的被害は社会的問題として既に周知されているところであり、これらを対象として含めて検討すべき。	マイクロソフト株式会社
著作権法30条の適用範囲の見直しにあたっては、30条の立法趣旨にたしかえり、また憲法の保障する表現の自由との調整が不可欠であるという観点から、慎重に検討を行っていただきたいと考える。現在の検討は私的録音録画補償金制度の見直しの前提として行われているが、30条の改正は影響があまりにも広範囲におよぶうえに、影響の度合いも深刻であるため、拙速な結論を導くことには反対する。	ヤフー株式会社
著作権保有者を尊重するために、コピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。同時に、無料ダウンロードサイトの規制強化を行うことが重要であると思う。しかし、違法サイトが蔓延している現在では、違法サイトをうまく利用できる法律を考える必要があるとも思う。うまく利用することで音楽ビジネス自体の活性化につながることもあると思うので。	(株) Warner Music Japan
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに強く賛成する。ダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り、違法サイトは減少していくと思う。	(株) Warner Music Japan 財務課
海賊版からの私的録音録画や、違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを、第30条の適用除外にすべきであると考えます。違法複製物はすでにウェブ上に蔓延しており、最近では違法な携帯電話向け音楽配信が甚大な被害をもたらしていることが指摘されています。30条の適用範囲から除外することにより、違法な行為を違法といえるようになることは、違法サイト対策としても大きな意味があると思います。条件を付すことによって利用者保護は十分可能だと思います。	株式会社ソニー・ミュージックアーティスツ
海賊版からの私的録音録画や違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを第30条の適用除外とするべきであると考えます。違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を放置することは、通常の流通を妨げる利用形態であり、著作権者の利益を不当に害するものです。ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎとの意見もあるようですが、明確な違法複製物からの録音録画に限定することで利用者保護は可能とかんがえます。違法複製物はすでにウェブ上に蔓延しており、最近では違法な携帯電話向け音楽配信によって甚大な被害がもたらされています。いずれにしても、著作権者の権利を不当に害するものについては違法なものとして対応することによって、利用者の著作権に対する理解も深まるものと思います。	株式会社セブンスターミュージック
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の範囲から除外する事に賛成。 違法事業者と適法事業者との区別も明確になるだろうし、利用者も安心して音楽配信の利用が出来るようになる事に希望がもてる。	(株)ミュージック・コピーライト・センター

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきである。 レコード業界の平成18年の音楽配信売上は535億円(前年同期比156%、社団法人日本レコード協会調査)であり、配信技術の進展やカタログの充実、サービスの多様化等に伴うユーザー利便性の更なる向上により、今後も一層の成長が期待される。しかしながら、中間整理に記載のとおり、インターネット等においては違法な利用による夥しい量の音楽コンテンツが流通し、当社を含め権利者に深刻な被害を与えている。特に、モバイル向け音楽配信分野において、一昨年頃から、違法音楽配信サイトが急増し、その利用の蔓延により正規の音楽配信市場の成長が大きく阻害され(注)、モバイル向け音楽配信のビジネスモデルの維持・発展が困難な状況に至っている。拡大する音楽コンテンツの違法な流通を防止し、音楽産業の健全な発展を図るためには、違法音楽配信サイトからのダウンロードを著作権法第30条の範囲から除外し、当該サイトの利用を違法とするとともに、民間レベルでの広報・啓発活動及び学校における著作権教育を一層充実させ、ネットワーク環境に適合したITモラルの涵養を図ることが必要である。 なお、無許諾のアップロードを違法とすることで十分との意見があるが、権利者の被害は実質的にはダウンロードされることにより生じるものであることから、現在権利者が蒙っている被害実態を勘案した場合、違法サイトからのダウンロードを合法とすることは適当でないと考えられる上、自動公衆送信においてはリクエストによって違法送信が行われ、そのリクエストをするのはダウンロード側であることから、ダウンロードを違法とすることによって違法送信を減少させることができる。更に、海外で日本向けのサイトが多く公開されている事実を踏まえると、アップロード側だけへの対処では違法送信を撲滅することが容易でなく、ダウンロードを違法とする実益がある。 また、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるとの意見もあるが、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合に限定するなど適用除外の範囲に一定の条件を課すことにより、知らずに罪を犯すリスクをユーザーに負わすことのない制度設計とすることができるので、上記の懸念は当たらない。なお、権利者としても適法サイトを識別するためのマークを制定し広くユーザーに周知を図る予定である。 (注)社団法人日本レコード協会が昨年11月に実施した調査によると、モバイル向け違法音楽配信サイトからのダウンロード数(着うた及び着うたフルの合計)は、年間2億8,700万ファイル以上と推定されるが、これは昨年のモバイル向け有料音楽配信ダウンロード数(着うた及び着うたフルの合計)2億8,257万回に匹敵する。	ユニバーサルミュージック株式会社
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきと考えます。 近年、いわゆるパソコン上でのインターネット網を利用した音楽配信や携帯電話会社のネットワークを利用した音楽配信は、着実に成長を遂げております。これは、配信インフラの進展や配信カタログの充実、サービスの多様化等に伴うユーザー利便性の更なる向上によるものと考えます。当社も、PC経由・携帯電話経由の両方での有料音楽配信事業者としてできるだけダウンロード配信数を伸ばし、権利者の方々により多くの収益を上げてもらうよう日夜努力しております。しかしながら、中間整理に記載のとおり、インターネット等においては違法な利用による夥しい量の音楽コンテンツが流通し適法に行っている有料の音楽配信事業の成長に大きな障害として立ちはだかっているのが実情であります。 このような拡大する音楽コンテンツの違法な流通を防止し、音楽産業の健全な発展を図るためには、違法音楽配信サイトからのダウンロードを著作権法第30条の範囲から除外し、当該サイトの利用を違法とするとともに、利用者であるインターネットユーザーの方々に対してより積極的な広報・啓発活動及び著作権教育を行い、ネットワーク環境下における倫理観を根付くよう努力することが必要であると考えます。 なお、無許諾のアップロードを違法とすることをもって十分との意見がありますが、これについては十分でないと考えます。なぜなら権利者の被害は実質的にはダウンロードされることにより生じるものでありますし、ダウンロードしようとするユーザーが存在するからアップロードする行為についての何らかの動機が存続することになるからです。単にアップロードだけをして目的を達する愉快犯も決していないわけではありませんが、多くの場合反応してくれる相手(＝ダウンロードする人)がいるから個人的または広告収入などを得る目的で商業的にアップロードすることが後を絶たないことは否定できない実情であります。 また、音楽およびその商品形態であるデジタルコンテンツは知的財産としてもっと財産として価値が認められるべきと考えます。有体物であれば例えば盗品であれば少なくともそれを知っていてそれを譲り受ける行為は違法であることに対して、違法アップロードコンテンツに関してそれが違法であると認識があるのにダウンロードについては問題がないというのはいかながなものかと考えます。今回はあくまでダウンロードについての議論に限られており、単に見るだけの行為を今のところ制限するものではなく、さらに罰則規定もないことから、これをもってインターネット利用を萎縮させるということにはつながらないと考えます。 違法サイトからダウンロードをすることが違法であると認識をより多くのユーザーが持つことにより、違法サイトの相手が少なくなることは明白で、これにより違法サイトを行う動機も減少し、違法アップロードも減少することに寄与することは議論を待たないことであると考えます。 もっとも何をもちて違法サイトであると承知していたかと認定するのかという課題は別に存在しており、これに対しては、当社を始めとした適法な配信サイトが、今後適法サイトを識別するためのマークなど通じ、ユーザーに周知を図ることが必須であると考えます。	株式会社レーベルゲート

(1) 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきである。 弊社は、2002年12月より携帯電話における音楽配信である「着うた」配信事業を、わが国で最初に手がけて以来、まもなく5周年を迎えることになります。 「着うた」配信開始以来、着信ムービー・着うたフル・ビデオクリップなどの商品開発を、レコード会社並びに携帯通信事業者とともに積極的に行い、かつ普及に努めてきております。その結果、「着うた」は、配信開始より50ヶ月で5億ダウンロード、「着うたフル」も同様に30ヶ月で1億ダウンロード(いずれも有料配信のみの実績)という実績を得ることができ、音楽文化の普及に微力ながら貢献しているものと自負しております。 携帯電話で音楽をダウンロードするという「新しい音楽の楽しみ方」を音楽ユーザーに提供させていただいている中、「ネット経由で音楽ファイルをダウンロード提供する」という音楽配信特有の困った問題が日に日に大きくなってきております。 それは「違法(海賊)音楽配信サイトの存在」と、「無償で(商用)音楽が手に入るということを知ったユーザーの存在」です。 弊社では、事業展開に資するためのマーケティング調査をほぼ半年毎に実施しておりますが、この調査の中で、「着うた」配信サービスの開始後2年目から「海賊サイト」の利用者が目立ち始め、現在では「海賊サイト」は当たり前の存在として広く利用されるという結果が出ております。 あまりにも違法サイト利用者が多いため、この調査の中で「違法サイトの利用と信号無視とどちらが悪いことだと思いますか?」という質問をしたことがあります。結果は、全員が「信号無視」と回答しました。 有体・無体を問わず、ここまで制作(権利)者の権利が蔑ろにされている実態は音楽をにおいて他にないと感じております。 違法配信サイトは、その目的によって2種類に大別できます。 一つは、出会い系サイトやアダルトサイトの広告収入目的に運営されているケースで、音楽の無料配信を「集客手段」としているものです。この場合、ユーザーは違法であることを認識して利用しているようです。 もう一つは「掲示板」といわれている形態で、ある利用者のリクエストに別のユーザーが応え、当該楽曲のファイルをアップロードするという形を取っていますが、アップロードされた音源は公開され、誰でもダウンロード出来る状態になっています。 この場合も、積極的にリクエストするか否かは別として、本来有料の商業用レコード音源が無料でアップロードされていることの違法性は認識されております。 上記いずれの場合でも、程度の違いはあるものの、ユーザーには違法性の認識があります。 「音楽はただで手に入れる方法がある」という現在の状況は、現行著作権法の「私的複製」における弊害であると言わざるを得ないと考えます。 商用CDのクローンをももの数分で作り上げられてしまうという「複製技術の飛躍的進歩」のもとにおいて、「本来は権利者の許諾が必要であるが、家庭内での零細な利用であり権利者への経済的な不利益が大きいことを理由に権利者の許諾を不要とする」という「私的複製」に関する著作権法の趣旨は歪められており、実態として権利者の経済的な不利益は小さいことは明らかです。まして「違法にアップロードされている」ことを認識した上での著作物のダウンロードは、「私的複製」の趣旨とはかけ離れているものと言わざるを得ません。 技術の進歩を前にして、法の精神が歪められるを「やむなし」としないのであれば、私的複製を一定の条件の下、制限するのは当然のことであると考えます。	レーベルモバイル株式会社
第30条から海賊版あるいは違法な配信を利用した私的録音録画などの適用を除外すべきと考えます。このような違法からの私的録音録画を放置することは、ベルヌ条約に定める流通を防げる利用であると考えます。また著作権者の利益を害するといえます。ダウンロードまで違法とするのはどうかとの声もありますが、利用者を保護するには、違法複製物からの録音録画に限れば保護が出来ると考えます。	(株) 日音

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。この違法化案が実施されると音楽・映像のみではなくその他著作物である書籍／出版業界でもテキスト情報のダウンロード違法化も認める事となる。パソコンによるインターネット、携帯サイトでは文書を見る事自体が「ダウンロード」であり、文書を読む事自体が権利者側から一方的に「犯罪」であると自動的に規定される事が可能になり全く現実にとぐわない法律となる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないものである。また、使われるアプリケーション／送信サーバ側の仕様等、利用ユーザではストリーミング／ダウンロードの区別つける事が難しい。 技術的に同様、または一般ユーザから判別不能な事柄を、法律的に違うものとして扱う事は法的な見地から問題である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。「適法マーク」はサイトに適応されるものなので、実際にはYouTubeやニコニコ動画等のユーザー主導のサービスへは適用されないであろう事は論理的に明白である。その結果、アマチュア参加型コンテンツサービス、アマチュア作者のサイトを排除する事になる。この「適法市場」は既存レーベルなど既得権者にとってのみ利するものである。 仮に「適法マーク」の交付が広範に行われるとしても、サイトの運用は継続的に行われるもので「適法」の客観性は維持されなければならない。よって適法性を永続して監視／認定するシステムが必要となるが、このシステムの維持管理のコストは膨大なものになることは容易に予想される。 これらコスト(金銭的労力的)がすべてのコンテンツ配信者に課されるという事は諸外国のインターネット利用例と比べても全く持つて異常であると言わざるを得ない。 逆に「適法マーク」の交付が限定的であるとする、権利者のみが利益を受ける事となり権限の有無について主導権を持った団体のみが益するという事態になり。これは公正な競争に反するものである。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対である。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しなければならない。「違法ダウンロード」が特定されるという事は、明快に「違法データの送信元」が特定される事であり、この状況下でダウンロード行為を取り締まるという事は、例えて言うならば、コピー商品の販売元を放置し取り締まらずに購買者を罪人として罰金を徴収する行為に等しい。法治国家としては異常な事態と言える。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていない事が問題であり、一般インターネット／携帯ユーザのさまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。一般ネットワークユーザは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、仮に弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無い。このため違法ではないにもかかわらず「和解金」を出してしまうおそれがある。これに類する事件は既に有料サイトや通信販売等を騙った振り込め詐欺として顕在化しており、ダウンロードの違法化はこの様な新たな詐欺を発生させる環境を提供する事になる。	有)コンピューターミュージックデザイン
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。 しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になります。 ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 ダウンロード違法化は一般ユーザーに負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはず。権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。	株式会社ソフトカルチャー

105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	TaSC Plus株式会社

○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることとなります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうる」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガルリスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることに繋がります。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようとすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列举されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここでで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていませんでした。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。	株式会社サイバーマンガ

○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。	
○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの補助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありう」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニッフィング等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込み詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。	有限会社さくらデザインオフィス

そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。

そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。

また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。

そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。

○「合法マーク」は不適切な対応である

「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。

消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられ、費用をかけて対応する（さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです）といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。

この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。

「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。

○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき

また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。権利者や権利団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもしない著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人々も存在しています。

合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法的な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます（実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます）。

○送信可能化権で十分であるはず

既に述べてきた通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。

ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑○潜在的な違法ユーザーという危険性

以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。

潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。

○著作権者がインターネットで流通させていないのが原因

そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思えます。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。

○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾

そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではありませんかっただけでしょうか。

過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、そもそも前提として、「違法にアップロードされたコンテンツ」というものが存在している訳だが、これは現在立法化されている「送信可能化権」で規制できるはず。また、この権利を行使する・しないは権利者の持つ自由な権利であり、自らの商業的な目論見により、この権利を活用する時期は自由に選べるはず。ダウンロード一律違法化の導入はかえって有害だとおもわれる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、他の業界、たとえば文学などの書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていたが、そうなるといわゆる「オマージュ・本歌取り・パロディ」といわれる文化概念が死滅する可能性がある。何が合法でなにが非合法かわからない場合、一般の人々は自らの作品を発表する機会を自ら封印してしまうからだ。それらが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がなく、技術的に「ダウンロード」のみを違法化可能にすることは意味がない。また、こうした後ろ向きの議論は、日本のWebサービスの可能性が意味もなく狭く、後退させる結果となってしまう、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多いが、それらの法的対応は作成者＝アップロード者が負う別問題であり、利用者＝ダウンロードする人が「このコンテンツは違法じゃないだろうか？」などと心配するなどの精神的負担を負うべき性質のものではない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現状では、すべての概念において「適法マーク」という対応案はナンセンスだといわざるを得ない。世界レベルで「適法サイト外からのダウンロードは法律違反」との認知が進み、かつ、サービス提供者と一般ユーザーの双方に金銭的・精神的がほとんどなくなるまで実行は不可能とおもう。「適法マーク」とは、実際にはユーザー主導のサービスや、簡単に設置することができないレベル（非営利）な一般ネットワーカーのサイトを「適法市場」から排除するために既得権者が目論んだ公正な競争に反するものではないか？ ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、また日本人の海外サイトの利用を不当に制限する結果になるのではないか？ ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、さらにアップロードに気を遣わされるようになる。その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が頻発したり、結果的に投稿サイトが法的対応リスクに疲れ閉鎖されてしまうのではないか？こうした改正は弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 著作権に違反しているサイトは「送信可能化権」で淘汰されていくことが大前提だが、それでも一般ネットワーカーは、違法性の有無を理解しなくてもコンテンツをダウンロードできるべきである。仮に法律が改正され、一般ネットワーカーがコンテンツをダウンロードした場合に、弁護士と称する人が「あなたは違法サイトからダウンロードしたので訴訟する」と脅してきても、抵抗できるほどの法的・記述的知識は無く、いわれるがままに「和解金」を出してしまうおそれがある。	エルシーエス

当社は、著作物を制作し、販売している著作権者であります。 今回の著作権見直しに関しまして、著作権者の側からの意見を述べさせていただきます。 当社は、104ページ目にある「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」を「第30条の適用範囲からの除外」とすることに 対し、反対いたします。 反対する理由は、以下の3つの点にあります。 1) ファイル交換ソフトを利用したダウンロードが流通コストを下げる可能性を妨げられない事。 意見書ではファイル交換ソフトを利用したダウンロード等を「通常の流通を妨げる利用形態」と見なしているが、近い将来において、このファイル交換ソフトによる流通技術が、ローコストな流通形態として市場を確立しうる可能性が高いこと。 その為、この技術を含むネットワーク技術の利用を違法対象とすることに、強く反対いたします。 2) 宣伝活動の場を邪魔されたくない事。 権利者側が、宣伝の為に意図的に、あるいは黙認の形で転載や複製の配布を容認する場合があります。 既存の広告媒体を利用するだけの資金力が無い当社において、このような宣伝手法はデメリットを内在しつつも、大いに有効な手段として活用しております。従ってその権利を奪われることは、宣伝手段を封じられ、企業価値が大きく損なわれると言えます。 このため、データをダウンロードした者を違法対象にすることは、強く反対いたします。また、アップロードした者を違法対象にする場合も、著作権者の親告の上で違法とされることを強く要求します。 3) 違法サイトを認定する基準が曖昧である事。 この意見書では、個人のパソコンまで含めて便宜的に「違法サイト」と呼んでおり、その範囲が膨大で、かつ、基準が明確ではありません。 10万個のデータを配信しているサイトがあったとして、その内の1個のデータが著作権侵害にあたる違法データであったとして、そのサイトが直ちに「違法サイト」として定義され、停止を余儀なくされるのか、その辺の基準も曖昧です。 上記2の理由とも重なりますが、その基準が曖昧にされ、拡大解釈されれば、当社の宣伝活動の場が大きく阻害されることが予想され、懸念しております。 違法サイトの定義については、明確に、厳密な定義を要求いたします。	株式会社オプス
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われる可能性が高くなる。 そうなることで、社会的に著作権者側優位な風潮になる。しかしながら、反対の主旨としては権利者の権利を低くしてほしいという要望ではない。 例えば、Googleはクロールしたウェブサイトをグーグルのサーバーにキャッシュするわけであり、この行為も純然たるダウンロードと見なされるので、例えばそのサーバーが外国にあった場合、権利者はだれに訴えを行うことができるのか。 つまり、外国の法律との関係性はどうなっているのか。 という問題がでてくる。 しかし、一方で外国のサーバーにある権利者からの承諾を得ていないコンテンツをダウンロードするユーザーは、ダウンロードすることによって違法と権利者側から訴えられる可能性が出てくる。 つまり、権利者側は、外国のユーザー（企業）によってダウンロードされてしまうコンテンツに対しては、何もいえない反面、そのコンテンツをダウンロードしたユーザーに対しては、自らの権利を主張することが可能になる。 また、その過去の作品に影響された新しい著作物が何らかの利益を上げることがあっても、そのコンテンツを利用する（ダウンロードする。）ことによって権利者に追われる一般ユーザーが出てくることを考えると、社会的な風紀として望ましくない状況を生むのではないか。 *■104ページの「検討結果」の項目 * *反対* そもそも、著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物影響から影響を与えられてこそ成り立つものではないか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように考えられる。 過去の作品に影響された各種の創作は、公表され、よりパブリックなものとなることによって、その過去の作品へ対する対価を十分に支払う結果になるのではないか。 つまり、過去の著作物によってもたらされる無数の新しい著作物が、公表され、社会に認知され、多くの人々を感動させる。 そういった可能性を法律側で摘み取るようにしたいようにしか思えない。 また、その過去の作品に影響された新しい著作物が何らかの利益を上げること、過去の作品の著作権者へも還元される。そのような仕組みを作るほうがより健全なように思える。 つまり、創作物の芽をつみとるための施策・法改正を検討するのではなく、創作物の種をより多くの人々に提供し、その種を生む創作物がより多くの種類の種を生み出すような仕組みづくりをすることを考える余地があるのではないだろうか。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対。例えば、事後的に一般ユーザーのPCがウィルスに侵され、そのユーザーのインターネット上の行動が、そのユーザーが知ることなく悪意ある第三者に把握されてしまった場合、例えば、外国のサーバーからダウンロードした違法mp3ファイルの情報を元に、容易にその悪意ある第三者はその一般ユーザーを恐喝することが可能になる。 違法ダウンロード禁止という名目において、そのような被害を法律から後押しする可能性を秘めていることを考えれば、このような法改正案は、一般ユーザーの被害を拡大させるもの以外のなにものでもない。	株式会社portas

私たちは、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし私たちは、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 ▼105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制である。 ▼104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ▼104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ▼105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ公正な競争に反するものである。 ▼104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ▼105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ▼103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害である。 ▼105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案である。	Commun Project
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。理由は以下のとおりです。 ・ダウンロードが違法化されたら、コンテンツ投稿サービス側は、ユーザーが違法ダウンロードしないよう必要以上に慎重になり、その結果、著作権者が自らアップロードしたものに對する間違ったクレームに對應(削除)してしまうような事故が今までより多くなるおそれがあります。これは、著作権者(中でも知名度の低い著作権者)に不当なリスクを負わせることになります。 ・ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱ってしまうと、技術的な選択の幅を狭めることにつながります。すると、サービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 ・そもそも、ダウンロード違法化の議論は、違法にアップロードされたコンテンツの存在が前提となりますが、違法アップロード行為は送信可能化権で規制できるはずで、権利者が違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていることを確認でき、送信可能化権だけでは立ち行かないという明確な主張があってから、ダウンロード違法化を検討すべきです。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。理由は以下のとおりです。 ・現在の著作権制度ではパロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、さらに、原作を批判するものなどは許諾を得るのも難しいでしょう。その違法と判断されるリスクを、アップロードする側に加えダウンロードする側まで負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制とも言えます。 ・「適法マーク」がなければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのなら、個々の著作物に対する確認がない点において乱暴すぎます。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかなくなり、その差別性は独占禁止法違反とされるべきです。 ・「適法マーク」は、YouTubeなどユーザー主導のサービスやアマチュア作者のサイトなどでは設置が難しく、商業ベース大手のサービスやサイトでは設置が容易と思われます。これでは、既得権者(インターネット登場以前からのコンテンツ提供者)が新興勢力を「適法市場」から排除するために存在するようにも見え、公正な競争に反するのではないのでしょうか。 ・海外サイトについても、正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けることは考えにくく、つまりは海外サイトをも「適法市場」から不当に締め出すことにつながります。 ・一般のユーザーにとっては、著作権表示が詐称されていた場合など、ダウンロードしたコンテンツが合法であるか違法であるかが正確に判断できない場合が多くあります。そこにつけこみ、ダウンロードの違法性を主張した詐欺行為も考えられます。そういった詐欺行為の呼び水になってしまうことは避けるべきです。	有限会社コーワ技研

○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間で争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツであろうという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガルリスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等)によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようとすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここでで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。	原工作所

○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところですよ)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。 ○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。権利者や権利団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもしない著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人たちも存在しています。 合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法的な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます(実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます)。 ○送信可能化権で十分であるはず 既に述べてきた通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずですが。権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なカタチで妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。 ○潜在的な違法ユーザーという危険性 以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。 ○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因 そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。 ○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾 そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではありませんでしたでしょうか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちは思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。	

●103ページの「① 権利者の経済的利益に重大な影響がある利用形態と第30条の適用範囲の見直し」の項目について 反対。 当法案は 著作物に通常の利用を妨げる可能性ある。(この通常というのは消費者にとつての通常であるが)購入したCDをパソコンやウォークマンで聴くために、自身で吸出し作業を行う代わりにインターネット上からダウンロードしてきた場合、この人はどのようにして権利者に損害を与えたのだろうか。 もちろんそのCDを購入していない者が、ダウンロードした音楽を聴くのであれば権利者は損害をうけていると考えられるが、それならばダウンロード行為を違法とし、己の顧客を犯罪者にするのではなくコンテンツの視聴権を販売し、DRM制御すべきである。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 海賊版対策を行いたい権利者の意図は理解するが、諸外国に比べて高価なDVD映画パッケージを思うと、企業努力が足りない。権利者ばかりを強める バランスに欠く法案である。 実際のところ適法・違法の区別が著作権者でない者に出来るはずがなく、運用もままならないのではないかと。いたずらに社会運用コストを引き上げるだけの有害な法改正であると考ええる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 実情として掲示板形式のように、ユーザーが自由にアップロードできるサイト・P2Pに違法データは存在することが多いと思われる。対して、特に国内には違法専門サイトというのはまず無い。 つまり 違法コンテンツと適法コンテンツが入り混じっているWebサイト・P2Pから利用者はダウンロードするケースがほとんどであろう。ダウンロード違法化は利用者の適法コンテンツの録音録画を萎縮させるだけであり、適法コンテンツ供給者の利益に対する損害、すなわち録音録画して多くの人々に視聴してもらう目的に対して甚だ不利益な状況をつくる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」欄外51について 反対。 ダウンロードとストリーミングを法解釈として分けるべきではない。 なぜならば これらは技術的にほぼ同一であり、P2P等のファイル転送技術を用いてインターネット回線の有効活用を図る分散型ダウンロード方式と、リアルタイム性の高いストリーミング方式が これからの大容量コンテンツの配信・運用の両輪であるのに、法解釈においてストリーミングやダウンロードといった配信方式を別々に考えるのは不適切である。 ダウンロードの良し悪しでなく、コンテンツの視聴権利の取り扱いといった角度で捕らえるべき問題である。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣われるようになり、その結果著作権者が自らアップロードしている場合のように対する間違っただけクレームにも対応し、削除してしまう事故が、頻発するようになる。 弱小の著作権者に少なからぬ不利益を負わせる改正案であり、到底認めることは出来ない。 また行政側の法運用も無理があるのではないかと。権利者の不利益の顕在化を行政自身で判断することは不可能であろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーもダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般ネットユーザーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。いくら自己責任とはいえ、詐欺行為を幫助することが予見できる法改正案である。	ノンソフト
違法サイトを減少させるためには、違法サイトからのダウンロードを違法とすることにも基本的に賛成であるが、何よりまず違法サイトそのものを取り締まるべきである。	バウンディ株式会社
意見: 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: ダウンロードが違法となればインターネット技術そのものが違法となるからである。 なぜならIEはじめ総てのブラウザは常にサーバーからダウンロードを行って画面を表示している。 ページを見ることはダウンロードと同義である。 特定のファイルだけを違法とみなすことは出来ない。 ファイルそのものに違法性はないからである。 ただし、コンテンツについてはその限りではない。コンテンツ著作権者の判断を仰ぐべきである。 以上の理由によりウェブコンテンツサプライヤーとしてこのダウンロード違法化に賛同することは出来ない。	(有)ページワンスタジオ

今回の違法複製物のダウンロード禁止規定案は、著作権法の目的に反する有害無益な内容で著作権法の改悪であるがゆえにここに反対の意を表明する。 この見直しは広くインターネット上で創作を行い、かつ創作物を楽しむ一般利用者の活動全般を萎縮させるものであり、また情報流通を目的としたインターネット上のビジネスやサービスの可能性・イノベーションの機会さえも摘み取るものであり、時代に逆行するものである。 この見直しは既得権益を持つ団体の既存の利益保護しか考えられておらず、今後の著作物の創作や知財発展の機会を著しく縮小させてしまうという知財戦略にとって片手落ちな見直しにほかならない。 過去の検索エンジンが海外サーバにしかデータを置けないといった例もあるように、IT産業の発展という国益の観点からもマイナスにしかならない。 また、ダウンロード行為は、実際にデータを受け取り閲覧するまで内容がわからないのが普通であり、メール等のプッシュ型のサービスにおいて強制的にダウンロードさせられたり、虚偽の表示によってダウンロードした結果違法著作物であったという場合にこれを回避することができない。 「違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行う場合等に限定」や「罰則はなし」というのもその線引きは曖昧であり、誤認や恣意的な利用の恐れがある。更に、犯罪者が知識のない一般利用者を騙してダウンロード行為をとらせ、架空請求等を行う新手の詐欺行為を助長する恐れもある。 送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求できる状況で、更にダウンロード行為まで違法とすることは、インターネットにおける今回の検討のほとんどが既存の権利者団体の意見のみで進められているが、法的な専門家の意見や利用者サイドの意見が足りない。著作権法自体がインターネットをメディアとした情報流通を想定していないところで既存の法律を適応させること自体に無理がある。 昨今のYouTubeやニコニコ動画などの流行を受けてのその場しのぎで見直しを行おうとしている感も強い。例えばYouTube閲覧は動画のダウンロードに当たらないという発表をしているが、これとてソフトを使って簡単に保存可能な状況にあるし、これに限らず流動的な技術や特定のサービスを見て、事前にこの既定に触れるか否かを確認する必要があるような改正は早晚整合性を持たなくなると思われる。 また、動画や音楽ファイルなどを前提としているようであるが、著作物という意味ではウェブサイトやブログなどの文章・小説なども著作物であり、更に今後の技術進化によっては、どこまでがダウンロードに含まれるか否かの定義も解釈が問われる可能性もある。 著作権法の見直し自体は必要と思うが、それは一時的なブームなどを受けて安易に既存の法を見直すのではなく、ネットによる情報流通を前提として著作権法全体を改めて制定・規定し直すべきであり、現在の付け焼き刃な改定案には強く反対するものである。	(有)ミームデザイン
わたしたちは、「違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法とする」(以下「ダウンロード違法化」と記します)という、本報告書の案に反対します。意見の概要は、下記の通りです。 【1】「ダウンロード違法化」が著作権者の利益保護となるのかが疑問 【2】「ダウンロード違法化」によってインターネット上の動画・音声の視聴・やりとりが停滞することは、誰にとっても利益にならない 以下に詳細を述べて行きます。 わたしたちは、パソコンの操作方法(含むファイル交換ソフトの使用法、ネット上の動画の保存方法)についての雑誌記事、ムックなどを書くことが多い編集者・ライターグループです。法文のような文章は書けないので、自分たちの知っていることを率直にわかり易く記します。 【1】「ダウンロード違法化」が著作権者の利益保護となるのかが疑問 まず、わたしたちは実感として、ファイル交換ソフトや動画保存などのマニュアル記事を読む読者たち(＝ネットから動画を保存する一般ユーザーたち)が、著作者、レコード会社、映画会社などの利益を著しく損害しているという風には、感じられておりません。 ■コンテンツに興味があってもダウンロードする人たち ネットからコンテンツをダウンロードをする人たち全体の中には、コンテンツそのものにはそれほど興味がないけれど、たまたま技術や環境があるから、ただダウンロードしている人、というのが少なからずいます。彼らは、著作権者の売り上げにそもそも何も関係がなく、コンテンツがアップロードされなくなれば、コンテンツに見向きもしなくなります。 ■コンテンツに興味があってダウンロードする人たちの内訳 コンテンツに大変興味があり、ダウンロードを行う人もいますが、そのようにコンテンツの内容に熱心な人は、既にレコード会社や映画会社、出版社などの良い顧客である場合がほとんどです。売っているもの、買いたいものに関してはきちんと購入した上で、それだけでは飽き足らずに、過去にテレビ放映されただけで商品化されていない映像や、廃盤・絶版などで手に入らないものをダウンロードしてのしんだり、まだ知らないもの、買うほどのものかどうか既出の情報からでは判断できないものを試聴したりする、というのが彼らのダウンロードの主要な目的であると言えます。 また、コンテンツに大変興味があるけれど、どうしてもお金がないので、代替手段として、技術の勉強をして手間と時間をかけてネットから入手している、という人たちもいるとわたしたちは思っています。 これも、お金がなければ買えないだけなので、いまが良い時代だけで、規制が厳しくなれば彼らは昔のように金銭的にも文化的にも貧しい生活に戻るだけです。著作権者の売り上げに無関係な上に、潜在的な顧客へのコンテンツの認知・啓蒙もこの時点で絶たれます。	Melody Maker編集室

■「ちやっかり泥棒している人」は全体のどれくらいか その中間、「コンテンツに興味があるからダウンロードして、ダウンロードできなくなったら、仕方がないから買う」という人たちもいると思います。が、そういう人がダウンロードを行う人全体のどれくらいなのか、被害額はどれくらいなのかというと、実は大した金額ではないのではないか、とわたしたちは考えています。まずその被害額を説得的な数値で示していただき、それが海賊版業者の撲滅などと比べてどれくらいの実効性、優先度があるのかを検討し、はじめて法律を改正するというのでない限り、現時点での「ダウンロード違法化」にはコンテンツホルダー・コンシューマー両者にとってデメリットのほうが多過ぎる、というのがわたしたちの考えです。 【2】「ダウンロード違法化」によってインターネット上の動画・音声の視聴・やりとりが停滞することは、誰にとっても利益にならない ○ダウンロードとストリーミングの区別は、技術的にも法的にも曖昧である。 ○ホームビデオのようなものであっても、権利者の許可を受けてアップロードされたものかどうかは最終的にはわからないものがほとんど。 ○インターネットに国境はないのに、法律は各国・各箇所で違うとなると、法律に精通しているわけではない一般市民に合法かどうかの判断は不可能。 といった意見は、既に他の専門家やネットユーザーのかたが表明されていることと思います。このような観点から、ダウンロード行為を違法化することは、合法的なダウンロードも含めた、既存の動画共有サイト、ストレージサービス、ファイル交換ソフトなどの技術開発・一般ユーザーの利用を大きく妨害してしまうことになりかねません。それは長い目で見て、誰にとっても不利益なことです。 近年、やっと輸出産業・輸出コンテンツとしての価値を認められてきた日本のまんが・2次元創作物の、作者の層の厚さ・レベルの高さはコミックマーケットなどの同人誌即売会が培い、支えてきたものでした。同じことは、いま動画共有サイトなどで発表・視聴されているアニメ映像やポップミュージック等にも言えることです。日本発の動画共有サービスである「ニコニコ動画」の急成長(有料会員が10万人を越えました)とその熱気は、日本のコンテンツ産業に携わる全ての人にとって着目すべき事柄です。今回の「ダウンロード違法化」によりこういった動画共有サービス全体までがいたずらに恐ろしいもの、危険なこと、よからぬこととして一般に認知されることになってしまったら、日本のコンテンツ産業の発展の大きな弊害になることと思います。 例としてまだ多くはありませんが、「ニコニコ動画」で認知度を上げたことがきっかけとなって、実際に販売されているCD/DVDソフトの売り上げが倍増し、仕事が激増したJポップアーティストもいます。販促ツールとして使える可能性もある、まだ未知数のサービス・技術に対して、曖昧な根拠で成長に制限を加えてしまうことは、そのことの実効性(著作権侵害被害防止)に比べて、デメリットのほうが大きいと危惧します。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の日本の著作権制度の実運用では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多いと実感しているし、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現代日本の文化的セカンドラインの大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもない(むしろ昨今のCGMの台頭により原作品の利益を補強ないし掘り起こしている)のに違法化されるというのはおかしい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、技術立国日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。これは我々日本の技術者に対する宣戦布告であり、とうてい容認できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。これはコンテンツ立国日本の礎たる我々小規模コンテンツ制作者への宣戦布告であり、とうてい容認できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービス(CGM)や、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。これはコンテンツ立国日本の礎たる我々小規模コンテンツ制作者への宣戦布告であり、とうてい容認できない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。すなわち、コンテンツ立国日本の礎たる我々小規模コンテンツ制作者へ、不当なリスクを負わせる法改悪であり、とうてい容認できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。これは技術立国日本において、我々技術によって立つ大小全ての事業者への敵対行為であり、とうてい容認できない。	高天原応用通信研究所

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが問題で、権利者自身が権利行使を放棄している状況である。それなのにわざわざ、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入するとは何事か。	
当方は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 1、105から106項の「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 私たちはこの項目に対して反対意見を提出します。理由は以下の通りです。 ○「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)に限定する。」とあるが、「情を知って」という事を判断するのは容易ではなく、これを実証するために新しくユーザーのデータをやり取りするデータを監視するこのできる法が作られる可能性がある。これは通信の秘密の侵害となりかねない。 ○また、ダウンロード違法化が法規制されたに次いで、この違法行為を効率よく取り締まるため、著作権非親告罪化などの法が整備される可能性がある。 この結果、「情を知って」という事が判断しにくい特性を利用した、冤罪事件の原因との指摘がある警察の別件逮捕を助長する事となりかねず、見込み捜査や冤罪が増える可能性がある。 2、104から105項の「第30条の適用範囲からの除外」の項目 当方はこの項目に対して反対意見を提出します。理由は以下の通りです。 ○この項にある通りに実行すると、上記(1、105から106項の「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目)の理由から、誤って違法なコンテンツをダウンロードしてしまった場合をユーザーが危惧し、合法的なコンテンツ(権利者に使用料が入る有料コンテンツも含む)まで、妨げる可能性がある。 ○また、元々は違法コンテンツをアップロードする行為を防ぐのが正道である。これをダウンロード違法化を行い、取り締まろうという事は世間一般およびインターネットユーザーからは「怠慢な行為」と見られる可能性が高いと考えられます。 よって、インターネットユーザー特に、動画投稿サイトの利用者には、違法サイトからの録音録が違法であるという秩序受け入れられない可能性が高いと言わざるを得ません。	西多摩情報通信研究会
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。日本のコンテンツが強い理由は、パロディも含めて、多くの人が創作をし、発表する場があるということにもあり、それがなくなることは、日本のコンテンツ産業に大きく影響を与える可能性がある。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 そもそも、ストリーミングを別にする際の定義が難しい。既存のストリーミングはキャッシュという形でダウンロードしており、それをファイルとして保存することが可能なのであるから、ダウンロードに含まれるであろう。司法の判断と立法者の判断がずれることは、映画の著作権期間に関する問題からも起こりうる事が明らかであるので、立法者が言っている、というだけでは弱く、厳密な定義にしなければならないが、その定義では既存のストリーミングを対象外とするのは難しいだろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。そもそも、「適法マーク」は誰がどのように発行するのか。個人がコンテンツを発信することが増えている以上、個人が簡便に無料で、適法マークを発行してもらえるようにする必要がある。 また、匿名でコンテンツを発信したいという人も多くいる。それが権利侵害に当たる物でなければ匿名発言の自由もまた保護されるべきことであり、匿名でも適法マークを手に入れることを可能にするか、捜査令状以外では個人特定をしないという条件で、個人情報管理した上で、発行を可能にする、というくらいのことができればならないだろう。	ロージナ茶会

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 また、コンテンツ発信は海外でやること、という動きを生み出しかねず、それは日本の産業競争力を奪うことにも繋がりがかねない。文化庁が行うべきことは、日本でコンテンツを発信することが、プラスにつながるようにすることであろう。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また、この削除に関する責任をISPに負わせると、ISPのビジネスに大きな影響を与える。プロバイダの意見についても聴取を行い、それが現実的に可能であるかを見据える必要があるだろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪いのではないか。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害である。 まずは、送信可能化権できちんと対処を行った上で、それでも対処が及んでいないという時に行われる最終手段であるべきである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について私たちは反対意見を提出する。 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案ではないか。	
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	SOS団

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	ニコニコ動画死守同盟
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。 六. 違法ファイルの「ダウンロード」を「違法」とであると定めると、インターネット全体の利用者が利用を控えるなど、インターネットの利用が減少しかねない。 これは「情報化社会」と謳われる今日の実情にはそぐわないものであり、「情報化社会」の促進に何らかの悪影響を及ぼすことは必至である。	ニコニコ動画死守同盟（代表者別）
本意見書では、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」のPDFファイル77頁、第7節・その他検討事項で述べられている、「私的使用目的の複製の見直し」に対して意見をを行う。 特に、「著作権分科会 私的録音録画小委員会（第13回）議事録・配付資料」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku...の私的録音録画小委員会中間整理（案）分割版2の56頁から58頁にわたって記されている、「2 第30条の適用範囲から除外するのが適当と考えられる利用形態」について言及する。 意見： 本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理（案）分割版2（以下、中間整理案）の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」（一部省略、原文ママ）という意見に賛成するものである。 理由： まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	神奈川秦野ニコニコ動画死守連盟

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。 追記 とにかく反対だ。 著作権問題はいいとして、ダウンロード違法化となるとだまっではいられんな。 ストリーミングさえ違法になんだろ？ お前らがやっていることは自分で税金節約しないで税率上げようとしての最低なクズ野郎共と同じことだよ。 自分で著作権違反の動画とかを取り締ったりしないで法で解決するだあ？まったくなめてるよ。 そんな法作るくらいならもうちょっと努力してから作りな。	ニコニコ団体
* 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 以下の理由から反対です。 ★ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツが存在している訳ですが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者はこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取ってきたのでしょうか？これが面倒くさいから簡単に摘発できるようにして、「権利者の手間をなくそう」と考えたなら、派生的に混乱と二次の問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害になってしまいます。 * 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の理由から反対です。 ★法律は世界各国でそれぞれの事情で制定されるものですが、インターネットはもともとグローバルなものであるため、日本が法律を作ったからと言って海外にその効力は及ばない筈です。 外国のサイトが日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながりかねません。 ★ストリーミングとダウンロードは、技術的には大差はありません。最近ストリーミング後のデータをファイル化する事も可能になっており、法律的に違うものとして扱う事が難しくなっています。 また、これを別のものとして扱うと、サービスの可能性が著作権法と言う全く関係ない法律で制限され、日本のネットワークサービスの開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 * 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の理由から反対です。 ★「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは、余りにも統制的な発想で昔の「米穀配給手帳」を思い出してしまいます。だれがあの手帳を持って米を買いに行きましたか？ 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱いとは独占禁止法にも関連する事になるので、慎重な審議が必要と思います。 ★「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、合法マークを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないかと勘ぐってしまいます。 ★我々アマチュアの制作者は各サイトを訪れる時に、サイト玄関の注意事項などまず読みません。必要なデータや資料を探し、その資料を使う上で必要な許諾情報を見るだけです。合法マークに相当な権威と裏付けが無い限り無視してしまうでしょう。結果、一億総犯罪者になる可能性が否定できません。	四街道を記録する会 (YNCA)
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。	春日部TRPG研究会

最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを開覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っていると同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまいう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの補助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能性権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありう」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 ○適法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであろうと思います。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффイング等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込み詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがますます議論されています。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようとする、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。	東海高校文芸部

そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。

そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。

また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。

そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。

○「合法マーク」は不適切な対応である

「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。

消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられ、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところですが)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。

この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。

「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。

○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき

また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。権利者や権利団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもしない著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人たちも存在しています。

合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます(実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます)。

○送信可能化権で十分であるはず

既に述べてきた通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。

ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。

著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なカタチで妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。

○潜在的な違法ユーザーという危険性

以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。

潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするのとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。

○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因

そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。

○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾

そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではなかったでしょうか。

過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちは思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に合うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。

私たちは次の理由より中間整理に抗議する。

1) ニニコ動画には、動画に関連した商品及び情報を表示した「ニコニコ市場」というものがあり、権利者が持つ商品の無料広告となっている。権利者はそこから不特定の利益を得ることができる。

このことはyoutubeをはじめとした他の動画サイトにも似たようなことが言える。

2) サイトに投稿されている版權物のパロディ作品は一概に権利者に全ての権利があるとは思えない。同人誌、アンソロジーコミックのことを考えれば、考えればこれを考慮せず削除するのは不条理である。

3) 360万人の会員の理解を果たして得ることができるのだろうか。

4) 名前だけでは違法か判断できない

例えば普通の動画をアニメの名前で登録する人物はいるだろうし普通の名前でもアニメの動画かもしれないこのように無理が生じるため不可能である。

5) いたちごっこが続くので無駄である

6) youtubeはGoogleがついているため無理に実行するのは日米関係を悪くするのではないのか

開成中一年七組

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	埼玉県立熊谷高等学校
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	神戸国際大学所属 現代視覚文化研究会
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 現在の著作権制度では、他の著作物を原作とする二次創作作品において、否定的な意図を持って（原作を批判するものなど）は、許諾は得られず、著作権違反として訴えられる恐れがあるが、二次作品の創作者も作者として自分の作品に対してのリスクを背負うのはしかたがない。しかしそれを見る側すなわちインターネット上においてダウンロードする人に製作者と同様のリスクを負わせるのは納得できない。いわば、インターネットとは公共の場に立ててある看板のようなものであるのだからそれを覗き見た人間を無差別に攻撃するのと同じでありインターネットという構造そのものを萎縮させることに他ならないと考える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 ストリーミングとダウンロードはユーザー側のコンピューターにデータを格納するという点で変わりなく、この先さまざまな技術が登場してこの境界がどんどんあいまいになっていく可能性がある。それなのに、この二つを明確に区別してしまうと、情報配信技術において境界線に近い技術の開発を躊躇させることとなり、結果的に将来有望となり得る技術的な可能性を狭めてしまう危険性をはらんでいると考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 「適法マーク」が無い＝違法サイトとして個人のサイトなどで個人が著作権を容認しているコンテンツをダウンロードするのが違法になるというのは著作権法の理念に反している。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークにはインターネット業界において速度的・コンテンツの発展の妨げにしかならず、存在する意義が認められない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 「適法マーク」はユーザー主導のサービス、アマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除する効果しかなく、公正な競争に反するものではないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 インターネットのサイトはそれが存在するサーバーの置かれている国家においての法律によってのみ制限されると考えている。国内の法律を海外のサイトまで適応せんということは越権行為に他ならない。また海外で合法サイトを語った違法サイトが登場することは安易に予想される事態であり、そうしたサイトで合法だからと安心して利用者を狙ってコンピューターウイルスや詐欺など攻撃を仕掛けてくる可能性は十分にあると考える。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 ダウンロードが違法化されたら、ユーザーが違法なダウンロード行わないように、アップロードに気を遣いすぎ、その結果として著作権者が自らアップロードしているコンテンツを間違ったクレームに基づいて削除してしまうという事故が多発するようになることは避けられない。これは弱小の著作権者に明らかに不利になる状況であり認めることは出来ない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 そもそも違法ダウンロードサイトという考え方は不明確で、国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあり、利用者として信用がおけない。	W-TALE

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対する。 違法にアップロードされたコンテンツというものは、そもそも送信可能化権で規制できるはずであり、権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。ダウンロード違法化によって新たに様々な問題を生じさせることになるダウンロード違法化の導入は適切ではないと考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 ごく一般的なユーザーは、違法性の有無にかかわらず、コンテンツをダウンロードした場合に、何者かが訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは今までにも有料サイト使用料金請求詐欺などと全く同じ性質のものであり、これを後押しするようなダウンロード違法化には反対せざるを得ない。	
現在は、メディア媒体、コンテンツの制作、提供（著作権の問題も含む）などにおける社会システムが変革期を迎えていると考えられる。 メリット、デメリット双方に大きな可能性を含むこうした変革での、可能性の展開は未だ模索期にあり、整備誘導される状況にあるものとは考えられない。 既存のシステムや価値基準から遊離した、メディア・コンテンツ進化やレパッジ事業の変化を阻害する可能性を考えると、早急に法的制限を課すことは時期尚早と感じる。	デジフィールドオフィス
1 キャッシュまで違法にするのは間違ってる。お咎めなしではなく違法にするのが間違ってる。 2 知らずに違法行為を行ってしまう危険性が高すぎる。ユーザーに大きなリスクを背負わせることになる。	メディアサークル
我々インターネット使用者は、微力ながら反対票を投じさせていただきます。 理由としては、ダウンロードも規制をかけるとなると、日本のインターネットシステム全体の大きな構造改革が必要になってくると考えるからです。 また、規制をかけるのであっても「ニコニコ動画」等のサイトで本当に気力を養って就職活動等への意欲を示す若者がいるのも事実です。 さらに、多くのユーザーが利用しているサイトを規制することは、暴動の原因にもなりかねません。所謂オタク達（我々もどちらかといえばそうですが）は、ニコニコ動画などに非常に励まされています。 これらの観点から総合的に見て、今回の案を先送りにすべきであり、またそれに見合っただけの娯楽システムの娯楽システムが必要であると、我々は意見をここに述べる次第です。	Recollection=Diary及び代表と直属のサイト運営者、閲覧者(任意)、合計46名
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人（同旨731件）
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 3. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人（同旨2件）
一. ダウンロードしたファイルが違法であるかどうかは実際に開いてみないと分からないことが多い。 二. ダウンロードしたファイルが違法か合法かの定義が曖昧である。また、それを明確に区別するのは難しい。 三. ダウンロード＝犯罪と決め付けられてしまっはインターネット利用者全体が犯罪者となる危険性を孕んでしまう。 四. 違法、合法の基準がが曖昧なままこの案を押し進めようとしていることに疑問を感じます。本当にこれで解決できると考えているのでしょうか？違法、合法の基準を策定するのは現実的に不可能だと考えます。 違法な行為、サイトを取り締まる、そのために健全な利用者の方へ負担が回って来るというのはおかしい気がします。無闇に新しい法律を施行することには賛成できません。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化する、または何か別の方法で行っていただきたいと思います。	個人

一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 二、ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。 個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。 有名な作品であっても、複製が認められている場合がある等々、適法か違法か利用者にははっきり認知できないと、利用者としては危なっかしくてどちらも使えない。 三、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。 「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけであり、通用しないならしないで、適法サイトだと思って使っていた場合のリスクが大きすぎるため、違法サイトの利用者の減少どころか、適法サイトの利用者の減少の可能性もありえる。これでは本末転倒である。 四、管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。 自作の曲を自分の管理するブログやウェブサイトで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 インターネットの普及により、このような発表方法が増えた中でこのような法律は、「時代の流れに逆行する馬鹿げた法」以外のなんでもない。 五、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 六、五の内容の実例になるが、システムの面でのことを挙げてみると、転送効率の向上に一役買っている「キャッシュ」や、Youtubeやニコニコ動画等で用いられる「ストリーミング再生・配信」に関してどうなるのが不明瞭に見える。 順を追って説明すると、まずウェブサイトを開くと、キャッシュが保存される。これは次回以降に同じページを開くためにまた元の場所から情報を転送することによる遅れを極力避けるために使われる。 windowsユーザーには一番ポピュラーであろうInternet Explorerでは「インターネット一時ファイル」という呼び名が付いている。 Internet Explorerの場合、「ツール」メニューの「インターネットオプション」から一時ファイル、すなわちキャッシュを保存しているフォルダを開くことができ、またこの一時ファイルは簡単に別のフォルダに写したり移したりすることが出来る。つまり、「ダウンロード」してないのに「ダウンロード」したのと同じ状況を作り出せる、平たく言えば、違法ファイルを見ただけで犯罪者である。 また、Youtubeやニコニコ動画等で用いられるストリーミング再生というのは、一見インターネット上のファイルをインターネット上で見ているだけだが、システム的には次回以降の転送効率向上のため、やはりキャッシュが残ってしまうので、「ダウンロード」したのと同義になってしまう。つまり「ダウンロード」しながらネット上で見ているのである。 以上、現在の案ではこのようなインターネットのシステム面を無視しているように見られる。 これでは「国民総犯罪者化計画」である。知らないうちに犯罪者になって逮捕なんてことになってはシャレにならない。 まずは、「キャッシュ」や「ストリーミング再生・配信」はどうなのか、適法なのか、違法で罰せられるものなのか、違法だが罰せられないのかこの件に関してはケースバイケースではなく、「どれも例外なく適法で問題ない」「どれも例外なく違法だが罰せられない」「どれも例外なく違法で罰せられる」のいずれかにならないと私個人としては、安心してインターネットを利用できたものではないです。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対させていただきます。 著作権の保護も大事ですが、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思っています。 悪意を持った利用者がいるのは事実ですが、善良な利用者のことを鑑みず、権利者の権益だけを守るような(少なくともそうにしか見えないような)法律には到底納得できません。 我々利用者が皆悪意をもっているわけではないということを忘れないで下さい。	個人
一、 除外する行為について、違法サイトを承知の上で録音録画する場合とあるが、これはダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない場合があるし、ファイル名や説明等から判断できない場合もある。ダウンロードをした後であっても、それが違法かどうかを識別するのは、個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない等の理由があるため非常に困難である。 二、 曖昧さの含まれる定義のため、ユーザーは常に犯罪を犯すリスクを背負うことになり、適法のサイトの活動やダウンロードを低下させることが起こりうるため、文化的活動の衰退につながるおそれもある。 三、 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは非常に困難である。 適当に繕った言い逃れが通用するなら、法が何の抑制力も持たず意味がない。であるから、諸々上記一又は二で書いたようなリスクを負うユーザーの視点に立てば、このような法は無いほうがよい。 以上、上記一から三までの理由により、違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には反対である。	個人

一.ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 二.ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 三.ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 四.管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 五.曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。 私を助けてくれた動画配信サイトやインターネットを壊すようなことはしないでください インターネットで救われている人もいます。お願いします。	個人
一. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 二. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 三. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 四. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 五. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 六. 「ダウンロード」の定義が、未だ「法制問題小委員会デジタル対応ワーキングチーム」で定められていないうちに、ダウンロード違法化の議論をするのは不適当と思われる。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
一.ダウンロードを行ったファイルが著作権に違反かどうかを判断すべきは著作権所有者(製作者)の権利でなければならない。 違反かどうかを判定できるのもまた著作権所有者(製作者)だけであり、一定の判断を下すことが出来るのも著作権所有者(製作者)でしかありえない。 著作権所有者(製作者)でないものが判断を下すことは著作権所有者(製作者)の権利を侵害することである。 また、クリエイティブコモンズによって保護されているファイルに対しての対処はどのように行うのか。 そもそも、その知識を得ていないものが判断したときに誤認を引き起こす可能性が大いにあるのではなからうか。 二.ダウンロードを行う行為は自主的であるがそのダウンロードを行ったファイルが著作権違反をしているのかどうかを判断することは実際にダウンロードしたファイルを開覧することでしか厳密に確認する方法が無いために結果として冤罪を誘発する可能性が大きい。 また、閲覧しているファイルがダウンロードしたものなのか、権利者の承諾の上で譲り受けたものなのか判断する方法は無い。 三.ユーザーがダウンロードを違法と『確実』に知らせる方法はあるのであろうか。 そもそも、ユーザーがその判断を行うことはブラウザの性質上不可能といってもよいものであり、確認するにはダウンロード以外に方法が無いといってもいいであろう。 四.管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うというのは如何なものであろうか。 著作権を行使しない作品、およびクリエイティブコモンズによる著作権管理を行って作品を発表しているサイトの運営に対しても適法では無いから違法と判断するのであろうか。 それはあまりに乱暴な対処ではなからうか。 疑いが一度持たれてしまったとき、そのサイトの運営者に対してどのような対応を迫るのか。 五.そもそも、非申告化によって発生する法的判断はどのように明確にするのであろうか。 一.で述べたように判断できるのはその著作権所有者のみであり、非著作権所有者が著作権所有者の判断無しに定量の判断基準を設けることは非常に危険である。 現在著作権を持つオブジェクト(作品)は無数にあり、それぞれに違反性を判断することは事実上不可能である。 六.もし仮に誤って著作権を持つファイルのダウンロードを行い、それが発覚してしまったとき『ダウンロードを行っている時点では違反しているとは気が付きませんでした』と言い逃れが出来るのも問題である。 違反かどうかの判断基準が最終的にユーザーに委ねられるとなると、その行為を行ってしまったユーザーの判断で違法とすることかどうかというのはそもそも法律ではない。 白ざせば違法とみなすことが可能になるということは、状況によっては恐喝などによる威圧的行為によって違法にすることが出来るのではなからうか。 まさにパワーハラスメントと言えるではないか。 以上の理由によりダウンロードを行う行為による『犯罪』とみなす法律の施行に反対を表明する。	個人

一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 二、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 三、曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考ええる。 以上の理由により、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します	個人(同旨130件)
ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。	個人(同旨4件)
ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。	個人(同旨1件)
管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人(同旨5件)
曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人(同旨5件)
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人(同旨3件)
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。	個人(同旨2件)
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。	個人(同旨1件)
ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人
ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人
ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人
管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 元々著作権なんて必要あって必要なかったように伺える。ネット上の改造違法動画が営業妨害に見えるのは不快に思うもののみ。ほとんどの場合、いい宣伝網でもある。一時期あるゲームのプレイ動画が法的に配信されたがそれを見て私はそのゲームを買った例もあったりした。 7. この事を受け、ネット上の某大型掲示板や某大型動画などはうねりにうねった。この「パブリックコメント」自体は少ないかもしれないが、ほとんどの人間は「この改正案は困る、常識的に考えて」と言う。 なぜか、「人気」だからである。おもしろい、すごい、カオス、人間はそれを求めて違法動画を見る。違法動画は響き的にはよくないが上記どおり宣伝にもなる。再生数やアクセス数が多ければ多いほど、である。法改正してクーデター起きても私は知りません、ネットの住人は多いのですから。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 一つ、これは私の勝手な意見ではありますが、私自身、動画サイトで励まされたことがあります。もういやだ、となってしまうと、動画サイトのコメントを見て励まされ、頑張ろうという気持ちが溢れました。動画サイトがあったから友達も増えました。インターネットだけの友達ではなく、学校の友達です。本当に増えました。今笑っていただけるのも動画サイトがあるからです。それなのに自粛しなければならないのは悲しいです。とても辛く、胸を苦しめられます。 以上の6つの理由により、私は違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には反対いたします。著作権の保護は、違法な配信の取り締まりを強化することによって行っていたきたいです。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 著作権の保護は、正常な働きを持つ非営利団体の設立と妥当な課金によって行って頂きたいと願います。 単なる厳罰では日本の世界に誇れるアニメという文化が廃れてしまう気がします。 日本の独自性とも言うべきオタク文化を支えているのもネットです。もっと彼らを生かす方法で経済を回す上手いアイディアを持ってこの著作権の保護を行ってはいただけないでしょうか？ 以上、よろしく願い致します。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 違法ダウンロード取締りの強化として法律を強化する以前に、消費者としては、現状の著作権者に正当な報酬がもたらされているのか不透明な実情をハッキリとさせて欲しいと考える。以前より、某音楽著作権管理団体については資金の不透明な管理について一部マスコミでも取り上げられるほどである。すなわち、「消費者から集めた、本来著作権者に配分されるはずである著作権料の配分が正当に配分されず、ほとんどが著作権管理団体の資金となっている」というものである。 消費者の心理として、「こういった不透明な管理により正当な配当がされないならば(悪い言い方をすれば「訳の分からん団体に吸い上げられるのならば」)馬鹿正直に金を払わなくとも…」といった具合に違法ダウンロードに手を出してしまうことも十分考えられる。 本件についてだけではないが、まず法の強化という前に、クリーンであること(どういった管理がされているか、どれだけの資金が集まってどれだけ配分され、維持管理関係する人件費や管理費がどの程度で、どれだけを利益としてるか、など)を各団体が素人の目にも明らかにした上で法の強化をしたほうが、現状よりも消費者が十分納得しやすいと考える。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 追伸 これは自己の私欲を肥やすための策略に他ならない。金がいほいだけじゃないのか？国がお金がいほい。お偉い方の至福を肥やすためじゃないのか？本音では年金問題みたいにちやくふく目的でそんな制度を作りたいだけじゃないのか！	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。	個人(同旨110件)
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. また、本委員会の委員の構成は著作物の販売権等を持つ権利者またはそれに関わる者が多く、委員会としての公平性・公正性に欠け、また、コンピュータ及びネットワークに深く精通した技術者の現状的・現実的意見等を考慮した内容になっていない、コンピュータ・ネットワークの普及による現状が正しく考慮されているとは言い難い等の偏った内容となっており、実質、インターネット利用者全国民を犯罪者としてしまいかねない。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には断固として反対する。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思いますと強く思う。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人(同旨1件)

一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 二、ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 三、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 四、違法ファイルをダウンロードした場合、1バイトの情報量でも違法になるのか、完全なファイルとしての情報量で違法となるのか。 例え違法ファイルの99%の情報量をダウンロードしたとしても100%で無い限り所持しているデータでは適法か違法かの判断はできないし、100%でないと意味の無い情報も存在する。反対に99%でも十分な情報量を持たせることも可能である。また情報量の程度で判断するとしても、その程度以下の情報の所持、破棄を繰り返せばほぼ完全にその情報を知り得ることが出来る。 五、管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。それに加え、今現在webページの総数は計り知れない数が存在する。その一つ一つの文章や画像、映像データに適法/違法を適切に行えるのかという疑問も出てくる。 サイトを管理されるためには申請一許可を待つ、という形になる。1日の更新数が数十回～数百回に及ぶページもある。1日の申請数を限定してしまうと全く違法ではない情報にも関わらず更新、訂正なども出来ない事態も起こり得る。 六、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、本意見書では違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対であることを表明する。	個人
1. ネットの性質上、サーバ上に存在しているファイルはダウンロードしなければいかなるファイルであるかを調べる術が存在しません。またファイル名やキャプションなどはいくらでも偽装する事が出来ます。 したがってサーバ上のファイルが違法であると知らずにダウンロード型靴討論Σ 椎柔④銃麒△蠅平后錫鮪錫鮪違法性を判断するためには違法行為を犯さなければならない、という事です。 2. 例えば音楽であれば、全てユーザーが、全ての製作者がこれまでに創作した全ての曲の全てのパートを知っており、なおかつそれら全ての権利者の考え(複製を許可、或いは不許可など)を知っていなければ厳密に違法性を判断する事が出来ません。 例えは知名度の低い曲の一部分が違法アップロードされており、知らずにダウンロードしてしまう可能性が存在します。 そして個人で違法性の判断をする事が不可能なケースが必ず存在します。 これは音楽に限らず、絵、文章、動画全てに言える事です。 3. 現在でも個人的に作品をネット上で公開している方は大勢います。 しかし個人的な作品を閲覧することに法を犯す危険性が存在する事になればリスナーの減少、ひいては彼らの激励などを糧に無償で作品を作り続けてきた人たちのモチベーションの低下を引き起こし、ネット上で育まれてきた様々な創作活動砲錫鮪崩壊以外の道がなくなります。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 追記 著作権者の権利を守る事は、現代のネット社会において、非常に重要な事だと私は考えています。しかし、今回の「ダウンロードそのものを違法化する」法改正には賛成することはできません。今現在のネット環境の中で、ダウンロード違法化や適正なサイトのみの閲覧、というのは不要な混乱を招くだけに過ぎないと考えています。個人が簡単にHPを作り、ブログを作り、その中に動画や音楽を載せる事が可能な時代です。それらのダウンロードも、犯罪として裁くのでしょうか。 著作物の権利者が、権利者として利益を得ることができるのは、ユーザーが存在するからですね。著作物を、ネットを介して得ることも違法だというなら、ユーザーは必ず減少していくと思います。ネットユーザーは爆発的に増加しています。ネット時代を逆行させるつもりなのですか。私は強く反対致します。	個人
著作権侵害は深刻なことであり、それを取り締まることには賛成する。しかし、ダウンロードを違法化するというのはあまりに乱暴ではないだろうか。この委員会には権利者側の代表が多くを占めているが、権利者はユーザーによって確立するということの認識が薄いのではないと思う。権利者側の利益や意見だけを追求することは、我々ユーザーとの距離が広がってしまう。また、そのことによって文化的活動が衰えてしまえば、最終的には権利者側が一番追い詰められるということを理解してもらいたい。委員会の方々には現在の状況だけを見るのではなく、大局的な視点を持って欲しいと思う。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 追記 YouTubeやニコニコ動画はストリーミングによって動画を提供している。今回は違法化の対象外であるとされている。しかし、ストリーミングであってもキャッシュという形でダウンロードはしている。そのためストリーミングとダウンロードとの違いが非常に曖昧である。キャッシュから違法な動画を抽出した場合等には違法と判断される可能性がある。使い方によって違法と合法がわかれてしまう。	個人
一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 二、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 三、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 技術に精通しているわけでもないため不合理な判断をしかねない。ユーザーの感覚とは異なる判例もある。実質的に権利侵害性の無いWebサービスでも違法とされることもある。これでは大丈夫と思っていても、どうなるかわからない。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定された。一般ユーザーにとっては、購入済みのコンテンツをムーブしているだけという感覚。既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけ。これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定された。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「アップロード」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。 6・私はインターネットを通じてたくさんの人たちに出会えました。 それは、昨今、犯罪などで叫ばれるような出会い系などのものではなく、恥じることなく健全であり、むしろ自分のプライドであります。世の中にたくさんの人間がいて自分の中にもたくさんの思いがあって、それまで自分自身が感じてきたこと疑問に思ったことあるいはさまざまな思考や思想や感覚などそれを共有できたり、異なる意見によりまた思考を深め日々勉強したり多くのことを教えてくれるインターネットは大いなる友達でもあります。 そのネットのあり方が変わろうとするはじめの一歩を簡単に安易に受け入れるわけにはいきません。ダウンロードの違法化で多くのネットユーザーが消えてしまうのは日本の進歩や豊かな社会を形成してゆくの大きな損失となることでしょう。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 簡単に言ってしまうと、ネット上の動画を何一つ再生できず、再生した時点で違法、犯罪となってしまうわけです。そんな事があって、本当に良いのでしょうか？ 日本のインターネット文化をまたアナログ時代に逆行させるだけです。 しかも、仮にこれが通ってしまうと更に消費は低迷してしまうことが充分に考えられます。 ネット上でのストリーミング再生により、購入を決めるという事も事実あるわけです。 メーカー側からすれば『宣伝』ともなりうるこの方法を無くせば売り上げは上がる所か、更に冷え込むことでしょう。 海賊版だってより増えるでしょう。 それでは、逆効果ではありませんか？ 一般的な意見からすれば『お金が欲しいだけか』と思われてますよ。 最悪、インターネットを見ることが自体が違法になりかねません。 よって、私はこの法律に断固反対いたします。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 この法律は例えるなら「麻薬は違法だから薬物の使用は全部違法にしまおう」ということです。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人(同旨1件)
(1)ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 (2)ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 (3)曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考えられる。 (4)この法律が議論されていることが一般ユーザーにほとんど伝わっていない。一方的な決定で一般ユーザーが犯罪者になる可能性を孕むような法律を成立させるのはどうかと思う。 これらの理由により、「ダウンロード」を「犯罪」とする法律に「反対」します。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 最後に このサイトを見たらえれば私たちの熱意が伝わると思います。 この動画を見ていただければわかりますように、ニコニコ動画は大勢の者が愛しているのです。 それをいきなり廃止していいんでしょうか？ もっと国民の声に耳を傾けていただけないでしょうか？ 長くなりましたがご理解していただけるとありがたいです。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 追記 さらにいうと著作権侵害は権利者本人がそう思った時に申告するもので第・三・者・が摘発し金銭を徴収するものではない。 著作物はあ・な・た・方・の財源ではないのですよ？ あまりお金を徴収しすぎるとレーベルゲー○社のように独・占・禁・止・法・で訴えられますよ？ ねえJASRA○さん…？	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 追記 違法なファイルのダウンロードを「違反」とする法律には反対する。 ユーザーに過度の規制を行うことは、国内のコンテンツ産業の萎縮に繋がる。 新しい技術による影響を、違法コピーが容易になる点だけを強調するのは不公平である。 過去の映画作品などが新しい技術により形を変えて何度も販売することが可能になったり、より低コストで作品を制作可能になっている。 著作権の保護は、配信者への罰則強化や取締りの強化により十行うべきである。 違法コンテンツの販売により不当な利益を得るものに対しては罰則強化があってもよい。	個人

一、インターネットにアクセスする国民は常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。これは全国民を犯罪者として定義するものと同義である。 二、このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 三、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 四、管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 五、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人
一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 二、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 三、曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考ええる。 追記 ニコニコ動画、他サイトユーザーが今回の件について、多くの異議を唱えております。 ニコニコ動画のような場を憩いの場として、楽しむ場として利用している方々も少なくありません。 日常生活に於いての娯楽とし、利用している方々は多いというのが現状です。 以上の理由から、 「違法ファイルのダウンロードを犯罪とする」という法案には反対致します。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 適法マークを与えられた管理されたサイトの管理人や運営者がその運営において、水面下で適法マークを与えられていないサイトの情報を利用するといった一方的なアクセスに限定されるリスクがある。 また、ある種の適法マークを与えられているサイトが情報技術を独占する危険性がある。しかしそのサイトは違う種の適法マークは持ち合わせないため、特定の分野の技術以外は陳腐化する恐れがある。ある種の専門家は他の分野では『一般ユーザー』に過ぎないと考える実これを考えると適法性、違法性の定義自体があいまいとなってしまうのは必至である。 双方向的なコミュニケーションこそ技術発展や創作活動において必須の要素であり、インターネットだけでなく他のメディアでも公開した時点で人々の創作意欲に少なからず刺激を与えるものだと考える。 インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざば機軸世覆あ実に実以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのか？ それでは通信の秘密が侵害されてしまう。 そのことについて、検討されていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 理由として、ダウンロードに関する定義が曖昧であることがあげられると思います。ネットの閲覧だけでさえも画像のダウンロードが行われており、ただブラウザを開き、そのリンク先に動画が張ってあっただけでもダウンロードの違法・・として捕らえる事もできますので、賛成致しかねます。 1人の国民としての意見の受理をお願い致します。	個人
1 ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 2 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 3 曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考ええる。 4 3にある、『文化的活動の機会』というものは最近の情報社会では特に大きい部分があると思います。 この『文化的活動の機会』が失われることによって、世界における日本の情報社会の遅れなどの世界における日本の地位の低下などにつながってしまうと思います。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 また、最後に私の懇意とする一人のクリエイターの言を引用させていただきます。 「無料で自分の創作物を配信してもらうことは、プロモーションにつながる。それを仲間内で共有してもらって、楽しんでもらえるなら、これほど作り手冥利に尽きることは無い。その上で、お金を払ってまで欲しいと思わせるものでなければ、やってる意味がない。ダウンロードなり、コピーなりをして一読、一聴しそれで満足してしまうようなものであれば、それは自分のせいであり、作品がその程度のものではないということだ。」 これはけだし至言であると思っております。	個人
一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 二、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 三、曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考ええる。 追記 民主国家として、限られた人々の意見によって法律が作られるのではなく権利者側でない一般市民の声にも耳を傾けるべきだと考えたので意見させていただきました。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 3. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 ニコニコ動画、YOUTUBEなどの動画サイトによる社会への影響は今現在かなり大きなものになっているように見受けられます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人

ユーザーは合法である事が確認される音楽、動画等以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく失われる可能性がある為。 ニコニコ動画、他サイトユーザーが今回の件について、多くの異議を唱えております。 ニコニコ動画のような場を憩いの場として、楽しむ場として利用している方々も少なくありません。 日常生活に於いての娯楽とし、利用している方々は多いというのが現状です。 以上の理由から、 「違法ファイルのダウンロードを犯罪とする」という法案には反対致します。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. インターネット一時ファイルも規制対象となると、本人が意図していない状態でもサイトにアクセスをした時点でダウンロードされ、保存されてしまうために知らず知らずのうちに違法となってしまう可能性がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 5.ダウンロード違法は国民自身の配信の制限にも繋がります。マスコミの配信は一方的で、一部組織の判断におもねったり誤った世論を誘導して、日本に混沌をもたらします。それに対する有効なカウンターステアがネットであり、国民のアップロード行為と一体であるダウンロード行為なのです。規制法案が作られる時、いつも、このような事をより多くの国民に考えさせるより先に、法律が先行するのはなぜなのか。 マスコミの撒く餌しか食べない豚ではられません！	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 また、以上の理由は私なりにこういった事に詳しい方々、専門家の意見等を聞いたり、反対意見を持つネットの雄志達が、「このように明記すればそちらにも伝わるであろう」というふうに考えてくださった文章を、一部コピーさせていただいたものです。多少の知識足らずはあると思いますが、それでも正当な反対理由となっているのは確かです。 個人としては、法律云々以上に ・民間にも意見を求めず、同一の考えしか持たない閉鎖的な集まりの中で無理矢理可決しようとする、乱暴すぎる姿勢。(民間に尋ねないのは反対されるのを恐れているから？そうであれば閉鎖的で強引であると言わざるを得ない) ・パブリックコメントが6万件程送られたにもかかわらず、権利者がそれ以上の数を送ることで、民間の正しい意見数を無理矢理覆い隠すという荒技(そちらはごまかすであろうが、既にネット上にはその真実が広まっている。これは民間に、ただ今回の案に対しての悪印象を深めるだけの行動である。) こういった、民間から政治団体への信用を失わせる行為をおこなっていることが納得できません。法案を決めるのであるから、国民に意見を求めるのは当然のことではないでしょうか。現に私はあなた方を信用できないので、名前や住所を明確に書く心気にはなれませんでした。誠意ある対応を心がけ、民間のあなた方に対する、この猜疑心をぬぐい取るよう、まず努力すべきではないでしょうか。 そして今回の法案が可決されても、事態は決して好転しません。 一例であり、そして、簡単に書いてしまいますが、この法案が可決されても、動画を作った人物ではなくJASRACのような機関にしか、見た分だけの金が行かないことになる、という問題が、既に危惧されています。素晴らしい作品を作った制作者にこそ金を支払うことにはやぶさかではないが、一切関係のない外部に何故支払わなければならないのでしょうか。 まずはこうした問題点の解決、そしてこの法案は本当に正しいものなのか？というのを、よく検討し直していただきたいです。この法案は、まだ可決に持ち込むには不具合が多すぎる上に、別に必要のない物である可能性も高いものです。 総意として、著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 適法マークを与えられた管理されたサイトの管理人や運営者がその運営において、水面下で適法マークを与えられていないサイトの情報を利用するといった一方的なアクセスに限定されるリスクがある。 また、ある種の適法マークを与えられているサイトが情報技術を独占する危険性がある。しかしそのサイトは違う種の適法マークは持ち合わせないため、特定分野の技術以外は陳腐化する恐れがある。ある種の専門家は他の分野では『一般ユーザー』に過ぎないと考える。 これを考えると適法性、違法性の定義自体があいまいになってしまうのは必至である。 双方向的なコミュニケーションこそ技術発展や創作活動において必須の要素であり、インターネットだけでなく他のメディアでも公開した時点で人々の創作意欲に少なからず刺激を与えるものだと考える。 インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざるを得ない。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 本案が可決されれば、日本のインターネットユーザー全員が犯罪者の烙印を押され、更には日本のインターネットの成長を止める原因になります。また、場合によってはインターネットのシステムを、根本から変える必要も出てくるでしょう。日本のインターネットの発展のためにも、本案を凍結して下さい。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. そもそもとして、この状態で世を出るとなれば、間違いなくインターネットの利便性を犯した改悪法と言わざるを言えない。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人

6.適法マークを与えられた管理されたサイトの管理人や運営者がその運営において、水面下で適法マークを与えられていないサイトの情報を利用するといった一方的なアクセスに限定されるリスクがある。 また、ある種の適法マークを与えられているサイトが情報技術を独占する危険性がある。しかしそのサイトは違う種の適法マークは持ち合わせないため、特定の分野の技術以外は陳腐化する恐れがある。ある種の専門家は他の分野では『一般ユーザー』に過ぎないと考える。 これを考えると適法性、違法性の定義自体があいまいになってしまうのは必至である。 双方向的なコミュニケーションこそ技術発展や創作活動において必須の要素であり、インターネットだけでなく他のメディアでも公開した時点で人々の創作意欲に少なからず刺激を与えるものだと考える。 インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざるを得ない。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにもみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 冤罪発生の可能性が高くなります。 ストリーミングした映像、音楽はキャッシュに残っているから 違法だと、訴えられたり著作権使用料を搾取されたりする可能性が高くなってしまいます。 米RIAAでも同様の問題が発生しており、一般ユーザーに迷惑をかけてしまう事が考えられます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 なお、本意見は著作権の侵害を容認するものではありません。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。 あくまで一般ユーザーを問答無用で潜在的犯罪者に仕立て上げてしまう、個人が保有するデータの調査、及び消去に反対をします。 また、違法と分かれぬままダウンロードしたにも関わらず、著作権料等の搾取を行う事が出来る様にする可能性がある本案に対し、強い危険を覚える物として強く反対をします。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにもみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6.適法マークを与えられた管理されたサイトの管理人や運営者がその運営において、水面下で適法マークを与えられていないサイトの情報を利用するといった一方的なアクセスに限定されるリスクがある。 また、ある種の適法マークを与えられているサイトが情報技術を独占する危険性がある。しかしそのサイトは違う種の適法マークは持ち合わせないため、特定の分野の技術以外は陳腐化する恐れがある。ある種の専門家は他の分野では『一般ユーザー』に過ぎないと考える。 これを考えると適法性、違法性の定義自体があいまいになってしまうのは必至である。 双方向的なコミュニケーションこそ技術発展や創作活動において必須の要素であり、インターネットだけでなく他のメディアでも公開した時点で人々の創作意欲に少なからず刺激を与えるものだと考える。 インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざるを得ない。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと考えております。 慎重な審議を期待いたします。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 極端な例として『悪意ある送信者から強制的に送りつけられたものを受け取ってしまった』だけで『犯罪者である』と言う構図が出来てしまう。 誤認・冤罪を誘発せう法律は如何なものかと考えます。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 今ではほとんどの人が、音楽などをダウンロードしていますそれを違法化なんておかしいです。この案を挙げた人の家族または親戚、自分自身はダウンロードをまったくしていないといえないと思います。だから私は反対です。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 そもそも個人の楽しみを迫害する時点で問題なんじゃないでしょうか。 日本政府は人を縛り付けけるものではなく人を守るためのもののはずです。 利益がどうのこうのいうのなら、友達の家でゲームをするのも違法になります。 それはおかしいのではないのでしょうか。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. また、現在のweb技術では、ストリーミング配信であろうとページを閲覧した時点でユーザー側にデータが保存されるので、ダウンロードを行っているのと同じであり、ストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でなく、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 ダウンロードの定義が、未だ『法制問題小委員会 デジタル対応ワーキングチーム』で定められていないうちに、ダウンロード違法化の議論をするのは不適当であること。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 適法マークを与えられた管理されたサイトの管理人や運営者がその運営において、水面下で適法マークを与えられていないサイトの情報を利用するといった一方的なアクセスに限定されるリスクがある。	個人

また、ある種の適法マークを与えられているサイトが情報技術を独占する危険性がある。しかしそのサイトは違う種の適法マークは持ち合わせないため、特定の分野の技術以外は陳腐化する恐れがある。ある種の専門家は他の分野では『一般ユーザー』に過ぎないと考える実にごこれを考えると適法性、違法性の定義自体があいまいになってしまうのは必至である。 双方向的コミュニケーションこそ技術発展や創作活動において必須の要素であり、インターネットだけでなく他のメディアでも公開した時点で人々の創作意欲に少なからず刺激を与えるものだと考える。 インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざば襍鱗世覆あ実にごこれを考えると適法性、違法性の定義自体があいまいになってしまうのは必至である。 著作権の保護は、違法な「配信」の取締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。	
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトへののみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 また、本委員会が扱われている著作物は、映像や音楽のうち、電子化されファイル化されたものであるが、この電子化ファイルは、入手経路を判別するための目印となるものがない。 持ち主が、正規に入手した電子化ファイルと、違法に入手した電子化ファイルの両方を、元のディレクトリ(場所)から移動ないしコピーしてしまえば、両ファイルを区別することはできない。 これは、ファイルコピーおよびファイル移動技術が発達した現在のPCにとって、ファイルの運用上からみても、また、ある程度条件がそろったPCには等しく動作をするように作成した、動画および音楽著作者の意図からみても、当然の機能である。 このことから、違法ファイルがダウンロードされた後に、ファイルの違法/適法を状況証拠なしで直接区別するのは、技術的に不可能であると結論できる。 違法行為を阻止ないし減少させるには、ファイルのアップロード時点即ち違法行為の発生時点で記録し、そこから発信者を特定し被害額を請求する以外に、技術的な手段はないといえる。 このため、現状で行える最適な手段は、アップロード行為の取締りを強化し、見せしめ적であろうとも、逮捕者を常に増やし続けることが肝要と考える。 最後に、他の手段として、著作権者とユーザ間の契約について述べる。 これは、著作物をあらかじめ、インターネット上専用の著作物(以下ネット著作物)と、他の流通経路専用の著作物(以下一般著作物)とで分離する。 ネット著作物を新たに作成ないし公開するよう著作権者に依頼し、ネット著作物のみ、ユーザの自由な改変を可とするものである。ただし条件があり、 イ) 改変後は、必ず著作権者名等の出典をユーザに明記させる必要がある。 ロ) 商用利用を禁ずる。 ハ) ネット著作物の更なる公開をユーザが望むのであれば、一般著作物の違法アップロード自粛を、著作権者がユーザに要求できる。(あるいは訴訟を考えて、改変利用希望者に身元を登録させる。) ニ) 著作者の望んだ以上の売上が両著作物で得られたのなら、ネット著作物を著作者に追加公開してもらう。 というものである。 逆に、一般著作物の違法アップロードが、さらに増加し続けるなら、著作権者はネット著作物を取り下げ、または追加停止し、ネット著作物を一切取りやめる、という方針を採ってもらう、などが考えられる。 上記手段は稚拙な例であるが、目的は作者とユーザ間で、契約状態ないし協力関係を成立させることにある。 また上記手段は著作権法の変更が必要な可能性が高いが、著作権侵害が頻発する現状を改善する手段として、違法ダウンロード禁止よりはいくらか有効と考える。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 国内のインターネット全体が著作権の名の下に大きく規制されれば国内のインターネット人口は激減すると思います。	個人
僕は既にアメリカに国籍を移しているので、このパブリックコメントを送る資格が無いのかもしれませんが。しかし、生まれ故郷である日本の将来がかかっているかもしれない問題なので今回はメールさせていただきました。 ご存知かと思いますが、コンテンツのデジタル化はどんどん進んでいます。 あれほど騒がれたハイデフDVD後継機もダウンロードコンテンツに乗っ取られる勢いで、情報はデジタル化されています。 そしてこれらの中には、合法的なコンテンツと違法なコンテンツが入り乱れています。 今回の件は違法コンテンツのみをダウンロードした場合違法とみなす事ですよね。 しかし、本当にそれで良いのでしょうか。 マイクロソフト社のオーディオプレイヤー「Zune」には一時的に音楽を共有できる機能が付いています。友人から送られてきた音楽を聴いて、興味を持ったなら自分も購入できるなど革命的ではないにしろ、面白い機能ではありました。今回の件ではこういった、新しい販売法も違法になってしまいます。 日本だけどんどん新しい商売法が開発されていっても、置いていかれるのは少し悲しいと思います。 今回の件で一般消費者は違法ダウンロードを止めないでしょう。 稀に見せしめ逮捕があっても、そんな事を気にする人は極めて少ない。 潰れてしまうのは、技術者の意欲とコンシューマの信頼です。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人(同旨2件)
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 追記 これはあるサイトのテンプレートをお借りしたものです。 このような反対サイトがたくさん立っています。 たくさんの人がパブリック・コメントをして反対しているというのに、このような法案を無理やり採用して、本当に国民の為になるのでしょうか？ そちらにも考えがあるだろうと思いますが、こちらにも考えがあります。 この法案に賛成される方でも後々不便になっていくことでしょう。 某動画サイトでは、この法案を取り扱った動画が1位となり、みなさまから山ほど反対意見が出されています。 言うことを言ってしまうと、誤解された使い方がなされると、個人の表現の自由を奪うことにもなりかねません。 間違った法案を生んでクレームを受けるのはあなた方です。 もっと、もっと深く考えてください！	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 6. 違法ファイルの「ダウンロード」を「違法」とであると定めると、インターネット全体の利用者が利用を控えるなど、インターネットの利用が減少しかねない。 これは「情報化社会」と謳われる今日の実情にはそぐわないものであり、「情報化社会」の促進に何らかの悪影響を及ぼすことは必至である。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 3. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 追記 合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 6. 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
適法マークを与えられた管理されたサイトの管理人や運営者がその運営において、水面下で適法マークを与えられていないサイトの情報を利用するといった一方的なアクセスに限定されるリスクがある。 また、ある種の適法マークを与えられているサイトが情報技術を独占する危険性がある。しかしそのサイトは違う種の適法マークは持ち合わせないため、特定分野の技術以外は陳腐化する恐れがある。ある種の専門家は他の分野では『一般ユーザー』に過ぎないと考える。 海譚鯨佑「機汎」①稲④彌蟲措里△い坪い箸覆辰討靴坪△人驚蠅任△襦突口双方向的なコミュニケーションこそ技術発展や創作活動において必須の要素であり、インターネットだけでなく他のメディアでも公開した時点で人々の創作意欲に少なからず刺激を与えるものだと考える。 インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざるを得ない。突口突口以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
一、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 二、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 三、曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考えられる。 追記 そもそも、インターネットでの全ての視聴・閲覧は、使用しているパソコンに該当ファイルをダウンロードすることによって行われる。違法ファイルかそうでないかに関わらず、パソコン使用者はサイトを視聴・閲覧した時点で使用パソコン内にファイルをダウンロードしていることになる。 ダウンロード違法化はそのようなインターネットの仕組みを理解していない提案としか思えないから。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 そこである映像や音楽などに興味を持って、DVDやCDなどの購入をする人たちがいますし、配信しているページから購入できるなどのシステムもあります。 微々たるものですが、市場の活性化にも繋がっていると考えたべきではないでしょうか？ 違法であることは重々承知しています。ですが、その全てが悪というわけではありません。 権利者の方々の気持ちはわからなくもありませんが、ユーザ側からしてみれば、自分がいつ犯罪者になるのかわからないのは怖いですし、何よりネット上の楽しみが減るというのは正直なところ、嫌です。 最後のほうは少し感情的な問題です。乱文、雑文ですみません。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 これ以上人々の自由を奪う事を止めてください。 音楽や動画で取り締まる位ならせめて他の事に目を向けてください。 他にもすべきことは沢山ある筈。 それから目を背けて音楽や動画を取り締まるつもりですか？笑わせないで下さい。 全 力 で 反 対 させていただきます^^	個人
私は学生的身でして、おせじにも頭がいいわけではありません。 ですが、今回のことは、その私から見ても、ひどいものだと思うのです。 あなた方の決めようとしていることは、何も知らない一般人から見れば、そして実質、私たち国民の大勢を、無理矢理犯罪者にしてしまう暴力です。 、「合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があるから。」 この内容においては、もはや人権侵害に近い行為ではないでしょうか？ 人権侵害に近い行為を、法で定め、合法的に行う。 法というものは弱い存在を、そして秩序を守るためにあるものと思っています。 はたしてこれが、弱い存在を守る行為・秩序を守る行為と言えるのでしょうか。 何の力も持たない国民を、突然「犯罪者にされる危機」に晒すことが。 秩序を守るところか、粉々にすることが目的としか思えません。 この案が可決されれば、今より世の中がつまらなくなることはまず確実です。 つまらなくて何が面白いのか、正しいのか、私には理解しかねます。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 インターネットでネットサーフィンをするということは、データをパソコンのHDDにダウンロードしキャッシュを見るということである。 よって、ダウンロード、および、キャッシュを違法とすることは、ブラウザの機能そのものが違法ということになりかねない。 また、インターネット上には、多くの音楽、画像が氾濫しており、これらを避けて、インターネットを行うことは、今や不可能である。 個人・法人作成に関わらず、これらにはすべて著作権が存在する。 しかし、法人作成のものに対してのみ、このような法律を適用し、ある団体だけが、金を収集するのは、不満や不公平感を生むと思われる。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていたきたいと思います。 6. インターネットに国境はない。プロバイダ責任や権利制限など、法律は国によって異なっているから、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのようなことについて議論がされていない。	個人

1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 本案の有効性は不透明である。 6. 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのかが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 7. 翻案は技術的側面から見た場合、その内容に無理がある。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わりない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 また、文化庁の川瀬真著作物流通推進室長が「YouTubeの違法コンテンツも見ただけで違法は誤解」という旨の発言をしたようだが、このような技術的知識に欠ける人物が技術に深くかかわる規制にかかわっていることに強い危惧を覚える。 技術にかかわる規制は、該当技術を熟知した人物がその内容を考えるべきだ。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対する。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたい。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 4. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人
1点目 ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 2点目 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われる。 3点目 曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があると考ええる。 4点目 著作物のダウンロードが自分が子供の頃のジャンプ等マンガ雑誌の回し読みと比べて違法性があるように感じられないから。ひょっとしたらマンガの回し読みも見つけ次第違法性を唱えますか？自分の子供の頃はジャンプが300万部も売れてる頃でした。回し読みを規制したら1000万部売れてたでしょうか？自分が思うに、そんな規制がされていれば、作家や出版社への不信任で逆に販売数を減らしていたと思います。著作権を守ること一儲けを確保すること、というのは一方的な見え方かもしれませんが、しかし率直な見方だと思います。《がめついい》とか《作品を商品としか見てない》というイメージがつくことはあらゆる著作権者にとっても著作物にとっても不幸だと思います。また、その《回し読み》行為が分化に活力を与え、著作権者にとっても利益を与えていることを指摘させていただきたいと思います。	個人
法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。ダウンロードまで違法とすることには反対である。 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。	個人（同旨32件）

法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。ダウンロードまで違法とすることには反対である。 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。 これらを踏まえ、いくつか例をあげてみる。 ・PCのOSをインストール(コピー)することが違法となるのか？ ・オンラインゲームも違法となるのか？ ・今現在、インターネットの利用者である人間は全員犯罪者ですね？(インターネット一時ファイル＝キャッシュ＝コピー＝インターネット自体が違法) ・じゃあ、貴方は我々のパソコンや音楽プレイヤーの中身を勝手に見て、で、なにもなければ不快感だけを与えるおつもりですか？	個人
法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。ダウンロードまで違法とすることには反対である。 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。 追記 インターネットの基本的な仕組みにもっと詳しい専門家だけで構成した委員会で議論しなおすべきである。現在のダウンロード違法化というのはインターネットの基本的な仕組みを全く無視した立法を目指しているといえ、インターネット業界そのものの全体的なシュリンクを招くと考えられる。	個人
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由： まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起すばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わりない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人(同旨820件)

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 追記 ・合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。	個人

技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 最後に自信の職業でもある「ソフトウェア開発」から見た一面について述べる。 日本国において、決して他国に比して先進しているとは言えないソフトウェア(プログラム)開発分野において、本案は、今後のインターネットを利用した新規技術開発において、利用、普及の足かせにもなりかねないである。 昨今のソフトウェアにおけるLinuxをはじめとするオープンソフトウェアがインターネットの存在抜きにその成立を語れないものであることは今更語るまでもなく理解されていることと思われる。 また、例えば、Winnyは(その利用において、見過ごせない問題を残したが)日本で最も普及、成功したインターネット利用技術ソフトウェアでありながら、それが未完成のまま放置される事になった経緯や、その経緯が現場技術者に与えた影響も心に留める必要があるものと考ええる。 インターネットの重要性は今後、更に増していくものと思われるが、それが、いまだ未完成の技術であることも事実であり、日本国内におけるソフトウェア開発、利用に制限を加える行為は、時期尚早であるものと考ええる。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起すばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 これらのあいまいさゆえにもし法制度化されれば、新たなワンクリック詐欺を生み出すこととなり別の意味での犯罪行為を助長することになるという矛盾に突き当たることになりはしまい。 著作者等とそれによって文化の恩恵を受ける公衆との両者の適切な調整を図るのが著作権の本来の役割であり、それにより究極の目標である「文化の発展への寄与」の達成がなされると思っているのだが、権利者側の一方的な要求のみ取り上げられ、受益者側の意見がほとんど考慮されていない本案は、明らかに著作権法の本来の目的を逸脱したものである。 以上のことから、私は本案に対して強く反対をいたします。 国家による情報統制・監視により著作物の不正が激減し、文化の発展が促進すると考えられている委員もおられるように見受けられる。 その様に妄想すること自体は個人の自由でありこちらの関知するところではないが、現実ではない。	個人

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 最後に、違法性について。 本案件および答弁において該当する行為をしたものを全て違法者とする。とある。 「情を知って」いなかった場合も行為そのものは違法であり、単に罰則対象から除外しているだけである。つまりはインターネット等を利用するユーザ全てを違法者とみなすことができる。例えばURL等のアドレスのみ記載されているページにおいてURLをクリックし閲覧しただけで、ダウンロード保存が許されていない動画および音楽が再生され一次保存された場合においても、その行為自体に罰則が求められないとしても違法と見なすと本案件からは受け取れる。 違法とされた場合、さらなる法改正および司法、警察機関からの搾取、徴収、等の行為に応じる必要があり、かつ本案件を悪用した詐欺行為も容易に行える。本案件にはこれらに対する施策、見解等がいつさい記載されておらず、暗黙のうちに私たちユーザの権利、もっと言えば行動そのものを侵害および侵害を助長する案件である。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。	個人

最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 最後に、個々の権利者へ厳密な配分を行うことには限界があるので、権利者全体の利益に資するような共通目的事業を廃止する必要はないこととおおむね了承された。事業内容については、法律によって、「著作権及び著作隣接権に関する保護に関する事業」と「著作物の振興及び普及に資する事業」を実施することが定められているが、この範囲を更に限定する必要はないこととおおむね了承された」(一部省略、原文ママ)とあるが、権利保護といっても権利者に保証金が行かないのであれば、権利者の著作権は保護されているといえず、また管理団体の報酬になれば、著作権保護の名のもとに料金徴収が行われかねない。そうなれば、著作権法の目的と反しているといえる。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 何でもかんでも違法にするのがそんなに楽しいのですか？ 日本は民主主義の多数決で決まる国でしょ？ こんなにみんな反対してるのにこれが通ったら本当におかしいじゃないですか？ まさに選挙もする意味ないですよ？ 都合の良い時だけ多数決とかおかしいですよ？	個人
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。	個人

最後に、技術的側面について述べる。
現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。
これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っていると同義である。
すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。
ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。
一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。
また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでしまう。
以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。
補足としてこの法案が実施される事により下記のような事態になる事が予測される。
補足1.法案実施に伴い逮捕者が続出する事で国内のインターネット利用者の大半がインターネットの利用を取りやめる事に繋がる。
補足2.上記補足1により利用者が極端にいくなくなる事によってIT企業の大半が会社を維持する事が困難、もしくは倒産する事になる。
補足3.上記補足2により日本経済が破綻する事になり、日本という国が倒壊する危険性が大きいにある。
以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。
理由：
まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。
中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。
しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。
従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。
著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。
しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。
次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。
本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。
そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。
「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでいる。
また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。
最後に、技術的側面について述べる。
現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。
これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っていると同義である。
すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。
ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。
一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。
また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでしまう。
以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。
時代錯誤というか、発想が現行のネットの現実には即してないと思います。
どうしてもこういう事を言い出すなら、ネットという物が世に認知される前にすべきでしたね。
上でも述べていますが、ここまでネットが発達してしまった今、日常的にネットを使う、私たち「権利者ではない」立場からすれば、極論すればこれはすなわち「事実上ネットにつなぐたびに罪になる可能性を内包する」ということになります。
もはやネットはTVと同等以上の情報を「提供」してくれています。コンテンツをダウンロードすることが違法だというなら、TV番組だってHDDに保存できる現代、TVをHDDに録画するのは私的利用であっても「コンテンツのダウンロード」になるんじゃないですか？
そういうことまで罰するつもりですか？じゃあ、そんな犯罪につながるHDDビデオを堂々と発売している企業も当然告発されなければなりませんね。
・・・もちろんこれは極論ですが、この議題は、そんなところまで発展する危険性があると思います。
ネットだけ規制するのもいわゆる「権利者側」の横暴だという印象を受けるし、ナンセンスにすぎる。
アップロード側だけでは規制が効かないからダウンロード側も、なんて発想は、取り締まりをサボってるようにしか見えません。
消費者側の楽しみを取り上げてまで、仕事で楽しようとしないでください。みっともない。
一次データ保存を二次保存可能という技術的問題を放置しておいたりしてのくせに、こんなことを先に論議するのは筋が通らない。
そう思います。大反対です。

個人

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。

理由:

まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。

中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。

しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。

従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。

著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。

しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。

次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。

本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。

そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。

「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。

また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。

最後に、技術的側面について述べる。

現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。

これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。

すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。

ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。

一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。

また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。

以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。

全世界的規模にまで発達した通信技術がもたらした、グローバルネット社会において、本案は情報文化の形成や発展といった著作権法の本来の目的から大きく逸脱したものであり、明らかに時代に逆行していると言わざるをえない。

日々、脅威的なスピードで進歩し続ける情報文化や技術は、ネットに携わる人々の柔軟な思考や自由な発想、また、それらを自由に表現し発表する事が出来る舞台があってこそ、生み出されるものである。

しかし、本案にはこれらの創作や表現の自由を脅かす危険性があり、それは到底看過できるものではない。

この高度情報化社会の中で、技術革新の波から取り残されるようなこと、それは経済・情報先進国としてあるまじき行為といえる。

そうならないためにも、ネット上での表現や創作の自由が、侵害される事の無い世の中であることを切に願う次第である。

個人

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。

理由:

まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。

中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。

しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。

従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。

著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。

しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。

次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。

本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。

そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。

「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。

また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。

最後に、技術的側面について述べる。

現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。

これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。

すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。

ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。

一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。

また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。

以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。

…要するに、曖昧なくくりで国民を監視するような法案には土台賛成できないってことです。

個人

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 また、国民の意見も聞かずに法律で締めるという考えは民主的ではない。 マスコミを通じ、全メディアを使い意見を求める必要があるのではないかな？ 僕と同じ意見を持っている人は大勢居るはず。 それをある一定の上部の国の力だけで、「法律」と言う形にするのはあまりにも理不尽である。 ある程度の締めは必要であるが、日本国民全員が犯罪者となりうるような時、政治に対して反発を起こす人間が多く出没するのではないかな。 平和な日本とは言え、軽率な判断で物事を判断するような法律はいつか崩れ去ってしまうのでは無いでしょうか。	個人
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。	個人

ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 最後に補足意見を述べる。 1. 一時保存データについて、「一時保存データについては違法性はあっても罰則は与えるべきではない」という意見についても、逆の解釈をすれば一時保存データは違法であるということになり、企業や団体による冤罪事件が起きうる可能性が発生する。 2. 一部著作権者の権利の保護の代償として日本国民のほとんどが違法者となるという現象は、大衆論からしてもあってはならない事である。 3. 私自身も含め、著作権者の中には自作コンテンツの2次利用について認めている、もしくは暗黙の了解として了承しているものもある。さらには、自作コンテンツの2次利用や流通を自ら望む物もあり、これが法改正による影響により、自然に抑制されかねない。 4. これは主観であるが、パブリックコメントに応募されない意見について、インターネット内の分布を見れば明らかに当該案件について反対という声が大きく、パブリックコメントだけではなく、現に利用しているインターネットユーザーの生の意見等も配慮すべきである。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作権等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 ダウンロード違法化・・・ 私的録音録画補償金を得るのが目的とのこと。 確かに現社会において、著作権侵害が非常に多くなっていることは僕が目から見て分かっています。 でも確かそれに対処する方法があった筈です。 そして、その対処法で充分だった筈なのです。 ということは、どういうことなのか。 少し考えれば分かるはずですが。 この改正は国民を苦しめ、ただお金を巻き上げるだけの改正になってしまいます。 この改正によってどのような効果が得られるのか分かりません。 どれも漠然とした期待という感じです。 ホントにこれで著作権侵害が止められるのかどうか考えると、僕としては無理だと思います。 僕らにとっては今までやっていたことが違法になります。 違法行為をしていた者にとっては、今までと現状が変わりません。 しかも違法です。逮捕ではないのです。 おそらく日本には、未成年なのに飲酒、喫煙を行っている若者がたくさん居ると思われます。 どうしてでしょうか・・・？ それらが違法行為だからです。 注意しかできないからです。逮捕ができないからなんです。 それを著作権に置き換えただけです。	個人

全く効果が得られないのはお分かりでしょうか？
ということは本来法に触れない行為をしていた者が一番悲しむことになります。
少しは違法が減るかと思いますが、それは恐らく改正直後でしょう。
改正後の動きを見て慎重になっているだけで、時が経てばまた著作権侵害が多くなるのは目に見えてます。
そして録音録画する場合においてのみ違法としていいのでしょうか？
HP上でイラストを公開している人や、写真を公開している人などはどうでしょうか？
録音録画を違法とするなら、画像や文章の方も違法にしてくれ・・・と言ってくるのに決まっているのです。
海で遭難した人が二人居たとします。
救助隊が駆けつけ、救助してくれます。
そのとき一人だけを助けようとしたら、もう一人の方はなんて言うと思います？
「おれも助けてくれ」・・・と言うのです。
そしたら救助隊の人はどうすると思いますか？
助けるでしょう？まさかそのまま置いていく人はいないでしょう。
遭難者を救助するのが救助隊の仕事ですから。
僕が言っていることはまさにそれです。
動画だけ違法にしたら、他のものも著作権侵害から守ってくれと言ってきます。
そしたら国としても守らないわけにはいかないのですよ。
そしたらどうなると思いますか？
インターネット上において、自由が失われます。
確かに今までのインターネットが自由すぎたかもしれませんが。
それをデメリットと捕らえる人もいますが、悪い点しか見れない人はくずです。
それはメリットでもあるのです。
そうです、インターネットを使用する者にとってはメリットなのです。
その自由を束縛してまでして改正する必要があるのでしょうか？
そんなに改正後の効果に期待できるのでしょうか・・・？
人が生きていく中で個人の自由が奪われるのは仕方がないことです。
しかしこれはインターネットを使用している国民の自由です。
著作権侵害と国民を天秤にかけることができるのですか？
それに自由を束縛すること自体間違っています。
著作権侵害を防ぐには元を断てばいいわけで、何も自由を制限する必要はありません。
ホースに穴が開いていて、水が漏れています。
その漏れを直すには空いている穴を防げばいいわけで、何も水自体を止める必要はないということです。このことを深く考えてた上で著作 権法改正を検討していただきたいと思います。
これは僕の意思であり、国民の意思です。
国民全てを背負っていることを忘れないように、第一に国民の自由を保障することを忘れないようにしてください。
お金に目をくらませないように気をつけて下さい。
国民主権といいながら、国民はパブリックコメントを送ることしか出来ないわけですから。
国民の為に国を作っているといっても、国民はほぼ付いていだけなのです。
国民の権利は保障されているだけなんて悲しいです。
僕はどうやって国に意見を言えればいいのでしょうか・・・
正直パブリックコメントが無視されないか、心配です。
無視というのは数を見ないというわけではありません。
内容を無視して、パブリックコメントを数だけの為に扱っていないかということです。
全てのパブリックコメントに目を通す必要はありません。
しかし、最低でも1000は目を通すべきだと思います。
そうしないと国民の意見を聞くことは出来なのですから・・・
国民が政治に干渉できる手段はパブリックコメントだけなのですから。

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。
理由：
まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。
中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。
しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。
従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまっは、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。
著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。
しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。
次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。
本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。
そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。
「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。
また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。

個人

最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っていると同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。 ダウンロード全般が違法化しかねない法律をむやみに作らないでほしいです。 アップロードの規制に関して現在ほとんどできていない状況の中で、ダウンロードを規制する事の意義がはっきりしませんし、反対に公式サイトなどの動画ストリーミングなども違法と訴えることが可能となり、混乱やトラブルも発生するでしょう。 極端な例を言えばワンクリック詐欺のような送り手側の犯罪も起こります。そのときはこの法律が詐欺者たちを正当化する事にもなりかねません。 また何百万人というであろう「違法者」たちを全員逮捕という訳にはいきませんから、現実的には課金制度ということになるかもしれませんが、違法であるか否かの判断も難しく、判断が難しいと言う事は違法者の取り締まりが難しいということである一方で、「冤罪」も起こる可能性が高くなります。ダウンロードの有料化にしてもその利益は純粋に制作者のものとなるべきですし、その管理ができる制度や組織も必要です。一部の者たちの利益のためにこの制度を作るのであれば、それはあまりにも大衆のことを考えてなさすぎです。 もちろん著作権を侵す事は犯罪です。ただ、ネット文化のこと、ネットユーザーのことももう少し考えていただきたいです。 さまざまな情報を得られるのがネットの存在意義であるのに、今回の法律はネットの意義そのものをめちゃくちゃにしかねません。 また、仮にすべてを規制するのではなく一部の、例えば動画のみの規制を行ったとしても、一度適用された事によって「なんで動画だけが違法なんだ」という声もあがるでしょう。そうすると規制が静止画、テキストなどに及び、個人が「今日の朝刊の記事に…」 「〇〇の本でこういういい事が書いてあった」などの転用まで規制せねばならなくなります。 そのブログを読んだ人間も同罪です。ネットの無料記事も、インディーズのミュージシャンのMP3も、新作映画の予告編ムービーもすべて閲覧規制または課金ということになります。 これは現実的に不可能ですし、無意味であると思います。ユーザーの自由が極端に制限され、予想もつかない問題が多発しかねません。 この法律を施行すれば結果をださなくてはなりませんから、数をだすために捕まりにくい常習犯よりもたまたま違法ダウンロードをしてしまった人を取り締まるという理不尽な事にもなりかねません。 本当に、この法律は一部の法人が得るだけで、制作者にとっても意味のない、消費者にとっても横暴でしかないものなんです。 ネットを殺さないでください。 まずは、アップローダーを規制できていない現状から考え直すべきではないでしょうか。 ネットのことをもっと考えてください。	
意見書 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 以下に意見を述べる。まずは広義での法案に対する意見である。 「ウェブサーフィン」とか言われる行為が主流であった時期はとうに過ぎ去り、現在のインターネットは既に新しい地平に向かっていく。これは誰かがそうしようと意図したものではなく、インターネットという新技術が社会に受け入れられていった結果である。 例えば、工業革命が起こり石炭や石油の技術の開発が進むに従い、従来これらの代替手段であったものは廃れていった。明治維新後、日本では列車が各地に敷設され、更に自動車産業が発展していくにつれて人力車といった商売はできなくなってしまった。これは国がこういった産業を弾圧したのではなく、新しい産業が発生するに従って旧来の産業が消えていったものと同じである。 こういった「時代の流れ」に抗するのは大変難しい。キリスト教で例えれば、ローマ帝国はキリスト教を弾圧したが滅亡するには至らなかった。プロテスタントが生まれた時、カトリック教会はこれを弾圧したが宗教改革は止められなかった。これらは全て、これから論じるインターネットと同じく時の流れによるものである。 インターネットは今後更に成長し、それまでの単行本やビデオに代わってファイル共有システムが主流になるだろう。であれば、それまでそういった業界を支えてきた出版社やビデオ屋は今後廃れていくのも自明である。問題は、どちらを選ぶかである。 かつてVHSが登場した時、映画産業やTV番組制作者からは大量の非難が寄せられた。こんなものが流通した日には、この業界は終わりだというのである。確かにその意見にも一理あるろう。しかし、結局VHSを撲滅することはできなかったし、むしろこのVHSという技術により新たな業界が生まれる結果ともなった。 現在、ネットと著作権物が直面している関係はこれとよく似ている。著作権物にとって、著作権物の複製、ファイルの共有、配信(アップロード)、受信(ダウンロード)が可能なインターネットは映画産業にとつてのVHSである。 そして、我々の手にある手段は二つしかない。ネットを撲滅するか、それとも著作権を新たな地平に導くか。無論、後者をえらんだ場合、従来の産業は衰退していくだろうし、衰退しなかったとしても現在と同じ様な形態では存続し得ない。 ではどちらを選ぶべきか。本意見書はあくまで著作権法に関するものであるが、敢えていうならば後者を選ぶべきであろう。何故ならそれが時代の流れであり必然であるからだし、恐らく前者は不可能だからである。先のキリスト教の例で言えば、キリストを処刑した後、その教えを継ぐものを断固として殺戮しさらに全ての聖典を焼かねばキリスト教は抹消できない。何人かの信徒、いくつかの聖典が残っただけで全ては受け継がれ、時代の流れを形成する。その時代の流れがどうなったかは歴史が答えてくれる。現在、インターネットは既にディオクレティアヌスの時代をとうに過ぎ去り、コンスタンティヌスの時代に入ろうとしている。もはやネットを撲滅するのは不可能である。既に現在の著作権物に関連する法律は時代遅れになりつつあり、実態にそぐわぬものになりつつある。そんな時代遅れの法律を、更に逆行させようとする法は断固として破壊されねばならないだろう。	個人
中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまつては、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。	個人

本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。	個人
現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。	個人(同旨3件)
現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、近年インターネット上の二次創作作品の技術は確実に増しており、匿名で全国に自分の作品を公表し互いに意見をぶつけ合う場が必要である。 それが日本のアニメーション、漫画、文学界の発展に今後深く貢献することと思う。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 また、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 管理されたサイトのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。	個人

「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。

「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、差別的に扱おうとする、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものである。

現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。

違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。

そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるもの。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではないだろうか。

過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように思える。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか。

さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられる。また、そこまでしなくても、通常の振り込み詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題になる。

以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。

本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案)分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。

理由:

まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。

中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。

しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。

著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。

次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。

本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。

そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。

「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。

また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。

最後に、技術的側面について述べる。

現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。

これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。

すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。

ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。

一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。

また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでしまう。

以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。

問題点

- ・「情を知る」というあいまいな表現によりどこまでが違法で、どこまでが適法なのか、実際の利用者に判別が付かない。
- ・YOUTUBEなどの視聴で、現状ブラウザキャッシュについては、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論されており、「キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらない」と解釈する方向で検討が進んでいるようですが、あくまで検討が進んでいるだけで、ブラウザキャッシュが技術的に見てストリーミング配信ではなく、ダウンロードなのは事実である。今後それが違法だとはする判断が下されてもおかしうはない。
- ・ネットを見て回っていて、お気に入りの画像を発見し保存することが著作権違反となり、逮捕される。
- ・ダウンロードツールの開発者や発売元が逮捕される。
- ・漫画 アニメという文化が模倣で始まっているのに対しそれを見非親告罪化することで文化の発展に弊害を起こす。

非親告化する事でネットを使用しているユーザーがいつでも捕まる状況を作り出している。そのためこの親告罪範囲の見直しについて反対します。

個人

まずダウンロードの違法化案について反対の理由を述べる。 違法サイト等からの楽曲や動画のダウンロードを違法化する旨の案が提出されているが、インターネットには違法・適法の判別がつけ難い情報多く流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化することは、違法サイトのアクセスを抑止またはその存在の減少に留まらず、適法サイトのアクセス減少が懸念され、これにより一部のネットユーザーに損害を与えられると思われる。その具体例は下記の具体例に示す。著作権法の目的は、著作権者の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。従ってこの適法サイトへのアクセス減少を起こしえない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 具体例・アフリエイトの利用者の利益に対する侵害 アフリエイトとは個人または団体のwebページないしブログ、メールマガジン等にリンクを張り、閲覧者がそのリンクを経由して当該企業のサイトで会員登録したり商品を購入したりすると、リンク元サイトの主催者に報酬が支払われるという広告手法。本案により企業、アフリエイト利用者への損害が予想される 次に如何なる手段を以てその違法性を確認するのか、という点である。 著作権者が違法にダウンロードしたものを報告することを想定したとき、それをどのようにして著作権者が知ることができるのかを言及されていない。 そもそもどのようにユーザーが違法ダウンロードという行為を行ったかを知る術がない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知る術がない。また、本案の解釈のし様によってはどのようにも解釈は可能で、日本国民の大部分が犯罪者となる可能性をはらんでいる。以上の理由をもって本案の有効性は無いと思われる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 また、本案による経済への打撃も危惧される。 先に述べたアフリエイト通り、一部のユーザーや企業に経済的損害を与えることも考えられる上、技術発展及び経済発展の大きな足枷となるは想像に難くない。 違法性が高いとされるファイル共有、ファイル交換ソフトにおいても、この技術は大いに技術の発展につながり得る。 インターネットには技術の発展の可能性を大いに秘めており、それに本案のような規制を敷くことは今後の技術発展の妨げとなり、ひいては日の経済の発展を妨げる結果になりかねない。 また、違法ダウンロードによって著作権者の利益が損なわれる旨があるが、それを裏付ける根拠はない。 音楽の各ジャンルを見ても、CDの市場が不況というだけで、インターネット配信、着うた、カラオケ産業等は好況であり、むしろ拡大している。 つまり購入層＝違法ダウンロード者とは限らず、むしろダウンロードで初めて知り、その商品を購入する者が多いということだ。 本案の施行により、音楽やアニメ、ドラマ等の産業は停滞することは目に見えている。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、ストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、パソコンを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民の大部分が犯罪者と覆展計靴坪Y彌雲④鬚呂猶鵲任靴坪A実亡碩電実亡篠埜玄齋渚瘟郭以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人(同旨1件)
ダウンロード自体を違法と見なすのはあまりに飛躍しすぎている。開封してみなければ分からないダウンロードファイルも数多く存在する。 この方法では違反した自覚もない利用者が多数出る事は明白である。よって多くのインターネット利用者の自由を奪う結果になるため賛成できない。強行にも似た手段ではなく、もっとより良い着実な方法を考えて欲しい。	個人(同旨4件)
○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。	個人(同旨61件)

○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権（送信可能化権）を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私たちは理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうる」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。	個人（同旨57件）
○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私たちは、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握していない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。	個人（同旨55件）
○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が（パケットスニффイング等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで）違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。	個人（同旨58件）
○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。	個人（同旨55件）
○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化（例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設）を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。	個人（同旨58件）
○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。	個人（同旨57件）
調査や研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為はどうなるのか。 違法と評価されかねない。 権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になるかもしれない。 偏りのない学問の良さが損なわれる。 そのことについて、検討されていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人（同旨10件）

私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由：調査や研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為はどうなるのか。 違法と評価されかねない。 権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になるかもしれない。 偏りのない学問の良さが損なわれる。 そのことについて、検討されていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要があるが絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
○学問・研究・報道目的のダウンロードでのリスクが高まる 現在、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としてダウンロード行為を行う場合、これは従来から私的使用のための複製ではないと評価される領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていませんでした。これが、ダウンロード違法化に伴って法的リスクは現実のものとなってきました。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難にもなりかねません。 また、報道についても同様の問題が起こります。そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、民主主義の根幹でもある「自由な報道」が阻害されるでしょう。	個人
○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところですが)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。	個人(同旨60件)
○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができると思えません。権利者や権利団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもしない著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人たちも存在しています。 合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法的な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます(実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます)。	個人(同旨46件)
○送信可能化権で十分であるはず 既に述べてきた通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずです。権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。	個人(同旨57件)
○潜在的な違法ユーザーという危険性 ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。	個人(同旨60件)
○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因 そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に適わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。	個人(同旨50件)

○「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾 そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではありませんでしょうか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。	個人(同旨56件)
○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になります。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ・105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通り YouTubeやニコニコ動画などの動画投稿サイト、「着うた」の公開サイトなどでは、アップロードされているコンテンツについて、それが違法コンテンツなのか合法コンテンツなのかを、見た目で判断することは非常に難しいものと思われます。 なぜならわが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないため、ダウンロードするファイルは、入手するまで違法か合法か判断できない、ということになります。 今回の違法化では、入手した時点で「違法」とされてしまう可能性もあるため、合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまう可能性があります。 このほかにも、現在でも問題になっているワンクリック詐欺などといった架空請求の様々な手口に、この法が利用されてしまう可能性がある、という問題があります。 たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨を明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が違法ダウンロードであり対価を支払うように脅す、といった例が考えられます。 このようなことがおこれば、一般ネットユーザーや消費者に混乱を与えることに繋がり、インターネットの利用が衰退してしまい日本のIT開発に影響が出ることも有り得ると思われます。	個人
○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になります。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンド インターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 追記 注51において、「なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。ただし、ネットワークの伝送の過程で行われる技術的手段としての一時的蓄積の問題については、文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果参照」とありますが、現在ある一部のストリーミング配信サービスでは、キャッシュという形で実際にはコンテンツのすべてをローカル端末にダウンロードしています。 このキャッシュをダウンロードとみなすかどうかについて明確な分別ができない今、このようなストリーミング配信サービスを利用するだけで、ダウンロードを行ったとみなされてしまう危険があります。	個人

○技術的側面 ストリーミングはダウンロードではないとする論拠が不明です。技術的にストリーミングもダウンロードもほぼ同等の技術でしかなく、その区別が明確ではありません。ストリーミングであってもバッファリングによるダウンロードが行われるものであり、動画や音声ファイル自体はキャッシュの形態で各クライアントに転送されます。これらは法解釈的にはダウンロードととらえることも可能であり、きわめて曖昧な基準を法制化することになります。 ○司法処理における側面 また、このような法整備では司法においての拡大解釈の元となります。 MYUTAの判決ではまさにそこが問題となっており、公衆送信権を拡大解釈しすぎであるとの指摘もあります。権利者側がこのような拡大解釈を頻繁に行っている現状を鑑みれば、このような曖昧な定義は権利者側の拡大解釈の格好の標的となるのは明らかであり、私が逆の立場であるなら、この点は最も有効に活用し、拡大解釈を伴った判例を作成することでユーザーからの多重徴収の論拠とするでしょう。 司法の際の拡大解釈による過剰な制限を防止する目的からも、本項目を適用するのであればストリーミングとダウンロードの技術面における差異と、その違い、そして明文的にストリーミングを除外する一文を盛り込むことが最低限必要であると思われます。それをしないのであれば、将来的な問題を認識しておきながら放置し、権利者の既得権益を守るためだけの条文化であると後ろ指を指されても致し方ない側面を有しています。法令の公正的な成立とその社会的な意味合いを鑑みれば、一方にのみ配慮する法整備は不適格であると思われます。 ○送信可能化権の十分な行使 ダウンロードの違法化は前述、後述を含めその技術的側面においてそもそもインターネットにおける情報伝達の基幹となる仕組みそのものの否定を意味しています。極大的に拡大解釈したのであれば、日本国内でのインターネットへの接続は違法、と定義することすらも可能となりうる記述であることをご自覚ください。また、ダウンロードの違法化はそれに伴いすべてのインターネット利用者に無意味にも等しい利用制限を課す行為であるということをご理解ください。 ダウンロードするためにはまずアップロードされている違法ファイルが存在しなければ成立しません。アップロードされたファイルについての摘発は送信可能化権の範疇ですが、現状で送信可能化権すらも十分に権利者が履行しているとは言えず、その状況においてインターネットという環境そのものの阻害となりうる条文を定義することを到底是認できるものではありません。 ○違法性の確認手段 情を知って、とする論拠とその内容についての記述があまりにも不明瞭であると思われます。ダウンロードするファイルが適法であるか違法であるかをどうやって事前に知りうるのか、知りうる方法があるのかを明示ください。よもや考慮されていないなどとは思いますが、悪意をもってすれば本規定によって私は任意の他人を「情を持って」違法ファイルをダウンロードした犯罪人に仕立て上げることができますが、それはどうなるのでしょうか。あらかじめ他人に「違法ファイルを送る」とメールしておき、そのあとで違法ファイルの添付メールを送ればその他人は違法ファイルが送られてくることを情を知っていたことになります。 ましてや、これが大衆公開サービスであるストリーミングサービスではどうなりますか。サイトの運営者はアップロードされたファイルが適法であるかどうかを確認する手段がありません。すべてのファイルに対して権利者がすべて検閲を施すのでしょうか。到底現実解とは思えぬ記述が並んでいます、常軌を逸していると言わざるをえません。 また、通信の秘密性はその際にどのように守られるのですか。著作権を盾にしたプライバシー侵害とも取れる記述でもあります。基本的な人権は著作権よりも強い権利と認識していますが、本素案ではその侵害であると受け止めることもできます。 送信者が違法ファイルをアップロードするかもしれないから、すべてのファイル公開サービスは違法サイトであると規定することすら可能です。サイト、とはファイルをアップロードしてダウンロードするという仕組みの上に成り立ちますので、すべてのWebサイトがこの違法サイトに適合します。拡大解釈をすれば、そこまでの受け止め方もできる、ということですが、拡大解釈をするかしないかは立法の範疇になく、司法の範疇であり、本委員会はその影響をあまりにも軽視しているものと判断せざるをえません。これは、インターネットの成長を侵害する、どころの話ではなく、先にも述べたように日本ではインターネットに接続することすらも違法である、と規定することができる論拠となり得る事象であると認識ください。 受け手はあらかじめそれが違法ファイルであるかどうかを適正に知りうる手段は存在しません。運用上の工夫とやらを定義していただきたい。それがなければ、この案はいくらでも拡大解釈をしうるものです。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握していない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。これは技術側面からの無知に起因しており、現状では進歩を続けるインターネットという媒体に対し、司法は十分にその成長速度に即した専門性を有していません。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。 私的複製を生成し、自分の手元に利用形態や再生媒体に合わせたコピーを作成しただけで上記の判例では違法になるのです。これがユーザーの利便性に配慮した結果、という権利者および司法の判断はあまりにも著しい乖離を生んでいると言わざるをえません。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 ○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられ、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もありません。	個人

この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。 ○サーチエンジンの問題 Google、Yahoo!といったサーチエンジンは自動巡回によって様々なファイルをデータベース化して保有しており、さらにはそれらのキャッシュを有することもあります。これらのサーチエンジンのロボットは単なるプログラムであり、その収集結果には人為的判断がさしはさまれていない部分も多々あります。これらはどのようにその適法性を示すのでしょうか。ダウンロードが違法となったとき、検索する行為そのものすらも違法と心得ます。	
○法とは、啓蒙として用いるべきでは無いと考えます。 項目ウについてですが、これは順番が逆であると考えます。法改正の前にまず行うべきは、既存の法律の適切かつ徹底した行使であり、それを行ってもなお十分な効果が認められないという客観的なデータを収集してから、新しい枠組みの成立に進むべきです。この順番を守らないことで、法の理念そのものが危ぶまれることに繋がりがねないと危惧します。 この問題に対処する法律として、著作権法2条1項9号の4に定められている「送信可能化権の侵害」が既に存在しており、これを行ってすることによって違法コンテンツをアップロードしたものを取り締まることは十分可能です。また、取り締まりを強化することによって、違法コンテンツをアップロードすることの抑制に繋がりが、法改正を行わずとも、目的とされていることの実現には充分かと考えます。 以上の観点から、同項目の末尾に記されている「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見」に賛同します。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権（送信可能化権）を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私は理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありう」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 さらに、「情を知る」などの確認事項を利用者のみに押しつけることは、平等な理念に基づいたものではありません。このような規則を定めるのであれば、権利者側にも同等かそれ以上の規則、例えば「権利者側でコンテンツが公開を許諾していないことを、明確な形で利用者に示すことを義務づける」などの規則を課す必要があるのではないのでしょうか。そして、そのような記載が認められないコンテンツに関しては、暗黙的に公開を許諾することを認めたものとする、などの項目も合わせて付与するべきと考えます。この際、「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する（さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです）といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。 「情を知って」という部分はあまりにも曖昧です。何をもちて利用者が「情を知る」ことを可能となるのか、という点を定めることが先決であると考えます。映像や音声中に、コンテンツを公開することを許諾しないとクレジットされていたとしても、その部分を技術的に消し去った状態でアップロードされたり、逆に公開することを許諾すると改ざんされることも考えられます。このようなことは現在の技術で十分に可能であり、改ざんされたことを利用者が判別することは不可能です。このような状況で「情を知る」ことは難しいのではないのでしょうか。	個人(同旨1件)

いま、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びている。 日本のアニメ、漫画文化も最初はプロの物まねから始まっている。 動画コンテンツの作成も、プロの素材を加工して技術を習得するのが近道である。 クリエイタは何しなくても生まれてくる物ではない。 クリエイタを生み育てる下地があって、初めてクリエイタが生まれてくるのである。 ダウンロードを違法化して、開発者も利用者も萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまう。 クリエイタが加工して作り上げたコンテンツを違法してしまうよりも、優秀なクリエイタを育て上げて、彼らのコンテンツによって将来利益を上げる方が、業界全体にとって、遙かに有益なことである。 この委員会の出席者の大半は、目先10年の自分たちの利益しか考えていない。 だからダウンロードの違法化に反対である。 また、MIAU様の主張する下記の提案に全面的に賛成します。 私たちは、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし私たちは、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。	個人
私は「画箱」「ニコニコ動画」等のサイトでこの問題について知りました。現在このようなユーザーが集まり、参加して、広がっていくサイトは世界中で急速に拡大しつつあります。これらはまだ成長途中なんです。もう少し大きな目で見ていただくことはできないでしょうか。 成長途中のものは、少し見ただけだとおかしなものに見えるものです。まだ今ほどパソコンも携帯電話も普及していない時代、「メールというものがある」と話をして、「何で電話(の回線で)で手紙出すの。普通に話すればいいじゃん」と馬鹿にされたという話があります。今一般的にいて、メールをするのは馬鹿にされるような事でしょうか。携帯電話が始めた頃、「電波を頭の横で発信するのは脳に悪い」といわれましたが、「だから携帯電話は持たない」という人が今もそんなに大勢いるでしょうか。 この成長が止まってしまうようにと考え、意見を送らせていただきます。	個人
著作権法の精神は、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ユーザが著作物を公正にかつ便利に利用できることで日本の文化的発展に寄与することだと考えます。 ●適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、あるいは、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私は理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。 また、ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは識別出来ず、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断される事になりかねません。 これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 ●違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない 私はインターネットの仕組みや実際の利用形態を必ずしも適切に把握していない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡大解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されました。 しかし、利用する一般ユーザにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと考えます。 ●「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付与して識別するという主張がありますが、これは、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとって、サービス提供ないし利用時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応するといったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 また、「合法マーク」を必要としないサイトにとっては、「合法マーク」に対応しなければ、ユーザは違法なのかあるいは合法なのかの判断が出来ず、逆に不要である「合法マーク」に対応しなければならないとすれば、無用な費用・手間が発生することになります。これはややもすると独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。 更に、「合法マーク」が義務化されなければ「勝手合法マーク」を規制する事が許されず、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的にユーザが違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。	個人
私的複製を無制限に認めれば、すでに正当に所有をしている消費者の不利益となり、作者のインセンティブにも影響するだろうから、何でもできるようにしろとは考えません。 しかし、著作物を引き継ぐのに個人が責任を持つべきなのだから、「適法配信」のようなことを認めるには次の条件がユーザー側の権利として必要だと考えます。 ●自己表現のための所有著作物を引き継ぐため、解析・改造も自由なバックアップを作れるべきだ。 少なくとも私的であることを示す方法があれば、第三者も補助してバックアップできるようにするべきだ。 デジタルデータについては正常物を引き継ぐ権利がある。 アナログ録音録画も禁止する契約での「適法配信」があってはならない。 ●貸しても罪に問われず、借りた者に過失があっても自分を含めた所有者がその欠損以上の損をしないと納得できる貸与可能物があるべきだ。 これについては人的関係などを想起させることにより、解析等を制限しても良いだろう。 その場合に借りた者も引用のための(劣化)複製はできるべきだ。ある程度の紹介的貸与も個人の権利である。 ●上の両者が消費者の市場に出回っている場合のみ、貸与だけを取り出したビジネス、すなわち「適法配信」のようなビジネスを認めるべきである。つまり、ビジネスを法的に規制すべきだ。	個人

・著作権者への不当なリスク ダウンロードが違法化されれば、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードを行わないよう、アップロードへの対応が過剰に慎重になり、その結果、著作権者が自らアップロードしている著作を、間違ったクレームにより削除されてしまうような事故が、頻発するようになることは容易に予想されます。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であると考えます。	個人(同旨1件)
保存行為を規制するのは無意味 ダウンロードだろうがストリーミングだろうがインターネットからPCへとデータが転送されるものです。そこでPCに保存しようがしまいがそんなことはPCを使っている人にしかわかりません。あるいは気付かないうちに保存されています。仮に保存する行為を違法化したとして、どうやってその法律を運用するのですか？取り締まりようがないです。 なぜ保存するという行為にいちいち目くじらを立てているのかがわかりません。 ネット上の動画を保存する理由は、 (1) また見たいと思ったときにはもうなくなっている可能性があるから (2) ネットワークの負荷を抑えるため (3) 遅いネットワークのため、再生中に途切れてしまうのが嫌だから (4) ブラウザのプレイヤーよりも愛用しているプレイヤーを使いたいから (5) 加工してパロディを作りたいから など人それぞれです。たしかに著作権侵害のため削除されている動画が出回ると困るというのはわかります。しかしそれは(1)と(5)しか見えていません。 (2)についてはエコですね。ネットワークの負荷が高すぎるとつながりにくい人が出てきます。(3)と(4)の場合はキャッシュサーバにキャッシュさせて、ローカルでキャッシュされた動画を好きなソフトウェアで見て、キャッシュを削除します。ダウンロード違法化はソフトウェア選択の自由をも奪い取るのです！ 100歩譲って保存行為が著作権侵害だとしても、見た後に削除するのならば、タイムシフト・プレイシフトですね。 悪質な匿名アップローダーサイト殲滅が先 ファイル交換ソフト以外にも著作権侵害の現場として、「匿名で任意のファイルをアップロードして不特定多数の閲覧者と共有する」匿名アップローダーサイト(通称「ろだ」「うろだ」)がたくさん存在します。ブラウザだけで使用できるのでファイル交換ソフトを使うよりも手軽にファイルを公開できます。 ひどいものには音楽・動画専用匿名アップローダーサイトで、アニメソングやアニメ番組がそのままアップロードされたまま放置されています。有名どころも潰れずに普通に運営しています。ダウンロード違法化よりも違法アップロードを放置している匿名アップローダーサイトを殲滅するのが先決ではないでしょうか？そもそも匿名アップローダーサイトを運営することが現行法でも送信可能権侵害帮助なんですから。なお、匿名アップローダーサイト運営企業が著作権使用料を支払っているサイト、及びログイン式で管理(悪質な著作権侵害者にはアカウント停止等)の行き届いているサイトは例外とします。「匿名で」ファイルを公開できるサイトが問題なのです。 たとえば以下に匿名アップローダーサイトへのリンク集があります。 http://www.1rk.net/ http://www1.chironoworks.com/love_storm/link/ http://nyoi-room.pandora.nu/index.html たとえ個人が匿名アップローダーサイトを運営することが違法化されたとしても大した問題ではありません。今や無料のホームページサービスはたくさんありますし、誰でも簡単にアカウントをもらえます。ファイルを置いて公開するだけのHTMLなんて1時間も勉強すれば誰でも簡単に書けます。多くのホームページサービスは著作権侵害に厳しいので匿名アップローダーサイトを違法化するのとは効果的ではないでしょうか？ 私も時間が取れる限り違法アップロードを発見次第著作権者に通報しています。 しかし、個人では焼け石に水です。 やるべきことをやらずにいきなりダウンロード違法化を持ち出すのは権利者の甘えとしか言えません。 合法ダウンロードが萎縮される そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 Webブラウジングはコンテンツのダウンロードの繰り返しです。合法ダウンロードが萎縮されてしまうと極論すると「インターネットを使うのが犯罪行為」となってしまいます。こんな馬鹿なことがあっていいのでしょうか？ これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。	個人

ソフトウェア開発が幫助罪 YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダを開発する行為が、Winnyの開発と同様、公衆送信権侵害幫助罪となりえます。 この問題はフリーソフトウェアで活動する人にとっては由々しき問題です。上記の通りダウンロードする理由は人それぞれです。はっきり言って「包丁で人を刺す人が増えているから、包丁を作ったり売ったりすることは殺人幫助だ」と言ってるのと同じで呆れてモノが言えません。 万一ダウンローダ開発・使用が違法になったとしても、YouTubeのように世界中で使われている動画サイトのダウンローダならば、開発する人が世界中にたくさんいて、たくさんの実装があります。外国人が開発したダウンローダを使用するのも違法化するのでしょうか？ 動画ダウンローダ使用の取り締まりは不可能 ダウンローダはブラウザの通信をそっくりそのまま真似します。サーバー側からすればブラウザ経由なのかダウンローダ経由なのかを判別する方法は存在しません。よってダウンローダ使用を規制するのは意味がありません。 ダウンロードしない限り適法性は確認できない 今回のダウンロード違法化が審議会に持ち込まれた経緯としては、YouTubeやニコニコ動画といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と理解しています。 一般に、インターネットのコンテンツはダウンロードしてみないとそれが何なのか識別できません。もしダウンロード違法化が可決してしまったら、識別しようとする時点で違法となってしまいます。たとえば動画投稿サイトを視聴する場合は、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為なのですから。 ここで例え話をします。 「宝箱がたくさんあります。その中には金塊が致死量の爆弾が入っています。確かめるには開けてみる他ありません。さあ、あなたならどうしますか？」 怖くて開けられないでしょう。ダウンロード違法化はこれと同じくらい危険なことを強要しているのです。 これでは一般人は怖くてインターネットアクセスができません！ こんな愚かな法が成立してしまえば、日本のインターネット文化は間違いなく死滅します。そして世界の笑い者にされます。 権利者の許諾を伴う公開であるかどうか不明 YouTubeというサイト一つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。	
○違法・適法の識別が困難 日本の著作権法は無方式主義であり、コンテンツの外形上は違法か合法か分らない。 しかし、コンテンツの内容は入手するまでは分からない。入手時点で違法となってしまうおそれがある。 この状況において、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになる。 結果として、一般ユーザーの合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになる。 ○「適法マーク」は無意味 違法サイト・適法サイトの識別のため「適法マーク」を付けるという主張もあるが、「適法マーク」を法制化しなければ「勝手適法マーク」を規制できず、どのサイトも「勝手適法マーク」を設置する事により、実質的に無意味。法制化された場合、ユーザ・コンテンツ提供者にとって、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、何らかのコストをかけて対応することが要求される。これは、本来の著作権法の制度趣旨にも合致しない不必要な負担ではないか。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「適法マーク」は海外サイトには適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになる。	個人
そもそも私的複製により権利侵害を被るというのであれば、それを自らの手で技術的に防ぐべきではないのか？ 自らの手で技術的に防げなく拡散させているもの責任をユーザーに転嫁するのは無責任かつ自己中心的な姿勢である。 インターネット上で違法なもの、違法でないものを最終的に判定し利用するのはユーザーでありダウンロードしたファイルが違法であるか、否かというものはダウンロードした後で確認し判断することになる。 曖昧な違法性の定義によって犯罪とするといった行為は到底容認できるものではなく根本的に誤っていると考える。 容認するのであればユーザーはダウンロードするたび「犯罪を犯すかもしれない」というリスクにさらされ国民として知る権利や合法である事が確認される音楽、動画等以外へのアクセスを自粛しなければならなく文化的活動の機会が著しく侵害される。 以上の理由から、 「違法ファイルのダウンロードを犯罪とする」という法案には反対致します。	個人(同旨2件)
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。	個人(同旨36件)
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。 規制することにより、悪質な手法が開発されるでしょう。また、今まで問題ないと思われたことを違法とするため、違法の認識が甘く、大勢の国民を犯罪者にしてしまうことになりはしませんか？	個人
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。 これが提出される段階ですでに時代錯誤、時代遅れ甚だしく、グローバルな視点で見ると、非常に恥ずかしいです。	個人
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。 今後ITを利用した地域活性化で、特に日本の地方の活性化が重要となってきますが、それに重大な影響を及ぼしかねませんし、世界的な競争の妨げになるかもしれないからです。	個人

私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。 個人的には、中国の国家機関の著作権無視を何とかする方が先ではないでしょうか。「ネット上にあるものは公開されたものだから著作権はない」と平気で言い放つ。 IT技術の実態に疎い体制側の人間のスケープゴートをつくるのはうんざりです。 技術の進歩に歯止めをかけるのは、もう辞めてほしい。 包丁殺人や振り込め詐欺(督促制度を使ったもの)で包丁メーカーや電話会社、裁判所の責任が槍玉に挙げたことは無いでしょう。 winnnyによる情報漏洩だって、winnnyを使う側、特に公的機関のモラルの低さを覆い隠すために開発側をスケープゴートにして、「セキュリティの強化」すら開発行為として、禁止させた警察・裁判所の意識の低さは閉口します。 自分のマシンを警察や自衛隊のような機密性を第一に考える職場に勝手に持ち込むか、職場の機械に自分たちが違法としたソフトを平気で入れる。なおかつセキュリティソフトをいっさい入れない。そんな役人が泥をかぶせるのに開発者を見せしめにして保身を図ったのは誰が見てもあきらか。 ことあるごとにwinnnyの名前を報道させ、さもソフトのせいであるような世論誘導は、辟易です。 そんな危険なソフトなら入れる側の責任や非常識さを追求すべきでしょうが。紋切り型の「ご迷惑をおかけしました」会見で終了。 ハッカーの技術力の高さを認めてまともな就職先へ斡旋し技術の活用をはかるアメリカと大違いです。 猫も杓子もすべて悪者で全部禁止にすれば、禁酒法と同じ結果をまねき、法曹界の低劣さをさらけ出すことになります。 グレーゾーン金利が無くなったことはいいことですが、その結果何がおこるかの対策をまるで知らんぶりのパターンの立法が最近目立ちます。 少し話がそれましたが、法は警察、役人、司法にも等しく罰が下るようにやってほしいものです。公僕の自覚がなさすぎです。	個人
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。 とてもIT革命を謳った国が打ち出した法案とは思えず、納得できません。断固として反対します。	個人
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだからです。 また、コンテンツの違法なアップロードは著作権者の権利・利益を著しく損する可能性が高く、最適な対策が必要でしょう。 しかし、電子メディア技術の発展によりコンテンツをメディア化(CD作成、配布可能な電子情報化)を容易にできるようになり、著作権者が自由なコンテンツ配布を意図した場合、ダウンロード行為を違法化することはかえって著作権者の権利・利益を損する結果となり、このことは憲法で保障された表現の自由を制限することにつながります。 それゆえ、アップロードを嫌う著作権者の利益を守るためにダウンロード行為全体を否定することには、反対です。 結果的に、嘗てレコードを作製する技術で、歌手や音楽家を困い込みしていたあの暗黒時代に逆行することを懸念します。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。なぜなら、著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内等での限定的な空間における個人的な利用である限りにおいては権利者への経済的な不利益大きくないことを理由に権利者の許諾を不要としているからである。従い、法制定時には想定されていなかった違法サイトからのダウンロードのように権利者に著しい経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは法第1条に規定する法の目的・趣旨と合致せず、現状を放置しておくことは著しく不公正である。	個人
「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」において、「権利者の経済的利益を不当に害し、通常の利用を妨げる行為」について第30条の適用範囲からの除外を行うとしているが、それを論拠とした「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」の第30条の適用範囲からの除外に反対である。 まず、現状に存在する違法状態については、現行の送信可能化権で対処すべき問題であり、そのことを理由に私的複製の範囲を制限するのは過大な権利の拡大だと思われる。また、「罰則の適用を除外」という実際の運用を鑑みても、状況の改善に実効性があるかは疑わしい。 ダウンロードやストリーミングに関する判断や、「情を知って」というような曖昧な条件を付けざるを得ないこと、今後も技術が発展していくことなどを総合的に考えても、メリットよりデメリットが大きいのではないか。そのような状態で私的複製からの除外を行えば、拡大解釈に基づいた権利者側の要求が今後もなし崩し的に認められる恐れが生じる。 そもそも、「権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定する」とあるが、「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」が権利者に多大な不利益をもたらしているという一般的な指標は存在しないのであり、今回の私的複製からの除外を検討すること自体が必要ないのではないかと考えられる。 IT技術の発展により、複製や流通にかかるコストが減少しその手段が多様化することで、ユーザーにとっての利便性が向上している状況が存在する。それに対し、権利者側の利権の拡大は結果的にユーザーに不便を強いることになり、それゆえ著作物の流通自体にも悪影響を及ぼすと考ええる。 現行の著作権制度とは権利者と利用者の綱引きで決定・運用されるものであるが、今回の小委員会ではその場で主張を行う権利者の要望のみが反映され、対する利用者側の意見については、それを吸い上げる仕組みも十分でなく今回の中間整理案には全く反映されていないように感じる。そもそも行政主催の審議会というシステムでは、コストを掛けてロビーイングなどの活動を行い、業界の的確な意見代表者を送り込める権利者側が一方向的に有利なのは間違いなく、構造的にユーザーが軽視されるものであると思われる。よって、ユーザーの声が届けられるパブリックコメントを通して、今後の議論の方向性や最終的な提言の内容が、権利者の利益の拡大に一方向的に偏ったものでなく、より公平性の高いものに修正されていくことを期待する。	個人
「着うた(R)」「着うたフル(R)」を代表とする携帯電話向けの有料音楽配信ビジネスは、日本独自のケータイ文化の中でもヤング層を中心に非常に大きな発展を続けており、音楽業界の低迷を打破する大きな役割を担いつつあります。 反面、高校生を中心としたティーン層は、無料サイトの利用が中心であり、法律的な知識も薄いため合法・違法という認識もない中で利用拡大をしており、結果的に違法サイトが蔓延する状態となっております。 将来の日本経済の中心となっていくティーン層が、このような状況では、これまで培ってきた知的財産やひいては日本国民の文化、コンテンツ産業を発展させていくことが危ぶまれてしまいます。 そうした理由から今回の法改正には全面的に賛同いたします。	個人
「着うた(R)」を代表とする携帯電話向けの有料音楽配信ビジネスは、ビジネスモデルとして世界に誇るべき画期的なものだと考えます。 デジタル配信の恩恵によってパッケージ売上の減衰を保管できることが、日本のレコード産業が他の国にない強みだと思います。 そんななか、検索サイトや掲示板サイトで違法な音源が蔓延し、主な利用者である中学生や高校生がそれを違法とも思わないで利用している現状はたいへん問題です。 権利に対する意識の欠如は、国民の文化や権利に対するリテラシーを下げるものであり、また健全な音楽産業の発展を大きく阻害するものだと思います。そうした理由から今回の法改正には全面的に賛成です。	個人

ダウンロードが違法となれば、違法サイトが減少するはずである。違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
メディアやサービスの多様化・利便性の向上によって、「情報はタダ」とか、「コンテンツは無料」という認識が常識化してしまっている。 このままでは情報産業やコンテンツ産業が成り立たなくなるし、文化・芸術の分野の著しい減退を招く可能性すらあると思う。 そのような認識を改めるためにも、今回の改正は進めるべきであると思う。	個人
違法サイトがなくなるのは、ダウンロードする人がいるからだと思う。 ダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り、違法サイトは減少していくと思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人(同旨67件)
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定するべきだと思います。	個人(同旨6件)
違法サイトからの違法な音源が蔓延し、主に未成年が罪の意識もなく利用している現状はたいへん問題です。著作権の意識が希薄になりアーティストに分配されるべき売り上げが著しく減少することで音楽そのものが生み出せない国になってしまうことが大いに心配です。 アーティストが生み出した音楽は然るべき対価をもって楽しむべきだと思いますので、今回の法改正には全面的に賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、 ・法治国家日本の社会全体としても ・青少年教育上 好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることは当然である。 また先日弊社で実施したグループインタビュー(中高生対象)でも ・「着うたやうたフルは有料では買わない。そんなもったいないことはない。」 ・「なんで無料にならないの？有料サイトなんかなくなればいいのに」 みたいな話が当たり前のように会話されていて、正直「これからの日本の未来は暗い。怖い。」 と思いました。 ネット普及により利用しやすくなり、身近になった分、自由と無法を履き違える人が益々増えるように思います。 国を挙げて「制作者も、流通業者も、利用者も、健全で安心した利用出来る環境づくり」の推進に期待します。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではない。従って、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに当然のことながら賛成である。	個人(同旨95件)
音楽という実体のないものだからこそ価値の高いものであり、簡単にコピーやダウンロードできないようにしなければ、創り出す者がいなくなり、芸術文化全般が衰退する恐れがあると思う。よってダウンロードかコピーを違反することに賛成です。	個人
個人の財産である著作物にたいして、勝手サイト、ファイル交換ソフトなどで違法に利用して罪悪感を持たないでいることは、日本人のモラルの低下の一端を表していると思われる。これでは、知的財産後進国となら変わりはないのでは。 当然、違法コピーダウンロードに関しては違法として何らかの罰則を与えることに賛成する。	個人
私的領域でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はありますが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だと思います。むしろ、このようなコピーやダウンロードを放置すると有料のビジネスは成り立たなくなるので、クリエイターに適正な利益が還元されないこととなると思います。	個人(同旨43件)
正規ユーザーの不公平感から察して、違法サイトからのダウンロードを違法とする意見に賛成する。	個人
「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」に代表される、ダウンロードを違法とする法改定に対し、国民の文化的な活動を著しく制限するものとして、反対の意見を述べさせて戴きます。 まず、「違法サイトと承知の上で」とありますが、何ををもって「違法サイトと承知」とするのかは国民の判断と司法の判断が分かれることが大いに予想されるものであって、録音録画の不毛な萎縮を招きます。例えば、違法サイトであると誰かに言い聞かされたサイトからの録音録画を行っただけで「違法サイトと承知の上で」録音録画を行ったと看做されるおそれがあります。これは、ダウンロードして再生しなければ違法であるか判断することさえ出来ないことと合わせて、何者かが己の意図にそぐわぬサイトを違法であると吹聴するだけで特定のサイトからの録音録画を萎縮できることを意味しており、情報の不当な統制を許すことになります。 次に、現在広く存在する、不特定多数の利用者が録音録画を投稿し公開できるサイトはその原理上、違法な録音録画が存在しうるため、それを根拠として「違法サイト」であると看做される恐れがあります。そのようなサイトの性質は広く知られることであって、そのサイトを利用するだけで「違法サイトと承知の上で」録音録画を行ったと看做され、事実上利用できなくなります。不特定多数の利用者が録音録画を投稿し公開できるサイトは、高額な設備や技術的な知識を要せずに誰もが表現を行うことを可能にした、もはや国民の表現行為に欠かせぬものです。結果的にそのようなサイトの利用を萎縮させることは、高額な設備や技術的な知識を足かせとして新たな表現の手段を大多数の国民から奪うものです。 最後に、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供」を行うことは、表現の公正な伝達を阻みます。「適法サイトに関する情報の提供」は、サイトが適法であることを明らかにすることの裏返しとして「適法サイトに関する情報」の無いサイトが即ち違法サイトであるとの判断に用いられるおそれがあります。この判断に基づいての「適法サイトに関する情報」の無いサイトからの録音録画は「違法サイトと承知の上で録音録画」したと看做されかねないため、「適法サイトに関する情報」の無いサイトからの録音録画を萎縮させます。これは「適法サイトに関する情報の提供」を不当に必須とし、しなかった場合あるいは出来なかった場合の表現の伝達を著しく阻むものであり、ひいては表現の自由を脅かします。	個人

「ウ個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること」とあるが、罰則の適用を除外していること、また情を知って違法ダウンロードをしたとの証明が難しいことから、実際に効果があるか疑問である。加えて、現在ファイル交換ソフトなどを使用して違法アップロードされたファイルをダウンロードしているのはモラルの低い利用者と思われる。そのような利用者の多くは違法になったというだけではこのような行為をやめるとは考えにくい。 その結果「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならないこと」に反して効果的な対策を行うことが難しくなり、違法状態を放置することにつながる。 したがって、第30条からの適用除外ではなく、違法なアップロードへの取締りを強化することが最も有効な対策である。 105ページ第30条の適用範囲から除外する場合の条件に「なお、この点に関しては、利用者への趣旨の周知に努めるとともに、利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」とあるが、一般的な利用者が違法か適法かを判断するのは困難である。適法サイトに対してそれを示す何らかのマークをつけるとしても、すべての適法サイトにマークを行うことは不可能であり、マークがないサイトがすべて違法であるような印象を与えてしまう。インターネット上には明らかに違法アップロードされたと分かるファイルも数多くあるが、違法か適法か判断に悩むファイルも数多く存在する。今回の中間整理では「情を知って」いることが条件であるため、前述のファイルのダウンロードが違法になることはないと思われるが、インターネットを適切に利用しようとしているユーザーほどそのようなファイルのダウンロードを躊躇してしまう。 結果として、インターネットの適切な利用まで萎縮させてしまう恐れがある。 以上の理由から違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用から除外することに反対する。	個人
「ストリーミング配信サービス」について、反対。 この文章内での「ストリーミング」という言葉が技術的なその意味よりも、耳ざわりの良い言葉で消費者をごまかすために使われているように思える。 また、技術的にはダウンロードであるキャッシュについても言及しているが、 「文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果参照(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/003/001.htm)」内でも、「しかし、技術の進展に伴い、様々な形態の一時的固定が出現しており、また今後も出現することが予想されるため、・・権利を及ぼすべきではない場合のすべてを対象とすることは困難であると思われる。」 と、あるように、キャッシュの定義、違法性自体が曖昧に近い状態である今、それを根拠として違法ではないと断言すること自体、不誠実ではないか。 不誠実といえば、そもそも、なぜ(テクノロジーの進歩の直撃を受けやすい状況があるとはいえ)「音楽と映像のみ」特別扱いなのか。 このあたりの事情にあまり詳しくない一般の消費者としては、本来の本審議会の設立意図などを知らないのに、失礼な言い方になるかもしれないが、「オレの業界だけ助かればいい」という思惑が見え隠れする不誠実な連中に見えなくもない。(頑張って運動をされている方には申し分ないが)権利まわりの話はJASRACなどの影響もあるだろうが、どうしてもうさくさく見えてしまう。 もう少し一般の消費者にわかりやすい形で一連の事情などを説明をしていただけないものだろうか。 以上のようにダウンロード違法化にはあきらかな問題がある上、おそらく技術的にも抜け穴があり(例えばキャッシュを悪用)、わざわざ混乱を来すようなことをする必要はない。 また、今はグレーに近い状態?の動画や音楽の配信サービスなども、ダウンロード側よりアップロードを問題とする送信可能化権側の整備をした方が、将来にわたって問題は少ないのではないか。 ダウンロードの違法化はネットの根本を押さえてしまうことになる。 (「今だけビジネス」ならそれも良いとは思うが。)	個人
「そんなつもりはありませんでした」で通つちやいそうなあやふやな法案を作ろうとしてるのでしょうか？ 保存した後すぐにCDに焼いたりしてキャッシュ消したら証拠隠滅万々歳ですね。 税金の無駄遣いだからやめてください。 JASRACの思う壺ですね。	個人
「ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見」に賛成する。 現状においても、権利者の許諾を得ないアップロードは違法であり、これに加える制限・罰則を強化することにより、権利者の経済的利益を保護することは十分に可能であると考えられる。 行為を行う者が悪意をもって行うことがほとんどであると考えられるアップロードに対し、ダウンロードの場合は違法性があるかどうかを確認することが事前に難しい場合も多く(たとえば知人に紹介されたインターネット上のコンテンツなど)、利用者を過度に萎縮させる危険性がある。 また、ユーザーに問題の無いコンテンツをダウンロードさせ、それを違法なコンテンツであると偽って金銭を詐取しようとする、ワンクリック詐欺のような犯罪の温床ともなりかねない。 これらによって発生する不利益を、ダウンロードも違法にすることによる権利者の利益が上回るとは考えにくく、権利者の利益の保護は他の手段を持って行うことが妥当であると考えられる。	個人
「ダウンロード違法化」に異議を申し立てます。 自分がダウンロードしたファイルが違法かどうかは、簡単に判断することは難しいと思われます。また、個々人が私的に楽しむためにだけにダウンロードした楽曲や動画が権利者の利益を妨げるほどの影響を他者に与えるとはあまり思えません。 権利者(楽曲の製作者、映像の大元の著作権者など)の具体的な意見や事例が公開されず、また利用者の生活に密着した具体的な実態調査が無い状態で、このような法改正を行うのは疑問に思います。 権利者、利用者の様々な視点・意見を集めて議論をする余地がまだまだあると思います。	個人

「ダウンロード違法化」に私は「反対」します、世間でも言われてるとおりそれをやったら事実上「インターネット」自体の大半を禁止するとう事になっています。 確かにネットの世界には様々なサイトが著作権を侵害してたりします、動画サイトもそうです、文では表しきれないほど色々な問題が起こっているのを知っています。 でもそのネットの空間で、笑ったり、怒ったり、泣いたり、勇気をもらったり、感動したり、なんとも言えない気持ちになったり、暖かい気持ちになったり、色んな思いがネットのあらとあらゆるところで「生きています」 私はそのいろんな人の感情・思いを消して欲しくありません、絶対に、それに社会的に言ってもネットを使って商売をしている人達に大きな害になりますし、携帯を使っている会社も大きな害になります、そしてそれが進めば経済的に大きな打撃・損害・問題になると思います、ネットでもテレビでも私が知らない人達も「反対」しています、理由は人によって違います、私は知るよしもあります。 しかし多くの人達が今回の件について「反対」をしています、前文でも書いたとおりネットの空間には数え切れないほどの人達の思いがあります、感情があります、だからどうかお願いします、皆の場所が消さないで下さい、お願いします。 ただそれだけが僕の望みです	個人
「ダウンロード違法化」に私は「反対」します、世間でも言われてるとおりそれをやったら事実上「インターネット」自体の大半を禁止するとう事になっています。 確かにネットの世界には様々なサイトが著作権を侵害してたりします、動画サイトもそうです、文では表しきれないほど色々な問題が起こっているのを知っています。 でもそのネットの空間で、笑ったり、怒ったり、泣いたり、勇気をもらったり、感動したり、なんとも言えない気持ちになったり、暖かい気持ちになったり、色んな思いがネットのあらとあらゆるところで「生きています」 私はそのいろんな人の感情・思いを消して欲しくありません、絶対に、それに社会的に言ってもネットを使って商売をしている人達に大きな害になりますし、携帯を使っている会社も大きな害になります、そしてそれが進めば経済的に大きな打撃・損害・問題になると思います、ネットでもテレビでも私が知らない人達も「反対」しています、理由は人によって違います、私は知るよしもあります。 しかし多くの人達が今回の件について「反対」をしています。・・・私に専門的な知識ははっきり言ってありません「だったらメールするなよ」と思われると思います、でも、前文で書いたとおりネットの空間には色んな人達の感情があります、思いがあります、だからどうかお願いします。 皆の居場所を無くさないでください、お願いします。 ただそれだけが私の願いです。	個人
「意見」違法サイトからダウンロードすることは違法にすべきです。違法サイトがなくならない限り有料のビジネスは成長しないと思います。	個人
「意見」違法サイトからのダウンロードは違法であると思います。現在のように違法サイトが多いのは日本にとって、恥ずかしいことだと思います。 合法サイトを育てていかないとエンターテイメントも衰退していくと思います。	個人
「違法サイト」からのダウンロードは当然違法と考えます。権利者に経済的なデメリットも与えています。 また「違法サイト」が集めた利用者を対象とした広告が、援助交際のような犯罪に繋がるような行為を助長している一面もあることから「違法サイト」は撲滅すべきだと考えます。	個人
「違法サイトからのダウンロードは違法」であることを認めた上で、さまざまな例外や罰則を決めた方が良いと思います。はじめのうちは路上喫煙のように「知らなかった」等のトラブルが想定されますが、それはどういった法律も制定したときはそうなります。まずは「いけない事」である認識をもつのが、この問題の解決への近道と考えます。	個人
「違法サイトからの録音録画を違法とすべき」という意見に反対します。 該当箇所において「“権利者として容認できない利用形態”を抑制する為に“違法サイトからの録音録画を違法とする”べきである」(「内は意見者理解」趣旨の記載があるが、同項後述の『違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対』(『内が引用)に賛成します。 海賊版や違法な複製物の提供については既に違法となっており、著作物等の送信可能化または自動公衆送信の違法性追及を行うこと及び、その行為自体が違法であることを啓蒙することで可能と考えます。	個人
「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合」という表現は曖昧な為、はっきりとした条件をさらに検討していただきたいと思います。 この表現だと詐欺に利用され利用者を危険に晒す可能性が十分にあります。例えば、webサイトの情報はブラウザの機能で部分的に隠すことが可能です。 この機能を利用すれば、画面では見えていない(またはほとんど目につかない場所に表示されている)情報で違法である旨が記述されて入れば「情を知って」その情報にアクセスしたものとして見なされます。このような時に「情を知って違法サイトにアクセスした」と脅迫されることが考えられます。 このような例を「情を知って」とは言えないと判断できるかもしれませんが、詐欺を行う者にとっては、ブラウザの機能に無知な利用者を脅すには充分です。詐欺が発生する恐れがあるという事実は動画配信サービス自体から利用者を遠のける結果となります。 情報技術の手法の変化、流行の流れが早いからといって曖昧なままにしているは利用者ばかりが損をし、権利者も得をしません。はっきりと定義、範囲を決められないのであればこの除外項目からははずして頂きたい。 また、全体を読んで利用者の視点の資料、施策の提案がありません。利用者がの利用形態についての資料はありましたが、現状利用者が著作物の扱いについてどう感じているか、どうあって欲しいかといった視点がありません。 この資料にあるのは著作者の都合ばかりです。消費者の視点から今後提案を出すことができる人間の参加を求めます。	個人
「違法状態が放置されることにはならない」とあるが、これは違法サイトの減少を前提にしており、もし違法サイトが減少しないならば、違法状態が放置されるだけになる。 もし違法サイトが減少しているならば、必要のない措置である。 違法サイトを減少させるための既存の方法(送信可能化権など)と比べて劣り、実効性も低い方法であるので採用すべきでない。	個人

「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」について第30条の適用範囲から除外することについて反対します。 (理由) (1) ダウンロードする者にとっては、そのサイトが違法であるかを見分ける手段がないこと。また、小委員会で「適法サイト」に対して適法であることを示す識別マークを表示させることが提案されるなど、権利者団体等が「適法サイト」を認定するような動きもあり、適法な個人のサイトが(マークがないゆえに)締め出される恐れが強いこと。 なお、仮に権利者団体等が「適法サイト」を無料で認定するとしても、権利者団体等に適法／違法の判断権限を付与することになり、表現の自由の侵害につながる恐れが強いこと。 (2) 利用者への恫喝訴訟を容易にし、利用者のインターネット利用への大きな制約となること。 (3) 当初、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定したとしても、対象物の範囲が拡大していくことはこれまでの著作権法「改正」の状況をみれば確実であり、ニュース記事を転載したサイトをからファイルで保存することも違法になるような事態が容易に想像できること。違法行為を犯さないように注意するあまり、利用者が萎縮し、結果として国民の「知る権利」が大きく制約される恐れがあること。 (4) 違法とするにあたって、「情を知って」という制約条件を課したとしても、実際に「情を知らずに」行ったかどうかは裁判の過程で判断されるものであり、上記理由(2)にあるような恫喝訴訟への歯止めにはならないこと。 (5) 違法録音録画物についてはアップロードすることが既に違法とされており、取締り可能であること。	個人
「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」を第30条の適用範囲から除外することに反対します。 私のような素人が考えても以下のような問題点があります。 1) 違法かどうか判断が難しいこと 著作権は、無形式主義のため、ダウンロードする際には、それが適法に配信されているかどうかダウンロードする側には、判断ができない。 情を知ってという条件がつきにしろ、ひょっとして違法かなというレベルであっても、裁判となった場合には、情を知っていたと判断される可能性がある。これは、ユーザーにとって非常に萎縮効果が高い。 権利者側は、適法配信の場合にはマークを表示すると言っているが、これも、疑問である。業界団体に加盟している権利者はいいが、そうではないインディーズや海外のアーティストはどうなるのか。 インディーズが配信するサイトや海外の権利者までマークを設定することは現実不可能である。 また、インターネット上の画像としてマークをつけるとなると、コピーまたは類似したマークを適用する違法配信業者が出て来る可能性もある。 こうなるとマークがあるからといって適法配信かどうかわからないし、マークがないからといってインディーズや海外の権利者が許諾した合法配信かもしれない。 このように、ダウンロードする側から見るとぜんぜんわからない。 2) 送信可能権で対処可能 ダウンロードする側での取り締まりは、非常に難しいので、アップロードする側を取り締まった方が、効率的であると思う。そのために世界に先駆けて送信可能権を設定したのであるから、この権利を使って、十分、取り締めることは可能はず。なぜ、この権利を行使しないのか非常に疑問である。 3) 技術的な問題点 インターネットの場合、ストリーミングといえども一時固定として複製をしている場合が多い。 現時点で、一時固定のための複製については、明確な基準がなく、解釈したいですべてのものが私的複製とみなされる可能性がある。 YouTubeといえどもこの解釈を変更することにより違法とされる可能性がある。 拡大解釈をすれば、インターネットのサービスはすべて違法状態にされかねない危険性がある。 4) 他の著作物への影響 現時点では、音楽と映像だけを対象としているようであるが、これが通ると今後は、それ以外にも拡大するよう要望があがる可能性がある。現にソフトウェアも適用してほしいと著作権分科会で意見がでているぐらいである。これを文章関連や写真などにも拡大してしてしまうと、インターネット上での書評や批評で引用することすら違法といわれかねなくなる。実際、ブログ等で相互引用などはよくされていることである。 引用に関する著作権侵害か否かは、かなりグレーで判断が難しいところであるため、下手をすると引用のつもりでも侵害といわれた場合、技術的な問題点で指摘したようなことになってしまうと、それを閲覧することすら違法とされる。これでは、インターネットそのものが違法になってします。 「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」を第30条の適用範囲から除外することは、目的とする効果に対して副作用の方がはるかに大きい。 そのため慎重な議論が必要にもかかわらず、一部の権利者の都合のみで大きな反対意見がなかったからといって、十分な議論がなされていないのは非常に問題だと考えます。 以上の理由により、反対します。	個人(同旨1件)
「現行の補償金制度は国際的な動向も考慮しながら～」とありますが、youtubeなどのサイトは日本だけでなく、その他動画サイトもインターネットでの公開によるため、アクセスも様々な国から行われています。このインターネットを通じてコミュニティも広がり、日本という島国から出たことのない私でも他国の文化を知ることができるのです。 それは動画サイトもその一つであって、その文化に触れる事ですら、違法になるというのはいささか度が過ぎているのではないかと、私は思っています。 世界各国とつながってしまっているインターネットはもはや法律で規制できるものは少なく、個人の判断によるものが多いのだと感じます。 ならば今回の私的録音録画小委員会の法改正案は、国民のみならず、世界から日本の文化に触れようとインターネットをしている悪意の無い一般市民を貶めようとするものだ、私は理解しました。 よって、「法改正の見直しの再度検討」を要求します。	個人
「合法マーク」を違法サイトが偽装して使うことも考えられるので「合法マーク」に反対です。また、海外のサイトでは、合法であっても「合法マーク」をつけないとは思えません。 違法なコンテンツが合法的なコンテンツ可の判断が付かないのでダウンロード違法化に反対です。	個人

「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのか？ するのであれば、それでは通信の秘密が侵害されてしまう。 100%の「合法的な」ダウンロードサイトでのデータのやり取りはSSL通信であり、情報秘匿性の高さからクレジットカードなど重要な個人情報を通しています。 受信情報を管理して違法性を証明しても、すべてのインターネットユーザーに対して秘匿情報閲覧する違法行為をしている事と同意である。 また、管理する第三者がコンピュータだったとしても、本来ならば該当二者間でしか行えない情報を閲覧、保存できる状態にあるのは、合法的なダウンロード以前に情報漏えいし続けている状態である。 そして、今回そのことについては一切検討どころか示唆すらされていない。 Winnyに代表されるP2Pによる情報漏えいで国家機密が漏えいしているのに、余りにずさんな管理ではないだろうか？ 例え、条件付きであっても、現状だと反対である。 上記の通り当該頁について「反対」の意見を述べる。	個人
「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのか？ それでは通信の秘密が侵害されてしまう。 そのことについて、検討されていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨20件)
「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのか？ それでは通信の秘密が侵害されてしまう。 想定する方法としては、プロバイダへ情報提供の要求をするか、スパイウェアやコンピュータウイルスといった非合法の方法しかない。 そのことについて、検討されていない。 そして、報告書項目名「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)の内容と被るが、技術的にストリーミングとダウンロードは技術的に差は無い。 一次ファイルやクッキーも、ファイルを検索して特定ファイルを抜き出せば、結果的にダウンロードしたのと同じ扱いになってしまうので、明確な区別や線引きは無意味だ。 そしてその事も検討されていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
「私的録音録画会中間整理に関する意見」は、集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密について規定している日本国憲法 第21条に、違反していますので、反対です。 1)私的録音録画会の意見通りの法律ができた場合、検閲がおこなわれることになります。 2)権利者の権利があまりにつよくなると、日本文化を萎縮させることになります。 3)権利者は、権利をまもりたければ、コピーをできなくて配布をやめるべきである。 4)この意見は、権利者のみの意見であり、消費者の意見が反映されていません。 このような、日本国憲法を、無視するような私的録音録画会中間整理に関する意見は、権利団体の思惑が働いています。	個人
「私的録音録画補償金制度」は反対です。 色々な動画サイトを見て楽しんでいる方がたくさんいます。 動画を見るだけで違法になってしまったら、私達の楽しみがなくなってしまいます； 無くなったら困る人たちもたくさんいます。私もその1人ですから。 だからお願いですからこの制度はやらないでください、お願いします。 良い結果を期待しています。	個人
「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。	個人
「第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」のようですが。 私はこの、規制を行う法律に関して「断固反対」させて頂きます。 この法律が実施されると、情報文化の技術の一つともいえる映像配信を主としたコンテンツ業等を開設することができなくなりますし、そういったことを規制し開設をできなくされますと、非常に迷惑です。 規制をするせいで、日本の情報技術の向上が遅られてしまう原因になるからです。 あと、アニメ等の表現などの規制に関しても、反対させて頂きます。 もちろんの事ですが、反対する理由は、アニメ関連に携わっている方々、それを職業を主としている方々の技術の向上の妨げになるからです。 その上、現在の日本のアニメ等の文化はとても素晴らしい物だと思っているのでその文化を踏み捻ようとしているあなたの方の考えに私は「断固反対」します。 アニメ関連に関しては、世界に誇って良いものだと 私(我々)は考えております。 なので、全体的にこの規制に関する事全体について、反対 させて頂きます。	個人

「第30条の適用を除外することが適当である」とする多数意見に賛成する。 著作権法第30条第1項を適用し複製を許可する基準は、単に「使用する者の目的が私的利用であるか否か」のみにおけるのではなく、「著作物の複製からその複製物の使用までの行為全体が公序良俗に照らして適当であるかどうか」におくべきである。その点において、「海賊版からの録音録画、複製物の提供を目的とした違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード等」が適当とは言えないのは明らかであり、これに対して著作権法第30条第1項を適用するのは不適当であると言わざるを得ない。 違法サイト等からのダウンロード等が第30条の適用範囲から除外されることにより、利用者の規範意識に訴えることができるため、不適当な著作物の複製の蔓延を抑制する効果が期待できると考える。 なお、「ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっているから、ダウンロードのみを対象とするのは不適当だ」と主張している団体があるが、ネットワーク伝送の形態がどうであれ、違法サイト等からダウンロード等を行うこと自体が不適当なものであり、当該主張が第30条の適用範囲からの除外を行わない理由とはなり得ない。 また、当該団体は「ダウンロードの追跡のため、通信の秘密が侵害されることにもなりかねない」とも主張しているが、通信記録の開示ないし通信の傍受にあたっては、当然法律に基づいて行われることになるであろうし、法律の制定にあたっては当然通信の秘密についても考慮されるであろうから、当該主張が第30条の適用範囲からの除外を行わない理由とはなり得ない。 また、当該団体は「送信可能化権があるから十分だ」とも主張しているが、十分でないからこそ現在の不適当なダウンロードの蔓延を招いているのであり、特に海外のサーバ上でインターネットに著作物の複製がアップロードされた場合、日本の権利者が送信可能化権の侵害を元に対策をとるのは困難が伴う。先述したとおり「著作物の複製からその複製物の使用までの行為全体が公序良俗に照らして適当であるかどうか」が問われるべきなのであり、著作物がインターネット上にアップロードされ、それが利用者にダウンロードされるまでの「入り」と「出」がしっかり見張られなければ、不適当な著作物の複製の蔓延を止めることはできないと考える。	個人
「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対です。 うっかりダウンロードしてしまった人にリスクを負わせることになる恐れがあると考えます。 「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対です。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに法律的に違うものとして扱うことに疑問を感じます。 「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対です。 適法マークの掲示を許可する規準、定期的に監査できるか、そのあたりに不安を感じます。 大企業しか許可されない場合、公平さに欠けると思われますし、定期的にすべての適法サイトに対し監査を行うことも、現在適法かどうか完璧に判断することも不可能と思われます。 また、偽の「適法マーク」を作成された場合の対処にも不安を感じます。 どんな対策をとっても対応しきれないと考えます。 (本物だと思って見たら違法だった一視聴者が処罰される、という展開がないとも限りません) 「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について反対です。 送信可能化権で規制した方がよいと考えます。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていない状況のまま、ダウンロード違法化を導入したら余計混乱するのではないかと考えます。 弁護士等になりました人物が「訴訟するぞ」と脅してきたら、私などは抵抗できるほどの法的知識はありません。本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうかもしれません。 そのような事件が頻発した場合、「運が悪かった」「騙される方が悪い」ということになるのでしょうか？ 平成19年11月12日にネット上ではじめてこの問題を知りました。 多くのネットユーザーが状況を知らぬ間に権利者側に属するかたがたが大部分を占める委員会によってこの問題が協議され、実行されてしまう可能性があるということは非常に恐ろしいことであると感じます。	個人
「着うた(R)」をはじめとモバイル音楽配信ビジネスは世界に誇るべきマーケットであり、アーティストがうける恩恵は計り知れないものだと考えます。そのようななか、様々なモバイル掲示板サイトで違法な音源の配布が蔓延し、子供達がそれを違法とも思わないで利用している現状は権利者側の問題だけでなくメディアリテラシーの欠落という大きな問題になりかねません。個人的な見解ですが、日本も今の中国のような違法コピー天国になり、国際社会から孤立してしまいかねないと思います。今回の法改正には大賛成です。	個人
「着うた(R)」を代表とする携帯電話向けの有料音楽配信ビジネスは、ビジネスモデルとして世界に誇るべき画期的なものだと考えます。 デジタル配信の恩恵によってパッケージ売上の減衰を保管できることが、日本のレコード産業が他の国にない強みだと思います。 そんななか、検索サイトや掲示板サイトで違法な音源が蔓延し、主な利用者である中学生や高校生がそれを違法とも思わないで利用している現状はたいへん問題です。 権利に対する意識の欠如は、国民の文化や権利に対するリテラシーを下げるものであり、また健全な音楽産業の発展を大きく阻害するものだと思います。そうした理由から今回の法改正には全面的に賛成です。	個人(同旨10件)
「反対」意見を述べさせていただきます。 インターネットというサービスは、未だ普及面・技術面での国際間格差が著しく、また法規制の内容も国ごとに大きく異なるのが現状です。 未成熟・未発達とも言い換えることが出来るでしょう。 そうした現状も踏まえ、性急に今回のような法規制に踏み切ることは、日本におけるweb産業発展の芽を潰してしまいかねません。 まして動画配信サービスは、現代のweb産業において屈指のユーザー生成コンテンツです。 今ユーザーの不安を煽るような規制がかかり、利用者数の減退に繋がるような事態になれば、将来的なこの分野における日本の国際競争力までもが大きく落ちるといったような不安も危惧されます。 「インターナショナル」というインターネットの本質を考えれば、この問題については各国が足並みを揃えた協議が必要となるのではないのでしょうか。 是非とも慎重な対応をお願い致します。	個人

「反対です！」 バブリックコメントっていうのがあるとしてメールしました。 自分もニコニコ動画中毒のものです ニコ動が見えれないと考えるともう……。 よくわかりませんが インターネットで動画が見えなくなると大変なことになると思います。 「ニコ動なくなったら自殺するわ。」なんてコメも； これからもニコ動が見れることを信じてます。 私的録音録画小委員会さんも時にはユーザー側の気持ちになって いい法律を作っていい国にしていってください。 自分勝手な意見で申し訳ありません	個人
「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 理由： まず、違法か、合法か。 この二つを判断する事をインターネット上で行うのは、非常に困難な事であると私は思います。 そもそも、インターネット上において、合法・違法を見分けるすべが皆無に等しいのに原因があります。 もし、インターネット上でそれを判断しようとしても、動画や音楽のアップロード主に、「これって、合法ですか？」と聴く以外に方法が無いのです。 対応策として、審議の中で話に出たようですが、「日本レコード協会は「適法サイト」を示す識別マークを普及させ、適法と分かるようにすると言っています。」 http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/05/news066_2.html 津田大介さんに聞く(前編):「ダウンロード違法化」のなぜ ユーザーへの影響は より引用 このような一種の『手形』の様なものでは、違法・合法の判断材料として役に立つ事が無い、と私は思います。 違法サイトのサイトの経営者や一部のパソコンに詳しい専門家がそれと同じものを作り出す事が確実に考えられるからです。 それにより、『合法』であるという根拠が薄くなると考えられ、結局のところ『情を知って』ダウンロードしたか、どうか判断しきれないと思うからです。 以上が本件に関する私の意見であります。	個人
「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」で提案されている、ダウンロードを違法とする案に、反対する。 以下に、報告書の項目に対する意見を述べる。 ・「第30条の適用範囲からの除外」p.104について ストリーミングを、違法化の対象外であるとしている。 しかし、ストリーミングとダウンロードは区別できない。ストリーミングと呼ばれるサービスでも、キャッシュという形でメモリやディスク等にダウンロードしているためである。 このような曖昧な基準で違法化しても、実効性に疑問がある。 ・「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」p.105について 条件付けが曖昧である。 また、技術的にどのように実現するかの考察が圧倒的に不足している。裁判になった場合、決定的な情報が欠けたまま争うことになると思われる。 そのような状況では、裁判所も誤った判決をくだす可能性が高く、その後のダウンロードコンテンツ市場に大きな悪影響を与える恐れがある。	個人
「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集の実施についてなんですが、いまいち理解できない部分が多々あります。 本当にこの法律で、著作権者が利益を得るかどうかは、明白のような気がします。 この法律制定だけでは、犯罪者が増えるように思えるのですが・・それに実効性がないと思います。 それに、ネットそのものに侵害を与え、文化的損害を与えるようになると考えます。 ネットの規制を無闇に重ねても取り締まれない犯罪者が増えるだけ。 だから、このような規制をするのは他のネット関連で不祥事が生じると考えます。 もう少し詳しく説明してほしいのが本音です。 言葉足らずで恐縮しておりますが、とにかくこの法案には反対です。	個人
「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」を見させて頂きました。 こちらの内容として大きなものは「家庭での私的なコピーに対して制限を行う」というものですが、明らかに一方の側面、つまり制作サイドの意向しか反映されていないものであると思います。 ◆高画質の録音録画が可能になった。→可能だからといって、個人で利用している限り制作者の不利益になることがあるでしょう か。 ◆大量コピーが容易である。→大量コピーを行い、頒布した場合には著作権法違反になるわけで、私的録音の制限とはまったく関係がないと思います。 TVでも、またインターネット上の動画であっても(違法に流布されているものは除き)私的に録音、保存し楽しむことは個人の権利であり、それを制限することは許し難い行為であると思います。 現在、ネット上には違法なものも含め様々な情報・音楽・動画があふれています。 しかしながら、それは一部卻圓慮⇒鮪欧靴討い機發里覆猶癩深鑢人佑丙酩覆傍し擇砲倭譚△—△修靴討修海猶泮真靴靴ず酩覆跡犬濔个靴討い箸いA八頭修輝犬箸いβ胙④紛斌未任梓鵲錄僕⑦廚任△襪呂困任后錫觥錫觥上記審議内容を見る限り、制作者側の利益を守るという観点からのみ話が進んでおり、かつ既に私的録音・録画を制限するとい方向に決まってしまうように思えてなりません。 私的録音・録画の正当性。そしてそれを利用するものの文化発展への貢献を考えればもっとも公平に議論がなされるべきであり、上記のような審議内容になることはありえないと思います。 是非、公平な立場から検討をお願いします。	個人

1) 私的録音録画会の意見通りの法律ができた場合、検閲がおこなわれることになります。 2) 権利者の権利があまりにつよくなると、日本文化を萎縮させることになります。 3) 権利者は、権利をまもりたければ、コピーをできなくして配布できなくなるようにするべきである。 4) この意見は、権利者のみの意見であり、消費者の意見が反映されていません。 5) 意見において、権利者中心にまとめられており、公平さにかける意見です。 6) 親告罪の範囲の見直しは、不要です。 このような、日本国憲法を、無視するような私的録音録画会中間整理に関する意見は、権利団体のみの思惑が働いています。消費者の意見が入っていません。	個人
「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」とありますが、「運用上の工夫」がどのようなものであるのか、具体的に示されていないのは適切でないと考えます。工夫の具体的な内容が示されない限り、利用者がどのような不利益を被るか予測できません。利用者が意図せず有罪になる可能性がありますし、ダウンロードを促したい意思のある著作権者にとっても不適切です。 以上の理由で、現状の案でのダウンロード違法化に反対します。	個人
「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」とあるが、利用者に対して提供が必要な情報は違法サイトと適法サイトの識別ではなく各著作物に対する取り扱いについてどの範囲までが適法か又は違法かという情報であると思われる。 まず、著作物の取り扱いについてどこまでが適法か又は違法かは各著作物によって異なり、各サイトを違法サイトか適法サイトかの二元的な識別は困難である。 また、ダウンロードによる権利侵害に焦点を置いた時にも、違法サイトと識別が可能である場合にはその時点で送信者に対して警告・規制等が可能であると考えられ、これらが行われる事によってダウンロードによる権利侵害の抑制も可能であると考えられる。(これは公衆送信権等の現行法でも十分に可能であると思われる)利用者に対して適法サイトに関する情報の提供が必要なケースというのは、現行法で十分に規制可能な違法アップロードを放置している状態を前提に成り立っており、違法アップロードの放置はダウンロードによる権利侵害を常時可能にしている状態と考えられ、これはダウンロードによる権利侵害の抑制をより困難にするものである。 よって、この前提で考えを進める事は妥当ではないと考えられる。	個人
「例えばyoutubeなどの共有サイトからのダウンロードやCDなどからの保存ですが、個人的な楽しみ、思入れのある作品の保存が主な目的であり、二次利用や販売を目的にしている人はほとんどいあせんし、それを規制したところで、ファイル共有などの違法行為に更に拍車がかかるだけだと思います。 また、コンテンツやサードパーティ制のアプリケーションなどは視聴、保存される事を前提に作られていますので、それ自体を規制してしまうと、そもそも事業者がそれを前提に行っている広告事業などの収益もが大幅に下降し、現規模でのコンテンツの維持、開発なども難しくなるのでは。それは、未来の可能性をも規制してしまう事であり、全くもってナンセンス。バカげています。 いつながら、世の中のユーザーや求めている事、感じている事と、お役所の感覚は大きくずれていますね・・・	個人
『ストリーミング』は許されて『ダウンロード』がダメ、というのはどうということなのでしょう？ まるで理解できません。 これらは言い換えると『キリスト教カトリック』と『キリスト教プロテスタント』みたいなもので単に呼び方が違うだけで、根幹は同じものですよ。 それを、技術的な知識の無い(クリスチャンではない)裁判官がの勝手な裁量でこいつは『ストリーミング(カトリック)』、あいつは『ダウンロード(プロテスタント)』とヤマカンや当てずっぽうで切り分けするのでしょうか？ 線引きすら曖昧なまま、なぜ違法化の法案を通そうとしているのか皆目見当も付きません。 どうひいき目に見ても時期尚早かと思いますがどうかご再考ください。	個人
『個人で利用するのだから』または『知らなかったから』無償で違法サイトからダウンロードを行い、その事実に対して罪悪感がないことは、止むを得ないのだと思います。おそらく、実際に知らなかったのであろうと思われるからです。そのくらい、各個人が法に違反していることに加担している意識は少ないのでしょう。 『違法コピーは犯罪であり、例え知らなかったとしても刑罰を受ける対象になる』ということ、をはっきりと認知させることが必要だと思います。そして、その線引きを明確にすることも必要でしょう。ニュースとして違法サイトの主催者、及び利用者の逮捕、ということが報道されていかないと、現状の野放し状態を修復するのはますます困難になると思います。	個人
○適法サイトと違法サイトを識別できるようにすることは困難である 「私的録音録画小委員会中間整理」(以下、「中間整理」)中では「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられる」としているが、現状ではアップロードされているコンテンツが全て適法であることが明確なサイトとは、権利者自らがサイト運営している場合で、かつ権利者が他者の権利侵害を行っていないことが明確である場合(つまりレコード会社等メーカーが自ら所有するコンテンツを配信している場合)等に限られる。「YouTube」、「ニコニコ動画」といった投稿サイトのようアップロードを行うものが限定されない場合はもちろん、個人運営のサイトにおいても運営者が自らが権利を保有するコンテンツである、と称して他者が権利を保有する音楽・動画コンテンツを配信する可能性はある。 仮に適法サイトをなんらかの方法で識別する手法(「適法マーク」等)を用いたとしても、上記のような現状を踏まえれば、「完全に適法であり、今後も違法コンテンツをアップロードしない保障」をサイトに与えられる場合はごく限られ(レコード会社等によるコンテンツ配信程度しか考えられないが、それすら「違法コンテンツをアップロードしない可能性が高いと思われる」だけであり著作権侵害の訴訟等の実態を踏まえれば権利侵害を行わないとは限らない)こととなり、実際には適法であるコンテンツを配信しながら適法サイトであることを証明できない場合、逆に適法サイトであることを証明されたサイトにアップロードされた違法コンテンツへの対処の問題など、ユーザーの混乱を招くケースが多数生じ得ると思われる。 以上のような状況を考えれば違法サイトと適法サイトの区別とは(現在の技術では)「工夫」でなんとか出来るレベルを越えたものであり、「適法サイトに関する情報の提供方法についての運用上の工夫」とは実行可能性が伴わないか、非常に甘い目測に基づく文言であると思われる。技術あるいは制度的にこの問題を解決する方法を明示しない状態での法改正は不適切であると思われる。	個人

・「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」を第30条の適用範囲 から除外することに賛成する。録音録画源が権利侵害物等であるにも関わらず、私的使用目的であることを理由に適法と評価するのは合理性を欠く。 一般国民にとって非常に身近な法分野であるからこそ、「違法なソースを使ってはならない」ということを規範として定立することが重要である。 一般国民が広く訴訟の危機に曝されるおそれを懸念する声があるようだが、違法なソースを用いた録音録画行為を法的に容認することが実質的正義に適うとは到底思えない。	個人
・104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目に関して 効果的な違法対策は権利者保護の観点からいっても必要なことであるが、録画録音実態は多少の変化はあっても違法状態は現状のままであると思う。むしろ権利者による違法サイトに変わるサービスを提供することで違法対策をし、かつ使用者は合法的かつ安全にコンテンツを得ることができるようになり、権利者は使用者から直接利益を得ることができ同時にマーケティングすることも可能となる。ストリーミングとダウンロードの問題だがコンピューターに情報を入れるということでもまったく同じ意味をもつものであることは明白であり両者を差別化することで技術的選択の幅を狭め、Webサービスの今後の可能性の芽を摘んでしまい日本のIT開発は諸外国に比べて衰退、国際競争力を失うことになりかねません。現状を見てもLast.FMサービスは海外でできることを日本ではできないといった問題もあります。日本だけが違法ではグローバルなインターネットにおいてコンテンツ大国を目指す日本のイニチアティブを維持するのは困難だと思います。またパロディ作品などが現作品を利益を損なっているわけではなくユーザーの二次利用を利用した広告戦略等への転化もまた可能であると思います。 ・105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目に関して 現著作権制度の上では二次使用においてその作品に対する批判、パロディーをする場合権利者の許諾を得られないことが多い。作品をアップロードする側はリスクも覚悟の上でそれを行っているが、ダウンロードあるいはそれを閲覧する人は作品をタイトルからなど表面的情報により判断することが多くこれらの人までリスクを負わなければならないというのはいささか権利者保護優先ではないだろうか。また権利者からの情報・思想のみでは社会の一偏化を招き、コンテンツの多様性を失ってしまうと思う。適法マークも権利者保護優先色が強い。YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導サービスは権利者からすれば疎ましい存在であることは明白であるわけで、これらのサイトがマークを得られることはないと思う。思うに既存のレーベルによる”人気”の操作が横行しそれを保護する適法マークという構図になるであろう。違法にアップロードされたコンテンツの規制はこれまでの送信可能化権を適用することが可能であり、今の現状は権利者が違法アップローダに対して十分な法的処置をしてこなかったこと、インターネットという新しい媒体におけるサービスに及び腰だったことによる影響でダウンロード違法化の導入は現状をさらに悪化させユーザーのコンテンツ離れに拍車をかけてしまうと思う。一ユーザーとしてダウンロード違法化が導入された場合自分がいつ法に触れ犯罪者になるかが分からないのでインターネットを利用しなくなると思う。おそらくこれはインターネットを利用しているどのユーザーも同じ感情を抱き利用を停止するでしょう。不便なものは利用しないこれはCCCDの件で権利者側も理解できると思います。また海外のサイトに対してもこのマークというのは適用されるのでしょうか。現状海外のサイト・国内のサイトどちらかと同じコンテンツを得ることができるものもある。ユーザーなら誰も安価で高品質なコンテンツを購入するに決まっているので、もし海外のサイトのほうがこれに値するとなると権利者達はこの海外のサイトには適法マークを与えようとは思いません。これではユーザーが損をしまいます。損していると思うユーザーが違法を知りつつ海外サイトやファイル交換ソフトをしようすると正規品が売れなくなるといったアンチスパイラルが始まり、しまいには日本におけるコンテンツ産業の滅亡を招きかねません。現著作権制度のままユーザーの意見をとりいれつつ権利者使用者ともにインウィンの関係を模索していくのが一番懸命であると思います。	個人
・本文を拝見させていただくと、「他の国と同様」などといった表現が含まれており、自国の状況、他国との違いなどを考えてないように解釈したのですが、それでは万が一施行したときにも多数の問題が発生することは火を見るよりも明らかである。 ・拝見させていただくと、「ワンクリック商法」や「チェーンメール」などによる被害が増える仕組みになっているように取れてならない。 ・動画などはインターネットを利用している以上、常に流れ込んできているという環境を全く顧慮していないように思われる。 ・権利者の被る経済的不利益を考慮するの尤もなのだが、ここまでかたく縛ることにより2次のな発展が損なわれてしまうので、経済の発展を著しく阻害することご容易に想像できる。	個人
1、104ページの「第30条の適用範囲から除外」項目 反対します。この法案が通ってしまうと、書籍業界でもダウンロード違法化の対象としようという動きがあるようですし、現在日本の大部分を占めるパロディ文化が殺されてしまうことになり、それらパロディ作品が原作品の利益を阻害しているというわけでもないのに違法化されるのはおかしいと思います。 また違法ダウンロードというものの自体が不明確で技術的にも大差ないはずのストリーミングとの区別化は技術的な幅を狭め日本のIT技術開発を阻害してしまうのではないのでしょうか。 2、105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対します。「適法マーク」は実際には、youtubeやニコニコ動画のようなユーザー主導のサービスや、「適法マーク」が簡単に設置されないであろうアマチュア作者のサイトを「適法市場」から追い出すため既存レーベルや既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権回復を目論む、公正な競争を阻害するものではないでしょうか。 また著作権に違法となるものをアップロードする側はある程度のリスクはあるべきだとは思いますが、ダウンロードする側にはそれが違法であるか違法でないかの判別は付かないのではないのでしょうか。そうした過大なリスク、不当なリスクをダウンロードする側にまで押しつけることになりかねないこの改正案には、賛同することができません。	個人
104ページにあります、「第30条の適用範囲からの除外」について、反対の意見を出させていただきます。 今、ニコニコ動画やYoutubeといった動画配信サービスは、単なる動画視聴の場にとどまらず、ユーザー自身により製作されるコンテンツを公開する格好の場となっています。 将来、ここから多くの才能が現れ、最終的には日本のコンテンツ振興が大きく発展するであろうと確信しています。 しかし、ダウンロード違法化と適法、違法サイトの区別が行われると、これらのサービスはその性格上、違法サイトに認定される可能性を否定することはできません。 そうすると、作品を製作する利用者はこのような場を失い、このようなサービスを提供する、もしくはコンテンツ制作を支援する開発者も減っていくでしょう。そのために、日本のコンテンツ振興にも大きな影響が及ぶことは言うまでもありません。 よって、上記の項目に反対いたします。 以上、コンテンツ振興国としての日本の発展を守るべく、このような意見を出させていただきました。	個人
104ページには、イとして、「利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと」が記載されていますが、もし違法サイトからの録音録画が一律に違法という扱いを受けるならば、違法サイトが違法であることの証拠の収集は、著作権者または著作権者から許諾を受けた者しか適法に行えないことになり、違法サイトの摘発が困難になると思われ、著作権者が不利益を蒙るのではないかと危惧します。 また、違法サイトから詐欺行為（例えば、ダウンロードしたコンテンツが粗悪品であった場合）の被害を利用者が受けた場合、違法サイトが詐欺行為を行ったことの証拠の収集を利用者が適法に行えないことになり、被害を受けた利用者は泣き寝入りを強いられることになるのではないかと危惧します。 また、違法サイトであるかどうかを利用者が判断することは容易であると想定されているようですが、例えば、MYUTA事件（平成18年（ワ）第10166号著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件）のように判断が難しい場合もあることを念頭に置かれたい。インターネットの利用の萎縮を招くのではないかと憂慮します。	個人

104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について：反対します。もしダウンロードが違法化とされたならば、動画や音楽投稿サイトはアクセス者が違法にダウンロードしないようにアップロードに必要な以上に気を使わなければいけなくなり、著作権者自身がアップロードした作品にもし間違ったクレームがサイト管理者によって対応されてしい、混乱を招くのではないかと思います。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について：こちらについても反対します。合法にDLしたファイルを所有していた場合にも、弁護士と称する人が訴訟するとの詐欺が起きた場合、きちんと対処できるかがとても心配です。不安になり、和解金をだまし取られてしまうかも知れないと考えたと安易にインターネットが利用できなくなるのではないかと思います。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 今回はストリーミングの一時的蓄積は除外されているがこうした逐次的やり方では技術発展に追いつけないのが明らかで技術発展のアプローチにおいて法的な威嚇になってしまう。 こうした処置は技術インフラサービスなどで諸外国に劣後を招いてしまう。 またダウンロードを違法化することもそれ自体がインターネットの利用者全般に対して日常的な利用でも大変なプレッシャーになってしまう。そもそも違法コンテンツはアップロードしなければ存在しないので違法アップロード側の責任追及、罰則強化こそがバランスの取れ、巻き添えが少なく、大多数の実際に個別の違法物にも関わらないインターネットの一般利用者にも配慮した方向だと考える。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。CDなどの海外版の個人輸入などと同じで入手国において適法な手段を日本のみで違法とするのは法律による購入手段の統制と映る。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。適法サイトと違法サイトについては新たに立法を行わなくても現状の対処で基本的に十分であると考え。 法律による明らかに常識的判断で違法のサイトに対して除外すれば十分でありこれ以上の、特に権利者による30条について適法サイト認知などはインターネット利用において過大でいたずらに確認、判断待ちの手間を生じさせる。	個人
104頁「第30条の適用範囲からの除外」に関して、ストリーミングとダウンロードは技術上大差が無い。法律的に違うものとして扱うならば、技術的な選択の幅を狭めてしまうことになる。そうすると、ウェブサービスの可能性を狭める事に繋がる。延いては我が国の情報技術開発が衰退する事になる。此の事から、ダウンロードの違法化に反対する。 105頁「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」に関して、ダウンロードしたファイルの内容は其のファイルを入手する迄は分からない。違法コンテンツの可能性を懸念しながらダウンロードする事は、「違法の可能性が存在すると、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される。故意が有るという事で訴えられた際、利用者にとって不利となる。法令を遵守しようと努める利用者にとつては多大なリスクとなる。此の事から、条件付でも現状では反対である。	個人
105ページに「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対」というコメントがあり。私はこれに賛成です。 理由としてこの手の規制の変更にかかなりの時間を有することと、技術革新の速さということがあります。 今回はたまたま議論中にストリーミング配信が一般的になっていたために対象外として整理されていますが、これが5年前、ひょっとしたら3年前に意見を取りまとめることになっていたら、ストリーミング配信については言及されなかったのではないかと思います。 その場合、ストリーミング配信が今ほど一般化できたか非常に疑問です。 たとえ一般化できていたとしても、それまでにはかなりの困難が立ちはだかったはずで。 また、議論の前提が定額のインターネット接続を前提としているように思えます。 従量制課金の使用も念頭に入れて議論すべきです。(委員の方が将来に渡って全ての世帯に対して定額制通信を保障してくれるのであれば問題ありませんが、そんなことはないですよね?) パソコン通信と呼ばれていたころからネットを利用してありますが、当時は一部のテレホーダイ(NTTのサービス名)利用者以外は従量制課金でのネット接続でした。 当時の常識はオンライン接続は最低限にし、オフラインで作業をするということでした。 オフラインで作業というのは、言い換えれば必要なものはまずダウンロードし、回線を切断した後にダウンロードしたコンテンツを楽しむということです。 その為今回ダウンロードを違法とされるとその様な形態での利用に二の足を踏むことになってしまいます。 現状でも未だ従量制課金を利用されている方がいます。(私の実家も今年の夏に初めて定額制のネット接続を導入しました。当然定額制接続になる前は従量制接続でしたのでその時はコンテンツをダウンロードしておりました) 今は広く定額制サービスが普及しておりますが、将来も定額制サービスが主流のままなのかは誰にも保障できないはずです。 万が一、従量制が主流となるようなことになればダウンロードまで違法とされるのは利用者にとっては非常に困ったことです。 ダウンロードするためにはまず誰かがアップロードしなければなりません。 それならばアップロード者を摘発することに力を入れて欲しいと思います。 なお、違法対象は「情を知って」録音録画した場合だから、上記でも適正範囲ならユーザはダウンロードに二の足を踏む必要はないと言われるかもしれませんが、ユーザからすれば「情を知って」などというのは曖昧すぎて話しになりません。 極端ですがもしもダウンロードを違法化するなら、ダウンロードしたら違法となるコンテンツ全てに違法マークをつけて、ダウンロード時にはまずポップアップでダウンロードしたら違法になると注意してくれるくらいでなければ、安心してコンテンツを楽しめません。 ここ最近あまりニュースになっていませんが、個人情報保護法の対応を考えてみてください。ニュースで大きく取り上げられていた当時、企業や官公庁ですら罰則を恐れて対応が及び腰になっているところがありました。 そして、今もって個人情報の取り扱いには各企業・官公庁で対応が異なっていると思っています。 このようなことになったのは罰則対象の定義がはっきりしていなかったためだと思っています。 このことからわかるように罰則規定や違法として取り締まるのであれば、対象となる行為ははっきりと定義すべきであると考えます。	個人

第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態(1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作権等の通常の利用を妨げる利用形態6.自分は「ダウンロード違法化」に反対である。法の目的は間違っていないと思うが、あまりにも定義が曖昧である為、それによってなされる解釈が一般のユーザーが守られるべき「知る権利」すらも侵害する可能性が有るからである。インターネットはとてもデリケートなものである為、一般的な著作物と同じ考えで扱うのは、権利者にとってもユーザーにとっても不利益が生じる恐れが有る。以上の理由からこの法案には賛成出来ず、反対の意を示します。	個人
30条から除外することに反対する。理由を以下に挙げる: * 除外した場合の煩雑さと不利益 ii-アにあるように、利用者全員が違法サイトかどうかの判断をする必要がある。利用者全員に正確な判断ができるように知識を持ってもらうのは困難であり、その判断をする煩わしさや侵害行為への不安がインターネットのコンテンツ利用そのものを控える結果に繋がる。コンテンツ市場の縮小は権利者にも不利益である。 * 違法サイトと情を知ることの困難 たとえば、現在ある「プライバシーマーク」のように「適法サイトマーク」のようなものを導入したとしても、違法サイトが「適法サイトマーク」をコピーして表示すれば効力がない。どのような運用をしても違法サイトと適法サイトを区別することは不可能だと思われる。また、日本国外の適法サイトが「適法サイトマーク」を表示するとは考えにくい。 * 除外しなくても権利者の損失を防ぐことが可能 105ページに記述がある通りで、送信可能化権と自動公衆送信権を利用して違法サイトに対処すれば、きわめて効果的に権利者の経済的損失を防ぐことができる。	個人
CD買うひとはCD買うただで手に入れようと思っている人はこんなことしても結局CDは買いません。 それどころかインターネットのすべてをなくすようなニュアンスにもとられかねないこの計画はあまりにもネット社会を甘くみています。 権利で縛るのもほどほどにしないと、消費者側は規制だらけの世の中で住みづらくなるだけです。	個人
DL違法化に反対します。	個人
ITの進歩によって、インターネットユーザーによる創作形体は従来と大きく変化してきている。 時代の進歩に伴って変化してきている創作形態というものを、従来の法に照らし合わせようとする、それこそ規制一方となってしまうだろう。それでは文化的発展は見込めない。 また、アフィリエイト機能などによる著作者への利益はないのだろうか。 この事案について、利用者と著作者の相互利益をよく調査検討し、判断しなければいけないと思う。 そうでなければ、多くの利用者、著作者が不利益を被り、一部の人間が得をする事態となり、日本の文化は大きく退行してしまうことになるかもしれない。 法立案のその先にあるものの予測を怠ると、取り返しのつかないことになるだろう。	個人
PCのHDDやiPod等の音楽プレイヤーへの課金検討についてですが、課金するべきではありません。 著作権の切れた音源・自分で録音した環境音・自分の演奏音・著作権フリーの音源・等の方が世の中に溢れています。 一部の著作権のある音源のためにそれらのフリーの音を入れる物にまで課金するのはいかかだと思います。 著作権のある音源に関してはCD購入時・音源データ購入時に対価は払っております。 音楽プレイヤーに課金すれば2重取りになりますし、ユーザが対価払っていないと前提した上で課金していることになります。 著作権を大声で主張する方々に盗人扱いされるのは不愉快です。	個人
PCの普及、需要の拡大に伴い違法サイトが多岐にわたり蔓延し多くの人は違法ダウンロードしている状況は社会的に許される事ではないと認識しておりますので違法とすることに大いに賛成です。	個人
PC及び携帯の違法サイトからのダウンロードは違法以外の何ものでもない、強く世間に認識して頂きたい。こういった違法サイトが活性化してしまえば、制作側・クリエイターの商売・立場が損失する恐れがあり、制作物の価値低下が見込まれる。 アップロードする側のみではなく、ダウンロードする側の違法という認識を高めるべきである。	個人
PC向けおよび携帯向けのサイトで、違法な音源が配布されている現状はとても問題があると思います。本来の権利者へ入るべき利益が失われ、場合によっては法を犯した人間が利益を得ることもあるという状況は健全ではありません。また違法な状態を放置しておくことは、日本の文化や社会全体にあたえる影響も大きく、今回の法改正により社会秩序が守られることを希望いたします。	個人
Web2.0とまで呼ばれたインターネット市場を停滞させる悪法でしかない。 一部の権利者で利益を独占しようとしていることが見て取れる。	個人
web域にUP去れているファイルを読み込むと言う行為は基本的にはファイルをpc内部に保存するという行為である。 ストリーミングは基本的にダウンロードの亜種であり、サーバー上にファイルがUPされていると言う根本的な事実が変わりが無い。そして、UPされている以上、ユーザーが偶発的にアクセスすると言う可能性は否定が出来ない。 また、画像についてはそもそもストリーミング自体が存在しない。つまり、アクセスの段階で違法との判断が下されてしまい、ひいてはweb閲覧そのものにリスクが伴う行為となる。 これらの事はつまり、webという世界的なメディアにおける日本のリテラシ、技術を狭めるとともに、現状での最も先進的であり、巨大な産業となっているIT開発、webを利用した広告の終焉を示すわけで、愚の骨頂である。これはつまり今回守られようとしているコンテンツにおいても打撃であると言うことを誰も理解していないのが信じられない。 ダウンロードの違法化には慎重な議論が必要どころか、現状の技術を鑑みるとほぼ不可能であり、もし実行すれば産業的な打撃が大きいと言うことを理解すべきである。 そもそも、こう言ったインフラにかかわる法律を審議するのであれば、技術的、産業的な面に明るい人物を中心にその現実性を問うべきであろう。 本法案については上述の点より反対である。違法コンテンツについては、これまでどおり、アップロード者についてその責を問われるべきである。	個人

YOU TUBEやニコニコ動画はキャッシュでダウンロードしています。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すればダウンロードと判断されるかもしれないが、同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性を狭める。 それはすなわちITの衰退を招く事に直結している。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、技術者でも見ただけで分からないことが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難。 例えば、様々な状況下で研究資料としてコンテンツをダウンロードすることがあるとする。 ダウンロードの違法化により制限がついてしまうと研究どころか必要な情報さえ手に入れることが不可能になりかねない。 そうすると、ITに限らず全国の研究者、または学生に大きな影響を及ぼす。 学力低下にも繋がるのではないかと判断できる。 訴えられたときにユーザーに不利。 法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになる。 以上の理由により、例え条件付きだとしてもダウンロードの違法化について、断固反対の意思を示します。	個人
YouTubeで公開されている動画は、閲覧するために自動的にキャッシュとしてPCに保存されてしまう。これはダウンロードとほぼ同じものであり、ダウンロードが違法化されてしまうと部分的でも著作権を侵害している動画を見た人間は、法を犯している事になってしまう。ネット上で公開されている動画が著作権を違反しているかどうかを見分けるのは極めて困難。YouTube等の業者や動画を製作する人も萎縮してしまい、ネット上の一つの「文化」の発展が阻害されてしまう。 故にダウンロードの違法化に反対。	個人
YouTubeなどWebサービスのキャッシュが複製かどうか専門家の間でも争いがある。 ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある。 一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまい、合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまう。 また、ニコニコ動画などによって、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びている。 開発者も利用者也萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまい、日本の文化発展の妨げにつながる。 以上の点において、ダウンロードの違法化に反対する。	個人
YouTubeなどのサイトでは、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうか分からないし、海外のサイトなので法律の違いがあるため、海外で合法なものでも日本で違法となる場合が多く出てくると思われます。 また、インターネットでダウンロードをするだけでも違法とするのは、かなり使いにくくなり、技術の発展の妨げになるのでダウンロードの違法化に反対。	個人
youtubeなどの配信サイトに規制をかけると、使用者の混乱を招きかねない、また施行したところで、裏で配信するなど、新たな手法で配信するなど悪循環である。 また、サイト運営側が明らかに違法であると判断したものは削除等の措置を取っているため、政府が規制する必要はないと考える。	個人
YouTubeのキャッシュが複製かどうか専門家の間でも争いがある。 ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある。 一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまう。 合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。 理由はダウンロード違法化を決定してしまえば違法サイトのアクセスが減少する上に合法、適応サイトのアクセスさえ減少してしまう。 ダウンロード違法化は議員レベルで決定するものではない。国民レベルで決定するものだ。インターネット利用者の一人としてダウンロード違法化を反対する。	個人
YouTubeのキャッシュが複製かどうか専門家の間でも争いがある。 ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある。 一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまう。 合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人(同旨20件)
YouTubelは、原理上、著作権侵害ファイルも公開されている。 Winnyの開発者は、違法ダウンロードの幫助として訴えられた。 YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、民事上の共同不法行為となるかもしれない。 もし刑事罰が導入されたら、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もある。 そのため新しい技術の開発に歯止めがかかってしまう。 このようなことをしてしまうと有能な人材が少なくなる可能性もある。 だからダウンロードの違法化に反対。 あなた達は自分たちに都合のよいことばかり上げ、提供者や利用者のことを全く考えてないように思えます。 現在の事情に詳しい複数の専門家からの意見もよく取り入れ、十分検討されるべきだと思います。 このような問題が起きているのは十分に検討されていないためです。	個人
YouTubeは、原理上、著作権侵害ファイルも公開されている。 Winnyの開発者は、違法ダウンロードの幫助として訴えられた。 YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、民事上の共同不法行為となるかもしれない。 もし刑事罰が導入されたら、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もある。 新しい技術開発の萎縮を招いてしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人(同旨31件)

YouTubelは、原理上、著作権侵害ファイルも公開されている。 Winnyの開発者は、公衆送信権違反の幫助として訴えられた。 これならYouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為自体が、民事上の共同不法行為となるかもしれない。 そうになったらyoutubeという大型企業自体も潰すのか？ 16億5000万ドルで買収されたyoutubeも？ だいたいそんなにポンポン違法範囲広げてたら新しい技術開発やサービスの萎縮を招いてしまう。 だからダウンロードの違法化からすでに反対します。	個人
YouTubeや、ニコニコ動画などの、動画共有サービスが現在大変活発になっています。それらのサービスは、ストリーミングによって提供されています。ストリーミングをするということは、キャッシュがパソコンに保存されることなので、ダウンロードすることと同じです。となると、ストリーミングもダウンロードも同じ「公開されているファイルを手に入れる」という行為には変わりありません。なのに、ストリーミングを「良し」としてダウンロードを「悪し」とするのはおかしいことです。 なので、ダウンロードの違法化に反対です。	個人
youtubeやニコニコ動画が見れなくなるのは悲しいです。 こんな法案通さないで下さい	個人
YouTubeやニコニコ動画などのサイトでは、ストリーミングで動画を提供しています。今回は違法化の対象外とされているストリーミングですが、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、さらに、ストリーミングであってもキャッシュという形でダウンロードはしていることになります。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭め、Webサービスの可能性を狭め、日本のIT開発が衰退する可能性があります。 また、キャッシュとしてのダウンロードですが、YouTubeのキャッシュが複製かどうか専門家の間でも争いがあり、キャッシュが違法と判断されれば、一般ネットユーザーの法的な地位は、不安定なものとなり、合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまうことになります。 裁判官の判断がどうなるか不確定であることも心配です。例えば映画の保護期間延長。文化庁の言っていたことを裁判所がひっくり返したことがあります。法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性が高いと思います。 いま、ユーザー生産コンテンツ(UGC)が成長していますが、違法となることで開発者も利用者も萎縮してしまえばUCGの成長を破壊してしまうのではないのでしょうか？ 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、ですが、見た目では分からないことが多いです。なぜなら、日本の著作権は、無方式主義で、権利の表示をしなくても良いからです。つまり、適法公開かどうかの識別が困難であるということです。 また、ダウンロードしたファイルの中は入手するまで分かりません。入手した時点で違法になってしまうかもしれません。「違法なコ+B959ンテンツかもしれない」と思いながら入手することは、「違法かもしれないと情を知りつつダウンロードした」と判断されてしまいます。故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利になります。このようなことは、法を守ろうとするユーザーにとってリスクになると思います。 また、権利者の許諾をもらって公開しているか、どうやって判断するのでしょうか？ YouTube1つをとっても、公開されている動画が合法的に公開されているかどうかは分かりません。このことは、合法的なダウンロードが広く制限される原因になるのではないのでしょうか？ そして、やはり裁判官の判断のことですが、彼らは技術的なことに精通しているわけではないため、不合理な判断をしかねません。ユーザー感覚とは異なる判例もあります。例えば、MYUTAや録画ネットといったサイトは著作権侵害を認定されました。一般ユーザーにとっては購入済みのコンテンツをムーヴしているだけという感覚です。既に対価を支払って入手した著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけで、これが違法サイトであり、そこからダウンロードすることが違法であるとされました。 この例から、一般ユーザーが、これは大丈夫と思っていても、裁判官などがどう判断するか分からず、ユーザーがネット利用を萎縮してしまいます。 また、インターネットに国境はありません。国によって法律はさまざまです。コンテンツがどの国の法律、著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できません。 たとえば、米国では合法でも、日本では違法と判断されることもあります。このような場合にどうするのでしょうか？ そのようなことについて議論がなされていません。 また、日本レコード協会が適法配信にマークを付けるという案がありますが、それはつまりマークのないサイト、コンテンツは全て違法ということですか？ さらに当然マークのコピーなども出てくるでしょうから、あまり意味のないものだと思います。 最後に、著作権の問題で、一番問題であるはずは、著作権を侵害して、ファイルを公開する者であり、一般ユーザーではありません。一般のユーザーに対し権利者が負担をかけることは、今まで述べてきた通り、ダウンロードの萎縮、ネット利用の萎縮を招き、日本のIT、技術開発にも影響をあたえます。 このまま法改正されることで、権利の侵害は減るかもしれませんが、そのために失われるものの方が大きいと思います。 私は、第30条の改正、ユーザーに負担を強いる議論そのものに反対です。	個人
YouTubeやニコニコ動画などは動画を見るためにストリーミングとしてダウンロードする必要があります。 そうすると、ダウンロードは違法となり、動画共有サイトの存在自体が違法になってしまいます。 よって、ストリーミングは合法、ということになりますが、そうするとダウンロードは違法なのにストリーミングは合法、という矛盾が生じてしまいます。 なので、私は、「ダウンロード違法化」について反対です。	個人
YouTubeやニコニコ動画のサービスは、ストリーミングで提供されており、今回は、違法化の対象外であるとされている。しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧である。そしてキャッシュという形でダウンロードはしている。専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれない。だから反対。	個人(個人40件)
YouTubeやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしている。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと判断されるかもしれない。 同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人(同旨24件)

YouTubeやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしている。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと判断されるかもしれない。 同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 端的に言えば、たまたま巡回したサイトにディズニーのキャラクターの画像があって、それがキャッシュに保存されれば犯罪容疑として書類送検されてしまうということでしょう。 痴漢の冤罪などのようにその後無罪となったとしても失った職や信用などは二度とは戻ってはきません。 だからダウンロードの違法化に反対です。	個人
YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されていて、今回は、違法化の対象外であるとされている。 そもそもストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性を狭める。 そしてキャッシュという形でダウンロードはしている。 このような乱暴な改正法案が実現するようになれば、日本のIT開発が衰退しかねない。 だから、私はダウンロードの違法化に断固として反対します。	個人(同旨1件)
YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されている。 今回は、違法化の対象外であるとされている。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、キャッシュという形でHDDに残されている。 例えばそれを特定のフォルダに移動したらどうなのか、ファイル名を変更したらどうなのか、極論を言えば違法ファイルをすべて元はストリーミングのファイルでしたといえれば問題はなくなるのか少なくとも技術的な裏打ちもない状態で、法令化を進めようとする 것과自体が愚の骨頂であると考える。ダウンロードの違法化については慎重な議論が必要である。	個人
YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供しており、今回は、違法化の対象外であるとされています。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧で、技術上、大差がありません。 専門家の間でも定義に争いがあり、省庁の意図に関わらず、裁判所が違法と判断するかもしれません。 文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返した例もあります。 法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性があります。 以上の理由から、ストリーミングとダウンロードを法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅、Webサービスの可能性を狭めてしまい、日本のIT開発の衰退につながる可能性があります。 よって、ダウンロードの違法化に反対です。	個人
YouTubeやニコニコ動画は、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービスであるため、今回は、違法化の対象外であるとされています。 ただし、報告書でも述べられておりますように、ネットワーク伝達の過程で、閲覧者が複製を意図しなくても、勝手に個人のハードディスクに一時的蓄積(キャッシュ)が保存されるため、裁判などになった場合、これをもって「違法ファイルのダウンロード」と裁判官に判断される危険性があります。 特に、コンピューターに詳しくない人の場合、YouTubeで映像を見ただけで、勝手に自分のハードディスクに複製が作られているなどとは思いたくないでしょう。 こういった善意の人が、犯罪者になってしまう危険がある以上(たとえ罰則は無いとしても、民事で損害賠償を請求される可能性があります)ダウンロードの違法化には反対いたします。 さらに言えば、コンピューターの仕組み上、インターネット上の画像を「見た」だけで、画像のキャッシュが個人のハードディスクに保存されてしまうため、キャッシュを著作物の複製とした場合、インターネットで著作権のある画像を閲覧すること自体が不可能になってしまいます。 今回は録音録画に限定するとのことですが、もし「映像」のキャッシュが複製であり違法ということになった場合、今度は「画像」のキャッシュとの整合性が問題になってくると思われます。	個人
YouTubeやニコニコ動画等の動画共有サイトにおいて動画を視聴する場合動画ファイルは個人のPC内に保存(キャッシュ)して再生されている。 つまりキャッシュはファイルを保存している点においてダウンロードしているのと何ら相違は無い。 キャッシュとダウンロードに技術的違いが無いのに合法になったり違法となったたりするのは法律として整合性に欠ける。 従ってダウンロードの違法化に反対するものである。	個人
アジアの中でも著作権意識が高い日本では違法サイトからダウンロードすることを違法としてもよいと思う。但し、「違法ダウンロードをすることは禁じられています。違法サイトを見つけた人は文化庁もしくはレコード協会までご連絡ください。」という告知ポスターで国民の周知を深めた上で違法へしていくという経過措置が必要だと思う。たとえば厳重注意を促すなど。	個人
あなたたちはもともと話し合っていたことからずれている。 今はダウンロードのことになってるけど、前までは全然違う話してたよね？ こ ん な こ と し た ら 国 民 は ゆ る さ な い	個人
あなた達は他に何かやらなければならない事がたくさんあるはずですよ。 それを済ませてからニコニコ動画を廃止してください。 あなた達はもっと世界に目を向けてください。 アフリカやアジアの貧しい子供達は一秒でも早くあなた達の助けを待っています。 それを無視して国内のことだけしか目を向けられないのですか！ 僕はコンビニの募金コーナーがあったら必ず募金します。 理由は早く世界じゅうの貧しくて飢えてる。 それに病気を治すお金が無い人達を一秒でもはやく助けてあげたいからです。 あなた達はそんな考えは持たないのですか！？	個人

あまりにもひどい内容でしたので送らせてもらいます。 時代の流れに背くような案で驚かされました。 ダウンロードが違法化すれば、動画なんてみれません。見てしまえば一時キャッシュに残ってしまい、これから成り立つような法案どうりにすれば、違法となります。 まさか、一時キャッシュを知らないで作ったわけではないですよね？ 知っていたらさらに疑問です。日本人にインターネットをするなどでもいうのですか？ ろくに調べもしないで自分達だけが有利な法案でしかありません。 私はこの案を断固として否定します。	個人
あらゆるものがデジタル化され、インターネットを通じ、世界中に配信され続けているこの現代社会で、今回のような改正を行い、情報の取得を阻むことは、視野を広げれば人権の侵害と呼ぶこともできる。前述は極論であるが、日本のインターネットに対する法律が諸外国のように整備されなければ、現時点での改正は更なる混乱を招く。 確かに、著作権法違反とみなされる内容も多々あると思うが、それはあくまで広大なネットワークの一端であり、改正によりその他の適正であり必要である情報の閲覧、利用さえも制限されるというのなら、それは日本のネットワーク社会の崩壊を招きかねない。利用しようとしている情報が違法であるかどうか、その情報の名称や説明から判断できない場合がある現状のシステムでは、この問題を解決することはできないと思われる。 そして最後に、個人的な感想で申し訳ないが、今回の改正を提案した方々は、ネットワーク社会のことなど何も知らないのではないかと感じた。手で触ることのできる、実態のある物の著作権のことしか判らないのなら、この社会のことを肌で感じ、生活に染みこませた上で、改正された後の日本で、自分の生活がどう変化するかでしっかりと考えて頂きたい。 上記を踏まえたうえでの結論として、「インターネットに対する法律がほとんど整備されていない以上、この問題に手をつけるのはまだまだ先の事である」と考える。 インターネットにしか楽しみを見出せない人たちも居る。彼らの命と呼べるものを奪わないで欲しい。	個人
あるさいとからしりました。できればみんなで楽しめるよう、これからもこれがなくなればいいなと思っています。	個人
あるファイルをダウンロードしようとした場合そのファイルが違法コンテンツなのか合法コンテンツなのかは見た目で分からない場合が沢山ある。なぜなら個人が趣味で作成し自由にダウンロードしてもよい著作物と、レコード会社が製品として作成した著作物をはっきり区別する方法がない。またレコード会社や有名なアーティストが製品として作成した著作物でも複製が認められている場合がある。 そのような違法か合法か分からない状態でダウンロードした後そのファイルが確実に違法コンテンツであった場合、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断されることになり違法ということになってしまう。 このように一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 上記のようなことを回避するために適法マークを作ったとしても個人が趣味で作った作品を自分のサイトで発表した場合に適法マークが与えられるのか疑問に思う。 また海外のマイナーな合法配信サイトや海外マイナーアーティストが自分のサイトで発表している作品にわざわざ日本のために適法マークを申請するとは考えづらく、結果ユーザーは混乱し適法マークがないものはすべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまい新しい著作物にふれる機会が少なくなってしまう。 それにともない文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
あるページにリンクが貼り付けであるとする。 これをクリックしただけで違法行為となりうるのは勘弁してほしい。 確かに「情を知って」とあるが、その基準が明確になっていない。 そもそもダウンロードした人の皆が「情を知らない」と言ったら意味がないようなものを作っても意味がない。 よって、現状の条文においてはダウンロード違法化は容認できない。 仮にダウンロードを違法化した場合を考えてみる。 リンクを貼り付けそのリンクをクリックしたユーザがコンテンツをダウンロード完了後に「あなたは違法行為を行いました。通報されたくなければXXXXの口座に50万を振り込んでください」というような詐欺が横行することになることが想定される。 結果、権利者の利益確保のために第三者が被害を受ける結果が起こりうる。 犯罪を(最近の使い方で)助長するような法律は容認できない。 よって、ダウンロード違法化はさらに容認できない。	個人
ある調査によると日本高校生の6割が違法ダウンロードの経験があるとのことです。現状は音楽がメインですが、今後コンピューターやインターネットの性能が上がるにつれ、映像/ゲームなどの分野でもこの傾向はどんどん進んでくると思います。これは、すなわち日本の文化が事実上の終焉を迎えるに等しいことであり、これからの日本の独自文化が存在しなくなる危険性を大いにはらんでいる。 Winnyや違法サイトをはじめとする主催者にはさらに重い罰則を課するべきである。飲酒運転は重い罰則が功を成し、著しく違反者が減っていると聞きます。違法サイトも飲酒同様、著作権侵害者は軽い気持ちで法を犯していると思う。 文化のため、そして日本国民の心を豊かにするため、ぜひともこのような著作権侵害に断固とした態度で接していただきたいです。	個人
ある動画であなた方がダウンロードの違法化の話し合いをしていると知ったんでコメントさせていただきますが、私は反対意見です。	個人
いくらなんでもDL×はやりすぎかと。 アニメだけ規制ならわかりますけど。 それいいいにもDLぎょうしゃかんけいのところにもひがいがでるとおもいます。 それと、こんなことやってるひまあったら年金どうにかしてくれ。	個人

いくらなんでも委員会にユーザー側の人が少ないと思います。 私はこの件についてかなりたくさんサイトをみて回りました。 それらのサイトに書いてあること、さらにそのサイトについての他のユーザーのコメントは賛成、つまり、そんな改正はすべきではないという意見が大半でした。 まじめに国民にアンケートをとったら確実に反対意見のほうが多いでしょう。もう少しこちらの立場からも考えてみてはどうですか？ あと、もしこの改正が通ってしまったら、沢山の会社が経済的に被害を被ると思います。 実際、某音楽会社はネットの経済効果で業績は右肩上がりだそうです。 インターネットの宣伝、経済効果はとてつもないものがあります。 実際私も、インターネットの動画で知り、購入したりしたものが多々あります。 最後に、私もネットで動画を見るのが大好きです。iPodで音楽をきくのも大好きです。 やらない人にはわからないかもしれませんが、僕と同じ考えをもつ人が沢山いることを考えて結論を出してください。	個人
いま、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びている。 開発者も利用者也萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人(個人27件)
いま、ニコニコ動画やyoutubeなど、ユーザー生成コンテンツが伸びている。 開発者も利用者也萎縮してしまえば、ユーザー生成コンテンツの成長を抑制してしまう。 これらユーザー生成コンテンツは次世代のクリエイターを育てる重要なコンテンツ足りうるものだと思います。 現在のクリエイターの権利を過剰に守り通し、次世代のクリエイターの成長を妨げてしまえば本末転倒。 動画、音楽の産業の停滞もしくは衰退をも意味してしまうと思われます。 よって、私はダウンロードの違法化に反対意見を投じさせていただきます。 なおこの意見は私個人による物であり、いかなる団体や法人とも関係ない物である事を追記させていただきます。	個人
いわゆる「ダウンロード違法化」についての意見。 個人的には、現在は動画サイトと企業との関係が試されている時期であり、無闇に利用者を不安に陥れるような法律は作るべきではないと思います。 少なくとも、あと数年は状況を見守るべきだと考えています。	個人
いわゆる違法サイトからの録音録画については、それ単体でみれば著作権者の利益を害する行為であることは明白である。しかしながら、ダウンロードを第30条から除外する方法で問題の解決を図るのは上策とはいえない。下記のような問題点が存在するからである。 ・ユーザーがあるコンテンツをダウンロードしようとした場合、それが適法に配信されているものなのか違法に配信されているものなのか判断しがたいこと。 これについては、適法配信マークを表示することで対応しようという考えのようであるが、実際の運用上、そのマークを配布する業務は一部の権利者のみに限定されてしまうことを考え合わせると、その守備範囲から零れ落ちるサイト。権利者については適法か違法かの判断が難しいまま放置されることとなる。 おりしも、国内のウェブサービスである「ニコニコ動画」が、あやまって適法に配信されたコンテンツを削除した件が話題となっている。また、アメリカにおいてだが、アメリカSF作家協会がその構成員の作品が無断でアップロードされている事例を発見しその削除を求めたところ、著作権者が許諾を与えているコンテンツにまで削除されてしまったという件も報道されているところである。あるコンテンツ配信が適法か違法かの判断が極めて難しいことを示す事例である。 かのような状態の中30条の範囲を縮小させることは、下記のような問題点を新たに生み出す。 ・結果として違法・適法を問わずコンテンツのウェブ配信サービス利用そのものが抑制されてしまう 技術の発達と共に、コンテンツの利用形態が変わっていくのは周知の事実である。 ウェブ上におけるコンテンツの利用は未だ発達途上の分野であり、今後、そういったサービスから著作権者が充分に対価を得ることが出来、さらなる再創造につながるモデルへの発展が期待される。 換言すると、一度新たなサービスへと移行してしまった後に、再び旧来のサービスが主流になることは、まず無いといつてよい。 音楽の著作物・映画の著作物(ゲームを除く)については、パッケージ販売が伸び悩み、ネットでの利用が伸びていることは、多く報道されているところでもある。 そのような時代の状況下において、コンテンツのウェブ配信サービス利用そのものを抑制するような法改正を行うことは、むしろ今後の文化の発展にマイナスに働く。 よって、違法サイトからの私的録音録画を30条の私的複製の対象外とする改正には反対である。 上記は送信可能化権を行使しやすくする状況整備によって対応すべき案件であろう。 具体的には、私的録音補償金管理協会と私的録画補償金管理協会を一本化し、私的複製に関する業務として違法サイトの発見及び権利者への報告を業務内容として付け加え、個々の権利者のコスト負担を軽減するといったことが考えられる。	個人
インターネット&携帯などの違法サイトからのダウンロードは第30条の適用を除外するものと考えます。ただ、中には違法サイトであるとは知らずにダウンロードしているユーザーもいると思われるので、違法と考えるのは明らかに判っていないながら利用しているユーザーの場合と限定した方がよいと思われます。	個人

インターネットからデータをダウンロードする際に、違法かどうかをダウンロードした本人が知りえない可能性は充分にあります。また、本人が知っていたか否かを客観的に判定することも他人には不可能です。そもそも、ダウンロード自体を違法行為とするには、現行犯逮捕をしなければなりません。ダウンロードが終わってしまえば、得たデータがどのように入手されたものなのかを知るすべがないからです。また、そのようなデータはいくらでも改竄が可能のため、有用な物的証拠になりえません。 ネット回線を監視していればいいかもしれませんが、それは地球上1平米あたりに1人の警官を立てて治安を守ることより大変なことですし、事実上不可能なことです。 ネットの世界は広大です。そして全てが質量をもちません。このような世界において通信情報をいちいち監視するのは骨が折れるばかりで効率が悪すぎます。もしそのような、広大な世界を監視する能力をお持ちなのであれば、是非世界中の監視カメラを管轄されて、日々の犯罪が起こることを防いだ方がよっぽど世界の平和に貢献できるはずです。 また、P2Pソフトとは異なり、一般のダウンロード、つまりhtmlに始まるすべてのデータというもののダウンロードに関しては、すべてのネット利用者が行っていることです。 P2Pと異なり、扱うデータは比較的軽いものが多く、それはP2Pとは比較にならないほど世界中で行われていることです。見せしめの摘発が、副次的効果も含めてどれだけ効果がないかは容易に想像できます。これは現在のP2Pに関する犯罪摘発に関しても実際にそうではないですか。 つまり、端的に言えば、ダウンロード自体を違法化しても、著作権を守れるかどうか疑わしいということです。 更に、著作権法違反の著作物のダウンロードを違法化してしまうと、インターネットにおけるダウンロード自体が何か法を犯しかねない行為であるかのようになってしまいます。 それは現在のインターネットの発展を、広く言えば人間の知性及び文明の発展を妨げることになるということですよ。 大した効果どころか、全く効果を挙げることができないのに、このようなリスクを冒してまでも、ダウンロードを違法化する必要があるのでしょうか。 私は今まで通り、ネットにおける著作権法違反はアップロードのみを対象とすべきであると考えます。	個人
インターネットが普及して、資本を持たない個人が「自由に」表現できる環境を手に入れたのに、著作権侵害の対象を「ダウンロード違法化」にまで拡大解釈すれば、その僅かな希望を絶ってしまい国民は前時代的な限られたメディアのみが発信する表現を甘受するしかない・・・。 インターネットの問題がたびたび取り上げられてますが、それは負の面ばかりではありません、正の面も多くあります。道具は正しく使えば便利ですが、悪意を持って使えば凶器にもなります。インターネットもまた然り。上記の問題は憲法が保障する「表現の自由」を侵害する恐れがあります。 21世紀、インターネットの登場により力無き一人の国民の思いも表現できるようになりました。 日本が「真の民主国家」であるならば国民一人一人が表現できる場所を規制しないで欲しいと切に願います。	個人
インターネットでWebサイトを閲覧する際、必ず一度端末の記憶装置に保存(ダウンロード)されます。閲覧しようとサイトにアクセスした時点でデータは保存されるため、ダウンロードは閲覧者がアクセスしたサイト、あるいはデータに違法性があると認識する以前に行われる事になります。事前に行為の違法性の判断ができないのは利用者保護の観点上、非常に問題があると考えます。	個人
インターネットで動画のアップロードやダウンロードが禁止になるのは絶対反対。 自由な動画などのアップロードやそれに関するコミュニケーションは、いまや日本の重要な産業となっているアニメ・ゲームの宣伝や、消費者の購買意欲の促進に結果的に大きく役立っている。 日本でアップロードされる動画の多くはアニメだが、それによって広がるコミュニケーションを製作者側が消費者の要求として吸収し、それが世界で価値を認められる日本のアニメを作る土壌になっていると私は思う。	個人
インターネットという国境さえも越えた巨大なコミュニケーションネットワークが発達した現代社会において曖昧な『違法性』の名の下にダウンロードを規制することは大幅にコミュニケーションによる利益や可能性を減退させる行為であり、その損失は知的財産を評価し保護することの利益を上回る。 現代のような独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して評価する社会では、知的財産を評価することには正当な理由が存在し、次世代のテクノロジーや文化を発明するためには、彼らの発見、発明、制作物が法律によって保護されることが必要であることは周知の事実である。 しかしダウンロードまで規制することはむしろ独創的、創造的、進歩的なことに価値を見出して『評価』する現代の社会風潮に反しているといわざるを得ない。 安易な規制を行う前に、インターネットの現実をもっと考え、利用者と権利者をもっと話し合っていかなければならないのではないだろうか？	個人
インターネットにて動画を閲覧する際には、PCのHDD内にキャッシュと呼ばれる映像ファイルのデータが蓄積されます。これらは意図しての保存ではなく、いうなれば自動的にほごんされてしまうもので、ユーザーの意思には関係ない録画となります。 この場合は違法性がないものとして考えるのが通常ですが、今回の改正に伴い、違法性の有無を明文化されていないのではないかと思います。 この自動保存は上記項目内、ウの項目に該当するかと考えられますが、そこには犯罪としては軽微なので罰則は課さないと記されています。この表現では、違法であるとする、と拡大解釈を受ける余地があり、利用者保護を謳うのであれば、その解釈の余地を残す表現は避けるべきです。具体的には、「違法でないとする」という一文を明文規定として記すべきだと考えます。 逆にこれらが違法だとするならば、今度は知らずに見たユーザーのPCに勝手に保存された違法動画、それを根拠に刑罰や、補償の問題が浮上し、それはインターネット社会の崩壊をも誘発してしまうのではないのでしょうか。 以上の理由より、今回の法改正においては議論が不十分であり、改正は見送るべきだと考えます。法改正に反対であるという、意見です。 よろしくご参考くださいますよう、お願いいたします。	個人

インターネットによる動画・音楽の視聴だが、それを停止する法律をたてる事を全力で反対する。 そんなくならない法律たてる暇があるのなら、もっと国民に役立つ法律をつくれ。 人を殺せば加害者が何歳であろうとも牢屋にぶち込めばいい。でなければまた人を殺さないとも限らない。 政治家も国民の税金を自分の金とするな。全部見てるんだぞ。 本題に入るが、お前達は金を稼ぐために動画・音楽を放送してるのか？ 誰かに見て聴いてもらいたいから作ってるんじゃないのか？ もう一度言う。インターネットによる動画・音楽の視聴の停止を断固拒否する。 インターネットによる動画・音楽の視聴の停止を断固拒否する。	個人
インターネットに国境はない。 プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのようなことについて議論がされていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨27件)
インターネットに国境はない。 プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのようなことについて議論がされていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。 という項目に対して インターネットという国境の概念を超えた技術を使用したサービスについて、明らかに検閲とも思われるような法律、または条例を定めるのはインターネット技術の発展を阻害し、またそれに伴うインターネット産業にも国際的に大きな影響を及ぼしかねないと考えます。 よって私的録音録画小委員会中間整理での以上の項目に関して賛成を致します。	個人
インターネットに国境はない。プロバイダ免責や権利制限など法律は国によって異なっている。コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるか、ユーザーは簡単に判断できない。それにサイトが権利者の許諾をもらって公開しているかわからない。YouTubeというサイト1つとっても、そこに公開されている動画が合法的に公開されているかどうかは、自明ではない。合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることになる。だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。 たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであろうと思います。 また、一般サイトからダウンロードする場合においても、ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分からない。 入手時点で違法となってしまうかもしれない。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される事も考えられます。 このような場合、故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利です。 だから条件付きでも、現状だと反対です。	個人
インターネットの仕組み上、ダウンロードを違法化するのは非常に困難だと思われます。 インターネット上では、webページを開たびにダウンロードを必ず行っているためパソコンの仕組み上ダウンロードを違法化した場合違法でなくパソコンを使うためにはインターネットにつないでなければならないということになります。(当然メール、メッセージャー、skypeなども仕様不可能になります) これを解決するにはhttpの仕組みを変更するか、パソコンの仕組みを全部変更しなければならない。 というぐらい不具合があり、現実には不向きなことと考えられます。 また、文章・画像・音楽など引用するときに該当するものがインターネットにしか存在しない場合ダウンロードした場合でもその瞬間に違法になる可能性が否定できません。 また、ダウンロードの違法化が、もしも日本国内ではうまくいったとしてもインターネットでは、基本的に外国とつながっている話なのでまた、著作権上の保護期間が各国で違うために外国ではダウンロードが大丈夫なものをダウンロードしたが日本国内で著作権保護期間内で違法行為となる場合がこれから起こるかもしれないと思います。 そのため、ダウンロードの違法化に反対します。 だからといって、違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画するためのダウンロードをしても良いというわけではないのですが現在では議論が尽くされていないと考えます。	個人
インターネットの仕組み上でのダウンロードは個人での管理には限界が有ります。 ・ダウンロードしてみないと説明やファイル名だけでは分からない ・インターネットの仕組み上キャッシュのすべてのファイルを個人で判断させるのは明らかに大きな負担であり、ネットが敬遠され文化の衰退を招く。 ・個人の判断に差がある ・違法ダウンロード者の発見などという行為は、国による情報統制・監視を助長させ自由と権利を剥奪する事である 以上の理由などによりダウンロード違法化に反対します。	個人
インターネットの性質上、ダウンロードを違法にしたら混乱を招く結果になると思います。単純に禁止することには反対します。	個人

インターネットはダウンロードしたものをブラウザで表示する仕組みになっています。全てのコンテンツはダウンロードすることで使用できるのですし、ダウンロードするまで中身は確認出来ません。ストリーミングはダウンロードしながら内容を見られるものであり、ダウンロードとの違いは殆どありません。 極端な事を言えば、自分のCG作品を置いたwebサイトを作り、ギャラリーに誰か人が来たら、自分の描いた絵を紹介するサイトならだから情を知っていて当然、と難癖をつけて訴えられるのです。 ダウンロードに規制を掛けることは、ネットの使用を安全に出来なくしてしまい、これをやられてしまうと、日本はインターネットの発展が他の国に大きく遅れを取ります。 よってダウンロードの違法化には反対です。	個人
インターネットを楽しむ時、クリック1つに細心の注意を払っている人などいません。気軽にクリックして動画を楽しんだだけで犯罪者として罰金を科せられるなど、一般市民の権利を不当に侵害するだけの悪法です。著作権者の権利を守るなら、もっと適正な価格で著作物を見られる様にすべきではないでしょうか？いまはDVDボックスひとつ買うのに何万円も払わなければいけない様な有様だから皆それ以外の方法を探さざるをえないのです。利用者が適正な価格で映像や音楽を楽しめない現在のような状況を作り出しておきながら、利用者を犯罪者に仕立て上げる事で解決しようなど横暴すぎます。「利用者を責め立てる前に、しっかりした機構を作ってやるべき事をやりなさい！！」と言いたいです。私は今回の「見直し」に激しく抗議します。	個人
インターネット上で違法なもの、違法でないものを最終的に判定し利用するのはユーザーでありダウンロードしたファイルが違法であるか、否かというものはダウンロードした後で確認し判別することになる。 曖昧な違法性の定義によって犯罪とするといった行為は到底容認できるものではなく根本的に間違っている、と考える。	個人
インターネット上のファイルはダウンロードする、または開くまで、そのファイルが違法性のある物とはわからない物が多くあります。違法性のあるファイルをダウンロードしてしまったことに気が付き、消す、もしくは消さないかという所で初めて利用者が他者の権利を侵すか侵さないかの選択を自らの意志で選びそこで消さなかった時に初めて罪になる。これが私の考えです。もちろん違法ファイルを配布したほうも罪です。 違法性のあるファイルをインターネット上からダウンロード、または開いた時点で罪に問うことができるようにしようという意見は間違っています。これが私の意見です。	個人
インターネット上のファイルまでその制度を適用し、違法なファイルといわれる物をわれわれはいったいどうやって判断するべきなのでしょう？ インターネット上の情報は、そのほとんどがデマ情報です。その中に、確かに著作権者の許諾を得てない(違法性のある)ファイルもありますが、自分の曲と名前を変えられて、それをダウンロードしてしまったら我々には音楽を聴くまで判断できません。ダウンロードの監視は、プロバイダで可能でしょうか、ファイルをダウンロードしたことはわかるでしょう。 しかし、どうやってそのファイルが違法かどうかなんて判断するのでしょうか？ これは、「違法じゃないよ」登録をしたサイトからしかダウンロードしなくてはいけなくなると言うことになり、知る権利の侵害だと私は思います。 また、この情報を使って、いくらでも詐欺を考えられます。 ①自作を装い音楽ファイルをダウンロードさせる。 ②すぐさまプロバイダ、もしくは関係者を装いメールやブラウザで警告。 ③個人情報の登録画面や、振り込み要求画面に移りダウンロードした人へ不安感を与える。 ④オレオレ詐欺のようにあせった被害者はお金を振り込んでしまう。 というような詐欺が、私でも考えられるので、恐らくもっと巧妙な手口でやってくるでしょう。 また、ストリーミングはダウンロードでないとありましたが、これは要約するとキャッシュなら大丈夫。ということになります。 キャッシュならどこからダウンロードしても問題ないと理解されませんか？ また、そのすべてをどうやって把握するのでしょうか？ キャッシュの形で常にダウンロードをするソフトウェアができてしまったら、もしそれがウイルスでたくさんのPCに感染してしまったら、という可能性もありますので、違法性のあるダウンロードを＝犯罪とする改正はあまりにも乱暴過ぎるように思えるのです。 実際現段階では、その違法性のあるファイルのあるサイトやアップロード板が問題だと考えられます。 こちらの法整備や取締りを行い、くさいものは元から剥ぎ取らなければいけないように思います。我々の家庭で、お子さんがニコニコ動画やyoutubeを見ていて、「それは犯罪だ！」というような未来にはしたくないです。 日本では、コピーワンスという、海外ではあまり見られない規制もあります。我々がそういったレコーダーを購入しても、これらの法律で使いづらくなってしまうのでは、非常にもったいないし、はらただしいです。	個人
インターネット文化の隆盛は国力の源泉であり、上記に私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのはまったくの過剰反応です。	個人
インターネット利用の幅を著しく阻害する内容であり、日本のインターネット産業およびインターネット自体の衰退につながりかねない。 よって、反対です。	個人
キャッシュには罰則がないにしても違法は違法ですから、法を侵さなければ殆んどインターネットを使えないというのはおかしいことです。 どのような経緯で著作権についての話が出たのか議事録も公開すべきです。	個人
クリエイターが苦労して創り出したものに適正な料金を払うのは当然だと思います。健全な創造のサイクルを守っていくためにも、違法配信からのダウンロードを違法とするのは、賛成です。	個人
クリックした時点で違法であるというのならば内容がわからないもののはどうすればいいのですか。ダウンロードした後じゃないとわからないものがあります。ファイルや説明などでは具体的にわからないこともあります。 ネットを利用しない人の方が少なくなっている今の世の中でこの法案は極論すぎます。	個人

こうした法案が、私たち一般のパソコンの利用者の目の届かないところで(多くに知られているわけでもなく)勝手に決められ、そして法律になろうとしているということが、不安でなりません。 パソコンを利用している以上、必ず直面する問題でもあるのに、どうしてここまで早急に決定されようとしているのでしょうか。 反対の意見にも耳を傾けてください。 パソコン利用者の現状を見ていれば、こうした内容が全て決定してしまった場合、どれだけのPC利用者の減少になるかは目に見えています。 違法か適法かを定めるその区別も難しいものが多々ある中、ダウンロードの違法化が決まってしまうと、どこが違法でどこが適法なのかの区別を毎回利用者がせねばならず、自分が違法サイトへ行ってしまうかという不安から、適法なサイトへも行く人が減ってしまうのではないかと考えています。	個人
ここまで動画が普及しているなかでの今回の法案については、正直いつてたいへん驚嘆いたしました。この法案が実現されたとき数多くのユーザーの混乱すると私は思います。ダウンロード自体を禁止することはここまでインターネットが普及している中では無理だとおもいます。その上さらにその範囲を動画や音楽だけに限定することは厳しいと思う。そうすると、画像などのその他のものも規制せざるおえないという意見も必ず出てくるものであると思う。画像や動画を楽しむインターネットの活用法が極端に制限されるということは、ビジネス的にも個人的な利用にも必ず影響する訳で、情報を伝えるという面でひどく情報の疎通が起こると考えられます。つまり、結果的に文章だけで我々ユーザーに情報を伝えることになってしまいます。これはインターネットとして役割をはたせるのでしょうか？そうは思わないのでこの法案には反対とさせていただきます。	個人
この「検討結果」を出した経緯の中に、最近のインターネット事情がどの程度考慮されているのかが読み取れません。 著作物のダウンロードと言っても、意図的に「著作物だと理解した上で」ダウンロードするものと「著作物だと知らない(分からない)」で「ダウンロードするものがあります。 具体例として、何人かの逮捕者が出ているwinny2というファイル共有ソフトを挙げて説明します。 このソフトは、簡単に言えば、共有したいファイルの名前を検索してダウンロードするものです。ここで、もしそのファイル名が偽造されていたらどうでしょうか。自分が共有したかった(著作物ではない、もしくは配布が許可された)ファイルではなく、意図しない著作物をダウンロードしてしまった場合です。実際このようなことはこのwinny2に限らず(youyubeなどの動画サイト等も含めて)頻繁に起きており、しかもいとも簡単に偽造できてしまいます。 こういう「意図しない」ダウンロードをも違法とするならば、インターネットは非常に使いづらくなってしまうことは容易に想像できるでしょう。かといって意図しないダウンロードのみを容認することは制度的にも難しいでしょう。 具体例を出して説明しましたが、つまり私が主張したいのは、「インターネット上から、自分のパソコンにダウンロード(ストリーミング等のキャッシュ、圧縮ファイル等含む)して中身を確認するまでは、著作物かどうかの判断が現状では不可能である」ということです。つまり、ダウンロードした時点では現状では著作物かどうかを判断する術がなく、結果的に違法になってしまう場合があるというのはユーザーにとっては納得のいかないところであるということです。 このようなインターネット事情を十分に考慮して、私はダウンロードの制限を法的に制定するのは時期尚早であると考えます。議論の程、よろしく願ひいたします。	個人
このメールを送信しようとしている私自身、こうしたパブリックコメントというものが無駄にならないのか、所詮、役人や老害共の掌の上に踊らされるだけになるのでは、という不安はある。しかしながら、我々ネットを常に身近に感じ、身近に接している身の上である以上、たとえ無駄だと分かっているとしても声だけは張り上げて行きたいと考えている。なににせよ、これから彼らが推し進めようとしている事は、海外の目から見れば、出来の悪いコメディドラマを見るようなものである。あるいは彼らが目標としているのは、中国や北朝鮮におけるようなネット規制を目指しているのであろうか？ ということであれば、既に日本は日本国憲法における三大原理の内2つ、 ・ 自由と基本的権利の平等の両立を目指す「基本的人権の尊重」 ・ 主権が国民に由来する「国民主権」 を既に破棄しているということになる。そろそろこの国も彼らの属国になる日が近づいてきたということであろうか。	個人
この案では5歳程度の子供から40代以上のおじさん等日本人の大半が、強引に逮捕または搾取対象とされてしまう可能性もあるため、とても受け入れられる物ではありません。 その他にも簡単に悪用されるのではないかと、という想像もさせられてしまいます。 著作権のある楽曲や映像を保護するというのもっともですが、もう少し若くて、実際に今の時点での楽しみ方をよく理解している方を半数以上交えた討議を行ってもらわなければ、目先の儲けの増加や倫理の整備は出来たとしても、それ以降の文化の振興を脅かす事にもなると思うのです。 創作・創造は金儲けの手段ではありますが、人を活かすからこそ生き続けている事をどうかご理解ください。 皆様の懐の深さ広さに、今後生まれるかもしれない文化の芽が死ぬかどうかがかかっております。	個人
この案に関してですが、反対です。 理由としては、ワンクリック詐欺と同じことだと同じことだと思います。 また、JASRACには音楽の著作権料を払わねばならないとは思いますが、そのお金はどこへいくのでしょうか？ 著作権を所有している作者にはお金がいきませんよね。 上記を明確にしてからそういう案を立てていただきたいです。 それでは、反対という意見でよろしく願ひいたします。	個人

この案は賛同しかねます。 まず著作権に関しては、問題があるようなら作った本人や団体のの方が真っ先に文句を言うはずです。言われたサイトはまず問題のある動画などを消していくでしょう。実際著作権的に問題のあるものは大抵消されていっています。 他の人が作った曲まで規制し、あたかも自分達が作ったかのように「この曲(等)」は著作権があるので、私たちに許可をとってください」と、見当違いな事を言い出す方々もいます。 さて、まずこの案でおかしいと思うのはHDD等に補償金をかけるということです。全く持ってバカバカしいと思います。こちらがお金を出して買ったものに、なぜ補償金をかけられなくてはならないのか。 いくらお金を払って買ったPC、HDDだろうが、「貴方は動画落としたからお金払って下さい。貴方は曲を落としたのでお金を払って下さい」と言った世の中を作るつもりなのでしょう？ と言うよりもこの案、動画をアップした人、動画を見ていた人全て逮捕という事ですよね。いったい何百万人が逮捕されるのでしょうか？…と、ここは必要ありませんね。 更に、PCからipodなどの携帯機器に曲や動画を入れたら対価を払う？ 何を言っているのかと。自由に曲を出し入れ出来てこそ携帯機器でしょう。それなのに毎回毎回入れるたびに金が飛ぶなんて…私には信じられません。 正直なところ、元々の著作権者に利益が回るとは私は思っています。某会社が実際のところ全ての著作権を自治しているようですから。	個人
この案件は経済的に見てとても不利益を生ずるものだと思います。 インターネットという便利な道具は確かに使い方一つで危ない道具になりえるのかも知れませんが、ただ、包丁も一歩使えば凶器になるように使い方一つでとても有意義になるものだと思います。 この案件はもっと慎重に、他の意見を多く取り入れて決め行うべきであると思います。 わたしはインターネットに対してとても不利益になる、つまりは日本経済においてもとても不利益になるこの件については異を唱えます。 もっと幅広い意見を聞くべきです。生えてきたばかりの芽を摘んでしまえば、その先の可能性は0になってしまいます。 多くの人がこの件について反対していると思います。わたしもその反対者の一人です。 なぜ反対しているのか、主観ではなく客観的に判断してみてください。おのずと答えはわかるのではないのでしょうか。	個人
この案件を読んで私が疑問に思ったことを書かせて貰います。 ・「違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画」についてですが、今まで通り配信者側をきっちり取り締まれば、わざわざこのような何も知らないインターネット利用者が犯罪者にするかもしれない案はいらないと思います。 以上の理由により、ダウンロードの違法化に反対します。	個人
この意見に対して反対します。 インターネットでのダウンロードを禁止するということは、インターネットという存在自体を消すようなものと等しいからです。	個人
この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 現在、同人誌などの二次創作物は日本のアニメ・コミック産業には大きな位置を占めるものであり、漫画家の卵が同人誌やWeb上の二次創作物で腕を磨き、出版社の目に留まりデビューをするなどアニメ・コミック産業の新人育成や新人発掘の場になっており、大手出版社などもコミックマーケットにブースをだすなど積極的に活用するという方向になっており、この二次創作物の多様さこそが日本のオタク産業の強みにもなっているのに今回の法案は日本のクリエイターの制作活動を萎縮させるものと考えます。 さらに、今回の法案は問題が多いのに、国民に十分知られてるとはいえず、パブリックコメントの送り方も煩瑣でわかりにくい。 このまま法案成立を強行すれば、法案成立前に報道され、国民は自分達の知らない密室で強行されたと感じ、大きな反発が起こり、PSEマークの二の舞になるのは目に見えている。	個人
この違法化案を知り、とても驚きました。今この時代に違法化しても、収集がつかないと思います。もし違法化が実現しても、日本中にいる全ての違法者を見付けられるのはとても困難だと思います。見つけ出さずなら全員見つけ出さないと、「不平等だ」などの声が上がるとも思います。今出回っている「海賊版」のように、売買に使うのはもちろんいけないと思います。ですが、個人で楽しむものなら別に良いのではないのでしょうか。 それに、このような法律を作る前に、タバコやお酒についての規制をもう少し厳しくするべきだと思います。私の周りでも未成年なのにタバコをすったりお酒を飲んだりしている人が多数います。みんなコンビニなど、未成年だと知りながらも売ってくれるようなところで簡単にタバコやお酒を購入しています。私は、未成年なのにタバコをすったりお酒を飲んでる人を見るととても嫌になります。例え、友達でも距離を置きたくなります。学校でも体内にアルコールがあるかとか、タバコをすった形跡があるかとか、きっちり調べたら良いとも思います。そしてそのようなことをした人をたとえ未成年でも、大人と偽ったのだから厳しく罰して欲しいです。喫煙者などのせいで、他の健全な未成年まで嫌な目で見られたら、たまりません。 このような理由で、私はこの違法化について反対します。	個人
この映像が見たいと思い、ダウンロードしたファイルの内容は入手し実際に見るまでは分からない。 場合によっては入手時点で違法となってしまうこともありうる。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される。 故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利になる。 つまり、法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
この件に関してはまず反対です。 このことが可決してしまえばインターネットはもはや必要ないものになってしまいます。 更に新手法のワンクリック詐欺は増え、インターネットにもゆとりがもてなくなってしまいます。 そのうえ携帯電話などの着信音楽などのサービスなども消えてしまい非常に不便なものになってしまいます。 これではネットワークの意味は無くなってしまいます。 インターネットとは多くの人に情報を発信する便利なものです。 しかしこれが失われてはネットワークと言うものが何か？ と言うことがあいまいなままになってしまいます。 このような形で言うことになりましたが、もう一度言います。 この件は反対です。 とりえず最後に多くの人がこの件に反対していることに、気づいてください。	個人

この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 違法サイトと承知の上で（情を知って）録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するとありますが、違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、どのように判断すればいいのでしょうか。 個人のサイトで楽曲をダウンロードさせていたとして、それが自作の楽曲なのか、他者に著作権のある曲なのか、音楽に詳しくない人間にはわかりません。 さらに、この適法違法の判断を難しくするものが、権利者による「黙認」という状態をどう判断するかということです。 楽曲の例でいいますと、JASRACに登録されていない一部のPCゲームの曲や、アマチュアによって制作された同人音楽といわれるような曲は、伝統的に、第三者による無許諾のアレンジ曲の発表や販売が、ファン活動として黙認されてきました。こういった曲のダウンロードは適法なのでしょうか違法なのでしょうか？ また映像の場合でも、YouTubeやニコニコ動画など、権利者による速やかな削除が可能とされている場所で、削除されること無く長期間に渡って視聴可能な状態になっている場合など、権利者によって黙認されていると利用者が判断した場合のダウンロードは、適法なのでしょうか違法なのでしょうか？ さらに、本当に違法に配信されていた場合でも、利用者が「プロバイダなどに削除されてない以上、権利者は少なくとも黙認はしているのだろう」と考えてダウンロードした場合「情を知って」ダウンロードしたことになるのでしょうか？ 上記のように、利用者から見た場合、適法公開かどうかの識別が非常に困難なため、条件付きでも、現状だと反対いたします。	個人
この項目について私は反対の意見を提出します。理由は以下の通り。 項目アの「違法サイトと承知の上で」という前提は意味をなさない事。YouTubeなどをはじめとする動画共有サイトは、違法のコンテンツも合法のコンテンツも混在するのが現状である。つまりサイト上の一つのコンテンツが違法であるからといって、サイト全体を違法サイトと認識するのは実態とかけ離れる。「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう」にするという案も、コンテンツ業界の既得権益を守るサービスにしか承認を与えないという方向になるのは目に見えており、コンテンツ産業の健全な競争が阻害されることになる。そもそもダウンロードを違法化せずとも「著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分」という報告書の意見は正にその通りであり、私もダウンロードを違法化する必要性を感じない。	個人
この項目について私は反対意見を出します。理由は以下の通り ・不透明な「ダウンロードによる被害」 違法なアップロードによる被害と言われるものが、実態を反映していると言えるのか疑問に感じる部分があります。違法なサイトによる被害額とはどんなものであるか、具体的かつ充分な説得性（根拠）をもって示し、それによって初めて議論がなされるものであると、私は考えます。 統計データについても、“印象操作”のために作られているように感じざるをえません。例えば、ファイル交換ソフトを『過去に利用していた』ユーザーの数は、『若い頃にロック音楽を好んで聴いていた』音楽愛好家と同様に増加していき、いずれ現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数になることでしょう。そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、“ユーザー自身”が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているものでダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりえません。	個人
この項目に反対します。川上に対する規制すること、アップロードの違法対策こそ重要で、これを梃子にしてダウンロードまで違法とするのは何らかの別の意図があるのではないかと危惧します。	個人
この今の現状を無理に変えようとしている事事態に疑問を感じる。 本当に不正なダウンロードなどをなくしたいのなら、法律などではなく、それに該当する団体が協力して問題に対処していくべきでる。第一、海外からのDLもあるのにそういったものはどうするのか？考えていなかったのか？お金を「取る」側の人間が主体の委員会で本当に正しい答えなど出るわけがない。これでは管理団体が儲けたいがためのものにしか聞こえてこない。よって私はこの法改正に反対である。 こういった意見がたくさんきているでしょう？もう一度考えてみてはどうでしょうか？ ここからは本当に私的意見…… 現代でインターネットは全国、世界で見てもない所のほうが稀であることはご存知でしょう。…そんな中でこんなものを成立させてみる、数え切れないほどのインターネットユーザーを敵に回すことになるぞ。敵を多くつくって更に被害をだしてまで利益を得たいのか（本当に1日中パソコンの前にいるやつは本気になったら手がつけられません。私の友人とか）、それとも現状維持で安全策にまわるのか、どちらが正しいのかはともかく、どちらの方が自分に不利益がこないかは考えればわかるでしょう？どうかご一考を…。では。	個人
この条約には【ニコニコ動画】というサイトも含まれると思います。 現在、このサイトでは台湾での対応をはじめ、日本でも台湾の方がとても親日の方が多いと悟ったり、歴史についてのまとめを流したりする方などたくさんみえます。 確かに良くない影響があるのももっともだとは思います。しかし、これを機会にもっと国民同士が近い関係になれる国がたくさんあるかもしれません。私はそういう可能性を消して欲しくないと思っております。 悪い事ばかりではないと思います。 数パーセントでもあるその可能性を消してもいいのでしょうか？ 乱文、まとまらない文章でのメールすみません。どうか、検討していただけたらと思っております。	個人
この制度が通ればインターネットで動画を見る＝犯罪になってしまう。 ダウンロードは違法としてもストリーミングやキャッシュに違法性はない、ときちんと明記してもらわないと大問題である。 それどころかインターネットを根本から覆すことになってしまう。 国民の多くを犯罪者にするような制度には絶対に反対である。	個人
この度の見直し案は、少々抽象的過ぎるのではないのでしょうか？ そもそもダウンロードするファイルの違法の範囲が曖昧すぎます。 インターネット上の違法というのは今までも多く問題となり、不正なサイト、及び、違法ファイルのアップロードなどに対しても法を敷いていると認識しておりますが、今直、それらの行為すら違法範囲の曖昧さが要因で全く肅清できていない状態が続いています。 適用範囲を見直すこと自体は賛成ですが、それはむしろ今までの法の範囲をより具体化するものであるべきであり、それまでの違法対象を圧倒的に広げるであろう今回の改正には賛同しかねます。 足元を固めずに遠くを見る行為は、古今東西共通とも言える愚行です。 よって、上記の法案に反対します。	個人

この法案が採用されてしまうとインターネットに接続して文字や画像データを見ただけで違法になるということですよね？ この法案に意味はあるのでしょうか？少なくとも私はないと思います。 他にもっと考えなくてはいけないことがあると思います。 私はこの法案には反対です。	個人
この法案が通りますと「違法サイト」と「違法ではないサイト」の区別が曖昧になり動画を見ただけで犯罪者のレッテルを貼られます。例えば見たい映画の情報を探し、たまたま覗いたサイトが「違法動画サイト」でも「違法アダルトサイト」のそのように気づきにくく、そのサイトの動画を映画の告知だと思っただけで犯罪者というのはおかしいと思います。金銭的な関係がなく法律にも問題ないサイト利用は個人の自由だし、それを後から法律で縛る必要はないはずで。だから私はこの法案に断固反対します。	個人
この法案には少し反対します。確かに、違法が多いのは確実です。 しかし、全てを犯罪としてしまうことに少し疑問を感じます。 我々はパソコンを通じてフリーであると明記されていない動画や画像などを見たときにキャッシュに保存されている場合が多いのですが、それも犯罪になるというわけでしょうか。 ここ数年に、インターネットでの技術は格段にアップしてきました。というも、インターネットが面白い、という利用者が増えたことによって需要が高まったからではないでしょうか。 ここでこういう法律を樹立してしまうと、インターネットの利用者は確実に減り、技術も確実と言っていいほどに衰退してしまうと思います。 また、いくつかの企業も企業として成り立たなくなります。 リスクは大きいけど見返りが小さいので、私はこの意見に反対したいと思います。	個人
この法案は権利者、つまり著作権者が不利益を蒙らないようにするための法案ですよね？ しかしながら著作物の受け手、つまり利用者が著作物をフリーで利用、そしてそれが普及拡大することはその著作物の「宣伝」になっていることは自明の理ですよね？ 僕自身ネット上で初めて知り得た情報は多いですから。 だからこれを規制することはけっして著作権者の利益にはなり得ないということになりますよね？むしろ知名度がなくなると今よりも売上げが下がる可能性まであります。 こうなってくると目的さえ果たせないまったく無意味な法案に成り下がっているのは明らか。 著作物の利用者である人にはもちろん不利益になる。 いったい誰が得をする法律なのでしょう？ そんな権利者のみを守る法律よりも先にすることがあるとおもうのですが。国民全体の問題として年金だとか自衛隊のことなど対策はしてるんですか？してないですよね？しかも国会議員によるやれ横領だとか不正請求とかいったいなんなんだ？国全体の利益に関する問題ですよ？明らかに順番が違いますよね？？？	個人
この法改正の意図するところは・・・「日本のサーバー」からDLすれば違法、「日本以外のサーバー」からDLすればおとがめ無し。 つまり「海外サーバー」からDLすれば問題ないということですよね？ そんな法改正に何の意味があるのか理解に苦しみますが、どう考えても企業のご機嫌取りにしか受け止められません。 ストリーミングに関してですが、当然ながらSWF、FLVなどを含めキャッシュとしてローカルにコピーされます。 ネット上からローカルにコピーということがDLの概念であるはずがストリーミングは問題ない。 ということはストリーミングと偽装してキャッシュに保存、そこからデータを抽出したらどんなデータもDLできますね。 ストリーミングに偽装すれば問題ない、じゃあ次はストリーミングも規制の対象にしますか？ だとしたらストリーミング再生するだけで犯罪になりますね。 もし、この法改正が施行されると、私の予想ですがコアユーザーはおそらくこの法をかいぐるでしょう。 かわりに知識の一般的な一般ユーザーが摘発されるんじゃないかな、という懸念があります。 小学校の学級委員会じゃないんだからもうすこしまとに、・・・多くは望みません。せめて高校生ぐらいの考え方がいいは持ってください。	個人
この法令には疑問点があります。 ・既に配布されているものについてはどうするのか 全国のPC所有者を調べて回るのでしょうか？ それとも、法令が適用される以前にダウンロードした動画などはそのまま放置するのでしょうか？ どちらにしても、全てを排除することは難しいと思います。 それに、この法令を適用する以前に法を犯した人も含めるとすれば、PCを所有している大多数の人が当てはまるのではないでしょうか。 なぜなら、インターネットで何か「情報を見る」ということ自体が当てはまるようなものですから。 私はこれらの問題点から、「この法令には無理がある」と考えます。	個人
この法令の一文を見ると、動画や音楽の試聴さえ違法になりかねません。 このまま発令するのは早計であり、不必要な混乱を招くと思います。 著作権を守ることは大切です。しかし、なんでもかんでも違法にすれば解決するとも思えません。 今回の案件の示す範囲では、解釈の仕方次第では普通のネット生活をしているだけで自分が知らないうちに法を犯してしまう危険性があります。 どこまでが違法なのかをもっと具体的に示す必要があると思います。	個人
コピーする技術が発達した現在において、重要なのはオリジナリティである。違法サイトを取り締まるのと同時に、そこからのダウンロードに対しても違法とすべきである。 違法コピーがない、健全な文化を維持するには今の法律では不十分だと思う。	個人
コピーやダウンロードをする元のサイトや、そこにある音楽・映像等の著作物が違法に存在するのであれば、それらのコピーやダウンロードを違法とすることは当然の処置だと考えます。	個人

これが適用されるとなると今やネット社会とも言われている現代に大きなリスクを伴うと思われる。 もし、これが現実には起きたとなるとネットをつないでいる大勢の人間が違法扱いとなると思う。 それに、音楽、動画をダウンロードすることについて、これは著作権権利者でもないのに権利者をきどって著作権金を請求するような企業とやっтерることが一緒だと思われる。 今回の法について、安易な考えで著作権を主張するならすぐやめていただきたい、安易な考えとは、国民のことを考えず偉い人間たちだけで決めるようなことです。 私はこの法については反対です。 もっとほかの意見をみてください、勝手に決めないでください。	個人
これに対して私は反対します。 そもそもダウンロード違法法というのに無理があるんじゃないんですか？パソコンはより使いやすくするためにいろいろな機能が備わっています。ストリーミングやキャッシュもそれであってこの法案を議論されている方々もその恩恵にあずかっているはず。素人の私から見ても明らかに無理がある審議内容を無理やりにも押し進めるのははっきり言って異常な利権者の傲慢、というよりも国民を馬鹿にしているのじゃないかと思えません。確かに違法ダウンロードには規制が必要です。しかし普通にパソコンを使っている人のほうがはるかに多く、仕事の疲れを癒すために使っている人もいますし、そんな人々を非親告罪などとまるでどこぞの社会主義国家のような性質を含んだ法律と組み合わせて犯罪者を増やしていくことに意味があるのでしょうか？あるのであれば私はその人の人間性を疑います。	個人(同旨1件)
この決定によって日本のインターネット社会が崩壊すると思います。そのため反対します。ストリーミングサイトの意味もなくなってくる上に、宣伝効果などのメディアの目落ちもはっきりしています。以上のことが推測できるので私は反対します。	個人
これはどう見てもおかしいと言うかダウンロードが違法とか言う前にもっとする事があるだろうと思う。 ワンクリック詐欺とかが増えるじゃん。 犯罪者を増やしたいのか？国は。 ダウンロードがどうのこうの言う時間あるなら詐欺とかの違法取り締まれよ。まだまだたくさんあるんやからダウンロード違法のやつは反対。 著作権と言ってもCDを出してる人なら歌を売りたいんだろ？ ニコニコとかその歌を使ったりして宣伝してくれてるじゃん。 それ見て歌買ったりしてるじゃん。 宣伝として見られないのかね。 そんな事で犯罪なったりしたら世の中犯罪者だらけになるし、それで捕まった人数とかがニュースにでも出れば日本のイメージ悪くなるぞ。 ただでさえ日本は車とか電車、アニメなんかで印象与えてるのに、こんなことしてDLダメだとか言ったら、ニコニコ見てアニメ知って見てた奴とかいなくなるし、そうなるとアニメ製作側だって儲からない。 悪循環でそのうち日本のアニメは見てもらえない、儲からない。 もはや著作権がどうのこうの言ってる間に日本のアニメ会は終わる。 日本の唯一のいいところが減る。 日本イメージダウン。 ここまで大袈裟には書いたけどニコニコとかがなくなったら確実に著作権うんぬん言ってる間にそのアニメはなくなる。 アニメは見てもらえなくなるぞ。 ニコニコランキングとか見て流行のアニメ探してるやつだって沢山いてるんやからこれ以上国民困らせるな。	個人
こんなのワンクリック詐欺と一緒にすよこれじゃあ画像もろくに検索できないじゃあないですか、画像の元サイトが動画サイトだったらそれだけで違法になりますよ、もっと考えて法を出すべきです。却下よろしく願います。	個人
こんにち。文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理の件について、此处で私の意見を述べさせていただきます。 先ず、この案を知って私が一番に考えたことは、この法は国民にとって「何のメリットがあるのか」ということです。 現在、Youtubeなどの動画サイトがあり、そこでは動画のリンクをクリックすることで色々なジャンルの動画を視聴することが出来ます。 その中にはアニメやドラマ、楽曲なども多数存在し、そのジャンルの視聴者も多く存在します。 この案の中での文章を簡略化させていただきますと、「動画サイトのテレビドラマ等のリンクをクリックする、動画を見る→違法となってしまうことが有り得る」ということになります。 私は、これはどうしても可哀しい、と思います。 この案は、多数のインターネット利用者の自由を大きく奪い、そして「動画クリックが違法」ということになりますと、多数の国民が享受すべき利益を失うものと考えております。 この問題については、簡単に結論を出すのではなくて、さらに多くの国民の意見を聴く場を作ることと、時間をかけるべきだと考えます。 私はこの案については「反対」という意見を表明します。	個人

コンピュータネットワークは、全てのデータを一旦ダウンロードした上で利用している。 ダウンロードの違法化は、ネットワークそのものを違法化するに等しい。 「情を知って」の文言は歯止めにならない。「情を知らなかったこと」を証明するのは至難であるし、そもそもネットワークの原理を理解している人間ならば、あらゆる情報へのアクセスが、侵害物ダウンロードの可能性を秘めていることを「知って」いる。 更に、公式見解にあるストリーミングはダウンロードに当たらないとの解釈に至っては、基本的な知識を持たない人間の妄言と言わざるを得ない。 全ての情報は、閲覧する以前にキャッシュとして記録装置内に格納されている。 そもそも、合法違法をどのように判断するのか？ 合法マークのようなものを発行するとした場合、自分が作成した著作物が「違法でない」ことを公開前に審査機関に確認してもらわなければならないことになる。 こんな馬鹿な話はないし、公開段階で自動で著作権が付与される法律の精神と相容れない。 そして最大の問題は、「違法」な情報が果たす役割が否定されることにある。 例えば、内部告発者によってアップロードされた内部資料は違法な情報だが、これを見る・記録する行為は合法であるし、違法とすることがどれだけ危険かは一目瞭然。 これは一見著作権とは無関係に思えるが、「作成過程を問わず、第三者の入手は合法」と言うのは、情報の自由を支える根本的な理念である。 この大原則を、近視眼的な権利者の要求によって歪めることは、危険が大きすぎる。 権利団体が発言しているとおり、映像で認められた権利は出版物にも認めなければおかしいし、団体はそう要求するだろう。 だとすれば、回収になった書籍や放送編集段階でカットされた内容、あるいは企業の内部マニュアルをアップロードして内容の批判を行うサイトの閲覧(重ねて言うが、閲覧とはダウンロードに他ならない)自体が、違法と言う事になってしまう。 このような多大なコストを国民に払わせながら、得られるリターンは何なのか？ 日本では、世界に先駆けて送信可能化権のような強力な権利が設定されているのに、効果も曖昧なまま危険な法改正を行う理由がどこにあるのか？ 審議会録を見る限り、まともなアセスメントが行われた形跡もない。 「違法コンテンツ」の「被害」自体、権利者団体の発表する市場規模を越える金額のものから(これは論外だが)一部研究者の発表した、逆に広告効果の方が大きい(つまり被害はマイナス)とする物まで幅広い。 以上より、危険性は幾らでも見えるのに、国民にどのような利益があるのかが全く見えてこないダウンロードの違法化は、例えば条件付きであったとしても反対である。	個人
さすがにダウンロードまでは行きすぎだと思います。 ストリーミング再生は再生した時点でHDDにキャッシュとして保存されます。 これは一種のダウンロードではないでしょうか？ 一応ストリーミング再生は除外と書いていますが、解釈のしようにによってはストリーミング再生も違法となってしまいます。 いま流行りのYouTubeや、ニコニコ動画などを見ただけで違法と言うのはいささか可笑しい話では無いでしょうか？ 罰則が無ければ良いというものではありません。国民の半数以上を潜在的犯罪者にしかねない案件なのです。 その点をふまえ、ダウンロードを違法とする事は私は反対いたしますし、PCにまで補償金等が及ぶことも反対いたします。	個人
さっそくですが、このことは反対です。 ニコニコ動画や他のところも閉鎖しなければいけない、といったことになりますよね？ 私や私の友達、私の家族はニコニコ動画等を毎日見えています。 なぜなら、大切な情報等もUPされていますからそれを見て今の状況を知ることができます。 また、アニメもUPされていて見れなかった人達はUPされたのを見て感動したりもします。 「初音ミクを描いてみた。」といったものを見ることも楽しみとしてとってあります。 著作権問題もありますがそれを見て楽しむ人の方が多いのです。 今の日本、法律に満足しているのにこれ以上追求する必要はあるのでしょうか？ もしも、それによって悲しむ人が大勢いたらどうします？ もしも、それによって怒る人が大勢いたらどうします？ ニコニコ等はちゃんとしています、なのにそれ以上求める必要はあるのでしょうか？ 確かにそういったことで暮らしていく人も居ます、しかしそれはそれでいいと私は思います。 ニコニコが唯一の楽しみだって方もいらっしゃると思います。 その楽しみを、笑顔を取ることになってしまうのですよ・・・？ 私は納得いたしません。	個人
ざっと内容を読んだのですが、もともとは補償金の話し合いでしたはずなのに、いつの間にか著作権法の話にすりかわっています。 何故ですか？ 著作権云々は現在どうでも良いでしょう？ 補償金の話ならそれだけに専念したほうが良いと思います。 違法サイトからのダウンロード禁止 → 国は違法サイトリストを作成する必要があります。 合法サイトから違法ファイルダウンロード禁止 → ダウンロード完了までそのファイルが違法ファイルなのかわかりません。 さらに国は違法ファイルリストを作成する必要があります。 公務員は違法ダウンロードOKですか？ 著作権はもっと緩和されるべき ダウンロードは合法化すべき 似たような話で、ディズニーは同人のようなパクリから始まったらしいです。利権管理を独占したり、すでにコンテンツを持つて既得権者に有利な法改正をどんどんしてきたのだから、法的にはともかく やりすぎの反動としてもっと合法化するべきです。 ダウンロードが違法なら、メールに何らかの著作権に値する画像が添付された状態で『受信』しても違法ですよ？ 受信＝ダウンロードなんですから。	個人
ストリーミングで提供されているものは違法化の対象外であるとされているがダウンロードとの区別はいまいで違法性の判別が困難である。 さらにストリーミングでの提供を行っているニコニコ動画やyoutubeなどが新たな表現の場であり、新たなビジネスモデルが確立する可能性を秘めているので現段階での規制はその芽を断つことにもなりかねない。 ゆえに今回のダウンロード違法化には「反対」である。	個人

ストリーミングとダウンロードでは技術的には大きな差異はなく、またダウンロードしたデータは入手し内容を確認するまで違法コンテンツであるかの判断はできません。 以上のことから一般のインターネットユーザーの視点では合法か違法の判断が曖昧でインターネットそのものを極端に委縮させてしまうような規制だと考えたのでダウンロード違法化に反対です。	個人
ストリーミングとダウンロードの違いがわかりません。ストリーミングも結局はパソコンにダウンロードして視聴することになるのは、有識者の方々においてはご既知だと存じますが、ライトユーザーがそこまで理解して使用しているでしょうか。白黒つけられない部分をもって違法化の対象および対象外とすることは、ライトユーザーを対象にした架空請求などの詐欺事件を助長する危険性があるように思います。(架空請求元の『言いがかり』に法律の説明が添えられていたら、など)	個人
ストリーミングとダウンロードの違いはデータ送信の仕組みの違いだけであり技術上は大差がない(ストリーミングもダウンロードの一種である)のに、法律的に違うものとして扱うのはおかしい。そもそも、ストリーミングとはダウンロードの効率化を図った技術であり、対比されるものではない。 もし差別化して定義された場合、Webサービスの可能性が狭められ、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ダウンロードが違法化されたとしても、ユーザがコンテンツを合法か否か見極めることは難しく、インターネットそのものの利用減退につながる恐れがある。 また、本案件については送信可能化権で対処不能である理由が不明瞭であり、ダウンロードの違法化の必要性を理解することができない。	個人
ストリーミングとダウンロードは技術上、大きな差がありません。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。 そうすると、Webサービスの可能性を狭める事になってしまいます。 何故ソニーのウォークマンはiPodに負けたのか、何故日本でitunes storeが生まれなかったのか、その事を忘れてはいけません。 今行われ様としているダウンロードの違法化に伴い、ただでさえ世界から遅れをとっている日本のWebサービス、さらにはIT開発が衰退しかねないと思います。 したがってダウンロードの違法化に断固反対します。	個人
ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。 ストリーミングとは、ダウンロードを行いながらそのダウンロード中のデータを利用し、キャッシュとして再生されるもので、内部的にはダウンロードを必ず行っています。 即ち、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。 ダウンロード＝違法と鳴った場合、上記理由により、ストリーミングも違法となり、結果的に、Webサービスの可能性を狭めます。 これでは、日本のIT開発が衰退する要因と為りかねません。 従って、ダウンロードの違法化に反対します。	個人
ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。 現在、Webサービスを用いて自社の商品を宣伝、販売をしている企業も少なくありません。 そこでダウンロードを制限してしまえば、それらの企業の成長を妨げるところか、ユーザーの自由を奪う結果になり、Webサービスが衰退していく、という時代に逆行した流れを招いてしまう恐れがあります。 上記の理由から、私はダウンロードの違法化に反対します。	個人
ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまうと思います。 すると、Webサービスの可能性を狭めて、日本のIT開発が衰退しかねません。 だからダウンロードの違法化に反対します。 続いて、個人的な意見ですが、この法案への反対コメントを出したくとも、本名の記入もあるという部分で、何かの場合に社会的に不都合な扱いを受けないか、そこを心配する人もいて、この反対票に参加することに対する不安を持っている人もいるのではと思います。 事実、友人も本名の記入に抵抗を示していました。 もちろん、ダウンロードの違法化には反対です。	個人
ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めます。 そうすると、それに伴ってWebサービスの可能性を狭めます。 「核兵器」のような非人道的兵器であるならばともかく、人々の利便性を高める筈の技術の進展を阻むというのは明らかに日本の、国民の利益を捨ててしまう行為です。 だからダウンロードの違法化に反対です。	個人
ストリーミングにおけるキャッシングとダウンロードは技術的にほぼ同じであり、ダウンロード以前にそのコンテンツが違法コンテンツか判断することはユーザー側に非常に困難であることから、ダウンロードの違法化は著しくユーザー側にのみ負担をかけることになるため反対である。 さらに、ユーザーに意識させること無くダウンロードを行うコードを書くことも可能であり、そういった行為と意識的なダウンロードを明確に線引きすることはほぼ不可能であり曖昧さを残す点もダウンロードの違法化の反対理由となる。 例えば、ウェブページのBGMとして違法音楽が使われている際、ユーザー側は全く気づくことなく違法音楽をダウンロードし聞いている可能性もある。それと、意識的にダウンロードをしたのとは具体的かつ技術的にどのように判別を行うのか？あまりにも曖昧すぎるし、明確化させざる手段は現在のところ無いと思われる。 さらに、音楽に関してのみ違法コンテンツをダウンロードすることを違法化する根拠に乏しく、一旦違法音楽のダウンロードが違法化されれば、画像やテキストにも広がる可能性が否めず、そのような場合により多くの場合で上記の違法コンテンツかそうでないかをダウンロードする前にユーザー側が判断するのは困難になることが予想されます。 ユーザー側にのみ多大な負担をかけるような改正はするべきでは無いでしょう。	個人

ストリーミングにせよダウンロードにせよ、どちらにしるローカルなメモリの上に存在する状態で視聴されるものであり、技術上の問題として特に区別されるべきものではない。また、このような技術の分野は日進月歩であり今後どのような技術が生まれてくることになるかは予測できない。このようなものを現時点での些細な違いを元に違法と適法に区別するなどということは、将来的に現れるであろう新しい技術について逐一違法と適法の区別をせねばならず、折角開発した新技術が使えないというリスクを招き、ひいては日本のIT技術の進歩において非常な枷となりかねない。このような区別はするべきではないし、区別をするのであればその違いを明確に明文化すべきであるが、上記の理由により明文化そのものがほぼ不可能である。つまり、インターネット上のコンテンツの視聴は全て違法である可能性を常にはらむことになる。何故ならばそのコンテンツが違法か適法かをユーザーは判断する術を持たないからである。例えば「著作者本人が許諾したもの」としてコンテンツが公開されていたとしてそれが誰か他の人間が騙っているかどうかは確認できない。そもそもそのような判断をダウンロードする側でする必要は何故あるのか。日本には送信可能化権があり、アップロードした側を罰する法律があるわけであるから、一般のインターネットユーザーにコンテンツの違法適法の判断などという無用な負担を負わせるべきではない。 また、違法コンテンツのダウンロードを、何をもってしてそれをしたと判断するのか、についても問題がある。ダウンロードをしているその瞬間を捉えるのであれば、それは通信の秘密の侵害であり決して許されるものではなく、ダウンロードしたファイルを持っているかどうかで判断するしかないということになると思われるが、例えばユーザーのローカルなディスク上にある音楽ファイルがユーザーが正規に手に入れた合法なファイルであるか違法にアップロードされたファイルをダウンロードしてきたものであるか、通常は判断のしようが無い。CDからリッピングした音楽ファイル、iTunesStoreなどで購入したDRMのかかっていないファイル、アナログ放送から録画した動画ファイルなど、インターネット上に存在する違法ファイルと同一内容のものを正規に入手している可能性は必ずある。それでもコンテンツホルダーから民事訴訟などを起こされた場合、一般市民の手に余る事態になることは容易に想像がつくので、これを利用した詐欺などが横行することも予想される。 これだけの懸念材料があり、かつ現状の送信可能化権で充分に対処できるものであるにもかかわらず、斯様な法律改正を行うことには疑問を禁じ得ない。断固反対する。	個人
ストリーミングは違法化の対象外であるとされていますが、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、技術上には大差ありません。 また、キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動することによってダウンロードと判断されるかもしれません。同じサービスを利用しても利用の態様が違うだけで違法と合法が分かれてしまうのは、おかしい事です。 また、ネットを見て回ってお気に入りの画像を見つけたりしての画像保存などは多くのインターネットユーザーが行っていることです。描いたホームページの管理人としても気に入ってもらえるのは嬉しい事です。もちろんそれを別に転載されることは問題ではあると思いますが、個人として楽しむだけなら誰にも被害はありませんが、このようなこともできなくなってしまいます。 この法案によって、著作権違法で逮捕などしても誰も喜びはしません。 またこの法案によってファン活動などに大きく影響を及ぼし、衰退することは目に見えています。 最近では自分の思い描くイラストをインターネットで絵師に頼み、皆に見てもらったりするゲームもあります。 もちろん描いてもらう以上、頼んだ側はダウンロードするはずです。 そうでないと何の意味もありません。こういった行いもできなくなるのはおかしいことです。 今後もダウンロードコンテンツを利用した技術および企業は増えていくはずです。 その芽をもつむ法案はあってはいけないと思います。 故にダウンロードの違法化に反対、条件付きでも反対します。	個人
ストリーミング再生も一種のダウンロードであり、これは全てのネットを介在させた著作権保護対象コンテンツの視聴を違法な属性として捉えてしまう暴挙です。	個人
ストリーミング配信についての説明が不十分に思えます。投稿動画試聴サービス一つとってもさらに細分化してどのサービスが良くてどのサービスが悪いのかを明示してください。 また、この法案についてまだ一部にしか知られていないのではと思います。	個人
ストリーミング配信は一時ファイルのダウンロードに過ぎない。 ダウンロードが違法になればインターネット利用者の殆どが犯罪者になる。	個人
ストリーミング放送というもののまでダウンロードで違法なんて事になればインターネットでのこれから発達するかもしれない様々なサービス、技術革新に様々な弊害を産み落としていく事でしょう。 将来の経済における見通しという意味でもダウンロード自体を犯罪にするのは反対です。	個人
その無知なあなた、ネットの仕組み上全てのデータはダウンロードされるのはご存知ですか？ ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ分からない。 その情報をどこで合法非合法と判断するの？ まさか行政はネット上、全ての通信の中身を覗き見るのか？ それは「通信の秘密」を侵すことになる。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 ネットをしている人を誰でも逮捕可能にする法律には断固反対する。 そもそもこの問題はアメリカが自分の都合で言い出したもので何でも言いなりになるのは法治国家として問題がある。 日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書(2006年12月5日)(これは各所で指摘されネット上で多くの人が知る事となっている)また、近年CIAは経済情報戦に移行し今回の要望もその一つと言われている。 つまり無能無知な役人が政治的に利用されている。 先日、言い出したアメリカでは特定の通信ソフトを狙い打って通信を規制するのは違法と判断されている。 時代に逆行しているのは日本。 世界の異端児だ。 世界の笑いもの。。。。 今回の件でバカな規制賛成派は注目されてる。 議事録も残っているので言動には注意したほうが良い。 今後の身の振り方に響くから。	個人

そもそも、今のネット社会はダウンロード(ストリーミングやキャッシュ含む)に支えられているといっても過言ではありません。ダウンロードの違法化は、ネット社会の衰退及び、本来伸びてゆくはずの技術面の衰退など、まさに百害あって一利なしであるとしか考えられません。 それに今のご時勢、我々社会人は勿論の事、小学生から果てはお年寄りにまで、インターネットと言う物は広がりがつつある。そんな中で、ダウンロードを違法化しようものならば、極端な話日本の刑務所は一発でパンクするでしょう。 そうなれば日本の崩壊、また、全世界への悪影響も懸念されます。 したがって、一個人のためではなく、日本全体のため、私は反対します。 また、除外する場合の条件に関しましても、合法が違法解らない場合が非常に多く、またそれを判別する基準も非常に曖昧である。 したがって条件付であったとしても、現状では反対だ。 そして最後に、苦言(余計な事)を呈させていただきますが、実際の使用者達の立場になって考えてください。 ただでさえ政府の人間は、不信任の塊でしかないというのに、この案の様なその場しのぎを繰り返していれば、いずれは日本の信用に対する海外の評価にも関わってきます。 さらに余計な事を言わせてもらえるならば、一団体が法人からの圧力に屈服し、ろくに調べもしないのに発案したのが見え見えます。	個人
そもそも「私的録音」とは著作権法で定義付けられているものであり、違法な配信サイトという著作権を無視したサービスからの複製に「著作権の制限」をかけることが理不尽です。制限範囲から除外する以前にその複製自体が「存在してはならないはず」であるという認識を強めるべきです。違法サイトからの利用(需要)が減れば、違法サイト自体(供給)も減ると思います。	個人
そもそもそういう法律を、利益者側に偏った組織で成立させようという動きはどうか？ また曖昧な法律文は拡大解釈をされ、当初とは違う適用のされ方をしているのは、今までの日本の状態を見ても火を見るより明らかである。 また広く意見を受け入れるべく、充分に告知をするなどの努力も見られない。 こんな状態で何を論議する気なのか？ 一方的な論理で、権利が消失していくことには強く反対する。	個人
そもそもダウンロードを違法化したら「HTMLファイルをダウンロードして閲覧」しているブラウザの存在自体が違法になってしまい、インターネットが事実上の違法行為となってしまう。 だからダウンロードの違法化には反対。	個人
そもそも私的複製により権利侵害を被るというのであれば、それを自らの手で技術的に防ぐべきではないのか？ 自らの手で技術的に防げなく拡散させているもの責任をユーザーに転嫁するのは無責任かつ自己中心的な姿勢である。 インターネット上で違法なもの、違法でないものを最終的に判定し利用するのはユーザーでありダウンロードしたファイルが違法であるか、否かというものはダウンロードした後で確認し判別することになる。 曖昧な違法性の定義によって犯罪とするといった行為は到底容認できるものではなく根本的に誤っていると考える。 容認するのであればユーザーはダウンロードするたび「犯罪を犯すかもしれない」というリスクにさらされ国民として知る権利や合法である事が確認される音楽、動画等以外へのアクセスを自粛しなければならなく文化的活動の機会が著しく侵害される。 以上の理由から、「違法ファイルのダウンロードを犯罪とする」という法案には反対致します。 ご検討、宜しく願い致します。	個人(同旨2件)
ダウンロード、及び複製＝違法はほとんど分る気も致します。 自分が作って売っているものが、自分とは知らない所でタダで売られているその事に関しては誰しものが憤りを感じると思います。 しかしインターネット上で動画を見るという事は、利用者は知らず知らずのうちにキャッシュが出来てしまうので自動的にその動画を複製してしまうのでは無いでしょうか？ もし動画を複製する事が違法だとするならば、動画をネット上で閲覧した時点で違法となりませんか？ 法的罰則が有る無いに関わらず、もし仮に、著作権保護団体等が「違法動画複製による使用料」の請求を行った場合に対しての対処等が疑問に感じます。 個人での利用のみの楽しみであったとしても自動的に複製されしまつて使用料を支払うという事は、詐欺的なニュアンスに捉えられてしまいます。 動画投稿サイト(YouTube 等)でも利用規約を新たに設けたり、削除対象の拡大等をかなり厳しく行っていると、利用者の立場から見てとれます。 大変恐縮ではありますが、私たち利用者からも賛成出来る利用形態を期待しております。	個人
ダウンロードが違反になってしまうと、今までインターネット使っていた理由がなくなり、自分としては趣味を奪われたと同等の苦痛になります。 別に利益がほしくて行っている行為ではないので問題はないのではないのでしょうか？ 自分は断固反対です。	個人
ダウンロードが違法ってことはキャッシュにはいっても違法だから何も出来ないですね。 それにダウンロードをした時点で違法とも限らないでしょ。 ダウンロードして、その人のパソコンのなかのデータをひらいてやっとわかることです。 ファイルの名前や説明からの判断でも名前とか説明なんて簡単に変えられるんですから無意味です。 ちゃんと確認した場合は別ですがそれに間違えてクリックしてしまつてキャッシュに入ってもダメなんてのは困ります。 ちゃんとネットについて学んでからこういうことはやってください。 インターネットの存在の意味はなくなります。	個人

ダウンロードが違法であるという意見には反対です。なぜなら利用者にはファイルをダウンロードした後でなければそれが違法かどうかなど判断出来ない場合があるからです。 例えば、ファイルをアップロードする側が誤ってアップした場合はどうなのでしょう。正式に購入したものを個人で利用するのは構わないのですから趣味でそれに手を加えて楽しんでいる人もいでしょう。そのようなものを本来アップロードするはずのものと誤ってアップロードしてしまったら、ファイルに説明があっても内容が異なっているのですから利用者は違法と知らずにダウンロードしてしまうことになります。 このような場合もありえるわけですからダウンロードをした後でなければファイルの中身を確認できないため、ダウンロードそのものを違法としてしまうと適切な利用者まで違法扱いされてしまいます。 それに個人で自作したものや著作権フリーなものもアップロードすることも出来なくなってしまいます。 ダウンロードが違法とは極論すれば「ネット配信そのものが違法」であると受け取ることも可能となってしまいます。これではネット上の有料コンテンツなども該当してしまい、適法、違法の判断が曖昧過ぎて判断が困難です。 なによりインターネットの利便性を失い、文化の衰退を招き、日本が世界から取り残されることになってしまいます。 上記のような理由から、ダウンロードが違法であるという法は現代社会には不適切と判断し、この意見に反対します。	個人
ダウンロードが違法なものであったかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない上、判断基準が曖昧。それにより、一般の利用者が曖昧な判定基準の上で犯罪者になりかねない。そのリスクにより利用者が不安に晒される為、文化的活動の機会が損なわれる。 この法律は国民の文化的自由を奪う法律であり、極めて企業や利益目的に作られたものであると考える。文化と人の間に法の介入があるほうがおかしい。 以上の理由により、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
ダウンロードが違法になる可能性がある、という法律は、現在ストリーミング配信で閲覧するだけでキャッシュがパソコン内に自動的に保存されてしまう、という現実からすると非常にあやふやで本人に自覚が無くとも「犯罪者」になりかねない非常に穴のある危険な法律という面もあり、違法ではないかと思ひダウンロードしたら実は違法ファイルだった。など、事前に確認することが難しくかなりデリケートな内容であると考えます。 著作権を守る、著作権者の利益を守る、というのは当然のことと考えますが、このようなほぼ非公開に近い委員会内部でいつのまにか決まっていた、などといういかにも権利者のみの利益に走った内容で議論決定されるべきではなく、時間をかけ多方面（著作権者ではない一般の人）などの意見も広く集めるべきであり、時期的に早すぎるものと考えます。 一部の者が得をする法律を作るなどという行為は許されるべきではなく、すべての人が公平になるような改正及び、議論、広く世間に広めオープンな場での委員会開催などを望むものであります。	個人
ダウンロードが全てダメになってしまうのは、権利者側にも消費者側にも不利益しか与えないと考えます。 20代前半のころにはCDを数百枚、所有していました。 しかしだんだんと聞かなくなり、20代後半、結婚を機に全て処分しました。 ここ10年間程、CD・DVDは一枚も購入しておりません。 レンタルビデオも3ヶ月に1度ほど、本当に見てみたい作品しか借りない年が続きました。 しかし、ニコニコ動画によって、世の中にはまだまだ沢山の楽しい作品があるんだということを知ることが出来ました。 おかげでここ毎月、10～20枚のDVDを借りるようになっております。 また最近、あるパチンコ機種の前CMで使われている曲が同じくニコニコ動画でよく使用されており、非常に皆さんが楽しまれている様子を見聞きするにつれ、こちらも夫婦ともども数年近くほとんど行っていないパチンコ屋に「この機種が出たら絶対にいこうね」と話が出るくらいになっております。 フリーの動画サイトは、権利者側様にとって無料で他発的に発生しているCMではないのでしょうか？ それらが根こそぎ無くなってしまうと、作品を知る機会がかなり失われてしまうと感じます。 ただ、高画質の動画がそのまま動画サイトに載ってしまうのは、権利者様側にとって不利益であることも理解しております。 (簡単ではないですが)ダウンロードが出来て高画質のまま視聴出来るようであれば、たしかにレンタルしませんし、購入もしないでしょう。 両者それぞれに、金銭的な利益や、感情的な幸福感が得られるような法案にして頂けないでしょうか？ ● 画質・音質を下げたデータであれば、アップロード・ダウンロードは無制限。(何割くらい落とせばOKかは、デジタルなデータですから計算しやすいと思います。ただ何割にするのかは、権利者様だけではなく消費者にもアンケートして頂けたらと思います。画質・音質を落とすすぎると結局使われず、法案が意味のないものになってしまいます) ※これであれば、作品を知る機会が保持されるのではないのでしょうか？ ● 権利者様が禁止している画像・音楽については、高画質なものは一切違法。アップロード者と、それを長期間放置するプロパイダには罰則。 なにより、経験はしていないのですが、昔々学生運動革命があり(それ自体は失敗で終わったかもしれないけれど)かずかずの社会福祉の礎となって一般家庭の安全を守ってきたように、今ニコニコでは革命が起こっています。 いつまでも父親であるアメリカの後ろに隠れていいのでしょうか？ すこし年老いてきた父親から、子である日本は親離れするべきではないのでしょうか？ そして日本の子である韓国や中国と、もうしばらくしたら反抗期や親離れに悩むべきではないのでしょうか？ YouTubeの後ろを歩いていけばいいんですか？ 韓国や中国の「行政」に、抜かされたままでいいんですか？ 日本の年齢は今、30代～40代だと感じます。 まだまだ第一線であることを止めないで下さい。そして、止めさせないで下さい。	個人
ダウンロードただけで違法となると間違えてダウンロードした場合ワンクリックただけで違法ということになるし著作権に違反してるのかしてないのかダウンロードして見ないと分からないという問題もあります。 配信サイトを取り締まっても海外のサイトなどは取り締まれないし逆に日本のサイトにダウンロードしにくる海外の人にも多大な影響があると思われます。インターネットはワールドワイドウェブといわれているとおり世界中に影響を与えるものなので法の改正もそれだけ慎重に行ってください。	個人
ダウンロードしたファイルが、違法かどうかはダウンロードした後でなければ判断出来ないのではないと思う。 ダウンロードそのものを違法化するのはいり過ぎではないだろうか？ このような理由から自分は反対だ。	個人
ダウンロードしたファイルが違法かどうかは分からない、ファイルなどの説明などを見ても分からない場合もある。	個人

ダウンロードしたファイルが違法かどうかを判別するのは非常に難しいと思われます。 このような法律が成立してしまえば、知らず知らず違法行為をしていた～なんて事になりかねないのでは。 これでは疑心暗鬼になってしまい、安心してインターネットを楽しめなくなります。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
ダウンロードしたファイルが違法かどうか判断するのが困難な場合があり、明記していない場合もあるので判断方法が極端に少ないことから、利用者に不利益を招きさせる危険性があるため。	個人
ダウンロードしたファイルが違法しているか決め付けるのは難しいと思うし、インターネットを気軽に利用できなくなる。これでインターネットの文化的な側面が損なわれる可能性もあると思う。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
ダウンロードしたファイルが違法であるかどうか、厳密には分からなく、また容易に判断できない場合がある。 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承認していたかの判断が難しい。言い逃れが通用する。 違法性の定義が曖昧である。ユーザーが、合法であることが確認できる音楽、映像等以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が損なわれる可能性がある。 適法マークのない自作の曲等を発表するといった自由な活動が違法であるかのようにみなされてしまう。 以上の理由により、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
ダウンロードしたファイルが違法であるかどうかは実際に確認しないとわからない。もしそのようなファイルを知らずにダウンロードしてしまったとしたら、故意にした事ではないにも関わらず何らかの刑事罰や経済的、社会的な損失を被る事になり、これは社会の混乱を招く恐れがある。 ダウンロードしたファイルが個人が趣味で製作したものなのか、企業が製品として製作したものなのかを区別するのは難しい場合がある。また、有名な作品であっても権利の消滅等、複製などが認められている場合もある。 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 管理されたサイト以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴な主張である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまうため、自由な芸術活動の妨げになる危険性がある。 違法性が非常に曖昧であり、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 個人の文化的・芸術的活動を「権利の保護」の名目で取り締まることが可能になる危険性を持っている。これは権利の乱用であり、国民の「思想の自由」を脅かすことになる。 違法なファイルの配布がより目の届かないところで頻繁に行われるようなり、P2P(ファイル共有ソフト)の使用がより増加する危険性がある。さらに、違法なファイルの流通が暴力団など犯罪組織の資金源となり、国民の安全を脅かす結果となる。 以上の理由から、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 余談ですが、身内から送らせる事による賛同意見の水増しはやめることをお勧めします。もうその方法はインターネット上で広く知れ渡っており、見ている正直滑稽です。	個人
ダウンロードしたファイルが違法であるかどうか事前に確認するのは困難である。そもそもダウンロードしただけで違法になるようなことになってしまつては、ただインターネットを利用するだけで犯罪者になりかねない。これはとんでもないことである。	個人
ダウンロードしたファイルが違法であるか合法であるかは、ダウンロードする以前、後でも判断しかねる場合が多々ある (※権利者がフリーで配布しているファイルに著作物が誤って含まれていたり、権利者の作成したファイルが完全に著作権を侵害していないかは第三者には判断しかねる、等 私は決して著作権違反を容認してはいない。 だがしかし、行政にはもう少し民の立場に立ち行動していただきたい。 ネットに既存の著作権法を適用することは、暴挙であると思はる。	個人
ダウンロードしたファイルが違法であるか合法であるのかの定義が曖昧であるから、判断も難しくなる。そうなると、ダウンロードという行為自体が違法というように認識されてしまい、ユーザー生成コンテンツ等の技術が著しく萎縮してしまうかもしれない。 だから、ダウンロードの違法化に反対。	個人
ダウンロードしたファイルが違法であるのかは、ダウンロードを開始する前では判別が困難である。ダウンロード前の状況では判断できない場合がある。さらに、ダウンロード違法化が適用された場合、ネットでの情報入手がより困難になる。これらの理由により、ダウンロード違法化に反対する。	個人
ダウンロードしたファイルが違法でものであるかは実際にダウンロードした後でなければ厳密にはわからない。 ダウンロード禁止なんてしたらネット文化が腐敗する！！	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは。ダウンロードした後でないと、厳密には判りません。ファイル名や説明から判断できない時もありかと思ひます。 また、音楽を聴くのに(例:ipod等)もダウンロードする訳ですから、この法案の方法では、それら全てが違法になるという明らかに矛盾した法案になるかと思ひます。 今一度、国民の言葉に耳を傾けていただければと思ひます。	個人

ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密にはわからない。ファイル名や説明からは判断できない場合もある。	個人(同旨2件)
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 また、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければなら 此へ頭重妻阿竜 風鹿咄僧昭葉埔鹿届淋昭咄僧跋就届淋 鼠斌拊MS明朝;mso-ascii-font-family:Century; mso-hansi-font-family: Century"> 著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。また、ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律に反対する。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密に区別することができません。著作物であっても、ファイル名が書き換えられている場合があるので、ファイル名や説明などから判断できない場合があります。 また、ダウンロードした後であっても、ファイル自体が違法なものであるかどうかを区別するのは困難です。現在の状況では、個人が趣味で作成したものの(著作権フリー)と、会社が製品として作成したものの(著作物)を明確に区別する方法がありません。 さらに、ユーザーがダウンロードした時点で違法と承知していたかどうかを判定するのは難しいと考えます。 仮に「ダウンロード後に違法物であることを知った」という言い逃れができるならば、違法者に効果はなく、逆に正直者に不便が生じるだけです。 また、悪意を持ったユーザによるスパイウェア等によって、気付かないうちに違法ファイルがダウンロードされて、無意識のうちに犯罪者になってしまうこともあります。 以上の理由から、私は違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ正確には分ならず、またダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。 個人が趣味で作成し、複製や二次加工物の公開が許可されているものと、製品として作成され、複製を禁止しているものを区別する方法が明確に示されていない状態でデータを受信する側のユーザに法的規制を敷くのはあまりにもナンセンスである。 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。 「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、正直者にのみ不便を強いるだけである。 管理されたサイトへののみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。 自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 このリスクを避けるためには、映像や音楽へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれると考えられる。 以上より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対する。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することにより行われるべきである。	個人
ダウンロードしたファイルが違法な物であるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らないし、ファイル名や説明等から判断出来ない場合もある。 よく議論を重ね、日本国民の理解を得ることから始めない限り国民からは反対意見しか生まれないと思います。 いつから日本は少数の人間が国を動かすようになったのですか？ 民主主義国では無いのですか？	個人
ダウンロードしたファイルが仮にも違法性が問えない場合がある。 ファイル名がそうであっても、それがコンピュータウイルスであったり、単なるジョークプログラムである可能性だってあるから。もうちょっと曖昧な点を、一般人にも分かりやすく明確にしてほしい。	個人
ダウンロードしたファイルに関しての詳細はダウンロードした後しかわからないことも多く、また、インターネットの現状を鑑みるに、濫用の容易な法改正は文化の発展上好ましくないと考える。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)に反対です。 ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分かりません。 入手時点で違法となってしまうかもしれません。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断されます。 この条件の活用方法を考えた場合、悪用される可能性も高いです。さらに、ダウンロードするという行為の良し悪しを判断できない人達の、インターネットの利用を縮小を招くといった弊害も発生させます。 そのため、条件付であっても、現在のままでは反対です。	個人

ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分からない。 入手時点で違法となってしまうかもしれない。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される。 故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利。 法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨35件)
ダウンロードしたページが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密にはわからない。 また、ファイル名や説明文等から判断できない場合もある。 正直、中間報告にこのようなインターネットの技術的な部分で問題があること自体が大変遺憾に感じます。 これは、会議自体が真の意味での著作権を考えていれば行き当たる問題でありゆえに、本当に著作権について話し合われているのかどうか疑問に感じる。 文化庁が日本という国を世界の恥を晒すことがないことを祈っております。	個人
ダウンロードしたものが違法かどうかはしてみないとわからないし、どこまでが違法かどうか素人の人などはわからず常に不安になってまともにネットができなくなってしまう。 そもそも動画共有サイトなどを見ただけで違法化したからといってもすぐに全ての人が見なくなるとは思わない。だいたいネットをしていれば偶然何もわからずに見てしまうなどの不安もあり、不安でネットができなくなる人たちが出てくるかもしれない。 金がかかるようにすればそれを利用した詐欺などもでてくるとも思う。 自分に言わせればこれは一般人に「パソコンをやるな」といっているようなもの。	個人
ダウンロードしたものが違法かどうか確認するのは非常に困難。 そして区別する方法があるとしてもそれが許可されたものであるならば、それ以外を全て違法ファイルと言うのはあまりにも乱暴、完全にオリジナルで作成したのに疑われるのは製作者にとっては非常に迷惑だと思います。 この法律が通ってしまった場合は折角普及したインターネットも確実に利用者が激減する事でしよう、利用者が減ることによってインターネットから利益の出る会社にも被害が出ます。そのダメージは計り知れません。 この法律はインターネットを通して新しい可能性という芽を摘んでしまう法律だと思います。 以上の理由により違法なダウンロードを犯罪、とするのは反対します。 これ以外にも著作権の保護をする方法はいくらかもあるはずですが、違法サイトの取り締まりの強化、など。	個人
ダウンロードしたものが違法なのかはダウンロードをしたあとでなければわからないことが多くこの事によりわからない人にとって「法律を使った脅迫」が安易にされてしまうことが考えられる。 またインターネットの技術向上を妨げることになり、必要以上の縛り付けだと思われます。	個人
ダウンロードしたものが本当に違法な物であるかなんてダウンロードする本人にはわからない。もしかするとわざと名前を変えたものがあるかもしれない。	個人
ダウンロードした一連のファイルの違法の可否は、ダウンロード後にしか分からない場合はどうするのか。 明確な基準が提示されないように思える。また、このような「i POD」やPCのHDDデータファイルの私的利用にまで言及するのは、これからの世間の動向に沿うものではなく、逆に業界の規模縮小を生む要因になりかねない。 それは権利者側の著作物消費の停滞を促進し、メディアの閉塞感を助長するように思えてならない。 安易に規制を行うことを考えるのではなく、権利者と使用者双方の利益を考えるべきです。 権利者の利権ばかりを主張しては、使用者は減少し、それはやがて権利者側の不利益(減収減益etc)に繋がりがかねません。 どうかご一考ください。	個人
ダウンロードしてみないとその内容が厳密にわからない。 現在のようなインターネット社会でダウンロードが違法だなんて馬鹿らしい。	個人
ダウンロードすることにより一般的に広まることにより、宣伝になり利益を得る可能性がある団体がいる場合もある。	個人
ダウンロードすること自体を違法と捉えるのはいかがなものだろうか。ダウンロードしてしまったファイルが、それを行う以前に違法であると感じることが困難である場合など、ダウンロードして初めて違法だと気づくこともあるでしょう。そう考えると、今回の法案はネットを利用する多くのユーザーにとって極めて理不尽なものとなるはずだ。	個人
ダウンロードする時点で違法なものかを判断するのは非常に難しく、さらにユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、嘘さえつけば言い逃れることになる。嘘つきが得をし、正直者が馬鹿を見るような前提の規約をつくるべきではないと思います。 また、この項目を利用して金を騙し取ったり脅迫したりすることができる可能性もあります。例えば全然説明とは違う動画リンクを貼り、サイトをクリックした人に第三者のふりをして金を請求するメールを送ることもできます。このようなことに対しての十分な説明や対策もなされていないのに映像を見ただけで違法とするような規約を作るのは安直過ぎると思います。 さらに自作の曲や映像をホームページ上で発表する等の自由な活動は、すべて「違法である可能性がある」とみなされてしまいます。創作の自由、さらに言うなら思想の自由すら奪いかねないものだと思います。 物を作り出すためには、それがどんなに些細なものであっても、特別な資格を申請してからでないとできないような世の中になるのは、幼少期や学生などのその資格を取るすべを知らない人たちの創作活動を禁止するものであり、「自分の作ったものを見た人は犯罪者になってしまう」という潜在意識を植え付け、さらには「自分は創作できない又はするべきじゃない」という意識を植え付けかねません。 このような潜在的に植えつけられる「違法」という意識は、創作活動の可能性の芽を摘む最も厳しい方法だと考えます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
ダウンロードする人がいて違法サイトが維持されているということを考えたら、ダウンロードが違法になれば、違法サイトは減少していくと思う。違法サイトからのダウンロードを違法とすべきだと思う。	個人
ダウンロードする前からそのファイル内の内容とやらを厳密に確認なんぞ果たしてできるのでしょうか？ 題名、説明等のみでは必ず察せるとも限らないでしょう。 ではダウンロードしたファイルの内容が(あなた達の勝手に決めた)違法内容だと知っているというあいまいな判断の上で、それらしい人達に果たしてどのように保証金とやらを払わせるのでしょうか？ どのように保証金とやらを払わせるのでしょうか？ どのように保証金とやらを払わせるのでしょうか？	個人

ダウンロードする前にそのファイルが違法かどうかユーザーには分からない場合があり、また適法性の判断についても曖昧な部分が多い。 ユーザーが合法だと考えていても違法な場合もあるかもしれないし、逆に合法的なダウンロードまで「違法かもしれない」とダウンロードを抑えるようになり、結果としてインターネットの自由な利用が阻害されることになるかもしれない。 著作権の保護を訴えるのなら、不特定多数の罪も無いユーザーに対して常に「違法かもしれない」という圧力を掛けるようなやり方ではなく、海賊版を売っている人間の方を取り締まることに力を入れるべきだ。 したがって、私はこの案件について反対である。	個人
ダウンロードのキャッシュが違法であるとしているが、ネット上で動画が移るサイトに移動した時点でキャッシュは行われてしまう。その時点で違法とされれば、ただネット上を移動するだけでも違法となる可能性が出てくる。 これはインターネットの使用を根本から規制してしまうものであり、個人の自由を著しく損なう法改正であると言える。	個人
ダウンロードの違法化および私的録音録画保証金制度変更には反対いたします。 Webを閲覧中、ユーザが十分な理解のないまま法を犯してしまう可能性があまりにも大きく、それに伴うユーザの萎縮・敬遠でWeb文化の発展を妨げる恐れがあります。 また様々な点で定義が曖昧で、「情を知って」がどういったレベルのものであるのか、や(法の対象にならないという)ストリーミングとダウンロードの区別がユーザにできるのか、など甚だ疑問です。 また、ダウンロードによる私的録音録画について 「第30条の適用除外が適当であるとする意見が大勢であった」と表記がありますが「大勢」とはどういった関係者から何%の賛同を得られたものなのかを明確化していただきたいと思います。	個人
ダウンロードの違法化に反対です。 YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されているため、今回は違法化の対象外であるとされていますが、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧なものであると考えます。 「キャッシュという形でダウンロードはしている」ということで専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断する可能性もあります。 そうすると一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまい、合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまうと思います。 いま、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)がとても伸びていますが、これにより開発者も利用者も萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊することになってしまうのではないのでしょうか。 以上の理由により、ダウンロードの違法化に反対します。 ご検討宜しくお願いします。	個人
ダウンロードの違法化の根拠をベルヌ条約に求めるのであれば、他のベルヌ条約締結国ではダウンロードの違法化についてどのような対応を取っているのかを明確にすべきである。 個人的に調べた限りでは、アメリカやヨーロッパ各国でダウンロードは違法化されていない。 であれば、ベルヌ条約を根拠にしたダウンロードの違法化は、独自解釈過ぎるのではないか。 またダウンロードを違法化した場合、どのようにそれを確定して摘発するのかも問題である。 海外にあるプロキシサーバーなどを経由させてダウンロードした場合、ダウンロードの経路を探り、その行為の法的問題を求めるのは困難になるのではないか。 だからと言って違法ファイルを所持していると思われる方をどのように判断する事ができるのか。 街中でiPod等を使っている方を片っ端から捕まえるのか、持っている恐れがある家に乗り込んでデータをチェックする等という行為は現実的ではないだろう。	個人
ダウンロードの違法化は、ネットそのものの意味をなくすものだと思います。現在のネットの普及率からみても、得策ではないと思います。 私はこの法案には反対です。	個人
ダウンロードの違法化は、権利者による損害賠償の二重取りを可能にしてしまう問題がある。現状でも、公衆送信した者に対しては、送受信の数量と著作物の販売額に応じた損害賠償請求が可能である(著作権法114条1項)。もしもダウンロードも違法化すれば、個々のダウンロードした者に対しても、著作物の販売額以上の損害賠償請求が可能となる(114条3項、4項)。権利行使の困難さについての議論以前の問題として、そもそもこのような立法は権利の過保護ではないか。	個人
ダウンロードの違法化案に反対する理由を述べる。 ダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的であり、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 そもそもこの法案自体が著作権と何ら関わりが無い。法律的に相互間がないことから、この法案は事実著作権違法でなくても犯罪になり得る恐れがある。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に強く反対することをここに表明する。	個人
ダウンロードの際にいちいち適法サイトなのか、違法サイトなのかを気にしなければならないのは、ネットの利便性を損ないます。 また除外する行為について、複製の内の「録音録画」のみとしています。それでは他の著作物との間で不公平が生じます。そのような差をつけるとまた新たな問題を引き起こすと思います。 複雑な条件の設定、並びに新たな問題発生への懸念からダウンロードの違法化について反対です。	個人
ダウンロードの際にファイル名、テキスト文書のみでファイルの違法性を判断するのはきわめて難しいのではと思うのですが…… そこのところどうお考えなのでしょう？	個人

ダウンロードの定義があいまいでどの行為が行ってはならない行為なのかわからず、インターネットを使う上での不安要素が多くなり、安心してインターネットを使うことができない。	個人
ダウンロードは違法だがストリーミングはよしとする根拠がわかりません。 常時接続が当然のこのご時世で、いつでもつながれば見れるというのはOKで、接続せずに見られる状態にしておくというのがダメとでもいうのでしょうか。 この検討をした方々は、本当に技術的に理解しているのか疑問に思います。 ダウンロードの違法化ですが、データのやり取りは基本的には各PCへのダウンロード・複製化で行われます。 それらを違法もしくは違法性が高いと呼ぶのであれば、ネットを使うこと自体を違法と呼ぶのに等しいものです。 また、これらが通り実際に裁判などになった時、裁判所はストリーミングとダウンロードの違いをはっきりと法的に判断出来るのでしょうか？ 「ストリーミングとダウンロードの技術的差は見られない」となれば、違法に傾くのでしょうか、合法とされるのでしょうか？ これらの見解もまだ不透明です。 これらをもって、ダウンロードの違法化に反対します。	個人
ダウンロードは違法と言うことになると各種ストリーミング再生および動画投稿サイトはおろか、全てのインターネットの物が違法になりますよ。 インターネットを見る際には必ずキャッシュと言うものが見ているサイトから個人のPCへダウンロードされてからそれを見る仕組みになって居ます。 結局動画投稿サイトでは無くとも個人のホームページですらダウンロードは随時行われる為、この意見をそのまま法律化した場合にはインターネットの根本を揺るがす悪法になってしまいます。 この情報が置いてあるe-Govのサイトですら画像等のダウンロードは行われているんですよ？ ある意味インターネット全てがワンクリック詐欺になりますよ？ 尚、注51へストリーミングはダウンロードを伴わないと書かれていますがこれも実際にはダウンロードを介して見ている事になります。 資料を見る限りパソコンやネットワークの仕組みを分かる人が検討していないのでしょうか？ きちんと専門家を入れるべきではないかと思いますが如何でしょう。 それではしっかりとした検討をお願いします。	個人
ダウンロードは実際中を見ているまで何があるかわからない。安易な考えで大勢の楽しみを奪うのは良くない。	個人
ダウンロードファイルが違法か合法かはダウンロードする前には非常に不明瞭である。	個人
ダウンロードやストリーミングなど、インターネットの仕組みについて無知な方々が、キャッシュなどを含めたダウンロードを違法とする、と言ったインターネットの性質自体を禁止するということが理解できません。 せめて、どうやってホームページやメールをインターネットを介して行っているか、と言うことを理解した方々の下での決議としていただきたいと切に願っております。 よって、私は今回のこの件については反対と思っていることをここに記しておきます。	個人
ダウンロードをしたファイルが違法のものであると、決定的な証拠がないままにダウンロードをしたものもこれに当てはまることになる。 また、説明などのコメントや添え書きにより、違法であるもの、ないものの区別をするのは大変困難である。 ダウンロードをしてみないことには、違法のものであるかどうかの明確な事実はわからない。	個人
ダウンロードをすることを違法とすることで、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しく、「後で知りました」という言い逃れが通用するのなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。また、自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 現在のWeb技術では、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存れ、YouTube等のストリーミング配信においても、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義であるため、ストリーミングすることも違法となってしまう。そして、「情を知って保存期間の延長をした場合」という文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性ははらんでしまう。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行うべきだと思います。	個人
ダウンロードをするだけで犯罪人とされて、1クリック詐欺のように請求ができるような立場になることは正しいことではありません。ダウンロード違法化反対です。	個人
ダウンロードをするとすべてが間違っているというのが間違っていると思う。 すべてに税金をかけると言っていたりするが、少ない給料からやりくりしている人からいつもお金を取って、持っている人からは取れない(圧力とかに警察が負けている) もうこれ以上ないくらい、国民は苦しめられているのにもっと他のところに目を向けるべきだと思う。 ダウンロード、再生等を違法で警察行きにするなら、国民の大半が逮捕されて、世の中は回っていかないとと思う。	個人
ダウンロードを違法とする法案について、断固として反対を意見させてもらいます。 なぜならダウンロードの違法化によって、インターネットを使った文化や技術の発展に多大なる悪影響を与えるからです。 何故、他者への迷惑をかけない個人の趣味を国に管理されなければならないのか、そして罰則を与えられなければならないのか、この法案は日本国憲法第13条『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』の「国民の幸福追求の権利」に違反しているものであり、違憲であると主張します。	個人
ダウンロードを違法にしたらインターネットの自由が無くなってしまいます、一般市民のネットの世界でしか出来ない自由な行動発言まで規制するのに等しい制限と私は受け止めます、お願いします、法の改正はしないでください……	個人

ダウンロードを違法にすることにに関して、まず、本人の意図しないダウンロードとは、どこまでが意図しないものであるのか(つまり確実にこれは著作権違反のものだと分かっているなければ違反にならないのか、違反ではないかと少しでも疑いつつダウンロードすれば違法になるのかの基準)、また意図しないものであるかどうか正確に判断する方法があるならばご提示願う。 また、その方法がないと仮定すると、意図しないダウンロードであってもその完全な証明が現実的に不可能であるので無関係のインターネットユーザを冤罪で巻き込む可能性があるというリスクがあり、それは、まず防ぐべきものである。罰則がなくともそれによって著作権料金請求されて無実であるにもかかわらず経済的、社会的損失を被ることは十分予想できるので、罰則が無いからといって、その点を軽視すべきではないと考える。 さらに、「ダウンロードはインターネットを使っていればほぼ誰でもダウンロードしている」という点をつき、この法案を利用した(主に事情に詳しくない人を狙った)詐欺や、ワンクリック詐欺などが被害が発生することも予想可能である。 以上から、ダウンロードを違法とするのは少なくともユーザが負うリスクの増大、また新たな犯罪の原因となる点から不適切であると考ええる。 また、資料中にJASRACの意向に関する記述が出ていたが以下の引用した内容が事実であるならば、JASRACの取り締まり強化は、いくら先方が否定しても資金回収のためではないかという疑念を拭えないと感じたので記しておく。 なお、自分は著作権の保護自体には反対しないが、JASRACは、第三者が登録申請できる(権利者自身の意志ではない登録ができる)制度や、徴収料金の行方の不透明な点など、本来権利者が申請するか否かを決定すべきことである著作権保護よりも、料金徴収が目的になっている、という感が否めない。故に自分の意見においてJASRACが軽視されている可能性があるが、理由は以上及び以下の引用文の内容によるものであるということを書いておく。疑念が晴れ次第認識を改める所存である。 自分は、法律制定、改正の目的とは、いかにして無関係の者を巻き込まないように害悪を取り締まるかであると考えている。ただ全体を規制するだけならば誰でも出来る、しかしそれでは無関係の人々の権利に弊害が発生するので、それを未然に防ぐために専門の調整する方々がおられるはず。期待します。拙文失礼しました。 以下は引用文↓ >著作権料が、どのような基準で分配されているのか、どのぐらい分配されているのか、そもそも分配されているのか、それらは全く明らかとされていない。また、役員の多くが年に3000万円もの役員報酬を貰っている事は、世間にはあまり知られていない。 引用 : はてなダイアリー JASRACとは http://d.hatena.ne.jp/keyword/JASRAC	個人
ダウンロードを違法にする法律ですがもし実施したのならホームページみただけでキャッシュに残ります。 つまりネットができなくなるということです。 僕は反対です。	個人
ダウンロードを違法化すべきではない。違法なファイルであることを知りつつダウンロードした場合に限り、それを違法と見なすとしているらしいですがしかし、果たしてそれを立証できるかいなかにはなはだ疑問です。率直に申し上げますと、実行力が皆無です。現に、他国でダウンロード違法化している国がありますけれど、ほとんどと言っていいくらい効果なしです。無意味です。 それに、アメリカからの年次改革要望書によって、ダウンロード違法化をすすめていると聞きましたが、それは立派な内政干渉です。国際法違反です。そして、日本はそのような要求を飲まなくていいのです。もう弱腰外交は止めましょう。	個人
ダウンロードを違法行為とする、というのは無理があるのではないのでしょうか。 例えばaaa.zipというファイルが存在していたとしてこれが一体何のファイルであるかはダウンロードし、圧縮ファイルを展開してみるまでわかりません。 ダウンロードするまではそれがzip圧縮されたファイルであるとしかわからないのです。 もちろんアップロードされている先に何か説明などがあるかもしれませんが、しかしそれが事実と異なる可能性を誰も否定できないのです。 つまりダウンロードし、自身で確認しないことにはそれがなんなのかは永久にわかりません。違法か合法かを判断する機会を奪ってはならないと考えます。 また仮にaaa.zipの中身が違法なアップロードをされた著作物だった場合ユーザがこれを違法な物だったと知ってダウンロードしたかどうかは判断が難しいのではないのでしょうか。 ダウンロードした後で知りました、というようにいい逃れができるのであれば効力を持たないと言わざるをえませんし、有無を言わず前に知ったとできるのであればそれはあまりに行き過ぎた行為となります。 結局いつ知ったかを本当に判断できるのはダウンロードした人だけであり、これを論じるのは非常に無意味な行為です。 適法マークという考え方もあるようですが、それでは逆に適法マークがないウェブサイトは全て違法あるいは潜在的に違法なのでしょう。 はっきり申し上げてこれはあまりに乱暴なやり方です、これが実現すれば自作の曲や絵、動画をアップロードしている個人や団体のサイトは適法マーク管理下におかれないう潜在的に違法なサイトという認定をされかねません。自作サイトのイメージの低下を招くであろうし、自由な創作活動を大いに妨げるでしょう。 文化の発展を考える文化庁のやることではないと思います、それとも文化庁の言う文化とは大々的な商業活動だけなのでしょう。 もしそうなのであれば私は一国民として大きな失意を覚えます。 このような理由によりダウンロードの違法化には強く反対いたします。 著作物の保護に関してはアップロードをした者を罰するという従来どおりのやり方で文化の発展に寄与するよう行っていたきたいと思います。	個人
ダウンロードを禁止することは個人ユーザーの自由を著しく侵害する行為だと思います。規則を厳しくしすぎることはネットユーザーの数を減らすことにつながりかねません。法改正には反対します。	個人
ダウンロードを商売としている会社が倒産してしまいます。 例をあげるならDMM.com等が該当するかと思います。 ですので、私は反対致します。	個人
ダウンロード違法なんて反対です！やめてください！	個人
ダウンロード違法なんて反対ですよー	個人
ダウンロード違法にしないでください。 テレビで流すのに、ニコニコ動画で見れないなんておかしいです。 今は若者の時代です。おっさんは黙って規制緩和したいらしいんです。 何でもかんでも金儲けの為に規制するな。	個人

ダウンロード違法に反対！ ダウンロード違法に反対！ ダウンロード違法に反対！ ダウンロード違法に反対！ ダウンロード違法に反対！	個人
ダウンロード違法の判断は、インターネットの性質上、非常に成立が難しい物であり、非現実的な考えとしか言えません。 楽曲等がデータの形式で保存されている場合、利用者はそれがどんなものであるかリンクをクリックし、もしくはダウンロードしないと確認できない場合があります。たとえば掲示板等に情報を偽られて書き込みをされた場合（我が家で飼っている猫の動画だ、という書き込みでリンクを張られ、実際は著作権者がアップロード者と違う違法動画であった場合など）、ダウンロードしてしまった時点で、騙された者が逮捕の対象者となりかねません。 これを利用して掲示板などの荒らし行為を行う者は大增するでしょう、もしこれらのいわゆる「釣り行為」に引っかかったユーザーが、さらに悪意によって通報などをされた場合、故意にダウンロードを行っているユーザーとの区別はどのように行うつもりでしょうか？ 「情を知って」とのことですが、「情を知る」の範囲はどのように規定するおつもりですか？ 掲示板の管理者が「釣り行為」と知り、掲示板の書き込みを削除してしまった場合、「釣り」に引っかかってダウンロードしたという証拠は残りません。しかし、放置しておいては放置する行為自体が公衆送信権の侵害とみなされます。 また、個人によるクオリティの高い自作動画が隆盛している昨今、有名なクリエイターのものならまだしも、個人製作であるとしてアップロードされた動画に使用されている楽曲や動画が、市販されているものか否かダウンロード者が気づかないケースも考えられます。そして、それを確認する手段自体、まずデータを受け取り、開いてみるしかありません。 確認した時には、既に自分は違法行為を行ってしまっていた…、そのようなケースが増えるにもかかわらず、その対処には全く触れずに「ダウンロードを違法」とする考えは余りに無理があるのではないのでしょうか？ また、ストリーミング放送は除外するとのことでしたが、データキャッシュを一切作成しないストリーミング放送などは有り得ません。データキャッシュは現在判断基準が非常に曖昧な状況におかれており、「違法であるが罰則を設けない」との判断のようですが、刑事罰の対象にならずとも、民事訴訟の対象になることは有り得るのではないですか？ その可能性を有り得ないもののように、あっさりとした記述で済ませている事にも不信感があります。 インターネットをするという行為自体が、イコール、キャッシュを含めて自分のパソコンにデータをダウンロードする、という行為につながるのです。 「キャッシュについての判断の曖昧さ」「故意と偶発のユーザーの区別をどこでつけるのか」…これらについての問題点について明記されていない今回の検討案は、インターネットの技術の根本についての知識に欠け、法律として検討する以前の段階にあると考えます。 そして個人製作の動画が隆盛し、DVD化やプロへの道を歩むアマチュア作家が増えている中で、今のこの改悪は大打撃となりかねません。 「うっかり法律を侵してしまう」という恐怖から動画サイトへのアクセスを自粛するユーザーが増加し、結果、高品質なオリジナル動画もまた人の目に触れずに消えていってしまう事になります。 以上の懸案により、この案についての反対の意思を表明させていただきます。	個人
ダウンロード違法化、絶対！絶対！絶対！反対！！！！ この法律が通ったらインターネットの可能性が著しく損なわれる。 俺は絶対戦う！！死ぬまで戦う！！	個人
ダウンロード違法化。 これは間違っていると思います。考えてみてください。 病気がちで外で遊べない人がいます。 そういう人はどうして毎日を過ごしているのでしょうか？ ネットだと僕は思います。 もはやネットは情報の交換の場ではなく娯楽の1つだと考えてもいいでしょう。 そんななか、ダウンロードが違法になってしまったらどうなるでしょう？ きっとネットでできる様々なことができなくなってしまいます。 だから僕は反対です。	個人
ダウンロード違法化について、少しは国民の意見も尊重してくださいね。私は、反対派です。もっと他にすることは、あるはずですよ。これで税金まで上がってしまったら、国民はどうなるんですかね。 とりあえず、反対です。そこまでお金を取って、国民の安らぎを取り上げるつもりですか？	個人

ダウンロード違法化について反対です。確かに違法コンテンツのダウンロードは許さざるべき行為です。しかし、ダウンロード違法化については問題が多く、結果としてIT産業を萎縮させるだけであると考えます。以下に、その理由を示します。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 違法にアップロードされたコンテンツが存在しなければダウンロードを違法化する必要がない。違法アップロードは送信可能化権による規制で十分であるが、権利者が違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないため違法にアップロードされたコンテンツが減少しないと考える。同様に、ダウンロードを違法化しても、十分な法的対策をとらなければ違法ダウンロードは減少せず、また刑事罰を追加するなど強化を行えばIT産業やWebサービスを衰退させるだけである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 「キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらない」とのことであるが、キャッシュを削除せずに残しておく、違法ダウンロードファイルをキャッシュフォルダに保存する、といった行為まで違法かどうか明言されていないためである。もしこの行為を適法とするならば、違法ダウンロードファイルをキャッシュであると主張することによりこの法改正は全く意味のないものになってしまう。 逆にこの行為を違法とするならば、キャッシュフォルダの違法コンテンツが故意に保存したのか自動的にキャッシュされたものか区別がつかなくなり、動画を閲覧しただけで違法となる。これにより、多くのネットユーザが違法を恐れてインターネットを利用しなくなり、IT産業やWebサービスが衰退してしまう。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この違法化案が通ったら、文章や画像に関してもダウンロード違法化の対象とするよう権利者が求めていくと考えられる。そうなれば、これと先に挙げたキャッシュの問題を組み合わせることにより、Webページを表示しただけで違法になる、といったことになる。これでは誰一人としてインターネットを使用できなくなり、IT産業が完全に衰退してしまう。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードコンテンツに神経質になり、その結果著作権者が自らアップロードしている場合のような実際には違法ではないコンテンツも誤って削除される事故が、頻発するようになる。これでは弱小の著作権者が自分の作品を発表する場所を失うだけである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」であるが、一般のユーザーが投稿したコンテンツや、アマチュア作者のサイトや海外のサイトまで一件ずつ確認するのは非常に困難である。 その結果、これらのサイトは「適法市場」から排除されることとなり、公正な競争が行われなくなってしまう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 一般的なネットユーザは抵抗できるほどの法的知識が無いため、ダウンロードしたコンテンツの違法性を問われた場合、どう対処すればよいかわからない。 仮にそれが詐欺であった場合でも、実際には適法のコンテンツでも違法ではないかと不安になり、応じてしまうと考えられる。これでは詐欺を後押しするだけである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について またWebページが攻撃を受けて改ざんされ、リンクが違法コンテンツへのものに書き換えられたり、Webページを開くだけで強制的に違法コンテンツがダウンロードされる、といったことが行われるおそれがある。攻撃を受けたWebページがもともと動画や音楽に無関係のものであれば当然「適法マーク」は存在しないため、「情を知っていた」と判断されてしまう。結果として、Webページを開くだけで犯罪者になる可能性も発生する。	個人
ダウンロード違法化について反対の一票です。 違法化となれば海外のストレージサービスは大いに盛り上がりを見せることでしょう。 日本からはゆるやかに発信する価値のあるものが消えます。 また、日本人が楽しめるエンターテインメント商品もどんどん低俗に、小数になることでしょう。 権利者の方々は市場をコントロールしやすくなるでしょうが、おそらくそんなことを考える必要もないくらいに衰退すると思います。 もしかして違法化は日本のネット環境をクローズドネットにする為の布石でしょうか？ そんな風に勘ぐってしまうほど、愚かしい検討内容です。 見る、または聞く機会がなければ、そもそも買われることもないということをこれからの時代は理解しなければなりません。 映像、音楽＝テレビの時代は終わりに近づいていることは委員会の方々はわかっているのでしょうか。 また、コマーシャル等による中間搾取を減らす良いビジネスチャンスであると捉える意見が一つもないことに恣意的なものを感じずには居れません。 アップロードされるものについて、違法か否かの基準、権利者のビジネスプランなども踏まえ、そこには難しいバランスが要求されます。 委員会参加者の方々は、この辺りのことは考えることも放棄しているのではないのでしょうか。(主に著作権者とは関係のない上層部の利権によって) 最後に、税金の無駄遣いはやめて頂きたいという声を以って意見書を締めくくらせていただきます。	個人
ダウンロード違法化には反対だが、個人での私的な利用の範囲を超えている、Winnyなどでのファイル共有は規制するべきだと思う。 だからダウンロードを違法することなく、それでいて納得のできる規制方法を提案するべきだろう。 まあ、ダウンロードを違法にしないのだから、当然アップロードの違法を強化することになる。 で、どういう行為を違法にするかだが、当然Winnyでアップにつながる行為(当然だがキャッシュのアップも含む)を違法にするべきだろう。	個人
ダウンロード違法化には反対だが、個人での私的な利用の範囲を超えている、Winnyなどでのファイル共有は規制するべきだと思う。 だからダウンロードを違法することなく、それでいて納得のできる規制方法を提案するべきだろう。 まあ、ダウンロードを違法にしないのだから、当然アップロードの違法を強化することになる。 で、どういう行為を違法にするかだが、当然Winnyでアップにつながる行為(当然だがキャッシュのアップも含む)を違法にするべきだろう？ 著作権違反が親告罪であることもそのままにすべきだから、Winny等でファイル(キャッシュ含む)を不特定の人にアップした場合、そのファイルの著作権者はファイル(キャッシュ含む)をアップしている人の個人情報の開示と該当ファイルの削除を要求する権利を認めればいいだろう。 もちろん訴えることも可能。	個人(同旨1件)

ダウンロード違法化には反対である。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずである。これは本来「送信可能化権」で規制すべきものである。しかし不利益が顕在化しているとの認識があるにもかかわらず、権利者はこれまで違法なアップロードに対して十分な法的対策を取ってきたとはいえない。 ダウンロードを違法化することは、後述(ア)～(オ)のように、インターネット利用に多くの制約や問題を生じさせ、また実効性に乏しい。何よりこの違法化は権利者側からの発想による法制化であり、インターネット利用者の権利保護、すなわち「消費者保護」の観点で欠落した法制化である。 (ア) ストリーミングとダウンロードは技術上大差はないため、これを法的に異なるものとして扱うには無理がある。技術的な発展の可能性が狭まり、日本のIT開発が諸外国と比べて遅れてしまう可能性が高い。 (イ) 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるようにについて運用上の工夫が必要(105ページ)」とされ、Web上に何らかの適法であることを示すマークのようなものを示す必要性が提起されている(これを仮に「適法マーク」と呼ぶことにする)。しかしこの「適法マーク」を誰がどのような基準で判断し、どのような手段でサイト上に示すのだろうか？しかるべき機関が行うとすれば、あまり膨大な作業量となり実現性が無くなるし、サイト制作者が個々に判断してよいとなれば実効性が無くなる。つまりいずれにしても、インターネット利用者にとって、わかりやすく実効性のある識別法は無い。 (ウ) インターネットはそもそもグローバルなものである。海外サイトが日本の著作権法に基づいた「適法マーク」を付けることはほとんど期待できない。仮に「適法マーク」は無いが合法的なサイトである場合は海外サイトを日本の市場から不当に締め出す事になるし、反対に違法なサイトだったとしても日本の国内法による法的措置はとれない。 (エ) 一般のインターネット利用者が違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、振り込め詐欺ならぬ「ダウンロード詐欺」とでも呼ぶべきものに合う可能性が高くなる。例えば、弁護士と称する人物がが訴訟すると脅してきたため金銭による和解をしてしまうようなことである。このような詐欺行為は現在でもアダルトサイトなどを中心に存在するが、それが一般的なサイトにまで拡大されてしまう可能性が大きくなる。 (オ) このダウンロード違法化案が通れば、現時点では「権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること(105ページ)」とされてはいても、出版業界でも、文字や図版、写真(静止画)等をダウンロード違法化の対象とするよう求めていくであろう。当然のことであるが、音楽や動画も、文字、図版や写真も、著作物としての価値は何ら変わるものではない。したがって、文字等による著作物にも、やがてダウンロード違法化を適用せざるを得なくなる。しかしこの場合、文字情報をローカルディスクに保存することが、動画等におけるダウンロードに相当すると思われるが、これを違法化することは、音楽や動画の場合以上に実効性の乏しいものになるだろう。	個人
ダウンロード違法化による諸問題について意見を述べることにする。 コンピュータネットワークのシステム上、ダウンロードするまでそれが違法であるかどうかは分からない。 違法でないように偽ったものを気づかずにダウンロードしてしまった場合も問題となる。 また、ストリーミング配信に関しても、ダウンロード後に一定時間データをキャッシュするものである。 ストリーミングという大枠の中にダウンロードという動作項目を含んでいるため、ストリーミングのみ除外するというのは間違っている。 また、サーバ等はデータを受信する機能があるため、勝手に著作権データを送りつけられる場合もある。クライアントでもメールの添付データ受信などが考えられる。 これもデータの受信(ダウンロード)となるため、ネットワークサーバ、メールアドレスを所持している時点で送りつけられる可能性がある。 ダウンロード違法化は現実的に考えられるものではなく、多くのクリエイティブユーザを失うだけである。 クリエイティブユーザを生かし、著作権データを配信しているユーザだけを罰することが出来る案を再考することを望む。	個人
ダウンロード違法化に強く反対します。	個人
ダウンロード違法化に対し、私は反対です。 反対意見があるという事だけ、理解して頂ければと思います。	個人
ダウンロード違法化に断固反対します。この法案はインターネット使用者の自由を著しく犯すものであると考えメールした次第であります。 この問題を除いても私的録音委員会様が過去行った活動でも些か不審な点がいくつかあるように思えます・・・。 例えば関係者によるパブリックコメントの収集で一般のパブリックコメント捏造などです。 ダウンロード違法化に対する意見が多く送られているでしょうがそれをしっかり受け止めて正しい対応を期待します。	個人
ダウンロード違法化に反対します。 インターネット上のコンテンツが違法であるか適法であるかの線引きは非常にむずかしく、ごく一般的な利用者が容易に犯罪者となってしまうおそれが大きいです。 適法コンテンツのふりをした違法コンテンツをわざとダウンロードさせて、相手を恐喝するような詐欺行為もでてくると思います。 利用者側に負担が大きくなることで、著作物そのものに触れる機会が減り、また忌避するようになり、著作権法の目的である「文化の発展に寄与する」ことに対してマイナスに働くことが予想されます。	個人

ダウンロード違法化に反対します。 パソコンの仕様ではストリーミングとはいえど、視聴には必ずデータのダウンロードが行われます。テレビのように電波を受けて出力装置に反映させているわけではありません。 一度内部に蓄積して、それを再生しているのに、保存が違法となつては何も出来なくなってしまいます。これは動画だけに限ったことではなく、画像、文章、データすべてにいえることです。 視聴して初めて違法なものかどうか検証できる状態になるのに、視聴の前段階であるダウンロードを違法化することはweb閲覧を禁止しているようなものです。 ダウンロード前に説明があったとしても、いざダウンロードしてみたらまったく別の違法なものであった場合などはどうするのでしょうか。 ファイル名や説明の偽装など、ユーザー側に事前に見抜けといわれても無理なことです。 また、ただ見ただけではそれが違法なものかどうか判断できない場合もあるでしょう。 最近は何人で扱うソフトも格段に機能が向上しており、プロのものかアマチュアのものか一見して判別できないものもあります。作品によっては著作者がコピーや配布に許可を出しているものもあります。 なのに、違法か違法でないかの判断をダウンロードした側に押し付けてしまつては、web閲覧に慎重にならざるを得ず、草の根活動をしているクリエイターの方などは目の目を見るチャンスすら潰されてしまうでしょう。 前述の草の根クリエイターにもかかわることですが、管理されたサイトにだけ適合マークを与えるというのは、個人が自作の文章や楽曲を発表する活動を否定するものではないでしょうか。 適合マークがないところは違法なのか、と疑われる可能性があるからです。 これによって損なわれる文化的活動をどう補われるおつもりなのでしょうか。 少しずれた話になるかもしれませんが、ずいぶん前からワンクリック詐欺というものがありますが、ダウンロードを違法化することによって似たような状況が出てくると予想されます。 別の名目でクリックさせておいてその実、違法なものをダウンロードさせるサイトなりページに飛ばして、あなたは著作権侵害をしました。罰則金を支払う必要があります…などと脅しの文章が出てくる…といった詐欺を助長することもあるのではないのでしょうか。 著作権に抵触する文章や画像、音楽などがアクセスと同時に画面に出たり、スピーカーから流れたらもうダウンロードはすでに終わっているのですから、ユーザーは『犯罪者』に仕立て上げられてしまうのです。もはや詐欺ですらないのかもしれない。 これは非常に危険なことだと思います。 以上、つたない文章ではありますが、違法ファイルの『ダウンロード』を『犯罪』とする法律に反対するものであります。 著作権保護の活動は『配信』の取締りを強化することで行っていくべきであるとおもいます。	個人
ダウンロード違法化に反対します。ITの世の中でダウンロードを止めることは不可能だと思います。	個人
ダウンロード違法化に反対します。冗談じゃない。	個人
ダウンロード違法化に反対する。 まず、「携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)」という表現について。 ストリーミング配信は対象外、とあるが、ストリーミング配信だから保存されていない、よってダウンロードではない、という解釈はやや一面的過ぎる。 例えばブラウザは、ブラウザによって閲覧したデータをキャッシュとして保存する機能を備えている。 youtubeのストリーミング映像は、このキャッシュに残る。 「ストリーミングで閲覧する」ことは「キャッシュとしてダウンロードする」ことに等しい。 加えて、youtubeを始め多くのサイトでは、データが違法か合法かを判断する術に乏しい。 閲覧してみないと違法か合法か分からず、場合によっては閲覧しても違法か合法か分からない場合さえある。 しかし、閲覧した段階で「キャッシュとしてダウンロード」しているのだから、善良なユーザは、「もし違法だったら」と思い、思ったことで「情を知り」の条件を満たしてしまう。 結果的に、善良なユーザは合法的なデータを閲覧することにすら躊躇する可能性がある。 これでは過度の萎縮を招き、正常なネットの発展を大きく阻害する可能性がある。 仮に、キャッシュとしてのダウンロードが一時的複製として認められ、それが違法と判断されることがないとしても、未成熟なネットユーザに対して、悪意あるデマや偏った知識を植え付け、不安感を煽る行為が発生する可能性がある。その意味で、「日常的に行なっている行為がひょっとすると法に触れる(のではないかと利用者が感じる)」という状態自体が好ましくない。 携帯電話にともなう架空請求も、「ひょっとすると」という不安感を煽る手口だった。ダウンロードでもそれが起こる可能性がある。 そもそも、権利者に著しい経済的不利益を生じさせているのは、不当に公衆送信権、および送信可能化権を侵害した送信側であるはず。 一般のネットユーザの立場から見ると、送信側に対する捜査、および警告、懲罰の類はまだまだ徹底されていないように見える。送信側に対する締め付けが徹底されていないのなら、受信側に対して制限をかける段階にはいたっていないと考える。 この観点からも、「少なくとも現段階での」ダウンロード違法化には反対する。	個人
ダウンロード違法化に反対です！！	個人
ダウンロード違法化に反対です。 ダウンロードには大分助けられています。仕事や娯楽などにもし違法化してしまったらとても不便だし悲しいです。 言いたいことはこれだけです。 それと http://www.nicovideo.jp/watch/sm1343746 http://www.nicovideo.jp/watch/sm1343746 ダウンロード違法化に反対する人はこんなにもいます。 今一度考え直してはどうでしょうか？	個人
ダウンロード違法化に反対です。 違法化されることで個人でネットの動画を楽しむ等、自由が規制されます。 一部の著作権団体がお金儲けをしたいだけにしか見えません。	個人
ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。こうゆうことをしたらインターネット自体の利用者が減ってしまうような気がします。	個人

ダウンロード違法化は、私達のような地方市民にとって情報やこちらでは放送されていない番組など見るなどのことを妨げることになると思います。 このようなことをする前に地方格差のことをよく考えてもらいたいです。	個人
ダウンロード違法化等の法の改正について反対します。 インターネットでのダウンロードや投稿サイトでの試聴を違法にしてしまうとユーザーはみんな消えてしまいます。現状では、たしかに法に矛盾していますが、だからといって全て違法にしてしまったらユーザーの大混乱を招きます。 現状を維持してはもらえないでしょうか？ 僕は法の改正に反対します。	個人(同旨1件)
ダウンロード違法化反対 まず国民の意見を聞くようにしてください	個人
ダウンロード違法化反対。	個人
ダウンロード禁止法についてですが、これを実施するとパソコン、携帯で出来ることが大分限られてしまいます。 動画鑑賞なども出来なくなり、さらに今までのダウンロード販売店で買ったものも使えなくなります、とても大勢の方に迷惑がかかるので私は反対いたします。	個人
ダウンロード禁止法に反対です。ダウンロード(以下DL)とはウェブサイトの情報を閲覧している時点で行われている処理であり、DLそのものを規制する、ということは事実上のインターネット禁止令となら変わりありません。 現代の商業・産業はおろかあらゆる団体がインターネットを利用して活動している今、DL規制は、例えるなら血液をせき止めてしまう行為だと言えるでしょう。 正直DLやキャッシュの問題について質問が来るまで曖昧に捉えていらしたあたり、小委員会の委員はインターネットの知識が充分にあるとは言えないのではないのでしょうか？ 現状で問題になっているアダルトサイトやアンダーグラウンド的な違法サイトは取り締まる必要があるのは認めます。 しかしこれらのサイトはすでに規制されているものも多く、なぜ今このタイミングでこれほど厳しく、そしてはっきり言って愚かな規制をする必要があるのでしょうか？ 現在ネットワークを通じて世界各国の距離がとても近くなっています。地方や中央との距離もだいぶ縮められ、距離や環境的なハンデがかなり減ってきていると思います。 そんな今、ネットワークを規制すると言うことは地方を切り捨てる行為に他ならないし、世界に対する鎖国政策としか言えません。 私は勿論ネットワークを娯楽にも利用しています。しかしそれを抜きにしてもこの法案は常軌を逸していると言わざるを得ません。 海外等にも意見を求めてみたらどうでしょう？きっと、信じられない、という意見しか返ってこないと思います。 一番疑問なのは、この法案が可決した場合、いったい誰が得をするのだろう、ということです。 企業や投資家の方々は明らかに被害を受けるだけですし、一般にインターネットを仕事・プライベートで使用されている人間にとっても、どう考えても足枷にしかありません。 インターネットの利点はなにか？と言われれば、処理の高速化だと思います。移動にかかっていた時間をカット出来るので、あらゆる処理(市・区役所等の手続き電子化がよい例だとも思います)が高速化・快適化したというのに、規制してしまったら処理のスピードに抵抗が生まれる、ということですよ。公務員の大幅な人員削減も、インターネットが普及したからこそ実現できたことだと思います。 インターネットの普及と利用を滞らせる「違法ファイルのダウンロードを犯罪とする」という今回の法案。あまりにも線引きが曖昧で、あとからあとから規制・違反金徴収、となるのは目に見えています。 はっきり、悪法だと断言します。もし違法ファイルのダウンロードを犯罪とする、といった法案を進めたいのなら、この「違法ファイル」の詳細を可決前にもっともっと詳細に明示していただく必要があります。 今回の法案・小委員会の両方は、インターネットの規制について議論できるほどの知識があるとは思えません。こんな悪法、断固認めるわけには行きません。 反対です。 もう一度インターネットの普及状態や、それを規制するとどういうことが起こりえるのかをシミュレートし直していただきたいです。今回の法案でもっともおかしいのは違法ファイルの定義が曖昧過ぎる事です。 世界にインターネットが普及している以上曖昧な規制は混乱を招くだけです。 また、新聞やTV等のパーソナルコンピュータを使用していない方々にも告知するべきではないのでしょうか？ 新聞やニュースでも一切報道しておらず、これではある日突然仕事にパソコンを使えなくなった！等と言う声もあがるのではありませんか？ インターネットは最早生活に欠かせないツールであることはご理解されていると思います。規制が始まった場合どんな人間も影響を受けずにはられません。 「違法ファイルのダウンロードを犯罪とする」 この一文の持つ意味をもう一度しっかりと検討した上での修正案ならまだしも、現状ではこの一文を見過ごすことは絶対に出来ません。 再度の議論・検討を、そして今回の法案の見送りをどうぞ宜しくお願いします。	個人
ダウンロード使用とするファイルが違法なものであるかはファイル名や説明からは判断出来ない場合があり、ファイル名、説明の改竄も可能なものであり、一般ユーザーは常に自分が犯罪者になるリスクに晒されてしまう。 また、管理されたサイトに適法マークを与えるということは、個人、団体問わず全ての創作活動に国の許可が必要になり、社会や政府に対する批判的な表現に対する弾圧行為に発展しかねません。 以上の理由により、違法サイトからの違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律に反対します。 著作権保護は違法「配信」の取り締まり強化によって行われることを望みます。	個人
ダウンロード自体が違法性があるとは思えません。違法性があるかどうかの基準自体が曖昧であり、ボーダーラインが引けないのであれば、今のバランスを保持することも大切だとおもいます。	個人

ダウンロード自体を違法と見なす見解はあまりに飛躍しすぎている。展開してみなければ分からない。ファイルも多数あるためだ。多くのインターネット利用者の自由を奪う結果になるため賛成できない。もっとよく現実を見て考えて頂きたい。	個人
ダウンロード自体を違法と見なす見解はあまりに飛躍しすぎている。展開してみなければ分からないダウンロードファイルも数多く存在する。しいては、多くのインターネット利用者の自由を奪う結果になるため賛成できない。 この方法では違反した自覚もない利用者が多数出る事は明白である。ネット利用の全貌はもっと根が深いのだからより良い方法を考えて欲しい。	個人
たしかに、違法ツールを使用したダウンロードは違法と考えるのが妥当ではありますが、ユーチューブやニコニコ動画といったストリーミング動画までを違法とするのはいかがなものかと思われます。 私的使用目的の違法複製については従来から罰則がない。「罰則の適用がないにも関わらず適用範囲を広げれば、ユーザーに混乱を与えるだけではないか」と私は思います。またそれ以外にも動画だけでなく、ネットを見て回っていて、お気に入りの画像を発見し保存することが著作権法違反となり、逮捕される。明らかにおかしいですよね？ 結局、ニコニコ動画もユーチューブもあくまで私的使用目的だと思われます。 またこういった動画のおかげで実際口コミだけで広がってヒットした作品もあるため、一概に取り締まるのはおかしいと考えるのが妥当ではないでしょうか？ 実際にニコニコ動画などでは動画に関する商品をニコニコ市という動画の下コンテンツで宣伝、販売して売り上げ人数なども書いてどれがヒットしているのかが明確になっているのです。 またこの法案が成立した場合、プライバシーの侵害に値するのではないのでしょうか？ 個人の趣味の範囲まで著作権、著作権といつてしまつては今後の何もできない社会になってくのではないのでしょうか？ 古いものがあるから新しいものが生まれてくるのであり、この法案事態がなにかなにまで制限制限と叫んでいるようにしか聞こえないのですが。 ニコニコ動画、ユーチューブといったサイトには、違法な動画もおかれている場合がありますが、明らかに違法とされているものは削除されたり、著作権をもっている側からの意見もあり、売り上げ等に関わってくる動画は確実に削除されています。また、こういった法案を作る上で今後の作品つまりは、作家等のマンガ家の方にも制限がかかるのでは？という疑問もわいてきます。 例えばワンピースを例にあげるとレイヴといった作品と酷似している。それだけで逮捕という結論もでてくるのではないかと マンガ家だけでなく、音楽も似ている作品があれば逮捕？あまりにおおびらすぎてこの法案に対する疑問点が多すぎます。	個人
ただの画像を保存することが違法になるなどWebサービスの可能性を狭める。 日本のIT開発が衰退しかねない。 非親告罪になったら今でさえ著作権者の意向を無視している、某著作権料徴収(not著作権保護)団体がどれだけ暴走することか。告訴するぞと脅して示談金をむしり取る様に浮かぶようです。 利権ゴロのための法律をこれ以上増やされてはたまらない。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人
つい最近動画のダウンロードの保存や視聴することが違法になるかもしれないということを知りました。 私は動画を個人の楽しみとして視聴させてもらっています。 動画の視聴は違法にしなくてもいいと私は思います。 この事が違法になると悲しむ人も大勢います。 私は暇な時や、気分があまり乗らない時なども楽しい動画を見たりしています。 動画のおかげで救われたことも何回もあります。 そして感動ももらったこともあります。 出来れば違法になるのはやめてほしいです。 お願いします。	個人
つぎに、私的複製によって売り上げが下がっているということは複製がなくなれば売り上げが上がるということです。 どうして対称な考えしか出来ないんでしょうか？ 逆に下がるという意見も出ませんか？ さらに売り上げが上がるということに対して、明確な説明も出ていませんよね？ さらに、このままこれが可決していけば、個人の楽しみさえも著作権違反になるのではないのでしょうか？ 今回の小委員会の内容ではまだ音楽や動画に関するものですが、これが実行される→出版社などから「画像や文もお願いします」という要望が出てくる→それも話し合いを行われて実行する→最終的に音楽動画画像を見たり聞いたりするのがすべて違法になる。	個人
データが違法か合法かというのは、完全に自PCにダウンロードした後でしか確認出来ません。 メールを受け取るにも、URLをクリックするにも、ビクビクしながらデータを受け取る事になり、Webコンテンツに留まらず、PCを使用する業界や市場が萎縮するのは目に見えています。 また当然ながらネットは海外サイトをいくらでも見る事が可能です。 法規制が異なる国の合法サイトを見て、それが国内では違法であった場合はどのような対処となるのか、それらに対する処置も不透明です。 だから条件付きでも、現状だと反対です。	個人
デジタルデータとして配信されるものの複製に関しての議論ですが、条件付であってもダウンロード行為を違法化することに反対です。 一般的音楽や映画等の画像コンテンツが想定されて議論が進められているように見受けられますが、法制化されて制約を受ける時はコンテンツ内容や目的が問われなくなってしまいます。目的が問われないと言うことが問題であります。例えばインターネットの利用目的には「情報の共有」というものも当然あるはずですが、報道映像の引用的配信や二次伝達、閲覧、共有が違法であれば、文字情報として伝達するしかないのですが、その際に悪意のある伝達者により恣意的に改竄されたり編集され、気づかれず伝達される可能性もあります。と言いますか、今のネットでの情報の混乱の元はこれが中心です。画質や音質等が落ちることは構わないのですが、誰もがオープンに一次情報から改竄されていないということを検証可能な形で情報に接することができるためには、ダウンロード行為を含む情報を入手する手段が誰に対しても平等でないといけなと思います。条件付であってもダウンロード行為を違法なものとすれば、結果的には民主的な議論の醸成の妨げとなり、偏った情報の配信を助長することになると思われます。 よって反対いたします。	個人

デジタルデータに対して用いられる「ダウンロード」や「ストリーミング」、あるいは「録画」「録音」といった概念は、便宜的に用意された、謂わば比喩に過ぎない。純粋に技術的な視点から見れば、その区別は非常に曖昧である。故に「ダウンロードなら違法」「ストリーミングなら合法」といった基準は、実質的には「司法がどういう比喩を用いてその行為/技術を捉えるか」という予測不可能な基準にならざるを得ない。つまり利用者も開発者も、自らの意図や技術的な本質からは違法かどうか判断できなくなるということであり、著作物の利用および新しいサービスの開発に対する萎縮効果は非常に大きなものとなると考えられる。故に、「ダウンロードの違法化」には反対である。	個人
デジタルの企画においてコピーガードとそれをはずす行為はいちごっこでありそこにさく人員があるのならば、CDを購入させる努力にまわしたほうがよいと思う。その一方で私的録音録画補償金制度の認知度を高め、根源的に利用者に認識させることが急務と思われる。その理由としては、違法コピー利用者に自分が私的録音録画補償金を支払っている認識を持たせることでその行為を抑制することができるから。その範囲に関して、プレイヤー専用機以外の録音機器・記録媒体に大しては私的録音録画補償金をかけていくべきだと思う。	個人
デジタル技術の発達に伴い誰でも容易に著作物の劣化なしコピーを入手できるようになった現在では、個人が違法な録音録画物や違法サイトからコピーすることを規制することはやむをえないと考えます。こうした行為に対し、世間の人々はもっと罪悪感を感じてほしいです。このようなことが今後積み重なって創作者が本来得るべき対価が得られず、世の中全体として新たな創作活動への意欲が失われてからでは遅いと思います。	個人
デジタル配信(着うた(R)等)は、現在のパッケージ減衰を補う面では非常に効果的なものであることは事実だと思います。だからこそ、これらの違法サイトが様々なところで蔓延していることは、非常に危惧すべきことであり、音楽業界の利益の妨げにもなりうるので、これらのページかコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
デジタル配信によってパッケージ売上の減衰を補える事が、日本のレコードメーカーにとって他の国にない強みだと思っております。 権利に対する意識の欠如は、健全な音楽産業の発展を大きく阻害するものであり、また、違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として、決して好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに大賛成です。	個人
とあるネット上のサイトで「画像・動画のダウンロードの違法」や「それらに対する補償金」などの法改正が進みつつあると聞き、専門家ではありませんがどうしても納得できるものではなかったのでメールを送らせていただきます。 私はネット初心者でありますし、それらの点についても詳しい事は理解しかねますが… ダウンロードの違法・ストリーミングやキャッシュの問題など、法的にもインターネット的にもまだまだ沢山の問題が残っているにも関わらず、「私的録音録画小委員会」なるモノが”おかしな”法改正をこのまま通してしまった場合、私達多くのネットユーザーはインターネット上で動画や画像を見た(クリックしただけ)だけで違法になるのですか？ 警察官も政治家も学校やらの教育関係者も小学生もお年寄りも、皆が犯罪者になるのですか？ そういった人達を全て逮捕した場合、逮捕者の数は一億人以上になるのでは？ 私的録音録画小委員会は「補償金」の話から「著作権法」の話にすり替わり、「米国が著作権で多額の金を取ったから、それで日本も同じようなノリで…」という事も聞きました。 私的録音録画小委員会、もしくはJASRACはそこまでして日本国民から金を搾り取りたいのですか？ もし仮にこの”おかしな”法改正が国会やらで通ってしまったら、インターネット上から動画や画像が全て消えてしまうのでは…？という不安もあります。 そうならばネット商売なんてものも、そのほとんどが潰れてしまうのでは？ また、「ダウンロード違法に対する補償金の請求」やらに扮した「詐欺」などが横行するのでは？ 私は個人的にも今回の私的録音録画小委員会の進めている法改正には”反対”します。 これこそ正に遺憾の「イ」であり、私はそれに付け加えて不満の「フ」までも表します。	個人
とにかくこのへんでこりんな法律はインターネットを衰退させる要因となります。断固反対いたします。	個人
とにかくダウンロード違法化に反対です。 ですからバブリックコメントします。	個人
どのファイルが著作権に引っかかるかがわからないのでダウンロードする方が犯罪になるのはやめてほしい。 とにかくニコニコ動画は現状においておくよう希望する。	個人
どの音楽や映像が違法であるか、適法であるかの手段が示されていない。RIAJ等の特定団体が行うとすれば、アマチュアが自主制作した適法映像や音楽をダウンロードすると、前述の特定団体の認定を受けていないとして違法扱いされてしまう。ネット時代では誰もが創作と発表を容易に行うことができるので、これら無数のコンテンツを完全に白と黒に分けるのはほぼ不可能である。 ユーザーからはどれが適法でどれが違法が分からないので、結果、ネットの使用を萎縮してしまう恐れがある。 また、実質的に特定団体が違法・合法を左右出来てしまう可能性もある。 さらに一度この案件が法律化されてしまえば、今後その適用範囲を絵、写真、テキスト等に広げて欲しいと、他の業界団体が要求してくる可能性もあり、そうするとHTML文書をブラウザの機能を使って保存しただけで違法の可能性が出てきてしまい、10年以上に渡って行われてきたインターネットの使用方法が、法律によって急激に制限されてしまう恐れがあり、結果的に知る権利の侵害に発展する可能性も出てくる。 また、今回は罰則なしとの事だが、今後罰則が追加される可能性も出てくるし、適用除外を受けているストリーミングにも適用されると、最悪YouTubeやニコニコ動画等を見ただけで逮捕。 と言う、最悪のケースにも発展しかねないことも考えられる。 ネット上の違法コンテンツを取り締まりたければ、送信側を摘発して行けば自動的にDLが出来なくなるので、現行の法体系で十分可能であるし、違法着うたサイト等には実質的に成果も上がっている。 実効性の低さ、現行の法体系で十分であること、さらにはインターネットを利用した知る権利の保護、ユーザー保護の観点から、この違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を30条の適用除外とすることに、全面的に反対する。	個人

どの分野でもそうだが、現行法で取り締まれることを実施せず、法を新たに制定し束縛することは独裁政治による人民統治とおなじこと。 まず、アップロード者を取り締まるべきである。 アップロード者を真剣に取り締まらないうちに法規制は時期尚早だ。 ダウンロードを違法とすることは、ホームページ閲覧も違法とすることになる。 ホームページ閲覧時に取得する「キャッシュファイル」はいうまでもなく、ダウンロードで得たデータであり、これを閲覧者が利用(使用)して閲覧している。また、このキャッシュファイルは一定の期間が経過するか、ユーザー自身が消さないと永久にハードディスク内に残っている。 さらに、ピアツーピアによるテレビ放送が日本を含めた世界で広まっているに、日本のみ逆行するような法もおかしなことだ。 ダウンロードを違法するということは、情報統制をするということと同意になるということをよく考えなければならない。 以上の考えからダウンロードを違法とすることには反対である。	個人
とにかく反対ですよダウンロード違法化。 著作権違法は確かに取り締まるべきところもありますが、ちょっと、いやものすごく問題ありすぎませんか？ 多くの人を勝手に犯罪者ですか。それはしないでしょ。 動画も画像も音楽も何も見れなくなったら私はどうすればいいと？ 泣き喚いて発狂して頭打って死ねと？ これネット住民への宣戦布告だってこと分かってますね？ そうですかそうですか、今頃皆様必死でコメント送っていらっしやるとしていますが、私はその方々と同意見ですよ ええ。 一般人の楽しみも分かってあげましょうよ。 あなた方だって人でしょに。	個人
どれもこれも今までのインターネットの幅を狭めるだけで役に立つと思えるようなものはない。 このグローバル化の時代に海外のインターネットのあり方に逆流して本当にインターネットを生かせるのか。 海外から相手にされなくなるだけではないのか。 ダウンロードが違法化されればどうなるか。 著作権者本人が許可していた場合どうなるのか、間違って削除されてしまい見ることが出来なくなり自分の作品を見てもらう機会を失ってしまうことがあっていいのか。 ストリーミングとダウンロードを違うものとして扱うのは技術の幅を狭めてしまうのではないか。 IT開発が進むとは思えない、諸外国から引き離されていくだけではないか。 そもそもなぜ違法ダウンロードがあるのか。 ダウンロードの方ではなく違法にアップローダーしたものを厳しく取り締まるべきではないのか。 私はたいした物は創っていないがそれでも人に見てもらいたい、出来れば批評も聞きたい、ちんけな物しか創っていない私の言葉だが考慮に入れて欲しい。	個人
なお、この情報を他者(公安、JASRACなど)に流したら訴訟ものですので。 ついでに要求ですが、2-4は不要と考えます。統一協会等のカルト圧力団体は嘘を書くでしょうし、正直者がバカを見るのではないかと考えられますので。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は絶対反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧！ YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。裁判所にもすでにJASRACの犬がいますので、信用できません。また、形骸化されたとはいえ通信の秘密も侵されます。 ダウンロード違法化については、送信可能化権によって規制されているはずですよ。 JASRACのような著作権ヤクザの言うことにしたがってはなりません。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は絶対反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです ○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員長率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられったり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところですよ)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずですよ。 よって、生野委員の金儲けにしかつながらりません。 JASRACのような著作権ヤクザの言うことにしたがってはなりません。 104ページの「検討結果」の項目 ※この項目について私は絶対反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○潜在的な違法ユーザーという危険性 以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、権利者団体にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に民事訴訟の対象とできたり、もし犯罪化されたら、警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できたりする、便利な材料として機能することでしょう。それでは、ただでさえ不正な法運用に支障を来します。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう(JASRACのような)。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。	個人

ニコニコでいろんな人と一緒にいろんな動画を見て幸せなまいにちだった。でもあんた達はそれを壊そうとしているんだぞ!!!!だから止めてくれ・・・ みんなと離れるのは・・・嫌だ・・・	個人
ニコニコ動画などのユーザーも反対してますし、それには絶対反対します。	個人
ニコニコ動画に関するダウンロードしたファイルが違法であるかどうかは、どのように取り調べるのか？(ひとつのアップロード元から無数にあるダウンロード先すべての形跡をたどることは不可能)またそのファイルの特定は？ ダウンロードしたファイルが違法であるとは厳密には判断不可能。	個人
ニコニコ動画に行って毎日いろんな動画を見てきた、やりすぎて親にも怒られた・・・怒られるぐらいニコニコ動画が好きなんだよ!! ! ! ! ! だから止めてくれよ!!!	個人
ニコニコ動画は様々なブームが起きていたり、MAD等のものすごく才能がある動画があります。 そのような才能を潰さぬ様もう一度お考えいただけませんか。 お願いいたします。	個人
ニコニコ動画ユーザーの者です。現在大学に在籍中で経済学を学んでいますがやはり基本的には公的機関が市場に介入するというのは頂けないと思います。 ダウンロード違法問題においては、著作権者の利益が確保されるかどうかというのが最大の焦点であることは確固とした事実でありますが、その利益は容易に決定されないようになっているのが現在の文化的市場の現状と言えるのではないのでしょうか。 例えば昨年録④靴織縫灰縫各芦茲楼賞隆属眸燭覆い△舛法Ⅴ賃腓淵罇璽供爾錫鯢抱え込む巨大なコミュニティーへと成長し、私達を魅了するサービスを提供してきました。 この際、市場における商品の購入を促進する文化的刺激は、消費を喚起するうえで絶大な経済効果がありました。当然これは著作権者にとっても喜ばしいことであると思いますが、一方で利益を害するような疑問が残る動画が投稿されていたのも、紛れもない事実であります。 しかし、後者は本当に著作権者の利益を害するのでしょうか。まず、不利益を被ったという著作権者本人の意見を聞くといった機会がまるでないように思われます。これは、本当に不利益を被るのは作品を供給する際に介入する企業や利権団体のように私には思えます。単なる憶測ではありますが、産業キャッシュフローの見直しなどを明確かつ広範に伝えて頂けると助かります。 意見が少しマクロ化しますが、世界規模で見る我が国の文化産業は果たしてどうあるべきなのでしょう。 既に中国では模倣ではないかと疑問視される日本の▲縫跲△辰燭蟪ち曳任9圖靴討い平后錫鯢加えて海外のYOUTUBEといったサイトは数億人という視聴者を集め、世界を繋ぐ役割を果たしつつあります。 こうした流動的な世界の中で、日本の法律は頭ごなしに規制をするのではなく、時代のニーズや状況に応じてフレキシブルな政策を展開していくべきであると存じます。 昨日、日立がパソコン産業から撤退する方針を表明されたようですが、ハイテク産業と長く付き合って行く時代にパソコンの活動範囲をせばめ、需要を殺してしまうのはとても惜しい話ではないでしょうか。 ニコニコ動画など、我が国の素晴らしい文化的財産が衰退しないよう御配慮されるお仕事には多大なる敬意を抱いております。文化というものは色々な形があると考えますので、一介の貧乏学生も快適にインターネットという文化を見続けたいので、ダウンロードの違法化には反対致します。	個人
ニコニコ動画防止とかふざけるな！ ほかにやる事あるだろがコノ暇人ども！！ いい加減アメリカから独立して自分で物事ぐらい主張して意見できる機関になってください、てかそれすらできないなら解散してください、お前等が国民の金無駄遣いしてるから国がおかしくなんだよアホが！	個人
ニコ厨として許せません！！停止はやめてくれ！！！！	個人
ネットの特性を考えると、違法サイトであるかの判断及び違法物であるかの判断は非常に難しく、ダウンロードを違法とするのは現実的でない。また、違法であるが、罰則がないという形態は、「情報交換が簡単なネット上」では、違法状態を助長する効果しかないと考えられる。	個人
ネットユーザーの権利を著しく侵害しているように思えてなりません。それに、このようなユーザーに直接かわってくるような議題なのに、人目につくにくいところどこそこそと審議していくのは卑怯ではないのでしょうか。インターネットを一部の権利者の所有物であるかのように扱うための法改正とは思えません。反対します。	個人
ネット時代の幕開けとともに、違法の録音物、録画物が、ネット上に蔓延しているが、これは、単に野放しなだけで、あくまで、正規の作品、及びその制作関係者への侵害行為であると思います。 今後においては、これらからのコピー、及びダウンロードを違法とすることに賛成いたします。	個人
ネット自体を規制してしまいたいような法案、私は反対します。 あんまり知的なこととは言えませんが、ネット環境の広まる中では少し無理がありそうな気がします・・・ 制限するだけが法律なのでしょうか？ 賛成もあれば反対もあります。 その事もふまえていただきたいと私は考えます。 偉そうな事はいえませんが、ですが考慮して欲しいことを訴えたく、意見書かせていただきました。 相反する二つの意見をうまくまとめてください。 宜しくおねがいします 私は可決はして欲しくないと考えます・・・	個人

ネット上でソコまで制限する理由が納得できません。 ネットは宣伝にとても向いてるし、いままでその制度がないからこそまでなったと思うし、これを可決すればネットとしてほとんど機能しないと思います。 確かにすべてが問題ではないわけじゃないと思います。でも、やる必要のないことははやらないのが当たり前ではないでしょうか？ でも自分はまだ全てをよく理解してないのでほんととは何時間かかけるべきなんでしょうが・・・。でも私的録音録画小委員会中間整理の概要を見た限りでは納得できません。 自分はこの法案は絶対反対します。 みんなが納得できる形で法案が設立される事を願います。	個人
ネット上でのさまざまなサービスや技術の広がり方が権利者、権利団体の把握の範疇を大きく超え歯止めが効かなくなりつつあるために急いで法整備をし、想定外の物事に対してすべて違法とさせるような動きはネットの新しい可能性の模索を否定することであり、コンテンツ大国を目指すとする政府の動きとも逆行するものになりかねない。 既存レーベルや既得権者が不利益を被るからという理由で何も知らずに情報を受け取っただけのユーザーに対してまでペナルティを課すことはインターネットそのものをユーザーから遠ざけてしまうことにも成りかねず、結果的にそれは既得権者にとっても不利益にしかならない。 すべてに対して違法とするのではなく、ユーザー個人レベルでも権利者に対し、コンテンツの使用の許諾を手軽に求められるような仕組みを作るよう政府は権利団体に指導していくべき。	個人
ネット上の一般ユーザーの権利を侵害するようにはかえりません。反対です。	個人
ネット上の動画を見ることが違法になったら、JASRAC等が証拠保全のためにHDDの中身を調べて、内容を文化庁に報告できるようになるって言うじゃないですか。 まず、勝手にHDDを調べることで、プライバシーの問題も発生してくるわけですし、もしその調べたHDDに動画が入っていなかったらいったいどういう責任とってくれると言うのですか？ 勝手にHDDを調べられて、「ああ、君は違法サイトから取ってないんだね。偉い偉い。」ですむ問題じゃないですよ？ 無罪なのに調べられるかもしれない人の気持ちも考えるべきです。 それに、どう考えてもこの制度は文化庁の方々が儲けるための制度としか見えません。 なぜなら、今までネット上の動画を見た方々は大勢いるわけですし、その方々を勝手に犯罪者にして罰金を取り上げるなんて、今更にも程があります。あまりにも不条理な制度なので、私は大いに反対です。	個人
ネット上動画規制法について、私は反対です。 著作権者が不利益を被っているとの事ですが、逆に言えば宣伝になっている面もあり、全てにおいてそうであるとは決して言えません。 そして、きっと大勢の人がこの法案が可決される事を望んではいません。 最後にもう一度、私は反対です。大反対です。	個人
パソコンや携帯を使った、(私的利用を目的とした)音楽などの無料ダウンロードでCDやDVDの売り上げの低下が制作者側の不利益になっているのならば、私的利用の範囲を狭め、ダウンロードする行為自体に制限を設けるのではなく配信する音楽、映像にクオリティの制限を設けるなどの対策をとるべきだと思います。	個人
ファイルが違法か合法かなんて、開いてみなければわからないので、もし違法ファイルを開くだけで罪ならば、怖くてネット上のサービスが全て使えなくなってしまう。	個人
ファイルが違法なものかどうかはダウンロードしてみたらでないと分からない場合が多い。ファイル名などもただの数字や文字列だけのものも多々あり、これでは違法ファイルかは判別できない。このような状態ではインターネットを利用する人間は一つ一つ怯えながらファイルを開かなければならず、日本人のインターネット離れも目に見えている。そうなれば日本の経済力も落ちるだろう。 もし誰かが違法ファイルだと知っていてダウンロードをしたとしても「確信犯」と言う立証はきわめて難しく、一つ嘘をつけばその立証は不可能に限りなく近い。 現在日本のインターネット普及率は50%を超えているしかも日本の裁判の進行は他国と比べるとかなり遅く、裁判が犯罪者の数に追いついていけないだろう。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
ファイルのダウンロード時にそのファイルが違法な物であるかどうかは判別し辛い。 またこういったダウンロードを犯罪とする事は本来インターネットが持つべきである自由性を損なう要因の一つに成り得る。 例えば自作の曲をオンライン上で発表するような場合、潜在的に罪に触れる部分があるのではとみなされてしまう。 このような理由から私は違法なファイルの「ダウンロード」を犯罪としてしまう法律に反対です。	個人
ファイルをダウンロードしただけで違法行為になるのはおかしいと思います。 たとえ刑罰が適用されないとしても違法行為というだけでnet上でトラブルなどが起こったとき閲覧側に不利が生じると思います。 ワンクリック詐欺じゃあるまいしページを読み込んだだけで違法というのは少々やりすぎではないでしょうか？ この法案は見直すべきだと私は思います。	個人
ファイルをダウンロードする前にそのファイルがファイル名や説明等から違法なものなのか否か判断できない場合がある。 また、インターネット上ではユーザーの意思にかかわらず自動でダウンロードが行われてしまう場合も少なくない。 たとえば、Internet ExplorerなどのWebブラウザを利用して閲覧したウェブサイト上の画像・音声・動画・文書といったファイルは全て必ず「キャッシュ」として自動的にハードディスクにダウンロード・一時保存されることになるのだが、それらは結果としてほとんどが著作権者に無許可で行われたダウンロードであるということになるため、この改正案はインターネットを利用する全ての人を法律違反者にしかねない、現実と乖離した無茶苦茶なものであると言える。	個人

ファイル交換ソフトによる音楽のダウンロードは資料を見てみると、とても多くのファイルがファイル交換ソフトによりダウンロードされているのが分かる。これにより音楽の配信市場は損を被っているかのように思われるが、ファイル交換ソフトを使用する利点は自分の欲しいファイルをすぐにダウンロードできるところだ。それにより、より多くの人々に様々な音楽や映像が伝わりそれらの知名度があがることによって、逆にこれが著作物の宣伝効果になることはないだろうか？たしかに事業者や権利者には著作権料は払われないが、多くの人がいろいろな情報にふれやすくなることにより音楽や映像の著作物の人気が延びることにもつながると思う。なのでもし、ファイル交換ソフトによるファイルのダウンロードが違法になってしまうとインターネットユーザーはお互いを刺激しづらくなり、インターネットの繁栄自体が衰退してしまう可能性もある。確かにいろいろな問題がファイル交換ソフトから出てきてはいるがインターネットの今日の繁栄は情報交換によるものも大いにあると思う。インターネットの明日のため十分ご検討して頂きたいと思う。	個人
ファイル名からではデータが違法かどうかは解らない。 電子データとは常識的に考えて実行可能データとして個人のPCに全データが転送されなければ確認がとれないものなのでネット社会としてはダウンロードに規制をかけるのはありえないとおもいます。	個人
ファイル名などからは違法かは判断できない。これによってインターネットにおいてのダウンロードなどの諸機能が妨げられては困る。ジャスラックが勝手なことをやられては我々が困る。	個人
プライベートでのコピーやダウンロードが規制されることにいささか抵抗はありますが、その対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だと考えます。このようなコピーやダウンロードを放置することで正規有料のビジネスは成り立たなくなるので、制作者に適正な利益が還元されないことを危惧します。	個人
プライベートで楽しむ為のコピーやダウンロードが規制されることには、多少の抵抗はあるが、「音楽」そしてその文化を侵食する、海賊版や違法配信からのダウンロードを撲滅させるにはこの規制には大賛成です。むしろこのような違法コピーやダウンロードを放置すると有料のビジネスは成り立たなくなるし、音楽ビジネス発展への大きな妨げとなると思う。また、クリエイター利益・権利が不適正なものになってしまうでしょう。	個人
まず、「ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうか」は、ダウンロードした後でなければ厳密には分からないものと思います。 ファイル名や説明等はいつでも書けるものですから。 加えて、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは実際にはとても難しいことなのは。 また、この意見が通った場合、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになります。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があります。 現在のインターネットという世界を考えた場合、これはあまりにいきすぎた意見なのではないでしょうか。これが通るならば近い将来ネット社会は廃れてしまいます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	個人
まず、「違法サイト」からのダウンロードを私的複製の範囲から除外するということであるが、この定義が極めて困難であることを指摘したい。「サイト」といった場合の範囲があいまいである。例えば、URIでのホスト名までをサイトの範囲と定義した場合、同一ホストを複数のユーザーが共有しかつその中の一人がそのホストの一部に非許諾著作物を置けば、そのホスト全てが「違法サイト」となってしまうが、それは非合理であろう。 現在のインターネットの中では、同一主体によって管理されているURIの範囲を知ることは一般に容易とは言えず、違法サイトとするURIを明確化することは現実的には難しいと考えられる。 また、101ページで権利者に無断で著作物等が送信可能化されたサイトを違法サイトとしているが、これを文字通りにとれば投稿型のサイトは現在のような権利者からの訴えによって非許諾著作物を削除するという運用では違法サイトになってしまうようにとられることができてしまい、事実上音楽、映像を投稿するサイトの運営ができなくなってしまうのではないかと。 あるいは、違法サイトの定義をこれより厳密かつ、狭くとしたとしても、各個人が疑わしきはダウンロードせずという行動をとるような制度にしない限り、違法サイトに対する牽制としては実効性はないと考えられる。このような措置はしかし、利用者保護の観点とは対立すると言わざるを得ない。 利用者に対してはまず善意を前提するのであれば、「違法サイト」を何らかの形で峻別し、公知させることが必要であろうし、仮にそれが可能ならば、そもそもその「違法サイト」を取り締まる手だてを考える方が遥かに直接的で効率的であるのは明らかである。 以上から、違法サイトからの私的録音録画の私的複製適用除外はダウンロードサービスの利用者を最初から犯罪者扱いする制度、もしくは何の実効性も持たない制度のどちらかにしかならないものと考え、これに反対するものである。	個人
まず、ウェブサイトを閲覧する時は、映像や画像や文章のファイルを一度パソコンにダウンロードしています。 また、ストリーミングとダウンロードはほぼ同じものです。 法律的に違うものとして扱って、ウェブでのサービスの可能性が著しく制限されてしまいます。 日本のIT関連技術が衰退してしまうかもしれません。 以上の点から、ダウンロードの違法化に反対します。	個人
まず、この法案(整理)に反対です。 まだ学生で、把握していない可能性があり、意見言える立場ではありませんがすみません。 この法案をニコニコ動画でしました(これもすみません)。しかし、自分なりにこの案について知識を補足した上での意見です。 インターネットユーザー、かつ学生の私は金銭的に余裕がなく、しかたなくストローミングの映像(音声)を視聴しています。私は別に動画を編集する能力などありませんし、ただ単にネット上で毎回楽しんでます。 なので、そこに規制をかけるのはいかげだと思います。確かに変換し携帯音楽プレイヤーなどに入れ利用する人がいる実態は否定できません。なので、一般的に利用するユーザーにとってはとても不都合かつ合理的ではないと思います。 できればそのような違反者のみを裁ける体制をとってもらいたいです。 簡略ですが、これが私の意見です。唐突で失礼しました。	個人

まず、この法案を法律化するにあたって3つの問題点があると思います。 第1点目に、この法案の文章自体が抽象的であり、権利の濫用が起こりやすいこと。 第2点目に、ダウンロード時点では違法しているかどうかの判断もしにくく、現在の著作権違反の不明瞭性では犯罪かになるか否かは判断しにくいこと。 第3点目に、そのサイトが合法だったとしても、違法サイトとユーザーが見てしまう可能性が多々あり、優良なサービスが提供できなくなることがあり得る。	個人
まず、さまざまな問題を抱え込むことになるダウンロード違法化の導入には反対です。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツが存在するはずであり、これは送信可能権において対応できるものと考えます。 権利者側が、違法なアップロードファイルやアップローダに対して十分な法的対策をなされていなかったことがそもそもの原因であると考えます。 以下、各項目ごとに意見を述べさせていただきます。 ○104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対意見を提出します。 ストリーミング配信サービスは対象外となっていますが、ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱うことは、技術的な選択の幅を狭めてしまい、Webサービスの幅を狭めることとなってしまいます。 その結果、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 また、ストリーミングといえども、キャッシュファイルとしてローカルディスク上にダウンロードされることになり、このファイルを別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。 このようなキャッシュファイルが複製扱いされるか否かについては曖昧であり、法的において不安定なものとなり一般ユーザーの合法的なダウンロードが萎縮させられる可能性があると考えます。 また、裁判所における裁判官の判断の問題もあり、法文においてストリーミングは対象外と明文化されない限り、ストリーミングも違法と判断される可能性があると思われます。 このようなことから、ユーザー生成コンテンツが伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 さらに、ダウンロード違法化に実効性をもたせようと考えた際に、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者の情報をどのように入手するかという問題が生じてくるでしょう。その結果、ダウンロードユーザーの情報を入手に関する法律を法制化を求めるという動きが発生する可能性があり、これは、通信の秘密が侵害されることになりかねません。 ○105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対意見を提出します。 一般ユーザーが、アップロードされているファイルが合法であるかの判断をするのは非常に困難であり、ファイルの内容についても「ダウンロード」して入手することしか確認することができません。もし、そのファイルが違法であった場合には、入手した段階で違法となってしまう恐れがあります。このような状況において、「違法なコンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしても容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があると、故意があると判断されうることとなり、合法的なダウンロード行為が萎縮されることにもつながると考えます。 このような状況をなくすための「合法マーク」であるといわれると思いますが、一般ユーザーは合法マークがなければ違法サイトとして判断することになります。たとえ合法なファイルを提供しているサイトであっても、違法サイトであると勘違いしてしまうことになりかねません。逆に、違法サイトとされないのならば、合法マークには競争を阻害する目的しかなく、その差別的取り扱い、独占禁止法違反とされるべきでしょう。さらに、さまざまなコンテンツは国内のサイトに限らず、海外のサイトにも公開されており、これらすべてに合法マークを摘要することは不可能であり、結果として、実質的に意味のないマークとなるか、WTO各種条に抵触するかのどちらかでしょう。 また、合法マークが法制化されないとすると、違法サイトが合法マークを作成し掲載することが考えられます。法制化されないのであれば、この勝手に作成した合法マークを規制できないため、利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正となります。 さらに、一番おそろしいと考えられるのが、ダウンロード違法化は、さまざまな架空請求に使われる可能性が非常に高いということです。合法的なファイルを公開しているがその旨明示していない場合、客観的に違法であるようなファイルをダウンロードしたことを第三者が、違法ダウンロードであり対価を請求する、という例が考えられます。また、通常の振り込め詐欺同様、数万人に数人でもひっかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。 また、現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、まず許諾も得られないでしょう。このようなファイルをアップロードする側は常にリスクを覚悟していると考えられますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批判精神を著作権で封じ込めようという思想統制であるとも考えられます。 ○104ページ「検討結果」の項目 ※この項目について私は反対意見を提出します。 ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、たとえば、警察が恣意的に一般ユーザーを逮捕できる材料として機能することとなると考えます。これでは、公正な運用に支障をきたします。 これは、一般ユーザーを萎縮させるのに十分であり、結果としてWeb開発やIT開発が衰退することになりかねません。 潜在的違法ユーザーの「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけこんだ詐欺や恐喝(いわゆる振り込め詐欺)が発生することによる社会問題につながる可能性が高いと考えます。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロード違法化に反対することを表明します。	個人
まず、違法ダウンロードを行っているユーザーにあまりにも罪に意識が希薄すぎると考えられます。 (とすれば、違法だとは思ってすらいらないと思います。『違法である』という事を媒体等を介して大々的にアピールを行って欲しい。また、最近の“幼児ポルノDVD摘発”の例ではないが、悪質な違法ダウンロード行為については警察からの摘発も行い一般ユーザーに対するある種の“見せしめ”的な行為も必要ではないかと思います。 また、このような行為は今後の音楽創作活動に大きな支障をきたすという事も同時に一般ユーザーにアピールを行って欲しい。	個人

まずは104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について。私はこの項目について反対します。なぜならば、ストリーミングとダウンロードの区別が曖昧だからです。 ストリーミングは、動画ファイルを視聴者のキャッシュフォルダに一度ダウンロードし、それを再生するという形式をとっています。このキャッシュフォルダは、現在日本で専らに使われているインターエクトエクスプローラでは、特に難しい操作・技術を要せずとも簡単に開くことの出来るものです。具体的に言えば、メニューバーのツールから“インターネットオプション”をクリックし、インターネット一時ファイルの欄の“設定”ボタンをクリックし、そして“ファイルの表示”ボタンをクリックすれば開くことが出来ます。また、キャッシュフォルダの中のファイルは当然ながらハードディスクの違う場所に移動可能です。つまりストリーミングはダウンロードの一種であるといえます。 このような状況下で「ストリーミングとダウンロードは違うもの」とするのは甚だ無理があります。 次に105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について。こちらの項目にも反対です。ファイルが適法に公開されているかどうか確認することが困難だからです。 ダウンロードしたファイルの中身はあけてみるまで確認できません。合法なものなのか違法なものなのか、ダウンロードの時点では判断できないということです。「合法マークをつける」等の案もあっていますが、そのサイト、その動画についている合法マークが本当に合法な手続きによってつけられたものかどうか判断できません。非合法に合法マークをつけたものは逐一摘発していくとしても、それは後手後手の対応にすぎず、非合法につけられた合法マークというものはネット上に必ず存在します。これはスパムメールや闇金、違法駐車などが今現在でも存在していることから自明なことです。また、そもそも合法マークなどは海外のサイトに適用されるはずもなく、国境という境がないインターネットの上では合法マークは無意味なことです。つまり、ダウンロードするファイルは常に違法なものである可能性を秘めているということです。 このような状況なので、「情を知って」という言葉が「違法である可能性を認識して」と解釈されたとき、すべてのダウンロードは情を知るものになり、情を知らないダウンロードは存在しないことになります。 以上2項目について記述した可能性および意見を踏まえすと、ストリーミングはダウンロードの一種とみなされ、しかも情を知らないダウンロードはないことになり、つまりどんなに合法的な使用を心がけてインターネットを使っても犯罪者になる可能性があるということになります。いふなれば、インターネットを使うことがすなわち探知機も持たずに地雷原を歩くようなものになるということです。これは、一般のネットユーザーに対して過度な負担をかけることであり、またその一般のネットユーザーの行動を萎縮させるものにもなります。ネットの台頭の激しい今日にそのような事態になれば、それこそ個人レベルだけでなく社会的レベル、国家的レベルにおいても極めて大きい損害が発生することは明かです。	個人
まずはじめに、ダウンロード違法化には反対です。 理由としては、上記項目に示されている除外条件があまりにも曖昧であり、仮にこのまま法制化されれば、いくらかでも権利者のいように捻じ曲げて拡大解釈される余地があります。実際にIT技術などの先端技術に絡む法的解釈においては、その技術に精通していない立場の者が判断を下す場合が多く、結果的にユーザの感覚とかげはなれた判決が下されることも珍しくありません。 このように判断が難しい問題をユーザに押し付けるべきではありません。一般ユーザが「どれが適法」「どれが違法」と自信を持って判断できる可能性は極めて低いと思われ、そうなると法を守ろうとするユーザは「違法かどうかわからない」サービスの利用を（それが本来適法であったとしても）避けるようになります。これはサービスの健全な発展を妨げるだけであり、日本が世界的にIT後進国となってしまう恐れすらあります。 議論を尽くしてもはっきりとした線を示せないのであれば、この問題に対する解決策として「ダウンロード違法化」という手段が適していないということであり、そのような「誤った」制度を無理に推し進めるのは長期的に見て日本のコンテンツ産業に悪影響を与えかねません。著作権は適切に守られるべきですが、今回の議論では「著作権者の権利の範疇を超えて」ユーザに制限を課そうとしているように思えます。安易に非現実的な方法でユーザに制限を課そうとするのではなく、もっと他の方法で著作権を守る仕組みを作れないか、先にそれを議論すべきです。 以上の理由から、少なくとも現時点でのダウンロード違法化には反対であり、またあまりにも著作権者側に偏った性急な議論は避けていただきたいと思います。	個人
まず個々の利用者にとってダウンロードしたファイルが違法か適法かを判断する本質的な手段がないことを指摘したい。これにより、ダウンロード違法化によってグレーゾーンが発生し社会的に問題となる可能性がある。 a.i.ウ以下再三報告書内でも指摘されているように、この報告書内容に従った法改訂が実現したとしても権利者には実際に使いづらい。結果的に、判例などによる実体的な解釈・運用が遅れる可能性が高い。従ってこのような法改定では違法とするか適法とするかのグレーゾーンが大きなものとなる。これでは本来の権利者側の利に沿った運用が定まらないばかりか、正規の利用を萎縮させ結果的に権利者の不利益につながる可能性がある。 一方で、このような法律上のグレーゾーンは結果的に詐欺の温床となり、暴力団およびその関係者による資金稼ぎに使われている事が近年の社会問題として指摘されている。 たとえば詐欺者がメールに卑猥な動画へのDLリンクを記述する事が考えられる。報告書内の「情を知って」の規定が曖昧である。当該メールの隅にこの「情」に相当する記述を書き、詐欺の対象者に送付する。詐欺者がこの法改定を論拠に不適切な金銭を要求することは想像に難くない。しかし、先に指摘したようにこれを具体的に否定する運用は定まりづらい。 また、a.i.ウでは抑止効果を期待する条項があるが、あるファイルを違法に配布可能とし、それが利用されるというという事項を1つの粒度として考えれば、現時点の法運用と本質的な効果は変わらないと言える。a.i.エの実現が現行の法運用でも実現できる事を述べていることからこれは明らかである。 まとめとして、単に抑止効果などを目的として実際には使用が難しい法改定をすることは社会的利益にそぐわず、本報告での検討を見直すべきであると考えます。	個人
まず合法か違法か見ただけでは解らず、不明瞭です。 万人が技術に精通していれば問題はないのですが、こんなことはまずあり得ないでしょう。 こんな曖昧な状態で違法化すると、「振り込め詐欺」のような犯罪の温床になりかねません。加えて、権利侵害性の無いWebサービスにまで不条理な司法の判断が下ることにもなるでしょう。 これは健全なWebサービスの萎縮と動脈硬化に繋がります。本来国境のないはずのインターネットから日本だけが鎖国するようなもの。情報が光の速さで駆け巡る時代に、百害あって一利などありません。 ダウンロード違法化案はあまりに未熟であり、かつ一部の特権に甘んじる人間のエゴにしか感じられないため、私は反対します。	個人
まず根本的にこんなことがまかりとおってしまったら日本はおかしくなると思います。 日本だけでなく海外にもいろいろなサイトがありますが、それら全てのものにこれが適応されてしまったらネット社会が麻痺するすると思いますし、せっかくここまでネット社会が活発になってきたのにそれを自らの手で終わらせるようなものです。 こんなこと絶対あってはなりません。考えただけでも恐ろしいです。私は絶対反対です。	個人

まず最初にダウンロードするファイルについてですが、そのファイルをダウンロードするにあたって事前に違法であるかどうかが判断できないこと。そしてダウンロードした後であってもそれが違法であるかどうか万人が判断できないことがあるとおもわれます。この場合悪意がなくても犯罪者になってしまうおそれがあります。インターネットがここまで普及した現在ではそれら全てを規制するのは不可能だとです。 そして、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」する法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
まず制限をすることで何を保護できるのか問いたい。 YoutubeやVeehなど有名どころを制限したところで技術者であれば更なる手を講じて意味のないものになる。無論地上デジタルのDVDコピー制限も同じことで、すぐに破られると思う。 国はまたも意味のない結果を求めて意味のない討論をするのか。 私はYoutubeやニコニコ動画を利用していますが、コピーしたところで営利目的に使用することなんて面倒でできない。(そもそもflv形式だから綺麗とはいえない。) ダウンロード制限に関しては、すべてにおいて私は同意できません。	個人
まず非親告罪化されると極論であります、ブログなどでの読んだ本・見たTV番組などの個人的な感想を書いたところ過剰反応する第三者の告発で不当に逮捕される可能性があるのではないかと？ 「情を知る」というあいまいな表現ではどこまでが適法でどこまでが違反が分からない。 同人誌＆ファン活動の衰退が懸念されます。 殆どの同人誌＆ファン活動は作品・原作者に対するリスペクト・尊敬をして表現しております。 ダウンロード違法化について どうやって適法と違法の区別を付くか困難な上、個人的な私用(個人のPC上のみで楽しむなど家庭内)まで違反になる可能性がある。 また映像・画像だけではなくテキストまで広がる可能性まである。	個人
メディア・機器の進歩、利便性に従って、著作権者がどんどん不利になる状況はおかしい。 適用範囲を極小に絞るべきだ。違法サイトのダウンロードなどもってのほかだ。	個人
もしこの法案が可決された場合私はインターネットやパソコンに触れる人が減ると考える。そしてインターネット業界が衰退すると考える。 もし上記のようになった場合どうだろうか。 インターネットをよく使う人が減ってしまうともちろんインターネットカフェなどは経営難に陥り次々と倒産してしまう。そうすると、今ニュースで問題になっているネット難民はどのように過ごせばいいのか。 必ずしも上記のようになるとは限らないが、最悪このようなケースになる可能性も少なくない。 さらに、私はいわゆる、漫画、ゲームが好きな部類に入るので、そういった立場でも意見させていただきたい。 確かに著作権に違反する可能性もある。しかし、動画サイトがあることにより、製作者(ここでは動画をアップした方)が将来立派なアニメーター、作曲家、作詞家になる可能性もあることを考えていただきたい。 絵や、自作の歌詞に曲を乗せた動画をアップすることにより視聴者からコメントやアドバイスなどを貰うと当然製作者も創作意欲が湧いてくる。そして将来ここでの技術を生かした立派なクリエイター達が生まれるかもしれないと考える。 上記の観点から、103ページ～第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて反対の意思を記す。	個人
もしこの法律が正当化されてしまったらおそらく多くの人が気付かぬところで犯罪者になってしまいます。確かに著作権も大事ですが、ネットはみんなで楽しむものであり個人や団体の利益のためだけを考えることはいけないと思います。だから僕はダウンロード違法化に異議を申し立てます。	個人
もしワンクリック詐欺のようにクリックしたサイトで不本意に動画を見た場合、またダウンロードした場合そのような行為も違法になってしまう危険性を感じます。そうするとインターネットを安心して利用することが出来なくなりますし、さらに、その行為が原因で自分のHDDなどを調べられる権限を持たれてしまうなど考えるだけでも寒気がします。そのため私は今回の著作権法第30条の適用範囲の見直しには反対の意見を示します。拙い意見ですがどうぞよろしくお願いします。	個人
もし仮にダウンロードをただけで違法と言うのなら、それはインターネットを利用しているすべてのユーザーが犯罪者になってしまいます。 例えばトップページに画像や動画が置いてあるサイトに入ってしまうと、自動的に画像や動画をキャッシュとしてダウンロードしてしまいます。もしそれが違法であると判断されると、知らない内にユーザーが犯罪者になってしまうのです。 私的録音録画小委員会の家族や友人の方々も、犯罪者になってしまう可能性も充分にありうるのです。大げさに言うとインターネットを利用した時点ですでに犯罪を犯している事になります。 もしこの制度が可決されてしまうと、恐らくネットユーザーが激減＆犯罪者増大という大惨事を招くことになります。amazonやyoutube、そして就職サイトやホテルの予約などインターネットを利用しているものに対して、すべてに影響が出てしまいます。IT関連の企業にとっては経営が大きく傾く程のダメージを受ける事態にもなるかねません。 以上の理由により、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、もっと細かく調査をして、何が違法なのか、どういった事を行うと違法になるのかを明確にして行っていただきたいと思います。	個人
ユーザーが、違法サイトと適法サイトを明確に判別できるよう、運用上の工夫を徹底することを前提とした上で、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。 違法サイトと違法ダウンロードユーザーは“鶏と卵”なので、その両方を違法とすることで著作物に対する根本的な認識から改善していくことが重要と思われる。 クリエイターに適正な利益が還元されないと、コンテンツ大国を目指すどころではない。	個人

ユーザーが「情を知って」ダウンロードをしたかどうかの違法性の基準が曖昧であることから、ユーザーは常に「犯罪者になってしまいかもしれない」という緊張感と隣り合わせの状態です。インターネットを使わなければならない。その緊張感により合法であると確認できるサイトのみの閲覧になり文化的活動の場が著しく狭まってしまう可能性がある。また、そういった状況のままであると、いつのまにか多数のユーザーが犯罪者になっているという状態にもなりかねず、そうすると法律を軽んじる考えが出てくることは避けることができないだろう。管理されたサイトにのみ違法配信識別マークを与えると、それ以外のサイトへのアクセスが減ってしまう可能性が大いにある。違法でないサイトを違法であるかのように扱う法律はあってはならないはずである。これらの理由により違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には反対します。著作権の保護は違法な配信の取り締まりにて行っていただきたいと思います。	個人
ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。殺人や窃盗など明らかにやってはいけないことは誰でもわかるが、インターネットを介した場合不特定多数の人がアクセスするため、老若男女全ての人が違法サイトだと判断できるとは限らない。またその場合違法サイトに問題は生じないのが疑問である。なぜユーザにだけ負担をかけ、違法サイトのほうは取り締まらないのか？仮に取り締まったとしてもそれではほとんどインターネットの存在が意味をなさなくなる。ゆえに違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合、それを適法とすべきではないと思います。但し、違法サイトという認識がないままでのダウンロードにはこの適用を除外すべきであると考えます。	個人
ユーザーが違法サイトと知らずにダウンロードした場合も、その行為は当然違法であるということが広く世間で理解されなければならない。そのために、時代とともに、適用範囲の見直しをはかり、著作物を守っていくことが大切である。	個人
ユーザーによるダウンロード違法化は、ユーザーおよびクリエイター双方がかかわりあって発達しつつある現在のユーチューブなどのインターネットコンテンツの発達を阻害するものであり反対します。	個人
ユーザーの意識改革のためにも、違法に提供される作品のダウンロード行為を違法とすることに賛成します。	個人
ユーザーはダウンロード(PC内転送)して当該ファイルを鑑賞するまでは違法に配信されたものであるかどうかを判定することができない。ダウンロードを違法とすると、これを恣意的に利用して犯罪者を生産することができるため、法的に規制することは適切ではない。あくまでも、アップロードした者を違法とすべきであり、配信した者、ダウンロードの場所を提供した者、ダウンロードした者を違法とすべきではない。	個人
ユーザーを制限するのではなく、権利者に直接的な利益が出るような流れで法案を作って欲しい。	個人
レンタル掲示板などでの違法な着うた配信およびダウンロードが蔓延している現実をみると、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。ただし、いたずらに犯罪者を増やすだけにならないように、違法とする場合には、ユーザーが違法サイトであることを知りながら、ダウンロードする場合に限定すべきだと考えます。	個人
わたしはこの項目について反対します。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていこうとされているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになってしまいます。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいです。国として今最も盛んなコンテンツ産業を消してしまいかねないのではないですか？	個人
わたしはまだ高校生ですが、このような法案よりもっと別の法案を見直すべきだと思います。	個人
ワンクリで犯罪はどうかと思う。キャッシュなども含め個人の自由かとてか今更こんなことしても意味ないんじゃないかと。そもそもニコニコやYoutubeを違法とする前にAVとかR指定物を違法したほうがいいのかとダウンロードの件については実際開かないとわからない物もあり、それを知らず違法にするのはどうかとこれらを全部含めた上で違法しろと思う。そもそもワンクリで犯罪者とかないだら wwwwwwww ダウンロードを違法とし、ニコニコ、Youtubeを違法する根拠はなんなのかと。上でも言ったようになぜAVを違法しない？その他にも違法するべき物はいくらでもあるだろう。なぜダウンロード含め録音録画を違法する？頭イカれてるんじゃない？ちゃんと物考えてから言えばいいんじゃない？皆の楽しみを潰すのはどうかと思うが。ワンクリで犯罪者はバカバカしい50〜60すぎた爺が今更PCに口出すかwwwwwwルーキーが言っている事と悪い事あるよ最後に一言。ニコニコやYoutubeは俺らの誇りだ！違法にしないでくれ！	個人
安直にダウンロードを違法化することには私は反対です。アップロードの厳罰化はかまいませんが、一般ユーザーが安心してインターネットコンテンツをダウンロードできなくなり、日本のIT社会が萎縮し、日本の国際競争力に影響すると思います。	個人

以下に、当方の意見を纏める。 1) 取締側の客観的判断と、ユーザ側の主観的判断の齟齬 ユーザが『違法サイトと承知の上で(「情を知って」)』とあるが、以下の事例が発生した際、どのような判断を行うのか？ 1-1) ユーザが『違法サイトである』とは知らずに利用している場合 1-2) ユーザがダウンロードしたコンテンツを視聴した段階で、「違法なコンテンツである」と認識できた場合 以上のようなケースは、「違法コンテンツと合法コンテンツ」が混在してダウンロード可能なサイトを利用している際に発生しやすい。 また、違法なコンテンツをダウンロードできるサイトは、サイトデザインやファイル名の偽装などによって、自身を合法的なサイトに見せかけることが、容易に予想できる。 以上のような、ユーザが違法コンテンツを「誤ってダウンロードしてしまった」場合、それが取締側に「情を知って」と判断され、不当に拘束、逮捕される可能性は否めない。 2) 個人創作活動の萎縮 上記1項にてユーザが不当に制裁を受ける可能性が起こりうる場合、 \$B0J2<\$N#2\$D\$NiwD,\$.L"1d\$9\$k2DG=@-\$,9b\$!# 2-1) 合法、違法に関わらず、ユーザが著作物に対してのアクセスを忌避する風潮。 2-2) 法的な厳格性の欠如により、ユーザの法令遵守の意識が喪失し、最悪、違法行為が推奨される風潮。 特に、2-1項に関しては、個人で創作活動を行う著作者の活動を阻害し、今後の国内文化(特に、アニメやマンガと言ったサブカルチャーの分野で)の発展と維持に、多大な損害を与える可能性は否定できない。 これは、著作権法の第1条にある「著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的」という、著作権法の目的と正逆の結果をもたらすことになる。 3) 著作権者とユーザ側以外の、第三者の介入による問題 「コンテンツの流通としては違法」だが、著作権者がそれを公認または黙認している場合に、無関係な第三者(警察、保護団体)がユーザの逮捕または処罰に踏み切った場合、『著作権者紡个靴董実にマイナスイメージを与えることになる。 このような事態に陥った場合、著作権法で保護すべき著作権者の名誉を毀損することになる。 また、「流通としては違法のコンテンツ」が、著作権者に対してマイナスになることもある。しかしその一方で、宣伝効果(新規顧客の開拓)に繋がることも確認されており、その見極めを行うのが第三者には極めて難しい。 以上の3点から、【5. 該当ページおよび項目名】に上げた箇所について、以下に私的な結論を述べさせて頂く。 1)「違法サイト」「違法コンテンツ」の判断は、著作権者の申告によって決定する。また、送信側サイトは、著作権者の申告に対して速やかな配信停止を行えるシステム、体制を整備するように義務付けるようにする。 2) ユーザ側の「情を知って」の判断は客観的には極めて難しく、また恣意的なものになるため、この基準を用いてユーザに対して法的、経済的、社会的制裁を行うべきではない。 以上をもちまして、当方の意見を締めさせていただきます。 日本国民の1人として、切に「我国諒頭修諒敬過θ犬鯊イ掘実亡それを尊重する社会」を官民共同で作り上げていけることを祈念する。	個人
以下の該当ページについて反対意見を述べます。 理由は以下の通りです。 ■104ページ「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外)」について。 投稿動画視聴サービス等のストリーミング配信サービスはダウンロードと同等のものであり、動画視聴サービスやアプリケーションは世界的にも広く認知され利用されている。 既に存在しているサービスやアプリケーションに対して曖昧な制限を設けることにより、既存の利用者をはじめ多くの利用者に対してインターネットは今まで以上に敷居が高くなることは明白である。また、これらの利用者の減少により、我が国の技術開発の遅れも懸念される。 ■104ページ「第30条の適用範囲からの除外」イ「利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと)」について。 一般利用者にとって違法サイトと合法サイトの区別が可能であるという前提の上で成り立つものであるが、その判断能力を備えていなければ、偽装サイトによるフィッシング詐欺等は存在しなかった。 上記の認識の上で法改正を行った場合、ネットリテラシー格差を利用して新たな犯罪が起きることは想像に難くない。 また、これを受けて105ページのアに「適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」とあるが、順序としてはまずこの方法を議論するべきである。 最初に違法サイト対策が確立されない限り、上記の秩序が利用者に受け入れられることはあり得ない。 いずれにしても利用者に責任を負わせるのは行き過ぎであり、インターネット利用者を萎縮させるだけである。また、犯罪の裾野を広げるリスクを高めるだけであると考えられる。 以上、該当箇所について反対します。	個人
以下の点から、ダウンロードの違法化に反対するものである。 ①. ストリーミングは違法化の対象外であるとされているが、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧である。すくなくとも、一般ネットユーザーにとって、その違いは不明確であり、一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまう。 ②. ストリーミングによって取得されたファイルが、違法ダウンロードに該当するかどうかが不明確である。また、その取り扱いについても不明である。 ③. 違法ダウンロードの定義が不十分なまま、同項目を追加すると、合法的なダウンロード行為さえも萎縮する事となり、現在、発展途上にあるインターネットコンテンツ開発技術の発展に悪影響を及ぼしかねない。	個人
以下の点から、法案に反対いたします。 ・個人がダウンロードしたファイルが違法であるかどうかを、違法性を認識した時点で違法となってしまう。 つまり、自分で違法行為をおこなうようにするという防衛策が取れないという点 ・ストリーミング放送などもダウンロードを伴うものであり、技術的にダウンロードなしで違法性を確認する方法はない点	個人

[illegible]

違法が合法なものかは、ダウンロードしてみなければわからない。 合法と謳っていても、実際は違法かもしれない。そういった場合ユーザーは処罰されなければならないのか。 また、インターネットは日本だけのものではない。日本では合法でも他の国では違法、その逆もある。 そういったときはどう対処するのか。 だから条件付でも現状では反対。	個人
違法コピーのダウンロードが他者の権利を侵害する行為であることを法的に明文化することは、若年層への教育的見地からも必要であると思います。ただ乗りはいけないことであるとはっきりと示してください。	個人
違法コピーや違法配信サイトからのダウンロードに対象が限定された規制であれば、已むを得ないと考えます。違法コピーおよびダウンロードを放置していると正規の有料ビジネスが成り立たなくなるので、権利者・クリエイターに適正な利益が還元されないこととなり、モチベーションの低下を招き、結果として文化の発展を阻害することになると思います。	個人
違法コンテンツが合法コンテンツかの判断は困難であり、特に専門的な知識を持ち合わせていない初級者には大変不利である。情報通信の自由をいわずに制限してしまうし、現状には全く合わない。 したがって反対。	個人
違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目ではまず分からない。 またネット上にて分かるようにする事は事実上不可能といえる。 つまり、法にかなう公開かどうかの識別が困難といえる。 またキャッシュを使用したネット上のサービスもあり、このようなファイルをダウンロードと判断した場合、違法と判断されるケースも考えられる。 このような場合も見た目はまず分からない為、似たようなサービス全体を萎縮させ、ユーザーのみならず、権利者の利益、およびこのようなコンテンツ上に成り立つ文化を後退に至らしめる可能性が潜んでいると考えられる。 このような状況では法を遵守しようというユーザーが、そのリスクを考え使用を中止したり、あるいは誤って違法コンテンツを利用して違法と判断される危険性がある。 そのような状態になれば法を遵守しようという意識も低下し、ひいてはネットの健全性を損ない、秩序というものが危うくなるのではないか。 よって、条件付きでも、現状だと反対。	個人
違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目で分からないことが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨29件)
違法コンテンツを利用するだけで違法であるというのは利用者にも理解はしやすいであろうが、現在、フィッシングサイトなどの一見見分けの付かないサイトが氾濫していることを考えても、利用者が合法、違法を正しく判別することは極めて困難であると考えられる。 また、インターネット上のファイルはダウンロードしなければその内容を確認できないものも多いから、巧妙に偽装されたファイルを合法であると誤って認識してダウンロードしてしまい、内容を確認した時に初めて気が付くというケースも十分想定できる。 そのような事態を考えると、違法コンテンツの利用自体を違法とする今回の改正案は、消費者に無用の混乱を招くものであり、ひいてはコンテンツ産業全体の衰退にもつながりかねない。 そもそも違法サイトはその存在自体が法に抵触しているのだから、それを摘発することなくしては根本的な事態の解決にはならない。 規制対象とすべきは違法サイト及び違法コンテンツをアップロードした者であり、ダウンロード自体を違法とする改正に必然性はない。	個人
違法サイト、違法録音物、違法録画物が社会に広く蔓延している現状は、将来的にそれらを制作した会社、個人にとってマイナスになって行くと思われれます。その結果良いものが制作されない社会になって行く事でしょう。したがって、コピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法サイトがたくさんあり、若い人たちが多くダウンロードしているという話を聞く。 特に、お金のない、学生さんの間で広まっていると思う。 ダウンロードが違法ということになれば、ダウンロードする人も減り、アップロードする人も減ると思います。 そうすれば、知識もなく(知識があっても大丈夫と思って)ダウンロードしてしまっている人たちも減ると思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることは賛成です。	個人
違法サイトがちまたに氾濫しているが、違法サイトからのダウンロードについて、違法とする考えは当然の事と思います。著作権法第30条は権利者の利益だけでなく生活を守る重要な法律であると思うからです。	個人
違法サイトがどんどん増えて多くの人がDLするようになるのは社会のルールや個人の意識のレベルが下がるので、合法でないコピーやダウンロードを法律できちんと違法とすることに賛成です。	個人
違法サイトがなくならないのは、ダウンロードする人がいるからだ。 違法になればアクセスも減り、違法サイトは減少していくと思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。 飲んで運転した人だけでなく、飲ませたお店も違法とする、位の強制力があっていい。	個人
違法サイトがなくならないのは、ダウンロードする人がいるからだと思う。さらには、広告収入で違法サイト自体も儲かっている。ダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り、違法サイトは広告収入などが入らず減少していくと思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。ただし、違法サイトがどういうものかしっかり説明することが必要になると思う。	個人

違法サイトがなくなるのは、ダウンロードする人がいるからで、ダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り、違法サイトは減ると思う。しかし、違法サイトであることを知らずに利用している人もいるかもしれないので、その人たちが違法にするのかどうかという問題はあがるが、少なくとも違法サイトであることを知りながらダウンロードすることについては違法とすることに賛成である。	個人
違法サイトがなくなるのは、罪の意識を感じず、気軽にダウンロードをしてしまう人がいるからだと思います。 ダウンロードを違法と制定すれば、アップロードをする人が減少し、違法サイトは消滅、おのずとダウンロードをする人もいなくなると思われるので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることには大賛成です。 第一、正規の音楽配信サイトから、曲をダウンロード、購入して音楽を楽しんでいる善良な一般ユーザーに対して不公平だと思います。	個人
違法サイトからDLすることは議論の余地なく違法だと思います。ユーザーが違法サイトかどうか認識していたか否かは関係ありません。「無知はこれを罰す」です。日本のように資源の乏しい国はソフト産業が今後重要となるでしょう。その時に国内が違法DL天国では他国での海賊版、違法コピー等を糾弾出来ないと思います。加えて著作権や知財に関する知識の徹底が義務教育中に必要だと思います。	個人
違法サイトからダウンロードすることは、元々どう考えても違法だと分かっている行っている、当然そのまま違法だと思います。	個人
違法サイトからダウンロードを違法とすることに賛成です。 なぜなら違法なことをしているサイトからの入手は違法サイトの運営を存続させることになり、その結果、権利者に大きな損害を及ぼし、ひいては良い音楽が出てくる機会を損失させる要因になります。 違法なものも売れる方も買う方も罰する。これは基本ではないでしょうか。	個人
違法サイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。 今後も日本文化の発展を望む上で、制作者側の権利を守るためには避けて通れない重要な問題だと思います。	個人
違法サイトからのダウンロードがあたかも普通のようにになっている現状を変えるべきだと思います。 現在の状況は少なからず、権利者を含め、そこに携わる仕事をしている企業にとってはマイナスである。 そのうち、そのような企業が違法サイトの煽りを受け、いっせいに合法のダウンロードサービスを廃止した際には、違法ダウンロードにも結局終わりがくるのは目に見えている。 ダウンロードという非常に便利なシステムを継ぐためにも、違法サイト等からの違法ダウンロードは廃止すべきだと思う。	個人
違法サイトからのダウンロードが違法であることは賛成です。 ただ、違法なことを叩くのが大事なのではなく、著作物を無償で入手することが、正常ではなく、違法な場合もあるという考え方をもちたいと考えています。	個人
違法サイトからのダウンロードについて、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合をも、インターネットの利用推進の名の下に許容するというのは行き過ぎである。	個人
違法サイトからのダウンロードについては「情を知って」等の記述がなされるとのことであるが、その基準は曖昧であり、Webページ閲覧時の「違法である可能性」により利用者の積極的なインターネット利用が抑制され情報社会発展の障害となってしまうと考えられる。 また、ストリーミングによる映像配信サービスについてもキャッシュとしての保存はダウンロードと意識・擁護の面以外に差異は無い。ストリーミング配信について文化庁が違法行為になら無いと見解を示したそうだが、保障されるとは思えない。 犯罪となった場合たとえ罰則が無くともそういったサービスの発展の妨げになりうることは明白である。 よって取り締まりについては配信についてを行うべきであると考ええる。 以上のことから私は違法サイトからのダウンロードを違法とする法律の制定に反対します。	個人
違法サイトからのダウンロードには絶対反対です。 違法サイトを開設している人は勿論、違法と承知でダウンロードする人も同罪だと思います。 違法と合法のサイトの違いをはっきりとさせる技が必要ではあると思いますが…(おれでいうホログラフや透かしみたいなもの) 音楽や映画は物質ではないけれど、物質と同様に、創り出す人々が大変な努力と才能を傾けて生み出したものなので、その対価は支払われるべきだと思います。 好きな作品を違法にただで入手するという事は、結局その創り手の正当な報酬を払わないという事であり、やがてはその創り手が創作活動が出来なくなってしまうとは限りません。 好きなアーティストの創作活動をファンが阻止してしまうのは本末転倒だと思います。	個人
違法サイトからのダウンロードの違法化に反対します。 やはり一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があったかどうか、問うのはあまりに無理があると思います。 一般の人にとって、ただ単にインターネットは誰でも犯罪者になりうる危険性がある印象を持たれることとなり、これからのインターネットの発展の可能性にブレーキをかけるなりかねません。	個人(同旨1件)
違法サイトからのダウンロードは、30条の適用範囲から除外すべきです。 とはいえ、どれが違法でどれがちゃんとしたサイトなのかユーザーにとっては判断が難しいのでは。 なのでまずは違法サイト、ファイル交換による違法アップロード等違法性、危険性の啓蒙活動が大変重要だと思います。 話は逸れてしましますが、小学校から「著作権」の授業を取り入れるべきではないでしょうか。 著作権の認識を各人がそれぞれ持つことが大切だと思います。 著作権侵害とは知らずに、罪の意識なく著作物を無断で使用している人達も多数いると思われます。 まずは認識不足による違法サイトの乱立を減らしていくのも手ではないでしょうか。	個人
違法サイトからのダウンロードは、音楽・映像メーカーとしてはどう考えても違法であるので、当然だと思います。	個人

違法サイトからのダウンロードは、著作権者の権利侵害以外の何物でもないと考えます。これらからのコピーやダウンロードを違法とすべきです。	個人
違法サイトからのダウンロードはいけないと考えます。ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードすることも、サイト自体も違法であると、しっかり認識をさせるべきであると考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードはユーザーが違法サイトと知らなかったとしてもまぎれもなく違法であると考えます。違法サイトの蔓延により、各権利者の正当な利益が損なわれる事は許しがたいのではないのでしょうか？	個人
違法サイトからのダウンロードは何故違法なのか？ サイト自体が違法だから それ以外に何の理由があるのか？ 先般 中国国営の遊園地が報道されていた。 子供が見ても一見して判る。無許可・複製・偽者はいけない事。 違法サイトからのダウンロードが許される事？ これを認めるのであれば 我が家の教育も変えなくてはならない。 改定反対の方に伺いたい”無許可・複製・偽者は罪にならない”とでも文科省を通じて学校で教えるつもりですか？ 先の中国国営の遊園地を笑えない事態ですね。日本のレベルは。	個人
違法サイトからのダウンロードは基本的にはダメ。しかしながら、ユーザーが知らなかった場合は合法。合法DLサイトには、なにがジャスラック・マークなどを目立つところに掲載させる義務づける。逆にマークがないサイトは違法ということになり、「知らなかった」とは言わせないようにする。	個人
違法サイトからのダウンロードは現在違法ではないということですが、今後は違法とすべきだと思います。 そもそも違法なものは違法なものであり、アップロードはいけないけど、ダウンロードの場合は法律が問題ないとのお墨付きを与えることがおかしいと思います。アーティスト達などが困ることは、結局私たちにはねかえってくることから、私たちにとっても今回違法サイトからのダウンロードを違法化することが必要です。	個人
違法サイトからのダウンロードは絶対に違法であると考えます。権利者への正当な報酬が損なわれる事は、優良なコンテンツを生まれにくくしているだけだと思います。ただし、ユーザーからは違法サイトは分かりにくい事が多いため合法サイトに目印のようなものが必ず付いていて欲しいです。	個人
違法サイトからのダウンロードは当然違法とすべきである。 違法サイト自体への取り締まりも当然だが、それを利用することも重罪である認識を我々ユーザーも持つべきであるが、違法サイトかどうか皆がわかっているかどうか問題である。 社会的な啓蒙ももっと必要。	個人
違法サイトからのダウンロードを違反とすることに賛成する。なぜなら、著作権法第30条は、本来、著作権のダウンロードは著作権者の許諾が必要であるところ、家庭内での零細な利用であり権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に利権者の許諾を不要とする趣旨だからである。したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でない。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法としなければ、何時までたっても違法サイト自体が無くならないと思う。 ダウンロードをする側が無料だからという事で違法サイトからのダウンロードを続けていけば、そのうち国民の意識がこのサイトを違法とは思わず無料でダウンロードできることが当たり前という感覚に陥り、最終的には著作権者の権利が守られなくなるのではないかという恐怖を感じます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とする、ということに関して賛成です。 私的な範囲内でのダウンロードやコピーに規制が入るのはいかがなものか、という気持ちもありますが、違法サイトからのダウンロードや海賊版のコピーを規制するというのであれば、話は別です。 権利者に適正な利益が還元されるのは当然のことであり、このような違法ダウンロードやコピーが放置されると、ビジネスとして成立しなくなってしまいます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることには賛成です。著作権法第30条の私的複製を違法としないとした理由は、家庭内等での個人的な利用であるがゆえに権利者への経済的な不利益が大きなく、かつ著作物の利用を促進することが文化の発展に寄与し、権利者と利用者の利益のバランスが均等に保たれることが想定されていたからだと思います。ただ、時代は変化し違法サイトからのダウンロードにより権利者にかなりの不利益が生じている昨今の状況では、とても権利者と利用者の利益のバランスが取れている状態とは言えない状況になっており、これを違法としない理由はもう存在しないのではと考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成。 第30条は権利者の不利益が大きくないことを理由に権利者の許諾を必要としないことが主旨であり、違法サイトが権利者に与える不利益は多大であるため。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 アーティストなどのクリエイターがどんなに一生懸命作品を作っても、違法にタダでかつ大量にネットに流され、それについては一銭のお金も入ってこないようでは、生活できなくなり新しい良い作品が生まれなくなります。豊かな文化を守るためには、正しいルールが必要不可欠であり、そのためには違法なものを利用しない心構えと、法律をきちんと作り、普及させていくことが大事だと思います。	個人

違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 ダウンロードをする者がいなくなれば、違法サイトもなくなり、アーティストや、クリエイターの権利が守られ、適正な利益が還元されるでしょう。それにより良質な消費者が良質なアーティストやクリエイターを育てるという正しいサイクルを形成することができると思います。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 本来、著作権法第30条の私的複製は、前提として著作物の複製には権利者の許諾が必要ではあるが、家庭内等での零細な利用を目的とした複製であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に、制限的に権利者の許諾を不要としている趣旨と推察します。しかしながら、違法サイトからのダウンロードのように実際に権利者に経済的不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは、当然ながら不適当と考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。なぜなら、著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内等での零細な利用であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨だからです。したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でないと考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。違法サイトからのDLにビジネスを圧迫された企業が、その損失分を取り戻すための対応として、正規商品の価格を上げたりすることが予想され、正しい方法で対価を払っている人たちが違法に盗んでいる人たちの分まで対価を払わせられることになりかねず、フェアでないと考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。本来、著作権法第30条の私的複製は、前提として著作物の複製には権利者の許諾が必要ではあるが、家庭内等での零細な利用を目的とした複製であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に、制限的に権利者の許諾を不要としている趣旨と推察します。しかしながら、違法サイトからのダウンロードのように実際に権利者に経済的不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは、当然ながら不適当と考えます。	個人(同旨9件)
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。本来、著作権法第30条の私的複製は、前提として著作物の複製には権利者の許諾が必要ではあるが、家庭内等での零細な利用を目的とした複製であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に、制限的に権利者の許諾を不要としている趣旨と推察します。しかしながら、違法サイトからのダウンロードのように実際に権利者に経済的不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは、当然ながら不適当と考えます。 このような不正なコピーやダウンロードの放置状態のもとでは正規の有料権利ビジネスが成立しなくなり、権利者・クリエイターへの適正な利益の還元と創造のモチベーション高揚という創造のサイクルの崩壊を招き、文化の発展を阻害する要因となると確信します。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。 著作物の権利者は単に権利を囲いその利用によって生じる利益をいずらに貪っているのではない。その権利物を創造し広範に利用されるため、即ちヒットさせるための人的・金銭的なあらゆる努力がその背景にある。またアーティストも同様な努力を日夜なしている。それらのコストを合理的に、且つ常識の範囲で消費者が広く負担することで、かろうじて権利者の極めて薄い利益の確保がなされ、次の著作物の創造へと循環している。その状況の中、違法アップロードはもとより、違法サイトと知ってほぼ無償でダウンロードする行為が蔓延している現況は音楽の創造を否定することに等しいからである。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。 なぜなら違法は所詮違法でしかなく合法的なサイトからダウンロードしている音楽購入者に対して不公平であり権利者にとっても経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当ではない。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。 著作権者の許諾を得ずに運営されているサイトからのダウンロードは著作権者の権利を無視し、またその利益を大きく損なうものであると思う。 これは家庭内等での著作権者の権利が最低限守られる範囲内での利用という30条の趣旨とは大きくかけ離れているのではないかとと思う。 またこの様なダウンロードを放置することは将来的に有料のビジネスが成り立たなくなり、結果著作者への適切な利益が還元されないのではないかと考える。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。なぜなら、現状、違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延しており、それらから違法であることを知りながらダウンロード等を行っているユーザーが多数存在することは周知の事実であるからです。著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内等での零細な利用であり権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とすることを趣旨とするところではありますが、この趣旨にも著しく反するものであります。したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でないと考える。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。なぜなら、著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内等での私的な利用であり権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨だからである。したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でない。	個人

違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。 いち消費者としたら、違法サイトであっても無料でダウンロード出来る事は手軽で良いと思いがちだろうと思う。(何故なら、刑罰が身近に感じられない為。) しかしながら、制作者としては最も悲しく、残念な行為だと感じます。 音楽が権利ビジネスであるという事が一般的にもっと認知され、1ダウンロードの課金がアーティスト(権利者)の生活資金になっている事を一般にも理解してほしい。 でなければ、音楽家が創作活動を継続できない上、有料のビジネスが成り立たなくなる。 そして次の世代へまで残せる音楽が途絶えてしまう。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。 なぜなら、違法のものは、それが違法サイトはもとより、海賊版のような違法録音録画物であっても、それらが社会に与える悪影響は計り知れないものだと思うからです。 違法サイトが蔓延することによりそのサイト自体が持つより深い違法性(出会い系サイトや違法物品販売サイトなど)への青少年の誘導も大きな不安材料であると考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。 違法サイトがなくなるのは、杜撰なアフィリエイト利用です。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。本来、著作物のダウンロードには権利者の許諾が必要だが、著作権法30条は家庭内等での零細な利用は権利者への経済的な不利益大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨である。だとするなら、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でないと考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることは賛成である。 著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であり、家庭内等での利用に限られ、権利者への経済的な不利益大きくないことを理由に権利者の許諾を不要としたものである。 したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすべきでないと思う。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。ただし、違法とするのは、ユーザー自身が違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限り違法とするのが妥当ではないでしょうか。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法にすることは当然です。著作権者の利益を損なう行為を放置しておくことは、社会的におかしいことだと思います。	個人
違法サイトからのダウンロードを私的複製から除外し、著作権法違反とすると私的複製の範囲が複雑になり運用が困難になるおそれがあります。 また、著作権法違反としても親告罪であるために権利者からの告訴が必要となり即座に取り締まるのが困難です。 このためだけに著作権法違反としても非親告罪とするにはその他の弊害が大きく、適切とは思えません。 また、現状でも105ページに挙げられている通り、送信可能化・自動公衆送信の違法性を問うことで著作権法上での追求は可能だと考えます。 ダウンロードした者を罪に問うのは、むやみに罪人を増やす結果になります。 また、送信可能化・自動公衆送信によって被害は主に著作財産権上での被害です。ですから著作権者人格権なども含む著作権法ではなく民法上の財産権の侵害や不正競争防止法を適用すべきだと考えます。不正競争防止法であれば権利者の告訴も必要なくなるため迅速な対処が可能となります。	個人
違法サイトからのダウンロードを著作権法第30条で認めている私的複製の範囲から外すことに反対します。 同人誌などの日本のパロディ文化は原作品の権利者の黙認の上に成り立っているものが多く、そうした文化の中から多くのプロが誕生し、商業市場も成立しています。 この違法化案が通れば、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていこうと言われており、そうなると日本のパロディ文化は衰退せざるを得ません。パロディ文化が衰退すれば商業文化の衰退にも繋がりがかねません。そもそもパロディ作品は原作品の利益を損なっているわけではないため、ダウンロードまでを違法化するのはいかたがた。 一般人に対する負担が大きすぎると考えられます。 また同じページのストリーミングを除外している点にも、ダウンロードとストリーミングは技術上大きな違いは無く、ストリーミングでも使用者のHDDにキャッシュが作成されるものがあり、区別することはできないと考えます。曖昧な規制は結局ストリーミングもすべて違法化させかねず、反対です。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきです。中高生のほとんどは、うすうすは違法サイトの違法性に気づいてはいると思いますが、サイトの中には巧妙な方法でいかにも適法サイトであるかのような見せ方をしているものが多いからです。中高生を中心とした啓蒙活動も同時に展開すべきです。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考える。違法サイトを利用しているのだから違法とするのはあたりまえである。仮に、ユーザーが違法サイトであることを知らずダウンロードした場合でも、違法である。世間一般に、違法なことをしたとき、「違法とは知らなかった」で許されるものではない。国は法律や制度について広く国民に周知させる作業が足りないと思う。国民に対する周知が重要であることは言うまでもない。	個人

違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はなく、社会全体として好ましいことではないと思う。 このようなコピーやダウンロードを放置すると有料のビジネスは成り立たなくなる。その結果として、権利者に適正な利益が還元されないこととなり、作家・アーティストを育てる環境も失われてしまう。 ゆえに、最終的にはユーザーにとっても不利益になると考えられる。 ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限られるべきと思う。	個人
違法サイトからのダウンロード等を違法とすることは賛成であるが、違法サイトであるかどうか知らない「善意」のユーザーに関して、安易に犯罪者と見做すのは避けるべきかとも思う。(ジャッジが難しいとは思うが)	個人
違法サイトからの楽曲ダウンロードを違法とすることに賛成いたします。もともと著作権法第30条にある私的複製とは、著作物の複製には権利者の許諾を必要とする前提がありますが、これは、家庭内等での利用を目的とした複製であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に、制限的に権利者の許諾を不要していると解釈いたします。しかしながら、違法サイトからのダウンロードのように、権利者に間違いなく経済的不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは、当然ながら不適当であると考えます。	個人
違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する(以下ダウンロードの違法化と略します)というのは著作権保護のためとはいえいささか乱暴な手段だと思えます。 「ア 第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や53、明らかな違法録音に限定するなど、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと」(105ページ)とありますが、ダウンロードの前後いずれも違法か否かの厳密な判断は困難です。ファイル名やサイトの説明だけで判断しきれものではありませんし、個人が趣味で作製したものとレコード会社が製品として作製したものの区別もまた困難です。さらにダウンロードの時点でユーザーが違法と認識していたかどうかをどう判断するのでしょうか。本人の申告で判断するのならはいくらでも言い逃れが可能となります。 また「利用者が明確に違法サイトと違法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」(同ページ)とありますが、「お墨付き」のあるサイトは適法でそれ以外はすべて違法であるかのように扱うのはいかがなものでしょうか。自分で作曲した曲をホームページ等で公開するような活動が潜在的に違法であるとみなされてしまいます。 ダウンロードの違法化は技術的にも問題があります。Webブラウザはインターネット上からHTMLファイルや画像ファイル、ダウンロードしてWebページを表示します。つまりWebページを閲覧するということはダウンロードすることとほぼ同義です。 ダウンロードの違法化がなされた場合、ユーザーは常に犯罪者となる危険におびえながらインターネットを利用することになります。合法であることが明確なwebページ以外へのアクセスを自粛しなければなくなり、インターネットを利用した文化的活動の衰退が予想されます。著作権法の目的は、著作者の権利を守り、文化の発展に寄与することではないでしょうか。著作者の権利を守ろうとするあまり文化の衰退を招いては本末転倒です。 以上の理由で違法なファイルのダウンロードを取り締まる法律に反対し、著作権の保護が違法なファイルの配信の取り締まりの強化で行われることを望みます。	個人
違法サイトからの私的録音録画が違法となった場合、架空請求の要因になる可能性が考えられる。現在、架空請求の多くは、見覚えのないアダルトサイトを騙って行われている。しかしそれが権利者を騙るものに置き換わるのではないだろうか。アダルトサイトからの請求は主に成人男性を対象にしたものであるが、私的録音録画についてはすべての人間が対象になってしまう。 著作物かそうでないかは一見したところで判断するのは困難であり、見覚えがないとしても、以前見たものが著作物であると言われてもそれが事実と異なるという判断を確固たる自信を持って下せる人間が多いとは思えない。 アダルトサイトからの架空請求については、今ではさまざまな場所で啓発活動が行われているに関わらず、インターネット初心者を中心に多くの被害が起こり続けている。 このような状況で、いきなり権利者から請求が来るはずがないという事実を多くの人々が冷静に判断できるとは到底思えない。現在より多くの被害者が出ることは想像に難くない。 以上の理由から著作権法第30条の適用範囲の見直しには反対である。	個人
違法サイトからの私的録音録画を、第30条の適用範囲から除外することに反対します。「ダウンロードまで違法とすることは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対」(105頁)であるとする少数意見を妥当と考えます。 確かに、違法サイトからの私的録音録画は、通常の流通を妨げる利用形態であり、権利者側からは容認できないとする意見(104頁)は理解できます。 しかしながら、私のような一般のネットユーザーにとっては、サイトが合法であるか違法であるかを即時に判断することは困難です。 「違法サイトと承知の上で」私的録音録画を行わない限り適用除外にはならず(105頁)、さらに罰則が設けられない(106頁)としても、適用が除外される可能性があれば、善良なユーザーは、私的録音録画の前にサイトが合法か違法かを判断しようと心がけるでしょう(だからこそ、違法サイトの利用抑制効果が期待できると考えられているはずです(104頁))。 サイトからの私的録音録画を行おうとするたびに、合法か違法かの判断をいちいち求められることとなると、ユーザーは多大な負担を被ることになると考えます。上述したように、サイトが合法か違法かを判断することは、少なくとも即時にできることではないからです。 それどころか、時間をかけても判断が難しいことも少なくないでしょう。 このような重い負担を一般のユーザーに課すことは、それ自体、不当であると感じます。 さらに、このような負担の結果、30条からの適用除外は、違法サイトに対して抑制効果を持つに留まらず、合法サイト、ひいてはインターネットそのものの利便性を著しく損ない、萎縮効果を与えることになりかねないと懸念します。ユーザーは、面倒な判断をしなくてもよい他の方法を選択するようになってしまうのではないのでしょうか。 以上の理由により、私は、違法サイトからの私的録音録画を、第30条の適用範囲から除外することに反対します。	個人
違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、正常な流通を妨げています。 PCやモバイル上で行われている違法配信の他、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。 海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されており、日々世界的な流通の深刻化といえます。 以上の状況を深刻に見直し、正当な対処を行わない限り、状況は軽減する以前に悪化するばかりです。	個人
違法サイトからの録音物、映像物をダウンロードすることはその名のとおり違法だと思います。お金を払って購入しているユーザーがいる以上、すべてのユーザーが同じように対価を支払って録音物、映像物を楽しむべきだと思います。	個人

違法サイトが数多く存在することは著作権の理念からも好ましいとは思われないので、違法サイトに限り取り締まるべきだと思う。	個人
違法サイトが蔓延する最大の理由の一つとして、そこからダウンロードする人々が多数存在していることがあげられる。 このため、今や違法サイトにおいてアフィリエイト等のある種のビジネス・モデルまでが成立している等の現状を鑑みた場合、こうした違法サイトからのダウンロードすること自体を違法とすることが必要であると考ええる。 これにより違法にアップロードをする人々が減り、違法サイトも減少していくことになると思われるので、我が国の文化産業及び人材の保護育成という観点から、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する次第である。	個人
違法サイトが無くならないのは、ダウンロードする人が居るからであり、ダウンロードが違法となれば、アップロードする側も減少するであろう。アップロードする側を摘発する作業も継続しておこなうべきであろう。	個人
違法サイトであることを知らないで利用した者を違法者とするのは行き過ぎであり、法律上の手当が必要なことに賛成である。 但し、自分の作詞作曲した音楽を提供するなど、零細な適法サイトが数多く存在しうると考えられるので、適法サイトに関する情報の提供にあたっては、適法サイトに過大な費用負担もしくは労力負担を強いる事のないようにしていただきたい。	個人
違法サイトと何故呼ばれるかはそれ自体が違法だからだと思います。それ自体の存在を否定、撲滅しなければ、正当な権利者の権利は守られません。また、その存在自体が違法であればその先の行為も違法と見なされるべきだと思います。	個人(同旨1件)
違法サイトと承知の上での録音録画は違法とありますが、違法なサイトと適法サイトを区別することが可能なのでしょうか。 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」の105ページには「利用者が明確に適法サイトと違法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」とありますが、例えばサイトを作った人が違法行為を禁じ、適法サイトを目指していたとしても、利用者がそれに必ず従うとは限りません。違法行為に対して、サイトの管理者が削除等の対策を講じたとしても、全てを防ぐことはできないでしょう。その結果、サイト製作者の意図に関わらず、違法なファイルが存在するようであるのなら、そのサイトは違法サイトになるのでしょうか。それとも、適法サイトになるのでしょうか。また、表面的には違法行為を禁じていながら、実質的には無法地帯となるサイトが存在することもあります。こうした問題に対し、誰もが納得できるような基準をつくり、適法サイトと違法サイトを区別することが可能であるとは、私にはとても思えません。 こうした曖昧な基準によってダウンロードを違法化するようなことになれば、自分の行為が犯罪になるのではないかと怯えながらインターネットを利用しなくてはならなくなり、その結果、インターネットの利用そのものを萎縮させてしまうことになりかねません。こうした点から、インターネットの利用者全てを犯罪者として扱うような法改正、ダウンロードの違法化には賛成できません。送信可能化権を用い、違法なアップロードを取り締まるのが大事であると考えます。	個人
違法サイトと知ってダウンロードすることそのものはその「違法性」を認識した上での行為であり、いわば違法行為の助長であると考ええる。グッチ、ルイ・ヴィトン、エルメス等の欧米ブランド商品を極めて精巧にまねて作った偽物を、超一流店で本物と思って20万円で購入した場合と、香港(べつに香港を例にとったことには意味は無い)のバツ屋っぽい店で3千円で買う場合とは、おのずからその購入者の認識は異なるであろう。後者の購入者が「私は本物だと思っていました」と抗弁したところで、社会通念上、その言い分を正当でありやむをえないとみなすことは困難であり、その者は刑事上の罪を問われることは無いとはいえ(空港で係官にその商品を没収される等の経済的不利益を被ることはあっても)偽ブランド商品生き残りに手を貸した、という社会的非難を受けてしかるべきである。 よって、違法であるとの情を知った上でのダウンロード行為、あるいは違法サイトであると知った上での楽曲ダウンロード行為は処罰の対象とすべきであり、更になおかつ、違法サイトの摘発そのものも――当パブコメとは趣旨がズレるが――活発に行なうべきである。そのサーバー等が海外にあり日本国の司法警察権が及びがたい場合は関係各国と連携して、地道に摘発すべきである。また、刑事のみならずその違法サイト主催者を対象とした民事訴訟も活発に行い、そのような行為(違法サイト開設)が莫大な金額の損害賠償対象となることを違法行為者に周知徹底すべく努力することが肝要であると考ええる。	個人
違法サイトと適法サイトの識別可能性、また、違法サイトのなかの個別コンテンツの違法性の有無の判断など、違法かどうかの客観的な判断が困難である情報も多くあり得ると思われます。 また、「情を知って」という主観的要件による絞り込みについては、その立証もハードルの高さからそもそもこうした条件をつけることまでして、ダウンロード行為等を違法化する意味があるのか(実効性)、疑問があるところす。 インターネット上のさまざまな情報(たとえ公序良俗に反するような情報であっても)にアクセスし情報を得ることは、表現の自由、自己実現のための基礎であることからすれば、現時点(ネット環境、著作権保護技術レベル等を含め)で情報の受領者側の受領行為についてのこうした法改正には反対せざるを得ません。 権利者、権利者団体が情報送信者側である違法サイトの対策をさらにいっそう進めていくことが肝要かと思われます。	個人
違法サイトなどで音源や画源などが漏れ、それを利用者(主に中高生)が違法とも思わず、簡単にダウンロードなどでできてしまう現状は、大変問題だと思います。 音楽はとても価値あるものです。アーティスト・裏方共に、一つのビジネスとして、芸術として、一生懸命作っているものです。それが簡単に違法サイトなどで漏れてしまうのはとても残念に思います。 音楽は然るべき対価をもって楽しむべきだと思いますので、今回の法改正には全面的に賛成いたします。	個人
違法サイトなどの配信から、コピーやダウンロードすることが、今まで違法でなかったこと自体、おかしいと思います。違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人

違法サイトには確かに著作権法に違反する音楽や動画のダウンロードが可能となっている。しかしながら、その違法サイトにも違法適法が混在し、また、判別が非常に難しいものも存在する。ここでダウンロードを違法化してしまえば違法性のないもののダウンロードまでが躊躇せざる得ない状況が生まれかねない。 さらに違法なものでさえ著作者に利益をもたらしていると考えられる。たとえば、これは私の体験なのだが、あるサイトで、私は音楽ファイルをダウンロードした。このファイルの内容はさまざまな曲をつなぎ合わせ、シンセサイザーで原曲の音源をまったく使わずに編集したもので大変完成度が高かった。私は「原曲も聞きたい」と思いインターネットで使われている原曲を調べ、そのほとんどの曲のCDを購入、ないしはレンタルした。この音楽ファイルを聞けなかったらまず手に入れようとは思わなかったろう。 また、アニメなどに関して言えば、評判がよく分からないものについて、オープニングを見て「見よう」と思った人は多いのではないだろうか。私は、オープニングの出来で判断するタイプの人間で、オープニングも見れないアニメは殆ど見ない。そして、オープニングを見たアニメはその殆どをレンタルし、見ている。このように、ダウンロードの違法化が必ずしも著作者にとって利益となるとは限らず、それどころか損失になるのではないかと私は考えている。 さらに、ネットにおけるアニメ、漫画、J-POPの衰退にもつながる。これは、国際社会が日本の新しい文化に関心を抱いている昨今の世の中で、その衰退につながる。 今一度述べるが、ダウンロードの違法化は著作者の利益を損ないこそすれ、利益を生み出すことにはならないであろう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
違法サイトは法律に抵触する行為をしているので、権利者を守るために排除されるべきは、誰の目から見ても明確な事実。これに反対する人はいないと思うが、その対策として、同サイトの利用が違法行為になる法改正が適切か、という点で多少疑問が残るのは理解出来る。 しかし返して言えば、同サイトを利用することが正しいことなのか、という点では、正しくない和理解出来る人も多いだろう。 控え目に言えば道義的に正しくない程度、と思う向きもあろうが、こういう人がいるから違法サイトがなくなる点では、違法行為を手助けしていることに間違いはない。 違法サイトが法律で利用できなくなった?その時、大きく利益を阻害される人はいるのか?それは、今まで違法サイトで無償のデータを多数入手する人だけである。 目的は違法サイト撲滅、それによる被害者は同情に値しない人ばかり、となれば、この見直しは正当であると判断されるべきである。 従って、今回の違法対象化には賛成する。	個人
違法サイトや違法録音物が出回っている状況は社会のモラルに反していると感じます。 違法サイトからのダウンロードや違法録音物のコピーについて違法とする意見に賛成致します。	個人
違法サイトや違法録音物が平気に公式サイトのように蔓延してしまうと、音楽の‘質’‘価値’が落ちていってしまう。そうなってからでは遅いと思うので、このようなサイト等からのダウンロード、コピーを違法とする事に賛成である。	個人
違法サイトを「作る」のも「利用する」のも違法でないとおかしいです。 これを認めてしまったら、正規にお金を払ったユーザーに対して失礼です。 サイトを「利用する」人がいるから「作る」のだと思います。 もとろん、ユーザーが違法サイトだと知らずにダウンロードさせられてしまう場合は対象外とするべきだと思います。	個人
違法サイトを利用している人が、もし違法行為と判っているのに利用しているとしたら、泥棒の盗品と知った上でもらうのと同じだと思います。 とても社会的に認められる行為とは思えません。 インターネットでの違法行為や他人のものをオークションに出したりする事件が絶えないのは、それを利用する人がいるからに違いありません。 こういう悪い循環を断ち切るために、こういった法律上の対応は必要だと思いますので、違法サイト利用を違法化することに賛成します。	個人
違法サイト利用やP2Pでのファイル交換が違法だという認識が低い上、違法でも自分が罰せられるはずがないと思っている人が多いと思う。違法アップロードする人、また違法ダウンロードする人も罰せられるということになれば、違法サイトは減少していくと思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。 音楽は、お金を出して手に入れて楽しむという認識が薄くなっているのが現実なのでそこを再認識するためにも大々的に適用範囲を見直すべきだと思う。 また、違法ダウンロードで音楽を手に入れることで満足しているユーザーがいるのも事実なのでレコード会社としては、正規に入手してもらうようにユーザーの立場になって考えていかなければならない。	個人
違法ダウンロードが可能なサイトが存在する限り、消費者による違法ダウンロードはなくならないと考えます。利用する消費者側への啓蒙、意識付けのためにも、違法サイト自体の取り締まりを厳しくすることが必要であると思います。違法として適用することに賛成いたします。	個人
違法であると知りながらダウンロードしているユーザーが殆どだと思われる。 この状況を放置し更に違法配信が蔓延すると、将来に渡って有料のコンテンツビジネスが成立しなくなる。 今規制しなければ、今後益々手軽なコンテンツ利用の手段が増えていく中であって、取り返しがつかなくなる。	個人
違法なサイトからのDLを適法とする理由はないと考えます。 違法だとするのは、使用者が違法なサイトということを知りながらDLする場合に限定する。	個人

違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画を、第30条の適用除外とすることが適当であるとする意見が大勢であった、とのことですが、私は不適当であると考えます。なぜならば、違法なダウンロード配信サービスであるかどうかは、実際にそのサービスを利用してみないと判明しないからです。これでは、インターネットサービスの利用者のインターネット利用を萎縮させることとなり、文化の発展に寄与するとは言えません。 違法なサービスかどうか知らずに一回利用してみたところ、違法な録音録画を行ってしまった場合、そのサービスの二回目以降の利用は「情を知って」に該当するとしても、違法なサービスだからと言って全てのコンテンツが違法にダウンロード可能となっているとは限らず、そのサービスの提供するコンテンツの中には適切に権利処理がされたものを録音録画することが十分あり得ます。したがって、何をもって「情を知って」となるのか不明確です。これではインターネット利用を萎縮させることになります。 違法サイトからのダウンロードが違法とするとしても、実際にはダウンロードした後、再生して内容を認識しないと、違法送信可能とされたものであるかを知ることができません。このため、極めてインターネットの利用者を不安定な状況に置くことになります。また、ダウンロード操作そのものは通常は極めて簡単に行われるものであり、極めて簡単な操作で違法な状態が作り出せるならば、国民の違法精神に大きな影響を与えらると思われ、よる重大な違法行為が蔓延る虞があります。 私といたしましては、著作物当の送信可能性又は自動公衆送信の違法性を追及すれば十分であると考えます。	個人
違法なファイルかどうかを判断することはWEB上では無理がある。なぜならダウンロードしてみないと内容を判断することは難しいからだ。しかし、このままではダウンロードを行った無実の人間まで巻き込むことになる。冤罪や警察、国の不祥事が問題となっている今、このようなことをするのはさらに国の信頼をそこねてしまうと私は危惧している。 また、どうやら法を司る者たちも違法ファイルのダウンロードなどを行っていることが明るみにでて、それが問題となっていない状態で一般人を規制するのはどうか？これらの不祥事を起こした人間の作る法律など、誰が信用することが出来ようか？ 再考の余地は十分あると考える。	個人
違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」としてしまっは、一般ユーザーが無自覚に「犯罪を犯す」危険性が発生する事になります。 その場合を犯罪で無いとするのであれば、いわゆる「情を知っている」ユーザーが「後で知りました」と言い逃れをする事は必至であり、情を知るものに効果があるとは到底思えません。正直者が損をしてしまうだけです。 さらに正直者が犯罪を回避するためには、「完全に合法であることが確認できる映像や音楽」以外へのアクセスを遮断しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があります。 一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至です。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたく存じます。 私は違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
違法なファイルをアップロードする事が問題なのは当然の考えだと思うがダウンロードに関しては意図しない場合でもそのようなファイルをダウンロードしてしまうケースを完全に度外視した意見であり短絡的で思慮の浅い意見にすぎず、またそれによってJASRACにお金を支払うというものはたはた納得のいくものではありません。 自分のみならずインターネットの多くの利用者の立場から今回の法改正に“反対意見”を呈します。	個人
違法なものは違法なものとして取り締まることは当然であり、賛成する。 この国のモラルの低下は著しく、悲しくなるほどであり、そのためには取り締まりを強化することに何らためらう必要はない。	個人
違法な形でアップロードされた音楽は当然犯罪であり、それをダウンロードする行為も当然犯罪だと思います。 ダウンロードしている人はほとんど違法にアップロードされたものである事を心のどこかで認識しています。 ただ自分がアップロードした訳ではないし、たまたま見つけてダウンロードした人の中の一人であるだけだと、自分を正当化しているだけです。 ダウンロードする人がいるから、アップロードする人がいる訳で、両方を取り締まらないと犯罪の根絶は難しいと思います。	個人
違法な物品を違法と知りながら利用しても違法とならない事例は殆どないものと考える。具体的には、盗品の買取、偽造品の輸入、麻薬の使用などが挙げられるが、これらは違法な物品を提供する側だけでなく、それを違法と知りながら利用する側も違法とする事で大きな抑止効果が得られているのは明らかである。 よって、違法サイトからのダウンロード行為を著作権法第30条の適用範囲から除外する事で「需要」を縮小させる施策は、極めて合理的と考える。	個人
違法な録音や録画は横行しており、実に嘆かわしいことだと、いつも考えている。 このような風潮は若者の間でどんどん広がる傾向をみせているのではないか。 このままの勢いでさらなる拡大をしていくことは、日本の文化に与える影響も少なくないであろう。 違法なコピー、ダウンロードに対して、一刻も早く断固たる取締りを行なうべきだと思う。	個人
違法な録音物や録画物が流行していることは、好ましくない状況であると思います。 ただ、違法とするのは、違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限るべきと考えます。 また音楽業界もコピー制限などをもっと緩和して、正規のダウンロードをもっと個人で楽しめるようにしてほしいと思います。	個人
違法な録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲からは絶対に除外すべきです。 違法なものを違法と知ってダウンロードすることが、良いわけありません。 インターネットの世界にはこの録音録画に関する違法の問題だけではなく、他の違法なコンテンツや現行の法律では御すことのできないモラル無視や人権侵害にも及ぶコンテンツや表現も多く見られます。制度や法律では根絶やしにできない、すなわち決まりを作っても実効性が薄いかどうか、他の分野にも同じような問題も存在するのに何故ここだけがとか、言うのは、悪いことを悪いと言わないのと同じことだと思います。 送信可能化権があるのだから、まずその法律で実効性を上げていくべき、という人もいますが、双方向から対策を打ち、悪いことは悪いと国民が認識しなければ、録音録画に限らず、無法な世界のモラルはどんどん悪い方向に進むのではないのでしょうか？ 違法なアップロードがなぜ増え続けるのかというと、それを求める人(ダウンロードをする人)がいるからです。求める人がいるから“正”ではないはずです。求める人が減れば、送る人も減ると思います。	個人

違法な録音録画物や違法サイトからコピーやダウンロードすることを違法にするべきです。 だいたい、権利が有るものを勝手に使われたり、商売にされたりしているのを、放置している国は先進国としてありえないです。管理する国側の意識が低すぎます。 何卒、ご検討及び善処を期待します。	個人
違法な録音録画物や違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。そのために、適法サイトに関してはユーザーが判別できるような方法(適マークの付与、掲出など)をとることがあわせて検討されているわけです。 これら条件が整うのであれば、ユーザーが違法な録音録画物や違法サイトであることを知りながらダウンロードすることは違法と扱うべきと考えます。アメリカでのDMCAと比較してもこのままではネット上における著作権保護が十分になされていない国として、国際競争力の観点からも不利益を被ることになるのではないのでしょうか？	個人
違法な録音録画物や違法サイトが拡大、流行していることは、社会全体として好ましくない状況。今後はこれらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。著作権者が作品から適正にその使用、使用頻度に応じた使用料を得られないのであれば、作品を制作し続けることは出来ず、ひいては日本文化さえ衰退してゆく原因となると思います。「私的利用」を盾に間違った理解、仕組みが出来上がってしまうと、手っ取り早いコピー文化、横取り文化しか日本に生まれなくなると思います。今の中国で日本のアニメや、ディズニーの著作物が、何の躊躇もなく公の場所で使われているのを見ると、ぞっとします。しかし日本のデジタル世代の若者にも実は中国と同じ隙限ない「私的利用」の感覚がすでに生まれつつあるのを大変危惧します。そこを踏まえた上での法整備を期待します。	個人
違法な録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることには賛成である。但し、それが違法なものであるのか適法(合法)なものであるのか、ユーザー側から見て容易に判断できる何らかの表示方法を構築する等、権利者側の対応・努力も必要と考える。	個人
違法な録音録画物や違法サイトの拡大・流行は、音楽文化発展の妨げになると思われ、これらコピーやダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
違法にアップロードされた違法録音録画物であることを知りながらそれをダウンロードする行為は、著作物保護の観点から違法とすべきだと思う。	個人
違法にアップロードされた歌をダウンロードするのは違法ではないと聞いたが、それではアーティストの努力が報われない。本当のファンは対価を払ってアーティストを応援するべきだと思います。	個人
違法にアップロードされた著作物をダウンロードすることは私的録音の適用範囲から除外することに賛成です。 著作権者の許諾を得ずに違法にアップロードされている著作物は、本来その場(インターネットサーバー)にあるべきものではないはずです。 勝手に違法にアップロードするのは違法とされておりますが、一旦アップロードされてしまったら最後、後は自由、合法ということは納得がいきません。アップロードされないようにすれば良いという意見がありますが、個人情報保護法や通信の中身に触れられないことから実体を伴いません。 違法とすれば、違法サイトも駆逐され、今まで違法サイトに利用者を取られて思うように営業ができなかった適法サイト事業者が健全に営業活動ができるようになると思います。	個人
違法にアップロードされた著作物をダウンロードすることは第30条の私的録音適用範囲から除外するべきだと考えます。 30条から除外することにより、違法サイトを利用してダウンロードしてきた人たちも行為を自重するようになり、そうやって利用者が減少してゆけば、違法サイトは駆逐され、今まで利用者を取られてきた適法サイト事業者が健全に営業活動が出来るようになると思います。	個人
違法に録音、録画されたものが当たり前のように違法サイトなどでダウンロードできる状況は、深刻な問題である。違法であることもっと利用者に認識させるべきだと思う。	個人
違法のアップロードがあるなかで違法サイトからのダウンロードが「私的複製」で適法となることに少々不思議に思っておりました。但し利用者が違法・合法の区別がつかずダウンロードをおこなってしまった場合、違法行為であるかの真意を問うのは大変難しいことだと思います。	個人
違法ファイルか否かはダウンロード後でないと分からない事の方が多い、視聴後の判断が適切とおもわれる。	個人
違法化の対象とされる「ダウンロード」と、対象外とされる「ストリーミング」の定義が明確ではないため、ダウンロードの違法化には反対です。	個人
違法性があると認識していない場合のみではとても判断が難しいとおもわれます。 いくら弁明しても「そんなことはない」と言われてしまったら証明も出来ない。 ネットワークを利用したサイトからの音楽・動画のダウンロードは違法にしないほうがいいです。 アップロード側のみ責任を追及するべきであります。 なので今回の法性の見直しは反対です。	個人
違法性のあるサイト又は海賊版などからのダウンロード、コピーに関して規制しないことは、正規に購入している人の不快感へと繋がり、購買意欲の減退にも直結し、当市場に対して悪影響を与えてしまうので、当然規制すべきことがらだと思う。	個人

違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。私はこの意見に賛成です。ダウンロードを違法にしてしまうと情報を取得したい人がいるのに違法になってしまうから情報を取得できないひとがかなり増えるとおもいます。インターネットをやる意味がなくなりとても不便です。 私はこのような法案改正ははんたいです。	個人
違法配信、違法ダウンロードには断固反対致します。	個人
違法配信からのダウンロードが、違法とされていなかった事に驚きを感じています。違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法配信サイトと知りながら、それらのサイトからコピーやダウンロードをする人達にも責任はあるので、規制すべきだと思います。権利者の利益が奪われている違法行為だということを認識している訳ですから。	個人
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成いたします。 一般消費者の中にはまだに私的録音録画物のサイトへのアップロードが違法だと知らない人間がいます。 また、知っていたとしてもアップロードは罰則があるが、ダウンロードは罰則がないというのを知らない人もいます。 簡単に言うと、どうしてもどちらかがNGなのか、そもそも紛らわしいです。 違法なものは違法。だから罰則を受ける。両方とも罰則を与える。 そういうことによって消費者の意識は統一できると思います。	個人
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成いたします。 適法事業者と違法事業者の区別をするべきであると考えます。 利用者のにとって安全な音楽配信利用ができるようになるといいと思います。	個人(同旨1件)
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。 除外されることにより、違法事業者の利用が減少し、適法事業者を通じて、権利者に対し録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待したいと思います。 また、除外することによってユーザーとしても適法事業者と違法事業者の区別が明確になり、安心して音楽配信が利用できるようになると思います。	個人
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。 適法事業者と違法事業者の区別が明確になり、安心して音楽配信が利用できることを望みます。	個人(同旨1件)
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。除外されることにより、違法事業者の利用が減少、適法事業者を通じて、権利者に対して録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待しています。	個人(同旨2件)
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。適法事業者と違法事業者の区別が明確になり、安心して音楽配信が利用できるようになると良いと思います。	個人(同旨1件)
違法反対！	個人
違法複製物、違法サイトの蔓延は知的財産立国を目指すわが国の方針と決して相容れない。違法＝合法ではない。違法とすることに大賛成である。 違法とすることにより、正規品、合法サイトが大きく伸びることに繋がり、これにより音楽文化の正常な繁栄にも繋がる。	個人
違法複製物からのコピーや違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。 なぜなら、基本である「著作権」の権利を侵害するものであると考えるからだ。この認識が社会から薄れてしまうことが大きな問題である。また、著作権ビジネスへの影響も大きいのはいうまでもない。 新しい技術や社会のトレンドが生じたとしてもそれに伴う公序良俗への影響、あるいは、違法サイトのダウンロード蔓延化に対しては、法をもって見直していく必要があると考える。	個人

違法複製物のダウンロードを私的複製の範囲外(違法)とする事に反対します。 中間整理の段階で既に権利行使の実効性が疑問視されている時点で欠陥案であり、インターネット利用者全員に違法行為のリスクを負わせ、漠然とした不安感を与える事によって萎縮効果を狙おうという考えを容認することはできません。 それに、どのようにして違法複製物を「情を知って」ダウンロードしたと判断するのかも不透明です。仮に違法性を明示したサイトから直接ダウンロードした場合でも、全く無関係の掲示板などに違法サイトへの直リンクを説明無しに(もしくは虚偽の説明をもって)張られ、うっかりアクセスしてしまっている可能性があるのです。途中で不審に思っでダウンロードを中断しても、違法サイトへのアクセス記録は残るので、ダウンロードが違法化されれば、最悪の場合、民事訴訟の対象者にリストアップされる可能性もあり、悪意を持った人間が、面白半分に罠のリンクを仕掛け、クリックしたインターネット利用者を陥れる事もあり得ます。 また今後、権利者側が録音録画に限らず、あらゆる形態の著作物を対象に加える事や、権利行使の実効性を確保するため、通信内容の監視やアクセス 記録の開示を請求する権利等を要求することも考えられ、今回の中間整理が、著作権法を楯に「通信の秘密」を蔑ろにする行為を容認する第一歩に繋がるのではないかと懸念もあります。 悪く考えすぎと思われるかもしれませんが、これまでも権利者側は、中古ソフトを違法化しようと訴訟を起こしたり、地上デジタル放送にコピーワンス信号を一方的に埋め込んだりと、本来合法であるはずの領域にまで強引に干渉してきました。今後、どんな理不尽な主張をしたとしても不思議ではありません。彼らが権利強化の要望を出す際も、諸外国の権利者側に都合の良い事例だけを取り上げる一方、都合の悪い事例は日本の特異性を主張してはぐらかすなどダブルスタンダード的な手法を取っており、権利者側に対する憤りと不信感は、もはや容易に払拭する事は出来ません。	個人
違法複製物のダウンロードを私的複製の範囲外(違法)とする事に反対します。 中間整理の段階で既に権利行使の実効性が疑問視されている時点で欠陥案であり、インターネット利用者全員に違法行為のリスクを負わせ、漠然とした不安感を与える事によって萎縮効果を狙おうという考えを容認することはできません。 それに、どのようにして違法複製物を「情を知って」ダウンロードしたと判断するのかも不透明です。仮に違法性を明示したサイトから直接ダウンロードした場合でも、全く無関係の掲示板などに違法サイトへの直リンクを説明無しに(もしくは虚偽の説明をもって)張られ、うっかりアクセスしてしまっている可能性があるのです。途中で不審に思っでダウンロードを中断しても、違法サイトへのアクセス記録は残るので、ダウンロードが違法化されれば、最悪の場合、民事訴訟の対象者にリストアップされる可能性もあり、悪意を持った人間が、面白半分に罠のリンクを仕掛け、クリックしたインターネット利用者を陥れる事もあり得ます。 また今後、権利者側が録音録画に限らず、あらゆる形態の著作物を対象に加える事や、権利行使の実効性を確保するため、通信内容の監視やアクセス記録の開示を請求する権利等を要求することも考えられ、今回の中間整理が、著作権法を楯に「通信の秘密」を蔑ろにする行為を容認する第一歩に繋がるのではないかと懸念もあります。 悪く考えすぎと思われるかもしれませんが、これまでも権利者側は、中古ソフトを違法化しようと訴訟を起こしたり、地上デジタル放送にコピーワンス信号を一方的に埋め込んだりと、本来合法であるはずの領域にまで強引に干渉してきました。今後、どんな理不尽な主張をしたとしても不思議ではありません。彼らが権利強化の要望を出す際も、諸外国の権利者側に都合の良い事例だけを取り上げる一方、都合の悪い事例は日本の特異性を主張してはぐらかすなどダブルスタンダード的な手法を取っており、権利者側に対する憤りと不信感は、もはや容易に払拭する事は出来ません。	個人
違法録音したモノや録画したモノ、これらを掲載している違法なサイトはいまだに多く存在しています。 これらは元々「違法」なのですから、これらからのコピーやダウンロードすることも違法とすべきだと思います。	個人
違法録音物や違法サイトからのダウン・ロードは社会道徳的に好ましくないと考えます。 たとえ相手の権利を無視しても、自己優先で良いという考えは真の自由尊重社会とは成りえないと考えます。従いまして、違法サイトからのダウン・ロードは違法とすることに賛成します。	個人
違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画については第30条の適用範囲から除外することが望ましいです。 違法な行為そのものは犯罪に直結します。利用者に対する権利の行使は事実上困難であり、引き続き慎重に議論されることは大切ですが、ドイツ、フランス、アメリカ、イギリスの「私的複製の取扱い」の現状を見据えながら国際的に通じる制度をなるべく早く確立させるのが大事だと考えます。	個人
違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外とする:賛成です。違法サイト自体が問題なので、そこからコピーをするのが私的コピーというのは、おかしいと思います。そこからコピーすることを違法にしないと違法サイトがなくならないと思います。	個人
違法録音録画及び違法サイトからの私的録音録画の第30条の適用範囲からの除外に反対します。 現状において、いわゆる海賊版ソフトと呼ばれるプログラムの違法複製物について、ネットオークションにより入手して使用したケースがあった場合、海賊版の作成については著作権法第21条における複製権の侵害に当たり、これを情を知って頒布することも著作権を侵害する行為とされています(同法第113条第1項第2号)。しかし、これは複製者及び頒布者側の責に帰するものであり、これを使用した者については、業務上電子計算機において使用する行為であって、権原を取得した時に情を知っていた場合限り、著作権を侵害するものとして取り扱われています(同法第113条第2項)。 すなわち、使用した者の側で違法性を問われるのは、情を知っていかつ業務上の行為に限られており、ネットオークションにおける海賊版ソフトの摘発は、事実上頒布者側の違法行為のみを対象として行われていると考えます。(企業等の業務使用は、当然のことながら異なりますが。) これに対し、今般の「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」における違法録音録画及び違法サイトからの私的録音録画等を同法第30条の適用除外とし同法違反とすることについては、利用者の側において、ダウンロード配信サービスが同法に違反するものであるかどうか、あるいはファイル交換ソフトにより録音録画したものが同法に違反するものであるかどうか直ちに明確にわかる手段がない(当該サイトが適法サイトであるという識別情報がないからといって、そのダウンロードデータ等が違法なものであるかどうかは判断できない)にもかかわらず、海賊版ソフトの利用者よりも重い注意義務が課せられることとなり、過度の負担を強いられるおそれがあることから、取扱上均衡を欠くものであると料します。 また、違法録音録画及び違法サイトからの録音録画を摘発するに当たっては、海賊版ソフトの例と同様に、複製者あるいは頒布者側の違法行為(例えば送信可能化権の侵害)を対象とすることによって十分機能するものと思われることから、違法録音録画及び違法サイトからの私的録音録画の第30条の適用範囲から除外する必要性はないと考えます。	個人

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条から除外すべきと考えます。 PCやモバイル上で違法配信が流通している現代は非常に深刻で、ネットが発展している現代、今後“違法”は私達人間が押さえられないところまで普及して、手におえないところまでいってしまうと思います。 アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。 今、現代に生きている人々は違法は恐ろしいものと考えておらず、自分たちに有利なことはなんでもしてしてしまうのが現状です。それを止めなめければ、今後は悪化していくと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条から除外すべきと考えます。 PCやモバイル上で行われている違法配信は深刻で、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。そういった状況を見ると、アップロードすることを違法にすれば十分とは言えず、DLすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条から除外すべきと考えます。 そうでないと、一般のユーザーは、違法なコンテンツをダウンロードをしても構わないのだというように、理解してしまうのが、極自然だと思います。ひいては、有料の合法コンテンツをダウンロードすることは損だというように考え、それが文化として定着してしまっても、何ら不思議はありません。 提供する側は、海外のサイトなど実際に取り締まるのが困難なものも多数あると思います。提供する側、利用する側、双方を違法としなければ、全く片手落ちの法律になると思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条から除外すべきと考えます。 ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。 権利者へのビジネスを侵害するばかりか、正常な流通を妨げています。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、第30条から除外すべきと考えます。 ネット上で行われている違法配信は非常に深刻だと私は思います。 違法配信等のサイトを紹介しているメディアも良く拝見します。こういったサイトを使って違法であっても無料で利用した方が得だと思うユーザーが増え、正常な流通を妨げてしまう可能性があります。 そういった状況を見ると、ダウンロードすることを違法としないかぎり、深刻な状況は変わらないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は第30条の範囲から除外すべき。 まず第一に、 インターネットの存在は、もはや「私的複製」における家庭内使用の範囲を超えており、現在のインフラ環境における私的複製は、せめてローカルネットワークの中でのみ適用されるべきである。 よって違法にアップロードされた著作物を適法にダウンロードできるということは「私的複製」の拡大解釈であり矛盾に他ならない。 また、商品価値のある録音物や録画物が著作権者（隣接権者）の意思を無視してインターネットを介して頒布されている現状は、権利者の利益を犯しており、創造のサイクル自体を脅かすものである。 著作物の使用・利用には様々なケースや規模があるものの文化は利用頻度のロングテールの需要（＝権利者への報酬）があつてこそ継続するのである。 サービスプロバイダやサーバー運営者にも権利侵害を防止する「元栓」規制とともに、「蛇口」においても法的な規制を行い、対処すべきである。 蛇足であるが、最近のニュースでプロ用機材を使用した映像と家庭向け機材による映像の判別ができる技術が開発されたと聞く。 個人で作成した著作物と所謂「プロ」が作成した著作物の判別ができるのである。このような技術の手助けを背景とし、文化の継続のために、実効性のある改正を希望する。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。 違法アップロードされた作品を利用することだけでなく、複製することを合法にすることは理解を超えます。 また、適用範囲から除外することにより、ユーザーが自分の利用する録音源が適法か違法についての認識を持つことが可能であり、健全な著作権思想普及に役立ち、ひいては違法サイト等の利用が抑制され、将来的には犯罪の温床にもなりかねない違法サイト等の撲滅にもつながると思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。 適用範囲から除外することにより、ユーザーが自分の利用する録音源が適法か違法について関心をもつようになり、違法サイト等の利用が抑制され、将来的には犯罪の温床にもなりかねない違法サイト等の撲滅にもつながると思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。 適用範囲から除外することにより、ユーザーが自分の利用する録音源が適法か違法について関心をもつようになり、違法サイト等の利用が抑制されると思います。 また、将来的には犯罪の温床にもなりかねない違法サイト等の撲滅にもつながると思います。	個人

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲からの除外することに反対です。 1. ストリーミング、キャッシュの問題に関して、参照とされている「デジタル対応ワーキングチーム」においても「一時的蓄積であっても複製に該当すると解釈可能である。」としているため、これまで審議会が宣伝してきた「キャッシュやYoutubeを見ることは違法ではない。」とする根拠は存在しないのではないのでしょうか。これでは容易に拡大解釈が可能であり、認めることはできません。少なくとも、どこまでの一時蓄積なら複製ではないか、法文に明記するべきです。 2. 利用をも違法とすることは、 ア ユーザーが合法か違法か判別できない。 イ 悪質な違法アップ業者は、合法サイトであると偽る。 ウ 架空請求詐欺を誘発する。 という問題があります。 3. ダウンロードを違法化すると、取り締まるのは楽になるかもしれませんが、ネット全体に違法コンテンツが溢れる状況を放置することにもつながります。 ダウンロードを違法化することで違法コンテンツが縮小するのは、利用者がネット上でのコンテンツ利用を適法、違法に関わらず控えることに依存することに他なりません。 上記の3点の理由から、たとえ違法録音録画物、違法サイトからのものであっても、ダウンロードを違法とするのは利用者の萎縮を招き、「著作物の通常の利用を妨げ」るものであり、ベルヌ条約の理念とも反するものと考えられます。 4. 本来、違法コンテンツをアップロードする行為を防ぐのが正道であり、電子透かしなどの技術を用いれば違法アップロードを自動的に検知・遮断するなどの対策は十分可能はずです。 5. アップロードの取締りを強化することで、違法コンテンツはネット上にあっても、いわゆるアンダーグラウンドの領域にしか存在しなくなります。 例えば70ページの資料にあるように、WinnyのようなP2Pネットワークを利用しない理由の多くはウイルスなどのセキュリティリスクを恐れるものであり、そのようなネットワークは自然に自壊・縮小化すると考えられます。 6. また権利者側が利用者のダウンロード（保存）を確認するには、利用者の電子機器の中身を調査する他なく、従って疑いをかけられただけで個人のPC内のデータを開示させられることになります。これは個人の趣味思想などを暴き立てることであり、人権侵害につながります。 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からの除外することに反対します。 著作権者等とレンタル事業者、有料放送事業者との間の契約においては録音録画の対価についての記載はなく、関係者は録音録画の対価を徴収しているとの認識をしていないかもしれません。しかし、録音録画機器が普及している現在、放送コンテンツを録音録画する利用形態は権利者も事業者も認識しているはずです。 また、事業者が権利者に支払う対価は、結局利用者が負担するものであるので、事実上録音録画の対価を含んだ貸与料または視聴料を徴収していると考えるべきです。 著作権は本来自由市場において例外的に独占が認められたものであり、権利者の権利行使を無制限に容認するものであってはならないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することに賛成する。 海賊版や違法サイトにアップロードされたコンテンツは盗品であり、盗品を一般ユーザーがダウンロード等を行って入手した段階で合法になることは、社会規範として極めて不適当である。 なお、(違法)アップロードのみを押さえればよいとの意見があるが、適当ではない。なぜなら、権利者の被害は、ダウンロードによって正規のコンテンツが購入されなくなることにより発生するのだから、両者は一体のものとして規制することが、違法利用撲滅のための実効性確保の観点から必要となるからだ。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することに賛成です。 著作権法第35条、第36条、第42条などでは、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び(当該公衆送信の)態様に照らして著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」などと明文化されています。第30条にはそのような但書はありませんが、そもそも制限規定はベルヌ条約のスリーステップテストを前提としているはずで、第30条もその趣旨に基づけば当然、通常の利用を妨げ、権利者の利益を不当に害するような当該ケースは適用範囲から除外すべきであると思います。 現状私的録音録画が、ダウンロードが適法であろうが元の複製物が違法である限り手元の複製物が「浄化」されたことにはなりません。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外すべきだと思います。 ネットによるコンテンツの違法な流出が、権利者のビジネスを侵害し、正常な流通を大きく妨げている現状において、ユーザー側にも違法配信に関するモラルを認識させない限り、この深刻な状況は軽減されないとします。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきだと思います。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、違法であっても無料で利用しなければ損だ！というユーザーが蔓延し、正常な流通を妨げているからだともい除外すべきだと思います。	個人

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきだと考えます。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスの侵害となるだけでなく、違法だと知りつつも、無料で利用できるということから、違法サイト等を利用してしまいう一般ユーザーが増加してしまう恐れがあります。 違法サイトや違法録音録画物をそれと知って、利用することは私的利用の範囲だと考えることは容認できることではありません。このことは、文化的問題だけでなく、モラルそのものが崩壊するといった状況を招くのではないかと懸念されます。	個人(同旨1件)
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害し、罰則がなければ違法でないという間違った認識とモラルをユーザーに自然に与えてしまいます。 一般的に間違った知識を広める事を防ぐためにも、あえて「違法ダウンロードは罰則の対象になる」という事を若いユーザーに認識させるべきだと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害します。 違法サイトと知って利用すること自体、私的利用の範囲だとは思えません。 これでは、音楽の文化そのものが崩壊すると思います。 また、PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。 また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されており、そういった状況を見ると、アップロードすることを違法にすれば解決できるものではなく、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害します。 違法と知って、利用することが私的利用の範囲ではありません。利用する側も違法です。 違法サイトを紹介する雑誌も多数販売されており、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。そういった状況を見ると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。 違法サイトはこのままの状態を放置するとなくなるところが増加する一方です。違法サイトの一斉排除を行わない限り、利用者は減少しないのですから、利用者へも違法として処罰しなければ改善はされるはずがありません。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルがユーザーに蔓延し、正常な流通を妨げています。違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って、利用することが私的利用の範囲とは到底容認できません。これでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する、危機的な状況にますます進むことが予想され、非常に懸念されます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルがユーザーに蔓延しており、正常な流通を妨げています。 このままでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する危機的な状況に陥ることが予想されます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしない限り、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、法治国家である日本国内において、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルが日本国に蔓延し、正常な流通を妨げています。違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って利用することが私的利用の範囲とは到底容認できません。これでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する、危機的な状況にますます進むことが予想され、非常に懸念されます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべき。 そもそも第30条ができた当時とはコピー環境が全く違います。今やデジタルコピーで簡単に素晴らしい質のコピーが作れてしまいます。商品と遜色のないクオリティのコピーが作れてしまう時代に、アナログ時代に成立した法律がそのままになっているのは、おかしいことだと思います。 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を放置することは、通常の流通を妨げるばかりか、モラルの低下をますます助長します。どうして万引きはいけなと思う人が、ネット上では平気なんですか？IT時代のモラル教育を今こそきちんとすべきと考えます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきです。 違法なものを違法と知ってダウンロードすることが、良いわけありません。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルがユーザーに蔓延し、正常な流通を妨げています。 さらに、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。 そういった状況を見ると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと考えています。	個人

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきです。 現在のi-Pod等の音楽モバイルプレイヤーの販売台数と配信等のダウンロード数(着うたを除く)を比較してみても、違法サイトからのDLを多数していることが明確であり、それによる悪影響は年々深刻化しております。 さらに深刻化していけばクリエイターへの影響もあり、音楽産業の質量ともに、悪い方向に向かうことは明らかなです。 フリーでコンテンツが得られるということが往々にして行なわれていることが、常識の世の中にありつつあり啓発活動を行なうという意味でも、絶対に譲れない部分と思われます。 違法はあくまでも違法で、ユーザー側が気づかないとは思えず、これがデータでなければ盗みの行為と同じだと思われるので議論の余地もないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきです。PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。そういった状況を考えると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。 さらには、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤った感覚がユーザーに蔓延し、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊すると思われます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第三十条の適法範囲から除外することには反対である。 同じ違法録画をストリーミングで視聴すれば合法、ダウンロードすれば違法というのは、その違いがわかりにくい。 また、ストリーミングにおいても、実際にはパソコン上にファイルをキャッシュとしてダウンロードしていたり、プロキシサーバを利用している場合には、プロキシサーバ上にファイルがダウンロードされることになる。 この場合、合法になるのか違法になるのか、わかりにくい。 更に情を通じていた場合に限られ、罰則も設けないということになれば、実証することは難しいし、実証しても具体的な意味がない。 そのような「名目だけ」の法を設けることは、法の空洞化に繋がり、順法精神を損なう。 結果として、著作権法の目指すところも失わせてしまうと考える。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用から除外すると法改正の提案については、著作権保護のためであっても、利用者が文化を享受する環境が損なわれる弊害のほうが大きいので、この改正は行わないでいただきたい、行うべきではない、と考えます。以下その理由を述べます。 ①市場から違法録音録画物を駆逐したり、インターネットから違法サイトを駆逐することは、利用者の利益にもなることであり、利用者も、当事者として、無関心、無頓着、無責任であってよいとは思えません。しかし、利用者がこの問題についてできることは少なく、もともと一般の利用者は、自らを守るために、違法録音録画物や違法サイトとは関わり合いになりたくないという気持ちを持っているますので、適切な情報が提供されれば、自ら遠ざかるのが普通です。利用者の当事者としての責任は、このように、利用者の自律的行為によって行われるのがふさわしく、利用者の通常の利用行為として定着している私的録音録画の一部を直接違法化することは行き過ぎであり、もっぱら受け手であり、被害者予備軍でもある利用者の立場に配慮した、もう少し穏当な方法をとるべきと考えます。 インターネットは、提供するものが表現や情報であるため、一般の市場に比べ利用者の目に触れるまでの選別がほとんどなされていないのですが、最近では、このままで良いのかが問われており、インターネットをメディアとして考えるとき、内容に対する責任は、メディア関係者(発信者、媒介者)に第一義的なより多くの責任があるわけです。著作権保護においても、このことを十分考慮にいれる必要があると考えます。 ②一般の利用者にとって違法録音録画物、違法サイトであることが明かならば、プロバイダーや検索ロボットにとっても識別は可能はずです。現状で、プロバイダーや検索ロボットの責任は受身の状態で限定されているのに、利用者の些細な行為が直接違法化され、利用者にだけ神のような識別力と倫理感が求められるというのは、著作権保護の面からも、消費者保護やメディア倫理の面からもバランスを欠いており、行き過ぎであると考えます。著作権保護と消費者保護、メディア倫理の各側面から、各当事者の責任の配分が全体的に再検討されることが先であるべきではないかと考えます。利用者は、検索ロボットが検索してきたものをいったんは受け入れざるを得ず、違法なものであるかどうかは利用のときにはわからないのですから、このような規定を設けることは、利用者の通常の利用行為を妨げるだけの結果をもたらすことになります。 ③利用する人がいるから駆逐できないのではないかと、私的録音録画が海賊版の温床になっているのではないかと、という主張は、利用者を著作権侵害の一種の共犯者のようにみなしているわけですが、一般の利用者の通常の私的録音録画と、著作権侵害の一種の共犯と評価されるような行為との間には相当な距離があると考えます。 共犯といっても良いような行為は、もっと具体的に特定し限定するべきです。そのように具体的に特定し限定した行為を、例えば法113条以下の侵害とみなす行為として、あるいは特別立法で禁止することであれば検討されて良いと考えます。現行法でも、法49条1項1号は、私的録音録画物の目的外使用を複製権侵害としていますので、利用者の通常の利用行為である私的録音録画の一部を違法化することが、特に必要な状況とは考えられません。 ④「違法サイトが減少すれば、(違法と評価される)録音録画実態も減少する」とありますが、違法サイト等の駆逐が容易でないことは、権利者自身が常に言っていることではないでしょうか。罰則はなくても、利用者は(その多くが青少年だと思いますが、)違法行為を行っているという評価されるかもしれない曖昧で不安定な精神状態で日常的に過ごさなければならなくなります。そのようなことじのような意味があるか疑問です。委員の一人から、「違法な複製物が家庭の中にあふれるなんて異常だ。」だという意見もありましたが、今現在、私的録音録画は違法ではないのです。今は違法と評価されない些細な行為が、この法改正がなされることによって、もしかしたら違法と評価されるかもしれないという不安定な状態で私的空間の中にあふれることになるのであり、この法改正によって生じるこのような状態のほうが異常であると考えます。 ⑤違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画が、「通常の利用形態を妨げる利用形態で権利者側は容認できない」とありますが、本中間整理2ページ(2-1(3)ア)も指摘するように、現状で、私的録音録画は社会に定着した通常の利用形態であり、このような私的録音録画に対して権利者は莫大な額の補償金を得ているわけです。その私的録音録画の一部が違法サイト等から行われており、しかもそれが容認できないほど量が多い、ということを経由にして、通常の利用行為である私的録音録画の一部を違法化するのであれば、それに対応するだけの私的録音録画補償金が減額されるべきです。しかし、もともとそのような精密な識別や計量が難しいということから、補償金制度になっているわけで、権利者ができないことを、利用者に押し付けるというのは全く納得がいきません。私的使用、私的録音録画を目の敵にしていじめながら、補償金だけはたっぷり欲しいというのは、見識を疑いたくなる主張だと思います。もし私的録音録画の識別できない一部を違法化するのであれば、それは利用者にとっては私的録音録画がないのと同じことですから、補償金制度は廃止するべきであると考えます。	個人

⑥委員の中からも指摘がなされていましたが、私的録音録画による間接的損失を補償するとの主旨により、莫大な補償金が権利者に支払われているにも拘わらず、実際には、市販商品だけでなく放送を含めて、利用者にあらかじめ告知されることもなく、明らかに表示することなく、コピーガードが施され、私的録音録画ができないものが相当あるようです。また中には、理由もなく、家庭内の私的録音録画が妨害されている例もあるようです。これはどういうことなのでしょう。あらかじめ明示されず、理由もわからずに私的録音録画が妨害されるのは、利用者を欺き馬鹿にする行為であり、利用者にとっては事実上私的録音録画が存在していない、できないのと同じことです。すなわち私的録音録画は存在していない、できないわけですから、補償金制度を廃止すべきだという議論が出るのは当然です。いかに「著作権保護」(括弧をつけます)のためであっても、家庭の中にまで踏み込んで探索したり、コントロールしようとしたりするのは行き過ぎです。私は、法30条は、私的領域における文化の自由な享受が、文化の再創造に果たす役割を重視した理念的な規定と理解しており、今後も維持されるべきと考えます。一方、補償金制度はデジタル方式による私的録音録画が存在していなければ意味がないのですから、私的録音録画が尊重されず、一部の「権利者」によるこのような行為が横行するのであれば、補償金制度は廃止するのやむをえないという結論にならざるを得ないのではないのでしょうか。このような補償金制度の帰趨に拘らず、法30条は、私的領域における文化の自由な享受が、文化の再創造に果たす役割を重視した規定として今後も維持されるべきであり、その中に禁止事項を多数設けることは、一部の「権利者」のこのような私的録音録画を妨害する行為を助長し、法30条を意味のないものにしてしまうだけでなく、プライバシーを侵害し、利用者が文化を享受する環境が損なわれる弊害のほうがかはるかに大きく、取り返しがつかないため、他の方法によるべきであると考えます。私的録音録画の識別できない一部が違法化されるのであれば、補償金制度も廃止するべきであろうと考えます。	
以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしく願います。 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することに反対します。 理由は、104ページのア～エで挙げられている理由が、違法サイトからの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外すべき理由として不適当だからです。 まず、104ページのアで書かれている「権利者側としては容認できる利用形態ではない」というのは正しいですが、それをもって直ちに違法サイトからの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外すべきであるとは言えません。この、利用形態が容認できない、という点は当然のことであり、だからこそ送信可能化権が既に存在しています。アを除外理由として挙げようとするならば、「送信可能化権では違法録音録画物、違法サイトを取り締まるに足りない、だからこそ今回著作権法第30条の適用範囲から除外するのだ」という理論展開を行う必要があるのではないのでしょうか。 次に104ページのイですが、違法か否かを明確に判断できる状況においては成り立ちます。しかし、明確な違法サイトではない、グレーゾーンのウェブページからのダウンロードを想定してみてください。この類型が違法とされると、「情を知って」、すなわち違法性を認識しているか認識していないかで違法か否かが決まります。インターネットの利用者は、常に自らの行っているダウンロード行為が違法でありうるか合法であると思っていたと抗弁できるか判断を迫られます。しかし、ダウンロードしようとしているコンテンツがどちらかに該当するか判断しづらいことがあります。権利者の許諾を伴う公開かそうでないかは判断が困難な場合があるからです。現実には、アマチュアバンドの映像が権利者の許諾を得ないものと誤解してしまった事例がありました。 (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/22/news109.html) この改正が実施された場合、合法的に活動しようすると、違法である危険性を少しでも感じたらダウンロードできません。この秩序変更は、インターネットへの接し方、利用の仕方を根本から変えるものであり、「秩序変更が利用者にも受け入れられやすい」とは到底言えません。 次に104ページのウにおいてアナウンス効果を挙げられていますが、インターネット利用におけるマイナスのアナウンス効果が検討されていません。前段落で示したとおり、この秩序変更は、インターネットへの接し方、利用の仕方を根本から変えるものであり、合法的なダウンロードまで萎縮するというマイナス面での影響を考慮し、どちらが著作権法の趣旨に鑑みてより重視すべきか検討する必要があります。その検討を行ってはじめてアナウンス効果を理由として掲げることができるのではないのでしょうか。 最後に104ページのエですが、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することが「効果的な違法対策」であると読み取れます。しかし「効果的な違法対策」であることの根拠がエでは示されていません。なぜ効果的か、という理由についてはア～ウのうちの、ウのアナウンス効果しか読み取れません。しかし、(1)前々段落で述べたとおりグレーゾーンで判断が難しく、(2)次項で「罰則は設けない」としているのに、一体何が効果的なのでしょうか。むしろ、「効果的な違法対策」手段と言えるのは送信可能化権ではないですか。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を適用除外すべきである。 ・違法サイトからのダウンロードこそが、権利者に実害をもたらす利用であり、これを違法とせずして取締りの実効性はない。 ・「違法なものを複製することは違法」という理屈は単純明快であり、否定すべきところはないはず。 ・ネット利用の萎縮効果を理由に反対する向きもあるが、「情を知って」の要件を課すことにより払拭できるはず。 ・ストリーミングは対象外となっているが、既にストリーミングとダウンロードの技術的な垣根は存在せず、本来的にはストリーミングの視聴のみの利用であっても違法とすることが望ましい。「情を知って」など、課す要件を調整すれば可能ではないか。	個人
違法録音録画物の私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきです。 PCやモバイルで行われている違法配信は、広く広まって日常化するほど蔓延してきています。 そういった状況を見ると、アップロードすることだけを違法にしても十分とは言えず、違法だという意識なく行われていくように思います。 ダウンロードすること自体も違法にしないと、現状は変わらず、アーティストを含め、音楽の価値がどんどん下がってしまうと思います。	個人
違法録音録画物や違法サイトがこれだけ蔓延してくると正規に購入をしている人間がバカを見る状況になっていると思われます。 いつの時代も正直ものがバカを見るといった事が往々にしてありますが早急に是正していくべきであると思います。 「違法ダウンロードは犯罪だ」くらいの強い意志で見直しを行っていかない限りは違法行為を根絶することは難しいと考えます。	個人
違法録音録画物や違法サイトがまかり通ることは、社会全体として好ましくないとします。違法サイトのダウンロード利用者は未成年者が多数を占め、悪いことをしているという意識がありません。 ダウンロードする側も違法としない限り、違法サイト、違法コピーの利用者が減ることはないと思われますし、権利侵害に歯止めをかけることはできないでしょう。 また、違法サイトには、ダウンロードに辿り着くまでに、出会い系やアダルトなど有害サイトの広告をいくつもクリックする仕組みになっており、違法ダウンロードをきっかけに子供たちが有害サイトに引き込まれる危険性もあります。著作権の意識を高めて著作物を守るのももちろんのこと、未成年者を守るという意味でも必要性を感じます。	個人

違法録音録画物や違法サイトからのコピーやダウンロードは当然違法である。 知的財産の再生産サイクルを分断し、クリエイターの権利を侵害している。 著作物が保護されない国は文化的2等国である。 違法物からのコピー、ダウンロードを違法とすることに賛同する。	個人
違法録音録画物や違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと思います。 著作者及び作品の権利者が制作活動を健全に継続するためにも彼らが不利益を被る社会的環境は排除するべきと考えます。ただしユーザーが違法著作物であることを事前に識別できるような整備も必要と思われる。	個人
違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画については、私的録音の適用範囲から外すべきだと思います。 そもそも、そういった違法なものがアップロードされること自体がおかしいことであり、わからない場合は仕方ないかもしれませんが、明らかに違法であっても、プライベートのダウンロードが許されるという現状は明らかに間違っています。こうした違法サイトを撲滅し、適法なサービスを適法に利用できる環境にしていけるためにも、ぜひ見直していただきたいと思います。	個人
違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画について利用者を罰則するのは行き過ぎであると考えます。 送信可能化または自動公衆送信の違法性を追及すればダウンロードする者は居なくなるのであって、ダウンロードまでを違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対です。	個人
違法録音録画物や違法サイトが横行していることは、著作権者保護の点で好ましいことではない、これらからのコピーやダウンロードを違法とし取り締まることに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることにより、創作活動を行うアーティストのモチベーションにもつながり、音楽を楽しむ事ができなくなると言う結果を招き、自分達が音楽を楽しめなくなる可能性を生むため、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではない。文化事業としての認識を追及する事は、短期的にはデメリットもあれど、長期的には文化国家としての財産となる。これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人(同旨1件)
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないと思う。また、このようなもののコピーや違法サイトからのダウンロードを放置すると不公平感が生まれ『正直者がバカを見る』ことになりかねない。その様なことのないようにこれらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。 また、検索サイトや掲示板サイトで違法な音源が蔓延し、主な利用者である中学生や高校生がそれを違法とも思わないで利用している現状はたいへん問題と考える。 業界全体の縮小化及び、コンテンツの価値を守る意味でも今回の法改正には全面的に賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。クリエイターの権利が希薄になりつつ有るが、これは文化的に見て危ない兆候であると危惧する。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。ただ、一般ユーザーは違法サイトを見分けることが困難なので、当面は、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきである。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、正規の作品における明らかな侵害行為であり、今後のアーティスト及び周辺の関係者が育ちにくい環境に繋がる事は明白であると思う。よってこれらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、著作権者にとって著しい不利益であり、社会として放置するのは好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、著作者、アーティストの権利を侵害し、文化的な活動を妨げますよってそういったサイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、著作者の権利がないがしろにされることであり問題である。「違法」サイトと表現されているように、国民に充分違法性の認識もある以上、これらからのコピーやダウンロードを違法とするべきである。したがって、私は適用範囲の見直しに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、特に青少年の一層のモラル・ハザードを招く要因となると考える。現在日本の教育のあり方が論議されているが、青少年は教育によっても成長するが、より影響が大きいのは実社会の在り様であるとも言え、現在の違法環境は社会全体にとっても、とりわけ青少年を取り巻く環境として全く好ましいことではない。従って、違法録音録画物や違法サイトからのコピーやダウンロードは違法とすることに賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは好ましいことではないので、コピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。 判断は難しいがユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードした人、違法サイトにアップロードした人、双方を違法とすべきである。	個人

違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは社会全体として好ましいことではなく、現段階でクリエイター側の権利を守ること新たなクリエイティビティを阻害することを防ぐことが急務である。 よって、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは社会全体として好ましくないことで、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。でないと、違法行為を助長し、適法な手段による著作物の流通の妨げになります。	個人
違法録音録画物や違法サイトが世の中に存在することが問題であるが、利用する人間も罪の意識を持つべきであり、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。利用する側も責任の一端を担う共犯者である。	個人
違法録音録画物や違法サイトが蔓延していることは、日本政府が推し進めている知的財産立国やコンテンツ大国への動きに水をさすものであり、社会全体としても好ましいことではないと考えます。これらの違法録音録画物や違法サイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトの現状はユーザー生成コンテンツという範疇を明らかに逸脱しており、正常な創作活動の妨げになっているものと考えられます。その状況の改善のために、違法録音録画物や違法サイトのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトは、ユーザーの利益を損なう行為であり、著作権者を保護するのは当然であると考えます。それによって新たな芸術等が創造され、結果それを楽しむユーザーのメリットにつながると考えます。	個人
違法録音録画物や違法サイトは、悪影響を与えらると思う。著作権で守られるべき音源や画像のコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法録音録画物や違法サイトは違法であるということが、当たり前のように浸透すべきで社会悪として撲滅されるべく、市民レベル側から排除していくような啓蒙活動が望まれる。音楽・映像文化を守るためにも、公共広告等も必要ではないだろうか。	個人
違法録音録画物をコピーすることや違法配信をダウンロードすることを違法とすることに賛成である。そもそも、違法であるものが「適法」に転化する合理的理由がないうえ、権利者へ与える損失の大きさ、さらには海賊版や違法配信を撲滅する社会的必要性があるからである。	個人
違法録音録画物を違法サイトが配信するの、違法サイトと知りながらダウンロードするのも違法であり、罰則をもって処罰されるべきだと思う。 特にモバイルでの音楽配信は我が国で成長した産業であり、今後、これを礎に様々な分野において配信ビジネスが育つ可能性もあり、それらのを育成する意味でも違法配信に法的措置が必要であると考えます。	個人
違法録音録画物を違法際とからダウンロードすることについて、現時点で送信可能化および自動公衆送信の違法性を問うことができる法律が存在する。 著作権保持者が著作権を行使するに当たって、必要十分な法的手段があるにもかかわらずこれを除外しようと言うのは、単に著作権保持者がユーザーに対して責任のすり替えをしているだけではないかと思われる。 本来ユーザーがいてこそその著作物の販売／放送／配布がすじであり、これをまったく無視した形の適用除外は一ユーザーとして到底飲める条件ではない。 だからダウンロードの違法化には反対。	個人
違法録音録画物及び違法サイトが後を断たないことは日本が著作権先進国めざす中での恥ずかしいことであると思います。これら違法物からのコピーやダウンロードは違法とすることは当然でしょう。	個人(同旨3件)
一市民として、法解釈をわずかに変えるだけで全てのネット利用者を犯罪者に仕立てる事の出来る法の成立には納得できません。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。	個人

・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというのはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こつたが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	
一通り中間報告を読ませていただきましたが、現行権利者に対しての融通、おんばかりばかりが、目立った内容だと思えます。確かに、新興サービスに法が追いついていないのは確かですし、欧米からの圧力が掛かっていることも承知しています。だからといって、新しいテクノロジーを常に悪と決めつけることは愚かです。そして、我が国の文化の醸成の経緯、即ち歴史を無視していいという事情にはなりません。規制や法整備ばかりが、叡智ではありません。そして、叡智だけが、真の意味で歴史を作ってきたわけですから、もう少し冷静な対応、即ち「まず、法整備ありき」の姿勢を作ることをやめるべきでしょう。 何故、最初に権利者なのか？ 権利者は利用者がいなければ、その経済的権益も存在し得ないにも関わらず、その理由（資本主義的には正しいものです）があるために、真っ先に保護される対象となっています。 しかし、実際の芸術生活者は、そうした経済的意味合いをあまり重要に考えておらず、創作そのものを重視しています。 この辺は、オランダの経済学者にして自身がアーティストでもあるハンス・アピングの『金と芸術・なぜアーティストは貧乏なのか』をお読みになり、吟味していただければ幸いです。（欧米の話だから、と委員の方々は仰るでしょうが、それが“日本病”と読んでも良いぐらいの愚昧な考えです。アーティストというのは一種の“止められない癖”であるのです） 権利団体は常に、アーティストを保護している、と言い張っていますが、それは真実ではありません。 この件とは別になりますが、ソフトウェア著作権団体のACCSが、アダルトソフト制作会社を「所属団体ではないからWinnyによる損害に関して、訴えることはしないし、そちらの会社は当団体には不適格なので所属も認めない」と言った件がありました。（恐らく、ACCSの理事会の時期ではなかったから、こうした言い分でスルーしたのかも知れませんが。でも、ソフトウェアの被害には変わらないのだから、理事会開催前に団体加盟に関しての手紙などを送るのが筋でしょう。そうした話は聞いていませんし、明らかに文化として“差別”を受けています） ソフトの不正使用には変わらないのに、こうした態度は「金になるか／ならないか」でしかモノを見ていない態度なのです。 真の意味での権利者は、アーティストである制作会社であり、ACCSでは無いはずですが。こうした二枚舌、ダブルスタンダードを横行させているのが、現行の著作権“権利”ビジネスの実体です。 この最後にの文章は、委員会のパブリックコメントに載らないであろうし、見せることも無いと思います。 ですが、文化庁の職員様の目に止まることだけで十分その役割を果たしたと信じておりますので、よろしくお願いします。	個人
一通り読ませて頂いた。 明らかに暴論。 これが可決されたら日本は終わる。 音楽や動画が著作権を侵害してるから違法にする？ ならば文書は？文章は？ 声は？アスキーアートは？ 例えば私が書いた文章には著作権は無いのだろうか。 ネットに公表した時点で私の手を離れるのだろうか。 要するにカネにならないものはどうでもいい。 カネが絡むから寄って集って保護云々騒ぐのだろう。 利権ヤクザの言い分を通してこのまま進めて良い様な問題ではない。 国民は絶対に納得しない。 私は明確に『反対』の意を表する。	個人
一度第30条の適応除外が実現されれば、違法サイトへ取り締まりを強化することは出来る。 しかし、我々が日々楽しんでいる動画サイトなどがこの制度改正のあとにも次々と違法サイトに定められる可能性がある。 そうなれば我々ユーザーは法を犯したものとして、たとえ罰則がなかったとしても著作権を管理する機関からの圧力をかけられやすい状態に陥ってしまうだろう。 そもそも地方に住む自分にとってはなかなかテレビなどを介した情報は届きにくく、そこを補うものとして動画サイトなどを利用しているのである。 よって個人的には第30条の適応除外に賛同するわけには行かない。	個人

一般の人、特に10代の人々には、違法サイトからダウンロードする行為が悪いことという意識が少ないように感じられる。違法サイトの取締りを強化することも必要だと思うが、ダウンロードする行為も「悪いこと」ということを広く社会に示さないと、権利者の利益は守られないことはない。自分が得をしていれば誰かが損をしているということを社会に示すためにも、違法サイトからのダウンロードを違法とすることは、必要だと思う。	個人
一部の違法ユーザを取り締まるのが面倒だから、適当にみんな規制しちゃえばいいと思っていらっしゃるのですか？ ネット社会の常識をきちんと把握している人間は議論に参加しているのですか？ どう考えてもおかしいんですよ。この案。	個人
一部の利権者の為の法改正にしてはやり過ぎではないか。 曖昧な違法性の定義によって多くの人間が犯罪者となりかねない。 さらに違法だとしてダウンロードすることが違法、とするようだがこの件は非常に難しいのではないかと違法だと知らずにダウンロードしました、と言われればそれまでである。それを立証しようなどというのはほぼ不可能であり、冤罪につながる可能性もある。 何でも縛って正せば良いというものではない。ある程度の厳しさは必要だがこれでは何も出来なくなるところか個人の自由まで奪われてしまう。 例えば動画を視聴すること自体は違法ではないようだが、キャッシュが違法と見なされてしまうのであれば結果として動画を視聴することも違法になるという事ではないだろうか？ それ以前に動画をサイトにアップすること自体制限されるのなら、ユーザーだけでなく経済にまで悪影響を及ぼす恐れとなるだろう。 動画を見て刺激を受けてCDやDVD、その他の物を購入する人は多い。しかしそれが制限されてしまえば売り上げが大きく減少してしまう。これは経済問題に発展しかねないのだ。 この改正は人だけでなく経済に大きく影響することを理解しているのだろうか？ これらのリスクを承知の上で改正を行おうとしているのだろうか？あまりにも危険、そして無謀だと私は思う。 以上の理由から私はこの改正案に反対します。	個人
俺は反対。 ニコニコやようつべがみれなくなるなんて、生きがいをなくすようなもの。 あなたたちがやろうとしていることは、呼吸器をつけた患者から呼吸器をとるようなもの。 ニコニコのコメントをみて、励まされた友達、笑顔が絶えなくなった友達、たくさん出会いました また笑顔を奪うのですか？ お金のために笑顔を犠牲にするのですか？ あなたたちからみれば、気持ちわるいやつかもしれません。 だけど、ニコニコをみて仲間ができて、たくさん笑えて、学校でもニコニコできるようになりました。 お金で笑顔は買えますが、本当の笑顔はお金なんかではつくることのできないものなんです。 もう一度かんがえなおしてください。	個人
音楽データは立派な商品である。そもそも経済的な観点からすれば、モノの値段はそのモノの需要と供給のバランスによって、決まるのが一般的である。 とすると、無料で行き来している「音楽」というモノの価値が、違法サイトなどの万蔓延によって、価値を下げているように感じる。 よって文化的観点からしても、無料サイトは排除するべきである。	個人
音楽などそれを制作、販売するまでには多くの人が血と汗を流す思いで作り上げているものであり、制作費用も当然ながらかかっているものです。 それを楽しむのには対価を払うべきで、当然、正規のルートで販売、購入すべきものであります。 現在の違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延し、利用者が違法とも思わないでいる現状は問題です。 音楽配信ビジネスを守ることで、健全に音楽を楽しめる環境となるので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
音楽配信は、ビジネスモデルとしてすばらしいものだと思います。デジタル配信によってパッケージ売上の減衰をカバーできることが、日本のレコード産業が他の国にない強みだと思います。 そんななか、検索サイトや掲示板サイトで違法な音源が蔓延し、主な利用者である若い世代が違法とも知らず利用している現状はたいへん問題です。 現状を放置することは健全な音楽産業の発展を大きく阻害するものだと思います。そうした理由から今回の法改正には全面的に賛成します。	個人
下記の二つの理由から、私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案に反対します。 ①: ストリーミング配信で提供されたコンテンツは違法化の対象外であるとされている。 しかし、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、専門家の間でも定義に争いがある。 これではITの知識に乏しい裁判官が誤って違法と判断する可能性が高い。 ②: ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまい、Webサービスの可能性を狭め、日本のIT開発が衰退しかねない。	個人

下記の理由によりダウンロードの違法化に反対することを表明する。 一、省庁がどう思っているかと、裁判官の判断がどうなるか不確定である。 例えば映画の保護期間延長は、文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返した。 法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性がある。 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならない、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 二、管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲を数多あるブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 三、本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのかと言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 権利者の許諾をもらって公開しているかわからない。 YouTubeというサイト一つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、自明ではない。 合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることになる。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。	個人
仮にダウンロードが違法化されたとなった場合、 ・本人が誤ってダウンロードしたと主張した場合 ・そもそもアップロード者が誤ってクリックするように仕向けていた場合 ・サイトを開くだけでダウンロードできるようにしていた場合 などはどうなるのでしょうか？ そもそも開くだけでダウンロードが始まるサイトなどもあるのにこのような決まりごとが通ってしまえば、現在の情報社会は崩壊します。 あまりインターネットを経験していない方にも敷居を高くてしまうことに繋がります。 国際的に見ても日本をITの力が支えているのは明らかです。 このような決まりごとを定めてしまえば、日本の将来が不安でなりません。	個人
何でも規制すればいいと思っていないませんか？ インターネットや漫画、アニメすべてが悪ではないと思います。	個人
何より、この法案は既得権益者が世論に圧迫されて失いかけている自らの不当な利益(天下り等)を保持するための方便のひとつとしか見えない。 なぜならばこの法案はまったくもって現実に即しておらず、ただ単に叩きやすいところを叩いているだけにしか見えないからである。 本当に現実に即した法案を提示し、民意に応えた適正な回答が出されることを説に望む。 もしこの法案が何の議論もなくまかり通るようなことがあれば、国民は、少なくともこの法案に対し反対の意見を表明した国民は、この法案を可決させた政府を一切信用しなくなるであろうと思われる。 そのような悲劇が起こらぬよう、真摯な対応および議論の場が設けられることを切に望むものである。	個人
過去に私は音声・動画のストリーミングにより、CD・雑誌・DVDを買ったことがあり、規制することにより売る側の商品を消費者に知る機会を奪い、販促に伸びることは無いであろうと指摘します。 又、消費者にはストリーミング等の品質(YouTubeやニコニコ動画を見る程度の知識を持つ利用者)では満足せず、動画を見ることによって私の経験談にもある通り、商品を購入する消費者。また、高画質の動画や音楽をダウンロードをしたとしても、コレクターと呼ばれる消費者もいることから、”商品を効率よく知られる”という面から見ても、”利用者の購入に対する取捨選択”という面でも規制をすることによる損失は大きいと思われる。 また、ユーザー側が宣伝などを行うことによって、企業の宣伝費を削減できる効果もあることから、無視できないはずだ。 しかし上記のように知識があり、高画質の動画や音楽を入手し、それで満足する利用者も居ることから、ある程度の規制は必要。 だが、何度もいうが、今回の規制に関しては上記にあるので割合するが、意味が無いものであり、デメリットの面が多い。 ただ、制度があること自体に不満はなく、現状維持か”改悪”ではない”改善”を求めることをここに記します。 故に、製作者側の意見を多く取り入れ、今回の規制を作るにあたって召集された人間を除き、数の理論での話し合いにならないように同時に提案もする。	個人
海外のサイトを含め違法サイトがいっぱいあることは、音楽家のために好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
海賊版、違法配信など、スタート時点で違法性がある状況下での規制は当然であり、クリエイターに対する還元という意味合いはもちろんのこと、正直なユーザーが損をしないようなシステムの一環としては至極当然だと思う。	個人
海賊版あるいは違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを、第30条の適用除外にすべきだと思います。違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を放置することは、ベルヌ条約のいはゆるスリー・ステップ・テストにあたる通常の流通を妨げる利用形態であり、著作権者の利益を不当に侵害するものであります。ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎという意見もあるかとは思いますが、明らかな違法複製物からの録音録画に限定するなどの条件をつけることによって利用者保護は充分可能と考えます。	個人(同旨3件)
海賊版あるいは違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを第30条の適用除外にすべきであると考えます。当然のことではないでしょうか。違法著作物から複製しても違法にならないとは信じられません。逆に考えると違法著作物から複製すると合法になるということでしょう。まるで魔法です。 違法が絡むものはあくまでも違法で合法になることなどあってはならないのです。	個人

海賊版からの私的録音録画や、違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを、第30条の適用除外にすべきであると思います。違法複製物はすでにウェブ上に蔓延しており、最近では違法な携帯電話向け音楽配信が甚大な被害をもたらしていることが指摘されていて、30条の適用範囲から除外することにより、違法な行為を違法といえるようになることは、違法サイト対策としても大きな意味があると思います。条件を付すことによって利用者保護は十分可能だと思います。	個人(同旨2件)
海賊版からの私的録音録画や、違法な配信サービスを利用した私的録音録画等を第30条の適用除外にすべきだと思います。そもそも、違法なものから録音録画する行為を私的録音録画として認めるのはおかしいと思います。違法サイトや、海賊版を排除していくためにも、第30条からは除外してほしいです。そうすることで、ユーザーの意識も高まるのではないのでしょうか。	個人
海賊版コピーや違法配信からのダウンロードの規制であれば当然だとも思います。	個人
海賊版のコピーや違法配信からのダウンロード限定ということなので、やむをえない規制だと思う。(私的なコピーやダウンロードが規制されるのは抵抗がないわけではないが) 確かにこういう違法コピーや配信が野放しになるのは、ビジネスや法の崩壊を生むので芸術の衰退にもつながるかと思う。	個人
海賊版や違法サイトからのコピーやダウンロード行為を違法にしないと、海賊版や違法サイトそのものは減少しないと思います。	個人
海賊版や違法サイトからの私的録音録画行為を著作権法30条の適用範囲から除外すべきだと思います。30条の趣旨は、適法な媒体からの私的録音録画行為を認めることだと思います。このままでは、適法なサイトを運営する事業者や、そこにコンテンツを供給する権利者が被る損害は更に甚大なものになると思います。このような行為を30条の適用範囲から除外して違法化し、そのことをユーザーに周知徹底すれば、違法サイト対策にも効果があると思います。	個人
海賊版や違法な配信サービスを利用した私的録音録画などは、第30条の適用を除外すべきだと思います。違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画をそのままにすると、著作権者の利益を不当に害するため、結果的に良い著作物が生まれにくくなり、それが音楽産業にも大きく影響されるのではないかと杞憂します。ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎではないかとも思いますが、明らかな違法複製物からの録音録画に限定すれば、利用者保護は可能だと思います。	個人
海賊版を所持していれば違法となるのであるから、違法サイトからのダウンロードは違法とし、児童に対してはっきり「やってはいけないこと」と教える必要がある。	個人
海賊盤のコピー、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
海賊盤や違法ダウンロードに関しては、音楽家や作家の権利を守るためにも規制は必要だと思う。但し、権利の発生なきものもしくは権利者が自ら無料で発信するものに対してまでは規制する必要はないと思うので、その辺の線引きと取り締まりをweb上でどこまでできるかが大きな問題ではある。あとは違法業者や個人のモラルの問題となると、発覚した者を厳しく罰する等で違法であること、そして法を犯したら厳罰処分を課せられる事実を認識させる必要があると思う。私的のコピー・ダウンロードとの区分けも難しいかもしれないが、海賊版や違法業者への厳しい取り締まりから、一般ユーザーへもこの件に関して自覚を促せば良いかと思う。	個人

外出先から自宅へリモートデスクトップ*1して、音楽や動画を再生するだけで違法になる可能性がある。 というのも「ストリーミング」と「ダウンロード」の区別を付けることができないからだ。 まず、リモートデスクトップ経由であれば「ストリーミング」と言う形になるはずだ。 しかし、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧。これを「ダウンロード」としてしまう判事もいるかもしれない。 なのでダウンロードの違法化に反対。 リモートで音楽を再生する機会は少ないと思うが、ないとも言えない。 例えば、友達や同僚におすすめの音楽を紹介したいとする。 しかし、その音楽は今手元にない。 もちろん、後でメールで送るなんてことはできない。 接続元のPCにファイルをコピーできないかもしれない。(借り物のPCならなおさら「ダウンロード」と言う形になる) また、接続元のPCでは再生が困難なファイル形式*2かもしれない。 一番手っ取り早いのはそのままりモートで再生することでしょう。 しかし、これを「ストリーミング」として合法だと仮定すると、次のことも合法かもしれません。 “接続先のPCで再生した音声接続元PCで録音する。” 場合によっては無劣化でそのままコピーする事ができます。 そして、これを違法とするなら、リモートデスクトップによるあらゆる音楽の再生を禁止しなければならないでしょう。 *1 : リモートデスクトップ Windowsのリモートデスクトップ、ターミナルサービス *2 困難なファイル形式 Apple Lossless(ALAC)がよい例です。 仕様は公開されていないのでプロプライエタリなデコーダを使わなければなりません。 そのためにはiTunesなどをインストールする必要があります。 そして、それにはソフトウェアをインストールできる権限が必要です。 さらに、iTunesにはQuick Time Playerがバンドルされています。 これはファイルの関連付けやWindowsにおけるDirectShowの関連付けにも影響をあたえるので、インストールを避けたいと思う管理者も十分います。 さらに、Linux向けのパッケージはありません。つまりLinuxではALACをデコードできません。 Linuxで再生するにはリバースエンジニアリングによって得られた不安定なデコーダを使うしかありません。	個人
該当部分にも記述されていますが、違法サイトからの録音録画は違法であるという秩序はとても解りやすいように見えます。しかしこれはネットでの視聴は全て違法性が含まれると言っているに等しいです。 一) 視聴者は違法サイトであるかどうかを視聴前に知ることが出来ません。 あるいは視聴前には知らなかったと言い張ることが出来ます。 二) 視聴者は違法コンテンツであるかどうかを視聴前に知ることが出来ません。 あるいは視聴前には知らなかったと言い張ることが出来ます。 三) 現状の技術では視聴が録画に直結している事が多く、完全に分離することはほぼ不可能です。 これらの問題は善意に依って視聴し続ける限り対応可能ですが、違法ダウンロードを是とする者にとっては回避可能であり、また知らなかったと言い張ることが出来るので違法を断定できません。 従ってこの概念で違法を唱えるならば、視聴者はすべからず潜在的に違法であると言わざるえません。 結果として、ネットを閲覧しないことが唯一の違法性回避の策となり、それすなわちネットの否定に直結してしまいます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていきたいと思います。	個人
確かに、海賊版などの根絶のためには、著作権者の権利の保護のために、法案の整備が必要ではあると思います。周辺機器への課金も、ある程度は仕方ないものかと理解できます。 しかし特にPC関連、では30条について不可解な点が残ります。 ストリーミング配信において、キャッシュにおける部分の記録についての違法合法についてです。 最低限でもその部分においては明確に法的な是非を(可能ならば合法であるように)決定していただきたいです。 でなければネット社会の明確な恩恵の一つである「情報において地方ごとの格差がないこと」が失われます。 インターネット関連の情報交換技術は、可能な限りフリーにしておくべきであり、それは社会全体の利益になると思います。 どうかよろしくお願いします。	個人
確かに違法サイトからのDLは違法であるという概念自体は受け入れられやすいと考えるが、いったいどうやって違法サイトと知ることが出来るのか？ 何かしらの適法マークを作るとしても、世界中すべての法的に問題のないサイトに掲載してもらうのは事実上不可能。 そもそもサイトを見るという行為自体が“データ”のダウンロードであり、無断複製した画像や文章が掲載されているのをしらずにそのサイトを開いた場合、その時点で犯罪者というのは単に犯罪者を量産するだけではないか？ 仮に適用から除外したとして実際に立件するのは非常に困難であるし、これまでどおりのアップロードを取り締まる事で問題ないのではないか？	個人
確かに違法に動画を制作・ダウンロードする人も多いのかも知れませんが、それが正しく無いのだと言う事も解ります。けれど、わざわざ既存の法を改定までもなくてもいいのではないのでしょうか。この政策が通ってしまうと、単純に動画サイトを楽しんでいる人にまで法の手が伸びてしまいます。別にそれらを使ってお金を儲けようとしている人達だけに対する法律なら構いません。ただ、この制度では悪用していない人達にも被害があるのではないかとと思うのです。 長々と書いてしまいましたが、言いたい事は一つ。 「この政策には反対」だという事です。 私だけの意見では変わらないかも知れませんが、この政策は実行して欲しくありません。 どうか、このまま通る事のないようにしてください。	個人

確かに今ダウンロードできるものの中には不正、違法なものが多数あるかもしれないがそれはダウンロードした後でないとわからない可能性もあり、著者の意図で不特定多数の人物に配布しているものもあるため、ダウンロードや、ダウンロードできる動画音声すべて違反としてそ舞うのは余り気が良くありません。 人が多数のひとに楽しんでもらおうと作った動画も、何か違法なことをしてつかまってもおかしくない動画も同じように扱われるのではあまりに前者とそれを楽しみにしている方に失礼だと思います。 多少表し方がおかしかったりするところがあるかもしれませんが、この大きな反対の気持ちと、意見を受け止めていただいてもう少しいろんな方の意見を聞いていて抱ければ幸いです。	個人
管理されているサイトから、認知されているもの以外をダウンロードした時点で違法であるようにしてしまうのは非常に荒っぽく感じられました。 ダウンロードを行ってからではないと、そのファイルに違法性が確かなものかの判断が難しいと思われる。 自主制作による作品ですら、「この作品は違法性のあるものかもしれない」という疑いの目で見なくてはならなくなってしまいます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
管理団体の料金徴収がない前提で考えたとしても、ファイル交換ソフトは規制すべきだとは思いますが違法性を無自覚の上でするかのようなあるダウンロードについては規制対象とすべきでないと思います。無自覚でダウンロードして、管理団体から料金の請求がきても無自覚ならば支払わなくとも良い、という知識がない場合、料金請求された際に結局被害を受けるのはネットユーザーです。また、それを利用した詐欺等が増えるのは明らかです。それを押しても改正する価値があるとは思えません。JASRACの現状を聞く限り、信用に足るとは言いがたいです。	個人
簡単に一言で言うなら、最悪です。 これまじや公認ワンクリック詐欺です。ひどすぎます。断固反対します。	個人
基本的には賛成。しかし、今日のIT社会ではあまりにも情報が錯綜していて、何が「違法複製物」で何が「違法サイト」とかという見極めが非常に困難と考える。 従って、違法という認識がない状態でダウンロードするケースもありえる。 取り締まるということは、無条件で違法と判定することであるから、認識があるユーザーとないユーザーを同一に扱っていいのかという問題が出てくる。	個人
基本的には賛成だが、日本特有のネット文化の発展を阻害しない程度にして頂ければと思います。	個人
規制は反対です。サイトにアクセスした時点で動画、画像、文字あらゆるものがダウンロードされるからです。それを規制するということは、インターネット封鎖ということになるのではないのでしょうか。 このままではブログの内容まで規制されるのではないのでしょうか。 イラストも簡単に掲載することが出来なくなり、大衆への主張やそのイラストがきっかけでの仕事の依頼があるかもしれません。	個人
規制対象が海賊版や違法サイトからのダウンロードに限定されるのであれば仕方ないことと思う。個人的にも映像や音楽を作っているの、違法サイトを野放しにすると、クリエイターにとっては死活問題です。	個人
規制対象が海賊盤のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのであれば、必要な規制だと思います。個人で音楽を楽しむためにコピーをしたり、サイトからダウンロードすることが規制されることは問題だと思いますが、明らかにソースが違法なものを取り締まるべきだと思います。以前は、レコード会社や音楽出版等が権利ビジネスで儲けすぎていて、ユーザーの権利が軽視されているのではないかという印象がありましたが、デジタル時代になり考えが変わりました。高音質のデジタルコピーを可能にするツールが安価で手に入れることが出来るようになった現在、特に若いユーザーは「ほぼ商品と変わらない高音質のものを無料で手に入れられるのは当たり前」と考えています。このままではユーザーに「権利保持者」という概念が根付かず、レコード会社が不利益をこうむるだけでなく、アーティストにきちんと収入が上がらず、音楽ビジネスが崩壊してしまいます。正規の権利者に正しく利益が還元されることは、市場を活性化し、クリエイティブな活動をする人々を育てるために役立つことであると思います。	個人
貴殿の「ダウンロードしたファイルが違法」かどうかは技術的な理由から一度ダウンロードしなければ確認が不可能です。なぜならインターネットの性質上ページを開いたならば必ず「キャッシュ」と呼ばれるファイルが残るからです。ダウンロードする事自体が違法だとするならば騙される形でファイルをダウンロードしてしまった場合罪に問えるでしょうか？ もしそれがまかり通るならば、大麻などの違法薬物を知らずに届けた運送業の会社が罪に問われることになってしまいます。それが果たして本当の意味の正義でしょうか？ 話は多少ずれましたが、根本にあるものは同じです。ダウンロードせずにファイルの中身を確認するという技術が確立されていない現段階での規制には断固反対です。日本国の情報通信産業発展のためにも、文化庁及びこの見直し案に関わる方々には是非とも寛大な考えをもって進めていただきたいと思います。	個人
技術に精通しているわけでもないため不合理な判断をしかねない。 ユーザーの感覚とは異なる判例もある。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスでも違法とされることもある。 これでは大丈夫と思っていでも、どうなるかわからない。 たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定された。 一般ユーザーにとっては、購入済みのコンテンツをムーブしているだけという感覚。 既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけ。 これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定された。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨19件)

技術の急速な進歩に対しては、迅速な法整備により権利者の利益を守るしかない。 著作権法第30条の権利制限は、あくまでも権利者に対する経済的不利益が等の影響が微小でなければならないが、海賊版からの録音録画、違法配信からのダウンロードは、権利者に対する経済的不利益が多大であることは明白である。 従って、これらの利用形態は違法とすべきである。	個人
技術的には、ストリーミングとダウンロードの本質的な違いはありません。誤解、またはキャッシュの有無やキャッシュをいつ消すかなどによって、概念的・サービスの区別されることはあるかもしれませんが、詳細を検証すればこの「除外」の項目は無意味で、逆にその区別を恣意的に判断・運用される恐れもあります。さらにまた、この恐れから、合法的なサービス開発・合法的なダウンロードやストリーミングを受ける行為に対する動機付けが萎縮するのは明かです。適用範囲やその除外がそもそもはっきり定義されていないような法改正は、議論がつくされていない以前に、害の方が多いように思えます。上記の動機付けなど副次的な影響もあり、したがって、著作権法第30条を変更し、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを違法化するという本報告書案に反対します。	個人
脚注「技術的手段としての一時的蓄積」も、ダウンロードと同一であるとみなせる。 同一であるものの一方は対象外、一方は違法というのはおかしい。 このような不安定な状況では、利用者としては安心できない。 しかし、一時的蓄積まで違法としては、Webサービスの発展を完全に阻害してしまう。 したがって、ダウンロードを違法とするのが誤りであると判断し、これに反対する。	個人
極々一部の違法配信を規制するために、ネット全体をブチ壊す気でおられるのでしょうか。 ネット社会における知識と常識を持って慎重に議論を進めていただきたい。 結論を言うのと改悪反対です。	個人(同旨1件)
掲示板などで、URLなどが書き込まれていることが多々あります。そのとき、もしそのリンク先が、動画サイトだったとしたら、クリックした自分が犯罪者になってしまうということになります。 ですから、ワンクリック詐欺などの、他の犯罪が増え、”荒らし”等の思うままになってしまうと思われます。	個人
携帯の世界では違法サイトが蔓延し、最近では「無料着うた」などの文言で誘っておいて、青少年には有害な出会い系サイトや懸賞サイトへの登録を促す例が急増しています。こういったサイトを根絶するためにも、ダウンロード自体を違法化し、怪しいサイトに騙されないよう啓蒙していくことが重要だと考えます。	個人
携帯電話および、PCでの違法ダウンロードは無視できないほどの状況になっていると思います。 制作費は無料ではないのに、今後無料ダウンロードの世界がさらに悪化、常態化しそうです。 日本がこの世界の問題についての方向性を示して欲しい。 違法サイトからのコピー、ダウンロードを違法にすることに賛成します。	個人
結局は自分たちの首を絞めるのは目に見えているのに、なぜここまでするのか全く理解できない。以前知人の教師が「政治家はバカしかねないかもしれない」とぼやいていたことがある。その時は「何を言っているんだ」と返したが、今同じことを言われたら私は顔してしまうだろう。	個人
結論から言うと、私は今回検討されている法改正に反対だ。現代社会において、インターネットと経済は密接に絡みついた状態であり、動画などのネットワーク上におけるメディアが消費者に影響を与えて、物流を促しているという現状は、経済を活性化させる一因になっていると言っても過言ではない。例えば、著作権で保護されている動画がネット上に掲載されたとして、それを視聴した者が周囲に何らかの悪影響を及ぼすならまだしも、その内容が消費者に商品の購入意欲を沸かせるものであった場合、むしろ+な要素として換算されるべきである。勿論、違法動画をネット上に掲載することを正しいとは言わないが、その件に関しては既に掲載者自身が割り出された場合、相応の処罰を受けることが法で定められている。また、そういう動画と知らずに間違って視聴してしまった場合でも罪の対象に成りうる可能性があるのなら、今回の検討事項は断固として阻止すべきである。	個人
結論から言うと反対と言わざるを得ません。 確かに昨今、某動画視聴サイトに著作権という物が軽んじられています。 それに伴い著作権者の権利を保護するのは確かに重要であり、また早急に手を打つべき課題と思われます。 しかし、そのことから急に、インターネットからのファイルダウンロードを違法、もしくは補償金を取る、という域に達するのはどうかと思います。 小委員会の構成者を見ると、権利側の方が多く、またインターネットによる視聴、録画、録音に関して、詳しく理解している方が決して多いとは思えず、どうにも「インターネットコンテンツ」に関しての十分な話し合いが繰り広げられているとは思えません、補償金をかける事自体に関しては、反対はしませんが、もし課するのであれば、その基準及び金額を明確にしてもう一度意見募集をするべきだと思います。	個人
結論から言わせていただくと反対です。 動画を見るだけと言うよりはクリックするだけで違法と言うような不条理な意見には賛成できません。	個人
結論から述べるとあなたたちの考えることに全面的に「反対」です。 金稼ぎですか、ご苦労様です。 これ以上国民から搾取してどうするつもりですか。 私達から手軽にブロードバンドで動画を見たりする行為すらも奪うのですか。 あなたの方案が通れば様々な業種への多大な影響が出る事を考えていますか。 これは簡単に「ダウンロードも違法」なんて出来る問題ではない。 トラフィックがでかすぎる。 どう考えても、あんたら無知すぎるとしか言いようが無い。 本当にご苦労様です。	個人

結論から申し上げますと、「反対」です。 確かに上記したサイトなどは映画やTVの映像など、著作権を軽視したものがアップロードされていますが、この改正は極端ではないでしょうか？ 案の通りにまで法律が適用されると、インターネットそのものが崩壊しかねません。 また、過度な抑圧で無為な暴動が起こるやもしれません。 youtubeなどを視聴した人数などは国民の中でも数割にいたるでしょうし、適用されたところで有名無実化してしまう気がします。	個人
結論として、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきと考えます。 理由として、現在、PCやモバイルでの違法配信の蔓延は深刻化しており、いつでも自由にダウンロードできてしまいます。 このままでは、日本の音楽文化だけではなく、日本人のモラルそのものが崩壊するのではないかと、非常に危機感を感じております。そのために、単にアップロードする側を違法とするだけでは十分とは言えず、ダウンロードする側も違法としない限り、今の状況は改善されないものと考えます。	個人
検索サイトや掲示板サイトや、P2Pソフトなど、様々なウェブサイトを通じて違法な音源、違法な動画が世の中に蔓延し、主な利用者である中学生や高校生がそれを違法とも思わないで利用している現状に対し、それ自身は問題です。違法とは感じていないのですから。 ただ、その違法と思われる音源を（違法とは知っておきながらも）活用し、新たな文化を生み出そうとしている、若者（つまりはサンプリング、やマッシュアップなど）に対しては全面的に支持します。 なので、今後音楽的な文化というものの定義は広義に変化していくと思われる為中庸な法案が必要なのではないのでしょうか？ そして付け加えるならば、ただ法改正をするだけでなく、音楽をビジネスという観点からも文化という観点からも、俯瞰し、音楽という総体に対し何が一番良いのかを考え法改正をして頂きたいと考えています。	個人
検索サイトや掲示板サイトを通じて違法な音源が蔓延し、主な利用者である中学生や高校生がそれを違法とも思わないで利用している現状はたいへん問題です。 アーティストの音楽活動への影響が心配です。アーティストが生み出した音楽は然るべき対価をもって楽しむべきだと思いますので、理由から今回の法改正には全面的に賛成です。	個人(同旨2件)
権利者の許可がない動画のダウンロードが違法になるという話だそうですが、ストリーミングの件について疑問が残ります。 ストリーミング自体は確かに動画を保存している訳ではありませんが、キャッシュが使用しているパソコンに残ります。それは例外的に認めるとしても、個人が意図的にキャッシュを保存しているか、パソコンが自動的に行ったのかまでは判別できないと思います。 つまり、例外を作ったとしてもキャッシュの保存が、合法なのか非合法なのかは分からないと思います。 動画を見るたびにこの動画が権利者によって許可された動画かどうかをいちいち確認しなくては、ストリーミン視聴ですら、もしかしたら知らない間に自分が法を犯してしまっていたということもありえます。 またストリーミングは大変便利ですが、ナローバンドの方がまだまだ大勢いることを忘れていないでしょうか？ 光インターネットもだいぶ普及してきましたが、実際光ネットを利用している方は全体の何%でしょうか？ ナローバンドの回線ではストリーミングなんて動画が止まってはかりで見れたものではありません。 そういう方のためにも動画をDLして保存し、あとで快適に見ることは少なくとも必要ではないでしょうか？ これは個人の自由の範囲内ではないでしょうか？ つまり、全てのDL自体が、私的録音録画小委員会様が考えているような理由で行われている訳ではありません。 今、法改正をすればこのようなナローバンドをしている方は切り捨てるということになります。 この方たちを見殺しにするべきではないと思います。 このようなナローバンドの方を守りつつ違法動画を無くするのであれば、アップを厳しく取り締まれば間に合う事だと思います。 DLまで取り締まらなくても動画のアップをさせなければ、DLはできません。 これで問題がないと思うのですが。 1つのアップに対して何十万、何百万、何千万のアクセスやDLがあります。 DLを規制するよりもアップを規制・取り締まりしたほうが効率が良いのは目に見えています。 アップの規制に関する法を考える方が優先だと思います。 今の昔と違い情報があふれ、高度な情報化社会になりました。 インターネットもそのツールの一つでしょう。 インターネットの規制を情報化社会を想像すらできなかった時代に作った法律に従って規制してもしょうがないです。 今、私的録音録画小委員会様が考えているような意見は間違っていないとは思いますが、今の情報化社会の今後の発展を潰しかねない法案です。 今の情報化社会と共存をする他の道を模索することを強く希望します。 私はインターネットが好きです。 今後のインターネットの可能性を奪わないで下さい。 よろしく願います。	個人
権利者の許諾をもらって公開しているかわからない。 YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、自明ではない。 合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨12件)
権利者等の保護のためにも、違法録音録画物や違法サイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
元中学教員の立場から一言申し上げたい。インターネットの普及に伴い子供たちを取り巻く環境も大きく変わってきている。パソコンや携帯電話で違法・有害なコンテンツが蔓延しているのは周知の事実であり、その実態については報告書にも紹介されているほか、新聞、TVなどでも最近よく取り上げられている。違法なものをダウンロードすることを「適法」とするのは社会正義に反し、教育的にも問題があるので、速やかに違法とするよう法改正すべきである。	個人
厳密な審査無しにダウンロードしたファイルが違法であると確定する方法はない。 しかしほとんどの場合、審査できる環境はダウンロード後に限られるため、ダウンロード時点では違法性は認められない。	個人

現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、ただ法を改正するのは、利用者の立場として承服しかねる。ダウンロードを違法にするのは反対する。 「情を知って」という表現があるが、違法なサイトであったとしてもそれを偽装することは容易であり、確実な判別をするのは難しい。 また、通信の秘密もあり、個人を特定するのは非常に難しいのではないか。 以上から危険も孕みすぎていると認識する。	個人
現在、ストリーミングとダウンロードというものは技術的な観点に立ってみますと大きな差がなく、明確に分けることは困難です。法律でこの二つを違うものとし、片方を違法として扱うのであれば日本のIT開発が萎縮してしまうでしょう。 また現在大きくシェアを伸ばしつつあるニコニコ動画やYouTubeなどのユーザー主体のコンテンツの成長を妨げることになると思います。故にダウンロードの違法化に反対します。 ・105ページ ――第30条の適用範囲から除外場合の条件―― インターネットのコンテンツと言うのはぱっと見ただけでは合法なのか違法なのか判断できない場合が多く、実際にダウンロードしてみないと内容が分からないと言うのが現実です。 入手時点で違法になってしまう可能性もあり、訴えられたときにユーザーに不利に働きます。 また、第三者が架空請求を行うか可能性はないとも言いきれず、わずかにでも架空請求にひっかかってしまう可能性も人がある。 そしてインターネットに国境は存在せず、プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なります。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 また、この事に関してまったく議論はなされていません。 だから条件付きであっても、現状では反対します。 ダウンロードの違法化は、一般ユーザーを潜在的な違法ユーザーとしてしまうことに他ならず、現在の多くのインターネットユーザーのモラルや法規意識の範疇を大きくゆるがすことになります。 また、多くのインターネットユーザーを潜在的違法ユーザーとしてしまうと、警察組織等による恣意的な逮捕や脅迫、拘束が可能になります。 これは法治国家にふさわしくない状態であると言えます。 ニコニコ動画などのユーザー主体のコンテンツが日本のイニシアチブにより発信されている今、創作活動を「違法」と断じてしまう可能性のある法案は国益を損ねますし、もっと議論されてしかるべき内容で、法案として成立するにはまだ尚早であると思います。	個人
現在、わが国日本でも違法に録音録画されたものや違法と思われるWEBサイトが数多くみられます。 文化立国を目指す日本にとってこのような状態を見逃すことなく、今後こうした複製物やダウンロードに対して違法とすることにより、文化を守っていくことが出来ると考えます。従って適用範囲の見直しを大いに賛同いたします。	個人
現在、著作権について大きな問題が起こっているのは確かです。 しかし、私はそれを法の力で解決するには時期尚早だと思います。 動画サイトと企業との関係などにしても、まだまだ試験期間内だと感じております。 したがって私は、今回の法案等は今はまだ見送るべきでは、と考えております。	個人
現在の所、YouTube等のキャッシュが複製かどうかは専門家の間でも意見が異なる場合が多いと聞いています。 また、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は、判例と矛盾するという指摘も出ています。 この項はそういった部分に対する配慮が欠けており、このまま通してしまった場合、一般的なネットユーザーの法的地位は大変に不安定なものになってしまうでしょう。 合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまう。常に『違法』の言葉に怯えなくてはインターネットが利用出来ない。それは自由と技術に対する不当な弾圧であり、そんな状態で今後の発展が得られるとは思いません。 以上の事から、私はダウンロードの違法化に反対します。	個人
現在の日本では著作権法違反を取り締まるのは「公衆送信権」に違反しているというかたちで取り締まっているようですが、実際アップロード者に罰則を与えたり、規制したりするという事がそれほど実行されてない現状で、そのアップローダー者を罰する事では減少しないというデータや実証、議論などがまだまだされていない状態で、いきなりのダウンローダー違法化という事では反対せざるを得ません。これはおかしい話です。 まずは、そういったステップを踏んだのちに、アップローダーの取り締まりだけじゃどうにもならない、どうやったってこの流れは止められないとなった場合にはじめて、ダウンロード違法化の話も検討されるべきだと思います。 もしこれを、ダウンローダーまで違反(取り締まりは行わないとしても)にしてしまった場合、ネットを利用している人の多くが「潜在的犯罪者」という扱いになってしまうでしょう。 そんな人数を警察がいちいち調べて検察が立件していくというのは土台無理な話です。 そんな実務的效果がない法改正をして、結果見た目は何も変わらないのに国民の多くが「潜在的犯罪者」となってしまうのはいかなものかと。 以上の点から私個人はこの法案に反対させていただきます。	個人

現状、合法サイトの数は違法サイトよりも圧倒的に多く、ウェブサイトの管理者が著作権者とみなされているが、もし違法サイトだった場合に自称著作者と真の著作者をどう区別できるのか。 もし、著作物が合法か違法か分からなかったら、私たちに確認の義務があるのか。 もしそうだとしたら、視聴後何日以内に確認すべきなのか。 そして違法な著作物だったら、どうすべきなのか。 インターネット上の文章・画像・音楽・動画は、著作者名の書かれていないものがほとんどだが、そのような著作物については誰に確認すべきなのか。 著作者名の書かれている著作物があれば、それは確認を経ずに事実とみなしてよいのか。 合法・違法の区別は原理的に不可能ではないのか。 認証機関を作って合法・違法を検証する場合、認証機関の確認時刻と一般人の閲覧時刻は異なるが、内容は変化していないとみなすのか。 yahoo、goo、msnなどの超有名サイトは、例えば1秒後であっても内容は変動しているが、どう対処するのか。 認証機関を作ったとして、すべてのサイトを認証できるのか。それとも、大手サイトだけになるのか。 インターネットでは様々な通信プロトコルが使われているが、対応はhttpだけに限られるのか。 例えば動画などで多いmmsやrtspまで対応するとgoogleを大幅に超える予算が必要では？ ダウンロードの適用除外は視聴者に不安を覚えさせる。 零細音楽家が宣伝のために演奏を公開し、複製を奨励したりしているのに、合法的な演奏かどうか視聴者に不安を覚えさせるような制度では文化が衰退する。	個人
現状では、違法コンテンツをダウンロードする行為に罪悪感を感じている人は少ないと思う。これでは、いつまでたっても違法使用が減らないと思う。違法コンテンツのダウンロードにある程度の法的拘束をかけることはやむを得ないし、これに賛成します。	個人
現状では違法サイトからのダウンロードなのか合法サイトからのダウンロードなのかの判別は難しい。 違法サイトの取り締まりを強化するのが先決だと思います。 動画を見るのはいいが保存するのは犯罪とするのもどうも納得がいきません。	個人
現状は、アップロードした本人に罰則を与えたり、規制したりするという事が多く実行されていないと思います。つまり、アップロードした人を罰する事では著作権侵害が減少しないというデータや実証、議論などがまだまだされていない状態で、私的利用ダウンロードする事を違法化。これはおかしい話だと思います。 キャッシュが勝手に保存され動画を見たら違法(逮捕はされないとしても搾取される可能性はあるわけです)話もそうですが、きっちりインターネットユーザーの意見も取り入れ議論をしていくべきだと思ったのでパブリックコメントを送ります。	個人
現代のインターネットを中心とした膨大なコミュニケーションネットワークにおいてある著作物が多数の人々の知を刺激し、さらに新しい文化的素地を作り出すことは最早必然、明白である。ダウンロードまで違法とすることは、その素地を荒らし、インターネット時代における新たな創作の可能性をつぶすことにつながると考える。著作物の取り扱いについて、情報拡散のスピードがこれまでにないほどに高まり続けている現代において、既得の権利者を守るだけでなく、新たな文化の地平を開くという視点での解釈が必要なのではある。 ダウンロードを違法とすることは、既得権を持つ権利者が得られるようになる利益よりも、遥かに大きな損害を日本のソフトウェア事業にもたらすことになる。	個人
現段階での違法ファイルダウンロードの規制は曖昧過ぎると思います。 ダウンロードする段階で著作権法違反と判断するのは難しく、たとえ、このまま法律を改定しても人々を混乱させるだけで、違反者を続出させるだけです。 もちろん、著作権は大切なので、不特定多数に違法に配布しているサイトの規制強化の方針が最適だと思います。 以上の理由から、私は違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権はもちろん大切なので、不特定多数にばらまいている違法サイトの取り締まりを強化する方針で。	個人
個人／利用者の立場から、下記の理由により、本報告書に反対意見を表明します。 a)104～105ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目に対し、反対する。 理由は ○ストリーミングとダウンロードの区別が出来ない。 現状では、パソコンの中で、ストリーミングのデータ量が多くなり、通信そのものから直接表示することを行っていない。一旦パソコン内部に保存しており、これはダウンロードに他ならない。 ユーザーとして「見た」だけのつもりが実際はダウンロードとなっている。 現実的に、ダウンロードしているつもりはないのに、していることになり、ユーザーの「認識」とは異なっている。本報告書の意見は空論であり、現実性に乏しい。 技術的理解が不足しているのではないだろうか。 b)105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目に対し、反対する。 理由は ○上記a)と同じ理由で、除外する条件を設定することは技術的に困難である。 また、そのコンテンツが適法か、適法でないか、利用者からは識別は出来ない。 ○「合法ダウンロードマーク」などの工夫があったとしても、そのマークそのものの適法性(つまりマークそのものが偽りではないかどうか)もユーザーは明確に出来ない状況あり、ユーザーとしての確に判断できないと思われる。また、マークの「合法性」を高める技術があるとしても経済合理性の無い「コスト高」になり、あるいは、ダウンロードに時間がかかるなど、ユーザーに不利益が被る。	個人
個人が行うコピーやダウンロードについて規制されることに抵抗がないわけではないが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されており、それは当然の規制だと思う。むしろ今まで「適法」としていたことが常識的にはおかしいと思う。 したがって、違法録音録画物からの複製や違法サイトからダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人

個人が自由にコンテンツを創作・発表し、他者からの意見を受けることは創作者の裾野を広げ、日本のコンテンツ産業の発展に繋がる。 そして、インターネットはそれに最適な場であると考えます。 しかし、違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律が制定されると一般ユーザーが創作者のコンテンツへアクセスすること、都度犯罪者となるリスクを負う＝結果的には自粛しなければならず、創作者は他者の意見を得られず、ひいては日本の文化的発展を阻害するものと考えます。 このため著作権の保護は、違法な配信の取り締まり強化によって実施して頂きたいと考えます。	個人
個人で楽しむことまで制限されることはひどいことだと思います。 それにインターネット上に上がっている動画などを同じリスナーのような方々と楽しむことで私の人生はもちろんいい意味で大きく変わりました。 実際に改正を望む方々が多く居るとは思えません。 民意を反映しない改正をして何になるのでしょうか。 わたしはこのことに対して猛烈に反対の意を送らせていただきます。 どうか楽しみを奪わないで下さい。	個人
個人としての考えではありますが、思うに著作権法本来の目的、「文化の発展に寄与すること」 この事にPC上でのダウンロードに規制をかけることが果たして大きな意味があるのでしょうか？ 文化というのは音楽、芸術、建築・・・広く言えば漫画やスポーツやゲームなども文化の一つです。 近年はネットの利用者も増え、たくさんの人が動画の投稿サイトなどで自分の興味のある項目に関する動画などを視聴し、それによってより興味を深めたり、購入の際のきっかけにしたりと色々な面での波及効果を生み出しているように思います。 動画の投稿サイトなどはその一例に過ぎませんがネットではたくさんの「ダウンロード」によって成り立っています。 その情報源に対して規制をかけることは多くの一般市民の大切な情報を奪う行為でもあり、日本全体の産業にも少なからず減退への動きを促すかもしれません。 歌などの著作権・知的財産権を守るのは大変に結構ではありますが改正が行われるのであればより多くの人の目に触れる事は確実に少なくなるでしょう。 もし「文化」というものが命ある生きた存在だとするならばどう思うのでしょうか。 多くの人々が「文化」に触れる機会を奪うような法律を諸手をあげて賛成するのでしょうか？ 冒頭に戻りますが「文化の発展に寄与すること」 今回の改正は必ずしも本来のこの意味に利益だけをもたらすとは到底思えません。余りにも性急であり、もっと慎重に議論を重ねて決めていくべき事だと思います。 以上の事から現段階では賛同出来かねます。反対させていただきます。	個人
個人として大いに大反対です。団体MIAUの意見に賛成です。 大体なんでもいちいち今更ダウンロードの反対をしなければならないのですか？言ったら悪い気がするけどあえて言います。そこまでしてまだ金が欲しいんですか？ なんなら全世界国民のパソコンを全部集めて「名前を付けて保存」を消去でもしたらどうです？ ふざけないで下さい。	個人
個人の領域でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はあるが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だと思う。何よりも違法行為を助長していることが問題。 また、違法行為が横行し、著作物の製作者に適正な利益が還元されなければ、文化的な発展が阻害される。	個人
個人使用でのコピーやダウンロードが規制されるのは良くないが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されることなので、理解できる。 むしろ、このようなコピーやダウンロードを放置すると文化レベルの向上に支障をきたすと思う。	個人
個人的な目的でのコピー・ダウンロードが規制されることは、少々抵抗を覚えます。 しかし、規制対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限られているので、ある意味仕方がない規制と言えるのではないのでしょうか？著作権に守られるべき作曲家などのクリエイターが受けるべき利益をきちんと受けられるためには、こういった不正なものをまず規制することが第一だと思いますので。	個人
個人的に楽しむためのコピーやダウンロードが規制されることへは抵抗を感じますが、範囲対象が海賊版のコピーや、ネット環境での違法配信からのダウンロードに限定されているのは了承できることだと考えます。 また最近ですが、ネット環境でも権利を重視した有料のビジネスが成り立ってきているので、このまま放置すると、権利を持つ権利者へ適正な利益が還元されないこととなると思います。	個人
個人的に楽しむ事が違法になってしまうのもい如何なものかと思いますが、それらを違法とみなし、やってはいけない事としていってしまうことで、これからの若者の育成に障害をきたす可能性も少なからず生まれてきてしまうのではないのでしょうか。利権目当てで違法化しようとしているなら尚の事御検討願いたい所ですが、そうではない事を願っております。	個人
荒れていくのが楽しみでなりません。 あなたがたの行った行為がどれほどまでに我々ユーザーに多大なる影響を与えるかとくと見るといいです。	個人
合法か違法か、見ただけではわからない。 本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれない。 出鱈目に10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいるかもしれない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨28件)

合法か違法か、見ただけではわからない。 本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれない。 出鱈目に10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいるかもしれない。架空請求はにネットのことがよくわかってない人の「後ろめたさ」につけ込んで振り込ませる振り込み詐欺で、今まではそういったものは「アダルトサイト」に限定されていたわけで、どちらかというところの成人男性しか対象にならなかったわけだが、YouTubeぐらい今時普通のネットユーザーなら誰でも見ているわけで(ネットレイティングスの調査だと日本のユーザーは1200万人)、今までのアダルトサイト中心の架空請求とは異なり、男女問わずより多くの人を「対象」にできるという側面が出てくる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
合法か違法か、見ただけではわかりません。合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれない。また悪意を持つ第三者が、故意に違法なコンテンツをダウンロードさせて相手をおとしいれることも考えられ、非常に危険であると言わざるをえません。 次に報道や政治系のコンテンツに関して、権利団体に都合の悪い情報をダウンロードされないようにこの法律が恣意的に運用される恐れがあります。そうなると自由な報道による民主主義の実現を阻害する可能性があります。 ダウンロード規制法案は世界の著作権に対する考え方、方向性に逆行していると思われます。 以上により現法案に反対します。	個人
合法サイトか違法サイトであるか個人では判断できない場合が多い。 仮にそれを識別するIT技術があったとしても、合法サイトに合法であるという情報が無ければ、違法と見なされてしまう可能性がある、逆に違法サイトであっても偽装してあった場合、合法と見なされる可能性もある。 結局合法か違法か判断するのは人間であり、その為の調査および判決に多大な労力を要するものと思われる。 当然、合法か違法かで意見が分かれることも予想される。 そして、上記によりインターネット利用を萎縮させる恐れもある。 よって、条件付であっても反対。	個人
合法的なものか、そうでないものかはユーザーからすれば判断はできかねます。 これらのサイトのものは大丈夫と思っていても、この条件では実際はどうなるかわかりません。 国民の知識面でも専門的な知識を身につけてないなければ同じサービスでも利用態様によって、違法になったりと合法になるのかがわかってしまい、インターネットをすることすら困難になります。今後インターネット上での情報取得もできなくなる状況をつくり出すのではないのでしょうか。 私はダウンロードの違法化に断固反対します。	個人
今、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びていますが、開発者も利用者も萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまう。 それに、私はニコニコ動画やYouTube等で紹介されているものを見て購買意欲が湧いたり創作意欲が出てきたりします。 こういった感情は私だけでは無いと思います。 ですから、もし、こういった事が違法となるならば商業的にマイナスになりますし、新しく何かを作ろうという人も少なからず減少すると思います。 ですからダウンロードの違法化に反対します。	個人
今、ニコニコ動画やyoutubeが伸びてますね。 そこにこんなものが通ったらどうなるか、分かりませんか。 教えてあげますよ。 逮捕・自殺者多数。日本国終了。 ダウンロードが違法？ストリーミングは対象外？ パソコン分かってないだろ。ストリーミングもダウンロードの一部だっつもの。 もっと知ってから物言え。いや・・・もう何も言うな。 現状見てみ？反対意見どんだけ多いよ？まあ後日見せてもらうけど。 そいつらから何人逮捕者・自殺者が出るかな・・・10万？100万？そんな安易な考えじゃねーだろーな。 ニコ厨だけで300万いる事知っとけ。 大体、そんなことしたらネットワークなりたたねえよ。麻生さんも泣くぞ？ ・・・とまあ散々書いてきたが、一応結論。 ダウンロード違法化反対。もっと言うなら著作権法改正反対。 あと、このメールに対する返信を要求する。 意見に対する反論と、個人情報の使用目的。こっちは個人情報まで書いてんだから、返信ぐらいするよな？ そういうことだから、返信待ってる。 そうそう、最後にこれ言っとく。 自演はカッコワルイ。	個人
今、ネット上で流行しているYouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供しています。 今回は、違法化の対象外であるとされていますが、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっています。 そして、キャッシュという形でダウンロードはしていることにはなります。 これは専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断する可能性も十分にあります。 それに、ニコニコ動画では、現在、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びています。 今回の件によって、自作アニメーションや映像編集等の技術を持つ人たちが萎縮してしまえば、UGCの成長を、更には日本の映像文化の成長を妨げる可能性すらあります。 以上の理由を踏まえて、ダウンロードの違法化に反対です。	個人

今、世界中の人々がニコニコ動画やYouTubeをダウンロードしてることは事実ですが、著作権法違反などで、違法になるのは、反対です。	個人
今のネット社会においてありえない話です。 昨今インターネット業界は目覚ましい発展をしてきました。 しかし、そのような法改正されてしまっでは、いずれは動画や音楽だけでなく画像やテキストまでもその法案の範疇に入り、ネット利用者が減り、その発展も途絶えてしまいます。 無論著作権、権利者が被害を被っているのも事実です。が、それが広告となり利益を生み出している場合もあります。 そして、その著作権、権利者もユーザーありきの、ということです。 もう少し両者(利用者、権利者)が共に歩み寄れる案を出すべきであり、足早にこのような法案を通すべきではないと思います。	個人
今のネット社会は多少は日本を支えているといっても過言じゃないと思います。 それを規制してしまったら日本自体がわるくなるんじゃないんですか？ただでさえ景気が悪いのにそこまですたら日本はどうなるんでしょうか？	個人
今までダウンロードは違法ではありませんでした。 「ダウンロードは違法」と明記できるようになる法律に反対です。 著作権でオリジナル作品を守るための補償金は既にCD-Rを購入したときに支払っています。 私的録音録画を禁止されることは憲法の表現の自由には違反します。 著作権はオリジナル作品を守るために存在し、他の作品制作を禁止することが目的ではありません。 芸術の創造活動と発展のために、私は「ダウンロードは違法」と明記できるようになる法律に反対です。 もしこのような法律が施行させるのであれば、パソコンは刃物ではなく銃であると認めることになります。 パソコンを違法だというのは可笑しいですね。 であるなら、危険なパソコンを販売中止にしなければなりません。 全く発展を望めない法律です。 このような法律は根本的に間違っていることがわかります。 「ダウンロードは違法」と明記できるようになる法律に反対です。	個人
今一番伸びている芽(今回は動画提供サイト)を摘むのはどうかと思う。著作権を守る事には反対しないが、過保護にするとそこから伸びなくなると思う。例えばサンドイッチの中身が見えるように包装した人はさらなる向上を目指すために商法登録をしなかったそうです。 youtubeやニコニコ動画にホームビデオしかなかったら衰退していくのが目に見えてるのでダウンロードの違法化には反対です。	個人
今回、ダウンロード自体を違法とされるそうですが、これは言うてしまえばインターネット自体を違法とする事に他ならないものと私は考えます。 ストリーミング配信を適用外とされておりますが、貴殿等はストリーミングに関する知識が乏しいのではないのでしょうか。 ストリーミング配信とはユーザーのHD内に対象の動画音源ファイルをダウンロードさせ、それを再生させる事です。 これをどう区別しますか？ 貴殿等が仰る違法サイトからダウンロードしたファイルと、貴殿等が例外とするストリーミング配信でダウンロードされたファイルとを、どう区別する心算でしょうか？ このままダウンロード自体が違法とされる様な事になれば、これ即ちFlash等が使用されているページを開いた瞬間に違法となりますね？ 喻え罰金等を設けなくとも、違法行為をしたとしていつでも自らのプライバシーを脅かされる危険性に晒されていると知って、またインターネットを見た人は須らく犯罪者とされると知って、それでも尚インターネットを使用する者が果たして居りますでしょうか？ このことは基本的視点にある「私的録音録画により音楽映像等を楽しむのは社会に定着した現象であり、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用を妨げないよう配慮すべきこと。 著作権保護技術や音楽映像ビジネスの新たな展開など、制度導入以降の新たな状況の変化との関係を十分考慮すべきこと。」に明らかに反しているものと考えます。 従って私は今回のこの法改正に反対します。 どうかお考え直し願います。	個人
今回YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングという形で提供しているため違法化の対象外であるとされていますがその線引きは曖昧なものだと思われます。 ストリーミングで見ているということは一度キャッシュという形でダウンロードしているためストリーミングで見る＝ダウンロードして見るということになります。 キャッシュというのはインターネットでページにアクセスした際必ずダウンロードしてしまうのでダウンロード違法化＝インターネット違法化ということになります。 だからダウンロードの違法化に反対します。	個人

今回のこの改正について、自分は強く反対という意見を提示したいと思います。 なぜなら、この改正は事によっては重大な事件を起こしかねないように思えるからです。 今日、この日本は、戦後の劇的な経済成長によって大きく進化してきました。 そして、これに伴い、多種多様な電子機器が発明されてきました。 しかし、この改正をもしも施行させた場合、最悪日本経済が崩落してしまうのではないかと、そんな気がするのです。 この改正を施行したとして、考えられる事は ・犯罪の増加 ・自殺者の増加 ・ネット上での活動を主にする個人、団体の減少 このようなことが起こるかもしれないのです。 まず犯罪の増加ですが、私が真っ先に思ったのは、改正を逆手にとった新たな詐欺の出現です。 この改正は著作権があるネット上のファイルに法的保護をかけるといった新たな試みのように思えます。 しかし、この規制がかかると、ファイルを人の意志とは無関係にダウンロードさせ損害を与えさせる… このような詐欺が出現してくるような気がしてならないのです。 次に自殺者の増加ですが、この日本には、ネットを自分の居場所とし、生き甲斐としている人達があります。 彼らはこの現実世界から、何らかの迫害をうけネットの世界に身を置いた人達でしょう。 また、日々の仕事での精神的な疲れをここで癒す人達もいるでしょう。 もしかしたら、ネットの中の自分こそが本当の自分だ、と言う人もいるかもしれません。 この改正は、そういった人達の逃げ場を無くし、首を絞めるといった改正に見えてしまいます。 もしも、この改正が実現すれば、例に挙げた人達がどのような行動に出るかわかりません。 ネットを居場所とした人達は、最後の居場所を失った、と自覚や何らかの社会的影響を及ぼす危険があります。 日々の疲れを癒していた人達は癒す場所を失い、我を失い暴走する人が出るかもしれません。 この考えは一見飛躍しすぎているように見えますが、今の日本の状態を考えると決して起きることはない、とは一概にも言いにくいのです。 最後に、ネット上での活動を主にする個人、団体の減少ですが、ネット上には善意的に自作のファイルや音楽を配信している人達があります。 この改正はそのような無料配布物にまで影響を与える、そのように見受けられます。 もしも、そのようなことになれば、そうした制作をしていた人達は徐々に減り最終的には、ネットそのものの退化に繋がりがかねません。 このような重大な改正にもかかわらず、ニュース番組で取り上げられないのはなぜなのでしょう？ やはりこのような改正はこそこそ、まるで何か後ろめたいことがあるように決めるのではなく、国民全員が、きちんと意見を言えるように取りはからうべきです。 この改正は範囲が異様に広く、さらに日本のネットそのものに大打撃を与える可能性があります。 日本経済の一部はネットが支えている、そんな気がします。 もしもこの改正で日本での重大事件が発生、海外からの批判を受けたとき、私達国民と、この日本という国は、ひどい痛手を受けてしまうことになります。 このようなことになってしまうのを未然に防ぐ事を私は切に願います。	個人
今回のこの法改正について、個人的な意見を述べさせていただきたく、パブリックコメントをさせていただきます。 まず、結論から言うと、今回の法案につきましては、自分の意見は「反対」です。 もしかしたら、今回の件について、多少間違えて捉えているかもしれませんが、反対の理由として、上記の法案が採決されると、ネット上におけるあらゆる情報等が厳しく規制されてしまい、インターネットにおける楽しみがなくなってしまうのでは、と思ったからです。 YOUTUBEや、ニコニコ動画といった動画共有サイトが今回の問題の発端となっているようですが、これらが個人の楽しみとしている人も少なくないはずです。そんな人たちがその楽しみを奪ってまで、ここまで規制する必要があるのか。そう思ったからです。 特に、ニコニコ動画についてはここ最近、アクセス数が驚異的に伸びています。仮に、今回の法案が採決されると動画共有サイトの人口は激減。また、個人的な楽しみを失った。という人もでてくるでしょう。それらの回避のために今回の法案について反対をする人も多いはずです。 確かにアニメやドラマ等を権利者の許可無しにアップしたりダウンロードしたりするのは違反かもしれませんが。 しかし、アニメやドラマ等は、一部では放映されていない地域があると聞いています。事実、自分の地域も一部のアニメは放映されていないようです。 例えばの話ですが、その放映されていないアニメを見たいために動画共有サイトにアップされているアニメを見る。というのはどうなるのでしょうか？ もしそれが今回の法案でできなくなると、「なんで都心の人たちが普通に見れるのにこっちは放映されていないんだ。」となるのではないのでしょうか？ こういった、「地域による情報格差」とでも言えばいいのでしょうか。よくわからないけど。 まずはこれについてどうにかしていただければ、今回の法案が採決されたとしても、こちらとしては納得がいかないわけです。 以上の理由で、反対とさせていただきます。 どう捉えていただけてもらえるかはそちらの自由ですが、まずは採決の前に解決すべき問題に目を向けていただきたいと思います。 また、日本の文化の発展にも多少なり支障をきたす可能性もあるのではとも考えられます。 どうか今回の法案について、もう一度検討願います。	個人
今回のダウンロード違法化は定義が非常に曖昧でやろうと思えばどのようなケースにも適用できてしまうおそれがあります。 よって今回のダウンロード違法化に私は反対です。	個人
今回の改正の論議に関しては、さまざまな状況を見ても、遅すぎるタイミングと考えております。違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延し、そのサイトは必ずしも安全なサイトではないということは、日本の現在の社会を省みても正しい状況にはないと思います。 10代の子と話していても、このようなサイトが違法と知りながら、タダでダウンロードできるから、という理由で日々活用しているのが現状です。 このようなサイトを撲滅すること、違法録音録画物をコピーしたりダウンロードすることは違法とすべきであり、大賛成です。	個人

今回の件ですが、この制度を取り入れてしまうと、インターネットがつまらなくなります。っていっても、貴方たちには関係ありませんけど。 あなたたちはいいですよ。動画を見れなくても生きていけるんですから。こっちは、毎日動画みて楽しく生きてるんです。その楽しみを勝手に奪わないで下さい。 よく考えてみてください。私にとって、いや動画を大好きなみんなにとって、動画は、テレビ以上のものなんです。 動画を見ることが違法？まったく意味が分かりません。 あなたたちの儲けばっか考えてるんじゃないよ。 怒りたくもなります。まったく理不尽です。 説明してください。なんでいけないのですか？ 为什么呢？ はい？ 为什么呢？ 答えてください。 为什么呢？ なんですかあ？？？？？？？？ 人生は、金だけではありません。 人生とは、幸せです。 みんなの幸せを考えて、自分の幸せを考える。 そして、みんなが今度は自分に優しくする。 違法な動画は確かにダメだと思います。 でも、別に動画はいいじゃないですか。 あなたも一度 動画の世界にはまることを お勧めいたします。	個人
今回の検討視点について、私はおかしいと思います。違法ダウンロード自体は確かに重大な問題ですが、その重要な問題を別の犠牲でかき消すのはすごく納得がいきません。もっとこの問題について広めていくほうが、今しなければならぬことだと感じます。	個人
今回の私的録画小委員会中間整理のダウンロード違法化について、反対します。その理由についてこれから述べようと思います。 ダウンロードを違法化にすると、ニコニコ動画やYouTubeのような動画配信サービスだけではなく、インターネットそのものが違法になってしまうからです。そもそもダウンロードとは、ネットワークで接続された他のコンピュータからファイルをコンピュータに転送し受け取ることです。そして、インターネットは複数のネットワークを相互接続したものです。インターネットがあることで私たちは、一つのコンピュータで作られたホームページを見ることができるわけです。ここで私が言いたいことは、インターネットそのものがダウンロードを可能にしているということです。 今回は著作権の違反の問題からこういう法律が提案されたのかもしれませんが、結局は利益目当てですね。そして規制過剰の後に残っているのはインターネット禁止ですか。いくらなんでもやりすぎだと思います。インターネットが当たり前になった現代ですよ！？まったく後先を考えてない軽率な法案としか思えません。もうちょっと頭を冷やして出直してきてください。	個人
今回の第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するなど、適用除外する範囲について一定の条件を課すことについての項目に関して、僕はこれが表現の自由、及び知る権利の間接的な抑圧になりかねないと思い反対の意見を述べさせていただきます。 なぜなら、まずダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からず、ファイル名や説明等から判断できない場合もあるからです。たとえば普通に作成された動画でも一瞬だけ著作物を使用したり作成者が知らずのうちに使用してしまっていたというケースも十分に考えられます。 次にダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合があることです。たとえば個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がありません。他にも有名な作品であっても、著作権の消滅等で複製が認められている場合もあり、特に古い作品などは個人で判断するのは大変難しいと思います。 次にユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは非常に難しいことです。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけとなります。法律が正直者がバカを見るという考えを容認するような形は何としても阻止しなければいけないと僕は思います。また、警察機関の強引な取り調べにより気の弱い者が冤罪をかけられる可能性も否定できません。 次に管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴であると思います。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまいます。これは利用者にマイナスのイメージを与え個人の表現の自由を間接的に妨害することになると思います。 最後に曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになりかねないことです。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があります。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至であると考えられます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、できるだけ現行の法律に違反した者を罰する形で行っていただきたいと思います。	個人
今回の中間整理における「検討結果」は到底、広範囲からの細密な検討を加え十分な審議を尽くした末の結果でであると評価することは不可能であると筆者は考える。従って、結果に対しても反対を表明する。以下に、その理由について述べる。 中間整理において「検討結果」と題されているものはほぼ全てが(社)日本レコード協会に属する専門委員の一方的な要求を到底、客観性に基づいて評価することの出来ない曖昧かつ薄弱な根拠と「適法配信マーク」のような実現性の極めて希薄な対症療法的手段、そして1名の専門委員“のみ”が強行に反対した事実を最後に申し訳程度の扱いで記載し、本来ならばその反対理由について完全に懸念を払拭するまで審議を継続すべきであるにも関わらず事務局は強引に議論を打ち切り、反対意見を強引に封じ込めることばかりに心血を注いでいる印象を文面からは抱かざるを得なかった。しかも、当初案ではその反対意見ですら「最終的には全委員が了承した」かのような既成事実作りの為に「慎重な意見」程度のもものに過ぎないかのような記述が為されていたことには驚愕せざるを得ないし、特に意見を表明しなかった大半の委員について全員、賛成とみなす態度も全く以て「理解の外」と言わざるを得ない。 審議会事務局は、それがあたかも「杞憂」であるかのように専門委員1名の反対意見を極めて不当に貶めているが、その一方でそれが何故に「批判的検討」を行うに値しないのかについては全く、中間整理には記述されていない点も不当である。著作権制度はそれのみを以て独立した一つの制度として存在するのではなく「社会を設計する様々な制度の一つ」として存在することを前提に評価・検討を加えるべきものであり、権利者側の「半永久的に満たされない欲求」を充足するための制度であるかのような前提に立った制度設計は厳に慎むべきである。にも関わらず、今回の検討結果は「半永久的に満たされない欲求」のみを唯一の根拠として社会制度全般に重大な不安定要因を発生させる危険性について何らの批判的検討すらも加えない・加えさせない前近代的な異論封殺型の議事運営は2003年までの傍聴すら認めず、議事録の発言者を匿名扱いにしていた時代でこそ通用したものの現在ではもはや通用しないことを、まず第一に事務局が自覚すべきである。	個人

第一に、インターネット上には膨大な量のコンテンツが存在し、その量は秒単位で増加し続けているが末端の利用者にはそのいずれが「違法複製物」であるかを全て間違え無く識別することは到底、不可能である。殊に、日本国外の著作権法では(米国著作権法におけるフェアユースなどを根拠として)適法にアップロードされている著作物であっても日本国内での視聴・ダウンロードは現在でこそ30条の私的複製でカバーされている限りは適法であるが、それらが私的複製に該当しない場合は日本国外のサイトにアクセスすること自体が利用者に多大なリスクを強いる行為になりかねない。範囲を日本国内に限定し、かつ「情を知っている」場合のみを対象外とする場合でも「知る権利」の重大な阻害要因となることに何ら変わりはなく、何故に検討結果が権利者側の「半永久的に満たされない欲求」の方が一般国民の「知る権利」に優越することを前提にしているのかおおよそ説得力の有る説明は為されていない。 第二に、著作権者及び著作隣接権者は既に公衆送信権ないし送信可能化権を有しており、違法複製物をアップロードした者に対する「武器」を手に入れているのであり、既に刑事・民事の両面における運用実績も積み上がっていると評価され得ると考えるが、その運用実績が公衆送信権ないし送信可能化権を制定した際の想定を下回っているような客観的事実が存在することを積極的に示す指摘も為されていないのに三段跳びでダウンロード禁止に踏み切るのは、乱暴かつ強引な手段との諍りを免れないであろうと考える。 第三に、(社)日本音楽著作権協会の名を騙った振り込め詐欺の事例が実際に報告されているが、違法複製物のダウンロード禁止が実際に導入された場合はこれと同様の振り込め詐欺やワンクリック詐欺、著作権者ないし著作隣接権者を詐称した者による恐喝行為が今以上に増加するのは確実である。そのような恐れは存在しないか、発生した場合でも軽微なものに留まると事務局ないしレコード協会を始めとする権利者側が考えているのならば根拠を示し中間整理に明文で記述すべきである(記述が追加された場合でも、その内容が正当と評価され得るかどうかは別問題である)。 最後に、レコード協会が提唱している「適法配信マーク」であるが、このような対症療法的手段を導入しても前述の通り日本国外の権利者や同協会(他の著作権者や著作隣接権者により構成される団体の場合も同様)の会員でない者にマークの表示を強制することは実務上からも不可能であり、実現性を度外視して思い付きで発案した以上のレベルには到底、成り得ないのが必定である。 以上の理由により、著作権法第30条の範囲を現行より縮小し、違法複製物のダウンロード禁止を実行することを妥当とする検討結果の記述は少数の悪意有る者の為に大多数の悪意を持たない一般国民の情報収集活動を阻害する極めて不当なものであり、断固として反対するものである。なお、レコード協会を始めとする業界関係者より多数の同一ないし「てにをは」の部分を僅かに変更し程度の文面により賛成意見が大量に投下され、事務局側からもそのような意見の大量投下を勧奨していることが過去に同様の事例が実際に存在したことからも予想され得るが、募集要項において「個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません」と明記している以上、そのような意見が反対意見の提出数を例え1件でも上回ったからと言って、今回の検討結果は一般国民からも承認されたとみなすとの扱いを行うようなことは絶対に認められないであろうことを、事務局に対しては老婆心ながら忠告するものである。	
今回の報告書にあるように、海賊版からの録音録画や違法なダウンロード配信サービスは確かに違法であることは疑いがないが、ネット上のサイトやサービスでどれが合法か非合法かの線引きが利用者にとっては未だにはっきりしてはなく、かつ利用者の理解が少ない中でダウンロードの違法化を決定すると利用者のダウンロード行為が萎縮されるであろうし、ひいてはwebサービスの可能性を縮めたり新しいサービス等の進展を阻害するのではないかと。 以上の理由から条件付でも現状では反対します。	個人
今回の法案に関して、自分は反対である。 ネット社会では既にダウンロードは車の免許に値する存在に近いダウン、アップロード技術があって初めて成立する民間企業も数多く存在する。 それを禁止にするのは、もはや解体と同意である。 そんな法案一つで、何万人もの人間を路頭に迷わせることは間違いである。 こんなものは断固として認められない	個人
今回の法案を改正するより、他の法案を改正すべきじゃないでしょうか？ダウンロードを違法とするならば、企業間のデータのアップロード、及びダウンロードも違法になってしまいますよね？流石にこのような自体が起こらないとは必ずしも言えないのであるならば、インターネット利用の萎縮となってしまふ。ゆえに私は、今回の改正案に反対を申し入れます。	個人
今回某所にて、当案件についてお聞きしましたところ、Web上での無償2次的作品の動画すら配信、受信について違法とすると法案だとお聞きしました。 これは実に遺憾に思います。 よって反対意見を述べさせていただきます。 昨今著作権の問題等は、どこに行っても聞き及ぶほどの政治的問題となっておりますが、この案件については少々やりすぎではないかと思えます。 私自身、他者のホームページなどに寄らせて頂き、様々な作品を見てまいりましたが、実に面白く表現されたも、綺麗に表現されたもの等、沢山の優秀な作品を見せて頂いております。 しかし、当法案が出来てしまえば、このような作品が日の目を見ることも出来ず、また作成者の才能の芽を摘むのではないかと杞憂しております。 1次作成者の権利と言うものもあるのですが、昨今では一般の消費者側から積極的に権利を奪うような事例をよく見ます。 そうではなく、他者へ温情を与えるような考え方に持っていくことは出来ないのでしょうか？ 以上を持ちまして、反対意見とさせていただきます。	個人
今後の日本経済を破綻に導く可能性が充分にある案件と認識したため、上記の項目についての見直しを求める。	個人
今更感がある。 今のインターネット世界は現状の状態で一つの世界を形成している。しかし、今回の改正はその世界を根本から揺るがすものだ。あらゆる動画・ファイル・画像がやり取りされている。その中に法改正という大きな壁を作る気なのか。 それが違法ファイルであるかはファイル名だけを見ただけでは厳密にはわからないし、全てが違法ファイルと断言できるのだろうか。	個人

今日違法サイトがなくなるのは、意識の問題であると考えます。 ダウンロードが違法になれば、ダウンロードしない意識に変わっていくと思います。 例として、タバコに関しては今となれば歩きタバコ、ポイ捨ては激減しています。 以上のことから、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成であります。	個人
最近、インターネットの使い方において色々問題になってますが、ニコニコ動画での性画像・著作権侵害の動画がとても目立ちます。 それらは会員登録をすればすべて見えてしまう画像なのです。これはとても危険なことだと感じています。 また、それがYOUTUBEなどに流れて世界発信されているので、それもまた怖いことだと感じています。 これらを取り上げて欲しいと真摯に思っています。	個人
最初にもうしあげますと、私はこの件については断固反対です。理由をいくつか挙げますと、これが適用されると、今日のネット社会に大きな波紋を呼ぶことは確実です。 それに、多くの国民が被害をこうむるのはあまり考えなくとも分かることです。確実に国民の半数以上が犯罪者になってしまいます。それはあまりいいこととは呼べません。 二つ目に、これは明らかに資金を巻き上げようとしての行為にしか思えません。いままで許してきてここまで浸透しているというのに急に駄目だ、と変えるのはあまりにひどいことだと感じました。 これが適用されると大変困る人が沢山いるという事を考えてください。それに昨今では動画共有サイトのような場所も一つのコミュニケーションツールの一つになりつつあり、私たちの生活の一部になりつつあり、また、楽しみの一つでもあります。 以上が、私の反対の理由です。どうか、私たちの交流の場所を取らないでください。	個人
最初に結論を書かせてもらおうと、今回の内容には「反対」意見です。 今回の、委員会の決定の内容が「インターネット上での動画サイト等をダウンロードまたは閲覧に罰金」、という内容だと読んだので意見させてもらいますが、【ダウンロードが罰金】というのには納得いきませんが、閲覧が罰金(犯罪にあたる)というのは納得できません。 理由は、 ・ダウンロードは著作権や、業者への営業妨害にあたるが、閲覧のみならば特に問題は無いと思う。 ・仮に(自分の周りでの)高視聴率の番組を見逃した時に、動画サイトにUPされていれば後日、会話に影響は出ないものですが。動画サイトも無く、録画環境も無ければ後日社会的(または環境的)に影響が出る場合がある。 他にも思いつく点ではありますが、とりあえずは以上の内容のみ提出させていただきます。	個人(同旨1件)
最初に言うことは、「反対」であるということです。 何故このような案件が出てきたのかすら理解が出来ません。このような案件が受理されてしまった場合日本のインターネットが崩壊して仕舞うといっても過言ではありません。インターネット上の動画をWINDOWSで見るだけで一時ファイルとしてパソコン内に保存されて仕舞うわけですから実質インターネット上での映像が閲覧できなくなると言うわけですが、仕事の資料として作った映像ですら閲覧してもらえなくなるならば日本の経済にまで多少なり影響が出てくると思います。 そして、今後の日本の映像文化や音楽文化にも多大な被害を及ぼす物だと思われます、この案件が受理されてしまう様な文化庁ならば今後の日本に文化の進歩はありえないです。	個人
最初に宣言しておきますが私はこの法案について大反対です。 単刀直入に自分がこの法案について反対な理由を挙げていきます。 ・実際問題として、違法にアップロードしている人たちを検挙できていないのに、その数千倍はいると思われるダウンロードした人たちを捕まえられるわけがない、ということです。そもそもこの法案は最大の海賊版や取りの温床となっているPSPソフトについてほとんど意味を成しません。また違反者をいったいどうやって取り締まるのか？ ネット監視でもしなければ無理でしょう。しかし他人のアクセス履歴などを無断で閲覧することは「通信の秘密」の権利を侵害することになるのではないのでしょうか？ ・「ストリーミングはダウンロードを伴わない」という説明がありましたが、ストリーミング配信でもデータはテンポラリファイルにダウンロードされています。 ・そもそもインターネットというのは、そのページの絵、写真、文章をダウンロードすることで画面を表示しています。著作物をダウンロードしたことがない人というのはおそらくいないと思われます。このままいくとインターネットを利用する人全員が犯罪者予備軍になってしまいます。 ・またyoutubeなどの動画投稿サイトは、意外なほどの広告・宣伝効果を持っているということです。ここ数年でもずいぶんたくさんのインターネット発の音楽、動画などがブームになりました。そして何より、消費者にとって、動画投稿サイトは消費者にとって、新たなコンテンツとの出会いの場です。いくら優良なコンテンツでも、知られなければ全く意味はありません。 最後に私が危惧するのは、この法案が完全に時代の流れに逆行したものであるということです。欧米ではミュージシャン自らがyoutubeなどでプロモーションビデオを公開していたり、TV局も番組のネット配信を試みています。この様な時代においてこの法案が成立すると日本のコンテンツ産業が著しく衰退することを意味します。我々一般大衆もそれほど無能ではありません。この法案のように既得権益層の利益のみを追求しつつければ、一時はやったコピーコントロールCDが見向きもされなくなったように、いずれはコンテンツそのものの自体が見向きもされなくなってしまうでしょう。	個人
昨今、インターネットの復旧により、文化も生活も豊かになってきました。ニコニコ動画などによる芸術をたくさんの方々に見てもらえるような場も設けられました。音楽もインターネットを通じて気軽に楽しめるようになりました。 確かに、違法アップロードや違法ダウンロードはいけません。しかし、この法律改正ですと、臭いものにはただ蓋をするだけで、根本的な解決になっておりません。 私は、この法改正は反対です。文化の発達を著しく衰退させる原因でもあり、現在の生活にこの法改正を当てはめると大半の方々が犯罪者となってしまいます。 どうか、いろいろな方々の反対意見を汲み取った姿勢を見せてください。	個人

昨今、上記件名に関する事に対し一国民として意見を述べさせてもらいます。 情報が乱れ飛ぶ現在の情報化社会で、著作権等を守りつつ、自由でさらに正しく行うことは非常に困難であるでしょう。しかし「情報」という不可視な物を完全にコントロールすることは不可能という事実もあります。人同士が生きていく中で情報交換は非常に重要なファクターです、これを制約し過ぎることは社会自体を崩壊させることと同意、と私は考えます。以下の意見は「人」から教えてもらったことですが、少しでも今後の審議の材料にもらえるとう有難いです。 「権利者の許諾をもらって公開しているかわからない。 YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、自明ではない。 合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。」	個人
昨今インターネット上での問題が多発している中でこのような案がのぼるであろう事もなんとなくですが予想はしておりました。 ですが敢えてここは意見を述べさせていただきたくメールで失礼いたします。 単刀直入に申しますと、少々この案は極端なのではないかと思ひます。 ネットを趣味等、娯楽にしている方々が多い中で、個人運営の創作系HPや動画サイトなども数え切れないほど存在しています。 かくいう自分も日々の会社勤めでの鬱憤をパソコンを起動してどうにか発散している内の一人です。 そんな中でこの案が可決されてしまうと制限が多すぎてネットを利用する我々の不満の高まり、果ては今後のネットの発展の大きな妨げになってしまうのではないのでしょうか？ 実際ネットを通じて様々な社会現象、良い意味での流行も出来ている最中でこれ以上制限を増やしても何ら良い方向に向かうとも思いません。 逆にこの件に関して様々な議論がなされているのが現状です。 どうか現時点でのネットの利点等をもう一度見つめ直した上で、今一度ご検討いただければ幸いです。 何でも抑えるだけでは逆効果であると最後に申し上げつつ・・・	個人
昨今の違法着うたサイトの乱立は目を疑うものがあります。明らかに著作権者の権利を踏みにじる行為であり、また音楽を愛する人間にとっても歓迎できるものではありません。このような状況を見ると違法サイトからのDLを違法とするのは当然だと思います。	個人
子供が音楽に興味を持つ年齢となるにつれ、友人の間でも違法なサイトからの音楽ダウンロードが話題にのぼることがあるようである。しかし現在、親として、そのようなことは道義的にはよくないことだという説明はできても、法律で禁止されているからやっはいけない、という説明をすることができない。 違法サイトからの音楽コピーやダウンロードは違法であると明確にして欲しいと考える。	個人
私が意見を述べるのは、以下の3件です。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対します。 まず、ストリーミングとダウンロードは技術的にはほぼ同等であり、キャッシュなどの扱いの差異に過ぎません。ストリーミングに限定されて合法とされた場合は、そのユーザーの利便性を損なう危険性があります。 また、ストリーミング技術以外を許さない日本 IT 技術の発展が大きく遅れる事になりかねません。 また、ユーザー主体によるコンテンツ制作は新しい表現形態の現れでありが、ダウンロードが違法化される事でコンテンツ制作及び消費全般の萎縮が予想されます。 また、ダウンロード内容を判断するには受信者情報を入手する必要があり、通信の秘密が侵害される事にもなりかねません。 また、違法アップローダが取り締まれないのに、違法ダウンロードを取り締まろうとするのは権利者側の怠慢に過ぎません。市場を萎縮させ、制作者の意欲を削ぎ、ひいてはコンテンツ立国を目指す日本の国益にそぐわないと考えます。 以上の理由を持って、私は本項目に反対します。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対します。 「合法マーク」が仮に取得難易度が高い場合は弱小権利者にとっては差別的待遇となります。特に、アマチュア作家の表現の萎縮につながる事が予想されます。また、取得難易度が低い場合は「安全マーク」自体が有名無実化してしまい、制度の意味をなしません。 また、「合法マーク」を認定する団体に関しても、これまでの国内の実績を鑑みるに特定の大手利権団体に利する事にしかならず、国民の利益に反する事が予想されます。 以上の理由を持って、私は本項目に反対します。	個人

私が言いたいのは、
第一に、
『違法』と『適法』とやらの基準を一部の機関が決定し、コンテンツの違法適法を判断するのは、ネット上での、ユーザーの消費行動にすら害を与えることがあるのではないか。
一番言いたいことは、このことです。
ニコニコ動画などにアップロードされた動画などを対象に話させてもらいます。
多くの方のおっしゃるとおり、ストリーミングとダウンロードは技術的にも事実的にも同様であるということは割愛します。
現実には、ストリーミングからダウンロードに切り替えるのは簡単でし、そのようなソフトも出回ります。
一見、ダウンロード＝配布するかも(??)＝悪、ストリーミング＝一時的＝まあ良し。と見えるのかもしれませんが。
しかし、現実にはファンがアニメの1シーンとかを加工して品質のよいMAD(ファン作成のごたまぜ動画)などを作るためというのが多いです。
詰まる所、ユーザーの話題(＝2次創作)の種です。
彼らは無償で、かなり品質のよいものを作ります。
P2Pではどうでしょうか、P2Pでアニメを流す理由が分かりませんし。
重いだけです、視聴率(みれて十数人程度)も動画サイトの比較にすらなりません。
安易な削除は権利者の利益を害する結果にもなりえることもあります。
なぜなら、話題にならなければ関連商品が売れることも無いのですから。
鉄腕アトムなどで有名な、『虫プロ』ですら、がテレビ局からの番組料では採算が合わなくて、キャラクター関連商品が売れて初めて経営が黒字に乗ったといえます。
それに、近頃のテレビアニメなどのCMでは関連商品のものがとても多いです。
ニコニコ動画などで、本編が存外長い間消さずにおかれることが多いのは、このことが大きいのでは無いでしょうか。
(ニコニコ動画でもYouTubeでも権利者が言えばすぐに消されます。繁栄してるのは一重にユーザーの文化と言っていていいでしょう。)

アニメなどコンテンツ産業では『ネットで話題になったもの』に人気が集まるのも事実ですし、DVDやファングッズなどの売上などにも反映されてます。
近年、ブームになってネット上では社会現象にすらなった、『らき☆すた』や『涼宮ハルヒの憂鬱』などは明らかにネットでの波及効果を狙って、それが成功したアニメです。
というより恐らくテレビだけだったらここまで流行らなかった事請け合いです。
『らき☆すた』はオープニングが話題になって、関連動画も多数作られて『ヒット』して結果的に京都アニメーションに利益することになりました。

『涼宮ハルヒの・・・』も同様です。
現状ではニコニコ動画やYouTubeなどに権利者側から問い合わせれば、本編などの動画も簡単に削除することができます。
現に、アニメ製作会社やスタッフの考え次第で削除のされ方(削除されたものは試し見すら、できないので話題に上りませんが)は大きく違います。
削除するところは即日くらいで消しますが、しないところは半年以上も軽く放置しています。(DVD発売と同時に消されたりしています。
話題になってたら一回見ても買うのがアニメヲタの習性ですよ。特典付きDVDがいかに多いことか。)
即ち、現時点の制度で十分、アニメ業界に限るなら、利益不利益を『アニメ会社が主体的に』判断して削除・放置をコントロールできる訳です。
違法＝権利者の不利益
としか考えていらっやらないのかもしれませんが、違います。
限られた状況ではそれも正しいでしょう。
しかし、話題にならないと、元のコンテンツの価値(需要)すら消滅してしまうのがコンテンツ産業の恐ろしいところです。
これが、非親告罪、つまり検閲状態になったらどうなるか、
ネット上では『初音ミク』についての記事がWikipediaから消えた(しかしまた戻された)とかいうことがありました。
権利者が望まないにも拘らず、勝手に非親告罪状態で『告げ口』されれば、消されてしまうのがWikipediaの恐いところです。
Wikipediaの長所であり短所であるのが『誰でも消したり書いたりできる』ことです。
また、Wikipediaに書き込む方々はとても真面目なので、自分達は良い事をしているという信念を持っていますし、とても熱心です。
精度を上げるためがんばっているようです。
しかし、彼らにも知らないことはあります。
彼らの書き込むことは、彼らのよく知っていることなので問題は無いのですが、問題は削除です。
おおよそ、Wikipediaには外野の人々にも投稿が寄せられることがあります。
それがすぐページに反映されるのがWikipediaのよい点なのですが、無理解な人に消されることも多いのです。
これがバランスを保つのにには反対に、投稿する側大きな勢力になっている必要があるのですが、(現に、「2ちゃんねる」や「ニコニコ動画」などの項目は何回も削除されています)
当然、バランスが悪くなるとすぐに消えるのです。

これが、削除人以外は手を出しにくい(普通の人はそこまでやりにくい)ものです。
大抵、『告げ口』をしようとする人は、その行為に正義感(陶酔感かも...)という強い信念を持つるので一般人にはなおさら手が出ません。)

特定ホームページへの通告とかもちろん、 定の人がコンテンツ判断して勝手に削除するなど言語道断だと思います。
動画などの関連について、これ以上法を『厳しく』する理由はあるのでしょうか。私は酷く疑問です。
私は、ソフトなどのP2P(くらいしか無理です)ダウンロードなどについては問題だとも思いますし、ネットでの犯罪依頼を募るような『専用の』裏掲示板とかは即刻削除すべきだと思うのですが、ただ、ネット上にある、ファンによる2次創作やら、MAD(動画とか曲とか混ぜて楽しむもの)とかを規制するとか言うのは、インターネットどころか言論の自由まで奪いかねないので賛成どころか理解に苦しみます。
第一、企業のほうが苦しむケースすら出かねません。
ネットは試し見や話題に参加するようなところですし、テレビとは違います。(というか同じ所と言えば、それこそ『無料で見れる』ことじゃないですか)
それは考慮してほしいですし、ネットでの犯罪依頼を募るような『専用の』裏掲示板とかはやっぱり現実の犯罪に繋がるので、削除すべきだと思うのですが、余所者である第三者が勝手に判断して消すというのではコンテンツ産業の利益にすら害にもなりかねません。
ケースバイケースですし、一意的に、著作権コンテンツがある！＝不利益＝削除、とも限りません。(というか話題にすらならないのは買ってまで見ません、存在知らないですし)
現状では企業が働きかけて、ニコニコ動画でもすぐ消したり、消さなかったりとコントロールできるのですから、これ以上『厳しく』というのはどうするつもりなのでしょう。
『業界の為』なら安易な削除・違法化は誤った話です。
したがって、非親告罪化、ダウンロードの違法化には反対です。
『著作権物なら即、ダウンロード違法』などというのは現実には即していないおかしな結論なのではと思われるのです。

個人

私のようなインターネット初心者にはなにが合法で何が違法かがわからず混乱してしまう。これからもっとインターネットは普及すべきなのに初心者のしきいを高くしてしまうと思う。	個人
私の高1の娘から、部活の友人の間で、無料ダウンロードが広がっていると聞き、元々どう考えても違法だと分かっていたサイトなので、早く違法として取り締まっていただけ様お願いいたします、	個人
私は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」のPDFファイル106頁から107頁にわたって記されている、第30条の適用範囲からの除外について指摘したいと思います。 意見： 私は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」（以下、中間整理）の107頁上段にて指摘されている「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という旨の意見に賛成します。 理由： 四つの点から指摘したいと思います。 第一に技術的側面についてです。 現在のWeb技術は、あるページにアクセスすると、そこに掲載されているファイルの全てがユーザーのパソコンにデータが保存されるようになっていきます。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外ではありません。 Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義となります。 そしてこのデータは上記の通り再生している間は一次保存され、保存時間や保存容量などの設定制限によって自動的に消去されます。 しかし、その様な一次保存データは、簡単に二次保存することは可能である上、一次保存データを保存条件を無制限にすれば、もはやそれは二次保存データと変わりありません。 たとえ一次保存データの保存条件に強制的な上限を設けたとしても、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的ではありません。 以上のことをまとめると、インターネットを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生していることを意味し、そのダウンロードされたデータはどのような条件下にあっても永久保存を規制することは、技術的に不可能であります。 そのためダウンロードのみを違法行為の対象とするという本案は、インターネットを利用している日本国民全員を犯罪者にしかねない危険性をはらんでしまっており、そのことから当委員会で違法化を検討してる方は、問題対象であるインターネットとweb技術について現状分析を全く行っていないのではないかと言うのも過言とは思えません。 第二に本案が挙げている定義が曖昧であることによる、プライバシー侵害の懸念を挙げます。 本案に則って、著作権者が何らかの情報を得て違法にダウンロードしたものを報告する場合、どのような手段によって違法にダウンロードしたことを発見するのかと言及されていません。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、ハッキングなどの違法行為や諜報行為でも行わない限り、知るべきがありません。 「情を知って」という一文は、仕方によっては上記の様な行為を可能とさせる解釈もできるため、第一の理由と同様、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいることに加え違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、自由主義、民主主義国家である日本政府が掲げる法律として相応しくないと私は考えます。 第三に、インターネットの先進性とグローバル性による法的判断の困難さを挙げます。 現在のインターネットは、他国のサーバーでのウェブページの開設、ないしはそのサイトへのアクセスが茶飯事に行われている様に、国内法の適用の是非が困難な状況が多く存在します。 具体的に申し上げますと、先のライブドアの時間外取引問題においては、インターネットによってそれが可能になったことに法律が想定していなかったことが最たる例です。 一方で海外では、この様なインターネットの特性を活かしたビジネスが法人や個人を問わず盛んに行われています。 この様にインターネットでは、国際社会と同様の超現実主義的な社会が形成されており、それを無闇にダウンロード違法化などといった国内法による制限を行うことは、今日の日本経済の発展の一役を担っているインターネットビジネスの自由を束縛するばかりではなく、その特性を活かしている国際社会から、情報と経済などあらゆる面において日本が取り残される懸念があります。 最後に、中間整理では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを懸念した上でダウンロードの違法化を検討されていますが、現状ではダウンロードという行為には違法性以上に適法性のあるファイルが含まれる様に、多様な情報がインターネットに存在します。 そのため、正確な検証が行われていない現時点でのダウンロード違法化は、違法ファイルやウェブサイトどころか適法なファイル、ウェブサイトへのアクセスを制限することとなってしまいます。これでは、第三の理由と同様に現在の社会発展の礎となっているインターネット市場の自由を阻むこととなります。 それは著作権者の権利の保護と文化発展の寄与を目的とする著作権法の在り方から大きく外れるばかりか、著作権法の趣旨にすら反しているのではないかと私は思います。 以上の理由により、私はダウンロードの違法化に反対することを表明します。	個人
私は、いかなる「利用形態」であつたにせよ、情報のダウンロードを違法化するべきではないと考えております。著作権法は親告罪のもとで成り立っている法律であるが故に、適法かどうか、著作権を所有する当事者に委ねられている側面が強く、たとえ、公式な形を取らない配信だとしても、違法かどうか、末端の利用者は知りえない側面があります。受信者に対する罰を加えることは、恐らく、多くのケースにおいて著作者の望んだ結論ではないばかりか、ネットユーザーに、完全に管理されたサイト以外は「違法かも知れない」と恐怖を抱かせ、近年急速に普及し、多様化しているインターネット網の利用を、萎縮させることにも繋がります。 著作権の保護が重要な課題であることは理解していますが、行きすぎた保護政策によって、人々の表現の自由や情報を知る権利が制限されることのないように、考慮していく必要があると思われます。	個人

私は、このダウンロード違法化に関しては反対意見を唱えたいと思います。 現在、Youtube・ニコニコ動画等の動画視聴サービスは国内だけの利用ではなく、海外からの利用も多いのが現状です。このような状況下で動画サイトを違法とすると、日々進歩するネット社会から日本は取り残されてしまいます。 また、気軽に利用できるサービスであり、自分の作品等の発表機会に恵まれない者でも、動画をアップロードすることで簡単に自分の作品を発表することができ、表現の幅が広がり文化的に有益であります。 もしダウンロード違法化ということになると、日本のネット社会は停滞すること必至です。これは、国際的にも不利益であると思われる。現在の日本の文化はネットに支えられているといっても過言ではありません。例え、ネットの動画により不利益があったとしても、ダウンロード禁止になった際の不利益に比べれば微々たる物であると思われます。 以上の理由から、私はこの案件に反対であります。	個人
私は、このような法案改正断固反対です。とても便利なことを違法にするしつよいなと思います。 このような法案改正は不便で意味がないと思います。法案改正を行うとデモが起きたり、犯罪者が増えていくと思います。	個人
私は、この改正に反対です。違法な動画を見ると捕まる。では違法な動画とはなんでしょう、そちら型の視点に決めるんでしょう。そうなると、見られる動画がなくなります。ただ一言、「違法だから」の一言で終わります。作ってる側一生懸命なのに、法律がそれを認めない。法律とは、弱気ものを助けるのではないのでしょうか？ それを、見ただけで違法だ。やれ逮捕だ。等とくだらない。外国では確かにいけないのかもしれませんが、ですが、アニメ大国日本としてはこれくらいはおとがめなしで法律を改正しなくてもよろしいのではないのでしょうか？ 捕まえる際に、フォルダを覗けると言うのはプライバシーの侵害です。その点も考慮すると、やはりこの条約改正は駄目だと思います。 ここまで、人の娯楽を奪って楽しいですか？ お金がない側にとってはそうするしかないんですよ。分かりますか、娯楽というのは一般から見ればあまり多くはないんですよ。やったら間違いなく、国民を敵に回しますよ。	個人
私は、その審議に対して反対することをここに明記します。 なぜならば、それはインターネット上では、かなり広まっていることであり、あなた方がそれを制定するとなると、現在インターネット上に存在する、「youtube」や、「ニコニコ動画」など、多数の利用者がいるサイトの閲覧が違法となります。	個人
私は、ダウンロード行為を第30条の適用範囲からの除外することに反対です。その理由は以下、 ・そのダウンロードが違法か合法かを判断する場合、それが確定する前の利用者の通信記録を調べる必要性が生じるが、その行為が通信の秘密を侵害すると思われる。 ・海外のインターネットサイトの判断が困難。 ・日本には著作物を利用者が自由に扱うことの出来る規定が少なく、その上でダウンロードまで違法行為に抵触することになれば、利用者の著作権者に対する不満が広がり、結果として市場規模の縮小を招く恐れがある。 ・除外の条件が違法かどうかの「情を計っているかどうか、等の曖昧な規定で恣意的に解釈、あるいは利用されやすい。	個人
私は、今回のダウンロード違法化に反対である。 その理由は、報告書104ページの「第30条の適用範囲からの除外」にある。 その理由のひとつは、動画サイトのユーチューブやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしているということ。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと判断されるかもしれないだろう。 それでは同じサービスでも利用のしかたによって、違法か合法かわかれてしまう。 それに、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性を狭める。 日本のIT開発が衰退しかねない。それは困る。 さらにもうひとつ。省庁がどう思っているようにと、裁判官の判断がどうなるか不確定案件について。 例えば映画の保護期間延長。 文化庁が言っていたことに対しそれを裁判所が見事にひっくり返したことがあった。 つまり、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性があるのである。 以上の事を踏まえ、私はダウンロード違法化に反対する。なんとか取りやめていただきたい。	個人
私は、私のパソコン、インターネットの楽しみ方というのがあります。 それは各個人も共通していることです。 動画を見たり、画像を見たり、集めたり、ゲームをしたり、様々な楽しみ方があると思うんです。 その私たちの楽しみを奪うなんて私は許せません。 YOU TUBE、ニコニコ動画・・・ 皆さんの交流場所が無くなってしまおうという考えは持っていないのですか？ 私は信じられません。	個人
私は、私的に録音、録画することはよくない事と思います。動画サイト、具体的に申し上げますとYOUTUBE、ニコニコ動画、アメーバ、ギャバ等ですが、これを使って動画を私的にコピーするのはやめたほうがいいと思います。ただ、私が思うのは、このようなサイトがあるおかげで、私自身経験があるのですが、昔の懐かしいアニメ、ドラマなどを見て、また「試しに見てみよう」と思ってそれらを見て、「この動画のビデオやDVDを買ってみよう」「これに関する商品を買おう」と思いそのような商品を買ったりしています。特に、昔の作品とかでは馴染みが無く、お金を払ってまで知らないアニメとかを見たいとは思いません。そんなことをする人は、そんなにいないでしょう。ですが、このようなサイトのおかげで、前述のように「買おう」と思うようになりました。ただ、確かにこのようなサイトが無料でコピーを作ったりできるソフトを出しています。私は、このような行為は犯罪と思いますが、ただコピーもせずに見るという行為には、私自身やっているのでもあまり参考にはならないと思いますが、後の購買力にもつながるのでまだ規制をかけるのは止めたほうがいいと思います。ただ、企業に働きかけを強めて、コピーができるようなソフト、あるいはそれに類するものは、作らないようにするようにした方がいいと思います。 以上が、僕の意見です。ありがとうございました。	個人

私は、上記の「違法サイトからの私的録音録画」を「第30条の適用範囲から除外すること」(いわゆる「ダウンロードの違法化」)に反対します。 第一に、104ページ欄外51で、ストリーミングは検討の対象外である、とされていますが、現在の技術においては、ストリーミングとダウンロードとを明確に峻別する事は不可能に近く、ましてや、技術に詳しくない一般の利用者が、そのサイト(動画投稿サイト等)がストリーミングなのかダウンロードなのかを明確に判断する事は出来ないと思われます。 そもそも、ストリーミングといえども一時的に利用者のHDD等に保存される事もあり、これをもってダウンロードである、と強弁されれば反証は難しく、解釈次第でなし崩しに対象範囲が拡大される事態になりかねません。このような事態は、利用者やサイト運営者にいざずらに混乱を招き、ひいては有望なネットサービスが萎縮・減少していく結果につながる恐れがあります。 第二に、「情を知って」録音録画する場合に限ると条件を課すとありますが、利用者が「情を知って」録音録画を行なったかどうかを他人が判断する事は困難であり、そのような条件は実質的に意味が無いと思われます。また、サイトが違法かどうかを判断する事も、フィッシング詐欺等の事件を見ても明らかなように、やはり困難です。「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと」と書かれていますが、それは違法サイトかどうかを利用者が明確に判断出来る事が前提条件であり、それが困難である以上、この「秩序」が受け入れられやすいとはとても言えないと思います。 そして何より、誰が「情を知って」録音録画を行なったかを特定する事自体が非常に困難で、事実上不可能と言っても過言ではないと思います。「他人から借りた音楽CDからの私的録音」については、「私的領域で行われる録音行為について利用者との契約により管理することは事実上不可能」な為「違法状態が放置されるだけ」として除外の対象とする事に慎重でありながら、一方で、やはり管理が事実上不可能なダウンロードについて除外の対象とする、というのは筋が通りません。 第三に、『第30条から除外する行為は、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること』とありますが、これもまたあいまいな基準であり、解釈次第で際限なく範囲が拡大される可能性があります。その結果、テキストやイメージのコピーでさえも違法とされる恐れがあり、やはり利用者にいざずらに混乱を招きかねません。極端に言えば、Webページをブラウザで表示しただけで、ページがキャッシュに保存されたから違法ダウンロードだ、と主張する事も理論上は可能となります。実際、ページを開いただけで動画や音楽が再生されるページも存在しています。そのような、いわば「拡大解釈」に対してどのように制限を設けるのか、具体的に検討され議論が尽くされているとは思えません。 第四に、そもそも、違法にアップロードしたり公開したりする事を取り締まれば充分かつ実効性のある結果が得られる筈であり、それには、送信可能化や自動公衆送信の違法性を問う事で事足りると思われます。ここで、違法ダウンロードという、判定も特定も困難で、実効性にも疑問のある概念を持ち込む事は、利用者・権利者・サイト運営者等に不必要に混乱と萎縮を招き、ひいては、インターネットサービス全体の縮小にも繋がりがかねません。そのような新しい概念を持ち込む前に、現状の法制度で対処可能な事が無いのかどうかがまず徹底的に議論されるべきであると思います。	個人
私は、上記の項目について反対いたします。 理由といたしましては、現在、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が成長して、Webサービスの向上の一端を担っています。 そんな中ダウンロードの違法化によって、開発者も利用者も萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまう。 もしもそのような破壊が起これば、Webサービス全体の成長を著しく阻害し、成長の幅を狭めてしまいます。 なので、私はダウンロードの違法化に反対いたします。	個人
私は、著作権法第30条を変えて違法にアップロードされた著作物のダウンロードをその適用対象とするという案に条件付きの賛成です。 現状でネットにおける違法アップロードに対する処置の状況は、ほぼ野放しと断言していい状態が続いていて、どんどんその著作権への意識が希薄になっていって居ます。 ダウンロードの違法化については今の段階で出来る処置を執っても尚状況が変わらないといった場合になった場合についての変更については賛成したいと思います。 私が意見を述べるのは以下の2件についての事項で 59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 108ページの「検討結果」の項目 二つについての意見を述べさせていただきます。 ○まず今できる違法サイトのアップロードへの処置 現在委員会で議論されている違法サイトからのダウンロードについてですが、アップロード共にかなりの野放し状況になっていると思います。 しかしながら現状でサーバー型のサービスはアップロード者を特定するのは容易とされ、送信可能化権での対処も可能であると考えます。 今の対処の状況を考えてみると未だに違法アップロード者への対応は不足していると思われます。 ダウンロード違法化に対するリスクを考えると現行法で対応できる限りは努力すべきであると思います。 そしてそれでも状況が変わらない場合に、違法サイトからのダウンロードの違法化の議論を始めるべきであると考えます。 ○まず議論すべきはP2Pへの対策 それとは別に議論すべきダウンロードの違法化の問題は匿名P2Pファイル共有ツールによるダウンロードであると考えます。 匿名P2Pファイル共有ツールによるアップロード者やダウンロード者の特定は難しいとされており、動画サービスにおけるアップロードなどよりも露骨に、そして目に見えづらい形で草の根的に大きく浸食して行っています。 匿名P2Pファイル共有ツールにおける著作物の流通はデータ物に限らず紙媒体など立体物でないものはほぼデータ化され違法流通している現状です。 アップロード者の特定が難しくダウンロードを罰しにくい今の状況でインターネットのコミュニティでは大っぴらに違法流通している著作物のダウンロードを公言するような者も多い惨状です。 なので今議論し、そして時代に合った法にするにはまず今できるとされる違法サイトの違法アップロードなどの対策を行い、そしてそれとは別にP2Pによるダウンロード規制の議論を行うべきであると考えます。	個人

私は、著作権法第30条を変更し、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 私が意見を述べるのは、以下の2件です。 1.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 2.105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 以下、各項目毎に意見を述べさせていただきます。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記のとおりです。 YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されているので、今回は、違法化の対象外であるとされています。しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、そしてキャッシュという形でダウンロードをしていることになります。専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれません。 だから、ダウンロードの違法化に反対。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目では分からないことが多いです。その理由は、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いからです。つまり、適法公開かどうかの識別が困難である。 また、ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分からない。もしかしたら、入手時点で違法となってしまうかもしれない。「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断されることになる。故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利。法を守ろうとするユーザーにとって、これは大きなリスクになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に全面的に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が抑制されるでしょう。しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 私が意見を述べるのは、以下の3件です。 1.103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 2.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 3.105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下、各項目毎に意見を述べさせていただきます。 1.103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたファイルというものが存在しているが、これはプロバイダ等と連携し、送信可能性権を厳密に行使する事で抑制効果が見込める。 現行法での打開策を十分に話し合われているとは言えず、違法があるから規制強化では、表現の自由を脅かす事になる。 2.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードは技術上の差が曖昧であり、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 3.105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて表記を改める期待は薄く、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出すだけでなく、音楽関係者や愛好者、さらには海外の日本文化の愛好者をを蔑ろにする恐れがある上、「適法マーク」等、娯楽物に大仰に印を入れるのは、戦前の検閲を連想し、不快感を表す方々がいる可能性がある。	個人
私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 ダウンロードの違法化は極めて適用範囲が広く、また、技術原理的に、利用者が違法行為を回避できる手段が存在せず、インターネットの使用自体が違法行為になってしまう点が最大の問題であると考えます。 具体的に項目を挙げると、以下の2件になります。 1. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 2. 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 1. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードの区別については、原理的には区別できるものではなく、どちらもネットワーク経由でデータを受信するという行為に変わりありません。また、現在はストリーミングとダウンロードという二つの行為について論じていますが、今後の技術の進展により、それらがほとんど区別できないような形式、あるいはまったく異なる形でのインターネット利用も進んでくる可能性が容易に予想されます。 それらの根本的な技術はダウンロードであり、その行為について違法性を認めながら、その派生的な利用携帯での適用範囲外を認めることは、今後の利用形態の変化の可能性についてまったく考慮されておりません。 そのため、利用者や(YouTubeなどのサービス・ソフトウェア)の開発者がその違法性について判断することはきわめて難しく、また、今後さらに複雑で難しくなっていくことが予想されます。これは日本のIT技術・サービスの発展を阻害することになりかねません。 よって、ダウンロードの違法化について反対します。 2. 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ダウンロードは、原理的には (1)特定のアドレスにダウンロードのリクエストを送信する。 (2)通信先がリクエストに応答してデータを送信する。 (3)送信されたデータを受信し、ローカルのメモリ・ファイルに保存する。 という手順に従って行われます。ここで問題になるのは、(2)で送信されるデータに違法性があるかどうかについては、(1)の段階では知ることが出来ないという点です。ダウンロードが完了した時点でも、そのコンテンツが違法コンテンツであるのか合法コンテンツであるのかは判断が困難であるのに、ましてダウンロード前にそれを判断するのは不可能です。 よって、条件付であろうとも、ダウンロードの違法化には反対します。	個人

私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 ネットで何かを閲覧するということは、HTMLファイルや画像ファイルなどを自分のパソコンにダウンロードして表示させるということです。 違法ファイルであることが明記されているわけでもないのに、許可のあるデータか否かをリンクを見ただけで見抜くことはできないと思います。 「適法サイト」マークという案も、Googleなどからヒットしたページにアクセスし、自動的に再生が始まってしまった場合や、ブログなどから動画ファイルに直接リンクを張っている場合などには対処のしようがありません。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について。 ストリーミングとダウンロードは明確に分けられるものではないと思います。 「一時的な視聴であるストリーミング」と、「ダウンロードして保存する」ことを分けるとしても、ストリーミングによって作られたキャッシュからも視聴できるようにすることは可能です。 定義の曖昧な文言を盛り込むことは、大きな問題です。 裁判官の解釈によってはストリーミングも違法と判断される危険性があります。 もし、ストリーミングやキャッシュに対しても規制を設けるとしたら、更に問題が細かく難しくなります。 キャッシュは自動的に作られるもので、選んで意識的にデータを残しているのとは違います。 キャッシュの保存期間によってダウンロードと同様と判断するとしても、パソコンについてある程度詳しい人でなければ、データが自分のハードディスクに残るのを知らない事もあるでしょうし、消去の仕方わからないために知らずに違法ファイルを残しているということもあり得ます。 キャッシュから何の利益も損害も出ていないのに、犯罪にされる可能性があることは問題だと思います。 違法動画・楽曲ファイルをダウンロードする(キャッシュが作られる)ということが違法になるなら、知らずにリンクをクリックして、動画が表示される前に違法ファイルだと気付いてファイルの表示を中止したとしても、キャッシュが残っていれば違法行為と解釈されてしまうんじゃないでしょうか。 つまり、ネットで何かを閲覧すること自体が、法に触れる可能性を常に含む行為とされるわけです。 「情を知って」という部分も非常に曖昧で、判断を難しくする記述です。 違法ファイルだと思わずダウンロードした、もしくはそうだと主張すれば、違法ではないということになれば、誰もがそう主張するでしょうし、本人の認識でしかないものを証明することもできません。 本当に無実の人も、無実であることの立証ができず、犯罪者とされる危険性があります。 そして、アップロード者の数に比べて、ダウンロードを行った人数は膨大な数になります。 本当にそのページにアクセスしファイルをダウンロードしたのかなど、慎重な調査が必要です。 対処の手が追いつく範囲だとは思えません。 効力に疑問を感じています。 実効性に乏しく、様々な危険性を含んでおり、現実的な対処法ではないように思います。 以上の理由より、違法ファイルのダウンロードまでもを犯罪とする法律は、たとえ条件付きであっても反対です。 著作権保護は、違法なアップロードの取り締まりの強化によって行っていただきたいと思います。	個人
私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されており、今回は、違法化の対象外であるとされています。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、また技術的にも大差ありません。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。そうすると、Webサービスの可能性を狭め、日本のIT開発が衰退しかねません。 それに、キャッシュという形でダウンロードはしているわけです。 専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかも知れません。省庁がどう思っているかと、裁判官の判断がどうなるか不確定です。 映画の保護期間延長を例に挙げますと、文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返した判例があります。法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性はあるわけです。 だから私はダウンロードの違法化に反対します。	個人
私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されるものであって、ダウンロードとはまた違いますので、今回の案件においては、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 定義につきましては、専門家の間でもしばしば争われるぐらいですから、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性が大いにあります。 以上の理由から、私はこの案件に反対します。	個人

私は、某動画共有サイトのユーザーの一人です。 あなた方の規制のせいで、私に通っている動画共有サイトの尊厳が危うい状態です。私はその動画共有サイトで主に地上波で放送されているアニメを見ています。私の住んでいる地方では放送しているアニメの数が少なめです。だから私はその動画共有サイトで「自分の住んでいる地方では放送していない」アニメを見ています。 その動画共有サイトに流れていた動画の中にあなた方の規制をおおまかに説明するものがありました。その動画内ではあなたたちの規制は「配信されているアニメを見る、またはその動画をクリックする＝あなたは犯罪者」と説明されていました。 では、自分の住んでいる地方でやっているアニメはどうやってみればよいのですか？ 地上波でやっているアニメは基本的に無料です。しかし公式でネット配信されているアニメ本編は有料のものがほとんどです。なぜ地方が違うだけで無料で見れるアニメにお金を払わなければいけないのですか？ DVDを買う、もしくは借りるといったとお金がかかるし、第一DVDが発売されるのは本放送から何週間後だと思っているんですか？ 私は上記のような無料でアニメを見れる動画共有サイトでアニメを見なければアニメが見れないのです。しかしそちらはきっと「ならば諦めろ」と返答してくるでしょう。そんな簡単に諦められると思いますか？ 例えば、漫画原作でアニメが始まるとします。自分はその原作のマンガの大ファンです。アニメは何があっても見たい。しかし、自分の住んでいる地方では放送していない。諦められるはずがないでしょう。 「ならば金を払ってみろ」というでしょう。しかし放送している地方の人間は無料で見れる。たまたま、放送していない地方で暮らしているが故に、金を払わなければいけない。 明らかに不公平でしょう。だからこそ地方によっては動画共有サイトにすぎるしかない人だって居るのです。それをわかってもらえませんか？ 長乱文失礼しました。言葉遣いが悪かったのも謝罪します。しかし、これが一ユーザーとしての意見だと真摯に受け止めてくれるのであればこちらとしては幸いです。	個人
私は「ダウンロード違法化」に異議を申し立てます。 その理由としては、まずダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかはダウンロードをした後でなければ分からない場合があり、またそれが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合があります。これについての判断基準を明示しない段階で法に組み込まれた場合、違法性に対する拡大解釈や、それに付随しての取り締まる側に与えられた権利を逸脱した、国民やある種の文化的コンテンツに対する抑圧が生まれかねません。 また、ダウンロードした時点ではユーザーがそのサイトを違法サイトであると認識していたかどうかの判定材料が曖昧であり、的確な判定方法も今後生まれ得ないと認識しております。その根拠として、判定の難解さはもとより、判定が必要になるであろう事例の発生件数が莫大な数に上るであろうことも加えられます。 その上でダウンロードの違法化が推進されるのであれば、たとえこれによる警察等国家権力による取締が行われなかったとしても、国民の大多数が潜在的な犯罪者となりうる可能性を内包しています。であるならば、その先には实际的に懲罰の行使を行うと推測される著作権保護団体による、国民に対する、国家をバックボーンとした、全国民規模の搾取とすら呼ぶべき行為が氾濫しかねない、と私は危惧しています。 以上の意見をふまえ、再度のご検討、何卒宜しくお願い致します。	個人
私は「ダウンロード違法化」に異議を申し立てる。理由は5点ある。 ■1点目 個人HPからオリジナルのファイルをダウンロードする事で違法するのは、日本のアーティストたちの成長と発展を妨げる可能性があるから。 ■2点目 上記した個人HPまで適法か違法か公的機関が判断していると、それに伴って多くの税金が使われると思われるから ■3点目 自分のPCの中にあるキャッシュは違法ではないのなら、キャッシュをコピーを作るという逃げ道があり、意味が無いから ■4点目 違法ファイルを適法ファイルと偽ってダウンロードさせ、罰金を要求する詐欺が成り立ちかねないから。 ■5点目 CDからコピーしてPCに入れたファイルと、ダウンロードしたファイルとどうやって見分けるんです？ 以上、よろしく願いたいします。	個人
私は「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)の項目について反対します。理由は、ネットでダウンロードするファイルの内容は、入手するまでは違法コンテンツかどうかは分かりません。また、違法ではないと思っていたコンテンツが、入手してみたらず違法だった…となる事もあります。 また、「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断されてしまいます。これでは、せっかく法を守ろうとするユーザーにとって大きなリスクになってしまいます。一部の悪いユーザーの為に多くの善意あるユーザが犠牲になるのはいけないと思います。 そして、本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うという詐欺事件も発生する恐れがあります。たとえ出鱈目でも請求すれば何人か引っかけってしまう人がいるかもしれません。これでは、新たな犯罪の温床になってしまいます。「何かを守る為に別の犯罪が起きってしまう」こんな事は誰も望んでいない筈だと思います。 違法ダウンロードを取り締まろうとするのはいいのですが、今のままでは問題が多すぎると思うので、現在の改正案には反対します。	個人

私は「反対」です。 まず、違反者をなくすことを率先しその努力も行わずダウンロード違法化は暴力的で行き過ぎだと思ひます。それにダウンロード前も後も、それが違法性のあるものか判別するのは難しいと思ひます。 そのほかの選択肢も議論すべきです。 クリックただけで犯罪となるのは一部の利権者のための法改正にしては行き過ぎだと思ひます。 何千万というすべての対象者から搾取するのは現実として無理があり、一部の利権者のための法改正にしてはこれも行き過ぎだと思ひます。 動画視聴サービスは違法ではないが、キャッシュが違法というのは理解できません。 結果的には動画を見る、再生することが違法になりますよね。 確かに今、著作権については色々問題があり、改善しなければならないのは理解しています。私もそうあるべきだと考えます。 しかし、これは少し方向がズレている気がします。 まずは違反者から取り締まる。これが優先事項だと思ひます。 これは、私達の様々な「自由」が制限されるきっかけになる大きな問題と受け止めています。 私は「反対」の意見をここに提出いたします。	個人
私は「反対」です。 私はマルウェア(コンピュータウイルス・トロージャンなど)の調査と解析を行う仕事に従事しています。マルウェアの中には 1.違法に公開されたコンテンツに偽装しているもの 2.違法に公開されたコンテンツと一体で公開されているもの があります。私はそのようなマルウェアもダウンロードして解析しています。 前者(1)の場合に対象となるマルウェアを入手するために、本当に違法に公開されたコンテンツかもしれないファイルをダウンロードする必要があります。 後者(2)の場合、違法に公開されたコンテンツであることを承知の上でダウンロードしなければなりません。 違法に公開されたコンテンツのダウンロードが違法化されれば、このようなマルウェアに対する調査が困難になります。 マルウェアの解析は一刻を争うものであり、著作権者の許諾を求めたり何らかの手続きを行って被害が拡大してしまう可能性があります。 私的録音録画小委員会中間整理は著作権者の権利保護に偏っていると私は感じます。 また違法にコンテンツを公開する人とダウンロードする人、それに著作権者という3者の存在しか想定されていないように思えます。 現実には(私が挙げた以外にも)いろいろな状況があると思ひます。 著作権者のことだけではなく、(ここで意見を述べないような)多くの人のことを考えて頂きたいです。	個人
私は『反対』である、理由は『たとえ、ストリーミングを除いて、ダウンロードのみを違法だとしてもディスプレイキャプチャソフトやPC画面を直接録画することで、ストリーミングでもダウンロードを可能にしている。つまり、突き詰めれば、ストリーミングも違法になってしまい、ニコニコ動画やYouTubeも違法サイトと完全に扱われ、閉鎖してしまう。また、ニコニコ動画の代表的なゲームのtas動画(理論上最速動画)も「ネタばれ」とされれば、著作権侵害となり、違法扱いになってしまう。 結論として、このままどんどん違法化が進めば、動画サイト自体が違法サイトになってしまう。 以上のことからダウンロード違法化に反対。』である。	個人
私は17歳の高校生です。 私は商業科の学校に通っており、自分で使っているパソコンがあります。勿論、インターネットは毎日使っています。 今日、文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理のインターネット内でのダウンロード違法化についてパブリックコメントを書かせて頂いております。 私は最近インターネットでよく利用するサイトは動画共有サイトです。 YouTubeやニコニコ動画...などが主です。 私は地方に住んでいる為、他の地域で放送されているドラマ、アニメ、などをテレビで視聴することが出来ません。 ですので、動画共有サイトでのダウンロードで楽しんでいます。 そんな中で私的録音録画小委員会での議論の結果、ダウンロード違法化の話を知りました。内容を見ても、自分のようなインターネットでの楽しみ方、また、人それぞれの楽しみ方が壊されているようなものと感じました。 音楽、画像、動画をダウンロードできなくなるとはインターネットの意味がないようなものだと思います。自分でも考えた末で、反対という結論に至りました。	個人
私はあまり法律について詳しくはありませんが、小委員会様が今回考案されている内容は、余りに現実離れしている内容だと思ひます。 権利者が主体でこのような提起をされては、一般人が納得するはずがありません。 国民総犯罪者へと繋がると思ひます。 また、何より恐ろしいのは、この案に賛同された方や、政治的立場にあられる方はネットの力を侮っているのではないだろうか？ということなんです。 これは客観的に、過去の例を見てきたからこそ忠告差し上げるのです。 だまし討ち的に法案が通り、今までどおりネットが利用できなくなるのなら、多くのユーザーは怒ります。 法案賛同者などは、あることない事が調べ上げられ、晒される事になるでしょう。 これは、脅し的な意味合いではなく、だまし討ちのように法案などが通ってしまえばネット利用者の怒りを買うのが明らかなのです。 地上派テレビ視聴者より、ネット利用者の方が多と言われる昨今。 決して一般ユーザーのもつ発言力、調査力を侮るべきではないでしょう。 重ねましてこのような大きな波紋を生むであろう協議を、一般ネットユーザーの耳に、目に届かぬ形で行う事だけはおやめください。 権利者を保障する事は非常に大事です。 ですが、協議はすべて公平に、開かれて行われるべきでしょう。	個人

私はインターネットのユーザとして、105ページ上段に記載されている以下の意見に賛同する。 「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見があった。」 理由は以下の4点である。 1. インターネットの一般ユーザが潜在的な違法ユーザとなることの影響について 適法・違法の区別が難しい状況で、ダウンロードを違法とすることは、法律遵守を心掛ける一般ユーザを潜在的な違法ユーザとすることになる。 これにより、適法なインターネット使用が萎縮されれば、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に反することになる。 2. 他の著作物にも同様の制限が行われた場合の影響について 音楽や動画のダウンロードを違法とするのであれば、同様に著作物である画像や文書のダウンロードも違法にしない理由は無い。 これが実現した場合、一般ユーザがインターネットを利用する際、入手したすべての情報について、適法・違法の判断をその都度行わなければならない。 適法・違法の区別が難しい中でこのような判断を行うことは事実上不可能であり、法律を遵守しようとするればインターネットは見るだけにせざるを得ない。 情報の適正利用が望めない以上の状況は、やはり文化の発展に寄与するという著作権法の目的に反することになる。 3. 違法サイトと適法サイトを識別する手段の実効性について 105ページ下段に、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」との記載があるが、これを実現する具体的な手段が無い。 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあるが、一般ユーザが情報発信することを無視し、一部の大規模企業の都合のみに特化してはいないだろうか。 昨今ではWeb2.0の概念に見られるCGM(消費者生成メディア)といった、一般ユーザによる情報発信が注目を集めている。このような個人のWebサイトに逐一合法マークの設置を強制するのだろうか。 また、Webサイトには国境の概念は無い。国内法を海外サイトに適用できるはずも無く、合法マークの無い適法な海外サイトの利用が阻害されることになる。 4. 送信可能化権による規制で十分対応可能 ダウンロード行為を違法とすることは、上記のように一般ユーザに与える影響が甚大であり、賛同できない。 著作権保護の対策は、アップロードの制限を行う送信可能化権による規制で十分対応できるのではないか。 アップロード行為への対策を十分に実施していない段階で、安易にダウンロードを違法とすることは容認できない。 インターネットは、個人でも大規模企業でも、また国内からでも海外からでも同列に情報発信の可能な、自由度の非常に高いメディアである。 当該ページの記載では「違法サイト」などと簡単に記載されているが、実際のWebサイトは、一般ユーザが一瞥しただけで「これは違法サイトである」と認識できるような分かりやすいものではなく、また技術の進展に伴い次々に新たな形態のサービスが生まれてくるものである。当中間整理においては、このような意識が欠如しているように見受けられる。 一部の関連団体の利益のために著作権法の本来の目的が歪められることのないよう、慎重な議論を望みたい。	個人
私はこのそのもとについて意見があります。 まず、委員会は違法アップロードが横行している原因・現状を理解していない。なぜ横行しているかを考えなければならない。そもそも、違法でUPしているものには何も利益を与えていないのにそのようなことをするのか。なぜネット上へ供給するのか。それは「需要」があるからなのが明確である。 この「動画等の違法アップロード」というのが、アニメなどと思うが、多くが首都圏や一部地域しか放映していない深夜アニメや、テレビ東京などの一部地域でしか放送していないテレビ番組だ。ここで問題とするのであれば地域間での「情報格差」である。周遅れなどはまだしも地方・田舎では放送されることもない。これはあきらかに地域間の格差であり、地方の人にとってははた迷惑である。利権者はDVDやCSなどで見るというが、何故所得が多い都会人が特別な出費をしなくても視聴できるのに、所得が少ない地方民がわざわざ出費しなければならないのか。 まだそこまで情報が地方に來なかつた時代はその存在自体に気付かなかつただけにまだよかつたが、インターネットが発達したこの時代、ネット上での地域格差・情報格差がないのに、テレビなどにはまだある。その格差の情報が伝わる。地方に住む者にとっては非常に不利だ。 そこで違法ではあるが、どうしても見たいという「需要」が発生する。そしてそれを見て都会に住む人が「供給」する。 文化庁小委員会は違法アップロードを規制する前に、解決すべきことを忘れている。「需要」をなんとかすれば「供給」の必要もなくなるということだ。もちろん、0になることはないだろうが、「需要」をなんとかしてからでも遅くはないだろうか。 ネットの住民たちは勝手に炎上して文化庁に無理難題をぶつけるかもしれないが、それ以前に本当に困っている、それしか方法のない地方の人たちの身にもなって真剣に考えてほしい。YouTubeがアメリカ本土だけではなく日本でも発達したのは、アメリカでもそうだが、自分の地域(たとえばアメリカで見れないアニメ)で見れないもの(難聴地域)を見れるようになったおかげであそこまで発展した。(難聴対策)その日本サービスである「ニコニコ動画」もある意味難聴対策になっているのでは？ つまり、これを解決するには、地方でも視聴できる機会を作り上げることだ。現在政府は地上デジタル放送を推進しているが、その中の「マルチチャンネル」(1つの放送局が同じ時間帯にSD画質で最大3つのチャンネルを放送できる)機能を利用して同じ時間帯に他地域で放送しているアニメや番組を同時間帯に放送すれば、編成上もたくさん番組が地方でも視聴できて、情報格差が減るのではないだろうか。 また、インターネットでのストリーミング配信も、いろんなサービス事業者から無料配信されているのはわかるが、一つにまとめてみれる方が利便性がある。 そのような努力をすることで違法アップロードの需要と供給が減るだけではなく、地域間の情報格差が減るという石二鳥な努力を政府・放送局はすべきである。 また、利権者はDVD売上げが減少しているということで問題視しているが、日本のアニメDVDの単価が異常に高いことでユーザーが逃げていることに気付くべきである。確かに市場・ユーザーに限られているアニメはいわゆるハリウッド映画や超大作DVDよりもDVD需要が少ないだけに、高利益をしたいがために単価が高くなっているが、そもそもDVDで元を取ろうとする考えが甘く、放映権・スポンサー料で賄えるのがテレビ番組の基本であり、DVDやソフト化はそれ以上の利益を得るためと考えるべきである。よって、放映権で利益を上げるためには様々な多くの放送局に放送してもらえばよい。(＝地方でも放送)そうすれば放映権だけでも利益を上げられし、情報格差も解消されるだろう。それをしないのは利権者や広告代理店の怠慢である。 以上であるが、最後にもう一度。やはり根本的な問題に地域格差・情報格差が繋がっている。IP再送信など格差問題を解決することで、違法問題が減るのではないかと思う。それから再討論してもいいと思う。	個人

私はこのダウンロードの違法化の問題について、現状のままならば断固として反対します。 ダウンロードとストリーミング(配信)というものは技術上大差が無いはずで、それを法的に違うものとして扱うことは、いらぬ混乱を招くほか、インターネット上のサービス、あるいはあらゆるインターネットを介した活動の幅を狭めるものでしかないのではないのでしょうか？ これにより合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまうと思います。 現状のこのダウンロードの違法化の問題は、所々不明瞭で根拠もはっきりしているとは言いがたく、健全なネットユーザーにまでいらぬ不安を煽っていると思います。私自身も、このダウンロードの違法化の問題について知った時とても困惑し、また不安に駆られました。 私自身、違法なダウンロードなどは一切していませんし、これからするつもりはありません。しかしこのように過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、インターネットが一般化した現在において、些かの外れなことと見受けられます。 学校の調べ物や、レポートの作成等で頻繁に利用するインターネットの自由を奪われたようにも感じてしまいました。 何が大事で何が駄目なのか、もう一度よく検討して頂けることを切に願いこのような稚拙な文章ですが、意見を送らせていただきます。 このような意見もあると、少しでも参考になれば幸いです。	個人
私はこのダウンロード違法化に反対です。 まず第一に、ダウンロードしたファイルが違法であるかどうかは、その場で簡単に判断できるものとは思えません。 それに、違法サイトと知って、そのサイトからダウンロードをしたのか、その気がなかったかの判断は簡単につくものではないと思います。 もし、違法と知ってダウンロードしたとしても、「自分にはその気がなかった」等の嘘でその場をやり過ごせるなら、あまり意味がないと思います。 それに、曖昧な定義のせいで、一般のインターネットの使用者も、「自分は犯罪を犯しているのでは？」という無駄な圧力に加え、インターネットを利用した文化的な活動の妨げになるのではないのでしょうか？ 以上の理由により、違法なファイルのダウンロードを犯罪にする法律には反対します。この案には不透明な点多すぎます。こういう問題にはもっと慎重に議論を進めるべきだと思います。	個人
私はこのような著作権保護方法は反対です。インターネットでのDL(ダウンロード)の制限は少し厳しすぎではないでしょうか？ インターネット上で動画(ストリーミング方式も含むキャッシュを使用する動画など)を視聴のみでの犯罪処理というのは厳しいではありませんか？ 誰もがインターネットを利用するこの時代にこのような制限はあまりにも痛すぎます。もう少し制限を変えてみてはいかがでしょうか？ 最近ではブロードバンド化が始まり、動画などのコンテンツはつき物だと思われま。なのでこのような制限のしかたをもう少し検討してみてください。 私はこのように思います。	個人
私はこの案については反対します。 私は、Movements for Internet Active Users (MIAU)にもあるように、ネットワークの自由については、古い考え方にとらわれてしまい、古い制度に縛られていると考えます。 1つの概念だけにとらわれず、様々な角度からの考え方を取り入れ、その中から案を出すならば国民に納得される案を出す。 そうでなければ、この案は撤廃すべきです。	個人
私はこの意見については反対です。 著作物、ソフトウェアといったものは食料品等の生活必需品と違って価値がその個人の嗜好に大きく委ねられるものです。 ゆえに消費者はその中身が自分の嗜好に合うかどうかを吟味することを重視し、中身が分からないものに対しては価値を見いだせず対価を支払おうとしません。 著作物が普及するために必要なのは「認知」である事は疑いようもありません。 それは無料の普及媒体であるTVの露出と売り上げの因果関係を見ればあきらかであると思います。 YouTube等の動画配信サイト、あるいは草の根的な友人同士の貸し借りはその著作物の「認知」に一役買っている側面は事実として存在すると思います。 一方不利益のほうはどうでしょうか？ CCCDという私的複製が一切行えないCDが登場しましたがどれによってCDの売り上げが激増しましたでしょうか？ もしも私的複製に依って不利益を受けているとすればこの措置により不利益は回避され、権利者には正当な対価を得ているはずで、 逆に考えればCCCD時代の売り上げから通常CDの売り上げを引いた額が私的複製のために受けた経済的な損失のはずです。 そして資料を見る限りその額はほぼゼロに近いと考えます。 よって報告書にある「私的複製に依る利益より損失の方が大きい」という意見はあたらないと思います。 先日、YouTubeに「違法」アップロードされたアニメ作品がその事により爆発的にヒットしたという事案がありました。 これが適法に乗っ取ってれば今の様な爆発的な人気はなかったと思います。 私は著作権法が現在の技術、ライフスタイルに合わせて柔軟に変更して運用する事を望みます。 そして消費者一人一人が今よりもっと多くの著作物に触れて、そして好きになって、文化的に発展して行く事を願います。 それがひいては著作権者の利益にも繋がると思うのです。	個人

私はこの意見には反対の立場である。 その理由はYou tubeやニコニコ動画などのサイトは動画のストリーミングでサービスを提供しているが、ストリーミングとダウンロードの境界線が曖昧であり、法的に異なるものと扱ってしまうとWebサービスの可能性の技術的な選択を狭まりかねない。 さらに言うならば、同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性がある。 YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねない。 それに、このような曖昧さが残ってしまっは裁判となった時、判断が不確定であり、専門家の間でも議論が分かれており、ユーザーの立場が不安定なものとなるインターネットはグローバルな世界であり、制限も国によって異なっている。 だから、海外でダウンロードした時、海外では合法であるものが日本の基準では違法と判断されてしまったりユーザーの判断がつきにくいこのことも議論されていない。 また、動画のダウンロードによって不利益をこうむるという考えもあるが、むしろその動画で宣伝効果が期待できるのではないかと思う。動画のダウンロードによって実害をこうむったという例は聞いた事がない。 動画のダウンロードを違法化されてしまったら、日本のIT業界、ましてや日本の経済自体にも悪影響を及ぼしてしまうのではないかと危惧している。 だから、私はダウンロードの違法化は反対である。	個人
私はこの意見に反対する。 違法とする際の基準がとても曖昧で、企業などに裁判で訴えられた場合に裁判の費用などの問題から示談による不当な支払いが発生する可能性がある。 さらに、ダウンロードすることを違法にしたとしてもCDコピーと同レベルで制御できないのではないだろうか。 そして、無関係のユーザーにも非常に大きなリスクを背負わせることから、個人の範囲であればダウンロードを違法とするのは難しいのではと考える。	個人
私はこの規制には反対です。ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだと思います。 このような規制が国民にとって利益になるとは思えません。	個人
私はこの件に反対します。 この件で某動画サイトがたくさん消えるのがどうも気に食わないです・・・。 それにこれを押し通したらワンクリック詐欺がすごい勢いで増えると思います。 1つの動画サイトで私は人生が変わりました、命を救われました。 いまはこのサイトがなくなるなんてことは考えられません。 このサイトが無い未来なんて生きていく価値なんてありません。 ネットでしか生きていけない人だって居ます。 本当に自殺者が出るかも知れませんか？ ある番組で紹介された猫鍋だってこの動画サイトから生まれています。 このサイトから社会に出て行ったものはたくさんあるのです。 貴方たちには関係の無いこととはわかっていますが、私たちにとってはそれが生きがいです。 今まで来たメールもこれから来るメールも全部みんながこのサイトを愛しているという証拠なのです。 貴方達はそんな人たちの楽しみを盗るのですか？ それがあんた達のやり方ですか？ 私には見方が300万人は居ますよ？ ニートをなめるな！ ゆとりをなめるな！ オタクをなめるな！ 腐女子なめるな！ 廃人をなめるな！ アタマがオカシイとかもうそんなことは知りません。 この一件を見てからおかしくなりました全部貴方達のせいです。 一刻も早く取りやめを願っています。	個人
私はこの事に対し反対です。ストリーミングとダウンロードは技術的なところであまり変わらないがいないはずなのに、「ストリーミングとダウンロードは違うもの」と法律的に扱ってしまうと、技術的な選択の自由度を狭めてしまうことになると思うからです。もしダウンロードを違法としてしまうと、Webサービスの発展していく可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のネットワーク技術などが諸外国と比べ衰退していくことになりかねないと私は考えるからです。	個人
私はこの対策には反対です。もともとネットは色々なことを調べたり見たりすることができるとも便利なものです。 それが規制を厳しくしてネットの面白みがなくなってしまうのはとても不愉快です。 よって私はこの政策には断固反対です。	個人
私はこの録音録画問題を知ったのは「ニコニコ動画」のサイトの動画からでした。今なお普及し肥大し続けるネット社会の中でこのような法を進めているというのを今までまったく知りませんでした。確かに、WinnyのようなP2Pによる共有ソフトは問題があるとは思いますが、動画サイトのYoutubeやニコニコ動画も今後改善策を思案しなくてはいけないと思います。しかし、だからといってダウンロードの全面的な規制というのはいかにもものかと思えます。 Winnyや動画系サイトの違法コピーがどのような役目をしているのか、というのを今一度考えてみるべきでもあると思います。例えば、動画系サイトで人気で広まっている動画にはその動画自身の知名度、つまりは広告のような意味合いも持つのも事実です。もちろん内容が多くの人に知れ渡り、関心をもたれればそれを切欠にして動画に関連する商品を買う人が増えるという事に繋がります。違法コピーと呼ばれるものでもより多くの人に認知してもらえる事になるのは事実だと思っています。又、この様な違法コピーがもし仮になくなったと考えても、原作物による収益が確実に増えるといった事も裏づけられているわけでもないはずだと考えています。 これから更に肥大するであろうネット社会の中で、違法コピーについての対策、改善等は確かに思案しなければならない物です。しかし「ダウンロード」の意味合い広く、ネットを利用した創作活動をしている人にまで影響がでるんじゃないかと可能性を考えると生き過ぎだと感じます。できるならば法としてもうちょっと慎重に考えて欲しいと思うのが私の意見です。	個人

私はこの法案について賛同しません。いまやニコニコ動画・Youtubeなど有名な動画視聴が法律に違反するとなるとそれを主に商品が売れる・売れない。人気が出る・出ないなどの損害が大きいと思います。 インターネットは急速に普及し、今や日本はネットが流通して普通となっております。 そのネットの音楽や動画を規制・・・するとなると国民はどう思うでしょうか。 と、言うよりもネットが規制されると日本での発展にも害が出ると私は思います。 もし、裏で絶対に賛同になり、日本がどうなったりでもしたら国民は怒るでしょう・・・。	個人
私はこの法案に反対します。ネットでの動画を見ることに制限をかけたら、ネット内で築かれてきたコミュニティを崩壊させることになると思います。特にニコニコ動画は経済的効果も大きくあげているので、経済界にも大きな被害を与えることになると思います。なにより私たちから笑顔を取りあげないでください。	個人
私はこの法案に反対です。 ダウンロード禁止やストリーミング禁止はインターネットとしての価値のほとんどを失うことになります。 確かにダウンロードやストリーミングがなくても、インターネットの本質的な意味から考えるとなくともいいものです。 しかし、あくまで、なくともいいものであって、不要なものではありません。 人間の生活にとって、電気は絶対不可欠というわけではないのと同じです。 今やダウンロードやストリーミングはパソコンユーザーであるならば、誰もが経験していることです。 そして、それを楽しみにしている人は数え切れないほどいるはずです。 それを禁止するということは、インターネットの価値を大きく失うことになります。 もしもそれがなくなってしまったならば、パソコンは言わば「自宅用図書館」にしかありません。 インターネットは今やほとんどの国民に利用されています。大衆的なものになっているのです。 大衆的なものを規制や法律でガチガチに固めてしまうことは、日本と国の崩壊の始まりです。 過去、世界の歴史を見ても、こういうことを出した国や王朝はすぐに崩壊してしまいます。 まあ、この現代で外面的な崩壊ということはなかなかありませんが、内面的な崩壊はあります。 ここから先はもはや話が反れすぎていくので、もうませんが。 この意見を読んでくれているとは思いますが、私という一人の国民が反対しているという自己アピールとアイデンティティをここに残しておきます。	個人
私はこれに反対します。インターネットには国境が明確な形で見えません。 なので、国内サイトであるならば適法マークを設置するでしょうが、海外のすべてのサイトがわざわざ一国のためにマークを付けてくれる可能性は皆無だと思います。 よって日本人は常に適法か否かを海外サイトを見る際には考えなくてはならなくと思います。そして、大半の人は気疲れてみるのをやめようと思います。 その結果として起こるのは日本のネット鎖国ではないでしょうか。インターネットというグローバルなツールを鎖国状態にしてしまうのは本当に愚かなことだと思います。	個人
私はこれに反対です。こんなものができたら、現在のネット利用上ほとんどの人が犯罪者になりますし、権利者が被害を受けるとゆうのもわかりますが、動画サイトなどを利用して利益をあげようとしている、権利者もたくさんいるでしょう。	個人
私はこれらの著作権保護期間延長やダウンロード違法化などの著作権取締り強化に反対します。 話が無茶苦茶です。そこまで著作権を取り締まる必要はないと思います。 これ以上は著作権の取り締まりを強めないでください、ネットやテレビなどのメディアを安心して楽しめなくなります。 このまま著作権を取り締まりの強化を続けると第三者（権利者でない者）の判断による逮捕が可能になるなどの無茶苦茶な制度になりかねません 即刻中止してください。	個人
私はコンテンツを作る側の立場にありますが、明らかに特定の企業にのみの利権を与える内容としか思えず、意見させていただきます。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。政治的、社会的な批評精神や意見を著作権で封じ込めようという思想統制としか思えない。 ※104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ヨーロッパでは自国のコンテンツ製作者を育てるために「パロディを法律で認めている！！」物事の始めはどんな人もパロディーからであり、このまま進むと文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ※104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ワンセグ放送も含め、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、知識の無い利権者（年寄り）により技術的な選択の幅を狭めてしまう。海外から既に遅れをとっている日本のWebサービスが発展途上国以下に後退することになる。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」以外は全て違法サイトとして取り締まるのは競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。海外では自社コンテンツを流し宣伝しており、日本製コンテンツ＝違法、海外コンテンツ＝合法となり、今後世界から日本離れが進む事を考えると、適法マークは国益を大いに損なうものとなりえる。	個人

※104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。グローバルなネットワークのほんの一部である「日本」の法律で違法なことが海外で違法とはなりえない！海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けるとはありえない！海外サイトを不当に締め出す目的があるとすれば中国と同じ情報規制でしかありえない。 ※104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードの違法化は、投稿Webサイトに「著作権者が自らアップロードしている」場合にまで削除対象となるような、間違ったクレームにも対応してしまい削除されるという事故が、今後さらに頻発するようになる。弱小で個人の著作権者に不当なリスクを負わせ、ベンチャー的な個人の「チャンスを潰す」ような改正案であり、到底賛同できない。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。そもそも「違法ダウンロード」というものが、広大なネットで定義されておらず、ダウンロード違法化は日本のWebサービス開発を今後さらに減退させる働きにしかならない。 ※103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取らずに、弱い立場である個人をダウンロード違法化で締め上げようとしているだけである。これは百害あって一利なしである。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。アメリカで既に問題として表面化している問題でもあるが、個人がダウンロードしたコンテンツがあるか無いかわからない、意識していない状態で、「弁護士や利権を握る所轄、企業と称する人」が訴訟すると脅してきた場合、抵抗できるほどの法的知識は無く、不当な「和解金」を出してしまう詐欺行為を後押ししてしまう。 また、これらのトラブルが発端で「就学、就職、結婚等」で個人に不利益を生じさせてしまう。	
私はそのような法律に断じて反対であります。 確実にネット社会が崩壊します。その先がどうなるのかは目に見えていますよ。	個人
私はダウンロードまでも違法とするのは行き過ぎたことだと思います。私は時々パソコンで動画を見て楽しむことがあるのですが、その動画を私的にダウンロードしたり、ましてや見ることすら違法となるのはおかしいと思います。どうか考え直してみてください。	個人
私はダウンロード違法化に反対しております。 確かに著作権等を無視した違法なファイルのダウンロード規制は設けるべきだと思います。 しかし、動画配信サイトを見ただけでも違法というのはあまりにも厳しすぎると思います。 もしこの案が定まってしまうと、インターネット上のさまざまなコンテンツに影響が出てきます。 悪意のない人たちまでもが少しの手違いや、不意のご操作で違法というレッテルを貼られてしまいます。 何百、何千万という良心的ユーザーもいるのですからどうかこの案は撤回していただきたい。 本当にお願いします。	個人
私はダウンロード違法化に反対します。理由は動画などをダウンロードするだけで違法ってどういうことですか。 ならCDからPCにダウンロードするだけ違法になるじゃないですか。 ダウンロード違法化すると、ほとんどの現日本人が違法になると思います。 いまやインターネットはダウンロードしてなんぼです。そのインターネットからダウンロードを奪うと、ほとんどの人がインターネットを利用しなくなると思います。 個人で楽しむ程度ならいいじゃないですか。 ダウンロード違法はちょっと限度が過ぎると思います。 私はニコニコ動画やYouTubeの利用者ですが、そこから生まれた文化もいっぱいあるじゃないですか。 それすら禁止にされてはハッキリ言えば文化を尊重する文化庁が文化を奪っていることじゃないんですか。 それすら奪われてはインターネットをやる理由がなくなります。 もう書きたいことは山ほどありますが言葉にできません。 しかし、これなら言えます。 私たちからダウンロードを奪わないでください。 私はダウンロード違法化に反対します。	個人
私はダウンロード違法化に反対です。 確かに今、著作権は曖昧になりつつあり、模倣、パロディ、オマージュやらの区別が付かなくなってきました。 オリジナルを作ってきた人が報われない社会になってしまったとも思います。 今までの社会ならば規制するべきであったかもしれませんが。 しかし今、時代の風潮は確実に変化しつつあります。 模倣は更なる模倣やパロディを生み、やがてはオリジナルと呼べるまでの作品に昇華する時もあります。 それに今はインターネットの社会です。インターネットとは「自由に」「電話回線で繋がる全員が」「情報を共有する」新たな世界です。 そろそろ柔軟な態度をもって新たな価値観を作り上げていくべきだと思います。 そして「情を知って」という一文が曖昧すぎて解釈のしようがいくらでも出てしまいます。 せめてその「情」とやらははっきりと定義づけるべきです。 「芸術は模倣から始まる」とも言いますし、完全なオリジナルなんて存在しません。 著作権と違法ダウンロードは別物として扱うべきだと思います。	個人

私はニコニコ動画というWEBサイトをよく観覧している者です。 今回そのサイトでこの委員会が活動していることを知り意見させていただきました。 私は難しい法律のことはよくわかりませんが、他の方がまとめてくださった文書を読み考えることがありました。 一部のインターネットでのダウンロードを違法とするとのことですが、恐らく規制しなくてもいい、まだグレーゾーンだろうという物まで違法になってしまうのではないですか。 現状ではインターネットを介するとキャッシュという形でどうしてもパソコン内に残ってしまいます。 これは技術的なもので仕方ないし、すぐにどうにかなる問題でもありません。 法律という昔からある掟のようなものと、近年出てきたばかりのコンピュータとの問題ではまだまだ万人が受け入れられる解決策は見つからないと思います。 もっと長い目で見て、最良の解決策を導き出すべきではないでしょうか。 そしてもう一件、ダウンロードによる経済的な効果ですが、皆様の方がお詳しいでしょうが違法ダウンロードや今回問題になっているダウンロードがあっても、伸びている業界もあります。 はっきり言って、買ってまで欲しくない人はダウンロードできなくなったところでやっぱり買わないと思います。物を買う人間、買わない人間に大きな変動はなくても、それについて「知っている人間」というのは大幅に減ると思います。 私の様な者の意見では話にならないと思われるかもしれませんが。 ですが私も日本国民です。国民の為の法律の思うのであれば私を含め、たくさんの人達、できればインターネットを利用している人達の意見を聞いてみてください。	個人
私はまだ15歳で、政治や法律、今回のような事についてはまだよく分かっておりません。しかし、今回のこの法案が通った場合、ダウンロードしただけでも犯罪になると聞きました。パソコンでネットを開いただけで犯罪者になってしまうのはどう考えてもおかしいと思います。「ダウンロード」＝「ネットから情報を取る」と言うことだと自分なりに解釈しております。でもこの行為さえ「犯罪」と同様な扱いになるというのは正直どうかと思います。まだ勉強不足であり偉そうなことを言えないのですが今回ばかりは絶対に反対します。	個人
私はまだ学生で難しいことは分かりませんが、この法案に賛同は出来ません。 不十分なことや、曖昧なことが多いと思います。 これを採用してしまうと、多くの人の楽しみを奪うことになると思います。 とにかく、個人の自由で動画などを見る楽しみまでを奪うようなことは絶対にしないでほしいです。 お願いします。	個人
私はまだ中学だし、よく理解していないかもしれないけど、ダウンロードしてしまっただけで逮捕までいくのは、やりすぎだと思う。クリック一つで犯罪者になったら、数えきれないほどの犯罪者になると思う。 私は反対です。私が子供だからって無視しないでください。 「いいよ、犯罪者にでも何でもなってるやろうじゃねえか」って人はいっぱいいます。これを無視したら、大変なことになりますよ！！ みんなの意見。取り入れるべきです。	個人
私は違法サイトからのダウンロード違法化に絶対反対です。 なぜなら、ダウンロードを違法にしたら、これからどうやって生きていけばどうかかわらなくなってしまうからです。	個人
私は違法ということには反対です。 今は動画で楽しむ人、音楽で楽しむ人があたりまえにいます。 もし違法とのことになったら、国民の楽しみをうばうということになります。なので反対します。	個人
私は違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきと考えます。 PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。 また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。 そういった状況を見ると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。よって違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきと考えます。	個人
私は高校から帰ると、毎日のようにネットを使い動画を見たり個人の作ったオリジナルのBGMをダウンロードしたりして楽しんでいきます。 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」を読ませて頂きましたが、最初は「補償金」の話だったのに途中から「著作権」の話に何となく変わっていませんか？ 私がまだ高校生で理解力に欠けるからこう思うのかもしれませんが「内容をあやふやにして分かりにくくしている」と思ってしまった。 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」は、私のような学生にこそ理解が必要なとても大切な事が書いてあるように思います。 どうか、学生が読んでも「これは矛盾していない、話の筋が通っている」と納得させることのできるような内容にしていただけませんか？ 私は、たとえ違法が多くとも今の状況が良いと思います。今から変わって欲しくありません。 確かに「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」を実行すれば何かが良くなるかもしれないですけども… 私のような学生がこのパブリックコメントを知ってる事は少ないと思います、しかし動画を見たりBGMを聴いたりする人はたくさんいると思うのです。 つまり、パブリックコメントで意見を言う前に「動画やダウンロードなどを利用するけれどもパブリックコメントを知らない」という人たちがあまりにも可哀想です。 実際私だって動画を見ることが一日での一番の楽しみになっていて、この「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」を知ったときはかなりのショックを受けました。 私のようなたった一人、唯の高校生の意見が反映されるとは思いません。それでも、意見せずにはいられませんでした。	個人

私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由: 技術に精通しているわけでもないため不合理な判断をしかねない。 ユーザーの感覚とは異なる判例もある。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスでも違法とされることもある。 これでは大丈夫と思っている、どうなるかわからない。 たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定された。 一般ユーザーにとっては、購入済みのコンテンツをムーブしているだけという感覚。 既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけ。 これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定された。 だから条件付きでも、現状だと反対。ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由:「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのか？ それでは通信の秘密が侵害されてしまう。 そのことについて、検討されていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由: YouTubeやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしている。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと判断されるかもしれない。 同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由: ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由: 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目で見分けることが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難。 だから条件付きでも、現状だと反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明を怠ったまま法案が通ったような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。 これは今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由: 権利者の許諾をもらって公開しているかわからない。 YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、自明ではない。 合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人

私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由:省庁がどう思っているかと、裁判官の判断がどうなるか不確定。 例えば映画の保護期間延長。 文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返した。 法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性がある。 だからダウンロードの違法化に反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明なされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人
私は著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案に反対します。 客観的に述べると、「権利者に著しい経済的損失が生じる」は、必ずしも損失とは限らない。 具体的にはアニメ等の放送地区外の人たちにとって、youtubeやニコニコ動画での作品視聴で初めてそれらの作品を知る。 しかし、その人たちが製品DVDを買わなくなるとは限らない。むしろ作品の良さを知って買う人が増えると言っても過言ではない。 (より高画質、高音質を求める消費者が多い為)第二に、「違法なダウンロード」について。すべてのダウンロードに悪意があるとは限らない。 勿論、私的な楽しみとしてのダウンロードが主であろうし、そのファイルが「合法」であるか「違法」であるかは入手してみなければ分からない。 また、「これは違法なのかもしれない」とユーザーが萎縮してしまうとインターネットの発展はストップしてしまう上、もし違法ダウンロードで訴えられた際に「悪意があったのか」「違法と知っていたのか」等の点において事実確認が曖昧になりやすい。よって現状では条件付きでも反対。 ここからは私個人としての主観的な意見です。 「ダウンロードの違法化」についてですが、確かに著作権法に違反した動画、音楽、画像等がネット上に蔓延していることは事実であり、許されるべきことではない。しかし、ダウンロードそのものを違法にすることはこの問題の根本的な解決になるとは到底思えません。 ダウンロードしたファイルが違法であるかどうかは、実質それをダウンロードした後でなければわかりません。また、説明文やファイル名だけではそれが違法であるかどうかは判断できない場合もあります。 私は、現代の情報社会において、もはやインターネットはTV・携帯電話に続く次世代のコミュニケーションツールであり最高の放送設備だと考えています。このことを上手く利用すればその商業的価値は無限に近いことも容易に想像がつくはずですが、ここでダウンロードを違法にしてしまうとインターネット文化は衰退し、やがて崩壊するでしょう。 続いてアップロードの違法化についてですが、これも違法なアップロードはありますが、結局それはユーザーのモラルの問題であり、例えて言うなら「電車では優先席を使うな。もし使ったら罰金だ。」と言っているようなものです。優先席(アップロード)で携帯電話を平気で使う(違法動画をアップする)人がいるからこういう風に言うのでしょうか、優先席は基本的に誰でも座っていい席であり、あとは各人のモラルの問題です。インターネット上においてyoutubeやニコニコ動画などの動画共有サイトの持つ創造性、表現法などは先に書いた商業的価値と同等に素晴らしい可能性を秘めていると思います。そのクリエイティブな可能性もアップロードを違法化することによってすぐに崩壊します。 なぜインターネットの創造的可能性を否定するのですか？ なぜ新たな文化の発展を受け入れようとしないのですか？ これらのことを「違法」と捉えるか、「進化」と捉えるかはそちら様次第ですが、私は動画などの共有(アップロードもダウンロードも含め)を日本社会の「進化」と捉えています。	個人
私は日ごろからニコニコ動画などで動画を見ているものですが、ダウンロードを違法化するというのはやりすぎだと思います。 アップロードされる数のほうがダウンロードする数より圧倒的に少ない現在の状態では、アップロードのほうだけを取り締まるのが効率がいいでしょう。 また著作権侵害の非親告化についても、自由な創作活動を萎縮させてしまうというデメリットのほうがメリットよりもはるかに大きいと思います。 以上のことから、私はダウンロードの違法化ならびに著作権侵害の非親告化には反対です。	個人

私は日常的にインターネットを利用し、YouTubeやニコニコ動画といった動画閲覧サイトを利用している者ですが、今回の法制には断固反対します。 過去のテレビ番組の二次利用が問題とされているようですが、動画閲覧サイトによって過去の番組を閲覧し、その結果過去の番組へのニーズが大きくなれば、最終的に得られる利益は、法規制によって得られる利益よりも遙かに大きくなるはずです。法規制で得られる利益は単純な計算で分かりますが、未開拓の市場と考え、敢えて規制をしなければ、将来的には法規制によって得られる数倍の利益が関係団体にもたらされます。しかも、利益を得る方法について反対がほとんどないという理想的な状態で、です。 動画閲覧サイトでは、インターネットを媒体としている関係上、どうしても動画の画質が低下してしまい、画面自体も小さめになります。 動画閲覧サイトで興味を持った過去のテレビ番組を、きちんとテレビで見たいと考え、実際にDVDを購入する利用者は少なくないはずです。 現在、ニコニコ動画ではニコニコ市場というシステムが機能しており、閲覧している動画に関連している商品(DVD、書籍など)が陳列され、利用者はニコニコ市場から他サイトにアクセスして、商品を購入することができます。特にDVD、書籍は非常によく売れており、ニコニコ市場のシステムが有用だと分かります。 先の項で述べた「未開拓の市場」は、確実にその実力を見せ始めています。かつての織田信長のように、規制をなくすことで、かえって大きな利益を得る方法を取るべきです。 実態調査についても触れられていますが、実際に調査を行う前に法制を決めてしまつては、調査の意味がありません。調査という名目で「違反者」を摘発したり、罰金を徴収することは、絶対に認められません。 調査・議論の際には動画閲覧サイトを利用し、インターネットの有用性・危険性を理解している利用者を半数以上採用してください。インターネットの専門知識を全く持たず、逆に関係団体の主張ばかりに詳しい方たちでは、一般の利用者が考える結論と全く違った、非常識な結論を導くからです。 一般利用者は、私自身を含め、純粋に楽しみとしてインターネットを利用している方がほとんどです。そんな一般利用者からの搾取はやめてください。 海賊版の規制強化については賛成です。ただし、海賊版の売買によって利益を得ている団体・個人を最優先で規制して貰いたいのです。 また、流通している海賊版の中には、素人ではそうとは判別できないほど精巧に作られたものもあります。 明らかに海賊版と知って購入した場合を除いて、それ以外の場合では注意を行う程度にして欲しいです。	個人
私は反対します。アップロード違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだと思うからです。法律的に違うものとして扱うと、ただでさえ衰退している日本のIT開発がさらに衰退しかねない。技術的な選択の幅を狭めてしまいます。	個人
私は反対である、理由は、 聞いた話では、映像がアウトとなれば、文章もアウト、となれば迷惑メールなどだったとしても、著作権などに違反する小説の一節などを受信しただけで違法、犯罪者になってしまうかもしれないというも聞きました。 それは断固嫌です。 youtubeやニコニコ動画などで、純粋に楽しみたいだけなのに、キャッシュをダウンロードと見なされてはたまりません。	個人
私は反対である。 理由は、「違法サイト」の定義があいまいであり、問題がおきる度に判断基準が変化することが予想され、恣意的な運用や所属団体を背景にした圧力に対する客観的な立証手段が存在しないからである。	個人
私は反対である。 理由は下記の通りである。 全てのコンテンツが違法なのか合法なのか見ただけで分かるわけじゃない。 それは日本の著作権法は無方式主義で権利の表示をしなくてもいいから。ということで適法公開かどうかの識別が極めて難しい。 さらに、ダウンロードしたコンテンツが違法かどうかわからないから。 ダウンロードして初めて違法かどうかを確認することが出来る。 「違法なコンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは「違法かもしれないと知りつつダウンロードした」と判断され故意があるということで訴えられたユーザーに不利。 法をしっかり守ろうとするユーザーにとってリスクが生まれる。 だから条件付きでも現状では反対。	個人
私は反対である。ダウンロードを違法化した場合、ダウンロードの定義が曖昧である以上、今後の司法の場でどのような判断がされるかも曖昧になり、インターネットの普及による成長した法人・個人に多大な被害が出るものと推測出来るので反対。	個人
私は反対である。以下、理由を述べる。 ストリーミングとダウンロードは現時点では技術上、大差がない。そのために法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう可能性が出てきてしまい、結果的にはWebサービスの可能性を狭めてしまうことになる。それは日本のIT開発が衰退してしまう可能性をも秘めている。現在、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びている現状で開発者も利用者も萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまう可能性があるからダウンロードの違法化には反対する。 インターネットに国境はないために、プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。全世界共通のためにコンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは用意には判断できない現在では、米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されてしまっている可能性が存在する。そのような世界を対象にしたことについて議論がされていない。よって、条件付でも現状では反対である。	個人

私は反対である。理由は下記の通り いわゆる「違法着うたサイト」等、音楽・映像著作物のダウンロードによって多額の被害が出ているという部分は、端的に見ればたしかにダウンロード数に乗じた著作権料が払われないことになるが、ではそのダウンロードされた曲が本当に違法データなのか、チェック出来るのでしょうか？ 音楽出版社などに登録した楽曲ならある程度は可能でしょうが、自作の楽曲の場合、もしくはインディーズアーティストが自発的にダウンロード公開していた場合も違法とするのでしょうか？ もともと著作者自身が判断すべき物ではないのでしょうか？ 著作権管理団体(主にJASRACや日本レコード協会)が勝手に違法と認定すること自体、著作者およびユーザー無視の論議ではないかと思います。 この第30条の適用範囲からの除外が行われてしまうと、下記の点についての問題が発生すると思われる。 1)ダウンロードデータの違法・合法はダウンロードされるまで判らない。 ダウンロードするデータそのものに合法・違法の認証をする技術が確立されていない。よって、間違えて違法なデータをダウンロードしてしまう可能性がある。よって反対である。 2)サイトそのものの違法・合法の判別は困難を極める 今回の内容を見ると、合法マークを配るなどの措置を考えられているようだが、合法マークを配布する基準やそのマークの不正使用を明確に出来ません。いくらでも偽物は作れます。よってユーザーからは鑑別が出来ないため、反対である。 3)新たな犯罪手段として逆利用される可能性。 今回の適用範囲からの除外により、ダウンロードが違法化されてしまえば、ユーザーには「私はもしかして違法なダウンロードをしているのではないか？」と疑心暗鬼がおき、また、それを悪用した振り込め詐欺などが発生する可能性が多大にある。よって反対である。	個人
私は反対です。 YouTubeやニコニコ動画等の動画共有コミュニティは、現在キャッシュを取って視聴しております。 今後この法律改正が行われると、キャッシュを取っただけ(見ただけ)で違法と言う判断になってしまう恐れがあります。 仮に、ダウンロードをする気が無い人でもクリック一回で犯罪者になる訳です。 そうなってしまった場合、現在横行しているワンクリックサギのように違法サイトが多数増えてしまい、自分の意思に反して知らない間に犯罪を犯してしまいかねません。 パソコンに詳しい方ばかりでしたら、キャッシュの問題も解決するかもしれませんが現在パソコンユーザーは多数あれど、詳しく知ってる方は一握りの方々です。 画面のアイコンも変えられない方々が知らない間に犯罪者として摘発されてしまうのはあまりにも酷だと思います。 仮に法律が出来て上記の理由が解決した場合でも「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのでしょうか？ それでは通信の秘密が侵害されてしまいます。 そのことについて、まったく検討されていません。 条件などを付けたとしても、まだまだ地盤がしっかりしていない法律を大多数の国民なら認められないと思います。 もちろん私も認められません。 上記の理由で私は 反 対 致します。	個人
私は反対です。 ダウンロード違法化となればYoutubeやニコニコ動画の利用者だけでなく、一般ネットユーザーの法的地位まで不安定なものになってしまう。 合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまい、今後日本のIT開発が衰退しかねない。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人
私は反対です。 今回の件は厳しすぎかと思います。 私もニコニコ動画などで、インターネットで動画を見ているが動画を見ただけで違法になってしまうのは非常に困ります。 間違えて動画をUPしているサイトに飛んでしまった場合などにも犯罪になるということは全国で何人の人が犯罪者になってしまうのでしょうか。 もう少し検討してください。	個人
私は反対です。 私は日常、YouTubeやニコニコ動画といったサイトをよく利用しています。 これらのサイトはストリーミング形式で動画を提供しています。 今回はストリーミング自体に違法性は無いとのことですが、キャッシュという形で「ダウンロード」しているとも捉えることができます。 この曖昧さを解決するまでは一概に「ダウンロードを違法化する」というべきではないと思います。 「ダウンロード」の定義を見直すべきではないでしょうか。	個人
私は反対です。アップロードの違法対策を棚上げにして、利用者に押し付けていい理由はどこにもありません。 ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎです。 ウェブ素材の私的利用が制限される方向性は、どんな内容であれ、利用者にとっては大きな権利の喪失につながります。それが権利者団体ばかりの談合のような小委員会だけで検討されている点は、とても公平性が担保された議論とは思えません。 また、技術的な点で裁判によってYouTubeや他の画期的な次世代技術が違法化される余地が残っている点は、インターネット市場を萎縮させるだけです。	個人
私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだと思うからです。 また、充分な、世論に対する周知と意見を募集しているといえるのでしょうか？ 委員会自体のメンバーにも、疑問が残ります。 勝手に企業のエゴによる、法律化に対しては、頑固反対いたします。 最後に、ぜひ、全国の市町村単位での意見収集を実施のうえ、結論を出される事を切に願います。	個人

私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分ではないでしょうか。そこを徹底せずになぜ手を広げるかが全く理解出来ません。	個人
私は反対です。ウェブの私的利用が許されなくなると、ウェブ利用の意味がありません。現状はダウンロードのみの規制ですが、これにより、あらゆる規制が始まりそうな気がします。これまでのTV、雑誌のみのメディアからインターネットの時代になり、リスクも非常に高くなってきましたが、得られた情報による利益のほうが大きいです。リスクに対しては、個人が自分で守ればよいことで、公の場が規制することではありません。	個人
私は反対です。ダウンロードまで違法とすると新しい技術が日本では使えないことになり世界からどんどん見放されていく可能性があるからです。	個人
私は反対です。詳しくこの問題について知っているわけではないですけど、ネットで動画が見れないのは嫌です。こういったことが採用されることになると、インターネットというものの面白味が欠けるし、普及率が下がると思います。	個人
私は反対です。動画等を見て、故意にダウンロードして違法ならしいですが、動画のページを間違えてクリックして開いてしまっただけでも違法と言うのは、おかしいと思います。	個人
私は不法ウェブサイトからの違法ダウンロードが蔓延している現状を一日でも早く法の改正等で打破して頂きたいです。著作者の立場からすると自分の著作物が自分の知らないところでどんどん複製が作られコピーされることによって著作物の価値を下げられているということが何にも耐え難い屈辱になるはずであり、人権的にもよくないと思います。また現在の音楽業界においても、違法ダウンロードをなくすことにより産業の発達にも通じると思います。よって私は適用範囲の見直しには賛成です。	個人
私は法改正に賛成します。近年国内におけるインターネットの技術向上に伴い音楽や動画などの著作物の無断配信行為が一般常識化しているように見受けられますが、この原因に消費者側の権利者に対する認識不足があったように思えます。私は自主制作の音楽CDを小規模ながら販売した経験がありますが、ジャケットイラストから歌詞カードまで全て制作して一つの商品として販売していたので、私の知らないところで音源だけが出回ってしまうことはあまり良く思いませんでした。消費者からすればお金を払わずに手に入るものがあるならいくらでも手を出したいのかもしれませんが、その消費者たちの行為によって権利者の意欲を削いでしまうと著作物が減り、それを扱うメディアが衰退し、更に経済的な悪影響に及ぶなどあらゆる可能性が考えられます。権利者側にも消費者側にも良い未来が見出せることを期待し、応援しております。	個人
私は某動画サイトを利用しているのですがこの私的録音録画小委員会中間整理を読ませていただくと著作権に関してかなり厳しくするように受け取りました。しかし、私は厳しくするとその作品の権利者にとってあまり利益が上がらなくなるような気がします。なぜなら、私が利用しているサイトでは、Aというアニメがアップロードされ直ぐに削除された場合、そのアニメのファンが増えなくなりアニメのDVDなどのグッズが売れなくなったことが多々あるからです。私の考え方を言わせてもらいますと、その作品を見たり聞いたりしてファンになります。そして、もっと画質のいいDVDが欲しくなり買い求めるわけです。つまり、あまり規制を厳しくしすぎるとユーザーだけでなく、権利者、製作者、関係者にまで不利益なのです。以上のことから私は法律を厳しくするのは反対です。	個人
私は本件対して、反対の意を表する。理由は下記の通りである。 1点目・ダウンロードが違法とあるが、その区分が明確ではない。および明確にする事ができないためである。ストーリーミング再生は可有有るが、技術的側面からみればその本質はダウンロードなんら変わるものではないからである。 2点目・宣伝効果への悪影響。違法サイトによるダウンロードが著作権保持者に不利益を被らせているのは間違いなく事実である。しかし著作権という物が受け取り手有ってのものだと言う事を忘れてはならない。Aというアーティストの曲A'が有ったとして、違法合法問わずにそのサイトからダウンロードした事により、そのAと言うアーティストの事を知る事ができる機会となるのだ。その機会そのものを減らすことは明らかにそのアーティストにとってマイナスとは言えないだろうか？もしかしたら、ダウンロードしたユーザーはAの曲Bを買ってくれるかも知れないのだ。 3点目・Web全体への悪影響。音楽のダウンロードが違法とあるが、もしこれが可決した場合、文章コンテンツ、画像コンテンツの著作権保持者、保持団体も黙っている訳には行かなくなるだろう。もし、それら全てが禁止された場合、一体何をもってインターネットを運営するのであろう。一部の利権団体がインターネットを寡占的に扱うようになれば、当然一般ユーザーすなわち購買層が激減するだろう。そうなった場合、インターネットに企業が出す意味さえも消えうせてしまい本末転倒では無いだろうか？	個人
私は本報告書にまとめられている案に反対します。本案ではストーリーミング配信は容認するようなことが書かれていますが、ストーリーミングとダウンロードは技術上大差がありません。ストーリーミングもキャッシュという形でダウンロードが行われているので、この法案は問題点をとても曖昧にしたままであると考えます。現在、ユーザー生成コンテンツのストーリーミング配信が飛躍的に伸びていて、これから先、文化的にも商業的にも非常に有望だと思われま。そんななか、このような法案によって、それが有罪であろうが無罪であろうがユーザーや運営会社が委縮してしまい、技術の進歩が止まってしまうのが何より心配です。そのため、私はダウンロードの違法化に反対します。	個人

私自身、(財)住宅金融普及協会のWebの管理をさせて頂いていますが、 1:(財)住宅金融支援機構からの様々な、住宅関連の仕様書をWebにて公開しています。 中には、緊急性を要するものもあり、この仕様書に関する所の著作権を明確にするなどの作業が増えるとなると緊急性がある仕様書などのWebへの更新に問題が生じかねません。 2:また郵便番号などのデータもWeb上からダウンロードし使用する場合も、郵便公社が民営になったこともあり、そのデータには著作権とそれに関する保証金が発生するのではないかといった疑念も沸き、公共性の高い郵便番号のデータも有料化するのか、といった不安すら出てきます。 3:また、ダウンロードしたデータ(Web上では著作者が配布可能と記述)に、別の著作者の著作物が混入していた場合ですら、ダウンロードした側に違法性がある、といった解釈ができてしまうのではないかと？ これでは、詐欺行為を法律が後押ししてしまう事になるのではないかと？ 4:正当な著作者が配布可能であると記述し、住所などの個人情報を引き出すWebを作成し、ダウンロード終了後、メールなどでダウンロードされたファイルは、著作物であり、保証金を支払わなければ、違法行為として罰せられます。 などの、詐欺行為をするにはうってつけの法律になりはしないかと？ 5:Web上で公開されている新聞やニュースなどで使用されている写真も著作物であり、これとダウンロードしたファイルとの、差が発生するのが理解できない。 Webを見ただけで写真などの著作物に保証金を支払う義務が発生するのか？ 6:著作者が、配布可能を記述しWeb上に公開したファイルにて、そのファイルが別のソフトウェアにて使用できる形式だった場合に、その別のソフトウェアを作成した団体が権利(保証金)を主張できてしまうのではないかと？ 以上、数分考えただけでも上記のような問題が考えられます。 あまりにお粗末な法律だったため、これでは正当な代価を受け取る著作者も正当な代価を支払うべき使用者(一般消費者)も法律のあなをくぐって、悪意ある詐欺行為にて利益を手に入れる集団をただ増やすだけの、あきれた悪法であると言わざるえません。	個人
私達がテレビを録画したりYouTubeを見たりP2Pを使ったりしてタダでコンテンツを視聴するのは泥棒だからではない。 売っていないからだ。 関東でしか放映されていないアニメ、見逃した昨日のドラマ…… 合法的に購入する手段が無いのが実態ではないのか？ そしていつか発売されるなら待てばいいのだが「昨日の思いっきりテレビの特集、見逃したぜ」という場合に待っていれば、いつかは売ってもらえるのだろうか。 コピー制限、P2P規制、YouTube削除を血眼になって行う前にまず「売って」みたらどう？ 本当の狙いは著作権保護(←これアメリカの要望のひとつ)に名を借りたネット潰しだから。 ・TBSやアサヒの敵なのよネットは(亀田問題、アベしちやったの件) ・政府がやバイことする際は自由なネットは都合が悪い(中国みてりゃわかるよね) ・ネットに繋がれば誰でも犯罪者w、捕まえるかどうかは警察が決める→ウマー(パチンコ見てればわかるよね) なにげにトリプルで美味しい法案なんです！抑圧側には！ まさに人権擁護法案と同じ。 サマータイムと同じ。 ホワイトカラーエグゼンプションと同じ。 一番の問題は、アメリカ政府が出してくる『年次改革要望書』。 『年次改革要望書』とは、日本の各産業分野に対してアメリカ政府が機構改革や規制緩和などの要求事項を通達(「提出」でも、「要望」でもなく「通達」が正しい)する文章である。ただの外交文章ではない。ここでアメリカ政府から要求されたことは、日本の各省庁の各担当部門に割り振りられ実行されていく。そして、この要求が実行されたかどうか、日米の担当官が定期的に会合を持ち、チェックする仕組みになっているという。さらに、この文章を毎年、日本政府に通達するアメリカの通商代表部は、毎年アメリカ議会から勤務評定を受ける。つまり、通商代表部としては、日本政府が実行しないと自分たちの評価が下がるので、いかなる圧力をかけても日本政府に実行を求めなくてはならない。 最近はかなり有名になりつつあるので知っている人も多いと思いますが、アメリカ政府が毎年日本政府に「年次改革要望書」というものを出しています。要するに「ここに書いてあることはちゃんとやっておけよ」というアメリカからの命令・指導・要望が書いてあるわけです。法科大学院の設置や郵政民営化、最近では三角合併などはこの年次改革要望書に書いてあったために実行しただけに過ぎません。ホワイトカラーエグゼンプションや労働者派遣法などについても書いてあります。 そしてこの年次改革要望書の最新版に著作権の非親告罪化やP2Pによる共有の違法化などについても書いてあるわけです。つまり元凶はアメリカからの圧力とそれに従わざるを得ない日本政府の弱さにあったわけです。 で、この年次改革要望書は別に秘密文書ではなく、ネット経由で誰でもダウンロードして読むことができます。どう読んでも内政干渉レベルではないかと？と思えるほどに細かく書いてあります。 詳細は以下の通り。 年次改革要望書の最新版は以下の在日米国大使館のホームページ内にあり、PDFファイルになっています。ちゃんと和訳版があるのでとりあえずそれを読んでみましょう。 日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書＝PDF(2006年12月5日) 著作権の非親告罪化については、以下の要望文面が根拠になっていると思われます。 20ページ目 II-A-3. 職権の付与 起訴する際に必要な権利保有者の同意要件を廃止し、警察や検察側が主導して著作権侵害事件を捜査・起訴することが可能となるよう、より広範な権限を警察や検察に付与するP2Pソフトによるファイル共有行為を違法化するという要望も同じく以下の文面が根拠ではないかと思われる。 20ページ目 II-D. 私的利用に関する例外 私的利用の例外範囲を限定し、ピア・ツー・ピアのファイル共有といった家庭内利用の範囲を超えることを示唆する行為が、権利者の許諾なしには認められないことを明らかにする。 ああ、こういう形でアメリカ政府の要望を実現していくわけですね……。今まで日本政府が自分で主導して行っていると思っていた数々の法案審議等々の大部分が実はアメリカ政府からの内政干渉じやないのかと思えるような形での圧力によって実行されているとは……日本がアメリカの属国と言われるのも無理はないような気がします。 一番最悪なのは、アメリカの圧力に屈してる日本政府なんですけど、、、、。	個人

余談によると JASRACによれば ・公衆の場での無許可のモノマネや演奏は不可 ・将来権利の侵害を犯す可能性がある場合は楽器類を押収 ・無認可でのダウンロードの禁止、キャッシュ禁止 と、あるので無許可で歌詞を口ずさみ鼻歌を歌いモノマネをする恐れがあるので、日本人は生後すぐに声帯の除去、鼻の切除、角膜の切除、手足の除去が義務づけられる。 無許可での楽器の所持も処罰の対象となりもし不正所持が見つかった場合は権利の侵害の恐れがあるので没収される。 JASRACを取り締まった方が良い。	
私的なコピー・ダウンロードの規制には若干の抵抗を覚えるが、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに対する規制は必要だと考える。 また、違法なコンテンツと知りつつダウンロードする「モラルの欠如」は、給食費不払いなど世の中のモラル低下と同根であり、社会秩序維持の観点からも規制には賛成する。 さらに、違法コピーやダウンロードの放置は有料のコンテンツビジネスを圧迫するもので、結果として優良な著作物の衰退を招くと考える。	個人
私的レベルでのダウンロード等を規制するのはやや反対ですが、違法サイトからのダウンロードは結果として大量に頒布されてしまい、多くの権利を侵害していると考えられますので、この部分は徹底的に取り締まって然るべきだと思います。	個人
私的使用でのコピーやダウンロードが規制されることにやや抵抗はあるが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているので妥当性のある規制だと思う。このようなコピーやダウンロードを放置すると有料のビジネスは成立しなくなるので、クリエイターに適正な利益が還元されないこととなる。	個人
私的使用のための複製については一定程度の自由が保障されるべきとは考えますが、いわゆる海賊盤CD/DVDといった違法複製物からのコピーや違法サイトなどからのダウンロードに関しては、社会通念上も自由とされるべき理由は特に見当たりません。また、これら違法ソースからの複製が蔓延することにより、我が国の推進する知的財産ビジネスの発展を阻害するだけでなく、国民のモラル低下を招くことになり好ましくありません。従って、これらのコピーやダウンロードを違法とすることは適当であると考えます。	個人
私的複製範囲でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はありますが、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに対象が限定されているのであれば、やむを得ない規制と考えます。現在の技術におけるデジタルコピーの現状においては、このような不正なコピーやダウンロードを放置していると、音質・画質の変わらない不正コピーが世の中に大量に出回り、正規の有料ビジネスが成り立たなくなるので、権利者・クリエイターに適正な利益が還元されないこととなり、創造のモチベーションの低下を招き、文化の発展を阻害することになると思います。	個人
私的複製範囲でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はありますが、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに対象が限定しての規制を支持します。 逆に、このような不正なコピーやダウンロードを放置していると権利者・クリエイターに適正な利益が還元されないこととなり、創造のモチベーションの低下を招き、文化の発展を阻害することになると思います。 又、皆が無料サイトからダウンロードしてお金をかけていないのに対し、正直者がお金を支払うのは馬鹿馬鹿しいと考える意見が多勢になる事によって良い音楽が聴けなくなってしまうのは困ります。	個人
私的用途に限定したダウンロード、コピーは規制するべきではないと考えるが、違法サイトからのそれは権利ホルダーへの正当な報酬を妨げるばかりではなく、マーケットの健全な発展をも妨げる原因になる極めて重大な著作権侵害に該当すると考える。	個人
私的利用でiPodやCD-Rへのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はありますが、対象が海賊版や違法配信サイトからのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だとは思ふ。 このような事例には適当な規制をかけなければ、ビジネスは成り立たず、故に韓国のようにアーティスト(ミュージシャン)が貧しい職業となってします。	個人
私的利用でのコピー行為やダウンロード行為が規制されることに抵抗は確かにあります。しかし、対象が違法配信や海賊版からのコピーに限定されている点で、仕方がないとも思える規制だとは思います。違法行為がこのまま蔓延し、一般消費者がコピーに対する罪悪感を抱かなくなるほうが怖い。クリエイターが育たない国家に繁栄は無いと思います。	個人
私的利用の範囲でのコピーが一概に規制されることは好ましくないと考えます。しかし、違法コピー(海賊版や違法配信)は私的利用の範囲外だと考えます。 したがってこれらを通じてのコピーは規制されてしかるべきではないでしょうか。 権利者やクリエイターへの利益が還元されないコピーは、万引きと同じであり、犯罪としての形が見えにくいからといって、許されるものではないと思います。 海賊版や違法配信など、それらを助長する行為は創造のモチベーションを下げたり、モラルの低下を招き、文化の発展を阻害します。 ユーザーが明らかに違法と知りうるかどうかは、法が整備されそれが周知される過程が必要であるので、違法配信や違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
私的利用の複製やダウンロードが規制されることには抵抗があるが、海賊版や違法サイトからのものに限っているので仕方ないと思う。 放置されればまともなビジネスが成り立たなくなるばかりか、創作者への還元もされなくなり創作者のコンテンツ創造活動にも支障をきたす恐れがある。	個人

私的領域でのコピー・ダウンロードが制限されることには抵抗がありますが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限られるのであれば、仕方のないことだと思う。	個人(同旨6件)
私的領域でのコピーやダウンロードが規制されることは音楽の裾野を広げるという意味において多少抵抗はあるが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だと思う。むしろ、このデジタル時代においてはオリジナルと同様の音質のコピーが無限にできてしまうことに鑑みれば、このようなコピーやダウンロードを放置すると権利者が正当な対価を得られなくなり、結果としてソフトビジネスを衰退させてしまい、さらには消費者の利益にもならないと思われる。	個人
私的領域でのダウンロード等が規制されるのは若干抵抗があるものの対象が違法サイトや海賊版のコピーということであれば規制されてあたりまえである。むしろこれを放置することは有料にて世紀でのビジネスがなりたらず音楽ビジネス自体の崩壊をまねくことになり、強いては日本の文化的な音楽の根底を覆しかねない。	個人
私的領域においてのコピーやダウンロードが規制されることには、個人としては抵抗感はあるものの、対象が海賊版のコピーや違法サイトからのダウンロードに限定されるというのであれば、止むを得ないと思います。本来は有料であるべきものが、違法サイトで無料に入手でき、それが放置されるという状態は避けるべきと考えます。	個人
私的録音は認められるべきですが、海賊盤や違法サイトからコピーやダウンロードまで自由にできるのは行き過ぎです。悪貨は良貨を駆逐すると言いますが、社会悪や不正はあらゆる手段で排除すべきです。是非法改正をお願いします。	個人
私的録音小委員会中間整理について、反対意見を提出します。 今の日本のネット環境内には当たり前の如く「動画投稿サイト」が存在します。確かにそれは著作権を持つ側から見たら、明らかに違法で気分を害すかもしれません。しかしそれを楽しんでいる私達から見れば、単なる趣味、娯楽等の取り上げにしか過ぎません。この話が実現すればネット環境は良くなるかもしれませんが、現実世界での環境は悪化すると思います。様々な人と関わる事が出来る上、自分の好きなものが視聴出来る「動画投稿サイト」があるから、頑張って仕事や学校での生活が出来るのかもしれないのだと思います。これは動画投稿サイトに限らないと思います。	個人
私的録音録画の第30条の適用範囲の見直し・ダウンロードの違法化に反対します。 理由 情報に対して違法適法の選別が一般のインターネットユーザーには不可能です、また、情報の違法適法性をインターネットユーザーに確実かつ安全かつ簡便に知らせることも不可能です。その上で、一般ユーザーのこれまでのインターネット利用が、あらたに違法行為と化すことになれば、一般ユーザーのインターネットの安全な利用を阻害・萎縮させることになります。これは、ユーザー・権利者共に不利益を受けることにつながります。また、著作権の本来的目的である文化の発展の促進への障害となり、また、国民の知る権利への障害となります。よって、第30条の適用範囲の見直し・ダウンロードの違法化に反対します。 ダウンロード違法化によって、ネット上に善良なユーザーを危険に晒す地雷を撒くべきではないと考えます。	個人
私的録音録画を違法とすることはやめて下さい。 いつも動画を楽しみに、生き甲斐に生きている人や、辛いことがあったときに、心安らげる場所として利用している人も数多くいます。 現に反対している人もたくさんいることと思います。 お願いします。やめてください。	個人
私的録音録画違法化法案に 反対 します。 キャッシュも知らなかったような素人な方々を集めて議論、採決されたくありません。 インターネットの楽しさに触れ、情報化社会に貢献するような画期的な発明を開発する若者が減少する恐れがあります。 議論されるなら、情報通信に詳しい専門家を集めていただきたいと思います。	個人
私的録音録画小委員会で個人に対するダウンロード等の録音録音行為が違法とする法改正がなされようとしているようですが、私は断固として反対いたします。 パソコンのダウンロードという行為に関してはシステムの一部であり、もし違法とした場合故意じゃなかったとしても、著作権等の許可がでないサイトにアクセスしただけで犯罪なのはおかしいのではないのでしょうか？ ピアツーピア等のデータの共有する行為に関しては個人の意思でもってそれらを行使しているわけですから、違法性が高いとは思いますが。しかしそれらを可能にしている根源はプログラムや機器を製造した製作者なのです。 そのプログラムや機器を製造した企業などを規制する法改正ならともかく、一個人に対して違法とする法改正をされることに関しては賛同いたしかねます。	個人
私的録音録画小委員会の中間整理に関して、意見があります。 「第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」ですが、「2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態(1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態」とあります。 このまま行くとPCでのダウンロードやストリーミング音声・動画配信も違法行為になる可能性があると聞きました。確かに配信されたものを保存して使ってしまうのは問題です。しかし、ストリーミング配信はPC内にキャッシュデータが自動的に残り、専門知識がないとわからないような所にですが保存されてしまいます。それも取り締まりの対象になるというならば、個人PCを隅々まで調べられても仕方がないということになります。 著作権法も守るべきものですが、個人情報も守るべきものです。私は、今回のこの「著作権法第30条の適用範囲の見直し」を通すことは、著作権法＞個人情報の図式を肯定してしまうことになると思い、これに強く反対致します。	個人

私的録音録画小委員会中間整理の概要 4ページ目 権利者の判断なしでダウンロードを規制することは、権利者の意思に反する事になりかねないため不当だと思う。 例えば、私が自分で作った歌を周囲の人に聴いてもらうためにファイル交換ソフトにアップロードした時、それを視聴する事、すなわちダウンロードする事が違法になると、私の意思に反して誰も私の歌を聴けなくなってしまう。 全体的な意見ですが、一律的な規制、もしくは第三者によるダウンロードの規制をする事は、権利者の意思を無視することになりかねないため、私はこの案件に反対します。	個人
次の3箇所について、意見を述べます。 a. p.100「第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」の節 b. p.104「a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」の項目 c. p.105「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 a. p.100「第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」の節の存在それ自体について、疑問を感じます。 私的録音録画小委員会は、この報告書p.1「はじめに」で述べてあるように、「私的録音録画補償金制度の抜本的見直し」を目的としていたはずで。ここで違法サイト云々について口を出すのは議論のすり替えというものではないでしょうか。 b. p.104「a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」の内容について、反対します。 この記述内容に鑑みる限り、わざわざダウンロードを違法化する必要性はないと考えます。 「イ 利用秩序の変更を伴うが、～」「ウ 個々の利用者に対する～」の記述は、それぞれ、「違法サイトからの録音録画」「録音録画」という言葉を「コンテンツの違法アップロード」と置き換えてそのまま適用する議論です。そして、そのような違法アップロードは既に送信可能化権によって規制されています。 「～という秩序は利用者にも受け入れやすい」、「違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われる」と主張されるのであれば、まず、送信可能化権での規制に関する現状について、十分な議論がなされることが当然と考えます。送信可能化権だけでは不十分であることをはっきり示した上で、ダウンロード違法化について言及するのが筋道というものでないでしょうか。 c. p.105「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の内容について、反対します。 ここでの議論は、違法サイトと適法サイトが区別できることを前提としているように見受けられますが、この前提は正しくないものと考えます。 例えば、今日のYouTubeには、日々著作権を侵害しているコンテンツがアップロードされているといえます。YouTubeは違法コンテンツの削除に努めているものと聞いてはおりますが、それでも削除が追いつかず、一時的には違法コンテンツがユーザにダウンロード可能な状態で存在してしまうこともあるでしょう。だとして、YouTubeを違法サイトと断定することができるのでしょうか？ 少なくとも、違法・適法の判断は、サイト単位ではなく、コンテンツ単位でなされることが必須と考えます。「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう」という記述もありますが、現実的とは思えません。	個人
自宅等で楽しむので有れば、コピーやダウンロードが規制されることは、厳しい規制だと思う。しかし対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのであれば、規制は当然だと思う。むしろ、このようなコピーやダウンロードを放置すると制作者やビジネス環境が悪くなり、権利を持っている人に適正な利益がまわら無く、さらなる発想・創造、制作、ビジネス展開に悪影響が出るのは間違いないと思うし、現にもう出ていると思います。	個人
自分が購入したり、別の人間から借りたCD、レンタルショップで借りたCDなどを私的使用のために複製することを認めているのはある程度理解できるが、ファイル交換をはじめとした違法サイトなどについても範囲内とされているは問題があるように思う。海賊版のコピーや違法配信のダウンロードはある程度規制すべきだと思う。	個人
自分は、正直あんまり著作権のことはよく分からないのですけど、たまたま見た動画に、著作権があるかどうかすぐ分かる方法があるのでしょうか？ 方法がないのに、なんとはなしにダウンロードしたものが違法で、それによって罰せられるのは納得できません。 また、これは自分も経験あるのですけど、深夜などのアニメが見れなかったときとか動画サイトを利用してダウンロードして見て、面白かったのでDVDを購入しました。このように逆にプロモーションみたいなことにもなっていると思うのですけど。 また、最近逆にニコニコ動画で二百万以上の再生回数を宣伝文句にしてCDが発売されたりもしています。 ここに書いたのは、ほんの一例ですけど、今の現状でも必ずしも著作権側に一方的に不利益を与えてはいないと思います。 もし、ネットでのダウンロードを禁止にするのであれば、同じような理由でビデオを録画、カセットテープ・MDなどの録音などなんかは、CD・DVDの売上ダウンに直接かわるでしょうから、即刻取り締まらないとならないと思うのですけど。 ぶっちゃげ、なんか金が搾取できそうなのがあるから、とりあえず搾取するかって感じに法律つくるの止めてもらえませんか！	個人
自分は、動画を見るに当たって、ダウンロード違法化は反対の思考です。 というのは、動画を見る人や動画をアップロードする人にとって、見れないのは困るだろうし動画を見せれない側も、困るだろうと思うからです。自分もこういった側の人間なので、しょうがないと思っているのですが、違法な動画については、いけないと思っているので違法な動画の処分だけについては賛成の意見を加えます。	個人
自分はこの件には、賛成できません。なぜならネットを使用する人間の大多数の楽しみなどを奪うことになるからです。 近年ネットでの動画配信などは、多く利用されるようになってきています。それと同じようにそれを商売として利用してる人間も多く存在しているのだからこのような事が現実となれば多くの人にダメージが発生するでしょう。 そして自分自身もネットでの楽しみをこのような件で奪われるのは我慢なりません。断固反対させていただきます。	個人

自分はダウンロード違法化に反対です。 ダウンロードを違法とするのではなく、不正なアップロードに対する規制をすべきだと思います。	個人
自分は舌足らずだし文才もないのでこんなことしか書けないが、この法律には反対します。 理由は、たとえ「このDLは違法です。」と言われても本当にそれは違法なのか？実際に取り締まってみてこれは間違いでしたとなるかもしれない。それに裏をつかって本当に違法な行為をする奴は現れるだろうし、それでは正直者だけが損をしてしまう！それに何も知らない初心者ユーザーがこの法律にひっかかってしまうかもしれない！！そんな可能性を含んだこの法案には『賛成できません！！』。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
自分も著作物により収入を得ている立場として、著作物の違法サイトはきっちり取り締まって頂きたいところです。ですが、今回、情を知ってダウンロードに対することにまで「違法」とするのは間違っていると思います。最大の問題は、今回の法改正案に対する一般認知度の低さにつけこんだ悪質な架空請求や、悪質な誹りのない中傷などの多発が容易に考えられるところです。さらに、コンピューターウイルスによる、違法コンテンツのダウンロードを自動的に行わせることも可能であると考えられます。 そもそも「情を知って」いたかどうかを具体的に立証する手段がほぼない現状において、「情を知って」いなかったことを立証することも同時にほぼ不可能であることとなります。そのため、どんな誹りのない不当な扱いを受けても、対象者の名誉を挽回する手段がほとんど存在しないこととなります。 根本的に、送信可能化権や自動公衆送信の違法性の追求によって、アップロードする側を取り締まり、事案を収束させるのが適切な対応であると思われる。 今回の調査結果において、若年層の違法アップロード経験者数が多い傾向にあるという結果がでていますが、「なぜアップロードしたのか」という設問が必要だったのではなかったでしょうか。若年層ほどアップロード経験率が高いということから、一般的に推察できる理由としては、「注目されたい」という自己顕示欲の表れ、が考えられます。 そもそも、違法アップロードを自己顕示欲を満たす手段として違法な行為を行うというのは、「街角におけるスプレー落書き」と同じ感覚であると個人的には認識しています。そういったものは、根本的に社会的問題、並びに教育的問題であるわけで、「やっではないいけないこと」に対する教育や、周りの対応の問題だと思うわけです。「スプレー落書き」の場合、落書きされても、即座に消去する、見回り監視を行って事前に防止する、落書きしても簡単に洗い流してしまう、などの行為によって、落書きする人の自己顕示欲を満たさないことで、成果を高く上げているところも多くあると聞きます。同じように、違法アップロードに対して、如何に即座に対応・削除し、事前防止策を大々的に行うことによって、違法アップロードする側の自己顕示欲を満たさせないことが重要です。そうすることで同時に、それらをダウンロードすることに対する「よくない感」を啓蒙することにも繋がるはずです。わざわざダウンロード行為そのものを違法として、様々な、もしくは未だ考えられていない多くのリスクを抱えてまで、違法化しなくても、十分な啓蒙効果が期待できるはずです。現状、どんどん違法サイトが増えているということは、現在の対応状況が非常に遅いということを示唆していると思われる。対応が遅れているからこそ、それらをダウンロードする人も増えているわけです。その対応の遅れこそをもっと議論すべきだと思います。 別の側面から蓋をしようとしたところで、現状の対策の速度のままだと、違法アップロードをする人は増えていくのは明らかだと思います。 こういう議論の先にいつもあるのは、法律の罰則規定をもっと重くすれば、違法者数は減るだろうという意見なんですが、自己顕示欲を満たそうとしているものにとって、罰則規定による効果は非常に薄いと思われます。これは、少年犯罪に対する刑法を重くすれば少年犯罪が減少することに必ずしも繋がらないという意見と同様です。 今後の違法アップロードに対するより一層の対策をお願いしたく、以上を今回の意見とさせていただきます。	個人
実効性に疑問がありますので、現時点においては反対です。 そもそも、送信可能化権の侵害をも完全に取り締まれているのに、本当に違法サイトからのダウンロードの「第30条の適用範囲からの除外」に意味があるのか？つまり、除外したところで効果があるのかということですね。 理論的には違法アップロードが存在しなければ、違法ダウンロードは存在しません。負担と労力を考えれば、前者を無くしていくのが最も簡単で賢い方法のはずです。もし今の方針を貫くのであれば、委員会は、違法ダウンロード側も取り締まる方が効果的で負担も労力も小さく済むという根拠を示さねばなりません。 それとも、今回の変更はつまり、違法サイトを発見したらそこを潰すついでに、そのサイトでダウンロードをしていた人も処罰するということでしょうか？実際にどういう方法でそれを行うのかはよくわかりませんが、トラッキングの法制化は通信の秘密とも密接に絡んできますし、インターネット利用者の一人としては止めてほしいと思っています。犯罪者でもないのに、自分のネットでの足跡のログが公的に保管されるなんて、誰だって萎縮しますよ。 新しくダウンロード規制を始めるなら、その前に、違法アップロードの規制にもう少し予算を使ってください。	個人
実話として携帯電話の着信メロディを自分の持つてるCDから取り込むことさえ困難になってる、規制のせいでやりたいことも出来ないのユーザーが使いにくい環境になってしまってる。	個人
蛇足となるが、今日の音楽業界の衰退振りは言うまでもなく、2000年にJASRACが文化庁へ申請・受理された「インターネット上の音楽利用に関する著作物使用料」の搾取振りが真っ先に上げられるのではないと思う。 そもそも、JASRACの大義名分である「管理費」が本来の権利者に全く還元されず、その全額が使途不明金となっている事実に対し、更にその暴走を煽ると思われる本案件を今一度、良く議論して頂きたい切に願う。 一国民として、巷を騒がしている防衛庁（現・防衛省）の二の徹を踏まぬよう求めたい。	個人
従来製造業が日本の経済発展の中心を担ってきたが今後は消費社会化や情報社会化の進展により、日本の国民性との親和性の高いコンテンツ産業が日本経済の中心を担うと私は考えている。 上記の理解に基づき、長期的視点で日本経済の発展を見たとき、インターネット上のコンテンツを、現在の権利団体のためだけに視聴不可能にするのは日本の国益を著しく損なうと考える。 貴委員会は、インターネットや、高度情報社会における法律に詳しい専門家をもっと召喚し、これについて審議すべきだ。（コンテンツ製作者ではなく）権利団体を守るための法律は全くもって無用だ。 日本の権利団体は、欧米諸国がインターネット時代の著作権についてもっと勉強し、現実を直視するべきだ。	個人

出版業界では出典を明確にすることで他人の文章を引用することを容認してきた。これに対して音楽業界ではそれが歌詞の一部引用であっても容赦はしない。あけく映画業界では頒布権までをも主張する。このような現状下において、既存の権利者の利益保護のみに主眼を置いた法整備は、著作権法の本来の目的である文化の発展に寄与する目的に反するものである。その意味でも、ようやく歩みを始めたばかりのデジタル表現の技術的・文化的な発展を著しく阻害する恐れのあるダウンロードの違法化には反対する。	個人
初めに断言しておきますが、このような法案は徹頭徹尾断固反対です。動画配信サイトを見るだけで犯罪者、というような法案ができてしまうようでは日本の行く末が案じられます。私はもはや動画配信サイトは知識を深めさまざまなことに対する広い視野を得る、あるいは単に休息、娯楽のためと理由は違えど日常の一部といっても過言ではないと考えています。その重要なサイトをないがしろにする行為は視聴者にとってメリットはなく、ただただ政府への反感の増大を助長するだけです。	個人
私は私的録音録画補償金制度に反対です。私はまだ13歳ですが、学校でいじめられた時つらかった時とある動画サイトを見て、笑顔を貰っていました。その時に会った人たちの楽しい素敵な思い出は今でも忘れられません。今もまだ、つらいときはそのサイトで笑顔を貰います。だから今こうして健全にいられるのかもしれない。その動画サイトは唯一の心のよりどころなのです。私は、大人の事情で笑顔を奪われるのはもう嫌です。生活までも束縛されたくありません。だから私的録音録画補償制度を制定しないでください。心からの願いです。本当にお願いします。	個人
初めまして。私はこの法令が通ってしまうと犯罪者になってしまうものです。もっとも、この案が通ってしまえばおそらく1000万人クラスでの犯罪者出現ということになると思われますが・・・私はこの問題でもっとも左右されるであろうサイトをよく使用しています。もちろん知っているとは思いますが今現在、日本国内だけで300万人の会員数を誇るサイトです。正直、迷惑です。はっきり言って、金で動くな。ダウンロード禁止にした所で個人個人では金が取れないと分かったら、今度はどうせ大本であるサイト自体に圧力をかけ活動の停止、または有料化の促進をやんわりと促すおつもりでしょう？ふざけた事ばかりやってないでもう少し頭を捻って今の国の現状とやらを眼を取り出す勢いでよく見ることです。	個人
所見 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 と言うか、いささか、この中間整理の内容は勇み足ではないか？ 所見に対する理由 まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。	個人

それとも、あんたらは、憲法を死文化するおつもりか？ また「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ををはらんでいる。 ルソーの社会契約論から話しましょうか？そもそもあなた達は知識人か。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。そんなに特別高等警察な組織の復活が必要か？ 日本は議会制民主主義国であり、ナチズムやファシズムな国家ではないはずである。 貴様らは、そういう独裁国家によくいる官僚に似ている。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 技術のことを何も知らぬ官僚がくちばしを挟むな。 無能なパブリックサーバントと、その追従者は国家国民の害悪である。 話を戻すが、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は、全く現実には即していない以前に、荒唐無稽と言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 あなた達は、一度コンピュータのイロハから習いなおした方がよい。 著作権益団体のイヌ共が。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。 全くごさかしい官僚の作文である、こんな連中を「税金で飼っているかと思う」と情けなくなる次第である。 以上、本意見書で、ダウンロードの違法化に反対することを強く表明し、一刻も早く、常識的な論議に戻られることを切望するものである。	
商売が利潤を追求するものだとしても、そこには消費者というものがある。 今は権利者が消費者の要望についていかず、インターネットの普及で大幅に変化した消費者の要望をくみ取らず、言葉は悪いが依然として殿様商売を押し進めようとしている。これは他業種でも当然行われているマーケティング努力や、販売努力、製品開発努力とはかけ離れている。 良い物を、消費者が使いやすいように、安く提供する努力をするのが営業努力である。 消費者を枠にはめるのではなく、これらの消費者の枠に合わせようとする努力が見られない。 その中で、思惑がこのような歪な法改定を図ろうとするのは、正直快く思わない。 理由は以下のとおりとなる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 そもそも、作品を公開するということは、それが商目的であっても評価される覚悟をすべきで、評価の仕方がパロディであっても、商売の妨げにならなければ取り締まることは文化の抑制、言論統制にも繋がりがかねない。 文化とは、作り手による発信そのままに受け入れることではない。 それを発展させることも文化を支える重要な要素と考える。 以下の争点になる項目は、これらの要素について足かせになると考える。ゆえに反対する。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こつたが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	
小生は著作権の保護については、当然尊重されるべきものであると考えております。この意味では、諸権利団体および小委員会の意見に同意しますが、違法行為には現行法の運用にて十分対応可能と考えております。 新しい事態に新しい法制度が必要、とお考えかもしれませんが、文化の保護を目的とした法改正により損なわれるものも、やはり文化やその可能性を秘めるもの、と考えると、やはり今回の報告書には賛同いたしかねます。どうか今一度のご検討をお願い申し上げます。	個人
少しですが意見を言わせていただきます。 ダウンロードの違法化案に反対します。インターネットをすること＝何かしらをダウンロードしているということを解っておられますか？ダウンロード＝違法という方式を作りたいのかもしれませんが、それはすなわちインターネット＝違法と言っているようなものです。 著作権というものは、作者の権利を守るものであり、文化的発展の礎になるべきものだと思います。 最後に、このようなあいまいなくりで、インターネットをするもの全員が対象になるような案では、なにかあつて警察に目をつけられたときに、別件逮捕の言い訳にされるのではないだろうか、と一般市民の私は思います。 全体的に、結論ありきの案のように思えて仕方がありません。 著作権、インターネット、情報技術についての考慮があまりにも足りなさすぎると思います。	個人
少数意見として紹介されている「ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎである」との意見に賛同する。理由は以下の通り。 1. 違法サイトであるか否かを利用者が判断することは非常に困難である。ましてや情報弱者にとっては。 レコード会社は、mora,iTunesなど複数サイトに音源を供給している。となれば、消費者がある楽曲を購入しようとするサイトは複数候補存在することになる。消費者はそれら複数サイトの中から、自らの判断で購入を行うことになるが複数存在するサイト全てを記憶することは困難である。つまり、購入しようとするサイトがレコード会社から供給を受けているか否か、サイトの外観、資本構成、サービス提供主体の信用力などを検討することで都度判断することになる。しかし、その判断を全ての消費者に要求することが可能であろうか。 第72頁にある年代別違法サイト利用・認知状況によると、12歳～15歳ですら64.5%が利用しているとのことである。12歳以下については統計されていないが、相当数の利用者がいることが容易に予想される。 本改正によってダウンロード行為が違法となれば、小学生や幼稚園児に対して、利用するサイトがレコード会社と正規の契約を締結しているかの判断を強要する結果となる。もちろんそれは現実的ではなく、リスク回避の観点から、幼児・児童はインターネットの利用をすべきではないとの風潮が蔓延することが推察される。 つきつめれば、情報リテラシーの低い情報弱者（ネット利用者の太宗を占める）の、インターネット利用の大規模な萎縮を招くことになり、ひいてはダウンロード販売自体の大幅な減少をもたらしかねない。私自身、騙されやすい情報弱者であることは自覚している。恐らくは、音楽配信や映像配信には「著作権者の権利行使の虞」があることに怯んで、それらの利用を停止することになろう。違法意識が高く、リスク回避に有能な我が国国民の多くは、上述の行動をとるのではないか。となれば、究極的にはインターネットビジネスの崩壊をも誘発しかねない。 2. ストリーミング配信サービスについても十分な検討が必要である。 第104頁にはには「イ 利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れやすいこと」と記載されているが、これはインターネット利用の実態をふまえたものではない。 昨年から爆発的な人気を集めているYoutubeやニコニコ動画などの動画共有サイトでは、著作物を利用したコンテンツが大量にアップロードされている。テレビ放送をそのまま録画したにすぎないものも存在するが、もとの映像のパロディであったり、自作の映像のBGMとして楽曲を利用したりするものであったり、要は二次的著作物として著作物を利用しているコンテンツも多い。 これらコンテンツ制作者は、ほぼ100%原著作権者の許諾を得ていないと推察されることから、動画共有サイトにおいては「著作者の許諾を得ていないコンテンツが大量に掲載されている」といえよう。 ところで、法第2条第1項9の5において、イ（過斷断面的にいえば、サーバ内に複製をつくってから送信する）とロ（サーバには複製をつくらず、送信だけを行う）に2つに分けて定義規定を設置している点から採察するに、複製物が作成されるか否かを重要な視点としているように思える（複製権が著作権のはじまりであったことに鑑みると、当然やもしれぬ）。	個人

しかし、クライアント側においては、全ての場合において、クライアント内に複製が生じるのである。動画ファイルをダウンロードした後再生を行うケースでは、複製が明示的に作成されるので、理解は容易であろう。ストリーミング配信の場合はどうか。クライアントで用いるブラウザがキャッシュ領域として利用するディレクトリに配信されるデータが蓄積されていくのである。当然ながら、ストリーミングが完了した瞬間には、そのディレクトリには動画ファイルがまるまる蓄積されることになる。この蓄積されたデータはユーザの指示なくしては消去されないし、上述のダウンロードした動画ファイルと何ら変わりのないものである。(余談であるが動画共有サイトにおいて一度視聴したデータについては以後ダウンロード待ち時間が発生しないのは、クライアント内に蓄積されたキャッシュデータを参照可能である為である。もちろん、OSの機能として提供されている汎用のファイルブラウザで上記ディレクトリを指定すれば、自由にアクセスすることも可能である。)。すなわち、Youtubeであれニコニコ動画であれ動画共有サイトを視聴すると、例外なく利用しているクライアント端末内に複製が生じているのである。となれば、仮に違法サイトからの私的録音録画が違法とするならば、動画共有サイトを利用した瞬間に、誰かの著作権を侵害することとなる。違法行為を行うことになる。 我が国国民の違法意識は十分に高いと考えられることから、動画共有サイトを利用する者は少なくなるであろう。しかし、何百万人もの利用者が存在するサービスが突然利用できなくなるという事態が、利用者に受け入れやすいといえるのであろうか。少なくとも私は大反対である。Youtubeを毎晩楽しんでいるのである。 ストリーミング配信サービスについては、註釈51番で検討の対象外としている。しかし違法サイトからのダウンロードを違法とすることは、ストリーミング配信サービスにも大きな影響を与える。 改正に際してはストリーミング配信サービスについても十分な検討が必要であるとする。 3. ダウンロード違法化の目的は那边にあるのか。ダウンロード違法化によって、その目的は達成されるのか？ 第104頁「エ」には、「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少する」と記載されているが、まさにその通りである。著作権者には、自動公衆送信権や送信可能化権が与えられており、違法サイトのサービス事業者に対して、当該サイトの開設やサービス提供の差止請求権の行使が可能である。著作権者が既に有している権利を公使することで、効果的な違法対策が行うことが可能なのである。 「今の状況」に対応するに足る権利があるにもかかわらず、なぜ、この上ダウンロードまでも違法にする必要があるのか。違法サイト利用者を突き止める為には違法サイト管理者の管理するサーバ上の情報を解析する必要があり、違法サイト管理者を突き止めるよりも困難である。また、違法サイト利用者は第73頁や第74頁の資料によると、月3曲未満であり、これを1年間継続したにしても36曲未満にすぎない。1曲あたり200円の販売機会損失があったとしても高々7000円程度にすぎず、訴訟コストに見合うとは考えにくい。すなわち、権利者が利用者に対して権利行使することは、想定しにくいのである。違法サイト管理者に対して自動公衆送信権や送信可能化権の行使すら行わない著作権者が、ダウンロードを行う利用者に対して権利行使することは想定できないのである。 たとえ権利行使が想定されずとも、違法サイトからのダウンロード禁止が道徳ではなく法規範となれば、低い道徳規範しか有さない者が違法意識は高い者にとっては、ダウンロードを行わなくなる転機となろう。だが、違法サイトを利用するような低い道徳心しか有さない者は、違法意識も低いのが通例である。法で禁止されたとしても、権利行使の虞がひくいのであれば、相変わらず違法サイトの利用を継続するであろう。 となれば、捕捉不可能な行為を違法とすることで、違法行為が常態化するだけ、すなわち法律の実効性への信頼に打撃を加えるだけの結果に終わるのではないか。	
省庁がどう思っているかと、裁判官の判断がどうなるか不確定。 例えば映画の保護期間延長。 文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返した。 法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性がある。 だからダウンロードの違法化に反対。	個人(同旨20件)
上記の案に反対します。 違法サイトからの録音・録画物のダウンロードを一定の要件の下で違法とするなら、インターネットを楽しむこと自体に大きく影響が出ます。昨今、コンピューターネットワークは全てのデータを一度ダウンロードしてから利用されており、違法案に従えばこのネットワークそのものが違法になってしまうからです。 また、ストリーミングはダウンロードの対象にはならないとありますが、簡単に言えば当然ストリーミングもダウンロードという前提のもと行えるものですので、この解釈は支離滅裂です。まるでこういったものを利用している大手企業からの反対を恐れ、一般ユーザーなどにだけ規制するという弱者からの搾取のようにも見て取れます。合法と違法を判別「合法マーク」を使うことに対しても、同じことが言えるのではないのでしょうか。 そして一般人側にとってはそういった意味のない規制があるだけで「違法」という言葉を恐れ、適法のなんでもないサイトにもアクセスしづらくなり、やがてはネットを使うことが難しくなり、新しい文化が衰退していつしまっかきかけとなることも大いにありえると思います。 さらに、一般ユーザーが恐れているのはそれだけではありません。違法化したことにより新たな詐欺、フィッシングが続出するのは明白ですね。もともと矛盾だらけの違法案ですから、矛盾を元に成り立っている架空請求のよる被害はさらに増えるでしょう。違法者を裁くための違法案が別の違法者の行動を助長するとは滑稽な話です。 これらの意見から言えることは、法案者は実際に利用している側の状況を何も考えていないということです。利益だけを追求し、利用する者がいなくなれば、違法案どころの話ではなくなるのではないのでしょうか。	個人
上記項目について反対の意を唱えさせていただきます。 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。 それは、今後どんな発展を遂げるか分からない無限の可能性を秘めたネットワーク社会の可能性の芽をも潰すことにはならないか。 一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 そもそもこれは我々の知る権利や情報収集、表現の自由を奪う行為になるのでいささかやりすぎな法案ではないかと思われる。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人

上記項目に私は反対します。 YouTubeなどはストリーミング配信をおこなっていますが、ストリーミングとダウンロードの区別がそもそも曖昧であり、また、ストリーミングといえど、キャッシュという形でダウンロードはおこなわれています。キャッシュが複製にあたるかどうかは専門家の見解も分かれるところであり、これを法律に盛り込めば、ネットユーザーの立場が非常に不安定なものになってしまうと思われる。 また、これらの動画共有サイトなどに制限をかけることで、開発者と利用者が萎縮してしまえば、ユーザー生成コンテンツの成長を阻害することになりかねない。 以上をもって、ダウンロードの違法化に反対します。	個人
情を知ってなどという曖昧な条件でのダウンロードを違法とすることにより、以下のような行為が通ってしまうのではないのでしょうか？ 一. コンテンツ作成者のA氏が複製を禁じた有料のコンテンツを作成。 二. B氏がその作成を複製し、ホームページ上で無料のコンテンツとして自由にダウンロードできるようにする。 三. C氏がB氏のホームページから無料コンテンツとしてA氏の有料コンテンツをダウンロードする。 四. B氏がホームページ上でダウンロードさせていたコンテンツは有料コンテンツでしたとA氏が通知する。 上記の流れでは無料コンテンツだと思いダウンロードしたC氏は料金を支払わないと犯罪者となってしまいます。 また、この行為をA氏とB氏が結託して行う事も考えられます。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
条件付きでも、現状において私は反対です。その理由を3点、以下に挙げさせていただきます。 理由①.今の日本の著作権法では権利の表示をしなくても良い事になっているため、そのコンテンツが合法か違法かの判断が付きにくいから。 理由②.「違法かもしれない」と思いながらダウンロードした者が、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断されてしまいかねない。これは、法を守ろうとするユーザーにとって大きなリスクとなるから。 理由③.合法か違法かは見ただけでは分からない。その事を利用して、合法的なコンテンツをダウンロードした者に対し、第三者が架空請求を行う場合が考えられる。 その架空請求にひっかかる人が出てこないとも限らないから。	個人
身近な環境でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はあるが、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だと思う。むしろ、このようなコピーやダウンロードを放置すると有料のビジネスは成り立たなくなるので、クリエイターやビジネスをきいている方々に適正な利益が還元されないこととなるのでしっかりとした規制が必要だと思う。	個人
人々の心を癒し、潤し、育む音楽文化が、違法サイトによって衰退するような事があってはならない事であり、当然違法とすることに賛成である。音楽文化・経済先進国として、もっと法的な取締りを強化すべきであると思う。	個人
世の中でこれだけ多くのインターネットを利用した情報がある中から、違法かどうかの判断をすることは困難であると思います。その違法性を追求していくのは大衆そのものであり、法律で規制することではないのではないのでしょうか？	個人
世の中に光回線が浸透はじめ、世の中でインターネットが便利に使われているいま現在の状況を鑑みますと、どう考えても不正なユーザーは減りません。 ですが、ダウンロードした側も不正になるということはどういうことなのでしょう？ 誰しもが不正ダウンロードだとわかりきった状態でダウンロードするはずがありません。 そして、いまの音楽社会を見渡してみるとわかることにインターネットでのコミュニティを図っていかなければ、音楽社会は縮小の一途をたどるでしょう。 昔はたくさんあったライブハウス。経営するにもお金がかかりすぎるわけです。(主にジャスラックが原因ですが) 出演するにもまたお金が高い。庶民の趣味にこんなにお金がかかるのは正直どうかと思います。音楽くらいですよ。 それで知恵を振り絞って考え出したのが、お金がかからない方法です。 たしかに、不正ファイルをアップする人たちにも少しは気を使ってもらわなければなりません、このままでは、インターネット＝悪という方程式がなりたってしまいかねない状況です。 そしてインターネットで流れている動画等からの商業連鎖はかなりのものと予想されます。 私もその一人で、YouTubeで、あるアーティストを偶然にも発見し見ました。 いまでは大ファンで、ライブにCDに絶対に行くように、行くようになりました。 断言します。YouTubeが無かったら、私はこの人のファンにはなっていなかったでしょう。 そもそも知る機会が無いのですから。 その理由に、私たちの県では放映される番組が少なすぎる。この時点で都心部との知識量に大きな穴が開いてしまいます。 それを繋いでくれたのがインターネットなのです。 心の底からこんな提案を出した人に意義を申し立てたいと思います。	個人
世界的にインターネットを利用する人が増えましたが、wwwは国外に開かれています。 私たちは世界各国のサイトに自由にアクセスすることができます。日本においてこのような規制をかけたとして、世界各国からアクセスしてくるユーザーには同様の措置は不可能でしょう。 つまりこのような問題は「世界標準」が必要なのです。各国各様に基準を作って「第2の国」を建国した挙句に、情報を規制し鎖国に近いことをされるのは、著しい経済発展を続けた日本にとってとても恥ずべきことです。経済を発展させたのは国民であり、今の国民は景気に反して困窮しています。 wwwの対策は国では不足します。世界単位の努力が必要なのです。世界の話合いがなければ未来永劫この問題は解決しません。 以上のことから私はこの項目に反対を表明します。	個人

政治など、あまりわからない者からの意見ですが、とにかく「反対」という意思のみで固まっています。 時代は常に変化しています。 その時代に適した娯楽があり、過去にはクラブなどが流行りました。インターネットというのは、実際に存在するという概念を持っていません。 しかし、人がそこを好めば自然とそこは娯楽施設と化す、そう思います。だから、モラルができ、ルールができていく、それは当たり前だと思います。 しかし、そのルールによってあまりにも縛りつけすぎても良いことはないと思います。 別に根拠とかそんなものは正直ありません。しかし、意見が「反対」この思いは存在しています。	個人
正式なルートからの私的に楽しむ範囲でのコピーやダウンロードは構わないとしても、違法サイトからの配信やダウンロードは法で規制すべきだと思います。 音楽や映像を楽しむ上で、それを作ったアーティストや制作者に敬意を払わない(＝権利が守られない)なんて、なんて非常識で恥ずかしいこと！ 無銭飲食や無賃乗車、万引きと同類、もしくはそれ以上？カッコわるい！といった社会的認識を広めていくべきだと思います。	個人
正直、現状の世界全体でのネット普及や、動画配信などを鑑みると、こうして規制や罰金、課金などの方向に動いてしまうことは、IT国家を謳う日本が、世界からむしろ退化しているようにしか思えません。 こういった法規制が開始されれば、ネット上での創作活動は確実に衰退するでしょう。 そもそもダウンロードしたファイルが違法かどうかはダウンロード後にしかわからないのですし、現実的に考えても不可能であり、このような法案を作ること自体がネットに関しての実態を知らないのでは、と思われます。 勿論、様々な音楽、動画などの著作権権利は守られねばなりません、そういった一次著作者が「著作権を侵害されていない」と思っていたらどうなるのか。 動画配信サイトなどで作品の広告をしたり、また自分で創作した動画や音楽が、ネット上で流通し、または様々な人間の手により二次創作されているのを、非常に喜び、楽しみ、そしてそれに触発されて一次創作を始める人も多いのが実態です。 youtubeなどの動画配信サイトが売り上げに被害を与えている、という意見もありますが、それは同時に視聴機会を増やし、新規市場の開拓にも役立っているという意見もあります。 一概に総てを「違法行為だ」と断じることは馬鹿馬鹿しいとは思えません。 また、其方の委員会メンバーを見る限り「営利団体」に所属している方が多いようで、正直に言えば、一般市民、一般ユーザーの視点からは公平な審議が行われたとは思われませんでした。 私的録音録画小委員会の方々につきましては、御再考を強くお願い致します。 今回のように意見募集によって、一般ユーザーからの意見を広く求めて下さったこと。 ネットの匿名性故に意見や発言をする事ができない現状に歯痒い思いをしていましたので、一個人としてはとても嬉しく感じております。 今後もこのような機会を設けていただければ、一ユーザーとして喜ばしく思います。	個人
正直いいたいのは、代替案はあるんですか？ダウンロードを禁止することにより、ユーザーが暴動。ネット上での詐欺など起こる可能性は数多くあります。オレオレ詐欺やワンクリックに引っかかる人だっているんです。可能性が無いわけじゃありません。ただ単にダウンロードを全面的に禁止して、その後どうするつもりですか？まさか、ただ単に禁止しよう！とかそういう馬鹿げた事言うわけありませんよね？ちゃんとこっちが納得するような代替案はあるんですよね？どちらにせよ、こっちとしては、本気で、反対させてもらいます。	個人
絶対にそんな法律おかしいと思います！ダウンロードしてそれを商売に使用するのわ絶対にいけない事だと思いますが、個人で楽しむぶんには問題ないのではないのでしょうか？あなた達は硬い考えでしょうが、実際にはためになるような動画だって沢山あります！あたしはまだ@代ですが、ネットの世界に助けられた事もあります！ こんな事にくだらない時間をかけるのであれば、もっと世の中の役にたつような事を提案してください！絶対にそんな法律作らないで下さい！お願いします！	個人
専門家でも未だに議論がなされている通り、ストリーミングとダウンロードの区別の曖昧さ等の問題が残っている。 それにも関わらず、ダウンロードを違法化するのはいどく問題があるのではないのか。 これだと、一般消費者が不安になってシステムを使用できなくなり、その結果として今回保護の対象となる権利者でさえも不利益をもたらすのではないのか。 よって、私は反対です。	個人
専用の本やインターネットサイトで違法ダウンロードの方法が簡単にわかるので、実際に行っている人が悪い事をしているという意識ないのでと思います。 本などを取り締まった方がいいかと思います。	個人

前者についてはストリーミングで提供されているものまで今回は、違法化の対象外であるとされている。しかしストリーミングとダウンロードの区別は専門家の間でも定義に争いがあり曖昧であり、そしてどちらにせよキャッシュという形でダウンロードしている。 ではキャッシュは違法なのか？ 専門家の間でも定義に争いがある問題を専門知識も、定義も無い裁判官が違法か合法かを判断するのは危険だ。そしてこの定義があいまいである以上、発展的なコンテンツは何も望めなくなってしまう。 「自粛」により、日本国が検閲大国になってしまう危険性が非常に高い。 だからダウンロードの違法化に反対です。 後者についてはインターネットに国境はない、法律は国によって異なっている。 どの国の著作権法に違反しているのか、ユーザーは簡単に判断できない。 そしてその責任をユーザーに負わせるのは責任逃れとしか感じられない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのような基本的なことについて現状では議論がされていない。 だから条件付きでも、現状だと反対と言わざるをえない。 そもそもこのようなデリケートな問題に、「条件」など付けられる訳が無いことは少し考えれば子供にだって理解できる、急ぎすぎではないのか。	個人
前々からなかなか問題になってたこの案ですが、いよいよもって表面化されてきてとりあえず言えることは、ひどすぎる内容だということです。 あなた方のおえらいがたは、パソコンをいじったことがほとんど無いような古い人間ばかりで、とても悲しいことです。 まず、ダウンロードの違法化という意味がわからない。そんなものあったらパソコンが作業するだけの道具になります。 さまざまなエンターテインメントとして音楽、情報、動画、絵そういう縛られてはいけないうまのまで縛ろうとしているのはあまりに傲慢で理不尽で矛盾しています。 ジャスラックとか利権ヤクザ団体の意見は全く無しにしてください。と、どうか早めに解散させて民営化なりでもさせてほしい。 今一度、パソコンの知識のある専門家を招き入れ、十分に話し合ってくださいね。 頭悪すぎてこっちは頭が痛くなりますよ。	個人
全てのユーザーに、自分が使用しているコンテンツが権利侵害か否かを判断しろというのはとても現実味の無い話だと思われま す。 ほとんどの人は個々の技術に精通しているわけでもなく、正当な判断を下すことは困難と考えます。 既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけ。 そこで権利侵害を指摘されたところで、何が違法なのかも理解出来ない。 基本的に違法業者等への対策が先であり、何でもユーザーに押し付けようとするのは既得権者の権利の濫用なのではないでしょう か。 だから条件付きであっても、現状では反対です。	個人
全ての権利者が不利益であるとは限りません。宣伝効果になる場合もあります。権利者個人の判断を無視した法律は作るべきではありません。私は断じて反対です。	個人
総じて我々一般ユーザ不在で著作権者というよりも一部の団体の利益確保のための法改悪案だと思わざるを得ない内容だと思います。 なぜ目先のことしか考えられないのでしょうか？ もっとグローバルな視点で広く物事をみないと、日本がだんだん世界においていかれます。 我々ユーザの意見をもっとくみ上げてください。 また時間がないからといって適当な案を引っ張り出して正当化しないよう切に願います。	個人
送信可能権を追求すれば充分で、ダウンロードまで違法にするのはやりすぎではないのかと思う。 また、この件をもっと公表するべきではないのか。 これではまるで国民に対し政府が決めた事を押し付けているように感じる。	個人
多くのページで批判がなされているようですが、たとえ違法化しても取締りの強化にはつながらないと考えられます。 そもそも、多少知識のある方ならばダウンロードで個人を特定するのはかなり困難であるというのは容易に予想が付きま すし(IPが割れるのを恐れるならば、プロキシサーバーという方法もあります。海外のプロキシサーバーを使った場合、果たして個人までのIPを特定するのは可能でしょうか？そもそも、企業はそこまで可能なのでしょうか？)、違法と本当に知ってやっている人は、たとえ違法になってもやめ ない。罰則がなければ当然やめる必要もない。これは確かではないかと思います。 つまり、ダウンロードを違法化したとしても被害をこうむる人はなく、逆に、著作権に対して知識のない方が過敏に恐れるようになるだけです。 問題はダウンロードする側ではなく、アップロードする側にあります。こちらを取り締まるほうがよほど効率的です。 つまり、ダウンロードの違法化は、一億総違法者とするだけであり、なんら意味がないと、個人的には考えます。	個人

大学に入ってからテレビを見る時間が極端に減りました。テレビをつけてもわいわいがやがやうるさいだけで何がおもしろいのかわからない番組ばかり。 そんな中でネットで見られる動画には多くの過去の優れたドキュメンタリーや最近の興味深い娯楽番組が大量に視聴できるようにっており今ではそちらをよく利用しています。 多くのコンテンツは私にとってブログ等のインターネットの紹介記事と「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画共有サイトがなければ存在すら知らなかったものばかりです。もし仮にこれらの動画共有サイトがなくなってしまうとすればインターネットでおすすめの評を見たとしてもそれらを実際に視聴することはできず、そこから何かを学んだり感じたりすることはできません。 そしてそれらほとんどのコンテンツは今の私たちにとって他の手段で手に入れるのは経済的に物理的に不可能な状況、そんな代替手段がない現状でダウンロードとストリーミングの違いも不明確な極めて曖昧な規制のためその手段を取り上げられるかもしれないというのではやはり困ってしまいます。 教育というのは決して学校などの教育現場だけで行われるものではないと思います。 他人が何を考え、どう表現しているのかを知る機会をどれだけ得られるのかも重要な教育だと思います。実際、ニコニコ動画では創作が創作を呼ぶ好循環が起こっているという論評も各メディアで見受けられますし。 「より多くの人に他者の著作に触れる機会を。」というのが「著作権者の正当な評価と保護を。」というのと同じぐらい著作権法の重要な理念だと思うのですが今回の改正案、特に適用範囲の除外はどうも後者の立場に重きを置きすぎており私たち学生のような経済的に弱い者に厳しい内容になっていると信じます。 よって私は現状では反対です。	個人
第30条から除外する行為について、ストリーミング配信については対象外とされているが、現在ストリーミング配信手段として主流であるFlashビデオ形式は、真の意味でのストリーミングではなく、一時的キャッシュとしてハードディスク内に保存される擬似ストリーミングである。擬似ストリーミングについては対象外となるかどうかは不透明であり、仮に第30条から除外されないとなった場合、国内の多数の動画配信業者がシステムの再構築などによって大きなダメージを受けると考えられる。 第30条から除外する行為について、「情を知って」という条件を課し、具体的な案として合法であると認められたウェブサイトには「適法マーク」を与えることが検討されているが、実効性などに疑問を感じる。そもそも、違法アップロードされたものかどうかは各ファイルによるものであり、「適法マーク」がついていないウェブサイトからダウンロードしたものであっても、違法ダウンロードに当たらないこともある。（例を挙げるならパブリック・ドメインの作品や、自作のものなど） 特に個人が自ら開設したウェブサイトにおいて、自作の音楽を公開するケースを考えてみると、個人がわざわざ「適法マーク」の申請をする可能性が高いとは言えないのではないか。この場合、著作者自ら公開しているにも関わらず、「適法マーク」がつけられていないウェブサイトだとして、インターネットユーザーが公開されている作品のダウンロードを躊躇してしまうのではないだろうか。 音楽文化を支えているのは草の根レベルで活動しているアマチュアの力が大きく、「適法マーク」の付与はこうした活動を萎縮させる可能性があると考えられる。	個人
第30条から除外する事は当然と考えられます。 なぜならば、立法当時に想定されていた事と、今日の実情では、技術的にも社会的な発想にも著しく異なる利用実態であるからです。	個人
第30条の適用除外が適当というのが大勢であるとしているが、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求することで十分であると考えるのが一般的ではないか。 本検討は録画・録音に限定しているが、同様のことを文章に適用されると、他者の著作物を違法に引用した文章があった場合、その文章を見た者も罪に問われることになる。 この場合、罪を問われるべきは、著作物を違法に公開した側であり、その文章を見た者の罪は問えないというのが一般的と考える。	個人
第5章 違法サイトからの私的録音録画の現状についてを読んだ上で第7章5節を見てみると、「パソコンはすべからず違法ダウンロード・違法コピーを行い得る機器であるために補償金を課金すべき」といったような、非常に乱暴な論理が透けて見えるように思えます。例えて言うなら包丁は犯罪に利用できるので包丁がある家の人間はすべて犯罪予備軍と決めつけるようなものです。著作権を保持している者が努力を放棄するための仕組みとしか思えません。よって、パソコンやiPodのようなHDD機器に課金するのが妥当とは言えませんし、私は反対します。 また第5章3節では「YouTube」などの動画サイトがあたかも違法ダウンロードサイトのように扱われていますが、動画サイトで動画を見ることそのものを違法視するのは問題があると思います。もし動画サイトに違法アップロードされていたものがあつたとして、それを実際に見てみるまでは違法かどうかの判断は(アップロードした本人以外)誰にもわからないわけですし、インターネット上で何かを閲覧することは、文章であれ画像であれ、一度接続しているパソコン内部にダウンロード(これをキャッシュといいます)して閲覧しているという現実があります(物理的にそうしなければインターネット上では文字一つ閲覧できません。 ストリーミング配信でさえ、分割された映像をこまごまとダウンロードしているという現状があります)。 つまり、違法ダウンロードの解釈を広げてしまえば、ネット上では何も閲覧できないということになってしまうのです。 よって、違法とすべきなのは明らかに音楽・映像ファイルのフルコピーそのものをダウンロードさせることを目的とした海賊版ダウンロードサイトのみに限定しなければならないと思います。今回の中間整理は現実のインターネット、パソコンの仕組みをあまりにも無視しすぎているのではないのでしょうか。動画サイトなどを違法化して違法ダウンロードの定義・解釈を拡大すべきではないと考えます。 以上、一国民として意見を申し上げる次第であります。	個人
第一、言うことがメチャクチャすぎると思います。 ダウンロードをした人間を違法行為と見なすというのは戦時中の、チラシを配っている人間をむやみに逮捕するようなことと同じようなことではないのでしょうか？ インターネットは、様々な情報が取り入れられています。しかし、違法か違法じゃないか区別がつかないものだってあります。さらに、これはどう考えても国民の情報を監視すること。 我々だって、見逃したテレビ・アニメがあれば見たいと思います。でも、録画してない。録画器具がない。という人はたくさんいます。 確かに、それは著作権違法かもしれませんが、僕は思いますがそれが、悪用されていると思いますか？ その偽のキャラクターでも生まれたのですか？ 生まれてないでしょうに。 もし、この法案が可決されたのであれば日本の国民のほとんどが逮捕されると思います。 中学1年生の僕も逮捕されるかもしれません。 以上の、意見により本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人

第一に、単純ダウンロードを違法とすることは利用者の立場からは看過できない。この点、罰則を設けないことによりインターネット利用者保護するとあるが、違法との評価を受ける以上民事上の責任を負うことが考えられ、一般人の観点からは同じく社会制裁に変わらない。現行法であってもアップロードした者を違法として取り締まる法規が存在する以上、安易な法改正によって国民の知る権利に資するインターネットを規制するような事態は避けるべきである。 第二に、明らかな違法サイトであると知った上でのダウンロード等条件が付されるようではあるが、外観上違法であると見てとれるような場合は稀有であり、当該サイトが違法であるか否かの調査を利用者に課することになり、結局のところインターネット利用を委縮させるのではないだろうか。それらの調査は警察権の発動によるべき事項であり、そうした権限のない一般人には事実上不可能である。	個人
単刀直入になりますが、見るだけで違法というのは突拍子もなさすぎやしませんか？ 配布する場所がある事自体を問題と言うのではなく、見る側も悪いっていうのはおかしい。 某サイトで優先回線料を支払って見てるのに、ある日突然はいあなた見たからお金払ってねっていうのは非常識極まりない。 そういうサイトに対する法案が先でしょう。 何で急に見る人も罰するべきとかなるんですね。 そうするとニュースをで見るのもアウトですか？ 肖像権、著作権、個人情報、私たちは勝手に見られるけど、私たちがその人や作品にお金払ってるわけじゃありませんけど？ あなた方が言ってるのはそういう極端な事だと思います。 動画だって誰かがDVDを買ったりしてるんですよ。 テレビ局が著作権を買ってるのと同じく違いますか？ テレビで流れているアニメだって「二次配布禁止」なんて書かれていやしませんよね。 こういう極端な法案を考える前に、ちゃんとダメですって線引きしたほうがいいんじゃないですか？ 線引きめんどくさいからとりあえず違法って事にしちゃえというような安易な考えは、ただの職務怠慢です。 仕事して下さい。 そういうわけで絶対反対。 自分の仕事をきちんとこなしてからにしないと、国民の反感を買うだけですよ。 そして理不尽な要求には、かいくぐるとまた別な手段が出るだけ。 ちゃんとやりたいなら、もっと考えて下さいね。	個人
単刀直入に結論を申しますと、今回の改正案に私は反対します。 なぜなら、今のネット環境こそが日本の「アニメ文化」を発展させる要素にほかならないと考えているからです。 その前に、日本におけるアニメ、マンガなどに代表されるサブカルチャーが、如何に日本の独自色として発展したか、海外で評価されているかを念頭に置くべきでしょう。 サブカルチャーと言われる日本発祥の文化は、今では国際交流のきっかけ、そして日本を代表する眼玉商品のはずです。 ですが、現状の高品質の作品を世界に送り出すには国内にそういった作品を制作する土台が必要なのは自明なことです。 そしてその作品はどうやって国内で流通するか。 現在の環境では、残念ながら地方で入手困難な情報は沢山あります。そのひとつが、アニメやマンガといったいいでしょう。 なぜなら地方のテレビ局で放映されないアニメは数多く、都市部でしか発売されないマンガ雑誌なども存在するからです。 地方に伝わるのは一部のアニメと世間でそうとう有名になった一握りのヒット作品ばかり。 もし、現状でネットでも視聴を違法にしたら？ それはもはや地方での「アニメ漫画過疎」です。 そうなればアニメは都市部だけのぜいたく品になり、日本全体に普及される機会が無くなります。 優秀なクリエイターは都市部だけにいるわけではありません。 消費者が都市部だけに集中しているわけではありません。 地方にサブカルチャーがいきわたらないのは将来的にサブカルチャーの衰退を招きます。それは、明らかに間違ったことです。 全ての事柄に通じることがですが、ひとつのヒット作が出来上がる下地には、無数の無名作品が横たわっているのです。 そういった無名作品を生き埋めにするような法案は、結果的に一握りのヒット作も殺してしまいます。	個人
断じてニコニコ閉鎖は反対！！ 閉鎖したら自殺する	個人
断固反対致します。 現在でも漫画などに対する著作権が厳しいのにたかがダウンロードで違反になるなどありません。 これはネット世界を大きく揺るがす問題です。 国としてこれを施行してしまうと国民の半分以上が一気に犯罪者となります。 こんなものを法律として認めるべきではありません。	個人
中学生の子供によると、同級生の間で無料着うたのダウンロードが流行っているらしく、違法サイトからのダウンロードが広がっているようです。こんなことがまかり通るのは決して好ましいことではありません。 著作権という考えが存在するのであるからもっと取り締まるべきです。	個人
中間報告のまとめに反対です。 YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerIには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。	個人
中高生の間で違法サイト利用が広がっている状況は、将来の著作権保護を考え良くないと思います。違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人

注釈51にて、「ストリーミング配信サービスはダウンロードを伴わない」とありますが、ストリーミングとダウンロードに技術的な違いはなく、ストリーミングでもキャッシュという形でファイルをダウンロードしている事があります。 それを「違うものである」と規定されても、一般の感覚としては理解しづらく、納得できません。 混乱を避ける為にも、ストリーミングとダウンロードはほぼ同様のものとして扱うべきだと思います。 従って、それらを区別しようとするダウンロードの違法化については反対します。	個人
著作権が日本にある事は前々から知っていました。日本人だから当然です。しかしニコニコ動画というものを作ってしまったから著作権というものは意識が薄れていったんだと思います。今更ですが私は反対派ですよ。ニコニコが無くなったら生き甲斐が無くなりますし。小学生でも著作権は学ぶ事が出来ます。しかし大人がニコニコを広めていってしまった今、止める事は不可能なのではないでしょうか。都合良く作って、都合良く廃止するのはこれ以上止めていただきたい。ニコニコは笑いや感動を与えてくれる素晴らしいサイトなんだと思います。消えてしまったらそれこそダメ人間が増えるだけでしょう？違いますか？パブリックコメントが少ない中、意見は皆同じです。一步勇気が出ないだけ。私の意見はニコニコ動画利用者全員の意見と同じです。他の人の意見も同じ。それに委員会の方々には状況を良く知らないとか。理解した上で検討を試みているのですか？日本にはどれだけニコニコ動画を愛用してる方がいらっしゃるかご存知ですか？ 日本はどうしてこんなに硬いのでしょうか。これ以上皆の楽しみを奪って、お上は何がしたいんですか？私は断固反対です。ニコニコ動画は著作権と戦います。絶対に楽しみをなくしたくない。実際にいくつか消されて、私は悲しみのあまり涙を流しました。民法は下品で害があるから見せない。アニメが投稿されてるサイトも廃止。なら私達は何をすれば良いのですか？勉強ですか？少子化対策に子作りですか？冗談じゃない。このままじゃ日本は壊滅しますよ。昔の人が作ってくれたメディアを無駄にしない事です。所詮お給料のためでしょう？	個人
著作権について完全に取り締まることは限りなく難しいことだと思う。 この件についても、ダウンロードいたものが違法なのかどうかはすぐには分からない。 なのに全部規制するなんていうのはおかしいと自分は思う。	個人
著作権を守るのはいいですが、ネットで動画一つ見られなくするのは行きすぎです。 僕は犯罪者になるのはいやです。	個人
著作権を無視し違法にアップロードされた著作物を、個人あるいは組織でダウンロードする行為を違法であると認識し、何らかの罰則を与えることについては、やらざるおえない状況まできていると思います。 少なくとも、日本の文化やその創作活動に関わる人達を守る上では必要不可欠であると考えます。	個人
著作権違反が目立ってきたが、無償で、尚且つ、非営利目的での集会的動画鑑賞に対して何の違法性が認められるのだろうか？ 著作権自体が意に介せず、その効力の範囲が広すぎると言うことに対して反感を持っている。 著作権有権者にとっては不易なことかもしれないが、有権者の数は日本国民に対して割合が非常に少ない。即ち、一部の人がだけ儲かるようになっている仕組みである。 格差社会の問題が浮上していることも含め、悪質でも、有料でも、心理操作などの国民にとって有害なことが一切含まれない限り、許容範囲内ではないだろうか。 成年対象動画等は規制されても異議はないが、テレビで放送された物については規制されるのは異なことだと感じる。 例えば、地方では一生放送されないテレビ放送はいくつもある。 その内容が見たいのに見られない人も多数いる。 そこで、インターネットなどを介してその内容が流通していればだれでも食いつく。 逆に言えば、一回きりの放送がインターネットを通して大勢の国民に浸透する可能性もある。 その内容が商品の宣伝だった場合と仮定すれば、一回きりの放送よりも、インターネットで流れたほうがより多くの人に対しての宣伝効果が生まれる。 一般家庭ではテレビが1台というのが主流だろう。 その1台で一回に見れるテレビ内容はひとつだけである。 これを踏まえたうえで、著作権等の問題を考慮せずに流し続ければ、より多くの収益が生まれる。 実際に、情報化社会となった日本では、このような件がいくつも見受けられる。 その情報媒体が、掲示板などによる情報伝達か、テレビ放送による情報伝達の違いかである。 もちろん、前者も後者も多くの収益を見込める。 国民の欲求は無料であるということにある。 民間放送は受信料が無料で誰でも見られる。 しかし、NHK等は受信料が有料であり、これをインターネット上で流した場合は、提供元にお金を支払うと言う当然の理解が生まれる。 だが、無料で見られるテレビが、インターネット上で見るのは違法だと禁止された場合強い反感を持つだろう。 では、動画を閲覧できるサイトには広告をいれ、動画の合間にCMを入れるということにすれば、反感は弱まるであろう。 いわば、インターネットでテレビを見ることと一緒にするのである。 私の私的観点から言えば、以上のことなどをせずに、無料で動画を見させてほしい。 有料となれば、手をつけにくくなるのは誰でも一緒である。 また、某動画閲覧サイトは、不特定多数の人とコメントをしながら動画を見ることが出来る。それは、疑似会談のようなものである。 これはAではないか？と言う人もいればBだと言う人も現れる。	個人

そこで、意見の交換が行われたことになる。 そして、専門知識のある人がさらにコメントを残していけば、国民の知識・学力は上昇していく。 インターネットは世界中の人とつながることが可能なものであり、それをうまく活用していくことにより、国民一人ひとりに知識を植えつけていくことが可能になる。 しかし、情報操作が行われる恐れもある。これは誤った情報を流し国民に不信感を与えてしまう恐れがある。 だが、そのような恐れは情報社会となってしまった今ではこのようなことが発端となる恐れはあまりにも低い。 誰もが、最低限度の出費で楽しめる娯楽を望んでいる。 国民は娯楽を求めているのであって、その娯楽を必要以上に制限してしまうことは、あまりにも危険なことではないだろうか。 アップロードされる動画は、アニメやバラエティなどだけでなく国会の中継などもアップロードされることがある。 これにより、国民の政治への関心が深まると私は考えている。 一概にも悪いことばかりだとは言えないのがインターネットの魅力である。 厳しく取り立てるより、適度に制限していくことが国民の教育にも繋がって行くのではないだろうか。 最後に要約を立てると、インターネット上での無断配信の違法性に対する異議であり、私はこれを違法と認めることに反対する。	
著作権侵害における保護法益は、個人、或いは団体の財産的権利である。従って、著作権侵害には、当然この法益が侵害されることが要件となるはずである。然るに、著作物がこうした財産的価値を有するか否かは、作者の意思に拠るところが大きく、一般的に判断することは非常に困難であると言わざるを得ない。（その意味で、著作権法の非親告罪化にも大きな問題があると考えられるが、ここでは割愛する。） 以上のことを鑑みるに、今般の報告書におけるダウンロード違法化については、 1) どのようなものを「違法サイト」と定義するのが非常に不明確であり、範囲が恣意的に拡大解釈されうること、2) 「違法サイト」の定義が明瞭となっても、それが「違法サイト」であるかどうかの判定はインターネットのユーザー個人に委ねられていること、3) 「ダウンロード」とは技術的にどのような範囲のものを示すのか判然としないこと、といった問題を挙げることができる。1) については明文の規定による立法技術によって解決し得るが、著作権侵害の態様は一律であるとは言いきれず、限定列举の方式での名文化は現実問題として不可能である。2) については、「違法サイト」が自らの違法性を明示することへの期待は薄く、各ユーザーが著作権法への正確な理解をした上でインターネットを利用するという非現実的な方法を探らざるを得ないと考えられる。 しかし、こうしたやり方によって、著作権法の理解が不十分であるユーザー間において、サイトの違法性への不安からインターネット利用が萎縮してしまうことにもなりかねない。また、作者の側にしても、インターネットによる広告効果は多少なりともあるはずであり、それらが不用意に制限されることは、本末転倒であるといわざるを得ない。3) については、「ダウンロード」をどの範囲までのものとしてみるのかは非常に難しい問題である。ストリーミング配信の違法性は否定されているが、ストリーミングによってもパソコンにキャッシュは保存されるのであり、複製防止という目的からすれば、パソコンにキャッシュを残すことさえ違法と評価されう。この点に関しては、専門家による適切な判断が必要なのは言うまでもないが、そもそも著作権保護の観点から見て、このような議論が本当に有意義であるかは疑問である。なぜなら、個人のパソコンの利用を全て把握するのは不可能であり、違法ダウンロードの数は実質的に減少するとは思えないからである。却ってインターネット利用に関する無用な混乱を惹起するだけに終わる可能性もあり、又、違法ダウンロードの発見という行為が、情報統制的な意味を持つ可能性も否定できない。 著作権法の意義を考えれば、こうした規制は著作権保護という観点からみて余りに間接的であり、効果があるものとも考えにくい。本意見書では、ダウンロード違法化について、上記の理由に基づき、反対の意思を表明するものである。	個人
著作権侵犯の責任は「ダウンロード」側でなく「配信」側にあると考えます。今回の法制は例えれば偽ブランド品を『買った』側が訴えられ(善意、悪意にかかわらず！)、『売った』側が一切の責めを負わないという余りに理不尽な法案です。 何卒、ご再考願います。	個人
著作権動画をインターネット上でUPするのは違法という流れから、いきなりダウンロードまで違法というのはかなりおかしな話です。 前者の場合はわかります。それは著作権利権者が判断すべき問題で、動画を削除申請するなり、訴えるなり自由に行うべきだと思います。 しかし、動画をダウンロードまたはストリーミングした視聴者さえも罰するのは明らかにやりすぎです。 現在、世界的にもインターネットの普及が加速しています。 日本も同様、情報技術が10年前と比べて格段に進歩していると実感します。 だが、そんな広がりを見せている空間を規制によって退化させようとしているのです。 近い未来このような事が続くと日本は世界から遅れを取り、情報鎖国になりかねません。 テレビでは国民の生の声を編集によって都合のいいように歪曲する事件が多発しています。 国民はもはやテレビなんて信用していないんです。 ネット上では文章だけでなく、映像によってもストレートに伝達することが可能です。 文章だけでは伝わらないことがあるんです。だからこそ映像があるんです。 国民の権利を侵害することはこれ以上やめてください。 規制強化には断固として反対します。よろしく願います。	個人
著作権保護という名目で、言論弾圧・思想弾圧・コンテンツ業界の衰退加速・新参クリエイターの締め出し・詐欺の横行ということを生じさせるべきではないと思います。 私は、この法案がそれらのコンテンツ業界全体の破滅を呼び込むものだ判断したため、このメールを送信させていただきました。	個人

著作権法30条の適用範囲をどう変えようと、メディアと録音録画機器に対して課金している以上、課金されるべきではない対象から料金を徴収していることに変わりはない。したがって、30条の適用範囲の見直しはまったく無意味である。 著作権法第30条で想定されている複製行為は個人が行うものであり、必要以上に条件を複雑化して適法違法の判断を難しくすることは、一般消費者の著作物の利用に少なからぬ萎縮効果をもたらすことが予想される。著作権法は以って文化の発展を促すことを理念としている法律であり、今回の問題において30条の適用範囲を制限することは著作権法の理念に反する。 上記の理由により、反対である。 現状、著作権隣接権の公衆送信権利処理システムが確立されておらず権利者の確認すらままならないため、動画共有サイトや非商用サイトでは一時的に違法なコンテンツが存在する可能性を完全に排除することが出来ないし、また一般ユーザーにそれを確認するすべはない。このため、非商用サイトではnotice&takedown的な考え方で運用にならざるを得ない。 この問題は、違法適法を判断する仕組みとして提案された適法マークの認可方式では解決できない。また、適法配信マークを認可するという考え方は、一部団体にコンテンツビジネスの許諾権利を与えることにつながる。RIAJの提唱した適法配信マークも運営団体が恣意的な識別マークの発行拒否を行って不当にオンライン配信事業の寡占を行う危険性が排除できていない。 違法サイトからのダウンロードを禁止することは、インターネットコンテンツの大半を占めるこれらの非商用サイトの利用に大きな制限をかけ、個人から著作物を発表することが出来るインターネットにおける文化隆盛の可能性を大きく損なうものであるため、反対である。	個人
著作権法の改正に反対します。アップロードのみを違法とするのでは海外からアップロードをされた物は原則として違法とすることが出来ないのので少し現行の著作権法にも不備があるのは私にも分かりますが、ダウンロードまで違法とするのは、少し行き過ぎで、また、著作権法が文化の発展を妨げるおそれもあると私は、考えるので著作権法の改正にはです。	個人
著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作権等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 また、本案が曖昧なまま採用された場合、後々に利権団体が拡大解釈、適用範囲の増大、罰則の盛り込み、その他含め、自分達の利益になる方向へ強引に持っていかねない、非常に恐ろしいものである。	個人
著作権法は、その第一条に記されているように、文化の発展を目的としている。 その目的達成のために、著作権が保護されているのであり、文化の発展を阻害するような権利を認めるべきではない。それによって著作権者の生活などが脅かされるのであれば、著作権とは別の方法での保護を検討するべきだろう。 「私的録音録画小委員会中間整理」からは、そのような視点はうかがえず、権利者の保護を錦の御旗としている意見が散見される。 日本文化の発展、並びにそれによって導かれる日本の競争力強化のために何が必要であるか、この点を視野に入れた議論を、強く要望したい。	個人
著作権法第30条による権利制限は「零細な利用であること」を前提におかれたものであり、第三者から著作物をコピーするという行為は零細な利用にはあたらず、消費者の利益を侵害するものとは考えられない。また補償金制度による著作権者への補償の拠出元は正当に著作物を購入している消費者が負担していることになり、逆に消費者の利益を書しているものと考えられる。このことより、違法コピーされた著作物をダウンロードすることは著作権者の権利を侵害し、消費者の利益を損ねるものではないため、当然、違法にすべきものである。	個人
著作権法第30条の範囲を現行法より縮小し、違法複製物のダウンロードを行った者に対して民事上の賠償責任を負わせることに対し、反対を表明する。以下にその理由を述べる。 一、 中間報告では「違法録音録画物・違法サイトからの私的録音録画は、通常の流通を妨げ、受け入れられやすく、アナウンス効果もあるなどの理由から、著作権法の私的複製の権利を無くすのが適当であるという意見が大勢だった。」と結論付けられているが、この「大勢」は専門委員1名のみが反対した以外は全員が賛成したことを意味するのか。賛否を表明しなかった者及び欠席などの由により意見を表明しなかった者は全て賛成とみなすと事務局が解釈しているのであれば、それは始めに結論ありきの強引な議事運営であるとの諍りを免れ得ないものである。 今回の案件は、後述するように一般国民のインターネットを通じた情報の入手に不当かつ重大なリスクを負わせるおそれが大きいにも関わらず、議事録を読む限り専門委員1名が再三にわたり指摘したデメリットに対して事務局は無視ないし全く根拠を提示しないまま過小評価を決め込んでいると評せざるを得ない。その反面、(社)日本レコード協会を中心とする権利者側専門委員の主張は中間報告でほとんど無条件で採用されており、事務局のこのような態度は「公僕」たる国家公務員にあるまじき姿勢である。 二、 当案件については、前述の通り一般国民のインターネットを通じた情報の入手に対して過大な負担を強いるおそれが大きく極めて重大かつ慎重な判断を擁するにも関わらず、文化審議会運営規則(平成18年2月17日文化審議会決定)第7条に基づく議決が行われていない。また、事務局が議決を不要と判断した理由についても中間報告では何ら説明されておらず、結論ありきの強引かつ拙速な議事運営が為されたものと評せざるを得ない。 三、 平成18年第7回小委員会及び平成18年第8回小委員会以降、事務局は一貫して「始めに結論ありき」の強引な議事進行を行っているとして評せざるを得ないが、殊に専門委員1名のみが強硬に反対したことに対し中間報告では「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見があった。」と記述するのみに留まっている。この専門委員1名の指摘はまさに正鵠を得ていると考えられるにも関わらず、事務局は何らの検討も加える必要が無いとの姿勢を取り続けているが、検討を加える必要が存在しないと事務局が考える理由の説明は中間報告の記述のみでは不十分と評せざるを得ない。当該専門委員1名の意見は杞憂に過ぎず、検討に値しないかそのような問題が生じた場合でもリスクは極めて軽微であり、権利者代表委員の主張する被害に対する救済措置の方が消費者保護に優越すると事務局は認識しているのであればその理由を中間報告に詳述すべきであり、それが行われない限り当案件に対する中間報告の結論は不当であると評せざるを得ない。	個人

四、 社団法人日本音楽著作権協会の平成17年1月27日付報道発表によると、同協会関係者の名義を騙った電話による振り込み詐欺行為が行われているとのことであるが、今回の中間報告に基づく改正案が成立・施行された場合、この事例と同様の権利者を詐称しての振り込み詐欺やワンクリック詐欺、恐喝行為等の被害が拡大するのではないかと指摘されているにも関わらず、中間報告ではその観点からの検討が全く加えられていない。また、米国ではレコード会社の主導で未成年者を含む一般のインターネット利用者に対しては損害賠償請求訴訟が多数起こされており、大規模なものでは22万ドルに及ぶ損害賠償が認められる事例(Capital Records v. Jammie Thomas)も発生してしている。このことに対して、レコード会社が通常のビジネス活動以上に巨額の賠償金を手にする「訴訟ビジネス」とでも評すべき新規のビジネスモデル構築と皮肉る意見も存在し、違法複製物のダウンロード禁止規定創設は我が国においてもそのような不健全なビジネスモデルを発生させる危険性に道を開くものに他ならない(日本レコード協会の専門委員もその可能性を否定していない)。今回の改正案に反対した専門委員1名も本年9月26日に開催された平成19年第13回小委員会において同様の指摘を行っているが、事務局はかかる詐欺行為や恐喝行為の増加に対する懸念や「訴訟ビジネス」発生の懸念について、そのような行為が発生したとしても軽微なものに留まると認識しているのか。また、改正案が成立した場合でもかかる行為の発生は予防可能であると考えているのか。そのように考えているのであれば、中間報告において明文で根拠を示すべきであり、それが行われないうまま改正案を提出することは「国家による詐欺・恐喝行為及び不健全きわまりないビジネスモデル構築のアシスト」と批判されても仕方が無いのではないかと考える。 五、 中間報告105ページでは「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられる」とあるが、世界中に膨大な量が存在するインターネット上の録音・録画物及びそれらがアップロードされているサイトについて、その全てを適法と違法の二種類に選別することは技術的に可能もしくは、将来的にそのような技術が開発される目処は立っているのか。また、(社)日本レコード協会が提案しているような、適法録音録画物を配信するサイトに対して認定マークを発行するなどの方法を用いる場合、当該マークは日本国内の商業著作物のみに交付対象を限定せざるを得ないと考えられるが、日本国外のサイトに日本国内からアクセスした場合や商業目的でない個人著作物に対しても認定マークが発行されないにも関わらずダウンロード禁止対象と成り得ることから、一般国民がインターネットにアクセスする行為に対して常に、かつ高確率で損害賠償を負うリスクを生じさせる結果となるのは必定ではないか。一般国民が上記のリスクを負うことが、救済措置に劣後すると事務局が考えているのなら、何故その理由を中間報告に明記しないのか。この問題は全ての一般国民が対象と成り得る重大な問題であるにも関わらず、中間報告にはこの点に対する検討が行った形跡が全く見出されない。このように、レコード協会側の一方的かつ実現性すら未知数な案を以て了としている点は極めて不当である。 六、 一般国民がインターネットにアクセスし、情報を収集する行為に前項のようなリスクを一方的に課すことは、知る権利の阻害に他ならない。平成19年第13回小委員会において、事務局よりいわゆる動画投稿サイトにアップロードされた映像について、当該サイトにアクセスした利用者のコンピュータに視聴した映像がキャッシュとして一時複製された状態が複製に当たるか否かの知識が事務局には無いとの見解が示されているが、この発言は事務局がインターネットの構造に関して不十分な知識を前提に小委員会で議論を進めて来たことと同義ではないのか。また、この発言に補足して説明された「仮に現行の著作権法でキャッシュが『複製』と解釈されても権利制限を加えるべきではないとする見解」は、その見解に基づく条文が法律に明記されなければ意味を為さないのではないかと考えられるうえ、文化庁の見解が如何様であろうともそれが司法判断を拘束するものでない以上、一般国民のインターネットを通じた情報の入手に対して過大な負担を強いるおそれは上記の事務局見解においても何ら払拭されていないと考えるのが当然である。 七、 現行法上、既に著作権者には公衆送信権が、著作隣接権者には送信可能化権が付与されており違法複製物をアップロードする行為に対する刑事・民事両面からの摘発・賠償事例も積み重ねられているにも関わらず、アップロードに対する処罰・制裁のみでは不十分かつダウンロード禁止は緊急性を要するという権利者側委員・専門委員の主張は説得力に欠けるものである。 以上の理由により、著作権法第30条の範囲を現行法より縮小し、違法複製物のダウンロードを行った者に対して民事上の賠償責任を負わせることに対しては、一般国民の知る権利を阻害することに繋がり、かつ中長期的に創作活動を萎縮させる危険性が極めて大きいと判断され、中間報告において係るリスクが過小評価されている点には全く同意し得ない。従って、中間報告の結論に対しては反対を表明すると共に、該当箇所の全面的な撤回を要求する。	
著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるにも関わらず、家庭内等の利用であり権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に権利者の許諾を不要としていると理解します。したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でないと思います。又、違法サイトがなくなるというのは、違法サイトと知っていて、ダウンロードする人がいるからであり、ダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り、違法サイトは減少していくと思うので、その点からも、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。 当然ながら、罰則の適用は、ダウンロードを行った人たちが、違法なサイトからである事を認識している必要がありますが、其のことを重要視することによって、結果的に、違法なサイトからのダウンロードの減少に繋がらない可能性も高いゆえ、その点も、十分に検討する必要があると考えます。そうしないと、適用範囲の見直しそのものが、結果的に何の効果も生み出せませんので。	個人
著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードをその適用対象を限定するという案(以下「ダウンロード違法化」と記します)に反対します。 ダウンロード違法化には、以下の点において問題点があります。 □104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードは技術上の大差はない。 特定のファイルを“試聴目的で”ネット上より一時的に「ダウンロード」する行為がストリーミングであり、“ネット上のファイルを取得する”という点ではどちらも同じ技術を用いる行為である。 ところが、ダウンロード違法化では「ストリーミング」と「ダウンロード」を別のものとして扱おうとしている。 この考え方は今後登場するであろう新技術に対して柔軟な対応がとれない。 例えば、「ストリーミング」「ダウンロード」のどちらとも言えないサービスが次々と開発された場合、ダウンロード違法化の適用対象か否かという政治的な問題の解決を待つ間にそのサービスに対する技術的な対応に遅れが生じ、結果的に日本のIT開発が諸外国と比べて大きく衰退してしまうという事態も想定される。 細かい点にこだわるのではなく、「利用者の利益」「国の利益」といったもっと大きな観点で違法ダウンロードの問題は扱われるべきであり、技術的・法的に無理・矛盾がない方法をもっと模索すべきではないだろうか。(個人的には「違法アップロードの摘発強化」だけで十分対処可能だと思う。) また、適法マークという考えに関しても疑問が残る。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法とされるものが海外でも違法になるとは限らない。(当然その逆もある。) このため、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて正しく適法マークを付ける期待は非常に薄い。 また、適法マークの認定基準や認定方法によっては、アマチュア製作のサイトやユーザ主導のサービスも違法として排除される可能性がある。 結果としてインターネットの大部分を占める海外サイトやアマチュアの有能サイトを「適法市場」から不当に締め出す事になってしまう。 これではネットに関するビジネスチャンスを喪失してしまうだけではないだろうか。	個人

□105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 一般的な消費者には、法律に対する専門的な知識はない。 例えば、違法性の有無に関らずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が「ダウンロード違法化」をもって訴訟すると脅してきたとしても、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまう恐れがある。 これでは「振り込め詐欺」に類する詐欺を助長するだけである。	
著作者にとって違法サイトや違法録音物は生活をも脅かす悪質なものと考えられ、それらを法によって規制することはアーティスト等の創作活動において重要なことだと思います。日本が誇る著作者を守る文化を今後も維持していくべきと考え、今回の法案に賛成いたします。	個人
著作者側の罪に問わない権利(すべての面において一律に権利を害する状況にあるとは限らない)も尊重したい。 違法コピーだけであれば送信可能化権だけでも十分対処可能。	個人(同旨1件)
著作物のコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。 着うた等のモバイル、i-Tune・モーション等のPCのダウンロードされることはWEBビジネス、ましてやレコードビジネスに影響がでる。 パッケージに関しても、DVDを例にするとSTAGE6等で高画質ダウンロード可能な状態になると商品となら代わらないものになってしまう。 違法サイトであることを知りながらダウンロードしている場合は悪だが、ユーザーが罪の意識がなくダウンロードしてる場合が多いと思う。しっかりと認識させる指導が必要である。	個人
著作物の権利者の利益を損なっている違法サイトからのダウンロードは当然許されるものではない。	個人
著作物を違法ダウンロードから守る事は権利者として当然である。違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
著作物を許可なくコピー・アップロードすることは違法であっても、違法にアップロードされたものをダウンロードするのは法律違反ではないのは合理的ではない。	個人
長年に渡り音楽を愛好する1個人として、違法の録音物・録画物やそれを増長させる違法サイトの蔓延について、音楽という文化を守っていくことへの大きな弊害であることは言うまでもなく、それにそのような状況を放置していることは今後の社会全体として好ましいことではない、と強く意見したい。 よって、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
適法サイトの存在自体が違法だと思いますので、そこからのダウンロードを違法とするのは当然だと思います。	個人
適法のファイルが違法のファイルかを事前にWebページを見ただけで判断する方法が一般的に存在しない。 銀行のWebページに限りなく似せた詐欺もあることからWebページだけを見て事前に適法なのか判断できない。 また、違法のファイルであることを理由にした詐欺の増加も考えられる。 ファイルをダウンロードする行為だけで違法とするのは、一般的な消費者に無用の混乱を与えると十分に予想される。	個人
当該項目についての結論に反対いたします。 「違法録音録画物」についてですが、現状での著作権は適用範囲が二次的著作物にも及び、またわが国においてはフェアユース規定なども存在していません。従って、違法録音録画物の中にはファン活動としての二次的著作物や、パロディ等も含まれることになります。 また「違法サイト」についてですが、利用者によるファイルのアップロードが基本となる動画投稿サイト等は、原理上「適法サイト」となることはありません。また、利用者は違法である情を知って利用したと見做される可能性が高いものと思われます。さらに言えば、そもそも適法サイトの適法性を保証することは原理的に不可能です。 ストリーミング配信を除外する検討がなされていますが、現状でもストリーミングファイルを取得・保存するツールが開発され、利用されていること、また全環境型コンピューティングなどが実現されることでストリーミングとダウンロードの実質的な差異は今後なくなっていくだろうことを考えると、非現実的かつ不可解な提案であることは明らかです。 以上を踏まえると、現在ひとつの表現の場として定着しつつある動画投稿サイト等を利用することを、一律に違法行為と見做してしまうような検討結果であることがわかります。実際に著作権者の利益を著しく損ねる完全な複製の送信行為などと並び、権利者への敬意に基づく正常なファン活動を楽しむ等の行為が等しく違法とされるような法改正は、極めて不当なものであり、文化的な発展を妨げるものだといわざるを得ません。 そもそもファイル交換ソフト等での流通が権利者にどれだけの損害を与えているか(もしくは利益を与えているか)については対立する意見が存在しており、検討結果が充分な現状認識と議論を基にしたものとは思えません。以上の理由により、当該項目について反対です。	個人
動画、音楽のダウンロードを違法にする制度に反対します。	個人(同旨1件)
動画、音声ファイルをダウンロードしただけで著作権の対象とすることは、インターネット利用者大部分を犯罪者にすることと等しいこととなります。ファイル提供者だけでなく、利用者まで犯罪者とするのはやりすぎです。常識的に考えればMicrosoft社、Google社、Apple社など業者を規制するのが筋です。	個人

動画サイトなどにおけるダウンロードはその性質上、仮に利用者側に保存する意志がなくても動画のページへ移動した際に行われてしまう。 また以下の条件下では、その動画やファイルが違法なものであるかどうかを、利用者はダウンロード後にしか内容を確認ができない状況になる。 ・自分が利用する掲示板やブログなどにURLのみが記載されており、ファイルの内容確認が不可能。 ・リンク先の説明が記載されているものの、ファイル名や説明などからそれが違法なものであるかを判断できない。	個人(同旨1件)
動画サイトに上がっているものには、完全にアップした側のオリジナル作品である場合もあり、この法が制定された場合にはその様な「著作権者が無料で見て欲しい、または無料で大勢の人を楽しんで欲しいと考えた動画」に対して何故か経済的な面が絡むことになってしまう。それは本来の無料動画配信サイトの在り方を根本から崩すこととなり、そのサイトに対して今度は経済的不利益を与えることになる。	個人
動画サイトに様々な規制をかけるのをやめてください。 私にとって、動画サイトは生活の一部に溶け込んでいるわけで、今更いろいろ規制をかけられるのは、大変遺憾に思います。絶対反対です。	個人
動画や音楽をP2Pソフトや動画共有サイト、HPなどへのアップロードについては違法であると思いますが、それを個人でのダウンロード、再生などについては罪を問うべきでは無いとおもわれます。ワンクリックでの再生などで罪に問われていては消費者の不安をあおるだけだとおもわれます。 よって再検討すべきことだとおもいます。	個人
動画を見るだけで犯罪とはどういう事なんですか？ 僕はよくインターネットで友達と一緒に動画をyoutubeやニコニコ動画で見ますが、みんな楽しんでわいわいがやがやしながら楽しんでいますでもこれが可決されれば動画や色々なものがすべて違法になるとインターネットで僕は何をすればいいのでしょうか？ あなた達は違法だ違法だと言いますが著作権は悪いと思います・・・ ですがアップしていない人まで犯罪とはひどいです・・・ 簡単に言うとなんか僕は僕たちからインターネットの笑いの場所、楽しむ場所を取り上げると言うことなのですか！！ 僕は13歳ですがダウンロード、動画見るのは犯罪は、可笑しいと思います・・・ もう一度皆さん考え直して欲しいです・・・ これで僕、友達、みんなの意見です・・・	個人
動画共有サイトは違法動画があることは事実。 しかし、ユーザーによる自作動画もあり、完全な違法動画のみというわけではない。 さらに、動画配信などはインターネットの需要を喚起しており、これからの我が国の一層のIT化を進めるためには不可欠なものだと思う。 それに対して課金・補償などを求めることで、インターネットの需要が激減する可能性もあり、そうすると経済全体が影響を受ける可能性もある。 この点から、インターネット動画(動画共有サイトなどの)に対する課金は検討をお願いしたい。	個人
動画投稿サイトにおいて、しばしば違法動画が投稿されては、削除されている現実を考えれば、その対策を講ずるのは、権利者としての当然の権利であり、将来の豊かな芸術の発展のためには、行わなければならない当然の事だと思います。しかし、今回の、投稿者ではなく、視聴者にも違法性を与えるというような方向性に対して、疑問があります。 われわれは動画を見る過程で、すべての動画や音声について、それが違法なものかどうか判断することは困難であり、また、たとえそれが違法な動画だと知っていた上で、間違えてクリックするだけで、たとえ罰せられないとしても、結果的に違法性がある行為と解釈可能になるということは、それが本当に現実的なことかどうか疑問に思わざるを得ないのです。 そのような状況の下で、キャッシュとしての保存が違反だとしても、そこに懲罰を加えるべきではないということではないという判断だけでは心もとないと考えられます。そこに違法性自体を見出す事もできるということは、お気持ちは十分に理解いたしますが、それが数百万人を対象とするものであるということに なると、甚だ憂慮すべき問題になるのではないかと考えます。そもそも著作権に違反する行為をなくしていくために、投稿者と視聴者の両方を違法なものとするような方向性は、実際の視聴者が最低数百万人はいることを考える非現実的に思われます。したがってキャッシュについては違法性がないと明確にさせていただきたいのです。 すでにYOU TUBEやニコニコ動画、YAHOO動画など、数多く存在する動画投稿サイト利用者は数百万人を超えるものだと思われる、そのような多大な影響を与える問題に関して、小委員会で議論することはかまわないですが、その小委員会が議論して法改正が必要だと判断された内容が、そのまま国会を通過してしまうことが多いという現実があるので、この問題が最低でも数百万人に影響を与える問題だということを考慮に入れていただき、もっと慎重になっていただきたいと考える次第です。	個人
動画等をダウンロードしたとしても、それが著作権物かどうかは、ダウンロードしてみないとわからない場合もあると思います。 それに、この法律制定を見てみると、ほとんどの人が犯罪者となってしまい、今度は社会的な問題が発生すると思います。	個人
内容を読む限りでは、違法な複製及びその物の取得についてが明白でないと感じた。 何を、違法とし、何を違法としないとするにしても、明白にして欲しい。 更に、現状においても、著作権などが一般のユーザーに伝わりきってないことから、急な法案改正は対応できないと考える。 今のように違法なものが流れ、出回っているのかの原因調査をもっと徹底するべきであると考ええる。 一人のユーザーとして、もっと明白に公にこのことを進めてほしい。 そして、できることならば今まで通りが一番だと考える。	個人

難しい専門的なお話をできる訳では無いので、一般的な日常視点からの意見にさせていただきます。 一通り読ませて頂きましたが、一時期流行った「ワン切り詐欺」を思い出しました。 電話番号もダウンロードのアドレスも英数字の集まりなので向こう側は見えません。 人それぞれで詳しい人、そうでない人立場も環境も違うのでかけ直してしまう人も居るでしょう。 「ワン切り」は違法とゆうことで消費者は守られましたが今回の話では「かけ直した方が悪い」とゆう至極、考えられない内容と思われれます。 法律によって「ワン切り」のダウンロード版が認められ守られる。 消費者＝被害者は泣きを見るそうになってからでは遅いと思います。 仮に発案した人がそういった考えではないとしても、そういった状況に至れる可能性を生んでしまう事に気付き、法案を取り下げて頂ける事と信じております。 以上をもちまして犯罪を法律で守る様な今回の法案に反対することを表明する。	個人
日常生活において、音に親しむ機会がいろいろの機器により可能となっている。 パソコン等の発達により、録音録画機能が簡単に処理できるようにもなっている。 機器等の開発、普及により私的な領域でのコピーやダウンロードが規制されるのは、抵抗があるが、携帯電話向けの音楽配信違法サイトやファイル交換ソフトの利用により適法ネット配信等が阻害され、権利者に経済的不利益が生じるのはおかしい。 今後も含めて著作物を制作するに当たり多大の影響を害するのは、問題であり見直しをすべきである。	個人
日本からインターネットを排除するといっても過言じゃない横暴なやり方。ストリーミングやDLで違法？犯罪者？いいかげんにしろ。そんなことしたら誰もWebサービスはもちろん、インターネットを使うやつらがいなくなる決まっている。世界にPC売りまくってる国が、誰もインターネットしてませんよなんて、話にならないんじゃないのか。それともネットで鎖国でもしたいのか。とにかく、こんなくだらないことは反対だ。そもそも、インターネットはグローバルなもので日本がそんな政策をとって、海外のユーザーが違法に引っかかり、犯罪者にできるのか？そういったことも考えた上での政策なのか。これを、賛成だというやつのが知れんな。私は断固、反対である。	個人
日本では形の無い文化・著作物に対する意識と敬意があまりに不足しており、音楽はその最たる例だと思われます。その結果が違法ダウンロードであり、実態としては日本の将来を担うべき十代にその傾向が顕著であると思われます。ものまね文化の日本を終わりにし、真の先進国としての日本の将来を担う若者をきちんと育成する意味において、今回の法改正には賛成です。まず法によって正しい道を示し、若者が正しいことが何かを理解する事が重要だと思われます。	個人
報道や政治系のコンテンツをダウンロードする行為はどうなるのか。 報道については第四十一条に権利制限があるが、限定的。 サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されるとは言えない。 ダウンロード違法化によるリスクが生じる。 そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になる。 自由な報道による民主主義の実現にマイナスになる。 誰だって犯罪者にはなりたくはない。 ダウンロードの違法化でデメリットが生じる可能性を考慮しているのか。 消費者の視点から、または客観的な判断なのか。 だが、ダウンロードの違法化は正常なネットユーザーにまで、悪事を働いていると錯覚させるかもしれない。 条件付きでも、現状では反対である。 取り締まるのなら違法な「配信」や「請求」を加害者側に対して迅速な処置や、被害者に対する保護を取れるようにしてほしい。	個人
私は絶対にこの法案に”反対”である。 理由:報道や政治系のコンテンツをダウンロードする行為はどうなるのか。 報道については第四十一条に権利制限があるが、限定的。 サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されるとは言えない。 ダウンロード違法化によるリスクが生じる。 そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になる。 自由な報道による民主主義の実現にマイナスになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。 ダウンロードすることが違法だとする法律を作りたいのなら、国民が違法だと納得するような説明を提示する必要が絶対条件。説明がされないまま法案が通るような事が起これば、国民は強行的に法案を通したと思うのが必然である。現在の報告書ではその説明が不完全だといえる。その法案に対して起こりうる問題が多すぎるためである。 そしてこの法案は今までに築き上げてきたインターネットという可能性を著しく損なう法案である。 ダウンロード違法化に絶対に反対！！	個人

日本には、送信可能化権が作られているので、これと自動公衆送信の違法性で対応するのが妥当との意見に賛成します。 1) 判断に困る まず、違法性の判断に困ります。思いつくところで、 ・海外のサイトの音楽/映像の妥当性？(説明は英語だけはありません) ・ニュース報道場面等を引用して説明している場合 ・海外では認められているパロディ作品 ・曲の一部を使った創作物(ラップなどでよく聞く)や替え歌 ・サイトの運営者が作りダウンロードを許している映像や楽曲 これらのダウンロードが違法なのかどうか、私にはわからない。 2) ネットワーク技術の促進を阻害する 技術的に、ネットワークの使い方は、まだまだ確定していません。絶えず変化している状況です。各種のキャッシュを駆使したり、分散して情報を管理したり、情報伝達方法やサービスは、次々に変化して未だ発展途上です。今後、どんなやり方で、新しいサービス等が起きるかわかりません。その中で情報の扱いの一義的な行為を違法として定義するのは、今後の変化の可能性を考えると妥当性を欠きます。 例えば、検索サービスの結果に文章/画像だけでなく、動画/音声が含まれるようになったら、その結果を知るだけで違法なのか？といった事も考えられます。検索時、検索ワードに”違法なコピー”とか”ただのコピー”とか入っていたら、これは”情を知って”という事になるのですか？ 3) 調査を行う、内容を確認するだけでも罪に問われる ちなみに、違法になった場合、たとえば、権利者側が行う調査や、内容の確認として行う場合でも、違法コピーのダウンロードをした場合は、まさに”情を知った”上でのダウンロードにあたるので、行為としては違法なのではありませんか？ 4) 詐欺を誘発する また、現在でも各種の行為を”法律になったので”といった詐欺が各種横行しています。警告も数多く発せられている中に、このようなあいまいな内容の法律を作る事は、詐欺に利用される可能性が十分にあると思われます。 ウェブサイトのデザインなどは、銀行の詐欺サイトでもわかるように巧妙にコピーしたようなサイトができるのに、マークで明示するというような事では、信用に値するのかを消費者が判断することは不可能です。 5) 確信犯にはなんら有効性は無く、一般に影響があるだけ それ以外でも、条件があいまいで、罰則が無いなどという法律は、個人情報保護法のように、違法な事を行おうとする者には全く何の効果もなく、まじめに法律に対応しようとする企業や個人にとっては新たな対応する為に各種問題を起こすだけになると思います。この点ではCCCDにも似ていますね。 6) なぜ違法なコピーが減らないのか考えるべきでは それより、権利者にはなぜ違法サイトの利用が進むのかを考えて欲しいですね。私は、現在のコンテンツの価格に割高感が非常にたかく、購入しても、利便性が低いという印象を持ちます。実際、多くは質も低いものが高く売られていると思います。 また、例えばCDの購入金額の内、アーティストに、実際に渡っているお金が少なすぎると感じ、これも一種の割高感を感じる部分です。	個人
日本のインターネットを衰退させることになりますよ。良いんですか。	個人
日本は国際的に見てインターネット後進国である。 お隣の韓国では、国を挙げてインターネットの普及に努めており、普及率は我が国のそれを上回っている。 さて、このインターネットだが、ご存知のとおり世界中のネットワークの中から目的の情報を取得することが出来る便利な道具である。 その際、ネットワーク上にある情報を取得し、端末に表示するにはダウンロードというプロセスが必須である。 今回の案件はこのダウンロードという行為を違法にする、というものであり、それはインターネット技術そのものの否定である。 全てのインターネット利用者を犯罪者にしようとしても言うのか。 だとしたら、言語道断である。 世界に遅れをとっている現状に加え、さらにそれを後退させるような法律まで制定されては、我が国の情報産業が衰退の一途をたどることは明白である。 情報産業において我が国が国際社会をリードし、他国との競争に勝つためには、このような案件など害悪であり、無用の長物である。 以上のように、本意見書はダウンロードの違法化に反対することを表明するものである。	個人
配信のダウンロードする際に有無償がある事態、不自然だと思う。無償があるとしたら、やはり権利者の同意の元が基本ではないでしょうか。 現状が続けば、将来ユーザーの配信に対する認識事態がサービスの一環となるような気がします。 違法サイトについても無料配信を続けることにより何らかの利益を得ているとしたら、そのサイト等からのダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
反対 ダウンロードが禁止されたら基本的にネットを使わなくなる。ストリーミングさえできないのはおかしい。 いろいろな新しいものがあるからこそネットをつないでいる。おもしろさがなくなるというのはネットする人が減る。広告をみなくなるなどのことも考えられる。情報を得る機会が少なくなる。	個人
反対、今のネット社会に多大な悪影響を与えるだけになる。	個人
これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 むしろ、これらの発起人であらうジャスラックに代表される悪名高い著作権団体の方を違法とすべきだ。 人々の著作に値する夢の結晶は役人の天下りのためにあるわけじゃない。まして公益の名を借りた搾取のために法を変えるなど言語道断。	個人

反対、理由は以下のとおりです。 「適法マーク」がなければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるのはおかしいです。既得権者がニコニコ動画のようなユーザー主導のサービスを「適法市場」から排除排除することを目的にした公正な競争に反するものと受け取れます。 また、一般のネット利用者は弁護士と称する人が訴訟すると脅してきた場合、所持しているダウンロードしたコンテンツが本当は合法であっても抵抗できるほどの法的知識は無いです。そのために違法合法にかかわらずダウンロードを控えることを余儀なくされてしまいます。弁護士を装った詐欺師を後押しする可能性も無視できません。	個人
反対。 「合法マーク」は、実際にはユーザー主導のサービスあるいはアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するもの。そもそも違法ダウンロードサイトという考え方が不明確であるだけでなく、それに基づく司法判断も国民良識に合致していると言い難い例もあるため、ダウンロード違法化による取り締まりが国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなり、政府が掲げる「IT国家」を目指す流れと逆行することになる。 また仮に合法マークが広く交付されるものとしても、マークそのものを違法に利用しているかどうかの区別をユーザーが確認する術がなく実質的に意味をなさない。これは違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と名乗るものにより「違法ダウンロードをしたので訴訟する」と脅された場合、特にWebやPCに不慣れなユーザーにおいては違法ではないにもかかわらず「和解金」を支払ってしまう危険性が高い為、新たな詐欺・恐喝の温床となることは自明である。 以上より、「ダウンロード違法化」では、一般ユーザーのデメリットが著しく大きく、Web文化衰退による国益低下が予想される法律の導入は反対である。	個人(同旨1件)
反対。 アの文中に「明確な違法サイトと適法サイトの識別するための適法サイトに関する情報の提供」といった内容の記載があるが、インターネットというグローバルな環境において国内外のすべてのサイトに違法適法の判断を行って利用者に情報が提供ができとは思えない。 利用者としては中途半端な情報の提供によって混乱がおきるのは勘弁して欲しい。	個人
反対。 インターネット上に存在する、ストリーミングやファイルは、一旦ダウンロードされるまで、その情報(コンテンツ)が、違法であるか合法であるか不明である。 そのような状態において、「合法だからOK」とか、「違法だからNG」という判断は難しくまた、日本国上に存在する全てのサイトにおいて適法識別を付与する事は事実上不可能である。 たとえ、著作権が切れておりパブリックであるべきベートーベンの音楽でも、日本の著作権上守られるべき楽曲のファイル名が付与されていれば違法ととらえかねないし、逆に、ベートーベンの音楽であるとのファイル名が付与されたコンテンツが、実は、著作権上において守られるべきコンテンツかもしれない。 そのような状態のときユーザーが、「合法だから」とか「違法だから」とかの判断は非常に難しいだろう。 ストリーミングは、インターネット上のページを移動した瞬間にダウンロードされてしまうため、合法や違法を判断する前に処理を終えてしまう可能性も否定できない。 また、個人レベルで、違法コンテンツか合法コンテンツか知る術が少ない。 違法サイトかどうかは、ページが表示されてしまってから、初めて理解できるものであって、あらかじめ強制的に違法なストリーミングを配信した後、違法なファイルをダウンロードした事に対して「裁判になる」という脅しさえ有効になる可能性もある。 だから、条件付きでも、現状だと反対。	個人
反対。 ダウンロードは当然、キャッシュも抵触するような法律を作るなら、この世界からインターネットを消すくらいの覚悟を。	個人
反対。 ダウンロード違法化の議論を行うためには前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在していなければならないが、これは送信可能化権で規制できるはずである。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取れるように整えることが重要であり、最優先である。	個人
反対。 どこをもって違法サイトと判断するのかの線引きが曖昧。利用者保護とはいえ、分かっているアクセスしたのか、それとも知らずにやってしまったとでは大きな差が出る。 さらに「ストリーミング配信」だけを残せば、すぐに正規商品の流通が増えるとは考え難い。寧ろ、インターネットの世界では規制をかけすぎるとかえってユーザーにいびつなストレスを与えてしまい、反政府意識しかり、なにかしらの反発が別の場所で起こる可能性が非常に高い。 現状で活発に動いている市場があるということも、知って頂きたい。	個人
反対。 ネットの利用者が激減する。 海外サイトのダウンロード違法がゆるい。	個人
反対。 例えば文具店から絵の具を盗みその絵の具で作品を描いたとする。その場合絵の具を盗まれた文具店は当然損をしてしまう訳で犯罪となりますが問題とされているパロディ作品は実態のないものから作品を生み出しています。もし金を払った上でしかパロディを作れないならば確かに原作の作者は副収入が得られるかもしれませんがパロディを作る人が減るのは火を見るより明らかでしょう。そうなればパロディを作るという文化が廃れてしまうことになります。絵画もパロディ作品も文化という面では同じだと私は考えています。私はパロディの文化を廃らせるのではなく寧ろ守りたいと思うので、反対です。	個人

反対。 ・サイトで著作物を公開するには、サイトが適法であることを示さなければならず、それがない場合違法だとされるのでは、複製権などを厳格にコントロールする気がない場合でも、余計な手間が多い。 - 厳格に制御したい者の為にそこまで強いられるのは不当である。また、無方式主義である日本では、ダウンロードする側も適法かどうかをいちいち確認しなければならなくなり、インターネットの利用自体が面倒になってくる。 ・適法であるかどうかを認定する手段が具体的にでなく、もしそれが個人や小さな団体にとって困難であったり、煩雑な手段である場合、そのような人々がWeb上でコンテンツを発信すること自体が著しく制限される可能性がある。 ・数多の国外のサイトが日本国内で適法を示すための認定を得ることはまずないと考えられるが、それらを全て違法とするのはおかしい。 ・適法であることを示せない、あるいは示さない者の著作物公開を抑制することによって、大手レコード会社などの既得権者のみがコンテンツを配信できるようにし、市場を独占しようとしているようにも考えられる。	個人
反対。「ストリーミング」と「ダウンロード」には技術的に明確な差がなく、法律上、違うものとして扱うと、恣意的な法運用がなされる恐れがあり、そのリスクを恐れてサービスの提供者および利用者が萎縮し、結果的に技術の発展が阻害される。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードの違いはほとんどありません。 ストリーミングとは「ファイルをダウンロードすると同時に、再生をすることにより、待ち時間が大幅に短縮される。」方式のことである。 また、根本的なことから言えばインターネットとは全て、画像や文章をダウンロードすることから始まるようなものである。この法案はインターネットの全否定にもつながるし、これを理由に様々な詐欺や不当な取締りも増えてくるだろう。それに現在ある、例えば同人誌・動画閲覧サイト・webでのパロディ、などは本来の著作物に関心を持つきっかけにもなり、日本の文化として成長してきた伝統あるものでもある。 このようなものに興味の無い人間だけが集まり、安易に違法化という流れを作ること自体が国として問題である。	個人
反対します。 この案が通った場合、書物に対しても違法化の対象が広がる可能性が高く、日本文化で大きく占める2次創作的な文化、パロディ文化が終わってしまう。 パロディから新たな文化が生み出されることも多く、有名な作品にも模倣が多く存在し、その全てを殺すことになる。それは模倣の原作にも利益にならず、一部の著作物を生み出すことが出来なくなった原作者が利するだけである。	個人
反対します。 この違法化案が通ってしまったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象にするように求められていく、と言われていますし、そうってしまったら日本文化の大部分を占める『パロディ文化』が失われてしまうことになります。 この文化が原作品の利益を損なっているわけではないのに違法化されてしまうのはおかしいと思います。	個人
反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。	個人(同旨1323件)
反対します。 原作から、新たな著作物を生み出そうとした場合、現在の著作権制度では違法と判断されてしまう。 現在の創作物は何らかのオマージュがあり、その全てに対して承諾を得ることは不可能で、新しい文化を生み出すことも出来なくなってしまう。 ダウンロードする側に多大なリスクを負わせるのは、批判する意見を法律で封じ込めようとする思想統制だと考える。 また批判意見から原作を知る人間も多く、自身の作品を知って欲しい原作者に対して、ダウンロードされないことでの利益は少ない。	個人
反対します。 始めに、ストリーミングとダウンロードは技術としては差異はありません。 議論の背景を知ると、技術的な意味が分からない人たちが賛成しております。 また全てを禁止させようすると、日本はWebの世界で非常に遅れた国になります。 技術者の1人として、技術的な衰退を進めようとする者に怒りを覚えます。 またインターネットは世界中の情報を得ることが可能であり、その世界では日本の法律が適応されると限らないし、他国の法律でも同じである。 海外サイトが適法マークを付けることは望み薄だし、日本が孤立するだけである。	個人
反対します。 送信可能化権で十分な法的対策を取っていない権利者が、更に規制をかけようとするためにダウンロード違法化の議論が行われていると感じる。 違法コンテンツに対しては送信可能化権で充分に対策できるはずであり、更なる規制は全く必要ない。 また技術的な面では、ダウンロードに関して、webコンテンツを閲覧する時のHPもダウンロードして見ている。 あまりにも技術的な制約が多くなり、規制しようとする権利者自身が違法になる場合の方が多いと考えている。	個人
反対します。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、権利者だけの利益にしかならず、世界の潮流から日本だけ取り残されてしまい、没落傾向を加速させることになると思います。世界のどこに、実効性を持たない規制に血道を上げる国があるでしょうか。一部の偏狭な権利者の意見を聞いては、日本の市場としての魅力は下がる一方になります。	個人

反対である。 YouTubeやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしている。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと判断されるかもしれない。 同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 加えて、省庁がどう思っているかと、裁判官の判断がどうなるか不確定。 例えば映画の保護期間延長。 文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返した。 法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性がある。 また本委員会では、キャッシュ等のパソコン・インターネットに関する極めて技術的・専門的な観点からの議論があまりにないがしろにされている感がある。 これは委員会の顔ぶれや、2007年9月26日の会合における文化庁著作権課の川瀬真氏の「それ(キャッシュとして保存すること)が複製にあたるかどうかの知識はない」からも明らかである。 だからダウンロードの違法化に反対。 反対である。そもそも件の報告書の検討結果には、(1)への意見の項でも前述したとおり、根本的な部分で実際のネット利用の現状からあまりに乖離している。 技術に精通しているわけでもないため不合理な判断をしかねない。 ユーザーの感覚とは異なる判例もある。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスでも違法とされることもある。 これでは大丈夫と思っけていても、どうなるかわからない。 たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定された。 一般ユーザーにとっては、購入済みのコンテンツをムーブしているだけという感覚。 既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけ。 これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定された。 だから条件付きでも、現状だと反対。 加えて、重複するが本委員会では、キャッシュ等のパソコン・インターネットに関する極めて技術的・専門的な観点からの議論があまりにないがしろにされている感がある。 これは委員会の顔ぶれや、2007年9月26日の会合における文化庁著作権課の川瀬真氏の「それ(キャッシュとして保存すること)が複製にあたるかどうかの知識はない」からも明らかである。 ゆえに賛成しかねる。 本委員会には改めて議論を重ねて頂くと共に、パソコン・インターネットに関する技術的・専門的な知識のない現在の顔ぶれを一新し、権利者側に傾倒しない姿勢での議論を強く願う。	個人
反対です インターネットはいろいろな情報交換の場所のはずです その中の情報交換の方法を規制するのはおかしいはず それともひとつ 表現の自由のはずなのにその中の表現を奪うのは民主主義に反するのではないのでしょうか 一番優先すべきは国民の本当の思いではないでしょうか	個人
反対です、ネットの規制を撤回してください。 我々の生き甲斐なんです、どうか自分たちの居場所を奪わないで。	個人
反対です。 アップロード、ダウンロードが違法化されたらインターネット事態の存在意義が無くなると思います。 youtubeやニコニコ動画で楽しんでいる人も大勢いることを忘れないでください、動画を見ただけで違法というのは理解できません。	個人
反対です。 ここまで厳しくする必要は無いと思います。 せっかくのインターネットの利便性が失われると考えます。 パソコンに詳しくない人間がうっかり法をおかすなんてことも考えられると思います。 キャッシュとかはどうなるんでしょうか？ ホームページを見ること自体いろいろなデータをダウンロードしていると思うのですがどうでしょうか？ インターネット技術を生かすためにも反対します。 どうお考えでしょうか。	個人
反対です。 ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 Webサービスについて、現状ですです先進的な欧米から創出されている状況で、さらに無意味な規制をかけてしまうことにより、日本発のWebサービス創出が抑制されてしまうと考えられる。	個人
反対です。 見直す理由についての説明において、何一つとして理解できる部分がありません。	個人
反対です。 個人の範囲内までは行き過ぎてると思います。 実際、動画サイトのおかげで利益がアップした例もあります。	個人

反対です。 正直、賛成する方々は消費者の立場を見ず自分達の利益を求めているとは思えません。 一時はお金も集まるでしょうが、長い目で見たら日本のネットワーク社会というものが崩壊しかねない・・・というか、もしこの内容で改正したら1年待たずに崩壊するでしょう。 キャッシュが生成された時点で犯罪者？何言ってるんですか？クリックしてそれが違法な映像ファイルや音楽だった場合私はそれだけで犯罪者で？ でもって、保全のためにHDDを調べるって？どんだけプライバシーの侵害したら気が済むのですか？ 断固反対です。日本の今の社会が完全に終わりますしね。 もう少し日本のことを考えて法案を述べてもらいたい。考えが浅はかだとは思えません。	個人
反対です。「合法マーク」とか言うものをもうけて、違法か適法か区別できるようにするとの事ですが、画像投稿サイトなどユーザー主導のサービスの中には「適法な物」と「違法な物」が入り交じっており、その様なサイトに「合法マーク」が設置されるとは思えません。結果、適法な物である「アマチュアによる制作物」がサイトに「合法マーク」が設置されて無いがためダウンロードされないという事態になりかねない。	個人
反対です。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいです。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきです。また、この法案の可決によってワンクリック詐欺の様な被害者がでる可能性があります。なので反対という意見を送らせていただきます。	個人
反対です。アップロードされたファイルがなければダウンロードは出来ないため、アップロードした人間を取り締まることで対処可能であると考えためです。	個人
反対です。アップロードの違法性についてはもっと追求すべきだと考えますが、逆の悪影響も検討すべきです。	個人
反対です。ただ動画をみるだけで犯罪になるのはあまりにいきすぎています。 日本を個人の自由という誰でももっている人権を無視し、犯罪者にしたてあげる国に自分はしたくありません。どうか考え直してください。	個人
反対です。規制は、最小限であるべきで、また、代替性のある、より緩やかなアップロードの違法対策を追求すれば十分であると思います。 現時点では、ダウンロードは既に重要なツールの一部となっており、それに対する規制は、社会的利益の一部を損なうことになるので、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだと思うからです。	個人
反対です。現行法の範囲内でも対処できるようなものを、わざわざ新法を作ってまでなんとかすべきだとは思いません。 それも、このような「グレーが多いから、全部黒にしまおう」とでも言うようなものはとても納得できません。 具体的に述べますと。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。この違法化案が通ったら、パロディの文化が軒並み殺されることになります。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいと思います。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストーリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。徒にIT技術を衰退させるだけだと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいです。これではどんなものにも因縁がつけられてしまいます。	個人
反対です。施行されれば、ホームページへのアクセス(閲覧)が画面のダウンロードというように解釈される恐れがあり、今後の日本におけるインターネットの普及や技術の開発・向上を妨げ、インターネットそのものが無くなる可能性があります。	個人
反対です。除外した場合、自作のコンテンツを公開しようとする場合「適法サイト」と明示する必要が発生するため、作成者がコンテンツを公開する際に余計なコストが発生してしまうため、コンテンツの公開・作成の意欲を減少させてしまうことが考えられるためです。	個人
反対です。断固反対です。 保護するというのはページを閲覧するだけで犯罪ということになりますよね。 そんなに警察は暇なのですか？ それを取り締まったら日本は鎖国です。ネットは一切使えなくなります。	個人

反対意見にあるように、まずは海賊版作成などの送信者側の取り締まりを十分に行うことが必要だと思われます。 それもしやないうちにダウンロードまで違法としてしまうのは性急過ぎると思います。また、この問題だけで終わらずに写真やテキストまで規制する流れになっていき、最終的にはインターネットの利便性が著しく損なわれてしまうことも考えられます。 そもそもこの小委員会は権利者側の利益を守ること「のみ」を目的にしているようにしか感じられません。始めから結論を決めていて、それに向けて進めているように思います。 また当初補償金の問題を議論していたはずなのに、結局30条の改正に論点がずりかわっています。 新しい構造が出来たときには、今までの構造はそれに対応していくべきだと思います。特定の団体や個人の利益の為に社会や法律を強引に変えていってしまうのは納得できません。	個人
反対致します。 まず第一に「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)に関してですが、仮に現時点での違法化案が通った場合、映像音楽メディアのみならず、書籍業界においてもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われております。これにより現在の日本における一次創作作品の大部分が「著作権」の運用に大きな権限を持つことになり、確かにこれ自体は著作権者に対する利便を図りうるであろう一方、発表済み作品を用いたパロディ作品や二次創作といった、日本における創作文化の多くを占める部分が抹殺されかねないものと感じます。 たとえ法解釈によりこのような拡大がなされないものと仮定しても、ダウンロード違法化が行われた場合、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードを行わないよう、アップロードされた投稿物の管理に対し常に神経を尖らせねばならない、という状況を生むものであります。その結果、間違ったクレームにも対応してしまい、著作権者が自らアップロードしている作品が削除される事故が頻発することが考えられます。まずこの点から見て、現行の改正案はサイト管理者、弱小の著作権者に多大かつ不当なリスクを負わせるものであり、到底賛同できるものではありません。 そもそもインターネットとは日本国内のみに存するものではなく、世界規模に広がったグローバルなものであります。日本の法律で違法なことが海外でも違法とは限らず、その逆もあり得るのが現状です。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、このような「日本国内のみで適用する規制」の存在は、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながるものではないかとの危惧を抱くものです。 また、ここで海外サイトの存在がないものと仮定し、国内のみに的を絞って考えたとしても、なお問題は残ります。 ストリーミングとダウンロードには技術上の大差がありません。その上でこれらを法律的に別個のものとして扱う場合、技術的な選択の幅を狭める結果を生むものと思われます。結果、「法律上グレーである」という理由で各種のWebサービスが萎縮を迫られるのみならず、Webサービスそのものの可能性を非常に狭めてしまうという状況を生み、将来的には、日本のIT開発が諸外国と比べて大きく衰退するという結果を招きかねないことともなります。 次に「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)に関してですが、「適法マーク」の存在は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、「適法マーク」を簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するという状況を生むものであり、結局のところこれをもって得をするのは既存レーベルなどの既得権者のみであり、特に弱小著作権者については前述の状況も含めリスクばかりが増えるもの、というのが現状であると思われます。 そもそも「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるということは、「適法マーク」を容易に得られないであろうアマチュア作者のサイトに押し付けられ、これをすべて不法とするもので不合理であり、逆に「適法マーク」が無くとも違法サイトとされないものとするならば、ダウンロードの正当、不当を判断するにあたり、「適法マーク」というものは意義を感じられない紙切れ同然の代物と成り果てます。元を正せば違法ダウンロードサイトという考え方自体が不明確であり、加えて言うなればわれわれ国民の良識にそぐわない違法判断が司法によって下されるケースも十分に考えられます。このような事例が発生した場合、国民の規範意識に反するのみならず、Webサービス開発を不当に萎縮させしめる結果を生むことにも繋がるでしょう。 以上の理由により「適法マーク」の設置によるダウンロードの規制は難の多さに比べて意義薄く、現状におけるダウンロード違法化は、インターネットの一般化により失われたコンテンツ人気誘導の主導権を回復せんとする権利者の恣意によって生み出された、公正な競争に裨差す為のものではないかとの疑惑を禁じえないものであり、「合法マーク」なるものによるサイトの差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき不当なものであると考えます。 またサイト運営者やWebサービス提供者のみならず、利用者たる一般ネットワーカーに対しても、ダウンロード違法化は不当なリスクを負わせることに繋がります。 仮にダウンロード違法化が施行され、ユーザーが違法性の有無に関わらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合、弁護士と称する人間がユーザーのダウンロードを違法なものと断定し、権利者申し立てによる訴訟を行うといった脅しをかけ、訴訟を取り下げる代わりに和解金をせびり取るという詐欺行為が頻発する可能性が考えられます。この際、これら詐欺事件へ対抗しうる法的知識をユーザーが所持しているケースはきわめて少数であると考えられます。 結果、本来ならば違法ではないにも関わらず、司法に訴えられるという不安から「和解金」を出してしまうユーザーを発生させるおそれがあり、上記の如き「違法ダウンロード詐欺」とでも言うべき犯罪を横行させる結果を招くものであるとの懸念を抱くものであります。 もし、Webサービスなしの合法ダウンロードを利用するユーザーが、自己責任としてこれら詐欺師に対処可能な法的知識を持つことが前提とされているものならば、それはユーザーに対し過度の負担を与える、問題外の前提であると考えます。 ゆえに此度の違法化は、一般のネットワーカーに対してさえも無用のリスクと負担を強い、サービス利用者を萎縮させる結果を生み出す、不合理なものであろうと考える次第です。 以上の点から見て、私はダウンロード違法化に対し、反対を申し述べるものであります。	個人
表現の自由、思想の自由に関わる悪法と言わざるを得ない内容です。少なくとも、世界に発信している日本の隠れた文化を阻害するものとなり得ます。 ダウンロードするだけで違法と捉えられるような文は特別高等警察のように警察権力の増大に繋がるだけです。 本当に危ないところには近づかず、真面目な人間を職質するような警察を信用できません。 パソコン修理店に勤める技術者が、工具を鞆に入れていたからと書類送検されたそうです。ふざけてるとしか思えません。 真面目に税金を納めている人間を苛めて楽しいですか？監督官庁としてもっとしっかりさせてください。 とにかく、今アメリカやフランス、東欧などの国の若者に最も訴えかけの力を持ったコンテンツは日本の若者が作っているのです。これは誇るべきことで、規制をしてよいものではないです。 そもそも、国は未来を任せる若者が誇りを持ち住める環境を整備すべきで、絶対的な生存時間の差が在る老人、それも権力を中途半端に使える老人に金を回そうと考えることからしておかしいのです。 今その場に居る人の何も知らないで、勝手な法律を作ってるんですか？声が大きい人が必ず多数の意見とは限りませんよ。 ●動画や音楽のダウンロードの違法化に反対します。 問題点：これが違法になると近い将来、テキストや画像も違法化され、ネットを見ることその物が違法になりかねません。	個人

不特定多数の閲覧とダウンロードが可能なことを理解しながら、アップロードすることが第一に問題であり、それに対する実効のある対策を追求するべきであり、またサーバーを対象にできるため実行可能と考えます。 ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、また実際の取り締まりも、「たまたま運が悪いものだけ」が取り締まられるようなことにしかならないのではないのでしょうか。 法の適用は平等であるべきと考えます。	個人
普段メールマガジンでお世話になっている方から聞きました。 ダウンロードとストリーミングの概念が曖昧な段階ですべてを禁止にするというやり方は乱暴すぎます。 もっと広く意見を聞くためにマスコミやメディアに対して報道をすべきだと思います。 暗闇の密室ですべて決める事の無いようにお願いします。	個人
分かっているがら行うことが許されるわけがない、と考えます。昨今の酒気帯び運転の同乗者と同様です。したがって、違法な録音録画物や違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。ただし、違法とするのは、ユーザーが違法な録音録画物や違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきと思います。	個人
文化の発展に寄与してきたのは現在のような自由な行動です。規制は文化を殺す元です。 録画や録音を規制することに私は反対です。アップロードの違法対策を追求すれば十分で、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎだと思うからです。	個人
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対である！！	個人
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理104ページ～107ページ「第30条の適用範囲からの除外」について ファイルのダウンロードの第30条からの適用範囲からの除外、いわゆる違法ファイルのダウンロード行為の違法化に関して、反対するものである。また、107ページ「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 ア. に関して、「通常の流通を妨げる利用形態であり、権利者側として容認できる利用形態ではない」とあるが、これは一律に全てそうであるとするのは危険である。複製技術が進化する一方で流通の考え方自体も変化してきており、単純に権利を全て保持して保護しようとする考え方の他に、GNU Public LicenseやCreative Commonsライセンスに代表されるような「権利者自身が権利を一部開放し、複製や二次利用を容認あるいは積極的に推奨する」といった権利管理の考え方が近年急速に広がってきている。その中で、どういった流通形態が「通常」なのであるかは今まさに揺らいでいる最中である。「通常の流通」を従来の流通のままで定義し、それにそぐわないものを違法としてしまうのは、技術の進歩と共に現れようとする新しい流通形態の芽を摘んでしまう危険性を孕んでいる。 イ. に関して、「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」とあるが、そもそもサイトが違法なのかははっきりと分かるものではない。サイトがまるごと違法コンテンツにあふれているのか、多くの合法コンテンツに違法コンテンツが数点だけ混じっているのかはユーザーに簡単に判断がつくものではない。注51で触れられているストリーミング配信サービスを除外するという点に関しても、ストリーミングであるかダウンロードであるか、一時キャッシュであるか永続的に保持されるかといった技術的詳細の問題は技術知識の無いユーザーにとって意識する事は難しいし、そもそもデジタルデバイドを避ける観点でも意識する必要があるべきではない。いわゆる適法シールに関しても、シールの無い合法コンテンツを全てグレー扱いにしてしまう問題があり(いくらグレーでは無いと明示しても、シールがあるものは白だと名言する限り、無いものがグレーだという一般からの認知は避けられない)、根本的解決とはなりえない。 以上様々の原因から判断があまりに曖昧で分かりづくなる結果、違法化案によって得られるのは単純に「悪いサイトからダウンロードしなければいい」という秩序ではなく、「何かをダウンロードすると違法になるが、何が違法なのか一歩ごとにいちいち調べないとよくわからない」と言う地雷原を歩くかのような秩序となってしまう、結果的に違法合法を問わずコンテンツ利用全ての萎縮を招いてしまう。ウ. に関しても同様である。 エ. で言われている「効果的な違法対策」に関しては、アップロードや送信可能化権の規制により十分可能である。ダウンロードまでも違法とするのは、従来の規制以上に違法コンテンツの流通を抑制する効果が無いどころか、適法なコンテンツの流通まで巻き添えにしてしまい、コンテンツ市場全体の萎縮を招いてしまう。 そもそもの著作権法の理念は無断複製や二次利用を抑制する事そのものではなく、著作権者の保護はあくまで本来の目的、「文化の発展」を推し進めるためのもののはずである。今回のダウンロード違法化案はその「文化の発展」の一環である適法コンテンツの利用・活用まで巻き添えの犠牲にして無断複製や二次利用を抑制しようとしているように見え、本末転倒の感が否めない。 以上の理由により違法コンテンツのダウンロードの違法化に反対する。	個人
文化庁の私的録音録画小委員会はダウンロードというパソコンの基本用語であるような言葉の知識すらなくこの問題について議論しているということについて、あなたたちはいかがお考えなのでしょう。 議論するべき問題の知識すらなくそれを議論するだなんて、もはやお笑いか何かのせいかいですね。あきれましたよ。 そういう場にはそういった知識を持つ人を招くのが普通でしょう？ それとも、結論が先にありきの場では自分たち以外の人間は入れたくありませんでしたか？ いずれにせよ、あなたたちの愚かさにはうんざりさせられますよ。 本当に省庁に所属する人間とは馬鹿ばかりなのですね。 はやくそんな委員会など解散してください。どうせぐだぐだになってたいした議論もできないままあなたたちの事前に導き出した利権団体優遇の結論に何が何でも結びつけるのでしょう。 何なら省ごと一度解散なさっては？一考をお願いいたしますよ。	個人

平成19年10月12日付「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下「本中間整理」と言います。)第7章第2節2の「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」中、違法複製物のダウンロードを第30条の適用範囲から除外する意見に賛成します。 (1) 違法性の根拠 そもそも、違法複製物のダウンロードは、アップロード行為とともに自動公衆送信権侵害の結果を惹き起こす行為ですから、著作権法が保障する権利を否定する行為です。したがって、これを著作権法が肯定するのは背理ですから、違法複製物のダウンロードは違法であるべきだと考えます。 (2) 違法性の程度について もっとも、違法複製物のダウンロードが違法であるということは、直ちにダウンロードを行った人に刑罰を科す必要があるということにはなりませんし、また、常に法的責任があるということの意味するわけではありません。 刑罰を科すべきかどうかは、違法複製物のダウンロードによって、著作権者が被る不利益の程度を考慮する必要があると思われる。無許諾アップロード行為は、ひとつのアップロードにより多数のダウンロードを惹き起こし大量の無許諾複製物を作り出す危険がありますが、その個々のダウンロード行為は1個の無許諾複製物を作り出すに留まります。この関係は公衆の用に供される自動複製機を用いた私的使用目的の複製と同様の関係になると思われます。 したがって、著作権法30条1項1号と同様、違法複製物のダウンロード行為は、典型的に刑罰を科すほどの違法性はないと考えるべきです。 「本中間整理」106頁1行目に、「犯罪としては軽微なものとして従来から刑罰の適用を除外している」との記述がありますが、典型的に可罰的違法性がないことから犯罪構成要件が設けられていないため、構成要件該当性を欠き犯罪が成立しないと解するべきではないでしょうか。 すなわち、軽微なのは「犯罪」ではなく「違法性」だと考えます。 (3) 反対論について 「本中間整理」105頁に、「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見があった。」と記されています。 (a) 違法対策上必要ないとの見解について 違法複製物のダウンロードを違法とすべきというのは「違法対策として」というよりも、著作権法が守ろうとしている、違法複製物が拡布されないという著作権者の利益を否定する行為だという点、すなわち「法の否定」という点に根拠があると考えます。 そして、「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分」(「追求」は「追及」の誤変換でしょうか。)というのは、不問に付すべきという単なる立法政策の主張にすぎず、違法複製物のダウンロードの違法性を否定する根拠とはなりえないと考えます。 (b) 適法・違法の区別の困難性について 法的責任の有無については、違法であることに加えて行為者に責任があることが必要ですので、故意過失の有無等が考慮されなければなりません。「適法・違法の区別が難しい」というのは、故意・過失の有無等、主として責任の問題として考慮されるべきもので、違法性の問題ではないと考えます。 ところで、「適法・違法の区別が難しい」というのはインターネットに限ったことではなく、また、情報に限ったものでもありません。例えば、盗んだDVDビデオが正当に入手したDVDビデオかは外観から容易に区別できるものではありません。 しかし、盗品であることを知ってDVDビデオを買い受ければ盗品故買罪(刑法256条)に該当しますし、知らないで買ったとしても、盗品の場合には即時取得によりその所有権を取得することはありません(民法193条)。 著作権者に何ら落ち度がないにも係わらず、無権限者が勝手にアップロードしたことにより、著作権者が不利益を受ける謂れはありません。 従来型の違法複製物は、著作物の記録媒体と著作物を切り離して後者のみを廃棄することはできないため、記録媒体の所有権を害することなく著作物を廃棄することはできません。 しかし、違法複製物のダウンロードでは、記録媒体の所有権を害することなく、ダウンロードした著作物を消去することができます。 したがって、適法・違法の区別が難しく、そうとは知らずに違法複製物をダウンロードしてしまったとしても、違法にアップロードされたものだとは知ったならば、直ちにハードディスク等の記録媒体から消去するべきではないでしょうか。 (c) インターネットの利用の萎縮や架空請求の懸念について 「インターネットの利用を萎縮させる懸念」は無権限者の自動公衆送信を正当化する効果を認める合理性があるとは思えません。また、架空請求に利用される懸念からの反対論もありますが、「架空請求の懸念」も、自動公衆送信権侵害の結果を正当化できるものではありません。 そのような「懸念」は無権限で他人の著作物を自動公衆送信する人や架空請求する人が存在することによって生じるのであって、違法複製物のダウンロードに関する法的評価によって生じるものではありません。ですから、そのような懸念は、自動公衆送信権侵害や架空請求を無くすることで払拭されるべきことです。 したがって、「インターネットの利用を萎縮させる懸念」や「架空請求の懸念」は、無権限者が勝手にアップロードしたもののダウンロードを違法でないとする合理的根拠とはなりえないと考えます。 (4) 利用者保護の観点について 利用者保護の観点から反対だという見解がありますが、違法複製物のダウンロードを違法ではないとすることで、保護されるべき利用者の利益とは何をいうのでしょうか。ダウンロードに際し支払った反対給付を問題にするならば、支払った相手方との間で解決すべきです。無償でダウンロードした場合には保護すべき利益は存在しないと思われる。著作権者は、違法複製物のダウンロードによって、何の落ち度もなく自己の著作権を蔑ろにされる不利益を被っています。そして著作権法30条でこのようなダウンロードが適法だとするならば、違法にアップロードされた著作物であることを承知の上でダウンロードした場合にも、ダウンロードした人は著作権者の権利を蔑ろにしたまま、将来にわたってダウンロードした著作物を視聴できることになります。 利用者保護は、権利者保護とのバランスのもとに実現されるべきですから、著作権者が一方的に不利益を受ける状況を、利用者保護の名の下に正当化することはできないと考えます。 (5) スリーステップテスト条項の追加について 「本中間整理」106頁には「著作物の通常の利用を妨げるものであってはならず、かつ著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない」との但書を加え」との意見が記されています。 これは、ベルヌ条約9条2項但書、WIPO著作権条約10条の定めるところであり、わが国の著作権法の権利制限は、この規定に合致していなければなりません。 ところが、著作権法30条と38条1項には、このような但書きが存在しないため、条約上許される範囲を越えた権利制限がなされているように解されるおそれがあります。 したがって、違法複製物のダウンロードの取り扱いをどうするかに関わり無く、著作権法30条及び38条1項にこのような但書を加えるべきであると考えます。	個人

米国法のような包括的なフェアユース規定もないのに、適用除外化という議論は粗雑で乱暴。 違法化による多様な弊害が懸念されるが、十分な歯止めが用意されていない。 現行の送信可能化権と間接侵害規定の導入の方が重要。 音楽DVD等のコピープロテクト技術の全面普及が予測されるが、それを不十分とする趣旨には説得力を欠いている。	個人
補償金についての話し合いのはずが論点がずれ、著作権・ダウンロード違法化についての話し合いになっているのではないかと。 メンバーも関係者が多くユーザーから金をむしろうとしているように映る。 現在の業界の売り上げ低下は一部のアーティストや映画DVDを見れば分かるように売れるものは売れている。 インターネットの普及が問題なのではなく、商品そのものの質や品質向上よりもCCCD等に走ったユーザーを舐めきった業界の体質にあるのではないかと。 そんな話し合いを設けるよりユーザーを喜ばすエポックメイキングな製品を望んでいる。	個人
報道や政治系のコンテンツをダウンロードする行為はどうなるのか。 報道については第四十一条に権利制限があるが、限定的。 サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されるとは言えない。 ダウンロード違法化によるリスクが生じる。 そうすると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になる。 自由な報道による民主主義の実現にマイナスになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人(同旨14件)
法改正には反対させていただきます。 まず前提として、法に則って作られた補償金制度が法改正のダシになるのには論理的に破綻してのではないのでしょうか。 法改正の前にまず補償金制度そのものを見直した方がいいのではないですか？ また、キャッシュに保存することを明確に「違法である」と定義しない限り、動画を見ることそのものが違法となってしまう。 現在、動画を見ることによって色々な情報を得ることができ、その情報を元にもものを購入するなどのインターネットを利用したビジネスが普及しつつあります。 この法改正案はインターネットという新しいビジネスコンテンツの芽をつみ取ってしまうものに他なりません。 自分たちが甘い蜜を吸いたいからと言って、強引に法改正することは人の上に立つ団体としてどうなのでしょう。 まずその偏った委員構成を編成し直すことから始めた方が国民のためかもしれませんよ。	個人
法改正に反対します。 なぜならダウンロード違法化が可決され法改正されると架空請求やワンクリ詐欺といったものが増える可能性があります。また、クリックしただけで違法となるのであれば、それはワンクリ詐欺等と同じだと思います。	個人
法改正に反対します。 なぜならダウンロード違法化が可決され法改正されると架空請求やワンクリ詐欺といったものが増える可能性があります。また、クリックしただけで違法となるのであれば、それはワンクリ詐欺等と同じだと思います。 ワンクリ詐欺が違法だと言っているのに、この法改正そのものが詐欺紛いの事をしていることが、まずこの法改正が矛盾していると思います。	個人
法改正に反対します。 なぜならダウンロード違法化が可決され法改正されると架空請求やワンクリ詐欺といったものが増える可能性があります。また、クリックしただけで違法となるのであれば、それはワンクリ詐欺等と同じだと思います。 ワンクリ詐欺が違法だと言っているのに、この法改正そのものが詐欺紛いの事をしていることが、まずこの法改正が矛盾していると思います。	個人
法改正に反対である。理由は、今回の法改正が権利者側の利益に偏っていると感じられるからだ。今回の法改正が決まれば、動画投稿サイトを自由に楽しむことにさえ制限が加えられる可能性があると感じた。このような問題は、法律などで一律に制限するのではなく、より柔軟な方法での解決が好ましいと思う。	個人
法改正の前に、現行の法で取り締まれる事について、現行法で行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。 よって、ダウンロードまで違法とすることには反対である。 ・ウェブサイト上にアップロードされている音声等の著作物の違法性をダウンロード時に知することは極めて困難で有るという点。 ・コンテンツのストリーミングは問題なく、ダウンロードは違法となる点が極めて不透明。上記点をサーバ側から見分ける術はない。 ・ダウンロード違法化による、利用者のダウンロード萎縮による正当なコンテンツの配布・拡散速度の低下。プロモ等のダウンロードを妨げ正当なコンテンツの広報力が低下し、コンテンツの売り上げが低下する事も考えられる。	個人
法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。 DVDプレーヤーやミニコンボとか、再生機器がすごく安くなって発達したから、権利者が権利を持つコンテンツ産業が発達したという部分がある。また、文化のという物は、互いに影響を及ぼしあいながら進歩していくものであり、あまりに権利者側ばかり。 「過保護」にしたら、結果的に業界の自助努力やクリエイティビティーを失わせる結果になると考える。 ダウンロードまで違法とすることには反対である。	個人

法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。 ダウンロードまで違法とすることには反対である。 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。	個人
法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わずに、ダウンロードまで違法とすることには、利用者の立場から見て反対です。 「情を知って」という例えを用いていますが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧になるため、厳密な適用が非常に難しいと考えます。利用者が合法と想着いても、裁判において違法と判断される可能性もあります。 また、公開されているコンテンツが権利者の許諾を伴っているのか判断出来ないというものがあります。YouTubeを例としても、そこに公開されている一つ一つの動画が合法的な公開かどうかは、視聴する前においても後においても自明ではありません。また、それにつけこんだ架空請求が発生してくる可能性もあるため、インターネットの利用をを萎縮させる可能性があります。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば識別が困難であり、結果として、利用者が負担を強いることは、やはりインターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考えます。 もちろん著作権者に不利益となる違法ファイルの流通は規制すべきだと思いますが、狭くても確実な範囲での規制、たとえば著作権者から通報があったソフトなどの違法アップロードに対する取り締まりなどの規制にとどめておくべきではないでしょうか。 まだ10年程度しか経っていないインターネットがここまで発達したように、技術とは少し時が経つだけで予想できない変化をするものなのですから、法律もそれに則すべきではないかと思います。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
法律によって厳しく制限しなければ違法サイトはなくなる。しかし現状ではそれを完全なシステムで制御する事は難しいので、「違法サイトからのダウンロード」を違法とする事が必至であると考え。過去の「個人での利用に限り承認」される状況から、現在の音源についてのクオリティは飛躍的に発達しており著作権者と同等の音質を得るのは容易であり、これが社会に蔓延すると著作権者の権利の所在は不明確になり経済的効果が激減する。又それらが継続していくと今後の創造力と文化の発展にも大きくマイナス影響すると考える。	個人
某動画サイトで今話題になっているダウンロード規制法案について、いくつか質問させていただきます。 ・法案では、"故意のダウンロードは違法"とのことですが、何をもって違法とするのでしょうか？とりえずネット閲覧時に自動ダウンロードされるブラウザのキャッシュ(一時ファイル)は違法行為ではないと発表されておりますが、その存在を知りつつキャッシュから動画ファイルをデスクトップに移動したら、それは故意のようにも思えます。さらにダウンロードの定義は曖昧で、ファイルを保存しなくても、通信状態でダウンロードと呼ぶこともあります。この辺を明確にしなければ、多くの人が潜在的犯罪者となると指摘する声もあります。 ・パソコンで容易に扱えるデジタルデータは変幻自在です。 たとえば拡張子を～.mp3から～.txtと変えるだけで、バイナルレベルでは構造を保っている、見た目はテキストファイルとなります。	個人
僕はこの第30条に反対です。 まず、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差はありません。 法律的に違うものとして扱ってしまうと、技術的な選択の幅を狭めてしまうと僕は思います。 そうすると、Webサービスの可能性を狭めてしまいます。 そうなってしまえば、日本のIT開発が衰退しかねません。 これは、日本の未来を狭めてしまうことにも?がりますし、日本が外国の進歩から取り残されてしまうことにも繋がります。 今の日本の現状が悪いことは幼稚園児でも知っている子供がいるほどです。 これ以上日本の未来を狭めてしまうのは見るに耐えません。 ですので僕はダウンロードの違法化に反対です。	個人
僕はこの法案に反対です。 確かに違法ダウンロードが蔓延するのは問題ですが、個人が楽しむだけならばいいのではないかと思います。 それなのに閲覧するだけで違法というのはおかしいと思います。 こんな法案はやめてください。	個人
僕は静岡に住む一人の学生です。大学から帰れば、ほぼ毎日パソコンの電源を入れています。友達に紹介された動画投稿サイトを見るためです。アルバイトや課題もありますから、あまり長い時間楽しむことはできませんが、その短い時間の中に大きな喜びを見つけています。そのサイトを紹介されて以来、その友達とその話題について話すことが多くなり、親友と呼べるような間柄になりました。初めは友達に言われるがまま会員登録をしたのですが、今になっては僕の方が楽しんでいると思います。 その動画投稿サイトについてですが、104ページの注釈で「なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」とされています。しかし、現在それをパソコンのHDDに保存するインターネットツールが無料で配布されています。つまり、違法ダウンロードに該当するというわけです。そうなれば、動画投稿サイトも取締の対象になり、閉鎖される場合もあります。しかし、現在、ダウンロードをする行為は個人的な行為とされ、処罰の対象にはなっていません。もし今後、個人としての楽しみが違法とされるのならば、インターネットにおける楽しみはほぼなくなってしまうと思います。もちろん権利者の方々に損失を与えていることは、音楽CDの売り上げが低下していることなどで知っています。 しかし、インターネットを利用する者全員が違法ダウンロードを行っているわけではありません。僕自身も動画投稿サイトで動画を視聴するだけで、それを保存する違法行為は行っておりません。違法ダウンロードを行う者を摘発するのは、現段階においては不可能に近いことであるのは分かります。しかし、その一部の者たちの所為で、多くの者が自分たちの楽しみを失ってしまいます。ですから、法を改正することによって、個人の楽しみを奪う行為はやめていただきたいのです。 僕はその動画投稿サイトで多くの素晴らしい作品に出会ってきました。時には笑い、時には涙して、時には興奮して毎日を過ごしています。小学生の頃、テレビ番組を見たくて走って帰ったことを思い出しました。毎日の生活を楽しみたいと思うのは違法なのでしょうか？どうかご検討をお願いします。	個人

僕は中学生なので難しい言葉を羅列することは出来かねますが、1ネットユーザーとしていわせていただきます。 例えば僕のような中学生やそれ以下の年齢のネットユーザーも近年では増加の一途をたどります。まず、それはご理解をいただきたいです。 そんな我々にネット上のものが違法であるかないかがそれが理解できるでしょうか。ダウンロードをする前に。 確かに「予備知識」というものは必要だと思います。しかし、あなた方もネット上のすべての動画、音声配信サイトを閲覧されたのでしょうか。 確かに無数にあるのもわかります。確かに僕もそういうサイトを利用します。しかし、説明やファイル名からの判断が難しい場合があります。(我々ネットユーザーは「釣り」ともいいます。) それが全て把握できるでしょうか。それが出来ていない状態で認定マークみたいなのをつけても「これらは善、他は全て悪」という解釈がなされてしまい、あまりに乱暴な気がします。近頃話題の「ブログ」に出した自作音楽、これらも認定がないから「私は犯罪者なの?」という錯覚に陥る可能性はないでしょうか。 曖昧な違法性では、一般ユーザーも「常に犯罪を犯している」という緊張に包まれて日々、ネットをすればいいというのですか。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 大切なインターネット環境です。よく考えた「違法」配信への取締りを願います。全てが「悪」ではないですから。	個人
僕は反対で、ダウンロードとストリーミングは大きな差は無い。もし違法化してしまうとwebサービスはさらにつまらなくなり、可能性を狭める。だからダウンロードの違法化に反対。	個人
本意見書では、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」のPDFファイル106頁から107頁にわたって記されている、第30条の適用範囲からの除外について言及する。 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されているが、現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 そのため、どのファイルが合法でどのファイルが違法かというのはその場で分からないことのほうが多い。 また多くのユーザーに適法サイトへのアクセスを躊躇し、抑制させる可能性があり、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である著作権法に反しているといえる。 現在の日本におけるインターネット人口の詳細な数は把握してはいないが、おそらく相当な数にのぼる。 ダウンロードすることを違法としてしまうと、これらの人たち全員が犯罪者となる可能性がある、ということである。 この法を適用するということはこれら国民全員のネット利用に関して監視することになり、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 国家が目指すべきは犯罪者を増やすことなのだろうか? 著作権法が守るものは作品であり著作者の権利であるが、この法案が守るものはいったいなんなのだろうか。 常に犯罪を犯すというリスクに怯えながらインターネットへのアクセスを国民に強いるよりは、違法配信を行っている者だけをしっかりと取り締まってほしいというのが正直な意見であり、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律に反対する理由である。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたい。 これでは本末転倒な話で、この法案が通ってしまったらインターネット上の文化も何もあったものではない。	個人
本意見書では、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」のPDFファイル77頁、第7節・その他検討事項で述べられている、「私的使用目的の複製の見直し」に対して意見を行う。 特に、「著作権分科会 私的録音録画小委員会(第13回)議事録・配付資料」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07092807.htm)の私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2の56頁から58頁にわたって記されている、「2 第30条の適用範囲から除外するのが適当と考えられる利用形態」について言及する。 意見: 本意見書は、私的録音録画小委員会中間整理(案) 分割版2(以下、中間整理案)の57頁中段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由: まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理案では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。	個人

本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、個人「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略)という意見に賛成するものである。

理由:

広義に於いて「ダウンロードを違法」とした場合、様々な情報をダウンロードできる「インターネット」の特性を正面から否定することとなり、世界的なレベルで日本の文化・技術レベルを低迷させるものだとの個人的に考えております。

以下に項目を分けて理由を述べさせていただきます。

1. 「違法」と「合法」の判断基準、および判断方法が無い

一度ダウンロードしてしまったデータの入手経路を確認する方法はアクセス履歴を辿るなどの方法があるだろうが、個人情報保護法によりこのプロバイダでも一般にアクセス履歴を公開していない(司法・警察等の命令を伴う場合のみ提示するプロバイダがほとんどである)。この状況下で著作権所有者が違法アップロードを発見し訴える事はできても、違法ダウンロードを行った相手特定する方法は「違法行為(主に、通信の秘密の保護の違反)」以外ありえない。

故に、ダウンロードを行った個人等を違法して取り締まる事は非常に困難である。

違法行為を犯さなければ「違法ダウンロード」を発見できず、違法ダウンロードを行った人物が「違法だとわかった上で(情を知って)ダウンロードを行った」という立証は違法行為を伴ってもなお困難であるし冤罪の多発に繋がる可能性を孕む。

2. ワンクリック詐欺の助長と合法化

上記にて「違法ダウンロード」を行った個人を特定する方法は違法行為を「伴わなければ」と述べたが、個人でサーバーを持つ事により自分のサーバーへアクセスした場合は相手特定する手段を持つ事となる。

従って、【(私的な)個人のサーバー上に視聴用と称して音楽等をアップロードして公開し、ダウンロード後に「あなたは違法行為(違法ダウンロード)を犯しています。著作権を所有している私に〇〇円の支払いをしなければ訴訟します」などを表示する】このような形を取れば今まで「詐欺」と呼ばれていた行為が「合法」となってしまう危険性を孕む事となり、尚且つアクセスの記録を自分で管理できるので恐喝行為へ発展する事も考えられる。

これは「犯罪行為への誘導」として立件できるだろうが、現在のワンクリック詐欺以上に被害者が増大する可能性を孕んでいる。なぜ現在の案件で「視聴用と銘打って違法ダウンロードになるのか」は次の3で述べる。

3. インターネットの特性と本件の有用性

前置き文に書いた通り、広義における「ダウンロードの違法化」ということはインターネットそのものの存在の否定と同義である事をしっかり認識して頂きたい。

HDDレコーダー等の情報保存機器同士を通信手段を以って繋ぐ事を「ネット」と呼称し、家庭・企業などの一部での「ネット」を「イントラネット」(LAN)、ペンタゴンを中心に全世界で繋がっているものを「インターネット」(WAN)と一般的に認識するものである。

それぞれの情報は、常に「アップロード」「ダウンロード」という手段を以って情報交換が行われている。

このメールも、私が文化庁のメールサーバーへ「アップロード(メール送信)」を行い、おそらくは文化庁内の端末パソコンから文化庁のメールサーバーへアクセスが行なわれ、メールサーバーから端末パソコンへメールが「ダウンロード(メール受信)」され、ダウンロードされた情報を端末パソコンが処理する事によって、初めて出力機器(モニター、FAX、コピー機、音声読み上げソフト等)に映像化または印字・音声化される事になる。これらの過程を経てやっと人間が情報を知覚するに至るのである。

つまり、インターネットを利用する行為のほとんどが「ダウンロード」という行為を伴うものである。

さて、「ダウンロード」について述べさせていただいたが、インターネットにおいてのダウンロードが人間にとって歩行を行うのと同じと言っていいほどに密接な関係にある中で「録音・録画」に関してのみ違法と位置付けられるのは「ここを歩いても良いが右足を使っただけで歩けない」と言われるようなものである。更に「通信の秘密の保護」を考慮すれば、「スモークを炊いて1cm先も見えない道を右足を使って歩くな」と言われるようなものであり、そうした所で現在の違法アップロード(著作権違反)に対して何の抑制効果が得られようか。それよりも違法アップロードに対しての取締りを強化する事によって違法ダウンロードが出来ない環境を作り上げる事の方が遥かに有用である。無いものを得ることが出来ないのは道理であるからだ。

このように「インターネット」「ダウンロード」に対してある程度理解があれば【視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である】という2007年第13回会合にて事務局から提案された「脚注の追記」も、いかに矛盾した提案であったか理解いただけると思う。(つまり「ストリーミング」という形式のダウンロード方法を「ダウンロードを伴わない」と言う事が間違いである)

4. 「潜在的犯罪者」の増加

上記【1. 「違法」と「合法」の判断基準、および判断方法が無い】で述べた様に立件が出来ない事を「違法行為」と位置付けるのであれば、インターネットの利用者のほとんどが「犯罪者」となってしまうであろう事は容易に察しが付く。立件できず罰則も無い違法行為を自制する利用者が居るであろうか。

この法案はいたずらに国民に「犯罪者」のレッテルを貼るだけで、違法ダウンロードの抑制に有用性を見出せないものと考えられ、明らかに著作権法の目的と反している。

以上の理由により本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明します。

本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 その理由を以下に述べる 第一に、違法・適法の境界の定義が実用的でないこと現在のインターネットは非常に多様性に富んでおり、データには違法/適法の線引きが非常に困難であるものが多数存在する。 たとえば「非常に出来の良い、個人が趣味で作成した音楽ファイル」と「ある会社が作成した、製品としての音楽ファイル」を聞くだけで区別する事は両方の製作に関わった者でない限り不可能である。 そのようなデータがインターネット上に多数存在する以上、いたずらに「違法行為」を増やす事は潜在的な犯罪者を増やすだけであり、次を書く理由によるものも「犯罪者」と扱われる事にも十分繋がりがうる。 現在主張されている基準では、彼らが「犯罪者であるかそうでないか」を判断することを人間に任せられるレベルには到底届くものではない。 また、それほど厳密に考えないユーザが「犯罪を犯していると解釈されうる」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性ははらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚えざるを得ない。ダウンロードが違法であることは、「違法行為を行うユーザに対しての圧力というレベルで済む問題ではなく、普通にインターネットを見ることさえ犯罪にしているのと同義である。」という事態になることを良く考えてほしい。 以上の理由により、私はダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 以下に上記引用に賛成し、ダウンロード違法化に反対する理由を述べる。 第一に、 先に引用したとおり、今日のインターネットにおいては、違法と適法の区別が難しいほどの多様な情報が流通している。 従って、ダウンロードを違法化する事により、違法サイトへのアクセス減少を見込むことは出来るかもしれないが、しかし同時に、違法と適法の見分けが難しい一般ユーザによる、法を犯してしまうリスク回避のための、適法サイトへのアクセス減少も起こりうる。 それだけに止まらず、インターネット上での自由な表現の自粛、インターネット利用の自粛も起こりうる事となる。 著作権法の目的は、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与する事であり、インターネット上の違法サイト制限が目的ではない。 しかしながら、適法サイトへのアクセス減少や、それに伴うインターネット利用の自粛、ひいてはインターネットにおける文化の発展の阻害、ないし縮退を促しかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 第二に、 本案に則り、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを申告する場合、どのようにして「情を知って」違法にダウンロードしたことを知るのかについて言及されていない。 そもそも「通信の秘密の保護」によって保護されているであろう、個人の通信記録を、別の個人が知るすべは無いはずである。 また、「情を知って」という文は、解釈如何によりどうにでもなるため、インターネットを利用する可能性のある国民全員が犯罪者に仕立て上げられる可能性をはらんでいる。 また、違法ダウンロードの発見などという行為は、プライバシーの侵害、ないしは国家による情報統制・監視を助長する物であり、危惧を覚える。 第三に、 技術的側面より述べると、インターネットにおける通信は、すべてサーバからクライアントへの複製行為であり、厳密には「ダウンロード」と「ストリーミング」には通信上の区別がない。 パソコンなどのクライアントは、サーバにあるコンテンツの複製を必ず行った後にコンテンツを再生するという仕組みになっている。 すなわち、Webの動画配信サイトにおける「ストリーミング再生」は、「ダウンロード再生」と同義であり、技術的にはすべてのコンテンツは「ダウンロード再生」と言っても過言ではない。 さらに、インターネットの特性上、一度クライアントがダウンロードを行った場合、一時的ではあるが、通信経路上のサーバにもコンテンツが保存される可能性があり、無自覚のものが違法サイトを幫助したことになるかねない。 上記理由より、「ダウンロードのみを違法化」とするという本案自体が、規制を行うとされるコンピュータ及びインターネットの技術的側面を鑑みておらず、言葉の取り方如何にて違法適法が変わってしまうために、かなり曖昧である。 曖昧な定義により、通常の利用者が「犯罪を犯している可能性がある」という状況が常態化すれば、第一の理由に述べたように、インターネットによる我が国の文化縮退のみならず、法律遵守の意識にすら悪影響を与えてしまいかねない。 以上を持って、本意見書では、「ダウンロードを違法化する」案には反対する。	個人
本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に記されている第30条の適用範囲からの除外について言及する。 理由 まず始めに、ダウンロードしたファイルが違法であるかそうでないかは非常に分かりづらく、ダウンロードした後でも判断がつかないケースも多い、それにより第三者が架空請求を行う等二次的犯罪が起こる場合も考えられる。またダウンロード時の「情を知って」という判断基準も曖昧であり、著作者が複製を許可している場合もあるためその判断は単独に困難である。また「情を知らなかった」が通じるのであればこの案件自体が形骸化されるのではないだろうか。また、通じない場合は逆に一般ユーザーによる文化的活動さえ制限されてしまう可能性が高い、技術的な側面から見ても、ストリーミング配信の除外など本案の線引きは曖昧である。以上の理由から本意見書ではダウンロードを違法とする法律に反対する事を表明します。	個人

本項目は以下の問題がある。 「動画サイト、あるいはフリーソフトが全体的に規制される」 「それらを利用している人物が大勢居る」 これらの問題を指摘する。 まず、「ダウンロード全体を規制」についてですが、インターネット上にUPした動画サイト、あるいはフリーソフトを利用しただけで賠償金、もしくは逮捕をする点についてですが。 利用している人が大勢に居て、もしこれを可決すればあまりにも多すぎる検挙者に国民全体が混乱。デモ、あるいは暴徒まで出る可能性があります。 その上、違法に当てはまる動画がネット全体に一致しており、一見問題ない創作物まで違法対象になります。 そうなれば文化が一切成長しなくなり、発展途上国に成り下がる可能性があります。 また、今回の件であまりにもこの法律に反対してる人が多い。 ニコニコ動画、youtube等の動画サイトまで違法になるらしいですが、これを利用してる人は万を超えており、総計100万人を超えます。 以上の理由で私的録音録画補償制度の可決を反対します。	個人
本小委員会では、補償金の要不要、補償金の範囲などが議論される場であり、違法サイトからのコピーに関して、違法な行為は、法律により取り締まるべきであり、違法行為に対して正当な使用者が補償金を負担する必要を感じません。 後の議論にも私的録音・録画のソースに違法サイトが上げられています。すべての国民を違法者のごとく扱うことに怒りさえ覚えます。 よって、この項目自体不要と考えます。	個人
本来の目的は著作権保護であるはずなのに、ダウンロードを違法化してしまうと、インターネットの適切な利用にまで強い制限がかかり、利用者人口を大幅に減らしてしまうなどして、大きな損害を引き起こすおそれがあると思います。ダウンロード違法化は損害を著作権利権のところから別のところへ移すことにしかならず、問題の根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。 それだけでなく、今後のインターネット社会の発展にとっても大きな障害となるでしょう。インターネットが新しい表現の場となっているのは事実ですし、多彩な表現が生まれる為には、表現の場が広く開かれている必要があります。ダウンロード違法化は、表現したものを見てもらう機会を著しく損なってしまうのではないのでしょうか。せっかく生まれたインターネットというすばらしい表現の場を、小さく閉じたものにしてしまうのは間違っていると思います。 私は、ダウンロードの違法化は、本来の目的である著作権の保護を逸脱して、あまりに大きな犠牲を伴うのではないかと思い、これに反対します。	個人
本来制作した人の意向を無視した違法録音録画物や違法サイトが、世に広く蔓延していることは、先進国の社会全体として決して好ましいことではないと考えます。 その為、日本の姿勢として、これらからのコピーやダウンロードを違法とすべきであると考えます。	個人
本来動画と言うものは、観て貰う為にあります。 その私的録音録画の制限で視聴者の幅を狭めて何が良くなり、誰が得するのでしょうか。 現在、違法動画の影響で企業の利益が減少すると一般的には思われがちですが、実際には、例え違法とされる動画でも、私的録音録画のおかげで動画に関連するものへのファン層や視聴効果が増え、ビデオ及びDVDや本までが、寧ろ売り上げをのばしているのです。私自身も動画のおかげで某作品を知り、DVDを購入した事があります。 逆に、私的録音録画を制限した所で、企業の利益は上昇するのでしょうか。私的録音録画の制限による動画の視聴を制限するとその動画に関連するものの知名度が大きく減少し、経済の衰退へと繋がると思います。	個人
本来動画と言うものは、観て貰う為にあります。 その私的録音録画の制限で視聴者の幅を狭めて何が良くなり、誰が得するのでしょうか。 現在、違法動画の影響で企業の利益が減少すると一般的には思われがちですが、実際には、例え違法とされる動画を一般公開しても、私的録音録画のおかげで動画に関連するものへのファン層や視聴効果が増え、ビデオ及びDVDや本までが、寧ろ売り上げをのばしているのです。私自身も動画のおかげで某作品を知り、DVDを購入した事があります。 逆に、私的録音録画を制限した所で、企業の利益は上昇するのでしょうか。私的録音録画の制限による動画の視聴を制限するとその動画に関連するものの知名度が大きく減少し、経済の衰退へと繋がると思います。 以上の理由により、私は著作権法第30条からの適用範囲について反対です。	個人
目先の既得権益に捕らわれ将来の可能性を摘み取ることは許されない。 公衆送信権の侵害による摘発が可能であり、それが抑止力になっていることは明白であり、youtubeやニコニコ動画も既に権利者団体との話し合いを行っている。 さらにKDDIが動画を解析し違法な動画であるかを判別する技術も開発済みでありコンテンツ公開を行うサイトが動画を公開する段階でそれを阻止する事が技術的に容易になっている今、まだダウンロード違法化を進めたいのでしょうか。 調査や研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為はどうなのか。 違法と評価されかねない。 権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になるかもしれない。 偏りのない学問の良さが損なわれる。 そのことについて、検討されていない。 ダウンロード違法化に目を付けた犯罪集団が架空請求の手段として利用するというリスクもあります。 コンテンツビルダーや権利者団体には影響は無いですがもっとも保護されるべき消費者が危険にさらされてしまうのです。 それを容易にしてまで既得権益にすがりつくのはユーザーを軽視していると思えます。 ユーザビリティを軽んじる権利団体やその加盟企業に対して少なくとも好感は持てず、場合によってはその企業の商品は買いたくないと思ったことすらある。 最後のもう一度警告しておきます。 将来のリスクに目をつぶって目先の利益だけに捕らわれ無限に広がる可能性を潰してから後悔しても遅いですよ。	個人

訳の分からない制度作らないでください。 確かに著作権は大事かも知れませんが、ジャスラックの良くなるのは反対です。著作権云々より金儲けがしたいだけなんじゃないですか？ ニコニコ動画やyoutubeが潰されるのはすごく嫌です。マスコミでは放送できないような政治関係の動画も消されるっていうのは、国民の知る権利の侵害です。 ジャスラックやこの意味不明な委員会も、存在価値ないです。 もっとほかの仕事してください。	個人
有史以来人類のあらゆる思想と文化が草の根的な運動(アマチュアリズム)によって活性化、あるいは発展してきたのだということ、他ならぬ文化庁の皆様方にとって自明の理であると思われます。 例えば、仏教もプロ(バラモン)ではない在野のアマチュア思想家(釈迦)から生まれましたし、アカデメイア創設の切っ掛けとなったプラトン哲学も、プロタゴラスやゴルギアスのようなプロの弁証家ではない、議論好きの大趣味人ソクラテスの知的な思考スタイルが発展して出来たものです。また、話を古代から現代に戻しますと、日本のメディア芸術100選のアニメーション部門で一等に選ばれ、海外諸国からも高い評価を受けているSFアニメ『新世紀エヴァンゲリオン』は、GAINAXというパロディ的な同人活動を行っていた元アマチュア集団によって制作されたものでした。このGAINAXの実質的なデビュー作であり、彼ら若き才能が世に出る切っ掛けとなった「DAICONフィルム」などは、現在の著作権法の立場から言うと、違法と認定されかねないものでして、今回のダウンロード違法化法案の可決により、こうした若者達のパロディ的創作活動がより以上に制限されてしまいますと、これはそのままアマチュアの創作家達による自由な創造と発表の場を奪ってしまうという事態を招きかねないわけなのです。海外からその文化的資源は高く評価されていますが、天然資源に乏しく、先行きの見通しもいささか宜しくない我が国で、文化の停滞を防ぎ、活性化させる草の根創作活動を事実上不可能にしてしまうことは、これは残念ながら、国家規模の緩慢な自殺であると申し上げざるを得ません。国家もまた生き物なのです。個々の細胞が鈍重になれば、後は老いと死を待つのみです。どうか目先の僅かな権益等に惑わされず、長い目で見られた日本国家の繁栄を願ひ、そのための善政を行ってください。 ところで適法マーク制度による差別化ですが、これは19世紀末のフランスに例えると、サロン入選作品を購入することだけが合法で、印象派展やアンデパンダン展に出品された絵画を購入することは違法であると主張するようなもので、これ以上反文化的な態度はあり得ないかと思われます。つまり、レコード会社がサロンであるとすれば、ニコニコ動画、YouTubeなどは印象派展やアンデパンダン展などと同等の性質を有するものであると思われるのです。これを“サロン”の一方的な都合で規制してしまうことが如何に深刻な問題であるのか、あるいは現時点で文化的先進国と見なされている我が国の将来的な国益にどれほど著しい損害をもたらすものであるのかを、よくよく熟慮して頂きたいと願っております。 私はレコード会社の権利を侵害すべきだとは全く思いませんが、しかしながら、レコード会社単体の利益のために、現在生きつつある新しい文化を殺し、その未来を奪ってしまうようなことは、理性を持った人類の一員としてとても黙認できる事柄ではないと思ひ、このような拙文をしたためさせて頂きました。 ここに、反対意見を提出させて頂きます。	個人
様々な動画サイトでは、現在著作権侵害ファイルも公開されています。 この法により、各動画サイトのビデオダウンローダーを開発する行為が、民事上の共同不法行為となるかもしれません。 もし刑事罰が導入されたら、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあり、それは新しい技術開発の萎縮を招く原因になるのではないのでしょうか。 また、動画のキャッシュが複製かどうか、専門家の間でも争いがある点です。 一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまいます。合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまうことになりませんか。ダウンロードによる購入が増える中、新しい経済の妨げとなりませんか。 さらに、現在、ユーザーの利用時間がmixiを上回るニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が成長しています。 この件により、開発者も利用者も萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまいます。 以上の理由により、ダウンロードの違法化に反対します。	個人
利益の発生する者達の為のインターネットでは無いはず、電波の場合、ラジオで音楽録音も違法になる。ネット環境もまだすべての人達が利用できる環境とは言えない状況、電話加入権と言われる高額な金額を取り、基本料金、ADSL料金、モデム、スプリッターレンタル料金等すべての金額を合せばかなりの金額になる。まず、ネット環境の整備、ある企業(NTT)の独占排除いまだに電電公社のように権利主張をしている。電話加入権の値下げした今までの加入者への差額返金は全くなく、全ての人達たちが被害者だと思う。ネットの問題へ戻りますが、現状保持のままで、過剰行為をした者に対して罰則を厳しくするのが妥当。また、著作権は無期限ではなく有期限にすべきと思う、なぜかは、著作権保持者の生活は一般人より遥かに次元の違う生活をしているのは明らか。この状況で損害が出たとは言えない、商売はモノが売れて現金が入って成り立つはず、まだ何もせずに儲けを出したいのか？ 問題は、アップロードが簡単に出来るからだと思う、あまりにも営業妨害になるような者は逮捕し死刑にでもすれば無くなると思う、また、公務員のウイニーソフト使用の方がもっと問題があるのではないのか、これこそ極刑にすべき事項だ国民に最大の損益を与えて、このため、あえて匿名とした。 最後に、どのように音楽等をダウンロードしてもそれを友人に売らなければ商売行為ではない、不特定にばらまき行為をしたら犯罪になると思う。どちらにしても皆タダで宣伝活動してるようなものだと思います。	個人
利用者としてあまり制限されるのは好ましくないのですが、権利者のことを考えると海賊盤からのコピーとか違法サイトからのダウンロードはよろしくないと思います。そもそも、海賊盤制作者とか違法サイト運営者が悪いので罰すればよいのですが、現状はいたちごっこであることは否めません。ただ、それを知りながらコピーやダウンロードを行うのは、やはり違法となるのでしょうか。	個人
率直に言わせてもらおうと、私は反対です。 何でもかんでも違法にするのには無理があります。	個人

率直に申し上げますとダウンロード違法化に反対です。まず、該当ページに記載されてる権利者に著しい経済的不利益を生じさせるの項目についてですが、著しい経済的不利益という表現では曖昧で全く説得力がありません。著しい経済的不利益が実際にあるのか、またあるとしたらそれはいくらかの額なのか、明確に結果を出し、それを公表していただければ納得できません。逆にダウンロードを違法化した際、もし売り上げがこれまでの比べ物にならないくらい落ちてしまったら、その責任はとれるのでしょうか？ そしてこの主張は個人の感情からではなく、当然の権利としての意見ですのでその点を間違えないでください。 第二に、そもそも委員の方々は勘違いなされているようですが、本当にダウンロードが著作権者に不利益をもたらしているとお思いなのでしょうか？昨今の例を挙げますと、ニコニコ動画というものがあります。 ニコニコ動画に挙げられている動画の数は今や50万を超え、アカウントも200万に迫る勢いです。 そこでは確かに、youtubeやdailymotionなどにも見られる、いわゆる普通のアニメや、過去のアニメなどが流されています。ただそれだけに焦点を当てたのならば、著作権者に不利益をもたらしていると思うのも無理はないでしょう。ただ、ニコニコ動画の機能の一つである、ニコニコ市場というものが示すとおり、最近はそのような動画を見た人たちが懐かしみ、その著作権者の製作物の関連商品や、全編が収録されているDVDセットを買ったりしていますし、売り上げにも貢献しているのは明らかです。 最後に私個人からの意見を申し上げますと、規制に力を入れるのではなく、ダウンロードをする人々がこれだけ増えてきた世の中で、それを生かせる何か新しい事を開拓する勇気を持つ事が大事なのではないでしょうか。	個人
冷静に考えて下さい。ダウンロードは違法？とありますが、今普及されているパソコンはMacを除くほとんどのパソコンがWindowsそのものにクッキーキャッシュといって接続を早くするために一時的に保存されます。 よってDLが違法ならば、何百万人が違法者になります。むしろインターネットそのものがDLです。 そんなこと言い始めればパソコンそのものが違法になってしまいます。現在パソコンの普及率は71%にもなっているのです。国民の71%が違法者になってしまいますよ。私的録音録画違法になるならば、パソコンの売上も下がりがれこそパソコン会社に対する営業妨害になるのではないのでしょうか。	個人
歴史の遠い昔、薄っぺらな紙が発明され、独占されていた知識を僧院の部屋の中から解放して、人を個人として作り出した。そして世界を変えた。 そして何百年か過ぎてインターネットが発明され、それは個人と社会を変えつつ有る。 そんなインターネットの力を『世界の富を独占している人々』は僕らから奪おうとしている。 その武器が『著作権』なのだ。 ***** 僕は、人々の意識はネットを通じてもっと一つになれると信じている。 そして、かの国の人も僕も同じ人間であり、同じ様に喜び悲しむということを知ることによって社会は変われると思っている。 ***** 世界の富は残念ながら偏在している。一部の人間が限りなく金を持ち、持たない人間は全く持っていない。 そんな社会は人々を分断して統治することで運営されている。 そんな社会を変えたがらないのは持っている人間、統治している人間なのだ。 その統治は国家や企業、軍隊、軍産複合体を手先に使い行われている。 ***** そんな社会は変わって行かなければいけない。(そして、ネットは社会の反映だからネットも変わらなければいけない。そしてどちらが先かが問題だ！) 匿名でしか自分の意見や表現を表せない様な社会は間違っている。 自分の会社が間違えていることをしているのを黙って共犯にならなければいけない社会のあり方は間違えている。 子どもの為に、今も続く戦争(二次大戦以降世界の各地で続いている戦争はこの世界がいまだ二次大戦の戦乱の中にあると論じられている)がいつか無くなる様に。	個人
録音録画物について違法サイト等でのコピー及びダウンロードについては当然のごとく厳しく監視すると共に違法とすることは賛成。やはり違法行為をすることでユーザー側とクリエイター等側の利益等バランスが損なわれることは芳しくない。 ただし、違法行為を全国に対してこれは違法だという認識を徹底させていく事が不可欠。	個人
曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることとなります。そしてこのリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、動画を作って投稿しても、誰もその動画が見れないような状況になり、結局合法的な動画サービスを行っているサイト等も閉鎖されるようなことになってしまう可能性があり、作った側がどこにも投稿できないような状況になってしまいます。投稿する側の作って投稿する権利とそれを見るという権利の両方が侵害された状況になりかねません。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至であると考えます。 そもそも、動画に投稿する人はみんなが楽しめるような動画(もちろん投稿した人に著作権があるような動画、いわゆる自主制作の物を指す)を無料で我々見る側に提供してくれているのです。しかし、この法案が通った場合、市販とかされている音楽や動画には補償金が来るかもしれませんが、無料で作ってくれている人にはいっさい来ません。なので動画を作る側の方をまったく考えていないような気がしてならないのです。 以上の理由より、私的録音録画委員会の出すこの法律案には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。	個人

●P103「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化に反対します。 この議論の前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制可能です。権利者が違法アップローダに対して、法的対策を取ることで、十分に防げる問題ですし、またそのための技術的な方法も存在しています。ダウンロードを違法化することで、ユーザーに過度な負荷を与えるのではなく、技術的に可能であるのに対策を取らなかった権利者自らが怠慢を戒め、対策を取っていくことを心から願います。 ●P104「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 現在のIT技術において、ダウンロードとストリーミングは曖昧な区別しか持ち得ません。 法律的に違う技術であると定義することで、IT技術に縛りを与えることは絶対に避けていただきたい。 ですので、ダウンロード違法化に反対です。 ユーザーも、ダウンロードとストリーミングの区別を意識して、利用してはいないでしょう。ダウンロードを違法化することにより、一般ネットユーザーの法的地位を不安定なものにしてしまうような法改正には断固として反対します。 ●P105「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのかは、見た目で分からないことが多いです。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いからです。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難なので、条件付きだとしても、現状では反対します。 また、「適法マーク」のようなもので、違法か適法かを判断するのは現実的ではないです。 日々生み出されるコンテンツが無数にある中で、サイト単位でも、コンテンツ単位でもチェックを行うのであれば、どれくらいの大人数のチェッカーが存在しなければならないのか、想像が付きません。その負荷を避けるためにも「適法マーク」を限られた少数のサイトにしか付与しないのであれば、その他大勢の付与されないサイトが「適法市場」から締め出され公正な競争が阻害されるでしょう。 ●P59「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について 違法アップロードによる被害とされるものの試算方法について、疑問を持たざるを得ません。権利者団体と関係の無い、第3者機関が調査をし、客観的に判断をしたデータであれば、資料として信頼もでき、議論の俎上に乗せることができるでしょうが、このデータでは、印象操作を行っている部分が無いとはいえないでしょう。	個人
(1) 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ダウンロード違法化の議論には前提として違法にアップロードされたコンテンツが存在するわけですが、これは現行法の送信可能化権の行使により十分規制することができます。以下に述べるように、ダウンロードの違法化は、それによって享受できるベネフィットよりもリスクのほうが大きく、後述するように、日本におけるIT/ICT技術の発展や権利者による自由な表現活動に負の影響を与えます。 (2) 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」項目について この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 注釈において 「なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」 とありますが、現在のインターネット技術においてはストリーミングとダウンロードは明確に区別されません。また配信サービスを利用する利用者においても、ストリーミング配信サービスで一時的に蓄積されるデータをファイルとして取り出すことは一般的な操作で可能であり、難しいことではありません。 このような実態で両者を法律的に違うものとして扱うことは、実際の運用において極めて大きな「解釈の余地」を残すことになり、将来におけるインターネット上のサービスにおける技術上の選択の幅を狭めることになります。これは日本におけるIT/ICTの発展に負の影響を与えます。	個人

(3) 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」項目について この項目については私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 一般の利用者は、ダウンロードしたコンテンツについて、違法性の有無に関わらず、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識はありません。このように人の不安感を煽って「和解金」を騙し取る手口は「振り込め詐欺」などに見られる典型的な詐欺の手口ですが、ダウンロードの違法化は「人の不安感」を更に煽る可能性があり、結果的に詐欺に遭うリスクを引き上げてしまいます。 (4) 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目アについて この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 項目アにおいて 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられる」 とあり、実際に日本レコード協会がいわゆる「適法マーク」の運用を開始しようとしているようですが、これは利用者に対して「適法マーク」のないサイトは違法であるとの印象を与えかねません。権利者の中には個人運用でコンテンツを配信しておられる人もいます。このような方々のサイトは「適法マーク」から外れる可能性もあり、結果的に「適法マーク」はそのような権利者の活動を阻害する要因になってしまいます。 逆に「適法マーク」を付けたサイトであっても手続き上の問題で、例えば盗作のような、違法コンテンツを配信してしまうことはあり得ることです。もしそのような事態になった場合、「適法マーク」の信頼性を大きく損なうことになります。 マークによる格付けとしては日本情報処理開発協会が運用する「プライバシーマーク(Pマーク)」がありますが、Pマークの認定を受けた大日本印刷が大規模な個人情報漏洩事故を起こし、同協会から処分を受けた件は耳に新しいところです。このような適法・違法の識別をマーク等によって運用する方法は維持が難しく、いったん事故が起こればその影響はマークの認定を受ける全ての企業・サイトに影響する可能性があります。	
(1) 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるのではないか。現行の法的対策でも十分である以上、違法コンテンツの問題はその対策を取らない権利者側の問題であり、今回の議論は前提からしておかしいと言わざるをえない。(2)や(3)で述べるサービス提供者やネットユーザの萎縮など、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害であり、賛同できない。 (2) 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと技術的な萎縮を招いてしまう。その結果、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 また、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律の適用外である海外のサイトが多数存在する。海外のサイトが日本のネットユーザの為にだけに日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを日本の市場から不当に締め出す事にもつながる。これは、新たな貿易障壁を作り出すものである。 そして、ダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿Webサイトはユーザが違法ダウンロードしないように、違法と指摘されたコンテンツを速やかに削除する必要がある。その為、著作権者が自らアップロードしている場合のような本来問題ない場合も、誤った指摘や悪意に基づく指摘によって削除してしまうような事態が頻発するのではないか。著作権者に不当な損害を与える改正案であり、賛同できない。 (3) 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に違法サイトとされないのなら、「適法マーク」には競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきではないか。また、(2)でも述べたように海外のサイトを締め出す事にもつながる。 また、現行の著作権制度ではパロディ等で他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判する場合は許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わせようというのは批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制ではないか。 さらには、いくら運用で工夫するといっても、そもそも、ネットユーザがコンテンツの違法サイトと適法サイトの識別についての知識を周知しきれるとは思えない。 その為、本来適法であるにも関わらず違法であるとして「和解金」などの名目で金銭を騙しとる詐欺(架空請求)が発生する恐れがある。また、逆に適法サイトを装った違法サイトが作成され、著作権者に不当な損害が与えられる恐れもある。 (1)でも述べたように、現状でも著作権侵害の対策は十分であり、このような法改正はかえって新たな犯罪を生んでしまうだけであり、賛同できない。	個人

(1) 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。現行の法制度で、違法なアップロードを「送信可能化権」で規制できる。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪いのに、後になってダウンロードした者に罪をかぶせるのを認める事になってしまう。 またダウンロードした者は違法なコンテンツであるかを正確に知る事はできない。 善良な市民に対して不当に罪を被せる事を可能とするダウンロード違法化の導入は有害だ。 (2) 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは同じ技術であるという事実に対して、法律で違うものとしてしまうと、有罪／無罪のいずれの主張も事実と異なる主張をせざるを得なくなり、結果として声の大きさ、力の強さの勝負になり、司法判断の意味を損なってしまう。 しかも今後の技術開発に幅を狭めてしまうので、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 (3) 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにもサイトが対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる案であり、賛同できない。 (4) 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。閲覧とダウンロードの区別が曖昧なままでする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 (5) 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「違法ダウンロードサイト」の基準は曖昧で不明確であり、技術や芸術、世界の情勢、国民の良識などを総合的に判断する事が、裁判所に正しくできるとは考えられない。 インターネット上のWebサービス発展という、国際的に重要な産業の発展を、裁判所の判断で不当に萎縮することにもなる。 (6) 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般のネットワーク利用者には、弁護士と称する人物に対して自らの無罪を証明するための法的知識は無く、訴訟する等の「脅し」に対して、本当は違法でなくても不安になり、「和解金」に応じてしまう。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	個人
(1) 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 反対。この違法化案が通ったら、書籍／ゲーム等他業界でもダウンロード違法化の対象にするように求めていくと言われており、そのようになるとパロディ文化のほとんどが違法になりそのような活動ができなくなる。パロディ文化は日本の現在の文化の大きい所を占めており、それが大きな痛手をうけることは許されることではないと考えます。 (2) 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であり、国民の良識と合致しない違法判断を裁判所が行う場合もある。適法と考えていたダウンロードサイトが違法という裁判所の判決があった場合、ダウンロード違法化が成立したらそのサイトを使用したユーザーも違法だということになってしまい、Webでのサービス開発を萎縮させることになり、日本の経済を衰退させることに及び優秀な人材の流出につながると考える。	個人
(1) P104「第30条の適用範囲からの除外」 本案件について、以下の理由から反対します。 ・ ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧 ストリーミングとダウンロードは技術的に曖昧なものです。曖昧なものに対して区別を行っている時点で、本案件は十分に議論を重ねているとは考えられません。本委員会の議論の質を強く疑います。 ・ 本案件について送信可能化権で対処不能である理由が不明瞭 違法録音録画のダウンロードの前提には、違法にアップロードする行為があるはずで、違法なアップロード者は、違法なダウンロード者よりも少ないと推定されます。より数の少ない違法なアップロード者を取り締まることで対処可能な案件に対して、ダウンロードの違法化の必要性を理解することができません。 ・ 法律違反者を極端に増大することに対する懸念 法律違反者を極端に増大する法律制定にも疑問を感じます。現状のコンテンツの流通がユーザからみるとうまくいっていないため、違法にアップロードされたコンテンツを利用することになっていると推測できます。コンテンツホルダーにも大きな責任があるでしょう。 ・ 通信の監視に対する強い懸念 違法ダウンロードを取り締まるためには、通信の監視が必要になる可能性があります。これは、憲法第21条に抵触します。監視しないのなら、法律として有効な運用は難しいでしょう。本案件は制定するだけ無駄です。 ・ 架空請求などの温床にならないか強い懸念 本案件の問題点の一つとして、ユーザが法律に違反したのかどうかわかりにくいところがあります。合法に入手したコンテンツに対して著作権侵害に関する請求を受けた場合、技術的法的知識の乏しい一般のユーザが正確な判断を下すことは難しいと考えざるを得ません。 このように架空請求の温床になることも想定され、制定するだけ害のある法律になるでしょう。 ・ インターネット利用の萎縮に対する強い懸念 現状、合法サイトかどうかを見分ける方法はなく、インターネット利用の萎縮を招く可能性があります。ユーザ生成コンテンツが話題になっている現状に著しい負の影響を与えることでしょう。これは、著作権法の目的の一つである「文化の発展」に相反するものでしょう。 ・ 学問・研究・報道に対する悪影響 違法サイトにアクセスしたり、コンテンツをダウンロードしないと、インターネットに関する実態を把握できません。これらは、学問・研究・報道に必要な行為です。この点に関する議論が不足しています。	個人

・ 思想統制に対する強い懸念 現状、パロディなどでほかの著作を利用することは違法と判断される場合が多いです。原作を批判するものについては、許諾を得ることも難しいでしょう。それでも、パロディ制作側は、リスクを覚悟して許諾を得ない公開を行うかもしれませんが、ダウンロードする人にまで過大なリスクを負わせると、こうした批評精神を封じ込めることになります。 (2) P105「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ・ 情を知るかどうかがユーザにとっては不明瞭 ユーザにとって違法サイトと適法サイトを見分けることは難しいことになるでしょう。「合法マーク」などは有効な解決策にはなりません。 合法マークを詐称すればよいので、ユーザは安心してインターネットを利用できません。 このケースは、違法なアップロード者を取り締まることでしか有効な対策はありません。 また、インターネットはグローバルなものです。海外サイトには日本で制定した「合法マーク」のようなものをつける可能性は低いと考えられます。これは日本における「適法市場」から海外サイトを不当に締め出す行為になります。	
(1) 違法な録音物や録画物が多く売られていたり、正当な許諾を得ずに音楽を配信するインターネットサイトが多く存在し、著作権侵害があまりにも多い状況は、決して良い社会ではありません。したがって、著作権を侵害する違法な録音物、録画物、インターネットサイトからコピーをしたり、ダウンロードする行為が違法であると言うのは賛成です。	個人
(1)「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 【意見】 違法サイトからのダウンロードを違法とすることに当然賛成である。 違法性の認識のされ方が問題で、一般人が簡単に利益を享受できてしまうものを一部権利者が排除しようと動けば抵抗の声が挙がるのも当然で、世論の逆風を受けてしまい、違法サイトも理不尽な存在意義を有してしまう。 現在、違法ダウンロードの何がどう悪いのか、利益を享受できる一般人の立場であればはっきりと理解できていないのも同じ状態で、ひいては、著作権者が単なる既得権益にしがみついているだけと、悪意を持って捉えられかねない。 まずは一般人にわかりやすく、違法ダウンロード行為の何がどう悪いのか具体的に訴え、著作権者の被害・損害を実例を挙げてアピールし、違法性の認知を高めていく啓蒙活動が何より優先すべき活動と思う。「悪いものは悪い」という認識の定着を願う。	個人
違法サイトや違法コピーで実際の権利者が被っている損害は多大なものであると考えられるのでこれらを違法とすることは賛成である。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成する。ただし、違法とするのは、違法サイトと知って、ユーザーがダウンロードした場合に限る。 違法サイトからダウンロードする人を減らさない限り、違法サイトもなくなっていくと思う。	個人
「複製」とは素材があってその類似物を作成することだと思いますので、言葉をそのまま解釈すると、違法サイトからのダウンロードは「複製」には当たらないのかも知れません。しかし科学技術の進歩により「類似物」が「本物から劣化した類似物」ではなく「クローン」になってしまうことを考えると、「違法サイトからのダウンロード」が適法であるというのは詭弁にしか聞こえません。この著作物が「音楽」ではなく、例えばマイクロソフト社の「エクセル」とか「ワード」のプログラムだったら如何でしょうか？もしこれが「適法」であるならばマイクロソフト社は利益を追求する会社としては存続出来ないでしょう。そもそも著作権法第30条の「私的複製」は、お金を出して購入した大本（おおもと）のLPがレコード針により経年劣化・磨耗することを考慮し、あくまでも個人の範囲内で複製することを想定しての立法だったはずだと思いますが、科学技術の進歩によりその前提条件が「アナログからデジタル→LPからCD」へと大きく変化しております。自分でお金を出していない、違法に入手したデジタルな他人の著作物をコピーする「行為」を守ることが法の意思ではないはずです。著作権法の条文が現実にはそぐわないのですから、立法による解決を目指すべきと考えます。少なくとも「違法サイトであるという認識」の下にダウンロードするのは、現行法においても違法とすべきです。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はない。 ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきである。 なによりも違法であることを広く告知し周知させること。	個人
「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 【意見】 他者が権利を有するものを無断で勝手に使用することが人倫に反することは当たり前の話であり、これは、何も著作権のみの話ではありません。この当たり前の話を、人倫、道徳や良心のみに頼るのではなく、制度化したのが法律や規則であろうと思います。 このような至極当然の話をベースとして、著作権法30条で定める私的使用のための複製の再検討を行い、その適用範囲を見直そうというのが今般の話でありますので、当然の事ながら、違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。 しかしながら、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきでありましょう。多くのユーザーは著作権の専門家ではなく、どのサイトが適法サイトであり、どのサイトが違法サイトであるのか判別が難しいと思います。 人間社会が基本的に秩序をもって成立しているのは、多くの人々が倫理やルールを守って生活しているからだと思われますが、仮に、適法サイトだと思ってダウンロードした著作物が違法サイトからのダウンロードであつたと判明し、結果、そのダウンロード行為自体の違法性が問われるとしたら、知識のない多くの善良な方々を犯罪者にしてしまう可能性があります。これは著作物の円滑な利用という観点、健全な社会の発展という観点などから考察して、あまり望ましい姿ではありません。徒に、犯罪者のみを増やすことになり、結果、社会全体が機能不全を起こすこともありえましょう。 故に、①違法サイトである、という情を知った上で、②それでもダウンロードしたという場合に限って、その行為は違法である、と規定すべきと思います。多くの善良な方々が安心してダウンロードできる環境を法制度から構築し、万が一、善良な方々が違法サイトからダウンロードしてしまったとしても、情を知らないのであれば救済する、という枠組みがあってこそ、この条項は機能すると考えます。	個人

違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 なぜなら、著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要なのに、家庭内等での零細な利用であり権利者への経済的な不利益大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨だからです。したがって、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でないとします。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることは当然の事だと思います。著作物の権利者の利益を損なう行為を放置しておくべきではないです。ただ、小中学生など違法サイトと知らずに、またはそういう行為が違法と知らずに利用している人が多いのも事実だと思うので、違法サイトからのダウンロードは違法だという事をもっとアピールしていく必要があると感じます。	個人
検索サイトや掲示板サイトを通じて違法な音源が蔓延し、主な利用者である中学生や高校生がそれを違法とも思わないで利用している現状はたいへん問題です。 アーティストの音楽活動への影響が心配です。アーティストが生み出した音楽は然るべき対価をもって楽しむべきだと思いますので、理由から今回の法改正には全面的に賛成です。	個人
違法サイトがなくならないのは、ダウンロードする人がいるからだと思う。ダウンロードが違法になれば、サイトは減少していくと思うので、ダウンロードも減少するので違法に賛成。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることには賛成である。適法サイトに正規の代金を支払っているユーザーに対して不公平感があり、また、著作者、著作隣接権者等に正当の支払がされないのは明らかに不当であり、音楽業界全体の発展の阻害になっていると思う。事情を知りつつダウンロードする側にも明らかに責任があり、今回の見直しの段階でユーザーにも広く違法ダウンロードの有害性について知らしめていくべきである。	個人
違法複製物からのコピーや、違法サイトからのダウンロードの禁止に賛成。「私的複製」全般は保護されるべきだが、複製元が違法のものである場合は、著作者、実演家の利益/権利の損失が憂慮される。	個人
海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードを違法とすることに賛成である。著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内等での零細な利用であり権利者への経済的な不利益大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨であるので、このようなコピーやダウンロードは有料のビジネスが成り立たなくなり、不利益となる。ただし、国民に対する一層の周知が必要であるので、あらゆる媒体(CM、新聞、ネット、ストリート、ソフトやハードの販売店店頭など)での告知が必要である。 クリエイターに適正な利益が還元されることが、個人が今後も音楽などのエンターテインメントを楽しむ為にも必要不可欠であることについて、国民の理解を深めるべきである。	個人
個人の楽しみでのコピーやダウンロードが規制されることには反対があるが、違法配信サイトからのダウンロードに限定されていれば賛成です。 このようなコピーやダウンロードを放置するとエンタテインメント・ビジネスは成り立たなくなり、アーティストに適正な利益が還元されないこととなる。 新たなエンタテインメントの創造の芽を摘むことになり、結果的には、自分たちユーザーの楽しみを失うことにつながってしまう。	個人
公式でないサイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成いたします。私もインターネットを利用する身として、自分も不便に感じることもあるかもしれませんが、それが違法のページに限っての規制ならば、やむおえないと思います。	個人
真面目にやってる人が損をするなんて非常識極まりないので、違法サイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。 違法サイトの増加に伴う業界のインパクトは大きくなるばかりで、このままでは適正な音楽のサイクルの崩壊を招き、アーティストを守ることができなくなってしまうおそれがある。 違法サイトのダウンロードを放置しては、CDの再販指定の意義すら薄れてしまうように思う。 このような問題は根本から解決すべき、となればやはり違法とするのが最良の手段であると思う。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。 著作権法第30条は本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるというものであり、家庭内などでのカジュアルダウンロードなどの利用等、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨だからです。 ひとつひとつのもたらす不利益はほんのわずかなものにしろそのわずかなダウンロードも利用者の数が莫大であればその不利益も大きなものになります。 よって、違法サイトからのダウンロードのように権利者にわずかでも不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当ではないと私は考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。なぜなら、30条の趣旨は家庭内その他これに準ずる限られた範囲での使用と定義されており、家庭内でのコピーと違法サイトからのダウンロードは全く異なる別次元の行為である。違法サイト運営者は権利者の許諾なしに不当な利益を享受しており、このまま違法サイトが蔓延すると権利者に正当な利益が還元されず、結果として音楽創造サイクルに悪影響を及ぼす可能性が高い。 ただし、ユーザーが情を知ってダウンロードする場合に限定すべきである。	個人

違法サイトからのダウンロードを野放しにすると、適法なサイトまでとばっちりを食いそうなので違法サイトはきびしく規制するべきだと思います。	個人
高校生の甥から、無料着うたのダウンロードが流行っていると聞きました。違法サイトからのダウンロードの蔓延に胸を痛めています。このようなことが放置されているのは、決して好ましいことではないと思いますので、違法サイトからのダウンロードを違法として、もっと取り締まるべきだと思います。 また、YouTubeやニコニコ動画への違法アップロードは、著作権者の権利を無視した行為ですので、断固たる姿勢で拒否と、権利料の支払いを要求すべきだと考えております。	個人
(1)「違法なダウンロード配信サービス」の定義が曖昧。 本来優良サイトであっても、権利者の私怨等で不正に違法サイト認定をされてしまう恐れがある。又、元々は違法なアップロードを促すサイトがいけないのであり、そちらの規制を強化するべきである。 (2)脚注51は、ストリーミングであっても一時的にハードディスクに保存されてしまうので解釈の仕方によってはダウンロードされたことになってしまう。 よって、本項目には反対。 昨今、「やわらか戦車」のような個人の秀逸な創作物等もYouTubeなどの動画共有サイトで試聴可能である。しかし、今回の検討事項は、そういった秀逸な作品でも「違法サイトから指摘録音録画したもの」とされてしまう危険性を孕んでいると考えている。そのため、違法サイトと合法サイトの切り分けを明確に行ってから再検討きたい。	個人
]違法サイトからのダウンロードを違法とするのは、「ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合」に限定すべきである。	個人
ダウンロード違法化は、その前提に違法にアップロードされたコンテンツが存在し、これは送信可能化権で規制できる物と考えます。 しかし現状では権利者が送信可能化権の行使を怠り、これにより違法アップロードが氾濫している物と見受けられます。 このような中、ダウンロード違法化を許してしまえば、利用者(特に大多数を占める、専門知識や法制度への高度な理解を持たない人々)にとって無用な冤罪を招くおそれがあり、インターネットにおけるコンテンツ産業全体への悪影響が予想されます。 よって、本項では権利者自らが、責任を持って現行法で定められた送信可能化権を駆使し、違法コンテンツに対応すべきと考えます。	個人
(1)103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の前提には、違法にアップロードされたコンテンツの存在がある。すでに送信可能化権によってコンテンツのアップロードに対しては法的規制が可能である。取締コストの点でダウンロードした者を規制するよりもアップロードした者を規制するほうが低コストである。現行の送信可能化権で対処できる事態に対して新たなより高コストの規制を導入することの社会的効用は見いだせない。 (2)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化では録音録画に限定されており、文書、図画、写真は含まれていない。しかし、録音録画に限定すべき理由もなく、将来的には文書等にまで違法化の適用が広がる可能性がある。その場合には、ネットでの自由な表現が抑圧され、知識の自由な流通が妨げられ、社会的に大きなマイナスとなる。 動画・音楽Webサイトは、ユーザー保護のためにアップロード段階で真の著作権者からのアップロードかどうか確認を迫られることとなり、サイト運営に過度の負担をかけることとなる。 (3)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術的には違いがない。技術的に違いがないものを法律上違うものとして扱い、ダウンロードを違法とし、ストリーミングを合法とすることは、現行のストリーミングのみが合法とされてしまい、ストリーミング技術の発展を含む今後のネットワーク技術の進化を抑制することとなる。 (4)105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。そもそもファイルが合法か違法かの問題がサイトそのものの合法か違法かに議論がすり替えられている。適法サイトであっても、違法ファイルがアップロードされる可能性はあるし、違法サイトでも合法ファイルがアップロードされる場合もある。問題なのはファイルが真の著作権者のアップロードによるものかどうかなので、サイトについて違法サイトと適法サイトに区別することは無意味である。誰が適法サイトの認定を行うのかという問題は、既存のコンテンツフォルダー優遇策につながるおそれがある。これは日本でのネットサービスの競争を抑制させ、サービス水準を低下させ、ネットサービス産業の国外流出につながる。 ファイルが合法か違法かについては、真の著作権者のみが知っている。しかし、現行法は無方式主義なために、利用者側が真の著作権者を知るのは困難であり、それはファイルが合法か違法かについて利用者が知ることが困難である。ダウンロードの違法化は利用を萎縮させ、情報・知識の流通を妨げ、日本の文化の発展を阻害するものである。	個人

(1)104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について (1)私は反対です。 ストリーミング配信とダウンロード配信とは、技術的な違いはほとんどありません。ストリーミング配信であっても、ソフトウェアの内部ではキャッシュという形でダウンロードが行われています。 配信サービス使用者からは、実際にソフトウェア内部で何が行われているのかを知る事は難しく、にもかかわらず、それによって法律的扱いが大きく異なる事は、配信サービス利用者の萎縮を招き、配信サービスおよびその技術発展を阻害するものです。 したがって、ストリーミング配信とダウンロード配信の法的扱いを異なるものにすべきでなく、違法サイトからの私的録音録画を違法化するべきでないと考えます。 (2)105ページ「第30条の適用範囲からの除外」の反対意見について (2)私は賛成です。 サイトの構成、および、ダウンロード直前の画面表示で違法性が確認できないからといって、コンテンツ内容が本当に違法でないかどうかは、実際にダウンロードを行い内容を確認するまでわかりません。しかし、ダウンロードを行い内容を確認したところ、実は違法コンテンツであった場合、既にその時点で違法行為を行ってしまっていることになります。 このような事態となれば、適法なダウンロードを含む、ダウンロード行為全般の萎縮につながります。違法なダウンロードについては、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求するべきであると考えます。 (3)105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について (3)私は反対です。 故意に法を犯している違法サイトが、違法サイトであるとかわかるような表示を行っているとは考えられず、利用者が違法サイトであるか適法サイトであるかを見分ける事は困難です。 また、YouTube等の投稿サイトにおいては、個別コンテンツ内容について、明らかな違法録音録画物であるかどうかは、自明ではありません。ダウンロード直前の画面表示で違法性が確認できないからといって、コンテンツ内容が本当に違法でないかどうかは、実際にダウンロードを行い内容を確認するまでわかりません。しかし、ダウンロードを行い内容を確認したところ、違法コンテンツであった場合、既にその時点で違法行為を行ってしまっていることとなります。 また、最近では企業のプロモーション動画を、その企業自身がYouTube等で公開するケースもあります。この場合、適法コンテンツですが、プロが作った動画ですから、一般利用者から見れば、テレビ番組の無断投稿等と区別がつきにくくなります。 そのような状況で、「もししたら違法コンテンツかもしれない」という情を知りつつ、ダウンロードを行う行為には、故意があると判断される可能性があり、適法コンテンツのダウンロードも含んだ、ダウンロード行為全般の萎縮につながります。 したがって、利用者保護のための適用除外について、適切な条件を定める事は困難であり、非現実的です。	個人
(1)104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。あらゆる情報が流通するインターネットにおいて、利用者が違法か適法かの判断を下すことは非常に困難である。また、利用者に対して常に違法か適法かの判断を強いることになり、インターネット利用そのものを萎縮させることになる。また、ストリーミングとはキャッシュとしてダウンロードすることであり、ダウンロードはネット利用の際の不可欠な動作、むしろ前提ですらある。これらを法的に区別することは、今後の技術革新を阻むものである。 (2)105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。まず利用者の観点から、違法、適法サイトを識別することは困難であり、かつ、アクセスする際に違法か適法の判断を、常に利用者に強いることになる。これは(1)同様、インターネット利用の妨げにしかならない。また、仮に識別マーク等で判断が容易になるとしても、サイト運営側に、本来は不必要な負担を強いることになり、非常に排他的、駆逐的な条件である。これは本来、公衆送信権で解決すべきものである。	個人
(1)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 「中間整理」の104ページの注釈において「試聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画試聴サービス)」については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」としていますが、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとつては今回の「違法化」は問題になりえます。例えば、ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。すると、同じRealPlayerを使って利用者からすると同じような動画共有サイトにアクセスしたとしても、ある投稿動画サイトはストリーミング形式であるため違法にはならないが、ある投稿動画サイトはダウンロード形式であるため違法となるといったことが生じるのです。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うのは、実態にそぐわないと考えます。 さらに言うならば、いわゆるストリーミング配信サービスの典型と見られているYouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、「中間整理」では「対象外である」としたストリーミング配信サービスですら、違法性の疑いのあるものとして利用の萎縮をもたらしかねません。違法化対策としては、このような一般ユーザーに無用な心理的負担を強いるダウンロード違法化ではなく、「中間整理」の105ページにある意見の通り、「海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分である」と考えます。 (2)105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 「中間報告」105ページでは「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画」を第30条の適用範囲から除外する場合の条件として挙げてあります。しかし、「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画」したのかどうかの判断を他者が行うのは極めて困難です。また、「明らかな違法録音録画物からの録音録画」を第30条適用除外条件としていますが、単にこれだけの文言では拡大解釈されて合法的ダウンロードを萎縮させてしまう危険を孕みます。というのも、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないので、YouTubeやニコニコ動画といった動画投稿サイトに投稿される動画は外形上権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、多くの場合分りかねるからです。従って、こうした状況におけるダウンロード行為は、先の条件を拡大解釈すると「権利侵害コンテンツでありうる」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする行為となり、違法性の意識の可能性があると故意があると判断されうることになります。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリール・リスクになってしまいます。 このように合法的なダウンロードを意図したとしても結果的に著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードしてしまうリスクが完全に排除できない環境において、ダウンロード違法化はどのような影響を及ぼすことになるのでしょうか。それは、架空請求の多発です。例えば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求するといったことが考えられます。また、調査の上ピンポイントに請求相手をターゲットにする架空請求だけでなく、スパムメールのように架空請求のメールを何万ものメールアドレスに一括配信する(例えば、JASRACを騙ってダウンロードした動画や音楽に対する抽象的な請求メールを配信する等)ことも当然出てくるに違いありません。	個人

他にも、ダウンロード違法化の暁には、自らが著作権を有する動画を自らのサイトや動画投稿サイトにアップし、ダウンロード先が文部科学省のIPアドレスであることを確かめた後、政府や文部科学省に賠償請求を企てるといった、おとり捜査的愉快犯が登場することも予想しておかなければならないでしょう。 (3)104ページの「検討結果」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 以上(1)、(2)の項目で述べたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。そして、潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。 ダウンロード違法化というのは、結果的に善良な多くの一般ユーザーを詐欺師の餌食にする危険に陥れることになり、悪人に資する法改正となる可能性が極めて高いものと見做せます。従いまして、ダウンロード違法化を目指す著作権法の改正に反対する次第です。	
(1)104頁「第30条の適用範囲からの除外」 反対します。 現在のこの表現/規定方法では、除外する対象・内容が不明確である。このまま安易に規制を強化することは、無用なトラブルの多発と今後の文化的発展を損なう可能性があるのがその理由。 (a)ストリーミングとダウンロードの違いが不明確 まず、ストリーミングがOKでダウンロードというが両者の技術的違いは不明確である。 (b)録音録画物とそうでないものの違いが不明確 海賊版からの録音録画物のダウンロードは違法とあるがそもそもデジタルコンテンツにおいては録音録画物とそうでないものの区別自体が困難ではないか。コンピュータシステム上では両者ともにファイルとして取り扱われており、人間が識別できるように恣意的に拡張子などを付与しているに過ぎない(そもそもはすべて0と1ビットという数字の集合体に過ぎない)録音録画物というのがダウンロード前にユーザーから正確に識別できるのであれば、違法行為を回避することは可能であるがそうでなければほとんどすべてのユーザが通常の利用で危険を犯すこととなり、これはユーザがネット上にある有益な情報を活用して学習や創作を起こす行為の妨げになり文化的発展を損なう可能性がある。 またサイト側が拡張子を偽装するなどの対策によって実質骨抜きになる可能性と、こうした偽装行為により海賊版からの録音録画物を意図しない善意のユーザにダウンロードさせることで恣意的に犯罪者に仕立て上げることが可能となる。これは社会的問題になっている「振込め詐欺」といわれている手口を容易に誘発させる可能性があることを認識すべきであろう。 現在の検討ではこの件を「除外規定(P105)」で退避しようとしているようだが、この退避策が以下(2)で述べるように不十分のためこの検討内容には反対せざるを得ない。 (c)「引用」の禁止につながる可能性がある なお、コンピュータシステム上ではデータはファイル単位で扱われるためダウンロード自体を違法化するというのはコンテンツの再利用を全面的に禁止すること同等になる。コンテンツの一部だけを参照したい場合でもまずはファイル単位で入手しないとその行為は出来ない。これは著作権上で許可されている「引用」の制限にあたるのではないか。旧来テキストを中心とした文字情報の場合は「引用」を許しデジタル情報では「引用」を一切許さないというのはバランスに欠けるし、そもそも正当な「引用」を制限することは文化的発展の大きな妨げになる可能性が高い。 (2)105頁「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 この部分については「違法サイト」の定義および認定の仕方について実現可能性およびその方法などに十分検討をすべきであると考える。 (a)「違法サイト」側を摘発・取り締まるべき まずそもそも「違法サイト」が認定できるのであればその違法サイトを摘発しやすくするための施策を検討すべきと考える。 (b)「違法サイト」の認定が困難 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう」とあるが実際には、ネットワーク上のサイトをすべて「違法サイト」「適法サイト」と認定することは困難であろうからどうしても「未認定(どちらでもない)サイト」が生じることが予想される。この現実的に生じてしまうこの未認定サイトを「違法サイトでない」という運用を行うとこの条件は機能しないザル法になってしまうし、逆に「適法でない」という運用を行った場合、善意のユーザは犯罪者にならないためには日々ネットで新たに作成される新しいサイトへのアクセスを控える必要が生じ、これはユーザがネット上にある有益な情報を活用して学習や創作を起こす行為の妨げになり文化的発展を損なう可能性がある。 (c)「サイト」という言葉の定義も明確化すべき またそもそも「サイト」という言葉の定義にも不明確な部分があり、例えばネットに良くある共有サーバなどのドメイン名を共有しユーザ単位でディレクトリを分割所有・管理するサービスの場合は、ユーザ単位のディレクトリ以下が「サイト」扱いになるのか、それともそのサービスの利用者全体が「サイト」扱いになるのかも不明確である。 繰り返しになるが、そもそも「違法サイト」が識別できるなら極力その「違法サイト」の摘発等が容易になるような法改正の検討を望むものであり、そういう面では当パブリックコメントの対象ではないが、平行してパブリックコメントを求められている『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会』で検討されている「間接侵害」については容易に取り締まりと摘発が出来るような法改正を筆者は支持する。	個人
(1)以下の理由によりダウンロードを違法行為として捉えることに反対である a)違法サイト及び違法なファイル交換については現行の違法対策の行使により対応が可能であること b) ダウンロード行為の特定が事実上困難であり違法化しても啓蒙以上の抑止効果しか期待できない、つまり現状からなんら変化が期待できないこと c) 違法サイトと適法サイトを識別する場合、国内外の配信サイト全てを網羅する必要があるが時間的、範囲的に全てのサイトを網羅することが難しいこと d) 識別の困難性や合法マークの運用を悪質業者等に利用され、利用者に発生するリスクが識別しない場合よりも増えることが考えられること	個人

(1)現在の問題点が不明 現在違法にアップロードされたコンテンツは送信可能化権によって取り締まれるはずですが、その効果や問題に関する記載がありません。また、送信可能化権に関する法律は一部を除く欧米各国では実施されていないと聞いています。前提となる法律が大きく異なるならば、他国の事例はあまり参考にならないのではないのでしょうか。 現在の法律の問題・課題の検討がなされないまま法の変更を行うのは時期尚早と考えざるを得ません。 (2)影響範囲が検討されていない。インターネットの利用に想定外の悪影響が出る可能性がある。 現在、一部にマンガやアニメのキャラクターを含むGIFアニメーションやFLASHなどで公開している人が数多く存在します。Web上には、厳密に言えば著作権を侵害している動画サイトは数多くあります。これをローカルPCに保存すると違法になるのでしょうか。草の根のコンテンツ作成が衰退する可能性があります。 また、たとえば違法サイトに配布される違法コンテンツは、名誉毀損を含む情報であるなど、著作権以外にも問題のあるコンテンツの可能性がありま。自分が著作権者でない限り、そのサイトの内容確認し記録をとると違法行為となってしまうのではないのでしょうか。 どのような影響を与えるか範囲が検討されていないため、想定外のような問題が起こる可能性があります。 (3)法的なリスクを冒して音楽を無料で配信している理由が調査されていない 違法な携帯電話向け音楽配信を無料で提供している理由が記載されていません。違法な配信行為は訴えられる可能性がある行為であり、取締りが可能はずです。リスクを犯してまで行うべき理由がある・ダウンロードに課金をしなくてもリスク以上の収益構造がある・違法行為をしていると考えていない、などの理由があるはず。法的なリスクを犯してまでボランティアで行っているならば、無視すべきではない問題点があるのかもしれませんが。 私の個人的な体験では、だいぶ以前の話ですが、CCCDを購入したが自宅のCDプレーヤーで再生できなかったことがあります。類似のことが著作権保護技術と配信業者の組み合わせでおきているのかもしれませんが。違法行為の原因が不明なまま規制を強化しても、有料サービスの利用者まで減少するかもしれません。	個人
(1)個人が楽しむ範囲でのコピーに関しては規制されるべきではないが、違法配信サイトからのダウンロードや海賊版に関しては規制されてしかるべきだと思う。文書の著作権と同様、制作者を守る法令は必要だし、それが野放しになればコンテンツビジネス自体が成り立たなくなってしまうと思う。コンテンツが作品として認められないことは、ひいては日本文化の衰退につながると思う。 (2)適切な価格が設定されているのであれば、コンテンツに相当する金額をユーザーが負担するのは当然。しかし、パッケージがない分を考慮し、価格に反映させてほしい。	個人
(1)文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会殿(以下、「委員会殿」)は前記項目において違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を論ずるにあたり、「具体的には、海賊版からの録音録画、複製物の提供を目的とした違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード等が想定される」と述べ、さらに「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」と述べられています。 しかしながらこのご見解についてはインターネット利用者の立場から到底承服できるものではないため、本意見をお送りします。 (2)委員会殿は「文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節」に基づき、ネットワークの伝送の過程で行われる技術的手段としての一時的蓄積の問題を捉えておられますが、当該報告書には、RAMに著作物を保存した場合の取り扱いが論ぜられているに過ぎません。 (3)一般的に、ネットワークにおけるダウンロードとは当該報告書に記載の形態に限らず、より広義に解釈されています。 より詳しくは、RAMに対する一時保存のほか、ハードディスクにおける通称「キャッシュフォルダ」と呼ばれる領域への一時保存や、ネットワークブラウザ上での表示が困難なコンテンツを、ハードディスク上の任意の領域へ保存する行為を含む表現であると解します。 いかなる場合においても共通する課題として、利用者は一旦ダウンロードを完了し、内容を確認しない限り当該ダウンロードされたファイルが適法なものか否か判断することが不可能な点が挙げられます。 すなわち、利用者が自らのダウンロード行為が違法なものであることを認識する前に、既に違法行為を行ってしまうこととなります。 委員会殿はこの点を鑑み、「違法サイトと承知の上で」ダウンロードを行った場合を違法とし、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫」を行う旨を同時にご検討されていますが、現時点でインターネット上のコンテンツは莫大な数が存在し、仮に違法サイトとされるサイトを文化庁にて掲載したとしても、利用者がその全てを把握し、アクセスを避けることは事実上不可能です。 また、利用者が違法サイトであることを把握できていないことを理由に過失の推定が行われる可能性がわずかでもあれば、利用者の萎縮を招くことは明白です。 (4)以上より、ダウンロードによる私的録音録画を禁ずる本案は利用者に不当な不利益を課すものであり、採用されるべきではありません。 また、適法サイトに関する情報が可能なのであれば、適法でない、すなわち違法なサイトを特定することによるアップロード者の取り締まりにより十分に権利者の保護は図れるものと確信します。	個人
(104ページ～) 複製物の提供を目的とした違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画、ファイル交換ソフトを利用したダウンロードを著作権法第30条の適用範囲から除外することに反対いたします。 理由としては、利用している上でそれが違法かどうか利用者はわかりづらい場合があること、それを回避するために「情を知って」という規定があるとしても、それがあいまいに感じられ、実際には恣意的に運用される恐れがあること、また、「ストリーミングは対象外」という報告があるとはいえ、ダウンロードとストリーミングの区別は本質的なものではなく(すなわちストリーミングも結局「ダウンロード」している)、実際には意味のないものになってしまうのではないかと不安があることです。	個人
「100ページ～、第7章第2節 著作権法第30条の見直しについて」に対する意見: 立法によって、違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を30条の範囲から明確に除外することに反対する。 適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を30条の範囲から除外することにも反対する。 これらの結論は、以下に指摘するように、整合性の取れていない不合理な整理に基づく結論であり、全く支持することが出来ない。また、以下で指摘する部分の記載は、最終報告においては、全て削除あるいは修正されるべきである。 ・101ページからの私的録音録画の実態について、違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画について、「正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害している実態が報告された」と記載されているが、(3)で書いたようにこの調査報告は全く取るに足らない。同じく、他人から借りた音楽CDからの私的録音の実態報告についても、果たして過去の調査と比較できるのかどうか極めて疑わしい。適法配信についても、インディーズによる無料配信やプロモのための無料配信、あるいは、コピーフリー・黙示の許諾等により配信されていると考えられるもののことを全く考慮に入れておらず、真の実態を把握しているとは言い難い。	個人

また、レンタルCDについても、平成19年の第3回私的録音録画小委員会(議事録 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07051108.htmを参照のこと。)において委員から明確に指摘されていること、すなわち、レンタル事業者が、「私的録音補償金制度が導入された現在、各権利者はユーザー及びレンタル店双方からコピーに関する代償を二重に受け取っていることになるため、CDレンタル使用料の早急な見直しが必要です。CDレンタルに関する使用料はユーザーのコピーの代償という観点から決められた経緯からしますと、平成5年に私的録音補償金制度が導入され、デジタル式のハードやソフトを購入するユーザーが各権利者に対してコピーに関する補償金を支払うシステムが構築されたことにより、各権利者はユーザー及びレンタル店の双方からそのコピーに関する補償金を受け取っていることになります。よってCDV-Jでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」という理屈によって権利者団体と交渉した経緯があるということ、及び、需要拡大協力金という形で実質ビジネス的な補償金の上積みと考えられる事実上の使用料値上げを行っていることが恣意的に中間整理から落とされている。これらのことは最終報告にははっきりと明記されるべきである。 ・104ページからの違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を30条の範囲から除外するという話については、そもそも前提となる利用実態から来る損害について疑問があるが、それ以前に、①そもそも著作権という私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしい、②家庭内の複製行為を取り締まることはほとんどできず、このような法改正には実効性がない、③通常の録音録画物について違法合法を区別する手がかりがない、特に、インターネット利用では、自動的になされるコピー(「一時的固定」が「複製」かもよく分からない)があるなど、違法・合法を外形的に区別できないため、ダウンロードが違法と言われても一般ユーザーにはどうしたら良いのかさっぱり分からず、このような法改正は社会的混乱しかもたらさない、④情を知ってという条件も、司法判断でどう倒されるか分からず、場合によってはインターネットへのアクセスそのものに影響を及ぼし兼ねないこのような法改正は極めて危険である、⑤そもそも違法流通は送信可能化権による対応が可能である上、この送信可能化権との関係でダウンロードによる損害額がどう算定されるのかもよく分からない、⑥自らが作製した著作物を離れたサイトそのものを違法と著作権者団体が認定することは、明らかに権利の乱用であり、到底認められるべきことではない、といった基本的なことがまるで考慮されていない。 104～106ページの整理は、技術の発展の真の意味を全く理解しておらず、一般国民の行動原理とモラルとも乖離した、役人の独善的な妄想の垂れ流しにしかっていない。 したがって、違法ダウンロードについては、拙速な法改正は行わず、解釈論による対応なども検討しつつ、様々な司法判断や状況が積み重なってきたときに改めて立法の是非を判断するべきである。 また、付言すれば、保護強化で先端を行くドイツですら、違法複製物を越えて、サイトそのものの違法性を勝手に著作権団体に認定させた上で、そこからのユーザーの私的な複製を違法とすることまではしていない。違法複製物があるから違法サイトなのであって、違法サイトがあるから違法複製物がある訳ではないという単純なことが何故分からないのか。文化庁の役人の知能レベルを私は疑う。丁寧に注までつけられているが「違法サイト」という誤解を招く語は、最終報告からは全て削除されるべきである。 ・106ページに記載されている、他人から借りた音楽CDからの私的録音について、これも単なるモラルの問題になるので30条の範囲から外すことには反対であるが、このような私的複製の30条の範囲からの除外は、借りたCDから複製をしてはいけないということ、少なくとも個人レベルで外形的に区別がつき、単純で普通の者にもよく分かるだけ、ダウンロードの違法化よりはるかにましである。このような整合性のない整理をする者の良識を私は疑う。 ・106ページからの整理について、まず、30条の制定経緯において、権利者の権利行使ができないことが主たる理由であるかのように書かれているが、それ以外にも、そもそも著作権の様な私法が私的領域に踏み込むべきでないという理由、あるいは、30条には、私的領域における文化活動を守るという意味などもあるのであり、より詳細に立法主旨については調べ、記載されるべきである。(この点については、中山信弘、作作文雄、斉藤博、渋谷達紀各先生方の著作権法に関する教科書の私的複製に関する趣旨の記載を参照のこと。) ・108ページの整理では、2重取りの回避のために、適法配信から入手した録音録画物からの私的録音録画を30条の範囲から外すべきとしているが、インディーズによる無料の音楽配信、プロモーションのための無料配信、値段に差をつけたDRMなしの音楽配信、コピーフリーや黙示の許諾により提供されている配信など様々な形態のことを考慮に入れておらず、30条の範囲から除外するに十分な検討がなされていない。よって、除外するのが適当であるという意見が大勢とすることは適当ではない。 したがって、適法配信から入手した録音録画物からの私的録音録画についても従来通り30条の範囲内とした上で、2重取りの回避のためには、これは補償の必要性がない私的録音録画の形態とされるべきである。 ネット配信においては、複製の範囲をDRM等で有効に確定することが出来、別に著作権者自らがサイトを立ち上げ配信を行っても良いのである。したがって、ネット配信から入手した録音録画物からの私的録音録画は、DRM(技術的保護手段)等で複製の範囲が確定される場合はその範囲内について、確定されない場合は30条の範囲の最大限まで私的録音録画を権利者が積極的にユーザーに認めているに等しく、DRMの有無にかかわらず、補償の必要はないとされるべきである。 なお、適法配信の30条の範囲からの除外によって2重取りの回避を行うことは、明らかにiPod課金を前提としており、そもそも妥当でない。このような整理は、あらゆる私的録音録画に補償が必要とする偏った前提に基づいており、報告書全体として見たときに自己矛盾するものである。 ・109ページで、レンタル事業者について、契約によることが難しいとしているが、レンタル事業者と権利者の間、レンタル事業者と利用者の間に契約は存在しているのであって、契約による対応が難しいとすることは合理的ではない。 私的複製について、それぞれの契約で明記しても良いだろうが、これについても、ほとんどあらゆる者が私的複製をするを前提にレンタルCDの料金を支払っていることを踏まえ、DRMをかけない場合のネット配信と同じ扱いとすべきと考えられる。すなわち、このような場合についても、30条の範囲の最大限まで私的複製を権利者が積極的にユーザーに認めているに等しいものであり、補償の必要はないとされるべきである。 ・109ページの、有料放送事業者についてもレンタル事業者と同様のことが言え、放送事業者と権利者の間、放送事業者と利用者の間に契約は存在しており、契約による対応が難しいとすることは合理的でない。 そして、有料放送では、コピー不可も含め様々なDRMがかけられること、及び、既にそのようなDRMがかけられていること(例えばスカパー！について、http://faq.customer.skyperfectv.co.jp/EokpControl?site=sptv&tid=10775&event=FE0006や http://faq.customer.skyperfectv.co.jp/EokpControl?site=sptv&tid=10779&event=FE0006を参照のこと)を考慮すれば、ネット配信と同じく、DRM等で複製の範囲が確定される場合はその範囲内について、確定されない場合は30条の範囲の最大限まで私的複製を権利者が積極的にユーザーに認めているに等しく、基本的に補償の必要はないとされるべきである。 また、無料放送については、まずコピーワンスやダビング10のようなユーザーにとってデメリットしかない方式を撤廃し、ノンスクランブル・コピー制限なしという原則を法制化することが先であり、そうでない限り、私的録音録画が厳しく制限されている無料放送からの私的録画についても、補償の必要はないとされるべきである。 ・これらの形態について30条の範囲から外すことには反対するが、109ページで、これらの形態について外すと、違法状態が放置されるだけとなるという記載と、レンタル事業や有料放送事業で各者間に契約があるという記載とは矛盾するものであることを念のため指摘しておく。

・最後に、中間整理の整理に従って、それぞれの私的複製の形態毎の30条の範囲からの除外と補償の必要性に関して、私がこうあるべきと考えていることを、ここに念のため書いておく。 ① 私的録音 (ア) 購入した音楽CDからの録音 → 30条の範囲内にとどめ、補償の必要はないとされるべき (イ) 他人等から借りた音楽CDからの録音 → 30条の範囲内にとどめるが、コピー制限をしないことが法的に確保される条件の下で、権利者に与える経済的影響を入念に検証して、補償の必要性を決定するべき (ウ) レンタル店から借りた音楽CDからの録音 → 30条の範囲内にとどめ、補償の必要はないとされるべき (エ) 違法録音録画物からの録音 → 原則30条の範囲内にとどめるが、現行の30条の解釈と権利者に与える経済的影響を入念に検証して、補償の必要性を決定するべき (オ) 違法配信からの録音 → そもそも、違法録音録画物があるから違法配信なのであって、この形態を考えること自体が間違っている (カ) 適法放送からの録音 → 30条の範囲内にとどめるべき。コピーワンスやダビング10のような私的録音録画の自由を制限するDRMがかけられている場合は、補償の必要はないとされるべき。あるいは、コピー制限をしないことが法的に確保される条件の下で、権利者に与える経済的影響を入念に検証して、補償の必要性を決定するべき (キ) 適法ネット配信からの録音 → 30条の範囲内にとどめ、補償の必要はないとされるべき ② 私的録画 (ア) 購入したパッケージ商品からの録画 → 30条の範囲内にとどめ、補償の必要はないとされるべき (イ) 他人等から借りたパッケージ商品からの録画 → 現状のDRM下で、原則不可能である (ウ) レンタル店から借りたパッケージ商品からの録画 → 現状のDRMの下で、原則不可能である (エ) 違法録音録画物からの録画 → 原則30条の範囲内にとどめるが、現行の30条の解釈と権利者に与える経済的影響を入念に検証して、補償の必要性を決定するべき (オ) 違法配信からの録画 → そもそも、違法録音録画物があるから違法配信なのであって、この形態を考えること自体が間違っている (カ) 適法放送からの録画 → 30条の範囲内にとどめるべき。コピーワンスやダビング10のような私的録音録画の自由を制限するDRMがかけられている場合は、補償の必要はないとされるべき。あるいは、コピー制限をしないことが法的に確保される条件の下で、補償の必要性について、入念に検証された権利者に与える経済的影響から決定されるべき (キ) 適法ネット配信からの録画 → 30条の範囲内にとどめ、補償の必要はないとされるべき	
ファイル交換ソフトを利用したダウンロード等を第30条の適用範囲からの除外するという案については、反対である。 理由 注51でストリーミング配信をダウンロードから除外しているが、ダウンロードとストリーミングは視聴コンテンツを視聴者側に転送するという意味で本質的に同じものである。一時的に蓄積するかどうかなどというのは技術的な実現方法によるもので、法律で区別すべきものとは思えない。逆に、このような区別を法律でしなければ適用できないような内容の法律改正は裁判などで混乱の元となることが考えられ、安易に行うべきではないと考える。 ダウンロードの違法化ではなく、公衆送信権を行使して規制を図るべきではないのか。	個人
(2)この項目について反対いたします。 理由 違法サイトからのダウンロードが違法であると規定されると、インターネットユーザーが無自覚のうちに違法行為を犯したことになる可能性があり、そのためインターネットの利用が消極的になりコンテンツの発展にも悪影響が出ると考えられるからです。 次項で適用除外についても言及がありますが、いざ違法ダウンロードの疑いをかけられた時にこれらを証明することは難しく、冤罪が生まれる可能性が非常に高くなります。全国のインターネットユーザー全員にこのようなリスクを負わせるのは著作権保護の手段としては強圧的に過ぎると思います。そのリスクを回避しようすればインターネットの利用は著作権者自らが運営する公式コンテンツのみに限られ、利用者同士の交流が大きく妨げられ、ひいてはコンテンツ文化の衰退につながることが容易に考えられます。これは著作権法の目指す文化の発展とは相容れません。 以上から違法サイトの取締りはユーザー側のダウンロード違法化でなく、あくまで違法サイト運営側の送信可能化権の規制で行うべきだと思いますので、本報告書で大勢とされている第30条の適用範囲からの除外には反対です。	個人
私は「反対」します。 ストリーミング配信サービスに関しては今回の報告書で違法化の対象外であるとされていますが、そのストリーミング技術を実装するRealPlayerにおいては、新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を現段階で無理に法律的に大きく意味の異なるものとして扱った場合、今後の我が国のネットワークサービスの発展において障害となる恐れがあります。 私は「反対」します。 ダウンロード違法化は「情を知って」という曖昧な表現により重大な威圧を持って一般ユーザーに著しく負担をかけるものであり、他の方法による対策では不可能であるという、綿密な議論が示されなければならないと考えます。 著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで。	個人
* 100ページ～109ページ 第7章第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 違法録音録画物や違法サイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。著作権を侵害することは、文化振興の妨げになり、社会全体に与える影響も大きいと思います。権利を守ることは文化を守ること。安易にコピーしたり、違法コピーを売買することは徹底して管理すべきだと思います。	個人

*104ページ～「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することに反対します。以下に理由を書きます。 ストリーミングはダウンロードを伴わないので対象外とありますが、ストリーミングには一時的に蓄積するものと、一時的に蓄積しないものがあり、一般的な利用者はこの区別ができません。この一時的な蓄積がダウンロードにあたるかどうか、違法か適法か曖昧です。すべてのインターネット利用者は潜在的に犯罪者になってしまいます。 1.利用者の関知しないところで行われる一時的な蓄積も違法と問われる可能性があり、悪いことをしているつもりはないのに訴えられるのではないかと不安があります。 2.振り込め詐欺の口実に用いられる不安が大いにあります。 3.法律を守ろうという意識が高い利用者ほどインターネットの利用を萎縮させる負の効果も高くなります。 4.最近ではCGM(ConsumerGeneratedMedia)という言葉をよく目にしますが、YouTubeやニコニコ動画ではアマチュアが活発に活動しており彼らの活動を阻害する要因になります。 5.風刺やパロディのような作品の場合、アップロード時にも(送信可能化権など)ダウンロード時にも2重の法的リスクを負うことになり、結果的に著作権で批評精神を封じ込めようという思想統制になっています。 6.すでに送信可能化権という実効性のある法律が整備されています。この法律の変更は実効性がなく、多くの善良な利用者が混乱します。 7.インターネットの利用秩序を根本から覆すもので到底容認できません。 *97ページ～「第7章検討結果」の項目について 利用者からすれば無料でテレビが見られるのも、インターネットで無料でテレビを見るのも違いはありません。私がテレビ放送を録画(コピー)するのは再放送が見られないからで、インターネットで手軽に再放送が見られればわざわざ録画なんてしません。積極的にインターネットを活用した場合、おそらく(カジュアルな)違法コピーは激減することが予想できます。 素人考えではありますが、このように法律を変えなくても業界のよりいっそうの努力によって違法コピーを減らすことが可能ではないでしょうか。違法コピーがなくなれば補償金の問題、コピーワンス(コピーコントロール)の問題から開放され、利用者の利便性も高まるように思います。 審議会は利用者には制限を強いる方向で検討されているようですが、各業界にも努力を促すことはできないのでしょうか。それぞれの業界が積極的にインターネットを活用することによって解決できる問題も多いのではないのでしょうか。抜本的な検討を期待します。	個人
* 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現行の著作権法においてはパロディは基本的に違法であり、モチーフを批判するような内容には許諾が下りるとは考えられない。それを配信する側はそれらのリスクを負ってしかるべきだと思うが、配信される側にもリスクを負わせるというのは物事に対しての批判を封じ込めることになるのではないかと。これは憲法に保証されている思想の自由を著しく侵害するものと考えます。 * 104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。この案が通った場合、次は書籍の違法化が進むことになるという発言があり、それはパロディ文化の違法化に他ならない。パロディ自体、世界的に見て批判批評を表す文化として古くから認められているものであり、これを権利者の都合で封じるとするのはおかしいと考えます。 * 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現在の研究会のメンバーから考えるに、適法マークは権利管理団体が作るものであり、アマチュアやユーザー主導のサイト、新しく参入する業者を違法にして、市場から排除するための物としか考えられない。これではカルテルなどと変わらず、公正なものとはいえないと考えます。 * 104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ダウンロードが違法化されると、動画投稿サイトは管理に大きな負担がかかることになる。結果、著作権者が自らアップロードした違法性のないものが削除されるような事態が多く怒るようになるのではないかと。動画、音楽などは一部の権利団体だけが発信しているものではなく、誰でも自由に配信できるものである。当然、著作権者自らが動画投稿サイト、ファイル交換ソフトなどを配信方法に選ぶこともあるのだから、ダウンロード自体を違法化することでそれらのリスクを負わせるのは市場の縮小のみでなく、文化の衰退につながると考えます。	個人

* 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。第一に違法ダウンロードサイトという区分が極めて不明確で、拡大解釈される恐れがある。またMYUTAというサービスは、ユーザーが自ら購入した音楽を携帯にコピーする、すなわち私的複製というのが国民の一般的認識だったが、裁判所では違法と判断されており、裁判所の判断は国民の良識とはかけ離れている場合がある。ダウンロードが違法化された場合、それ自体が国民の良識とはかけ離れているだけでなく、webのソフトウェアサービスの開発が縮小されてしまうと考えます。 * 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。違法なファイルが配信されているものをダウンロードしたら違法ということであれば、前提である違法なファイルを配信している事を、現行法の送信可能化権で規制できるはずであり、これまで権利管理団体が何の対策も取って来なかった事が問題である。それを放置したまま、多大なデメリットをユーザーに課してまでダウンロードを違法化するのは問題があると考えます。 * 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。実際の違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたファイルが違法だと言う事を理由にした脅迫、詐欺事件などが起こることが容易に想像できる。また、現在のなりすまし詐欺などの被害件数などでもわかるように、弁護士、警官を名乗る人間が脅迫してきた場合、それに反論できるほど法律の知識を持ち合わせた人間は少ない。結果、詐欺事件を増長させる法改正であると考えます。	
* 違法サイトが増える一方なのは、ダウンロードする者が後を絶たないからに他ならない。 ダウンロードが違法になれば自動的に違法サイトは減少していくと思われる。	個人
* 違法にアップロードされている著作物をダウンロードする行為を違法とすることについて、これに反対すべき理由が見当たりません。もし、これに反対するのならば、著作権法30条が目的とするところを法令にて案件別にはっきり明示していただきたい。	個人
* 違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画→適用を除外するべき。	個人
*報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 投稿動画配信サービスについて、「ダウンロードを伴わないので検討の対象外」とありますが、ストリーミング配信でも動画ファイルのキャッシュをローカルに保存した上で、それを再生します。接続先がFTPサーバであれ、ストリーミングサーバであれ、利用者がファイルを「ダウンロードしている」ということには変わりはありません。これについて、十分な議論がなされているように見受けられません。 このような曖昧な法案で、ダウンロードを違法化することには反対です。 *報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) そもそも「違法サイト」とは、どのような種類のものか。また、何ををもって「違法」とするのか。前提として、インターネット上には国境の壁はありません。(国によってはあるかも知れませんが)この法案に基づいて「利用者が違法サイトを識別できる」ようにするためには、具体的にどのような方法があるのか。やり方次第では、特定のサイトのみ「合法」と認定し、その他は全て非合法という状態を作りだし、インターネットの真価である「情報の共有」という特徴を殺しかねない法案だと感じます。 現状では、海賊版の作成や、他人の著作物のアップロード等を取り締まれば充分なはずなので、ダウンロード違法化には反対します。 *私感 私はCDやDVD等、商業製品を権利者に無断でアップロードすることには反対です。しかし、インターネットを活用し、そこから新たな才能が生まれる可能性を私は信じています。音楽でも美術でも、模倣からその道に入ります。(ゼロから新しいモノを作り出せるのは極一部の天才だけです)、模倣や二次創作から新しいモノが生まれるのです。インターネットはクリエイターたちの強力なツールであり、同時にクリエイターの表現の場にもなります。私はこれからも、インターネットが「自由」な世界であり続けることを心から願っています。	個人
. p101「① 私的録音録画の実態から権利者に著しい経済的不利益を与えているのではないかと等との指摘があった利用形態」の項目 本項目について、異議を呈します。 「a 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画関係団体が行ったファイル交換実態調査や携帯電話向け違法配信実態調査等から、違法な配信や利用者の複製の実態が報告され、また、正規商品の流通前に音楽や映画が配信され複製される例が紹介されるなど、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害している実態が報告された」とありますが、この認識は不正確に思います。 私的録音・録画の現状を見た際、たとえば音楽であれば、利用者個人が自分で楽しむために、合法的な手段で入手した音楽をコピーしているというのがほとんどである事が調査からも明らか(p16～18,26～28)です。問題とされている違法サイトやファイル交換ソフト等による私的録音・録画については、現在利用している者の割合は極度に低く(インターネットユーザーのうち約3.5%程度)、その他の私的録音・録画行為(特に、レンタルCDからのダビング等)と比べれば、比較になりません。 このような、少数の違法ユーザーの行為を取り上げて、(正確な因果関係が解明されていないにも関わらず)正規商品等の流通や適法ネット配信等に「著しい経済的不利益を与えている」と断ずるのはいかがでしょうか。より詳細な実態調査や因果関係分析が必要ではないかと考えます。 実際のところ、適法なネット配信の市場そのものはこの数年で大きく成長しており、もし阻害している要因があるとすれば、権利者側のこれらビジネスへの消極的な姿勢もあるのではないかと考えます。 またp99で「ア 昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、『私的使用のための複製』(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。」と記述されているように、利用者側はこれら私的録音・録画を当然の権利として受け止めています。既に定着している私的録音・録画行為全般を取り上げて、権利者への不利益行為であると認識されるのは、利用者側からの立場からは理解できません。	個人

p104「 第30条からの適用範囲からの除外」の項目 本項目について、反対します。 p104に記述されている「この利用形態については、具体的には、海賊版からの録音録画、複製物の提供を目的とした違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード等が想定される」について、これら行為を適用範囲から除外する事に反対です。 利用者側からすれば、現在のインターネット上において、あるサイトが違法であるのか否かということを確認するのは非常に困難です。ダウンロードしたファイルの内容についても、通常はダウンロードしてからでなければその内容を確認することは出来ません。従って、ダウンロード行為を行う前から「当該ファイル(あるいはサイト)が違法である」ということを「利用者が認識可能である」ということ自身が、矛盾した、あり得ない状況ではないかと考えます。 上記の内容を踏まえれば、ここで提起されているように違法サイト等からのダウンロード行為を違法としたとしても、なんら事態を改善せず、結局は違法状態が放置される状況を生み出すだけとなる事が予想されます。また、p104「ウ 個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多い・・・」と述べられているように、権利者側にとっても意味のあるものとは思えません。 場合によっては、「ダウンロードは違法である」という事を利用した詐欺行為(違法ダウンロードを行ったので、金を払えといった架空請求詐欺のようなもの等)を誘発する可能性もあり、むしろ「ダウンロード行為の違法化」による弊害の方が大きいように思います。 そもそも、海賊版や違法ファイル配信サイトについては、既に著作権法上の送信可能化権等で取り締まる事が可能であり、利用者のダウンロード行為までを違法とすることは、インターネットそのものの利用や、ネットを使った新しいサービスの開発・創造などの発展を阻害する要因になりかねません。また、ユーザーによるインターネットでのコンテンツ発信・創造といった今後重要となる諸活動(文科省の言う一億総クリエイター政策に近いと思います)に対しても、大きな妨げとなるように思えてなりません。結果として、百害あって一利無し、得るものよりも失うものの方が大きいと考えます。 p105「 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 本項目について、反対します。 p105に記述されている「ア 第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するなど、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと。なお、この点に関しては、利用者への趣旨の周知に努めるとともに、利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」について、このような検討意見に断固反対です。 違法サイトか適法サイトかという判断は、該当する著作権者には判断可能かもしれませんが、一般的な利用者が適切に判断できる基準というものは現状いっさい存在しません。 それらを識別可能にするために、新たに合法サイトマークのようなものを制定し、そのマークのあるサイトだけが適法サイトであるというような施策を想定しているのであれば、それはインターネットを使ったコンテンツ発信行為全体そのものを、一部業界団体による許認可性のものへと変える事になってしまいます。 これは、現在活発化してきているユーザーによる自由なコンテンツ創造・発信行為全体を規制・阻害することに繋がりがかねません。同時に、コンテンツ産業全体にとっても、過度な規制保護を与えることによって、産業全体としての競争力を失う結果に繋がると考えられます。 また合法サイトマークのようなものを発行したとしても、適正な形でそれらを適法サイトのみに配布するということも技術上極めて困難に思われます。むしろ、それらを悪用した、「適法サイトを騙った違法サイト」というものが新たに出現する事が予想され、現状以上の混乱や問題が起きることが予想できます。	
[1] 104ページ:i 第30条の適用範囲からの除外 本文 コメント: 欄外補注にて「ストリーミング配信サービスについては一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」とある。これには誤った認識が含まれている。 ・ストリーミング配信であっても、データはハードディスクのキャッシュと呼ばれるエリアに保存される。 ・ファイルをディスク上に保存する行為を「ダウンロード」と呼ぶが、上記の事実よりストリーミング配信も「ダウンロード」である。 すなわち、ダウンロードはストリーミング配信と何ら技術的に差がない。したがって、ストリーミング配信と同様、ダウンロードは検討の対象外となるべきである(もしくは、ダウンロードと同様、ストリーミング配信も検討の枠内に入れる)。本議論は、技術的な側面からみると酩酊状態にある。このような不確かな知識に基づいた議論結果に妥当性があるとは考えにくく、再考を強く促したい。 ----- [2] 104ページ:i 第30条の適用範囲からの除外 イ.利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと。 コメント: ○ネット利用の萎縮に対する懸念 現在、インターネットには多数のサイトがある。その中には明らかな合法サイトもあれば、明らかな違法サイトも認められる。しかしながら、「違法サイト」であると判断する基準は、利用者により異なる。ネットの利用歴の短い人物・知識の少ない人物には、違法サイトを見分けることは難しい。ワン クリック詐欺の被害に会われる方の数を鑑みるに、ネットに対する知識の少ない方の数が分かる。一方で、違法サイトを確実に見分ける方法はない。また、個人レベルで容易にウェブサイトが作成できる状況下において、違法サイトを明白にマークすることは困難であるといえる。 前述の状況下において、「違法サイトでないと認識したサイトから、録音録画をしたが、実は違法サイトであった」という事態が発生することは想像にたやすい。これを避ける一番の方法は、あらゆるサイトでの録音録画をしないことである。	個人

しかし、現在の日本の生活水準を鑑みるにネットの利用は一般的である。また、各種資料を閲覧・保存する行為も数多く行われている。この保存行為には、文章や映像の保存のみならず、録音録画も含まれている。 以上のことから、上記の考え方は、一般的なネット利用を阻害する結果につながると考えられる。利用者の一人として、本意見には受け入れがたいものであり、本結論に反対を表明するものである。 ○ダウンロードを違法とすることに対する反対 本邦においては「送信可能化権」が設定されている。本議論における違法サイトからの私的録音は、対象となるファイルがネット上にアップロードされている必要がある。既存の「送信可能化権」を適用し、アップロードを取り締まることで、違法サイトからの私的録音は防ぐことが可能である。 通常、一つのファイルがアップロードされると、複数回のダウンロードが行われる。すなわち、アップロードの取り締まりは違法サイトからの私的録音の取り締まりと比べて効率がよい。したがって、まずは違法ファイルのアップロードを十分に取り締まるよう注力すべきである。ダウンロードを違法とする必要性は薄く、第30条の適用範囲から除外することに反対を申し上げる。 ○薄い実効性 ファイルのダウンロードに比して、アップロードは手間が掛かる。したがって、ダウンロードの実施回数とアップロードの実施回数では、後者が少ない。そのアップロードに対する取り締まりを十分に行っていない現状を考えると、更に回数の多いダウンロードを取り締まることは事実上不可能である。また、「誰が」「何を」ダウンロードしたかを確認するためには、ネット上における全ての通信を傍受しなければならない。これは、通信の秘匿性を失うことにつながる。 違法ダウンロードを取り締まるために、恋人とのメールにやりとりや、ウェブサイトの閲覧の全てを管理されることになる。これは国民に多大な犠牲を強いることであり、容認されないだろう。ダウンロードを違法としても、それを取り締まる手段は存在しない。実効性のない規定は作成する意義はない。したがって、第30条の適用範囲から除外する判断は妥当性を欠く。	
『合法マーク』について。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応するなど、実質無意味なことをしなければならなくなりかねない。 さらにこのマークがなければ、本来なにも問題ないはずの一般ユーザーのサイトなどすら違法になりかねない。 日本レコード協会にそこまでの権限などないはずである。 だから条件付きでも、現状では反対である。 日本をより良いものにしていくという志自体はすばらしく立派なものだと思うが、自分達にとって都合のいいようにだけでなく、もっと大きな視点でこういった問題に取り組んでほしいと切に願っている。	個人
[著作権法第30条の適用範囲の変更について] インターネットはその構造上、様々なデータをダウンロードせずには実現しえません。 今回の委員会において、「インターネットからのダウンロード」という事象が問題視されたこと自体、問題視する側がインターネットについて十分な知識を有していないことの証左となると思われます。 「違法性を知りながら」ダウンロードすることが必要とされていますが、たとえ違法性を知っていても、個人によるダウンロードは、個人的使用にのみ留まるものであり、権利者に多大な経済的損失を与えるものとは考えられません。 著作権者に多大な経済的損失を与えるおそれの高いアップロードについて、公衆送信権という既存の枠組みで対処するのが適当であると考えます。 また、「罰則を設けない」ことに関しても、疑義を呈したいと考えます。 本当に罰則がなくても構わないのなら、そもそも私的複製の対象範囲外を拡大するようなことはしなければ良いのであり、罰則はなくても権利侵害となるような法改正をおこなおうとすることは、将来的に罰則を設けたり、あるいは音楽以外のコンテンツへも、その対象を広げたりすることを見越してるとしか考えられません。 著作権は非常に重要な権利であるとは考えますが、相対的な権利であり、また時間的に有限な権利であるからこそ、文化の発展という目的に貢献することが出来るのではないのでしょうか。 昨今、著作権を絶対的で永久的な権利であるかのように捉えようとする向きがありますが、そうした志向は既存の業界の利益を守ることに成りすまされ、文化の発展にとっては、むしろマイナスとなると思われます。 既得権益による締め付けを強めることで、将来的な創作の芽を摘むことは、避けるべきではないでしょうか。	個人
”違法”なサイトであるにもかかわらず、そこから「ダウンロード」する行為は適法となるのはおかしい。	個人
「100P～109P 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 違法サイトからのダウンロードを違法 →賛成！！ 海賊版、違法配信からのコピー、ダウンロード放置は有料のビジネスに大打撃の為。	個人
「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 違法サイトがなくならないのは、ダウンロードする者がいるからである。 (違法サイトからの)ダウンロード行為を違法とすれば、違法サイトは減っていくと考えます。 よって、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
着うたビジネスの成功は、ケータイの歴史上すごいことだと個人的には思っていました。 一重にauが顧客満足度1位をとれたのも、ケータイと音楽の親和性が優れていたことにいち早く手をつけたことにあると思っている。 ところが、違法サイトで、無料で着うたが蔓延している世の中になっていくことに非常に残念に思う。 違法サイトがなくなるのには、ダウンロードする人がいるからだと思う。 ダウンロードが違法となれば、違法サイトは減少していくと思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成。	個人

「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 ＜意見＞ 違法なサイトからのダウンロードを違法とする討論の機会を与えること自体には賛意を示したい。本来、著作権法第30条は、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内での零細な利用であることを理由に許諾が不要という趣旨だからである。 よって、違法なサイトからのダウンロードが権利者に不利益を与える場合、この利用形態を同条の対象とすることは適切でないと考える。	個人
「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 ダウンロードする人がいるからアップロードする人がいる。 アップする人がいるからダウンロードする人がいる。 鶏卵の話になるが、少なくとも違法にアップロードされたものを、違法と知りながらダウンロードするのはよくないと思う。	個人
「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 音楽、画像、動画などのコピー、ダウンロード、が容易になり、著作権侵害も安易に行える時代です。それが違法な行為であるという観念すら希薄になっており、これは権利保有者にとって大変な損害になると思います。 権利者を守り、文化を守るためにも、違法録音物の売買、違法サイトからのダウンロード、コピーを違法とすることに賛成いたします。	個人
「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」ご意見申し上げます。 昨今、簡単に音楽、画像、映像などがダウンロード、コピーできるようになりました。音楽や映像、画像を「楽しむ」ということは、万人に認められた権利かと思いますが、それが著作権などを犯す、違法な行為であるとすれば、社会全体に与える悪影響は多大であり、権利保有者にとっても大変な損害になると思います。よりよい音楽、画像、映像、の制作、存続を守るためにも、違法録音物、違法サイトからのダウンロード、コピーを違法とすることに賛成いたします。	個人
「i 第30条の適用範囲からの除外」 104ページ ・反対します 法改正後はYouTube見るだけで違法になってしまいます。 そもそも見るまで違法にアップされたものかどうかはわかりません。 ストリームは今回関係ないと思っていたら大間違いです。 gyaoやyahoo動画などと違って、YouTubeはハードディスクのインターネットキャッシュフォルダにget_video[1など](拡張子無し)がダウンロードされており、後から特定の操作でオフラインのままで見返すことも保存することも可能です。 「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 105ページ ・反対します YouTubeの多くのビデオファイルが存在している中でアマチュアの個人が製作したビデオファイルを見る事は本来何の問題も無いはず。 「適法マーク」のやり方だと、第3者が悪意を持ってそのサイトの「適法マーク」を外す目的で工作することも出来る。 違法にアップロードする本人を現行の法律で排除するべき。	個人
「i 第30条の適用範囲からの除外」には「イ 利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと」とあるが、「違法サイト」かどうかは見ただけではわかりません。 アクセスした時点で「違法だ」と判断されてしまう可能性もあります。 「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」に「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するなど、適用除外する範囲について一定の条件を課す」とありますが、先に述べたように「違法」か「適法」かという判断を利用者が行うのは現実的には不可能です。したがって、上記のような主張は利用者としての立場からは受け入れられません。 「ウ 個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること」 これは以下に示す論理展開に似ていると考えられます。 「包丁が殺人事件に使用されるのを防ぐために包丁の使用を禁止する。料理を作るときは困難な場合が多いが、包丁の使用を違法とすることにより、包丁による殺人事件が減少する効果があると思われる」 違法サイトの利用者をどうにかするよりも違法サイトそのものをどうにかするのが筋であると考えます。その方が絶対数が圧倒的に少ないのですから。それが困難だからと言って利用者に負担を強いるのは方法論として明らかに間違っています。 その反論として、もし「違法サイトと適法サイトの区別がつかず、取締りが困難である」という主張をされるのであれば、なおさらナンセンスです。 取締まる側が違法と適法の区別がつかないのに、一般人にそれが可能でしょうか？ 「エ 効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならないこと」 上に述べたとおり、これは効果的な違法対策とは言えません。 「ア ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストに照らして考えてみても、通常の流通を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではないこと」 繰り返しになりますが「通常の流通を妨げ、権利者として容認できる利用形態でない」状態を生み出しているのは違法サイト側であり、一般の利用者ではありません。 しばしば取りざたされるストリーミングとダウンロードの区別に関しても不明なままです。このような状態で「ダウンロードの違法化」などということが通ってしまったら、ネットに接続している人全てが「違法」であるということになってしまいます。ストリーミングもキャッシュという形でダウンロードしているのですから。 以上のような理由から、私は「ダウンロードの違法化」には反対します。	個人
「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 反対します。 「合法マーク」が無いサイトが全て違法サイトとされるのは短絡的であり暴力的ですらあります。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかなく、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきです。 実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスに、人気を奪われつつある既得権者が主導権を回復することを目論んだ公正な競争に反するものだと思います。 賛成できることはありません。	個人

「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。製作者側からの異議は尊重するべきだともうが、批評やパロディを一括りに禁止するくらいなら、そもそも発表すべきではない。消費者は消費だけしてれば良い、批評は一切するな、というのは製作者側の特権階級にするだけの言論統制だと思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について これについては行き過ぎたものもあり、製作者側からのクレームには応じるべきだとは思ふ。ただ、はじめから許可を求めても、(製作者側は利益もないのに)降りる訳がない。 パロディが文化なのかは意見が分かれると思うが、これも反対する主な理由は上記と同じ。この法律では拡大解釈が出来すぎて、消費者を押さえつけるためのものと思えない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。実質ネット使用の禁止に等しい。 ただ単に『インターネットしたことがある(おそらく殆ど全ての)人間』を、都合に応じて犯罪者に出来る特権が欲しいだけかと邪推してしまう(たとえば、自動車の『スピード違反』の様な)。 一部の人間の都合で、ネットがなかった頃の時代に逆行させようとしなくて欲しい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。単に素人・ファンサイトを商業サイトの競争の場から排除したいだけではないのか？ ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。上記に同じ。海外サイトを締め出して、日本の商業サイトに客を集めたいだけでは？ 競争する気がないだけでなく、法律で縛って競争させまいとするのは止めて欲しい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。これでは、一部の商業サイトを除いては全てが違法になってしまう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。こんな(政策側)にのみ都合良く曖昧な法案では、拡大解釈がいくらでも出来てしまうため、極論パソコンさえ使っていれば全員が犯罪者となってしまう。架空請求詐欺の土台をわざわざ作ってどうするのか。 以上、一個人の意見です。 一部の都合でネット鎖国、ネット禁国を作りません様、切にお願い致します。	個人
「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」において、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」とあるが、そもそもそこで配信されている著作物が適法に配信されているか違法に配信されているかは、サイトの開設者によってもしばしば判定できない。新しいところでは、平成17年5月に文化庁長官官房著作権課が公開した「著作権契約書作成支援システム」において、委託業者が用意した画像が他者の著作権を侵害したものであったことが判明した事件がある。仮に違法サイトと適法サイトとを識別する情報提供が行なわれていたとして、本システムのサイトは「適法サイト」と情報提供されていたであろうから、仮に違法サイトからの私的複製が違法とされていたならば、このサイトを閲覧した者は適法サイトであるという情報提供を受けながら違法行為を犯すことになっていたであろう。そもそも、あるサイトにおいて提供されている情報が適法であるか違法であるかは、最終的に司法によるほか判断できず、行政又は民間団体によって適法サイトであると情報提供されても、それが権利者に無断で自動公衆送信されていないとは判断できず、情報提供は意味をなさない。このような破たんを来すのは、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音を第30条の適用範囲から除外しようとするのが原理的に不可能であるからである。そもそも違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画については、現時点で自動公衆送信した者に対しては刑事罰を含む形で違法とされている。他の単純な複製権の侵害等においては、複製した者を違法とし、複製されたものを享受した者については違法とされていないのに対し、複製しないと享受し得ない形である自動公衆送信において、不可避免的に行なわれる私的複製を違法とするのは、他との均衡に欠け、適当ではない。少なくとも、違法サイトからの私的録音録画については従来通り適法とすべきである。	個人
「ウ」の項に、「個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること」とあるが、ある程度の権利の行使が行われている違法サイトそのものに対する現状を鑑みれば、「権利行使は困難な場合が多い」としている個々の利用者に対して効果があるとはとても考えられない。 また、「エ」の項に、「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならないこと」とあるが、それならば最初から違法サイトを減少させることにのみ注力した方がより効果的である。要するに「効果的な違法対策が行わず違法サイトが減少しなければ、録音録画実態も減少せず、違法状態が放置されることになる」ことは明らかであり、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外する説得力は全くない。 また、「このサイトが違法か合法か」という判断を利用者が行うことは、普通はなされない。日常、レンタル店でCDを借りるとき「このレンタル店は違法か合法か」などと判断している利用者はほとんどいないと断言できる。もちろん、バツと見ていかにも怪しい店舗であれば疑い、利用を止めることも有り得る。しかし、違法なレンタル店が意図的に合法店に偽装した場合、それに気付いて疑う利用者は皆無に等しい。 利用者が最初から「疑わしい」という意識を持たなければ、どんな認証システムを設けようが無意味である。「疑わしくない偽サイト」の構築など簡単であることから、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することは全く効果が無く、ナンセンス以外の何物でもないと言える。 全ては、違法サイト自体を無くせば済む。 そのために必要なのは、違法サイトが確認された場合、権利者からの請求があれば警察の捜査令状が無くてもISPが即座にユーザーの情報開示情報を開示するように「プロバイダー責任制限法」を改めることである。	個人

「ストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)」については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」という表記について、異議(反対)がある。 ストリーミングとダウンロードを区別し、現在ネット上で人気のあるYouTubeなどのサービス提供に差支えないよう配慮するための項目であるなら最初から要をなしていない。何故ならYouTubeは「ダウンロードしたファイルを再生している、ストリーミングのようなサービスだから」である。無論それには納得できる理由があり、利用者のコンピュータ上にダウンロードした「一時的蓄積ファイル(キャッシュ)」を再生することで利用者が行う早送りや巻き戻し操作への反応速度を非常に良いものにした、連続再生した場合に何度も転送が行われることでネットワークへの負荷が高まるのを回避できるメリットがあるためである。もちろんYouTube側はそういったプログラムの細かい挙動まで一々説明していないのだが、現実にはダウンロードを伴っている。また、キャッシュを特別視して逃げ道を作るのは良い方法とはいえない。ファイル交換ソフトでもどんなソフトでもキャッシュは日常的に作られるものだからである。 最初に戻るが、「(想定されているような代表的)ストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)は、一般にダウンロードを伴うので検討の対象である」というのが正しい表記である。正しい表記に訂正していただきたい。	個人
「ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。」とありますがコンピュータの基本的な構造から考えると、これは問題があります。 ネットは、アップロードかダウンロードしか存在しません。ストリーミングもファイル交換ソフトも、全てアップロードとダウンロードです。まずこれがネットの基礎知識ですので、ご理解いただきたい。そのうえでもう一度ご協議いただきたい。このまま「ダウンロード」を違法化してしまうと、技術用語を誤用したまま法律が改定され、おもわぬ訴訟を招きます。 正しい理解の上で考えますと、ダウンロード違法化は少し厳しすぎます。それはネット上から音楽が消えることと同義と化すでしょう。人間に例えるならアップロードは口、ダウンロードは耳です。ユーザーが耳を閉じてしまったら、音楽はどうやって生き残るのでしょうか？流通しにくい文化は衰退する、これは「ミーム」と呼ばれるものです。ネット社会になってからのミーム承継は恐ろしく早く、法律改定がかえって業界的に打撃になることが容易に予想されます。 それならばせめて小額の補償金によりダウンロード違法化を防いでもらいたい。 テレビはネット上でしか観ない。CDもネットでのレビューや試聴のみで購入。そんなユーザは今たくさんいます。もっとネットを活用できるように改定できればソニーのウォークマンの時と比較できないほど音楽は流行していくでしょう。	個人
「違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画」を「第30条の適用範囲からの除外」することに反対します。「違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画」のダウンロードが第30条に基づく複製として権利制限の対象となっていることが著作物の適切な流通を妨げている点については同意できますが、これらのダウンロードの「第30条の適用範囲からの除外」はその対策として過剰と思います。これについて以下の3点の理由があげられます。 第一に、利用者があるサイトを違法であるかどうかを判断する決定的な手段がありません。 たとえばGyaoなどの適法なサイトであっても、その事実をよく認識していない人にとっては違法なサイトと見えてしまうかもしれません。YouTubeやニコニコ動画などには違法にアップロードされた動画が含まれていますが、同時に権利者や創作者自身により適法な動画も公開されています。P2Pソフトなどでも例外的ではあるが創作者が著作物流通の手段として使用している場合があります。インターネット上にはさまざまな著作物提供の手段・サイトが存在し、それらが適法であるかそうでないかを誰でも明白に判断できる仕組みは現状存在しません。 多様なサービスが存在し、何が違法で何が適法か分からない現状では、サイトからのダウンロードの違法化はそうした録音録画物を送信するサービスの利用自体を萎縮させる恐れがあります。権利者にとって不適当な利用でないならば著作物は是非利用されるべきであり、これは著作物の流通上不適当と考えられます。 これに関して、105ページでは「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」として「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合」および「明らかな違法録音録画物からの録音録画」らの提案がありますが、著作物の適法性は容易には判断しがたいものです。 「インターネット上のほとんどのサイトは違法でない」という認識をとり、権利者等が違法性を明示するサイトだけを違法と考えてよいのであれば問題はありません。しかし、この前提は現実的ではないと思います。著作権に関心があり、しかし十分な適法性の判断ができないユーザーは、上記のような利用の萎縮が生じるのではないのでしょうか。	個人

なお、この萎縮は実際にダウンロードするユーザーのみの問題ではありません。たとえばYouTubeやニコニコ動画などの動画投稿サイトにおいて、著作者が自身でアップロードした適法な動画が誤って削除される事例がしばしばあると聞いています。これは著作物の違法性の判断が困難なことを確認させますし、仮にこれらの動画投稿サイトの視聴(実質的にダウンロードに相当する)が違法とされた場合、動画投稿サイトが過剰な配慮により誤って適法な動画を削除する例は増加すると思われます。このことも著作物の適正な流通の阻害といえるでしょう。

また、この問題に関して「適法マーク」などの提案があると聞いていますが、すべての適法なサイトがそれを使用することは考えにくいと思います。少なくともマークなどの有無で違法性を認めるのは不適當です。
また「適法マーク」が不適當に付与される場合がありうるのなら、適法マークの有無が適法性の根拠とはできません。なんらかの認証により適法マークを付与し、何らかの管理組織がそれを管理するという形態はありえますが、それは適法なサイトに対するコストが高く、また管理組織による検閲や独占性、そうしたマークに対応できない個人サイトや海外のサイトの排除などにつながる恐れもあり、やはり適当ではないと思います。
適法マーク等は、一般的な利用者にとって、サイトがそう主張しているということを示す根拠にしかありません。このため、上記のような利用の萎縮への対策とはならず、むしろ公正な著作物の流通を阻害する要因となりうると考えます。

第二に、除外の根拠である「著作物の通常の利用を妨げない場合」「著作者の正当な利益を不当に害しない場合」の否定に該当しない違法サイトからのダウンロードが存在する点があげられます。

たとえば適法な製品等に違法サイトで提供している作品の代替物が存在しない場合があります。違法性のある録音録画等であっても、たとえ有償でも同等物を利用できないものが存在します。公表前の作品の違法録画などは自分も論外と思いますが、たとえば何年も前に放送されたがDVDや適法サイト等で提供されていないテレビ番組であるとか、MADと称される二次創作的な作品については考慮に値すると思われます。これらは「著作物の通常の利用」がそもそも確保されておらず、また「著作者の正当な利益を不当に害」してもいいません(商品として存在しない以上、本来得るべき利益も存在しない)。

こうしたものも本来的には許諾を得て提供するのが妥当であるとは思いますが(少なくともアップロード自体については権利者の意向に応じて禁止されてよいでしょう)が、ほぼ同等の代替物が有償であっても利用できない著作物に関しては、映画の海賊版などと同様に一律に第30条の適用範囲から除外するのは適当とは思いません。
特にある種のパロディ作品は、それ自体がいかにも創作的な価値をもっている、原権利者の私的な意志により決して許諾を与えられない場合があります。その公衆送信等が原権利者の経済的利益等を侵害することは考慮にいれるとしても、その作品自体を個人が保管する行為すら違法化するのとは適切とは思いません。これは著作権法が振興すべき創作行為や、創作物に対する学術研究等を阻害する恐れがあります。
仮に上記に権利制限の除外を行う場合、除外規定には、その違法な著作物の複製とほぼ同様の代替物が、有償あるいは近い将来(たとえば映画館公開後のDVD販売等)であっても一般に提供されていることを条件とすべきと思われます。逆にいえば、市場では適法に入手することが不可能と認められる場合、それが違法な録音録画であるとしても、それをもって即座に第30条の適用範囲から除外すべきではないと考えます。

最後に「ダウンロード」の定義が不明確である点があげられます。

104ページの注に「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」とありますが、一般にストリーミングと認識されているサイトであっても、技術的には電子的複製を伴うダウンロードである場合がほとんどです。
技術的には複製を伴うとしても、方式によって著作権法上の複製であるか否かが変わるのだとするなら、どの範囲の電子的複製までが著作権法上の複製であるかについての定義が必要でしょう。定義が不明確であると、どこまでが第30条の適用範囲に含まれるかの判断が利用者やその利用者を補助する専門家等にとって困難となり、やはり利用の萎縮を起こします。

以上、三点の理由により「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」の「第30条の適用範囲からの除外」は不適當であると考え、反対します。

「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのでしょうか？
ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのでしょうか？
それでは通信の秘密が侵害されてしまいます。
そのことについて、検討されていません。
さらに、今ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びています。
開発者も利用者也萎縮してしまえば、UGCの成長を破壊してしまいます。
だからダウンロードの違法化に反対します。

「私的録音の範囲」について
違法複製物からのコピーや違法サイトからのダウンロードを違法とするに賛成する。

個人

個人

「私的録音録画小委員会中間整理に関する意見」 始めに、私は、今回の私的録音録画の制度改めに関する議論に対して、 i. 現行の制度(私的録音録画補償金制度)そのものが広く消費者、権利者に知られていない。 ii. 今回の改正の内容如何によっては私的録音録画の枠を超えた強権を一団体に与えてしまう可能性がある iii. iiと同時に音楽・映像メディアの権利のために他のメディアコンテンツに不利益を与えてしまう可能性がある iv. 技術向上、文化繁栄を妨げる可能性がある と感じたために、意見させていただきます。 まずiに関してですが、これはまず、現行の私的録音録画補償金制度(MD,CD,DVDに補償金を上乗せしている制度)そのものが、普及していない、知らせるのに不十分な状態の中、改正を行うことは問題であると考えています。確かに、JASRAC等一部の団体がテレビ、ラジオにてCMを行っています、20,30秒のCMの中、また一日の放送回数も少ない中で視聴者(及び消費者、もしくは権利者)に私的録音録画がどのように行われていて、その補償金が具体的にどのように使われているのかを理解させるには不十分だと考えます。実際に、自身もCMを何度か聞いたことがありますが、具体性に乏しく、補償金の利用先も、「権利者へ還元されています」という内容で、どう還元されているのかも分からない状態でした。また、CCCDは一部のカーオーディオで利用出来なかったため(それと同時にCCCDの目的が広く認知されていなかったために)劣化CDと勘違いする消費者も実際に見られました、このようなことがありながら、先に制度整備を急ぎ、消費者、権利者の理解が追いつかない属農戮縣著瀘討機里蓮ㄥ暖鐘圓良廚厨呂發著茲輸⇒圓慮⇒鈍一蠅鵬倭垢機著いΩ⇒凌欧砲盍愀犬靴討機海著任呂覆い塙佑ㄣ討い坪后 次にii,iiiですが、これは現在、録音録画の権利者のみを対象に話を進めています、現在汎用的な機能をもつハードウェアが増えている中(また、それを補償金の対象としている中)録音録画の権利者を第一に整備を進め、規制する権利を与えようとしています。ですが、先にも述べた通りPC,iPod等のHDを内蔵したプレーヤーは録音録画以外にも利用される汎用目的のハードウェアです。もし、録音録画の権利者を擁護する権利を与え、その権利を発動するにあたり、録音録画以外のデータに付いても調べなければならないような事態に陥る可能性があります。 そうなったとき、それはプライバシーの侵害に繋がりがかねないだけでなく、一団体が検閲する権利を得ることになりかねません。カセットテープやビデオテープ、MDは目的がほぼ限定されているので問題がありませんでしたが、今回規制しようとする対象は明らかに、録音録画以外にも広く利用する対象であります。そのため、私は、今回の改正案は録音録画する人の権利を擁護するあまりに一部権利者に手に余る権利を与えてしまい、他の権利者、罪のない消費者に多大なる不利益錫録機發里世塙佑ㄣ坪后 最後にivですが、ダウンロードの違法性を考えるにあたり、ダウンロードそのものを一つに見て規制するのは非常に問題があります。配布されていた資料「参考1 私的録音録画の現状について(第2章関係)」にアメリカのダウンロード違法はP2Pによって違法ファイルをダウンロードする場合にとどめていてと書いてありますが、このように、ダウンロードにもいろいろな形があります。キャッシュに関しては、利用者が意図しないところでダウンロードするといった特殊なものであったりします。そんな、多様なダウンロード形態をひとまとめにして違法性があるとしてしまえば、インターネットの存在そのものを否定する事態になります。なぜなら、テキスト、画像、プログラムにもまた著作権が発生するからです。この話はiiにも関係しますが録音録画を取り締まるはずが、それより広く活用されているダウンロードそのものを違法にしたりすることでインターネット技術の進歩を大幅に阻害しています。また、そのような制限をかけることにより、権利者が、自由にインターネットで配信することそのものが出来にくくなります。ぢ i-ivの点について、意見を述べてきましたが、私自身としては、この問題に関して「私的録音録画補償金制度を広く普及させ認知する活動を進める」「現行の報告罪による著作権違反として罰則かす」「違法アップデートについての罰則によって違法サイトを摘発する」で対処するべきだと考えます。私自身は、この問題に関してはアップデート違反の罪だけでも十分対処出来ると考えます(とりわけ違法着うたサイト等)。また著作権を非親告罪にし、管理することに関して少し意見を述べさせて頂くとすると非親告罪はii,iii,ivの形と同様、強権を権利者以外に渡すことで権利者の権利を侵害し、また文化繁栄を阻害する可能性がある。また、取り締まる側のコンテンツ産業についての知識がぜんざい非常に乏しく、実行に移すのに問題がある状態であるために自身は著作権違反は報告罪で取り締まらなければならないと考えています。	個人
「情を知って違法コンテンツをダウンロードした場合のみ」違法とする、という例が挙げられているが、携帯電話や録音機器のパッケージにチラシ1枚を入れる等で、「知らなかった」と言わせないことにできるのではないか？どのようにも解釈できる言葉であり、当たりをやらわけるためにとりあえず付けた、といった感がぬぐえない。 インターネット上にあるコンテンツが適法か違法か、作者が複製を認めているかいないかを明示することは技術的にはほぼ不可能ではないか。そして「知らなかった」という主張をシステムの封殺できるとすると、映像・音楽コンテンツをダウンロードした経験のあるユーザーのほとんどを、権利者の恣意的な判断で民事提訴でき、弁護士の手次第で賠償金を取り上げられる対象になるのではないか。ただ徒に国民の不安を増し、「利用の円滑化」を阻害し、映像・音楽コンテンツ離れを起こさせる結果を招くだけのように思える。 「ストリーミング配信サービスはダウンロードを伴わないので検討の対象外とあるが、ユーザーがWebサーバーにいつでもアクセスしてストリーミング再生できる状態で、違法コンテンツがサーバー上にいつまでも置かれているとしたら、「権利者の経済的利益に重大な影響(か、あると仮定した場合)」は変わらないのではないか。どのような理由からストリーミングは対象外と言ったのかが不明であり、十分な裏付けに基づいての発言とは思えない。 ストリーミングを対象外としたのは、上記のような場合を想定できなかったためか？それとも「ダウンロード」でさえなければ権利者の経済的利益は損失しないのか？ また「情を知って」という曖昧な文言の解釈にもよるが、いわゆる「ダウンロード違法化」は、人間が持つ素朴な「得たい心理」を罰することにも成り得る。また「(手近なところで知った)よい音楽を聴きたい」、「よい映像を見て感動したい」といった、権利者の商売を支える根本的な欲求からの行動を違法化し、妨害し、委縮させることにも成り得る。こうした素朴な欲求からの行動を罰するのは全くの筋違いと言えるが、これら善意のユーザーと完全な悪意からダウンロードするユーザーをどう区別し、保護するのか、明確かつ実現性のある方策が示されていない。 このような理由から、ダウンロード違法化はマイナスの効果の方が大きく、また、それによって権利者の利益が保護されるようになるとも考えにくい。それよりも送信可能化件侵害対策に力を入れ、通報システム等を徹底した方が国民の不安を増すことがなく、それと同時に、権利者の経済的利益の保護にも有効であると考える。	個人
著作権は守られるべき大切なものです。 しかし守らなければならないのは法でしょうか？ 法を守るために、「法が守るはずのもの」を潰してしまっていないでしょうか？ インターネットの発展のため、そして新しい才能が集まる場所のため様々な声に耳を傾けて頂きたいと思います。	個人

「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 反対です。 日本文化はパロディ、オマージュといった原作品への敬意を含んだ模倣によって発展してきたものであり、その文化が殺されることに繋がります。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいのではないのでしょうか。 そもそも、違法アップロードを送信可能可能権によって規制をかけているが、それで著作権侵害行為への対応をカバーできるはずであります。 権利者の利便性の追求のためにユーザーおよび潜在的なクリエイターを無視してダウンロードを違法化するのは不自然のように思えます。 「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 反対です。 インターネットを使用したサービスにおける違法、適法の判断において裁判所は過去に疑問のある判断を下していることがあります。 本件がそのまま成立した場合もおそらく裁判所の判断を待つ事例が出てくるものと考えられますが、その場合も実態を考慮しない拡張した解釈による違法判断が下される可能性があります。	個人
「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)に関して 著作権法第30条では個人の私的利用におけるダウンロードは認められています。これを適用範囲から除外することを法案化することはネット利用者を危険な位置に付けるという意味に等しいです。 私もネットを頻繁に使用する国民の一人です。このようなことが法案化すれば気軽にネットを開くことができなくなります。ダウンロードはワンクリックでも出来ます。リンクを開こうとするたびにその恐怖感を味わうのは苦痛としか言いようがありません。「情を知る」ことによるダウンロードが違法だという補足がありましたが、そのようなものはどうやって判断するのでしょうか。判断できるものではないはずで。曖昧な表現は国民の混乱を生むだけです。 そしてこの法案の延長線上には犯罪の急増が必然的に起こります。先ほども述べたようにワンクリックでダウンロードは可能です。そしてそのワンクリックによって違法サイトからダウンロードを行ったので金を払えという架空請求は後を絶たないという状況が生まれることは目に見えて分かることです。私たちの安心した生活は保たれるのでしょうか。私には崖に立たされているようにしか思えません、そしてネット知識の少ない人々がそのような悪質なものに対処できる可能性は少ないのです。 これまでネット界が進化したのはある程度の許容があり、その上で私たちネット利用者が気軽にネットをすることができた点にあるのではないのでしょうか。確かに今の日本のネット社会は無法に近いものがある部分もあります。かといっていきなり動画ダウンロードを禁止することはやり過ぎです。段階を踏んだ上での法改正ならばこのようなことはないはずです。日本が世界でも有数のネット社会を確立してこれたのは「規制」という二文字ではありません。規制をすることは悪いということではありません、しかし下限というものがあるはずです。権利者側の方の意見も正しいと思います、著作権は守られるべきです。けれども今回の法案はどうしても消費者(ネット利用者)の視点が含まれているようには思えません。論議を見ている小委員会の方々の中でネット利用者の代弁をしている方はごくわずかにしか思われません。数で言うことはあまり良くないとは思いますがネット利用者の数は明らかに権利者側の方よりも多いのです。 以上を踏まえて私は今回の法案に反対します。	個人
「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)に対しての意見 ダウンロードの違法化うんぬん以前に、すでに存在している送信可能化権で充分であるはずでは？ 違法にアップロードされたコンテンツというものが存在していても、それは日本の著作権法にある、送信可能化権により取り締まられるはず。違法アップローダーに対して十分な法的対策をとることの方が重要ではないか。 ユーザに一方的に不利益を被らせることになりかねない本項目には反対。 「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)に対しての意見 ユーザーからは合法か違法か、見ただけでは判断しかねることは多い。 合法を装うサイトからダウンロードした結果、実は違法サイトであるということは充分ありえ、本人の悪意がまったくないにも関わらず告訴される要件になりえてしまう。司法機関による恣意的な逮捕の理由にこれは充分になりえると思える。 また、本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれない。 少なくともそのようなメール等をあちこちに配信して、誰かたまたま該当する人が被害にあう可能性もある。 本項目により善意の人を陥れる結果になりかねない危険が予知されるので反対。	個人
「第30条の適用範囲からの除外」について ストリーミングとダウンロードの区別がわかりません。 専門家の間でさえ定義できないものをユーザが判断することは不可能で、裁判所は違法と判断するかもしれません。 ですからダウンロードの違法化には反対せざるを得ません。 「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 違法コンテンツなのか適法コンテンツなのか、見た目ではわかりませんし、ファイルの内容はダウンロードして入手するまでは不明です。 「違法コンテンツを扱っているサイト」の中にも適法なコンテンツが含まれているかもしれませんし、サイト単位で「違法サイト」と「適法サイト」に分けること自体、疑問に思われます。 適法コンテンツなのかどうかを確認することすら、違法行為になり得ます。 なりすましや架空請求が横行するであろうことは容易に想像できます。 条件付きでも、反対です。	個人

「第30条の適用範囲からの除外」について 6-2. ダウンロードそのものを違法化する取り決めに反対します。すべてが間違っていると主張する気はありませんが、理由として挙げられた四項目について異議を唱えます。 アー「通常の流通を妨げ、権利者側として容認できる利用形態ではない」とのことでその論旨そのものに特に異論はありません。しかし末端のダウンロードする個々人を脅して締めつけるよりも、大元のアップロードを取り締まるように手を打つのが本筋であり効果的ではないでしょうか。 イー「利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」とのことですが、「違法！」と自ら宣言しているサイトなどあるはずがありません。ならば適法側が「適法」とアピールする他ないでしょうが、それはどのように可能とするのでしょうか？文化庁の人がサイトを一ヶ所ずつ回っては勝手に「適法」マークでもトップページに貼っていくのですか？それとも「適法」申請を要求し、しないサイトは自動的に違法認定するのですか？ ウー違法扱いによる抑制効果をアピールしていますが、つまりは脅しによる萎縮ではないでしょうか。もちろん善良な日本国民として、そんな決定がなされれば唯々諸々と従いますが、怖くて未知のサイトへのリンクなんてクリックできなくなりますね。国民全員がインターネット上でも臆病な鎖国体質を発揮する光景というのも、IT立国を掲げた国としていかがなものかと思います。 エー「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば」とありますが、つまりそれはアップロード側をきちんと取り締まればいい話であって、ダウンロード側を怖がらせる必要が見受けられません。	個人
「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」 反対である。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが問題である。まず、違法アップローダに対する対策を十分に行うべきである。 「第30条の適用範囲からの除外」 反対である。ダウンロード違法化は、動画・音楽投稿Webサイトが、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応して削除される問題を増大させるだろう。これは、著作権者に不当な損害を負わせることになる。 「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 反対である。ネット利用者の大半は、法的知識に乏しく、本当は違法なことををしていない場合でも、弁護士と称する人が訴訟すると脅したら、抵抗できないだろう。法改正案は、このような多様な問題を発生させる。	個人
「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではありませんでしょうか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。	個人
「着うた(R)」など携帯電話向けの有料音楽配信ビジネスは、世界に誇るべき画期的なものだと考えます。 デジタル配信によってパッケージ売上の低下を死守できたりと新たな音楽ビジネスにとって代わることが、日本が他国に誇れる強みだと考えられます。 しかし、昨今ネットで違法な「着うた(R)」などの音源が流出し、中高校生が違法とも思わないで利用している現状はたいへん嘆かわしく思います。 権利に対する意識は、日本の文化や秩序を下げるものであり、また健全な音楽産業の発展を大きく阻害するものだと思います。そうした理由から今回の法改正には全面的に賛成いたします。	個人
「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」のPDFファイル104頁から105頁にわたって記されている、第30条の適用範囲からの除外と第30条の適用範囲からの除外する場合の条件について ユーザーが合法的なダウンロードをする際、受信者情報をどのように入手するかによっては通信の秘密が侵害されてしまう。YouTubeやニコニコ動画のような形式のサイトは動画をストリーミングで提供。 今回は、違法化の対象外であるとされている。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧で、またキャッシュという形でダウンロードをしている。 専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれない。 ダウンロードしたファイルは内容は入手するまでわからない、もしも入手したファイルが違法だった場合それをユーザーが違法だと知ってダウンロードしたのかそれとも、知らずにダウンロードしたかの判断が難しい。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
『私的録音録画小委員会中間整理の概要』 3ページについて ダウンロードだけで違法というのは極論過ぎる。 こんな制度を作っても、いちごっこ。 それよりビッグサイトで行われるコミケを取り締まった方が余程有益。 無駄に税金を使わないで欲しい。	個人

【103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について】 反対。 違法なダウンロードというのは、違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードすることだが、それはダウンロード側を規制するよりも、アップロード側を規制することで抑制できるはずだ。(送信可能化権)権利者が、違法アップロードに対する法的対策を考えることこそ必要な措置であり、それをしないまま、様々な矛盾や問題を孕んでいるダウンロード違法化の導入を進めることは、かえって混乱を招くことになります。 【104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について】 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上あまり違いがなく、使用用途も同等に扱われる場合が多いです。それなのに法律的に違うものとして捉えようと、技術的な選択の幅を狭めてしまうことになり、そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 さらにもう一つ、ストリーミングの扱いについて疑念があります。 ストリーミングを利用した際に、PC上に生成されるキャッシュに対し、「違法だが罰則は与えない」という考えは大変危険な規定であると考えます。 「違法である」と明言されているため、ストリーミングを行っただけでユーザーが潜在的に犯罪者の扱いを受けていることになり、これは個人の尊厳に関わる問題です。 違法であれば当然取り締まる団体が行動を起こすこともできるため、結果的に罰則が適用されることと変わらないのではないのでしょうか。それはおかしいです。 また、考えられる問題として、この違法化案が通れば、書籍業界もダウンロード違法化の対象とするよう求めていくだろうということです。 そうなれば、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が潰されることになります。それらが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいと思います。 逆に、パロディは原作品に対する効果的な販促媒体となる場合があり、原作品の利益へ貢献している現状もあるので、パロディ文化が消えてしまうことは、市場の劇的な縮小に繋がる可能性があります。 【105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について】 反対。 「適法マーク」は、日本レコード協会がコンテンツを識別してつける、というところに疑念を感じます。コンテンツに対して公正な判断がなされているか、分からないからです。 「適法マーク」が無いサイトならば、全て違法としてダウンロードが違法化されるというのもおかしい話です。 それを決定するのが、日本レコード協会の一存というところにも、意図的な選民意識が潜在していると言えなくありません。 これは、既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復するために、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、ネット上にいるアマチュア作者のサイト(そして彼らの才能)を市場から排除し、公正な競争をさせまいとする、不公正な考えがあるのではないかと疑います。 さらに、「適法」と判断されたサイトに一定の基準や方向性があるとすると、サイト同士の差別化や競争性が希薄になり、その後のコンテンツに成長にも害を成す可能性もあります。 また、現在の著作権制度では、パロディなど、他の著作物を原作として利用したら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、当然許諾されません。 アップロード者は、被るリスクを承知した上でコンテンツを世に出すわけですが、それをダウンロードする人まで同じようにリスクを負わされるというのは間違っています。 ダウンロードする側は、さまざまなアップロード側の意見を幅広く得たいがために、あえてそのような批判意見に目を通したいと思っている可能性があります。 そのようなコンテンツを「違法」扱いにしてしまうことは、「批評精神」という自由な思想を、著作権で封じ込めようという思想統制になります。 さらに言えば、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本のコンテンツが海外で利用されたり、海外サイトを日本人が利用することが当たり前です。 つまり、日本の法律で違法とみなされたことが海外に適用されるとは限らず(逆も然り)、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けるかも知れません。 「適法マーク」がついているサイトのみ合法とみなし、「適法な市場」のみを支持するというのなら、それらに漏れる可能性の高い海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながります。 対象とする問題がインターネットである以上、国内だけの問題ではないということを考慮しなければなりません。 このような問題にたいする明瞭な解決案もないのではないですか？ 現在は違法とみなされていないサイトが、将来的に違法とされた場合の、サイト側、ユーザー側への措置はどうなるのか？ そのサイトで行われていたサービスが、多くのユーザーに広く支持されていた場合、市場も活発だった場合の扱いはどうなるのか？ それらをただ抑圧することは、Webサービス開発を不当に萎縮することになるのではないかな？ 以上の問題点から、私はダウンロードの違法化には反対です。 違法ダウンロードサイトという考え方には、解決が非常に困難な様々な問題、明確にできない定義や、そこから矛盾が生まれる危険性を孕んでいます。 現状のままの法改正には賛成できません。さらなる深慮と、権利者、ユーザー共に納得の行く提案を求めます。	個人

【P.107】

第7章第2節2「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」

私的録音録画小委員会の中間整理では、適法に配信された著作物の私的複製についても30条対象から除外する旨のまとめが為されているところである。「音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態」について「著作物等の提供者が利用者の録音録画行為も想定し、著作権保護技術と契約の組み合わせ等により一定の管理下においてこれを許容しているような実態であれば、著作物等の提供者との契約により録音録画の対価を確保することは可能であり、このような利用形態について仮に30条の適用範囲から除外したとしても、利用秩序に混乱は生じない」としており、まずこの認識で問題が無いのが疑問として出てくる。

たとえば配信契約に不備がある場合についてはどうなるのか。現在の配信契約が想定される状況を満遍なくカバーする形で用意されているのかという検討が不足している。あるいは配信事業者がユーザーに対し一方的な禁止を宣言しいた場合（技術的には複製可能であるにもかかわらず、契約でそれ以下の複製のみを許諾する場合）にどのような扱いになるのか示されていない。契約外であれば「違法」行為であると考えるのが自然であろう。

現状の配信契約について考えても、“許諾”が明示されているのは配信されたものからの子コピーのみであって、孫コピーについては法的位置付けが曖昧であると言わざるを得ない。適法配信からの私的複製で想定される孫コピーはいくらでもある——ある配信事業者から購入した音楽等について、これに対応していない携帯メディアプレーヤーで視聴するため、いったん外部ディスクへ複製したのちに、当該携帯メディアプレーヤーで使えるファイル形式へ変換しなおす場合。あるいは、配信で購入したファイルのバックアップも孫コピーの一種である。そしてこれらの孫コピーは現状の配信契約では触れられていない上、触れられていたとしても（ソフトウェアにおける使用許諾契約のように）技術的に可能な私的複製よりも狭い範囲で契約を結ばされる可能性が高い（その一方で、かような厳しい使用許諾契約が果たして正確に守られているのかという点については甚だ疑問が残る）。

こうしたことから、適法配信された著作物についても30条対象から除外してしまうことには反対である。むしろ私的複製として築かれたこれまでの法的秩序を混乱せしめる結果となるのは間違いない。

【P.108】

このページでは、適法配信された著作物の私的複製を30条対象から除外する際の「条件」について示されているが、先のように30条除外が不適切である上にここで示された「条件」が適切なものとは到底考えられないところであり、この「条件」をもって法改定が妥当と結論づけることはできない。

まず「現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが、配信事業者が利用者の録音録画行為について配信事業者によって一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである」としているが、ここでの「配信事業者によって一定の管理責任を負っている」とはどういう意味なのか不明である。

それに加え、ここで「一定の管理責任を負っていないような配信を利用する場合には、私的録音録画補償金との「二重取り」の負担をユーザーが甘んじて受けようという意味にも捉えられる。ということは配信契約の内容を吟味し、ここからの私的複製が30条の対象となるのか否かをユーザー自ら判断する必要があるということでもあり、外形的には同じような配信サービスを受けていながらその契約内容によってユーザー自身も対応を変えなければならないという過重な負担を強いられる結果となってしまう。

しかも、このような条件を付したところで、やはり孫コピーの法的位置付けが問題となってしまう。対価を支払って購入したものを利用しやすい形式へ変換するだけのことなのに、配信契約次第で違法になったり適法になったりするような利用秩序がユーザーに受け入れられるとは全く考えられない。

配信契約による30条対象の切り分けを提案する根拠として「利用者の録音録画について配信事業者によって一定の管理責任がないような形態まで第30条の適用を除外した場合、利用者が直接権利者と契約できない現状では、違法状態が放置されるだけになり問題がある」との説明が書かれているが、上に示したように配信契約でカバーしきれず「違法」化してしまう私的複製態様が想定される以上、どうあっても「違法状態が放置されるだけになり問題がある」のである。よって30条除外をそもそも行なうべきでない。

適法配信された著作物について30条適用除外が提案された理由は、これの私的複製について私的録音録画補償金が課せられることが「二重取り」であるとの指摘があったためである。それを解消するために30条除外を考えるのは下の下の策であると言え、上に指摘したように弊害を招くだけのものである。むしろ私的録音録画補償金の課金対象から外すこととし、適法配信された著作物を私的録音・録画するための機器・記録媒体については補償金返還制度の理由として認めるという形にすれば足りることである。

なおこの際、補償金の返還を受けるにあたって要する諸費用については補償金管理協会が負担するものとするのが望ましい。そうすれば適法配信の複製に使われる（返還請求が為される可能性がある）機器・記録媒体への課金もそれなりに慎重に行なわれるものと考えられ、課金対象の指定を行なう上での調整も期待できる。

【意見】

1: まず、ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない場合が、現実として多いです。
ファイル名や説明等から判断するのも、「そのファイル名や説明自体がちがっている」場合もあり、現実としてかなり難しいと言わざるを得ません。

2: ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合もあります。
昨今は優秀な作品をつくるアマチュアも多く、また、個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものを、はっきりと区別する方法也没有。
また、有名な作品であっても、複製が認められている場合もあり、そういった作品との「棲み分け」をどうするのかという問題も生じてきます。

3: ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのも、かなり難しいでしょう。
「後で知りました」という言い逃れが通用するとすれば、狡い者には全く効果はなく、正直かつ善良に利用しているネットユーザーにのみ不便を強いる歪んだ法になってしまう恐れがあるのではないでしょう。

4: 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うというのは、あまりに乱暴であると言わざるを得ません。
自作の曲をブログで発表する等の自由な活動までも、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。
これは、憲法21条1項【集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。】に抵触する恐れがあります。
表現の自由とは、放送免許を持っている者・著作権を持っている者だけのものではありません。

5: 違法性の定義が曖昧すぎることによって、一般のユーザーが常に「犯罪を犯すリスク」にさらされる可能性があります。
このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛せねばならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があり、一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至であると考えられます。

以上の理由から、私は違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律に反対いたします。
著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていくべきであると私は考えます。

個人

個人

【意見】反対 【理由】YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されている。よって、ダウンロードとは違うということで、今回は、違法化の対象外であるとされている。しかし肝心のストリーミングとダウンロードの区別は曖昧。事実、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。そしてキャッシュという形でダウンロードはしている。これにより、キャッシュしたデータをパソコン内で移動させるだけでも合法、違法が分かれてしまう。こうなれば、同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。これらの問題を解消すべく法的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性を狭める。これは世界に誇れる日本のIT企業の衰退につながりかねない。さらに、ニコニコ動画やYouTube等を通し、今後のIT社会における重要な素材も育成されてゆく。ダウンロード、場合によってはキャッシュも違法とし、これらの動画を見れなくしては今後のIT企業における貴重な芽が潰されてしまうことになる。これらのことにより、ダウンロードの違法化に反対。	個人
【違法録音録画物、違法ダウンロードサイトからの私的録音録画について、p.107 5～10行目記載の反対意見に全面的賛成。またその理由について】 上記での発言委員の意見通り、実際のインターネット利用者には著作権法への違法・適法の識別が非常に難しいと思います。また常にその点意識してダウンロードを実施する利用者は、現実にはほぼ皆無と見受けられます。さらに、違法サイトであるかどうか判断できないケースが少なくありません。 特定サイトでの違法コンテンツのダウンロード行為を違法とされた場合、インターネット利用者は、いわば「地雷原の中を歩く」のと同様、いつ違法とされるか分からない環境でのダウンロード保存を強いられます。 とりわけ、便利な音楽・動画のアップロード・閲覧サービスサイトが爆発的に普及している中、同様の法案が成り立つことで利用者側が感じる萎縮感・抑圧感の程は想像がつきません。 違法・適法のサイトの区別、利用者の意図的・無意識の区別が現状では明確に線引きできない以上、ダウンロード行為全体に対する厳格化が必ずしも有益とは思えません。 また、インターネット利用者が萎縮してしまう恐れがあることから、特にインターネット世論の宣伝力に頼る著作権利者にとっては、かえってその不利益となるケースもあると思います。 以上の点、委員会が目留めて頂けたら幸いです。	個人
■ 104ページ i「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について、反対します。以下に理由を述べます。 □ 副作用の方が大きく、文化の発展を阻害する。 ダウンロードを違法化することにより、違法サイトの利用を減らす効果はある程度は得られると思います。しかし、それ以上に、利用者の正当な著作物の利用まで妨げたり、違法状態が常態化して不健全な状態になるという副作用の問題が大きく、総合的に見て、文化の発展を阻害する結果になると考えます。詳細については、以下個別に詳しく述べます。 □ ストリーミングとダウンロードに明確な違いがない。 中間整理では、ストリーミングとダウンロードを別のものとして扱っています。 しかし、技術的には両者に明確な違いはありません。小委員会の中でストリーミングの例として挙げられた動画投稿サイトのYouTubeでも、映像データは利用者の記録装置に蓄積されています。この蓄積された映像データがあれば、インターネットに接続していない状態でも動画を視聴することが可能です。これは技術的観点から見るとダウンロードと全く同じです。 技術的に違いがないものは、客観的に区別をすることができません。文化庁著作権課の川瀬真氏が、YouTubeはストリーミングなので違法コンテンツを見てしまっても違法行為にはあたらないと述べていますが、客観的に区別ができない以上、利用者がストリーミングなので問題ないと考えていても、訴訟などがあった際に、司法の場でYouTubeもダウンロードであるので違法であるという判断が出る可能性が否定できません。つまり、「YouTubeを見るだけで違法」とされる可能性は依然として残ります。このような状況では、利用者が安心して音楽・映像を視聴することができません。違法行為を避けようとするれば、コンテンツの視聴自体をやめるしかありませんので、コンテンツの正常な利用をも萎縮させ、文化の発展を阻害する結果になると考えます。 □ 誰もが違法行為を行っている状態になる。 ダウンロードを違法化すると、利用者本人が適法に振舞おうとしているつもりでも、違法となるケースが数多く発生すると考えます。例えば、ストリーミングとダウンロードの区別が曖昧なので、本人がストリーミングだと考えていても、権利者や司法によりダウンロードなので違法であるとされる場合が考えられます。また、インターネット上には、実態として、適法か違法かが利用者には明確に判別できないコンテンツが多く存在しますので、知らずにダウンロードして違法となってしまう状況も多発すると考えます。すると、誰もが違法行為を行っているという、非常に不健全な状態になってしまいます。このような状態では、運が悪いと訴訟を起こされるという、社会的公正さのない事態が起こりえます。 また、中間整理では「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならない」としていますが、ユーザ投稿型のサイトは常に違法コンテンツが投稿される可能性があり、現在の情勢として、ユーザ投稿型のサイトは世界的に見ても急速に増加する傾向であるので、減少することはなく、違法状態が放置されることは十分にあり得ると考えます。 □ 効果が明確でない。 以上に述べたとおり、ダウンロード違法化には、本来の目的である違法サイトの摘発だけでなく、大きな悪影響を引き起こす面もあります。これらがどれだけの影響があり、総合的に見て文化の発展に寄与できるのかどうかを、調査・検討することが必須であると考えます。しかし、違法サイト対策の一面だけが取り上げられており、十分な議論がなされていません。 ■ 105ページ ii「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について、反対します。以下に理由を述べます。 □ 適法か違法かを利用者が確実に判断できる手段がない。 ダウンロード可能なコンテンツがあった場合に、それが適法なコンテンツであるかどうかを、利用者が確実に、誤り無く判断できる手段が存在しません。日本の著作権は無方式主義であり、外見からでは必ずしも判断ができません。また、実際にダウンロードするまで、内容を確認できないケースが多くあります。 このような状況では、インターネット上のコンテンツは「違法かもしれない」ものばかりとなります。そして、違法かもしれないことを知りながらコンテンツをダウンロードした利用者は、「情を知って」ダウンロードしたと見なされ、違法行為を行ったとされる危険性があります。	個人

このように、適法か違法かを利用者が確実に判断できる手段がない状況では、多くの善意の利用者が、自分の意思とはかわりなく、違法な状態になりえてしまいます。違法が常態化して、法治国家として非常に不健全な状態となってしまいます。

さらに、権利者団体等が、そのような意図せず違法状態となった利用者を、恣意的に民事訴訟の対象にすることが可能になってしまいます。中間整理では罰則の適用を除外するとされていますが、罰則がなかったとしても、民事訴訟の対象になるということは、個人利用者にとっては当人の人生に影響を及ぼすほどの重大な問題です。このリスクを避けようとするれば、適法な利用も含めて、コンテンツ自体を利用しないようにするしかなくなってしまいます。

さらに、実際には全く違法行為を行っていなかった利用者でも、利用者自身がそれを確実に確認することができないので、悪意のある者から違法行為を行ったとして恐喝や詐欺の対象とされたり、権利者団体から冤罪で訴えられたりする事態が懸念されます。

ダウンロードが違法になると、このように利用者が安心してコンテンツを視聴することができません。ダウンロードを違法とすることによって違法サイトの利用を減少させる効果もある程度あるかもしれませんが、しかし、それに留まらず、コンテンツの正常な利用をも妨げてしまい、総合的には文化の発展を阻害する結果になると考えます。

中間整理では、項目b)において、他人から借りた音楽CDからの私的録音については「仮に第30条の適用範囲から除外しても違法状態が放置されるだけであることから、第30条の適用範囲から除外することについては慎重な意見が大勢であった。」としています。ダウンロードについても、私的領域で行われる上、適法か違法かを利用者が確実に判断できる手段がない以上、音楽CDのケースよりもさらに違法状態が放置されるだけであるので、音楽CD以上に第30条の適用範囲から除外することについては慎重でなければならないと考えます。

□ 適法マークの仕掛けはインターネットでは実効力を持ってない。

中間整理でも必要性が述べられている違法サイトを利用者が見分ける仕掛けとして、生野秀年氏を代表とする日本レコード協会から、適法マークの制度が提案されています。しかし、この制度を実効力を持って運用することは、インターネットでは不可能だと考えます。

インターネットはグローバルなものであり、日本だけでなく世界のさまざまな国が共通に利用しています。また、特定の個人・団体によって掌握されているものでもありません。このようなものに対して、日本の特定の組織が包括的にマーク付けを行おうとしても、当

□ 適法マークの適法性がサイト単位の判断では不十分。

適法マークが個々のコンテンツではなく、サイトに対して適用されることになったと仮定します。この場合、ユーザ投稿型サイトのよう、違法コンテンツが混ざりこむ可能性が少しでも残るサイトが、適法マークを取得することが不可能になります。近年、文化の担い手として急速に発展してきている、これらのユーザが参加してコンテンツを作り上げていくサイトに対応できない制度は、文化の発展を阻害すると考えます。

□ 適法マーク付けの権利の濫用が懸念される。

適法マークの付与を行う組織は、適法マークを許可しないことにより、特定の著作物の公開を差し止めることが可能になります。これは検閲に相当します。表現の自由を確保するためには、適法マークの付与を行う組織に高い公正性と透明性が求められますが、そのような仕組みについて議論が尽くされておられません。仮に日本レコード協会が単独で適法マーク付けを行うとすると、これは明らかに公正さを欠きます。

□ 適法マークは権利者への負担も大きい。

近年では、誰もが気軽に音楽・映像を作成することができるようになっていきます。そして、インターネットを使い、気軽に公開することができます。しかし、適法マークが導入されると、この自由な表現の機会が奪われてしまいます。

ある人間が自分の著作物をサイトで公開しようとしたとします。しかし、そのサイトに適法マークがないと利用者が安心してダウンロードすることができません。ちょっとした著作物の公開でも適法マークを取得しなければならない状況は、権利者への負担が大きすぎ、表現をしようという意欲を失わせます。これは文化の発展を阻害すると考えます。適法マークの取得が有料であるとする、この弊害はますます大きなものとなります。

仮に、適法マークの対象となるサイトと対象外となるサイトを分け、対象外のサイトでは適法マークがなくても違法とはならないという制度にしても、問題が残ります。今度は、あるサイトが対象なのか対象外なのかを利用者が確実に識別できる別の仕組みが必要になってしまいます。つまり、あるサイトが適法なのか違法なのか利用者が確実に識別することができないという、適法配信マークがもともと解決しようとしていた問題と同様の問題が復活してしまいます。

違法サイトも、対象外サイトであるかのように見せかけるでしょう。これでは、適法マークの存在意義が全くなってしまいます。

□ 適法マークは将来にわたって適法であることを保証できない。

適法マークを取得した時点では完全に適法コンテンツのみを公開していたサイトが、取得後に違法コンテンツを公開するケースを考慮していません。悪意のあるサイトがこのような手段で容易に適法マークを無力化できるので、実効性がないばかりでなく、実際は違法であっても適法マークがついている状況は、利用者にも無用な混乱を招きます。

□ 適法マークの偽装を防ぐ仕組みが必要。

昨今のフィッシングサイトによる詐欺事件を見てもわかるように、違法サイトを適法であるかのように見せかける偽装技術が存在します。違法サイトがこれらの技術を利用して、適法マークを偽装することが予想できます。制度実施の前に偽装への対策を立てなければ、実効性がなくなり、利用者の混乱を招くばかりとなります。

□ 今後、音楽・映像以外へも違法化が広がる懸念がある。

音楽・映像だけが著作物ではありません。中間整理では「録音録画」に限定していますが、音楽・映像の権利者保護を強化すると、他の形態の著作物の権利者も保護を要求することが予想できます。実際に、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会理事長の辻本憲三氏が、音楽・映像だけでなく全ての著作物を対象にすることを提案しています。

音楽・映像だけでも本コメントで述べている問題点があります。さらに他の著作物にも権利者保護が広がると、利用者の著作物の正当な利用はますます難しくなり、文化の発展を阻害すると考えます。ここで音楽・映像のみに限定していても、将来そのような事態を招く契機となる懸念があります。

このような状況になると、マッシュアップコンテンツなど、近年伸びてきている、他のサービスの結果を編集・加工することによって新たなサービスとする手法が違法となる恐れがあります。海外ではこれらの新しいサービスが行えるのに、日本では違法もしくは違法の可能性があるために自粛するという流れになれば、情報産業における日本の国際競争力にも悪影響を及ぼすと考えます。

■ 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 第30条の適用範囲からの除外について反対する。 インターネットで流通している多種多様な過程で制作された作品の違法性を判断するのは困難であり、新たな文化の発生を阻害する要因となるだけでなく、憲法が保証する表現の自由を侵害する可能性が非常に高い。 また、著作権者の複製に対する意識は千差万別であり、法的に一律で利用を制限してよいものではない。 著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」である。 全ての作品が利益を目的として商業的に制作されているわけではない。 文化とは複製（模倣）の歴史の積み重ねで成り立っているという事実を商業作品の権利者は十分認識すべき。 違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分である。 これは作品の複製を違法と考えている事業者ら自身が自らの労力で行うべきことである。 ■ 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 違法サイトの利用を第30条の適用範囲から除外する場合の条件とすることについて反対する。 まずサイトの違法性の定義が非常に曖昧である。 サイトの違法性は最終的には司法判断に委ねられており、特定権利者の裁量によって一律で決められるものではない。 ダウンロード行為の違法化は、ダウンロードサービスを提供する新たな産業の創設を萎縮させる可能性が非常に高い。 ■ 110ページの「権利者が被る経済的不利益」の項目について 私的複製による経済的不利益が存在するという意見に反対する。 権利者が主張する「私的複製による経済的不利益」は明確な損害の根拠が全く説明されていない。 私的複製に対しても権利者の許諾が必要であり、その許諾に対しての対価が損害であるという考え方は、利用者の視点から見れば全く受け入れられるものではない。 あくまでも私的録音録画は本来無償で自由に行えるべきものである。 文化とは複製（模倣）の歴史の積み重ねで成り立っているという事実を鑑みれば、私的録音録画は文化の発展のために必要不可欠な存在であるのは明らかである。 また、ほとんどの消費者は私的録音録画補償金制度の存在すら認識しておらず、国民的議論や理解が得られているとは到底言えないのが現状である。 このように根拠が不明確なまま消費者の理解も得ずに特定の権利者の意志だけを尊重して法制化し、一方的に補償金を搾取する行為は詐欺同然である。 現在では、厳格な著作権保護技術が開発され、完全な複製のコントロールが可能となった。 私的複製を制限したいと考える商業作品の権利者は、自らの意志で著作権保護技術を用いて作品を販売すべきである。 あらゆる作品の利用に対して一律で補償金を徴収することに必然性は皆無である。	個人
■ 第30条の適用範囲からの除外 この項目について、私は反対の意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 ストリーミング配信サービスについては、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外であるとされています。 しかし、現状では「ストリーミング配信サービス」と「ダウンロード配信サービス」の区別は曖昧なものであり、文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）の第1章第3節によれば、ストリーミング配信サービスの利用によるキャッシング（一時的蓄積）も、複製に該当すると解する事が出来ないではないとあります。 よって、ストリーミング配信サービスの利用についても違法であると判断される可能性があります。 これは、Webサービス技術の可能性を著しく損ないます。 また、良識ある一般的なWebサービスユーザーの法的地位が不安定なものとなりかねません。 ■ 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 この項目について、私は反対の意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 現状では、違法コンテンツなのかどうかを、ダウンロードを行う前に一般的なWebサービスユーザーが判断する事は極めて困難です。 故に、合法的なWebサービス利用の萎縮を招きかねません。 よって、条件付きで適用されるとしても、現状ではダウンロードを違法とする法案には反対の意を表します。	個人
■ 1)105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ・現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 このような作品が生まれない、視聴することのできない世の中は不幸である。また、政治的に対立する相手に意図的にこのような著作物をダウンロードさせることで相手を犯罪者に仕立て上げることも可能となるのではないかと不安もある。 ・「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。インディーズで活動しているミュージシャンがサイトを立ち上げて、自作の曲を宣伝のためにダウンロード可能とするために、一々適法マークの取得が必要なのか？そしてそれをダウンロードした私たちユーザー、一消費者は犯罪者なのか？ これでは新しい著作物が生まれる土壌が枯れてしまう。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ・違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の意識識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、このようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 不透明な法律のリスクを抱えた案件のシステム構築はビジネスリスクが非常に高い。 このような開発が少なくなってしまうのではないかと不安がある。	個人

・一般のインターネット使用者は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、それに対して抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。現在、私の母がインターネットを使えるようになろうと勉強中であるが、当然ネットに関する知識全般に乏しく、「情を知って」についての的確に反論し、このような架空請求に対応できるとはとても思えない。

■2)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について

※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。

・ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。
私はこのようなシステムの構築を生業としているが、このような意味不明な技術的な枷を嵌められてしまうと、システムの構築に無駄なコストがかかり、非常に不愉快である。

・インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。海外サービスとの連動性が低くなると、Webサービス自体が盛り上がらなくなってしまう。

・この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。

今日、blogなどで書籍の感想を日常的に記述している人も数多い。その中には著作権の知識に乏しいが故に必要な以上の引用をししてしまう人もいるかもしれないが、その人らすべてが一斉に逮捕されてしまうのだろうか非常に不安を感じる。

■3)103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について

※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。

・ダウンロード違法化の議論には、その前提として、まず違法にコンテンツをアップロードした違反者を取り締まれば良いと思われる。そして、これは送信可能化権を侵害している、ということで取り締まれるはず。
過去にも違法な着うたサイトが送信可能化権の侵害により逮捕された事例もあり、権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていない(やるべきことをやっていない)のが悪いと思われる。様々な問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害。

■100ページ「第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」

この節で議論されている内容について反対意見を提出する。

1. 私的録音録画補償金制度との兼ね合いについて

著作権法30条の適用範囲をいかに見直そうとも、メディアと録音録画機器に対して課金している以上、私的録音録画補償金制度で課金されるべきではないメディア及び機器から補償金を徴収する現状に変化はない。

また、著作権法第30条で想定されている複製行為には私的録音録画補償金制度が対象としているデジタル複製以外の複製行為も含まれているはずであるが、他の複製行為に対しての影響がまったく検討されておらず、大きな問題である。

2. 消費者の利益損失について

前述のように、録音録画補償金制度で課金すべきでないメディアから補償金を徴収したり、MYUTA裁判や録画ネット裁判のような、事実上の別件訴訟に使われる危険性は依然として残っており、著しく消費者の利益を損なう可能性がある。

2. ストリーミングとダウンロードの区別

ストリーミングとダウンロードの違いに関しては専門家間でも意見の分かれるところであり、社会通念としてこれらの区別が成立しているとはいいがたく、ダウンロードの違法化に対する根拠が極めて不明瞭であると言わざるを得ない。また、ストリーミング再生が可能なソフトウェアであるRealPlayerでは、新バージョンにおいてダウンロード再生を可能とする機能が追加されており、技術的にもますますストリーミングとダウンロードの区別がつきにくくなっている。

このようなことを考慮すると、技術的に大差がないストリーミングとダウンロードを法律的に区別することは、Webサービスの根幹を支える技術的な選択の余地を不必要に狭めることになり、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を破壊してしまい、国益を損なうおそれがある。

また、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、合法的なダウンロード行為さえもが萎縮させられることになり、権利者の商売機会損失になる可能性も指摘できる。

さらに言えば、映画の保護期間延長に関して文化庁が説明していたところを、裁判所がひっくり返したということがあり、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性は拭い切れない。

個人

3. 国家間での法制度について インターネットはグローバルなものであり、かつ著作権の利用制限が国ごとに異なっているため、一般ユーザーには、どのような行為が、どここの国の、著作権の侵害行為に該当し、違法となるのかが容易には判断できない。例えば、米国にサーバーがある場合にはDMCA免責を満たしていればよいのか、それとも日本の基準に照らし合わせて違法となるのかがまったくもって議論されていない。 ■105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 この節で議論されている内容について反対意見を提出する。 1. 適法公開の識別が困難である 日本の著作権法は無方式主義であり、必ずしも権利表示を伴うわけではなく、権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合がある。 また、ファイルの内容は結局のところダウンロードし、実行するまで分らないが、「もしかしたら権利侵害コンテンツかもしれないが、確認の意図も含めてダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されるおそれがある。これは合法的にダウンロードしようとする一般ユーザーに対して、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮させる原因になる。権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、同様に考えられる。 2. 違法性判断に疑問のある判例の存在 そもそも裁判官は技術教育を受けた経験がないことが多く、インターネットの仕組みや実際の利用形態を必ずしも適切に把握していない判例も少なくないと言わざるを得ない。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判例が見受けられる。例えばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製しただけのことであり、そこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害が認定されるというのは、極めて納得のできないことであると考えられる。 3. 「合法マーク」は異常な対応である 同マークを広めようとしている生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合が良いのかもしれないが、消費者にとっては著しく不利益となる恐れがある。少なくとも、消費者にとってはダウンロード時に本来不必要である確認の手間をかけたり、コンテンツ提供者においては費用をかけて対応する(合法マークが無料だとしても対応に費用はかかる)といったことが要求される。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本質的に不必要な負担を強制できる正当な理由は何もないはずである。 さらに言えば、この合法マークの対象が今ひとつ明確でない。例えばサイトごとに認定されるものであれば、YouTubeやWikipedia、各種のブログサービスなど、投稿型のサービスは合法マーク市場に参入することが困難となる。一方で、コンテンツごとの対応だとしても、事実上、大量に投稿される動画、楽曲、記事を申請することが困難であるから、結果として、排他的な取引慣行となり、独占禁止法やWTOの各種条約に抵触する可能性がある。また、「合法マーク」は法制化されない限り、自前の「合法マーク」を設置した者を規制する事ができないから、いかなる違法サイトも「(自前の)合法マーク」を設置することで、利用者の違法ダウンロードの故意性を否定できるので、法改正の意図が不明になる。 そもそも、「合法マーク」は海外サイトが適用するわけもなく、実質的に意味のないマークになるだろうし、さらにはWTOの各種条約に抵触する可能性もある。 以上の理由から合法マークは異常な対応と断言できる。	
■103ページ 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 反対します。 検討が「ダウンロードの規制」から始まっているように感じられます。 違法なコンテンツのダウンロードが発生する原因となる、権利者許可の無いコンテンツのアップロードの抑止を主軸に検討を進めるべきと考えます。 ■104ページ i 第30条の適用範囲からの除外 反対します。理由は下記の通りです。 1. どのような行為が「ダウンロード」に値し、また値しないのか利用者側からは判断が困難であり、結果として利用者にインターネット利用に対する不安と懸念をもたらして、インターネット利用が萎縮されるものと考えます。 2. インターネットを利用した新しい通信技術が開発された場合に、その利用が明確な「合法」の判断が行われるまで「違法」とされる可能性があります。 また、この事で日本が技術革新と新技術の応用の流れから取り残される懸念があります。 ■105ページ ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 反対します。理由は下記の通りです。 1. インターネットは日本国内で閉じているものではなく、全世界的に利用されているネットワークです。 その状況において、下記の検討は網羅性を担保できないため、事実上不可能であると考えます。 【引用】―― 利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫 ―― また、もしも適法サイトの識別のための工夫として、何かしらの審査機関による審査を受けることになった場合、審査に時間と費用が必要となる事からインターネットの普及がもたらした「個人での文化的活動の機会」という、素晴らしい恩恵が損なわれる危険性があります。 2. インターネットは国内において大いに普及をしていますが、いまだ利用者の知識レベルには大きく個人差があります。 その状況では「違法となる行為」を全ての利用者が明確に把握する事は現実的に不可能であると考えます。 3. 「ダウンロード」がどのような行為なのか知らないままにインターネットの利用者が、悪質な詐欺行為などの犯罪にさらされる危険性があります。	個人

■103ページの「2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」に関して。 反対します。見直しの対象になる必要はない。送信可能化権があるので不要。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」「なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)に関して。 反対します。一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」とあるが、全くの事実誤認です。ストリーミングもダウンロードも技術的にはいっしょです。よって分けることに意味がない。むしろ、害を引き起こすことが大いに考えられる。	個人
■103ページの「2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 1. ダウンロード違法化という概念は副作用の方が大きく、かえって有害である。アップロードに関する対処をすべきである。 2. 違法にアップロードされたコンテンツは送信可能化権で規制できる。 また、権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。 ~~~~~ ■104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 1. インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 2. ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣われるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 3. パロディの文化が阻害される副作用が生じる。 パロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 4. ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法的的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ~~~~~ ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 この観点は公正な競争に反するものではないか。 1. 「適法サイトであるか明確に識別するための印」は、何をもちて適法とするか基準が示されていない。また、適法サイトであるかどうかの判定にサイト所有者ないし役所のコストがかかることすればそれを簡単にないアマチュア作者のサイトを、既得権者にとつての「適法市場」から排除するための圧力となる。 2. 違法(ダウンロード)サイトという考え方は不明確である。 「適法サイトであるか明確に識別するための印」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるという観点はおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、適法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。 3. 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。	個人
■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないにも関わらず、先にダウンロードすることに関しての規制を盛り込もうとするのは自分たちの利権を守るだけの考え方であり、例えば、JASRACが文化庁からの天下りの温床であることを考えると、そう思われても仕方のないことである。まずはその体質改善をしてから他のことに口を出すべき。 これらはすべて、表現の自由にも関わってくる重大な問題である。 憲法で守られているという点では、憲法第九条問題と何ら代わりはない。 むしろ、現代における戦争と言うべき事例としての認識が、この法案を考えた方々には全く感じられず、浅はかと言うより仕方ない。	個人
■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化が議論されるということは、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。まず違法アップローダに対する対策が十分に実施されることが重要であり、ダウンロード違法化を拙速に法制化することは、さまざまな分野において無用な混乱を招くだけであると思われる。 ■104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。まず、ストリーミングとダウンロードは技術上は大差がないのに、法的に異なるものとして扱うことには問題がある。技術的な選択の幅を狭めてしまうことになり、Webサービス開発における障害となり、日本が諸外国に対してIT分野で技術的に大きく後れを取ることにになりかねない。 また、この違法化案が通れば、出版業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言う話が出ている。そうなると、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは、ユーザーとして納得できる話ではない。 そもそも、違法サイトからのダウンロード行為を違法とする場合に、その違法サイトが設置されているサーバが海外に存在する状況(この場合も、サイト運営者が日本人である場合と外国人である場合とが考えられるが)を、どのように考えているのか不明確。海外のインターネットユーザーがダウンロードしても違法ではなく、日本国内のインターネットユーザーがダウンロードすると違法になるということなのか。仮にそうだと、両者の違いを識別するためには、ネットワーク上のトラフィックを常時もしくは定期的に監視、解析しなくてはならないが、それは通信の秘密を守るという観点から見て極めて問題が大きいのではないのか。 このように、現実には違法ダウンロード行為の発見は難しく、「個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多い」と認識されているにもかかわらず、この違法化案を通そうとする動きには疑問を感じる。もし違法化案が通れば、新手の振り込め詐欺の手口に応用される可能性が極めて高く、社会的混乱を招くことになると思われるが、その責任を権利者側は負うつもりがあるのか。 ダウンロード違法化ではなく、あくまでも違法アップローダの取締を強化することで、ネット上の違法コンテンツ流通問題には対処すべきであると考え。	個人

■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるのではないですか？ 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのも違法アップロードが減らない一つではないですか？ 権利者が自分達のやるべき事をしていない状態（少なくとも私はそう思っています）なのに、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害です。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまうのではないのでしょうか？ そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねないと思います。 また、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありえますよね。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながるのではないのでしょうか。 もし、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。 実際にそのような事が起きているのをご存知なのでしょうか。 これは弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できません。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていきますし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる気がします。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいと思います。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあると思います。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなると思います。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られません。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと私は思います。 また、一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれが十分にあります。 インターネット詐欺の「ワンクリック詐欺」など多くのメディアで取り上げられているにもかかわらず、今現在でも詐欺にあわれる方がたくさんいらっしゃいます。 そのような被害者が出てもいいとおっしゃってるようにしか見えません。 これは詐欺師を後押しする法改正案だと思います。 この法案が原因で被害者が出た時、責任を取ってくれるんですか？ なお、「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないですか？ 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしくないですか？ 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきです。 6.ご意見: 上記とは全く関係のない一般市民の戯言なのですが、小委員会のの皆様はインターネットをされるのでしょうか？ このような法整備を検討されているぐらいですから、きっとホームページなど見られないんでしょうね。 インターネット利用者の事を考えていないですよ？ もう少し現実に沿った内容を考えて欲しいものです。	個人

■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について →反対。 ダウンロードの違法性を問うにはコンテンツがアップロードされていなければならない、違法コンテンツのアップロードについては送信可能化権で規制できるはず。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について →反対。 ストリーミングもダウンロードもローカルにファイルを受信して表示していることに変わりがない。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について →反対。 そもそもダウンロードをしない限り、違法性のあるものかどうかの判断が出来ない為、著作権違反を捜査している側も法を犯すことになるのではないのか？ また「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 認定を理由に新たな利権団体を産むだけではないだろうか。 趣味で行っている人が「適法マーク」をわざわざ取得しなければならないというのは、素人による表現の場を奪ってしまうのではないだろうか。 あくまで既存メディアが自分たちを通じてのみの情報発信、作品発表しか許さないというのであれば、競争原理からみてもおかしい。	個人
■104～105ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 違法サイトからの私的録音録画(ダウンロード行為)を第30条の適用範囲から除外する事を【反対】致します。 本来、違法にアップロードされたコンテンツが存在したとしてもそれらは、従来ある著作権法内の送信可能化権で規制できるものであり、権利者がWebサイト管理者と協力し対策をとって行くべきものである。 仮に、除外された場合、Webサイトサービス利用者、または管理者は違法かどうかをその都度確認しなければならないという負担が発生し本来正常に成り立っている、インターネットによる合法サイトやサービスの運営を萎縮させる恐れがあります。 さらに、違法コンテンツのダウンロード行為を除外したとしても、本来権利者の利益を損なっていたらうと想定されるユーザーがその利用を取り止めたとし、権利者の経済的利益を改善させるとは考えにくい。なぜなら、本来コンテンツに対価を支払わないユーザーが、経済的利益に貢献する事は考えにくいからである。 よって、上記のように正規のユーザーを混乱させるうる割合の方が高く最終的に、ユーザー全体がコンテンツに対する興味を失う恐れがある。 ■105～106ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の理由において【反対】致します。 一般のWebサービス利用者は法的知識が乏しく、ダウンロードしたコンテンツに対して、違法性の有無を判断しにくく不要なリスクをおわせ得ることとなり得えます。 また、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきた場合、そのまま不当な要求に応じてしまうような【詐欺】事件を引き起こす原因ともなりえます。 これは、「オレオレ詐欺」等に類する、法的知識に乏しい人間に付け込む犯罪者達に対して、新たな手段を与えかねません。	個人
■104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 本項目に反対いたします。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているそうです。 そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになりかねません。 それらのパロディは原作品の利益を損なっているわけではなく、むしろ相互作用により市場の拡大に貢献している場合も多いです。 違法化され、今までの仕組みがなくなるのは明らかにおかしいです。	個人
■104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 本項目に反対いたします。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトは単に違法アップロードのユーザアカウントを削除するだけでなくユーザーが違法ダウンロードしないよう、個別のアップロードファイルにも気を遣わざるを得ません。 その結果、著作権者が自らアップロードしている場合でも、外部からの指摘であやまって削除する事故も考えられます。 現状のサービス提供企業もサービス廃止を余儀なくされ、経済の縮小につながる可能性も高いです。 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案と考えられるため賛同いたしかねます。	個人
■104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について 反対。 違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は、利用者に受け入れられやすいとあるが、この点が賛成するには疑問である。言葉自体は確かに受け入れやすいかもしれない。だが、実際に違法サイトがどういう場所であるか、違法である行為がどういったものを差すのかを、現在インターネットを利用している、幅広い世代が共通の認識で理解するのは困難ではないだろうか。利用秩序の変更が如何なる方法で示され、また理解を得ようとしているのか、一部の者に分かる説明ではなく、全国民が理解していける方法の提示が必要である。 また、試行前に作成された違法サイトで、管理者が特定できないまたは責任追及できない状態(死亡・心神喪失など)になっていた場合には、そのサイトに関する責任は誰に行くのか明確ではない。それを抜け穴にして、違法サイトがより巧妙に運営されてしまう可能性もあるのではないだろうか。 さらに、曖昧な状況は利用者に不安を与え、インターネット上のサービ利用が萎縮していく可能性がある。試行されることで、書籍業界など他の業界からも、同様の要望がでる可能性が高まり、すべての著作物が同様の状況になれば、利用者の混乱は必至である。歌詞の盗用か否かでニュースに成っている問題があることはご存知のこととおもう。あれが、全国で起こる状況を考えて欲しい。 今回の違法化は私的録音録画に関するもので、他には触れていないというのは分かる。だが、私的録音録画が良くて他は駄目となれば、不公平だという声があがるのも考えられるし、実際そのように思う。	個人

■105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 反対。 利用者が情を知って録音録画を行ったかどうか、明らかな違法録音録画物だと理解していたのか、それを判断するのは難しいと思う。説明があったとしてもそれを読まずに、または、言葉の意味がわからずに操作しダウンロードを行ってしまう場合もある。利権者の眼からみれば、あきらかな違法録音・録画であっても、その作品の利権者が誰であるのかを知らない利用者も多いのではなかろうか。 また、違法サイト適法サイトの区別をユーザーに伝える方法に、例えば合法マークなどを利用するとしたら、合法マークの偽装が行われ、利用者が騙されるケースが増えるだろう。さらに、個人製作の音楽や映像などの扱いはどうなるのか明確になっていない。 著作権を保護したければ合法だという申請をするよう、個人に任せるにしても申請をするよう呼びかけるにしても、著作権に関わる問題が起こった際に何も申請をしていないからという理由で、正統な利権者が不利益を被る事態にならないか疑問である。 利用者の年代が幅広く、また利用者の知識にも大きな差がある。インターネットを始めるにあたっての年齢制限はなく、未成年や海外からも閲覧できる場所である。将来的にはインターネット上にもある程度の秩序が必要だとはおもうが、現時点でそれを強行したとしても悪戯に利用者を詐欺や悪意ある通報などの危険にさらすだけではないだろうか。	
■104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ストリーミングとダウンロードの定義は、現在も様々な説があり、一様に判断することができません。 特に年々生み出される技術の中にはこれらのグレーゾーンとなる技術が多くありそれらが全て萎縮してしまう恐れがあります。 具体的にはキャッシュサーバーのように、一度ハードディスクを経由するネットワーク形態はダウンロードサービスとみなされる恐れがあります。 また、キャッシュ領域の整理ソフトウェア、ハードディスク全てのバックアップソフトウェア、キャッシュ領域からの画像検索ソフトウェア、キャッシュ領域の指定ソフトウェアなど、これら全て既に現存するソフトウェアでの行為がダウンロードとみなされる可能性が極めて高く、非常に危険です。 仮にこれらの技術がダウンロードとしてみなされない場合、ダウンロードとキャッシュの技術的な違いは無いに等しくなります。 そもそも、私的録音録画小委員会でこれらの問題に言及が無かったこと自体、技術的な議論や観点が不足していると判断すべきであり、少なくともネットワーク技術者を交えた委員会を開くことが必要だと思います。 現段階では反対せざるをえません。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 日本の著作権法は無方式主義ですから、適法、違法の区別は通常つかないものだと思います。 「合法ダウンロードマーク」の使用については、これらの申請が随時可能であり、自分のサイトの状態を常に確認できる大手企業などのみが使用できるもので、個人での使用などは難しくなる可能性が高くなります。 特に掲示板やアップローダーなど、利用者が双方向にコミュニケーションをするインターネットの比較的新しく、活発なサービスでは、個人では明らかに完全な管理を保障することはできません。 これはインターネットの一部サービスから個人を排斥し、企業等の、人材を多く使用できる団体のみの独占となる恐れが非常に高く、自由な利用が価値を生み出しているインターネットにおいて日本だけがその進歩から取り残される大きな理由になりえると思います。 以上の理由から反対します。 ■私的録音録画小委員会がダウンロード違法化について言及したことについて 私的録音録画小委員会ではそもそも、著作権の非親告化等について話し合う場であったと認識していますが途中で議題に上がったダウンロード違法化が報告書に盛り込まれた点について、委員会設置の経緯を無視し、企業側の意見で企業に多大に有利な報告がなされ、これを元に法改正がなされるのであれば、いち企業の意図で法律が作られたことになりかねません。 ダウンロード違法化は内容としては今回の委員会での議論の趣旨と大きく違っているものであり、これを許せば範囲があまりに広いものとなります。 ダウンロード違法化は、ダウンロード違法化を話し合うための委員会で報告されるべき事柄であると思うので、ダウンロード違法化についての言及そのものに反対です。	個人

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について a 違法録音録画物、違法サイトからの指摘録音録画の除外に反対します。 この違法化案が通ってしまうと、まず通称MADと呼ばれるパロディ的文化がなくなります。パロディとは、ひとつの表現・作品と考えます。作品から新しい作品を生み出されることは多々あります。音楽を知らない人は音楽を作れないし、アニメを知らない人はアニメを作ることはできません。新しい作品の創造機会が失われ、新しい作品創造機会の損失となります。 一概に、コミックマーケットなどと同様に見てしまうことはできませんが、パロディとされることによりその元となる原作の作品が知られ、長い目で見たときに経済的に消費の機会が生まれます。 その場の短い観点で違法化としてしまうと、消費の機会を失い、マイナス要因にしかありません。 また、MADにより原作のイメージが傷つけられた場合は、現行の著作権法で対応できる内容と考えます。 海賊版(原作そのままの垂れ流し)による権利者の不利益に関しては容易に想像でき、アップロードが違法となる現在、対応が可能です。 そもそも、海賊版(原作そのままの垂れ流し)が発生する要因について、その作品を見る環境が整備されていないことが問題と考えます。例えば、昔のアニメやドキュメンタリー番組が見たいといっても、放送もしくはWebで配信されない限り死蔵された作品となり、見ることさえできません。 現状のビジネスで、ユーザのニーズに対応が追いついていないことによる損失であると考えます。 ユーザは、いい作品をいい質(画質・温室)でいつでも好きなときに、見ることを欲求しています。 法律改正で保護するのではなく、ビジネスモデルを考え直す必要があるのではないのでしょうか？ ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 条件がついても、第30条の適用範囲から除外することに反対します。 何を持って違法・合法を判断するのか、インターネットユーザから簡単かつ確に判断できるようにする必要があります。 しかし、「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいです。 「適法マーク」を管理する団体ができたと仮定した場合、その団体のみが管理することによる競争原理が働かなくなり、独占禁止法に抵触することが考えられます。 そもそも、インターネットに国境はないに等しく、全世界に「適法マーク」をつけることなど現実的に無理です。 対応は、前述したとおり、アップロード者に対して違法とするのが相応と考えます。 また、もう一点問題があります。 インターネットユーザの全員が、適法マークを適切に認識できなければ意味がありません。 このことをネタにした詐欺まがいの事件が多く発生することが予想できます。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 反対する。こうした行為を違法化することは、パロディが文化としてのみならず産業としてもある程度のボリュームを持つ日本においては大きなマイナスになると考えられる。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 反対する。ストリーミングとダウンロードは技術上同じものであり、議論の余地がない。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対する。ダウンロードの違法性を「適法マーク」で判断しなければならないというのは表現の自由にてらして考えても無理がある。逆に違法性を「適法マーク」で判断できないのであればその存在価値は無く、競争阻害の要因にしかならない。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対する。「適法マーク」は一般ユーザがコンテンツを作り上げていくというインターネット時代のカルチャーにまったく合っておらず、むしろ文化振興を阻害する。現在世界に広がった日本カルチャーがどういった筋道で生まれて広がったかを考えれば、この道を閉ざすことは日本にとって致命的な行為になる。 また既存の権利団体がこうしたマークを自社の利益保護のために利用することは十分に考えられ、市場の公平性と言う面でもマイナスである。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 YouTubelに例を上げるまでもなく、インターネットサービスは国境で遮断できるものではなく、またそうすべきものでもない。そうした事情を考えた場合、この項目は海外サイトに不当な違法性を示唆するものになりかねない。	個人

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 反対する。これにより実際には違法性のないコンテンツに対してもクレームを付ければ削除が可能という状況が生じる。これは資金力・訴訟能力の大きな企業・団体が「自由な表現」に対して過剰な規制能力を持つことになり、法の精神に反する。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対する。違法ダウンロードサイトをどう定義するかを個別のサービス利用者が実際の利用前に判断する必要が生じるが、これはどう考えても現実的ではなく、こうした規制が生じた場合、自由なサービス利用者のみならずサービス提供者側のリスクも不要に増大する。 違法ダウンロードサイトに関しては個別のケースごとにその違法性を判じた上で、既存の法律の中で取り締まりを行うべきである。 ■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目 反対する。そもそも違法コンテンツの配布は送信可能化権によりアップロード者を取り締まることが可能であり、現時点で十分に取り締まりが可能な状態である。権利者はアップロード者ないしアップロードの仕組みに対して十分な法的対策をまず検討すべきであり、ダウンロード違法化と言う運用リスクの非常に高い劇薬を使う前にやるべき事は多くあるはずである。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対する。これにより一般ユーザが過剰な訴訟リスクを抱え込むことになり、資金力・訴訟能力の大きな企業・団体による「脅し」が大きな力を持つてしまう。これは表現の自由、文化の振興といった面で大きなマイナスであるのみならず、権利者を装った詐欺師が法的知識に乏しい一般ユーザに対して訴訟を武器にした攻撃をする、絶好の機会を与えてしまうものとなりうる。	
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 ウ、エについてですが、違法対策ということであれば現状でも「送信可能化権」という権利があり、そもそもの違法ダウンロードの元となっている違法アップロードを規制できるはずです。 「送信可能化権」ではアップロードされたものに対して個々に摘発する必要があり、著作者の手を煩わせる、という背景があり、「ダウンロード違法化」が出てきたのかもしれませんが、こういった仕事をするのが著作権保護(管理)団体であり、現状のままで十分機能させられると考えます。 また、「利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと」とありますが、確かに「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと」には納得できますが、「利用秩序の変更を伴う」については受け入れがたいところがあります。インターネット利用者は常に「違法サイトからダウンロードしてしまわないか」を気にしないといけなくなり、インターネットそのものの利便性を損なう恐れがあります。次項の内容と関連しますが、たとえ「適法サイト」、「違法サイト」の区別が明確になるようにしたとしても、例えば「違法コンテンツとは関係のないサイト内にある違法サイト内の違法コンテンツのダウンロードへのリンク」等をクリックしてしまった場合、違法コンテンツのダウンロードが開始されてしまいます。 リンク先は飛んでみないと分からないのでインターネット利用者は常に違法とされないかリンクをクリックする時でさえ気を使う必要が出てしまいます。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について アの「情を知って」ですが、前項で記述した直リンクをクリックした場合においては判断する術はあり得ないと考えます。 このように運用は極めて困難であり不可能に近いと思います。 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫」については個人のクリエイターにとっては重荷にしかならないと思います。ダウンロードが違法となる以上上記の運用上の工夫は著作者の義務となるでしょうから個人のクリエイターにとっては自分の作品公開の敷居が高くなり、創作的意欲の阻害につながります。 こうして自由に創作して公開する行為ができなくなっていくと文化が衰退してしまうのではないかと危惧します。	個人
■104ページの「検討結果」の項目 反対です。そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばApple iTunes Store for Franceで販売されている楽曲が、iTunes Store for Japanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。 そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものです。文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではなかったでしょうか。 過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように、私たちには思えます。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるのです。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、私たちは懐疑的です。	個人

■104ページの「検討結果」の項目

個人

反対します。

○基本的な問題の立て方が間違っている

まず最初に、そもそも著作権侵害にどう対処するかという根本的な問題については、私的使用複製をニュースピークで再定義することではなく、相当量の「違法コンテンツ」を合法化することこそが、必要であると考えます。基本的な方針が改められるべきです。

違法アップロードがなぜ生じるのか、なぜそれらを違法として弾劾できるのか、正当な理由付けを考えることなく、ただ実定法に基づいて「現行法では違法だから」と主張するだけでは、文化の発展を阻害するだけですし、国民も納得しません。

現行法では違法とされるものが多すぎます。たとえばパロディ作品の多くが著作権を侵害します。都知事選候補者の選挙演説を、その内容に近い背景をもつアニメ作品とリミックスしたものは、現在のパロディ作品の判例基準ではNGになるでしょう。静止画についても(音楽・動画以外の著作物についてもダウンロードを違法化するべく動いている権利者団体があるはずです)、マンガのセリフ部分を全く別の内容に差し替えて、何百何千というネットユーザーが、作品となるセリフを投稿するサービスもありますが、これは著作権侵害であるとされるでしょう。

これらを「ダウンロード」する行為が違法化されるというのは、パロディ文化に属する作品の多くについて、触れることすらも違法であるということになります。これでは、意図するとせざるとに関わらず、単なる言論弾圧と同様の法律効果がもたらされることになります。

他にも、既に通常の流通経路では入手困難なコンテンツが、公開される場合も多くあります。コンテンツが入手できないことが違法アップロードに繋がっているという認識は、権利者の多くも自覚しているはずであり、対応しなければならぬという姿勢もある程度は見られます。しかし、現実にはまだ機能しておらず、またコストに見合うメリットが無ければ結局は流通しないため、その存在を議論の前提とすることはできません。一層の努力、顧客たる一般国民との協力関係が求められると言わべきでしょう。

そもそも音楽と動画に対象を限定するという条件は、著作物全般に対象を広げると国民から受けるであろう多大な批判を潜脱するという目的でのみ加えられたものであり、理論的にはこれらに限定するというのはおかしい話です。おかしい話を前提に成立した法律には、次の改正の時には正圧力がはたらき、結局全ての著作物を対象とすべきである、と主張する向きが出てくることでしょう。

以降は、同審議会の中間報告の議論に沿って、私的使用複製についての意見をまとめます。

○国民の規範意識を悪化させる

ダウンロード違法化は、道交法違反と同レベルの「一般的違反状態」をもたらしことになるでしょう。著作権侵害することなく生活している国民はおそらく皆無であり、ダウンロードによる複製も、違法化して減ることは無いでしょう。

刑事罰が現時点で導入されないという点は、この議論にはほぼエクスキューズになりません。刑事罰が導入されない理論上の問題点は無く、単に今回の審議をきっかけとして、次は刑事罰を導入したい、という議論が、(ダウンロード違法化が通ってしまった時には)きっと出てくることでしょう。

権利者団体にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に民事訴訟の対象とできたり、もし犯罪化されたら、警察組織にとって優先度の高い一般国民(たとえば共産党員)を、恣意的に簡単に逮捕できたりする、便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。

○ストリーミングとの不自然な相違がもたらす弊害について

まず、有形的複製であるところの「ダウンロード」を私的使用複製から外すとなると、有形的複製ではないストリーミングと有形的複製であるダウンロードが不自然に区別されることになります。

しかし、実際にはストリーミング的な技術であっても、ビデオデコーダによっては、真の意味でのストリーミングサーバのライセンスが高価すぎるため、ファイルを分割して送信しクライアント側で結合再生する(これに特別なライセンスは不要)という手法がしばしば用いられます(一番分かりやすい例がAdobe社のFlash)。

今後、ビデオエンコーディングが高性能化し、通信回線が高速化すれば、わざわざストリーミングを用いる必要がどんどんなくなっていくことでしょう。かつては音楽サイトではストリーミングが多用されていましたが、現在ではmp3ファイルを置いておくだけで事足ります。この状況で、ダウンロードを違法化することは、ストリーミングのみに「免罪符」を与えることになり、将来的なビデオコンテンツの利用可能性に悪影響を及ぼすことになる可能性は高いです。

Adobe社はYouTube(Google)にFlashストリーミングサーバを買わせたいかもしれませんが、Microsoft社はAdobeに対抗して安価なSilverlightストリーミングサーバを売り込みたいかもしれませんが(私がMicrosoftのSilverlight担当者なら、私利私益のためにこのダウンロード違法化に賛成することでしょう)が、本来的な需要とは別次元の理由で、ストリーミングサーバのコストをサービスプロバイダに負わせるような法制度を、私は肯んじることができません。

また、WebブラウザFirefoxのアドインにはYouTubeから動画をダウンロードするVideoDownloaderというものがありますが、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、これらを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。

○コンテンツの消費動向は個人情報であり、その提供を必須にしてはならない

ダウンロード違法化に実効性をもたせようとする、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じますが、ダウンロード行為の追跡は、プライバシーの侵害に繋がるものと考えます。これを権利として具体的に説明したものとして、ジョージタウン大学のジュリー・コーエン教授による「匿名で読む権利(arighttoreadanonymously)」という論文[*1]があります(簡単なものとしてはスタンフォード大学のローレンス・レッシング教授の著書「CODE」P.249に同様の説明があります)。

[*1]http://www.law.georgetown.edu/faculty/jec/read_anonymously.pdf

同意無しに個人と消費を関連付けない(プライバシーを侵害しない)技術は、現状では存在しておらず、実施可能であるとも思えません。

○送信可能化権で十分に対処できるはずである そもそも日本には世界に類を見ない送信可能化権という複製権の垂流のような権利が存在しており、現行法のままでも違法アップロードを規制できる状態にあります。多くのデメリットを一般国民に負担させてまで、理論的にも筋の悪い法案を通すより、送信可能化権できっちり対処するのが、ルールに則った正しいやり方であるはずです。 これと関連して、59ページにはファイル交換ソフト利用経験の統計が載っていますが、意味のない累積データなどを見せて、あたかも著作権侵害による被害が拡大しているかのような印象付けを行っている悪質なものであると考えます。そもそもファイル交換＝違法、のようなスタンスでまとめられていることに驚きと不快感を禁じ得ません。私の勤務先は世界第2位のGNU/Linuxディストリビューターですが、BitTorrentというP2P環境向けにソフトウェアを提供しています。 完全に合法であり、しかも大量のダウンロードが行われているはずですが、 刑法175条(猥褻物陳列等の罪)では、頒布を行った者が犯罪者とされますが、頒布された者は処罰されません(当然法律が想定している対向犯です)。著作権法と刑法とで、根本的な齟齬が生じる理由はありません。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 反対です。 ○「適法」の定義が不明である 音楽・動画投稿サイト、特にSNS(ソーシャルネットワークサービス)においては、著作権者が自ら公開している著作物も数多く存在しており、その合法・違法を、一般国民が判別するのは、容易ではありません。マッシュアップを許しているものがあれば、その混乱はさらに広がることでしょう。そのようなサイトについて、概括的故意を理由にダウンロード行為を著作権侵害に問うというのでは、国民の合法的行為への期待が薄くなり、法規範意識に悪影響を及ぼします。 また、たとえばMYUTAや録画ネットのようなサイトが違法アップロードサービスであると判断されていますが、ただでさえ問題のある判決として批判も多い中、さらにそのようなサイトからのダウンロードが著作権侵害であるとされると、国民の法感情に著しく反することになるでしょう。71ページには統計データもありますが、この中にも上記のようなサイトが含まれていると考えられ、到底信用に値するデータではないように思います。 「適法マーク」を導入することには、さらに数多くの問題があり(MIAUのパブリックコメントが指摘している通りです)、現時点ではまともに機能するソリューションとはなり得ませんし、従って法改正にあたって考慮すべきファクターではありません。 ○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき 「適法アップロード」を明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。著作権を主張する人や団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有してもいない著作権を主張することで、一般国民の自由な利用を萎縮させようとする人々も存在しています。最近では、アディアに著作権があると主張した人物が、実際にその主張に基づいて他人のWebサイトを閉鎖させた事件が話題になりました。 しかしながら、現在の法制度では、このような風俗秩序に対する犯罪的行為は、競争者間の私的関係としてのみ処断することになり、独占禁止法や不正競争防止法で対処するには限界があります。 合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法的な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそが必要ではないかと考えます。少なくとも、正当な著作権表示を行わない団体のために法改正がなされるというのでは、国民が納得しないでしょう。 これは法改正当初から幅広く一般国民に対して要求すると、遵守することが難しいであろうと考えられますが、対象を著作権の管理等につき高度な注意義務が要求される業者のみを違法化の対象とすれば、当面は十分であろうと考えます。	
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ストリーミングとダウンロードの境界線が曖昧でこの意見は反対です。一般的に、ダウンロードとストリーミングの区別が果たして一般の方々(ライトユーザーが)容易につくだろうか？まず、具体的にyoutubeのような動画共有サービスについては今回除外になったみたいですが、キャッシュからデータ復元できますし、今回の除外になっている事自体かなり曖昧で混乱を招くだけかと思われます。ですので今回の定義付けによりユーザーの行動萎縮及び混乱を誘発するにすぎないと思われます。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 適用除外に関する文言が曖昧過ぎるので反対。 「情を知って」とあるが、「情があるかないか」はかなり曖昧な定義であってこの文言で一般ユーザーの適法なダウンロード行動自体を萎縮させてしまわないか？また、合法マークについての論議があるようですが、インターネットのグローバルな環境コンテンツ提供ににおいて合法マークという発想自体ナンセンスだと思いますし、合法か？違法か？というマー付けにより個人がコンテンツ提供の際にそのマーク取得しなければ違法適法の判断付けをしなければならず正常な表現活動に支障をきたすと思われます。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 今回は、ストリーミングは違法化の対象外であるとされています。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧で、ストリーミング放送もキャッシュという形でダウンロードはしています。 専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断すればそれまでです。 また、ダウンロード違法化に実効性をもたせようとする、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 だからダウンロードの違法化に反対します。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分かりません。 入手時点で違法となってしまうかもしれません。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される可能性があります。 故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利になります。 法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになります。 また、合法か違法か、見ただけではわからない。 本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれません。 オレオレ詐欺の用に「よくわからないけど勢いに押されてお金を払ってしまう人」もでてくるでしょう。 だから条件付きでも反対です。	個人

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、送信可能化権によって規制されているはずです。 権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることです。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目では分からないことが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※ この項目について反対の意見を提出します。理由は以下の通りです。 この案ではストリーミングは対象外とされていますが、ストリーミングについて議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もあります。 また現在の技術ではストリーミングとダウンロードの技術的な境界線は微妙なもので、一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまいます。合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまい、逆にコンテンツ産業の競争力も低下させかねません。 だからダウンロードの違法化に反対です。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのかについて、通信の秘密に関わるため、その他の法律との整合をとるなどの問題点が出てきます。 また「情を知る」と言いますが、違法サイトであるかを知っているかどうかは裁判官や警察等の主観的な判断にゆだねられる恐れもあり線引きが曖昧になると思います。 またダウンロード違法化による振り込め詐欺の可能性もあります。現在もワンクリック詐欺が問題になっていますが、組織犯罪の収入源として利用されるのではないのでしょうか。 だから条件付きでも、現状だと反対です。	個人
■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私は理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうる」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。 これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧する一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 以上の理由から、私は「ダウンロード違法化」に反対いたします。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されています。 今回は、違法化の対象外であるとされていますが、裁判官の判断がどうなるか不確定です。 例えば映画の保護期間延長の時のように文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返すことがあります。法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性があります。 このような状況では一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになり、合法的なダウンロード行為ですら萎縮してしまう恐れがあります。 以上のようなことから私はダウンロードの違法化に反対します。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目についても私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 権利者の許諾をもらって公開しているかは見ただけではわかりません。 YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、自明ではありません。 であれば、訴えられたときにユーザーには一方的に不利になる可能性があります。 この状況では合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮され、文化の発展や良心的ユーザーの利便性も損なうことになります。 よって条件付きでも、現状だと反対です。	個人

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、Winnyが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。 ○通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロード違法化に実効性をもたせようすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることでしょう。その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化(例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設)を求める動きにつながる可能性があります。それでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 ○学問・研究・報道が制限される 日本にはフェアユース規定が存在せず、列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。 そもそも、このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価される領域です。しかし、従来はダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていました。これが、ダウンロード違法化に伴いリーガルリスクが現実のものとなります。 そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることにもなります。 また、報道についても同様の問題が起こります。報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時々の事件を報道する場合」には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられ、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。 そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になり、自由な報道による民主主義の実現にマイナスになります。 ○送信可能化権で十分であるはず 後に詳しく述べる通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私は考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私は懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私は考えます。	個人

■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目
※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。
○適法公開の識別が困難である

今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私は理解しています。

しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツであり」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。

また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。

○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない
また、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握していない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。

○架空請求の踏み台にされるおそれがある
さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。

○「合法マーク」は不適切な対応である
「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。

消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。

この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。

「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっているYouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されていますが、今回は、違法化の対象外であるとされている。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧です。 そしてキャッシュという形でダウンロードはしています。 専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれません。 よってダウンロードの違法化に反対いたします。 そもそも、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。 その結果、Webサービスの可能性を狭めることにつながります。 それにより日本のIT開発が衰退しかねないです。 よってダウンロードの違法化に反対いたします。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○適法公開の識別が困難である 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目では分からないことが多々あります。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いからです。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難です。 よって条件付きでも、現状だと反対いたします。 また、権利者の許諾をもらって公開しているかわかりません。 YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、自明ではありません。 合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることになります。 よって条件付きでも、現状だと反対いたします。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない YouTubeやニコニコ動画というサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。 しかし、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 また、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。今後、そのような行為を、裁判所が違法と判断する可能性もあります。 よって、ダウンロードの違法化に反対します。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○適法公開の識別が困難である 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目では分からないことが多いのが現状です。なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いからです。 YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているものかどうかは、自明ではありません。たとえ、「権利者の許諾をもらって公開している」という記載があったとしても、その真偽を確認する確実な方法はありません。 つまり、現実問題として、適法公開かどうかの識別は非常に困難だと思われます。 よって、条件付きであったとしても、現状だと反対します。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードを区別する事は、困難になりつつあるYouTubeなどのストリーミング配信サービスについては、ダウンロードされる物ではないと言うことで今回の報告書では対象外とされています。 しかし、現時点でもYouTubeなどのストリーミング配信されている動画を保存する方法は存在しますし、それらを容易にする為のソフトウェア(「チューブ＆ニコ録画」など)も発売されています。 このように、ストリーミングとダウンロードは技術的に違いはなく、同じサービスでも利用のされ方によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が通達していた内容を、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、いくら報告書などで触れられていてもストリーミングが違法と判断される可能性を排除できません。 ○パロディ文化が殺される可能性がある この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○違法コンテンツであるかどうかの区別が難しい 今から利用しようとするコンテンツが、違法なのか適法なのか見た目では分からないことが多い。 一部の有名なコンテンツであれば判別は容易かもしれませんが、日本の著作権法は無方式主義で権利の表示をしなくても良いため、全てのコンテンツにおいて適法公開かどうかの識別は困難です。 ○架空請求詐欺の要因を作りかねない 前項のように、違法か適法かの区別が難しいことから、適法なコンテンツのみを利用しているユーザーに対して架空請求詐欺を行われた場合でも、引っかけしてしまうユーザーを生み出す原因となりかねません。	個人

○権利者の許諾を受けているコンテンツかの判別が難しい 第一項とも重なりますが、YouTubeというサイト一つとっても、そこに公開されている動画が、権利者の許諾を受けて公開されている物かどうか、自明ではありません。 その為、適法なコンテンツのダウンロードも含めダウンロード行為そのものが敬遠されかねず、今後の文化発展を阻害しかねません。 ○国際的な観点からの問題 報告書でも各所で触れられているように、ベルヌ条約があるとはいえ、各国の著作権法は様々です。 また、インターネットはその構成上国境はありません。その為、コンテンツがどの国の著作権法に違反していると問題があるのか、ユーザーには簡単に判断できません。 例えば、アメリカにおいては合法でも日本においては違法となるようなコンテンツの場合、どのような処遇になるのか、その点についての議論がなされていません。 ○適法サイトの識別方法の観点からの問題 各種業界団体が「適法マーク」のような物を作成し、運用したとしてもその業界に所属していないアマチュアの著作権者が無条件、対価なくその恩恵に預かれる保証は無い。 逆にその保証が無ければ、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除することにつながる為、公正な競争に反するものではないか。 また、「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○送信可能化権で規制が可能である ダウンロードを違法とする議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずで、これは日本が世界に先駆けて制定した送信可能化権で規制できるはずで、著作権者側もこの権利を行使して、違法なアップロードに対してより厳しい法的対応を行うべきです。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だと考えます。	
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○送信可能化権で十分であるはず 違法ダウンロードは、違法アップロードを前提に成立するものであり、違法アップロードへの対処としては、すでに送信可能化権が存在する。違法コンテンツの供給をしっかりと規制すれば、違法ダウンロードも駆逐されていくはずである。ダウンロードを規制する前に、送信可能化権の行使による違法アップローダーの徹底した規制が必要ではないか。その結果を持って初めて違法ダウンロード法が議論されるべきであり、少なくとも現時点でこの法案が必要である根拠はないと私は考える。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○架空請求の踏み台にされるおそれがある 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 また、権利者団体自身が、ダウンロード違法化を盾に、無差別に訴訟を起こして一般ネットユーザーから不当に金を巻き上げることがあるかもしれない。実例がある。以下のページを参照していただきたい。 GIGAZINE『著作権侵害ファイルをダウンロードしていないのに金を払えと言われた』 [http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20070820_p2plawsuits/] 現状の案では、このような事態がまかり通ってしまう。よって私はダウンロード違法化に反対する。 ■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目（疑問） ※この項目について私は疑問をおぼえます。理由は下記の通りです。 ○不透明な「ダウンロードによる被害」 以下のページを参照していただきたい。 GIGAZINE『フェアユースの方がコピーライトよりも経済的効果は大きい』 [http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20070913_fairuse_copyright/] この調査はアメリカのものだが、ネット市場に国境はない。また、ネット市場の形態も国ごとの大きな違いはない。つまり、この報告が日本でも該当する可能性は大いにあり、もし該当した場合、ダウンロード違法化を進める根拠が根底からひっくり返ってしまう。ぜひ同じ調査を日本でもやるべきである。現状では既得権益者だけが得をする(著作権者に利益がない)悪法ではないのかと疑わざるを得ない。ダウンロード違法化の影響を実際に受ける、我々ユーザーが納得する根拠を明示しない限り、私は反対の姿勢を崩さない。 そもそもP2Pに関しては、ユーザー自身がアップローダーになるのだから、送信可能化権で取り締まれるはずである。	個人

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について反対の意見を提出いたします。理由は下記の通り。 ○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がなく、法律的に違うものとして扱えば、技術的な選択の幅を狭めかねなく、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなり、魅力のあるコンテンツが作製しづらくなる。これでは、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退するどころか、ブロードバンドの普及にも影響を与えかねない。 ○通信の秘密の侵害に繋がる 「合法的」ダウンロードと「違法な」ダウンロードをどう区別するかにおいて、ダウンロード者のトラッキングについて法制化（例えば、受信者開示制度の創設、権利者によるトラッキング監視の合法化）を求める動きにつながる可能性があり、通信の秘密が侵害されることにもなりかねない。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について反対の意見を提出いたします。理由は下記の通り。 ○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない 裁判所・裁判官が必ずしも適切に把握しているとはいえず、問題の無いサービスに対しても、違法判断を裁判所が下す場合が見受けられる。（例えばMYUTA事件判決） ○架空請求の踏み台にされるおそれがある ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事。 権利者でもない第三者が通信を監視した上で、違法ダウンロードを根拠に対価を請求する、といった例が考えられる。これは架空請求ではないが、海外ではRIAAが分別のない訴訟を繰り返し、多額の損害賠償を関係のない人間からも引き出している。 日本でも同様の悪質な訴訟の繰り返しが起きないと言い切れない。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※以下の項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ・ストリーミングとダウンロードの区別は解りにくい Webにおける動画コンテンツは、ストリーミングが多数派ですが、ダウンロードの形をとっているサイトもまだ存在しています。そういったサイトにとっては今回の「違法化」が問題になります。 また、視聴用プレーヤー（RealPlayer等）は、ダウンロード再生機能があります。同じ動画であるのに、一方では、違法の可能性があり、もう一方では違法とならないというのは、混乱のもとではないでしょうか？ また、視聴している一般人は、こういった事情にさほど詳しくないので、こういったどちらも可能な視聴プレーヤーを使用している場合、両者の区別がよく解らない、把握せずに一方の形式であると思いこんでしまう危険性もありますそうでなくとも、視聴した動画のキャッシュの保存はダウンロードか否かという問題もあります。 法という絶対的なものを決定するにおいて、違法であるかどうか極めて判断しにくい（特に一般人にとって）というのは、大いに問題があるのではないのでしょうか？ 合法であっても、違法かどうか不安な為、コンテンツの利用を控える人もいるでしょう。そこを逆手にとって犯罪に利用する可能性も高いと思われます。 そして、Web動画という新しい文化が衰退していつてしまうきっかけとなることも大いにありえると思います。 法に定めるならば、解りにくい判断基準はあってはならないと思います。 ・国際的な法規制の不整合 インターネットの世界では国境はありません。 見ている側で、コンテンツ提供者の国を意識することはほとんどありません。 日本のコンテンツでも、サーバーは海外ということは珍しくありませんから、日本語だからといって、日本のコンテンツとは限りません。 逆もしかりです。 知人がURLをリンクした動画などは、動画そのものが視聴され、どこのサイトからのものかも意識しないでしょう。 コンテンツ提供がどこの国か、極めて解りにくい状況において、その違法性が各国でばらばらというのはいかがなものでしょうか？ そこまで一般人に把握せよというのは、およそ無理ではないでしょうか？ ことインターネットにおける法を定めるならば、国際的な法制度の整合性を鑑み、もっと慎重に論議すべきではないのでしょうか？ ・通信の秘密の侵害に繋がる ダウンロードが違法かどうか、どうやって証明するかが問題です。 ダウンロードの情報をトラッキングという手段をとるならば、プロバイダによる受信者開示などの法制化される恐れがあります。 通信の秘密の侵害に繋がります。	個人

・送信可能化権で十分
ダウンロード違法化は一般人にコンテンツを楽しむ上での不安感を抱かせ、負担を強いるものとなっています。
しかし、楽しむことにたいし枷をかけるのは、むしろコンテンツの衰退を招きます。
CDのコピープロテクトのように、不便なくらいなら買わないとそっぽをむかれ、むしろ状況を悪化させるでしょう。
ましてや、Webではユーザーが自由で便利であることに慣れています。
少しの足枷でも反発するでしょう。
不便になるなら、もうこのコンテンツはいい、と考える人もでるでしょう。
せっかく花開いた文化を、足枷の強制により衰退させてしまうのはいかなもののでしょうか？
ダウンロードするには、まずアップロードが必要です。
違法なもの、著作権を侵害しているのも、まさにアップロードされたものです。
そもそも、問題を起こしているのは、アップロードしている側で、視聴した者はまったく関係のない第三者がほとんどなのではない
のでしょうか？
本来は問題である、アップロードに対して対策を取るのが筋と思えます。
であるならば、送信可能化権の規制が一番必要であり、それでまた十分なのではないのでしょうか？

■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目
※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。
・適法公開の識別が困難である
今、もっともWebで視聴されている「YouTube」や「ニコニコ動画」などは、誰でも自由に投稿できる共有サイトです。
その作品には、特に著作権の表示はされません。
そういった状況で、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」という
判断は極めて難しいと思われます。
たとえTVの番組であったとしても、TVをほとんど見ない人には、普通の投稿作品と思えるでしょう。
町中で公開録画したTV番組に見えても、実は、町中でビデオ撮影されたものかもしれない。
動画の一部だけ切り出され、加工され荒くなった画像で、その判断が見ている人につくのでしょうか？
今時、ブログがWebに無償のコンテンツを公開する時代に、一般人に著作権者か、権利者に同意を得たものであるのか、どちらかの
判断が容易につくのでしょうか？
また、情を知っているかどうかという、故意かどうかの証明が極めて難しい問題を、誰が、どう判断するのでしょうか？
これでは誰もが、違法であるかどうか疑心暗鬼になってしまうでしょう。
いざという時、無実を証明できないかもしれない状況で、様々なコンテンツを安心して楽しめるのでしょうか。

・違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない
インターネットは新しいものであるがゆえに、残念ながら、その仕組みや実際の利用態様を十分に把握してしない裁判所・裁判官
の判決等もあります。
似た事例で判決が異なっていたり、実態にそぐわない拡大解釈による判決もあります。
MYUTAや録画ネット裁判所によって著作権侵害となりましたが、利用者が自分が料金を支払って入手した物、それを複製して、自
分が必要な形にしてダウンロードするのが違法とされるのは、普通の人の感覚ではあり得ないと言わざるをえません。
また、同じサービスで、録画に使用したものが、レンタルか自分で買い取った形かはあっても、実際にサービスを利用する上で、ほ
とんど違いがないのでは、利用者としては判決の違いに納得できるとも思えません。

・架空請求に利用される可能性
もっとも懸念されるのは、これをフィッシングや詐欺に使われる可能性が高いことです。
違法かどうかの判断が極めて難しい状況で、「違法サイト視聴」として代金の請求などする者がでないとは到底思われません。
現在は、怪しい視聴サイトはアダルトコンテンツなどですから、そういった覚えがなければ無視できます。
しかし、TV番組など、一般的なものにまで広がっていったら、何もかもが怪しく思え、覚えがないかどうか解らないという状況が
起こります。
架空請求をもちろむ者には、うってつけの状況となるでしょう。
覚えがあらうとなかろうと、フィッシングをかけまくることができるのですから、こういった犯罪はいよいよ増えていくと思われます。
残念ながらこういった詐欺についての防止については、まだまだの人々の認識は甘く、悲観的な状況です。

・「合法マーク」は不適切
そもそも日本でだけしか通用しない合法マークにだけたよるとするのは、グローバルなWebの世界ではあまり意味がないと思いま
す。
Webではどこの国のコンテンツか判断しきれないからです。
また、不特定多数の投稿によるサイトはどうするのでしょうか？
アップロードする人その都度、合法マークを適用せよとなると、その手間にやめる人がでるかもしれません。
費用がかかるならなおさらです。
作品の加工ができるサイトはもっと問題です。
作品そのものが、アップロードされて、いろんな人が次々に作品を別のものに変えてしまいます。
そんな不特定多数の作った作品を、誰が合法マークを適用させ続けていくのでしょうか？
また、アップロードされた作品を、サイトでアレンジして、別作品として投稿できるサイトもあるのですが、その場合はどうするの
でし。また、逆に、勝手に合法マークを作って貼って犯罪に利用する者が出る可能性もあります。
そこから詐欺に発展する危険性も考えなければなりません。

・むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき 著作権があるかもしれないという疑心暗鬼により、正当な著作権の切れたものも、判断が難しいため、それを、逆手にとって、著作権を悪用される危険性があります。 また、それを恐れ、正当な著作物の使用され、ためらう時代がきてしまうかもしれません。 ホルストの「惑星」を使用したヒット曲 「ロミオとジュリエット」をモチーフにした映画 過去の作品を基に、素晴らしい作品がまた生まれている。 権利者の為に、正当な利用の権利を阻害し、未来へ利用を萎縮させるのはいかがなものでしょうか？ それよりも、安心して人々が利用できるよう、著作権を主張するコンテンツの提供者に著作権に対する必要な提示を義務付けること、著作権を悪用した誤った表示は違法とすることの方が重要だと思われます。 ■104ページの「検討結果」の項目 ※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ・違法が解らないことによる弊害と犯罪の危険性 ダウンロード違法化は、一般人に、違法を犯しているか解らないため、人々を無用に不安を抱かせ、健全なWebコンテンツを楽しむ弊害となります。 そして、その不安につけこみ、詐欺を増加させる危険性があります。 違法がどうか解らない為、本来なら楽しめる筈のコンテンツを諦める不安を抱えながらも楽しんだ者は、不特定多数にばらまかれる詐欺の危険性を伴わせる昨今のフィッシング詐欺は巧妙です。 Yahooのようなサイトも見分けが付かない偽装ができます。 こういった詐欺は海外では既に問題となっています。 犯罪者がつけこむきっかけとなる可能性の高い法となる危険性が高いと懸念されてなりません。 ・クリエイターの意志と一致しているか？ とあるネットの記事で、若手のクリエイターに対するインタビューで「著作権料が払われるより、作品そのものを多く、長く見て欲しいというクリエイターも多い」記載されていました。 今、人の手を借りず、自力で作品を発表場としてもっとも手軽であり、また、たくさんの人に知ってもらえるのがWebですが、こういった法により、楽しむことそのものが違法かどうかの判断がつかなくなれば、危険は避けてとおるようになり、作品を目にしてみよう機会も奪われます。 また、過去の作品も、著作権フリーの作品を載せたコンテンツも、同様となるでしょう。 現在、著作権有効期間内に、消えてしまう作品の方が多く、明治の文豪の名著すら、入手できないとの記事を読みました。 そういった失われた書物が著作権を失ったがゆえに、Webで復活している。 そういった恩恵も、奪われてしまうかもしれません。 こういった理論が増長すれば、著作権はますます幅をきかせ、権利者以外には手のだせないものになっていくような気がします。 過去の作品を基にした優れた映画や、クラシックを基にしたポップス、シャーロック・ホームズのパロディのような良い二次創作作品をも、作れない世の中にしかし、それは、クリエイターが本当に臨むものでしょうか？ たとえお金にならなくてもいいから、自分の作品は広く長く人々に愛されたい。自分の作品を愛して作ってくれたパロディは、クリエイターにとっても嬉しい。そう考えているクリエイターは、もっともっと多いのではないのでしょうか？ 本当の意味で、作品にとって良い方向になるよう、この法改正は、もう一度考え直すべきと、私は考え、この意見を提出いたします。	
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について － 反対。ストリーミングとダウンロードは技術的な差異はなく、ユーザーインターフェイスと呼称のみが違うものと認識する。両者の区別は何らかの恣意的なものにならざるを得ず、法律で定める事項として適切でない。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について － 反対。海外サイトが「合法マーク」を取得することは全く期待できない。「合法マーク」の設定自体がナンセンスで、インターネットのメディア特性と合致しない。ポルノサイトの現状からも、この種の日本の法律は、インターネット上では無意味ではないにしろ、その存在価値が無に等しいから。意味がないと思う。無駄。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 また私的録音録画小委員会の人間がストリーミングとダウンロードの違いを理解していないのに、審議を進めているのは根本的に間違っているのではないかと思うので反対します。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないかと思われるので反対します。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らず、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄いと思います。 また海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながると思われるので反対します。 ■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずなのですが、これは送信可能化権で規制できると思います。まず権利者が違法アップローダに対して十分な法的対策をとるのが先決であり、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だと思われるので反対します。	個人

■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 そもそも、ほぼすべての動画や音楽は著作物であるため、この条件に従えば、インターネット上のほぼすべての動画や音楽はダウンロード不可であるということになりかねません。個人レベルのユーザが自分で(他人の著作権を侵すことなく)作成し、コピーフリーを意図してネットで公開しているような動画をダウンロードするような場合にも、「合法マーク」がなければ違法というのでは、アマチュアレベルでの動画や音楽のネットでのファイル配布は不可能ということになってしまいます。各サイトやコンテンツに「合法マーク」をつけることが可能であるという考え自体が、現在の著作権者の、自分たちだけが著作権を持っているといわんばかりの傲慢な態度であると言えます。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 各サイトの「合法マーク」が正当なものであるかどうかの判別は、ユーザには不可能ですから、「合法マーク」を管理する団体が必要になると考えられますが、その団体ができたとしても、その団体は、今のJASRACのように独占にあぐらをかいた利権団体化することがほぼ確実と見込まれます。これは、日本文化の発展に対して非常に大きな悪影響を及ぼしかねません。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ストリーミングとダウンロードは、通信技術上は全く同じのものであって、表面上の行為からは区別が出来るものではなく、運用上での定義は行為を行う者とその行為を禁止したい者の間で異なるものになり、互いに恣意的な運用を行われる可能性が高くなります。いわゆるストリーミング的行為を除外条件とするなら「保存」行為を判断するための他の条件を考慮してそれを明確に示すべきであって、現状の区別では判断不可能ですから賛成しかねます。 ■104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。著作権法では著作物にその種類を明記しているものの、その保護に関しては原則として著作物の種類による差は大きくはない。これを考えると、録音録画物に限った制限は他の著作物に関する著作権者の理解を得られるとは考えにくいので賛成しかねます。 ■105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。適法か違法かの明確な区別のためになんらかの表示をすること、実際にそこに公開されている著作物が全く著作権を侵害していない著作物であることは独立しており、適法表示が著作物が適法なものであることを意味しません。このような事態は昨今の虚偽表示事件の頻発から考えても十分あり得ることであり、違法適法を担保していない表示は結果としてダウンロードを行う者の判断の基準とはならないので賛成しかねます。 ■105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。特にインターネット上では商業著作権者に限らずアマチュアでも簡単な技術的手続きによって自身の作品を公開出来ることがその利点となっています。よって一見無名な作品であってもそれがパブリックドメインではなく、何らかの著作権侵害によって公開されている可能性があります。ところがそれが適法か違法化の判断は、当該の著作権者しか行うことが出来ません。そのため一目でわかる適法表示を制度化しようとするれば、適法でないサイトに第三者が適法のお墨付きを与える事態が発生するのが必然であり、そのような事態は適法表示をうたった違法サイトの発生を生む温床となりうるので賛成しかねます。	個人
■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について私は反対です。 なぜならダウンロードを取り締まるのではなく違法アップロードを取り締まる事の方が社会的コストが最少であると考えからです。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について私は反対です。 なぜなら架空請求に利用され社会不安を煽る結果になりかねません。 その場合の社会的コストは多大であり、我々の貴重な税金が無駄に使われてしまいます。よって反対です。 ■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について 私は疑問を感じます。インターネット利用者の約12%がファイル交換ソフトを使ったことがあるとのデータですが現在、政府の呼びかけによりファイル交換ソフト利用者は減少していると思います。よって増加しているとは思えません。増加しているのならば根拠となるデータを利害関係のない第三者機関が算出すべきです。 ■71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目について私は反対です。 無許可の着歌サイトは著作権団体による警告などにより減ってきています。 また、違法サイトの定義が不十分です。よって反対です。	個人

■104ページの下記項目について 第7章第2節2-②-a-i □a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 ◇i第30条の適用範囲からの除外 前提となっている「違法録音録画物」に関して、ある録画物が違法であるかどうかを私的録音録画の前に断定するのが困難なケースは少なくない。わざわざ記載することによる脅迫行為の発生懸念が強すぎる。「違法サイト」に関しても、『すべて』が違法と言えるようなサイトはもともと存在しないのであって、やはり同様に脅迫行為の発生懸念が大きい。 また、いわゆるMYUTA事件、録画ネット事件などどうにも理不尽な判決を裁判所が下している現状では視聴者の権利を奪う方向および不明瞭な点を残す法改正は本件にとどまらず拙速にすべきではないと考える。 なお、104ページ下部注釈にダウンロードとストリーミングを区別する旨が述べられているが、単なる配信技術の違いに著作者の意志を強制的に認めようという趣旨のように読み取れる。この区別を前提とした法改正は行うべきではない。 ■105ページの下記項目について 第7章第2節2-②-a-i □a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 ◇ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件 項目内に下記の文章があるが、不可能ないし不適切である。引用後理由を示す。 >違法サイトと適法サイトを利用者が識別できるよう、適法サイトに >関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること この文章にある「適法サイト」は潤沢な資金を持つ大手しか想定されていない。 無償ですべての適法サイトの情報集積を誰かが行うとは到底考えられないからである。そうすると、適法サイトとして案内されない資金源の弱い適法サイトが、逆に不当に違法サイトとして認識される結果を呼び起こすのは自明である。はっきり書いてしまえば公正な競争を明らかに阻害する。 さらに、そのような問題をかかえたまま「情報を提供する」にあたって、このようなことをやらなければかかるとはならない費用を使うことになる。その費用はいわゆるアップロード側の規制に使う方が有意義であろう。	個人
■105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 本項目に反対いたします。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはそもそもおかしい考え方で、本来は一定の基準を満たさないサイトを違法サイトとして認定していく考えを持つべきと考えます。 合法マークには競争を阻害する目的しかもたないため、独占禁止法の考え方に反する法律となります。	個人
■105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 本項目に反対いたします。 「合法マーク」は、既得権者が新興企業への競争を阻害するための武器に使われかねない、危険なツールとなりえます。 独占禁止法に抵触せずに市場独占を行うことも可能となりえます。	個人
■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について - 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。合法か否かをもれなくチェックするのは実際上困難であり、不公平が生じるから。	個人
■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法性が不明(明らかに合法な場合でも)なファイルをダウンロードした人を対象に、架空請求が行われる可能性が高い。また、対価を請求するためのだけの「異のコンテンツ」を設置するものが現れる危険がある。 ■103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。そもそも違法配信は送信可能化権で規制できるので、わざわざダウンロードを違法化する意味がない。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。残念ながら権利の侵害がないサービスに対しても権利侵害を認めてしまう判決がしばしば見られる。もしダウンロードが違法化されれば、同じように拡大解釈的な判決が出て不当に権利が侵害されると思われる。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネット上では容易に外国と通信することが可能だが、通信先の国の法制度に反していなければ十分なのか、日本国内の制度に反しないことも必要なのかということが不明である。通信先国で合法ならば国内でも合法であるとすれば、そもそもこの法制度自体が無意味で、日本国内でも合法であることが求められるとすれば、「インターネット鎖国」につながりかねない。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」がないサイトを違法化することは、取得が困難な個人サイトを排除するためとしか考えられない。また、YouTubeなどの利用者がコンテンツを作成するサービスでは「適法マーク」を取得しようがない。逆に違法化されないとしたら、制度自体に意味がない。そのほか、「適法マーク」の利用料など新たな利権を生むことは確実である。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードの違いは同じ位位差がない。違いが曖昧なものを区別して規制するのは非合理的であるし、合法性の判断が難しくなることで新しい技術の開発を委縮させる。	個人

■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私は理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうる」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。 ○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不要である確認を強いられ、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところですが)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずです。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されせんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。	個人
■1点目 ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合があります、また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合があるから。 ■2点目 ダウンロードした時点では、ユーザーがそのサイトを違法サイトであると認識していたかどうかの判定材料が曖昧であり、また、的確な判定方法も今後確立しないと思われるから。 ■3点目 曖昧な違法性の定義によって、一般ユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになり、ユーザーはこのリスクを避けるために、合法であることがはっきりと確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があるから。	個人
■2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態(103ページ) 章項目(2)-a-i『第30条の適用範囲からの除外』について反対します。 以下にその理由を述べます。 (1)違法合法の識別それ自体が悪用・偽造されるなど、デジタルコンテンツ社会に様々な悪影響を及ぼすのではないかという懸念。 105ページにて「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」とあるが、例えばインターネットバンキングの“なりすまし”サイトや、偽のデジタル証明書などいわゆる“証明”“認証”分野は常に詐欺や偽造などの犯罪行為とのいたちごっこが続いている。ネットワーク配信などにおいてなんらかの識別手段が将来導入されたとしても、同じように“騙り”“偽合法サイト”が現れるいたちごっこになるだけというのは充分予想される。 また、そのようなサイトからのダウンロードをした者については「情を知って」という定義からすれば欺されてダウンロードしただけであり、これをほぼ必ず無罪としなければならない事は明らかである。しかしながら確信犯的に偽の違法サイトからのダウンロードをした者も当然ながら含まれると予想され、これははっきり言ってしまえば「一部の悪質な違反者に“都合の良い言い訳”」を提供しているに過ぎない状況が起こる。 さらに、そのような偽の合法証明やなりすましが巧妙かつ精密に設計されていた場合には、捜査の初動が遅れたり、告発者側の努力と必要な能力が増えたり、さらには認証サーバーへの攻撃に対する防御費用が必要になるなど、最終的には割に合わない結果になると予想されます。そしてその割に合わない部分は必ずや善良な利用者に対する負担となって返ってくるのが歴史の繰り返しであり、結果的にはコンテンツサービス産業自体への不平や不満を招き、ひいては衰退をも招きかねないと考えます。 (2)ネットワーク上のコンテンツ取り扱い事業規模拡大時期の初期段階における新たな負担増はこの分野の発展の阻害要因となる懸念。 違法性がないサービスであるということを明確に識別したいという法律および利用者側の要求に従って(1)で述べたように想定される「合法サイト」「合法サービス」を証明もしくは認証するために、サービス提供者に新たな負担を強いる事は、小規模・個人などの経済的・政治的にそれほど有力ではない新規サービス提供希望者に対する有形無形の障壁となることが懸念される。 そのような障壁は、まだこれから充分に発展の余地があるこの産業において不幸な未来を招来しかねないと懸念する。	個人

配信事業の広がりのまだ初期段階であり、一部の非合法サイトの存在があると言っても、新規参入者に対する壁になるような物は極力排する方向を維持するべきであるとする。 ネットワーク関連でのコンテンツ流通事業が十分に社会に浸透・普及し、経済的規模も充分な大きさとなった時にこそ改めて考えるべき事であると思われます。 (3)違法ネットワーク配信・違法コンテンツ流通は現行法の枠内で充分に対処でき、また対処するべき。 違法認識をしていないに関わらず、利用者側の数は提供者に対してはそもそも圧倒的に多いです。 また、違法提供者が居なければ利用者が違法なコンテンツを所持または取得することも無い。 著作権法違反犯罪は根本的に“提供者”が最初に存在し、利用者は提供物の「情を知る」のはそれが現れてからの話である。 言い換えれば、元を断てさえすればこのような犯罪は極限まで小規模化できるか、起こりにくくなると考える。 現在のネットワーク時代においては違法提供者は数千倍数万倍さらに多くの利用者と容易に繋がる事が可能になっており、「情を知って」という文言でくくるにはあまりにも膨大な数の利用者を、この法律の威圧下に置く事になり、それは明らかにこの種の犯罪の性質と違法物の流通の方向性から見てもバランスを欠いていると思われます。 権利者および善良な利用者の継続的な努力によって、このような違法提供者を極力減らす事こそが性善説を基本とする法治国家の在り方であると考えます。 以上の考えにより、自分は当該項目について反対の意思を表明させていただきます。	
■59ページ「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目で述べられている内容については同意しかねます。 理由としては、ファイル交換ソフトに起因する被害額などの充分な根拠のあるデータではなく、インターネット利用者の増加に伴って増えたファイル交換ソフト利用者数の増加ならびにファイル交換ソフト過去利用経験者の増加をもって問題としていることである。 60ページ「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」のグラフや62ページ「ファイル交換ソフト利用経験者数の推移」の表については過去利用者の数を加算してファイル交換ソフトの被害が非常な勢いで増大しているかのように見せる為の表ではないかと疑わしい。 何故なら過去利用者という項目は決して減少しない項目である上に、過去利用者がこの問題に関して現在どのような点で関わっているのか不明だからである。 またファイル交換ソフトの利用に関してはユーザー自身が発信者にもなることから公衆送信権の侵害として対処が可能であり、ダウンロードを違法化する理由とはならないと考える。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目で述べられている内容については同意しかねます。 理由については、ストリーミングにおいてもPCにキャッシュという形でダウンロードは行われている以上ストリーミングとダウンロードは技術上大差がない。 ダウンロードは違法、ストリーミングは対象外となった場合、仮にストリーミングでサービスを提供しているサイトを利用しキャッシュがハードディスク上に残っている段階でデータのバックアップ等の複製を行ったとするとダウンロードだと判断される可能性は無いとは言えない。 またWebサイトにおける技術的な選択の幅を狭めてしまうことからWebサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまふ。 これにより日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 従ってダウンロードを違法とすることには反対である。 ■105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目で述べられている内容については同意しかねます。 理由としては、違法サイトと適法サイトの区別をつけるということは適法サイトと認定されないサイトでのダウンロードには常に違法ダウンロードではないかという疑いが出てくるが、現実問題として幾万と存在する個人のサイトなどをそれぞれチェックして認定していくことは難しいであろうと考える。 また、適法サイトと認定されていないサイトでのダウンロードに対して違法サイトで無い限りダウンロードが違法とされないのであれば適法サイトとして認定する意味は無い。 ならば違法サイトを公衆送信権の侵害として対処することで充分に対処が可能でありダウンロードを違法とすることに対しては反対である。	個人
■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 違法アップロードによる被害とされているものが本当に実態を表しているか疑問です。 また、自由にダウンロードできるようになったことによる広告効果などのプラス面についても十分な議論がされたとは思えません。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、送信可能化権の侵害でアップロード者を処罰すればいいだけで、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。 送信可能化権は日本とオーストラリアなどの限られた国にしか認められてないものであり、日本はすでに諸外国より抜きん出て厳しい状態です。このうえなぜ日本だけが更なる厳しい法律で規制しなければならないのでしょうか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の理由で反対です。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られません。そのため、それらをアップロードする側は常にリスクを負っていますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制です。 近年ではボクシングの亀田選手の反則問題で、これほど大きな議論が起きたのはその試合の反則部分の動画がアップロードされ、多くの人々がその異常さに気がつくことができたからです。特にセコンドの反則を行うよう指示した問題については当初大手マスコミではどこも取り上げておらず、インターネットでのみ大きな話題となっておりました。 それが、セコンドのライセンス停止にまでなったのは動画のアップによるインターネットでの議論の盛り上がりによるものでした。 最後に今回のパブリックコメント募集は募集期間が短く、また土台となる法案そのものが一意部権利者の意見のみが採用されているきわめて不当なものであることに抗議いたします。	個人

■A. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
インターネットからのダウンロードを違法化することについて、反対致します。
正当な権利者の権利を保護することは、当然の要請であると考えます。
しかし、そのために、違法サイトからの「ダウンロード」を一律に違法化することには同意致しかねます。
反対の理由は以下の通りです。

1. ダウンロードユーザーへの過負荷
この案に於いては、一般のインターネット利用者への負担が過大になると考えます。
まず、違法サイトが自ら「違法サイトである」ということを前面に押し出して、正当な権利者に成り代わり利益を得ようとするとは考え難いものがあります。恐らく、違法サイトの管理人は、自らが正当な権利者であり自分に代金を支払ってコンテンツをダウンロードするように誘導すると考える方が自然であると思います。
このような状況に於いて、違法サイト等に精通しているとは限らない一般のインターネット利用者に、一歩間違えば即座に犯罪者とされかねない「そのサイトが違法であるかどうか」について、全て自分で判断して責任を負えと求めるのは、酷であると考えます。
一方、動画・音楽投稿Webサイトへの投稿者は、サイトへの来訪者が違法ダウンロードをすることにならぬよう、アップロードに必要以上に気を遣わざるを得ない状況になると推測されます。その結果、著作権者が自らの作品をアップロードしているような場合でも、間違ったクレームであっても対応してしまつて削除をし、自らの作品を世に発表する機会が不当に奪われる事態が容易に起こりうると考えられます。これは、社会的に弱い立場である個人的な著作活動を行う権利者に不当なリスクを負わせる改正案であると言え、賛同できません。

2. 萎縮効果
上記に関して、「違法サイトと承知の上で(情を知って)、それでもダウンロードする場合に限って処罰の対象とする」という条件付けを行うことによって、第30条の適用除外の範囲を限定しようという考えがあることは存じております。
しかし、仮にこのような範囲の限定が行われたとしても、どのような状況であれば「情を知つ」たとされるのか、言い換えれば、どこまでの注意義務が課されるのかについては、非常に曖昧であると感じます。どのようなサイトであれば違法と疑うに足るのかについては極めて主観的な判断要素が入り込むものであり、そのような曖昧な注意義務を判断基準として違法・適法を判断されるとなれば、間違いないく萎縮の効果を生み出し、インターネットは利用しづらい・使えない媒体となってしまうでしょう。

3. 技術的損失
ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないとされています。(一部のストリーミングサイトでは、ストリーミングと銘打っていても、パソコン内部の一時記憶領域にデータをダウンロードした上で再生するものもあります。)にもかかわらず、法律的に違うものとして扱うと、どこからがストリーミングでどこからがダウンロードとなるかが不明確となり、「もしかしたら処罰されるかも知れないから、類似の技術は使わない」という形で技術的な選択の幅を狭めてしまう可能性があります。
その結果、Webサービスの可能性が不必要に狭められてしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて遅れを取ったり、衰退することになりかねません。IT技術の発展が目覚ましい今日の世界の経済情勢に於いてIT分野で立ち遅れることがあれば、それは直接的に日本経済へと打撃を与えかねないものと危惧致します。

4. 波及効果
仮にこの違法化案が通った場合、音楽・映像以外の著作権に関係する業界(書籍業界など)からも、インターネット上でのデータをダウンロード違法化の対象とするよう求めて来ることが予想されます。
書籍業界をはじめとして、様々な業界からこのような要請があった場合、音楽・映像以外の業界からの要請を断る合理的な理由はありません。インターネット上の大量のデータが利用不能になります。(どんなに小さなデータであっても、サイトにアクセスしてデータをダウンロードしなければ、自分のモニターには何も映せないのですから。そして、モニターに映ったときには、既に違法行為を完了してしまっている、ということになりかねないのです。)この場合、現在、膨大なデータ数を誇る資料庫として機能しているインターネットが、全くその役を果たし得なくなる可能性があります。
また、特に書籍に関してもダウンロード違法化が施行された場合、現在世界的にも注目を集めつつあるマンガやアニメ等のパロディ文化を直撃し、これを抹殺する恐れがあると考えられます。それらパロディが、原作品の利益を必ずしも損なっているとは限らない現状においては、違法化されるというのは奇妙に感じます。
なお、一般のインターネット利用者は、弁護士と称する人物が著作権違反で訴訟を起こすと脅してきても、ダウンロードしたコンテンツの違法性の有無、自分の接続したコンテンツがダウンロードであったのかストリーミングであったのかの区別、訴訟に関する法的知識等は持ち合わせて居ないのが通常と思われます。このような場合、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまう恐れがあることは、近年猛威を振っている「振り込め詐欺」の実態を検証するまでもなくあり得る事態であると考え、性急なダウンロード違法化には危機感を覚えます。

5. 既存の法律の活用
ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが想定されるはずですが、これは送信可能化権で規制できるものと聞き及んでおります。
権利者及び権利団体は、これまでの違法アップロードに対して十分な法的対策を講じて来られたのでしょうか。仮に、法的対策が取り難い状態にあったとしても、各サーバーの管理者により多くの協力や理解を求めたり、インターネット利用者一人一人に啓発活動をしたという地道な努力をされてきたのでしょうか。残念ながら、私にはそのようには感じられていません。今回の改正案からは、最も反対意見の起き難い(悪く言えば、最も搾り取り易い)ところから、案に自分達の利益を確保しようという後ろ向きの発想しか現段階で、様々な問題を抱え込むことが明白なダウンロード違法化の導入は、百害あって一利無しであると考えます。

以上、5つの理由から、インターネットからのダウンロードを違法化することについて、反対致します。

個人

■B. 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
上記項目の論旨である、「インターネットサイトに対して適法・違法の格付けを行う」ことに反対致します。
反対の理由は以下の通りです。

1. 格付けの結果
「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」とありますが、「適法サイトに関する情報の提供方法」はどのように行われるのでしょうか。「適法サイトに関する情報の提供」を行うということは即ち、「適法サイトであるという認証」のあるサイトが「適法サイト」であるということになるのだらうと思います。
しかし、逆に、「適法認証」が担当当局よりなされなかった場合、何の落ち度がなくとも、そのサイトは「適法認証」がないというだけの理由で、「違法サイト」とされてしまうことになります。(もし、適法認証がなくとも違法サイトではないとするならば、そもそも適法認証そのものに何の意味もない事になります。)
果たして、そのような事態が正常な状態であるのかと、甚だしく疑問を感じます。
2. 格付けの実行可能性
詳細な数字は挙げませんが、現在の日本国内において開設されているWebページの総数は、相当の多数にのぼると思われます。もしも、現状の改正案が通った場合には、これら全てのサイトを格付けすることになるのですが、とても可能とは思えません。どれほどの数のサイトが存在するのかが把握しづらい上に、各Webサイトは、日々更新・移転・閉鎖・開設され、とてもではないですがサイトの格付けは追いつかないと考えます。その場合、前項で考慮したような「適法でも違法でもない」というサイトが量産されることが目に見えているように思えてなりません。
インターネットサイトの適法・違法の格付けは、無用の混乱を引き起こすだけであると考えます。
3. インターネット上のデータに対する考え方
そもそも、この「適法サイトに関する情報」を提供するという考え方の根底には、インターネット上に存在するサイト・データは須らく違法なものであり、適法なサイト・データは、担当当局の認証したものだけである、という発想があるように思えてなりません。
確かに、広大なインターネット上には、そういった違法なサイト・データは少なからずあるに違いありません。しかしながら、それ以上に圧倒的大多數のサイト・データは、善良に節度を守って運用されていると感じています。

また、インターネットというものは本質的にグローバルなものであり、海外サイトの動向も考慮しなければならないと考えられますが、海外サイトが正しく日本の著作権法を理解し、これに基づいて適法認証を受ける期待は薄く、結果として海外サイトを不当に日本から締め出す事に繋がりかねないと危惧致します。

4. 適法認証の手続きについての懸念
「適法認証」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスには、そのサービス内容の性質上から、個人のアマチュア作者のサイト等には、その手続き的負担から、簡単には認証が降りない可能性が考えられます。結果として、著作権法が「適法な市場」からこれらの作品出展者を排除し、既存レーベルなどの既得権者を過剰に保護することとなり、不公正な競争を助長してしまうのではないかと危惧致します。
著作権法は著作権者の正当な権利を守る為の法であって、著作者の作品発表を不当に抑制したり、既得権者を不必要に利する為に存在する法であってはならないと考えます。
5. インターネットを取り巻く環境の不整備
インターネットと著作権が絡む事件として、半年ほど前に出たMYUTA事件判決については多くの方々が違和感を覚えたと言っています。これは、現在、各事件について適法か違法かを判断する専門家である裁判官であっても、国民の感覚とは必ずしも一致しない判決を出すことがあり得る、ということを示していると考えられます。
このことが示すように、現在、日本におけるインターネットを取り巻くルールについてのコンセンサスは、まだまだ不完全であると考えます。このような状況下で、最悪の場合、言論の自由を抑制しかねないインターネットサイトの格付けを行うことは、非常に危険であると考えます。

以上、5つの理由から、「インターネットサイトに対して適法・違法の格付けを行う」ことに反対致します。

■C. 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について
インターネットでのダウンロードを除外することを検討しているようですが、これには反対です。
反対理由は、項目Aの反対理由1～5と同じです。

■D. 104ページ欄外、注釈51番について
「ストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外」という一文に、疑問を感じます。
ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないとされています。(一部のストリーミングサイトでは、ストリーミングと銘打っていても、パソコン内部の一時記憶領域にデータをダウンロードした上で再生するものもあります。)にもかかわらず、法律的にそれぞれを違うものとして扱うと、どこからがストリーミングでどこからがダウンロードとなるかが曖昧かつ不明確となり、「ストリーミングと書いてあったから映像を見ていたのに、ダウンロードと認定されて違法行為を問われた」という事態が起こりかねません。
実際に事態が起こらないとしても、インターネット利用者は、常にこの種の不安を抱え込むこととなり、不当に大きなリスクを背負わされることになります。
この点については、是非再検討をされるよう希望致します。

■インターネット利用者の大部分に訴訟リスクが発生
最大の問題は、善良なユーザーがインターネットを利用する際に、常に法的リスクを抱えることになるということです。

個人

インターネットの利用において「ダウンロード」とは本質的かつ日常的な行為です。
オフラインでも利用できるようウェブページを保存する機会が多いですし、インターネット上で配布されている無償のソフトウェア、デスクトップの壁紙用素材をダウンロードすることもあるでしょう。
今回検討対象となっている音声・動画コンテンツに関してもそれは同様です。
ストリーミングで配信を行うためには特殊なソフトウェアが必要ということもあり、ダウンロード形式のみでコンテンツを配信するウェブサイトは数多く存在しています。

インターネットの利用者の大多数がダウンローダーから成り立っている現状を鑑みれば、違法ダウンロードの法制化は我が国のインターネット史上かつてないインパクトをもたらすことが考えられます。
中間報告では

「違法サイトと承知の上で（「情を知って」）録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する」

との制限がありますが、これでは消費者保護は不十分です。
法に適う形でコンテンツを公開しているサイトでも「ここは適法です」と利用者が明確にわかる形で表示があるとは限りません。
適法かどうかを判別可能にするために何らかの技術的な仕組みが導入されたとしても、全ての権利者が律儀に適法表示を行うとは考えにくいでしょう。
コンテンツが適法であるかどうかを確実に知る方法は存在しない以上、利用者はダウンロードの度に法的リスクに怯えなければいけません。
「ここは適法サイトだから利用しよう、ここは違法サイトだからやめておこう」といった「模範的行動」に期待があるのかもしれませんが、消費者はそれほど合理的に行動するでしょうか。
「インターネットを利用するだけで法的リスクを抱え込むぐらいなら、最初から使わないほうがまし」と消極的選択をする利用者も現れることでしょう。
結果として、インターネット利用者が音声・動画コンテンツの利用に際し過度に萎縮するようになり、違法コンテンツの排除ばかりか適法コンテンツを用いたビジネスモデルまで破壊する可能性もあります。
我が国におけるインターネットの健全な発展にとって、こうした状況はとても健全とは言えません。

■消費者生成型コンテンツの崩壊

昨今ウェブサービスの新潮流として語られる「Web2.0」の構成要素として、消費者生成型コンテンツ(CGM)の重要性が度々取り上げられています。
インターネットの商用化以降、これまで情報の受け手であった消費者による情報発信の可能性が広がりました。
普及初期においてはツールが不足し、HTML文書をスクラッチで書かねばならないという敷居の高さが足かせでしたが、ここ数年ではブログやウィキの普及により一般の消費者がコンテンツを発信することがまさに現実のものとなっています。
検討対象の音声・動画についてもCGMの隆盛が見て取れます。
今回は検討対象から外れていますが、Youtubeに代表される動画投稿サービスはCGMの重要な例でしょう。
こうしたサービスでは他者の著作物を無許可でアップロードする違法行為に目を奪われがちですが、サービスの本質は自ら制作した著作物をアップロードするユーザーによって成り立っています。
中間報告の検討対象に直接関わってくるものとしては、「ポッドキャスティング」が挙げられます。
これも消費者が音声・動画コンテンツを公開するための仕組みです。
ポッドキャスティングは「ブログの音声・動画版」とも言えるもので、コンテンツはダウンロード形式で配信されます。

先にも述べた通り、ダウンロードの違法化は利用者を萎縮させ、ダウンロード行為を抑制します。
今ようやく芽吹きつつある消費者生成型コンテンツにとって、ダウンロードされないことは死を意味します。
「文化」というものはそれを生業として生計を立てている者だけでなく、CGMのように自らの楽しみのために創作を行う者や、それを享受する者全てによって形作られるはずで、
業務として文化を扱う権利者のためだけにその他の文化に関わる者全てに負担を強いることは我が国の文化全体にとって歪みをもたらすものではないでしょうか。

■新たな犯罪の呼び水に

先にも述べたように、インターネット利用者にとってダウンロードは極めて日常的な行為であり、多くの利用者はダウンロード行為を行っています。
ここにコンテンツの適法確認の不確実性を加味すると、新たな形態のインターネット犯罪を生み出す危険が考えられます。
迷惑メールと同じ手法で無差別にメールを送りつけ、「あなたは私たちの著作物を情を知ってダウンロードし、権利を侵害した」として賠償金の振込みを求めるのです。
適法なのか判別困難なファイルをダウンロードしたインターネット利用者に生じる、「これは本当に適法なのだろうか」という疑念に付け込んだ「違法ダウンロード詐欺」です。
ダウンロードはインターネット利用者の日常的行為ですから、これまでのインターネット関連詐欺と比べても被害は大きくなるものと思われまます。
安心・安全なインターネット利用を標榜する我が国にとって、犯罪を誘発しかねない法改正は慎重を期すべきなのではないかと考えます。
また、こうした新たな犯罪リスクもインターネットの健全な発展を阻害する要因になりうるでしょう。

■アップロードの取り締まりで本当に不十分なのか

現行の著作権法において、送信可能化権という形でアップロードの違法化が行われている現状があります。
「アップロードの違法化」は合理的かつ有効な手段です。
インターネット上に違法コンテンツが存在するためには、それをアップロードした人間が必ず存在します。
一つの違法コンテンツにつきアップロードした人間は一人であり、それに対してダウンロードする人間は多数です。
違法コンテンツの流通阻止を考えれば、多数のダウンローダーよりも少数のアップローダーを取り締まった方が合理的であることは明白です。
アップロードが既に違法化されている現在、大多数のインターネット利用者に重い負担を強いる「ダウンロード違法化」を法制化する必要が本当にあるとは思えません。

■意見を述べる項目(1) 104ページの a i 第30条の適用範囲からの除外 の項目について ☆意見(1) 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することに反対します。 挙げられた理由ウ、エには全く妥当性がありません。著作権者は既に違法サイトを叩き潰すのに十分な「送信可能化権」という武器を持っており、適切にコストをかけて対処すれば利用者への啓蒙やモラルに頼ったコストばかりかかって脆弱な対策は全く必要ではありません。 また、理由イに違法サイトからの録音録画、海賊版からの録音録画が違法であることは利用者に受け入れられやすいこととあります。なるほど個別の利用者に質問すればそう答えるかもしれませんが、現在横行するフィッシング詐欺を鑑みれば一般の利用者にとっては「それが普段利用している銀行のサイトであるかどうか」の見分けすらつけるのが難しいことがはっきりしています。適法な音楽・映像配信サイトであると利用者が判断することを期待するのは無理な相談でしょう。また、今後の一億総クリエイター時代においては違法サイトであるかの判断はさらに難しいものになります。実際にアマチュアバンドの創作した音楽ビデオを動画配信サイトに誤って削除した上バンドのアカウントを長時間ロックアウトした事件が発生してしまっています。 http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/22/news109.html 大量の動画を見慣れている配信サイト側ですら難しい判断を個々のネット利用者に強制することとなり、とても現実的とはいえません。 また、ブラウザでインターネットに接する一般のユーザにとってダウンロードはリンクを触ったら勝手に行われてしまうものであるため、リンク先に飛んだら自分が違法行為をしてしまうかもしれないという懸念を常に抱いて行動せねばならないことになります。これはリンクによって情報をつなぎ生態系を作るWWWという仕組みを真っ向から破壊する行為であり、明らかに文化の破壊です。	個人
■私はダウンロード違法化に反対です。 PC内に残るキャッシュが複製かどうか、どうやって判断するのですか？ PCに精通していない人物の場合、キャッシュの削除、更にキャッシュの存在自体知らない利用者也大勢居ると思われます。普段インターネットを合法的にしか使用していない人が、偶然URLをクリックしたとします。 その瞬間キャッシュはPC内に保存され、開いた先にあったデータが作成者に許可を取っていない物だった場合、違法と言う事になりますね？ 例えそれが何処かの個人サイトから勝手に持ってきたもので、元を知らない人には何も分からないものであったにしろ、です。この様ないつ法に触れるとも知れない環境の中でインターネットを利用しようとする人が極少数か大多数かは分かりませんが、少なくとも私はインターネットの閲覧を控えるでしょう。 ユーザー生成コンテンツが伸びている今、利用者也開発者も規制する法案はインターネット全体に於いて弱体化のきっかけになるでしょう。 法案自体全てが反対と言うものではありません。 少なくとも現段階で違法か合法か完璧に判断する手段がない現段階でこの様な規制をすることが反対と言っているのです。 米国では既に『違法ダウンロードを行った』と、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われていると聞き及んでいます。 その様な事態が起こった場合の対応策、また確認の手段などが先ず確立されなければ、日本もその手の犯罪が増加することでしょう。	個人
■報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 下記の理由のため、私はダウンロードの違法化に反対です。 ○技術的にストリーミングとダウンロードの区別が曖昧で、不安感を煽る YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供。 今回は、違法化の対象外であるとされている。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧。 そしてキャッシュという形でダウンロードはしている。 そのため専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれない。 いま、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びている。 日本の動画サービスがここまで賑わっているのは初めてのことだと思う。 だが、このようなことで開発者も利用者も萎縮してしまえば、動画サービスやUGCの成長を破壊してしまう。 それに、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 そのため、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまい、新しいWebサービスの発想を押しとどめてしまう。 これにより、日本のIT開発が衰退してしまう恐れがある。 また、他人のPCで相手に気づかれないように画像をダウンロードし、それを告発するということも行われるかもしれない。 そのように、気に食わない相手を陥れると言うような私怨で悪用されかねないため危険。 ■報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 下記の理由のため、私は条件付きでも、現状だと反対です。 ○違法か合法か判別が困難、また悪用される危険性がある 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目で分らないことが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いため。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難である。 それにダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分からない。 入手時点で違法となってしまうかもしれない。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される。 故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利。 法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになる。 そして、合法か違法か、見ただけではわからないため、本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれない。 出鱈目に10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいるかもしれない。 数人であろうともその犠牲になる人がいてはならない。	個人

■報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 意見1: ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性を狭める。 日本のIT開発が衰退しかねないし、 Webを使った新しいサービスが生まれる 可能性の芽を摘んでしまうことになりかねない。 だからダウンロードの違法化に反対。 意見2: YouTubeやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしている。 キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと判断されるかもしれない。 同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 だからダウンロードの違法化に反対。 ■報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 意見3: ユーザーからは違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、 見た目で分らないことが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから。 つまり、適法公開かどうかの識別をユーザー自身が行うことは困難。 だから条件付きでも、現状だと反対。 意見4 インターネットに国境はない。 プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 他国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのようなことについて議論がされていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
■利用者意識に関する調査項目の追加が必要だと思います。 「レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般になく、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。」という点までは書かれているが、利用者がどう認識しているかが全く欠落しています。利用者の認識を調査することなくは、利用者と権利者および権利者の所有物の取扱者間での理解の行き違いを取り除くことはできません。 ここにも、権利者側からの結論に則った調査ですら無いことが明確です。 「ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見に賛成します。 アップロードされなければダウンロードする事も無い理屈から、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、コンテンツ亡国になるだけです。 利用者に違法性を付加すると、意識させずにダウンロードさせる仕掛けを作り、違法な行為をしたと脅してお金を取るというような、詐欺行為の温床を作ることからも反対します。	個人
▼104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について: 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、全く同じ。それを法律的に違うものとして扱うという意味不明な考えは、単なる知識の無い人間たちの妄想的杞憂からくる技術統制に過ぎず、精巧な加工及びコンピュータプログラミングに強いという世界に誇れる日本人の特性及び文化を破壊する思想以外の何者でもない。これら、コンピュータ知識を持たない者たちの危険な思想はITが本格化してくるこれからの時代より日本を切り離し衰退化させていこうとする意図しか見えないので根本から真っ向に反対する意思をここに表明する。 ▼105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について: 反対。「適法マーク」とはどのような技術を使い適用するつもりなのかという説明が皆無なので全く意味が分からない。昭和だけでなく明治維新前にでも時代を戻したい輩の時代錯誤な考えとしか表現しようが無い。同じような考えで「プライバシー(P)マーク」という馬鹿げたマークを考えた団体及び制度は、合計数百万件以上の個人情報情報をネット上に流出させた加盟企業や団体にはお咎め無しで現存させ、未だにプライバシーマーク無しの真面目な企業が差別されているという激しく公正を欠く制度を踏まえるとかのような「マークを貼り付ければ云々」という前代的な思想では公正な競争の最大の障壁となり結果、不公平な差別化しか生まず、あげくは独占禁止法が正しく機能しなくなるという矛盾しか生まない。金輪際絶対にプライバシーマークのような超絶的に馬鹿げた制度を経済的に低迷する日本に流してはならない。 ▼その他意見: インターネットというものはそもそも日本が生んだ技術ではない。何様のつもりか？世界に大恥を晒してまで何を守りたいのか。まったく馬鹿げている。 無駄な法制化を企むよりまず技術で不正を防止する技術を国内の技術者に真摯な態度で広く求めることが先だとは思わないのか？どこまで日本の技術者を馬鹿にすれば気が済むのかいい加減にして欲しい。 ----- 以上。	個人

◆「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」(P103)について 反対です。 ダウンロード違法化の議論にはその前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるはずですが。 権利者がこれまで違法なアップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪いのであり、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害であるといわざるを得ません。 ◆「i 第30条の適用範囲からの除外」(P104)について 反対です。 ストリーミングとDLは技術上大きな差はありません。 法律的に違うものとして扱ってしまうことで、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 インターネットはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうると考えられます。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを適法市場から不当に締め出す事にもつながります。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が頻発するようになります。 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できません。 この違法化案が通ってしまったら書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていこうと言われていまし、そうなると現在の日本文化の一端を担っているパロディ文化が完全に殺されてしまいます。 パロディが原作品の利益を損なっていることもなく、権利・利益の面から考えても違法化されるというのはおかしいといわざるを得ません。 ◆「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(P105)の項目について 反対です。 一般的にインターネットを使う人は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、和解金を出してしまうおそれがあります。 これは詐欺師を後押しする法改正案です。 また、現在の著作権制度ではパロディなどで他の著作物を原作として利用していると違法とされるケースが多く、原作を批判するものなどは、許諾すら得られません。 アップロードする側は常にある程度のリスクを覚悟していますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制と考えられます。 更に、合法マークがない＝違法サイト＝ダウンロードが違法化されるという図式はおかしいです。 逆に、合法マークがなくとも違法サイトとされないのなら、その合法マークには競争を阻害する目的しかなく、その差別的取扱は独占禁止法違反と考えられます。 合法マークは、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスやアマチュア作者のサイトを適法市場から排除する為に、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないでしょうか。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあります。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こりましたが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなりかねません。	個人
◆103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。違法アップロードのコンテンツに対しては、すでに送信可能化権で規制可能であり、権利者側が違法アップローダに対して法的対策をとるべきである。それには確かにコストもかかるであろうが、消費スタイルがネット中心へシフトしていく流れの中では必要なコストである。 そのコストを支払わず、消費者側(＝ダウンロード側)に違法性を突きつけて自重を促すというのは、本末転倒であり、その流れのために新規に法律を制定するべきではない。	個人
◆104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 著作者が反対。今後、著作権者が自らが、自分のサイトで公開したり、投稿サイトにアップロードするケースがますます増加していくだろう。その場合、誤解に基づくクレームや悪意をもって削除要求を繰り返す人間などが増加することも考えられる。 それらへの対処を余儀なくされた結果、プロバイダや個人の著作権者が不当なリスクを背負うこととなる。	個人
◆104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、出版業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていこうとされている。そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 パロディは原作品の利益を損なう側面よりも、それにより生じる様々なプラスの側面に目を向けるべきである。特に小説といった分野における「パロディ」(オマージュ)の存在の大きさは今更説明の必要のない部分である。	個人
◆104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。日本人にはパロディという、本来在るモノに何か＋αして再生産する、単なるコピーとは異なった行為を得意とする民族ですし、それは文字を使った文化でも同じです。しかしこの違法化案が通ればその希に見る特質を、自ら抑圧することになりかねないのです。	個人
◆104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットとは国家単位で捉えるものではない。世界中でほぼ等しく「違法」とされるような事項(殺人やキッズポルノなど)ならまだしも、各国の判断により様々な認識が在ると思われる著作権の概念をインターネットの世界で適用・運用することに無理がある。	個人
◆104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、相違点がほとんどない。その客観的事実を、法律的に違うものとして扱うという時点で、現状認識の不足を露呈している。世界中でWeb文化がメインストリームとなって発展していくことは、最早止められない現実であり、その流れに逆行するこの法案は、到底受け入れられない。	個人

◆105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワークーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、技術的・法的知識の不足から安易に「和解金」を出してしまうおそれがある。これを利用した詐欺事件が多発することは容易に想像できる。 実社会の実態と乖離した「規制」法案は、かならずその隙間を利用した新たな犯罪を生む温床となることに留意すべきである。	個人
◆報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)について: YouTubeやニコニコ動画は、キャッシュでダウンロードしたものを再生しているが、このキャッシュが複製かどうか専門家の間でも争いがあります。 また今回議論の俎上に昇っていないストリーミングですが、これはダウンロードと技術上、大差がありません。 第30条を元に法律が整備された場合、 ①拡大解釈されてストリーミングも違法とされかねない ②専門家の間でも意見の分かれる「キャッシュ＝ファイルの複製」を規定されかねない ③キャッシュの入ったファイルをハードディスクの別の場所に移動しただけで、ダウンロードと判断されるかねない 等の弊害が発生しかねません。 これは ①同じサービスでも利用態様によって、違法と合法がわかれてしまう。 ②技術の革新を阻害する ③そもそも論拠自体が、未定義の技術問題に深く関わるもの 等の理由で、さらなる議論をつくすべき問題であると考えます。 このまま法制化されることがあれば、使用者の多大な不利益になるばかりか、技術立国を目指す日本の未来にとっても、非常に有害であるとすら考えます。 以上の理由で、私はダウンロードの違法化に反対いたします。 ◆報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 現行のシステム上では、たとえばYoutubeに掲載されているコンテンツが、違法なのか合法なのか、見た目では分からないことが多い。 なぜなら、日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いから。 つまり、適法公開かどうかの識別が困難である。 ダウンロードに到っては、ファイルの内容は入手するまでは分からない。 入手時点で違法になってしまうかもしれない。 また日本の著作権法が改変されたとしても、インターネットに国境はない。 プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 中国では全てのコンテンツが検閲され、国家や指導層に不利益なものは「国家反逆罪」的に処理される事例が見られるが、その判例を日本で適用できないように日本と他国ではそもそも「権利」に対する考え方からして違うことも多い。 日本と考え方の近いアメリカですら、ディズニーなどの雇ったロビイストの働きかけによって、延々と「著作権」の適用期間が延長されている事態に対して、人類の「共有知」に対する脅威であるという意見も出ている。 そのようなことについて議論が充分なされていないように見受けられます。 だから私は、条件付きでも、現状だと反対します。 以上、有識者の方々の、理性的かつ真摯な判断を期待いたします。	個人
○「合法マーク」は不適切な対応である 「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあります。これは、同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下に示すとおり、数多くの問題点があります。 消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられったり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところですが)といったことが要求されます。このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は、何もないはずですが。 この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在します。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずもなく、実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになることでしょう。 「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。	個人

●100ページ「第7章第2節 著作権法第30条の見直しについて」について。 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を30条の範囲から明確に除外することに反対します。同時に、適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を30条の範囲から除外することについても反対します。 30条の見直しの根拠は余りにも矛盾が多いものです。過去の小委員会議事録も読みましたが、これが議論かと驚き呆れるようなものでした。茶番をもとに提出される「私的録音録画小委員会中間整理」(以下、「中間整理」と記載)をもとに法制化が議論されることについて容認できません。この「中間整理」は提出を中止すべきです。中止できないということであれば、日本のIT産業、文化、言論の自由の将来について大きな禍根を残すことになるでしょう。数十年後の未来、あのときに歴史の歯車が狂ったのだ、なんと馬鹿なことをしたのだろうと言われることでしょう。 ●101ページの「(2) 私的録音録画や契約の実態」の項目ですが、根拠となっている調査報告はダウンロード違法化を目的として、権利者という「議論の当事者」が行った調査です。このようなものを根拠に議論を進めること自体が恣意的な結論を導き出すための茶番だと考えます。 ●103ページの「(1) 権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態」の項目について。 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を30条の範囲から明確に除外することに反対します。どのような利用形態であれ、第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態を特定し法制化してはならないと考えます。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目で、除外の理由がア、イ、ウ、エの項目で記載されていますが、これらを根拠に法制化しようということであれば納得できません。違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を30条の範囲から明確に除外することに反対します。 アの項目について。 「権利者側としては容認できる利用形態ではない」ということですが、容認できないから権利として法制化しましょうというのでは、権利者の言いなりの委員会です。理由にならないと考えます。ドイツで違法複製されたコンテンツのダウンロードを違法化したということですが、これは過剰な権利の拡大であり日本が追随する必要はありません。 イ、ウの項目について。 ともに利用者の良識を期待した上での意見ですが、いつも「利用者は権利侵害をしている」と主張している権利者がこのような二枚舌の意見を述べることは奇妙です。そもそも一般的なユーザーが、違法コンテンツか合法コンテンツかを区別してネットにアクセスすることは出来ません。現在、一部の権利者団体(日本レコード協会)が「適法マーク」で合法サイトの指定を行っていく方針を取っているようですが、もし私がサイトを開設し、私が作詞作曲した音楽をアップロードしたとしても、権利者団体からの指定は受けられません。違法の可能性があるから私のサイトにアクセスしてくれる人はいなくなるでしょうか。もしもアクセスしてくださって私の音楽をダウンロードしたいと希望する人がいたとして、その人は私のサイトが合法であると確信してダウンロードするのでしょうか。私のサイトが将来、権利者から起訴されるかどうか、その人に予測判断が出来るでしょうか。情を知って、という判断基準は極めてあいまいであり「適法マーク」がないサイトからのダウンロードをユーザーが恐れるようになるとしたら、これはネット上の音楽文化を日本レコード協会が独占する、ということになります。文化を独占したいが為の法制化は認められません。権利者が利用者に期待することが、権利者による市場独占の支援であるということであれば、行政はこうした動きに歯止めをかけるべきです。共に法制化に邁進するなど愚の骨頂です。 エの項目について。 「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、」と仮定の話が出ていますが、これは現行法規で十分対応可能なことです。新たに「第30条の適用範囲からの除外」を法制化する根拠はないと思います。105ページに上述の項目を根拠に「第30条の適用を除外することが適当であるとする意見が大勢であった。」とありますが、この決定自体が権利者が多数を占める委員会であり、ユーザーの意見を締め出しているのだから当然の結果です。日本の将来を左右する審議について、委員会で拳がった意見は権利者の近視眼的で一方向的な主張ばかりだった、と報告しているに等しい「中間整理」の文面は「この委員会の人選は行政の指針を作成するには不適切であった」ということを吐露していると思います。そのような文面の中、105ページに「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能性又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見があった。」との記載がありますが、このような意見こそが将来を見越して重視されるべき意見であり、今後の行政に生かされるべきだと考えます。 また、104ページの注釈51に「なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」とありますが、委員会で両者の明確な区別は審議されておらず、技術的にもあいまいで区別が困難なものについて違法・合法の区別を行うことは無理があると考えます。 ●105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について。 「利用者保護の観点から、次の点について法律上の手当が必要であるとされた。」とのことですが、ア、イ、ウの項目に記載された内容だけでは利用者保護には不十分であり、違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を30条の範囲から明確に除外することに反対します。「ア」の項目に「違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する」とありますが、情を知ってという判断基準はあいまいで弊害が多いと思います。アメリカでの事例では、権利者が利用者を告発し多額の賠償金を利用者が支払わされる場合があるようです。日本でも権利者が告訴する可能性があるとか委員会席上で発言していますが、情を知らずにダウンロードしたにも係わらず「情を知っていたら」と追求された場合、証拠を示すことは困難だと思われます。結果的に、ネット利用の萎縮効果を来すだけであり、ネット文化・産業の発展の芽を詰む結果に至ると思われます。 また「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、」と記載がありますが、こうしたことは、既存の権利者による文化の独占、ひいては自由な発展の阻害を生むということは、104ページの項目について述べた内容のとおりですが、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるようにする」ことは、インターネットの自由な文化的利用を認める限りにおいて不可能だと思えます。先に述べましたが、私が作詞作曲した音楽を自らのサイトにアップロードしたとして、私のサイトが違法か合法かを利用者が判断する術は現在はありません。私が「僕の曲は自由にコピーしたり歌ったりしてくださっていいですよ」といってサイトを開設したと仮定して、そこにレコード協会が認定する「適法マーク」がなかったら、私のサイトは「違法サイト」ということになるのでしょうか。そのようなことを決め付けられる謂れはありません。「中間整理」で違法サイトという言葉が何を意味しているのかは非常に曖昧だと思います。もしも利用者が明確に違法合法を判断出来るようにしようとしたら、個人のインターネット利用に大きな障壁が生まれます。個人が音楽を作曲してネット上で公開したいと思ったら必ず何らかの著作権管理団体に登録するようになればいけなくなるでしょうし、もし利用者がその音楽を利用したいと思った場合には著作権管理団体の規約に沿わなくてはならなくなります。	個人

私が「僕の曲は自由にコピーしたり歌ったりしてくださっていいですよ」と希望したとしても、著作権管理団体はそれを許さないかもしれません。そのような縛りをインターネットに持ち込むことは文化発展の阻害です。権利者団体は自由に利用出来るコンテンツの流通を阻害できて喜ぶかもしれませんが、長期的には日本の文化は破壊されるでしょう。「イ」の項目に第30条から除外する行為は「権利者の不利益が顕在化している『録音録画』に限定すること」とありますが、録音録画に限定する根拠はきわめて薄く、書籍やその他の権利者からもダウンロード違法化の適用を求められるのが自然の成り行きと思われます。適用されれば、表現の自由・言論の自由・知る権利について、著しい問題が生じることになると思われます。そして106ページの「ウ」の項目には「罰則の適用を除外している」とありますが、権利者が民事訴訟を起こすことは可能です。そして利用者には違法・合法の判断が出来ないですから、日本中のインターネット利用者は、違法行為を意図せずに行うリスクを背負うことになります。インターネット利用の萎縮効果は非常に大きくなります。現在の著作権制度では、既存のコンテンツを原作として利用する2次創作、例えばパロディのような批評的な視点を含む作品は、権利者から起訴された場合は、司法から違法と判断される場合がほとんどです。海外では法制化されたフェアユースの概念をもってこうした作品の利用が認められていますが、日本では「権利者の裁量」によって、こうした作品を楽しむ文化が維持されています。今後、ネット上のコンテンツが第30条の適用範囲から除外された場合、そうした作品をダウンロードした人も起訴されるリスクを背負うことになります。2次創作の締め出すような法制化は多様な文化の発展を阻害するものです。過剰な権利の拡大であり、反対です。	
●101ページの「(1)私的録音録画の実態から権利者に著しい経済的不利益を与えているのではないかと等との指摘があった利用形態」の項目について 反対。議論の前提に大きな間違いがあり、「第7章第2節」全てが荒唐無稽と言わざるを得ない。 まず、私的複製が権利者の経済的利益を害する実態は明白とは言えない。仮に、私的複製が(技術的にも法的にも)全く不可能だったとしても、消費者が同一著作物を多数購入する事は考え難いからである。 言及されている「ファイル交換」や「違法サイト」の問題は、「権利者に無断で送信可能化されている」と言う違法状態にあり、さも私的複製の問題であるかのように言及する事は、悪質なミスリードである。 一方、無断で送信可能化された「私的でない複製行為」が権利者の経済的利益を害する実態は多くが認めるところなので、現在の私的複製に対する補償制度は存在する根拠が無いため発展的解消とし、「私的でない複製行為」に対する補償制度に改めるべきである。 「経済的不利益」の疑わしさについては、110ページの「権利者が被る経済的不利益に関する再整理」の項目でも上げられており、この様な問題の大前提の部分について、明確な結論なり国民の合意を得ぬままに、その土台の上に積み上げるべき議論を先行させるのは論外である。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。「私的でない複製行為」の介在しない私的複製は、権利者の経済的利益を害さない。 現在既に除外されている項目も含め、除外条項は全て廃止すべきである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。まず、注釈において、「ストリーミング配信サービスは一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外」との事だが、ストリーミング配信サービスはダウンロードを伴っており、前提の認識に重大な間違いがある事は明らかである。この事を理解していない者がこの議論を先導する事も大きな間違いと言える。 イ項について、 「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」との事だが、全く以って意味不明の論理の飛躍である。 「違法サイト」を構成するデータの状態が違法なのであって、そのデータが利用者と接触する事自体を違法とするには論理的な根拠が無い。 また、利用者には利用しようとしているサイトのデータの状態が、合法か否かを正しく判断する方法が無い。 ネットワーク上での「データの接触」は、例外無く利用者の端末へのデータのダウンロードを伴っている。「無断での送信可能化」を取り締まる以外の如何なる対応も現実的ではない。 ウ項について、 前述の通り合法か否かを正しく判断する方法が無いため、違法サイトの抑制効果は期待出来ない。 105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」にも関連するが、「違法サイト」「適法サイト」等と言う大雑把で検証困難な括りではなく、ユーザがダウンロードしたデータを権利者の情報DBと照らし合わせ、「送信可能化する事が許可されているデータ／送信者か？」を、ユーザの側で確認できる体制を構築すべきである。 エ項について、 効果的な違法対策を行うべきであり、そのためには合法か否かが誰の目からも明確な状態にする事が最優先である。 最後に、「仮に補償金制度で対応するとすれば、莫大な補償金が必要となる」との事だが、実際には何ら損害をもたらしていない私的複製に対し補償が行われている現状自体がクレイジーな事態なのであって、この異常な状況を理に合う様に是正するために、「私的でない複製行為」に対する補償制度に改める事を議論すべきである。 ●105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について、 反対。イ項について、如何なるジャンルにおいても、私的複製により権利者の不利益が顕在化している事実は存在しない。今現在、実社会において権利者に不利益をもたらしているのは、「無断での送信可能化」等の「私的でない複製行為」である。ミスリードを排除し、正しい前提で議論すべきである。 ウ項について、 全ての「私的目的の複製」が第30条の適用範囲となるよう、除外条項を廃すべきである。	個人
●103ページ:「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですので、送信可能化権で規制可能と思われます。元を断つことに重点を置きさえすれば、ダウンロード行為自体を違法化する必然性はなくなるはずです。	個人

○103ページ: 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 データファイルをダウンロードするという行為には、データファイルがアップロードされているという状況が必須前提となります。データファイルをアップロードするという行為に対しては、送信可能化権という概念によって十分に対処、カバーが可能です。この権利概念を活用し、違法ダウンロードという状況に対して対処していくことで、本案件で目指すべき問題の解決をより効率的に導くことが可能であるはずです。 ※なお、一方では、ではどういった行為が違法アップロードになるのか、について詳細に議論を進める必要があります。後述の違法アップロードの定義についてと同様の考え方ができるからです。 ○104ページ: 第30条の適用範囲からの除外 条文においては、『違法ダウンロードサイト』や『音楽・画像の違法ダウンロード』について明確な定義がなされていません。ストリーミングファイルの閲覧によっても、データはダウンロードされていますが、まるで違うものであると条文では理解されているように見受けられます。 このように規定してしまうことは、利用する技術についての選択肢を不要に狭め、インターネットの利用の阻害や、IT技術全般の停滞・衰退を招きかねません。 また、一部のアマチュアクリエイターは、アップロードサイトへの投稿によって活動を行っていますが、こうした人々の活動を抑制してしまうことにもつながります。 既存の日本文化において、パロディ作品は大きな部分を占めてきました。それらはオリジナルの創作に対し損害を与えることは非常に少なく、新たな発想をもたらすなど好影響をもたらす効果の方が大であり、こうした効果によって現在の文化は培われてきたといえます。 そしてインターネットの活用によって、こうした文化は、近年、より充実を見せています。 この違法化案を成立させることは、不合理であるばかりか、日本の文化面においても悪影響をもたらすものと考えられます。 ○105ページ: ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 我々の考える一般的な感覚と、裁判所などの下す法的判断が食い違う例は数多く、この項目によって、そうした悪しき例が増加すると想像することは実に容易です。 さらに、そうした“恐怖感”によって、インターネット環境の利用が必要以上に控えられ、技術の発展に悪影響を及ぼすことも懸念されます。 また、こうした違法か合法か、一般の人々にとって判別しにくい問題は、近年多く見られているネット詐欺を助長しかねません。それに対する方策とされる『適正マーク』の設置についても、既得権者の権益回復を目的としたものにしかならないと考えられるのが現状です。 一般の人々の利用は、オフィシャルなサイトと同程度で、Youtubeやアマチュアのサイトが占めており、一方でこうしたサイトにも『適正マーク』が設置されるか、すなわち、ネット上のコンテンツ利用市場において公正な競争が保たれるか否か、非常に疑念が残るためです。 事実、オフラインな環境においても、JASRACなどは一部のアマチュアクリエイターに対し圧力をかけるという問題が起こっていると言います。 そうした既得権益に関する問題が野放しにされている中で、それを後押しするような本法案を通すことは、一消費者としても大いに反対です。 (彼ら既得権者や業界上層陣の主張には、間違いや齟齬、問題の根幹の履き違えが非常に多く、主張の根拠や行動理念にも疑問が多いことは、以前より指摘されています。 ただし指摘する声がインターネット上のブログサイトなどでであったり、個人による指摘が多いため、公正性に欠けるとされてか黙殺されているのが現実です) なお、ご存知かとも思いますが、インターネットの仕組み自体、基本的にファイルをダウンロードし、パソコン上で展開することで閲覧できるようになっており、インターネットにおいて閲覧される全ての情報は一時的にせよ『ダウンロード』されるものであります。また、逆に言えば、インターネットの情報は全てアップロードされるものでもあります。 多くの観点・立場から、データのアップロード/ダウンロードとそれが違法となるケースについて、明確な区分が不可欠であるといえます。 極端にまで言ってしまうと、この問題は、どういった情報が違法であるか、合法であるかを規定するということ、すなわち国家による情報統制にさえつながっているものであると十分にご理解いただき、より慎重に議論を進められますよう、お願いいたします。 長文乱文、失礼いたしました。今後とも我が国の文化のために適正な議論と判断がなされますようお願いいたします。	個人
●103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」について ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権を十分な根拠に規制できるはずですが、権利者は違法アップロードを行っている人間に対して十分な法的対策をとっているのでしょうか。それが出来ていないからこのような状態になっているのではないのでしょうか。 ダウンロード違法化の安易な導入は、かえって混乱を招くだけで良いことはないと思います。 ●104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されている動画配信サービスですが、今回は違法化の対象外であるとされています。しかし、ストリーミングもキャッシュという形でダウンロードはしているため、専門家の間でも定義について論争が起こっています。 専門家の間でも論争になっていることが、ITに詳しい人ばかりでない裁判官が判断を行う法廷に移った場合、その判断がどうなるか非常に不透明です。 これでは、法的なリスクの高さから技術的な選択の幅が狭められ、Webサービスの可能性をも狭めてしまい、日本のIT開発の衰退を招く原因にもなりかねません。 従って、私はこの法改正に反対です。 ●105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 インターネット上で公開されている各種のデータは合法か違法か、見ただけではわかりません。YouTube一つをとっても、そこに公開されている動画が合法的に公開されているかどうかは自明ではありません。 そもそも、違法ダウンロードサイトという考え方が不明確であるだけでなく、一般市民の認識にそぐわない判断を裁判所が下す場合もあり得る現状では、ダウンロードの違法化が行われた場合、合法的なダウンロード行為までも幅広く萎縮されることにつながると思います。 また、合法・違法が自明ではない事をいいことに、データをダウンロードしている人間にのべつまくなし架空請求詐欺が行われる可能性がある非常に危険な法改正であるとも思います。 従って、私はこの法改正に反対です。	個人

●103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 権利者の手間を省くための項目としか考えられない。現在の送信可能化権とは別にこの項目を規定する意義はない。そもそもインターネットの利用は意図する、しないに関わらずダウンロードなしには成立しない。その中でユーザが日常的に違法と解釈されかねない行為を続けなければならないというのはユーザに余計なリスクを負わせるだけであって、本来であればアップロードされた時点での違法性を論議すべきである。 ●104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この法案が仮に通ったとすると、適用するメディアを拡大解釈されるおそれがある。 ●104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 そもそもストリーミングもダウンロードもweb利用者からすればコンテンツを閲覧するという目的は同じであり、技術的な側面から見ても差はないのに特定の技術を指定して違法とする根拠がない。また、大儀的にはwebの閲覧は全てダウンロードと拡大解釈されるおそれがあり、国内のインターネット利用を萎縮させるだけでなく、国際競争力の低下にもつながりかねない。 ●104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットの存在を根本から否定する内容である。 国内外の法律の差異を、海外に拠点を置くサイトに押しつける行為は、この指摘録音録画小委員会の範疇を超えた内容であり、本委員会で論議できるような小さな問題ではない。 更に、本委員会で強引に導かれた結論が、今後の判断や解釈に与える影響は大きい。 ●105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 ユーザに見るべきwebページを指定し、押しつけていることに他ならない。 これは憲法で規定されている閲覧の禁止に抵触するおそれがある他に、健全な競争という側面から見ても、阻害要因以外、何者でもない。 ●105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 著作者が自主的に公開するサイトを競争事業者と見なし、意としない競争事業者を排除するための表現であるとする。著作権保持者の意思を尊重すべきで、この項目によって恩恵を被る既存のレーベル各社、著作権管理団体の意思とは無関係であるべき。 ●105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという意図があるように思う。こういう状態は健全であるとは言い難い。	個人
●103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 複製を不特定多数に配布することに関しては、配布する側を規制することで対応するべきだと考える。 もしダウンロードが違法となれば、違法な複製であることを知らせずにダウンロードさせ、ダウンロードしたという事実を突いて脅すことなどが可能となる。 ●104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ・技術的な面について ストリーミングとダウンロードは技術的に大差がない。これを法的に区別するのは無理があり、そのときどきの判断でストリーミングである、ダウンロードであるとまちな判例が出る可能性がある。 ・詐欺の土台になりやすいこと 個々の利用者に対する権利行使が困難である場合、訴えられる者と訴えられない者が予測不能な形で多数存在することになり、偽の請求による詐欺がおこなわれる可能性が高いと考える。 また、アダルトサイトと異なり、一般ユーザの法的知識の無さから「不安」のために適法な物に関しても和解金を払ってしまう可能性がある。 もしこの詐欺が実現した場合、アダルトサイトの架空請求よりも被害が大きくなると思う。 ・弱小著作権者や正常なサービスが不当なリスクを負うことになる ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿サービスを提供する側がユーザに違法ダウンロードをさせないように気をつける必要が出てきてしまい、誤ったクレームや悪意ある嘘クレームで適法なコンテンツをも削除してしまうことが頻発することになる。そうなれば弱小な著作権者は不当な扱いを受け、サービス側も正常なサービスができるとは考えられない。 ・国ごとの法律の違いについて 日本の法律と、日本以外の国の法律とで異なる場合にどのように対応するのが不明であり、何をもって適法とするのが不明。 インターネットは日本国内に閉じているわけではないため、その点を明確にしなければ混乱を招く。	個人

●105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 適法と認定されたサイトでなければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのであれば、適法と認定する判断基準が明確になり得ないことやコストが現実的ではないことから問題がある。 逆に、違法サイトとされないのであれば、適法と認定することに意味はない。 もし適法という認定を受けなければサービスできないような状態になれば、速度の速いインターネット上のビジネスにおいて足かせとなり、日本でのサービスおよびそれに関する技術は世界にかなりの後れを取ることになる。 また、「違法なダウンロードサイト」という言葉は不明確であり、裁判所のインターネットや技術に関する深刻な知識不足と相まって、国民の良識と反する判断を下す可能性が高い。そのような状態では新たなサービスを始めることについて萎縮してしまい、インターネット上の産業が発展しないこととなる。	
●103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 複製技術の開発・普及による「立法当初想定していなかった複製の実態」の問題と、私的使用に限った合法利用の問題は、まったく異質である。複製方法がどのように変化しようが、著作権者の権利を侵害しない私的利用であればなんら問題は無いはずだ。問題があるのは、「立法当初想定していなかった複製」により著作権者の権利を著しく侵害する行為であり、規制を掛けるのはその部分であるべきだ。規制対象を著しく見誤った第30条見直しには反対する。 ●104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ファイル交換ソフトやストリーミングのいずれの場合において、仮に違法性があるケースであっても問題は配信側にある。違法サイトを減らす目的で、著作権者の権利を侵害しない合法的な私的録音録画を違法化して規制対象にするのは本末転倒であるし、私的録音録画を規制すれば違法サイトが減少するというのも根拠薄弱な願望に過ぎない。犯罪を企てる者は如何に法律が改正されようが抜け道を見出すので間接的規制は全く効果が期待できない。迷惑を被るのは合法的に私的利用を楽しんでいる一般利用者だけである。 ●105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「情を知って」の場合と「明らかな違法」の区別は明確にできるものではない。故に違法性を判断する部局の恣意的判断により不当な断罪が成される危険性が大きく受け入れられない。 そもそも、ダウンロードという行為自体には何ら違法性がないにもかかわらずそこに無理矢理違法性をねじ込もうとするから判断不可能なケースが現れるのであり、規制を掛ける順番が間違っている。 「今の状況を放置しておくわけにはいかない」からといって利用者に一方的な弾圧を加えるのは極めて不当であり、そうした不当な規制を前提として除外条件を云々するのはナンセンスである。 ●110ページ「第3節補償の必要性について」の項目について 補償の必要性については認められるが、現行法の補償金徴収方式は自作のデータ保存・バックアップなど完全に個人で完結した用途に供する記録媒体にまで課金が及んでおり、到底受け入れられない。また、補償金名目で徴収された金が極一部の大手権利者にのみ還元され小規模の著作家には還元されていないという実態があり、事実上の詐欺といっても過言ではない。補償金はコンテンツ販売・配信業者に対して課し、利用者・消費者に対してはコンテンツ購入による間接的負担とするべきである。記録媒体への一律課金は撤回すべきである。 また、コピーコントロール技術の導入についても、合法的な私的利用を阻害するものであり、現状の補償金制度との二重の負担を利用者に強いるのは著しく不当である。コピーコントロール技術は違法配信を阻止する目的に限定するべきであると同時に、補償金問題とは分離して協議すべきである。 ●158ページ「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿」について 補償金適用範囲の拡大により直接影響を被る機器メーカーの代表およびユーザーの代表として適当な委員が存在しないのは欠席裁判といふべき不当なものだ。このような偏向した委員会の場で特定の立場の利権に都合の良い方向性を定めようとする動きに対して反対する。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないと考えられる。また、「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスやアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、違法にアップロードされたコンテンツの存在が前提条件であるが、コンテンツのアップロードは送信可能化権で規制可能である。権利者がコンテンツのアップロードを規制できていないなら、コンテンツのダウンロードを違法化しても、ダウンロードはアップロードよりも対象者が多く規制が困難であるため、違法化する意味がない。 また、ダウンロード違法化すると、法律知識が少ない一般人には、ワンクリック詐欺の恐喝ネタに利用される恐れがあるため、有害である。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目 (1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態 1.権利者の経済的利益に重大な影響がある利用形態と第30条の適用範囲の見直しについて 反対。 基本的には高速ダビング装置であろうと、劣化の無いデジタルコピーであろうと私的複製を制限することは著作物の正常な利用を妨げ、ひいては大衆の文化リテラシーの低下を招く。 また、一般家庭における私的複製が著作権者に多大な損害を与えてとは思えにくい。(一般家庭に置ける私的複製は正常な利用を助けるものである。) 著作権に置ける私的複製を技術的な程度の差(劣化の程度や手間の程度)で制限する事(＝著作物の価値)は著作権者および著作物そのものへの侮辱では無いだろうか。 その作品の技巧や本質が分からないほど劣化した物はともかく、その著作物を著作物たらしめている本質は音質の善し悪しや解像度の高低ではないはず。よって現行の私的複製の範囲を制限する事に反対する。 また、現在著作権権利者が被っているとされるインターネットにおける侵害は送信可能化権でカバーできる。 経済的利益の重大な損失については具体的な実例がないため、その損失が重大であるかどうかは判断しかねる。その実害が明らかにされなければ架空の損害、あるいは不当に高い対価を求めていると思われるのも仕方ないのではないだろうか。 議論の前に根拠のある具体的な経済的実害を明らかにする必要がある。 よって、以下につづく「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」のすべてを棄却するべきと考える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目および、105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 今後普及が予想されるネットワークストレージサービスを考えた時に、自分が借りているストレージに自分がiTunesから買ったデータを置いておき、またこれをダウンロードする場合これは違法に当たるのか？ 適法サイトマークを偽って付けていた違法サイトからのダウンロードは違法とされるのか。SSLのような仕組みを持たない限り適法サイトマーク自体がインターネットでは意味をなさないがその点はどう考えているのか。 仮にそれらの技術的問題を克服したとして、アマチュア活動家等に適法サイトマークのための技術的手段を強いるのは、文化の発展を鑑みても障害でしかない。 また、サイトのデザイン上、作者が適法サイトマーク付けたくない場合、これを強制することが果たして適正であると言えるだろうか。 加えて、海外のコンテンツに日本の適法サイトマークが付けられるとは思えられないし、付けられたとしても海外では何の意味もなさない。 UGC(ユーザージェネレイテッドコンテンツ)の多くはアップロードされることを作者が黙認、あるいは歓迎しており、作者同士もユーザーとも影響し合い(作品によっては作者とユーザーの境目が無く匿名ユーザー同士で協力して制作したり、異なる視点からさらなるコンテンツの派生を促している場合もある。また制作過程で作者不明のいわばインターネットそのものが制作したと言えるコンテンツも存在する)よりよい作品を生み出そうとしている文化を考えれば、ダウンロードの違法化は悪影響しか考えられず、場合によっては、送信可能化権を一部法人や団体によって管理されている著作物の範囲等に制限することさえ考えるべきである。別件で進められている著作権侵害の非親告罪化と合わせれば、ライバル的コンテンツに対し第三者や経済的より優位にある団体等によって不当な競争力の低下を起こす事も可能であり、非常に危険である。 このような見切り発車の状態でダウンロード違法化しても、単にインターネットにおける様々な適法活動の萎縮を招くだけである。 TVなら視聴でインターネットではダウンロード(ストリーミングもダウンロードである)だから制限されるというのは一般人からすれば理解できない。どちらも違法なものは発信元で押さえるべきである。 ※ストリーミングはダウンロード後の扱いが異なるだけであり、技術的にはダウンロードである。 インターネット自体がインフラとしてもビジネスの場としても技術的にも可能性がまだまだあり、現時点でダウンロードの違法化は文化的接点やビジネスの可能性、技術的可能性を否定する物でしかない。ただでさえ日本は国際的に見てソフトウェア方面で遅れているのにさらに国際的に追いつけなくなるだろう。 罰則無しである点も、訴訟を起こす体力のある一部の利権団体のためにしかならない立法であることは明白であり、文化の発展のための議論ではない。また架空請求などの犯罪を助長する可能性もある。 よって見出しの項目について反対する。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ★一般の消費者を犯罪者扱いしかねない法律は疑問です。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ★ストリーミングにもダウンロードにも著作権を守る方法はあるはず。違法対策のために安易に合法Webサービスの発展を狭めるべきではない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ★著作権者も、動画・音楽投稿Webサイトを、プロモーションインフラとして活用すべきだと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ★だいたい、違法サイトなら「適法マーク」さえも、きつとコピーするでしょう。 ★適法と判断するにも、手間とお金がかかるようになって、弱小レーベルには負担となりそうな懸念がある。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この項目について反対いたします。 違法サイトからのダウンロードを行うためには、前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で対処できます。 違法であるとしてダウンロードできる＝アップロードされている時点で違法であると認識できるということで、それであれば、送信可能化権をもって違法にアップロードをしているサイトに対処可能なはずでです。 それでもなお違法サイトに対処できていないというのは、違法サイトに対して送信可能化権による対処を十分に行っていないか、違法サイトであるか認識できないかのいずれかであると考えられます。 前者であれば、送信可能化権による対応をまず行うべきです。 後者であれば、「情を知って」という違法行為とするための前提が成り立ちませんので、ダウンロード違法化は実質的に効果を持たないと言えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について反対いたします。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまうことになります。 その結果、インターネット上で何らかのサービスを提供しようとする際に、非効率的な手段を選択せざるを得ないというケースが増加することでしょう。 技術的に非効率的な手段を選択することで、限られたネットワークリソースが圧迫され、サービス提供者、利用者双方にとって不利益を生じることが考えられます。 さらに悪いケースとして、違法とされてしまった技術であれば事業として成立するが、違法とされてしまったがために、他の効率的に劣る技術を選択するしかなく、その場合は必要な投資額が増加するので事業として成り立たないといった理由で世に出ることなく失われるサービスというものも増えることが考えられます。 新しいサービスが生まれ、定着することで雇用が創出されたり、既存のサービスのさらなる発展のヒントになったりします。 上記の悪いケースでは、その新しいサービスが生まれる前に失われるということです。 技術的な選択の幅を狭めてしまうべきではありません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について反対いたします。 「適法マーク」が無ければ自動的に違法サイトとみなされるとも考えることができ、法人から個人まで、合法的なサイトを運営するものはすべて「適法マーク」を取得しなければならないということになります。 そもそも、この「適法マーク」は何処が発行するものなのでしょうか？ 利害関係者が一切関わらない組織(たとえば国家)が発行するのでもない限り、発行する・しないの判断については常に疑問が付きまといます。(特に発行されなかった場合) また、無数に存在する合法的なサイトについて、その適法性を審査し、「適法マーク」を発行するという作業にどれほどのコストが必要なのでしょう。そのコストを誰が負担するのでしょうか。余りにも非現実的な話です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について反対いたします。 一般の利用者は、自身が持つダウンロードしたコンテンツについて、それが合法か違法かを法的に証明するだけの十分な知識を有していません。 振り込め詐欺の例に見られるように、近年、法的知識が十分でないことに付け込む形で金銭を不当に要求する詐欺行為が急増しています。 この法改正が行われれば、一般の人々に判断が困難な事例が増やされることになり、詐欺行為に利用される恐れがあります。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この項目について反論する。理由は、ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制することが本筋であり、これを怠っているのは権利者側の怠慢であるからである。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は、消費者、社会経済にとってのみならず、権利者自身にとっても管理の制限を自らに課することになる愚策である。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について反論する。ストリーミングはダウンロードを伴わないとあるが、実際にはネットから送られてくるデータは、放送などと違い不連続で非同期であるので、必ずPC内にバッファとしてキャッシュが生成される。このキャッシュは動画なり音声のファイルそのものであり、ストリーミングによって視聴することと、ダウンロードすることは、技術的な差は少ない。むしろユーザーがデータを落としながら見るか、見ないかといった差でしかなく、それを外部から検知するのは不可能である。 したがってストリーミングのみを例外化することはできず、ダウンロードを違法化すれば、必然的に現行のすべての映像・音楽配信に対して制限が加えられることになる。これは現在、あるいは将来のWebサービスの可能性を著しく制限するものであり、市場の萎縮を招くことが予想される。したがってコンテンツ立国を標榜した日本政府の方針とは根本的に相容れないものである。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について反論及び提案する。ダウンロード違法化に実効性を持たせたならば、権利者側はいかにしてアップロードされたファイルの違法性を検証するのか。 ダウンロードしてみなければわからないわけであるから、違法かもしれないと知りながらダウンロードすることになる。これはあきらかに「情を知っている」ことになり、これそのものが違法行為となる。ある法を守るために別の法を犯さなければならないというのは、法律上に著しい矛盾を引き起こすものである。 仮に入力したキーワードによってサイトからコンテンツを検索し、ダウンロードあるいは表示するツールが登場した場合、「情を知って」ということを証明するためには、ユーザーが入力したキーワードを監視することが正当化される懸念も生じる。これは通信の機密に関する原則を著しく損なうものであり、容認できない。	個人

またダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高い。ダウンロードしたかどうか記憶できないようなファイル名を列挙し、これをダウンロードしたとかたって対価を請求する詐欺事件が発生した場合、その道義的責任は私的録画録音小委員会においてダウンロード違法化に賛成を投じた委員にある。 さらに「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張もあるが、これは日本レコード協会がそのマークを販売して新しく利益を得るための手段ではないのか。もちろん合法・違法とは法によって区別されるべきものであり、特定の団体のみが管理するマークによって区別されるというのは、新たな利権体質を生む結果となり、健全なコンテンツ流通を著しく阻害するものである。 しかも過去このようなサイト上に表示されるマークが偽造されないという可能性は、ほとんどないに等しい。従ってユーザーはいちいちこのマークの真偽から調べなければならない。あるいはこのマークを偽造することによって、逆に架空請求を容易にする事態ともなる。事実上このマークの存在自体が、犯罪の隠れ蓑となる可能性が高い。 仮にダウンロード違法化が成立したとしても、権利者がいかにしてダウンロードした者を見つけるのかといった方法が全く不透明である。アップロードした者に対して、ダウンロードした者の人数は当然増えるわけだが、それらを取り締まるという先に見えてくるのは、著作権の非親告罪化ではないのかという懸念がある。 それよりもむしろ、ソフトウェアにおけるBSAのような民間組織をコンテンツにも作り、送信可能化権で対応していく方が遙かに現実的であると考ええる。 総論として、これらダウンロード違法化の議論および結論そのものが、無効であるものと思われる。なぜならば、そもそもこの私的録画録音小委員会というのは、05年に設置された文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会で結論が出されたとおり、補償金の是非を含めてその範囲を検討するために招集されたものである。にも関わらずその議論を棚上げしておいて、権利者にのみ有利に働くと思われる議論・結論に終始している。これは到底バランスの取れた議論になるとは思えない委員選定が行なわれたからであり、委員選定に関わった文化庁担当者の責任は重い。 よってこの私的録画録音小委員会を即時解散し、もう一度委員選定から改めてやり直しを行なうべきである。	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について そもそも違法アップロードは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていない事に問題がある。ダウンロード違法化の前に、アップロードした人間をきちんと取り締まる事ができるような対策をするべき。 そもそもネット上でのコンテンツダウンロード販売が少ないというのも、海賊版がはびこる要因のひとつ。Apple社のiTunes Storeに代表されるような、安価で手軽で便利なサービスで作品が流通されていれば、誰も海賊版に頼らなくて済む。法整備の前にまずサービスを整備すべき。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなるとパロディやファンアートといった二次創作まで規制されてしまうおそれがある。それらのパロディが必ずしも原作品の利益を損なっているとは言えないにも関わらず違法化されるというのはおかしい。原作を無加工で全てアップロードするといった行為は制限されるべきだが、二次創作物まで規制されてしまうのは反対。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、海外サイトを不当に締め出す事にもつながりかねない。合法的サービスまで規制につながるおそれがあり、反対。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけクレームにも対応してしまっただけ削除される事故が起こりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。不当に言論が封殺されるおそれがあり、反対。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」は、その真意とは裏腹に公正な競争を阻害するおそれがある。適法マーク取得に際し審査や参加料などが必要な場合、アマチュアバンドなどの中小の著作者が閉め出されてしまうおそれがある。 また、そもそも単にサイト上にマークの画像をのせるだけなら誰にでもできてしまう。審査に合格していないにも関わらずマークだけかかげる者があらわれても、それを未然に防ぐ有効な手段がない。適法マークという制度はまったく意味がないばかりか、混乱と弊害の方が大きい。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化に反対します。ダウンロード違法化の議論ですが、現行の送信可能化権で規制できるはずで、ダウンロード自体を違法化する以前にコンテンツ権利の問題が十分に解決できていない現状では（違法かどうかの区別などの問題や、合法的なのに違法と判断される場合など）、立場的に弱い一般の人々に違法の文字によって表現の自由を阻害する上に、新たな犯罪ビジネス（クリック詐欺で利用されるなど）の温床となる可能性が高いです。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。そもそも著作物は単独では存在する事は難しく、パロディなどを含めた形で文化が形成されている現状があります。特に日本ではパロディ文化が盛んでそれらが原作品の利益につながっている場合も多く、共存共栄の道を閉ざすような法律は必要ないと思います。 また、実際に運用する際にストリーミングかダウンロードなのかは区別がしにくい上に、法律上の解釈によって判断が変わる余地があります。その結果、利用可能な技術手段が制限されてしまいます。新しい技術が開発する際の障害にもなります。 また海外で利用されている技術が国内では違法となる可能性があり、国際的に不利益となる場合も考えられます。 インターネットなどは特にグローバルな世界であり、日本と海外での区別がしにくい上に、そもそも現状で一般的に使われるようになった検索サイトすら違法になります。そういった現状を考えた場合、こうした法律が運用自体ができるかどうか問題があります。 他にも、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに制限をかけることが必要になります。しかし、間違っただけクレーム対応や判断で、著作権者が自らアップロードしている場合で削除される事故が少なくない現状では、今後そういったサービス自体を否定する内容であり、弱小の著作権者の発表機会を失わせる改正であり、文化の発展を阻害する法改正だと思います。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現行の著作権制度の元では、パロディや批判をしたい場合でも違法とできる上に、許諾を得るのは難しいです。また、そういった作品を発表する側はある程度リスクを考慮できますが、ダウンロードをする人にまで責任が及ぶような法改正はそういった表現の自由を奪い、思想統制の材料となってしまう。 また、「合法マーク」が無いと違法となるのは明らかに表現統制の手段となるし、無くても問題ないならばそもそも必要がないです。また合法かどうかの判断を一部の人にゆだねるのは、利権の対立する人により一方的に制限するなどの独占の危険があります。 実例としてはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、自作サイトなどで発表しているアマチュアをインターネットから除外する事ができるようになります。そういった人たちが特定の会社と契約しなくてはならないようにするのは問題です。 他にも、一般の人は、違法性の有無にかかわらず、通常普通に利用しているだけでダウンロードしたコンテンツを有している場合も多く、弁護士や権利者等と称する人が訴訟すると脅してたら、抵抗できるほどの法的知識は無く、違法ではないのに不安からお金を払ってしまう事が考えられます。	
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない(ほぼ同義)のに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 明確な違いのある技術を引き合いに出すのならばともかく、このような曖昧な基準が成り立とう筈が無い。 発案自体、Webというものを見たことも触れたことも無い第三者による主観的予想としか思えず、陳腐な提案であるとか言い様が無いそもそも、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまうのは想像に難くなく、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の議論にはその前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能性で規制できるはず。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 本案が成立した場合、書籍業界でも同等の要求がされるものとする意見が多数あり、その場合には漫画や雑誌、一般的な小説等の作成上、重要な要素となる模倣(パロディ)文化が事実上違法となる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 また、ストリーミングとダウンロードは技術上の大きな差はない。 ダウンロードの違法化は、技術的な選択の幅を狭めてしまうためWebサービスの柔軟性を狭くし、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について パロディなどで他の著作物を題材とする場合、違法と判断されることが多く、それらを発表(アップロード)する側は常にリスクを覚悟しているが、閲覧(ダウンロード)する人に対してまで過大なリスクを負わさせるという姿勢は批評精神を弾圧する姿勢に通じるように思える。 また、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 MYUTAに類するサイトを利用するユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 さらに、一般的にインターネットを行っている人々は、ダウンロードしたコンテンツについて、詳細な法的知識を持たないものと思われる。 これは詐欺を目的とする人物が訴訟すると脅してきた場合に、抵抗できる法的知識は無いものと想定することが難くない、自身のダウンロードが合法であるにもかかわらず、和解金を出してしまうおそれがある。 これは法を遵守している人々をいたずらに脅威に晒し、詐欺を助長する法改正案とみなすことができる。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化は違法と言う側により一方的に有利な法令になるとしか考えられない。言ったもの勝ちの状況になればインターネットの成長も阻害されることは間違いなく、これはインターネットを潰そうとしているとか思えない有害なものと思われる。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、著作権者が自らアップロードしている場合でさえ、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。映像、音楽等のコンテンツで私的録音録画補償金制度があるが、この支払うことについては否かではないが、これに対する二重払いや返金制度については疑問が残る。また、会計に関しても完全に公開されず不信感を持たざるを得ない状況である。そもそも著作権者に正当な分配が行われていないからこそ、著作権者もより多くの徴収を行おうとしているのではないか？一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。「適法マーク」は自分の意思でつけられるわけでもなく、誰がどのように提供できるのか？国がチェックするのであれば思想統制と変わらないし、意味のないものである。また、「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものと思えない。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツが存在しているはずだが、日本の著作権法には、このような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがある。 一般的に考えて、アップロード行為よりもダウンロード行為の方が数が膨大で、アップロード行為がなければダウンロード行為も行えないため、アップロード行為を送信可能化権で取り締まった方がより効果的である。 ダウンロードが違法化され、罰則がついたとしても、ドイツの例を見れば、大して効果がないようである。 著作権対策は送信可能化権の追求で十分であり、ダウンロード違法化は、一般ネットユーザに負担を強い、無用な混乱を招くだけである。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 動画投稿サイトのYouTubeやニコニコ動画では、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、キャッシュをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねない。 同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性がある。 また、映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがあった。 そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性がある。 動画が違法かどうかは再生するまでわからないため、合法的な動画の利用が萎縮する恐れがある。 以上のことにより、動画投稿サイトなどによるユーザー作成コンテンツの発展が妨げられる恐れがある。 また、この違法化案が通ったら、書籍業界でもコンテンツをダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。 そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 それらのパロディが原作の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 「文化の発展に寄与する」という著作権法の理念にも反することになり、本末転倒である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」の導入により、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、合法マークを簡単に設置できないアマチュア作者のサイトが、「適法市場」から排除され、公正な競争ができなくなる恐れがある。 また、曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる恐れがある。 これは、「文化の発展に寄与する」という著作権法の理念に反する。 一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかもしれない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えることになる。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できる。一方で、違法にアップロードされたコンテンツが存在しなければ違法ダウンロードの問題は一切発生しないのは明らかである。よって、本来は違法アップロードに対する規制をより強化すべきであり、ダウンロードユーザー側に責任を負わせる法改正は誤りである。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害と言える。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 まず、音楽のみの規制という時点で問題がある。音楽のみを規制することが多くの国民の意思であるとはとうてい考えられないし、各種著作権者の動向を見る限りでは今後なし崩し的に音楽以外に規制が拡大されることはほぼ明らかだろう。日本の著作権法は過度に著作権者を保護する規定となっており、パロディに代表されるような言論を著作権を利用して封殺する現象がこれまでも見られてきたが、今回の法改正が成立すれば著作権に名を借りた言論統制がこれまで以上に頻発することが予想される。よって、本項目に反対する。 また、ストリーミングとダウンロードは技術上大差がなく、どちらかのみを規制することは恣意的な法運用を生む理由となるので、ストリーミングとダウンロードを区別する規定自体についても反対する。 文化庁の発言として紹介されている“YouTubeやニコニコ動画はストリーミングであり今回の法改正で規制されるものではない”というものは、少なくとも技術的には誤りさえ含んでいる。このような技術に対する無理解を明確に証明する発言が所管省庁から出ている状態で、技術的理由によって著作権の運用が異なるような条文を設定することは明確に誤りと言える。 さらには、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードされたコンテンツの合法性に気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。実際に、「ニコニコ動画」でもごく最近誤削除の事例が発覚し、問題となった。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の日本国著作権制度では、パロディに限らず他の著作物を原作として利用する場合に関して原作者への保護が過当に強い状況であり、国際的に見てもベルヌ条約の要求を大幅に超える保護をかけている、すなわちバランスを失っていると言える状態である。本来、他の著作物を原作として利用する創作であってもそれは表現の一環であり、(原作者への適切なリスペクトを条件として)創作および発表自体は日本国憲法における言論の自由の精神に照らして常に認められるべきである。アップロード側の規制さえ本来は失当であるにも関わらず、ダウンロードまで規制するのは著作権に名を借りた言論統制であり、とうてい認められるものではない。 適法マークに関しても反対する。ユーザー主導のCGMサービスや、アマチュア作者のサイトに適法マークを設置することは運用上困難であろうが、そういったコンテンツであっても現時点で著作権を侵害していないコンテンツが数多く存在することは周知の事実である。 もし適法マークが存在しないコンテンツのダウンロードを一律に違法化するのであれば、ベルヌ条約の要求である非方式主義にも抵触するおそれがあるほか、著作権の主体を一部の法人に限定するものであり、明らかに著作権システムの理念と抵触する上、アマチュアの創作するコンテンツに対して競争力を失わせる行為であり、公正な競争の観点から見て問題がある。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、裁判所の判断と国民の良識が常に一致することは日本法の法体系では一切期待されておらず、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないという権利者の怠慢を他者に押しつけているだけではないのか。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。(既にJASRACの運用規定に合わせるためにダウンロードによる配布のほうが効率的であるにも関わらず、わざわざストリーミングとみなすための処置をしているために多大な無駄が生じている。) また、現状では録音録画物に限定しているが、少なくとも著作物のうちで録音録画物のみを特別扱いする理由は見あたらないため、この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、ありとあらゆる著作物がダウンロード違法化の対象になるのではないか。 そうなるとインターネット上にあるあらゆるものがダウンロード違法化の対象になりうるため——そもそも100%著作権侵害していないことを保証することは論理的に不可能であるのだから——日本国内でまともにインターネットを使うことはできなくなってしまうのではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 そもそも100%著作権侵害していない状態であると確証をもつことは不可能であり——現行の著作権制度は複雑すぎるため、全く著作権を侵害していないことを保証するのは論理的に無理がある——知識のある人ほど「情を知って」と判断される可能性がある。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 「適法マーク」はそんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。また海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また一般人は違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 これは詐欺師を後押しする法改正案となるだろう。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 さらに、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また、一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 これは昨今の不当請求詐欺師を後押しする法改正案だ。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。違法アップローダに対して十分な法的対策を取る余地がまだあるにもかかわらず、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は日本のIT業界の発展に有害無益である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ・パロディ作品を発信する側がある程度リスクを負うのは社会的責任上止むを得ないと思うが、パロディ作品を見る(ダウンロードする)側まで違法化しては言論の自由の根本たる批判精神を封殺することになる危険が大きい。 ・ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。それらを法律的に違うものとして扱うのは技術的な合理性を阻害する可能性が高く、結果的に合法的なWebサービスの可能性を意味もなく萎縮させ、日本のIT業界のサービスを諸外国と比べて衰退させることになりかねない。 ・違法対策はアップロード側の取り締まりを強化する方向で行うべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ・「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反である。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 ・インターネットのグローバル性からいって、日本の法律によって海外サイトを違法と適法に分類しようとしても海外サイトの管理者の協力が得られる可能性は低い。またそもそも日本の法律に対応する義務の無い海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ・一般のネットユーザーが違法性の有無を知らずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。振り込み詐欺の横行を防ぎきれしていない昨今の状況で動画のダウンロードを違法化するのは詐欺師の後押しをする法改正になってしまう可能性が高い。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえてこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 米国などで取り入れられているフェアユースの取り扱いを、わが国でも検討する必要があると考える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスその他インターネット等新規メディアの可能性を狭めることとなり、日本のIT技術開発力が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化、二次創作文化が殺されることになる。 それらのパロディ、二次創作が原作品の利益を損なっているわけでもなく、かえって知名度の向上による利益も考えられるのに、全て違法化されるというのはおかしい。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロード、この両者はシステム内でファイルとして実体化するという部分を見れば判るように技術上では差がない。にも拘らず、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。限られた選択肢ではWebサービス開発側の制約が多くなるため、技術発展の阻害に陥ると考える。このような状況になってしまっでは、今後も日本の情報処理が諸外国と比べて衰退するだろうし、有能な開発者は制約の無い自由な海外サービスなど力を発揮することで、自己実現を求めるような事態にもつながる。結果として、日本の国力低下につながるだろうと思う。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、他の著作物を原作にして、パロディ化したような作品も違法だと判断されることが多いと思う。原作を批判するような内容などは許諾もまず得られない。 そのような作品をアップロードする側は、常にリスクを覚悟していると想像するが、ダウンロードする側までも過大なリスクを負わなければならない状況は、批評精神を著作権で封じ込める事にもつながり、結果として思想統制へとつながることになると思う。 さらに、「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また、このような制度運営の組織には毎度のように、監督省庁の天下り機関としての役割もついて回るので、その点でも「合法マーク」化は反対である。 また、一般利用者は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だと考える。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している。 これは送信可能化権で規制できるはず。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングもキャッシュとしてはダウンロードされているわけでストリーミングとダウンロードは技術上大差がないということを見視している。 両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭める。 また、諸外国との法制度の不整合はどうやって解決するのか？	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で充分規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのがそもそも問題。例え少ない件数でも見付けたらきちんと対処し、それを公表するだけでも随分違うはずなのに、その努力を怠っている状態で全てのネットユーザーに負担を強いるのは許容できない。例え法的対策で即座に損失を補填出来なくとも私的録音補償金だってある。現状でも権利者の利益保護は充分出来るはずであるのに、今あえてダウンロード違法化を導入する必然性を感じない。むしろさまざまな問題をかかえこむことになるだけで、導入はかえって有害だ。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。そもそも原作品自体が別作品のオマージュであることも多いのにどう線引きするつもりなのか。商業活動で世に出せば合法、それ以外は全て違法だとも言ってしまう。拡大解釈すればブログで感想を書くことすら違法扱いされるの恐れすらある。 また、ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうするとWebサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。新しい技術が開発されても日本では違法扱いされるということで諸外国に流出する危険性もあるのではないか。 そもそもインターネットというのはグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないようアップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が頻発するようになる。特定の団体に所属していない弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり賛同できない。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。批判を表現するのも違法なら見るのも違法というのはあまりにも一方的すぎるのではないか。 そもそも「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、マークが付いていなくても違法サイトとされないのなら合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。「合法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイト、日本の法律の外にある海外サイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 第一、「合法マーク」を与えたサイトが常に合法性を保っているかどうか管理する態勢はどうやって整えるつもりなのか。その管理が出来たら違法サイトの取り締まりだってかなりの信頼度で出来そうなものだが。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。折角のビジネスチャンスも合法・違法で揉めている間に他国に出し抜かれおしゃかでは目も当てられない。 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。現在では一時キャッシュに動画・音楽ファイルが入ってないということは考えられない。面白いように引っ掛かる人が出てくることは想像に難くない。 「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ」と言うが違法サイトであることを明記するサイトなどあるはずもなく、むしろ合法サイトであるように見せかける努力を惜しまないだろう。例えば利用料を取られるサイトなら通常の商業サイトと勘違いすることも考えられる。またダウンロードした後で違法だったことに気付くケースもあるだろう。ダウンロードするまでそのファイルの中身は分からないのだから。穿った見方をすればサイト管理者と前述の詐欺師がグルであるケースも考えられる。ここを明確にしないことには違法ダウンロードサイト以上の犯罪を生むだけで犯罪抑止力として機能などしないと思う。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 違法にアップロードされたコンテンツにたいしては送信可能化権で規制可能である。ダウンロードが違法となれば、法的な問題に対して弱い立場になりやすい個人ユーザが不必要に責任を負うことになり、インターネットにおける様々なサービスに対して必要以上に萎縮してしまう結果を招きかねない。 その結果、インターネットにおけるダウンロードコンテンツの販売といった現在成長している新たな市場を潰してしまう事も充分考え得る。 「適法マーク」が無いサイトを違法サイトとすることについては、個人サイトにおける作品の配布のために適法マーク取得が必要となり、その煩雑さが結果として表現の自由を制約することにも繋がる可能性が高い。 更に海外のサイト、特に中小の小売業者が日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける可能性が高いとは言えない為、日本の消費者から必要以上に敬遠され、非関税障壁であると諸外国から指摘される可能性もある。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 違法にアップロードされたコンテンツに対しては、送信可能化権で十分に対処できる。ダウンロード違法化は、判断があいまいとなりやすく副作用が大きすぎる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットに爛する技術は日進月歩であり、ストリーミングやキャッシュ、ダウンロードに技術的な違いは名前だけになりつつあるため、ダウンロードだけを違法化しても意味がない。だからといって、ストリーミングやキャッシュまで違法化するとインターネットそのものを廃止することになり、これも意味がない。 また、ユーザにとってインターネット上のコンテンツがどこの国や地域から発信されるかは分からないことが多く、気にしていない。適法マークがあるコンテンツだけを合法とするならば、日本の法律を全世界に適用する必要があるが、それは明らかに無理である。また、インターネットにおいては、関わる人すべてがユーザであり情報発信者であるため、たとえインターネットが日本国内で閉じていたとしても、発信されるすべてのコンテンツを審査し適法マークを適用するのは非常に困難である。 さらに、コンテンツをダウンロードしたユーザにとって、それが合法的なものか違法なものか判断が難しいことがあり、昨今の振り込め詐欺のように、ダウンロードしたコンテンツは違法なものであるため罰金や和解金を支払いように言われたら、支払ってしまう可能性が非常に高い。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 当該箇所中において、「複製技術の開発、普及に伴い、立法当初想定していなかった複製の実態が生じた場合は、第30条の適用範囲も見直しの対象になるのは当然のことと考えられる」とし、ベルヌ条約上のスリー・ステップ・テスト(特別な場合、著作物の通常の利用を妨げない場合、著作者の正当な利益を不当に害しない場合)における考え方とも合致する、という。 しかし、当該箇所はダウンロード違法化という結論まずありきの話になっており、見直しの対象として必要な客観的な検討がなされていない。インターネットの発展は著作物の共有、翻案による新たな文化的価値の付加など、正の側面もあり、単に権利侵害の機会が拡大したから権利者の保護を強化すればよいといった単純な問題ではない。 ベルヌ条約にしても、現在のインターネットの普及を見越して作られたわけではない上、ダウンロードが「著作物の通常の利用を妨げない場合、かつ著作者の正当な利益を不当に害しない場合」に該当せず権利制限が認められないかどうかはなお個別の検討に委ねられているものである。例えば、権利者にとっては、送信可能化権でこの問題を他に悪影響を及ぼすことなく解決できるケースが多いように思われるが中間整理では全く触れられていないなど、中間整理は検討を権利者の権利保護の立場のみからしか行っていないように思われ、インターネットの利用者の代表の意見が反映されていないことを鑑みれば妥当性を欠くものである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 中間整理においては、同ページのア～エにおいて、ダウンロード違法化を正当化する事由が列挙されているが、いずれも権利者の一方的な理由に基づく妥当性のないものであり、かつダウンロード違法化による弊害を無視しないし軽視しすぎており、認められない。 アについては、ベルヌ条約について述べられているが、先に述べたとおり、ダウンロードが「著作物の通常の利用を妨げない場合、かつ著作者の正当な利益を不当に害しない場合」に該当するか否かは個別の検討に委ねられているものであり、その検討の最終意思意思決定主体は消費者を含む国民全般であって、著作権の権利者のみではない。権利者としては容認できる利用形態ではないというのはあくまで権利者の一意見に過ぎず、サービスの提供を受ける側のインターネット利用者の意見を入れずして法改正を正当化する理由として含めるのはおかしい。 イについては、利用者にもし受け入れやすいという結論付けがされているが、その具体的根拠は全く提示されておらず、なぜこのような結論が一方的に掲載されるのか理解に苦しむ。 まず、中間整理では「違法サイト」に対する定義に関する検討が十分にされておらず、何を想定しているのかが不明確である。もし、著作権に違反したファイルがアップロードされているウェブサイトが「違法サイト」というのだというのであれば、著作権の無方式主義などから、権利者管理団体傘下の団体以外の者(特に個人)が当該ファイルが著作権侵害か否かを判定することは非常に困難であるという点を留意する必要がある。仮に厳密に「違法サイト」の判定を行うならば、個人の運営するサイトやユーザー参加型の投稿サイトは「違法サイト」である疑いから逃れられず、そこからダウンロードした個人も法的にグレーゾーンな領域に足を踏み入れてしまうことになり、インターネット利用者が権利侵害者となる危険が格段に増すことになる。さらに、著作権者か否かを確認することは前述の著作権の無方式主義からいって困難であるため、権利侵害者を装った詐欺や架空請求を誘発することにもなりかねない。 そのような自体を抜本的に避けるためにはインターネット利用者はダウンロードを控える等の萎縮した行動を取らざるを得ず、従来著作権上問題なく行えるはずの諸活動まで抑制されるということになりかねない。 このような広汎な悪影響を及ぼす内容を十分な弊害に対する検討なくインターネット利用者が受け入れられるはずもなく、中間整理の根拠付けは是が外れている。 なお、欄外脚注にて、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービスは今回の検討の対象外である旨の記載があるが、ストリーミングとダウンロードは技術上大差がなくなっている(例えば、ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されている。また、一般にはストリーミングに該当するYouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされており、かような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがある)にもかかわらず、ストリーミングのみを検討の対象外とした理由が分からない。一方は違法、他は合法ということになれば、事後の法運用の混乱を招きかねないうえ、一方が違法とされていることにより、他方もなし崩し的に違法化されてしまうことになりかねず、それは現在形成されつつあるユーザー生成コンテンツ(UGC)の破壊を意味することになる。ストリーミングを従来どおりとするのであれば、ダウンロードについても従来どおりとするのが妥当と考える。 ウ及びエについては、そもそも「個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多い」のであるなら、ダウンロード違法化を法制度化する必然性は全くないはずである。「録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること」とあるが、そもそも「違法サイト」の定義も十分にされていない以上、この法改正は利用行為に対する広汎かつ無限定な事前抑制として働くと考えざるを得ない。ダウンロード行為は表現行為の受け手の行為として表現行為と表裏一体をなす行為であり、その事前抑制となる規制は表現行為の事前抑制行為と同等の厳しい制約の元に行われるべきであろう。権利者には既に送信可能化権が認められており、新たにインターネット利用者のダウンロード行為を違法とすべき正当性も合理性もない。 また、「補償金制度で対応するとすれば、莫大な補償金が必要となる」という意見が取り上げられているが、かかる意見がどのような算定方法を用いて補償金の算定をしたのか根拠を明らかにする必要がある、根拠を挙げぬまま中間整理の意見としてとりあげるべきではないと思われる。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 そもそもこの「ダウンロード違法化」自体、送信可能化権の適切な行使で事足り、全く不必要であり、有害なだけの法改正であると考え。従って、法改正がされることを前提とした同ページの見解自体そもそも反対であるが、念のため、各点について付言すれば以下の通りである。 アについては、「情を知って」や「明らかな」という範囲限定が述べられているが、あくまで机上の空論に過ぎず、実際の紛争事案においては、権利者（濫用的な権利者、詐欺師も含む）と利用者との間で当該概念を巡って水掛け論が展開されることは明白である。インターネットの利用者が皆著作権法の専門家ではなく、同概念の法的な外延などを知る手段なども限られていることを考えると、インターネット利用者は相対的に弱い立場におかれることになる。そのようなインターネット利用者の地位を弱体化を招くことを容認する必要性は、本来権利者の送信可能化権の行使で足りることを考えれば全くないと言わざるを得ない。 なお、同点に関し、違法サイトと適法サイトを識別できる仕組みが必要との指摘がなされているが、そもそも「違法サイト」の定義や、誰がそれを判定するのかについての十分な検討はなされていない。権利者団体に近い団体にこうした「合法マーク」等の付与権限を安易に与えることになれば、その運用基準を恣意的に決定されることにより（この点、個人の運営するサイトやユーザー参加型の投稿サイトは「違法サイト」である疑いから逃れられない点を再度指摘しておく必要がある）既存の権利者団体の方針に沿わないビジネスモデルを持つ新規参入者を排除し、競争の実質的制限の手段や公正な競争を阻害する手段として悪用されかねず、自由な能率競争を望むインターネット利用者にとって不利に働く。この点、権利者団体には、かつて着うたフルにおいて、他業者からの配信要求を共同で拒絶したとして公正取引委員会から排除勧告を受けたという経緯があることを付言しておく必要がある。 また、インターネットというものはグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうるが、この場合にどのように「違法サイト」を区別するかについての検討も十分にされていない。検討が不十分のまま行えば、日本のインターネット利用者の海外サイトの利用が萎縮してしまうおそれがある。 本来であれば、違法サイトの区別に関する定義を行ったうえで十分な期間の運用を経て、それに対して利用者全般の合意を得られた場合に法制度化の是非を検討するというのが議論のあるべき姿であり、「ダウンロード違法化」に合わせて区別のあり方を検討するなどとは本末転倒である。 イについては、なぜ「録音録画」だけに限定するのか、実際に他の権利者が同様の措置を求めてきた場合にどうするのかについての基準もなく、思慮の足らない安直な議論といわざるを得ない。今後出版や新聞（テキスト）や、写真、絵画、マンガ、ゲームなどほかの業界が同様の要望を出してきた場合、なし崩し的に「ダウンロード行為の違法化」の適用範囲が拡大するおそれがある。インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけではなく、大量に生成する時代となっているところ、生成の前提として著作物をダウンロードする作業が必要な場合があり、これらの活動について著作権者に広汎な権利を認めることになれば、権利者の意に沿わない調査結果の公表、記事、パロディ、風刺等に対する権利者の濫用的な介入を招き、インターネット上の表現行為は重大な影響を受けることになることになりかねない（報道については第四十一条における権利制限があるが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられることから、ダウンロード違法化によるリーガルリスクはなお生じることになる。）録音録画だけに限定されればインターネット利用者の保護が図られるというのは全くの誤りである。 また、但書を加えたうえで個別の事案に即して違法性を判断するという意見も取り上げられているが、利用者が濫用的な権利者や詐欺師から理論的に身を守る術がなくなってしまう、全く利用者の保護につながらない。論外な意見であると言わざるを得ない。	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 理由：ダウンロード違法化の前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずであり、以下で論じている種々の問題がある中でダウンロード違法化の導入は有害である。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 理由：回線の負荷を軽減したり、ユーザーの利便性を向上するために用いられる技術は、ストリーミングとダウンロードのどちらに該当するのか、今後の技術開発等にも影響を与えるような制約は国際競争力を削ぐことになる。またリスクを避けるため一切の情報を途中の経路やPCに保持しないようにするならば、適法な情報提供の側にとっても常に個々のユーザーとの間で帯域を確保しなければサービス提供ができなくなり、サービスが不可能になったり、サービスのために必要なインフラが過大なものとなり社会的に維持できなかったり、維持に必要な電力など環境にもやさしくないなどデメリットが目立つ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 理由1：ダウンロードする前にすべての内容を確認し適法かどうか判断することは困難である。そのような状態では情報をダウンロードする行為＝知る権利を制約することに繋がるのではないかと。 理由2：「合法マーク」は、実際にはYouTubeをはじめとするサービスをインターネットから排除することにつながるなど、公正な競争に反するものではないかと。 理由3：一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また、この違法化案が通ったら、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺される恐れがある。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を阻害する。 「合法マーク」については、これが無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。「合法マーク」が存在すると、YouTubeやニコニコ動画などのユーザ主導のサービスや、それを簡単に設置できないアマチュア作者のサイトの活動が著しく制限される。結果として、日本のコンテンツ文化の発展が阻害され、国益に反する。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。そもそも、私的録音保証金について話し合う委員会でのような議論が出てくること自体、行き過ぎである。また、ダウンロードを一律に規制することは著作権が親告罪であることにそぐわない。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれからも違法アップローダに対して十分な法的対策を取るべきであり、必要に応じて国際機関や各国との連携を進めるべきである。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないために101ページ以降のような議論になっているのではないか。新法を検討する以前に、現行法での対応を検討するべき。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。複数の理由があるので順次述べる。 1.この違法化案が通ったら、書籍など、他の業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと思われるし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 「ガンダム」ギャグ漫画という分野があるが、その中にはネットのパロディが前身のものも存在する。 2.流通を妨げるという前提で記述されているが、ネットは新しい流通形態であり、これを商用化する道を探すのが正しいと考える。 (馬車の交通を妨げるから、自動車を規制するという論法と同一) 3.ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 4.インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 5.ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また、自衛意識が必要となるが、正常に判断されるとは限らないので、間違ったクレームが多発すると思われる。その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。複数の理由があるので順次述べる。 1.現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制が可能となってしまふ。 2.「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。新しい流通経路の発展と共に、古い流通経路が廃れるのは健全な市場であろう。新しい流通経路の参入の敷居を高くするべきではない。 3.違法ダウンロードサイトという考え方は不明確である。新サービス開発者が事前に入念に調査しておかないと、提供者だけでなく利用者まで違法だということになってしまい、新サービス開発・IT開発を不当に萎縮することにもなる。 4.一般ネット利用者は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害であり、不必要である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 そもそも、インターネットというものはグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また、現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、権利者に対して著作物の利用の許諾を求めてもまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っておらず、一定の努力をもってしても対応できないというような実証がなされていない。 逆に、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は、インターネットサービスを萎縮させ、日本のWEBサービス産業の進化が他国に遅れ、競争力が低下してしまうと、有能な人材の海外流出がこれまで以上に発生し、日本の才能の空洞化がさらに進んでしまう恐れがある。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化論の前提として、「不適切(違法)にアップロードされたコンテンツ」というものの存在があるが、送信可能化権で規制すべき範疇と考えます。 権利者が十分な法的対策を取らないまま違法アップローダを放置していた側面が無視されています。 一括して「ダウンロード違法化」という括りは、その他の問題をかかえこむことになることが容易に予想され、逆効果かつ有害と判断します。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 特に日本文化においては「オマージュ」や「リスペクト」ではなくパロディが構成要素の骨子として高い比重を持つ一面があり、利益を損なうどころか「一原作者も他者の作品要素を内包する」といった共栄形態が成立している。この部分の違法化は影響範囲が大きい。 また、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。一企業、一個人が配慮で忙殺されることが無い様に、どれだけの手間をもってしても、インターネットに散在する莫大なコンテンツの全てを個々に著作権管理団体が審査するべきと認識している。一括違法化や概算処理は論外である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 加えて、この形式は既存レーベルなど既得権者が「承認されやすい」という点できわめて有利であり、販売網というインフラから価値を奪われる恐れからコンテンツ人気誘導の主導権を回復する意図があると受け取られかねない。 その販売網・宣伝手法を使わずに個人・アマチュア作者が全世界へ適法コンテンツを発信できるYouTubeやニコニコ動画といったサービスが存在している、おいそれと承認・設置されなければ、「違法の恐れ」という制約で公正な競争を阻害する。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 また、一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺行為を支援する法改正案だ。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。違法アップロードされたコンテンツなるものは現状でも送信可能化権によって対応できるはず。その手間を省略したいからといって問題の多いダウンロード違法化を導入することは権利者側の怠慢である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。そもそもストリーミングとダウンロードの違いをどの程度明確に理解できているのか。技術的にこれらを区別するのは極めて難しく、恣意的な運用がなされる可能性が高い。結果、新しいサービスの開発が萎縮し、IT後進国となるだろう。新しい文化を潰したいとは思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。権利者の経済的不利益が不明確。権利者が許諾しているのが、「録音」などのコンテンツの蓄積でなく、「使用」であるとしているが、人間の耳は2つしかなく使用出来る量は限られている。蓄積をいくら増やしたところで、2つ以上のコンテンツを同時に使用出来るわけではない。ダウンロードすることと、それを使用することは別の事であり、使用許諾がない物を使用するわけでもないのに違法とするのはおかしい。 コンテンツの蓄積については、これが許諾されないとなると、検索エンジンのサーバーのような物はすべて違法となってしまう、現在のインターネットの使用方法を否定することになり、非常に有害と考える。 また、著作権者が保有するのは送信可能化権であり、これらの侵害については従来の法律で対応が可能と考える。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。“ア”について。通常の流通は時代と共に変化する物である。20年前にはDVDもBlurayもなかった。インターネットも低速だった。既存の流通をさまたげるといった理由で技術の革新を止める事は有害と考える。また、音楽・映像コンテンツ以外でも同様の主張が予想される。書籍などでも同様のことが見とめられると日本のコンテンツ文化でも大きな割合を締めるマンガのパロディなどに大きな影響が出る事が予想される。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。“イ”について、そもそも違法サイトかどうかについてわかりにくいと思われる。また、海外のサイトのコンテンツについて、適法かどうか判断出来ず海外のサイトの利用がまったくできないことも考えられる。例えば、海外のニュースなどのサイトから流れてくる音楽、映像を国内では著作権処理されていない場合今回の改正では違法となってしまう。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。送信可能化権が既に存在しており、違法にアップロードされたコンテンツを規制する事ができる。違法にアップロードされたコンテンツについて権利者が法的対策を取るべきであらうし、それが満足に機能するような方法を探るべきである。ダウンロード違法化は一般のユーザーの多数を潜在的に違法な状態に置く事になり、いたずらに法的リスクを負わせることになる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードに技術上の差はほとんどないといって良いはずであり、法的に違うものとして扱えるかどうかは極めて疑問である。また、日本の法に照らして違法なことが海外でも違法とは限らない。海外のサイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けることは期待できないことである。 ダウンロードが違法化された場合、著作権者が自らアップロードしているものであっても削除される事故が頻発する恐れがある。また強硬な権利者であれば、競合するコンテンツを適法と知っていながら違法であるとのクレームを出す事も考えられる。このような場合、弱小な権利者は不当にリスクを負うことになる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般的な個人は、違法性の有無にかかわらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士またはそれと称する人が訴訟すると通告してきても、法の知識をもとに判断して対抗できる人はわずかであろうと思われる。企業などの団体と比べ、根拠があやふやなものであっても個人が提訴されればそれだけで生活のかんりのリソースを奪われることになる。したがって実際は違法ではないのに、争う事なく和解金を出してしまうおそれがある。これは一般の個人には強い脅威であると同時に、いわゆる「フィッシングサイト」のような手法で詐欺的に利用される恐れが非常に強いという別種の脅威も生じさせるものである。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは奇妙である。一体「適法マーク」にはどのような法的根拠が付与されるのだろうか。また、「適法マーク」の運用の公正性はどうやって担保するのだろうか。適法マークはないが違法ではない状態のサービスはどのように取り扱うのか。ダウンロードが違法となれば、一般的な個人はこのような状態のサービスを利用するのに躊躇することになるだろう。こういった場合、立場の弱いサービス、海外のサービスなどは不当に排除される方向に向かうことになると考えられる。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 違法にアップロードされたと見なし得る画像や動画、音源などは本来ならば送信可能化権で規制するべきものです。 「法改正」はいたずらに状況を複雑にするもの、と考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 インターネットという情報媒体は国際的なものであり、特定の国の法律がその他の海外のwebサイトにそのまま適用できるとは考えられません。 国際的に実効する法的基準の設定には、インターネットを利用する全ての国による協議が必要です。 日本国内のみに適用する法的規制を他国にも適用を迫る事は国際問題を引き起こす恐れもあり、また日本のインターネットを海外の「市場」から隔離しかねない危険性もあります。 また、ダウンロード違法化法案が通過した場合、現代日本文化の重要な要素であるパロディ文化を圧迫しかねません。 パロディ文化の本質は風刺にあり、古来わが国でも詩歌などの「本歌取り」、換骨奪胎などが盛んに創作され、楽しまれてきました。 厳密な意味では著作権に抵触する恐れのある行為が事実上著作権者側から黙認されているのは、パロディ作品を創作行為として鑑賞する文化的伝統が社会的背景にあるからであります。またパロディ創作者の多くは「何が名誉毀損であり、何がそうではないか」について充分に考慮しており、むしろオリジナル作品の著作権者側から(上記にある営利目的とは関係なく)創作行為として喜ばれ歓迎されている場合が大半です。 (自分の作品が社会的な評価を受けているからこそ、他者によるパロディ作品・二次創作物品としても広く普及している、と多くのオリジナル著作権者は認識しております。「無断に使用した!」と怒り出すのは大人気ない、とされるのです。自分のこしらえたものをチャヤホヤされてうれしくない人などいません) 初音ミク騒動においてのメーカー社長(クリプトン・フューチャー・メディア)の謝罪にもあるとおり、営利企業としても著作権者側が必ずしも法律によるダウンロードの規制を望んでいるとは考えられません。 http://takekuma.cocolog-nifty.com/blog/2007/10/post_e716.html ユーザーやファンが著作権者が頼みもしないのに「楽しみ」として盛り上げてくれるパロディ作品・二次創作などのインターネット上の「ムーヴメント」は、当然の事ながら基本的には企業の営利とは無関係であり、大衆の自発的かつ積極的「評価」は消費者の立場に立ったものであり、少なくとも広告業者による一方的な営利目的の宣伝活動よりも格段に信頼が置けるものであります。 著作権者にとっても大衆にとっても共通の、いわば(原則的には)「正しい評価・正しい宣伝」と言えます。 (何より、クリプトン・フューチャー・メディアの商品『ボーカロイド2』、いわゆる「初音ミク」はニコニコ動画やYouTubeなどの動画サイトの、個人による非営利の「無許可」アップロードにより社会的に高く評価され、急激に売れ行きを伸ばしました。初音ミク人気は非営利「無許可」アップロードによる絶大な宣伝効果を世に示した現象であります。動画サイトさまざま、であります) 企業側としても既存の宣伝方法であるCMや出版物広告は、相次ぐ企業の不祥事(食品の異物混入・製造年月日の偽装表示・初期不良など不良品の頻発、等々)により昨今は消費者側より疑念の目で見られがちであり、商品が消費者側に厳しい評価を下された場合には販売促進の効果どころか企業イメージのダウンなど逆効果にもなり得、しかも不当にバカ高い(とされる)料金を払わされる、不効率かつ不合理な、しかもむしろリスクすらある宣伝媒体である、という認識が定着しつつあります。 (Amazon等、通販業者のwebサイトに設けられたレビューには商品についての否定的な評価が書き込まれる事も少なからずあり、購買者にとっては大変に役に立つ、信頼できる指標となっています。ユーザー、ファンによる評価がこれほど信頼され必要とされ、大きく取り上げられる状況は今までになかった事であります) 技術上の定義の問題ですが、狭義ではwebサイトにアクセスし、そこにアップロードされたコンテンツを閲覧するだけで「ダウンロード」と見なし得ます。 法の拡大解釈が意図的な悪用、とまではいかずとも、複数の解釈による混乱が発生する恐れがあります。 あるいは逆に、ダウンロードとストリーミングを厳密に区別する場合、アップロード側の表現の幅と閲覧者側の選択の幅を狭めてしまい、インターネットの可能性をも制限しかねません。 この点でも、日本のIT技術開発力の低下やインターネット市場の衰退、インターネット文化の(そして現代日本文化そのものの)凋落、国際的な影響力の低下を招く危険性が考えられます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 日本ではパロディ作品は創作行為・自由な表現活動として認知されている場合がほとんどであります。厳密には法律上で著作権者の判断によっては違法とされる危険性もあります。 アップロードされるコンテンツが肯定的・好意的な評価を与えているとは限らず、批判的なものもありえます。この場合は原作者・著作権者側が許諾するとは考えにくい。違法とされるケースが大半となるでしょう。 それをある程度承知の上でコンテンツがアップロードされているわけですが、「ダウンロード違法化」は閲覧者側にまで「違法行為」へのリスクを背負わせる事にもなります。 これは創作行為・自由な表現活動に著しい制限を加える事にもなり兼ねず、最悪の場合「言論統制」につながる危険も考えられます。 (例えば、体制を支持した作品を批判的に評価したパロディ作品が違法とされるケースなどは「思想と表現の自由」への制限です。これは民主主義を謳った日本国憲法に明らかに反するものです) また「適法マーク」の有無によって適法・違法の区別をつける作業は(何を違法とするか、どこからどこまでが合法なのか)天文学的な規模、多種多様な表現方法・価値観を含む現代のインターネット文化では法解釈または何より作業そのものが煩雑で困難を極めます。 「違法ダウンロードサイト」という概念は多岐に及び非常に曖昧、不明瞭・不明確です。監視体制、司法による誤った判断(作為的な悪用とまでは言わないとしても)が為される危険性も極めて高いと考えられます。 また「適法マーク」が付けられたwebサイト以外のサイトが全て違法とされダウンロードを禁じられるというのは、少々大雑把で乱暴な感があります。 「合法」とされたサイトは営利企業のものである場合が多いと考えられ、法律が企業の商業上の競争にのみ一方的に利用される状況が想定されます。これではパロディ作品・二次創作による消費者側の意見・見解が市場に反映されるとは考えにくく、また「合法」サイトと「違法」サイトの間に業績・社会的立場などの格差が生じ易くもなります。(独占禁止法に触れる恐れあり) ニコニコ動画やYouTubeなどのユーザー主導型webサービスあるいは個人のwebサイトなどはインターネット上から真っ先に排除され、既得権益にしがみつく古くからの営利企業だけが優遇される事となり、公正な競争と自由な表現は消滅します。 残るのは旧態依然の大企業による独占的な市場支配と、あるいは体制側による言論統制。 健全なインターネット上の諸活動は大きく後退し、文化的・経済的(または政治的)な新陳代謝は停滞する事になります。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 ストリーミングとダウンロードとは、サーバからクライアントにデータを送出する点において違いがない。それを法律的に違うものと見なししてしまうのであれば解釈次第で適法にも違法にもなり得るため、ネットワーク技術そのものに制限を掛けてしまう。これではインターネット上の既存のサービスはおろか、今後の新しいサービスをも制限することになり、日本におけるネットワーク技術やWEBサービス、そしてソフトウェア開発の発展が著しく失われることが危惧される。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 もしこの違法化案が通った場合、音楽や映像以外(書籍など)においても同様のダウンロード違法化とする動きが考えられる。そうすると日本における様々な文化が失われるはず。なぜなら数々の文化において作品のパロディというものは少なくないと思われるからである。しかもそれらのパロディが原作品の利益を損なっているとも考えにくく、それなのに違法というのはおかしい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 他の著作物を元とした二次創作(パロディなど)では、現著作権の制度では違法となるが、その都度許諾を得ることができるとは思えない。 しかしそれらの作品ををアップロードする側はそのリスクを負うべきだが、ダウンロードする人まで同様のリスクを与えるというのは、表現を著作権で封じている。 言論統制や思想統制というものではないだろうか。 「合法マーク」についても反対する。 「合法マーク」が無い＝違法サイトという図式で、そのサイトからのダウンロードが違法というのはおかしい。違法なサービスを行っていないのに合法マークを得ていないサイトはサービスを維持できない。またユーザーの投稿を主とするサービス(例、YouTubeやニコニコ動画等)や、個人でサイトを立ち上げたサービスなどは「合法マーク」を得られるとは限らず、ネット上から排除してしまう。 結果として「合法マーク」の有無により、同様のサービスを提供するサイトの公正な競争を阻害していることになる。 そもそも違法ダウンロードサイトの判断基準が明確ではないため、ダウンロード違法化した場合、ユーザーも思わずに違法利用者となることがあるのは問題。 また一般の常識にそぐわない判断や疑問に思う判断を裁判所が下した例もあり、サービスを公開するまで違法となるかどうか分からない。これではユーザーの混乱を招き、新しいシステムやサービスの開発を萎縮し控えさせてしまうことが予想される。さらにこの問題では日本のIT産業が立ち後れていく事も含んでいる。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 ・送信可能化権で十分であるはず ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるのでしょうか。私は懐疑的に考えています。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 ・ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている ストリーミング対応のプレイヤーであるRealPlayerには、ダウンロード再生を可能とする機能があります。一方YouTubeやニコニコ動画は擬似ストリーミングによって配信されるため、キャッシュという形でダウンロードされています。このようにストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではありません。よって、両者を法律的に意味の異なるものとして扱うと、Webサービスを支える技術的な選択の幅を不必要に狭めることにもなります。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 ・架空請求など詐欺の被害にあう危険性がある 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあります。振り込め詐欺同様の犯罪の温床になりかねません。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツの存在が不可欠ですが、これは送信可能化権で規制するべきものです。違法でないコンテンツも多数含まれる利用形態を、一部に違法なコンテンツがあるからといって、「第30条の適用範囲」から除外する理由としては適当でないと判断します。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。想定されている違法なサイトの定義が明確でなく、利用者側が容易に識別できる仕組みも無い状態では適当でないと判断します。また、違法でないと思ってダウンロードしたファイルが実際には違法であった場合、ダウンロードという行為を行なったこと自体が違法とされる本件は、著しく利用者の利便を侵害しているといえます。 さらに、視聴を目的とするストリーミング系を例外とする旨の記述がありますが、現在は、違法なコンテンツは「ファイル」という単位で交換や共有、ダウンロードという形態が採られています。技術(プログラム)的には同等の機能を全てキャッシュという形で実装することが可能です。つまり、この例外を抜け道として悪用し、事実上今回の法案を無力化することが可能となります。 もちろん、だからといって、違法コンテンツはキャッシュやストリーミングも含めて全て違法とすることはさまざまな問題を引き起こすことは自明であり(でなければこのような例外は考慮されないはず)、根本的な部分で、本件は考察不足であるといえます。よって、反対します。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。上述の用に、違法なサイトの定義が明確でなく、また、利用者側は「違法であること」を知らずにダウンロードしたことを容易に立証できる手段も無い状態で、一方的に利用者の立場を弱くするダウンロード違法化には反対です。 また、コンテンツには、著作者の意向により期間限定で公開されているものもあり、一定期間経過後は、合法にダウンロードすることが出来なくなるものがありますが、この場合、利用者が合法期間内にダウンロードしたものであることを立証できない場合は、「違法ではないか」という疑いをかけられることになります。 上の例に抛らず、著作権者であると偽って詐欺行為を働こうとする者に悪用される危険性が非常に高いと思われます。よって、ダウンロード違法化には反対します。 以上、時間の関係で主だった項目について反対意見を述べさせていただきましたが、その他の項目も議論が十分でないと思われる項目が多々あります。よって、上記意見(指摘)に対して、検討を行なうことを前提に「条件付賛成」として集計することはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 以下の理由から反対。 1 違法にアップロードされたコンテンツが存在している場合、現状でも十分に送信可能化権で規制、取締りは可能なはず。というのも、問題とされている違法サイトやファイル交換ソフト等による私的録音・録画については、現在利用している者の割合は極度に低く(インターネットユーザーのうち約3.5%程度)、これは、インターネット・違法サイトを介さない、私的録音・録画行為(特に、レンタルCDからのダビング等)と比べれば、明らかに低い割合だからである。 また、私的録音・録画の現状を見た際、たとえば音楽であれば、利用者個人が自分で楽しむために、合法的な手段で入手した音楽をコピーしているというのがほとんどである事が調査からも明らかである。(p16～18,26～28) いたずらにインターネットの特性に警戒して規制を強めるべく、現在のダウンロード違法化案を導入するのは、インターネット利用の公共性を損なうという点で、明らかに有害ではないだろうか。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の理由から反対。 1 ストリーミングとダウンロードの区別は、実際には非常に曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードではないので、今回の報告書では違法化の対象外であるとされている。 しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえる。 例えば、ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新バージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されている。 このように、昨今のインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いはなく、両者を法律的に意味の異なるものとして扱うことは出来ない。Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることになる。 例えば、現在の動画サービス、例えばYouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされている。 この時点で、ストリーミング＝ダウンロード、という図式が成り立ってしまう。 そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動することだって出来てしまうわけで、同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性がある。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまう恐れがある。 後に刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、YouTubeのような動画サイトが著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性すらある。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、YouTubeのような動画サイトへの合法的なアップロード・ダウンロード行為が萎縮することになる。 映画の保護期間延長に関して、文化庁の意見を裁判所が覆したような事例もあり、そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、ストリーミング自体が違法と判断される可能性がある。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を破壊してしまうことになり、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退する恐れすらある。 2 国際的な法規制の不整合 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、理由も根拠も無い。 そもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。	個人

3 通信の秘密の侵害に繋がる

ダウンロード違法化に実効性をもたせようとすると、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じる。
その結果として、ダウンロード者のトラッキングについて法制化（例えば、プロバイダ責任制限法改正による受信者開示制度の創設）が整備されたら、それは通信の秘密、すなわちプライバシーの侵害に直結する。

4 学問・研究・報道が制限される

これ自体が重大な問題なのだが、日本にはフェアユース規定が存在しないことである。
列挙されている権利制限も多くないため、調査研究目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性がある。

ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合である。

このような目的でアクセスする際に付随する複製は、従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域である。
従来では、ダウンロードによる私的複製が広く権利制限されてきたことから大きな問題となっていなかった。
しかし、ダウンロード違法化が実現したら、十把一絡げに違法とみなされる恐れが出てくる。
そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になる。

また、報道についても同様、あるいはそれ以上の問題が発生する。
報道については第四十一条における権利制限がありますが、第四十一条の権利制限は「時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしも言えず、やはり、ダウンロード違法化によるリーガルリスクが生じます。
これもやはり、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になるし、報道の調査研究が困難になる。

実態として、今までも時々、事実とは異なる、または偏向した疑いのある、不適切なテレビ報道や番組が、YouTubeやニコニコ動画にアップロードされ、不適切な報道や番組が存在したという事実を知らしめ、それを検証するのに大いに役立ってきた。
ダウンロード違法化は、テレビ報道の批評、解説、研究、調査等を不可能にしてしまう恐れが大きい。（不可能にするのが目的ではないか、という穿った見方すら出来る）

5 「パロディ」という二次創作文化事態の衰退につながる

この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。
そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。
それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいし、そもそも、パロディに満ちた批評精神は、現在のみならず、過去の日本文化を見ても多分に見られるものであり、それを「著作権」という口実で封じ込めようという、極端に言ってしまう思想統制に通じるものがある。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

以下の理由から反対。

1 適法公開の識別が困難である

今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権（送信可能化権）を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるためと理解しているが、しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないため、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分らない場合がある。

また、ダウンロードしたファイルの内容は、入手するまでは違法か合法かわからず、入手時点ですぐ違法と判明し、そのときはもう遅いということになってしまう恐れがある。

この状況において、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとて故意があると判断されうることになりうる。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクを背負わされることになる。

また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も同様である。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、ダウンロードして閲覧するまで判明しない。「違法アップロードであるかもしれないという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なアップロード、ダウンロード行為が幅広く萎縮されることに繋がる。

2 違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない

インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等は、現状では少なくないと言わざるを得ない。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられる。例えばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、納得できるものではない。

3 「合法マーク」は不適切な対応である

「合法ダウンロードマーク」を付ければ識別できるという主張があるが、これは同マークを売り込もうとする生野委員率いる日本レコード協会にとっては都合の良い議論であるものの、以下の数多くの問題点がある。

第一に、消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応する(さらに同マークが同協会から「有償にて」提供されるものではないと信じたいところです)といったことが要求されるが、このような、著作権法の制度趣旨にも合致しない、本来的に不必要な負担を強制できる正当な理由は何もない。

第二に、この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、そもそも原理的にマークが設定できないサービスが多々存在する。YouTube、Wikipedia、各種ブログサービスといった、一般ユーザー投稿型のサービスは、この「合法マーク」市場から閉め出されることになる。(googleをはじめとするサーチエンジンも同様に締め出されるか?)これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触する恐れがある。

第三に、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずはない。実質的に意味のないマークになるか、WTO各種条約に抵触するかのどちらかになる。(海外のサイトへのアクセスを一切遮断するという意図があるなら話は別かもしれないが)「合法マーク」は、法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されないから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、法改正の意味がなくなる。

「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。昨今のマスコミ報道、この文化庁の議論の関係者を見るにつけ、テレビメディアがネット市場の勢力を弱めるという意図すら感じられる。

4 「パロディ」という二次創作文化事態の衰退につながる

現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされることになる。そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。

それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいし、そもそも、パロディに満ちた批評精神は、現在のみならず、過去の日本文化を見ても多分に見られるものであり、それを「著作権」という口実で封じ込めようという、極端に言って思想統制に通じるものがある。

●59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目

以下の項目について疑問を感じる。

○不透明な「ダウンロードによる被害」

違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのかは疑問である。このページにあるインターネットを用いての調査方法による調査結果に、違法サイトによる被害額とはどんなものであるかの十分な根拠があるとは考えられない。

統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思える。例えば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、年をが経るにつれて累積されて増加するのは当たり前で、調査項目を設ける意味が無い。「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家が増えるのと同様である)いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になってしまう。

そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけだから、既に公衆送信権を侵害しているもので、現行法で十分対応できる以上、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはならないのではないか？

●104ページの「検討結果」の項目 以下の理由から反対。 1 「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」の理念と矛盾 そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受けるかたちで行われるものであり、。 文化庁でもそのことを意識して「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出して、政策を立ててきたのではないか？ 過去の著作物へのアクセス出来る機会を、法規制を持って阻害するという発想は、これらの高尚な理念に基づく従来の方針とは相反するものであるように思えてならない。 過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになるもので、場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、日本の国益に適うものと言えるのか、はなはだ懐疑的に思う。 「読売ウィークリー」最新号の、文化庁著作物流通推進室長の川瀬真氏のコメントを拝見したが、「テレビ番組や音楽を加工する行為は人格権侵害」とみなすその姿勢は、既得権益にのみ目を向け、新しい技術の創造性を蔑ろにする、文化庁が提示する新たな法制度を象徴しているように思える。 1 私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段 インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけでなく、大量に生成する時代となっている。 著作物の創造は、何もないところから生じるものではなく、むしろ既にある著作物の上に生じることが多いことはよく知られている。そのような著作物の利用は、原著作者の権利の及ぶものも少なくないが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあるし、更に、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もある。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれる。 このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたると考えられる。(連邦最高裁判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたることを否定するものではない)。 配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要がある。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要だし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合がある。 職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいえない、ということになるが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになった昨今、生産的利用の前提としての私的録音録画は、もはや無視できない存在である。 このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かすことのできない肯定的な意味を持つ。 著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということに他ならない。 しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者や既存の旧来のメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられない。 「読売ウィークリー」最新号の、文化庁著作物流通推進室長の川瀬真氏のコメントでは、「悪化は良貨を駆逐する、だからネットユーザーの著作権意識を高める必要がある」と話されていたが、今回の文化庁の議論は、現状のインターネット技術に対する理解、ネットユーザーの現状等を顧みていないと考えざるを得ない。 これもまた、技術そのものを法律で力づくで押さえ込むという、文化庁が提示する新たな法制度を象徴しているのではないだろうか。	

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 現在、第30条の適用除外の拡大の方向で議論されていることについて反対。 第30条はそもそも権利者による制限の行き過ぎを憂慮したものであって、現時点ですで行き過ぎと考えられる。著作権法では私的複製の濫用を防ぐための文言が記載されており、むしろ技術的保護手段の回避も私的複製については可能とすべき。 また、現行法制と技術的な手段で取り締まることができない不正行為があれば、法整備が必要になることはあるだろうが、現時点ではその時期にはない。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 無根拠にストリーミングサービスを区別することに反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、線引きが難しいのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。特に今後新しい配信技術が導入される場合に、その点が新技術の発展を阻害する可能性を秘めている。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。それは権利者側にとっても大きなビジネスチャンスを失うことを意味する。 ダウンロードを一律違法化することに反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また、一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「情を知って」複製する場合に適用除外することに反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 識別マーク等の使用について反対。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 また、「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について #106ページ(2)で107ページ上部 利用範囲の契約において適用除外することについて反対。例えば、音楽CDからiPodや携帯電話などへのメディア変換を行うのはすでにCDの標準的な利用スタイルであり、実際にCDのまま再生するためにCDを購入する人のほうが少ない。もしCDの利用範囲をCD利用のみに制限する契約にすることで、それはシュリンクアップ契約のような形になり、利用者に判断しにくい、著しく不利益を生じるものとなる。それは返金やクレームに応じなければならなくなる販売店やレコード会社にとっても不利益である。一時期コピーコントロールCDによって一般大衆や一部アーティストからの反発があったことを考えても、結果として音楽業界の衰退にも繋がるだろう。 そもそも本来自由であるべき私的複製に対して補償金を課金することが二重取りであり、さらに三重取り、四重取りを議論しているように思える。一般人にとってCDの購入は音楽を聴く権利の購入であって、それをiPodやMDに入れて屋外で聴きたい人もいればPCでハードディスクに入れていつでも聴きたい人もいる。それで権利者に不利益があることはない。別途購入してiPodに入れないといけなければ、それは逆に利用者にとって不利益なだけだ。本当にその分で不利益があるなら、権利者の収入に確実につながるCDの販売価格に上乗せするのが妥当ではないか。「CDでしか聴かない人にとって無用な対価の支払い」という議論は「自分の演奏を録音する人にとって無用な補償金の支払い」と同次元の議論であり、それであれば権利者の確実な収入に繋がる選択をするべきだ。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないが法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 またこの違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていおり、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化に影響を与える可能性が高い。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは反対。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、マークが簡単に設置されるか不透明なアマチュア作者のサイト「適法市場」から排除することにつながる、公正な競争とはいえない。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 送信可能化権により規制できているものを、さらに規制する必要は無い。検索エンジン等と協力してきちんと権利者が対応すればいいだけの話。 後述するが、ダウンロード違法化は委員会の参加者の想像が及んでないだけで、非常に危険なアイデアである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 著作物は音楽や映画だけではない。文章やプログラム等々多様な著作物が現存しており、その中で音楽と映像だけ例外的に扱うのはおかしい。 また、他業種(書籍出版社など)からもダウンロード違法化の対象とするよう求められることは必死である。 特にソフトウェア業界は必ずそうなるだろう。 また、特に問題なのが書籍で、書き写した文章がブログ等に掲載されていたら、それも違法かどうかを確認しなくてはならなくなる。 確認が終ったときはすでにダウンロード済み(ウェブブラウザによる閲覧は文書・画像などのダウンロードそのものである)である。 またそうなると作中の引用やパロディについてもダウンロード違法化の対象として裁判に持ちこまれる可能性が高い。 裁判を維持する体力の無い個人などが被告だった場合などは、告訴された時点で敗北が決定しており、違法でもないのに違法扱いされ、個人によるパロディや言論を事実上統制することになる。 現状でも訴訟が恐くて作品を発表できないという個人作家が少なくない。そのため個人の作品発表がある程度匿名性のあるサイト(2ちゃんねる)などに偏っており、「ネットは匿名で活動するもの」という共通観念の形成に寄与してしまっている。 ここにダウンロード違法化の流れができればますます文化は破壊され、言論が不自由になるであろう。 また違法サイト・適法サイトの区別はマークを発行したとしても難しい。 適法サイトからマークをコピーして貼られたらおしまいであるし、それを追跡して管理できるのであれば、現状でも違法なコピーを追跡することは可能であろう。 また、インターネットはそもそもが特定の国に縛られないネットワークであり、インターネット全体の管理者というのは存在しない。 そうした中で日本の法律で違法だからといって国外でも違法だとも限らず、国外のサイトが日本の著作権法にもとづいた適法マークを付けるなどということはまずありえない。 そもそも海外サイトを日本市場から不当に締め出すことになる。 ダウンロード違法化の弊害はそれだけではなく、動画や音楽の投稿サイトはユーザーが違法ダウンロードしないように厳しく運営しなくてはならなくなる。 そうした場合、運営のコストが莫大にはねあがり、YouTubeの登場以来活潑になっているユーザーによるコンテンツ作成と配布の文化が事実上不可能になりかねない。 また、そのために間違ったクレームにも対応してしまい、現状ですらちらほら見掛けるような著作権者自身によるアップロードも削除されるという事故が頻発するのは明白である。 このような「弱い著作権者」に不当なリスクを負わせる改正案には、とてもじゃないが賛成できない。 それにストリーミングとダウンロードは技術上大差無く、言ってしまうとユーザーが利用するクライアントソフトウェアの挙動の問題である。 ストリーミングは受信したデータを表示したそばから破棄していく受信方法であり、ダウンロードは受信したデータを表示するしないに関わらず蓄積する受信方法である。 だから現状でもストリーミングを「保存する」ソフトウェアは存在するし、ダウンロードをストリーミングのように表示したそばから破棄していくソフトウェアも存在する。	個人

このような「受信方法」の違いで法的な規制を加える事はナンセンスであり、このようなアイデアが議論されること自体、委員会のメンバー構成に問題があることを示す端的な例である。

また、ダウンロード違法化が実施されれば、違法ファイルをわざとダウンロードさせる事が可能になる。私はソフトウェアエンジニアだが、それをする手段は考えればいくつか思い付く。

その際、「情を知って」いたように見せかける事も、技術的に可能である。

つまり、ソフトウェア技術を持つものは、誰かを犯罪者に陥れる事が可能になる。これが悪用されればインターネット利用者であればいつでもだれでも犯罪者にしたてあげる事が可能になり、非常に危険極まりない。

このような有害極まりない危険性をはらんだ改正は断固反対である。

このような指摘をするメンバーがいなかったことも、委員会のメンバー構成に問題がある事は明白である。つまり現状の議論自体にまったく意味が無い。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

反対。
今の著作権制度でもパロディなどで他の著作物を利用していたら違法と判断されることが多い。批判的パロディなどはまず許諾が得られることは無い。
それをアップロードする人間はリスクを理解しているが、ダウンロードする者にまで過剰なリスクを負わせることになる。

これはもはや著作権の悪用であり、思想統制の域に達している。

また、適法マークが無ければダウンロードは違法などということになれば、世の中の大半のサイトが違法になる。サイトを閲覧することはダウンロードそのものであり、音楽や映像は自動ダウンロードさせることも可能である。

マークの実効性が皆無になることは間違いないし、競争も阻害される。
その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。

「適法マーク」はYouTubeやニコニコ動画のようなユーザー主導のサービスや、マークを簡単に設置できるはずもないアマチュア作家のサイトを合法的に排除し、既存音楽出版社などの既得権者だけの利益を増大させる目的で提案されたとは思えない。それは公正な競争に反するし、反社会的な行為だと断言する。

また、「違法サイト」という考え方は不明確極まりない。
国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。

MYUTA事件判決はその代表とも言える例で、数多の批判が巻き起こった。
ダウンロード違法化はMYUTAのようなサイトの単なるユーザーさえも犯罪者ということになってしまい、国民の規範意識に反する。さらにはウェブサービス開発者を萎縮させ、今後ソフトウェア事業の中核となる可能性も高いウェブサービスを日本国内だけ何十年も遅らせる結果となるのは明白である。

また、一般のインターネット利用者はそれほど判断材料を持っていない。以前、クリックしただけで使用料が発生するとして料金を請求するワンクリック詐欺が横行していたが、こうした詐欺の手口に利用される可能性が高い。

たとえばメールアドレスを登録するだけで音楽が聞ける偽サイトを用意し、そこで登録されたメールアドレスに弁護士や権利者の名前で「あなたが聞いた音楽は違法ファイルなので訴えられたくなかったら3日以内に10万円振り込んでください」などとメールを送る、といった手口が考えられる。

詐欺師がこんなおいしい法律を利用しないわけが無い。このような法律を提案し推進する輩は詐欺師からバックマージンを得てるとは思えない。

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について

反対します。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、「違法にアップロードされたコンテンツ」が存在しているはず。しかしこれについては送信可能化権で十分規制できるものと考えます。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取ってこなかったことが問題であるのに、その解決をユーザに負担させようとするもののように思われます。送信可能化権で対応できる事案について、不必要な負担を増やし、状況を複雑化するようなダウンロード違法化は必要ないと考えます。

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について

反対します。ストリーミングとダウンロードは技術上ほぼ同等なものです。しかし一方を違法、もう一方を合法、として法律的に別ものとして扱うというのは、技術的な選択の幅を狭めてしまうことになりかねません。それによって、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することに繋がります。

また、インターネットはそもそもグローバルなものであり、国境を越えて広がるWorldWideWebです。日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らず、その逆もまたあり得ます。海外のサイトに対しても適法マークを遵守させることが可能でしょうか。海外でも適法マークをつけることを推し進めたとして、それが不当な関税障壁と捉えられないでしょうか？

コンテンツ大国を標榜する日本が取る対応として望ましいこととは思えません。

個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。もしもこの違法化案が通ったら、他の業種(例えば書籍業界等)でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていく動きがでてくると考えられます。そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化はすべての表現の上で消えていくことになるでしょう。それらパロディ作品(あるいはインスパイア作品、オマージュ作品)が原作品の利益を損なっていくがいまいが違法化され、表現に規制を受ける、というのは納得できません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。「適法マーク」が実際に運用された場合、既得権者にとってはたいした負担にはならないでしょうが、消費者およびコンテンツ提供者にとっては、ダウンロード時に本来不必要である確認を強いられたり、費用をかけて対応するといったことが要求されることになると思います。せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。一般のユーザーが(違法性の有無にかかわらず)ダウンロードしたコンテンツを有していた場合、何者かが「違法ダウンロードの件で訴訟を起こす用意がある」と脅してきても対処できないでしょう。現在でもさまざまな理由でいわゆる「振り込め詐欺」が横行しているのはご存知のとおりです。一般のユーザーはそのような脅しに対して抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないとしても不安から「和解金」を出してしまうおそれがあります。今でさえ「振り込め詐欺」の被害は後を絶ちません。このような詐欺師を後押しするような改正が本当に必要でしょうか。	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対する。 ダウンロード違法化の議論にあたっては、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している。これは送信可能化権で規制できる。 適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎでありインターネット利用を萎縮させる懸念もあるなという、利用者保護の観点から反対という意見を支持する。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 Webサービスが、ダウンロードという行為を伴うがために内容にかかわらず規制されるような事態は、国民の規範意識に反し、サービス開発を不当に萎縮させることになり、国際競争力を減するものである。 また一般のインターネット利用者がダウンロードを行った際、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有している法的根拠を説明できない。 弁護士と称する人(正当な権利がない人)が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり「和解金」を出すなどの不利益をこうむる恐れがある。 これは詐欺行為を後押しする可能性がある法改正案と考えられる。 この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。そうなるとパロディや、批評などの諸文化が殺されることになるのではないかと。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 2007年6月に開催された小委員会において、ユーザーが違法配信を識別できるようにするため、「適法サイト」に対して適法であることを示す識別マークを表示させることが提案された件について以下に述べる。 「適法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものが簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 各種許認可利権目的とも取れる本件を認めることはできない。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 自作コンテンツのみであったとしても、マークが無いゆえに違法サイトとされうるのは表現の自由を奪うものでもある。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 ダウンロード違法化の議論の大前提として、アップロードされた違法コンテンツが存在すると思いますが、これは現行の送信可能化権で規制出来る物です。権利者が違法コンテンツに対しての法的対策を取っていない責任をユーザーへ転嫁しようという考え方は到底受け入れられない物ではないでしょうか。 法的不備、ダウンロード行為の認識の曖昧さ、適当な運用が期待できない適法マーク等、さまざまな問題を内包しており、当法案の導入は全体として有害となる事の方が多いと考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 パロディ作品というのは、原作の利益を損なう物もあれば原作に利益を供する物も確実に存在します。この部分において、現行著作権法の親告罪という方式は非常に的を得た制度で、原作側にとっても利用者側にとっても有益であると考えます。最近では権利者側からの、“パロディを積極的に行ってもらおう”という動きが活発になっています。これは、優れたパロディによるユーザーの盛り上がりや宣伝効果を権利者側が認め始めている証拠に他なりません。 よって、パロディ作品がすべて違法と解釈されてしまう法案は、パロディ文化の萎縮につながり、インターネットにおけるユーザー生産性や多様性を潰し、権利者側の「パロディから派生する利益」さえも一方的に否定してしまいます。 また、ストリーミングは違法ではない、という趣旨だと思われそうですが、ストリーミングもパソコンのハードディスクに動画データをコピーしています。つまり、表からユーザーが認識できないだけで、内部で行われているのはダウンロードと同じ事です。このことから、ストリーミングは適法でダウンロードは違法、といった意見については認識があまりにも曖昧で、ストリーミングとダウンロードを決定的に隔てる論拠がどこにも存在していません。仮に定義が出来たとしても、新しい方式が次々と生まれているコンピュータ業界の中では意味をもたないと考えます。よって、ダウンロードが違法であるとする法案は、違法化を恐れるあまり新しい技術開発をいっただけに萎縮させてしまい、日本のIT開発が諸外国に比べて衰退するといった事態を引き起こしかねません。 インターネットとはそもそも世界各国を結んだ情報網の事であり、日本国内で違法なことが海外で違法とは限りませんし、逆の事も言えるでしょう。海外に存在するサイト(たとえ日本人をターゲットにしたコンテンツであったとしても)が日本の法律を遵守し、適法マークを付けるとは到底考えられませんし、その場合海外サイトを適法な市場から不当に締め出す事につながると考えます。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 先にも述べましたが、違法ダウンロードと認定する基準があまりにも曖昧なため、裁判に持ち込まれた際、一般常識とはかけ離れた判決を裁判所が出してしまう恐れがあります。(現にMYUTA事件等で数多くの批判が起こりました。)国民の意識を置き去りにし、Webサービス開発等を不活性の方向へ導いてしまう可能性が大いにあります。 また、これと同時に「ダウンロードしただけで違法」という認識を利用して訴訟をエサに和解金等を騙し取る悪質なコンテンツ業者を生む可能性も大きく、新種の詐欺の温床になりえる法案だと考えます。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について [反対] そもそも送信可能化権で違法アップロードは規制できることになっているので、ダウンロードに関してまで違法化する必要はない。違法コンテンツがネット上に出回らないように発信源の元を断つのが先決ではないだろうか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について [反対] 技術的に大差のないストリーミングとダウンロードを法的に分ける事自体がナンセンスである。専門家ですら定義分けに関して議論の余地があるというのに、無知な権利者団体がどうして決められるというのだろう。技術的に曖昧であることを利用し自分たちの都合のいいように解釈するであろうことが容易に想像できる。適法マークの有効性について甚だ疑問である。国内法で義務付けても海外のWebサイトに対してまで適用されるはずがなく、その場合国外のWebサイトはすべて違法と判断されるのであろうか。インターネットに国境はない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について [反対] 今回の法案は音楽・動画に関してだが万が一認められた場合、他の業界も同様の動きを起こすことになりかねない。テキストや静止画など従来無償で共有されていたものまでが違法となりネット文化の崩壊を招くだろう。そこまでの権利が果たして私的録音録画小委員会にあるのだろうか。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 【反対】 適法マークが認められるのは既得権者のサイトのみになるのではないだろうか。その場合違法コンテンツを扱っていない素人サイトでも違法だと見なされ市場から不当に排除されてしまう。そのような判断が常識と照らし合わせても正しいことだとは決して思えない。他に危惧される問題として、違法ダウンロードを利用した詐欺行為の横行が考えられる。違法アップロードする者はそれが違法であることを認識して行動しているが、ダウンロードする者はそれが違法か合法かは必ずしも理解しているとは限らない。そういった場合著作権者を騙った詐欺師に裁判を盾に金銭要求され、法律知識のない利用者ならばそれに従ってしまう恐れがある。それ程までの事態が想定できる悪法である。 最後に、この法案の全体に言えることだが非常に定義が曖昧で十分な議論が尽くされていない印象がある。専門家の意見が殆ど反映されず既得権者の利益保護のみを優先した内容はまったく受け入れがたい。ネット上における音楽や動画の現状に目を向け、著作権者と利用者がお互いに納得のいく形で法整備をやって頂くことを期待し私の意見をここに提出致します。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 【反対】 ストリーミングとダウンロードは技術上では大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと技術的な選択の幅を狭めてしまう。また、使用者に判別できる知識が無い事が考えられる状況での違法化は問題があると考えます。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 【反対】 この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになり文化発展に対しマイナス要因が多いと考えます。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもなく、プラスに働いている影響も存在する状況で違法化されるというのはおかしいと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 【反対】 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、許可の無いものをアップロードする側はそれを承知でアップロードしていると思うが、ダウンロードする人はそれが違法かどうか判別できる手段・知識が無い人も多く、その状態で過大なりスクを負わされるというのは問題があると思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 【反対】 違法ダウンロードサイトという考え方が不明確なので、今まで普通にインターネットを利用していた人が、ダウンロード違法化が成立した場合、違法だとなってしまう状況を避ける為にインターネットを使わない状況になる事が考えられ、IT技術・サービスの発展にマイナス影響を与えたいと思います。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ※この項目について、私は反対の立場を採る。理由は以下の通りである。 そもそもダウンロード違法化議論の前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは現行法にある送信可能化権で規制可能なはずである。権利者及び立法者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を講じなかったのは立法者らの怠慢であるにもかかわらず、そのツケを「ダウンロードの違法化」としてユーザーに押し付けるのはいささか暴論ではないか。また、ひとえにダウンロード違法化といってもその類型はかなり広範であるが、本資料ではそれについての検討が著しく不十分である。よって、現状での性急なダウンロード違法化の立法はユーザーに過度の混乱をもたらすだけであり、権利者保護とのバランスを鑑みても著しく公平を失していると言わざるを得ない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について ※この項目について、私は反対の立場を採る。理由は以下の通りである。 ダウンロードが違法とされるならば、不特定多数が利用する動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が頻発するようになる。これは弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また本資料脚注51によれば、「ストリーミング配信サービス」について「ダウンロードを伴わない」として検討の対象外としているが、実際にはストリーミングとダウンロードは技術上大差は無く、厳格に区別するのは難しい。法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めることになることから、Webサービスの萎縮を起し、ひいては日本のIT開発が諸外国に比べ致命的な遅れをとることに繋がりがかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ※この項目について、私は反対の立場を採る。理由は以下の通りである。 合法サイトと違法サイトの区別について、——「識別マーク」の導入が提案されているが——誰がどのような基準で識別を行うのか、という点について明確な説明がなされていない点は問題があると考える。例えば「インディーズ」と呼ばれる比較的小規模なマーケットに対して、どこまで識別を徹底できるか疑問が残る。実際には既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復するために、YouTube、ニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除する目的があるのではないかと、とも受け取られかねない。 以上の点から、仮に「識別マーク」が導入されたとして、マークが無ければ一律に違法サイトとしてダウンロードが違法化されるといのはやや急ぎすぎではないか。逆に、違法サイトとされないのなら、識別マークには競争阻害以上の効果は無く、その差別的取扱は独占禁止法に違反するのではないかと。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ※反対します。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 この問題は、違法アップローダに対して法的対策を取ればいい話である。 一部の著作権者の利益のためにしかならないことと、後述するような架空請求のネタを犯罪組織に提供するなどの問題を引き起こすことを天秤にかければ、公共の福祉という観点からダウンロード違法化は有害である。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この意見に対して反対の意見を提出します。 理由は以下の通りです。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪いのであり、その責任をユーザーに押しつけるのは間違いであり、ダウンロード違法化はユーザーにさまざまな不利益を生じさせることとなる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この意見に対して反対の意見を提出します。 理由は以下の通りです。 ・インターネットでのストリーミングとダウンロードは技術的には同一であり、ダウンロードを違法化することは、ストリーミングも違法化することとなります。 ・ストリーミングやキャッシュ、ダウンロードを区別することは現在の複雑なインターネットの仕組みにおいては不可能であり、法律的に違うものとして扱うことは無理があります。 また、今後の日本のWebサービスの可能性を狭めることになってしまい、日本のIT技術の衰退を招くことにも繋がります。 さらに、音楽が自動再生されるように作られたWebサイトを閲覧しただけで音楽ファイルがローカルのPCにキャッシュとしてダウンロードされることになるため、意図していないのに違法となってしまう危険性があります。 ・現時点でも違法なファイルについては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性によってアップロードした側を取り締まることは可能であり、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであると考えます。 ・動画・音楽投稿Webサイトにおいて、アマチュアによるオリジナルコンテンツの発表が盛んに行われていますが、現在でも著作権に何ら問題がないにもかかわらず運営側が誤って違法なコンテンツと間違い、問題のないコンテンツを削除されるという事故が発生しています。 ダウンロードが違法化されれば、ユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになるのは明白です。これは弱小の著作権者に不当なリスクを負わせるため賛同できません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この意見に対して反対の意見を提出します。 理由は以下の通りです。 ・利用者が適法サイトを識別できるような仕組みを導入すれば、個人でサイトを運営してオリジナルの音楽などを配信しているアマチュア活動化に負担をかけることになる。 また、そのようなことを知らないユーザーが適法サイトと識別できるような仕組みを導入していない場合、実際には適法なサイトであっても、そのサイトを訪れたユーザーが違法なサイトであると間違った認識をする可能性もあり、アマチュア活動化に不利益を与えることとなりかねません。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この項目の内容について反対である。 理由1:送信可能化権で対応可能 ダウンロードをするためには、アップロードが必要である。著作権侵害コンテンツのアップロードは送信可能化権により現在でも違法であり、それに対応すべきである。 理由2:他のメディアとの差別発生 現在の適用範囲で第30条を運用する場合は、 ・海賊版CDの販売者と購買者がいる場合、販売者は犯罪者で、購買者は犯罪者にならない。 ・インターネット上の違法コンテンツのアップロード者とダウンロード者がいる場合、アップロード者は犯罪者で、ダウンロード者は犯罪者にならない。「違法なコンテンツの提供者を罰して、ユーザに罪を着せない」ということについて、CDとインターネットというメディアに違いがあっても同じである。ところが、ダウンロードを適用範囲から除外することで、インターネットだけユーザが罪を被ることになる。メディアが違うだけで、一方は無罪で一方は有罪である。海賊版CDを買うという行為と、違法コンテンツをダウンロードするという行為には、著作権者へ与える損害と、社会的倫理に差は無い。にもかかわらず、片方だけ犯罪行為とするのは差別であり不公平である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目の内容について反対である。 理由1:ストリーミングとダウンロードの区別への疑問 (1)技術的に差がない ストリーミングをファイルとして保存することも可能である。また、ファイルをネット上からローカルに保存しないで実行することも可能である。 (2)権利者の損害に差がない 著作権侵害コンテンツをストリーミングで毎日を再生している人間と、著作権侵害コンテンツをダウンロードして毎日聴いている人間が与える権利者への損害に差があるとは思えない。逆に著作権侵害コンテンツをストリーミングで毎日を再生している人間と、著作権侵害コンテンツをダウンロードして一度だけ聴いて削除した人間は明らかに前者の方が権利者に損害を与えているが、後者のみが適用範囲から除外され不公平である。 (3)技術用語の意味や技術の内容が、現在社会ですべて使われているものとずれている 今の問題に対する今の法律を考えるのに、意味をずらして使用しているのは国民を煙に巻こうとしているかと思えない。現在社会で使用されている言葉の意味や技術内容を再度考えるべき。(例)相対的なダウンロードはデータの流れる方向を示す言葉であり、ファイルに保存することを意味しない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目の内容について反対である。 理由1:合法・違法サイトの認定や判定というのが実質不可能である。 (1)数量的な不可能 インターネットは誰もがクリエイターとしてコンテンツを発信できる場であり、ほぼ無限のコンテンツが存在する。それをすべて判定することは、不可能である。一部を判定するのであれば、それは差別であり不公平である(理由2に繋がる)。 (2)論理的な不可能 サイトに置かれているコンテンツが著作権違反であるかを判断できるのは、著作者のみである。第三者がそれを判定することは通常は不可能である。第三者への判断材料提供は「(1)数量的な不可能」に繋がる。 理由2:合法サイトを認定した場合、認定を受けていないサイトが違法サイト扱いされることになる。 (1)弱小レーベル、アマチュアのインターネット締め出し 合法サイトを認定する場合、申請による認定式にし、第三者が自動的に認定していくにしろ、数量的な問題から強力レコード会社などから優先的に認定されていくであろうと思われる。 その際、ほぼすべての弱小レーベルサイト、アマチュアコンテンツサイトが違法サイトとして扱われることになり、インターネットからの排除されることになる。既得権者のためだけにある条件といえる。 (2)インターネットの萎縮 数量的な問題から、ほぼすべての弱小レーベルサイト、アマチュアコンテンツサイトが違法サイトとして扱われることになり、インターネットの利用や発展を阻害し、萎縮に繋がる。 ネット人口の多さのわりに、他国から比べると遅れがちなインターネットビジネスをさらに後退させ国益を損ねる。 理由3:表現の自由侵害 合法サイトの認定が申請式とする場合、それは表現行為の申請方式化であり、表現の自由侵害に繋がる。 理由4:違法サイトの認定のナンセンス 違法サイトの認定を行うのであれば、その時点で送信可能化権の侵害であり、ダウンロード以前の対策が可能である。 理由5:違法なサイトという概念のナンセンス 違法なコンテンツという物は存在するが、違法なサイトという物は存在しないはずである。著作権侵害コンテンツとオリジナルコンテンツが混在するサイトは違法か？否である。サイトは違法ではない。サイトを違法とした場合、同じ場所にあるオリジナルコンテンツの価値まで貶めることになる。あくまで違法・合法の判定はコンテンツ単位で行うべきである。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の導入に反対します。 違法コンテンツの取り締まりについては、送信可能化権による規制で充分対応可能と考えます。 インターネットの利用者が、違法サイトと適法サイトを明確に識別することは難しく、インターネット利用に対する萎縮という弊害の方が大きいと思われます。違法サイトと適法サイトとの識別基準(適法マーク等)を設けるとしても、電気用品安全法における「特別承認に係る電子楽器等一覧」(http://www.meti.go.jp/press/20060330004/20060330004.html)の時のように、恣意的な基準に成りかねず、却って公正な競争の阻害などのマイナス面が多いと考えます。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 既に認知されている送信可能化権で規制できるはずであり現に実効的に行使されたこともある。今後とも権利者はこれにより充分な法的対策が行えるはずである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案は特定の業界保護であり、出版業界などへも際限なく拡大していきかねない。 そもそも本家取りなど、既知の素材を元に新たな創造を生み出す日本人の特性そのものが違法とみなされ、萎縮し、今後の技術や文化の進化をゆがめかねない。 例えばストーリーミングとダウンロードを法的に別個と定義しても、今後新たな技術が開発された場合にもどちらかに分類され、圧殺されることも考えられる。そしてその技術が有益なものでも世界の中で日本だけが違法とされる可能性が高い。 また海外のサイトが日本の法律を遵守することは期待できず、実効的な規制も不可能。またサイトのされた国では合法であることもありうる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 各種団体による許認可事業が不正の温床となり多くの国民に不信感をもたれている現状を踏まえ、どのような団体が「適法マーク」を与えるのか。既得権者の影響を完全に除外できない現状で「適法マーク」は競争を阻害し独占禁止法に違反しかねない。 またインターネットについて未だ国民の規範意識と裁判所弁護士ら法曹の意識が擦り合わされているか。 アップロードが違法であることは既に明確だがダウンロードについては明確に違法と判断しきれない余地がある現状では社会できに影響が大きいのではないかと。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 元々権利者側の主張を受け入れて国際的に異端な公衆送信権という概念を定義し、送信者と受信者によって行われる共同行為による侵害ではなくアップロードを行った者のみが侵害していると定義したのではないかと。ダウンロードを侵害として認めるのであれば公衆送信権の概念とそもそも矛盾するものであると考える。公衆送信権の概念が極めて優れているのはダウンロードを合法とすることによって認識できない違法行為の可能性をなくしたことにある。この概念が今日のネットや国のIT施策に与えた恩恵は少なくない自分は考える。前提として侵害に対してはアップロード者に対して行い、そこから補償を得る現状の制度で全く問題はないし、変えることには断固として反対する。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 前提として侵害に対してはアップロード者に対して行い、そこから補償を得る現状の制度で全く問題はないし、変えることには断固として反対する。ダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿Webサイトは積極的に、疑わしきは罰せよの姿勢で対応せざるを得ない。その結果、著作権者自身によるアップロードが特定の権利団体によって肅清される可能性がある。個人の企業に属さない権利者が大量に存在しうることがネット社会における最大の特徴なわけだが、個人の権利者が自身の合法性の主張は困難であるし、サイト運営者がそれに対応するだけのコストを捻出する可能性は低いだろう。結果として少数の団体構成員のために権利者になりうる全国民の機会が失われることにもなりかねない。 また「適法マーク」についてもナンセンスだと考える。マークが無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは前提としておかしい。業界内で勝手にトレードマークなどを作るのは構わないが、それが国によるもので、しかも特定の権利者(制度を知っていてかつ申請をした権利者)にしか与えられないなら不公平かつ意味がないものだと考える。制度を知る権利者はすべての権利者より少なく、すべての権利者の数とイコールになることはないし、ペリサインのマークですら偽造される現状で意味を持てるとも思えない。詐欺の助長にしかならない上にメリットが全くないのではないかと。	個人

また、海外のサイトが適法マークを取得するとも思えず、違法であるという恫喝によって国民を国内の情報に閉じ込める情報統制の手段ともなりかねず慎重に検討する必要がある。多くの悪法と呼ばれる法も、最初は悪い使用法のために作られたわけではないものがほとんどであろう。著作権法が重大な欠陥を抱えることで出てくる弊害についてもっと慎重になるべきだ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般の利用者の中で法律の専門家は多数ではない。ダウンロードが違法であるということが明示化されれば営利企業がそれを誤解される可能性のある手法で宣伝することは明らかである。その上で、違法だから金払えとかそういう主張をしてくる人間が増えるのもまた想像に難くない。今現在著作権団体はそのような対応をしているし、現実としてAGCSを名乗る詐欺は現状でも発生している。現在であればそれに対しお金を払う人は少ないだろうが、法律で明示され、それらの宣伝が行われた場合、頑としてお金を払わないことが可能だろうか？また、ダウンロードしたリソースが違法でないことを利用者が証明することは不可能であるし、違法であるという主張が不当か不当でないかも判断はできないだろう。結果としてインターネット自体の利用を極めて強く抑制する可能性がある。 また、今後オープンソースソフトウェアなどで違法なリソースが混ざっていたとなった場合(SCOのLinuxに対する裁判など)、著作権保護のための仕組みが国の他の産業にまで莫大な損害を与える可能性も少なくないと考える。(ソフトウェアには動画・音楽・映像・文書など様々な要素が含まれるため影響しないということはない。)現状の議論ではとてもではないが賛同できる状態ではない。前提としてすべての利用者が違法となる可能性があり、それを権利者の温情で、つまり気に入るか気に入らないか等の主観で訴えられるか訴えられないかを選ぶような状態にもなりかねず、影響範囲は甚大だ。 それに「違法ダウンロードサイト」という概念自体にも疑問がある。違法ダウンロードサイトを利用者が理解するのは困難であるし、明確に違法ダウンロードサイトであると定義できるのであれば逆に違法ダウンロードサイトから損害に対する賠償を得ればいいだけの話ではないか？	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化によって、違法であることを知らないでダウンロードした場合に対する法的措置のあり方が明確じゃないから。根本的に考えれば、ダウンロードしたことが違法というよりも、その違法であるデータを流している人あるいは組織の方を違法として取り締まるべきである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」を導入することで、ごくわずかかもしれないが、魅力のあるアマチュアサイトが非合法とみなされがちになることが懸念される。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。なお、送信可能化権において実行可能なことを施行せず、消費者側におしつけるコンテンツホルダーが大手を振って販売できる社会であるのであれば、消費者側のコンテンツホルダーに対する信頼感などというものは微塵もなくなる可能性が高い。とくにコンテンツホルダーにおいて問題とされている「違法着うた」(※違法と記載しているマスコミにも問題はあがるが、これは『非許諾着うた』であって私的利用に利用する範囲内でかつ公衆に送信していない限りは違法ではないと思われる)はメーカー側で対応できたり、リンク先などの自動検索や、現在利用されている携帯用フルブラウザに規制をかけることで回避できる可能性が高い。法制化して「罪のない可能性が高い」消費者に対して本法案を振りかざし、むやみやたらに消費者に対してなにがしかの行動を強制することは、コンテンツホルダーとしての領域を越権している可能性がきわめて高い。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。同様に、以前RIAAの違法ダウンロード／アップロード問題で冤罪で起訴されている消費者(もしくは関係ない一般市民)が巻き込まれていることを鑑みると、本法案の成立は妥当ではない。また、違法着うたサイトにおいてワンクリック詐欺と同様の行為にて支払いを強制される可能性もある。 ●総括としての意見 ・第30条、通信の秘密は人の生死にかかわる場合以外では、いかなる場合であれ遵守するべきである。 ・本法案の成立に際して問題視するのは「意図的にダウンロード行為をしていない」ことを能動的に証明するという極めて困難な控訴要素が一般的な市民には不可能なためである。 ・また、「ダウンロードされる対象」が不明確であり、日本の法にありがちな拡大解釈において立件・告訴が可能な点も憂慮するべきである。また、本法案は非親告法案であるため立件・告訴の必要もなく、前述のとおり「和解詐欺」「違法行為に対する違約金の支払い」などの詐欺が頻発する可能性がきわめて高い。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の前提には、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているのが前提となっている。これは送信可能化権で規制できるし、それで充分成果も挙げられる。何かを追加する必要など無い。そもそも、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上大差がなく、完全な区別は困難。また現在ストリーミングとされている物でも、法的な線引きによってダウンロードとされてしまう可能性は少なくない。違うものとして扱うのは技術的に無理がありすぎる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通った場合、範囲が際限なく広まって行く可能性が極めて高い。特に日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。また、現在商業レベルでも盛んに行われている、本歌取りとの区別も曖昧となる。そもそも、完全な海賊板ならいざしらず、パロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。最低限、フェアユースの導入及び、フランス法におけるパロディの権利の保障などのユーザーによる市場を萎縮させない政策とワンセットでなければ、絶対にやってはいけなない施策である。また文筆業者の端くれとして述べるが、ユーザーによる一定のパロディが存在しなければ作品そのものの販売数は低下する。特にギリギリの所でやっているアニメーションはそうである。この項目は、アニメ業界を壊滅に追い込む毒薬となる。また、別の弊害もある。ごく一部だが、自分の関わった企業で著作権者自らがニコニコ動画等のアップローダーにアップロードしている事例がある。またこれはアマチュアの例だが著作権者自身がアップロードした動画が間違ったクレームにより削除されてしまった事故もある。このような事故を明らかに増やす結果にしかない。大手はともかく、中小の著作権者には不利益にしかない。絶対に賛成できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。適法マークが無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしく、新たな利権を生むだけである。違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法反とされるべき。いずれにしろ実効性の無い無駄な施策にしかない。第一インターネットというものはそもそもグローバルなもので、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける可能性など無い。その意味でも、実効性などありはしない。また適法マーク自体、少なくともユーザーの視点からは、ユーザー主導のサービスを排除するために既存レベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだものにしか見えていない。つまり、実行されたとしても多大な反感を生むだけで終わってしまうだろう。自分も著作権者の端くれだが、そのようなマークを付けるサイトには、経済的なメリットは無いとして逆に許諾を行わないよう努力する。実際には契約上の問題でそんなことは出来ない可能性も高いが、少なくともそう努力はする。自分もかかわっている業界は多いが、ゲーム業界はともかくアニメ業界には余計な体力など全く無い。万が一PSE問題のようなトラブルに発展してしまった場合、アニメ業界は壊滅的な打撃を受けるだろう。それから違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有している人間の大部分に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できる法的知識は無い。オレオレ詐欺や振り込み詐欺の被害がそれを証明している。また丸く治めようとして、本当は違法でなくても「和解金」を出してしまうおそれもある。詐欺師を後押しする役にしか立たない。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化案の根拠となる違法にアップロードされた著作権侵害にあたるファイル（以下違法ファイルという）の存在がまずあることに問題となる。それら違法ファイルは送信可能化権によってアップロードが違法というスタンスで規制するべきだと思う。違法ファイルの出処を潰していけば、違法ファイルはダウンロードできなくなるはずである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロード違法化案が成立するなら、音楽・動画のみならず、書籍の一説のほんの一部を含むテキストデータなど、あらゆる電子媒体データも類するとされる恐れがある。意思疎通を図るための言葉が例にすることさえできなくなり、社会全体に及ぼす影響が非常に大きいと思う。また、ストリーミングとダウンロードの技術的な違いがあるにせよ、運用されている場面、すなわちエンドユーザーが各種Webサービスを利用する場面では異なるものとしての認識は薄いと思う。それぞれの技術に合わせた運用をエンドユーザーが行うことは非常に不利益と感じるし、そもそもそういう運用を徹底できるはずがない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法サイトかどうかの判断をエンドユーザーが正確にすることは困難である。適法サイトマークによる管理を実施したとしても実効性が低いと思う。そもそもインターネット上のサイトをすべて一団体が管理できるものではないと思うから。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 公平性、手間、費用に問題がある ダウンロード違法を取り締まるのではなく、 回数が少ないと思われるアップロード違法を 送信可能化権で取り締まるのがいいと思われます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 インターネットの特性上全世界レベルでのチェックとなり、法律や思想など違いを吸収しての取締りとなるととても困難だと思われま す。 そのようなことに費用をかけるなら別のことに費用をかけられるのではと思いま す。 また、このような状態で公平な取締りが行えるはずが無く、インターネットの持っている自由を束縛するものとなりかねないと思いま す。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 サイトからのダウンロードがそのサイトにある「合法マーク」の有無での違法化判断は表現の自由や自由な競争を束縛するものと思 われます。 これで得をするものは一部の大企業などのコンテンツを持っているものだけの利益にしかかなりえないからです。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在してはじめて成立すると思いますが、これは送信可能化権で規制が可能だと思います。現在の権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのにユーザーに対して新たな枷をつけようとするのはどうかと思います。他にも多々問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は不当な請求がまかりとおるような異常な運用を認めることになりいかげなものかだと思います。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。ダウンロード違法化の前提としてある「違法にアップロードされたコンテンツ」は、送信可能化権で規制できるはずです。権利者が違法アップローダに対して十分な法的対策を取っているとは言えない現状でのダウンロード違法化の導入は、様々な問題を生じってしまう危険性が高いものと思われる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。技術上の差異があまりないストリーミングとダウンロードを法律的に違うものとして扱うと、Webサービスの将来性が必要以上に狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することが危惧されます。 また、ダウンロードが違法化された場合、音楽・動画投稿Webサイトに著作権者が自らコンテンツをアップロードし、視聴者がそれをダウンロードする事を著作権者が希望している場合であっても、ダウンロードしたユーザーが「違法」ダウンロードをしていると見なされてしまう理不尽な現象が起きかねなかったり、音楽・動画投稿Webサイトに「これは違法アップロード・ダウンロードである」という間違ったクレームがされた結果、コンテンツが削除されてしまう事が頻発する危険性があります。アマチュア作者等の弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できかねます。更には、この違法化案が通った場合、音楽や動画のみならず、テキストデータ等にまで「ダウンロード違法化」が波及されてしまう可能性があることも危惧されます。そうすると、現在の日本文化の大きな部分を占めるとも言われているパロディ文化の抹殺にもなりかねません。それらパロディが原作品の利益を損なっているとは限らないのに、十把一絡げに違法化されるというのは、不合理であると思われる。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していた場合は違法であると判断されることが多く、原作を批判するものについては尚更その傾向が強いです。それらをアップロードする側はもちろんのこと、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるのは、批評精神を「著作権」で封じ込めようという思想統制である、と疑われかねません。 また、「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは、不合理であると思われます。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画等といったユーザーが自らの作品をアップロードしやすいWebサービスや、「適法マーク」が設置される可能性の低いアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除し、既存会社など既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を得ることを目論んだものである、と疑われかねません。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対である。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している。この違法コンテンツは送信可能化権で対処が可能である。権利者は送信可能化権によって、これらの違法アップローダに対して十分な法的対策を取ることは可能であり、対処しないことは権利者の怠慢である。広範な著作活動に影響する、ダウンロード違法化の導入はかえって公共の福祉を害するものである考える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 本項目の実現を踏み台として、書籍業界などでもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと聞いている。これは日本における国際的な競争力を持ったクリエイターを輩出する母体となっているパロディ文化が禁止されることと同義である。 それらのパロディが熱心なファンによって支えられており、原作品の利益を損なっているよりむしろ貢献しており、諸外国におけるパロディフェアユースの観点からも違法化されるという本案に意義を認めることはできない。 また動画・音楽投稿Webサービスはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードを厳しく注視管理する必要が発生する。その結果、著作権者が自らアップロードしている場合にも、これを違法とする間違ったクレームに対応してしまつて削除される事故が、頻発することが予想される。これは弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 ストリーミングとダウンロードは技術的に大差がない。従って法律的に異なるものとして扱うことは困難である。これは日本を基盤として提供可能なITサービスの技術的な選択の幅を狭めること、また技術的に差がない物を異なる物として扱うことから拡大解釈を引き起こす危険が予想される。	個人

またこの項目に関しては国際的な法制度の整合性を考慮しなければならない。
インターネットは国内、国外の区別をしない通信技術である。用いられている通信技術の性質から国内、国外の区別することも困難である。
このため日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうるという自体に、ユーザが正しく対処することはそもそも技術的に困難である。
海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。

調査研究目的で情報にアクセスする際に、対象の情報を複製する必要が発生する。従来はこの複製は私的複製が広く権利制限されていたことから、問題とはなっていなかった。しかし調査研究のための複製は、社会的な意義から私的使用ではないと評価される。
もしダウンロード違法化が実現されるならば、法的リスクによって研究者の行動が萎縮することが予想される。これにより、権利者の意向に反するような実態の調査研究が困難になり、ひいては不偏不党であるべき学問の発展が損なわれることを懸念する。

報道についても同様の問題が起こることが考えられる。報道については第四十一条における権利制限が存在するが、第四十一条の権利制限は「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」を複製する場合に限定されており、サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されうるとは必ずしもいえないと考えられる。従ってダウンロード違法化による法的リスクが生じる可能性が考えられる。これにより、権利者の意向に反するような実態の報道が困難になることが予想され、自由な報道による公共の福祉の実現が損なわれることを懸念する。

●104ページの「検討結果」の項目

反対である。
ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家に対する国民の信頼を破壊するものと考えられる。

そもそも著作権法がその目的とする創作性の拡大は、過去の著作物に多かれ少なかれ影響を受け実現される。これは古くから日本においては「本歌どり」として文化的に許容され、むしろ称揚されてきたものである。

文化庁はこれらの伝統を背景として「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を打ち出し、従来政策立案を進めてきたと理解している。過去の著作物へのアクセスを狭めるという発想は、これらの理念に基づく従来の方針とは相反するものであり、自由な表現活動や批評精神を著作権で封じ込めるものである。過去の作品に依拠した創作は、公表され私的使用の範囲をこえた時点で、いずれにしろその依拠への相当対価を支払うことになる。場合によっては原作品以上に市場に浸透し、原作者の利益にも資するような派生作品の誕生の可能性を、あえて潰してしまうような法制度は、公共の福祉に適うものと言えるのか疑問が残る。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

反対である。
「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるという本項目は多くのITサービス提供者を潜在的な犯罪者として扱うことである。

実際に「適法マーク」を導入することを考えると、ユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトにとつて、予想される手続き、認証などから懸念であると予想される。このため「適法マーク」の導入は、資本と人員の余裕を持った大規模既得権者にのみ有利であり、公正な競争に反すると考えられる。

また一般ネットユーザーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は持たないと考えられる。つまり合法コンテンツを違法コンテンツと錯誤して不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺活動を助長し、社会不安を増大させると考えられる。

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について

反対です。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずで、アップローダ側の方がダウンロード側よりも少数であり、アップロードに対して十分な対策が取ればダウンロードに制約をかける必要は無いと思います。

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について

反対です。この違法化案が通った場合、書籍業界にもダウンロードを違法とする動きが活発化すると思います。現在、日本のマンガ作品に対して魅力的な二次創作がネット上で数多く展開されています。それらが規制されてしまうという事は、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が衰退してしまう事になりかねません。それらの二次創作が原作の利益を侵害している訳ではないのに、違法化されるというのは納得いきません。仮に著作者が黙認していても、二次創作を閲覧する側にその意思が十分伝わる事は無いため、閲覧することが著作権違反になってしまうのではないかとする誤解を招く場合もありえます。
また、ストリーミングとダウンロードを別に扱うこと自体、現在の技術に則しているとは言えず、それを法律的に違うものとして扱うと、日本のIT技術の進歩を阻むことになり、諸外国と比べて衰退してしまう恐れを感じました。
インターネットは世界中と繋がっており、日本の法律で違法な事が海外で合法となる場合や、その逆の場合も有り得ます。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて「適法マーク」を付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にも繋がりがかねません。

個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。風刺画やパロディ作品などは、昔から政治や社会情勢などを分かりやすく大衆に伝える用途として用いられています。仮に上記項目が適用された場合、それらを見る事を禁止する流れになりかねず、ダウンロードする側にまで制約を課す事は「知る権利」を侵害する可能性に繋がる恐れがあると思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。「適法マーク」を提供する側と結び付きの強い企業に対して優先的に提供され、「適法マーク」を提供する側が嫌う(法的には問題が無いに関わらず)コンテンツやサービス、また新規に同業他社が参入するのを妨げる事も有りえるため、公正な競争が行われなくなる恐れがあると感じました。 また、一般ユーザーは違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまう事態が生じ得ます。これは詐欺師を後押しする改悪になりかねません。	
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。理由は下記のとおりです。 ダウンロード違法化の議論の前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずであるが、その対処として、送信可能権で十分に規制することができるはずである。権利者がこれまで、違法なコンテンツをアップロードすることを可能なウェブサイトに対して、必要な法的対策を十分に取っていないのは、自らの権利を守ることを放棄していると言わざるを得ない。それにもかかわらず、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は、法的知識も無いダウンロードのみを行う一般利用者に対して、不要なリスクを与えることになり、ひいては日本のインターネットを介したコンテンツ流通に悪影響を与える可能性がある。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。理由は下記のとおりです。 ・ストリーミングとダウンロードの違い ストリーミングとダウンロードは技術上大きな違いは無く、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうってしまった場合Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退してしまう可能性が大きいです。 ・ダウンロード違法化の対象 この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくとのうわさがある、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは問題である。 ・適法サイトおよび違法サイトの定義 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らず、また逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける可能性は低く、またそもそも問題の無い海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ・ダウンロードの違法化に対して ダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が多発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。違法対策は公衆送信権で十分対処可能であり、対処を行わないのは怠慢である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。理由は下記のとおりです。 ・ダウンロードの違法化に関して 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られないといってよい。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制と言わざるを得ない。 ・「適法マーク」に関して 「適法マーク」が無ければ違法サイトとされるのは問題である。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかなく、その差別的取扱は独占禁止法違反となると考える。また、「適法マーク」の取得が必要となるのなら、法として厳格に運用するためには個人での取得が難しくなると考えられ、アマチュア作者のサイトを排除するために、既存レーベルなど主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないだろうか。 ・「情を知って」に関して 何を持って違法なコンテンツと知っているかが問題である。一般のネットワーカーにダウンロードしたコンテンツが違法なものかどうかの判断は、非商用(個人で作成したものなど)を含めると難しく、たとえ知っていたとしても立証するのは難しい場合が多いのでないかと考えられる。法として厳格に運用できないものであり、また他の法(送信可能化権など)で規制できるのであれば、施行するべきではないと考える。 ・詐欺行為への悪用の危険性 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツの有無に関わらず、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺行為の温床となる法改正案と言わざるを得ない。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目についてこの中に、「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」が含まれているが、このような利用形態の前提となる、コンテンツの違法なアップロードについては、既に存在する送信可能化権で規制できるはずである。そもそも、違法なアップロードに対して、これまで利権者がどの程度の法的対策を努力して行ってきたのかについては疑問であり、利権者は自らの経済的利益をさるなる法律で安易に、かつ一方的に保護しようとしているようにしか見えない。利権者の利益の保護を、利用者の不便によって実現しようとするのは、公正な行為ではない。従って、「a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」を、第30条の適用範囲から除外することは不適当であり、反対である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 第30条の適用範囲からの除外には反対である。また、ここでの議論には、インターネットにおけるコンテンツ利用の実態とは一致しない部分がある。 まず、「違法サイト」という表現が何度も登場するが、そもそも、インターネットのコンテンツ利用に関して国境は存在しないも同然であり、日本の法律が及ばないケースがかなりあることは前提とすべきである。ここでの議論は、日本の法律を世界規模のインターネット社会に適用しようというような、制度的にも現実的にも不可能なことができるかのような、誤った認識に基づいている。 次に、「イ利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと」という記述があるが、これは事実ではないと思われる。そもそも、ここで検討されているダウンロードの違法化は、一部の利権者の利益を過剰に保護する一方で、あまりにも広範囲の影響と問題を引き起こす恐れがある。例えば、改正が実現すれば、次の段階として、利権者は違法化されるべきコンテンツの範囲をさらに拡大する方向へと進むと予想される。また、〈はっきりはしないが違法である可能性〉を利用者に植え付けることにより、インターネット上での様々な形態のコンテンツ利用を萎縮させる恐れがある。これは、文化の発展にとって大きな問題となる。 また、この項目の最後の段落における議論は(「これに対して、違法対策としては、…」)、上記のような観点からは、賛同できるものである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目での議論にも反対である。 まず、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」という記述があるが、厳密に誤りのない運用が、制度的にも技術的にも可能なのかという疑問を持たざるを得ない。もし、適法であるのに違法と認識されたり、逆に、違法であるのに適法であると認識されたりするようなことがあれば、このような制度を前提として利用者は行動するのであるから、大きな問題であろう。このような要となる点について、具体的な技術面での解決策を提示せず、法律のみを改正するのは明らかな不備である。改正した後に、「厳密な運用は技術的に無理でした」といわれても、利用者は困るのである。 また、適法性の認定について、制度上の差別的な扱いが存在したり、経済的な負担をサイトの運営者に押し付けることになるのであれば、この分野における自由な競争を阻害することになる。これが、一部の利権者の利益保護の引き換えとして犠牲になるのであれば、社会制度としてはバランスを欠くものと言わざるを得ない。そもそも、「違法サイトと適法サイト」という区分自体も、これまで想定していなかったコンテンツ利用の形態でのビジネスを萎縮し、発展を阻害する恐れがあり問題である。 さらに、「この点に関しては、利用者への趣旨の周知に努める」ともあるが、ほとんどのコンテンツ利用者は、適法と違法の適切な判断を容易に下すことができるとは思えない。このような事実は、実際には適法サイトしか利用していない利用者に対して、「違法サイトを利用した」という虚偽の主張を行い、詐欺行為を働こうとする者に利用される恐れがある。事実、このような詐欺事件は海外では問題となっており、日本でもアダルトコンテンツの利用料をめぐる詐欺は起きていることから、この改正によって詐欺事件が多発することが懸念される。	個人
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目についての問題点 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずであり、いたずらに利用者まで巻き込むのは事態を混乱させるだけである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目についての問題点 ※この項目について私の反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまい、技術が衰退してしまう。事実、Winnyの開発者が逮捕され、将来的に有望だったP2Pの技術は衰退してしまい、作者によるソフトウェアの修正により、防止できたはずのウィルスによる情報流失もとめることができなかった。日本は資源も少なく、重要なカードである技術の衰退は死活問題である。人命にかかわるほどの問題がない限り、行政は技術に口を出すべきではない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目についての問題点 ※この項目について私の反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 1)この違法化案が通ったら、出版業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと容易に想像できる。判例によると、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られないため、事実上パロディの抹殺となる。 現在、多くの人が利用し、楽しみ、育んできた一つの文化を法律により潰すなどとは言語道断であり、非人道的である。 2)インターネットは全世界にアクセスでき、日本の法律で違法なことが外国で違法ではないことも多い。 外国に住む外国人に、日本の法律を知る義務も守る義務もなく、外国のサイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けることは期待できないし、それらのサイトを利用してはいけないということになれば、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事につながり、また、日本国民の知る権利を不当に侵害することになる。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目についての問題点 ※この項目について私の反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 1)「適法マーク」は、事実上、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトが、「適法市場」から排除されることになる。 新しい芽を摘めば文化は衰退する。 2)違法性の有無にかかわらず、弁護士と称する人が訴訟すると脅し、抵抗できるほどの法的知識は無い人が、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 適用範囲が非常に広いために、多くの人が巻き込まれることは想像に難くない。	
●103ページの「第7章 第2節の2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を含むことに 反対。以下理由を述べます。 ・ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している。 著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、これは送信可能化権で規制されている。 ・にもかかわらず、ダウンロードを違法化することにより権利を保護しようとする考えは、違法行為を行っていない一般ユーザーに無用な負担をかけることになり、さらにはWebサービスやインターネットの使用そのものを萎縮させる結果となってしまう危険性を有しているといえる。 ●104ページの「第7章 第2節の2 (1) ② a 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。以下理由を述べます。 ・何をもって「違法サイト」というかが明確ではない。 仮に「違法サイト」を定義したとしても技術発展著しいWebサービスの世界においては曖昧な部分の解釈が必要となり、結局は専門家ではない裁判所の判断一つで違法適法が決まってしまう、Webサービス開発やWeb利用者の行動を不当に萎縮することになってしまう。 ・ストリーミングとダウンロードを別のものとして扱っているが、ストリーミングのために読み込んだキャッシュを別の場所に移動したり、自動保存した場合はダウンロードになるともいえ、技術的に明確な区別はできない。 そのため利用者は同じサービスでも利用態様によって、違法適法の判断が異なる可能性があり、利用者の行動を萎縮させてしまい、結果として利用者の自由が侵害される結果となってしまう。 ・上記のような理由から「違法サイト」「ダウンロード」が不明確とならざるを得ない。 そのため特定のアプリケーションを開発する行為、例えばYouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為そのものが違法行為の幫助または共同不法行為となる可能性があり、技術者の研究開発を萎縮させてしまうことになり、日本の技術発展に大きな障害となる。 ●105ページの「第7章 第2節の2 (1) ② a ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。以下理由を述べます。 ・「情を知って」録音録画する場合に限定するとあるが、現在のWebサービスでは、利用者には違法であるか適法であるか権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという判断は事実上不可能であり、「もしかしたら違法かもしれない」という認識(刑法でいうところの未必の故意)はWebサービスを良く知っているものほど常にあるといつてよい。 そのため「情を知って」という制限は意味を持たない。むしろ力のある側に「違法性の意識の可能性があったはずだ」といった恣意的利用されるおそれがある。 ・もともと上記問題を解決するため「適法マーク」を付けることが提案されている。 しかしながら「適法マーク」についてはYouTubeやニコニコ動画といった個々のユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置できるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除することになってしまう。 その結果少数者の表現方法が制限され知る権利を含む表現の自由が制限されかねない。	個人

●103頁の「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について： 以下の点から反対する。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは現行法上でも送信可能化権で規制できる。どのようにして違法化を判定するのか、違法化の基準が非常に曖昧であり、違法化によって後述するさまざまな問題・不利益発生可能性がある一方、違法化によるメリットは、抑制効果以外、ほとんど具体的な例が示されていない。その抑制効果ですら、萎縮効果という意味で不利益に働く可能性がある。こうした違法化による効果について、適切な利益衡量が行われていない状況で、なぜ送信可能化権に加えてあえて違法化まで必要であるとの判断にいったのか、理解できない。 ●104頁の「第30条の適用範囲からの除外」の項目について： 以下の2つの点から反対する。 (1)注意書きでストリーミングは対象外としているが、ストリーミングであってもキャッシュという形でダウンロードがなされており、ストリーミングとダウンロードとは技術上大きな区別はない。ストリーミングも違法と司法機関が判断することも十分考えられる。また、将来的に動画配信の形態としてストリーミング配信が続くとも限らない。以上より、注意書きは動画配信サービスを対象外と扱う旨を定める目的に対して十分な規定がなされているとは言えない。 (2)現在、YouTubeやニコニコ動画などにおいて、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びているが、これらにアップロードされているコンテンツには原作者の了解を得ていない二次創作物が多く、見方によってはこれらのサイトが違法サイト、コンテンツが違法コンテンツと見なされる可能性がある。しかしながら、これらのコンテンツの二次創作者は決して商業利用を求めているわけではなく、また、原著物に対して経済的な侵害効果を与えているわけでもない。原作者の明確な同意は得られていないものの、原作者の意向に必ずしも反しているわけではない場合も多い。こうした創作形態、文化はまだ誕生したばかりで、今後の発展が大いに期待され、これは知財立国を標榜する日本国において、プラスに働く可能性が高いことではあるが、今回の違法化の結果、創作者も利用者也萎縮してしまえば、UGCの成長が大いに阻害される可能性がある。 ●105頁の「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について： 以下の2つの点から反対する。 (1)一般ユーザーにとって、サイトやコンテンツが違法であるかの区別は明確にはつかない。一方で、「情を知って」いたかどうか、知らないことを一般ユーザーが反証することは極めて難しい。このような非常に判断基準が曖昧な中で違法性が認定されることは、ほとんどすべてのユーザーが違法行為を犯していると解釈される可能性がある。 (2)違法サイトと適法サイトの識別を誰がどのように行うのか。ユーザー生成コンテンツが急増している現在、著作者は商業著作者に限定されず、違法・適法を識別することは現実的に不可能と考える。また、違法か適法かの区別が非常に難しいため、これらの識別を行うものの恣意が働くおそれがある。適法サイトに関する情報の提供による工夫は、ネットの現状を知った意見とは到底思えない。	個人
●104～106ページの「a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」について 適用除外とすることに反対である。 そもそもの根本論としては、この法改正を決めた私的録音録画小委員会が、私的録音補償金のあり方や適用範囲を決めるべくして招集された委員会ではなかったのか。 しかし、なぜか議論の中間整理案として「私的複製の30条を変更する」という結論が出てきて、主要な議題であった「iPodのようなメモリー型オーディオプレーヤーを補償金の対象に含めるか」という部分についての結論は先送りになっている。 委員会の構成が権利者中心であったことも気になる。日常的にインターネットを利用するユーザーの意見を代弁するような声はほとんどない状態で議論が進められた。 「情を知って」という制限項目も微妙な問題をはらんでいる。そもそもネット上では「海賊版」(著作権侵害)＝悪者という図式で語られることが多いが、実際にユーザーが「海賊版」のコンテンツなのかを判断することは容易ではない。海賊版の温床となっていると言われることの多いYouTubeやニコニコ動画、BitTorrent(ファイル交換ソフト)だが、最近はコンテンツホルダーが合法的なコンテンツ配信のプラットフォームとしても利用している。 利用者への萎縮効果も気になるポイントだ。情報のダウンロードが合法か違法かわからない状況でネットを使うことは多くのユーザーを違法状態(≠犯罪者予備軍)に貶めることになり、遵法意識が高いユーザーになるほど、萎縮的な行動を取るしかなくなる。また、ダウンロード違法化が実現することで、そこを突いた1クリック詐欺や架空請求が横行する可能性もあるだろう。そもそも、ダウンロードを違法化しても、実効性という意味では、ほとんど法執行は行えないのが現実だ。実効性が低いのに、多くの国民を違法状態に置くということは、国民の遵法意識低下につながる懸念もある。 著作権侵害への対策という意味で考えれば、ネット上の海賊版対策には十分な法整備があるということを忘れてはならない。権利者団体には既に「送信可能化権」という責任追及のための十分なツールがある。諸悪の根源への対策と予防手段をとれるのに、「お客様」でもある消費者の行動を必要以上に縛ることにどれだけ正当性があるのか。著作権侵害対策が進まないのは、送信可能化権が不備だというわけではなく、むしろプロバイダー責任法の情報開示プロセスにおいて、著作権侵害事例の場合、ISP側が情報開示を拒むことができるというところに問題の本質がある。より、実効性の高い法改正を行うのならば、ダウンロード違法化よりもプロバイダー責任法の改正を目指すべきではないか。 日本レコード協会はユーザーが違法か合法か分かりやすくするために、合法的な音楽配信サイトに「適法マーク」を付けることで対処すると表明している。しかし、適法サイトマークを権利者が発行するということは、逆に言えばそのマークが付いていないサイトを閉め出す結果になる。また、このマークは誰が、どんな基準で、何に対してつけるのか、といった具体的な条件などが一切明らかなっていない。さらに言えば、海外のサイトには拘束力を持たず、ユーザーが海外のサイトから情報をダウンロードする場合はどうなるのかということが不明だ。 「ダウンロード」と「ストリーミング」の解釈も今後大きなポイントとなる。今回YouTubeやニコニコ動画の視聴は対象から外されたが、「ダウンロード」というのは非常に微妙な概念である。ネットを利用するということは、すなわち情報をダウンロードしているわけであり、YouTubeやニコニコ動画は現状「ストリーミング」と解釈されているが、実質的にはローカルのハードディスク内にデータのダウンロード・保存を行っており、あとでこれが「ダウンロード」であるというように解釈が変わる可能性も捨てきれない。	個人

最大の懸念は、このダウンロード違法化が音楽と動画だけでなく、すべての著作物に拡大する可能性があることだ。既に文化審議会著作権分科会では、ACCSの辻本憲三理事長が「すべての著作物を対象にすべき」と要望している。テキストや写真、絵画などの権利者団体が要望してきたときに、文化庁は音楽と動画だけを特別に保護している理由をどう説明できるのか。今後、すべての著作物のダウンロードが違法化された場合、ネットのニュース記事を無断転載したブログを手元で印刷する行為や、ネットで拾った画像を掲載しているサイトの画像を右クリックで保存するといったことも違法になる。テキストや写真については、正確な著作権の所在を知ることはほとんど不可能だ。テキストや写真などが対象になった場合、ネットの利用秩序は(少なくとも法的な意味では)大きく変わってしまうことだろう。 法改正にはメリットとデメリット、副作用があるのは当然のことだ。副作用は運用でカバーできるという考え方もあるが、この法改正について言えば、得られるメリット(著作権侵害対策)よりも、失うものの方が大きいという懸念を捨てきれない。 何より、現在8000万人を超えるネットユーザーすべてに影響を与えるような重大な法改正を一部の権利者の要望に従って行うことにどこまで正当性があるのか、根本的な議論を行う必要があるのではないか。国民の多くに影響を与える重要な問題だからこそ、じっくりと時間をかけて多方面への影響を考えた議論を行うべきと考える。	
○104ページ ②検討結果 大学で働いている身から意見を述べると、今後、政府の方針で留学生の増加が見込まれるが、世界各国から、訪れる留学生には、日本語の不自由な者も多く、また、他国から招聘された先生方には、日本のこうした仕組みに馴染めない者も多いと思われる、彼らは、著作権に関する注意事項を上手く理解できない可能性も非常に高い。無用のトラブルを避けるためにも、世界的な認識の調和が取れるまで、待つべきである。 また、日本人にとっても、著作権法を理解しているものが多いとは言えない状況である。 そのため、今現在この法律を改正した場合、多くの者が過去の経験からOKだと思っていたことで、違法となってしまう可能性が非常に高い。 一般の理解が得られ、その域に達するまでは、慎むべきであろう。 ○105ページ 「情を知って」とあるが、それらは裁判等で証明する必要がある場合が多く、ほとんどの人々にとっては、多大な負担となることが容易に想像できる。 例えば、学生であれば、例え無実であっても、著作権者に訴えられただけで、裁判費用・時間の捻出等の個人の負担のほか、就職等にも不利となりうる。社会人なら、企業によっては、会社を辞めさせられるところまでてくる。 このため、「情を知って」ではなく、もっと客観的なものにすべきである。10人の真犯人を逃すとも、決して1人の無辜を罰してはならない。	個人
○104ページ～、a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 ●適用除外に反対する。 まず、それが違法録音録画物であること、違法サイトであるということはどうやって知ることができるのかがあきらかでない。また違法サイトの定義、適用除外とする行為の範囲もあきらかでない。違法コピーがあれば合法コンテンツがあっても違法サイトなのか、違法サイトからのダウンロードはすべて適用除外となるのか。違法サイトを違法サイトと知ってそこから合法コンテンツをダウンロードする行為はどうなるのか。たとえばあるサイトを違法サイトと知りつつアクセスしたとして、そのサイトが違法コピー音源をBGMとして設定していた場合、みずからダウンロードしなくとも自動的にダウンロードされキャッシュに保存されて再生されると思われるが、このような場合どうなるのか。 自身の創作物を公開している個人サイトの場合、そこが適法サイトであることを誰が確認し証明するのか。あいまいな点が多すぎる。 またiのエの「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば」というのは、逆に言うと違法サイトを減少させることができないれば実効はない、つまり違法サイトを告発する方が有効である、ということではないのか。 またii-イ、「権利者の不利益が顕在化している」ことを一般利用者がどのように知ることができるのか。またこれはどういう状況を指しているのか。音楽映像コンテンツ全体の売上げが減少している、あるいは特定のコンテンツの販売が落ちている、あるいは特定のサイトが悪影響をおよぼしている、ということか。いずれにしろ、そのようなことがらを一般利用者に勘案しながら行動しろと求めるのは無理があると考ええる。 また注においてストリーミングはダウンロードを伴わないので対象外とあるが、実装にもよるが、多くのウェブブラウザはハードディスク上にキャッシングしており、実際にはダウンロードである。なおi-ウ、エは文章が理解し難いので指摘しておく。ウの最後の部分は「違法サイト等の対策に、より効果があると思われること」ということか？ これについては前述のとおり、本質的には違法サイトに対する直接的な対策が必要と考える。 またエの「違法対策」とはなにか。違法サイト対策か、違法コピーダウンロード対策か、あるいはその両方か。	個人

○104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について この項目について、疑問の意見を述べさせていただきます。 「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」とのことですが、ストリーミング配信サービスと銘打ってあるサイトであっても、実際は擬似ストリーミング配信を行っているサイトが存在します(例:YouTube) そのようなサイトは、キャッシュという形でコンピュータにデータが一時保存される為、事実上のダウンロード配信となっています。 一時保存は、複製とは認めないという意見もあるようですが、この件に関しては専門家の間でも様々な見解があるため、一律にダウンロード配信サービスだけを対象とするのは性急な判断ではないでしょうか。 また、ストリーミング配信とダウンロード配信を見た目で判断することは困難であり、今後も議論の余地を残している問題を明文化して違法と判断してしまうのは、問題があると考えます。 この項目の最後に記述されているように、「海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求」すれば十分でしょう。 ○105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について この項目について、反対意見を述べさせていただきます。 アップロードされているコンテンツが合法的か否かを正確に判断することは、インターネットを常時利用している人間にも困難です。 なぜなら、サイトを見ただけではわからず、またファイルを入手してからでなければ内容を知ることができないからです。 そんな中、「情を知っていた」ことをいかにして証明するのでしょうか。 本人が証明することは不可能であるため、判断はあくまでも他者に委ねられるでしょう。 しかし、この他者も確実な証拠を持って証明することは困難であり、恣意的に「情を知っていた」と判断し、違法性を訴えてしまう可能性も考えられます。 このことは、多くの冤罪事件が示唆しているとおり、でっち上げによる訴訟に繋がる恐れがあります。 今回は刑事罰を設けないので問題ないと思われるかもしれませんが、民事訴訟を起こされた場合はどうでしょうか。 その場合、多くのユーザは法律も良くわからない上、資金面や時間的制約により、不当訴訟であっても受け入れざるを得ないということになりかねません。 また冤罪以外にも、現在多発している架空請求の新たな手段として利用されることも考えられ、非常に危険と言えるでしょう。 今回の報告書は、ユーザに多大な損失を与える可能性を秘めており、またインターネット・コンテンツの萎縮も伴う可能性もあると考えます。 仮に、 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫」を行ったとしても、違法サイトが合法サイトであるように見せかけることも容易に考えられます。 そのニセ合法サイトからダウンロードしたファイルは、どう判断されるのでしょうか。 前述のように、冤罪や架空請求に利用される可能性も否定できません。	個人
●104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について ダウンロードまで違法とするのには反対します。 日本のインターネット利用および可能性が小さくなり、諸外国の市場および技術に後れをとることになるのではないのでしょうか。 ●105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について利用者が、明確に違法サイトと適法サイトを識別できるようにする、簡単な方法はないのではないのでしょうか。 インターネット(全世界)に存在するサイトの数は膨大であり、その全てを審査する事は不可能と思われます。 また、その審査は継続されなければなりません、その労力は計り知れません。 しかし、審査するサイトが一部のみであれば、利用者はそのサイトが違法サイトか、適法サイトか、未審査なのか識別できず、逆に混乱を招くと思います。	個人

●104ページの「a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 i 第30条の適用範囲からの除外」の項目 上記に反対します。 脚注で参照されている資料「文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果」で記されているように、ストリーミング配信サービスを違法サイトと厳密に区別することは技術的にも法制的にも困難です。 ストリーミング配信サービスを違法化の対象外とするためには、「違法サイトからの私的録音録画」を網羅的に違法化することは避けるべきです。 ●続く105ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目に対する反対意見 ー引用開始ー これに対して、違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。 ー引用終了ー この意見に賛成します。 Webサイトの多くは、適法な著作物と違法な著作物が混在しているのが現状です。 違法なファイルの頒布を目的としない場合でも、運営者のミスによって自覚なく、違法なファイルを送信可能な状態に置いてしまっているサイトもありますし、SNSなどのサービスの一環として利用者が自由にファイルをアップロード可能なサイトも増加しています。 ダウンロードしなければ視聴できないのに、そのダウンロードが違法となってしまうと、Webサイトの大多数が閲覧することすら違法となる可能性を考慮しなければならず、Webサービス全体の利用が著しく阻害されてしまいます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 上記に反対します。 「ア」について例示されている条件は、 1) 前述のように「サイト」という範囲では違法と適法の区別ができる現状ではない 2) 「明らかな違法録音録画物からの録音録画」かどうかは、 a. ダウンロードして視聴しなければ判断すらできない b. 高度な技術を持つアマチュア作家が自身の作品を発表している場合など視聴しても判断できない 3) 適法と識別されたサイト以外はすべて利用や運営が阻害されてしまう など、問題のあるものばかりです。 このように、利用者保護のための適用除外の範囲について、適切な条件を定めることは困難で非現実的です。	個人(同旨1件)
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ダウンロード行為を第30条の適用範囲からの除外するという事ですが、そもそもアップロードの取り締まりだけにすべきです。 105ページにも「これに対して、違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対」と書かれてある通り、送信可能化権で規制可能な事柄であると言えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ダウンロードした側が「情を知っていたか」どうかは、判断が非常に困難です。 ダウンロードした側がとぼけること方法はいくらでもあるでしょう。 取り締まる側が「情を知っていた」とでっち上げる方法も多数あると懸念されます。 しかしアップロード側が情を知らないというのは、ダウンロード側の事例と比較すれば確実に少ないと思われます。 そうするとやはり送信可能権での取り締まりが適切だと考えられます。 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう」工夫するとも書かれていましたが、それは非常に実現困難な事だと思われる。 何故なら日本人は今までWEBブラウザのSSL証明書すら適切に扱えていなかったという事実があるからです。 (SSL証明書が正しく運用されていない事実は、高木浩光氏が自身のサイト[http://takagi-hiromitsu.jp/diary/]で「オレオレ証明書」として警告しているのを見れば明らかです。) SSLの仕組みでさえ利用者が混乱している中に「このサイトは適法。こちらは適法」と判断する仕組みを新たに追加しても、上手く運用出来る可能性は極めて低いと思われます。 またダウンロードの安易な違法化は、架空請求に利用される恐れもある為に望ましくないと考えられます。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について このダウンロード違法化が実現してしまえば、映像・音楽以外のコンテンツホルダーが自分たちのコンテンツに関しても違法化の対象とするように求めてくることになる。 そうなれば、最終的にすべてのコンテンツが違法化の対象となり、世界に通用する日本のコンテンツソフトを作り上げている源泉となっているパロディ文化を破壊する事ともなり、ひいてはソフト産業の国際競争力を低下させてしまう。 創作というものに完全なオリジナルはなく、必ず誰かの真似から入るものであるから、この項目について反対である。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目に反対である。違法サイトの区別が非常に曖昧。国産の検索エンジンを国策として作ろうとしている中でその検索エンジンが違法サイトとなってしまうのはおかしい。他の検索エンジン同様に国産検索エンジンのサーバーが国内に置けなく事態を考えれば、どんなサイトですら解釈で違法サイトとなる曖昧な事態は避けるべき。検索エンジンだけを除外しようとする動きもあるが、いち企業である検索エンジンを特別視して違法サイトから除外し、他サイトを違法サイトとするのはおかしい。 インターネット上で公開されているコンテンツの大部分は商用や企業、プロが作成しているコンテンツではなく、世界中の一般人、アマチュアのコンテンツである。動画、音楽、ポエムや日記、コラム、写真、絵、文章に至るまで一般人が発表した物が大多数を占めている。発表の場をインターネットとして自由に非営利で公開しているだけであって、一般人のポエムや動画、音楽、日記、写真、絵は著作権を放棄しているわけではない。一般人の動画、音楽、ポエムや日記、写真、絵などコンテンツの大多数をコンテンツを勝手にコピーした時点で、そのサイトは違法サイトとなる。著作権法における引用の条件までインターネット利用者全員がわかっていると思えない。大量の一般人コンテンツがダウンロードされ、大量の犯罪者を生み出すものになってしまう。大量の違法行為者を生み出すことは社会的停滞を生み出す。ダウンロードを違法化するのではなく、当事者間で話し合いなり裁判がなされれば良い。 日本が政策として知的財産立国、コンテンツ立国を目指すためには、著作権を過保護にするのではなく、むしろインターネットで幅広く利用できるよう著作物の利用促進して文化的発達を行うべきである。日本全国民を知的財産クリエイター、コンテンツクリエイター、著作物クリエイターとして扱い育てるべきである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目に反対である。インターネット行為はキャッシュも一時的なダウンロード行為であり、その区別が非常に曖昧。日本国産の検索エンジンを国策として作ろうとしている中でその検索エンジンが違法行為を行うこととなるのはおかしい。他の検索エンジン同様に国産検索エンジンのサーバーが国内に置けなく事態を考えれば違法化ではなくむしろダウンロード行為を全て合法化すべき。少なくともダウンロードを違法行為とするべきではない。検索エンジンだけを除外しようとする動きもあるが、いち企業である検索エンジンを特別視してダウンロード行為を除外し、利用者のキャッシュダウンロード行為を違法とするのはおかしい。 インターネット上で公開されているコンテンツの大部分は商用や企業、プロが作成しているコンテンツではなく世界中の一般人、アマチュアのコンテンツである。動画、音楽、ポエムや日記、コラム、写真、絵、文章に至るまで一般人が発表した物が大多数を占めている。発表の場をインターネットとして自由に非営利で公開しているだけであって、一般人の動画、音楽、ポエムや日記、写真、絵は著作権を放棄しているわけではない。営利企業がダウンロードされることだけを保護して非営利の一般人がダウンロードされることを保護しないということにもならない。ダウンロード行為が違法化されれば平等に保護することとなる。一般人の動画、音楽、ポエムや日記、写真、絵などコンテンツの大多数をダウンロードすることを違法とすることは費用体効果を無視していると言わざるを得ない。社会的混乱や停滞も招く。法律は権利の上に眠る者を保護しないという原則通り権利者が自分のコンテンツを守るために著作権侵害を申し立てれば良いだけである。権利者自身の権利は権利者自身が守れば良い。国が代わりに過保護に著作権権利者の権利を守る必要はない。日本が政策として知的財産立国、コンテンツ立国を目指すためには、著作権を過保護にするのではなく、むしろインターネットで幅広く利用できるよう著作物の利用促進して文化的発達を行うべきである。日本全国民を知的財産クリエイター、コンテンツクリエイター、著作物クリエイターとして扱い育てるべきである。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について パロディ文化等が違法化される危険があるので到底賛成できない。よって反対。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」が公正に使われなければならない。が、しかしその辺の配慮が曖昧であり、このままだと社会的弱者の行動範囲が狭まるだけになりかねない。インターネットの発展をいわずに阻害する事になりかねないので反対。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 現状が送信可能化権で規制できるはずなので、ここまでは必要があるのか。社会的弱者を追い込むだけの法律はいかかなものか。よって反対。 ●最後に ネット文化まで大企業有利なフィールドになってしまったら、個人はどこで活動をすればいいのかをもっと考察してほしい。世界の情勢をきちんと把握した上での法律を作ってくれることを願っています。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 クレームがくるかもしれないといった理由で適法なアップロードを躊躇させるような事態を招く。結果権利者にもユーザーにも利益がない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。この事件はユーザーの利便よりも権利者のサービス囲い込みによる利益を優先していることを示している。この姿勢が一般ユーザーにまで向けられると非常に不便。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 すでに送信可能化権で対処可能である。一般ユーザーにはダウンロード違法化によるデメリットしかない。 いきなりダウンロード違法化ではなく現行法でできる範囲をしっかりと成してから議論すべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 すでにJASRACを語る詐欺メールが出ていることから自明。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 パロディや批判など、著作権者が嫌うようなものも自由に言えることが認められなければいけないと思う。 この件は著作権者が自分以外の意見を封じ込めることに役立つとは思えない。実際、そのような考えがないと出てこない発想である。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、ダウンロード違法化の対象として出版業界も名乗りを上げる可能性がある。その結果パロディ文化が封殺されることになれば、文化発展の芽が摘まれるばかりではなく、風刺という健全／公平な表現すら圧殺されることになる。 そもそもパロディが原作品の利益を損なっている証拠があるわけでもなく、寧ろ原作品の普及に貢献している可能性すらあるというのに、違法化されるというのは理不尽なことと言える。 ストリーミングとダウンロードとは技術上大差が無い。それにも関わらず法律的に違うものとして扱うのは、早晚技術の発展との間で矛盾を抱え込むことなり、またコンテンツ配信側の技術的な選択の幅を狭めてしまう。 コンテンツ配信側の萎縮は、例えばWebサービスの可能性の矮小化に繋がり、日本のIT業界の発展そのものを阻害することとなる。 技術的事実との矛盾は、インターネットのグローバル性の観点でも見られる。日本の法律で違法なことが海外で違法であるとは限らず、その逆もあり得る。「合法マーク」という認可システムがグローバルなインターネット上で期待通りに作用する可能性は全く無く、「合法マーク」は海外サイトを「適法市場」から不当に排除する障壁にしかならない。 そもそも、アップロードされたファイルの違法性を即座に判断するための仕組みは存在していない。そのため、合法である作品に対しても「著作権クレーム」が発生する可能性がある。アマチュアであればクレームによるコスト負担の影響は大きく、結果的に表現者の萎縮と現象を招きかねない。或いは、表現者の萎縮を狙った故意のクレームを誘発しかねない。 このように、本項目は表現の権利を侵害し文化の発展を阻害する害悪でしかなく、絶対に反対である。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用するだけで違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾が得られるとは考えられない。 パロディ作品をダウンロードする側にまで過大なリスクを負わせるというのは、批評精神を「著作権」の名の下にで封殺しようという危険な思想統制に他ならない。 「合法マーク」は、その取得のためのコスト負担が可能な既得権者のみで市場を独占するための仕組みに他ならない。 「合法マーク」を以って「適法市場」の認定とするのであれば、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、「合法マーク」取得コストを負担できないアマチュアのサイトは「適法市場」から排除されてしまう。 これは「コンテンツ市場の制御権を（本来は彼等の権利などではないにも関わらず）失なった」という被害妄想に陥ったマスメディアや既存レーベルが、法改正を利用して市場独占を狙う悪辣な仕掛けだと言える。つまり、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。 「弁護士」による訴訟の可能性は、表現の自由封殺だけでなく、詐欺行為の横行をも助長することになる。 ダウンロードした側が、そのコンテンツを保有していることを理由に「弁護士」を称する人物から訴訟の可能性を示され恐喝された場合、一般人故に不利な立場に立たされる。「弁護士」に抵抗する法的知識が無ければ、自らのダウンロード行為の違法性を信じ込み、「和解金」として本来支払うべきではない金銭を犯罪者に提供してしまうことになる。 このように、本項目は市場の自由競争を妨害し、一部の既得権者による市場独占や一般人に対する詐欺行為を助長させる害悪でしかなく、絶対に反対である。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論の前提には、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している筈だが、これは既に送信可能化権で規制できることとなっている。 既に規制の根拠が設けられているものに対し、更にダウンロード側で規制を行なおうというのは、無駄でしか無い。 更に、この無駄には上述の通り多数の被害が予測されている。 ダウンロード違法化の導入は、法制度に無用なコストを課した上に害悪を上塗りする行為であり、絶対に反対である。 以上をパブリックコメントとして提出いたします。 既得権者に屈することの無い賢明なご判断を期待いたします。	
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 世界的にみて、著作物の人格権を破壊してなければ、パロディは表現の自由であり、それを表現できる場所を奪うのは文化の損失になる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストーリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ネットワークの世界に、ダウンロードではないというものとはひとつもありえない。 このような法案を成立させたら、日本は世界1の恥さらしだ。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていますし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいです。 また、もし法案の延長上で新聞などの記事にもダウンロード違法化の対象とするよう求められた場合、インターネット上に多く見られる「新聞記事を引用して自身の考えを述べる行為」に悪影響を及ぼし、言論の自由が著しく侵害される危険性が出てきます。現状引用は著作権上問題ないとされてますが、その線引きは著作者側に委ねられるでしょう。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストーリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 現状でも日本のWebサービスの分野は諸外国に大きく後れを取っています。今後の主流になって行くであろうWebサービス分野の発展を阻害するような法改正は経済発展の側面から見ても論外でしかありません。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できません。 地域によってアニメなどが見れずYoutubeやニコニコに頼っているという人もいます。 このような事態をなくすために放送格差をなくすことが先決では？	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 違法化案が通った場合、書籍業界もダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているため、日本文化の一部であるパロディ文化が殺されることになる。それらパロディが原作の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 また、なんであれパロディや模倣といったものは今日まで延々と繰り返され、そこから新たなものが生み出される原動力であってきただとも考えることが出来、それらを違法化するというのは日本文化にとってマイナスとなる恐れがあるように思える。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 権利団体のお金欲しさにしか思えない。そもそもダウンロード禁止→売上アップ→収入アップ、なんてのは夢物語だと思う。CD、DVDが売れたところで上層部の懐に入ってアーティストや作り手に入る金額なんて雀の涙。 そんな状況では良いモノも生まれず、買う気も起きない。 まず業界の構造をなんとかすべき。 買わないユーザーを悪と決めつけられているようで非常に不愉快です。 ダウンロードとストリーミングについて。 ユーザーが常にこれはストリーミングなのかダウンロードなのか確認しながらインターネットしなければならなくなるため。いつ法に触れるか分からない状態でインターネットなんてしたくないです。 安全なインターネットを守るため、反対します。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 私はインディーズアーティストの曲をよく聴くのですが、小規模なバンドが自サイトに視聴用にあげるようなコンテンツにまで漏れなく「合法マーク」を貼って頂けるのか非常に疑問。 不可能だと思います。売り出し中のバンドにとって、自サイトで視聴が出来ないというのは想像以上の痛手です。 弱いコンテンツは潰れるということなのか。 この法案には無理がありすぎます。 未解決の問題が山積みなのに、とりあえず禁止にしまえ、という雰囲気を感じます。 これは天下の悪法、PSE法にまさるとも劣らない最悪の法案です。 絶対に反対です。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ・ストリーミングとダウンロードの差は何か。ストリーミングデータを蓄積できるツールを用いれば、ダウンロードと同じことになる。 ・ダウンロードが違法化された場合、ネットワーク上で映像や音声などの適法な「引用」を行いたい場合に、当該情報を「ダウンロード」させるという手段がとれなくなる。 ・今後、この項目の適用範囲が映像・音声だけでなくある可能性がある。 著作権法は画像や文章などにも適用されるが、映像・音声だけがこれらの除外適用を受けるのは公平でないという理論のもとに、画像や文章にも除外が行われる可能性がある。 画像や文章にも除外が適用された場合、webページのアクセスや電子メールの取得において「違法な画像や文章データのダウンロードが行われる」可能性を考慮しなければならなくなる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ・適法・違法サイトの差は何か。ユーザーがサイトを適法か違法かを見分けられる適切な方法がない。たとえば適法サイトをそっくり無断コピーしたサイトからのダウンロードは適法でない可能性が高いが、ユーザーがその2つを正しく識別できる方法が与えられるのか。 ・サイトが「適法」であるという認証を誰が与えるのか。 適法であるという認証に多額の費用・手間・時間がかかったり、認証組織の恣意的な圧力がかかる可能性がある。 ・ダウンロードしたデータが「適法」であるという認証を誰が与えるのか。 認証組織を騙った詐欺行為の温床となる可能性がある。 ・「違法サイトからのダウンロード」を行うウイルスプログラムなどに感染してダウンロードが行われた場合、本人の意思に関わらず著作権法違反行為となる可能性がある。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ・ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけのクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ただでさえ、弱小な著作権者は、巨大な既存レーベルなどによって、厳しい状態にある。 しかも、その弱小な著作権者の中に、才能を持ったものも多く、“これから”の担い手を減らしかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ・「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。既存レーベルのために、新たな芽を摘むということになれば、日本の将来は既存レーベルに縛られた限られた人間が動画や音楽を作るのだろうか。 そんな将来では、動画や音楽を作る人間が減ってしまい、良い作品などできなくなってしまうのではないか。 ・一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。このような法改正案が通ったなら、日本は詐欺師横行時代に入るのではないだろうか。 webサービス利用者全員がターゲットになる。企業の情報漏えいも多い。詐欺師はすぐさまに、webサービス利用者を見つけることも想定できる。被害が増えればwebサービス利用の減少にもなりかねない。 webサービス減少になれば、全ての企業や団体にも影響がでるのではないだろうか。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案がとおると、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化という大きな文化が国家によって衰退させられることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは制度の本質から外れている。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。仮に書籍がダウンロード違法化の対象となれば、現在の日本のマンガ産業において大きな部分を占める、同人誌等のパロディ文化が殺されることにもつながる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもなく、これまで長年にわたって出版社は同人誌の流通を黙認し続けてきたのに、違法化される可能性が生じるのはおかしい。また、静止画やテキストのコピー・ダウンロードを、動画・音楽コンテンツのダウンロードと切り離して考えるのは、コンテンツとしての価値が同等である以上、不可能である。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権のみで十分に規制できる。権利者がこれまで違法アップローダに対してのみ、十分な法的対策を取るべきだった。 ソフトウェアをネット上からのダウンロードでバージョンアップできなくなることによるコスト増加など、多くの問題を抱え込むことが自明であるダウンロード違法化の導入は、かえって有害だ。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占める「模倣から始まる独創性」が殺されることになる。それらの独創性が原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。しかも、今後もしストリーミングでもなく、ダウンロードでもない第3の技術が出てくるたびに規制を掛けると言ういたちごっこが続く事は明白であり、このような事態は日本のコンテンツビジネス全体を萎縮させてしまう元凶となる(ユーザーのニーズがなければ、どのようなビジネスであろうとなりたない)ため、インターネットのコンテンツは原則オープンとするべきである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」がなければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。また、星の数ほどあるインターネットコンテンツ全てを審査して「合法か否か」を判断する事は、相当の手間が考えられるためそこに費やされる税金(もしくは私的録音保証金ほかそれに準ずるもの)は、全くの無駄と断ずる事が出来る。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が圧殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 模倣は文化・文明の発展の第一歩である。真似をし、そこから新しいものが生まれる。それを文化を守るという名目で潰してしまうのは、将来に渡って取り返しのつかない損害をこの国の文化の発展に与えるものであると断言する。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもない。また「文化」は「真似」していく事で新たな価値を創造、発展する面を無視している。 権利者益が過大視されており、社会的な影響、メリットを無視しているものと言わざるを得ない。違法化されるというのはおかしい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかない。 その差別的取扱は独占禁止法違反ではないか。 「合法マーク」の新設は社会的なコスト負担が増大する。また運用上新たな権益化は避けられない。行政改革などの流れに逆行するものではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 文化の発展を阻害するものではないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける事は期待できない。またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 逆に海外サイトが日本の消費者のアクセスをブロックするといった負の反応を引き起こす可能性もあり、消費者益を阻害するものである。 こうなっては本末転倒で、著作権による健全なビジネスの阻害を招く可能性が高い。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずである。 現状、権利者および権利者団体により違法コンテンツに対する法的措置が行われているが、それで十分だと考える。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないむしろ、作品の宣伝になるなどの理由で著作権者がパロディ等二次創作物を法的手段で規制しようとせず、むしろ歓迎する姿勢を示すことが少なくない。故に違法化されるというのはおかしい。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。個人や零細企業の立場の弱い著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、「デジタル・コンテンツ大国」を目指すという政府の政策に相反する物である。従って賛同できない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。同法は十分な抑止効果として、重い刑事罰を課することができるが、権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取ってきたか、甚だ疑問である。にもかかわらず、ダウンロード違法化という新たな規制を導入する事はさまざまな問題をかかえこむことになる。 ダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 漫画などの書籍においては、引用無しにパロディを作成することなど到底不可能であり、2次創作が著しく阻害される。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 海外の有益なWebサービス会社が「日本では著作権物のダウンロードが違法になるので、このサービスの重要な機能が上手く動かない。構造変更にかけるリスクと得られる利益を鑑みるとサービス展開はやめておこう」と判断することも十分考えられる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 日々サイト・サービスが増えていく中で、「合法マーク」発行にかかるコストや期間を考えると、合法マークを発行する側にも取得する側にも余計な負担がかかり、結果著作権法第1条の「文化の発展に寄与」と矛盾する。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 「合法マーク」認定の基準も不明であり、時代に応じて変えざるを得ない基準に、ユーザーが振り回されるだけである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 進出の機会を阻まれた海外サイトおよびその運営者から条約違反国としてのレッテルを貼られることも考えられる。これは長期的に見て日本の文化の発展に大いに害を与える。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 【個人意見の付記】 JASRACが以前、複数の歌の組み合わせでパロディを作った人間を違法としていました。 現在、動画についてもこれらの組み合わせによるパロディが作成されている時代です。 技術の基本は真似からの改良版の創作であり、演出効果やセリフに至るまでどこまでをコピーとしてどこからを自作とするかの問題が発生すると思います。 動画とか音楽の含有率が何%だったら？とか・・・何小節までだったら？とか・・・どこまで規制しますか？ ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 【個人意見の付記】 現在音楽のダウンロードが出来るサイトが複数存在します。 一曲200～400円くらいの料金で権利付き情報のダウンロードをさせてipod等で再生する他、ipod以外の再生装置のためにCDへの焼きこみを可能とするものです。 当然、この焼きこまれたCD自身はMP3としての録音も可能であり、これが確かにアングラサイトから流れる可能性は捨て切れません。しかし、以前の再生装置を廃棄して新しいものを購入する事を国民に強いる権利が販売側に有るのでしょうか？ ソフトウェアの提供自身は「利用する権利＝視聴する権利の提供」という事で企業側が主張されていると思います。 しかし、その再生媒体を国民に無料で提供するという前提無しで権利ばかり主張する企業に対して利益享受のための法律の仕組みを提供すると共に、その監督官庁から天下りの法人を作ってまた肥大化した企業の献金で政治家や天下りの職員が食べるというのは如何なものでしょうか？	個人

以前のソフトウェア業界での不正コピー排除からの著作権法による縛りについて、ソフトウェア自身の品質表示をせず、結果的に「先にコピー品で確かめ、良いものであったら本物を購入する」という人間を排除した結果、「駄作を多く生み出し、淘汰されるまで騙された人間が悪い」とする企業が乱立したのはこういう「企業のみを優遇し、購買者を考えない法整備」によるものではないでしょうか？

対策が必要と考えたソフトウェア業界ではベータ版とかの提供をしたりしてますよね？

操作性等を試食して貰ってあとはその内容を吟味して貰って後の部分は有料という感じですが、それをソフトウェア業界にアドバイスしていますか？

確かに著作権等で製作側に権利発生と利益が発生する構造を作るのは必要と考えます。

しかし、その前提として購買者の損失【泣き寝入り】を前提とするのは如何なものでしょうか？

結果的に、購買者が購入した「利用する権利」を売買する「中古ソフト売買」を現在は合法としているのではないですか？

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

賛成。YouTubeやニコニコ動画は違法であり、潰れるべきだと思う。日本国民は「適法サイト」だけを使っていくべき。

【個人意見の付記】

不正動画と適法動画の差異をチェックする機能をコンテンツ及び再生機器が持つ事が前提。

一般の人間はマルチメディアもデジタル家電も認識していない。

これを企業に対して押し付ける【映倫】の様なものであるならば、デジタルメディア世代はそんな旧石器時代ではないという事を認識した上で「チェックサム等を用いた新しいメディア【動画フォーマットや再生媒体・再生機器】」を考慮すべきと考えます。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。

【個人意見の付記】

権利の主張は誰でも出来ます。

例えば不特定多数の人間が居る風景に対しても個人の肖像権が主張出来るケースがあります。

神社仏閣の内部の仏像等についてもコンテンツとしての位置付けで「撮影禁止」とか、撮影した写真画像の掲示に対しても権利主張を行うケースがあります。

音楽も絵も彫刻もそれを作った人間の製作物であり、それを購入した人間がどこまでの権利購入をしたかを前提としますが、結果的に音楽やパソコンでのプログラムを含めた「ソフトウェア」は利用する権利であり、プログラムロジックを含めた内部構造を含めての売却ではないと主張されますよね？

家電製品についても携帯電話に至るまで同じ事とされると思います。

しかし、そういったソフトウェアの権利主張が結果的に後の技術を生み出さないとする団体がオープンソース／フリーウェアとしての公開をしますよね？

何年間有効とするのですか？特許が15年としてオープンソースとなる時期を設定しなければいけないソフトウェアは存在しませんか？永遠に権利主張出来るものですか？そしてこれが公正な競争になりますか？

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について

反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について

反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。

【個人意見の付記】

CSS(XSS)でダウンロードサイトに誘導されて、ダウンロードの段階で「違法」という事で脅迫(恐喝)になる恐れや自分自身のバックアップデータをストレージサーバに置いたものについてクラッキングされて外部から参照可能となった場合等どこまでの義務が発生するのが不明であり、権利主張側自身がそれを利用者(購買者)側に押し付けるのは極めて「無責任」という事になる。先の「チェックサム付き」のファイル等、再生装置についてもインターネット接続して常にその権利の所在を確認する等のコンテンツ自身の見直し前提が無い「おんぶにだっこ」の問題点と考えます。

逆説の論理ですが、NHKの地上波デジタル化で本来であれば「受信料を支払った人間をID・パスワード管理すれば全ての人間から受信料を取らなくても良い」という状況であるにも関わらず、受信料の強制をする法整備を計画されていませんか？

税金を別の形で徴収するというのは確かに必要な団体が有るかも知れませんが、権利のみ主張するからそうなります。

例えばNHK自身がインターネット動画配信でのインターネットテレビのサービス開始をすると「日本の全てのインターネット接続PCから受信料を取りますか？」

基本は無料コンテンツと有料コンテンツで、有料コンテンツはID管理ではないですか？

ID管理でのダウンロードファイル管理と、その前段でのアップロードされたファイルのチェックをそれも運営を行う企業が負担にならない形での法整備というのであれば、メディアフォーマットからの論議をすべきです。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 賛成。音楽業界は着うたで利益を得ているのだから、音楽CDを買っていたとしても、それを携帯電話の着信音に使用することに課金できるのは当たり前である。音楽業界の利益が第一の優先事項であり、二重払いであるかどうかは関係ない。 【個人意見の付記】 CDでシングルCDの曲がアルバムで出された場合にも購買者はそれを認識して購入する。 少々のアレンジが有ると主張されても同じ曲を購入している事に変わりが無い。 そういう権利集中管理サイト(企業のソフトウェア管理と同様)を監督官庁で構築するなら別ですが、それが出来ない現在では購買者自身が気をつけて、更には泣き寝入りするしか無いのは認識しています。	
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。また、あらゆるジャンルで規制がふえていくとのは、インターネットの本質をどんどん損なうものとなり、「知る機会」を失う事に他ならない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そもそも、YouTubeからのダウンロードも簡単にできてしまうし、キャッシュとして一次保存されるデータも簡単に複製できる以上、ストリーミング、ダウンロードで議論する事はナンセンスだ。もっと技術的なことを知る必要がある。 このような技術的な部分も考えず、表面的なことだけで法整備していくと、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 新規サービス参入の障壁となる可能性がある。個人運営などの場合はどうなるのか。 大局の部分でしか話しがなされていないのは、インターネットの特徴を考えると問題があり、やはり日本のITの衰退に繋がることも懸念される。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。また、現在の多くのコンテンツ産業はパロディ文化に依存する形で市場を維持しており、丁度それは銀行による信用創造と経済の関係と同じ構造をしており、コンテンツ産業がいつせいにコンテンツを法的に、動画共有サイトなどの複製の経済圏から引き上げれば、コンテンツ産業が需要の基盤としている二次創作の文化活動に壊滅的な影響を与え、ゆくゆくはコンテンツ自体の市場・需要を縮小する結果となるだろうから。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。漫画文化は「鳥獣戯画の」時代から常にパロディーに触発されて発達してきたのであって、現在の作者著作権者だけがその恩恵を独り占めするようなことがあってはならない。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、他業界（例えば書籍）でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくだろう。そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 アニメを等の世界に誇れる文化は、最初は皆、人まねで練習して上達してクリエイターへの道を上る。 この法案が通ったら、文化を破壊するといっても過言ではない。 また、それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 （以下、「利益を損なっているわけではない」についての補足） そもそも、権利侵害という考え方は「不良在庫も含めて100%売れた場合」という「絶対ありえないケースを前提」としている。現実的な話をすれば、マーケティング的には広告的役割が非常に高い点をまるで無視している。 権利者の言い分には激しく無理もある。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 私はITの専門化だが、そもそもコンピュータはダウンロードしなければ何も出来ないといっても過言ではない。 それを規制されたら、ITを否定するのと同じことである。 また、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。新規技術にも対応できなくなる。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて大きく衰退することになるのは明白である。 日進月歩ではなく秒進分歩の世界に、そのような規制は害毒でしかない。行うべきは規制緩和である。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかない。その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 そもそも「適法マーク」などという考え方は、役人の古い考え方であって時代遅れも甚だしい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といった『ユーザー主導のサービス』や、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 市場努力を行わず、黙って金が入ってくる手段に興じる既得権益者は、文化の発展に何ら寄与しないばかりか、阻害していることを自覚すべき。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものである。 日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 世界に恥をさらすだけである。このような規制はIT業界にとっては鎖国と同じレベルの脅威である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになる。 その結果、著作権者が自らアップロードしている場合も、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。 実際のところ現在でもおきている問題である。それに拍車をかけるのか？ 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 また、無料配信で顧客を先に獲得するビジネスモデルを展開した場合、通常であれば市場原理に基づき真っ向から対抗策を打ち市場評価を待つのが正論であるが「違法かもよ」という妄言を流布するだけで、妨害が可能となる。 ダウンロード違法化されたら、極々一部の権利者の目先の小さな利益は確保するかもしれないが、業界全体が大陥没を起こすだろう。 1人の為の1円の利益を確保するために、100万人の1人当たり100万円を犠牲にする法案である。 文化の発展を阻害し、市場を萎縮させるだけである。自殺志望者と同レベルの非常に曲がったものの考え方である。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確である。 われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 規制であれば、現行法律でも可能であり市場原理を無視したこのような法律は暴挙としかいいようがない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずである。 だが、これは送信可能化権で規制できるはずである。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害ある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 現実問題として、アメリカでそういう団体がそのような詐欺まがいの行為を行っており、社会問題になっている。 事実として違法であった場合だけでなく、まったく無実の人に対してもそのような訴訟が行われている。 これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと声が挙がる可能性もあり、そうなった場合現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。むしろそれは、パロディ元への興味に繋がり知名度上昇などへの貢献が期待出来るのではないかと思います。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差が無い筈です。法律的に異なるものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまうのではないのでしょうか。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。これは日本という国にとっても大きなデメリットとなるのではないだろうか。著作権取締りのコストとして我が国の技術の衰退は、吊り合うのでしょうか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。そもそも私達国民もとい一般のユーザーからすれば、マークの適応条件がとて曖昧であり、それを明確にしていけない現段階で軽々と決めてしまえる事ではないのでは。かといって明確にすれば良い、という簡単な話でもありませんが。 とにかくこのままでは、ネットの発展の可能性とそのユーザーの自由が大きく失われるのではないかと、私は考えています。 ネットの発展の可能性を失くすこと＝日本の技術の衰退、でもあると定義付けられるのでは？ この法案によってユーザー（即ち国民）の自由を制限することは、民主主義としてどうなのであろうか？ そこには経営者側の視点しかなく、ユーザー（先程の通り国民）の視点は存在しないのではないかと？ 飽くまで公平に平等な視点からの更なる談義、そして法案の改善を求めます。 では最後に、一ユーザーの意見として、一国民の意見として平等な視点での隅々までの拝読を御願い致します。 それでは公平で平等な法案への改善を期待しています。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 適法化を目指してストリーミング技術を開発しても、第3者の技術開発によってダウンロード可能になった時点でその開発者を犯罪行為の助助者にできると解釈も可能になってしまうのではないのかと考えます。 これは恐ろしい事です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 仮にこのような制度が運用されるとすれば、どのように合法マークを発行するのか？ 公正明大な基準でマークを発行できるのか？ 前の意見を引用するまでもなく技術的に見て甚だ疑問です。 権益を運用するマーク発行事業者が天下りの温床になるのが目に見えています。 少なくともそう感じる国民が多いことを肝に銘じて頂きたい。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ダウンロード違法化よりも先に需要はあるが著作権者が商品化していないものを積極的に商品化するようにするべきだ。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。その様な手口を用いた営業妨害、思想・言論統制も可能であり、著作権が不当に強化化する。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。技術上大差がないストリーミングとダウンロードを法的に違うものとして扱うことは妥当ではない。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT競争力が損なわれる。また、そもそもグローバルな存在であるインターネットを日本の法律だけで制限をかける事は妥当ではない。 加えて、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームに対する誤削除が頻発し、弱小の著作権者や利用者の利益を不当に損ねる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また、悪意を持った技術者であれば違法サイトに「合法マーク」を使えるはず。加えて、一般ネットワーカーは、自らの所持コンテンツについての違法性について、十分な法的知識が無い。その結果、詐欺師の新たな手口に悪用されているリスクが非常に大きい。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 この案が通ってしまえば、これを良い機会として、他の分野からもダウンロード違法化の対象にしてもらうように求めてくるでしょう。そうなった場合に、日本の文化とも言える「パロディ」という表現がしにくくなります。 そういったパロディにより栄えた、又はこれから栄えるでしょう作品までもが、発展の目を潰されてしまうようなことは、これからの文化の為になりません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 現在のPCの仕組み上、ストリーミングとダウンロードは大差がないものですが、それを法的に違うものとして扱うことにすると、IT情報分野の技術的に開ける可能性の幅を狭めてしまいます。 そればかりか、Webサービス自体の使い勝手が悪くなり、日本のIT開発が衰退の一途に向かってしまいます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画、AmebaVisionといったユーザー主導の動画サービスや、簡単に設置できるはずもないアマチュア作者のサイトを排除するものにしかありません。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードが違法化された時に、著作権者が自らアップロードする場合などで、間違った告発により削除されるという事が、頻発するようになるでしょう。 そういった著作権者に不当なリスクを負わせる改正案に見える為、賛同できません。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 ダウンロード違法化の議論は、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している前提のハズですが、これは送信可能化権を用いることで、ダウンロード違法化にせずとも規制できるはずで、権利者が違法アップローダサイトに対して十分な法的対策を取ることを怠っているだけです。 はっきりとした問題を抱えることになるダウンロード違法化の導入は、混乱を招くだけです。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 一般の人が普通にネットを使用していた時に、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードファイルを有していた場合に、本当に違法性があるかどうかの判断を行えるだけの知識を持ち合わせていない為に慢性的な不安を抱えながらネットを使わされることとなります。 そのような状況を悪用した詐欺手法が発生する未来が明らかに見えますので、今のままでは詐欺をしようと目論む輩にとって都合の良い法律(悪法)になることが簡単に予測できる為、賛同できません。 この案に賛同している人は「危険性を全く予測できていない」のでしょう。 法案の根本的な見直しをする必要があります。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードとストリーミングの区別があいまいなのは問題。 ストリーミングも結局はダウンロードを行っている。 つまり、ストリーミングのつもりでも、見方を変えればダウンロードをしていることになってしまう。 このことを、決めてしまうと、日本のWebサービスなどのIT産業にとって技術的な選択の幅が狭まり、世界から見て遅れてしまう可能性はある。 そもそも、インターネットという仕組みは、動画を見る、Webサイトを見るなど、すべてダウンロードを通じて行われている。 ダウンロードしないとは何も見れないのである。 ダウンロード違法化はWebの仕組みから考えて、かなりの影響力があると思われる。 このような大きく影響を及ぼす可能性がある決定を、本来の議論(補償金の徴収方法や対象機器・媒体の範囲を見直すこと)とは別の、途中から出た案で簡単に決めるのは問題、本来かなりの議論を尽くすべきことと考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」が無ければ違法だと言う考えは、行き過ぎだと思います。 YouTubeなどのユーザー主導型サービスや、簡単に設置されるはずもない一般作者を排除することとなり、日本のWebサービスの可能性を閉ざし、この分野で外国から離されてしまいます。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。この違法化案が通った場合には、書籍業界においてもダウンロード違法化の対象となるコンテンツが出てくると思われます。そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。述べるまでもなくパロディは歴史上連続と続いてきた批評精神の表現の一形態です。これを禁じられることは、何らかの思想・主張を持つ者が見解を発露する場を奪われるという、多大な文化的損失であると考えます。そもそも、それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけではなく、むしろ原作品の普及や著作権者の利益につながる場合もあります。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ストリーミングとダウンロードには技術上の大差はありません。ストリーミング再生ソフトRealPlayerの新バージョンにはダウンロード再生を可能にする機能が実装されています。また、YouTubeやニコニコ動画内のコンテンツを再生した場合、キャッシュという形でハードディスク内に動画データが残ります。これらのファイルをファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、ダウンロードと見られてしまいかねません。現状、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては専門家の間でも意見が別れ、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 両者を法律的に違うものとして扱って、著作権者にとっても利用者にとっても技術的な選択の幅を狭めることになります。そうすると、Webサービスの可能性が無意味に狭まり、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねず、国益を大きく損なうものと考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるという点に疑問があります。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しか認められず、明らかに差別的取扱であり、独占禁止法に抵触します。「合法マーク」が法制化されないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者の違法ダウンロードの故意性が認められないことになり、意味のない法改正ということになります。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう過剰に配慮した対策をとるようになり、結果、アップロードしようという意志を萎縮させることになります。また、著作権者が自らアップロードしたコンテンツをサイト運営側が誤って削除する事態が現状でも起こっており、ダウンロードの違法化によってこのような事故はますます増えるでしょう。このような弱小の著作権者に不当かつ過剰なリスクを負わせる改正案には賛同できません。そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいは大手コンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流通しないといった、日本のコンテンツ市場に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。コンテンツホルダーの意識改革を求めます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあります。MYUTA事件判決には多くの批判がありますが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮させることになりかねません。また、過去の著作物へのアクセスを制限するという発想は、著作権法の目的である「創作性の拡大」に利するものであるかどうかはなはだ疑問です。いかなる創作も、過去の著作物からの影響という名の恩恵を受けた上で行われるものと考えます。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものが 있습니다。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずです。権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたとはいえません。また、フェアユース規定が存在しない現状を鑑みるに、調査研究・報道目的で「違法サイト」にアクセスする行為すらも、違法と評価される可能性があります。ここで問題にしているのは、商業的コンテンツ調査研究の入手手段として正規手段によらず違法サイト上の侵害コンテンツを用いるような場合ではなく、権利侵害を伴う二次著作物の調査研究や、あるいは「違法サイト」それ自体を調査研究の対象としている場合です。このような目的でアクセスするさいに付随する複製は従来から私的使用のための複製ではないと評価されうる領域です。著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を有利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物をねじれた形で阻害されることなく利用できることであると考えます。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。理由は以下の通り。 1. 違法にアップロードされたコンテンツに対しては、既にも送信可能化権で法的には規制できる。 2. 送信可能化権による規制の方が、ダウンロード違法化よりも実効性が高い。確信犯的にアップロードした人間だけに対象を限定できるからである。よって、より実効性の低いダウンロード違法化を導入する必然性は薄い。 3. ダウンロードを違法化すると、故意のダウンロードや技術上仕方ないダウンロード(キャッシュ)までもを、潜在的には違法として扱える。一般ユーザの法的地位が不安定になることになり、社会的なデメリットが遙かに大きい。ダウンロード違法化ではなく、送信可能化権によって違法アップロードを取り締まるための法的な枠組を整備することによって、ネット上の違法コンテンツに対応すべきである。 4. ストリーミングとダウンロード、キャッシュの保存と恣意的なダウンロード保存には技術的に大差がない。インターネット閲覧では必ずキャッシュが使用されており、ダウンロードを違法化すれば、全てのインターネットユーザが潜在的には違法行為を行っている状態となる。たとえ視聴形態がストリーミングだとしても、物的証拠としてはダウンロードだと主張することも可能になる。利用形態がどちらなのかを恣意的に主張できてしまうため、適法性が保証されないダウンロードの扱いが不透明になる。一般ユーザが常に違法の状態に置かれることは、利用者保護の観点からも、法治国家の原則としても許されるものではない。 5. 公開されたコンテンツが適法かどうか、一般ユーザには識別が困難である。我が国の著作権法では無方式主義を取っていること、裁判所でも違法か合法か判断が分かれる著作物も多数存在することが理由として挙げられる。 6. 前項の理由から「情を知らずに(違法コンテンツだと承知せずに)」ダウンロードしたことを、一般ユーザが証明するのは困難である。権利者に有利な判断が恣意的に下されかねず、社会的・技術的混乱を招くと考えられる。また例えば、あるサイトが違法だということは知っていたが、間違っアクセスしてしまったという場合、違法性を承知の上でハードディスクにキャッシュを残してしまうことになり、違法であるといえなくもない。このとき、間違っアクセスしてしまったことについて、合理性のある証拠を提示するのは困難である。 7. ダウンロード違法化に罰則規定がなくても、民事訴訟を起こすための法的根拠とすることは可能になる。その場合、前項の理由から、一度訴えられてしまったユーザが、無実であってもその事実を証明することは極めて難しい。抑止効果を狙った無用な訴訟の乱発や、詐欺行為を誘発する可能性があり、社会的損害につながる危険性が極めて高い。 8. 現行技術では、ダウンロードされるまで違法か合法か判断できない。合法的なダウンロードを保証するために何らかの技術的手段を講じる場合、受信者を追跡・記録する必要があると考えられるが、その場合、通信の秘密の侵害につながりかねない。 9. 学術調査研究において、違法サイトや二次著作物の調査が不可能となる。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。理由は以下の通り。 1. 公開されたコンテンツが適法かどうか、一般ユーザには識別が困難である。我が国の著作権法では無方式主義を取っていること、裁判所でも違法か合法か判断が分かれる著作物も多数存在することが理由として挙げられる。 2. 現行技術では、ダウンロードされるまで違法か合法か判断できない。合法的なダウンロードを保証するために何らかの技術的手段を講じる場合、受信者を追跡・記録する必要があると考えられるが、その場合、通信の秘密の侵害につながりかねない。 3. 違法性判断が二転三転したり、判決に疑問のある裁判例が少なくない。例えばMYUTA事件において、当該サービスはコンテンツを合法に入手したユーザが個人の利用形態に合わせて複製を行うための仕組みであり、権利侵害が起これない状態であったにもかかわらず、裁判所によって著作権侵害を認定された。この判断を行った裁判官は、サーバのパーミッションに関して十分に理解していない。このような事例が増えれば、著作権制度そのものが形骸化しかねないが、ダウンロード違法化はそうした国民の良識にそぐわない判断を加速させかねず、我が国の覇権を保証するためにも重要なITO産業を混乱に導きかねない。 4. 次世代のインターネットサービスにおいて非常に重要な役割を果たすと考えられているUGC(ユーザ生成コンテンツ)を扱うサイトでは合法性の保証が難しい。次世代のWebサービス開発を不当に萎縮することになる経済的損失は計り知れない。従来の著作権制度では対応できないからといって、新技術によって可能になった社会的価値の創造を「規制する方向に動くことでしか、権利を守ることができない」と考えるのは、必ずしも正しいとは言えない。 5. 「合法ダウンロードマーク」によって著作物の適法性を保証するようなやり方は、サイト運営者に対して外見上の権利表示を実質的に義務付ける可能性があり、社会的影響が大きいが、我が国の著作権法の原則にある無方式主義と矛盾する。 6. 「合法ダウンロードマーク」には実効性がない。著作者に「合法であること」を許諾してもらった証として「合法ダウンロードマーク」を制定するならば、無数の「合法ダウンロードマーク」が溢れることになる。その場合、ユーザにはそのマークの正統性が確認困難であるし、コンテンツ発信者にとっても権利処理が煩雑になり、コンテンツの流通にとって深刻な障害となりうる。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 インターネットのコンテンツの適法/違法の区別はつけるのは難しく、インターネット利用者のおそらく大半が潜在的に法律を犯す可能性があります。 違法を恐れる利用者は萎縮し、草の根的に育ってきた創造性やそれを支える土壌がこの案によって殺されることになりかねません。 インターネット利用者にこういった不便を強いることは、「インターネットから火がついた」といわれるようなブームも生まれにくくなり、権利者の方々の利益にもそぐわないものと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 世界中の全ての適法なコンテンツに「適法マーク」をつけるのは現実的でなく、「適法マーク」がついていないからといって違法と判断することはできません。 しかしながら、「適法マーク」がついていないファイルのダウンロードを行ったとき、そこに違法なものが含まれていれば、「適法マーク」がついていない＝情を知るとい根拠にされかねません。 「適法マーク」の有無で明確に適法/違法の区別ができない以上、それを基準とする運用は到底納得できるものではありません。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 パロディも表現の自由として尊重されるべきだし、そうした発想の広がりや、原作品への訴求や新しい楽しみ方の提案として、原作品に貢献している場合も多くあります。 原作に損益を与えるものというわけでもないのにすべて違法化とするという案には賛成できません。悪意のあるもの、悪質なものに関してはケースバイケースに対処すべきで、法律で一括して規制すべきではないと考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 ストリーミングとダウンロードを分けて考えること自体難しく、後に基本的解釈が変わるという可能性も懸念されます。将来的に考えても、日本のIT開発のレベルが諸外国に比して低迷することにもつながると思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」が無ければすなわち違法サイトでありそのサイトからのダウンロードも違法、というのは差別的で明らかにおかしい話だと思う。また、「適法マーク」というものが、果たして本物かどうかという判断も一般のサイト訪問者ゆだねられることになれば、その違いがわからないままマークを信じてダウンロードした場合はどうなるのか、といったことも気になる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 「適法マーク」は、現状、既得権者が自分の利益のために、都合の良いサイトにだけ許諾を与えるであろうことは容易に想像できるし、到底賛成できない。 YouTubeやニコニコ動画など、今現在ユーザーに人気を博しているサイトや個人が運営する小さなサイトなどが、その内容問わず「適法マーク」がないというだけで違法サイトとして扱われてしまうことにも疑問が残る。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 日本で違法とされたところで海外でも違法になるとは限らないし、日本の著作権法に従う必要もない海外サイトが日本のローカルルールである「適法マーク」をつけるとは思えない。 また、こういった議論をする場合、海外＝欧米＆アジアの大国、というような考えになりがちだが、インターネットの世界はもっととてつもなく広く、日本のユーザーも欧米やアジアのサイトに限らず様々な国々のサイトを利用している。全世界津々浦々まで、日本の「適法マーク」の認知や理解を求めるのは無理と考えるのが妥当だと思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 動画・音楽投稿サイトの側が、ユーザーが違法ダウンロードしないようにアップロードされるファイルをすべて常時管理しなければならなくなり、その労力・負担は莫大なものになる。結果、権利をきちんとクリアしている正当なファイルも、誤ったクレームにより削除されたりする事故も頻発して起きることが予想される。気軽に自由な発表の場であったはずの動画・音楽投稿サイトの利点が少しも活かされることなく、逆に不当なリスクや負担をかけることになり、賛成できない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 ダウンロードを違法化するしない以前に、違法にアップロードされたコンテンツが正しく規制されれば問題は解決するのであって、これは従来の送信可能化権で十分に規制できる。元々、著作権侵害は、第三者には判断の難しいことも多いので、当事者である権利者がまず十分に違法アップロードに対して対策すべき。そこを曖昧にしたままダウンロードを違法化するのは余計な混乱を引き起こすだけだと思う。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 違法でないダウンロードコンテンツを持っていて、そこに弁護士を名乗る人が「実はそれは違法コンテンツであり、訴訟を準備している。和解金を出せば示談にしてもいい」などと強く言われた場合、騙されてしまう一般ネットユーザーが多くいるだろうことは想像にかたくない。詐欺行為を助長し、社会不安を増大させることにもつながる。	
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。インターネットというものは本来グローバルに扱われているものであり、日本の法律で違法だから海外でも違法とは限らないし、その逆も然りです。これは日本の法律を自分勝手に海外に押し付けているようにしか捉えることができません。その点も踏まえた上で、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、また、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事になります。そしてこの事は世界の日本に対する評価の低下に繋がる可能性を孕んでいます。	個人
●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について ※この項目について私は反対意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 ○この違法化案が通った場合、日本のパロディと言う文化が死んでしまうことになる。このパロディが原作品の利益を失っているわけでもないのに違法化してしまつてしまうと、もったいない。むしろこのパロディと言う文化が原作品の利益を増加させている可能性だってあるはずだとおもいます。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について ※この項目について私は反対意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードは技術上、差はないため。なおかつ、これが通った場合IT社会の日本はまちがいに痛手を負うことになる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ※この項目について私は反対意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 ○「適法マーク」がなければ違法サイトとする。これは混乱を招く原因となります。まずインターネット利用者はwebサイトなどを見るときに「適法マーク」を必ず見るとは限らないからです。それに「適法マーク」は、webページのレイアウトの妨げにならないとは限りません。もし、この「適法マーク」をテキストとしてソースなどに埋め込むなどをする、インターネットに詳しい方などある属性の方しか判断ができなくなります。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ※この項目について私は反対意見を提出いたします。理由は以下の通りです。 ○インターネットは世界中に広がっているし、国によって事情が変わるので日本だけというのは無理があると思う。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対:ストリーミング再生はダウンロードを伴わないので合法とうたっているが、ネットではアップロードとダウンロードしかないのにストリーミングだけOKとかあいまいな区別がつけられるわけが無い。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対:違法サイトからの録音が違法とは言うものの、違法サイトは一般サイトに偽装していることも多く、もしワンクリック詐欺でこっそりダウンロードさせられていたら一般ユーザーには判別がつかない。 又、ダウンロードした人が在任＝詐欺側の請求等は合法となりかねない。 ここで「情を知って」は、ダウンロードさせられて数日たった後に裁判所で聞かれても自分が悪いことをしている事を証明できるであろう人数は少なく、そのまま冤罪が増えれば誰もWebを閲覧することが出来なくなる。	個人
◎104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」について 反対です。この違法化案が通ったならば、書籍業界などの他業界からもダウンロード違法化の対象とするように求めがあるでしょう、そして前例ができた以上それが却下されるとは考えにくい。そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディや風刺をふくむ二次創作文化が衰えてしまいますし、これは日本文化にとって大きな損失となるはずです。原作品の利益を損ねていない二次創作までもをまとめて違法化するというのはやり過ぎではないでしょうか。 ◎105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 反対です。現在の著作権制度では、パロディなどの二次創作において他の著作物を原作として利用すれば違法と判断されることがほとんどです。また原作に対して批判的な内容を含む二次創作物の許可が簡単にもらえるとも思えませんので、それらをネット上で発表(アップロード)する側は常にリスクを覚悟しています。しかしその作品を閲覧(ダウンロード)する人にまで過大なリスクを負わせることは、著作権を楯に批評精神を封じてしまいます。大きな目で見れば、文化の発展にとって良い効果を与えるとは思えません。	個人
●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について反対の意見を提出します。 理由は下記の通りです。 もしこの違法法案が通った際、書籍業界のダウンロード違法化も対象となる方向へ進むと聞きました。これは日本文化が大きく進化してきたパロディ文化を真っ向から潰すことになるのではと思います。それらのパロディによって原作品を認知している人には楽しく、知らない人に対しては、観て見たいという意識喚起に繋がっていることも多々あります。それらが違法になることには疑問を感じます。 そもそもストリーミングという技術は、ダウンロード再生が全てのデータを受信し終えるまで再生できなかった閲覧者の時間的ストレスを軽減するため、受信しながら再生できるという方式を取った技術であり、受信していることには変わりません。これらはキャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと判断される可能性があります。 ストリーミングに関する問題がダウンロード複製に値するかの議論が行われ、反論意見も出ている以上、ネットユーザーである一般者にとっては不安要素を残すのみであり、またWebサービスの今後の発展も萎縮されることとなり、UserGeneratedContentが活発化している状況を破壊してしまうのではないかと思います。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。まず、この法案が通る事で、書籍業界などでもダウンロード違法化の対象とするように促されていき、日本文化の大部分を占めるパロディ文化の制限を引き起こす。それらパロディが元の作品の利益を害しているわけでもないのに違法化されるのはおかしい。 また、ストリーミングとダウンロードは明確には区別されておらず、今回のように法的に違うものとして捉えたと、Webサービスの持つ可能性を縮小させてしまう。日本に於けるインターネットの発展を阻害してしまう危険がある。 こうした問題は国際的な要素も考慮しなければならない。しかし著作権の権利制限は日本と諸外国では違いが多くあり、同じ行為の合法・違法性にも差が出てくる。ユーザーがそれらを個人で判断するのは難しく、海外サイト全てを違法としなければならなくなる。 アップロードされたファイルが本当に違法かどうかを判別するのも容易ではない。著作者が自らアップロードしたものでさえ誤って違法だと認識される可能性があり、Webコンテンツの萎縮に伴う。著作者に不当な損害を与えてしまう。また同時に、この行為は受信者情報を得ようとする働きに加わるので、通信の秘密が守られなくなる。 学問や報道目的での（違法サイトを対象とした）研究のためのダウンロード行為も違法と捉えられ、これらは学問・報道の制限にもつながる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。現在の日本では前述したパロディなど著作物を素材として利用した二次コンテンツは違法と認識され、とりわけ原作を皮肉ったものなどは許諾はまず得られそうに無い。それらをアップロードする側ばかりかダウンロードする側にまで規制の目を向けるのは、純粋な娯楽や批評を権力で封じ込めようとする行為に思える。 こうした法案が起こったのにはYoutubeやニコニコ動画など違法ファイルを公開している可能性があるサイトの存在が前提にあるが、外見上ではユーザーにとってそれが違法なのか合法なのかを見極めることが困難であり、合法的に振舞おうとするユーザーにとってもダウンロード行為そのものを萎縮させる事になる。 これに対応するための”合法マーク”だが、これらも同様にどれが違法でどれが合法であるのか、厳格に見極めるのは容易ではない。にも関わらずこれを導入してしまうと、合法とされるサイトとそうでないサイトとの間で競争的な差別がおき、独占禁止法に違反する。 またYoutubeやニコニコ動画など、そもそも合法マークが与えられないサービスやアマチュアサイトなどを市場から排除する行為になりかねない。コンテンツ利用の誘導にあたるのではないだろうか。 裁判などでこれらを取り扱われる際、国民の良識にそぐわない判決を受ける可能性がある（MYUTA事件などのように）。ダウンロードするユーザー側も有罪とされてしまっは尚更である。 ダウンロードしたコンテンツを、その真実に関わらず、違法だとして脅しや請求を掛けられる可能性もある。一般のネットユーザーにはそれらに対抗し得るほどの法律の知識はないため、みすみす効した相手に飲まれるしかない。詐欺業者を後押しするような法改正となってしまう。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対する。この問題の前提には違法にアップロードされたファイルの存在があり、これらを送信可能化権に対応すれば十分なはずである。ダウンロードの違法化はユーザーに必要以上の負担を掛けるので、適用は十分に考慮されなければならない。このままでは様々な問題を抱え込んでいるのは目に見えている。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私はこの項目に関して反対です。 この違法化案によって、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていと言われており、このことはパロディという日本の文化の一つを潰す可能性が極めて高いからです。パロディ文化が確実に原作品の利益を損なっていると判断する根拠なしに、これを違法化することは一つの文化を潰すことにつながります。原作品の利益を損なっているかどうかを判断する基準は、もっと慎重であるべきです。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私はこの項目に反対です。 ストリーミングとダウンロードについては技術的に大きな差を認めることができない部分です。 これを法律的に異なるものという分け方をするのは、これからのITの発展に対してマイナスの要素になりかねません。 インターネットサービスにおける展開について、重要な部分でありこの点について問題があります。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私はこの項目に反対です。 「適法マーク」の有無によって、違法サイトであるというダウンロード違法化の判断がされるというのは間違っています。 極端に言えば、これは適法マークのないサイトは全て違法サイトであるという見解につなげることも可能です。 「適法マーク」の有無をネットユーザー側が常にチェックする必要があることになり、ユーザーにとっては負担が増えるだけでメリットがほとんどありません。 また動画投稿サイト（YouTubeやニコニコ動画等）のようなユーザー主導のサービスや、一般ユーザーによるサイトにとってはこの「適法マーク」を簡単に取り扱えないという問題があります。現在ではネットユーザーの年齢層は幅広くなっており、これらに関わるユーザー全てにこの「適法マーク」の取り扱いが必要になるというのは、一般ユーザーのインターネットでの活動を著しく阻害することになります。インターネットでは誰でも自分の責任において自由に情報を発信していくことが可能であるべきです。またこの「適法マーク」のあるなしによって、「適法マーク」を取り扱いにくい一般ユーザーとこれを利用しやすい既存レーベル等の既得権者との間によって差が生じることにより、公正さを失うことになります。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私はこの項目に反対です。 インターネットというものを考えた場合、一つのメリットとして世界中のユーザーと接点を持つことが可能であることが挙げられます。インターネットでは国境を気軽に越えることができ、様々な情報を取り扱うことのできる環境です。これはインターネットがグローバルなものであることの証明です。 つまり一般ユーザーは国内外を問わず、自由にインターネットを扱えるのです。 このことは今回の「適法マーク」について大きな疑問を投げかける部分になります。 日本でも「適法マーク」が扱われるようになったとしても、海外の全てのインターネット環境において、この「適法マーク」を浸透させることは困難です。この問題に対してどう対処していくのか、本当に対処できるのかが重要であると考えます。また海外で「適法マーク」を取り扱っていないサイトやサービスにたいして、一方的に締め出しといった状況が起こりえる状況は正しいとは言えません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私はこの項目に反対です。 現在でも動画・音楽投稿webサイトでは、著作権者自らのアップデートしている場合においても、過剰に反応してしまい、間違ったクレームから削除を行ってしまうということが起きています。 これに対してダウンロードが違法化された場合、よりいっそうこのような自己が頻発する可能性が高いです。 このことは立場の弱い著作権者にたいして不当な力がかかるようになります。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私はこの項目に反対です。 違法ダウンロードサイトの捉え方に関して不明瞭であり、一般ユーザーの持つ良識と相反する違法判断を裁判所が下す場合もあります。MYUTA事件判決に対して多くの批判が起こっていたが、MYUTAのようなサイトを利用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立した場合には違法ということになります。 これは国民の規範意識に反します。またWebサービス開発を萎縮させることになると考えます。 これは一般ユーザーが知らない間に、将来的な損失をこうむるということにつながっていきます。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の理由の下に反対します。 ◇違法サイトからのダウンロードが、即ち権利者の利益の損失に繋がるとは思えません。 確かに、次項にもあるように、ダウンロードの目的と利益の損失との間に明らかな因果関係があることを証明することが出来れば、違法とすることも理解できます。しかし、アップロード側は相応のリスクを覚悟の上だとしても、ダウンロード側まで一概にリスクを負わされてしまうことは、権利者保護によるプラスの側面以上に、著作物への意識の抑制による、言わば民衆の思想統制のようなマイナスの側面が懸念されます。それにより民衆が著作物から離れるような事態になれば、むしろ権利者にとって不利益な結果になるのではないのでしょうか。 ◇本制度が海外のwebコンテンツにおいて適用されるとは思えません。 全世界的に本制度同様の措置が行われない限り、本制度は海外経由でいくらかでも抜け道が許されてしまいます。日本国内においてのみ、この制度が適用されるような事態になれば、国際的IT分野において日本は「排他的、web活動が困難」といったレッテルを貼られてしまうと思います。 ◇「ダウンロード」と「ストリーミング」の認識に疑問があります。 本制度ではYouTubeやニコニコ動画のような「ストリーミング」によるサービスに関しては検討の対象外としているようですが、実質、ダウンロードとストリーミングの技術的な違いは微々たるものです。ストリーミングも、一時的にキャッシュという形でデータの保存を行うわけですから、それはダウンロードと同義であると思われます。著作物の保存・複製の問題を理由にダウンロードを違法とするのであれば、ストリーミングにおいてもキャッシュから保存・複製は可能です。このことから、本制度では適法としているストリーミングに対して、後付で違法化することになるのではないかと不安です。 ◇現状、送信可能化権によるアップロードの規制で対応できるのではないのでしょうか。 そもそも違法なアップロードが元凶なのですから、ダウンロード規制以前にそちらを徹底すべきではないのでしょうか。私見ですが、現状、アップロード規制はまだまだ推し進める余地が残されていると思います。ダウンロード違法化は、それによる社会的影響が甚大であると考えられるため、万策を尽した後の最終手段であるべきだと思います。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

以下の理由の下に反対します。

◇適法サイトと違法サイトとの判断基準に不安があります。

権利者の不利益と対象のサイトとの因果関係の証明が果たして適正に(適法ではなく)行われるのかどうか不安です。前述のダウンロードとストリーミングの認識のように、本制度立案側に十分な知識と状況把握が成されているのか疑問です。それが不十分な状態で判断がされるのでは、例えば民法上適正な運営を行っているサービスであったとしても、以前、MYUTAに対して下されたおおよそ状況を理解しているとは思えない裁判判決のように、いつ違法サイトとして判断されるか解らず、本制度において違法とされるのはダウンロード行為であることから、一般ユーザーは常に不安と混乱に苛まれることになります。日本では著作権法が無方式主義であることから、ユーザー自身がサイトの合法性を判断することは困難となっています(適法証明に関しては次項)。結果としてユーザーの著作物離れを促し、市場の縮小に結びつくことになり、本制度の目的である権利者の利益保護とは逆の効果をもたらす可能性が懸念されます。

◇適法証明の方法に問題があります。

現在、適法の証明に「合法ダウンロードマーク」の設定が挙げられていますが、それこそweb市場の閉鎖化です。マークが無ければ、例えば適正・適法なサイトでも違法扱いの可能性がある、マークによるwebの支配であると思います。逆に言えばマークさえあれば何をしても違法扱いにはされないのですから、マークを獲得するための非合法な行為が予想されます。適法証明のために、著作権と無関係なところで別の問題を発生させることになります。又、証明取得というハードルが加わることで、webそのものへのユーザーの参加、例えばブログやwikipediaのようなユーザー主導のサービスの数居が高くなり、結果、市場の縮小が懸念されます。以上

●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することに反対いたします。

理由としては、違法録音録画物・違法サイトにより、もたらされる権利者への経済的不利益は、大部分が送信可能化権の侵害や公衆送信の違法性を追求することで対処可能なものであると考えるからです。

利用者の立場から見ると、録音録画物やサイトの違法性を判断するのは困難であり、私的録音録画が第30条の適用範囲から除外されると、インターネットで録音録画物を入手することが、常に違法である可能性をはらんだ行為となり、インターネットでの録音録画物の入手を萎縮させることになると考えます。

また、違法ダウンロードを第30条の適用範囲から除外する措置は、録音録画物に対して認められれば、文書・図画についても同様な措置が要求されることは明らかであり、そうなればダウンロードすることそのものが技術的基盤となっているインターネットのの利用が萎縮すること繋がります。

以上をまとめると、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することは、権利者の経済的不利益の一部を保護することになりますが、録音録画物に関係のないインターネット利用者を含めた、それ以外の者に対して大きな不利益をもたらすものであるため、バランスを欠いた措置であると考えます。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について

第30条の適用範囲から除外する場合の条件について、利用者が適法であることを判断できるように、適法サイトの情報提供をする、とされていますが、このことに反対いたします。

「適法サイト」であることを表示する方法は、商業的録音録画物を提供する権利者にとっては、有効な方法であるかもしれません。

しかし、技術の進歩と低廉化により、ごく普通の個人が、録音録画物の作成が可能になった現在では、非商業的録音録画物の存在が、無視できないほど大きなものになろうとしており、それらがインターネットに公開される場合に、個人で「適法サイト」であることの表示を入手することは困難であることが予想されます。

個人

これら非商業的録音録画物が公開されると、利用者の立場からは、違法録音録画物と区別することが困難であるため、自然とインターネットでは録音録画物を見ないという行動が選択されるようになると考えられます。 このことは、個人的創作者の創作行為を萎縮させることとなり、創作の裾野が狭くなることで、将来生まれるはずだった商業的著作物の芽をつむことになると考えます。そして日本が「コンテンツ立国」ではなく、「コンテンツ亡国」になることに繋がるのではと危惧しております。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ストリーミングとダウンロードを区別して、適用範囲から除外する場合の条件とすることも検討されていると伺っております。 しかし、技術的にはこれらは区別が困難であり、また法的な区別についても現在は明確なものがありません。ストリーミングを除外対象としないのであれば、立法の際に明確な記述が必要であると考えます。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 パロディは立派な創造的、文化的な行為であり、その制限は好ましくない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは大差がなく、ストリーミングの記録も技術的に可能、にもかかわらず、法的に違うものとして扱うのには違和感がある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ネットを通じた個人の創造的表現を制限することになる。 「適法マーク」の独占的な取扱は独占禁止法違反を招く可能性がある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスを「適法市場」から排除してしまう可能性がある。 結果、ネットを通じた個人の創造的表現を制限することになる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らない。 国際的な文化障壁を作ってしまうことに繋がり、日本文化の衰退を招く。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる。著作権者が自らアップロードしている場合でも、間違ったクレームにも対応してしまっ て削除される事故が起こる等、文化の活性化を阻害する。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 違法コンテンツは送信可能化権で規制可能。ダウンロード違法化の導入はかえってネットを利用した文化の活性化を阻害し、コン テンツホルダーにも結果的に不利益を招く。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。この案が違法であるとなった場合、プラトンが『ミメシス』の中で論じているような模倣から始まる芸術大系が崩壊します。そもそも、学ぶという言葉は「真似ぶ」からきています。尊敬する先達の芸術を真似し、そこから独自の芸術に昇華するというのが本来のパロディであるはずが(これは現行法の「引用」の範囲内です)これが違法化された場合、諸外国への技術流出は拡大する一方で国内での技術伝承がされず、結果的に日本国の技術低下を招くと思われます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ここでストリーミングとダウンロードを別のモノとしていますが、二進数データをコンピュータにうつすという形態は両者とも同じであり、法の穴の作成は容易です。データのダウンロード技術は高速化した現在の国際社会において前提となっていますが、これに改訂法の条項で対処するとなると我が国のネットを介した情報伝達への大きな障害となり、ひいては日本の利権を損なうものと思われます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。「適法マーク」の申請を経ずに「引用」の意図をもってインターネット上に発信した「引用文」が、この条件を盾に排除される可能性が残されているためです。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ネットの利用はすでに全世界的な潮流となっており、諸外国でもそこにある無数の知識を拾い上げて新規技術、新規学術の為に利用しています。しかし、この項目が制定された場合、ネットから情報を得ることにブレーキが掛かり、結果的に我が国のみが全世界的な情報化社会に立ち後れる危険性があるためです。 また、違法ダウンロードという考え方は、今後我が国の中でも発達するであろうネットワークを母体としたユビキタス計画に対して大きな障害となると考えられます。ネットワークの存在は良しにつけあしにつけすでに前提となっているので、これを抑制するのではなく、よい方向にもちい、国民全員の利益を増進する方向に持って行くべきと考えます。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。現行法ですでに権益者、および著作人格権を有するものは違法にアップロードされた作品への法的対策措置をとれるようになっていきます。ダウンロードを違法化する前に、前提としてアップロードへの対策が講じられるべきであるのに、そちらへの対策を一切行わず、「違法者」をいたずらに国内に増大するこの項目は、実効性がないどころか、かえって著作人格権を有するものの権利を侵害するものと考えます。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 違法コンテンツのダウンロード違法化には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 動画・音楽投稿Webサイトの運営者がユーザーが違法ダウンロードしないように、著作権者が自身の著作物をアップロードしたものを間違って削除してしまう事故が頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ダウンロードとストリーミングは技術上大差が無いのに法律的に違うものとして扱うとWebサービスの可能性が狭まり、日本の情報サービスの衰退になりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目で分からないことが多い。適法マークを用いることも検討されているようであるが、個人が運営するWebサイトで自らが作成したコンテンツを提供する場合に設置することは難しい。また動画・音楽投稿Webサイトのように技術上、違法コンテンツがアップロードされることを防ぐことの出来ないサービスには適法マークが設置できるとは思えない。適法マークを管理する団体が特定の団体・個人を排除するおそれもあり、公正な競争に反する。 インターネットに国境はない。米国にあるサーバーで日本の会社が運営する動画投稿サイトにフランス人が投稿した動画は、法律上はどうなるのか、また、ユーザーはどのように適法・違法を判断するべきなのか議論されていない。 この案では動画・音楽が対象であるが、この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象に文章・絵を含めるよう求めていくと言われている。そうすると日本の著作権法で認められていないが著作権者による黙認によって流通している多くのパロディ作品が殺されることになる。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。そもそも創作というものには模倣と改変のプロセスが不可欠であり、これを禁じられてしまうと創作そのものに支障が出、文化の衰退にすら繋がりがかねない。 むしろパロディであるならばそれがパロディであることや原作をきちんと示すことなどを盛り込んだフェアユースの規定が必要であるように思うし、現に数多のパロディは暗黙的にそのように運用されているものが幾どとなっている。 また、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、もし「認定でなければ違法」という運用がなされたならば、これは事実上の検閲、思想統制にあたる。そのような法律を制定すること自体違憲であり無効であるように思う。 さらに、違法性の有無にかかわらず(キャッシュされたものも含む)ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識がない人がほとんどであり、違法ではなくとも不安になり「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする反社会的な法改正案だと言える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは事実上の差はなくどちらもサーバからクライアントへの転送である。かように同じものであるにもかかわらずこれらを法的に違うものとして扱うということがまず理屈として成立しない。このような矛盾を含んだ法律は恣意的にしか運用され得ないものであり、法治国家としての基盤を揺るがす由々しきものである。 付け加えるならば、法律は意図と結果を中心として記述されるべきであり、ストリーミングやダウンロード、キャッシュなどの特定の技術や実装を指す用語を用いることは避けるべきであると思う。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。送信可能化権の保護にしてもiTunesのようにデータ自体に販売情報を含ませて権利侵害を抑止する手法が既に存在している以上、送信可能化権の保護を理由として「新たに犯罪を定義する」というのは法の濫用でしかないように思える。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていると言われていた上、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることとなります。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいのではないのでしょうか？著作権法に求められるのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることではなく、一般ネットユーザーが著作物を歪んだかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私は考えます。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について a)違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画に書かれている現時点での結論に異議があります。 [理由] 1. 違法録音録画物、違法サイトと呼んでいる内容につき、一般の著作物利用者が判断するのは極めて困難であること ここでは単に「海賊版からの録音録画、複製物の提供を目的とした違法なダウンロード配信サービス」の規制だけを考慮しているようですが、法制化した場合には影響範囲は遙かに大きいと思われます。 デジタルデータとして提供される音源または映像のソースが海賊版であるか正規版であるかを見分ける方法があるのでしょうか？私にはないとは思えません。 次に違法サイトと適法サイトの見分けですが、これも難しいと思われます。インターネット初心者である中高年ユーザーを想定してみて下さい。そもそもコンピュータの操作自体に不慣れであること、ウェブサイトの操作も、おそらくは単純なクリックしかできないことが予想されます。そうしたユーザーが例えば若い頃に好きだった音楽を検索して探そうとしたとき、見つかったサイトが違法なのか適法なのかを見分けられるものなのでしょうか？仮に見分ける印がどこかにあったとして、そのユーザーは「見分ける必要がある」ことをいつどのようにして知るのでしょうか？ 2. 違法意識の高いユーザーほど、サービスから遠ざかる懸念があること 仮にダウンロードしたユーザーが著作権違反になるような法律が出来た場合、全てのインターネットユーザーは、常に自分の行動が合法なのかどうかを気にし続ける必要が出てきます。 これまで音楽配信や映像配信に触れる機会がなかったユーザーを想定してみして下さい。誰かから「ここで音楽が手に入るけれど、似たような場所で、そちらだと犯罪になる可能性があるから注意してね」と教えられれば、そもそも音楽や映像にアクセスすること自体が危険であるとの認識を持ち、サービスの使用を控えるのが自然ではないでしょうか？ 反対に、意図的に侵害行為を続けようと思うユーザーであれば、罰則がないことなどから、大きな抑制効果があるとは思えない点があります。	個人

つまり、本来は将来のデジタル配信ビジネスを安定させるための法制化提案だったとは思えるのですが、実際には市場縮小効果の方がはるかに大きいだろうと思われるのです。 3. 適法サイトにマークを付けるのは極めて困難と予想されること 中間報告では、案として適法マークのようなものを想定しているようですが、インディーズサイトや個人サイトにも付けなくてはならないだろうことから、使用料等は徴収できないことが予想されます。無料であるということは、ほぼ全てのサイトに適法マークが付く可能性もあります。もしも審査することになれば、数百万、数千万単位に存在するサイトを審査する必要がありますし、かつ継続的に内容をチェックし続ける必要があります。これは果たして現実に可能なのでしょうか？ 仮に登録料や更新料が必要であるとすれば、ある程度の資本を持った企業や個人・団体しかマークを入手出来ないことになりま。しかしそのようなことをしてしまえば、お金のない著作者から作品発表の機会を奪ってしまうこととなり、人権侵害となる可能性があるのではないのでしょうか。 また海外のサイトがこうした合法マークを付ける可能性は極めて低いと思われますので、あくまで国内だけの規制になるでしょう。しかしインターネットはグローバルなサービスであり、日本国内のサイトだけが対応してもほとんど意味はありません。それどころか、「日本初のコンテンツを世界へ」という知財戦略の方針にも反してしまうように思われます。 またユーザー投稿型サイトでは、構造的にマークの取得が不可能であると想像されます。そうなれば、本来は「一億総クリエイター」を目指していたはずの日本のコンテンツ戦略自体が大きく変質せざるを得ません。 以上の理由により、私は「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を30条適用除外にする」と自体に反対します。着うたサイトのことだけを考えれば一見有効に働きそうに見える案ではありますが、実際にはあらゆるインターネットサービスに影響してしまうこと、ほぼ全てのインターネットユーザーが影響を被ることから、やはりあり得ない対応策であるように思えます。再考をお願いしたい次第です。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この点については反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿サイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、投稿(アップロード)に気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような間違ったクレームにも誤って対応してしまっ、削除される事故が起こるようになる。(事実、大手サイトである『ニコニコ動画』で同様のトラブルが起きている) 不特定多数に自らの著作物を公表する(見せる・聞かせる)またはさせないことは、著作者の権利であるはずだ。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 違法録音録画物の流通への対策としては、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対する。 以下ア～エの各事由について述べる。 □アにおいて「通常の流通を妨げる利用形態」とあるが、そもそも違法録音録画物のダウンロードによって妨げられた流通量は具体的にどの程度の金額となっているのか、計算式・根拠となる統計などを含めて明快な形で公開されるべきである。 □次にア注釈51においてストリーミング配信サービスをダウンロードと法律的に区分けしているが、技術面において両者は大差がなく区分けの必然性が薄い。 一方でこれらのネットワークを用いた各種データの伝送技術は長足の進歩を遂げつつある分野であり、現在の技術の在り方のみを前提とした法整備は、日本におけるインターネットを利用したサービスの開発の足枷になってしまう可能性を孕んでいると考えられる。 故に、正負両面の影響を踏まえるならば、技術的に大差ないストリーミング配信とダウンロードサービスを法的に区分けすることは安易にすぎ、より慎重な対応が望まれると考える。 □また、ア注釈52において諸外国における著作物のダウンロードに関する法改正事例が列記されているが、我が国においては送信可能化権が著作者にいち早く認められており、違法録音録画物のアップロードについては一定の歯止めとして機能していることは併記されるべきであると考ええる。 さらに、これらの法改正が行われた諸外国における改正前後の違法録音録画物の流通状況、及びその影響によって左右されるはずである適法録音録画物の流通状況を比較することによって、法改正の効果についてより具体的な議論を行うことが必要であると考ええる。 □イにおいて「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」とあるが、そもそも現在各種のダウンロード配信サービスには適法コンテンツと違法コンテンツが混在しており、違法サイトと適法サイトを見分けることは実際利用上困難である。一利用者として、違法サイトという外見において見分け難い基準によって自らの行為を違法であると考えられる秩序は、明らかに受け入れ難い。 □ウにおいて「録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果がある」とあるが、前述の通り違法サイトと適法サイトを見分けることが困難である以上、違法サイトのみならずインターネットサービス全体、特にYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスにおける適法な利用をも抑制される可能性は高い。 そして優れた創作活動の充実のために過去の優れた創作物の研究と学習が不可欠である以上、これらのインターネットサービスの適法な利用までが抑制されることは、長期的に見て著作権法第1条に定められた文化の振興の妨げとなるであろう。 よって、文化の振興のためにダウンロード違法化には反対する。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「権利侵害といっても個々の利用行為ごとに見れば権利者に与えている被害は軽微なものではないかなどの指摘があり」とあるが、賛成の意を表する。個々の利用行為ごとに見れば被害が軽微なものである以上、その個々の行為を違法化するのではなく川上にあたる違法アップロードへの対応を優先させることが筋であろう。 □アにおいて「明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する」とあるが、そもそも録音録画物に関しては、技術進歩による録音・録画・編集機器の発展と低価格化が、世界的に創作物の総量増加とクオリティの向上を容易にしつつあるという事実を、議論の要素として加えるべきであると考ええる。この事実は、一般的に違法録音録画物のほとんどを占めるとされる、商業ベースの録音録画物と、それ以外の録音録画物の明らかな差異が見出しづらくなりつつあることを意味する。そして、技術進歩が今後も継続されると予想するなら、未来において録音録画物の外形による違法／適法の差異を一般利用者が認識することの困難さは上昇すると考えるのが自然であると言えよう。	個人

注釈53に記述されている「技術的保護手段を回避したという事実を知りながら行う私的複製」と比較しても格段に違法コンテンツを認識することは困難であると思われ、その場合「情を知って」ダウンロードが行われたかどうかを権利者または第三者が管理することは事実上不可能である。 よって、ここで挙げられた除外条件は利用者保護の観点から有用であるとは言えないと考える。 □アにおいて「適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」とあるが、前項への意見においても若干触れた通り、現在インターネットサービスにおいて主流となりつつあるのはユーザー主導のサービスであり、これらのサービスにおいて一時的においてすら違法コンテンツと適法コンテンツが混在しない、という状況を想定することは非現実的と言わざるを得ない。この現状を無視して適法サイトと違法サイトを区分けしようとするならば、それは現時点における、いわゆるマイナーコンテンツの流通にとって有益であり、文化振興に貢献している前述のユーザー主導サービス群を排除しかねない。 実際に実情に沿った区分けを行うことが困難である以上、違法／適法をサイトごとに識別しようとすること自体、コンテンツの流通による文化振興に与える負の影響が大きすぎると思われる。 よって、「適法サイトに関する情報の提供方法」も不要であると考え、これに反対する。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 下記2点の理由により反対。 ①パロディなどの創作活動を萎縮させる恐れがある。この違法化案が通れば、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。もしどうしても適用範囲から除外するするのであれば、かわりに、文化・学問・芸術目的での著作物の自由な利用が認められるべきだ。 ②権利保護を気にするあまり、著作物の円滑な利用が妨げられる恐れがある。」仮にダウンロードが違法化されたら場合、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに過度に神経質になるだろう。その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまい削除される事故が頻発する恐れがある。これでは権利者の権利をかえって制限されてしまうことになり、権利者にとって不利益にしかならない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 下記4点の理由により反対。 ①パロディなどの創作活動や社会風刺を萎縮させる恐れがある。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用することが明確に認められておらず、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側（パロディ作者）は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、事実上「パロディ」という作品の一分野を認めないということと同じだと思う。 ②「適法マーク」は、既得権者を有利にするだけで、権利者保護の効果は薄い。 「適法マーク」は、その設置基準が重要だが、ゆるやかすぎれば意味が無いし、厳しすぎれば、YouTubeやニコニコ動画といった新興のユーザー主導サービスや、アマチュア作者のサイトが「適法市場」から排除されてしまいかねない。これは「適法マーク」を許可する既得権者が有利になるだけの不公平なルールではないか。 ③違法ダウンロードサイトという定義そのものが曖昧であり、さらに一般ユーザーの現実認識とのズレも大きい。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ④違法ダウンロードという法的根拠ができることで、新たな詐欺行為が横行する恐れがある。一般のネット利用者は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。この改正は新たな詐欺を生み出すことになりかねない。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 次の二つの理由によって反対します。 理由1.インターネット上のマンガ文化への悪影響 この違法化案が通れば、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求められることが予想されます。特にマンガに関して、インターネット上で著作物のパロディ作品が多数公開されていますが、これらの作品は原作品の価値を損なうどころか、むしろ高めていると考えられます。また、将来的にはさらに創造的な作品がインターネット上で生まれることも十分ありえます。しかし、ダウンロードの違法化が実施されると、著作権者の許諾がある場合でもこれらの作品の公開は手続きが煩雑化し、将来の日本の文化の担い手を萎縮させることにつながりかねません。 理由2.適法なコンテンツの小規模作者の受ける不利益 また、ダウンロード違法化するにあたり、Youtubeのような動画配信サービスを運用することが困難になります。現状でも違法動画コンテンツの配信停止措置をめぐる、著作権者が自らアップロードしている場合にも間違ったクレームに依ってコンテンツが削除される事故が発生しています。今後ダウンロードの違法化が実施されれば小規模な著作権者に不当なリスクを負わせることになり、将来の日本の文化の担い手を不当に減らすことにつながりかねません。 以上、二つの理由により、本項目に反対します。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の脚注51について ストリーミング配信サービスを考慮しないのは不自然であり、容認できません。ストリーミングとダウンロードは技術上、区別が難しいものです。このため、一部のソフトウェア開発者たちが法律上のダウンロードとストリーミングの境界上に位置するような技術を開発し、規制逃れのいたちごっこ繰り返しが発生することが容易に予想されます。このいたちごっこに日本の有能な法律家や（取り締まる側の）IT開発者たちが関わる事自体、日本のIT産業にとって大きな無駄であると思います。以上により、この脚注は不適切であると考えます。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目アについて YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスにおいて、もし各作品の投稿者が「適法マーク」の取得のために一つ一つの作品に対して手続きが必要であるとすると、その手続きの数は膨大なものになります。大量に投稿された動画コンテンツが本当に適法かどうかを判断することは、(自動化された機械ではなく)人間の判断が必要なため、「適法マーク」の制度は現実的に言って「工夫が必要」で済ませるのではなく、もっと実現可能性をよく検討する必要があります。たとえば、犬を撮影した動画が投稿されたとして、それがどの著作物の一部でもないことを立証するには、世界中の動画を検索する必要があります。したがって、実現可能性の検討なしに、この制度の適用を決定することは、アマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除することにつながり、業界への新規参入を阻害するものです。以上により、この項目は公正な競争に反するものと考え、反対します。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目イについて ネットワークの利用者が、違法性の有無を確認せずに、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅し来るような状況が発生する可能性があります。この場合、一般のネットワーク利用者には抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうことが十分考えられ、詐欺犯罪を助長するおそれがあります。詐欺が被害者の持ち物を根拠として主張されるため、現状で行われている架空請求よりもさらに深刻な問題になる考えられます。このため、「権利者の不利益が顕在化している」録音録画かどうかを誰もが簡単に調べられる方法がなければ制度摘要は詐欺を助長しかねません。またこのことは技術的に途方もない量の課題をクリアすることが求められます。適法コンテンツに「適法マーク」を付加することに関しては上記「●105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目アについて」で述べたとおり、実現可能性に更なる検討が必要です。以上により、この項目は技術的に大きな困難を抱えているものと考え、反対します。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 出版業界なども追従し、日本のコンテンツ産業を支えるクリエイターの表現を磨くのに重要なパロディ文化が失われることになるため、反対。また、この法案が通った場合、現在すでに起こっている「誤削除」が頻発し、弱小のコンテンツ権利者を潰すことにつながり、自由競争を阻害する。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードは同様の技術。今後もどんどん技術革新していくのが予想される中、法的に別物と差別扱いすることで、開発が遅れ、海外と差がついてしまう危険性があるため、反対。そもそもインターネットは日本と海外はボーダレスであり、海外サイトが日本の法律に基づいてマークを付けることなどは考えづらく、市場から不当に排除することになってしまう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 合法マークは民主主義の自由経済の平等な競争を妨げるため、反対。また、マークがなければ違法サイトになってしまうというのがそもそも変。そのような発想は民主主義の日本ではありえないと考える。(新規成長サイトやアマチュアサイトを既得権益のある経済市場から排除しようとしているのではないか)(またMYUTAの事例に見られるように、サイト使用ユーザーのインターネット利用の萎縮、Webサービス開発の萎縮にも繋がってしまい、経済的にも文化的にも遅れてしまう)(さらに、一般のインターネットを利用する生活者は、所有ダウンロードコンテンツの違法性の有無について、法的に判断できるとは考えづらい。 その場合、詐欺などの不当な圧力に対し、和解金などの手段に妥協してしまい、不当な損益を被ってしまう事態の多発を助長していることにもなる。) ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 送信可能化権で規制でき、この法案の必要性が理解できないので、反対。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 このような違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくことは必至である。そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が撲滅されてしまう。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもなく、むしろ文化の裾野を広げている事実を無視してもいいのか。現在プロの作家・アーティストと呼ばれる人々の少ない数が、同人誌活動やカバー曲などのパロディ文化から出発した事実を無視することは、現実を直視していないと言える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」は既得権益を守りたい権利団体が、アマチュアユーザーを排斥する結果につながる恐れがある。これは、公正な競争に反するものである。そして、アマチュアの文化活動を阻害し、ひいては日本文化の衰退につながることである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 仮にダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーの違法ダウンロードを防ぐため、著作権者を偽ったクレーム・勘違い・不確かな指摘に応じて過剰にアップロード制限がなされ、最終的に文化活動の衰退を招く恐れが大きいと考える。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。これによって、インターネット上でのパロディ文化は封殺されてしまう。それらは、必ずしも原作の利益を損ねるものであるとも限らず、逆にその評判を元に、売上に貢献するようなパターンも多数ある。また、原作の利益を損ねるようなものについては、送信可能化権を利用して適切な処理を行なうべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」は、一般ユーザーによる創作活動の幅を狭めてしまう。日本の文化衰退の原因ともなりうる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードによって取り締まるというのは、流れ続ける蛇口を止めずに、あふれる水を雑巾で拭きつづける行為に等しい。アップロードの取り締まり強化という、根本での対処を行わない限り、効果は薄い上に、不法アップロード物と知らずにダウンロードしてしまい、法を犯してしまうような事例が多発するだろう。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードの間に技術的には大きな違いはありません。 また、ストリーミングとダウンロードの中間的な形態として、疑似ストリーミングやプログレッシブダウンロードと呼ばれるものまで含めると、これらの違いを一般的な利用者が区別することは困難であると言えます。 にもかかわらず、ダウンロードを法律的に区別してしまうと、利用者の混乱を招き、また配信側の開発の選択肢を狭めることとなり、日本のネットサービスの発展を阻害することになりかねません。 また、ダウンロードが違法化されると、動画投稿サイト等の運営者はユーザーが違法ダウンロードのリスクを負わないようにするため、実際には違法ではないコンテンツに対するクレームにも対応してしまうといった、行き過ぎた削除対応を行ってしまう事故が頻発するようになります。 これは、弱小の著作権者に不当なリスクを負わせることになります。 ●105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」をYouTubeやニコニコ動画のようなユーザー主導のサービスに設置するのは実際には難しいと考えます。また、アマチュア作者のサイトや小規模事業者のネットサービスに簡単に設置することはできません。 「適法マーク」は、これらのサイトを「適法市場」から排除することになり、公正な競争に反するものと考えます。 また、適法性を明確に識別できないサイトを利用してした場合、実際の違法性の有無にかかわらず、弁護士や権利者を騙る者からの脅しに抵抗できずに和解金を支払ってしまう「振り込め詐欺」が発生するおそれがあります。 これまで、違法アップロードを行う者に対して権利者が十分な法的対策を取っていたとは言えず、様々な問題を含んでいるダウンロード違法化の導入はかえって有害であると考えます。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。現在の適法メディアにおいてもパロディはごく普通になされており、それらがオリジナルの作品に不利益を与えているわけでもないのにそれらを殺す事は文化の破壊になる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術的に分ける事が困難であるので法律で無理に区分する事は有害であり、国民の適法な選択肢をも奪う事に繋がる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。たとえ国内で規制しても海外サイトが国内法に従うとは考えられず、実際に効果のない法律になる事は想像に難くない。その結果、国内組織の行動範囲だけが狭められる事になるだけであり、国民の利益が減るだけになる可能性が高いと思われる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であり、その利用者がサイトが適法かどうかを判断するのは極めて難しいと思う。また、何が適法かどうかを決める際に国民の良識にそぐわない判断を裁判所が下すリスクもある。これは国内のサービスに対する不当な圧力になる事に繋がり、サービス提供者が萎縮に繋がり、国内経済の活発化、国民の利益にとって不都合が生じる事になると思う。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。規制は送信可能化権で行う方が合理的に思える。どのコンテンツが適法かどうかを利用者に判断させるのは難しいため、ダウンロード違法化まで行ってしまうと適法範囲内で利用しようと思っている者まで不合理に萎縮させてしまう事になると思われる。また、それは適法なサービス提供者にとっても不利益であり、国内の産業の育成にも悪影響が出てくると思われる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。適法コンテンツをダウンロードして有していた場合に、弁護士を詐称する人間がダウンロードしたコンテンツを違法と称して訴訟すると脅してきても、一般的な国民に抵抗できるほどの法的知識は無く、不安から「和解金」を出してしまう、恐喝・詐欺が横行する恐れがある。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。日本に限らず、これまでもパロディから多くのものが生まれてきた。そのような文化を絶やすこととなり、日本の文化にとって好ましいことではない。また、表現の自由を損なうことになる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がなく、区別するのは難しいのに、片方だけを違法とするのは無理がある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。既得権者の利益のためだけに導入される法律は、民主主義に反している。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせることは、これからの日本文化の発展を妨げることとなり、表現の自由を侵すものである。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずである。ダウンロードする側とアップロードする側の人数を考えれば、ダウンロードを一括して違法としてしまうよりも、違法なアップロードを取り締まることを正しく行えばいいことは明らかである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。既得権者の利益のみを考えた法案であり、賛同できない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。日本のIT技術の発展を妨げるものであり、反対である。 以上、よろしくお願いいたします。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというはおかしい。 パロディについて低級な文化活動だと思っているのでしたら、ジャック・デリダやジュリア・クリステヴァの文学論を調べて下さい。パロディは、ある種、文学の正式な表現形式です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 YouTubeやニコニコ動画は確かに違法なユーザー・アップローダーに使われることが多々あるのが現状です。しかし、アマチュアのオリジナル作品の発表の場としても使用されているのも実状です。 それらを一まとめにして違法サイトだから潰す、というのは乱暴が過ぎると思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 どう考えても、適法マークが適法に値するサイト全体に行き渡るのは簡単なことではありません。結果として、個人の細々とした活動(それがウェブサイトの特長でしょう)が圧迫されます。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対します。
ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけのクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。
底辺に当たる多数の人間が一番リスクを負わなければならない、というのは、システムの無理があります。それよりも少数の人間がリスクを負う、つまり気をつける形にした方が管理しやすいはずで

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対します。
違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。定義が曖昧だということは、学問の領域でも恥ずべきことです。まして、それが実際に人の生活に関わる法律であるならば、定義が曖昧だということは危険です。大袈裟ではなく、人命や人生に関わる問題でしょう。

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について
反対します。
ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。
それこそ、大元を断てばその他の問題も解決するはずで。これでは、罰金欲しさに悪戯に騒ぎを広めているだけだと考えられても仕方ありません。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対します。
一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。
現状の詐欺犯罪を見れば、この危険性は考えてしかるべきだと。さらに、こうした状況を作らずに違法ダウンロードを取り締まる方法があるのならば、そちらを優先すべきです。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対します。
現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。
これには多大な危険性があります。パロディというのはかつてからある技法です。その分、日本人にとっては(あるいは他の文化圏においても)使い易いものです。中には芸術性が高いと評価を受けた文学作品だってあります。
そういったパロディ作品を取り締まるのは、文化的な痛手です。

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対します。原作品の利益を損なっていない場合に違法化されることは反対です。
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対します。
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対します。「適法マーク」が無ければ違法サイトとされることは危険だと思います。
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対します。「適法マーク」はアマチュアの創作活動を阻害します。
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対します。適法マークは普及しづらいと思います。
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対します。
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
賛成します。着うたは権利者にとって大事な商品だからです。
●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について
反対します。送信可能化権で規制したらいいと思います。

個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。以下に理由、考えを示します。 このような案では、書籍、画像、映像、あらゆるメディアで違法化を呼び規制対象になりかねず、そんな例をここで作るのは危険でとても容認できません。また、それが規制対象になった場合、明らかに違法なものは規制に従うという流れと同時に、より巧妙な手段で現状どおりのことができるようにいかぐられ、結局いちごっこからは逃れられないと思います。また、極端に守りづらいルールが制定された場合、ルールが徹底されて守られない場合に「このルールは守らなくてもいい」というような意識をもたれる可能性があることも、現状のWinnyにおける違法ファイルのダウンロードを行うユーザーの行動を考えてみても、懸念しなくてはならないことだと思っています。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。以下に理由、考えを示します。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいです。認可を得ていなければ行動できないような仕組みをこういった場に適用すべきではありません。デフォルトで行動は制限されず、違法なものが制限される仕組みでなければならぬと思います。また、マークという存在は、プライバシーマークなど、実状に即した運用をされてない現状を見ても、そういったマークでいろいろな(法的な効力が働くような)動作をさせてはいけないと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。以下に理由、考えを示します。 合法マークは取得するものではなく、デフォルトでついているような状態で考慮しないといけないと考えます。そういったマークを間単位取れる環境にない小さなユーザーや環境の人を、ばっさり切り捨てするような仕組みは採用されるべきではありません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。以下に理由、考えを示します。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本と海外できっぱり別れているようなものとしては考えることはできません。海外(あらゆる海外)にそのような制度を理解してルールを徹底させるのは不可能に思えるし、海外を放置するのであれば、国内における私的複製から始まるような文化が海外へ流れ出るような傾向も考えられます。そしてそもそも海外を「違法」扱いするのであればそれは不当な扱いだと思えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。以下に理由、考えを示します。 ストリーミングの挙動であれば本件から除外し、ダウンロードのみについて検討しているのはそもそもおかしいです。技術的にわかりやすい、とか単純である、というレベルでそのような判断をしているのであれば、ストリーミングともダウンロードとも捕らえられるような複雑な仕組みができた場合どう判断するのでしょうか？単語や技術の方式に頼らない判断を組み込む必要があるものであって、ダウンロードなどの単語に引きずられるべきではないと考えます。(Webの記事としてウェブのキャッシュ、Winnyのダウンロードの挙動、などについての議論を今まで見てきましたが、技術的な面で議論すると予想していなかった技術の登場により複雑化するのには必至だと思います)	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について私は反対の意見を提出します。理由は下記の通りです。 ・ダウンロードとストリーミングには、技術上は大きな違いがありません。それなのに、この2つを法律的には異なるものとして扱うことは合理的ではありません。もしダウンロードは違法だがストリーミングは合法ということになれば、技術的な理由とは無関係に、Webサービスの手法が制限されることになります。 このことはWebサービスの可能性を無意味に狭めることになるため、日本のIT開発の今後に悪い影響を与えるでしょう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について私は反対の意見を提出します。理由は下記の通りです。 ・一般のユーザーは、自分がダウンロードしたコンテンツが違法でないという明確に主張できるだけの知識を持っていません。もし、弁護士と称する人物が訴訟をすると脅してきたとしたら、一般ユーザーは十分な抵抗ができるでしょうか。 このような場合に、本当は違法ダウンロードではなかったにもかかわらず、ユーザー側が不安になってしまい、「和解金」を出してしまうおそれがあります。つまりこの法改正案によって、詐欺行為が後押しされることになります。 ・任意に「合法ダウンロードマーク」を付けることで違法性を識別できるという主張があります。確かに適切な認定が行われれば、「合法マーク」を付けたサイトであるから合法であると利用者が判断することができるでしょう。 しかし、「合法マーク」のないサイトについては、適法性の判断は依然として困難でしょう。そして、コストの問題から「合法マーク」を取得しないサイト、ユーザー投稿型のサイトや海外のサイトなどそもそも「合法マーク」の馴染まないサイトがあるため、「合法マーク」案の有効性は限られることになります。 むしろ「合法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスを「適法な市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものであると思います。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について まず、「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」と注釈にあるが、これは、インターネットにおける一般的な感覚から逸脱している。 動画・静止画という問題を無視すれば、最も一般的なブラウザ「インターネットエクスプローラ」でも、オフライン処理という形で、HDD内に残っているデータだけで絵画等の表示は可能である。 確かに、動画・音声の再生は難しいかもしれないが、それは技術的な問題である。 また、絵画は当てはまるが、動画・音声は当てはまらない、という考え方は、やがて様々なコンテンツに拡大適用されていくであろう著作権取り扱いでは、やるべきではない。 この辺り、デジタル対応ワーキングチームで、法制化の検討が為されているが、未だ、法制化はされていない。法制化されるまでは、「何をもってダウンロードとみなすか」は、裁判になった時、裁判官の判断によって審判が下されるものであり、ワーキンググループの見解が反映されるとは限らない。 つまり、ダウンロードの定義、ストリーミングとの差別化が明確に法制化されるまで、この議論は時期尚早であり、違法コンテンツのダウンロード違法化の立法は軽率と考える。 また同ページに「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分」とあるが、まさにその通りで、ダウンロード側に法律をもって威嚇するのは、「インターネット利用を萎縮させる」と考える。 そもそも、特許法・商標法においてさえも、特許・商標を侵害した製品を購入した人や単純所持している人まで違法とはしていない。著作権において、ダウンロードした者を違法とするのは、勇み足に過ぎると考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」「ア 第30条から除外する～」の項目について 「第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や53、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する54など、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと」とあるが、これは意味不明と言わざるを得ない。 まず「違法サイトと承知の上で」「明らかな」とあるが、これを判断するのは誰か。著作権者でも、ユーザーでもない、裁判官である。 結果、君子危うきに近寄らずと、正直なユーザーはダウンロードサービスの利用を一切やめるだろう。逆に不正なユーザーは、毒喰らわば皿までと違法行為を継続し、訴えられたとしても、「違法とは知らなかった」と答えるだけだろう。 つまり、Webサービスを萎縮させ、サービス提供側・ユーザー側に負担を与えただけで、違法ダウンロード被害に対しては何の影響を与えないなるだろう。 また、一般的なインターネット利用者の常識に沿わない判断を裁判所が下す可能性は充分にある。 その最たる例がMYUTA事件であり、比較的明確とされていた「不特定多数に対する公衆送信」という言葉の解釈をゼロからやり直す羽目になってしまった。 違法ダウンロードサイトという定義が不明確である為、何をもって合法・違法、情を知る・知らないを裁判所が判断するかは不明確であり、そのような不安定な訴訟を発生させる法律は制定すべきではない。 更に「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられる」とあるが、これは荒唐無稽である。 例として、サイトに合法マークの取得を義務付けてはどうかと議事録にあるが「合法マーク」が無ければ違法サイトとみなすのは、アマチュア作者のサイトなど小規模サイトを、「適法市場」から排除しようとする差別的取扱であり、独占禁止法違反とされるのではないか。 工業系の各種認証マークのような「安全マーク」はありうるだろうが、それをもって、合法・違法を知らしめるのはおかしい。 そもそも「合法/安全マーク」を入手したサイトにアップロードされているコンテンツは全て著作権的に合法という保証は何処にもない。もし、そんなに明確な合法・違法をサイト管理者が見分けられるなら、盗作作品がコンテストに優勝してしまう、などという醜聞がなぜ起こるのか、ということになる……これは、コンテストの審査員が物を知らなかったから・審査で手を抜いたから、という問題ではない。 逆に、弱小の著作権者が自らアップロードしているようなコンテンツを、サイト管理者が誤って削除する事故が頻発するようになる。これは、弱小の著作権者に不当なリスクを負わせ、既得権者を有利とする制度となってしまう、賛同できめものではない。 そして、インターネットというものは、世界に開けている。 海外サイトが日本の著作権法に基づいて適法マークを付けてくれる、という期待が前提なのだろうか。「マーク」のない海外サイトは不法として日本の市場から締め出すのだろうか。 愚考と考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」「イ 第30条から除外する～」の項目について 「第30条から除外する行為は、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること」とあるが、なぜ、録音録画だけを特別扱いするのか？ その他の著作物に関する著作権者が、遅かれ早かれ、除外範囲の拡大を要求するのは明白である。この条件は、検討すべきではない。 ●123ページ～125ページ「第4節 補償措置の方法について」の項目について 「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考える。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 違法サイトに掲載された著作物のダウンロード行為を第30条の適用範囲から除外することに対して反対します。 すでに送信可能化権が規定されているので著作権側と利用者側の権利バランスを著しく損ないます。対象について録音録画されるコンテンツだけでなく、他のコンテンツでもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくことが予想されます。 いったん違法化された場合、適切な利用形態（パロディ・引用等）で掲載した場合でも、これをダウンロードすると違法かもしれないとユーザーが不安になってしまい、コンテンツ公開に不当な抑止力がかかります。これは著作物の健全な利用についての阻害要因となります。 またストリーミングとダウンロードの区別について、技術上は大差がなく、法律の解を厳密に行った場合、大半の技術はダウンロードとなってしまい、ふつうのユーザーの利用について不当な制限がかかります。 違法に掲載されたコンテンツの利用について抑止効果がかかる点も同意できません。現在のWinnyなど利用リスクがあるにもかかわらず利用するユーザーが後を絶たないことから見て取れるように、多少のリスクでは抑止力になりません。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 第30条の適用範囲から除外する場合の条件について、第30条の適用範囲から除外すること自体に反対するため、これら条件についても反対します。 特に適法マークについては、個人サイトでの作品発表について適法マークなどを使用することが困難となれば、利用者が不安を感じるようになります。逆に容易に掲出されるようであれば、適法マークの意味をなしません。 さらにインターネットは世界中から接続できるもので、適法マークが無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるとした場合、海外のサイト利用に対しユーザーが不安を感じ利用を制限されることになります。 またこれらの掲出がないサイトを利用したとして不正請求などを行う素地となります。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 賛成。最近中国の日本向け違法サイトが蔓延しており、合法コンテンツを購入せずに違法サイトからの入手をしている人が多いと思われる。 コンテンツ・クリエイターに報酬が渡らず、創造のサイクルを狂わせる行為であり、取り締まって然るべき、と考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 賛成。違法であることが明確なサイトからのダウンロードは、クリエイターの創生のサイクルを狂わせるものだ。 尚、最近ストリーミングサイトの動画をダウンロードさせるソフトが市販されている。 これによってダウンロードした場合も当然適用除外であるべきである。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 賛成。理由は、YouTubeやニコニコ動画はストリーミングという方法をとっており、ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧で、専門家の間でも定義に争いがあり、必ずしもストリーミングによる動画サイトが違法サイトになるわけではないからである。コンテンツが違法にアップロードされない限り誰も困らず、仮に違法にアップロードされたコンテンツがあっても送信可能化権で対応すれば問題ではない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。理由は、ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずだからである。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。現在の法律下において権利者側が各動画サイト、音楽サイトを逐一チェックし、違法と思われるコンテンツの削除またはその申請を行うことは、それなりに人的にも時間的にも負担がかかるが、ダウンロード違法化によって起こりうる問題が複雑化しネットユーザーが萎縮するという状況になるよりかはいくらかましである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 この例を筆頭に、ダウンロード違法化については、平等・正常な状況下で議論が尽くされているとは考えがたい。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう上に、インターネットを扱う全ての人がその仕組みを理解しているとは到底考えられず大きな混乱を利用者の間で生じさせてしまう可能性が大いだろう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本の技術が諸外国と比べて更に衰退することになりかねない。 ただでさえ国産のインターネットサービスは弱い立場にある、検索エンジンのトップシェア3社はGoogle、Yahoo!、Microsoft(全て海外企業)しかもストリーミングとダウンロードの区別は曖昧。キャッシュという形でダウンロードはしている。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、不特定多数の人物が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 現在良く似た事例として「架空請求」が氾濫しており、今回の法改正に乗じた詐欺行為が起こるはずである。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 そもそもブラウザを立ち上げ、WEBコンテンツを閲覧するだけでもダウンロードが行われるのであり、すべてのネットに接続するユーザーが違法状態に置かれる状況を作り出す法律は異様としか思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 音楽業界は音楽というコンテンツを販売して利益を得ているのだから、本来音楽CDを買っていれば、それを携帯電話の着信音に使用することができなければならないはずである。 それが現状でできないのは私的複製を不当に制約する物である。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 何より個々の権利者によっては法的に違法なアップロードであっても宣伝目的で黙認することはこれまでに幾度となくあったのであり、それを一律に違法とすることはむしろ文化の発展にとって有害であり、権利の過剰な強化は文化を衰退させるだけである。 資金力のない弱小の権利者を締め出すだけではないか。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上の違いはほとんどない。 ダウンロードのみを違法とすれば、ストリーミングで代用することは可能であることは明白であり、その上、日本国内におけるダウンロードサービスの開発が遅れることとなり、競争力の低下を招く恐れもある。 というか、この条項の目的がわからない。 もうちょっと話のわかる人できちんとした議論をすべきなのではないか。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 そもそもストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。最新の技術に法律的に枷をかけることは日本の国際競争力を減退させることで慎むべきである。そしてまたこのようなダウンロードとストリーミングの意味を理解をしていないと思われるような法改正を行うことは日本が無能かつ、文化的にレベルの低い国であることを全世界に告白していると同義である。技術立国、文化立国と標榜するのであれば、このような意味がない、理解の足りない、無能をさらけ出すような法改正を行うべきではない。 さらにいえばインターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 今回のようなダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずである。権利者が適正なコンテンツの流通の発展、また違法流通の摘発を真摯に行っていないのが最大の問題であり、権利者の不作為、無理解、無能をユーザーに背負わせることは日本の文化的発展を狭めるものであり、文化の萎縮、縮小、国外流出を招く文化的に最悪の判断である。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。YouTubeやニコニコ動画のような動画投稿サイトの動画のダウンロードは専用ソフトやスクリプトを使えば誰でも、簡単に出来てしまう。まずこれが問題。 1. 事実、ニコニコ動画では権利者削除を逃れる為、休日や深夜に著作権侵害動画をダウンロード目的で短期間だけアップロードしてから、すぐに自己削除している行為が、多数存在します。 更に、そこからダウンロードした動画を、再アップロードする行為も多々見られます。 後、音楽CDを静止画に高音質でUPLした、音楽の違法アップロード等もあります。 事実上、今のニコニコ動画はWinnyの様なファイル交換ソフトと同じような状態になっています。 2. そして、通常の視聴も、HDDにキャッシュファイルとしてダウンロードされている。 つまり、YouTubeやニコニコ動画は「ストリーミング配信では無い」と言う事です。 3. それ以上に問題なのは、YouTubeやニコニコ動画のデータ転送量は、国内のサイトでどちらも10位以内にあり、インターネットの回線を不当に、占拠している状態にあります。 「クリック1つで、タダでどんなテレビ番組を見放題」だから、ここまで短期間で急成長したのです。 4. 反面、Windows Media Player等のストリーミング配信動画はDRMで保護されており、ファイルとしてのダウンロードは簡単に出ない様になっている。 これは当然適法です。本来の合法的な動画配信に返るべきです。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 賛成。YouTubeやニコニコ動画は違法だと思います。 1. まず、PCのHDDにダウンロードしてから再生するシステムである事。 2. 専用ソフト等で、著作権違反動画を簡単に保存が出来てしまうと言う点で違法性が高い。 3. ここまで異常な速度での急成長は、TV放送の地域格差である事は、委員会としても考えて欲しい所です。 特に最近のアニメ作品はCMでは無く、DVD等、関連商品の売上げで制作費と利益を出しています。 ニコニコ動画の急成長は深夜アニメ番組が見られない地方が、多いからそれを見る人が多いから急成長したのです。 だからこそ、放送と通信の融合を急ぐ必要があります。 「適法サイト」であるストリーミング配信動画の規制を更に緩和すべきです。 私としては、インターネットでの公式配信も、地上波の本放送に合わせるべきであると思います。 4. 最後に著作権侵害のダウンロードを違法にするのであれば、それに対する見返りも無ければ、駄目だと思います。そうでなければ、誰も納得しないでしょう。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けるなど有り得ない、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 一部の既得権者の利益確保のために、日本をインターネット鎖国に追い込みかねない国賊項目である。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードとの違いは技術的に明確に定義できていない。その技術的に明確に判断出来ないものを司法の判断にのみ委ねることは、結果として司法への信頼を著しく損ない、権利者を始め、一般のユーザーの利益になることとは思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現時点でのインターネットの技術、例えばダウンロードとストリーミングの違いを例にとっても正確な知識を持ち合わせてるインターネットユーザーはまだまだ少ない。昨今のアダルトサイト使用者をターゲットとした振り込め詐欺から分かるように、自分が保持しているダウンロードコンテンツが違法であるか否かまで分からず、またインターネットに繋がってるときに、どのような情報をサーバー管理者が取得しているのか分からない消費者が詐欺行為に巻き込まれるリスクがさらに増大することは免れない。 「合法マーク」制度は、「合法マーク」マークを取得できないパロディをテーマとしたユーザー創作のコンテンツサイト、アップロードユーザー、ダウンロードユーザーに対しては違法とされる多大なリスク及びプレッシャーが掛かるのみで、昨今のブームとなるアニメや漫画のヒットの裏側には大きくパロディ等によるインターネット上での盛り上がりが見え隠れしている中で、既存の権利保持者のみならず、今後活躍するであろうクリエイターに対しても単にネガティブな影響が大きいのではないだろうか。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードには大差ない、Webサービスの可能性は失われてしまう。IT開発の遅れにも繋がり、日本のWebサービスには価値がなくなる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は競争を阻害することにしかならない。簡単に取得できるものでは意味がないし、個人など立場の弱いサイトは取得に苦しむ。このような差別化は独占禁止法違反とされるべきである。 インターネットは日本のルールだけで動いてはいない、海外のサイトに適法マークを求めることは困難であるし、海外のサイトを適法市場から不当に締め出すことになる。 また違法サイトの如何に関わらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合、権利者と名乗るものから法的措置をとるなどと脅された場合、法の知識ない一般人は詐欺か適法行為か判断できない。詐欺行為を後押しする法改正案となりうる。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 またダウンロードの定義なども言葉遊びのような曖昧さが有り、ブラウザのキャッシュ、ひいては画面上に表示されている画像を保存するだけの行為すらもダウンロードとみなされるのかどうかなども、未だはっきりしていない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また、適用の範囲内が海外サイトまで及ぶことは困難であり、所詮国内に限られ、まさに時代に逆行する行為であると思う。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。また、ニコニコ動画やYouTubeなどのサイトは基本的にダウンロードはできないことになっているが、ツール等を利用すれば可能である。ストリーミングサービスという名目をかさに、違法なコンテンツのダウンロードする場となる可能性は否定できず、ストリーミングとダウンロードを区別することは無意味と考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。また、違法サイトに合法マークの画像をコピーして貼り付けることはきわめて容易である。SSLのセキュアシールのようにそのマークが正しいか検証する技術は存在するが、現在そこまで確認しているユーザーは多くないと思われる。セキュアシールのようなシステムを導入するにしても、それを確認しなければ違法のリスクを負うのであれば、あまり詳しくないユーザはコンテンツの利用を敬遠する可能性が高く、Webコンテンツ利用を萎縮させかねない。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。また、技術上の差を明示することは技術的に見ても難しいと思われる。ストリーミングにおいてもキャッシュは部分的にでも必要であり、部分的なダウンロードをしているのと同じと見られる。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。これを実際に行って不利益を被るのはIT企業とそれを利用している企業達の方ではないか？利用者側が被る不利益よりも企業の不利益の影響の方が遥かに大きいだろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。それに審査なども発生するだろうからそういった事をビジネスにしようとするための費用も時間もリスクもかかるわけだからこれらのビジネスは確実に衰退していくだろう。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。老若男女問わずITに詳しい人たちがこれらを纏めているとしたらもっと柔軟な発想と先を見る力を高めていただきたい。こんなことをやり続けるようでは違った意味でも日本は孤立していくことになりかねない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。ダウンロードは技術の一つでありこれを違法だとした場合技術の否定につながり通信分野においての衰退だってありえてしまう。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。また、今後どちらであるかをユーザーに意識させない新技術が登場した場合に、公正中立の立場で時間と費用をかけてリバースエンジニアを利用することなく技術的に解釈を行うこと。さらには技術解釈を適切に全ての利用者に告知・広報する手段とそれに伴う費用の発生についても現実的な回答を用意しなければならないが、これらについても見通しは立てにくいように見受けられる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 賛成。YouTubeやニコニコ動画は法理上の合理性を形成するのが難しい存在あり、現状のまま運営することを容認し続けることが難しいという実情が存在していると考えられる。 日本国民は技術的に・経済的に可能な状況に到達できたならば、他国に先駆けた先進性を持って「適法サイト」だけを使っていくことができないか、じっくり時間と法体系や社会同意性を整えながら模索してゆくべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはユーザー主導のサービスや、経済的・技術的にそんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既得権益と強大な財力やマスメディアを背景とした既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、「公正な競争に反する悪意ある阻害活動」そのものではないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は残念ながら非常に薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 今後国際条約の制定・締結を行う見通しが現存していない現状を、関係各位は見誤ることなく冷静に捉えるべきではなからうか。国際条約の策定・締結・批准承認・国内法の制定・・と、順序を踏まなければ出来ないことを、見落としてはならない。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけクレームにも対応してしまっただけ削除される事故が、頻発するようになる。経済的基盤の弱い弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改悪案であり、多少の調整で改善できるようにも見受けられない試案であるため、賛同はできない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものがある存在しているはずだが、これは送信可能化権で十分な規制できるはずの存在である。 権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていない事が、この問題の背景に存在しており、対策を作為的に行わないことで新たな権利を取得しようと画策するようにも見えかねない状況であり、権利の乱用にすら思われる醜態でありあまり良いと褒められる要望には見受けられない。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は、かえって混乱を巻き起こすため有害である。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士・警察・日本レコード協会等と称する人が、訴訟すると脅してきても、なんらの抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれが多分にある。 特にパソコンにも法令にも詳しくない一般的な高齢者の現状を鑑みれば、昨今流行を極めた「オレオレ詐欺」の垂流を生み出し、社会を混乱させることが容易に推測できる。 これは新手の詐欺師を後押しする法改正案になる可能性を秘めている。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、本質的に大差がなく、その境界が曖昧であるにもかかわらず、法律的にはっきりとした輪郭を与えようとしていることに無理がある。両者をまったく異なる物として扱おうと、極端に技術的な選択の幅を狭めることになる。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。この法案を拡大解釈すれば、Webページを閲覧しただけで違法になってしまう危険性があることにも注意すべきである。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除し、既存レーベルなど既得権者の利益を増大、確保するためのものであり、公正な競争に反するものではないか。加えて言えば、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトなどにはある意味「若い芽」であり、既得権者の利益だけのために摘み取ってしまうと、日本のIT開発の後退はもとより、文化すら衰退させてしまう危険性を孕んでいる。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術的には同等であり、ストリーミングによる視聴サイト(YouTube,ニコニコ動画など)においても実際には一時フォルダにダウンロードが行われ、法律の拡大解釈により違法とされる可能性が想定されるため、そもそもダウンロードとストリームを区別すべきでない。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。日々更新され、開設されるインターネット上のウェブページのそれぞれについて「合法マーク」があるかないかだけで合法かどうかを判断することは不可能であり、これが無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、合法マークがなくても違法サイトとされないケースがあるのであれば、合法マークはユーザの混乱を招くだけである。 またどのような仕組みで合法マークが運営されるかは明らかでないが、SSLなどにみられるようなラベル画像を貼り付けるだけであれば、実際に許可を受けていないサイトがあたかも合法であるかのように虚偽の画像を張ることも可能であるとおもわれ、その場合サイトを訪れたユーザが識別を行うことは困難であり、有効に機能するとは思えない。 またYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のアップロードサービスや、アマチュア音楽家のサイトにおいて「合法マーク」を取得、設置する敷居は既存の音楽レーベルやレコード会社よりも高いとおもわれ、既得権益による差別化された運営が行われてもなんら不思議ではない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ユーザ参加型動画・音楽投稿WebサイトはDMCAのnotice-and-takedownにしたがっている限り、ユーザは安心してそのサイトを利用できるべきであり、削除されるまでの間にアップロードされ、視聴された違法コンテンツのダウンロード・ストリーミング視聴についても違法ということになれば、こうしたユーザ参加型動画・音楽共有サイトの運営コストおよび参加しているユーザの心理的敷居が不当に増加する。また、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけクレームにも対応してしまっただけ削除される事故が、頻発することが想定される。 著作権者やサイト運営者に不当なリスク・コストを負わせる改正案であり、賛同できない。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミング配信されているものはダウンロードして手元に持つことが技術的に可能であり、区別するのは無意味である。現在は表面上区別されているが、今後の技術の発展で新たな形態が出てきた時に対応できなくなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。合法コンテンツと違法コンテンツの区別を事前に明確に判断するにはコストがかかる。そのため合法コンテンツのダウンロードも阻害されてしまい、文化の発展を妨げる結果となる。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。そもそも、インターネットというものは日本だけのものではない。日本の法律に従い、海外の適法サイトでも適法マークがつけられることはあまり期待できない。また、海外の適法サイトを日本の「適法市場」から締め出すことになる。 ●104ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提としてインターネット上に違法にアップロードされたファイルが存在していることになっている。これは、送信可能化権で規制できるはずである。違法ファイルが存在し続けているのは、権利者が今まで違法アップロードに対して十分な法的処置を取ってこなかったからである。違法アップロードをより厳しく取り締まれば、ダウンロードまで違法化する必要は無い。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。そもそもストリーミングとダウンロードは技術上同じもののなのに法律的に違うものとして扱うことはおかしい。ダウンロードという広義な枠を指定する事で様々な技術が殺される。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。現在でも違法にアップロードされたコンテンツを送信可能化権で規制することができる。にもかかわらず違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが現状。多数の問題をかかえこむことになるダウンロード違法化を導入する前に優先的にすべき事があるのではないかと？	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。とあるサイトに著作権者が認めていない画像があった場合、そのページを開いた瞬間に自分のパソコンへダウンロードされるといふインターネットの技術的な部分を分かっているのか？日本はIT技術で発展しているというのに、これを規制してしまえば確実にITは衰退する。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ではなければ必ず適法マークが発行されるのか。たとえば個人で運営しているようなサイトでも個人の負担を強いることなく適法マークは貰えるものなのか。適法マークを貰えなければそのサービスを提供できないとなれば、適法マークを発行する側が競争をコントロールできる立場となり、市場に対してよい影響を与えとは思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。Youtubeも違法コンテンツは権利者からの指摘で削除している。アップロードが罰せられるということをこれからも広めていけばなんの問題もないはず。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。もっと世界に目を向けるべき。自身の権利を守りたいがために、新しい技術はすべて違憲とみなしているようにしか見えない。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。これまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本の著作権者にとってサービス提供のコストが上がってしまう。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながり、自由な競争が阻害される。 また、回線速度が十分な現状では、パソコンの海外でのローミングなどが簡単であるため、将来的に日本国内の著作権とは関係ない一般的な企業活動に悪い影響を及ぼす。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。著作権者にとって不利益であり、賛同できない。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法で良いが、中身を確認するのに必要なダウンロード行為にまで過大なリスクを負わされるというのは、著作権者への提案などの重要な参考意見が減少させてしまう。 つまり、原作の著作権を侵害しない発信者の声あるいは文章での批評について、制限するのは不合理である。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、「適法マーク」には競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法精神にも反している。 「安心マーク」が大手企業にだけ有利に運用され、公平に運用されていない現状を踏まえると、権利者ではなく公務員の天下りのための仕組みにしか思えない。 また、学校にも家庭にもインターネットがある状況で、日本PTA協会などの子供を持つ親あるいは学校教師が、コンテンツの内容を確認することができなる。著作検者として、これらの団体との関係は重視する必要がある。現在これらの団体は、違法コンテンツの通報者として警察にとっても重要な協力者である。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。法律家の人は技術的なことに関して理解が浅いだろうから分らないかも知れないが、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差はない。にもかかわらず法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。アップロードする側としては法に触れないために同じ内容のものをわざわざストリーミング配信という形にしなくてはならなくなる。勿論ダウンロードする側もストリーミング配信を受信できるようにしなければならない。実際DLするたびにアクティブXの設定を変更するのは骨が折れる。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、インターネット文化は必ず衰退するだろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。「適法マーク」を発行することにより、誰がより多くの利益を得るのかよく考えてもらいたいものだ。また、「適法マーク」は誰が誰に対してどのような基準をもったどのような権限で発行するのかという点について非常に不安である。少なくとも、あざとく利益をむさぼろうとする団体には関わって欲しくないものだ。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ストリーミングとダウンロードの定義は技術者の間でも多くの議論されているように、現時点では非常に流動的なものです。法律の性質上、時流によって定義・解釈が変わってしまう恐れのある文言を採用してはならないと考えます。また、早計な定義付けは今後の技術革新に法律が追いつかなくなり、技術革新を阻害する要因にもなります。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 送信可能化権で違法な送信者を罰することができる以上、ダウンロードを違法化する意義が不明です。また、ダウンロードを違法化したとして、どのように違法なダウンロードを発見し取り締まるのか、そのプロセスが不明です。現行法上では通信の秘密が認められているので、これを侵害する恐れがあり他の法律や憲法と矛盾します。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 合法か違法かの最終判断が司法に委ねられている以上、それを事前に識別するという前提が矛盾します。 また、インターネットには国内・国外の区別がありませんので、国内でしか通用しないルールを提唱することの効果は非常に限定的ですが、その限定的なルールをITリテラシの高くない国民にまでアピールしてしまうことで偏った知識を逆に広めてしまいます。更には詐欺などの犯罪の温床になり、危険です。 個人の情報発信者のコンテンツがどのように適法であると証明されるのか、そのプロセスが存在しない法律である点も問題です。これまでの法律が対応することができなかった個人の情報発信者が、インターネット上では重要なコンテンツ提供者として活躍していますが、このままでは個人の情報発信者を閉め出す法律として機能してしまいます。適法であることを証明するのに無駄な労力を必要とするならば、創作以外の不要な労力を求められない国外法に則ってコンテンツを提供する情報発信者が現れ、国益は損なわれるでしょう。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 そもそも、「ストリーミング」と「ダウンロード」の技術上の区別も曖昧であるのに、法律上違うものとして扱う事になりますと、ウェブサービスにおける技術的な選択の幅を著しく狭めてしまう事になります。そうなれば、ウェブサービスというインターネットの根幹をなすテクノロジーが持つ可能性も著しく狭まってしまう、日本のインターネットに関する技術開発が諸外国に比べて遅れてしまう事態になりかねません。そして、それは利用者の利便性の低下、ひいては国益に反すると考えます。 また、インターネットというものは、そもそも日本国内に限定された仕組み(テクノロジー)ではありません。ですが、同じテクノロジー上で提供されるサービスでも、国によって合法であったり違法だったりします。その意味で、「適法マーク」を諸外国のサイトに押し付けることは事実上不可能であり、利用者の利便性は著しく制限されると考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「合法マーク」とはどのような組織／団体が合法だと担保するのか、その仕組みが明確ではありません。仕組みが曖昧なまま制度化すると、合法的なコンテンツサイトに対して、意図的に「合法マーク」が発行されないような事が起き得ると思います。それは、「合法マーク」を発行できる団体／組織が、独占的な市場を形成できるという意味になり、非常に問題だと考えます。	個人

○104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ストリーミングとダウンロードの区別は動画共有サイトのこともあり曖昧になっていると思われる。そのような中でダウンロードだけを違法化するのは間違っているのではないか。 ○105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現在ネット上にはいろいろなサイトがありますが、それに対して一つ一つ「合法」かどうかの判断をしていくことができるのか疑問に思います。 またできるとしても、マークの設置の条件が不透明なため一部の業者にだけ有利な状況になるのではないのでしょうか。それが日本の国際競争力を高める結果になるか甚だしく疑問です。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。まずストリーミングとダウンロードの区別を明確にしめしてください。 その二つを意識してインターネットを利用している人がどれくらいいるのでしょうか。 みんなが守ることが不可能なことを法規制するべきではありません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 役人の天下り先を一つ増やすだけで、まったく意味がありません。誰がどういう審査で適法マークを与えるのでしょうか？まず、それを明確にしてください。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 適法マークの有る無しでインターネットから排除される可能性があります。インターネットで、特定の団体だけが力を持つことは許されることはできません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 インターネットは日本だけのものではありません。法律が違う海外のサイトにまで日本の規則を適用しようというのは無理があります。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 まず違法ダウンロードサイトというのはどういうものかが、曖昧です。100のアップロードの内、一つでも著作権侵害コンテンツがあれば、違法サイトになるのでしょうか。そのサイトにアクセスした人間は全て犯罪を犯したということになるのでしょうか？ 誰が、いつ、どんなファイルをダウンロードしたかを一々調べるのでしょうか？ 現状に沿った考え方は思えません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 インターネットを利用したことがある人間なら誰でもやったことの有る(それも合法違法を自覚することなく)行為を規制するべきではありません。犯罪者が適当に当たりをつけて裁判沙汰にするぞという脅迫行為が日常的になるでしょう。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について Journal of Political Economy(2007)において掲載された、 「The Effect of File Sharing on Record Sales: An Empirical Analysis」において、 「ダウンロードは統計的にゼロと区別がつかない程度にセールスに対して影響を及ぼす。」と言う結果も存在し。 この事から、一概にダウンロードが経済的不利益になっているとは考えにくいと思われます。 著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既に、送信可能化権によって規制されているはずで、 権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。 また、ストリーミングとダウンロードは技術上の大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまい、その結果として、Webサービスの可能性が無意味に狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて遅れを取ってしまう事になりかねない。 そうなった場合、今でも海外と比較して劣りがちなオンラインコンテンツやサービス技術が今以上に差が開く危険が考えられ、ひいては日本のオンライン技術開発の衰退にまで発展する事も十分に考えられます。 されに、インターネット自体が国内に限定されたものではなく、諸外国に対し、このようなことを押しつけるのは事実上不可能であり、利用者や、コンテンツ提供者に対し不要な負担を強いるだけの物になるのではないかと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 適法サイトに関する情報の提供を、どのような組織/団体が行い、また、その運用方法も不明確です。 また、既存の著作権の審査における正当性も不確実な現状において、その運用などが適切に行えるかも疑問であり、特定の団体/組織がその判断を行う場合において、それらの団体/組織が意図的に独占的な市場管理及び間接的な検閲行為を行い、公正な競争や表現の自由などの妨げになってしまう可能性も考えられます。	個人

●110ページ「第3節補償の必要性について」 著作権への不利益については検討されていますが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは問題なのでは無いでしょうか。今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは新たな音楽ファンの獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては利益となった側面があると思われます。 また、私的複製の有無による著作権者の利益不利益はDRMがある場合とない場合での売上の違い、CCCDやiTunesStore等のDRM無し楽曲の売上などから推測可能ですが、そのような調査が行われていない。 DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な実例はなく、複数の専門家による調査分析を行った上で再検討を行うのが望ましいのではないのでしょうか。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードの差は国際的にもゆれており、予断を許さない。その上で、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはもとより、Webサービス業者全体がアップロードに気を遣われるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正となってしまうやう、追加の措置が必要と思われる。 また、「引用」と「転載」との関係が閲覧者にまで過大なリスクを負われる格好で変容をまめかれなくなるというのは、パロディ作品などの批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制とそしられてもやむもないのではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」が、実際にはそんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトその他を「適法市場」から排除するために、既存レベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものだとそしられないような工夫が不足している。 また、MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だというならば、不明確な「違法ダウンロードサイト」という考え方にはそれこそ裁判員(ないし陪審)の判断によるフィルタリングが必要ではないか。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 企業向けWebサーバやProxyサーバを運用した経験上、ストリーミングとダウンロードは技術面で大差がないと思っています。しかし法的に違うものとして扱くと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねないものです。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないものです、その逆もあり得ます。 海外Webサイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外Webサイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながるものです。そもそも、海外と国内のWebサイトを意識して区別できるユーザは少数派だと思います。もしダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿WebWebサイトはユーザが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合であっても、間違ったクレーム対応によって、削除される事故が頻発するようになると懸念します。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できないものです。 この違法化案がもし通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われています。そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは普通ではないと思います。英語が幅をきかせている現在、日本語による作品の流通量を増加させようとする施策なら理解しますが、この案は全く逆行していると思います。日本語は弱小言語です。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」が無ければ違法Webサイトとしてダウンロードが違法化される、というのは、普通ではないと思います。逆に、違法Webサイトとされないのなら、合法マークには規制緩和の世の流れに逆行する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法に反するモノとして扱われるべきです。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザ主導のサービスや、そんなマークをを簡単に設置することができない巷間の作者によるWebサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものであると考えます。 違法ダウンロードWebサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあります。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こりましたが、MYUTAのようなWebサイトを使用しただけの単なるユーザも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮させることにもなります。著作権法の本来の趣旨に反すると思います。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られないことがほとんどです。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟していますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を封じ込めようという思想統制だと思います。著作権法は思想統制の道具ではないはずです。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できると考えます。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないことがそもそもの原因です。今後、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害です。違法アップローダの減少につながるとは思えません。	
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 「ストリーミング配信サービスはダウンロードを伴わないので検討の対象外」とあるが、明らかな事実誤認である。ストリーミングは常にダウンロードを伴う。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」は、まさしく免罪符である。 一部の利権屋の小遣い稼ぎになりこそすれ、著作権保護の目的からは全く外れている。 よって、「適法マーク」は不必要である。 また、「違法ダウンロードサイト」の定義があいまいである。 誰の権限によって「違法ダウンロードサイト」認定を行うのか？ 認定者の気分次第で「違法ダウンロードサイト」認定される可能性が高い。 そうなればこれは明らかな言論統制である。 「違法ダウンロードサイト」の定義と認定のプロセスを明確化する必要がある。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとして配信を行っても実際には保存を行うことは容易である。 また完全にストリーミングのみとすると回線速度などの環境要因により利用に制限が発生する場合がありますこの場合の対応策として一時的に保存をしてから行うというのは、常識的な手法である。 このため、ストリーミングはOKでダウンロードはNGというのは実状を理解していない判断としか思えない。 個々の利用者に対する権利行使が困難だと判っているにもかかわらず抑制効果を狙うというのは有形無実となるか本来の意図とは違う形で使われかねず、このような改正を行うべきではない。 違法対策については送信可能化権等で十分対応可能でありそもそも誰に権利があるかの判断が困難な利用者の違法性を問うのは行き過ぎである。 ●105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 違法であるのは個々の映像、音楽でありサイト自体が違法なわけではない。 例えば動画投稿サイトはその趣旨から言えば合法サイトだが、ユーザーからの投稿である限り違法な物が存在することはありえる。サイトを合法だとするのであれば、これを違法と判断することを利用者に求めるのは不可能である。 (ストリーミングであろうがダウンロードと大差無いのはすでに記述したとおり)これを違法なサイト(違法な複製物の提供を目的として構築されたサイト等)のみに限定したとしても合法的配信サイトを装って一部で違法な物を配信するなどされることは十分に予想できる。 また適法サイトの識別については ・上記の通りサイト全体が違法とは限らないこと。 ・適法サイトであるという表示が無ければ利用者の判断が困難であるというのであれば、全ての配信者が対応する必要がある小規模のサイトにとっては大きな負担となりうること。 等から現実的では無いと思われる。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術的には同じものである。 理解していないのではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 法律を盾に利益を得ただけであろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、公正な競争に反するものではないか。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。そもそもインターネットの形式上、データは一度PC内に保存されてしまう。ストリーミングとダウンロードは技術上区別が付かず、それでもダウンロードが違法となってしまう、ありとあらゆる場面で法的に違法となってしまう、日本のWebサービスが消滅しかねない。 インターネットの構造を理解していない項目だと考える。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。合法ダウンロードマークは非常に不適切な基準であり、インターネットの形式に対応できない。 裏を返せばこのマークが無いサイトは全て違法サイトとなり、そのサイトを開いた瞬間にダウンロードされる画像や音楽も全て違法という判断をせざるを得ない。 この判断について司法の場からいくら主張しても、一般市民は違法になることを恐れてそう判断するしかなくなり、結果Webサービス自体が衰退する原因にしかならないと考える。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ネットワークの発展は自由な情報流通を軸にして起こってきた物であり、ダウンロードの様な一般的な行動に対して法の網をかけるのは将来の発展を考えない近視眼的な態度だ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。新しいサービスに対して冷淡な態度を生みがちであり、情報流通の発展を阻害する物だ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。これによって一律著作権者が守られるのかというそうではなく、法廷においては必ず金銭的・時間的なコストが掛かってしまうので前提においてそれらに余裕がある権利者は有利でそれ以外の著作権者や被告人は不利になってしまうので、受益の公平性という意味で疑問である。	個人
●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。現状では、ストリーミングとダウンロードの違いを認識せずに議論しているから。 情報技術の規制についての議論なのだから、情報技術のエキスパートの話をもっと聞くべきだ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」を与えるための天下り団体を新たに作るほどの効果が得られるとは思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。基準を明確にできるとは思えない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。送信可能権により規制できる範囲のことだ。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストーリーミングとダウンロードの間に、意味的な差を持たせているようですが技術的な内容に基づいた差ではないため、混乱を招くと思います。 現在想定されていない方式が生まれてきた場合に、この内容がネックとなって開発方が萎縮し技術進歩の可能性を狭めてしまう可能性があると考えられます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 違法サイトであるという判断が、国民すべてが確実に出来るものとは思えず、また、その対応としてすべてのサイトを国が確認して判断することも現実的に不可能と思われるため、はっきりしない「違法サイト」というものを除外の判断基準とするのは、あいまいさが残ると思われるため。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 仮に、国がサイトの合法違法の判断をするとして、世界中にあるサイトを、合法違法の判定をして回することは、日本の法律で他国の国民の作成物を判断しているかのように考えられる。 日本の法律で、世界中のサイトの判断を下せるとは考えられない。 しかし、合法サイト以外は違法ダウンロードの危険があるとすれば、海外サイトへのアクセスに危険が伴うこととなり、日本人はインターネットの恩恵を受けられなくなる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 違法なダウンロードがある、ということだけが国民に広まった場合、それを逆手にとって、詐欺を働く者が現れると考えられるからである。 現在でも、コンテンツ料などと称して行われている詐欺を法改正が補強してしまう結果にもなりかねない。	個人
●104頁「a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」 ＜意見＞ ダウンロードの違法化に強く反対する。 (1) 法益権衡の観点から 刑法典上、物の授受など2名以上の者の行為が想定される犯罪(対向犯)のうち、譲受人側が処罰される例は、確かにある。 しかし、それらは、覚せい剤取締法違反(同法第41条の2)や麻薬及び向精神薬取締法違反(同法第64条の2)など、禁制品の授受に限られる。わいせつ物という社会的法益を害する物でさえ、譲渡人側にわいせつ物頒布罪(刑法第175条)が定められるのみであり、わいせつ物譲受人は処罰しない趣旨であるとされている。 他方、違法に送信可能化された著作物は、禁制品でないことはもちろん、社会的法益を害する物でさえない。 したがって、違法に送信可能化された著作物をダウンロードする(譲り受ける)ことを処罰するのは、法益の権衡を著しく害することになる。 著作権者の保護を図るために他に方法がないのであれば、法益の権衡を害してでも、ダウンロードを違法化することも検討されるべきであろう。 しかし、著作権者の保護を図るためには、著作権法上、アップロード者を処罰するための、送信可能化権(著作権法第23条第1項、第119条)の規定がある。 また、アップロードは1名(ないし少数名)が行うのに対し、ダウンロードはきわめて多数の者が行いうるため、ダウンロード者を処罰する(または損害賠償請求)のは、現実的でない。1名ないし少数名のアップロード者を適切に取り締まれば、ダウンロードを防ぐこともできるのだから、著作権者の保護のためには、アップロード者の取り締まりを適切に行う方が、はるかに有効である。 したがって、著作権者の保護を図るためには、ダウンロードを違法とすることは全く効果がない。アップロード者の取り締まりが適切に行われていないのであれば、むしろ送信可能化権の運用方法について見直しを図るべきなのであって、ダウンロード者の取り締まりに論理を飛躍させても、得るものは何もない。 (2) 構成要件の不明確性の観点から さらに、「違法なダウンロード配信サービス」の定義も不明確である。 たとえば、あるサイトに「●●の楽曲全部のダウンロードはこちら」などと記載して自己のサイト内のファイルへのリンクが張られている場合、そこからダウンロードすることは、「違法サイトからのダウンロード」と判断されやすい。 しかし、その楽曲が真に無許諾でアップロードされたものであるか、ダウンロード者が判断することは困難である。当該サイト管理者が個別に交渉してアップロードの許諾を得ることは、十分あり得ることである JASRAC等の著作権管理業者は、私的サイトからのダウンロードは許諾していないとしているが、アップル社の「iTunesStore」のような例外もあるので、JASRAC等の管理曲であっても、その楽曲が無許諾でアップロードされたものか否かの判断は難しい。まして、JASRAC等に管理が委託されていない楽曲も相当数あるのであり、ダウンロード者が、自己のダウンロードしようとしている楽曲がJASRAC等の管理曲であるか否かを確認するのは、必ずしも容易ではない。ダウンロード前にこれを確認しなければならないという注意義務をインターネット利用者に課すのも、妥当とはいえないと考えられる(確認先は無数にあり得る)。 また、いわゆる「直リンク」の問題もある。 たとえば、上記のようなサイト(「●●の楽曲全部のダウンロードはこちら」などという記載がある、違法ファイルが置かれていると判断されやすいサイト。仮に「Aサイト」とする)内に置かれているファイルに対し、別のサイト(仮に「Bサイト」とする)から何の説明もなくリンクだけが張られていた場合、Bサイト上のリンクをクリックすれば、当然Aサイト上のファイルのダウンロードが開始される。 しかし、この場合、同ファイルのダウンロードが、Aサイト上のリンクをクリックしたことによって開始したのか、Bサイト上のリンクをクリックしたことによって開始したのかを後から判別することは、非常に困難である。	個人

このように、「どのような形態のダウンロードが、違法サイトからのダウンロードといえるのか」は、きわめて判断しづらい不明確な事項であるため、不正・不当な運用の余地を残す。したがって、「違法サイトからのダウンロード」を違法とすることは、妥当でない。 なお、このような問題は、よほど強力な間接事実がある場合を除き、行為者の自白によって解決せざるを得ないと思われる。「適法なダウンロード」と「違法なダウンロード」の客観面は、全く変わらないからである。 しかし、そのような主観面のみによる解決が、不当な捜査や自白偏重の捜査を招くことは、歴史をひもとくまでもないのであって、行為者の主観面のみによって適法・違法を区別することのない、客観的で明確な基準が望まれる。そのような基準策定がきわめて難しい以上、ダウンロードの違法化は不当といわざるをえない。 また、「ストリーミングはダウンロードを伴わないため違法ではない」という声明が出されていたようなので、念のため付言する。言うまでもないことであるが、ストリーミングとは、「ファイル全体のダウンロードの終了を待つことなく、ダウンロードと並行して再生する」というものであり、ダウンロードを伴わないものではない。インターネットにおいて何らかのデータにアクセスするということは、必然的にダウンロードを伴うものである。 「キャッシュへの一時的保存はダウンロード(複製)ではない」とする反論もあり得ないではないが、いわゆるキャッシュ理論は、(PCの電源を切断すれば消えてしまう)メモリに対する複製について述べたものであり、PC終了後も残るハードディスクに対するキャッシュに関して述べたものではない。ハードディスクに対するキャッシュが「複製」に該当しないとするためには、キャッシュ理論に関する議論をさらに尽くさねばならないのであって、現状のキャッシュ理論をストリーミングに適用することはできない。	
●105ページ:「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法サイトと適法サイトの識別は、利用者にとって極めて困難であるばかりでなく、webサイトの現存数およびwebの性質を考慮してもその認定(特に適法サイト)には多大なコストがかかることが予想されます。例えば、あるサイトが違法サイトと認定された場合、そのサイトへのリンクが存在するサイトもまた違法サイトとなるのでしょうか？また適法認定は、既得権者がYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスを適法市場から締め出すために行使する恐れがあります。	個人
●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 現行の著作権制度では、パロディや二次創作などにおいて一部や設定を使用するだけで違法だとされモデル、原作となる物を貶める事がなくとも批判される事もある。 言論の自由、表現の自由というものがあるのだからインターネットが普及している現在に半端で表面的な検討しかせず後にどのような問題が起きうるかまで考えていない様にか受け取れない。 アップロードしネット上で公開する人だけでなく公開されている物を見ようとする人、ダウンロードする人にまで違法性を与えかねないなど現状を理解出来ていないと思えませんか。 ●104ページの「第30条の適用範囲から除外」の項目について 反対です。 上記でも書いた通りパロディや二次創作などその作品や原作に人気がある事を示し、また知らない人にも関心を寄せうる物を規制するのはおかしい。 またその作品や人物のイメージを大いに損なう場合は名誉毀損の適用をすればよいだけの話かと。 ●104ページの「第30条の適用範囲から除外」の項目について 反対です。 ストリーミングとダウンロードに技術的な大差がなく明確な区別が万人に出来ない現状で違法としてしまったらインターネットに詳しくない人は接続を躊躇うでしょうしネット社会の発展と逆ベクトルの方向に進む様に考えます。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 世界規模で見られているYouTubeやニコニコ動画など「適法マーク」を動画毎にそもそも適用できると考えている方がおかしい。 日本では禁止だからアクセス規制を～の動画につけてくださいと1つ1つの動画をチェックできる訳でもないのにサイトの運営に一方向的に規則だからと押し付けるつもりなのか？ また大手以外の小規模なサイトなどにも負担をかけるし検索しづらくなるでしょう。 ●104ページの「第30条の適用範囲から除外」の項目について 反対です。 ダウンロードが違法化されたら動画や音楽投稿をできるサイトが過剰に反応して著作者本人の許可を得た作品や著作者本人がアップロードした作品も削除されかねません。 また仮に網の目をすり抜けてアップロードされた無許可な作品を公開されているからと知らずにダウンロードしてしまった人に責任を問うという筋違いな話にもなりかねないと考えます。 ●105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 二重払いになる事にいささかの不満はあるものの裁判所が違法とした以上は課金をするか、二度とそのサイトは利用しないという事になるでしょう。 ただ着うたで利益を得るのならその負担をユーザーに余計にかけるものではないかと。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している訳で、規制自体は送受信可能化権で対応できるのでは？ ネット上での著作権における法律より先にダウンロード自体に違法性を与える事は見通しがたっていない以上ネット発展の妨げにしかならないと思います。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の理由につき反対致します。 現行の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断される場合が多く、原作を批判するものなどは、許諾が得られるということはまずありません。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで累が及ぶことは責任範囲を広げすぎだと思います。爆弾の作り方を入手して爆弾を作ることは違法ですが爆弾を作るための情報を知る事自体は違法ではありません。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の理由につき反対致します。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われております、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が死ぬことになります。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいです。そもそもパロディ作品を作る場合は原作を「切り刻む・選択する・編集する」というプロセスを経て原作を改変し製作されますがその時点でそもそも原作品と同一性を保っているのか基だ疑問です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の理由につき反対致します。 「合法マーク」がどのような手続きを経て希望者に配布されるかはわかりませんが、日本での通例ではこのような手続きを行う際は非常に煩雑な手間がかかり、また、かからなかったとしてもアマチュア作者が何か作りたいと思った際に事実上製作の歯止めになってしまい、創造性を多いに損なうものと思われます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の理由につき反対致します。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであります。日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありえます。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けることはまず考えられません。またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながり、一種の情報統制が行われるも同然になってしまいます。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 賛成。YouTubeやニコニコ動画は違法なコンテンツが大勢を占めており今後抜本的な対策がされない限り利用は慎むべきでしょう。 日本国民は「適法サイト」だけを使っていくべきだと思いますしもっと権利者のことを考えて行動すべきです。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。現在の法律で十分対応できるのに権利者の一方的な要請で法改正するのはおかしいと思います。 また、現在違法アップロードについては技術的に違法行為をした個人を特定することが出来るようなので、やはり違法化して対応する必要はないと思います。 たとえば毎月、違法アップロードをした人を逮捕していけば一気になくなると思います。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 賛成。音楽業界は着うたで利益を得ているのだから、音楽CDを買っていたとしても、それを携帯電話の着信音に使用することに課金できるのは当たり前である。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」が無いだけで違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないことになる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」が無いサイトのコンテンツをダウンロードした時点で、違法となってしまうので適法マークの付いているサイトからダウンロードする、となると、結局一部のサイト運営者や業界しか得をしない事になり、結局ユーザー側のサービス選択の幅は著しく狭められる事になりかねないので、賛同はできない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。力の弱い個人でも、情報の発信を可能にすることが、インターネットの長所であり、このような改正は時代に逆行している。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、そもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。政府による情報統制下において、海外サイトが国民の自由のために重要な役割を果たしていることは、天安門事件や今年のミャンマーの事件を見ても明らかである。海外サイトの利用を萎縮させるような法制は採るべきではない。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ある作品に対する意見としてパロディを作成することは個人の思想の反映であり、アップロード者がリスクを背負うことは妥当であるが、それをダウンロードする者にまで適応することは作品に対する個々の意見を公共の場に発信あるいは提供することを統制することになると思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 パロディや模倣から作品を作成することはあらゆる分野において行われていること。それらは今後により良い作品が作成されていくことを促すこともあるし、またそういった作品から元作品に興味を引かれ購入する者も多くいる。現作品の利益を大きく損なうもの、つまり作品をそのままダウンロードできる環境にて配信することは自肅すべき行為であることは認める。しかし、逆に原作品の利益を損なわないものに関してまで違法化するのは妥当とは言えないのではないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは大差のないものであり、法律として別のものとして扱う場合は技術選択の幅を狭める危険性がある。そうするとWebサービスの意味自体がなくなってしまうのではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ユーザーは、それぞれにおいて最も良いと判断したものを自分の責任において視聴・購入する権利を持つべきである。適正マークはあらゆるサイトにつくわけでないことは明白であるから、マークによって規制することは公正な競争を阻むことになりかねない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ユーザーは視聴するまでその著作権が誰に既存するものなのか判断できない場合がある。例えば作った作品をアップロードした場合に、著作権がアップロード者に既存する場合でもユーザーからはそれははっきりとは分からない。間違ったクレームに対応され、削除されてしまうという事故が頻発することは想像に難くない。従って、ダウンロード違法化は弱小著作権者に不当なリスクを負わせることになるのではないか。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化という前提として違法アップロードコンテンツが存在することになるが、これは送信可能化権で規制できるはずであり、またされるべきである。ダウンロード者はダウンロードするものが許諾されているものなのかどうかを判断する術はないのだから、ダウンロード違法化の導入には賛同できない。違法アップロードについて法的対策をとることが妥当であると思われる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般的なユーザーは、違法性の有無に関わらずダウンロードコンテンツを所有していた場合に、弁護人を称する人が訴訟すると脅迫した場合に、適切に対応するだけの法的知識を持たない。これでは違法性のないものであってもダウンロードコンテンツを所有していた場合に、「和解金」を出してしまう恐れがあり「おれおれ詐欺」や「振り込め詐欺」がさらに広まることを後押ししてしまうのではないか。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多いが、原作を批判するもので許諾が得られるみこみはありませんし、許諾を得ようとしなくてもあるでしょう。 それらをアップロードする側がリスクを覚悟するのは当然ですが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは無理があります。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは本末転倒です。 逆に、違法サイトとされないのなら合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされてしめるべきです。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」は、既存レーベルなどの既得権者にとって都合のよいものでしかなく、有利な立場を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないでしょうか。 実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、「合法マーク」を簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除しようとしていませんか？	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なりリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。運用次第で、覚悟の批判者だけでなく、それをたまたま見聞きした者にまで罪を問う可能性のあるものには反対である。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 将来、たとえば書籍業界にまで同様の事例が適用された場合、単なるダウンロードだけでなく、サイト上の文書や文体が似ているということまで摘発の対象になる恐れもあり、そうなった場合、一般人には最悪、発言の自由すらなくなる恐れがある。 そのような言論統制の第一歩となるような内容には反対である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。ダウンロードを規制するとしておいて、実際は、ストリーミングすることを口実に、警察による別件逮捕をしやすくする目論見があるのではないか。交通違反でも反則金は予算としてあらかじめ計上され「標準」と称するノルマが交通課の警官には存在する、との話を聞いたことがある。また、秋葉原などの電気街では、風体の悪そうな人物ではなく、俗に「オタク」と呼ばれる人物を狙った財布の中身まで確認するような違法と思われる職務質問が、頻繁におこわれている、という話もある。職務質問をして手持ちのパソコンの中を調べて、ストリーミング時の一時保存フォルダ内に残っているファイルを見つけて、違法なダウンロードをしているので逮捕する、というような点数稼ぎの検挙・逮捕が行われたいという保証はまったく無い。よって反対である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 すでにこのようなマークが意味を成さないことは、一般に迷惑メールと呼ばれる広告メールの件名に「未承諾」をつけなければならぬというルールを作った際の事例からも、明らかである。これとて同様に大きな効果があるとは思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。一部の既得権者の囲い込みによる利益と、公正な競争による一般国民の利益と、どちらの利益を保護する法律なのだろうか。 そもそもプロであれアマチュアであれ、サイトに事前に「合法マーク」をつけるということは、合法かどうかを審査・検証するということであり、その行為自体が、検閲に当たると考える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。たまたま日本人が多いだけで、海外にあり外国人が運営する外国語で書かれたサイトは、数え切れないほどあると考えられるが、それらをすべて日本の法律に従わせることは、逆にそれらのサイト運営者の運営や思想を害することになると考える。また日本国民に、適法マークが無いというだけで実際には合法的なサイトを利用させないということは、国民に不利益のみを与えるものであり、行動の自由を奪うことであると考ええる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。 弱小の著作権者に不当なりリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 現時点でも、実際に間違っ削除ということが起こっているのに、今回の場合、自らアップロードした権利者に対して悪意をもった者や、侵害行為と勘違いした者による通報に対して、投稿サイト管理者としては、いちいち中身を確認して削除するよりも、削除依頼に対応して、「疑わしきは罰する」方向で運営するした方が楽な管理が可能であるから、このような本来削除されるべきでない削除が頻発することは容易に予想できる。またクレーム対応には相当な忍耐が必要であるため、日本には掲示板をはじめとする各種の投稿サイトでコミュニティの発展がなくなり、そこから生まれるインターネット文化の芽を摘むこと、ひいては日本のインターネット業界の競争力低下につながると思われる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般人は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だと考えられる。 実際に最近、弁護士と称する人物から、「貴殿のサイトの内容で迷惑している企業や人物がいる」との理由でサイトの閉鎖や、コンテンツの削除、賠償と称して金品の支払いなどを要求された、という話を聞いたことがある。この法律により、そのような輩の活動が、より活発になることが予想される。そういう話がある以上、それを後押しするような行為には反対である。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 それに、何を持ってオリジナルとパロディ、コピーの区別をするのかの線引きがあいまいなのではないか。区別のつけにくいものを法整備するのなら、もっとしっかりとした議論が望まれる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 そもそも、自らの著作を公開することは「表現の自由」として認められている権利であるはずなのに、その行為に第3者機関から許諾を求める必要があるような法改正は認められるものではない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、余りにも酷い原作を批判するものなどの、許諾を得ることは不可能。それらを投稿する側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評に対し著作権で封じ込めようという一種の暴力だと思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在のサブカルチャー発展の2次創作文化が殺されることになる。それらの2次創作が原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスやネット家電の可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発や情報家電分野が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また違法な「合法マーク」をつけたサイトが発生し、何も知らないユーザーが被害を被る可能性も否定は出来ない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 事実、Midi用いたDTM文化が似たようなことで、死滅した前科もある。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度においては、パロディ等で他の著作物を利用し自己の作品として利用していたら違法だと判断されることも多い。そのためか、任天堂、コナミなどの大手企業の著作権者においては、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られないことがある。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟することになる。しかしながら、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという風潮を是正しかねない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通るとするならば、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。そうなれば、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化の発展が阻害することになりかねない。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは、誠におかしいと言わざるを得ない。外国にあるようなパロディ法が施行されていないわが国においては、議論を尽くさないままに行うのは時期尚早である。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「違法サイト」の定義が極めて不明確で、権利者の未許諾のコンテンツが一つでもあれば「違法サイト」となり得る。これはあるサイトを違法サイトにさせる目的でコンテンツを権利者の許諾なくアップロードさせる行為を助長しているとも考えられる。 違法サイトでない、ある、は単一的に決める事は不可能であり、合理的でない。「合法でなければ違法」の存在は、著作権者がアップロード行為を「許諾」しないまでも「黙認」している状況を意図的に消す行為であって、本来個人的な権利である著作権を他人が勝手に行使する意図があると言わざるを得ない。 もし仮に、「合法マーク」をつけるとしたならば、サイトに際してつけられるべきものではなく、違反とされるコンテンツにこそつけられるべきものである。 だとしたら、動画配信サイト上の、コンテンツの著作権者による削除行為の容認は、「合法マーク」の付与よりも合理的な行為であり、YouTubeにしてもニコニコ動画にしても既に実装済みである。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際に普及させることは困難である。また、アマチュアの情報発信を難しくすることになる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 そもそも誰が合法違法を決めるのか。 これは新たな利権の温床にもなりかねないし、権利者の都合のみが優先された許諾しか行われぬ可能性もある。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。あらゆる個人サイトが出ている日記の文章ですら違法に引用されたと言いがかりされる懸念がある。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。すでに一般ユーザーのなかには自らコンテンツを作成できるものが多数存在する。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。作品を発表したい人が自由にいつでもアップロードできる環境こそが創造を後押しする環境である。合法マークは競争を阻害するためのものとは思えない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出すか、逆に海外サイトに多様なコンテンツのアップロードが集中してしまい、日本に市場が育たないリスクがある。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また合法マークが偽造された場合の保証が現時点で全く存在しない状況ではいわずに混乱を招く可能性が非常に高いと思われる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 こういった無理のある法律が実現した場合、かつての治安維持法やアメリカ禁酒法と同様の状況を生む事も懸念される。国民の尊法意識にも悪影響が出るだろう。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 そもそも、インターネット上全てのコンテンツ提供サイトに、この違法マークの診断をかけること自体不可能であるのに、このマークが違法の判断材料になりえることが疑問符がつく。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。日本が諸外国に先んじて導入したこの権利をうまく利用しないままに、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入をするというのは明らかに合理性にかけている。 なぜなら現状でも、送信可能化権を利用することで違法着うたサイトを摘発したりして、違法利用を萎縮させる効果は上がっている。 何の工夫もしないままに、ただいたずらにコンテンツ消費の方法について規制の範囲を広げることは将来において消費の萎縮を生むとしか思えない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 現在でもオレオレ詐欺等の知識がない層への詐欺が社会問題となるほど、広範囲で行われているのに、これに新たな材料となりうるものを提供することは非常に危険である。 ここで材料となりうる、としたのはインターネットでコンテンツ利用をしている人は現在莫大な数が存在し、これからも増える一方であるが、その中で専門知識を有している層は一握りの数でしかないから、その残り的大勢に対し詐欺が横行する恐れがあるからである。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。そもそも、「適法マーク」が「いわゆる違法サイト」に「違法」はりつけられていた場合その区別は難しく、その対策も考慮しなければならず。結局いちごっこになる可能性がある。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。ネットの世界は国境がありません、国内のサービスは規制出来ますが、国外まで取り締まることは出来ません。国際競争力の阻害要因となり得ます。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。また、星の数ほど存在するWebサイトを、一様に判断することは極めて困難、かつ非現実的である。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。違法適法は裁判所が決めるべき。またマークが取得できていなければ違法と言うのは独善的であるし表現の自由を妨げるものである。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。デジタルデータは違法なデータと言うものは作りづらい。ほとんどの場合が同じデータである。違法な行為を取り締まるべきであり、それは警察の仕事である。著作権管理団体は十分な知識と行動をとっているのか疑問が残るままに、明らかにネットワーク上で情報のやり取りする際の常識から外れた規範を作ろうとするのは賛成する事はできない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。例えば違法サイトが公式サイトふりをして有料ダウンロードサービスを行った場合、知らずにダウンロードした利用者のうち自分の正当性を正確に裁判で発言し争う事の出来る者はごく限られていると考えて良いと思われる。それだけ考えただけでも見直す点はあると考えられる。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいし、大きな混乱を招くので業界を衰退させる一因になると思う。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。着うたとCDで二重払いになるのはおかしい。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスのなかの、適法なものまで排除する恐れがある。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。インターネットの構造上、ダウンロードされているデータのすべてをユーザーが把握することは難しい、ということがダウンロードを違法化することで悪用される恐れがある。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また、上記の問題に反対する立場から、適法マークが付いたサイトを逆に拒絶するような運動が起る可能性があり、誰も得をしない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて遅れをとり、致命的な技術的、経済的格差を生む事になりかねない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。YouTubeやニコニコ動画は違法ではあるが、著作権者の中にはそれをビジネスチャンスに繋げていく動きもある。安易に違法化するのはどうかと思う。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。ダウンロード者に過大なリスクを負わせすぎであり、この法案内容は厳しすぎる。いつ何時、自分が犯罪者になるかもしれないという不安に駆られるような社会を、私は望まない。このような厳しい規制、統制は、文化を衰退させるだけで、何の役にも立たない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。もし、書籍業界でもダウンロード違法化となったなら、その影響は、はかりしれない。このダウンロード違法化法案は、日本のパロディ文化を殺すものである。パロディは原作品の利益を損ねているわけでもないのに違法化されるという話はおかしい。既得利権の保護ばかりでは、先には何も生まれてこない。また、この法案内容は、あまりにも既得利権を守る方向に偏りすぎであり、公平性を欠き、将来を見る視点に欠けている。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差ない。それにもかかわらず法律的に違うものとして扱うのは、おかしいことである。権利者側の都合の良ように解釈し、このような区別をつける事は、害が大きい。このような区別はWebサービスの可能性を狭めることになり、日本のIT発展を阻害するものである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるという話はおかしい。あまりにも差別的な制度であり、百害あって一利無しである。 断固反対である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」について、法人レベルならともかく、それを個人に求めるのは、全くもって無理である。適法マークの存在は、市場から個人製作者を排除する以外の何物にも寄与しない。合法な行為にも影響を与える適法マークは、影響力が強すぎであり、認められない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットは世界中につながっている。違法と合法は国によって違う。 それにもかかわらず、適法マークを設けることはナンセンスである。また、海外のサイトに日本の法律にのっとった適法マーク求めることは現実味の無いことである。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。これは、弱小の著作権者に不当なリスクを背負わせる改正案であり、反対である。著作権者が自らアップロードしているコンテンツに対しても、サイト側かた頻繁に削除がなされる恐れがある。合法な行為までも巻き込むような力を持っているこの改正案はやりすぎであり、認められない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。まったく無害であったり、また、多くの国民が許容する著作権使用レベルのサイトでも違法ダウンロードサイトとされる可能性がある。あまりにも解釈の範囲が広く、利益よりむしろ害がはるかに大きい。多くの国民の意見を反映させた線引きこそが必要なのであり、利権者の意見ばかりで規制が設けられることは許されない。不当なWebサービス開発遅滞を引き起こし、問題である。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。まず、違法にアップロードされたコンテンツを規制するべきである。権利者がろくに対応策も取っていない現状において、ダウンロード違法化を行うというのは順序がまるでおかしい。ダウンロード違法化は様々な問題を抱えているのにもかかわらず、著作権者側の利益のみを保証し、その他の問題点を置き去りにしたこの法案は公平性に欠け、認められない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般人で法的知識を持つ人は少なく、また、ダウンロードしたコンテンツが本当に合法的なものであるかどうか判断は難しい。振り込め詐欺等の方法で脅された場合には、不安に駆られて和解金を出してしまう恐れがある。 私は、もしこの詐欺が行われるようになったら、架空請求詐欺以上の猛威を奮うこととなり、社会的に損失が大きいと考える。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。なぜ自分の著作物を発表するために適法マークを購入しなければならないのか？逆に誰でも利用できるものであれば、実質意味を持たなくなるのではないのか？これは既得権益者による個人著作に対する排除を意図したものではないか。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。パロディや批評などで、原作を批判するものなどは、許諾も得られない。アップロードする側にはリスクがあるのは当然だが、ダウンロードする人までリスクを負わされることになる、批判があるからこそ良いものが出来るのではないのか。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。パロディや批判が言論統制されたと等しき事態になる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもない、それによる相乗効果(売り上げや作品の質の向上)も発生しなくなる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除し、既存レーベルなど既得権者の独占を広げるだけであり、個人が作品を発表するのが難しくなってしまうのではないのか。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。このことが将来的に日本のネット上での文化発信能力を大きく削ぐ圧力となると考える。国外で合法でも日本で違法扱いならば優秀なWeb起業家の国外流出を招く引き金になるのではないかな。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 仮に、知識があったとしても無実を証明するためにはプライバシーを相当の部分で公にしなければならず、事実上一件でも訴訟の事実が発生した場合、ネットワーク自体の使用を諦めなければならなくなるユーザが多発し、わが国のIT利用の阻害要因になりうる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。今後の可能性をつぶしていくばかりでは、この国の未来は明るくなく、諸外国への人材流出と技術流出を促してしまい、国家として著しく利益を損なう行為である。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、国民の周知が足りていないと思う。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 また、アメリカの禁酒法のような事態を招き、暴力団などの進出の原因になるだろう。 そして、萎縮した日本のインターネット産業が外国勢に滅ぼされる原因となるだろう。 他国から非関税障壁と認識される可能性がある。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般のネットユーザーがダウンロードコンテンツ(違法性の有無を問わず)を所有していた場合に、弁護士から突然訴訟の話を出されても抵抗できるとは思えない。違法ではなかったとしても、弁護士という立場から物を言われれば不安になる可能性も考えられる。また、これを悪用した弁護士と称する詐欺師に騙される可能性もある。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。送信可能化権で規制できるはずの事を、様々な疑問視を抱えているダウンロード違法化の導入という手段をもって解決しようとするのは、わざわざ余計な問題を抱え込むだけで意味が無い。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。著作権者が自らアップロードしている場合でも違法とみなされ削除されるような自体は今現在でも度々耳にする話だが、それがダウンロードの違法化により頻発する可能性が考えられる。著作権者が不当な扱いを受けるなどというのは本末転倒である。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。音楽CDを買ったときに著作権料を払っており、携帯の着メロは私的複製権によって無料で使えるはずである。携帯電話の着信音に別途課金するのは、二重払いである。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現行の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していた場合違法だと判断されることが多く、また原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側はそのリスクを承知の上でやっているのだから、閲覧する事まで違法であるとするのはすなわち対象がなんであれ批判するものを封じ込めようとする言論統制である。尤も、日本人が全て相手の意見を肯定しきしないという確信があるのならその限りではないが。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。文化面だけでなく技術面においても日本人が構造を解析し、それを変容させることによって新しいものを作り出してきたというのは今までの歴史からして明白である。それはパロディの一種と言えるし、それによって日本は発展してきた。その道を塞ぐということは目先の利益に惹かれて未来をつぶすのと同義である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて遅れるのは確実である。なぜならば、インターネットというのは制限が無かったからこそ発展してきたものだからである。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。サイトを審査して合法マークを付けるのはありうるが、それが付いていないものは違法だというのは日本の「疑わしきは罰せず」の精神に反する。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マークが付いていないサイトは違法」というのは、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスの様な場を用いて作品を発表しているアマチュアの人々を排除し、既存レーベルなど既得権者が企業主導で流行などを作り利益を独占しようとしているものであり、公正な競争に反するものではないのか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそも国境という区別はなく制限無くグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。合法マークは無ければ違法であるというのは、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。全ての著作権者が官庁に許可を一括で取れるほどの規模をもった企業だと思っているのか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずである。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。権利者の利益を保護するためにさまざまな問題をかかえこみ、それ以上の不利益を日本のインターネットを中心とした社会に与える可能性がたぶんにあるダウンロード違法化の導入は不要である。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードするのもダウンロードもリスクを負わせるというのは、批評精神の封じ込めにほかならず、憲法の保障する思想の自由・表現の自由の趣旨に反していると思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、パロディによる文化の発展を阻害することになる上、国外でのパロディならば自由となれば、多数の才能が海外に流出するおそれがある。 これは国家文化の破壊の第一歩にほかならず、自ら他国へ文化を放出し後れを取っていくことを選ぶことに等しい。このような立法の文化への干渉は極力避けるべき。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードを区別する方式が曖昧。 仮にこの先の世界レベルでの技術発展がダウンロードと区別される方向に重点が置かれるようになった場合、日本でのみ違法となり世界の常識から日本が取り残されていく可能性が大きくなる。まだ発展途中の文化に対して規制をくわえることの危険性をもっと考慮すべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。不法行為を目的とするものは始めから「合法マーク」など気にしない。 むしろ「合法マーク」のない場所を探せば効率が良いと言うことになり、本末転倒。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。世界レベルではそんなことは要求されていないのに、国内でのみ承認をようするようなコンテンツを作るとなると、日本で活動をするにあたっては煩雑さがまずと言うことになり、技術者や才能の持ち主は海外での活動を重点に置くようになる。 世界標準でないものを国内標準にするなどもってのほか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について インターネットの技術は日本初でもないのに、日本の「お墨付き」を作ろうという考え方がそもそも独善的。別に海外サイトは日本から「お墨付き」をもらわなくても何も困らない。 インターネット・ワールドワイドウェブという考え方にそもそも逆行しているのであり、このような法を成立させては日本は諸国の笑いのものになること請け合いである。愚策。	個人

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロード・アップロードと言う概念をそもそも分けて考えるからおかしい。 技術的には携帯電話からメールを発信するのもアップロードであるし、CD-ROMなどの記録媒体からOSを展開しているメモリ上に読み込むのもダウンロードである。 インターネットではデータの応答ということしか行われていないのである。 またインターネットが世界規模で行われていることを考えると、データの中継地点に海外サーバーを経由することは十分に考えられる。これを常時監視することは海外への内政干渉及び国際問題の可能性を十分に秘めた思考方法であり、世界協調という考え方からも、インターネットには手を出さない方が賢明である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、国際的に見てまだ一律した考え方が決まっていないのが現状である。 GNUパブリックライセンス、あるいはコピーレフトのようにある程度の考え方として認められるものが存在するのならともかく、そうでないのが現状であるのだから、特に人口の多いアメリカ、ロシア、EU、中国、インド、などと協力の上、統一した判断基準を制定するのを待つべきであり、法曹界だけでこれを行おうとするのは時期尚早である。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロードの定義が曖昧。特に昨今のインターネット普及により、意図せず違法行為とされる行動を取られるサイトが多く存在しているのが現状である。 これらは多く海外を経由していることが多いが、これらの追跡において年がら年中ICPOと協力体制を取りつつ取り締まり活動を進めるのは非常に困難と言わざるを得ず、極めて馬鹿げた対抗策というほかならない。 ここは、そもそも違法行為をしないようにするべきだというモラルの向上に努めるのが国家というものの考えるべきことであり、それを封じ込めるように犯罪扱い、容疑者扱いをするのは避けるべきである。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。批評精神は文化の発展を支えた一因であり、これを封じることになりかねない。本項目は著作権法の目的に反する。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 技術を法律で制限を課すことは日本の経済発展に大きなマイナスである。また文化庁がダウンロードとストリーミングは違うものであると言ってもこれは裁判所を拘束するものではなく、裁判所の判断でダウンロードとストリーミングは同じものであると判断される可能性も十分ある。現に著作権の延長の際に文化庁の見解とは正反対の判決を裁判所は下した。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。著作権者が勝手に著作物を削除されたことに反発してWebでの発表を取りやめる可能性があり、国民が多種多様な著作物に接する機会を奪いかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。また新たなWebサービスを利用する際に違法ダウンロードにあたるかどうかを判断してからWebサービスを利用しなければならず、国民に非常に重い負担を強いることになる。新たなWebサービスの利用者が減少し、ITの発展の妨害になる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。権利の上に眠るものは救わずという格言もあり権利者が送信可能化権を有効に利用することが当然である。そのような努力もせずに権利行使が簡便にできないからダウンロードを違法化するのには権利者に非常に目線が偏っている。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。振り込め詐欺が増加し、被害者・被害金額が大きくなることで警察の調査能力をこの分野に割かなければならず、他の凶悪犯罪への対応が疎かになる。また行政の高コスト化にも繋がり、現在の小さな政府、民間委譲の進展を妨害することにもなりかねない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制および言論統制であると思う。これは憲法で保障されている自由権の侵害に繋がるのではないか。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 そもそもインターネットは媒体の一つであり、パロディの発表媒体というのはテレビ・ラジオや新聞・書籍また何らかの講演・公演、はては政治活動までなりうる。すべて著作権の下、すべて公平に違法というのは言論の自由を侵害しました人権侵害にもつながりうる危険な考えである。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていこうとされているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 上記:105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目についてと同じ理由で反対である。そもそもパロディを扱った書籍はパロディそのものの書籍のみならず、小説や随筆など様々な書籍で扱われているのが現実である。著作権の下に検閲ということになれば、書籍販売数は極端に減るであろうし言論統制そして知る権利侵害により社会・文化・教育などに対する影響は計り知れない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 技術の発展は権利を持ちうる者の上に成り立つものではなく、使用する者の総意によって成り立っているという点が無視されている。本来ストリーミングは、ダウンロードして再生という行為に対してダウンロードしながら再生という使い勝手を使用する者に便宜を図った技術であり、インターネットの役割は基本的には再生させる為のファイルをダウンロードさせるという行為に他ならない。そして違法ともなれば現在国主導で行われているインターネットを利用した地上デジタル配信は不可能という事になりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 サイト誘導と同じであり、危険ではありませんと言いながらアダルトサイトや思想サイトあるいは宗教サイトなどへ誘導するのとなんら変わらない行為であり、悪意があるものが合法マークをコントロールする権限を得た場合、その者は大変な利権を得るであろうが、その分社会は不利益を得る事になりうる。著作権の下、流す内容・流す媒体や権利主張による批判封じ込めが行われれば人民統制につながり、独裁国家と変わらない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 上記:105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目についてと同じ理由で反対である。ここに知的・創造や競争は存在せず、「これしかコンテンツはありません」と言ってるのと同じ強制力で購入させるという意図しか感じられない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 中国のインターネット上の情報コントロールの事例をみても、海外からの人権侵害批判を受けるのは確実であり最悪国連の議題に上るなど国や経済にとってもマイナス面ばかりである。また、他国の権利侵害と認められた場合、経済大国として損害賠償の要求なども考えうる。 そもそも自国の整備が先になるような問題ではなく諸外国との調整の上に成り立つ話であり、WTOの下各国交渉と平行に進める議題である。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 CM公募サイトのようなモノまでビジネスとして成り立っている現状、著作権を盾にする考え方は逆に経済成長を止める行為である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 果てはメールの添付送信など個人のみならずビジネス活動において当たり前に使われているモノに対してまで、外部メールサーバーからのダウンロードと認められる危険がありうる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 上から下まで著作権として徴収するという考えの下、ダウンロード違法化を主張している様に聞こえるのが残念である。iPodやHDDなどのレコーディングでもそうだが、使用者サイドの階層まで問題提起すれば2重3重と徴収できると考えているとしか思えない。使用者サイドに問題を上げる以前に、違法アップロードを取り締まるべきであり、ビジネス上の障害は諸外国との調整で取り扱うべきである。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 この「アダルトサイト閲覧したでしょ」的な詐欺も起こっているのが現実の社会問題であり、悪意を持った者の抜け道になりかねない。巧妙な偽装サイトが数多く存在する中、法的にも技術的にも知識を持たない者が危険にさらされるのは目に見えている。このような行為が正当化されると、日本ではインターネットを使用できない国になってしまう。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 また、中にはパロディとして利用されることで、「元の作品も見よう。」と、ネットユーザーの注目を浴びる作品も少なくなく、この件に関して規制を設けてしまうことで、今後、そういった機会を奪ってしまうことになりかねない。一例として「ニコニコ動画」には、「ニコニコ市場」というスペースがあり、そこには、基本的にその動画に関連した商品が列挙されている。その動画をみてその商品を購入した人数も分かるようになっており、場合によっては、千人規模で商品を購入している場合がある、それらの機会を消滅させることは、関係者にとってもマイナスとなると思われるが、如何だろうか？ 何より、製作者側にとって『耳に良い意見』のみを発し続けていたのでは、緊張感が無くなり、一文化として確立されつつある物を衰退させる要因にもなりかねないのではないだろうか？ ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 先の項目でも述べた通り、作品が「パロディとして取り上げられることで、注目される機会」を奪うことになる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 また、腐り切った政府や役人が自身に対する批判を恐れて封じ込めようとしている意図さえ感じる。 仮に私が悪政や役人の不正に対する批判サイトを立ち上げたらどうなるでしょうか。 どこかにイラストでも含んでいたら、この法を利用して潰そうとするのではないですか？ ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 私自身はパロディ文化に興味をたいて持っていないが、それら作品のファン同士の楽しみとしてパロディを掲載することを法律によって禁止することになるのは間違っていると思う。 それに、私も時々ありますが、パロディを見て原作に興味を持つ人間もいます。 むしろ原作に対して利益をもたらすこともあるのではないのでしょうか。 パロディを見なければ買わなかった漫画もありますよ。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 それに、ストリーミングも画面ごとキャプチャすれば動画として保存することもできるでしょう。 いくらテレビ離れが多くてNHK様の利益が損なわれるからといって、NET上の動画配信を妨害しようとするのは間違いかと思えますよ。 妨害して全て有料ストリーミングにすればそりゃ利益は吸えるでしょうがね。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。
ジェネレーターの出力した文章の通りですね。
これが適用されるようになったら、テレビの時代が終わる頃には、NHK様や、薄汚い政府や朝鮮とねんごろなTV局にだけに「合法マーク」とやらを配布して情報統制できるうえに利益も独占できますね。
それがあなたがたの狙いですよ？吐き気がします。
いくらTVでの洗脳がいき渡らなくなってきたからといって、やりすぎですね。

●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。
弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。
上記もそうですが、それ以前に明らかに違法な動画などでも、気付かぬうちにユーザーがダウンロードさせられてしまうこともありますよね？
使い方や表示の意味をわかってPCを利用している人間というのは、思っているより少ないですよ？
情けないことに我々日本人は、自分で問題を解決する精神が欠けている上にセキュリティの概念も薄いです。
セキュリティソフトさえインストールしていないユーザーがどれだけいるかお分かりですか？
PC自体の使い方もわからず、とりあえず「はい」を押してしまう人なんかもいますね。
逮捕ですか？罰金ですか？
あと、本当にダウンロードさせたくない場合でも、ファイルを探し当ててダウンロードする人間もいると思います。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。
MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。
さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。
これに関してはジェネレータも少し間違っている。
送信可能化権などというふざけた権利で利用者を狹めるのは間違っている。
真に違法といえるような虐待日記だの個人を貶める目的のサイトなどはそれ自体取り締まるべきではあるが、権利を取得しなければアップロードできないなどという法は作るべきではない。
アップローダに送信された写真や動画などは内容までは自動で認識することができないし、すぐに消されてしまうことと取り締まることもできないので、一つの方法としては、アップされたデータはアップローダのほうで常に送信者のIPアドレス等と共にバックアップを取り、通報されたものに関してそのデータを提出し証拠とするようにすればよいと思う。

これは少し逸れた意見ですが。
インターネットやパソコンの利用自体、免許制にしたほうが良いと思います。
PCの問題を自己解決できないで他者に迷惑をかけるレベルの人間や、IQ,EQの低い人間は利用すべきではないでしょう。
法律以前に、己の良心や良識によって程度をわきまえる人間であれば、そもそも著作者に損害を与えるようなアップロードなどしないでしょう。
ネットを利用した売春買春や犯罪も減ると思いますが、いかがでしょうか。
年齢制限に関しては、将来エンジニアが育たなくなってしまう恐れもありますので、難しいところですが。
法律で明文化してしまうということは、程度の問題を無視してしまうことになりかねないです。
悪意あるアップロードやコピーは当然犯罪として規制されてしかるべきではありますが、他愛の無い楽しみ程度のものまで禁止することになってしまうのは問題です。
今回のような法の変更をするくらいなら、PC、ネット利用を免許制にするほうが良いと思います。
まあ、どちらにしても利益優先で法を改悪する考えなのでしょうから、利益の下がるような法改正はしないと思います。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。
思想統制だとは思いませんし、リスクもあって構いません。しかしあなたがた曰く「法律」がユーザーのことを前提にした案だとはいえませんが。この項目に限らず、今回の「法律」または「案」、全てに対して言えることです。

一言で言うところ『憤慨』しています。あまりにも我々ユーザーを嘗めている、または馬鹿にしているとしか捉えようがありません。
もし「不適切な発言があるので賛成・反対両者への意見として対象とします。」等の対応をされるようでしたら少なくとも私個人は今回の「案」が法律になったとしても間違いなく守りはしないでしょう。

個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 自分にとって不都合・不名誉な記事を書いた週刊誌出版社を相手に名誉毀損で裁判を提起する、刑事告発することはあっても、その週刊誌を買った一般消費者一人一人に対して訴えることはあり得ないのと同じ。ダウンロードする人まで法的責任を負わせることは、憲法によって保障される表現の自由を実現する基盤を崩すものであり認めることはできない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 有線放送も電柱の私的利用問題が長年(30年以上)に渡り横たわっていたが、近年になり、社会的インフラとして有線放送が認知、定着するとともに権利関係も順法化されることにより合法化された。コンテンツ使用者と著作権者との間の利害調整は基本的に私的自治に任されるべきであって、ただだか数年で決着をつけさせる必要はない。社会的インフラとして必要性があれば、おのずと利用者が集まり、広告収入など基盤ができれば、その中で利益分配率を協議の上決めれば合法化されるので、当面私的自治による利害調整を見守るべきである。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。日本でも有力なサイトがインターネットの運用実態からかけ離れた法体系のため、訴訟リスク回避のため海外にサーバ設置している例はいくらでもある。迷惑メール対策法が策定されても一向に改善しないように海外に場所を移すだけであり何の意味もない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。アップロード側も常識的な観点からパブリックな部分(表紙、音声、動画のごく一部)を使用するのみにとどめ、批評する意識を常に持つ必要がある。(著作物を盗用しているように見えかねないような表現は慎む。これは議論の余地あり) ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。禁止、違法を打ち出すだけで文化の発展につながるとは考えられない。ニコニコ動画などにおいては、不法にアップロードされたコンテンツが宣伝材料となりソース元の販売売り上げが上昇した例もある。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるならば、結果的に二次著作物の規制につながるかもしれないが、それがそのまま原作の消費につながることは考えにくく、むしろ著作物のマーケットが縮小される危険性があると思われる。結果的に文化の振興の妨げとなるように思われるので、反対する。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていこうとされている。そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。原作者やオリジナリティを過度に尊重するのではない部分に、日本文化の独自性がみられるという議論すらある。この案は公的な文化の振興のためではなく、一部の権利者の私益につながりかねないため、公共の利益と日本文化の独自性を考えて、反対する。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱われていることには疑問がある。技術的な定義をベースに範囲を定めれば、必要以上に恣意的な判断となってしまう危険性がある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」を取得する際に、なんらかのバイアスがかかってもそれを是正するための担保がない。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであるため、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。おそらく技術的に厳密なふり分けは不可能であり、結果として不公平なフィルタリングが行われることになるならば、大なり小なり公共の利益を侵害することになる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取りやすくする方向に進むべきであろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。たとえば一般ネットワークが違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無い。したがって、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまう危険性がある。すなわち詐欺事件を誘発する危険性がある。また、仮にそれが合法的であっても恫喝訴訟によるリスクが考えられ、そのリスクが担保されていない点で個人ユーザなどに不公平である。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなど他の著作物を原作として利用しているものは違法だと判断されることが多く、原作を批判・批准するものなどは、許諾を得る事は出来ない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、著作権の悪用だと思う。何も知らずに(騙されるなどして)ダウンロードする人も居るのだから。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、引用を超えたパロディ等で他の著作物を原作利用した場合違法判断される可能性が高く、原作批判に該当するもの等は、許諾もまず得られないと認識している。そうした状況下で著作物をアップロードする側に違法リスクが覚悟されるのは兎も角、ダウンロードする人にまで違法性が存在するというのは、著作権法を楯にした思想・言論の統制として利用される危険性が考えられる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が採択された場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求める方針が取り沙汰されており、結果現在の日本創作文化におけるパロディという概念が撲滅される可能性が懸念される。パロディ作品が原作品の利益を明確に損なっている事実、又は相関関係の立証もないのに違法化される状況には異議を唱える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱ってしまうと、将来的な技術的選択の幅を狭める危険性が発生する。その結果如何ではWebサービスの持つ可能性が不必要なまでに制限され、日本のインターネット世界の技術力がIT先進諸国と比べて衰退し、技術的に服従・抑圧されることが危惧される。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければそのサイトからのダウンロードが違法化されるというのは異常である。合法マークには自由闊達たるべき競争を阻害する目的しか発生しないし、マーキングによる差別的取扱は市場における自由競争を抑止するため、独占禁止法違反とならないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものは設計思想上全世界的な繋がりを持つものであり、日本の法律と海外の法律で違法性に対する解釈は異なり、日本で適法・違法と判定された結果が海外の法解釈に適用できるとは限らない。そのため海外サイトが日本の想定する著作権法に基づいて適法マークを付ける根拠は乏しく、またそもそも海外サイトを日本の独善的な法解釈により強引に締め出す事にもつながる。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿によって成立するWebサイトは投稿者が違法ダウンロードしないよう、予めアップロードに対して労力を払う必要が生じ、それに基づいた運営の結果、著作権者が自らアップロードした場合のような、本来削除すべきでない事例にも対応してしまうリスクが高まる。こうした状況では政治力のない弱小著作権者に不当なリスクを負わせる改正案となる恐れがあり、賛同できない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという概念がそもそも定型的・普遍的な判定基準を持つものでなく、国民の良識からかけ離れた違法判断が下される可能性もある。例えばMYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトの利用者も、ダウンロード違法化が成立した場合違法行為の対象となり、国民の規範・良識判断を掻き回し利便性を損ねるのみならず、Webサービスに対するアイデア・技術への注力を不当に萎縮し、日本のインターネット技術地位を国際的に貶める危険性が考えられる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロードの違法性に対する判断の前提として、ダウンロードさせる為違法にアップロードされたコンテンツが存在している筈であるが、それに対しては送信可能化権で規制・抑止できるものと考えられる。具体的に言えば、コンテンツ権利者がこれまで違法アップローダに対して理解力を持たず、具体的な対処を実施して来なかったことに問題があると言える。違法性の国際的な定義・概念さえ確立しえない状況下において、ダウンロード違法化を法的に有効とするのは問題点が多く賛同できかねる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般的なインターネット利用者は、所持しているダウンロードコンテンツの違法性を明確に認識・対処できる可能性が極めて低く、法曹関係者による圧力を受けた場合適切に身を守るだけの法的知識は無く、本来違法ではない所持コンテンツに対する金銭的要求に屈してしまう危険性がある。そのため法律の抜け穴を利用した詐欺を助長し、騙された者が悪いという風潮が助長される懸念が生じる。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在存在する、また未来に生まれるサイトすべてに対して適法／違法を明確にすることはできない。逆に、適法と指定されたサイト以外はすべて違法の疑いを受け、不当に扱われることになりかねない。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。違法サイト利用に対する一定の抑止効果は期待できるかもしれないが、適法／違法を明確に区別できないことによる自由なダウンロードの阻害、または無視による違法状態の放置などの弊害のほうが大きい。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。国家が違法サイト・合法サイトと判断する「合法マーク」導入は、国家による思想への介入です。きわめて危険。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。定義がおかしい。言語統制につながりかねない。論外の規制。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。勝手に除外を作るな。そもそも適用範囲自体が曖昧でおかしい。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。日本をIT後進国にしたいのか？まずはどれだけのソフトウェア等がダウンロード機能を使っているのか把握しろ。論外の規制。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。ばかげた規制を設け勝手に基準を設定し利権を搾取する。日本の為になるとは思えない法案であり論外。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。基準が勝手過ぎる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。日本のIT後進国化に繋がりがかねない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。既存の法律で対処可能。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。不当な訴訟が頻発する恐れアリ。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。適法サイトでなければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。そもそも適法サイトとは誰がどういった基準で認定するのか一向に見えてこない。権利者により、認定基準がまちまちであれば混乱を招く恐れもある。逆に画一的な認定基準では、YouTubeやニコニコ動画といった新しいビジネスモデルの芽を潰すことにもなる。 実際にはユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。日本国民は「適法サイト」だけを使っていくべきというならば、日本のサイトは全く面白くなく、意味が無く、存在意義すらなくなるでしょう。 ダウンロード違法化は、日本の文化の衰退に繋がると恐れています。 ここで言う日本の文化とは、悪意を持った著作権侵害ではなく、既存のものからよりよいものを生み出そうとする力です。 わたしの父母の世代が高度成長期を支えてきた時代は、ここで禁止されようとしていることが行われた上で、新しいものが次々と生み出されたという記録をよく目にします。 現在の日本の状況をふまえて、これ以上日本の文化力、技術力が低下するような方向には進めて欲しくありません。 また現状の法で、違法アップロードを取り締まることは十分にできるはずですよ。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 自分は商業著作作品の作り手側でもあります。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を断片的であれ利用していたら違法だと判断されることが多いですね。批判的な内容のものは、まず許諾を得られません。資金の豊富な一部の大型メディア社以外は許諾を得ることができず、あらゆる批評・批判においてリスクを負うこととなっていることは、周知の事実でしょう。当然ながら、通常ユーザー（アップロードする側）が作り手として逐一許諾を得ることはできず、常にリスクを覚悟せざるをえません。また、引用文もすべからず違法となるという意図ですね。 ダウンロードに限らず、受け取り手が過大にリスクを負わされるということ は、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制・言論統制に通じるもので す。いえ、実際にそういう意図を持っているのではないかと疑っております。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 この案が通った場合、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が封殺されるものと考えます。それらのパロディが原作の利益を損なっていると捉え、当局が違法化を進めるのならこれを読んでくださっている方でけっこうです。貴方が今まで読んできた（できれば子供の頃の）諸作品で、パロディというものと全く無縁の国産作品を教えてください。もちろん、いくつかの発起点と呼べる作品もあったでしょう。けれど、多くは過去の作品の伝統（そして模倣）に則って多くの作品は作られてきたのです。 我々作り手側も、過去の先達の作品を模倣することから技術を磨きます。己のものを作り出せるようになるには、多くの模倣を重ねなくてはなりません。現在において第一線で活躍されている方にも、模倣から始めた方は多数おられます。そうした模倣の発表の場、評価の場は絶対的に必要です。よほど活動的で才能と幸運に恵まれた作り手でなければ、インターネットの媒介なしに自らの作品を不特定多数に見てもらい、直接評価してもらうことはできません。高齢化の進む日本において、若手の育成は若い考えを取り入れていくという意味でも常に大きな課題です。そうした若手育成の場を、みだりに違法化することで、どのような国益が生まれるのかおおいに疑問です。一部の著作権者・出版社が目目の保守的な利益を獲得する以上の意味があるとは思えません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ストリーミングとダウンロードは技術上、どのような差があるのか、理解しておられますか？ この案に関わった全員がその差異について、いかなる差異があるどのようなものか、表面的でなく理解してからこの条項を改めて設けてください。法律的に言葉遊びじみた規制ばかり行えば、技術的な選択の幅を狭め、多くのIT開発に重大な影響を与えるでしょう。 これは著作権とはまったく別途に、日本という国の発展を危惧しての意見です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるということは、それを適法サイトか否かは誰が判断するのでしょうか。また誰が管理するのでしょうか。海外のサイトも全てそういった管理ができるとお考えでしょうか。適法サイトが違法なものをアップロードし始めた際はどのようなのでしょうか。必ず迅速に対応できるとお考えですか。 本当の違法サイト（とおそらくは当局が呼びたいもの）は、より酷いものとなり、ただ臭いものに蓋をしただけの状況となることでしょう。需要ある限り、価格などが高騰しても供給がストップすることはないでしょう。違法項目が増えればそれだけ、ネットという場所は終戦直後の闇市のような場所になるでしょう。 どこか公団が適法マークを各サイトに購入させる形式を取るのでしょうか。我々一般国民には、退職された公務員の方の単なる資金源として扱われるだけにしか見えません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、それが簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除する意図を感じます。既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないでしょうか。 明らかに違法な画像（映画などその全てをアップロードする）について当局がそれを禁じることは、まったくかまわないと思いますが、ユーザー個々の需要を踏みにじる意図を感じます。どのような既存メディア・業者がそれを望んだのか、社会的地位の高からぬ身にはわかりません。しかし、インターネットという場を北朝鮮などと同様に監視し、ユーザーの発言や意志を封じようとする動きとしか見えません。もっとも、これについては非常に偏った資本主義的な動きによるものと見えますが。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 インターネットというものはグローバルであるがゆえに意味のあるものかと思います。日本の法律で違法なことが海外で違法としないなら、その逆を諸国から受け入れる用意もあるということですね。海外サイトが常に正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながります。ひいては、多くの国民がグローバルな意味での情報媒体を失い、国内で発信される情報にしか触れなくなるのではないのでしょうか。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけに削除される事故が、頻発します。また、既存の作品と、アマチュアによる自作作品の見分けを常につけることができるとは思えません。著作物とは誰もが知る有名な作品のみではないのです。弱小の著作権者には不当なリスクを負わせる改正案であり、弱小ながらも著作権者の一人としてまったく賛同できません。 年金問題において、本来はほぼ使い込みと関係のない窓口の人員（本来クレームを受けるべきは後ろに座っている人間であり、またさらにその上にいる人間のほうですが）が、多くのクレームを受けていることと比較していただけるとわかりやすいかと思えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 違法ダウンロードサイトという用語は非常に不明確かつ不明瞭であり、裁判所が社会良識に反した判断をくだすことができます。過去においても何度か裁判所がそうした判断をくだしたことはありましたが、これからも十二分にありえることでしょう。そのサイトからダウンロードした人間も、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになりますね。 国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することになります。日本において成長の可能性がある産業にいたらずに法規を増やすことは、国益に対してプラスに働くとは思えません。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 ダウンロード違法化の前提には、違法にアップロードされたコンテンツというものがあ​る​のです。これは送信可能化権で現行法でも規制できるはず​です。権利者がこれまで、違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないことが問題ではないでしょう​か。それに対して全体を違法化することで法的対策とすることはあまりにも極論に過ぎます。一部のメディアと著作権者以外にとっ​て(大部分の社会的に無名の著作権者にとっ​ても)、多くの問題があるダウンロード違法化の導入は有害でしかありません。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。パロディや原作を批判する創作物が違法だと判断されることもそもそも問題だと考えています。原則として創作はあくまで自由であるべきで、よほどの害がない限りはパロディなどは認められるべき​です。 それが長い目で見れば必ず文化の発展につながり、ひいては社会全体の経済的利​益にもなるでしょう。既得権益をひたすら守るだけの姿勢は業界の縮小と閉鎖を導くことは歴史が証明していると思​います。 その問題を理解しつつアップロードする人々に対して現在の法が規制を加えていることはとりあえず置いておくとしても、ダウンロードする人まで規制しようなどというのは著作権の過剰保護であると考えます。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。原作保護と言う意見もありますが、そもそも著作物がそれほど大事に保護されるような立派なものではないでしょう。著作者の権利を完全に無視というのはありえませんが、パロディも認めないほどに権利を認める必要はありません。そもそもの原作にしても過去の作品から学び、翻案したものであり、広義のパロディとも言えます。それにパロディが作られると言うことは原作の人気を示しており、同人誌などではそちらから原作にたどり着く者も多く、むしろ推奨すべき​です。パロディすらされない作品は価値がないとも言えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。技術者の立場から言うとストリーミングもダウンロードも結局は同じもの​です。これを法律で違うと言い張っても事実​は変わりません。現実と異なる法律定義の歪みは技術的な選択の幅を狭め、webサービスの開発も抑制され​ます。結果、日本の技術開発は外国に大きく劣ることになるか、海外に流出​します。Winny開発者が摘発されたせいでP2P関係の開発がおおきく遅れ、あるいは地下に潜って一般の人々には意味がなくなりかけている状況と同じ​です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。合法マークなどであろうがなかろうがそこにあるデータに変わりがあるわけでもありません。マークを発行する団体の利権になるだけであり、なんら著作権の保護にも文化の発展にも寄与しないと思われ​ます。合法マークがあれば合法、なければ違法というのであればそれは独占禁止法違反につながると考え​ます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 合法マークは結局のところ既得権益を持つレーベルやメーカーが自分たちの市場を守り、新規参入を妨げようとする手段に使われるだけであり、ふと面白いサービスを思いついた個人や中小企業などのサービスを訴訟をネタにして脅すためのものにしかないと考え​ます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。インターネットは国内や国外という区別が基本的になく、日本の法律で縛ることが適切とは思えませ​ん。日本の法律で違法なことが海外で違法とは限りませ​んし、国内法で合法でも海外では違法と言うこともあり得​ます。海外サイトの運営者にしてみれば日本の法律に従って合法マークなどつける理由はなく、その実効性もないでしょう。このような方策は結局のところユーザーを地下に潜らせて違法なデータのやりとりを発展させるだけ​です。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ダウンロードが違法化されるようなことになればユーザーからの投稿を受け付けているサイトは、サイトのユーザーが違法なデータをダウンロードして罪に問われることがないようにと違法なデータのアップロードを常に監視しなくてはならな​く​なります。これは現実には不可能であり、また著作権者が自らアップロードしている場合に第三者のクレームによってそれを削除してしま​うなどの問題も発生​します。 結局のところ人員と機材に余裕があり、法的リスクにも対応できる大企業のみがこのようなサービスを運用できることにな​ります。そして大企業が満を持して始めるサービスに面白いものなどあったためしがなく、第一半年経てば時代遅れといわれるインターネット業界において「満を持して」乗り出すなどはじめから失敗することが運命づけられているとすら言え​ます。 つまりこれは誰も得をしないものであり、ごく一部の人々が感情的な満足感を得るだけでなんら文化的にも経済的にも技術的にも利​益のないシロモノ​です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。違法ダウンロードサイトといいますが、なにをもって違法とするのか定義は不可能だと考え​ます。その「違法サイト」から「あいいうえお」という文字列をダウンロードしたら犯罪なの​でしょうか。裁判所の判断はあくまでも法の条文に対して解釈を行います​が、これが特に文化のような感覚的な分野においては不適切と思われる判断である場合も多く、そもそも法解釈になじまない問題でサイトを違法だ合法だと判定すること自体が間違いであると考え​ます。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。ダウンロードすることが違法なデータはそもそもアップロードすることが違法ということになり、それはすでに送信可能化権で規制でき​ます。送信可能化権の運用にも異論はありますが、現状を追認したとしてもすでに十分すぎるほどの手段が用意されているはず​です。さらにダウンロード違法化などというちよつと考えるだけでも問題が山積みの法など導入する理由はありません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。一般の人々は法的知識などあつても微々たるもの​です。日常生活には必要のない知識をため込む必要はありませんから。そこにつけこんで弁護士と名乗る人々やそれを派遣できる企業や団体などに脅されて金品を巻き上げられる事例は著作物に限らず今でも頻発しています。そのような犯罪が起きていることを知りながらさらに詐欺師の尻押しをするような法改正をする理由がわかりませ​ん。ダウンロード違法化を行えば必ずそれを悪用するものが出​ます。私ですらその悪用法がいくつか思いつくくらいで​す。それに対してこれによる利点はほとんど考えつきませ​ん。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の「ア」に、第30条から除外する行為について一定の条件を課すことが記載されているが、 「情を知って」の条件に関して ・「ある」こと証明よりも「無い」ことの証明の方が遙かに困難であり、それは「情を知って」いたかどうかの証明でも同様である。この制限は利用者側に一方的に不利な立場を強いるだけにしかない。 ・また、一般利用者が、違法性の有無に関わらずダウンロードしたコンテンツを保有している場合に、弁護士と称する者などから訴訟するなどの脅しうけたとしても、抵抗できるほどの法的知識を持つ可能性は低く、違法では無いにも関わらず、不安から和解金などの支払いに応じることも考えられ、詐欺行為を助長するおそれがある。 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」に関して ※「合法マーク」を付ける、合法/違法の認証を行い情報を公開するなどの手段を問わず「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法」を以降、「適法認証」と記述します。 ・「適法認証」がなければ、違法サイトとされ、そこからのダウンロード行為が違法化されるというのはおかしい。また、逆に、違法サイトとされないのであれば、合法マークには競争を阻害する目的しかなく、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ・「適法認証」の認証手続きの方法や処理の速度に関しての言及が無いが、インターネット上でのコンテンツが作られる速度に対して、十分にそれをカバーできるだけの速度を出せるとは考えられず、実効性に疑問がある。 ・「適法認証」の運用を行う場合、実際にはYouTubeやニコニコ動画などのユーザー主導のサービスや、それらの認証を簡単に受けことが出来るはずもないアマチュア、個人の制作者のサイトを「適法市場」から排除し、既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復するなどの公正な競争に反する目的に利用されるおそれがある。 ・インターネットはグローバルなものであり、権利制限もまた国によって異なる。「適法認証」の運用を行うとしても、海外のサイトが日本の著作権法に準拠して「適法認証」の制度を受ける保証はなく、また日本と他国とで解釈が異なる可能性もあり、実効性に疑問がある。また、「適法認証」の制度が、海外のサイトを「適法市場」から排除する目的に利用されるおそれがある。 よって、違法にアップロードされた著作物に関しての対策は、著作権法の送信可能化権に基づくアップロードの規制によって行うべきであり、ダウンロードの違法化には条件付きであっても反対する。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。 ・ダウンロードとストリーミングやブラウザでのテキスト、画像の閲覧については、コンテンツを配信しているサーバから、使用者のコンピュータ上にデータがコピーされておりと言う点では技術上、大差がない。これらを法律で違うものとして扱うことは、技術的な選択の幅を狭め、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ・ダウンロードとストリーミングやブラウザでのテキスト、画像の閲覧については、コンテンツを配信しているサーバから、使用者のコンピュータ上にデータがコピーされていると言う点では技術上、大差がない。よって、ダウンロードのみを違法とした場合でも、それ以降の解釈如何では、サイトの閲覧行為なども違法と拡大解釈され、思想統制の手段として利用されるおそれがある。 よって、違法にアップロードされた著作物に関しての対策は、著作権法の送信可能化権に基づくアップロードの規制によって行うべきであり、ダウンロードの違法化には条件付きであっても反対する。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 パロディなどで他の原作を利用すると違法と判断されることになり、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。アップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする側までが過大なリスクを負う必要はないと思う。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対になります。 書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本のパロディ文化がなくなってしまう。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。パロディでは原作との比較を常にされ、それらとの相違を求められた上で別作品に昇華されていないようなパロディ作品は、そもそも誰も相手にしないため自然に淘汰されていくため違法化する必然性に欠けると 생각합니다。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 無意味なため反対です。 「合法マーク」違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは現実的でもないし、そもそもおかしい。合法マークには競争の阻害目的しかないし、その差別的取扱はむしろ一部団体の独占禁止法違反とされるべきだと考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものにしか感じられません。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対するほかありません。 インターネットを利用する以上、国内の法律で違法と主張すること自体がよほどの人権的な立場でもない限り殆どの場合無理がある。特に利権に関する法律にこのような法律が成り立つとは思えない。 また海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながってしまう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 不明な表現が含まれるため反対します。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。例えば所有する音楽などを自分の認証サイトや携帯機器などで使用出来るように行うサービスも違法と扱われる危険が含まることになり、単に国民の規範意識に反するだけでなく、今後IT産業なども非常に重要視されるWebサービスの開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 何でも反対したいわけじゃありませんが、こちらも反対になります。。。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツがあります。既にこれを送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていない事を問題とすべきです。多くの副作用をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は今後の日本の技術発展においてその副作用がむしろ有害となってしまいます。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案ではないでしょうか。振込み詐欺が横行し、被害が多発している時代に、このような利用しやすい法律ができれば、それに伴う詐欺の拡大はまず避けられないと思います。詐欺の対象になる可能性のある年配の方々には、コンピュータの事に詳しい知識を持ちえていない人も多い現状です。振込み詐欺よりも騙される危険性は高いと思われます。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになります。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できません。 現に、「自分が演奏した自分のバンドの曲」を動画サイトにアップしたのに、何者かの要請によって「違法でない」その曲が削除されてしまった、という例をネットで見かけました。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。現行制度では、他の著作物を利用するパロディは違法と判断されることが多く、著作権者に批判するために著作物を利用する許可をとろうとしたとして、その許可が下りる場合が極端に少ないことが想像されるため、批判する意味合いでのパロディは成立することが非常に困難となる。アップロードをする側は常にリスクを負う必要があるが、ダウンロードする人までそのリスクを負わせることはパロディによる批判そのものを成りがたくし、ひいては批判精神を認めないということ言うことであり著作権という権限を肥大化させ、国民から自由な思想を奪う結果にも繋がりがかねないと思います。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。何を持って国民の利益とするかということ考えた場合、私は裾野の広い創作文化圏を残したほうが利益となると考えております。この案が通った場合。 書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくなると聞きます、その場合、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化そのものを殺害することになります。パロディ文化を殺害した場合そこでパロディを作っていた人たちが他の分野で活躍するという場合もないとは考えられないが、それは大変に稀であると思いますので、やはりパロディ文化から出てくる才能の芽を根こそぎ刈り切ってしまうと思います。そもそも、パロディ事態が原作物の利益を損なっているとは私は思わないので、それを違法とするのはおかしいと思います。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストーリーミグとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱くと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 非常に反対です。「適法マーク」がなければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるといのは大変におかしいです。もし、なくても違法ではないといわれるならば、それは更におかしくなり、「適法マーク」自体が競争を阻害する目的しかなくなってしまう。また、「適法マーク」がつかつかないと言うことがネット上において、過大かつ肥大に大きい権限となりうる危険な可能性を多分に孕んでおり、とても認められません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 非常に反対です。私はこの項目に関して、文化の衰退を招いたとしても既得権者が既に衰退している権限を一時的のみに回復させるためだけに考えられた項目であるとは考えられません。この項目は、YouTubeやニコニコ動画などのユーザー主導サービスや、「適法マーク」を簡単に設置されるはずもないアマチュア作家のサイトを市場から排除し、既存レーベル等の既得権者がコンテンツ人気誘導する主導権を回復することを目論んだ、公平な競争に反するものだと思いますし、公平な競争を阻害した場合、創作者を輩出する土壌を縮小させ、ひいては創作文化そのものを衰退させるけっかに繋がります。文化が衰退すれば全てのコンテンツ自体がつまらないものになり、結果、誰も得をしないと思います。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対を表明します。現在の著作権制度では、風刺などの二次創作が違法だと判断されることが危険性が高く、原作を批判するものなどは許諾もまず得られないでしょう。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟していますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評に対する圧力であり、憲法で保障される「思想の自由」の侵害であると考えます。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対を表明します。この違法化案が通れば、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われておりますし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占める二次創作文化が事実上殺されることになります。それら二次創作文化が一次創作の損失となっている事実もなく、違法化されれば文化ひいては市場に対する痛打となると考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対を表明します。ストリーミングはコンテンツをリアルタイムで少しずつ配信し、ユーザ側はそれを少しずつダウンロードして視聴しているだけで、ダウンロードの一種にすぎません。「一時的蓄積なので問題ない」という話がありましたが、自分のローカルコンピュータにある一時ファイルからオリジナルを復元した時点で違法となるのでしょうか？ユーザのコンピュータのコントロール権はユーザにある筈です。この項目は多大な矛盾を含んでいます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対を表明します。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというすれば、それは「合法マーク」取得の強制とならぬ違いがありません。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきであると考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対を表明します。一般ネットワークは法律の専門家ではなく、コンテンツをダウンロードした際に違法性の有無を判断することは難しいでしょう。弁護士と称する人が訴訟すると脅す、という事件が既に海外に多数存在しています。この法改正案は危険です。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 パロディーや原作を批判するもの（風刺画）に対しての引用などは、まず許諾を得ることが難しく、無許可で利用した場合、著作権違法と判断されやすい。 しかし、そういったものに対しての規制は表現の自由を脅かすものなのではないか？ ネットにアップロードする場合、その責任をアップロード側が追うのはまだしもダウンロードする側にまで責任を負わせるのはどうかと思う。 またインターネットの特性上、そのページを開いただけでキャッシュに「ダウンロードされてしまう」ので、怖くてインターネット利用が阻害されてしまう。 この点について、あまりにも浅はかなのではないか？ 以上の事を考慮して反対とする。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 パロディーは世界レベルで、れっきとした文化と認められている。 他の点でグローバルスタンダードを押し出しているのなら、この点についても考慮すべきである。 違法化は浅はかと言わざるを得ない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 そもそもストリーミングはダウンロードの一種である。 インターネット技術的な事を考慮すると分けて考えるのはおかしい。 まずその点をネット技術を理解している人間にハッキリと判断してもらうべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 わざわざ適法マークを取得する手間をネットユーザーに負わすというのはどうなのだろうか？ そしてそのマークがなかったら違法の疑いをかけられるというのであれば、その差別的取扱いは独占禁止法に抵触すると考えられる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 適法マークという考えかた自体が、特定の人間に都合のいい管理市場を形成するものであり、公正な取引の原則に反すると考えられる。 ユーザー手動のサービスが生まれる土壌を破壊する悪影響が強い。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットはそもそも世界レベルで繋がっているものであり、この法律改案は海外サイトの扱いに関して不備が多すぎる。 日本で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もまたありえる。 その点をまずハッキリとさせるべき。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法となった場合、ユーザー側がアップロードなどに過度の負荷をかけられることとなり、その結果、アップロードが問題ない著作物に対しての間違ったクレームへの対応にも負荷が増すと思われる。 弱者の著作者に不当なリスクを負わせる改悪案である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 違法ダウンロードサイトという考え方がそもそも不明確。 また近年の裁判所のネット技術に対する無知を見ていると、こういった点について良識に沿った判断が出来るとは考えにくい。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 そもそもインターネットとは、PCでページを開いただけでキャッシュにデータが「ダウンロード」されてしまうというシステムである。 以上の点だけでも様々な問題があるのに、ダウンロードを違法化するのは間違っている。まずアップロードに対しての法的対策を深めるべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 そもそも一般のネットユーザーは、どこまでがダウンロードなのか(例:キャッシュのデータなどはダウンロードされたことになるのか?)、この改正案の違法性の有無を判断しづらく、ダウンロードしたコンテンツに対して弁護士などから訴訟すると脅された場合、抵抗できるとは思えない。 本当は違法でないのに、違法だといって金を騙し取る詐偽行為が頻発するのではないのか? 犯罪を助長する悪改正だと考えられる。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 海外の著作権法においてはパロディに対する著作権への規制緩和が存在しており、それにより文化の発展を促進している面が、過去より多大に存在していることは多くの西洋画において、オマージュと言う形をとったり、アメリカンポップなどの様式などはこのパロディによって発展している面が大きいなど、周知の事実であると考えられる。また、日本の漫画およびアニメーションなどは現在世界で注目されているが、そこにも数多くのパロディが使われ、発展してきた側面をもつことを考慮していただきたい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また、その適法マークを発行する団体が、恣意的に特定団体への発行を、たとえその特定団体が適法であっても、発行を阻害する動きが可能となる手法となりえることから、既得権益を保護するための手段となり、「文化の発展を保護するための」著作権法の理念から逸脱し、特定者の権益を保護するための手段になりかねない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそも「国」という単位で縛られたシステムではなく、電話と同じく、情報伝達手段の一種でしかない。そのシステムに対して、日本一国の法律を押し付けることは不可能である。 日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながり、日本国内の利用者のみがその分野において立ち遅れる場面が出てくる可能性が大きくなるものであらうと思われる。	個人

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずである。権利者がこれまで違法アップローダに対して、著作権の啓蒙を行うなど十分な対策を取ってきているが不明瞭であり、私見ではあるが、権利者がそのような行動に積極的であったとは到底思えない。著作権によって保護されるべき権益を大きくもつ事業者、いわゆる「コンテンツ産業」側が、能動的に著作権の啓蒙を行い、国も、資源を持たない日本が今後より大きく国益に貢献する割合が大きくなるであろうこの分野に、より真摯に向き合う姿勢をしめし、より良い方法を模索し、その末にこの法改正が行わざるを得なければならない、という課程がなければ、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識をもっていることを期待するのは現状では不可能であり、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは、「振り込め詐欺」が横行した時期があることを考えれば、容易に予想できる犯罪であり、性急に法改正を実施すれば、そこにつけ込む詐欺師が必ず現れる。その場合、国民の財産に損害を与えるだけでなく、それに対処すべき国家の財を消費しなければならないもので、その損害は回避することが可能なものである。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。また、パロディと盗作は違うものであり、パロディは文化であると思う。実際、映画などの評価を見れば分かると思うが、盗作映画は批判が多いが、パロディ映画は良い評価がかなり多い。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。前述しましたが、盗作と違いパロディは文化であり、元の作品の原作者が自信の作品のパロディを害と見なしている場合は個別に対応しているが、実際のその数は圧倒的に少数である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。ストリーミングはファイルをキャッシュとしてダウンロードして見せるものであり、ダウンロード≧ストリーミングである。大体、この委員会の人間の発言で、ストリーミングの技術を全くわかっていない旨の発言があったが、規制対象とする技術がどんなものかも知らない人間がそれを議論するほど滑稽な事があるだろうか？コレは、盗みの定義を知らない人間が窃盗罪について議論するようなものであり、極めてナンセンスに思える。また、キャッシュのダウンロードはOKにするという提案に変えたようだが、キャッシュがOKとなるとキャッシュ状態で共有する技術を使ったP2P(代表的なものはWinny)の規制は今と同様アップロードのみの規制しかできず、そちらのことも考えるなら無意味である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。そもそもジャスラック等の権利団体が独占禁止法に違反していると思われる。第一、星の数ほどあるサイトの中からどうやってチェックするのか？申請する制度にしたとして、すべてをチェックしきれぬのか？適法マークを貰った後で違法コンテンツをアップする可能性も十分にありえる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。そもそも既存レーベルはインターネットのせいでCDが売れなくなったと言っているが、着うたなどのダウンロードコンテンツで儲けているので収入自体は上がっていると思われる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。つまり、海外のサイトも間接的に規制することと同様になる。国内外のサイトを自由に見られない状況は中国が国家を挙げてやっているネットの検閲と実質同じである。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。そもそも、著作権の非親告罪化と併せると現状の数十倍、数百倍以上の数の調査や捜査を行わなければいけない。(その中には冤罪や勘違い、嫌がらせの通報ももちろん含まれる)その捜査なり調査なりと全てキッチリとこなせるのか？仮に調査する人間の大量雇用を今から始めたとして、その金はどこから調達するのか？ ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。そもそも、現状でもジャスラック絡みの東京地裁の裁判ではおかしな判決が大量に出ている。やるとするならば全ての裁判官にインターネット技術を1から全て教えないと適正な判断を望めそうに無い。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。川に毒が流れ、その川の水を水道水に使っている場合、浄水場で汲み上げを止めればいいだけの話なのに、汲み上げをほうちしたまま各家庭に蛇口捻るなどと言って回るようなもの。上で流れを断てば下まで回ってこないのは小学生でも分かること。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。キャッシュも違法な場合、『この画像は私が著作権を持っています、ダウンロードした場合、〇〇万円お支払いいただきます。』と描いた画像をサイトに貼るだけでその請求は適法となる。キャッシュはOKの場合にしても、ファイルを置き換えるウィルスやスパイウェアなどに感染させて置き換えれば適法になる。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について □アの項に関して反対します。 ・違法か、適法かの判断を利用者に行わせることは利用者に過大な負担を与えるおそれがあるため。 ・違法か適法化の識別を容易にするとするが、日本国のサイト以外はどのように判別をおこなうのか、そもそもそのような事ができるか不明確である。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 ・「情を知って」とは、立証をおこなうのは困難であり条文を先行して規定すべきではないため。 ・詐欺が横行するおそれがあるため。 一般ネットユーザは違法性の有無にかかわらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、法制化前の判別がつかない物に関して判断がつかず、本当は違法ではないのに「和解金」を出してしまうおそれがある。犯罪を助長しかねない法制化には反対である。 □イの項に関して反対します。 権利者の不利益とは何を指しているのか不明確であり、限定の要項としては不適當であるため。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」のイ、ウ、エの項目について 反対します。 違法サイトの前提があるが、その識別方法が不確定で有ることが問題。エの項の「効果的な適法対策」がどのような物が明確にされない限り拡大解釈のおそれがあり、この項が含まれる法制化には不適當である。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ストリーミングとダウンロード形態であり、技術上差がない。また、法律で異なるものとして扱うことは技術的意味がなく、インターネット上での技術的な多様性を損なうことにつながる。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 ダウンロード違法化ではなく、送信可能化権で規制できるはず。 権利者が違法アップローダーに対して十分な法的対策を取る十分な努力を行わず、利用者に様々な負担がかかるダウンロード違法化の導入を行うのは利用者の利便性を一方的に剥奪することに他ならないため。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この条件を適応させようとするとパロディとして他の著作物を引用していた作品は違法になる可能性があります。パロディは原則として原作を風刺したものもあり、原作者の同意を得てないまま作品として発表しているものもあります。ネット上で作品を発表(アップロード)する人はある程度原作者に訴えられても致し方が無い部分があるとは言え、ダウンロードする側も同様に作品を閲覧する事で違反になるのは批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制になる可能性になります。さらに適法マークを使う事によって違法サイトと区別をつける事なのですが、違法の可能性が曖昧なのに適法マークをつける事によってしかサイトが存続できないのなら現行のサイトはどれだけ存続できるのでしょうか？これでは競争を阻害しているようにしか思えません。故に反対です。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この法案は現在「音楽・動画のみ」に適用されていますが、実際に適用されるのなら書籍業界や他の権利団体も声を挙げる可能性は否定できません。そうすると他の権利関係の締め付けが厳しくなってしまいます。加えてネット上ではストリーミングとダウンロードの違いは技術上大差ある訳でもないのに法律的に違うものとしてしまうと技術的な選択を締めwebサービスの低下を招き、わが国のIT産業は諸外国と比べ衰退してしまうかもしれません。故に反対です。 インターネットというのはグローバルなものであり日本の法律では違法な事が海外では合法という事もありえますしその逆があります。世界的に見て海外サイトが日本の法律にしたがって適法マークを付けるという可能性は薄く逆に、日本から海外サイトを締め出す可能性が高いと思われます。わが国は資源が殆ど無く、資本を獲得するには技術産業やコンテンツ産業を活用するしかありません。にもかかわらずこの法案は自らの資産を食いつぶすような行為に思えてなりません。どうかこの法案に関して再考していただけないでしょうか？宜しくお願いします。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この点については反対。 『違法ダウンロードサイト』という考え方は不明確であるだけでなく、国民・識者の良識と常識にそぐわない違法判断を、事情や影響をよく理解しないまま裁判所が下す場合もある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この点については反対。 大半の国民は違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に権利者・弁護士から「訴訟する」と脅してきても対抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに権利者の訴えに屈してしまうおそれがある。 また「オレオレ(振り込め)詐欺」と同様の犯罪が法改定によって広まることもありうる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この点については反対。『適法マーク』による著作権者への利益とはいかなるものか。 マークを管理する団体の趣旨が己の意思に反したり、自己の権利としてあえてマークを使わないといった著作権者に対しての『利益(権利)の侵害』ではないか。 また「適法マーク」があれば合法、無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、マークが無い＝違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反になりかねない。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私は反対します。そもそもダウンロードというのはウェブページにアクセスした際必ず行われることだと認識しています。そのため、ダウンロードする人までリスクを負わされるのは、インターネットを利用する上で批評がしにくくなり、強いては重大な思想統制となってしまうと思います。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私は反対します。書籍業界など、他業界も違法化せよと申し出てくると言われています。そんなことになったら文化が壊れてしまいます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私は反対します。ストリーミングとダウンロードを法的に違うものとして扱うと、日本のインターネットがいわば鎖国の状態になることを懸念します。日本は今でこそIT先進国と言われていますが、この法案が施行され、ダウンロードすることが特別視されることで失う損失は計り知れないと考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私は反対します。「違法マーク」がなければ違法サイトというのはおかしい。独占禁止法違反とされるべき事態を招きかねない案であると考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私は反対します。「違法マーク」を簡単に設置できない数多くのサイトを「違法サイト」と認定する案であると考えます。これはすなわち既存レーベルなどの既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものであると考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私は反対します。インターネットは日本の法律で縛られるものではありません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私は賛成します。音楽業界は着うたで利益を得ているのだから、音楽CDを買っていたとしても、それを携帯電話の着信音に使用することに課金できるのは当たり前です。音楽業界の利益が第一の優先事項であり、二重払いであるかどうかは関係ないと考えます。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 私は反対します。違法にアップロードされたコンテンツについては、既存の送信可能化権で規制することが望ましい。日本は世界に先駆けて、違法アップロードに対策可能な法律を持ったのだからそれを最大限に使うようにした後で、それでも問題が解決しないのならダウンロード違法化を考え始めても仕方がないと私は考えます。しかし現時点で何の根拠もないなかで、より問題を複雑化させるダウンロード違法化の導入は有害な案です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私は反対します。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれは大いにあると考えます。新たないわゆる「振り込め詐欺」の温床となりかねない危険な法案だと思います。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 ダウンロードとは簡単にできてしまうものであり、また簡単でなければインターネットである意味がない。そこにリスクと識別という手間が入ることで日本の国際的ネットワーク分野での利便性や技術の遅れが生じてしまうことは現状、国益とならない。 「適法マーク」の有無など、そもそも偽造が可能。中国や韓国のニセブランド品よりもたやすく偽装できるうえ、ネットワークユーザーはそんなマークの真偽など真剣に確認しないし手間がかかる時点でネットワークの利便性を損なう。 合法マークの取得に利権が発生するし、サイトの差別化は独占禁止法違反になる。取得の手続きや審査がある場合、新規参入を阻害し、既得権益の優遇となるのも明白だ。 ダウンロード違法化によって訴訟が発生した場合、誤認であったとしたらダウンロード者が間違っ受けた損害損失に誰が責任を持つのか？また、国内で多発する架空請求や振り込め詐欺などの手口がさらに増え、手に負えなくなる。それぐらい、ダウンロードという行為は単純であり、あるがゆえに規制の条件とするのは危険。ごく少数の権利者の利益のために国民全体のネットユーザーが不利益をこうむるなど法のありかたとしてそもそもおかしい。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、文化の縮小につながる。 個人創作と発表機会が失われ、コンテンツの発信が企業によってのみ許されるような事態になれば、優良なコンテンツは減少するばかり。ストリーミングとダウンロードを区別することも不自然。方式の違いに法的根拠を置くのは危険であり、新技術が導入された場合、さらに対応が難しくなる。おそらくより新しく便利なものは全部規制の方向になると予想され、それは国内IT企業と技術開発において国際競争力を低下させる要因になる。 そもそも国内で規制を強めても海外の違法サイトは野放しでは本末転倒。日本人が損をして外国人が得をする法が必要であるわけがない。規制、取り締まりを強化する順番が間違っている。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制である。 そもそも、ダウンロードまで規制を始めれば、これはインターネットを介して情報を手に入れられる権利を著しく侵害するものであり、これは出版物の検閲と同等の行為である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 パロディは原作の知名度をより一層広めることにもつながり、これらのパロディを禁止することによって考えられる経済損失は、長期的な視点で見た場合、甚大であると言わざるを得ない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 さらに言うのであれば、インターネットは元来自由な情報の発信と受信の日本柱があったからこそ発達してきたのであり、ここに政府が干渉すべきではない。 無論、現実社会への物的、人的被害が考えられるコンテンツに関しては干渉せざるを得ないのであろうが、それ以外の事に関しては触れるべきではない。 前述したが、このような規制は検閲と同義の行為である。検閲があったのなら、三島由紀夫は世にでていただろうか。ご一考いただきたい。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 無数に存在するウェブサイトの全てを把握することはまず不可能であり、適法マークがなければダウンロードが出来ないという事態になれば特定のサイトしか閲覧者がいなくなる事態に陥るのは明白である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 これが認められてしまえば企業の競争力は著しく落ちることは想像に難くない。 国際的な経済競争においても悪い影響を及ぼすことが十分に考えられる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 インターネットは最早1つの独立した世界である。国の規制や法は、現実には物的、人的被害を出さない限り、触れるべきではない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 もしwebサイトが管理に手を煩わせることになれば人件費がかかることになる。これはIT企業の成長を著しく阻害するものであり、また、日本国内のインターネット全体を衰退させる大きな要因になるであろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 また、インターネットに知識が乏しい人間が誤って違法コンテンツをダウンロードした場合も罰則を与えられることになりうる。これはインターネット自体を規制する法律に他ならない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が運用される場合、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そういったものを簡単に設置できると思えないアマチュア作者のサイトにとって、非常に不利なものとするため。 合法違法がグレーになりがちな点が、違法方向で拡大解釈されそうで危険。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。何より、「なにをもって適法とするのか」の線引きを行うことは事実上不可能であるし、特定の企業を利するために利用された場合のことを考慮すべき。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。自己を高めるのではなく、他社を排除することで利益を守りという行動は発展性を欠いている。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットという世界中に普及しているものを日本の価値観だけで制限するというのはインターネットの特性そのものを排除するも同然。戦時中の情報統制を目指しているのじゃないか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、そのうち投稿サイト自体が縮小、消滅することに繋がるのではないか。それは今のインターネットを媒介として発展してきた日本の文化を一気に縮小することになる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは納得がいかない。実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきだと思う。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきだと思う。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードに違いは無い。ストリーミングはキャッシュとしてダウンロードしているにすぎない。それを解釈上、別のものとすることは、日本において煩雑な法解釈を生むだけであり、ひいては日本のソフト開発者の発展を阻害することにも繋がる。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、それは現状の日本の送信可能権という他国に類を見ない著作権法で十分に対応可能である。権利者はこの権利を行使して、違法アップロードを現状取り締まることは十分に可能。それなのに、ダウンロードを違法化するのはそのデメリットが非常に大きい。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。許可を取らなければ何も作ることが出来ないのなら、新しいものが生み出されにくくなるだろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般人にとって法律は遠い存在であり、身近な存在ではない。改正されたとしても十分な知識を持ってはいないだろう。もし、知らずに、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても十分な知識がないため抵抗できなく、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。インターネットへのかかわりが薄い高齢者は特に被害にあう確率が高いのではないだろうか。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。知識を持たない弱者ばかりに責任や義務を押し付けずに違法ダウンロードは根元から根絶して欲しい。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。許可を取らなければ何も作ることが出来ないのなら、新しいものが生み出されにくくなるだろう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般人にとって法律は遠い存在であり、身近な存在ではない。改正されたとしても十分な知識を持ってはいないだろう。もし、知らずに、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても十分な知識がないため抵抗できなく、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。インターネットへのかかわりが薄い高齢者は特に被害にあう確率が高いのではないだろうか。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。知識を持たない弱者ばかりに責任や義務を押し付けずに違法ダウンロードは根元から根絶して欲しい。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供」について工夫するとされているが、そのような情報の提供をどのように行うのか。「適法マーク」が無ければ違法サイトとされるような運用は問題がある。 また、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 別の観点として、現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらのパロディ作品等を提供する側はリスクを理解していると判断してもよからうが、それらを読む・聴く等、利用する側の人までがリスクを負わされることは承諾できない。 中間整理では録音・録画のダウンロードに限って私的複製の適用範囲から除外するとしているが、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われており、それが認められれば現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。ネット上とは多くの人々の意見が自由に飛び交う場所であり、そこに齎される情報が過激な一面を持っているのも事実です。しかし、だからと言ってダウンロードの違法化などによって意見交換の停滞を招くと言うなら、それは単なる言論封鎖に他なりません。評価されるべき物は評価され、批判されるべき物は批判される。飛び交う情報の全てに「枷」を付け、情報の受け取り手にまで監視の目を向け、国民の目を潰し耳を削ぐ行為。悪名高き「治安維持法」と何が違いましょうか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ネットは既に日本の市場に深く食い込んでおり、「ネットで作品を知る」という出来事も、日常茶飯事となってきております。その出会いのきっかけとなる作品、いわゆるパロディなどが消されて行く事は、市場にとってマイナスにこそなれ、プラスに働くとは到底思えません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングもダウンロードも「やっている事」は根本的に同じであり、そこにおける違いを求めるなら、間違いなくアレもコレもと「違法」の手は伸びていき、結果としてインターネット全体における「違法行為への恐怖」を増大させ、インターネット業界の遅滞を招くのは確実でしょう。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」の使用自体がおかしいです。現在のインターネット文化を見れば一目瞭然のように、人気の動画や画像が全て「完全な合法」かと聞かれたら、答えはもちろんNOです。そして、これらはもちろん「適法マーク」とやらが貼られたサイトにはアップロードできません。ならばどうなるか。「適法マーク」が貼られたサイトには閑古鳥が鳴き、違法サイトが次々と人気を呼びインターネット上の治安の悪化を招く。そこにメリットがあるようには、少なくとも私には思えません。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。「日本がダメなら海外で」インターネットを利用している人間なら、誰もこの結論に達してしまうでしょう。事実、世界規模で広がるインターネットを統制しきる事は不可能であり、海外のサイトが「適法マーク」を付けるとは考えにくいので、世界規模の「イタチごっこ」を演じるだけに終わると思います。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、インターネット上の情報の大半が「ダウンロードしたら違法」の物になるでしょう。そしてその全 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。ダウンロードしたコンテンツが違法か合法か。それを即座に判断できる規定も無い今、「お前は違法コンテンツをダウンロードし世を正すのが法律ならば、これは正しく「悪法」です。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在のインターネットではYoutube等の動画配信サイトの様に違法なコンテンツと適法なコンテンツを含むサイトの場合や違法が適法が明確に区別する事のできない事例が多数あるので、一概に違法サイト、適法サイトと区別することは不可能であるから。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのでは、その表現の、そもそも何が問題であったかすら正しく公知されない危険がある。 また、個人的な映像や音楽の作家が趣味として、自身の著作物を孫コピーでも良いので、インターネットで広めたいと考えた場合、適法マークは大きな事務的障害になると予想され、せつかく21世紀になって人類が獲得した安価で手軽な発表メディアを有効に利用できなくなる可能性がある。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 また、現状漫画等では新しい才能の発掘、もしくはユーザーサイドからのボトムアップからの作品の盛り上げに資するとして、それらが“黙認”という形で回っている実態がある。 技術的な面からはストリーミングとダウンロードは技術上の問題を細かく法的に規定するのは難しいと思う。(メモリなどの一時記憶に保存するものを可とするのか、あるいは著作物の何バイトまでは一時保存してよいと規定するのかなど) さらにメモリとハードディスクの中間的なもの等、制定時に想定していなかった記憶メディアが出現した場合、違法化の影響としてわが国のメーカーが開発に踏み切れず、本来まだまだ輸入超過であり、輸出に弱い産業である著作権ビジネス分野が、輸出に強い分野である電気製品分野の足をひっぱってしまうことが懸念される。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。

インターネットが普及しているこの世の中、リンクするだけで自動的にデータをダウンロードさせる事ができるのも事実。ウィルスでさえも完全にブロックできない状況では防ぐプログラムを作成するまでにこれを利用した詐欺が出るのは確実だと思われます。

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。

今現在日本のシェアの一部になりつつある文化、アニメやゲームなどの二次創作が著作権所持者の意向なくして違法になるのはおかしいと思います。

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。

議論の余地が無いです。
なぜストリーミングがよくてダウンロードがいけないのか？
まったく持って違いが分かりません。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。

適法マークがあれば何でもアップロードが出来るのであれば著作権の意味がないのでは？
趣旨が変わっていると思います。

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。

販売促進を促す情報源として利用されていると思いますがその点についてはいかがでしょうか？
いい作品であればユーザーが製品を買うのは事実。
それを頭から否定するのはおかしいのではないですか？

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。

インターネットは全世界とつながっています。
海外のサイトまで規制するのですか？実際問題でできるのですか？
世界レベルの世論と対決するのであればみものですが、それは現実的に不可能だと思います。

●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。

問題的にこれはアップロードした人が悪いと言うよりダウンロードした人が悪い構図になっているのが不思議で仕方が無い。
知識がないとインターネットが使えなくなると言う点ではこれからのインターネットの使用者は確実に減りますね。主に50代くらいの人たちはもう使えないかもしれませんね。

詐欺が出ます。以上。

逆にこの法律を改正するに当たって、国民、ひいては一般市民が得られるメリットをあげていただきたいです。
そして、これをテレビなどのマスメディアに大々的に放送してから法改正をして欲しいです。

個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 また、そもそも、現在ある作品に一切過去の文化の影響を受けていない作品は存在せず、パロディーはすべての作品の母である。そういった、文化の基幹をなす部分へ萎縮効果をもたらす改正は、著作権法1条の目的規定と相反するものであり、法体系に大きな矛盾をもたらすものである。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通過すれば、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 また、そういった、違法と判断される、コンテンツを対象とした、学術的研究や報道に関しても、適切な権利制限規定のない現状の著作権法においては、不当に抑制されることになり、憲法においてももっとも重視される、精神的自由に対しての大きな制約となる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 また、一時保存される以上はダウンロードとストリーミングの境界があいまいであり、カラオケ法理のように拡大適用される恐れがある。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 これらは、経済産業省を中心とした、文化立国として、多様なコンテンツの開発を重視する政府の基本姿勢と反する。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるということには疑義がある。 一部権利者の暴走によって、公正な判断がなされない恐れもある。日本食の認定基準を作ろうとして失敗した試みを想起させるものである。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされる恐れがある。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 また、このような一方的な取り扱いを行えば、文化立国としてのわが国の信用を失墜せしめることにもなりかねない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 グローバルなサービスが提供される市場において、国内開発業者だけが、規制によって開発活力を奪われるとすれば、本邦の産業界にとって大きな痛手となる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これでは、暴力団などに新たな資金源を与えることにもなりかねない。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。 また、パロディというのは元になる作品を知っていて初めて成り立つ、あるいは理解されるものであり、単なるコピーである海賊版と同様に扱うべきではない。 海賊版対策を言うのであれば、まず街中で堂々と海賊版を販売してる業者を取り締まってみてはどうか。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていている、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 上記のようにパロディと作品の性質上、原作に直接損害をこうむらせるものではない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 Winny等のP2P技術の場合においても、制作者の逮捕によって自らその可能性をつぶしている。 規制することよりも、いかに有効利用すべきかを検討するべきではないか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしては、原則違法というルールを策定することになる。 現状のネットラジオをみてもわかるように、そこまでやる手間や、違法とされることへのリスクなどを考えればほとんど禁止するに等しく、萎縮効果しか生まないと思われる。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また、先にあげた点において、適用除外とすることに対して厳しい条件をつけるとあったが、このような原則違法であるという法理が出来れば、厳しい制限というのは名目上に過ぎないことになるという危険がある。 一律にユーザーを法を犯す存在として捉えたCCCDの失敗から学ぶべきではないのか。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また、手軽な動画試聴というニーズが存在していることは明らかなのであるから、これを規制していくよりは、権利者がより簡便にネットを利用できる体制、インフラを整備する方に力を注いだ方が双方の利益になると考える。 「知財立国」などというテーマを掲げておきながら、創作、発表の場や素材を減少させてしまっはなにがしたいのかわからない。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 また、自らの所有する音源を個人の範囲でのみ利用することさえ規制されている現状はおかしいと考える。録音補償金をとりつつ、さらにその利用を制限するなどということはあらためるべきである。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 違法アップロード対策が十分に採られていない、権利者によるWebサービスの利用が十分でないという現状があるにも関わらず、それが追いつかないからといってダウンロード違法化によりとりあえず脅しをかけて萎縮効果を狙うという方法は安易に過ぎる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 アップロードはそれなりの技術的な知識を持って、かつ能動的に行うものであるが、ダウンロードに関しては「サイトを閲覧すること」がダウンロードに当たることすら意識せずに行っているレベルのものであり、「身に覚えがない人」というのはほとんど考えられない。 1クリック詐欺ですらまともに対応できないことも少ないと感じられる現在ではこれに対応できない通常人も多数いると考えるのが自然である。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。そのような思想を摘んでしまう事で、アイロニーを持たせ原作を意識させる作品などはすべて禁止されてしまう可能性がある。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。現在での書籍でも、過去の作品を模倣するようにして、読者にも原作のストーリーを証しながら、まったく違う作品にしていくなど、まれにそのような作品もある。模倣のみではない、そのような手法は禁止されてしまう可能性がある。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。アマチュア作者の市場発展の可能性を無くし、発表の場をせばめてしまう結果になると思う。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。その毎日の管理を続け、誤削除されないよう気遣うのは、個人にとっては不可能に近い。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのにに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。小学生の子供がその対象になった場合、その法案に知識のない親だった場合、相談する術もなく、悪質な詐欺にひっかかりやすいと思われる。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。まずはそうした違法物をアップロードする者、仕組みを取り締まれるよう立ち回るべきである。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。違法化する場合は違法なものにのみ焦点を当てるべきで、ダウンロード全てを違法化するのでは活動、表現の自由が剥奪されてしまう。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。ネット産業は多くの可能性を秘めた産業であり、着目してゆく必要がある。こうした枠組みで行動を制限されてしまえば、ネットサービスのあり方が剥奪されかねず、情報を得たいという国民の自由を阻害するものになりかねない。 ●104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。ダウンロードが違法化されてしまえば、著作権者、例えば企業がCMのために流した映像を見ることも違法化されてしまえば、市場もうまく機能せず、経済に少なからずの打撃を与えてしまうものと考える。	個人

●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。思想の自由を取り上げる、憲法に違反する内容だと思う。今更戦前の全体主義への布石か。断固反対。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の魅力を増し、利益を生む場合も多々あるのに違法化されるというのはまったくおかしい。時流に沿っていない。現状を認識できていない証左。断固反対。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。最新技術に対して、小委員会の構成メンバーが十分な議論が来ているとも思えない。技術開発の足を引っ張れば、せっかく世界に発信できる日本の魅力を損なうものだ。断固反対。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。一部既得権者の声しか通らないようになり、一種の談合である。力無きものは消え去れとでもいうのか。断固反対。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。海外への差別となる。国家統制などファッショの再興と捉えられる行動は断固反対。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。一部声の大きい市民団体などの不当な声が優遇されることに繋がる。断固反対。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。だいたい裁判官が最新技術に十分精通しているはずもなく、参考人の偏った思想に判決が影響されることは十分に考えられる。まったくの不当。悪法。断固反対。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。十分な努力をしないツケを消費者に求めるのは日本の悪弊。いつまでも下に押し付けられればいいというものではない。断固反対。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 現在の著作権制度では、風刺・パロディなどまでもが、他の著作物を原作として利用しているために違法であると判断されることがあります。制度によって、批評精神が封じ込まれる思想統制の危険性があります。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 この案が通れば、音楽業界の動きに準じて、書籍・出版業界でもダウンロード行為を違法化の対象にするように求める動きが想定されます。守られるべき著作権に対して、文化発展のエネルギーを削いでしまうデメリットの方が大きいと考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードとストリーミングは、前者が明確にファイルとして保存されるのに対して、後者は（一見してそれとは分らない）キャッシュとして一時的に残されます。配信の技術として、これらが大きく異なるにもかかわらず、『法律的に』違うものとして扱われることには非常に違和感を覚えます。制約が増えることにより、そうでなくても諸外国に後れを取っている日本のIT開発の進展を妨げることになりかねません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」が本当に適切に運用されているのか、「適法マーク」が無いサイト(海外サイトを含む)は違法なのか・未審査なだけなのかを、ユーザーが判断するのは不可能です。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」は、それ取得できないような小規模なサイトや、個人サイト、迅速に公開されなければ意味がないサイトの足枷にしかありません。また、逆に「適法マーク」がついたサイトこそが「いいサイト」であるかのような間違っただけ印象を与えかねません。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 インターネット上の全てのコンテンツを、一国の「適法マーク」によって振り分けるのは不可能です。グローバルなインターネットにおいて、日本の法律（都合）を海外のサイトに適用しようとするのは極めてナンセンスです。日本の法律と海外のそれとが相容れない可能性は大です。日本の著作権法に準じた「適法マーク」を海外サイトが付けるようなことは、まず期待できません。また「適法マーク」の無い適法な海外サイトを不当に締め出すことにもつながり、国民の利益を大きく損ないます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードという行為自体を敵視する考えには違和感を覚えます。著作権者自らがアップロードしたコンテンツであれば、著作権を保持しているか、放棄しているかに関わらず、問題がないはずですが、このような行為ですら常に適法か違法かを意識せざるを得なくなり、文化発展の機会を大きく損ないます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 違法ダウンロードよりもまず、違法アップロード側を規制すべきです。違法ダウンロードを規制するならば、違法コンテンツかどうか分からずにダウンロードしてしまった、善意のユーザーまでもが不利益を被らないような仕組みが整備される必要があります。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。これは、意見をパロディとして発信するという表現の自由にも反するし、どこまでがパロディなのか、という明確な線もなく、また基準を設けることも難しい。パロディをアップロードする側は常にリスクを覚悟していると思われるが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、自由な批評を著作権で封じ込めてしまうように思える。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ストリーミングとダウンロードは技術上全く同じものであり、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発、特に新Webサービスの開発などが諸外国と比べて衰退することが予想される。これはIT技術の推進をしていくという国家の方針に反するものであり、現在の全てのWebサービスは何らかの形でサーバーなどのコンピュータからクライアント側コンピュータへのコンテンツをダウンロードを行っており、ダウンロードそのものがIT技術の中心技術として成り立っている以上、むやみな法的制限により新規サービスの可能性をも摘み取りかねなく、ますます諸外国にIT技術の差をつけられるどころか、発展途上国にも追い抜かれることになりかねない。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らず、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。また、適法マークを勝手に作成し、適法サイトに見せかけた犯罪もでてくると予想され、それが世界中のサーバにまで広がってしまった場合、意味のない法改正になりかねないと思われる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。そのため、今後新たなWebサービス開発にも支障をきたし、新たなWebを利用したコンテンツ産業のビジネスモデルの創造についても諸外国に先をこされかねない。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 現状の著作権制度においてパロディの取扱いのはかぎりがなく灰色に近いものがありますが、そのパロディの手法をもって表現する表現者においてそのリスクを負うべきで、それを見た人まで罰するリスクを課するのは過剰反応です。見る自由は誰にも阻害されるものではなく、それを阻害するのは思想統制とも取れるものと考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 今の海外における日本のサブカルチャー、アニメや音楽文化の隆盛とは、すなわち同人誌などに単を発するクリエイター予備軍とも言えるパロディ作品の作り手たちが多数存在し、その中からクリエイターとして活躍していくべき人々が現れる点にあります。無論、パロディ＝同人作品によって現作品の利益を損ねる場合はありえるかもしれませんが、それを受けてが背負う必要はないものと考えます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 技術的な問題を度外視して、単なる言葉での区別を行おうとする点が問題であり反対です。 ダウンロード、ストリーミングも結果こそ若干違うものの中途の技術は同一です。このような程度の低い判断を行うという点で、上記判断を納得することができません。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 「違法」「適法」のマークがつけばすべてが解決するのでしょうか。もし「適法」マークがついたあとで違法サイトとして運用を始めたら？そのようなサイトの管理はどかが担うのでしょうか。未成年者に対する過激サイトのような問題はともかくとして、このような「違法」「適法」の分類は不毛な労力の活用だと考えます。大体、利権が発生するようなものを新たに創設してどうするのでしょうか。独禁法の問題にも抵触すると考えます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 「適法」マークをつけることですべてが問題なしとするような免罪符のサービスは(少なくとも自分には)必要ありません。既得権益を作り上げた人々の労力には敬意を払いますが、だからといって新規参入の門戸を狭めるような行為には賛成できません。クリエイティブな作品を見てみたい。そういう人々にダイレクトに応援したいと願うだけです。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 インターネットの本質を理解していない程度の低い解釈であり、まさしく既得権益の保護のみしか考えていないものに思えます。 データが飛び交う場所は世界各国どこにでもあり、見ている場所がたまたま日本であるかないかの問題にしかすぎないのではないですか。世界に日本のルールを適用してくれるように働きかけられると思っているのなら、違う意味で関心しますが。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 ここ数年、技術的に決して明るいとはいえない裁判所の判決が繰り返されていることがあり、国民の良識・常識・一般通念といったものの乖離はげしい場合がありますし、MYUTA事件などが特にそうであるといえます。 このようなケースがあるにもかかわらず、上記のようなダウンロードとストリーミング技術の差異、インターネットの本質を捉えていないかのような委員会におけるダウンロード違法化はまさしく国民の良識・常識・一般通念と乖離したものと自分には受け止められません。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 例えば違法（かそうであるかもわからない可能性もあるよう）な蛇口から流れた水を飲んだだけで違法であるという論法をとるのであれば、取り締まるべきはまず蛇口、すなわちアップロード側であるべきであり、そのほうが労力など手間隙においても妥当であると考えます。 送信可能化権において、このような「蛇口を閉める」行為が可能であるのに、「水を飲むすべての人々を違法」と扱うのは性急だし、強権すぎます。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 いまだ日本の司法制度、裁判制度には問題があると自分は考えます。 アメリカでのケースを見るかぎり、著作権所有サイドの「見せしめ」的な訴訟行為があるのも事実です。これに対抗するための弁護士費用などの工面も決して馬鹿にならず、これは一方的にすぎる問題があります。著作権を守るという一点において、不当にネットユーザーに対して不利益を要求する素地を提供するものでしかないと考えます。	
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 利用者保護は大事な問題だと思います。 しかし該当サイトを見る前に違法サイトか適法サイトかを明確に識別できる術が思い当たりません。 webやメールに書かれたアドレスだけで、違法サイトか適法サイトかを見分けなければならないのは利用者からは大変な苦痛ではないでしょうか。これは視聴する前にパッケージのライセンスマークで確認できるDVDソフトとは根本的に異なります。 しかも接続した段階で違法サイトと知っていたかどうかを第三者が判断できるものなのでしょうか。 張られたアドレスで違法サイトか適法サイトを判別出来ない以上はダウンロード違法化の導入には反対です。	個人
●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。また、パロディと盗作は違うものであり、パロディは文化であると思う。実際、映画などの評価を見れば分かんと思うが、盗作映画は批判が多いが、パロディ映画は良い評価がかなり多い。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていと言われてるし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。前述しましたが、盗作と違いパロディは文化であり、元の作品の原作者が自信の作品のパロディを害と見なしている場合は個別に対応しているが、実際のその数は圧倒的に少数である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。ストリーミングはファイルをキャッシュとしてダウンロードして見せるものであり、ダウンロード≧ストリーミングである。大体、この委員会の人間の発言で、ストリーミングの技術を全くわかっていない旨の発言があったが、規制対象とする技術がどんなものかも知らない人間がそれを議論するほど滑稽な事があるだろうか？ コレは、盗みの定義を知らない人間が窃盗罪について議論するようなものであり、極めてナンセンスに思える。また、キャッシュのダウンロードはOKにするという提案に変えたようだが、キャッシュがOKとなるとキャッシュ状態で共有する技術を使ったP2P(代表的なものはWinny)の規制は今と同様アップロードのみの規制しかできず、そちらのことも考えるなら無意味である。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。そもそもジャスラック等の権利団体が独占禁止法に違反していると思われる。第一、星の数ほどあるサイトの中からどうやってチェックするのか？ 申請する制度にしたとして、すべてをチェックしきれぬのか？ 適法マークを貰った後で違法コンテンツをアップする可能性も十分にありえる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。そもそも既存レーベルはインターネットのせいではCDが売れなくなったと言っているが、着うたなどのダウンロードコンテンツで儲けているので収入自体は上がっていると思われる。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。つまり、海外のサイトも間接的に規制することと同様になる。国内外のサイトを自由に見られない状況は中国が国家を挙げてやっているネットの検閲と実質同じである。	個人

●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。そもそも、著作権の非親告罪化と併せると現状の数十倍、数百倍以上の数の調査や捜査を行わなければいけなくなる。(その中には冤罪や勘違い、嫌がらせの通報ももちろん含まれる) その捜査なり調査なりと全てキッチリとこなせるのか？ 仮に調査する人間の大量雇用を今から始めたとして、その金はどこから調達するのか？ ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。そもそも、現状でもジャスラック絡みの東京地裁の裁判ではおかしな判決が大量に出ている。やるとするならば全ての裁判官にインターネット技術を1から全て教えないと適正な判断を望めそうに無い。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。川に毒が流れ、その川の水を水道水に使っている場合、浄水場で汲み上げを止めればいいだけの話なのに、汲み上げをほうちしたまま各家庭に蛇口捻るなどと言って回るようなもの。上で流れを断てば下まで回ってこないのは小学生でも分かること。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。キャッシュも違法な場合、『この画像は私が著作権を持っています、ダウンロードした場合、〇〇万円お支払いいただきます。』と描いた画像をサイトに貼るだけでその請求は適法となる。キャッシュはOKの場合にしても、ファイルを置き換えるウィルスやスパイウェアなどに感染させて置き換えれば適法になる。	
●105頁の「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。現行の著作権制度は、パロディなどで他の著作物を引用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。(ペンヤミンを引くまでも無いが、この無限複製の時代に二次創作を否定する感性自体が信じがたいことである。) 百万歩譲って、それらを創作・アップロードする側はリスクを背負うことがあったとしても、ダウンロードする側までリスクを負わせるのは、著作権の名を借りた思想統制に過ぎない。大衆の批判精神・情報選択を封殺する悪意、圧力権利団体への媚態が感じられる。 ●104頁の「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そもそもWINNYの技術者逮捕のときからそうであったが、日本の法制或いは法曹はWEBサービス・技術について極めて否定的に対応し、新たな可能性を萎縮させてしまっていることに気づいているのか。結局は諸外先進国での法解釈変更に従うだけで、わが国が主体的に新しいIT技術をバックアップするという姿勢に欠けている。時代を読む能力が著しく貧弱である。無知を恥じよ。 ●105頁の「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。「適法マーク」認可の莫大なコストはあなたのポケットマネーから出すのか？ 逆に違法サイトとされないのなら、合法マークには意味が無い。しかも無害ではなく、競争を阻害するだけであって、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきであろう。 ●105頁の「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを意図した、公正な競争に反するものではないか。いっそのこと権利団体の太鼓持ちを公言したまえ。 以上である。インターネット文化を知らない者がどうしてインターネットを裁けるのか甚だ疑問である。時代の旧弊は即刻排除されるべし。	個人

○59ページ「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」 この項目に対して疑問を持ちます。 ・そもそもP2Pファイル交換ソフトとは「交換」を目的にしているため、ダウンロードすることはすなわちアップロードもしているわけでユーザーはすでに公衆送信権を侵害しておりダウンロード違法化の根拠にはなりえないと思います。さらに、ここで行われているアンケートの内容ですが、「ファイル交換ソフトを過去利用していたユーザーの数」というのは「以前サッカーをしていたことがある」と同様の質問で、その数は累計で今スポーツをしている人の100%以上になってしまうことになり、根拠とする項目としては不適切と思われるます。 ○71ページ「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」 この項目に対し反対意見を提出します。 ・以前のMYUTA事件判決のように、明らかにユーザーの理解から逸脱した「違法サイト」認定があったように、違法サイトの範囲がとて不透明です。これは著作権侵害を食い止めるよりも権利団体側の利益を尊重しているものと捉えているユーザーも多いはずでです。もっと一般ユーザーの方規範意識を反映したものにする必要があるはずでです。 ○104ページ「検討結果」 この項目について反対意見を提出します。 ・この項目ではユーザーを潜在的な違法ユーザーとして見受けられます。インターネットユーザーであることが違法ユーザーとして犯罪者になるかもしれないという意識はユーザーの積極的なインターネットへの接触を萎縮させることとなりその結果インターネット市場の発展の妨げになる恐れがあると思います。 ・現状ではインターネットで正規のコンテンツを入手することが難しいものもあります。これは著作権利権側がインターネットでの流通を拒んでいる現状があると思われます。Web2.0時代へ入ることでロングテールや超流通といった形式でより拡大できるはずの市場を一部のコンテンツホルダーが前世紀方の有体物による販売モデルに依存し、その結果現状における日本人の利益に適していない事態もあるのではないのでしょうか？ ○104ページ「第30条の適用範囲からの除外」 この項目に対し反対意見を提出します。 ・現在、ストリーミングとダウンロードに対する技術的な区別はあいまいで、フェアユース規定のない日本においてキャッシュ自体がダウンロードとなって違法となるケースもあります。両者を法律的に大きく異なるものとして扱うことはWebサービスを支える技術的な選択の幅を不必要に狭めることにもなります。また、ダウンロードを違法化することによってYouTubeなどの動画サイトのビデオダウンローダーを開発すること自体がWinnyの開発と同様違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者として罰せられる可能性も出てきます。これではせっかくのユーザー生成コンテンツの未来がつぶされてしまう可能性もあります。 ・ダウンロードが違法となるなら合法ダウンロードをする際にもユーザー側の情報を手に入れる際に問題が生じ、そのダウンロード者のトラッキングについて法制化を求める動きにつながる可能性もありますが、それでは通信の秘密が侵害されてしまいます。 ・送信可能化権という権利がある以上違法なデータのやり取りに関してはこの権利の行使だけで十分なはずでです。著作権者の利益を大きく損なっているといえるのはダウンロードではなく違法なアップロードにあると思われます。違法アップローダーに対する十分な法的対策を採らずにユーザーに負担を強いる対策を打ち出すのは権利者側の怠慢であると考えます。 ○108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」 この項目について反対意見を提出します。 ・本項目では第30条による私的録音録画は補償が契約による対価のいずれ化を伴うという考えのように思えます。タイムシフトやブレイスシフトが保証ないし対価が必要なものであるかどうか葉議論し尽くされているのでしょうか？ ○108ページ「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 この項目について反対意見を提出します。 ・そもそもこの文では全ての私的録音録画について補償もしくは契約による対価が必ず伴うべきであるという考えが前提にあり、論理的な飛躍が見れます。前述のタイムシフトやブレイスシフトが補償ないし対価が必要なものであるかはまだ議論の段階にあると思います。 ○116ページ～119ページ「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」 この項目に対し十分な議論をしないまま結論を下すことを反対します。 ・著作物とはそもそも音楽や映像などのコンテンツに限りません。すでにある著作物から生じる著作物も多くあります。その著作物の利用は原著作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、それらは生産的利用とされ手いるものに当たると思います。配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合それを録音・録画して固定する必要があります。メディアや職業的著作者だけが著作物を作るわけではなく、一般ユーザーにも著作物を創造し配信するすべを得た今、厳しい規制は創造作業を萎縮させ、著作権法の大前提である文化の発展に寄与するという部分を著しく損なうと思われます。 ○123ページ～125ページ「第4節 補償措置の方法について」 この項目に対し十分な議論をしないまま結論を下すことに反対します。 ・ここでは利用者からの視点の問題点が分析されていないように思えます。	個人

●99ページ「4.検討の手順」について <意見> 「第30条の適用範囲の見直し」は、この小委員会を招集した目的(私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」)の範囲を明らかに逸脱しており違和感を覚えます。 ●104～105ページ「a. 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」 <意見> 補償金の抜本的見直し議論をするために招集された委員が、「第30条の適用範囲からの除外」と称して私的録音行為の違法性を論ずること自体に違和感を覚えます。 最終報告に於いてはあくまでも参考意見にとどめるべきであり、法律の改正を伴う事項なので、法曹界を含めて適切な委員を招集して別の委員会にて改めて議論する必要があると思います。 i-イには「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」と記載されています。 しかしながら、この議論には前提が必要であると思います。 利用者が違法サイトであることが明確に判断できるという背景があって初めて利用者はこの議論を受け入れられるのです。 つまり、利用者がアクセスしたサイトに「このサイトは違法サイトである」という識別マークを付けるような技術的バックボーンが必要と考えます。 ii-アには「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」と記載されています。 しかしながら、少数の違法サイトのために、大多数の適法サイト側が適法サイトであると認めさなければならないというのはおかしい。本末転倒の議論と考えます。 上述したように、違法サイトに「このサイトは違法サイトである」という識別マークを付けなければ、利用者はこの議論を受け入れることが困難であると考えます。 また、105ページに「仮に補償金制度で対応するとすれば、莫大な補償金が必要となる」との記載がありますが、違法サイトからの録音録画の議論と、補償金制度の議論は全く別物と思われます。 この小委員会の本来の目的に立ち返って、補償金の抜本的見直し議論に注力して頂きたい。	個人
●b. 中間答申の内容 - i.共通認識 (p.57) 才能ある多くの若者が、コンテンツを創造するための仕事を選択するインセンティブを絶やさないことが重要。 このためには、 1)コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること 2)その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること を基本姿勢として、夫々の課題を検討することが必要。 既にコンテンツを制作したものが「コンテンツの保護」を名目に規制を強化した場合、後進のクリエイターの活動の場や、創作の芽を摘むこととなり、上記の2項に反するため矛盾を生じる。コンテンツに対するリスクとは、必ずしも既得権益の確保を意味するものではないことに留意し、慎重に検討する必要がある。 また、クリエイターに対する対価として、以降の案では金銭のみが考慮されているが、創作意欲の向上は作品に対する評価や感想なども大きく寄与するものである。クリエイターに活動の場を与えず、経済効果のみを目的とした企業の道具として利用されることを助長するような対応は厳に慎むべきである。 ●違法サイトからの私的録音録画の現状について (p.59) 一連の調査結果について、違法サイトからやファイル共有ソフトによるダウンロードとコンテンツの売上低下についての相関関係が不透明なため、著作権者の不利益に対する資料とは成りえず、あくまで参考資料である。ダウンロードを行った者の、利用前後の購入数の推移などが明示される必要がある。 ●第30条の適用範囲からの除外 (p.104) 合法、違法の判断が明確に行えないうえ、利用者側にも「情を知って」いたかの判断を求めることが現実的に無理であることから、そもそも判断の基準を設けることができない。ダウンロード行為に違法な場合があるという状況は、ネットワークを用いるほぼ全ての行為に違法性が内在することとなり、ネットワーク社会の根幹を揺るがしかねない危険性がある。 適法サイトの判別に何らかのマークを表示するなどの手段は、全ての(配信を行う)著作権者に対して表示を義務付ける必要が発生する。これを怠った場合、権利者の意図に反して、ダウンロードを行った人間を違法性に問う、本末転倒な自体が発生する。その影響範囲を考慮すれば、違法ダウンロードの摘発が充分に行えない以上に、現実離れしているといえる。	個人

ダウンロードとストリーミングについて技術的な手法について大差がなにも関わらず、例外を認めるのは除外範囲として不適切である。ストリーミングが除外された場合は、全てのダウンロード技術をストリーミング化し、段階的に複製保存する技術によって容易に回避されることが想像される。 以上のことより、違法サイトなどからのダウンロードを適用範囲の除外とする改正は、現実的な解とは言えず、また多くの問題を含んでいるため実施するべきではない。 調査資料における不利益の相関性もないまま、そもそもの購買層ではない利用者に対して不利益の補填を求めるのは不条理であり、安易な法改正にて対処するのは適切とはいえず、既に確立している公衆送信化権において正しく規制されるべきである。 また、間接的に権利者の利益に繋がっている可能性を考慮せず、利益を害していることにのみ注目していることは、問題に対する捉え方が一元的である。(これは、違法性を正当化する意味ではなく、あくまで公衆送信化権は遵守されるべきである) なお、「第30条の適用を除外することが適当であるとする意見が大勢であった」とあるが、意見を求めた母体が、公正な立場の人間が適切な人数で構成された集団とは認められないため、「大勢」という意見の多寡について、有効性がない。除外すべきであるという意見が存在したという事実のみである。 ●権利者が被る経済的不利益 (p.110) 「違法サイトからの私的録音録画の現状について」に対する意見でも述べたとおり、調査結果は権利者の不利益の根拠とするだけの資料性を持たず、私的複製についての影響は、不利益を発生させる可能性について提示してあるにすぎない。 逆説的に、不利益を被る可能性についても否定はできないため、適切な範囲での補償金制度は認められてしかるべきである。ただし、現行の補償金に対して必ずしも上回る条件が適切であることを、主張するものではない。	
●p.100 第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 1 利用形態ごとの私的録音録画や契約の実態 (1)利用形態の分類 ・ネット配信からの「録音」「録画」という言葉を使っているが、通信としては相手側にある音声データ、映像データが手元にやってくることであり、そのデータをハードディスク等に保存すれば録音・録画となるのであろうが、それはパソコン内部のことであるから、人間の持つ内面の自由と同様に規制されるべきではないと考える。 つまり、ダウンロードとストリーミングを分けるのではなく、まとめてダウンロードと呼び、規制するにしろしないにしろ、一律に扱うべきである。 ・この点が曖昧であるから、ダウンロードの違法化に反対する。 ●p.105 第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態 マル2 検討結果 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 i 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 (ア) ・報告書では「一定の条件を課すこと」となっているが、実際にはどの程度の条件になるのかが確実ではないので、危険である。 ・「明らかな違法録音録画物」というのも実際には司法が判断することになるだろうから、危険である。 ・「適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫」というが、現状でも公開する権利のないファイルを公開するのは違法であって、違法なファイルが公開されているのは法律を守ってないからである。 だとするならば、著作権法が改正されても、適法サイトと称する違法サイトは依然として存在するのではないか。 ・仮に行政が適法サイトであるかどうかのチェックを行うとすると、音声ファイル・映像ファイルを公開している人はみなチェックを受けることになる。 YouTubeやニコニコ動画で公開されているファイルに限ったところで、ものすごい数の映像ファイルがあるのだから、行政機関がチェックしきれないとは思えないし、ましてや個人が自分の著作物を公開する場合まで対応できるはずがない。 ・以上の理由からダウンロードの違法化に反対する。 ●p.105 第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態 マル2 検討結果 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 i 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 (イ) ・「録音録画」といってもデータとしては他の、例えば文章と変わらないではない。 現に音声ファイルをテキストデータに変換することができる。 「録音録画」を別に扱うのはおかしい。 ・漫画や小説をスキャンして違法にアップロードする人もいるが、「録音録画」に限ってしまうと漫画や小説の権利者が救われない。 規制するにしろしないにしろ、一律に行うべきである。 ・この点が曖昧であるから、ダウンロードの違法化に反対する。	個人

OP103「2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」について 反対です。 現状インターネット上にアップロードされている違法コンテンツについて送信可能化権についての法律があるため新たに立法しなくても対応可能と考えます。 この状況で「とりあえず現状を変えるために」別に法律を作るのは逆に問題ではないかと思います。 OP104「i 第30条の適用範囲からの除外」について 反対です。 ストリーミングとダウンロードについて基本的に同じものであると考えます。 コンテンツの製作者が萎縮する可能性が考えられます。 OP104「i 第30条の適用範囲からの除外」のについて 反対です。 インターネットには良くも悪くも国境がありません。 「適法サイトに関する情報の提供方法」を国際標準化しない限り海外のサイトに適用するのは難しいと思います。 そもそも著作権法については各国がそれぞれ法文化している状況で国際標準化することも難しいため机上の空論であると思えません。 OP105「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 反対です。 著作権者の意図とは逆の意見を述べたいがためにあえてパロディとして表現するような作品は、現在の著作権制度上では著作権者の許諾は得られず違法とされる場合が多い様に思います。 パロディ作品を作る側の人はそのリスクを踏まえたうえで製作していると思いますが、利用者側にまでそのリスクを背負わせるのはやりすぎだと考えます。 OP105「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 反対です。 もし新しい法律ができたとしてパソコンをインターネットとゲームにしか使わないような一般ユーザに対し「あなたは違法コンテンツをダウンロードしたので告訴します。嫌なら和解金を払いなさい」等といった振り込め詐欺が多発すると考えられます。 数年前にも有料サイトを見たといった振り込め詐欺がありましたし、新たな手口を提供するだけだと思います。	個人
●P105 ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 ダウンロードを違法化が一旦成立すると、次のステップはストリーミングの違法化、映像・音楽以外の著作物のダウンロード・ストリーミングの違法化、合法認定サイト以外からのダウンロード違法化になる。 そうすると一般消費者はがんにじがらめになる。一般消費者は、権利者から供給されるコンテンツをそのまま利用するだけになり、独自に編集すると言った事が出来なくなり、そこから育つクリエイターも少なくなる。 また、合法ダウンロード認定(マーク付き)サイト以外からのダウンロードを、違法サイトから情を知ってダウンロードと認定されるようになると、アマチュアサイトの締め出しとなる。素人作曲家やインディーズが「JASRAC入会や私的複製補償金の自分の分を受け取りたい」と言っても拒否されるように、合法ダウンロード認定は厳しくなるだろう。すると、素人作曲家やインディーズの曲を聴いたら違法と言うことになりかねない。 また、将来文章が含まれるようになると、ブログなどで書いてあったフレーズが何かに似ていた場合、ブログを見ただけで犯罪となりかねない。 著作権者が行いたいのは、既存の著作権者と消費者との明確な分離である。既得権益の確保である。将来の著作権者の確保はどうでも良い。なぜなら、将来の著作権者が生まれる頃には、現在の著作権者は引退か死亡しているからである。さらに、著作権者には死亡してからも収入があるので、あの世でもお金には困らない。 さらに、効力にも疑問が残る。アップロードの取り締まりさえ、力及ばず摘発に至らない状況で、さらにダウンロードの取り締まりまで手が回るのか？ 罰則を求めない違法の場合、警察は動くのか？ 違法サイトからのダウンロードと、自分でリッピングして作成したファイルの区別はどうやって付けるのか？ 実効の上がらない法律など作るだけ無駄である。 試しに何件が違法と認定する模擬裁判をやってみると良い。	個人
●P105ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件 ア第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や53、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する54など、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと 上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。誰も直に思いつく事かとは思いますが、本当は「情を知って」いたとしても「知らない」と言い張れば通ってしまうものならば、俗に言う「ザル法」そのものでないでしょうか。仮にこのような条件を法に盛り込んだとしても、実際に厳格に運用するのは非現実的だと思われ、「認めた者だけが罪に問われる」、つまり「正直者がバカを見る」ような状況を導く結果に終わるものと考えます。そうした危険性を孕み、また著作権保護にも寄与しないと思われるこうした条件に対し、強く反対を申し述べます。 ●P105ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件 イ第30条から除外する行為は、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること 上記の点に対し、意見を申し述べます。「顕在化している権利者の不利益」がなんたるかを判断するのは権利者だけでなく、私的録音録画の当事者たる利用者や著作物の製作者、学識者など幅広い層で、多くの合意が得られるほど顕在化しているものである必要があるかと思います。この認識が一方的では、その一方にかなり都合に良い状況が導かれるものと考えます。	個人
●P59e違法複製物への対応 違法サイトからのダウンロード違法制度が進めば、適法サイト以外からのダウンロード違法となる可能性がある。そうすると、適法サイトと判断できずにダウンロードしたクローラーの違法性が問われることになる。	個人

○インターネットに国境はない。 プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのようなことについて議論がされていない。 だから条件付きでも、現状だと絶対に反対です！！！！ 難しい、専門的意見はできませんが…。 どんなにネット依存症だと言われても、「ニコニコ動画」などはもう生活の一部です。 結婚して海外に住む事になり、日本のアニメやニュースを知る唯一の手段は「インターネット」だけなので。 それに、今頃こんな「違反になる」という話しをするくらいなら、最初から許さなければよかったのでは？ 「ダウンロードの違法化」は絶対に絶対に反対です！！ それよりもっと、他に見直さなければならぬことがたくさんあるのではないのでしょうか？	個人
●インターネットを利用するということは、どんな場合であっても、「何か」をダウンロードするという行為から始まるわけで、その行為の一部に対してであっても、何らかの規制が設けられるということは、「ネット上での行動に大きな制限が出るということにつながる」だろうと考え、それは結果的に「国民全体の不利益へと繋がる」だろうと考えるので、ネット上でのダウンロードを著作権法第30条から除外することに反対します。 (上記意見の詳細) ・今回の案件は、私的録音・録画だけにに関するものですが、この話が先へ進み、法として成立した場合、音楽、映像業界以外の著作権に関わる業界も何らかのアクションを起こすことになるということはそれほど想像に難くありません。 私は、そのような流れがウェブ内に起こることで、結果的に、全ての著作物のダウンロードに関して何らかの規定が設けられるようになってしまった場合、利用者自身のダウンロード時における「違法か合法か」の判断は難しいという観点により、利用者のネット上の行動が減速してしまうことにつながり、このことが、インターネットの「特性」を著しく損ない、それは結果的にその「可能性」を潰してしまうことに繋がりがかねないと考えます。 ・インターネットの特性(特に長所)は、情報流通の速度と範囲(情報の範囲、情報提供元の範囲)の大きさにあります。著作権を持つ者にとってこの特性は、利点となりえる反面、欠点ともなります。 法規制しようという動きは、まさに後者の理由によってであると考えますが、法規制した場合に、ネット上での利用者の活動が減速する恐れがあるということと考えた場合、結果的に著作権を持つ者にとって不利益となる事態が生まれる可能性も考えるべきだと思います。 ★自由なインターネットの閲覧行為(ダウンロードをすることで初めて生まれる行為)は、その情報量の豊富さ、速さ、広範さによって、多くの才能を育てる礎となりうるということを忘れないで頂きたい。既に生まれている著作物を保護することは確かに重要ではありますが、そればかりに目を向けてしまっている本案件によって、これから生まれてくるであろうものについての「可能性」を潰してしまうことになりかねないということを十分に考慮して頂きたいと切に願っております。	個人
○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になります。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。	個人
○むしろ虚偽の著作権表示を違法化すべき また、合法アップロードを明確化させることで、今回の違法化に対する上記の懸念を払い去ることができるとは思えません。著作権を主張する人や団体の中には、たとえば著作権が切れているはずの鳥獣戯画のような古典作品について、保有していてもいい著作権を主張することで、私たち一般ネットユーザーの自由な利用を萎縮させようとする人々も存在しています。 合法ダウンロードマークを明示するよりもむしろ、著作権を主張するコンテンツの提供者に対して、合法的な利用行為に関する必要十分な提示を義務付け、合法的であるはずの利用が禁止されているかのような権利表示を違法化するという法改正こそ必要ではないかと考えます(実務的な観点から、改正法運用当初は、そのような「違法行為」について、刑事罰までは定めなくても良いと考えます)。	個人

●違法サイトからのダウンロードをも違法化することで、それを少しでも防げればと考えている。 私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること※99ページより引用。 ここでは、権利者に無断で著作物等が送信可能化された(利用者の求めに応じ自動的に送信できる状態のことをいう)サイトや個人のパソコン(サイトやパソコン自体が違法なわけではない)を便宜的に「違法サイト」という。 ここでは違法サイトからの私的録音録画とは、権利者に無断で自動公衆送信された著作物等からの私的録音録画(ファイル交換ソフト等によるものを含む。)をいう。 ※101ページより引用。 現状では、報告書の定義するところによる「違法サイト」よりダウンロードしたコンテンツを私的に利用する行為は違法ではなく、従って今回法改正をもってそれを違法とすることが議論が行われていると解釈している。 イ 利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと ウ 個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること エ 効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならないこと ※104ページより引用。 上記により、現にそれをしている者に当該行為が違法であると告知することでそれを抑制することが法改正の目的と理解した。しかし、これから述べる理由により抑制につながる効果はほとんど得られず、悪影響のみが与えられると考える。 ●新しい制度を悪用されると、どのようなことが起こるか。 76ページでは、パソコン向け違法配信ならびに携帯電話向け違法配信に対して、権利者側が「違法サイト開設者に対する警告や法的措置、プロバイダ制限責任法46に基づき送信防止措置の要請などを行っている」とあり、送信者は、例えば情を知っていた場合でも当該行為を中止することで責任を果たすこともできると私は認識した。 であるにも関わらず、そこから違法であることを確信してコンテンツをダウンロードした者は、逃げることを許されない。 個人の思考を外から明確に計測できる技術はまだ存在しないため、それを証明することは困難であり、そのことを逆手に取ったワンクリック詐欺に似た悪質な詐欺事件の大量発生も懸念される。 報告書に結実するまでに行われた議論の場には、これを含めた迷いや遠慮のようなものが存在していたのではないかと推測する。 それは、主に以下の箇所に現れている。 視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。 ※104ページより引用。 違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。 ※105ページより引用。 私が本件に反対の意見を表明したのは、本当に効くのかよく判らない施策によって、期待していたほどの良い結果は得られず、面倒なことばかりが起き、ユーザーの心が離れてしまうことを懸念してのことです。 コンテンツの制作にかかる費用が回収できないような事態は論外ですが、もっと便利な方法を提供できれば、着メロのように巨大なマーケットが生まれる可能性も十分に残されています。 いわゆる楽観論ですが、いつか違法サイトを打ち倒す、より便利な適法サイトが生まれて、コンテンツの提供者も利用者も等しく利益を享受できる日が来ることを、強く願っています。 着メロは音も悪いし、値段的にもレンタルより高いケースがありますが、それでも他に代え難い「便利」に財布のひもは緩んでいるのです。 違法なコンテンツの送信は、現行法でも対処できるはずですが。今回の改正案がもし通ってしまつて、強すぎる締め付けでその日につながる流れが止まってしまうことが、なにより怖いのです――。	個人
○違法性判断に疑問のある裁判例が少なくない また、私は、インターネットの仕組みや実際の利用態様を必ずしも適切に把握してしない裁判所・裁判官の判決等も少なくないと言わざるを得ません。実質的に権利侵害性の無いWebサービスに対しても、実態にそぐわない拡張的な解釈に基づいて権利侵害を認める判決が見受けられます。たとえばMYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定されましたが、一般ユーザーにとっては、既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけのものであり、これが違法サイトでありそこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定されるというのは、著しく納得できないものであらうと思います。	個人
○架空請求の踏み台にされるおそれがある さらにおそろしいのは、ダウンロード違法化は、さまざまな手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。たとえば、著作権者本人が同意して公開しているがその旨明示していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が(パケットスニффing等によって同者がダウンロードした事実を把握したうえで)違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それだけでも重大な問題です。	個人

○海外からだ、課金で動画を楽しむサイトからは「視聴拒否」をされます。あげくに、支払いの際には「海外でつくられたクレジットは使えない」という状況もあり、困っていました。 それらの改善等も見直してくれるのなら、もう少し考えも変わるかもしれませんがとにかくこの「ダウンロードの違法化」は絶対に絶対に反対です！	個人
●決定的な知識不足 (該当ページおよび項目名：100ページ～、「第7章第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」) ○ ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。 ―――〈概要P3〉――― さて、ここで当たり前のように「ストリーミング配信は対象外」とあるがどのような根拠で対象外としているのだろうか？ 51 なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。 ―――〈本文P104〉――― とのことである。 「ストリーミングはダウンロードを伴わない」というのだ。 ここで疑わしいのは、そもそも議論に当たって委員会はインターネットについて正確な知識があるのかということだ。 少しでもインターネットの知識があれば、この内容が正しいのか判断できない場合でもたとえば「ストリーミング」という言葉を検索してみる。 ストリーミング【streaming】 インターネットなどのネットワークを通じて映像や音声などのマルチメディアデータを視聴する際に、データを受信しながら同時に再生を行なう方式。従来、このようなコンテンツを閲覧するためには、すべてのデータを受信するまで待たねばならなかったため、電話回線など、転送速度の低い回線では閲覧することはできなかったが、ストリーミング方式のアプリケーションソフトを使うことにより、低速な回線でもマルチメディアデータのリアルタイム再生が可能となった。 IT用語辞典「e-Words」 http://e-words.jp/w/E382B9E38388E383AAE383BCE3839FE383B3E382B0.html あまりにも平然と書かれてあるので気づきにくいかもしれないが、「データを受信しながら同時に再生を行なう」とあるよう、要するに「ストリーミングとはダウンロード(=受信)の一形態」なのである。 さらにいえば「インターネットに繋ぎ、webページを閲覧する」という行為自体が「ダウンロード」なのだ。 委員会は「ダウンロード」という言葉の意味を理解しているのか？ このような基礎知識すら本当に把握していないのであれば、そもそも「話にならない」。 再度勉強し直すか、委員会に十分な識者を招くなどの努力を願いたい。 ●ダウンロード違法化―――判別と運用の現実性 (該当ページおよび項目名：100ページ～、「第7章第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」) ア第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や53、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する54など、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと イ第30条から除外する行為は、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること ―――〈本文P105〉――― ・利用秩序の変更を伴うが、違法サイト等からの複製は違法という秩序は利用者にも受け入れられやすい ―――〈概要P3〉――― 利用者としていわせてもらう。まったく「受け入れやすいくない」。 「情を知って」とあるが、そもそも違法かどうかをダウンロードする以前にどうやって判断するのか？ 「知っていた」利用者、「知らなかった」利用者、「間違えた」利用者をどのように区別するのか？ 法として規定するのであればその区別があまりに曖昧である。 この利用秩序の変更は利用者にとって決して「受け入れやすい」ものではなく、大きな混乱を招くことは間違いない。 なにも知らない国民を騙す新手の詐欺が急増する恐れがある。 ゆえに委員会はこの報告内容を十分に国民に知らせる義務がある。 そして幅広く意見を求めなければならない。 にもかかわらず「文化庁」ホームページ(http://www.bunka.go.jp/)のトップページにその旨は記載されていない。 重要な変更に関わる問題であるならば、たとえば赤字や大文字を使用するなどの工夫が必要ではないか？ このような些細な努力さえも怠る態度をまず改めて欲しい。 ○ なお、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であって、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対だという意見があった。 ―――〈概要P3〉――― まったくその通りである。 だが、現行法においてもアップロードは違法であるにもかかわらずその取り締まりは十分になされていない。 この現状においてダウンロードまで違法化しようという流れは明らかに不自然ではないだろうか？	個人(同旨4件)

○国際的な法規制の不整合 また、国際的な法制度の整合性を考慮しなければなりません。その意味では、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、さらに権利制限というものは国によって異なっているものであるため、コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーには容易に判断することができません。プロバイダ免責の違いも問題となります。たとえば、米国サイトがDMCA免責を満たしており米国では合法であれば良いのか、そのようなコンテンツが日本の基準に照らして違法と判断されたりしないのか、といったことがまずもって議論されていません。	個人
●今回の「私的録音録画小委員会中間整理」については全般的に、インターネットの利用者の立場に配慮がなされていない、一部の権利者の立場だけに偏った一方的な見解が盛りこまれており、ごく一般的なインターネット利用者の立場として問題である。法律の改正という重要な事項に利用者の立場での意見が反映されていないことは、現状の著作権法の議論のあり方の根本に問題があるものと考ええる。そもそも利用者全般に大きな影響を与えるような法律案について、適切な議論がなされているのかおおいに疑問であり、中間整理のありかたそのものが公益という観点からみて問題であると考ええる。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、客観的には適切な引用と認められるべきケースでも、他の著作物を利用していたら違法だと判断されることが多く、音楽や画像、動画などくに原作を批判するとうけとめられるものは、著作権者の許諾もまず得られない。それらをネットで公開する立場のものは常にリスクを覚悟しているが、コンテンツをダウンロードする人まで過大なりリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制にほかならない危険な考え方であり、憲法に定める表現の自由という権利を損なうおそれがある。 ●104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占める批評や適切な引用によってなりたっている文化が抹殺されることになる。それらのコンテンツが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはまったくおかしい話である。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない、実際現状でも大半のストリーミングコンテンツはダウンロードしてローカルに保存をすることが可能になっている。法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人
○潜在的な違法ユーザーという危険性 以上で議論してきたように、ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。これは、たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。	個人
○送信可能化権で十分であるはず 後に詳しく述べる通り、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私は考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私は懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると、私は考えます。	個人
○著作権者がインターネットで流通させていないのが一因 そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に合わない事態があるためである、という例も多いように思います。たとえばAppleiTunesStoreforFranceで販売されている楽曲が、iTunesStoreforJapanでは販売されていない、といった事例が報告されています。このような問題が生じるのは、ロングテール、超流通といった経済的に合理的なモデルに移行できない一部コンテンツホルダーが、前世紀型コンテンツ販売モデルに依存しているためではないでしょうか。	個人
●著作権保護技術全般について反対。 地デジのダビング10などの著作権保護技術は、これをやられては自由な学術目的の利用も妨げられる。引用を目的とする編集も出来なくなる。これは学問の自由を妨げる。 また、著作権保護されている作品がパブリックドメインに入り、国民が権利として作品を自由に利用しようとしても著作権保護技術がそれを妨げる。著作権保護技術は国民が数十年後に手に入れる権利を今から前もって侵害する行為である。 仮に数十年後に著作権技術が解除されるとしても、作品を収めている媒体の寿命や規格の寿命を考えてもパブリックドメインに入る前に作品の閲覧さえも不可能になってしまう。例えば国家機関がDVD-Videoを再生する設備を数十年間保有し続けることは可能だろうが、一個人が設備を保有し続けるのは現実的ではない。	個人

○適法サイトと違法サイトを識別できるようにすることは困難を極め、識別を必要とすることによってインターネットの利用、普及を阻害します。 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられる」 仮に適法サイトをなんらかの方法で識別する手法(「適法マーク」等)を用いたとしても、現状のサイト利用状況を踏まえれば、「完全に適法であり、今後も違法コンテンツをアップロードしない保障」をサイトに与えられる場合はごく限られます。 そのため適法サイトの識別が不明となるその他サイト(海外サイトなど)の利用を「全て違法」、もしくは「違法かもかもしれない」と喧伝されることに繋がるため市場の不当な独占、インターネット利用の不当な制限、インターネット普及に対しての著しい阻害などの影響を及ぼすと想定されます。	個人
○適法公開の識別が困難である 今回の「ダウンロード違法化」が審議会に持ち込まれた経緯としては、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画投稿サイト、いわゆる「着うた」の「違法」公開サイトなどのWebサービスサイトに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と私は理解しています。 しかし、わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありう」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、権利者の許諾を伴う公開であるかどうかという問題も、ほぼ同様に考えられます。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは、ストリーミングで閲覧したりVideoDownloaderなどを使用してダウンロードしたりする一般ネットユーザーにとっては、自明ではありません。「違法アップロードであるかもしれない」という情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、故意があると判断されうることになり、やはり合法的なダウンロード行為が幅広く萎縮されることにも繋がります。	個人
●報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 意見: 上記報告書の条件を適用することに以下の理由で反対する。 「ダウンロードの違法化」は、技術的な判断根拠が薄弱である上、インターネットでのコンテンツ配布そのものを妨げる施策であり、今後のインターネット上での表現の自由を妨げかねず、容認できるものではない。 技術的にストリーミングとダウンロードの間に大差はない、すでに多くのストリーミングにより配布されているコンテンツは保存することができる技術が開発されており、日常的に使用されている。両者を区別すること自身、技術的根拠が薄弱であり、正当なものとはいえない。 違法コンテンツの再配布を抑止するには、現行著作権法の公衆送信権の侵害とみなすことで法的には十分であり、これ以上の権利を著作権者に与えるのは、利用者側の権利の侵害につながりかねない。 ●報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 意見: 上記報告書の条件を適用することに以下の理由で反対する。 あるコンテンツが適法か違法かの判断は、個別の事例ごとに行われるべきである。 著作権の侵害であるかないかは、コンテンツの制作過程全体を判断して初めて判明することであり、特定の配布元だから信用して良い、ということにはならない。 故に特定の配布元を「違法サイト」と包括的に判断すること自体、違法性の判断根拠としては薄弱であり、容認できるものではない。 同様に、「適法サイトマーク」などの形でコンテンツ配布に対して事前に許認可を必要とする制度を導入することは、表現の自由に対する制限の権利を許認可主体に与えることとなり、容認できるものではない。また、この許認可制度の適用範囲が本質的に日本国の主権下にある範囲に限られ、インターネットの情報配布元が世界中に拡散していることを考えると、この許認可制度の有効性は甚だ疑問であり、検討するに値するものではない。	個人

●報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について（103ページ） ●意見： 反対。 1. ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずであり、これは権利者が有するとされるいわゆる送信可能化権で規制すべきものである。これは消費者（ダウンロードを行うもの）の問題ではなく、権利者が違法なアップロードを行う者に対して対策を行うべき問題であると考ええる。ダウンロードと言う行為自体は現代のネットワーク社会では通常の行為であり、特定の条件下に限定するとしてもダウンロードを違法化すると言う考え自体、時代に逆行しており、到底受け入れられるものではない。様々な通常の、そして有用な活動の萎縮等、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は有害である。 ●報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」の項目について（104ページ） ●意見： 反対。 1. 何を持って違法、違法サイトとするのか全くわからない。インターネットのサイトはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトに関して何を持って適法とするのか。また、海外でなくても、この話し合いに出席しているような大きな権利団体以外の個人が権利者所有する場合に、現状の法および常識に照らし合わせて明らかに適法であるにもかかわらず、わざわざ適法であることを表示するための判定等、煩雑かつ、おそらく有料である行為を行うとは限らない。その場合に、そのサイトを不当に市場から締め出すことにも繋がりかねない。 2. なお、仮にダウンロードが違法化された場合、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロード監視を強化することになり、その結果、著作権者、特に大きな団体に加入していないような零細な著作権者が自らアップロードしている、適法なコンテンツに対して行われた、間違ったクレームによってコンテンツが削除され、零細著作権者が不利益を被る事故が頻発するようになると予想される。また、該当の零細著作権者に不利益を与えるために、いわゆる言いがかりとも言うべきクレームが多発した場合に、対処の方法がない。いわば「クレーム爾慮世辰燭發命、織府著覆襦ち零細著作権者に不当なリスク、もしくはは明らかな不利益を負わせる改正案であり、到底賛同できない。 3. 仮にこの違法化案が通過し法令化された場合、音楽・映像だけでなく、すべての業界、たとえば書籍や出版、新聞等の情報およびゲームやコミックスなどのメディアに関してもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと思われる。たとえば、権利者が訴えれば違法となるような二次創作に関して、現状ではどのように扱うか権利者にゆだねられており、権利者の、いわゆる「お目こぼし」のおかげで、日本の創作文化を強力に下支えされており、そこから偉大な作者が生まれてきているのは紛れもない事実である。必ずしも権利者および元の作品の利益を損なっていないにもかかわらず、創作文化を萎縮させる影響は多大なものがあがり、到底賛同できない。また、新聞記事等、事実としての情報を著作物と主張する者が現れないとも限らず、最悪に拡大解釈された場合、記事を紹介するだけで違法ダウンロードもしくはその幫助に問われるのではないかとする懸念により嫌々いざ鎌倉う鶏拭墮壁奪奪著任責穢鑑鑑鑑鑑里里争嶰玆蠅箇娶軀垢覆匹粒莖阿臧飽狙未氣譴機海著阿氣諷ちとても賛同できる考えではない。 4. また、脚注でストリーミングは対象外としているが、ストリーミングとダウンロードは技術上大差がなく、一般的なユーザがストリーミングと思って利用したものが、実際にはダウンロードと言える技術的な手法を用いている可能性もある。これらを法律上違うものとするには無理がある。実際、判例と矛盾するという指摘もある。一般ユーザの法的地位は不安定となり、結果合法的なダウンロードといった通常の活動を萎縮する結果となる。最悪の場合、結果としてそれがWeb市場の縮小に繋がり、現代の公共の利益に反する。また、違法かもしれないということで、技術開発も萎縮され、諸外国に比べインターネット技術が遅れ、ひいては国内のIT開発力が衰退することになりかねない。 ●報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について（105ページ） ●意見： 反対。 1. 「合法マーク」が無ければ違法サアヲ著者靴瀝瀬E 鴉塞璽匹稻 修氣譴機著い△里砲稜穗卒兕△襦ぢ「合法マーク」がないサイトでも違法でない著作物がアップロードされていることは充分考えられる。仮に「合法マーク」以外のサイトが必ずしも違法サイトでないとした場合、「合法マーク」には何の意味があるというのか。「合法マーク」は、例えば「YouTube」や「ニコニコ動画」といったユーザー主導のサービスや、「合法マーク」が簡単に設置されるとは思えないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するための既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものであり、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきではないか。また、「合法マーク」を設置するための組織は各種権利団体から独立した健全な運用となるのだろうかという懸念もある。逆にうがった見方ではあるが、「合法マーク」のあるサイトでも、もしかしたら違法な著作物が永続的ではないにしても、アップロードされているかもしれない。ユーザとしては「合法マーク」のサイトからのダウン墜璽匹世藕臻、ちしているが、実際には違法の場合、誰が責任を取るのか。仮にサイトが責任をとる場合、ユーザは結果として違法な著作物をダウンロードしたにもかかわらずお咎めなしであり、不公平感もあるだろう。逆に、ユーザが責任を取られる場合、適法行為しかしていないのに違法となり、理不尽以外の何者でもない。やはり、そもそものアップロードを権利者が有する送信可能化権で規制するのが妥当であると考ええる。 2. 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であり、条文によっては、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もありえる。その場合、国民の規範意識に反し、通常の活動だけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 3. 違法性の有無にかかわらず、ダウンロード経験のある一般のユーザは、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきた場合、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、精神的な健康を害されるだけでなく、実際に「和解金」を出してしまうおそれもある。これは詐欺行為を助長垢観④任△襦ぢ4. 「合法マーク」はサイトによるところだが、そもそも、それが違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、ダウンロード前だけでなく、ダウンロード後、その実態としてのファイルを見ても分からないことが多く、一般ユーザは判断しようがないことに根本的な問題がある。また、国内コンテンツならまだしも、海外コンテンツの場合、かなり詳しい人でなければ判断はできないと思われる。 本来、ダウンロード自体を違法にするのではなく、電子透かし技術のようなものを強化し、ユーザ自身がコンテンツそのものが適法コンテンツであることを確認できるような対策を権利者やWebサービス事業者、ソフトウェアメーカー、機器メーカー等がとるべきではないか。それにより、ユーザの著作権意識の向上も期待できると考える。	個人

⇒105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 今の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人にまで理不尽な責任を負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めてしまおうという逃げだと思う。 ⇒104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 この案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を支えているパロディ文化を失う事になる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは間違っている。 ⇒104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、ネット上サービスの可能性が無駄に狭くなり、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 ⇒105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。 また、「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか、と思われるも仕方がない。 ⇒104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できるものではない。 ⇒105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、我々国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 ⇒103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対である。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ⇒105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案となってしまう。	個人
・*104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について* YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。 ストリーミング技術を実装するRealPlayerIには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、専門家の間でも両者の定義には争いがあります。両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 ダウンロードについて言えば、YouTubeやニコニコ動画もキャッシュという形でダウンロードはされており、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 このような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製かどうかは、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もあります。このことから一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまい、合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになりかねません。	個人

・*105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ・日本の著作権法は無方式主義であり、権利の表示は必然ではありません。そのためダウンロードしようとするファイルが権利を侵害しているコンテンツなのか、合法的なコンテンツなのか、外観上判断がつかない場合があります。 さらに、ダウンロードするファイルの内容は、実際に入手して初めてわかるものですが、入手時点で違法となる可能性があります。これはつまり、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意がある、と判断されうることになるでしょう。故意があるとみなされれば訴えられた時にユーザーに不利となります。 これもやはり、合法的に行おうとしているユーザーにとってダウンロード行為を萎縮させられる、リスクとなります。 また、ダウンロード違法化によって、第三者による架空請求が発生することは確実でしょう。振り込め詐欺のように不特定多数に申し請求を行い、それに対しほんの数人だとしても引っかけってしまうユーザーがいたならば、重大な問題となります。	
・「情を知る」というあいまいな表現によりどこまでが違法で、どこまでが適法なのか、実際の利用者に判別が付かない。 ・YOUTUBEなどの視聴で、現状ブラウザキャッシュについては、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論されており、「キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらない」と解釈する方向で検討が進んでいるようですが、あくまで検討が進んでいるだけで、ブラウザキャッシュが技術的に見てストリーミング配信ではなく、ダウンロードなのは事実である。今後それが違法だとはする判断が下されてもおかししくはない。 ・ネットを見て回っていて、お気に入りの画像を発見し保存することが著作権法違反となり、逮捕される。	個人
・「情を知る」というあいまいな表現によりどこまでが違法で、どこまでが適法なのか、実際の利用者に判別が付かない。 ・YOUTUBEなどの視聴で、現状ブラウザキャッシュについては、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論されており、「キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらない」と解釈する方向で検討が進んでいるようですが、あくまで検討が進んでいるだけで、ブラウザキャッシュが技術的に見てストリーミング配信ではなく、ダウンロードなのは事実である。今後それが違法だとはする判断が下されてもおかししくはない。 ・ネットを見て回っていて、お気に入りの画像を発見し保存することが著作権法違反となり、逮捕される。 ・ダウンロードツールの開発者や発売元が逮捕される	個人
・「情を知る」との表現が曖昧であり、場合により法の解釈が異なってしまう可能性があるため、明確な表現に書き換える必要がある。 ・YOUTUBEなどのストリーミング配信を視聴するとキャッシュとしてパソコンにデータが保存される状況にあり、ダウンロードと本質的には変わらない。そのため、ダウンロードのみを対象にしている本案は技術的な意味でも現実に即しているとは言えない。	個人
・「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)の項目 上記に反対します。 コンピュータを利用したデジタルデータの著作物の利用は本質的にダウンロードによって行われストリーミングとはダウンロードの方法の一つです。 ストリーミングとは著作物が時系列的に並んだ側面を持ち、コンピュータ上に時系列的に完全なデータを残さず現在＋若干の過去未来の情報のみをコンピュータ上に残す技術だと言えます。 コンピュータ上でダウンロードとストリーミングを明確に区別することは不可能です。 この場合著作物が時系列的というのは音声、動画に止まらず、プログラムや2次元、3次元の情報を部分的に移動しながら見る(地図検索サイト、グーグルアース等)などの利用も考えられ、また、検索サイトなどのように著作物(インターネットウェブ上の)の情報を検索し表示する際にも著作物の一部をダウンロードしているのは明らかです。 上記に挙げた例はあくまでも現在から考えられる利用形態であり将来どのような著作物の利用形態が現れるか想像は困難です。 ダウンロードを違法化することは現在の適法サービスにおいても違法となりかねなくまた、これからも発達してゆくであろうコンテンツサービスにたいしても大きなブレーキをかけることになります。以上の理由からダウンロードの違法化に反対します。 ・「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)の項目 上記に反対します。 合法的なコンテンツであるか違法なコンテンツであるかは実際に利用してもわからないことが多いと思います。合法的なコンテンツに違法なコンテンツの一部が使われていたとしてもそれに気付くことは困難です。そのコンテンツが違法であるとたとえば極小の文字で記されていたり、動画中にわかりにくい形で記されていたとして違法であると知っていたと判断されてしまう恐れがあり、そのようなサービスを利用したユーザーに対して訴訟をちらつかせて金銭を要求するなどの事件が発生することは用意に想像できます。 また、インターネットにおいてコンテンツの一部を別のコンテンツで利用するなど、相互にコンテンツを利用する形態が多くなっており、そのコンテンツの一部はユーザーが制御する事無しにサーバー側で入れ替えることが可能です。合法的サイトには合法であるというマークを示すとした案は前出のようなサービスには対応できません。	個人

現在コンテンツの生産や流通のコストは非常に低くなっており、商業的な組織を必要とせずに生産や流通を行うことが出来るようになっていました。たとえばインターネットのウェブページにはそのような物が多く見られ、また同人誌など物理的な媒体を使ったオリジナルの著作物の生産や配布も個人ベースで行っている例が多くあり、その中で大きな人気を集めているものも少なくありません。この様に商業ベースではないコンテンツ一つ一つについて合法であるという認証を行うというのは非現実なことではないかと思われます。 私的録音録画小委員会での議論は商業ベースのコンテンツに対する保障にのみ注目し議論されているように思われます。一部の商業的に利益をもたらすコンテンツのためにコンテンツ利用の複雑で厳密な手順を設けて、それ以外の数多くのコンテンツの利用を結果として締め出すような議論が著作権法の理念に沿うものなのでしょうか。 たとえば一次創作物を引用、流用、借用した二次創作物などであってもそこには創作性があれば著作権法で保護する必要があると考えます。 一次著作物に勝るとも劣らない二次著作物が発生することも多々あり、また一次著作物と言えどまったく何も無い所から生み出せるものではありません。このため一次著作物からの引用、流用、借用などの権利をすべて一次著作物の権利者がコントロールするというはその著作物の文化的発展性を断絶することにもなりかねないのではないのでしょうか。私的複製権の議論から多少離れるかも知れませんが、そのような側面からの議論も要望します。	
・100ページ「第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 著作権法30条の適用範囲をどう変えようと、メディアと録音録画機器に対して課金している以上、課金されるべきではない対象から料金を徴収していることに変わりはない。したがって、30条の適用範囲の見直しはまったく無意味である。 著作権法第30条で想定されている複製行為は個人が行うものであり、必要以上に条件を複雑化して適法違法の判断を難しくすることは、一般消費者の著作物の利用に少なからぬ萎縮効果をもたらすことが予想される。著作権法は以って文化の発展を促すことを理念としている法律であり、今回の問題において30条の適用範囲を制限することは著作権法の理念に反する。 上記の理由により、反対である。 ・104ページ「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」 現状、著作隣接権の公衆送信権利処理システムが確立されておらず権利者の確認すらままならないため、動画共有サイトや非商用サイトでは一時的に違法なコンテンツが存在する可能性を完全に排除することが出来ないし、また一般ユーザーにそれを確認するすべはない。このため、非商用サイトではnotice&takedown的な考え方での運用にならざるを得ない。 この問題は、違法適法を判断する仕組みとして提案された適法マークの認可方式では解決できない。また、適法配信マークを認可するという考え方は、一部団体にコンテンツビジネスの許諾権利を与えることにつながる。RIAJの提唱した適法配信マークも運営団体が恣意的な識別マークの発行拒否を行って不当にオンライン配信事業の寡占を行う危険性が排除できていない。 違法サイトからのダウンロードを禁止することは、インターネットコンテンツの大半を占めるこれらの非商用サイトの利用に大きな制限をかけ、個人から著作物を発表することが出来るインターネットにおける文化隆盛の可能性を大きく損なうものであるため、反対である。	個人
・103ページ、「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論にはその前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるものである。そもそもそのようなコンテンツを規制する目的で送信可能化権が設定されたわけであるから、それに対処すべきである。 さまざまな問題を内包するダウンロード違法化の導入はかえって国民にとって有害である。 ・104ページ、「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあろう。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 また、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないようアップロードに気を遣わされるようになり、その結果著作権者が自らアップロードしている場合のような間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 文化的にも問題がある。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていいる。そうなれば、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化や批評文化が殺されることになりかねない。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもなく、違法化されるというのはおかしいと考えられる。 ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないにもかかわらず、法律的に違うものとして扱うと技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、発達しつつある世界的コンピューターネットワークの可能性が日本のみ狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人

・105ページ:「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現行の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制とも考えられる。 そもそも、「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化される事自体おかしい事である。また仮に、違法サイトとされないのであれば、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。また、「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや合法マークが簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んでいると考えられてもおかしくない。それは公正な競争に反するものと思われる。 そして、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーもダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなくWebサービス開発を不当に萎縮することにもなりかねない。 また、一般のネットワーク利用者には、違法性の有無にかかわらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案とも考えられる。	
・103ページ:「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 現在の著作権法では、違法アップロードについて「送信可能化権」で既に規制が可能な状態となっており、違法アップロードに対する規制が適正に行われていればダウンロードを違法化する必要はない。ダウンロードの違法化はネット利用者に多大なリスクを押し付けるものであるため、反対である。 ・105ページ:「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この案では対象を「録音録画に限定する」としているが、出版業界等からも対象に含めるよう要望が出されており、これらを無制限に取り込んでいけば最終的には「ネットのコンテンツは全てダウンロード禁止」ということにもなりかねない。これはネットの存在そのものを否定するものである。 また、ネット利用者全てが十分な法的知識を持っているわけではなく、ダウンロードしたコンテンツを保有しているというだけで「違法なコンテンツを持っているので訴訟するが、嫌なら和解金を払え」といった脅迫・詐欺行為が行われる可能性が十分にある。 さらに、違法サイトかどうかについて、特に海外のサイトまで含めるとその識別を行うことは絶対不可能であり、ネット利用者が不当に多大な法的リスクを負うことになる。 以上の理由により、ダウンロードの違法化には反対である。	個人
・97ページ:第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について そもそも、私的録音録画補償金制度の見直しを主目的として始められたはずの「文化審議会著作権分科会」において、なぜ「著作権法第30条の適用範囲の見直し」といった不可解な結論が出されたのか、この報告書ではその経緯が全く説明されていない。そのような観点からも、今回の結論は全くのナンセンスであると考ええる。	
・103ページの「i 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 これに対してはその後に記述してある”違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対”という意見と同意見である。 ・104ページの「ii 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 『A』については、「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 『イ』については、ここでは録音録画に限定すると書いてあるが、この違法化案が通れば書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくだろう。そうなればますますネットの利用の幅が狭くなり、権利者側にも様々な不利益が発生すると予想する。 我々、一般ネットユーザーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると圧力をかけてきた場合、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 これは、最近の全米レコード協会(RIAA)の行動からみても分かることであり、この法改正案が通る事により、JASRACも同様の行為を行うのではないかという懸念が募る。 さらにこれは新たな詐欺市場を後押しさせる法改正案であると考ええる。 この問題は様々な人からも意見を募りもっと慎重に議論すべきだ。	個人

・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の「適用範囲見直し」について 反対。違法にアップロードされたコンテンツは送信可能化権で規制可能だ。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないことにも一因があり、現在の著作権制度でも十分対処は可能である。権利の濫用や利用者萎縮の恐れがあるダウンロード違法化を導入する必要は無い。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の「録音録画を違法とすること」について 反対。違法化する事で、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されかねない。具体的な統計も無いこと等からそれらのパロディが原作品の利益を損なっているとは考えにくく、違法化しても萎縮効果しか生まない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の「適用除外する範囲について一定の条件を課すこと」について 反対。「情を知って」かどうかの判定は個人の心情によるため困難であり、あいまいな基準が濫用され表現の自由が侵害される恐れがある。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の「適法サイトに関する情報の提供」について 反対。「適法マーク」が無いサイトが違法サイトとして誤認されかねない。また、インターネット上には日本向けに限っても無数のサイトが存在し認証及び認証後の監視は莫大な手間となるため、例え適法サイトであっても一部しか認証できない事態起きることは確実である。 以上より、認証制度の公平な運用は著しく困難であるから、そのような制度は不必要だと考える。	個人
・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 ダウンロード違法化は一般ユーザーに対して負担をかけるものです。 しかし、一般ユーザーに販売側が負担をかけるのは、まさにに最後の手段であり、その手段を用いるためには「他の方法による対策では不可能である」という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならないと私は考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。 著作者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずですが。 権利者はこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。 私は懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なカタチで妨げられることなく便利に利用できることであると、私は考えます。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。 しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。 ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。 このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。	個人
・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるはずですが。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い事です。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害です。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。まず、パロディまで違法化する事が権利者の利益になるとは到底思えません。次に、ストリーミングとダウンロードは技術上大差がありません。実体が殆ど同じ物なのに、法律的に違うものとして取り扱う事は、技術的な発展の障害になりかねません。 次に、インターネットは日本国内の閉鎖的なネットワークでは無いという事です。日本の著作権法に基づかない可能性があるというだけで海外のサイトを閉め出事が出来、むしろそのような意図があるように思えます。 次に、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。パロディまで違法だと判断される事が多く、原作の批判などに許可が下りるわけでもない。ダウンロードする側にまで大きなリスクを負わせる事は批評精神を著作権で封殺する思想統制そのものです。 次に、合法マークのあるなしを違法か適法かの判断基準にする場合、その合法マークの発行元は単なる利権団体でしか無いでしょう。余計な中間搾取は日本国民の利益に適っていません。 そもそも合法であってもマークを配布しないなどの事が起こった場合、それに対抗する案はあるのでしょうか？ 自分たちの利益に適うサイト以外を”適法市場”から閉め出して、既得権者が自コンテンツへ誘導するような使い方がされない方策は現実的には無いのではないのでしょうか。もしそれがあれば明文化以外には無いでしょうし、そうなると合法マークの意味も益々無くなってしまいます。結局、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきです。 次に、一般のインターネットユーザーは、違法性の有無を分かっているままダウンロードしたファイルを持っていた場合、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあります。これは詐欺師を後押しする法改正案です。	個人

・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対である。 ダウンロード違法化の議論を行うには、その前提として違法アップロードによるコンテンツというものが存在しているはずである。 しかしこれは送信可能化権で規制できるはずであり、権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていない点にも問題があるのではないかな。 下記にも記述するが、技術的にストリーミングと大差の無いダウンロードの違法化のというのは改正ではなう改悪となるのではないかな。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。 この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。 そうなった場合、「パロディ」という二次創作文化事態が衰退する事は十分に考えられる。 それらのパロディが原作品の利益を損なっているという明確な理由が提示されておらず、逆にパロディを通じて元となる作品を知る機会も多々あると思われるなど元となる作品に対する二次的宣伝効果も期待できる。 にも関わらず違法化されるというのは一方的な決め付けであると思われる。 また「ストリーミング」も「ダウンロード」もサーバからデータをローカルコンピュータに(恒久的か一時的かは別として)保存する以上、技術的に大きな差はない。 にも関わらず、法律上異なるものとして扱うと技術的選択肢が狭まり、結果として提供可能なオンラインコンテンツやサービスの縮小、もしくは衰退が考えられる。 そうなった場合、今でも海外と比較して劣りがちなオンラインコンテンツやサービス技術が今以上に差が開く危険が考えられ、ひいては日本のオンライン技術開発の衰退にまで発展する事も十分に考えられる。 また、当然ながらインターネットは国内限定ではないグローバルサービスであり、国内の法律で違法なことが海外の全ての国で違法とは限らないし、当然ながらその逆もありうる。 海外のサイトが日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける事は極少数の大規模なサイト以外はとても考えられず、海外のサイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながりかねない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 全てのWebサイトに合法マークを与えようというのはいささか無理であると思われる。 個人単位での極小規模なサイトにまでマークを付与することが出来るのか。 またそれが違法サイトでないのであれば、合法マークには競争を阻害する為の物となるなってしまう危険があり、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。 また、合法マークが以前あった電気用品安全法でのPSEマークのような社会的混乱を引き起こすのではないかな。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 上記「105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について」書いたが、合法マークを「YouTube」や「ニコニコ動画」といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトをどう扱うのか。 いわゆる「適法市場」から排除するための既存レーベルなど既得権者によるコンテンツ人気誘導の主導権を回復するための独占行為とも受け取れる。 これは公正な競争に反するものではないかな。 違法ダウンロードサイトについての定義が不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合も十分有り得る。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	個人
・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。ダウンロード違法化の議論には、前提として違法アップロードされたコンテンツが想定されていますが、これは送信可能化権での規制が可能であると考えます。ダウンロード違法化は枠が大きすぎ、またその主眼である権利者の利益保護に関して特に有効なものであるとも思えません。 これは以下にも共通して言えることですが、ネット利用・製作の大部分を担う一般ユーザーの観点が欠けているように思われます。製作したものに対するスタンスや、それをWeb上に上げる事に対する意識、また利用者としてより利便性や充実したサービスを求める意識などはインターネットの持つべき社会性において決して小さなものでは無いと思います。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。この違法化案が通ったら、書籍など他の業界からもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われていますし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいと思います。また、原作者側が原作品の利益を損なう表現活動と見なした場合の為に著作権法違反が適用されるにしても、それは親告罪としてであり、その適用の為に表現活動の手法そのものが違法の対象として囲い込まれてしまうのは余りに不適當であると思います。 また、日本で違法であることが海外でも違法とは限らないし、その逆も有り得ます。インターネットはグローバルなものであり、日本における不適當な手段での規制が、海外サイトの利用や海外からのアクセスを妨げる結果になることは一般ユーザーとして多大な損失です。さらに、利用方法や範囲の規制によって世界から切り離されてしまうことは、日本のインターネットを衰退させる要因にもなります。 もう一点、ダウンロードの違法化は、動画・音楽投稿サイトにおけるアップロードは常にユーザーが違法ダウンロードしないよう気遣わなければならないとなり、総じて違法化によるリスクや労力は違法なアップロードをした側ではなく運営側に大きくかかることとなります。また、間違ったクレームに対応して削除されるなどの事故が、違法でない著作権者にも不当なリスクを背負わせる結果になり賛同できません。	個人

・105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 全体的に「適法マーク」の効果と実施の妥当性に疑問があり、反対です。「適法マーク」の設置の基準、というよりそのようなものが多様なネット社会で設定出来得ると思えません。さらにYouTubeやニコニコ動画といったアップロードもユーザーが主導になるサービスや、アマチュア製作者が「適法マーク」の有無によって活動しづらくなる状況は一般ユーザー側にとって不利益になり、ネット社会の現状にもそぐわないものです。また、「適法マーク」の存在は既得権者の利益保護という印象を拭えず、であればそれは差別的な取り扱いによって公正な競争作用を妨害するものであると思います。 また、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であり、利用者の現状にそぐわない形で適用がなされる場合が考えられます。また、一般ユーザーが所有していたダウンロードコンテンツを突然「違法だ」と指摘された場合、実際の違法性の有無の判断や適切な対応はとても出来るものではないと思います。既得権者が独占的利益を確保のために告発する、といった事態も容認しかねません。ユーザーとしてこのようなリスクを常に意識しなければならない状況というのは、不当な損失に値すると言わざるを得ません。	
・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について これについて反対の意見を提出します。 ダウンロードを行うためにはまずアップロードが行われなければならない、違法アップロードについてはすでに送信可能化権によって十分に規制する事が可能です。 よってダウンロードを違法化することに必然性を感じません。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について これについて反対の意見を提出します。 インターネットには出所のわからない様々の物が存在しています。ですから利用者から見て、今自分がダウンロードしようとしているものが違法なものか適法なものかの区別は通常ははっきりと出来るものではありません。 適法かどうか分からない以上、ほとんどすべてのダウンロードは違法と考えざるを得ず、ダウンロードという行為を事実上ほとんど不可能にしてしまいます。 これは利用者と権利者の両方の権利のバランスから見て著しく権利者側に偏った案であり、とても納得できません。 また、ダウンロード・ストリーミング・キャッシュなどの区別は技術的には曖昧であり、ストリーミングだけを対象外とすることに違和感を覚えます。 そのような除外条件を設けてまで規制する必要性を感じられません。もっと議論を積み重ねてから結論を出すべきだと考えます。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について これについて反対の意見を提出します。 適法サイトと示すために適法マークをつけるということですが、これはたとえ適法なものしか取り扱っていなくとも適法マークがなければ違法サイトと同等ということです。 「疑わしきは罰せず」というのは刑事裁判の大原則であり、誰もが納得いく方法論であると思いますが、(刑事裁判でないとはいえ)適法マークはこれと真逆の考え方である「疑わしきは罰す」という発想であり、著しくバランスを欠いた方法であると考えます。 また、一般の利用者は訴訟に対する十分な知識も費用も時間も持っておらず、違法サイトからダウンロードしたから訴訟を起こすと言われた場合に事実上立ち向かうことが出来ません。 特に日本の場合には訴訟を起こされること自体が相当な社会的ダメージを負うものであり、その場合訴訟に対応するよりは和解金を払って訴訟を回避する方がよいと考えることは十分に魅力的な案です。 こうしたことを狙って不当に和解金をせしめる詐欺が頻発することが十分に予想されるため、この案には賛成できません。	個人
・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の議論について アップロードがなされていなければダウンロードすることも無いのだからそちらを送信可能化権で片付けていくのが筋だと思われます。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について この法案が通ることにより、雑誌書籍などでもダウンロードの違法化が進み、日本が世界に誇るパロディ文化などの衰退や、さらには原作を知らなければ無自覚の大量違法ダウンロードなども引き起こす可能性がでてくる。そもそも、インターネットはグローバルなものであり日本人が運営しているサイトだから日本の法律に照らし合わせて罰則が下されるという貴委員会の考え方に違和感を覚える。海外で運営されている日本の法律で見て違法なサイトは、その国では違法では無いかもしれない。 もっと大局的、将来的な目で物事を見て判断して欲しい。この法改正が通ることにより、日本の将来の文化・芸能をになう若者たちの芽を摘み取ることになると私は考える。	個人

・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できる。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。それにもかかわらず権利者が安易な解決方法としてダウンロードの違法化を求めているが、現状での安易なダウンロード違法化は、犯罪を犯す気など全く無い一般のインターネット利用者をグレーゾーンに追い落とすものであり、予想外の影響を引き起こす可能性が非常に高い。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上の差がないのに、法律的に違うものとして扱う基準が不明である。ストリーミングやダウンロードはIT技術の根幹をなすものである。日本ではWinny事件のように犯罪に用いられたITツールの作者が有罪になる判例があり、 技術的に明確なストリーミングとダウンロードの定義が無いと、今後日本のIT技術は不明確な部分避けざるを得なくなり、諸外国と比べて必ず遅れてしまう。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。映倫やJASRACのように業界団体が自主規制としてするべきことで法制化するようなものではない。「適法マーク」はだれがどのような基準でどの程度の期間で発行するものなのかが不明であり、大手の既得権者が個人著作権者や弱小著作権者を不当に排除する目的に必ず使われるし、実際、既得権者がその目的のために考えたものであると思われる。	個人
・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について反対します。 ダウンロード違法化の議論の前に、まず違法にアップロードされたコンテンツを送信可能化権によって規制するべきです。権利者がこれまで個々の違法アップローダーに対して十分な対策を取っているとは思えません。一般ユーザーに負担をかけることは最終手段であり、それ以外の方法では対策が取れない、と疑いの余地も無い議論が示されなければなりません。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対します。 ストリーミングとダウンロードは技術的に大差が無く、法律的に違う物とすると技術的な選択の幅を狭めることになり、Webサービスの可能性を狭めてしまいます。 またYouTubeやニコニコ動画もキャッシュという形でダウンロードされています。ストリーミングによってダウンロードされたキャッシュが複製にあたるのかは専門家でも争われており、同じサービスでも利用態様によって、違法と合法の判断が分かれてしまいます。ストリーミングは今回の議論の対象外することは一般ネットユーザーの法的地位を危うくし、合法的なダウンロード行為まで萎縮するでしょう。これでは日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 また動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないようにアップロードに気を遣わされるようになります。Webサイト側は間違ったクレームであっても、著作権者が自らアップロードしているコンテンツを削除する事故が頻発するでしょう。これでは弱小の著作権者に不当なリスクを負わせることになり、賛同できません。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対します 今のままでは合法的なコンテンツなのか違法なコンテンツなのかを見分けることができません。そのため、ダウンロードしたコンテンツが合法であっても、第三者が違法ダウンロードだと主張して対価を請求する、という架空請求に利用される可能性があります。 ならば「適法マーク」を付ければ良い、という主張もありますが、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置できないアマチュア作者のサイトは「適法市場」から排除されることになります。これは事実上の排他的な取引慣行であり、独占禁止法やWTO各種条約に抵触するおそれがあります。この主張は一部の団体にとつて都合の良いだけのものと思えます。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾も得られません。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟していますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思います。	個人
・103頁の「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。 違法にアップロードされたコンテンツには、送信可能化権で規制できるはずで、 ダウンロードそのものを違法化する必要はありません。 ・104頁の「i第30条の適用範囲から除外」の項目について 反対します。 この違法化案が通れば書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするように求めていくと言われています。 そうなると日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。 原作の利益を損なっているわけでもないのに違法化するのが理に叶うとは思えません。 むしろ長期的には文化資源を損ねるだけに終わると考えます。 ・105頁の「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法と判断されることが多く、とくに原作を批判するものなどは、まず許諾を得ることを望めません。 それらをアップロードする側はそのリスクを覚悟した上で行っていますが、ダウンロードする側にまでそのリスクを負わせるというのは、著作権を武器に批評を封じ込めるも同じです。	個人

・104p 30条の適用範囲からの除外の項目について 反対する。技術上、ストリーミングとダウンロードは差異がなく、現状のネットワークインフラではストリーミングに耐えるほどの帯域が確保できないため、ダウンロードによるサービスを提供するのは現実的な対応である。法的にこれを区別し、一方に制限を加えることは所謂パラダイス鎖国を助長し、ひいては日本の技術開発の衰退につながることを危惧する。 ・103p 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態の項目について 現状の法律で、送信可能化権で規制されているはずである。ダウンロードを行った者よりもダウンロードを可能にしている者(すなわち、送信可能化権を侵害しているもの)を取り締まることで十分に目的を達成できるはずである。	個人
・104P「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ストリーミングとダウンロードは技術上大差がない、というよりも内部的にキャッシュしてしまった時点で同一です。これを法律的に違うものとして扱うなど事実上不可能です。法律の運用次第で技術を恣意的に選別し、本来画期的であったかもしれない技術を葬り、または選択の幅を無くしてしまうことにつながります。これは我が国のIT産業のみならず全般的な国力を削ぐことにつながる、この条項案は重大な誤りです。 また、海外サイトに「マル適マーク」をつける、その審査をするなど、不可能です。これは重大な非関税障壁となり、諸外国から非難されることになります。また、国内サイトであっても競争を阻害する要因にしか成り得ませんし、差別的に取扱われた場合には独占禁止法違反として告発されることにつながります。 そもそもインターネットには国境がなく、日本の法律で違法かつ海外でも然り、は到底当てはまりません。一国の短慮を他国に押し付けるのは合理的とはいえません。この問題は、「国内からネットにアップロードされる、されたものを、いかに「良質」にすることができるか、という観点から論じられるべきものです。 違法にアップロードされたコンテンツについては、これは送信可能化権で規制できるはずで、当条項については現在でも権利者が違法アップロードに対して法的措置や対策を取ることが可能となっており、権利は保障されています。敢えてダウンロード違法とする合理的理由は文書からは読み取れません。返って、前述の理由の通りこれは甚だしい有害な条項となることは明白です。 現在の日本における、有力な「コンテンツ」の大部分は「パロディ」から生じたものといえます。これは歴史上の事実であり、それに鑑みてより良く著作権者の権利が保証され、かつ大きな市場をこれからも生みつける事ができるように、という観点に立って論じられるべきであり、この案はそれに反しています。そもそも、それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけではなく、前述の通りこれこそが新しい著作物を産む原動力であり、それ違法化してしまっは元も子もありません。 また、新しい著作権者が、その著作物を公にしようとする際の障壁と成り得ます。サイト管理者は違法コンテンツがアップロードされないよう、何らかの「審査」のステップを作ることを強いられ、また、クレームや告発に対する「手段を講じる」責任が生じます。これにより、アップロードしようとする著作権者権利が阻害されること、およびアップロードされても削除される可能性も大いにある、力の弱い者が自分の権利を守る為に反論しなければならない、その必要まで負わせるということです。これは大手企業であればコストの範囲内かもしれないことではあっても、弱小な著作権者や草の根ネットのような発表の場として有効であったものに対しても重大なマイナス要因となります。 ・105P「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 これは大企業などのなど既得権者が、公正な競争を阻害させる為に使う可能性が大きく感じられる条項です。新しい著作権者が、その著作物を公にしようとする際の障壁を作る目的で運用されるてしまうことは明白です。 そもそも、違法であるかどうかを誰が審査し、どうやって決定させようというのでしょうか。前述では国外への適用は不可能と述べましたがたとえ国内であっても違法・適法の区別など不可能です。明白な事実がある場合もあるという意見があるかもしれませんが、多くはその判断は「主観」に頼らざるを得ないものであることが多くなることは明白であり、判断した結果に対する責任は誰が負うのでしょうか。「そうあって欲しい」という権利者側の主張と、条項により起こるであろう予想される多々の問題点との間に、著しくバランスの欠けた思慮の結果の条項案です。 また、この条項に多数の犯罪を生むことが懸念されます。以下は大きく増える、あるいは新たに生じるでしょう。 権利者や弁護士と称して恐喝する。郵便物やスパムメールを送りつけ、そのうち何割かでも応じてしまえば大きな利益を生みます。法が犯罪者を後押しするのです。にわかネット警察の横行。目を皿のようにして、違法だろうが判らなかろうが権利者や当局への通報。 この条項に、著作権侵害に対する非親告化も加われば大いなる負の力と成り得ます。彼らは極少数のクリエイターの権利を守ったり極少数の事案の解決はするかもしれませんが、それ以前に遥かに多数の権利を奪い、そして利益を得ることもあるでしょう。それは犯罪組織の進入を容易にするものでもあり、また、たとえ合法的と当局が認める組織であっても、その組織自体とその運用は大いなる利権構造を産むことはあっても日本文化の発展に寄与することは少ないでしょう。 利権は犯罪に等しいと多くの国民が認識している現状に対して、関係する各当局はどう答えることができるのでしょうか。また、万が一事態がそうってしまった場合の責任を誰がどのように負うのかについて、対象の文書からは残念ながら読み取れませんでした。 ・P108「i.第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 そもそも、消費者が“私的録音録画は補償が契約による対価を伴う”という「契約」に同意した事実は過去にありません。仮に認めるとした場合であっても、これを法のもとに消費者に契約させる、と明文化することには慎重であるべきです。また、将来に渡って正しいという議論が成された事実がありません。この件はこれから議論を尽くすべき事柄でありこの条項において事実と反することを盛り込むのは誤りです。ただし、権利者の二重取りを防ぐ、という項目に限定しては肯定できるものです。 また、これは著作物がコピー可能であるという前提に基づいていますが、現在の技術では「コピー不可」とすることも可能であり、その著作物と著作権者に対しては保証金制度の対象とは成り得ないはずで、この条件の除外について述べられておらず、条項に不備があります。	個人

・104ページ「i 第30条の適用範囲からの除外」について 適用範囲からの除外に反対します。 第1に、ソフトウェア技術者として、ダウンロードとストリーミングを明確に区別することは困難であると考える。 ソフトウェアプログラムを同時にダウンロードすることで動画・画像や音楽のさらに高度な利用を促すなど、今後も配信技術の向上が期待されるが、ダウンロードを違法化することで、ダウンロードに関する技術の開発に消極的となり、結果、配信技術の発展を著しく阻害する要因となりうる。 これはコンテンツ配信技術に関して国際競争力の低下を招く要因となる。 第2に、インターネットの利用は国際的なものであり、違法サイトからのダウンロードを違法化することでは何ら解決になり得ず、実効性に乏しいと考える。 ダウンロード配信が適法な国にサイトを構築し、ダウンロード配信を提供した場合、このサイトを国内法に照らして合法あるいは違法であると判断することは容易ではない。また、国内で配信サイトを構築することを難しくすると、配信ビジネスの国外流出を促すことにつながり、日本における配信ビジネスの発展を阻害する要因となりうる。 ・105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 適用範囲からの除外に反対します。 第1に、違法サイトと適法サイトを見分けることは困難であり、情を知ることは不可能であると考える。 たとえば適法マークをつけるといった場合、一切著作権管理団体に所属せず自作の曲や画像のみをアップロード・ダウンロードすることを目的としたサイトを構築した場合、このサイトは適法であり、適法マークは提供されなければならないと考える。 もし、ここで適法マークが速やかに提供されなければ、これは競争を阻害するための行為と考えられ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条あるいは第八条、から考えて、認められない。 しかし、このサイトに不正に著作権財産権を侵害する曲や画像が利用者によりアップロードされた場合でも、適法マークが即時削除されるわけではなく、また、その曲や画像が違法な物であると即時に判断できるわけでもないため、当該サイトはやはり適法であるとしかいかえず、ダウンロードする者は、情を知ってダウンロードすることは困難である。 また、意思を持って違法サイトを構築する場合は、昨今のフィッシング詐欺を目的としたサイトと同様、適法サイトであることを偽装することは明確である。 結果、適法であるか否かを利用者が明確に区別することは困難であり、単に詐欺行為を容易にすることにつながりかねない。 第2に、第1にも示すように、違法サイトと適法サイトを見分けることは困難であることから、違法サイトの利用に伴う和解金や示談金と称した詐欺を促すこととなり、本法が詐欺行為を促進する法律と化すおそれがあり本法改正は、特に慎重にならなければならないと考える。	個人
・104ページ～、「i 第30条の適用範囲からの除外」 意見：早急な導入には反対する。さらに検討を進めるべき。 理由：まず、注釈51には、「ストリーミング配信サービス（投稿動画視聴サービス）について、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」と書かれているが、受信技術としてのストリーミングとダウンロードの違いはほとんどないため、ここで使われている「ダウンロード」という言葉は、「受信」した上で「（再利用可能な）ファイルとして保存」することを指していると推定される。たとえば、ストリーミングで受信したデータをファイルに保存することも技術的に可能である。通常は、受信のみを指して「ダウンロード」と呼ぶことも多いため、この注釈は誤解を誘導しかねない。また、受信したデータは、再利用しない場合でも、何らかの形でメモリまたはハードディスクなどの記憶装置に「保存」されることになるため、再利用を目的としない一時的な蓄積が複製に当たらないとする明確な規定についても検討すべきである。 また、ダウンロード違法化の実効性にも疑問の余地がある。アップロード側については、1件の行為でも非常に大きな影響をまねくおそれはあるが、105ページに記載されているとおり、ダウンロード側については1件の行為における被害は非常に軽微である。このため、法改正を行っても、刑事・民事ともに実質的な抑制効果を持たせることが難しいと考えられる。被害が甚大になりうるアップロード側での対策を進めるべきとも考えられる。 したがって、ダウンロード違法化については、将来的な導入まで反対するものではないが、現時点では、さらなる検討が必要である。 追加意見：第30条1項1号（公衆用自動複製機器）の見直し 理由：ダウンロード違法化の論拠としては、アップロードとダウンロードの組み合わせにより、私的でない複製が行われることにあるとも考えられる。その場合、アップロード側の違法性については、その著作物が公衆に使用されるためであると考えるのが自然であるが、本来、「公衆」とは不特定多数を想定すべきである。「まねきTV事件」と「録画ネット事件」の判決の違いは、複製が顧客が所有する製品によって行われるか、顧客が申し込んだサービスによって行われるかによってもたらされたが、得られる結果に変わりがないにもかかわらず、技術的な実装の違いによって適法性が異なることは望ましいとは言えない。 この問題を解決するためには、著作権法第30条が示す「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を目的にする場合においては、アップロード側について送信可能化権侵害の例外とすることが考えられる。この場合、第30条1項1号の公衆用自動複製機器に関する除外規定も削除する必要がある。この除外規定が想定するレンタル品からの複製の可否については、これとは別に検討すべきである（別途、以下に意見）。	個人

・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について 意見：第30条の適用範囲からの除外に反対します。 理由： a. 利用者には違法かどうかを確実に見分ける方法がないため、インターネットの利用を萎縮させ、IT技術の振興を妨げます。 b. ダウンロードとストリーミングに技術的な違いはほとんどありません。 これらを区別して取り扱うことは、今後の技術の発展を阻害する可能性が大いと思われる。 c. 違法コピーの取締りについては、送信側に対する法律で充分であり、それを使って適切な摘発措置を講ずべきだと考えます。 ・105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 意見：「録画録音」を第30条の適用範囲から除外することに反対します。 理由： a. 録画や録音については権利者が多数存在するため、適法だと思って所持していたコピーが実は違法ではないかと他人から言われた場合、個々の利用者が適法性を立証するのは困難です。 b. 「適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」とあるが、適法サイトを誰かが認定するとしたら誰が認定するのか、適法サイトと認定されなければ違法サイトとされてしまうのかなど、利用者を萎縮させ、公正な競争を阻害する懸念があります。 c. 録画や録音も著作権法32条に基づく引用の対象となると考えますが、引用は無断で行ないうるので、違法コピーと区別するのは難しく、結果的に引用が制限されることになり、文化の発展が阻害されます。	個人
・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。納得できません。特に書籍関連への影響への配慮が感じられません。日本における同人（パロディ）文化が、日本が誇る輸出知財（アニメ、漫画）の源泉として大きく貢献している事実を考慮していないように思えます。同人文化を海賊版などの単純なコピーと同一視しすぎのように思えます。 ・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストリーミングとは、技術的には「ダウンロードしたものをバッファに溜め込んで流す」ことであり、実際はHD内に保存していることと同じです。 そのあたりの技術的な事情の考慮に欠けていますし、全く説得力を感じません。加えて、米国ではyoutubeのようにストリーミングを利用した放送が政治などとも密接に関わり、国民の情報共有に大きな役割を果たしている現実があります。それを禁止する前に、PC内にバッファを溜め込まず、かつ、youtube並のレスポンスを返せるようなシステムの構築が可能かどうかの検討を先にすべきだと思います。 ・105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。まず、適法違法のマークを取得する基準をもっと程度明確にすべき。個人が作成した小規模の作品を発表するのに、そのマークが簡単に（かつ無料で）取得出来るのでしょうか？でなければ、自分で作ったちょっとしたフレーズや歌詞をアップロードただけで「これはマークが無いので違法である」という暴論もある程度成り立ってしまいます。 動画共有サイトのような場所ならともかく、個人のブログなどにアップロードしたものが合法かどうかを、誰が判断するのでしょうか。あまり現実的な案とは思えません。 ・105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。大手サービスの事ばかりを考え、個人レベルでの創作活動の考慮に欠けていると感じます。 全ての人が会社を経由して作品を発表するわけではありません。そういう個人単位の活動に対するフォローも考慮すべきです。 ・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。 そもそも海外の貴重な情報にも簡単にアクセス出来るのがwebの大きな利点であり、その情報が正しいかどうか、法的に適切であるかどうかは個人の考え方（または教育）の問題であると思います。法の立場から一緒に制限や除外を決めてしまう事自体、日本の情報鎖国を促進することに繋がるおそれを感じます。 ・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。法的に正しいものだけが価値のある物として残る、だからこれは安全、という選択の仕方は、かえって文化の競争力を劣らせる原因になると思います。 そもそも、webにアップロードされた全てのファイルを、合法か違法かを見極める事が現実的ではありません。現実的でない法律の下では、更に巧妙な偽装ファイルやファイル分割の手段の巧妙化を招くだけで、本質的な解決からは遠ざかると思います。 ・105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。パロディ作品や批評作品など、元の作品に敬意を払い、最終的に文化を高めてゆく目的のものまでも一緒に違法と言われる現状の著作権をそのままにして、更にそれをダウンロードすることまで違法とするのは、言論統制に近い効果があり、歓迎出来ません。	個人

・103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。まず、合法か違法かをダウンロードする側の判断に任せるという基準に無理を感じます。現状の著作権法でも、アップローダーのアップロード行為をまず止めさせる努力は可能なはずです。 個別意見は以上です。 ともかく、全体的に、権利者の一時的な都合に寄りすぎていて、利用者の立場から見た実情や、国際的な文化競争力に対する姿勢が熟慮されていないように感じます。 それは一国民として、日本の今後の文化発展の行き先に大きく不安を感じるものです。議論がまだまだ足りないように思います。 webという、一個人が遠く離れた人と劣化のない情報を瞬時にやりとりする今の時代に即していない、前時代の著作権の考え方を当てはめようとするのは、その時点で無理があると私個人は思いますので、どうか法的整備を整える前に、もっと広く、もっと多くの議論を尽くす場を設けていただきたいと思います。	
・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 文章や画像の引用が盛んに行われ、健全な言論の基盤となっている中、音楽・動画だけをことさら特別視する理由も無いように思われます。 もしこの違法化案が受け入れられた場合、書籍業界までもが同様の措置を求める可能性が高く、それを否定する明確な根拠はありません。 その結果、正当な引用による批判や情報の検証といった事ができなくなり、言論の自由は損われるでしょう。 また当案ではダウンロードを「あるファイルをコンピューター上に保存する」というような狭い範囲の言葉として使われているようですが、そもそもの意味としては「あらゆる形でデータを受信する」という非常に広い範囲を指します。 そして技術的には当案の文面にあるようにダウンロードとストリーミングを区別するというのは非常に難しいものと思われます。 たとえばAdobe社のFlash技術によるストリーミングはキャッシュファイルをダウンロードするという形で行われますし、そもそも純粋な意味でのストリーミングとてデータをダウンロードしていることには違いないので、適切なソフトウェアを使用すればハードディスク上に保存することは容易です。 そのような状況下で「狭義のダウンロード」のみを違法化することは日本のIT産業における技術的な選択肢を著しく狭めてしまい、日本のIT技術自体をも世界的に孤立させる結果に繋がりがかねません。 ・105ページ「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 現在の日本における著作権制度ではパロディや引用として他の著作物を基盤に創作物を発表しても、基盤となった原作側から訴えを起こされた場合、違法と判断されることが多々あります。 このような状況において創作者が自身の創作物を発表するためには、常に訴えられる可能性を考慮に入れつつアップロード行為を行なわなくてはならないわけですが、それをダウンロードし受け取る行為までも違法とすることは、発表者はおろかそれを受け取るがわまでも統制することになり、言論の自由を妨げることになります。 この違法化案ではアメリカ合衆国やフランスに置ける事例を参考にされていますが、法律上これらの国ではパロディが著作権法違反ではないとされています。 (アメリカにおいては合衆国著作権法第107条のフェアユースの範囲内として、フランスでは著作権法第122-5条4項にて明確に規定されています。) 対して日本においてはこれらに類するパロディに対しての法的保護がまったくなく、このようなそれぞれの国における法の差を勘案せずに欧米における法の一部だけを取り出して参考とするのは生み、公共の利益に適わないでしょう。	個人
・104ページ「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することは反対です。 グローバルなインターネットの特性を鑑みれば、ユーザが適法・違法の別を正しく判断することは難しく、特に私的録音録画を行う前に複製対象物の違法性を100%正しく判断することは、現実的に考えて不可能です。違法意識の低下や先端技術使用の萎縮といったことが起きるのは容易に想像できます。これらにより文化および経済の発展に対して悪影響を及ぼす可能性が極めて高く、これらは公益として無視できないデメリットであると考えられます。 違法サイトの対策としては、既にある公衆送信の違法性を追求すれば十分と思います。	個人
・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について ストリーミングは実質的にダウンロードしており、適用範囲から除外するのは矛盾している。 これにより、ユーザの誰もが法律に抵触することになってしまう。 以上より、ダウンロードの違法化に反対します。 ・105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 合法的なダウンロード対象であるかが表示されておらず、合法違法を判断するシステムが存在しない。 以上より、条件付だとしてもダウンロードの違法化に反対します。	個人

・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について この項目について私は反対します。 視聴のみを目的とするストリーミング配信サービスについては、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外、とありますが、ストリーミングとダウンロードの違いについては技術的に根本的な違いがあるわけではなく、専門家の間でも争いがあるほどです。従って、ストリーミングで配信されている動画を見たところ違法と判断されてしまった、ということも起こり得ます。そうなるとネット上での動画の合法的な視聴までもが萎縮させられてしまいます。 また、現在、著作者に送信可能化権が与えられているにもかかわらず更なる規制がなされることにも疑問を覚えます。著作権が侵害されているコンテンツの視聴を規制する前に、そのようなコンテンツをアップロードすることを規制するべきであり、違法なアップロードを規制するための措置は既に取られているのです。ですから権利者側は、まずは既に定められている送信可能化権を行使することで自分たちの権利を守る努力をすべきだと考えます。無闇に著作権への保護を強化することは、「文化の発展に寄与すること」を目的とした著作権法の趣旨に反することにもなります。 ・105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について この項目に私は反対します。 第30条から除外される行為は、違法サイトと承知して(「情を知って」)いながら録音録画したり、明らかな違法録音録画物から録音録画する場合に限られるとされています。しかし、あるサイトが「違法サイト」であるかどうかははっきりしていない場合が多く、仮にそのような「違法かどうかわからないサイト」から音楽や動画を録音録画した場合に、「情を知って」と判断されるかもしれないと考えられます。また、録音録画物そのものについても同様に、違法か合法かははっきりしていません。著作権者の側が、プロモーション効果が期待できるとの理由で動画サイトでのアップロードを推奨している場合もあります。以上のことを踏まえると、合法的な録音録画が萎縮されるという事態も招きかねません。「合法ダウンロードマーク」をつければよいという主張もありますが、マークがついたものについては合法性が保障されるとしても、マークがついていないものに関しては依然として違法か合法かわからないままであり、あまり有効ではありません。	個人
・104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について私は反対します。 理由は「私的録音録画小委員会中間整理」にて述べられている以下の意見に当てはまります。 引用----- 適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。 ----- また、 ・「情を知りて」のダウンロードのみに限定されているとはいえ、情を知りたるか否かの判断は難しい ・インターネットの技術的な理由から、サイトを訪れただけで情報がダウンロードされることも理由に挙げたいと思います。 まず「ネットワークのトラフィック縮小のためキャッシュは必要」ということを前提とさせてください。 おおよそ今日のウェブブラウザにはキャッシュという機能がありますが、これにより、あるサイトを訪れただけでそのサイトの情報が個人のパソコンにダウンロードされてしまいます。 「情を知りたるか否かの判断は難しい」ため、その際のデータが違法なデータであったために逮捕という事態にならないとも限りません。 怪しいリンクをクリックするな、というのは簡単ですが、悪意あるスクリプトによるジャンプ、埋め込み、等手段には事欠きません。(また、悪意あるスクリプトは、キャッシュを、まるで「情を知ってダウンロードした」かのように偽装することもできます。) 情報のアクセスに対する萎縮が生じます。 つぎに、105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の部分について意見を述べたいと思います。 引用----- なお、この点に関しては、利用者への趣旨の周知に努めるとともに、利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること ----- とありますが、その際の工夫はおそらく「サイト立ち上げの際に個人を特定できる情報を強く求め、違法サイト設置によるリスクを高める」か、「公的な機関がサイトを検閲し、認証スクリプトのようなものを与え、認証スクリプトのないものに対し何らかの不利益を与える」ものに大別されるでしょう。 これらの方法は、情報発信の手続きを煩雑化させます。それは文化の遅延を招くでしょう。 また、情報における過大な権力が発生します。それは国家と世界にとって危険であると思います。 以上の理由により私はダウンロードの違法化に反対します。	個人

・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 対象範囲が限定されるのは著作物に対する差が出来るため不均衡である。 また、将来的に他の著作物が対象範囲として拡大される可能性があり、それにより文化的にパロディなどへの圧力が拡大され、文化の幅を狭める可能性があるから。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードの定義について。これは技術論的立場から定義されている用語が著作権的な立場から再定義をされては現場の混乱を招くのは間違いないと思われる。まずこのような技術が絡む問題を論ずる場合は技術分野での言葉の定義に基づいて議論を始めるべき。 また、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。 極論を言えばアプリケーションレベルでのデータの扱いの違いのみである。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「情を知って」という条件の曖昧さ。具体的な条件が設定されていないまま運用に任せて法律として成立することに問題があると考ええる。 該当ファイルが違法なものでないということを証明するための条件をまず具体的に設定するべきである。その際、今回の改正に関わる種類の全ての著作権者に対して平等にその証明をできるようにするべきである。 そうでなければ公平性に欠けるのではないか。 ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきて、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	個人
・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 この違法化案が通った場合には、私的録音録画に関係する業界以外でもダウンロード違法化の対象とするように求めていくと言われているようです。そうになったら、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が衰退するのは間違いないかと思います。それらのパロディ作品は原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいのではないかと思います。 また、そもそもストリーミングとダウンロードについては技術上殆ど変わらないのに法律的に違うものとして扱うというのはありえないと思います。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 現在の著作権制度では、パロディなどでも違法だと判断されてしまう事も多く特に原作を批判するものなどは許諾もまず得られないでしょう。 アップロードする側としては、リスクを覚悟していてもダウンロードする人にまで過大なリスクを負わせるわけにはいかず結果アップロードが出来ない状態になります。 これは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思われます。 また、適法であるかを明確に識別できるようにするとその事ですすが「適法マーク」のようなものを作るとしてもそれは、アマチュア作者のサイトに簡単に設置できるのではなくそれら作者がコンテンツを製作する際の敷居を上げてしまう事になります。 そしてマーク無しに公開した場合には、違法でなくても違法であると勘違いをさせてしまう事になりユーザから敬遠され、コンテンツを見てもらえない事にもなります。 これは、アマチュア作者を「適法市場」から排除するためのもので公正な競争に対して、反するものではないかと思います。 そして、そもそもインターネット自体がグローバルなものであるので日本の法律で違法でも海外では違法であるとは限りませんしその逆もあります。 ですから、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けるという期待はできません。 すると、それは海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながります。 上記同様、これも公正な競争に反しているように思います。 そのほかにも、たとえ違法ダウンロードをしていなくても、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきた場合、抵抗できるほどの法的知識を持っている人は稀であるため、不安をあおり「和解金」をせしめるような詐欺が発生する事が予想できます。 わざわざ詐欺の手段を増やすような法改正はとても認められたものではないと思います。	個人

・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この施策には反対です。ダウンロードを違法化した場合、ダウンロードする側が例え“善良”であっても、前もってダウンロード内容が適法なのか違法なのか判断することは難しく、誤って違法ダウンロードを行なってしまう事案が頻発するでしょう。そして違法ダウンロードを摘発する側はダウンロードの履歴を見ただけでは、それが“故意”なのか“事故”なのかを判断することは難しく、事故を起こしてしまった善良な人も検挙しかねません。もしそこでその人の無実が証明されとしても、善良な人を無用に法廷闘争ないしそれに準ずる事態に巻き込みうる制度というのはいさか強力すぎます。インターネットの利用者全般にこのようなリスクを及ぼすため、その影響度はあまりに大きく、そのリスクを忌避した利用者がダウンロード全般について極度に慎重な態度を取るようになった場合、自身の著作物を公衆送信可能化し無償で提供している権利者にとっては、その作品の利用が著しく妨げられる結果となります。このことを考えてもわかるとおり、この改定案は、著作物の配布を厳しく制限したい権利者を優遇する一方で、著作物を積極的に流布したい権利者の立場を蔑ろにしています。本来的には、ある著作物のダウンロードが適法なのか違法なのかは権利者によってのみ判断されるものであって、それを法制度によって一律に原則違法と決めてしまうのは、そうあってほしいという一部の権利者の声だけをことさらに大きく取り入れた不公平なものと考えられません。 また、ストリーミングとダウンロードは技術的に大差が無く、その提供様態がダウンロードであるか否かについての線引きは曖昧なのに、法律的に違うものとして扱うと、法を運用する側の主観や技術に対する無知・偏見によって判断や処分が左右されかねません。加えて、民間のサービス提供会社の多くに対してもそのような懸念を抱かせることにもなり、そういった分野における革新的なサービスの立案・開発・提供について萎縮することとなって、日本のIT産業の水準が諸外国と比べて後進・衰退する恐れすらあります。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」により適法サイトか否かを判断するという制度は、“規模の大きな”権利者（主に企業）が優遇されるだけの特権的なものだと考えます。もしも仮に、適法サイトとして認められるために何らかの認可手続きを設けるなら、この手続きを実施しないかぎり違法とみなされてしまうという暗黙の外圧が働くため、個人で音楽や動画の提供を適法に行なっている（自身の製作した著作物を無償配布している）権利者にも、実質的に強制的にその手続きの手間を取らせることになります。 その種の手続きのための労働力を有する権利者（企業）にとっては全く問題の無いコストでも、規模が小さい権利者（個人）にとっては大きな負担です。現行の制度ではそれとは対照的に大きな権利者ほど自身の権利保護のためのコストを多く支払う構図になっていることを考えると、ここで述べられている改定案は小さな権利者により多くの負担を強いて大きな権利者を優遇しようという企業の利己的論理が明白で、非常に特権的・差別的なものであると言えます。加えて、この許認可を管理するために新たな団体や組織を立ち上げるとすると、そのためのコストも新たに発生することとなりますが、これは認可作業自体が莫大になり運用コストが跳ね上がるのが明らかな一方で、この制度によって現状から改善される権利保護の度合いというのはそれほど大きくないことも明らかで、コスト対効果の劣悪な施策であると言えます。税金の投入など到底認めることはできませんし、加入者の出資により賄おうとすれば先述の特権的側面がさらに先鋭化する結果になるでしょう。何一つ良いことの無い制度だと思えます。 かといって適法マークの表示になんの認可も設けなかった場合、適法サイトを詐称することは容易で、無意味どころかかえって混乱を招く結果になります。 いずれにしても、社会的立場・経済的地位に関わらず誰でもウェブサイトを作って自身の著作物を発表することができるというインターネットの特長を考えれば、全てのウェブサイトについて適法／違法の区別を一元的に管理しようとする試みは馴染まず、もし強行すれば、著作物利用の不活化やIT産業の萎縮・衰退などという形で大きな損失に繋がるものと考えます。	個人
・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について私は以下の理由により反対の意見を提出します。 YouTubeのようにストリーミング形式でコンテンツを配信することは、ダウンロードするものではないため、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。 しかし、ストリーミングであっても、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、ダウンロードとストリーミング受信との厳密な区分は困難であると考えます。 このことは、裁判官による判断の差異を生む温床となり、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、合法的なダウンロード行為が萎縮させられることとなります。 ・108ページの「検討結果」の項目 この項目について私は以下の理由により反対の意見を提出します。 上記で述べたように、ダウンロードの違法化は、一般ユーザーを潜在的に且つ、曖昧な基準によって違法ユーザーとするものです。 これは国民の法規範意識を蔑ろにするのみならず、法治国家としてたいへん憂慮すべき事態を招きかねません。 たとえば警察による恣意的な別件逮捕のよい口実となるでしょう。 このような事態は断じて認めることは出来ません。 一部の権利者の利益を保護するために、多くの国民を潜在的犯罪者にすることは法治国家としてあってはならないことです。	個人
・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ストリーミングは違法化の対象外とのことですが、ストリーミングでの動画を再生する際にもキャッシュという形でダウンロードが行われています。 ダウンロードとストリーミングの定義は未だ曖昧となっています。 このような状態では、裁判所の判断によってはストリーミングも有罪と判決が出る可能性もあるのでは。 なのでダウンロードの違法化に反対します。 ・105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分かりません。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれない」と情を知りつつ“ダウンロードした”と判断されてしまこともあるのでは。 もしこのようなことが通ってしまう事となれば、故意があるということで訴えられた際にユーザーに不利。 法を守ろうとするユーザーにとってリスクとなり、ネット上での活動の幅を狭める事にもなってしまわないでしょうか。 条件付きでも、現状では反対です。	個人

・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストリーミングとダウンロードを区別することについては、ユーザーが明確な保存行為を行えばダウンロード、そうでなければストリーミング、のような単純な話ではないと思われ(キャッシュファイルの扱い等)、それを法律的に違うものと扱うのは無理があると思われ。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。ダウンロードを行うユーザにとって、あるサイトが違法ダウンロードサイトかどうかの識別、ダウンロードしたファイルが権利侵害コンテンツかどうかの識別を正しく行うのは困難だと思われ。違法サイトであると情を知ってダウンロードする場合のみ問題とする、また罰則は無いということであったとしても、このような「ダウンロード違法化」の改正はユーザのWebサービス利用を萎縮させることになり、今後のWebサービス市場の発展を妨げるものになってしまうと思われ。また、現在アダルトコンテンツ等の閲覧につけこんだ架空請求事件が多く発生していますが、ダウンロード違法化も、同じように架空請求の手口として利用されてしまう可能性があります。 そもそも著作権侵害についての対策は、違法アップロードの時点で送信可能化権による対処を適切に行うことで十分であり、「ダウンロード違法化」は一般ユーザーに無用な負担をかけることになり、Webサービス市場、コンテンツ市場にとってはマイナスの要因であると考えます。	個人
・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私はこの項目について反対です。理由としては、 ・ダウンロードとストリーミングには明確な、または技術的な差はないため、これを判別する事は難しいと考えます。なので、「ダウンロードは禁止、ただしストリーミングは対象外」というのは無理があると考えます。 ・「違法サイトからの録音録画を違法」とした場合、現状の架空請求などの犯罪を考えれば、これを利用した新たな架空請求の増加が考えられます。 ・違法サイトからのダウンロードが通常の流通を妨げる、という考え方は、個人的には完全な同意ができません。違法サイトを利用する人間のどのくらいが、本来「通常の利用」をしようとする人なのか。たとえば、それが対価なく手に入るから欲しい、という人間がそれを禁止されたからといって、通常の利用をしようとするのでしょうか。そういった一部の人を抑止するために、インターネット全体に影響を及ぼすような改正を行っていいものではないでしょうか。 ・上記の意見に関連しますが、ダウンロード行為を違法とするのは、インターネットの発展に大きな影響を及ぼすと考えます。著作権者の権利を保護するという観点も大切だと思いますが、その一点のみでインターネット全体を規制するような事をすれば、間違いなく利用者は萎縮すると考えます。その萎縮は、技術的、または文化的な発展を阻害するものであると私は考えます。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 私はこの項目について反対します。理由としては ・違法なものか、合法なものか、ダウンロードしないと判別できない事もあり、万が一「情を知っている」者が何かをダウンロードして、それが違法コンテンツであったら、その時点で違法となってしまうので、前述の理由とあわせ、架空請求の新しい手口として利用される恐れが強いと考えます。 ・上記の意見に関連しますが、そもそも違法、合法を利用者が100%判別できる方法があるのでしょうか。あるのであれば、まずその方法はいかなるものか、具体的に示していただかなければ納得できるものではありません。 108ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 私はこの項目に反対します。理由としては ・適法業者からの録音録画を禁止というのは、利用する側からすれば理解できない。なぜならば、私的な複製を前提に料金を払っている感覚があるからです。それを禁止しては、そもそもレンタルや適法放送など誰も利用しなくなる、もしくは安価な海賊版などに手を出すような、逆効果を生むのではないかと思います。	個人
・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。(どちらも一度、ダウンロード側のPC上に保存されます) 例え法律制定時にストリーミングを対象外と意図していてもその後の解釈次第でストリーミングも違法と判断されかねません。その結果、日本国内のWebサービスの可能性著しく制限されてしまいます。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。著作物は誰にでも作成が可能なのもです。簡単な絵や小説なら私もそれなりの時間をかければ作成できます。(ただし、金銭価値のあるものかは別ですが) そしてそれを私がアップロードするのは当然問題のない行為です。 そのようにしてアップロードされたものにたいして誰が、どのようにして適法かを判断するのでしょうか？ 仮に適法サイトを判断する組織ができたとしても個人一人一人に対して対応するのでしょうか？ その組織が恣意的な判断をしないと言えるのでしょうか？ また、インターネットを利用する上でなにかしらのダウンロードは必ず行われることですが、その中に違法なコンテンツが含まれているかどうかは判断できません。 そのような状況で違法コンテンツのダウンロードを違法化すると「架空請求詐欺」に使われる可能性があります。(「貴殿は違法コンテンツのダウンロードをしていることが判明しました。以下の口座に和解金を振り込んでください」というようなもの) もちろん、これは情を知っていませんので、問題ないのですが、そのようなことは一般の多数の人には分からないことでしょう。 結果、指示されたとおりに振り込む人が出る可能性があります。 最後に総論としてですが、違法コンテンツのダウンロード違法化する、という大目目については理解は出来るのですが、それを法として制定すると、あまりに副作用が大きすぎます。 非常に危険なことを法として制定しようとしています。 このような内容では賛成はできません。	個人

・105ページ「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。作品に対する批判や、リスペクトの上での引用まで著作権制度で対処するのは行き過ぎだと考えます。また、発言者、発表者のみならず閲覧者まで巻き込むのは明らかに行きすぎです。言うべき事が言えない社会になってしまいます。 ・104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 書籍を購入できない経済的弱者をないがしろにする案には反対です。また、模倣を一切許さないというのは文化的な死だと考えます。 ・105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。「適法マーク」の信用性を誰も担保できないと考えるからです。「プライバシーマーク」を取得しておきながら情報漏洩を起こしている企業、また国民のプライバシーを守らなければいけないはずの官公庁まで情報漏洩している現状ではあまりに非現実的だと考えます。 ・104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。一個人のオリジナル楽曲や絵など、作成者以外守るべき人員が居ないコンテンツについてクレームや誤認識による削除などが発生した状況と考えた場合、脆弱な基盤しか持たないコンテンツ保有者に厳しすぎ、大企業に甘い案だと考えます ・105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。先にも記述したとおり、違法/適法を誰も担保できない現状では意味がないと考えます。 (余談ですが、裁判所はもう少しIT技術やそれらの技術を使用する業界、ユーザの実態について学ぶべきだと考えます) ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。そもそも「コンテンツが違法にアップロードされている」のが問題だと考えます。 アップロードされていないコンテンツをどうやってダウンロードするのでしょうか？	個人
・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 パロディというのは、古今東西で長きに渡って文化を支えてきた。風刺画というのもその一部。ダウンロードする人が犯罪者とされるリスクを負わされるというのは、言論統制を超えた、思想の統制に他ならない。ナチス支配下のドイツ、スターリン支配下のソビエト、金正日支配下の北朝鮮を見る思いがする。到底、納得も、承諾も出来ない。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 これもパロディや風刺という文化を抹殺する事になる。上でも書いたが、パロディや風刺を表現したり、自由に見てもらう事が出来ないという事は、言論や思想の自由が無いという事。パロディや風刺、オマージュなどというのは、原作の価値や知名度を高める事はあっても、損ねるものは何も無い。全て「原作があってこそそのパロディである」事を作品自身が物語っているからだ。なのに違法になるというのはおかしい話だ。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードとストリーミングの違いは技術的に小さい。そのような小さな部分を法律で分けてしまうのは、本来不必要な技術と労力を消費する。そのような無駄な技術と労力を消費している間に、世界の文化やIT技術は遥かに先を行ってしまい、日本だけが取り残される。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 断固反対。 単に不要な利権を作り出し、適法な弱者が差別され排除されるだけ。 Web技術とPCの性能の進化により、個人が創作物を自由に発信出来る時代になった。それら無数の人々は自分のサイトを持って、自身の作品を様々な形式で堂々と配信している。それに比べて、不明瞭だが俗にいう「違法サイト」は比較するまでもなく圧倒的に数が少ない。 それなのに、なぜ圧倒的大多数の「合法サイト」に「マーク」を付けさせる差別をし、違法サイトを野放しにしようとするのか理解不能だ。 この「適法マーク」が有料であれば尚更、個人運営の合法サイトは差別をされる訳だ。これは公平さに欠け、明らかな不当競争だ。 そしてまた新たに「不要な利権」が生まれる。金さえ払えば適法、大手既存レーベルは主導権回復、利権者はマークを発行するだけで儲かる、払えない個人運営は違法サイトと共に市場から消えなさいと。 こんな馬鹿げた制度を認める事などあり得ない。 消費者とクリエイターを馬鹿にするのもいい加減にしないさ。	個人

・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 海外のサイトが日本の都合のために「適法マーク」を付ける事は考えにくい。逆に海外サイトを「合法市場」から排除する事につながる。これも不当競争に当たる。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 サイト管理者の負担を著しく増加させ、間違った削除が増加するようになる。著作者自らがアップロードしている作品が誤ったクレームで削除される事など、あってはならない。ユーザー手動が多彩との管理者と、個人運営などの弱小著作権者、双方にとって多大な負担とリスクを負わせる事になる。当然反対だ。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 自分の買ったCDを自分の携帯電話の着信音にするサービス。何も問題は無く便利だと思うが、MYUTAは違法と判断された。ダウンロードが違法であれば、正当な使用でもMYUTAを利用しているだけで違法になってしまう。これは常識を大きく逸脱しており、納得出来ない。同時に、とても有用で便利なサービスが生まれづらい環境はますます欧米に独占される事になる。 ユーザーは自分の良識内で便利であれば、海外のサービスを使う事はいとわない。 国内で(納得がいかず)違法であっても海外で合法で、同様のサービスがあればそちらを使うだけだ。ますます国内のIT技術やWebサービスは縮小せざるを得なく、短期的だけでなく、長期的にも日本の国益に反する行為だ。 ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 「ダウンロードが違法」という議論には、アップロードされた違法ファイルの存在が前提だが、アップロードに関しては送信可能化権という制度で規制が可能である。それなのに権利者はこれを充分に行使せずに放置しているのが現実であり、それを無視して新たなダウンロード違法化は到底承諾出来ない。 しかもこのダウンロード違法化の内容は極めて不明瞭であり、「適法マーク」など不合理な制度が盛り込まれており、納得出来る内容からは対極にある。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 作者の有名無名に関わらず、ダウンロード可能だった作品が使用許諾を取得しているかいないかは、ダウンロードするユーザーが正確に知る事は不可能である。ダウンロードした後から、訴訟をちらつかせて弁護士が登場する可能性がある事など、ユーザーには寝耳に水であり、法律に詳しくない者への弱いものいじめにしか思えない。 見てもいないアダルトサイトの請求が来る「架空請求」を思い起こさせる。現実となれば、再び「架空請求」が横行する事は間違いないだろう。全く同意出来ない。	
・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどでの原作使用は違法とされる事が多く、また原作批判などの内容の場合、許可されない事が多い。創作において、パロディ作成者はアップロードによるリスクを覚悟して発表しているだろうが、それを見るもの(ダウンロードするもの)は見るまでそれが著作権的に違法なのか合法なのか分からない。それなのにダウンロードだけでリスクがある、と言うのは、批判や批評の表現行為を著作権で封じ込める言論統制だと思う。	個人
・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現状では、パロディなどは違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それをわざわざアップしようという人たちは覚悟の上でアップしているわけであるが、ダウンロードする人にまで責任を転嫁しようとするの批判という意見公表の機会を制限するものと言え、マイナスが多い。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この案が通るようなこととなれば、書籍業界も対象とするように求めていくといわれており、それにより、コミケを始めとする日本の同人業界などのパロディ文化に大きな妨げとなることは間違いない。むしろそれが、原作の利益をそのなっているというなら問題であるが、実際にはそうではなく、プラスになっている部分も大きいわけであるのに違法化されるというのはおかしいと思われる。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングもダウンロードもネット上ではほぼ同様なサービスであるのに、これを法律的に異なったものとして扱うとなれば、技術的な進歩を妨げることはもちろんのこと、インターネットという技術の最大のメリットをわざわざ殺してしまうこととなる。これでは現状の過疎地域と都市部のネット格差による教育レベルの格差と同じく、日本と海外との技術開発レベルに大きな差を生むものである。 また、裁判官などというのは、裁判員制度が作られたことからわかるように、法律には詳しいが、技術的なことについては素人以下であることが大半であり、このことから、ストリーミングやダウンロードをわかるようなことは事実上不可能であり、そこから、誤判も生まれ兼ねない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは無理がある。そもそもそんなもので差別すべきではない。	個人

・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。適法マークってのは、実際にはメジャーな動画共有サイトや個人サイトを、市場から排除して奇特権益を得ていた今回の委員会の大半を占めるレーベルが自らの利益確保を狙った、不正競走とは思えない。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ネット社会ってのは、日本で違法だからといって、海外で違法とは限らないわけで、ネット社会ではごく一部にすぎない日本の法律で海外サイトに適法マークなど期待すべくもなく、海外サイトを締め出すということは、鎖国時代に戻るようなもので不適切である。 ・104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロード＝違法化とれば、動画・音楽投稿サイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに神経質になるあまり、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけのクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するおそれがある。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改悪案であり、賛同できない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロード＝違法化とすれば、動画・音楽投稿サイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに神経質になるあまり、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただけのクレームにも対応してしまっただけで削除される事故が、頻発するおそれがある。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改悪案であり、賛同できない。 ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。違法ダウンロードは、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できる。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪いだけで、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害となる。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般人は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきた場合、対抗しうだけの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案と言える。	
・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対致します。 現在の著作権制度では、パロディ行為などで他の著作物を利用しただけで違法と判断される可能性が高く原作を批判したものなどは承諾もまず得られないと思われる。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているがダウンロードするものまで同じリスクを負わせると言うのは批評することを著作権で封じ込める行為に他ならない。 現状の雑誌、WEBコンテンツの殆どが違法なものになってしまうのではないかな？言うなれば思想統制に他ならない ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対致します。 違法化案が通ったと仮定すると書籍業界でもダウンロード違法化の対象となると思われますそのようになると原作のパロディ化さえも違法とされてしまう可能性があります そのような事は本当にコンテンツ産業や原作者しいて現作品の利益を損なう行為でしょうか？ 本当に原作が売れなくなる原因は恐らく違う事に含まれると思われれます。 故に違法化という流れは根本的に間違っていると思われれます。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対致します。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がありません。 法律的に違うものとして扱うと技術選択を狭めることになります。 そのような事が仮に起こってしまうと現在のWebサービスまた今後行われるWebサービスでさえも潰してしまう可能性があります。 現在日本のITコンテンツは諸外国に比べて見劣っております。 この点においても新しい物を生み出す芽を潰すような行為は日本のWEB産業にとって明らかにマイナスとなります。 WEB上の鎖国と言っていいでしょう。	個人

・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対致します。 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 違法サイトとされないのならば方法マーには競争を阻害する目的にしかありません。 またそれを個人サイトにまで適用となれば膨大なチェックが必要。 何を基準にするのかがまったく不明 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 「適法マーク」自体は個人サイト、またユーザー主導のコンテンツサービスなどに簡単に設置される可能性は低く既存の有料コンテンツのみにのみ適用されてしまい既得権者がそれらアマチュアサイトを「適法市場」から排除してしまう可能性のほうが高い。 これらが公正な競争と言えるか疑問です。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 インターネットそのものはグローバル化しているものの日本の法律が違法であっても海外で違法とは限らずその逆もしかり海外サイトが正しく日本の著作権にもとづき適法マークをつける可能性は低くまたその海外サイトも「適法市場」から不当に締め出すこととなってしまう。 現状その行為が日本のITビジネス等においてどれだけマイナスになるのか計り知れない。 ・104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。 ダウンロードと言う行為自体が違法化という流れになれば動画・音楽投稿サイトはユーザーが違法ダウンロードしないようアップロード行為に気を遣うようになってしまい間違ったクレームにも過剰に反応してしまい正しい著作権物であったとしても削除の可能性が高くなると思われます。 広く知れ渡った著作権者ならまだしも、弱小(インディーズ音楽、フリーWEBデザイナー)の著作権者に不当なリスクを負わせる法案であり賛同できません。 新しい作品を生み出すものを壊す行為に他ならない。 ・105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であり、 われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまうことになる。 この事だけでなく新たなWebサービスが生まれる事を阻害する行為にもなる。 ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対致します。 本体ダウンロード行為についてはその前提としてアップロード行為があるはずで。 違法にアップされたコンテンツは送信可能化権で規制できるとおもわれます。 権利者がこれまで違法アップロード社に対し十分な法的対策取ってないことが悪いはずではないか。そこでダウンロード事態を違法行為としてしまう事自体ビジネス、サービス、生活においてさまざまな悪影響を与えかねないものと考えられる。 以上です。個人の意見が本当に反映されるかどうかを見守りたいと思います。	
・105ページの「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について これについては、断固として反対です。事実僕もYouTubeを使っています。視聴だけですが「適法マーク」ができてしまうと、一般ユーザーが主導でやっているサービスだけでなく、『やわらか戦車』のようなアマチュア作者(ラレコ氏がアマチュアかどうかはきりわかっていませんが)の作品にも多大な被害が及ぶし、例文にある「既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか」に関して、明らかに独占禁止法違反になるであろうと考えられる。最終的に、一般ユーザーの持つ権利自体を殺して自分らの好きなようにやるという自分勝手な考えだともいえる。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について これも反対です。例文にある「そもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる」という文から、日本と諸外国との外交関係にも悪影響を及ぼすのではないかとと言えるし、また「日本の法律で違法な事が外国で違法とは限らないし、その逆もありうる」というところからもこの法案が可決されたら遅かれ早かれ諸外国から「日本は、傲慢だ。自分たちが1番偉いと思ってる愚か者だ。」という考えも生まれてしまうかもしれないし、それから発展して外交関係悪化にも繋がると考えられる。 ・104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について これも反対です。これに関しては、「モーラ」という音楽サイトや「バンダイチャンネル」という動画サイトを使っているのですがその辺のサイトにも少なからず悪影響を及ぼすかもしれないし、また例文にある用に弱小の著作権者を苦しめる事にもつながると思うからです。言い換えれば、これから世界に羽ばたいていこうとする人々(今自作のサイトで自作の作品を展示している人々)を「悪い芽は摘んでおこう」的な考えで「悪い目」として潰してしまうのではないかと、とも考えられます。	個人

・103ページの「第30条の適用範囲から除外する事が適当と考えられる利用形態」の項目について これも反対です。違法アップロードに関しては、「送信可能化権」という権利があるのにわざわざ、それも大量の問題を抱えた、言わばお荷物のような法案をなぜ作る必要があるかということがいえると思う。これについては、この時点で「話にならない。この法案を考えた人たちは国民のことを考えているのか」としか言いようが無い。 ・105ページの「ii第30条の適用範囲からの除外する場合の条件」の項目について これも反対です。「一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が起訴すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識はなく、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまう恐れがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ」という文を読めばわかることだが、この法案が通れば、結果的に詐欺師などの犯罪者を増やす事にもなりかねない。そうなれば、それこそこの国の政治は、不安定になり、悪化して行き、最後には無法地帯のような悲惨な結末を迎えるかもしれない。そうなったら、誰もそんな国に居たがらないと考えられる。 最後に私事だが、著作権者に対しての配慮だけでなく、一般ユーザー対しての配慮も考えてからこういう法案を作ってもらいたいと思っている。それを忘れて作った法案では、この国自体を悪くするだけだと思う。	
・105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について、反対します。 「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」とあります。ここでいう「違法サイト」は59ページの脚注39および101ページの脚注49に明記されているものと認識していますが、日本の著作権法では著作物が外観的な著作権表示を伴うとは限らないため、ネット上にある著作物が違法なものか適法なものかを外観で区別することはほとんど不可能であり、かといってインターネット上にある無数の投稿物の全てについて適法か違法かを確認するには非現実的な労力が必要となるため、適法サイトと違法サイトを明確に識別すること自体が難しいのではないのでしょうか。 また、前述の脚注39および脚注49においては、違法な著作物が送信可能化されたサイトを便宜的に違法サイトといい、サイト自体が違法なわけではない旨が書かれていますが、「違法サイトと適法サイトを識別できるよう」という文からはサイトそのものについて違法か適法かを識別できるようにすると読み取れます。脚注に明記してある通りならば違法サイトからのダウンロードであっても適法なダウンロードは存在しますが、この場合利用者に対しては違法サイトからのダウンロードが全て違法であるという誤解を与えかねず、そのために合法なダウンロードまでが減少し、インターネットによっても発展しつつある音楽および映像の文化の成長を阻害しかねないと考えます。 ・59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について、疑問を覚えます。 違法録音録画物および違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲からの除外するという今回の検討結果は、そのような私的録音録画によって権利者が被害を被っていると考えられるためと認識していますが、実際にそれによる被害がどの程度のものであるかという統計は今回の報告書には記載されていません。検討を正確なものとするにはそのような統計が必要不可欠であると考えます。 ・71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について」の項目について、疑問を覚えます。 脚注42において、「音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイトを『違法サイト』としている」とありますが、そのサイトからのダウンロードが無料であるかはそのサイトに違法な投稿がなされているかとは直接の関係が無いと考えます。また、72ページから74ページに記載されているデータの有効回答数も統計データとして用いるには不十分な数であり、必ずしも実態と一致するとはいえないと考えます。そのため、この調査結果から違法な投稿および違法なダウンロードがどの程度行われているかの実態は読み取れず、検討に用いる資料として不適切であり、そのため検討結果も実態と離れている可能性があると考えます。	個人
・105頁「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目に対しての意見 反対。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。さらにいえば、「合法マーク」を審査・発行する概念やシステムが明確でないし、仮にそれを発行する機関を設置するのであれば、システムやカネの流れが不透明で、いわゆる問題になっている「公務員の天下り先」や「政治とカネ」問題の温床につながる危険性もある。	個人
・Youtubeなどの視聴で、現状ブラウザキャッシュについては、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論されており、「キャッシュ（一時的固定）は複製に当たらない」と解釈する方向で検討が進んでいるようですが、あくまで検討が進んでいるだけで、ブラウザキャッシュが技術的に見てストリーミング配信ではなく、ダウンロードなのは事実である。今後それが違法だとはする判断が下される可能性が0というわけではない。 ・ネットを見て回っていて、お気に入りの画像を発見し保存することが著作権法違反となり、逮捕される。 ・大げさに言ってしまうえばインターネットに接続してホームページを閲覧するだけで逮捕されてしまう可能性も出てくる。 ・そもそも、ユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきはないはずである。 ・違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危険性を感じる。 ・この法が成立したとして、その際に新たな詐欺の温床にもなりかねない。それに対しての具体的な対策も現状なされていない。（実際に閲覧したことのないサイトから、突然、「私のサイトの画像を勝手にダウンロードしたから警察に通報されたくなければ和解金～万円を以下の口座に振り込んでください・・・」など） ・漫画・アニメという文化が模倣で始まっているのに対し、それを非親告罪化することで文化の発展に弊害を起こす。 非親告化する事でネットを使用しているユーザーがいつでも捕まる状況を作り出している。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人

・アップロードはすでに違法化… インターネットの仕組みを考えると、ファイルのアップロードとダウンロードしかないわけで、日本の著作権法ではアップロードを違法化、としています。(送信可能化権の侵害。)もう十分だと思います。 ・ストリーミングは対象外… ストリーミングってダウンロードの一部？ ですよ？ それを違う扱いにするってどういことでしょうか？ 理解されている方々が提言された内容とは思えません。 ・情を知って… 違法サイトだと認識した上で、ダウンロードした人を有罪にしようとするんだと。「違法かも知れない」と思ってダウンロードするだけで有罪、、、合法的なサイトかどうか、知る手段がないユーザーにしてみたら、全くダウンロードできなくなっちゃいます。 ・合法マーク… そんなもん、表示しちゃったもん勝ちだし、判断に苦しみような著作物が投稿されちゃったら、合法マークを取り除くのか、またはそういう著作物は全部著作権者に確認するのか、もっとひどい判断なら、全部削除しちゃうか。そもそも海外サイトには掲載されるはずもなく、アメリカのサイトが締め出されることになれば、かの国は黙っちゃいないでしょう。(笑) ・国際力の低下… こんなに締め付けたら、今後現れてくるであろう、ネットを使ったいろんなサービスが日本ではできない、ってことになるでしょうね。日本人だけサービスが享受できない可能性が出てきます。そんな改正って、著作権の目的(国民の文化の向上)を考えて、いいことなんですか？！	個人
・インターネットによる動画視聴の禁止について 一見ビデオやDVDの売り上げの妨げになっている動画を削除することで著作権保有者にお金を行きやすくする。ということが目的のようですが、逆に動画サイトで流行った楽曲やソフトの売り上げは確実に低下すると考えられます。 大手動画サイトであるニコニコ動画では、動画に広告として関連商品をユーザーの手で並べることができ、音楽のプロモーションビデオならそのCDや、DVDが並べてあります。さらにこの動画サイトで何人の人がクリックし、何人の人が実際に購入したか。なども表示されることで人気商品が人目でわかる仕組みができています。このシステムにより、数々のCDやコンピュータソフトが実際に売り上げを伸ばしました。 その中でもクリプトン社が開発したコンピュータ作曲ソフト「VOCALOID2 初音ミク」にいたっては、「作曲ソフトは1000本売れたら成功」と呼ばれるデスクトップミュージック(以下DTM)市場でニコニコ動画で大ヒットし、ソフト売り上げはニコニコ動画で1000本以上、普通の市場と合計すると1万5000本以上も販売できています。 このことから、単に動画視聴を禁止するのではなく、「動画サイトと共存できるものづくり」がこれからの時代の鍵になるとおもいます。	個人
・キャッシュ(一時的固定)が、ダウンロードであることは事実であり、複製にあたらないとする考えとは矛盾している。そのため、今後、違法であるとされるようになる可能性がある。 ・対価を払って買ったDVD等のデータを、個人的に利用する目的のためにパソコンなどにコピーした場合、それが違法ダウンロードされたものだ、勝手に第三者が判断する可能性がある。	個人
・そもそもなぜ「補償金制度」が「著作権保護」の問題と置き換わっているのか。 「利用秩序の変更を伴うが、違法サイト等からの複製は違法という秩序は利用者にも受け入れられやすい」との意見があるがダウンロード自体が禁止になればネットを利用できないのではないか。パソコンの利用価値がなくなる。 一部の違法行為に対しすべてのユーザーがネットを利用できなくなるのは不愉快。 本当に不利益を被るのならば一つ一つ違法行為者に対して訴えるべき。	個人
・ダウンロードしたファイルが違法かどうかなどは、ファイル名や説明等では判断できない場合があると思う。 ・解釈の仕方により動画を見るだけで違法とみなされる記述があるためそこをハッキリさせてほしい。 ・小委員会のしようとしている事は技術進化に歯止めをかけようとしているとしか思えない。 ・JASRAC等の金儲けに加担しているようにも感じる。	個人
・ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 ・この決まりは、サイトに接続した際、「そのサイトが自動再生のストリーミングを設置していてパソコンに存在する記録だけで判断に掛けられたとする。 起訴された側(視聴者)は見る気がないのにみせられ、それで罪に問われるか」の判断と「それを理解した上でダウンロードする罪」これらの罪の大小を判断できるかと言うと不可能である。 理由は、「通信の秘密の保護」が存在するためです。 その為見えない部分が存在するので下手すればネットを駆使して作業をするもの全てが罪に問われてしまう。 そして情報を知りえているものはこれにより結局逃れてしまう。 しかし、「通信の秘密の保護」を緩めてしまうのはさらにまずい。 なぜならそれではハッカーの思う壺になるか、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 正直そうなっては多くの人が不審を感じ、ネットから遠ざかってしまう。 つまりは情報社会の後退につながる。 またこれは携帯電話にも同じことが言える。 今では社会で、なくてはならない存在となっている。 最近ではユーザーの融通を図るためネットにつなげるが、こちらにも同様の事が起こると想定される。 これも言わずとしてこの法が施行されることで衰退することであろう。 このような悪循環を生む状況を打破出来ない状況で賛成が出来ない為、この本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
・ダウンロードするファイルを違法であるかどうかを知るのは困難であること ・ダウンロードしたファイルが違法であるかどうかを知るのは困難であること ・「情を知って」という条件が曖昧で、「情を知って」いるかどうか判断することが非常にむずかしいこと・「ダウンロード」という言葉自体がそもそも曖昧だということ ・ネットユーザーすべてが無意識のうちに犯罪を犯す可能性がでてきてしまうこと 以上の理由からダウンロード違法化に反対します。	個人

・ダウンロードとストリーミングは技術的に区別するのが困難である。 にもかかわらずこれらを区別するのは無理がある。 さらに法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性がある。 そのためダウンロードの違法化に反対。 ・一般ホームページのコンテンツをダウンロードしたら著作権を侵害したコンテンツが予想外に含まれていたとかページを見たら勝手に音楽が再生されたなど、意図せず著作権を侵害してしまうケースはいくらでも考えられ最悪のパターンを考えるなら、メールで不特定多数に著作権上問題のある音楽を一斉送信すれば、受信した人が違法ダウンロードしたとも言える。公権力がこれを行えば、邪魔な思想の持ち主を一掃するなど出来極めて危険。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断されるかもしれない、この基準はまったく意味がないほど曖昧。 拡大解釈すれば、上記のように迷惑メールのようにメールを送って対象者全員を捕まえられ、消極的に解釈すれば本人が違法だと思ってやりました。と言わない限りは誰も罪に問われなくなる。 このような曖昧な基準に反対。そのためダウンロードの違法化に反対。 ・例えば米国からのダウンロードだと違法なのか？ 日本から米国でダウンロードすると違法なのか、米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 インターネットは国境がないにもかかわらずこのようなケースに対応しきれないとは思えない。 そのようなことについて議論がされていない。そのためダウンロードの違法化に反対。 ・危険なサイトのブラックリスト化などでインターネットユーザーの安全を守っているパトロール活動で違法が確認しようにもこの法律では逮捕される可能性があるためこういった活動が行えずウイルスの発見が送れる、違法な著作見物の公開を通報できないなど、全くの逆効果しかない。 さらにこの事について議論がされていない。そのためダウンロードの違法化に反対。 ・音楽に関するネットワーク技術の開発が、ソフトが違法かもしれないということになりかねずそうすると、Webサービスの可能性を狭める。日本のIT開発が衰退しかねない。 さらに景気を悪化させ国際競争力の低下につながると考えられるのでダウンロードの違法化に反対。	個人
・ダウンロード違法化の反対。 そもそも動画は違法にし、絵や文章などは合法のままという点の区別の理由が明確に説明されてない。逆に言うならば、絵や文章まで広がる可能性も考えられる。この場合、理屈の上ではインターネットを閲覧するだけで違法となる。一度、コンピュータに取り込むからだ。もちろんこれらは「情を知って」と明記されているように、運用でその点は区別するとなるであろうが、運用ではその趣旨の変更が用意であり、どのような悪影響をもたらすか想定できない。	個人
・ダウンロード先が違法サイトであるとのように見分ければいいのか。適法サイトの全てに識別マークを配布するとあるが、誰がいつ審判するのか。サイト立ち上げを申請方式にするような規制を考えているのか。海外のいわゆる海賊版等のサイトも含め現存する全てのサイトの適法・違法の判断もできないなら、「違法サイトからの複製は違法行為」と言う名目で市民がダウンロードをする権利を制限するのは適当とは思わない。違法化だけが先行すれば善意の者まで取り締まることにならないか。	個人
・ファイル名や説明などが異なる等、手元に複製した後に録音録画物の内容を確認しなければ権利侵害しているかどうか判断できない場合がある。 ・どのようにして「情を知って」行った行為と判断するのか。基準が曖昧なため、この方法では受け手による解釈の差異が大きく出てしまう。 ・運用を工夫し、違法サイトと適法サイトの識別が必要とあるが、違法サイトが適法サイトを装っている場合はどうするのか。違法録音録画した者が「適法サイトだと思った」などと言い逃れ出来るような制度では問題がある。 ・この条件では、適法サイトの認定を受けていないサイトは全て違法サイトという扱いになるのではないか。認証を受けていない、自ら制作した曲や動画を公開してるサイトの録音録画も違法ということになる。もしもこの制度が開始された場合は、気軽に情報発信することが出来るというインターネットの利点を残すため適法サイトの認定を無償で行うなど、個人の負担にならないようにすべきである。 ・このような制度では、今まで自由に行われてきたインターネット上の創作活動などに著しく制限を加えることになるのではないか。違法録音録画物の流通を防ぐには今まで通り、不特定多数に送信可能な状態にしている者を罰すればいいはずである。	個人
・意見: 違法性があるかの確認もとれない内容のものまで制限を設けるのは早計過ぎる	個人
・違法とする際の基準が曖昧で、大企業などに裁判で訴えられた場合に裁判の費用などの問題から示談による不当な支払いが発生する可能性がある。 ・また、上記と同等の理由から何もダウンロードしていなくとも訴えられた場合に应じるケースを懸念している。 ・さらに同じような手法の詐欺行為が多発しないだろうか？という社会不安。 ・それらの対策として、ダウンロードに関しての損害賠償などはコンテンツの流通価格程度を上限とするように明記する必要があるのではないか？ ・ダウンロードを違法にしたとして、それは友人にCDを貸してコピーするのと同レベルで制御できないのではないだろうか？ ・無関係のユーザーにも大きなリスクを背負わせる事から、個人の範囲であれ卍瀬 E 鷗賽璽匹魄稻, 著垢襪里脇嵐靴い里任呂覆い実亡・結果として、ネット業界の萎縮につながらないだろうか？	個人
・違法録音物・画像物の根絶は権利者保護の上において当然だと考えるが、最近では違法サイト利用による違法物がはびこるといふ噂をよく聞きます。 著作権者の権利を許諾なく侵害していることについては大変好ましくなく、コピーやダウンロードすることに対して違法とすることに賛成します。 また、これは私的な趣味嗜好の範疇を問わず、違法としなければ根絶は難しいと思われます。 世は正にデジタルの時代となり、マスターと同等のものがいくらかでも複製されるという、権利者にとっては脅威の時代だと思います。 広い意味の文化保護の意味においても、違法サイトの根絶とダウンロードの規制は早急に実施して欲しいものです。	個人

・違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきです。 PCやモバイル上で行われている違法配信は、現状、非常に深刻な状態であり、そういった違法サイトを紹介する雑誌も多数販売されております。 また、海外のサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されているのも確認されているのが現状です。 アップロードすることを違法にすれば十分、とは到底言えず、ダウンロードすること自体を違法にしない限り現状の深刻な状況は、全く改善されないはずです。	個人
・違法録音録画物のダウンロードの違法化は不可能 第7章第2節は情を知ったダウンロードを違法化しようとしているが、情を知っているかどうかは極めて情緒的・主観的であり、不可能である。著作権を廃止すべきであるから、これは不要であるが、そうでなくても不要である。ダウンロードする著作物は、ダウンロードする者にとって著作物に含まれるすべてのデータをダウンロードした時点で特定可能なものであるから、その行為は止めようがなく、その著作物がネットワーク上を流れるという現象はすべてアップロードする者に起因する現象である。また、情を知っていなければダウンロードが許されるのであるから、無知が善、知が悪となり、国民の知性を低下させることになる。 ・著作物の複製防止は技術の強化にて民間が行うべき 第7章第2節は著作者と閲覧機器の製造者が現在の技術で行える複製防止技術の強化を法律で行おうとしており、流通経路として合理的である私的複製の範囲を狭めている。著作権が廃止されても、複製防止技術で防止可能であり、この場合従来のようにコピーごとの対価を徴収できる。複製防止はデジタル方式にて可能であり、アナログ方式では現実的に不可能であるが、デジタル方式の複製のみが防止できればよい。この理由は、現在の著作物の利用者は、高く維持された品質のデジタルコンテンツを求めており、複製時に品質が劣化するアナログコンテンツは求めないからである。	個人
・違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画 上記内容について、違法化とする案が出ていますが、雑誌等の論評にも違法化とされた場合この項目に対し、ほとんどの人が違法行為をしていることになるという記述がありまさにそのとおりと考えます。 インターネット上の情報は違法録音録画物か否かを判断することも難しく警察により多くの冤罪事件が起こされ問題にもなっています。 また、法の下での平等にあるように全員を平等に取り締まることは、まさに不可能といえると思います。 さらには、今の政府は『小さな政府』を目指しているはずで、規制を強めていく考え方そのものに納得もいきません。	個人
・海外では http://www.unc.edu/~cigar/papers/FileSharing_March2004.pdfとの研究結果などもあり、ファイル交換等の通常権利者に対する被害が最も大きいと想起される利用形態です。実際に著作者の正当な権利を不当に害しているかは不明です。印象論、感情論で安易に判断せず、統計的、実態的調査を深めた上での判断が必要と考えます。 ・そもそも違法録音録画物、違法サイトの定義づけがあいまいであり違法適法の判断をインターネット利用者個人個人が行う事は極めて困難と思われれます。 さらにインターネットはグローバルなものであり、ある国の著作権法で合法なものが別の国で違法である事などの事例がいくらかでもあることを考えれば、この検討結果では実質的に全てのインターネット利用者を潜在的な違法行為者としてしまい、合法的であろうとするインターネット利用者をいわずに萎縮させてしまうことになると考えます。 ・今回の検討では主として映像、音楽を検討されているようですが、著作権と言うのは当然映像作品、音楽作品のみに発生するわけではなく、本検討結果に基づいて著作権制度が改訂されるのであれば当然写真、文章等の著作権者からも自分達への保護の強化を求める声が上がると思います。 しかし、現状で文章において著作権物の利用が引用か、著作権違反かで揉め、法廷での訴訟にまで持ち込まれる事例が散見される状態で違法作品のダウンロードが違法であるとするならば、インターネット利用者の負担は極めて大きなものとなり、実質的には合法的なインターネット利用が不可能になるのではないのでしょうか。 ・ダウンロード、と言う行為の定義があいまいです。そもそもあらゆるインターネット上のファイルは閲覧した時点でPC上に物理的にダウンロードされ、キャッシングされるものと理解しておりますので合法、と思って接続し、内容確認して違法と思われたので利用を止めた場合でも外形的には違法ファイルをダウンロードし、保存しています。 ストリーミングに限って合法とする、などの運用案を考えてみても、そもそも技術的、外形的にストリーミングとダウンロードに有意な差があるとは考えられず、運用において差別化できるのか、そもそもそれに意味があるのか、無理に区別を強要することで中間的な技術の開発発展に悪影響をもたらさないか、などの視点からの検討が必要となると思います。 ・前項の分析で意見したとおりインターネット利用者個人個人に現在利用としているサイトが合法であるのか違法であるのかを判断させる行為は負担として過大です。 さらに事後的に情を知っていたか、知らずにいたかを客観的に証明する事は困難であり、その点で情を知って利用していた、と言う条件は有名無実化する可能性が高いと考えます。 ・利用者に適法サイトを周知する手段として仮に「適法マーク」などのようなもの考えたとして、全ての合法サイトがその適法マークを入手し、掲示するものでしょうか？単純に考えても海外サイトがその適法マークを掲示してくれることを期待することはできないでしょう。 さらに上記適法マークの無いサイトがいわゆる違法サイトとして扱われる事になるのであれば、その事には疑問を抱かざるを得ません。適法、違法の掲示はあくまで利用者の利便を図る手段であって義務化するべき性質のものでは無いからです。 逆に適法マークのあるサイトと適法マークの無いサイトの扱いが同一なのだとしたら、適法マークの掲示には意味は無く利用者の利益はなんら保護されたことにはなりません。むしろ、適法マークのある事によって適法マークを得るのが負担である、無いし得ることの困難な個人サイトや独自サービスに対して圧力がかかり不当競争となるのではないのでしょうか。	個人
・今の著作権制度は、利権団体の不当な利益取得であること。 ・ダウンロードの違法化により、それを逆手に取った詐欺案件が確実に増加すること。(オレオレ詐欺ならぬ見た見た詐欺など) ・ダウンロードの違法化はアダルト・児童ポルノ関係で十分。 ゆえに反対。	個人

・今回の提言でなされている「データのダウンロードも違法」とみなす見解に反対します → 恣意的か否かにかかわらず、PCの仕組みや、ストリーミングによるデータ再生においても、キャッシュとしてHDD上にデータは残ることについて、十分な議論はなされたのでしょうか。 → しかしながら、PCその他機器に「キャッシュ」として残るストリーミングのデータまで規制の対象とした場合、情を知って、というその恣意的か否かについての判断を、誰が、どのような形でそれを証明するのか、それについての明確な線引きがなされないまま法律だけが先行して成立してしまうことに恐怖を覚えます。 → 悪意を持ってデータをアップロードする輩に対する違法化の取り組みこそ、現に求められている施策であることは言を待ちません。 海賊版を取り締まるのであれば、販売する側を取り締まる方法について議論をつくすべきなのではないでしょうか。 ・同じく、コピー回数の制限(いわゆるダビング10)についても反対します → 私的に保存しておきたいデータについて、そのダビング回数を制限することに反対します。 → データの保存という観点からしても、同一世代のみのダビング回数をいくら増やされても意味がありません。データが破壊されてしまうリスクを回避するための行為としてダビングを行う自由があるにもかかわらず、より保存に有利なメディアが現れても、データの移動すらままならないという制限を設けることが、消費者の為になっているのでしょうか。 → 自分が保存するために記録したデータを自分が視聴するためにデータを移動させるだけでもダビング規制の対象になってしまう現状についても納得いきません。少なくとも、記録した本人がそのデータを利用する限りにおいて、その行為を制限するような法律は基本的人権の侵害(言論、表現の自由)に当たるのではないのでしょうか。 → 今回の提言が、あまりにも日本国内のみを見ている印象を受けます。 海外にも同じ問題を抱えている国々はあるはずですし、彼らが消費者のために、どういう施策をおこなっているのか、比較検討を行うべきと考えます。	個人
・第5章 違法サイトからの私的録音録画の現状についての第1節 (p.59) 紹介されている調査の方法・結果の妥当性について疑問がある。 第一に、調査方法の妥当性。この調査は、「インターネット上のWebアンケートサイト」で行なわれたアンケートをもとにしているが、その方法そのものに疑問がある。この方式では、調査対象者に明らかな偏りが生じ、またその偏りの検証・補正も難しい。 第二に、ファイル交換ソフトの利用者数について、「インターネット白書2006」からのインターネット利用者総数と「2006年通信利用者動向調査報告書：世帯編」からの「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合を基礎として、「利用頻度の高いインターネット利用者数」を算出している。しかし、「1日1回継続する者」にも幅がありうる。5分程度しか利用しない者、逆に一度接続したら長時間に渡って利用する者。少なくとも、上記2点では、利用頻度の高いインターネットのユーザーを特定できない。 以上の点から、この取りまとめに引用されている数値ですらファイル交換ソフトの利用者についての数値は過大なのではないかと。少なくとも、このような公的な場で利用しうるデータではありえないように思える。 ・第7章第2節の2 第30条の適用範囲から除外することが適当だと考えられる利用形態 (p.104) 「違法サイト」の定義が曖昧であり、利用者に大きな不利益をもたらすと考えられる。 ウェブ上の大概の情報は、「インターネット一時ファイル」としてハードディスク内に保存される。これらはどう扱うのか。また、その一時ファイル内から他のファイルへデータを移すことは、法的にどうなのか。どのあたりがよく分からない。 他のコメントでも指摘されるだろうが、YouTubeなどの投稿動画視聴サービスも擬似ストリーミングに過ぎず、実際にはハードディスク内に当該著作物のデータが残る。 ダウンロードを通じた規制よりも、「送信可能化権」を通じた規制の方が妥当であろうと考える。 確かに海賊版などの問題に苦勞していることは分かる。しかし、「利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」とはとても思いがたいうえに、「個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制される」といった大雑把な方法では、逆に正常なネット上での諸活動、また、見解の相違が大きい利用についての影響が大きい。それらを考慮したうえで定めるべきではないか。その点でも、「送信可能化権」からのアプローチが適していると思われる。 ・第7章第2節 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 (p.105) 明らかな違法サイトや録音録画物だけでなく、インターネット上には広大なグレーゾーンが広がる。この状況では、「情を知る」かどうかとも難しい。動画投稿サイトには多数の著作物があり、それらのどれが違法でどれが適法か分かりにくい。リストの時点では違法でないように装ったものもありうる。その部分で対応できるか不安である。まして、パブリックコメント提出する、私のような人間は、より「情を知っている」可能性が高いため、行動が制限されて、非常に困ることになるのではないかと、不安に思っている。 また、適法・違法の区別について情報する場合、それが特定のサービスへの誘導になりかねず、また十分な機能を果たすとは考えがたいので、これも別の対応を取るべきではないか。 間違った対策は、より大きな問題を生み出すだけだろう。 ・第7章第5節 6共通目的事業のあり方 (p.141) 現状の補償制度は、極めて多数の消費者が関わっているにもかかわらず、あまり具体的な活動が見えにくい。少なくとも、補償金を払うと言う形で本制度の関わっている消費者に、極めて詳細な情報公開の努力が必要であると思う。財務活動の詳細ない公開。活動の計画と報告、その活動がどのような意図の元でなされたか。可能な限り細かい情報を支払い先まで含めて公開する必要があるのではないかと。	個人
・報告書項目名:「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ・ご意見:過去、2年間に渡り、複数の人が、インターネット環境を利用出来る場所(インターネットカフェ)に勤務していたが、利用する半数の人間は、パソコンの知識も乏しく、そういった方々も含め、インターネット利用が10年になる私も同等に、違法コンテンツなのか等簡単に判断出来ないのが現状だと察する。他国では別の規定があるとしても、現段階で国内サイトにアクセスしているのか、海外サイトなのか一見して判断が出来ない現状で、不法にアクセスしたからと言われてもこちらではそれすらも判断できない。インターネットカフェに勤務中に多数のお客様より、利用に同意してないのに、自動でアダルトサイトが開き、高額な利用料金を払う様に請求を命じられたのだからどうすれば良いかと相談を数回受けた経験から、このような無作為で漠然とした内容では、無知な方々をターゲットとした犯罪を増長させるだけでは無く、多数のインターネット場慣れを引き起こし、文化の発展の妨げとなる恐れがあるため、条件が付いたとしても私は断固反対致します。	個人

・本案全般に対しまして 知的財産権と社会心理学を学生生活の中で学び、約8年もの間、ネットシチズンとして生活している私から一部修正案を申し上げます。該当の項目において、こういった製作者側にとって圧力を感じる様な制約というものは、この時代のこの段階として行うべきではないと考えます。現段階において、仮にこれを適法とした場合に、小規模に収まらない経済の縮小が予測されるためです。昨今の現状を見る限り、有名なアーティストにおいても、盗作疑惑が囁かれるように、オリジナルとなるものを一元化することは難しいと思われまます。ですから余計に、報告を含め、本案により創作者が「ものをつくる」ということに対して消極的な作用を与えてしまう可能性が非常に高く、エンターテインメントにより成長している日本の経済の悪材料となるのではないかと懸念してしまいます。改善案を挙げるならば、ダウンロードを提供しているサイトを文化庁及びそれらに携わる機関が、特許権のようにサイトの管理を行うことで代替案となるのではないのでしょうか？そのような具体性をもった案を作成しなければ、「どうしても解釈が出来る。」、或いは、「抜け道が様々ある。」という中途半端なものとなりかねません。情報通信業界や知的財産権に携わる業界より、今よりも多くの識者から意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。より日本の成長を止めようとするならば、その限りではありません。「ダウンロード」というものを違法とするのは、あまりにナンセンスであると言えます。中途半端な知識において、本案を締結させてしまうのは、非常に危険であります。私然り、多くの日本人然り。 ・各案における再検討すべき事項 検討結果②におけるaのiのイ項においては、インターネットにおけるユーザは、年齢が高くなることや利用歴に比例して、違法であるという認識が高くなると考えております。また、これについては数ある情報通信サイトにおけるアンケートにおいても、実感しているという回答が多数でおります。即ち、まず当該項目においては、論理的に本案で審議するものではなく、教育制度の一環として、文化庁が知的財産権における教育を取り入れるといった働きかける行動が求められるものであると考えられます。本案の方針に沿っていない項目です。 検討結果②におけるaのiの工項ですが、サイトを經由しない、所謂P2P方式を用いたファイル共有ソフトウェアが現在危惧するべき最重要項目であり、違法とされるサイトを減らしても、流動するのではないか。また、本私的録音録画小委員会は、P2P方式による通信の意義を正確に認識しているのか。 次に「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」ですが、本案での情を知るという条件において、ネットを介している時点で情を知る・知らない術というものは、存在し得る、しないという判断は不可能であると考えます。情を知るというフレーズを用いるならば、より表記すべき内容が多々あります。これについては、本案を可決させたいが、否定を避けるための逃げ道とされても仕方がないと思われまます。より明確に定義し、提案されるべき案件です。 私も、限られた時間において本案を見たため不十分な部分もあるかもしれません。 しかし、これだけは考え直すべき事項です。「本案に対するパブリックコメントを受け付ける」としても、この案を理解できる人というのは、おそらくネットユーザでも20人に1人程度、一般社会においてはさらに少ないことでしょう。この様な状態において、偏りのない意見を捻出すことは難しく、ここまで権利というものに対して、国民に周知させることがなかった教育という部分の欠陥に基づくものであることは間違いありません。今までのような一方的な案件の成立をさせるのではなく、こうして開けた場を設ける姿勢を今後も維持しながら、実りのある議論がなされることを私は望みます。	個人
・利用者が違法サイトと適法サイトを確実に識別できるようにするには適法サイトを全て登録し、証明書を発行するような方法になるだろうが、特に個人で製作した著作物を公開するような場合には負担が大きすぎて現実的でない。 従って結局利用者が自力で違法・適法を見分ける必要があるが、ダウンロードする前に(ダウンロードした後でもだが)判定することは困難である。 ・「情を知って」いたかどうかを確実に判定する方法がない。 ・罰則がなくても、違法ということになれば、ダウンロードの検閲を許すことになる可能性がある。 ・このような何をしてでも違法となる可能性があるため、文化的な活動が縮小するおそれがある。これは権利者にとっても消費者にとっても不利益となる。 以上により、違法なファイルをダウンロードしただけで違法とする法律には反対です。	個人
※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。政治的、社会的な批評精神や意見を著作権で封じ込めようという思想統制としか思えない。 ※104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ヨーロッパでは自国のコンテンツ製作者を育てるために「パロディを法律で認めている！！」物事の始めはどんな人もパロディーからであり、このまま進むと文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 ※104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ワンセグ放送も含め、ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、知識の無い利権者(年寄り)により技術的な選択の幅を狭めてしまう。海外から既に遅れをとっている日本のWebサービスが発展途上国以下に後退することになる。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」以外は全て違法サイトとして取り締まるのは競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。海外では自社コンテンツを流し宣伝しており、日本製コンテンツ＝違法、海外コンテンツ＝合法となり、国益を大いに損なう。	個人

※104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。グローバルなネットワークのほんの一部である「日本」の法律で違法なことが海外で違法とはなりえない！海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付けるとはありえない！海外サイトを不当に締め出す目的があるとすれば中国と同じ情報規制でしかありえない。 ※104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードの違法化は、投稿Webサイトに著作権者が自らアップロードしている場合にまで削除対象となるような、間違ったクレームにも対応してしまい削除されるという事故が、今後さらに頻発するようになる。弱小で個人の著作権者に不当なリスクを負わせ、ベンチャー的な個人の「チャンスを潰す」ような改正案であり、到底賛同できない。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。そもそも「違法ダウンロード」というものが、広大なネットで定義されておらず、ダウンロード違法化は日本のWebサービス開発を今後さらに減退させる働きにしかない。 ※103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取らずに、弱い立場である個人をダウンロード違法化で締め上げようとしているだけである。これは百害あって一利なしである。 ※105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。アメリカで既に問題として表面化している問題でもあるが、個人がダウンロードしたコンテンツがあるか無いかかわからない、意識していない状態で、「弁護士や利権を握る所轄、企業と称する人」が訴訟すると脅してきた場合、抵抗できるほどの法的知識は無く、不当な「和解金」を出してしまう詐欺行為を後押ししてしまう。 また、これらのトラブルが発端で「就学、就職、結婚等」で個人に不利益を生じさせてしまう。	
※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 そもそも、違法なアップロードで権利者が不利益を被っていることが悪いためであり、インターネットを活用した流通を提供すべきだと考えます。 その方が流通コストが抑えられ、権利者の利益も増え、消費者は販売単価が抑えられた音楽を享受できると考えます。 また、テキストや画像さらにはプログラムのソースコードのダウンロードの制限に繋がりがかねないため反対します。	個人
※意見1 5. 該当ページおよび項目名： 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理概要 2ー2. 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて（第2節関係） 6. 意見 以下の表記について ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード（ストリーミング配信は対象外）が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。 「規制するよりも前に、変化してきている著作物の利用形態をうまく利用し、著作者の利益を確保・創出することを考えることの方が先である。」 まず、本当に阻害しているのか評価する必要がある。 ファイル交換ソフト利用や著作物無許諾配信サイトの存在は正しいものではないが、以下の三点をあわせて考慮する必要がある。 1. 交換ソフト利用及び無許諾配信サイトが存在しない場合、その利用者は、正規商品・適法ネット配信を利用するのか？ 2. 交換ソフト利用及び無許諾配信サイト利用者は、本当に正規商品・適法ネット配信を利用しないのか？ 3. 交換ソフト利用及び無許諾配信サイトが新規コンテンツへの出会いの機会となり正規著作物を購入するきっかけとなる可能性。 事実、著作物の通販購入サイトへのリンクを埋め込むことの出来る動画共有サイト（ニコニコ動画）にて、共有された動画コンテンツを視聴した事が正規著作物の購入に繋がっていることがわかる。 ダウンロードの違法化等、規制することを先に行ってしまうと、このような新しい市場への可能性を奪うことになるばかりか、現在、著作者の利益に繋がっているかもしれないネットワークの利用体系(3.)をつぶすことで、現在著作者が得られている利益を奪うことにもなりかねない。 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理 より、引用 4デジタル録音の態様 (1)デジタル録音の利点 18年録音調査では、デジタル録音の経験者はデジタル録音機器等の使用について、「軽い、小さいなど扱やすいから」(約67.5%)、「音質が劣化しないから」(約60.9%)、「曲の並べ替えや消去が自在だから」(約59.8%)等の利点を感じていることが分かった。	個人

このように、著作物利用者に新しいニーズが生じていることがわかる。そして、既存のDVD・CDではこのニーズを満たすことが出来ておらず、また、「正規商品・適法ネット配信」はまだ小規模で、利用できるコンテンツは限られている。 規制することが主旨でなく、著作権者の利益を守ることが主旨であるならば、変化しつつある著作物の利用形態に合わせた著作権者の利益確保の方法を整備することが優先されるべきである。 現在既にこのような動きがある。例としては ・MIDIデータ(デジタル音源演奏データ)の無料配信 - 個人が既存の音楽著作物に対してデジタル音源による演奏データを作成し、これを無料で配信することが、JASRACに対して一定の課金を支払うことにより可能となっている。 ・動画共有サイトのJASRACとの提携 - 動画共有サイト「ニコニコ動画」にアップロードされた動画コンテンツにて利用された音楽著作物の課金を、動画コンテンツにリンクされた該当著作物の購入サイト「ニコニコ市場」による利益の一部からJARACに支払うといった利用形態が実現しつつある。 このように、著作権者の利益を守りつつデジタル録音技術・ネットワーク技術を便利に利用しようという動きはすでに出てきており、今すべきことは「規制」ではなく、このような動きを推進し、著作権者の新しい利益の創出を手助けすることなのではないだろうか。 ※意見2 5. 該当ページおよび項目名： 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理概要 2-2. 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて(第2節関係) (1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態 (2)(本文表記では○の中に2)違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画 以下のような理由から、第30条の適用除外が適当であるとする意見が大勢であった。 6. 意見 意見1.に関連し、「通常の利用」の範囲に、ネットワークを利用した著作物の第三者における二次公開・及びその公開物の取得(ダウンロード)に課金を定めた上で可能とする形態を認める必要が出てきているのではないかと。現在、ネットワーク利用による著作物流通が急激に広まった背景には、デジタル録音の利便性を有効に享受できる配布形態であることがあげられる。一旦広まった高い利便性の流通形態を縮小させることは非常に難しいことである。ならば、新しい流通形態の利便性を有効に利用しつつ、いかに著作権者への利益還元を行わせるかを考えるべきである。 意見1.の通り、動画共有サイトでは既に上記のような著作権者へ利益還元する仕組みを実現するための動きが始まっている。著作権者が利便性の高いネットワーク利用による著作物配布形態を用意するのは専門の知識やノウハウを必要とするため負荷が高いが、一定の課金ルールを満たせば(専門知識やノウハウをもつ)第三者によるネットワーク配布を認める形にすれば、この負荷がなくなる上に利益も確保できる。 そして、このような著作物利用形態は意見1.の「・MIDIデータ(デジタル音源演奏データ)の無料配信」においては既に実現している。実現は可能なのはである。 まとめると、 「ネットワーク利用による利便性の高い著作物流通形態が、著作権者の利益を確保する方法が確立する前に広まってしまった。今行うべきことは、利用形態の範囲を縮小し、退化することではなく、これを著作権者の新しい利益を創出する機会として利用することである。実際にその試みは行われている。著作権保護の目的はあくまで著作権者の利益を守るためのはずである。」	
☆103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。違法なダウンロードがあるとすれば、その前に違法なアップロードが存在しているはずであり、これを送信可能化権で規制できる。ならばわざわざ違法化の範囲を広げなくとも、違法なアップロードを規制さえすれば現在の法でじゅうぶんな対応が行える。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害である。 ☆104/105ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。第一に、インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待はない。海外サイトが日本で適法サイトとなることは絶望的だろう。このことは日本人のインターネットの利便性を著しく減殺する。また、ストリーミングとダウンロードは技術的にはほとんど差がないにもかかわらず、法律的に差があるものとして扱えば、技術的な選択の幅を狭めてしまう。日本のWebサービスが諸外国にくらべて立後れることとなり、好ましくない。 第二に、前述したとおり違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるうえ、違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決にはネットユーザーからのたくさんの批判があったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、Webサービス開発を不当かつ大幅に萎縮することにもなる。 第三に、いまでもアダルトサイトなどでの架空請求が問題となっているが、ダウンロードが違法化した場合、同じような架空請求が行われることが考えられる。無視できる人ならば問題ないが、いままでの架空請求でも被害者が出た。このことから考えると、やはりいまままでと同じように架空請求の被害に遭う人が出ることは間違いないだろう。	個人
☆103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。ダウンロード違法化の前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずで、これは送信可能化権で規制できるはずではないでしょうか？違法なコンテンツをアップロード可能なサーバーを提供している管理者や、インターネットサービスプロバイダに対しての法整備を整えたほうが根本的な解決につながると思われます。 また違法アップローダに対して権利者だけではなく、民事・刑事告訴が可能な第三者団体を介入させるべきだと思います。法的対策を取ろうにも取り方が分からない、時間的余裕の無い著作権者もいると思います。 それに比べると、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だと感じます。 ☆105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。インターネットを楽しんでいる人たちは、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても抵抗できるほどの法的知識は無く(違法性の有無にかかわらず)ダウンロードした心当たりがあれば、違法か否か理解できないまま「和解金」を出してしまうおそれがあると思います。これは詐欺被害が増える法律ではないでしょうか？	個人

☆違法サイトからのダウンロードは絶対に違法にすべき。違法が氾濫すると、日本の文化は発展しない。	個人
★104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について反対意見を提出します。理由は以下の通りです。 ◆ストリーミングとダウンロードの違い インターネットの技術的な観点から見ればストリーミングとダウンロードに大きな違いはない。ストリーミングもキャッシュとしてHDDに保存されるものである。よって広義にダウンロードと判断されかねないのではないか？瞬間的な蓄積（ストリーミング等）と一時的固定（ダウンロード等）についてはまだまだ検討すべき項目があると思われる。瞬間的な蓄積のための機材を一時的固定に転用する製品（RAMをHDD的に使用できる）も市場にでてきておりストリーミングとダウンロードについて今の段階で切り分けて法的整備を行うのは早計であると考ええる。 ◆国際的な基準 そもそもインターネットは国内で完結しているものではない。利用するコンテンツはどの段階でどの国の法律に違反していたらダメなのか利用者は容易に判断することはできない。日本国内では違法なコンテンツが米国では合法だった場合、米国のサーバーからこのコンテンツをダウンロードするのは違法になるのか？議論すべき点は山のようにあるのに触れられていないのは将来に禍根を残すのではないのか？ ◆ダウンロードの前にアップロードがある ダウンロードするコンテンツはそもそもアップロードされたものであり従来の送信可能化権で十分カバーできるはずである。権利者側は十分な対策を行わず利用者側に責任を押し付けようとしてはいないか？ ◆創作物の自由な公開の場を狭める。文化的な発展の阻害 ダウンロード違法化は作品を見聞きする視聴者側が罪に問われてしまう。視聴者が創作物を見聞きすることに対して萎縮してしまうことが考えられる。また創作者も公開する作品がそうとは知らず著作権を侵害するコンテンツだった場合、多くの視聴者を巻き込むことになり公開することを萎縮してしまうことも考えられる。例えば創作者があるデザインを公開したとする。創作者は気づいていなかったが、これが著作権を侵害するデザインだった場合、これを視聴した（ダウンロードした）利用者也罪に問われてしまう。そして視聴者がそのデザインが著作権侵害かどうか、創作者が著作権侵害を認識していたかを視聴者が判断するのは非常に困難である。 昨今インターネット環境が整ってきたことにより創作物の公開の場が広がりネット上ではアマチュアのオリジナル創作物が数多く公開されている。ダウンロード違法化はこの流れに冷や水をかけるものであり、公開の場が少なかったインターネット黎明期以前に時間の針を戻すものである。 ★105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について反対意見を提出します。理由は以下の通りです。 ◆利用者が適法なコンテンツであることを判断できない。 利用者は必ずしもコンテンツの違法性をダウンロードの前に判断することはできない。例えばサムネイルや内容の説明もないタイトルだけの画像アップローダーは数多くある。この中には違法なコンテンツもあるし適法なオリジナルコンテンツもある。このサイトからのダウンロード行為を「情をしりつつ～」という故意の有り無しを判断する場合、そのようなサイトを利用することが違法性を認識していたと判断されかねないのではないだろうか？合法的なダウンロードすらも萎縮しかねないと考えられる。 ◆意味の無い合法マーク サイトが合法か違法かをマークで判断することは手続きの煩雑化を招き現実性の在る物とは思えない。この議論は大手のレコード会社等が運営するサイトには意味のある事かもしれないが、アマチュアやセミプロの方たちを考慮に入れて議論されているとは到底思えない。つまり誰がコンテンツ又はサイトが合法であることを判断するのか？そして合法であると判断されていない状態では、創作者は公開や頒布を行えないのではないのか？日本国内だけでも無数にある創作系のサイト、毎日増えていく創作物にマークを与えていくことなど現実問題として不可能に近い。又その判断基準はどのように設定されるのか？このようなことを考慮にいれて議論が行われたのか甚だ疑問であると思われる。そもそも投稿系のサイトはマークの適応を行えなくなってしまう。管理者がきちんと管理していたとしてもアップロードされたコンテンツはすぐにダウンロード可能であるからである。もしこれを阻止しようとする場合、四六時中管理者が目星光らせておくか、アップロードされたコンテンツを管理者がチェックしてから公開する形式になるのではないだろうか。web2.0などとマスコミが持て囃す時代にお笑い種の対応を余儀なくされるのではないだろうか。海外サイトには当然マークなど付けられるわけは無く、インターネットのグローバル性を考えればマークで判断することなど意味の無いことであると言わざるを得ない。以上の2点からでさえダウンロード違法化は解決できない問題が多く、混乱を引き起こすだけの法律であると思えない。よってダウンロード違法化には全面的に反対である。以上	個人
★意見:違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外する事に賛成です。 違法事業者と適法事業者との区別がはっきりし、安心して音楽配信が利用できる様になるといいと思います。	個人
♪意見:違法配信業者からの私的録音録画を30条から除外する事に賛成します。 そうすれば違法業者の利用も減少するし適法業者をとうして権利者に対価が確実に支払われる環境が期待出来る。	個人

1 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について まず、この違法化案が通ったら、書籍やその他の画像の業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくよう圧力がより強化されるのは確実である。インターネット上でも、著作権法第32条で定められている引用が認められると考えられる。文章であれば公正な慣行が確立しているが、音楽の歌詞や、画像などをインターネット上で引用する際の公正な慣行が確立しておらず、現状でのダウンロード違法化は、言論活動や評論活動を阻害する原因になりかねないと考えられます。 また、日本においてはフランスなどのように、パロディに対する条項が存在せず、日本文化の多くを占めるパロディ文化が殺されることになる。もし、パロディされた側が不満であれば彼らが何らかの対応を取るべきであり、ダウンロード違法化により制限されることは表現の自由の見地からして好ましくありません。 次に申し上げますと、ストーリーミングとダウンロードは技術上大差がないといわれています。 それに対し、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねません。 三番目に、ダウンロードが違法化されたら、ユーザーは、動画・音楽投稿サイトにおいて違法ファイルをダウンロードしないようにせざるを得なくなる。しかし、それらの投稿サイトでは違法にアップロードされたファイルかどうかを事前に判断することはきわめて困難であり、また違法ダウンロードの故意・過失の立証もきわめて困難であるため、それらのサイトの利用者に対し、極めて甚大な負担および立証責任を課すことになる。 また、この理屈では、違法にアップロードされたファイルを発見し削除を要求することも違法となってしまうのかも分かりません。 さらに、大手企業などを通じ自らの著作物を公表している人々と異なり、著作権者が自らアップロードしている弱小の著作権者の著作物が誤ったクレームによって削除されることが頻発し、強者の論理により弱小の著作権者が圧迫されかねません。 以上の理由により、私は貴委員会の見解に反対いたします。 2. 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について まず、一般人が違法にアップロードされたものかどうかを確認、あるいは立証するのは極めて困難であることを申し上げておきます。そのため、違法にアップロードされたものではないことを証明するための方法として「適法マーク」を適法サイトに設置するという案が出ているのかがっております。 しかし「適法マーク」が採用されるのであれば、投稿サイトやブログなどの一般ユーザーが「適法マーク」を利用する方法が提示されなければならず、また「適法マーク」が設置されていないあるいは、設置することが不可能、あるいは困難なアマチュア作家のウェブサイトは「違法サイト」であると決め付けられかねず、アマチュア作者を「適正市場」から排除するために、既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ案件であるのではないかという疑念を抱いております。また、アマチュア作者や一般ユーザーをコンテンツの公正な競争から排除し、なおかつ強者の論理がまかり通る弱者にとって極めて不利な状態に陥れるものだと懸念いたします。 以上の理由により、私は貴委員会の見解に反対いたします。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在していることが大前提であるはずである。しかし、これは送信可能化権で規制できるはずです。まず、違法アップロードの監視体制の強化や捜査機関による取締りにより解決すべきであり、さまざまな問題点が指摘されているダウンロード違法化をすぐに決めてしまうのは拙速ではないかと考えております。 ダウンロード違法化は現状では反対です。拙速で問題点に対する対策やそれら問題点の指摘に対する反論などがなされてない以上、法案として国会に提出するわけにはいかないと考えております。	個人
① そもそも私的複製により被害を被るというのであれば、著作権者が自らそれらを防ぐ手段を用いるべきではないだろうか。情報が拡散している現状、それをユーザーの責任とするのは責任転嫁以外の何者でもなく、自己中心的な考えである。 また、ダウンロードをした後にそれが違法か適法かの判断と利用は最終的にユーザーの手に委ねられることとなり、ダウンロードしたものが違法か適法かはダウンロードした後に判明することが多い。 曖昧な違法性の定義によって犯罪とするといった行為は到底容認できるものではなく、根本的な誤りが存在する。 ② 本案が施行された場合、ユーザーは「犯罪を犯すかもしれない」というリスクに常に晒されることになり、国民としての知る権利や適法であると確認できるサイトへのアクセスを自粛しなければならなくなる。その結果、多くの文化的活動の機会が失われるのは想像に難くなく、これは本案の目的と反する。 ③ 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、その他のサイトがあたかも違法であるような扱いを強いることはあまりに乱暴である。 自作の音楽、ソフトを公開するという行為は等しく「潜在的に違法の可能性がある」とみなされ、文化的活動の機会を失うことは明白である。 ④ 技術的な面からも問題がある。そもそも音楽や動画に限らずwebページ閲覧はダウンロードを常に行っているのである。ブラウザはダウンロードしたものを表示するものに過ぎず、音楽や動画はダウンロードしながら再生するに過ぎないのである。 これらは次回より快適に表示されるため、一時的に保存される訳だが、容易に半永久的なものに変換可能である上、一時的な保存を続ければそれは半永久的保存と変わらない。 つまり本案には現実性が伴わない。解釈の仕方によっては日本国民の多くが犯罪者になる可能性が極めて高いと思われる。 ⑤ また、如何なる手段を以てこの違法性を確認するのか、という点でも現実性が伴わない。 あるユーザーがどのサイトにアクセスしたかという情報は「通信の秘密の保護」にとり守られており、それを知る術はない。 違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 以上の理由により本意見書では本案に対する反対を表明する。	個人
1 ダウンロードしたファイルが適法であるかどうか、ダウンロード前に確認する手段がない。 また、ダウンロード後に適法かどうかを判別するのも難しいケースがある。 商業作品と個人製作の作品を区別できない場合も存在する。 2 適法マークというかたちで、サイトを適法／それ以外に区分けするのは問題がある。 適法マークのないサイトがすべて潜在的に違法性をもっていると誤認させる可能性がある。 3 「情を知る」の定義が曖昧であるし、違法であることを事前にユーザーが認知していたかどうかを確認する手段がない。 悪意のある者を罰することができず、そうでない者のみを裁き、利便性を損なう結果になる。 4 上記の三点によって、曖昧な違法性の基準のために、健全なネットユーザの活動まで萎縮させてしまい、かえってネット文化の成長を阻害してしまう可能性が高い。 以上の理由により、違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には反対です。 著作権の保護はもっぱら配信側の取締りによって行うことを要望します。	個人

1 違法にアップロードされたコンテンツが存在している場合、現状でも十分に送信可能化権で規制、取締りは可能はず。というのも、問題とされている違法サイトやファイル交換ソフト等による私的録音・録画については、現在利用している者の割合は極度に低く(インターネットユーザーのうち約3.5%程度)、これは、インターネット・違法サイトを介さない、私的録音・録画行為(特に、レンタルCDからのダビング等)と比べれば、明らかに低い割合だからである。 また、私的録音・録画の現状を見た際、たとえば音楽であれば、利用者個人が自分で楽しむために、合法的な手段で入手した音楽をコピーしているというのがほとんどである事が調査からも明らかである。(p16～18,26～28) いたずらにインターネットの特性に警戒して規制を強めるべく、現在のダウンロード違法化案を導入するのは、インターネット利用の公共性を損なうという点で、明らかに有害ではないだろうか。	個人
1) 違法サイトという定義が利用者側からは判断不能場合が大半である。 2) ダウンロードしたデータの違法性は実際に再生するまで判断できず、それを調べる手段が非常に限られている。個人での調査は事実上不可能である。 3) ストリーミングのキャッシュはコンピューター内で特別扱いになっている分けではなく、その区別を行っているのはアプリケーションである。例えばAcrobatReaderなど、文書内にマルチメディアデータが混在した場合の作業ファイルの扱いが不明など、ストリーミングに限定すること自体に無理がある。 4) 最終的に私的録音録画補償を含むCD等に記録するような場合、コンピューターにダウンロードされるデータは扱いの上でキャッシュと差がない。 5) 合法配信サイトに何らかの目印を与えるという案は、自作作品を発表する場を失う事に繋がりがかねない。このような作業が無料で出来るとは思えず、結局は自作作品を無料で配信する事が不可能になる恐れがある。また、過去の著作権関連の裁判を見ても、後になって覆される事も十分に考えられ、そうなった場合の対応が不明瞭である。 6) 入手したデータが合法であったとしても、それをポータブルプレイヤー等へ転送する作業が違法とされる可能性がある。 7) 現在、私的録音録画補償を含むCD等のメディアが市販されているが、それを使って記録をしても違法性が残るというのは納得し難い。 8) 元になる作品が発表されていなければ違法性の立証は不可能であり、発表できなかったために正当な著作権保有者が損害を被る事が十分に考えられる。ビジネスに結びつかない作品を管理団体等に預けるのは費用の面で大きな負担であり、また自身の作品でありながら自由に扱えなくなるという問題もある。 以上の理由により、違法性の判断を利用者に強制するような案には反対です。 入手した方法や手段に関わらず、その権利を補償できる手軽な手段を用意の方が現実に沿うと考えます。私的録音録画補償の制度は、合法的に入手した場合の方法の1つとして存在するべきだと思います。	個人
1)「100～109頁 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 (意見) 違法な録画、録音物、または違法なサイトが蔓延していること、それらを野放しにしたり、そこでのコピーやダウンロードを違法として扱わなければ、文化的な国とはいえない。法治国家とし好ましくない。著作者や作家の権利を尊重、保護することは、文化的な国としても法治国家としても大事なことである。	個人
1) 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目についてですが、まずは違法アップロードの取締りを強化することからはじめるべきではないでしょうか。元が断たれればダウンロードをすることはできなくなるわけですし、送信可能化権で違法アップロードしたユーザーを摘発した方が、問題は起きにくいのではないのでしょうか。 2) 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービスはダウンロードを伴わないため規制の対象外である。と、書かれていますが技術的にはストリーミング形式もダウンロードと技術的には大差がないように思われます。ストリーミング形式でもパソコンにキャッシュは残り、一時的にせよ保存されています。この点を考えると法案の基準では曖昧なもののように感じられます。 3) 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目についてですが、もしこの法案が通れば書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言っていますし、そうなると既存の作品のパロディやオマージュがすべて違法ということになってしまうのでしょうか。別にパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化される、ということには疑問を感じます。 4) 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について、利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられると、ありますが具体的にどのようなにしてユーザーに違法か、適法かを認識させるのでしょうか。サイトの管理人の要請に従い違法コンテンツがないかを確認した後にトップページになにか目印でもつけるようにするのでしょうか。もしそうだとすると様々な問題が生じると思います。膨大な数のサイトをリンク先まで調べ、確認したうえで許可を出すといったことが現実的に可能でしょうか。トップページを経由しないでサイトに訪れたユーザーはいちいち確認する必要にせまられますし、目印のないサイトは違法かもしれないため利用する人が著しく減少することになると思います。それに海外サイトを使う人はどうすればいいのでしょうか。外国の方が日本の法律を熟知しているとは限らないわけですし、多くのユーザーが不都合をこうむることになると思われます。 以上の疑問や考えにより僕はダウンロード違法化の意見に反対します。	個人

1)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ダウンロードの違法化に反対します。 今回の報告書ではYouTubeやニコニコ動画のようなストリーミングは視聴のみを目的とするため検討の対象外となっているようですが、裁判になった場合でもそのように判断されるかはわかりません。最近の判決などをとって、インターネットのしくみを裁判所が理解しているかは疑問です。そもそもストリーミングとダウンロードの技術上の区別は明確ではなく、法文にはっきりと「ストリーミングは対象外である」と明記されない限り違法と判断されないといえませんが、ダウンロード違法化の対象が録音録画のみならず今後広がっていく可能性も高く、ユーザーを萎縮させます。 そもそもコンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツをユーザーに適法な方法で提供できていない現状にも理由の一つがあると考えます。今は見ることができない昔の番組やCMを適法な方法で見たくても、パッケージ化もされず、ネット配信すらされません。また再放送もなくDVDなどにならないニュースなどを検証するためにテレビを録画したものなどについては、もっと利用しやすくするべきだと思います。まず罰則ありきという考えで一方向的にユーザー側を規制するという方向には賛成できません。 2)105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 インターネットにはプロよりアマチュアが作成したコンテンツの方が多く、それらが大きな魅力でもあります。それら多くのサイトが違法コンテンツなのか合法コンテンツなのか、見た目では分かりません。それら全てについての違法か適法かの判断を誰がどのように行うのかという疑問もあります。「情を知って」の条件も違法か適法かはっきりしないまま利用すれば「違法と認識していた」と判断されかねません。全てのインターネットユーザーを潜在的な犯罪者にするような法のありかたには反対いたします。	個人
1)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目に書かれている合法的なコンテンツと違法なコンテンツを明確に区別することが不可能なので反対です。 ここではダウンロード配信とストリーミング配信を分けて論じていますが、そもそも両者には明確な違いがある訳ではないのでこの議論は成り立たないと考えます。 両配信方式の違いは例えば、A)受け取ったコンテンツをハードディスク上に記憶するのがダウンロード、直接視聴するのがストリーミングとする考え方や、B)ストリーミング用のプロトコル(例えばRTP)を使っていればストリーミング配信、それ以外のプロトコル(例えばHTTP)を使って配信されていればダウンロード配信とする考え方などがありますが、それぞれ、A)ストリーミングの受信においても、通信速度の変化を吸収するため受信用ソフトウェアが一時的にハードディスクにコンテンツを記憶するのが一般的である上、その一時的に記憶したコンテンツを永続的なファイルにして利用することも可能なのでこの区別には意味がない。 B)利用者がどちらを使って配信を受けているのか判断するのは困難、かつ利用者にとって積極的な利点がないのに区別することを強要するのは無理。 という理由から現実的な区別の方法ではないと考えます。 従って、例えばダウンロード形式でコンテンツを配信する場合のみに限定されていたとしても、違法である可能性があるということになると、具体的にどのコンテンツが違法なのかははっきりせず、利用者の混乱、コンテンツ流通全体の萎縮、日本におけるIT技術・サービスの進歩の阻害や国際競争力の低下といった事態を呼ぶことになるものと考えます。 現在YouTubeなどの動画配信サービスでは同一ウェブサイト上で違法コンテンツと合法コンテンツが入り混じっており、個々のコンテンツが合法かどうかを利用者が判別するのは不可能です。これに対し現状は著作権者が違法コンテンツを見つけて削除を依頼するように運用されており、それ以外に現実的な解は現在及び近い将来においても存在しないと考えます。 コンテンツの数の増加に伴って著作権者が違法コンテンツを見つけ出すのが困難になってきているという現状は理解しておりますが、だからと言って利用者の方に合法性判断の重荷を負わせることを正当化することはできないと考えます。 以上の理由により反対します。 2)105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 違法サイトかどうかの識別が困難であり合法的な利用までも萎縮させるので反対です。 「違法サイトであることを知らないで利用した者についてまで権利侵害にするのは行き過ぎでないか」という部分には同意しますが、一方利用者が違法サイトであることを知っていたかどうか判断するのは困難なので、そのような条件付きなら第30条の適用範囲から除外していいだろうという論旨には反対いたします。 アの項には「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」と書かれていますが、そのような工夫とは実際実現できる範囲としては、専用ウェブページにおけるリスト公開や、「合法ダウンロードマーク」をどこかの機関から取得してサイトに表示する程度と思われ、・利用者にまで情報が到達するのか?・利用者が簡単かつ間違いなく判断できるのか?・コンテンツ配信者が「合法ダウンロードマーク」を取得するための負担(手間、費用)をどう正当化するか?という点で無理だと考えます。 また、1)でも書きましたように現在YouTubeなどの動画配信サービスでは同一ウェブサイト上で違法コンテンツと合法コンテンツが入り混じっており、サイトあるいはサービス単位で合法・違法を論じることが不可能な場合も多々あります。 従って、違法サイトからのダウンロードが権利侵害ということになると、具体的にどのサイトからのダウンロードが権利侵害なのかははっきりせず、利用者の混乱、コンテンツ流通全体の萎縮、日本におけるIT技術・サービスの進歩の阻害や国際競争力の低下といった事態を呼ぶことになるものと考えます。 以上の理由により反対します。	個人

1) 反対いたします。 違法ダウンロードについての記述がなされていますが、そもそも違法にアップロードすることがすでに法的に規制可能であり、ことさらダウンロード側にもその対象を拡大し、またその際のメリットはア)～エ)にて語られているにもかかわらず、発生するであろうデメリットに関して十分に議論なされているとは感じられません。 例えばダウンロード詐欺のようなものも現在の「オレオレ詐欺」、「ワンクリック詐欺」のような形で発生する可能性も否定できません。 また、ウィルスによって違法サイトに無断でアクセスし、自動でファイルを保存するといったこともありえるのではないのでしょうか。そして、ユーザーも何を持って違法となるのか判断の基準が難しいため、インターネットを使用することに対して、無用の萎縮を招きかねません。 ですから「送信可能化権」、「著作権法」の範囲で権利者側が対応すべきと考えます。 またストリーミングに関しても表記されておりますが、現在ストリーミング形式のようであってもPC内にキャッシュとして保存されるものもあり、事実上ダウンロードと変わらない場合があります。 それ以前にインターネットの表示はほとんどがまずキャッシュ表示という過程を経ているものばかりであり、合法、違法にかかわらずPC内にデータが保存されてしまうのは技術上不可避です。IT分野での立国を目指すとして政府が表明した中で、ユーザー側のいらぬ萎縮や、ソフトハウス側への混乱も考えられ、こちらの点からも、ダウンロードをことさら違法とする考え方にも賛同しかねるものとなります。 2) 反対いたします。 適法ページについて識別できるよう、と表記されておりますが、こちらはどのような審査形態になったとしても、現状世界中にあるホームページへの対応はどれだけのマンパワーを投入しても不可能であり、法律形態、常識、社会通念が異なっている場合も考えられ、適法、違法の判断は簡単なものではないと思われます。 これで違法／適法を見分ける根拠とするのはあまりにも単純すぎると考えます。 また、こういったものを一般のユーザーサイトが許諾を受けるとしても、今回のパブリックコメントにしてもそうなのですが、一般の趣味の範囲でネットをおこなっているような人には敷居が高く、通常の仕事に加えてさらなる負担をかけることとなり、事実上機能するかどうか疑問です。 そうなると、こういった部門の専門家がいた企業サイト等に適法化の判断が偏ることとなり、公正さが保たれるかが疑問です。 さらには審査したとして、それが決定されるまでに時間がかかってしまうとネットワークビジネス／コンテンツでは即時性が重要となる場合があるのに、そのチャンスを逃すことにもなりかねません。 その場合外国サイトなど、日本の法に縛られないサイトにチャンスを奪われ、日本のサイトの競争力を失わせかねないとも考えられます。 結果ユーザー側に無用の混乱を招くだけとなり、机上の空論であると断じざるを得ません。 前出の項で申しましたが、アップロード者への対応でおこなうべきであると思います。	個人
1. 「違法録音録画や違法サイトからの私的録音録画」は30条から除外するべきである。 難しいことではなく、当たり前なことだと思うのですが・・・。 利用者保護の観点からの、知らなかった場合には許されるし、罰則もないという件はもう少し考えないと、間違いなくザルになってしまう。	個人
1. 104ページ 注釈51 ストリーミング配信について 用語の使用方法が間違っているという意見を提出する。 ストリーミングはダウンロードの一形態であり、「一般にダウンロードを伴わない」という表現は不適当。 また、コンピュータネットワークにおいてはデータをアップロード、ダウンロードを行う事により構成されているので、安易にダウンロードと呼称すると誤解を招きかねない。 よって、法解釈上の「ダウンロード」を定義するよりは「ストリーミング・キャッシュを除く受信したファイルデータの保存」といった表現にすべきである。 2. 105ページ 第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 以下の4項目の理由により反対意見を提出する。 ・「情を知って」とあるが、見分ける方法にはダウンロードを行わないといけない。さらに現状のP2P型ファイル共有ソフトの大半は、「違法な配信にも使われてるけど、合法的な配信にも使われている」ため、P2P型ファイル共有ソフトを使用しただけで「情を知って」ダウンロードしたとは言いがたい。 ・架空請求の踏み台にされるおそれがある、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝が出てくる可能性がある。 ・アメリカではRIAAが和解プログラムと称し和解金を請求している。 ・実際にダウンロードしたとされるIPアドレスと接続時間を根拠に和解金を請求しているが、請求された本人はその当時パーティに出席しており、しかもIPアドレスは大学の図書館のもの。これは謂れのない言いがかりの例である。 参考資料: GIGA ZINE http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20070820_p2plawsuits/ ・適法サイトには適法マークを付けることで識別を可能とすることを考えられているが、意図的に適法マークを許可しないといった業界の囲い込みが行われる可能性がある。 つまり、アマチュアのクリエイターが作成した適法コンテンツであっても適法マークを許可せず、利用者に「違法かもしれない」と思わせ、利用を抑制しようとする事が可能になるためである。 ・権利者の不利益の定義が不明瞭である。流通を阻害しているとするが現状で地域によって格差がある等すでに指摘されておりである。海賊版ができる要因の1つに「ユーザーにコンテンツをちゃんと届けられていない」がある。つまり流通を阻害している要因が別に存在するからこそ海賊版や違法ダウンロードが存在する。	個人

参考資料:ITMedia http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/22/news105.html 3. 110ページ 「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」 以下の2項目をもって「現状のビジネスモデルも考慮すべき」という意見を提出する。 ・私的録音録画と商品の売上減との因果関係が不明確である事はずでに指摘されているとおりである。 著作物を私的録音録画するから収益が減り値段が高くなるのではなく、著作権管理団体、放送局が著作者に正当な収益を支払っていない現行のビジネスモデル自体に問題がある。著作権を著作者本人で管理し、著作者自身が配信できる状態が望ましい。 したがって権利者が被る経済的不利益が考えられないため補償の必要性はない。 参考資料1:経済産業省文化情報関連産業課(アニメーション産業の現状と課題) http://www.meti.go.jp/policy/media_contents/downloadfiles/kobetsugenjyokadai/anime200306.pdf ※参考資料1の5ページ目 アニメ産業のケースだがスポンサーが支払った金額のうち制作費としてまわされる金額は全体の16%しかないかつ、赤字となっている。 つまり84%は代理店、放送局に搾取されている。 現在のアニメ産業では、放送後DVDとして販売することで赤字分を回収しているが、スポンサーの金額の全てが製作者に支払われるようになったら、DVDの値段も安く購入しやすくなり、違法コピーも減ると考えられる。つまり、経済的不利益の大本になっているものは、現在のビジネスモデルそのものであり、私的録音録画によって起きているのではない。 実際にショップでDVDを購入する際、ほとんど映画のDVD(限定版などを除く)が1500円～2500円程度で気軽に購入できるのに対し、アニメのDVD(限定版などを除く)が4000円～6000円と気軽に購入することができない。どうしても価格を見て躊躇してしまう。 参考資料2:「補償金もDRMも必要ない」——音楽家 平沢進氏の提言 http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0606/12/news005.html ※この例ではレコーディングからCD作成の部分についての現状が掛かれているが、問題視されているのは「違法ダウンロード等」ではなく、JASRAC等著作権管理団体のビジネスモデル自体である。参考資料2の3ページ目に「自分自身のサイトから無償でダウンロードしたレコーディング会社などがアーティストに対して、著作権の委譲の契約をさせ、利益を搾取していることも問題である。よって、私的録音録画が売れ行きに影響しているとは言えない。 ・漫画のケースではあるが、海賊版がはびこる余地が減っている事実もある。 同様のことが音楽、動画などにも言える。以下参考資料から引用する。 “一巻あたりのページ数を少なくして価格を抑えている。安さのおかげで海賊版がはびこる余地が小さくなった” 参考資料 日本経済新聞2007年11月12日(夕刊)第43758号 「JAPASIA(アジアの中の日本)第五部「クール」伝わる」 この記事では海外で売られている日本の漫画作品がどのように受け止められているか紹介しており、海賊版ができる要因に「価格が高い」ということを示している。 つまり海賊版のおかげで作品が売れず経済的不利益を被るものではない。 4. 116ページ 第3節 補償の必要性について 3 補償の有無 以下の理由により「補償は必要ない」という意見を提出する。 ・まず、誰に対しての補償なのか明確にされていない。一般的にアーティストと考えられているが、契約などにより著作権はレコーディング会社になっていることはあまり知られていない。 さらに補償金を受け取る為には私的録音録画補償金管理協会等に登録をしなければならず、著作権とは創作された時点で発生するのであり、登録をしなければ補償金が分配されないのはおかしい。また補償金の分配額がどのように計算されているか不明である。 また私的録音録画と商品の売上減との因果関係が不明確と指摘もされている。 よって補償の必要は全く無い。 参考資料:ITMedia「補償金もDRMも必要ない」——音楽家 平沢進氏の提言 http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0606/12/news005.html	
1. 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 違法コンテンツか合法コンテンツかの区別がつかない以上反対。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2. ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3. ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4. 管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人

1. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 現在、ストリーミングとダウンロードに技術的な違いはほとんどないことから、ストリーミングとダウンロードを明確に区別できない。ストリーミングでの動画サービスは今回は違法の対象ではないが、キャッシュとして一時的には、ハードディスクに蓄積され、根本的にはダウンロードと同じであると考えられることもできるので、将来的には、ストリーミングすらも解釈によっては違法となる。また、キャッシュは違法の対象ではないともなっているが、どこからどこまでがキャッシュであるかは明確ではない。 ダウンロードを違法とするためには、どのような通信を行ったかということを確認することになる。つまり、合法違法の内容を問わず全ての通信内容を監視することになるが、現実的に不可能であると考えられる。そのため一部を取り上げて監視するような状態になると推測され、そうなれば恣意的に運用されるおそれがあり、法の下での平等が守れなくなる。また、全ての通信内容を監視すること自体、通信の秘密が守れない。 ダウンロードする人口よりアップロードする人口の方が圧倒的に少なく、アップロードがなければダウンロードはできない。ダウンロード違法化は、インターネットの利用者全体を犯罪者予備軍として扱うことになり、利用者に大幅な負担を強いることになる。数が少ないアップロードを取り締まれば根本的な解決になり、負担自体小さい。アップロードの取り締まりは現在の送信可能化権で充分行うことができ、これ自体充分運用されているとは言えないので、まずはこちらを限界まで運用し、それでも駄目であればダウンロード違法化に踏み切るべきである。 以上の理由により、反対である。 2. 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 インターネットは日本国内だけのものではなく、世界中から接続できるし、世界中のサイトに接続できる。このような状況の中で、利用者が合法サイトと違法サイトを明確に見分けられるようになっているが、日本語のサイトならまだしも外国語のサイトの判断は、難しいのではないかと。また、ダウンロード自体は日本でダウンロードすることを違法という基準があるが、インターネットのサイトは日本語だが、運用しているサーバーは外国である場合、設置国の法律が適用されるので、いくら日本で合法サイトと違法サイトを判断できる基準を作ってもこれらのサイトには当てはまらない。したがって、利用者が自主的に判断するのは、初心者になればなるほど難しいことになってしまう。また、インターネットのサイト自体も数億以上存在するので、それを全て確認するのは不可能である。そのため、恣意的な運用が図られる恐れがある。ファイル自体もダウンロードして確認するまで合法か適法かわからない場合も多い。以上の理由により反対である。	個人
1. P.104「② 検討結果」について 本項については反対の意見を表明する。なお、本項における「違法録音物、違法サイト」の定義については、P.100の第2節1の(1)の①に列挙されたもののうち、(エ)及び(キ)のに含まれるもの、と解した。その上で2点の意見を述べる。 第1に、これら違法なサイト及び配信の形態については、そもそも配信元の段階で取り締まられるべきものであり、利用者の側に制限を加えることで対策としようとする事態に問題があると考えられる。わが国の著作権法においては、送信可能化権及び公衆送信権が定められており、それらの権利行使での対処が可能なのではないだろうか。実際の「もの」を手にとることが可能であれば、海賊版などの違法物かどうかの判断はしやすいが、データ化されてしまっているものが違法物かどうかを判断するのは容易ではない。また、インターネット上であれば、Webサイトを精巧に作ることでごまかす事も可能になる。そういったことが想定される状況下において、利用者側の権利を奪うことには反対する。 第2に、ストリーミング配信は検討の対象外である、とされているが、注51にもあるように一時蓄積の問題、そして「チューブ＆ニコ録画 (http://www.magnolia.co.jp/tnico/)」のようなソフトの存在もある。前者に関しては、解釈の問題となった場合に、後出しじゃんけんの変更されたりする事になれば大きな問題となる。また、後者に関しては、“こうしたソフトの存在について、権利者が何かを表明した”という事を私は知らない。先に上げたソフトウェアについて、動画投稿・配信サイトのニコニコ動画は、「公式のソフトと間違われるような名前は困る。(初出自は『ニコニコ録画』であった)」というコメントを出している。こうしたソフトウェアに対して、権利者がどのように考えているのかかわからない状態で、利用者負担を強いることは反対である。 2. P.105「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 本項については反対の意見を表明する。この部分については2点の意見がある。 第1に、「情を知って」の条件が一般には理解されづらいという点である。文中には「違法サイトと承知の上で」と書かれているが、権利者、利用者ともに、これをどのように証明すればよいのかが想像できない。識別のための情報提供の提供など、運用上の工夫が必要と考えられること、とされており、識別マークなどで提示するという方法が考えられる。しかし、そのマークが正当なものであるかを利用者が確認しなければならない、という状況を招くことが考えられる。また、マークの交付や審査について、新たな利権などを生んでしまう可能性もあるのでは無いだろうか。 第2に、「著作者の正当な利益」という記述が出てくるが、「正当な利益」をどのように算出するかが問題となる。「違法な録音物等の配信で、無料及び格安で入手している人」が、購入意思を持っているのに安きに流れているのか、それとも対価を支払ってまで入手する意味を感じていない人なのか、はわからない。十把一絡げして購入予備軍/購入しない人、と扱うことは無理があると考えられる。	個人

1. インターネットから録音録画した、コンテンツの違法性を判断できるのは、コンテンツを録音録画した後である。インターネット利用者が録音録画前に確認することができるものは、ファイル名やそれに付随する説明であり、これだけで違法性のあるコンテンツであることと特定することは不可能である。例えば、ファイル名と説明を偽り、著作権物を違法にインターネットから録音録画できる状態にしたものを録音録画した、インターネット利用者を違法であるとして取り締まる行為は非合理である。 2. 録音録画した後であっても、そのコンテンツが違法であるかを判断できない場合が存在する。趣味で創作したコンテンツとレコード会社が製品として販売したものをはっきり区別するための方法がないことがこれに該当する。 3. インターネット利用者が、「情を知って」違法に録音録画したことを判断することが難しい。「後で知りました。」などという抜け道がある限り、ずるい者には効果が無く、正直者に不憫を強いるだけである。 4. 「情を知って」とあるが、なにをもって「情を知って」というのか、その判断基準が明確にされていないのは問題である。それ以前に、「情を知って」というのはインターネット利用者の主観に委ねられるものであり第三者がそれを判断するのは不可能である。 5. 管理されたサイトへののみ適法マークを与え、それ以外すべてを違法とみなして扱うのは乱暴である。アマチュアが自作の曲をサイトやブログから録音できる状態にすることはしばしばあり、これらは、私たちが創作したものを発表するための一形態である。この制度はこの自由な発表の形が「潜在的に違法である可能性がある」ということを示唆しており、アマチュアの創作の芽を潰す制度であるといえる。 6. 「情を知って」のような曖昧な違法性の定義によって、一般のインターネット利用者は「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるために私たちは、合法であることを確認できる音楽、映像サイト以外へのアクセスを自粛しなければならず、インターネットを利用した自由な活動に制限が加わることになる。この制限は文化的活動の機会を著しく損う可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザが「犯罪を犯しているかもしれない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、インターネットにおける違法なコンテンツの「私的録音録画」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
1. および2. の問題について そもそも著作権法上の著作物の私的使用については、きわめて狭義の利用に限定して認めたものと理解しております。 現在の私的使用の実態は、大半がその範囲を逸脱した使用であると思います。 したがって、1の適用範囲の見直しの問題、2の補償金制度のあり方の問題の両方とも論ずる以前の問題であり、私的使用の規定を見直し、著作権法制定当初の想定どおりに範囲を狭めることで解決するものと思います。 つまり原則禁止をあらためて主張いたします。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものかどうか判断するのはダウンロード後でしか分からない場合があること。 さらに、ダウンロード後でも違法ファイルかどうか区別しづらい場合があり、個人が趣味として作成したものが会社が製品として作成したかどうかははっきり区別する方法はない。会社側が複製も認めている場合もあるため、ファイルが違法なものかどうか非常に判断しにくいはずである。 2. 管理されたサイトへののみ適法マークを与え、それ以外すべてを違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴であり、自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 これは著作権法の目的である「文化の発展に寄与すること」に真向から反するものである。 3. 曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは「常に犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。 このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、「文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性」がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、「違法なファイルのダウンロードを犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な配信の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人

1.ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2.ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3.ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4.管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5.曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
1.ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2.ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3.ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4.管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5.曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
1.ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2.ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3.ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4.管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5.曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人

1.ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 2.ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものをはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。 3.ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。 4.管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのはあまりに乱暴である。自作の曲をブログで発表する等の自由な活動は、すべて「潜在的に違法である可能性がある」とみなされてしまう。 5.曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
1.ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードをした後でなければ分からない場合がある。また、それが違法か違法でないかを判断するのは難しい場合がある。 2.違法の定義が曖昧であり一般ユーザーは皆、法を犯しているかもしれないというリスクにさらされることとなり合法が確認されるサイト以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性があり、結果文化的衰退が考えられる為。 3.一方でそこまで考えないユーザーが法を犯しているかもしれない、という状態が続けば法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。 以上の理由により、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
1. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、実際にどうやって確認するのか。 パブリックドメインとして厳密に公開されたファイルと、著作権フリーなどと曖昧なまま公開されたファイル等も様々なスペースで使われている。 現状、何が違法でどれが合法なのかをその都度完全に確認出来るすべが無い。 またダウンロードまでもが違法とされると、一般のネットユーザーはウェブにアクセスする度に違法性のあるファイルをダウンロードすると言うリスクに常に晒される恐れがある。 2. 現状のままダウンロードまでもが違法と言う制度を取れば、法案可決の多数の瞬間から一般ネットユーザーの大半が犯罪者となる。 その数は数十万人、数百万人と想像だに付かない。 (1.)の理由からも、無数のファイルが散乱するウェブにおいて、実際に1つ1つのファイルが合法であると確認出来る人間は皆無に等しいと考える。 実際の法運用の祭には、現状と同じ様に曖昧な定義のまま浸透するだろう。 そうすると多数の日本国民が犯罪を犯している可能性がある、と言う意識が少なからず拡散し、法律の遵守と言う精神に多大な悪影響を被ると考える。 上記の理由により、違法ファイルのダウンロードも違法とする法案に私は“反対”します。 こっそりと法案を通そうする前に、著作権の現状をもっと国民に認知させるべきです。	個人
1.ダウンロードについて 実際にダウンロードしてみないと著作権違反のファイルかどうかはわかりません。 仮に悪意ある第三者が「自分が撮影した動画です」といったものを知らずにダウンロードしてしまったとします。 再生してみると著作権違反のファイルだったと気づいてもダウンロードしたという時点で処罰対象になるのであれば実際に配布したのは悪意の第三者であるにもかかわらず被害者が罰せられることになってしまいます。 そういったケースは除外されるとしても故意であるかどうかはどこで判断されるのでしょうか。 2.違法にアップロードされている楽曲や映像について どちらもネット上でやりとりする都合上、品質に劣化がついてまわります。 劣化したもので十分であればそこでおわりますし本当にアーティスト(または作品)が好きなのであれば発売されネットに出回る前から予約し購入するのがほとんどの消費者のスタンスではないでしょうか。 YouTube等で違法とされるアップロードを見て購買数が落ちるということは考えられません。 むしろ購買意欲をそえられる方が多いと思います。 たとえばビデオ屋店頭で新作が上映されていた場合面白いと思えば購入しますが、面白くない(または1度見れば十分と判断した)場合は購入しません。 それと同じことだと思います。 ですので違法アップロード及びダウンロードが購買意欲をそいで損失が出ていると言うのは権利者側の妄想と思われます。 本当によい物だけを買う権利はあるはずで。 逆にこの案が通過した場合、ユーザ側の権利者への不信任は強まり、さらなる不買運動に繋がると考えます。 以上の理由より、違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には反対いたします。	個人

1.ダウンロード違法化の法的な問題点 憲法第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。 ダウンロード違法化は、権利の適用条件が広すぎる点に問題がある。著作物を権利者の許可なく複製しダウンロードしたら即、違法という事なので、親告罪ではなくなる。この場合、公共の情報を開示するときに引用がどの程度まで許されるのか極めて慎重にならざる終えない状況が生まれ、情報通信(情報共有)を萎縮させる可能性がある。その割に、得られる実質的メリットはあまりない。なぜなら、著作権者の収益はそれほど増えないと予想されるからである。そもそも、世界一の価格とも言える日本の高価なソフトが買えない人がP2Pを利用しているのであって、そのような人々を規制しても、出てくるお金は僅かである。故に、この法における実質的メリットは限定される。 法律の対象を違法な著作物の複製に限定するというが、著作物は多様な形で存在しており、それらをコピーしただけで罪に問えるとするのならば、適用範囲が広範に及ぶ可能性が出てくる。また、著作物と特定する為には情報の内容を検閲をしないとダウンロード行為を見つけないことは出来ない。故にダウンロード違法化は、その運用において憲法違反になる可能性がでてくる。ダウンロードという通信手段に対して法律の適用範囲が設定されているので権利の適用範囲が広く、内容も違法な著作物という定義だけなので解釈が多様に見える。結果として、ありとあらゆる情報流通を国が監視する名目が生まれる。このことは、憲法21条の検閲をしてはならないに抵触する恐れが生じる。 例えて言えば、電話(インターネット)で不正な情報(違法な著作物)が取り引き(ダウンロード)されるので、電話(インターネット)の内容を盗聴/逆探知(ハック)して、問題があったら裁こう(民事裁判で裁こう)という法律になる。一般的に盗聴などの行為は検閲に相当し憲法で禁じられている。また逆探知をするにしても一定の基準を満たすものとして、条件を限定している。それは権利の適用範囲を限定することによって、政府による不正な情報介入、検閲を防ぐ必要があるためである。 しかし、この法律では違法な情報(著作物の違法コピー)の流通(ダウンロード)を規制とすることになるので、非親告罪化する。そうすると、公権力がかなり広い範囲の人間を「犯罪者化」することが可能になる。つまり、権利のインフレをおこす。例えて言うならば、ヤクザのイチャモンレベルの権利を権力者に与えることになる。なぜ、著作権者ではなく、権力者なのかというと、この法律の権利設定が曖昧かつ広範に及ぶことを利用して、情報統制や検閲が間接的ながら可能となる危険性を持っている為である。それは、憲法が保証する表現の自由や報道の自由に抵触する可能性もはらんでいる。一步間違つと実質的な検閲自由化に発展する恐れのある法律である。 そういう意味で、この法律は情報を殺すDEATHNOTEに相当する。この法律を作る人の発想はキラと同じである。己を正義とし、悪人を一方的に定め、片っ端から裁いていく。しかし、大きな権力は人を腐敗させる。最初はよくても、いつ腐敗して悪に変わるかわからない。そういう恐れのある法律(権力)だ。権力は適度に限定されないと、暴力に変わる。この法律はその限定が充分に出ていないという点において非常に危険だと私は考えます。 2.コピーコントロール+ダウンロード違法化=解消されない不満 ダウンロード違法化とコピーコントロールでがんにがらめにされるユーザー 現在のコピーコントロールが抱える技術的な問題を提示したい。 参考資料:PCWatchの記事から抜粋 http://pc.watch.impress.co.jp/docs/2007/0904/hot503.htm ——インテルの代表者の言葉—— 唯一、現実的なデータ移行策は、データが蓄積されたHDDを、そのまま新しいPCIにつなぎ替えることくらいだろう。しかし、これができないのは、コピーワンスがコピー9回になろうと同じだ。EPNならこうした作業も可能になるが、デジタルTVのDRMがEPNになるという話は、いつのまにか立ち消えになってしまった。 データの内容にかかわらず、HDDはいつか必ず壊れ、データは失われる。壊れる体験をしなくて済むのは、壊れる前に次のドライブへと移行できる場合のみだ。それがイヤならバックアップをとるしかない。PCのHDDをバックアップするのに、HDD以外のデバイスが(少なくともコンシューマ向けには)あり得なくなってしまうことでも明らかなように、HDDに蓄積されるDRM付きのデータをバックアップしたり、次の環境へ引き継ぐのに利用できるデバイスは、もはやHDDしかありえない。なのに、それは許されない。 こうなると何が起るか。ユーザーはデータが蓄積されたHDDを持つPCを、買い換えることができなくなる。要するに壊れるまで同じPCを使い続け、いずれ寿命のくるHDDに納められたデータとともに心中するしかない。もちろん、いつかHDDは回転を止め、蓄積されたデータはパーになるわけだが、ほとんどのユーザーは、そこで泣く泣くデータを諦めるハメになる。これは、民生用のHDD内蔵レコーダーも同じことだ。 つまりDRMが付与されることは、PCの買い換えを困難にし、買い換えサイクルを長期化させる。しかもデータで膨れたHDDを内蔵したPCが壊れたユーザーは、怒りでPCに呪いの言葉の1つも吐くだろう。こうした事態はIntelの経営に対して、マイナスの影響を与えこそすれ、プラスになるハズがない。上の疑問は、それが分かっているのに、なぜDRMの普及を推進するのか、ということだ。 コピーコントロール+ダウンロード違法化の流れは、ユーザーを一時的に抑え込めるかも知れないが、根本的な不満を残したまま、状況を引きずることになる。恐らく潜在的な不満が肥大化するのを放置する結果となる。不良債券問題のようなイメージだ。Appleのように寛大な姿勢で望むことが唯一の解決策に思えてならない。 DVDの売上低下に苦慮するのであれば、iTunesMusicStoreを活用するべきなのである。新興勢力を恐れるだけで何もしないソフトデベロッパーに明日はない。町中を見れば、それがよく分かる。ソフトデベロッパーは、町中にあるiPodのあの白いイヤフォンを見るべきなのである。	個人

3.現状コンテンツの不満と改善項目 8項目

1.保存できない(コピーコントロール→EPN)
コピーコントロールが9回になっても、マスターコピーを入れているハードディスクが壊れてしまえばそこで終り。ハードとコンテンツが一体化しているため、ハードの寿命が、コンテンツの寿命となる。つまり、現在のコンテンツホルダー側の主張はユーザーの所有権を侵害している。コンテンツの保存場所が移動できなかったり、バックアップがとれないと、所有し続けることが出来ない。EPNIにするべきだろう。

これを上手にやっているのがiPodとiTunesで、PCと携帯音楽プレーヤーに同時に記録することで自動的にバックアップができてい
る。しかも最新のMacOS10.5では、ハードディスク側のデータのバックアップすら、OSが自動的にすることで、さらにユーザーの所有
権を保証する形になっている。これほどの手厚いサポートをしているからユーザーはiPodを支持する。町中で白いイヤホンを見たら、それは単にiPodを購入したという意味ではなく、「私はアップルのやり方に賛成だ」というユーザーの意思表示だと受け取るべき
だと思う。コピーの制限をし、バックアップを認めず、権利の維持保証がないコンテンツを有料で販売する日本のコンテンツ業界とは
えらい違いである。

2.再生できない(規格鎖国→標準規格/シームレスな規格)
同じ楽曲でも、これは携帯用、PC、AV機器(CD)と別のメディア、別の規格毎に新たに買い替えないといけない。データの連携が出
来ず、同じコンテンツを再生できない状況が生じる。また時間が経つと規格が変わるたびに再生できない状況が生まれる。VHS、
LD、DVD

3.買えない(ライブラリが貧弱→拡充)
iTunesMusicStoreで検索すると、ちょっと古い曲は全然ないことが分かる。(10回に1回位ヒットすればいいほう)厳しいコピーコン
トロールでユーザーにコンテンツを買えと言っているのに商品がない。しかも、レーベル会社の一部が自社製品にこだわるあまり、最
新の曲すらもない場合がある。部屋にいながらにして音楽は購入できるのにビデオは購入できない。

4.買にくい(物理メディア→データコンテンツ)
ネットで一曲ずつ買えるのだが、実際には、ネットで購入できる楽曲が限られている。結局、ちょっと古い曲になると余計な曲の入っ
ているCDを買わなければならない。CDやDVDではお店まで買いにいかなければいけない。物理メディアだと探すのが面倒

5.高い(高利少売→薄利多売)
恐らく世界一高い。(トップクラスなのは確か)

6.選べない(物理メディア→データコンテンツ)
CDだと他の余計の曲とセットで買わないといけない。DVDだと好きなストーリーだけ選べない、他の余計な話とセットでしか買えない
iTunesMusicStoreの楽曲は、ちょっと昔のヒット曲は10回検索して1回ヒットすればいい方、iTunesVideoStoreのビデオは「全くない」
ので選ぶようがない。

7.置けない(物理的スペースの限界→ハードディスク+BD-R)
物理コンテンツの場合、部屋の棚の限界がパッケージメディア(CD/DVD/本)の購入限界となる。データコンテンツの場合、コピー制
限をかけることによって、コンテンツを入れる箱を制限すれば、ユーザーの購買欲はその箱のサイズ以上にならない。また、制限を
かけたまま、その箱を増やそうとすると、複数の機器にファイルが点在することで、操作が煩雑になると同時に消費電力が膨大なも
のとなり、環境上もよくない。結果としてBDやDVDなどのリムーバブルメディアにメインコンテンツを移動し、新しいハードディスクに
移動できるようにする必要がある。

8.試せない(ライブラリ拡充)
本:立ち読みが出来ない(内容が分からない)
ネットの立ち読みサイトは品数が限定されていて、画質も低くて文字が読みにくく、Macに対応していない。(ユニバーサルサービ
スではない)コミックだったら最初の10ページとかで大体内容がつかめる。音楽:iTunesMusicStoreでイントロが聴けるが、ちょっと古
い曲が全然ないビデオ:ネットだと限定的、部分的で包括的なサイトがない。
要するに、いろいろな面で中途半端で存在意義がない状態。

4.なぜDVDやCDが売れなくなったのか？
ダウンロード違法化しても根本的な解決策にはならない。すべきことをせずに、権利だけを主張するコンテンツ業界、旧態依然とし
た物理メディアに固執するコンテンツ業界。
これは違法コピーや高品質なデジタルコピーの影響もあるが、それ以上に、パッケージメディアが既にユーザーの豊富な再生環境
のニーズに合致しなくなってきたからだ。
iPodやHDDレコーダーの登場により、ユーザーはCDやDVDなどのメディア交換の必要のない便利な再生環境を手にいれた。リモ
コン一つで好きな映像や音楽を楽しめる環境を手にいれ、尚且つ、それらのデータをモバイル機器に繋げば、どこでも映像や音楽が
楽しめる環境になった。

また、VHSLDDVDと規格が変わる度に同じソフトを買い替えてきたユーザーは、初めてコンテンツそのものを手に入れるチャンス
を手にいれた。デジタルデータとして保有すれば、記録媒体の規格に縛られることなく、コンテンツを保有し続けることができるのだ。
しかし、現状のソフト会社は、モバイルにはモバイル用の楽曲、パソコンにはパソコン用のデータ、AV機器にはコピーガード付きの
DVDなどをユーザーに強要している。同じコンテンツなのにいくつも買わなければならないのだ。時間軸では規格の変遷によって何
回も買い直しを迫られ、利用シーンの横軸ではモバイル、PC、AV機器に別々の規格が割り当てられ、それらを別々に買えという。し
かもソフトの価格は世界一高い。
さらにコンテンツがメディアに縛られているので、ドラマだったら欲しい話だけとか、欲しい曲だけとか選べない。必ず余計な話や曲も
セットで買わないといけない。限定的にiTunesMusicStoreなどで欲しい曲が買えるようになっているが、その各音楽会社の楽曲の提
供数は貧弱で、ちょっと昔のヒット曲は検索しても、まるでヒットせず、ヒットする確率は私の場合は10回検索して1個ヒットすれば
いいほうである。iTunesのビデオに関しては日本の映像コンテンツは殆ど皆無と言っていいほどの惨憺たる状況である。個人的には
日本のアニメコンテンツがアメリカのiTunesVideoStoreで販売されたのはショックだった。

そうやって時代に合わない低品質なサービスをしているのだから、ユーザーがお金を出すはずもなく売上は下がっていくのだが、彼らはそれを自分達の責任だと考えず、やれ録画がいけないだの、やれP2Pがいけないだのとわめている様にしか消費者である私には聞こえないのである。そして、コピー9がダメだの、EPNはダメだの、今度はダウンロードを違法化しようなどと言っている。ワガママな子供と大して変わらない。いいかげん聞き飽きたというのがユーザーとしての正直な感想である。自分以外の全てのものを否定し、お客さんの冷ややかな目には我関せずなのである。要するに低品質なサービスしか提供できていない日本のコンテンツ事業者からユーザーは逃げているだけなのである。

極めて高利少売でユーザーの選択権、利便性、所有権を無視したビジネスモデル。極端な殿様商売をしているのである。こんなヘボイ商売が支持されないのは当たり前である。ここまでユーザーニーズに無頓着な業界も珍しい。呆れるばかりである。このことから分かるとおり、日本のコンテンツ業者は、旧態依然としたメディア販売に固執するあまり、新しいニーズにまるで適応できておらず、その己の無能、無配慮、無思慮の結果による売上低下の原因を不正コピーユーザーや録画ユーザーに全て被せて己は被害者面をしているのである。

5.なぜ違法ダウンロードが減らないか？

閉塞状態が不正コピーニーズを生む。

制限の多いコピーコントロールでは、ユーザーにとって快適な再生環境が手に入らない。故にルールが厳しければ厳しいほど、相対的に不正コピーのニーズが大きくなる。

つまり、ダウンロード違法化の是非を考えるうえで重要なのは、コピーコントロールとEPNの違いの考える必要がある。コピーコントロールでユーザーの利便性を極端に制限しているからこそ、不正コピーに大義名分が成り立つ。

逆にEPNのように柔軟な仕組みであれば、そういう大義名分は成り立たず、それ故に、それをやる人も減る。そもそも、ユーザーが求める本来の利便性を担保できていれば、それほどコピーニーズは生じない。ニーズがあるから、それに比例して規模が決定される。

不正コピーの規模が大きすぎると思うのであれば、まず、そういうニーズを汲み取る事を考えるべきである。

ユーザーの不満

結局、コピーコントロールは、録画ライブラリを持たないでパッケージソフトを買えと言っているのである。しかし、日本のソフト会社はクリエイターに利益を還元せず、自分達の保身ばかりを考えているようでネットで薄利多売ができるはずなのに、全然そういうことをしていない。値段の高いパッケージがあるからこそ、録画ニーズやコピーニーズが大きくなる。つまり、現状はこのようなものである。

- 1.ソフトが高いので買えない。(コンテンツの単価が高すぎて必要な量を買えないので最初から買わない)
 - 2.そのためデジタル録画をするがコピーコントロールで再生機器が制限されるので、保存性が悪い。(ビデオが壊れたら終り)
 - 3.保存するためにはコピーコントロールの影響化にないコンテンツが必要となる。
 - 4.それには不正コピーデータが最適ということになる。(アナログ放送録画という手もあるが2011年まで)
 - 5.P2Pなどの新しい技術によってそれらの行為が容易である。
- この1～5のプロセスを見ると、日本のソフト事業者の行き過ぎた保身行為が巡り巡って不正コピーにまでユーザーを追いやっている構図が見える。悪循環なのだ。

6.ナップスターの前例

ナップスターによるファイル交換問題がアメリカで氾濫したとき、それを止めたのは、ユーザーをルールで縛ろうとした全米レコード協会(RIAA)ではなく、緩やかで妥当なルールを設定したAppleのiTunesMusicStoreだった。レコード会社はその間に二つの問題に直面した。著作権制御を巡りユーザーとの対立関係が生じて自社のイメージ悪化と、CDの売上低下である。ユーザーはデジタル技術により、CDよりも便利な再生環境を知っていたので、CDではなくデジタルデータで欲しかったのだ。そこヘリーズナブルな価格でiTunesMusicStoreが音楽を売り出したものだから、それと連携したiPodは売れに売れた。現在、DRMなしの楽曲がとてよく売れている。それは主にコピーするためではなく、自由な再生環境を手にいれるためである。(日本のiTunesMusicStoreの欠点は、ちょっと古くなると欲しい曲が全然ないことである。これが充足すれば、本来の意味を持ちえるであろう)

7.結論

このようにダウンロード違法化は、コンテンツ会社の自己欺瞞でしかない私は推察する。己が相手を縛り上げて不便を強いているのに、そこから逃げ出そうとする者をさらにダウンロード違法化という綱で繋ぎ止める。しかし、商品の付加価値が向上しているわけではないので、売上は上昇することなく下降し続ける。その責任を他人の責任に転嫁し、己を正さず他者を断罪する。実質的に下降する収益により、彼らは著作権を保護したことにはならず、不便な制限だけが残る。私にはそのように見えるのです。よってダウンロード違法化に対し、私は反対します。違法ダウンロードをなくす方法は、お求めやすい価格で合法ダウンロードを増やすこと。そして、その運用にEPNなどを採用して柔軟性をもたせてユーザーに快適な利用体験をもたらし満足させていけば、自ずと解決する問題だと考えます。

よって私は以下の三点を提案します。

- ・コピーコントロール→EPN(不便なものは誰も使わない)
- ・ダウンロード違法化→しない(公権力を無闇に頼らない)
- ・高利少売→薄利多売(満足させていないから売れない)

を提案します。

1. まず、「情を知る」というのはどういうことを指すのでしょうか？ ファイル名に著作物の名前などがついていれば全て当てはまるのでしょうか？ その内容は同じ名前のもっとく違う内容かもしれないし、それとは逆にまったく違う名前のものが実は違法なものである可能性もあります。 それを確かめるには結局ダウンロードして閲覧しなくては確かめることはできません。 2. そもそもパソコンを初めとする電子機器やハードディスクを用いた記録メディアはユーザーの意思とは関係なくデータを「保存」するようにできています。 ハードディスクの記録はディスクに物理的に傷を作ることでできているのでただ「削除」ボタンを押したからといって本当に消去できていたものではありません。 その場所の上に書き換えられれば、データは潜在的に保存されています。 3. 同様にPCの場合はキャッシュという一時的な保存機構があります。 ストリーミング音声・動画を再生するにはこのキャッシュに一時的にデータを溜め込んでそれをリアルタイムで再生することであたかも通信されてきたデータを直接再生しているように見えます。 しかし、このキャッシュも大枠ではデータをPCに保存しているとみなすことができると思います。 上記の理由から 境界条件がとても曖昧な状態で議論を終わらせて全てのダウンロードは違法とするということにしてしまうのは反対です。 それなら今と同様明確に「違法ファイルを公にダウンロードできる状態にすると違法」とするのが最もなものだと思います。 ただ、こちらについても異論があります。 現代社会ではもうMDプレイヤーやCDプレイヤーを用いて音楽を楽しむ人口というのは減少傾向にあると思います（具体的なデータはありませんが、それはMDプレイヤー＋CDプレイヤーの売り上げとipodやその他のシリコンオーディオプレイヤーの売り上げとを比較していただければ一目瞭然だと思います）ハッキリ申しまして、著作物に対しての認識・管理が時代遅れになっているにもかかわらず、現行の権利にこだわりすぎているように見えます。 音楽や映像メディアといった娯楽産業は、生活の必需品ではありません。 つまりユーザーがより意識せずに・使いやすく利用できるかというのが母集団の数を大きく変えていくことだと私は考えます。 今のままでは現状の地上波テレビ番組の視聴率がひどく落ち込んでいるのと同様に音楽や映像に関しても『わざわざ扱いにくいメディアを高いお金を出してまで買って聞くつもりは無いよ』と一蹴されるでしょう（すでにそういう人も増えています） また、インターネット全盛時代である昨今においてはメジャーアーティストだけがアーティストではありません。 カセットテープやレコードの時代とはわけが違います。 家でパソコンの作曲ソフトを使用して作った音楽をただ自分のホームページで公開するだけでメジャーアーティストと変わらない作曲家になれます。 もちろんその中にはメジャーを圧倒するようなすばらしい作品がごまんとあります。 もう一度申し上げますが、今の小委員会での議論は全て時代遅れなのです。 未だに他メディアへのコピーは何回までにするかを落とどころにしている辺りなどはその典型だと思います。 いいかげん方針転換をして、メディアありきではなく、データをどのように扱っていくのか？ということを考えた方が未来に向けて明るい議論になると思いますがいかがでしょうか？	個人
1. 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画 ダウンロードを違法とするのは運用上多数問題が生じるかと思います。 まず、違法録音録画物であるかどうかについて、ダウンロードする側としては判断が難しいことが挙げられます。内容がタイトルどおりかどうかは結局ダウンロードしてみなければ分かりません。さらに、許諾を受けているかどうかはダウンロードしても分からないため、法律違反を避けようとする、一切何もダウンロードしないこと以外の選択肢がなくなってしまいます。 違法サイトであるかどうかについてはさらに困難です。そもそもどこから違法に当たるのか判断できないからです。ほとんどが違法であるサイトなのか、あるいはひとつでも違法なファイルがあれば違法なのか、現時点ではまったく判断できません。 さらに、どちらにしろ違法サイトであるかどうかを判断するにはファイルをダウンロードしてみるしかないため、結局何もできなくなってしまう。 ストリーミングは対象外とあり、文化庁の方もYouTubeは対象外としていますが、YouTubeはいったんキャッシュとしてHDDにダウンロードした上でこれを表示しているため、ダウンロードと解釈することもできます。通常のストリーミングについても、少なくともメモリにはデータを持ってこないと表示できないので、極論すればダウンロードに当たるとも言えます。PSE法における中古品の際同様、あとから解釈の変更で、いつのまにか違法とされる可能性があり、安心して利用できなくなってしまう。 利用者保護の観点から違法であることを承知の上に限定とありますが、これを証明するには自由がなく、肉体的もしくは精神的な圧迫によって、違法「かもしれない」程度の認識だったとしても承知していたことにされる恐れもあります。 罰則なしともありますが、民事裁判は刑事裁判より事実認定がゆるいため、冤罪のような事態が多発する恐れはさらに高いと思われる。 以上のように、ダウンロード違法化は権利を侵害しないダウンロードに対しても多くの悪影響を及ぼすため、避けるべきだと思われます。	個人
1. 著作権法第30条の適用範囲の見直しに関しまして 私の長男が音楽家として活動し成功を夢見て頑張っております。 そこで思うことはあまりに違法サイトが多く、音楽家に限らずクリエイターに入るべき正当な収入が相当削られていることがあまりに問題だと思う。成功を信じ、成功を掴んだ人に正当な収入が入らない社会は将来クリエイティブな才能を阻害する要因となります。 たしかに私的領域でのコピー（ダウンロード）が規制されるのは問題があるが、違法配信などは論外だが、そこからダウンロードした人が罪に問われないというのも不合理的な話である。 なんとしても違法サイトを撲滅させるにはそこからダウンロードする人を含めて規制し罪を問わなければ世界に通じる日本の才能を育てることは出来ません。今秋「コ・フェスタ」なる日本のクリエイターのお祭りをやったわけですから彼らの才能を法律で守ってあげて欲しいものです。	個人

1. 通常のコピー以外にも「記憶」というコピー手段が存在する。 2. どんなに法律を厳しくしても「需要」があるがきり、著作権侵害がなくなる。 3. そのことから、国民が著作権侵害していると仮定しなければならない。 4. いっそのこと著作権法違反の罰金の一部を税金化し国民から広く徴収したらどうか？	個人
100ページ～109ページ、第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきだと考えます。今、すごい勢いでいわゆる「違法サイト」が蔓延しており、それを利用者が違法と認識していながらダウンロードして楽しむことは、権利者のビジネス侵害にとどまらず、モラルの崩壊と言えます。違法アップロードが後を絶たない状況の中では、ダウンロードも違法と捉えない限り、違法が蔓延する状況は変わらないと思います。日本が文化的な国家として成長して行く為には、違法が蔓延するような国であってはならないと思います。	個人
100ページ～109ページ、第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについてお願いします。 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外してください。 音楽は違法ダウンロードして聞くのが当たり前と考えている世代もあり、このままでは音楽創造のサイクルが成り立たなくなります。ダウンロード自体を違法行為であるとして頂きたいです。	個人
103-4ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 業として行われる場合を想定した除外規定であり、見直す必要はない。必要であれば、業法を制定して、適法な形態を明確にし、不法なものの排除を行えばよい。業法で技術基準等を制定していけば、YouTubeやニコニコ動画はストリーミングが合法、ダウンロードが違法などの、考えのばらつきがなくなるだろう個人が私的に行う場合に、業法にしばられない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 違法サイトとして、だれが見てもわかるようなことができない。また海外サーバーを国内法で使用が禁止できない。以上のことから、合法サイトからのダウンロードであることの確認が利用者には不可能である。これは迷惑メール業者が、自分で違法で迷惑メールを送っているということを、自己申告してメール発信していないことから明白である。またある権利者が合法サイトであることを認定しても、他の権利者が違法と主張すれば、意味がない。 業としての権利者が自己でプロモーション目的等でアップロードしている場合、クリエイター自身がアップロードしている場合については、合法違法どちらのサイトからダウンロードしても違法には当たらないであろうことから、そもそも違法が完全にわかる状態にはできない。 権利を持って排他する場合の事例としては、特許制度が国際的に存在する。だれがどんな範囲で権利を持っているか明確にする行為と、その権利を維持するためにはらっているコストを払った上で、侵害を明確にすることで自らの権利を守っているのである。他者の行為を制限するには、それ相応のことが必要であろう。特許と違い、真の権利関係が公開されていない、一般著作物については、違法コンテンツのダウンロード行為をしたとの訴えの真偽がわからず、詐欺行為や脅迫行為が起こる恐れがあり、一般の国民に多大な負担をかけることになる。一般国民にとって、権利関係が検索でき、その著作物が他の著作物の権利を侵していない、唯一の権利を持つ一次著作物であることがわかる、状況をつくりだしてから、侵害主張することが必須と考える。意志を持ってアップロードをする行為は、一般国民が有する権利ではないとの考えは同意できるので、従来通りに権利主張することはできるし、侵害行為の代償請求も可能である。自己の権利を守るのに、他者の権利を制限する方向ではなく、技術力向上や既存の法の行使をまずしてもらいたい。	個人
103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」について 【反対】 コンピュータやネット技術がコピーや流通コストをゼロに近づけた結果、流通業者の存在意義は大きく変わったと言わざるを得ない。これは覆らない時代の趨勢であり、しかもネットは日本や先進国だけで閉じることは出来ない。古い流通形態時代の価値観で不利益と断ずるのは、著作権にもコンテンツ市場にも有効ではない。アメリカのアップル社やYOUTUBEが大きな存在になったのは、時代に即した消費を提示しているからである。 104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について 【反対】 ダウンロードの違法化は消費者を敵視するもので、受け入れがたい。適用除外した場合に違法に当たる利用を、ネット上のほとんどの消費者が行ったことがあるはずだし、実際のところ、サイトの違法性を消費者が量るのは現実的には困難である。現状でもアップロードは違法に問える以上、それにまず対処するべきであって、違法サイトを抑制するためにダウンロードを違法化するというのは本末転倒であるし、現実的でない。 105ページ「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 【反対】 ネット上ではこの議論に参加している流通業者のコンテンツも全体のごく一部でしかなく、識別情報すら必要ない適法コンテンツが多数であるはずである(私的な映像や自作曲・他国のコンテンツなど)。そのような中で適法マークがないから違法だなどという判断は現実的ではない。違法性は基本的に権利者が問うべきであって、消費者にその判断責任を押しつけるべきではない。	個人

103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」 ダウンロード違法化は行き過ぎであり反対。 それ以前に送信可能化権での規制が十分なのか検討すべき。 拡大解釈や過剰反応により個人情報保護法の時のような 不必要な萎縮を生む可能性があり副作用が大きいと考える。 104ページ「第30条の適用範囲からの除外」 ストリーミングとダウンロードを区別して扱っているが 技術的には大差なく、不必要に規制を拡大することになるので反対。	個人
103ページの「第30条の適用範囲からの除外」について 反対です。ここで上げられている利用形態が権利者の経済的利益に重大な影響があるとは必ずしも言えないという研究報告が愛知工業大学研究報告「音楽CD売上減少の要因についての考察」でも述べられています。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 違法サイトと適法サイトの識別を行うと書いてあるが、識別のためのお金はどこからでるのか。著作権者の権利を保護するための費用を利用者が負担するのは明らかに間違っており、負担をするとしたら権利者が負担することになる。それは権利者・利用者双方に経済的不利益を生じさせることになる。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について この項目に反対する。ダウンロード違法化の議論には、その前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは現状で存在する「送信可能化権」で規制できるはずのものである。この権利を有効に使わないままに、対象者を単に広げて違法者を増やすというのは賛同できない上に、これによって「あなたが違法ダウンロードをしたことがISPに確認されたから金を払え」といった新しい詐欺方法が生み出される可能性も非常に高く、公平に考えても害の法が益より多いと考えられる。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目に反対する。 ストリーミングとダウンロードは技術上は差がない。それにもかかわらずこのような案が出てくる時点で、すでに技術を語る能力のない者が法律的な判断をする恐れが明白である。また、これにより、技術主体のWeb発モチベーションは低下させ、日本のIT開発を衰退させることになりかねない。 また、ダウンロードが違法化された場合、投稿サイトに著作権者が自らアップロードしている場合に見られるような間違ったクレーム(実際このような事故は、現在の権利者によって起こされ続けている)にも対応してしまつて削除される事故が頻発するようになる。これは弱小の著作権者に不当なリスクを負わせることとなる。 文化的な観点から考えても、パロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化される可能性があるというのはおかしい。漫画業界・書籍業界を例に出すまでもなく、この違法化案が通った場合における日本の文化としてのパロディに与える負の影響は計り知れない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目に反対する。 現在の著作権制度では、他の著作物を利用してれば違法だと判断されることが多く、パロディなどにおいて原作を批判するもの、パロディなどは許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人にまで過大なリスクを負わされるというのは批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制とも考えられる。 また、「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。個人やユーザ主体のサイト、海外のサイトがこのようなマークを採用するとは考えにくく、単に大手業者の既得権益を守る方向にのみ働く可能性が高い。これは公正な競争を阻害する上に、草の根的なアーティストの発掘やユーザジェネレイテッドなコンテンツの勃興と言った動きを封じ込めるものであると共に、グローバルというインターネットの特徴を押し殺すものとなり得る。 さらに、違法ダウンロードサイトという考え方自体が非科学的であるだけでなく、MYUTA事件に見られるように、国民の意識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。これは、Web開発を不当に萎縮させることにも繋がるだけでなく、国民の規範意識に反することになる。	個人

103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できる範囲ではないでしょうか。また、現在その規制も適切に行われているのではないのでしょうか。そうでない場合、権利者がこれまで違法アップロードをするユーザに対して十分な法的対策を取っていないことになります。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はむしろ有害であり、私はこれに反対します。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードはパソコンでの機能上、大差がないと感じるのですが、法律的に違うものとして扱うと、現在のインターネットブラウザなどは、利用できなくなってしまうでしょう。そうすると、Webサービスの価値や可能性が意味もなく狭く低くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退する要因になってしまう恐れがあります。それに対する対応策はお考えでしょうか。十分な準備もないまま違法化を進めるというのでは賛成の余地がありません。 また、ダウンロードが違法化されたら、現存する動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになります。現在でもそれに近いことは起こっています。善良な著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できません。 インターネットはそもそもグローバルなものですから、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限りませんし、その逆もありうると思います。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながるのではないのでしょうか。また、海外の方々への理解を充分に得られているのでしょうか？その調査結果等を明確に提示していただければ、納得できませんし、賛成もいたしかねます。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくという話ですが、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないでしょうし、それで違法化されるというのはおかしいです。ただ単にダウンロードを悪とするのは簡単ですが、それでは「木を隠すなら森」、全国民が犯罪者予備軍のようになり、本当に悪事を働く者が見えなくなってしまうのではないのでしょうか。真の違法者を取り締まる気があるのですか？ 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあるでしょう。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こっていますが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまうのでしょうか。国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなります。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られません。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟はしていますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、つまり批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制に近いものがあります。 「合法マーク」が無ければ違法サイトと見なされ、ダウンロードが違法化されるというならば、サイトを運営する側にはダウンロードの禁止を求める文を明示しろということでしょうか。それは運営者がインターネットを楽しむという点に置いて、重要な欠点であり、閲覧する側にしても不愉快であり、不安と疑念を抱かせ、インターネット離れが進み、我が国のIT産業など、衰退の一途をたどることでしょう。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきだと考えます。 そもそも「合法マーク」というものが、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のweb上のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないのでしょうか。競争に勝てないからこのような法改正を推し進めようとするのは、まさに独占禁止法違反なのではないのですか。 以上です。 私はいち個人としてインターネットを純粋に楽しみたいだけなのです。 個人的な快楽まで奪おうというこの法改正案は私にとって敵であり、断固として反対するものであります。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。現在の法律でも送信可能化権でアップロードできるのに権利者はその権利を有効に行使していない。権利を行使していないものに更なる権利を与える必要はない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングを対象外にすることだが、現在のストリーミングとダウンロードに技術的な差はほとんどない。したがってストリーミングも禁止されることは容易に想像できる。このような制限を加えることは日本のネット産業を衰退させることになる。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。適法サイトを識別できるようにするというが、日本に、世界にいったいいくつかのサイトがあると思っているのか？それらすべてのサイトについて適法かどうかを調べ上げるといのか？そして調べ切れなかったサイトは違法とみなすというのか。インターネットの実情を少しは考えて提案してほしい。 さらに、違法性の有無にかかわらずダウンロードしたコンテンツに対し、弁護士と称する人が訴訟すると脅してくる可能性がある。これは新手の詐欺事件を後押しする法改正案でもある。	個人

103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論の前に違法にアップロードされたコンテンツがいくつかある。それらに対し送信可能化権で規制できたはずなのに規制されずに出回っているものがある。あきらかにこれらは権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないことがわかる。それをいままらダウンロード違法化を導入しても問題が増えるだけだ。はっきりいって対応が遅すぎたと私は思う。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」 反対。 もはやこの日本ではさまざまなパロディ文化が日本文化の大きな部分を占めている。私にいわせればこのパロディ文化は日本独特も持ち味だともいえるほどである。そのパロディ文化にダウンロード違法化を適応してしまうとほとんどの物が消えてしまう。そうしてパロディ文化が廃れてしまい日本の文化というのものも廃れてしまう。こうしたことにより海外の人達からの興味が薄れてしまう。そんなことになるかもしれない法に私は賛成できない。 ダウンロード違法化が適応されてしまえばYouTubeなど海外のサイトにも問題が生まれる。日本の法律で海外にまで迷惑をかけるような法律に私は賛成できない。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。コンテンツのアップロードは既に送信可能化権にて規制が実施されており十分な規制できると考えられます。権利者側がユーザーの目に見える形で啓蒙活動すること、違法アップローダの規制など対策をしてこなかったことに問題があります。 ダウンロード違法化はユーザー負担が多く、インターネットから情報を集める行為そのものが違法とされる恐れがあります。インターネットを抹殺するリスクをおかしてまで権利者を保護することが長期的に経済、文化にメリットがあるとは到底思えません。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。YouTubeおよびニコニコ動画では確かに違法コンテンツがあるのは確かだがオリジナルのコンテンツの比率の方が高いです。 競争原理の観点から見れば、良質なコンテンツが無料で配信されているなら有料で中身の無いコンテンツしか提供できないメジャーは減んでもいいはずです。 それを合法マークなどという姑息な手段にて、メジャーに主導権を戻し、ユーザー主導のコンテンツを殺しにかかっているという風にしか見えません。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 権利者がこれまで違法アップローダを野放しにしていた責任もある。法的対策を取る余地もまだあるはず。にもかかわらず、ユーザーにのみ責任を押し付け、特定団体・企業を優遇し、尚且つ、多くの問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は有害だ。 ひとたび利権の構造が構築されてしまうと、それを排除、適正化することは非常に困難であることを忘れてはならない。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、事実上アップロードそのものが困難になる。 また、著作権者がプロモーションの一環として自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっただけで削除される可能性もある。 やり方によっては特定の団体や企業にとって都合の悪いコンテンツを恣意的に削除することも可能たらしめる。それにより、弱小の著作権者に不当なリスクを負わせ、自由な創作活動を妨げ、一部団体および大資本の情報操作・統制を容易にする改正案であり、賛同できない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用＝違法だと判断されており、原作や社会制度および体制を批判するものなどは、許諾もまず得られない。アップロードする側はそれを承知で行っており、常にリスクを覚悟しているが、ダウンロード＝違法とすることは、一般の人々を萎縮させ、目に触れる機会を奪い、一部の人間および団体にとって都合の悪い批評を著作権侵害の名の下に葬り去ることを可能とし、思想統制を容易にする。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。技術上大差がないはずのストリーミングとダウンロードを法的に違うものとして扱うことの根拠が不明。技術的選択肢を無意味に削減することでWebサービスの開発を妨げ、今後、わが国が技術立国として成り立つために重要であるはずのIT開発が、諸外国に大きく遅れをとる。 結果、海外のユーザーおよび企業からも切り捨てられ、コンテンツ産業への多大な悪影響も懸念される。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無い＝違法サイトとしてダウンロードが違法化されるとして、その審査はどこが行うのか。その審査の段階で思想・主張が選別されないという保証はどこにもない。 逆に、違法サイトとされないのなら、事実情報的拘束力のない合法マークであるにもかかわらず、「なし＝違法」の本来とは異なる図式のみ一人歩きし、競争を阻害し、特定団体へ利益を誘導するための方便となってしまう。その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 さらに言えば、「合法マーク」は、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものである。 結果としてYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、コストおよび手続き上の問題から、設置が困難なアマチュア作者のサイトを排除し、大手資本からのコンテンツ配信のみを正当とすることは、草の根的な才能の発現および創作意欲を奪い、長期的にはわが国のコンテンツ開発力を衰退させる。 そもそも、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、基準を決める手続きは国民から遠く離れたところにおいて決められる限り、それそのものが特定の企業、団体に有利にされるという危惧はは常にある。 さらに、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあることを忘れてはならない。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまえば、国民の規範意識に反するだけでなく、特定の思想を弾圧することも容易となる。 またWebサービス開発を不当に萎縮させ、技術開発にも悪影響を及ぼす。	
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。違法にアップロードされた(または、される)コンテンツへの規制を厳しく行えば、ダウンロードする人間はいなくなるはず。ISPと権利者が論議を重ねるべき。なぜダウンロード違法化へ行くのか疑問。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。一つに、ネットワーク配信されるコンテンツすべてに「ダウンロード違法化」を適用するのには無理があるからであり、二つに、「ダウンロード」を説明する技術(定義)が不明であること、三つに、著作権侵害の説明が足りないことである。 ダウンロードが違法化されたら動画・音楽以外にも書籍や写真なども対象にしていけらしいが、これは各業界に混乱を来たすのではないかと思う。音楽はJASRAC、動画は広告代理店らが管理するからよいのだろうが、他業界には管理する団体が存在しないように思えるからだ。 違法の対象とする「ダウンロード」を如何に説明(定義)するか。ユーザが能動的に行う行為をいうのか(一般的に「ダウンロード」)、受動的(自動的にコンテンツが配信されてくる、例:RSSフィードなど)に行うことをいうのか(一般的に「受信」)、インターネットを介して動画・音楽を再生することをいうのか(ストリーミング)。または一連の人間操作・電算処理を介したもののことなのか、不明である。 漫画・アニメ・音楽のファンまたはアマチュアがアップロードしたオリジナルコンテンツが、権利者側から著作権侵害を受ける場合がある。もしそのコンテンツに著作権侵害があったとしても、それがパロディであるなら無問題、すべてが贋作であり有料であるなら問題であり告訴する、といったような著作権侵害の範囲を権利者が一般者利用者に説明する努力を怠るのは、ダウンロード違法化が決定した後、個人が行うインターネット配信を萎縮させ、インターネット分野で我が国は世界から大きく遅れをとる。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。上記記載内容を再び以下に記載します。 漫画・アニメ・音楽のファンまたはアマチュアがアップロードしたオリジナルコンテンツが、権利者側から著作権侵害を受ける場合がある。もしそのコンテンツに著作権侵害があったとしても、それがパロディであるなら無問題、すべてが贋作であり有料であるなら問題であり告訴する、といったような著作権侵害の範囲を権利者が一般者利用者に説明する努力を怠るのは、ダウンロード違法化が決定した後、個人が行うインターネット配信を萎縮させ、インターネット分野で我が国は世界から大きく遅れをとる。	個人

103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。送信可能化権で規制できると思う。権利者が違法にアップロードする人たちに対してちゃんと法的対策を取ってないだけなのに、問題がいっぱいあるダウンロード違法化で事を済まそうというのが元々変な気がします。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この法案が通ると本とかでもダウンロードが違法になりそうだし、日本文化として得意なパロディ文化だって無くなってしまふ。パロディのを見て原作に興味を持つ人だって居るんだから原作の価値が貶められるわけでも無いと思う。 技術上大差ないのに法律で違う扱いにすると選択の幅が狭まる事になって最終的には技術の進化が遅れる事になると思う。 しかも、海外のサイトなどでは法律だって違うしそうなれば海外のサイトを締め出すことになるしインターネットが世界中の何処にでも誰にでも繋がるというものじゃなくなると思う。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。パロディなどで他の著作物を原作として利用したら違法だとされるし、原作の文句なんて許可されないしアップロードする人はそのリスクが判っているだろうけれどダウンロードする人にまでそんなリスクを背負わせるのは批評とかを封じこめる事になると思う。それは弾圧っぽくて嫌だ。 合法マークが無かったらダウンロード違法なんてするのは変だと思う。違法にしないのならそのマークには意味が無いしそういう意味が無いものをわざわざ管理したり作るのに税金とか補助金とか著作権料とか使って欲しく無い それに実際にYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスやプロの人じゃない人に簡単にマークを許可してくれるとも思えないしそうなとプロの人だけしか表現活動をしたらだめな事になると思う。それは不公平だと思う。 あと、結構昔はやったメールでの不正請求みたいな詐欺がまた起こると思う、普通の人はネットにだって法律にだって詳しくないしすぐに弁護士相談できるなんて事も無いから変な人とかに脅されたりするとお金を払っちゃう人も居ると思う。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対します。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずであり、そもそもの問題は権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないことにある。既存の枠組みで出来ることをせずに新たな規制を作るとは、現行の法律を無視する行為に他ならない。様々な問題をはらんでいながら、それを見ずして安易な解決を求めようとすることは、将来的にも誰の利益にも繋がらない。そうしたダウンロード違法化の導入は断固受け入れられない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ストリーミングとダウンロードには技術的な差異はないに等しく、場合によってはストリーミングとはダウンロードの一種であるといっても間違いがない。にもかかわらずこれらを法律的に異なるものとして扱うことは、法によって技術的な定義を決め付けるものであり、技術の将来性を狭めることに他ならない。ダウンロードとはそもそもネットワークの根幹であり、すなわちダウンロードの違法化は、Webサービスの可能性を無意味に狭め、ひいては日本の技術発展を衰退、あるいは孤立させることに他ならない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現在の著作権制度の下においては、パロディなどで他の著作物を原作として利用した場合、多くは違法と判断され、原作を批判するものなどは到底、許諾を得られるはずもない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟して当然だが、ダウンロードする側にまで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込める思想統制になりかねない。 また「合法マーク」が無ければ違法サイトとされるというのも甚だおかしな定義であるとする。YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、取得が難しいと推測されるアマチュア作者のサイトが圧倒的に不当な立場に立たされることは疑いようがなく、一方、既存レーベルなど既得権者が優遇される公正な競争に反するものである。 すなわち、合法マークには競争を阻害する目的がなく、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき対象であるとする。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について [反対である] ・違法にアップロードされたコンテンツがあるという事はそれに対して対処するのが当たり前であり、送信可能化権でもってしっかりと規制して対応できる。権利者側はこの送信可能化権を使って、違法なアップロードへの対応を本格的にやるべきである。ダウンロード違法化では違法なアップロードを野放しにしているだけでも捉えられかねない上に様々な弊害が起こって、逆に手をつけられなくなってしまう。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について [反対である] ・ストリーミングとダウンロードの違いは大きな差が無いにもかかわらず、ただ単に技術上のものを法律で違うものとしてしまうのはインターネットのサービスや 国内のIT開発は勿論の事、全てにおいて技術の進展そのものの衰退につながり、将来の日本社会に相当大きな禍根を残す。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について [反対である] ・インターネットそのものが世界中に広がっているものであり、世界各国ごとにそれぞれ著作権対応は違ってくる。そこからして海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて行動する事への期待は薄い事が想像に難しくないものであり、ましてや海外サイトを不当に締め出す事となっては外交的な問題にもなりかねない。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について [反対である] ・パロディは「もじり」であり、贋作などといった「全てそのまま似せたもの」では無いので、現作品の利益損失にはつながらない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について [反対である] ・動画・音楽投稿サイトがアップロードの際に気をつかわれるようになり、著作権者本人のほうからアップロードする際にも間違ったクレームでも対応されて、削除されてしまう事故を招きかねない。弱小の著作権者に不当なリスクをおわせるだけで、表現文化発展の衰退につながるだけである。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について [反対である] ・適法マークが無いと違法サイトとしてダウンロードが違法化とするのは単なるレッテル貼りの行為だけにしかない。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について [反対である] ・既存レーベルなどの既得権者とこのごろはYouTubeやニコニコ動画などに見られる、ユーザー主導型のサービスやそれに及ばないアマチュアサイトなど多種多様なインターネットにおいて「適法マーク」なるものが設置されると、前者(既存レーベルなどの既得権者)だけが優位になり、公平な競争に反するものではないだろうか。	
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ストリーミングとダウンロードには明確な技術的差異がなく、ストリーミングであれば合法であるとの見解にはあまりに思慮が浅いと言わざるを得ません。さらに、最近のテレビでは内部がパソコン化してきており、受像時には必ず内部にキャッシュを作成します。そしてこれは、国によって進められている地上波デジタル化には必要不可欠な処理となります。 完全なストリーミングというのは、古典的なテレビなどにしか存在しません。 表面上の利用形態のみを以って、これを論じるのは現実からあまりに乖離しています。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目及び105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について インターネット上にある情報が適法かどうかを確認する手段として、適法マークの適用とありますが、 1. 一定の認定基準によって付与の可否を決めた場合 憲法の保障する言論の自由を侵害する恐れが強いと考えられます。マークの無いサイトは必然的に違法性が強いと見なされ、国民による発言の機会を奪う可能性が高いと見なされます。 2. 認定ではなく、自己申告の場合 マークの有効性は担保されず、サイトの合法性を示す指標とはなりえず、無意味です。 3. マークを着けなかった場合 ダウンロードする側が、違法か合法かを判断する基準が存在せず、全てを違法と見なされる危険があり、またそれを否定することは事実上不可能となる。 以上から、ダウンロード違法化に反対します。	個人
103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化についてその論拠が乏しいものに感じる。そもそも違法にアップロードされたコンテンツに対して権利者が十分な法的対策を取るべきであり、また現状において十分な対策を行っていると感じられない。 その労力とリスクを不特定多数のダウンロードする側の利用者に無差別に負わせるのは、著作権を侵害するコンテンツをあえてダウンロードしようという違反者のみならず、それに抵触しない善良な利用者に不利益を負わせるものであり、なにより権利者の義務の放棄、権利のみを主張する身勝手な姿勢に感じられる。 仮にダウンロード違法化の導入が現実となれば、さまざまな問題をかかえこむことになるのは明白であり、ダウンロード違法化の導入はむしろ有害と感じる。	個人
104～105ページ「第30条の適用範囲からの除外」への意見 該当項目の後半部分にある、「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追及すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対である」という意見(105ページ)を支持します。 動画投稿サイトにテレビ番組を違法に送信する行為に加え、最近ではそれらの行為を肯定し持ち上げる向きが強まっているという問題がありますが、これはブロードバンドの普及に伴ってインターネット利用者の間に「放送に地域差があるのは格差である」という認識が芽生えつつある事に加え「現状の動画投稿サイトに代わる合法且つ手軽な映像配信サービスがない」事や、「そもそもソフト化の可能性がない映像(大多数のCMや、5分程度の短時間の番組、放送事故の映像等)を合法的に視聴する方法が存在しない(全ての権利者に許諾を取る事は事実上不可能であるという法的問題だけでなく、CMや短時間の番組については、商業展開するにしても市場が小さ過ぎて利益が見込めないというビジネス上の問題がある)」為といった要素が違法ファイルを参照する理由の大部分を占めているように思われます。インターネットに関するサービスや技術の進歩に伴う利便性の向上に法体系が追いついていない事への不満が現在の状況を作り出しているのであり、ダウンロードを違法化する事は、様々な可能性を試行している現状を否定し、将来の発展の芽を摘む事になりかねず、そうなれば「文化の発展」という著作権法の基本理念にも適いません。 現在は情報流通の在り方を考える上での過渡期と捉え、規制を強める方向での法改正は当面の間見送る方が良いように思われます。	個人

105ページ「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」への意見 「違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用情の工夫が必要」とありますが、動画投稿サービスや大多数の個人ウェブサイトなど、事前審査のないウェブサイトでこの規則が機能するとは思えません。また、YouTube等の動画投稿サイトのように、サイト運営者とコンテンツの提供者が別である場合、コンテンツ提供者が著作権を侵害する内容を公開し、それが閲覧可能な状態にある間は「適法サイト」ではない事になり、識別自体が意味を為さなくなります。しかし、例えば「事前の審査を〃法によって〃義務付ける」等の方法で対処する事になれば、検閲もしくはそれに準ずる行為を行っているという不信感を利用者に抱かせ、明らかに違法であるとは言えない利用の萎縮に繋がり、技術やサービスの発展を阻害するリスクの方が大きいように思われます。 この度のコメント募集により、同じような意見が多数お届けされている可能性もありますが、改めまして、この度の件に関しましてはご検討頂けます様宜しくお願い申し上げます。	
104～105ページ「i第30条の適用範囲からの除外」への意見 該当項目の後半部分にある、 「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追及すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対である」 という意見(105ページ)を支持します。 動画投稿サイトにテレビ番組を違法に送信する行為に加え、最近ではそれらの行為を肯定し持ち上げる向きが強まっているという問題がありますが、これはブロードバンドの普及に伴ってインターネット利用者の間に「放送に地域差があるのは格差である」という認識が芽生えつつある事に加え「現状の動画投稿サイトに代わる合法且つ手軽な映像配信サービスがない」事や、「そもそもソフト化の可能性がない映像(大多数のCMや、5分程度の短時間の番組、放送事故の映像等)を合法的に視聴する方法が存在しない(全ての権利者に許諾を取る事は事実上不可能であるという法的問題だけでなく、CMや短時間の番組については、商業展開するにしても市場が小さ過ぎて利益が見込めないというビジネス上の問題がある)」為といった要素が違法ファイルを参照する理由の大部分を占めているように思われます。インターネットに関するサービスや技術の進歩に伴う利便性の向上に法体系が追い付いていない事への不満が現在の状況を作り出しているものであり、ダウンロードを違法化する事は、様々な可能性を試行している現状を否定し、将来の発展のw)?関・Eむ史なりねず、そうなれば「文化の壟」という虫権法の基本涌にも鼎ません 全什澆肋蠶麥・未虜澆銜・鯉佑 冂 訃素任疏疆牢針搬、一・・・驟・瓦罍・・・任遠__・氣賄・未隆岷・・・罍・・・匹い茲△忙廚綴譴坪后・・・錫鮪w)錫鮪w)錫鮪w)確・ぢページ「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」への意見 「違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用情の工夫が必要」 とありますが、動画投稿サービスや大多数の個人ウェブサイトなど、事前審査のないウェブサイトでこの規則が機能するとは思えません。また、YouTube等の動画投稿サイトのように、サイト運営者とコンテンツの提供者が別である場合、コンテンツ提供者が著作権を侵害する内容を公開し、それが閲覧可能な状態にある間は「適法サイト」ではない事になり、識別自体が意味を為さくなります。しかし、例えば「事前の審査を〃法によって〃義務付ける」等の方法で対処する事になれば、検閲もしくはそれに準ずる行為を行っているという不信感を利用者に抱かせ、明らかに違法であるとは言えない利用の萎縮に繋がり、技術やサービスの発展を阻害するリスクの方が大きいように思われます。	個人
104～105ページに記載の「この利用形態については、具体的には、・・・(中略)・・・第30条の適用を除外することが適当である」という意見に反対します。 また、105ページに記載の「違法対策としては、海賊版の作成や・・・(中略)・・・利用者保護の観点から反対」という意見に賛同します。 この理由については、以下に記すように、副作用(デメリット)或いは問題点が多くに多い点にあります。 ・送信可能化権で対処することが可能である。 ・ストリーミングとダウンロードを技術的に区別することは困難である。 ・新規技術を用いた新規サービスの開発が萎縮する可能性がある。 このため技術の発展に支障が生じる可能性がある。 ・さらに技術の発展に支障が生じると、文化の発展に支障が生じる可能性がある。 ・ユーザーは違法か適法かを事前に区別することが困難な場合が多々ある。 このため、合法サービスの利用が萎縮する可能性がある。 あるいは社会的不安や混乱を招く可能性がある。 さらには文化の発展に支障が生じる可能性がある。 ・サービスの形態によっては、サービス提供者側が、取り扱う録音録画物が違法か適法かの判断が困難な場合がある。 ・アマチュアによる録音録画物の流通が阻害される可能性がある。 ・摘発のためにはダウンロードした者の個人情報入手する必要があり実効性がない。 ・新手の架空請求や、詐欺、恐喝等の二次犯罪を誘発する可能性がある。 ・録音録画物以外の著作物に対して議論が波及する可能性がある。 ・学究目的での録音録画物(廃盤、絶版、生産中止、権利者不明等)により適法な録音録画物が入手不能または困難な場合等)の入手が阻害され、学問の自由が阻害される可能性がある。	個人

104ページ：「第30条の適用範囲からの除外」 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 105ページ：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 コンテンツの内容が違法か合法かは見ただけでは分からない場合がある。 また、コンテンツは国内だけでなく海外からも多く配信されており、国ごとに権利制限や法律は異なるため、ユーザーが違法か合法か判断することは極めて難しい。 もし、ダウンロードが違法化した場合、それを利用した架空請求などの詐欺が横行することは明白。 よって条件付きだとしてもダウンロード違法化には反対。	個人
104ページ～「第7章第2節2(1)丸2のaのi第30条の適用範囲からの除外」の項目について。 違法録画物、違法サイトからの私的録音録画の第30条の適用範囲からの除外に反対する。理由は、105ページ5行目記載の意見「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追及すれば十分」のとおりでる。さらに、ダウンロードが違法化されると、著作権者が自らアップロードしている場合でも、直接の運営者あるいはサーバーを提供するプロバイダに対して、間違った、または著作権者を妨害する目的のクレームが行われ、正当な著作物が削除される事故が頻発することが予想される。これに対抗するには多大な労力や資金が必要で、特に弱小の著作権者には著しい不利益をもたらすことになるから、第30条からの除外に反対である。 105ページ「第7章第2節2(1)丸2のaのii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について。 第30条の適用範囲からの除外に反対する。現在、架空請求が社会問題となっているが、インターネットからのダウンロードという日常的に無意識に行っている行為を、その一部であっても違法とするのは、架空請求を行うものに対して格好の口実を与えかねない。詐欺師が、農サイトに誘い込んで巧妙に「違法」コンテンツのダウンロードを行わせ、後日架空請求を行う事例が後を絶たない事態や、インターネット利用者に対して無差別に『「違法」ダウンロードを行ったからカネを払え』という迷惑メールが多数到着する事態になることが容易に予想できる。このように詐欺師につけ入る隙を与える法改正には反対である。 105ページ「第7章第2節2(1)丸2のaのii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の「ア」の項目について。 この意見に反対する。インターネットから効率よく情報を収集する手段として、検索エンジンや自動巡回ソフトウェアがあるが、これらはその目的のため機械的にダウンロードを行う。これらの技術は、一般利用者はもちろん、権利者が違法録画物の存在をチェックし取り締まるなど、権利者の情報管理にもきわめて有効であるが、ダウンロード違法化は、これらの技術革新を阻害しかねないため、反対である。 また、「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」と述べられているが、海外を含めて多数存在するサイトすべてを網羅できるわけがなく、むしろ逆に、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュアやインディーズなど弱小著作権者のサイトを排除しかねず、公正な競争に反する事態になるため、これらの情報提供や「明確に違法サイトと適法サイトを識別できる」工夫を行うことに反対する。	個人
104ページ「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになる。 その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	個人

104ページに記載の「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」を第30条の適用範囲外とすることについて反対する。 海賊版のインターネット流通を抑制するには、送信可能化権の侵害について違法性を追求することがまずは行われるべきであるが、現状はそうになっていない。国際的なネットワークであるインターネットにおいて、受信者がダウンロードの前にコンテンツが海賊版か否かを判断することは、著作権が私権であり、登録なしに権利が発生するものであることを鑑みて、困難である。 また、「違法サイト」の定義が不明確であり、インターネット利用を萎縮させるものである。インターネット上のサイトは、どのようなコンテンツが送信可能化とすることを厳密にコントロールしているとはいえないものが多い。ユーザーが自身が生成したとして投稿するコンテンツを審査することなく送信可能化し、権利侵害についてはnoticeandakedownの対応をとる場合が一般的である。しかし、通報に対してどの程度の対応義務がサイト運営者に要求され、また対応結果についてどの程度の責任を負うかは、国により異なる。例えば、アメリカ合衆国のDMCA(デジタルミレニアム著作権法)におけるプロバイダ免責は、わが国におけるプロバイダ責任制限法よりも免責が大きいと一般に判断されておる。その結果、日本の法体系を仮にあてはめれば「違法サイト」と判断されうる運営実態のサイトでも、サイトが設置されている国の法律では合法となる場合も多いと考えられる。「違法サイトの私的録音録画」を第30条の適用範囲外とする立法を行う場合、サイトの違法性についての判断はもっぱら日本の法体系をあてはめることになると考えられ、その結果、海外で合法的に運営されているサイトへのアクセスが違法と評価される虞があるとして、健全なインターネット利用を萎縮させることになる。「情を知って」といった限定や、「適法マーク」の普及といったものは、インターネットのグローバル性に価値があると考える立場からは、萎縮効果を限定的とする面においてあまり効果がないと思われる。 また、ダウンロード違法化は、厳密には「私的複製」とみなされていないものの実際には著作権侵害と追及されることのなかった、インターネット上のサイトの調査研究目的などにおいて伴うダウンロードについても、その侵害を問うことが現実的に可能としてしまうと考える。このような副作用は、インターネットの実態の調査研究を困難にし、ひいては不偏不党であるべき学問の発展を損うことになると思う。	個人
104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について ダウンロードそのものを違法とする考え方には反対です。 文章で想定されている「違法」コンテンツは海賊版などの複製品のことと思われますが、法律上複製とされるものには引用、パロディなど多彩な形式のコンテンツが存在します。現状ではそういうコンテンツはグレーなものとして、場合によって「問題ない」とされたり「違法である」とされたり、一貫した基準の元には是非が判断されているわけではありません。まずそういうフェアユースの部分を下どうするかという議論はほとんどなされないままです。 非常に多くのコンテンツが違法であると認定されうる状況で「違法」ダウンロードを厳しく規制された場合、その適用範囲の広さから副作用は甚大です。結果として過大な法的知識をユーザーに要求することになり、クリエイター(多くは巨大コンテンツホルダーに所属するわけではない)は自分の作品の違法性チェックに過敏になるため、インターネットでの作品公開の場は激減し、大局的には創作文化の萎縮を引き起こすことでしょう。現状でもパロディ作品の多くは匿名であるという事実、それにイラストサイトでのパクリ疑惑炎上などを見るにつけ、ネットのクリエイターがなにがしかのリスクや権利意識を感じていることは明らかです。あまり規制を広範囲に広げるとは、結果として巨大産業なしではなにも公開できない状況を生み出してしまいます。 既に地位を確立した人たちにとってよい状況は、これから新しいものを作ろうとする人たちにとって理想であるとは限りません。魅力的なコンテンツというのは、玉石混合の中から産まれてくるものです。誰かが統制して生み出せるなら苦労はないでしょう。 また一方で違法ダウンロードをちらつかせた架空請求などの犯罪行為も助長しかねません。これは、確実に存在するリスクです。	個人
104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 これが通ると、同人誌・パロディ動画等が殺されることになり、多くの物が違法になります。 毎年やっているコミックマーケットが開催できなくなります。 それは、断じて許せません。 自分はアニメ、漫画は買っていますが、二次創作物は、作品をより楽しむものであり、二次創作物で1次創作物が売れる事もあります。 だから、反対です。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。日本が更にIT後進国になる原因になる。 むしろアメリカ、欧州の方が、柔軟である。 これが、できると日本は江戸時代の鎖国と同等の扱いと変わりはない。 結局"IT鎖国"といわざるおえない！ 斬新なアイデアも消えてしまいます。 日本は、世界で最も遅れた国になり最も暮らしにくい国になります。 技術は、進むのだから法律の整備が進まないと、これから日本は先進国とは言いがたくなります。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 用は権利のためにしたいからこんな事したいのか知らないけど、それで、お金探って(お金探ってやる必要がない)合法サイトと区別つける理由がどこにあるのかも意味がほとんどないし無駄な事だと思う。 マークをつけても、違法DLサイトの位置づけなんてわかりにくいし、即座にこの案は撤廃すべき！	個人

105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 あなたがたは、ニコニコ動画の新たなビジネスをご存知内のですか？ ニコニコ市場というのは、例えば違法動画であっても目に見える所にその関連CDやDVDをアマゾンで購入できるということ。大体、こういうのは、変な話だと思いますが、ユーザーがその違法動画をみて正規のDVD等を買うことは十分あります。これは、新たなビジネスチャンスだと思います。 決して、違法に流れている動画を推奨しているわけではありませんが、逆手にとったやり方をしていかないと日本の著作権は衰退して日本は終端の日々近くなることでしょう！ 結局これは、結果としては著作権料としては、プラスになった訳ですし、この事については、意見は反対です。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 インターネットで締め付けるのはおかしいです。 これは、江戸時代の治外法権と一緒にある。 そもそも他の国はそれに則って運営しているのに日本の法律でさばくのはおかしいです。 間違ってます。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 なんで、そこまで気を使わないといけないのか意味が分かりません。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 実際この事件は、本人しかアクセスできない仕様になっていたにも関わらず、単にJASRACの権利と言わざる負えない。 本当にあきれました。 権利、権利と豪語する。JASRACの態度が間違っている。 まず、権利とか主張する前に、そちらのあり方を改めろ！ 音楽CDの値段日本は高い！ 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 アップロードされていなければ、当然コンテンツなんて存在しません。 だから従来どおりアップロードで取り締まるべきです。 公式のコンテンツが安くて、充実すれば誰もが買うと思います。 所詮テレビの録画の高画質のアップロードしてもマスターには、叶いませんから。 以上のことから、このままでは、日本のIT・放送等の産業自体が後退し、既に後退国なのに、更に後退させてしまう原因になりかねない。	
104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。特に同人誌に代表される、2次創作の制作意欲の萎縮を招き、日本のサブカルチャーを崩壊させる可能性がある。そもそも、二次創作と現在のマンガ業界は切っても切れない関係にある。例えば、同人作家として成功してプロの作家となる事例は数多い。同案は、現在国が日本の文化として海外に発信しているマンガ・アニメの大いなる衰退を招く。また、それらのパロディが原作の利益を損なっているという証明は成されてはおらず、逆にパロディー作品の購入者が原作を購入する場合もある為、一概に二次創作が原作の販売不振につながっているとは考えがたい。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。また、インディーズの音楽配信サイトなどが違法とされた場合、日本の音楽を担う後進の成長を阻害する可能性がある。	個人

104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。パロディ、模倣から様々な優秀な文化が生まれてきた。それらを違法化することは文化の衰退に繋がる。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングもダウンロードも技術的にほぼ違いがないものである。WEBの有効性を潰す結果、ITの進歩を阻むことになるだろう。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロードが可能なのはアップロードが可能だからである。ダウンロードを違法とする前に、違法アップロードに対する策を練るべき。	個人
104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」および105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この改正案はインターネット上の様々なサイトおよびサイト内のコンテンツが違法であるかどうかの判断や定義も曖昧で問題があると考えます。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ア のように「情を知って」という判断をするのは現実的に困難であり、それによって合法違法が決まるのはあまりにもおかしいのではないだろうか。 また適法サイトと違法サイトを区別する運営上の工夫というものも具体的な方策もなく、そのような現状に基づいて法を変えるのは無茶ではないかと思います。 仮にこの改正案がそのまま受け入れられたのならば、様々なマイナス面がでてくると考えます。 今までは合法だったネット上のサイトの利用を控えるようになったり、(特にYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービス)アマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除する事にならないか。 今や日本の一大文化であり、さらに原作の利益を損なっていると言い難いユーザーによるファンアート等の創作物の発表も萎縮してしまうのでは。こうした創作活動から新たなクリエイターとして活躍ようになる人も多く、今回の改正案のような曖昧な枠組みで法を改正し、ユーザーの萎縮を引き起こすのは文化、経済的にも大きな損失ではないかと思います。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあるでしょう。 海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて運営する可能性は低く、そうなれば海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながるのでは。 一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあり、新たな詐欺の後押しにもなりかねません。 以上の点から私は今の改正案には反対であり、今後さらなる議論と改善、そして現状に即した法改正を期待します。	個人
104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について この件については完全に反対の意を示します。今回は音楽と動画限定ということで話が進んでいるみたいですが、この法案が通れば書籍、画像においても同ような扱いにすべきだという意見は必ず出ます。これでは音楽と動画に限定した意味がありません。また、パロディというジャンルは数多くまた広いものであり、今回の法案はこれのものを殺してしまう可能性が高く、結果大きな基盤をも破壊しその連鎖はどこまで続くか誰にも予想ができることがなく予期せぬ結果を及ぼす可能性が圧倒的に高すぎます。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について これもよくわかりません。適応マークがなかったら違法なのですか？これについては違法がどうのというより、ただネットするこにたいして税金を取ろうとしているような意図が感じられます。一体何をもって違法とし、また適応と呼ぶのでしょうか？ 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について これらを実施するにあたってどのような経路があったのかを詳しく聞きたいです。 「違法なダウンロードをしているやつらがいる。規制するのも面倒くさいから全部違法でいいや」という印象を深く感じました。確かに今ネットの中で違法と呼ばれることをしているひとはいます。しかし9割以上の利用者は違法などしていません。まっとうな利用者です。それなのにそれらの人のことを考えず全違法にするのはどう考えてもおかしいと思います。 「スピード違反するものが絶えない。いちいち取り締まるのも面倒だから道路をこわしてしまえ」と、同じ発想です。もしそんなことをすれば日本中が大混乱に陥るのは火をみるより明らかなこと。それらも考慮して今回の法案に至ったのか大変疑問におもいます。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 映像も音楽も、そしてこれらのダウンロードを規制することによって画像等他の文化も同様の待遇を求めてくる事は予測に難くない事。 結果我々ユーザーが気軽にこれらに触れ合う機会が失われ文化の衰退にも繋がりがかねない。 また、世界に繋がっているインターネットを一国の法で規制する事によって、世界では当たり前前の事が日本国内でだけ違法となり半ば鎖国のように取り残されるという恐れも生じるかも知れない。 よって反対です。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について マークなんてものをつけてしまうと偽造、それに伴うマークをつけてもらう為の裏での取引が決してないとは言えない。 少なくとも一般が気楽に申請して受理されそうなものではないと思う。 そうなるとそれを独占する企業などが出てきてこの社会における競争の妨げになるばかりか、独占禁止法違反にひっかかる等という事も否めない。 また、知らずに見てしまった場合に残るキャッシュだがこれも見方次第ではダウンロードという事になってしまう恐れがある。 これでは悪戯に違法者という被害者を増やすだけである。 そして、ネットをしていれば少なからずダウンロードをしたものがHDD内に残っていたり、残っているかと思ってしまう場合もあるだろう。 そもそも我々一般人などは法律に疎い。法的知識を出されても殆ど理解できないかもしれない。 そんな弱みに付け込む新たな詐欺に良い大義名分を与えてしまうのではないか。 以上の事から反対です。	個人
104ページの「検討結果 a.i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について この項目について反対します。 ○ストリーミングとダウンロードは情報の複製という点で同一の技術であり、現時点でのサービスに恣意的に名称を付与して区別しているに過ぎず、法的な識別に用いようとすると現実のさまざまなサービスや将来登場するサービスに対して解釈の問題を引き起こすことになると思われ。したがって「ダウンロードは違法」という除外は不当にユーザー／サービス技術開発者を訴訟の脅威にさらし、市場と技術の発展を阻害する。 ○「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序」は、違法行為に荷担しないという心的態度のことであり、行為の前に違法か合法かを識別できないことを法律で規制すべきではない。 ○個々の違法行為を問責できないことを承知の上で利用抑制による効果を期待するのはスジ違いである。特に「違法サイト」に対する権利行使(送信可能化権)が可能なのだからそちらで対処すべきである。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について この項目について反対します。 「情を知って」録音録画することが立証可能なのは、違法サイトの調査をおこなう研究者／調査会社社員くらいではないかと思われる。実効性のない法律は違法意識を損なう。 現行の著作権法は無方式主義のため、外形的に同一のコンテンツに対して権利者は合法・違法を決めることができ、ユーザーは原理的に「明らかな違法録音録画物」を識別できない。 「適法サイト識別マーク」は問題の解決にならないのみならず、排他的取引慣行を生み、法の実効性をさらに損なうと予想される。 したがって、適用範囲から除外する場合の条件は、個々の適法コンテンツに対して確実に「適法マーク」が付与されるか、もしくは違法コンテンツに対して確実に「違法マーク」が付与され、ダウンロードの前にユーザーが特別の負担なく確認でき、これを実現するシステムがサービス提供者に国内外を問わず無差別に特別の負担なくまた遅滞なく提供される必要があると考える。 または、DRMを用いて「再生できれば適法、迂回行為は違法」を保証することを条件とする場合もユーザーに不当な負担を負わせない点でよいと考える。	個人
104ページの「検討結果」の項目 私は反対である。 ダウンロードに対して対価を払うことになるとして、それがきちんと権利者に配分される仕組みなのか議論がされていないから。 JASRACのように単なる料金収集体を潤すだけで、ユーザーにとっても権利者にとっても不利益な仕組みになる恐れがあるため。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」について ニコニコ動画などのユーザー生成コンテンツ(UGC)が、今まさに成長している真っ最中ですが。その最中にこの法律が成立してしまえば、開発者も利用者も萎縮してしまい、UGCの成長を破壊してしまうでしょう。このUGCこそが日本の、ひいては世界の文化を変えていく新たな光だと言うのに、この法律は酷すぎます。さながら花壇の花をロードローラーでひき潰すような悪法です。それに省庁がどう思っているかと、裁判官の判断がどうなるか不確定です。映画の保護期間延長はその良い例でしょう。文化庁が言っていたことを裁判所がひっくり返したのですから。法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、違法と判断される可能性があります。ですから私は、ダウンロードの違法化に断固反対します。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について まず大前提として、インターネットに国境はありません。この文章を読んでいる聡明なあなたならば勿論ご存知だとは思いますが、プロバイダ免責や権利制限、法律は国によって異なっています。 つまりコンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できないのです。米国では合法だとしても、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。そのようなことについて、まったく議論がされていないのです。更に「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのでしょうか？ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのでしょうか？それでは日本国憲法で厳重に護られている「通信の秘密」が侵害されてしまいます。だというのに、そのことについても検討されていません。そして、報道や政治系のコンテンツをダウンロードする行為はどうなるのでしょうか。報道については第四十一条に権利制限がありますが、これは至極限定的な範囲のものです。サイト等の取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されるとは、まったくもって言えません。そうなると、権利者の意向に場合によっては反するような、実態の報道が困難になってしまいます。それは間違いなく、自由な報道による民主主義の実現の道を閉ざす行為です。以上のことから、例え条件付きだとしても現状ですと法律施行はマイナスでしかなく、私はダウンロードの違法化に断固反対します。 ダウンロードの違法化に断固反対します。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。 ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている件について YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 さらに言うならば、YouTubeやニコニコ動画も、キャッシュという形でダウンロードはされているわけで、そのようなファイルをハードディスクの別の場所に移動すれば、立派なダウンロードと見られてしまいかねません。同じサービスでも利用態様によって、異なる判断になる可能性があるわけです。 また、YouTubeが相当数の著作権侵害ファイルを公開しているということになると、YouTubeのビデオダウンローダーを開発する行為が、Winnyの開発と同様、違法ダウンロードの幫助として民事上の共同不法行為者とされてしまうおそれもあります。今回は含まれていませんが、刑事罰が導入されたら、Winny事件のように、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もあるでしょう。 そもそも、YouTubeのような疑似ストリーミングでダウンロードされたキャッシュが複製扱いされるか否かについては、専門家の間でも争いがあり、ストリーミングは今回の議論の対象ではないとする立場は判例と矛盾するという指摘もある以上、一般ネットユーザーの法的地位は甚だ不安定なものとなり、やはり合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 先にも取り上げた裁判官の判断の問題もあります。映画の保護期間延長に関して、文化庁が言っていたことを、裁判所がひっくり返したということがありました。そのような事例を考えると、法文にストリーミングは対象外と明記されない限り、やはりストリーミングも違法と判断される可能性があるでしょう。 これでは、せっかくユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びてこうとしている状況を、破壊してしまうことになりかねません。ダウンロード違法化は絶対に反対です。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。 情を知って録音録画とありますが、誰がどう判断するのでしょうか？ 現状では客観的に他人が判断することしかできないわけで、権利者が情を知ってたといってしまうとそれで犯罪になってしまいかねない危険性ははらんでいます。 またYouTubeやニコニコ動画は、厳密にいうとキャッシュでダウンロードして、そのキャッシュを持っていてもダウンロードしているの で違法ととられてしまう危険性があります。 それは違法にはしないという方がいるかもしれませんが、パソコンの仕組みを知ってる方は、それは難しいと判断されると思いま す。 キャッシュは、普通に再生できてしまうので、だれがなんといおうとデーターなのです。 これから先、通信が遅い方たちの為に、自動的にダウンロードしながら見れるというサービスもでてきている今、時代を逆行するよ うな法律には、賛成しかねません。 よって、私は上記理由により反対致します。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。 上記にも書きましたが、情を知ってというのをだれがどういう基準で決めるのか。 結局他人の判断でどうにでもなるのではないのでしょうか？ 違法サイトというのが現状では一般市民にわかりづらいです。 違法かどうかかわからずにダウンロードしてしまうのが現状であり、ここにダウンロード違法化を持ってきてしまうと、大多数の人間 が逮捕できてしまう可能性が有り、たとえ、情を知ってなくても、情を知っていたと権利者が勝手に判断することによって、逮捕できて しまう危険性を大いにはらんでいます。 またダウンロード詐欺が確実に横行してしまうことでしょう。まあ振り込め詐欺のダウンロード版ですね。 ダウンロード違法化になってしまうとこの手の詐欺は確実に出てきます。犯罪助長法案と受け取られてもしかたありません。 上記理由により、私はダウンロード違法化に反対致します。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ストリーミング配信のコンテンツとダウンロード配信、もしくは配布のコンテンツには技術上大差も無く、特に多くの一般人には差が 解りません。 この状況で法的にこれらを違うものとして扱うのは疑心暗鬼の元になりますし、ひいては産業の衰退にもつながりかねません。 こういった状況ではダウンロードの違法化には反対です。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 合法的なダウンロードをする場合に受信者情報をどのように入手するのでしょうか？ ダウンロード側のトラッキングについて法制化をするのでしょうか？ これには通信の秘密が侵害されてしまう可能性があり大変問題だと思います。 そのことについて、検討されている様子も見えませんが。 なので条件付きでも、現状だと反対です。 59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 違法アップロードによる被害とされるものの根拠が曖昧です。 実際にどれだけのソフトによってどの分野がどれだけの被害を受けたと言う根拠のある公開資料を提示して議論するべきではな いのでしょうか？ また、コンテンツはユーザーが受け取って成立するべきものであるにも関わらずユーザー視点の意見が殆ど反映されていないの も問題だと思います。 104ページの「検討結果」の項目 ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規規範意識にも合致するものと は言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。 たとえば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを恣意的に簡単に逮捕できる便利な材料として機能することもあるで しょう。 それでは、公正な法運用に支障を来します。 6.パブリックコメントをもう少し簡易に受け付けるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。 多くの人間は100ページを超える経緯、資料を検証、検討する時間はとりにくいと思います。 せめて要点をまとめて反対、賛成の声を聞きやすくしてください。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 に自分は反対します。 理由は日進月歩で多様に進化して行くネット上で国際競争力低下を招く恐れがあるからです。 ネットに国境はなく、日々進化しています。 日本は自給自足でえず、石油はとれずレアメタルも採掘されない資源に乏しい国です。 これを支えてきたのは文化の多岐多様さ、そして多くの技術者の卓越した技術により成り立ってきたと考えています。 新技術の開発の鎭を削る技術者にこの法案は枷になるとしか考えられません。 ここでこの法案が採用された場合、一種の鎖国状態となりネット文化の進化及び新技術の芽を摘み国力の低下を招き将来的に国 家発展を挫く致命傷になると思います。 鎖国をした携帯電話業界が国際競争力を失ってしまった過ちを繰り返してはいけなと思います。 著作権は作品と著作権者を守るもの、ですがそれで国の未来を破壊しては本末転倒だと考えています。 これからの未来の為に何卒御一考を宜しくお願いします。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 中間報告のまとめに反対します。 YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。 しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。 このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 中間報告のまとめに反対します。 ダウンロード違法化は一般ユーザーに負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益の大きな損失と言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることより、一般ネットユーザーが著作物を変な形で妨げられることなく便利に利用できることであると、私たちは考えます。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 YouTubeなどといった特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、技術的にダウンロードとストリーミングに根本的な差がある訳ではなく、そこに法律的に大きな違いを与える事は意味のない事であると考えます。むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 ダウンロード違法化は一般ユーザーに負担をかけるものです。しかし、他の方法による対策では不可能である、という、充分な議論がなされたとは言えない現在の状況では適当であるとは言えません。 ダウンロード違法化というからには、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、現在の著作権法にはこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。 著作権法に求められているのは、努力の足りない一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なカタチで妨げられることなく便利に利用できることであると考えます。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。 ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。 このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 ダウンロード違法化は一般ユーザーに負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私は考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。 著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なカタチで妨げられることなく便利に利用できることであると、私は考えます。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。しかし、ダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。ストリーミング技術を実装するRealPlayerには、その新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、昨今のブロードバンドインターネット環境において、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 中間報告のまとめに反対です。 ダウンロード違法化は一般ユーザーに負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならない、と私たちは考えます。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずで、権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。私たちは懐疑的に考えています。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なカタチで妨げられることなく便利に利用できることであると、私は考えます。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 最大の問題は、今後の表現活動・映像ビジネスの可能性に対する、萎縮効果による悪影響が大きすぎる点にある。 既存権利の留保(将来にわたる最大限確保)姿勢では、縮小再生産に至る公算が大である。むしろ逆に、将来の映像ビジネスの伸びしろ確保のためにも、ダウンロード原則合法を堅持すべきである。 まず、動画配信サイトは「商用」著作物の「無許諾」配信にあふれているから、それらをダウンロードするだけでも違法にするのもやむを得ないとの見解があろう。しかし、これら無料動画配信サイトにおける、「私的」著作物の「暗黙の許諾」配信から、既に新たな映像を巡る商業機会が生まれるに至っている。例えば、「ねこ鍋」動画が大変な閲覧回数を記録し、NHK番組でも取材の上取り上げられ、とうとうセルDVDソフト化に至っている。 http://www.zakzak.co.jp/gei/2007_11/g2007110610_all.html また、「商用」著作物を扱うエイベックス社が、ニコニコ動画で「許諾制限の実効性が劣る事を承知で」無料配信を行うとも報じられている。 http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20071112/niwa.htm すなわち、無料動画配信サイト閲覧に関連して萎縮効果が生じれば、今後の権利ビジネスに直接悪影響が出る段階に、既に入っていると言える。 次いで、立法化自体には至らず、立法が議論されている現段階にて、既に動画配信サイトを扱う商用ソフトウェア(これもまた著作権で保護される「商用」著作物である)からの該当機能削除や販売中止が確認されている。これは萎縮による表現(商用ソフトの開発・販売)の事前抑制に他ならず、著作権法第一条の「文化の発展に寄与」する趣旨に対し、無視し得ない悪影響が既に生じていると言える。 Nero8からのYouTubeダウンロード機能削除 http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20071109/nero.htm ニコニコ動画ダウンロードソフトの販売中止 http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/10/19/17246.html 既にこれら問題点を認識し、委員会にて105ページ上段に以下の通り記載された意見に、私も賛同する。 「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見があった。」 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 さて、ダウンロード機能への萎縮論に対しては、ストリーミング(単なる視聴)なら今回の立法案でも合法であり、あくまで違法とされるのはダウンロード(商用著作物の使用許諾無き者が、手元にファイルを残す録音録画行為)に過ぎず、しかも情を知ってとの要件と、個人に対する直接の刑事罰則規定を行っていないとの反論があろう。すなわち、萎縮効果には十分配慮している、との主張である。 これに対しまず、ストリーミングは合法だが、ダウンロード(以下、立法案における録音録画を指す)のみが違法との指摘を検討する。この点、単なるダウンロードでも違法性が生じうるとなれば、少なくともソフトウェアの設計者はローカル(視聴用機器)にはファイルを残さず、視聴する度、毎回ネットワーク回線に負荷をかける実装に移行せざるを得なくなる。となれば、人気の高い動画ほどサーバー側に、ローカルキャッシュが使える今よりも過負荷がかかり、見られないという結果になることは自明である。これは、他者が費用負担した既存の通信・配信インフラを流用しての、プロモーション活動(エイベックス社ニコニコ動画配信など)にとっては明らかに困った事態である。 次に、「情を知って」すなわち「製作者の明示的な許諾無き事を主観面で知りつつ」との要件の問題性を検討する。この程度の主観要件による限定では、「ねこ鍋」にしても「エイベックスの音楽プロモーションビデオ」にしても、過去に一度でも商用映像として販売された、もしくは会社として商用映像を販売している経緯を知っていれば、情を知っている事になりかねない。	個人

なぜなら、まず、現状のPCソフトでは閲覧と同時に再閲覧に備えてHDD内にファイルを残す(ダウンロードもする)仕様になっており、しかも、その映像が例えば「ねこ鍋商用DVD」といった無許諾複製禁止の商用媒体からアップロードされたものか、それとも、当該映像に各種権利はあれども、映像製作者に主張する意思及び訴訟を行える資金力が将来にわたり生じ無いのか、動画閲覧から判断することなど不可能だからである。

また、かつてCCCDを積極的に販売し、自社の権利保護を理由に明示的に対価を払った客でさえ不便を強いいたエイベックス社の商用映像カテゴリに属する映像を、今後、動画配信サイトで見かけた場合、無料配信の可能性ありと知っていたところで、やはり即座の閲覧停止以外に、リスクをエンドユーザーが回避する方法は存在しないであろう。なにしろ、エイベックス社が自社のプロモ映像の、一般無料配信サイトでの配信・ダウンロードを、個別に違法とみなすかは、商用著作物の権利者として、権利を留保(可能性はあるが、行使するかどうかは場合による)しているに過ぎず、しかも個人を民事上提訴できるだけの能力も実績も既に有るからである。だが、このような閲覧自体の回避は、新たにニコニコ動画といった無料配信サイトを利用した宣伝活動を開始する、エイベックス社としても望む話ではなからう。

なお、それなら商用映像に透かしとしてロゴ(合法ダウンロードマーク)を入れればよいとの案が提唱されているが、ロゴは低解像度動画において容易に追加偽装できるため、ロゴが無ければ違法との目印にはなるかもしれないが、合法の確認手段足りえない。

そもそも、インターネット上における証明書(合法マークも広い意味で含まれる)の偽装防止には、偽サイトが本物サイトに通信を中継する中間者攻撃を防ぐため、原理的に言ってブラウザに組み込まれている機能(アドレスバー等やアドオン)を頼りにするか、さもなくば、使用する端末(ブラウザ)毎に何かを事前に登録しておく(cookie等を用いて)以外に術がない。との指摘が既にされている。

<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/200709.html>

(対策に関しては、引用元である、2007年09月23日の日記参照)

ブラウザ側の対応には各社差がある以上、後者の対策、すなわち、合法マークを入れる事を望む者による各パソコンへの事前登録無しには、フィッシングに相当する「合法マーク偽装」を企てる中間者攻撃を防げないし、他方、各パソコンを合法マーク提供者へ事前登録するということは、事実上の合法マーク提供者による流通制御であり、無料・自発的な動画投稿処理とは両立しないであろう。

最後に、個人のダウンロードに違法性を設けるが、罰則規定は外しているとの指摘について検討する。まず、外されている罰則規定はあくまで特別法における刑事罰であり、不法行為責任を含む民事上の責任まで制限している訳ではない。また、違法性があり、商用映像権利者からの申し立てがあるとすれば、搜索差し押さえ令状を出すのには十分であろう。

つまり、民事上「仮想の利益」が侵害された(例えば、売れるはずのセルソフトが無料視聴・ダウンロードのため売れず、損害が生じたとした)上、違法行為を行っている可能性が高く、通信ログからそれらが強く推知されるとの商用映像著作権者らの主張の下、警察・検察が動画投稿サイトの閲覧者に対し、商用映像権利者の訴えに基づき直接搜索・差し押さえできる可能性が高まる点には何ら変わりがない。

この点、一般法理を使用する一罰百戒を目的した捜査の端緒(いわゆる別件逮捕など)を容易とする点、及び結果、搜索・差し押さえを受けうという点だけで、無料動画配信サイトの閲覧者にとり、閲覧(と同時に自動ダウンロード)を回避させるに、十分なりリスクである。

すなわち、違法複製物のダウンロード違法案には、既に商用映像著作物以外の表現に対する事前抑制効果(Nero8ソフトウェアからの機能削除など)が認められており、かつ、ダウンロード(録音録画)のみ違法・情を知って初めて違法・個人への刑事罰規定は著作権法に設けない、この3点をもってしても、今後の表現活動・映像ビジネスの可能性に対する、萎縮効果による悪影響の方が、商用映像著作権者が今後新たに「留保できる権利」に対し大きいと言わざるを得ない。

このような「権利の留保」(将来にわたる、他者制御権の最大限確保)姿勢を立法でまでも明示的に認めたのでは、むしろ今後の著作・創作活動全体が縮小再生産に至る公算が大である。逆に、将来の映像ビジネスの伸びしろ確保の意味も含め、ダウンロード原則合法を堅持すべきである。

既にこれら問題点を認識し、委員会にて105ページ上段に以下の通り記載された意見に、私も賛同する。

「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。」

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対。ストリーミングとダウンロードが区別されるなどと考えているのがまずの外れた。

104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について
反対。違法アップロードした者を取り締まるべきだ。

103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について
反対。ユーザーの意図しないダウンロードが発生することが現実にある。
あるいは気づかないうちに、違法アップロードに由来するデータをダウンロードすることもあるだろう。明確に罪に問われるべきは違法アップロードである。

105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について
反対。一般市民は法律の知識など持ち合わせていない。
違法なデータの流通をなくしたいのならまず供給元の罪を問うべきだ。
それを、特定が困難な可能性があるからといって一般ユーザーまで泥棒扱いするような一方的な制約がまかり通っている。
デジタルデータの最大の特徴は複製できることと可搬性であるのにいまだにアナログデータと同様の認識でユーザーに不便を強いているが、ソフトウェアメーカーやハードウェアメーカーが関与できない形でデータの流通経路が確立する蓋然性が現実のものとなっていることを理解しているのか？

個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。もしこの条文を制定する場合はどのような技術が具体的に違法となるかを条文に明記すべきである。 曖昧さを残してこの条文を恣意的に運用できないようにすべきである。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。その上合法マークの発行に関して天下り団体を作ることなど以ての外である、それは家電リサイクル法運用を見れば行きらかである。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上の差異を、著作権の法律的に違うものとして扱う根拠が理解できない。リアルタイムの視聴時の伝送品質の向上を目指しているというのが、ダウンロードに対してのストリーミングの差異だと思う。複製を抑制する技術的特質はストリーミングにはないし、ダウンロードだけを法律的に違うものとして扱う理由はないと思う。 また、ダウンロードサイトはそのリアルタイムの視聴時の伝送品質に努力を払っていない分安価である。純粋に参入障壁が少なく、安価に構築できるシステムだけを法律的に違うものとして取り扱ってしまつては、日本のベンチャー企業環境にも大きな打撃を与える。google、youtubeを始め創業わずかで市場を活性化させるエネルギーを持つアメリカとの距離は開く一方になってしまう。そういったことも憂慮している。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。合法マークを無料で得るためには、その審査に税金を投入することになる。逆に合法マークの取得を手数料化するのであれば、クリエイターのモチベーションを低下させることになってしまう。著作権者とは、著作した人だけではなく、著作する人のこともイメージするべきではないのだろうか。どの程度ダウンロードされるのが予想できる人にとってはいい制度かもしれないが、自分が作ったものがどの程度の人に受け入れられるのか不安に思っているような人に手数料を払わせたり、合法マークの取得の手続きを踏ませるのはいかがなものか。 未完成の作品を公開しながら、皆のフィードバックを受けて、試行錯誤のなかで作品を仕上げて行く、そんな制作プロセスはインターネットの自由さの中で育って来たし、そういう環境で生み出された素晴らしい作品がいくつもある。合法マークという恣意的な規制がそのようなプロセスを阻むのは明白であるし、他の事例もきちんと精査しながら、コンテンツの国際競争力に影響しない法技術を生み出すべきだと思う。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットはグローバルなものだし、明らかに日本のインターネット市場の国際競争力を低下させるだけだろう。 法として成立させるのであれば、その法そのものが国際上通用するぐらい理論と技術を傾けるべきだ。そもそもグローバルな市場で適用しない法技術をインターネットに適用すべきではないし、通用するぐらい良い案だと思うならば、まずは国際会議上で諸外国からの賛同を取り付ける努力をしてほしい。各国の足並みを揃えるのが先で、順番が違うのではないだろうか。 本音を言えば、この案を国際会議で提案したら一笑に付されるだけだろうし、そのような法が案として存在するだけでも日本人として恥ずかしい。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上大差がない。法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。ネットワークの転送効率のために存在するキャッシュの有無で決めることとなると、キャッシュを持たないクライアントが増え、日本のネットワークインフラの構築にかかる費用は外国よりも格段に悪くなると予想されるなど、影響も大きい。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。外国のサイトを対象にしないのであればそれは外国のサイトへの優遇となりおかしい。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものであると思う。日本の野球が強いのはプロ野球チームが選手を育てているのではなく、全国の草の根のアマチュアチームをはい上がってきた人がいるからだと言うことを考えて欲しい。即ち、優れた著作物(文化)は多くのアマチュアがいて初めて想像されるものである。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対である。そもそも、ダウンロードとはインターネットを介するすべての通信と同義であるといえるほど、抽象的な概念である。たとえばストリーミングや音声チャットなどであっても、それらは必ず、いったんバッファとしてローカルの端末にダウンロードされるものである。 となれば、インターネットを介したすべての通信において、ダウンロードのみを違法と定義することは、すべてのユーザーに対して、法の判断を必要とするものである。 となれば、あらゆる通信に対して違法であるという悪意的な解釈をおこない、規制をかけることも可能になってしまうからである。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対である。 合法マークを付与されるための条件等について、一切決定がなされていない。 また、合法マークを付与することを拒否する権利者のアップロードに対して、適法であるにもかかわらず、違法であるというような認識を与えてしまい、そうした自由な表現活動を阻害するものであるからである。 さらには、国内だけでなく、海外のサイトにおいて、適法マークなどというものを付与してくれることに期待するのは、はなはだ考えが甘いと言わざるをえない。 そもそも、こうした検討自体が、違法なアップロード実行者に対してではなく、無事の大多数を違法とするものであることからして、既に行き過ぎている。 送信可能化権によって、アップロード実行者を取り締まることは現状で可能であり、そうした取り締まりの強化によってこそ、違法ダウンロードの芽が摘まれるはずである。 また、それだけで不十分だというのなら、違法なコンテンツをアップロードする行為にこそさらなる規制をかけるべきであり、それが難しいのか、成果を満足に上げ切れていないかは知らないが、だからといって、ダウンロードを規制するというのは、裾野ばかりに目を向けて、根幹を見失っていると言わざるをえない。 一部の権利者団体の利益追求のための法律ではなく、一般の大多数のための法律でなければならないのではないだろうか。	個人
104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対です。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。また、一般の技術的に明るくない人たちはダウンロードを避けることで意図せず、ストリーミングも避けることになり、健全なインターネットの発展をも阻害することになります。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになります。弱小の著作権者の表現の場を奪う法改正案であり、憲法に抵触するおそれすらあります。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあります。問題となっているP2Pで流通しているコンテンツですら、違法なコンテンツが多いと言うだけで、合法的なコンテンツがないわけではないのでこのような誤った法的判断が行われる可能性がある概念の法文化はさけるべきであります。	個人
104ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対の意見を提出いたします。URLをクリックして目的のデータをダウンロードする場合、それが本当に目的のデータなのかはダウンロードが完了するまで利用者側は知ることができません。 そのためその責任が送信者だけでなく利用者の側にもあるというのは納得いきません。また、利用者が自主的にデータのダウンロードを行わなくとも勝手にある種のデータをダウンロードさせるコンピュータウィルスも存在します。もしそのような被害を受けた利用者側が犯罪者にさせられるというのであればとても納得できるものではありません。 しかももしダウンロードが違法になるのであれば、警察などによる受信した側の「検閲」が行われる可能性があり個人間の通信のプライバシーを守る通信の秘密を大きく侵害するものだと考えます。 異常の理由によりダウンロードの違法化に反対いたします。	個人

105ページ 報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 実現可能か科学的に検証された痕跡が全く無い議事といえるが、そもそも「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか？ もし、ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのであれば、国民の基本的権利である、「通信の秘密」が侵害されてしまう。 また、そのことについて、検討されていない。 いったい、委員会は何を考えているのか？ よって、現状だと反対。 59ページ「第5章 違法サイトからの私的録音録画の現状について」 ここで示されている調査結果は、Webアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。 例えば2003年度と同調査では186万人とされているファイル交換ソフト利用者が、ネットセキュリティ専門会社による調査では6万人と報告されている。 後者の調査では実際にネットワーク上で稼動しているファイル交換ソフト端末数をカウントしており、アンケート調査よりも実態に即している。 この調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果に大きな問題があることは明らかで、その理由についても議論された痕跡も無い。 このように、間違った認識のまま議論が行われたことは大きな問題であり、信頼性の高い資料を用いて検討をやり直すべきである。 よって、この資料に基づく議論も再検討が必要となるため、記述した内容事態が無意味で採用できない。 100ページ「第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 著作権法30条の適用範囲をどう変えようと、メディアと録音録画機器に対して課金している以上、課金されるべきではない対象から料金を徴収していることに変わりはない。 したがって、30条の適用範囲の見直しはまったく無意味である。 また、著作権法第30条で想定されている複製行為には私的録音録画補償金制度が対象としているデジタル複製以外の複製行為も含まれているはずだが、他の複製行為に対する影響がまったく検討されておらず、大きな問題である。 この項はもっとも、本委員会が国民不在のまま議事進行を行い国民の権利と技術立国たる我々の国家戦略についての将来の可能性まで議論していない証左でもある。 よって、本内容については採用できない。	個人
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の通り反対を表明する。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制であり、民主主義のあり方として間違っている。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の通り反対を表明する。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。近代社会はシュミラクルというコンテンツの受け手がコンテンツの送り手となりうる。その点が考慮されていない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の通り賛成を表明する。 YouTubeやニコニコ動画はストリーミングだから違法サイトになるわけではないので誰も困らず、問題ではない。他の業者に対する参入障壁にはならず、他業者は既にこれらサイトに参入し利益を享受している。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下の通り反対を表明する。 「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。「合法マーク」は保障されるべきクリエイティビティを奪うもので百害あって一利なしである。	個人

104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 以下の通り反対を表明する。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改悪案であり、賛同できない。このような一部既得権益者だけを保護する法案は断固拒否する。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 以下の通り反対を表明する。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。アップロードされるコンテンツという概念は古くはラジオの時代からある。当時からコンテンツ自体の消費が懸念する声が上がった。しかし結果、ユーザーがコンテンツに触れる機会が飛躍的に向上し、コンテンツの消費を拡大したのである。情報技術の革新は常に消費に貢献してきたことを忘れてはならない。 以下付記。 ページの「j」の項目について 105 ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 以下の通り解釈する。 音楽と動画と同じように、書籍についてもダウンロードを違法化しようという動きがあるが、マンガを使ったジョーク作品のダウンロードも違法ということになったら、ネット上の多くのパロディ文化が殺されてしまうので良くない。 105 ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 以下の通り解釈する。 今の著作権法でも、違法アップロードを取り締まるための送信可能化権があるのだし、「違法サイト」からのダウンロードはどんどん減っているのだから、そっちで対処すべきであり、ダウンロードを違法化する必要など無い。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用した場合違法だと判断されることが多いように見聞します。原作を批判するものなどは、まず許諾も得られないでしょうから、それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟していると思います。しかしそれを積極的にしろ、偶然にしるダウンロード＝見た人にまで過大なリスクを負わせかねないというのは、賛否両論があるのは当たり前の中で、これを著作権法で封じ込めようというのは諸外国から見た場合、一種の思想統制だと受け取られかねず賛同できない。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界などでもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われています。そうなると、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が、原作品の利益を損なっているわけでもないのに、違法化されるというおかしな話になってくるのではないのでしょうか。 また、良質のパロディ作品を見て、原作品に興味をもたれる人もいると思われるので、むしろ原作品の利益を逆に損ねる可能性があるように思えます。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ストリーミングとダウンロードは技術的に、大差がほとんど無く大多数の人には区別がつかないと思います。これを、法律的に違うものとして扱ってしまうと、技術的な選択の幅を狭めてしまうだけで無く、Webサービスが常に著作権制度との兼ね合いを気にする形になり、新たな試みの可能性が意味もなく狭くなってしまうのではないのでしょうか。 これにより、IT立国を目指す日本の開発力が諸外国と比べて衰退する一因になりかねないのではと危惧します。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 星の数ほどある各種サイト(個人・法人)に適法・違法の区別をそもそも、誰がどういう基準で判断するのか不明確であり、審査状況や情報が100%ユーザーに周知される仕組みが無い限り、「適法マーク」が無ければ、違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいと思います。逆に、現状では適法マークには審査基準・順序等を含め、不明瞭な点が多く、むしろ正当な競争を阻害する要因が多く含まれているように思われるため、その取扱如何によっては独占禁止法違反に当たるのではないのでしょうか。	個人

105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、同レベルのサービスを簡単に設置できるはずもないアマチュア作者主導のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存の既得権者に都合の良いコンテンツへの人気誘導の主導権回復を目論んだもので、むしろ公正な競争を阻害する物になってはいないでしょうか。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 インターネットというものは、そもそもグローバルサービスであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありえると思います。また、海外のサイトが正しく日本の著作権法を理解しこれに基づいて適法マークを取得する可能性は薄く、合法・非合法を問わず海外サイトを、一律に「適法市場」から不当に締め出す情報鎖国の様な事態にもつながるのではないかと危惧します。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが故意、或いは間違っで違法ダウンロードしないよう、アップロード・ダウンロード共に今まで以上に人的・機械的資源を投入する必要に迫られるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしているような場合でも、間違ったクレームに対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになるのではないのでしょうか。そうなれば、新規参入者や弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる事になり、現状の改正案では、法の下の平等という観点からも、賛同致しかねます。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できると思います。また、権利者がこれまで違法アップローダに対して、十分な法的・技術的対策を行ってこなかった事も、一因にあると思われますので、悪戯に様々な問題を発生させる温床になりかねないダウンロード違法化の導入は、かえって各種サービスや新規事業を阻害し、国益に対して有害なものになりはしないかと危惧します。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。 一般のネットワーカーが、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、著作権権利者と称する人が訴訟すると脅してきた場合、そもそも明確に根拠の提示を求めたり、これに反論できるだけの法的知識を持つ人は少ないのではないのでしょうか。 これでは、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあり、一世を風靡した「オレオレ詐欺」ではないですが、詐欺的行為を助長し易くするための法律改正案になっているのではないのでしょうか。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。また、合法マークを偽装することで、さらなる悪事を行う団体が発生する可能性は十分にあり、合法マークがあれば問題ないという思想は一切禁止すべきであると考えられる。また法律はその解釈により条件が常に変わるため、いちど合法マークを獲たら違法にならないということになりかねないこの制度は根本的問題が指摘される。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、既得権益者、先行権益者のみに益をあたえ、公正な競争に反するものではないか。 すべての日本国民は同一の機会を与えられるべきである。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 インターネットを取り締まれるのはインターネット法という国際合意のみであり一国の意志に左右されるべきものではない。 インターネットには国境はなく、単一の国家独自の政策は無意味である。	個人

104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 オリジナルコンテンツを所持している個人の発表の機会を失うこととなり、日本経済にとって不利益となりえる。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ、適法サイトにおいてもダウンロードするだけで違法として扱われることになることが納得できない。また、そのようなものができるならば競争を妨害することになり得る。加えて、適法マークをつければダウンロードすることは違法というならば、星の数もあるサイト(海外も含めて)をどのようにチェックするかが問題となる。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーがアップロードするもののうち、適法なものまでもどこまであっても足りない判断基準がにより削除することになりかねない。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツがあり、こちらを送信可能化権により規制することを徹底する余地はまだ十分にあるはずである。その状態で不特定多数が利用するであろうダウンロードを違法化するというものは、根本として間違っている。また、日本のITの未来を考えるのならば、そのようなものは導入するべきではない。	個人
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。アップロードをしない一般ユーザにリスクを負わさせるのは間違い。アップロード者の取り締まりで対処すべき。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している。違法コンテンツがアップされるアップローダへの対策が現状不十分である。根本から対処してほしい。	個人
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。例えば、チラシの配布に置き換えてみ考えると、配布する側は目的のためにコストやリスクを抱えるが、受け取る側は基本的にリスクは負わない。これが、ネットのでのアップロード、ダウンロードということになると、ダウンロードつまり受け取り側が、突然リスクを負うのは、社会的にも、法律的にも適合性が取れてないと考えられる。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。また、ストリーミングを保存することも現状で可能であり、ダウンロードを違法にしても、ストリーミングがダウンロードの代わりになることが推測できる。この場合、ストリーミングも規制の対象となり、長期的に見ると、Web上に存在する全ての著作物にアクセスすることが違法になりかねない。これは、Webがそもそも著作物の集合体であることを鑑みると、日本でのWebサービス全てを禁止することに等しい。この場合、日本は国際的に見て、Web鎖国といった状態になり、文化および技術の衰退につながり、国民の利益にそぐわない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「合法マーク」を与える機関が全ての個人を含むサービス提供者を、物理的に審査できるはずもなく、大きな利権団体から「合法マーク」を得られることになる。この場合、個人や小規模の利権団体は、「合法マーク」を表示できず、サービス提供者やサービス利用者の利権を著しく損なう。この「合法マーク」は、小規模のサービス提供者を事実上、排斥するものであり、到底受け入れられない。また、「合法マーク」を与える機関が恣意的に「合法マーク」の運用を行えば、言論の弾圧や、世論の操作などがおこなわれ、国民を守るところが、国民を弾圧する可能性が存在する。この様なリスクと「合法マーク」を導入するのは、釣り合いが取れていないと判断する。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。六法や司法は、未だにインターネットの存在を想定していない。民法や商法の改正も待たずに、著作権法だけが利権者のみによって、勝手にインターネット上のことについて、法制化するのは、勇み足である。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。また、利用者は全ての著作物の著作権者を知っているわけではないので、事実上、全てのダウンロードの禁止、もしくは、自粛につながり、国民が本来受けられるはずだった利益を大きく損なう恐れがある。	個人

105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。先ずは違法なアップロードを未然に防ぐ技術、体制作りからおこない。違法なアップロードを厳罰化することにより、Web上から違法なコンテンツを減らすことによって、この問題の解決を図るべきである。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られません。それらをアップロードする人はその行為に伴うリスクを意識していると思われますが、ダウンロードする人までそこにリスクを負わされる行為は、批評を著作権という法律で封じ込める働きであると考えます。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。ストリーミングとダウンロードは技術上大差がなく、分類することは困難です。これらを法律的に違うものとして扱うことは難しいと考えます。またあらゆるインターネットサービスは、画面の表示一つに至るまでデータを「ダウンロードする」ことが基本になります。そのダウンロードの手法も日々革命的に進化しているのが現実です。ここに微妙な法解釈を持ち込むことは、そもそも日本の法の下でのインターネットサービス発展そのものを衰退させることにつながると考えます。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。「合法マーク」という基準について議論されておらず、法的な国境を持たないインターネットサービスにおいて実態を考える時、そうしたマークが意味をなすとは思えません。また新たに「合法マーク」という規制とそれに伴う権益を持ち込む行為自体、望ましいものとは思えず、それを後押しすることは許すべきではないと考えます。	個人
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。パロディ等に関しては著作権の適用範囲があいまいであるが故に、評価を得たものであっても違法と判断されるケースは多いだろう。これが批判やネガティブな批評であればなおさらである。であってもそれをアップロードするということは、訴えかけた何かがあるのと同時に、アップロード側がある程度リスクや覚悟を背負っていると言う事である。さらにダウンロード者にまでリスクを背負わせるのは、批評精神を著作権の名のもとに封殺する思想・言論統制であり、明らかに憲法違反と言える。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。この違法化案が通ることで、現在の日本文化(書籍に限らずあらゆる文化)の大きな部分を占めるパロディ・アレンジの文化は確実に死滅する。日本人の文化は応用・洗練・発展の文化であると信じる。それらは原作品へのリスペクトがあると同時に、利益を損なっているとは思えない(むしろそれを見て興味を引かれ、原作品に触れるという意味においては貢献している事が大であらう)。これが違法化されるというのは適切ではない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。ストリーミングとダウンロードは技術上大差がない(ストリーミングも一時的にHDD内にダウンロードする)。法律的に違うものとして扱うことは、技術的な選択の幅を狭め、発展の余地をなくす事に繋がる。コピーワンスのムーブ失敗問題で懲りているのなら、業界として二の轍を踏むべきではない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。「合法マーク」は誰が判別するのか？ 判別し切れるのか？ ただの「判別会社」の利権の温床になるのではないのか？ 独占禁止法に違反しないか？ B-CASのように発展を阻害する要因になる可能性は十分に高い。諸外国との競争力も(同一の技術が使えない／日本の技術が諸外国で使えないという点から考えて)失われるだろう。	個人

105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。「合法マーク」は、既得権者の「気に入らない」サービスを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復する主旨とみせかけて市場の独占を図ることを目論む、公正な競争に反するものとなる可能性が高い。また、厳密に運用され続けるとも思えない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らない。海外サイトに誰がそれを適用させる事ができるのか？ 逆に海外から日本のサイトに対し、適法マークをつけろと言われたらどう反論するのか。先々の事を考えても得策とは思えない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確である。また、われわれ国民の常識・良識にそぐわない判断を裁判所が下す場合もある。裁かれるべきはサービスを不当に利用し、違法コンテンツを提供した提供者その人であるべき。Webサービス開発を不当に萎縮させてはならない。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対する。ダウンロード違法化の議論の前提には、違法にアップロードされたコンテンツやそれをアップロードした者が存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できると考える。。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。また、その法的対策が整備されていないのはもっと問題である。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は冤罪を増やす事に繋がると考える。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。いわゆる「一般の人」は、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきた場合、抵抗できるほどの法的知識は無い。本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これを保護する施策があるとも思えない。詐欺を横行させる事になるだろう。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。現行著作権制度では、パロディなどで他の著作物を利用していたら違法だと判断され易く、原作を批判するものなどはなおさらで、許諾も得られない。アップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする側にまで過大なリスクを負わせるというのは、批評精神を著作権を濫用して封じ込めようとする思想統制だ。こういった案を通すより、フェアユースに関する規定を明文化・法制化する方が日本の文化・経済の発展に間違いなく寄与する。フェアユースの経済効果が莫大である事はComputer & Communications Industry Association (CCIA) の報告でもわかる事だ。その他にも、例えばWikipediaなどの莫大な情報にアクセスできるサイトにおいて、英語版ではニュース画像やソフトウェアのスクリーンショット・ロゴ、日本のアニメの画像などがフェアユース規定に則り使用されており、視覚的にも有益な情報を得ることができる。ところが日本語版ではフェアユースの規定がないので、自国のニュースやソフトウェア、アニメについてさえ、文字情報しか得られない。これは一例なので「たかが画像がないくらい」と思われるかもしれない。しかし、例えば「かもし謎覆い△苴蠡燭両霏鵲縫▲札垢任④解案法▲佞仄▲罇壁垢竜蠅覆せ六絢戮譴奸罇壁兕砲箸辰読峙廚世嘶世△海箸綴襦△鏹蠅笋垢噂燈蔑磴箸靴撞鵲欧鵬鵬跂覆あ錫鈍碩電鹿桐寂蛸庄梓」ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対する。この違法化案が認可されれば、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなるだろうと容易に予想できる。そうなれば、現在の日本文化の大部分を占めるパロディ文化や、二次創作の文化が殺されることになる。それらが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。むしろ原作品のプロモーションとして役立っている。経済効果も大きいのに違法化することには疑問。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。ストーリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。これを法律で違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。これにより、Webサービスの可能性が無意味に狭まってしまい、日本のIT分野が諸外国と比べて衰退することになりかねない。既に他国ではYouTubeを選挙活動に利用するなど先進的にWebサービスを利用している。誰でもどこからでも情報にアクセスできる状態が作られつつあるのである。今回の案が通る事はこうした情報格差が少なくなっていくような(あるいは少なくしていくという)国際的な流れに全く逆行している。また、利用者側や動画などを視聴する側からしてもストーリーミングとダウンロードの違いが判り辛く、無意味に潜在的な(しかも無自覚の)犯罪者を増やしかねない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。「合法マーク」が無ければ違法サイト、というのはどう考えても無理があり、短絡的過ぎる。逆に、違法サイトとされないためだけの理由で存在する合法マークには、競争を阻害する効果しかない。その差別的取扱は独占禁止法違反に該当する可能性すらある。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。「合法マーク」の存在は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、「合法マーク」を簡単に設置許可されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除すること(つまり違法化すること)に、あるいは、そういったUGC (user-generated content) を殺すことになる。これでは、「合法マーク」は権利者側にとって都合のいいものになるだけである。既存レーベルなどに属する既得権益を持つ者らが縮小していると思われる自分達だけの独占的な利益を取り戻すこと(あるいは拡大すること)を目論んだもので、これは明らかに公正な競争に反するものであると考える。	個人

104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。インターネットというものはWWWという単語が示す通りワールドワイドなものであり、日本で違法なことが海外でも違法とは限らない。またその逆もありうる。数え切れないほど存在する海外サイト全てが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は皆無に等しく、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。これは国内の既得権益をもつ者らの都合でしかないと思われかねないし、国際的な批判を浴びる可能性も出てくる。またそのような「鎖国」のような市場で得をするのは権利者だけではなかろうか。競争が少なくなった市場は公正な市場であるとはいえない。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対する。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽共有サイトはユーザーが知らないうちに違法ダウンロードしてしまわないよう、アップロードに気を遣う必要が出てくる。その結果、著作権者が自らがアップロードしている動画等に対する、誤ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するのは目に見えている。弱小の著作権者やアマチュアの作者に不当なリスクを負わせる改正案である。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確・不明瞭であるだけでなく、国民の考えと全くずれた違法判断を裁判所が下す場合も考えられる。裁判官がこの分野に詳しい者ばかりとも考えにくい。国民が違法であると判断されることを恐れ、優れたWebサービスの開発を無意味に萎縮・抑止することにもなる。これは我が国のIT分野の遅れにつながる。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対する。ダウンロード違法化の議論には、大前提として、違法にアップロードされたコンテンツが存在していないと議論が成り立たないが、これは送信可能化権で規制できるもの。権利者がこれまで違法なアップロードをした者に対して十分な法的対策を取っているとお世辞にも言えない。さまざまな問題をうむことが容易に予測できるダウンロード違法化の導入は百害あって一利なしである。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対する。普通にWebサイトを見たり楽しんだりしている人間は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを所持していた場合に、弁護士等と称する輩が訴訟する等と脅してきても、抵抗あるいは、公正的確に判断・対応できるほどの法的知識や力量は無く、違法ではないのに違法かもしれないと不安になり、うしろめたさも持っしまい、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案であり改悪だ。これは一例であり、他の詐欺的行為も問題化する可能性は捨てきれない。	
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対: ・表現・意見の規制 - 批判批評などのパロディに著作権許諾を申請したところでOKが出るはずがない。 - そのパロディ作品には見る側にとって、著作権の情報が非常に曖昧な状態である。 - 現在の著作権法案ではアップロード側がリスクを背負っているが、前述の視点のダウンロード側がリスクを背負うのは間違っている。 - これでは、批判意見に対する圧力を助長させてしまい、表現の自由が失われる。 ・架空請求の材料 「違法なダウンロードをした」と弁護士と称する人物から和解金などを要求される可能性がある。 - 数多くいるネットワークカーで、法的な抵抗のできる人物は非常に限られてくる。 - そこで、不安になって支払う人もでてくるはず。 - これは詐欺師に機会を与えてしまう法改正案である。 108ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対: ストリーミングとダウンロードを法律的に違うものとして扱って規制をすると、技術的な選択肢を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が衰退することになりかねない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対: ダウンロードが違法化されたら、webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないようにと気を遣わされることになり、著作権者本人がアップロードしているような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。 弱小な著作権者への不当なリスクを作るため、反対である。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対: ダウンロード違法化の前提で、違法アップロードの存在があることだが、これについては送信可能化権の規制ですむはず。それで取り締まることができていないのが悪い。 視点が曖昧であるダウンロード側にリスクがかかるダウンロード違法化は、さらなる問題を引き起こすだけである。	個人
105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について ネット上にアップロードされたものの「アップロード側」は自分の行動に責任を持つべきと思うが、ダウンロード側に責任を負わせるのはおかしいと思います。 これでは「違法」の一文の元に批評やパロディと言った文化が封殺されてしまいかねません。 104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」について ネット上でのパロディ文化は原作の利益を傷つける事は少なくむしろ宣伝活動など商業的な価値の方が多いものと思います。 法の規制によりそれらが制限されてしまえば商業的に見てむしろ悪影響になると思います。	個人

①違法サイトからのダウンロードは、違法であるので見直しは当たり前のことだと考えます。 ②若者の間で違法サイトの利用が蔓延している状況は非常に深刻で、違法サイトからのダウンロードは違法とすることに賛成です。 ③違法配信からのコピーやダウンロードが、今まで違法ではなかった事が社会通念上理解できないので、違法サイトからのダウンロードを違法にするのには賛成です。 ④違法サイトからのダウンロードを違法とすることは当然です。著作物の権利者の利益を損なう行為を放置しておくことは社会的におかしいと思います。 ⑤大学生の子供によると、同級生の間で無料着うたのダウンロードが流行っているとの事で、違法サイトからのダウンロードが広がっているようです。このようなことが放置されているのは、決して好ましいことではないと思いますので、違法サイトからのダウンロードを違法として、もっと取り締まるべきだと思います。 ⑥違法サイトからのダウンロードを適法とすることは、ありえない事だと思います。ただし、違法とする場合には、ユーザーが違法サイトであることを知りつつダウンロードする場合に限定すべきだと思います。 ⑦私的レベルでのコピーやダウンロードが規制されることに若干の抵抗はあるものの、対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されているのでやむをえない規制だと思います。 ⑧違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成いたします。違法なダウンロードの蔓延が音楽業界の衰退の一因となっていると思います。 ⑨昔は、違法着うたサイトなど存在していなかったのですが、このような見直しは必要ではなかったと思いますが、昨今の違法サイトの増加を考えると、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 ⑩違法サイトの存在自体が違法だと思いますので、そこからのダウンロードを違法とするのは当然だと思います。	個人
①基本的に、現状のインターネット上において、閲覧することはすべからず、ダウンロードという行為を伴っています。ストリーミングという方式も存在していますが、技術的にはすべてのデータがローカルの機器に到達しなければならない為普通に見ているホームページであっても、違法行為となります。 ですから、ダウンロードの違法化には反対します。 ②前記のように、中身を見る行為がすなわちダウンロードになるため、コンテンツをダウンロードする以外には合法、違法を確認する術がありません。合法であることを主張する違法なコンテンツの場合など問題が非常に複雑になると思います。 場合によっては国家承認したものしか見られないという全体主義的な状況になっていくことも想像できるとおもいます。 ですから、条件付きであったとしても、反対です。	個人
①著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 対象が海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに限定されるのであれば、それは極当たり前の考えであり、この事に賛成する。 このような違法なコピーやダウンロードを放置する事は正常なビジネスを阻害することになる。	個人
2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態 ②検討結果について 法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。 ダウンロードまで違法とすることには反対である。 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。	個人
2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態 ②検討結果について 法改正の前に、現行の法で取り締まれる点について現行でもできることを行わず、いたずらに法で縛ることは、利用者の立場として看過できない。 ダウンロードまで違法とすることには反対である。 「情を知って」という例えを用いているが、違法サイトと適法サイトを見分ける方法に確実なものが存在しないため、その判断は非常に曖昧にならざるを得ず、厳密な適用は非常に難しいと考える。 また、運用上の工夫を施すにしても、違法サイト側に偽装されてしまえば、一般利用者には識別が困難であり、結果として、一般利用者が適法サイト、違法サイトのチェックを行う新たな負担を強いられることとなる。 上記のような負担を強いることは、インターネット利用を萎縮させる懸念があり、利用者保護の観点からも有益ではないと考える。	個人

2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (2)検討結果 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 i 第30条の適用範囲からの除外 YouTubeのようなサービスをストリーミング*に見える*ため、ストリーミングは除外するとしているが、YouTubeの実態もダウンロードである。 ダウンロード除外条件は、あくまでも「CPUやRAM上に見える瞬間的な蓄積」のみを「実際には蓄積だが、瞬間的なものなため除外する」という結論である。これに対し、YouTubeは特別なプログラムを使わずとも、映像ファイルをHDDに保存し、またユーザーもこれを簡単に視聴することが出来る。 実態がこのような状態であるため、YouTubeなどを「ストリーミングである」と見なして検討外としてあることは、明らかに事実の認識を間違えている。 その上で、当該コンテンツが「適法」か「違法」であるかを利用者が判断することは、日本著作権法では判断することが難しい。 また、ダウンロードしてみないとコンテンツの判断も出来ないため、たとえ「判断できる」コンテンツであっても、コンテンツ判断のダウンロードが伴うことで違法行為となりえる。 このように、ダウンロード違法化の前提となるダウンロードの行為についての認識が明らかに実態に即していない。 『反対:ダウンロード違法化について反対する。ダウンロード違法化の条件である違法サイトの判定が出来ず、ネットワーク利用を萎縮する効果しかもたらさない』 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (2)検討結果 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 i 第30条の適用範囲からの除外 前述(4)に上げたように、ストリーミングに見えるサイトの実態の判断を明らかに間違えており、このため項目イ、ウ、エにおける「違法サイト」が極めて広範囲が含まれる。 よって、「情を知っている」場合にはアクセスするサイトのほとんどを(適法判断を下すためのダウンロード行為が違法となる可能性を含むことから)「違法サイト」と見なすしかなく、ネットワークの利用をほぼ行うことが出来なくなる。 これは「情を知る」一般利用者に対してのネットワーク利用を明らかに制限するものであり、認めることは出来ない。 そもそもダウンロード行為に伴うデータ公開行為に対して ・送信可能化権 ・公衆送信権 がすでに成文化されており、これらを用いた取締りが可能であることから、さらにダウンロード違法化による制限は権利者に対するメリットに対する消費者のデメリットの方が比べ物にならないほど大きいと考える。 『反対:ダウンロード違法化(30条からの除外)に付随させる違法行為除外条件が現実的ではない』 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 (2)検討結果 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画 ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件 項目ア、マークに参加しないサイトについての考慮がまったく無い。この状況では、全てのサイトを「違法サイト」と推定して行動するしかなく、ネットワークの利用を過剰に制限することにしかならない。 また海外にまでこのマークを強制することは出来ないため、実現性が無い。 項目イ、「録音録画」に限定するとあるが、限定理由が「不利益顕在化のため」となっている。 これでは、他の形態の著作物を特に締め出す理由にならず、法文化するほどではない微細、あるいは小額の被害であっても「不利益の証明」として条件拡大の余地となりえる。 よって、事実上これが「限定になる」とは考えられない。	個人
2・104ページの「検討結果」の項目 ※最初に、この内容には同意できません。 まず、ダウンロードとストリーミングの区別をどのように行うのか不明である。 昨今の詐欺事情を垣間見る限り、この法が確立した際にはストリーミングなので安心ですという触れ込みでサイトを利用させ、実はダウンロードされていたなどと言う詐欺が発生するだろう。 国民の大半を占めるインターネットのライトユーザに、新手の脅威が横行するのは目に見えている。(以後、権利侵害詐欺と仮称する) さらに、ダウンロードとストリーミングの違いは、情報に精通している立場からみても解釈が曖昧である。 この曖昧さこそが、巧妙化する詐欺のやり口にとっては最高の条件となる。 このようなリスクを負うのは結局、大半のライトユーザである。 権利侵害詐欺(仮)の可能性による被害の拡大が、インターネットの利用を萎縮させ経済的にマイナスをもたらす可能性が、議論されていない。 また現在、本件の話が一般に広く知れ渡っていない現状を見る限り、この法が確立しても「ダウンロードが違法になったことを認知するユーザの数」が少なくなるのは至極当然であり、情報が広く認知される可能性は無い。 これだけ詐欺に関する情報をマスコミが流していても、横行し続ける現状において、今回の内容は新たな社会不安を生み出す温床となる。 よって、ユーザに今回の問題が浸透しておらず、議論がおざなりになっている以上、この内容に賛同することはできない。	個人

②検討結果a- =の末に >これに対して、違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可 >能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の >区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考え >れば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネッ >ト利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だとい >う意見があった。 とあります。 インターネット利用者の一人として、この意見の尊重をお願い致します。 改めて申し上げるまでもなく、インターネット利用はデータをダウンロードする事で成り立っており、基準が曖昧なままダウンロードを違法とされると、順法意識の高いユーザーほど個々のデータの違法適法を気にするようになり、インターネットの利用がしにくくなるという事態が生じます。 真面目な人が快適にインターネットの利用が行える法改正を期待しております。 宜しくお願い致します。	個人
3. 104ページの『第30条の適用範囲からの除外』 に対し、私は反対の意見を持ちます。 まず、何が合法で何が違法なのか、我々ユーザに対して完全無欠の判断基準が与えられていません。つまり、ユーザが騙されて違法なダウンロードを行う可能性があり、それを持ってして違法行為だと言われるのは理不尽であると考えます。 第2に、アの通常の流通を妨げる＝経済的損失が発生する事だとの印象を受けますが、権利者側の意図しないデータの入手方法(権利者の言う違法ダウンロード)がそのまま流通を妨げるという相関関係が全く証明されていません。これは1にも述べたことですが、本来経済的な損失が発生するのは『お金を出す用意のあったユーザが騙されて海賊版を買わされた』場合のみであり、それ以外のユーザは元々お金を出す気が全く無い(だから違法なダウンロードを行う)ので経済的損失には繋がらないのは自明であると考えられます。 第3に、エの『効果的な違法対策』が本当に効果的であり、しかも完全無欠でありえるのか疑問を感じます。この違法対策により、万が一正当なコンテンツ配布サイトが被害や言われ無き誤解を受けた場合の保障はどうなるのでしょうか。今後コンテンツ立国を目指す我が国では、一部の大手広告会社が出てくるような画一的なアイデアばかりではなく、玉石混合でしょうが才能ある庶民が出てくる斬新なアイデアや企画を重要視しなければならないと感じます。ただ、著作物はどうしても『似てしまう』ことがたまに起こり、全く独立した事象から生み出された物が既存のコピーであるかのような誤解を受けることがまれに起こります。もしもこの違法対策により、そのような本来ならば正当な著作物が違法であるとされた場合、著作権者がその後著作活動を行えなくなる状況が想定されます。 また、違法なサイトが減少すれば録音録画状態が減少するとありますが、一時的にはそのような状況になると考えられますが、結果的には他の手段を用いて同じような事が行われるのは想像に難くありません。たとえば近年サーバ用量が増大の一途を辿っているフリーメールを利用し、違法ファイルをメールに添付して送る様なことも現在では不可能ではない状況となっています。 第4に、脚注51にてストリーミング配信サービスはダウンロードではないとありますが、実際にネットを流れるデータとしてみた場合には共にIPパケットであると言えます。 つまり、 A)ダウンロード＝ユーザの端末のHD等のストレージにデータが蓄積される B)ストリーミング＝ユーザの端末には蓄積されない だけの差であり、万が一外部からこの二つを識別しなければならない場合には、相当細かくパケットを解析する必要があるといえます。 単にプロトコルを見るだけでは全く意味が無く(OS標準のツールでは蓄積できないプロトコルを用いたストリーミング配信のデータをHDに蓄積するソフトウェアはたくさん存在し、誰でも入手可能)、データの配信先たるユーザのPCから接続を掛けてきたソフトウェアのレスポンスを解析し、OS標準のプレイヤーソフトであるのか、ストリーミング配信のデータをHDに蓄積するソフトであるのか判断する必要があります。 実際問題として、このような対応が行われた場合、日本国憲法で決められている通信の秘密を侵された事と同義であるといえましょう。 4. 105ページ5行目からの『これに対して』からの一文 に対し、私は賛成いたします。 ダウンロードする側を罰することは需要と供給の関係で言えば需要側を叩く事になりますが、そもそも供給がなければ需要があり得ないのと同様であると考えられます。需要は供給理由の一つになりますが、供給が無ければ需要はあり得ないので需要と供給は対等ではありません。 特にこの場合供給側は現状の法律でも違法であるとされており、かつ供給は意図的に行われていることが殆どであると考えられます。しかし需要側は供給側の適法／違法が明確に判断出来ず、騙される場合がある関係上、違法であるとするのはユーザの行動を必要以上に拘束する危険性があると考えます。 5. 105ページからの『第30条の適用範囲から除外する場合の条件』 に対し、私は反対いたします。 現在ではネットに公開されているデータを正確に合法／違法の区別を付ける方法が無く、一概に違法の条件などを付けることは不可能であると考えます。	個人

アに『情を知って』との表現がありますが、ユーザの心の内を定量的に判断する方法が無い以上、そもそもとしてこの判断基準は意味を成さない物であると考えます。アの論点はあくまで性善説に則ったやり方であり、それ自体の目標(および理念)を完全に否定するつもりはありませんが、たとえば『利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別』する方法を逆手に取った詐欺の爆発的な増加などが考えられます。 昨今、振り込め詐欺などが多発しており、この『識別』が悪用される事が十分に考えられます。また、そもそもSSL等の極めて一般的に用いられているサイトの認証等の仕組みがありますが、詐欺的なサイトにも正常なSSL証明書が発行されているような状況では、有効な合法／違法サイトの区別は我々一般的なユーザには区別が付かないと考えられます。 イに『不利益が顕在化している「録音録画」に限定』とありますが、不利益が顕在化していると判断するのは誰なのか明確な規定が見受けられません。先から何度も述べているとおり、一部の権利団体の言う経済的損失の数字は彼らが違法としているファイルの総ダウンロード数に販売価格を掛けた様な数字を言いますが、その数字に根拠が無い(全てのダウンロードしたユーザが、そのファイルがダウンロード可能でなければお金を出して買ったとは決して考えられない)のは自明であり、結局不利益の度合いを算出できる者は存在し得ないと考えます。 6. 108ページからの『②検討結果』 に対し、私は反対いたします。 前述の1〜5で述べたことと重なりますが、ダウンロード側の違法を証明することは不可能であり、かつ間違いや詐欺によって一般ユーザが不利益を被る事が予想されます。また、ダウンロード違法化により権利者側の経済的損失が減ることは無いと考えられます。 それに、現行法でも権利者側が守られるべき権利は十分すぎるほど保護されていると考えます。 ダウンロード違法化が現実の物になると、我々ユーザは常に犯罪者となるリスクを負ってネットワークに接続しなければなりません。 ユーザのリスクの例として、以下の事象を挙げさせていただきます。 A)「情を知らなくとも」、結果として違法なダウンロードを行ったことを権利者側に一方的に追求され、「情を知らなかった」ことを立証出来なくて結局莫大な補償金を要求される。 B) データは一度ダウンロードして中身を調べてみないと、それが違法なのか合法なのか分からない。 C) 架空請求や振り込め詐欺に使われる。「貴方が違法なデータをダウンロードしたことが社団法人ネットワーク監視機構の調べで判明した。今すぐ補償金として100万円を……」等といきなり文章で送り付けられ、自分の潔白を完全に証明できるユーザは少ない。 D) 現実的に違法と合法の区別がはっきりしない以上、善たる個人的クリエイターが公開している著作物のダウンロードが阻害され、才能が埋もれてしまう。 また、同様に権利者側のリスクも挙げさせていただきます。 A) 現実的に違法と合法の区別がはっきりしない以上、合法であるにもかかわらず著作物公開サイトがユーザの信用を得ることが出来ず、ダウンロード収入を得られなくなる。 B) ユーザがリンクをクリックすることに恐怖感を覚え、ネットワークの利用が著しく阻害される事により、結果として関連産業に大打撃を与える。 C) 本来であれば違法なファイルであったが、それに触れたユーザが気に入り改めて本物を買うといった「割とある」購入理由が完全に絶たれる。 このように、ダウンロード違法化はコンテンツ／IT立国を目指す我が国にとっては全く意味を成さないばかりか悪影響ばかり目に付く様に考えられます。このため、私はダウンロード違法化には反対いたします。	
3.確かにファイル共有ソフトなどを用いて著作物を不特定多数の人にダウンロードできる状況を作り出すことは権利者の著しい不利益を生じさせ、著作物の通常の利用を妨げるものだと考えられるし、とりしまるべきだ。 だが、動画投稿サイトの場合、自主制作のものも存在し、一概にとりしまる(例: サイト運営中止など)ことは不可能のように思われる。 だからこそ、運営者が権利者の申請をしっかりと汲み取り、削除の依頼のあるものは削除。などの対応で十分だと考えられる。 4.違法対策は海賊版などの取り締まりだけでいいと思う。インターネット上にあがってしまっているものを閲覧・ダウンロードをしただけで違法とすると、インターネットに対して利用を萎縮させてしまう恐れがある。 それに、著作物のアップロードに対しては削除依頼を申請するのがまず基本だと考える。 依頼も出さないうちに違法と言って利用者を処罰するのは問題である。 5.違法サイトと承知の上でも『個人利用』、つまり不特定多数の人に対して発信することや、明らかな商用利用でない限り違法と考えるのは行き過ぎだと感じる。 人によってはDVDデッキと同じように『忙しくてこの時間のドラマを見れなかった』等の理由でそういうサイトを利用する人だっている。 また、そのような投稿に対しては削除依頼を出すことも出来ることもあり、現状維持が望ましいと考える。 また動画投稿サイトについてもだが、YouTubeの様に不特定多数(誰が誰か特定できない)の人が見れるような状態での著作物の違法アップロードなどは確かに削除依頼やまたそれに準じる行動をとらなければならないと思う。 だが、ある程度ユーザーが特定できる(例: 会員制など)場合、投稿者に対しての処罰も行える上に、投稿サイトによっては、著作物の権利者などの削除依頼に応じての動画削除、アップロード者の対処などを行っているサイトもあり、一概に動画投稿サイトを全てに同様な要請や運営停止を求めるのは問題であると思う。 また、某動画投稿サイトだと、投稿動画のおかげで良い販促効果を発揮した。というものもある。 その上一部の製作者によって製作されるMAD動画(著作物や自主制作の動画・音源を用いて作る動画)によって販促効果を齎したのもそう少なくはなく、権利者側も実際に販促効果に繋がっているものは黙認しているのが現状である。 結論として ファイル共有ソフトウェアなどを用いる違法サイトや海賊版などは取り締まるべきだが、動画投稿サイト等は権利者と運営者で少しずつ折り合いを付けていくのが最良だと考え、現段階での介入は不必要だと思う。	個人

5、その2:報告書項目名「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 6、その2:そもそも権利者の許諾をもらって公開しているのか、画面を見てもわからない。YouTubeというサイト1つをとっても、そこに公開されている動画が、合法的に公開されているかどうかは自明ではない。 もしかしたら・・という不安から、合法的なダウンロード行為までもが幅広く萎縮されることになりかねない。 また合法的なダウンロードの際に、受信者情報をどのように入手するのか?もしダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのだとしたら、通信の秘密が侵害されてしまう。そのことについては検討されていない。それらの点から条件付きでも、現状だと反対である。	個人
5. 該当ページおよび項目名:103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 インターネットの仕組み上、違法なダウンロード行為は違法にアップロードされたデータが無ければ成り立たないため、違法なアップロードに対処する為に作られた「送信可能化権」で対処すれば十分に思われます。 この様な違法アップロード取り締まる法律がありながら、大多数の利用者である一般インターネットユーザーの利便性を損なったり不安を与える恐れのあるダウンロード違法化は、かえって問題になると思われます。 5. 該当ページおよび項目名:104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 この違法化案が通った場合、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われています。そうなれば、パロディや最近海外でも人気なオタク文化、同人文化と言った二次創作活動も衰退してしまう可能性があります。コンテンツ輸出国を目指している日本にとってこれは非常に勿体無いです。 パロディ作品を通じて元の作品を知る事も多々あると思います。それなら原作者の権利を損なうどころかむしろ宣伝効果も期待できます。 にも関わらず違法化されるというのは一方的な決め付けであると思われる。 5. 該当ページおよび項目名:104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトなどは利用者が違法なダウンロードをしないよう、アップロードの管理を厳しくするようになると思われます。 その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまい削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できません。 5. 該当ページおよび項目名:104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 この中間整理案では「ストリーミング」と「ダウンロード」を法律上違う物として扱っていますが、どちらもサーバー上のデータをローカルコンピュータに取り込むので技術的に根本的な違いはありません。 この事は専門家の間でも意見が分かれており、判断が曖昧な状態です。 この様に「ストリーミング」と「ダウンロード」の定義が曖昧のため、利用者に合法なのか違法なのかと言った不安を与え、合法ダウンロードの利用、ひいてはストリーミングなどの新しいインターネットサービス等の利用を萎縮させてしまう事に繋がりがねません。 5. 該当ページおよび項目名:105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、「適法マーク」が簡単に設置されるとは思えないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 5. 該当ページおよび項目名:105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 一般のインターネット利用者は、違法性の有無を全く判断できません。 たとえば、違法ダウンロードで訴訟すると脅された場合、本当は違法ではないのに不安になり「和解金」を支払ってしまう恐れが考えられます。 この法案改正は、詐欺師を後押しすることにもなりかねません。 5. 該当ページおよび項目名:105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは許諾もまず得られないと思われます。 それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人にまで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思います。 5. 該当ページおよび項目名:105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 6. 意見:反対します。理由は下記の通りです。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。	個人

5. 該当ページ及び項目名:104ページの「第30条の適用範囲からの除外」 a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画の項目について 6. 意見 反対。 ・インターネットは多くの国が参加しており、全ての国のコンテンツに対して日本のルールをもって、違法か適法かを区別するような適法マークを付与する事は実質困難であり、このため利用者が配布されているコンテンツに対して違法か適法かを区別する事は実質困難であるためにこれを違法化するすることには反対する。 ・ダウンロードの定義については、ストリーミングを除外する事、更には、文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/003/001.htm)においても議論されているが、ダウンロードを違法とすることで、一時的蓄積や一時的固定(複製)にまで違法の解釈がなされる恐れがあり、これが違法になった場合は単に通信機器への負荷増が懸念されるだけではなく、一般的な通信やネットワーク上の高速化技術、コンピュータの高速化技術の発展にまで萎縮を及ぼしかねない重大な問題であり、このためダウンロードを違法化することには反対する。 著作物取り扱いの中間業者のためだけに設けられた著作権法によって、今後の国策の要にもなりうる技術の発展や革新まで妨げられたのでは、先見の明が無かったと笑いのものになるのは確実である。 5. 該当ページ及び項目名:105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(ア)について 6. 意見: (ア)に示される条件では不足であり、違法範囲を明示することを義務付けるべき。 利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるように、適法サイトに関する情報の提供をおこなうのではなく、権利者は違法サイトを全て網羅して情報を提供し、違法となるダウンロードが行われる範囲を明示する事を義務付けるべき。 ・インターネットは多くの国が参加しており、全ての国のコンテンツに対して日本のルールをもって、適法サイトを明示するような適法マークを付与する事は実質困難であり、このため利用者が違法か適法か明確な区別ができない事になる。 このために、万ー第30条の適用範囲から除外する場合は、権利者が第30条の適用範囲から除外する違法サイトを明示し、違法の範囲を明確にするべきである。	個人
5.(1)について 違法コンテンツのダウンロード違法化に反対する。理由は以下のとおり。 違法コンテンツ、とりわけ営利を目的とした違法コンテンツのインターネット上の流通については厳正に取り締まるべきであると考え、それにはアップロードを行なう側の規制で十分であると考え。現状はアップロード側のみの摘発が行なわれているが、これをもっと厳格に行なうことによって、違法コンテンツの流通防止に十分な効果を上げることが可能であると考えられる。よって、ダウンロードを違法化する必要はない。 また、「ストリーミングは違法化の対象外」とされているが、技術的にはダウンロードとストリーミングの間に厳密な区別はない。よって、ストリーミングであるかダウンロードであるかは取り締まる側の判断に委ねられ、恣意的な取り締まりが行なわれる余地を残す。 5.(2)について 条件付きでも、現状のままでは反対する。理由は以下のとおり。 コンテンツをダウンロードし、内容を確認するまでは、そのコンテンツが違法なものか合法的なものかはわからない。上記に「コンテンツをダウンロードし、内容を確認する」と書いたが、「内容を確認する」には「コンテンツを手元のコンピュータに「ダウンロード」することが不可欠である。「内容の確認」と「ダウンロード」は一体不可分の行為である。つまり、ダウンロードを行わずしてそのコンテンツの違法／合法を判断することは不可能である。 「違法のおそれがある」(もちろん合法である可能性も十分である)コンテンツをダウンロードした場合にも、「違法のおそれがある」ことを以て「情を知ってダウンロードした」とされかねない。これは、違法精神を持ったインターネットユーザーにとって、インターネットを使用する上で大きなリスクとなりうる。	個人
5.103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目 6.反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 5.105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 6.反対。 一般人は、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。 アメリカのRIAAが大学生相手に多数の訴訟を起こしているという事実を考えると、日本でも同様の事態を招きかねない。 また、昨今のネット利用者をターゲットにした詐欺状況を考えるとこの法改正によりさらに詐欺師を増加させる可能性も否定できない。	個人

5. 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 6. 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 5. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 6. 反対。そもそもストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うというのがおかしいし、解釈の違いを生むだけにしかない。 5. 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 6. 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 現状、マイクロソフトOSのサードパーティー製ドライバでさえマイクロソフトの正規対応の認可をとっていないことの方が多く、認可制度というのがどれほど非効率的で不必要かということを証明していると思われる。	個人
5. 104ページの「②検討結果 a i ウ」の項目について 6. 反対。 「違法サイトからの私的録音録画」の定義(59ページ注釈)から考えると、利用しているサイトが違法か適法かを利用者が判断することは困難と考える。また、リスクを避けたい利用者が利用そのものをやめてしまい、文化的な活動の衰退を招くことも危惧される。 5. 105ページの2番目の段落「これに対して、違法対策としては～」の項目について 6. 賛成。 「違法コンテンツの公開」を適切に抑制できれば、好ましくないダウンロードも行えなくなるので、そのための施策を実行する方が有効と考える。 5. 104ページの注釈51について 6. 反対。 以下のような条件を考えると、後付けで「ストリーミングの利用も違法とします」という方針転換が安易に行われることが予想される。 ・ストリーミングデータも技術的に録音録画が不可能なわけではないこと。 ・「投稿動画視聴サービス」などでいつでも何回でも視聴可能」な場合、個人的に録音録画して楽しむこととの差異が不明確であること。 5. 105ページの「ii ア」の項目について 6. 反対。 「適法サイト」として認められないサイトが全て「違法サイト」として扱われることになるのは現実的な運用としては無理がある。 また、単なる「安心のマーク」であれば、以下のような事項に対し、利用者側に無用の混乱を強いるだけと考える。 ・非認可のサイトにも適法サイトがある。 ・認可されたサイトに途中から違法コンテンツが追加されたら？ (誰が判断できるのか？)	個人
5.105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目中の「ア」について反対する。理由は下記の2点である。 (1)「違法サイトと承知の上で(『情を知って』)録音録画する」かどうかは判断が困難であるから。 権利者から「情を知って録音録画した」と指摘された場合、利用者は「情を知らずに録音録画した」ことを証明する必要がある。 一般的な証明において、「ない」ことの証明は「ある」ことの証明に比して困難である。情を知っていたか、いなかったかの証明においても、「知っていない」ことの証明は困難である。 したがって、「情を知って録音録画した」という条件は形骸化し、違法サイトからのダウンロードがすべて違法であると判断される可能性が高い。 (2)「適法サイトに関する情報の提供」は事実上困難であるから。 困難であるとする根拠は、下記a.～c.の3点である。 a.webサイトは、一般的に複数のページ(htmlファイル)から構築されている点 webサイトは、一般的に複数のページ(htmlファイル)をひとつのサイトとして捉える。そのため、サイト内の一部のページが適法、一部が違法と判定された場合、そのサイトは適法ではない、と判断されてしまう。 また、適法と判定されたwebサイトに、その後新たなページが追加された場合、そのページの適法性を新たに判定する必要がある。 b.webサイトは、特定の形式で保管されるものではなく、変化していく点 webサイトは、書籍や音楽CDなどと異なり、特定の形式で作成され保管される保証はない。 例えばa.で述べたように、webサイトの中に新たなページが作成される場合がある。他にも、存在していたページが削除される可能性、同一URLのページの内容が変更される可能性がある。 c.適法・違法の判断を、リアルタイムで行う必要がある点 webサイトは、作成者が追加・削除・修正を行い、htmlファイルをアップロードした時点で、利用者が閲覧する内容も変化する。利用者保護の観点から、webサイトの適法・違法は、内容の変化にあわせてリアルタイムで行う必要がある。	個人

5. 該当ページおよび項目名： 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 6. 御意見： 反対です。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるはずではないでしょうか。 権利者がその権利を行使せず、これまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが、まず問題とされます。 そのような対応をしないままに一足飛びにこのような動きに出ると言うことは、その行為そのものに極めて強い疑問を抱く上、これを引き金に、より多くの問題が発生してしまう可能性が高いです。従って、ダウンロード違法化は反対です。 ―― 5. 該当ページおよび項目名： 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 6. 御意見： 反対です。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。また、この違法化案が通れば今議論の主体になっている以外の業界でも同様の動きになることが容易に想像されます。それは、「漫画・アニメ」を育ててきたパロディ文化(本歌取りとも言える)への圧迫となり、その文化の圧殺行為につながります。そもそも、インターネット技術の根幹でもある「データのダウンロード」行為そのものを違法化してしまうことは、インターネット技術そのものの否定、あるいは一部権益者のみに有意に使用できるメディアでしかなくなってしまいます。 「車/道路があるから事故が減らない。だから車/道路を違法化しよう」というくらいに極端な意見にしか思えません。 ダウンロード違法化を前提とした「除外項目」という項目が「権力側の視点」によって設定されること自体に、表現の自由などの権利について、今後抑圧・検閲する行為への根拠法にすらなる可能性を秘めており、web技術の発展への阻害とも合わせて、とても容認できるものではありません。 5. 該当ページおよび項目名： 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 6. 御意見： 反対です。 「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは、インターネットに対する政府側の介入・検閲行為と何ら変わらず、一般的な観念に照らし合わせても明らかにおかしいです。 仮に裁判で審議した場合でも、国民の良識にそぐわない判断が下る場合も十分に考えられ、「だから問題がない」とはとても言い難いです。 また、これに便乗した詐欺行為も頻発していくことも容易に想像できます。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきではないでしょうか。 また現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作に批判的な物に対して、許諾が得られる状況ではありません。 そもそも、そのような物をアップロードする側は常にリスクを覚悟しているが、ダウンロードする人までリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制につながります。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
5. 該当ページおよび項目名：103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 6. 御意見 違法なアップロードさえ規制すれば良いと思う、インターネットを見る＝PCにデータをダウンロードするのだから知らずに皆犯罪者ととかにされるかのう性が。	個人
5.報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 6.意見 新しい技術開発の萎縮を招いてしまう。さらにはユーザー生成コンテンツの成長も阻害してしまう。 いずれにせよ、この法案は、省庁や一部利権団体に都合のいいように適用される可能性があることも否めない。 だからダウンロードの違法化に反対。 5.報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 6.意見 ダウンロードしたファイルの内容は入手するまでは分からない。入手時点で違法となってしまうかもしれない。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される。故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利。 法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになる。 さらに、その動画が、権利者の許諾を取って公開しているものなのかの判断もつきづらいのが多く、この法案を恐れるあまり、合法的なダウンロード行為自体も萎縮させてしまう。 これは、調査や研究目的でサイトを巡るといった行為にも影響し、偏りのない視点を持った研究・調査結果を得られない恐れも出てくる。 繰り返すが、こうした法案は日本の技術的成長を阻害し、一部の団体の利益にしか繋がらないように思う。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人

5.報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 6.私は上記項目について以下の観点から反対する。 動画配信において、YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供とあるが、ネット上においてストリーミングとデータのダウンロードの区別は非常に曖昧であり、デジタルデータが単に移動するという意味においては、本質的な差異はない。 データを蓄積するキャッシュという観点に差があるという意見もあるが、それは何に情報を蓄積するか？というデバイスの差であり、例えばHDDに記憶するか、人の頭に焼き付けるか、という入れ物の差に過ぎず、HDDやメモリーに蓄積するのが駄目で人の脳に記憶するのはかまわないというのは理論として矛盾する。 その件で人の脳とHDD等の記憶媒体を比べるのは非常識だという考え方もあるが、実際、極単純なデータ、例えば歌の一小節とか映画の1シーン程度であれば人は簡単に記憶し、コピー出来る。 そのような極小データは実際にネット上で出回っており、非常識とはいえない。 果たしてどの程度のデータをもってダウンロードと言えるのか。 その境界は非常に曖昧であり、判断は難しい。 そして、そのような事例においては裁判所が違法と判断するかもしれない。 その場合、一般のユーザーによるネット利用を萎縮させ、制限を掛けるだろう。 故にダウンロードの違法化に反対を表明する。 5.報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 6.私は上記項目について以下の観点から反対する。 違法コンテンツであればダウンロードしたものにも罰を科すと言っても通常ネットに上げられているコンテンツに権利の表示を示す必要はなく、見た目では判断しかねる。つまり、適法公開かどうかの識別は非常に困難である。 また、そのコンテンツが違法かどうかはダウンロードして初めてわかる物であり、そのダウンロードさえ禁止されては違法か、適法かすら判断不可能となる。 ネット上にアップされているコンテンツに素人でも明確に判断できるタブのような印がついているならともかく、全てのデータに署名がない現状では国民全員が誹犯罪者となる可能性がある。 例えば、一流のメーカーや放送事業者のHPに置かれているコンテンツだから著作権的に問題は無いだろう、という一般ユーザーが判断したとしても、そのHPが悪意を持った第三者の巧妙に仕組まれた架空のコンテンツであり、善良な一般ユーザーに対し、架空請求を行うかもしれない。 又、そのHPが例えば本当の優良事業者だとしても、昨今の様々な事業者の汚職事件が話題になるような状況では、著名な大企業と言っても信用出来ないのは、既に常識となっている。 故に例えば条件付きであっても、現状では上記案件に対し反対する。	個人
5該当ページ：103ページ～、項目名：第7章検討結果 第2節著作権法第30条の見直しについて 6意見：違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。さらに適法事業者(サイト)と違法事業者(サイト)の区別をより明確にし、ユーザによる違法事業者(サイト)の利用を抑制するべきだと思います。特に10代の子供～若者が違法とは何ぞやということがよくわからないまま、違法ダウンロードによって音楽はただだと思って育ってしまうことの悪影響は空恐ろしいです。	個人
6. 違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。 理由 ダウンロードされたファイルが違法な物であるかどうかは厳密には分からないため。 ダウンロード出来るサイトの殆んどが違法である可能性を抱えることになってしまうため。	個人
6.個人的見解を書かせていただきます。 1.「利用者がダウンロード前に違法性の有無の区別は困難な場合がある。」 ダウンロードする予定のファイルが、そのファイル名や説明等から使用者が違法なファイルかどうかの正確な判断をする事は不可能な場合がある。 そのためにダウンロード前にそのダウンロードするファイルが違法なものであるかどうかという厳密な判断をすることは、現実的には不可能である。 2.「利用者がダウンロード後においても、それが違法なものであるかどうかの区別が困難な場合がある。」 現時点では対象となる著作物が、著作者が使用に制限を課しているものなのか、それとも自由な使用を許可しているものなのかをそのファイル自体から明確に判断する事は不可能である。 明確な判断基準がない以上、使用者に正確な判断を求める事は難しい。 3.「ウェブサイトの違法性の有無を判断することは困難な場合がある。」 現在、ウェブサイトの違法性を判断するためのシステムは構築されておらず、一般使用者が違法サイトであるかどうかを判断することは難しい。 ウェブサイトの適法性を確認できず、違法サイトの明確な定義というものの周知が十分になされていない現状で利用者に正しい判断を迫るのは不適当であると考えられる。 また、使用者がサイトを違法かどうか知っていたのかどうかの証明は本人の証言にしかなく、使用者の違法性の立証は極めて難しい。 4.「一部の認可されたウェブサイトのみの運営を認めることによる弊害の発生。」 適法であるという証を与えられたウェブサイトのみが活動を認められるとしても、現段階では、急速に増加を続けるウェブサイトすべてに対し平等に、迅速かつ適正な判断を常時下す事は極めて困難であると考えられる。 認可が速やかに下りないことによって多くの国民の知的、文化的、精神的活動は大幅に抑制されることが予測される。	個人

5.「 不明瞭な違法性の定義による使用者に対する悪影響。」 ウェブサイト、ウェブコンテンツ、ウェブ上のファイルを違法かどうか利用者が正しく判断することが出来ない以上、利用者は合法的に、自由なインターネットの利用をすることが困難になる。 この事は、多くの国民がインターネット上において創作活動を展開している今日では、知的、文化的、精神的活動の大きな足枷となることは言うまでもなく、ひいては国民の多くを犯罪者にしてしまう可能性すら持ち合わせているのである。 国民が遵守可能な法律でなければ多くの自覚のない犯罪者を増やすという悲劇的な結果にしかつながらないと考えられる。 以上の理由より私、北村 卓也は違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とみなす法律に対し反対意見を表明いたします。 守られるべき著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりの強化によって行っていただきたいと考えております。	
仮に違法ファイルと知りつつダウンロードを行ったとして、それを本人が明言していない場合、ISPであろうとその内容を知る方法は、通信の秘密を侵害している場合以外にない。 違法な行為によって得られた情報が無効である以上、意味の無い法律に過ぎない。 ※ ここからはグチ(本音)です。 何でも制限かけたり、抑圧すれば良いと思ってる馬鹿どもやそれで甘い汁を吸ってる奴等から小銭貰って言いなりになってる場合が多すぎ。 そんな事の繰り返しで、どんどん社会的に腐敗していつてことに気づいてないのか？ だとしたらこの国はもう悪いほうにしか進まない。	個人
問題点 ・「情を知る」というあいまいな表現によりどこまでが違法で、どこまでが適法なのか、実際の利用者に判別が付かない。 ・YOUTUBEなどの視聴で、現状ブラウザキャッシュについては、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論されており、「キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらない」と解釈する方向で検討が進んでいるようですが、あくまで検討が進んでいるだけで、ブラウザキャッシュが技術的に見てストリーミング配信ではなく、ダウンロードなのは事実である。今後それが違法だとはする判断が下されてもおかしうはない。 ・ネットを見て回っていて、お気に入りの画像を発見し保存することが著作権法違反となり、逮捕される。 ・ダウンロードツールの開発者や発売元が逮捕される。 ・漫画 アニメという文化が模倣で始まっているのに対し、それを非親告罪化することで文化の発展に弊害を起こす。 非親告化する事でネットを使用しているユーザーがいつでも捕まる状況を作り出している。そのためこの親告罪範囲の見直しについて反対します。	個人
私は“ダウンロードの違法化に反対”です。 理由→今幅広い層に支持されているYouTubeやニコニコ動画、これらのサイトでは動画をストリーミングで提供しています。 ですが、キャッシュとしてダウンロードしていることにもなりませんか？ ストリーミングとダウンロードの区別は非常に曖昧なものです。 今回これらのストリーミングサイトは違法でないとされていますが、こんなどちらにも取れる状態だと、「これはストリーミングだから大丈夫……でもキャッシュはどうなるの？」と、見る前に不安になります。 何か問題が起きたときに、裁判では違法と判断される可能性もありますから。 こんな不安な状態ではとても賛成出来ません。 断固、反対します。	個人
6－1. 反対です。 第一に、ストリーミング配信とダウンロードは専門家の間でもまだ議論があり、違法行為として事実上どのように区別するのが非常に曖昧です。 第二に、著作権をめぐる状況について、広く一般に周知が進んでいるとは思えないため、違法サイトの抑制のみならず、広く動画配信サイトの利用自体を抑制してしまう可能性が大いに考えられます。 したがって、利用者の利用形態を非常に曖昧に束縛することになり、進展の著しいIT分野への利用者の積極的な関わりに対して、大きな侵害になると考えられます。 6－2. 不十分です。 第一に、「承知の上で(「情を知って)」という状況が曖昧であり、適用除外条件として機能しないか、もしくは解釈次第によっては過度に機能する可能性が考えられます。 第二に、適法サイトと違法サイトの周知とありますが、何が著作権違反なのかについては判断の曖昧な事態も考えられるため、違法サイトと適法サイトの識別を行う機関の権力乱用の危険性が伴います。 第三に、罰則はなくとも違法とすることで、いたずらに犯罪者を増やすことになるか、Webサイトの利用を著しく制限することになります。 上記6－1、2の二点より、30条の適用除外を行うことは、現状の利用実態と照らして、妥当とは言え難く思います。	個人

a) ・送信可能化権で違法アップロードを規制することにより、著作権者の権利を損なう違法コンテンツは規制できると考えられます。利用者に不要な負担を与えるため、ダウンロードについての規制は不要と考えます。 b) ・評論・研究目的としてのダウンロードは引用の範疇として解釈されるべきですが、そういった場合と権利者への不利益を意図したダウンロードは 原理的に峻別できないと考えます。この理由により反対します。 ・インターネットサイトもある種の著作物と考えられますが、内容的になんら問題がないにも関わらず、その意匠の中に適法表示を義務付けられることは意匠を損なう場合があり、表現の自由に抵触すると考えられるため反対します。 ・ダウンロードが違法化された場合、著作権フリーを意図している著作権者の著作物と、そうでない著作物の峻別が困難となり、利用者側の負担となるため適法なダウンロードについても市場が損なわれる場合があります。これは著作権者側にも不利益をもたらす場合があるため、反対します。 c) ・権利者の不利益を生む意図的なアップロードは規制されるべきですが、ダウンロードを行う者はそれが権利者の不利益につながるかどうか判断することが難しい場合があります(ダウンロードサイトの違法/適法判断が曖昧な場合)。利用者に過度の負担がかかることはインターネットの利便性を損なうものであるため、反対します。 ・適法マークの申請、審査といったものがどのように行われるか明確でなく、またそれらに関する実験も十分に行われていない状態でこれを導入した場合、インターネット利用者に不要な混乱を招く可能性があると考えます。また適法マークの有無確認を利用者側に責任分担させることは、利用者に無用のリスクを負わせるものと考えられるため、反対します。 ・適法マークの審査を行う第三者機関はインターネットにおける動画配信で大きな影響力を持つと予想されます。これは、本来自由であるべきインターネット市場の公正性を阻害するものと考え、反対します。 ・ダウンロードという行為自体を明確に定義できるかどうかについて、学識的結論が出ているか不明瞭なため、将来において不当な司法判断がされる可能性があります。これはインターネット利用者に不利益をもたらすものと考えられるため、反対します。 ・インターネットを利用する場合においてダウンロードはごく普通に行われる行為であり、適法/違法の境界が曖昧である場合、そこに付け込み不当な恐喝行為が行われる場合と考えられます。その場合、適切な自衛策や、自己の潔白の証明は極めて困難であり、結果として利用者の不利益を生じる場合がありうるため、反対します。	個人
a)104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について: 反対です。 「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービスについては、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外」とありますが、「ストリーミング」と「ダウンロード」を別のものと位置付けることは、日進月歩の発展途上にあるインターネットの技術開発において、大きな制約となる懸念があります。法律で一種の「制限」をかけることにより、我が国のIT技術の発展が、諸外国に立ち遅れてしまうことにもなりかねません。 また、ユーザーにとっては「違法サイト」の弁別は困難です。インターネットはグローバルなもので、国ごとに著作権法による権利制限は異なっており、ユーザーの立場では、どの国の著作権法を基準に「合法/違法」が判断すべきなのかということは、現実的に容易な問題ではありません。 さらに、「ストリーミング」と「ダウンロード」の区別が常に明確で絶対的なものではない以上、一般のインターネットユーザーを「潜在的違法ユーザー」と位置付けることになります。これは法治国家の原則にかかったものとは言いがたいものであり、運用次第でいかにようにも適用されうという余地が、一般国民に不安と恐怖を抱かせ、萎縮させます。文化と民主主義のため、また経済発展のために不可欠なコンテンツ利用を「本質的に何か悪いこと」であるかのように認識させるままにしていまいかねない法整備は、我が国にとって、大きなマイナスとなります。 b)105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について: 反対です。主旨は十二分に理解できるとしても、運用・解釈しだいの面があまりに大きいこと、また我が国の発展に必要不可欠である公正な競争を阻害し、コンテンツを提供したい人たちにとっては高いハードルとなりかねないことから反対せざるを得ません。 まず、「適法サイト」を示すマークをつけるとして、そのマークなければ違法である、との方針であるとすれば、現実的ではなく、また原理原則論からおかしなことです。また、「適法サイトのマーク」がなくても違法とはされない、との方針であるとすれば、マークが有名無実化しそのためのコストとして貴重な国家財源が無駄に費やされます。「適法マーク」が既存のコンテンツ提供者にのみ与えられるようなことになれば、コンテンツ市場への新規参入が極めて困難になり、正常な競争を阻害することになります。 また、アマチュアバンドが自分たちのバンドの音楽ビデオを自分自身のサイト、もしくはYouTubeやGoogleVideo、ニコニコ動画といった動画共有サービスを利用して配布し、閲覧者が自由に閲覧・再配布できるようにするなど、IT技術の発展により可能になったことが、ここにきてこのような形で制限されることは、国際的に見ても好ましいことは言えません。最近、英国のRadiohead(レディオヘッド)というバンドが、「新作アルバムはネットで配布、対価はユーザーが自主的に決める」という方式を、メジャーなバンドでは世界で初めて採用したこと【注1】に見られるように、コンテンツの配布の条件・形態は、現時点ではまだまだ発展・進展の余地が大きくあります。現時点での形態を基準に法律で縛りかけるということは、我が国のコンテンツ産業の発展を阻害します。 さらに、「あなたはパソコンにダウンロードされたコンテンツを有していますね」として、「弁護士」を名乗る人物が訴訟をちらつかせて脅してきたときに、一般のインターネットユーザーが適切に対処できるとは思えません。いわゆる「振り込め詐欺(オレオレ詐欺)」のような、少し落ち着いて対処すれば被害者にはならず済むような詐欺でもあれだけの被害が出てしまい、摘発も後手に回ってしまったのが我が国の実情です。「振り込め詐欺」のようなパターンの犯罪を行なう者が、「著作権法」を根拠と称する余地を与えられれば、「和解金」を目当てに、いわば「やりたい放題」の状況になるのではないかと懸念されます。 【注1】 英BBCの報道: http://news.bbc.co.uk/2/hi/entertainment/7026601.stm 米シカゴ・トリビューン紙の記者のブログ: http://leisureblogs.chicagotribune.com/turn_it_up/2007/10/12-million-down.html	個人

A. 103ページの「2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について。 この項目について反対の意見を提出いたします。理由は以下のとおり。 違法録音録画物、違法サイトを制限する手段については既に送信可能化権というものが存在し、それを活用することで十分な抑止が可能と考える。 権利者側が容認できない利用形態であるならば、既に存在するこの権利を十全に行使すれば済むだけの話であり、それをせずして違法サイトからの私的ダウンロードまでも違法とするのはいすぎと考える。 B. 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について。 この項目について反対の意見を提出いたします。理由は以下のとおり。 利用者の側から見て、インターネット上で映像や音声視聴するという行為は(いわゆる)各種メディアプレイヤーを使用するという行為と同一である。 メディアプレイヤーがインターネット上からストリーミングないしダウンロードを実行し映像や音声を出力するわけであるが、メディアプレイヤー自体はこのストリーミングまたはダウンロードという行為を隠蔽し、音声や動画をその場で演奏しているように振舞う。 そのため利用者から見ればダウンロードとストリーミングを区別しがたいにもかかわらず、片方は規制対象であり、片方は規制対象外というのは判りにくく問題があると考えます。 C. 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について。 この項目について反対の意見を提出いたします。理由は以下のとおり。 違法サイトと合法サイトを区別する手段について情報提供を行うなどがあるが、その区別の方法が定かでない。違法かどうかは権利者のみが決めることができることであり、サイトを見ただけではわかるはずもなく利用者からすればハッキリしないものの方が大勢であろう。 仮に「合法マーク」などという手段を取るとしたところで、インターネットではサイトのトップページから順番に閲覧していくなどという方法はむしろ少数で、検索エンジンからサイトの中間ページへの直接ジャンプ、またメディアのURLのみを提示された上でプレイヤーを直接起動する等の手段が主流である。 いちいちサイトのトップに掲示されているのを見に行かなくてはならない合法マークなど見るはずもなく、実効性は期待できないと思われる。	個人
a. 104, 105ページ 「i 第30条の適用範囲からの除外」について 『違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード等が想定されるが、(中略)第30条の適用を除外することが適当であるとする……』 とあるが、以下の理由からこれに反対する。 一、「違法なダウンロード配信サービス等」からのダウンロード行為を第30条からの適用除外対象とすると、公衆がダウンロードした時点で著作権侵害となり、適法か違法かを知る術もないまま、ダウンロードした内容を知る前に違法状態に置かれてしまう。 一、現実には適法に公開されている著作物と違法に公開されている著作物が混在しており、日本国内で活動しているインターネットユーザーの多くを無意識に違法状態に置く危険性がある。 一、「違法サイト」からの録音録画を受信したものを取り締まる方法では、原作者自身または第3者が違法な公衆送信が行われていることを確認することも違法となり、著しい不利益を生じる可能性がある。 一、「違法サイト」からの録音録画を取り締まるのではなく、著作権が侵害されている複製物の流通を取り締まるには、第23条の『公衆送信を行う権利』の侵害として十分に摘発可能であり、実際に摘発が行われている。そのため、ダウンロードの違法化を積極的に行う必要性は低い。 b. 104ページ 「i 第30条の適用範囲からの除外」の脚注番号51について 『なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので、検討の対象外である。』とし、「ストリーミング」による著作物の提供を特別扱いして第30条の適用範囲内としているが、以下の理由から、この条件は不必要であるとして反対する。 一、実際には、ストリーミングとダウンロードに技術的な差はほとんど無いため、「ストリーミング」に該当するために第30条の適用除外となるケースはほとんど無い。 (ストリーミングで提供されるデータをダウンロードと同様に手元に残しておくことが技術的に可能である場合が多い) 一、上記条件が改正著作権法に取り入れられた場合、日本国内で合法的に利用できる情報サービスが過剰に制限されることになり、日本の情報産業の発展に著しい遅れを生じる。 また、日本国内のインターネットユーザーが日本国著作権法の適用を受けない海外の情報サービスを利用するようになることが予想される。その結果、違法著作物の公開停止や取り締まりのための手続きが煩雑になる危険性がある。 c. 105ページ 「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」には以下の理由から反対する。 一、『ア 第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録画録音する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するなど、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと……』とあるが、「情を知って」を証明することは困難であり、仮に「情を知って行われた違法なダウンロード」を摘発しようとしても、「情を知っている」ことの証明は水掛け論となることが予想され、不毛な法廷闘争が繰り返されることになる。 一、『イ 第30条から除外する行為は、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること』とあるが、「権利者の不利益が顕在化」について恣意的な解釈に基づいた告訴、立件が行われる危険性が高い。(例: 原作者を批判するために著作物が引用されているデータをダウンロードにより取得すること)	個人

a.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について、私は反対の意見を提出いたします。 昨今のブロードバンド・インターネット環境やバーチャルデスクトップなどの技術によって、「ストリーミング」と「ダウンロード」は、技術上全く同じものとはいえませんが、「ストリーミング」と「ダウンロード」を使ってコンテンツを楽しむユーザ側からみると、コンテンツの楽しみ方にはそれが「ストリーミング」であっても「ダウンロード」であってもその差を感じられなくなるほどに技術は進んでいると思います。その時のハードウェア資源や帯域資源、コンテンツをどう提供するかは演出、即時性などにより、「ストリーミング」にするか「ダウンロード」にするかなどが選ばれるようになってきています。これを法律的に違うものとして扱い、その使用に異なった規制がかけられるようになると、そのコンテンツを提供するのにはほんとうにより方法が選択できなくなってしまう可能性があります。それは、ひいてはよいコンテンツを多くの人々に届ける機会を失ってしまうことにもなると思います。 また、国際的に統一された著作権に対する法律がまだ不整備であることも考慮しなければならないと思います。インターネットに国境はありません（壁を作っている国はあるみたいですが）。今、日本で私が見ている／聞いているコンテンツは、それが制作された国の著作権保護法が適用されるべきなののでしょうか？そのコンテンツが発信されている国の著作権保護法が適用されるべきなののでしょうか？発信さきにいくつもミラーサイトがあった場合はどうなるのでしょうか？コンテンツを見ている／聞いている国日本の著作権保護法が適用されるべきなののでしょうか？ある国の法律で違法なことが他所の国で違法とは限らないし、またその逆もあり得ることだと思います。日本が「適法マーク」を定めても、他所の国がそれを適用する見込みは薄いでしょう。全く法律が同じ国なんてないのではと思うからです。それに、そのようなことからの制定・普及には、大きなお金が動きますし政治も動きます、他所の国から持ってきてそれを採用するくらいなら、自国で“起こす”方が、よいとか、益がある、と考えるのではないかなと思います。そんなこともあり、海外サイトが日本の著作権法を適用し、日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄いと思います。そして、正当な理由で適法マークを採用できなかったサイトがあったとしても、その理由をわたしたちは知る由もなく、不当に「適法なサイト」を遠ざけてしまうことになる可能性もあるのではないかと、思います。 b.105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について、私は反対の意見を提出いたします。 デジタル技術の革新によって、私たちは高度な知識や技術を持たなくても、民生機で簡単に音楽や画像や映像や文書の、高品質な複製ができるようになりました。その技術たるや、どれがオリジナルなのかはわからないほどです。ここに、どうやって、どれが複製したものだとどれが違法か合法かなどということが判断できるのでしょうか？それに、どんなに技術が進んでも、それは所詮人の作ったものです、世の中にはそんな技術的にかけられた規制を取り外して一儲けしようと企む人がいるかと思うのですが、そんな人が作った「違法」に見えない違法なコンテンツが、違法であるということを見破る術は、わたしたち普通の人々にはありません。結果として、違法な者を手助けすることになってしまうのではないかと思います。 d.104ページの「検討結果」の項目 この項目について、私は反対の意見を提出いたします。 現段階で想定されている「ダウンロード違法化」は、それを意図していなかったのに結果としてそうってしまった、り、知識や技術のない一般ユーザーを、潜在的違法ユーザーに仕立ててしまうものであるように感じます。それは公平な法律であるとは思えません。 潜在的違法ユーザーの「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という意識につけ込む詐欺や恐喝をする者が現われる可能性もあります。自分自身も、海外から、そのようなメールを受け取ったことがあります。私は幸い、この問題を前から知っており相談できる人も知り合いにおりましたので事なきを得たのですが、昨今の「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」にだまされてしまう人の多さから判断すると、やはりこの手の詐欺にだまされてしまう人もいるのではないかと、思います。 また、コンテンツを違法にアップロードする人の事情をちょっと鑑みてみますと、著作権者を困らせたり悲しい思いをさせたいと思ってやっている人、よりも、著作権者またはその遺族がそのコンテンツを死蔵していたり、その気はなくてもなんらかの理由で市場に出回る機会がなかったり、地理的および政治的な理由でそのコンテンツに触れる機会が得られていない状況を、なんとかしようとしてのアップロードといったケースが多いような気がします。昨今、ロングテール、超流通といった、ネットやノンパッケージ流通の普及などによる、経済的に合理的なモデルが発展しつつあります。そういった新しいモデルに移行しないで、古い流通形態やコンテンツ販売モデルに固執している業界にも、問題があるように思います。	個人

A.59ページの「第1節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目について私は疑問を覚えます。理由は下記の通りです。 a.「ダウンロードによる被害」が不明 違法アップロードによる被害とされるものが本当に実態を反映しているのか、甚だ疑問です。被害があることを明確にするためには、まずはその被害額がどれだけのものであるかを十分な根拠とともに明確にし、かつ違法アップロードとの関連性が明確になっていなければそもそも議論自体が成り立ちません。 私個人の経験から言わせていただくと、YouTubeやニコニコ動画で知って好きになった曲は大抵iTunesやamazon等で楽曲を購入していますし、映像作品であればDVDを購入しています。 YouTube等現状の動画配信事業をみる限り、むしろ広告媒体としての機能を果たしていると切に感じています。 確かに、Winny等ファイル交換ソフトを悪用して不当にコンテンツを入手している人はいるかもしれませんが、それが実態としてどれほどの規模であるのか、全体比率としてどの程度のものかを明確にしないと(私個人は圧倒的多数で合法的利用者が多いと感じます)、ほんの少数の違反者のために大多数の合法利用者が不利益を蒙ることになってしまいます。 B.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 a.ストリーミングとダウンロードの区別は無意味 Yahoo!動画やYouTube、ニコニコ動画等のサービスは、ストリーミング形式での配信ですので、今回の報告書では違法化の対象外であるとされていますが、Stage6のようなダウンロード形式で動画を共有するサイトは違法となり得ます。 ストリーミングといっても実際にはキャッシュという形でダウンロードを伴うものであり、現在のインターネット環境において両者の区別は曖昧であることから、このような区別には意味がないと考えます。 さらに、YouTubeの様な動画配信サイトが著作権侵害物を公開しているとすると、YouTube等のビデオダウンロード開発者が違法ダウンロードの帮助として民事上の共同不法行為者とされてしまう恐れがあります。今回はそこまで言及されていませんが、今後刑事罰が導入されれば、Winny事件のように著作権侵害罪の共犯とされてしまう可能性もあります。 そのような可能性があれば、ダウンロード技術の開発は萎縮してしまい、折角成長してきた技術が頭打ちになり、衰退してしまう恐れもあります。 これは最終的にユーザ生成コンテンツ市場の衰退に繋がり、文化的・経済的に計り知れない打撃を与えることになるでしょう。 b.インターネットの構造上現実的でない インターネットはその構造上随所にプロキシ(代理)サーバが設置されています。 ユーザがアクセスするサイトの内容は各地のプロキシサーバにキャッシュという形で保存され、他のユーザがアクセスする際にオリジナルサイトへの負荷を軽減し、インターネット全体としてのトラフィックを軽減させるという重要な働きをしますが、ダウンロードまでを違法としてしまうとプロキシサーバへのキャッシュ自体も違法と考えることができてしまいます。 これは現状のインターネットの設計と運用を考えても到底現実的とは思えません。 c.アップロードの時点で取り締まるべき 違法ファイルのダウンロードには、必ず前提として違法ファイルのアップロードを伴いますが、日本の著作権方にはこの問題に対処するために送信可能化権が存在します。 著作権者の権利を損ねているのは本来違法アップロードの筈であり、違法アップロードは送信可能化権で取り締まるべき問題であるはずです。 ダウンロードを違法化する前に、違法アップロードに対する規制・取締りの実効性を先ず検証し、必要に応じて強化するのが先ではないでしょうか。 C.105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 a.「情を知って」というが、事実上不可能 日本における著作権は1899年に加盟したベルヌ条約にのっとった無方式主義のため、必ずしも外観上著作権表示を伴わなくてもよいことになっており、一般ユーザの見た目には合法的なコンテンツかそうでないかの判断がつきません。 従って「情を知って」というのは事実上不可能です。 b.合法マークは有名無実 合法サイトか違法サイトかの区別も同様で、そもそも「ウチは違法です」等と看板を掲げるサイトなどあろう筈もなく、合法であることを明示するにしても、大手コンテンツホルダーのサイトはともかく、例えば個人運営のサイトや海外サイトなどは適用困難であり、形骸化して実質的な効力は無きに等しくなることは目に見えています。 c.架空請求を助長する恐れがある さらに、明らかに著作権侵害しているコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者がパケットキャプチャ等でダウンロードした事実を把握した上で「あなたはXXをダウンロードしましたね」と迫り、不当に対価を要求する、といった詐欺行為を助長する恐れもあります。 これは近年「オレオレ詐欺」に代表されるような消費者心理のスキを突いた犯罪であり、十分発生しうる犯罪であると考えます。	個人
http://miau.jp/1194583961.phtml 上記記載のURLから、匿名になりますが意見を投稿いたしましたのでご覧頂ければと存じます。 まだ成人を迎えたばかりの小娘ですが、流石に今回の法案は「有害」な問題が多すぎて「また政治家の天下りか」という批判が集中するのが、目に見えていたので失礼しました。 正直に申し上げて反対します。 国内外との相違点が多すぎますし、そのような案を可決したら「エンターテインメント」という産業が消滅してしまいます。 海外アーティストのサイトや国内アーティストのサイト(双方とも有名無名問わず)をよくインターネットを使い観ますが、彼らの活動や才能を潰すだけの法に思えてなりません。せめて、「JASRAC」さんや違法サイトを取り締まる組織と企業の決済書を、公式でインターネット公開してからだと提案します。公平な第三の監査機関も必要でしょう。 また蛇足になりますが、可決までの期間を後2～3年は遅らせたほうが宜しいのではと、あまりにも”稚拙”な法案です。	個人

I.104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対します。理由は以下の4点です。 1.ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになります。実際に現在、ニコニコ動画などの投稿型Webサイトで自主制作の音楽コンテンツをアップロードしていたユーザーが第三者から著作権侵害のクレームを受け、著作権者がアップロードしている著作物が著作権者からの申告により削除される、という奇妙な現象が起きています。この法改正案はこのように弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる事態をより一層後押しすることになり、今後の文化発展の下地を大きく損なう危険があります。 2.この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくなされていまして、そうなると現在の日本文化の中で小さかぬ地位を占めるパロディ文化が殺されることになるでしょう。パロディ文化が原作品の利益を損なっていることは少ないだろう上、それらのパロディが原作品の知名度を上げて新規ユーザーの開拓をしていることも多いにもかかわらず、それが利益の侵害として違法化されるというのはおかしいと考えられます。また、パロディによる面白みを生かした創作に関して、その自由な制作を圧迫することにもつながり、結果として日本の文化発展を阻害することになると考えられます。 3.ストリーミングとダウンロードは技術上大差がないのに、法律的に違うものとして扱ってしまうと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。それは、今後Youtubeやニコニコ動画など、現在キャッシュによる疑似ストリーミングで配信を行っているサイトが、よりユーザーの利便性を考えてダウンロードに近い形のサービスを展開する可能性があります。そのような革新を行う大きな足かせとなってしまうと、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、これからのIT文化の発展を阻害することになってしまうと考えられます。 4.インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もあります。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながります。海外のコンテンツを楽しんでいるユーザーが不当な不利益を被ることになる上、コンテンツ産業の鎖国が起きて諸外国のコンテンツ産業から後れを取ることもありません。 II.105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法サイトに関する情報提供方法」の観点から反対します。 理由は以下の2点です。 1.情報提供方法として「合法マーク」という意見が唱えられていますが、「合法マーク」は、個人クリエイターなどのサイトを、「適法市場」から排除することになると考えられます。大手の商業団体に関しては確かに「合法マーク」を浸透させて彼らの管理下にあるサイトの合法性を確立することは可能でしょう。しかし、そうなると個人で著作権に抵触しないオリジナルの音楽や動画を配信しているクリエイターのサイトが違法になってしまう可能性が高くなります。趣味で作曲し、それを公開しているクリエイターは数多くいるため、それら全てに対して何らかの審査によって完全に独創的であると言うことを認め「合法マーク」を発行することは現実的には不可能です。そうなると多くの個人(アマチュア)クリエイターは「適法市場」から排除されることになりますが、これは大手の商業団体など既得権者の既得権益の保護に偏りすぎたもので、公正な競争に反するものと考えられます。 2.そもそも、「合法マーク」の発行などに関する仕組みについて詳しく知っていなければ、自らが著作権を持つ著作物を自由に発表しユーザーにダウンロードして楽しんで貰うことさえ出来ないというのは、クリエイターの創作意欲および発表意欲に対して大きな枷をはめることになりかねません。個人クリエイターの意欲減衰が最終的にコンテンツ産業の不活性化に繋がることは、コンテンツ産業の担い手が結局は個人クリエイターの集合であるということからも明白です。長い目で見れば既得権者である大手の商業団体を含む全ての著作権者にとって有害でしかないと考えられるので、この件に関しては反対です。 III.105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「違法サイト」という観点から反対します。理由は以下の1点です。 1.違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断や文化庁が提示している考え方にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあります。例としてMYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こりましたが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまいます。国民の認識と裁判所の認識が異なってしまう可能性のある条件が法的な適法性のラインを定めることになると、クリエイターもユーザーも自由かつ適法な活動を行う際に少なからず躊躇したりや内面的制限を自らに加えたりすることが考えられます。自由な活動が制限されることはこれからのWebサービス開発を不当に萎縮させることにも繋がりますし、インターネット上で展開される様々な創作活動を圧迫することにも繋がります。 以上の意見を提出します。	個人

p.103
「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」
コンテンツダウンロード違法化議論の前提として違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだがこれは送信
可能化権で規制できるはず。
権利者によるこれまで違法アップローダに対する法的対策の不備・不十分が問題であるのみ。
さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は却って有害となる。

結論として、議論なきままの運用は混乱を招きます。

――

p.104
「i第30条の適用範囲からの除外」について、

インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありう
る。
国内である場合も、ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップ
ロードに気を遣わされるようになり、その結果、
著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が頻発するようになる。
弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。
また、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不
当に締め出す事、すなわちコンテンツ閲覧権、ひいては日本国憲法により保障されている知る権利への侵害となり違憲となる。

結論として、憲法違反の可能性ありと思われます。

――

p.105
の「ii第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について

「適法マーク」については、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置される
はずもないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権
を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。
また、「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。
逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、
その差別的取扱は独占禁止法違反となる。
また、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、
弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無いユーザーが多いため、本当は違法ではないのに
不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。
これは詐欺師を後押しする法改正案だ。
国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービスの利用、ひいてはWebサービス開発を不当に萎縮することにもなる。

結論として
1.独占禁止法違反
2.詐欺誘発の虞がある
3.国内コンテンツ産業縮小を誘発する虞がある

p.105 2段落目
「これに対して、違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であ
り、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過
ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。」(原文ママ)に、合
法的な文化活動の観点から同意
するものである。
理由：
利用者は、ダウンロード前にそのファイルが合法なものかどうかを判断することができない。また、ダウンロード後にファイルを確
認した後にも、そのファイルが合法なものかどうかの判断は非常に困難である。
利用者自身が判断できない基準で合法なものや違法なものがある場合、違法な行動を避けようとする一般的な利用者のとりうる
行動は、結果としてダウンロードそのものを避けることのみとなる。
これは、成果物を広範囲に低コストで頒布し意見交換を行うことを求める、一般的かつ合法的な文化活動を著しく阻害するもので
ある。

個人

個人

P104:51 なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。ただし、ネットワークの伝送の過程で行われる技術的手段としての一時的蓄積の問題については、文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果参照 とのことですが、MADというインターネットで広く普及しているものをご存知でしょうか？ MADは有志がその作品の一部を切りはりし、音楽をつけて簡単に言えば紹介動画みたいなものです。 当方はよくそのMADを見て、本編を見た後、「そういえばあの作品面白かったな、また見ようかな？」とビデオ屋に足をのばしています。また、はじめてみる作品のMADでDVDを買うことに決めたことも多々あります。しかしそのMADを見ただけでも違法扱いとなるのは見過ごせません。 見るだけで違法、ちょっとクリックしただけで違法、違法違法違法…。インターネットの世界は確かに多くの犯罪に満ちています。でもこれでは善良なものまで縛り付けてネットをただ廃れさせることにしかならないと思います。 自分以外にももっとすばらしい意見を送っている方もいるでしょう。彼らのような声も聞いてください。会議室でただ話し合うだけでなく、実際にその現場にいる人の声をどうか聞いてください。お願いします。 高校生の稚拙かつ幼稚な意見で申し訳ございません。でも、もう少し話し合っていたいただきたいのです。このままではいけない、自分でもそれは確かに感じるのです。	個人
PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。そういった状況を考えると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。	個人
PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルがユーザーに蔓延し、正常な流通を妨げています。違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って、利用することが私的利用の範囲だとは到底容認できません。これでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する、危機的な状況にますます進むことが予想され、非常に懸念されます。 。以上のことから画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきと思われます。	個人
PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は大変深刻な問題です。インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利の侵害ばかりか、違法でも無料ならと、ユーザーのモラルの低下を増徴させ、正常な流通を妨げています。それどころか、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されている状況です。また、海外サイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。 そういった状況を見ると、アップロードすることを違法にただけでは効果は薄く、ユーザーに対しダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。 よって、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきと考えます。是非、ご考慮お願い致します。	個人
PDFファイルの、106頁から107頁にわたって記されている、第30条の適用範囲からの除外について意見を申し上げます。 違法サイトからの動画ダウンロードをすることを私的複製の範囲外にすることですが、インターネット上において、現在違法サイトと適法サイトの区別自体あいまいなものだと思います。一般のユーザーが常に犯罪を犯すリスクを伴うことになるのではないのでしょうか。 違法ファイルがアップされていると言われているyoutubeですが、仮にyoutube自体が違法サイト扱いされてしまうと、今まで自らオリジナル曲を作ってアップしている動画すら見るができなくなる恐れがあるのではないのでしょうか。 適法とみなしたサイトに適法マークを与えるというのは、それ以外は違法サイトとみなされてしまうおそれがあり、ものすごく乱暴で恐ろしいことだと思います。 動画サイトでページを閲覧すること自体、ストリーミングをダウンロードしているわけなので、仮に「タイトルが適法なのに中身が違法の動画」をクリックしたとき、それすらも犯罪となってしまうのでしょうか。 以上の理由(懸念)により、第30条の適用範囲からの除外について見合わせていただきたく表明いたします。	個人

Q:政治を皮肉ったパロディなどは、法律的には著作権侵害コンテンツであるかどうか分からないので、ダウンロードが違法化されたらもうダウンロードしないつもりだ。 a:skip□回答者は自民：民主の比率が6：3程度の思想の持ち主ですが、一概に政治といってもさまざまな分野に細分されるのでskipしました。 Q:音楽と動画と同じように、書籍についてもダウンロードを違法化しようという動きがあるが、マンガを使ったジョーク作品のダウンロードも違法ということになったら、ネット上の多くのパロディ文化が殺されてしまうので良くない。 a:yes□パロディ文化から出版社や各芸能・エンターテインメント全般の業界へ行かれた方が多数いらっしゃいます。 Q:ネット上でストリーミングもダウンロードも大した違いはないのに、ダウンロードを特別に違法扱いするのはおかしいと思う。 a:yes□もともとパーソナルコンピュータ及びインターネットは「情報を共有」する手段です。情報を収集する手段は数多、そして数多は「個人情報」(別件の法律)に繋がるので「おかしい事」です。 Q:日本レコード協会が提供する「適法サイト」のマークが動画・音楽サイトに付くようになったら、マークの付いていない動画・音楽サイトは違法かもしれないから、動画や音楽は、「適法サイト」だけを利用するつもりだ。 a:no□そもそも「適法サイト」という言葉やそれに関する項目が実用的でなく、かつ安全性が信用できません。多少日本の法に触れていても信用できるサイトを使用するのがインターネットユーザーです。 Q:「適法サイト」のマークが動画・音楽サイトに付くようになって、YouTubeやニコニコ動画はが適法サイトにはならないだろうし、アマチュアのサイトに「適法サイト」マークなんて付かないだろうから、そんなマークで合法・違法を区別することはできないと思う。 a:yes□特にコメントすることはありません。YouTubeやニコニコ動画が「適法サイト」になるかについても、コメントは控えさせていただきます。 Q:海外のサイトに「適法マーク」が付いていたら、そのサイトは日本の著作権法に従って動いているはずだから安心だし、付いていなければ、違法アップロードされているかもしれないから、そのサイトはもう見ない。 a:no□海外アーティスト(アマチュア問わず)閲覧しているので見ます。「日本の著作権法に従っている」という考えが先ず間違っていますが、国境を越えて交流するのがインターネットなので、「適法マーク」が在ろうと無かろうと関係ありません。 Q:著作権者が自分でアップロードしたものが、著作権侵害コンテンツと見なされて削除されるような事故が、たまに発生しているが、ダウンロードが違法化されて、そういう事故が格段に増えるようになって、気にする必要はない。 a:skip□権利者による管理能力の問題なのでskipします。 Q:自分が買った音楽CDが着信音に出来るサービスがあって便利だったが、裁判所で違法と判断されてしまった。だからもうこのサイトは使わないし、このサイトのユーザーのダウンロードは、違法という扱いでいいと思う。 a:no□「このサイトのユーザーのダウンロードは、違法という扱いでいいと思う。」という考え方が私に無いのでnoです。 Q:今の著作権法でも、違法アップロードを取り締まるための送信可能化権があるのだし、「違法サイト」からのダウンロードはどんどん減っているのだから、そっちで対処すべきであり、ダウンロードを違法化する必要なんて無い。 a:skip□「違法」と呼ばれるサイトが減っているか否か、判断しかねるのでskipです。 ですがアップロードおよび情報の共有は「個人個人の良識」が一番の”胆”であると考えているのでなんとも言えません。 情報を共有し、文化交流する楽しさが損なわれるので、今の著作権法でも十分ではないかと思います。 ですが、海賊版DVDは厳しく取り締まるべきだと思います。 Q:著作権者が許諾していると思ってダウンロードした動画が、実は違法アップロードされたものだった。ある日突然弁護士だという人がやってきて「著作権料を払え」と言ってきたとしても、拒否する理由の説明も含めて皆適切に対応できるはずだ。 a:yes□少なくとも私は対応できますし、誠意と示談によってその問題を収めたいという考えです。弁護士側の言い分にもよるでしょうが、 また「裁判所～」という問いがありましたが、裁判官や都道府県によって人員が異なるため、明確な回答はしません。 最後に、 多少の誤字脱字・文法の間違ひがあるでしょうが、ご勘弁下さい。 また現在文化庁および、各関係サイトに記載されている内容によって不確定な要素がありましたので、skipは無回答と同等の元と考えました。 ダウンロード違法化可決事態、ナンセンスだと言う考えの回答なのでそちら様も心苦しいでしょうが失礼しました。	個人
YouTubeやニコニコ動画などのキャッシュが複製かどうか専門家の間でも争いがある。YouTubeやニコニコ動画のビデオダウンローダーを開発する行為が、民事上の共同不法行為になるかもしれない。もし刑事罰が導入されたら、著作権侵害罪の共犯とも見なされる可能性もある。一般ネットユーザーの法的地位は不安定なものになってしまう。そのため合法的なダウンロード行為や新しい技術開発を萎縮してしまう。だからダウンロードの違法化に反対。	個人
YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外であるとされています。	個人

Youtubeやニコニコ動画のダウンロードを規制することには反対。 新しい技術の開発が阻害され、科学技術に停滞をもたらす恐れがある。そんなに危惧するならパソコンの価格にも私的録音録画補償金を加えれば良い。また、著作権の非親告罪化は「修紫田舎源氏」や本歌取りといったパロディによって新しい文化を生み出してきた日本の歴史を否定することにもなるし、構図が偶然似ているというだけで著作権侵害に繋がる。パロディというのは創作活動に大きな影響を与えており、それを規制するというのは創作活動を大いに阻害して結果的には日本の文化を立ち枯らせ、ひいては表現の自由を脅かしかねない重大な罪悪である。	個人
ア について、 >「情を知って」という曖昧な判断基準について 一般のインターネットユーザが違法か適法か曖昧なコンテンツをダウンロードした場合に、実は適法であるにも関わらず「それは違法である」と脅しをかけて金品を搾取する犯罪者が現れるおそれがある。 >適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫について 例えば、自分が更新するブログに自分で作成したオリジナルの曲をアップロードし、ブログ訪問者に無料で配布するような場合に、「適法サイト」であることをどこかの役所へ申請し、ブログに表示しなければならない、ということになればそれはあまりに面倒であり、個人や小規模な著作権者の創作に対する意欲を減衰させることに繋がる。 だからといって「個人のウェブサイトは申請不要」などとすれば自らを違法と認識しているサイトが皆個人のウェブサイトになりますことは目に見えており、制度が意味をなさない。	個人
ア. 適用除外する範囲についての条件が曖昧であること。 違法サイトと承知した上でと書いてあるが、誰がそれを判断するのか曖昧であり、ユーザーの立場からだダウンロードそのものが危険になってしまう。 イ. 新たな犯罪を誘発する恐れがある。 1 クリック詐欺のような詐欺が詐欺ではなく合法になってしまう。 例えば、クリックしただけで自分で作曲した曲をダウンロードさせてしまうサイトを作れば、知らずにクリックした人に著作権侵害されたとして金を要求することもできてしまう。	個人
いずれについても反対である。 無許諾にアップロードされた著作物のダウンロードを著作権法30条における私的複製の範囲から外すか否かについて、私的録音録画小委員会で行われていた議論では、当初、テキストや画像も含めた著作物全般が対象にされていた。これは周知の事実である。それがいつの間にか、「音楽」と「動画」に限定されるようになった。どんな事情があったのであろうか？ 筆者はささやかな情報を提供できる。 2007年6月29日、東京・アルカディア市ヶ谷で開かれた法制問題小委員会の終了後、筆者は出席していた甲野正道・前著作権課長に、かねてから疑問に思っていた下記の点を質問した。 インターネット上には著作物の違法転載が多々見受けられる。例えばニュースサイトの記事を引用の範囲を逸脱して掲載した後に、それに対する論評を加えたブログなどがそれに当たる。このようなサイトを読む際に、利用者が、画面では見づらいのでプリンターで印刷したとする。印刷は立派な複製であるため、これは「コンテンツを違法にアップロードしたサイトを、ダウンロードして複製」したことになる。30条が「著作物全般」を対象に改正された場合、利用者が「このサイトは引用の範囲を逸脱している」と意識して（つまり情を知って）印刷したのなら、その利用者は違法行為を犯したことになる。単に読みたいウェブサイトを印刷しただけで、である。ウェブサイトを印刷することは日常的に行われており、30条を改正することは、日本中に犯罪者を発生させることになるのではないか、という疑問である。 そう尋ねると、甲野・前著作権課長はしばらく真意を理解できないようであったが、理解すると絶句して答えられなかった。答えを得られないまま数分したところで、誰か（著作権課員であろう）が甲野氏を呼びに来て、氏は「後ほどお答えします」と言い残し、その場を去った。 その「後ほど」がなかなか訪れないうちに、甲野氏は著作権課長から異動した。8月23日に東京・三田の慶応大学で開かれた「著作権保護期間延長問題を考えるフォーラム 公開トークイベント」に甲野氏も参加しており、事後の懇親会の席で、氏に懇案の疑問を質した。すると、「テキストに関しては言論の自由への影響が大きいため見送り、録音と録画に絞ることにしたようです」と甲野氏は答えた。（この事実関係については、必要であれば甲野氏に確認された） 筆者の質問がこの方針転換に影響したのかどうかは、著作権課に尋ねられたい。筆者が指摘したいのは、ダウンロード違法化は、このように、立法する側の予想もしない悪影響を及ぼす可能性が極めて高いということである。もし当初の議論通りに法改正が進められ、プリンターによる印刷行為が違法になっていたとすれば、我が国は確実に世界の笑い者になったであろう。この問題事態は、除外対象を録音・録画に限定することで、とりえず回避できたかも知れない。だが本当にそれ以外に見逃しはないのだろうか？ 文化庁及び文化審議会は、見逃しがないと自信を持って言い切れるのであろうか？ 筆者には到底そうは思えない。我が国の著作権行政の当事者と学術経験者、実務者の集まった審議会が延々議論する中でも、「プリンターによる印刷」などという単純きわまりない問題に気づく者はいなかった。著作権法の専門家ではない筆者が質問するまで、著作権課長という実務の最高責任者が気づいていなかったことから、それは明らかである。ほかに重大（かつ滑稽）な見落としがないと、どうして言えようか？ 実際、この法改正はさまざまな潜在的危険性や脆弱さを孕んでいる。 例えば、漫画や写真、美術など画像に関連する業界から、30条からの除外対象に画像を含めるよう要望があった場合、どうするのだろうか？ 漫画や写真は「言論の自由」にはあまり関係あるまい（それとも報道写真や言論漫画は私的複製を認めるという解決策を選ぶのであろうか？）。一方で、写真や漫画を無断転載しているサイトは多数存在している。つまり、一般国民がそれらのサイトを印刷する可能性は極めて高いわけである。すでにコンピューターソフトウェア業界からは、30条からの除外対象にソフトウェアを含めるよう発言があったと聞く。漫画作品を多数、違法にアップロードしたサイトが摘発された事件も発生しており、音楽や動画同様の「被害」も明白に生じている。音楽と動画だけを30条の私的複製の範囲から除外する合理的な理由は何なのか？ もしそれが「印刷による犯罪者の大量発生を回避するため」でないのだとしたら、当然、これらのビジュアルコンテンツも、音楽や動画同様に30条の除外対象に含まれるべきであろう。少なくとも関連業界から要望があったときに、それを排除する合理的な理由を示す義務が、文化庁と文化審議会にはあるだろう。	個人

ku裙C△垢襪弔發蠅覆里世踏△・・、爐踏鵝・董針・山據と芦萋瑛佑烹械鮎鬚了簾ハ・修糧樓呂・藹鉗阿氣譴燭尋・召舛冒綾劫琉・・量簞蠅・・犬垢襪海著聾世△評任發覆あ・・錫鮪w)「プリンターによる印刷」に類似する問題は、いくらでも考えられる。なぜならインターネットとコンピュータにおいて、複製は根幹をなす技術手法だからである。コンピュータネットワークにおいて、通信や伝達、計算、表示など、ありとあらゆる行為は複製と表裏一体である。電子的な複製だけでなく、前述した印刷のような物理的媒体へのメディアシフトも、至る所で行われる。そして、今後登場するであろうさまざまなサービスやソフトウェアでも、複製は当然重要な役割を果たす。複製行為なしにコンピュータは動作しないのである。30条改正によるダウンロード・複製の違法化は、国民の情報収集の手段や選択肢を大幅に制限するだけでなく、今後登場するであろうコンピュータネットワーク上のサービスやソフトウェアの開発を制約し、萎縮させ、結果として国益を大きく損ねる潜在的危険さはらむといえる。

改めて一例を挙げよう。
かつて、インターネット接続の主流が電話回線によるダイヤルアップだった時代は、サイトを読んでいる時間も電話代が課金されており、多大な通信費がかかった。このためインターネット利用者の間では、「波乗野郎」というソフトウェアが人気を集めた。指定したウェブサイトを短時間で自動的に巡回して、リンク先のデータなども含めてパソコン上に保存し、回線を切った後に、あたかもネット接続しているかのように目的のページを閲覧できるソフトである。それによってユーザーは電話代を大幅に節約できた。
このプログラムは、ADSLや光ファイバーなどのブロードバンドの普及に従い、今日では利用されることは少なくなったが、ここで指摘したいのは、何か別のニーズが生じれば、同様の技術はいつでも復活するということである。

例えば、GoogleNotebookや、紙copiといったサービス/ソフトウェアは、利用者の指定したウェブサイトの内容を、ネットワーク上のサーバーまたはローカルのパソコンに簡単に保存、整理できる。これらのツールの目的は、利用者が情報を収集、整理して、次の生産に結びつけることである。こうしたツールが動画や音楽のファイルを保存でき、そして保存したものが違法にアップロードされたものかもしれないという自覚が利用者にあったとしたら、その利用者は犯罪者となるのであろうか？ また、これらのツールを開発することは、違法行為を幫助するものと考えられるのであろうか？ これらのツールを開発する者は萎縮せずに開発に当たれるのであろうか？

現状、GoogleNotebookや紙copiは、さほど広範囲に利用されているサービスではない。だが、例えばYouTubeが登場からわずか半年で世界中のインターネットユーザーの話題をさらってしまったことを思えば、いま大規模に利用されているものがないからといって、将来もそうしたものが現れないとは到底言い切れまい。そうしたサービスの開発に対して、30条の改正は多大なマイナスの影響を及ぼすであろう。

中間報告104ページの脚注では「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス)」については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である」とされている。だが現状のYouTubeやニコニコ動画などの動画投稿サービスのファイルは、「一次保存ファイル」としてユーザーのパソコンに残る。インターネット接続を切った後でも、そのファイルを指定して対応するアプリケーションで実行すれば、何の問題もなく動画を再生できる。これをストリーミングと見なせるのであろうか。

マイクロソフトはパソコン用語を解説するウェブサイトの「ストリーミングとは」という項目で、「インターネットにある音声や動画をパソコンに保存せずに再生する機能です。」と明記している(<http://support.microsoft.com/default.aspx?scid=kb%3bjja%3b878627>)。マイクロソフトのこの説明が正しいとすれば、30条が改正されたら、YouTubeやニコニコ動画を視聴するユーザーの大半は犯罪者ということになるだろう。繰り返すが、技術上のとらえ方としては、YouTubeやニコニコ動画のサービスはダウンロードと見なすのが自然であり、仮に訴訟に発展した場合、裁判所がそちらを採用する可能性は決して低くはないであろう。そうした可能性を考慮することなく30条を改正するのは、無責任としか言いようがない。

さらに言うならば、「ストリーミング」ならOKで「ダウンロード」ならNGという発想自体がもはやナンセンスである。ハードディスクを中心としたストレージデバイスの大容量化、小型化、汎用化、さらにデータの圧縮技術、検索技術の進展に伴い、「ユーザーが見聞した情報を可能な限り自動的、かつ長期間蓄積して、将来の知的生産に生かす」といったサービス/ソフトウェアが誕生するのは、決して夢物語ではない。ユーザーが閲覧したウェブサイトなどのデジタル情報を、一時的でなく長期間保存して、何年後であっても必要になったときに検索して役立てようとすることは、デジタルのもたらす恩恵の一つだからである。すでに電子メールについては、削除せず長期間保存することが多くのユーザーの間で当然になっている。過去のメールの中に役に立つ情報が埋もれていることが多々あるからである。メールに限らず、あらゆる情報について同様のことが言える。頻繁に利用していたウェブサイトが予告なく閉鎖されたり、内容が大幅に変更されたりすることは珍しくなく、それは場合によっては、個人の知的生産活動に大きな支障になる。そうした問題に対aw)?「観劇惹琉譚弔運▲鯉壁供爾陵・冤椅鬚鬚垢戮銅蠟氣離僞愁灰鵠吠歛犬垢襪海著任△襦・垢任・・拍闕歧w)偵巢・陌ぢなどのデスクトップ検索ソフトは、ユーザーが利用したウェブサイトのデータを一定期間、ローカルのパソコンに複製・保存している。この「一定期間」を「生涯」にすることは、前述のストレージの拡大やデータ圧縮技術の進歩によっていずれ可能になろう。仮にGoogleがそのようなサービスを発表したとき、我が国は改正した30条を理由に、個々のユーザーのパソコンに音楽や動画ファイルを保存する機能を削除するよう、Googleに対して要求するのであろうか？

この改正によって得られる利益は微々たるものである。個々のユーザーが無許諾コンテンツのダウンロード・複製をしているかどうかを把握することはきわめて難しく、せいぜいが「無許諾コンテンツのダウンロードは違法です」というアナウンスを可能にするだけであろう。すでに日本の権利者は、送信可能化権という強力な武器を持っており(しかも世界で最も早く得ている)、仮に30条の改正が行われたとしても、違法行為の実質的な摘発は送信可能化権に基づいて行われるであろう。となれば、30条を改正することにさほどの利益があるとは思われない。

他方、その利益の小ささに比して、この改正の害は、ここまで見てきたようにきわめて大きい。例えて言うなら、犯罪を減らす目的で、国民に指紋押捺を義務づけるようなものである。
そもそも、そのような害の大きさを理解できる人材が、私的録音録画小委員会にほとんどいなかったことも指摘しておきたい。もしどうしてもこの改正を議論したいのであるなら、ネットワークサービスやソフトウェア開発などの実務者、コンピュータ科学を中心とした学識経験者、さらに経済学者を相当数の、委員会のメンバーに迎えて、十分に審議するべきであろう。実際に行われた議論はそれと正反対のきわめて拙速かつ場当たりのものであり、このようなずさんな審議によって一国の法改正が行われるとは信じがたいほどである。そのような改正を目指す中間報告のこの項目には、強く反対せざるを得ない。

違法ダウンロードが合法となると元の違法アップロードの助長に繋がると言えると考え、これらのコピーやダウンロードを違法とする事に賛成します。

個人

違法ファイルをダウンロードも違法とすることに賛成ですが、適法ファイルの表示を義務付けるべきである。	個人
いわゆる「ダウンロードの違法化(私的利用の範囲から除外すること)」について、ダウンロードを違法化して防止するのではなく、アップロードについて規制をかけるほうが正当だと思います。 実効力としてはどちらが強いかは分かりませんが、ダウンロードを違法とみなすことのほうが、違法性のない行為についても弊害が出てしまうからです。	個人
いわゆる「違法コンテンツのダウンロード違法化」について、全面的に反対する。 現実的な問題として、一般ユーザには違法適法の判断がつかないグレーゾーンのものや圧倒的大半を占めており、明確に適法と判るのはmoraなどの超大手企業が行っている配信のみである。これ以外にも権利者本人が自分のブログで配信しているケースなどもあり、当然適法だが、違法配信との区別は不可能である。 これらを守る為に、適法マークの提供などを行った場合、そのマークの審査を受ける為の費用や手続き等が発生し、新規事業の参入を困難にする。また、前述の個人で配信する様なケースでもマークを取得しなければならないとすれば、インディーズ文化そのものを抑圧しかねない。個人で配信する場合はマーク不要とするのであれば、マークがあってもなくても構わない、ということになり、やはり一般ユーザには違法適法が判断できない。	個人
インターネットそのものを否定することと同じでは、ないでしょうか インターネットという世界規模のものを一つの国で否定することは賛成できません 実際youtube等といった違法コンテンツからヒットした作品も存在するわけですし… 私は、違法にアップロードした人間への罰則強化が一番の解決策になると考えます。	個人
インターネットで画像をダウンロードした側に罪が発生するのはおかしい。ダウンロードした際に情を知っていたなどの条件の下、とあるが、これは本人にしかわからないことであり、知らずにダウンロードしたのに逮捕される件が頻発するのは目に見えている。規制、または罪とするならばアップロードする側をするべきであるが、これもやりすぎるとせっかく発達したネット社会を萎縮させる事に。ネットについての問題は、慎重に検討していただかないと、日本が世界から取り残されてしまう結果になりかねない。	個人
インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らない。 その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 そもそも、ルールというのは全てを公平に扱うためにあるはずのものだ。 こんな自分達で首を絞めるような真似をするのは理解に苦しむ。	個人
インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、いくらでも抜け道を作ることが出来てしまう。そうになってしまうとただ単に利用者の利便性を欠く以外の何物でもなくなってしまう。	個人
インターネットを介して多くの人が違法ファイルをダウンロードしていると思います。ですが、ダウンロードを違法としてしまうと仮に今まで違法ファイルをダウンロードしたことのない人が判断力不足でファイルをダウンロードしてまいそれが摘発されて裁判や法律によって裁かれては公平に裁かれてとは思えません。また、今までファイルを多くダウンロードしてるのに摘発されない人が裁かれなければこの法律を作ることの意味が無いと思われます。よってこの法律には反対です。	個人
インターネット上でのダウンロード行為の極端な制限はインターネットの持つ今後への可能性を考慮すると日本経済全体に対して回復不可能な打撃を与えます。これは可能性の問題ではなく、現在の世界でのインターネットを利用したweb上での取引をみれば100%避けられない未来であることが理解できると思われます。 また委員会の構成についてまずダウンロードの仕組みを理解している人間を委員会に取り込むことを求めます。今回の内容はダウンロードがどのような構造であるかを理解している人間であれば絶対にありえないものとなっています。最低限の知識すらない人間で構成された委員会がこのような決定を行っているかと思うと耐えられるものではありません。 (国民を馬鹿にしてふざけているというのであれば納得できます)もう少しインターネットが現在、未来へ与える影響を考慮しなければならないということを認識していただきたい。	個人
インターネット上で提供される情報は受け取り手側が自由に選べるものとは必ずしも言えないので違法行為なのかどうか受け取り手としては分からない場合が多く、自由にインターネットを活用する場面が制限される恐れがあるのではないのでしょうか？ 一般サイトで「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのであればまず、個人サイトでの情報の扱いをどうするのかという問題が生じます。これに関しては個人で自由に合法違法がかえられて市場の混乱を招く元になるのではないのでしょうか。	個人

ここまで着うた、着うたフル、PC配信で課金して音楽を買うという行為が日常的になっているならば、お金を払わずにダウンロードすることはいけないことだという認識が世間的に広がっているので、認識は広がってきていると思いますし、違法サイトからのダウンロードは、権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは適当でないと思います。ただし違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきだと思います。(どのような場合を知っているかみなすのかは問題になるかと思いますが)。	個人
このような法律を作るのは思想の自由にも関わってくると思います。戦前戦時中の日本とやっていることは同じだと感じてしまいました。	個人
この違法化案が通ったら、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになり、それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしいと思います。 YouTubeやニコニコ動画は著作権問題なども挙げられていますが、日本の文化的なコンテンツもたくさんあります。それを見る事が違法とされるのは非常に残念です。 以上のことから、私はダウンロード違法化に反対です。是非とも適切な対処を宜しくお願いします。	個人
この件について、私が特に意見を申し上げたいのは、104ページから始まる「2第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態(1)権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態②検討結果」において、対象物が違法である場合、それをインターネット上からダウンロードすることも違法化しようと考えていらっしゃるようですが、たとえ「対象物が違法であることを知っていた場合のみ」「罰則規定なし」という条件つきとはいえ、私はそれに賛成することに躊躇を禁じ得ません。理由は以下の通りです。 ・(大変失礼ながら、)対象物が違法であることを知らなかった場合はそれをどう証明すればいいのか疑問であるから ・正規品がビデオ(DVDやVHS等)の形で販売も貸し出しもしておらず、ネット配信などの代替手段もなく、または購入やレンタルや配信の視聴がいずれも極めて困難な場合、ダウンロード以外に手段がなく、また、金銭的損害も発生しにくいのではないかなと思うから(もし、ダウンロードを違法とするなら、それらに対するフォローが必要になる) このほかにも、架空請求の材料として利用されることや、ダウンロード違法化が新聞・雑誌の記事を含む画像や文章のダウンロードの違法化のきっかけになりかねないという指摘も見受けられましたし、かえって消費者の萎縮による文化衰退の遠因になりかねないのではないかと危惧しております。 著作権はあくまで作者(たち)や版元のためのものですので、彼らの意向や真に彼らのためになるかを前提に検討していただくことを望みます。	個人
この項目について、反対の意見がある。 ダウンロード違法化は一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態であると考えます。もし法案化されればその影響は広範なものとなり、警察関係も巻き込んで予想のつかない大騒動を巻き起こす可能性がある。 今回、この中間整理を読ませていただいたが検討されているような法案がもたらす結果や影響について、少々過小に評価しているのではないかと感じた。	個人
この項目については、反対である。いくら音楽業界が着うたで利益を得ているとはいえ、音楽CDを購入すれば私用する権利を得たと解してよいと思われる。このことから、携帯電話の着信音に使用することについて課金するということには、二重払いにもなるので賛成できない。	個人
この項目に反対です。 「適法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザ主導のサービスや、そうしたものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除することに繋がると考えます。このことは著作権法の精神に反して文化の発展を萎縮させることだと思います。	個人
この項目に反対です。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差が無く、現に多くのインターネットユーザはストリーミングでダウンロードされたキャッシュをHDDの別の場所に保存し直して所有し楽しんでます。キャッシュが複製扱いされるか否かについて、専門家の間でも争いがある以上、そのような曖昧な状況下で安易に「ストリーミングは除外」という定め方をするのは、一般ネットユーザの法的地位を不安定なものとするだけであり、違法なデータの流通を食い止め著作権についての適正な理解を広く世の中に求めるというプラスの効果はきわめて薄いと考えます。著作権を侵害しているデータでもストリーミングなら構わないんじゃないかという開き直りを助長するだけだと思います。	個人
この項目に反対です。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるはずで、権利者は、様々な問題を抱え込むことになるダウンロード違法化の導入などよりもまず違法アップローダに対して十分な法的対策を取るべきです。	個人

この節の「2. 検討結果」において、違法サイトからの録画録音行為を違法とするよう書かれていました。この項目において、「イ」に書かれているとおり利用者としても、そのようなサイトからの録画録音行為について違法とする判断は妥当だと思います。しかし、「ウ、エ」に書かれているように利用が抑制されることはほとんどないと思います。 違法サイトを使用する人たちの大多数はすでに使用しているサイトが違法であり、すでに自らの行為も違法であるとの認識で行っている人が大勢です。今、それを違法行為であると明確に指定されたところで、違法サイトの利用者に対する抑制効果は微少であると推測できます。 また、違法サイトからの録画録音を違法行為に指定したとしても、今よりも効果的な違法対策にはなりません。むしろ、大切なのは違法サイトに対する違法対策を急速に厳しくすることだと思います。現在、winny.share.bittorrentなどに代表されるP2Pネットワークへの対応や、webuploaderなどに代表されるWWW上の違法サイトをより厳しく迅速に摘発する必要があると思います。 なぜなら、録画録音行為について今これだけ多くの人間が疑問を持っているのは、違法行為を行う不正利用者への不公平感からきているからです。 不正録画録音行為を行う者によって、レコード製作者は利益損失を受けています。配信事業者と録画録音機器製造者は制限機能を付けることによってコスト高と競争力低下による不利益を受けています。正当な消費者は保証金により高い値段を払い、制限機能により満足なサービスを受けられません。 現在、不正利用者によって作られた不利益は、レコード製作者、配信事業者、機器製造者、正当利用者にしわ寄せされています。不正利用者は機能制限を回避する方法を探し、著作物に対する代価を支払わず、このような状況の中で一人勝ちしている状態です。 今後、ダウンロード行為が違法化されようと、補償金制度が引き継がれようと、配信機器に制限が加わろうと、不正利用者のみが不利益をかぶることなく犯罪行為を続けていきます。 今、必要とされているのはレコード製作者、配信事業者、機器製造者、正当利用者が協力をして不正利用者を検挙、違法サイトを積極的に停止させる事なのではないでしょうか。 このままでは、レコード製作者の損失利益は増え続け、補償金制度を増やすようになり、機能制限を厳しくするようになり、正当な利用者に対する負担だけが増え続けるでしょう。 やがて、正当な利用者がいつしか違法行為をおこなった方が自分の特になると思い、ますます創作物が売れなくなるのではないのでしょうか？ ダウンロード行為の違法化は結構ですが、事業者達は違法サイトの取り潰しなど違法行為を行う者たちを相手にもっと積極的に戦うべきだと思います。	個人
これだけ普及しているネット利用に強く制限をかけるだけの後ろ向きな法律が、文化を発展させる可能性は低いと考えられます。ネット上に十分なメディアのインフラを用意することもせず、ただ規制をかけるだけ。ダウンロードとストリーミングの区別も不明。ユーザー側の権利保護がまるで考慮されていない。ただ見るなど言われれば、まったく見ないか、地下で見るかふたつにひとつで、誰も幸せにはならない。まったく議論が尽くされていない。ネットそのものはなくなるのだから、より積極的な利用を意識してもらいたいものです。	個人
賛成。YouTubeやニコニコ動画は違法であり、潰れるべきだと思う。日本国民は「適法サイト」だけを使っていくべき。	個人(同旨68件)
賛成。適法マークがあれば、それ以外のサイトは違法の可能性が高いから、適法マークの付いているサイトからしかダウンロードするつもりはないし、国民全員がそうすべきである。	個人(同旨10件)
素人の著作者として、強く反対いたします。ダウンロードしたファイルが違法な著作物かどうかは、ダウンロードした後でないと分からない事が多いです。著作権者の意志が明確でない場合もあります。よって、曖昧な違法性の定義により、インターネットユーザーが大きなりリスクにさらされ、さらにはインターネットでの文化的活動の萎縮に繋がると思います。	個人
ストリーミングとダウンロードを、その技術的な差異が曖昧なまま法律的に異なるものとして扱うと、日本のWebサービス提供者から技術的選択肢を奪い、また、サービスのユーザーにも無用な混乱をもたらすことになる。結果として、日本発のWebサービスが発展する余地が失われかねない。よって、ダウンロードの違法化に反対する。違法行為に対しては、送信可能化権を行使することで対処すべきである。	個人

その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に全面的に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が抑制されるでしょう。しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 私が意見を述べるのは、以下の3件です。 1.103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 2.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 3.105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 以下、各項目毎に意見を述べさせていただきます。 1.103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたファイルというものが存在しているが、これはプロバイダ等と連携し、送信可能化権を厳密に行使する事で抑制効果が見込める。 現行法での打開策を充分に話し合われているとは言えず、違法があるから規制強化では、表現の自由を脅かす事になる。 2.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ストリーミングとダウンロードは技術上の差が曖昧であり、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 3.105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて表記を改める期待は薄く、海外サイトを「適法市場」から不当に締め出すだけでなく、音楽関係者や愛好者、さらには海外の日本文化の愛好者をを蔑ろにする恐れがある上、「適法マーク」等、娯楽物に大仰に印を入れるのは、戦前の検閲を連想し、不快感を表す方々がいる可能性がある。	個人
そもそもこのような議論が、私的録音録画小委員会で論じられ、検討結果と称して中間発表されること自体に疑問を感じます。 私的録音録画小委員会は、私的録音録画補償金について議論するために設置されたものであり、それを論じるための委員によって構成されているものであるはず。このような筋道ない「検討結果」は、委員会の検討範囲を超えたものであり、適切な委員会運営が行われたとは考えられません。 よって、この「a違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」については私的録音録画小委員会の検討結果としては不適当であり、評価するに値しないと考えます。よって、「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外する」ことに関しては、強く反対します。	個人
そもそも音楽という以前に、著作物全般から権利という物を喪失させるのなら世のすべての人の、労働やビジネスに対する権利や対価が発生しないということになる。音楽の権利を守るということは、これすべての人につながるのではないかと？故に、音楽をコピーやダウンロードする事が違法である事に賛成です。	個人
そもそも著作権は制作者にありJASRACがまとめているのが問題。集めたお金はどこにいつてるんでしょうか。制作者の元に1円も流れていないのでは、著作権料という存在自体が疑問でなりません。この法案も著作権料を徴収したいがための改正案としか思えない、利用者の事を一切考えていない措置は現日本の格差社会をそのまま写したように思えてなりません。	個人
ダウンロードしたファイルが違法なものかどうかはダウンロードした後出なければ分からない。ファイル名やファイルの説明だけでは判断できない場合もある。 ダウンロードした後であってもそれが違法なものであるかどうか区別するのが難しいこともある。個人での作成したもの、会社が作成したものをはっきり区別する方法がない。 以上の理由で、違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には反対します。 著作権の保護は、違法な配信の取締りを強化することによって行っていただきたいと思います。	個人
ダウンロードした後であっても、それが違法なものであるかどうかを区別するのは難しい場合がある。個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものををはっきり区別する方法がない。有名な作品であっても、複製が認められている場合がある。	個人
ダウンロードするサイトが「違法サイト」なのか「適法サイト」なのか(「違法サイト」「適法サイト」という言葉自体が既に予断を含んでおり、適切ではないと考えますが、ここでは便宜的に使用することにします)、事前に判断することは可能でしょうか。一定のマーク等を表示する取り決めたとしても、サーバは世界中にあり、事業者／運営者も世界中に数多く存在します。それらに取り決りを徹底させることは不可能です。 また、これからダウンロードするものが著作権者の許諾を得ているコンテンツであるかどうか、ダウンロードしてみなければわからないし、ダウンロードしても正確に判断することは難しいと考えます。 このように、ユーザにとって判断ができない条件を付けたところで意味がないばかりか、いたずらにユーザを混乱させ、萎縮させることになると考えます。 ユーザは、はたして自分が情報を得ようとしているサイトが「違法サイト」なのか「適法サイト」なのか、また、得ようとしている情報は「違法コンテンツ」なのか「適法コンテンツ」なのか、常にびくびくしながらインターネットを利用しなければならなくなります。突き詰めれば、インターネットを利用すること自体がリスクとなり、ユーザが情報を得ようとする動機を押さえ込む結果となるでしょう。これは「知る権利」に対する抑圧と言っても構わないと考えます。 よって、「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外する」ことに関しては、強く反対します。	個人

ダウンロードする人を規制するよりも、違法サイトにアップロードする人を規制したほうが効果は高いです。なのであえて法律を改正する必要はありません。	個人
ダウンロードする側の問題として、今法制では情を知りえる場合のダウンロードは違法とされていますが、現行のインターネットシステムでは、ダウンロードを行っているサイト及びダウンロードする対象物が違法であるか否かを予め予見して取捨選択するのは利用者は困難であり、技術的にもそれを選別し違法コンテンツのダウンロード阻止することは出来ません。(デジタル署名などのサイト証明の手段もありますがこれについても開設してある全サイト、ネット上の正規のファイル全てにこの仕組みを取り入れなければ違法流通した海賊版のデジタル段階での完全な取り締まりは出来ないため、不完全な状態での取り締まり方法を検討しても意味がありません) また捜査や確認段階でもそれが果たして正規の著作物であるか海賊版かを識別しうる技術や判定方法がまちまちであり、場合によっては判定不能な場合もあります。(ネットを通した複数の著作権者による共同著作による場合著作物の素材となるデータと著作権フリーのデータ既成正規品から影響を受けたデータなどの判定、認定が分別不能になる場合もありえることネットを通しているためどのデータがいつ通信されたものか通信ログから追うのが不可能な場合もありえるファイル自体の名称変更データ変更或いは圧縮解凍などの捜査を続けることでネット上の拠点と異なりローカルではそういったログの保持期限や保持の有無により真贋の判定が困難である)。 またそれが2次創作或いはオリジナルである場合の保証やその後の著作物や著作権者への影響を考えると規制強化を行っても効果のある著作権者の保護にはなりません。 そしてダウンロード即ち違法という規定にしてしまうと例えば利用者は検索エンジンなどによりサイト或いはダウンロードしたものを表示させてはじめて確認することになり正規の表示可能な情報にまぎれて違法なものが挿入されていても、検索された情報と表示先を示すサイトの符号のみではサイトの構築者の意図を必ずしも汲み取り知ることができないこと。またフィッシング等の手段により正規のサイトに見せかけて実は違法サイトであるというものになった場合なおさら利用者は目的に従い正規の情報と思い表示される或いはダウンロードするデータが表示する段階で初めて作品の真贋について認知しても、ファイルのダウンロードしただけで違法化されるこの法制化は犯意の無い者の冤罪での検挙にしかならず、真に違法コンテンツの取締りになりませんのでやめていただきたい。	個人
ダウンロードとストリーミングの違いが曖昧です。 ダウンロードとストリーミングは技術的に共通する部分が多く、何が良くて、何がだめなのか、どこまでが良くて、どこまでがだめなのかをハッキリさせないと混乱を招きます。 違法サイトと承知の上で録音録画する場合を違法にする前に、そのサイトが違法か否かを全てのネット利用者が明確に区別できるようにすべきです。 あるサイトが違法か否か明確に区別できない状態で、違法サイト上での録音録画を違法にすると、日本のネットユーザに混乱を招き、日本のネットビジネスの発展を阻害することになります。 なお違法サイトか否かの判定方法については、くれぐれも利権の温床にならないようにお願いいたします。 違法サイトからの録音録画を違法化することに反対します。理由は以下の3点です。 (1)現時点で違法サイトか否かの簡単な識別ができていないこと。 簡単な識別ができない状態で違法化すると、日本のネットビジネスの発展を阻害してしまう。 (2)簡単な識別は利権化しやすく、それはネットビジネスを歪めてしまうこと。 (3)ダウンロードとストリーミングの区別が明確でなく、ダウンロードとストリーミングの制限は日本のネットビジネス発展の阻害要因となる。	個人
ダウンロードとストリーミングは技術上、大差がないものである。 法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうなると、必然的にWebサービスの可能性を狭めていき、日本のIT技術の開発が衰退しかねないのである。 よって、ダウンロードの違法化に反対である。	個人
ダウンロードとストリーミングは技術的に大差がなく、webブラウザの技術使用上キャッシュの作成という形でダウンロードされます。なので、ダウンロードが違法となるとインターネットを利用すること自体が違法となりかねません。 また、YouTubeやニコニコ動画をはじめ様々なwebサービスやITビジネスの衰退、新しい技術の登場への阻害に繋がることが想定されます。ひいては、日本経済の低迷に繋がりがかねません。 また、ダウンロードしたファイルは実行してみるまでどんなものか判別できず、ダウンロードする時点では違法なファイルなのか合法的なファイルなのかが判別することが不可能です。 これにより新たな詐欺が現れる可能性が大いにあります。以上の理由によりダウンロードの違法化に反対します。	個人

ダウンロードの違法化となれば、当然告発により司法捜査が必要となるが、通信の内容が違法であるかを調査するには、より重大な原則である通信の秘密を破ることが必要になり実行に伴う被害が大きいことが予想される。 また、違法となれば、ネット側から悪意のデータを送付してから告発し人を罪に陥れることが可能になる。現行でウィルスやワームの送信による受信側の被害が後を絶たない現状からもこの冤罪の被害が無視できない物と予想される。 また、これと同様な手法により、あらゆる企業あらゆる行政機関を捜査対象に追い込み、社会を混乱させることが可能と考えられる。また、それと同時に司法警察力に消耗を強い、一般治安に悪影響を与えることになる。 著作物は一見して誰の著作物かわからないものが多く、違法適法の判断が難しい。 ましてやデータのビット列になった状態では受信してみないと判別できないものが大半と考えられ、データの受信したら違法となるのでは一般市民はネットの利用が出来なくなってしまう。 また、ネットワークそのものに国境がないのに国際的に主流でない法体系を持ち込んでも実効性が上がらない。	個人
ダウンロードの違法化に反対。webページの閲覧には暗黙にダウンロードが生じる。また、検討対象外となっているストリーミングもダウンロードとほとんど変わらない、ダウンロードの違法化は、Webサービスの応用範囲を強く制限してしまい、IT技術の衰退に繋がる可能性が高い。	個人
ダウンロードの違法化に反対します。 なによりもこれは、今まで脈々と連鎖を続けてきた文化の鎖を断ち切る恐れのある法律であると思います。 インターネットによって多くの人が商業主義的な拘束から表現の自由と悦楽をようやく取り戻しつつあるのだと私は信じています。そうした自由を制限し不明確でいかようにも運用出来るような法律は一部の既得権益を守るためのものでありまさに時代に逆行した愚行であります。 確かにインターネットは様々な問題を抱えてはいますが、このような法律を性急に成立させるべきではないと思っています。 そして、まさにこれは著作権というものが著作者にとってどうあるべきか。 表現者が望む選択肢にはどのようなものが可能かを議論する良い機会であると考えます。 いたずらに犯罪者を作り上げて表現や作品に関わりを持とうとする人々を後ろめたい気持ちにさせたり傷つけたりするような、そういった可能性を大いに孕むダウンロードの違法化に私は反対します。	個人
ダウンロードの違法化は ・フェアユースが明確に規定されていないのにもかかわらず、規制のみを議題にするのは、一部の企業等の権益を保護するだけで、公共の利益に反するのではないか ・違法なサイトか否か(該当ファイルにリンクする形になれば、全ての掲示板等が対象になるのではないか) ・「明らかな」「情けを知って」など、明確でない基準で規制するのは危険ではないか 以上の理由により反対します。 また、一般人を厳しく規制したり、規制することに注力するよりも、海賊版販売や違法配信業者を取り締まる方に集中することが、コンテンツ産業全体の利益にかなうのではないのでしょうか。利用者を泥棒扱いしたり、ストレージ(データを保存できるもの)に全て保証金を求めるのは無理があり、利用者や社会全体の利益を考えずに、自らに入る金だけに執着するよ、反社会的な行為だとも見えます。	個人
ダウンロードは本来、著作物の権利者への許諾を必要とするの著作権法第30条の趣旨、また違法サイトからのダウンロードを許諾する理由がないと思うのでこれを違法とすることに賛する。	個人
ダウンロードを違法にするのならば、上記のパロディなどを保護する法律を作るべきである。すでに海外ではパロディを保護する法律もある。文化的発展を目指すのならば、パロディなどのフェアユースの扱いを適法にすべきである。 IT技術者の立場から意見するが、上記の内容について技術的な内容について考慮されているとは全く思えない。インターネットなどのITの内容について議論する場合は必ず専門家に意見を求めるべきである。	個人
ダウンロードを規制するということはダウンロードで成り立っているインターネットを規制するということにつながり、単にインターネットの利用を違法化するだけの結果となるか、そんな広範囲すぎる規制のため法律を守ろうとする意識さえ消してしまう結果になるだけです。 また大多数のユーザーを犯罪者予備軍として設定することになり効果的な違法対策とはとてもいえません。	個人
ダウンロード違反化に反対です。 お金の無い人間は楽しむなということですか？	個人

ダウンロード違法化に私は反対です。インターネット上のものをダウンロードすることが著作権違法だと言いますが、私はこの行為を違法だとは思いません。 著作権法第1章第1節第1条によると、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」が著作権法の目的であるとされています。私が注目したのは「文化の発展」という部分です。インターネットの普及によりコピーが増え、オリジナルの価値は下がってしまったかもしれませんが、しかしオリジナルを大事にしても、それは文化の発展に繋がらないと思います。 例えば音楽で例を挙げるなら、生演奏を録音しているレコードもいわゆるコピーです。コピーがない時代は時間やお金、場所などの理由により、音楽を楽しむ人は限られていました。しかし現代はコピーが存在するおかげで、誰でも気軽に音楽を楽しむことができます。“誰でも”ということは、音楽が普及していることを指しているでしょう。音楽に限らず、作品が普及する事は「文化の発展」に含まれると思います。私的録音した音源をコピーして友達にあげることは違法とされますが、これも間違いなく普及です。インターネット上からのダウンロードもこれと同じことが言えると思います。 また、音楽にはリミックスやサンプリングなどという楽しみ方もあります。リミックスをすれば、それはオリジナルとは違う新しい作品になります。しかし著作権を気にすると、リミックスは簡単にできません。つまり、新しい作品が生まれてこないことになります。改変を禁止すればオリジナルは退化(劣化)しないでしょう。しかしそれでは進化もできません。進化がなければ「文化の発展」とはいえないと思います。 ようするに、「コピーは作品の普及に貢献している」「改変は進化に貢献している」ので、これらは文化の発展に寄与していると言え、合法であると私は考えます。ダウンロードもこれに然りです。 インターネットの良い所は情報を万人と共有できる所にあります。インターネットがなければ知りえなかった情報も沢山あります。私はいわゆる違法とされている掲示板や共有サイトを利用して、多くの作品と出会うことができました。これらのサイトがきっかけとなって合法的な購入をした作品も沢山あります。もちろん違法ダウンロードだけで済ませてしまった作品もあります。しかし違法ダウンロードができなかったら合法的な購入をしたかという、絶対にそうしていたとは言いきれません。というのも、違法ダウンロードは試聴のようなもので、試聴と購入は違うからです。本当に良いと思った作品は試聴をしてもしなくても買いますが、良いか悪いか分からない作品を試聴もしないで安易に購入する事はできません。例えば気になった作品でも、試聴ができないのなら購入を諦めることがあります。だからダウンロードを禁漁靴爛薙笋嫫素欧素襖箸い辰燭尋△修謹楼豎気縫う¹ 垢箸聾世い燭い任靴腓A鹿脛淋昭仍両鹿伋斜忒齟肅齒麗鴉瘡妓就輿² 瀕沓沓樞努圻瀕津淋碓頸速鎗奸癩毬鈔緒娑³ 紗仍齡綵葦圻德揺儲ちMS明朝⁴:mso-ascii-font-family:Century;mso-hansi-font-family:Century”>アメリカの著作権法では例外事項として「正当な理由」によるケースを認めていたと思いますし、クリエイティブ・コモンズという考えもあります。前者は日本の「私的複製」に当たるのかもしれませんが、後者はクリエイティブ・コモンズ・ジャパンが存在しているかもしれません。しかし日本では、特に後者のような考え方はあまり浸透していないと思います。「著作権！著作権！」と雁字搦めにしていては、その文化は窒息してしまいます。少し余裕を持たせるべきです。 いまやインターネットで情報をダウンロードすることは当たり前となっています。インターネットに接続してホームページを表示しただけでも、画像などのキャッシュが一時的に保存され、ダウンロードされたことになります。ダウンロードを禁止するということは、インターネットの利用が安易にできなくなることに等しいです。著作権によってインターネットの利用まで禁止されてしまうと思うと残念です。 インターネットがこれほどまでに普及したのは需要があるからであり、情報を万人と共有できる所も支持されていると思います。だからその現状を受け入れて、ダウンロードを禁止してしまうのではなく、ダウンロードされた後を規制するような、何か新しい対策を立てるべきだと私は考えます。(例えば私はクリエイティブ・コモンズのような考えに賛成しています。ダウンロードして二次的利用をしても著作者の表示をしたらセーフとか、ダウンロードしても非営利のみの利用はセーフで、営利的な利用をした時点でアウトとか。) 最後に、2007年9月26日に行なわれた私的録音録画小委員会第13回会合で川瀬氏は「それが複製にあたるかどうかの知識はない」と述べているようですが、この発言はおかしいですよね。なぜその知識がない人がその法律を管理しているのでしょうか。さらに問題だと思うのは、実際に作品の著作者になるような方が会議に参加されていないことです(聞伝てですので実際はどうなのか存じませんが)。これで本当に公平な判断がされているとは思えません。ダウンロード違法化、是非もう一度見直してみてください。	個人
ダウンロード違法化に反対します。 いくらなんでもやりすぎww なんでも規制すればいいってもんじゃないです。 最近は、なんでも規制、規制。 正直うんざりしてます…	個人
ダウンロード違法化に反対する。 それは違法化の対象が動画だけにとどまらず、写真やテキストまで、すべての著作物が対象になる恐れがあるからである。 “ダウンロード違法化”の対象がテキストや写真まで拡大されれば、ニュース記事を転載したブログを印刷したり、ネットで拾った画像を掲載しているサイトの画像を右クリックで保存することも違法になる。 また、はてなブックマークやはてなアンテナなど、他人のWebページの内容を一部表示させるようなサービスについても、「違法行為の帮助」と判断されかねない。図書館などでは認められる私的複製がweb上では違法化される事になり、日本国民のweb活動は極めて大きく制限される結果になってしまう。 このように、“ダウンロード違法化”は長い目で見ればさまざまな“副作用”をもたらすだろう。 1999年には、著作権法第30条の範囲を変更し、コピーガードを回避して行なう私的複製が違法となった。 著作権法は、これまでの改正例を見ても、後から肉付けされていくことが多い。 “ダウンロード違法化”も同じように、後から厳しい条件が追加されるいくことは十分考えられる。著作者を守るための法制は必要だが、同時に保護を厳しくし過ぎて、利用者が使いにくい状況を作ることが本当に正しいとは到底思えない。 したがってダウンロード違法化に反対する。	個人

ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは現行法にある送信可能化権で十分規制できるはずであり、アップロードの監視・規制を強化することが先決である。 ダウンロード違法化による違法アップロード抑制力の効果は、ダウンロード違法化によって起こる様々なリスクに対してあまりにも小さいと考えられるので、この見直しには反対である。 著作物のダウンロードが違法化されると、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が頻発するようになるだろう。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせてしまい、文化の萎縮につながると考えられる。 また、動画・音楽投稿Webサイトの運営者に負担をかけることは、コンテンツの萎縮につながるなどの様々な問題を引き起こすことになると思される。 インターネットユーザにとってはそれらも重要なコンテンツであり、それらなくしてインターネットにおける日本の繁栄はあり得ないと思われる。 また、ユーザ主導のコンテンツが国際交流につながっている場合もあるのでこれが抑圧されてしまうのは問題である。 ダウンロード行為が権利者に著しい不利益をもたらすことは稀であり、アップロード行為が権利者に著しい不利益を与えるほうが明らかに多い。よってアップロード行為を規制することのほうが効果的な権利保護につながると思われる。 以上より、これについては反対である。	個人
ダウンロード違法化の行き着く先は、アフガニスタンのタリバーンの様な、創造性を抑圧した不毛の文化でしょう。 両極端は互いに似ると言いますが、米年次改革主導書を真に受けるのも程々にするのが、従来から外来文化を程よく取り入れて来た日本の知恵というものです。 営利目的か否かの線引き程度で、緩やかなものにすべきでしょう。 ご高察の程、お願い申し上げます。	個人
ダウンロード違法化はIT社会の幅を大きく制限することに繋がり、逆に文化の衰退すら招いてしまう危険な法案であると考えます。その為、ダウンロード違法化には反対です。	個人
ダウンロード規制法には反対です。	個人
ダウンロード禁止法は企業に影響がでるのでやめてください。	個人
ダウンロード自体そのものを犯罪にしたらネットに繋いだけで犯罪になってしまいますよ？ ヤフーやグーグルのような検索サイトだってダウンロードするんだから。	個人
ダウンロード自体を違法化する、というのはどういう事でしょうか？ 委員会で賛成派の方々はPCやネットに対する知識が皆無なのではありませんか？ ネットに接続する事自体が「何かしらのデータをダウンロードする」という行為なのです。 これを法的に規制してしまつてはインターネットの利用ができなくなります。 これらの理由から、案件185000284について、一ネットユーザーとして反対します。	個人
ただ潜在的犯罪者を作るための意見としか思えません。 ただクリックしただけで犯罪者(犯罪者に近い)になるのはどうかと思います。 それでしたら家庭等でPC等つってインターネットを利用されている方々のかかなりの数が犯罪者となるように見受けられるのですが・・・。	個人
適用範囲を海賊版や違法な配信でのダウンロードに限るのであれば、しょうがない規制だと思う。好きなアーティストに何も利益がいかないのに無料で聞いたりされるのは、アーティストが気の毒に思えるから。	個人
デジタルコピーの実態は拡大し続けているにも関わらず、デジタルで録音録画が可能な機器を政令で指定していない事は間違っていると考えます。 そもそも、著作権法では複製及び録音録画は権利者の許諾を得て行うことを前提としており、私的使用の場合に限って、アナログ方式は無許諾・無償。 デジタル方式は、無許諾・有償と定めています。 私個人の録音録画の実態を踏まえるならば、補償金を支払っていないことに罪悪感を抱いています。 1970年以前のアナログレコードのジャケットの裏には、文言については記憶が定かではありませんが「このレコードを権利者の許諾無く録音することは出来ません」という主旨の警告文が印刷されていました。 当時は私的録音補償金制度が無く、また、許諾を得る手段も持たず、幼な心に罪悪感を抱きながら購入したレコードを録音をし、テープで再生していました。 (レコード盤も針も消耗品であったため) 私個人もiPodの利用者ですが、補償金の対象になっていないことによって私が補償金を負担していないことはとても恥ずかしく、作詞家、作曲家やアーティストの方々に大変申し訳なく感じています。 また、同様な感想を持つ国民も多数いるだろうということ。著作権法を読めば誰でもがデジタルによる録音録画行為は補償金を支払う義務があると理解するにも関わらず、補償金の対象にしていないことは、違法行為を蔓延させることに繋がり、法治国家として大変恥ずかしいことだと考えます。	個人

デジタル技術の驚異的な革新によりオリジナル品質のコンテンツを容易に購入可能な現状を一般ユーザーとしては歓迎すべきですが、反面、違法コンテンツや違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないと思います。これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
なぜ今各種動画サイトに著作権に関わるような動画がアップロードされるのかを自分なりの考えとして述べさせていただきます。自分も今現在各種動画サイトを利用させていただき、また著作権に触れるのではないと思うものにも数多く出会っています。自分はアニメの視聴が趣味、娯楽となっているのですが今の居住地では見たいアニメのほとんどは放送されません。正直なところ、この現在の居住地で見れないアニメは動画サイトで視聴させてもらっています。自分も著作権については一応心得ておりますし、いい作品にはお金を払うのも当然と思っていますのでDVDなども買っています。しかし今のアニメ業界はこのアップロード問題のせいか、それともお金儲け主義のせいか価格が異常といえるのではないかと思う高さになっており、なかなか手を出しづらいです。 どの段階が始発点かは分かりませんが、この[値上げ→買えない人が増える。買った人が善意?でアップロード→売れずにさらに値上げ]の悪循環ではないかと思えます。 自分個人としては法規制の必要は十分あると思いますし、またどうせ規制するのであれば厳しくやってもらいたいです。ただ、規制するのであればその分DVDは売れますのでDVDの値下げをしていただきたいですし、放送地域の格差なども減らして欲しいです。 しかし、これは理想論ですし恐らく無理であることも承知しております。また私的録音録画小委員会様へはお門違いかもしれませんが今回の中間整理に関する意見を下に記述しました。 以下の意見についてですが、法改正自体は決して悪くはないと思います。ですが上で述べたようにその他の諸問題もありますので、今回はこのような意見に至りました。	個人
ネット上での匿名性の下での違法行為を放置しておくことは、人間そのもののモラル低下をもたらし、現実社会にもその影響が早晩現れてくると考えます。 教育や啓蒙という長いレンジでの取り組みも必要ですが、違法行為を常態化させていることは、今の青少年世代が、大人になったとき必ず日本の社会に反映してくる悪い面があるはずで。 すぐにできることとして、今回の適用範囲見直しについて賛成します。	個人
はじめまして、私は渡辺 礼樹といいます。 新潟県に在住しています。 今回メールにて、お話ししたいことは私的録音録画小委員会中間整理に関するものでした。 いわゆる、パブリックコメントです。 今現在でダウンロード違法化は間違っているものだと、思い意見させていただきます。 今現在、確かに違法なダウンロード又は、サイトにUPされている事は存じています。 確かにこのことは、規制しなければいけないものだと思います。 ですが、それを知らずに見てしまう人も数多くいます。 その人達は知らずにキャッシュを使った結果、違法とみなしてしまうのは、あまりにも今の日本にとってデメリットでしかないものです。 今日本はITが長けてきている中、当然のことに、違法な著作権を侵害する事件が数多くあります。ですが、それ以上にそのようなことでなくただ純粋にネットを楽しみたいという人達にまで法的義務を処するのは間違いです。 初心者や、あまりネットや著作権に詳しくない(自分を含めて)人達にとってみれば、どのようなことで著作権を侵害したのか、ダウンロード違法にふれるのか、せめて、もうすこし幅等を考慮をいただきたく思います。	個人
はじめまして金井貴志という現在大学生をやってる者です。今回パブリックコメントを送ろうと思ったのは現在進行中のダウンロード違法化に関する議論について私なりに考えてみたからです。私はインターネットを使っています。そのインターネットを扱う際、それが違法か合法化などユーザーとしては関係ないことであるし、またそのサイトが合法か違法かを今審議中の法が載量できるかといえ、私はNOとしか思えないのです。例え、この法が成立したとしても実現するのは現状をさらに悪くしたものであることは疑いなしでしょう。アメリカでかつて存在していた禁酒法の再現だといえます。自称権利者が権利を乱用し、ダウンロードは暗黒時代という言葉がふさわしい状態に陥ってしまいかねません。それは望ましからざるべきことであり、決してそれを容認できる状態ではないと私自身は思います。今回の法はあまりにもおざなりで私にとって合点いたしかねないのです。	個人
ほぼ全ての人にとって大変身近な音楽という文化を、今後も適正な環境におくべきという考え方はアーティストなど製作者や販売者などの関係者からひとりひとりの利用者までのあらゆる利害関係を超越したものだと思います。この規制は、特に海賊盤や違法配信などの悪用ダウンロードに対象が限定され運用されるので、その他の既存の犯罪を防ぐための法律と何ら違いが無く、すぐにも実施すべきと願います。	個人

まず、「正規商品の流通前に音楽や映画が配信され複製される例が紹介されるなど、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害している実態が報告された」とあります(101頁)。しかし、正規商品の流通前に音楽や映画が配信される例は大きく二つにわけて考えるべきです。一つは、当面正規商品が流通する見込みのない場合です。例えば、事実上CD等が廃盤になってしまった音楽や、日本でデビューする予定のない海外アーティストの作品等がこれにあたります。この場合、「海賊版」がなかったとしても、権利者は正規商品等の流通によって利益を得る可能性がなかったわけで、権利者は「海賊版」の流通により何ら経済的利益を失っていないというべきです。もう一つは、正規商品の流通前に、正規商品のサンプル等を有する関係者が、これを配信してしまう場合です。これは主に、レコード会社等における内部統制の問題です。

次に、レンタル事業者が権利者に支払う貸与使用料に私的録音の対価が含まれているかという点(102頁)についてですが、

(1) 貸与を受けたレコードを用いて消費者が私的録音を行うという実態があったからこそレコードの貸与を著作権法にて禁止する立法がなされたこと、

(2) 工業製品を貸与した場合に、当該工業製品に化体されている知的財産権の権利者にライセンス料を支払わなければならないとの観念は我が国には存在していないこと、

(3) 条約上も、著作物等について権利者に貸与権を付与するのは、貸与を受けた側において容易に正規商品と同様の複製物を作成しうる物に限定されており、著作権法により制限を受ける貸与はあくまで、複製行為の準備行為としての位置づけがなされていること等を考慮すると、レンタル事業者が権利者に支払う貸与使用料には、レンタルされたレコード等を用いて私的複製物が作成されることによる経済的損失の補分が含まれていると考えるのが素直です(現時点でも、エンドユーザーは著作権者等の許諾なくして私的録音をなし得るので、エンドユーザーが私的録音をするこの対価を(レンタル事業者が代わりに)支払うというのは筋が違うので、その意味においては「レンタル事業者が権利者に支払う貸与使用料に私的録音の対価が含まれている」とはいえませんが、そのことと上記点とは別問題です。)

次に、違法録音録画物等からの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外するとの点(104頁以下)についてですが、私はこれに反対します。理由は下記のとおりです。

(1) 著作権者等の許諾なくして自動公衆送信(送信可能化を含む。)されている著作物等には、正規商品が流通しておらず、適法ネット配信の対象となっていないものが多く含まれています。このようなものをダウンロードして私的に複製したとしても、当該著作物等の通常の流通を妨げることはありません(そもそも「通常の流通」自体がないのです。)。他方、このようなものについてのダウンロードまで禁止した場合には、日本国民は、当該著作物等の内容を知り、これを楽しむことにより幸福を追求する機会を奪われることになります。

(2) ダウンロード行為を規制するためには、商業用レコードのレコード製作者又は商業用レコードに複製されている音楽著作物の著作権者若しくはそれらの著作権等を集中的に管理する団体に、証拠保全等の形で、国民が使用しているコンピュータ等を差し押さえて、同コンピュータに接続しているハードディスク等の中身及び同コンピュータの操作ログ等を精査する権限を与えることが必要となります。しかし、それは、国民のプライバシー権ないし思想・良心の自由を大いに侵害することとなります。

(3) 「中間整理」104頁では、「個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われる」としていますが、その論拠は薄弱です。そのような薄弱な論拠をもとに国民の基本的な人権を制約する立法を行うことが、我が国の憲法の下で許されるのか大いに疑問です。

(4) ファイル共有ソフトを使用した違法複製物の送受信に関して言えば、プロバイダ責任制限法第4条第1項の発信者情報開示請求権を行使することによって氏名・住所等を探知することが可能な「送信者」を規制する方が圧倒的に楽です。なお、ファイル共有ソフトを通常の設定で使用する場合には、ダウンロードされた電子ファイルは「共有フォルダ」に蔵置されるので、受信者は即発信者となりますので、発信者としての側面を捉えて、損害賠償請求等を行えば済みます。

また、違法録音録画物等からの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外した場合に、違法録音録画物等から私的録音録画を行った者が支払うべき賠償金額は如何にして算定するのか、私的録音録画をした者が負うべき賠償義務と送信者が負うべき賠償義務との関係はどうなるのか(不真正連帯債務とした場合に、送信者が行った弁済の効果は個々の私的録音録画者にどのように帰属するか)など不明な点が多すぎるように思います。

最後に、「第30条の適用から除外する場合の条件」(105頁)についてですが、正規商品が流通しておらず、適法ネット配信の対象となっていないものについては、その私的録音録画を放置しても、著作権者等の経済的な利益を害するおそれが乏しい反面、これを私的録音録画することが違法とされると、当該情報を適法に入手する方法がなくなってしまう、知る権利等の国民の基本的な人権が大いに制約されることとなってしまいます。従って、当該録音録画物に関して、正規商品が適切な対価を支払うことにより容易に入手可能な状態におかれていることを「第30条の適用から除外する場合の条件」に加えるべきだと思います。

個人

まず、103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について反対いたします。理由は、違法なアップロードは送信可能化権でこれを規制でき、これにきちんと法の整備や機構の設立等に対応すれば違法なダウンロードを規制する必要がないからです。さらに、違法なダウンロードの法的な規制は、何を持って違法とするか明確でなく、違法合法問わずキャッシュ等への無差別な保存でネット利用とダウンロードは切り離しにくい、現行の国民の考えと司法の考えのズレで無差別に犯罪者に出来てしまう恐れ等、多種の問題が発生する恐れがあり、弊害の方が大きいと考えるからです。ついで、つぎに、104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について反対いたします。理由は、この違法化案は、書籍等でも適応を求められる可能性があり、現行大きく存在するパロディ文化を全否定してしまうからです。パロディが権利者の利益を侵害しているとはいえず、それなのに違法化されるのはおかしいからです。もしパロディ等を認めないという考えならば別の法案ですべきで、ダウンロード違法化という問題含みの行動で規制するのは合理的ではないからです。

さらに、104ページの「第30条の適用範囲からの除外」および105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について反対いたします。インターネットが国際的なものであるため、日本国の法律が全てのサイトに適応される訳ではなく、日本の違法が海外の合法、逆もまたしかりが多々あります。よって海外サイトが日本の著作権法に基づいて適法であるかどうかを知らせる工夫をする可能性は薄く、その必要もないので、ネットが海外との区切りが明確でない以上、どれだけの効果があるか疑問であり、さらに適法性の主張の義務が存在がしない海外の合法サイトを不当に締め出す恐れがある、以上の点で反対いたします。また、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるであると考えるからです。その様な不明確な状態で法律を運営することはわずかに、インターネット使用の不当な抑制や権利者の過度な裁量が行われる恐れがあるからです。

個人

さらに、適法表示の義務は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスやアマチュア作者のサイトといったものが適法であることの許可を得ることは難しく、不当な排除を行いかねないず、ウェブの文化を不当に圧するからです。例えば、適法サイトの表示、許可がないといけないということは、それが個人制作で際と管理者が権利を持つフリーゲーム等のアマチュアサイトからのダウンロードを違法と思い込み、ユーザーがダウンロードを避けるようになって不当な抑圧を生む恐れがあるからです。また、一般人は、ダウンロードした経験がある場合、違法かどうかの判断が難しく、仮に権利者とは関係ない人間が訴訟する等と脅してきても、それを確認することはできず脅しに屈してしまう恐れがあり、詐欺を生む温床となりかねないからです。 以上長々と失礼いたしました。よろしくお願いいたします。	
まず、ダウンロード違法化は一般ユーザーに無用な負担をかけるものです。しかし、一般ユーザーに売り手が負担をかけるのは、本当に最後の手段であり、そのためには他の方法による対策では不可能である、という、疑いの余地のない綿密な議論が示されなければならないはずです。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずです。 次に、ストリーミングとダウンロードの間に線を引くというのはあまりに技術的であり、ユーザーにとって不明瞭であるといわざるを得ません。新たにダウンロードそのものを違法化し、その境界線をIT技術に通じた一部のプロでなければ、一般的なユーザ、著作権者、警察官や裁判官でさえ判断ができないところに置くのは、関係者に必要以上の用心・警戒心を与えることで、国際的に拡がる、インターネットを利用した健全な文化の育成に大きなマイナスになるだけでなく、日本の企業にとってビジネスチャンスの逸失にもつながりかねません。GoogleやAmazon.comを見れば明らかに、多くの新しい国際IT企業は、いわば著作権のグレーゾーンを一般ユーザーに開放することによって、結果的に多くの支持、そして大きな成功を手に入れています。もちろん、違法アップローダを野放しにするのは問題外ですが、あまりに一部国内業界の「既得権益の逸失からの保護」という論点を重視しすぎると、結果的にかえって国益を損なう可能性があると考えます。 著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変な人たちで妨げられることなく便利に利用できることであると考えます。その意味で、既存の枠組みの中で違法アップローダをきちんと取り締まることで、法律の不明瞭さにつけこんだ悪質な行為をゆるさず、ユーザーに安心して利用できる環境を作るのが理想的であり、かつ現実的であると思料します。 今回の法改正によって、権利者団体にとって優先度の高い一般ネットユーザーが、恣意的に民事訴訟の対象とされてしまったり、また、警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーが、恣意的に簡単に逮捕されたりすることに道を開くことにつながらないか、大きな危惧を覚えます。	個人
まず、国際的な法規制から考えると、権利制限というのは国によって異なっているものであるため、どの国の著作権法に違反していたらいけないのか私たちユーザーには容易に判断することができません。 次にダウンロード違法化を実行するに当たって、「合法的な」ダウンロードの際に、受信者情報をどのように確実に入手するか、という問題が生じてくることと思います。その為に、ダウンロード者のトラッキングについて法制化を求める動きにつながる可能性があります。しかしそれでは通信の秘密が侵害されることにもなりかねません。 更にダウンロード違法化には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものがあるはずですが、日本の著作権法には、まさにこのような問題に対処するために創設された送信可能化権というものがあります。著作権者の利益を大きく損なっていると言えるのは、個々のダウンロード行為ではなくアップロード行為であり、それは既にこの送信可能化権によって規制されているはずです。権利者はこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取ってきたと言えるでしょうか。そこについて私は疑問を抱いています。 まずダウンロード違法化は、様々な手法で架空請求に用いられる可能性が高いという事です。例えば、著作権者本人が同意して公開しているがその事について詳しく掲載していないため、客観的には著作権侵害であるようなコンテンツをダウンロードした者に対し、第三者が違法ダウンロードであり対価を請求する、といった例が考えられます。また、そこまでしなくても、通常の振り込め詐欺同様、10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいれば、それは恐ろしいことだと思います。 ダウンロード違法化は、一般ユーザーを知らず知らずのうちに違法ユーザーにしてしまうものであり、これは国民の法規範意識にも合うものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態だと思います。 そしてそんな「潜在的違法ユーザー」が増えれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。そうなれば、もはやインターネット自体が敬遠されるものとなるかもしれません。	個人
まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまつては、違法サイトへのアクセスへの減少を起すばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作権等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきでない。	個人

「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。 一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者になってしまう危険性をはらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまつては、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。著作権法の目的は、違法サイトの目的ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することが目的である。しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 次に本案に反対する理由は、本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。	個人
ユーザーにとっては気軽にコピーやダウンロードができ、使いやすいことも多くなったが、相対して、それによって不利益な社会現象をおこしているとも言える為、違法なものに関しては厳しく罰する必要があるといえる。	個人
ユーチューブなどの動画投稿サイトは、ストリーミングで提供されている。 今回は違法化の対象外であるとされているが、ダウンロードとストリーミングの区別は曖昧である。 PCの性質上キャッシュという形でダウンロードはしている。 専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断する可能性がある。 よってダウンロードの違法化に反対。 5. 報告書項目名：第30条の適用範囲からの除外する場合の条件（105P） 6. ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロード後でなければ判らない。ファイル名や説明等から判断できない場合がある。 「違法コンテンツかもしれない」と思いながらダウンロードすることは、「違法かもしれないと、情を知りつつ、ダウンロードした」と判断される。 故意があるということで、訴えられたときにユーザーに不利である。 法を守ろうとするユーザーにとって、リスクになる。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人

以下、該当ページおよび項目に対する個々の反対意見を記し、最後に結論を記します。 ■103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目につきましてこの項目について私は反対の意見を提出します。理由は以下の通りです。 【理由】 ダウンロードを違法化したいと考えている人たちの議論によれば、まず前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは既存の送信可能化権で規制できます。権利者がこれまで違法アップロード行為に対し、十分な法的対策を取っていないことが問題であると考えます。こうした根本部分の改善を議論せず、性急にダウンロードも違法化してしまうことは、利用者の利便性や著作物のもつ可能性を潰すことになりかねないと考えます。 ■104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目につきましてこの項目について私は反対の意見を提出します。理由は以下の通りです。 【理由1】 ストリーミングとダウンロードのような、技術上大差がないものを法律上異なるものとして扱うことは、コンピュータ・ネットワーク技術の発展を阻害する要因となりかねません。このような重大な問題を、安易な二元論に持ち込んで性急に決めてしまいたいという、権利者側の意図を感じます。権利者の独断で勝手な議論を進めずに、こうした権利や金銭に一切左右されない、正しく技術を理解した人たちを加え、健全な議論を行なってください。安易な区別を行なわないようにしてください。 【理由2】 インターネットは日本の著作権者だけが支配するものではありません。日本の著作権法に基づいた適法マークを付けることを、他国の所有するネットワークに対して求めるような愚かな行為は、金と時間を無駄にするだけに終わると考えます。具体的に言うなら、そういったマークを管理する団体に無駄な資金が流れる危険性についての議論がまったくなされていません。こうした団体に反対の立場の人間も集めて、平等な議論を行なってください。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件ア」の項目につきましてこの項目について私は反対の意見を提出します。理由は以下の通りです。 【理由1】 ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ分かりませんし、ダウンロードした人間は判断できません。それを判断できるのは著作者た一人(団体)だけです。 有名な作品であっても、複製が認められている場合もあるなど、既に著作物の運用形態はさまざまに分かれてしまっています。まるでヤクザのように、権利団体に場所代を払ったダウンロードサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのよう扱うような運用は、無用な混乱を招きます。 また、自作の楽曲をネットワーク上で発表するといった自由な活動はすべて、「潜在的に違法である可能性がある」とみなされて、自由な創作活動が阻害されることを危惧します。 【理由2】 利用者がダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは困難です。「後で知りました」という言い逃れが通用するのであれば、ずるい者に対して効果がなく、正直者に不便を強いるだけの無意味な法になってしまいます。 【理由3】 理由1、理由2から、違法性の定義が曖昧となっており、一般の利用者は常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになります。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれてしまいます。 その一方で、こうした状況に無頓着な者が増え、そうした者たちが「犯罪を犯しているかも知れない」といった状況が常態化してしまうと、法律遵守の意識に悪い影響を与えかねません。 ■結論 ■103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目への反対理由 ■104ページ「第30条の適用範囲からの除外」の項目への反対理由 ■105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件ア」の項目への反対理由 これまでに述べた理由から、違法なファイルの「ダウンロード」行為そのものを「犯罪」とする法律に反対いたします。著作権の保護は、違法な「配信」の取り締まりを強化することによって行うべきとの意見を表明いたします。特定の利害を持つ組織の人間ばかりに偏らない、公正な議論をお願いします。	個人

以下では、違法録音録画物を配布する状態を含む意味で「違法サイト」という言葉を使います。

■105ページ「第30条の適用範囲からの除外する条件」について

我が国のインターネットを利用した文化の発展を阻害すると思うので、適切でないと考えます。

違法サイトかどうかを判断するのは一般ユーザには容易ではありません。あるWWWページが違法サイトであると判断しうる情報が仮にそのWWWページのどこかに書いてあったとして、それを見落としてダウンロードしただけで「情を知って」いたと見なされる恐れがあれば、そのリスクを冒してまでネットワークを利用したくないと考える人が多くなっても不思議ではないと思います。このように「知っていたかどうかで犯罪かどうか判断される」のでは、利用者の保護としては十分ではないと思います。そしてこのように利用者が萎縮することで、コンテンツ作成側のさまざまな市場機会も減少し、我が国のネット利用コンテンツ産業の発展を阻害すると考えられます。

違法サイトであることを利用者が判断できるようにするために、適法であることを示す何らかの表示をサイトやコンテンツに行うという選択もあるかも知れませんが、以下の理由でその方法は望ましくないと考えます。

- * インターネットでは各国の作品が入り交じっているので、日本の著作物やサイトだけに表示を行っても、利用者から見ると適法違法が明らかにならない。それによってインターネットの利用に対する忌避感が広まる可能性がある。
- * その表示を行うための手続きが、時間的金的に余裕のあるクリエイターには障害にならなくとも、そうでないクリエイターに対しては負担になる可能性がある。日本からより多くのクリエイターを輩出し、よい作品を世界に発信していくことを阻害するのではない。

■104～105ページ「第30条の適用範囲からの除外」について

デジタル技術を通じた我が国の文化の発展を阻害すると思うので、除外に反対します。

ネットへのアクセスは技術的にはほとんど全てがダウンロードです。そのサイトが違法かどうかの判断を利用者の責任とすることは、利用者は文字通り、クリック一回で違法行為を犯す可能性（そして民事的に損害賠償を請求される可能性）のある状態におかれることになります。これでは、法律やネットに対する詳しい知識を持たない一般の利用者にネット利用を忌避させることになり、日本におけるインターネットを利用したコンテンツ産業の発展を阻害し、諸外国に対して遅れをとらせることになると思います。

また、ダウンロード、ストリーミング、一時的蓄積という区別は、現状でも明らかに切り分けられるものではない上に、そのような枠組みに従って一度立法をしてしまうと、今後の我が国におけるネットワークの技術的な発展を妨げる可能性があると思います。（例えば、ダウンロードに該当するが、技術的に著作権侵害が起きないような保護の可能性など。）

違法サイトについては、第30条の適用範囲から除外せずとも、法的には送信化可能権によって対処できるものだと思います。その運用の問題を技術発達によって解決できる可能性があるのに、徒に一般ネット利用者を犯罪の不安に陥れるような立法措置を行うのは、目先の利益だけを追求することによって、長期的な日本文化の発展とそれによる利益を失うような近視眼的な解決法に見えてなりません。

著作権者の利益が違法な配布によって損なわれているという実態はあるのだと思いますが、それへの対策として、犯罪を犯すかもしれないという不安な状態に全ての一般ネットユーザをおくような法改正を行うことは、権利に関するバランスがとれていないように思います、いかがでしょうか。

デジタル技術の発達やネットの発達で、著作権者側はコンテンツを効率よく作成、複製、配布できるようになりました。これによって、ある著作物の複製を低コストで大量に作成し、さまざまなところに配布できるようになりました。その複製の全てに著作権者の権利が及ぶのですから、法文は変わらずとも技術発達が著作権者の権利を拡大したわけですね。同時に、利用者に関する情報も集めやすくなり、適切なマーケティングができるというメリットも得ています。他方、利用者側は、自然な感覚として、目にした良い情報はとっておきたいと考えます。これを行う権利は幸福追求の権利、自由権に相当します。技術発達で、個人が大量の情報に触れることができ、それを個人の持つ情報として蓄積できるようになりました。この個人の持つ情報の量が現在そして今後の我が国の文化を豊かにするものだと思います。

私的複製をこのような文脈で考えると、私的複製（私的録音録画）の30条適用除外は、利用者の人権を制限することになります。（私的複製が許されている理由を、権利行使ができないことだけに求めるのは一面的に過ぎると思います――106ページ「著作権保護技術の普及やビジネスモデルの新たな展開と第30条の適用範囲の見直し」。）送信可能化権に基づけば、著作権侵害をしているのは利用者ではなく違法サイトであって、違法サイトを対象とした処置によって著作権を守ることができる可能性がある以上、このような人権の制限には極めて慎重であるべきだと思います。

最後にひとつ比喩を使わせていただきます。ネット利用者にとって、マウスの1クリックは道を歩く一歩ぐらいの重みしかありません。違法サイトからのダウンロードが違法だというのは、歩くときに、違法タイトル業者が製造販売したタイトルの上に足を乗せたら犯罪だ、と言われるようなものです。これが街の発展をどのくらい阻害するか、ご想像いただけるでしょうか。

ご検討いただければ幸いです。

個人

以下の観点より、ダウンロードそのものを違法とすることに反対する。 ・ダウンロードは全てがユーザの意志に基づくものではない。 ダウンロードする前にダウンロードコンテンツの実態を知ることは不可能である。 現在のウェブブラウザ等コンピュータアプリケーションでは本人にダウンロードの意図がなくともダウンロードを実行することが多い。 特にウェブページは画像やテキストなど複数のコンテンツから成り立ち、その一部に著作権を侵害しているコンテンツが存在するかどうかをユーザが判断し、ダウンロードの可否を決定することは事実上不可能である。 ・「情けを知って」は定量的表現ではなく、第三者が容易に判断できない。 判断基準として曖昧であり、後から解釈しだいでどうとでもできる印象が残る。 ・違法適法の区別について 違法適法に関する情報提供は事実上不可能であるとする。 国民ないし全人類が著作権者として作品を発表する権利を有し、権利者団体を介さず個人で発表する形態が多くとられている。 権利者団体首藤による違法適法の識別は団体所属の権利者しか保護できず、全ての原著作権者を保護するための違法適法識別になら意味を持たない。権利者団体に所属する原著作権者のみに有利な状況を認める法整備には断固反対する。 ・さらに以上を踏まえ、著作権侵害コンテンツをダウンロードさせる攻撃が成立してしまう。 「情けを知って」の判断基準が明確でない以上、著作権侵害コンテンツをダウンロードした時点で違法になる可能性があり攻撃者が意図的に著作権侵害コンテンツを攻撃対象に送りつけることが攻撃となりうる。 さらに違法適法の判断がユーザに困難であるため攻撃の成立が容易になる。 この攻撃を利用した詐欺などの犯罪を行うことが可能となってしまう。	個人
以下の理由から反対として意見を述べます。 「ア」項において、「適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」との指摘がなされています。この「運用上の工夫」に伴う副作用が大きすぎることから、「ダウンロード違法化」は導入する段階にないと考えています。 ・「運用上の工夫」に伴う副作用とは 「運用上の工夫」とは日本レコード協会の取り組みのとおり「適法マーク」の発行、および、適法マークを持たないサイトからのダウンロードを違法リスク行為とする啓蒙かと考えられます。この取り組みは以下のような副作用を伴います。 (a)ネット上のコンテンツ流通の生殺与奪権を特定業界団体が握ることになる (b)新規参入が阻害される マーク交付にあたって無審査というわけにはいかないでしょうから、実績の無い新規参入者は不利です。 (c)小規模流通が阻害される ＜交付が安価である場合＞ 大量の個人・小規模団体からマーク交付依頼が殺到することが考えられます。交付者は審査・事務手続きにかかる費用を負担するリスクを負います。 ＜交付が高価である場合＞ 個人や小規模団体の場合「割に合わない」ため交付を受けることをあきらめます。つまり、ネット上での小規模な流通が阻害される作用を持ちます。 (d)適法マークの対応できないサイトが不利になる 以下のようなサイトには原理的に適法マークが交付されない可能性が高く、競争上不当に不利な立場になります。 －海外サイト、Youtube型のユーザがコンテンツを生成するサイト (e)「情を知って」の範囲が拡大する 適法マークを持たないサイトからのダウンロードする行為自体が「情を知って」ダウンロードする行為と見なされる可能性があり、拡大したリスクを利用者が負うことになります。 上記のような副作用で、日本の音楽コンテンツのネット流通、特にユーザ生成型のコンテンツの流通が停滞すると、クリエイターと音楽ファンの芽を摘むことにつながり、音楽産業自体が衰退する結果を招くのではないのでしょうか。 いち音楽ファンとして、大きな懸念を抱いております。	個人
意見 ダウンロード違法化に反対です。 理由 WEBラジオや、ゲーム会社の修正パッチなど、ダウンロードをさせて、客にサービスを与える仕事もあるのにダウンロードを違法化したら、その人たちの職を減らすことになるし、サイトに1クリックで動画(ストリーミング)にとべるように設定して、「あなた、今動画見たから犯罪ですよ、金払え」といった詐欺が出てくとも考えられるし、そして何より、日本の技術の発展の妨げにしかならないと思うからです。 失礼ですが、私的録音録画小委員会の方々は、昔のアメリカが行った『禁酒法』というのをご存知でしょうか？『北風と太陽』というお話をご存知でしょうか？ そのお話の意味を考えてくれると幸いです。	個人

意見 私はダウンロード違法化に対して反対である。 理由 著作権保護の観点からこの問題は取りざたされている。 しかしながら、現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。	個人
意見 著作権法第30条の適用範囲を現代の実情に合わせ見直すことについて賛成であるその範囲を、個人の私的使用が目的であり、オリジナルと全く同じ複製が可能なデジタル技術を使用しないものに限定するべきであるデジタル複製において、営利を目的としない場合、適切な対価の支払によって権利者の利益を損なうことなく合法的にコンテンツの複製・利用を推進すべきである。 理由 私的録音録画に関していくつかの分類と私的が記述されているが利用者による行為が適用範囲内であるか否かを利用者自身が判断することは現時点で膨大なデジタルデータの流通があるなどの理由から困難であり、いたずらに違法行為者の数を増やすだけである。 その他、多岐にわたる利用形態を違法と考えるのではなく、営利を目的としないものについて、適切な対価を支払うことによって権利者の許諾無く、デジタル技術などによって複製されたものを利用できるようにすべきと考える。 権利者の保持するコンテンツを利用するに当たり、適切な対価を支払う方法に関して私的録音録画を行う者は利用者であると考えられる為、補償金制度及び、補償金の支払義務者は125ページ第4節1・(ア)で述べられているとおり現行制度の考え方で賛成である。 しかしながら、100ページ第7章、1節2・イにあるようにある条件によっては、二重取りの可能性があることなどから、補償金の内訳を以下の3つに分けて考えることが望ましいのではないかと考える。 1、オリジナルのコンテンツを享受(1次利用と呼ぶべきか?)する際の対価(課金、CD購入等) 2、コンテンツをデジタル複製を保管する際の対価(現在の補償金) 3、コンテンツを利用する際の対価(視聴) 例を挙げると ア)CDプレイヤーはコンテンツの利用を目的とした装置である為に購入の際に「3」の補償金が含まれる イ)着ウタ機能のついた携帯電話はコンテンツを享受する機能と利用する機能が含まれているため、購入の際に「1・3」の補償金が含まれている ウ)CD-RやDVD-RWなどのデジタルメディアはデジタル複製を保管する機能があることから「2」の補償金が含まれる 補償金の内訳を明確にすることによって利用目的に応じた対価を利用者は支払うことができ権利者の不利益を解消し、2重取りの危険を回避できるのではないかと考える。 個人の利用者として、違法の恐れがなく権利者の利益を守りつつもコンテンツの利用が制限されないことを願います。	個人
意見 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。また、通信の自由もしくはインターネット産業を衰退させる事由になりかねない。 本件は著作権団体の有益性を重視したものと思われ、かつ日本国民の自由を拘束しかねない。 理由: 理由としてはダウンロードの違法化はインターネットを通じて、ユーザーが得る利益を侵害していることになりかねない。 インターネットユーザーには動画サイト(youtube、ニコニコ動画など)から動画をダウンロードして動画を楽しむ方々は少なからず存在するが、そのことが実際に著作権物の売り上げ等大幅にを侵害してるとも言い難い。 また、中間発表では、違法サイトから楽曲もしくは動画のダウンロードを違法化することを提案しているが、先に引用したように現在のインターネットは、実際に違法が適法かの区別が付けづらい情報が流通しており、それをいたづらにダウンロードを違法として取り締まってしまうと違法サイトへのアクセスへの減少させるばかりか、違法サイトへのアクセスも減少させてしまう恐れもある。 著作権法の目的は、違法サイトの撲滅というような目的ではなく著作権等の権利の保護、文化の発展に寄与するものであるのに、文化の発展に貢献するような適法サイトのアクセスも減少する可能性をはらむ本件は、明らかに著作権法の目的に反している。また、著作権団体(JASRAC等)にのみ利益を与えてしまうような法になり兼ねない。 次に本案に対する理由として、本案の有効性の不透明さが挙げられる。 本案に著作権者、もしくは団体が違法にダウンロードしたものを想定した場合、どのように違法にダウンロードしたことを発見するのかという具体例が言及されていない。	個人(同旨1件)

意見: 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)の意見に賛成します。 理由: ・ダウンロードが違法になる場合、どのコンテンツが許可されているのかが解らない。 ユーザー側にリンク先を表示する前に違反があるかどうか確認しなければならない。 違反があるかどうか調べないと飛べないもの。 ・テキスト(小説、歌詞、記事) ・音楽 ・動画 上記のものをどういう仕組みで違反かどうかを調べて飛べないのかその部分の説明が明確化されてない以上、リンクをクリックするという通常のインターネットの利用すら規制されるものであり、ダウンロードも違反にするというのは反対します。	個人
意見: ダウンロードまで違法とするのは「行き過ぎ」であり、利用者保護、著作権への利益の観点から「反対」します。 理由:1 韓国ではまずネット上で「冬のソナタ」のように海外に対して「コンテンツを配信」する事により、日本や台湾でのTV放送に漕ぎつけ「多大な宣伝効果」を上げ、「莫大な利益」を得るようになった。それに対して日本は閉鎖傾向を強めるあまり、韓国コンテンツに侵食され、海外への宣伝も無いまま人口減少と相まり縮小傾向にある。 この度の法律は著作権等の権利の保護をうたってはいるが、小子化で狭まる市場をさらに締め上げるだけであり、「著作権の今後の利益を大いに損うものである」。 また、ネット上に流れるコンテンツはDVDやCD等に比べても大きく劣るものであり、これらの流通は宣伝として利用するのが最も好ましいものであり、著作権者の利益にはなっても、犯罪と捉えるのは全くの間違いと言える。欧米の専門家からも、日本が生き残るにはコンテンツ配信を積極的に行うしかないという意見も出ているように、一定の範囲以下の画質、音質のものに対して認めていくのが国益を考える上で、最も良い選択である。 現にアメリカの「UNIVERSAL MUSIC GROUP」は「Youtube」上で自社の大量のコンテンツを自ら配信し、宣伝活動を行っている。 http://jp.youtube.com/user/universalmusicgroup 理由:2 技術的問題 ネット上で配信される全てのもの(データ)は、ストリーミングも含め「全てダウンロード」という事である。これは「地上デジタル放送」でも同じ事であり、どのような形をもってしても、「本人の意思とは無関係に」「保存されてしまうもの」である。これらの基本的な問題を理解せずに、ダウンロードを違法化するという理屈として到底通るものではない。 理由:3 本案の有効性の不透明さである。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
意見: 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは、行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 理由: 第一にダウンロードの違法化案に反対する理由を述べる。 中間整理では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現状におけるインターネットの状況は、適法・違法の区別が困難であるほど、多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。 著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作権等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。 しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 第二に本案に反対する理由として、本案の有効性の不透明さについて指摘する。 本案に則って、著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。	個人

「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。 また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるを得ない。 ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。 また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由： まずはじめに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 現行の法律では、送信可能化権により、著作権物の無断アップロードは違法とされている。 また、現在普及している多くのアップローダーやファイル共有システムの場合、ほとんどアップロードした者の特定はそれほど困難ではないと考える。 実際に、著作権物が無断で公開されている掲示板の取り締まりは進んでおり、今までのように無断アップロードを違法とするだけで、十分権利者を守ることは可能であると考ええる。 次に本案に反対する理由は、本案での「ダウンロード」と「ストリーミング」の区別の曖昧さである。 YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで動画を提供している。 今回は、ストリーミングについては違法化の対象外であるとされている。 しかしストリーミングとダウンロードの区別は、技術的には曖昧である。 また、一時的であるストリーミングでもキャッシュという形で「ダウンロード」はしている。 専門家の間でも定義に争いがあり、裁判所が違法と判断するかもしれない。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由： 第一、あんなアンバランスな環境でまとめた意見なんて、国民の代表した意見とはまずいえません。 ほとんど利権のある協会関係者がほぼの状態意見言ったら、いいようにされるだけ。 もうちょっとまともな人選を行ってください。 ファイル共有ソフトなどで違法行為を行うのはあからさまに違法なことです。が、まず第一に「情に・・・」という言葉、確かに共有ソフト使う輩は仕方ないと思います。 たとえば、この状況だと、違法ファイルだとしらずに見るストリーミングサイト「ex: Youtube・ニコニコ動画」で違法と知らずファイルを落としてしまった→警察に捕まる。 という図式が出来ます。 確かに「情に・・・」という言葉で、たとえば知らなかったとしても、冤罪としていく可能性だってあります。 今のネット技術上知らぬ間にファイルがどこかに残っているわけであり、少々強引な言い方をすれば「知らないうちにダウンロードされていて捕まってしまった」という事態にもなりかねません。 例えば、アマチュアのバンドが自分たちで演奏しているJASRAC管理曲を、管理曲と知らず、動画サイトでダウンロードして聞いていた。→警察にばれて捕まる。 ってのも図式が出来ます。 そんな強引な案には反対します。	個人

意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由： ダウンロードの違法化案に反対する理由を述べる。 権利者に対しての経済的保護は必要な事だと感じるが、方策が余りにも理不尽である。 そもそも、音声データや動画データを著作権保護を盾に一般に配布できなくさせる立法は検閲行為にあたり、インターネットを使った言論行為自体を封殺する事にあたると考える。 また本件についてはハイパーテキストによる文字データのダウンロードさえも禁じることが可能であり、それは国家によってインターネットそのものが違法だというレッテルを貼ることに他ならない。 権利者に対しての保護を行うのであれば、データのダウンロードに対して規制を設けるのではなく、再生機器を通す形態のデータであるならば、暗号化を施した上で暗号鍵を機器に内蔵したプロセッサに組み込んだりなどと、権利者団体とその権利によって副次的に利益を得ている団体が丸となって取り組むべき事なのではないだろうか。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由： 現在の時点では、著作権物がインターネット上に違法にアップロードされたものであっても、それを任意のユーザーが合法にダウンロードすることができる状態になってしまっているが、果たしてこれがデメリットばかりを生み出すことになっているのかを考えていただきたい。 例えば、あるアーティストのプロモーションビデオ(著作権物)を動画投稿型サイトに違法にアップロードした者がいたとする。アーティストは被害者である。しかし、角度を変えてみていただければ話は変わる。違法にアップロードされた動画を見る任意のユーザーたちがそのプロモーションビデオを見るわけであるが、このとき注意すべきはアップロードされた動画が、ユーザーへの宣伝効果をもたらしていると考えられることである。 私はこうした動画投稿型サイトでプロモーションビデオを試聴し、それから買うかどうかを判断する。ダウンロードを違法にすることは、買う・買わないの判断材料を失うことであり、判断材料を失うことは多くのユーザーにとっても大きな痛手となるのは確かであろう。そして、いいものは残り、悪いものは去っていくの原理がうまく働かなくなり、競争主義が成り立たなくなる。というのはおかげさであるように思えるが、少なくとも「可能性」としてありえる話である。 よってダウンロードを違法にすることは著作権物の権利者側にも大きな被害をもたらす可能性があり、ましてやわれわれ一般ユーザーが失うものは大きい。 また、日本のインターネットの普及率は60パーセントに届く勢いで今も上昇し続けている。こうしたなかで法律をむやみに、あるいは強引に変えてしまうことは大きな混乱を招くと予想される。それはまず、多くの人がダウンロードが違法になるかもしれないということを知らないことにある。新聞などでは小さく報じられ、テレビでもあまり取り上げられていないように感じる。私はこれを作為的であると感じてさえいる。誰も知らない間に法律を変えてしまって「そういう法律ですから」と違反者を容赦なく罰する。特に、JASRACのような著作権に関係する団体は信用できないと考える人が多く、お金のためだけにやっているのではないかと疑われるような問題が数多く指摘されているのが事実だ。手に負えないほどの人たちが無数の著作権ファイルをダウンロードしている中、誰も知らない間にダウンロードを違法にし、それが信頼の置けない団体の提案であると知ったらどうおもうか。 この件についてはもっと公に話し合われるべきである。慎重さを欠いた決断は人々の反感のほかになにを生み出すだろうか。そもそも著作権物のアップロードが違法となっている中インターネット上に無数の著作権物が流失しているという事実があるのに、ダウンロードを違法にして事態がよくなるかといったら、それはまったくよくならないといえるであろう。見せしめに逮捕者を出したとしてもなんの解決にもならない。相手が多すぎて脅しにもならないはずだ。	個人
意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」以下、(中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 理由： 「ダウンロードの禁止」ということについて述べる。 中間整理側が述べるように、確かにネット上には著作を侵害するデータも存在はしている。が、個人が撮影、製作したもの(著作を侵害していないもの)も多数含まれている。仮に法令が施行され、ダウンロードを禁止した場合、先ほど述べたように個人が撮影、製作したものを私的理由で閲覧、ダウンロードした場合にも法令は適用されてしまうと考えられる。このような製作者が許可し撮影、製作したデータをダウンロードして、これが法律に違反するというのは、著作権法の意義から外れてしまっているとされる。これでは「個人が作成したものの著作権」自体を侵害するに等しいと私は考える。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人

意見： 違法化自体に、反対。 ★理由①『愚法？』 合法になると、またニュースで話題になりドラマや、映画、音楽CDなどを無料で入手する人が増える。 過去、Napstar、WinMX、Winnyをテレビで放送する事により爆発的にユーザが増えた。 ダウンロード違法化にする事は、効率的で、一時的にはCDやDVDの売り上げが伸びるでしょう。 しかし、人の心理として、「見ちゃダメ！」と言われると見たくなるのが人情であり、もっと心理的に効果がある方法をとるべきです。 人に対しては、効率より、効果を。 過去の経緯から、Lose-Loseになると思います。 同じ事を何度も繰り返している。CCCD、コピワンなど。 学習能力が感じられない法だだと思います。 ★理由②『説明はどうやって？』 今回の法律を理解出来ない人が多いと思う。 PCのヘビーユーザ同士でも議論されるくらい曖昧で、理解が難しい法律です。 『「YouTube」などから、テレビ番組をダウンロードしてはいけません。』と、国民に説明するのですか？ 「YouTube」でテレビを見られる事を知らない人も多いのです。 『Winnyなどで、映画、ドラマ、音楽をダウンロードするのが違法になりました。』とテレビで言うのですか？ Winnyは、初心者には危険です。 学校の生徒の住所録、電話番号のデータが公開されたりウィルスにかかると、あなたやあなたの友人の個人情報を無意識に公開したりします。 テレビでWinnyの名前を出すことによって、私やあなたの個人情報が大衆にさらされる可能性があります。さらに削除できません。 P2Pの名前を出す度に、被害が拡大しています。 Youtubeでも、いじめの動画をアップしたりして悪用しようとするば、いくらでも出来るのです。 違法化が通っても、放送の方法には十分注意を払ってください。 ★対策①『臨機応変に』 ネット環境があれば、ほとんどの物が入手可能です。 ツタヤに置いてない物まであり、便利極まり無いです。 著作権関係者が、キャンキャン言いたくなる、または言わなければならないのは、当然だと思います。 魅力、お得感を出せば良いと思います。 違法化は、著作物を扱うメーカーなどの怠慢だと思ってます。 違法ダウンロードは、とめる事ができません。 Winnyで違法アップロードをした人、Winnyの作者が逮捕されたりで一時的に減少しましたが、Shareなどで、いちごっこをしなから増加しています。 これらを、レコード会社などは、認識すべきなんです。 時代にあった、商品、お得感を売るべきだと思いませんか？ ネットにある映画、音楽は、ほとんどが圧縮されており映像、音質が劣化しています。 日本は、ブロードバンドが一般的ですので「安く、高品質の音楽を提供できます！」などを売りに、すれば良いのです。 レンタルだと、借りに行く、返しに行く手間、かつメディアを入れる、出す手間があります。 買う方の心理としてはダウンロードで、アルバムが200円だと魅力的です。 Winnyからだ、ウィルスや偽物が多いからです。 中高生だと、クレジットカードを持ってない人が多いので『携帯から購入→ID、パスワードのお知らせ→ネットでダウンロード』で、携帯から請求すれば良いのです。 また、MP3(音楽圧縮ファイル)が便利でカーオーディオにも普及しています。 アルバム200円で、ファイル名もきっちり表示してくれるMP3ファイルも、おまけで付けばいいのです。 CDからMP3ファイルにすると、ファイル名を書き換えるのがかなり手間、パソコンでタイピングが不慣れな人には特に重宝します。 さらに、たくさんの曲をメディアに記録したい人は128kbps(標準音質)高音質で聴きたい人は192kbps(高音質)を選択できれば便利です。 http://www.ongen.net 例えば、このサイトでは、ダウンロードでアルバムが2000円です。 ツタヤに行けば300円くらいでレンタルできます。 普通の中高生が買うでしょうか？ バカな社会人でもツタヤの方が安いとわかります。 こんな価格設定で、売れると思いますか？ お得感がありますか？ さらにコピープロテクトなんてかけたら・・・ お分かりだと思いますが、レコード会社は、怠けてるのです。 映画のアイデアもありますが、長くなるので・・・ すでに十分長いですが、もう少し辛抱してくださいm(_ _)m ★対策②『アップロード者を逮捕』 これは警察の怠慢です。 アップロード者を逮捕しないからダメなんです。 そして、テレビやラジオで絶対に放送してはいけません。 ちょっと前は、地味に逮捕していましたがそれでいいと思います。 そして、それらをネットニュースで流します。 これが効果的なんです。 P2Pをやめようと思ってる人たちには良いきっかけになります。 新しく、P2Pをやろうとする人に「危険だから・・・」と言えます。 Winnyの作者の逮捕は、違法です。 当時は、強引な逮捕に京都府警に恐怖を覚えました。 それでも、減らないのですから・・・	個人

★最後に 『違法化の前に・・』 違法化の前に、公務員によるWinnyでの個人情報の漏洩による刑事罰の法律を作るべきです。 公務員はWinnyを使って、著作権違反以上の事をしてるのに法律が無いため、今年も同じ事件が何度かありました。 この様な事を、なぜ放置できるのでしょうか？ まず、公務員にしっかりしてもらってください。 順番がおかしいです。 ★ まとめ『民主主義』 著作物を販売する側の怠慢。 アップローダーを逮捕しない警察の怠慢。 これらは、多くの国民には、あまり関係の無い事です。 普通にネットを楽しんでる人がほとんどです。 その多くの国民が悪いと言わんばかりの法律っておかしくないですか？ 民主主義って何でしょうか？ 今、思ったのですが。 公衆送信権について、理解してもらう方が良いのでは無いでしょうか？ これだと、Winnyなどの名前を出さなくて済みますし・・	
意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 理由： ダウンロードしたファイルが違法かどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分らず、ファイル名や説明等から判断できない場合がある。 また、ダウンロードした後であっても、個人が趣味で作成したものと、レコード会社が製品として作成したものの区別する方法もない場合がある。 更に、ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかの判定はできないため、正直に話した者のみに不利に働くという欠点がある。 それに、管理されたサイトにのみ適法マークを与え、それ以外をすべて違法であるかのように扱うのは、自作の曲をブログで発表する等の個人の自由な活動を不当に抑制しかねない。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人
意見:「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成します。 理由:ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でなければ厳密には分からない。ファイル名や説明等から判断できない場合もある。 現在のインターネットは、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通している。曖昧な違法性の定義によって、一般のユーザーは常に「犯罪を犯す」リスクにさらされることになる。このリスクを避けるためには、合法であることが確認できる映像や音楽以外へのアクセスを自粛しなければならず、文化的活動の機会が著しく損なわれる可能性がある。一方、そこまで厳密に考えないユーザーが「犯罪を犯しているかも知れない」状況が常態化すれば、法律遵守の意識に悪い影響を与えるのは必至である。そのため、いたずらにダウンロードを違法化してしまえば、違法サイトへのアクセスへの減少を起こすばかりか、適法サイトへのアクセスをも減少させてしまう可能性がある。著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。しかしながら、適法サイトへのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の目的と反している。 ユーザーがダウンロードした時点で違法サイトと承知していたかどうかを判定するのは難しい。「後で知りました」という言い逃れが通用するなら、ずるい者に効果はなく、正直者に不便を強いるだけである。そもそも、どのように「情報を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、あるユーザーがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知るべきがない。「情報を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでいる。また、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 技術的側面についても、現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントにデータが保存されるようになっている。これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外なく、Webでストリーミングを用いて受信することはすなわち、ダウンロードを行っているのと同義である。すなわち、Webを用いてストリーミングを行うと言うことは、ダウンロードしながら再生しているに過ぎず、ダウンロードのみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。ストリーミング再生中には一次保存されるが、その一次保存データは簡単に二次保存可能であるし、一次保存データを永続的に保存すれば、もはやそれは二次保存データと変わらない。一次保存データの保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動しなかった場合、その一次保存データは半永久に残る場合もあるため、現実的でない。また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文をもうけても、先に述べたように、日本国民全員が犯罪者となってしまう危険性をはらんでしまう。 以上の理由より、違法なファイルの「ダウンロード」を「犯罪」とする法律には反対します。	個人

意見:「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」の105頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成します。 理由:以下に理由を述べます。 ○我が国の文化の発展を阻害する。 「私的録音録画小委員会中間整理」では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されています。しかしながら、先に引用したとおり現在のインターネットは適法か違法化の区別が困難な多様な情報が流通しています。明らかに違法と分かるようなものも存在しますが、全ての著作物が外観上の著作権表示を行っているわけではなく、見ただけでそれが違法であるかどうかを見分ける事は、特に一般のインターネットユーザにとって非常に困難であると言えます。 このような状況でダウンロードを違法化すれば、違法サイトへのアクセスは減少するかもしれませんが、同時に合法・適法なサイトへのアクセスも減少する事になりかねません。なぜなら、インターネットを利用するユーザにとって、合法的なものを含むあらゆるダウンロード行為が法的リスクを背負った行為になってしまうからです。 その結果、インターネットを通じた創作性の拡大は著しく阻害されてしまいます。新しい著作物の創造は多かれ少なかれ過去の著作物に影響を受けた上で行われますが、ダウンロード違法化はインターネットの発展によって得た過去の著作物に触れる機会を我々から奪い、ひいては新たな著作物の創造の機会も我々から奪ってしまいます。 この様な事態を招きかねない本案は、本来の著作権法の目的、「著作権者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与する」ことに明らかに反し、我が国の文化の発展を阻害します。 ○有効性が不透明である。 本案では違法サイトからのダウンロードを違法とする条件について、「情を知って」行為を行った場合としていますが、どのようにして情を知りつつ行為を行ったことを確認するのでしょうか。その方法が分からないのでは、本案の有効性には疑問を持たざるを得ません。 一方で、「情を知って」という文言は非常に曖昧です。ユーザにとってインターネット上のコンテンツは、外見がどうであれ実際にダウンロードしてデータの内容を確認するまではそれが違法であるかどうかを確認する術はありませんが、違法であるかどうか分からないままコンテンツをダウンロードする、という行為も「情を知って」の行為であると解釈することは可能であり、これは一般のインターネットユーザのほとんど(現在の我が国のインターネット普及率を考えれば、国民のほとんど)が潜在的な犯罪者になってしまう危険性ははらんでいるという事になります。 さらにこの事実は、ダウンロード違法化が架空請求などの犯罪行為に用いられる可能性を示唆しています。 これに対して、「合法ダウンロードマーク」を合法サイトに付与すれば違法か合法かを識別できると言う意見もあるようですが、このような権利者に負担のかかる対策は、個人の著作権者による合法サイトの構築、維持を困難にし、彼らの著作物の発表の機会を奪う事になります。また、ユーザ投稿型のサイトではそもそもこのような合法マークを設定する事自体が不可能です。よって、「合法ダウンロードマーク」による対策は不適切であると考えます。 法律はその有効性と共に同時に生じるデメリットも考慮されなければならないはずですが。しかし以上で述べたように、本案には、法改正に伴って生じる余りにも大きなデメリットに見合うような有効性は、全く存在しません。 ○技術的側面について現実的ではない。 動画投稿サービスのようなストリーミング配信サービスは、ダウンロード違法化の対象外であるとされていますが、その一例であるYouTubeやニコニコ動画等は実際には視聴と同時にクライアントコンピュータにデータがキャッシュという形で保存されているため、純粋なストリーミング配信ではなく、擬似的ストリーミング配信であります。そして擬似的ストリーミング配信は、ダウンロード配信と同等と捉える事も可能です。仮にこのような一次保存データをダウンロード違法化の対象外としたとしても、この一次保存データを二次保存する事は容易でありますし、一次保存データ自体を永続化させることも容易であります。すなわち、ストリーミング配信とダウンロード配信とを区別して扱うという本案は、全く現実的に即したものではないと言わざるを得ません。	個人
意見:いくつかの観点から、除外は不適当である。 一つは、ダウンロード、あるいはストリーミングが、必ずしも利用者の能動的な意図に基づいて行われるとは限らないからである。少しでもwebに触れたことがあれば理解できることだが、ネットサーフィン中において意図しない動画を見せられることは少なからず起こり得、それは必ずしも意図的に排除できるとは限らない。 また、ダウンロードかストリーミングか、は実際にネットワークを通じてデータがローカルマシンにまで到着し、メモリ上に展開されているという点では相違がないものであり、これを外形的に区別することはマクロには可能であっても、その境界が必ずしも明確ではないことは、技術面から考慮すべきである。 それより何より重大なのは、利用者にとってその試聴行為が合法であるのか違法であるのか、区別する手段が無いことである。違法サイト、というのは、権利者から見ればそれは明白であっても、利用者から見れば必ずしも明確ではない。「情を知って」というのは「シロである確信を持っていないなら」ということになり、グレーゾンの存在を否定するものである。そして前述の通り、シロクロの確信を利用者が得ることは、現状かなり困難である。 徒に「違法」の範囲を拡大することには疑問があり、この件については、従来通り公衆送信可能化権に基づいた対処すべきものであると考える。	個人

意見:ダウンロードの違法化に『反対』します。 ■「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) キャッシュも技術的にはダウンロードなので、専門家や省庁の考えに関わらず、法文に明記されなければ裁判所で違法と判断される可能性が残ります。 ■「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) コンテンツが違法か合法なのか見ただけで分からないことが多く、「情を知る」の意味もわかりにくいので、どこまでが違法なのか一般ユーザーには判断がつきません。 潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになり、一般ユーザーに無用な負担をかけます。 著作権の所有者に損害を与えるのは、一般ユーザーよりも違法コンテンツのアップローダーと考えます。 著作権の保護は、違法な配信の取り締まり強化によって行っていただきたいと思います。	個人
意見:ダウンロード違法化に反対です。 理由:ダウンロードしたファイルが違法なものであるかどうかは、ダウンロードした後でないと厳密にはわからないため、法案成立による萎縮効果のほうがメリットよりも大きすぎると思われるため。	個人
意見:違法サイトだと承知の上で利用している悪質な人に対してダウンロードを違法にすることで抑止できると思うのは希望的観測に過ぎないのではないか。それよりも送信可能化権でもって権利者が違法アップロードした人を規制していくほうが効果的ではないか。また、利用秩序の変更は、かえって悪意のないユーザーが混乱したり萎縮したりするおそれの方が大きいと思うのでダウンロードの違法化には反対です。	個人
意見:違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。除外されることにより、違法事業者の利用が減少、適法事業者を通じて、権利者に対して録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待します。	個人
意見:違法配信事業者からの私的録音録画を30条の適用範囲から除外することに賛成します。適法事業者と違法事業者の区別が明確になり、安心して音楽配信が利用できるようになるといいと思います。	個人
意見:違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することに賛成いたします。これは倫理の問題であり教育の問題です。我われは「人のものを盗むな」「お金を拾ったら交番に届けなさい」と子供の頃から躾られてきました。私は違法なものを自分のものとしてしまうことに非常に罪悪感を抱いてしまいます、何か後ろめたいのです。今の子供たちにこの状況が正しいことだと思わせてしまうとするならば、それは我われ大人達に責任があります。一刻も早くそのような行為が違法であると認識させなければなりません、そのためには是非とも法律を改正する必要があるのです。そうでなければ、法律で規制をしなくとも社会常識として当然といえるようなことさえ善悪の判断のつかない人間になってしまうでしょう。	個人
意見:海賊版あるいは違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを、第30条の適用除外にすべきであると考えます。違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画を放置することは、著作者の利益を不当に害するものであることは明らかな違法複製物からの録音録画は許されるべきではありません。	個人
意見:私自身、インターネットを公私にわたって使用する機会の多いものとしては、殊に個人的な目的の「ダウンロードが規制の対象になる」ということに違和感を覚えます。しかし、いっぽう、これまで日本では「著作物」に対しての意識がやや低かったようにも思うので、普段何気なく見ているサイトに使われている画像や音楽のデータのうち、もしかしたら著作権を侵しているケースもあるかもしれないと考え、「規制」自体は仕方がないと思います。 規制する対象についてきっちりと定義するならば、致し方ないのでは？ 自分の著したものを、海賊版や違法ダウンロードとして誰かが利益を得て、本来の権利者に不利益がある可能性はなるべくなくしていくべきだと思います。	個人
意見:反対 反対の理由:ストリーミング配信のものを受信するのは合法、ダウンロードは違法と言う位置づけになっています。 しかし最近では著作権主のサイトがダウンロード方式で情報を配信することも増えてきており、ダウンロードというだけでは違法と決め付けられないことも多々あります。 それが「ダウンロードは違法」と明文化され法改正されてしまうと、合法のはずのものを配信、受信した場合でも違法と判断され、刑事罰の対象・著作権料の支払い義務が発生することも容易に考えられます。 よって反対します。	個人

意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略)という意見に賛成するものである。 理由:ダウンロード違法化に反対する理由を述べる。 中間整理では違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されているが、多様な情報が流通している現代のインターネット利用状況においては先に述べられているように適法・違法の区別が難しいと思われる。その上でダウンロード違法化を法律化してしまうと現行の適法サイトにおいてもアクセス数低下や利用の低下など様々な問題が懸念される。 これは著作権法の目的と反しているのではないだろうか。著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することであるはずだ。 また、サイトといってもyoutubeやニコニコ動画など適法・違法が入り交じったサイトも存在する。その場合の投稿者・観覧者の規制などについてももっと詳しく話し合うべきだと思う。 私が疑問視しているのは摘発の方法である。たとえばyoutubeやニコニコ動画では、沢山の動画が連日投稿されている。その中から違法性のある動画だけをたして摘発できるのであろうか。それは国家による情報検閲に当たるのではないだろうか。また、摘発できずにサイト自体を閉鎖に持ち込もうとするのではないだろうか。そうなると今も眠っているだろう無名の動画制作者達は作品を発表する場が無くなってしまう。 また、MAD作品はどうなのだろうか。私自身の考えからするとMAD作品はかなり制作者の独創性が含まれていてすばらしい作品だと思う。違法なものなのだろうけれども、それでも個人の素晴らしい作品には違いないと思うし、個人で楽しんでいる分には良いのではないだろうか。 最後に技術的側面からの疑問を述べる。 現代の技術では動画などダウンロードではなくストリーミング視聴した場合でもキャッシュがのこる。それはコンピュータの側で自動的に保存していることになるのだが、それもダウンロードには違いない。となると、誤って視聴してしまった違法動画でも摘発されるということになってしまう。それこそちょっとした操作ミスでも。 ストリーミングは再生中に一時保存をしているという技術になるが、それは二次保存が可能なのであるし、ダウンロードのみを規制することは現実には即していない。 もしこの案件が法として適ってしまった場合、日本国民全員が犯罪者になってしまう可能性がある。 以上の理由により、本意見書ではダウンロード違法化に反対することを表明する。	個人
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由:そもそも「Web上で何かを行うこと＝自己のPCにダウンロードすること」であり、それを違法とすることは「Webを使って画像を見るな、動画にアクセスするな、なにもしてはいけない」と言うことと同じである。 たとえばある企業のホームページにアクセスして、そのページに画像や音楽、動画FLASHなどがあった場合はそれだけで違法となるわけで、それは権利者にとっても閲覧者にとっても望ましい結果とはいえない。 例えばダウンロードの行為自体に罰則はなくても「違法である」と言う認識が社会に徹底されれば、権利者が「アクセスしてほしい」部分までも敬遠されてしまうことは想像に難くない。 以上の理由により、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由:今回、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案があげられているが、現状無数の公開の場が設けられており、それら一つ一つが明確に違法かそうでないかの判別が困難であることを挙げたい。 また、仮に僅かでも怪しいサイト全てを完全に違法サイトとして取締りの対象とする場合、現在構築されているネットワークの場そのものの存在意義が失われる可能性があると考ええる。 現在のネットワークの場は広く開かれており、この事がインターネットによる文化の発展の支えとなってきたという点は全面否定する事は難しいはずである。これらを全て否定した場合、現在のインターネット文化の根底を全て覆すものになりかねない。 様々なサイトにあるものを個人で楽しむためにダウンロードしてきた場合、それが違法であるか、合法であるかいったいどこで区別をする事ができるのであろうか。 更に、違法であることは誰が判断し審判を下すのだろうか。仮に本人が気付かなかった場合、判断を下すのは第三者である事が主となるであろうが、これは密告を推奨する制度となりえるのではないだろうか。このことにより、犯罪者(の可能性があると判断されたとした場合、事実がどうであれ個人の名誉は著しく損害される可能性が危惧される。 また、この調査に人手を割く場合も膨大な人手と費用、時間が必要になることは容易に想像が付く。 上記の例のようにダウンロードした後には違法であると気付いた場合も犯罪とされるならば、利用者は犯罪を犯す危険性に常にさらされることとなり、危険性から身を遠ざける(違法サイト・適法サイトともにアクセスそのものを行わなくなる)可能性も否定できないであろう。 その結果、インターネット文化の衰退、適法サイトの利益も損なわれる可能性が生じ、現在のネットワークの場が瓦解するのではないだろうか。 また、逆に規制が及べば及ぶほど、その目を掻い潜り規制の手が及ばないほどのアンダーグラウンド(裏サイト)が蔓延し、より凶悪な犯罪を助長する可能性も否定できない。	個人

これらのことより、「違法なサイト」からの「ダウンロード」を違法と捉えるのではなく、その大元である「配信」の段階を問題とすべきであり、著作権の保護という目的に関しては前述の「配信」に関する基準を設けるなどして実施していただきたいと思う。 これらの理由により、本意見書ではダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由:昨今のインターネットには様々な情報が飛び交っている。 この状態で、一概にどれを違法とするかは難しく、場合によっては適法サイトへのアクセスをも減少させてしまいかねない。 著作権法の目的は、違法サイトの撲滅ではなく、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。 適正サイトへのアクセスが減ってしまいかねない本案は、著作権法の目的と反しているのではないかと考える。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由:中間整理で述べられている、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案であるが、そもそもどこまでを違法サイト、違法動画と認識すべきなのか未だに明確な線引きがない。 この状態ではある特定の動画が違法か否かを個人が判断するのが非常に難しい。 この現状でダウンロードを違法化することは、結果として適法サイトのアクセス減少を招く危険がある。 著作権とは本来文化の発展に寄与することが目的であり、それに逆行する行為であると言わざるを得ない。 この観点から、あくまで違法はアップロードの行為限定とすべきであると主張する。 また、ストリーミングは違法であるが罰則を設けず、という考えにも賛意を示せない。 「罰則がない」というのはあくまで刑罰上のことであり、民事で訴訟される可能性があるということでもあり、事実上罰則があるのと同義である。 そもそも動画や楽曲というのは絵画と違ってある程度視聴しなければその概要を掴めず、すなわちストリーミングしなければ違法かどうかの判断はできないことのほうが多いのである。 適法と思って視聴したら違法であった、というケースを想定しないことでも有用性のある法であるとは思えない。 では何を以って「適法」として「違法」として視聴したかは完全に個人の思考の範疇であり、違法とは知っていたが、言い逃れで「知らなかった」と主張したときと区別することは実質不可能である。 結論としてストリーミングの違法化は罰則の有無や違法の条件に関係なく、国民全員が犯罪者となる可能性を与えるか、法として形骸化するかのどちらかしかなければならぬであろう。 なお、ストリーミングはあくまで一次保存であるが、状況次第では2次保存とならざるを得ない状態での保存が可能である。 すなわちストリーミングと通常のダウンロードは区別するのが難しく、ダウンロードに罰則を設け、ストリーミングに罰則を設けないというのは片手落ちである。 但し、ストリーミングの違法化に問題があるのは前述のとおり。 ストリーミングを違法とできないのであれば、ダウンロードも違法とするのは難しいであろう。 以上の考えを以てダウンロードの違法化に反対の意見を表明させていただく。	個人
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成する。 また、諸外国の著作権を比較するのはよいがアジア圏についても比較してほしかった。 コンテンツ大国ニッポンを目指すのなら、どのように法律改正すれば営利的に有利に働くかという観点ではなく、どのように法律を改正すれば文化の発展に寄与できるかという観点からどの国よりも進んだ法律や仕組みを作っていただきたい。 理由:以下にダウンロード違法化への反対理由をのべる。 反対理由1:違法サイトとは101頁の定義に従うと、権利者に無断で著作物等が送信可能化されたものとしている。 つまり、この定義では著作者等が一時的に「黙認」しているような状況においても、違法サイトの定義に当てはまってしまいそれをダウンロードした人を犯罪者とするのはいくらなんでも無理がある。 このように著作者等とユーザーの利害が一致している場合においても、いたずらに犯罪者とみなすことが文化の発展に寄与するとは思えない。 反対理由2:著作権法は文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としている。 たしかに、違法サイトからのダウンロードは著作者等の権利の保護を図れるので一見妥当なように見える。ただ、文化の発展に寄与するとは思えない。 なぜなら、一般人にとっては適法と違法の区別をつけられないサイトは沢山存在する。 「ひょっとしたら、これは違法なのではないか」という懸念から適法であるサイトのアクセス数すら減少させる恐れがある。 したがって、ダウンロードを違法化してしまえば文化の発展に寄与できず、また「まっとうな著作者等が誤解・混乱によるアクセス数減少により権利の侵害」をうける可能性も考えられる。 これでは、著作者等の権利の保護→文化の発展に寄与するべきはずが、一部の著作者等の権利の過剰な保護→文化の衰退となり法の目的を達成できない。	個人

反対理由3:「情を知って」行為を行ったかどうかをどのように調べ、どのように解釈するのがわからない。 多数の者が指摘してくると思われるが、いかようにも解釈できる文言でありインターネットユーザ全員が犯罪者となりかねない。 また、そのライン引きができたとしても、犯罪者探しの仕組みによる過剰な情報監視に発展する恐れがあり脅威である。 反対理由4: 公開されていた違法ファイルのダウンロード数や売上データはただの羅列であり、例えばダウンロードされた曲数などを推定算出してるがその曲数分「売れるか」は全く別問題である。 仮に違法化したとして、正規のルートを経たコンテンツを売りつけようとしたとする。しかし、消費者が「じゃあ、いらない。お小遣いが少ないのに、着うたフルに420円も払えない。」となった場合、違法化は著作権者等にとって利益となるのかは不明である。つまり収入は増えず、音楽や映像の受け手が縮小するだけの恐れがある。 反対理由5: 理由4と関連して、次世代のクリエイターへもダメージを与えると考えられる。なぜなら、次世代のクリエイターはいま良い作品を大量に浴びて感動し触発される必要があるが、例えば、若者に人気の着うたなどのダウンロードの違法化は、次世代のクリエイターに作品接触の機会を奪い開花すべき才能に損失を与えるのではないだろうかと不安である。 個人的には、コンテンツ大国ニッポンをめざすならば、これは最高に邪魔な規定となると考えている。 アニメーター育成を考えても、首都圏はタダでテレビアニメを録画でき研究できるが、田舎ではレンタルビデオ(それすらないかもしれない)・有料配信などの追加のコストを払えというのは酷である。(首都圏は新作アニメがたくさん放送される、しかし田舎はあまり放送されない。)アップロードが違法だとしても、ダウンロードくらい認めてあげてほしいし、将来有望なクリエイターが生まれるかもしれないと考えたと本当にダウンロード違法規定はやめてほしい。 長いサイクルを考えると、今の著作権等の利益を過剰に保護したところで、それが未来において文化の発展に寄与するとは限らない。 反対理由6: ダウンロードが多すぎること、情報を過度に監視することは技術的・社会的に問題があることから、取り締まることは現実的に不可能であり意味を持たない法律改正であると考える。 とすれば、108頁の他人から借りた音楽CDからの録音との整合性がとれない。 反対理由7: 現段階では「録音録画」だけで検討されているが、不公平感から他の業界からいたずらに法の範囲を広げるようにいわれるのは想像に易い。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対します。	
意見: 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 理由: まず初めに、ダウンロードの違法化案に反対する第一の理由を述べる。 中間整理では、違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されている。 しかしながら、先に引用したように現在のインターネットは、適法・違法の区別すらも難しい多様な情報が流通している。 従って、いたずらにダウンロードを違法化してしまっただけでは、「違法サイトへのアクセス」への減少を起こすばかりではなく、「真っ当な適法サイトへのアクセス」までも「違法サイトへのアクセス」と称して余計に巻き込み、減少させてしまう可能性がある。 関連して、「適法」なのか、「違法」なのか、見ただけではわからないため、「真っ当な適法なコンテンツ」をダウンロードした者に対して、第三者が「違法コンテンツをダウンロードした」と騙し、架空請求を行う可能性が高い。 出鱈目に10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいるかもしれない。 さらに分かり易く例を挙げると、現在、ニコニコ動画を筆頭に、動画投稿サイトでは「ユーザー生成コンテンツ(UGC)」という新たな技術」が伸びている。各利用者が独自に「薦めた動画」を他の利用者にも視聴できるようにまとめた、「発展する機能」だ。 だが、その便利な「発展する機能」が、一度、悪人による「違法なコンテンツによる有らぬ疑い」を掛けられれば、関わった開発者も利用者も怯えて萎縮してしまい、「UGCという新たな技術」の成長を発展ではなくむしろ妨害、さらには「成長」ですら容易く破壊してしまう。 著作権法自体の本来の目的は、【違法サイトの撲滅をすること】ではなく、【著作権者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与すること】である。 しかしながら、「真っ当な適法サイト」へのアクセスも減少してしまいかねない本案は、明らかに著作権法の本来の目的と相反している。 それ以前に、インターネット全体に国境は存在しないし、プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 どのような「コンテンツ」がどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 例えば、米国では合法だけれど、日本の基準に照らしたら違法と判断されるかもしれない。 その時点でストリーミングやダウンロードの話以前に、このようなことについて全く議論がなされていない。 次に本案に反対する理由は、本案の「有効性・実用性の不透明さ」である。 本案に則って、著作権者が「情を知って違法にダウンロードしたものを報告すること」を想定した場合、どのように「情を知って違法にダウンロードしたこと」を発見するのが言及されていない。 そもそも、どのように「情を知って」行為を行ったことを知るのか分からない上、とあるユーザーがどのサイトにアクセスしたかという情報は、「通信の秘密の保護」により守られており、知る術がない。 「情を知って」という一文は、解釈の仕方によってはどのようにも解釈でき、その【情】が実は【完全なる無情】であった場合、「違法にダウンロードしたものを問答無用・無情に報告すること」となり、その文自体は、著作者に「最大限の善意・敬意を込めて行ったこと」であったとしても、「日本国民全員が容易に犯罪者となってしまいう危険性」をはらんでいる。 それに対して、「合法的な」ダウンロードの際に、「受信者情報をどのように入手するのか？」や「ダウンロード者のトラッキングについて法制化をするのか？」などのことについて、全く検討すらされていない上に、それでは通信の秘密が侵害されてしまう。 また、「違法ダウンロード者の発見」などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、「通信の秘密の保護」を正面から否定する行為でもあり、危惧を覚える。 最後に、技術的側面について述べる。 現在のWeb技術は、あるページを閲覧すると同時に、クライアントに有無を言わずしてデータが一時強制保存されるようになっていく。 これは、YouTube等のストリーミング配信においても例外はなく、Webで「ストリーミング」を用いて受信することはすなわち、「ダウンロード」を行っているのと同義である。 すなわち、Webを用いて「ストリーミング」を行うと言うことは、「ダウンロード」しながら再生しているに過ぎず、「ダウンロード」のみを対象とするという本案は現実には即していないと言わざるをえない。 「ストリーミング」の再生中には一次保存されるが、その「一次保存データ」は簡単に二次保存可能であるし、「一次保存データ」を永続的に保存すれば、もはやそれは「二次保存データ」と変わらない。 「一次保存データ」の保存期間に上限を設けようにも、ハードディスクなどを取り替えたり、PCを起動したりしなかった場合、その「一次保存データ」は半永久に残る場合もあるため、現実的でない。	個人

また、「情を知って保存期間の延長をした場合」という一文を設けたとしても、先に述べたように、その【情】が実は【完全なる無情】であった場合、「日本国民全員が容易に犯罪者になってしまう危険性」をはらんでしまう。 さらには、裁判所や警察などが技術に精通しているわけでもないため、不合理な判断をしかねない。そのため、ユーザーの感覚とは完全に異なる判例もある。 実質的に権利侵害性の無いWebサービスでも違法とされることもあり、これでは、大丈夫と思っている、実際にどうなるかは全くわからない。 例えば、MYUTAや録画ネットといったサービスサイトは、裁判所によって著作権侵害を認定された。 一般ユーザーにとっては、「購入済みのコンテンツをムーブしているだけ」という感覚。 既に対価を支払って入手している著作物の複製物を、自分の必要とする利用形態に合わせて複製するだけ。 これが「違法サイト」であり、そこからのダウンロードが違法であるとして権利侵害を認定された。 「違法サイト」に関連し、インターネットを利用するにあたって、純粋に調査や研究目的などで「違法サイト」にアクセスする行為はどのようなのか。 違法と評価されかねない。 権利者の意向に場合によっては反するような、実態の調査研究が困難になるかもしれない。 せっかくの偏りのない学問の良さが損なわれる。 そのことについても、検討すらされていない。 その上、報道や政治系のコンテンツをダウンロードする行為はどのようなのか。 報道については第四十一条に権利制限があるが、限定的である。 サイト等の記者等が取材過程においてダウンロードする著作物がこの範囲に限定されるとは言えない。 ダウンロード違法化によるリスクが生じる。 そうすると、権利者の意向に場合によっては相反するような、実態の報道が困難になる。 そのため、自由な報道による民主主義の実現にマイナスにもなる。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」という意見に賛成するものである。 理由:適用範囲が定まっていないこと、「情を知って」などという判断が非常に難しい文言を条文にいれていること、および、自由な表現を妨げるものとなりうることの三つを理由に挙げる。特に、事情を知っていれば違法、そうでなければ違法でないというのはあまりにも乱暴で、事情を知らなければいいのか、また、嘘をついているという判断はどのように下すのかなどの問題が未解決のままであるように思う。 また、著作権を守るというのなら違法なファイルのアップロードを取り締まるべきである。 これらの理由から、違法なファイルのダウンロードを犯罪とする法律には断固として反対する。	個人
意見:本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由:当該文書では、違法サイトからの映像・音声データのダウンロードを違法とする案の提案がなされている。 これを妥当でないと考える理由は以下のとおり。 第一に、意見部分で当該文書から引用した意見のとおり、データの流通量が莫大なインターネット上で、完全に適法であるデータを識別することが非常に困難である点である。しかも、実際にダウンロードして再生するという過程を経ないうちに識別を行うことは、原理的に不可能である。よって、仮に該当文書の案のとおり、何らかの違法性のあるデータのダウンロードと保存そのものが違法となった場合、現行のコンピュータの仕様上、インターネット上のあらゆるファイルへのアクセスが、利用者の観点においては、違法となる危険性を持つことになる。このことで、利用者の娯楽目的でのインターネットの利用そのものを抑制してしまう可能性が高い。同様の理由において、インターネット上での適法な表現も萎縮することは想像に難くないし、そうでなくても、閲覧者が激減することで、インターネットを媒介とした創作発表が大きく衰退することになると考えられる。 第二に、ダウンロードを違法とする場合、その根拠となる「違法データのダウンロード」という情報をどうやって入手するかが不明瞭である。ダウンロード、つまりインターネットを介した情報の取得行為そのものに違法性を付与する場合、その証拠を確保するためには、現状保障されている「通信の秘密の保護」に抵触せざるをえないのではないか。自分のプライバシーがいつ侵されるかわからないというストレスは、第一の理由で述べた利用の萎縮をさらに進行させる可能性が高いと言える。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロード行為の違法化に反対することを表明する。	個人
意見を述べさせていただきます。 ダウンロード違法化に反対します。ダウンロードが違法化されるには、不法なアップロードが前提となる筈ですが、これは送信可能性で対処可能です。また、技術的に見ても、ストリーミングとダウンロードは殆ど差がありません。一部権利者の間では、ダウンロードよりもストリーミングを危険視する傾向がある以上、結局はストリーミングもダウンロードの一種として扱うよう、各法機関に圧力をかける危険性が極めて高いと判断します。「違法ダウンロードサイト」の定義も曖昧であり、恣意的な解釈により権利者や利用者が振り回される可能性が大了。 更に、書籍業界までが、ダウンロード違法化を求めた場合、オマージュやパロディ作品の大多数が公開不可能となってしまう。現行の著作権法では、海賊版でもないパロディや批評作品までが、著作権法違反に問われるケースが多いのですし、著作者の許諾もまず得られません。批評作品までダウンロード違法化の対象とするのは、批評という表現に対する不当な統制と言わざるを得ません。 これらの理由から、私はダウンロード違法化に強く反対致します。これは利用者の利益を損ねるだけでなく、権利者をも萎縮させかねず、文化の発展を阻害する物と考えます。一考のほどを、宜しくお願い致します。	個人

意見前文： 以下にあげる意見に該当する項目の提案者の罷免を強く希望する。 既存の法律はおろか憲法すら無視した提案にコメントするのは苦痛だった。このような提案者が委員会にいる現状を大変心配している。中間まとめ段階で憲法を無視しないでほしい。自由な議論といってもやはり前提と規範がある事くらいきちんと認識できる人間を委員にするよう希望したい。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 現時点で既にパロディなどにおいて他の著作物を原作として利用できない事が多く、原作批判などは許諾自体得られない。その上、名誉毀損や著作権侵害で告訴されれば、個人である事の多いパロディ等の製作者は企業等の支援の受けられる著作権者に殆どのケースで太刀打ちできない。 そうしたリスクを常にアップロード側は否応なく背負わされている。これをダウンロードする人にまで拡大する事は著作権による検閲につながりかねず、違憲である。 次に、こうした一方的な権利保護は著作者・著作権者間に本来不要な法的紛争を引き起こす危険も存在する。引用や参照という創作に不可欠な行為ができなくなってしまうという事である。 さらには、暗号化P2Pネットワークの氾濫を促進するだけになると推測される。そうなればいちこつどころではなく違法行為者がさらに優勢になり、著作権産業は滅亡する事になる。 104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について この法案が通ったら、次から次に権利主張が始まると言われている。そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。「何らかの権益が侵害されない限り、保護しない」というのが権利保護という行為の原則である事を忘れてはいけない。 「何らの権益も侵害されていないのに保護する」というのは権利保護でなく、特権付与であり、「法の下での平等」という憲法上の原則に違反する。 そもそもパロディができるということ自体、その作品のなにかしらの評価を示すものであり、さらなる創造の基盤としての価値が生まれた事を意味し、原作品を正当なる競争から排除する類の行為でない。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について まずストリーミングとはダウンロードの一形態にすぎない。一時的にでもローカルにコピーされている。これを法的に違うものとして扱う意味がない。提案者の見識を疑う。もし、この条項が通れば、コンテンツ産業のみならずIT産業までも萎縮させられてしまい、新たな技術発展を確実に阻害し、IT産業をも衰退させる事になる。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 「適法マーク」が無ければ違法というのは明らかにおかしい。逆「ダビデの星」以外の何者でもない。「裁判によって違法と確定した瞬間から違法」なのであって、司法権の侵害でしかない。 創作活動をマーク取得者に限定しかねない、そのマークが偽造されるようになれば「違法な適法マーク」というお笑いにしかならない。これも提案者の見識を疑輪ざるを得ない。 もしマークがなくとも違法でないなら、マーク取得者はどうなるのか。また、マークが「著作権侵害でつち上げ」を招きかねず、言論統制や自由競争妨害を引き起こし、憲法や独占禁止法に抵触しかねない。 寧ろ、違法サイト通報システム構築と確認・摘発のための体制作りをした方が現実的である。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について マーク取得に関して、既得権者に極めて優位に働くシステムになる事は明らかであり、中世ヨーロッパのギルド制度の復活になる。だか今日のギルドでは加盟しない限り創作活動もできなくだろう。公表できなくなるからである。 これは「法の下での平等」と「思想・言論・表現の自由」を定めた憲法に真っ向から違反する事である。 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 国境のないインターネットに国境を引くような行為は止めるべきである。そもそも法律は各国で独立しており、日本で違法な事が海外でも違法とは限らないし、その逆もある。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄いし、海外サイトに対する日本国法の押し付け、つなわち主権侵害ととられかねない。 この制度が新たな貿易障壁にもなりかねず、経済のグローバル化に逆行する事になるのではないかと危惧せざるを得ない。これも提案者の見識を疑う。 104ページの「i第30条の適用範囲からの除外」の項目について ダウンロードが違法化された結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームや不当なクレームにも対応して削除される事故が、頻発するようになる。現在でも度々起きており問題になっている。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる差別的な改正案であり、全く持って賛同できない。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 違法ダウンロードサイトという定義自体不明確である。裁判所と国民の良識は必ずしも一致しておらず、MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、「無過失かつ善意で合法だと思って」サイトを使用したユーザーも違法になれば、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 さらに言えば、MYUTA事件判決のような見識を疑うべき裁判官がいる現状では、司法への不審もさらに増幅しかねない。そうなれば順法精神そのものを希薄化させかねない。 103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について ダウンロード違法化以前に、送信可能化権と公衆送信権で規制すべきである。なんでもかんでも法律で規制する前に既存法で規制できるかどうか検討すべきである。 権利者がこれまで違法アップロードに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。権利とは自ら守るものであり、憲法にもそう書いてある。権利の上に胡坐をかいていた者たちだけを保護するのは差別である。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 一般利用者は法的知識に乏しい。この現実を無視してはならない。 違法性の有無以前に、普通の人間ならば弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても恐らく抵抗できない。これでは詐欺や脅迫といった犯罪帮助法でしかない。	個人

意図的ではない違法ユーザの量産と、それに伴う問題 本報告書が示す案は、一般のユーザを潜在的な違法ユーザとするものであり、これは例えば警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に逮捕できる便利な材料として機能すると思われる。それでは、公正な法運用に支障を来します。 また、潜在的違法ユーザーを大量に生み出すことになれば、その「違法ダウンロードを行ったかもしれない」という一般ユーザーの意識につけ込んで、偽の権利侵害を主張する詐欺や恐喝をする者が現われることになるでしょう。米国では既に現実化しています。ダウンロード違法化というのは、善人である一般ユーザーを詐欺師の餌食にするとっかかりにする、悪人に資する法改正となる可能性が低くありません。 著作権法の目的との矛盾 著作権法は創作性の拡大を目的として掲げていますが、創作とは蓄積と模倣によって成しえるものです。過去の著作物へのアクセスを狭める事は、創作の流れを阻む行為であるように思えます。過去の作品に依存した創作物は、公表された時点で元々の権利者へ対価を支払う事が定められています。その上で本報告書が示す案を通すことは創作行為を萎縮させてしまう事にもつながり、日本の国益になる事はないと私は考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。ただし、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきである。しかし、ユーザーが合法サイトを装った違法サイトからダウンロードしてしまった場合や、間違っでダウンロードしてしまった場合に、ユーザーがどこまで違法サイトであると認識していたかの線引きが難しいと考える。	個人
違法アップロードは処罰対象でも、違法ダウンロードは合法と言う形では、ほとんど違法アップロードの抑止効果はなく、むしろ違法アップロードの助長に繋がるのではないのでしょうか。そもそも、検索サイトや掲示板サイトで違法な音源が蔓延している現状は、日本の音楽文化の発展を阻害するものだと思います。そうした理由から、コピーやダウンロードを違法とする今回の法改正には全面的に賛成です。	個人
違法アップロードをした人だけを処罰対象にして、違法ダウンロードは合法だと言うことは、元の違法アップロードの助長に繋がると思います。これらのコピーやダウンロードを違法とする事に賛成です。	個人(同旨13件)
違法コピーを減らすためには、違法な著作物のダウンロードを違法化するのは当然だと思いますので賛成いたします。	個人
違法コンテンツと知りながらDLする行為を合法とするならば、刑法の贓物故買行為も合法との論法となり、矛盾が生じる。善意の第三者を救済する道を残す必要性は感じるが、同行為を基本合法とすることは断じて避けるべきと考える。	個人
違法サイトがなくならないのは、ダウンロードする人がいるからでダウンロードが違法になれば違法サイトは減ると思う。また、クリエイターに適正な利益を還元する為にも違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成である。	個人
違法サイトからダウンロードをすることを適法とする理由はない。然しながら、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知っていながらダウンロードをする場合に限定すべきである。	個人
違法サイトからのダウンロードに関しては、送信可能化権に基づいてアップロードさせないようにさせるべきでダウンロードの違法化は不要と考えます。現状アップロードの取締りが難しいのであればプロバイダー責任制限法などを改正すべき。	個人
違法サイトからのダウンロードの私的複製範囲からの除外に賛成です。需要があるからアップロードの供給があるためです。片方の取り締まりだけでは片手落ちです。補償金についてもデジタルで劣化しないコンテンツはオリジナルと同等であり、正規製造と同等のコストをもって権利者に還元されるべきです。	個人(同旨1件)
違法サイトからのダウンロードは違法とし、私的録音の範囲とすべきではない。利用者の啓蒙活動にもなる。	個人
違法サイトからのダウンロードは違法にすべきと考えます。著作権者、製作者は文化に貢献しており、その権利保護は必須です。著作物はタダで生まれるものではないです。著作物を生み出すためには経費もかかっているし、労力も使っている。そして利益を得ることで、生計や経営がなりたち、また新たな著作物を生み出すことができるのです、そのような著作権者、製作者の権利を保護していかなければ、文化の発展はないと思います。違法サイトからのダウンロードは、権利者に経済的な不利益を大きく生じさせるものであり、適用されることは許されません。これを適用してしまうと、適正な利益が著作権者、権利者に還元されませんし、有料の合法サイトで購入している消費者に対しての不公平にもつながると思います。	個人
違法サイトからのダウンロードまでも適法として認めるのは、海賊版CDの販売を認めるのにほぼ等しいと思うので、違法とすべきである。	個人

違法サイトからのダウンロードを違法とすることには賛成です。権利者の権利を守るべきだと思いますし、何らかの制限をしていないと違法サイトがどんどん増えていくばかりだと思います。しかし、違法サイトだとわかりにくいものも存在しますので(プロモーションの一環で海賊盤のようなサイトが作られていたりとか。。。)、ダウンロードする側だけでなく、違法サイトをアップロードする側にも違法なことをしている認識をより高めてもらえるシステムなり、法律ができればいいと思います。そして、違法行為であるという認識をもっと広めてもらえるような宣伝活動にも力を入れるべきだと思います。(よく映画館で本編がはじまる前に違法ダウンロードの宣伝がながれているように。)	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 私的複製は、本来前提としては著作物の複製には権利者の許諾が必要であるが、家庭内等での零細な利用を目的とした複製であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に、制限的に権利者の許諾を不要としている趣旨と推察します。 しかし、違法サイトからのダウンロードのように実際に権利者に経済的不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは、当然ながら不適当と考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。 正式な音楽配信サイトからダウンロード購入してるユーザーに対して不公平ですし、社会的規則に反することだと思います。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。違法サイトの存在と、罪悪感を感じることなく自宅ダウンロードできるシステムは音楽という文化の衰退を招く危険をはらんでいます。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成します。本来、著作権法第30条の私的複製は、前提として著作物の複製には権利者の許諾が必要ではありますが、家庭内等での零細な利用を目的とした複製であり、権利者への経済的な不利益が大きくないことを理由に、制限的に権利者の許諾を不要としている趣旨と推察します。しかし、違法サイトからのダウンロードのように実際に権利者に経済的不利益を生じさせる利用形態を同条の対象とすることは、当然ながら不適当と考えます。	個人(同旨3件)
違法サイトからのダウンロードを違法とすることは当然だと思います。 ただ、違法サイトでないことを知らずに... という場合も、十分ありうる話だとも思います。明らかに判別が付くような、何らかの目印が必要と思います。 話は少々ズレますが、最近ではネット閲覧時に、その閲覧者の個人情報盗んでしまうような技術も出来ていると聞いています。国境がないネットの世界だけに大変な作業であると思いますが、それだけに国益を守るという考えも必要になってくるのではないのでしょうか。 違法サイトでのダウンロードは、世界レベルでの利用者への新たな危険拡大を予感させます。その予防の為に早急な対応が必要かと。	個人
違法サイトからのダウンロードを違法にする事には賛成。 が、肝心な事は、違法とわかっていてダウンロードする事。 よって、違法サイトを知りながらダウンロードするケースに限定すべき。	個人
違法サイトからのダウンロードを取り締まらないと、違法サイト自体が減らないと思う。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法ではないしかし、違法と考えるのは、ユーザーが違法サイトであることを知っていてダウンロードする場合に限定すべきです。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法としなければいけないと思う。 歌手は全く魅力のない職業となり、この国が文化の育たない国になってしまうからである。 ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを認識しながらダウンロードする場合に限定しなければならないと思う。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。 ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードした場合に限定すべきであると思います。 PCユーザーのスキルにもばらつきがあるので、例えば‘違法’という事が明確に分からずにダウンロードしたことに対し、刑を課すのは適当ではないと考えます。	個人
違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと思います。 但し、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきだと思います。 よろしく御願致します。	個人

違法サイトからのダウンロード行為を違法とできる枠組みそれ自体には賛成であるが、その運用方法には最大限の注意を払う必要があると考えます。 特に、携帯音楽の利用ユーザーは十分な判断能力を持たない若年層が多くを占めているという社会的事実を鑑みる必要があること、また、合法的なダウンロード行為すらも萎縮させてしまうような結果をもたらさないようにしなければならないと考えています。 まず根絶すべきは、違法サイト運営者（アップロード事業者）であることを忘れてはならず、仮にダウンロード行為（ユーザー側）の違法化でもってたとえ結果的に違法ダウンロードが減少したとしても、それは問題の根本解決ではないという点を記しておきたいと思っています。	個人
違法サイトから簡単にダウンロードできてしまうということは、本来消費者に支払義務が発生しているということを忘れてしまい、お金を払わなくても大丈夫という感覚が人々のモラルを低下させる可能性が高いです。 私の知る限り違法サイトの利用は中高生に大変多く見受けられます。 ですので、お金を支払わなくても大丈夫という認識が中高生の間で常態化してしまうとその後の彼らの考え方などにも影響し、危険だと思います。 そもそも、販売しているものを無料でダウンロードできてしまうとモバイル・PCコンテンツサービスの存在意義が無くなり、誰も利用しなくなってしまうと思います。（音源の質が良くなればより一層）現状、違法サイトを利用している人が増えていることは、自分達のモラルが低下しているということ自体、認識できない人々が増えていることを現しているのだと思います。 よって、私は違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきだと思います。	個人
違法サイトから録音録画が違法であるとする前に適法サイトから適正価格で供給ができるようするというほうが先決だと思います。	個人
違法サイトが堂々と運営されている実態を改善するために、違法サイトからのダウンロードは違法とすべきと考えます。	個人
違法サイトが氾濫して、そこから「ダウンロードでコンテンツを入手することができる者がいる」ということは、対価を払って購入している正規の消費者との間に不公平があるということのように感じます。 アップロードをする者はそれが違法だと知らずとも「なにか後ろ暗い、やばい」という感覚を持っていると思います。それは、報道等の教育効果というべきものだと思います。 このたびのダウンロードしたのも違法とすることについては、「違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードすることを正当化することができない」という心理効果があると思います。 また、「違法であるが罰則なし」というのはバランス感覚的にも受け入れやすいことと思います。 運用を十分注意して使っていくという前提で（そうしないと1億総違法ダウンロードになってしまうかもしれないので）違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法サイトが蔓延していることは、クリエイターに対するリスペクトが無いということで、社会として大変恥ずかしいことです。 ではなぜ違法サイトがなくなるのかと考えると、それは需要があるから、つまりダウンロードする人がいるからだと思います。 しかし、ダウンロード行為自体が違法になればダウンロードする人が減り、需要の減退が供給側（アップロードする人）の動機を失わせるでしょう。そうなれば違法サイトは確実に減少していくと思います。 よって、「違法サイトからのダウンロードを違法とすること」に賛成します。 コンテンツをネット上中心で楽しむ（ダウンロードなどして）ことの需要はますます増えていくと思われますので、違法サイトが減れば有料であっても合法サイトがどんどん利用されるでしょう。利用者が増えればダウンロード・ビジネスも成立しやすくなるでしょうから、ダウンロードできるコンテンツのジャンルや種類も増えていくと思います。そうなれば我々市民も文化的な楽しみを一層享受できるようになり、またクリエイターが経済的に潤うことでレベルの高いコンテンツがますます生まれてくるのではないのでしょうか。 日本が「文化的にもレベルの高い創造的な社会」と誇ることができるよう、環境作りに向けて適切な法的整備を望みます。	個人
違法サイトが蔓延するのは、これをダウンロードする者がいるからである。 違法サイトを保護する必要はない。 従ってこの違法サイトからダウンロードする者を保護する必要もない。 私的録音は例外規定であり、狭く解釈すべきである。	個人
違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限り違法とすべき。	個人
違法サイトでのダウンロードということは、アーティストに一切お金が入らないということですよ？ 僕らが応援しているアーティストは一昨年、メジャーからデビューできたのですが、2年たった今、赤字だという理由でもうCDが出せなくなったそうです。一生懸命応援していたので残念です。こういう違法サイトとかが彼らが苦しむ原因のひとつじゃないかと思えます。友達も大勢応援していたのですが、確かにCDとか買わないでコピーとかしてた人達が多かったです。違法サイトでダウンロードした人もいたみたいです。もう、彼らの音楽が聞けなくなるかもしれないと思うと本当に残念でたまりません。確かにタダで音楽が手に入れば嬉しいですが、それで消えていくアーティストもいるかと思うと。。。やっぱりこういうのは取り締まって欲しいと思います。	個人
違法サイトなどのダウンロードを禁止することに賛成です。 そうしないと有料のコピーやダウンロードのビジネスが成り立たないからです。	個人

違法サイトに限らず、著作権者の権利を掠め取るような行為は全て違法。 この程度の事が理解出来ない日本国民は昨今TV等のイエロージャーナリズムで論われている中国のパクリ遊園地を非難し、晒す権利はない。	個人
違法サイトのものは犯罪等につながったり、イメージダウンするものも多いと思うので、違法のダウンロードに関しては反対です。	個人
違法サイトの氾濫は、権利者の利益を損なうだけでなく、権利者の創造意欲を阻害することにより、新たな作品の創造を妨げることにより、結局は一般ユーザーすべてに不利益となり返ってくる。 従って、違法サイトからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成。	個人
違法サイトはダウンロードする人がいる限りなくならないと思います。 違法となり、強化されればなくなりこそしないかもしれませんが違法サイト自体は減ると可能性があるとあります。	個人
違法サイトは正常な商行為を破壊する民主的な資本主義の敵です。そこからダウンロードして音楽等を聴くことに違法性を感じない人々が増えていることは悲しむべきことです。わたしたちの生活に喜びや潤いを与えてくれる音楽の自分勝手なダウンロードを違法とすることに積極的に賛成します。 形があるものの複製品を作ることは厳しく取り締まるのに、形がない音楽や映像についての複製品＝コピーは問題ないとする事自体が録音機器を作る側に対するそもそご都合主義だとおもいますが、それを容認している以上、私的録音補償金制度については当然続けてゆく必要場あると思います。デジタル時代になって、よりコピーがしやすくなっているのに、なぜ存続の必要がないと言い出すのか、理解できません。	個人
違法サイトや違法録音録画物からの私的録音録画を第30条の範囲から除くべきだと思います。 PCサイトも携帯サイト上での違法配信サイトも増え、更には海外サイトでも日本の違法録音録画物が配信されており、いつでも誰でも無料でダウンロードできてしまうのが現状なので、アップロードすることはもちろん、ダウンロードすることも違法としない限り、状況は悪化する一方だと思います。	個人
違法サイトを許してしまうと、社会生活の悪化になると思われるので厳しく取り締まる必要があると思われる。	個人
違法サイトを承知で録音録画するというのが曖昧で範囲を拡大させ易い文面になっています。また承知であろうという観点から裁判を起こされると利用者は対抗できません。 またこの録音録画をどうやって識別するのが疑問で、その識別方法はどんな方法で行うのがわかりません。憲法で保障されているはずの通信の秘密を侵すようなことはありませんでしょうか？	個人
違法サイトを撲滅させる意味合いからも、ダウンロードの行為そのものを違法とする案に対しては賛成である。ケースバイケースはあると思うが、中途半端な見直しでは、さらにイタチゴッコとなる可能性があるので、徹して見直しをするべきだと思う。	個人
違法ダウンロードを罰しないということは、その者はアップロードも合法という間違った認識を持つことになり、違法アップロード根絶には繋がらないため全くもって意味がない。よってアップもダウンも違法とし、罰するべき。	個人
違法で配信することは、音楽などすべての創造する人達に対して侮辱するものであり、その財産をもっと尊重するべきものであると思います。	個人
違法とすべき。違法サイト管理者への罰則及びその利用者の罰則を厳しくすることで著作権保護を考えます。	個人
違法なものを取得することを違法とすることに反対する根拠を見出せません。 したがって、違法なコンテンツを複製、ダウンロードすることを違法とすることに賛成します。	個人
違法な行為を経ているものが正当な評価を得ることは正しいと考えるのは難しいと思います。また、安易に入手できれば、それを利用する心理もあると考えます。安易に入手できない環境を整備することが望ましいと思いますが、違法な環境を生み出しにくい環境づくりを整備していただきたいと考えます。また、違法なものを利用する側のモラルを向上させる施策も必要と考えます。	個人
違法な手段での音楽データをダウンロードできることが当たり前となりつつある状況に危機感を感じます。昨今、某国営遊園地が話題になりましたが、国民の文化や権利に対するリテラシーを下げるものであり、音楽配信ビジネスひいては音楽産業の発展に大きな影響を与えるものだと思います。 そのため、違法アップロードだけでなくコピーやダウンロードすることも違法とする事に賛成です。	個人

違法な手段で対価を払わずに何かを手に入れるようなことは望みません。創作者たちが、時間と金銭と労働力、そして何より想いを込めて創り上げたものには敬意として対価を払うべきと思うし、自分のように敬意と対価を払って楽しむ利用者がいる一方、違法サイトなどで本来有償であるはずのものを無償で手に入れる者がいることはとても不公平に感じています。 違法サイトを適用範囲から外すことにより、少しでもこの不公平が是正されることを希望しています。 また、誰かの創作物を楽しむ以上、それぞれの利用者が違法、適法を見極める目をつける為に努力をすることも必要だと思っています。利用者の中に違法行為をする人々がいることは確かです、それらの人が、私たち一般の消費者と同一視されないようにするためにも、悪意のもとに違法行為を行う人々に対する処置は必要だと思っています。	個人
違法な録音/録画物や違法サイトが拡大、流行していることは、社会全体として好ましくない状況だと思います。今後はこれらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法な録音・録画物の蔓延は、ネット時代になって、とどまることを知らない。 ここで歯止めを掛けなければ、文化創造のサイクルが全くなってしまふ。 特に違法サイトからのコピーやダウンロード自体が明確に違法だとされて、普通の人たちが支持しなくなるようにしなければ、違法サイトを開設したり運営する間違った人たちが駆逐されることにならない。違法サイトを作ることが馬鹿らしいとしない限り、ますます違法サイトが蔓延し、正しいサイトが消えてしまふ。 これでは優れた音楽が創れなくなり、文化の畑がまるで廃墟・不毛地帯になってしまう。日本がそういう国になったら、まったく情けないことである。	個人
違法な録音・録画物の蔓延を放置することは、偽札作りを容認するようなものです。 偽札を許してはならないのは、正しい通貨が駆逐されてしまうからです。 音楽や映画、そういうものはヒットするかどうかのリスクを背負って、創られるものです。それに対して敬意が払われず、正当に対価が払われなければ、文化国家は崩壊します。 違法サイトからダウンロードすること自体も違法だというのは、偽札を作ることだけでなく、それを流通させることも違法だということです。これをきちんと立法しなければ、後世までの恥です。	個人
違法な録音や録画を行なうことによって権利者に正等な対価が支払われることなく違法サイトが広く利用されることは好ましいことではないと思います。 よってこれらからの違法コピーやダウンロードを行なった者も違法とすることに賛成と考えます。	個人
違法な録音録画物のパソコンやモバイルへのコピーやダウンロードに対して、野放しの状態は決して好ましいものではなく、規制をしていく方向が正しいのではないのでしょうか。現在頻繁におこなわれている不正なコピーやダウンロードを放置していると、権利者、アーティストやクリエイターへの本来支払われるべき報酬が支払われないことにもなり、彼らに対して、適正な利益が還元されないことにもなります。その結果として、新しいものを生み出すモチベーションの低下を招き、文化の発展を阻害する可能性が大であると考えます。	個人
違法な録音録画物や、違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。 違法とするのは、ユーザーが違法な録音録画物や違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合です。	個人
違法な録音録画物や違法サイトを利用する側の責任もまた問われて然るべきと考えます。Net利用は自己責任というのが大前提です。ただし、違法とするのは、ユーザーが違法な録音録画物や違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定するなどの配慮が必要と考えます。	個人
違法にアップされたコンテンツのダウンロードについては、ユーザーが意図的に行ったのであれば著作権者の利益を害する行為であることは明らかなが、ネットワークはその性質上「ダウンロードしてみなければ内容がわからない」。 合法的なサイトだと思ったら違法なデータにアクセスしてしまった……など、ユーザーが意図せずして違法行為を行ってしまう可能性が高いと言える。また、そのことを悪用し、ワンクリック詐欺を行う業者なども増えることが予想される。消費者保護の観点から、違法にアップされたコンテンツのダウンロードを違法とすべきではない。 むしろ、(例えば動画共有サイトへのユーザー登録の厳正化などにより)アップロードする者のトレーサビリティを高めるなど、現状の枠組みの中で適切な措置を執るべきである。そうした取り組みの中で、コンテンツの“アップロード”について厳罰化が必要であると感じられたなら、適宜そうすべきである。	個人
違法にアップロードされた著作物をダウンロードすることは私的録音の適用範囲から除外することが望ましいと考えます。 著作権者の許諾を得ずに違法にアップロードされている著作物は、本来その場(インターネットサーバー)にあるべきものではないはずですが、「違法のサイトかそうでないか判断がつかない」などの意見もありますが、常識で考えたとき、適法にサービスを行っている事業者等であれば、その事実をPRの材料として利用すると思います。ダウンロードする行為も違法とすれば、違法サイトを利用してダウンロードしてきた人たちの行為を自重するようになり、その結果、違法サイトも駆逐され、今まで違法サイトに利用者を取られて思うように営業ができなかった適法サイト事業者が健全に営業活動ができるようになると思います。	個人
違法にアップロードされている著作物をダウンロードすることを違法とすることに賛成します。但し、アップされている著作物が違法なものであることが明白である場合に限るべきだと思います。	個人

違法に権利物をアップロードする人がいなければ、確かに違法にダウンロードする人はいなくなるかもしれないが、逆に権利物に対価を支払うことダウンロードすることが違法になれば、そのような手法でダウンロードをする人もいなくなる。タマゴとニワトリの議論ではないが、どちらか一方を取り締まれば解決するわけではなく、公開する側、ダウンロードする側両方を取り締まらなければ違法録音録画物や違法サイトは無くならないと思います。 是非、権利者が保護される、正しい見地での判断をお願い致します。	個人
違法のものから録音することを違法とすることに賛成です。 私は母親です。いけないことはどう言い訳してもいけないと教えております。 それが、専門家がいろいろ議論して結果、違法から自分のものにしても違法でないと結論付けられたら、母親の教育はどうなるでしょうか。 大人の勝手な理論を押し付けてどうするのですか？ 産業界の人たちやすぐく利用する人達は自分のことだけでなく、社会の影響も考えてほしいのです。 倫理的な部分にも責任があるのではないのでしょうか？ 自分達の利益や便利さだけを守るための論理を押し付けなくてほしい。	個人
違法ファイルのダウンロード行為を違法とすべし、という案には反対します。 この案は、違法ファイルがネット上にまん延して、権利者の権利が損なわれることを抑止するためのものであると判断します。しかし、本当に抑止効果があるのかが疑問です。理由を以下に記します。 ・ダウンロードを行っている人間の素性を片っ端から突き止め、全て告訴するのは事実上不可能である。 ・ダウンロードする側の人間の心情として、「これだけ大勢ダウンロードしているのなら、自分が捕まるはずがない」と考えると予想される。 つまり、ダウンロード行為を違法としても、該当する人間の数は非常に膨大であり、効果的に取り締まることは難しい。また利用者もそれをわかっているため、抑止効果として働くかどうか疑問である、となります。 抑止目的であれば、まず違法ファイルをアップロードした人間を適切に処罰するところから始めるのがよいのではないのでしょうか。少なくとも、ダウンロード行為を行った人間を対象にするよりは、効率的にも抑止効果としても遙かに有効であると思います。そして、それは現行法で可能ということですので、わざわざ法律改正を行う必要はないと思います。 次に、これは今回の議論から少し外れるかもしれませんが、全ての違法ファイルが本当に権利者の権利・利益を損ねているのかについても、きちんと検討する必要があると思います。 たとえば、今まで存在さえも知らなかった著作物を、無料ファイル紹介サイト等で知り、興味を持って購入するようになった、というケースは実在すると想像できます。つまり、違法サイトにアップロードされている違法ファイルが、潜在的顧客に対する宣伝効果を発揮し、結果的にアップロードされなかった時以上の利益を権利者にもたらすことはないのか、ということです。 違法ファイルが違法とされる最大の理由は、権利者が当然受け取るべき利益を受け取れないからでしょう。逆に言えば、現在違法とされているファイルが、その存在によってかえって権利者に大きな利益を与えるのだとすれば、違法とみなすことこそが権利者の利益を損ねている可能性もあります。 ネット上にアップロードされたファイルが、権利者の利益を増すものであるのか、損ねるものであるのか。アップロードの仕方を工夫することによって、権利者と利用者双方を満足させることはできないか。こういった問題について、まず実態を調査することが、今後のネット社会を考える上で大切なことであると思います。	個人
違法化に反対。 違法化にしたらネットの楽しさがなくなる それに私はニコニコやyoutubeのおかげで今まで知らなかったものに興味をもつことができた そして楽しんでいる それなのに違法化にしたらこのサイトも見られない つまり自由を奪うことになる 本当にそれでいいのか ただお金がほしいだけなんじゃないんですか？ 許せません もし違法化にするのなら ニコニコ動画やyoutubeを使っている人すべてが 納得する内容を考えるべきだ 国民の意見も聞かずになんでも違法化すれば 日本がよくなると思ったら大間違い 考え直してください。	個人
違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。(以上、引用)の部分について。 本来的な意味において、それが利用するに値するメディアであれば、権利者及び利用者が「合法」の範疇において利用出来るものに関してそう呼ぶべきである。 従って”海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分である”と考えることは、利用者がそれを”合法”か”違法”かを判断する、その嗅覚すらもつ必要がないかのような、非常に危険な、片手落ち的な考え方といえる。 そもそも、”適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況”の法的整備を権利者側からも、利用者側からも行わなければ、インターネットが健全なるメディアとして利用される時代は永遠にこないのではないか？	個人
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。除外されることにより、違法事業者の利用が減少、適法事業者を通じて、権利者に対して録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待します。	個人
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。除外されることにより、違法配信事業者からの私的録音録画が減少し、結果として、適法配信事業者を通じて、権利者に対して録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待します。	個人

違法配信事業者からの私的録音録画を30条の適用範囲から除外することに賛成します。違法性を帯びた録音録画物やサイトからのダウンロードが野放しに許されるなんてことがあっていい筈がありません。違法性を帯びたものは人が手にすることによって更にその悪影響を広げることになると思います。正規商品の流通を著しく妨げ、適正な権利処理の対価を支払っている事業者や著作権の権利者を経済的な困窮に押しやり、正規商品を適正に購入する購買層が馬鹿をみるような状況を生み出します。ひいては、質の高い創作物が生まれ、また、享受することも出来ない環境をもたらすと思います。もし、こんな行為が放置されるとすれば、その国家の文化程度はどれほどのものか疑わしくなります。	個人
違法配信事業者の私的録音録画などは、除外することに賛成です。 こういったものを放置することは、本来守るべき著作権者の権利や利益を害しているのは明らかです。 利用者にとっても著作権者にとってもより良い音楽配信利用ができるようになると思います。	個人
違法複製物からのコピーや違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成いたします。	個人
違法録音録画、また違法サイトがあることにより創作意欲が減少していくと思うので、違法物には反対です。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。適用範囲から除外することにより、ユーザーが自分の利用する録音源が適法か違法について関心をもつようになり、違法サイト等の利用が抑制され、将来的には犯罪の温床にもなりかねない違法サイト等の撲滅にもつながると思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の対象外とすべきだと思います。そもそも、違法サイトからの私的録音録画がこれまで合法であったこと自体が信じられません。「利用者保護の観点から反対だ」という意見があった」とのことですが、このような意見は、利用者が違法サイトに曝されている現状を開き直って容認するようには聞こえません。「違法サイトからのダウンロードも、個人が行う範囲内では合法」ということを歌い文句に違法サイトが暗躍する事態は排除すべきではないでしょうか。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット上からのダウンロードという間接的な環境で、顔が見えないため、罪悪感が薄れてしまっています。また、違法サイトは、権利者の意図するところではない公開の仕方の場合もあります。それを無料だから利用する、という安易なユーザーが増えれば、表現の高尚さが薄れてしまうのではないかと懸念されます。ダメなものはダメと、はっきりさせることが必要でないかと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット上での無料サービスの氾濫は、ユーザーにコンテンツに対する無料感を植えつけてしまいました。 また、私的録音録画権とあいまって、私的利用なら広範囲にわたって、無料使用が法律で守られていると誤った認識が広がっている現状があります。 このような現状で、違法サイトからのコンテンツの取得に対して、一切規制が掛からない現状を放置していると、モラルハザードが起こり、情報に対して一切支出を考えない世代を増殖させてしまい国力の衰退を招きかねないと思います。 作る側の権利云々ではなく、誰も管理されていない無法地帯で放置される一般のユーザーが一番の被害者になる日も目の前だと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 PC・WEB上での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者への利益を侵害します。本来有料であるべきものをタダで利用しなければ損をするという誤った考え方がユーザーに蔓延し、本来あるべき流通を妨げております。違法サイトをはじめ、違法録音録画物をそれと知って、利用することが私的利用の範囲だとは到底思えません。これは即ち文化と共にモラルまで崩壊し、著作権・レコード会社のビジネスまで崩壊しかねない危機的な状況が懸念されます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、コンテンツホルダーの創造のサイクルを崩壊させるだけではなく、違法であることはわかっていても罰せられないという誤ったモラルがユーザーに蔓延し、民度を下げます。これでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する、危機的な状況にますます進むことが予想され、非常に懸念されます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルがユーザーに蔓延し、権利者へのビジネスを侵害するため、流通がおかしくなっています。違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って、利用することは私的利用の範囲ではありません。これでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する、危機的な状況にますます進むことが予想され、非常に懸念されます。	個人

違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害するばかりか、違法であっても無料で利用しなければ損だという誤ったモラルがユーザーに蔓延し、正常な流通を妨げています。違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って、利用することが私的利用の範囲だとは到底容認できません。 又、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。これでは、文化だけでなく、モラルそのものが崩壊する、危機的な状況に益々進む事が予想され、非常に懸念されます。 そういった状況を考えると、アップロードする事を違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードする事を違法にしない限り、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。違法サイトや違法録音録画物を違法とわかっていても、利用してしまうのは私的利用の範囲だとは思えません。これは著作権法の問題だけでなく社会規範そのものが崩壊する、危機的な状況にただま進んでいくことにつながります。 PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。その状況を踏まえ、アップロード、ダウンロード両者ともに歯止め(違法にする)をしないと状況はまったく改善されないと考えます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。現在インターネット上で、オフィシャル以外の音源があまりに安易にアップロード、ダウンロードされていることに憤りを感じます。オフィシャル以外の音源をアップロードしている者のみでなく、ダウンロードした者に対しても違法とするよう求めます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきと考えます。パソコンや携帯電話での違法配信は深刻ですし、雑誌等でもそのようなサイトを紹介するのが見受けられます。日本のコンテンツは日本だけでなく海外でも公開されているサイトに違法に配信されています。こういった状況を考えると、アップロードする事を違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードする事を違法としない限り、深刻な状況は変わらないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきだと思います。 インターネット等での違法な 利用によるコンテンツの流出は、権利を侵害するばかりか、音楽配信がビジネスとして成り立たないことになります。また、違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って、利用することが私的利用の範囲だということも、容認はできないと思います。このような状況を打開しなければ、文化やモラルの崩壊に繋がると予想され、非常に懸念されます。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外するべきだと思います。 インターネット等での違法配信の蔓延は深刻であり、権利者のビジネスを侵害しています。 また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。 そういった状況を考えると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、 ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思うからです。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から適用除外すべきです。PCやモバイル上で行われている違法配信の蔓延は深刻であり、そういったサイトを紹介する雑誌も多数販売されています。また、海外で公開されているサイトにも非常に多くの日本のコンテンツが違法に配信されています。そういった状況を考えると、アップロードすることを違法にすれば十分とは到底言えず、ダウンロードすることを違法にしないかぎり、現状の深刻な状況は少しも軽減されないと思います。	個人
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲外とするべきだと考えます。 違法にアップロードされたものをダウンロードするという行為は違法行為に同意してダウンロードを行ったとみなすのが妥当ではないかと思われます。	個人
違法録音録画物からの録音録画、違法配信サイトからの録音録画は、明らかに権利者の利益を損ねており、第30条からの適用範囲からははずすことが望ましい。	個人
違法録音録画物の違法サイトからのダウンロードを当然、違法とする事に賛成する。権利者の許諾もなしにパソコンを駆使し、ずるく立ち回って何かしらの利潤を享受しようとする行為、その事、事態に対しても社会一般的に好ましい事ではないと考える。	個人

違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、好ましい事ではないと思います。 著作権法第30条は、本来、著作物のダウンロードは権利者の許諾が必要であるところ、家庭内等での零細な利用であり権利者への経済的な不利益大きくないことを理由に権利者の許諾を不要とする趣旨であり、違法サイトからのダウンロードが放置されたままでは、著作権者へ適正な利益の還元がなされません。 従って、コピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。 ただし、違法サイトの蔓延する要因でもある海外サイトの抑制をしなければ、日本でどれだけ法を守っても、徹底できる状況にない。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延していることは、社会全体として好ましいことではないので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成である。ただし、違法とするのは、ユーザーが違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきである。	個人
違法録音録画物や違法サイトが広く蔓延している現状は、権利者が設定した対価に対して利用者が代価を支払わない事なので、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。 今後も様々な状況に合わせて時代に合った見直しが必要になるかと思いますが、利用者に対して「締め付ける」印象が強くなる見直しばかりだと、市場の縮小につながる事も想定できるので、権利者側も時代に合わせた柔軟な対応が必要になると思います。 違法コピーやダウンロードをしている利用者は、罰則有りになったら、その市場から離れるだけかと思っています。 大切な事は「違法との意識が無い利用者」に違法である事を周知する事と、代価を支払いやすい状況を作る事かと思っています。	個人
一、『第30条の適用範囲からの除外』の項目(104ページ) 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することについて、わたしは反対意見を述べさせていただきます。 【反対理由1 表現活動やユーザー生成コンテンツの萎縮】 ひとつめの理由は、ニコニコ動画などにおいては、アップロードされるファイルが著作権を侵害するようなものであるといっても、そこにはさまざまな様態があり、一概に第30条の適用範囲から除外してしまうことは、表現活動やユーザー生成コンテンツの萎縮に繋がると考えるからです。 〔註釈51〕によると、投稿動画視聴サービスの利用は「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」に含まれないとのことですが、現下YouTubeやニコニコ動画などのファイルを(運営者によっては禁止しているにもかかわらず)ダウンロードして保存することは利用者の間で常態化しており、このような形で投稿動画視聴サービスを利用することは、本項で議論されている「除外」の影響をまぬかれないと考えます〕 ニコニコ動画などにアップロードされるファイルには、まるまる一本の映像作品や音楽など、権利者の経済的利益をいちじるしく損なう種類のファイルもありますが、このようなものと同じだけ多く、ユーザーが既存作品を編集し、あるいは自分の著作物と合成し、全体としてひとつの表現作品をなしているものが見られます。どちらも著作権を侵害している点にかんしては同様ですが、前者と後者は分けて議論されるべきだと考えます。なぜならば、 イ) 後者は前者ほどには権利者の利益を損なっていないと考えられるため。 〔編集・合成された表現作品は、全体として元々の作品とは別の表現を構成していることが多く、編集・合成後の作品から元々の作品を再構成することは困難であり、これを視聴したユーザーが元々の作品に対する視聴意欲を失うことは少ないと思われます。むしろ、編集・合成後の作品が元々の作品のパロディとなっている場合、これを元々の作品を視聴せずして理解することは難しく、元々の作品に対する視聴意欲を昂進させるとさえ言えます〕 ロ) 後者は前者とは違って編集・合成した者の表現活動であると言えるため。 〔著作権侵害がある場合でも、表現されたものは(二次的)著作物であり表現作品であると考えます。違法であることと表現であることとの両立の一例として、グラフィティ(エアロゾール)が犯罪行為として社会問題化しているのと同時に、芸術の一ジャンルとしても広く認められていることが挙げられます。ここでは、社会通念なども含め、著作権法の規定より広い意味で著作・表現ということを考えています〕 以上イ、ロの理由から、既存作品のそのままの形での違法アップロードと、既存作品を編集・合成したものの違法アップロードとは、区別されるべきであると思います。このことをふまえ、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を一概に第30条の適用範囲から除外してしまうことは、早計であると考えます。それは表現活動やユーザー生成コンテンツを萎縮させるからです。まずこれから、編集・合成作品は急ぎ規制されるべきものでないことを述べ、次に、その立場に立脚して第30条からの適用除外との関係を述べます。既存作品を編集・合成しアップロードすることは、違法行為であり、推奨されうることではありませんが、以下の理由で、急ぎ規制し去るべきものではないと考えます。 a) イの項で上述した通り、権利者の利益を損なう度合いは低く、場合によっては元々の作品に対する視聴意欲を昂進させるという理由で、権利者が歓迎することもあるため。 〔権利者が多岐に渡っており合意形成が困難なため、コンテンツホルダー側から公認することは難しくとも、権利者の多くが歓迎している場合も考えられます。参考として、ニコニコ動画に多く違法アップロードされている、あるアニメ作品に付随するCDIについて、ニコニコ動画の形式を模したコマーシャルが流されたことがあります。将来的には、コンテンツホルダー側からの公認が一般化し、既存作品を利用して自由に作品を製作できる市場が形成されることも、考えられなくはありません〕 b-1) 各人が芸術的才能を発揮できる環境が要求されているため。 〔現下、ユーザー生成コンテンツは萌芽したばかりであり試されています。現代は一億総クリエイターの時代であると言われますが、閉塞した現代社会の中で、芸術に求められる役割はますます大きくなり、各人が持つ能力を最大限に引き出すための補助が必要とされています。そのための試行錯誤の場として、ユーザー生成コンテンツは次代のわが国のために有益であると考えます〕 b-2) にもかかわらず、各人が能動的にコンテンツを製作するには障害が大きいため。	個人

〔例えば、映像作品を制作するためには音楽(作詞・作曲や歌手が必要になります)と映像(画像の製作からエフェクト・編集まで、さまざまな専門に分化します)とが必要になりますが、これらすべてを個人が製作するのは、現実的には不可能です。にもかかわらず、現状では各専門分野のアマチュアの間同士のネットワークの形成は促進されておらず、過渡的な状況にあるため、止むをえず著作権を侵害してしまうという事情があります。芸術を、独占企業や恵まれた芸術家だけのものから解放して、各人がユーザーでありクリエイターでもあるような環境を形成するためには、才能を殺してしまうようなことがあってはなりません〕

c)パロディ行為には芸術的・社会的意義が認められるため。
〔パステーションなどには文学技法としての芸術的価値が認められています。また、原典を改変する形でパロディした文学作品の中には、厳密には著作権侵害であるような作品も多く見られますが、文章の世界では、慣行としてこのようなことは認められているようです。現在、ユーザー生成コンテンツの世界でもこのような慣行が形成されはじめていると思われます。これに加え、パロディは古来より社会的弱者が利用してきた手法であり、パロディの時代とさえ言われる現代、その重要性は計り知れません〕
上記の理由によって、既存作品を編集・合成しアップロードすることは、急ぎ規制し去るべきではないと考えます。にもかかわらず、本項で議論されている第30条の適用範囲からの除外は、これら編集・合成作品を間接的に規制することになり、またユーザー生成コンテンツを萎縮させることにも繋がるのではないかと危惧します。
具体的な事情としては、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を違法化することで、ダウンロードが違法化され、編集・合成作品を保存しておくことが不可能になります。当然、ユーザーがこのような作品を保存し、繰り返し視聴することができなくなります(削除してしまった時点で、どれだけ芸術的・文化的価値の高い作品だったとしても、それを研究することすら不可能になるのです。研究行為は、当該作品が批判されるべきものだった場合にも、もちろん重要です)。編集・合成作品は、そこから新たな編集・合成作品を作るための素材にもなりますし、編集・合成作品を再びパロディするということも頻繁に行われていますが、そのようなこともみな不可能になります。また、ユーザー生成コンテンツの萎縮も、編集・合成作品の製作を萎縮させるので、これらのことは編集・合成作品の間接的規制と同義であると言わざるを得ません。映像作品や音楽まるごとの違法アップロードにしても、それは視聴目的という以上に、編集・合成作品の素材という意味を持っているのです。ダウンロード違法化は、現在過渡的な事情にある日本のクリエイティブな文化を死滅させ、社会的弱者から声を奪う結果にすら行き着くでしょう。「除外」は早計であるという結論は否めません。

【反対理由2 保存にかんする議論の不十分】
もうひとつの理由は、そもそも消費者が私的録音録画を行う大きな動機として「保存」があるにもかかわらず、この点についての議論が十分に尽くされているとは思われないからです。特に録画においてこの動機は顕著であり、18年録画調査によると(27ページ)デジタル録画の理由の第二位に「興味ある番組やその一部を保存するため」があり、その割合も81.9%と高い数値を示しています。私的録音録画において、消費者ができるだけ長い間「繰り返し視聴したい」「資料として保存したい」という願いを持っていることは明らかであり、その願いは大企業がコンテンツを死蔵し流通させないことによってますます高まっています。
現下、著作権保護技術の発展は日進月歩のいきおいです。しかし、私的録音録画が元々は第30条において認められていた権利制限であった以上、この「著作権保護技術」が保護しているのは「著作権」ではなく「著作者の利益」です。技術の発展は、消費者に対し一方的な制限を加えるばかりで、貢献するところがまったくないので、その矛盾が消費者に不満を募らせているのだと考えられます。
違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画が横行する背景にこのような事情があるにもかかわらず、この点についての利益の調整はまったく行われていません。そちらの私的録音録画小委員会においても、この議論は不十分であるどころか、完全にながしにされているように思われます。このような状況下で違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画だけを違法化するということは、消費者全体の利益を無視し去るものであり、許容することではありません。同時にコンテンツの流通を促進する方策を施し、また私的録音録画を制限することに対してのルール策定を行わないのなら、この違法化は消費者の不信を招き、著作者へのいっそうの不利益をも齎すことになるでしょう。
以上、ふたつの理由により、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することについて、わたしは反対意見を提出させていただきます。

二、『第30条の適用範囲から除外する場合の条件』の項目(105～106ページ)
最終段落にある御意見「『著作物の通常の利用を妨げるものであってはならず、かつ著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない』との但書を加え、個別の事案に即して違法性を判断する』に対して、反対意見を述べさせていただきます。その理由は、ここにいう「正当」ないし「不当」という言葉の定義が不明瞭であるからです。これは、まさにそちらの私的録音録画小委員会が議論している当のものだと思います。「正当」や「不当」という言葉はいかようにも拡大解釈することが可能であり、法律的に見て「正当」や「不当」が意味を持ちうるのは、なにが正当でありなにが不当であるのかを法典が明記している場合だけであると考えます。それを無視してこのような但書を加えることは、いくらでも拡大解釈を許すことに繋がります。ひいては罪刑法定主義における「法規の明確さ」をゆるがせにすることによって、法の秩序を乱すことにもなりかねません。少なくとも、この「正当」の意味を著作権法上で明らかにしておく必要があると考えます。

一.ユーザーはダウンロードしようとするファイルが、違法なものであるかどうかを厳密に確認する事はほぼ不可能に近い。ファイル名や説明等だけでファイル内容を十分に理解する事は不可能だし、たとえダウンロードした後であっても、内容に関する十分な知識がなければ疑う事さえできないから。

二.適正サイトの識別化は、個人レベルでの文化的活動の機会を制限する可能性がある。適正サイト以外のすべてが潜在的に違法性を含む事になるので、ユーザーは適正サイト以外へのアクセスは自粛せざるを得なくなる。アップロードする側も個人のサイトやブログではなく、適正サイトへ委託しなければならなくなる。強者だけが繁栄し、弱小な個人意思を締め出すこととなる。

●現状の違法なアップロードは目に余るものがあるとは思っています。
●権利者に過剰な権利を与え、一般の個人ユーザーが損をする内容のように思います。
●権利者は送信可能化権の行使によって違法な配信・発信を抑止・取り締まる事で十分な対応ができるのではないのでしょうか。現実には送信可能化権を有効に活用できていないように思います。

一見ユーザーにとって、安く手に入れやすく有益に感じるが、その先の創作している方々にはメリットはなにもない気がしますので、違法録音録画物、違法サイトに関しては違法として罰することに賛成です。

違法サイトからのダウンロードは良くない。これが社会でまかり通るなら著作権の法律が成り立たないと思う。

個人

個人

個人

一言で言うと、誰も得しないにもかかわらず、社会にさまざまな諸問題を引き起こす可能性がある。	個人
音楽、映像、画像などの違法ダウンロード、コピーなどには断固反対です。製作者の権利をおびやかすことは、文化発展の妨げに なると思います。社会に与える影響などを考えても見過ごすことのできない問題です。確固たる姿勢で対応すべき問題だと考え、違 法録音物、違法サイトからのダウンロード、コピーを違法とすることに賛成いたします。	個人
音楽がただで入手できるものという感覚が当たり前になるのは非常に恐ろしい危険な事だと思う。 音楽家の財産がフリーで世界中に拡がってしまえば、文化としての音楽価値がなくなってしまう。 音楽＝作品、は購入するものという常識を今後も変えるべきではないので、違法ダウンロードに反対します。	個人
音楽との出会いの形は色々あると思います。しかし音楽はタダが当たり前という考えは、未来に生まれるであろう新しい音楽及びそ の音楽との出会いをさまたげてしまうのではないのでしょうか。普通他人が作ったものを無断で利用したら罪になるのに、音楽に関し てだけ意識が薄いことに疑問を感じます。 違法な配信はその作品をつくったアーティストの本意とは離れてしまうものであると思われまますしそれを受け取ることもいけないこと だと当然思います。	個人
音楽とは、作品、アートであり、本来は買うべきものだと思います。 タダで盗むのが当たり前という風潮になりつつあることに恐怖を覚えます。 他人が作ったものを盗めば窃盗。無断で利用しても罪です。 盗んだものをタダで上げるよ、と言われても、普通、人は断りますよ。 音楽に関してだけは、無法地帯になっていることが理解できません。 違法に配信してはいけないし、それを受け取ってはいけないということは当然だと思います。	個人
音楽はタダでゲット出来るもの、という風潮はいかがなものか。 他人が作ったものを盗めば窃盗だし、無断で利用しても罪になるではありませんか！ 盗んだものをタダで上げるよ、と言われても、普通、人は断りますよね。 こと音楽に関してだけは、結構無頓着なのはなんでなのでしょう？ 違法に配信してはいけないし、それを受け取ってはいけないということは当然だと思います。	個人
音楽メディアの急速な発展により、ユーザーの音楽ソフトの享受方法が大きく変わる今、ユーザーレベルでは、何が許されて何が全 うでないかの線引きそのものが混乱している状況にあるのではと推測されます。国と業界が一体となり、知的所有権の遵守を明確 に唱え、違法ダウンロードは万引きと同じという事を徹底的に啓蒙を繰り返しながら、ユーザーに対しても正しいシステムの利用法 (何が違法になるか)を指導していくべきと考えます。	個人
音楽や映像をクリエイトする稀有な才能をもった人たちが、その制作物、著作物に対して適正な還元を受けられる社会を、私たちは つくっていくべきだと思います。 ただで音楽が聴きたい、という欲求は、お店で売っているチョコレートを買って食べたい、と言っていることと同じことではないでしょ うか。チョコレートを商品として店頭で並べるまでに、もしくはECショップで売るまでに、植物を育て、精製し、創意工夫を重ね、商品に し、流通に載せ、そこに多くの人が関わり、労働し、対価を得ているように、音楽や映像作品が店頭に並び、もしくはサイトからダウ ンロードできるようになるまでに、クリエイターは命を削って創造し、スタジオのエンジニアはクリエイターの創造物を納得がいくまで 幾夜も徹して音盤に録音を重ね、レコード会社や映画会社のスタッフは、クリエイターとともに寝食をともにしながら、聴いてもらいた いマーケットへどう届けていくかミーティングを重ね、そうした多くの関わる人たちの労働、心身共の努力の結晶である音楽や映像 が、まったく対価を支払われずに、それどころか、クリエイトに何も関係していない悪漢たちによって、海賊版がつくれ、不当な利益 を搾取されたり、違法配信からダウンロードされたり、コピーが蔓延するのは、正しい社会のあり方として、絶対阻止しなければいけ ないと強く思います。著作物のダウンロードには、権利者の許諾が必要です。クリエイターの正当な権利を私たちは守っていかなけ ればいけません。 違法サイトからのコピーやダウンロードは違法と明言していく必要があると思います。	個人
音楽を制作する立場として、音楽を垂れ流しにされるのは音楽文化向上に関しても無利益だと考えます。 権利は守るべきだと根本的に思います。	個人
音楽を無料で。。。確かにお金のかからないことに魅力は感じるけど、好きで欲しい音楽なら買おうよ！と思う。ご飯だったり欲しい 洋服は絶対お金を出して手に入れるのに、音楽は無料で手に入れようとするのはおかしいと思う。	個人
家族で話あってみました、30条の適用範囲を見直すことに私は賛成しました。 海外旅行に行った際にブランド品のコピー商品等をそれと知らずに購入しても、税関で没収されると聞きます。同じように音楽や映 画等も保護されるべきだと思います。	個人

海賊版あるいは違法な配信サービスを利用した私的録音録画などを、第30条の適用除外にすべきであると考えます。違法サイトからのダウンロード常用户の大半はそのサイトが違法であることを知った上でダウンロードを行っており、いかに倫理上の善悪を唱えたところでその行為が法的に罰せられない以上止めることは無いと思われます。むしろ現在の「サイトそのものは違法だがダウンロード自体は合法」という一種の抜け道的な現状が、ユーザーが求める「お得感」を著しく煽っているようにも思われます。違法サイトの利用者が合法サイトに流れ込むことによって、配信サイトの市場もより安定し、価格を少しずつでも下げることによって好循環が生まれるのではないのでしょうか。	個人
海賊版の複製や違法配信については、私的複製やダウンロードの制限も必要。それらを放置すると権利者の正当な利益を守ることができなくなり、産業・文化にダメージを与えた事例は海外に見られる。	個人
海賊版や違法配信が日本のコンテンツビジネスの根幹を揺るがす存在である以上違法ダウンロードの現状を追認して状況を悪化させることはなんとしてでも歯止めを掛ける必要があると思います。 そのことによってコンテンツビジネスは存続し、それを個人も享受することができます。 従って違法な手段でデータを入手する個人の行為を違法とすることは避けられません。	個人
概要 私の意見は単純にコピーコントロールは無意味なのでやらない方がいい。 それでは著作権者が利益を得る事が困難になる場合も存在するというのなら先進的な取り組みである、トラフィック課金の検討をしてほしい。 懸念1 現在インターネットにおいて、既にメチャクチャとおもえる規制がされだしている。 著作権保護を理由に一定以上のトラフィックを利用するモノには制限を加えるというモノで、歪な形で著作権保護に関する不完全な体勢が利用されて企業の利益となっている自体も発生している。 懸念2 現在の著作権の利益配分システムが不透明きまわりなく何が行われてるかさっぱり伝わってこない。トラフィック課金を通じてこれらに少しでもわかりやすく透明な利益配分を行って欲しいという願いもある。 なおトラフィック課金については簡素で誰にでもわかりやすい利益配分にすべき。 懸念3 インターネットユーザーが通常利用していても著作権を侵害したという事が簡単に起こりうることを無くすためにもトラフィック課金が必要である。潜在的に誰でも著作権を侵害したという状態になりうる状況を放置する事は許されない事(現状がそれ)であり、そのことは絶対に解決すべき問題だ。 懸念4 そもそも個人をターゲットとするのをやめて、基本的に組織的な海賊版を違法「販売」している組織に重点を置いて欲しい。	個人
概要 正当な目的での私的複製が違法となることを避けるために、複製する行為を違法とするのではなく、複製した著作物を「再生」する行為(「録音録画」であれば試聴する行為)を違法とするか、あるいは、当該著作物を「再生」する目的(「録音録画」であれば試聴する目的)で複製する行為を違法とすべきである。 説明 電磁的記録(以下「ファイル」)の形で流通する著作物には、コンピュータウイルス(以下「ウイルス」)が混入していることがある。特に、P2Pネットワークにはそうしたファイルが蔓延しており、それが原因となって、Winny等の利用者が機密情報を流出させる事故が相次いでいる。この被害を減らすためには、P2Pネットワークに流通するウイルスを発見して対応を図ることが必要であり、そのために、P2Pネットワークからファイルをダウンロードして行う調査が必要となっている。 現行法の下では、こうした調査は適法に行うことができる。調査用試料となるファイルの入手には著作物の複製を伴うが、調査の目的においては複製物は「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において」しか使用する必要性がないので、著作権法第30条第1項の規定により、その複製は著作権者の複製権を侵害しないものと解されてきた。(Winny等では、ダウンロードする操作が同時に送信可能化をもたらす仕組みとなっているため、そのままWinnyを使用する方法では調査を適法に行うことができないが、送信可能化を伴わずにダウンロードのみを実行する技術を開発することにより、ウイルス対策は適法に行われているところである。) しかしながら、本件私的録音録画小委員会中間整理の打ち出した著作権法見直し案に従って第30条が改正された場合、P2Pネットワークから情を知ってファイルをダウンロードすることが違法とされることから、ウイルス発見の調査を適法に行うことが不可能となるおそれがあると考える。(一部のP2Pネットワークにおいては、その流通するファイルの大半が違法に送信可能化されているものと指摘されているので、そこからファイルを無作為に入手する行為が「情を知って」複製する行為とみなされてしまう。)	個人

著作権者らも、自らの著作物が違法に送信可能化されていないかを確認するために、ファイルをダウンロードして複製する必要があるであろう。その際に、他人の著作物を無断で複製することが生じ得るが、この行為は正当業務行為として違法性が阻却されると考えられることから、第30条の改正において、それを「正当な目的の複製」として明文で除外規定から除外する必要はないと判断される可能性がある。その場合に、著作権とは関係のない、ウイルス対策や情報漏洩対策のためのダウンロード行為が、正当業務行為とみなされるかは定かでないと考ええる。 これに配慮し、第30条の改正において、正当な目的の類型を列举して除外規定から除外するという案も考えられるが、必要な「正当な目的」の全てを列举することは困難と考えられる。 他方、複製された著作物も、それが「再生」(「録音録画」であれば試聴)されることがないならば、(現行法の私的使用である限り)著作権者の権利が侵害されることはないと考ええる。 したがって、複製する行為自体を違法とする必要はなく、また、複製する行為自体を違法とするのは有害(ウイルス対策や情報漏洩対策を困難にするという新たな危険を社会にもたらすもの)であり、著作権者の権利を保護するには、複製した著作物を「再生」する行為(「録音録画」であれば試聴する行為)を違法とするか、あるいは、当該著作物を「再生」する目的(「録音録画」であれば試聴する目的)で複製する行為を違法とすれば足りると考える。 なお、この意見は、私的録音録画小委員会の趣旨に沿って第30条を改正することにした場合に少なくとも配慮するべきと考ええる事項を述べたものであり、私的録音録画小委員会の趣旨に沿って第30条を改正することに賛成するものではない。	
携帯電話やパソコンで違法サイトが蔓延し、このまま放置しては正直者が馬鹿を見て国民のモラルが低下することは明らかであります。違法サイトからのダウンロードを是非違法にしていだきたい。	個人
該当ページおよび項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 御意見： ネットにあるコンテンツはそれが「ストリーミング」であれ、技術的には「ダウンロード」なのですよ。司法と判例が「ストリーミング」と「ダウンロード」を明確にしていない現状は、何時「ストリーミング」が「ダウンロード」に置き換えられるかわからない現状でもある以上、ダウンロードの違法化には反対せざるを得ません。 該当ページおよび項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 御意見： 「違法」か「合法」か。ダウンロード違法化を決定しようとしている方々には今存在しているネットワーク上のファイルの中身を全て知っているのでしょうか？ それとも「違法」か「合法」かを100%完璧にフィルタリングできる技術が未公開ながら既に存在しているというのでしょうか？ 完璧にフィルタリング出来る技術が存在しているのならともかく、存在していない状態ではユーザー側は「違法コンテンツかもしれない」と考える時点でネットの利用を萎縮してしまうであろうし、法律を運用する側はこのような法改正ならば恣意的な運用により必ずえん罪が起きるであろうから、条件付きであっても現状だと反対する以外無いのですよ。	個人
該当ページ及び項目名：104ページの「第30条の適用範囲からの除外」 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画の項目について 意見： 反対。 ・インターネットは多くの国が参加しており、全ての国のコンテンツに対して日本のルールをもって、違法か適法かを区別するような適法マークを付与する事は実質困難であり、このため利用者が配布されているコンテンツに対して違法か適法か区別する事は実質困難であるためにこれを違法化するすることには反対する。 ・ダウンロードの定義については、ストリーミングを除外する事、更には、文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/003/001.htm)においても議論されているが、ダウンロードを違法とすることで、一時的蓄積や一時的固定(複製)にまで違法の解釈がなされる恐れがあり、これが違法になった場合は単に通信機器への負荷増が懸念されるだけではなく、一般的な通信やネットワーク上の高速化技術、コンピュータの高速化技術の発展にまで萎縮を及ぼしかねない重大な問題であり、このためダウンロードを違法化することには反対する。著作物取り扱いの中間業者のためだけに設けられた著作権法によって、今後の国策の要にもなりうる技術の発展や革新まで妨げられたのでは、先見の明が無かったと笑いものになるのは確実である。 該当ページ及び項目名：105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(ア)について 意見： (ア)に示される条件では不足であり、違法範囲を明示することを義務付けるべき。 利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるように、適法サイトに関する情報の提供をおこなうのではなく、権利者は違法サイトを全て網羅して情報を提供し、違法となるダウンロードが行われる範囲を明示する事を義務付けるべき。 ・インターネットは多くの国が参加しており、全ての国のコンテンツに対して日本のルールをもって、適法サイトを明示するような適法マークを付与する事は実質困難であり、このため利用者が違法か適法か明確な区別ができない事になる。このために、万一第30条の適用範囲から除外する場合は、権利者が第30条の適用範囲から除外する違法サイトを明示し、違法の範囲を明確にするべきである。	個人

該当ページ及び項目名：104ページの「第30条の適用範囲からの除外」 a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画の項目について 意見：反対。 ・インターネットは多くの国が参加しており、全ての国のコンテンツに対して日本のルールをもって、違法か適法かを区別するような適法マークを付与する事は実質困難であり、このため利用者が配布されているコンテンツに対して違法か適法が区別する事は実質困難であるためにこれを違法化するすることには反対する。 ・ダウンロードの定義については、ストリーミングを除外する事、更には、文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/003/001.htm）においても議論されているが、ダウンロードを違法とすることで、一時的蓄積や一時的固定（複製）にまで違法の解釈がなされる恐れがあり、これが違法になった場合は単に通信機器への負荷増が懸念されるだけではなく、一般的な通信やネットワーク上の高速化技術、コンピュータの高速化技術の発展にまで萎縮を及ぼしかねない重大な問題であり、このためダウンロードを違法化することには反対する。著作物取り扱いの中間業者のために設けられた著作権法によって、今後の国策の要にもなりうる技術の発展や革新まで妨げられたのでは、先見の明が無かったと笑いものになるのは確実である。 該当ページ及び項目名：105ページ「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(ア)について 意見：(ア)に示される条件では不足であり、違法範囲を明示することを義務付けるべき。 利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるように、適法サイトに関する情報の提供をおこなうのではなく、権利者は違法サイトを全て網羅して情報を提供し、違法となるダウンロードが行われる範囲を明示する事を義務付けるべき。 ・インターネットは多くの国が参加しており、全ての国のコンテンツに対して日本のルールをもって、適法サイトを明示するような適法マークを付与する事は実質困難であり、このため利用者が違法か適法が明確な区別ができない事になる。このために、万一第30条の適用範囲から除外する場合は、権利者が第30条の適用範囲から除外する違法サイトを明示し、違法の範囲を明確にするべきである。	個人
確かに、著作権者の権利は大切だとは思いますが、あまり行き過ぎると今度はユーザーの自由が極端に制限されてしまう。WEBというのはやはり便利だからこそ発展したのであるから、その便利さも極限まで重視するべきだと思う。便利さを失えば、せっかく発展してきたWEBコンテンツの進展も減速、さらに悪ければ衰退してしまうだろう。なのでこのWEBの行く末を決める法案はとても慎重に決めてほしい。	個人
基本的に反対する。 ストリーミングとダウンロードの違いは曖昧であり、実際にあらゆるストリーミング技術は何らかのコピーをいったん手元にとっている。規制を強化することにより、すでに諸外国と比べて遅れている日本のネットワークサービスの立ち上げをさらに遅らせることになる。インターネットはグローバルなものであるから、国外で展開されているサービスへのユーザの移動がおり、諸外国から取り残されていくことになるだろう。ユーザによるコンテンツの利用を萎縮させるのは問題で、本気でコンテンツ立国を目指すのであれば、コンテンツの草の根的な利用を促進するような対応をするべきである。著作権者は違法なアップロードを根絶するための十分な対応をしておらず、悪質なユーザに対する訴訟など、まずは現行法で可能なことを十分にやるべきではないか。 5.該当ページおよび項目名：p.105「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 6.意見： 基本的に反対する。 正当な引用による批判記事を著作権違反という名目で握りつぶすような一部のメディアの運用は目に余るものがあり、ダウンロードをする人にまでそのリスクを拡大することは容認できない。 そもそも違法ダウンロードという考え方自体が不明確なものである。 たまたまそういうサイトを誤ってクリックしてしまった場合、それが裁判の場では最終的に適法であると証明されたとしても、その裁判にかかる費用や時間は無視できるものではない。 実際にアメリカではRIAAがユーザに書簡を送りつけ、和解するか裁判で徹底的に闘うかの二者択一しかなくなる事態が実際に起きている。一個人が莫大な資金を持つ著作権者団体と法廷で争うのは事実上困難である。 アップロードをしてしまった悪意のあるユーザを取り締まり可能である現状の法制度で、なんら不都合があるとは思えない。 また、新たなサービスを自らの権益を守るためにつぶした例は日本でもすでにMYUTAの裁判で起きている。ユーザが自分で持っているCDをデータ化し、携帯電話に転送するサービスのなにながずいのか、ほとんどの一般人には理解できない。 むしろ現状の著作権運用を、利用者が不便を感じないように緩和するべきで、さらなる制約をつけたり利用を萎縮させるような行為は、コンテンツ産業全体を衰退させる結果をもたらすものであり、権利者は過度の要求はユーザ離れを引き起こすことを認識するべきだ。 以前と違って離れたユーザを収容する先は無数にある。	個人
規制をかけるのは違法ダウンロードソフトを載せているサイトだけにしてください。 動画を見ることが可能なニコニコ動画やYoutubeなどは規制する必要がないと思います。 動画を見て楽しんだり動画を載せて楽しむという一つの娯楽をうばわれてしまう人が多くなると思うのでそのような人たちのことを考えると「ダウンロード違法化」はいきすぎてるのではないのでしょうか。 自分はまだよく理解していないのかもしれませんがこの娯楽を奪われたくはありません。 変な部分もあると思いますが、これが自分の意見です。お願いします。	個人
技術の進歩を阻害するような法はあるべきではない。 椅子の上の豚を肥やすためのだけの法など国民は納得しないことを覚えておけ。	個人

技術的、法律的な議論は他の方のコメントで良く述べられていると思うので、私は法案の心理的影響について意見を述べてみたいと思います。 この法案が可決されれば、権利者は自分の権利を侵害されているという不安から開放され、安心感を得ることが出来ます。しかし問題は安心感を得られるというだけで実質的な問題は何も解決しないということです。取締りをいくら強化しても不正を根絶するのは現実的に見て不可能であり、さらに取締まり自体にお金がかかるために権利者の利益は目減りし、本末転倒になりかねません。その上法律で取締りを正当化することは、互いに悪者扱いしたりされたりすることの心理的抵抗をなくさせるため、社会にそうした発想が蔓延し、モラルの低下を招くでしょう。そのことは結局、より権利者をおびやかす要因を増やすことに繋がります。そして結局権利者の不安は解消されないままになるでしょう。 すなわち不安感から端を発した法案を流布することは、その源である不安を国民全体に撒き散らすことであるわけです。従って誰もが権利者と同じように不安を持つようになり、誰もが自分の方が助けてもらう側だといって譲らないでしょう。そうなれば暴力的な解決策しか残らなくなってしまいます。これは不幸なことです。 また別の見方も出来ます。企業や政府が利益第一という運営をし、法律の制定までするというなら、国民も同じやり方をするようになるのは必然でしょう。国民が不正コピーを止めないのは単にそれが自分の利益にならないというだけです。そしてそういうやり方を教えたのは当の企業であり、政府であり、権利者であるわけです。不正コピーが横行するのは私達の誰もが同じ考え方、利益第一で行動するからです。そこに目を向けないといけません。法律はすべての人を守ることを要求するのに、それを守ることが自分の利益に繋がらないなら守られるわけではありません。利害という発想で法律を作れば、誰かに「私達のために犠牲になれ」と要求することになります。そんなことではそもそも法律というシステムの理念に反するでしょう。本当に不正コピーを無くそうと思うなら、利益第一という考え方を国家的に覆す大幅な行動方針の転換が不可欠でしょう。 人は自分の権利を守らなければならないから不安になるのであり、守る必要が無いとわかれば不安は消えます。そして不安を消す方法はそれしかないのです。そのためには社会は譲り合いと分け合いを第一として運営されなければなりません。 私個人の意見としましては、この法案の方針とは逆に複製をより許容し、代わりに私的録音録画保証金制度といった形式の制度の改善によって補填するような方針が望ましいと思います。複製を許容しても商品の売上げがゼロになるようなことはありえないでしょうし、それは技術や経営戦略で改善可能なはずで、それよりも権利者が寛容を示すことによる精神的なメリット、不正におびえたり、心配したりしなくてすむ、不正対策に心を傷めなくてすむことに加え、それらによって起きた損失をより有益なことに振り向けることが出来る、権利者と消費者の関係が改善し、商品の購入意欲を前向きに働かせることが出来る、など金銭以外のことに目を向ければ良いことがたくさんあるものです。 私はこうした精神的な議論が不足しているのではないかと思います、本来の趣旨からは大分外れてしまったと思いますが、今回このようなことを書かせていただきました。 ご検討していただければ幸いです。	個人
疑問に感じます。 YouTubeやニコニコ動画はストリーミングですから対象外となっていますが、ダウンロード形式で動画を提供するサイトはどうなるのでしょうか。 利用者がストリーミングだと思い利用していた場合でも、キャッシュはパソコンに残る訳ですから違法となってしまうのではないのでしょうか。 区別のし難い状況である今では、案を適用した場合罪のない利用者を見逃す結果になるのではないのでしょうか。	個人
脚注51で触れられている、ストリーミングとダウンロードについて、区別が可能であるかどうかは甚だ疑問です。 ストリーミング配信されている音声、動画も、結局はメモリやハードディスクにダウンロードを行いながら再生を行っています。ストリーミングとダウンロードを区別するためには、技術的な要件をひとつひとつ積み上げる必要がありますが、現在存在する、そして今後登場するであろう星の数ほどの配信技術に対して、これはダウンロード、これはストリーミングと区別していくことは事実上不可能であり、それを敢えて行ったとしても不公平で不明朗な運用にしかならないと思われます。 また、こういった区別を行った場合、今後配信技術を開発するにあたり、開発者が「著作権法違反幫助」で刑事告訴されるリスクを背負うことになるでしょう(なにしろ、この国にはすでにそのような判例があるので)。これは、ソフトウェア開発者の萎縮につながり、結果的にこの国の技術発展が阻害されることになります。 ストリーミングとダウンロードの区別がナンセンスである以上、それを前提とした議論(第30条の適用範囲からの除外)も論じるに値しないと考えます。よって、「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外する」ことに関しては、強く反対します。	個人
契約及びコンテンツの保護契約及びコンテンツの保護技術の組み合わせにより、私的録音及び私的録画を抑制することは可能であり、違法サイトについては、自動公衆送信の違法性を問うことで、十分対応できるのではないかと考える。 107ページに違法サイトからのダウンロード行為が違法行為であることを周知させる旨の記載があるが、周知に至るためのプロセスが明確ではない。 PSE法の改正が混乱を招いたが、今回の改正は著作物全てに渡って適用されるものであり、改正の事実を知らない国民が無意識的に犯罪を行っている、という事態になることを懸念すべきである。改正の結果として、犯罪行為への可能性から萎縮効果が生じ、今後のネットワークサービスが普及することを妨げる可能性もある。 また、同ページにもある通り、利用者にとって違法・適法のサイトが区別が難しいのも事実である。例えば、認定制度自体の真偽等を確認する手段が用意されていないため、両者を利用者が区別することは困難であるし、また、ネットワーク技術を用いることで、偽装されたサイトへの誘導が行われた場合、ネットワーク技術に精通した一部利用者以外はその区別を行うことは、ほぼ不可能であると思われる。適法サイト・違法サイトの区別並びにユーザへの可視化手段が提供される等の技術に関する裏付けに乏しく、実行可能性が疑われる。 さらに、ダウンロード行為とストリーミング行為を区別することも難しい。例えば、実際にデータ転送を行うプロトコルレベルで話を見れば、ダウンロードとストリーミングにはその差はほとんどなく、ストリーミング行為を謳っている場合でも、プロトコルレベルの処理はダウンロードであり、端末上で擬似的にストリーミングに見せている場合もある。この種の区別を全ての利用者に課すことは現実的な解であるとは思えない。 以上の点を鑑み、違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画に関する第30条の適用範囲見直しに反対である。	個人

結論:ダウンロード違法化に反対します。 「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)にある「ストリーミング」と「ダウンロード」の区別ですが、この点を中心に整理させていただきます。 文化審議会著作権分科会の報告書 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/003/001.htm の「一時的蓄積」をめぐる議論もみてみましたが、まだ十分に整理できていないとの感想を持ちました。 コンテンツ提供者の立場からみると、ストリーミングとは、 ・基本的にはその場限りのコンテンツ消費体験 ・リプレイするためには原則として再度そのサイトに行く必要がある ・コンテンツ提供者が差し止めればリプレイも制御できる という定義かと思います。 一方、技術提供者の立場からみると、ストリーミングというのは一言でいえば ・データのダウンロード完了を待たずに再生を始めるという技術 というものです。 一時的蓄積(キャッシュ)はそれを実現するための枝葉末節な技術の詳細に過ぎません。 つまり、ストリーミングとはユーザのコンテンツ消費体験を改善するために、データの受信が始まったらすぐにコンテンツを再生すると同時にダウンロードも並行して実行するという技術的な工夫という位置づけになります。したがって、ストリーミングというのはダウンロードの一種であって、相互に排他的な概念ではありません。 では、コンテンツ提供者にとっての「ダウンロード」とは、上記のストリーミングと対比する意味合いにおいて、どのようなものとして見えているのでしょうか。 それは、 1)リプレイに制限がない 2)素材として編集・再利用が可能 3)第三者に転送が可能(違法コピーなど) という3点に集約できると私は考えます。 ここで、1)については、コンテンツ提供者側にとってのデメリットは、「ストリーミングなら実現できたであろうリプレイのコントロールができない」になります。つまり、リプレイを制限したいという実需があるかどうか。一方で「閲覧のたびに帯域を消費しない」というメリットも見逃せません。このメリットは現実的なもので、それゆえにYouTubeの「一時的でない」ローカル・キャッシュ問題などが出てきているわけです。 次に2)ですが、これは既存の著作権を守るか、それとも新たな著作権者の出現に期待するか、立場によって意見が分かれるところだと思います。しかし、あらゆる創作活動は過去に発表されてきたものに何らかの形で影響を受けてきたものである以上、社会的弱者であり、かつ新たなマーケットを開拓すべき未来の著作権者に対して、むしろ編集権は積極的に認められるべきだ、と考えます。 たとえば、デジタル登場以前から複製しても劣化のない創作物として「文章」がありますが、文章において認められている「引用」およびパソコンによるコピー＆ペーストが禁止されている国というものがあれば、間違いなく創作生産性を落とし、ひいては国際的な競争力を落とすことは想像に難くありません。いずれにせよ、2)は本筋とはあまり関係がないようです。 さて、問題は3)です。これこそが、いわゆる「ストリーミング」との決定的な、しかも外部から観測可能な差異であると考えます。1)と2)が、それ自体では外部から観測不可能なアクティビティ、すなわち「コンテンツの私的利用」の範囲にとどまるものであったのに対して、3)はその(生あるいは編集済みの)コンテンツを「発表」するシチュエーションとなります。 商業用コンテンツをそのまま第三者に横流しすればそれは違法コピーですし、素材としての利用であってもパロディやサンプリングといえない明らかな剽窃であれば、元著作権者と係争の余地はあるでしょう。 すなわち、いわゆる「ダウンロード」という形式のもつ性質は基本的に良いもので、これが具体的に問題となるのは、ストリーミングかどうかというダウンロード方法それ自体の区別ではなく、それを二次的に第三者に転送(アップロード)できてしまうこと、という点に尽きるのではないのでしょうか。 ここまでのロジックが正しいとするならば、送信可能化権によるコントロールこそがコンテンツ提供者の意図に沿った最も効率の高い方法である、という結論になると思います。(なお、その前提として効率の悪いザル法を積み上げることが望ましくない、という共通認識があるものと期待しています。) それから、海賊版の配布サイトとYouTubeなどの投稿サイトは明確に区別できるはずだという予断が報告書に見られましたが、そもそもYouTubeもかつては海賊版サイトのような扱いでしたから、そういう結果論にもとづいた主観的な判断をストリーミングの議論とむすびつけてしまうのは不適切と考えます。客観的事実だけをいえば、どちらもダウンロードであり、どちらも投稿サイトであり、違いといえばDMCAに準拠しているかどうかぐらいです。 ダウンロードの違法化に反対する理由は他にも色々ありますが、今回パブコメを書いた動機は、「ストリーミング」と「ダウンロード」という言葉については技術業界とコンテンツ業界で大きな「定義の不一致」が存在するということをまず再確認していただきたい、ということです。そして、いずれか一方の常識はもう一方の常識ではない以上、お互いが納得できる別の着地点を模索する必要があるのではないのでしょうか。	個人
結論:ダウンロード違法化に反対します。 ・105ページの第30条の適用範囲から除外する場合の条件の項目について 大多数のインターネット使用者は、違法性を判らず使用している現状で、「あなたのパソコンに違法なデータが有ります、裁判に訴えます、これを回避したい場合は和解金を以下の口座へ…」のような文面がきたら、振り込め詐欺の状況を考えれば確実に起こりえる詐欺でしょう、しかも改正によりこの手の詐欺を法律が後押しや後ろ盾にとる事が可能あり、故に反対します。 ・104ページの第30条の適用範囲からの除外の項目について ストリーミングとダウンロードの明確な区分けが出来ないのに片方を違法と扱うのはこれからの技術開発に悪い影響をあたえ発展を阻害する。技術競争を大いに阻害する可能性のあるが故に反対します。	個人

結論から言うと、どのような決定がなされようと、ストリーミング配信が最初から除外されている時点で、これはザル法です。ストリーミング配信はダウンロードと区別されるものではなく、ダウンロードの一形態なのであって、保存する形態が一時保というだけです。 そもそもダウンロードとは、パケット通信によって下り線に流れてきた情報を、自分のPCに転送し、受け取る事であり(例えば、インターネット上の百科事典であるウィキペディアなどでも、そのように解説されています。)、情報をダウンロードしなければ、ストリーミング配信自体不可能です。 参考までに、ストリーミングに関する、ウィキペディアでの解説は以下の通りです。 http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9F%E3%83%B3%E3%82%B0より 【通常、ファイルは「ダウンロード」後に開く作業をするが、動画などの大きいサイズのファイルを再生する際には非常に時間がかかる。 そこで、ファイルを「ダウンロード」するのと同時に、再生をすることにより、待ち時間が大幅に短縮される。この方式を大まかに「ストリーミング」と称することが多い。】 私ががまんならないのは、ストリーミング配信をはじめから除外して、議論の対象としていない事です。ストリーミング配信も保存可能で、複製違法コピーの温床です、これではザル法です。 国民は、それで納得するのでしょうか？ 言葉のごまかしを利用して、ザル法を作っはいいけません。ストリーミング`形式のタダウンロードを他のダウンロードと区別したいのなら、一時保存ダウンロードと、固定保存タダウンロードとでも言えばいい。 長すぎて言いにくいなら、一時保存と固定保存でもいい。 ただしその意味するところは、 1. どちらもタダウンロードという事実であり、 2. 一時保存は容易に固定保存可能という事実 この2. に関しては、PCに一時保存されているストリーミング配信されたファイルを、自分で別のフォルダに保存しなせば、固定保存可能であり、それどころか一度固定保存すれば、いくらでも複製、コピーが可能ということです。 なので、ストリーミング配信に関しても、それ以外の通常のダウンロードにおける場合と同様に議論のテーブルに載せなければ、最初から抜け道を作ったも同然の全くのザル法でしかありません。 著作物の違法な利用を考えている者にとっては、明らかに2. が公にしたいくない不都合な真実らしいのですが見過ごしてはいけません。 結論として、ストリーミング配信はもはやダウンロードと同様の効果を持つ物であり、本気で違法行為を取り締まる気があるなら、違法なストリーミング配信 & そのような行為を助長する場を提供してるサーバー運営者 & サイトの管理人にも刑事罰を加える法律も必要です。(例えば違法行為野放しであるニコニコ動画)。そのようなサイトの運営者はかならず、第三者に公開する以前に、事前に権利侵害の有無を事自己の責任においてに確認した後で一般に公開させる事を義務付ける法律も罰則付きで必要です。	個人
検索サイトや掲示板サイトで違法な音源が蔓延し、特に中高生はそれが違法とも思わず利用しているのが現状のようです。健全な音楽産業の発展のためにも、また権利意識の向上を目指すためにも今回の法改正には全面的に賛成です。	個人
権利者が通常販売しているコンテンツが無償にてインターネットで手に入る現状において、入手する行為を規制しない限り、コンテンツの違法複製を撲滅することは難しいと思う。適用範囲の見直しに賛成します。	個人
元が違法なのだから、ダウンロードするという行為も違法にすべきである。	個人
現在、大手プロバイダが提供するほとんどのブログサービスにも動画・音楽を投稿あるいは再生する機能が付与されている。こういった機能の利用実体を確認してみると、ほとんどは個人で動画・音楽を作成・公開しているか、あるいは著作権保護期間の切れた作品を利用している場合がほとんどであった。また、webサイトを閲覧すると自動的に音楽が再生されるようなサイトもある。ダウンロードが違法化されたら、こういったブログやwebサイトの読者も違法行為になる事を恐れ、購読を停止する可能性が高く、ブログ・webサイト執筆者の活動意欲を削ぐことになる。	個人
現状では違法サイトからのダウンロードなのか合法サイトからのダウンロードなのかの判別は難しい。 違法サイトの取り締まりを強化するのが先決だと思います。 そもそも誰が違法か合法か決めるのか？ 動画を見るのはいいが保存するのは犯罪とするのもどうも納得がいきません。	個人
現状の条件ですと反対です。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいと思います。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反のおそれもあります。また、TBT協定をはじめとするWTO条約に関する検討がされておらず、その点についてもっと話し合うべきと考えます。	個人
個人として楽しむ範囲でのコピーやダウンロードが規制されることに若干抵抗はありますが、海賊版のコピーや違法配信サイトからのダウンロードに対象が限定されるのであれば、規制されてもやむを得ないと思います。 もし、このような不正なコピーやダウンロードが放置されてしまうと、きちんとした意思を持って豊かな文化を築こうとしている人々の妨げとなることが懸念されます。 本来の正規ビジネスが成立しなくなり、作者や権利者に適正な利益が還元されず結果的に創造性の低下を招き、すでに低下していると思われる日本の文化がさらに低下してしまうのではないかと私は思います。	個人

個人の楽しみの範囲でのコピーやダウンロードは規制してほしいはないですが違法にコピーしたものが氾濫してしまうと、本来の商品の売上が落ちてしまい結果的に私たちを楽しませてくれているアーティストの売上があがらず、音楽活動に支障がでることが困るので取り締まってほしいです。	個人
個人の倫理観、善意によって違法使用が根絶されることが理想ですが、現状を鑑みるとある程度の法的拘束なくして違法コピー、ダウンロードを撲滅することは難しいと思う。したがって、違法にアップロードされた著作物をコピー、ダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
個人的な意見ですが・・・ ダウンロードするファイルが違法であるかどうかはダウンロードした後でないと厳密にはわからない。ファイル名や説明文では厳密にわからない場合がある。 パソコン初心者の方にあまりにも非道な法律ではないだろうかと思います。	個人
個人的にコピー・ダウンロードをして、楽しむ分には違法とは思いませんが、海賊盤や違法配信等からの、コピー・ダウンロードに関したは、著作権者等の正当な利益を損なうのもっと規制を厳しくしたら良いと思う。	個人
公開されている著作物をダウンロードするだけで犯罪を犯してしまうリスクを閲覧者に負わせることにより、不安を煽りダウンロードを伴わない閲覧自体を抑止してしまうことが考えられる。さらに都合の悪い著作物をダウンロードした閲覧者を意図的に犯罪者に仕立て上げ、心理的に閲覧しにくくさせ間接的に表現の自由を奪う恐れがある。 また、現状のアダルトコンテンツのように海外に住んでいる日本人向けと銘打って国内では違法なものが販売されている事を考慮すると。 国境という概念がないインターネットに於いて日本国内だけにしか通用しない法律を制定したところで効果があるとは思えない。 まずは世界各国と連携しインターネット上に於ける著作物取り扱いの枠組みを決めるべきである。	個人
公権力の行使には、慎重の上にも慎重を期すべきである。コンテンツの利用が滞りかねない法改正を行えば、「コンテンツ立国」を掲げる国の基本政策に真っ向から対立するだろう。 「情を知った上で(のダウンロードは違法)」とあるが、そのことをどのように証明するのか。最終的にはユーザーのログやHDDの中に手を入れるしかなく、プライバシーなど別の問題が浮上する。実効性はなく、著作権侵害の可能性がある行為に「広く網をかける」という、抑止効果以外期待できない。 不可思議なのは、権利者側が、ダウンロードやデジタルコピーをコンテンツ売り上げ機会の損失とみなし、プロモーション効果などを計算に入れず、被害額として計上していることである。それらの行為を禁止すれば、ユーザーはCDやDVDなどのパッケージ購入に向かい、売り上げが伸びると思っているのだろうか。大半のユーザーはタダだからHDDにデータを蓄積しているだけで、不可能であれば、無理して手に入れようとは思わないだろう。デジタルの利点を制限することで、消費者の離反を招くことは、音楽CDのコピーコントロール化で身にしみて経験したはずである。 YouTubeやニコニコ動画などの動画共有サイトが短期間にここまで隆盛を極めたのは、膨大な数のコンテンツが全世界のユーザーから投稿されたからだ。「動画共有サイトからのダウンロードは違法」ということが喧伝され、萎縮したユーザーがこれらのサイトを利用しなくなれば、将来有望なコンテンツ発表の場を縮小させてしまいかねない。 「ユーザーにとって(消費者にとって)何が一番大事か」このことを見失った市場に未来はない。	個人
項目 103ページ「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」について 意見 反対。違法にアップロードする行為を送信可能化権で規制すれば足りる。 項目 104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について 意見 反対。技術的にストリーミングとダウンロードには差異がない。 ストリーミング試聴時に保存されたキャッシュをローカルの別の場所へ移して再生する行為と、動画ファイル等をダウンロードして試聴する行為は結果として同じことである。違法となる行為の定義は極めて曖昧であり、このような状況下で違法化を進めるべきではない。 また、この2つを異なるものとし、日本でしか通用しない「ダウンロード」という概念を法が定義して規制の対象にすると、今後の技術開発及びコンテンツ産業の振興にマイナス影響を与えかねない。 項目 105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 意見 反対。利用者にとって違法、適法を識別する手段が十分に提供されない可能性がある。「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう(以下略)」とのことだが、インターネット上でそのような識別用の表示が定着するのか疑わしい。海外サイトが日本の著作権法に基づいて適法サイトである旨を表示する可能性は極めて低いと考えられる。 加えて、適法である旨を表示する際に何らかの団体による審査や認定があるとした場合、費用や申請手続きなどサイト運営者にかかる負担が大きくなってしまう可能性がある。 PSEマークと同様、現実味のない施策で市場に無用の混乱を与えるだけではないか。	個人

項目「第30条の適用範囲からの除外」について 高度に複雑化したインターネットにおいて、受信したファイルが著作権を侵害した者により送信された著作物にあたるか否かを確認することは、一般のネットワーク利用者には必ずしも容易ではない。著作権侵害者からの受信を違法とする当該規制は、行為の違法性の確認という多大なる負担を一般の利用者に強いるものである。著作権法の目的は、第一条に述べられているように、著作者等の権利保護という手段を以って文化の発展に寄与することであるが、当該規制が実施された場合、インターネットの利用活動は萎縮し、文化の発展を阻害することは明らかである。 また、P2Pネットワークを形成するソフトではそのネットワーク維持の要請から必然的に、その利用者がファイルの送信と受信を同時に行う設定が強制される。 もし当該規制が実施されたとしても新たに違法行為者概念に含まれることとなる者は基本的にいない。 つまり、その場合の違法行為者は現在においても同じく、著作物であるファイルを送信する違法行為者である。 このようなネットワークが存在することから、本項目における「ウ 個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること」との考察は希望的観測の向きが強く、当該規制に、上述の弊害を差し引いて余る程の効用を期待する根拠とはなりえない。 項目「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 行為者が違法性につき悪意であったか否かは客観的把握が困難であり、この要件を採用すれば当該規制の僅かな効用はさらに損なわれる。技術的保護手段の回避した私的複製については、そのために用いられる特定のソフトウェアの存在や行為の特殊性ゆえに、悪意の客観的証明が比較的容易であるが、この場合にはそのような特別の事情はない。 また効用の損失に比して、弊害には大した軽減がない。本項における「なお、この点に関しては、利用者への趣旨の周知に努めるとともに、利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」との案は、インターネット利用者が自ら適法性を確認する負担を軽減する趣旨である。 一部のウェブサイトについてしか情報を提供できない場合には、その他のウェブサイト閲覧者には潜在的違法行為者の汚点をつけることになり、情報提供がない場合より余計に、法遵守の精神に悪影響を及ぼしかねない。 よって、数多あるウェブサイト全ての適法性を常時認識し管理することが必要であるが、それは不可能と断じていいほど困難であり、実効性が全くない。仮にそのような情報提供が実現したとしても、インターネット利用者の負担は現在より格段に増し、文化の発展を阻害する結果に大きな変化はない。 加えて、「イ 第30条から除外する行為は、『複製』一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している『録音録画』に限定すること」という条件も、外部からの把握は困難であるために、多くのインターネット利用者を潜在的違法行為者としてしまう点を克服していない。 一方、「『著作物の通常の利用を妨げるものであってはならず、かつ著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない』との但書を加え、個別の事案に即して違法性を判断するの一案ではないか」という意見があった。」とあるが、当該規制は、いかなる条件が付されようとも、著作権法第一条に究極の目的として謳われている文化の発展を阻害することに違いはない。著作者の権利保護のために文化の発展が阻害されては本末転倒であり、完全な撞着である。 以上の理由により、「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画」の「第30条の適用範囲からの除外」は、効用が小さく弊害は大きく、かつ不合理なものであるため、ここに反対の意見を表明する。 著作者の権利保護は違法な送信の取締りを強化することにより図られるべきである。	個人
項目中に、「違法サイトと承知の上で（「情を知って」）録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する」とあります。この限定方法では、利用者が合法コンテンツであるかどうか判別することは困難であることから、利用者の一般的な行動が違法行為とされてしまう危険性が非常に高く、不適當だと考えます。 以下に根拠を述べます。 パソコンやインターネットが一般社会に広まったことは、個人による著作物の利用のみならず、個人による著作物の製作と流通にも大きな影響を与えております。 映像・音楽の製作に関する1例として、個人でも扱え映像や音楽を作成できるソフトウェアの発展と普及があります。OS「Windows Vista」に標準装備される（サウンドレコーダー、Windowsムービーメーカー）、無償で利用できるソフトウェア（フリーウェア、オープンソース）で提供されるなど、個人に広く普及しております。 結果として、個人が映像・音楽著作物をより作りやすい環境が広がっております。 映像・音楽の流通に関する1例として、記録用ディスクの普及があります。特にCD-R、DVD-R等は、プロフェッショナルにより生産されるCDとほぼ同等に使えるメディアを個人で製作できる環境を生み出しました。 更にインターネットは、ウェブページでの配布、YouTubeやニコニコ動画といった動画投稿サイトなど、プロフェッショナルでなくとも使用できる新たな形態の流通手段を生み出しております。 結果として、個人が映像・音楽著作物をより多くの人に流通させやすい環境が広がり、個人が製作を行う意欲を高めております。 総体として、一般に広く広まっているパソコンやインターネットは、商業行為によらず可能な行為とプロフェッショナルの可能な行為の違いよりを少なくする特性と、金銭とは異なる要因による制作活動をより多くする特性を持ちます。 結果、過去には困難であった、娯楽性において商業著作物と遜色ない映像・音楽著作物が、商業行為以外で製作され無料もしくは安価で利用者に提供される機会がより広がりがつつあり、利用者にとって違法著作物との判別が難しい環境もより広がりがつつあります。	個人

また、こうした環境が広がる以前においても、違法著作物を判別することは困難でした。商業著作物が流通に乗った後に明らかな違法著作物と発覚することがある、現在著作権は親告罪であるため訴えられることなく放置されている著作物が混在しているなど、違法著作物の判断は素人の常識で行えるほどたやすいものではないと考えます。マークや文面など、明確な表示により利用者に提示することは、実効性が薄いと考えます。こうした表示を削ったり覆ったりすることはもとより容易であり、個人が映像・音楽著作物を製作することと同様に容易さが増しており、違法著作物を配布する側により簡単に迂回できます。配布する側に対する抑制になることがあったとしても、利用者への実効性は薄いと考えます。第30条の適用範囲から除外される項目を設けることは、前々項の理由から商業著作物と非商業による著作物との間に混乱を招くことで、より立場の弱い非商業による著作物の側に何らかの抑制を招く恐れがあると考えます。結果、その背景に広がっている映像・音楽の製作ソフトウェア提供等、ソフトウェアに関する商業行為を損なう行き過ぎた結果になると思われるため、反対です。	
項目名詳細 第7章検討結果 └第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて └第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 └マルの2検討結果 中間整理にある方向で違法サイトからのダウンロードを私的使用のための複製(著作権法30条)の適用対象から外す事は不適当と考えます。 ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロードが、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害している事はおそらく事実であり、現状を放置すべきではないと考えますが、 (a)罰則が無ければ抑止力として不十分です(P106)。 (b)他方、他人から借りた音楽CDからの私的録音は実効性が無い事を理由に適用対象としたままでは整合性を欠きます(P106)。 まず(a)は、罰金抜きで歩き煙草が減るものではない、という考えに拠ります。これに加え、ネット上でのコンテンツ利用形態は多様化しつつあります。「合法サイト」の中にも「違法ファイル」と「合法ファイル」の区別無くアップロードを受け入れているものがあります。また海外では音楽家自身が著作権保護技術抜きで、お代は見てのお帰方式(しかも対価は客の任意)でファイルを配布する実験も行われています。これらを特に区別せず、ネット上のファイルを横断的に検索してダウンロードさせるようなソフトやサービスが現れた場合、無数の「罰則の無い違法状態」が出現する事となります。こうしたソフトやサービスが日々増え、日進月歩で複雑化してゆく中で、一般ユーザーがきちんと「これはダウンロードしたら違法」「これはダウンロードしても合法」と区別をつけてネットを使用する事は甚だ困難であり、その区別を広く社会に求めて世の中を複雑にするよりは、補償金を拡大するほうが社会コストが安いかもしれません。 さらに地上波テレビの停波後考えた場合、移動体通信のいっそうの成長と、多様なサービス、作品形態、そして著作物の投下資金回収手段、の開花が見込まれます。こうした状況下では、目前の問題の対策は可能な限り既存の条文で対処する事で、将来の機動的な対処の余地を残しておくべきと考えます。 次に(b)ですが、P106にある「私的領域で行われる録音行為について利用者との契約により管理することは事実上不可能」というのは「違法サイトなどからのダウンロード」も同様と考えます。でありながら違法サイトなどからのダウンロードはバツ、借りたCDからの録音はマル、という条文が並んだ場合「みんなでやれば怖く無い」を認める事になりかねません。これは、違法な海賊版の作成・著作物等の送信可能化・自動公衆送信を行う者の背中を押してしまうリスクがあると考えます。さらに今後、子供達に著作権の問題を教えてゆく機会が増加すると思われませんが、この不整合(とその理由)は説明しにくいものがあり、道徳・倫理・違法精神を危うくするリスクがあると考えます。 結論として、P105にある「現行の著作権法でも、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害しているファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトは、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分とする意見」が最も妥当と考えます。 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画は、正規事業者による適法配信者の摘発強化だけでなく、サービスとニーズの擦り合わせ、原著作家への敬意の啓蒙活動などの企業努力と合わせて対処すべきものであり、現段階で著作権法に矛盾のある改訂を加える必要があるとは考えません。	個人
高品質なコンテンツの入手は適正なくみのうで社会的に成り立つものであると考えます。違法コンテンツや違法サイトによる違法使用の根絶に向け、これらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
国際的な観点からも、著作権を守らない国民がいるというのは、先進国ではありえない。子供達(大人もだが)に対しての教育などの必要性も含め、今回の法改正には賛成です。	個人

国民の7割以上が所有している携帯電話に向けた音楽配信は、その手軽さも手強い、ここ数年でとてつもなく大きな市場を形成しています。その結果、パッケージ売上の減衰を補完しています。「着うた」を代表とする携帯電話向けの有料音楽配信ビジネスは、日本が世界に誇るべき、画期的なビジネスモデルであります。 しかしそんななか、検索サイトや掲示板サイト等では、違法にアップされた音源を、いつでも誰でもダウンロードすることができてしまうという事実がございいます。これらの主な利用者は中高生であり、この行為を違法と思わないで利用し続けている現状は、権利に対する意識の欠如へとつながり、国民の文化や権利に対するリテラシーを下げることに繋がると思います。 また健全な音楽をはじめとする、文化産業の発展を大きく阻害するものだと思います。 そうした利用から今回の法改正には全面的に賛成させていただきます。	個人
国民やインターネット利用者を無視してこのような行為をするのは間違っていると思います。インターネットは人が作っているものです。個人でも企業でもありません。それなのに勝手なルールを作り、たとえば間違っって動画を開いてしまったときなど利用者に証明できない場合に罪に問われるなどのルールで縛っていくというなら民主主義の国家のあるべき姿でしょうか。私はそうは思いません。 インターネットは自由であるべきです。自由をとったら何が残るのか聞きたいぐらいです。勝手なルールは社会を混乱させ、利用者を不便にさせます。世界中で同じ法律というならまだしも、日本国内だけで外国は野放しという状況に強い危機感を覚えます。	個人
今の状況で行くと・・・アーティストなど、作品を作成する方々の利益・生活を最低限確保する方法が崩壊すると思う。 それによって、健全な日本文化・流行が崩壊すると思います。 それゆえ、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。 以上宜しくお願い致します。	個人
今や制作者にとってもそれを扱う業者にとっても、制作物の「モノ」としての存在が危うくなってきている現実を考えると制作者や制作物にコストを掛けて広めようとする側の利益は著作権の法的な保護なくしては成り立たなくなっていると思います。 家庭内での私的なコピーまで規制されるのは賛成しかねますが、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードは当然の規制だと考えます。 友人間でのデータのコピーのようなものも、規制が必要だと思っていますが、何よりも、違法サイトからのダウンロードのように権利者に経済的な不利益を生じさせる利用形態は、当然、法律で規制されるべきだと 思います。	個人
最初に、自分のスタンスを述べます。 自分のスタンスは、「将来有望な技術を、既得権益者が既得のビジネスの権益を守るためだけにつぶすのは許せない。」です。 この有名な例として、自動車が出た時に馬車組合が「自動車の前に先払いの人を走らるルール」などを作ろうとした例があります。 こんなルールが続いて自動車技術の発展が送れていたら、我々は今のような豊かな生活を送れたでしょうか？ 私は、ネット上での個人のコンテンツ発表や、その商用化に関する市場の将来性は、過去の自動車のそれよりも大きいと考えます。 既得権益者の既得のビジネスの権益を守るためだけの法律変更には反対します。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」はアマチュア作者のサイトを「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者が作成した公正な競争に反するものではないかと思ひます。 ●104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されると、アマチュア作成のコンテンツであっても、違法ではないかという不安からダウンロードしづらくなる。 これによって、新たなコンテンツ・クリエイターが花開く機会を奪われ、長期的に日本のコンテンツ製作能力を低下させると考えます。 もちろん、既存のコンテンツ所持者にとっては、違法動画もアップロードされるYouTubeやニコニコ動画はつぶしたいのかもしれませんが、新たなコンテンツ・クリエイターを発掘する場として有効利用するなどの使いかたはできないのだからと考えます。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、これは送信可能化権で規制できるはずですが、これは送信可能化権で規制できるはずですが、全項目のような問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は、アマチュア・クリエイターやネットを登竜門と考えるプロの卵に取ってにかえって有害だと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。一般のネットユーザは、ダウンロードした違法性の無いコンテンツを有していた場合でも、弁護士と称する人が違法だから金払えといちゃもんをつけてきた場合、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまふおそれがあります。 これは、ネット上のワンクリック詐欺が大問題になっていることより、明らかです。 この変更案は、詐欺を増殖させる可能性があります。 詐欺の増加は、消費者の購買意識に悪影響を与えますので、経済の点からもよろしくないと思います。	個人

最初にこの案件全般に関する意見を述べます。 1ページ目の〃はじめに〃書かれているように、権利者の経済的利益が不当に害されているのではないかという問題を呻吟する都合上しかたありませんが、それでもこの案件が適用された場合経済的不利益がどのように解消されるかという事は詳しく論議されていても、文化の発展に対してどのような影響を与えるかということが十分に論議されているように思えませんでした。 著作権法第一条で明文化されているように、著作権法の目的は文化の発展に寄与することであり、あくまで最優先されるのは発展であり、利益はそれを成し遂げるためのものでしかなく最優先されるべきものではありません。 例えば、低いレベルの著作物でも十分な利益が得られたのなら淘汰は起きず、そのまま低いレベルの著作物が氾濫することになるでしょう。 このように利益を優先するあまり、発展に悪影響を与えては本末転倒です。 また一時的に利益は保障されても、発展への悪影響は遠からず利益の大幅な減少をもたらします。 文化の発展のためには著作権者への対価が不当に低くあってはいいませんが、それだからと言って不当に高くしてもいけず、バランスを取ることが肝心です。そして、文化の発展は巡り巡って利益の増大へと繋がるでしょう。 もう一点の意見としては施行した場合の影響範囲が広いので、予測が難しい問題が数多く生じるのではないかと思うのですが、その見積もりが低いのではないかと感じます。 このまま施行したとしても、かの幹部5人が処分された電気用品安全法での問題(PSE問題)と同じく、後で問題を生じる結果になるのではないかと思います。 次より、具体的に各項目毎に関する意見を述べていきます。 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 まず、適法・違法の区別が困難なことが挙げられます。これは以下の理由によるものです。 (1)著作権的に何をもって違法とするかの基準は千差万別であり、何らかの数値等によって「明確な境界線」を定めること自体が根本的に不可能である。これは著作権法が親告罪の性質を持っていることにより示されている。 (2)105ページ「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」において利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、運用上の工夫が必要とあるが、これを全てのインターネットサイトに適用することは不可能である。 つぎに最も重要な前提として著作権法の第一条に述べられているように、著作権法は文化の発展に寄与することを目的とする法です。 そしてその見地からこの法案が適用された場合の影響を考えて見ますと、適法・違法の区別が困難なため利用者を萎縮させ、創作物が広がることを妨げると予想されます。これは文化の発展を阻害することに他ならず、それゆえ項目について反対いたします。 ■105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 まず、“ア”に「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられる」とありますが、インターネットはグローバルなものであり、海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法サイトの識別を付けるとは思えません。 海外のコンテンツ、つまり海外の文化に触れることは聞かを広め、文化の発展に寄与するでしょう。 また音・絵・動画によるコンテンツは言語の違いによる断絶を狭め、海外の文化理解を促進するコンテンツといえます。 しかし、海外のサイトが適法サイトと識別できない場合、利用を萎縮し文化の発展に悪影響を与えと考えられます。 また、現在でさえもワンクリック詐欺でさえ年間数十億円(これは予想であるが、2005年4月にワンクリックサイトによる架空請求事件の摘発が行われ、被害額はおよそ6億6000万円に上るとの報告がある)の被害があります。 この改正は、違法ではないかという不安に付け込む新たな詐欺を後押しすることになると考えられます。	個人
作家の権利は守られるべきだと思います。 ただ、違法の際の罰則に関しては慎重に審議していただきたいと思います。 「利用者保護の観点からは、違法とするのはユーザーが違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行なう場合に限定するとともに、罰則は設けない」利用者のモラルを高めることに対して文化庁としてバックアップしていただきたいです。	個人
昨今では、本人の意図せずにファイルがダウンロードされているケースも存在する。仮にこの法案が成立したとして、それを逆手にとり、他人を貶めることも可能となる。法曹界側の人間が、そういった事情に精通していれば良いのだが、日進月歩で変化する事情に追従できるかどうかは、甚だ疑問である。	個人
賛成。YouTubeやニコニコ動画はストリーミングだから違法サイトになるわけではないので、誰も困らず、問題ではない。他の業者に對する参入障壁になっても問題ない。	個人(同旨22件)
賛成。音楽業界は着うたで利益を得ているのだから、音楽CDを買っていたとしても、それを携帯電話の着信音に使用することに課金できるのは当たり前である。音楽業界の利益が第一の優先事項であり、二重払いであるかどうかは関係ない。	個人(同旨107件)

賛成。厳密に言えば、ストリーミングとダウンロードの区別はあいまいであるが、オリジナルと質、量ともに寸分たがわれないパッケージ化されたものの、著作権者の許諾のないアップロードとダウンロードはどちらも30条から除外されるべき。一過性のストリーミングはこれらダウンロードとは区別されるべきである。	個人
賛成。現在のYouTubeやニコニコ動画は違法な使われ方をしている。この2サイトに限らず、利用者が多いにも限らず違法アップロードを許容しているサイトには、適法サイトになるよう強く指導していくべきである。	個人
賛成です。違法な配信サービスを利用した録音録画などが違法ではないことを知り、びっくりしましたし、怒りもおぼえました。それでは、きちっとお金を払ってサービスを受けていた私たちは馬鹿みたいです。正しい行いの人が馬鹿を見ない社会にするために官庁や国会議員がいるのではないのですか？ 私たちが安心して暮らせる社会を作ってください。	個人
105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。既得権益の新設、付与は現行の政府の方針と真っ向から対立するものであり、はなはだナンセンスである。文化庁は猛省するべきだ。 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。法解釈的にも憲法二十一条に抵触する可能性がかぎりなく高い問題である。 104ページの「i 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっって削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。コンテンツ大国を目指しておられるようだが、弱小著作権者や国民の公共の福祉の保護を最優先に考えるべきだ。	個人
私が意見を述べるのは、以下の点です。 A. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 B. 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 【Aについて】 この項目について反対意見を提出いたします。 理由は以下の通りです。 私は、私的な動画視聴は問題ないと考えます。 例としてアニメ業界の話を挙げます。 昨今アニメは「Youtube」や「ニコニコ動画」などの動画サイトでたびたびアップされています。そして、「ニコニコ動画」などで話題を集めた作品が人気を集めるという傾向にあると考えます。 たとえ著作権侵害の動画であっても、それが相乗効果をもたらしているのだと考えます。よって、私的なストリーミングの視聴及びダウンロードに法的規制をかけることに反対します。 【Bについて】 この項目について反対意見を提出いたします。 理由は以下の通りです。 私は、適法公開の識別が困難であると考えます。 わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないので、権利侵害コンテンツと合法コンテンツの識別はダウンロード後でないと分かりません。過失によって違法ファイルをダウンロードしてしまうことも考えられます。ダウンロードに法的規制をかけることは、合法的なダウンロードを萎縮させ、ネット全体の利用減少に繋がりがかねません。よって私は反対します。	個人

私は、ユーザー側の立場から、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 現在における多くの動画配信サイトは、著作権侵害のアップロードの温床となっており、権利者から問題視されていますが、それは至極当然のことであると私は考えています。違法アップロードは明らかな著作権侵害であると同時に、権利者の受益を損ねうるものとして、罰せられるのは当然です。 ただしそれが転じて、アップロードされたコンテンツを見たユーザー側までもが罰せられることになるであろう当案、ダウンロード違法化、はそうした問題の論点のすり替えに過ぎず、インターネットが持つ特性を阻害し、ひいては日本のウェブコンテンツ市場全体に悪影響を及ぼしかねないと私は考えています。 【ダウンロード違法化の問題点】 1、新たなCGMウェブコンテンツ市場成長の阻害 テキストや画像を使用したCGM、特にSNSにおいては、ここ数年爆発的な成長を見せてきました。そして今日、最も成長が著しいCGM市場がyoutubeやニコニコ動画といったユーザー投稿型動画配信サイトです。インターネット環境が世界一と言われるブロードバンド大国日本において、ニコニコ動画をはじめとした動画配信サイトなど、そのインフラを活かしたウェブコンテンツ市場が成長する土壌は十二分に整っています。しかしながら今回の一般ユーザーにおけるダウンロード違法化により、こうした土壌が活かされることがなく、その勢いが萎んでしまうのではないかと懸念があります。CGMはユーザーが主体となって作り上げていくメディアです。ダウンロード違法化による締め付けの強化は、たしかに著作権違反のダウンロードを防止する効果はあるかと思われませんが、それとひきかえに、日本が今後世界をリードしていける可能性を持ったCGMウェブコンテンツ市場をみすみす犠牲にしてしまう懸念は、一ユーザーの立場からして見過ごせません。 2、インターネットが持つ特性の価値の通減 インターネットが持つ特性として、「複製のコストがゼロ」「情報の共有」「距離、時間などの超越」などが主に挙げられると思います。そもそも、なぜ違法動画がアップロードされるかというと、メディアコンテンツの権利者であるTV局等が、所有するコンテンツを頑なに保持し続け、その後一般に公開されることがきわめて少ないことが一因であると考えられます。どのようなコンテンツであれ、ユーザー側からニーズがあるのは間違いありません。しかしこのような閉鎖的な権利者のために、一度見たいTV番組を見逃してしまったり、また、再度見たいTV番組があっても、そうしたニーズが満たされることはありませんでした。そこで、登場した投稿型動画配信サイトは、そうしたユーザーのニーズを満たすとともに、MADと呼ばれる二次複製、創作により、あらたな価値を持ったコンテンツとして生まれ変わる可能性を提示しました。しかしながら、今回のダウンロード違法化により、創作することで生まれる新たなコンテンツの可能性、また多くのユーザーと情報を共有し、マッシュアップしあう「場」としての動画配信サイトの可能性を摘み取ってしまう懸念があります。インターネットを持つ特性を十分に活かした投稿型動画配信サイトの可能性を摘み取ってしまうことは、多くのユーザーの反発を招くことは必至であり、また、ウェブ進化の可能性を阻害し、インターネットの持つ価値を遡減させようと私は考えます。以上2点において、私は今回のダウンロード違法化に反対させていただきたいと思います。特に著作権問題に関しては送信可能化権で十分なはずであり、一億人総クリエイターとして成熟させる大いなる可能性を持った投稿型動画配信サイト等の成長を妨げることになるであろう法制度には、懐疑的な意見を持たざるを得ません。 どうか、再考をよろしくお願いいたします。	個人
私は、違法な録音録画物及び違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えております。 ただし、違法とするのは、ユーザーが違法な録音録画物や違法サイトであることを知っているのにダウンロードする場合に限定すべきかと思います。 言い換えますと、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに対象が限定されるのでしたら、規制もやむを得ないと考えております。 また、文化保護の観点から以下に述べさせていただきます。 これらの不正なコピーやダウンロードが野放し状態になっていると、法令遵守に努めている正規の有料ビジネスを本業とする民間企業の存続が危うくなり、権利者及びクリエイターに帰属すべき適正な利益の還元に支障个鹿届淋昭仍両紗仍盟稜就en-us">、「創造」に必要な不可欠なモチベーションの低下を招くことが予想されます。 そして、それが文化の発展を阻害してしまうであろうことは容易に想像できます。 文化的著作物の一つに映画がありますが、映画館での上映前に、海賊版撲滅キャンペーンのPRを長期にわたって展開していることもあり、私のような考え方は、広く一般社会にも受け入れられるものと思われます。 以上のような事情をご賢察の上、ご判断いただけますようお願い申し上げます。	個人
私は、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外するべきだと思います。 これだけインターネットが当たり前になっている現在では、あらゆる手段を使った違法行為が行われており、すべてを取り締まることはとても困難だと思います。 このような状況においては、アップロードすることを違法にするだけでは間に合わず、同時にダウンロードに関しても違法としなければ、ますます状況が悪化するのではないかと思います。権利者へのビジネス侵害を考えると、今後はより厳しい法律の提案が必要なのではないでしょうか。	個人

私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロードの違法化」と記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害が確かに小さくなるでしょう。しかし、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 私が意見を述べるのは、以下の件です。 1、104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について いま、ニコニコ動画など、ユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びています。 ダウンロードの違法化により利用者の需要が減ると、開発者の供給も減り、Webサービスの可能性を狭める事になるでしょう。 IT産業の衰退や「表現の自由」を侵害することにもつながりかねないと思います。 だからダウンロードの違法化に反対です。 2、105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について コンテンツが合法なのか違法なのか、普通の人は見ただけではわかりません。 日本の著作権法は無方式主義で、権利の表示をしなくても良いからです。 大抵のネットユーザーは合法コンテンツか違法コンテンツかの識別が困難だと思います。 識別できずに誤って違法コンテンツをダウンロードしてしまった場合でも、私たちは法を犯したことになるのでしょうか？ 私たちは知らない間に犯罪者になってしまうのでしょうか？ 納得がいきませんので、反対です。 また、もしこの制度が適用されてしまったら、本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者、あるいは何もしていない人に対して、悪徳業者などが「あなたは違法コンテンツをダウンロードしました。私たちに〇万円払いなさい」などと言う、架空請求が発生する可能性もあります。 実際に今現在そのような事件が起きているので、ダウンロードの違法化が適用されてしまえば逆に大きな社会問題になる恐れがあると思います。 だから条件付きでも、反対します。 すべての日本国民が快適に映像や音楽を楽しめるよう、ご検討お願いいたします。	個人
私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 なぜなら、以下の各項目で述べるように、ダウンロード違法化を施行することにより、権利者の著作権の保護は可能でも、日本の文化とエンタテインメント産業の衰退を招きかねないからです。 ・103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずで、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害です。 ・104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているという根拠は無いように思う。逆に、パロディが一種の広告となって、原作品が再評価され、権利者の利益となる場合も考えられるため、一概に権利者の利益を損なっているとは言いきれない。 よって、一部の権利者のために法改正を行ったところで、世界的に注目を集めている日本のパロディ文化が衰退することにより、国内のエンタテインメント産業自体も衰退しまいかねず、それにより権利者自身も利益を損なう可能性がある。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がなく(どちらもローカルのPCにデータを複製する)、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。 一方で、例えば海外の違法サイトへのアクセスを監視しようとすることは、その国では適法なサービスであることを考えると不可能であるので、海外の違法サイトの利用者を取り締まることには無理がある。	個人

私は、著作権法第30条を変更して、違法にアップロードされた著作物のダウンロードを、その適用対象を限定するという、本報告書にまとめられている案(以下「ダウンロード違法化」とも記します)に反対します。 違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードする行為を違法化すれば、著作権侵害による被害は小さくなるかもしれませんが、しかし私は、本報告書の示すような違法化には、いくつかの問題があるのではないかと懸念しています。 私が意見を述べるのは、以下の2件です。 1.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 2.105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ■104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ストリーミングとダウンロードの区別は曖昧になっている YouTubeやニコニコ動画は、ストリーミングで提供されています。 今回は違法化の対象外とされていますが、しかしストリーミングとダウンロードの区別は曖昧であり、専門家の間でも定義に争いがあります。 さらにキャッシュという形でダウンロードはしています、このキャッシュが複製に当たるかどうか専門家の間で争いがあります。 場合によっては違法とみなして告訴されたり裁判所で実際に違法と判断されてしまうかもしれません。 いま、ニコニコ動画などのユーザー生成コンテンツ(UGC)が伸びており、沢山のユーザーが利用しています。 しかし上記のような不安材料があっては利用者も開発者も萎縮させてしまい、UGCの成長を妨げることにつながるかもしれません。 よって、ダウンロード違法化が成されれば、多くの一般ユーザーにとって不利益になるのではないかと思います。 ■105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○適法公開かどうかの識別が困難 日本の著作権法は無方式主義、即ち権利の表示をしなくても良い。 そのため違法コンテンツが合法コンテンツが見た目で分からないことが多く、間違えて違法コンテンツをダウンロードしてしまう可能性がある。 さらに実際には合法コンテンツをダウンロードしただけであっても、自分がダウンロードしたコンテンツが違法であったかもしれないという不安をユーザーに持たせてしまうことも考えられ、そこにつけこんだ架空請求などの犯罪が横行する可能性もある。 ○準拠法が明確でない プロバイダ免責や権利制限などに関する法律は国によって違い、そしてインターネットに国境はない。 ダウンロードしたコンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトなのか、法律に対する十分な知識を備えているとは限らない多くの一般ユーザーにとっては簡単に判断できる物ではない。 そもそもあるコンテンツがある国では違法だが、別の国では合法。というような場合は違法にあたるか合法にあたるか十分な議論がされていない、何らかのコンテンツをダウンロードしたユーザーの法律上の立場が非常に不安定な物となってしまう。 上記のような理由から私はダウンロード違法化に反対です。	個人
私は『反対』である。 理由としては、『インターネットに国境はない。』 プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのか、ユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断される可能性あり。 インターネット先進国である米国にて、許可されていることが何故我が国だけ違法行為であるとするのか。 また、本制度はオレオレ詐欺・振込詐欺等と同様の悪質な架空請求による詐欺の温床となりかねない危険性をはらんでいる事は視野に入れるべき事で有識者の皆様ならば容易に想像可能な範囲のはずである。』 愛国者の一人としては嘆かわしい限りである。 以上の見解により、本制度には反対の意を表明させて頂くとする。	個人
私はこの法案に対しては基本的に反対の姿勢をとりたいと思います。 まずダウンロードそのものが違法になるということに関してですが、現在のインターネットのシステム上、全てのデータがまずダウンロードされてからPCなりに表示されるということを考えると、違法なものかどうか分からないままダウンロードしてしまうという危機があるということが一つあります。 またyoutubeを始めとするストリーミングについてですが、ストリーミングも基本ダウンロードと同じです。ストリーミングは合法でダウンロードが違法というのは、根本的な違いがない以上、どちらかが一方のみを違法とするのは不自然だと思われます。同時にこのようなグレーゾーンを残したまま法として成立するのはひどく曖昧な点を残すことであり、犯罪そのものに関わってくる以上このような曖昧な点を残すべきではないと思います。	個人

私は以下の理由から、この法案に対して反対の意志を取る。 第一に、ストリーミングとダウンロードは技術の上で大差が無く、法的な解釈を異なるとするなら、技術的な選択の幅を狭めることとなる。結果、Webサービスの縮小を招き、日本のIT開発の衰退を招くこととなると考えられる。 第二に、この法案はパロディや作品に対する批評をも封じてしまい、結果日本の著作活動を制限することが大いに考えられる。これは、ある種、戦前の日本における治安維持法やナチス・ドイツで行われた情報統制と同じような悪辣さである。 第三に、違法と合法の境界が曖昧であり、裁判所の判断と国民の意志との間のギャップという問題がある。また、そこに付け込んだ詐欺などへの対策も十分ではない。 以上の理由から、私はこの法案に反対である。	個人
私は違法サイトからのダウンロードや、違法複製物からのコピーを著作権法30条に規定される著作権制限規定から除外すべきと考えます。 主な理由としましては以下の通りです。 現在インターネット上の違法コンテンツの流出は権利者のビジネスを侵害するばかりか、無料で利用しなければ損だという誤ったモラルが蔓延しています。 また現在アップロード行為のみが送信可能化権侵害となっていますが、海外サイト等アップロード行為者が国外にある場合の取り締まりも、充分に行なえているとは思えません。 以上のような状況を見ると、アップロードのみを違法にするだけでは産業・文化へのダメージを十分に回避できるとは到底言いがたく、ダウンロード行為をプライベートユースから除外しなければ現状の深刻な状況は全く改善されないと思います。	個人
私は違法データのダウンロード違法化に反対いたします。 そう考える理由を簡潔にお伝えしたいと思います。 ダウンロードがどこまでを示すのか、今ひとつはっきりしない(ストリーミング・ダウンロードの境目。ハードディスクにファイルを残すのかメモリ上に読む込むだけでもなのかなど)ところや、第三者から送り付けられた違法ファイルを受信した場合はどうなるのか、知らずにダウンロードした場合はどうなるのか、また知ってた知らないをどう証明するかなど一体この法律をどのように運用していくのか不安が大きいです。 下手をすると、ITの発展を著しく阻害してしまうのではないかと懸念を私は持っています。 もちろん、違法データの問題は何らかの手は打たなければならないと思いますのでこのような極端な案ではなく、もっと練り込んだ案を現状に併せて考えて欲しいです。	個人
私は音楽を作る現場で働き、お客様のライフスタイルにさまざまな形で音楽が届くべくクリエイターと物を作っています。 物を作っていると「多くの人に聞いてもらいたい」という欲が生まれます。 ただし、作り手側に還元できない届けせ方には意味が無いと思っています。 違法サイトがでのダウンロードの普及はクリエイターを失う事にも繋がっていきます。 ダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り違法サイトは減少していくと思うので、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。	個人
私は現時点ではダウンロード違反化には反対です。 この件に関するさまざまなウェブサイトを見てみましたが、「ダウンロードとストリーミングの違いに関する問題」が目につきました。 「キャッシュが複製にあたるか否か」について話し合い中の現時点でダウンロードを違法化とするのは非常に危険なことだと感じます。 極端な話、下手をすればウェブブラウザの開発者が逮捕されてしまうのでは？違法化の是非を問う以前に、審議会のさらなる話し合いが必要ではないでしょうか。	個人
私は難しいことはあまりよく分かりませんが問題がおきたから、ダウンロード禁止閲覧禁止というのはいかほどのものでしょうか？ この作業ができるからにはかどる仕事などもあります、まずはもっと他の面から取り組んでいただきたいものです。 またダウンロードしたものが、違法なものかどうかなどと言ったことは実際してみないことには分かりません。 ファイル名や説明から正しく読み取れない場合もあります。 まずはこういった表記をきちんとしなければいけないと言うところから検討していただきたいものです。	個人
私は反対します。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。	個人

私は反対です。 アップロードの違法対策を追求すべきで、ダウンロードを違法とするのは間違っていると思います。違法データのアップロードは明らかに能動的な違反行為ですが、利用者が違法データを能動的にダウンロードし利用したことを完璧に証明することは不可能なはず です。 ダウンロードの違法化は、たとえばラジオに電源を入れたときに受信した電波が違法な放送だったときに聴取者が罪に問われ、街角のテレビでたまたま目にした放送が違法だった場合に通りがかった人が罪人になる、と言うことと同じであるとすれば考え方自体が間違っていることは明らかだと思います。この時の対象がデジタルメディアのみと言うことにも疑問を感じます。 私には、著作者というよりは一部権利管理団体の既得権益の拡大を意図しているとしが考えられず、本来の著作権の保護と言う目的から逸脱した案だと考えます。 以下に各小項目に対する私の意見を記述します。 ア) アップロードのみを規制すれば問題はすべて解決するので、流通を妨げることとダウンロードは直結しないはず イ) ダウンロード＝録音録画という定義が間違っていると思います。コンピューターにおいて、ダウンロードが発生しない通信はあり得ず、ラジオに電源を入れたら常に何らかの電波を受信している状態になるのと同義です。この状態を違法とするならば、何故他のメディアではそうならないのでしょうか？また、ダウンロード先が違法サイトであるかどうかということは、利用者にはわからないケースが大半です。(リンク先のURLをマスクするだけで利用者には接続先がわからなくなります)このため、知らないうちに違法行為をしていることにされてしまう今回の案は利用者として到底受け入れられる形ではありません。 ウ) 違法でないサイトに管理者が意図しない違法なデータがアップロードされた場合、管理者が罪に問われると言うことはおかしいでしょう。ましてや一般の利用者がたまたま触れてしまったがために、罪に問われるとすることはあってはならない自体です。取り締まるべきは違法なデータをアップロードする人であり、管理者、利用者ではありません。このことから、効果が云々という論法は問題のすり替えでしかないと考えます。 エ) この項目は「違法なアップロードが減少すれば違法なサイトも減少する」と置き換えることができ、これ以上の意味はないと思います。 脚注51 ストリーミング配信を「ダウンロードを伴わない」と定義するのは明らかに曲解です。 ストリーミング配信もダウンロードそのものであり、電波の受信やメディアの再生と何ら変わらない行為です。	個人
私的複製範囲でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はありますが、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに対象が限定されているのであれば、やむを得ない規制だと思います。違法配信元からのダウンロードが違法になれば、アップロードする人も減り、違法配信は減少していくと思うので、違法配信元からのダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
私的複製範囲でのコピーやダウンロードが規制されることに抵抗はありますが、海賊版のコピーや違法配信からのダウンロードに対象が限定されているのであれば、已むを得ない規制と考えます。逆に、このような不正なコピーやダウンロードを放置していると正規の有料ビジネスが成り立たなくなるので、権利者・クリエイターに適正な利益が還元されないこととなり、創造のモチベーションの低下を招き、文化の発展を阻害することになると思います。このままでは、日本も中国同様の不正コピー大国になりかねません。いまや日本の文化というだけでなく、輸出物の核となる可能性のある芸術、作品、そしてその作家、作者の権利を保護しない事は、国益に反する行為だと考えます。よろしく願いいたします。	個人
私的録音録画小委員会における著作権法第30条の適用範囲の見直しについて、私見を述べさせていただきます。 違法な録音録画物や違法サイトが拡大、流行していることは、文化が尊重されるべき国を目指さねばならない我が国にとっては許されない状況だと思います。当然、違法な録音録画物や違法サイトからのダウンロードを適法とする理由はないと考えます。ただし、違法とするのは、ユーザーが違法な録音録画物や違法サイトであることを知りながらダウンロードする場合に限定すべきだと思います。	個人
私的録音録画小委員会中間整理に関しては、以下の通り意見を述べさせていただきます。 私が意見を述べるのは、以下の2件です。 1.104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目 2.105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 以下、各項目毎に意見を述べさせていただきます。 1. 104ページの「第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対します。現行著作権法は、パロディなどの「リミックス」の適法性について、立法上の十分な手当てがなされていないため、法的な不安定性を二次著作物を制作する側が引き受けるか、あるいは権利者に何らかの対価を支払うという形での処理がなされていると聞きます。しかしユーザはこうした背景事情を知りません。個人的には、「リミックス」や「パロディ」がどの範囲で適法化されるのかは、二次的著作物を制作する側の負担にならないような立法的手当での対応が検討されるべきで、さもなくば送信可能化権についてでさえ安定的な処理が困難な場面が発生するように思います。まして背景事情を知らない一般ユーザに関しては、適法性を確認することはほとんど不可能であり、30条からの適用除外による違法著作物のダウンロード違法化は、あまりにも副作用が大きい立法措置であると考えます。 2. 105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。「適法マーク」によって、一般ユーザが法的な不安定性を気にすることなく、安心して「適法マーク」のついたサイトからダウンロードができるという趣旨と理解しますが、逆に「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるということになりかねません。今後の著作物の流通においては、既存のコンテンツ産業には属さない団体や個人のサービスやサイトの力を無視することができないにもかかわらず、競争を排除するようなアプローチはぜひとも避けるべきものと考えます。	個人

私的録音録画問題小委員会 御中 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきです。 インターネット等での違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害します。 違法サイトないし違法録音録画物をそれと知って、利用することで、音楽業界のビジネスモデルが崩壊するのではないかと心配があります。 正規のサイトで1曲300円で累計100,000ダウンロード。 違法サイトで無料で累計100,000ダウンロード。 3億円にもなります。こんなのがまかりとうること自体が問題だと思います。 違法サイト撲滅はもちろんのこと、ダウンロードするユーザーも罪の意識をもっていただきたい。	個人
私的録画について 時代、技術の進歩により私的録画の楽しみ方が変わってきています。 DVD等のメディアは従来のものであり、ニコニコ動画のように共有し仲間で楽しむという方法もあります。 こうした新たに楽しむユーザーに対してサポートできず、楽しみを奪うようでは本末転倒ではないでしょうか？ こうしたユーザと金銭等の利益を目的とした海賊版等を販売する犯罪者と同列に扱われるようとしているのは遺憾です。 私は聴覚障害者のため字幕放送が必要です。 放送には字幕をつける努力義務があるそうですがDVD等のメディアにはそれはありません、結果として特定のジャンルなどは、ほとんど字幕がついておらず放送を見逃したらそれまでです。 このため、健常者にくらべて楽しむ幅が狭まっています。 私的録画の共有し楽しめる場所があれば同じような悩みを持つユーザにより助け合うことも可能です。	個人
私用目的でのコピーだったりダウンロードが規制されることには抵抗があるのですが、その対象が海賊版のコピーだったり、違法性の高いものに限定してくれるのであれば、規制はあってよいと思う。	個人
時間も迫っていることだし、要点のみに絞ります。 今回の大きな争点である、違法ファイルのダウンロード自体の違法化には反対します。 1.違法であるかどうかをダウンロード前に知ることが必ずしも可能ではない。 ダウンロードして始めて判る場合もあるし、そもそもダウンロード後ですら当該対象物が適法かどうか一般人が判断できるとは限らない。 2.キャッシュはダウンロードと見なさない、というのは技術的観点では無意味。 内容的に同一の物であり、区別は意味を成さない。 更にストリーミング形式のデータですら、ダウンロードと同等に保存する手段もある。 突き詰めると結局、キャッシュもストリーミングも同等に扱うしかなくなる。 3.こういった不完全な制限や定義ゆえに、今後、際限ない拡大解釈をされる危険が大きい。 厳罰化の方向に進んでいけば、極端に言えばネットワークでは一切何も出来なくなる。 ネットは基本的に、向こうにあるファイルを手元に持ってくる事により成立しているのだから、それ自体にいつ違法と扱われるか判らない危険があるのでは、使いようがない。 罰則がない事自体は菌止めにはならない。もともと萎縮降下を狙っているのだから。 逆に、あれもこれも大丈夫と全てを緩和していくのなら、結局はただ存在するだけのお題目と成り果てる。 以上から、違法ファイルのアップロード側を抑える方向に話を進めたほうが、現実的、かつ副作用が少ないと思われます。 なお個人的には、補償金制度にも見られる、とりあえず運用を縛ってしまえという発想は、コンテンツ大国を目指しているであろう日本にとって損害の方が大きく、角を溜めて牛を殺す状況となりかねない方向性と感じられます。 未来につながる流れを殺さない、そんな結論を是非とも望みます。	個人
識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること」という部分について、意見がある。 もし上記のサイト識別方法が「合法マーク」のようなどこかの組織がお墨付きを与える形式のようなものであるならインターネットの文化上、そのような手法が広く受け入れられるとは思わない。インターネットにおいて人々は「.co.jp」のようなURLやGoogleのような精度の高い機械的な格付けを信用しており、またそれで十分だと考えているためだ。もちろん民間の企業は勝手にやればいいと思うが、それはこのような場で議論すべきことではないように思う。	個人
商用であるなし関わらず作曲家や創作スタッフにとって著作権は守られるべきです。文化的なものは時に値段があっても無い様なものだし、ただし値段の無いものが価値がないかといえばそうとは限らず、事実上、法律がなければ統制がとれないし、還元されないですね。	個人

上記全てにおいて反対である。 この法律が成立した場合、原作に損害を与えているとはいえないパロディでさえ、違法とされ、取締りの対象になるのはおかしい。「適法マーク」についても、個人製作も含むあらゆる創作物などでは審査機関が完全にオリジナルかどうかを見極めるのは不可能に近く「適法市場」からの排除に等しい。更にインターネットは国内だけのものではなく、海外市場の締め出しでもある。今回の法案では、ダウンロードは違法とされているが、ストリーミングもキャッシュに一時ファイルをダウンロードしており、裁判所の判断しだいでは違法と扱われる場合もある。しかもユーザーが全ての著作物を合法であるかどうか判断できるわけがなく、違法性にかかわらずダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、訴訟をすると脅されても抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあり、詐欺の発生が予想される。そしてダウンロードの前提としてアップロードがあるわけなので現在の送信可能化権で規制できるはず。よって今回の法案には反対です。	個人
常識的な判断からすれば反対する理由がありません。賛成です。	個人
職務より帰宅し、時間を割いて意見する意味を汲んで頂ければ幸いです。 発表されておられる報告は、全く調査をされていないか、的を外している事と同義だと思います。 ●103ページの「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」の項目について 反対です。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずですが、権利者が違法アップロード行為に対して十分な分析やリスク回避に真剣に取り組んでいないのではないのでしょうか。 消費者が納得するサービス事例をApple Music Storeより先行できず、同等の努力の経緯も報告書に載せられていません。 また、著作権者へのインセンティブを建前にするのも疑問です。著作権者と権利者が別々である事例が圧倒的に多いと聞いている中で、デジタル化により、音楽と動画の分野についての利便性、運用の手間が劇的に下がったことは、ユーザー生成コンテンツが伸びている事からも明白ではないのでしょうか。 リスク回避努力の矢先が消費行為の囲い込みにのみ回っていることが透けて見えるような議論は止めて頂きたいと思います。 ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対です。 「合法マーク」が無ければ、違法サイトとしてダウンロードが違法化される、というのは、余りに視野の狭く乱暴な提案の仕方だと思います。 逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する効果しかありませんし、資金力の差により容易に歪められてしまうので、その差別的取扱の起こる可能性は許容できません。また、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、一消費者として、弁護士と称する人が訴訟すると脅されてきても、抵抗できるほどの法的・専門知識も無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあります。昨今の詐欺事件も配慮しきれていない、詐欺行為の多様化を後押しする法改正案だと思います。	個人
新しく法を決めるよりも今ある法で取り締まる事が大事だと思う。 また違法ダウンロードをしたと言いがかりをつけ、詐欺を働く人もいないとは限らない。 まず今回の法を決めるより、先にやる事があるのではないのでしょうか。 何も取り締まりをせず、新しく法を作るだけは非常に怠慢ではないでしょうか。 私はダウンロード違法化反対をします。	個人
世の中に大多数の違法な音源が出回っている現状から、今回の法改正には大賛成です。 適用範囲を現状維持とするならば、著作権に限らず社会全体のモラルの低下に拍車をかける事は必然です。	個人
制作サイドの権利が確保されることで、いいものは生まれるものであり、制作意欲にもつながる。 現在は、違法アップロードを行った者のみ処罰対象にし、違法ダウンロードは合法と言う事は、制作サイドの権利が保障されないため、ダウンロードをした側も処罰対応にすべきと考えます。	個人
正直な話、いまさらダウンロードに対して規制をかけるのはナンセンスな話だと思う。もちろん著作物に関しては細心の注意をもって対応していくべきものではありませんが、一方的な規制には反対です。 インターネット(法的な分野)に詳しい人物ならば多少の規制があっても対応できるかもしれませんが、一般的なネットユーザーには対応が難しいと感じます。以前のようにインターネットは怖いものと思う人が増えるでしょう。せつかくインターネットが一部のヘビーユーザーのものだけでなく、一般の人々の生活環境に溶け込んできている状況を壊しかねない悪法だとも思う。 昨今のニュースを見ると、ネット上で本当に規制すべきものは他にあるのではないかと。個人への誹謗中傷、犯罪用のコミュニティ…等々。 そういう本当に被害がでているものへの規制こそが今求められているのではないのでしょうか。	個人
善良な正規ユーザーの不公平感から鑑みるに、違法サイトからのダウンロードを違法とする意見に賛成します。	個人

全体に通じて言える事であるが、著作権者を名乗る者が正当な権利を有している事は多くの場合、確認する手段も、正当性を担保する公的機関も無いに等しい。 この法案を通してそれを日本国が国家として担保する覚悟はあるのか。 不当に利益を得ている海賊版製作行為はまだしも、友人関係における共有や、無料公共放送に乘せて配信されたコンテンツの再配信を全て著作権違反として断ずる行為は、市場の閉塞性を増し、新規開拓の可能性を減ずるものであり、短期的に見て既得権益を守ろうという考えしか持たない者の為にこのような法の変更を行えば、長期的に見て確実にわが国のコンテンツ産業は成長力を削がれ、競争力を失う事になる。 委員会に招聘された「有識者」の諸氏が近視眼的視点しか持たずにこのような案を出して来たことは誠に遺憾であり、早急に広い視野を持つ人物と交代させるべきである。	個人
総論:言論の自由の観点から 本報告ではコンテンツ産業の保護育成という観点にのみ偏り、情報流通規制が社会の言論に与える影響の重大性が軽んじられているように見受けれます。 マスメディアが「第四の権力」と称せられるほど重要な地位にあるという認識は前提としておいて差し支えないと存じます。そのマスメディアも昭和前期までは新聞が主流であり、新聞は縮刷版によって検証の対象とすることが可能でした。しかし昭和後期以降、社会的影響力の多くをTVに譲るようになりました。定量的な評価は困難ですが、社会への第一の影響者であると見る向きは少数派とは言えません。 そのTVにおける過去の報道・非報道番組を公衆が検証する手段として、本報告で言うところの「違法サイト」への有志によるアップロードに依存しているというのが現状です。 この方法によるアップロードファイルは、しばしば「著作権侵害」とするTV放送会社によるサイトへの削除要求によって削除され、必ずしも十分に機能し得てないのが現状です。 しかし映像・音声メディアの無断公衆送信による公開検証は、当のTV放送会社によってまた行われています。よく引用される朝鮮中央放送の映像や北朝鮮の軍歌等は、おそらくですが北朝鮮当局の承認を得たものでは無いでしょう。オウムをはじめとする、社会関心の対象たる機関のビデオなども無断で利用されています。私的複製権どころか公衆送信権までオーバーライドされています。 しかし、当のマスコミ報道の検証は著作権法違反として原則禁止とされています。さらに私的複製禁止となれば、いよいよ検証が困難となるでしょう。いついつどのような報道がなされた、という事実確認の段階から典拠開示不能となるわけです。また、そのような議論に参加できる人間は当該番組をたまたま視聴した人間に限られてしまうことになります。 TV番組に限りません。社会的主張を映像メディアに載せることにより、「批判を許さない言論活動」というものが出来ます。このような懸念はマスメディアの方も抱いているようです。たとえば北朝鮮当局が朝鮮中央通信の映像への著作権を主張した場合、取材活動は大きく制限されるでしょう。また北朝鮮当局に好意的なマスメディアにのみ利用を許諾する、としたらどうでしょうか。 かつてのソビエト憲法にも言論の自由は規定されていました。形式の上での言論の自由は、実質的規制によって容易に絡め取られるものです。言論の自由の実質性を担保するためには、本来「公の検証に供するため著作物を複製することができる」との条文が著作権法に明示されなければならぬと考えます。以上の理由から、私的複製規制範囲の拡大については反対いたします。 各論: p105第2段落4-5行目「インターネット利用を委縮させる懸念」に同意します。また iiアの内容ですが、これについて権利者団体が「適法マーク」を発行して「適法サイト」を認定する、という案が挙がっているようですが、これでは権利者団体の認定を受けないサイトは「違法の可能性のあるサイト」ということとなり、従ってその利用は「情を知って」ということになるという判断余地が残されます。これはインターネットの発展を阻害するものと考えます。	個人(同旨2件)
増え続ける違法ダウンロードサイトに関して、サイトの立ち上げ、そこからのダウンロードを「違法」とし、認識させる必要性を強く感じます。権利主張が強くなる世論の中でこの「違法ダウンロード」については軽視する意識を感じますが、全く同じ問題だと思います。どうぞ宜しくお願い致します。	個人
○他のコンテンツや国際的な法整備の兼ね合いの問題 静止画やテキストなど他のコンテンツとの兼ね合いがあり、音楽や映像とその他のコンテンツをあまりにも差別化するのは問題がある。仮に全て形態のファイルのダウンロードが違法となるとインターネットといったものが機能しなくなる。それも日本だけがそうなるので諸外国との軋轢が生じるのは確実。また、インターネットに国境の概念が薄く、海外の違法サイトを介した場合など、その国の法律はどう扱われるのか、日本の法律と食い違った場合はどうするのかなど素人目にはまったく判断できず、実際には合法的な利用すら萎縮されかねないことが触れられていない。そういった観点をもって議論するべき。 ○パロディ文化の衰退が懸念される 他人の動画や音楽といった著作物の一部を用いたパロディですら違法の状態となり、この案が通った後、テキストなど他の媒体も公正のため違法化されることが見通せ、そうなった場合日本のお家芸ともいえるパロディ文化の衰退は予想に難くない。そうなった場合これを取り戻すのは大変難しく、日本の創造性は地に落ち、他の文化も含め衰退が始まることが予想されるので反対。 ○違法ダウンロードは送信可能化権を持って対処すれば十分のはず。 それだけでも逮捕者が出ており、かなりの萎縮効果がある。ダウンロードを違法化するのならば、まずは違法にアップロードされたファイルの存在をなくするような最大限の努力を尽くすべきで、そのための送信可能化権である。いたずらに一般のネットユーザーへ後述する懸念事項を増やし、インターネット利用を萎縮させることが好ましい政策であるとは言えない。	個人

○通常の流通に対する影響が不明確 そもそも違法にアップロードされたファイルがダウンロードされたり、そうしたファイルの存在するサイトによりどの程度の不利益を権利者被るのかが具体的に示されておらず、またそれらにより権利者が受ける経済的利益についても考えられていない。 例としてテレビ番組を挙げると、テレビ番組は膨大な数が毎日放映されており、その中でDVDやネット配信などの二次利用がされるのは売れ筋のドラマやお笑い番組、アニメなどの全体から見るとごく一部であり、放映後になら二次利用をしないのであれば権利者はその番組によってその後利益を得ることは全く無いのだから、無断アップロードされても経済的利益は被らない。どのような場合でも複製すると通常の流通を妨げられるという理由で権利者が経済的損失を被るというのは首を傾げる。 そうした二次利用が進んでいないということもあり、見逃したり録画し逃したり、または本来は視聴できない地域に住んでいたりする視聴者は番組を見るためには違法にアップロードされたものをダウンロードせざるを得ない状況にあることも少なくはない。需要があるにもかかわらず適法な供給がなされない現状に問題がある。 権利者がコンテンツの二次利用を積極的に展開すれば、経済的利益を得ることも可能だろう。ネットを用いた新たな経済的モデルを頑なに拒み、古いモデルに固執しすぎではないだろうか。 ○弱小著作権者に不利 ダウンロードまでが違法化される場合、動画や音楽の投稿Webサイトの管理者らは今まで異常に自サイトにおけるアップロードされたファイルに気を遣わねばならず、運営に支障が出る可能性が否めない。また、著作権者自らがアップロードすることも近年増加しており、そうしたものもクレームを受け削除されてしまうことが現在よりも増加する可能性がある。そうした著作権者にふりであり、公平ではない。 105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目 ※この項目について私たちは反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○ダウンロードとストリーミングの区別をするのはおかしい ダウンロードとストリーミングは技術的に大差があるわけでもないのに法律で異なるもののように扱うのはおかしい。もし両方とも違法な扱いを受けるのだとしたら、インターネットの根幹を揺るがし、IT先進国など夢のまた夢になってしまう。 ○適法違法の判断が難しい 違法になる条件が「情を知って」というのは第三者から見た判断が難しすぎる。情を知っての行為と証明することも、逆にそうでなかったことを証明することも大変困難であり、またダウンロードするファイルが適法か違法か事前に判断することも難しく、違法アップロードされたファイルだとは知らずにダウンロードしたものを情を知ってダウンロードしたものだとは判断されてしまう恐れもある。また、ウィルスにより密かにダウンロードされてしまった場合も同様に情を知ってと判断される可能性がないとは言いきれない。おそれなくファイルの合法違法を100%完璧に判断できるようにはならないので、こうした条件の下でダウンロードを違法とするのは、健全な利用者の合法的ダウンロードやインターネット利用にすら精神的威圧を感じさせ、萎縮させかねない行き過ぎな措置である。 ○新たな詐欺や悪質ないたずらを生む可能性がある ただでさえ分かりにくい著作権関連の問題なので、法的知識がない利用者に対する悪徳業者による架空請求等によるトラブル増加の可能性も疑われる。実際に「ストリーミング形態も違法」といった誤解が広まっており、間違った知識を持つ人が多数現れることは想像に難くない。 ○適法サイトではなく違法サイトに関する情報を提供すべき 日々新たに数え切れないほどのサイトが誕生する今日、全ての適法サイトの情報を網羅することは不可能。その結果、実際は適法サイトなのにもかかわらず、違法サイトと見分けがつかないサイトが存在することになる。そうした適法情報が提供されない小規模なサイトを違法と思いネットユーザーが適法という情報がないことだけを理由に利用しないをという事態が発生しかねなく、公正な競争ではなくなるのでおかしい。また、海外の適法サイトの扱いが非常に難しいということを無視しており、現実的ではない。逆に違法サイトの情報が提供されるならば、安心して他のサイトを利用することが出来る。 59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ファイル交換ソフトによって実際にどの程度の経済的損失があるのか具体的な数値が書かれていないので議論しようがない。サンプル調査なり何なりをしてどの程度の金額に値する被害なのかをまず明確にするべきだと思う。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけだから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。	
多くの人が言っていると思うが、ストリーミングは大丈夫でダウンロードが違法の場合その厳密な区別はつきのだろうか？ ストリーミングもダウンロードであると知った上でこのような法律を作ろうとしているのだろうか？ ストリーミングで動画を見たとしても警察にダウンロードしたと指摘されれば反論できないのではないかな？ ストリーミングと偽ってダウンロードで配信し、PCの初心者が誤ってPCIに保存した場合、その人は法を犯した事になるのだろうか？ また、この法律は海外で適用できるのだろうか？ 海外でダウンロードする事が適法とならないのであれば外国人はダウンロードし放題日本人はダウンロード禁止となるのだろうか？ 他にもネット上でいろいろと指摘されているように、このような法律には問題点が多数含まれていると思われる。 皆が過剰な反応をして、個人情報保護法の二の舞にならないか心配である。 現在著作権に違反したものが流通している事はわかるが、何でもかんでも違法とするのではなく、現在の状況を能動的に利用しようという動きへと持って行くほうが適切だと考える。 無料配布には大きなCM効果が期待できる。 これを利用しないのはもったいない。	個人

対価を払うことなくダウンロードできてしまうということが、当然のこのように語られるモラルの低下が一番の問題。 多くの人間が違法コピー、違法ダウンロードの存在を「あっても仕方がない」と半ば受け入れてしまっていることをヨシとしてしまうことは、薬物撲滅といながら麻薬を持っている人間を取り締まらないのと同じこと。 作った人間に正当な対価が入らないことはおかしいことで、モノを手に入れる（ダウンロードする）ことには当然対価を支払うことが当然ということを共通の認識として受け継いでいかなければ、世の中のモラル意識はますます下がっていくと思われます。 違法コピー、違法ダウンロードはしない・させない、身近なところでのそのような話には「いけないことだ」と注意するというスタンスを持たせる啓蒙活動が必要だと思います。	個人
第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて (2)私的録音録画や契約の実態 a 違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画(P101)の問題にも絡んでくるのだが、 コピーを可能にしたのはアップロードした者であるので「ダウンロードした人に罪は無く、私的複製以上に不特定多数がダウンロード出来るようにアップロードした人にものみ罪がある」となる。 そもそもアップロードされていなければダウンロード出来ないのだ。 「ダウンロードした人を取り締まればダウンロード数が減り、その結果アップロードする人が減る」というのは無駄に長期的であり、全く意味がない。 またダウンロードを違法と見なせば、詐欺などの諸問題が頻発、多岐に渡る可能性がある。 アップロードした人を取り締り、アップロードはリスクが高すぎると認識させ、アップロード行為を諦めるようにすれば良いだけである。 「ダウンロードは違法です」と言いたいのかもしれないが、「アップロードは違法です」と言った方が理にかなっているし、何よりも著作権管理団体のイメージが向上する。 「アップロードは違法です」は著作権を守っているイメージがあり好印象だが、「ダウンロードは違法です」は「アップロードすら取り締まれないくせに何を言うか」と、一般消費者に悪いイメージを植え付ける事になる。 今現在アップロードを厳重に取り締らず放置されている原因は、権利者および著作権管理団体の怠慢であると言わざるを得ない。 本当に守る気があるのなら今以上に取り締まりに全力を挙げるべきではないのか。	個人
第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態(1) 権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態について私なりにいろいろ調べさせていただき結果、多くの疑問と危険性から私はこの法律に反対です。今回の報告書では、知的財産戦略本部は、不正コピーのダウンロードなどを法律を持って私的複製の対象外にすることで、ユーザーのそうした行為を“犯罪”と定めて不正コピーに対する抑止力を生じさせようというのが狙いなのは理解しました。しかし、これは本当に実現可能なのでしょうか。まず、ダウンロードしたコンテンツが不正コピーからのものかどうかを第三者が法的にどうやって明確に判断するのでしょうか。また、違法と判断した場合一体誰がその人物を罰するのでしょうか。さらに、ワンクリック詐欺のような方法で誰かの「いたずら」や「迷惑行為」によって知らずにあるサイトにアクセスしてしまい、不正コピーをダウンロードをしてしまう可能性もあるのではないのでしょうか。もし、そうなら日本中で罪の無い人々が冤罪で罰せられてしまうかもしれません。例として米国でRIAAという団体が違法ダウンロードをした千人程度の人々に対して補償請求をした結果冤罪と考えられるケースがあったため、同じようなことが日本でも起きる可能性があるのではないのでしょうか。また、どうすればユーザーが不正コピーと判別できるのですか。例えば、サイトで公開されてる動画が海賊版だとはっきりユーザーが確認することができるのでしょうか。区別がつかず知らず知らず不正コピーをダウンロードをして特定の団体から補償請求をされる可能性があることを私は危惧しています。そして、今回の改正法で「情を知って」ダウンロードをした人間は違法になるという一文がありますが、情を知っていたかどうかなどどうやって明確に判断することができるのでしょうか。RIAAの時に冤罪があったと言われるように情を知っていたと無理やり立証されることなどないと言い切れるのでしょうか。また、知っていたとしても罰を避けるために情について無知だったことを証明されることも無いとは言えないと私は思います。もし、このような事態があれば新しい法律は目的の通りに実行されないのではないのでしょうか。これらの理由から先ほども述べさせていただきましたように私はこの新しい法律に反対です。	個人
第2節 2 第30条の適用範囲から～ (1)権利者に著しい～ ②検討結果 について の一文「第30条の適用を除外することが適当であるとする意見が大勢であった」について、異議を申し立てる。この小委員会は、著作権権利者が多数を占めており、それを利用する側の委員は少数である。つまり、このような比率で「大勢であった」というのはいささかおかしいのではないか。「消費者側」の意見が無視、あるいは軽視されているようにしか思えない。 また、これ以降の部分についても実効性が疑われるものであり、1件1件を立件し、裁判にかけるとなれば、その費用も多額となってしまう。これでは本末転倒である。よって、違法サイトを摘発することに重点を置くべきであり、それを利用した者を摘発対象にすべきではない。当然、違法サイトを開設・運用した者には、現行よりもさらなる重罰を課すべきである。 最後に、私なりに著作権について考えていることを、下記ブログにて述べているので参考にさせていただきたい。 http://blogs.yahoo.co.jp/all_about_news/24968928.html	個人

第30条の適用範囲からの除外 インターネットの根幹は情報の共有であり、データの交換であり、この件が認められてしまったのならそれこそインターネットの根幹を破壊する自体にもつながる。 まずダウンロードを禁止するとあるが、ファイル自体落とすまでどのような内容なのかすらわからず、またここではストリーミングは大丈夫と書いてあるが、そもそもストリーミングとダウンロード自体根幹的技術は同じものである。 どちらも一時ファイルに保存する時点でデータをダウンロードしていることにはかわりがない。 次にこの件によりユーザーに対し脅しが可能になってしまいインターネットの萎縮にもつながり、尚且つ言論の自由や表現の自由すら脅かされる事態も考えられるだろう。 また調査目的や証拠としてのダウンロードすらもできなくなってしまうのは知る権利をも奪うことにもつながる。 これは情報統制にも繋がる危険な事だと判断できる。 また現在においては罰則なしとなっているが将来的に罰則を書ける可能性も非常に高いこと、尚且つ過大解釈による適応範囲の拡張による安易な取り締まり、これにより著作権団体による印象操作が行われる可能性もあることが否定できないため反対である。	個人
第30条の適用範囲からの除外 反対です。ストリーミングやダウンロードを誤ってしてしまったり、した記憶が無いのに著作権の侵害などとして金銭の要求や脅しの行為が行われる可能性が少しでもあるのなら、それはダウンロード違法化を行うべきではないと思います。 結局のところ、違法化になれば立場の強くなる著作権者側の一方的な解釈ですべての話が進んでしまい、利用者の意見が通らなくなると思います。これは民主主義にも反しているのでは無いでしょうか。 それよりも著作権者側はもっと利用者が安心や満足できる為に努力をした方が良いのではないのでしょうか？	個人
第30条の適用範囲から除外する場合の条件 ア第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合や、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定するなど、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと 私見を述べさせていただけば、どのような手段・インターネットサイトを用いてダウンロードないし鑑賞しようとも、その行為とそこから派生する損害等について根本的にはなんら違いはないと思います。違法なホームページ上で百回鑑賞しようとも、それをダウンロードして百回鑑賞しようともそれが著作者になんら利益をもたらさない以上、「著作権保護」という観点から見れば変わりはありません。 もし、あえて「違法と考えられるサイトからのダウンロード」と、「YouTube」等のように「一般に知られたサイト」からのダウンロードとの間に明確な一線を画した法令を制定するのであれば、法を制定した理念、つまり「著作権保護」という観点から「どちらがどれだけ有害で損害をもたらすのか」「なぜこの両者の間に明確な線引きをしなくてはならないのか」について合理的な説明がなされなくてはならないということはいうまでもありません。 私としましては両者の間に根本的な違いがない以上、区別して扱うことなど不可能なように思われます。そこで、私は「みなが公平に負担する制度作り」を行ってゆくべきではないかと思います。 現在、このような問題が取り上げられるようになったのは利用者の大多数が著作権に抵触する利用法を行っているからでありましょう。 「著作権を侵害しているとされる」使い方が一般的であるといっても過言でないほど、そのような方法で利用されているのであります。ある意味では「著作権保護と相反するインターネット使用法こそが、当たり前の利用方法」ということもいえるでしょう。 「著作権と抵触する事態」が常態化している以上、我々みなでこれらを負担すべきなのではないかというのが私の意見であります。具体的にはインターネットの利用により、著作権という分野においてどれほどの損害額と収益が発生しているのかについて国民に明示し、それに応じた分だけインターネット利用者から徴収するという手段を用いることでこれら「プライバシーの侵害」という問題から開放されます。そして、この手段で徴収した金を著作権関係者に分けることで「著作権の保護」という根幹とすべき理念を完遂することが可能です。幸いなことに、わが国には「私的録音保証金制度」なるものが存在しており、それが機能していることから著作権関係者にこの徴収金を振り分けるという作業については十分な実行可能性を有しており、今日明日にでも実行可能な制度であるといえます。 利用者によって著作権侵害度合いの多寡はあるにせよ、みながみなそのような使い方をしているのが実情であります。行っている行為自体には根本的な差はないのです。そういった点から言っても公平に負担させるという制度は国民から受け入れられやすく、理解しやすい制度であると考えます。 「著作権保護」という理念は重要なものであると思います。しかし、だからといってすぐ「違法」「合法」といった枠の中で縛ってしまうのには、「違法」という言葉で「著作権に触れるとただでは済まされない」という空気を作っているように見えるので賛成しかねます。「著作権に対する国民の理解をはぐくみ、保護育成する」ことを考えるのであれば、みなで著作権を支えてゆく制度をつくることのほうが国民にとって受け入れやすく、将来的に見ても大きな意義の有ることであると思います。	個人

第7章第2節2「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」 【P.104】 中間整理でのこのページでは、違法複製物からの私的複製や違法配信物のダウンロードを30条対象から除外することを肯定する根拠がかかっている。しかしこれらは著作権法を改定するだけの根拠として認めるに足る内容とは言えず、当該改定を提案する中間整理の方向性には私は反対である。 根拠Aとして、中間整理は当該私的複製が「通常の流通を妨げる利用形態」であると位置付けている。しかしながらこの種の私的複製について各著作物に着目するなら、海外の劇場公開から日本公開までの理不尽な時間差が生じている映画著作物であったり、DVD発売が全く予定されていないテレビ番組(映画著作物の日本語吹替版放送も含む)であったり、廃盤や未配信等の事情で正規には入手不可能な音楽であったりと、実際に「通常の流通を妨げる」どころか流通そのものが用意されていない事例が大半である。本来であればそうした流通を確保する努力を著作権者が為すべきところであり、そうした努力が為されていない現状では当該複製の違法化を法律の上で行なったとしても当該複製行為自体を根絶することは絶対に不可能であると断言できる。 「通常の流通を妨げる」行為に対する法規制は複製権・公衆送信権(送信可能化権も含む)の付与で充分為されており、権利者は流通の確保と権利の行使をもって、権利を保持する著作物を自分以外の者が流通させるという好ましくない状態から脱することが既に可能である。この上ユーザーの私的領域に踏み込み、私的複製行為まで違法化することは、権利者自らの怠慢から市場流通が叶わない著作物を入手しようとすることまで(悪)と断じかねない在り方へと法を変質させてしまうものと危惧する。 ※ 国際条約を始めとした伝統的な考え方では未来における「通常の流通を妨げる」こともスリーステップテストの条件に含めて考えているようであるが、このような考え方は著作物を独占し経済財としての価値のみを追求して(例えば保護期間の延長を強く主張するなど)国民の「知る権利」「言論・表現の自由」に脅威を与えるインセンティブになり得ても、創作や流通を促進し文化発展に資するというインセンティブになり得ない。これは歴史が証明している。こうした反文化的・反競争的思想からの脱却を、日本発の著作権制度として世界へ示すべきである。 また、仮に違法性のある複製物からの私的複製が存在するとすれば、その行為の時点において同一内容・同一フォーマットで現に流通している著作物を違法性のある提供手段から入手し「情を知」りながら私的複製する場面に限定すべきであろう。私的複製への権利行使の要件として現実の流通を設定して初めて、著作権者に正規流通を促進するインセンティブを生じさせることとなる(ただしこの提案は、「その行為の時点において」「同一内容・同一フォーマットで現に流通している著作物」「違法性のある提供手段から入手し」「情を知りながら」という要件のどれが欠けてもいけない。ここまで限定しなければ、実効性も納得性も得られないし副作用が大きい)。 根拠イにおいては「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすい」としているが、実はその根本的な根拠が書かれていない。そしてこの命題は、「違法サイト」なるものがユーザーにとって判断不可能であるということ(仮に「適法マーク」なるものを設定したとしても海外の配信事業者にまで普及し得ない)、適法性が曖昧なサイトから入手しなければ得られない著作物が殆どである(つまりかつては公表されたものでありながら現在正規流通が確保されていない)こと、そもそも適法に提供された著作物の私的複製ですらその適法性が証明できない(すなわちまかり間違えて訴訟になった際にユーザー自身が身の潔白を証明できない)ことなどから、ユーザーとして到底受け入れられるものではない。 根拠ウにおいて「個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多い」と書かれていること自体がこの問題の難しさを的確に表している。すなわち当該複製を30条から除外したところで、その実効性はとても確保できないということをも私的録音録画小委員会(および著作権分科会)が認めているのである。 ウの後段で「録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われる」としているが、これは前段とは全く繋がっていない。この部分を意味の通る文章にするためには、前段で示された実効性の無さ(そのおそれ)をカバーできるほど後段の効果が期待できるかどうかを示す必要があるが、それは書かれていない。そしてこの後段の効果が果たして期待できるのかといえば否である。むしろ「見つけさえしなければ構わない」といったモラルハザードが引き起こされる温床になりかねず、こうした安易な(法による)行為規制は著作権制度の崩壊の引き金となりかねない。 希望的観測に基づいた安易な結論を出すのではなく、実効性についての検討をさらに具体的に行なった上で議論を進めるべきである。すなわち今年度中に結論を出すという方針を凍結し、さらに数年の期間を設けた上で文化庁のみならず経済産業省・総務省をも交えた「私的録音録画小委員会」を継続して開催すべきである(この際には、権利者側委員・メーカー側委員・ユーザー側委員・有識者委員の数をそれぞれ同数に設定しなければならない)。 根拠エについても単なる希望的観測に過ぎない。 「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならない」といった命題において、「効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば」との前提が本当に成立するのかというのが大きな問題である。現実問題として「違法サイト」なるものを減少させる方策が今までに採られてきたのか否か。これまでに効果的な違法対策が行われてきたのであれば現行法を変える必要が無いということであるし、効果的な違法対策が望めないから30条を変えるというのであれば今後も対策など出来ないということになる。すなわち前提条件が真であっても偽であっても、この30条縮小の理由とはなり得ないのである。 「効果的な違法対策」の内容が不明確なもの気になる。これまでの「違法対策」が30条縮小を要求するほどに成功していないのだとすれば、今後の新たな「効果的な違法対策」として想定されるのは私的複製を行なったユーザー個人を提訴することである。これはダウンロード違法化に反対するユーザーの危惧そのものであるが、中間整理はそうした危惧をストレートに抱かせる内容となっている(なお私的録音録画小委においては日本レコード協会から提訴の可能性を示唆する見解が披露されている)。 家庭内の「録音録画実態」について「減少」との把握はどのように行なうつもりなのか。家庭内の行為をどう捉えるか、その中から「違法」性のあるものを切り分けて対処するかというところに大きな課題があるところ、その上「録音録画実態」の「減少」を想定するというのは如何なものか。各家庭というのは社会の中に存在するのであって、文化庁担当者や審議会委員の脳内に存在するのではない(それとも私的領域のプライバシーを侵してまで私的録音・録画の実態を把握しようと今後していくのであろうか?)。	個人

このウの項目については特に、仮定に仮定を重ねる文章であるがゆえ結論の妥当性が極めて低いと言わざるを得ない。しかも誤った前提に基づいて書かれているため、結局は「違法状態が放置される」との結論しか導かれぬ。このような文章を検討結果として公表してしまった私的録音録画小委員会(とりわけ事務局)と著作権分科会は恥を知るべきである。

なお当該私的録音・録画を規制する海外の立法例が脚注に書かれているところであるが、よく考えてみると、これらの国はかような法規制が存在していながらファイル交換ソフトの開発・利用の本場である。むしろ法規制によってこの種の行為が抑制できないことを示す証左と言える。

以上のように、中間整理で示された“根拠”では正当性が薄く、当該複製を30条から外すことが適切であるとの結論は導き出せないことが判る。この問題は30条の範囲縮小という形で解決しようとするのではなく、むしろ補償金によって解決した方が(正統的な手段ではないにせよ)理想的な社会秩序を保つことができる。まず「違法」行為を蔓延させる恐れが回避でき、かつかような私的録音録画から実質的な使用料を得る手段が用意されるからである。流通促進のインセンティブを生じさせるほどの効果は無いにせよ、それまでゼロであったところから僅かばかりでも支払いが発生するのであるから、何も無いよりは遙かにマシである。30条から外してしまえば補償金はおろか、放置された「違法」行為からの使用料が一切得られない。

加えて、補償金と同様の考え方をを用いて(ここでは「包括許諾」あるいは「強制許諾」という意味合いが強いように思われるが)合法のファイル交換を実現することこそ、当該「違法」行為の抑制を期待できる方策と言える。つまるところ、必要なのは当該行為の違法化ではなく、こうした需要を満たす手段を適法なものとして如何に整備するかということなのである。そうした正規の流通が確保された後から当該行為の違法化を検討しても遅くはない(私個人は、こうした違法化を検討する必要の無いほど「違法」行為が抑制されるものと考えてるが)。

【P.105】

「仮に補償金制度で対応するとすれば、莫大な補償金が必要となることも理由の一つではないか、とする意見があった」とあるが、仮にかような私的録音・録画も含めて補償金で処理するとすれば、多少高い補償金額でも支払う理由が出来るというものの結構な話である(もちろん当該録音・録画行為を行わない者については減額するなどの措置も用意しておく必要があるが)。

それよりも、機器へ一律に課金するという考え方を改める必要があろう。ユーザーそれぞれによって利用の態様は変わるのである。「違法」性の疑われる私的録音・録画行為も含め、それぞれの態様について補償金を課していく(それを擬制する形で機器や記録媒体に課金、余剰分は返還制度を利用させる)方針へ転換すべきだと考える。

私自身は補償金制度を改善した上で維持、その代わり30条も現状維持すべきと考えている。その意味では「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば充分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だ」という意見」にそのまま同意するものである。

また、現状使われているファイル交換ソフトにおいては、その多くがダウンロードと並行してアップロードも行なう仕様のものばかりであり、これもまた現行法で既に規制対象として扱えることも考慮すべきである。

第7章第2節2「第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態」

【P.105】

違法複製物からの私的複製や違法配信物のダウンロードを30条対象から除外する場合の「条件」とやらが中間整理に示されているところである。しかし「違法」行為が放置され実効性が期待できないこと、ユーザーが目の前の著作物が「違法」に提供されたものかを知る手がかりが実質ないこと、「違法」行為と無関係のユーザーが訴訟に巻き込まれるおそれがある上に潔白証明が難しいことから、105ページの「条件」を示しながら30条縮小を前提に論じていくことには問題がある。

当該「条件」はいずれも根拠に欠けていと言わざるを得ず、予想される弊害を解消できる方策とはなり得ない。このまま30条に手を加えることもなれば社会秩序に混乱を来すものと考えられる。

加えて、「他人から借りた音楽CDからの私的録音」について現状維持とされているところ、これの根拠とされるものと違法化すべきという私的複製態様との論理整合性が全く図られていないのも問題である。

このような、まともな根拠も示されない状態での30条改定には明確に反対である。

※なお「他人から借りた音楽CDからの私的録音」を現状維持としたことについては賛成である。そしてここで示された根拠をもって30条縮小全般について反対するという趣旨であることに注意されたい。

条件アについて。違法複製物・違法配信物であるかどうかを知らずに私的録音・録画した者を30条除外から外すことは当然の措置である。しかしながらこれを「情を知って」などという曖昧な法学的言葉遊びで実現しようとすることには反対である(こうした限定は何の意味もない)。

そもそも「情を知って」などという主観的要素をどう判断するのかという問題がある。デジタルコンテンツの取り扱い(私的複製や再生など)やインターネット配信においては、目の前に提供されたコンテンツが適法なものかユーザーが知る手がかりなど殆ど存在しない。そのような中で訴訟に至れば判断は司法に委ねられることになり、つまるところユーザー側が「情を知って」行なったのではないと示せなければならないということになる。

個人

現実問題として、自らが所有しているパッケージコンテンツからの複製や、購入ログが保存されている(あるいは購入者情報が埋め込まれている)配信物からの複製であればある程度の証明は可能であろう。しかし実際に家庭内で行なわれている私的録音・録画の大部分はレンタルCD、友人や図書館から借りたCD、放送・配信から入手した音声・映像である。オリジナルが手元に無いものが圧倒的であり、こうした曖昧な事実関係を裁判所の心証ひとつで判断されてしまうおそれが常に発生する。

また、「情を知って」の条件が必ずしも厳格に捉えられるのではなく、実務的には“相当程度違法らしいと考えるに足る根拠が示されている”とのラインが違法とされることも想定され、ユーザーに対し実質的な適法性確認義務という過重な負担を課すことになりかねない。たとえばいったんは適法であるかのように市場へ提供されながら、その後裁判等で権利侵害の上で提供されたものとして認定されたような著作物(服部克久作曲「記念樹」のような)について、これを入手したときには確かに「情を知って」はなかっただろうが、その後裁判が有名になった後で私的録音する場合にはユーザーの行為がどのように判断されるのか。これが「違法」であるかどうかを確認すること(ただ有名裁判例を知らないというだけで違法性が問われ得るのか)をユーザーに押しつける結果になることは間違いない。

別角度からも問題点が指摘できる。インターネットに期待されているカジュアルな情報発信においては、その発信者がプロの創作者であったとしても受け渡しのログや適法入手確認の保証を行なえるものではない。インターネットの普及が著作物流通のコストダウンをもたらし、既存のメディア企業の支配から脱して自由な活動をしようとする著作者らの活動を、ユーザーが曖昧なダウンロード違法化により萎縮してしまう事態によって妨げてしまうおそれが非常に強い。既存メディア企業による著作者支配の構造へ逆戻りしかねないのである。

ユーザーから見て、その著作物提供が適法であるのか違法であるのか判断しにくい状況は、今以上に進んでいく。個人による著作物発表・著作物流通が望ましい方向で進んでいけばいくほど、そうなっていくのである。著作権制度はこうした(確実に見えている)先のことまで考慮して設計していくべきであり、ただ既存のメディア企業の一次的な利益を保護するために権利制限規定を変更していくことは厳に慎むべきである。

※「趣旨の周知」程度で何とかなると思っているのも安易に過ぎる。そもそもこれまで私的録音録画補償金の管理協会や権利者団体や文化庁はきちんと「趣旨の周知」が出来てきた試しなどない。私的録音録画補償金をめぐる混乱はまさしく周知不足によって引き起こされたものであり、かつ商業用レコードの還流防止措置にかかる文化庁の対応、意見募集手続きにおける文化庁の周知の程度などを考えても、今後の30条縮小に関して適切な周知が行なわれるとは到底期待できず、具体的な周知内容をしっかり定めた上で提案するのが筋であろうと考える。

※「利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要」としているが、これについての詳しい内容は示されていない。それもその筈で、日本レコード協会で策定中の“適法マーク”はまだ全く内容が定められていない状態。このような未確定のものを前提にして法改定を考えるのは尚早である。

私的録音録画小委員会において日本レコード協会から示された構想によれば、レコード協会会員社が国内の携帯電話向け音楽配信に対して表示を付すことについては方針が決まっているようである。しかしながらまだPC向け配信が未確定なのと、海外の権利者が国内配信事業者から音楽配信を行なう場合、あるいは国内の権利者が海外の配信事業者から音楽配信を行なう場合については全く触れられていない。また海外において海外の権利者が配信する場合については、“適法マーク”の提示など到底考えられない。つまりインターネット上で流通するコンテンツの大部分に“適法マーク”を付すことなど期待できないということである。

インディーズの配信についてはどうかと津田委員から指摘があったように、インターネット上での著作物発信がローコストで可能になった現在、レコード協会のような業界メジャー団体では捕捉しきれないほどの権利者が世の中に存在している。これらをカバーした“適法マーク”の設定など到底不可能であり、逆にこうしたマークの設定を強行しダウンロード違法化によって裏付けするとすれば、業界メジャー団体に属さない権利者(特に個人)が独立して活動していく機会を不当に奪うことになりかねない(“適法マーク”の付いていないサイトがあたかも違法サイトであるかのように誤解される副作用が強く心配されるところである)。

さらに言えば映画関連においては全くマークの話は決まっていない。このような有様で30条縮小を云々するのは時期尚早に過ぎる。

条件イでは、30条対象から除外する複製態様を「録音録画」に「限定」するとしている。しかし、こうした「限定」にどれだけの合理性が存在するのかは示されていない。私的複製全般について当該複製を30条対象から外すこと(たとえば文芸著作物の「違法」複製・「違法」配信からの私的複製を違法化する)は社会的混乱を生じさせる結果が目に見えているが、こうした法改定を「録音録画」に「限定」すれば法改定が正当化されるとの合理性はこのページの説明からは見出せない。

たとえば「権利者の不利益が顕在化している」のは本当に「録音録画」のみなのか。録音・録画される音楽・映像等の分野においてどれだけ「不利益が顕在化している」のかが明らかでないのに加え、他の著作物においては「不利益が顕在化」していないと結論できるのか否かについても全く検討された形跡がない。このことは私的録音録画小委員会での結論がそのまま維持されるのかが不安定になる要因となり得、たとえば私的録音・録画以外の私的複製について検討するとされる法制問題小委員会において他の著作物へも広げた形で30条改定が提案される可能性を残していることをも示している。

条件イが維持されるか不安定である要因としてはもう一つ、著作権分科会においてACCSからの代表として出席している委員会から全著作物を対象にすべきとの意見が出されたことが挙げられる。この委員意見はゲーム業界からのものであると考えられるが、これを受けて法制問題小委員会では再検討されるとすれば、私的録音録画小委員会では提案された条件イが破棄される可能性が高い。

このような状況下でもって条件イを前提として30条縮小を肯定するのは適切ではなく、またそもそも論として私的録音録画小委員会では30条縮小という大きな問題を定めることは極めて僭越であると言える。これは私的複製の問題を大きくとらえて検討することを経ずに、私的録音録画小委に“丸投げ”してしまった法制問題小委員会の方針にも明確な誤りがあったと言わざるを得ないし、そうした初手からの歪みがここへ来て更に大きな禍根を残す結果となっているものである。

なおインターネットからの著作物の私的録音・録画について、ダウンロードとストリーミングの区別を明確に付けるべきであると考えられる。視聴行為には権利を及ぼさない従来の著作権制度との整合性を保つために、ストリーミングについては不問としダウンロードを30条除外の対象とするものとされてはいるが、現時点ではダウンロードとストリーミングとは同じ技術を使っているためいずれも「複製」ととらえることが可能であり、区別が法解釈に委ねられる曖昧さを残したままである。 複製権が私的領域の視聴へ浸食していくことを防ぐためには、ダウンロードの定義を明確にする必要がある。たとえば「明確に保存するとの目的をもって、ファイルの形として内蔵ハードディスク又は外部記録媒体に相当期間保存する行為」のような規定を設ける必要がある。 【P.106】 条件ウにおいては「罰則の適用を除外」とするところがあるが、これは確かに必須の条件と言えるだろう。私的領域で行なわれている複製行為について刑事罰を与えることは、他の規定との整合性を考えても社会通念から考えても不適切であると言わざるを得ない。その一方で、民事訴訟に巻き込まれる可能性が（罰則なしで違法化されたとしても）生じてくるということはユーザーにとって過重な負担となるものと考えられる。 ユーザーが自身の私的複製行為の適法性を証明することは極めて難しい。テレビ・ラジオからの録音・録画や、借りたCD・ビデオ等からの録音・録画については、複製元のオリジナルが手元に残らず何の情報も付加されていないコピーのみが存在し続けるからである。さらには、30条縮小が施行される前に作られた私的複製物が大量に存在しており、それと施行後の複製物とで判別できないこと、たとえ判別できたとしても若干の操作でもって当該情報を書き換えられること、加えて30条外の複製によって得た複製物を再度私的領域内複製することで（その気になれば）適法な私的複製物へ見せかけることが可能である。こうした状況は、ますます違法複製と適法複製の区別を困難にするのみならず、確信犯的に「違法」複製を行なっている者には更なる「違法」複製を重ねさせるインセンティブを生じさせるところから、30条縮小による対処が適切なものであるとは到底考えられないところである。 要するに、「違法」複製への対処が30条縮小によって為されることは、その実効性が殆ど期待できないことに加え、あまりにも甚大な副作用（ユーザーへの負担）をもたらすという下策であると言わざるを得ない。 「権利者が利用者に対し本当に権利行使できるかという疑念が残るが、今の状況を放置しておくわけにはいかないので、例えば『著作物の通常の利用を妨げるものであってはならず、かつ著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない』との但書を加え、個別の事案に即して違法性を判断するの一案ではないかという意見があった」とされているが、これが採用し得る対処の本筋と言えるのではないか。 また、「他人から借りた音楽CDからの私的録音」について30条除外に慎重であるとする根拠（106ページ）を「私的領域で行なわれる録音行為について利用者との契約により管理をすることは事実上不可能であり、仮に第30条の適用範囲から除外しても違法状態が放置されるだけであること」としているところであり、これはまさしく先の私的録音・録画やダウンロードにも言えることである。 これまで中間整理において当該複製行為の30条除外の根拠・条件について何ら合理的な説明が為されていない以上、「他人から借りた音楽CDからの私的録音」同様に著作権法改定を見送るべきものと考えられる。 よって、30条対象となる私的複製の範囲を狭めるような私的録音録画小委員会の提案には反対である。	
断固反対します。ここでいう「適法マーク」は既存レーベルなど既得権者が自分たちのサイトに自らお墨付きを付ける事を想定したモノにしか思えません。これではYouTube、ニコニコ動画などのユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトはどうなるのでしょうか？どう考えても既存レーベルなど既得権者がこれらのサイトに「適法マーク」を付けてくれるとは思えません。これではユーザー主導のサービスやアマチュア作者のサイトは「適法市場」から排除されてしまいます。 これは既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないでしょうか？これでは新たなクリエイターが育つ芽が摘まれてしまいます。 反対します。一般ネットワークは、違法性の有る無しに関係なくダウンロードしたコンテンツを有していた場合、弁護士（と称する人）などが訴訟する通達してきても抵抗やすべき行動を判断できるほどの法的知識は無いでしょうから、本当は違法ではないのに不安になって「和解金」を出してしまうおそれがあると思います。 そしてそれを逆手に取った詐欺、フィッシング行為が必ず起こると思います。ダウンロード違法化はそのような詐欺行為を後押しする法改正（悪）案だと思います。	個人
着うた、着うたフルはCDの購入に代わる、新たな音楽の楽しみ方として定着しています。DL数が人気曲の目安となってきましたし、権利者もDLが伸びれば、より多くの収入を確保でき、制作に打ち込めるものと考えます。 しかしながら、音楽に関心を持ち、最も多く接し消費するはずの中学生や高校生が、楽しむことへの対価を払うことを学ばずに、違法とも思わないで権利者の許可なくWEBサイトにアップロードされた曲を利用している現状は異常です。 権利に対する意識の欠如は、制作者のモチベーションを落とすものですし、これからのマーケットを支えていくはずの中高生の意識が改まらないと産業自体が衰退しかねません。 これを防ぎ、中高生の意識向上の啓蒙に繋がるのであれば賛成です。	個人
中高生の間で違法サイトの利用が蔓延している状況は憂慮すべきことで、違法サイトからのダウンロードを違法とすることに賛成いたします。違法なダウンロードの蔓延が音楽業界の衰退の一因になっているように思います。	個人
著作権において大きな問題が生じていることは確かです。アニメがアップロードされてはDVDも売れなくなるでしょう。ですが、グレーゾーンが大きすぎるのも事実だと思います。 グレーゾーンを無くすことは無理かもしれませんが、少なくすることは可能だと思います。 違法化の前にこれらの議論をもっと進めてからでも良いと思います。	個人
著作権の保護という観点で見れば明らかに本法案は誤りであり、著作権が犯されることによる損害は中国や韓国などに代表される海外市場において被害額が大きいので、まず国外における日本の著作権保護を積極的に行うべきである。日本の特許及び知的財産の国外における保護を、もっと重要視するべきである。	個人（同旨1件）

著作権法第30条では、私的使用目的であれば一定の条件をつけてユーザーが複製することを認めており、これにより著作物を広く一般に公開し流通させる結果となれば、権利者及びユーザーの利益にも繋がると考えられます。しかし、如何に私的使用であろうとこれらの複製による権利者への被害を皆無とすることはできず、これらを補填する意味で本補償金制度があると考えます。従って、本制度を円滑に運用し、ユーザーおよび権利者双方の利益とすることこそ本来あるべき姿でありましょう。	個人
著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を、30条の範囲から適用除外すべきです。 近年、デジタル方式でオリジナルとまったく同質のコピーが容易に作成できるようになり、PCやモバイル上で、そういった録音・録画物は、日々繰り返し違法にアップロードされています。 そして、それを利用しダウンロードする人の世界中における全体の利用数となると、無視できないほどの規模であり、私的利用の範囲とは到底言えません。 そのような状況においては、正常な流通を妨げるどころか、権利者の利益を不当に害する事にも繋がる為、ダウンロードする人々も違法とすべきだと思います。	個人
著作権法第30条の適用範囲の見直しについて、違法サイトからの私的録音録画を第30条の範囲から除外すべきだと思います。違法録音録画物、違法サイトからのダウンロードする事を違法にしない限り、正常な流通を妨げ、違法な利用によるコンテンツの流出は、権利者へのビジネスを侵害します。その基本となる著作権法が正しいかねばモラルの低下または破壊につながり状況はますます危機的に悪化することが予想されます。	個人
著作権法第30条の適用範囲の見直しの理由として、「ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。」、とありますがこの文章の主旨が「複製物が多くなることによって正規商品の流通が阻害されている」とするものならばそれは早計といえるのではないのでしょうか。たしかにここ最近、音楽やゲームなど各コンテンツの売り上げは下がってきているのかもしれませんが、しかし、それと複製物の氾濫との因果関係は立証されていないはずで、「複製物が多くなったときにオリジナル商品の売り上げも減っていた」というだけではないでしょうか。実際、インターネットなどを通じてそれまで見ることのなかったコンテンツに触れることで購買意欲を高めるユーザーもいるようです。もし変化を求めるならそういったユーザーが購買しやすいようなシステムを作ることこそが肝要なように思います。「今回は送信可能化権、あるいは自動公衆送信は例外としダウンロード行為のみを見直し対象とする」とされているようですが、上記のような理由からダウンロードを禁止しようとされているのであればいかなるものかと思います。そもそもダウンロードとストリーミングの技術的な区別も曖昧なわけですし、ビジネス面についても上述してきましたようにきちんとした検討がなされていないのではないかと思います。以上のように曖昧な理由から生活者の利便性を損ねるような法改正には反対です。	個人
著作権法第30条適用範囲の見直し社会全体で取り組まなければ、違法サイトを取り締まることは出来ないと思います。このサイトからのダウンロードを違法とすることに賛成です。 私的録音録画保証金制度のあり方について消費者が負担をすることもやむを得ない事だと思います。	個人
提供する側だけでなく、受け入れる側も、「違法である」という意識を持つことが、「著作権を守る」ということだと思います。 なぜなら、受け入れてしまう側がいれば、提供する側は決して消えないからです。 違法に録音・録画された物や、それを提供する側が増えてしまうことは、多くの人達が「著作権」というものを無視するようになってしまうことに繋がります。 そうなってしまったら、報道もよくされているような、中国のDVD・ブランド商品などの違法コピーと同じような状態になるのではないのでしょうか。 私は、自分の生み出した物をしっかりと守ってくれる、そしてそれを安心して多くの人に公開できるような国であって欲しいと思います。	個人
適法配信規制について 違法ダウンロードからの複製が違法化することは「料金の二重取り」に拍車をかけることになる。 見たい番組が地域により放送されない実態を考えるべきだ。 また、昔の番組などを閲覧したい時は「レンタル」でもTVでも不可能だ。 今の「違法」と言われている物を介せず、どの様に過去の動画を閲覧すれば良いというのか？ 個人の利用を制限し規制することを国で行うな。	個人
動画(ニコニコ動画)が違法なんておかしい。 これはほかの所のない日本の知的財産である。 これを違法化するのは理不尽である。	個人

同項目について、反対する意見を提出します。 理由を4点述べます。 (a)「違法サイト」を識別できません。 背景として、私は主にワールドミュージックに分類される諸外国の音楽を愛聴する者です。 これらの音楽は、一部は日本国内でもCDが輸入・製造され流通していますが、それでは不十分であり、インターネット上で配布されている音楽ファイルを頼りに音楽を知る場面が多々あります。 こうしたファイルは、主に該当アーティストの公式サイトで公開されていますが、そもそも外国のサイトであることから該当サイトがいわゆる「公式サイト」であるか否かを判別することは容易ではありません。 また、該当ファイルが、日本でいうところの著作権隣接権を全てクリアして公開されているのか、またはアーティストの独断に近い部分で公開されているのかの情報も不十分であり、公式サイトがすなわち違法サイトで無いと判断することができません。 こうした混沌とした状況がある以上、該当サイトから音楽ファイルを入手することが、意図せずして違法サイトからの私的録音と判断される可能性があることは、おかしなことだと考えます。 また、こうした状況があることを知っている以上、「情を知って」などの制限を加えたとしても、それが裁判でどのように判断されるか予想が困難です。 (b)「違法録音録画物」または「違法サイト」は、どの国の法律に準拠して判断すれば良いかが示されていません。 本中間整理でも述べられているように、国ごとに異なる著作権に関する法律が制定されています。 例えば、フェアユースの規定のある国のサイトで、該当国民がフェアユースに則って公開した音楽ファイルであれば、それをダウンロードし再生することは適切な行為であると考えます。 ところが、もしも該当音楽ファイルが日本の法律では違法録音物と見なされる場合、その私的録音行為は違法とされるのでしょうか。 その点が、明確にされていません。 参考として、明確にされた場合の問題点を予め指摘しておきます。 もしも、日本の法律で判断されるのであれば、外国人であるサイト設置者はその判断を行ってくれないので、日本国民であるユーザがその判断を個別に行う必要があり、外国サイトの利用を非常に阻害する危険性があります。 もしも、該当サイトの設置国の法律で判断されるのであれば、インターネット上では該当サイトがどの国に設置されているかは一般には判断が困難です。 (c)「違法サイト」にあるものが、全て「違法録音録画物」ではない。 「違法サイト」を定義できたと仮定して、そこで公開されたファイルが全て「違法録音録画物」あるいは「送信可能化権を侵す物件」であるとは限りません。 種類が混在している場合、「違法サイト」を判断基準にするのは適切ではないと考えます。 (d)公平性に欠けます。 外国のユーザが、日本の違法サイトからのダウンロードをしても違法とならないのであれば、公平性に欠けると考えます。 以上4点を理由として、違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲から除外することに反対します。	個人
特に若い世代は、海外の例にもあるように、違法だと認識していながらも音楽や映像をダウンロードして友人にメールするなどのP2Pといった行為に対してまったく罪の意識を感じていないと思う(“みんなやっているから”)。また、あまりにも広く蔓延しているため大人もどう子供に教育するか、注意するかで考えあぐねているようだ。精魂込めて作った作品を違法にダウンロードされることは製作者にとっては「盗み」を働かれたのと同じ事。特にこれからの担う世代には著作物や文化の重要性をもっと学ばせるべきで、その意味でも著作物を違法で提供するサイトらからのダウンロードやコピーを違法とすることには大賛成である。	個人
内容に反対である。 理由 違法なサービスからの録音録画を違法とすることは、利用者がサービスの合法性を判断する責任を負うこととなる。また、合法サービス中に違法なコンテンツが紛れ込んだ場合、それが正当な権利者の許諾を得ているものであるかの判断は極めて困難である。	個人
日本は十分な技術をもっているといっても過言ではないですが、まだまだ進化の余地があるとおもいます。 そこで著作権的にNG!と規制してしまえば、日本の技術の進歩が妨げられ、諸外国において行かれることも十分に考えられます。 このような事から、反対の意見です。	個人
反対 違法状態が放置されるだけというのは賛成できません、現在の法律でもアップロードに対して法的処置を取ることは可能なはずで、利用者を捕まえるより遥かに労力の少なく効果的な影響がでます。	個人

反対。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。 まして、適法か違法かを判断する機関は何を担保に適法・違法の判断を下せるというのか。 著作物が著作権者の下で製作された瞬間に著作権が発生するというのであれば、適法・違法の判断を下す機関は全世界のありとあらゆる著作物に対して目を光らせ、それを確認する膨大な作業が必要となるはずである。 しかし現実にはそのような膨大な情報の集積や処理を行える機関は存在せず、また今後そういったものを運用する莫大な費用を捻出できる見込みも無いのであれば、形骸化は決まったも同然であり、やはり恣意的運用目的としてこれを成立させる以外に、これを明文化する意味など見出せない。	個人
反対。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法でものごとを押し量るのは正しいことではない。 この案が実現されれば気軽に海外のサイトを見ることができなくなり、大学などの教育現場では多大な被害を及ぼす。	個人
反対。 インターネットとは各個人が自由に意見を出せることが魅力である。しかし、「適法マーク」の存在は既存レーベルなどの意見にそぐわないアマチュアユーザーの締め出しを可能にしてしまうという側面がある。	個人
反対。 この案が適用されると、パロディやジョークが気軽に公開できなくなる。これが違法ならばネット上だけでなく実社会でも違法という扱いになり文化の衰退を招いてしまう。	個人
反対。 この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。特に、パロディや二次創作に関して使用料の設定もしていないのに利益が損なわれるというのは理解し難い。存在しない物の利益をどうやって損なうというのか。	個人
反対。 ストリーミングとダウンロードは、やっている事にはほとんど差がない。 つまり、ほとんど同じ事と言えるところを、法律の扱いだけ違うものにしてしまうとWebサービスの可能性が意味もなく減ってしまう。	個人
反対。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 まして今後の技術進歩の中で通信速度が飛躍的に向上した場合、キャッシュへのダウンロードもストリーミングも最早区別が付かない状態になると考えられ、そうなるとユーザーはそれがダウンロードなのかストリーミングなのか判断する事が出来ず、違法ダウンロード者を恣意的に作り上げる事も可能になってしまう。 現時点ですらダウンロードとストリーミングの明確な区別も無く、また文科省の役人が堂々と「知識が無いからわからない」などとのたまっている現状を鑑みるに、恣意的な運用を目的にそのような変更を加えたいと考えているとしか思えない。	個人
反対。 ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。 ダウンロード違法化について議論する前に、違法アップローダに関して議論し、十分な法的対策を取る事が先決ではないだろうか。	個人
反対。 違法サイトは「適法マーク」なども違法に偽造するはず。 一方、一般のサイトは「適法マーク」を容易に取得できるはずがなくネット行為の萎縮につながる。	個人
反対。 違法ダウンロードサイトについては、送信可能化権で規制できるはず。ダウンロード自体を違法とするのは、個別に取り締めることが面倒になった権利者側の法を使った恫喝行為を目的としているように思える。 又、そこまで規制すればインターネットの利便性は著しく低下し、結果的に国が力を入れてきたIT政策の成果を低下させることに繋がると思う。	個人

反対。 違法にアップロードされたコンテンツというものが存在している事を前提にダウンロード違法化の議論が行われていると解釈しているが、まずは違法なコンテンツを送信可能化権で規制すべきである。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが諸悪の根源であり、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって不利益を招く。	個人
反対。 違法ファイルの指摘録音録画(ダウンロード)について、第30条の適用範囲からの除外することに反対します。 1. 文化審議会著作権分科会の議論においてダウンロードの定義が曖昧なままであり、通常のストリーミングで行われているキャッシュ、バッファ等の行為もダウンロードとなりかねない。このまま法律化された場合、ユーザに予期せぬ不便を生じさせたり、知らずに違法行為を行ったり、萎縮して新しいWebサービスの発展を阻害する可能性もあるため今結論をつけるべきでないと考えます。 2. またこういった技術的な部分においてきちんと議論できるよう、今後文化庁においても技官を置き、文化審議会においても技術的専門家を議論に加えることを提案します。	個人
反対。 現在のところ、『利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法についての運用の工夫』がどのようなかであるか、という記載がないため、賛成できない。 以下では、メディア等で報じられている「適法マーク」(適法サイトにその旨を示すマークを設置し、それによりコンテンツの正当性を担保するという案)で上記問題に対応する場合を想定し、反対の理由を述べる。 「適法マーク」の付与については、一部の商業コンテンツプロバイダによる「適法コンテンツ」の独占につながる可能性が高く、問題外である。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 「適法マーク」によってコンテンツの正当性を担保しようとしても、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトに同マークが設置されることは考えづらい。これではこのようなサービスや個々人の創造性の発露を抑制するのみになり、賛成できない。	個人
反対。 現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られない。 それらをアップロードする側はどこに、どのような形でアップロード出来るため、恣意的に「違法ダウンロード者」を作る事が可能である。 そのような形でインターネット利用者すべてにリスクを負わせるというのはおかしい。	個人
反対。 適法サイトにを絞るのは余りに不適切な手段である。もしもサイトのリストを作成する場合は、逆に違法なサイトを集めるべき。これは著作権のためだけではなく、問題の大きくなってきたフィッシング詐欺などによる金銭被害などにもある程度有効である。現在この様な違法や犯罪に関わるサイトを集めるための枠組みは少しずつ整備されつつある。必要ならば、著作権侵害もこの様な枠組みと連携して行われるべきであり、それは適法な物をリストアップするという方法であってはならない。 反対。 ストリーミングがダウンロードを伴うかどうかと言うのは解釈によってどちらともとれる。この様ないい加減な区別を持ち込むべきではない。 反対。 これは録音録画だけの問題ではないと思われる。書籍などの実態に関して調査もなくこの様な制限を付けることは妥当ではない。	個人
反対。「違法サイトと適法サイトを識別できるよう」とあるが、容易に識別させることは不可能ではないか。仮に識別させるための仕組みを導入したとしても、違法サイトが「適法サイトである」と騙ったり、個人のサイトには容易に導入できなかったりなどの問題が起こる可能性が高い。 そもそも新たな形態のサービスが次々と現れるインターネット上において、違法ダウンロードサイトかどうかの認識が国民と裁判所の間で合致するとは限らず、違法ダウンロードサイトでないと一般に認識されていた新しいサービスの利用者が裁判所で違法とされた瞬間に、そのサービスを利用していた利用者までが違法とされるのは腑に落ちない点があるし、新たなサービスの開発を萎縮させるものである。 また、法的知識のない一般のネットワークユーザが弁護士などと称する者から「あなたがダウンロードしたコンテンツが違法である」と指摘された場合、本来は違法でなくとも解決金などを請求され支払ってしまうような事態が想定される。このような詐欺を起こさないためにも、今回の案は認められるものではない。	個人
反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかない。 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確である。Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	個人
反対。「適法マーク」が無いサイトのダウンロードが違法化されるというのは、「適法マーク」があるサイトを、「適法マーク」のないサイトに比べて圧倒的に上位の存在にしてしまい、サイト同士の競争の働きを阻害してしまう。Web上の発展の障害となる。	個人

反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 それにこのようなマークを付けなければ、海外の事業者も日本国内でサービスできないとかいいだすと、国際障壁にもなりうるのではないか。	個人
反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 適法、違法を厳正に認定する基準も、各サイトに表示させる為の手法も提示できない状況でこれをごり押しすれば、適法マークを利用した犯罪の温床になるのは目に見えている。	個人
反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。それに適法マークの違法コピーや類似マークをつけた違法サイトをすべての利用者が違法であると見分けられるとはかぎらない。	個人
反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき	個人(同旨1387件)
反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。「適法マーク」自体の定義があいまいで、一権利団体が発行した物に過ぎないのに、法的な力を持たせる事も問題だと思う。また個人的に音楽活動をしている人等のオリジナル物に関しては当然「違法」であるはずがないのに、「適法マーク」が無いと言うだけで違法扱いされるのは完全に間違っていると思う。	個人
反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、「適法マーク」を簡単に設置できるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。「適法マーク」を設置するためには特定の条件をクリアしたサイトのみ認める。このようなことが起こりそうでマークの恣意的な運用が懸念される。インターネット上では黒か白か判断するのが難しいサイトがたくさんあるのは常識であるが、それなのに勝手に合法・違法と決めるのは間違っている。国民が「適法マーク」を貼っていないサイトを利用して逮捕することがあれば、知る権利の侵害であり、国家が検閲しているということになる。	個人
反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。	個人(同旨1664件)
反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 既得権者が認定するという時点でどうすれば厳正な運用が確実に行われるなどと言えるのか？	個人
反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。行われるのであるなら、ネットという情報媒体への情報統制・検閲にもなりかねない。 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。また、Winy判決も関わることを考えます。前述はサイトにおけるコンテンツに対してではありますがツールとしてのWinyもその機能からコンテンツに近似する点をい持ち併せており、技術開発という行為自体を萎縮することになる例に挙げられる。	個人

反対。「適法マーク」は、大部分がアマチュア作者からスタートする新たな才能の目が出てくることをつづす可能性がある。自作の曲を公開するにあたり、わざわざ「適法マーク」を取るとは考えにくい。そのような手間が、才能を世界中に対してアピールして磨いていく機会から遠のかせることになる。 反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまつて削除される事故が、頻発するようになる。現にニコニコ動画ではこのような事故が既に起きている (http://blog.nicovideo.jp/2007/10/post_192.php)。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を萎縮させ、この分野での国際競争力を大きく低下させることになりかねない。 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制でき、これを強化すればよい話である。送信可能化権での取り締まりでどこまで対処できるのか、を議論するのが先であり順番が異なる。	個人
反対。「適法マーク」を誰が発行するのかを考えれば、既存権利者の権利を過剰に守るものであることは明らかである。文化はその本質に、本歌取り・パロディ・マッシュアップを含むものであり、いかなる創作者も「まねぶ」ところから独創性を確立する。そしてまた創作者たりえぬ一般人も、「まねぶ」ことにより文化的に遊ぶことが可能になる。文化にとってこの遊ぶということは本質である。この項目は日本文化の衰退を目指していると思えない。	個人
反対。YouTubeやニコニコ動画は、潰れないべきだと思う。日本国民は「適法サイト」だけを使っていくのは納得がいかない。	個人
反対。YouTubeやニコニコ動画は違法でないので、潰れるべきではない。	個人
反対。YouTubeやニコニコ動画は違法ではないと思う。	個人
反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。	個人
反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。	個人(同旨1437件)
反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。シームレスなインターネットにおいて、このようなマーク付けによる差別化は無効と考える。	個人
反対。おしなべて創作は過去の多くの作品からひらめきを得て作られたり、またはパロディーなどの批評性を本質とした創作物は原作を利用してこそ成立する。偶然にってしまうこともある。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。そうなると文化の豊かな発展が損なわれることになり、強く危惧を感じずにはいられない。原作品が利益を損なっているかどうかはその著作権者のみが判断できることである。	個人

反対。この違法化案が通ったら、あらゆる業界がダウンロード違法化の対象とするよう求めてくるのは自明の理である。また類似するだけで海賊版であると主張され排除されるのは文化の損失である。現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 不適切。ページ下の注釈52にドイツを例に出しながら説明はイギリスの例であり、ドイツの法改正の内容を書かないまま注釈を終わるのはミスリードを誘っているように見えるので、具体的にかくようにしてください。 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。web上で表示できるマークなら複写は容易であるので偽サイトを容易に作ることが出来るので無意味である。それに対して認証手続きなどで偽サイトは排除できると言うかもしれないが、フィッシング詐欺にみれるように一般ユーザは認証など確認しないと考えるのが妥当である。 反対。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。諸外国にも例を見ない既得権者優遇を国が後押しするべきではない。 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。新たな非関税障壁や検閲国家として外交問題になるかもしれない事を容認できない。	個人
反対。この違法化案が通ったら、書籍業界(テキスト)でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。そもそもなぜ、音と画像だけが限定されるのでしょうか？ そもそもパロディは、万葉集など歌から始まっていることが確認されているのにも関わらずにです。パロディができなくなれば本歌取りさえできなくなります。 それらのパロディが原作品の利益を一概に損なっているわけでもないのに、すべてを違法とするのは乱暴すぎます。	個人
反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。	個人(同旨1743件)
反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 さらにパロディという二次制作物に対しての規制がかかると判断された場合に新しい制作物への意欲の低下が見られるおそれがある。	個人
反対。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 日本は技術大国であるにもかかわらずIT分野に関しては韓国やインドと言った準先進国のグループに抜かれつつある。これ以上ネット規制などを増やすことは日本のIT分野の発展において深刻なダメージになることはまず間違いないだろう。下手をすると今以上に悪くなることさえ考えられる。日本をIT分野においてこの法案は海外との鎖国を意味していると解釈してもおかしくない。日本の未来を考えるにあたってこの法案は可決されるべきでないと私は考える。	個人
反対。この違法化案が通ったら、書籍業界や新聞業界も著作の保護を求めるはずで、それを退ける理由にとぼしい。 とすれば、それらも適用除外になればネット利用そのものが違法行為になってしまうため。	個人
反対。この違法化案が通ったら、日本中ですでに小さくない市場をつくっているパロディ文化が消えてしまうかもしれない。パロディが原作の利益のさまたげになっているとはっきり言えるわけでもないのに、違法化してしまうのはおかしい。	個人
反対。この違法化案が通ると、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうすると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。 パロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのは違うと思う。 それを違法化するのは例えばテレビでパロディのような発言をも違法化すると言っているのに近しく思える。	個人

反対。この条件は、「適法マーク」がないサイトからのダウンロードが違法となる可能性があるため、ユーザが「適法マーク」を忌諱するようになると考えられるが、一方で「適法マーク」は違法性を判断する根拠が必要となるため、公開者が「適法マーク」を簡単に得られるとは考えにくい。この結果ユーザは事実上「適法マーク」を得られた一部の限られたサイトしか閲覧できなくなり、インターネットがもたらした新しい情報公開の場を閉ざすことになりかねない。さらにこのような制度は、アマチュアクリエイターが自分の適法な作品を公開する場を奪うことに繋がり、これは文化庁が打ち出した「一億総クリエイター」という理念にも反するのではないか。さらに、一般のユーザは、コンテンツの違法性の有無を確認することはダウンロードしなければわからないが、この条件では入手した時点で違法になるため、合法的ダウンロードが幅広く萎縮すると思われる。特にアマチュアクリエイターが公開するコンテンツでは合法的ダウンロードの萎縮は公開の場が狭まることを意味し、これも「一億総クリエイター」という理念にも反するのではないか。さらに違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していたユーザに対する恐喝などが容易に想像できる。たとえば弁護士と称する人が「コンテンツを違法にダウンロードしたので訴訟する」と脅してきた場合に、多くの一般のユーザは抵抗できるほどの法的知識は無く、また自分のダウンロード行為が違法だったかを確認することも困難である。このため本当は違法ではないダウンロード行為に対しても何らかの「和解金」を支払ってしまう恐れが大きい。 また、インターネットは国際的なものであるのに、国際協調なしで国内事業者あるいはサイト管理者に「適法マーク」というものを与えるのはユーザに対して不必要な混乱をあたえるのではないか。 さらに、ユーザはダウンロードする前に「適法マーク」を確認する必要がある、これはユーザの利便性を損ねる。これはユーザの利益を損ねるだけでなく、ユーザが「不便だから」という理由で合法ダウンロード行為も萎縮すれば、現在の合法事業者からのダウンロードも少なくなり、権利者にも損害を与えるのではないか。 そもそもの問題は違法なコンテンツがネットワークにアップロードされることであり、これはすでに送信可能化権で規制可能である。この点については104～105ページ「第30条の適用範囲からの除外」への意見の「違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追及すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対である」という意見(105ページ)を支持する。	個人
反対。これは憲法が禁止する「思想統制」以外の何物でもない。ダウンロードする人にまで、違法行為のプレッシャーをかけるのは、権利者の保護が過ぎる。批評は常に毒を含んでいるものであり、権利者の気に入るものとは限らない。しかし、批評は社会に必要なものである。それを制度的に封殺することは、民主主義の首を絞めることに他ならない。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、全く差がないのに、法律的に違うものとして扱う事に疑問を感じる。また、インターネット上でのストリーミングをOK、一時記憶(キャッシュ)を含むいわゆるダウンロードを違法化することはインターネット回線のブロードバンドで有るか否かにより同じ行為を一方は合法、一方は違法とする考え方であり、あまりにもふざけすぎている。 私の友人にインターネット未通者が居るが、インターネットでのストリーミング(ファイルへの保存も出来るWeb)を保存して見せていることもあるが、この場合ストリーミングで見られる私は合法、見せてもらった友人は違法となり得、あまりにもふざけすぎている。 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 また、適法マークが適法であることを裏付けするような作業が出来るのかも問いたい。偽造された適法マークに騙されたユーザーは違法か？適法か？ つい先日のコピー9・ダビング10問題もそうであるが、あまりにも民意を軽んじたものであると思う。こんな言い方をすると、民主党が民意だと勘違いしているマスコミと同レベルの文章を書いている気もするが(ちなみに民主党は民意ではなく、選挙時の自民党にNoを突きつけたというのが民意である)、あまりにもインターネットユーザーを見下し、頭の固い、インターネットを理解せず、理解しようともせず、知りもしないことに恥ずかしいと思わない軽率な人間を中心に持って来すぎである。 明文化をせずに、前首相のように「美しい国」と曖昧ながらもそこに人間らしさのある法整備となって欲しいと切に思います。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。、一般の人がそれを判断できないものが、場合によっては違法で場合によっては合法であるというのはおかしい。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がない。法的に違うものとして扱うのは技術の進歩を阻害する。それは技術立国日本を衰退に導くだろう。 そもそも、ストリーミングデータを録音録画することは技術的に容易であり、そのようなソフトは現状に置いても多種類存在する。この項目は技術への無知から出てきたとしか思えない。	個人

反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。 現在の動画サイトなどはいったんデータをパソコンなどのHDD上に補完してから再生しているが、これはすべての利用者がストリーミングデータを快適に視聴できるわけではない、という状況の中で遅延や音声のずれ、ノイズ等のない快適な視聴を実現するために「市場の流れ」でこうなったのであり、ダウンロードによる保存をしない純粋なストリーミングだけで快適に視聴できる環境が保証されているわけでもないのにダウンロードを違法とすればストリーミング自体が衰退してしまうと考えます。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 またストリーミングは今回の議論の対象ではないと言われても、専門家の間ですらストリーミングとダウンロードの区別について論争されているので、一般のネットユーザーだったらダウンロード自体を委縮してしまうと思う。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。	個人（同旨1840件）
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。また、いったんパソコンに動画をダウンロードしないと映像を見ることができないという仕様になっている物が含まれているストリーミングサイトも存在しているのでWebサービスの低下が起こりうる。 インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、海外では違法な国合法だと認められている国もある。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。これでは日本の文化およびweb上での活動に大きな制限が加わることとなり、ネットを使用する多くの方が不利益となる。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。 動画共有サイト(YouTubeなど)で使用されているストリーミングもパソコンにファイルをキャッシュしている。(キャッシュとダウンロードはほぼ同じ)そうすると、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねない。特に新しくWebサービスを開発しようとした際、この案だと著作権法に抵触する恐れがあると判断されることが増えて、開発者を萎縮させる恐れがある。	個人
反対。ストリーミングとダウンロードは原理的に全く同じものであるから、矛盾である。 その証拠に”視聴を目的とするストリーミング配信サービス”であってもそのファイルがブラウザのキャッシュに必ず残る。これが適用されると全てストリーミングですといういいわけすら通用するようになってしまう。	個人
反対。そもそも著作権の権利代行をしているJASRACについて、透明性がまったく感じられず、徴収された権利金がちゃんと分配されているかどうかについて絶大なる不安がある。世間に対して違法行為と言う前に、まずは自らの不透明なところを情報公開などでクリアにしてもらいたい。 その上で著作権者の権利を守るためのルールを作るというのであれば賛成できるが、具体的にストリーミングとダウンロードのあいまいな境界をどうやって判断するのか、違法か適法かは誰が判断するのか(前述のとおりJASRACについては信頼性がまったくない)、国境さえあいまいなネット上でどの国のルールに従えばいいのか(むしろ国際的なルールを呼びかけるべきでは?)など、最初に明確にしなくてはならないことを放置したままではとても賛成できない。 また容易に複製が作れてしまうデジタルコンテンツの性格上、合法サイトから違法サイトへの転載も容易であるため、自分が「適法に」ダウンロードしたコンテンツも、適法であるとの証明をすることが難しい、というより不可能である。 上記に関連して、法の改訂が詐欺を誘発する可能性も非常に高い。合法か違法かで争うよりも、いくばくかの「権利金」もしくは「罰金」を払えば済むのであれば、スキャンダルや争いを好まない国民性(会社法人を含む)からも、係争するよりうさんくさい「自称法律家」に「払ってしまえ」となるのは明らかである。 さらに昨今ではニコニコ動画やYouTubeなどを利用して、個人からのコンテンツ発信も増加しているが、これは将来的な「才能」の芽であると言える。ニコニコ動画やYouTubeは誰でも投稿できるという性格上、適法マークを付けることがとても難しいサイトの筆頭であると思うが、この報告書のとおり法を改訂してしまうと、そんな「才能」を潰してしまうことになる同時に、人間の創造力さえ制限してしまうことになりかねない。モノを作るのはいわゆる「大手」だけでいいのだろうか？人間の創作意欲を馬鹿にしないでほしい。	個人
反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合であっても、間違っってクレームにも対応してしまい、削除される事故が頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 そもそも著作権はその著作権所有者自身が守り、侵害が否か、それらの是非は本人がなるべく直接的に判断できるよう配慮されるべきである。自動的にダウンロードが違法となること自体が誤りである。 音楽においても、JASRACが管理しているために演奏家が自らの楽曲に著作権料を払うという笑い話のようなことが起きてしまうと聞く。これに似て本末転倒である。	個人

反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。 弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 そもそも、規模も資金力もけた違いな既得権者側ですら違法サイト摘発に手間やコストがかかりすぎる、という理由でダウンロードそのものを違法化しよう、というのが現在の状況なのに、圧倒的に規模の小さい動画・音楽投稿Webサイト側が既得権者側の手間を押し付けられて対処しきれはるはずがない。	個人
反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。	個人(同旨1617件)
反対。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっで削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。インターネットというものは、全ての利用者が公平な条件の中で利用できるものであると考える。今回の改正案が適用された場合、その公平性が失われてしまう。	個人
反対。ダウンロードまで違法とするのは権利者側の短絡的な要求に基づいており明らかに行き過ぎである。この違法化案が通ったら、書籍業界など他業界でも便乗の動きがおこると考えられ問題が大きくなる。原作品の利益を損なっているわけではないパロディ文化が抑制され、日本の文化を衰退させる原因になる。	個人
反対。ダウンロードを行うためにはあらゆる場合においてアップロードが必要であり、それが違法であれば送信可能化権で規制できる。 権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないことこそが本質的な原因であり、それを解決してからダウンロードの違法化について論じるべきである。	個人
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツが存在する。これは送信可能化権で規制するべきものである。 ダウンロードそのものを違法化するのは、そもそも送信可能化権の有効活用を図ってこなかった怠慢を、隠蔽するものである。	個人
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制が可能であると考えられる。必要な一次権利者が一次権利を持たない配信者に対して十分な法的対策を取るのが筋であり、ダウンロードまで違法化するのは行き過ぎであると考える。	個人
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。そもそも訴訟も起きていないのに、一方的に「違法ダウンロードサイト」などと決め付ける行為は不当な中傷だ。そんな扱いがされるサイトが多数集計されること自体、公正な判断に基づいた資料が行われていないことは明白である。よってこの議論には根拠がなく無意味である。著作周辺権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。 反対。 ストリーミングによる配信を端末にダウンロードすることはきわめて容易で、区別することは技術上無意味である。これらを法律的に違うものとして扱うこと自体、同じものを恣意的に区別する運用につながり、著作権を利権として扱う者ばかりが利益を得ることになり、日本の文化が大きく衰退することになりかねない。 「適法マーク」反対。 最近食品の賞味期限が偽装につながっているように、「適法マーク」の適切な運用がなされる見込みは全くない。またこのマークがないであろう諸外国のサイトが違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は文化の衰退に拍車をかけるだけだ。	個人
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。	個人(同旨1752件)
反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提に、違法にアップロードされたコンテンツというものがあるはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。できていないのは、サイト管理者の対策が不十分であることが原因。それなのに、対処療法的にダウンロード違法化を導入しても効果はさほどあがらないだろうし、かえって混乱をまねく可能性も高い。	個人

反対。ダウンロード違法化の議論には、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在していることを前提とするが、これは送信可能化権で規制できるはずである。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって問題となりうる。現に先進国のドイツは法によりダウンロード違法化を規制しているが、実際、成果は上がっていない。それどころか、逆に違法ダウンロードする人たちが増加するという傾向になっている。まず、ダウンロード違法化を導入する前に送信可能化権の枠内で、できる限り対処すべきだ。	個人
反対。ダウンロード違法化はアップロード側を送信可能化権で規制することで十分対策が可能はず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取れているかどうかをきちんと検討してからダウンロードを違法化すべきであると考え。ダウンロード違法化の導入はデメリットが多く予想される割にメリットが少ないのではないかと思う。 反対。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける可能性をきちんと考慮すべきではないか？今の状態で議論を進めれば海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事を助長しているだけだと思う。 反対。この違法化案が通ったら、書籍業界など他の分野でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなるとパロディ文化が殺されることになる。漫画やアニメなどのパロディのように、海外でも認められ広く認知されている文化を損なうことは文化的な損失と言えると思う。また、それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるとするのはおかしい。さらにパロディがきっかけで創作活動を始めプロになった人間も多くいるのに規制をしてしまっは人材が育たなくなる危険性も考えられる。 次に、ダウンロードが違法化されたら、ユーザーが違法ダウンロードしないようアップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合でも削除される事故が頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。これもまた人材育成の観点から文化の発展に多大な影響を及ぼすと思う。 反対。現在の著作権制度では、パロディなどで他の著作物を原作として利用していたら違法だと判断されることが多く、原作批判するものについては許諾を得られるはずもないことは誰でもわかることである。それらをアップロードする側は常にリスクを覚悟しているだろうが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、批評精神を著作権で封じ込めようという思想統制だと思う。これは言論の自由や表現の自由まで奪う立派な憲法違反となるのではないか？ 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、簡単に「適法マーク」設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するため、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。「適法マーク」自体がすべての人間に平等ではない限り「適法マーク」自体が適法ではないと考える。	個人
反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確である。海外で合法的なサービスをやっている場所が日本では違法ですと言う場合もありえる。これらの存在は合法だがダウンロードすると違法なサイトの存在は無意味な萎縮効果と確信犯による大きな不正行為を招くだけだ。	個人
反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。そのような状態になったらネットワークを使っている人たちの行動が萎縮されてしまい、webのサービスを立ち上げようとする企業にも悪い影響を及ぼすのではないかと思う。	個人
反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	個人(同旨1485件)
反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。ITの分野で急成長している日本にとって、この法を適用することが良い方向にむかうとは思えない。今後のさらなる飛躍のため、現状維持が望ましい。	個人
反対。違法にアップロードされたコンテンツについては、送信可能化権の規制のみで対処可能と考える。 反対。「違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れやすいこと」とあるが、この点は利用者が容易に違法サイトを認識できる事を前提としている様に見受けられる。 現在はアマチュア作家による個人運営のサイトが無数に存在しており、これら全てについて適法性を明示する事は現実的に不可能ではないかと考える。 また、仮に何らかの形でサイトの合法性について明示する規定を策定したとして、日本国の法律に規制されない海外のサイトについては、そもそも規制の対象外である事から、実効性に疑問が残る。 これらの点から、違法サイトからの複製を適用除外とする事は、全体的なサイト利用に対する萎縮効果が大きく、多様な文化の発展を阻害するのではないかと考えるものである。	個人

反対。違法にアップロードされたコンテンツは送信可能化権で規制できるはずだ。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。それをダウンロードまで違法化すると、無意識のうちの違法行為を行ってしまう事態が起こりかねない。そうなるとダウンロード違法化はかえって被害者を増やすだけのものになってしまう。また、被害を恐れてネットを利用しなくなってしまうかもしれない。それがWebサービスやIT自体の萎縮に繋がりがかねない。 反対。ストリーミングとダウンロードは技術上、大差はない。そこに法律的な規制を行えば、その技術の利用そのものが使われにくくなってしまう。IT先進国である日本が法律によってIT技術を縛ってしまうことは、他のIT先進国から遅れをとることになりかねない。また、サイトを見ることで、キャッシュに画像などが保存されるということを知らない利用者が、無意識のうちに違法ダウンロードを行ってしまったら、「振り込め詐欺」のような詐欺の被害が出たりする可能性がある。 反対。「合法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。インターネットの利用が爆発的に増えた現在、著作物のパロディなどを扱うサイトも数え切れないほど存在する。そのすべてが合法マークをつけるというのは無茶な話である。アマチュアな作者はそう簡単に合法マークを設置できないであろう。合法マークはネット自体の敷居を上げかねないのである。その結果、アマチュアが技術を発揮する場がなくなり、IT技術全体の技術の衰退に繋がりがかねない。それに、合法マークがなければネットにいられないという状況を作り出すことはネットという市場を独占するという行為につながり、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべきである。	個人
反対。一般ネットユーザーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまう恐れがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。現に私の所にも架空請求の葉書が何通か来たことがあり、「あなたが違法なファイルをダウンロードしているのを知っています。和解したければ〇〇万円支払ってください」等の架空請求詐欺が間違いなく激増すると思う。ネット環境が充実してきているのに、便利さがそれと逆行して減っていくのは日本の将来にも悪影響を及ぼすだろう。	個人
反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、自分が違法となるという不安感をまとうことになる可能性がある、なぜなら、ダウンロードしたものが適法か違法かを判別するのは極めて難しいからである。その不安により、多くのネットユーザーがダウンロード行為自体をためらい、その結果、web上のサービス低下およびサイト製作者のクリエイティビティーを失わせる結果となる。また、不に付け込んだ、詐欺も増やすこととなりうる。 それに対する「適法マーク」だが「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こったが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。 マークのないサイトへのアクセスの減少につながるし、その結果上記のようなweb上のサービス低下および製作者の意欲喪失などにつながりがかねない。このようなことははっきり言って、本来の著作権のあり方である、よりよい文化のへ発展を阻むものになる危険性が非常に高い。	個人
反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。	個人(同旨12797件)
反対。一般ネットワーカーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがある。これは詐欺師を後押しする法改正案だ。 この懸念はすでにアメリカにおいて現実化している。アメリカの著作権管理団体RIAAが、「P2PLawsuits」なる「オンライン請求差止めサイト」を立ち上げたのだ。これは先に金を払えば訴訟を起こさないという趣旨のサイトであり、狙い打ちされるのは大学生であるという。経済的・時間的に余裕のない学生は、違法かどうかの事実を争うことなく和解金を払わざるを得ず、泣き寝入りするという事態が発生している。こんなことがまかり通る社会はどう考えてもおかしい。こういった状況を近年問題になっている架空請求詐欺グループが利用することも容易に推測できる。	個人
反対。海外サイトは絶対に日本の著作権法に基づいた適法マークを付けることはないだろう。また、日本の適法市場から海外サイトを追い出し、ほしいものが国内にないとき泣き寝入りをせざるをえなくなる。	個人
反対。「適法マーク」が無い＝違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。	個人

反対。現在の著作権制度では、パロディやコラージュなどの作品は違法だと判断されることが多く、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られないケースが多いと認識しています。もちろんパロディ/コラージュ作家側はリスクを負った上で創作活動を行っていると思いますが、ダウンロードする人まで過大なリスクを負わされるというのは、パロディ文化を殺すことになってしまうと考えます。 反対。この項目についてもパロディ文化を殺す一要因になると考えます。また、パロディやコラージュが現作品の利益を損なっているとは限らないのに違法化するのは問題ではないでしょうか。 反対。「適法マーク」は、実際にはユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除することになってしまっているのではないのでしょうか。 反対。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあることを考えると、賛同することはできません。 反対。送信可能化件で規制できると思います。現状の著作権者の怠慢を法律でフォローする必要は無いのではないのでしょうか。	個人
反対。現状でも違法にアップロードされるコンテンツは送信可能化件で規制できる。アップロードを抑えることで結果不当にダウンロードされることもなくなるはずである。ダウンロードにまで不要に範囲を広げることでかえって弊害を多く抱え込んでしまうと考える。	個人
反対。世界中からアクセスされ、また世界中にアクセスが可能なのがインターネットである。それを日本の法律で合法・違法と一方的に判断する事は他国の主権を侵害する事に繋がるのではないか。	個人
反対。送信可能化権で規制できるはず。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入は不要と思う。	個人
反対。第一「適法マーク」は技術的に捏造することが可能だ。そんなものをどれだけ付加しても意味がない。第一、そのようなマークがあってもなくても誰も気にしない。あっても抑止力にすらならない無意味なものはないほうがいい。また、著作権法で保護されるべきもののうち、マークをつけないで出版する人もいる。たとえばひぐらしのような同人のうちオリジナルを扱うユーザーは「適法マーク」をそもそもつけないだろう。なぜなら、そんなことしている金銭的、時間的余裕はないからである。で、マークがないからコピーし放題、もしくは出版すらできません。このどちらか1つは必ず起こる。これは絶対に不公平だ。	個人
反対。適法、違法の区別を行うことが難しいことから、適法なサイトがそれと分かるようマーク(以下「適法マーク」と略)を配布するなど運用上の工夫を考えられているようだが、かえって単に新たな利権を増やすだけでないかと危惧する。またその結果、情報が独占的経路でしか手に入らなくなるとして、それが文化的に豊かな国と言えるのだろうかと疑問を要するため反対する。	個人
反対。適法マークは、アマチュアが個人で運営するサイトに簡単に許可されるものではないと思う。大手企業だけが有利になるだけで、公正な競争に反すると思う。	個人
反対。適法マークを設置している企業など力を持った者が、インターネット上での影響力を保持するために、適法マークを簡単に設置できないような個人サイトなどが発信する新しい種類のコンテンツを排除する目的があるのではないかと懸念する。	個人
反対。適用範囲の拡大が懸念されるし、拡大されないところの保証が無い。また実質的に損害が生じないダウンロード行為ですら制限される場合が想定され、その将来性に負のイメージしか抱けない。 反対。「合法マーク」が違法サイトに利用されないという実効性、全ての合法サイトが「合法マーク」を取得できることの保証などは無く、さらに新たな利権構造を構築する道具とされ兼ねない。表現の自由に関わる制度にもかかわらず何を以て合法と判断するのかという厳格な判断基準すら無い状態で「合法マーク」の運用を言われても、その制度そのものが「表現の自由」と「著作権」というものに対して誠実、かつ真摯で正確な運用に疑問がある。こうした制度は、運用基準を厳格に規定した上で適用するかを問うべきであって、制度だけを先に作り適用すると仰いだ後で運用基準を作るのでは、不適切な制度の創出を助長するだけである。 反対。「合法マーク」は、合法の証明のために取得プロセスを複雑にすると合法サイト運営者でありながらその取得のためのプロセスをたどることのできない権力的弱者を排除する恐れがあるが、インターネットとはそのような権力的強者のみによる占拠を許容するものではない。これを防止するためには取得プロセスを容易に、かつ無料にすべきであるが、これを行うとマーク運用組織側が「合法」と判断するプロセスにコストを割けなくなり、違法サイトによる取得の助長につながることが懸念される。こうしたジレンマを抱えるため、「合法マーク」制度そのものが成立しがたく、その実効性が本来の趣旨どおりである運用がなされるかが疑わしい。	個人

反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、適法・違法の判断は各国で異なる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて「合法マーク」を取得し付ける保証は無く、そのような海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながり、きわめて不誠実で不健全な市場形成が想定される。これが表現の自由と著作権法の本来の趣旨に添うとは考えがたい。 反対。適法なアップロードでさえ萎縮させるおそれがある。 反対。ダウンロード行為の前提にはアップロード行為があるが、「著作権に反するアップロードの禁止」が徹底されれば、ダウンロード行為が生ずることもなく、ダウンロード行為を違法化する必要性は無い。 反対。一般的なインターネット利用者は、ダウンロードしたコンテンツの違法性を問われた場合、法的根拠から適法性を証明する手段や知識に乏しい。ましてやコンテンツが違法だった際の「侵害は故意でない」ことの証明なぞできるはずもない。その点を利用され「違法」と訴えられた場合、自らの正当性を証明できずほぼ全般的に犯罪者となる容易に想定できる。適正な運用が困難であり、現実的でない。	
反対。漫画などに限らず、人が創造を行う際に技術を高めるためには”パロディ”は非常に効果がある。それを殺せば確実に日本が持つ技術、才能を埋もれさせ必ずや著作権による利益は0に帰するだろう。	個人
反対。無意味な犯罪は加速度的に増加し本来必要な著作権管理ができる力を殺ぐためである。現在Amazonに存在するレビューですら批判するためなどに引用だけでなくパロディなどを行うこともあるだろうし、商品の購買のためにブログを見たりすることもあろう。 もし記事のうち一つが違法ですと言われたら、それを見ただけで違法になってしまう。それは明らかに無意味な犯罪を増やすだけであり到底受け入れがたい。	個人
反対。 「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反とされるべき。 データは印刷物などと比較すると格段に複写・加工が容易なことを考えれば、「適法マーク」があれば安心と安易にダウンロードしたものが、実際には著作者の許諾を得ないままマークをつけられることも想定できるが、その対策について何も示されていない。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 また、そうした適法マークが設置されていないアマチュア作家の作品を盗作した者が適法マークを表示していた場合、根拠となりえるものが改変可能なデータしか存在しない可能性が高く、正規の作家が排斥される恐れがある。	個人
反対。録音・録画となっているが、この法案が可決されたら出版物にも適用しろという意見が出てくると思われる。そうなると日本での文化となりつつあるパロディの表現ができなくなることも考えられる。 現作品の利益を損なう、損なわないにかかわらずすべてを違法化するという考えは表現の広がりや妨げる障害になると思う。	個人
反対いたします。この違法化案が可決した場合、書籍業界においてもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われている。そうなった場合、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化(コミックマーケットに代表される同人含む)が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。仮に殺される結果になった場合、世界に広がった同人文化、日本の市場に大きな影響を与えているアニメーションなどにも被害が広がり、ゆくは日本市場に多大な影響が出るのではないかと考える。 反対いたしますs。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。逆に、違法サイトとされないのなら、合法マークには競争を阻害する目的しかないし、その差別的取扱は独占禁止法違反でもある。しかもその独占は企業によるものではなく、国家による選別、独占になるのではないかと考える。 市場自由の資本主義に反すると考える。 反対いたします。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまったり削除される事故が、頻発するようになるのではないかと。著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 可決された場合、リスクを恐れ著作権者(制作者)がアップロード、発表の場を失うことになり、アニメーションをはじめクリエイティブな市場が縮小、衰退する結果になるのではないかと考える。	個人

反対します。 コンテンツの違法なアップロードは、著作権者がそのコンテンツを死蔵し、あるいはコンテンツホルダーの都合での市場分割によって、日本でのみ適法コンテンツが流れないといった、日本人の利益に適わない事態があるためである、という例も多いように思います。 例えば、一部アメリカのテレビ局は、過去の音楽番組や連続ドラマなどについて、一回分の放送ごとに対応するページを作成し、そこにユーザからの動画・コメント投稿を受け付ける一方で、アクセスを集めることで関連製品の販売や広告収入につなげるという試みを行っています。ほんの一例ですが、 http://www.nbc.com/Saturday_Night_Live/ などを見れば、1978年の放送分から、既に番組データを盛り込んだページの枠組みが用意されていることがわかるはずです。一方、日本のテレビ局のサイトでは、放送中のドラマの主演俳優の画像すら提示されないことが珍しくありません。こうした、ユーザ側からのコンテンツ(UGC)の取り込みなど、刻々と変わる世界の情勢に適応しながら、死蔵している古いコンテンツを利用した新たなビジネスチャンスの創出について、日本のコンテンツホルダーが正しく労力を払っているか、正直なところ疑問に感じます。 著作物は守られるべきものですが、また同時に弘められるものでなくてはなりません。YouTubeなどの新しいインターネット上のサービスによって、例えば古い歌手の映像に接したり、再放送のないニュースの映像に接したりすることのできたユーザも多いはずで、貴重なコンテンツが目的もなく死蔵されている現状を追認する法改正は、健全な文化の継承や発展という立場から望ましくないと考えます。 一、105ページの「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について 反対します。 まず、違法公開の識別が困難である点です。わが国の著作権法は無方式主義であり、必ずしも外観上権利表示を伴うわけではないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合があります。また、ダウンロードしたファイルの内容は結局のところ入手するまでは分かりませんが、入手時点で違法となってしまうおそれがあります。この状況において、「権利侵害コンテンツでありうるという情を知りつつ、そうであるとしてもそれを容認してダウンロードする」行為には、違法性の意識の可能性があるとして故意があると判断されうることになるでしょう。これは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとつて、合法的なダウンロード行為を幅広く萎縮するに足るリーガル・リスクになってしまいます。 また、「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしいですし、現実的ではありません。まず、ユーザ投稿型サイトには無意味な標識ですし、インターネットの国際性・無国籍性を全く認識していない議論であると考えます。 私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します。 次の節以降で問題となる、タイムシフトやブレイスシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます。個人的経験を述べれば、iTunesStoreやiPodといったサービスの購入により、以前と比べて、音楽を聴いたり映像に親しんだりという時間は格段に増えました。現在も、ここで文章を編集しながら、横のモニタでiTunesがミュージッククリップ(購入したものです)を演奏しています。そしてもちろん、その結果、クリエイターやアーティストの方へ支払っている対価も大幅に増加しているのです。	個人

反対します。 ダウンロード違法化の議論には、議論の前提として「違法にアップロードされたコンテンツ」が存在しているはずですが、これについては既に法律化されている「送信可能化権」で規制できるはず、と思います。 権利者が、これまで違法にアップロードされることに対して十分な法的対策を取っていない為にこのようなことになるのではないのでしょうか。 ダウンロード違法化を導入することで、本来想定していなかったさまざまな問題を抱え込んでしまう為、かえって悪影響を及ぼすと考えます。 該当ページおよび項目名：104ページ「第30条の適用範囲からの除外」について 意見： 反対します。 1: インターネットというものはそもそも日本だけのものではなく、世界的な、グローバルなものです。 ですから、日本で「違法」とされる事柄が海外で「違法」であるとは言えないですし、その逆、つまり、日本では「適法」と考えられる事柄が海外では「違法」とされることは十分ありえると思います。 上記状況により、海外で開設されたサイトが、日本の著作権法に基づいてWeb上に「適法マーク」を付けることはほとんどありえないと思いますし、「適法マーク」がつけられないことで海外のサイトが不当に締め出される事につながる可能性があるので、反対です。 2: 「ストリーミング」と「ダウンロード」は技術上の違いはほとんどありません。 その違いがほとんどないものを、法律の観点だけで「違うもの」として扱うことで、技術的な選択の幅を狭めてしまう可能性があります。 もしそのような状況になってしまった場合、日本のWebサービス自体の可能性が著しく低下し、技術的先進国である日本のIT開発が諸外国よりも立ち遅れてしまうことが考えられるので、賛同はできません。 3: また、もしダウンロードが違法化されてしまった場合、動画や音楽の投稿を受け付けているWebサイト自体が、ユーザーに対して「違法ダウンロード対策の為にアップロード制限をかける」という、本末転倒な事象が起こると思います。 その結果、本来は違法ではない「著作権者自らアップロードしている場合」でもWebサイトが「違法だ」と判断し削除されてしまう、という“誤削除”が頻発する可能性があります。 この改正は、弱小な著作権者に不当なリスクを負わせるものと考えられるので、賛同はできません。 4: そして、もし万が一このダウンロード違法化案が通ってしまった場合、音楽・映像業界だけでなく、書籍業界がダウンロード違法化の対象とするよう求めていくのではないかと…とされています。 もし、書籍業界がそのようなことを求めてきたら、現在の日本文化の根幹をなす「パロディ文化」を衰退させてしまいます。 今世に出ているパロディは、原作の利益を損なうどころか、原作の再評価につながる場合が多いにもかかわらず、違法化されてしまうのはおかしいと思います。 該当ページおよび項目名：105ページ 「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について 意見： 反対します。 1: 「違法ダウンロードサイト」の基準が不明確です。 そのような不明確な基準に照らし合わせて裁判所が適法判断を下す状況がそもそもおかしいと思います。 というのも、国民の良識にそぐわない判断を裁判所が下すことになるからです。 ダウンロード違法化が成立したら違法だという短絡的な考えは、国民の規範意識に反するだけでなく、まだまだ未知の可能性を秘めているWebサービスの開発自体を不当に萎縮することになります。 2: 「適法マーク」が無ければ「違法サイト」という単純なものでダウンロードという行為自体が違法化されるのはおかしいと思います。 もし、このマークがあれば違法サイトとされない、ということならば、合法マークには「競争を阻害する」目的しかないと思いますし、そのような差別的な取扱い自体、独占禁止法違反となると思いますので、賛同はできません。 3: また、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のWebサービスや、「適法マーク」が簡単に取得できない著作権者であるアマチュア作者のサイトを既存レーベルなど既得権者が排除し、コンテンツ自体の人気自体の主導権を握ろうとしていると考えることができます。 このような行為自体、公正な競争に反するもの、つまり、独占禁止法違反にあたると考えます。 4: そして、現在の著作権制度では、パロディなど、他の著作物を原作として利用するのは違法と判断されることが多いと聞きます。 ましてや、原作を批判するものなどは、許諾もまず得られないと聞きます。 ただ、そのようなものをアップロードする側は常にリスクを覚悟していますが、そのようなものを「ダウンロードして見てみたい」と思う人にまで過大なリスクを負わせるような改正案は、「批評精神を著作権で封じ込める」為の思想統制につながるので、賛同できません。	個人

反対します。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差がないのに、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまう。そもそも技術用語を法律に組み込むことに問題がある。 技術用語はテクノロジーの動向や技術確認によって、今後まったく意味の異なる可能性もある為、ダウンロードに関しても新しい形態が出てくる可能性も考えなくてはならない。 反対します。 日本国内のサイトであればまだしも、海外のサイトでは「適法マーク」の存在が認知される可能性が少ないため、そのサイトが適法であるか、どうかの判断に使われるのは運用的に難しいのでは？ また、「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。 そして、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もある。 技術に対する後ろ向きな判断は、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなる。	個人
反対します。 ストリーミングとダウンロードは技術上、大差はありません。たとえば、YouTubeやニコニコ動画などのサービスは、動画がストリーミングで提供、ダウンロードするものではないため、今回の報告書では、違法化の対象外とされています。しかし、キャッシュとしてはダウンロードされており、そのファイルをハードディスクの別の場所に移せば、ダウンロードと見られるかもしれません。つまり、同じサービスでも利用態様で判断が異なる可能性があります。法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭め、Webサービスの可能性が無意味に狭くなり、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退、国際競争力をそぎます。	個人
反対します。 ストリーミングにおいてもHDDヘデータをダウンロードして行っているものであって、ストリーミングとダウンロードは技術上、大きな差があるものではあるとは言えません。 そうであるにも関わらず、法律的に違うものとして扱うと、技術的な選択の幅を狭めてしまいます。そうすると、ダウンロードを伴うと思われるストリーミング技術を採用することにつき萎縮効果が働くことは間違いありません。 その結果、Webサービスの可能性が意味もなく狭くなってしまい、日本のIT開発が諸外国と比べて衰退することになりかねないと考えます。 反対します。 そもそも、違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であり、表現の自由に対する過度の制約と言わざるを得ません。憲法上の問題であるというだけではなく、実質的に見てもWebサービス開発を不当に萎縮することにもなりかねません。	個人
反対します。 ダウンロード違法化議論の前提としてある、違法にアップロードされたコンテンツの存在は、送信可能化権で規制できるはずですが、今まで権利者がなぜ違法アップローダに対して十分な法的対策を取ってこなかったのかに疑問を感じざるを得ず、穿った見方をすればダウンロード違法化にまで議論が進むまで放置していたとさえ思えます。このようなバランスに疑問を呈される現行のものとして、貸与権があげられます。これは全ての著作物におよぶため、例えばレンタカーのエンジンに組み込まれているプログラム著作物の複製物にも貸与権が及ぶのかという問題があります。現実的には、メーカーがレンタカー会社を訴えることはないでしょうが、原理的には権利侵害が継続的に行われていることには変わりはありません。貸しレコードの規制が目的であったのに、すべての著作物に貸与権を与えるということで法制化されてしまったため、一般的に何の問題もない行動が結果的に無意識のうちに著作権侵害になっているという状況を生み出しています。ダウンロード違法化の導入は、問題が多すぎます。	個人
反対します。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものにしか思えません。そもそも誰がそれを設定するのでしょうか。政府の一部の人たちが決めていくのであればそこにまた無駄な税金の投入が行われるのではないのでしょうか。	個人

反対します。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われています。そうなれば現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになりかねません。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。 また、図書館等の施設においての書籍使用も、ますます複雑化してしまいます。情報を求める国民の意欲を不用意にそぐことにつながりかねません。 反対します。「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトなどを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものにして仕方がありません。これらのサイトにおけるユーザー間の交流や文化形成、並びにアマチュア作者らにとって、インターネットとは立派な交流場ならびに作品発信源です。彼らの行動や可能性まで制限すべきではありません。 反対します。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは違法なアップロードを行う送信者を取り締まる、送信可能化権で規制できるはずで、そもそも権利者がこれまで違法アップローダーに対し、十分な法的対策を取っていないという事態も考え物です。これではまるで、違法アップロードを権利者側が黙認しているかのように取れます。さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害です。大勢のダウンロードを行う者の中には、その違法性も知らないユーザーも多いでしょう。彼らを取り締まるよりも、少数の違法アップローダーを取り締まる方針に切り替えたほうが、断然効率が良いと思われます。	個人
反対します。一般ネットユーザーは、違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が訴訟すると脅してきても、抵抗できるほどの法的知識は無く、本当は違法ではないのに不安になり、「和解金」を出してしまうおそれがあります。これは詐欺師を後押しする法改正案と言えます。実際、海外のMediaDefenderという会社は、miivi.comという動画ダウンロードサービスを立ち上げ、わざわざそこに著作権のあるファイルを置いておき、ダウンロードした人を逮捕しようとしたようです。全く無関係の人に全米レコード協会RIAAから音楽を不正ダウンロードした件で和解金を支払わなければ訴える旨の手紙が届いて裁判になっている例もあります。	個人
反対する。 第一に、ダウンロードを行う者にとって、サイトが違法であるか適法であるかを識別することは実質的に困難である。適法サイトに関する情報の提供について述べられているが、ネットワークを通じて著作物を適法に提供しているサイトは、わが国だけでなく全世界に存在する。そうした全世界のサイトに対して、適法か否かの情報を整備するというのは非現実的である。仮にこの制度が実施された場合、国内のわずかのサイトが適法を掲げるのみで、あとのサイトは適法か違法か識別できない状態となり、利用者のネットワーク利用を大きく萎縮させる結果となることが予想される。 第二に、ネットワークの伝送の過程で行われる技術的手段としての一時的蓄積の問題について、脚注で参照されている報告書にあるように、現状では結論が出ていない。ダウンロード自体が違法ではない現状においては、一時的蓄積についても違法となることはないが、今回の中間整理を受けて仮にダウンロードが違法となった場合、一時的蓄積についても違法とすべき議論が発生する可能性がある(少なくともそう解釈する余地は発生する)。 このような事態になれば、ネットワークを通じた著作物の活用を大きく萎縮させることとなる。 このようにネットワークの利活用を抑制し萎縮させることは、わが国の技術・文化の発展にとって重大な損失をもたらしかねない。	個人
反対だ。この違法化案が通ったら、書籍業界でもダウンロード違法化の対象とするよう求めていくと言われているし、そうなると現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになる。それらのパロディが原作品の利益を損なっているわけでもないのに違法化されるというのはおかしい。とくに、国も発展を振興している日本のアニメ・マンガ文化は世界的に評価が高いが、これらの礎には日本独特の「同人」文化があるという点を忘れてはならない。世界最大の同人誌即売会「コミックマーケット」には毎年50万人以上が訪れており、そこからアマチュアを出版社がプロにスカウトするケースも多いという。違法化案は、事実上この同人創作物の大半を違法と断ずることになり、日本が世界に誇る文化の発展までも萎縮させることにつながってしまうだろう。これでは本末転倒ではないか。	個人
反対だ。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないよう、アップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違ったクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。弱小の著作権者に不当なリスクを負わせる改正案であり、賛同できない。 最近の報道によれば、有名動画サイトである「ニコニコ動画」では、著作権者自身がアップロードしたにも関わらず、他の権利侵害動画と共に誤って運営が削除してしまうという事故がすでに発生しているという。	個人
反対だ。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはずだ。権利者がこれまで違法アップローダーに対して十分な法的対策を取っていないのが悪いのだ。 さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害である。 権利者を守るとする違法化によって、現在のネットユーザーの大半が事実上の「犯罪者予備軍」とされてしまうのであれば、それはそんな法案の方が時代にそぐわないものなのだと思う。	個人
反対である。パロディはもはや日本が世界に誇る文化になりつつある。いわゆる二次創作や同人といった部類も該当するであろうが、一律な規制はそのような文化を縮小するだけでなく、本来の市場をも縮小しかねない。既存の権益を守るための法規制は百害あって一利なしである。	個人

反対です。 インターネットという環境では利用者の方ではこの適法マークが正しいか判断するのは非常に困難です。	個人
反対です。 こういった簡単に違法行為であるとみなされるような改正をするとフィッシングの餌を増やすことになりかねません。	個人
反対です。 リンクで違法サイトにアクセスし、キャッシュに違法ダウンロードデータが残っていた場合、ダウンロードが違法であるとする情を知らないという証明しなければならず、利用者は困難な状態になってしまう恐れがあります。	個人
反対です。 適法サイトのマーク及び認定を行う機関が必要になりそこに登録しなければならないという煩雑さが生じてしまい、個人が気軽に行うことができなくなってしまいます。	個人
反対です。 録音録画に限定とありますが他の著作物系が権利を主張してくることは確実です。文章について拡張されてしまったらとんでもないことになります。	個人
反対です。 「適法サイト」「違法サイト」を誰が判断するのか？ 判断ができるくらいなら、明らかな「違法サイト」を取り締まればいいのではないのか？ インターネット上に多数あるアマチュア作者のサイトや海外のサイトは「適法サイト」になるのか？ これらが全て「適法サイト」に関する情報提供で「適法サイト」とされるのであれば、数が多すぎて情報としての意味がないし、ふるいをかけるのであれば不公平になるのではないのか？ 実際に「適法サイト」に関する情報提供が行われれば、アマチュア作者のサイト等が「適法サイト」から排除されてしまう危険性が大きく、大手レーベル等の既得権者に有利になると思われ、公正な競争に反すると思う。 また、「適法サイト」とされなければ「違法サイト」としてダウンロードが違法化されるというのはおかしいと思う。 逆に、「適法サイト」でなければ「違法サイト」である」とされないのなら、「適法サイト」に関する情報提供には競争を阻害する目的がなく、その差別的取扱は独占禁止法違反になるのではないかと思う。 別の観点から見ると、一般のユーザーは、何らかの「インターネットからダウンロードしたコンテンツ」を有していると思われ、弁護士と称する者が「提訴する」と脅してきた場合に、一般のユーザーには抵抗できるほどの法的知識はないので、本当は違法ではないのに不安になり「和解金」などを出してしまうおそれがある。 これは詐欺師を後押しする法改正案だと思う。	個人
反対です。 この違法化案が通った場合、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ文化が殺されることになります。 それらのパロディによって原作品の利益が損なわれているというわけでもないのに、違法化されるというのはおかしいと思います。	個人
反対です。 ダウンロード違法化の議論には、前提として違法にアップロードされたコンテンツが必ず存在しており、これは送信可能化権で規制できるはずである。 違法アップロードに対して十分な法的対策を取るだけで良いのではないのか？ 違法にアップロードされたコンテンツがなくなれば、違法なダウンロードなどなくなるはずである。 ストリーミングとダウンロードには技術上の差がほとんどない。 ストリーミングのキャッシュなら適法なのか？ そのキャッシュのバックアップを取ったら違法なのか？ ユーザーにわかりにくい曖昧な法律にするべきではない。 また、ストリーミングとダウンロードを法的に分けることは、技術の発展を阻害するのではないかと思う。	個人
反対です。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのは間違っている。 すぐに偽物が作られるはずだし、それを偽物と気づく人は多くは無いです。	個人

反対です。「適法マーク」は、YouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスを市場から排除するために、既存レーベルなどが主導権を回復することを目論んだものにしか思えません。	個人
反対です。「適法マーク」は、公正な競争に反するものであると私は考えます。 なぜなら、YouTubeやニコニコ動画などといったユーザー主導のサービスや、アマチュア作者のサイトは、そんなものを簡単に設置されるはずありません。そうすると、既存レーベルや既存権者しか「適法市場」には残ることができません。これは、自分達にコンテンツ人気誘導の主導権を持ってしようとする既存レーベルなど既得権者などの目論みにもみえてきてしまいます。公正な競争をするために、適法マークは使わない方がいいと思います。	個人
反対です。この違法化案が通ったら、他業界でもダウンロード違法化の対象とするように求められる可能性があり、その結果、現在の日本文化の大きな部分を占めるパロディ、またはリミックスなどの文化が殺されることになります。それらの文化またはそれに準ずる動きが原作品の利益を損なっているわけではないのに(むしろその結果、それらに触れた第三者が、原作品への興味を持つきっかけをもたらすことは幾度となく起きている)違法化されるというのはおかしい。 反対です。世界中に存在するwebページ全てにに対してジャッジを行うつもりでいるのか、そのコストは誰に支払わせるつもりなのでしょう。それを考えれば、この発想がいかにも歪なものかが火を見るより明らかです。 反対です。なぜ自ら購入したものを個人の範囲で使用しているにもかかわらず違法という扱いになるのか理解できません。 インターネットのインフラが整うに従い、あらゆるコンテンツメディアについての議論が展開されておりますが、議論する目的が文化振興ではなく、ごく一部の利権を保持している人間の都合に合わせているかのような歪な法改正は、法整備ではなく単なるファシズムの行使としか思えません。 今一度、何の、誰のための「文化」であるのか再考していただきたいと思います。	個人
反対です。ストリーミングとダウンロードは技術上、ほぼ同じ物です。 違うものとして扱うと、技術的な幅を狭めてしまいます。 Webサービスの可能性が狭めることになります。 一技術者としてもモチベーションが下がります。	個人
反対です。ストリーミングとダウンロードは大差ないとおもわれるのになぜダウンロードだけ？ダウンロード規制すると日本のネット技術の進歩が大幅におくれること間違いないと思われます。 ほかにも色々ありますがとりあえず断固反対です。	個人
反対です。ダウンロードが違法化されたら、動画・音楽投稿Webサイトはユーザーが違法ダウンロードしないようにアップロードに気を遣わされるようになり、その結果、著作権者が自らアップロードしている場合のような、間違っただクレームにも対応してしまっ削除される事故が、頻発するようになる。事実、起きてます。	個人
反対です。ネットワークに関する知識が浅い人も、今では簡単にインターネットに接続し、さまざまなコンテンツのダウンロードしています。 そんな一般ネットワーカーが違法性の有無にかかわらず、ダウンロードしたコンテンツを有していた場合に、弁護士と称する人が「訴訟をする」などと脅してきたら、みなさんに抵抗できるほどの知識は無くしかも相手は弁護士と言う専門家なので「本当は違法ではない」のに不安になり、「和解金」を支払ってしまう可能性があります。 これに託けて、詐欺行為が横行する可能性も非常に高いです。 このような詐欺師や詐欺行為を後押しするような法改正案には、問題があると思います。	個人
反対です。違法ダウンロードサイトという考え方は不明確であるだけでなく、われわれ国民の良識にそぐわない違法判断を裁判所が下す場合もあります。 MYUTA事件判決には多くの批判が巻き起こりましたが、MYUTAのようなサイトを使用したユーザーも、ダウンロード違法化が成立したら違法だということになってしまい、国民の規範意識に反するだけでなく、Webサービス開発を不当に萎縮することにもなります。そうした結果、Webでの利益が減り、Webを生業とする人々はただでさえ賃金が少ないのに賃金が減ったり、解雇されたりするかもしれません。 そうなった場合、どうして下さるのでしょうか？全く持って、賛同できません。	個人
反対です。適法なコンテンツについてもダウンロードすることを躊躇してしまう場合が発生するためです。	個人

反対意見 ・YouTubeのキャッシュが合法ならば、キャッシュフォルダーにネット上からダウンロードしたものを保存すればいいだけでわんのか？キャッシュとダウンロードの違いが明確でない。 ・ダウンロードを取り締まるまえにアップロードをまず取り締まるべき。違法アップロード者も、ろくに捕まてないのに「違法ダウンロード者を捕まえる」と言っても脅しにもならないと思う。海賊版をへらすには見せしめ逮捕が一番効果があると思う。それには送信可能化権で対応出来るとおもうので、あえて不完全な新法を作る必要はない。	個人
反対意見を述べます。 ストリーミング配信サービスは検討外となっていますが、現状で利用率が高いと思われるサービスの実装内容からすれば、調査会社による調査結果でも3割のユーザは意識した上で配信内容の保存を行っており、一時的保存(キャッシュ)は適応外という方向性は実態に即したものだとは言えず、明確な基準がないものと同様であると考えます。	個人
反対日本の著作権法では、送信可能化権があり、送信可能化権を行使することで、違法サイト自体を撲滅することができる。違法サイトからの私的録音録画を30条の適用範囲から除外しても、「送信可能化権」を行使しなければ、「違法サイト」自体はなくなるらない。 また、「違法サイト」の定義が不明確であり、「違法」「適法」の判別がつかないケースも多い。 先日、ニコニコ動画がインディーズの動画(適法にアップロードされた動画)を違法のものと誤認して削除したというケースがあった。 事業者でもそのように誤認する中で、個人が誤認するケースも多いだろう。インターネット上で個人が自分の著作物を自由に発信できるようになった状況を見ると、「違法」「適法」の判別は難しいケースが増加しており、今後もさらに増加する。 そのような状況下で「違法サイトからの私的録音録画」を30条の適用範囲から除外することは、一般利用者がインターネットを利用する際に大きな心理的バリアとなり、インターネットを通じた著作物の発信、著作物の視聴を大きく減退させる恐れがある。 これは、著作権法の目的である「文化の発展」とは逆の方向に作用する。 なお、権利者側が「適法マーク」を付与するという意見が出ているが、「適法マーク」がついていないサイトを「違法」だと誤認させる効果があり、特にインディーズのアーティストや、個人の情報発信に対して、非常に抑制的に働く。「一億総ユーザー、一億総クリエイター」の時代においては、時代錯誤の施策であり事を付記しておく。	個人
不正なコピーやダウンロードを違法とすることに賛成です。音楽家に利益が還元されない形でのコピー/ダウンロードの横行は、音楽文化の質の低下に直結することであると思うからです。テクノロジーの進歩により不正なコピー/ダウンロードが容易に行われるようになった今日、音楽文化の発展のため音楽家の権利を守る方策が講じられる必要があると考えます。	個人
不適切。ページ下の注釈52にドイツを例に出しながら説明はイギリスの例であり、ドイツの法改正の内容を書かないまま注釈を終るのはミスリードを誘っているように見えるので、具体的にかくようにしてください。 反対。「適法マーク」が無ければ違法サイトとしてダウンロードが違法化されるというのはおかしい。web上で表示できるマークなら複写は容易であるので偽サイトを容易に作ることが出来るので無意味である。それに対して認証手続きなどで偽サイトは排除できると言うかもしれないが、フィッシング詐欺にみれるように一般ユーザは認証など確認しないと考えるのが妥当である。 「適法マーク」は、実際にはYouTubeやニコニコ動画といったユーザー主導のサービスや、そんなものを簡単に設置されるはずもないアマチュア作者のサイトを、「適法市場」から排除するために、既存レーベルなど既得権者がコンテンツ人気誘導の主導権を回復することを目論んだ、公正な競争に反するものではないか。諸外国にも例を見ない既得権者優遇を国が後押しするべきではない。 反対。インターネットというものはそもそもグローバルなものであり、日本の法律で違法なことが海外で違法とは限らないし、その逆もありうる。海外サイトが正しく日本の著作権法に基づいて適法マークを付ける期待は薄く、またそもそも海外サイトを「適法市場」から不当に締め出す事にもつながる。新たな非関税障壁や検閲国家として外交問題になるかもしれない事を容認できない。 反対。ダウンロード違法化の議論には、その前提として、違法にアップロードされたコンテンツというものが存在しているはずだが、これは送信可能化権で規制できるはず。権利者がこれまで違法アップローダに対して十分な法的対策を取っていないのが悪い。いたずらメールなどで、知らず知らずのうちにリンクを踏まされて、著作物をダウンロードさせられた場合にも罪を問われることに成りかねないなど、さまざまな問題をかかえこむことになるダウンロード違法化の導入はかえって有害だ。	個人

報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 私は反対です。 理由は ・ニコニコ動画やyoutubeはストリーミング形式ですが、キャッシュはダウンロードしている。動画を見るだけでキャッシュが生成されてしまうので、違法になるかもしれない。つまり一般ネットユーザーの法的地位が不安定なものになってしまう。 - だから だからダウンロードの違法化に反対。 報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 私は反対です。 理由は ・違法か合法か、わからないコンテンツも多い。 ・違法ファイルをアップロードする側は故意にアップロードしていることは確実だが、ダウンロード側は違法と知らずにダウンロードしてしまう場合もある。故意か故意ではないかの判断が難しい。 - 一般ユーザーにリスクが生じてしまう。 ・違法ファイルをアップロードする側を今よりもっと規制すれば良いだけ。(違法ファイルをアップロードする人が減ればダウンロードする人も減る。) - だから条件付きでも、現状だと反対です。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 私は反対である。 理由:現在多くのユーザーを保有する有名動画サイトがとるストリーミングによる動画提供を今回例外としているが、違法とするダウンロードとストリーミングを区別する技術的根拠があいまいであり、裁判所の判断によっては法を遵守しようとする善良なユーザーでも犯罪者になる危険性が高い。 私、一ユーザーの視点から見てネットにつなぐたびにびくびくしなければならない状況は、到底承服できない。 権利者側から見ても今回の項目が実現してしまった場合、作品の提供、告知などの際情報伝達手段が限られ、それを見るユーザーにもリスクを負わせてしまうなどマイナス面が多く、権利者保護にとしては過保護すぎる。 報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 私は反対である。 一般ユーザーの視点からすれば、違法コンテンツと合法コンテンツの区別を明確につけ、それらを利用しない、などと言うことは難しすぎる。 日本の著作権法は無方式主義で権利の表示をしなくてもいいからである。 合法マーク案もあるが、法化されなければ偽装マークの氾濫により、更なる混乱を招くことは必至である。 法化された場合も、消費者やコンテンツ提供者がダウンロード時に本来不要な確認をするために、費用をかけて対応するといったことが発生してしまい。著作権法の制度趣旨に合致しない。 以上の内容を私、大出水俊輔は私的録音録画小委員会に対し、意見として提出します。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) 今回は、ストリーミングであるYouTubeやニコニコ動画は、違法化の対象外となっはいるが、ストリーミングとダウンロードの区別は微妙だし、何よりそれをファイルとして保存するソフトもある。 その手のソフトがあるということで、いずれはカラオケ法理のようにどんどんと拡大解釈されてしまうことがありそうで恐ろしい。 だからダウンロードの違法化に反対。 報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 合法か違法か、見ただけではわからない。 ひょっとしたら今ダウンロードしているファイルは違法なのかもしれないと常に気にしなくてはならないし、もしこの法を利用した架空請求などがきたら不安になる。 インターネットを利用すること自体に消極的になってしまうこともあるかもしれない。 そもそも著作物をアップロードしている人間を取り締まればすむことだと思う。 それに違法ダウンロードを事前に防ぐためなど理由に、通信の秘密を保持を破るのもやむなしということになりかねない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) ・キャッシュも別の場所に移動された場合も違法になるというのなら、著作権のあるデータは違法になるという事なのでダウンロードの違法化に反対します。	個人

報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) ・ストーリーミングとダウンロードの区別が曖昧 ・ストーリーミング形式であっても、閲覧したデータがパソコン内のキャッシュ(一時ファイル)として保存される。ダウンロードとほぼ同じ形態をとる。 ・そのため、ストーリーミング形式で違法とされるデータを閲覧しても、後付的にダウンロードとして扱われる可能性が高い。 ・「通信の秘密」を侵害する可能性がある。違法ダウンロードの監視は常時ネットユーザのダウンロード状況の常設的監視にあたる。 ・以上の理由からダウンロードの違法化に反対します。 報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) ・“情を知る”の部分が非常に曖昧な上、要件によっては”知りえた”という扱いを受け、情を知らないと主張しても通らない場合がある。 ・また、この情を知るか知らないかの判別も非常に曖昧である。 ・違法なファイルを使用した二次作品または違法ファイルそのものを第三者から対価を得てダウンロードしたときの扱いが不明。 ・“情を知らない”に該当するかもしれないが、やはり要件が曖昧な上、ネット上の取引の停滞を招く。 ・判断を行う裁判官への能力に疑問がある。彼らの能力は法律・専門以外に関しては客観的な指標がなく、個人によって非常にバラつきがある。 ・評価が曖昧になることにより、ネットコンテンツの衰退を招く、あるいは法の目を掻い潜るような地下組織化が顕著になり、逆に違法ファイルの公平な取締りが困難になる。 ・訴えが起こされたとき、企業と個人、大企業とその他企業では裁判における資金体力・時間的余裕・人材などの面で著しく不利な戦いを強いられる。 ・企業側もそれを承知で半ば曖昧と知りつつ、強引に權益を主張して損害賠償をぶんどるような恫喝・強奪訴訟が頻発しうる。 ・「合法マーク」は非競争的な利権組織となりうる。審査機関となる一部組織に対しての検査費用を取られ、不要な出費を生産者に与えることとなる。 ・また、これら審査機関にとって都合の悪い情報に対して合法マークを配給しない、半検閲行為が行われる可能性が非常に高い。 ・こうした経緯を得た場合、合法マークそのものの実効性が低下し、有名無実化する可能性もあり、効果的とはいえない。 以上の理由から、条件付であってもダウンロードの違法化には反対します。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ)について ダウンロードとストーリーミングは技術的にも区別が曖昧です。 法律で無理に区別をつけてしまうと、違法になりやすそうな技術が発展しにくくなります。 よってダウンロードの違法化に反対します。 報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)について 権利の表示をしなくても良い為、ダウンロードしようとするファイルが違法なものなのかどうかをはっきりと判別でき無いことが多いです。 何かをダウンロードしようとする時、極端に言えばインターネット上で何かをしようとする度に、これは違法なのかもしれないと考えなければならなくなってしまうと、インターネット技術自体が萎縮してしまいかねません。 よって、現在の状態では条件付でも反対します。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) プロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。 コンテンツがどの国の著作権法に違反していたらアウトとなるのかユーザーは簡単に判断できない。 米国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。 そのようなことについて議論がされていない。 だから条件付きでも、現状だと反対。	個人
報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) 合法か違法か、見ただけではわからない。 本当は合法的なコンテンツをダウンロードした者に対して、第三者が架空請求を行うかもしれない。それに、合法コンテンツを閲覧してなんでか捕まるなんて最悪。 出籍日に10000人に請求してほんの数人でも引っかかる人がいるかもしれない。自分がそんなもの送り返されたときには鬱になる。 だから条件付きでも、現状だと反対。自分たちの生活に支障がでる。 御意見 もし、自分が合法で閲覧して、なぜか引っかかって捕まったらたまたまのものではないし、合法なのに捕まえる方が犯罪。 上記にもあるように、架空請求や俺俺詐欺まがいの事件を誘発する可能性は高い。 (ここからは私事になります) 私は、ニコニコ動画やYouTubeで知らなかったアニメをたくさん知り、友人との話題にふくらみが出来ましたし、前はあまりよく思わなかったクレヨンしんちゃん(出しても平気でしょうか……)を動画で見、よいアニメだと今までの偏見を捨てられました。有料サイトだったら、家は現在母子家庭なので金銭的な問題と以前の偏見もあり、テレビでも子に視聴させることは絶対にしなかったです。 MADにしても、私は作家を目指しているのですが、「自分以外の視聴者はこういうところに目をつけるんだな」ということを教えられて本当に勉強になります。 せまい範囲でしか見ることの出来ない私では見つけられなかったです。タグ機能のおかげで、少しずつではありますが、見識を広げることもつながりました。そのため、お金アニメに費やされることもしばしばです(おいおい)。 もし、動画サイトがなかったら、今でもせまい範囲でしかアニメを知ることが出来ず、歌によって勇気づけられることもなく、DVDもレンタル、購入することもなく、井の中の蛙で今のアニメに不満事ばかり言ってるうつつとした毎日を過ごしていたと思います。	個人

それに、アルバムを買うにしても、ほんとうは一曲しか欲しい歌がない場合、購入を拒否してしまうのです。しかも、アルバムのなかに私が欲しい歌が入っていなかったりするのです……。さらに止めを刺すかのように、今もっているCDラジカセはリピート機能が壊れているのです……。 パソコンも、買った「地球へ……」のDVDが止まり止りで動いていたことがあり、一度修理に出して戻ってきたのですが、壊れたときの事がトラウマになってしまい、CDに傷がついてしまうのではないかと入れることに躊躇ってしまっています。「地球へ……」は、動画サイトで、もしあったとしても閲覧しません。「これだけは絶対に購入して見るんだ」ときめているからです。ほんとうに好きなら買います。だって、もったいないですから。 クリエイターの方々から見たら、私の言っていることは本当に私事で、どうでもいいことかもしれませんが、勉強だと思ってこういう動画サイトをもっと見たほうが有効だと思います。ニコニコ動画ならログインしていなくても、再生数や、コメント(荒らしは除く)で、現在のニコニコ動画を閲覧できる人数を考慮に入れて、ランキングで今は「どのようなアニメや動画が旬なのか、曲は、ゲームはどのようなものがこれから売れるのか」とかを検討する、閲覧者や視聴者のニーズをある程度知る材料として、すごく有用だと思います。有料だどこまでわからないと私は思います。	
報告書項目名：「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ)については、ユーザーの側でダウンロードを行ったサイト、ダウンロードしたファイルが違法性のあるものであるかどうか判断することは難しいと言われてしています。混乱が生じる可能性があります。 また、外国のサイトやデータであれば、権利関係の法律も異なると思われますが、グローバルなインターネットにおいて一元に処理するのは無理が生じるのでは、と疑問を感じます。 また、管理されたサイトにのみ合法マークが与えられ、マークのないところはすべて違法なサイトであるかのように扱われてしまうことになっては疑問です。自作の創作物をサイトで発表する行為も「潜在的な違法の可能性」を持つ行為、とされてしまう可能性もあります。そのうえ、合法マーク自体が、個人運営の弱小なサイトなどではマークの獲得に煩雑さを伴うケースや、何らかの理由でマークの取得条件に同意しかねるなど不公平な状況が発生し、結果的に公正な競争を阻害する、独占的ものになってしまう可能性を秘めていると懸念されるものであります。 また、違法か合法か判断しにくいことにつけ込んで、不法な脅迫・詐欺を、個人もしくは不特定多数の人々に対して行う者が現れる可能性も懸念され、社会的にも好ましくない事であると思われます。 従って条件付であっても現状では反対いたします。	個人
報告書項目名:「第30条の適用範囲からの除外」(104ページ) ・ストリーミングとダウンロードの区別が曖昧。 ストリーミング形式であっても、閲覧したデータがパソコン内のキャッシュ(一時ファイル)として保存される。ダウンロードとほぼ同じ形態をとる。そのため、ストリーミング形式で違法とされるデータを閲覧しても、後付的にダウンロードとして扱われる可能性が高い。 ・「通信の秘密」を侵害する可能性がある。違法ダウンロードの監視は常時ネットユーザのダウンロード状況の常設的監視にあたる。 以上の理由からダウンロードの違法化に反対します。 報告書項目名:「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」(105ページ) ・”情を知る”の部分が非常に曖昧な上、要件によっては”知りえた”という扱いを受け、情を知らないと主張しても通らない場合がある。 また、この情を知るか知らないかの判別も非常に曖昧である。 ・違法なファイルを使用した二次作品または違法ファイルそのものを第三者から対価を得てダウンロードしたときの扱いが不明。 ”情を知らない”に該当するかもしれないが、やはり要件が曖昧な上、ネット上の取引の停滞を招く。 ・判断を行う裁判官への能力に疑問がある。彼らの能力は法律・専門以外に関しては客観的な指標がなく、個人によって非常にバラつきがある。 ・評価が曖昧になることにより、ネットコンテンツの衰退を招く、あるいは法の目を掻い潜るような地下組織化が顕著になり、逆に違法ファイルの公平な取締りが困難になる。 ・訴えが起こされたとき、企業と個人、大企業とその他企業では裁判においての資金体力・時間的余裕・人材などの面で著しく不利な戦いを強いられる。 企業側もそれを承知で半ば曖昧と知りつつ、強引に権益を主張して損害賠償をぶんどるような恫喝・強奪訴訟が頻発しうる。 ・「合法マーク」は非競争的な利権組織となりうる。審査機関となる一部組織に対しての検査費用を取られ、不要な出費を生産者に与えることとなる。 また、これら審査機関にとって都合の悪い情報に対して合法マークを配給しない、半検閲行為が行われる可能性が非常に高い。 こうした経緯を得た場合、合法マークそのものの実効性が低下し、有名無実化する可能性もあり、効果的とは言いがたい。 以上の理由から、条件付であってもダウンロードの違法化には反対します。	個人

報告書項目名:「検討結果」(104ページ) ・以上の点から、曖昧なまま不正ファイルのダウンロードを違法化させることで警察等が恣意的な逮捕を行う可能性が大きい。特に政治的な意見を述べるサイト等を閲覧しただけで逮捕される自由すら生まれうる。 ・作品の批判・批評の閲覧が困難になる。その作品を紹介・評価したサイトが、使用した画像などから違法とされた場合、そこを閲覧したユーザも違法の瑕疵を帯びる。 たとえ、“情を知って”の判断から免れたとしても、こうした批評や評価への動きが萎縮し、健全な作品文化の阻害となる。また権利者側からも、自分にとって都合の悪い評価の低い紹介をしたサイトをつぶしにかかる可能性もある。 ・同様の理由でパロディ作品や健全な引用の萎縮があげられる。これら作品の価値は一部で決められるものではなく、安易に潰していいものではない。 以上の理由から著作物へのアクセスを阻めるような動きは日本の市場の拘泥化を招き、国際競争力の低下も招く。 報告書項目名:第4節補償措置の方法について(123-125ページ) ・「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」これらはいずれも権利者・利権受益者側からの分析のみで、利用者の意見が反映されているとは言いがたい。 以上の理由から、議論が尽くされているとは言えない。	
報告書名「第30条の適用範囲からの除外」についての意見 ストリーミングとダウンロードの区別があまりにも曖昧で、ダウンロード配信サービスだけに限った問題では無くなります。 例えばRealPlayerはストリーミング技術を取り入れてますが、決して違法に使うためのものではないにもかかわらず、この案を通してしまうと、この製品そのものが「違法もの」とされてしまう可能性が非常に高いです。 つまり現ネット社会のWebサービスの技術すら衰退させてしまう恐れがあるということです。 よってこの案については反対致します。 報告書名「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」についての意見 合法か違法かは、日本の現在の著作権法上では権利の表示をしていなくても良いため、見た目では判断できません。 それを利用して架空請求等が蔓延する可能性もあります。 よってこの案も反対致します。	個人
法改定に反対する。 多くの反対意見が上がっているが、つまり、法の管轄省庁の行政・関わる所轄団体・警察・司法それらすべてが国民からの信頼を十分に得られていないからであり、このような状態での法改定はファシズムである。 また単なる個人の私的録音に対する規制強化は結果的に権利所有者の経済面に何ら利益をもたらさない。 参考意見： http://techon.nikkeibp.co.jp/article/TOPCOL/20071115/142431/ 著作権絡みの議論がなぜ腑に落ちないかをPerfumeとニコニコ動画から考えてみる 人気急上昇中とはいえPerfumeは新人アイドルではない。メジャー・デビューは2005年。インディーズ時代を含めると5年のキャリアがあるベテラン(?)なのである。「苦節何年」という昔の演歌歌手かロックバンドみたいだが、それらとPerfumeが違うのは、「YouTube」や「ニコニコ動画」といった動画配信サイト、ブログやWiki、SNSなどインターネット上の新しいサービスが、そのブレイクに大きく貢献したと言われている点である。 例えば今年7月、ニコニコ動画で、ある「MADムービー」(既存の素材をユーザーが編集した動画)が流行した。「Xbox360」で動作する「アイドルマスター」という育成ゲームの動画と、Perfumeの「エレクトロ・ワールド」という曲を組み合わせて編集したものだった。ゲームとマイナー・アイドルとニコニコ動画と聞くと、ユーザー層がびったり重なるように思えるが実はそうでもなく、この動画で初めてPerfumeの楽曲を知った人は案外多かったようだ。彼らがPerfumeのアルバムを買ったことで、発売から1年近くたった(しかも誰も知らないマイナー・アイドルの)アルバムが、Amazon.co.jpで瞬間的に売上1位になるという椿事が起こった(経緯をまとめたWikipediaの記述)。 Perfumeのブレイクの過程を追っていくと、このような「偶然の試聴」の積み重ねが現在の人気につながっていることがわかる。これが可能だったのはYouTubeやニコニコ動画という試聴環境があったからだ。これらのサイトで「Perfume」と検索してみるとわかるが、シングル全曲のプロモーション・ビデオや前述のようなMADムービーだけでなく、テレビやラジオの出演、レコード店や路上などでのライブや無名時代の観客数人のイベントに至るまで、彼女たちに関するありとあらゆる動画がアップされている。さらに各地で行ったライブの様子は、途中のMC(しゃべり)でどんな冗談を言ったかまでこと細かに記録され、個人のブログやWikiを使ったまとめサイトなどに集約されている。	個人

たった2週間のキャリアのくせにいっぱいファン気取りで、こんなブログを書くことができるのも、ネットに彼女たちの情報が溢れているからだ。これは断言してもよいが、もしYouTubeに動画がなかったら、私はPerfumeの楽曲を積極的に聞くことはなかった。偶然の試聴で存在を知り、他の動画を見たり、Webサイトの情報を読んだりすることで、彼女たちの物語を共有し、関心が高まっていく…。今のPerfumeファンの大半はこのように生まれたのだと思う。テレビやメジャーな雑誌、レコード店が取りこぼしたニーズをインターネットのサービスが拾い上げ、育て上げてここまで来たという点が新しいのである。 ただし、YouTubeやニコニコ動画が配信するPerfumeの動画の大半はいわゆる「著作権侵害動画」である。これを問題視する人もいるかも知れない。確かに、現行法の範疇で考えると侵害はあるだろう。ではその権利侵害でだれが具体的に損をしたのだろうか。もしYouTubeやニコニコ動画が、いわゆる権利者団体が望むような形で運営されていたら、Perfumeの今日はあったのだろうか。MADムービーの制作を不可能にするガチガチのDRMや録画した番組を自由に編集できない録画機器しかなくともニコニコ動画が盛り上がるのだろうか。そもそも、Perfume(のような存在)が世に見いだされつつあるという現実には、音楽文化全体にとって何か間違っているのだろうか。 ここ半年くらい、「コピー・ワンス見直し(ダビング10導入)」や「私的録音録画補償金制度」といった著作権を巡る議論を追いかけてきた。この種の議論は論理的には理解できたようでも、どうも腑に落ちないもどかしい想いが残っていた。だが、Perfumeについて考えたおかげで、違和感の正体がようやく見えてきたような気がする。 一言で言うと「グレーゾーンは積極的に残すべき」ということだ。「権利侵害を無くす」「利益をクリエイターに還元する」という原理原則にこだわらず、結局、誰も得をしないような制度やしくみを追加するほど愚かなことはない。現段階では多少の侵害があっても、全体として将来的な可能性が少しでも見込めたら、積極的に見逃せるように制度に隙を作っておく必要があるのではないだろうか。金の卵を産むガチョウが卵を産み始めるまで待つために。 「コピー・ワンス見直し」の結果、導入される予定の「ダビング10」は、もし実施されたら誰も幸せになれないタイプの制度改悪になるのではないかと個人的には心配している。私的録音録画補償金制度の抜本的な見直しを目指した私的録音録画小委員会の議論をまとめた「私的録音録画小委員会中間整理」の中にもこの種の「金の卵を産むかもしれないガチョウを殺す」可能性を秘めた制度の提案が幾つか含まれているように思う。なお、私的録音録画小委員会中間整理に関しては、11月15日までの予定でパブリック・コメントを募集中である(意見募集のページ)。 この件を巡っては、電子情報技術産業協会(JEITA)と権利者団体の間で、アピール合戦が起きている(Tech-On!関連記事1, Tech-On!関連記事2)。ひょっとするとこれはよい兆候かもしれない、と個人的には思い始めている。権利者サイドが「公開質問状」という形で拳を振り上げてしまった以上、簡単には引き下がられまい。JEITAが折れる可能性は低いから、ダビング10導入が白紙撤回に行き着く可能性がある。もともと権利者サイドはダビング10に「合意はしないが席は立たない」という立場だ(Tech-On!関連記事3)。最初から「席を立つ」つもりで、今回のアピールに至ったのでは、と見るのうがちすぎだろうか。	
僕がこれから伝えたいことは ●105ページの「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」の項目について です。絶対に、違法という形にはしたくありません、もちろんニコニコユーザーの方々も同じ意見でしょう。何十万人というニコニコユーザーで違法化に賛成する人はいないでしょう。YouTubeだって違法化は絶対反対です。 今、ニコニコ動画では、この件についての動画も作成されています。みんなでMIAUパブコメメジネレータ betaに訴えかけよう！！という皆の意識が高まったことでこのような動画が生まれたと思います。 いまやこの動画はランキングに入るほどコメント数が多いのです、おねがいします。このような中学生がいてもなんにもならないかもしれません。でも、お願いします。ニコニコ動画を違法なんかに絶対しないでください。。	個人
本意見書では、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」のPDFファイル106頁から107頁にわたって記されている、第30条の適用範囲からの除外について言及する。 意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下、中間整理)の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」(一部省略、原文ママ)という意見に賛成するものである。 理由： a.利用者側から適法・違法の区別が困難 まず、中間整理では違法サイトからの楽曲や動画のダウンロードを違法化する案が提案されているが、現在のインターネットは適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているため、ダウンロードしようとした時点での判別がほぼ不可能なこと。よってインターネット利用者の大半が自覚もなく「違法ダウンロード予備軍」になってしまう。これは明らかにおかしい。 b.「情を知って」の定義が不明瞭 著作権者が情を知って違法にダウンロードしたものを報告することを想定した場合、どのように情を知って違法にダウンロードしたことを発見するのかが、言及されていない。 「情を知って」という曖昧な言葉だけでは、何を持って情を知って行ったかの判別ができず、これも利用者側に冤罪を招きかねない。勿論、違法ダウンロード者の発見などという行為は、国家による情報統制・監視を助長するものであり、危惧を覚える。 c.技術的側面の問題 現在のWeb技術はあるページを閲覧すると同時にクライアントにデータが保存する。これはYouTube等のストリーミング配信においても例外ない。つまり必ずコピーを作るようになっている。もし本当にストリーミング配信でクライアント側にデータを残さないようにするのならば、これはWeb技術の抜本的改革が必要になる。 現在のWeb技術で再生終了後に自動で削除されるようにするとしたら、それは簡単にデータ削除型のコンピュータウィルスの蔓延を招きかねず危険である。 今のところ、抜本的にWeb技術の改善をしない限り、ストリーミング配信でデータ複製を阻止することはできない。なお、ストリーミング配信全てをなくすというのは、乱暴すぎる対処法であろう。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明する。	個人

本意見書では、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」のPDFファイル106頁から107頁にわたって記されている、第30条の適用範囲からの除外について言及する。 意見： 本意見書は、「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」（以下、中間整理）の107頁上段で述べられている、「適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対」（一部省略、原文ママ）という意見に賛成するものである。 理由： ネット上に情報を残して、不特定多数の人が利用できるようにするということは、「収入が見込めないので商業的に残せない物」を後世に残したり「不正について広く知らせる」など、社会的に大きな意味を持つ場合があると思います。 ダウンロードを違法と決める事は、「一部の利権者の現在の利益を守る事」についての働きがあるかもしれませんが、それと同時に利益は見込めないけど「将来的に大きな意味を持つかもしれない可能性」を巻き込んで規制することにもつながると思います。 「利権者の利益を守るための規制する」としても、それを判断する基準を作ることはできないと思います。 また、ダウンロードの違法化が、利権者を保護する決定打になるという根拠はあるのでしょうか。実質的には怪しいのではないかと思います。 「一部の利権者の現在の利益を守る」という目的が果たせるか不明瞭な上で、解釈次第でどこまでも適用範囲を広げる可能性のある『危険そうな法律(法案?)』を立てる事は、社会の柔軟性(ビジネスや創作的な意味でも)を失うだけで、百害あって一利無しの結果になるように思います。 世の中には、事の良し悪しがすぐにはわからない事もたくさんある(戦争しかり)わけですので、“簡単に見える解決策”から極端な法律は作らないで欲しいと思ったりします。 以上の理由により、本意見書では、ダウンロードの違法化に反対することを表明します。	個人
麻薬はつくっても売っても買っても犯罪。同じ理由で違法サイトからのダウンロードは買うほうも犯罪だと思う。犯罪と認めないと、将来ただでさえダメな日本の音楽業界は益々だめになる。犯罪と認めなければ需要は減らないし、供給する違法サイトも減らない。なんでもかんでもお金をとるJASRACも最低だけだね。	個人
明らかな著作権侵害の違法録音録画物や違法サイトが拡大、流行していることは健全な音楽文化の向上と産業育成にダメージでありことは明白。 今後はこれらからのコピーやダウンロードを違法とすることに賛成します。	個人
利用形態において違法とされるのはその対価が権利者に支払われないことであると考えますが、無料だからダウンロードしたというケースが存在するためそのダウンロード数＝被害総額となるものではないので容認できる範囲を越えているかどうかは検討の余地が残っていると思います。	個人
録音録画物などは基本的には著作権法の元、保護されるべきものであり、権利者の利益を損なう恐れのある違法サイトや、これらからの違法コピーや違法ダウンロードを徹底的に排除しなければならないと考えます。 各種掲示板などへの違法アップロードは勿論、違法サイトからのダウンロードも違法な行為である事を強く認識させ厳しく罰することが必要と考えます。 ユーザーにとって違法なアップロードか否かを判断することが難しいため、違法サイトであると知らずにダウンロードした者を適用除外にすると、ユーザーは全て「知らなかった」と、当然言います。 このような状況を放置すれば、著作者に適正な利益が還元されず、録音録画物の著作者にとってのビジネスは成立しなくなり、最終的には音楽や映像作品が文化として成り立たなくなり、衰退してしまうと考えるからです。 以上のことにより著作権法第30条の適用範囲の見直しについては、更なる強化が必要であると考えます。	個人
違法デジタルコピーによる著作権者及び著作隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成、及び音楽産業の発展、日本固有の文化財産の創出と維持に悪影響を及ぼします。 違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外とし、「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲の見直し、また補償金の支払対象義務者を製造業者とする、制度中間整理の提案に賛同します。	個人(同旨1件)
この法案の勘違いを説く意味での会見の文章に「そのあたり(ダウンロードの仕組み)のことは分かりませんが」と話し合いに参加していた方が話していましたが法案を話し合うのであればまずはこのインターネットの仕組みやその構造、何が出来るかなどを十二分に理解できる人意外が話し合いをするべきではないと思います。 何の理解もない人間にインターネットを使いづらくするとは思わなかったなどと後で述べられても国民としては迷惑以外の何者でもありませんから。	個人

○ストリーミングとダウンロードの区別 たとえば「YouTubeやニコニコ動画という特定のサービスは、動画がストリーミングで提供され、ダウンロードするものではありませんので、今回の報告書では、違法化の対象外である」とされています。しかしYouTubeやニコニコ動画というサービスは「ダウンロードしながら再生する」ものであり、厳密にはストリーミングとはいえません。そういった解釈の難しいダウンロード形式で動画を共有するサイトにとっては今回の「違法化」は問題になりえます。なぜなら、YouTubeやニコニコ動画では、一旦キャッシュという形でダウンロードはされますので、このキャッシュをどう扱うかによってはこれを「ダウンロード」とみなすことが可能だからです。またその解釈についても最終的には法廷での判断となりますので、法文にストリーミングは対象外と明記され、かつ具体的な「ストリーミング」について、技術的なあいまいさなしに定義されない限り、合法的なダウンロード行為が萎縮させられることになります。 また、純粋なストリーミング技術を実装するRealPlayerにも、新しいバージョンで、ダウンロード再生を可能にする機能が追加されています。このように、ストリーミングとダウンロードは技術的に根本的な違いがあるわけではなく、両者を法律的に大きく意味の異なるものとして扱うと、むしろ、Webサービスを支える技術的な選択の幅を、不必要に狭めることにもなります。 これでは、文化庁が掲げる「一億総クリエイター」「一億総ユーザー」といった理念を実現させようという状況を、破壊してしまうことになりかねません。	個人
現在の法律でできることをやりつくし、それでも困っているというようには見えない。そういう意味で、今回のような違法範囲を広げる変更仮定は無意味だし、やるべきではない。 もっと一般ユーザーとの対話をして、著作権者とユーザーの双方に利益のある改正をしていただきたい。今回の案はどれも著作権者の感情論のようなものばかりで、もしこれらが通ると実際にはどちらにも不利益だ。 著作権者の言い分は自分勝手に、文化や一般人のためになろうとはまったく考えていないように思える。著作権法の本質ではなく、自分の利益しか考えていない。 もちろん著作権者の権利は大事であるし、それを失うようなことをする人間を罰するのは当然。だが、今回のような議論は最初から間違っている。著作権者、一般人の目を越えた視点で法律を考えてほしい。 一度白紙に戻すほどの再考をお願いしたい。	個人
始めまして、私的録音録画についての意見をメールにて送付致します 私は運動家でもなく、こういったことには慣れてないので稚拙な文章になってしましますが、お許しください。 誤解や不理解もあると思いますが、私自身の認識において意見を致します。 この件に関して、マジメなHPや反対運動的HPを巡っていましたが、結論はこの案件は日本国民 一個人として反対いたします。 現在、情報としてインターネットは私の中では欠かせないものであり、またTVなど利権が絡んでいる情報源より確かで欠かせないものであります。この法案は解釈次第でそれらを抑制するものとなりえると私の中で判断いたしました。 著作権がらみでのこの法案の動きはわかる話であり、私も音楽産業の衰退は嘆いておりますが、このような形で犯罪行為として禁止する姿勢に、世界的にみても日本が様々な面で立ち遅れる保守的、鎖国的法案であると感じました。 反対理由 ○ 若者の社会観はインターネットにより昭和世代とかなり違うものになっていて不適当 ○ 情報発信も昭和世代では数局のTVと新聞からHPをもつ個人へと移り変わっている、著作権で発信元を大事にする姿勢は充分理解できるが、この法案は個人の情報発信をさまたげる恐れがある。 ○ 著作権概念自体、立派な考えであるが、時代と共に概念を変えなければ新しい文化を規制する立ち遅れた概念になってしまう、古い概念を主軸にしているため反対。 委員会の皆様、再考を是非お願い致します。 以上	個人
8、9、10ページについて。 『消費者に制度が知られておらず』と明記されていましたが、今回の法案もそれですか？ 消費者にきちんと知られることなく成立させるんですか？ 私もyoutubeで今回初めてこの制度を知りました。 youtubeが無かったら、この制度を知ることも無かったと思います。 まずは、皆に認知させることが大事だと思います。 こんなに勝手に法案を決められて、不愉快この上ないです。 158ページについて。 一般の意見を述べられる人が少なすぎる。 これで多数決を取ったら、民衆の意見を反映できるはずがない。	個人

○ ファイル交換ソフトの利用や、携帯電話向け音楽の違法サイトからのダウンロード(ストリーミング配信は対象外)が、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害。 ―――〈概要P3〉――― さて、ここで当たり前のように「ストリーミング配信は対象外」とあるがどのような根拠で対象外としているのだろうか？ 51 なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例投稿動画視聴サービス) については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。 ―――〈本文P104〉――― とのことである。 「ストリーミングはダウンロードを伴わない」というのだ。 ここで疑わしいのは、そもそも議論に当たって委員会はインターネットについて正確な知識があるのかということだ。 少しでもインターネットの知識があれば、この内容が正しいのか判断できない場合でもたとえば「ストリーミング」という言葉を検索してみる。 ――― ストリーミング【streaming】 インターネットなどのネットワークを通じて映像や音声などのマルチメディアデータを視聴する際に、データを受信しながら同時に再生を行なう方式。従来、このようなコンテンツを閲覧するためには、すべてのデータを受信するまで待たねばならなかったため、電話回線など、転送速度の低い回線では閲覧することはできなかったが、ストリーミング方式のアプリケーションソフトを使うことにより、低速な回線でもマルチメディアデータのリアルタイム再生が可能となった。 IT用語辞典「e-Words」 ――― あまりにも平然と書かれてあるので気づきにくいかもしれないが、「データを受信しながら同時に再生を行なう」とあるよう、要するに「ストリーミングとはダウンロード(＝受信)の一形態」なのである。 さらにいえば「インターネットに繋ぎ、webページを閲覧する」という行為自体が「ダウンロード」なのだ。 委員会は「ダウンロード」という言葉の意味を理解しているのか？ このような基礎知識すら本当に把握していないというのであれば、そもそも「話にならない」。 再度勉強し直すか、委員会に十分な識者を招くなどの努力を願いたい。 ――― ・利用秩序の変更を伴うが、違法サイト等からの複製は違法という秩序は利用者にも受け入れられやすい ―――〈概要P3〉――― 利用者としていわせてもらう。まったく「受け入れやすくない」。 「情を知って」とあるが、そもそも違法かどうかをダウンロードする以前にどうやって判断するのか？ 「知っていた」利用者、「知らなかった」利用者、「間違えた」利用者をどのように区別するのか？ 法として規定するのであればその区別があまりに曖昧である。 この利用秩序の変更は利用者にとって決して「受け入れやすい」ものではなく、大きな混乱を招くことは間違いない。 なにも知らない国民を騙す新手の詐欺が急増する恐れがある。 ゆえに委員会はこの報告内容を十分に国民に知らせる義務がある。 そして幅広く意見を求めなければならない。 にもかかわらず「文化庁」ホームページ(http://www.bunka.go.jp/)のトップページにその旨は記載されていない。 重要な変更に関わる問題であるならば、たとえば赤字や大文字を使用するなどの工夫が必要ではないか？ このような些細な努力さえも怠る態度をまず改めて欲しい。 ――― ○ なお、送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であって、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、利用者保護の観点から反対だという意見があった。 ―――〈概要P3〉――― まったくその通りである。 だが、現行法においてもアップロードは違法であるにもかかわらずその取り締まりは十分になされていない。 この現状においてダウンロードまで違法化しようという流れは明らかに不自然ではないだろうか？	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 私的録音録画問題に関する今までの経緯等について

第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて

適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画

意見	個人／団体名
補償金制度の検討にあたり、「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮」しつつ、「著作権保護技術や配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮」して(p.99)、著作権法第30条(以下、単に第30条とする)の適用範囲を見直すことについて大きく異論はない。しかしながら、具体的な要件の明確化なしに一定の行為形態について第30条の適用範囲から外すことを結論付けることにはやや抵抗感を覚える。補償金制度見直しの前提として第30条の適用範囲を議論しているがためにある程度やむをえない部分もあると思うが、同条見直しの議論にあたっては、第30条そのものの全体設計も考慮したうえで、個々の利用形態につき具体的な要件に踏み込んだ議論がなされることを希望する。 契約モデルによる解決」の例として適法配信からの私的録音録画(p.106～)を第30条の適用範囲から除外する点についてであるが、家庭等の一定の閉鎖的な範囲で行われる私的録音録画について著作権者等の権利行使が事実上できないことから同条が制定された立法趣旨に鑑みれば、近年の著作権保護技術の活用等により著作権者等の権利行使がある程度可能な場合には、私法領域における私的自治の原則を優先させるべきという方向性には賛同できる。その一方で、このアプローチは、契約による第30条のオーバーライドを認めることを前提とする側面も有することから、第30条そのものの問題として、「適法配信以外の契約モデル」についても、さらに踏み込んだ具体的な検討がなされるべきであると考ええる。	日本知的財産協会
適法配信からのダウンロードについては、現行法下での映画の著作物の扱いなどにおいて、隣接権が及ぶ範囲が俳優にとって一部不透明な部分もあり、また、技術的な面でもコントロール技術が全面的に解決されていない現状では、私的録音録画補償金制度の精神を尊重する意味からも、慎重に取り扱って見直しを進めていただきたい。	映像対策会議（協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネージメント事業者協会 社団法人日本劇団協議会）
『該当ページ及び項目名』108ページ～第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 ② 検討結果 a 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画 適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からはずす場合は、配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価について、その金額の明確化や、権利者へ衡平な分配が行われることを実現させるための関係者間のルール作りが前提となる。 また最近では配信後の私的複製を制限しないビジネスモデルも登場し、権利者が市場の動向等からそのビジネスモデルを選択せざるを得ないような場合、権利者が配信から生ずる複製の許容範囲やその対価について選択権をまったく行使できない状態が想定し得る。その場合には、権利者の複製に関する裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になることから、「配信後の私的複製を制限しない場合」については、30条の適用範囲から除外すべきではない。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からはずすことに賛成しますが、配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価について、その金額の明確化や、権利者へ衡平な分配が行われることを実現させるための関係者間のルール作りが前提となります。 また、「配信後の私的複製を制限しない場合」については、権利者の私的複製に関する裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になることから、30条の適用範囲からはずすべきではありません。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からはずすことに賛成しますが、配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価について、その金額の明確化や、権利者へ衡平な分配が行われることを実現させるための関係者間のルール作りが前提となります。 また、「配信後の私的複製を制限しない場合」については、権利者の私的複製に関する裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になることから、30条の適用範囲からはずすべきではありません。	演奏家団体 パブリックインサード会
適法配信からのダウンロードについては、現行法下で、俳優の隣接権が及ぶ範囲が一部不透明な部分もあり、また、技術的な面でもコントロール技術が全面的に解決されていない現状では、私的録音録画補償金制度の精神を尊重する意味からも、慎重に取り扱って見直しを進めていただきたい。	協同組合 日本俳優連合
適法に配信された録音源・録画源からの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することについては、慎重に検討すべきである。 まず、当協会が従来から指摘している通り、配信事業者に対して当協会が許諾している利用は、消費者の受信端末へのデータの複製までであり、消費者がそのデータを別の機器(例えば携帯用オーディオ・レコーダー)へ複製する行為までは含まれていない。したがって、現状において二重徴収との指摘は事実と反する。また、「中間整理」では、権利者が配信事業者との契約を通して「利用者の録音録画を管理することが可能」(107頁)としている。しかし、利用者が行う私的録音録画を管理するためには配信事業者の協力が必須であるにもかかわらず、配信事業者の管理責任が法律上明確でないため、仮に事業者が協力を拒否した場合には、十分な管理が行えない可能性がある。	社団法人日本音楽著作権協会

■108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私たちは反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します オーバーライド契約と補償金との二重取りを防ぐ必要がある、という本項目の趣旨そのものについては反対ではありませんが、本項目には、第30条による私的録音録画は補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うという考え方が読み取れます。次の節以降で問題となる、タイムシフトやブレイスシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます（この点は補償についての意見として別に詳述します）。 その部分について反対し、文言の修正を求めます。 ■108ページの「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ※この項目について私たちは反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します 最初の文の前段 「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが」と、それに続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」は、全ての私的録音録画について補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うべきであるという考え方を補わない限り、論理的な飛躍があります。この点、次の節以降で問題となる、タイムシフトやブレイスシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます（この点は補償についての意見として別に詳述します）。 その部分について反対し、文言の修正を求めます。 また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合には、コピーネバーのケースもあり、この場合は私的録音録画の対価が契約に含まれません。 配信業者の管理が第2条20号で定義する技術的保護手段によるものである場合の迂回行為は、現行法においても第30条から除外されていますが、無反応機器の利用や、不正競争防止法における技術的制限手段の利用などによる私的録音録画を第30条から除外することについては、十分な議論が行われていません。 また、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。 そもそも、本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。	インターネット先進ユーザーの会（MIAU）
適法配信事業者から入手した録音録画物からの私的録音録画を30条の適用範囲から除外するとされているが(108ページ)、放送と通信の融合がすでに始まっており、利用者側からは放送か通信かを意識することなくサービスを楽しむことができる現在において、両者を峻別する制度を設けることは、時代に逆行しているだけでなく、今後の技術やビジネス・サービスの発展に対して、悪影響を及ぼしかねない。したがって、99ページにもあるとおり、「…配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮」する必要があると考える。	ヤフー株式会社
○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します MIAUのパブリックコメントに準じます。	個人
利用者と権利者の直接契約はインターネットを使ったものにおいて現状では可能であると思う。	個人
「対価には私的録音録画の対価も含まれうる」という意見に反対します。 第36条には営利を目的として試験問題を複製した場合、対価を支払えと書いてあります。 営利を目的としない場合は複製して良いとしか書いてありません。つまり対価が必要な場合は対価を支払えと書いてあるのです。 第30条には対価を支払えとは書いていないので、対価は不要であると解釈するのが正しいと思います。 私的録音録画には対価が必要という前提で条件を示していますが、この前提に反対します。理由は6. 6の通りです。	個人

108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目について、下記の理由により反対いたします。 オーバライド契約と補償金との二重取りを防ぐ必要がある、という本項目の趣旨そのものについては反対ではありませんが、本項目には第30条による私的録音録画は補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うという考え方が読み取れます。次の節以降で問題となる、タイムシフトやブレイスシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます（この点は補償についての意見として別に詳述します）。 その部分について反対し、文言の修正を求めます。 108ページの「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について、下記の理由により反対いたします。 最初の文の前段 「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが」と、それに続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」は、全ての私的録音録画について補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うべきであるという考え方を補わない限り、論理的な飛躍があります。この点、次の節以降で問題となるタイムシフトやブレイスシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます（この点は補償についての意見として別に詳述します）。 その部分について反対し、文言の修正を求めます。 また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合には、コピーネバーのケースもあり、この場合は私的録音録画の対価が契約に含まれません。 配信業者の管理が第2条20号で定義する技術的保護手段によるものである場合の迂回行為は、現行法においても第30条から除外されていますが、無反応機器の利用や、不正競争防止法における技術的制限手段の利用などによる私的録音録画を第30条から除外することについては、十分な議論が行われていません。 また、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。 そもそも本項目の趣旨は補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。	個人
30条から除外するに当たっての条件が曖昧に過ぎる。まさかこのような曖昧なままこの件について法案が提出されることはなかろうと信じるが、欧米において著作権保護技術（いわゆるDRM）なしでの音楽配信が拡大の動きを見せている。30条から除外する条件が曖昧なままでは、この世界的な動きがそのままグレーゾーンとして残され（いや、もしかするとグレーどころか違法とされ！）てしまうという大失態を演じることにつながるかねない。慎重の上にも慎重を重ねた検討を強く要望する。	個人
これは第30条の適用範囲から除外すべきでは「ない」。 適法配信は「CDの購入」と同様にユーザーがそのコンテンツを入手するための手段のひとつである。 CDという手段で入手したオリジナルからの私的録音録画が許容され、適法配信という手段で入手したオリジナルが私的録音録画が許容されないのはおかしい。 コンテンツは適法な手段で入手されたのであれば条件によらず私的録音録画ができて当然である。	個人
これを第30条の適用範囲から除外することには反対します。 たとえば、適法に購入したβビデオテープに録画された著作物を再生のためVHSビデオテープへ複製する、といった用途が私的複製と見做されなくなると利用者の利便性を著しく損なうことになります。 過去、レーベルゲートCD2という認証技術を用いて複製を管理するサービスがありましたが2008年に認証サービスを停止することが予定されています。サービスの停止以来複製ができなくなってしまいました。このため、技術的にも複製できない状態になる予定です。 (参考: ソニーミュージックエンターテイメント社 2007年7月17日発表のプレスリリース http://www.sme.co.jp/pressrelease/20070717.html) 適法配信事業者から入手した著作物が格納されたメディアが破損、もしくは再生機器が故障などにより再生できなくなった場合に備え購入者が複製できる備えが必要です。そのために第30条の適用範囲として複製できる権利を利用者側に与える必要があります。 たとえば、音楽データをNTTDコモ製の携帯電話に配信を受け代金を支払った場合、NTTDコモ製の携帯電話を買い換えたり、KDDI、ソフトバンクモバイルなど他社製の携帯電話に買い換えた場合、購入した音楽データを複製できないとなると権利者側の都合で利用者としては音楽データが携帯電話に固定されているために携帯電話を買い換えられないなど、利便性を著しく損なうことになります。また、携帯電話の容量が不足するため新たな音楽データの配信を受けることができないなど、権利者側としても利益を得る機会を失うことになります。したがって、メディア移動のための私的複製は利用者のみならず、権利者の利益にもつながるため私的複製はできるようにしなければなりません。 もし、第30条の適用範囲から除外するのであれば、無償でのメディアの交換などを配信事業者に義務づけるなど、利用者の再生する権利を保証する必要があります。過去、βビデオデッキやLDプレイヤーが無くなっても利用者側から大きな反発が無かったのは各自VHSテープなど別の媒体へ私的複製ができたからです。私的複製を禁ずるとなると再生機器が販売されなくなった場合には大きな反発が予想されます。 また、このようなメディア移動のための私的複製によって権利者が経済的損失を被るとは思えません。私的複製補償金制度自体の存在意義を考え直すべきだと思います。 124ページには、契約によって解決する方針も挙げられていますがその場合においてもメディア移動のための複製を契約条件に含めなければ利用者の利便性を著しく損なうことになります。	個人
私はこの小節の中の私的録音録画には対価が伴うという考え方に反対です。著作物等の作品は一度発表され流通に乗った時点で、ある程度の公共性を持っていると思います。私的録音録画は公共の財産としての著作物を利用者側が楽しむための権利ではないかと思います。	個人
私は反対である。 理由は、「適法配信業者」の定義があいまいであり、問題がおきる度に判断基準が変化することが予想され、恣意的な運用や所属団体を背景にした圧力に対する客観的な立証手段が存在しないからである。	個人

次の理由により、この改正は行わないでいただきたいと考えます。 ①契約により対価が徴収されているなら、私的録音録画は行えるのですから、法30条から除くべきではなく、また除く必要もないと考えます。むしろこの場合は、補償金の配分から除くべきであると考えます。また、そもそもこのように考える権利者は、法30条の主旨、法30条が設けられていることの意義をどのように理解しているのかが問われるべきであると考えます。権利者といえども、家庭内等私的領域における利用をもっぱら契約でコントロールしようというのは、行き過ぎと考えます。 ②コピーガードは権利者の明確な意思表示であり、利用者がこれをはずすことによって複製を行うことは、法30条1項2号により、法30条の範囲からすでに除外されています。コピーガードを、購入することによって成立する一種の契約と見ることができないわけではないと思いますが、購入者には代替品がないので、契約であると言い切ることもできないと考えます。法30条1項2号は、利用者に、個々の明確に示された権利者の意思を尊重することを求めているのであり、個々の権利者の意思により法30条の範囲を縮小することまでを認めていると考えるべきではない規定と考えます。そして、この機会に申し添えれば、法30条1項2号を前提として、コピーガードを施さない政策やコピーを許容するコピーガードを施す政策を権利者が選択するのは全く自由であり、権利者は私的領域において利用者に個々に権利行使をすることを考えるよりも、法30条の主旨や、著作物の利用と再創造、市場の振興などの面から、1枚のコピーも許さないコピーガードの功罪について、そして、何枚のコピーを許すコピーガードが最適なのかということについて、検討する必要があるのではないかと考えます。 ③一般の契約については、個々にその有効性が検討される必要があり、有効性に疑問がある場合もあるのに、それも含めて法律でその有効性を保証するような規定を設けることには、かなり問題があるのではないかと考えます。 以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしく願います。	個人
題：消費者保護としての私的複製の骨抜き案に反対する。 107ページによると第30条の私的複製についてオーバーライド契約を認める方向とのこと。108ページからの「適法配信事業者から入手した著作物等の私的録音録画の第30条適用範囲からの除外」は、その方向へと踏み出す第一歩となるようです。 私は、消費者保護としての私的複製を骨抜きにするオーバーライド契約という発想に危うさを感じ、適用除外に強く反対します。 私が問題としたいのは二点です。 ● 個人にとって大切な思い出の外部記憶である著作物のメディアが、そう望む者が(断続的に)居つづける間にも、存在できなくなる可能性があること。 ● オーバーライド契約を許すという「発想」が危険で、不正があらわれて歯どめがかからない心配があること。 ●引き継ぐための私的複製は必要 まず第一点目から、詳しく述べます。 知的動物である人にとって文化の継承は本質的営みといって良いでしょう。しかし一方、この時代までの流れから見て、すべての著作物が文化として次の代に引き継がれることがないのも事実です。 引き継がれるものが限られているとすれば、誰が引き継ぐべき著作物を決めるというのでしょうか。 いつかは死ぬ個人ではなく、公的機関の補助や永続するための機構を備えた私的機関の決定があれば、もちろん、著作物を引き継ぎ易いでしょう。しかし、個人がビデオデッキやパソコンを所有できる時代、それを決めるのは究極的に個人であるべきだと私は思います。 個人が「著作物」を残すといったとき、その書いた文章ですべてを残そうとする必要はありません。他の人の著作物を使って自分の思いを代弁させたり、その時代性を表したりすることも許すべきです。それらは大切に思い出の外部記憶なのです。 残した著作物を自分の子供が観なくても誰かが観てくれるかもしれません。著作物を記録したメディアが残っていれば、時の断層を超えることもできます。 一方で、メディアそのものが使えなくなることもあります。破損してしまったり、再生するための機器が手に入らなくなったり。 そのとき、再生できる代替物を市場から再び手に入れることができるとは限りません。仮に手に入れられたとしても、とても貴重なものとなっていた場合、それを再び必要とした自分の管理に入れることを、妥当だと思わない人もいるでしょう。 バックアップとしての私的複製を作ることができるならば、事前に備えることもできますし、壊れたときに同じものを持っている人に頼んでバックアップと同等のことをしてもらうこともできるでしょう。バックアップに特別な技術が必要なら、第三者にそれを頼めばいいはずです。 しかし、現在の著作権法は、一部の著作物にこのようなバックアップを禁じることを認めています。著作権法第30条の例外規定です。 自動複製機器を用いた場合の例外規定は、技術や知識のないものが著作物を引き継ぐ機会を実態として奪ってしまいました。特殊なメディアを買った者はその知識のなさゆえに、知的継承の機会を奪われるということで本当に良いのでしょうか？ 技術的保護手段を回避した場合の例外規定は、特定のメディアのバックアップを法的には存在しないようにしました。表現の自由を鑑みれば引用の自由もあれば、私的翻案も自由であるべきで、私的複製ができないのにそれをどうやって担保するのでしょうか？ 人格を攻撃するような放送がなされたときその証拠が残りにくくなりましたということで良いのでしょうか？ そして適法配信事業者に関する例外は、契約によって私的複製をどうしてもコントロールできるようにするでしょう。技術的保護手段があっても複製の数が多かったら市場で調達できたのが、法律だけで対応できない状況になったと認めるのなら、望む人がいたのに複製の存在が期待できないものも出てくるでしょう。この方向で本当に正しいのでしょうか？ 条文をこの通りに解釈しないという余地はありません。しかし、そう読める以上、そのリスクを意識しないわけにはいきません。 このような例外規定を増やすのはもうやめるべきです。 個人が自分の責任で著作物を引き継げることはむしろ権利として、それをいかに補助できるかを考えるべきです。 ●オーバーライド契約は危険 次に第二点目を詳しく述べます。 私は主張します。 ●公表された著作物なら少なくとも正当な対価さえ払えば誰でも識る権利を持つ。 単に一度見ればいいということではありません。穏当な方法が存在しうる限り細やかに、解析し、批判し、再現し、さらに自己表現がそれを内に含んでも超越しうるように「識る」ことができればならないと信じています。 超越しうるようにまでして識ろうとする人は稀でしょう。その人がどのようにして正当な対価を払うかは予測できません。ですが、文化の営みはそのような人が大きな役割を担うのだと私は想います。誰かがそれを見分けることができるといって、安易に排除することを見過ごしにはできません。 その「稀な人」が正当な対価を得るまで、どのようにして文化を引き継ぐのでしょうか。彼は今どこで育っているのでしょうか。 特定の企業にまかせれば、契約によって私的複製を制限しても良いと言う方向性が示されています。「契約」ができる人達から見えて、私的複製を考慮しなくてもよい著作物があるとみてよいとおっしゃるのでしょうか？是非、その著作物を見ているのは「契約」ができる人達ばかりではないことを思い出してください。 「契約」ができない人がいて、なぜだか私的複製ができないというとき、どうすればそれが手に入るかと考えるでしょう。柔軟さはいくつものアイデアを頭によぎらせませす。法すら知らない彼らが、契約を知ることはありません。胸に手をあてれば私にも誰にでも似た経験があるはずです。 育ちつつある人には見える世界があります。彼らは悪意なく世界に抵抗します。 「善意の抵抗」を契約によって封じるとき自由は失われます。彼らは官吏の眼には契約を破る者として悪意の色でマスキングされるからです。契約を破った責任は官吏にないと「される」のは当然です。	個人

官吏は、適格者もいるはずで、その者の意見を聞けばよいと考えてしまうでしょう。ですが、善意者はその必要性を気づいたとき官吏の前では口をつぐむようになり、悪意者は善意者を仲間にとどめるために口をつぐみます。 そして人は常に幼さと供にあり、善意の抵抗は常に現れることになっているのです。 基本的な自由の押し込めるとき誰かが不正を負わねばなりません。どこかで不正がはびこっても、それに気づかないふりをするようになるでしょう。 誰しも自分の子供が「問題」を起こしているのに、誰もが「自分の問題」に悩むようになります。それは「よくあること」です。そのころには「正常」な契約も多数あり、誰もが身動きをとれなくなっていて……。 私の杞憂でしょうか？ 私的複製の条文は目的を保護するものと読めます。それを安易に「なかったこと」にできるようにしてはいけなと思います。すくなくともそれは条文と同じ地位にあるものでなければいけません。 さらに護るべき目的は、人にとって基本的なものですから、本来、例外というものは許されるべきではありません。足されるものは第31条以下のような権利を広げるものか、意味をはっきりさせるものに限るべきだったと私は考えます。 誰かが「しかし、文化の発展のためには著作権側の権利も重要で、何らかの措置は必要だった」というかもしれません。 それに、私は「メーカーが間接侵害を罪とされることを恐れるべきではなかった」と応えます。 例えば、私的複製の例外の自動複製機器に関しては、代わりに「自動複製機器を設置したものは政府の許諾がない限り、著作権者の総意に反し著作権を侵害したとみなす」といった規定を創れば良かったわけでは。 間接侵害はそれ自体論点となっています。難しい面があるのでしょう。ただ、著作権者達にとって一方的にならないように、消費者に対する侵害への責任というものも法定すれば、機能するものもできるのではないのでしょうか。 「消費者に対する侵害への責任」というような法制がありうるという見地に立つと、私的複製に関するオーバーライド契約は、著作者だけに人格的権利を認めるため、一方的な契約になりやすいという予想が自然に起きます。 むしろ私的複製や「識る権利」は、「契約の自由」の上にある人格的権利と位置付け、それがあからこそ契約がスムーズにいくものとすべきです。安易に例外を認めるのは混乱をまねくだけだと私は考えます。 ●結語に代えて 私は素人ゆえ大きな誤解もあると思います。何の問題も起きていない段階で、不安感からこのようなことを書いています。 文部科学省、審議会、分科会の方々が十分に検討なさった上での結論に、まちがいはないと思いますが、インターネットで話題となっているのを見て不安になり、せっかくのパブリックコメントという機会なので、自分の意見を書いて送ることにしました。	
適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することに反対します。 「配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容され」ていることと、著作権法第30条の適用範囲から除外することは関係ありません。現状において複製を防ぐ技術的手段を用いることで実質的に私的録音録画をさせないようにすることは可能であり、実際そのような技術的保護をかけた配信が多く行われています。だからといって直ちに著作権法第30条の適用範囲から除外すべき、であるという理屈は成り立ちません。「配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容され」ているなら、著作権法第30条の適用範囲に含まれていてもいなくてもどちらでもよいのではないのでしょうか。 一方、文化の振興という観点からは、著作権法第30条の適用範囲から除外すると今後大きな問題を生みます。今後、技術が進歩しインターネットによる流通がさらに発達すると考えられます。しかしいかに技術的保護手段を駆使しても、録音物・録画物である以上はイヤホン・ジャック経由での録音や画面をビデオカメラで撮影するなどしてアナログ的に録音録画することは可能です。この改正が実現すると、一時的な利益を追求する配信業者は、契約により私的録音録画を認めないかたちでの著作物の配信を行うでしょう。その場合はアナログ録音録画までも一律に違法類型に含まれます。すると、合法的に私的に録音録画しておき、著作権保護期間が切れた後に文化の流れの中に戻して文化の発展に寄与する、ということが不可能になります。この点は容認できません。 「対価には私的録音録画の対価も含まれ」ている場合があるからというのも、理由としては不十分であると感じます。この場合、利用者に補償金の返還手続きを取ってもらえばよいからです。むしろ、該当する場合に返還することとしたほうが、現在の補償金のスタンスである、対象となりうるメディアには用途を問わず一律に補償金を含ませ対象外の利用が示された場合に返還する、という仕組みと合致すると思います。	個人
配信事業者の判断で規制する事は権利者の意思を無視することになりかねない。	個人
必要なのは補償金の徴集対象の限定であり、私的複製行為の限定ではない。 補償金徴集の対象でないとすればよいだけの話で、30条の範囲を変える必要性はない。それどころか、メディアに対して課金されている現状において30条の対象から外れたとしても補償金を余分に徴収されてしまう点は変わらないため、不要に料金を徴収しているという問題に対しては何の解決にもならない。 適法配信の契約や技術的制約で複製条件を管理できるという考え方は「著作物の利用の如何にかかわらずすべての私的複製行為は契約によって規定される」ことが前提になる。 しかし、バックアップやミラーリングなどデータの信頼性を確保する技術まで含めて網羅した規定をつくることは事実上不可能であり、現在も将来的にも実効性があるとはいえない。 デジタル技術において、ストリーミングのキャッシュに見られるように著作者への不利益とならない複製が必要な技術が新たに出てくる可能性もある。 デメリットばかりで、どのような立場においてもメリットのない改正であるため、反対である。	個人
必要なのは補償金の徴集対象の限定であり、私的複製行為の限定ではない。補償金徴集の対象でないとすればよいだけの話で、30条の範囲を変える必要性はない。それどころか、メディアに対して課金されている現状において30条の対象から外れたとしても補償金を余分に徴収されてしまう点は変わらないため、不要に料金を徴収しているという問題に対しては何の解決にもならない。 適法配信の契約や技術的制約で複製条件を管理できるという考え方は「著作物の利用の如何にかかわらずすべての私的複製行為は契約によって規定される」ことが前提になる。しかし、バックアップやミラーリングなどデータの信頼性を確保する技術まで含めて網羅した規定をつくることは事実上不可能であり、現在も将来的にも実効性があるとはいえない。デジタル技術において、ストリーミングのキャッシュに見られるように著作者への不利益とならない複製が必要な技術が新たに出てくる可能性もある。 デメリットばかりでメリットのない改正であるため、反対である。	個人

(1) 著作権保護技術を回避して行う私的複製を権利制限の対象外とすること 平成19年10月12日の「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下「中間整理」と言います。)では、著作権保護技術を「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」(41頁)とした上で、暗号化技術を著作権保護技術と位置づけています(43頁)。 これは、「CSS、CAS、HDCP等のアクセスコントロール機能のみの技術」とした貴委員会の見解(平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」(以下「18年報告書」といいます。))75頁)をくつがえすものです。 CSS等の著作権保護技術が「複製が実質的に制限される技術」との見解は、私的録音録画小委員会が実態を踏まえて出したものであるため、技術的保護手段に関する法制度の見直しが必要だと考えます。 「18年報告書」54頁では、「補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」としています。 ところで、「中間整理」114頁では、劇映画のDVDビデオについて、「権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録画ができないので権利者の不利益は生じていないものと考えられる。」としています。 ところが、現実には、劇映画のDVDビデオの著作権保護技術が破られることがあります。したがって、「そもそも私的録音ができない」という状況は、法制度上「私的録画ができない」とされなければ実現できません。 補償金制度に代わる「他の措置の導入」として、すべての著作権保護技術を回避して複製することを、私的複製の権利制限の対象外とすることを強く要望いたします。	個人
「音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態(契約モデルによる解決)」について第30条の適用範囲から除外することについて反対します。 (理由) (1) 契約によって利用可能範囲が定められているからといって、これを第30条の適用範囲から除外すべき理由にはならないこと。	個人
「丸数字2利用契約の実態から私的録音録画の対価が既に徴収されているのではないかと指摘があった利用形態」において、各契約中に私的録音録画に対しての補償金が含まれているかを調査しているが、そもそも私的録音録画については法で行えることが定められている利用であり、法で行えることをわざわざ契約の文言等において再契約する事態は極めてまれである。たとえば、著作物を複製して公開することは、当然にそれらの著作物が法第32条により引用され利用されることになるが、一般にはそのことを改めて契約において明示することはない。同様に考えれば、明示的あるいは黙示的に私的録音録画の対価が含まれているかを確認することは意義に乏しい。	個人
■108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します オーバーライド契約と補償金との二重取りを防ぐ必要がある、という本項目の趣旨そのものについては反対ではありませんが、本項目には、第30条による私的録音録画は補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うという考え方が読み取れます。次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます。その部分について反対し、文言の修正を求めます。	個人(同旨11件)
●108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 本項目はあくまで権利者によるオーバーライド契約の利益と補償金との二重取りを防ぐという観点から議論されるべきもので、その議論と利用者の一定の行為を第30条第1項の著作権の権利制限自体から除外すべきか否か(権利者の同意を得ない複製等を違法とすべきか否か)という話とは必然的なつながりがあるわけではない。プレイシフトやタイムシフトなどについては、議論次第で第30条第1項の著作権の権利制限としては残しつつ、権利者に経済的な不利益が発生していないとして第30条第2項の補償対象から外すという立法措置も不可能ではないと考えられ、第30条の問題としてひとくくりにし表裏一体の話として論じようとする中間整理の立場には違和感を覚える。	個人
■108ページの「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ※この項目について私たちは反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ●私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します 最初の文の前段 「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが」と、それに続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」は、全ての私的録音録画について補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うべきであるという考え方を補わない限り、論理的な飛躍があります。この点、次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます(この点は補償についての意見として別に詳述します)。 その部分について反対し、文言の修正を求めます。 また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合には、コピーネバーのケースもあり、この場合は私的録音録画の対価が契約に含まれません。 配信業者の管理が第2条20号で定義する技術的保護手段によるものである場合の迂回行為は、現行法においても第30条から除外されていますが、無反応機器の利用や、不正競争防止法における技術的制限手段の利用などによる私的録音録画を第30条から除外することについては、十分な議論が行われていません。 また、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。 そもそも、本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。	個人(同旨11件)
本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。	個人

●106ページの「(2)音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態(契約モデルによる解決)」の項目について。 適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を30条の範囲から除外することについて反対します。106ページの「著作権保護技術の普及やビジネスモデルの新たな展開と第30条の適用範囲の見直し」の項目ですが、議論されている内容は一部の大手コンテンツ配信企業の採用しているDRMを使った配信形態についてであり、DRMを採用しない配信形態や、アマチュアによる小規模なコンテンツ配信については言及されていないように思われます。107ページには「第30条以下の権利制限規定が定めている自由利用の態様や範囲を契約により「オーバーライド」する(ひっくり返す)ことが可能かどうか等について(中略)等」の見解をまとめ、権利制限規定を維持しつつ、契約によって対象行為の対価を徴収することは、原則として認められるとした。また、同報告書では、オーバーライド契約に基づく私的録音録画の対価と補償金の二重取りの懸念が指摘されているところであり、第30条の適用範囲を上記のように見直すことは、このような懸念を解消する意味もあることに留意すべきである。」と記載されています。二重取りの懸念を解消するために、権利者の権利を拡張するというのは、俄かには納得しがたい説明です。そもそもCDDAではDRMは存在しませんでした。ネット配信に際して権利者の利益を確保するためにDRMを権利者が採用しており、そのために私的録音録画補償金(利用者の過剰な不利益)が問題になっているときに、その問題を解消するために権利者の権利を拡張(30条の範囲から除外)して補償金を正当化するという考え方が、成立するということが理解できません。利用者が一方的に不利益を被ってもいいという考え方が、容易に正当化され法制化されるのは納得できません。 108ページの「a適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画」の項目で、「前述した利用実態から、配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容されており、また、それに伴う対価には私的録音録画の対価も含まれるとすれば、契約による解決に委ねる趣旨から第30条から除外するのが適当であるという意見が大勢であった。」ということですが、根拠となる利用実態自体が偏った内容であり、インディーズやアマチュアによる小規模などによる無料の配信、プロモーションのための配信、DRMなしの配信、コピーフリーを謳う配信や黙示の許諾により提供されている配信など様々な形態のことが考慮されていません。30条の範囲から除外するのに十分な検討がなされていない状況であり「適当であるという意見が大勢であった。」と結論付けるには、審議不十分と考えます。このような根拠で法制化を行うのは反対です。	個人
○108ページ「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目ならびに「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」この二項の論理に対して反対／異を唱えます。理由は以下の通り。 項目i)の前項107ページからの論理についてのオーバーライド契約と補償金との二重取り防止の趣旨については反対しませんが、このi)の内容ではいきなり「前述した利用実態から・・・」とはじまり「第30条による私的録音録画は補償が契約による対価のいずれかを必ず伴う」という見解が議論無しに断定されていると読み取れます。 続くii)において「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、……」とその文章に続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」「はii)においての「全ての私的録音録画について補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うべき」の論が前提となっていないとすればならないので、論として不自然と考えられます。このページ全体に見て取れる「全ての私的録音録画について補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うべき」という考えに反対します。	個人
○デジタルコンテンツとパッケージ デジタルコンテンツをパッケージの代替ともなるもの、と言っておきながら、コピーワンスをはじめとしパッケージには課せられていない制限が存在するのは異常です。契約によって定義する、というのであれば、「再生を一度だけ許可し、コピーを許可しない」といった契約もデジタルコンテンツでは成立しうることになります。しかし、現実世界のどこに一度再生したら消滅するパッケージ商品が存在しますか。 私的複製の回数制限や世代問題も同様です。音楽テープに録音したら消滅するCDというのが存在するのですか？そして、そのような商品は一般のユーザーに理解を得られるものとお考えでしょうか。寡黙にしてそのようなものはスパイ映画の中でしか存じ上げませんが、そのような商品を販売しているのであれば申し訳ありませんが、実際にはそうではありません。にもかかわらず、デジタルコンテンツには厳しい規制を加えており、なおかつその価格はパッケージ商品と大差ありません。 規制を加えられたデジタルコンテンツはパッケージ商品よりもはるかに安価でなくてはならないはずですが、同じ使い方をしたならば規制の分だけ、パッケージを購入するのに比べ、余分に権利者には還元されているはずであり、その点について一切業界に対しての指導がなく、ただ言うがままにデジタルファイルの危険性だけを取り上げているとしか思えません。デジタルコンテンツであるからこそ多重に搾取し、あげた利益について一点も触れられていないのはどういう見かたと良識を疑いたくもなります。 利権構造の維持のための法整備をなさるのはご勝手ですが、その勝手に振り回されるのは国民であり、権利者ではありません。報告書の序文があまりにも薄っぺらく読めてしまうような中身のない報告や中身のない議論に無為に税金をご利用なさらないでいただきたい、と納税者としては考えます。 以上により、本委員会の中間報告に反対いたします。	個人
○私的録音録画は補償が契約による対価を伴うという考えに反対します 前項目において、議論が尽くされておらず、議論が尽くされていない中で結論についても同様に文言の修正を求めます。 また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合に、コピーネバーのケースが存在しますが、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。 そもそも、本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。	個人
1. 過去にカセットテープレコーダーが出た頃から既に借りた人が録音するという実態は広く知られており、「契約上は曖昧である」とか「認識はない」というのは建前に過ぎないと思います。 即ち、権利者側は本音として借りた人がコピーすることを十分承知の上で契約をしていた状態が過去20年以上にわたって継続しているのであって、今更無実化した建前を持ち出して利用者から更に対価を徴収しようというのは、利用者として容認できる考え方ではありません。 2. また、配信業者と利用者との間の契約に関して録音録画に関する記述がないのは、録音録画される場合があることは従来から広く知られていることであり、「録音録画は別料金」という文言もない以上、これは利用者が録音録画することを黙認している契約であると解釈すべきです。	個人

108ページに記載の「適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画」を第30条の適用範囲外とすることについて反対する。 この検討結果の背景には、私的録音録画は必ず補償が契約による対価を伴うという考えがあると思われる。しかし、補償制度は、マスで行われている私的録音録画を全体でみて、それが権利者の利益を損なう面があることから、薄く広く補償金を徴収して権利者に還元しているものである。厳密に個々の私的録音録画と個々の補償を対応させているものではなく、むしろそのような対応を曖昧にすることで利用者の自由と権利者の利益を平衡させるものである。 そのような観点からすると、対価を厳密に支払っているようなオーバライド契約と補償金の二重取りを防ぐ必要があるにしても、「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」 という結論は問題である。管理責任を負っているかどうかと契約を通して利用者の録音録画の対価を権利者が受け取るかは別の問題であり、また、個々の利用者の録音録画が私的録音録画と判断される場合にも必ず補償が必要かどうかはまた別の問題である。 また、配信事業者が負っている管理責任がコピーネバーの場合で、第30条2号に該当しない場合、これを第30条から除外することについては十分な議論が行われていないと考える。	個人
反対配信事業者は私的録音録画されることを前提とした料金設定を行うことができるので、適用除外とする必要性はない。 これを認めると、30条は有名無実化してしまい、利用者が技術の進歩を享受することを否定することにつながる。 このような法改正は、どのような条件下においても、断固反対である。	個人
複製しなければ、各種天災・盗難・コンピュータウイルスによって失われる可能性がきわめて高くなる。複製していなければ再度購入せざるを得ないが、一生の間に収集する著作物が多いため、莫大な対価を払わねばならない。また、配信停止になったり、著作者、販売者がいなくなったりして、入手不能であればどうするのか。人間は、再入手の機会を保証するために複製しているものだ。複製を認めないのであれば、再入手の手段を確立すべきだ。また、その際の価格は不当に高くならないように制限を設けるべきだ。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて

その他

意見	個人／団体名
中間整理では、レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音(p.108)について、対価の中に私的録音の対価が含まれているかどうかは「当事者間の意思解釈に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった(p.102)」と明言している。このレンタルCDに関わる契約に果たして対価が含まれていないと言い切れるのか、少なくとも利用者の認識とは乖離していないか等、やや疑問も残る。適法配信からの私的録音録画に限らない様々なビジネスモデルにおける契約との関係も踏まえた第30条全体の制度設計を念頭においた検討がなされることを望む。	日本知的財産協会
レンタル店で借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画について、契約時に複製の対価が含まれており、二重取りになっていないかという指摘については、当該事業者からも説明があったように、本会も同様、複製の対価が含まれているとは考えていない。また、他人から借りた音楽CDからの私的録音を除外することに関しては、取り締まれるすべもなく違法状態を放置するだけと推測する。 よって、これらを第30条の適用除外とすることは適当ではない。	社団法人日本音楽事業者協会
(2)他人から借りた音楽CDからの私的録音およびレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音の取扱いについては、私的録音実態の推移や権利者への影響等を見ながら、今後も継続して検討すべきである。	社団法人 日本レコード協会
正当な報酬 デジタル技術の進歩は一方において適法なる著作物の利用及び管理についても十分な役割を果たします。利用者は著作権者側が構築するDRM(デジタル管理システム)にしたがって、適法にかつ、簡単に著作物の利用を行うことができるのであり、利用者側のニーズに十分に対応できるものであります。その意味では利用者側のニーズを考慮し、無断で複製する行為を敢えて法30条の制度として保護する必要性はないといえます。 更に、私的録音録画補償金制度に関しまして、現行の制度は複製の実態から生じる権利者の保護になっていないと考えます。デジタル機器を使った複製行為がDRMにより管理可能な状況である今日、一方において無断複製行為を法30条の適用外に置き、かつ刑事罰もある行為とするかたわら、適法に行われる複製行為については複製行為の回数を管理することにより、個別の課金ができる時代であります。現行の補償金制度では著作権者に対する真の損害回復は実現されていないと言わざるを得ません。例えば、他人から借りた音楽CDからの私的録音についても、これは法30条の適用外とすべきでありましょう。当該音楽CDを聴きたい者は、自分でレンタルするか、または購入することが望ましいのであり、他人が借りたCDを複製する行為(又貸複製)は明らかに保護の適用外とすべきでありましょう。このようなことを許すこと自体「許される複製行為」の枠を無意味に拡大するばかりであり、真の著作権者の保護、ひいては利用者の保護にはならないのではないのでしょうか。	日本国際映画著作権協会
有料放送からの私的録画を著作権法第30条の適用範囲とするかどうかの検討においては、利用者から私的録画の対価が徴収されている実態が確認できないことを述べたうえで“現行の契約体系を変更することが困難である”として“適用範囲から除外することについて慎重な意見が多かった”(109頁)とした点に賛同する。法改正により、現行のビジネスモデルや権利者・視聴者と有料放送事業者間の契約に大きな変更を余儀なくされることは、いずれの関係者(視聴者・権利者・有料放送事業者)にとっても有益なことではない。	社団法人日本民間放送連盟
現在では当初想定していなかった手段により有線放送の有料番組のスクランブルを解除する機器(所謂“違法チューナー”)をインターネットオークションから購入し、有線放送事業者との契約なしに、有料放送を“ただ見”して録音録画する行為が発生しています。 この“違法チューナー”は不正競争防止法第2条11項で「技術的制限手段の回避を行う機器として、その輸入・販売等については差止請求権及び損害賠償権が認められておりますが、著作権法上の解釈では「このケーブルテレビや衛星放送のスクランブルを解除する行為」は「技術的保護手段」には該当せず「単なる視聴行為」であるとし、かつアクセスコントロールの規制に関わることから著作権法による措置はございません。 しかしながらこの行為は、視聴者とケーブルテレビ事業者間の契約が存在しないことから、有線放送事業者が視聴者から得る受信料、番組供給事業者(委託放送事業者)が有線放送事業者から得る番組購入費、及び著作者が得る著作権使用料の全てが逸失することとなり、著しい経済的不利益が生じています。 従いまして、「違法チューナーを経由して有料放送を視聴し録音録画する行為」についても第30条の適用を除外していただたく存じます。	社団法人日本ケーブルテレビ連盟

一定の管理可能な私的録音録画については著作権法30条の適用除外とすべきであり、また、契約が存在する場合には私的自治の原則を尊重したオーバーライドの理論により、契約が優先適用されるべきである。この点については中間整理でも同様の整理がなされているが、どのような態様の録音録画行為が除外されるべきかについての現状の整理は不適當である。 そもそも著作権法第30条が、家庭等の閉鎖的範囲で行われる私的録音録画について著作権者等の権利行使が事実上できないことに鑑みて制定されているとの立法趣旨に照らせば、技術やビジネスモデルの活用によって、著作権者等の権利行使が可能となる場合には、私法の原則どおり私的自治が優先されるべきである。 適用除外とする典型例として、ネットにおける適法配信がある。そのことは中間整理でも大勢の意見として記載されている(p.108, a. i)。一方で、有料放送とCDレンタルについても適用除外の可否が検討されているものの、両者ともに適用を除外すべきでないとの記載となっており、これらは適切ではない。 有料放送のように著作権保護技術1が利用されている場合、それを回避して行う複製は著作権侵害を構成する。換言すれば、その複製が私的使用目的の複製であっても、認められた複製の範囲が広いか狭いかに関わらず著作権者等によって予め決められた範囲でしか複製ができないのであるから、そのような複製は著作権者等により許諾された複製である、すなわち著作権者等によって権利行使されていると考えるのが自然である。著作権保護技術が利用されている場合の録音録画は、そもそも第30条の適用を除外すべきである。なお、日本に比較して補償金類似の制度に大きく依存しているドイツにおいてさえ、著作権保護技術によって複製が制御される場合には、ドイツ著作権法第95条b(著作権保護技術を用いる場合には、一定範囲の私的複製等、権利制限で許容される行為を妨げないようにする手段の提供義務)の解釈によって、そのような録音録画はもはや私的複製には該当しないとの立場を傍論ながら示すドイツ連邦憲法裁判所の判断がある2。 著作権保護技術が利用されていることを著作権の権利行使と同視すべきと考えれば、その範囲内の複製に対して私的録音録画補償金をかけることは二重の利得を著作権者等に与えることとなるはずである。別の言い方をすると、消費者は著作権者等により決められた範囲の複製しか認められないという不便さを負わされることに加え、その範囲内の複製に関してお金の支払を要求されているとみることができる。 CDレンタルについても管理可能性という点では、適法配信や有料放送と異なるところはない。相違する点は、著作権保護技術が利用されていない点だけである。しかし、著作物の利用を提供するサービス等における著作権侵害主体について、従来から用いられてきた判例理論においては、管理支配性(利益と支配)を要素として該当性を判断しているが、この際、技術的支配が判断の要素となっているわけではない3。同様に、第30条の適用範囲を検討する際の「管理可能性」について、技術的な管理に限定すべきではない。なお、米国においても、技術的管理支配がない場合であっても、利益と主観的要件で侵害を認めた最高裁判例がある4。 CDレンタルは、CDに録音された楽曲の私的録音が行われることを前提としたサービスであって、レンタル事業者が著作権者から許諾を受ける貸与権は、無断で行われる私的録音への対策として立法された経緯があり、利用者による録音に対してCDレンタル事業者の管理支配性が及ばないとは言いきれないだろう5。適法配信の中にも、複製できる範囲についてのバリエーションを複数用意した上でユーザーに選択させ、それぞれの料金に差異を設けるビジネスモデルがすでに行われているし、またDRMフリーと呼ばれる、特段の著作権保護を施さない配信の例も登場している。CDレンタルにおいても許容される複製の量や個数によって契約を複数用意することはできるはずであり、技術的管理支配がなくとも、法的に管理支配可能なものであって、ユーザーのプライバシー等を侵害することなくそれに相応した対価の徴収が可能という点でも何ら適法配信と異なるところはない。 注1) 当協会が「中間整理」に関して提出する本意見書ならびに関連の意見書において用いている「著作権保護技術」との用語は、複製を一定範囲で制限する目的で施され、法律やライセンス契約等の義務付けにより、利用者側の機器が当該著作権保護技術の定める利用ルールに従い、著作物の利用を制御するものを想定している。 注2) GRUR 2005, 1032。 注3) 最判昭和63年3月15日およびそれに続く諸裁判例。 注4) MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd. 545 U.S. 913 (2005) 注5) 貸与使用料に利用者の複製の対価が含まれるかどうか、CDレンタル事業者がどのように理解してきたかについて、2007年5月20日以前の「日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合」のホームページ(http://cdvnet.jp/)をInternet Archivesで参照することでわかる。	社団法人 電子情報技術産業協会

本節2(2)(p.106)の「音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態(契約モデルによる解決)」として、第30条の適用範囲から除外する形態について、一定の結論めいた内容が記載されていますが、とりわけ「レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音」と「適法放送のうち有料放送からの私的録画」の2点については、十分な審議がなされたとは言えません。 当工業会は、この点について、2007年私的録音録画小委員会(第7回)にて提出の意見書1でも述べておりますように、「利用者の録音録画を想定した対価を取得し得る、契約等の他の手段があるかどうか」という基準によって判断すべきと考えます。著作権者等～提供事業者～エンドユーザーをつなぐ契約等の手段があるのであれば、補償金制度のような間接的でわかりにくいシステムに頼る必要はありません。この点を踏まえ、継続して十分な検討がなされることを要請します。 なお、レンタルからの録音及び有料放送からの録画について、外形上、契約書や約款等には明記されていないとしても、実質的にはそれらの料金には家庭内での複製見合い分が含まれているとも考えられます。従って、現実に行われているビジネスやユーザーの慣行に影響を与えることなく、私的録音録画の範囲からそれらを除外することも出来るのではないかと考えられます(貸与権は、p.109の脚注56「著作権審議会第1小委員会の審議結果について」にあるように、レンタルされた「著作物の複製によりもたらされる著作物の経済的利益に影響を与えている」ことを理由に創設されており、レンタル事業者からの貸与～家庭内での複製を一体として捉えたものと評価できます。また、有料放送事業者は、ユーザーにホームページ等でコピーワンスやコピーネバーなどの利用ルールについて説明し、現実放送サービスごとにそれらの利用ルールを設定しており、有料放送の料金にはその利用ルールに見合った複製の対価が含まれると評価できます)。 特に有料放送については、伝送方式が放送という方式であるというだけで、著作権保護技術を用いてユーザーの利用をコントロールしながら有料でコンテンツを配信するという点で本節において私的録音録画の範囲から除外することが適当とされた適法配信と全く同様と考えられ、これを区別することは、今後の成長が期待されるネット配信の事業者を不利な立場に置くことになり、適切とは考えられません。	社団法人 日本記録メディア工業会
今日までに権利者側より度々「インターネット上で流通している違法複製物はレンタルが主たる供給源」であるかのように断定する発言が繰り返されているが、その根拠は中間報告に挙げられている資料でも示されておらず、客観的根拠を欠いた先入観に基づく中傷的な発言が小委員会の内外で繰り返されたことは極めて遺憾である。この点につき、中間報告では「レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」については30条の適用除外とすることを見送る方針が示されているが、この部分に関しては妥当である。	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
他人から借りた音楽CDからの私的録音およびレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音の取扱いについては、私的録音実態の推移やコンテンツホルダーへの影響等を見ながら、今後も継続して検討すべきであると考えます。	株式会社ドワンゴ
音楽等のデジタルコンテンツ配信事業をする当社としては、他人から借りた音楽CDからの私的録音およびレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音の取扱いについては、権利者への影響や私的録音実態の推移等を今一度検証し、今後も継続して検討すべきと考えます。	株式会社レーベルゲート

「100ページ～109ページ 第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」 【意見】 P104 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画においては、第30条の適用範囲からの除外、但し、情を知らなかった場合は適用除外に賛成。 P102 レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音新たに私的録音録画の対価を徴収すべき。	(株) Warner Music Japan
ユーザーがレンタル店から音楽CDを借りる場合、私的録音を行うことは明白である。 借りたCDから録音することが著作権上違法行為となっているのであれば、当然このようなビジネスモデルは成り立たないはずなので、一ユーザーの立場では、法的、金銭的な問題はすべて処理済で補償金の類はレンタル料金に含まれていると考えるのが自然である。	個人
借りたCDからの私的録音は30条から除外すべきだと考える。前述の違法サイトからの録音録画と異なり、権利者の損失を防ぐ効果的な手段(送信可能化権や自動公衆送信権など)がない。よって、30条から除外して違法であることを周知し、個々の利用者が借りたCDからの私的録音を控えることを期待するのが現実的な対策であろう。	個人
・レンタル店から借りた音楽CDの複製についても私的録音についての著作権使用料は支払われていないとあったが、レンタル店には大抵カセットテープやCD-Rなどが店頭で売られている。これは私的録音を助長するものであると言えよう。10年以上前からダウンロードとは別の形で違法複製は行われていたにも関わらず、レンタル店に関しては適用除外の枠に含めずインターネット関連の規制を加えようとするのは理解できない。 ビジネスモデルとして成立しない、または違法状態を放置することになるからと別の扱いをするとはどういうことか。それから、著作権法が現在の社会に対応していないと言う事もできるだろう。規制よりも抜本的な著作権法の見直しに基づく整備をすべきでないのか。	個人
●違法化することで本当に状況は改善されるのか、という疑問。 第30条の適用がない私的目的の複製については、犯罪としては軽微なものとして従来から罰則の適用を除外しているので(第119条第1項)、本件についても同様とすること。 ※106ページより引用。 b 他人から借りた音楽CDからの私的録音 この利用形態については、関係団体の調査等から、大量の私的録音が行われていることは認められるが、私的領域で行われる録音行為について利用者との契約により管理をすることは事実上不可能であり、仮に第30条の適用範囲から除外しても違法状態が放置されるだけであることから、第30条の適用範囲から除外することについては慎重な意見が大勢であった。 ※106ページより引用。 友人間の貸し借りから生まれている大量の私的録音については、私的な活動であるため契約による処理が期待できず、結果第30条の適用範囲のままにしておくとの判断が下されている。 報告書で定義されるところの違法サイトを運営する者についても、契約をもって対処することは困難だと考えられ、またそれが可能であれば現在の法制度のままでも大きな問題にはならないはずであるところから、最初に挙げた利用者に不便だけを与える状態に近づく、好ましい法改正ではないと考える。 端的にまとめると、友人間の貸し借りと似た理由で、私的録音が抑制されることはなく、違法状態をむやみに増やすだけではないかと思う。 108ページでは、「レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」についても類似的の記述がある。 違法化には様々なリスクがあり、安易にそれをすすめることは危険であるとの認識から、これらの発言が導き出されていると考える。 期待した効果よりもマイナスの影響の方が深刻であるなら、その決定は公共の福祉に反する可能性が高いと考える。 ●余談:レンタル用DVDの普及が遅れている理由について。 平成4年の補償金制度導入に際して、補償金と関連づけて貸与使用料引き下げの交渉が行われた事実はないこと ※102ページより引用。 レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般になく、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。 ※102ページより引用。 報告書には上記のように説明されているが、事実としてレンタル店には生ビデオテープやカセットテープ、音楽用CD-Rなどの売り場が併設されていたことなどから、レンタルしたコンテンツを家庭内でコピーし、自分のライブラリに加える行為は以前より広く行われてきたと考えられる。 映像分野におけるパッケージ商品(市販用又はレンタル用のDVD又はビデオ)については、おおむね複製禁止の著作権保護技術が施されているため、通常の場合には私的録画は不可能である。 ※100ページより引用。 しかし、次の報告書では先に挙げられた著作権保護技術が「回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段」に含まれていない。 ・著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書(平成10年12月) 第2章 技術的保護手段の回避への対応 第4節 回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段 URL: http://www.cric.or.jp/houkoku/h10_12_1/h10_12_1_main.html#2_4 http://psearch.yahoo.co.jp/search?p=DVD+%E3%82%B3%E3%83%94%E3%83%BC&cspid=2077328286 ※Yahoo!商品検索による、「DVD コピー」に関係する商品の検索結果。	個人

これを踏まえてDVDを複製する方法を知らせる書籍が多量に発行されており、それを可能にする環境も以前より安価に揃うようになってきたため、ようやくいまになってDVDのレンタルが増加してきていると考えることはできないだろうか？ そしてこのことは、レンタルビデオの時代から利用が続けてきた「普通の人」が、継続的にやってきた「普通のこと」で、世間の認識として当たり前のことであり、これが認められて初めてレンタルDVDが便利なものだとして受け入れられるようになった面もあるのでは。この件に関してはまだ十分な調査がなされておらず、いまは結論を出すことはできない。 しかし、ゆるやかなルールとそれを実現する手段が整って初めて、それは世の中に受け入れられると歴史が何度も証明しているため、個人的にはこれも要因のひとつではないかと考える。 インターネットも同じく、これからもっと様々な面で基盤が整備されていき、他国に負けない利益をそこから得られそうだとする前に、厳格すぎるルールが生まれてしまったためにその利用が倦厭されるようになってしまったら、さらにそのルールが悪事に荷担してしまうようなことになれば、とても困る。	
他人から借りたCDを録音する行為も違法だと思います。理由は違法サイトからの録音物、映像物をダウンロードする行為と同じで録音物、映像物に対する対価を支払っていないからです。ただレンタルはレンタル料を支払っている(支払ったレンタル料が何らかの形で権利者に分配されているという前提で)ので違法ではないと思います。	個人
自分で購入したCDを、自分で再生するために別の媒体(ポータブルオーディオ等)に複製する行為は、権利者に対して経済的損害を与えていません。よって、この行為によって権利者への経済的損失を補償する必要はありません。 18ページの表では、一番多い複製元が「レンタルショップから借りたCD」となっています。こちらは経済的損失があると考えられ、この損失については補償の必要性があります。 「私的複製」といっても、補償の必要性がある私的複製と必要のない私的複製があることになります。同じく18ページの表から、補償の必要性がある「レンタルショップから借りたCD」からの複製に匹敵するほどの割合で「自分や家族が持っている市販CD・MD・テープ」からの複製がなされていることが判ります。この二つを「私的複製」と一括りにして補償金の対象とするのは乱暴です。 「私的複製」と一括りにせず私的複製補償金制度を廃止し、「レンタルショップから借りたCD」「公共施設から借りたCD・テープ」など補償の必要があるものに対しての補償金として「借物複製補償金」「非所有物複製補償金」などと制度を改め、賃貸料から一定額徴収するのが妥当だと考えます。 また、DVDやBluRay、HD DVDなどの技術的に複製禁止措置がなされているものについては複製できませんから、賃貸においても補償金の対象外とするべきです。	個人
違法状態を管理できず、放置せざるを得ない状態であれば、むしろ適法であると明文化することはできないのでしょうか。 運用上、グレーゾーンがあると貸金法と出資法の隙間をついた、いわゆる「グレーゾーン金利」のような抜け道ができることを懸念します。	個人
●P102 b レンタル店から借りた音楽CD からの私的録音 「契約書に私的複製に関する条文がないから」とあるが、当然である。法律で認められている事を契約書にわざわざ書く必要がないからである。それとも、契約書に「乙は甲から賃貸した物品を著作権法の私的複製の範囲内で複製することが出来る」と書かなければならないのか？ 「法律で認められているが契約上認めない」事例ならともかく、「法律で認められている事を契約でも再度認める」必要はない。契約書の条文が無駄に長くなるだけである。 現在は削除されているが、昔JASRACのWWWページには「レンタルCDは私的複製の範囲内でダビングしても良い」とちゃんと書いてあった。これは権利者もレンタルにおいて、複製されることが前提だと認識している現れである。 ●P103 c 適法放送の内、有料放送からの録画 これだけ有料放送からの録画が行われている現状で、私的録画を考慮していないのはお粗末である。 録画されたくなければコピーネバーのフラグを立てるべきである。それが嫌ならば、そもそも放送しなければ良い。そもそも権利者の中には有料放送を受信している者がいると思うが、一切録音録画をしていないのか？ ●P106 b 他人から借りた音楽CDからの私的録音 私的領域で行われる貸し借り、及び私的録音と、私的領域で行われるダウンロードとどう違うのか？	個人
「レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識」とありますが、従来より、対価は含まれているという説明があったと認識しております。従いまして、一部の認識が全てであるかのような前提での議論には問題があると思います。	個人
106ページ「b他人から借りたCDからの私的録音」について 【賛成】 広く現実に行われていることを違法化するのは慎重であるべきだし、私的領域では実質管理はできないというのも妥当に思う。ただこれはダウンロードについても言えるはずであり、法制化しても違法状態が放置されるだけなのは同じはずである。それなのに、一方では違法化に慎重、一方では積極的なのは偏った議論に思われる。	個人

・108ページ～、「a. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」 意見：CDにおけるCCCD、DVDIにおけるCSSを著作権法第30条1項2号における技術的保護手段とみなすことを検討する。または、アクセスコントロールを使用目的をアクセスのみに限定し、これを利用した私的複製の制限を検討する。 理由：実質的にCDやDVDの複製を防止する技術として導入されている。これらの技術はアクセスコントロールであり技術的保護手段とみなされないというのが、一般的な見解のようである。すでに検討された実績はあるようだが、これらを技術的保護手段とみなすことで、著作権者が期待する複製の可否を法的に制限できるようになる。 たとえば、上記の追加意見における自動複製機器の除外規定を削除する場合には、必要な対応である。そうしない場合、アクセスコントロールを回避できる複製装置によって、レンタル店での著作物複製が横行しかねない。ただし、著作権法原始附則5条の2(自動複製機器についての経過措置)によって、図書館やコンビニエンスストアでのコピー機による文書や図画の複製が認められていることと同程度の複製については、著作権者への影響は軽微であり、例外として認めるべきである。日本の著作権法では、米国のフェアユースのような抽象的な規定を持たないため、第10条に例示されている著作物の種類、放送やCDといった著作物の形態の違いによって私的複製の範囲を個別に指定することも検討されたい。 追加意見：レンタルCDについては、著作権法第95条の3(商業用レコードの貸与)の廃止を含めた検討を望む。 理由：邦楽を中心に、すでに第2項の規定上限をはるかに下回る期間でのレンタルが開始されている。このため、貸与権を設定することがなくとも、レコード製作者と貸しレコード業者間との許諾契約によって、ビデオ/DVDレンタルと同様、レンタルCDは維持可能であると推定される。レンタルCDの運営を許諾契約に基づかせることで、商用CDにおいては複製防止技術を適用せず、レンタルCDには適用する、といった差別化を導入できるようになる。レンタルビデオ/DVDにおいては、市販版とレンタル版で内容が違うことは一般的である。レンタルCDは、日本独自のシステムであり、この制度を望まない著作権者(特に海外のレコード製作者)がレンタルを抑止することも可能になる。	個人
○家族と家族以外の友人等の区別をせずに議論している点 他人から借りた音楽CDからの私的録音が著しい経済的不利益を与えているとされていますが、他人の中には家族が含まれているように読めます。家庭内で録音録画機器、再生機器、記録媒体が共有されていることはよくあり、一個人の私的録音と、家族から借りた音楽CDからの私的録音とで経済的不利益に差がある(家族から借りた音楽CDからの私的録音の方に著しい経済的不利益がある)と考えることには無理があると思います。よって、家族とそれ以外の友人等を区別しない議論方法には疑問があります。家族内と家族外の私的複製は別に議論すべきです。 ●102ページの「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音」について ○私的複製の対価が含まれていないという認識であるとの判断に対する疑問 私的録音を契約に明記するという考えは比較的最近のことであり、契約内容に記述がないという理由を根拠に私的複製の対価が含まれていないとする考え方には疑問があり、反対いたします。 具体的には、当事者の認識として私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかったとの結論がでていますが、当時の状況としてレンタル物をカセットテープ等へ私的録音する行為は頻繁に行われており、レンタルによりそのような私的複製が行われる可能性があることを、契約当事者が認識していなかったとは考えにくいと思います。 また、レンタル業者との初期の契約時には私的録音は無条件に認められており、あらためて私的複製に関する権利を扱う必要性はなかったという状況だと思われるので、貸与権だけの契約であることが、そのまま、私的録音の対価を含まないという認識であったことにはつながらないと考えられます。さらに、平成4年の補償金導入に際して使用料の引き下げ交渉がなかったことを認識がないことの根拠としていますが、当時の主な録音媒体がアナログ媒体であれば、引き下げを行う必要がなかったとしても問題なく、根拠とはなりません。また、卸売価格に差がないことは販売戦略上の問題であり、認識とは無関係です。このことから、私的録音の対価が含まれていないと確認できる材料も同様に存在しません。 レンタル店と利用者の契約に私的録音に関する条項がないのは、一般に無償無許諾の私的録音が認められていたからであり、対価が含まれていないとの認識であったという結論にはつながりません。 ●102ページの「c. 適法放送のうち有料放送からの録画」について この項目についてコメントがあります。 ○私的複製の対価が含まれていることが確認できないとする判断について 視聴者が行う録画に関する記述が一切ないことから「私的録画の対価が含まれていることが確認できない」としていますが、これは、同時に「私的録画の対価が含まれていないこと」も確認できないことをも意味しています。この点について記載すべきです。	個人
○私的複製の対価が含まれていないという認識であるとの判断に対する疑問 私的録音を契約に明記するという考えは比較的最近のことであり、契約内容に記述がないという理由を根拠に私的複製の対価が含まれていないとする考え方には疑問があり、反対いたします。 具体的には、当事者の認識として私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかったとの結論がでていますが、当時の状況としてレンタル物をカセットテープ等へ私的録音する行為は頻繁に行われており、レンタルによりそのような私的複製が行われる可能性があることを、契約当事者が認識していなかったとは考えにくいと思います。 また、レンタル業者との初期の契約時には私的録音は無条件に認められており、あらためて私的複製に関する権利を扱う必要性はなかったという状況だと思われるので、貸与権だけの契約であることが、そのまま、私的録音の対価を含まないという認識であったことにはつながらないと考えられます。さらに、平成4年の補償金導入に際して使用料の引き下げ交渉がなかったことを認識がないことの根拠としていますが、当時の主な録音媒体がアナログ媒体であれば、引き下げを行う必要がなかったとしても問題なく、根拠とはなりません。また、卸売価格に差がないことは販売戦略上の問題であり、認識とは無関係です。このことから、私的録音の対価が含まれていないと確認できる材料も同様に存在しません。 レンタル店と利用者の契約に私的録音に関する条項がないのは、一般に無償無許諾の私的録音が認められていたからであり、対価が含まれていないとの認識であったという結論にはつながりません。 ○私的複製の対価が含まれていることが確認できないとする判断について 視聴者が行う録画に関する記述が一切ないことから「私的録画の対価が含まれていることが確認できない」としていますが、これは、同時に「私的録画の対価が含まれていないこと」も確認できないことをも意味しています。この点について記載すべきです。	個人

○ダウンロードとストリーミングの区別の困難さ ダウンロードは違法とし、ストリーミングは違法としない、としています。ストリーミングにおいても技術的にはダウンロードとほぼ変わらない方法を使っているため、ストリーミングが違法とならないことを保証できるか疑問が残ります。どのようにダウンロードを定義するのか議論を尽さずにダウンロード違法化をすすめることには問題があります。 ○ダウンロードソフトウェア開発者への著作権幫助罪適用の危険 ダウンロードを違法としてしまうことで、単純にファイルをダウンロードするだけのソフトウェアを開発しただけでも、そのソフトウェアが違法複製にも利用できることを認識しているだけで、winnyの製作者のように著作権侵害幫助とされてしまう可能性が出てくるのが危惧されます。このことはインターネット技術の発展を阻害することに繋がる危険性を持っています。 ○効果への疑問 違法サイトの利用者が減れば、違法サイトが減少するとしていますが、違法サイトは利用者からの金銭目的で運営されているとは限らず、利用者の規模の減少が違法サイトの数の減少にはつながらないと思われます。また、現在、送信化権等で違法サイトの取り締まりを行うことは可能であり、あらためてダウンロード違法化をしたところで、追加の効果が上がるかどうかは疑問です。つまり、違法複製を減少させるメリットよりも、違法化により利用者が犯罪を犯してしまう危険性を増やしてしまうデメリットの方が強すぎます。 ○「違法サイト」および「違法」の定義の曖昧さ 違法サイトからのダウンロードを違法としています。例えば、違法サイトとは、ダウンロードできるファイルのうち1つでも違法複製されたものがあるサイトのことなのか、そのようなファイルが半分以上あるサイトのことなのか、違法ファイルがほとんどであるようなサイトのことなのか不明です。また違法サイトかどうかを利用者が知る方法はありません。偶然悪意の第三者により違法ファイルがアップロードされた場合にも違法サイトとされてしまうのかもまったく不明です。また違法サイトが海外にあるような場合、海外の法律にのっとってサイトの違法性/適法性が決まるはずであり、サイトごとに利用者が適法性を判断することは事実上不可能です。つまり事実上インターネット上でファイルをダウンロードするには法律を犯す危険性を必ず負わなくてはならないことになります。このような状態が健全な状態とはとても思えません。 さらに現案では、(何らかの基準により認定された)違法サイトから適法なファイルをダウンロードする行為も、違法とされるように読めます。これは行き過ぎの規制です。以上からダウンロード違法化には反対せざるをえません。 ○適法ファイル認識の困難さ 適法サイトであることが何らかの方法で標識されていたとしても、その標識がないサイトがあったときに、そのサイトが適法サイトなのか違法サイトなのか利用者が知ることは事実上困難です。しかしながら、標識のないサイトから違法ファイルをダウンロードしてしまったときに、標識のないサイトは違法サイトである可能性があるということを利用者が認識していたら、「情を知って」と判断されてしまう危険性が発生します。これはインターネット技術の発展を阻害することに繋がる危険性があり、この危険性が避けられないダウンロード違法化はすべきでないと考えます。 また、適法サイト標識記号を違法サイトが掲載する可能性を排除することもできませんので、適法サイトを標識するという方法が機能するかどうかについても疑問があります。また、適法サイトの標識に費用が発生する場合、商業活動をしていない作曲家や映像作家が無料で自分の作品を任意のサイトに公開することへの障害となるため、そもそも適法サイトを標識ということ自体は行うべきではないと考えます。	
上記における利用形態の分類について、(2)私的録画を、あくまで「現在放送・流通されている」タイトルの一次録画に関してしか考慮されていないのが問題である。 すなわち、「過去に自分で録画したタイトル」を再度新しい規格の新媒体に「録画し直す」という利用形態が全く検討されていないのだ。 これでは実態をきちんと把握した上で検討したとは言い難い。 例えば、自分にとって想い出深い、思い入れのあるテレビ番組を「ベータ形式のビデオ」に録画してしまった人達は、大慌てでDVDにダビングして「世代交代」させているわけである。 しかしこれが、地上デジタルだと出来ない。 たとえ10枚のディスクにダビング出来たところで、今持っている器械が壊れればそれまで。将来BDやHD-DVDに替わる新しい記録媒体が登場したところで、それに移行は出来ない。 そんな、事実上5～10年程度の「時限爆弾付き」録画しか出来ないのであれば、アナログ放送で十分。地上デジタルになど移行する気になどならない。 権利者側は「見るのは構わないが、ずっと残されては商売上困る」と言うが、どう困るのか？ ずっと残したがる消費者というのは、そのタイトルの熱烈なファンなのだから、新しい記録媒体が登場したなら再度リマスタリングして発売すればよいのである。 「よほど有名なタイトルでない限り、いつまでも発売はしてくれない」…と分かっているからこそ、消費者は「自衛手段」として自分で残すのであり、海賊版業者が孫コピーをしたがるのとは動機が根本的に違う。 この「動機の違い」をまったく配慮せずに、一方的に権利者側への配慮のみ行うから、大部分の善意の大衆からそっぽ向かれるのであり、CCCDの二の舞は目に見えてる。 補償金は負担して構わないので、「世代交代が可能」なシステムを熱望する。	個人

ページ P117 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価P118 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 意見等 この部分には、「仮定に立てば」、「いわれていること」、「充分立証されていないとしても」などの断り書きをつけながらも、議論を尽くされていない事柄について、結論を書き、「意見が大勢であった。」、「おおむね共通理解があると考えられる。」とし、「権利者が被る経済的不利益を上回るものではないとの意見が多かった。」と結論付けている。 しかし、この部分は議論が尽くされていないと考えますので、この様に結論づけること」に反対します。。尽くされていない議論・論点の一端を下に例示します。 ・「レンタルしたコンテンツが私的録音されるので経済的不利益が生じている」と主張するのであれば、レンタル店経由での指導・啓発により複製しない様にする、また第30条の範囲外として「違法コピー」化して対処する、あるいは、レンタル店へのコンテンツの販売金額にコピーによる経済的不利益分を含めるべきであるのに、その対処をせずに私的録画補償金でカバーしようとするのは納得できない。 ・映画作品はごく少数の録画でも権利者に与える不利益が多いと言うのは権利者の主張である。それをそのまま報告書に記述するのはいかなる判断をされたのか？ そもそも、映画作品を放送局に提供するのであるから、権利者は「放送されたら、それなりの人数が録画するであろう」ことを想定としているはずである。したがって、放送局へ映画コンテンツを提供しておきながら、その番組を私的録画されると不利益が多いとの主張に納得はできないし、その主張は通らない。 ・放送局は、デジタルのHD番組は常にステーションロゴを出しっぱなしにするなど、放送番組を録画したものは、放送局が制作したパッケージソフトに比べ私的録画での複製物の価値が下がる手段を講じている。そもそも私的録画されたから、放送局が制作したDVDが売れない」と言う話は聞いたことがない。	個人
ページ P106 b他人に借りた音楽CDからの私的録画 意見等 他人に借りた音楽CDからの私的録画は第30条の適用範囲外とすべきである。 理由 他人に借りた音楽CDからの私的録画を第30条の適用範囲外とする理由として、利用者との契約による管理ができない、適用除外しても違法状態が放置されるだけである。と書かれているが、権利者団体は、他人に借りた音楽CDを私的録音しているとして、HDD録音機(iPodなど)への私的録音補償金の適用を求めている。 管理できないにもかかわらず、他人に借りた音楽CDを複製するのは違法とし、違法であることの啓蒙啓発を行い、その様な行為を無くする努力をすべきである。 もし権利者側が「他人に借りた音楽CDからの録音」を私的録音として30条内に止めると主張するのであれば、それを理由に「他人に借りた音楽CDを録音しているからHDD録音機を私的録画補償金の中に含めよ」と言うのは筋違いである。HDD録音機は購入した音楽CDのプレイスメントと合法的な、音源提供者との契約による録音補償金の支払いが可能な合法的ダウンロードサイトからの録音にのみ使われる機器であると考えて議論すべきである。 他人に借りたCDからの録音を第30条の適用範囲内に止めよと権利者側が主張するのは、録音私的録音補償金を沢山の機器から取りたいと言う意図による主張と考えざるを得ない。	個人
上記に関する検討結果が108ページにあり、その中ほどに「一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」とあるが、事業形態を限定して除外する、しないを決めるのは実際には無理であると考ええる。現在、アップルの音楽配信は回数を制限してコピー可能としているが、これは私的録音そのものであり、配信の料金を多少値上げしてコピー分の著作権使用料を徴収するとしても、事業者によってコピーの制限回数は異なることもあり、効率的に管理できるとは思えない。 現在のような緩いシステムこそ自由に個人の範囲で私的複製を行うことのできる私的録音録画補償金制度の真髄であり、金額もわずかな額であるので、現行のシステムが継続することを望む。ただし、新しい媒体が出現した場合には速やかに補償金の対象とすることを条件に。	個人
資料にあるとおり、私的録音の内訳はレンタル店が最も多いが、110-111ページにおいて、私的録音に対する対価の徴収は行っておらず、慎重な意見が多い。この問題に対し、私的録音を明確に認めるシステムの構築を提案する。	個人
無料(もしくはCM付き)放送の録音録画が入っていないと思うのですがこれは私的録音録画の利用形態として上げる必要の無い項目なのでしょうか？	個人
有料事業者に関する検討結果について反対である。 理由 地上デジタル放送・BSデジタル放送・CSデジタル放送については、すでにコピーコントロール措置がなされており、本来の意味での録画権を利用者は有していないこと。タイムシフト視聴のために一時的にハードディスクに保存されたものを個人的に複製することも既に不可能になっていること。	個人

※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 権利物を守るために、「権利者が著作物等の提供者（例えば配信事業者）と契約をし、この契約内容に基づき、当該提供者と利用者が契約を結ぶことにより、利用者の録音録画を管理する」(p109)というモデルが、あくまで著作権を取りまとめる企業側の論理であり、現場で手を動かしている著作権者の選択肢をおおきくしぼるものであるからです。 私自身は、著作権者側に立っている人間です。 その上で、現在ある著作物の権利を守ることよりも、これから新しく出す著作物の頒布の方が、収入と生活に大きく影響すると考えます。 「著作権者側が、入り口で客を分断する」契約モデルを、一般的なものと考えるべきではないとおもうのです。 それは、現在すでにたくさんの著作物資産を持っていて、利用者が契約関係を結ぶメリットが大きいと思ってもらえる「会社」のためのビジネスモデルです。 けれど、実際には利用者と新しい著作物との出会いは、口コミや貸し借りであったりネットワーク上に違法であっても流れているファイルであったり、著作権者との契約よりもルーズな世界で起こっています。 「実際に手を動かしてものを作っている著作権者」は、その枠組みの中で自分の著作物の利用者を増やそうと苦心しています。 現場の著作権者には、集金がうまくいくことより機会が大きく狭まることの方が深刻であるケースがままあります。 現場の著作権者は、企業とそんな契約書は結ばなければ良いとは、現実問題として立ち行かないのです。 窓口がなくなっただけという著作権者が生活できるような環境ではありません。 利用者の利用形態を圧迫する時代は、作り手にとっても自由が失われた不幸な時代になります。 現在、売れていない著作権者が売れる努力をする余地をおおきく奪ってしまうことになるからです。現在は過剰供給の時代であり、まず利用者に受け取ってもらうことが現場の著作権者にとっては本当の死活問題なのです。 声をおおきくして「私が著作権者です」という人々は、実際には、現在前線で手を動かしている作り手より、企業や一線を引いた著作権者の方が多いのです。実際にものを作っている作り手の声は、「彼らの声」とは重ならないことも多く、当件も見解の齟齬がある部分です。 現場の作り手は、確実に集金することより、まずチャンスと自由を求めるのです。 今回の案件は、法律を改正するにしても「(2)に該当する著作物すべてを一律で第30条の適用範囲から除外」というかたちで、環境そのものを激変させてしまうことは避けるべきだと考えます。 「著作権側から個別に希望がある場合は、30条の方を適用する」という選択肢が選べるかたちで、法律を改正すべきだと考えます。 それは、著作権者個々人の持つ権利であり、商業モデルとは関係ないのではないのでしょうか。 つまり、(2)の、つまり契約モデルに該当する全著作物が対象になるのではなく、(2)に該当する著作のうち「第30条の適用範囲から除外」を希望する著作権者にのみ除外オプションが与えられるべきであると、一著作者として考えます。	個人
●106ページの「(2)音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性のある利用形態(契約モデルによる解決)」について すべてのコンテンツ配信モデルが契約で解決できるかどうかを現実的に考えると難しい部分があるのではないか。また、従来音楽や動画などのコンテンツは、消費者がコンテンツを購入する際「契約を結んでいる」という観点が乏しく、購入した時点で私的複製の自由まで含めて購入しているという感覚が圧倒的に多数派だ。 結果的に契約でコピーできる、ということになっても、合法的に購入したコンテンツに対して私的複製の自由が制限される、というのは一般的な消費者的には受け入れがたい概念だろう。オーバーライド契約が社会的にもう少し分かりやすく、受け入れやすいものになってから、改めてこの適用除外問題を考えれば済むことである。	個人
●102ページの「bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音」の項目について。 恣意的であり、過誤を含んだ報告です。「貸与使用料の中にどのような利用に対する対価が含まれているかは、当事者間の意思解釈に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった。また、レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般に無く、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。」とありますが、それは間違いであり、過去においてレンタル業者が「対価が含まれている」と主張したことがあります。このことは私的録音録画小委員会自体の議事においても記録されています。それがなかったかのように書かれており、さらに、需要拡大協力金という形で実質的な補償金の上積み・使用料値上げが行われていることについても触れられていない事は、この「中間整理」が恣意的な要素を多分に含んでいる事の表れだと考えます。消費者の権利について、消費者のいないところで、レンタル業界と権利者が勝手に決定した事実のみを行政が「あたかも法的な根拠があるものであるかのように」提示している様は、談合の事実を報告書として書いているようなもので、国民に対して詐欺行為を行っているものです。こうしたことが刑事告発されないのは法の不備ではないかと思います。	個人
私的録音の対価は含まれていないとの契約や認識と書いてありますが、一般に借りる人の認識は、他のメディアへ録音して聞けるのが多数であり、それを前提としたビジネスモデルと認識されています。でなければ、販売単価が高い映画よりもCDのレンタル料の方が高いという実態はありえないのではないのでしょうか。	個人

(1)私的録音録画の実態から権利者に著しい経済的不利益を与えているのではないか等との指摘があった利用形態 b他人から借りた音楽CDからの私的録音 が項目として上げられているが、そもそも20Pの項目は「デジタル録音を行った人」が「何をソースに行ったか」でしか分析されていない。 レンタルからの録音曲数が例えば300曲(CDアルバム約30枚)に対して、友達からが約20曲(同2枚)などのような場合でも同じようにカウントされている統計であって、これを理由として「他人から借りた音楽CDからの私的録音」を「経済的に不利益を与えているのではないか」という推定が論理的だとは言え切れない。 購入された楽曲、1曲辺りどれだけ複製されるかが問題の根幹にあるのであって、「友人・知人」と言った狭い範囲の複製を、レンタル店と同様に扱うのは疑問が残る。 ただし、私的複製の範囲は「家族・家庭に順ずる範囲であること」が条件であるため、「友人・知人」の範囲しだいでは、そもそも「私的複製」と認めるべきではない」可能性が残る。 以上、当該項目については『「推定方法」に疑問が残る』であって、当該項目があることに意見は無い。 『反対:他者からの貸与CDによる私的録音は30条除外項目として追加する事に対して』 項(3)ですでに書いたが、他者からの貸与による被害推定に対して疑問が残る。 また、「家族・またはそれに準じる範囲外」の判断ですでに成文化されてある違法行為であると考えられる。 この二点により、30条除外条件として改めて成文化する必要は無いと考える。	個人
【P.100】 第7章第2節1「利用態様ごとの私的録音録画や契約の実態」 DVDからの私的録画が不可能であるかのように書かれているが、これが実態を反映しているのか疑問である。DVDに用いられている「著作権保護技術」は著作権法の「技術的保護手段」には当たらないため、中間整理でも「技術的保護手段」の語は注意深く回避されているところである。 映画業界側の見解としてはDVDのコピーを私的複製外(「技術的保護手段」の回避にあたる)としているが、実際問題として著作権法によって規制されているものでも技術的に不可能なものでもなく、むしろユーザーは私的複製(具体的にはDVDからのハードディスクへの記録、およびiPod等用の変換)することも想定して上でDVDを購入しているというのが実態である。 このような現状がある以上、たとえばこうした私的録画を改めて違法化するとかするのではなく、素直にDVDの私的複製を認め、私的録画補償金の対象として含めることが必要である。 現在、DVDに替わる新世代のディスクが提案されているところであり、これには複製を不可能とする技術が使われているところである。ユーザーが従来のDVD(複製可能)を採るか、新世代のディスク(複製不可能)を採るかは微妙な情勢であるが、著作権法によって保護されていない「著作権保護技術」にまでその保護が及んでいるかのような認識でいつまでもいるのはおかしいのではないかと。 むしろユーザーには、自らが対価を支払って入手したコンテンツの私的複製(とりわけプレイシフト・メディアシフト・タイムシフト)の権利を保障すべきなのであって、こうした私的複製態様については「技術的保護手段」の回避であっても違法ではないとするような法規定を設けることが強く望まれる。その立場を採って、DVDの複製についても従来の著作物複製と同じ扱いを適用し、私的録画補償金を課金する対象として含めるべきと考える。 「技術的保護手段」については、現状の規定を維持することとし、次世代ディスク等がこの規定に沿った複製防止技術を採用して初めて私的複製から除外するものとするべきであろう。著作権法ではあくまでも複製利用に権利を認め、視聴については権利を及ぼさないとこの原理原則を維持すべきである。	個人
●p112 購入したCDからの私的録音 既に自分が購入したCDからの私的録音の場合、私的録音をしたからといって購入者がその音楽を聴くのであれば、著作権者に不利益を与えていないのではないかと。(既に購入しているので販売機会の損失がない)同様に、適法なダウンロードサイトから有料で購入したのに関しても同様である。 ●レンタル事業者から借りたCDからの私的録音 販売機会の損失はあると考えられる。しかし、私的録音をしないという前提でレンタルすることはありえないのではないかと。従って、レンタル料に補償金を含めるのが適切と考える。また、こうすることによって、適切な著作権者に補償金を支払うことが可能になるのではないかと。 ●p117 他人から借りたCDからの私的録音 数年前に著作権保護処置をしたCCCDが販売され、他人からCDを借りても私的録音ができないという状況があった。 この時の音楽CDの売り上げと、それ以前(私的録音により著作権者の権利が侵害されていたとき)の売り上げとを比較すれば、どれだけの金額が私的録音により著作権者に対する不利益となっているかが算出できるのではないかと。 その差分が私的録音による著作権者の不利益と考えれば、その金額が明確になり、それを元に議論すればいいのではないかと。	個人
●P100(1)利用形態の分類註釈 映像分野におけるパッケージ商品(市販用又はレンタル用のDVD又はビデオ)については、おおむね複製禁止の著作権保護技術が施されているため、通常の場合には私的録画は不可能である。 上記の点に関し、疑問を呈します。私の住む人口約6万人の小さな町の本屋さんにも、DVDをコピーする方法を解説した書籍や雑誌はいくらも販売されております。 ●P102bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音 貸与使用料の中にどのような利用に対する対価が含まれているかは、当事者間の意思表示に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった。また、レンタル店と利用者との契約(会員規約)では私的録音に関する条項は一般になく、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。 上記の点に関し、疑問を呈します。この「当事者」は、一体誰・どこを差すものでしょうか。また「レンタル業界としては」というのは、業界団体の意見として、ということでしょうか？一般論として述べるにしても曖昧であり、掘るべき情報源が無ければ説得力に欠ける註釈ではないかと思えます。 ●P108bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画 イ有料放送事業者の場合は、多種多様な著作物等を利用するという放送事業の特殊性があること、調達価格が高騰し映画等のコンテンツの調達に支障が出ること、例えば音楽番組を録画する場合のように、音楽を映像とともに利用する場合は、公衆送信(放送)権は著作権等管理事業者が一律に管理していても、録画権は個々の権利者に使用料の決定権がある場合があることなどの理由から、現行の契約体系を変更することは困難であること 上記の点に関し、疑義を呈します。「多種多様な著作物等を利用する」のは放送事業だけの特殊性ではありませんし、映画の調達価格が高騰し調達に支障が出るのは一民間事業者の商売に関する事情であり、法によって鑑みるような事項とは思えません。音楽を映像とともに利用する場合の権利の複雑さは同様です。これらの事情によって法の内容を考慮する、という事は特定事業者(この場合は放送業者)に、特別便宜を図るも同然ではないかと考えます。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見
 第7章 検討結果
 第3節 補償の必要性について

意見	個人／団体名
補償の必要性そのものについては、いまだ十分な議論が尽くされていない印象を受ける。補償金制度を見直すうえで大前提となる議論であり、その要否については広く国民の意見を踏まえて判断がなされることを望む。とりわけ、デジタル化・ネットワーク化が進む中で、著作権保護技術の普及と契約モデルによる対応が補償金制度の導入当時に比べて格段に進展したことは事実であり、これを充分に考慮して補償金制度の要否（あるいはその規模の維持・縮小）が検討されるべきであると考える。	日本知的財産協会
著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係については、意見の一致を見ておらず、補償の必要性についても、意見によって認められる場合とそうでない場合があるようだ。しかし、制度が導入された同時と比べ、現在では原盤となるコンテンツとまったく変わらない品質で大量の複製を短時間に行うことが可能となっている。こうした現状に則して考えれば、権利者がこうむる経済的不利益は、さらに増大している。 一方、私的録音録画小委員会が中間整理がなされるのと平行して、総務省情報通信審議会で「いわゆる“コピーワンス”ルールの見直し」についての答申では、コンテンツに対するリスペクトとその適切な保護、創造に関与したクリエイターに適正な対価が得られる環境（すなわち、私的録音録画補償金制度）の実現という2点の共通認識のもとに、「ダビング10」というルールが合意された。これら一連の経緯からしても、補償の必要性については、論を待たないと考える。私的録音録画補償金制度の見直しは、現状にあわせ、それに関連した合意事項を尊重した制度設計を求めたい。	映像対策会議（協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネージメント事業者協会 社団法人日本劇団協議会）
『該当ページ及び項目名』110ページ～第7章第3節 補償の必要性について 1 権利者が被る経済的不利益 補償金は権利制限の代償措置である。したがって、111ページ、アの「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分を経済的不利益とする考え方」が妥当である。 『該当ページ及び項目名』114ページ～第7章第3節 補償の必要性について 2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係 (3) 著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 著作権保護技術による複製制限の程度によって権利者の被る不利益が変動することに異論はないが、イ-iiに述べられている「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」との考え方は明らかに間違っている。 その根拠としては、音楽CDについて、SCMSという著作権保護技術による複製制限を付与されているにも関わらず、それを録音する機器、媒体が従来から補償金の対象となってきたことが挙げられるが、そもそも現状施されている著作権保護技術は、利用者の利便性に配慮する観点から「私的複製の規模を超えて複製が行われることを防止する」ことを目的として複製を制限するものであって、補償金の対象となる領域まで制限するものではない。また、技術的保護手段による複製制限の範囲内で行われる複製が予見可能であるということと、そこで権利者の経済的不利益が生じるか生じないかということとは何の因果関係もなく、完全な論理の飛躍である。著作権保護技術と権利者の被る経済的不利益の関係を見る場合に問題となるのは、暗号化の有無や、複製制限が施されていること自体ではなく、どの程度の複製制限が付されているかという点にある。 『該当ページ及び項目名』116ページ～第7章第3節 補償の必要性について 3 補償の必要性の有無 (1) 経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 (2) 経済的不利益に対する全体的な評価 (3) 権利者の受忍限度と補償の必要性 権利者の不利益とはならないとの意見のあるタイムシフトやブレイクシフトについては、それらが私的録音録画の全てではなく、第30条の適用範囲で議論された様々な態様の私的録音録画が混然として行われていることから、補償金制度全体のボリュームを検討する際に配慮すべき事項とはなっても、権利者の不利益すべてを否定する根拠とはなり得ない。 また、補償金制度導入時に比べて、デジタル技術の著しい進歩に伴い、デジタル方式による音楽や映像の複製機能を訴求した製品は、制度導入時に比べて遥かに多岐にわたり、それらの機器が普及することに伴って、制度導入時に比べれば、それらの機器を利用した私的複製の利便性は格段に向上し、私的複製全体のボリュームも飛躍的に拡大して、権利者の被る不利益も拡大し受忍限度をはるかに超えていると解される。このことは小委員会に報告された様々な実態調査等の結果により、すでに明白である。 『該当ページ及び項目名』119ページ～第7章第3節 補償の必要性について 4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 ここに述べられている、ア、イ、ウのうち、アとウについては補償の必要性がなくなる可能性のある部分として理解できるが、イの「著作権保護技術の内容について権利者の選択権が行使できるようなり、そのような実態が普及したときは補償の必要がない」との考え方を採用することについては反対である。 配信に関わるハードウェアからソフトウェアに至るまで、関連するプラットフォームの全てを独占的に保有する立場の配信事業者があるような場合に、権利者は一律の配信対価や著作権保護技術の採用に同意することを求められ、市場動向等から権利者がこれに同意せざるを得ないような事例も存在している。このような場合に、権利者が配信に同意したことをもって、その著作権保護技術の内容について選択権を行使したと拡大解釈された場合は、著作権保護技術に関する権利者の裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になる懸念があり、補償の必要性がなくなるとは考えられない。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)

●『該当ページ及び項目名』110ページ～第7章第3節 補償の必要性について 1 権利者が被る経済的不利益補償金は、あくまでも第30条1項で権利者の権利が制限されていることへの代償措置です。 ●『該当ページ及び項目名』114ページ～第7章第3節 補償の必要性について 2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係 (3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 イ-iiに述べられている「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」との考え方は間違っています。 ●『該当ページ及び項目名』116ページ～第7章第3節 補償の必要性について 3 補償の必要性の有無 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 (3)権利者の受忍限度と補償の必要性 タイムシフトやブレイクシフトが権利者の不利益にならないという意見がありますが、それらが私的録音録画の全てではなく、通常様々なかたちの私的録音録画が混然として行われています。よって、そのことが権利者の不利益すべてを否定する根拠とはならないと思います。 また技術や機器、媒体の進歩に伴って、制度導入時に比べれば、それらの機器、媒体を利用した私的複製のボリュームも飛躍的に拡大していることから、権利者の被る不利益も拡大し受忍限度をはるかに超えている思います ●『該当ページ及び項目名』119ページ～第7章第3節 補償の必要性について 4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 イの「著作権保護技術の内容について権利者の選択権が行使できるようなり、そのような実態が普及したときは補償の必要がない」との考え方を採用することについては反対です。 著作権保護技術に関する権利者の裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になる懸念があり、そうであれば補償の必要性がなくなるとは考えられないからです。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
●『該当ページ及び項目名』110ページ～第7章第3節 補償の必要性について 1 権利者が被る経済的不利益補償金は、あくまでも第30条1項で権利者の権利が制限されていることへの代償措置です。 ●『該当ページ及び項目名』114ページ～第7章第3節 補償の必要性について 2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係 (3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 イ-iiに述べられている「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」との考え方は間違っています。 ●『該当ページ及び項目名』116ページ～第7章第3節 補償の必要性について 3 補償の必要性の有無 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 (2)経済的不利益に対する全体的な評価 (3)権利者の受忍限度と補償の必要性 タイムシフトやブレイクシフトが権利者の不利益にならないという意見がありますが、それらが私的録音録画の全てではなく、通常様々なかたちの私的録音録画が混然として行われています。よって、そのことが権利者の不利益すべてを否定する根拠とはならないと思います。 また技術や機器、媒体の進歩に伴って、制度導入時に比べれば、それらの機器、媒体を利用した私的複製のボリュームも飛躍的に拡大していることから、権利者の被る不利益も拡大し受忍限度をはるかに超えている思います ●『該当ページ及び項目名』119ページ～第7章第3節 補償の必要性について 4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 イの「著作権保護技術の内容について権利者の選択権が行使できるようなり、そのような実態が普及したときは補償の必要がない」との考え方を採用することについては反対です。 著作権保護技術に関する権利者の裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になる懸念があり、そうであれば補償の必要性がなくなるとは考えられないからです。	演奏家団体 パブリックインサード会
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会で中間整理がなされるのと平行して、総務省情報通信審議会から公開された「いわゆる“コピーワンス”ルールの見直し」についての答申では、①コンテンツに対するリスペクトとその適切な保護、②創造に關与したクリエイターに適正な対価が得られる環境の実現という2点の共通認識のもとに、「ダビング10」というルールが合意され、提言されている。しかし、クリエイター（権利者）、ユーザー（消費者）、メーカーの3者が合意したこの共通認識を、文化庁文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会の場で、メーカー側はあっさりと破棄し、私的録音録画補償金制度の廃止を主張した。「権利者に重大な経済的損失を与えているとは言えない」ということらしい。デジタル録音録画の技術が持っている社会的影響力の大きさと、文化論的意味を、企業の社会的責任としてメーカー側は真摯に考えているのだろうか。 そもそも、デジタル方式での視聴覚著作物の録音録画は、アナログのそれとは質がまったく違い、オリジナルと変わらない複製ができあがる。これは、造幣局でない一般家庭で真札造りが可能になっているようなものだと言えるのではないだろうか。機器メーカーは、この複製機器を販売して利益をあげているのである。 この事によって引き起こされる深刻な事態を重くとらえて、私的録音録画補償金制度が作られたはずである。私的録音録画補償金制度のこの原点をもう一度しっかり確認して、議論は行われるべきである。 現在は、家庭内における私的な複製は零細かつ私的な領域で行われるので、例外的に権利者の許諾なく行う事ができるとされているが、現状では機器の発達によりコンテンツが広範囲に利用され、複製は予想を越えて量的にも質的にも拡大し零細且つ私的な領域を越えている。権利者の経済的利益を侵害しているのは、明らかである。 欧州各国は2001年以降、携帯オーディオプレイヤーも補償金の課金対象としてきている。日本は何故現状に合わせた対応がとれないのか。補償金の受領額は、欧州は日本の数倍となっている。この差は文化や著作権の考え方、文化の捉え方の成熟度の違いなのか。日本の実演家は他国に較べて蔑ろにされていると言わざるを得ないだろう。	協同組合日本俳優連合
技術の発達により、量的にも質的にも制度導入時とは比較にならないほど私的録音録画の実態が拡大した一方で、補償金制度が十分に機能していない現状において、権利者が被っている経済的不利益は、制度導入時において既に超えていた受忍限度を大きく超えるものであることは疑うべくもない。 補償措置が不要となるのは、著作権保護技術によって消費者の私的録音録画がすべて禁止される場合に限られる。著作権保護技術によって複製回数を制限したとしても、それは単に私的録音録画の範囲を超えた複製を防止するに過ぎないのであって、補償の必要性がなくなるわけではない。 また、著作権保護技術が導入されたとしても、一部でも複製が許容されれば総体としてみた複製の量は膨大なものになると考えられ、権利者の受忍限度を超えることになり、補償措置が必要となる。(中間整理p.111「ア」及びp.115「イー i」)。	社団法人日本音楽著作権協会
著作権法第30条(私的使用のための複製)は権利制限であり、本来、著作者等有する複製権(実演家には録音権及び録画権)が例外として免責されるというものである。免責される条件として併記されている補償金制度を、バランスを考慮せず一方のみ廃止という意見はナンセンスであり、受忍限度を遥かに超えた今日の状況下では、権利者が被る経済的不利益に対して、その対価相応の補償の必要性があることは言うまでもない。 たとえ著作権保護技術によって、複製回数に一定の制限があるとしても、大半の範疇で対応しているわけではなく、不備のあるDRMも混在する中、補償の必要性はないというのは誤った解釈である。 今日、著作権保護技術の普及は不十分であり、権利者側がその内容を選択し、行使できるような状況にもない。また、著作権保護技術の普及による権利の保護が整い、対価が確保できる仕組みが構築されるには、ほど遠い道のりである。よって、著作権保護技術により補償の必要性がない、補償金制度廃止を唱えるのは時期尚早である。	社団法人日本音楽事業者協会

(111頁～)私的録音録画補償金は、その制定経緯から考えても、権利制限の代償措置と考えられる。したがって、111頁の「経済的不利益の評価について」の法律的視点についても、アの「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分を経済的不利益とする考え方」が妥当である。 (119頁～)同頁において「権利者の受忍限度」について記載されているが、今日では、私的録音録画補償金制度導入時に比べ、デジタル方式による音楽や映像の複製機能を訴求した製品が著しく普及し、それにより私的複製全体のボリュームも飛躍的に増大していることから、権利者の被る不利益は「受忍限度」を明らかに超えているというべきである。 たしかに119頁「4」においても記載されているように、私的録音録画補償金により補償の対象とされる経済的不利益は、著作権保護技術の進展及びその利用方法如何によっては補われる可能性があることは否定しないが、121頁冒頭にも述べられているように、著作権保護技術の選択においては、その選択肢の設定において権利者側の意向が反映されない場合が多く、権利者側が「自由な意思」(私的自治)により、著作権保護技術の選択を通じて、私的録音録画をコントロールするという状況は、容易に想定しがたい状況であることに注意する必要がある。	社団法人音楽制作者連盟
著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においても、その制限については厳格な条件を課しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。「著作権法逐条講義」で加戸守行氏が述べているように「補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。	社団法人音楽出版社協会
著作権保護技術と補償の必要性を考える上では、p. 116にあるとおり、「開発過程に権利者がどう関与していたか等の評価の問題」が重要で、イーiiのJEITA委員の主張に強く反対します。実質的にコピーフリーに近いiTunesのFairplayや、本年8月の情通信中間答申におけるコピーワンスの見直しにより設定された「1世代×9回」の暫定合意を「著作権保護技術」と据えて権利者への補償の機会を奪うというのは乱暴すぎます。	日本作編曲家協会
「権利者が被る経済的不利益」は、「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益である」と考えるのが妥当である(補償措置は権利制限の代償)。そして、第2章記載の私的録音録画の実態から明らかとなり、権利者の経済的不利益は受忍限度を超えていると考えられる。 なお、「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)」は、ベルヌ条約等に定められた、いわゆる「スリー・ステップ・テスト」の考え方に適合しないと考えられる。なぜなら、権利者の許諾を得て行われる事業に経済的損失を与えるのであれば、それは「著作物等の通常の利用を妨げる」利用形態であり、そもそも権利制限の代償として補償措置を講じたとしても許容されない(権利制限が許されない)こととなるからである。	社団法人 日本レコード協会
Regarding the DRM argument it can be mentioned that the current trend is a shift from DRM systems to systems without any protection measures since such systems are much more consumer friendly. However one can also argue that, even if DRMs were to be used in a larger extent, there is still a need for a private copying levy system since right holders currently do not receive any payment directly through DRMs for private copying. It is also important to mention that even if such payment should exist it is not clear that this should affect the levy on DRM-compatible devices. Such devices can also be used to copy non DRM material. It is also important to point out that DRM systems presently only are used in connection with sales of music and films. Copying can also be made of other material such as TV- and radio-programmes etc. which is not DRM protected.	COPYSWEDE

【総論】 当協会として、著作権保護技術と補償の必要性については以下のように考えます。 【1】複製禁止の著作権保護技術により現実複製されていない場合及び著作権保護技術の利用にも拘わらず複製される事実は存するがその複製を著作権法が禁止している場合には、補償の必要は無いと考えます。 【2】複製禁止の著作権保護技術が用いられているが、その実効性が充分でなく複製されている事実があり、かつ、その複製を著作権法が許容している場合(すなわち、当該著作権保護技術を回避して行われる複製行為が、私的複製に関する権利制限の適用範囲外とされていない場合)には補償の必要性が否定できないと考えます。 この点、現状はCSSを回避する複製や無反応機による複製が行われている状況にあるのに加え、CSSを回避することは著作権侵害ではないとの見解が広く流布されているため、CSSが技術的保護手段であろうとなかろうと著作権法が許容する複製が行われているという状況が存在するという事実は、権利者に対する補償の必要性が否定できない事情となるものと考えます。 【3】複製制限の著作権保護技術により現実複製が制限されている場合であっても、一定範囲の複製が許容されている場合には、当該複製が、別途の補償措置の存在を前提とせず、各コンテンツの関係権利者の明確な意思に基づき選択・許容された複製でない限り、その許容されている範囲について補償が必要であると考えます。 【各論】 (1) 著作権保護技術の範囲内の録画と権利者の不利益について 「本中間整理」114頁に「私的録音録画により著作物等を楽しむという社会現象は、確立された社会慣行であり、Aのような特殊な例を除き、一定の範囲内で私的録音録画を認めることは、権利者も支持・許容するものである。」との記述があります。 しかしながら、私的録画を楽しむのが「確立された社会慣行」であり「権利者が支持・許容する」ものだとすることは疑義があります。 私的録画機器が広く一般家庭に普及するようになったのは、2分の1ビデオカセットレコーダーが発売された1975年以降だと思われますが、1973年3月の「著作権審議会第3小委員会報告書」ではすでに「私的使用の範囲をより限定すべきであるとの意見」もあり、将来の問題として報酬請求権制度導入が論じられています(第二章1(1))。 その後「本中間整理5頁」以降に記されているような経過で、平成4年に政令で定めるデジタル録音録画機器・記録媒体を対象とした私的録音録画補償金制度が導入されましたが、その際も、デジタル方式の録画であろうとアナログ方式の録画であろうと、補償金の対象となっていない機器・記録媒体での私的録画を権利者が支持した事実があったとは思えません。 「本中間整理」21頁のグラフが示すとおり、私的録画の大半は補償金制度の対象外のメディアになされています。このような私的録画状況を著作権者が支持したり、許容したなどとは聞いたことがありません。 「著作権審議会第3小委員会報告書」の記述からも分かりますとおり、私的録画問題に深い関係を有する著作権者は、私的録画について常に是正を求めつづけているのですから、「社会慣行」が確立したとする上記「本中間整理」の記述は不正確なのではないでしょうか。 したがって、明確な根拠もなく私的録画を「確立された社会慣行」であると認定することには強く反対いたします。 (2)「本中間整理」116頁のイ-iiの見解について 「本中間整理」116頁に「権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上(著作権保護技術の内容により想定できる)で提供している」ので「補償の必要性はない」との見解(イ-iiの見解)が示されています。 しかしながら、コンテンツに用いられる著作権保護技術のすべてが、コンテンツ提供者や関係権利者の意思により選択されたものとは認めがたい状況の下では、著作権保護技術の内容により結果が想定できることと、想定された範囲内で補償を不要とすることとを直ちに結び付けることは到底不可能です。この点で「著作権保護技術が施されていれば、直ちに権利者はその範囲内の録音録画から補償を求めるべきでないとするのは不適切である」とする「イ-ii」の見解が正当であると考えます。 (3) 補償の必要性の有無について 「本中間整理」117頁では、録画について、(a)タイムシフトの録画に経済的不利益があるか、(b)放送時点で広告収入により投資回収は完了している、(c)放送番組の二次利用は進んでいないので経済的不利益はない、等の意見が記されています。 以下、これらについて意見を述べます。 (a)「本中間整理」では、タイムシフトを「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」と定義しています(111頁)。 この定義によれば、番組を視聴しながらこれを録画する場合でも、その録画したものの視聴は放送時間とは別の時間に行われま すし、録画して保存する場合でも、保存したものは放送時間とは別の時間に視聴するのですから、このタイムシフトの定義に該当することになります。 したがって、この定義によれば、「タイムシフト」は単なる「録画」と同義であり、あえてタイムシフトという用語を用いる必要性は無いように思われます。(事実、「本中間整理」117頁では、「タイムシフトにより別の時間に視聴したからといって、録音録画物が視聴者の手元に残らない限り放送番組等の二次使用に支障が生じるとは考えにくい」と述べています。すなわち「タイムシフト」というだけでは二次使用に支障が生じるとは考えにくい場合を示すことができず、これをさらに限定する「録音録画物が視聴者の手元に残らない限り」との文言を加えることで、二次使用に支障が生じにくい場合を論じているのです。その当否は措くとして、この見解では、メルクマールは「録音録画物が視聴者の手元に残るかどうか」であって、「タイムシフト」ではありません。また、「本中間整理」111頁では、タイムシフトを括弧書きで「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」と定義つけた上で「経済的不利益があるか疑問である。」との意見が記されていますが、これでは「私的録画に経済的不利益があるか疑問である」ということと同義であり、タイムシフトという用語を用いる意味はないと考えます。) にも拘わらず、敢えて、「録画」ではなく「タイムシフト」という用語を使用するのはなぜなのでしょう。 「本中間整理」119頁では、タイムシフトが「他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低いことに異論はなく、これらの点は、補償金の額の設定に当たって考慮事項とすることが考えられる。」としています。 しかし、「本中間整理」111頁の定義では、他の利用形態と比べようがなく、経済的不利益が相対的に低い利用形態ということではできないと思われます。 さらに、「本中間整理」120頁では、著作権保護技術の普及によって補償の必要性が無くなる目安として「放送のタイムシフトのための録画に必要とされる回数をさらに制限するかどうか」を掲げていますが、「本中間整理」111頁の定義では、「録画」をタイムシフト概念で限定することができませんので、目安とすることは不可能です。	社団法人日本映像ソフト協会

そもそも「タイムシフト」という用語は、米国での「ベータマックス訴訟」でビデオデッキメーカーがフェアユースを主張する根拠として用いたもので、同事件の米国連邦最高裁判決では、「放送番組を録画して別の時間に一度視聴した上で消去すること」(「本中間整理」111頁脚注59)をいうと定義しています。この定義によれば、視聴者は、録画という著作物の利用行為により自身の好きな時間に視聴できるというプラスの効用を得ていますが、一度しか視聴しない点で放送の視聴と同じであり、著作物利用の効用が保存目的の録画とは異なると考えられます。この意味で、米国連邦最高裁のいうタイムシフトは、録画という著作物の利用行為により新たな著作物の効用を獲得しているので補償を不要とはしないと考えますが、その額は相対的に低くなる基準となり得ると考えられます。 また、この定義によればタイムシフトに必要な回数は1回となり、それを下回る回数は0回即ち録画禁止を意味すると思われる。したがって、本来の意味での「タイムシフト」は、補償要否を判断する基準として機能する定義だと思われる。 しかし、「本中間整理」においては、上記のとおりフェアユースの対象として一般に広く認知されている「タイムシフト」という言葉を、そもそもの定義よりも広く「録画」と同等の意味を持たせながら敢えてオリジナルの定義と異なる用語とし、それに対する補償の必要性を否定あるいは減殺する文脈で使用しているように思われます。このような混乱を生じかねない用語の使い方は避けるべきではないでしょうか。 そして本来の意味での「タイムシフト」は、補償金の額が相対的に低くなる利用形態とはいえませんが、録画という著作物の利用行為により新たな著作物の効用を獲得しているので補償の必要性はあると考えます。 (b)「本中間整理」117頁では、「放送時点で広告収入により投資回収は完了していること」から経済的不利益に疑義を示す意見があったとしています。 広告収入は、著作隣接権者である放送事業者の収入であり、著作権者の収入ではありません。 したがって、放送時点での広告収入の存否と著作権者の投資回収とは無関係です。なお、放送を一次利用形態とするコンテンツについては、放送時点で権利者側における放送事業者からの収入が全くない(著作権者はもっぱら放送後の二次利用によって対価を回収する)ものがある点なども留意すべきであり、放送コンテンツを区分しない議論は全く無意味です。 (c)放送番組の二次利用は進んでいないので経済的不利益はない、との意見もあります。 放送番組の二次使用には、文藝・音楽・実演など番組に寄与している権利者の権利処理が複雑であり、一人でも「ノー」の場合には二次使用ができないという事情はありますが、権利処理をして二次使用することは進んでおり、二次使用が進んでいないとの認識には異論があります。 また、一部に権利処理ができず二次使用できない放送番組が存在することは、放送番組の私的複製に経済的不利益がないという結論に結びつくものではありません。タイムシフトをフェアユースとした米国著作権法でも、「潜在的市場への影響」もフェアユースの成否の判断要素としている(米国連邦著作権法107条)のであり、二次利用が進んでいないことをもって経済的不利益がないという判断が是認されるものではないと考えます。 (4) 録音録画禁止の著作権保護技術が用いられている場合の権利者の不利益について 「本中間整理」114頁では、「権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録音録画ができないので権利者の不利益も生じていないものと考えられる。」としています。 しかしながら、権利者に不利益があるか無いかは事実の問題であり、複製禁止の著作権保護技術が用いられているか否かで判断されるべきではありません。 なぜならば、著作権保護技術が無効化されて複製されることがあるのは公知の事実です。しかも、「本中間整理」で、技術的保護手段とは別に「著作権保護技術」という概念を設けたことは、著作権法が無効化を許容している著作権保護技術が存在することを意味します。 また、著作権法は、技術的保護手段の回避について「その事実を知りながら行う」という複製行為を権利侵害の要件としています(30条1項2号)。そのため、CSSが技術的保護手段に該当するとの前提に立っても、CSSはアクセス制御技術にすぎないと信じてこれを回避してコピーした場合には、それは著作権法が許容している複製ということになります。 そうすると、権利者が複製禁止の著作権保護技術を用いることを選択した場合でも、著作権法が許容している私的複製によって権利者に不利益も生じていることが充分ありえます。 ところで、「本中間整理」28頁のデジタル録画の録画源の記述には、DVDビデオを録画源とする録画に触れられていません。しかし、「本中間整理」でも引用されている「17年調査」(社団法人日本映像ソフト協会「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査研究報告書」(2006年3月))77頁によれば、DVDソフトを録画源とする録画を行っている人は10.1%です。そして、その翌年の調査(社団法人日本映像ソフト協会「DVDビデオの消費実態に関する調査研究報告書」(2007年3月)73頁)によれば、DVDソフトを録画源とする人は16.2%と増加し、デジタルTV放送を録画源とする人よりも多くなっています。 この調査結果に照らすと、「本中間整理」の権利者に不利益が生じていないとの事実認識は、疑問だといわなければなりません。そして、権利者に不利益が生じているならば、不利益を生じさせている複製行為を否定して権利制限の範囲から除外する措置を講ずるべきであり、複製に関する著作権保護技術はすべて技術的保護手段と位置付けるべきです。また、無反応機器等が市場に存在できないようにする措置が必要です。 ところで、現行著作権法2条1項20号の規定では、あるコピーツールが技術的保護手段を回避するものかどうかを、著作権者も消費者も判断できるものではありません。にもかかわらず、著作権法30条1項2号が「その事実を知りながら行う場合」に限定しては、事実上、技術的保護手段を回避する複製を自由に行っているに等しいと思われる。 したがって、何が技術的保護手段か、何が技術的保護手段を回避するツールなのか、誰にでも分かるようにする措置が講じられる必要があります。 このような措置が講じられず、現に存在する著作権者の不利益を放置するならば、複製権制限の代償措置としての補償金の必要性は否定できないと考えます。	

(1)権利者が被る不利益について 現在、申し上げるまでもなく、政府においては知的財産立国の実現を国家目標の一つとして掲げられておりますが、その中でも映画は極めて重要な地位を占めるところであり、今後、政策の大きな方向性として、映画のクリエイターに適正に利益が還元され、もって良質な作品が作り出されていく正のサイクルを生み出さなければならないものと存じます。 「映画」は、映画製作者が多額の製作資金を投入して製作するものですが、その投下資本は、必ずしも回収が約束されていないリスクマネーです。「映画」は、このリスクマネーを原資に企画、撮影、編集などの製作段階を経てひとつの原版(オリジナルネガフィルム)という形に収束して完成します。 「映画」のビジネスは、たったひとつのこの完成原版をマルチユースすることにより、投下資本の回収を目指してスタートしますが、その根幹は全てにおいて複製となります。 まず、劇場での公開となりますが、これも、完成原版から上映スクリーン数分のプリントを複製し各劇場に頒布して始まります。 次に、DVD等のパッケージ商品の発売ですが、言うまでも無く完成原版から複製して製造販売します。 そして、テレビ放送ですが、これも、完成原版からテレビオンエア用の媒体に複製してテレビ局に納品し放送することになります。適法配信も同様です。 このように、「映画」のビジネスは映画製作者が完成原版を主体的にコピーコントロールしながらマルチユースすることで成り立っており、複製行為により海賊版が作成される場合はもちろん、家庭内で複製物が保存・視聴される場合であっても、資本回収のウィンドウと衝突することになるため、映画製作者は、基本的に第三者による複製について映画ビジネスの根幹を揺るがす行為であるとの認識を持っています。 また、仮に、どのような態様によっても第三者により複製行為が行われる場合には、その対価をいただくことが映画製作者にとつて生命線であると考えています。 映画製作者は、下記のとおり基本的に第三者による複製には賛成しかねるため、私的録音録画補償金制度の運用を第一義的に考えることはありません。 ■映画館等における映画の盗撮は、「映画の盗撮の防止に関する法律」(平成十九年法律第六十五号)により私的複製禁止。 ■DVD等のパッケージ商品については、技術的保護手段により私的複製禁止。 ■有料放送と適法配信は、著作権保護技術により視聴のみを許容し、私的複製は原則禁止。 上記の複製禁止措置については、社会的にもコンセンサスがとれているため 不都合が生じることはなく、当然、私的録音録画補償金制度の運用はありません。 このような状況の中で、唯一、私的複製が可能なのは無料地上波放送からの録画です。無料地上波放送の録画に関しては、保存・視聴のほかに、タイムシフティングという視聴形態が含まれるため、映画製作者としては、短絡的に複製禁止と主張することが社会通念上馴染まないと考え、私的録音録画補償金制度の運用を前提に甘受しております。 (2)著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係及び(3)補償の必要性の有無 映画製作者が考える著作権保護技術の定義は、ユーザーの視聴のみを許容し、その後の私的複製を禁止するものです。実際に、著作権保護技術により、DVD等のパッケージ商品も購入後繰り返し視聴は可能ですが、複製はできませんまた、適法配信においても視聴のみを許容し、その後の私的複製はできません。 映画製作者としては、地上デジタル放送における著作権保護技術に関しても本来は純粋なタイムシフティング視聴のみを担保するものでなければならないと考えています。即ち、ハードディスクドライブ等の記録媒体に「映画」を一時固定した後、別の時間に1回視聴すると複製物が消えるという技術こそが放送からの録画におけるあるべき著作権保護技術であるとの理解です。このような純粋なタイムシフティング視聴のためには、一時固定物を複数個認める必要はないはずです。 ところが、今般の総務省の「第4次中間答申」に盛り込まれた地上デジタル放送における著作権保護技術では、コピーワンス(1回1個)からダビング10(9回10個)まで私的録画を可能とする複製回数の緩和の方針が打ち出されました。しかし、ダビング10(9回10個)のもとでは、録画後の「映画」が保存・視聴されるケースが頻発することは明らかであり、映画製作者が賛成できるものではありません。 地上デジタル放送からの私的録画に関して、総務省「情報通信審議会 情報通信政策部会 デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の席上、映画製作者側は、視聴者の利便性とタイムシフティング視聴を勘案した上で、コピートゥワイス(1回2個)と主張しました。今般のダビング10(9回10個)は、映画製作者として容認できる範囲をはるかに超えるものであり、デジタルからデジタルへの複製であって保存・視聴されるものについては私的録音録画補償金制度による金銭的な補償の為されることが必要不可欠であると認識しています。	社団法人 日本映画製作者連盟
デジタル放送からの録画も引き続き補償金の対象とするべきです。また、この変更は放送事業者や権利者だけで決めたものではなく、消費者や家電メーカーとともに十分な議論を行った上で決められたことにも留意する必要があります。	日本放送協会

(1)補償の必要性について 放送番組について“放送時点で広告収入により投資回収は完了していること、放送番組の二次利用は進んでおらず、録画によって正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとはいえない”(117頁)といった意見が取り上げられているが、放送番組を「一度でも」録画されれば、放送事業者が放送番組の二次利用を行うにあたり、正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとともに、インターネットでの放送番組配信など将来のビジネスチャンスにまで影響を及ぼす可能性がある。 このように「一度でも」録画が行われれば、権利者には不利益が生じており、その不利益は軽微なものではない。また、便利で記録容量の大きい録画機器が販売されることによって、私的録画量が増大する環境が作られていることや、消費者のニーズを反映し、総務省・情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が、デジタル放送の複製回数を、現状のコピーワンスからコピー10回へ大幅に緩和することを提言しており(第4次中間答申)、その実現に向けて関係各機関で調整中であることなど状況変化が生じてきていることから、それによって権利者の被る不利益に対する補償措置が必要である。 (2)タイムシフト目的の録画について そもそも私的録画はすべての権利者の権利を「制限」することにより可能となっているもので、視聴者が当然に持つ「権利」ではない。この「制限」がなければ許諾を得て、使用料を支払って録画しなければならないと考えれば、この点はタイムシフト目的の録画も他の私的録画と同じである。また、「一度でも」録画されれば権利者に不利益が生じるのは、(1)で述べたとおりであることから、「(タイムシフト目的の録画は)他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低い”(119頁)とはいえない。したがって、“タイムシフトの要素を補償金額の設定に当たって考慮事項とすること、反映すること”(119、138頁)には反対する。 (3)著作権保護技術と補償の関係について 著作権保護技術が施されている場合も、(1)のとおり、「一度でも」録画ができれば、権利者には不利益があり、補償の必要性があることに変わりはない。 デジタル放送に施している著作権保護技術は、中間整理でも触れられているとおり、視聴者の私的録画の回数をコントロールするためではなく、視聴者の利便性に配慮しつつ“デジタル録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制する”(115頁)ことを目的とするものであり、権利者が積極的に私的録画を許容する意図をもつものではない。したがってデジタル放送において複製回数に制限があっても、録画ができる以上は当然に補償が必要である。	(社)日本民間放送連盟
私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と私たち権利者の保護とをバランスさせる良い制度だと思っております。補償金制度は必要であり、あくまでも補償金制度によって対応することが望ましい。パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーする機会が増えていることを否定する人はいないと思います。このことに対して著作物を創作した権利者に何らかの補償をすることは当然だと思うし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境は守られるべきであると考えます。	日本詩人連盟
補償金制度は絶対に必要です。 パソコン、携帯電話、iPot等の使い勝手の良い機能を持つ大量複製可能な録音録画媒体(以下機器・機材といいます)が普及し、著作物を自由に且つ手軽に享受できる時代になりました。この自由と利便性、経済性を維持するための対価として、補償金制度は絶対に必要であります。先進国において早くからこの制度が導入され、健全に機能している現状がそれを証明しています。もし補償金制度が廃止され、ユーザーに事前許諾方式を課すような非現実的な制度を主張するものありとすれば、底意を疑います。	日本訳詩家協会

補償の必要性については、いまだ十分議論が尽くされておらず、補償金制度の見直しの前提として、広く国民の意見を踏まえて必要性を判断すべきであり、この点は、消費者代表を含む複数の小委員会委員から指摘されているところである。なお、補償金制度を有する欧州においても、補償の必要性が明確にされないまま制度が運用されていることに対して、批判が高まっているところである¹⁾。 「1 権利者が被る経済的不利益」について (p.110) 補償の必要性の判断基準については、「著作権者に重大な利益の損失が生じうる場合は、著作権者に何らかの補償を与えるべき」と説明されている²⁾。 問題はいかなる場合に権利者が重大な経済的不利益を受けているといえるか(補償が必要といえるか)であるが、WIPOベルヌ条約逐条解説(the Guide to the Berne Convention) 9.8によれば、「講演者がそのテーマを補強するため、専門雑誌から短い論文を photocopy し、聴衆に向かってそれを読む場合は、雑誌の流通を害するまでのことがないのは明らかである。講演者が多数のコピーを印刷し、聴衆に配布する場合は、事情は別である。雑誌の売行に相当の影響を与えるおそれがあるからである。著作権者に重大な利益の損失が生じうる場合は、法律はなんらかの補償を著作権者に与えるべきである(適当な報酬を伴う強制許諾制度)」³⁾とある。また、ベルヌ条約の3ステップテストを承継するWTO TRIP協定第13条の解釈について述べたWTO紛争パネル報告では、上記逐条解説を引用しつつ、「重要なのは、第3の要件において一定の『害』が『不当ではない』として許容されるとすれば、どの程度あるいはレベルの『害』が『不当である』とみなされるのかという問題である。われわれの見解では、権利者の正当な利益に対する害は、例外規定または権利制限規定が著作権者の収入 (income) に不合理な損失を生じさせまたは生じさせるおそれがある場合に、不当なレベルとなる」と述べている⁴⁾。 これらの説明から、補償の要否について、個別の具体的状況を吟味し、本来コピーがなされなかったならば相当の売上が見込めたか、という“逸失利益”等の具体的不利益の可能性の有無が基準とされていることがわかる⁵⁾。 これに対し、中間整理p.111-112の「経済的不利益の評価について法律的な視点」のAの立場(具体的損失が発生していることまでの立証が不要との立場)は、「権利制限された場合は経済的不利益がある」として、複製行為があると自動的に不利益が存在すると擬制しており、明らかに同条約の解説と矛盾する。1970年の発効以来、著作物の保護と利用を調和させる基準として国際的に機能し、その後のWTO TRIPs協定、WIPO著作権条約においても踏襲されている3ステップテストの利益衡量を、敢えて、より保護に厚く傾斜させるべきではないし、その必要はない。 「2. 著作権保護技術と権利者の被る経済的不利益の関係」について (p.113) 当協会は、著作権保護技術が利用されている場合には補償は不要と考えており、この見解はこれまでも小委員会で述べてきたところである。なお、著作権保護技術が利用されている場合には、そもそも第30条の適用を除外すべきとの立場であり、その旨を「第2節 著作権法第30条の範囲の見直しについて」に関して述べている。補償の要否の点で言えば、当然に補償は不要との立場となる。 これに対し、著作権保護技術が利用されている場合であっても、私的録音録画が完全に禁止されていない以上は補償が必要との立場がある(p.115イ-イ)。 しかしながら、技術的保護手段に該当する著作権保護技術を回避して複製した場合、私的使用のための複製とは認められず、著作権侵害に該当する(第30条1項2号)。したがって、著作権保護技術を利用していること自体が、著作権者等が権利行使をしているのと同視できるのであって、そのような場合にまで補償金請求権を与えることは、二重利得に該当するおそれが高い。すなわち、技術的コントロールという形でいったん権利行使をしている以上、さらに補償金を与えることは、技術的にコントロールされた複製についての逸失利益を填補することとなり、法が二重の権利行使を認めることになる。また、そもそも、著作権保護技術が利用されている場合には、著作権者等としては、著作物を流通に置いた以降、どのように利用されるかが予め想定可能であるから、元々損失というものを観念できないはずである。 以上より、私的録音録画が完全に禁止されていない以上は補償が必要という考え方は、失当であると言わざるを得ず、著作権保護技術が利用されている場合には、補償は不要となると考えるべきである。例えば、有料放送や地上無料デジタル放送は、著作権保護技術(コピーワンス等)によって、私的録画が一定限度に制限されている。放送の受信後の利用を想定した上で著作物(番組)を流通においており、著作権者等の権利行使と同視できると考えられることから損失自体を観念できないのであって、したがって、重大な経済的不利益はなく、補償は不要と解すべきである。 「3. 補償の必要性の有無」について (p.116) 補償の必要性について、「著作権者に重大な利益の損失が生じうる」かどうか、すなわち、相当の売上が見込めたか等、具体的不利益の可能性の有無を基準に検討すべきであることは前述した。この基準に照らし、以下のような複製については、具体的不利益の可能性があるとはいいがたい。 ① 自己が購入したCDから自己又は家族のために複製 元々、同一のCDについて、同一生計を営む人数分の購入がなされることは期待されているわけでもなく、仮に同一生計に属する範囲の者のための複製を禁圧したとしても新たに同一のCDを購入するとも考えにくい。したがって、複製ができない場合には相当の売上が見込めるといえる可能性はないといえるのであって、同一生計に属する範囲の者のための複製については、具体的不利益があるとは言えない。なお、諸外国でも、スペースシフト目的の複製を許容しつつ、補償金制度を導入しないという動きが広がっている。6.7.8 スペースシフトに重大な経済的不利益がないことを示す代表的な例として、以下のような場合が考えられる。 (i) 以前は複数のCDをCDケースに入れ、CDプレーヤーとともに持ち歩き、通学通勤時に音楽を楽しんでいたところ、携帯オーディオプレーヤーの出現によって、複数のCDを携帯オーディオプレーヤー内にすべてコピーすることによってCDを何枚も持ち歩く必要がなくなった場合。 (ii) また、自宅のリビング等で音楽を聴く際、複数のCDをコンポの中からその都度出し入れする代わりに、自己の所有するCDをまとめてコンポにコピーしておき、その都度CDの出し入れをせずに済む場合。 これらは技術の革新により利便性が実現された例であるが、いずれの場合も複製ができなければ、以前の不便な方法に戻るだけで、同一のCDが改めて購入されるとは考えがたい。	社団法人 電子情報技術産業協会

②タイムシフト目的での放送の録画

複製ができなかったからといって、当該放送内容と同一内容のDVDを必ず購入するとは考えがたく、相当の売上が見込めないし、そもそも放送事業者は放送時点で番組制作にかかるすべての投資につき、広告収入により回収を終えており、この点からも損失を観念できない。

「4. 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案」について(p.119)

上述の通り、著作権保護技術が利用されている場合には、補償が不要となると考えられるところ、「試案」で示される条件には不適切なものが見受けられる。

アにおいて、「厳しく」との表現により複製できる範囲を問題としているが、「厳しく」との限定を付すのは不適当である。著作権者等が、複製の範囲について許容した上で著作物を流通におき利用に供する以上、複製の範囲や多寡は、補償の要否の問題とならないはずである。

また、イにおいて個々の権利者等による自由な「選択権を行使できる」ことが条件とされているが、不適当である。通常の私人間の契約においても、必ずしも当事者の意向が全て契約で実現できるものではなく、市場環境や当事者の力関係から、特定の当事者が苦渋の選択を迫られ、契約が成立する場合が多く存在することは言うまでもない。そのような場合であっても、いったん契約が成立した後は「合意が形成された」と扱われるのであり、どの程度当事者の意向が反映されたかは問わないのが民法の大原則である(参考条文民法第五章法律行為第91条、93条等)。したがって、権利行使したかどうかの判断においては、著作権保護技術の利用を選択する権利を行使したかどうかを問題とすべきであり、選択肢が多いかどうかとか、自由に選べたかどうかを問うことは、私法の一般原則と矛盾する。

注1) 欧州委員会が2006年度に補償金制度の改善に向けて関係当事者に実施したコンサルテーションに対する消費者団体の意見書“Copyright levies in a converging world/ Response to the Questionnaire of the European Commission”, The European Consumers’ Organisation. “...The levies are not based on the harm,,,,, Levy systems should reflect the actual harm caused by private copying.....”

注2) 2007年4月16日小委資料3「ベルヌ条約の3ステップテストと30条の権利制限の関係について」の注2。中間整理p.110も簡略であるが同様の記載あり。

注3) 「WIPO-ベルヌ条約逐条解説」p.62 9.8. より引用

注4) 2000年6月15日WTO紛争パネル「米国著作権法110条(5)」に関する最終報告(WT/DS160/R)の paragraph 6.229

注5) EU著作権ディレクティブ(2001/29/EC)にも同様な趣旨の規定が設けられていることが参考となる。(35)..., When determining the form, detailed arrangements and possible level of such fair compensation, account should be taken of the particular circumstances of each case. When evaluating these circumstances, a valuable criterion would be the possible harm to the rightholders resulting from the act in question.....

注6) 2006年オーストラリア著作権法にスペースシフト目的のコピーを許容する条項が追加されたが、同国では補償金制度は導入されていない。音楽については109条A項、映像については110条AAに規定がある。

(f) This section applies if:

(a) the owner of a copy (the earlier copy) of a sound recording makes another copy (the later copy) of the sound recording using the earlier copy; and

(b) the sole purpose of making the later copy is the owner’s private and domestic use of the later copy with a device that:

(i) is a device that can be used to cause sound recordings to be heard; and

(ii) he or she owns;

110AA Copying cinematograph film in different format for private use

(1) This section applies if:

(a) the owner of videotape embodying a cinematograph film in analog form makes a copy (the main copy) of the film in electronic form for his or her private and domestic use instead of the videotape;

①イギリスでは、2008年中にスペースシフト目的での私的複製を合法化する改正が行われ、私的複製の範囲を拡大しても補償金制度は導入しないこととされている。下記のイギリス政府HPによると、イギリス政府から委託を受けた外部機関の報告書にその旨の記載がある。(Gowers Review of Intellectual Property、 http://www.hm-treasury.gov.uk/media/6/E/pbr06_gowers_report_755.pdf) そのp.62の paragraph 4.72からp.63の paragraph 4.76に、結論として

「Recommendation 8: Introduce a limited private copying exception by 2008 for format shifting for works published after the date that the law comes into effect. There should be no accompanying levies for consumers.」②また、イギリスレコード協会BPIは、06年6月にイギリス国会で行われたヒアリングにおいて、CDを聴くためにMP3プレーヤーにコピーすることを許容すると表明している。BPI announced that “we believe that we now need to make a clear and public distinction between copying for your own use and copying for dissemination to third parties and make it unequivocally clear to the consumer that if they copy their CDs for their own private use in order to move the music from format to format we will not pursue them.

注7) ニュージーランドのCopyright (New Technologies and Performers’ Rights) Amendment Billでは私的使用目的の録音について権利制限規定を設ける規定があるものの、補償金制度に関する規定はない。81A Copying sound recording for personal use

(1) Copyright in a sound recording and in a literary or musical work contained in it is not infringed by copying the sound recording, if the following conditions are met:....., (e) the copy is used only for that owner’s personal use or the personal use of a member of the household in which the owner lives or both; and (f) no more than 1 copy is made for each device for playing sound recordings that is owned by the owner of the sound recording;

本節 2(3)イ- ii (p.116)の意見を支持致します。権利者の意思により著作権保護技術が適用され、提供された著作物の利用範囲を想定できる場合には、当該範囲内での録音録画は権利者に重大な経済的不利益を与えるとは言えず、補償の必要はないと考えます。 本節2(3)イ(p.115)において、「著作権保護技術には、私的録音録画自体を厳しく制限するというよりは、通常の利用者が第30条の範囲内で必要とする私的録音録画の機会は確保しつつ、デジタル録音録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制するもの」と記載されています。確かに著作権保護技術には私的領域外へ流出することを抑制する効果もありますが、制度上、著作権保護技術を回避して複製すれば私的領域での複製であっても著作権侵害となることから(著作権法30条1項2号)、むしろ制度としては「私的領域における複製を制限するもの」と位置づけられると考えられます。 例えば放送番組の録画の場合、著作権保護技術のないアナログ放送の時代には私的複製として許容された録画であっても、デジタル放送では著作権保護技術によって限られた範囲でしか録画ができず、私的使用を目的とする場合であっても制限されます(具体的な例としては、居間のDVDレコーダーで録画したものを、通勤通学時に視聴するために、PC上で必要な部分だけに編集したとしても、それをリムーバブルメディアにコピーするなどして孫コピーを作成することは、デジタル放送ではできません)。このように私的領域に踏み込んで権利者の意思でコントロールできている実態がある場合には、もはや私的使用を目的とすれば自由に録音録画ができる状況にはなく、そこに重大な経済的不利益があるとは考えられません。 従って、少なくともデジタル放送のように著作権保護技術が適用され、利用者がその著作権保護技術によって定められた利用ルールに従っている実態があるような場合には、それは権利者の受忍限度内の利用行為と捉えられるべきであり、補償措置は不要と考えます。	社団法人 日本記録メディア工業会
■116ページ～119ページの「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」の項目 ※この項目について、私たちは、議論が尽くされていない現状で結論を出すことには「反対」いたします。理由は下記の通りです。 ○私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段 インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけではなく、大量に生成する時代となっています。 著作物の創造は、何もないところから生じるものではなく、むしろ既にある著作物の上に生じることが多いことはよく知られています。そのような著作物の利用は、原作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形で、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。 このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたる考えられます(連邦最高裁判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたることを否定するものではない)。 配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要でし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。 職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいええない、ということになると思われますが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになったので、生産的利用の前提としての私的録音録画は無視できない存在となっています。このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かすことのできない肯定的な意味を持っています。 著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。 しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。 ○ブレイクシフトとタイムシフトについての議論が尽くされていない ブレイクシフトとタイムシフトについての補償の必要性の議論については、将来についての不確かな予測を交えたものとなっており、議論が尽くされているとはいえないと考えます。特にタイムシフトは、他の目的と区別しがたいことから補償の必要性を肯定するという議論になっており、強引さを認めません。 そもそも、一般家庭の視点で評価するなら、TVを見られる時間に自宅に居る人に比べて、自宅に居ないから録画して見なければならぬという人が、特別に「経済的不利益」の代償として補償金を支払われるべきというのは、明らかに間違った結論です。結論が間違っているのであれば、前提ないし議論の過程が間違っているというより他にないと考えます。	インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)
著作権保護技術に覆いつくされた社会が訪れたときにのみ、私的録音録画補償金という制度が廃止できるというような考え方は、消費者にとって受け入れ難いものです。今の制度では、著作権保護技術の使用も、補償金を課せられることも、消費者は選択の余地なく同時に受け入れざるを得ない状態です。今後、技術の進歩により様々な保護技術が開発され、使用されることが考えられます。しかし、そうであっても、ある一定の範囲での私的複製を許す代わりに補償金は依然として必要であると求められ続けることは、消費者から見ても、あまりにもアンフェアであるといわざるを得ません。しかも、権利者の利益を守るための保護技術にかかる費用も、最終的には消費者が負担しているのです。 30条の範囲の論議、すなわち、私的な録音録画とは何かという論議とは別に、私的な録音録画のうちで補償が必要なものとはどのようなものか、どういう場合に補償されるべきかという議論をすることが必要だと考えます。補償の必要性についての議論が尽くされておらず、この状態で対象機器が拡大されていくことは、受け入れられません。 著作者の権利と同様に、消費者の権利が守られる制度になるべく、補償の必要性の有無に立ち戻り、更なる議論、検討を続けることを強く要望いたします。	主婦連合会

私的複製は利用者に与えられた権利であり、これについて著作権利権者が対価を請求すること自体が道理的に間違っている。CDを購入した時点で、CDは購入者の所有物であり、公共の福祉の範囲内で、自己の所有物をどのように使おうが所有者の自由である。 一人の利用者が行う私的な録音録画はさまざまな形態がありは、同意するが、購入者が私的な録音録画の代理手段として、新たにCDを購入するなどの金銭を支払うとは考えられないから、権利者が受ける経済的損失は事実上0である。	自費出版創作振興協議会（二次製作普及チーム）
パソコンや i Pod等で私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償制度は、今後も維持されるべきと考えます。これにより、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保されると思います。それゆえ、著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響する契約等で解決するのではなく、あくまでも補償金制度によって対応する事が望ましいと思います。	藤井祐子グループ
●110ページ以降「補償の必要性について」全般を通して権利者が被る経済的不利益に関する再整理に、についての議論は一般消費者側の意見を十分に取り入れた議論であるとは判断できない。 この記述を一般消費者側から読むと 全体を通して権利者側の視点からのみ見ており、一般消費者一般インターネットユーザ携帯ユーザの行為すべてが権利者側に不利益であり、かつその行為により考えられる限り最大限の不利益が生じているという観点から論じられている。一般市民がすべてが権利者にとって不利益を生じさせる存在として取り扱っているという印象があり、非常に一方的で一市民としては強い違和感がある。補償の必要性やあり方／その方法については非常に重要なポイントであるだけに幅広く一般市民インターネットユーザ等諸々のコンテンツホルダーではない人々も交えて議論がなされなければならない。 権利者側の視点で論じられたものは一市民としてはそのまま受け入れられるものではない。	(有)コンピュータミュージックデザイン
著作権者は複製権を有しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。	株式会社セブンシーズミュージック
私はこの概要にある、「全体としては権利者の経済的不利益が生じている」と、書かれていることには御幣があると思います。音楽CDを録音したなどといったことで{全体として}不利益が生じるとは思えないからです。 というのも、私としては、録音などで複製し、その作品が世に出回ること、世間への認知性がより大きくなり、そのためそれに関連した商品が売れていき、結果としてはそれなりに利益が生じていると考えているからです。 もちろん、CDやDVDなどに補償金を付加するのは今までもやってきたことで、廃止してくれとは言いません。 私が言いたいのは、ダウンロード規制といった、なんでもかんでも規制規制というのを改めて、逆にそれを生かすことを考えてほしいということです。このまま法が改正されてしまうと、「YOU TUBE」や「ニコニコ動画」にさまざまな影響が出てくると思います。しかし、ニコニコ動画では「ニコニコ市場」といったものがあり、それにより権利者側にも相応の対価が払えているものもあると思います。ここで規制をかけてしまうと、利用者が減り、そのために権利者側の利益も落ちてしまうことになると思うのです。 ただ、違法ファイルを上げること自体は犯罪でしうし、それに対してはそれなりの措置をするべきなのでしょう。 しかし、それに対してもニコニコ動画などで、削除やアカウント規制といった対処をとってあります。 つまり、それなりの処置はされているのです。 ですから、ニコニコ動画が違法化するといったこともやめてほしいです。	個人
権利者の経済的不利益については、114ページ、「イ」とする考え方に賛同します。 ただし、私的利用の補償の必要性については疑問です。 抜本的に著作権法30条での「私的使用」の範囲を明確にし、補償は廃止すべきであると考えます。 私的使用の範囲の明確化案としては、基本的には 88ページのイギリスに近い形で、次のようなものを提案します。 a. 研究又は私的学習を目的とする著作物の公正利用は、著作権を侵害しないこと b. 非営利目的かつ家族内での利用に限り、著作物の複製および使用は、著作権を侵害しないこと これまでの私的録音録画小委員会の議論には、権利者、製造業者、消費者の3者のうち、とくに消費者の意見が充分に取込まれているとは思いません。 検討対象とするコンテンツを、録音物や録画物に限定した考え方にも強い違和感を覚えます。 テキストや画像も含め、デジタルデータになった以上、その扱いの利便性を犠牲にすべきではないし、また、著作物の保護もより重要になっていると思います。 デジタルデータにのっての複製は、コンテンツの利便性を伴う利用に對し必然的に発生します。 これを制限したり、権利者の不利益が発生するという考えは、すでに時代遅れな考え方ではないでしょうか。CCCD で何が起きたかは、すでに経験済みのはずです。 iPod や iTunes を見れば明らかのように、今後は、コンテンツを複製をしているということ自体が消費者に意識されない時代が来ると思います。この流れが止められない以上、著作物の保護は、その使用目的と範囲でしか守れないのではないのでしょうか。 そのためには、権利者は、消費者のモラル向上に努めることが何より重要になるでしょう。 今後の議論が、権利者の不利益だけでなく、消費者の利便性が損なわれないような検討がなされることを期待しています。	個人
著作権者の利益を害し、とあるが、どれだけ著作者に利益が還元されているのだろうか。 その具体的な数値を出さずして論じる時点で、おかしいと思う。 また著作権保護技術の普及、とあるが、果たしてそれは著作者に「ダムをやらせない」以外の恩恵を与えうる物なのだろうか。 例として挙げられているCDのコピーについてだが、具体的にどれだけ経済的損失が出ているのか、あるいは一回のコピーで発生する使用料等がもし存在した場合、それは著作者へ十分に還元されうる物なのかという説明が、本項目で全く説明されていない。 (1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価、のなかでは「図書館から」「レンタルショップから」借りたCDも、友人から借りたCDと同様経済的損失をもたらしているとするが、ではそれが一体試算でどれだけになるのか。 経済的損失があると見込まれているならば、レンタルショップが個々人の生活圏内に浸透している今この時代に、わざわざ規制の対象として消費者から搾取を行おうという発想は如何なのだろうか。 また、この節の冒頭で本来付け加えられるべきである「権利者」「管理団体」「保護組織」等の説明が全くされていない。 権利者が困る、管理者が困る、では「彼らはどのような保障を行っているのか」という事が全く読み取れないのである。 著作権は著作者の保護であって、権利者や管理団体の保護は無い。 もし個別に徴収が可能となれば、低所得者層からの反発は避けられず、映像関連、音声関連の産業におけるニーズの量は確実に低下すると考えられる。 いわば娯楽産業が高所得者向け専門となる可能性があるという事である。 この場合中～低所得者層はCD、DVDの借り控えを行う為にメーカーがレンタルショップ向けに販売するソフトの総量は低下するだろう。 また、個人経営等比較的小規模の店舗は倒産の憂き目を迎えてしまう。 ソフト内のデータそのもののコピーが不可能となれば、インターネットにおける個人のコピー音楽(耳で聞いて打ちなおしたもの)の配信が不可能となる。 その結果楽曲の認知度、新たなクリエイターの育成にも支障が出る。 音楽関係のみならず、映像関係でも同じような現象が出るだろう。 果たしてそこまでの事態を想定して、この案件を通そうとしているのだろうか。 反対の意見、是非ご熟慮願わたい。	個人

権利者が被る経済的不利益とあるが、実際に売上が落ちている裏付けの根拠が見当たらない。 音楽業界は洋楽に市場を持っていられない限り、着うたやダウンロード販売などを含めて計算すると市場模様はそこまで言うほど変化はしていない。 アニメ業界は3年連続の成長で、06年においては過去最高規模の2415億円になっている。(メディア開発総研調べ) ゲーム業界も06年のゲーム市場は97年に記録した5332億円を超えて過去最高規模の6200億円以上の記録を残している。 全体的に、デジタルコピーがよい意味で販促効果と呼び、各ジャンルの市場拡大を促して、結果的に業界総売上が上がったと考えられ、一概に著作権侵害が権利者の被る経済的不利益に当たるとは考えられにくい。	個人
[補償の必要性について] 現行の制度においては、補償金制度と著作権法第30条による私的複製の自由とは、表裏の関係にあると思われます。 CDやDVDに代表される著作物を購入する際に、補償金を支払うことにより、その後の私的複製について(公衆送信権等に反しない限りで)許されるものと考えます。 このシステムは、現在まで長いあいだ、国民のあいだで理解されてきたものであり、また現在でも機能しているものと考えます。 その意味で補償金の存在は、著作者に対する対価を払うとともに、私的複製の自由を担保するものとして、価値を有すると考えます。	個人
●「経済的不利益」? (該当ページおよび項目名:100ページ～、「第7章第2節著作権法第30条の適用範囲の見直しについて」、および110ページ～、「第7章第3節補償の必要性について」) ○ 購入した音楽CDからのプレスシフト目的の録音や、タイムシフト目的の録画については、(1)②の立場から権利者が被る経済的不利益が充分立証されていないとの指摘があったが、一人の利用者が行う私的な録音録画はさまざまな形態があり、全体としては権利者に経済的不利益が生じていることについておおむね共通理解が得られる。 〈概要P6〉 「経済的不利益」の面ばかりを強調するが、録音録画による複製は「強力な宣伝」にもなりうる。 たしかに、「買うはずだった」客が買わなくなるという損害はある。 だがそれ以上に「買うはずのなかった」客がその作品に触れることになる。 結果、販売戦略にとってなによりも重要な「名」が売れる。 創作者(＝権利者)が求めるのは「商品」が売れることより「名」が売れることだ。 そして「名」が売れば「商品」も売れる。 これほど「創作意欲」が高まることはない。 「著作権」とは「著作者」の「創作意欲」を高めるものであるはずだ。 よい作品であればあるほど録音録画による普及は利益に働く。 パッケージではなく中身で判断されるからだ。 これはさらに文化の発展をも促進する。 また、ネットで配信してそこで広告料を稼ぐというビジネスモデルもできはじめている。 これら「経済的利益」を否定するだけの十分な根拠が報告書には見当たらない。 そもそも、規制を強化したところで本当に「権利者」の利益になるのか。 再度十分な議論を望む。	個人(同旨4件)
●110ページ「第3節 補償の必要性について」 著作者への不利益については検討されているが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは大きな問題である。また、議論された痕跡も無い。 今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新たな音楽ファンの獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては大きな利益となった側面がある。 私的複製による経済的損害が補償が必要なほどであるという考え方には疑問が残る。 また、私的複製の有無による著作者への利益不利益はDRMがある場合とない場合での売上の違い、CCCDやiTunesStoreのDRM無し楽曲の売上などから推測可能であるが、そのような調査が行われていない。 DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な事例はなく、むしろ売上の減少につながるケースが多いと思われる。 複数の専門アナリストによる調査分析を行った上で再検討を行うべき。 また、2007年第11回会合にて主婦連合会副常任理事委員の河村真紀子さんは「そもそも補償金があるから私的録音録画が自由にできるというのはおかしい。 なぜ消費者は補償金を支払わなければならないのかをもっと議論するべき」と言っているのにこの点について議論がなされていない、科学的なものでもない。 科学的でない議論であると判断できる理由としては、 ・1つの家庭で同じCDなどの著作物を2枚、3枚と買う可能性は極めて低い。 - これは一般的に音楽レーベルも理解していることで、黙示の承認がある。 - 承認しているのであれば、CDの販売料金に加えてさらに料金を徴収するのは二重課金にあたり、現行制度自体が違法性が高い。 ・2つめは、そもそも私的複製ができないような措置を取っていない音楽レーベルにこそ問題があり、私的複製により権利侵害を被ったというのであれば、それを自らの手で技術的に防ぐべきで、それが可能な時代でもある。 - それなのに、自ら製造販売している製品の不備をハードウェア会社に対して責任転嫁するのは無責任かつ自己中心的な姿勢で、それを法的に容認する必要は皆無である。 ・3つめは、補償金制度を携帯機器に対して導入しているのは僅か11カ国、全体の6%に過ぎず、国際的に見て標準的なものではない。 なのに、当委員会では曲解した解釈で説明し、その誤りを指摘されると、「あげあしとりだ」と補償金制度の必要性の根幹部分についての建設的な議論になっていないばかりか、専門家であるはずなのに、その誤りをしてきされた「あげあし」を引っ込めない厚かましさを閉口する。 よって、本記載内容は、当委員会の一部の勢力による、我田引水・架空・想像上の議論展開と判断できるため、本項は議論は採用できない。	個人
■「補償の必要性の有無」(118ページ)について 確かに権利者が被る経済的不利益は存在するが、どの権利者がどの程度経済的不利益を被っているかを正しく調査することは不可能であり、その補償金を正しく分配するのは不可能である。 現在は著作権保護技術が発達しており、権利者は自分の著作を技術的に保護できるようになっている。 これにより、権利者は自分が被る経済的不利益をコントロールできる立場であり、どのようにコントロールするか権利者が判断すれば良い。 よって補償の必要性は無い。	個人

●DRMの強化については「根本的に意味が無い」と考える。 AppleCEOスティーブ・ジョブズ氏が語っている通り(http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/02/07/14709.html)、DRMは、コンテンツの流通を阻害するのみであり、利益の還元者たる利用者に、何ら利益をもたらさない。むしろ、DRMの強化を図るあまり、SonyBMGのようなルートキットまがいの仕組みを生み出してしまふ。 (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0511/09/news061.html)このような、「利用者に害を与える」状態しか生み出していない現状のDRM技術については、その思想から否定する。特定の環境でしか再生できないコンテンツのために、いったいどれだけの人間がそれを見ようとするのか。「コンテンツの再生」は、可能ながぎり、安価に、誰でも可能な形で実現されるべきである。プロプライエタリな環境のみで再生可能なコンテンツなど、利用者の誰も望んではいない。	個人
(3)の項目 私は『反対』する。 理由:そもそも著作権法第30条の立法趣旨は、著作権者の保護と著作物の利用の円滑化の観点との兼ね合いから、著作物の私的利用を例外的に認めたものである。よって、保護すべき対象者は、あくまで『著作権者』であって「販売、配信、放送等の事業者」ではない。 ゆえに、経済的不利益の評価としては、111頁の「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」のみにすべきである。	個人
アナログ時代はテープに録音してもテープが切れたり、頭出しが容易に出来なかったり、また音も悪く今に比べれば遙かに不便だったが、今のデジタル技術では自分でオリジナルCDも作ることが出来る。このような時代の創作者はまさに受難の時代であり、いくらい作品を創出しても1つのオリジナルがあればそれを元に全てタダで持っていかれてしまっている。そこにはメーカーが新開発の技術を投入して簡単に質のいい音や映像をコピーできる機械を消費者に大量に提供しているからであろう。技術の発展であらゆることが便利になることは大いに結構なことだが、それによって犠牲になる音や映像などを生み出す文化創造者がいることを忘れないでもらいたい。便利さばかりを追い求めている文化が枯れ果ててしまうことになる。消費者としては簡単に質のいい音や映像をコピーできる機械があっても、そこには元の制作者に対して敬意をはらい許可をもらって良い音や映像を手元に残しておきたい。これまでこのことを維持してきたのは正に「私的録音録画補償金制度」であり、僅かな補償金で自分のために簡単に質のいい音や映像を合法的にコピーできたのである。文化芸術立国としてこの制度をより充実した制度にして、消費者と創作者が互いにハッピーになるような環境を作るべきである。 また、メーカーはこの制度は著作権保護技術の発達で、もはや制度は不要であるように言うが、実際にどのように保護技術が発達したのか具体的に消費者には全く知らされていないのが実情ではないか。さらに、ヨーロッパでは日本のメーカーは自己の負担で各国の法律に合わせ、私的録音録画補償金制度を受け入れている資料も見ている。それなのに日本では不要論というのは、日本における文化などが枯れ果ててもいいと言っているのか、全くもって創作者や消費者をあまりにも軽視しバカにした話ではないか。このような状況下、制度を維持し、早急にその充実を図るとともに、パソコンやiPodなども含めて補償金対象となる器械の政令指定を急がなければならない。 世界中から非難されないうちに。日本の文化が枯れてしまわないように。	個人
補償は必要であると思います。	個人
著作権者は複製権を持っています。それを著作権法第30条で制限しています。そのおかげで、わたしたちは自分のために私的録音や録画を自由にできます。著作権者にその制限の対価を払うのは当然です。	個人
「p6 権利者の経済的利益を保護するため創設する」目的で制度を導入したことになるが、現実には権利者の利益が侵害されているという状況が定量的に公表されていない。まず、すべての権利者について、どれだけの不利益を被っているかを数値で提示する必要があると考える。当然、権利者の実名を出す必要はなく、権利者Aがどれだけの作品を制作し、私的録音によってどれだけの損害がでているか、また、現行の制度でその損害に対してどれだけの補償が行われているかを公表することが第一と考える。 また、その損害額については算出の理由も明記されなくてはならない。これによって損害額が申請されないのであれば、そこには損害は存在しないのであるから、即刻この制度を廃止すべきである。 数年前に著作権保護処置をしたCCCDが販売され、他人からCDを借りても私的録音ができないという状況があった。 この時の音楽CDの売り上げと、それ以前(私的録音により著作権者の権利が侵害されていたとき)の売り上げとを比較すれば、どれだけの金額が私的録音により著作権者に対する不利益となっているかが算出できるのではないか。	個人
一利用者としては、私的録音に著作権者の許諾と使用料が必要であるのなら、是非申請し、支払いたいと思う。 しかし、そのようなことを実際に行えば著作権者の負担はとてつもなく大きなものになるのではないか。 その負担を軽減していることは著作権者にとつての利益の一部ではないかと考える。 たとえば、一曲録音するにあたり、10円の使用料を支払うとして、全国から100万の利用申請があった場合、著作権者は1000万円の収入を得ることとなるが、100万の利用者に対して、利用許諾する旨を通知し、誰に許諾したかを管理しなければならないが、この作業にどれだけの費用が必要か。しかし、だからといって一曲の使用料を100円とか200円に設定することもまた現実的には不可能であると考えられる。このように考えれば、著作権者の不利益はほとんど存在しないか、ごくわずかな金額になってしまうのではないか。	個人
昨今、多方面におけるデジタル化の影響下で記録媒体機器の進化は目を見張る状況であるが、大量に無条件でコピーされる結果的として著しく著作権者への権利が阻害されている。 ユーザーが更に多種の機器によって情報を得る状況にあって、権利者保護との両立を考えるなら私的録音録画補償金制度は必要不可欠の制度と考える。	個人
私的録音録画がほぼ自由にできるのは、著作者の権利を制限することによってであり、権利を制限されている著作者や著作権者に対して補償が行われるのは当然です。	個人

○116ページ～119ページの「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」この項目について、私は議論が尽くされていない現状で結論を出すことには反対します。理由は下記の通りです。 ・私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段であるインターネットの普及と技術革新により著作物としてのコンテンツを消費するだけでなく、大量に生成する時代になり、かつ前述の通り国策として「一億総クリエイター」を勧めている状況でもあります。 この状況下で著作物の創造は、何もないところから生じるものではなく、むしろ既存著作物の上に創作される事が多いことは当然の事として認識されています。 そのような著作物の利用は、原作者の権利の及ぶものもあり、また、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。 このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2 ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたると考えられます(連邦最高裁判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたることを否定するものではない)。 配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。 この様な、著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。 この様な行為は放送出版等メディア産業者、職業的著作者(いわゆるプロフェッショナル)にとっては私的録音録画ではない、と一般に捉えられていると思われますが、一億総クリエイター時代においてこの産業者・プロフェッショナルと一般市民(一般ユーザ)を区別するべきものではありません。この様な「一般市民による創作」「一般市民による著作物の生産的利用」に類する私的録音録画は肯定されるべきであると考えられます。 しかしながら、本項目においては、メディア産業と職業的著作者の経済的利益にのみを対象に「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。	個人
・ p118「(2)経済的不利益に対する全体的な評価」の項目 本項目について、異議を呈します。 p118に記述されている「以上の点から、(略)一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」について、この認識には、利用者側との間で大きくギャップがあるように思います。 p99で「ア 昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、『私的使用のための複製』(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。」と述べられているように、私的利用のための複製については、既に社会に定着しており、これらの行為を極端に制限する形での新たな制度導入は、利用者側の視点を欠いたものと指摘せざるをえません。 またCCCDがユーザーに受け入れられなかった(p46に記述)ように、著作権保護技術による過度なコンテンツの保護は、現時点で既に利用者が享受している私的複製の範囲を狭める事となり、利用者側の視点からすれば、これまで認められていた(と認識している)権利が奪われるということと等しく、極めて受け入れにくい内容であると思います。これら行為を取り上げて、「経済的不利益を生じさせている」と指摘される事は利用者側の視点では正直、理解できません。 またこれは、文化審議会著作権分科会からの問題提起にあった検討の留意点である「また『ユーザー』の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要がある」ということから大きく逸脱しているのではないかと思います。	個人

私的録音録画によって権利者が被る間接的な経済的不利益と補償の必要性は、常に若干程度は存在していると考えます。権利者の受忍限度は、本委員会での議論でも明らかのように権利者により異なるわけですから、根拠とするべきではないと考えます。損失と補償の必要性は基本的に客観的なものとして捉えるべきと考えます。そして、権利者は、法30条の主旨を尊重し、私的空間における著作物の享受を尊重するべきであり、利用者の個々の行為を監視して、あれはいい、これはだめということとはできないことを認識するべきです。 6ページ(4)の「補償の必要性がなくなる場合の試案」中、②③は法30条の主旨に反しており、いかに権利者であっても、利用者の私的利用の範囲を一般的に縮小することができると考えるべきではないのですから、不適切であり、削除すべきと考えます。①は、著作権保護技術の効果により、私的録音録画が録音録画機器が発達する以前の零細な利用に戻った場合、ということであろうと考えられ、確かにその場合には、補償金制度は必要がなくなると考えられますが、著作権保護技術の運用は、権利者が取りうる政策であって変更しうるわけですから、このような状態になったら直ちに廃止しなければならない、ということにはならないと考えられます。廃止を目標にして、私的録音録画を抑制し続けるというのも不適切であり、むしろ、著作権保護技術の適切な運用については、権利者任せにできる問題ではないと考えて、権利者の意思を尊重しつつも、権利者任せにせず、折々に検討していくべきであると考えます。 補償の必要性について、放送を例にとって考えてみますと、利用者がある番組を録画したとします。放送の場合利用者は録画しなければ、この番組を見ることはできません。放送局はこれによって被る経済的な損害はほとんどなく、放送本来の仕事の一部として視聴料などに含まれた行為と考えるべきです。しかし、もしこの番組がDVDになって市販されていたり、市販されている番組を放送したのであれば、この利用者は録画できなければその商品を買った可能性が少しはありますが、必ず買うとは限らないし、市販商品は売り切れたり廃盤になっていることもあるので、必ず変えるとも限らない。微少な経済的損失に対して、微少な補償の必要があるということです。私的録音録画によって権利者が被る経済的損失はこういう形で存在しているので、常に若干は存在しているということではできると考えます。 しかし、現在状況は、権利者は私的録音録画についての警戒心を強く持ち過ぎており、コピーガードは1枚もできないものが主流で、画質のコントロールもきめ細かく、利用者を直接監視させているのではないかとさえ思うほどで、補償金だけはたくさん欲しいと考えているように見受けられますが、このままでは、補償金制度は自然にどんどん縮小していくとしか考えられません。1枚もコピーできないコピーガードは、補償金制度の外にあるもので、補償金の対象とならず、分配の対象にもならないと考えるべきですから、現状でも補償金制度はかなり縮小されており、権利者が、今後も私的録音録画を敵視する政策をとり続ければ、自然に縮小していくのも、いずれなくなってしまうのも、不思議ではないと考えられます。 権利者は、法30条の主旨を尊重して、もう少し私的録音録画を許容したり振興する政策をとったほうがいいのではないのでしょうか。市販商品は1～2枚のコピーが可能なコピーガードを施す。放送は、放送を見る以外に見られない番組がほとんどですから、将来もコピーガードは施さない、などです。 コピーガードは、簡単なわかりやすいものを、どの商品にも同じものを施すのが良いと考えます。100社100様のコピーガードでは、利用者の足は遠のきます。高齢化すればますますそうなると思われます。コピーガードは利用者にとってストレスであることは間違いないので、利用しやすくなければ、私的録音録画自体が行われなくなり、補償金制度が自然に縮小していくのは当然だといえます。 補償金制度が縮小していかないようにするためには、どのサービスについても、コピーガードを施す場合には、一定数のコピーを可能にするコピーガードを施すことを義務付けるなど、私的空間における著作物の利用を振興する政策に、少し方向を転換する必要があると考えます。 以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしくお願いします。	個人
録音は行わないため、録画に絞って意見を述べさせていただきますが、116ページのイ-の意見に賛成です。 私たちユーザは望みもしない不便な著作権保護技術を押し付けられています。これは権利者が自らの権利を守るために使用している技術であり、そういった観点で権利者に不利益は生じないはずですが。 そのため、録画機器に関しては遅くともアナログ放送終了時点で補償はなくすべきです。 アナログ放送終了後も補償を継続しても良いのは、有料放送を除く全ての放送が著作権保護技術なしで番組の提供を行った場合のみです。 なお、116ページに「現状における著作権保護技術の適用状況では経済的不利益があり、かつ補償の必要性があると判断できるとしても、著作権保護技術は権利者を含む関係者の要望等を踏まえ機器の製造業者等が開発していることも事実であり、その開発過程に権利者がどのように関与していたか等の評価の問題はある」との記述があります。 これは権利者が著作権保護技術にどの程度自分たちの意見を反映できたか評価して、十分な意見を反映できていないなら補償の継続をすと受け取っていますが、これには納得できません。 私たちユーザは今まで録画する権利のために保証金の支払いという義務を行ってきました。著作権保護技術が適用できるデジタル放送については権利者側には保証金を受け取る権利の代わりに適切な著作権保護技術を施す義務があるはずですが、自分たちが望む著作権保護技術が確立できていないとしたならばそれは権利者側の怠慢であり、それを理由に著作権保護技術を施した上で保証金を受け取るのは到底受け入れられない行為です。 なお、権利者側の望む著作権保護技術が現在の技術では実現不可能なものである場合は、保証金の請求を行うにしても少なくとも著作権保護技術なしで番組提供するのが最低条件だと思います。	個人
■110ページ「第3節 補償の必要性について」 この節で議論されている内容について反対意見を提出する。 1. 利便性によって生じる利益の検討が不十分である 権利者への不利益については検討されているが、私的複製が可能など、利便性があることで販売量が増え、その結果として利益が生じるケースを検討しておらず、大きな問題であると言える。 今回の議論において、補償金の対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新規の音楽ファンの獲得に極めて大きな貢献をしており、著作権者にとっても大きな利益となった側面がある。私的複製による経済的損害が補償が必要なほど大きなものであるとは言えない。 2. 技術的に対応できる可能性 これまでのデジタル著作権管理(Digital Rights Management, DRM)技術は、権利者の一方的な押し付けであり、消費者の利便性を損なわないDRM技術の検討がこれまでになされてきたとは言いがたい現状がある。このため、消費者の利便性を十分に考慮したDRM技術が開発されることで補償の前提条件がくずれる可能性がある。	個人
経済的不利益の有無に疑義を持つ委員から出された2つの意見に賛成で、私的録音録画による商品の売り上げ減の因果関係の説明、プレイシフト・タイムシフトなどの経済的不利益を生まない利用の定量的評価、これらは補償の必要性の有無を決める重要な要素であり、この説明なしに「仮に補償の必要がある」という仮定は成り立たないからです。 補償金制度の維持には権利者側、機器製作側、ユーザー側の三者が少なからぬコストを払っており、補償制度がなければこれらのコストが新しい創作、より便利な機器の開発、新しいコンテンツの購入に向けられることになります。「仮に補償の必要がない」とした場合の経済効果などの評価も示してもらいたいと考えます。	個人

(114ページ～) わたしは、i-iiの立場をとるべきで、著作権保護技術が使われた場合には補償の必要はないと考えます。著作権保護技術(DRM)と私的録音録画補償金は排他的存在であるべきだと思います。 なぜなら、権利者側は、そのDRMを使用して販売している以上、利用形態が特定できるからです。DRMを使えば、例えば複製回数を制限したり、利用できるメディアを制限したり、利用できる品質(音質、画質など)を制限したりすることができます。 逆にいえば、この範囲であれば権利者側は複製を許可したとも考えられ、にもかかわらず経済的不利益を主張するのはおかしいのではないのでしょうか。 以上のことからそのような結論に達しました。 これにより、例えばDRMの施された地上デジタル放送の録画や、パソコン向け音楽配信サービスなどについては、私的録音録画補償金を課すべきではないと考えます。	個人
必要です。著作権法では私的な複製を認めた上で、デジタルで録音録画を行った場合は、代償として経済的対価を支払いなさいとあります。この法律の精神は文化を守るため、利用者の利便性のために、とても大事なことで理解しています。何故必要性が議論されなければならないのか、それ自体理解出来ません。	個人
著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においても、その制限については厳格な条件を課しています。 また、第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。 「著作権法逐条講義」で加戸守行氏が述べているように「補償金とは著作権者を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償は議論の余地なく必要と考えます。	個人
補償の必要性については、必要だと思います。	個人
●「110ページ～、第7章第3節 補償の必要性について」に対する意見： 本来行政府に求めるべきことではないが、私が補償の必要性に関する法改正事項として求めるのは以下の事項であり、これ以外の方向性に反対する。 1. 以下で引用する第10小委員会の報告書でも、はっきりと記載されているように、そもそも著作権法のような私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいこと等から、元々私的録音・録画は自由かつ無償とされていたのである。今現在、ないがしろにされているこの原則を再び法文上明確にすること。 2. そして、それに加えて、この第10小委員会の報告書の記載では曖昧であるが、補償金については、私的録音録画を自由にするこの代償であることを法文上明確にすること。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM(コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM)がけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にすること。 この項目についても削除あるいは修正されるべき点について、以下に指摘して行く。 ・110ページの制度導入時の整理について、最終報告においては、第10小委員会の報告書からの引用は、より適切な以下のものに差し替えるべきである。 「第4章 報酬請求権制度の在り方 私的録音・録画問題とは、権利の保護と著作物等の利用との間の調整をいかに行うか、言い換えれば、現行第30条の規定している私的録音・録画は自由かつ無償という秩序を見直すかどうかという問題である。 (中略) 報酬請求権制度を我が国の著作権制度の上でどのように位置付けるかという問題については、私的録音・録画は、従来どおり権利者の許諾を得ることなく、自由(すなわち現行第30条の規定は維持)としつつも、一定の補償(報酬)を権利者に得しめることによって、ユーザーと権利者の利益の調整を図ろうとするものであり、私的録音・録画を自由とする代償として、つまり、権利者の有する複製権を制限する代わりに一種の補償措置を講ずるものであると位置付けることが適当である。」 ・111ページの注釈で、タイムシフトは消去されなければならないことが最高裁判例で判示されたと記載されているが、私には確認できなかった。明確に記載を引用するか、あるいは、この注釈は削除されるべきである。 ・112ページで、第10小委員会での基本的考え方を勝手に決めつけているが、これも正しくない。このような記載は元々私的複製の自由・無償の原則があったことを忘れている。上の引用でも分かるように、第10小委員会の報告書には、私的録音録画を自由とする代償ということもはっきりと書かれている。 ・112ページで、単に録音録画機器が普及したことのみを強調しているが、これは一方的な見方である。技術の発展を受けて、既に複製の主導権がユーザーに移りつつある、コンテンツの利便性すなわち複製の利便性となってしまっている、情報アクセスすなわち一時的固定あるいは複製となってしまっている状況こそ真に考慮されるべきで、このような状況下で著作物を提供することの意味をもう一度とら直すべきである。 ・また、112ページで、もう一つの考え方を、新たな権利の付与としているが、元々原則は私的複製は自由かつ無償であったのであり、これを新たな権利の付与と称することは妥当ではない。このような誤解を招く語は、最終報告からは削除されるべきである。 ・115ページで、「ただし、著作権保護技術には、私的録音録画自体を厳しく制限するというよりは、通常の利用者が第30条の範囲内で必要とする私的録音録画の機会を確保しつつ、デジタル録音録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制するものという捉え方も可能なものもある。このような捉え方は、現行法でも複製物を使用しない者の複製を禁止し、私的複製に作成した複製物の頒布を目的外使用として原則禁止としていることも合致していると言える。」と記載されているが、コピーワンスやダビング10など、明らかに私的録音録画自体を厳しく制限しているものもあり、このような捉え方を一方的に現行法と合致しているとするのは妥当ではない。この文章は削除されるべきである。 ・118ページに、「一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」ということが記載されているが、各複製形態毎に経済的影響の評価をして、補償の要否を決めるべきとされているときに、このような全体的な記述を行うことは乱暴である。共通理解があるとしても疑わしい。 また、その評価は事実上困難であることなどから、私的録音録画からの利益は否定できないかもしれないが、権利者が被る経済的不利益を上回るものではないという意見が大勢であったとも記載されているが、評価が困難であるにもかかわらず、不利益を上回るものでないとするは理解不能である。また、なぜ不利益の方のみを評価が困難でないと勝手に決めつけられるのかも不明である。困難なことは分かるが、利益不利益の両方をきちんと評価することが今まさに必要とされているのであり、この評価が不能であるとするなら、私的複製の元々の原則に立ち返り、補償は不要とされるべきである。 したがって、この118ページの(2)の記載は全て削除されるべきである。 ・119ページの受忍限度と補償の必要性について、権利者の受忍限度のみを補償の必要性のクライテリアとすることは、そもそも公平の原則に反し、真の国民視点に立った検討を不可能にする、一方的かつ独善的な整理である。 また、プレイシフトやタイムシフトについては補償の必要性は無い。このことは額の算定ではなく、制度の必要性・補償金の対象とするべきかどうかというところで、まず判断されるべきことである。 したがって、この119ページの(3)の記載は全て削除されるべきである。 ・120ページで、「個々の権利者の意思とは関わりなく、厳しい制限が課された著作権保護技術が導入されることが一般化されることを想定しているが、現実には、社会全体がこのような状況になる可能性は少ないのではないかと考えられる。」と記載されているが、既に、地上デジタル放送については、コピーワンス制限がかかっており、ダビング10になったとしても厳しい制限がかかっていることに変わりはない。この記載は、特に、地上デジタル放送については、コピーワンスのような厳しいコピー制限が課され、一般化していると修正されるべきである。	個人

・120ページで、個々の権利者が選択権を行使できる場合についての記載があるが、既にネットではこのような状況となっていることが明記されるべきである。ネットにおいて権利者が自らDRMつきあるいはDRMなしのコンテンツの配信事業を行うことを妨げる要因は何一つない。 ・121ページで、「CCCD(コピーコントロールCD)の例のように、厳しい利用制限の選択肢があるとしても、市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができないこと、また著作物等の提供者の優越的地位により、権利者に自由な選択権が確保されない場合も想定されるので、権利者の意思にのみ補償の要否を委ねるのは問題である。」という意見が記載されているが、CCCDを市場が受け入れなかったのは、コンテンツの利便性すなわち複製の利便性となってしまっているために、CDの代金がほぼ私的複製の対価ととらえられていることの証左にすぎない。また、著作物の提供者の優先的地位の乱用は、独禁法で解決されるべき問題であって、補償金の積み増しで解決されるべき問題ではなく、このような全く妥当でない記載は、削除されるべきである。 ・122ページの、「仮に現状では著作権保護技術と補償金制度が併存する状況にあったとしても、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映させることや、場合によっては対象機器等の特定に反映することについては、おおむね異論のないものと思われる。」という記載も、明らかに補償金制度ありきの文章であり、予断を与えるこのような文章は削除されるべきである。	
必要です。30条は私的な複製を認めた上で、デジタルで録音録画を行った場合は、代償として経済的対価を支払うとあります。この原則は文化を守るためにもとても大事なことで理解しています。	個人
音楽を携帯音楽プレーヤーで聴くことは普通のことになっています。そのためにパソコンを使ってダウンロードしたりCDからコピーしています。 補償金制度がなくなって、これが違法なことになれば、これまでのように音楽を聴いて楽しむことができなくなってしまいます。もっとも、携帯音楽プレーヤーは、補償金制度の対象になっていないのですね。 音楽を聴く楽しみを続けるために、今の実態に合った形に補償金制度を見直し、携帯音楽プレーヤーで音楽を聴くことを合法的にしていいただくことを希望します。	個人
○私的録音録画は必要な手段であること 本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものために録音・録画して固定するといった手段としての「私的録音録画」が想定されておらず、議論を尽くされているとは考えられません。	個人
○ブレイクシフトとタイムシフトについての議論が尽くされていない ブレイクシフトとタイムシフトについての補償の必要性の議論については、将来についての不確かな予測を交えたものとなっており、議論が尽くされているとはいえないと考えます。特にタイムシフトは、他の目的と区別しがたいことから補償の必要性を肯定するという議論になっており、強引さを認めません。 そもそも、一般家庭の視点で評価するなら、TVを見られる時間に自宅に居る人に比べて、自宅に居ないから録画して見なければならぬという人が、特別に「経済的不利益」の代償として補償金を支払われるべきというのは、明らかに間違った結論です。結論が間違っているのであれば、前提ないし議論の過程が間違っているというより他にないと考えます。	個人(同旨14件)
○私的録音録画は他の権利制限のために必要な手段 インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけではなく、大量に生成する時代となっています。 著作物の創造は、何もないところから生じるものではなく、むしろ既にある著作物の上に生じることが多いことはよく知られています。そのような著作物の利用は、原著作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある現在、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。 このような利用は、147ページ～149ページ「参考資料2 ベータマックス事件の概要」において、米国の連邦控訴裁判所判決(148ページ)や連邦最高裁判所少数意見(149ページ)において「生産的利用」とされているものにあたると考えられます(連邦最高裁判決は、非生産的利用にもフェアユースを及ぼしたものであり、生産的利用がフェアユースにあたるとを否定するものではない)。 配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。 職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいえない、ということになると思われますが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになったので、生産的利用の前提としての私的録音録画は無視できない存在となっています。このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かすことのできない肯定的な意味を持っています。 著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。 しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。	個人(同旨13件)
私は、補償金制度には、反対します。 デジタル放送などの映像、音楽には、すでに、コピーできない、又はコピー回数に制限があり、利用者は不便を感じながら利用しているのが現状です。(録画、録音に使用するメディアには、概に課金されているのに、なぜ、)現在、デジタル技術の向上により、録画、録音時にコピーコントロール技術が確立しているのですから、私的録音録画に対する課金は反対します。	個人
補償金制度の改善、維持に賛成です。 例えばパソコンには、CDを手軽にリッピングできるソフトが購入した時からインストールされ、大容量のHDDに収録できるとともに、ipodやCD-R/RW等に瞬時かつ大量にコピーできるのが現状です。小委員会ではいろいろ議論があったようですが、それによってCDが売れなくなるのは、やはりそのとおりだと思います。今の時代、簡単にコピー出来すぎなのかもしれません。そういった意味から、補償金というかたちで権利者に対価を還元することは当然だと思います。「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(P112)」などと繰り返し消費者委員やJEITA委員の主張は、議論のための議論であって、問題解決のための発言とは思えません。	個人(同旨8件)
小生は、DRMが掛かったコンテンツと、掛かっていない(コピー被害をコントロールできない)コンテンツに分けて、保証金の必要性を議論すべきと思います。	

●権利者が被る経済的不利益に関する再整理(111ページ) 小委員会におけるJEITA女性委員のタイムシフトやプレイシフトの考慮に関する執念深い発言を見ていると憤りを覚える。対象機器の範囲にしても額の決定にしても、現状の無法状態で何度も持ち出して中間整理にまで盛り込ませるのは非常識である。「補償の必要はない」などと言って良い立場なのかどうか、よく考えたらどうか。 メーカーが造る製品と違ってコンテンツは消耗品ではないのだから、クリエイターに対してもっと敬意を払うべきだ。メーカーが無節操にコピーできる製品しか造らないから、我々消費者がクリエイターの犠牲を払ってしまうのである。メーカーが、我々にそんな製品ばかりを押し付けておきながら「我関せず」の姿勢を貫いていること自体、その倫理観を疑いたくなる。 プレイシフトを理由とした減額は、レンタルや友人から借りた録音録画源、ファイル交換による録音録画源、さらには不正ソフトによるDVDの違法コピーなどを一切不可能にする措置を講じた製品だけを普及させて初めて、考慮を求めるべきだ。 タイムシフトにしても、今日における録音録画の規模や品質からすれば米国訴訟とは背景事情が大きく異なる。1週間分録り溜めるような機能まで搭載しておきながら、録画補償金の廃止を主張するとはどういうことなのか。JEITAの主張は、あまりに度が過ぎている。 また、JRIAとJEITAの男性委員が、「補償の対価は消費者に転嫁する」と明言しているが、歪んでいるにもホドがある。そもそも各メーカーが独自に判断することだ。 コピーできる商品でないと商売が成り立たないことをよく自覚して、消費者にもクリエイターにも負担をかけず堂々と商売する、気概あるメーカーの登場を期待したい。	個人
・120ページ「(2)経済的不利益に対する全体的な評価」 プレイシフトやタイムシフトは技術の発展によりもたらされた恩恵であり、文化および生活の向上といった公益に大きく寄与している概念であると考えます。 そのためこうした使い方に制限を加えるには、プレイシフトやタイムシフトの録音録画が、権利者に経済的不利益を与えているということを十分に立証する必要があると考えます。 これらの立証には自然科学的な調査分析が必要であり、十分な調査なしに結論を出すのは間違った方法であると考えます。 また、以下の文章ですがあまりに論理の飛躍があります。 -----引用ここから ----- 1(2)イの立場であっても、仮にプレイシフトやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。 -----引用ここまで ----- 私的録音録画が特定の利用形態に限定されていないことをもって、すべての私的録音録画が権利者に経済的不利益を生じさせているというのは、論理的に繋がりません。	個人
タイムシフト以外の録音録画や他人(特定者)への録画物の譲渡について述べられていますが、これは頒布目的の録音・録画です。そもそも第30条の適用範囲から外れているため私的複製に該当しません。 ですから、私的複製に該当しないものについて私的複製補償金制度で補償するのは本来意図する適用範囲を逸脱しています。 譲渡目的の複製は、確かに権利者に対して経済的損失を与えています。何らかの補償がなされるべきだと思います。仮に私的複製補償金制度で補償するのであれば、このような譲渡目的の複製をも第30条の適用範囲に含めなければなりません。	個人

●P111 私的録音録画から利益を得ているという項目は、支持する。 ●P118 (2) 経済的不利益に対する全体的な評価 宣伝効果の算出がされていない。 現在DVDを購入しようとしていたり、必死に録画しようとするコアな映像ファンはアニメファンであるし、実際にDVD売り上げにおけるアニメの比率はとても高い。私もアニメファンであるので事情はよく知っている。よって、アニメを例にとる。 現在アニメは週に70本放送されていると言われている。仮に、この中の30本程度を保存していると仮定する。すると、必要なDVDの枚数は、DVD1枚120分として、1ヶ月に30枚である。DVD1枚200円だとすると、6000円必要となる。 では、これと同額のセルDVDを購入したらどうなるだろうか？セルDVDの価格、特にアニメファンが購入するジャンルは、DVDパッケージ1個2話6000円である。すなわち、30本のアニメを録画保存せずに買うとなると、DVD60個となる。これは36万円である。これを全て購入するなど、当然不可能である。 では、仮にDVDによる保存が禁止、録画はタイムシフトのみとなったらどうなるであろうか？ 全てセルDVDを買うだろうか？ それは前述の通り不可能である。では、どれだけ買うだろうか？ 人には当然生活がある。食費・光熱費・住居費を削ってまでDVDを買う者はそういないだろう。結論から言うと、DVD保存禁止によって浮いたDVD-RW・DVD-RAM購入費月6000円を当てる事になる。それでセルDVDはどれだけ買うことが出来るだろうか？ 1枚しか買えない。すなわち、0.5本である。 すなわち、DVDによる録画保存による被害は、月にセルDVD1枚、0.5作品売れなくなる程度の被害と言える。 ただし、録画保存が出来なくなると、録画保存によるモチベーション、コレクション精神、ひいてはアニメを視聴するモチベーションまでもが低下し、そもそもアニメファンで無くなり、DVDを1枚も、TVの視聴もしなくなる可能性がある。 そもそも日本の著作権者は異常に保護され過ぎている。 TV放送は、米国ではEPNで事実上のコピーフリー。しかし日本ではコピーワンス。 CDもDVDも、米国では返品自由。一度買って視聴して気に入らなければ返品できる。日本では例え再生できなくても返品は不可(CCCDの場合)。 日本において、音楽は再販制度に輸入権が認められている。再販制度なんて採用しているのは世界でも日本ぐらいである。そして定価も1.5～2倍近い高い。 輸入権導入の時、値段据え置きを努力をしようとしていて、現在CDシングルの平均価格は200円は上昇した。 日本より海外の方が手厚いのは、著作権が死後70～90年続くぐらいではないか？ これだけぬるま湯に浸かった商売をしていては、護送船団方式で脆弱になった銀行や、高い関税・非関税貿易障壁・莫大な助成金なくて運営できない農業と同じように、日本のコンテンツ産業は崩壊するだろう。 そもそもタイムシフトで満足するようなぬるい人は、セルDVDなど買わない。 全話DVD-RWやDVD-RAMに保存するぐらいの情熱がある者だけがDVDを買う。 さらに、TV放送時のバージョンとセルDVDのバージョンは違う事が多い(シーンの追加や作画修正、たまにシーンのカット)ので、DVD-RW・DVD-RAMを全話保存した上でセルDVDを購入する。 TV放送をDVD-RW・DVD-RAMに保存する事が(セルDVDが売れなくなる)被害だというのなら、自分の著作物を録画するだけでなく、セルDVDを購入しても補償金を返還してほしいものである。 録音録画補償金は自分の著作物を録音録画する際にも徴収される。例えば、自分が作曲した曲を録音し、レコード会社に持ち込む際にも徴収される。その徴収された補償金は、既存のプロに配分される。これではまるで、既存のプロが、これからプロになろうとする者に料金を取っているようなものである。 もっとも、補償金の筋から言うと、補償金の「返還」ではなく、著作者として、管理組合から「ギャラ」として支払われるのが適切であろう。 著作権者は機器メーカーを泥棒の共犯みたいと考え、圧力を掛け、文句を言い、果ては補償金を払えと言っている。しかし、CD・DVDはどうして売れるのか？ それはプレイヤーがあるからである。プレイヤーが無ければCD・DVDはプラスチックと金属膜の板でしかない。ペラに吊って鳥が寄って来ないようにする位しか使い道がない。 レコードプレイヤーが発売され、それまでコンサートぐらいでしか収入がなかった著作権者に膨大な著作権料が入るようになった。CDはさらにそれを拡大した。DVD(ビデオ)プレイヤーが発売され、それまでTVと映画館でしか収入がなかった著作権者に膨大な著作権料が入るようになった。 著作権料は機器メーカーに感謝すべきである。補償金徴収どころか、逆に感謝料を払っても良いのではないのか？ ゲーム業界では、ソフトメーカーはゲーム機メーカーにライセンス料を払っているのだから、おかしい話ではない。 ●P121 「市場がこの方式を受け入れなければ」と言うのは身勝手である。音楽・映像というのは生活必需品ではない。不便な思いをしてまで視聴したくないだけである。 「著作物等の提供者」が何を意味しているのか今一不明だが、これが放送局の場合、放送局は「権利者がEPNでの放送を認めないと言っている」ので、コピーワンスでなければ放送できない」と言っている状態なので、権利者の方が立場が上で、選択権が担保出来ていると言える。 確かに、権利者が本当にその様な要求をしたかは怪しくなってきた、放送局が勝手に権利者の代弁をしたつもりである可能性もあるが。	個人
補償金制度はユーザーにとっても良い制度だと思います。 私はデジタル放送のコピーワンスの件でずっとニュースを追ってきています。大好きなテレビがこれからどうなっていくのか、とても興味があつたからです。 総務省の会議の場で、私たち消費者、メーカー、放送事業者、権利者が、それぞれ満足いなくても合意したんですね？ その合意を崩そうとしているメーカーはひどいと思います。そんなことが許されるなら、何年もしていた話し合いが無駄だったことになってしまいます。 話し合いに加わっていた以上、一旦約束したことについて責任を持つべきです(その点権利者は偉いと思います)。 私は私的録音録画補償金制度をちゃんと機能するように手直しして維持することが、総務省の話し合いでの約束を関係者全員が果たすことになる、と思います。 これ以上私たち消費者が混乱しなくて済むよう、この話がいい方向で決着して、約束が果たされることを切に望みます。	個人

・116ページ「3 補償の必要性の有無」について 著作権保護技術の適用に制限を加えることを条件に、私的録音録画補償金制度を維持することに賛成します。 著作物利用の短期的・短絡的な経済的利益を考えれば、著作権保護技術に制限をかけないことが好ましいと考えられ、強い著作権保護技術の適用を認め、私的録音録画補償金制度を廃止することが好ましいと考えられる。 しかし、著作物を二次利用することで新しい作品や文化を生み出すことは、たとえば、シェイクスピア「ロミオとジュリエット」には種本が存在したといわれていることや、「ロミオとジュリエット」を元にジェローム・ロビンズら「ウエスト・サイド・ストーリー」が誕生したり、ホルスト「惑星」から平原綾香「ジュピター」が誕生したり、さらには現在、ニコニコ動画でMADビデオとされる編集作品に良質な作品が存在することからも、明らかである。 そして、これらが新しい経済的価値を生み出していることも明らかであり、著作物は適切に二次利用される方が、長期的な視点で見た場合、文化的にも経済的にも発展を促すと考えられる。 すなわち、著作人格権を侵害せず、著作財産権を持つものに適切な利益の還元があることを条件とすれば、著作物は、積極的に複製し、再利用されるべきであると考ええる。 これが、コピーワンス、ダビング10や、ネバーコピーなどにより制限されるとすれば、文化の発展や継承を阻害する要因になっていると考える。 著作権法第一条にもあるとおり、本法の目的は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することであり、安易な著作権者の保護ではない。 本法の本来の目的を考えるなら、著作権保護技術の強化により複製や改変を制限して補償金をなくすよりも、複製や改変を権利として保証した上で、広く浅く補償金を負担することが好ましいと考える。	個人
私的録音とコピープロテクトは著作権を考えると永遠の矛盾だと思いますそのコピープロテクトの解除の方法がネットで公開されている以上、効果はないに等しいのではないのでしょうか。 となると権利者の権利のみが侵害されていることになり、それを補填する「補償金」制度はまだ必要と考えます。	個人
著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においても、その制限については厳格な条件を課しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されています。「著作権法逐条講義」で加戸守行氏が述べているように「補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。	個人
著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においてもその制限については厳しい条件をつけている。 第30条の規定により、私的利用のための複製については、権利者は権利を制限されている。 補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価補償措置であり、当然必要である。	個人
著作権者は複製権を持っています。それを著作権法第30条で制限しています。そのおかげで、わたしたちは自分のために私的録音や録画を自由にできます。著作権者にその制限の対価を払うのは当然です。	個人
著作者への不利益については検討されているが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは大きな問題である。 今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新たな音楽ファンの獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては大きな利益となった側面がある。私的複製による経済的損害が補償が必要なほどあるという考え方には疑問が残る。 また、私的複製の有無による著作者への利益不利益はDRMがある場合とない場合での売上の違い、CCCDやiTunesStoreのDRM無し楽曲の売上などから推測可能であるが、そのような調査が行われていない。DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な実例はなく、むしろ売上の減少につながるケースが多いと思われる。複数の専門アナリストによる調査分析を行った上で再検討を行うべき。	個人
この項目に反対である。著作権保護技術は過度に私的録音録画を阻害、禁止している。私的録音録画の禁止するような著作権保護技術には罰則化を持って厳しく対処していただきたい。海賊版行為を行う犯罪者が悪いのであって、利用者が私的録音録画している分には何ら問題はない。海賊版を取り締まる余力に利用者に不都合を押し付けている。企業の傲慢としか言えない。	個人
●116ページ～119ページの「第3節 補償の必要性について 3.補償の必要性の有無」の項目について 反対。 中間整理は第30条による私的録音録画には権利者に対して補償が契約による対価の支払いを必ず伴うという考え方を前提としていると思われるが、プレイシフトやタイムシフトが権利者に対する対価の支払いを要するものであるか否かは十分議論されておらず、利用者観点からの合理的な説明が不十分なまま何らかの対価の支払いが必要という権利者の利害に偏重した結論に至っている。 特にタイムシフトの場合、中間整理では、タイムシフトは他の目的と区別したいことから補償の必要性を肯定するという強引な結論になっているが、利用者視点で評価するなら、TVを見られる時間に帰宅できず録画して見なければならないという人がTVの放送時間以外の時間に私的録音・録画したのを見た場合に権利者に格別の経済的不利益が発生しているとは考えにくく(タイムシフトをしなかったのであればその人は当該TV番組を見なかったであろうから、そもそも権利者に経済的不利益が生じる余地がないと考えるのが自然ではないか)、経済的不利益が生じていることについておおむね共通理解があるというのは権利者側に偏重した拙速な結論といわざるを得ない。利用者視点からの検討も行ったうえで引き続き慎重に検討すべきものとする。	個人
形態別に補償の必要性を議論しているのは、評価できるが、不利益の具体的統計データを用いるべきだ。 権利者側は、われわれ国民が納得できるような検証可能なデータを提示した上で議論する必要がある。 今までの議論を見ていると権利者側は、それすらちゃんと提示しない上に、過去の審議会で合意したといっばからない。正直、当時はちゃんとそういった議論していないからこそ、今の問題にされているのが、一向にわかっていないようだ。これではまともな議論できない。 補償金制度は、一度廃止して、最初から議論しなおしてもらいたい。	個人
補償が必要な内容は、「イ 権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方」の方が正しいと思う。 権利者は何で生活の糧を得ようとしているのでしょうか？ CDなどの売り上げで生活しているわけです。 私的複製により、そのCDが売れない分を補償するのが私的録音録画補償金でしょう。実質的な損失がないものに補償をする必要は認められません。それが普通の人の感覚です。	個人

●110ページ「権利者が被る経済的不利益に関する再整理」の項目について ラジオや生演奏でしか音楽が聴けなかった時代から、レコードで気に入った音楽を自宅でいつでも聞けるようになった。カセットによって移動中でも聞けるようになった。 聞く時間が増える事で、コンテンツの利用時間が増えるに伴って、レコードが売れた。CDになってから、それはさらに進んだ。しかしながら、人間の耳は有限である。 いくら私的録音をしてコンテンツを増やしても消費出来る時間は1日24時間。 そして、携帯電話やゲーム機などのライバルの出現。音楽機器が人間の耳を利用出来る時間はちよつと昔と比べて短くなっている。したがって、コンテンツの売り上げが減るのは当然の事であって、デジタル化による私的録音によってコンテンツホルダーが不利益を被っているわけではないと考える。 また、プレイシフトを否定するようであれば、音楽を利用する時間が減るのであってそれによって音楽産業が被る不利益の方が遥かに大きいと考える。	個人
個人で購入したCD等をその個人(その個人の家族などを含む)がどのような媒体に複製して利用するとしても、追加の費用が必要でないことは私的録音として保証されていることから明白です。例えば、CDのまま自宅で100回聞くのと、MD等にコピーして自宅と車で100回聞くのとは同じで、著作権者の不利益になることはありません。が、現行の制度では後者の方は補償金を徴収されるため費用がかかることになります。これは、デジタルで録音してもアナログであっても同様です。これはおかしいといえないでしょうか。よって、購入者が私的利用のためにいかなる複製をしても、音質・画質の劣化の如何に関わらず補償金を支払う理由はありません。	個人
中間報告においては委員間の意見の隔たりが大きく、結論を持ち越すこととされている私的録音録画補償金制度であるが、本年10月12日付の内閣官房知的財産戦略推進事務局名義文書「平成20年度 知的財産関連予算の概算要求等の概要」においては「検討中の法案」として「○著作権法の一部改正(私的録音録画補償金制度見直し等)」と記載されているが、この記述は政府として中間報告の記載内容如何に関わらず、著作権法第30条2項について改正を行うことを前提にしているのか否か、文化審議会事務局は見解を明らかにすべきである。また、当該文書の「見直し等」の「等」には具体的に、どのような内容の改正案が含まれる予定なのか、詳細な説明に説明すべきであると考えます。	個人
音楽をパソコンなどでコピーすることは日常的に行われており、補償金制度がなくなると、個人的にコピーに許諾が必要になり不自由になる。実態に即した形で補償金制度を見直し、私的なコピーの自由と著作権者の権利保護との調和を図るべきである。 コピーコントロールと私的複製の問題の本質は、メーカー自らの責任回避し、権利者と消費者との契約補償の問題にすり替えようとしていることに他ならない。消費者からすれば、メーカー販売価格に補償金が転嫁されことなく、不自由を感じずにコピーできることが最大かつ唯一の願望である。	個人
補償金制度の維持に賛成。 そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他ならない。消費者からすれば、メーカー販売価格に補償金が転嫁されことなく、不自由を感じずにコピーできることが最大かつ唯一の願望である。	個人(同旨12件)
補償金制度の維持は必要です。 私は三枚のアルバムを出す歌手です。最近コピーコントロールしてリリースしたアルバムは売れ行きが悪くなりました。私自身もダウンロードを楽しむ消費者の一人です。 コピーコントロール、私的複製の問題の本質はメーカー側が自らの責任を回避し権利者と消費者の間の契約、補償問題にすりかえようとしていることに他ならないと思います。メーカー販売価格に補償金が転嫁されことなく、不自由を感じずコピーできることが最大かつ唯一の願望です。	個人
必要です。30条では個人の家庭内の限られた中での複製を制限していますが、2項ではデジタルで録音録画する場合は政令指定された機器から政令指定された媒体に録音録画する場合は対価を支払うことになっています。この法が出来てから15年が経っており、機器媒体の様変わり目は目覚ましいものがあるので対象機器媒体を今様に即す必要が生じただけです。様々理屈はあっても補償制度の必要性がなくなった現状はありません。	個人
総務省の会議において、放送番組の私的録画の回数について、メーカー、権利者、消費者が議論をし、やっと「ダビング10」という合意にたどり着きました。「ダビング10」と「権利者に私的録画補償金が支払われること」はリンクしており、切り離せない関係であったにもかかわらず、このたびJEITAが「私的録画補償金は不要」との見解を発表したことには大変驚いております。 JEITAが「ダビング10でも私的録画補償金支払いは不要」との見解であったならば、総務省の会議において明確にしておくべきでした。「ダビング10」が正式に諮問されたことを見届けてから「私的録画補償金は不要」との見解を発表することは、会議の成果を無にする行為であり、信義則に反するといわざるを得ません。権利者と消費者は、一体何のためにここまで議論を尽くしてきたのでしょうか。JEITAは、即刻「私的録画補償金は不要」との見解を撤回すべきです。また、私的録音録画小委員会は、議論の蒸し返しであるとの理由から、JEITAの見解を審議で取り上げるべきではないと思います。	個人

「ア」のとおり、補償措置は権利制限の代償と解するのが相当である。我が国では、家庭内における録音録画に対してクリエイターは本来有する「複製権」が制限されているが、デジタル複製の場合には補償金制度によって補償を受けられるのである。その制度が機能していないから問題が起こっている。JEITAは、「DRMが補償金制度に代替する」と言っているが、これは明らかに消費者を欺瞞する発言である。 何故なら、将来においてもDRMは、現に最も多く行われている音楽CDからの私的録音においては全く機能し得ないからである。 「イ」の「新たな権利の付与」というのは制度趣旨を取り違えたうえでの主張であって、根本的な理解が欠けている。このような主張が正論と同列に記述されることを疑問に思うし、そんなレベルで制度の見直しを行おうとしていること自体、危険である。JEITAや消費者団体の一部が場外で「議論が尽くされていない」などと主張しているが、税金を使ってこのレベルの議論を続けることなど論外だ。国務大臣の諮問機関である審議会場で発言する以上は、制度趣旨や過去の議論の経緯などは、ある程度は身につけたうえで発言してもらいたい。 一方的に「補償の必要はない」などと言っているのける一部委員の神経も心理解できない。生業を続けるために相応の「生活の糧」が必要であることは、どの委員にも当てはまる話であるはずなのに、「クリエイターは給料を貰う必要はない」と言っているのと同じである。その影響で私たちが、新たな創作物を楽しむ機会を失うことになり、延いては文化が失われていく、ということを理解できない人物が、どうして文化審議会で発言しているのか、と思う。 どんな理屈を並べても、他人の財産を「当然にタダで利用できるべし」と言うこと自体、乱暴というものだ。「技術が発達して誰もが模倣しやすくなったから、これを正当化しろ」というのが無茶苦茶な論理であることと同じである。自分では魅力的なコンテンツを創れないから、自分には創作に打ち込む時間がないから、私財を投じることができないから、他人の創作物を使いたいのではないのか。利己的な主張が蔓延することによって、文化の使い捨てが横行することを危惧する。国民全体がもっと、クリエイター（くれぐれもコンテンツホルダーではない）を尊重すべきである。 さらに、JEITAはタイムシフトだのプレイシフトだのと言うが、メーカーが複数台の機器を販売して儲けている点はどう説明するのか。補償金制度は、私的録音録画による権利者・消費者・メーカーの利益バランスを調整するための制度である。1つの商品がコピーされて2つになること自体おかしいし、そこに何らの対価も発生しないこと自体、異常・異質であることを、もっと注視すべきである。著作物だからそれで良い、というのは理屈になっていない。メーカーは、自分達の商品の模倣品が出たときに手放して放置しているとも言うのか。	個人
補償は必要と考えます。 なぜならば、技術の進歩、発達により、劣化なしに無限のコピーが作られる機器が各家庭の個人レベルにまで普及されたことに対し、なんらかの処置を対応させなければ、権利者にとって多大な不利益が生じるからです。 このままでは、無形知的財産を生む気力もなくなってしまう恐れがあります。	個人
保証金制度は、ユーザー、メーカーも共通認識として合意した「コンテンツへのリスペクト」をわかりやすい形で具現化した制度であり、将来のわが国のコンテンツ産業の底辺を支える大事な権利を保護する制度なので、実態に見合う形で存続すべき。 総務省情報通信審議会情報通信政策部会「デジタルコンテンツの流通の促進に関する検討委員会」の第4次中間答申において、権利者、放送事業者、JEITA、通信事業者、消費者の各団体の代表の共通認識として合意したのは、第1章3節に「コンテンツに対するリスペクト」、「利用者の利便確保」、「デジタル化との関係」という基本的な考え方が定義されている。 中でも「コンテンツに対するリスペクト」として、 ・コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること ・その想像に關与したクリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること がコンテンツ大国にふさわしいわが国の方向性のひとつであることが明記されている。これは出席した各自が議論を重ねた上で「三方一両損」の発想で合意したものと解釈する。その考え方と、消費者の利便性、デジタル化の推進は同列に御せられるべきであり、その基本的な考え方の元に、チューナー内蔵型HDD/DVD録画機器のコピー制限、いわゆる「コピーワンス」を枚数制限つきCOG、いわゆる「ダビング10」の方向で答申に盛り込まれたものと解釈する。 しかし、会議の場が変わるやいなや、メーカー、消費者団体は「私的録画保証金制度」そのものの撤廃を掲げ始めた。ダビングはたくさんしたい、お金は払いたくない、そう思うのであれば具体的に「コンテンツに対するリスペクト」の方法を示すべきではないか？私的録音は保証金制度存続で私的録画が何故廃止なのか？DVDやMDIには保証金をかけるが、ブルーレイやHDDIには保証金をかけないのは何故か？論理が支離滅裂になっている。 これらの新しい録画媒体も保証金制度の対象にするならいざ知らず、家庭用ビデオでは10回もダビングすることを許容させておいて、録画保証金撤廃とは論理が逆と言わざるを得ない。メーカーも消費者も未来を見ていない。木を見て森を見ずだ。放送番組の政策環境は年々悪化しており、若者が映像コンテンツ分野に夢や将来に希望を持って就職しようとする人数が激減している。 コンテンツ大国を目指す国としてはお寒い環境にあるにもかかわらず、論拠の乏しい「私的録画保証金の撤廃」が20年後、30年後の日本でどういう結果をもたらすか、想像してから利便性や、企業の収益と言うものを考えてほしい。 「テレビはただで見るもの」「ただで見るものをいくら録画してもタダ」という未成熟な権利意識はそろそろ捨てないと、すでに日本と同様の私的録音録画保証金制度を導入しているヨーロッパ諸国から嘲笑されるだけでなく、今後台頭してくる中国、韓国、インド周辺の高成長国に抜かれても仕方ない。 日本は中国や韓国のコピー商品や違法ダビング製品にはうらやまの、肝心の自国内ではコピー天国と言われても仕方ない。代案がない以上、私的録音録画保証金制度の存続が望ましいと考える。	個人
日本に於ける、著作権意識は、ヨーロッパ、諸外国に比べて非常に低いと言う事が、様々な国際的データで語られています、これだけ、録音する事が容易になって来た、今日、著作権者が被るダメージは計り知れないほど大きくなって来ています。嘗て、実演家が氾濫する録音録画機の出現によって、働く職場を失い文化的な発展の妨げになった事は、旧知の通りです。意見は、それぞれの立場によって、二分三分するのは、止むを得ないと しても、資本のルールによって、この国の経済が支えられているとしたら、大きな、資本家が発明と英知によって生み出した機器を誇ると同じ、この国の文化をも育む義務があるでしょう。様々な意見の成果の中で生まれた「ダビング10」をここで、もう一度論議のやり直しは、明らかに経済の合理化だけをテーマにしたものと思えません。一方では 芸術、文化を貧弱化させる切っ掛けにならない様に、結論を手練り寄せるべきです。去る、10月に新聞紙上に発表された、「私的録音録画補償金」の見直しなるコラム記事を読んでも、両者の意見の隔たりが多く、特に、亀井氏の意見には、経済の軸論ばかりで、情操の問題が置き去りにされている様な気がします。企業には文化を育むメセナがありますがこの様な、視点からディスカッションを展開する必要があるような気がします。権利者もこのシステムの享受から、生まれるコオリテイの高い新文化を育成する義務があり、被害者意識だけに捉われるのではなく、消費者も意義を正しく理解し、文化育成の担い手としての自覚をするべきではないでしょうか？	個人
著作権者は複製権を有しており、ベルヌ条約においてもその制限については厳格な条件を課しています。第30条の規定により、私的利用のための複製については、著作権者の権利が制限されています。「著作権法逐条講義」(加戸守行氏著)で述べられているように、「補償金とは著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」であり、補償の必要性については、議論の余地なく必要と考えます。	個人
119ページについて意見。 ほんの少し払えばこれまでどおりなんだから、補償金は必要でいいと思います。こういうのにムキになるのは欧米に遅れを取っているみたい。	個人

118ページ「(2)経済的不利益に対する全体的な評価」について 【反対】 権利者としての考えは理解できるが、消費者の立場から言えば、コンテンツの利用自由度も含めてそのコンテンツの価値である。自由な形態やコミュニケーションの中で利用できないなら、大局的には別のコンテンツを選択することになっていくだろう。実際、不利益を重大視し権利行使に最も積極的であった音楽業界は、著作権料の徴収は高くても、他のメディアよりはるかに市場全体が落ち込んでいる。著作権の目的は文化の発展であって、一部の権利代行業者の保護ではないはずである。全体のバランスと時代の進む方向性を見極めた上で、消費者の希望に即した著作権のあり方を目指して欲しい。	個人
現在、CDを音源にPCに一旦録音し、色々な媒体にコピーし、音楽を楽しんでいます。例えば、携帯電話、iPod等の録音機器...さまざまな形で録音することが可能です。私自身が持っているSONYの機器はコピー制限があるのですが、制限のない機器もあります。 タダで無制限にコピーできる、これは権利者に対して損害を与えているのではないかと思いますので、一定の金額を支払うことについてはやむを得ないと考えています。 ただし、その都度課金されると、手続きが煩雑になりますし、支払いが気になって、楽しむこともできなくなってしまいます。つきましては、補償金制度によって対応できるようお願いしたいと思います。	個人
意見:この整理アは、利用者側からすると、不可解な論理であると感じられる。 直前にあるように、私的録音録画についてはその目的の殆どがタイムシフト、プレイシフトであると考えられる。著作権法は非常に強大な権利を権利者に与えるが、それは利用者の試聴方法ならびに視聴時間を拘束するものなのであろうか？ もしそうであるならば、余りにも権利主張が強すぎると言わざるを得ない。 また、各家庭にこれだけデジタル録画・録音機器が普及した現在において、逐一の許諾申請を必要とし、実施に移せば事務処理が破綻することが明白であり、それは利用者のみならず、権利者への利益をもたらし得ない。奇しくも108ページにレンタルCDからのダビングが「結果的に違法状態を放置するだけ」であるとして30条適用除外に慎重意見を見たように、これもまた「違法状態を放置するだけ」である。 従って、権利者の許諾を逐一得る必要が仮にあるとしても、それが著作権者への不利益をもたらしていることと直結するわけではない。実際には著作権者にお金を支払われる状態にならないことは、上記の通り明白だからである。 無論、これを違法であると明記することは立法上可能であるが、それは法の死文化を招くのみならず、違法状態を広く野放しにする結果を招来するだけであり、何らの益を伴わない。 よって、この意見を採用する場合は、そのような権利形態を設定することそのものが、現実的に無理があると思料する。 なお、直截的には関係がないが、これは複写権についても同様のことが言える。複写機がプリンタ複合機というかたちで各家庭にまで普及しつつある現在、逐一の許諾を前提とする複写権についても、再考が必要であると附言する。 これらの権利は、設定してもそれを守ることが不可能になりつつある。そのような権利を現行のまま残しておくことは、違法状態の放置を助長するだけであり得策ではない。 意見:著作権ビジネスにおける経済的不利益は、権利者がその著作物を市場に供し、また消費者もそれ対価を支払って購入できる状態になっている時にのみ発生することが、前提である。 絶版本を図書館で借りて、全ページをコピーしたとしても、誰に経済的不利益も発生しない。廃盤CDをレンタルしてきてダビングしても、経済的損失は発生しない。同じ事は他の著作物にも言える。一度の放送きりで二度と再放送もされなければ、映像コンテンツとして販売されることもない放送番組については、これがどの様に二次利用されようが、経済的損失はやはり発生しない。 以上の観点から、現実損失が発生し得ない状況下での空論は、改めるべきである。また、その点を改正著作権法では考慮し、明文化すべきであると思料する。 意見:現状購入できるデジタルコンテンツパッケージのうち、DRMがないと言えるものはCD程度である。DVDソフトは言うに及ばず、オンラインでのダウンロード販売/ストリーミング試聴の殆どはDRMによるコントロールがなされているのが現実であり、119ページのアは実現されていると、利用者からは思える。 また、デジタル放送はそもそもB-CASカードがなければ試聴することも適わないのであり、かほどに強固なDRMを施していおいて、その上さらに補償金を要求することは、視聴者から見て、権利者の過剰な要求であると言わざるを得ない。 DRMを施すならば補償金は不要であり、補償金を要求するならばDRMを施すべきではない。 第5節にあるように、デジタル機器の多様化により範囲を定めての私的録音録画補償金の徴収は、現実問題としてかなり困難である。また、補償金の還付システムが実際に機能していない以上、指定によって行われる徴収は「税」に近いものとなり、受益者負担が原則である著作権使用料とは一層かけ離れたものになっていく。 税であるなら税であると思える公平性を備えるべきであり、そうであるなら、DRMなし、もしくはEPNなどによるより自由なコンテンツの移動・複製を認めることが望ましく、また分配方式についても国民の合意が得られる形へと転換していくことが望まれる。	個人
先日、スポーツ報知の湯川れい子・都倉俊一・船村徹の対談記事を読んだ。驚いたのは、国民一人当たりの支払う著作権使用料が欧州の先進国と比較して、日本が非常に低額である事実である。日本国は知財立国を目指し始めて久しいが、欧州に比較して数分の一程度しか権利者に対して費用負担してない状態で、私的録音録画の補償金制度自体を廃止することを前提に議論していること事態が信じられない。本当に日本は知財立国を目指しているのか？私的録音録画補償金制度の継続は当然のことであり、欧州レベルまで制度自体を引き上げるべきである。そうしないと知的財産の国際競争力が備わらない。またそれがユーザーのためになることである。	個人
・113ページ～、「2著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係」 意見:著作権保護技術と補償金は独立して検討すべきである。また、補償金の廃止を求める。 理由:著作権法第30条の認める私的複製は、その複製における著作権者への影響がないか、極めて小さいために認められているとされている。したがって、技術的保護手段の有無にかかわらず、この複製の範囲においては、補償金を必要とするほどの経済的不利益は存在しないと考えるべきである。また、録音補償金、録画補償金ともに、それぞれの対象となる分野のビジネス規模(数千億～数兆円)に比べて、補償金の額が極めて小さく(十数億円)、権利者が十分な補償を受けていると認定できるほどの規模にはない。一方で、録音録画補償金とも、有料の著作物でない個人的な目的での録音録画にとどまる場合でも、その対価が課せられることになり、これを個別に回復することはコスト的に見合わないという問題点もある。記録メディアの違い(CD、DVDとハードディスク/フラッシュメモリ、など)によって補償金の有無に違いがある点も問題といえる。前述のとおり、著作権者への補償金分配は限られており、このような不整合を甘受してまで維持すべき仕組みではない。	個人

私的録音録画補償金について 私的録音録画補償金は、複製に対する制限を行っていない場合に権利者が適正な対価を得ることが困難であることから、その補償として払うものであると考えるのが現実的であると考える。それに対し、著作権保護技術により複製回数を制限した場合は、複製数の上限が明示的に解る事から、適正な対価を得ていると考えるべきである。したがって、著作権保護技術により複製回数を制限した場合は、二重取りを回避するため、私的録音録画補償金の支払いを免除すべきである。また、目的が私的使用のため等のフェアユース、かつ、私的録音録画補償金の支払う場合は、複製数の上限を超えて、または、技術的保護手段の適用の有無に関わらず、複製をできる様にすべきである。	個人
110P第7章3節補償の必要性1権利者が被る経済的不利益 メーカー側は競って、録音できる容量を拡充し利益の拡大を図っている。 生産数の増加を鑑みれば、その機器を購入した上で私的録音の回数を増やしている消費者も、増加の一途を辿っているのは自明の理であり、メーカーの利益、消費者の利益が拡大する中で、権利者だけが置き去りにされている実態を、「権利者の不利益」と呼ばずして何といえるだろうか？	個人
平成3年に3,000人を対象に私的録音実態調査が行われ、同年12月の著作権審議会第10小委員会報告に調査結果が反映された。その結果を報告書は、『現在では私的録音録画は著作物等の有効な利用形態として、広範且つ、大量に行われており、ベルヌ条約等との関係規定に示された国際基準との関係においても何らかの対応が必要であることを示している。』と締めくくっている。調査では私的録音の動機をタイムシフト要因である「放送時間に聞けない」23.8%。「放送を更に繰り返して聞く」32.3%。プレイシフト要因と考えられる「カーステレオやヘッドフォンタイプのプレイヤーで聞く」41.5%。好きな音楽を抜き出して編集して自分で聞く」32.8%。という数字と共に、注目すべきで一番数字が大きいのが「録音済みCD・テープを買うより安く済む」45.1%である。この調査は家庭内録音がタイムシフト、プレイシフトを可能にし、何時でも何処でも繰り返し音楽や芸能を楽しむ文化が国民生活に遍く定着していることを実証すると同時に、その録音実態の数字の膨大さが、ベルヌ条約9条に記述された「著作権者の正当な利益を不当に害する」ものに該当するとして、諸外国で既に導入が進んでいた私的録音録画補償金制度を我が国でもスタートさせる根拠の一つとなったのである。 昨今、補償金制度の廃止論が飛び出している。私的録音録画がなくなったのなら制度を廃止するのは当たり前だが、制度のスタート時よりも盛んに大容量の私的録音録画が行われているのが実態である。同一音源の私的な録音は1回が圧倒的に多く、このようなユーザーの為に著作権が制限される代償として補償金が設けられている。技術的制限を施す目的は私的録音録画の範囲を超えたグループ・教室・その他の違法な録音録画を制限するためにあり、補償金制度とは全く次元の違う違法行為への対応なのである。 現行私的録音録画補償金制度に見直すべき点はあるものの、ベルヌ条約加盟国として、制度スタート時の精神を基本的に護らなければならない。何より制度対象外の録音録画が私的録音録画の大半を占めるようになった現状を放置している事が極めて異常に思える。	個人
消費者が私的録音録画を通して文化に親しむ習慣を制限することは、メディアを通じて公衆に伝達される特に音楽・芸能の衰退に直結し、これらの分野の権利者の経済的不利益に直結することが懸念される。また、著作権保護技術で補償の必要がなくなる事例として以下の2つが考えられる。 1. 権利保護のため私的録音録画が出来ないように、または録音録画を厳しく制限する技術を採用する。2. 私的録音録画等著作物の利用に課金を行うDRM等の技術を採用し、権利者に報酬が還元される技術を採用する。 1. 私的録音録画が出来ないように、または録音録画を厳しく制限する技術の採用。消費者は音楽・芸能を楽しむ生活の大きな部分を失うことになる。個人の範囲では自由に録音録画が出来、自分の物として蓄え何度でも楽しむことができるのが消費者の希望である。このような欲求を満たすための適正な補償金であれば支払を是とする消費者は多いだろう。私的録音録画を厳しく制限すれば録音録画機器の購入を消費者は控えるだろう。このことにより芸能文化が衰退すれば権利者にとってもマイナスになる。消費者・権利者・メーカー3者にとって、適正な家庭内での録音録画を厳しく制限することは好ましくない。 消費者に適正な補償金で大いに録音録画を楽しんで貰う。録音録画が適正に出来る機器・記録媒体も売れる。権利者も経済的な補償が得られる。この三つ巴の著作物の循環を護る事が必要なのである。 2. 私的録音録画等著作物の利用に課金を行うDRM等の技術の採用。 著作権法30条の廃止が前提となる。消費者は、利用の都度、課金され、ヘビーユーザーは経済的負担に耐えきれず減少するだろう。一般ユーザーも一々お金がかかるのでは利用を制限するだろう。DRM・課金システム導入・インフラ整備に要する費用負担も結果的に消費者が行うことになるだろう。結果として芸能文化の衰退に繋がっていくことが懸念される。 著作権保護技術は、不正行為を取り締まる事に重点をおいて研究を進めていただきたい。	個人
●118ページの(2)の「経済的不利益を生じさせている」理解について 同意できず、理解については反対です。 共通理解があるとしているが、ここに利用者の理解は含まれていないと考える。 プレイシフトにおいて、音楽CDを正規購入し携帯デジタル機器へ私的複製において場合、経済的不利益を与えているとはいいがたい。 消費者は、CompactDiskそのものを買っているわけではなく、音楽を聞きたいから購入しているわけであり、再生する機器ごとにフォーマットが異なるからといって同じ音楽を機器とに購入することは、まずあり得ない。 音楽を提供する、音楽を消費者が聴くという形でのやりとりであり、そこに再生機器を変更することによって、経済的不利益があるとは考えづらい。 さらに言うと、フォーマットを変更することはフェアユースであり、権利者が権利を制限されるべきである。 その観点からすると、フォーマットを変更し、携帯デジタル機器へ私的複製を行っている善意の一般利用者に対し、保証金制度による課金を行うことは一般利用者に対し、不当な対価を要求している事となる。 また、不正利用をする可能性が有るからと言って、正当な利用を行っている利用者に対し、一律の保証金制度による課金を行うことは不公平であり、受容できる物ではない。	個人
私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っている。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをすることが音楽を楽しむ方法の一つにもなっていると思う。このことに対して、著作権者に何らかの補償をすることは当然だと思うし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。	個人(同旨2件)
私は趣味で運動系のDVDを視聴したいと思い、友達から借りてダビングしました。しかし、この報告書をよんで改めて、自分のしてきた行為を反省して、自分が好きなものには的確な代償を払うべきだと思い、著作権による秩序ある社会を望み次第であります。	個人

反対。 「権利制限(第30条)がなければ使用料の支払いをしなければならない」「本来個別に許諾を求めた場合は使用料の支払いが必要」との主張があるが、前提が偏っている。 ××が無ければ、と言う仮定で比較を行う事が許されるならば、「著作権法が無ければ」「ベルヌ条約を批准しなければ」と言う仮定で、そもそも私的複製を制限する合理的な根拠についての議論からやり直すべきで、この様なごまかしを経て「経済的不利益があるかの様に偽る」議論は看過し難い。以降の「不利益の程度が権利者の受忍限度であるかどうかという判断」へと議論を進めるには前提が不十分である。	個人
●補償金の必要性があるとした仮定による議論方法についての疑問 この項目では、補償金の必要性があると仮定して議論していますが、これには重大な問題あると考えます。例えば、「積極的に契約しようとするインセンティブに欠ける」という点がありますが、これは補償金制度があるからインセンティブに欠けるのであって、例えば、補償金制度が存在しなければ、インセンティブが上がることは容易に予想できます。このように、補償金の必要性があるという仮定をおいた議論からの結論には大きな疑問が残ります。さらに、補償金制度を導入している国は数ヶ国しか存在しておらず、ほとんどの国では導入されていないため、補償金制度は非常に珍しい制度と言えます。諸外国の状況から判断する限り、そもそも補償金制度が日本で必要かどうかを逐一議論すべきだと思います。	個人
●「権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」への問題点への疑問 課題イに「民間同士の契約に任せても権利者の要求が実現できるかどうか疑わしい」とありますが、私的録音による経済的不利益がどれだけ存在するのかは経済原理を元に決まるのであって、もし契約により要求が実現できないのであれば、経済的不利益はないものと判断すべきで、経済的不利益がないのに補償を要求することはできないと考えるべきです。 課題ウはそもそも経済的不利益を権利者へ補償すること自体の必要性に対する問題を示しています。本問題点の議論としては不適切です。	個人
「上記のアカラウの状況はある日突然実現するわけではなく」とあるが、アナログ停波までには数年ある事を考えると、それまでに実現可能と考えられる方式を提案したい。 ■提案する方式の視点 複製物が容易に蔓延し、それを不特定多数の他人が自由に再生できることが問題となる。 逆に言うと、複製物を他人が容易に再生できない環境を整えられればよいことになる。 また、複製時に対価を支払うことを同時に導入できることが望ましい。 ■概要 1.複製を行う個人に複製管理ID(CUID)を発行する。CUIDはインターネットなどのネットワークで接続可能な登録センターで一括管理を行う。CUID自体の提供方法についてはいろいろと考えられるがここでは割愛する。 2.複製機・再生機にはCUIDをひとつだけ登録可能とし、CUIDの異なる映像・音声は再生できないようにする。複数のCUIDを登録できる装置を作ったメーカーについてはペナルティを科すようにする。 3.CUIDが含まれない著作物(原本)を複製する際には、CUIDにより暗号化を行う。 CUIDにより暗号化を行う機器は、ネットワークを通じて登録センターと通信できることを必須とする。 CUIDにより暗号化を行う際には、その複製機は登録済みのCUIDが有効であることを登録センターに確認し、同時にCUIDに紐付けされたクレジットカードなどで複製対価を支払う手続きを行う。 4.CUIDを含まない複製は認めない。複製機内部の取り出し不可能な記録装置に対してであっても認めない。 5.すでにCUIDを埋め込まれた複製物は複製対価なしで同じCUIDを埋め込んだ複製物の生成ならびにレート変換などができるようにする。 ■解説 これまで複製物は原本と同じものであることを前提に考慮されていると思われるが、個人を特定するCUIDとそのCUIDを使って複製物を暗号化することを組み合わせると、これまでとは違った視点で考えることができる。 最初に私的使用の範囲を厳密化することができ、これにより権利者・利用者双方にメリットをもたらすことができる。 利用者は、私的利用範囲を個人に割り当てられたCUIDを利用することで自らその利用範囲を自由に設定できる。暗号化された複製物は当人所有の装置すなわち複製者のCUIDの登録された装置であれば再生でき、他人の装置すなわち異なるCUIDが登録された装置では再生できない事になる。この方式によれば複数世代の複製も制限する必要がなくなり、個人のライブラリ収集や編集、バックアップやメディアの変更などを利用可能にしても問題は起きない。 権利者にとっても不当な範囲で複製物を再生されることが無くなるといえる。 次に複製対価という考え方を導入しやすくなる。 複製する際には必ずCUIDが必要になる。登録センターにクレジットカード情報などを登録できるようにしておけば、複製ごとに対価の徴収が可能になる。原本も特定することができるので、複製対価を適切な権利者に支払うことも可能になる。原本の入手方法によらず、複製の際には一定の複製対価が支払われることを意味している。 また複製対価という考え方は、原本の商品価格の考え方を変える。商品価格は視聴の権利に対する対価となり、複製の対価が含まれていないことになる。利用者は、複製する必要がある場合にのみ複製対価を支払う事になり、個人の利用方法に沿った商品価格になるといえる。 暗号化についてはCUIDという鍵があれば、再生時には大きな負荷になるとも言えないと考えられる。 以上の説明では十分ではなく細部について検討の余地があると思われるが、大筋として多くの人々が賛同できると考えられ、またすでに実在する技術で実現可能な方式であると考える。	個人
●私的録音が可能であることによる経済的利益が考慮されていない点 利用者がある音楽ないし映像物を購入する際の決定には、購入物から私的録音することが可能かどうかという点も考慮するのが普通です。このことは、私的録音が制限されたコピーコントロールCD等が最終的に販売されなくなった点からも伺い知ることができます。つまり、私的録音できることで直接権利者が利益を得ている場合があり、それによる利益も少なくないということが予想されます。よって、私的録音による経済的利益を無視して経済的不利益のみを考慮して議論を行った場合、その結果得られた結論は妥当性を欠くと考えます。著しい経済的不利益の有無を議論する際には、私的録音による権利者の経済的不利益のみを考慮するのではなく、私的録音による権利者の経済的利益や、私的録音録画補償金制度の適用により、私的録音していない利用者が受ける経済的不利益をも合わせて考慮し、権利者の利益と不利益の差が見過ごすことができないほど甚大であるかどうか、私的録音していない利用者の不利益がないかどうかについて議論すべきであると考えます。	個人(同旨1件)

●損出の立証の必要性 本中間整理では、具体的な経済的不利益(損出)の発生を立証する必要があるとしていますが、具体的にどの程度の不利益が発生しているのかという見積りをすべきだと考えます。このような見積りがなく不利益が甚大であるとの主張があっても、この主張には説得力がなく補償金制度を維持することに対して疑問を感じざるをえません。また、補償金制度の主旨は権利者の不利益分を補償することであり、不利益分を越えて徴収することは認められるべきではないにも関わらず、見積りがないことから、不利益分よりも過剰に補償金を徴収されているどうか判定できない現状には非常に大きな問題があります。以上から損出の立証は仮に本制度を維持するとしても必須であると考えます。 ○家族から借りた音楽CDからの複製に著しい経済的不利益があるとの主張への疑問 本パブリックコメント中でも述べた通り、家族から借りた音楽CDからの複製に対して、権利者に著しい経済的不利益があるとする考えは同意できるものではありません。家族内については別に議論すべきです。 ○レンタル料に私的録音の対価が含まれていないという認識への疑問 本パブリックコメント中でも述べた通り、対価が含まれていないという認識だったことを確認できる材料はありません。よって、「レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である」という結論は導かれません。 ○番組録画が経済的不利益を与えているとする点への疑問 まず、タイムシフト録画以外の保存を目的とした録画実態が多いとしている点に疑問があります。アンケートにおいて回答者が保存とタイムシフトとを区別して回答しているかどうか疑問が残ります。デジタル録画機では従来よりも多くの番組を録画することができるため、試聴の時間が取れず結果的に保存されているような場合も多いと考えられ、この状態を「保存している」とみなして回答者がいることは容易に想像できます。このことから、本アンケート結果を保存を目的とした録画実態が多いことへの根拠とすることには疑問があります。 また、タイムシフトに比べて保存の方が大きく経済的不利益に繋がるという主張には根拠がありません。タイムシフトも保存も操作や録画物の扱いに違いがあるとは考えにくく、タイムシフト録画よりも不利益が発生する理由が見あたりません。また、保存することに別途費用が発生する場合に、費用を払ってでも保存しようとする人物はそれほど多くないと予想でき、大きな経済的不利益になるとは考えられません。 さらに、映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいといわれているとのことですが、この根拠を示すべきです。 以上から番組録画が経済的不利益を与えているとする結論には強い疑問があります。 ○121ページの「イの場合」の箇所について、認識に誤りがあると考えられます。 「市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができないこと」とありますが、市場が受け入れなかったのは、そのような販売形式で買いたいと思う利用者が少なく、経済的に成立しなかっただけであり、このように利用者が買おうと思わない方式が選択できないのは市場原理から考えて当然だと思います。このことを持って選択権が確保されないとする議論には妥当性がありません。	個人(同旨1件)
現在当たり前のように行われている家庭内の複製や友人間での複製物の貸し借りなどについて、その数字をどのようにカウントするのか？経済的損失が具体的に発生していることを立証するのは不可能であるが、それによって権利者の経済的利益が奪われているのは明らかである。 補償金制度はそもそもそのような「目に見えない」不利益を解消するためのものであって、具体的に立証できるような性質のものではない。補償金制度がますます充実していくことが知財立国を標榜する日本の今後のあり方であり今回のような議論をすべきであるのか非常に疑問である。補償金制度の存続はもちろん、益々の充実を望みます。	個人
著作権者への不利益については検討されているが、私的複製のユーザー利便性があることで販売量が増えて利益が上がるケースを検討していないのは大きな問題である。 今回対象にすべきとして検討されているポータブルオーディオプレイヤーは、新たな音楽ファンの獲得に大いに貢献しており、むしろ著作権者にとっては大きな利益となった側面がある。 私的複製による経済的損害が補償が必要なほどであるという考え方には疑問が残る。 また、私的複製の有無による著作権者への利益不利益はDRMがある場合とない場合での売上の違い、CCCDやiTunesStoreのDRM無し楽曲の売上などから推測可能であるが、そのような調査が行われていない。 DRMの強化で売り上げ増加につながった有意な実例はなく、むしろ売上の減少につながるケースが多いと思われる。複数の専門アナリストによる調査分析を行った上で再検討を行うべき。	個人
CCCD失敗の反省を生かして欲しいです。 技術的保護手段には向き不向きがあります。 例えばメディアファイルをオンライン売買する場合においては便利な鍵であることは間違いありません。しかし、それをあまねく私的録音に対して適用するのは、利便性をそく物に他なりません。鍵ではなく足枷です。 また、技術的保護手段を違法回避した者だけが、利便性を確保するというアンバランスな物になりかねません。残念ながら技術的保護手段と、その回避はイタチごっこ状態であり、万能な物ではないことは周知の通りでしょう。一度回避された物は、事実上永遠に止めることは出来ません。 よって権利者にとって技術的保護手段が補償の代わりになるとは思えませんし、私は適法利用者として、補償金の支払いの代わりに技術的保護手段を受け入れたくはないです。 補償に代わるものとして技術的保護手段を議論するのであれば、技術的保護手段の有用性を厳格に判断していただきたいと思いますし、個人的には現状を見る限り、補償金制度を支持いたします。	個人
複製手段の開発・普及がかなりの速度で進み、私的録音・録画は、予測し得なかった実態を超えて、誰でもが容易に複製できるようになり、音楽を録音して楽しむことが当たり前のようになり、高品質の録音が可能であることから、権利者等の受けるべき利益を害している。あまりにも簡単に高度に、録音・録画できるようになってしまったのかもしれない。補償金といった形で対価をはらうのは当然のことといえましょう。	個人
保証金制度は世界的スタンダードです。維持出来ないようでは日本の文化度が問われます。 消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることの立証が必要(P112)」と言いますが、それは圧倒的な現実を見ない、机上の空論です。適用しません。	個人
そのお金がアーティストにちゃんと還元されるなら補償金に賛成です。少なくとも、アーティスト達のためになる使い方になってくれるならいいと思います。誰かが単に儲けるということにならないようにしてくれれば、多少高くてもいいと思うくらいですが、コピーするアーティストが特定できないだろうからそのへんはどうなのでしょう？ でも、補償金みたいなものがなければアーティストと一緒に動いている人達にはなんにも還元されないんですね？それはやっぱり納得いかないです。アーティスト達のためになるよう運営するという条件で、補償金はあるべきだと思います。	個人

(補償金制度賛成) 著作物を創作する意欲は権利者によって違うと思いますが、少なくとも自分自身が一権利者になり補償金制度の有無を考えた場合、これはあって当然の制度だと考えます。 つまり、「著作物の創作→それによる対価を得る→さらに創作する意欲が湧く」という良い循環の一端を担っている制度であると思います。 メーカーは目の利益ばかりを追っていてこういった根本にある文化の振興・発展という部分に全く目を向けていない。このまま文化保護制度の発展途上国になっていっても良いのでしょうか？私は反対です。確かに補償金制度自体を時代に即した形に変えていくべきですが、利用者の録音や録画の自由と権利者の創作物に対する利益を保護するというこの2点を両立させているこの制度維持していくべきです。	個人
(1)権利者被る経済的不利益について マル1、マル2に関して、権利者の許諾を得る手段、ネットワークなどの技術的な部分は既に持ち合わせていると思います。問題は、「事業者の方々が権利者の許諾を得る動きをする意思があるかどうか」だと考えます。 現状として、マル1、マル2の考え方共に、「権利者の許諾を得ない方が利益が増える」といった考え方をする事業者が大多数存在する原因になっていて、その影響をうける権利者(利益が得れない)が多数増えていると考えます。 「なるべく、権利者の許諾を得ないようにする」(うやむやにする。なるべく知らせない。)などの動きに繋がっているかと。 (2)著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益について マル1、マル2に関してはどちらも、保護技術が機能していて効果がある上での案に写ります。 しかし、実際には一度正規の手順を踏めば、後は保護技術があってもなくても変わらない(簡単にコピーが出来る)、現状を加味する必要があると考えます。 保護技術の精度がもっと上がって、機能するようになったとすれば、私自身マル1の案に賛成です。 (3)補償の必要性の有無について 「(2)マル1の見解にたった上で～」のA に同感です。イ については、受忍限度といったあいまいな言葉(どうとでもいえる)なので、上記でも述べましたが、「なるべく、権利者の許諾を得ないようにする」(うやむやにする。なるべく知らせない。)ようにしたい事業者を助ける項目になると思います。 結果として、権利者に経済的不利益が生じると考えます。 「諸外国のようにメーカーを支払い義務者にする」のはおかた賛成です。どこの会社であろうと、誰であろうとはつきりと確定できる事が必要だと思います。うやむやですむのであれば、経済的利益が多い事を理由にうやむやにする著作物の提供者、が後をたたないと考えます。(結果として権利者に支払いが行われない。経済的不利益を生じる。など)	個人
「A私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」 この論で、私的録音録画は経済的不利益であるとみなすのは無理があるように思います。 (1)私は、プレイスシフトできるからCDを買うのであり、プレイスシフトできないCCCDは買いません。 (2)私は、観たい番組が重なったら、一方をビデオに録って観ます。タイムシフトできなければ、どちらかは観ません。 いずれも、私的録音録画が経済的不利益になるどころか、経済的利益になっています。 私的録音録画が経済的利益になっている例がある以上、すべての私的録音録画が経済的不利益になるものではありません。 よって、どのような種類の私的録音録画が経済的不利益になるのか、その定義が必須であると考えます。 そして、補償金は、経済的不利益となる私的録音録画行為の行為者からのみ徴収すべきです。「徴収が困難」なことは、経済的不利益を与えていない利用者から金銭を徴収する理由にはなりません。現在の補償金制度は、犯罪行為を行っていないにも関わらず、反則金を取られているのと同じことで、とうてい納得できるものではありません。	個人
私なら我が家の子供たちに言うだろう。 ”対価を払いなさい” 私的とはいえ 作った方への対価(分配方法は別として)は当たり前。 我が子がクリエイターやミュージシャンを目指したいと云ったら・・・ ”対価の無くて 食べていけるのか？”と云わなければならない。 そんな時代は来てはならない。	個人
「利用者」の立場であれば、コピー回数制限が厳しく制限されるのは不便な気がします。一方、コンテンツを「商品」として考えた場合、同等の「商品」が簡単に作れてしまうことに違和感を覚えます。昔は時間、手間をかけてダビングしたものの、同等の「商品」としての価値があったとは思えません。 現在、技術が進歩したでとても便利になりましたが、「権利者」に対する道徳的な気持ちは忘れたくありません。しかしながら、複数同じ「商品」を購入することは「利用者」の経済的負担が大きくなります。そう考えると、これまでの補償金制度のようなものが「利用者」としては安心して利用することができると思います。	個人
そもそも消費者ニーズを無視した「コピーアットワンス」が総スカンを食らった結果、10回コピーとなったはず。 著作権保護技術がいくらすすんでも、消費者に受け入れられなければ、ハードもメディアも売れない。自由なコピーができなければ、買う気は失せる。そうなれば、メーカーもクリエイターも共倒れである。	個人
・117ページ「(1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価」の項目に関して 他人から借りたCDを私的録音した場合その正規品を購入することはないということだが、ある程度の宣伝効果をもつこともある。そのCDからの利益はないにしても同じアーティストのCDを購入する可能性もある。宣伝効果と権利者の経済的不利益の差は権利者が対策を出すことである程度は埋まると思う。 また放送の録画に関して別に興味ある番組やその一部を保存するためにデジタル録画をしているわけではないと思う。これはアナログ放送から同じことをしているだけでデジタルになったから録画しているわけではない。調査には出ていないがデジタル放送になり録画をやめた人も数多いと思う。コピーワンスにより放送録画あきらかに不便になりそれがテレビ離れを促進している部分もある。まして二次利用しようにもコピーワンスがありユーザーによる利用ができない。これでは放送局による二次利用あるいは放送局から直接購入したものによる二次利用のみになってしまいユーザーは放送局へのパロディの意味をこめた作品の製作をすることができず放送局の発言力が増してしまう。	個人

これだけ録音が簡単かつ大量に出来てしかも劣化しないという時代にあって、日々より性能の良い製品が生産されているのであれば私的録音・録画補償金制度があってその義務を負うのは当たり前である！！ 今払っている税金の事を考えれば微々たる金額にすぎないのであるから、この制度は（メーカーが負担するのがベストと思うが・・・）絶対必要である。	個人
議論が尽くされていない現状で結論を出すことに「反対」します。議論において以下の視点が抜けて落ちています。 著作権法の目的はその第1条にも書かれているように文化の発展です。著作物を創造した人に一定の権利を認めることは文化の発展に寄与できるという発想です。そもそも言葉や風景は国民の共有財産であり、言葉の羅列や風景画像に権利を認めること自体異常なことです。 しかし、あえて異常な権利を認めることで、文化の発展に寄与できるなら目をつぶりましょうということです。文化を発展させることで、それにまつわる技術・経済を発展させ、ひいては国家の発展を図るのです。これは特許法にも言えることです。発明は基本的には人類共通の財産です。共通財産の発明に特許権を認めることで産業の発展に寄与することが特許法の目的（特許法第1条）です。産業の発展のために特許権には大きな権利が与えられている反面、かなり制限（出願等の手続きが必要、期間が20年以内など）もされています。 産業の発展のためには制限もやむを得ないという考え方です。著作権を強くするか弱くするかは、文化の発展、技術・経済の発展、国家の発展のためにはどちらが良いかを十分に考慮して決めるべきです。一時的な利益のために金の卵を生むニワトリを殺してはなりません。	個人
ページ 全般(特にP116～119 第3節3項, P123～125 第4節) 意見 どの程度の経済的損失があれば、私的録画補償金で補償すべきかの議論が全く尽くされていない。また、「補償金」と言う以上、「これだけの経済的損失がある」と明示できるものに対して補償すべきであり、重大な経済的な不利益が生じているものについて、代替の補償手段が無い場合のみに私的録音録画補償金で補償すべきである。権利者側で複製枚数を制限する手段がある（例えばデジタル放送）、あるいは制限する手段があるにもかかわらず、旧来の制限できないメディア（例えばCD）でのコンテンツ提供を続けていて、自らの権利を守ろうとしていない場合などには補償する必要がないと考える。「テレビ番組を録画されて何度も視聴されると、露出度が増えてタレントの価値が下がる」などと言う主張をされた権利者がおられたが、その様なものまでに私的録画補償金を支払う必要などないと考える。 河村委員からの再三の要求にもかかわらず、具体的な「損失金額」はいまだに提示されていない。 放送は電波と言う公共財を利用するの企業活動であり、さらには、広告により成立している民放は、タイムシフトやプレイスシフトを否定することは無いと考える。「その時間に自宅でテレビを見ることができない」のでタイムシフト、プレイスシフトするのであり、その為に「私的録画補償金が発生する」といわれても納得しがたいし、放送局にコンテンツを提供している方々が「放送はリアルタイムで見られるのみと考えている」と言われても納得できない。放送局にコンテンツを提供した時点で、タイムシフトやプレイスシフトの為に録画に加えて、アーカイブ作成の為に私的録画も含めて、視聴者によって録画される事を了解されていると考えるべきである。ダビング10になったから、これまでの10倍複製ができるし、その為に使うHDD録画機も私的録画補償金を支払えと権利者側は主張している様だが、そもそも放送番組はコピーフリーであったし、HDD録画機はあくまでもコンテンツの仮置き場であって、コンテンツを保存する場合にはDVDなどにダビングするのであり、その為のDVD録画機（部分）はすでに私的録画補償金の対象機器で、10枚のDVDの複製を作ったら10倍の私的録画補償金をお支払いするのにである。	個人
私はデジタル放送のコピーワンスの件でずっとニュースを追ってきています。大好きなテレビがこれからどうなっていくのか、とても興味があったからです。 総務省の会議の場で、私たちユーザー、メーカー、放送事業者、権利者が、それぞれ満足いなくても、補償金制度による対価の還元ということを前提に「ダビング10」という形で合意できたんですよ？それなのに、録画補償金制度を廃止するべきだと主張して合意を崩そうとしているメーカーはひどいと思います。そんなことが許されるなら、何年もしていた話し合いが無駄だったことになってしまいます。話し合いに加わっていた以上、一旦約束したことについて責任を持つべきです（その点権利者は偉いと思います）。 私は私的録音録画補償金制度をちゃんと機能するように手直しして維持することが、総務省の話し合いでの約束に関係者全員が果たすことになる、と思います。これ以上私たちユーザーが混乱しなくて済むよう、この話がいい方向で決着して、約束が果たされることを切に望みます。	個人
議論が尽くされていない現状で結論を出すことに反対。	個人
e.116ページから119ページの「第3節補償の必要性について3.補償の必要性の有無」の項目 この項目について、私は、現在のところ結論を出すに至るほど十分に議論が尽くされていないと感じています。なので、反対いたします。 一旦自分が所有したコンテンツは、どう使おうと自分の勝手だ、というつもりはありません。しかし、あるコンテンツに対して、すべての人が同じ感想や感情を抱くのではないように、その楽しみ方も多様化しつつあります。今までは、時間的に地理的に楽しむことが不可能であったコンテンツが、技術に支えられてプレイスシフト、タイムシフトが可能になったのは、自分にとってはとてもありがたいことだと思っています。 しかし、そうやって自分のライフスタイルにあわせてコンテンツを楽しむことが違法だと言われると、ちょっと寂しい思いがします。もしそれで、コンテンツ制作者が悲しい思いをするのであれば、私も考えなければならないと思いますが…。プレイスシフトとタイムシフトを、どこまでどれだけ許すか、といったことについて、まだちゃんと議論が尽くされていないような気がします。 私は、自分の見たいテレビが放送される時間帯に家にいられることが減多にあります。たいていは録画しておいて後で自分の見られる時間に見ます。それが、「経済的不利益」になるので補償金を支払いなさい、というのは、納得できません。	個人
・ デジタル時代になり、私的録音録画が拡大し、権利者の利益損失が拡大しているのは明らかであり、必要ならば国による実態調査を重ねるべきである。 ・ 現状では、すべての著作物等をすべての権利者が契約関係やDRMでコントロールすることは不可能であり、補償金制度は存続させる必要がある。	個人

1. 著作権保護技術を利用して提供されているコンテンツは、コピー不可能であるので、「補償」は必要ないと思います。 2. また、プレースhift及びバックアップ保存についても私的録音録画の範囲内とすべきであり、「補償」は不要とすべきです。 3. 放送されたコンテンツについても、私的利用を目的とした録音録画は認められるべきだと考えます。 P119のA コピー回数制限に反対です。 この方式では将来著作権保護期間が切れた後のコンテンツの経代保存が阻害され、コンテンツの将来への継承が不可能になるからです。 P120のイ のように、著作権保護技術の選択肢が増えることが望ましいと考えます。 著作物により自分の思いを表現することは、時に著作権の行使の手段にも及びます。その選択肢の多様性は確保されるべきです。 なお、P121には、イのシステムについての意見、 「CCCD(コピーコントロールCD)の例のように、厳しい利用制限の選択肢があるとしても、市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができない」について。 CCCDは、本来PCでの再生を拒絶するはずの技術でありながら、従来のCDプレイヤーで再生できず、プロテクトを解除するソフトを導入したパソコンで再生できるという問題を抱えていたため市場に受け入れなかったものであり、利用者の意識の問題にすりかえるのは不当です。	個人
「現状では権利者が主体的に、かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ない」のは、一般的に権利者よりも法的・技術的知識が豊富なコンテンツホルダー側が、権利者に選択肢を示していないことによるのではないのでしょうか。だとしたら、それを以て「補償が不要な状態にはならない」とは言えないと思います。そのため、この場合は、イと同様に、基本的に補償は不要だと思います。	個人
「権利者の受忍限度に基準を決めるのは困難」だとすると、権利者が「なんかムカつくー」とでも言えば限度を超えていることになり、負担する利用者(＝顧客)としては納得しがたい物があります。たしかに、たとえば数値目標などの、明確な基準を決めるのは難しいと思います。権利制限の代償として経済的不利益が発生していることも、その通りだと思います。しかし、なんの根拠もなく設定されるとしたら顧客として納得できないのも、当然ではないのでしょうか。参考として、推定される経済的不利益額や、権利を害されたと感じる事項などを挙げていただくと、「受忍限度を超えているか否か」を理解しやすいと思います。	個人
補償金制度を維持するべきです。 今現在は楽曲音源の購入および再生方法がCDからインタラクティブ配信へと移行する、まさに過渡期であると思います。メーカーはインタラクティブ配信という新業務に着手したばかりで、まだ十分な収益を上げるには至っておりません。しかし小中学生のパソコン所有率が今後上がって行けば近い将来その収益は飛躍的に上昇することは目に見えています。なので今、補償金制度を打ち切りにしてしまうと、メーカーは潤う一方、商品を提供する音楽家は分配を受けられないという、はなはだ理不尽な状況に陥ることになります。補償金制度は今後とも維持、存続されるべきです。	個人
ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。 そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。 ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。	個人
私的録音保証金額の、年度別に表したグラフと報告書を読みました。 ひと昔前はカセットテープやMDなどにコピーをしていたのがiPodに変わり、やっていることは同じなのに機械を売るメーカーばかりが儲けるのはおかしいと思います。 コピーが出来る品物、或いは車の中で再生したCDが自動的にコピーされてしまうカーナビを売っているのはメーカーで、、ならば当然それに見合うだけの保証金制度は続けるべきだと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 CD、I-PODなどパソコンを使って、いくらでもコピーが可能であることは、すでに一般的な事です。コンテンツを制作するメーカーは、作者者に対してその分を見越した、補償をするのは当然ではないでしょうか。補償金の諸外国との比較資料を見れば、日本国の国内アーティストに対する処遇レベルの低さは、一目瞭然です。これでは今後良いアーティストは生まれません。日本の文化の世界的評価の高さは周知のとおりです。誇り高い日本の文化の火を消すようなメーカーの今だけよければ、というリサイクル費用を消費者が負担することにも似た、無責任な経営体勢にはもう、うんざりです。補償金がアーティストに対して支払われるシステムの定着こそが良いアーティストの育成につながるのです。	個人
意見: 中間整理で説明されている通り、私的録音録画補償金制度が導入された経緯、理由また権利者が被る経済的不利益がなくなっていない現状からしても当該制度における補償の必要性は明らかである。 補償がなくなるのならば、第30条の私的複製は録音録画機器を用いない複製のみに限定するべきである。 科学技術の進歩における恩恵を享受するのであれば、それに報いるべき感謝の気持ちとして何らかの対価を支払うのが当然である。	個人

・110ページから111ページにかけての「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」の項目についてこれについて以下の意見を提出します。 タイムシフトやブレイスシフトについては経済的不利益があるとはおよそ考えにくいと思います。 購入した音楽CDを自宅以外にカーステレオやポータブルオーディオで聴きたいと考えるのはごく自然な発想です。しかし仮にタイムシフトやブレイスシフトが禁止されているとしても、多くの人がその目的のために同じ商品を購入するとはとても考えられません。 その場合は音楽CDをそのまま使えるような装置をカーステレオ等に求めるのが通常の考え方だと思います。それによって不利益が発生しているという考えは著しく権利者側に偏った考えであり、利用者の利便性も損なうもので、多くの権利者もそこまでしたいとは思っていないでしょう。 元々商品の購入に繋がらないのですから、同じように購入に繋がらないタイムシフト・ブレイスシフトが行われたからと言って不利益が発生しているとは言えませんし、不利益が発生しない以上補償の必要もないと考えます。 不利益が発生する場合というのは概ね権利者が許可を与えていないアップロードであって、これは送信可能化権により十分規制することが可能であることから、やはり補償の必要を感じません。 ・126ページから140ページにかけての「第5節私的録音録画補償金制度のあり方について」の項目についてこれについて以下の意見を提出します。 私的録音についてはそもそも経済的不利益が発生しているかについて、特にタイムシフト・ブレイスシフトについて十分議論がなされているとは思えず、まずはそこからだと考えます。 特に汎用機器について補償金を課すことについては、経済的不利益を被っている可能性があるからという非常に乱暴な意見であり、とてもバランスの取れた案とは言い難いと考えます。	個人
現段階での見直しについて反対します。 違法掲載された著作物を取り締まることのできる送信可能化権があるにもかかわらず、コンテンツホルダーはその権利を行使しておりません。これらを行使した上で、なおも海外サイトやファイル共有ソフトなどで掲出が止まらないと言うことであれば見直しもやむを得ませんが、現時点ではコンテンツホルダーがそのような権利を行使して掲載者を取りしめる行為を十分に行っているとはいえません。このため適用除外の見直しについては時期が早すぎると判断します。	個人
ここで権利者の被る経済的不利益のことに触れていますが、消費者として著作権保護の仕組みを入れたことに対する不利益というものについて触れていないのは何故なのでしょう？ 補償金が含まれているということだけではなく、使い勝手が悪くなった、もしくは自由に私的複製ができない、保護の仕組みを実装したことでの価格的な対価を消費者は支払いを余儀なくされているということです。 海賊版(違法行為)に手を出していない消費者もその不利益を被っているわけで、それについて全く触れていないというのはどうしてなのでしょう？	個人
放送番組～増加～商品化等とありますが権利者ががちに規制した場合、流通促進になるのでしょうか、もう少し自由に扱えるようになって初めて利用が増加すると思うのですが。	個人
DRM設定を権利者がすればいい、という主張もあるが、CCCDの際に、実際には、ユーザ側がNOと言ったに等しい状況であり、それであれば、ipodも対象としたうえで、音楽の円滑な利用の観点からも、現在の制度を維持していくことが妥当なのではないだろうか。	個人

平成19年10月12日付「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下「本中間整理」と言います。)中、第7章第3節「補償の必要性」について、以下のとおり意見を申し述べます。 【1】録画禁止の著作権保護技術が用いられている場合の権利者の不利益 「本中間整理」114頁では、「権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録音録画ができないので権利者の不利益も生じていないものと考えられる。」としています。 しかし、権利者の不利益の有無は有るか無いかの事実問題であり、複製禁止の著作権保護技術の有無から推測すべき問題ではありません。複製禁止の著作権保護技術が用いられていても、それが回避されて複製されるならば、権利者の不利益は存在することになります。 しかも、本「中間整理」は、技術的保護手段とは別に「著作権保護技術」という概念を設けたのですから、技術的保護手段に該当しない著作権保護技術が存在することは明らかです。著作権法は技術的保護手段を回避して複製することを禁止していますが、技術的保護手段に該当しない著作権保護技術を回避して複製することは、著作権法30条1項柱書で許容しています。 また、技術的保護手段の回避についても、著作権法は「その事実を知りながら行う」複製行為を権利侵害としています(30条1項2号)から、あるコピーツールが技術的保護手段を回避しているかどうかを知らない場合、そのようなコピーツールを使って録画禁止の著作権保護技術が用いられている著作物を複製することは、著作権法が許しています。 そうすると、権利者が複製禁止の著作権保護技術を用いることを選択した場合でも、著作権法が許している私的複製を行うことができるのですから、権利者に不利益も生じていることがありえます。 ところで、社団法人日本映像ソフト協会の「DVDビデオの消費実態に関する調査研究報告書」(2007年3月)73頁によれば、DVDソフトを録画源とする人は16.2%と、デジタルTV放送を録画源とする人よりも多くなっていますから、複製禁止の著作権保護技術が用いられているDVDビデオについても、著作権法の複製権制限規定によって、権利者の不利益が生じている疑いが濃厚です。 したがって、単に複製禁止の著作権保護技術が用いられているだけでは補償の必要性を否定できず、補償の必要性を否定するためには著作権保護技術の実効性が確保されうることが必要です。そして、実効性が確保されうるといえるためには、次のいずれかの状況にあることが必要だと考えます。 (1)著作権保護技術により、現に複製が行われていないこと (2)複製禁止の著作権保護技術の実効性が不十分で複製が行われているが、その複製を著作権法が禁止していること DVDビデオの現状は上記のいずれの状況には至っておらず、補償の必要性を否定できないと思われます。 そして、補償の必要性を否定しうるに足る著作権保護技術の実効性確保のためには、次のような措置が講じられる必要があるのではないでしょう。 (1)実質的に複製を制御する著作権保護技術を無効化して複製することを著作権侵害とすること (2)いかなるコピーツールを用いた複製が著作権侵害になるのか、周知されること そして、あるコピーツールが技術的保護手段を回避しているかどうかは、技術的保護手段を開発したメーカー等、専門知識がある人でなければ鑑別できないのですから、技術的保護手段を開発したメーカー等がその技術の実効性確保に努めなければ、補償の必要性がなくなるような状況には至ることはないと考えます。 【2】著作権保護技術の範囲内の録画と権利者の不利益について 複製を制限する著作権保護技術が用いられている場合の補償の必要性については、録画禁止の場合と同様、その実効性が確保されているかどうかの実態をみる必要があると思われます。 (1)著作権保護技術が実効性を欠いている場合実効性を欠いている場合には、補償の必要性は否定できないと考えます。 (2)著作権保護技術の範囲内での複製について著作権保護技術の許容する範囲内での複製については、具体的事案に基づいて判断されるべきものと考えられますが、現在、主として想定されているのは、地上デジタル放送の録画であろうと思われます。地上デジタル放送のコピーワンスを緩和する「コピー9+1」の技術は、補償の必要性を否定できる技術ではないと考えます。それは、以下の理由に基づくものです。 (a)「コピー9+1」の実効性が確認されていません。 (b)CPRMは暗号化技術ですから、著作権法がその回避を禁止している技術的保護手段に該当する保証がありません。 (c)「コピー9+1」に反対している権利者にとっては、「権利者の意思に従い付されている」(「本中間整理」116頁)著作権保護技術ではありません。 (d)「コピー9+1」は、それまで不可だったアナログ出力からのコピーを無制限に可能とするもので、その複製は「限られた範囲・回数」にとどまるものではありません。 (e)限られた範囲・回数であろうと、複製により、単に放送を視聴するのでは得られない利便性等の効用が生じるのですから、複製権制限の代償措置は必要です。 (f)「本中間整理」120頁では、「タイムシフトのための録画に必要とされる回数を更に制限するかどうか」を補償の必要性がなくなる目安としていますが、「ベータマックス訴訟」米国連邦最高裁判所判決は、タイムシフトを「一度視聴した上消去すること」と定義しています(「本中間整理」111頁脚注59)。 「コピー9+1」はこれをはるかに超えるのですから、補償の必要性は否定できません。 したがって、「本中間整理」116頁のイ-iiの見解は失当です。 【3】経済的不利益に対する利用形態ごとの評価について(「本中間整理」117頁) (1)タイムシフトについて (a)「タイムシフト」概念について「本中間整理」では、タイムシフトを「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」と定義しています(111頁)が、この定義は無意味です。 番組を視聴しながら録画する場合でも、録画したものの視聴は放送時間とは別の時間に行われますし、保存目的の録画も、保存したものは放送時間とは別の時間に視聴するのですから、このタイムシフトの定義に該当します。 したがって、この定義によれば、「タイムシフト」は「録画」と同義であり、あえて「タイムシフト」という用語を用いる意味は無いように思われます。 「本中間整理」117頁は、「タイムシフトにより別の時間に視聴したからといって、録音録画物が視聴者の手元に残らない限り放送番組等の二次使用に支障が生じるとは考えにくい」との述べていますが、「タイムシフト」に「録音録画物が視聴者の手元に残らない限り」とさらに限定する文言を付加しなければならないことは、この定義による「タイムシフト」概念が無意味であることを示しています。 また、「本中間整理」119頁は、タイムシフトが「他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低いことに異論はなく、これらの点は、補償金の額の設定に当たって考慮事項とすることが考えられる。」としています。が、「放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画」以外の「私的録音録画」は視聴目的のない、録画のための録画しかありえません。 したがって、放送時間とは別の時間に繰り返し視聴し保存する私的録画も「タイムシフト」に含まれるのですから、経済的不利益が相対的に低い利用形態ということではできないと思われます。	個人

(b)「タイムシフト」による経済的不利益について「本中間整理」では、他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低い場合(119頁)や補償の必要性が無くなる目安として(120頁)、「タイムシフト」の用語が用いられていますが、このような意味を持ちうる概念としての「タイムシフト」は、「ベータマックス訴訟」米国連邦通常裁判所判決の定義による「タイムシフト」だと思われます。この判決では、「放送番組を録画して別の時間に一度視聴した上で消去すること」(「本中間整理」111頁脚注59)をいうと定義しています。この意味での「タイムシフト」であっても、視聴者は、録画することで自分の好きな時間に視聴できるという利便性を獲得するので、録画という著作物の利用に価値が存します。そして、その価値は複製権の制限によって得られるのですから、複製権制限の代償措置は必要だと考えます。 (2)広告収入と経済的不利益「本中間整理」117頁には、「放送時点で広告収入により投資回収は完了していること」から経済的不利益の存在に否定的意見があった旨記されています。 放送番組は、著作権者が放送事業者から対価を取得しているものばかりではありません。しかも、広告収入は著作隣接権者である放送事業者の収入であり、著作権者の収入ではありませんから、広告収入によって著作権者の投資回収が完了するというのは事実誤認です。 (3)二次利用は進んでいないので経済的不利益はないとの意見について権利者の許諾が得られず二次使用ができない番組も一部あるようですが、放送番組の二次使用が進んでいないというのは事実と反すると考えます。 もっとも、二次使用が進んでいるかどうかと著作権者の経済的不利益の有無は無関係です。米国著作権法が「潜在的市場への影響」もフェアユースの成否の判断要素としている(米国連邦著作権法107条)ように、二次利用が進んでいないことをもって経済的不利益がないという見解は採りえないと考えます。	
現在では、ipodなど音楽をデータとして収集し、コピーし、楽しむことが一般的になってきており、音楽は入れないという利用の仕方が出来るという企業の言い分は言い逃れでしかない。コピー出来ることを売り文句に私たち消費者に商品を買わせようとしているのだから矛盾している。 無制限にコピーが出来ようになれば権利者は獲得できたはずの利益を失うことになり、この損失は誰が補うのかと思う。また、一定の保証金を払うことで利用者が安心できるのなら双方にとって良い。 著作権保護技術が向上することが権利者を不利益から守ることになるかは、今までの利益先行の企業を観察するにつけ、イコールではないと思われるし、現実的ではないと考える。 消費者として、一定の保証金を払うことは当然である。	個人
どれだけの技術的保護が掛けられたとしても、それらは必ず破られるものです。 また、一般の人でも大量の複製が可能な機器が購入できることを考えると、私的使用目的とはいえ、その複製により弊害が生じないとは言えないのではないのでしょうか。 現在は、様々な情報がデジタル化され、そのデジタル情報の中には単独で取引できるものもあります。デジタル機器の普及によって、私的な複製が商業的に利用される可能性がアナログ時代よりも高くなり、他人の創作物を利用し儲けをあげる人間が消えない以上は、創作者に何らかの補償をしなくてはならないでしょうし、補償制度は守っていきたいと思います。	個人
メーカーが補償金を払いたくないというのなら、コピーできない製品を販売しろ。誰も買わないだろう。コピーできる性能を競い合い、盛んに宣伝しているが、コンテンツの権利を持つ人に許可を得ず勝手に開発・販売している。私的録音・録画補償金制度は、まさにそれをガバーする制度であり、メーカー、消費者、権利者の三者に資する唯一の制度であるから、支払義務者をメーカーと改めて維持すべきである。	個人
私的録音録画補償金制度について、本年10月12日に自由民主党本部で開催された同党知的財産戦略調査会において内閣官房知的財産戦略推進事務局が配布した文書「平成20年度知的財産関連予算の概算要求等の概要」で「検討中の法案」として「〇著作権法の一部改正(私的録音録画補償金制度見直し等)」と記載されていることが、中間整理で議論を継続する旨が記述されているか否かに関わらず著作権法第30条2項については来年度の通常国会で改正案を提出することが内閣官房知的財産戦略推進事務局と文化庁の間で合意されているのではないかと一部で指摘されているが、それが事実であるとすれば余りにも審議会を軽視した姿勢ではないかとの批判が生じることも予想されるものであり、この点について分科会場で事務局より公式に説明を行うべきであると考え。	個人
私は補償金制度がなくなるというのは極端な気がします。 著作権保護技術が行き過ぎても、私的録音録画が野放しになっても、良くないと思います。補償金制度には中途半端な部分もありますが、より実態に即した制度にさせることが日本的な解決策として良いと思います。	個人
補償金制度は必要です。 様々な理屈や日々変化する電化製品の技術進化、構造の変化、あると思いますが、それでも我々音楽を作り生活をする者にとって最近のコピーし放題の社会は問題があり過ぎます。 ほとんどのパソコン 音楽プレイヤー、がコピー出来る事を売り物にしている以上、正規に売っている音楽CDDVD等の売りあげに影響が無いわけが無いのです。 現場の人間はそれを嫌というほど感じています。仕事が出来なくなる人間、会社、後を絶ちません。 皆 ぎりぎりの状況の中、活路を見だすべく頑張っていますが、なかなか良い状況は見えません。 そもそも諸外国と比べても何故日本は文化的な事に対して無関心なのでしょう？ 報告書を見ましたが、とりわけヨーロッパなどではコピー商品、技術の普及に対してその補償を国(というか制度)が手厚くしている現状を見るにあたり、そのような気持ちをおさせられません。 どうかメーカーの身勝手な理屈で補償金をなくさないでほしいのです！ お願いいたします！！	個人

補償金制度の妥当性を考える上で、補償金の必要性の考え方だけを論ずるのではなく、補償金制度を考える上で最も重要である権利者が被ったと主張する経済的不利益の絶対額と補償金制度による補償金収入の絶対額と比べてみる必要があると考えます。 a)前者に比べて後者が著しく大きければ補償金の算定がおかしいと言うことになります。 b)前者に比べて後者が著しく少ないならば、補償金制度は名目的にあるだけで、実質的には機能していないことになります。 c)金銭的に見合っているならば、その点はいとして、さらに、そもそもその金額は補償金制度を導入にして得るに値する金額なのか否か論じ、補償金制度事業の価値を金額面から再考すべきと考えます。 今回の中間報告では、経済的不利益の絶対額と、補償金の収入額との比率を論じているところがなく、これは、重要な視点の大きな欠如と考えます。 たとえば実態がb)すなわち、補償金が経済的損失の補償という意味で金銭的に機能していないならば、その目的や考え方のみを延々と論ずるのは時間と労力の無駄であり、いっそ廃止してしまった方が、無用な概念がなくなるぶん、次世代に向けての新たな考え方が発展することが期待できます。 まとめますと、単なる考え方だけでなく、その絶対金額を明らかにし、補償金制度の目的や必要性を実態面からより深く再考するための重要な指標とすべきと考えます。	個人
中間報告の中では、私的複製によって権利者が被る経済的不利益について、さまざまな立場での意見が述べられていますが、私は、権利者が被る経済的不利益を論ずる以前に、著作物を販売する者と一般消費者との間の良質な関係について、考える必要があると思います。 紙の本は、どこへでも持ってゆけ、どこでも読むことが出来ますし、いつでも読むことが出来ます。 それに比べて、音楽CDは、特定の装置のあるところでしか楽しむことができませんし、装置と鑑賞したい複数のCDを、何時も持って移動させるわけにはいかないのは明らかです。 旧世代のメディアたる本と、電子的な著作物であるCDの大きな差といえると考えます。 その欠点を消費者が自ら時間と労力をかけて解決しているのが私的複製の最大の目的だと考えます。 競争条理におかれた善良な事業者は一般的に、ユーザーの利便性を向上させながら他者との差別化を計り、競争に打ち勝ち、結果的に、ユーザーの利便性は向上してゆきます。 しかしながら音楽CDは規格化された段階でもはや利便性の向上は凍結され、ユーザーはあきらめて、自ら時間と労力をかけて私的複製によってその欠点を補っています。 つまり、欠点を補うという努力を、権利者側が損失を被る行為と考えることは、法的な複製の権利の主張以前に、事業を行う者の理念として、良識を欠いていると言わざるを得ません。 社会の公器としての事業者が取るべき姿勢ではないと考えます。 しかしながら、私的録音録画によって、権利者が経済的損失を被っていないとはいえないと考えます。 つまり私的録音録画補償金制度が100%間違っているとはいえないと考えます。 残念ながら、第一義的にはメディアの欠点を補うためのブレイク・タイムシフトのための私的録音・録画物が、その目的を越えて、第3者(友人関係といったグレーゾーンも含む)の流出している現状は否めません。 これは、権利者が被る経済的不利益と考えて間違いないと思います。 以上をまとめますと、 1. CDの音楽などは、ひとたびエンドユーザーに販売すれば、購入したメディアを24時間何度プレイしてもよいものである。 私的録音録画は、エンドユーザーが自らの時間と労力をかけて、それに近づくようとする行為であり、良識ある販売事業者ならば、エンドユーザーの利便性のために、本来自らが便宜を図る努力をすべきことである。 したがって、たとえ権利者は法的に著作物の複製について対価を要求できる位置付けであっても、エンドユーザーの自助努力に対して、それを私的録音録画の対価を得るべき行為と考えるべきではないし、補償金の目的とすべきではない。 このような考え方に立てば購入者自らが行う私的録音録画の範囲では、技術の進展による私的複製の量の拡大も、そもそも問題ではない。 2. 補償金はあくまで、権利者が認めたエンドユーザーの私的録音録画物が「流出」する危険性や、現実に流出している実態に対する補償金であると考えべきである。 すなわち補償金の目的の解釈を、明確に改めるべきである。 そして、私的録音録画がその領域を超えて流出しなかったら販売につながったであろう金額を経済的損失の算定の基準にすべきである。 以上、補償金の目的という観点で、コメントさせていただきました。	個人
デジタル放送のコピーがやりやすくなるという話を聞いて喜びました。 そのために、権利者の方々に補償金を支払うことに賛成します。 映画が好きなのですが劇場に見に行く時間がないし、子供がいるとゆっくり観ることができないので、有料放送に頼ることも出来ません。 いつも録画してから観ているので、録画が出来たら本当に困ります。 それに面白かった映画はDVDで残しておくので、お金がかかることはしようがないと思います。 むしろ、私達がわずかな補償金の支払いさえも拒んだために無料の映画放送が無くなってしまいうようなことにならないように、皆で、今の環境を大切にしたいと思っています。	個人
「購入した音楽CD等からのブレイク・タイムシフトや放送のタイムシフトについて経済的不利益があるか疑問である」という意見に賛成です。 音楽CD等は、中に収録されているコンテンツが聴きたい(見たい)から購入するのであり、CD等の媒体の購入が主目的ではない。 (音楽等の聴取権を購入していると思っているユーザーが多いのではないか?)音楽CD等からのブレイク・タイムシフトを行なっているユーザーからすると、権利者が経済的不利益を被っているとは考えにくいのではないか? 放送のタイムシフトについても、見られない時間の番組を別の時間に見ているだけであり、これも権利者が経済的不利益を被っているとは考えにくいのではないか?	個人

全体として、利用者サイドの利益が考慮されていると言いがたく、また、ブレイスシフトとタイムシフトについての議論が尽くされていないと考える。	個人
JEITAの「回数にかかわらず補償は不要である」という発言は、はっきりとおかしいと思います。確かに複雑な思いはありますが、私にも好きなアーティストがいるので、彼らが嫌な思いをせずこれからもずっと素敵な曲を作れるようにあってほしいです。	個人
現在の録音技術においては、私的録音録画の著作権について何らかの補償が必要である以上、補償金制度を存続させざるを得ないと考える。消費者の立場を盾に、購入価格への上乗せに不満を持つ向きもあるが、先進国である諸外国の例を鑑みると、現在の日本の補償金はそれほど高額なものではなくむしろ安いくらいである。	個人
ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。 そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。 ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。	個人
メーカー側は勘違いしていると思います。素晴らしいコンテンツがあってこそそのハードですから、目先の利益を追うばかりで著作権を軽視することは、結局自分達の事業に跳ね返ってくることとなります。今更補償金制度の不要論を述べる神経を疑います。消費者としては、使いやすいハードを求める以上に、素晴らしい音楽をいつまでも楽しみたいと思っています。そのために、作者に還元される補償金制度は必要だと考えます。補償金制度を否定する意見は、一見もっともらしく、わかりやすいのかもしれませんが、物事の本質を見落とさない消費者も少なくないということをお伝えしたいと思い、意見として提出させていただきました。冷静かつ先を見据えた議論と結論を期待しています。	個人
私的なコピーをしている今、補償金制度は必要だと思う。補償金を支払うことによって音楽を作った権利者に少しでも還元することが出来る。利用者は支払うべき制度だと思う。	個人
今やデジタル機器の発展はとどまることを知りません。 時代の流れとともに、便利に、より手軽に誰でもが製品商品を手にして、個人個人でアレンジし、活用をしていける世の中になってきたということは素晴らしいことでもあります。 しかしながら、そうした製品商品が手に入りやすい反面、心を込めて作った大切な作品たちが、制作者側の意図に反して制限なくやたらと流通されつつある現状には残念さを覚えます。 コピーが普及していくと、近い将来、レコードはなくなってしまうかもしれないとも噂されておりますが、私たち音楽を制作、配信していく者の立場として、CDレコードというものはただ音を提供していくためのものではないと思っています。 録音・録画された作品たちはどれも、制作者の『主張』であり『芸術』であり、人々の心を多様な意味で突き動かしていく使命にあるものたちです。 ゆえに、安易にたれ流されて消えてゆくものであってはなりません。容易にコピーされ配信され、誰かに渡され、ただまわっていくだけの作品の未来像では悲しすぎます。 その為には少しでもなんらかの補償によって守られることも一つの方法であるように思います。	個人
メーカー側は勘違いしていると思います。素晴らしいコンテンツがあってこそそのハードですから、目先の利益を追うばかりで著作権を軽視することは、結局自分達の事業に跳ね返ってくることとなります。今更補償金制度の不要論を述べる神経を疑います。消費者としては、使いやすいハードを求める以上に、素晴らしい音楽をいつまでも楽しみたいと思っています。そのために、作者に還元される補償金制度は必要だと考えます。補償金制度を否定する意見は、一見もっともらしく、わかりやすいのかもしれませんが、物事の本質を見落とさない消費者も少なくないと思います。冷静かつ先を見据えた議論と結論を期待しています。	個人
補償金制度はヨーロッパではデジタル機器だけでなく早くから導入されていると初めて知りました。さすが文化を大事にする国柄は立派だと感じます。やはりPC等でのコピーや録音が膨大になれば作家に対価をきちんと支払うべきだと思います。ただし、リスナーとしては自由に録音したいわけで、リスナーと作家の利益の調整を図る制度として補償金//。	個人
クリエイター創作意欲のためにも補償金制度が必要だと思います	

近年興ってきたコンピュータや電磁氣的記録全般を含むデジタル技術の不可逆的な発展は、著作権というシステムに対して根本的な改革を迫っているように思われる。 私はその事に関して、著作権の侵害が複雑化しそれに対応した複雑な法制を以って処すべきだという意見に単純には賛成できない。逆に、技術的な視点から「社会に公表すること事態の重みが増した」と捉えている。社会に公表したものは著作権者の手を離れて流通する時代になっていくという見方である。 これは現在の著作権者にとって大変厳しい認識であると思う。しかし、これは現状の確認であり今後更に加速するであろう技術進歩の中で、文化と著作権を保護していく為に必要不可欠の認識でもある。 過去に有効だった手段は現在以降に有効とは限らない。この基本を確認する必要がある。状況が変われば新しい手段が必要であり、状況を手段に合わせようとする事は必ず失敗を招き、混乱の度を増すことになる。 しかし、近年の著作権行政では、旧来の経済論理が優先して構造の設計が行われているようにみえてならない。著作権法は集金システムではない。そこにあって経済はあくまで結果である。関係者は今一度基本に戻り、収穫を焦る前に土を耕す事を考えるべきではないだろうか。 また、それを社会的に行っていく為には著作権法とその構造の周知も不可欠である。この点に関して文化庁には大きな期待を寄せたい。 「文化審議会著作権分科会 私的録音録画子委員会中間整理(s18500028402.pdf)」118頁(2)1段落内で「一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」とあるが、これは単体では問題のない見解であるように思う。しかし、この経済的な統計論による視点がそのまま法律に及ぼされる事には大きな疑問がある。想定によって先回りを考える法運用は慎重に慎重を重ねて決定されねばならない。また、同様の運用は事例ごとの細かい判断を排除する為に、法と実態の乖離に鈍感になり、結果として法構造の周知を阻む結果に陥りやすい。 著作権法は周知され常識化されて生きる法である。重ねて目先の利益を追い求める事があってはならないと主張したい。 この意見の本質は抽象的なものである。 同時に、無闇と報告書の揚げ足を取ることに何かの価値もあるとは思えず、数を重ねても主張の本質は変化しないので一例のみを挙げるに留めた。無駄な増量は業務の妨げにもなるように思う。 以下は資料を作成した担当者宛の文面である。一読して頂ければ幸いに思う。 全体として順序に則った良くまとめられた資料であると思う。しかし、使用されている図について二点ほど不満を覚えたので伝えておきたい。 42、43項で使われているカラーイラスト入りの図が、私の環境(XPsp2/AdobeReader 7.0.9)では判読が不能であった。他の図からは問題が見受けられなかったので、次回以降、形式・解像度などに留意をお願いしたい。 72～74項の図ではグラフ中に色つきで強調した箇所があり、出典との兼ね合いもあるがこれも遠慮頂きたい。価値ある統計にあって要点は自ら顕在するはずであり、 unnecessaryな装飾は判断の妨げでしかない。率直に言わせて頂くと、公的機関の書類ではなく新しい保険のパンフレットに見えてしまう。	個人

○複製技術の変遷が恣意的に解釈されている そもそも私は、現在の著作権法は、複製技術の位置付けについて、根本的な問題をかかえているように思います。それは、デジタル技術を特別視しようという、誰かに刷り込まれたかのような発想のこです。 デジタル技術は、複製行為を、作成や変更などといった作業と同様、簡単にしています。これは、人類の生産性が向上する歴史と似ています。複製が以前と比べて簡単になっているのは問題で、代償を払うか以前と同じくらい不便であるべきだ、という発想は、ラッダイト運動に近いものがあります。 コンテンツ・オーサリングの側面から見れば、デジタル技術が普及することによって、作成者と利用者のパワー・バランスが変わっているとは到底考えられません。同様に、コンテンツ・ディストリビューターもネット配信技術によって大幅なコストダウンと生産性向上を実現しており、利用者とのパワー・バランスが変わってきたとは言えません。 すなわち、デジタル技術が普及したから複製が簡単になった、だから補償金が必要である、という議論は、そもそもおかしいのです。クリエイターが大量に生産するのですから、ユーザーが大量に消費するというのは、デジタル技術という共通のインフラの上で動いている以上、当たり前のことです。デジタル情報が否かという区別は、著作権法には不要であると考えます。 逆に、メディア媒体がほぼデジタル化し、特に2011年以降地上波TVがデジタル化する予定である現在、デジタルであることを理由に従来の著作権法に上乗せして権利を拡大するというのは、実質的には無差別に著作権を拡大しているのとはほぼ同義です。米国では地上波デジタル放送に対してDRMを施すことが違法となっているそうですが、これと同様の法理が日本についても考えられるべきかと思います。 同様のことが、技術的保護手段を用いた複製についての特別扱いについても言えます。立法時の見解では、技術的保護手段を用いているということは特別な複製防止措置が求められているということだ、ということになっていました。しかし、本当に複製防止措置が必要かどうかは、本来的にはコンテンツ提供内容や目的を中心に判断されるべきことであり、著作権あるいは頒布者が技術的保護手段を用いているか否かは、判断要素に含まれるべきではありません。音楽配信においては、DRMを施したものと、そうでないものがあり、それらのDRMは、複製防止のためというよりはむしろ特定フォーマットの市場独占のために用いられています。そういったものを、著作権法で特別に保護する必要があるとは、考えられません。保護すべき流通形態等が特別にあるのであれば、たとえば映画に関する規定のように、別途流通形態等に基づいて規定すべきなのです。 本来であれば、著作権者の利益を害しない範囲において、著作権法第38条の営利を目的としない演奏等に関する規定のようなものが、インターネットの世界についても同様に存在すべきなのです。具体的には、営利を目的とせず著作権者が自ら公開するコストに見合う利益が認められない著作物について、公衆への提供を、著作権の制限項目のひとつに追加すべきであると考えます。このデジタル化時代に、著作権法改正において著作権の制限の拡大は著しく遅れています。 そのような規定は、しかし現行法に単純に追加しただけでは、おそらく機能しないでしょう。その理由は、平成15年法改正で導入された損害額のみなし規定(第114条第3項)にあります。現行法では、公開しただけでそれが利益のもとであると見なされることになり、それでは実質的に非営利であっても、形式的には「利益にならない」かたちで公開されるという事態が生じることはなくなっています。この条文を根本的に見直すか、あるいは旧法的な「利益」概念を別途復元し個別の条文に適用する必要があるように思います。 今回提示されている中間整理は、上記のいずれにも逆行する発想に基づいており、到底支持することはできません。	個人
パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと考える。これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保されているのだと私は思っている。その意味でも著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決するのではなく、あくまでも補償金制度によって対応することが望ましい。	個人(同旨10件)
機器を開発するメーカーは、消費者が利用しにくいDRM技術を開発し、その開発費を消費者に負担させている。開発費も公表されおらず(されているかも知れないが、見たことがない)不透明。DRMの開発は、個人や家庭内で楽しむためのコピーを制限して余計な機能のついた機器を購入させられるだけ。 自分は、ある程度のコピー制限は必要かもしれないが、適正な補償金を支払って個人で楽しむための複製はできるようにしてほしいと思う。 また、世の中で沢山の著作物がコピーされているにも拘らず、著作権者に全く対価が支払われないのは私的なコピーであっても問題だと思う。補償金制度が無くなると、特をするのは他人の著作物をコピーできることをウリにして機器を販売しているメーカーだけで、消費者、著作権者は損をするだけになってしまう。	個人
今の自分の生活を考えれば、CDをはパソコンで再生することが圧倒的に多い。パソコンで再生すると、自動的にハードディスクに音楽がコピーされていて、次回以降はいちいちディスクを挿入せずとも再生ができる。そうやってPCに保存された曲を好みに編集して、「お気に入り」を集めたCDを作り、友人に配るのも簡単だ。音楽を聞いて楽しむにあたって、複製を行うことは欠かせない。多くの人が無意識にでもそう思っていると思う。一方で、著作権法で認められている「私的複製」の範囲を正しく認識していない人が世の中の大半であることも事実である。先に述べたような、作成したCDを友人にあげることも実は私的複製の範囲を超えている、と聞けば驚く人も多いだろう。そんな状況で、一般人ができるだけ法を犯さないようにするには、法律そのものを変えるか、先手を打ってコピーに関する機器の購入の時点で補償金を払っておくことが最もシンプルではないかと思う。個々人が行う複製行為をすべて把握し、それが私的複製に当たるかを判断し、「私的」の範囲を超えていたらそのつど権利者に許諾を求める、などというのは煩雑でありナンセンスだと思う。私がそれをしなければならぬ立場だったら正直面倒だし、どうせばれない、と思って黙って複製してしまうと思う。そのような事態を避け、現状の権利の侵害を少しでも緩和するために私的録音・録画の補償金制度の続行が、現時点でのベストな選択肢だと思う。	個人
私的録音録画制度があることでコピーを自由に出来ることを知りました。こんな便利な制度の廃止議論がでるのは疑問です。メーカーも消費者が自由にコピーできる環境づくりをすることはメーカーにとっても利益になるはずです。安価な補償金で自由にコピーできるシステムは廃止すべきではありません。強く制度の継続を希望します。	個人
補償金をなくすということは結局のところ無許諾利用を増発させ、なしくずし的に著作権を軽視する社会を作ることになると思います。	個人

119ページ～第7章 第3節 補償の必要性について 4著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案	個人
私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思う。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、補償金によって私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。	
メーカーは外国では私的録音録画補償金を支払っていないが、わが国では制度そのものに反対しているかは疑問です。補償金制度がなくなり、権利者の個別の許諾を得るなんて煩雑であり、そんなことしていたらコピーができません。制度の継続を望みます。	個人
これ以上、一般消費者が迷惑を被る事だけは避けて下さい。 お願いします。	個人
全く理解できない。私的複製等(フェアユース)により制限される権利は、権利が制限されている以上経済的不利益(権利なければ利益なし)もなく、それに対しての補償金の必要性は皆無であり、補償金制度は撤廃すべきである。	個人
いわゆるダビング10は、コピーワンスから権利者側の譲歩により暫定合意されたわけだが、そもそもそこまでの回数が必要だろうか？実際に10個分を家庭内で必要とするのか、少々考えにくい。仮に必要だとしても、それを「著作権保護技術」と捕捉して「補償金は不要」とするメーカー側の主張は受け入れがたい。1個分の購入金額で10個分の高品質な製品を得られるようなものであるから、補償金なしというのはさすがに権利者が経済的不利益を被るのは明らかである。「itunes」もほとんどフリーに近い複製範囲だと思う。 また、外国ではDRMを施さずに配信するという会社があるようだが、これが日本で普及すると底なしにコピーされるわけであり、保護技術と権利者の不利益の関係性を考える議論は終わってしまい、補償金制度は当然に必要なものとする以外に無いのではないか。	個人
そもそも、ポータブルオーディオで著作権者の利益が損なわれるというのは、全く根拠のない意見ではないか？ 従来のレコード演奏では、利益が損なわれず、圧縮で音質も劣化し、イヤホン程度でしか視聴できないi-PODなどの携帯機では、利益が損なわれるというのは理解できない。そもそも、既に購入しているCD、DVD等は、こうした利用も考慮してのことであり、もし、携帯機器への録音保証金を導入するならば、返品返金処理を義務付けるべきである。	個人
119ページ～第7章第3節補償の必要性について4著作権保護技術により補償がなくなる場合の試案 CCCD時の事があるので、メーカー側の著作権保護技術が信用できません。ipodに色んな音楽を入れて楽しんだりする時に、変に足枷がかかるのは嫌です。それだったら、録音機器を買う時に少し位多いお金を払っても補償金制度で我々一般人の自由を確保したいです。	個人
高額ならばいざしらず、廉価で、しかも機器購入価格に組み込まれているのであれば、消費側としてはさほど気にならないし、それで私的録音について違法合法と気にせずになれるようになるならば、補償金制度はあつてしかるべしだと思います。私的利用の範囲とはいえ、音楽を消費する以上、消費側は一定の対価を支払うべきであり、著作権者に対して一定の敬意を支払うべきであると私は考えます。	個人
そもそも、私的利用によって、著作権利用者の利益が侵害されているという前提自体が疑問。例えば音楽を聴くときに、ウォークマンやiPodなどの携帯機器を利用することもあり、家庭でオーディオシステムを利用することもあり、と場面ごとに様々な使い分けられているのが現状であろう。 私が音楽CDを購入したときに、利用者としての私にとっては音楽CDの中に入っている曲を聴く権利を購入したのであって、利用形態まで規定されるいわれはない。どの機器を用いても聴いているのは私自身なのだから、そこに著作権利用者の利益が侵害されているというのは納得できる話ではない。 機器毎に著作物の利用料を支払うべきとか、その機器が故障した際にも新たに利用料を支払わなければならないとか、そういう話であるのならば、私はそのような著作物には利用する対価があまりに高すぎるため、そもそも利用することを考慮しないであろう。現状の補償金制度では、上記のような直接著作権者の利益を阻害しないであろう利用形態の場合でも補償金が支払われることになっており、利用者にとっての利益が侵害されている。 また、著作権保護技術については、機器を更新した際に不当に保護技術が働いてしまい改めて購入し直す必要があるなど、技術的に不十分な点が多く、こちらも容認しがたい。 そもそも、「著作者、実演家、レコード製作者の経済的利益が不当に害されている」とあるが、何が「不当な」利益侵害なのか不明瞭。 それぞれのビジネスモデルの限界や破綻の言い訳を利用者に押しつけているだけではないか。 ラジオを付けてみれば、似たような音楽ばかり。テレビを付けてみれば同じような番組ばかり。CDも同じく。その限界を引き延ばすために利用者に負担を求めても、わずかな延命策が得られるだけではないか。	個人
(119ページ～第7章第3節補償の必要性について4著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案) →購入またはレンタルしてきたCDを自分のPCやMDIにコピーすることは、誰でも行っていることだと思います。いちいちそのコピーについて権利処理が必要になるのは断固反対です。補償金制度がなくなることによって権利処理が必要になるなら、補償金制度を継続すべきだと思います。 コピー可能な記録媒体があるのに、補償金が支払われていない記録媒体があるとは正直言って驚きです。	個人
技術的な保護技術を異常なまでに高めていくより、現状のままコピーOKで補償金を支払う形の方が、ユーザーにとってもわかりやすい形だし、簡単でいいと思います。	個人
パソコンやアイポッドなどで私的なコピーが大量に行われており、著作権者が補償金によって一定の対価が得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと思う。これによって音楽を身近に楽しめる環境が整っているのだと思う。よって、今後も補償金制度は、続けられるべきだと思う。アイポッドは、確かに音楽以外の利用もできるかも知れないが、所有者のほとんどは音楽を聴くために購入し、利用しており、補償金の対象になっていないのはおかしいと思う。消費者としては、少しでも安く購入したいと思うが、この制度によって著作権者に創作意欲が湧くのであれば良いことではないか。	個人

現在の私的録音・録画のハード面・ソフト面におけるコピー追跡の技術は相当のレベルで進んでいる。やる気になれば損失額の推定などは容易にできる。 また、数十年来、コンテンツコピーが前提の機器の企画・製造販売を行う日本メーカーは、日本のコンテンツホルダーにこそ補償を行う道義的責任がある。	個人
自由にコピー出来ないと、iPodに音楽を入れられなくなってしまい、困ってしまいます。自分で続きとか出来ないのが、iPodが使えなくなってしまう。この制度を続けて欲しいです。	個人
私的録音録画小委員会中間整理について意見を述べさせていただきます。 本年度の私的録音録画小委員会は、昨年より懸案課題となっていた問題に付き、抜本的に検討するものとして開催されたものであると認識しております。しかし、大きな問題であった「そもそも補償金とは何を補償するためのものなのか?」「補償に値する経済的損失とはどれほどのものなのか?」といった根本的な点についてはほとんど議論が進まなかったように思えます。 本年度の議事録を追っていきますと、途中何度も「仮に補償金の必要性があるとした場合」という言葉が出てきます。つまり、「そもそも補償金の必要はあるのか?」については議論されていない、と判断せざるを得ません。 そもそも必要がないのであれば、補償金制度を続ける必要がありません。もちろん、現在補償金を受け取っている方々にとっては収入が減るわけですからなんらかの配慮が必要であると思いたいところではありますが、そもそも補償金の配布状況についても明確でないことから、例えば「ある作曲家の年収はいくら減るのか?」「ある演奏家の年収はいくら減るのか?」といったことが分かりません。 つまり、一人一人の生活への影響を考慮しようにも、判断材料がないのです。はっきりしているのは、現在存在している社団法人私的録音補償金管理協会にお勤めの方のお仕事なくなるだろうということ位です。 この補償の必要性について書かれた節は、実際の委員会討議を反映したものとはそもそも考えにくく、多分に誘導的な意図を持って書かれているように見えます。 よって、「そもそも補償金の必要はあるのか?」という根本的な問題について明確な結論に至らない内は、少なくとも制度は「現状維持」に留めるべきであり、この点を飛ばしたままで私的録音に関する法律改正を行うべきではない、と思われます。 ぜひ来年度の委員会では、昨年度課題で本年度も議論が進まなかった諸問題について、拙速でない検討を進めていただければ幸いです。	個人
■権利者の受忍限度について更なる調査とガイドラインの作成が必要であると思います。 音楽CDの売り上げが下がっても業界の効率化などが行われなければ、相対的に受忍度が高くなり、より厳しい課金を権利者は求めてくるものと思います。 たとえば、人間も音楽を聴き・歌うことができる録音・再生機器であるという考えで、鼻歌にすら課金するとか、鼻歌がわずかでも聞こえる場所に人がいれば公衆での再生だから課金するとか、そのような極端な事にならないという歯止めが一切ありません。 現状で権利者団体に対するユーザからの信頼が全く無く、邪悪な組織であるという認識が広がっている中では、そのような歯止めがなければ懸念だけが先走り、コンテンツの流通や消費が萎縮する結果となりかねません。 したがって、権利者の権利主張の根拠となっている「受忍限度」については、利用者の立場からは明確化しなければ、とても将来についての明るい見通しは持ちえません。	個人
賛成です。 何故なら、自分が楽しむのなら、その分の対価は払わなければいけないという教育をすべきだと考えているからです。	個人
■3 補償の必要性 著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係(113ページ)についての意見を述べます。 私的録音録画補償金制度は、原則的に私的録音録画が完全に可能な機器または媒体において適用されるべきものであり、私的録音録画が技術的手段を用いて権利者の意思によって制限される機器または媒体については特段の理由が無い限りは補償金制度の適用は一定の制限をされるべきと考える。 上記の「一定の制限」について以下に記述する。 技術的保護手段を利用した私的録音録画の制限範囲は様々な形態が考えられるため、それぞれの制限範囲に応じた柔軟な制度適用が必要になると考えられる。 すなわち、現在のようにあらゆる機器・媒体全てに1種類の補償金制度システムを適用させることはこのネットワーク時代・デジタルコンテンツ時代において不適切であり、各機器・媒体が保持しうるコンテンツ形態とその著作権保護技術に対して制度を複数に分けるべき時期が来たと考える。 例えば大ざっぱな分け方として以下のような3種類がある。 (1)私的録音録画対象機器・媒体その1:著作権保護技術を全く導入していない (2)私的録音録画対象機器・媒体その3:著作権保護技術を導入しており、2世代以上または限定的複製を許可しているコンテンツを扱う(例:iPodなどのオーディオプレーヤーやVHSビデオなど) (3)私的録音録画対象機器・媒体その2:著作権保護技術を導入しており、ムーブのみまたは1世代のみの複製を許可しているコンテンツを扱う(例:現在のコピーワンス型HDDレコーダーやMDなど) もちろん、この後の『4.著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案(119ページ)』にもあるように社会情勢や技術的手段の普及度など判断基準は多岐に渡っており、上記のような区分については権利者と機器メーカーと消費者の継続的な対話と詳細な検討が必要であるの明らかなとも言えます。	個人
気軽にコピーができる世の中であってほしいが、何らかのかたちで著作権等の権利も守られるべきだと思う。そういう意味で補償金制度はあっていいと思う。返還制度など改善の必要がある面もあるが。少なくとも、この制度がなくなることによってコピーするたびにいちいち許諾を得なければならなくなる世の中になるのだけは勘弁してほしい。	個人
「音楽の保護」「技術の進歩」どちらが大事なのでしょう。私は音楽の保護が一番大事だと考えます。 現代は「こんなに小さいのに〇〇曲入る」とか「デザイン性」など、多くを求めすぎています。 とくにipod。何千曲も入る媒体なんて必要でしょうか。もっと、作曲者がどのような思いで曲を作ったのかを考え、消費者は1曲1曲を大切にすべきです。 そのためには、曲や周辺機器の媒体を売る側も買う側も平等に、補償金を負担する必要があると思います。 音楽は個人で楽しむものです。ばれないからといって、配信したりコピーして渡すものではありません。	個人

私は、自分で購入したCDからMDに音楽を編集して持ち歩いています。最近主流になっているiPod等も、MDと同じことだと思います。(小型化、短時間での編集が可能などとても便利です)それに関わらず、MD異なり、補償金の対象になっていない事の方が不思議です。もし、補償金制度が無くなれば、自分で購入したCDから好きな曲だけをピックアップして、自分が楽しむために編集を行うことも違法行為になると聴いて大変びっくりしています。いったい、それを誰が取り締まることができるのでしょうか？全てを取り締まることは不可能でしょうか、たまたま捕まった人が不運ということになるのでしょうか？ パソコンや携帯電話等は確かに「音楽の録音や再生」を専門とする機器ではありませんが、「音楽ケータイ」などと銘うって「音楽が聴けます」という特徴を声高に謳っているメーカーは少なくありません。にも関わらず、「補償金制度は不要」と主張するメーカー側は無責任ではないでしょうか。世界に誇れる技術を持つ各メーカーが、自社や業界の目先の利益だけにとらわれている感じがしてとても残念に思います。企業である以上利益を追求するのは当然のことですが、それだけでなく文化・芸術・教育等をも支える姿勢を持ってもらいたいと思います。	個人
第7章第3節1「権利者が被る経済的不利益」 【P.110】 権利者が私的録音・録画から受けるとされる「経済的不利益」について、「総体として」というレトリックを用いることをいい加減にやめるべきである。こうした考え方は“塵も積もれば山となる”との結論を導き出したがために導入されたものに過ぎず、現行著作権法30条が設けられた当時から「零細」であると判断された私的使用目的の複製について、これを有償・自由とすべき理由とは直接結びつかないものである。 むしろ私的録音・録画の個々の態様に着目し、その複製が著作物(複製物)購入の代替となっているか否か(同一著作物の初めての入手に対価が支払われているか)によって補償の必要性を判断していくべきである。 私的録音録画小委員会の中間整理においては複数の考え方が併記されているものの、実際の小委員会での審議では私的録音・録画イコール経済的不利益として強引に進められているのが実態であった。これも結局は「総体として」云々のレトリックによるものであり、ユーザーの理解を得るに十分なものとは到底言えないものである。 もっと根本的なことを言えば、著作権制度によって著作権者(著作隣接権者)のどのような利益を保護すべきなのかというところまで考えるべきなのであって、すなわち同一の著作物について何どもユーザーから対価を得ることを法によって保護する必要があるのか否かをしっかり見定める必要があるのである。 同一の著作物で何ども対価を得ることを肯定するとするなら、具体的な例で判りやすいのは複製物の中古流通の度に権利者へ対価を還流させるべきか否かであるが、そうした制度が社会通念からかけ離れたものであることは明らかである。同じ著作物を何ども買うかと言えばそれは普通考えられず、仮に買うことがあったとしても、メディアが新しくなっているか何らかの付加価値(リマスターやボーナストラック等)がある場合に限られるのである。文化的に豊かな状態を目指すのであれば、こうした付加価値を模索するインセンティブを確保することが合理的であり、補償金制度のような同一著作物が金を生む制度(改良や二次的著作を抑制した方が儲かる仕組み)は抑制的に考えるのが妥当と言える。 ※なお著作物の商業利用についてまで「同一著作物が金を生む」ことを否定するのではない。ここはやはり、どこまでの著作物利用から対価を得られるようにするのが公正なのかという判断によるべきものであるが、商用利用については利用者に少なくない経済的利益が発生しているのであって、そうした利益の一部を権利者に渡すのは当然のことと考えられる(非商用利用の場合には慎重な議論を要する)。しかし私的領域においては、その私的領域に初めて入ってきた瞬間のみに対価を支払うものとするのが経済的に合理性があるのであり、同一の私的領域内で同一著作物を複数購入することを前提に制度設計することは社会通念からかけ離れた結論を導いてしまうおそれを強くする。 現実問題として、私的録音録画補償金制度を含めた私的録音・録画問題の議論の多くはこうした「社会通念からかけ離れた結論」を量産しているものと言わざるを得ない。 【P.112】 私的録音録画小委員会の中間整理では、私的録音・録画にかかる権利者の経済的不利益についての考え方をアとイとで2つ挙げているのだが、このうち伝統的な考え方であるアについてはユーザーとして納得できないというのが正直なところである。 私はイの「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行なわれる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方」の立場を取る。「私的録音録画は本来無償で自由にできるものであり、補償金制度は権利者に新たな権利を付与するのと同じであるから、権利付与の前提となる経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要である」と考える。 ここで明確にしておきたいのは、著作権の伝統的な考え方における「複製権」とは、まだ社会全般に複製機器が普及していなかった時代に商業利用のみを前提として打ち立てられたものだということである。すなわち、この理論では誰もが複製機器を持ち複製することが可能だという世界は想定されていない。 演奏権や上映権については、非商用・無償の利用行為には権利が及ばないよう制度設計されているが、これは例えば曲を口ずさんだり鼻歌を歌ったり何人もでテレビを見たりすることが広く行なわれるために、こうした著作物利用にいちいち権利行使できるようにすることは社会生活を混乱させかねないという意味で妥当な設計と言える。 こうした場合と同様に、複製についても、誰もが複製利用が出来るのだという前提の下で私的使用目的ないし非商用・無償の複製について権利を及ぼすべきか考え直すべきである(逆の言い方をすれば、権利者の権利をどこまで及ぼすべきかを考えるということ)。 ※もちろん私的領域内での無償複製を無制限に認めよという話ではない。中には「通常の使用」を脅かしかねない複製態様も現実存在するのであり、これの中で権利を及ぼすべき態様と、補償金で処理すべき態様と、無償・自由で認めるべき態様を切り分ける必要がある。 具体的には、同一家庭内において同一の著作物に何ども対価を支払うことは通常考えられないことを基本として、正当な対価を支払って入手した著作物については私的複製を「公正」な利用として認め、無償・自由とする(補償金の課金対象から外す)べきものとする。すなわち購入したり有償レンタル・有料放送を受けたりした場合に、その複製を無償で認めるということであり、かつそれ以後の(私的複製の範囲内の)孫コピーも無償で認めるとすべきである。 誰もが複製を可能とする世界においては、ユーザーは私的複製できる利便性を込みで著作物(複製物)を購入するのであって、この時に支払われている対価には私的複製分も加味した上で購入の可否を判断しているというのが妥当な認識である。著作権制度が現実には即したものとなるためには、この改善は避けて通れない。	個人

第7章第3節2「著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係」 【P.114】 中間整理では、「技術的保護手段」の付されたコンテンツがユーザーの私的複製を前提として市場に提供されているのかという観点について、「一般にある録音録画制限手段を施したシステムに権利者が著作物等を提供するということは、当該要件（引用者註：権利者の意思に基づき技術的保護手段が施されること）を満たす限りにおいて、著作権法上の技術的保護手段に該当し、権利者は、当該技術的保護手段の下でどのような録音録画が可能化について一定の予見は可能である」としている。 しかしながら、この論点は「技術的保護手段」を「権利者の意思」に基づいて施した場面のみに限定するのは妥当でない。著作権法上の技術的保護手段には当たらないが権利者自身がそうした制限技術を標榜するもの（中間整理における「著作権保護技術」）や、すでにコピーフリーであることが充分知られていながらも市場で利用し続けているもの（CDのようなパッケージメディア）についても、ある程度の私的複製が行なわれている実態を権利者が把握しながら市場で活用しているという現実がある。いわば“ザル”の状態であるメディアを自らの意思で選択しておきながら、私的複製されるとは知らなかったなどと主張するのは現実を反映していない。 とりわけCD・SACD・DVD-Audio・DVD-Video・HD-DVD・Blu-rayDisc・各種音楽配信等々、さまざまな選択肢がある上で権利者自らが選んだコンテンツ仕様である。一部サービスについて選択的にコンテンツ提供を拒否するようなことをしている実態を考えれば、CDのような比較的制限の緩い仕様での市場提供についても権利者の意思というものを認めることは可能だ。つまり購入ユーザーの私的複製を明確に意識した上で流通しているのである。 なお同ページにおいて、音楽CDと映画DVDとの扱いをわざわざ変えるような記述「現状でも、著作物の性質上繰り返し視聴する必要性が少なく、ごく少数の複製であっても権利者に大きな被害が生じる可能性があるなどの特別な理由があるもの（例えば劇映画のDVD）」が掲載されているところであるが、実際問題として音楽だから繰り返し聴かれ、映画だから繰り返し鑑賞されないとの考え方は実態を反映しているとは言えない。なぜなら、映画もまた繰り返し鑑賞され得る著作物のひとつであり、またユーザーは同じ映画に何度も金を払うとは考えられない（すなわち一度買えば充分であって私的録画する必然性が高い）からである。これは私的録画が「権利者に大きな被害が生じる」というのではなく、もともと期待できない利益まで著作権によって保護しようとしているのに過ぎない。 今ではiPodを始めとした携帯プレーヤーで映画等の動画も視聴できるようになってきている。“先進的”なユーザーとなると、自己で所有するDVDから映画を私的録画（変換）することで持ち歩きを可能にするという視聴方法を選択する者も少なくない。こうしたことを考えると、もはやDVDを複製禁止されたものとして扱うのは実態と乖離しており、ここで採用されている著作権保護技術が技術的保護手段に当たらないことも踏まえブレイクシフト目的の私的録画という観点から検討し直す必要がある。 よって自らが正当な対価を支払って入手した映画著作物（DVD等）についてもブレイクシフト用途の私的複製を認めるべきであり、これを無償・自由とすべきである。	個人
パソコンや携帯オーディオ機器の発達で私的コピーの量は激増しています。町や電車内ほか至る所で携帯オーディオを聴いている人がたくさんいることは誰が見てもわかるでしょう。それだけ私的コピーが増えているのだから、権利者にも相当の補償があつて然るべきです。現行の制度は、部分的な欠陥があるにせよ、総体的には最適な制度と思うので、基本的枠組みは維持し、改めるべきところは改めるという方法で対処すべきです。ユーザーの多くは、これだけ手軽に音楽を楽しめるなら、現行程度の補償金を支払うことには何ら不満はいたいではないはずです。	個人
○117ページ最後の部分(また119ページ2段目) ●「映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいといわれていること」の根拠が示されていない。その次の「映画や放送番組……」も同様。 また118ページの注について言えば、放送番組の放送終了後のアクセス可能性が担保されていないのは大きな問題と考える。たとえば放送番組も著作物であるから引用が可能であるが、単に番組中の発言をテキストとして引用するだけであつたとしても、正確な引用をおこなうためには録画が必要であり、またその引用の正当性を検証できるのは同じ番組の録画を持つ者に限られるという問題がある。このように、放送番組を分析・研究する者にとっては放送番組の録音録画は必須の行為であると考えられる。この点に関してはアクセス可能性を放送局に義務付けたり国として支援したりといった方策が必要であり、私的録音録画に対する制限を強くするならばその必要性はさらに高まる、と考える。 ○119ページ、4著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案 ●保護技術により、配信事業等で録音録画をコントロールできる・対価が得られるようになった場合、対価と補償金の二重取りの状況が発生する。もちろんその場合は補償金制度を見直すことになるのだろうが、その完了までにはタイムラグが発生する。それにより逆に、二重取りになることをおそれて保護技術の開発や配信事業でのコントロールに萎縮効果が発生したりはしないだろうか。	個人
自分のCDから携帯音楽プレーヤーに音楽をコピーして楽しむことができなくなるのは我慢できない。補償金制度のおかげで合法的にコピーできると理解している。現状の補償金制度が時代にあっていない機器ばかりを指定しているならipodなど指定して現状に合う形に見直して、これまで同様に、合法的にコピーをして音楽を楽しめる環境が続くことを求める。	個人

第7章第3節3「補償の必要性の有無」 【P.117】 他人から借りた音楽CDからの私的録音について、権利者への不利益が認められるとの趣旨でまとめられている。しかしこれを受けて「レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識に立てば、レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である。また図書館等から借りた場合も同様である」としており、この論理飛躍は看過できないものである。 「レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識」については確かにレンタル業界からヒヤリングにおいて当事者が認めている旨が確認されているが、実際問題として著作権法で貸与権が創設された際にはレンタルレコード(レンタルCD)からの私的録音が大前提となって国会審議が行なわれている事実がある(著作権法改定による貸与権付与の前段階として、貸レコード暫定法の存在も忘れてはならない)。こうした経緯を考えれば、レンタル料金に私的複製分の対価が含まれているとの解釈も十分に可能であり、当該複製による権利者への不利益を単純に認めることは出来ない。 また、図書館から貸し出されたCDについても、国民の知る権利を保障する最低限のサービスとしての性質を考えるのなら、既に入手不可能となった著作物を入手できる機会である場合も含め、貸与(および利用者の私的複製)によって権利者へ不利益を与えているとは考えるべきではない。限られた予算内で購入された僅かなCDが貸し出されているに過ぎず、比較的長い貸出し期間が設定されているなど著作物利用として極めて軽微である点をむしろ考慮すべきである。 ※図書館からの貸出しについて安易に結論を出すことは慎まなければならない。なぜなら、こうした図書館サービスによる「不利益」(あればの話だが)は公貸権の議論とも密接に関わってくるからである。現実問題として公貸権は私的複製とも密接に結びついており、私的複製だけ独立で議論することは妥当でない(状況変化如何によっては公貸権にかかる報酬と補償金とが二重で課金される可能性すらある)。 著作権法において貸与権は無償貸与に及ばないこと、レンタル事業者への使用料請求に正当性があるのはこの事業が商行為であって僅か数日単位で頻繁に貸し出されるためだということ、そうした違いを無視してあっさり「同様である」などとしてしまう杜撰さには呆れる他ない。 タイムシフティング用途の私的録画についても、杜撰極まるまとめである。 「放送時点で投資回収は完了していること、放送番組の二次利用は進んでおらず、録画によって正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとはいえないこと等から、権利者が経済的不利益を被っていることに疑義を示す意見もあった」と妥当な意見を紹介しておきながら、後段で「タイムシフト録画以外の録画実態も多いと思われ、両者は区別し難いこと、映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいといわれていること、映画や放送番組の録画は前述の意見にかかわらず二次利用に影響があると考えられること」などという根拠にならない根拠を持ち出して否定している。 しかしながら、映像の方が(音楽よりも)不利益が大きいとする主張などは業界関係者の勝手な論理であって、同一家庭内で同一著作物を購入することは一度だけ考え得ること、そして同一著作物を何度も購入させるためには常に付加価値を付ける努力が求められていること(そしてそれは著作物流通を豊かにするために資すること)を考えると、映像についても音楽同様の保護にとどめておくのが妥当なのである。 また、放送番組においては、それがDVD化される保証が一切なく、かつ吹替版洋画のように制作のたびに差異が生じてきて録画保存が望まれる(パッケージとして流通する見込みが全く立たない)ものが多く存在することも考慮すべきである。端的に言えば、放送で流れている番組がそのままDVD化されることなど(追加映像が用意されることも含めて)ごく稀なのである。 【P.118】 対価を支払って入手した(CM視聴と引き替えに受信する放送番組も含む)コンテンツをブレイスシフト・メディアシフト・タイムシフトすることについては権利者の経済的不利益を認めることができない。また、私的録音録画小委員会の中間整理ではこれを否定するだけの有力な根拠を示すには至っていない。 しかしながら中間整理では「仮にブレイスシフトやタイムシフトの録音録画を与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられている」としている。これは噴飯ものであり、認めることはできない。 なぜなら、たとえば多くCDを所有する者はわざわざCDを借りてきて私的録音する必要は無いからである。年に何十枚から数百枚のCDを購入していくようなユーザーは、自分で所有するCDをブレイスシフトして聴くだけで可処分時間を費やしてしまう。レンタルCDや他人から借りたCDを聴くようなユーザーであれば、購入するCDもそれなりの数であって、おのずと借りたCDの視聴割合が(多く購入するユーザーに比して)大きくなるのである。 中間整理でのまとめは、多くCDを購入するユーザーにも補償金を課したいがための言い訳を捻り出したものに過ぎない。こうした恣意的なまとめ方をしたところで、ユーザーの理解を得られるとは到底考えられず、かえって私的録音録画補償金制度に対する反発を招くだけの結果に終わるものと確信する。なぜなら、現時点においてもiPod等のハードディスク内蔵型録音機器等への課金が理解されない最大の理由は「自分で買った音楽をiPodで聴くだけなのに何故「補償」を求められなければならないのか」という根本的な疑問だからである。 こうした疑問に対する答えは、実は単純に導き出すことができる。自己所有のCDからのブレイスシフトは補償金対象から外するのである。具体的には、一定数のCD(たとえば数百枚から千枚ほど)を所有するユーザーについてはMD(あるいは将来課金される可能性のあるiPod等)の補償金が返還されることとする。もちろん返還にかかる諸費用は補償金管理協会が負担する。こうすることで、補償する必要のない態様に多く利用される機器については課金しないという選択性が生じてくる。何にでも課金するような身勝手な制度運用は許されず、よりユーザーに理解されやすい形となろう。 ※このように返還制度を駆使した制度にすれば、たとえばユーザーが補償金を支払ったまま置いておくという選択をすることも可能となる。自分の利用態様を考えながら自らの判断で補償金を支払うという形だ。支払いに納得できなければ(一定の証明の後に)返還を受ければ良い。 つまるところ私的録音録画小委員会の中間整理は、ブレイスシフト・タイムシフトについて何とか課金すべく理屈にならない理屈を捻り出しているのであって、決してこのような制度設計を正当化できるような内容にはなっていない。 ブレイスシフト・タイムシフト用途で購入された機器でもっとも他用途で使用されたのであれば、その都度記録媒体等で課金する形を取れば良いのであって、権利者へ経済的不利益を与えない私的録音・録画にまで無理に補償金を課す必要など無いのである。 こうした具体的な制度設計にまで議論が進まない時点で、私的録音録画小委員会での議論がまだまだ深められていないことが判る。ただ事務局と権利者が自らの進ませたい方向へごり押すだけでは決して補償金制度の将来は確かなものとはならない。	個人

●110ページ～ 第3節「補償の必要性について」について <意見> この小委員会の目的が、私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」であることから、この第3節の議論をもっと深めて頂くことを希望します。 ●110ページ～ 「1. 権利者が被る経済的不利益」について <意見> 「抜本的見直し」という観点から、私的録音録画による「経済的利益」や「経済面以外の利益・メリット」についても、より深い議論を行って頂きたい。 その上で、利益と不利益とを比較して、補償金が必要と言えるほどの不利益が生じているのか否かを明確化して欲しい。 私的録音録画による利益を論ずるに当たっては、コンテンツホルダーだけでなく、コンテンツクリエイターの意見をもっと収集することが望ましいと考えます。 著作権法の目的は「文化の発展に寄与すること」から、単にコンテンツホルダーの利益・不利益を論ずるだけでなく、コンテンツクリエイターの創作意欲の促進を「利益」と捉えるといった柔軟な議論をお願いします。 コンテンツクリエイターの方々の中には、オーディオルームやホームシアターをもつような熱心な(優良な)ユーザーも多数いらっしゃいます。 是非ともコンテンツクリエイターを小委員会に招いて意見聴取するなど、アクティブな活動を望みます。 クリエイターとユーザーの両方の立場から、バランスのとれた有意義な意見が聴取出来る期待があります。 ●117ページ 購入したCD、放送番組からの私的録音録画について <意見> これについては、1(2)イの立場が最も自然で納得性が高いと感じます。 ●117ページ 借りたCDからの私的録音について <意見> 106ページ又は108ページの”b”の議論から、本来的には違法な行為であるとすれば、「権利者が被る経済的不利益」が少なからず存在することが認められると思います。 ただし、違法行為による不利益を、広く大衆の補償金で補填するというのは不合理に感じます。 個人間の貸し借りであれば、不利益の規模は少ないと思いますし、レンタル店の場合は、ユーザーとユーザーに貸与したコンテンツの紐付けがなされているはずであり、録音料を徴収することはさほど困難とは思えません。 レンタル店については、レンタル料に録音料金を上乗せすればよく、コンテンツとの紐付けがなされているので、クリエイターへの配分も透明性があると思います。 ●118ページ 「タイムシフト以外の録音録画や他人(特定者)への録画物の譲渡については、経済的不利益があるという意見が大勢であった。」について <意見> 「タイムシフト以外の録音録画」について、好きな番組を後々まで残しておきたいというユーザの著作物に対する愛情の様なものが全く考慮されていない点が残念です。 特に「他人(特定者)への録画物の譲渡」という全く別の行為と一緒にした議論には納得できません。慎重な議論をお願いします。 ●118ページ 「仮にプレイシフトやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。」について <意見> プレイシフトやタイムシフトの録音録画の議論と、他人から借りた音楽CDからの録音の議論を、前段までは分けて論じて来たにも拘わらず、ここにきてごちゃ混ぜにして結論づけており、明らかに論理的でなく納得性に欠けると考えます。 せっかく場合分けをして論議してきたのですから、場面毎の結論を導き出して、場面毎に不利益と利益の関係を結論づけて頂きたい。 そのうえで、受容できない不利益が生じている場面については、補償金制度で補填すべきか否かを論議して欲しい。	個人
著作権保護技術との関係 著作権法において、技術的保護手段の回避は侵害行為のひとつとされているが、実際にはDVDの発売まもなくdeccsのようなプロテクト破りのプログラムが発表されたり、youtubeやニコニコ動画には毎日テレビやビデオの画像が次々とアップロードされている。 コピープロテクト技術とそれを破る技術はイタチごっこのような関係にあり、プレイヤーやレコーダーといった製品に反映させなければならぬプロテクト技術と、プログラムひとつで済むプロテクト破りの技術では、前者のほうが明らかに不利だ。 また、直接本件には関係しないが、個人情報などがコンピューターウイルスなどによって盗み出される事件が多くあるように、世界にはたくさんの「悪意」の人がいるのであって、「絶対に破られないプロテクト技術」によって著作者の権益が十分に保護される、という考え方は「絵空事」だと思う。 現にiPodでも、DVDプレイヤーなどの映像出力端子に接続することで、映像作品を直接取り込める製品がサードパーティーから発売されている。 「映像出力からの画像の取り込みだけは防げない」と、専門家も言っているように、コピープロテクト技術では防げないものがあるのだから、それが万能のように喧伝するのはやめて欲しい。	個人
P119 第7章 第3節 補償の必要性について・・・ いろいろ言われていますが実際、コピーができる機器が売られていて、それによってオリジナルの製品の売り上げにまったく影響がないはずはなく、著作物の作者が本来得られるはずの利益も目減りしていると思います。これだけ世に広まっている「コピー機器」を今更引つ込めるわけにもいかないのだから、自分も(Podなどに)コピーして音楽を楽しむ人間の一人として、一定の補償金を払って私的なコピーができる今の制度は維持すべきだと考えます。使うほうが好きなだけコピーして、作者には一銭も入らないなんていうのは、かえって気持ち悪いです。そんなに大量にコピーがしたいわけではありませんが(変な言い方ですが)、少なくともコピーをするのに作者に後ろめたい思いを感じずに済むようでありたいと思っています。 この話は、1年も2年もかけて議論することなのかな？と感じます。Podは外すべきだとか、個人的にはナンセンスだと思っています。(するかしないかではなく、コピー「できる」機器なのですから！) どちらにしても、個人的なコピーを1回するたびに許諾を得なければならないなんて、そんな事態だけは絶対に避けなければなりません。変にこじれてコピーは一切不可！などということにならないように、「制度は維持」で早くまとめてほしいです。	個人

●P111(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理 この場合、利用者は、権利制限(第30条)がなければ、本来私的録音録画の都度権利者の許諾を得て、使用料の支払いをしなければならぬことになるが、そうすると利用者が不便なため、権利制限を設けたと考えられる(権利者の私益と利用者の私益との調整)。 上記の点に関し、疑問を呈します。権利制限を設けたのは、そのこと(私的録音録画を認めない)により、利用者の購買意欲が損なわれるのを懸念したから(つまり、利用者が不便になる＝権利者の利益が損なわれる)ではないかと考えます。よって上記に続く以下の部分に関しても、私的録音録画が必然的に権利者に経済的不利益を導く、といった論調には非常に違和感を覚えます。 このような権利制限の代償という立場からは、本来個別に許諾を求めた場合は使用料の支払いが必要だということになるので、一般論としては権利制限された場合は経済的不利益があるということになり、具体的な損失が発生していることまで立証が必要であるということにはならない。 この考え方は、第10小委員会の基本的な考え方であるが、この立場では、私的録音録画の形態によって、経済的不利益の濃淡はあるものの、経済的不利益が全くないということにはならないのであって、この不利益の程度が権利者の受忍限度であるかどうかという判断となる。 ●P114(3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 註釈当該コンテンツに利用されている音楽等の著作物、実演等の権利者については、特段の契約がない限り、権利者の意思の表示はコンテンツホルダー(レコード製作者、映画製作者など)に任されている又は同様であると見るべきであると考ええる。 上記の点に関し疑問を呈します。コンテンツホルダーと製作者の間でどのような契約が交わされるかなど正に百人百様であり、特段の契約がなければコンテンツホルダーに任されている、あるいは同様であるとするのはやや乱暴ではないかと考えます。 ●P115(3)著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係 また、現状では権利者が主体的に、かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ないので、著作権保護技術が施されていれば、直ちに権利者はその範囲内の録音録画から補償を求めるべきでないとするのは不適切である。 上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。様々な著作権保護技術(具体的にはコピー防止技術)が存在する中で、なぜ著作権保護技術を選択できる場合は少ない、と断定されているのでしょうか、甚だ疑問です。また、著作権保護技術が施されている録音録画に対する補償を求めるのであれば、その技術は著作権保護技術とは言えない、あるいは用を足していないのではないのでしょうか。この部分は権利者側に偏った論調であると考え、強く反対致します。 ●P117(1)経済的不利益に対する利用形態ごとの評価 レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識に立てば、レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である。 上記の点に関し、疑問を呈します。レンタル料金には、レンタル業者が事前に支払っている補償金が上乗せされていると考えるべきではないでしょうか。 ●P118(2)経済的不利益に対する全体的な評価 以上の点から、1(2)アの立場からは詳細な検討をするまでもなく経済的不利益があることになるが、1(2)イの立場であっても、仮にブレイシフトやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人(特定者)への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。 上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。「おおむね共通理解がある」とは全く思いません。例えば映画のDVDにしても、多くの場合既に映画館で見ているものを、利用者はわざわざ数千円出してDVDを購入しているわけです。これは、いつでも見られる状態にしておきたい(何度でも繰り返し見ることのできる状態にしておきたい)という欲求があるからこそ、DVDを買うという行動に出ているのではないのでしょうか。「いつでも見られるようにしておきたい」と思えば、複製しておきたいと思うのも当然の要求であろうかと思えますし、「複製できる」ということも購入動機になっているものと考えます。私的録音録画が権利者に経済的不利益を生じさせているとするのは、寧ろ逆ではないのでしょうか。コピーコントロールCDが失敗したことを見ても、私的録音録画の禁止は却って権利者に不利益を生じさせるものと考えます。利用者は権利者にお金を払って“使わせていただく”のでしょうか。「立ち読み厳禁」の書店は、概して流行っていないものです。 ●P119権利者の受忍限度と補償の必要性 上記の項目につき、意見を述べさせていただきます。権利者の受忍限度だけではなく、利用者の受忍限度も考慮する必要があるかと思えます。補償金の対象機器を増やす、あるいは別の方法で利用者の複製をより厳しくコントロールすることが、どこまで利用者の受忍限度を超えないでいられるのか。今後の検討課題とすべきと提案させていただきます。	個人
昭和45年当時はアナログ機器しかありませんでした。アナログ機器時代の私的録音は、レコード(その後CD)からアナログテープに時間をかけて録音しますが、録音したテープはいずれ劣化してしまいますので、好きなアーティストについては、皆レコードやCDを買って保存していたのだと思います。 現在ではデジタル化により短時間でCDと同じものが簡単に作成できます。デジタルtoデジタルになれば劣化がなくなるので、CDの購入は確実に減っていると思います。しかし家庭内の複製にまで法律は介入できないところから補償金制度があるものだと思っています。 このように、デジタル化により権利者に経済的不利益が生じる部分があるにもかかわらず、タイムシフト・ブレイシフトだから問題がないというJEITAの帰結はおかしいのではないのでしょうか。また著作権保護技術は、コピーを禁止するとかコピーの回数を制限することであって、コンテンツ提供者と消費者との契約の問題です。結果として私的複製ができるのであればその補償は必要なのではないでしょうか(もっとも最近ではどの配信事業者も複製回数無制限になりつつあるように思いますが)。 アナログの時代には、複製問題は一定の秩序を保たれているように感じましたが、デジタル時代になり、ファイル交換やコピー解除を平気で助長するような問題が出ている中、その秩序の一つである補償金制度を徒に突き崩してしまって良いのかと不安を感じざるを得ません。 これらのことから補償は必要であると思えます。	個人

結論として補償制度は必要だと考えます。 JEITAの言うことが正しいのであれば、我々消費者は余計なお金を支払うことなく、権利者側も不利益を被ることはないということになります。本当にそうなのでしょう。 JEITAの主張を見る限り、音楽以外のものが保存できるメディアはすべて補償金の対象外とすべきだということに聞こえます。デジタル化が進んだ現代ではHD等記録メディアは何でも保存できます。しかし、i-Podが音楽以外を聴くためのものなど誰が思っているのでしょうか。JEITAは制度の揚げ足を取って補償金制度を否定しているのではないのでしょうか。 また、JEITAはDRMがあるのだから補償金制度は不要と言っておりますが、DRMは複製回数等をコントロールする仕組みであり、私的録音録画補償金とは関係ありません(もっともそれを関連づけて制度を作ることに賛成です)。 これらのことから、JEITAの主張はただ反対のための議論としか思えず、自分たちの責任を回避しながら消費者を味方するふりをした狡猾なやり方です。これが知的財産立国に名立たるメーカーの姿なのでしょうか。 本来、デジタル化された音楽などの著作物をどのように保護すれば良いのかという観点で議論されるべきであり、その上で消費者がアナログ時代と同じように、不便なく車や携帯ステレオで聴ける程度の私的複製ができるようにしてほしいと願っています。そのために30条を前提とした補償制度が必要であるなら、メーカーも消費者も協力せざるを得ないと思います。 誤った議論の結果、進むべき方向を誤ることにより、権利者へ補償のない「コピー天国」などと世界から酷評されるようなみっともない国にだけはなあってほしくありません。	個人
■118ページの下記項目について 第7章第3節3-(1) タイムシフト・ブレイクシフトについて、放送された物件の録画制限が考察されているが、報道被害の救済について全く考慮されていない。放送に関してタイムシフト・ブレイクシフトの制限を行ってしまうと、問題のある放送の検証が極端に難しくなる。すなわち、差別放送・虐待放送・虚報・誤報の放置具合が今よりさらにひどくなることが想定されるため制限を行うにしても比較的再入手の手段がとりやすい映画などに限定すべきである。	個人
一個人作品クリエイターとして、保護技術が進むことにより、補償金制度が必要なくなる意見は賛同できますが、それはあくまで保護技術がセンサスできるようになってからであって、それ以前に私的録音制度が崩壊してしまえば、個人的なコピー(デジタルで恒久的な)ができることに違和感がなくなってしまうかと思えます。 メーカーまかせではなく、国としても私的録音を管理できる技術を確立する援助をしていただけると助かります。	個人
まず「権利者」を十把一絡げにした扱いが不適切である。 原権利者である著作者と、著作周辺権者を分けて議論するべきである。 この項目で一貫して訴えられている「不利益」は専ら著作周辺権者のものであることに着目すべきである。 仮に利用者が補償金を支払うとして、著作権法の主目的たる文化発展を体現すべく利用者が積極的に有償の著作物利用を行えるようにするには、その利用料配分が公平・公平に、かつ透明性を確保した上で、主に原権利者たる著作者に対して行われなければならない。 現時点のこの項目以降の議論では、この最低限確保しなければならない点が全く確保されていない。しかも現実には、原権利者たる著作者ではなく、著作周辺権者がほとんどの利益を独占しており、不公平かつ不公平極まりない状態である。 この惨憺たる現状が主に若年利用者のモラルハザードを引き起こし、著作権侵害に対して全く気を配らなくなってしまう。仮に補償が必要だったとしても、現時点では補償よりも公平性・透明性を確保した制度を作り上げ、補償に関する必要性に関して国民的な同意を得た上で再度議論すべきである。	個人
インターネットの普及と技術革新により、多くの一般の人々がネットユーザーとして、著作物としてのコンテンツを消費するだけではなく、大量に生成する時代となっています。 しかし著作物とは大概ゼロからではなく著作物の上に生じるものです。そのような著作物の利用は、原作者の権利の及ぶものも少なくありませんが、第32条の引用や、第41条の報道目的の利用など、権利制限されているものもあります。さらに、引用などのない形でも、著作物を批評・論評するといった形での著作物の創造もあります。第41条の適用は「市民ジャーナリズム」といった言葉が一般化しつつある今、一般のネットユーザーを担い手とする著作物として今後のさらなる増加が見込まれます。 配信コンテンツについて前述のような生産的利用を行う場合、それを録音・録画して固定する必要があります。利用の場合は、著作物全体の中から必要な箇所を切り出すために必要ですし、評・論評においても、特定箇所を繰り返し確認するなどの作業が必要になる場合があります。 職業的著作者やメディア企業のみが著作物を創造するのであれば、このような作業全体はそもそも私的録音録画とはいええない、ということになると思われそうですが、前述のように今や一般の人々が著作物を生成するようになったので、生産的利用の前提としての私的録音録画は無視できない存在となっています。このような場合の私的録音録画は、創造のサイクルを促進させるためには欠かすことのできない肯定的な意味を持っています。 著作権が制限されるべき創作のための活動があるという事実を無視して、それらの前提となる私的使用複製行為を、著作権の制限対象外とするということは、事実上、引用や報道の自由を奪うということになります。 しかしながら、本項目においては、もっぱら、職業的著作者やメディア企業の経済的利益にのみ着目する形で、「補償の必要性」の有無について検討を重ねており、議論を尽くされているとは考えられません。	個人
補償金制度がなくなることで、個人的にパソコンなどで音楽をコピーすることに対してまで、権利者に手続きをしないといけなくなる、と、制度として現実的ではないと思います。 一般の音楽愛好者にとっては、著作権の制度や手続きはあまりにも煩雑で分かりづらいのが実情です。 そういった手続きをしないでコピーをしてしまっても、ばれなければ大丈夫かもしれませんが、もしもジャスラックなどに目をつけられて、コピーをしてしまった後に手続きを求められたり、著作の使用料などを請求されるのは一般の消費者にとってはとてもリスクが高いです。補償金制度のせいで、録音・録画機器の値段が高くなってしまうと残念ですが、上記のようなリスクを考えると、やむをえないと思いますし、そこはメーカーの方で責任をもって補償金を納めてもらって、安心して録音機器や音楽を使いたいと思います。制度を見直すにしても、権利者やメーカーの都合だけでなく、ユーザーにも配慮した制度を望みます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。	個人

メーカーは著作権保護技術により補償の必要性が無くなると主張しているが、実際には劣化しないデジタルコピー可能な機器は多数出回っている。世の中すべてのデジタルコピーを行うことができる機器以外が廃止されるのであれば可能かもしれないが、それが現時点で実現可能とは到底思えない。 現時点の補償金制度が完璧なものでは無いにしても、今まで補償されてきたものを無くすのは権利者の利益を損なうことであるし、実際に1枚のメディアに対する補償金の額が気にならない程度なのだから、存続しても何の問題もないのではないだろうか。 もちろん消費者として払うお金は少ないほうが良いが、文化のためであれば自分のように払っても問題無いと思う人も少なからずいると思うし、そういう人たちはわざわざ意見など送らないと思いますので、その点を含んで検討してもらえたらいいんじゃないでしょうか。	個人
デジタル機器の普及によって、誰でも簡単に音楽をコピーできるようになっている今、作詞家・作曲家やCD出版社などの権利者は相当なダメージを受けていることでしょう。 補償金制度を廃止してしまったら、デジタル機器の開発が進み技術が進歩しても、音楽文化は衰退していく…そんな危険性を感じます。 権利者の権利とユーザーの音楽の楽しみ方、その両方を守る補償金制度はなくてはならないものだと思います。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。コンテンツ製作作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯、オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。メーカーは、収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。それがいやならコピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	個人
現在の生活でテレビ番組をCD-ROMに録画したり、CDを携帯プレーヤーに録音したりすることは、当たり前のことになっています。 そのような環境でありながら、ネット上で魅力あるコンテンツが少ないのは、無制限に複製できる機器が安価で存在することと、権利者へ利益を還元するシステムが確立されていないことも一因だと思います。 確かに会議しか録音しない機器や、個人で作成したデータのみしか使わないパソコンもあるでしょうが、コピーを制限する方向にいくのではなく、コピーを前提として権利者へ利益を還元することでビジネスとしての成り立つようにすることでより良いコンテンツが増えていくのではないのでしょうか？ コピーコントロールCDやデジタル舗装をコピーワンスで制限をするよりはいいと思います。 私達利用者は少々お金がかかったとしても、使い勝手のいいシステムを望みます。 補償金がかっているMDを高いとは思いませんし、CD-ROM等は大量に製造されているので、僅かな補償金でも権利者にすれば随分違ってくるのではないのでしょうか？ 補償金の額が僅かであれば、個人のデータののみ複製して既存のコンテンツを複製しない人からもクレームはないのではないのでしょうか？ 事実私は、パソコンでの複製は個人データのバックアップが主体ですが、それは魅力のあるコンテンツが少ないからで、パソコン・CD-ROMやMO等に保証金が課金されて割高になったとしても魅力のあるコンテンツが揃う環境を整えていくことも大切だと思います。 既存の雑誌やテレビに頼るのではなく、漫画やアニメ等の発信源としてネットを活用できる環境設備の一環としても補償金制度の確立を切に要望します。	個人
補償金制度が無くなってしまうれば結局個人的にその都度許諾が必要という面倒で不便、結局許諾を得ないということになりそう。簡単に合法的な補償金制度を広く活用し、維持するのがよい。	個人
オリジナル作品と同一品質のコピーを入手し得るツールを購入するにあたり、権利者への補償金を支払うことに抵抗を感じませんし、賛成します。 権利者側が言うように、新しい、斬新なコンテンツの創造力が減退することのほうがユーザーとして心配です。	個人
本頁に立法責任について云々していますが、個別にとらえることができないからこそ正当性を擬制する補償金制度が有用なのであり、こういうバカが、委員を、なぜ任命されるのか？ 彼らに、自分の発言が、いかに筋が通っていないか反省してもらいたい。 自分の権利は守られなければならないが、他人の権利はどうでもいい、彼らの主張はこういう意味にしかならない。 いっそのこと、素直に「金を払いたくない」とでも駄々をこねてもらった方が、わかりやすい。	個人
保証金を支払うにおいて、色々なものを開発していく力になれば必要かと思う。	個人
権利者の創作意欲につながるのであれば、例外なく私的保証金制度は必要と思います。	個人
録音録画機能が付いた機器を購入すると言う事は、録音録画を当然のごとく、前提として使用することであり、機器の購入の際それ程高額な金額を支払っている感覚はない。権利者に対して補償金を支払うのは当然と考えているので有効な制度と思う。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 パソコンに大量の音楽を集めておき、そこからiPodにコピーしています。音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されますが、CDであれば買ったものも借りたものも無制限にコピーできています。 そう考えると、権利者に一定の金額を支払うことはやむを得ないと思います。 ただその場合はコピーのたびに課金されるのではなく、何回でもコピーできる「補償金制度」が良いと思います。	個人(同旨3件)
補償金制度の維持に賛成です。 私的録音を目的に一般家庭で録音出来る機材を購入し多量のコピーをして友人に渡したりすることは一般の人にはそれで良いかも知れないが音楽家に取ってはたまったものではありません。大量の録音出来る機材を売っているメーカーが知らん顔と云うのも不公平です。故に今の補償金制度に賛成です。	個人
補償金なんて払いたくないです、本当は。でもコピーワンスの緩和をはかる検討の場で、メーカーの代表が、技術的な分野において専門家ではない権利者らを相手に、何度も虚偽の説明をしていたことを、最近Webの報道で知り、不信感を募らせています。 メーカーは、DRMの時代に補償金制度が古典的だとあざ笑っているようですが、そもそもコピーワンスで「ムーブ」のシステムに失敗したメーカーを信用できるのでしょうか？ メーカーを信用できない以上、私は、家庭内での自由なコピーを保証する現行の制度が、消費者にもっとも使い勝手が良いシステムと思えてなりません。	個人

MDに代わるハードディスク内蔵型録音録画機器が普及し、その代替機とも呼べるハードウェアに補償金が課金されていない事実を、「権利者の経済的不利益」と呼ばずして何と呼べるだろう。メーカー側はDRMを振りかざして「個別課金が可能」などと主張しているが、DRM万能論は「神話」に過ぎず、数年来実現できていないシステムを盾に補償金制度の廃止をもくろむのは、権利者側の立場からすると言語道断ではないだろうか？	個人
一般の個人が行うコピーを、一体どうやって把握するのか、想像ができません。 権利者は、補償金制度によって一定の金額を得られていたのに、この机上理論とも言える内容では、権利者への還元は全くなってしまうのではないのでしょうか。 もし当該案を提起するのであれば、まず、個々のコピーについての対応の具体案を上げることが先決ではないですか。具体性が全く見えません。	個人
MDであればせいぜい20曲前後の収録容量なのに、iPodは5,000曲。値段にさしたる差がなければ消費者がiPodを選択するのは当然で、私的録音の件数は、補償金制度の発足当時に比べ、比較の対象にならないほど飛躍的に増加しているはず。このことは、権利者団体による実態調査の結果を待つまでもなく理解できる。 そのような状況でありながら、一番利益を得ているはずのメーカーが制度廃止を主張することについては、当然アーティストらは納得がいかないと思う。消費者にとっては、インターネット上での無断複製物のアップロードにより、音楽産業が一気に衰退してしまった韓国のように、著作権者の創作のモチベーションが後退してしまうことが、もっとも不利益であるはずで、我が国が重要視するコンテンツ産業に暗い影を落とすのは自明の理と思われる。補償金制度の適正な見直しおよび維持を願う。	個人
わたしはウルフルズが好きなんですけど、彼らに補償金が届くことを考えれば、もっともっとアーティストの立場でこの制度がいい感じで見直されることを望みます。 補償金制度が続くことに反対するメーカーの気持ちがわかりません。ウルフルズのCDを録音したり再生したりできる機材を生産、販売して利潤をかせいでいるのに、補償金というかたちで彼らに何も還元されないのはどう考えても納得できません。世の中にはいろんなアーティストがいて、それぞれにたくさんのファンがいて、みんな真剣にいろんな形で応援しているんじゃないですか？補償金っていったって、一人当たりが支払う金額はわずかだと聞いています。日本のメーカーは、そんなのを支払っている海外のメーカーに劣るのでしょうか？わたしは日本製品を誇りに思っていた時期がありましたが、今少し考え直しています。	個人
音楽業界にいる息子からこの話を聞き、明らかにおかしいと思われる次の点について言及したい。 海外に普及させている昨今の「ハードディスク型」録音録画機器の一部、いやその多くは日本製品と聞いているが、ヨーロッパの多くでは、それらの製品にかかる補償金を、日本のメーカーはきちんと支払っているという。日本では反対し、支払おうとしない。補償金の受領対象者となる海外の作詞家、作曲家らには惜しみなく抛出し、国内の権利者には出し惜しみしている。この事実是一般紙の社会面で余りクローズアップされていないと思われるが、このような姑息な態勢が世界に誇る日本のメーカーの本意であるとは到底思えない。見識あるメーカーのTOPは、このような現実をどう考えるのか、ぜひ代表者の口から聞かせてもらい。	個人
DRMを用いてコピーコントロールしたり、エンドユーザーからコピーの都度課金する方法は、一見理屈に適っているように見えますが、技術開発の現状や課金方法などを考えると非現実的であり、著作権法第30条の趣旨からも逸脱していると思います。 エンドユーザーは私的なコピーを合法的な環境で継続して行えることを望みます。 そのために著作権者とユーザーの利益を調整する補償金制度の継続は、必要不可欠であると思います。	個人
現在は、パソコンやiPodなどで私的なコピーが簡単にかつ大量に行うことができるようになっていて、作家、アーティストなどが補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金精度は、完璧なDRMが出来て、私的録音を全く行うことができなくなる限り、私は今後もこの制度を維持する必要があると考える。いい音楽があってこそ我々は始めて享受することができるのであり、作家、アーティストにリスペクトを持つことは大事なことである。少なくとも補償金制度があれば、これによって作家だちにも還元され、さらにいい音楽を身近に楽しめる環境が作られているのだと思っている。 また、私的なコピーが年々増えている実態は誰もが認めていることから、作家、アーティストなどを補償することは至極当然である。それを維持することで私的録音録画が自由にできることのほうが便利なので補償金制度は必要である。	個人
私達テレビや舞台に出演していますが、NHKなどは良心的に再放送料などの支払を受けておりますが、今や民法はほとんど、昔のものとして、何も無視です。又これから、パソコンなどでの複製が増えても、日本は野ばなしで、外国にも、私共とも迷惑をかけていくと思われます。 文化庁としても、外国と比較して、日本の文化を高める為にも、外国並みにメーカーに働きかけて下さい。 ヨーロッパはもとより、日本より小さい韓国でさえ文化に対する思いやりは濃いものがありますので……。くれぐれも、よろしくお願い申し上げます。	個人
報告書読んでみました。 これだけパソコンやipodが普及し利用者が増大し、私的コピーが増えている実態があるのに、作家にその対価が支払われないのは、どう考えてもおかしいです。 もちろん、消費者からしてみたら、対価は少ないほうがありがたいですから、現在の私的補償金制度は評価できるのではないのでしょうか。 支払う対象もユーザーではなく、メーカーにしたほうが合理的だと思います。 音楽を愛するものとしては、創作した作家をリスペクトし、正当な対価を支払った上で、音楽を自由に楽しみたいと思っています。	個人
より良い音楽を元で豊かな生活を過ごしたい我々にとって、アーティストが育ってくれないことは重大な問題です。この観点に於いて、我々ユーザーは適正な対価を払い、きちんとアーティストに還元する仕組みを続けていくべきと考えます。	個人
「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」について 現行の補償金制度は、音楽を聴かない者、録画をしない者からも強制的に料金を徴収するものであり、そこには何の理も認められません。 「補償金制度の廃止を含めた抜本的見直し」には賛成します。 補償金制度は廃止すべきと考えます。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見
第7章 検討結果
第4節 補償措置の方法について

意見	個人／団体名
仮に補償の必要性があるとして」と前置きして、あたかも補償金制度を残すことが前提であるかのように議論が進められている点にやや違和感が残るが、それを前提としつつ、内容につき次のとおり意見を述べる。 「2権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」(p.124～)の項には、契約に対応を委ねることについてやや否定的な記述がなされている。しかしながら、全面的に契約に委ねるべきというのは言い過ぎだとしても、契約で委ねられる部分は契約に委ね、それでも十分でない部分は補償金で解決を図るという制度設計もありうるはずである。ビジネスの場においては、むしろそのような契約の中で問題を解決することが現実的であることも多い。したがって、契約による対応についての否定的な見解をもって一方の制度を支持する記述には、いささか抵抗感を感じる。	日本知的財産協会
補償措置の方法は、権利者、クリエイターに不利益にならない方法を望む。	映像対策会議（協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネージメント事業者協会 社団法人日本劇団協議会）
権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当であると思います。 補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として今もって優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であると考えます。また、私的な複製に使われる機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しないような制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当であると思います。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当であると思います。 補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として今もって優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であると考えます。また、私的な複製に使われる機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しないような制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当であると思います。	演奏家団体 パブリックインサード会
『該当ページ及び項目名』123ページ～第7章第4節 補償措置の方法について 1 補償金制度による対応 権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当である。 補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として今もって優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であると考えます。また、私的な複製に供される機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しない制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当である。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
『該当ページ及び項目名』123ページ～第7章第4節 補償措置の方法について 1 権利者と録音源・録画提供者との契約による対応 アからエまでの問題点が述べられている通り、現実性のある選択肢ではないと思われる。また小委員会においても、これを積極的に支持しようとする意見はなかった。	
製造業者等の一定の責任の下で、消費者が文化を楽しむ機会を確保しつつ、権利者の経済的不利益を解消する、との観点から、「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」に基づき、補償金制度によって解決を図ることが最も適切であるとする。	社団法人日本音楽著作権協会
補償措置の方法としては、従来通り補償金制度による対応がふさわしいと考える。また、録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計に賛成する。ただし、現行制度の中では、その機能が十分に果たされていない部分もあり、メーカーが支払義務者として責任を負ったり、料率制を定額制に変更するなど、制度設計を変える必要がある。	社団法人日本音楽事業者協会
権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当である。補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であるとする。また、私的な複製に供される機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造事業者等が関与しない制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当であるとする。	社団法人音楽制作者連盟
補償措置の方法としては、「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計についても触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならないほどの理由は見出しがたいと思われます。	社団法人音楽出版社協会
補償金制度による対応と契約による対応を挙げた上で、契約に委ねることによる否定的見解が記載されているが、契約に委ねられるところについては委ね、仮にそれでは不十分という場合には補償金制度による解決ということもありうるものであるから、全面的に契約に委ねることに問題があるとしても、契約による解決を否定する理由とはならないはずである。	社団法人 電子情報技術産業協会
■123ページ～125ページ「第4節 補償措置の方法について」 ※この項目について私たちは「議論が尽くされていない」とする意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○利用者観点からの問題点の分析がない 「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考えます。	インターネット先進ユーザーの会（MIAU）

補償措置の方法としては、「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計についても触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならないほどの理由は見出しがたいと思われます。	株式会社セブンシーズ ミュージック
■123ページ▽125ページ「第4節 補償措置の方法について」 ※この項目について私たちは「議論が尽くされていない」とする意見を提出する。 ○利用者観点からの問題点の分析がない 「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考える。	ロージナ茶会
「仮に補償の必要性があるとして」として補償措置を議論していますが、そもそもその前に「平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しが提言され、私的録音録画小委員会は、このような経緯により組織された」のですから、補償金が必要なのかどうかという抜本的な見直しをすべきであって、仮の話はするべきではないと考えます。まずは、廃止を含めた補償金の必要性を議論して結論を出すべきではないでしょうか。	個人
意見等 議論が全く尽くされていないのに「仮に補償の必要性があるとして、」と書いてはあるが、「補償金ありき」で整理されている。「補償の必要性があるかどうか？」を議論してからでないと、この章は成立しないのであるから、中間整理からは削除されるのが適切、ないし、ユーザー（視聴者）視点での議論を加味し、この節の内容について議論をつくし、「仮に補償の必要性があるとして、」の一文を削除しての記述 とされることを希望します。	個人
「補償の必要性」には大きな疑問があるため、補償の必要性を前提として具体的方法を議論することにそもそも反対です。この内容には、補償の必要性があることを既成事実化しようとしている意図を感じます。このような権利者側からの一方的な視点での評価で補償範囲拡大を決めようとするには反対です。	個人
P124にある、「補償金制度だけに固執せず、権利者と著作物等の提供者との契約によって解決する方策を関係者は追求すべき」という意見に賛成です。	個人
現状では課題も多いですが、P120のイに示されている著作権保護技術の選択肢を増やすと共に、上記2の制度と組み合わせ、契約による対価の支払い比率を増やすと良いと思います。	個人
この項目に反対である。利用者は私的録音録画補償金を払っているにも関わらず、著作権保護技術によって私的録音録画を阻害、禁止されている。これでは利用者は私的録音録画補償を支払う意味がない。	個人
現在の補償金制度の仕組みは、実質的に、デジタル方式の私的録音録画によって権利者の被る間接的損失を、同じくデジタル方式の私的録音録画によって録音録画機器製造者の得る間接的利益によって補填する便宜的制度と理解しております。私的録音録画自体は、法30条によって認められた利用であり、そのうちデジタル方式による私的録音録画が行われる実態があれば補償金が支払われ、利用者のデジタル方式による私的録音録画の量が増えれば補償金の額が増え、デジタル方式による私的録音録画の量が減れば補償金の額も減るというように、実際に行われているデジタル方式による私的録音録画の量と、おおむね連動しているという点で、方法としては、他の方法よりも優れていると考えます。 ただ、今は、支払い義務者を利用者としていることにより、法30条によって認められた私的利用としてのデジタル方式の録音録画が、あたかも権利者の許諾によって行われているような錯覚と混同を生じさせており、一部の「権利者」が、「補償金」ではなく「使用料」を請求するためか、デジタル方式の私的録音録画ばかりか、私的使用全体を直接監視したり、コントロールしようとする傾向を生じさせており、利用者が著作物を享受する環境を損なっているため、支払い義務者については、機器製造者に変更する必要があると考えております。 もともと補償金制度は、利用者の個々の利用行為に対応させて考えることには無理がある仕組みと考えておりますので、この点でも、支払い義務者については、機器製造者に変更するのが適当ではないかと考えております。 以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしくお願いします。	個人
補償金制度に関して、123ページ「ア」の制度(現行制度)のままで、補償金が正しく権利者へ分配できない問題や私的録音録画しない消費者の経済的損失の問題がまったく解決できない。現行制度はただちに中止するべきである。「イ」の提供源に注目した制度に変えるべきだと考える。	個人
補償措置の方法としては、「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計についても触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならないほどの理由は見出しがたいと思われます。	個人
補償措置の方法としては、補償金制度による対応・録音機器・記録媒体の提供に着目した方がいいと思われます。	個人

「123ページ～、第7章第4節 補償措置の方法について」に対する意見： そもそも制度の廃止も含めて検討されるとされている中、補償の必要性についてすら明確に整理できていないところで、補償措置の方法について検討することは妥当でない。補償の必要性についてきちんと明確に整理できるまでは、現行制度の方法を変更するべきではない。 本来ならば、最終報告に当たっては、これ以降の全ての記載を削除するべきであると考えるが、特に削除されるべき事実誤認に基づく記載、あるいは不合理な記載を以下に指摘しておく。 ・123ページで、機器媒体への課金することを補償金制度を採用している全ての国と同様の制度としているが、欧州消費者組合の意見書の第3ページに書かれているように、ノルウェーでは税金により著作権者への補償を行っており、このような記載は修正されるべきである。 ・124ページで、「録音録画源に注目すると、私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収することになることなど、制度の不合理さが目立つ制度にならざるをえず、仮に補償金制度を導入するとすれば、アの制度が適当であるとする意見が大勢であった。」としているが、録音録画機器に課金するとしても、iPod含め汎用録音録画機器に対象を拡大するとすれば、補償が必要な私的録音録画の可能性を無視して補償金を徴収することになることは全く同じことになるので、このような記載は妥当でない。削除されるべきと思われるが、強いて言うなら、この記載は「仮に補償金制度を維持するとすれば、分離型専用機器を対象とする現行の制度を維持することが適当であるとする意見が大勢であった。」とするべきである。 ・125ページで、「民間同士の契約に任せても、利用者から料金等を徴収している場合は、録音録画機器を有しない人も事実上その経費を負担することになること、第30条が改正され無許諾無償の録音録画が再び認められるようになったのに事実上録音録画の対価が徴収されることについて、利用者の納得が得られるかどうか疑問が残る。」としているが、これは法律屋の論理であって、一般国民のコンセンサスからは乖離している。 例えば、CDを買うとき、私的複製も含めて音楽を個人的に楽しむ権利を買っていると普通のユーザーは認識しているのであり、単なるブラスチックコートアルミ板を買っているなどと思っている一般ユーザーは恐らく一人もいないということも、法律屋はもって認識するべきである。解釈によっても良いし、立法によっても良いが、このような本当のコンセンサスと法律を合わせることで、本来の法律屋の職務であろう。このような理屈は本末転倒も良いところである。 ・125ページで、コンテンツホルダーである以外の権利者について述べているが、そもそもコンテンツホルダー以外の権利者とは一体何者なのか不明である。また、権利を持っている者以外の者に対して何か補償するべきことがあるというのも理解不能である。	個人
(2)「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 ほとんど気にならない金額程度で今まで通りのデジタル音楽ライフが送れるのならばよいと思います。 ただ、徴収方法についてはあまり負担感のないような方法(i-Podの売価に含めるとか)にしてほしいと思います。	個人
(4)の項目 私は『反対』する。 理由：個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。また、前述の(1)と(2)の項目の、基本的視点の記載内容に逆行する内容となっている。 さらに、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理には、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、以下の記載がある。 イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)(120頁)。 ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)(121頁)。 この記載内容に従うのであれば、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。 そもそも、著作権は、私人に属する私権であるため、私的自治の原則が適用され、権利行使するか否かまた権利行使の内容は、各著作権者の自由意志に任せるべきである。よって、保証金制度で一律に損失補填を行なうことは、各著作権者の自由意志が反映されず、私的自治の原則に反する最悪の方策であると言わざるを得ない。 それでは、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)として、以下のものを紹介する。 (i) グーグルが開発したYouTube映像IDシステム http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm この技術の特徴は、次の点である。 a コンテンツ所有者が自分の自由意志により、デジタルコンテンツのコピーを他者がアップロードするのをブロックするか、許容するか、広告付きで許容するかを、選択指定できる点。 b 宣伝広告付きでアップロードを許容した場合には、広告料がコンテンツ所有者に入る点。 これによって、権利行使に際しての著作権者の自由意志が反映される。また、広告収入により、権利者の経済的損失の補填が可能になるばかりでなく、広告付きアップロード許諾により、著作物の利用の円滑化も達成でき、文化の発展に寄与するという、法目的(著作権法第1条)に合致する。 (ii) 小額決済技術 現在実用化されている小額決済技術として、次のものがある。 ■「TSM(トツパン・セキュア・モール)」 凸版印刷が運営している「Cyber Publishing Japan」の中から派生して、電子商取引専門のサイトとして独立したサイト。TSMでは基本的技術としてSSLと呼ばれる方法を利用している。 ■「BitCash」 「BitCash」は、書店などで販売しているインターネットの小額決済用プリペイドカード。インターネット上のデジタルコンテンツなどが買える。 ■「アコシス」 消費者金融のアコムが行なっているインターネット上のオンライン決済サービス。商品購入の申込や与信、利用明細の通知といった、クレジットカードで行なわれる一連の確認作業を、アコムがインターネットで行なう。 ■「First Virtual Internet Payment System(ファーストバーチャル)」 暗号化などを行わず、日常的に使っているインターネットと電話を利用して安全性を確立した決済システム。 ■「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」 プリペイド式の小額決済とクレジットカード決済を併用したシステム「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」。 中でも、プリペイド式に焦点を当てている。	個人

■「CyberCash(サイバーキャッシュ)」 米国CyberCash社のクレジット決済手段「CyberCash」と、プリペイド型の小額決済手段「CyberCoin」がある。 ■「Smash(スマッシュ)」 So-netが行なっているクレジットカードをあらかじめ登録しておくことによって不正利用を防止する、カード決済サービス。 ■「P-Click(ピークリック)」 利用者の本人確認に電子証明書を使った決済手段。 ■「コンビニ収納代行システム」 商品の代金をコンビニエンスストアで支払えるウェルネットの「コンビニ収納代行システム」。 ■「Web Money」 プリペイドカードでデジタルコンテンツや商品を購入できる。 ■「Cyber Chip System(サイバーチップシステム)」 インターネット上でショッピングの支払いと個人情報の譲渡ができるプリペイド式の仮想通貨システム。 ■「SET」 インターネット上でも安心してクレジットカードを利用するための規格。 (iii) 結論 YouTube映像IDシステムに前述の小額決済技術を組み合わせることにより、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能となる。	
「権利者と著作物等の提供者との契約に委ねることによってこの問題を全面的に解決できるかについては課題が多い(P.125)」として「民間契約には任せられない」とするならば、【P.106 第7章第2節 2-(2)-①】で「現状においても(中略)権利者が著作物等の提供者と契約をし、(中略)利用者の録音録画を管理することが可能」としていることと矛盾していると思います。また、それを受けた【P.108 第7章第2節 2-(2)-②-a-】で「一定の管理の下で私的録音録画が許容されており、(中略)契約による解決に委ねる趣旨から第30条から除外するのが適当」としていることも矛盾していると思います。民間契約で対応できるのではないかと思います。	個人
「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計について触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならない理由が見当たりません。	個人
■123ページ～125ページ「第4節 補償措置の方法について」 ※この項目について私たちは「議論が尽くされていない」とする意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○利用者観点からの問題点の分析がない 「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考えます。	個人(同旨16件)
●123ページ 第4節について ＜意見＞ 冒頭に、「仮に補償の必要性があるとして、」とありますが、「抜本的見直し」をすることが目的であるので、必要性の議論を詰めてから補償金の方法論に移行すべきと考えます。	個人
●123ページの「第7章、第4節 補償措置の方法について」の項目について 補償措置については可能な限り消費者に負担にならない方法を取るべき。 消費者に負担になる方法を取るのであれば明確な補償金返金制度を設けるべき。 明確な返金制度の無い状態で権利者が補償金を要求することは絶対に消費者の理解を得られない。	個人
●P123 1 補償金制度による対応 イの制度の問題点だけ説明し、アの制度の問題点を書かないのは不公平である。	個人
○補償金の必要性があるとした仮定による議論方法についての疑問 この項目では、補償金の必要性があると仮定して議論していますが、これには重大な問題あると考えます。例えば、「積極的に契約しようとするインセンティブに欠ける」という点がありますが、これは補償金制度があるからインセンティブに欠けるのであって、例えば、補償金制度が存在しなければ、インセンティブが上がることは容易に予想できます。このように、補償金の必要性があるという仮定をおいた議論からの結論には大きな疑問が残ります。さらに、補償金制度を導入している国は数ヶ国しか存在しておらず、ほとんどの国では導入されていないため、補償金制度は非常に珍しい制度と言えます。諸外国の状況から判断する限り、そもそも補償金制度が日本で必要かどうかを逐一議論すべきだと思います。 ○「権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」への問題点への疑問 課題イに「民間同士の契約に任せても権利者の要求が実現できるかどうか疑わしい」とありますが、私的録音による経済的不利益がどれだけ存在するのかが経済原理を元に決まるのであって、もし契約により要求が実現できないのであれば、経済的不利益はないものと判断すべきで、経済的不利益がないのに補償を要求することはできないと考えるべきです。 課題ウはそもそも経済的不利益を権利者へ補償すること自体の必要性に対する問題を示しています。本問題点の議論としては不適切です。	個人
126ページの「1対象機器・記録媒体の範囲」の項目 ※この項目について、私は意見を提出する。詳細は下記の通り。 ○無制限に補償金を定めることに反対 録音録画の可能性が少しでもあるもの全てから取るのはよくない。これからはIT化が進み、「録画することが出来なくもない」ようなものは増えていくと思われる。携帯電話登場当時に携帯電話で録画が可能になると考えた人はいなかった。また、そうした本来の機能でなく録音録画機能を有しているもので録音録画するのは全体としてかなり少数であり、その機能を使用していない他の利用者からも補償金を取るのは理解が得られるとは思えない。パソコンや携帯電話を補償金の対象にするのならばそれらによる録音録画がどの程度普及した状況にあるのかをまず調べるべき。	個人

2-4. 補償措置の方法について(第4節関係)(P123) ではどこから徴収するか？ 著作物を私的複製する事に対しての制度であるので、著作物そのものに補償金を上乗せするのが最適であるとする。 つまりを販売価格に補償金を含める事によって「補償金を払った事により私的複製出来る権利」も付与して販売(もしくはレンタル)するのである。 (※DRMなどのコピー防止技術が施されている物は上乗せしない) この考えは以下の例を参照して頂きたい。 例えばAさんが買ったCDを友人Bさんに貸したとして、今まではBさんが、コピーしようとして用意したCD-Rに補償金が掛かっていたが、Aさんが「貸した」からコピー出来た訳で、貸さなかったらそもそもコピー出来ないのである。 次にAさんがコピーしてBさんにあげた場合。 これも同じでAさんがオリジナルを持っていたからこそコピー出来た訳である。 Aさんから借りてコピーしたCDを、BさんがCさんにコピーして渡した(もしくはCさんがコピーした)場合。 これもAさんのオリジナル版があったからこそ出来た事である。 つまり私的複製を(子コピーや孫コピーに関わらず)可能にしているのはAさんなのであるが、「CDそのものに補償金を上乗せして販売した場合」で考えると、AさんはCDを所有していると同時に「補償金によりコピーする権利」も所有しているのである。 孫コピーについても、不特定のコピー数を推測して算出された補償金額を含めて上乗せすれば良い。 (中間整理レポート前半の統計から推測出来る) つまり借りた側に補償金を請求するのではなく、貸した側にコピーする権利を与えて販売と同時に補償金を徴収したほうが道理が行くのであり、その論理に問題は無いと思う。 (ここで「コピーを可能にしているのは著作権者である」という意見が出そうだが、それを言ってしまうと著作権管理団体が自分の首を締める事になる。著作権者が補償金を払うのか？) 要点は「補償金を払った事により私的使用でコピー出来る権利」である。これをちゃんと「権利」として確立すべきである。 そしてこの論理はそのままネット上の問題にも反映出来る。 さて著作物に補償金をいくら上乗せするかであるが、私はこの方面には疎いので専門家の方が考えればもっと良い案はいくらでも出ると思うが、一つ例を挙げるならば、その著作権者の過去の著作物の売り上げおよび私的に複製されたであろう数(つまり人気の度合い)から、新作の複製されるであろう数や確率を想定して算出する等。	個人
2-4.補償措置の方法について(第4節関係) この項目は権利者の方々が、色々と目をつぶらざるえない現状を多く含んでいると思います。 (1)補償金制度による対応について の制度については私も賛成で、多くの権利者、事業者共々賛成されるのではと考えます。 が、現状の諸々の問題を打開するには、の制度は絶対に必要だと思います。 なぜなら、の「録音源・録画源を提供しないことによって生まれるあいまいさ」をうまく活用して利益を増やす事業者(著作物の提供者など)、が常識とされているからです。 だけを導入する事に賛成の方々は、やはりまで導入されると何かと不都合が生じるのだと思われます。(現状で、うやむやに出来ていた事がはっきりしてしまう)などこの今の時期に「私的録音録画問題の本質を根本から見直す」事をしないと、また新たな不透明な部分を活用して組織主導で管理される、保守的な文化形態が誕生するのでは!? (2)権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応について 多くの著作物の提供者は、「契約交渉そのものを煙たがる」傾向にあると思います。(もちろんそうでない提供者の方も多くいらっしゃると思います) 強者、弱者という構図がはっきりと出来上がっていて、多くの場合権利者が弱者であると考えます。(泣き寝入り)「民間同士の契約関係に全面的に委ねる」とすると、きちんと契約が行われているかどうかを確かめる事が出来る条文、又は機関が必要だと思います。 このような現状を踏まえた上で、後述の「2-5.(5)その他の点の見直し」にもありますが、透明性を高めて、法律によって権利者を守る必要性を感じます。 (1)「録音源・録画源を提供という行為に着目した制度設計」が、そのままあいまいな場合は、やはり権利者は泣き寝入りするケースが多いのではないのでしょうか。	個人
イ 録音源・録画源の提供に着目した制度設計について「私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要が生じる。また、録音録画機器を所有していない者からも事実上補償金を徴収することになること、対象機器の決定の論点は解消されるが、私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収することになることなど、制度の不合理さが目立つ制度にならざるをえず」と安直に否定しているが、私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要があるのはすでに当然の事実でありまったく不合理なこととは考えられない。 また、「録音録画機器を所有していない者からも事実上補償金を徴収する」から「私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収する」ことあたり不合理であるとする事は、CD等の複製は容易に必要な機器が広く普及していること、再生と複製は難しさに通常差が無いこと、一般的データと同じであることを考えれば、不当な主張であると考え。そもそも再生機器を持たない人が購入することは想定されない。 「私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収する」というより単に私的録音録画の可能性に対して金銭を徴収するという理解でよい。 私的録音をしない契約を結ぶ人にはその金額を除いて提供することも可能かもしれないが、それは、個別の著作物において決定されれば良いことである。 最終的にCD等の売り上げにもとづいて配分するようなお金を別の商品の販売代金から間接的に回収して配分する複雑な組織の存在を認めるよりは、販売時にセット販売にするほうがシンプルな制度であるのは自明であり、いたずらに複雑な補償金配分システムを作ることは経済的合理性も無く、文化の発展に寄与しないと考える。	個人

コピー9回、いわゆる「ダビング10」のルールは、あくまでも「当面の改善策」であるとの認識は、関係者間で共有していただければと思います。これはまったく根本的な解決ではなく、権利者もメーカーも利用者も幸せになりません。 拙速な結論や乱暴な議論は望ましいものではありませんが、他方、この「当面の改善策」のままでユーザは録画機器を買い控えるでしょう。私は買い控えます。 これもまた、大変不幸な状況です。このような状況を長引かせるべきではありません。 そもそも、このように国民の大多数に影響する事項が、実態の不明な民間の組織内で密室的に決定されている事態そのものが問題と言えます。開かれた中立的な機関で、ユーザを交えて検討が行われることを強く希望します。	個人
ページ 全般 意見等 私的録画補償金の対象機器と対象メディアについて、見直すべきと考えるが、中間整理で触れられていない。 理由 P143からの「参考資料1」を見ると、諸外国においては、機器に補償金を掛けるのではなく、メディアのみに補償金を掛けている国が多いと考える。これであれば、複製の数に比例して補償金が支払われる訳であるから、ダビング10になったら10倍の権利侵害であるとの主張も解決される。 私的録音・録画補償金は機器への課金を止め、メディアのみで補償できる様に、再設計すべきである。 合わせて、テレビ番組の録画にはほとんど使われない、DVCRへの課金は中止すべきである。 権利者側はパソコンにも私的録画補償金を掛けよと主張しておられる様であるが、これでは、事業会社向けのテレビ受信機能を持たないパソコンまで私的録画録音補償金の対象になってしまう。パソコン本体ではなく、テレビ録画機能を提供するソフトへの課金を考えてはどうか？」などの議論をすべきである。	個人
ロ・補償措置の方法(123ページ) メーカーがDRMに拘るのは、商機拡大のためにほかならない。DRMで解決を果たすには、著作権管理信号を埋め込み、これを認識する機能が不可欠であるから、強い強制力をもって、録音源録画源あるいは機器等に措置させるが必要になる。 そうなればメーカーの商機拡大に繋がるが、自らそれを主張すれば消費者と対立することになるので何年も煙に巻いたような主張をしている。 それ以上に、メーカーにとっては今の議論を延ばせば延ばすほど痛みを伴わずに利益が拡大する好都合がある。だから税金を無駄遣いしてエゴを貫いているのだ。 そこまでしてメーカーを儲けさせなくても補償金制度で解決すれば十分である。我々消費者にとって自由にコピーできることは大きい。コピーのたびにいちいちお金をとられるのはイヤだし割高感もある。万が一、DRMになってメーカーやコンテンツホルダーにプライバシーを覗かれ、これが漏えいされたとしたら大問題だ。 クリエイターが補償金で良いと言っているうちに、いい加減に結論を出すべきだ。	個人
わずかな負担であれば私的録音録画補償金もありだと思いますが、問題はどのようにそのお金を徴収するかです。不公平が生じるかもしれませんが、商品を購入するときにある一定の額を課する方法しかないように思います。(私的録音録画をしない人がいたとしても)	個人
意見 同制度の存続とすべてのデジタル・デバイスに補償金を賦課することに賛成である。 著作物の権利者は単に権利を囲いその利用によって生じる利益をいたずらに貪っているのではない。その権利物を創造し広範に利用されるため、即ちヒットさせるための人的・金銭的なあらゆる努力がその背景にある。またアーティストも同様な努力を日夜なしている。それらのコストを合理的に、且つ常識の範囲で消費者が広く負担することで、かろうじて権利者の極めて薄い利益の確保がなされ、次の著作物の創造へと循環している。その状況の中、HDD、携帯プレイヤーの目的の主たる部分が著作物の複製であるので、その機器の利用に小額且つ広範な金銭負担なくしては音楽の創造を否定することに等しいからである。	個人
意見 諸外国で採用されている「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」が適切であると思います。 「何を複製するか」ではなく「何で複製するか」が重要である。「される側」でなく「する側」が補償するべきである。「複製するもの」によって補償金額も変動するものである、大量複製が可能な機器・記録媒体は補償金も高額とならざるを得ない。	個人
現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という方法を変更したほうがいいと思うほどの方法はほかに思い当たりません。	個人
私的録音録画補償金制度について、本年10月12日に自由民主党本部で開催された同党知的財産戦略調査会において内閣官房知的財産戦略推進事務局が配布した文書「平成20年度知的財産関連予算の概算要求等の概要」で「検討中の法案」として「〇著作権法の一部改正(私的録音録画補償金制度見直し等)」と記載されていることが、中間整理で議論を継続する旨が記述されているか否かに関わらず著作権法第30条2項については来年度の通常国会で改正案を提出することが内閣官房知的財産戦略推進事務局と文化庁の間で合意されているのではないかと一部で指摘されているが、それが事実であるとするれば余りにも審議会を軽視した姿勢ではないかとの批判が生じることも予想されるものであり、この点について分科会場で事務局より公式に説明を行うべきであると考えます。	個人
反対。 私的複製に対し補償を要する事が社会的に合意に至っているとは言い難く、まだ具体的な方法を議論する段階には無いと考える。	個人
反対します。 いずれの項目についても、利用者観点からの問題の分析が成されているとは到底言い難く、これを以って結論とするのは誤りで、この件はこれから議論を尽くすべき事柄です。	個人

補償金がアーティスト(や権利者)に還元されているということを知るまでは、一消費者としてなくなればいいのに、と思っていたかもしれません。 けれど、好きなアーティストがいます。 その人たちを応援する意味でも、補償金はソフトではなく録音録画機器(購入時)にかけるべきだと思います。 音楽や映像をもっとフリー(自由)に楽しみたいです。 そしてたくさんのアーティストの、いろいろな表情を知る媒体や機会がもっともっと増えると良いと思います。	個人
補償金の適正な値段については、設定が難しいと思うが、必ず課すべきだと思う。 補償金課金が、適正だと思う。	個人
補償金制度は分配が正しく為されているのか不明瞭ですが、作家の権利を守るため、致し方ない制度のように思います。 1回1回のコピーの都度補償金を支払うのは非現実的ですし、私的複製の自由が制限されるのも窮屈に思うので、現状の補償金制度を維持しつつ、利用の実態に即して対象機器を選定することが現実的ではないかと思います。 ユーザーとしては、利便性が損なわれなければ良いと考えています。	個人
第1章2節3の保証金制度であるが、現状のまま商品の代金に保証金を組み入れることが望ましいと思う。 何故なら、大多数の人は何も知らないままDVD-RAMなどのディスクを購入し、DVDレコーダーなどの機器を用いてダビングや録画の利用をしいる。 そこに「保証金を払え」などと、言われても理解の出来ない人も出てくるだろうし、極端な人はそれをきっかけにDVDやビデオを全てレンタルで済ませようとする人もいるかもしれない。そうすると、DVDやビデオの製作会社にとっては痛手になると予測されるからである。	個人
補償金制度については、いつ誰がコピーを作ったかの判断が難しい時代に作られたルールであると認識している。現在はさまざまな著作権保護機能を使うことで、そのコピーの出所を特定して適正に利用料金を徴収できる技術は確立していると思う。コピーをする行為に課金できないためにメディアに課していた補償金をコピーという行為自体に課金するように変えて欲しいと思う。	個人
CDのような有形の媒体については個々に課金することも容易であると思いますが、iPodをはじめとする携帯端末では、簡単に楽曲をダウンロードまたコピーができることでもあり、そのたびに課金することは現実的でないと思われます。保証金をかける機器の範囲は十分に検討していただきたいと思いますが、音楽著作権を守る意味では保証金制度を適用することは一番有効な手段ではないかと思います。	個人
予め補償金として機器に課金する制度は、納得性も有り有効だと思う。 ただ、ハードのスペック向上が速い今日において、コピーは日常的になっているしコピー回数も飛躍的に増えていることから、課金のボリュームも見直し(増やす)ても良いのでは・・・と思う。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

総論

意見	個人／団体
現在では、汎用機器であっても、録音録画機能を有するものであれば、高品質で大量の複製を短時間に行えるのが当たり前となっている。こうした現状に即して考えれば、デジタル方式の録音録画に供されるすべての機器・記録媒体は補償金の課金対象とする必要があるのではないか。そして、そうした機器・記録媒体を製造し、利益を手中にするメーカーは、補償金支払い義務者となるべきではないだろうか。 欧米の主要国では機器の販売で利益が生じる者として、メーカーが支払い義務者になっている。その一方、日本のメーカーは、外国ではその国の補償金制度に則り、補償金を支払っている。外国のクリエイターには補償金を負担し、日本国内のクリエイターには補償金を負担しないというのは、どういう理屈なのだろうか。メーカーは自分たちが儲けて、補償金の支払いは機器を買う消費者ユーザーにまかせ、実演家等クリエイターに悪役を演じさせて満足するつもりなのか。 ソフトを創り上げるクリエイター、放送事業者と機器を作るメーカーは、これからの音楽や映像といったソフト文化を発展させるための車の両輪である。 従って、ユーザーに一定の複製の自由を約束する私的録音録画補償金制度は、コンテンツに対するリスクと適切な保護を伴うことを前提に、ユーザー利益に合致し、かつメーカーの経済行為を妨げることなく、クリエイターにも適切な対価を補償する制度として、クリエイター・ユーザー・メーカー3者の間の絶妙なバランスをとる文化論的にも優れた制度であり、決して「曖昧な制度」ではない。早急に技術発展の現状に合わせた私的録音録画補償金制度の制度設計が行われ、一日も早く新しい制度の運用が行われることを切望する次第である。 文化は創り出し、守っていかなければならない。そこに利益が生まれるのなら、皆でその利益を分かち合うべきではないだろうか。それがさらに豊かな文化の国・日本を築く道となるのではないだろうか。	協同組合日本俳優連合
補償金対象機器・記録媒体の範囲の見直しについては、直ちに消費者の利用実態から乖離した現在の制度を見直し、修正しなければならない。 具体的には、著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器（パソコン関連等の汎用機器、媒体を含む）は原則として、全て対象にすべきと考える。その上でバランスを考慮した金額を設定することが望ましい。 現状の政令指定方式では、即時性、柔軟性に欠ける面があり、指定が遅れることにより、権利者は多大な損害を被っている。よって、議決方法の明確化を図るための公的な「評価機関」を設け、前述のような問題点が是正されることに賛成する。 また同時に、審議は製品の流通前に行われ、消費者が手にする前には、必ず政令指定の決定がなされていることを要望する。 支払義務者については、諸外国同様、メーカーが支払義務者となるべきである。唯一日本だけが協力義務者となっている現状は、国際的に見てもメーカー側の主張に整合性がなく、不合理と言える。メーカーは責任を消費者に転嫁するのではなく、メーカー自らが支払義務者となって、製造コストに計上し、そこから支払うべきである。これによって、返還制度も廃止でき、消費者の疑念も払拭できよう。消費者・メーカー・権利者が互いに恩恵を享受できるような構造にするには、メーカーのより一層の責任と理解が不可欠だと考える。 補償金額の決定にあたっては、利用実態に応じた課金が望ましい。当然、著作権保護技術の影響度も考慮しつつ、プレイシフト、タイムシフトなどの要素も反映させるべきであろう。また、認可申請前に関係者が意見交換を行い、合意された金額が申請される慣行を継続することに賛成である。 私的録音補償金管理協会、私的録画補償金管理協会を統合し、合理的運営を行うことに賛成である。近年、補償金の対象となる機器・媒体が、録音専用・録画専用と明確に区分できない、兼用型であるケースも増えてきており、そういったものに対し、どちらと区分するよりも、一括して取り扱う方が適当ではないかと判断する。 共通目的事業の継続は賛成である。ただし、全体の2割以内という現在の比率は適当な範囲であり、これ以上の拡大は本会として望んでいない。現状の範囲内において事業費を有効活用し、権利者全体しいては広く社会全体が利益を享受できるような事業を計画・実施することが共通目的事業継続賛成の条件である。	社団法人日本音楽事業者協会
わたしたち作曲家は、補償金制度を実情に即したものに改善し、存続させるべきであると考えます。 いま世の中では、著作権法30条に言うところの小規模で私的な範囲をはるかに超える膨大な量のコピーが行われています。しかし、そこで録音録画に使用されている機器や媒体は、現行制度での補償の対象とはなっていません。このことが補償金の減少につながり、われわれ音楽家や他の権利者や音楽産業にも打撃を与えています。音楽CDも売れなくなってきました。そして、もし補償金制度がなくなると、今日行われている私的録音録画の殆どが違法となり、一般ユーザーの複製を行う自由は奪われてしまいます。「ユーザー側の複製の自由」と「権利者側の権利保護」が両立する制度が望まれます。また、現在のように補償金の支払義務者をユーザーとする形では、負担に不公平が生じる恐れがあるので、諸外国と同様に補償金の支払い義務者を機器などの製造業者や輸入業者に改める必要があります。 私たち作曲家は、ひとり一人にとっては僅かの額の補償金をユーザーに負担していただき、その代わりに自由にコピーを楽しむことが出来る補償金制度が構築されることを切に願うものです。このことが現実することによって、音楽や映像のコンテンツの振興が計られ、芸術文化の発展に寄与するものと考えます。 日本が世界のなかで文化国家、地財立国を目指すためには著作権制度の充実は不可欠です。	社団法人日本作曲家協会
制度の対象となる機器や媒体を政令で指定する今の方法では時間がかかり過ぎることから、私的録音録画に使用される機器や媒体については、何ら手続きを要せず保証金制度の対象とすべきであること。そのうえで、必要があれば私的録音録画の利用実態を反映した形で保証金の額を決定する仕組みとすること。	日本音楽作家団体協議会
中間整理は第5節p.126以降で、「『仮に』補償の必要性がある場合」と断りつつも、補償金制度のあり方について言及されている。しかし、補償の必要性がないと判断されれば補償金制度自体が廃止されることになるのであるから、「仮に」の議論は不要となるのである。複数の委員から、補償の必要性の議論は十分行われたとは言いがたい状況にあることは再三指摘されているところ、今後、補償の必要性の議論が十分尽くされ、一定の方向性への合意が形成されない限り、抜本的見直しを求められている本小委員会において制度ありきの議論は慎まなければならない。	社団法人 電子情報技術産業協会

私的録音録画小委員会の設置目的から仕方がない部分ではあるが、「中間整理」全体をとおして著作権法30条に基づく複製に関する議論が大勢をしめ、著作権法30条以外に基づく複製（許諾によるものを含む）への影響に関する議論が見えてこないところに偏りを感じる。「補償金の支払義務者」(pp.135-137)のところで少し触れられているが、現在の制度では著作権法30条以外に基づく複製であっても、対象となる機器や記録媒体に対して補償金を支払うことになる。 また、補償金の返還制度が一応は用意されているが、補償金の返還までに要する費用を考えれば、有効に機能するものとはいえない。 このような中、今回、新たにパーソナルコンピュータを補償金の対象にすることが検討されていることについては疑問を感じざるを得ない。パーソナルコンピュータは図書館や公民館において情報提供のための端末として設置されているところであり、通常、これらの端末において音楽や映画等が複製されることはないといえる。また、企業等で導入しているパーソナルコンピュータについても、通常は音楽や映画等の複製には使用されないはずである。 これらのことから、パーソナルコンピュータのみならず、補償金の対象となる機器や記録媒体の範囲を広げることは安易に行うべきではないと考える。	社団法人日本図書館協会
ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ残されていると考えます。ただし、現実的には機能不全となっている制度を改善するとともに、国民に対する一層の周知が必要なのではないでしょうか。また、消費者に負担とならない金額を補償金として支払うことにより、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、ユーザー・権利者双方にとって有効な制度だと考える。	(株)テイチクエンタテインメント
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のようなものが必要だと思う。	(株)Warner Music Japan 財務課
デジタル時代では、音楽の利用に対して広く浅く料金を徴収していくことが基本的なありかただと思う。補償金制度はそわそわかな負担でコピーの自由を手に入れることができる制度であり、大きな流れに沿った考え方である。	バウンディ株式会社
地上デジタル録画機器をはじめとする、コピー制御機能を含んだ製品を、「私的録音録画補償金制度」の対象とすることには、全く合理性がありません。 一部の権利団体からは、補償金制度の存続が大前提であるかのような声明が発表されておりますが、既得権保護のための愚かな思考停止しか思えません。 はっきり申し上げて、発生してもいない権利侵害に対し、あらかじめ「補償」を強要することは、「やくざのみかじめ料」に等しい理不尽な行為ではないでしょうか？ このような不当な主張を行う団体は、批判されるにとどまらず、国民の財産を不当に徴収し、文化的生活を妨げる「恫喝者」、あるいは「詐欺行為者」として、関係者全員を厳しく刑事罰に処していただきたいと考えます。	動画コンテンツの永久保存を考える会
デジタルデータであっても、コピーをする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては私的なコピーの自由も認めて欲しいところであり、著作権者と消費者双方の利益の調整を図る制度として、補償金制度の維持が必要だと思います。	個人(同旨1件)
デジタル時代であるからこそそわそわかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のようなユーザーフレンドリーな制度が必要だと思う。	個人(同旨23件)
作り手がいる限り、その作品を入手し、鑑賞し、楽しんだユーザーからはしかるべき対価が支払われるべきであり、デジタル化時代だからこそ、補償金制度のようなユーザーフレンドリーな制度が必要だと思います。	個人
ユーザーが、わずかな負担で簡易にコピーの自由が可能となる制度として、補償金精度は必要であると思う。	個人
ある程度の補償金の負担は権利者等を守る意味で必要だと考えます。	個人
いまやデジタル時代であり、わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度は必要だと思う。	個人
いまやハード面での進化もめざましくデジタルは生活の一部になってしまっているからこそ、コピーの自由を制約された中で正しく活かせるためにも補償金制度は必要だと思います。	個人
おおまかに言えば、権利者、消費者にコピーに対する意識の向上等をふまえても、補償金制度は必要。但し、ユーザーに負担とならない金額で。	個人
ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ残されていると考える。ただし、機能不全となっている制度を改善し、国民に対する一層の周知が必要である。	個人(同旨6件)
ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割は引き続き必要と考えます。ついては、現在、機能不全に陥っている制度を直ちに改善する必要があると思います。また、ユーザーに対して「デジタルコピーによって受ける恩恵」に対して一定の負担を強いることは止むを得ない旨、一層の周知が必要と考えます。	個人
ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度はまだ必要なのではないか。ただし、機能不全となっている制度を改善する必要もある。	個人

私的録音はHDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーのメーカーのセールス・ポイントとなっており、また消費者の購入動機においても権利者の権利物の私的録音録画が占める割合は決して少なくはないものと思われる。 従って、消費者にさほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。 その点において、ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割は今日においてもまだ残されていると考える次第である。	個人
私的録音は一定の権利として認められるべきです。しかしながら、その権利を担保する為の手段として、ユーザーにとってそれほど負担ではない金額を支払うことは、ユーザーにとっても必要最小限の義務ともいえます。従って、補償金制度は今後も存続すべきであると考えます。	個人
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思うし、ユーザー・権利者・機器メーカー三者の利益を円満に調整するために補償金制度の役割は必要だと思う。	個人
私的録音録画補償金制度は権利者・消費者双方にとって有効な制度なので存続すべきである。権利者にとっては権利の確保、消費者にとっては一定のコピーの自由の確保が得られるという事で多少の負担になるが、やむをえないことだと思う。	個人
補償金の具体的な額に関しては、議論される必要があるが、消費者にそれほど負担とならない額により、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、利用者と権利者にとって有効な制度だと思います。	個人
この補償金制度は、存在意義はあると思いますが、権利者や機器メーカーとの利害の調整などより一層の改善が必要だと思います。	個人
コピーの自由を手に入れることができる、補償金のような制度が必要だと思います。	個人
デジタルコピーによりクリエイターに適正な利益が支払われない今日には、本件は正当な制度としてあるべきで、一定の負担をすることはやむをえない事だと思います。	個人
補償金の要不要から議論すべきとされているにもかかわらず、検討手順において、仮に必要と仮定して議論を進められており、根本的にまず必要な議論がなされていないと考えます。	個人
従来のカセットにコピーすることと比較すると、デジタルコピーの権利者に対する影響は計り知れないと思うので、利用者がある程度の負担をすることはやむをえないと思う。	個人
消費者としては販売価格に補償金が含まれることは意識しないし、補償金が含まれているからといって購入を辞めるような価格でもないで、権利者に適正に還元されるのであれば、現状は問題ないと思う。	個人
デジタルの時代であるからこそ、音楽ファンの相応の負担でコピーの自由を手に入れることができる『補償金制度』のようなわかりやすい制度が必要だと思います。	個人
デジタル時代になり、ハード機器の進歩は目覚しく、家庭用であってもクオリティの高さはアナログ時代に比べれば、雲泥の差であり、ある意味ハード機器メーカーがもっと危機感と秩序を意識するべきではないか。ユーザーにしてみれば、負担はすくなく自由に楽しめるほうがよいわけであるし、保障金制度でそれがなされるなら必要だと思う。	個人
デジタル時代の今日にあたっては、デジタルという性格上、著作権者を保護するにあたり、ユーザーに負担をかけない範囲での補償金制度は適当と考えます。	個人
デジタル時代の利便性を生かすことも大事なので、わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のようなユーザーにメリットのある制度も必要だと思う。	個人
この項目を記述すること自体に反対します。 「仮に、補償が必要な場合」という前提条件がついている以上、補償の必要性が十分議論されていない状況で、制度の設計を行っても意味がない。 その議論の状況で補償のあり方そのものが、変わる可能性がある。	個人

私は、これらの項目の内容について疑問を呈します。 そもそも、第3節において現在の補償制度の必要性やあり方そのものに対して疑問が提示されているにもかかわらず、これらの項目では、補償制度ありきで話が進められています。これは、議論の進め方としてはまったく論理的ではないと思います。 補償制度そのものへの疑問に対して結論が出ていない段階で、その具体的な内容について議論する事に意味があるとは思えませんし、そこで何らかの結論が述べられていても、それを受け入れる事は出来ません。 現在の議論は、まるで数十年前に決定された巨大公共事業が、その必要性があるかどうかの検討がなされずにずるずると継続されている、それと実に相似しているように思えます。既得権益の維持とその拡大にのみ視点が向けられていて、本当にそれが文化の発展といった著作権法の理念に沿っているのかどうか、利用者や著作者に必要なものなのかどうかという視点が抜け落ちているように見えます。 まず、補償制度そのものの必要性について、客観的なデータを元にした説得力のある論理的な議論を行ない、そこで必要性があると判断されてから、これらの項目のような議論に進むべきだと思います。	個人
「私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について」について議論されている保償金制度についても、課金対象とする範囲を広げたりDRMを適用するなどの議論と併せて利用者側にも何らかのメリット(購入時の権利拡大、CDを購入すれば着メロなどの利用権利なども付与される等)についても議論しても良いのではないだろうか。 少なくとも私は利用者側の負担や制約が増え音楽業界が衰退していくことを望んではいない。	個人
ちよつとの負担で、コピーをすることが堂々とできるのであるのはこの制度のおかげだと思います。 ほかに良い方法がないのであるならこの制度を続けるべきだと思います。	個人
「補償」と言うからには、実際の損失とその因果関係がはっきりしていないといけなと思います。昔のVHSではいくらでもコピーできたのに今のDVDではソフトはコピーできないし、デジタル放送もコピーできません。 ユーザーから見たら不便になったし、その上なんのためかよくわからないお金を取られているというのはどう見ても変です。 数年後にはアナログ放送が中止になると聞いてますので、これを契機に「補償金」というような変な制度は止めてはどうでしょう。 むしろ不正にコピーするためのソフトやパソコンを取締る方法は無いのでしょうか？ あまりパソコンを使わない我々の世代は、自分で買ったものを自分達で楽しむだけなので、できるだけ安くて良い映画や音楽を安くて使いやすい装置で楽しみたいです。	個人
MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話になっただけのこと。そもそもこんなことに議論し、税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には決着をつけるべし。もちろん、MDに代わる再生機器等はipodや携帯電話も含めて対象にすべきです。コピーできないハードディスクなんていうものは、世の中で誰も買はずないわけで、蓄積することを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、機器製造メーカーが補償金を払うべきです。それをユーザーに課している今の現実をおかしいと思わないのも変だし、支払う必要がないという論法を展開するのも変な話です。日本国内での著作権の意識の低さは明白で、だから世界の音楽市場では戦えないのだと思います。	個人
MDはもはや過去のメディアで、現状はipodをはじめとするメモリープレーヤーが、音楽を聴くためのメディアの主流になっています。補償の制度も現実に対応していかなければ意味のないものになってしまいます。メディアの変化は時代とともに移り変わっていくもので、先々も踏まえた対応が望ましいです。つまり、今後もメモリープレーヤーからのメディアの変化も考えられるわけで、そのときに、また同じような無駄な時間をかけるのではなく、より包括的な対応ができれば、より好ましいでしょう。	個人
あなた方は、一体どれほど金をとれば気が済むんですか？自分たちの懐を肥やしたいだけじゃないですか？ 僕は反対です。	
コピー制限の緩和には賛成しますが、それと同時に補償金制度の見直しや範囲の拡大をしたほうが良いと思います。	個人(同旨2件)
そもそも利用形態が不明のものに関し、あらかじめ課金を行うというのは明らかに消費者の権利の侵害である。大部分の記録媒体の利用目的は、現行の法律で認められた私的複製の範囲であり、なんら課金対象となるものではない。すべての媒体に課金するというのは、消費者を泥棒呼ばわりするに等しい。 返還請求権云々という記述があるが、現在の返還請求権では、請求費用が返還金を上回るという不法かつ不合理きわまりないものであり、とうてい認められない。 どうしても課金したいというなら、課金込みの媒体を権利者団体自らが販売すれば良いだけであり、メーカ、消費者に不当かつ無用の負担を強いてまで行うべきものではない。 一切の事前課金に反対する。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないと考える。	個人(同旨18件)
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をする事には賛成である。	個人(同旨1件)
デジタルコピーの恩恵を受ける消費者に、応分の負担を求めることは必要と考える。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないが、どれ位価格に反映されているのかははっきり示されると納得できる。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているし、余計なデジタルコピーの蔓延に区切りをつけられるため、一定の負担をすることはやむをえないと思います。	個人
デジタル時代であるからこそ、個人がコピーの利便性を享受しているので、補償金制度のような広く、薄くのような形の制度は、是非とも必要と考えます。	個人

一般の消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けている。既に世の中では、コピーは無料の概念が根づいているが、制作者が正しい創造、創作活動を行うための施策として、一定の負担、消費者が負うことはやむをえないと思う。	個人
一般の消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けている。制作者が正しい創造、創作活動を行うための施策として、一定の負担、消費者が負うことは当然だと思う。	個人
ユーザーもデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担があるのは公平だと思います。	個人
デジタル機器の普及に伴い、私的録音録画が簡単に行えるようになり、非常に便利になっている。だからこそ補償金制度のような制度を設けて、ユーザー、メーカー、権利者がある程度納得できる形を取る事が必要だと考える。	個人
消費者自身もデジタルコピーによって恩恵を受けているのだから、ある程度の負担は負うべきである。	個人
ユーザーもデジタルなどによるコピーの恩恵を受けているので一定の負担をすることは当然なのではないかと思う。	個人
録音・録画の劣化が極めて少ないデジタルオーディオは、明らかに補償金の対象とすべきである。理由として、ユーザーもその恩恵を享受しているので。ただし同時にユーザーへの理解、啓蒙をさらに徹底することも必要である。	個人
「意見」デジタルコピーの恩恵は消費者も受けているので低額なら負担も止むを得ないと思う。	個人
ユーザーはデジタルコピーによる、かなりの恩恵を受けて従来以上の満足度を得ているので、一定の負担をすることは、当然ではないかと思っています。それにより、また新たなエンタテインメントソフトが世の中に出てくる循環が維持されるのでは？	個人
私たち消費者もデジタルコピーの恩恵を受けているので一定の負担をすることは賛成です。もちろん大きな負担にならないことを望みます。	個人（同旨1件）
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているのでそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことにはやむをえない。権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人（同旨15件）
消費者にとってそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことは、デジタルコピーの恩恵を受ける以上仕方ないことだと思う。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえないことであり、権利者の利益を少しでも保全するためにも必要なことと思う。	個人
消費者もデジタルコピーを利用し、恩恵を受けているので、補償金の負担をするのは仕方がないと思う（ハードメーカーは、ハードを購入した場合その価格のうちのどのくらいが、補償金なのかかわかるようにして欲しい。）	個人
ユーザーと権利者の双方が有益になるような形をデジタル時代に模索すると、デジタルコピーの恩恵を受けるユーザー側も一定の負担をすることでその自由を確保できるのであれば有効な制度になると思います。	個人
消費者にとっても昔に比べれば、デジタルコピーによってオリジナルと遜色ない情報を得ているのですから、広く薄い負担をもとめるのは賛成です。	個人
権利者の利益を守るためにも、消費者が一定の負担をすることはやむをえないと考える。	個人
補償金制度が制定された時点での想定は不可能だった「品質が劣化しない私的複製」が普及するなど、権利者の不利益は増大する一方であり、消費者による負担は止むを得ないと考える。	個人
消費者に多少の負担になっても、補償金を支払うのはやむをえない、個人でコピー等が自由に出来るならば良いと思う。	個人
消費者にとってもコピーの自由が確保されるのであれば、わずかな負担を補償金として支払うことはやむをえないと思う。	個人（同旨1件）
消費者側もデジタルコピーを行なうことで、少なからず恩恵を受けるのだから、それなりの負担をすることはやむを得ないように思うし、こうしたことが多く行なわれることで守られるべき著作権保有者の利益が侵害されるなら、やはり対処は必要ではと考えます。	個人

消費者、権利者、機器メーカー三者のそれぞれの利益を確保するため、「補償金」制度は現在でも役立っていると思う。消費者がそれほど大きな負担とならない金額を補償金として支払うことによって、個人的使用に関するコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度である。 消費者は音質劣化の少ないデジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむをえない。 ただし、もし現行の制度にうまく機能していない部分があれば改善すべきであり、一般ユーザーにはもっとこの私的録音録画補償金制度の存在を知らしめるべきと考える。	個人
デジタルコピーによる恩恵を受けているので一定の負担をすることはやむを得ないことだとは思ふ。 が、HDD録画機器を使用している者としては、確かにHDD録画機器に録画していますが、保存する場合DVD-Rを使用します。DVD-Rには既に保証金制度があり、ダブルで徴収されることには疑問を感じます。 このような疑問を払拭するためにも、保証金が結局どのような流れで分配されているのかなどの理解を深める必要があると思います。	個人
ハードディスク内臓型録音機器を追加指定することに賛成です。 私は、今まで指摘録音録画補償金制度についてあまりよく知りませんでした。これまでよくわからずに補償金を払っていたようなのですが、それがアーティストに分配されるという仕組みが出来上がっているのであれば、やはり作った人にこれからも支払っていくべきだと思います。それに、補償金の額もひとつひとつをとってみれば大した金額でもなく、それさえキチンと(しかも知らないうちに)支払われてさえいればこれ以上負担をすることがないというのはとても簡単・安心で良い制度だと思います。 しかし、中には音楽には使わないという人もいるかもしれず、一律にユーザーに負担させることにも疑問があります。そこで、支払い義務を負うのはメーカーであるべきだと考えます。利用するかしないか様々なユーザーよりも、その機械(機械)を提供し、対価を得ているメーカーが負担すべきだと考えます。	個人
基本的に、日本の音楽文化を保護する意味でも、消費者にさほど負担とならない金額を補償金として支払うことは、“公平であれば”問題ないと思う。変な例外を作るとはむしろ不公平感から法への不信感が募るのではないかと？企業の業務用PCのHDDなどは例外として扱っても良いと思うが、コンシューマー用では今や音楽を取り込まないPCの方がむしろ多いはずである。	個人
金額については十分に吟味が必要ではありますが、それによりコピーなどについて常識内の使用が認められるのであれば、必要な制度だと考えます。	個人
権利者などの権利を保障するためにも「補償金」制度の役割はまだ必要だと考えます。ただ、まだこの制度の意味がしっかり認知されていないと思われるので、その努力は必要であるかと考えます。	個人
現在、ほとんどのユーザーはハード機器に対し補償金を払っているという認識なくハード機器を購入していると思う。 また、それは一体いくら相当なのか、中には私的録音録画していないユーザーもいるかも知れない。 そういったことを考慮すると、まず、誰もが「私的録音録画補償金制度」というものがあるという宣伝をしてほしい！ 次に、それを支払うのが個人であるユーザーなのか？！が甚だ疑問であり、それで利益を得ているメーカーが負担するべきではないかと強く言いたい。	個人
今まで通りの方が良いと思います。そして今回の話はいつの間にか著作権の話にすり替わっており、色々とおかしい部分があると思います。それに不具合が様々な場所で生じてしまうのではないかと思います。 結果、僕は今まで通りの方が良いと判断しました。	個人
私は反対である。 以下が理由である。 (1)パソコン等の汎用機器で再生制御・複製制御(DRM)が行われているのに補償金を取るのは重複徴収でしかない。 (2)私的録音録画に全く用いていないことの証明は不可能である。 (3)私的録音録画に用いたことは再生制御・複製制御(DRM)で技術的に可能である。 (4)私的録音録画用途の定量的調査がなく一方的であり、判断材料を提供しないことにより利用者側に圧倒的不利な立場を強いるものである。 以上により反対である。	個人
私的使用目的の複製、というのは、いわゆる家庭内におけるデジタル機器での録音録画についてのことですね。 いつまでこの問題が片付かないのだろうと、いらだちを覚えます。 i-pod等が対象にならないのは何故ですか。 デジタルコピーであることは明白ではないのですか？ 私は日本の未来でも、たくさんの人にとって音楽がなくてはならないものであってほしいと思っています。 音楽は誰にでも作れるもの、ではない、とも思います。 コンテンツ流通が日本の経済に大切だということもわかります。 ただ、目先の利益だけを追求して、ものごとの根幹をないがしろにしているのですか？ 音楽が好きで聴いている人なら、そこにアーティストにいくお金が乗っかっていても誰も文句は言わないと思います。 メーカーは、機器を開発・販売することによって利益をあげているわけですね。 音楽をお金儲けの道具として使うのであれば、メーカーもそれなりの対価を支払うべきだと思います。 音楽が好きでもなく、聴いてもいない人に意見をきいたって、意味がないじゃないですか？ どうして文化庁が決められないんですか？ 今の文化庁は、日本の音楽をだめにするとは思えません。 音楽を作ったって全然やりがいがない、お金もはいつてこない、ただ同然で消費されていく... そんな日本で誰が音楽活動をしたいと思うのでしょうか。 そうやって日本の文化は、衰退していくと思います。 そんな国に住んでいることが恥ずかしいと思います。	個人

私的録音録画が可能なハードに対して、例えば多少の補償金を購入価格に含まれる形などで支払するのであれば、この案件に対する私たちユーザーの意識も変わるのではないかと思う。 しかし、この制度を実施するには、補償金の管理・分配制度をしっかりと構築しないといけないと思う。	個人
私的録音録画補償金制度のあり方についてですが、報告書を読ませていただいて、わたしなりに思ったことを書かせていただきます。 補償金制度は、消費者がコピーする自由と権利保護とを両立させる制度であると思います。 1回1回許可を得て使用料を払わなければならないなんておかしいです。 そして諸外国と同じように、メーカーにも補償金を負担させるべきです。日本はどうしてそれができないのでしょうか？ 正直者が馬鹿を見るのではなく、正しく権利者にお金がいくなシステムにしてほしいです。	
平成4年時に既に私的録音の総体が権利者に対して不利益となっていたからこそ制度が導入されたことを考えますと、今やその制度の必要性はますます高まっていると思います。さらに、誰もがイヤフォンをつけて電車に乗り、街を歩くスタイルは社会現象とも言え、こうした音楽の楽しみ方は、これまでなかった新しい利用分野といっても過言ではないと思います。 このような利用については、当然そこに存在する権利者の方々の不利益を指摘するまでもなく、自分の好きな音楽を創りだしてくれる著作権他関係権利者に対して何らかの対価をお支払いすべきものとするのが至極当然なことと思えます。 こうしたことから、補償金制度は今後必要不可欠な制度であると考えます。 その場合、補償金の対象として可能な限り幅広く私的録音録画できる機器・記録媒体をカバーできている必要があります。パソコンや携帯電話が対象とならないような制度に改めても、すぐにまた形骸化してしまうことが懸念されます。今後登場するまだ見ぬ機器等を対象にできるかどうかは、これらを今対象にできるかどうかを試金石として判断されたいと考えますので、この点は非常に重要です。 また権利者側がメーカー側の理不尽な圧力に屈することのないよう、補償金額の決定においても例えばフランスの制度のように公平な第三者機関による迅速な決定プロセスを採用することを期待します。 最後に支払義務者ですが、私的録音録画に用いられる広汎な機器・記録媒体をできるだけ円滑にカバーできるよう、欧州の文化先進国の例にならって製造業者・輸入業者とすることが適当と考えます。 以上です。今後の日本の文化の発展に資する審議結果に期待しております。	個人
録音、録画機器に補償金制度を付ける意外に、一般の方たちから、集める事は、容易でないと思います。 ですから、色々な作品をみんなで楽しくコピーして、自動的に機器にお金組み込まれている、と言う形が、良いと思われます。 I PODは、例外とか言う裁判もあったと、聞きますが、I POD同士でコピーは、できなくても元のパソコンから、音源の購入者以外の人でもコピーする事は、可能なのですから！！ 補償金制度を維持し、制作者の権利を守って頂きたいと存じます。	個人
(1)の項目 私は『賛成』する。 理由は、平成4年以降の技術の発達には目覚ましいものがあり、その技術を有効利用すれば、問題が解決するためである。 (2)の項目 私は『賛成』する。 理由は、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、IT革命が到来し、社会が大きく変わっており、この変化を無視した改正検討では、現代社会から乖離した大きな齟齬が生じる内容にしかならず、百害あって一利なしの、改正案になってしまうためである。	個人
●「126ページ～、第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」に対する意見： そもそも制度の廃止も含めて検討されるとされている中、補償の必要性についてすら明確に整理できていないところで、制度設計について検討することは妥当でない。補償の必要性についてきちんと明確に整理できるまでは、現行制度の設計を変更するべきではない。 敢えてさらに言っておくと、私は、ユーザーとして、私的録音録画補償金は、私的録音録画の自由が確保された場合の私的録音録画により生じる権利者の経済的不利益の補償であるという立場に立つ。私的録音録画の自由が制限される場合、あるいは、私的録音録画の自由が制限されずとも一般ユーザーの利用形態を考えたとときに権利者に大きな経済的不利益が生じていないと考えられる場合は、補償は不要という立場である。 したがって、対象機器・媒体について、その機器・媒体における私的録音録画の自由度、及び、一般ユーザーの利用形態を考えずに、単にその機器・媒体が主に私的録音録画に使われることをもって対象を拡大することに反対する。 文化庁が、この中間整理においてこのようなユーザー無視の姿勢を取る以上、文化庁長官が勝手に機器・媒体の範囲を決められるような、文化庁の横暴を許す形への法令の変更にも反対する。 また、そもそも補償金の根拠があやふやであるため、今の制度すら、対象機器・媒体及び補償金額がユーザーから見て納得の行かない形で、既存の利権団体同士の談合のみで決まっている。今後も制度が維持されるのであれば、仕組みが見直されたとしてもこのようなそもそもその制度の矛盾が無くなるとは思えず、どのような形であれ補償金制度がある限り、返還制度を無くすことには絶対反対である。	個人

すなわち、ユーザー・消費者・国民として、よって立つべき前提を無視した、このような方向性には断固として反対する。

また、現在、日本では、コンテンツ産業振興を名目に少なくない税金が投入されている。この国費をコンテンツ業界はもらって当然のように考えているのかも知れないが、これは、大きくとらえれば、著作権業界のために本当に薄く広く国民に補償金が課されている状況であることに他ならない。このような、特定の業界に対する税金投入の意味、今後の国費による補助事業のあり方も含め、より大きな観点から、私的録音録画補償金問題は考え直されるべきであると私は考える。

また、念のため、保護期間の延長問題と同じく、補償金制度についてもEUで統一するとしたら、現実的には保護レベルの高い方に合わせるしかないと思われることも指摘しておく。したがって、ヨーロッパにおける補償金拡大の動きを、EU統一の大きな流れを無視して、補償金の対象拡大だけをとりえて世界動向だと断じることが明らかな間違いである。

本来ならば、最終報告に当たっては、この全ての記載を削除するべきであると考えるが、特に削除されるべき事実誤認に基づく記載、あるいは恣意的かつ不合理な記載を以下に指摘しておく。

・129ページに、専用記録媒体(例えば録音用CD-R)が、政令指定の対象になっていない機器(例えばパソコン)でも使えることを問題にしているが、これがどうして問題になるのかよく分からない。あくまでパソコンは汎用性から対象外とされているのであって、これを補償金の対象範囲内とするべきであるかのごとき記載は絶対に削除されるべきである。媒体の汎用性に関する記載についても同様である。

・130ページに、「現行制度の対象となっている分離型専用機器と専用記録媒体については、特に対象から除外する理由はなく従来どおり対象にすべきであることとおおむねの了承を得た。」と記載されているが、そもそも補償の必要性が問われている中で、従来通りとすることでおおむねの了承が得られる訳がない。最終報告をまとめるにあたっては、この記載は必ず削除されるべきである。特に、コピーワンスあるいはダビング10といった極めて厳しいコピー制限が維持されるのであれば、録画補償金はそもそも無くすべきである。

・130～131ページに、「私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、特に分離型機器と一体型機器を区別する必要はないので、対象にすべきであるとする意見が大勢であった。」と書かれているが、そもそも補償の必要性が問われている中で、このような対象機器を拡大する意見が大勢である訳がない。最終報告をまとめるにあたっては、この記載は必ず削除されるべきである。

同じく、「例えば最近の携帯用オーディオ・レコーダーの中には、附属機能かどうかは別にして、録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有しているものがある。このような機器については、製造業者の販売戦略、利用の実態等から少なくとも現状においてはほとんどのものが録音録画を主たる用途としてと考えられるので、対象機器に加えて差し支えないと考えられるとの意見があった。」との記載も、そもそも汎用性まで含めてこのような整理が可能であるかどうかすら分からない中では、全く妥当でない意見であり、必ず削除されるべきである。

特に、この整理は、ごく普通の一般ユーザーはiPodを分が購入したCDのプレスシフトとiTunesからの配信の視聴用に用いていると考えられ、このiPodから他人への音楽の拡散が考えられない以上、このような機器に補償金を課することに国民の納得感がそもそも得られないということの理解が完全に欠けている。このような機器に課す場合は、国民が真に納得できる根拠を示すべきである。単に私的録音録画がなされているからなどという理由はお話にならない。

・131ページで、パソコンについて意見の一致に至っていないとしながら、あたかも、パソコンに補償金がかけられるべきということを前提にした意見のみが載っており、全く恣意的かつ独善的な意見のまとめがなされている。これらの意見は全て削除されるべきである。

・133ページで、平成18年1月の報告書から、政令方式の問題点をあげているが、この報告書では同時に、法的安定性の観点から、現行の政令指定方式を変えるべきでないともされているのであり、仮にこの部分の記載を残すのであれば、このような報告書の整理もきちんと書かれるべきである。

また、方向性の中であげられている、評価機関方式について、関係者の意見を聞いて、文化庁がデタラメかつ勝手に対象機器と媒体の範囲を決めると言っているようにしか見えず、この中間整理において示されている独善的な文化庁の姿勢を考えても、文化庁に補償金の対象範囲と金額の決定権限をゆだねるような法改正には全く賛同できない。

こんなことが書かれているのでは、何のために私的録音録画小委員会を作ったのかすらよく分からない。そもそも、この対象範囲と金額を例え時間がかかってもきちんと関係者間で決めるために、わざわざ著作権分科会の下に私的録音録画小委員会を設置したのではなかったのか。

なお、今後私的録音録画と補償金問題を継続的に検討するために新たな小委員会を文化審議会に設置するにしても、この小委員会の構成は、より公平を期して、消費者・ユーザー代表を3分の1、メーカー代表を3分の1、権利者代表を3分の1とするべきである。権利者が不利という声があがるのかも知れないが、この程度の数の有識者を納得されられなくて、国民の理解が得られるとあることなど片腹痛い。真に国民の理解が得られない法改正などされるべきではない。(学者を入れて、全て4分の1ずつとしても良いが、この中間整理に対して国民視点に立った真の政策提言が出来なかった法学者を入れる必要はない。ただし、現委員長の中山信弘先生だけは、その卓越した見識から留任されることを強く希望する。)

さらに言うなら、対象機器・媒体の範囲・補償金額等の決定は必ず関係省庁全ての了解を必要とするべきである。

・135～137ページにかけて、メーカーを負担者とし、返還制度を無くしても公平性が保たれる可能性があることなどが書かれているが、このような整理は世迷い言も良いところである。今後も補償金制度を維持した場合、補償を必要とする私的録音録画をしてないユーザーがますます出てくだろうと予想されるにもかかわらず、返還制度をなくして公平性が保たれるとする理屈は常識的に考えてあり得ない。現行制度でも、補償金の妥当な算定がなされているとは言い難く、返還制度はユーザー・消費者にとって絶対必要なセーフハーバーの一つである。

また、同じ中間整理に書かれていることであるが、フランスではメーカーが負担者とされながら、補償金の返還制度も存在しており、このような制度設計が考えられないとする理由もなく、メーカー負担すなわち返還制度なしとすること自体、極めて危険な論理のすり替えである。

・138ページで、「契約に基づく私的録音録画や、プレスシフト、タイムシフトなどの要素は補償金額の決定にあたって反映させるべきであることについてもおおむね異論はなかった。」と記載されているが、これらの複製はそもそも補償の必要がないものであって、反映させるべきところは補償金額ではなく、補償の必要性、あるいは、機器・媒体を補償金の対象とするか否かというところである。

そもそも補償の必要性が問われている中、このようなことに異論がないとすることは妥当ではなく、最終報告において、この記載は必ず削除されるべきである。

金額に関することについても、評価機関での審議の上文化庁が勝手に決められるようにすることなど論外である。

・139～142ページについて、管理協会を一つにすることには賛成である。特に二つも天下り先の協会を用意することはない。その方が事務経費も減るはずである。

また、最近のUGC(User Created Contents)の勃興などを考えても、今後、クリエイティビティの中心がますますユーザーに移っていき、権利者の捕捉はますます困難になっていくものと思われる。そのため、補償金制度が維持されるとしても、その補償金は全額全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業に使われるべきであると考ええる。

また、制度が維持される場合は、より広報が行われるべきであることにも異論はない。

ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を調整するため、「補償金」制度はひとつの方法と思う。とはいえ、実態が把握しづらく一般の人にとってみれば疑問に思う部分もあるので、制度を改善し、一般の人に対ししっかりと説明が必要だと思う。	個人
コピー制限の緩和には賛成しますが、それと同時に補償金制度の見直しや範囲の拡大をするべきだと思います。	個人
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。	個人(同旨94件)
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者にとっても消費者にとっても有効な制度なのだろうと思う。ただし、機能不全となっている部分があるのであれば制度を見直し改善していくべきだと思うし、ユーザーの認知度・理解度を高める努力もさらに必要と考える。	個人
デジタルデータがあたりまえになってきている現代、データをそのままコピーすることも簡単になってきている。またそれを利用し、娯楽として楽しむ人も増えていると思う。なので、一定の補償金を支払うことによって、ある程度のコピーが自由になるのであれば、データを提供する方、データをコピーする方、双方にとってそれは良い形だと思う。	個人
デジタル時代の現在、ユーザーはわずかな補償金でコピーの自由を手に入れることができる制度が必要だと思う。	個人
(仮に私的録音補償金の課金が今後も適切と見なされたとして)用途が特定できないデジタル機器に従来通り課金しようとするから多くの問題を生むのです。音楽や映像などソフトウェア購入の時に精算されている方式を選ぶことで、全てではないがほとんどが解決されます。 つまり、ハードウェアにではなく、ソフトウェアに課金する。次のような利点があります。 1. 配分を受ける権利者の正確な捕捉が実現する 2. 二重徴収の懸念が無くなる 3. 複製の対象となる機器や記録媒体の正確な捕捉をする必要が無くなる 消費者が真っ先に想定する権利者とは、著作物を創作した本人(原作者)に他なりません。 (a)原作者・制作会社 (b)制作支援や販売、配給する企業組織 (c)著作権保護の管理団体 録音した楽曲が特定できないのに、どう主たる権利者(a)に還元できるのか、根拠がありません。 そもそもの原作者・携わった(a)への還元が何よりも優先されなければならないのに、二次、三次的権利者(b)(c)のための制度になってしまいませんか? 文化的創作活動の主たる(a)の権利を守るのは重要ですが、(a)に寄生した団体組織(c)の請求のまま消費者が経済的に強いられ、(b)(c)に収益が回る経済構造は要らないんじゃないかと思います。 今後は、著作の対象となる作品を創作した主権利者、販売配信する二次権利者、著作権管理団体の三次権利者のように区別階層化し、主権利者の権利をより尊重できるよう文化創造環境を整備する方向に重きを置いてください。それによって経済的に介在して主権利者や消費者の負担になっている利権団体の統廃合も可能となりましょう。その推進こそ国の文化育成を重視すべく改革と思います。	
デジタル時代に制度を合わせていく必要はあると思います。わずかな負担でコピーが可能な現代、便利さをうまくとり入れていくべきだと思います。	個人
音楽、映像、画像はそもそもすべての人に楽しむ権利があるものと思うが、その権利を主張するあまり、著作権を侵害するのは本末転倒だと思う。たとえば、補償金などとして、ユーザーにそれほど負担とならない一定の金額を支払うことによって、音楽、映像、画像などのコピーにある程度の自由が許されるのであれば、それは権利保有者・ユーザー双方にとって健全で有益な手段だと思う。私的録音録画補償金制度のあり方として有効な方法と考えご意見申し上げます。	個人
消費者もコピーによって利益を得る場合もあり、一定の条件のもとで負担していく制度を考慮する討論の場を与えていくことはやむを得ない時もあるように思える。	個人
<意見> 補償金の抜本的見直し議論をするために招集されたにも拘わらず、まず補償金制度ありきで枝葉末節の議論がなされているように感じます。	個人

■p.131 第5節私的録音録画補償金制度のあり方について (2)見直しの要点 2機器等の類型ごとの考え方 c録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの(例現在のパソコン)に関して まずp.110～の「(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理」にて挙げられているア、いずれも権利者側のみの視点でしか語られておらず、市場を見ていないような印象を受ける。 ア私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)とあるが、いくらの使用料が必要で、いくらの使用料であれば消費者が納得し、その許諾・徴収システムの開発および運用にどれだけのコストがかかるか、という相応の根拠を持った試算はあるのか？その上で、その許諾制度に意義はあると判断されるのか？ イ権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様) 権利制限が跳ね返って権利者に与える不利益(消費者にとって不便な制限が加えられることによるコンテンツ離れ等)を計算に入れているのか？音楽業界は直近にもCCCDで失敗をしているのではないかと？権利制限されたコンテンツの価格は現状のままで適性と考えているのか？ 両方とも、消費者の権利を減らして値上げをしても消費者は同じく買い続ける、という前提に基づいているようであり、それは都合の良すぎる話と感じられる。 「不利益に関する再整理」がこうした内容であるから、その後の理論も根拠が怪しいと言える。特にp.140の「現行制度における補償金の決定手続きに大きな問題点はないと思われる」という結論はどうか。 そもそも補償金が「権利者の損失を補償する」ものだとすれば、使用法によっては権利を侵害しない可能性もあるパソコンに対し、一律で補償金を要求する根拠がない。先に金を取り、録音録画に使わないなら返還請求をせよ、というのは傲慢に過ぎる。 また次の「d録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器(例えば留守番電話、携帯電話、録音機能付カーナビゲーション)」に、 なお、例えば、録画機能を組み込んだテレビのようなものについては、購入者のほとんどがテレビの視聴と放送番組の録画の二つの目的を持って購入するところから、当該機器を利用して録音録画が行われる可能性が高いこと等から、このような機器については対象に加えるべきであるという意見があった。 という記述があったが、これらを対象に加えることも疑問である。 そもそも現行製品では、メーカーの部品調達の場合、PCではほとんどの製品で地デジチューナーが、テレビではほとんどの製品で何かしらの録画機能がついており、録画を目的としない消費者(他にHDDレコーダーを所持している場合等)でも、これらの機能を持たないラインアップを選択することが難しい。 メーカーから不要なパーツの代金を取られ、それに対して補償金まで取られたのでは、消費者はたまらない。	個人
・既存の制度でも、ユーザは一律かつ機械的に強制的に保証金を徴収されているが、その経路もきわめて不明確といえますが、天下り役人が既得権で、まるでヤクザのみかじめように搾取している制度です。 さらにユーザから、まだ搾取しているように思える。	個人
・補償金制度のあり方について 保証金制度について、原則これを維持または、さらにほかの媒体への広げるということを前提に議論がされているように感じます。 コピーワンスなどのコピーコントロールがなされている以上まったく不要と考えます。 まず、根本の必要性から徹底的な議論を行うべきだと推察いたします。	個人
1)「私的録音録画補償金」の妥当性について。 2)議論における海外制度との比較の妥当性について。 1)「私的録音録画補償金」の妥当性について。 「私的録音録画補償金」については、これを利用しない機器に対してまで一律に課金する事を反対する。また、利用形態による二重徴収が発生する点からも、その仕組み(特に返金要望に対する対応)についての改善を求める。 理由は以下の通り。 a)「一律課金」では、本来徴収すべきでない利用者へも課金する事となり、本来の目的から外れる。 b)利用者の媒体利用方法において、一つの著作権物において、二重課金になる事を防いでいない点より、管理団体の怠惰によりそれを許している事について問題視する。 c)「私的録音録画に利用しない」利用者に対する返金制度が簡易な形で確立されていないことは、返金そのものに対する障壁であり、それを準備しないのは管理団体の怠慢である事を指摘する。 a)「一律課金」では、本来徴収すべきでない利用者へも課金する事となり、本来の目的から外れる。 HDD等、必ずしも著作権物を扱うとは限らない媒体に対してまで、「利用される可能性があるから」という理由のみで課金する事は、そもそもが間違った思想である。そうであるのなら、「歌詞が写し取られ、無断で公開される可能性のある」紙と鉛筆に対しても課金されなければおかしい話であるし、実際にそのような理由で課金すると言ったところで、世論の反発は想像にかたくない。特定の利用用途に限られているため、「確実にそれ以外では利用されない」ものに対して課金する事は、これを否定はしないが、「そういう利用用途もある」という「可能性」レベルの機器に対して課金する事は、正しい理由・根拠とはなり得ず、これを支持しない。また、対象機器の選定についても、「印象判断」によるものである事を拭えない。課金対象機器に関しても、適切な理由を提示した上で、これを選定すべきであり、「世の中の的に増えているから」という叙情的な理由によって課金対象とすることは、なんら論理的な理由にはならない。	個人

b)利用者の媒体利用方法において、一つの著作権物において、二重課金になる事を防いでいない点が、管理団体の怠惰によりそれを許している事について問題視する。 すでに中間報告でも問題視されているが、「著作権管理団体」が、「補償金の二重課金」になる事について、なんら問題視していない事そのものを問題視する。つまり、そこにあるのは、「金さえ入れば手段は問わない」という拝金主義であり、それは、すでに「著作権者に対する補償金」ではない、別の何かである。二重課金そのものをなくし、適正に回収できる手段を、「著作権管理団体」側から提示できないかぎり、補償金制度そのものが、利用者のためでも著作権者のためでもない、「著作権管理団体のものである」というそりを免れないであろう。「補償金制度」に関する「著作権管理団体」の態度から、そこに、「正しい運用が行われている」とは見せせない。その意味において、「補償金制度」は、その本来の意味を失った、形骸化した制度であると考ええる。 c)「私的録音録画に利用しない」利用者に対する返金制度が簡易な形で確立されていないことは、返金そのものに対する障壁であり、それを準備しないのは管理団体の怠慢である事を指摘する。 実際、CD-RやDVD-Rに記録されるものは、必ずしも「私的録音録画」に当たるものとは限らない。これについて、返金を認めているのであれば、簡易な形で返金システムを作るべきであり、複雑なシステムとそれに対しての返金額が少ない現状においては、利用者はその行使をためらうものであり、それを見込んで、簡易な変換システムを作らないのであれば、「私的録音録画補償金制度」そのものが、盗人猛々しいシステムであると言わざるを得ない。「私的録音録画に使うかもしれないから課金する」という、基準の曖昧さ自体が、補償金制度そのものが脆弱な根拠のものどに構築されたシステムであることを証明している。そうでないのであれば、簡易な返金システムを構築を検討すべきである。 2)議論における海外制度との比較の妥当性について。 海外各国の状況と、日本の制度上の比較は、そもそも元になっている「著作権制度」自体に大きな違いがあるため、あくまでも参考程度とし、「某国ではこうなっているから日本もそうすべき」という論理は、他国と日本との制度上の違いをまったく考慮していない愚論であることを指摘する。海外の制度を鑑みるのであれば、その海外との制度上の協調がまず必要であり、制度上異なるものを名称が同じだからだけで比較ならびにそのルールを無条件に適用するのは愚の骨頂である。	
2)私的録音録画補償金については、その流通が明らかでないかぎり不要。現状の会計報告を見るかぎり、完全開示されていないので、「使途不明」と判断せざるを得ない。 JASRACの会計報告を見るかぎり(http://www.jasrac.or.jp/profile/disclose/index.html)、私的録音録画補償金が、権利者にきちんと配分されているかが不明である。このような会計報告では、私的録音録画補償金そのものが適正に権利者に渡っているか甚だ不明である。不明な会計報告に対して、利用者がそれを支払う義務は無いと考える。私的録音録画補償金が「本当に必要」であり、「適正に分配されている」のであれば、それを否定はしないが、現状の会計報告において、それを見いだす事は出来ない。つまり、「不当に使われている可能性がある」という意味において、現行のままでの私的録音録画補償金は、これを良しとは見せせない。真に必要であれば、会計報告もきちんと行うのが管理団体の責務と考える。そして、その責務を各団体は果たしていない。故に、「現行制度における私的録音録画補償金」は、その必要がない。	個人
補償金制度のあり方そのものについては、特に意見はないが、「補償金を取る、集める」という点に話の基準が偏っているように見られる。補償金制度は機器・媒体の製造業者だけでなく、それら機器を購入する我々利用者にも関わってくる問題である。集められた補償金がどのように分配されているのか、また「補償金の対象とならない録音・録画に用いた場合はどうなるのか」という話は全く考慮に入れられていない点を疑問に感じた。	個人
iPodなどデジタルオーディオ機器は補償金制度発足時には想定していないツールであり、当時の指定機器よりはるかに大量の著作物を容易にコピーできることを考えると、私的複製可能な機器はすべて補償金の対象となるように制度を改めるべきである。著作物の複製以外の用途で利用する方法もあるが、現実にはほとんどのユーザーが音楽コピーを行っていることは明白で、例外的事例をことさら強調しているだけに見える。少数のコピーを行っていないユーザーについては、返還制度を見直すという方法で対応するのが望ましい。	個人
この制度で救済しているのは、知的創造物を生み出しているアーティストではなく、その作品を使って商売している人に限られている。著作権法が創造者の権利保護と文化の振興を目的としているのにそぐわない制度だから。 資料に掲載されている統計によると、私的録音録画は「自分のため」が最も多い。この現状を考えると機器がデジタルになったからといって、問題視する根拠がない。 まして、パソコンなどの汎用機器まで課金の対象にするのはいい加減過ぎる。 徴収された補償金の分配のルールがあいまいで、収集団体(JASRACなど)の恣意的な運用を許すような制度であり、本当の権利者であるアーティストが潤わない。 以上の理由から、本制度の廃止を提言します。	個人
コピーガードでがんにじめにしまうと、デジタルデータである優位性がなくなってしまう。個人で楽しむ範囲であれば、わずかな負担での補償金制度のようなもので、コピー制限を緩めていただきたい。	個人
ちょっとぐらのお金がかかるのはやむを得ない気がする。	個人
メディア・個人趣向の多様化とインターネットの発達により、昔に比べ組織に属さないアーティストが増えており、今後もさらに増加していくと考えられる。現在の補償金制度はそれらのアーティストに正当に分配されていない。それらアーティストは現在は無視できる数であり、経済規模であろうが、それらの増加に対応していくような補償金制度の確立が求められる。	個人
ユーザーの負担がヘビーにならない程度 of 金額を補償金として支払うことによって、コピー他 of 自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度と思う。これから進歩して行くデジタルの時代、消費者の妨げにならない程度 of 負担でコピーの自由を確保できる補償金制度のような、次世代を見据えた保証金制度が必要だと思う。HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー等は、早急に補償金の対象とすべきである。	個人
TSUTAYAから借りたCDをMDにコピーしていた頃と違って、今はパソコンやiPodやCD-Rにコピーするのが普通だと思います。調査結果をみても、機器・媒体の大容量化に伴い、補償金の支払対象になっていない機器・媒体を利用した私的録音が格段に増えているわけですから、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。但し、コピーのたびに支払うとなると負担が大きいので、機器メーカーが支払ってくれればいいだけのことだと思います。ユーザーを巻き込まないでください。	個人

MD隆盛時代と比べるまでもなく現在にはさらに多量かつ簡易なコピー方法が確立しており、その勢いは留まるところを知りません。このことは厳然たる事実であって、社会現象の一態様として万人が認知しておるところです。この点においては、議論に係る者たちも異論はないでしょう。確かにユーザーである一個人としては、機器の機能が向上していくことを強く望むところですが、根源を考えると、質のよいコンテンツが少なくなれば、いくら性能がよい機器を所有していても使いみちもなくなるのではないのでしょうか。補償金制度というのは読んで字のごとく、本来得べかりし利益を補うためのものであります。結果的にそれがなければ権利者としては利益を失うこととなり、失うということは次の作品を生み出すことが困難になるのは自明の理であります。 今後の国際競争において、国土が少ない日本としては、コンテンツビジネスにある一定の力を継続的に注力し続けなければなりません。特にアニメーション及びアジア圏における音楽コンテンツの市場拡大は国としての要請でもあります。そのためには、質のよいコンテンツを継続的に生み出すことができる環境作りをしていく必要があります。その労力を怠ると、現時点でもその傾向は現れているが、隣国の韓国からコンテンツビジネスという意味において大きく引き離されることになるでしょう。 したがって、補償金制度をなくすということは、一定の範囲に於いて国力を低下させる要因に結び付くので妥当ではないと考えます。補償金制度については、現状にあった形に内容を変えることがのぞましく、中でもその支払義務者についてはさらなる熟考の余地はあるはずです。ヨーロッパ各国では我が国での現行制度のような一般消費者への支払義務ではなく、機器の製造者がその義務を負うこととなっております。我が国もその方向性で検討するのが有効であると考え次第です。	個人
違法デジタルコピーによる著作権者及び著作隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成及び音楽産業の発展、日本固有の文化財産の創出と維持に悪影響を及ぼします。 違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外として「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲の見直し、また補償金の支払対象義務者を製造業者とする、制度中間整理の提案に賛同します。	個人(同旨7件)
違法における賠償金を請求する事は賛成であるが、本人に支払能力がなければ、同じ事は繰り返される。物理的な罪とするほうがわかりやすい。	個人
レンタルCDやビデオに対しても私的録音録画補償金を徴収する制度を確立すべきである。ダウンロードという音楽の購入方法が今ほど普及していなかった時代は、「歌詞カードやアートワークを含めてCDそのものを手元に置いておきたい」という思いが今よりも強く、その様な人はレンタルせずに実際のCDを購入してきたと思うが、歌詞カードやアートワークのないダウンロードが普及してきている今「借りてきたCDをPCに取り込めばダウンロードよりも安くすむのでは？」と考える人も増え、レンタルCDの貸出も増えるのではないかと考えるからである。	個人
音楽をパソコンやその他のデジタル機器に取り込むにあたり、一々手続きを踏まずに済む点では、大変有意義な制度ですが、エンドユーザーたる消費者が補償金を支払う現状においては、返還制度がうまく働かないなど、制度本来の姿や有意義さを認識できない状態にあると考えます。 また、コピーする機能を機器に付与する行為者であるメーカーも補償金負担すべきと考えます。	個人
仮に現行の補償制度が必要ということであれば、その対象機器についてはp131「ア」に示された「著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべき」と考えます。 技術は日進月歩であり、時間のかかる審査を待たず革新的な製品が登場する可能性があるからです。 また、パソコン、携帯電話が多機能であるが故に外されるということになれば、技術の流れに逆行することになります。かつてワープロがそうであったように、いずれ汎用コンピュータに専用機が飲み込まれる事態も起こるでしょうし、そのパソコンですら携帯にとって代われようとしているという報道もあります。 しかしながら複製技術全てを対象とした場合、いくつかの問題が生じることも考えられます。 1)補償対象を音楽・動画に限定してよいかという問題。 複製による著作権侵害が生じるのは静止画、ゲーム、プログラム、テキスト等多岐にわたり予想されることから、音楽・動画関係の権利団体が補償を独占する正当な理由が提示される必要が生じるでしょう。 2)利用形態の変化が補償対象となるかという問題。損害に対する補償であるなら「損害の生じない正常な状態」に戻せる可能性が示される必要があるでしょう。たとえば一切の複製が認められなくなる、あるいはあらゆるデータに対して有効な複製禁止技術が開発される等。もし、上記のような可能性がないとすれば、それは利用形態、消費形態が変化した歴史的結果であって、今後はそれを常態としてその中で収益をあげていく努力をするべきでしょう。過去の(ライブステージに対する)ラジオの登場、(映画館に対する)テレビの登場同様に、技術にともなう社会の変化がプレイスシフト、タイムシフトを常識化し、やがては個人によるデータの蓄積をも無意味化する方向へ進んでいるとすればなおさらです。 たとえば、一部のレコード会社が行っている定額による全カタログのストリーム配信のようなビジネス形態が発展すれば、複製行為の内容も変化するでしょう。 だとすれば、すでに「補償」という言葉そのものを見直す必要があるのではないのでしょうか。現状、複製技術によって権利者の利益が損なわれているのであれば、時代の変化に対応する期間の救済、あるいは助成制度として「抜本的見直し」が必要と思われるます。	個人

3) 利益者負担の原則 利用者の便利(利益)のために権利者の利益が損なわれているというのがそもそもの発端なので、関係者の損得について十分な理解がはかられるべきでしょう。 まず複製技術によって最も利益を得たのは誰かという問題。録音・録画のメリットを宣伝普及し製品を販売したメーカーの努力を第一に挙げるべきでしょう。 グローバルに見るならば、磁気録音を開発したドイツと製品化で世界を席巻した日本の利益は無視できないはずです。ベータマックス訴訟例のように、ソフト大国である先進諸国の執拗な非難と妨害を受けながら切り開いてきた道であると伝えられています。(補償制度も免罪符的效果を目的に早くから導入されたと噂されています) 次に、複製元の主たる提供者であった放送の利益も挙げられるでしょう。すでに過去になりましたが、FM放送の揺籃期にラジオカセット等の録音機ブームと並んで受信機が広まったことがありました。今日、コピー禁止問題からデジタル放送の普及速度に問題が生じているとすれば、複製技術と放送の深い関係を逆に証明するものと考えられます。 次にレンタルビジネスおよび中古ビジネスの発展も複製技術と不可分でしょう。レンタルについては様々な言及がありましたが、テープ、DVDR等のメディアを店頭に並べていることから複製需要を視野に入れていることはあきらかです。また、新古本に代表される「限りなく新品に近い中古」が主流となるにいたり複製後の転売も無視できない実情と思われます。 利用者は、提供された環境によって、また宣伝等の啓蒙によって利用形態を変化させる受動的立場ですから、そこに至る過程でのパイの分配については与り知らぬというのが実感でしょう。 たとえば、権利者の利益を守るという意味では、複製禁止技術も補償制度も消費者から見れば同等です。複製以外の目的に使用する者からも徴収するのは不当との意見もありましたが、現実には消費者の利益に関係しない「複製禁止技術」の費用も負担させられているではありませんか。 それどころか、コピー禁止方法の変更にもなって機械の買い直しを迫られるなど、製造業者の利益拡大にも寄与している現状があります。 もし複製技術の発達を「時代の変化」として受容することなく、あくまでも異常事態として「補償」を求めるのであれば、コピーガードにともなう費用を含めた負担を利益者が行っていることを説明する義務があると思われます。 これ以上は広く著作権制度全般にかかわってくる可能性がありますので、今回の趣旨からの逸脱を恐れて終わりますが、最後に「新たな枠組」の創設について委員の皆様のご尽力をお願い申し上げます。	
放送でのコピー回数制限を含めて、これまでの複製問題は元のソースと変らない内容でのコピーが主とされてきました。しかし、技術の進歩、利用者の欲求は常に前進するものですから、いつまでもそこにとどまっているとは言えません。 音楽で言えば、SPからLP、LPからCDと収録時間の変化にともなってリスニングスタイルも変化し、今や、無限に近い連続再生に加えて、自由な音色変化、リミックス等、音楽の素材化が進んでいます。 映像についても、すでに劇場を離れたところから対し方が変化しつつあります。今後は、興味あるところだけ早見する、素材として自分のスタイルに合わせた編集をほどこす等の利用が増えてくると考えられます。仮に、そうした加工過程で何らかの創造が追加されるなら、それ自体に「個性」が認められる時代が来るかもしれません。 すでにアニメをはじめ、数多くの事例が見られるように「現代」は「引用の時代」と思えなくもありません。 つまりは「複製」という技術は、それだけで終わるものでなく、個人の創作意欲をかきたてる道具(たとえば、カメラのようなもの)となる可能性も無視できないと思います。 そのような未来に向けて、是非とも新たな枠組みを示していただきたい。 一例として、「権利者と消費者の直接契約」について110ページでは「取引コスト等の関係で事実上困難」とし、113ページでは「録画の都度権利者の許諾を得て、使用料の支払いをしなければならないことになるが、そうすると利用者が不便」とありますが、ネット上の個人取引の現状を見れば、必ずしも不可能ではないはずです。損害回復の役にたったかどうか検証結果も提示されていない「共通目的事業」に保証金を消費するならば、是非、効率的なシステム開発に投資していただきたい、というのが希望であります。 個人的な意見開示の場を与えていただき、有り難うございました。	個人
家庭内録音をするのに、そのたび毎に許諾を求めたり、使用料の額を心配したりしなければいけないような制度には大反対です。私的録音補償金制度に反対する理由のひとつに技術の進歩により個々の私的録音の状況を捕捉し、課金することが可能であるとの意見がありましたが、そんなもの本当にできるとは思えません。 また、補償金制度に反対する理由に「主として録音の用に供するもの」ではない汎用機器にまで課金するのは不公平であるとの意見がありますが、これについては高性能な録音可能機器を製造したメーカーを補償金の支払責任者とし、録音機器の種別によって課金の率を変えることによって解決できるのではないのでしょうか。 以上より、メーカーを支払義務者とし録音機器に課金するという補償金制度により、自由に私的録音できるような環境を維持していただきたいと思います。	個人

技術の開発と発展とともに、知的創造物たる音楽がさまざまな手段によってだれもが容易に複製利用することが可能になり、このことが消費者に多くの便益をもたらし、経済産界は多大の収益を上げている反面、著作者や実演家は経済的不利益を日々蒙っているのが現状です。ipodに代表されるデジタル携帯端末プレーヤーはその典型的な製品です。 著作権法は、利用者の便益にも配慮しつつ、著作者の人格的権利(利益)とともに財産的権利(利益)を保障する制度です。補償金制度の廃止までも主張しようとするメーカー側の主張は、著作者の基本的人権をも蹂躪し、日本を近代以前の国家に引き戻そうとするかのような主張というべきものであり、およそ受け入れられません。 権利者と利用者の双方の利益を調整・確保していくためには、現行制度の存続させ、補償金の対象機器及び媒体を技術の進歩に即して適宜拡大していくことが必要です。 また、「利益の帰するところに責任あり」の観点から、利用者に大量の著作物を利用することを可能にする機器や記録媒体を製造・流通させて多額の収益を上げている製造業者や流通業者を支払義務者とする法制度に転換していくことが現実的であると思われます。	個人
現在、ユーザーはパソコンやiPod(携帯型プレーヤー)などで、簡単にデジタル録音や録画を行い補償金という制度があるから簡便な方法で著作物を繰り返し楽しむことができています。反面、メーカーはそのような機器・媒体を販売し、それらに著作物を簡単に取り込むことが出来ることをウリにして販売し収益をあげていることは反論の余地はないと思います。もう一方、権利者は私的複製については権利が制限されるもののデジタル複製については補償金が受けられることが定められている以上、当然にその利益を確実に得られなければ形骸化したものとなってしまい、果てには新たな創作の意欲などが阻害されかねないとも考えますし、一方、他の権利制限に走りかねないとも考えます。現在の補償金制度は、これら三者のバランスを簡便な方法で行えるような仕組みであり、妥当なものだと思います。メーカー側はDRMという方法を持ち出していますが、パッケージ品には対応出来ないばかりか、現実問題としてユーザーの行う行為についてくまなく把握し実行するには、あまりにも管理体制を構築し運営する作業は非常に煩雑で困難極まりないことは容易に想像できます。メーカー側もコンテンツがあつてはじめて利益につながる商品を開発し販売しているわけですから、権利者に対してもう少し配慮する必要があると思います。現在のザル方式はある意味、合理的な方法だと思います。よって、現在の方法での補償金制度存続を支持します。 また、対象機器ですが、すべてのHDD機器はくまなく課金でよいと思います。少なからず音声ファイルなどが保存できる機械であればすべて課金というほうがわかりやすくよいと思います。著作物が必ずしも使われていないというメーカーの言い分も理解できますが、反対に考えると使われているということなので一律課金の方がよいと思います。ただし、広く対象とすることから課金パーセンテージを下げるといった方策も考えて欲しいところです。とにかくにもユーザーフレンドリーな方策をお願いしたいです。	個人
現状ではほとんどのパソコンや携帯電話、デジタル携帯機器に音楽の録音再生機能が搭載され、しかもメーカーは積極的に宣伝して売り上げの拡大を図っているのは明らかです。 消費者はそれについていく格好ですから、メーカー側の誘導も明らかです。これだけ音楽という付加価値に依存して、権利者の作品をコピーできる状況では、しっかりとした補償金を支払う制度をつくって、メーカー側はこれを受け入れるべきです。 DRMで水掛け論を行っても、何の解決にもなりません。 3者のバランスのとれた共益を考えない限り、現状のように目先の利益追求を容認しているようでは、必ず破綻が訪れると思います。	個人
個人使用の範囲で自由にコピーできることを条件に賛成する。権利者・消費者双方の管理コストを最小限に抑えるには最も現実的な方法と考える。 その代わり、公平性と柔軟性を維持するためために、細やかな運用を求める。 「公平性の確保」 ・機器/記録媒体のそれぞれから補償金を徴収する。 ・機器/記録媒体の用途や寿命を考慮して補償金を設計する。 「制度の柔軟性」 ・機器ひとつくりにするのではなく、機能の積み上げで補償金を設計する。	個人
今回の法案について反対します。 矛盾、理不尽な内容なものが多すぎます。	個人
私は、DRMを完全に無くして、その代わりに補償金制度を今より強固なものにすべきだと思います。	個人
私的録音録画補償金制度は既にDVD-ROMやCD-ROM等の記録メディアに対して導入されているが、現状で以下のような問題点を抱えている。 ・私的な複製を伴わない利用者からも「補償金」を得ている点(家族の姿を録画したという人が80円切手の請求書にてDVD-R4枚分の補償金返還を請求したところ、返還金は銀行振込の8円だったなど、特に個人では補償金の返還は困難である)。 ・管理団体の独立性が強く、集められた補償金の使途について、一次的な権利者(作家・アーティスト等)の意図が反映されにくい点 このような状況で、デジタル録音機器(と、文化審議会著作権分科会で記述される、実体はデジタル録音機能を有する汎用的な機器)について、広く私的録音録画補償金制度を拡張するのは、「不当な徴集」「二重取り」の拡大の原因となる。特に個人については前述の例のように、補償金の返還が困難なため、デジタル録音機器を私的複製のために使わないユーザーに対し、著作権管理団体がフリーライド(ただ乗り)している状況を助長しかねないと言える。 よって、私的録音録画補償金制度の拡張には反対である。合わせて、著作権管理団体の活動実体の透明化を強く望むものである。	個人
消費者として、きっちりと認識をもっていきたいと思います。しかしながら、メーカーや販売者はどうでしょう？価格差のあるソフトが平然と並んでいたら、そりゃとてえすい方を買ってしまうでしょう。 メーカーだけが儲けて、肝心の音楽クリエイターの身入りは軽視されるのはどうかと思う。啓蒙活動も義務なのでは？	個人

消費者の立場から、補償金制度が一番納得のいく制度です。 コピーなんて、色んな方法でやってる人はたくさんいるので一律にみんな補償金を払っていくようにしたいと思います。	個人
総務省において、メーカー、放送事業者、権利者等が、いろいろな意見が交わされ、私的録画補償金制度を前提として、10回までコピーがOKという形になったことをマスコミの報道で知りました。10回といっても、不便と感じる部分も残っているが、その合意がなされた矢先に、それを否定するメーカーの主張には、問題があると思える。合意されたことを、少なくとも守っていかうとする姿勢がなければ、協議をしても無意味になってしまう。このような状況には大いなる疑問を感じる。 また、私的録画補償金の対象に、DVDレコーダーが対象であることは知っているが、驚いたことに、最近の、はるかに機能を高めたブルーレイレコーダーが、補償金の対象外であることを知り、内容をより高性能にした機種を対象外としていることに、驚きを感じた。前述の協議のあり方を含め、現状の私的録音録画補償金制度をめぐる動きには、公平さが欠如している。 メーカー、放送事業者、権利者等がこの私的録音録画補償金制度を行うためには、公平な形での運用が必要であり、そして、技術の進歩が著しい現代では、補償金の対象機種等の問題についても、常に見直しを行っていくことが必要である。	個人
第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について(P126) まず著作権法第30条-2をここに掲げる。 (著作権情報センター『http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html』より抜粋) ----- 2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 ----- ここには「デジタル機器を用いてデジタルコピーを行う者は補償金を払わなければならない」と書いてあるように思えるのだが、この解釈が合っているのならば、これは「CD-R等のメディアを購入した者」とも「デジタル機器所有者」とも同義ではないし、メディアに補償金を上乗せして補償金を徴収すべき、とはどこにも書いていない。 そのメディアについてだが、現在補償金を上乗せされているCD-RやMDメディアは何も著作物だけしか収録出来ない訳では無い。あくまで数値化された情報を書き込み、保存するための媒体である。 コンピュータの発達および普及によって、保存するデータは様々である。 特にCD-RやDVD-Rメディアは、上記に加え仕事のバックアップ保存の為や、会社の記録保持等でも使われている。 そのメディア自体が自分で制作した(著作権管理を委託していない)著作物やパブリックな著作物を収録する場合も多々ある。 デジタル機器も同じである。(補償金支払いの対象の)著作物だけしか収録出来ない訳では無い。 問題の本質は「私的複製を行っている者から著作者にいくに補償金を支払わせるか」であり、補償金を支払うべきは私的複製をした者以外であってはならない。 にもかかわらず、現在著作権管理団体は上記のメディアについて書いた通り、著作権侵害を全くやっていない人/会社からも、さらには守るべき著作物を生み出す人からも補償金を取っている。 一般消費者は不当に支払われ、著作権管理団体は不当に利益を得ている事になる。 これは著作権管理団体の信用にも関わる由々しき事であり、著作権云々以前の問題である。 しかし一方で、私的複製の権利と著作権保護のどちらも、ちゃんと守る為に何らかの手段を講じなければならない。 結果、補償金制度を廃止すべきではないが、見直す事は必至である。 少なくとも補償金を徴収する先を変えなければならない。 第30条-2を見ても分かる通り、法律で縛られてないのでメディアや録音/録画機器から徴収する事に固執する必要はないどころか徴収の対象とするのは間違っている。	個人
普段、デジタルプレーヤーと携帯電話で音楽を聴いています。ほぼ毎日使っていることを考えると、多少の金額を支払うことも仕方ないのかと思います。 どちらも、1回購入すると2年間くらい使い続けるのですから、1万円くらいまでの範囲であれば、補償金を認めても良いのではないのでしょうか。	個人
補償金制度は、「複製の自由」と「著作権者の正当な権利の保護」を両立させる重要な制度であると考えます。 音楽複製の実態は、「レンタル店から借りてきたCDのMDへのコピー」から「サイトからダウンロードした音楽データのパソコンや、iPod、CD-R/RW等へのコピー」に変化しました。 つまりコピー媒体が、MDからパソコンのHDやiPod、あるいは携帯端末に置き換わっただけです。 権利者の立場からみれば、今まで正当な権利として受領していた補償金(生活の糧)が、複製される媒体が変更されたことにより受領出来なくなることには疑問を禁じ得ないと思います。 利用者の立場からも、補償金制度がなくなること、個人的な複製について、都度権利者の許諾を求めなければならないようになれば、自由に音楽を楽しむことは、もはやできなくなります。 さらに権利者の正当な権利保護に無頓着な法制度の下では、音楽文化の発展はなく、最終的には音楽を楽しむ文化そのものの消失に行き着くと思います。 また、制度が存続したとしても、現在のように補償金の支払義務をユーザーに課す制度は、パソコンやブルーレイ・ディスクなどの機器や媒体を補償金の支払対象とした場合に、私的複製を行わないユーザーに負担を強いることになります。(私的録音録画をしていない人に対する補償金の返還制度は、その活用に非常な困難が伴うという実態があります)。 については、諸外国と同様に、補償金の支払義務者を機器等の製造業者や輸入業者(メーカー)に改める必要があると考えます。 「経済性、利便性の追求」と「文化・芸術の発展」は、この補償金制度の下でバランスよく両立してくものと考えます。複製実態に即した本制度の存続と負担について不公平感のない補償金制度の実現を切望いたします。	個人

●126ページからの第5節について 不正利用、適正利用が明確な判別がつきづらい件に関しての議論であり、現状を維持するべきである。不正利用、適正利用が明確な判別がつかない場合、不正利用による経済的不利益を適正利用を行っている者に負担させることは、一般的にも承伏しづらいものでありこの議論において、現行制度の変更は見送るべきである。同様に、ダウンロードの違法化を行うことにより、適正利を萎縮させることは権利者側の一方的な意見であり、消費者の利益を侵害すると考える。	個人
●「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 【意見】少ない金額でも補償金は払うべきだと思う。そもそもビジネス構造を無視しすぎると、日本経済自体が揺らぐ可能性もある。	個人
デジタルが普及し、コピーでも音質・画質を保てる環境が身近に整っているからこそ、多くの音楽・映像を手軽に手に取り、楽しむとが出来る。 消費者はわずかな負担で自由なコピーを手に入れることができ、権利者にとっても有効な制度だと思う。	個人
デジタルコピーが日常的にいつでも気軽に行える環境が整っている中で、個人が負担する金額が少なく済む補償金制度は公平で妥当な制度だと思います。	個人
デジタル時代である現在は商品同等のコピーであるので、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人
まず、著作権は守られなければならないものであるという位置付けについては不可侵のものだと思います。 では現状はどうでしょう。単なる一主婦の私でさえ、まぎれもなくその権利は侵されていて、デジタル機器の普及により更に深刻な問題となっていることが分かります。そしてこのような状況がさらに広がり、益々著作の権利がなくなっていけば、今後は今まで同様の創作を続けられる人が減ってくるであろう事は容易に想像できます。 ですが、実際に映像や音楽を楽しむ側としては、著作権料が重くのしかかってくるのでは心から楽しめないし、私なら利用自体を控えてしまうでしょう。 コピーの度にどこかへお金を払わなければならないのは面倒ですし、かといってコピーできなくなるのも困ります。 補償金については賛成です。 ただし、利用した人が応分に負担する制度として成立するならば、です。 現状は一部の人が負担している、言い換えれば、対象外の人が大勢いるように感じます。不公平感があるので、より一層、損したくない心理が働くのではないのでしょうか。 どれだけの負担を求めているからメーカーが反対しているのかわかりませんが、著作権料の負担者の範囲を広げることで、1件1件の負担額を抑えることができます。例えば適した言葉かどうかは分かりませんが、広く浅く、を望みます。 iPODならメーカーもユーザーもトクで、MDなら両者ともソン、という現状の改善が一番必要ではないでしょうか。	個人
まずは私的録音録画補償金制度に関して、大衆に対してしっかり認識させるところから始めるべきであると思います。特にNHK受信料ではありませんが納得できないものは支払わないといった人達も多いと思いますので、細かい事になりますがまず上記の違法関連の問題も含めてしっかり認識させていく事が第一歩であると考えます。	個人
以下引用文について私も同じ意見です。 <引用> - - - 5. 該当ページおよび項目名 該当ページおよび項目名を、以下に列挙する。 (1) 97頁の、『1 現行の私的録音録画補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと』の項目中の、「今回の制度の見直しに当たっては、以上のような経緯を踏まえながら、制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直し、維持すべきところは維持し、現在の状況に合致したものとするを基本として検討を進めた。」の記載。 (2) 99頁の、『私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる』の項目中の、「昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること」の記載。 (3) 110頁～112頁の、『(2) 権利者が被る経済的不利益に関する再整理』の項目中の、「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)」の記載(112頁参照)。 (4) 123頁の『1 補償金制度による対応』の項目中の、「この補償金制度による対応としては、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難であるので、それに代わる方法として、以下の二つの考え方について検討した。」に関して、「個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難である」の記載。	個人

6. 意見

上記(1)～(4)の項目に分けて、以下に意見を述べる。

(1) の項目

私は『賛成』する。

理由は、平成4年以降の技術の発達には目覚ましいものがあり、その技術を有効利用すれば、問題が解決するためである。

(2) の項目

私は『賛成』する。

理由は、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、IT革命が到来し、社会が大きく変わっており、この変化を無視した改正検討では、現代社会から乖離した大きな齟齬が生じる内容にしかならず、百害あって一利なしの、改正案になってしまうためである。

(3) の項目

私は『反対』する。

理由: そもそも著作権法第30条の立法趣旨は、著作権者の保護と著作物の利用の円滑化の観点との兼ね合いから、著作物の私的利用を例外的に認めたものである。よって、保護すべき対象者は、あくまで「著作権者」であって「販売、配信、放送等の事業者」ではない。

ゆえに、経済的不利益の評価としては、111頁の「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」のみにすべきである。

(4) の項目

私は『反対』する。

理由: 個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。また、前述の(1)と(2)の項目の、基本的視点の記載内容に逆行する内容となっている。

さらに、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理には、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、以下の記載がある。

イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)(120頁)。

ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)(121頁)。

この記載内容に従うのであれば、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。

そもそも、著作権は、私人に属する私権であるため、私的自治の原則が適用され、権利行使するか否かまた権利行使の内容は、各著作権者の自由意志に任せるべきである。よって、保証金制度で一律に損失補填を行なうことは、各著作権者の自由意志が反映されず、私的自治の原則に反する最悪の方策であると言わざるを得ない。

それでは、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)として、以下のものを紹介する。

(i) グーグルが開発したYouTube映像IDシステム<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm>

この技術の特徴は、次の点である。

a コンテンツ所有者が自分の自由意志により、デジタルコンテンツのコピーを他者がアップロードするのをブロックするか、許容するか、広告付きで許容するかを、選択指定できる点。

b 宣伝広告付きでアップロードを許容した場合には、広告料がコンテンツ所有者に入る点。

これによって、権利行使に際しての著作権者の自由意志が反映される。また、広告収入により、権利者の経済的損失の補填が可能になるばかりでなく、広告付きアップロード許諾により、著作物の利用の円滑化も達成でき、文化の発展に寄与するという、法目的(著作権法第1条)に合致する。

(ii) 小額決済技術

現在実用化されている小額決済技術として、次のものがある。

■「TSM(トッパン・セキュア・モデル)」

凸版印刷が運営している「Cyber Publishing Japan」の中から派生して、電子商取引専門のサイトとして独立したサイト。TSMでは基本的技術としてSSLと呼ばれる方法を利用している。

■「BitCash」

「BitCash」は、書店などで販売しているインターネットの小額決済用プリペイドカード。インターネット上のデジタルコンテンツなどが買える。

■「アコシス」

消費者金融のアコムが行なっているインターネット上のオンライン決済サービス。商品購入の申込や与信、利用明細の通知といった、クレジットカードで行なわれる一連の確認作業を、アコムがインターネットで行なう。

■「First Virtual Internet Payment System(ファーストバーチャル)」

暗号化などを行わず、日常的に使っているインターネットと電話を利用して安全性を確立した決済システム。 ■「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」 プリペイド式の小額決済とクレジットカード決済を併用したシステム「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」。 中でも、プリペイド式に焦点を当てている。 ■「CyberCash(サイバーキャッシュ)」 米国CyberCash社のクレジット決済手段「CyberCash」と、プリペイド型の小額決済手段「CyberCoin」がある。 ■「Smash(スマッシュ)」 So-netが行なっているクレジットカードをあらかじめ登録しておくことによって不正利用を防止する、カード決済サービス。 ■「P-Click(ピークリック)」 利用者の本人確認に電子証明書を使った決済手段。 ■「コンビニ収納代行システム」 商品の代金をコンビニエンスストアで支払えるウェルネットの「コンビニ収納代行システム」。 ■「Web Money」 プリペイドカードでデジタルコンテンツや商品を購入できる。 ■「Cyber Chip System(サイバーチップシステム)」 インターネット上でショッピングの支払いと個人情報の譲渡ができるプリペイド式の仮想通貨システム。 ■「SET」 インターネット上でも安心してクレジットカードを利用するための規格。 (iii) 結論 YouTube映像IDシステムに前述の小額決済技術を組み合わせることにより、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能となる。 (5) むすび 以上説明したように、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理では、私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点としては、「制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化・・・を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直す」としながらも、各論部分では、なんら「技術の発達等による事情の変化」を考慮していない。 平成4年以降のIT技術の発達により、前述した小額決済技術が発達し、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能になっているにも拘らず、なにゆえ、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会がそのことを大々的に取上げて検討しないのか、疑問である。 － － － <引用終わり>	
メーカーの機器や技術はその上に載っている著作物、作品などを無くしては存在の価値すら無いと思います。著作物を利用するにはそれに見合うしかるべき対価が分配されるような仕組みにすべき。	個人
メーカーはずるい 芸術文化発展のためには当然のことながら権利者の利益を守るべきである。メーカーは自分達の利益だけを求め権利者の権利を無視することは、断じて許せない。芸術文化の貧困は、人々を結果として不幸にする。	個人
メディアやコピーの仕方の違いで、複製に関する補償金お支払わないなんてまったくナンセンス。以前シャープの役員の話聞いたが、著作権思想などまったく無視。安くなればみんないいでしょう、的な発言をきたことがある。使う側とメーカーの欲だけで、こんな話し合いをしていたら中国と変わらない。 だいたい、録音機を作りこれでどんどんダビングできますなんて宣伝をしているメーカーは、盗聴器や赤外線カメラを製造しているメーカーと変わらないと思います。法律で取り締まられないなら何でもよしです。過去メーカーが著作権の保護や犯罪の防止に何をしてきたのでしょうか海賊版CD・DVDやPCソフト秋葉原へ行けばごろごろしています。iPodと同じ道にならんですよ・・・力関係や経済理論で理屈の通らない結論を出さないでください。日本を三流国に戻さないでください。こんな議論をしていて誰が著作権なんて脆弱な法律を守るのですか？こんな議論より、著作権侵害が起こったら、使用した機器の製造メーカーも幫助の罪に問われるよう改正したほうが一般使用者はすっきりします。使用者はメーカーにこんな方法で簡単に著作権侵害ができますと毎日莫大な宣伝費で、教育されているのですから。 一般市民は見ています。	個人
ユーザー、権利者、メーカー三者の利益を公平に調整する為にはまだ補償金制度の役割は重要。	個人
ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円滑に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ残されていると考えます。ただし、機能不全となっている制度を改善するとともに、国民に対する一層の周知が必要だと思います。	個人(同旨13件)
ユーザーと権利者との相互の利益になる制度と理解しました。	個人
ユーザにとって小額の補償金制度でデジタルコピーのなどの機能が一定水準で保たれるのであれば、やむをえないと思う。	個人
わずかな負担でコピーの自由を手に入れることができる補償金制度のような制度が必要だと思う。	個人
わずかな負担で消費者のコピーの自由が確保されるなら、その制度を反対する理由がまったく見当たりません。	個人
わたしもiPodを2台使っています。自分自身の生活に大変、重要でとても必要なものとなっています。もし、補償金というものがなくなり、iPodに音楽をコピーする事ができなくなったら、人生の潤いがなくなってしまう気がします。これからもiPodを使っていけるためでしたら、補償金を喜んでお支払い致します。どうかよろしくお願いします。	個人

私はこの制度について賛成しかねます。 現在のパソコン、ポータブルオーディオの普及などはすべてインターネットがあってこそのもです。 私もどちらも毎日のように使っています。それらはこれからまだ十分に成長の見込まれる分野です。 その可能性のある分野を国自ら摘み取るというのは、正直考え方を疑わざるおえません。	個人
以前から違和感を感じていましたが、制度に盛り込む著作権の取り扱いについて作品自体の人格権、作者の作品個々に対する1次利用、2次利用に対する管理権限等を指し示す著作権とそこから発生する利益分配の権限としての著作権が混在して議論されていると感じています。 この事が事態を複雑にさせ、利害の相反するもの同士が対立しているものと思います。 余計に複雑になる危険性は危惧されるところですが、著作権と著作利権等のように表記を分けたいかがでしょうか？その事により利益の権利確保が求められるのか、作品の変質等の保護規制を求めているのか等がもう少しわかりやすくなるのではないのでしょうか？以上再考をお願いいたします。	個人
私的録音録画保証金制度はDRM技術によって大きな曲がり角を迎えていると思う。 現状、放送にもDRMが掛かり、保証金も取られる常識外れた状態が続いていて、国民が不当な不利益を被っている状態だ。 DRMか保証金、いずれかが消えなければならない運命だが、もし保証金制度が残る可能性があるとするれば、それは放送のDRM完全撤廃なくてはありえない事と思われる。公共物にDRMはそぐわない。著作権問題のせいで、私は2011年以降、災害時等にテレビが現在のアナログ放送と同じ同報能力を発揮できない状況が発生するかもしれない可能性を非常に憂いている。	
違法コピー、違法ダウンロードの根絶において、補償金は大きな役割を果たすと考えます。ただしユーザーにとって大きな負担とならない金額であること(若年層ユーザーも多数存在することから)が重要であると考えます。	個人
一定のコピーの自由が確保されるためであれば、消費者が少額を負担し、それを補償金として支払うことは社会全体にとって有効な制度だと考えます。	個人(同旨1件)
一定の負担をすることはやむをえないと思う。それに、いままでも様々なオーディオ機種・ソフトで支払ってきたし、大きな額ではないので、あまり抵抗はない。	個人
一般消費者は、パソコンやipodといった携帯型デジタル汎用機器・媒体などで、私的録音録画の範囲内で音楽や映像といったコンテンツを好きな時間・場所で楽しむことが出来ます。 また、機器・媒体の製造メーカーはそのような商品を販売し収益を上げています(数ヶ月から1年位で録音・録画性能が上がったり、容量が上がるといったバージョンアップがされ、そのような広告で消費者に更なる購買欲を沸かせる)。 そして、著作権者は現状の制度下において補償金を受けることができ、あらたな作品を創作し、世間へ還元する。 補償金の制度は、この3者の長い議論の中で互いの利益のために作りあげられたものだと思っています。 メーカーが主張しているDRMといったものは、ネット環境では有効かもしれないが、パッケージのソフトにはまだ未発達の技術であるので、現状の補償金制度こそが3者が「WIN・WIN・WIN」の関係でいられる最良の制度だと思います。 たとえばパソコンにはCDといった音楽ソフトを自由にインストール可能なソフトがあらかじめパッケージされ、また最近はそのインストールに絶え得るだけの大容量HDDも内蔵され販売されています。 そしてipodといった携帯型デジタル汎用機器・媒体の製造メーカーは、「音楽を大量録音可能、音質は高性能」なことを広告し販売しています。 消費者も当たり前のように、音楽を大量にコピーし聞くためにそのような機器・媒体を購入してるのが現状です。 小委員会ではそれぞれの立場で議論がされていたようですが、このような行為の結果、CDの販売枚数が減少していることは、日本レコード協会が発表しているデータでも明らかだと思います。 ここ数年、いろいろな著作物、特に音楽が簡単にデジタルコピーが出来るようになりました。購入またはレンタルしたCDを様々な機器・媒体へ私的複製することにより劣化されていない音質で音楽が聞けるようになりました。まるで数枚のCDを買ったように。 私は無駄な金は使いたくないですが、わが国が知財先進国を目指すなら、著作権者に補償金を支払うのも悪くないと考えます。 しかしながら、たとえば企業で使用しているパソコンでまったく私的複製を行っていないような機器にまで補償金の転嫁するのはナンセンスです。 補償金の支払義務者を機器・媒体のメーカーにすることで、企業向・個人向の管理可能になり効率的な補償金のやり取りが可能になると考えます。 消費者に変わって補償金のやり取りをすることがメーカーの責任であり、サービスではないかと思います。	個人
一般的に、世の中で物を入手したり、利用する場合はお金を支払うことが当然でありながら、音楽や放送番組をコピーする場合、当然なことが当然でないような議論が行われているような気がします。補償金制度はアーティストなどへの経済的な配慮と私たちが音楽などを個人的に楽しむことができる環境を保障してくれる優れたルールであるため、それがきちんと機能するための改善を進めて欲しいと思います。その内容については、著作権の先進国としてふさわしいものとすべきです。	個人
印税生活者は作品を購入または有料使用してもらって生計を立てている。 作品の私的録音録画は彼らの生活を脅かす行為で、本来全面的に違法にするべきもの。 しかし、完全に取り締まることは不可能なので、取締りが可能な対象には補償金制度を適用すればよい。	個人
音楽ファンは、便利に音楽を楽しませてもらってますから、その便利さに多少お金を払っても良いのではと思います。 それよりも、電機メーカーの経営都合で、カセット、CD、MD、DVDと何度も、同じ音楽を、違う形で、買わされるのは音楽ファンですから、それこそ、電気メーカーが払っても良いのではと思います。	個人

音楽をコピーして楽しむという行為が、一般的かつ日常的に今後も行われることがわかっている以上、「コピーできる」機能をもつ商品を売るということは、すなわち音楽作品という財産を間接的に利用していることにほかなりません。 「コピーする消費者が利用者である、よってそこで個々に課金すべきである」という考え方では、経済行為として音楽利用を検証したとき、その姿をただしくとらえているとは云えません。 補償金が必ずしも完全な補償方法であるとはいいい切れませんが、著作者に早急な手当てをできるという点だけでも、メリットは大きいと思います。作品の質の向上が、結果、声高に云われるところのメーカーの技術向上にゆくゆくははねかえってゆくものでは？ 現行の補償金制度は維持し、今後変化しつづける実態にはきめ細かく対応していく、という姿勢でのぞむことが、最善かと思われます。	個人
音楽関係の仕事に従事している者です。現在物凄いスピードでデジタル機器を媒介としたやネット環境が世界各地で普及しています。音楽を仕事としている立場としてこの環境は不特定多数の相手に対して自ら作り出した音楽、映像等を広く告知する機会が増えた事でビジネスチャンスが格段に広がりました。この状況は音楽だけに留まらずプラス面のとて全てのビジネスにとって大きな利益になった事は周知の事実です。 但し、PCや携帯音楽プレーヤー等を代表するデジタル機器の普及は便利さを提供したのと同時に音楽や映像等の著作物を無制限に複製する機会を全ての人に与えてしまいました。デジタルコピーはカセットテープ等のアナログメディアでのコピーと比べ圧倒的な手軽さがあり、同時にネット環境の拡大はコピーしたファイルを自由に配信出来る機会も与えてしまいました。これはコンテンツの制作者、著作権者にとって当然の事ながら大変な脅威です。なぜならばデジタル技術の進歩によりコピー等の簡易さは劇的に向上しましたが、コンテンツを作る労力はそれ以前と比べても何ら減少していないからです。当然の事ながら制作コストもそれほど減少していません。 私的録音録画の権利は著作権法30条で守られているとはいえ、現在のデジタル環境を考えると制作者、著作権者の権利を守るため当然の事ながら見直しが必要だと考えています。現状、上記の問題点を解消する手だてとしてMDやCD-Rの製造業者等から補償金を徴収していますが、今後は更に機器メーカーからも保証金を徴収すべきだと考えます。i-podを製造しているアップルがこの補償金制度の創設に対し反対意見を述べている様ですが、コンテンツリキの商売なのでこのアップルの考えでは今後コンテンツの提供が出来なくなる可能性が高くなると同時に、結果的に消費者への不利益が拡大すると考えます。 その他、私的録音問題は違法ダウンロード問題も我々コンテンツホルダーにとって頭の痛い問題です。私的録音録画権により違法性の高いアップロードとダウンロード以外は合法とする考えもあるようですが、これはモラルだけでは解決出来ない問題です。違法ダウンロードは犯罪であるという認識を啓蒙するため学校教育にも取り入れ、私的録音録画権の解釈においても違法ダウンロードは犯罪であると具体的に明記すべきだと考えます。	個人
音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されてますが、CDであれば買った物も借りた物も無制限にコピー出来てしまいます。そう考えると、権利者に一定の金額を支払う事はやむを得ないと思います。その場合は、コピーの度に課金されるのではなく、「保証金制度」が良いと思います。	個人
何が私的録音のために使われるか判断するのは難しいので、とにかくそういう目的で使用される可能性がある機械には広く浅く補償金を適応するのがよいと思います。	個人
何でもタダで良ければ良いというものではない。 使用したのものにはきちんと使用料を払うという、当たり前のことがないがしろになっている。 そのために、補償金制度を充実させていく必要があると考える。	個人
何もできない私ですけど言わせてもらいます。 著作権云々じゃなくてもっと見直すべきことがあるんじゃないでしょうか。 確かに著作権は大切です。 しかしそれより先にやらねばならないことが多々あると思います。 年金問題等たくさんあるはずですが。 管轄外だとしてもそういう事が最優先事項だと私は思います。 しかし、インターネットを使用している以上、私のような意見を持っている方が大勢いるはずですが。	個人
何もできない私ですけど言わせてもらいます。 著作権云々じゃなくてもっと見直すべきことがあるんじゃないでしょうか。 確かに著作権は大切です。 しかしそれより先にやらねばならないことが多々あると思います。 年金問題等たくさんあるはずですが。 管轄外だとしてもそういう事が最優先事項だと私は思います。 記入事項を満たしていないため無効になるかもしれませんが、 しかし、インターネットを使用している以上、私のような意見を持っている方が大勢いるはずですが。 せめて目を通してください。	個人
何らかの補償はあるべきで、制度であればなお良い。	個人
何事も、一定限度の債務分配は致し方がない事。一部該当外のくくりをつくる事で、弱者的立ち位置の人々を保護しつつ、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人(同旨1件)

我々消費者、利用者はCD-R等の記憶媒体などを購入する際、指摘録音、録画に対する補償金を支払っているが、一体どれだけの金額を支払っているのか不鮮明である。 その補償金が多かれ少なかれ値上がりすることによって我々の権利が確保されうのなら私は喜んで補償金を支払うつもりでいたのだが、結局そんな声を発する間もなく規制のみが強まる内容の案件が発表されていることについては大変残念に思う。 また、インターネットにおけるダウンロードの違法化についても、インターネット上に存在する動画、音楽、あるいは音声を「権利者の権利を侵害するもの」であると判断すべきは権利者であり第3者ではないと考える。 具体的な説明がされていない以上どんな動画が違法、どんな音楽は違法といった判断基準は極めて不鮮明。違法かどうかもわからない動画や音楽をダウンロードするという行為を「違法」とする姿勢からは「権利者」を守るという印象は全く感じない。利用者に圧力をかけているだけに感じてしまう。 仮にこの案件が可決されるのならば、我々が支払っている補償金とやらを全面的に開示し、その行き先、分配金額のうちわけが公開されることを希望する。 それが不可能なら不鮮明な補償金を値上げすることで利用者の権利を確保すべき。 不鮮明な金を払いながらも疑問をあえて口に出さずに権利者と共に歩んできた我々にとって、今回の案件はあまりにいきすぎたものであり、極めて心外なものである。 悪質極まりない違法ファイルがやりとりされているのが事実なら、適法の範囲内でインターネットを通して交流しているユーザーも少なからず居るのも事実である。 ダウンロードが違法化されれば確実にインターネット人口は減少する。 これによって本来期待されてきたインターネットの役割までもが摘み取られていくことになる。 もはや日本の文化ともなっているインターネットを今後も生かすつもりがあるのならもっと慎重な審議を行い、もっと建設的な方法で権利者の権利、利用者の権利の見直しを図っていただきたい。	個人
我々消費者が著作者の創作物をコピーして楽しむために、ある程度金額を補償金として支払うことは至極当然のことだと思います。生活の潤いとなる著作物をコピーという形で色々な場面で楽しむために、補償金制度は必要な制度だと思います。	個人
改正に反対します。 今の状態を保てという事ではなく、「著作物が流用された場合にはその著作物の権利者に収入が入るようにする」といった建設的な改正をしていただきたい。 この改正ではインターネットや音楽機器の利用者が不自由になるだけのように感じます。	個人
概要を読ませていただきました。私は反対です。 法に関しては初心者ではありますが、非常に疑問に思うところが多々ありました。 今の現状が良いとは言いきれませんが、人を法で押さえつけて首を締め付けるのはどうかと思います。 私の経験なのですが、私が某市立中学校に通っていました。そこでは非常に校則が厳しく、不要物など持てくれば必ず説教の反省文(将棋やトランプでさえ×)。ある日、その日だけで不要物発見が二件も起こりました(二件とも漫画)。するとその学校の教師たちは連帯責任のつもりか、放課後その学年全員(約300名)を集めて学年集会を行いました。たった二人のために学年全員が集められ説教に似た忠告を受けました。そのおかげか、中学校では不良と呼べるような人は10人もいませんでした。そして私たちはそんな学校で3年間過ごし、それぞれ高校へ行きました。 問題はその後だったんです。高校はその中学校ほど厳しくありませんでした。中学の時に押さえつけられていた反動なのか、多くの人が暴走族へ加入して行きました。中学の時は本当に普通の人たちばかりが…。そのため、過ちを起こし人生が狂ってしまった人もいます。 私はこのような悲しい人がでてしまったのは、大人という権力により押さえつけられていた中学時代に原因があると思います。不要物を持ってくるのがいいとは思いません。しかし、校則にも限度というものがあります。そこを間違えてしまうと、人生を狂わせてしまうほどの力を持ちます。 今回の件についても同じような事が言えると思います。どうかもう一度再考をお願いいたします。 法で国民を抑えつける政府でなく、モラルのある国民のいる国ができることを願っています。	個人
各種デジタル機器の普及・進化によって、品質の低下しないコピーがたくさん作られる現実をまき戻すことはできない。 音楽や映像は「気軽に」楽しめるからこそ「楽しい」ものである。 利用に際して煩雑な手続きを要したり、法的に不安な要素を抱えることとなるのであれば、それは「楽しい」ものではなくなってしまう。それはやがて創作の衰退をもたらすこととなるだろう。 これを防ぐには諸外国のように、機器に対する補償金制度を確立し、消費者が機器と一緒に、「簡単に」利用できる「安心」を手に入れることができるようになることを願う。 「知財立国」を唱えるならば、「簡単に」「安心して」利用できる制度作りを忘れないでほしい。	個人
規制規制ばかり言っていないで、これを新しいビジネスコンテンツとして捉えられないのか。曖昧な法律改正には危険要因が多すぎる。 iPod課金とか、ただでさえ不景気な音楽業界が完全に破綻するぞ。	個人
技術にまったく無知な政治家とか談合に等しい話し合いによる政策決定に反対する。	個人
議事録をよみましたが、納得できませんしインターネットの存在意義さえ否定してるとおもわれます。 それに議会がほとんど権利者側だけで構成されている中での法改正はどうかと思います。 私は法改正に反対です。	個人
形態の如何にかかわらず、知的所有権はその文化的意義を尊重され、表現者の権利はしっかり守られるべきだと思います。	個人

結論として著作権の縛りは緩めるべきとおきます。 著作権は大事なものです。著作権者に対する敬意は払われてしかるべきものと思いますし、相応の報酬は払われるべきです。しかし、著作権を強化するあまりがんじがらめの規制を作ってはかえって創作の妨害につながるのではないのでしょうか。 それは文化の後退を招いてしまうと思います。 創作は模倣より始まるとも言うではありませんか。 以上が最大限好意的に見た場合のコメントです。 好意を持たないとすると以下のコメントになります。 ようするにJASRACの金儲けのためでしょうか。著作権者本人はともかくなんてただの中間業者に金をはらわなければならないのか。 いつまでCD1枚3千円DVD1枚6千円(国内)なのですか。少なくとも海外のものは(著作権料込みの發里任癩砲發展醜造い任垢箇ぢ千円とかですか)。 レンタルからコピーは自分もしていますが、もっと安ければ買いますよそりゃ。 収納代行程度の金なら払いますが、搾取されるいわれはない。そんなことしてるからCDの売り上げも落ちる(何もダウンロード販売だけのデイでもないと思います)。 考えを改めてはいかがですか？	個人
権利者の権利保護が目的である法改正であるにもかかわらず、個々の権利者に徴収金が行かずに管理団体に徴収料金が入る仕組みになるように見受けられます。「音楽、アート、文学の伝承といった共通目的」という目的のために支出を許すのは正当である、とありますが、それでは「それらの著作権を保護する団体に支出する」という解釈すらできてしまいます。それが明示されていないくとも拡大解釈されるのが法律だと思います。「音楽、アート、文学の伝承といった共通目的」を広義にするために、たとえば支出先が増えたりするかもしれませんが、その増やした支出先として疑われても無理が無いように思われます。増やした支出先が無実でも同じことです。料金を徴収したところで、権利者に分配するのは不可能だ、というのであれば、今回の法改正自体が「権利者保護」の観点から見て無意味です。しかし資料では権利者の保護といいつつ、違反があれば管理団体に徴収金が集まります(仮に集まる場所が管理団体でなくとも、個々の権利者ではないのは明らか)。権利が侵害なされたとしても補償が権利者に行かないのであれば保護とは言えないと思います。さらに、この法改正を利用した詐欺も横行すると思われます(特にワンクリック詐欺)。「それはない」と思いながら、状況を把握できていないと感じます。ワンクリック詐欺が広まると予想できる根拠は当然把握しておられると思います。無論、資料にあるインターネット利用を萎縮させる副作用も充分考えられます。権利者保護として論理が破綻しており、そして膨大な金が動く以上、失礼ながら権利者保護とは別の目的があるように思えてならないです。またその目的が「著作権保護団体」を称する管理団体の報酬となる可能性を含むのであれば、引用文のJASRACの二の舞になるのは火を見るより明らかです。もしJASRACがそうでなければそのような団体の先駆けとなるだけです。そのような天下り先の料金徴収団体を作ることが目的なら別ですが。金が動けば、狡猾な人が利用しようとしないうけがないです。そして、法改正による権利者自身へのメリットは薄い。よって、自身は今回の法改正に反対いたします。以上、稚拙な著作物でした。 ※以下引用文 >また最近では個人blogにも影響が及び、更新を停止せざるをえないサイトもある。(そのサイト側が質問メールを送っても2週間以上にはわたり無視されるなど団体として>の態度にも疑問が残る)>著作権料が、どのような基準で分配されているのか、どのぐらい分配されているのか、そもそも分配されているのか、それらは全く明らかとされていない。また、役員の>多くが年に3000万円もの役員報酬を貰っている事は、世間にはあまり知られていない。	個人
権利者の立場からすれば必要な制度だと思うので、例えば着うた1曲ダウンロード分ぐらいの金額なら受け入れられ易いと思う。	個人
権利者は権利保護のシステムの脆弱さに憤り、ユーザーはそれを忌むべき自己主張と受け止め、メーカー等は財務諸表を片手に制度の廃止をひたすら願い続ける・・・といった出口のない争いが際限なく続くこの悪循環を、もうこの辺で断ち切りませんか？ ユーザーに一定の自由度を約束し、メーカー等は商品開発の自由度を確保し、権利者の不利益も生じない・・・という安定した三角形に少しでも近づけるために、私的録音録画補償金制度はまだまだ優れた制度だと思います。 きちんとした制度に再構築して、その安定感の中で、それぞれのびのびと目的を達成できる環境を実現するべきだと思います。	個人
元来ならば権利者にのみ許されるコピーを消費者も許され、且つ負担金額もそれほど高額ではないのであれば、両者にとって問題は無いはず。コピーの許容範囲を広げないよう、努める必要がある。	個人
現行のままでは問題があるが制度の考え方はアーティスト、著作権・著作隣接権の権利者、オーディオ機器録音録画メディアのメーカー、消費者それぞれが快適に偏りなく利益を得られるという理にかなっていると思うので、問題を改善し、より良いフェアな制度にしてほしいと考えます。	個人
現在、iPodやPCなど、デジタル機器のめざましい発展、普及によって、10年前とは比べものにならないほど簡単に、私的コピーが大量に広く行われているのは周知の通りである。 このような状況にあって、アーティストたちの創造力の結晶である著作物を、何らかの形で補償されることは然るべきであり、一方で、補償金によって個人的コピーが認められるという、私的領域内での自由な音楽環境も、これまでと同様に守られれば、著作権者の保護と、ユーザーのニーズの両立がバランスよく図れるのであるから、是非今後とも、私的録音録画補償金制度は存続してもらいたい。	個人
現在、レコーディング制作費の逼迫により多くのCDは所謂、宅録というコンピュータを使った作品が膨大に増えつつあります。 演奏家(人による楽器演奏)によるレコーディングは莫大な制作費がかかるためです。 音楽のジャンルを問わず、人の演奏によるレコーディングのためには制作者みずからが持ち出しというかたちで、つくる他方法がありません。 70年代から日本の音楽状況は、つくる立場から見た場合画一化の一途をたどっています。 使い捨てしない、音楽を国民の財産と位置づけるためには売り上げのみを重視しない制作資金(私的録音画補償金制度)の確保を心から望みます。	個人

現在の補償金制度は、消費者が自由に私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことが出来、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで利益をあげ、権利者は私的領域で本来の権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しながら更なる文化の発展に繋げるものとして、関係当事者により15年近くの長い議論によって築き上げられたものです。 昨今、当該制度のDRM技術による置き換えが言われていますが、現時点でのDRM技術については、欧米等の消費者によって「互換性の欠如」や「プライバシー」といった問題点が指摘されており、その利便性の点からも3者の利益バランスを欠くものであることは自明です。 以上の点から、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であり、結果として、この制度の維持が知財立国を標榜するわが国の文化を支える枠組みの一つであることを再確認すべきです。	個人
現状では保証金制度が必要不可欠だと考えます。 利便性や消費者のニーズに応えるメーカーの商品開発努力は素晴らしいと思います。 しかし、著作権保護を消費者に押し付けるメーカー側の考え方は納得できません。 乱暴な話になるかもしれませんが、盗聴器を作って販売しても使った人が悪いのだという考え方に基づいているように感じています。 あらためて大企業のコンプライアンスの低さと身勝手さに辟易してしまいます。	個人
個人が楽しむ範囲内での複製は法律上認められてはいますが、「個人が楽しむ範囲」が法律ができた当時では想像できないほど現在では拡大しており「個人が楽しむ」という解釈のもと、ありとあらゆる手段で複製がされています。やはりそれだけ音楽は生活に重要な位置を占めていることから考えるとその音楽に対し、何らかの対価を支払うのは当然であると思います。 本来であれば、著作権者に逐一許諾を得る必要があるのでしょうかが現実ではとても不可能です。不可能だからといって「黙って複製し放題」ではなく、ある一定の料金を支払うことで自由に複製ができる保証金制度は、消費者にとって、とても便利でかつ必要な制度であると思います。以上	個人
今あなた方が正視しなくてはならない問題がこのような事なのか？という事はあえて言わない。 そしてこの想いがあなた方の目にとまることに期待し意見させてもらう。 長い。簡潔に述べていただきたいものだ。万人にわかりやすく、それが最重要点なのではなからうか？	個人
今もうすでにMDやCD-Rの代金の中に補償金が課金(上乗せ)されているのですね？ なら、[iPodなどのポータブルオーディオレコーダーや録音機能のついた携帯電話、PCなども補償金の課金対象に加える]はいいと思うのですが・・・ダウンロード犯罪化はどうかと思います。 確かにPCや携帯電話については録音録画以外にも使われるの普通ですが、それらには録音録画機能があるのなら全般的に補償金の課金対象に加えるべきだと思います。 しかし、ダウンロード犯罪化はぶっちゃけこれはおそらく想像以上の反対者が出ると思われます。 今、学校でもYou Tubeの話が出るぐらい普及していることです。 これを犯罪化するのはインターネット利用している人の大半を犯罪者にするのと同じように見えます。 また、著作権のことで、著作権者側もYou Tubeやニコニコ動画などを利用して宣伝してるのも多々みられます。 ダウンロード犯罪化はせずにこのことに関しては現状維持がいいと思われます。	個人
今回のパブリックコメント募集について募集期間が短く、それにも関わらず世の中を混乱に陥れる内容が多すぎると思います。難しい文章を読みこなすことが出来ず、これは特定利権団体の策略ではないでしょうか。行政は国民に向き合っていないと思います。即時撤回を希望するものであります。	個人
今回の案に関しては自分は断固反対です。	個人
今回補償金の追加対象とされているポータブルオーディオプレイヤーの最大手であるiPodの関連企業からの代表者がメンバーに含まれていないのは大きな問題である。 実際にアップルジャパンから内閣官房宛にこれを非難する抗議文が送られているが、抗議の内容はもちろん、抗議があったことさえ議題に上っていない。 本来は海外ハードウェアメーカーの代表者もメンバーに加えて討議を行うべきであり、公に指摘されているにもかかわらずそれを改善しない姿勢は貿易問題に発展しかねない重大事である。	個人
作詞家、作曲家やアーティストの創作力の根源は才能であり、彼らの才能を花開かせるためには才能を紡ぐために彼らの権利を守る事が不可欠である。コピーが無料になってしまったら彼らはどうやって創作に打ち込めるのだろうか。彼らの才能で我々は喜びを与えられているのだから、相応の負担はすべきである。	個人
昨今のHDDレコーダーやブルーレイディスクなどより高性能で簡易な録音録画機器が多数出てきています。 海賊版などが違法なのは当然ですが、そのような違法な使用と私的利用の区別をはっきりつけるためにも、私的録音録画に対するコピーの自由を手に入れるためにも、ある程度の補償金の負担はあるべきだと考えます。	個人

子供たちからお年寄りまでみんなが自然に口ずさめる真の意味のヒット曲が聴かれなくなってもう何年たつでしょうか？こう考えてみるとCDがこの世に登場した時がひとつの分岐点だったような気がします。それまでは町のレコード屋さんに通って耳にした曲をさがしたり、顔馴染みになったレコード屋の小又さんからこれはいいいレコードだよといって買って帰った名前も初めてきく歌手のLPレコードと聞いて、ああやっぱいい曲だなあという体験もなくなって、確かに場所もとらず便利に曲は聴けるようになりましたけれども、LPレコードのジャケットのデザインから始まって、いろいろと品選びをして痛まないように大切にしかかえて家で初めて針を落とす緊張感がなくなっていくのに比例して、歌・音楽の持つパワーもダウンしていったような気がします。 このことに止めをさしたのが、インターネット配信に始まる姿の見えない型での音再生であったと確信しています。須く音楽に限らず、作家の努力によって作り出された作品に対しては、当然それによってお互いが真の意味で生長してより良い作家、より良いユーザーへと、文化は盛えていくものと思いますし、歴史もそれを証明しています。片方だけが損をして、片方だけが良い思いをするという型からは決して長く世に残る名作は生み出せないことも又証明されています。(これは文化に限ったことではありませんが) 昨今のいろいろな動きをみるにつけ、知的財産を育成してうぬぬんという御題目は立派ですが、実際の動きはこれと全く逆行したもののへ向かっていろいろと決められているように思われます。コピー10枚まではOKという根拠はいったいどこにあるのでしょうか？パーソナルコンピューターを代表とする汎用機には過金しないというどこからみても納得のいかないことがまかり通っていいのでしょうか？繰り返しますが、メーカーだけとか配信当事者だけが利益を得て、作家をはじめそれに携わる人々になんらその配分がないという片手落ちの環境からは絶対に良い文化は育っていきません。 もうそろそろ世界から低開発国(文化の)とみられているところから脱却しないと日本という国は本当に危ないところへさしかかっていると思います。ガソリンはまもなく枯渇し、食料は米、中、インド、その他へと流れ、まるで太平洋戦争前夜のような状況におかれているのが、今の日本の姿だと思います。 以上、私の意見をお述べさせていただきました。	個人
私たちが聴く音楽は全て演奏、制作した人がいるのです。どんなにITが盛んになり、MP3やiPodなどが社会を支配し、勝手に聴きたい音楽だけを合わせた自分のCDを作れる社会であっても、演奏家なしにそのような行いは不可能なのです。 非常に残念なこと今の時代は、その音楽家の存在が軽視され、自分勝手に音楽を手にする人々に有利な時代になっているのです。私たちは幼い頃から人のものを盗むな、無断で取るなということを当たり前の道徳として教えられてきているはず。作り手あつての音楽を好き勝手にネット上などで手に入れ、複製するなどと言う行為は盗みという行為にさえ捉えられます。ましてや奏で手である演奏家を守る補償金を廃止しようという動きは真に嘆かわしいことではないでしょうか？これほどまでにITが発達し、好き勝手に音楽を無断、無料で手に入れられる時代だからこそ、演奏家の権利を守る補償金制度が必要であります。補償金制度のない社会では、演奏家の権利が失われ、演奏する意義さえ問われ、やがては社会から音楽が消えることまで考えられるでしょう。補償金制度は演奏家のためだけでなく、社会の秩序安定のためにもなくてはならないものです。私は補償金制度の維持に心から強く賛成いたします。	個人
私の意見ですが個人的に録音録画保存してなにが悪いのでしょうか？ 私の場合アルバイトで時給600円そこそこで朝から晩まで働いてその上、好きなことまで奪われたら溜まったものじゃないですよ。今まで動画を保存したりして楽しむのが唯一の救いだったのに。夜遅くに帰宅してアダルトビデオの店を捜し回るという生活に戻らなければいけないのでしょうか！生活めっちゃくちゃですよ。ひたすら捜し回れということですか？個人の範囲でやるのに何が悪いのでしょうか。 そりゃ生活の安定している人はいいですよ。私なんか月給わずかですから。規制するのだったら給料別にして貰えませんか？ここでも格差をつけようとしているのですか。格差を広げているのはあなたたち政府ですよ。	個人
私は仕事でデジタル技術を使っております。しかしデジタル技術とその利便性を享受するのとデジタルコンテンツの権利を保護するというのは本来別の問題のはずです。 著作物を単なる「ファイルの一種」と考えている人もいるようですが、著作物、特に音楽や映像は制作するのに多くの手間とエネルギーが必要です。 全てのファイルはフリーウェアではないのと同じで、著作物には権利者があり、その権利者に対する対価が発生することくらいはおわかりになると思います。 もし全てのファイルが「フリーウェア」になってしまったらデジタル文化の明日はないでしょう。 魅力あるデジタルコンテンツがなくなれば、デジタル技術革新がどんなに発展しようが未来はありません。 そのために権利者を保護し、その対価を支払うことはデジタル技術の未来にも必要であることをご理解下さい。	個人
私もCDを買ってパソコンに入れ、ポータブル機器に転送して、家と移動中と両方で聞いています。 多い時には3台のポータブル機器を持っていました。 ポータブル機器を所有している数によって、補償金を払うのは難しいですが、今のポータブル機器は転送することは前提なので、負担にならない程度の補償金は仕方無いと思います。	個人
私的な録音や録画は、日常生活の中でどうしても発生するもので避けられないものだ。 負担にならない程度に金額を補償金として支払うことで、コピーの自由が保証されるのであれば、メリットは大きく、そして秩序も保てるだろう。 きちんと説明を行えば、大きな反対は無く実施できるであろう。	個人
私的録音、録画の補償金制度についてお願い申し上げます。 私は66歳でこれからは作詞や作曲をしたいと思っております。現在は映像にも力を入れてやって行きたいと思っております。新聞やテレビのニュースで私的録音、録画の補償金制度が廃止されそうな事に大変危惧を感じております。ほんとうでしょうか。 ・音楽映像の利用機器が多く複雑になっているので補償金制度で自由にコピーが出来る事を望みます。 ・友人がテレビ局に勤めておりますが廃止されると映像の放送が出来なくなると話しております。 ・「ダビング10」という話もありますが複雑になるだけです。現在の制度を希望する者です。 ・補償金制度で私が個人的に直接利益になる事はないと思いますが時代の流れを思う時に大事な事と思います。	個人
私的録音においても私的録画においても、消費者に社会通念上相当と思われる一定回数のコピーを許すとともに権利者に対価を還元し、両者のバランスを調整する仕組みとして私的録音録画補償金制度を機能させることが重要と考えます。現時点では、両者のバランスを調整する仕組みで私的録音録画補償金制度より優れたものはないと思います。	個人

私的録音録画を目的として消費者がパソコンやiPodなどの録音録画機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音録画可能な容量を競って拡大しており、私的録音録画の回数や機材等の販売台数と飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を創る側は見逃すことはできない。	個人
私的録音録画保証金制度は、絶対守られるべきである。 この保証金をなくしてもいいのでは？という考えが存在するらしいが、それは、録音・録画される対象となる、音楽・映像作品を生み出す人々を、非常に軽視した考えである。 こうした作品が日々生まれるから、それを鑑賞しよう、保存しようとする気持ちが人々の間に芽生える。 電器メーカーを初めとした生産者は、その目的を達成せんとする消費者をターゲットに製品を作り、売るのであるから、保証金を払うべきなのである。 近い将来、保証金がなくなるなんてことになれば、文化的土壌がやせ細るばかりである。 アーティストetc、世に素晴らしい映像や音楽を発信してくれる存在を、もっと尊重していいはずである。	個人
私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っている。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。	個人
時代はデジタル化になってきている。消費者の負担とならない金額ならば、一定の自由が確保されることは、権利者・消費者両者にとって有効だと思う。	個人
自分のパソコンに音楽を集めて、それを i Podにコピーして楽しんでいます。 音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されていますが、CDなら無制限にコピーが可能です。 そういうことを考えると、権利者に一定のお金を払うのは仕方ないことだと思いますが、その場合、コピーの度に課金されるのではなく、何回でもコピーできる「補償金制度」が良いと思います。	個人
主張がうさんくさいです。納得いかない部分が多すぎるので規制反対です。	個人
承服しかねる点がいくつもありましたので、反対致します。	個人
消費者が納得できる範囲の金額であれば、受益者も一部負担するという精神で補償金を支払う方法は充分検討に値すると思う。	個人
消費者が補償金を支払うことで、一定のコピーの自由が確保されることは権利者、消費者双方にとって有益な制度だと思います。またこの制度で消費者は著作権保護について自ら一翼を担うことで、一層権利保護の意識を高めることができると思います。	個人
消費者って一銭でも安い方が皆喜ぶから、補償金制度に反対してるんだらうって思われんの癪なんだよね。少なくとも音楽ファンを馬鹿にしてる。アーティストあつての音楽だろ？音楽あつてのメーカーだろうが？ソニーとさ、補償金の支払いを嫌がるほど貧乏なのかよって思っちゃう。 昔の大賀さんだっけ、ソニーの偉い人。軽井沢でホール建てて、指揮なんかもしたりしてる。あの人、本当に今のジェイタの主張、喜んでるんだらうか？ていうか知ってるんだらうか。あの人だけは信用できると思うんだけどな。 今どきのカーナビって何百曲も落とせるじゃん。それに補償金がからんでないって聞いて、超ラッキーだよねって、少しは思うけどさ。なんか音楽ファンっていうか、音楽が馬鹿にされてる感じなんだよ、この問題って。メーカーの主張、絶対オカシイ。	個人
消費者に大きな負担がかからない程度の補償金を支払うことで、健全に利用する者に対してコピーの自由が確保されるのであればやむを得ない。 反面、悪戯を働く者に対しての代償を、健全な一般消費者がかぶることに限っては、税金や年金・保険と同じで譜に落ちない点もあるのは事実。	個人
消費者に大きな負担を与えない金額であれば、ある程度の補償金の負担はコピーのための対価と考えられます。コピーの回数制限などが厳密に設けられない以上は、金銭で解決するのが最も無難な方法なのではないかと思っています。	個人
消費者の利便性、コンテンツ大国の実現からくる経済的発展の為に私的録音録画保証金制度は、さらなる公平な充実を図るべき、しかしながら緩和という名目だけでのメーカー利潤追求を善しとする制度の定着は、日本に於けるコンテンツに対する尊重の低下を招くのみであり、今後のデジタル社会において考えられる保証制度の低下を促すだけになりかねないと危惧する、私的録音録画保証金制度による保証機能の充実を期待するものである。	個人
消費者はどのくらいの補償金をかけるか、金額に一番敏感だと思うので、その点をしっかり消費者側にも立って考えてもらえるならば、補償金制度は十分必要なものだと思う。	個人
消費者はパソコンや i Podなどでの私的録音、録画を通じて、著作物を繰り返し楽しむことができます。メーカーはその様な機器・媒体を販売することで収益をあげています。 権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得ます。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による長い議論によって築き上げられたのが補償金制度と聞いております。3者の共存共栄のための制度を確認してほしいと思います。	個人

総合的な意見: 音楽産業をはじめとするエンターテインメント産業をよく理解していないユーザーに聞けば、目先のことで「ただで楽しみたい」という意見が多いのは当たり前です。しかし、長い目で見れば、適正な収入がソフト制作者側にいられなくなれば、産業は衰退し、いいソフトが制作できなくなるということで、時すでに遅しとなれば、めぐりめぐってユーザーは「お金を払っても楽しめるソフトがなくなる」時代がくるかもしれません。 今日本は「やったもん勝ち」のような、非常に目先の損得にばかりとらわれたレベルの低い国になってきていると思います。「文化立国」を目指すのならば、国がもっと指導的立場に立ち、節度の大切さや価値観の変換を打ち出し、牽引していかなければいけないと思います。どうか適切な判断をよろしく願います。	個人
慎重に取り組む問題ではあると思うが、基本的にはメディアの差異は関係なく、公平な補償金制度にすべきだと思う。	個人
深い審議もされていないのに施行するのはおかしいと思います。 日本の未来、文化について熟慮しながら決定していただきたいです。 今回の内容には反対です。	個人
世の中が便利になればなるほど、モラルを維持することも一方で難しくなりがちです。 コピーを個人の範疇で楽しむ事を規制するのではなく、コピーを自由にできる機器や仕組み作りだしている企業側にモラルと努力が低下していると思います。特に音楽業界以外の企業が、気軽に配信技術や複製の仕組みを取り入れ参入できるようになった為に、権利者と利用者のモラルのバランスが圧倒的に崩れて来ているように思います。 補償金制度の内容も勿論のこと、それを維持すること整理される必要性は益々大きくなくてはならない気がします。 歴史ある素晴らしい音楽の数々で育てられた我々、そしてその次の世代に、その素晴らしさを伝えていく意味でも。	個人
絶対に絶対に反対です。	個人
絶対絶対絶対反対です。 法律自体考え直すべきです。よく考えてみてください。	個人
全体を通して、160ページにも及ぶ資料を提供される、それに対してコメントを求める姿勢に疑問を感じます。1個人が読み、コメントするには適切な量を超えと考えます。読むことを面倒にし、一般国民からのコメントを排除しようという意図があるのではないかと疑います。	個人
コピーワンスを廃止してEPNを採用すると言った、視聴者の利便性の確保がされるならば、私的録音録画補償金もやむを得ないと考える。幾らかの金額のアップもやむを得ない。 そもそも私的録音録画補償金は私的複製とは関係無い制度と説明しておきながら、「私的録音録画補償金を無くすと私的複製を一切禁止にしなければならない」と脅しをかける権利者も卑怯だが。 また、「録画保存を前提にするならば、今の補償金では足りない」と言う意見もあるが、なら何の為に払っているのか、補償金の算定基準はどうなっているのか疑わしくなる。少なくとも取るならば、その算定基準や分配は透明にすべきである。 さらに、以前音楽関係のイベントで録音補償金の説明を聞いたが、「1・2円なんだから文句を言わずに払え」「この後二度と音楽を録音しないと証明するなら返してやるよ(どうせ出来ないだろう)」「(実際に悪魔の証明並に難しい)と人を見下す説明だった。少なくとも誠実なる説明を望みたい。	個人
多少の負担で一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって当面は有効な制度だと思うが、いずれインフラの解決(ライセンス制の考え方など)により、抜本的な解決へ向けて引き続き検討して頂きたい。	個人
大勢の国民に迷惑をかけないでください。	個人
断固反対します、この改正により利する人はいるかもしれませんが、ですが逆に損をする人だっています、もう一度考え直してください。	個人
知財立国を掲げる日本にとって、著作権・著作権隣接権は非常に重要な権利だと思います。それに則れば、私的領域内での細やかな複製、つまり自分が買ったCDを電車の中で聴くためや、明け方放送されたスポーツ中継を昼間観るためのコピーであっても、本来は権利者の許諾を得なければなりません。私的録音録画補償金制度は、そんな不自由で非現実的な状況を解消し、権利者と利用者、そして機器・記録媒体メーカー三者のバランスを取る、非常に優れた制度であり、絶対に維持すべきです。 著作権の技術的保護手段については、完全なものがないことは、コピー・コントロールCDやコピーワンスの失敗を見れば明らかですし、この制度を廃止すると、日本全国の家庭内に違法状態が放置されることになります。 また補償金制度が導入された平成4年以降、暫くはMDが主流でしたが、今はすっかり廃れ、DATやDCC、D-VHS等は、市場に殆ど存在すらしていません。法の精神を尊重するなら、現在マーケットに広く流通するiPodやパソコン、HDD内蔵型機器等を、対象にすべきことは当然で、それを改善しないことは、行政の怠慢とも言えるでしょう。支払義務者についても、返還制度というものが現実には機能しないのは自明なことで、利用者とするは大いに疑問です。補償金制度を維持し、実態に合わせ、早急に改善すべきと考えます。	個人
著作権法上から考えても、権利者の権利を守ることは当然の事です。ユーザーは自分の好きなソフトを観たり聞いたりしたいために機器を購入するのです。機器のメーカーはそれにより大きな利益を得る訳ですから、ユーザーは基より、ソフトメーカーに対して感謝すると共にその利益を還元するのは当然の事だと思います。	個人
著作物のコピー、特にデジタル・コピーによって権利者への正当な利益が損なわれる事は、日本全体の創造能力・クオリティを引き下げる事に他なりません。少額の補償金によってそれらが保つ事ができ、また引き上げる事ができるのであれば、その制度を然るべき形で施行するべきであると考えます。	個人

著作物のコピーが蔓延することは、権利者にとって、非常に不利益な状況である。今後、素晴らしい音楽が生み出される社会を維持していくために、消費者に小額を保証金として負担してもらい、消費者に一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人
著作物を利用して、または利用することを前提に行われている商業活動に対して、その対価を払う義務があると言うことが基本的に誰もが認めることでしょう。もし、他人の作った物で利益を上げることが許されるならば、それは、畑に育った野菜を勝手にとって売っているのとなんら違いは無いのではないのでしょうか。まずこの基本があって。権利者の特定が難しいから払わなくて良いと言うことはあり得ないと思います。 畑の権利者が分からないから、、勝手に持っていったと言うことと同じでしょう。もちろん、権利をやみくもに主張して、産業自体が衰退化するのでは意味を成しません。確かに、一家で同じCDを人数分だけ買うと言うようなことは決して現実的ではありません。また、日本の音楽産業が飛躍的に伸びた1990年代は、明らかに「貸しレコード」の果たした役割は大きいでしょう。テレビ番組を録っておきたいと言うのも著作権を侵すと考ええるより、むしろ活性化させる利益の方がはるかに大きいでしょう。それは、番組制作側にとっても、機械を製作する側にとっても利益になると考えられます。むしろ、CDをカットできると言うことの方がはるかに制作側にとっては大きな問題でしょう。少なくとも、補償金制度に反対している、ipodやコンピュータ産業がその程度のことで産業が揺らぐとは到底思えません。むしろ、今勢いがあるモノこそが、新しい著作権制度に前向きであるべきなのに。補償金制度は、権利者の特定が難しいと言うことからいえば、権利者の方に不利益があると思います。すなわち、権利者の団体が賛成している以上、それは、むしろ利用者や機械のメーカーにとっては、簡単で便利な方法であるのではないのでしょうか。	個人
著作物を利用する以上、一定の対価の支払いは受忍すべきである。補償金という形でコピーの自由を確保しつつ権利者への配慮もできるこの制度は、権利者・消費者双方にとっても有効な制度だと考える。	個人(同旨2件)
提供する側はあくまでクオリティの高い作品を作ることが大前提の中で、それを選択したユーザー側にある程度の負担を請け負うことに対しては仕方がないことだと思う。特にデジタル全盛の時代の中、その性質上、使用目的が録音録画中心になることが予想される中、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払ってもらうことが不可欠だと考える。	個人
日本が、知的財産権を守り、先進国として世界と同等に外交を進めるためにも、国の仕組み及び法的に権利者を守らなければなりません。 アジアの国の中には、著作権や意匠権に対し意識が薄く、商売になるなら、何をしても良く、権利に対して義務を果たさない方が、賢いような感覚を持っていると思われます。 そこで、日本国内のことを考えますと、同じような考えを持つ人もいる様で、現実には、著作物の複製をしその行為が日常化し生活になじんでしまっています。 これを、いきなり禁止したり、消費者から直接使用料を徴収するのは、今の感覚にそぐわない感があります。 この事(著作権や意匠権)を、政府は、国民に知らしめる義務があり、啓蒙する必要があります。 法律も含め、今の情報技術に追いついていない為権利に対する感覚が薄れているのです。 情報技術を世の中に提供しているメーカーは、深く反省し、消費者が戸惑わないよう製品に課金し保証金を徴収するシステムを自ら構築するべきであります。 この義務を履行する事は、権利者を守り、権利者からさらなるコンテンツが、生まれ、消費に繋がりが如いては、メーカー側に利益をもたらす事になるのです。 新しいコンテンツ、著作物は、情報技術発展及び国民の生活の必需品である事を強く唱えます。	個人
日本がこんなに「文化後進国」であったのかという思いです。クリエイターに対する補償はすでに支払われているか、まだ支払われていない領域でも、それを当然の前提としてシステムづくりをしているのだと思っていたのに、この期に及んで、ハードメーカー側の『言い訳』が臆面もなく提出されているという現状を知り、ほんとに驚きました。これでは、京都議定書に署名しないアメリカを非難することも、海外、特にアジアでの海賊版問題を責めることもできないのではないのでしょうか？	個人
日本の文化的なもの(事)に対する政府の対応の未熟さには驚くばかりです。有能な芸術家達がどんどん日本から流出してゆくの、その事に原因の1つがあると思います。 いつでもコピーができる。あるいはパソコンさえあればいつでも聞け、コピーも可能な事が無料だなんて全く無法地帯ではありませんか！ヨーロッパの国々の美しい文化が守られているように、日本でも美しいものに対する敬意を払ってほしいものです。補償金制度は必ずなくてはなりません。外国にだけ良い顔をするなんてこんな事許されません。	個人
反対します。 今までの法でもある程度対応してきたし、今後も十分対応しきるほどに柔軟になっていくはずです。 しかし、今回の案が通った場合、ユーザーにとってはメリットよりデメリットの方が多く存在することは、まさに規制されようとしていてネット上で大きく取り上げられているはずで。 お金のためか純粋に権利者のためなのかは知りませんが、新しい案のせいでユーザーが混乱し、そういったメディアから離れていったら本末転倒です。 また、妥協案としてなにかを提出するといったこともないようお願いします。	個人
反対します。やめてください。 ざっと資料を読みましたけど矛盾する点がありすぎます。 どうせするならもうちょっと考えてください。頭使ってください。	個人
反対します。断固拒否します。	個人
反対です！！ そもそも、そちらの勝手な都合で無理やり決めないでほしい！！ ただ単に、金が欲しいだけじゃないのか？？ それなら、貴様らはいらない。 国民のことを思っているなら、こんなことはなかったことにしなさい。 国民もそれを望んでいる！	個人

必要なものに対しては個々の音楽に対しては徴収できないので一定の負担をすることはやむをえないと思う。	個人
品質、音質が変わらぬコピーは、私たち消費者にとって、とても嬉しいことですが、権利者にとっては、経済的にとても許容できないことであることは想像、理解できます。機器やメディアに課せられる補償金は、実際には微々たる物で、私たち消費者にとっては、それほど大きな負担ではありません。その補償金により、著作者がより良い音楽や映画などの著作物を創作し、私たちがそれを楽しむことができるのであれば、この補償金制度は、権利者および消費者の両方において有意義な制度だと思います。	個人
負担の少ない一定の使用料を支払うことによって、権利問題をクリアーにして今後もユーザーが自由に私的複製できるのであれば有効な制度であると思います。	個人
便利なら良いというものではなく、一定の節度、制限は当然求められると思います。じゃんじゃんコピーをさせず、補償金というかたちで、権利者に対価を還元して欲しいものです。補償金制度は必要です。	個人
保証金は権利者が無断複製によって生じた損失を補填するものである。しかし現状では140ページに書かれてあるように個々の利用者の録画録音の実態を詳細に把握する事は、事実上不可能であるので、それぞれの権利者に実際に生じた損失を補填することは不可能である。にもかかわらず保証金を取ることはユーザー、権利者の双方にとってマイナスであり得をするのは保証金を受け取る各種団体だけである。 よって保証金制度は廃止すべきです。	個人
保証金制度の導入は積極的に進めるべきだと思います。 特に音楽ソフトのノンパッケージ化の進み中、今後の多くの音楽家を支えていくひとつの手段だと思います。	個人
保証金制度は文化発展のために必須です。 コピー操作は技術の進歩とともに用意に広く伝播しますが、一方、コピーの中身(コンテンツ)は限られた人たちの英知の結果であり、多くの人が容易にできるコピー操作とは決定的に違います。技術の進展を奨励することと、人間の英知を尊重することは文化国家として基本的に必要な車の両輪です。	個人
補償金が消費者の負担とならない金額であるならば、認めますが、制度の改善は必要だと思います。	個人
補償金という制度について賛成です。 現在不振がちな音楽業界ですがその音楽業界の一番の要となっているアーティストでありそのアーティストの繁栄および育成になることでその反対すること事態が不思議に思います。 ただ、補償金が高額になってしまうと、逆の効果を生む恐れもありますので請求額に関しては、慎重に決めなければならないと感じます。	個人
補償金制度には賛成です。例えば、補償金制度に賛成してもらえる段階において、ユーザーから権利者に対する敬意の気持ちを盛り込むことができれば、速やかに補償金制度を受け入れてもらえるのではないかと考えます。 そういったユーザーに対するアプローチの仕方において、柔軟性を持たせる必要があると考えます。	個人
補償金制度に賛成です。好きなアーティストのCDをレンタルしたり友達と貸し借りするので、無断でやったらいけないのかと心配でしたが機械を買うときに払ってるから大丈夫だと聞いて安心しました。一度払えば済むのだったらその方がいいと思います。ipodでもパソコンでもどの機械でも安心してコピーできるのが良いし、そのほうが公平だと思います。メーカーが払ってくれたらもっと良いですね。	個人
補償金制度の改善が必要です。私的録音録画補償金制度は録音をさせてしまう著作者を守るために必要な制度ですが、あまりにその補償の対象の特定が困難であることが問題点の一つだと思いますが、だからと言ってこの制度が廃止されて良いはずはなく、少なくとも人口比に対しての補償金額をヨーロッパ並みに引き上げ、権利者を守るためにその資金を用いて、その補償制度の充実にさらに力を入れるべきだと思います。今の私的録音録画補償金制度の消極的な見直しは、本来あるべき状態を目指す事とは逆行していると思います。	個人
補償金制度の継続を望みます。むしろ、楽曲自体に上乗せするべきです。もうメディアで持ち歩く時代じゃないのだから。 結局、この制度を撤廃するということは、企業が責任を放棄することにほかならず、昨今叫ばれている企業の社会的責任(CSR)の観点からみても大いに疑問である。 規定の厳しいヨーロッパ各国とわが国日本で差が生じてよいのであろうか?各企業が私益の獲得に没頭することなく、より文化の、社会の発展に寄与するということこそ、現代社会に必要なことであり、ひいては、芸術の発展、進化に寄与するのではないであろうか。 社会に尽くすからこそその企業であり、尽くしたからこそ得ることの出来る利益ということを忘れてはならないと感じる。	個人
補償金制度の構築が消費者、メーカーそして権利者を含む社会全体に利益をもたらすと思います。	個人
補償金制度の役割として、ユーザー、権利者、ハードメーカーなどの各利益の調整があると思います。 是非続ける必要があると思います。	個人
補償金制度は、ユーザーにとってはわずかな負担で簡易にコピーの自由が可能となる制度として、必要である。	個人

補償金制度は絶対になくしてはいけません。 メーカーの儲けだけが優先されるような状況では音楽が文字通り楽しめません…。 こういうところがまだまだ発展途上国ですね、日本は。情けないです。	個人
補償金制度は絶対に必要だと思います。 メーカーは大容量の製品をどんどん作っているわけですから、コピーするのは消費者の権利だと思います。 しかし権利者の立場を考えれば補償金制度はやはり必要ですし、これによって私たちも安心して音楽や映像が楽しめます。 ヨーロッパの国々を考えれば日本の状況はあまりにも恥ずかしいと思います。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。 コンテンツ製作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。 各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。 メーカーは、収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上、余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 作品の権利者は命を削って作品を作っています。作品によって得られる報酬こそが安心して創造活動に没頭できる原資なのです。パソコンなどによるデジタルコピーが当然のことになってしまった現在、実情から考えると、補償金制度は文化国家としての最低限の義務です。もし補償金制度がなくなったとしたら、確実にわが日本の文化は衰退するでしょう。文化の衰退した国家に明るい未来はありません。下賤な拝金主義者と無知蒙昧な民衆の集合体の国家ほど見苦しいものはありません。名もなき人々が素晴らしい和歌を詠んだ歴史を有する文化国家日本を恥ずかしめないようお願い申し上げます。	個人
補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。コンテンツ製作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められると思います。メーカーは収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上、余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	個人(同旨1件)
補償金制度は絶対必要です。 また早急に見直しをすべきでしょう。 PCやHDDの小型化などの技術開発が進む最中、著作権の件は音楽、画像に関わらず、問題視されていたはず。しかしながら、それを早急に解決していけなかった文化庁、そしてメーカーの責任は重大です。PCソフトの著作権利は守るが、芸術は無視とはいかないでしょう。 文化庁のHPIにも芸術保護、推進をこれだけ謳っていらっしゃるのでから。 しかし、コピーや無償ダウンロードが氾濫してしまった今から、エンドユーザーに著作権とは、私的録音とは、補償金制度とは、などということに理解を求めるのは現実的に如何でしょう。 メーカーは自身の著作についてはかなりの神経を使っているはずですが。ある程度のメーカーで法務部、著作を扱う部署が無いなんて聞いたことありません。 文化庁は誰を守ろうとしているのか、それを今一度冷静に考えてください。 子供達の夢を壊さないで下さい。 こつこつと芸術活動続ける者たちの励みをなくさないようお願いします。	個人
補償金制度は必要である。 現在、3人の父親ですが、我が家の子供たちもiPodや携帯電話等で音楽を聴いています。しかし、簡単にコピーが出来る反面、芸術に関する興味も薄れてきているように思われます。芸術家の人々がより良い仕事出来るように補償金制度は絶対に必要であると思います。	個人
補償金制度は必要です。	個人
補償金制度を失くすことはあってはならないと思う。 現状では、権利者の権利を守りきれものではないらしいことはわかった。 ただし、一方的に消費者にのみ補償金を負担させるのではなく、メーカー側も自分達の将来を見据えて、権利者(アーティスト)を育てていく視点で、補償金制度に加担して欲しいと思う。 これから、機械やコンテンツなど、音や映像が多様な様に展開していくことは分かりきっているのに根本となる補償金制度をないがしろにするのはおかしいと思います。	個人
補償金制度を廃止し、米国のように健全な市場でコンテンツの発展や技術革新を採り入れつつ、権利者側と消費者の共存を模索すべきである。 権利者側の意見をすべて鵜呑みにすると、間違いなくコンテンツ市場は崩壊する(長期的に見て)。	個人
補償金制度撤廃には反対です。 デジタル化に伴い制作物のコピーが安易になった時代に、コピー著作物は思いの外氾濫しているのは事実です。 我々楽曲制作を生業にしている者にとっては死活問題です。 メーカー推奨のコピー氾濫時代にメーカーが補償金を払わないなどとはもってのほかです。 著作権管理の低迷を招かないよう処置するべきです。	個人

法律改正自体を取り消しにしてほしいです。	個人
矛盾点があるので見直していただきたいです。 みんながもっと納得のいくものにしてほしいです。	個人
利用者は音楽などをコピーするなどして自由に楽しみたいと考えるのが通常であり、このような自由が認められなければ、音楽の楽しみが減ってしまうと感じてしまうであろう。 しかし、音楽を創造する人たちにきちんと対価が支払われる制度は維持されなければ、新しい音楽を楽しむことができなくなってしまいう心配がある。その意味で、少なくとも高額な対価の支払いが要求されない現状においては、適当な制度だと考える。	個人
立場によってそれぞれ意見が違うのは理解出来ませんが、過去にも補償金制度のおかげで変なもめ事にならず、ユーザーがある程度自由にコピーする事が出来て来たのだと思います。補償金はないにこした事はありませんが、それを払う事でやたらとコピーガードがかけられ使いにくくなる事を避けられるなら払う方が良いと思います。とても高いと問題ですが、過去にもカセットやMDもそんなに高いものではなかったし、メーカー側の努力で十分リーズナブルな価格になっていたと思います。せっかくiPodが出て来て、棚の隅に埋もれていたCDも楽しめるようになったのに、万が一これが使えなくなったらとても困ります。また好きなミュージシャンが食べられなくなるのも困ります。だから私たちユーザーも僅かな協力はするべきだと思っています。よろしくおねがいします。	個人
録音・録画ともに一定の金額であれば私たち消費者も払うべくと考えます。 極論ですが国民が皆コピーだけで済ませたら権利者の方々は大変だと思います。 お互いに譲り合ってこそ真の文化国家ではないでしょうか。	個人
録音録画が主たる機能である機器の中で個人利用のコピーが自由に出来る環境がある以上補償金制度は有効な制度だとも思います。	個人
補償金制度は、絶対必要です。録音録画の機能をもった機器を製造発売するのは、録音録画する消費者が居るからで必ず、私的録音録画は行われている。 クリエイティブな仕事をしている者の権利を、守る事ができない国は、文化国家とは言えない。補償金制度が充分機能してこそ、文化国家と言えるのです。	個人
補償金制度は必要です。現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売上の拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないと思います。	個人
録音録画の保証金に対しては、将来的に個人録音録画も何かしらの利用料の対象になるべき事であって、文化保護の名目からもこれらの行為に対して無償で行うのが当たり前前の世論に押し切られてしまう事はいかがなものかと思う。啓蒙活動も今後より一層必要であるが、保証金の制度に関しては、今後の文化保護のための技術的な対応が可能になり、尚且つユーザー個人の自覚が芽生えるまでの間、非常に有意義で制度であると思います。	個人
録音録画機能が主たる機能である機器については補償金制度は賛成である。 この制度によって、消費者側もコピー可能であるというのであれば、さらに良いことである。しかしながら、その事実を周知させることも重要な課題のひとつといえよう。	個人
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思う。	個人(同旨2件)
* 無料があたり前になっている昨今においては導入が困難かと思われるが、消費者、権利者、機器メーカーの利益を尊重していく上でも補償金制度の整備は必要だと思われる。	個人
いい音楽を楽しむには、すばらしい曲を作る人、すばらしい演奏をする人がいなくてはなりたない。そういう才能を持った人を増やし育成していくには彼らの権利を守ってやり、彼らの生活がなりたつような仕組みも必要だと思う。彼らの才能をたのしむ我々は相応のお返しをすべきで、「そんなことは知りません。払いたくありません。」という主張だけをしていると、結果的にいい音楽を楽しむ我々の喜びが減っていつてしまふと思う。	個人
「私はi-podnanoを所有しており、日常生活に欠かせないものとなっている。仮に補償金が無くなってi-podにこれまでのように自由に音楽を取り込めなくなったとしたら、自分の生活に深刻な影響を与えることと思う。やはりこの制度は必要であり、かつ従来どおり自由に音楽を取り込めるような制度が望ましい。そのための補償金ならば私は納得して支払うことができる。」	個人

■「大前提」、「そもそも論」

この問題に入る前にもう一度みなさんに思い出してほしいことがあります。

それは、「他人のもの、他人が作ったものを無償で勝手に使っていいのでしょうか？」

権利のことを言うよりまず、「人として社会生活を営む」というところに立ち戻って下さい。礼儀という観点、人間関係構築という観点、仕事と対価という観点など様々な一般常識の範疇の観点からこの議論を見ますと、スタートラインからすでにズレているように感じます。人様のものを勝手に取ったり、使ったら「盗み」ですよ。盗みとまでいわずとも、勝手に使った人には「罪悪感」が残るものです。それと同時に持ち主への「感謝」の気持ちも湧きますよね。これが人間本来の感覚であり、それがマナーや一般常識へとつながっていくのではないかと思います。この問題でこうした感情が起らないのは、つまり、メーカーがコピー機器を販売したことによりその行為が正当化され、いわば「あたりまえの行為」となっているからにほかならず、そうしたことが「補償金制度なんていない」、「なんでお金を払わなければならないの」という理論を作ったわけですよ。メーカー側であるJEITAが突然出した意見書の内容もこう考えに基づくものではないかと推測されます。これら一般ユーザーやメーカー側の理論、正しいでしょうか？

■中間報告や関連ニュースを読んで

結論から言えば、補償金制度存続の前提は崩してはならず、その上でコピー回数や技術的方法については再検討が必要ないように感じます。また当然、現状政令指定がなされている機器、メディア以外の音楽、映像コピーが可能な機器、メディア等についても対象とすべきです。

■私的録音録画補償金制度というものについて

補償金制度は、確かに目的にやや違和感が残る、また返還金制度の部分でも多少問題がないとは言えません。そこは、権利者側のきっちりとした説明がより必要かもしれません。しかしながら、メーカーは権利者の作品を勝手にコピーする技術開発を行って商品を販売し利益を得ているだけではないでしょうか。メーカー側が補償金を支払わないことについての理由は甚だ不明瞭であり、不可解です。素人目に見ても、自分たちの利益確保にはしる彼らの意図が見て取れます。

■コピーが当たり前な状況

またそもそも論になるのですが、「コピー技術ありき」ではないのです。「作品あってこそ」の今あるたくさんの機器ではないでしょうか。（たしかに、昭和初期レコードや再生機器を売るために優れた楽曲、歌手をメーカー側が育てたようないきさつはあるでしょうが、当時とは状況が異なり過去の話とも言えます。）「コンテンツ」という言葉を使うと非常に軽い感じがしてしまい、これも弊害と思うのですが、作家の方、アーティストの方、制作の方、その他たくさんの方が一生懸命に作り出した「作品」です。それをコピーできる状況が前提となっていることが、まずおかしいと思うのです。絵画をコピーしたら「贋作」ですよ。私的録音録画という行為は本来「作品をコピーさせてもらっている」ことではないでしょうか。かつてレンタルショップがなかった時代、もしくは今ほど生活に入り込んでいなかった時代、みんなパッケージを購入していましたよね。時代が進み、CDからCDに簡単に高質なものがコピーできる時代になりました。コピーする時間すら短縮されているのです。パッケージの1/10程の価格で同等のものが簡単に手に入るとしたら、一般的な感覚の人はどちらを選ぶでしょうか。CDからCDにしなくとも、今は直接ポータブルプレイヤーにコピーすることが主流になっています。さらにコピー時間は短縮されています。CD-R(W)すら購入する必要がない。この状況でパッケージ買う必要を感じますか？未だパッケージを購入すると主張する人は「音楽フリーク」や誰かの「ファン」というカテゴリーに入る人でしょう。（余談ではありますが、重要なことですが、「ユーザー代表」として参加されている津田氏についてもここに属する人であり、彼を応援する一般の方々もここに属する人で、決して「一般的なユーザー代表」ではないということです。「一般ユーザー」は今のこのような事態など全く知らず、知ろうとさえもせず、週末にはレンタルショップに行くのです。これが本当の「一般ユーザー」です。ちなみに、「主婦」というカテゴリーも「一般ユーザー」とは少々異なる気がしています。彼らが一般ユーザー代表として認定されていることに一般ユーザーである私は納得いかない気持ちです。）

話を戻します。これまで音楽チャートを牽引してきたような「ライトユーザー」たちは音楽にそこまでお金をかけないでしょう。そういう大多数が購入をしなくなったからこそ、昨今の売り上げ大幅減という構図があるのではないのでしょうか。また、これは非常に重要な問題だと思うのですが、今の若者は「レンタルしてコピー」することが子供の頃に既に確立された状況に育っているため、わざわざ10倍近くのお金を支払ってまでパッケージを購入することが、今これらの問題を議論している世代の持つ感覚とは絶対的に違うということです。「レンタル⇒コピー」がまさに当たり前なのです。携帯電話の違法音源のダウンロードと同質の問題です。これらの状況を作り出したメーカーやレンタルショップが権利者に対して補償をすることは当然です。レンタルショップは報酬を支払っている状況がありながら、「コピー」という行為を共同で斡旋しているメーカーだけが責任を負わないのはあまりに不自然です。ユーザーはメーカーから発売される新商品を購入し、使用する。それだけの行為であり、そこに悪意は存在していません。ユーザーにとっては、売っている機器の使用目的を全うしただけで、どこが悪いのか？ということになるでしょう。ですから、補償金制度の問題がユーザーの耳に入れば拒絶反応が見られるのも自然なことです。ユーザーの行為自体は正しくありませんが、そうさせているのはメーカーです。ただし、ユーザーも自らの行為を省みる必要はあります。それは今後「コンテンツ天国」を目指す国が、きちっとした教育を国民にしていけるべきです。また、この問題に関連するサイトによくありますが、メーカーは海外では補償金を多額に支払っているとのこと。国内で払わず海外で支払う。都合のいいやり方です。つまり補償金を支払えない正当な理由は存在しないということではないでしょうか。ただ、自分たちの負担を回避するためにユーザー側に立った風な主張をしているJEITAの主張は論外です。ユーザー負担でなく、この状況を作り出したメーカーが負担すべき、つまり責任を取るというシンプルなことです。

■政令指定機器等について

前でも少し触れましたが、政令指定機器の問題はさらに議論され、改正されるべきです。経済界の事情が見え透っているほど、指定範囲がいびつです。パソコン、ポータブルミュージックプレイヤー、携帯電話、ブルーレイその他これまで対象になっていない、もしくはなぜか除外されてしまった機器を指定範囲に入れるべきです。「専ら」音楽や映像をコピーすることを目的とした機器かという線引きは全く意味をなさないように思えます。逆にいえば、そもそも電話やカーナビなど「何かを目的とした機器」にメーカーが「お気軽に」感覚で勝手に音楽等のダウンロード、コピー技術の載せているのです。真逆の事態です。この状況で専ら音楽等のダウンロード、コピーを目的とする機器、メディアなど製造されるわけがないと思います。政令指定の条件自体が誤りです。単純に、そうした機能を備えているかどうかで線引きすべきです。そうした機能専用の機器・メディア等が対象というのであれば、灰圈㊦ 修砲弔い討 互滅争蠅箸靴討修海鵯櫛發靴討呂匹△任靴腓△修謹砲兹辰荷力弔鵯盛泓い筐△嵌睡峇毀篆蠅砲弔い討 邑螢△任④・u梓諠、に思いますへれはあまで素人考えでつ めーせ側せ・仍両紗仍隸綵・堇圻喇敕紺霰淋 鼠斌戮贈唯・・w)Pゴシック">政令指定を免れたいというのであれば、コピー機能を外して販売すればいいのではないですか？

iPodのポスターやCM、みんな音楽聴いている様子を描いていますよね？ブルーレイは、広告にテレビのままの高画質な映像が保存、コピーできますとさかんに謳っていますよ。一般ユーザーがテレビの映像を高画質で永久保存、コピーすることは必要不可欠でしょうか？テレビは録画するのが前提に放送されているとは思えません。

個人

■一人3回も同じ番組をコピーするとは到底思えないし、ましてや家族揃ってなんて！ 「ダビング10」の問題ですが、本当に一般的な家庭での録画を想定した場合、お父さん、お母さん、子供、一人が3回もコピーするのでしょうか？一人3回同じ番組をコピーするなんて、どんな優良な番組なのか、コピーしたDVDを一体何に使うのか…。DVDにきちんとコピーできれば、それ1枚で「永久保存版」になりますから、コピーのバックアップは不要ですね。また、例えば、お友達やおじいちゃん、おばあちゃんにどうしても見てほしいDVDをあげたいとします。家族3人が同じ番組をそこまで愛し、一人2～3人にDVDをプレゼントする。もしくは誰か一人が8人にDVDをプレゼントする。こんなことって起こりうるのでしょうか…？少なくとも私は聞いたこともない話です。だいたい、そんなにいい番組ならパッケージになるのを待って購入する方が自然です。つまり、これによってやはりパッケージ販売の機会まで奪われてい機海峽録録坪后紗仍志飯重劉子昭鍵需鹿鍵需鹿嗤僧昭仍両鹿仍みなさん、ご自分のご家庭に置き換えてもう一度お考えになってはいかがでしょうか。極めて非現実的です。権利者側が主張する3回の方が現実的な数字だと思います。それ以上する人は、編集を趣味とする、もしくはコピーを他人に配布・販売する人で、完全に「私的」を逸脱した行為だと思われます。これを避けるためには、例えば3回以上の人に追加で課金できるようなシステム作りをする手もあるのではないかと思います。 ■まとめ 以下の3点が必要です。 ①私的録音録画補償金制度の再検討 これについては、「他人の作品を勝手に使う」ことがどうということかについて検討会に参加されるみなさんでぜひお考え下さい。権利者が言う「リスペクト」とかそんな改まったことではなく、「他人のものを自分のものにしてしまう気持ちの悪さ、罪悪感、感謝の気持ち」こんな単純な思考に立ち返っていただければ、決して「補償金制度をなくす」という発想にはならないはず。それでもわからない方は「他人のお金を勝手に使う」ことで考えていただいてもいいのです。音楽、映像以外にも画像等も同様です。 ②政令指定機器やメディア等の指定範囲の改正 現状は完全なる不正解です。コピー等の機能を別目的の機器に勝手に付属させているのはメーカーです。メーカーの勝手に権利者があわせないとはいけないのは、強者と弱者の関係からですか？ ③「ダビング10」の再検討 国民のほとんどがダビング10回もしません。一部のマニアに合わせた法律作ってどうするんですか？	
●「コンテンツ」を一つの「流通物」と考えるのであれば、流通を阻害する要因は不要と考える。 これまでの意見でも述べているが、「コンテンツ」を含めた「商品」は、提供者と受領者、つまり、著作者と利用者がいて始めて経済として成り立つモノであり、一方の権利のみを主張してはその流通が止まり、「死んでしまう」モノである。 そのためにまず考えるべきは「どのようにしたら円滑に流通するか」であり、「どのようにしたら利用者をコントロールできるか」ではない。「コントロールされたコンテンツ」を、利用者が拒否したらどうなるのか。簡単に流通が破綻する事は想像に難くない。そういった特性を持った「商品」であるのだから、利用者の利便性を考えていない、著作者のみの権利の執行を考えた方法では最終的に「コンテンツの流れは止まる」と予想できる。故に、これから考えるべきは、「どのようにしたら著作者の権利が守られるか」ではなく、「どのようにしたら、円滑にコンテンツが流通するか」である。（しかも、現状考慮されているのが「一部の有名著作者」のみであり、数多い、「無名の著作作者」の権利を守ろうとしていない。その意味でも、「一部の集団に対しての利益」しか考えていない、歪んだ考えであると指摘する。） その意味において、現在行われている議論そのものについて疑問符を付けるものである。守るべきは、「全ての著作作者」と「全ての利用者」、「全てのコンテンツ」であって、一部の、経済的効果を生み出している「特定のコンテンツの著作作者」ではないはずである。その意味において、私的録音録画補償金やDRM、および著作権保護期間の延長については、現状の議論の展開そのものについて異議を唱える。 5)「コンテンツ」の管理団体がその権利を主張するのであれば、「あらゆるコンテンツの流通」を担保すべき。つまり、経済的理由等の流通側の事情による、著作者の意思に基づかない「絶版」や「廃盤」はすべきではない。 この主張については、条件付きのものである。つまり、著作権管理団体が、「私的録音録画補償金」や「DRM」といった、「コンテンツの流通のコントロール」を実施したいのであれば、著作者の許諾無しに「コンテンツの流通を止める事」を止めさせなければならない、ということである。管理されていないコンテンツは、その流通もコンテンツの著作者に責任が求められると思われるが、「管理団体」が、「コンテンツのコントロール」を行う（つまり、それによって利益を得る）のであれば、著作者の許諾無しによる「絶版」や「廃盤」を阻止しなくてはいけない。「コンテンツのコントロール権」を持つのであれば、それをもとに「著作者の権利」を保護するのが「管理団体の役目」であり、そこに「管理団体や流通業者の経済的な理由」が存在してはならない。「管理団体」は、「流通業者」に対して、積極的に「絶版」や「廃盤」を拒否する力を行使すべきである。それだけでなく、「著作権者の権利を守っている団体」とは言えないからだ。 「売れるコンテンツの権利は守るが、売れていないコンテンツの権利など守らない」では、「何も管理していない利益追求だけの存在」ということになる。各団体がそういう「唾棄すべき」存在ではないのなら、各著作権管理団体は、その著作権が生きているかぎり、最大限、著作権者の権利を守らなくてはならない。その意味で、「絶版」や「廃盤」というような、「著作者の経済的権利が失われる」状態を、可能なかぎり回避するよう努めるべきである。そのような行動のために「コンテンツの流通のコントロール」や「私的録音録画補償金」は必要である、というのならその考えを支持するものである。（ただし、この場合、「著作者の権利の保証」と「私的録音録画補償金」が、「流通の保護」とどう適切に結びつくのか、個人的には不明ではある。それは万民にとって理解可能な理屈にすべきものであると考えるが、これは検討課題であると考える。）	個人
●業界最大手からの参加者が不在である 今回、補償金の追加対象とされている、ポータブルオーディオプレイヤーの販売企業として最大手である、アップルジャパンからの代表者が参加者に含まれていないのは大きな問題である。これでは、最大手が保有している優れた技術や経験を生かした議論が行えない。 また、実際にアップルジャパンから内閣官房宛に抗議文が送られているが、抗議の内容はもちろんのこと、抗議があったことさえも議論にあがっていないことは極めて遺憾である。	個人
●私的録音録画保証金制度のあり方について 利用者に無理のない程度の方金額であれば、支払うのは当然であり、権利者消費者両者に有効な制度と考える。	個人
●私的録音録画補償金制度のありかたに関して デジタル・コピー時代に逆流はできないわけですからせめてわずかな負担でコピーできるのであればやむをえない制度と思われる。	個人

○全般 一市民の感覚として、ダウンロードの違法化、保証処置の問題は、現代社会においてごく通常となっている処の、行動／行為を「原則犯罪」とすべく法律により規定を増やしていくだけであり、元来権利侵害にならない行為も「権利侵害につながる可能性」として、一般市民を犯罪者として扱うという、法治国家としては非常に危惧すべき事態であると判断せざるを得ない。この様な議論全般に反対をします。	個人
●総論 私的録音補償について賛成。 私は、録音録画機器を愛用している。一日でも音楽を聴かない日はない。いわゆるヘビーユーザを自認している。 勿論最新の機器のチェックは怠らないし。普通の人より、頻繁に機器を買い換えているつもりだ。 私的録音補償については、消費者の立場から言えば、一円でも安いほうがいいと思う。 それは私としても同様だ。だけれど、それと同じくらい音楽を作った方への感謝の気持ちを持っている。 難しい選択だけれど、幾らかの補償金を払うことで、そうした感謝の気持ちを表したいと私は考える。 その金額は、その作曲家からの恩恵に比べれば、それほど大きいとは私は思わない。 うまくいえないが、そのくらいのお金は支払っても構わないと思う。 以上、たわいもない意見ですが、私的録音に関しては、制度の導入に賛成します。	個人
●総論 自由経済の原則として、需要と供給のバランスによる競争は妨げられてはならない。 商業的録音録画とは私的録音録画が困難であった時代にそれを代行する事が商品価値となっていたものであり、技術の発達により私的録音録画が容易になり商業的価値が著しく衰退している現状に対し、商業的録音録画の保護を行う事は自由競争社会の原則に反する事である。 著作者の権利は守られるべきであるが、著作物の商品価値は自由競争の結果決定されるべき事柄である。 一般的に数千円で販売されている録音録画済記録媒体の価値は、記録方式のデジタル化とデジタル情報流通の容易化(インターネットの普及)により既に無価値に近いのが現状である。大規模な産業が短期間で消失する事は社会的な影響も強く何らかの保護によって段階的な解体が必要に可能性は考慮されるべきであるが永続的な継続を目的とした過剰な保護はなされるべきではなく次なる産業への転換のための補助を行うべき時なのである。 石炭燃料採掘販売を保護することを目的に石油の輸入や利用に法的制限を行っていた場合現在のような経済の発展はありえたであろうか？ 私的録音録画が容易化は全世界規模の問題である。 現在、近代化目指して急速に発展している諸国にとって常識となるであろう複製流通によって発展した経済社会と渡り合っていくためにはわが国の流通経済もこれに対抗していく必要があり法的な過保護をおこなうことはそれに逆行しわが国の国力を低下させるものである。	個人
●大前提:「権利者」とは誰か？ (該当ページおよび項目名:1ページ～、「はじめに」) 権利者の許諾を得ない大量の録音録画が家庭内で行われる事態が生じ、このような状況が権利者の経済的利益を不当に害しているのではないかという問題が生じた。 ――〈本文P1〉―― 「権利者」とは誰か？ まずここでそれをはっきりさせておきたい。 問題になる権利は「著作権」であり、わざわざ著作権法の本文を抜粋するまでもなく「権利者」とは「著作者」のことである。 念のために引用するならば 第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。 となる。 いうまでもなく「権利者」とは決して出版社や著作権保護団体ではない。 このことをまず確認しておきたい。 補償金を徴収する際にも「権利者に補償金が向かうこと」を大前提としなければならない。 たとえば違法サイトからの複製を違法とする根拠として、 ・通常の利用を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではない ――〈概要P3〉―― が挙げられているが、「権利者側として」本当に容認できる利用形態ではないのか？ 当の「権利者」がどう考えているか、十分に調査すべきではないだろうか？ 報告書を読んだが、そのような調査がなされている痕跡は一切ない。	個人(同旨5件)
・メーカーの私的複製制度を廃止しようという動きには怒りを覚えます。 ・消費者の側から見れば、聞きたいコンテンツがあるから、MP3プレーヤーを購入するのであって、その逆ではありません。メーカーはもっとコンテンツ創造の循環サイクルが根絶えないよう配慮すべきです。 ・長期的に見れば、コンテンツ創造者とメーカーはパートナーなのであって、敵対関係にはないはずで。メーカーは短絡的過ぎます。 ・文化庁の担当者の方は、メーカーの圧力にびびることなく、もっとしっかり舵取りをしていただきたいと思います。メーカーの発言は、知財立国をめざす日本の方向性とも矛盾していると思いますし、万が一メーカー側の発言が通ってしまえば、国民の間に文化軽視の風潮が広まることになります。	個人

・私的録音録画保障制度の矛盾。 ダウンロードに対しては「情」に対して考慮しておきながら、「私的録音録画保障制度」に対しては「情」を考慮しないという、矛盾した趣旨が考えられている。私的利用が他者の著作物の私的録音と、本人の著作物録音との判別が困難である以上、導入すべきではない。	個人
・自由にコピーできなければ、お金を払って音楽などを買う意味がない。 ・ユーザー、メーカー、クリエイターみんなの権利が守られる、対価を支払えるという関係が成り立つのが、補償金制度だと思う。	個人
・著作権は権利者の財産的権利である以上、個人の権利を制限する場合はできるだけ範囲を狭くするべきであり、きちんと補償をしなくてはならないと思います。 個人の利用だとしても権利者の利益を大きく損ねるものであれば権利制限すべきではないが、個人が著作物を利用する時に手続きを行うことは、少なくとも現在は難しく、手間もかかるため、録音機器等を購入する際に補償金を支払うことのできる現在の制度は、権利者・消費者の双方にとって有効なものだと思います。 将来、個人の利用を管理できるような技術ができれば、補償金の制度の見直しも必要になると思いますが、それまでは現在の制度を続けることが適していると思います。	個人
補償金を負担する一般消費者にとっても、また権利者にとっても、お互いが納得できる制度であれば賛成です。	個人
この制度によりユーザーの負担が大きくなりすぎないようにあれば・・・権利者もユーザーも有意義なのではないでしょうか。	個人
「意見」デジタル時代の現在では、補償金制度は当然だと思う。負担もわずかで自由にコピーしているのだから消費者も理解していると思う。	個人
ケーブルテレビやCSの様にペイパービューが根付いて来ているので、多少の負担なら消費者も納得するのでは？	個人
コピーまたはダウンロードは、デジタル的な音楽との接し方が浸透している現在、音楽をより広める、また、さまざまなかたちで音楽を楽しめるという観点から、大事な文化であると考えます。消費者側はその行為を前提に録音・録画機器を利用しており、ある程度の負担は受け入れられると思います。音楽文化の健全な維持のためにも、補償金制度は有効であると考えます。	個人
補償金を支払わなければデジタルコピーを家庭で行うことが出来なくなるのであれば、その金額にもよるが、補償金を支払うことに何の問題もない。	個人
CD購入、レンタルCD、ダウンロードなど音楽の供給媒体が様々な形になっている昨今、個人で楽しむために録音することは常識になっています。補償金制度がなくなると、個人で楽しむ場合でも録音に制限がかかり、様々な媒体から購入した音楽を別の機器に録音できなくなり、大変不都合が生じると思います。 ユーザーは、不都合が生じると面倒臭くなり、音楽に触れる機会も少なくなっていくのではないのでしょうか。もしくは、ネット上の違法サイトなどが今以上に蔓延するかもしれません。いずれにしろ、私たちのようなユーザーから見たら、音楽業界が衰退していく気がしてなりません。 私的録音録画補償金制度があるおかげで、ユーザーは録音録画を楽しむことができるのですから、複製の自由を制限するような私的録音録画補償金制度をなくす行為はしないで下さい。	個人
iPodなどで音楽を聴く事は、時代の中で、もはやなくてはならない音楽の楽しみ方です。 プライベートの範囲のこの行為を気持ち良く楽しみ、法のコントロール内で、しかもクリエイター、権利者に適切な対価を還元していくための制度と、消費者の利便性確保とのバランスをとるという観点からも、私的録画補償金制度による補償の機能は、なくてはならないものと考えます。 それが現在最も安心な方法と考えます。	個人
iPodは、中に楽曲をコピーすることでその機能を十分に発揮できるのであり中身がなければただの入れ物に過ぎないですね。メーカー側の意見は自分たちの目先の利益のみに重点をおいているだけで自分たちの製品を完全な物にしてくれるコンテンツへの敬意が感じられません。	個人
アーティストに敬意を表し、補償金の早期上乗せを実現して、早く自由に使いたい。メーカーは、どうせ消費者に転嫁するくせに、わずか千円位の話で、何をグズグズしているのでしょうか？そんなものは、企業努力で解決すべきです。自由なコピーを阻害しているのは、アーティストを潰して儲けようとしている、メーカーに他なりません。	個人
コピーが自由にできる為への、それほど負担のかからない補償金制度であれば、意味もある有効なことだと思います。	個人
コピーを認めるということは、権利者にとっては本来何らメリットがない。一方、利用者にとっては経済的にも利便性からもメリットが大きい。このアンバランスを解消するものが、私的録音補償金制度であり、この制度による一定の負担は当然と考える。	個人
コピー制限の緩和には賛成しますが、それと同時に補償金制度の見直しや範囲の拡大をするべきだと思います。	個人(同旨1件)

これを廃止してはダメです。海外ではハードを製作している企業が支払っているそうです。そうやって音楽ビジネスを守っています。この昨今は、良い音楽が生まれ難い環境にあるといえます。私も時にはコピーで音楽を楽しむことはありますが、全く料金が発生しないと言うのも、本来はおかしいと思うのです。ダビングの機材を売って利益を得ている企業が負担するのが一番良いのではないのでしょうか？	個人
これ以上の既得権を持つものの保護は若い才能の芽を摘むことになると思う。規制によってジリ貧を食らうのは将来を担う側だと思う。	個人
こんばんは。 私はこれからもi-podにたくさん録音したいと思っていますし、そうやって音楽を楽しみたいと思っていますが、補償金の制度がなくなって、使用料を直接払うことになるのはご免です。めんどうですし。 デジタル機器のメーカーが替わりに払ってくださっていることはありがたいことだと思っています。 ですから、今の制度はバランスのとれた制度だと思いますので、このまま続けていただきたいと思います。 私のフルートの先生にもこの話をしましたが、やはり私と同じ意見でした。 以上ご検討よろしく願いいたします。	個人
そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、著作者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他ならない。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫している現代において、著作権について素人の消費者が権利者のいう「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。 またこれまでも同じ機能なのに価格差のある「音楽用CD-R」と「データ用CD-R」が並存していること自体、消費者からすれば、“正直者がバカをみる”ようで紛らわしく感じます。 さんざんコピー可能な機器、媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたいです。	個人(同旨5件)
デジタル&ネット時代において個人利用の範囲でのコピー行為との概念がかなり変化してきていると考える。 また、デジタルコンテンツが日本の産業に重要な位置を占めつつあるなか、著作物を保護する観点での制度を、消費者も交えて支えていく取り組みは前向きに進めていくべきと考える。 保証金制度についても消費者負担のレベルについては慎重な議論も必要と考えるが、良質なコンテンツ提供と受益者側がそれを享受する手段として消費者への理解促進を図りつつ進めるべきと考える。	個人
パソコンでコピーしてipod等の機器に入れて聴くこの時代、CDなどの売り上げも落ち、レンタルで済ます人々とてもが多いので補償金制度が無いと社会の中の音楽という大きな分野が発展しにくくなり、日本だけでなく、社会全体の損益になると思います。どうぞ発展の為にも制作者などを苦しめる環境はなくなる様よろしく願い致します。	個人
パソコンでコピーしてipod等の機器に入れて聴くこの時代、補償金制度が無いのは音楽業界の働く人にとっても不利な環境で、機械を作るメーカーだけが莫大な利益をあげている現状に疑問があります。 補償制度を作るべきだと思います。	個人
パソコンでコピーしてipod等の機器に入れて聴くこの時代、補償制度を作るべきだと思います。	個人
パソコンやアイポットを多くの人が持つようになり、音楽も簡単に自分でコピーして楽しむ人が増えていていると思います。簡単にコピーできたら、CDを買わないと思うしそうなれば、作った人が生活できなくなると思います。それは、おかしいと思います。MDが出来ているのになぜ他のが出来ないのかなと思います。なので、補償金制度は必要だと思います。	個人
補償金を支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されることは望ましくないと思います。	個人
まず言えるのは、正直なところ権利処理について個人が負担するのは、厳しいです。そもそも私的なコピーを音質も劣化することもなく可能にすることを売りに、メーカーは儲けている訳だから、その機械を制作する側が負担するのが筋です。 売って置いて、後は何が起きても知りませんというのは、さすがにズルイ。 著作権について何でもありなアジアの中で、著作権先進国の日本が「何もしない」訳にはいかないでしょうし、法整備はしっかりして欲しいですが… 消費者に分かりにくい形ではなく、この機械は権利処理済だから、「私的(あくまでも)なコピーはご自由」にしていただかないと面倒ですね。 権利・権利と言い過ぎるのはどうか？と言う話もありますが、メーカーも最低限の事はするべきではないでしょうか。	個人
まず第一に考えなければならないのは、作品の制作者がそれに見合う評価をされる環境が整わないと、将来的に新しい文化的な産物の創造に対して妨げが生じるという事です。著作者に対する報酬は、社会的文化的な貢献に対する正当な対価であることを再認識するべきで、これを妨げてはならないという事です。 貸し小屋が隆盛を極めた事を例に出すまでもなく、日本という国は、他のアジア諸国が多かれ少なかれそうであるように、元来知的所有権に対して無頓着な土壌にあります。著作権に対する啓蒙活動は大切ですが、残念ながら、決してそれだけで全てカバーできるものとは考えづらい国民性といえます。モラルが社会の中でフルに機能しない限り、煙草のボイ捨てや迷惑駐車同様、罰則を厳しく対処する事は必然と考えます。それが即ち音楽文化の源、著作者達の権利と存在意義を尊重することになるからです。	個人
ユーザー、権利者、メーカーの利益を公平に調整することを念頭において考えると、「補償金」制度は有効な制度だと思う。	個人

ユーザー／機器メーカー／権利者の3者が納得できる解決が理想的であると考えるとき、今回の補償金制度の見直しに関しては、有利になるのは第一に機器メーカー、その次にもしかしたらユーザーと考えられるのがせいぜいで、権利者に利益はないように思われます。 ユーザーも、一時的には機器の値下げなどで利益を得ることであるかもしれませんが、効果的な対案がない現状で、いつ何時ユーザーが大きな不利益を被った権利者側から思わぬ負担を強いられるかわかったものではありません。 機器メーカーのみが大きな利益を得、ユーザーがこのようなリスクを負い、権利者には不利益のみを押し付ける今回の検討は、ユーザーにとって百害あって一利無しと言えそうで、とてもではありませんが賛同できるものではありません。 ユーザーの中には、機器が安くなっていいことだ、と思う方も多いと思いますが、私はそのような近視眼的な意見にはどうしても賛同できないユーザーのひとりです。前述の3者の程度のよいそれぞれの利益が図られない限り、必ずどこかにひずみが出るものと機器メーカー最良の意見を持つ方々は真剣に考えるべきです。 それとも、機器メーカー最良の意見の持ち主は自分たちだけの利益があがればそれでよいのでしょうか？ もしでそうであるならば、この方たちの意見を聞く必要は一切なさそうです。 いま最も必要なのは、前記3社の利益の調和意外にないと考えます。	個人
ユーザーにある程度のコピーの自由が認められるのであれば、補償金として幾らかの負担をするのはやむをえないと思います。	個人
ユーザーにとっても権利者にとっても保証金制度があったほうが、有益だと思う。	個人
わたしは私的録音録画補償金について賛成です。 補償金数百円を支払うだけで、今後のコピーを認可してもらえるのはオイシイ話だと思う。補償金をなくすことで、購入時の価格は若干さがでるだろう。しかしコピーをする為に、毎回コピー申請をしなければいけない。それはとてもネガティブなことだし、そう思われること事態著作権者にとってはマイナスなことだろう。 デジタルオーディオプレイヤーで著作権の及ばない使い方をしている人間はいらるのだろうか。iPodだって「コピーではなく移動」と言っているが、わたしの実体験をしたい。先輩からiPodをもらった。 それをパソコンにつないでマイコンピュータから外付けHDDとして認識させて、「隠しファイルを表示」させると本体にある音楽データが見えるのだ。さらにそれをパソコンへコピーすることも可能だ。実際わたしは数千曲を自身のパソコンへコピーすることに成功した。そういった意味でもデジタルオーディオプレイヤーはコピー乱用つながるものだと思う。またそういった著作物があって成り立つ製品であり、それらを蔑ろにして利益をあげようと思うメーカー側の考えには賛同しかねる。 逆に聞きたい。「私的録音録画補償金が増えさせているから買わない」と言って手を出さないユーザーがいるのか。支離滅裂で非常に申し訳ないですが、よろしくお願いします。著作権者が将来後悔しないものにしてください。	個人
われわれが購入する機器にどのくらいの補償金が課金されているかは不明ですが、現在の小売価格推測してもそれほど高額な補償金を負担しているとは思えません。逆に私も含め、そのような補償金が付加されていることを知らない、知らなかった人の方が多いと思います。 補償金によって権利者の利益が保護され、新しい作品が創作されるのであれば、この制度を今後も支持します。	個人
以前はレンタルしたCDから聞き続けたい曲だけをMDにダビングしていましたが、PCが新しくなってからは丸ごとPCにコピーすることが増えました。曲名とかも勝手につけてくれるので便利です。一方でMDの購入数は減ってます。コピーする量が増えても権利者の人たちへの補償金は減ってるわけです。これはやっぱり不利益だだと思います。とは言っても、コピーするたびに課金されるようなことは（消しちゃうこともあるし、何回コピーしててもか調べられてるよう）イヤです。権利者の人たちにはふさわしい補償金を払い、そのかわり、私的な録音は自由にどうぞ…というのが良いと思います。	個人
意見:時代はアルビン・トフラーが予言した、誰もが著作権者となるプロシューマ(Prosumer)を生み出しつつある。2007年9月末から10月にかけて、ニコニコ動画の中で起こった「初音ミク」コンテンツの大量発生、マッシュアップは、現行著作権法の想定する「著作権」「著作権者」のあり方を大きく逸脱している。曲を公開する者がいて、そこに詞をつける者がいて、動画を作る者がいて、動画の素材を提供する者がいる……。これらを現行著作権法の枠組みの中で許諾を通して処理することは容易ではない。むしろ不可能と言って良いだろう。 ある意味、ニコニコ動画という法律的にはグレーな場が、これらのコンテンツの盛り上がりを支えていたことは、疑いようがない。 文化の発展に寄与すべき著作権法は、むしろこのような新たな著作物生成のあり方をこそ、新たな保護の対象として見据えるべきであろう。 古来、著作権とは、技術の発展とそれによる社会の変化によって必然的にその姿を変えざるを得ない権利であった。今もまた、著作権のあり方が、旧来のそれとは大きく変わりつつある。 既得権益の保護に汲々とするのではなく、新たな社会に即した法律作りを強く希望する。	個人
一消費者として、権利者の権利を犯すようなことはしたくありません。と云って面倒な手続きや、余分な負担もご免です。 従って現在の補償金制度は実状に合うよう見直した上でぜひ存続させるべきだと思います。 きくところによると、諸外国では支払義務者はメーカーで、そのかなりの部分は日本のメーカーが負担しているのに、日本に於いては、メーカーに負担したくないという意見が見られるといひます。これは全くおかしいことで日本のメーカーの文化度の低さを表しており、まことに恥しいことだと思います。 また、今回の意見募集に関して、消費者からの意見は少ないのではないかと思います。この際、こうした問題の現状を広く知らせると共に、著作権思想の啓蒙に力をそそがれるよう国に求めます。	個人
一定のコピーの自由が確保されている中で補償金として負担にならない程度に金額を払うのは権利者・消費者双方にとって有効だと思う。	個人
一般ユーザーにとって少ない負担の金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、補償金制度に賛成します。しかしながら、制度の改善、社会的な周知の徹底は必要だと考えます。	個人
一般ユーザーも高品質なコピーが可能である環境を享受しているので一定の負担をすることは妥当であると考えます。制度の見直しなど改善の余地はあると思いますが基本的に補償金制度には賛成です。	個人

演奏家の立場から考えると、自分の演奏したものが自由にコピーされていることについては許容できないところですが、現実にはそれを阻止する何のすべもなく、見過ごさざるを得ないのが実情です。そのために「私的録音録画保証金制度」は著作権保護の具体的な方法として非常に良い制度であると信じております。 消費者側に立った場合にも、音楽を楽しむため、又、仕事上に必要な情報がある程度自由に得られる今の制度が良いと思っております。 これを徹底させるためにも、この制度が導入された時期以後に新しく現れた録音録画のできる機器・メディアなどにも速やかに適応していける法的環境を整えていただきたいと思います。 聞くところによりますと、この良い制度があるのにメーカーなどは自身が負担しなくて良い他の方法に置き換えるよう圧力をかけているようですが、この「メーカーのエゴ」としかいいようの無い議論に、時間と労力を費やすのはもってのほかです。 繰り返しになりますが、私どもは、消費者・権利者の双方にとっていちばん良い方法と思われるこの「私的録音録画保証金制度」に、録画録音専用のものだけでなく、データ用のCD-R/RW,DVD-R/RWや、新しく開発された録音録画のできる機器・メディア（携帯プレーヤー、パソコンリットディスク、ハードディスク、DVDの発展型大容量録画機器、など）を追加し、そして先進諸外国と同じく、支払義務をその機器の製造業者が負うという方向で、柔軟で現実的な制度に発展させていただきたいと切に希望いたします。	個人
音楽・映像の利用を促進するために、「ユーザーの使い勝手を損なわないこと」と、「対価を支払った音楽・映像を視聴する権利を保証すること」を求める。 ・バックアップを取れること。又は、オリジナルデータを破損しても購入した音楽・映像の再取得ができること。 ・個人の管理下にある複数の機器に向けて再配信できること。	個人
音楽CDをコピーしてPCや携帯音楽プレーヤーでさまざまな場所で楽しむことはもう止められない。消費者が複製の許諾を著作権者から個別に得ることなく合法的にコピーして音楽を楽しむことが出来る制度である「補償金制度」が無くなれば音楽をたのしむことが今より煩雑になる。現状に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境をまもることを望む。	個人
音楽や映像は創る側と聴く側、観る側がいて成り立つものです。 そこに関わる全ての人達の状況が、最も良い状態である事を願います。	個人
音楽をコピーするという事は、当たり前のようになった昨今、今更、補償金制度を失くしてコピー不可となるようなことになったら、音楽を自由に楽しめなくなる可能性が出てきます。 もしくはコピーするのに、いちいち許可を取らなくてはならないことになるなんて、はっきり言ってナンセンスですよ。 デジタル化によって、音の劣化も少なく、利用者にとっては良い状況で複製できますが、権利者側からしてみれば、そのために利益を失う可能性がある。そのことが問題なんだとすれば、補償金制度は、利用者と権利者の双方のバランスが上手く保たれる良い制度だと思えます。 これだけ、誰もが自由に簡単にコピーできる状況がある中で、個人がその複製の状況を判断するなんて不可能ですし、これ以上、煩雑にしても意味がないと思います。	個人
音楽をパソコンなどでコピーすることは既に一般化しており、補償金制度が無くなることでこれまで行うことのできた個人的なコピーに、ひとつひとつ許諾を得なければならなくなり、これまでのように音楽を自由に楽しむことができなくなり、結果として、違法コピーを蔓延させることとなります。適正なる利用を促進させるために、現状に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境をまもることを望みます。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人
音楽を好きな人が、その音楽を創ってくれた人に対価をお支払いするのは当然のことと考えます。平成4年に補償金制度ができたときと比べれば今の方がずっと多くコピーされているのですから、この制度の必要性は当然高まっていると思います。 ですから、補償金制度は今後も必要不可欠な制度であると考えます。 制度を見直すにあたっては、パソコンを補償金支払い対象にしないのは不公平だと思います。iPodなどは当然だと思いますが、そのiPodに取り込むためには、パソコンが不可欠で、パソコンの方だけ対象にならないという制度はおかしいと思います。 そのためにメーカーを支払義務者にして、広く薄く補償金をかける制度にすれば、誰も文句を言わないでしょう。価格は、どんなものでもいらないものの原価が積みあがって決まっているわけで、それをひとつひとつとやかく言う人がいないのと同じです。 音楽を創ってくれる人を守るよい制度になるよう頑張ってください。どうぞよろしく願います。	個人
家庭内の録音や録画について、一回一回許諾を得て使用料を支払うというのはナンセンスなのだから、安価な補償金で済んだ方がいいと思う。	個人
既に技術レベルでは私的な家庭内でのコピーについては当たり前な機能となりつつある。 とはいえ、コピー元のコンテンツの対価については補償されないのでは、今後のコンテンツ作成・コンテンツ流通(放送等含む)の障壁となる。 これを、ユーザー・機器メーカー・コンテンツ作成者ともに理解できる形で実現するには、私的録音保証金の制度が非常に宜しいかと思えます。	個人

既存のデジタルオーディオプレーヤーを魅力的にしている点のひとつが、CDなどから音楽を転送できることであるのは間違いないと思います。もし音楽などを転送できないメディアプレーヤーがあったとしても、それを特にほしいとは思わないので、著作権者に何かしらの補償はあってよいと思います。それを負担するのがユーザーであるかメーカーであるかという議論は別にしても、素人考えかもしれませんが、もし技術が進歩して到来するのが、据置き／ポータブルにかかわらずすべてのデジタル・レコーダー／プレーヤーが電波でネットワークサービスに接続して利用することが当たり前の時代だとしたら、現在補償金の対象となっているコンテンツ（音楽やTV番組など）の視聴は、自分たちの所有している機器への複製ではなくて、サービス提供側のサーバーにアクセスすることで実現することになる気がします。 そうしたら、視聴の都度何らかの対価をユーザーが支払うという仕組みは難しくないと思います。それは、補償金をなくす方向というよりも、むしろ補償金の延長線上の話のように思えます。実際の利用場面では、現在の法律上規定されている私的複製という概念がなくなる分野がでてくるかもしれません。 もしそういう時代であれば、ユーザーとして望むのは、コピーが何回できるかという話よりも、見逃した（録り逃した？）TV番組や廃盤となっている音源など、見たい聴きたいコンテンツを確実に視聴できる環境です。 そういった環境（巨大アーカイブのようなもの）があれば、将来の文化的な面から見てもメリットであると思いますし、補償金の一部がその実現のために使われてもいいような気がします。	個人
機器購入時に一定の負担をする私的録音録画補償金制度は現実的なシステムと思う。	個人
近年の急速なデジタル化は今後もさらに進むと思う。そのなかでユーザー、権利者、機器メーカーの均衡を保てる範囲での補償制度は必要であり、その制度を周知させることが重要だと思う。	個人
金額面で消費者に負担がかからなければ、あってもよい制度だと思う。	個人
結論：補償金制度は必要だと思います。 私的録音録画の許容が、権利者の本来あるべき権利の権利制限であり、経済的不利益を生じる可能性が非常に高いことは自明だと思います。 ちなみに、反対の立場の意見の中に、「技術的手段によって、複製回数のコントロールや、複製自体の禁止がなされれば、複製の態様が権利者に予見可能であるから不利益が生じない」というものがありました。対価のない複製物が作られること自体が経済的不利益を生む可能性が高いのであって、枚数の予想がつけば不利益でないという意見の根拠はどこにあるのでしょうか？また、「コピーガードのはずし方」のようなマニュアル本が普通に書店に並べられているような現状において、技術的手段による複製のコントロールがどれだけの実効性を持つのでしょうか？技術的保護手段の回避による複製は30条の射程外で違法行為であるから、犯罪者と権利者の問題であるというのはあまりに無責任だと思われます。 また、私的録音録画が、場合によっては権利者の不利益にならず、宣伝等の効果により利益にすらなりうるというのは結果論であり（実際には不利益も同時に生じている場合がほとんどだと思いますが）基本的にユーザーの身勝手な論理だと思います。 権利制限でしかも経済的不利益が生じる可能性が高いのであればあれば、なんらかの補償は当然なされるべきであり、個別課金というシステムが広く普及しているとは言いがたい現状においては、補償金制度の存続は必須だと思います。 配信業者等は個別課金システムに絶対的な自信を持っているようですが、配信事業は彼らが思っているほど普及していませんし（まだまだ、パッケージ購入やレンタル利用者のほうが圧倒的多数だと思います）、技術的な手段によってコントロールすることは完全には不可能であることは明らかです。（もちろん技術的保護手段は、そもそも私的録音の範囲を逸脱した違法行為を抑制するためには必要なことです。） 補償金に対する問題点として、実際には録音録画を一切行っていない消費者にも課金の恐れがあるとか、配信事業の場合に2重課金の恐れがあるというものがあります。 しかし、私的録音録画というものは、ユーザーの便宜を図るために権利者の権利制限をしているものであるのだから、実際の複製行為とは無関係に権利制限そのものに対する対価としてあっても良いのではないかと思います。 したがって、録音録画可能な機器はすべて補償金の対象とすべきだと思います。 仮に、補償金を撤廃したとして、ユーザにとってどんな利益があるのでしょうか？個別課金方式にしたとしても、支払うことには変わりなく、MDから補償金が控除されたとしても、1枚あたり数円の話です。 上述のように、私的録音という権利自体に対する対価だと説明しても、自分は録音はしないからといって、1%程度の補償金の支払を拒むユーザーがどれだけいるのでしょうか？（返還金という制度もいおうありますし） 補償金を撤廃して、明らかな利益を得るのはメーカーだとは思えません。補償金の支払義務を回避し、自らが運営する配信事業のみ配信料にこっそり上乗せして回収し、権利者に支払われないということも十分考えられますし、補償金の対象から外れたMD等の録音機器の値段に反映されるとも思えません（それこそ2重取りではないでしょうか？） 知的財産権の分野においては、ある程度包括的な制度にならざるをえないのではないのでしょうか？特に私的録音録画の分野においては、趣旨から言っても、金額から言っても、最低保証として、現行の補償金制度はベストに近いベターな制度だと思います。	個人
権利者の創作意欲にもつながるので、私的録音録画保証金の制度は必要だと思う。 但し、ユーザーにとっても負担にならない方法が好まれると思う。	個人

権利者寄りすぎるメンバ なぜ権利者ばかりしかいないのでしょうか？今回の私的録音録画問題はインターネットがからんでいる以上インターネットユーザーの視点に立った人がほとんどいないのでは、権利者側の視点でしか考えられないです。議論するメンバが全員法律とインターネット最新技術の双方に精通していなければ健全な議論がなされないのは明らかです。消費者無視で一方向的に決められては民主主義ではありません。 技術に無知なメンバ また、技術に詳しくない人が法案を作るのは、技術の利用を萎縮させるだけです。 キャッシュされた動画について「それが複製にあたるかどうかの知識はない」だの、「視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス(例 投稿動画視聴サービス)については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。」だのとんちんかんなことを言っている段階で立法に向かうのは大変危険です。 権利者寄りにならず、時代に則した使いやすいものでなくてはなりません。権利者はコピーコントロールCDの失敗から学ばなければいけません。DRMは権利者とユーザーの溝を広めるだけです。両者の対立が深刻な売上低下や訴訟問題を招きました。ユーザーあつての著作権です。ユーザーにそっぽを向かれてしまっは元も子もないでしょう。 権利者側は一円でもお金を取りたいと考えているようですが、いまや前世紀モデルのビジネスでは売れない時代です。アマチュアクリエイターがインターネットという武器を駆使してプロに真向勝負する時代です。しかもDRMフリーです。今のアマチュアは馬鹿になりません。コンテンツの品質を考えないと売れないのです。なにもかも消費者の行動のせいにするのはいけません。 ダウンロード違法化という明らかにデメリットの多い法案は断固拒否です。この時代、日本のインターネット文化が萎縮してしまつたら、世界に置いてきぼりになります。 せっかく「送信可能化権」という強い武器があるのだから、それを使えば十分取り締まるはずで。現行法でできる取り締まりもろくにせずいきなりダウンロード違法化を持ち出すのは権利者の甘えだと考えます。 健全な議論をするために、文化審議会著作権分科会の小委員会委員のメンバはインターネットの仕組み及び最新技術を勉強してください。	個人
元々の制作物を作った制作者・権利者が馬鹿を見る様な事態はあってはならないのですが、しかし消費者の自由が著しく束縛される事態になることも避けて頂きたいのです。 一部の消費者の苛烈な怒りを目の当たりにしても消費者全体を目の敵にする事無く、冷静に消費者と権利者が納得の行ける結論を、お願い致します。	個人
現権利者の利権を擁護するための無意味な資料ばかりが集められていて、亡国化もここまで来たかと実感させられる。本来著作権は著作者のものであるが、これらの資料は全て著作周辺権者の得ている利権を増やそうとしている物ばかりである。 これらの者に対して応分の支払いをすることには全く異議がないが、それを国民に理解させるのには、最低限著作権利用料の配分に関しての公正・公平・透明性の確保が必要不可欠である。 しかしこま中間整理ではいかにして利用者から徴収するかという話ばかりで、その適正配分については全く話がない。これでは誰も進んで自分のお金を払おうという気にはならないだろう。 文化庁はこの件に関する担当官庁として、年金問題を抱えている社会保険庁と同様に杜撰な部署として見られていることを自覚し、著作権法の精神たる文化の発展に寄与するための委員会運営に方向を修正してもらいたい。	個人
現行の補償金制度をきちんと整理し見直すことを希望しますが、権利者の利益を保護する観点から制度の廃止に強く反対します。	個人
現在、新しく車の購入を考えておりディーラーをまわっているところです。そこで、知ったのが、カーナビの機能！なんと、CDからカーナビに音楽を録音し相当数蓄積できるとのことです！正直びっくりしました。カーナビにそんな機能が？？では、CDを買う意味って？？こりゃ、CDは買わずに済むしなんと良い時代になったものか・・・。 しかし、これではあまりに音楽を創作した人がかわいそうなんではないか！？自分も音楽をやっており作曲の大変さもわかっているつもりですが自分の作曲したものが、全くありがたみなく一般人々に聴かれる。聴いてもらうのは、嬉しいですがありがたみがないってのは、どういうもんか。形があるものは金を出さねば買えない。形のない創作物は金も使わず買えるのか！？	個人
現実的に考えると、少額の補償金によって、ある程度のコピーの自由を手にいれることが出来るのは、合理的かつ、ユーザーにとっても有益な制度と考える。	個人
今はまさにデジタル時代で便利。補償金制度は絶対必要だと思う。	個人
今や音楽をパソコンやiPodにダウンロードしたり、CD-Rにコピーして聴くことが当たり前になっています。 ダウンロードも安価でできますし、CDもレンタルで済ませれば、一昔前のようにわざわざレコード店でCDを買わなくても、私達はお金をあまりかけずに音楽を聴くことができます。 お金がかからないのは消費者としては歓迎ですが、CDと同レベルの音質がいとも簡単に手に入ると、権利者にはその利益がきちんと還元されているのかがどうかが大変気になります。 補償金制度があることで、私達が音楽を自由にコピーして楽しむことができ、権利者にも著作権料が支払われているのであれば、それが一番わかりやすく、双方にとってとても良いことだと思います。今後も維持していくべきだと考えます。	個人
今後、補償金制度をなくすことによって、私的コピーの制限をされる結果となるのであれば、それはよくないと思っています。ですので、コピーの自由が守られる前提であれば、私たち消費者に負担にならない程度の小さな金額で支払うことはやぶさかではないと思うので、よい制度だと思います。	個人

現在、インターネットの普及に伴い音楽の利用形態が大きく変わり、カセット・CDからMD、そしてパソコンのダウンロードへと変遷を遂げた。さらにパソコンから携帯音楽プレイヤーにコピーすることで音楽の自由は無限に広がった。当然、補償に対する考え方も形態に沿ったやり方へと変えていかなければならない。 個人的には、大量の音楽をワンクリックで手に入れられ、コピー出来る現状を考えると、権利者が創作に要した一定の対価を安心して得る仕組みを作ることは当然のことと思う。そのための補償金制度だと思し、この制度を維持することで私たち消費者も自由に音楽を携帯できるのではないだろうか。補償金制度は、わずかな負担で権利者・消費者の両関係を円滑にする潤滑油の役割を果たすと思う。	個人
今後も複製物は増加傾向にあるとおもわれるので、保証金制度を含めユーザーにとっても権利者にとっても良い制度だと思う。	個人
賛成いたします。	個人
私には十代の子供がおり、私的録音についてはかなり頻繁に行っているのを目撃しております。これがその都度手続して使用料を払うことになったら・・・と案じております。 もしもそうなった場合、これまで自由にできていた分だけ「手続き、支払い」に抵抗を感じるのではないのでしょうか。(実際聞いてみしたら、「え～っ！チョーやだ！」「みんな抜け道を探すんじゃない？」と即答でした。これが普通の反応だと思います。) 録音録画機器が次々と発売され、それだけ録音録画する回数増えているのに、関係ないような立場をとろうとするメーカー側に反発を覚えます。 日本人はかつて世界中から「エコノミックアニマル」と呼ばれ、蔑まれた時代がありました。その後利益を追求するだけでなく、社会貢献の観点も必要、と軌道修正してきたではありませんか。 実はそう見せかけていただけなのか？と今回のことで思ってしまった。私的録音録画補償金制度は必要です。そして、それはメーカー側が負担すべきと考えます。(製品に上乗せするだけだとしても、です。)	個人
私の友人には自分CDをCD-Rに焼いて配っている人がいます。MDに録音してプレゼントする人もいます。これではCDは売れませんね。またある人は映画をDVD-Rに録画し配っている人もいます。ですからこういった記録媒体は確実に著作権者の経済利益を侵害している。 しかし、こういった限りなく私的範囲に近い見えない違法録画や録音による権利侵害を補償金が補ってきたものではありませんか。確かにCD-RやDVD-Rが必ずしも著作物の複製などに使用されるとは限りません。しかしこの制度を廃止してどうやって違法をみつけられるのですか。実際不可能だと思います。この制度を廃止するならば権利者が侵害を受けない状況をきちんと作り出していただきたいのです。だいたいそういった記録媒体を作成しているのはメーカーです。海外ではメーカーがきちんと支払い義務を負っています。日本はなぜしないのでしょうか？ きちんと文化を守っていけるような国にしてほしいです。もっと文化人を大切にしてほしいと思います。廃止を決める前に、どうやったら権利者の利益が守られるのか対策をきちんと練るのが先でしょう？	個人
私はiPodを使用していますが、この保証金の制度がなくなったら自由にコピーが出来なくなると聞きました。そんな事だったらiPodに入れてまで音楽を聴こうと思わないし、そこらへんでCDを買ってきて、CDプレイヤーで聞くほうがましだと思います。はっきり言って保証金制度をなくす意味がわかりません。	個人
私はかつて市販のCDを購入していたが、パソコンに音源を複製できることがわかってからは、レンタル店からCDをレンタルし、パソコンに複製し、CD-Rに録音してCDの代わりしたり、SDカードに書き出して音楽を携帯して楽しむことが多くなった。それは、市販されているものを購入するよりも、金銭的に安く済むし、デジタルということをもあって、パソコンに複製したものが劣化せず、いろいろな媒体に複製できるからである。つまり自分の生活としては、デジタル化が進んだおかげで、より手軽に音楽を楽しむことができるようになっている。しかしながら、この私的録音補償金制度のことを知ってから、正直考えるところがある。自分が過去の何倍も複製行為を行っているのに、権利者が得られるべき補償金の金額が減少していることである。この制度の根本にある、デジタル化されることによって権利者に還元されなくなるものを補填するという趣旨は、自分自身の経験からある程度理解できる。この制度のおかげで手軽に音楽を楽しめているのだと。電車に乗っていても、音楽を聴いている人口が減っているとは思えない。権利者がこの制度を維持することで権利を強化しないというのであれば、万々歳である。	個人
私は音楽ファンですが、今は聴きたいCDをなかなか発売してもらえません。 コピー等が主流になり売れなくなっているからだそうです。 もしこの制度がなくなってしまうたら、ますます聴きたい音楽が聴けなくなってしまう。 そんな強い心配をしています。	個人
私は数年前からipodを持っています。音楽はipodのみならず車の中でのCD再生等で幅広く自由に楽しんでいます。もし補償金制度がなくなってしまうたら、車で再生していたCDをipodにコピーできなくなったり、パソコンからipodへ音楽がコピーできなくなったりと、大変不自由です。音楽は楽しむものです。多くの人が楽しめるような環境にしてほしいものです。	個人
私的録音補償金制度をユーザーにわかりやすく説明することが必要だと思うが、それ自体を廃止するというのは、あまりにも強引すぎると思います。 何でもそうなんです、不公平はよくないので、もし全体にかかるなら利率を下げるとか合意策はいくつでもあると思います。	個人
私的録音問題とつづつてありますが、ネットでの不特定な授受を私的録音と混同するところに誤解を引き起こす懸念を持ちました。 私的録音とは、3頁の抜粋によると『「零細な利用であること」及び「閉鎖的な範囲の利用であること」により、無許諾・無償の利用を認めたとしても、権利者の経済的利益を不当に害さないもの』とあります。個人が個人で使うことを表現しているだけで、ネットの不特定な授受とは全く工程が異なります。 録音した後の使われ方(二次配布)のあり方を問い直すべきで、私的録音自体はこれまで通り全く問題ない娯楽の範疇と見なされるのが正しい問題点の切り分けです。 かつ、私的録音問題と称する問題があるとすれば、私的録音補償金の存続が問われることです。	個人

私的録音録画保証金制度が廃止された場合、権利者やソフトメーカーは、パッケージであれネット配信であれ、今よりもっと強固な複製や配信を防止するための機能を商品に組み込む、という対応により拍車がかかるのではないかと？	個人
そうすると、商品に組み込まれる複製・配信防止機能の特許料等のコストが商品価格を押し上げ、ユーザーのプレイスシフトの複製まで過剰な複製・配信防止機能により支障が生じる懸念がある。 よって私的録音録画保証金制度の廃止には反対である。	
私的録音録画補償金制度についてご意見申し上げます。 この制度を、私は大変良い制度だと思っています。 気に入ったCDはレンタルではなく購入しますが、CDコンボを持ち歩くわけにも行かず、i-pod等の携帯再生機器を重宝しています。 その際、どうしても一度CDをコピーすることになります が、この制度は著作権の保護の為のものだそうで、この制度があれば気兼ねなく携帯再生機器を使えます。 ところが、この制度を廃止する動きがあるとの事。 一時期は、「補償金分が価格に上乗せされていて、ユーザーがそれを支払わされている」と聞いて反発を覚えましたが、詳しい人から聞くとところによると、これは本来、機器の製造者が支払うもので、日本のメーカーも海外では支払っているものだと教えられました。同一メーカーであるにも関わらず、海外では支払うものを国内では支払おうとしないというのは解せませんし、憤りを感じます。今や、携帯電話やパソコンで音楽を楽しむのはあたりまえですが、10年前に電話で音楽が楽しめるようになるなど、誰が想像できたでしょうか？この先もどんなメディアが登場してくるかわかりませんし、その時代に則した形にすることは必要でしょうが、補償金制度の存続を願って止みません。なにとぞよろしくお願いいたします。	個人
私的録音録画補償金制度に賛成。 私はiPodを愛用しています。 音楽が安く聴けて嬉しい反面、こんなに安くていいの不安も感じます。 音楽業界にもある程度の還元があっていいと思うので、私的録音録画補償金制度に賛成です。	個人
消費者が無償でコピーが出来ること自体問題であり、権利者にとっても必要な制度である。	個人
消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。それにより消費者のライフスタイル、使用法に合わせて、個人の楽しみの為にコピーという機能が使えるのは、消費者としては好ましいことだと考えます。	個人
消費者の負担金額を低くおさえる事で権利者と消費者との関係が保たれるのであれば、有効な手段だと思う。	個人
消費者の立場からすれば、DRMを掛けられた上に、補償金を払うのは二重の負担としか言えません。 補償金には反対です。 コンテンツは、利用する消費者あつてのものであることを、一考願います。	個人
消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。	個人
制度が廃止されるのではなく、消費者も実演家も著作権者も納得ができる制度を構築してもらいたいと思います。	個人
制度の改善よりも既に導入されている制度を周知させることが先決ではないかと？	個人
前述のとおり、著作権者の権利は守られるべきものであり、補償金制度は現行の体制下では必要。	個人
総務省が発表した「第4次中間答申:デジタルコンテンツの流通の促進に向けて」の中で、「いわゆる“コピーワンス”ルールの改善に関する前提条件として「①コンテンツを尊重し、これを保護すること、②その創造に関与したクリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること」について配慮すべき」と示された事は、我々俳優にとっては大歓迎すべき提言である。 本来、私的録音録画補償金制度は、私的な領域や規模の範囲で行われる複製に対して補償を行う制度である。現状では機器の発達により、オリジナルと変わらない複製ができ、広範囲に利用される上に予想を超えて量的にも拡大し、零細且つ私的な範疇を超えている。現行の制度のままでは権利者の経済的利益に侵害される一方である。 また、デジタル録音録画の技術が持っている影響力と文化論的意味を考えると、この制度の社会的責任は大である。国際社会を見ると、我が国と同様の補償金制度を導入している国でこれまでに制度を縮小、廃止した国はない。日本も他国と合わせて、現状に即した対応をすべきであろう。今のままでは、世界の中で日本だけ文化や著作権の捉え方が遅れていると見られるのではないだろうか。 コンテンツとハードウェアは、コンテンツ大国を実現するための両輪であると言われている。我々実演家、優れた技術開発の成果である様々な機器等の恩恵を受けて活動し、メーカーもまた優れたコンテンツの訴求効果の恩恵を受けている。本来互惠関係があるべき両者が相協力すれば、更なる効果が期待できるはずだ。 この私的録音録画補償金制度は、クリエイター・メーカー・ユーザーの3者が創り出す創造のサイクルであり、文化論的にも優れた制度である。技術発展の現状を鑑みて、早急な制度設計を切望する。	個人

総論～意見ははじめまして。お疲れ様です。 私は、パソコンで自分の好きな曲だけをピックアップしてコピーしたりしています。 もし、補償金制度が無くなると個人でも許諾を得なければならなくなるんですね。許諾がおりるまでに時間もかかるだろうし、はつきりって面倒くさいです。 仮に、最新の曲だけ集めてコピーをしても許諾がおりるころには、旬の曲ではなくなってそう。 あと海賊版CDやDVDも出回るこの世の中で、誰が個人的なコピーについてまで管理するんですか？	個人(同旨1件)
太古におよそ芸術と呼ばれるものが出現した時に思いを馳せてみる。 その芸術の創作者は、自らの考えや感情を率直に表現し、歌い舞い吟じあるいは洞窟の壁面にその思いを描きなぐった。一方、その芸術の鑑賞者である人々は、その実演ないしは現物を目の当たりにし、様々なことを創作者とともに共有したのであろう。 様々な芸術の分野の中でも音楽に関していえば、人類の歴史が始まって以来、エジソンによって蓄音機が発明され、複製という行為が広がるまでの間は、実演が行われている場所に身を置き、実演が行われている同じ時間をともにしていなければ、創作者が表現する感動を共有することは出来なかった。すなわち生きていくうえで絶対的に不可欠な他の衣食住の行為をも犠牲にし、空間的にも時間的にも様々な制約の中でしか、音楽を享受することはできなかったのである。でもそうしてでも、享受すべきものが音楽であり芸術であった。 この「生」の感動は、太古より連綿として続き、いまだに大きな価値をもっている。いくら茶の間において、自宅において手軽に複製物としての芸術を入手することができるようになって、それとは別に、コンサートやライブハウス、オペラ・ミュージカルなど、生のステージ・舞台の素晴らしさに、積極的に触れようとし、空間と時間を大いに費やし、芸術の感動を得るための経済的な支出を厭わないのはその証左であろう。 そう、現代人が、空間的・時間的制約を越えて著作物を享受できるのが複製物の存在である。エジソン以降、技術の発展とともに、その享受する方法は加速的に拡大し、より簡易に、より精密に、より速く五感に訴える感動を得ることが出来るようになった。それが音楽産業として確立し、大量あるいは採算を前提として一定数量以上が生産され、世界中の多種多様なジャンルの音楽を瞬時にして世界中の人々が享受することができるようになった。 素晴らしい音楽を聞き、鳥肌が立つという現象、この化学的な投薬や外科的な治療を施すことなく身体に現れる物理的変化は、当然複製物によっても得ることが出来る。それでもなお、現在においてもなお、実演以外ありえなかった原始の芸術の楽しみ方の基本となる「生」の感動がますます着目されており、その重要性や希少性はさらに高まると思うが、その代替物としての複製物をしてその著作物を人々は享受することができるようになっているのが現在の技術の進歩である。 現在の媒体でいえば、CDやDVDでその著作物に触れ、偉大な音楽家の魂に触れる時の感動は、「生」に触れることの制約がある現代人にとっては、十分に著作物の受容といえるであろう。そしてその複製物を通しての著作物の受容に対しては、当然感動の対価を支払わなければならないと思うのである。 しかし、昨今のインターネット上に違法にアップロードされている著作物や、新古書店と呼ばれる大型の書店で購入したCDやDVDでは、いくら感動をしても、著作者に何らその対価が届かないのである。新古書店に限れば、本や書籍あるいはゲームソフトなどの著作物がそれら以上の大きな問題であるが、音楽分野でいえば、対象はCDやDVDである。 歴史を振り返れば、空間的・時間的制約が取り払われて音楽著作物を享受できるようになったものでは、放送というものがある。エジソンが発明した複製芸術には、蓄音機がやがてレコードやCDとなり、当然著作権使用料の支払いが発生した。実演はすなわち労働にも直結し、その労働行為に対して対価を支払わなければならないが、著作物を享受するのに空間的・時間的制約が無いことへの当然の対価が著作権使用料であるといえる。ラジオに始まる放送の出現に際しても、当然著作権使用料の支払いは行われた。ここにきて急速に発展したインターネットという新しい音楽の流通媒体が、何故支払われる必要が無いという議論ができるのかが不思議でならない。 放送のように大規模の設備を備え、大量の経済的還元が見込めなければ、成立しないのではなく、インターネットは誰もが発信者になれる受信者になれる。それで音楽を享受しているのである。誰もがパソコンで簡単に送信された音楽が簡単に複製することができ、手元において自由に楽しめる環境を作ることが出来る。さらにはそれを、パソコンから屋外に持ち出すために、ipodに代表される携帯型ハードディスク録音機器等がある。 パソコンやipodに著作権使用料がかかっていないことが議論されているという。 音楽著作物を楽しむのは、蓄音機も放送もCDもDVDもパソコンもipodも同じだ。媒体の種類が違う、ましてやデジタルとなって、途方もなく大量に複製でき、おまけに半永久的に劣化しないときているのであれば、再度ダウンロードして購入する必要もない。 利用者と創作者が、永年にわたって話し合いの末、ヨーロッパで生み出された、私的録音補償金という制度。日本でもデジタルのみの機器機材に形ばかりの導入となっているが、この制度を踏みこじろうとしている意見が一部にあるという。 自由にコピーができることができなくなることがどれほど重要なことか、わかっているのか。 感動を与えてくれた創作者への還元無しには、次の著作物は生まれない。フリーで使ってください、おまけとして使ってください、というものに価値が置かれるはずは無く、感動を与えてくれるはずがない。また価値の高い著作物を独占したりビジネスに使いたければ、何十億も支払ったとえば絵画であればその一点を購入すればよい。本物の持つ感動を独り占めにしたければ、一点しかないものを購入することで実現でき、それを提示することで感動を与えられれば、その対価を得ることが出来る。かくして、市場には価格が設定され、その価値を認められ、対価が支払われる。タダのものは所詮、値段設定0円の価値しかない。一方、値段が設定されているものをタダで利用してよいはずが無い。 芸術の危機である。 太古に、実演のみが著作物を享受していた時代のほうが、より良い芸術を創作するためには良い作品を作り出そうと芸術家が切磋琢磨し、物心両面で豊かであったという時代が来るのではないかと。 アナログからデジタルのCDになった時に対応しなければいけなかったところなのだと思う。 人々の著作物への意識は大きく変化した。所有欲は薄れ、著作物を純粋に楽しむだけにCDからパソコンのハードディスクへの録音、携帯型ハードディスク録音機器を媒体として用いるようになった。 何度も言う。著作物を楽しむなら、その創作者に還元しなければ、感動を与えてくれる良い作品は生まれない。 我々は感動をもらう。その対価を支払うのは当然である。精神を豊かにしなければならない。そのことに費用がかからないなんてあり得ない。 私的録音補償金制度を見直すなどは文化の自殺行為だ。 著作物に接して感動を得る。そこには必ず対価が必要。わがかりきったことだ。日本にこの私的録音補償金制度が導入された時に議論は尽くしているはずだ。早くこんなくだらぬ議論に終止符を打ち、一刻も早くその他の対価が支払われていないジャンル、たとえば新古書店やマンガ喫茶の問題に着手すべきである。	個人

大綱: 1)著作物の過保護による文化の衰退。 一方でコピーガード、もう一方で私的録音録画補償金、これでは国民は制度に挟み撃ちされ、私的コピーしてもよい事例を探ることをおっくうに感じ、権利の発生するコンテンツから離れていく結末が待っているだけであるように思います。もしそうなれば、最終的には権利を保障されるはずの著作権者が報われないという結末が控えていると思います。 2)私的録音録画補償金管理団体の存在意義。 業界あるいは行政でこの問題に策を投じるのであれば、コピーガードか私的録音録画補償金かのどちらかを廃止すべきだと思います。 ただし、コピーガードに関してはかつてCCCDという技術が国民からいかに反対されたかという歴史を顧みればわかるように、著作物の使用者からの反発は避けられないでしょう。 また、私的録音録画補償金に関していえば、その制度で得た金額のほとんどを「違法コピー撲滅のための啓蒙」に費やすのであれば、著作物の使用者からもやむなしとして受け入れられると思います。 *ただし、私的録音録画補償金を管理するために独立した団体が必要かはかなり疑問です。それ程までに私的録音録画補償金管理団体の活動は国民からはなじみがなさ過ぎます。このままの認知度では、管理団体の維持のための私的録音録画補償金、と思われる方も仕方ありません。 3)記憶されるデジタル情報の内容。 今や国民の生活にはデジタル化された情報やデジタル記録媒体は、業界や行政が今回のように問題にするほどに根付いてきているのです。 しかしその中で録音、録画された情報はデジタル化された情報のひとつに過ぎません。 つまり、デジタル記憶媒体全てに音楽や動画が記録されるとは限らないのです。それなのにPCのハードディスクにまで私的録音録画補償金を適用しようというのは無理があります。 この点も時間をかけて熟考していただきたいと思います。 終わりに: 本来はアナログ、デジタル問わず著作物の違法な扱いはいけないことなのですよ、と業界と行政が国民全体に浸透するまで啓蒙することにまい進すべきであり、思い出したようにときどき電車に広告を出す程度の活動しか一般に知られていない私的録音録画補償金の範囲を広げることを声高に言っても誰がその声を聞くでしょうか？ もしも現状で啓蒙活動資金が足りないというのであれば、私的録音録画補償金を管理する団体を廃止し、他の団体にその任務を委託すれば人件費の削減により今まで以上に啓蒙活動ができるでしょう。	個人
著作隣接権がようやく根づいたかに見えたのも束の間、録音機材・手段の多様化をフォローしきれずに形骸化しつつある実態と、それらの捕捉を断念し大幅に後退したかに見える今回の方向性には失望を覚え、遺憾に思う。 「モノからココロへ」などのキャッチフレーズが世をにぎわして久しいが、近年加速度的に知財の対価はタダに近くなって当然という風潮が昇進しているように思われる。検索エンジンなどから引き出せる断片的な情報と、或る個人の思惟の体系としての知識との間に本質的な差異を認めない考え方が拡がっていることが恐ろしく背景にはあろう。が、この様な風潮を、時代の要請と考えてをこまねいては、中長期的には文化、ひいては思考を基盤とする社会・経済活動の停滞や衰退を招くことは必定である。 こうした情勢の中で、今回の問題も位置づけていただき、せつかく軌道に乗った著作隣接権の考え方や個人録音録画が簡便になった実態に見合った対策などが後退することがないよう、お願いしたい。 附記 特に最近知ったことだが、欧米でのこうした費用の求めに対してはわが国のメーカーも応じている。ということでは、一般の消費者に対しても誠意を欠くことになるのではないかと強く思う。	個人
電子メーカーは責任回避ばかりする企業であってはいらないと思います。家電リサイクル法では消費者に負担」を強い、ダビング10問題では約束を反故にして、実演者に負担を強いようとしている。 将来を見据えぬ場当たりの対応をしていると、世界から相手にされなくなるのではありませんか。 正しい方向に向かわれることを希望します。	個人
当方は音楽の中でのカテゴリー分けとして純邦楽と呼ばれる古典楽曲を中心とした演奏をさせて頂いて居ります。世の中では極めてマイナー視されがちな、この分野でも文化的制度及び補償があつてこそ確固たる姿勢で日々の活動に集中出来るものと考えて居ります。今後とも宜しいお取り計らいをお願いしたく存じます。	個人
複製が容易に出来る技術が広まり、著作権者の権利を保護する観点から考えますと補償金を徴収することによって消費者のコピーの自由を守ることも出来るので有効な制度だと思います。	個人
個人的には「私的録音補償金制度」そのものが不要だと考えます。ユーザーが自分で試聴するためにのみ、コンテンツをPCやiPodにコピーし、場合によっては持ち歩くのは、我々創作者の不利益にはならないと思うからです。コピーしたコンテンツを持ち歩いて試聴するのと、オリジナルのメディアと共に、ポータブルCDやDVDプレーヤを持ち歩いて試聴するのと、何ら違いはありません。 問題となるのは、私的録音ではなく、違法コピーの流布や海賊版の制作とその販売です。メーカーが販売する、デジタル録音、録画機器が違法コピーや海賊版制作に使用される可能性があるならば、その補償金はメーカーが負担すべきで、大部分の善良なユーザーに負担を転嫁するべきではないと思います。従いまして「私的録音補償金制度」は「違法コピー補償金制度」であるべきで、それは当然、それに使われる機器の製造元であり販売元であるメーカーが負担するのが当然と考えます。	個人
文明が文化を滅ぼすような制度は文化的でない。 そんな当たり前のことを税金を使って議論しなければならない文化庁なら必要ない。 それとも、メーカーから金を貰っているのか・・と勘ぐりたくもなる。	個人

●「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 『意見』 ピーク時から見るとレンタルCD店は減少傾向にあるということですが、現実的にはレンタルCD店のお客さんは「借りてきたCDはコピーするもの」と考え、またそれが「当たり前のことであり違法とは考えてもいない」人がほとんどであると思われます。音楽のメディアがLPメインだった頃にはコピーするには収録時間そのままの時間がかかるので、例えば45分のアルバムはコピーするのに45分は最低かかったのですが、パソコンの革命的な進歩・普及およびi-POD等のデジタルな記録媒体の飛躍的伸張やブランクCD-Rの廉価化により、『レンタル＆コピー』は、あっという間に世間一般に広がりました。一方、コピーコントロール機能を付けたCDはなぜか普及しておりません。やめろと言っても現実に『レンタル＆コピー』が減らない状況を考えれば、レンタルCD店のみならず記録媒体機器メーカーが私的録音録画補償金の一部を負担するのは当然のものと考えます。	個人
「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 【意見】 著作権法30条で定める私的使用のための複製が、健全な社会の発展に資するという観点から円滑に機能していると考えられるのであれば、これはその裏面として、著作権者が権利を制限されているがゆえにという要素が大きく影響していると考えます。仮に、著作権者が自らの権利ばかり主張し、全く私的複製を認めないとなると、円滑な著作物の利用行為が妨げられる可能性も否定できません。とすれば、著作権者、ユーザー、機器メーカー三者の利益を円満に調整するため、「補償金」制度の役割はまだ大だいと考えます。 ひとつひとつの複製行為を細かく把握し、その複製ごとに著作権の使用許諾を行えば（現実的には著作権使用料の徴収を行う）よいではないか、という主張がありますが、科学技術の進歩の現状や、人間が行う行為、習慣の点から、これらの複製行為のひとつひとつを厳密に管理し運用するというのは、現実を省みない机上の空論ともいえるべき主張であって、大局的に見ると、物事の解決を困難にするだけです。故に「補償金」制度は、まだまだその役割というものが大きく認められるところです。 残念ながら、現在、一部の汎用機器が、録音・録画専門機器でないという理由から、「補償金」の対象となっておらず、著作権者が著しく不利益を蒙っている状態にあると思われます。本来、科学技術の発展は望ましい話なのですが、こと、デジタルでの録音、録画という複製行為に限っているならば、著作権者にとっては望ましくないと思われるような状況になっております。これでは本末転倒といわれても仕方ないところです。 この状況を打破するため、機能不全となっている制度を改善する必要があると考えます。 これと並行して、利害関係という狭い視野にとらわれず、権利者や機器メーカーが、制度そのものの存在意義を広くユーザーに伝え、理解が得られるようなはたらきかけを共同して積極的にこなしていくということも必要であると考えます。 文化の発展は権利を尊重するところからはじまり、ないがしろにすれば、衰退の道を歩む事になります。「補償金」制度は、まだまだ、果たすべき使命があるはずです。	個人
補償金制度の適用に賛成である。 違法ダウンロードは当然排除すべきものだが、デジタル化の進んだ現代であるからこそデジタルの恩恵をことごとくユーザーから奪うのは時代錯誤であり、権利者サイドに立つても得策ではない。 但し、社会通念上、恩恵を被れば相応の代価を払うのは当然であり、利用者が相応の負担を負うことに抵抗の声はあっても理解は得られやすいと思う。 違法ダウンロードの件のように、違法行為が蔓延し既成事実化してしまった後では、正しい対抗措置であっても反発を招きやすく、正義が正義と一概に言えない状況に陥りやすいため、デジタル諸問題に関する新制度導入の際には、とにかく方向性だけは明確に、迅速に決定してほしいと思う。	
音楽も映像もコピーして楽しんでいますが、製作者や歌手に活躍してもらうためにある程度の対価(使用料)を払うのは必要だと思います。	個人
保証金制度は、個人がある程度自由に音楽をコピーできるメリットと音楽家が安心して生活しながら新しい音楽を創造していけることを両立するためにとても有効な制度だと思います。個人が意識することなく音楽創造のために手続きができるという意味では、人間が作ったかなり高度でいい制度だと思います。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

1 対象機器・記録媒体の範囲

意見	個人／団体名
「仮に補償の必要性があるとすれば」として、あたかも補償金制度を残すことが前提であるかのように議論が進められている点にやや違和感が残るが、それを前提としつつ、内容につき次のとおり意見を述べる。 「1 対象機器・記録媒体の範囲」(p.126～)について、そもそも補償金制度は、私的録音録画に用いる専用の機器や記録媒体を対象とするからこそ、著作権法の趣旨である著作権者等の保護と著作物等の公正利用とのバランスを図る枠組みとして機能するものとする。したがって、汎用的な機能を有する機器・記録媒体は、そもそも補償金の対象としてなじまないものであり、このような汎用製品等にまで範囲を拡張することには賛同できない。ただ、何ををもって「汎用的」とすべきか等については議論が必要であり、権利者／利用者双方が納得できる合理的な判断基準の策定をお願いする。次節に述べる第三者の「評価機関」に判断を委ねる制度が仮に導入されるとなると、かかる基準の明確化の要請はより強くなるものとする。	日本知的財産協会
記録媒体内蔵型録音録画機(例ハードディスクドライブ内蔵型録音録画機器、携帯用オーディオレコーダー)については対象にすべきとする意見が大勢であったものの、汎用的機能を有する機器(例パソコン、携帯電話)等については意見の一致をみていないようである。 我々は、汎用的機能を有する機器についても、補償金対象機器・記録媒体の版図することを望む。	映像対策会議 協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会
129ページのアに示されているように、「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」を探るべきである。 現行制度においては、実際に私的録音録画に供されているにもかかわらず、制度上の制約から対象とはならない機器、記録媒体が数多く存在しており、そうした機器や媒体に使用実態が遷移したことにより、制度そのものが空洞化し、また不公平が生じる結果ともなっている。補償されるべき録音や録画に供される機器や媒体は本来変遷していくものであることから、制度導入時に考えられた機器の類型等により取り扱いを変えることの正当性はもはやない。 ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましい。 また仮に今回はパソコンが見送られるような場合にも、パソコン用のCD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用される実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考える。またこの場合、パソコンと同様に、補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましい。 また132ページに、「第3節2(3)イ-iiの立場からは、著作権保護技術が使用されている録画源(例えばデジタル放送)を録画する機器及び記録媒体については、対象機器等にはならないとすべきである」とのメーカー委員の主張が記載されているが、この主張は誤っている。 対象機器等にすべきではないと主張する理由として「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能であるので補償の必要がない」ことをあげているが、この考え方は、音楽CDIについて、SCMSという著作権保護技術による複製制限を付与されているにも関わらず、それを録音する機器、媒体が一貫して補償金の対象となってきた事実と全く整合しない。 そもそも現状施されている著作権保護技術は、利用者の利便性に配慮する観点から「私的複製の規模を超えて複製が行われることを防止する」ことを目的として複製を制限するものであって、補償金の対象となる領域まで制限するものではない。 また、技術的保護手段による複製制限の範囲内で行われる複製が予見可能であるということと、そこで権利者の経済的不利益が生じるか生じないかということとは何の因果関係もなく、完全な論理の飛躍である。 著作権保護技術と権利者の被る経済的不利益の関係を見る場合に問題となるのは、暗号化の有無や、複製制限が施されていること自体ではなく、どの程度の複製制限が付されているかという点にある。 総務省の「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において行われた、デジタル放送に係る「コピーワンスルール」の見直し(緩和)に際しては、本中間整理57ページに第4次中間答申が引用されている如く、コンテンツへのリスペクトがいわれ、その中でコンテンツの創造に関与したクリエイターが適切な対価を得られることが前提であるとし、さらには私的録音録画小委員会等に対して「クリエイターに適切な対価を還元していくための制度やルールのあり方について、消費者の利便性確保とのバランスに常に配慮しつつ更に検討を進め、可能な限り早期に、具体策がまとめられることを期待する。」と明言されている。よって、コピーワンスの緩和に係る合意は、利便性の確保と権利の保護とのバランスについて、あくまでも私的録画補償金制度による補償機能で解決することを前提として成立したものであるが、メーカー委員が、中間答申策定時にはなんらの反論も行わずに当該合意に参加しておきながら、この小委員会において、それを覆すような意見を述べていることについては極めて遺憾である。	社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)
129ページのアに示されているように、「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」を探るべきだと思います。 ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行う必要があります。 また仮に今回はパソコンが見送られるような場合にも、パソコン用のCD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用される実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考えます。またこの場合、パソコンと同様に、補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましいと思います。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest

129ページのアに示されているように、「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」を採るべきだと思います。 ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行う必要があります。 また仮に今回はパソコンが見送られるような場合にも、パソコン用のCD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用される実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考えます。またこの場合、パソコンと同様に、補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましいと思います。	演奏家団体 パブリックインサード会
新しい機器が次々と開発され、補償金の法制化がなされていない。複製可能である限り、補償金の対象にするべきでないか。 外国では新しい機器に対してもきちんと法制化され支払いが行なわれている。その補償金を支払っているのが優れた機器を製作している日本のメーカー。 外国で支払っているのは補償金支払いを納得し、認めている証拠。それが日本で支払いを行っていないのはおかしいではないか。 ダウンロード1回とか10回限定とか、次々と開発される機器の法制化が追いつかないのであれば、CD、DVD、ビデオテープ、カセットテープ等々総ての記録・複製用品に録音、録画、複製許可として、補償金を加金するののも一つの方法ではないか。 自分の語り、声を録音するための意見もあろうが、現状の有様では、機器の野放しを思えば納得出来るのではないか。 文化立国を打出しながら、実体は名目だけ、お題目を唱えているだけともいえるのではないかと感じてしまいます。 文化庁のお立場からも真の文化立国のために外国同様の取扱いを切望します。	講談協会
本制度の運用に当たっては、録音録画可能な全ての機器を補償金の対象とすべきです。	日本音楽家ユニオン
本制度の運用に当たっては、録音録画可能な全ての機器を補償金の対象とすべきであります。	日本音楽家ユニオン 関東地方本部
今後も、大容量且つ多機能な機器等が次々に登場することが予想される。このため、「専用・汎用」、「録音・録画」といった区別を廃止し、私的録音録画に供される機器・記録媒体は原則としてすべて補償の対象とする制度にすべきである。 特に、p.131「c…（中略）…どの機能が主要な機能といえないもの（例 現在のパソコン）」や「d 録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器（例えば携帯電話、録音機能付カーナビゲーション）」等については、録音録画機能を当該製品の重要な要素として前面に打ち出して宣伝され販売されていること、私的録音される楽曲数もMDに比べて爆発的に増えていること（中間整理p.19）から、それらが補償金の支払対象にならないのであれば、今回の見直しによっても引き続き制度の形骸化には歯止めがかからないものと懸念される。	社団法人日本音楽著作権協会
第7章第3節補償の必要性について、補償金は権利制限に対する代償という立場から意見を申し上げました。したがって、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。 現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能なるすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきです。 機器等の類型ごとの考え方としては、「a分離型専用機器と専用記録媒体」および「b録音機能が付属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの」については、私的録音録画小委員会でも対象とすべきとの意見が大勢を占めており、当然対象とすべきであると考えます。 「c録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの」については、これに該当するパソコンは、現在私的複製に不可欠ともいえる役割を果たしており、これを対象としないことは、新たな制度の形骸化の要因となりかねません。しかし、同時にパソコンは、私的複製以外の用途も多様であり、すべてのパソコンを対象とすることは弊害が大きいことも明らかです。したがって、一定割合を対象とする方策を導入するべきと考えます。 また、「e専用記録媒体以外の記録媒体」についても同様と考えます。 「d録音録画機能を付属機能として組み込んだ機器」については、機器によっては私的複製に用いられる可能性が拡大することも考えられ、一概に対象外とすることには賛成できません。	社団法人音楽出版社協会
現行制度においては、実際に私的録音録画に供されているにもかかわらず、制度上の制約から対象とはならない機器、記録媒体が数多く存在しており、そうした機器や媒体に使用実態が遷移したことにより、制度そのものが空洞化し、また不公平が生じる結果ともなっている。補償されるべき録音や録画に供される機器や媒体は本来変遷していくものであることから、制度導入時に考えられた機器の類型等により取り扱いを変えることの正当性はもはやなく、129頁のアに示されているように、「録音録画機能が附属機能であるかどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」とするべきであると考えます。 特に、130頁のb にもあげられているハードディスク内蔵型録音録画機器等は、iPodなどの例を見ても明らかに消費者に対する広告宣伝態様に照らしても、また、現実の用途に照らしても、社会的実態として、私的録音録画を主たる用途としているものであり、制度の対象とすべきものである。 ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましい。また仮にパソコンが除外される場合にも、パソコン用のCD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用される実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考える。またこの場合、パソコンと同様に、補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましい。	社団法人音楽制作者連盟

日本現代音楽協会は現代音楽の作曲家の団体であり、著作権者による団体として、私的録音録画補償金制度について、述べてさせていただきます。 近年、技術の向上に伴い、私的な録音録画が大量かつ手軽に行われるようになってまいりました。私的な録音や録画は創作物が普及する大きな一因であり、それによってまた新しい創作が生みだされることは、創作者の一員として喜ばしい限りです。しかしながら、私的な録音・録画物の氾濫は、同時に、そこに含まれている著作権に対する配慮は十分に為されているのでしょうか。既に対象となっているMDや一部のCD-R/RW等においては、私的録音録画補償金制度によって、著作権者に還元されていますが、現在の主流を成しているパソコンや携帯オーディオプレイヤーといった機器、そして記録用の媒体となるCD-R/RWは、その対象外とされております。つまりは、それらの広範囲にわたる私的録音録画物に対しての著作権は、軽視或いは無視されているということではないでしょうか。 前述の通り、私どもは著作物の私的なコピーに反対しているのではなく、むしろ創作の振興のため奨励しております。しかしながら、多大な時間を費やし、創造性をふり絞った上での著作物は、自らにとって大切なものであり、その権利に対する配慮なく複製されていくのは、まったく本意ではありません。 メーカーは、パソコンや携帯オーディオプレイヤーといった機器、そして記録用の媒体となるCD-R/RW等は私的録音録画の用途のみに使用するものでないと、こうした機器や記録媒体に対しての課金に反対しているようですが、私どもは権利者であると同時に消費者の一員でもあり、現状としてこれらの機器等が実際に私的な録音録画に大いに利用されていることをはっきりと認識しており、その言い分には矛盾を感じます。 利用者自身が本来の著作権使用申請を、利用の用途・方法に応じて行なうことが正しい方法だとは言え、実際の生活の中で、個々の人間がそのような手続きを行うことは不可能であることは、十分に認識しております。従って、制作者がその創作物に関して当然有すべき権利としての著作権システムと、利用者が複製を行う自由との間の齟齬を埋めるための制度として、私的録音録画補償金制度は、それなりにバランスのとれた制度だと、常々考えており、その存続を強く望みます。	日本現代音楽協会
消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要」と繰り返しているが、議論のための議論であって、問題解決のための発言とは思えない。 特に私的録音の現状は、パソコンでコピーしたCDや音楽配信でダウンロードした選曲をiPod等のいわゆる「携帯オーディオプレイヤー」に複製するものが主流である。 しかしながら、パソコンや携帯オーディオプレイヤー等は、私的録音録画以外の用途にも用いることができる等を理由に、未だに補償金の対象機器に指定されていない。他にも、カーナビゲーション、音楽ケータイ、データ用CD-R/RWなど、補償金の支払対象ではない機器・記録媒体を用いた私的録音録画が、増加の一途を辿っている。 このように、私的録音録画を行われる機器や媒体が、現行制度で対象になっている録音・録画専用機器からパソコンやその関連機器等に移り、私的録音録画の実態が大きく変化しているにもかかわらず、補償金の支払対象となる機器・媒体は1998年から(録画は2000年から)まったく追加されておらず、権利者が相応の補償を受けられない状態がどんどん広がる一方となっている。 利用の実態からみたととき、これらの機器・録画媒体に対する補償措置が講じられていないことは、補償金制度の目的、公平の観点からも問題があり、権利者が被る経済的不利益は拡大する一方である。 速やかに補償金制度によって解決を図るべきである。	全日本音楽著作権協会
IT技術の急速な発展により日々新しい機器が開発され普及している、これに対応できる法制度の早急な検討が必要である。現行制度において「対象機器・記録媒体」の範囲外とされるiPod等の携帯オーディオプレイヤー、パソコン、携帯電話、カーナビゲーションあるいは、データ用CD-R/RW等「汎用機器・記録媒体」への私的録音録画については、権利者への補償が必要であると考え。また同じく「タイムシフト」のための私的録音録画であっても権利者への補償が必要と考える。対象記録媒体の範囲について早急に検討をお願いしたい。	社団法人日本童謡協会
(1) 現行の私的録音録画補償金制度が導入された平成4年以降の技術の発達等による私的録音録画実態の大幅な変化に対し、制度が追いついていないため、権利者の経済的な不利益がますます拡大している。この場合、特に補償金の対象機器・記録媒体の見直しが急務であると考え。私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、分離型機器と一体型機器を区別する理由はない。従って、少なくとも携帯用オーディオ・レコーダーやHDD録画機器は補償金の対象とすべきである。 なお、著作物等が著作権保護技術を用いて提供されるもの、例えば、地上デジタル放送に関する私的録画については補償の必要性がないとの意見があるが、本件は総務省のコピーワンスの見直しに関する検討プロセスにおいて明らかとなり、権利者が補償措置を前提に、ユーザーの利便性を最大限に配慮した結果であり、権利者において個々に著作権保護技術の選択ができない現状からして、これを本来の権利者の意思ということではできず、補償措置から除外することは適当でない。	社団法人 日本レコード協会
まず現行法の下での指定につきまして、平成19年10月現在、私的録画補償金の対象機器及び記録媒体は、DVCR、D-VHS、MVCDISC、DVD-RW、DVD-RAMとこれらの機器に用いられるテープ、ディスクとなっておりますが、平成12年7月にMVCDISC、DVD-RW、DVD-RAMが追加指定されたのを最後に対象機器及び記録媒体の範囲は広がっておりません。デジタル技術の開発はドッグイヤーと称され急速に進捗しているため、これらの機器及び記録媒体が早晚レガシー化することは自明の理です。例えば、現行のDVDは、徐々に製造を縮小し、次世代DVDと呼ばれるブルーレイディスクやHD-DVDに移行している現実があります。映画製作者としては、特に、録画の用に供される専用機器、記録媒体であるブルーレイディスクとHD-DVDを直ちに私的録画補償金の対象機器及び記録媒体とすることを要望します。 次に、新たな補償金制度のあり方における対象機器等の範囲の見直しにつきましては、以下のとおり、要望します。 ① ハードディスク内蔵型の一体型機器並びに携帯電話のうち録画の用に供するものも対象機器として取り扱っていただきたいと考えます。なぜなら、総務省の「第4次中間答申」によると、地上デジタル放送のコピーワンス(1回1個)からダビング10(9回10個)への著作権保護技術の見直しに当たっては、タイムシフティング視聴のほかに、家庭内で行われるDVD等の記録媒体への録画とiPod等のポータブルデバイス、そして、携帯電話への録画によるプレイシフトなど視聴形態が多様化していくことを根拠に、その3種類のデバイスに一世帯平均の視聴者たる家族単位3人をかけて9回の複製プラス、バックアップ1個としていますが、そうなれば、当然、ハードディスク内蔵型の一体型機器並びに携帯電話のうち録画の用に供するものは直ちに対象機器及び記録媒体として取り扱っていただきたいと考えます。 ② パソコン等の汎用機といえども、いわゆるテレビパソコンと称されるように、テレビチューナーと大容量のハードディスクドライブを内蔵し、テレビ番組の視聴・録画を容易にできるよう設計され、そのことをセールスポイントとして販売されるタイプのパソコンなど、私的録音録画の用に供されることが前提となっているものについては、少なくとも対象機器に追加されるべきであると考えます。	社団法人日本映画製作者連盟

「中間整理」でも示唆されているとおり、著作権保護技術の影響が私的録音録画補償金制度に何らかの影響を与えること、あるいは著作権保護技術の影響度を補償金に反映できるようにすべきであることは理解できます。 ところで、デジタル放送における新しい著作権保護技術では、9回のコピーと1回のムーブを可能とすることとしました。これは、放送番組の不正な利用は抑止しつつ、視聴者にとって著作権法上許される範囲での私的録画の機会をできる限り確保するためのものです。したがって、デジタル放送からの録画も引き続き補償金の対象とするべきです。また、この変更は放送事業者や権利者だけで決めたものではなく、消費者や家電メーカーとともに十分な議論を行った上で決められたことにも留意する必要があります。 なお、現在は新技術を用いた新たな録画機器・媒体はまだ私的録音補償金の対象として政令指定されていません。しかし、このまま指定されない状態が続きますと、今後新技術による録画機器が普及するに伴い実質的に補償金制度が空洞化するという懸念があります。補償金制度が廃止されない限り、著作権法の趣旨に則り、それら新しい機器・媒体を速やかに補償金の対象として政令指定するべきであると考えます。	日本放送協会
私的録音録画補償金制度の対象機器・媒体について 「私的録音録画小委員会」は、利害関係者を含めて構成する小委員会であることから、多くの点で意見の一致をみていないが、現状において記録媒体内蔵型録音録画機器や、いわゆる次世代DVD(ブルーレイディスク、HD-DVD)が対象機器・媒体になっていないことは、現在の対象機器等との間で著しく公平を欠いている。少なくともこれらの機器等については早急に補償金制度の対象に追加することを強く要望する。	(社)日本民間放送連盟
私的録音録画を技術的に制限するような行為には異論がありますが、「ダビング10」のように合意が得られたのであれば、私的利用の限界として、評価できます。 ただし、補償の対象機器・機材に対する“データ用”などの分別方式は、撤廃を求めます。用途はユーザーの自由意思により決定されるべきものであり、同一機器・機材でも時と場合により利用範囲、利用目的等は変化します。メーカーが恣意的に決める筋合いのものではありません。従いまして補償対象には全ての機器・機材を隔てなく包括すべきです。対象範囲の矮小化による補償金の圧縮は現実には拡大され、補償金額は大幅に低落しています。制度の欠陥であり、メーカーによる文化の収奪以外の何者でもありません。	日本訳詩家協会
私的録音録画をしない消費者も負担しなければならない、というシステムには問題点もありますが、対象機器・媒体については、例外を作らず、全てのデジタル機器・媒体としなければ、著作権侵害が回避できないのも明らかです。対象機器・媒体を不当に少なくすることは、権利者軽視であり、コンテンツのクオリティ低下を促します。近年のリメイク作品増加などからは、創作意欲の減衰が始まっているようにも見えます。 機器や媒体の基幹となるのは、そこにかかる音楽や映像といった様々なコンテンツであり、その不足や魅力喪失は、消費者、権利者、そしてメーカーを含めた全ての者にとっての損失となります。 長期的視野に立ち、全てのデジタル機器・媒体を私的録音録画補償金の対象とするのが最善の道ではないかと思われます。尚、デジタル機器における著作権保護技術向上により著作権侵害を防止できるようになるとの観測は、一定の説得力はありますが、その正確性には未だ疑問符が付きまします。	有限責任中間法人日本芸能マネージメント事業者協会
これまでも従前の法制問題小委員会、および当小委員会にて意見を表明してきたところであるが、補償金制度は、私的録音録画に用いる専用機器・専用記録媒体を対象とするからこそ機能できたのであり、汎用的な機能を有する機器・記録媒体については、そもそも補償金制度の考え方には馴染まないものである。したがって、p.129アの考え方は、全く不適當である。具体的な機器等を対象とすべきかについて、中間整理では、「代表的な機器等を念頭において整理化して検討を加えたものであり、個別の機器等についてはこれらの考え方を踏まえて、更に詳細な検討の上、判断されるべきである」(p.132)としているが、「更に詳細な検討の上、判断されるべき」点には、全く賛成である。	社団法人電子情報技術産業協会
仮に、補償の必要がある部分がある場合、対象機器・記録媒体の範囲については、当然、その補償が必要な部分に限定されるべきと考えます。 本節1(2)①(p.129)の「ア録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべきである」という考え方」は、補償の必要があるか(重大な経済的不利益があるか)否かを問わず、制度の対象となることを意味するため、全く賛成できません。補償金制度は、強制的な徴収を伴うことを十分に留意すべきであり、補償の必要がないのであれば、仮に少額であっても、それを正当化する理由はありません。 なお、本節1(2)②(p.130)において、「現行制度の対象となっている分離型専用機器と専用記録媒体については、特に対象から除外する理由はなく従来どおり対象にすべきであることとおおむねの了承を得た」とありますが、見直しの結果として補償が必要ない態様で用いられているのであれば、対象から除外すべきと考えます。	社団法人日本記録メディア工業会
「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 【意見】 基本的に、P129のアの意見に賛成。 ア 録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべき。 P130からの機器等の類型ごとの考え方では、現状では指定されていない、 b 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの c 録音録画機能も含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえない どちらも早急に含むべき。 d eなどの附属機能でも録音録画できるものも全て含むべきだと思いますが、実際利用しない人を考慮し、これまで政令指定されていた種類より料率を低めに設定し、現状の政令指定>b=c>d=eあたりの3段階、もしくは、利用頻度/シェアから考えて、現状の政令指定=b=c>d=eすべきでは。 P138の保証金額の決定方法においても、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映するためのフェアな制度設計もお願いしたい。	株式会社Warner Music Japan
補償金は権利制限に対する代償であると考えるので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則として全て対象にすべき。	㈱ミュージック・コピーライト・センター

第7章第3節補償の必要性について、補償金は権利制限に対する代償という立場から意見を申し上げました。したがって、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能となすすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきです。 特にパソコンは、現在私的複製に不可欠ともいえる役割を果たしており、これを対象としないことは、新たな制度の形骸化につながるでしょう。しかし、同時にパソコンは、私的複製以外の用途も多様であり、すべてのパソコンを対象とすることは弊害が大きいことも明らかです。したがって、一定割合を対象とする方策を導入するべきと考えます。また、「e専用記録媒体以外の記録媒体」についても同様と考えます。「d録音録画機能を付属機能として組み込んだ機器」については、機器によっては私的複製に用いられる可能性が拡大することも考えられ、一概に対象外とすることには賛成できません。	株式会社セブンシーズミュージック
i-podをはじめとして携帯音楽プレーヤー等の急速な普及がみられるので「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲についてもその範囲を見直す提案に賛同します。	個人
さて、まずこの案でおかしいと思うのはHDD等に補償金をかけるというところですね。全く持ってバカバカしいと思います。こちらがお金を出して買ったものに、なぜ補償金をかけられなくてはならないのか。いくらお金を払って買ったPC、HDDだろうが、「貴方は動画落としたからお金を払って下さい」と言った世の中を作るつもりなのではないでしょうか？	個人
記録媒体内蔵の機器は、録音録画機能が主たるものであるから補償金の対象とすべきである。	個人
DVDつきハードディスクレコーダーは広く一般に普及しており、これを私的録音録画保証金制度の対象とするのは一般社会通念上無理があると思う。	個人
HDD型録画機器、携帯用オーディオレコーダーなど、録音録画機能が主たる機器は、その主な機能は「録音録画機能」である実情からすれば、当然、補償金の対象とするのが正当な考え方と強く考える。	個人
HDD内蔵の機器すべてに補償金を加えるのは、録音等を目的としないユーザーにとって、明らかに不利であり、不当なものと考えざるをえません。	個人
利用の実態から少なくともほとんどがそういった目的に利用している、というだけの理由で課金されたそうでないユーザーは、どうすればよいのでしょうか。	
また、自分で購入したCDを、その破損に対する保険として、音楽データを保存しておくというのは所有権の範囲内にて当然の権利ではないかと思います。それを、複製などに使用するユーザーと同じにして、HDDの利用に同様の負担をかけるというのは納得がいくものではありません。	
以上の理由から、法改正の反対、議論の延長を訴えたいと思います。	
よろしくご参考くださいますよう、お願いいたします。	
iPodなど、ハードディスク型体の音楽プレイヤーは、製品自体の主な使用目的が音楽を楽しむということだと考えられるので、対象にすべきだと思います。	個人
ただ、パソコンや、携帯電話に関しては、主な使用目的が音楽だとは言い切れません。また年代によっても、携帯の機種によっても音楽録音の為に使用するとは限らないと思うので、そのすべてを対象にすることは賛成できません。	
iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器を政令指定することに賛成です。	個人(同旨1件)
私もCDなどから録音して音楽を楽しむ一人であり、以前はそれがMDであったものが、最近ハードディスク内蔵型の機器に変えたところですね。これまで何百枚ものCDをMDに録音し同じ何百枚ものMDのなかから日々選んで持ち歩いていたものが、たった1台のコンパクトな機器に凝縮され、またさらに楽しみや便利さが広がってきたところですね。しかし、そのMDに課金されていながら、一方のハードディスク内蔵型には課金されていないこと、また、課金することに反対している人たちがいることに驚くとともに違和感を感じました。一消費者としてはもちろん支払う金額は少ないに越したことはありませんが、一方では文化人たりえたいとも考え、クリエイターに対する敬意とその経済的支援をしなければならぬと思います。となく日本人は水と空気と文化(音楽)はただであると思いがちですが、音楽だけは他人の財産であり、守られて当然であると考えますし、この補償金制度自体では決して過保護であるとも思いません。	
また、補償金の対象に指定することに反対の意見として「DRMによって個別課金が可能であるので必要ない。」とするものがありますが、私のような(そして私の周りにもたくさん居る)CDからの録音派は決して少数ではないと思われます。	
文化に貢献するためにもね、今後主流になっていくであろうハードディスク内蔵型録音機器を機を逸することなく速やかに政令指定すべきであると考えます。	
また、昨今は技術の進歩が目覚しく、さまざまな媒体が世に出てきています。それらが出てきてから議論を始めたのでは遅いのであり、速やかに指定ができるように制度を充実させるべきであると考えます。	
ipodなどの記録媒体を内蔵したポータブル録音機器は、あきらかに音楽を聴くための機器であると思います。	個人
ですので、こういった機器は速やかに補償金制度の対象とすべきだと思います。	
権利者に的確な補償がされなければ、新しい音楽は生まれてなくなってしまうと思いますので、私的録音補償金制度は必要だと思います。	
また、その補償金が出る限り正確に分配されるように今の仕組みを見直していくべきだと思います。	
i-podなどの携帯音楽プレイヤーは著作物をポータブルに楽しむための録音録画機器でしょう。	個人
権利者を守るためにも補償金の対象機器にすべきだと思います。	
i-podなど専用記録媒体はもちろんですが、パソコン、ケータイ電話など複数の機能を備えているとはいえ、録音録画機能を備えている機器に関しては、専用媒体より料率を低くするなどの措置をしつつも、すべて対象にすべきだと思います。	個人
i-podなど明らかに音楽を取り込んで聴くことを目的とした記録媒体にも私的録音録画保証金を課すべきだと思う。CDやDVDと何が違うのか理解できない。	個人

iPodには私的録音補償金が払われず、MDには課せられるというのは、合点が行かない。いずれも用途として同じ様なものであり、むしろiPodの方が遥かに高機能である。消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。	個人
ipodに関して言えばこれは二重課金にあたると思います。 CDを買った時点でその音楽を買った人がどうやって聞こうとも自由なハズです。 データ化して交換してもらいたくないというのならソレ相応のコピーガードを組み込めば済む話で法案には全く関係のない話に思えます。	個人
iPodやパソコンにまだ補償金がかけてられていないことに強く疑問を感じます。 音楽制作には才能だけではなく、多大な労力とお金や資源がかかるのに、その対価を得る事が難しくなって来ていて、プロレベルでの新たな音楽の創造の道が閉ざされて行く方向にあります。 最終的にはメーカーも自らの首を絞めることになると思います。	個人
iPodを英語学習のPodcastを聞くために使用しています。つまり、合法的コンテンツを聞くために使用しています。このためiPodまで私的録音保証金の対称にするのは反対です。	個人
i-podを始め、ハードディスク型プレイヤーは対象機器、記録媒体にされるべきではないかと思います。購入目的が私的録画録音にあたるからです。 同じ理由から音楽ケータイなど、携帯用プレイヤー代わりであること、もしくは音楽配信サイトを楽しむことが売りになっている携帯電話等も対象にされるべきだと思います。 携帯電話に関しては機種によってということもありますが、プレイヤーに関しては利用目的から対象であるべきです。	個人
JEITAは「補償金制度の維持や対象機器の拡大を前提としたような議論は問題」「いたずらに結論を急ぐことには反対」などと言っているが、節操無く録音録画機能を様々な製品に搭載して、大容量の機器等を押し付けて消費者に大量に録音録画をさせているにもかかわらず、補償金の交渉テーブルにはつかず、小委員会においてもいたずらに議論を引き延ばして自らの利益を拡大し続け、権利者に多大な不利益を被らせてきたことの方が、もっと問題があると言わなければならない。 特に、「消費者に理解・支持されている制度とは言い難い」などと言える立場なのか。JEITAの強い要望で、これまで補償金の額を個々の製品に明示してこなかったのである。このような事実を隠しながら声高に消費者に云々と言うのは筋違いも甚だしい。 大容量の携帯オーディオ・レコーダーやHDDレコーダー、パソコン、カーナビ、携帯電話など、何故これほどまでにコピーさせる必要があるのか。何故コピーできる製品しか売っていないのか。それは「消費者の利便性」の名のもとで、メーカーが儲けたいから、である。権利者を犠牲にしてでも商品を買ってもらいたいから、である。 したがって、これらの機器は当然に補償金の対象とすべきである。そして、消費者に転嫁することなく、メーカー自身が(或いはJEITAが)補償金を支払うべきである。	個人
MDでおこなっていたことがパソコンやipod、携帯電話に置き換わっただけで、一方が対象で他方が対象にならないのはおかしい。補償金制度の趣旨からいっても早く対象にすべきである。現状では著作権者に一方的に不利益を与えているだけだ。ユーザー、メーカー、権利者の3者のバランスが取れていない。	個人
PCやポータブルプレイヤーなどでは補償金は付加されていないが、オーディオ機器のように補償金を支払うことにより、一定のコピーができるようになれば消費者にとっても有効な制度だと思う。	個人
Pod、パソコン、ケータイ、カーナビなど録音の可能性がある機械を補償金の対象にすることに賛成する。 先日読んだネットの記事には、補償金制度がなくなると、自由にコピーができなくなると書いてあったが、行政当局にはそのようなことがないように十分配慮してもらいたい。CCCDIには辟易させてきたので、少なくともあの時代に逆戻りしないようにしてほしい。そのために、僅か額の補償金を負担しなければならないなら、Pod、パソコン、ケータイ、カーナビなど対象になりえるものはすべて対象にしてもらってかまわない。	個人
この話は私的録音録画保証金の対象にMP3プレイヤーを追加するという話から始まったと聞きます。 今の世間に考えてみますと、今一番売れているMP3プレイヤーはアップル社のipodですよね？それは今の日本人に聞いてもわかることだと思います。 しかし、委員会の名簿にはそのアップルジャパンの人々の名簿がありませんよね。 しかもそれに対してアップルジャパンは抗議文を送ったと聞いています。 しかし、あなた方はそれを無視しましたよね？ そこがまず自分が解らない所です。	個人
これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う“私的複製の範囲”を識別するのは不可能。 またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすれば正直者がバカを見ていうようで紛らわしい。 さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたい。	個人
これまでMDやCD-Rでやっていた録音を、パソコンや-PODで録音することができます。さらにこれまでより音質も良く、使い勝手も良いときています。なのに、パソコンや-PODが補償金の対象外というのはおかしいのではないのでしょうか。録音することにより複製されるという結果は同じなのに、補償金の対象になるものとならないものがあるのでしょうか？とくにメーカーは音楽を録音してもらうことを前提に製品を作っていることは明らかです。我々ユーザーは音楽を録音する前提で製品を購入します。補償金制度がなくなることにより、録音が出来なくなるのであれば、そんな製品を買うことはありません。メーカーは自分の利益だけを考えて、権利者のことも消費者のことも考えていないように思います。録音目的で製品を販売だけしておきながら、録音については権利者とユーザーで直接やってくださいとは、非常にずるい考えであると思います。現状の補償金制度を維持しつつ、対象機器や録音媒体の範囲を広げることで、私的録音を行えるのであれば、消費者として補償金を払うことに賛成いたします。	個人
その利用目的が録音録画機能が主たるモノである機器については、その記録媒体は録音録画に利用されるのですから、ハードディスクやメモリを速やかに補償金の対象とすべきだと思います。	個人

そもそも私的録音録画補償金制度が制定されたのは、私的録音録画による影響（＝権利者に与える損失）が大きなものになり、しかし権利制限規定から除外し、私的録音録画に利用許諾が必要とすることは現実的でないことからではなかったか。 様々な高性能の録音録画機器が一般に普及することにより、私たち消費者が私的録音録画を行う機会は制度が制定されたとき以上に増えている。我が家でいえば、家族一人ひとりが携帯音楽プレーヤーを持つようになってきている。このことは、消費者、作詞・作曲家、機器のメーカーの全てがハッピーである状態だと私は思うが、携帯音楽プレーヤーを使うのに利用許諾が必要になれば、このような状況はなかったであろう。 したがって、現在の私的録音録画補償金制度は維持してほしいし、現在は補償金の対象とされていない携帯音楽プレーヤーなどの機器も補償金の対象としてほしいと考える。	個人
デジタル・コピーは前世紀のアナログ・コピーとは根本的に異なり、ほぼ劣化無しに同じものが入手できてしまうものです。よって、そういった高度な利便性を一般に広く提供する機器（iPodなどのハード・ディスクを使ったメディア・プレーヤー）には著作権者全体が享受できるような補償金があってしかるべきだと思います。なぜならデジタル・コピーによって著作権者が受け取るべき利益が確実に減っているのは間違いないと思われますので。	個人
デジタルコピーの音質は原物と遜色がないものであり、パソコンのハードディスクなど、多量にデジタルコピーができる機器については、原物の創作に携わった作家らへの一定の補償は当然と考えます。 むしろ、消費者にこれらの機器が普及して相当の期間が経過しているにもかかわらず、未だに対象になっていないことが不思議でなりません。	個人
デジタルコンテンツの私的複製はコンテンツの劣化が起これにくいので、オリジナルコンテンツに非常に近い状態でコピーできてしまうことを考えると、権利者が不利益を被らないように補償金制度によって補填されることは当然のことではないだろうか。 また、MDや音楽用CD-R・映像用DVD-Rが補償金の対象なのに、同じデジタルコピーを行う媒体のHDD録画機器・携帯用オーディオレコーダーは補償金の対象外であるのは納得できない。	個人
デジタルという劣化しない媒体にコピーすることは、豊かな音楽文化の発展に障害となる。 音楽や映像に携わるクリエイターの創作意欲を保つためにも、録音録画機能が主たる機能である記録媒体を内蔵した携帯オーディオレコーダーなどは保証金の対象にすべきである。 わずかな負担でユーザーもコピーして楽しめるのであれば必要な制度であると思われる。	個人
デジタルポータブルプレーヤーやPCの内蔵HDDから保証金を取るという権利保護団体の言い分にもまったく共感できません。 HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なにより「デジタルコピーは劣化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権者に損害を与えと言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コピーワンスで放送していてもそのような損害があるのでしょうか？ テレビ局からは著作権者は放映権料を徴収し、さらに消費者からは保証金とは、二重搾取ではないでしょうか？ 消費者団体も協議に加わったとのことですが、ニュース記事などを見る限り、録画の現状に疎い人達しか参加していないのではないかと感じます。 是非、デジタル世代である若者も参加しての再協議をして頂きたいと感じております。	個人
デジタル機器の発達した昨今劣化のないコピーが簡易にできるようになりました。そういう実態がありながらパソコン、i-pod等の機器に保証金制度がないことは健全な状態ではないと思います。ましてやその存続さえも危ぶまれていることは誠に問題があると言わざるを得ません。事態を悪化させるような議論に時間を費やして税金の無駄遣いをする断じて許されません。即刻制度の存続を決定し、また適用範囲の拡充を是非お願いいたしたく思っております。	個人
デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で支払うことができる補償金制度度は、継続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は（現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど）変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないでしょうか。	個人
デバイスが日々進化していく中で、法律も適宜変化していく必要があると思います。オーディオ機器以上の私的録音機能が付随するPCやHDのポータブル機器が対象にならない現実にはアーティストには理解できないのではないのでしょうか？	個人

なお、私はMiAUのサイトを借りてこの意見を書かせていただきましたがさらに特に申し上げたい点があり、以下に少々記載させていただきます。 書式等で正しくない点もあるでしょうが、一意見として参考にしていただければ幸いです。 私は携帯電話を所有しておりますが、別にiPODも所有しており、携帯電話はカメラ機能を利用しているくらいで、音楽再生機能等を利用してはおりません。 これに対し、課金されるのは納得がいきません。 ならば再生機能のついていない携帯を購入すればいいのでは、というご意見もあるでしょうが携帯電話は、日々持ち歩くものであり、そのファッション性も重視されます。 「この携帯がかわいいからこれにしたい!」と思っても、課金されているがゆえに自分が音楽プレーヤーとして使わないのにもかかわらず、その機能を搭載していない機種よりも高い値段を払うべきかどうか悩まなければならないのです。 もしかしたら、その価格の差により購入を控える人もいるでしょう。 その際の企業がこうむる不利益は、誰が保障してくれるのでしょうか？ また、PCやHDDにもこの制度が利用されるとのことですが、企業用・作業用PCなどで、音楽再生を行っていない人も大勢存在しています。 音楽・映像再生機能を使っていないと証明・申請すれば変換が可能だとして、その手間を何故我々が強いられなければならないのでしょうか？ 煩雑な手間をかけて、皆が皆申請できるとは思えません。 また、私的録音録画の委員会の構成がまず不平等であるように思います。 音楽・映像プレーヤーがメインの機器といえば携帯音楽プレーヤーがあげられますが、その最大手であるiPOD、つまりマッキントッシュが呼ばれていないのも異常に思います。 多くが課金に賛成の人を集めているようにさえ見え、言い方は悪いですが、出来レースを見ているように感じます。 まず、HDD等に劣化しない映像・音楽が複製できるようにしたことにより著作権者が金銭的被害をこうむっている、という証明をしていただければ納得してお金を払うなど出来ません。 ユーザとして言わせていただくならば、ビデオテープや音楽テープなどの媒体が劣化するほど何度も見るものというのは、さほど多くない上に、そこまで何度も見たい映画・CDは元々自分でお金を出して買います。 もう、この時点で著作権者にその費用は支払っているはずですが。 そして、それが自分の所有物になった以上、「CD傷つけたくないからコピーしてそっちを普段用に使う」「外出先で聞きたいからプレーヤーに入れる」などの多彩な使用法が認められてしかるべきです。 少なくとも私の利用法では、著作権者が金銭的に被害を受けることはないとおもっております。 この件について、十分検討していただきたく存じます。 以上が、私が特に主張したい点になります。	個人
ハードディスク一体型音楽プレイヤーや音楽携帯と呼ばれるような機器については対象とすべきだと思う。 明らかに音楽を聞くことを前提に作られたこれら機器が対象に入っていないのはおかしいと思います。 MDは対象になっているのに、何故これら音楽を録音、録画できる記録媒体が未だ対象とならないのか理解できません。	個人
ハードディスク装置、携帯プレイヤ(ポータブルオーディオ)への補償金は不要と考えます。 文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会において、キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらないとする解釈する方向で進められています。 これに従うと視聴目的でされる一時的固定も私的複製には当たらないといえます。 まず、ハードディスク装置への複製について述べます。 そして、ハードディスク装置への録音、録画は実質的には一時的な固定です。タイムシフトなどの目的を果たした後は最終的には消去される、もしくは別途光学ディスク(DVD/CD-R)へ複製されることとなります。光学ディスクへ複製された場合、ハードディスク装置からは削除されるのが通常の使用方法であり、ハードディスク装置への永続的固定はなされません。 また、実際の利用においても、ハードディスク内蔵録画装置において、ハードディスク装置の容量が足りなくなった場合にハードディスク装置を交換、追加することはまれで大部分は消去されます(消去する前に、別のメディアに複製する場合もあります)。(参考: http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20071031/toshiba1.htmより、東芝執行役上席常務 藤井美英氏の発言「録画はHDDで、残したいものを光ディスクに残す。」) また、パソコン内蔵のハードディスク装置への録音、録画であっても同様です。 ハードディスク装置は故障するので、利用者はデータを光学ディスク、またはテープ装置などへ複製しバックアップとしています。つまり、最終的な固定はハードディスク装置ではなく、テープ装置もしくは光学ディスクと考えられます。 以上のことから、ハードディスク装置への複製は一時的固定であり私的複製には当たりません。補償金は最終固定先となる光学ディスク、もしくはテープメディアに課せば充分であり、ハードディスク装置への補償金は不要と考えます。 次に携帯プレイヤ(ポータブルオーディオ)への複製について述べます。 携帯プレイヤへ複製される音楽データは、再生の用をなした後は削除されるのが通常の使用方法です。永続的固定はなされません。なぜならば、携帯プレイヤへ記録できるデータ量は固定であり、機器の容量を超えるデータは記録できないため、新たにデータを追加するためには使用しないデータを削除することになるからです。つまり携帯プレイヤに記録されるのはキャッシュです。 したがって、永続的固定がなされない携帯プレイヤへの補償金は不要だと考えます。 現在、携帯プレイヤに内蔵されているハードディスク装置へも補償金が課せられていますが、上記の理由により本来は不要だと考	個人
ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでないと思います。	個人
ハードディスク録画機器、携帯用オーディオレコーダーなど、記憶媒体を内蔵した録音録画を主な機能とする機器には速やかに補償金の対象とすべきである。	個人
パソコン・携帯については意見が一致しなかったと有りますが、やはりパソコン・携帯は外すべき対象であると思います。パソコンや携帯は、ホームページ上(若しくはメール上)に掲載されている音楽・映像ファイルを一度本体に保存している為、追加してしまうと範囲が極端に広がってしまうと考えるからです。	個人

パソコンが補償金制度の対象に入るのには反対である。 パソコンはホームユース用として販売しているものでも、ビジネス用途にも多く使われており、一律に補償金をかけるのには馴染まない。 また、パソコン用に提供されている音楽のダウンロードサービスは、著作権保護対策が盛り込まれているものが主流である。これに対して更にパソコンに補償金をかけるのは論理が矛盾している。 権利者側からみれば、一律に課金することは案であろうが、それにより、本来、補償金を支払うべきでない場合にも支払を要求されることは、一般の利用者に不当な犠牲を強いるものである。	個人
パソコンの機能に関して、そうした機能が一般化しているが実際にその機能を利用しているかと雨天については確認が必要である。パソコンではそうした機能をほとんど、もしくはいっさい使わずに文章作成や表計算を主として利用している場合もある。また録画機能のついた携帯電話では、ワンセグチューナーの搭載は知っていても、それを録画する機能があることを知らない場合も多くあるのではないか。 また、課金の対象としたい記憶メディアに関しては、デジタルカメラの普及により、著作者が自分である場合があるばあいは補償金制度が導入された当時より確実に増えている。著作者たる自分に当然分配される保証金が分配される仕組みが煩雑で事実上分配されない状況を考えれば、記憶メディア一律に補償金を課金することが方向としてただしいのかを検討して異本的な考えにあるように、適切に見直して欲しい。	個人
パソコンは、複数の機能を備えているため、従来は対象外であったが、私的録音録画に利用されている以上、対象とするのが望ましいと思います。専用の機器でないことから対象になっていなかったのだと思いますが、そこについては料率等で対応すべき事項で、対象外というのはおかしいと思います。	個人(同旨1件)
パソコン等の汎用機器に補償金を導入だが、利用者側の視点で言えばCDプレイヤーやTVで視聴する場合と同じことであり、権利者の権利が侵害されているとは考えられない。	個人
ブルーレイレコーダーを、速やかに私的録画補償金の対象に指定すべきだと思います。対象となっているDVDレコーダーと対象となっていないブルーレイレコーダーは、私的録画機能になら違いがありません。解像度が違うだけです。異なる扱いをする根拠がありません。 テレビチューナー付のパソコンも、速やかに私的録画補償金の対象に指定すべきだと思います。録画専用機器ではないとの理由から慎重論が出るのはわかりますが、対象となっているDVDレコーダーとテレビチューナー付のパソコンが同じ私的録画機能を有しているにもかかわらず、両者の扱いに違いがあることを合理的に説明することもできないでしょう。今後はマルチ機能をもつ家電が増え、専用機器は減るでしょう。将来を見て、マルチ機能をもつ機器を補償金対象とする論理を速やかに確立すべきであると思います。そうでなければ、私的録音録画補償金制度は、遠からず有名無実な仕組みになってしまうでしょう。	個人
まず、この制度の当初の目的である、「私的録音録画補償金制度」は、その複製をする情報記録媒体に情報もとの権利を守るため定められているものと私は、理解しています。DVDメディアやCD-Rメディアを買ったときに徴収されるお金ですね。それを今回HDDやi-Pod等も対象になるというのは、外付けHDDを買うやつは、何かしらを複製して使うものだともあまりに決め付けてはいやしませんか？中間報告書を読んでいて、データを出してくれてはいますが、それが客観的なデータなのか私にはわかりませんでした。 また、補償金の対象をどこまで広げるかという報告にもちよっと疑問が残ります。	個人
まず、仮にとは言え、補償の必要性あるとした場合として議論していることに疑問を覚える。 補償の必要性の是非を十分に議論して、その上でやはり補償の必要性があるとの結論が出て、初めてこの部分の議論に進むことが出来るのであろうが、これでは補償の必要性があるという結論ありきの議論になってしまっている。 補償の対象とする機器については 「イ現行法の考え方(私的録音録画の可能性が高い機器等を対象とする)を原則として維持すべきであるとする考え方」 この考えに賛成する。そういう意味では、iPodは補償の対象にしても良いと考える。 ただし、インターネットからダウンロード購入した曲を入れている場合、著作権料と補償金の二重取りになる可能性があるため、慎重に考えるべきである。また、ダウンロード購入した曲には、DRMがかけられていることが殆どなため、これに対し補償金を取ること自体が法理から外れているとも考えられる。 また、「ア」の考え方には強く反対する。要するにパソコンからも補償金を取ることになるのだが、オフィスで使用されているパソコンには楽曲や映像は入っていないことが多く、これらから取るとすると、それもまた法理に反していることになる。どうしても補償金を取るのであれば、手数料がかからず、かつ迅速に補償金を返還するための仕組みが不可欠であると考えるが、いまだそれは整備されていない。 仮にもし、今の仕組みのまま補償金を取ったとして、大企業から一斉に事業用パソコンの補償金返還を求められ、果たして現行の管理団体は対応できるであろうか？実効性の観点からも疑問である。 よって、この案件に関しては、現行法の考え方を維持することに賛成し、著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべきであるという考え方には反対する。	個人
まずは、この制度をもっと社会に広めることを前提とし、現在、音楽の録音機器として主流になっているものの制度の対象外となっているもの(ハードディスク機器等)に関し、補償金の対象にすることは権利者保護のために賛成である。	個人
まずは携帯電話。明らかに音楽を聴く機能を売りにしているモノは対象とすべきです。 付属機能の除外とありますが、「音楽ケータイ」については付属という範囲をこえており、キャリアによってはCD音源を取り込めるシステムまであるわけで、対象とすべきです。 パソコンについて。 一概に対象外というのは如何なものでしょうか。 もちろん、パソコンのすべての購入者が録音、録画の行為を行うとは思えませんが、CDプレイヤーやラジカセの代わりにパソコンで音楽を聴いたり、貸して借りたCDを家のPCにダビング、ipodに転送して聴くというスタイルは確立しています。 さらにはiTMS等音楽配信もPCなくしては成立しないビジネスであります。 このような生活習慣も一考した上で、PCも対象とするのが望ましいと思われます。	個人

まず個人的にこの件についてハードディスク等から更なる補償金の徴収をする事について反対である。 ここでも指摘されているように返還額が小額であり、尚且つ返還するようにいわなければ返還されないシステムでこれを行う事自体利用者及び製作者にも利がないシステムといえるだろう。 またHDD自体音楽目的以外にもデータの保存などにも使われており、この件については音楽のみで徴収するという事に矛盾点が生じる。 更に現在二重徴収と言われている様にCD一枚に対して「課金」や「補償金」などと称し、何重にも搾取されているのが現状であり、更にそれがCD一枚あたりの単価を上げる結果にもつながっている。 またその著作権団体が徴収したお金の使い道が不透明であり、何に使われているのかすらわからない事も問題のひとつではないのか？ 上記でも言ったように現在多重課金状態であり、尚且つ多目的で使われているCD-Rからも料金が徴収されており、またその徴収された金銭すらもきちんと返還されていないのが実情であり、尚且つそこで徴収された金銭の使い道が不透明であるのも事実である。 それにもし媒体そのものにかかる税金のようなモノを考えるのであれば、コンテンツそのものには全く料金をかけれなくなると思います。 まず現存の徴収システム自体売れたCD、流れた音楽、ダウンロードされた量に比例する分配方式のはずですが、もしHDDから徴収する事になればそれこそ媒体そのものからお金を取ることになってしまう事になってしまうはず。 またJASRACを初めとする著作権団体は営利団体に過ぎず、そもそもこのような税金に近い徴収をする事自体おかしい話ではないでしょうか？ 著作権団体は著作権料についてどうお考えなのでしょう？ これでは著作権団体が私服を肥やすために更に追加徴収をしているといわれても仕方ない状況である。 余りにも特定の団体のみに利があり、ユーザーにも製作者にも利がない事は問題ではないのか？ 少なくとも現存のようなシステムでなく、製作者に直接、利が行くようなシステムに構築しなおす必要があるだろう。 これらの点からHDDにおける更なる徴収を反対する。	個人
また、補償金に関してですが、CD、DVD、MDなどの記憶媒体に関しては現状維持で異存はありません、しかし、HDDやi-podなどを補償金の対象内に入れるというのはどうでしょうか？ i-pod等MP3プレイヤーと呼ばれる物はそれぞれに対応したサイト、若しくは消費者それぞれが元々持っているCD、DVDから抽出し、利用しているのが大半な為、その段階で、補償金は支払われていると思われます。 また、HDDに関しては私的録音録画に使われないことのほうが多いかと思われます。 そして何より、ここまで規制を強めると、インターネットという巨大な市場に消滅及び、消費者の購買意欲を削り取る形になり、コンテンツ自体の衰退もありえないとは言いきれないかと思えます。 私個人の意見としては現状維持で十分ではないか、とも思えます。	個人
わかりやすい補償金制度にして維持すべきです。 消費者が著作物をコピーする行動を制限することは、録音録画複製を機能として持つ電気機器が存在し流通する以上無理なことだと思う。過去のものならともかく今後も著作物が作られる根拠として、機器や媒体のメーカーに責任をとらせるのは当然のことで、すべての録音録画機器やCD-Rなどの媒体に課金すべきだと思う。なんであれ例外を設けるのはナンセンス。音楽用CD-Rと汎用CD-Rを消費者に使い分けさせようとしても無理です。汎用で焼ける機器しか売れないのだから。	個人
一時的な保存機能しかないHDD内蔵型機器を保証金対象とするのは、単なる再生装置(アンプやCDプレーヤー)を対象とするのと同義と思われます。 また、保証金制度そのものが、利用方法に無関係に料金を徴収する不完全で偏った方式であり、その配分についても利用と無関係に行われまる。現在のデジタル時代にそぐわない手法としか言えません。	個人
一消費者の立場としては違法サイトからのダウンロード違法化は反対です。あまりにも曖昧過ぎます。人権保護法案や青少年社会環境対策基本法案に通じる物があります。犯罪者生産法案ですかこれは？ HDD等の補償金については、条件付き賛成です。 ただし補償金を支払ったからには、消費者は私的複製する権利があります。もちろんそれを売買したりネット上にアップロードすれば犯罪ですが。 現状及び万が一この法律が施行された場合、補償金を支払ったにも関わらずバックアップも取れない。しかもシリコンオーディオやHDDレコーダーに補償金が掛かる。PCにも補償金がかかる。DVD-R等の光学メディアにも補償金と、我々消費者は何回補償金を払えば良いのでしょうか？ しかも地上デジタル放送はコピーワンスが掛かってます。 現時点では光学メディアですが、複製に対する補償金を支払ってるにも関わらず孫コピーが出来ないのはどう言う事ですか？ 携帯機器に動画を入れたい場合、元となるソースを消さなければならいなんてハッキリ言ってナンセンスです。 HDDレコーダーやIpod等に私的録音録画補償金をかけたいならかけて頂いて結構です。それが文化育成に役立つのであれば喜んで払いますが、ちゃんと私的録音録画の権利を下さい。動画をPC等で編集する自由を下さい。 コピーナインなのかテンなのかは存じませんが、そんな未来の無い規格はやめて下さい。 お金を取るだけとって、権利を認めないなど言語道断です。消費者をなめてるとしか言いようがありません。 消費者おいてきぼりの消費物など、ただのゴミです。ゴミはただ消え去るのみです。	個人
一人あたりの金額としてはわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持すべきです。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないのは、どう考えてもおかしい。対象機器の指定を迅速に行い得るような方式が望まれます。	個人
欧州諸国などではアナログ録音録画機器の時代から同様の制度があると聞いていますが、そこから本来の「補償」の意味合いが見えてきます。デジタル機器およびメディアのみを対象としている我が国の法律を前提とした場合も、その範囲を極めて限定的に定めることにはやはり違和感があります。消費者が広く薄く補償金を負担することにより一定程度のコピーの自由が保障されるという現行制度の理念を押し進めて考えれば、多目的化・汎用化が進む機器やメディアの扱いについても再考すべきと思われます。	個人
音楽1ファンの一人です。音楽は文化であると思うので、適度に権利者の方の権利が守られるのは自然だと思います。昨今これだけ普及しているi-podのような携帯型音楽再生機が私的録音補償金制度の対象外であるとは知りませんでした。長い将来に亘り良い音楽が作られ続けるように、対象機器の見直しをするべきだと思います。	個人

音楽の補償金はiTunesストアなどで音楽を買う時に音楽自体に含まれていないのですか？ もし含まれているのであればポータブルプレイヤーにまで課金をすれば二重で課金していることになり、消費者ばかりに負担を強いることとなります。 またHDDに課金はあきらかに間違っています。 HDD＝著作権のあるモノの保存場所ではありません。 HDDを私的録音録画小委員会様が考えているような理由以外、インターネットに繋がっておらず会社で使用する資料の作成がメインで、自分で作成したものだけが保存されているHDDもあるでしょう。 これは不当に課金されている事になります。	個人
音楽を利用することを前提としているオーディオ機器が、主たるコンテンツの音楽に対する補償金を払うのは必然と考えます。デジタルなポータブル機器も同様に音楽を利用することが主たる目的の機器なので、補償金を払う必要があると思います。その結果、利用できる機器が増えることで、機器の競争が起き、選択数の増加・コストダウンなどの利用者の利益につながるので、両者にメリットのある制度と考えます。	個人
音楽愛好家のひとりとして、この制度についていろいろと考えてみました。 もし、制度が廃止されてしまったら・・・結果的には、純粋に音楽を楽しみたい私たちにとって環境が崩れてしまうのではないかと、危惧します。 私たちが対象機器の購入時に補償金を支払うことによって、音楽を創作する人たちに補償金が支払われ、そしてまた新たな音楽が創作されていく・・・このしくみを廃止してしまうと創作者のモチベーションが下がり、音楽そのもののクオリティが下がってしまうのではないかと思います。 制度が存続したとしても、現在対象となっているMDなどは購入する人自体が減少しており、このままでは補償金そのものが消滅してしまうのではないのでしょうか。 i-podのようなHD一体型の機器がメインとなっている現状を鑑み、これらの機器についても当然補償金制度の対象とすべきだと思います。 ヨーロッパの文化先進国などと比較すると、日本は相当水準が低いと聞いています。 本当の意味で先進国になるためにも、この制度は必要であり、対象機器についても見直すべきです。	個人
音楽好きの友人たちの間では、もはやカセットやMDを使って複製しているような人は全くおりません。パソコンやケータイ、i-Podなどが常識となっています。録音用CD-Rも記録用CD-Rも、実は私的録音に使用可能なのに、何故値段が違うのか疑問に思っていました。補償金を課す課さないの違いがあるとは知りませんでした。 メーカーは音楽のデータ化を売り物にして利益を上げているのに、EU諸国には補償金を払い、日本には払わない、という矛盾を犯しています。 コピー可能な商品を作って利益を上げておきながら、「コピーするのは個人の責任」と消費者へ責任を転嫁するのは、ちょっとひどいのではないのでしょうか？ メーカーはこれまでの録音機器のように、補償金を支払うべきだと思います。消費者にとっても、その方がすっきりした気分で使え、ベターだと思います。	個人
加えて、私的録音録画保証金対象について、用途が明確化されていない機器に対して漠然と保証金対象化を議論するのは意味が寡少だと考えます。 またiPodなどの記録機器は「録音・録画可能時間」が「ディスク容量」や「価格」と必ずしも比例せず補償金金額がどのように決定されるのか疑問であります。 著作権のある音楽や映像に限らない、自作データの記録等に用いるケースも多いためそういった用途が多いユーザにとっては理不尽な保証金徴収が行われる恐れがあります。 (保証金の返還が迅速かつ確実に、ユーザの負担が小さく可能であればよいですが)	個人
携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵型録画機器も補償金対象したほうがよい。 機器を音楽をデジタルコピーできる機器のうち、補償金が課金されているものとされないものがあるのは、整合性がとれない。ただ、やはり利用者である方々、著作物を楽しむ消費者へ理解を得られるように、啓蒙活動が必要である。	個人
現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能なすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきと考えます。	個人
現在の日本の状況から考えて、パソコンで音楽をデジタルコピーしCDRにしたり、iPodなどのデジタル携帯機器で聞くという一般的行為を止めることは、難しいと思われます。しかし、そういう現状の中でパソコンやiPodなどの機器が未だ補償金の対象になっていないというのは、日本の音楽文化にとって危機的状況と言えます。 デジタルコピーされた場合は、元の商品とほとんど変わらないものが出来上がるわけで、昨今のCDの売り上げが激減している事との因果関係は明らか事と考えます。 売り上げが伸びなければ、CD制作そのものにかかる予算は減り、サウンドはどんどんと貧弱なものに移行していく傾向に向かいます。 機器の発達で便利にはなっても、肝心の音楽そのものの質が落ちては、消費者にとっても決して幸せな事とはなりません。 権利者擁護を真剣に考えていただき、補償金制度の維持と対象機器の拡大について正しく見直していただきたいと思います。	個人
現在パソコンやiPod等高速に大量コピーが可能な時代、保証金制度はユーザーに一定のコピーの自由を約束し、また権利者の権利を守るためにも必要な制度だと思います。 音楽や録画機能を持っておりながらパソコンやiPod等には私的録音録画保証金がかからないと聞いてびっくりしました。 実態に合う形で見直して存続させるべきだと思います。	個人
現在は指定機器になっていない、メモリーなどを内蔵したレコーダー、プレーヤーも、主としてリップニングなど録音・録画し利用されていることから、補償金の対象とすべきだと思います。	個人

今までMDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけ。 こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には維持存続で決着をつけてしまった方がいいと思います。もちろん、MDから移り変わる対象になった機器などは対象にすべきです。メーカーの考えはおかしいと思います。コピーできない機械なんて誰も買わないから、コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費と同じです。そんなことにも今の日本のメーカーは気づけないか、気づかないふりをして自分の儲けのことしか考えないんですね。外国では補償金を負担しているようですね。日本では負担しないって言うのはどういう理屈なんですか。日本のメーカーも堅ちたものです。私たちが大好きな音楽を作った人達の権利は守られるべきだと思います。	個人
今後さらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、現に用途による仕分けが出来ないケースが起きています。私的録音録画に供される(また可能な)機器や媒体については、全て補償金の支払対象とした方が将来的にも公平で分かりやすく良いと思います。	個人
今日のデジタル時代においては、消費者は、わずかな負担でオリジナルと同等の品質のコピーを自由に手に入れることができ、その反面、権利者が本来であれば得られるであろう正当な対価の一部を得られないという事態が生じていることは否定できないと思われるので、録音録画機能が主たる機能である機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(HDD録画機器、携帯用オーディオレコーダー)は、録音録画機能が主たる機能である以上、速やかに補償金の対象とすべきである。	
再生のみの機能を有する「機器」についての適用は対象外とするのが適当と考える。しかし録音録画機能を有する「機器」については速やかに補償金の対象とすべきである。何らかを得る為に適正な対価を支払うのは双方にとって平等である。	個人
昨今のデジタルの世の中において、録音録画機能がメインであるHDDレコーダーやオーディオレコーダー等については補償金の対象とすべきだと思います。	個人
私はMDを10年以上愛用しています。そしてこれからも、レンタル店で新譜CDを借りてきて、空のMDに落して聴こうと思っています。 当然、補償金を支払っているわけですが、今回の中間整理で初めて、iPodをはじめ、携帯用オーディオレコーダーは全て補償金の対象外であることを知りました。MDの何倍も曲数が取り込め、今ではMDより普及している携帯用オーディオレコーダーが補償金の対象外だなんて、何とも不公平でおかしな話ではありませんか。 私は携帯用オーディオレコーダーはもちろん、パソコンを含めた汎用機器(携帯電話、ICレコーダー、デジタルカメラ、電子辞書等)も、録音録画の機能が付いているものは全て補償金の対象にするべきだと思います。そうでないと消費者間の不公平感は払拭できませんし、何よりメーカーの脱法的志向というか、営利主義を増長させることにもつながるように思えてなりません。 今は消費者が補償金の支払義務者で、メーカーは支払協力義務者となっているとのことですが、メーカーは音楽や映像の恩恵を享受して企業活動が営めるのですから、今後は支払義務者として、もっと責任を持って積極的に補償金制度の維持に努めていくべきだと思います。	個人
私はプロのヴァイオリニストです。8枚のCDをリリースしております。 最近出したCDは、パソコンなどで音質の劣化もなく簡単にコピーできてしまうので、お友達のグループで1枚買えば、それをコピーしてみんなに聞いてもらえるので、思うように売れなくなりました。 また、データとしてCDの中身すべてをEmailで送ったりすることもできてしまうようになったので、私が初対面の人にCDを買っていたかどうかとお勧めしたところ、「あ、それコピー持ってます。」と悪いこととは全然思わない様子で言われたことさえあります。 コピーがしやすいというよりもコピーするための機器をどんどん開発してどんどん売り上げを伸ばしていってしまっているメーカーさんは、そのかげで、CD1枚リリースするために個人で150万円ものお金を負担しながら、精一杯よい音楽を聴いていただけるようにと心をこめて制作したCDを簡単にコピーされてしまうために、制作費の半分ほどしか回収できないで困っている人が沢山いるということをどうぞご理解いただき、これまで以上に全てのコピーできる機器を補償金の支払い対象としていただきたく、心からお願い申し上げます。	個人
私は現在iPodを所有していませんが将来的には購入しようと考えています。 現在は専らMDで音楽をコピーしていますが、だからこそ、iPodが補償金制度の対象とならないことに違和感を感じます。大量に容易にコピーできる機器の登場でCDの売上が落ちているのは紛れもない事実ですので、コピー媒体購入時に私達が小額の補償金を支払うことで権利者を保護するのがますます重要となると考えます。	個人
私もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。金額の程度に関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人
私自身も市販のHD型の端末を利用していますが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人
私的複製のために補償金を支払っているのにも係わらず、コピーワンスやコピーコントロールCDなどのDRM技術によって、利用者の利便性を著しく損ねている現状では何のために存在しているのか非常に疑問に思う。 また、国際的には携帯機器に補償金制度を利用している国は少なく、国境という概念の無いインターネットを介しての購入などを考えると国際基準に沿って携帯機器は除外すべき。	個人
私的録音録画に携帯電話を利用する頻度は、機種やユーザーにより異なるとは思われますが、少なくとも「音楽ケータイ」や「ワンセグケータイ」のように録音録画機能をセールスポイントにした機種は、対象にしてもよいと思います。	個人
私的録音録画保証金制度が、私的録音録画を認めつつも権利者の経済的利益を保護することを趣旨としているのであれば、私的録音録画がPCやHD型のポータブル機器で行われる機会が非常に多くなった現状を考えると、PCやHD型のポータブル機器が対象にならないということは非常に不均衡に思われます。	個人

私的録音録画保証金制度の存続、拡大は各メーカーの急務と考えます。 パソコン・携帯音楽プレーヤー等の普及による私的録音・録画の実態は、想像以上に深刻な状況にあります。 また、BitTorrent等のP2Pネットワークによるファイル共有がインターネットトラフィックの5割(昼間)から9割(夜間)を占めているという事実は、あらゆるソフトメーカーが無視できないものです。 一般ユーザーレベルでファイルの複製・共有が完全に常態化しているということ。 これが制作者に与える影響をユーザーに広く認識してもらうべく、iPod等の携帯音楽プレーヤーやパソコンといったハードウェアにも相応の私的録音録画保証金を乗せて販売するべきだと考えます。(私的複製を奨励するような機器を作り、大きな利益を得ながら著作権者に対する措置をないがしろにしてきたメーカーは今一度この点を深く反省するべきです。) 気軽に沢山の作品に触れることが出来るようになったことを光とするならば、正当な利益を受けることが困難になった制作者・権利者がいるという影の事実も存在しています。 我々が愛すべき作品達に敬意が払われなくなっていくことに強い憤りを感じます。 どうか気がつかない振りをするのはもう止めて、この問題と真剣に向き合っていただきたいと思います。	個人
私的録音録画補償金制度が誕生した時には、存在しなかったあるいは考えられなかった機器・媒体が現在世の中に溢れております。 機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化を予測するのは不可能です。時代が変化したのなら、制度も変化しなければなりません。録音録画が可能なすべての機器・記録媒体を対象とすべきと考えます。	個人
私的録音録画補償金制度は、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保するという観点から、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。従い、現在においても、ユーザー、権利者、機器メーカー三者の利益を円満に調整するための「補償金」制度の役割はまだ残されていると考えます。しかしながら、録音録画機能が主たる機能である機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー)も、録音録画機能が主たる機能である以上、速やかに補償金の対象とすべきであるにも関わらず、除外されている現状は、制度そのものが、不合理なものになってしまうので、早急に改善されるべきであると考えます。	個人
私的録音録画補償金制度を絶対存続すべきです。 私的録音録画に使用する媒体が、パソコンやiPod、携帯電話などへ大きく移行しているにも関わらず、補償金の支払い対象となる機器、媒体は1998年(録画は2000年)からまったく追加されておられません。 権利者の補償金総額は2000年度は40.3億円だったのが、2006年度はたったの8.8億円に落ち込んでいます。 このままでは、音楽界全体の質が落ちるばかりでなく、音楽界自体の退廃にも繋がります。 著作権者が補償金によって一定の対価を得られる現在の補償金制度を今の実態に合わせて存続させるべきです。	個人
私的録音録画補償制度の存続及び配分の強化をお願いいたします。 補償制度の年々の低さには驚きを隠せません。 これだけPCや携帯のダウンロード録音が普及しているのに、ハードとソフトのコピーガードなどの体制をもっと整えて頂くとともに、CD-Rや昔はDAT、TAPEなどにも録音者への配分のための金額が消費者に追加されておりますが、我々ミュージシャン、アーティストにきっちり配分されているという感覚がありません。 今一度体制の見直しと配分の強化をお願いいたします。	個人
自分もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。金額の程度に関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人(同旨3件)
消費者にそれほど負担とならない金額であれば、全ての録音機器に補償金を付けたほうがいい。クリエイティブな人にお金がいけないと、この国のクリエイティブな発展ない。	個人
消費者に極端に負担にならない金額を補償金として支払うことで、ある程度のコピーの自由が得られるのだから、権利者と消費者には有効な制度だと思う。補償金制度についてお金の流れなども含め、消費者にもっとわかりやすく説明を行い、理解を得た上で現在普及率の高い携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵型録画機にも補償金を適用し、著作権者が被る不利益を補償すべきだと思う。	個人
昔やってた、Save Our Musicっていうキャンペーンのこと覚えていて、私の好きなアーティストの名前がありました。「そっが大変なんだ」ってそのとき初めて知ったんですが、あれから10年以上経ってるのに、何も変わっていないんですね。 一体何が原因なんだろうって思いますが、技術の発展は音楽業界にとっても歓迎すべきことなのに、結局メーカーの弱いもの(アーティスト)いじめなのかなって。 少なくともアイポッドには課金しなきゃでしょう。もう随分時間が経っているけど。何千曲録音できて、MDの比じゃないのに、アイポッドとMDって、何か理屈が違うんですか?メーカーさん。	個人
専門記録媒体以外の記録媒体は、録音録画以外の用途があることを理由に対象ではなかったのだと思いますが、一定数のユーザーが利用されている実態がある以上、専門媒体より料率を低くする等の方策を考え、対象にすべきだと考えます。	個人
息子や娘たちが複数購入しているiPodなどは、彼らに学生時代買い与えていたMDと何ら利用方法に変化はないはずなのに、補償金の課金対象に未だになっていないというのは、普通の感覚からすると理解に苦しみます。主婦としては一銭でも安く買いたいのはやまやまですが、子どもたちを介して関係する人たちの話を耳にする機会を得、世の中のねじれを感じる現状のシステムに憤りを感じるという当事者の方々の意見について、同感するところが多いです。	個人
対象機器、記録媒体にiPod等のハードディスクプレーヤーを追加すべきだと思います。 「携帯音楽プレーヤー」は音楽を録音して楽しむためのもののなのに、補償金の対象となっていないのはおかしいと思います。 以前にも検討されたことがあるようですが、その時点で対象から外れてしまった事にも納得がいきません。 MDなど今ではあまり見かけなくなった物も対象としているのなら、現状を見据え、実態に即したものを対象に取り入れるべきだと思います。	個人

対象機器、記録媒体にi-pod等のハードディスクプレーヤーを追加するべきだと思います。自分でも使用していますが、主に音楽を聴いています。勿論、英会話や落語などを楽しむのにも使えますが、周りの人に聞いてみたところ、やはり音楽使用がメインのようです。実態は音楽を録音して楽しむのが主たる目的の機器であるのに、補償金の対象となっていないことの理由が分かりません。以前よりもさらに新しい機種や機能も増え、より音楽や映像も気軽に楽しめるようになってきていますので、実態に即し、記録媒体の範囲広げるべきと考えます。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスクを内蔵した一体型プレーヤーの追加に賛成します。 これは、絶対に対象にすべきです。 対象になっていないということがむしろ不思議です。 現在対象となっている、MD(今使用している人はごくごくわずかでしょう、)、CD-R,RWなどよりもi-Podやその他の携帯プレーヤーに音楽を録音して聞いている人ははるかに多いでしょう。 そしてi-Podに自分の画像だけを保管して使用している人はいないと思います。 音楽を楽しむための機器。ハードディスク内蔵一体型プレーヤーは対象範囲に追加すべきです。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスク一体型プレーヤー・他を追加すべきだと思います。今まで対象になっていないことがおかしい。 私的補償金の精神から、音楽を聴いている機器、媒体はまず全部が対象とすべきです。 その上で使用頻度に則した補償金額など考えればよい。 人が楽しむのだから、それには感謝の行為が必要だと思う。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスク一体型プレーヤーを追加すべき。 i-podやウォークマンなどの「携帯音楽プレーヤー」は、まさに音楽を録音して私的に楽しむための機器なのに、補償金の対象になっていないということに驚いた。 現在MDが対象になっているらしいが、いまだMDを使用している人はどれだけいるのか、、、。 であれば、これだけ多くの人が利用している、携帯音楽プレーヤーは絶対に対象にすべきだ！！ もっと現状に則して対象を考えたほうが良いと思う。 i-podを利用する人は必ず一度パソコンにも音楽を取り込む(録音する)ので、パソコンも対象になってもよいくらいだ。ただ、パソコンは全く音楽を録音しない使用方法の人もあるので難しいのかもしれない。 とにかく、携帯音楽プレーヤーは絶対に対象にすべきだと思います。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスク一体型プレーヤーを追加すべきだと思います。 いまだ何を言っているのだという気持ちです。すでに爆発的に大ヒットしているハードディスク・プレーヤー(携帯音楽プレーヤーと呼んでいる製造業者もいますね)は音楽を録音して楽しむもののなのに(それ以外の使い道がありますか?)補償金の対象になっていないこと自体驚きですし、不思議でなりません。以前にも同様の検討がなされたそうですが、そのときに対象から外れてしまったこともありえないと思います。現在誰も使っていないMDなどを対象としているのなら、もっと実態に即したものを対象に組み込むべきです。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスク一体型プレーヤーを追加すべきだと思います。すでに爆発的な人気となっているいわゆる「携帯音楽プレーヤー」は呼び名からして音楽を録音して楽しむためのもののなのに、補償金の対象となっていないこと自体、理由が分かりません。以前にも同様の検討がされたそうですが、その時に対象から外れてしまったことも意味が分かりません。すでにMDなどあっていないようなものを対象としているのなら、もっと実態に即したものを対象に取り入れるべきです。	個人(同旨1件)
私的録音録画補償金は権利制限に対する代償であり、したがって、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。特にパソコンについては、私的録音録画において大きな役割を果たしており、これを対象外とすることは、制度の実効性を大きく損なうものです。もちろん、私的録音録画以外の目的でも多く使用されているのも事実ですから、何らかの形で一定数について課金する方法を検討すべきです。	個人
この補償金制度は権利者の権利を制限することに対する代償だと思います。したがって、私的録音録画を可能にする機器と記録媒体は、原則としてすべて補償金の対象にすべきだと思います。そのうえで、パソコンのような多機能な機器については、一定割合を対象とするなどの対応をとれば良いと思います。	個人
補償金は権利制限に対する代償であるとしておりますので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。	個人(同旨5件)
録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべてを対象とする。 そもそも、私的録音録画補償金制度がこのようにもつれてしまった原因はここにある。実際に私的複製が行われている機器・記録媒体が指定されないことによってこの制度が形骸化してしまった。機器・記録媒体の技術の進歩そして使用形態は千変万化であり、「モグラ叩き」のような政令指定となり迅速な対応は不可能となるでしょう。原則は録音録画機能を有するすべての機器・記録媒体を対象としておき、対象外とする機器・記録媒体について政令指定をする。複合的機能を有する機器、パソコン・携帯電話等については一定割合を対象とすべきである。	個人
補償金は権利制限に対する代償であると認識しておりますので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。また、パソコンからの複製が主流になっている現状を鑑み、パソコンもその対象にすべきであると考えます。	個人

補償金は権利制限に対する代償であると考えておりますので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性のある機器はすべて対象にすべきだと思います。(原則上) 分離型専用機器及び専用記録媒体は勿論、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきであると思います。分離型か一体型かは製品の仕様の事であり、なぜ対象になっていなかったのだらうと不思議に思います。 パソコンは、複数の機能を備えているため、従来は対象外であったが、私的録音録画に利用されている以上、対象とするのが望ましいと思います。専用の機器でないことため、対象になっていなかったのだと思いますが、その点については料率等で対応すべき事項で、対象外というのはこれもおかしいと思います。	個人(同旨12件)
対象機器・記録媒体の範囲については、私的録音録画に利用される可能性がある以上、原則として対象にすべきだと思います。対象機器・記録媒体の範囲を、専用機器・記録媒体に限定した当時は、現在のような技術の進歩や使用形態の変化は予測し難いものであったと思われますが、技術の進歩や使用形態に変化があればそれに従って範囲も見直すべきだと思います。	個人
対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性のある全ての機器は原則として対象にすべきだと思います。具体的には、携帯オーディオプレイヤー・パソコン・携帯電話など。	個人
誰が考えたって私的録音のほとんどは音楽であり、その方法は今やパソコンやiPod、携帯電話が中心です。なのに音楽以外の録音だってあるとか何とか、補償金の議論ではメーカー側のへ理屈ばかりが繰り返されて、これは明らかに税金の無駄遣いです。環境問題と全く同じで、伐採ばかりじゃ山は禿山となり土砂崩れ、洪水となって見る間にその美しさと豊かさを崩していきます。中国などと違って、幸い、日本にはこれまで先人たちの植林文化により豊かな山々の美しさを維持してきています。これは海外に十分誇ってよい文化です。 ところが日本の音楽文化では、いまやコピー機器メーカーが自らの企業利益しか考えず、音楽の創り手をないがしろにしているとしか言えません。しかもヨーロッパでは、以前から補償金をコピー機を開発販売した責任として企業負担となっているのに、日本では消費者の負担となっています。一体、これまでの将来の日本を考え対処してきた日本人の誇りはどこにいったんでしょうか。 もう議論は終わりにして、企業も消費者もどちらにしたって補償金の対象機器や媒体はパソコンやiPod、携帯電話にも認めて動き出すべきだと思います。	個人
単純に録音・録画機能のある機器については、保証金の対象とするべきでしょう。ユーザーには『ハードに費用をかければソフトはタダ』という間違った認識が蔓延しています。コピーガード×コピーガード除去のシステムはいたちごとであり、また、費用的にもソフトメーカーのみの負担となっているのが現状です。	個人
著作権の保護が社会的にも重要とされてきているなか、レンタル店から借りたCDをMDに録音をするときに、私的利用が許されているとはいえ、若干の後ろめたさを感じております。 それでも補償金制度があるおかげで、音楽を作ってくれた作詞作曲家にも、一定の補償の仕組みがあることでずいぶんと救われる思いです。 今後もぜひ、補償金制度を維持してもらい、パソコンやiPodなどを使っている身としましても、1日でも早く、対象機器として指定してもらい、安心して音楽を楽しめる環境を作っていただきたいと思います。	個人
著作権法の目的に照らして考えた場合、現行の補償金制度は適正な権利保護という面が著しく欠落しているため見直しを行い、主たる用途が私的録音録画であるiPod等の携帯用オーディオ・レコーダーやHDD録画機器等は早急に補償金の対象として指定すべきであり、上記以外の対象機器等の検討においては、同様な制度を導入しているヨーロッパ等の海外諸国を参考とすべきと考える。なお、地上デジタル放送の録画に関して、技術的保護手段が導入されていることをもって、補償金対象とすることに反対の意見があるが、適当でない。地上波という極めて公共性の高い放送においては、コピーの回数の制限に必ずしも権利者個々の本来の意思が反映できないこと、また、10回までコピーが可能となるような一般ユーザーのニーズを遥かに超えるキャンペーンからしても、補償金の手当てをもって権利保護を図ることは議論の余地無く必要なことと思慮する。	個人
汎用機器を補償金の対象とするのは反対である。無関係な人(汎用機器を録音録画に利用しない人)から補償金を取るというのはあまりにも乱暴な考え方である。そもそも、汎用機器でコピーできるのは音楽、映像に止まらない。画像、電子書籍、ソフトウェア等もコピー可能であるにも関わらず、なぜその中で音楽、映像のみが特別に保護され、補償金を得られるのか。逆に言えば、公平性を保つためには、ありとあらゆるデジタルコンテンツの補償金を上乘せする必要があるのではなか。現実的にそれら権利者に公平な利益配分が不可能な以上、録音録画のみに保証を行うというのはあまりにも不公平である。 また、汎用機器の販売量の多くは企業等、録音録画に使用しない利用者が占め、本来負担する必要のない人が多くを負担するバランスを欠いた物に成りかねない。	
非常に難しい問題と思います。利用者はデジタルコピーによって様々な複製の範囲が広がっていると思われます。非常に少ない負担でコピーが自由になるのであればその制度は悪くないと思われます。そうなると、録音録画が主な機能である機器はすべて制度の対象にならないと矛盾があると思います。 最後に、技術はどんどん進化し、法律は追いつけるしかありませんが、その時その時に適切と思われる事を行っていくしかないのでしょう。 大変ですが、利用者も権利者も歩み寄り納得いく形ができる事を望みます。	個人
分離型専用機器及び専用記録媒体に加え、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきであると考えます。 分離型か一体型かは製品の仕様の問題であり、これまで対象になっていなかったのは、むしろ不可解と感じます。	個人(同旨2件)
保証金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。 録音用CD-R/RWもデータ用CD-R/RWも、同じように私的録音に用いる事が出来るのに、補償金を課す、課さないの違いがあるのは不公平だと思います。不公平な運用は制度自体の形骸化を招く事になるので、私的録音録画に供される機器・媒体についてはすべて保証金の支払い対象とした方がわかり易くて良いと思います。	個人

そもそもiPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じる。私的複製を行うことが可能な機器はすべからく補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。また、DRM(著作権保護技術)によって補償金制度は不要であるとの意見もあるようだが、ユーザーが厳しい利用制限を課せられ、今の利用環境が確保できない等、ユーザーが不利になることは明らかなので賛成できない。また、家庭内で行われる私的複製行為にまで法律を及ぼすことには賛成できない。	個人
そもそもiPodタイプのデジタル携帯機器や、KDDIの携帯電話が未だに補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じる。私的複製を行うことが可能な機器はすべからく補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。音楽を売りにしてビジネスを行っている以上、私的複製にかかる補償金は支払うべきだし、ましてやそれに反対するようでは、音楽を集客に使うビジネスを行う資格はない。	個人
補償金制度の改善と存続に賛成する。 そもそもiPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じる。私的複製を行うことが可能な機器はすべからく補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。また、DRMによって補償金制度は不要であるとの意見もあるようだが、厳しい利用制限を課せられる等今の利用環境が確保できないことは明らかなので、賛成できない。	個人(同旨15件)
保証金制度を実態に見合った物として存続すべき。 今日では、ハードディスク等へのコピーが一般的です。 聴き・媒体の大容量化に伴い、保証金の支払い対象になっていない機器・媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているので、権利者に対して相応の対価を支払うべきだと思います。	個人
補償金制度にある不公平を解消して存続すべき。 例えばCD-Rにしろ、録音用、データ用の使用分別は事実上無くなっているのに便宜上の区別ともいえるこの販売方法によって補償金の上乗せを免れている現状がある。 IPODにしても然りで、サードパーティーからは様々なバックアップソフトが販売されこれを黙視しているメーカーの対応を見ても著作に対する保護精神の欠落が見られるのは明らかである。この方向性は営利企業にとって当然のことであるから権利者の利益を守る為にも、制度は必ず存続しなければならないし、新しい記録媒体に関して素早く対応すべきである。 文化を国のイメージとして大切にすべきと考えるなら、対中国の知的財産権を考えるのと同様に著作に関する保証も重要視すべき。小さな事の積み重ねながら、国民性、そのモラルの対外的に見たレベルをこつこつと高めて行くべき。すべて企業側に立った考え方で物事を進めると気づかぬうちに海外企業の利益に貢献し、国内の文化人の権利を放棄することも多くなる。 マスコミに叩かれやすいデジタル放送分野でこれほどメーカーの対応が素早いのであれば、制度としてしっかりした物を根気よく作り上げることによって自動的にメーカーも制度に則った開発をするはずである。そもそも法、制度の隙間を見つけて汚い商売をするようなやり方は古くは海外の海賊メーカーによる物であったイメージが、日本の一流企業もその方向性に荷担する状況になってしまっている現状が残念でならない。	個人
カーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコピーしてくれて、インデックスも作ってくれます。確かに便利ですが、ここまでする必要があるのでしょか。音楽が目的の商品ではないと言うなら、大量にコピーできる機能など搭載する必要はない筈です。昨年にはインターネットに接続できる機種も発売されており、コピーされた楽曲を取り出して、別の媒体で楽しむ機能の開発も進んでいます。もはや高速リッピングマシンと同じですから、補償金の支払対象機器とすることは当然であると思います。メーカーは、自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきです。	個人(同旨6件)
補償金制度の維持に賛成です。 CD-R/RW(データ用、音楽用) コンピュータのHDD、i-Pod、どんなものにも音楽を取り込むということはコピー以外のなにものでもない行為です。 ましてデジタル化によって音楽や映像をコピーすることは飛躍的に簡単になっており、音楽や映像を楽しむにあたって日常で当たり前の行為となっております。 このような状況でCD-R/RW(データ用、音楽用)コンピュータのHDD、i-Podなどの機器が私的録音録画の補償の対象外になっていることに大きな違和感を感じます。 また、一音楽家としてこのような状況は我々の権利をないがしろにしているとしか言いようがありません。 ハードウェアを創るメーカーは自らの利潤の追求だけを主張するのではなく、とソフトを創るアーティストとの関係で産業が成り立っていることをもっと慎重に考えてほしいです。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えてきた。パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになってきた現在、著作権者が補償金に寄って一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能です。今後もさらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、すべて補償金の支払い対象とした方が分かり易くて良いと思います。	個人
補償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモリも含むように)を対象にするようした再検討して存続させるべきだと思います。	個人
補償金制度は、まだまだ完全とは言い切れない。デジタルで録音録画機能付きであれば、当然対象とすべきであり、今後も新たなメディアが開発されるときは、一般市販前に解決しておくべき問題であると思う。	個人

補償金制度は、見直しの上、存続させるべきだと思う。 iPodやPCでのコピーは、今や消費者の殆どが利用していると思うが、補償金の対象機器にならない理由が1つもわからない。そもそも、汎用性の高いPCや携帯に音楽の要素を取り込んだのは、メーカーであるし、メーカーは責任を負う義務があるはずである。 また、補償金制度を充実させる事により、権利者の許諾を必要とせずに、音楽を流通させられれば、知財大国を目指す我が国にとっても有益だ。	個人
補償金制度は必要です。パソコンや携帯電話でのコピーも権利者に対価を支払うべきです。	個人
補償金制度を、今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。 街を歩いても、電車に乗っていても、多くの方が耳に小型のイヤホンをしています。イヤホンの接続先が旧来のCDプレーヤーやMDプレーヤーではなくiPodや音楽再生機能付き携帯電話等の情報端末であることは、少し観察するだけで明白です(メーカーの主力製品を調べてみても良いでしょう)。 また、情報端末に音楽データを転送する際は、PCIに一度記録(録音)します。便利に著作物を楽しむことはなんら悪いことではありません。 ただ、「文化を守り、誰もが楽しめる」という観点から、iPodのみならず、iTune、WindowsMediaPlayer等ほぼ無償で提供されている音楽ソフト(録音、複製機能)についても、補償金制度を適応させることで利害のバランスがとれるはずですよ。	個人
補償金制度をいまの実態に見合ったものとして存続するべきです。 ごくわずかな割合で補償金の対象機器を広くするべきだと思います。 補償金制度に否定的な考え方に対してはいままであった制度が何故必要無くなるのか、その議論がなく制度自体の変革を議論しているのでは？ ユーザーにとって気持ちよく権利者に対しても気持ちよく利用してもらえる機器を製造、販売するという思想をメーカーは持ってほしいと思います。 ソフトを制作する権利者がいなくなったら製造メーカーはどうするのでしょうか？	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだとおもいます。 MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないですか。 こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、補償金制度の話は維持存続！で早く決着をつけたしまった方がいいと思います。 勿論、MDから移り変わる対象になった機器等は対象とすべきです。 ハッキリ言って『メーカーの考えは間違っています！』 コピーできない機械なんて誰も買わないんですから！ コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費となんら変わらない。 そんなことにも今の日本のメーカーは気づかないのか。 いや、気づかないフリして自分の儲けのことしか考えてないんですかね。 日本のメーカーも墮ちたものです。	個人
補償金制度を維持するべきです。iPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じる。私的複製を行うことが可能な機器はすべから補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。 また、DRMIによって補償金制度は不要であるとの意見もあるようだが、厳しい利用制限を課せられる等今の利用環境が確保できないことは明らかなので、賛成できません。	個人(同旨3件)
補償金制度を改善し、維持すべきです。 iPodなどのデジタルオーディオ機器はコピーを前提としたものであり、CDからリッピングした音源も当然含まれるので、補償金の対象にするべきだと思います。 背景として、ユーザーの著作物に対する意識の低さ、物理的なコピーがあまりにも簡単にできることなどがあると思います。	個人
補償金制度を改善し、維持すべきです。 消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(p.112)と繰り返していますが、パソコンやiPodなどの携帯プレイヤーをはじめとして、私的コピーという機会が日常的に増え続けていることはもはや常識であり、立証が必要という域を超えています。 権利者が受けるべき補償を受けられないことになれば、それは映像や音楽など文化そのものの発展をさまたげることになり、それはとりかえしのつかない大きな損失です。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして、存続させるべきです。 MDにダビングしていたことが、iPod、パソコン、携帯にかわっただけですね。 メーカーはコピーを売り物にした機械を売るので、MDから移り変わった機種、機器は対象とすべきです。 まったくメーカーの考えは、自分の利益だけですかね。 あきれます。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだと思います。 現在の「コピー文化」そのものを否定することは不可能であることを踏まえうえて消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度は合理的なものと考えられる。しかしながら補償金が激減している状況は私的録音が補償金支払対象となっていない機器、媒体を利用したものになっているからであり対象機器指定の是正を図るべきです。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思います。	個人(同旨1件)

補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 消費者委員やJEUTA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(p、112)」と繰り返していますが、例えば音楽CDの家庭内における個々の複製を把握することなど、誰にも出来ないはず。権利者は何年もパソコンやi-Podなどへの私的録音から補償金を得られていないのですから、速やかに補償金制度によって解決を図るべきであると思います。	個人
法の改正について反対です。 もし法が改正されてしまえば権利者の権利が過剰に保護されます。 補償金制度については実際に本当の権利者に支払われているのか不透明過ぎます。 CD-R、DVD-R等の記憶媒体に補償金をかけることは間違っています。 これらの記憶媒体に自身が著作権を有する著作物のみを書き込んだ場合他の権利を害してはならないので不要な補償金を支払っていることになります。	個人
僕はiPod持っていますが、補償金のことは全然知りませんでした。たまたま詳しい父親から教えてもらい、MDと違って補償金がかからないことを知り、確におかしいなと思っています。僕はiPodが好きでiPodを買ったわけじゃなく、音楽が好きでiPodを買ったわけです。音楽が第一。なのに補償金の問題となると、iPodが第一のような気がして、音楽をつくっている人たちが弱い気がします。PCとかケータイとか、iPodに代わるものがたくさんありますが、少なくともiPodは補償金の対象としなければいけないと思うのです。	個人
類型bへの私的録音録画補償金の適用に反対します。 iPodに代表される携帯オーディオプレーヤに適用した場合、2重取りの問題が解決されていないため。 類型cへの私的録音録画補償金の適用に反対します。 汎用機への適用は、使用しない人からも私的録音録画補償金を徴収することになり、返還制度が実質的に機能しない現状の制度では、PC等の購入者からの理不尽な財産の搾取になる。	個人
例として挙げられる「HDD内蔵型録画機器」について具体名を出すならばたとえばアップル社のiPod等を示すものとして認識している。 だが、「ほとんどのものが録音録画を主たる用途としていと考えられる」とはあまりに恣意的ではないか？ たとえば録音録画にしても自身の作成した楽曲等を主として用いる場合はどうなるのか？ パソコンがHDDを内蔵していることはいうまでもない。 なにをもって「HDD内蔵型録画機器」と区別するのか？ 「録音録画機能を含めて複数の機能がある」というのなら、「録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有している」とあるよう、たとえばアップル社のiPodにも該当する機能が複数ある。 この認識がありながらなぜbについて「対象にすべきであるとする意見が大勢で」あり、cについて「意見の一致に至っていない」のか？ 委員会で行われた議論が非常に杜撰であることを疑わざるを得ない。 区別するのであれば厳密で公正な区別を要求するが、いったいその決定を誰が下すのか？	個人
ある程度は許容されたようですが、DVDやCD(記録媒体)に対して補償金を払っているのだから複製することに異議を唱えられたくない。 また、ハードディスクに補償金を課すことはマルチメディアを利用しないユーザーにとっては不利益を被る。 ハードディスクに課金することに反対である。(もしくは、もう少し考えていただきたい)	個人
録音・録画機能のあるものは、全て補償金の対象にすべきだと思う。著作物の権利を憂う機能がついているものは当然で、もっと、著作物の権利について保護する体制が必要だと考える。	個人
録音・録画機能のある機器については、保証金の対象とすべきと考えます。CDは単なる商品ではなく、“著作権を有する商品”なのだから。	個人
録音録画が行われる可能性がある機器には、原則として、補償の対象とすべき。 録音録画の可能性のある機器、記録媒体は、原則として補償の対象とすべきであると考えます。 「分離型機器と専用記録媒体」についても従来通りに対象とすべきと考えます。 「記録媒体を内蔵した一体型」についても、対象とすべきと考えます。 「複数の機能がある機器」(パソコンなど)についても一定割合としても、対象とすべきと考えます。	個人(同旨1件)
録音録画を目的に購入するのだから「補償金」制度があるのは自然であり、払う側としても違和感はない。 私的録音録画補償金の制定時に比べデジタル技術、機器が増えたため、対象範囲を広げても致し方ないのでは。その場合なぜ必要かを国民に判り易く周知することも必要である。	個人
録音録画機能が主たる機能である機器のうちHDD機能付きの録画機器やi-pod等の携帯用オーディオ・レコーダーは、録音録画機能が主たる機能であり、消費者によりそれらの機器を使用した録音録画が行われれば、本来であれば権利者が得られたであろう正当な対価の一部を得られないという関係が生じるので、速やかに補償金の対象とすべきである。	個人
録音・録画機器の記録メディアが可搬型から一体型へと進化しているのは、技術革新が理由であり録音・録画の機能やコピーの行為自体は全く同じです。 よってHDD録画機器、携帯用オーディオレコーダーも私的録音録画補償金の対象とすべきだと思います。	個人
HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーは、録音録画機能が主たる機能ある以上補償金はやもおえないと思うが、消費者にはそれほど負担とならないようにしてもらいたい。	個人

現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として対象機器、記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。 機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり録音録画が可能なすべての機器・記録媒体（ハードディスク型プレイヤーを含む）を対象とできるようにするべきです。 法改正を是非お願いします。	個人
HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーは、録音録画機能が主たる機能であるので、一定の負担をする事には賛成である。ただし、制度を改善し、国民に対する一層の周知が必要であると思われる。	個人
録音録画機能が主たる機能である機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの（HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー）は、録音録画機能が主たる機能である以上、補償金の対象とすべきなのは明らかである。	個人（同旨33件）
対象機器、記録媒体にハードディスク型プレイヤーを追加すべきだと思います。携帯音楽プレイヤーは音楽を録音して楽しむためのもののなのに、補償金の対象となっていないこと自体、理由が分かりません。	個人
私的録音録画補償金制度については存続の意義があり、携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵型録画機は補償金の対象とすべきだと思います。	個人
録音録画機能を有した携帯電話は、益々普及の一途をたどっています。 毎期発表される新たな機種ごとの特長により、私的録音録画に利用される頻度は、異なってくるとは思われますが、少なくとも「音楽ケータイ」や「ワンセグケータイ」のような録音録画機能をセールスポイントにしているような機種は、対象にしてもよいと思います。	個人（同旨1件）
●対象機器・記録媒体の範囲 CDを買ったらHDDにコピーしておくのが便利。補償金のことは聞いたことがあるがパソコンにもかかるとは思わなかった。でも、みんな沢山コピーしてるはずだから権利者のことを考えたら少しなら払っても仕方ないと思う。だから値上げはしないでほしい、管理団体にはちゃんと配分してほしい。 ダウンロードのたびに払うのは割高な気がするし、本当にコピーできるかどうか怪しい。CCCDなんかもやめてほしい。	個人
●録画機は本来、個人での使用を元に許されている機械である。 これはPCでのTV録画も該当します。 個人でオリジナルで撮ったビデオに関しても著作権者や製造業者が関与する必要はないのです。 これで取締りが行われるのであれば「存在悪・必要悪」なのです。 「嫌ならビデオデッキをつくらなければいい」 古今機械が進化して、DVDがコピーできるほどに技術が発展してしまいました。 しかし、TVが普及し、映画のタイトルが出たからといって、映画館が直接影響を受けたとは思えません。 ブルーレイの登場で映画関係者が悲鳴を上げているという事実はないのだから。 それならば「ツタヤ」のようなレンタル店・マンガ喫茶に負担を求めることが正しいでしょう！ 明らかに私的利用を超える可能性を提供しているのだから。	個人
自分もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考える。金額の程度に関しては議論をつくす必要があるが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということはあってはならないと考える。	個人
携帯用オーディオレコーダー、HDD内蔵録画機器とも、著作物をコピーすることを主に前提として製作された機器であり、保証金の対象にするのは当然であると思う。但し、音楽の流布の増大につながっているのも確かであり、発展を阻害することのなきよう保証金の額はわずかに留めるべきであろうと思う。	個人
携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵録画機器を補償金対象機器に追加することにも賛成。それによって、著作者、実演家の利益を守りながら、「私的複製」を保護しつつけたい。	個人
デジタル機器の発達によってユーザーは従来より良い音質・画質でコンテンツを楽しめるわけであり、補償金精度を継続し新たなデジタル機器をその対象とすることに賛成である。実際ヨーロッパ諸国は日本より対象の範囲を広げている国が多い。	個人

●ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について 追加すべきとの意見(番号で述べる)について 1～2は適当(2は屁理屈だが) 3～4は二重、三重課金に目を向けていない。著作権者の利益しか考えておらず消費者側の立場ではない(著作権法は元来そうだが追加条文はどちらかといえば公平性をもたらすものであるはずだが、(1)現行制度でも指摘したとおり補償金の必要性自体不明瞭であることから適当と呼ぶのは不適切)。 5は言いすぎ。消費者はすでに負担を負っており、DRMによる負担との二重負担になっている(コピーすら認めてもらえないわけで補償金を支払ったメディアや機器にコピーするのではなく移動する場合も多く意味不明である)。影響を考える必要すらないといえる。 すべきでないとの意見について 1～3、6はほぼ妥当。上で述べたものでほぼ正当 4はどう考えても無理がある。確かに汎用的に使用できるが限定的なものであると考えられる。 5普及しつつあるという半端な状態ではなく、著作権保有団体からの不当な圧力によって強制されているといえる。 以上です。一個人の意見として参考にしていただけると幸いです。	個人
* 記録媒体を内蔵した一体型→対象にすべき。 * パソコン等→一定割合を対象にするべき。	個人
* 今回、HDDレコーダー、携帯用プレイヤーを対象とするという意見に対し、この私的録音録画補償金制度のあり方を問う意見が出たのであれば、問題をすりかえているとしか思えません。実際に補償金を負担するであろう一般消費者の意見を幅広く募り、消費者、権利者が互いに納得できる解決を図るべきであると思います。	個人
[私的録音録画保障金について] 私的録音録画に対する補償金を、ハードディスクなどの汎用品へと拡大したりすることは、消費者が、私的複製の濫発等を行うことを前提とした、消費者を泥棒だとみなすような施策だと考えます。 具体的な可能性ではなく、「私的複製に使われるかもしれない」という曖昧な可能性だけで補償金の適用範囲を拡大し、消費者の負担を高めることには反対します。 また、そのような施策は、レコード業界等の既得権益を守るだけのものであり、国民のコンテンツに対する距離感を広め、コンテンツへの熱意や意欲を喪失させるだけであり、今後わが国が目指す「知財立国」に向けて、まったく意味のないことと、考えます。	個人
「2ー5. 補償金制度のあり方について(仮に補償の必要性があるとした場合)(第5節関係)」 「(1)補償金対象機器・記録媒体の範囲の見直し」については、仮に現在の補償制度を継続するとしても、分離型のデジタル録音録画機器・記録媒体に対象範囲をとどめるべきと考えています。 音楽、映像ともに、原盤と同等の品質を有するソース、再生機器、再現環境にあってこそ、真実、鑑賞に耐えうる著作物であり、携帯機器にまで補償範囲を広げることは、権利の濫用としか思えません。	個人
「a分離型専用機器と専用記録媒体」および「b録音機能が付属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの」について対象とすべきだと思います。現在、世の中で大量に流通し、市場の形態を変えてしまったi-podのような録音機器の普及実態・使用実態を見れば、これは当然です。 「c録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの」について、パソコン等のことを考えると、私的複製に大きな能力を発揮する機器であり、これによる私的複製の実態を一般的に多く耳にすることから、これも対象とすべきだと思います。そうでなければ、制度の空洞化にもつながりかねないと思います。「e専用記録媒体以外の記録媒体」についても同様に思います。 「d録音録画機能を付属機能として組み込んだ機器」については、私的複製に用いられる可能性は否定できず、また、その機能に注目が集まるような場合を想定すれば、一概に対象外に賛成とは言えません。	個人
「パソコンや携帯電話まで補償金の徴収対象に含めるのは誤りではないか。確かに色々な事が出来る機械ではあると思うが、あくまで電子メールをする為にパソコンを使用している人や、携帯電話を「電話」としてのみ使用している人間もいるであろう。最近の著作権管理団体の主張はあまりにも利己的すぎると思う。」	個人
「また、第3節2(3)イーの立場からは、著作権保護技術が使用されている録画源(例えばデジタル放送64)を録画する機器及び記録媒体については、対象機器等にはならないとすべきであるとする意見があった。」に賛同する。 理由 利用者に制限を加えた上で、補償金を求める根拠が理解できない。	個人

【P.129】 中間整理では「現行制度は、専用記録媒体（例えば録音用CD-R）が、政令指定の対象になっていない機器（例えばパソコン）でも使えることや、既存の記録媒体や今後市場に普及するであろう新しい記録媒体について、基本的に同じ仕組みを使いながら録音録画用とその他の用途用を仕分けできるかどうかなどの問題があるとする意見がある。これは、記録媒体も汎用化の傾向にあることから生じる制度的課題だと考えられるが、こうした記録媒体の現状を踏まえながら、対象記録媒体の範囲を再整理する必要がある」としているが、このまとめには反対である。 そもそも録音用CD-Rがパソコンでも使えることは好ましい状態だからである。現在機器自体には課金されていないパソコンは、主たる用途が私的録音・録画ではない以上今後の課金も極めて難しいと言わざるを得ない。しかしながら一部のユーザーがこれを音楽・映像の私的録音・録画に用いているのもまた事実であり、こうした実態に対応するためには、パソコンを当該録音・録画に用いるユーザーに録音用CD-Rや録画用DVD-Rを使用させる以外に方法が無いのである。つまり、むしろ録音用・録画用の専用記録媒体の使用を推奨していくのが制度の趣旨から言っても妥当である。 また、汎用記録媒体に私的録音録画補償金を課すことは、汎用機器へ課金するのと同じ問題を生じ（しかも記録媒体は1度きりの使用で終わることが多く、それぞれの記録媒体においてはより専用と汎用の使い分けが明確である）下手に課金しようものならユーザーの財産権を侵し強制的に金銭を強奪するのと同じ制度になりかねない。 こうした意味から言っても、記録媒体1枚1枚の利用態様に着目し、汎用記録媒体と専用記録媒体をユーザーが使い分けることで、より実態に近い形で補償金の徴収を行っていくことが合理的であると考ええる。 【P.132】 「録画機能を組み込んだテレビのようなものについては、購入者のほとんどがテレビの視聴と放送番組の録画の二つの目的を持って購入するところから、当該機器を利用して録音録画が行われる可能性が高いこと等から、このような機器については対象に加えるべきであるという意見があった」とあるが、これは妥当でない。 テレビに録画機能を組み込んだ機器はハードディスク内蔵のものばかりであって、いわばタイムシフトの専用機なのである。タイムシフトは権利者への経済的不利益を発生させないのであって、これに私的録画補償金を課すことは適切でない。 ハードディスクは有限の期間のみ使用できる機器であって、ユーザーからすれば保存目的には到底使えない代物である。保存目的	個人
自分もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。金額の程度に関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人（同旨1件）
ハード面でもお金を徴収できるようにすれば、活動資金確保の裾野が広がり、文化発展につながっていくと思う。是非補償対象にしていだきたい。	個人
ハードによって不公平感があるのは間違っていると考えます。よって公平にHD録音オーディオ機器も対象にするべきです。	個人
【補償金制度の維持に賛成です】 音楽用CD-ROM/RWもデータ用CD-ROM/RWも同じように私的録音に用いること出来るのに保障金を課す、課さないの違いがあるのは不公平だと思います。今後さらに汎用性の高い機器や録音媒体が登場すると考えられ、p129にある通り用途による仕分けが出来ないケースが予想されます。 不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画供される機器、媒体については、すべて補償金の対象とした方が分かりやすくして良いとおもいます。	個人
■130ページの「機器等の類型ごとの考え方」 b.録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のものについて iPodなどを想定していると見受けられますが、ことiPodに関して補償金を課金することに反対です。iPodで聴くためにiTunes Store(iTS)で販売されている曲に関し、音楽業者は「iTSで販売された曲はパソコンで聴くことを前提にしており、ユーザがiPodにコピーすると私的録音による損害が発生する」と主張していますが、日本ではiTSはiPodが普及してから開設されたため、iTSで販売される曲はiPodにコピーされて聴かれることがほとんどであることを認識していたはずで、 ならば、iTSで販売される曲の価格にはその分の損害額が含まれているはずであり、さらにiPodから課金しようとする態度は二重取り以外の何物でもありません。	個人
●126ページの「1対象機器・記録媒体の範囲」について 劣化を伴うデジタル録音への考慮の欠如 デジタル録音は劣化がないとされていますが、ファイル容量の関係で通常は劣化させて複製することが多いと思われます。特に一体型で記録容量の増設が難しい機器においては、その傾向は顕著です。劣化がないという理由が補償金の必要性につながっていることから、劣化した私的録音録画が通常行われるような機器に対しては、補償金を徴収しない、もしくは、徴収したとしても小額にすべきだと考えます。 ○機器ごとの経済的不利益の程度の考察の欠如 私的録音録画補償金の必要性については、著しい権利者の経済的不利益が条件となっていますが、経済的不利益を主張するためには、権利者が当該機器を用いた私的録音録画によりどれだけ損害を受けているのか、逆に権利者はどれだけ利益を得ているのか、また、私的録音録画補償金を徴収することで、利用者側が(例えば、私的録音録画をしていないにも関わらず補償金を徴収されることにより)どれだけ経済的不利益を受けるのかを総合的に勘案しなくてはならないと考えます。しかしながら中間整理にはこのような観点をにより対象機器の検討を行うことが記載されていません。これは問題と考えます。	個人（同旨1件）

○ハードディスク等の汎用機器への補償金適用について 一般のハードディスクや、データ用記録媒体に対する補償金適用も検討している旨が記載されていますが、これは利用者に対して重大な経済的不利益を与えることになります。ハードディスクには、例えば会社内の業務のみに使われており、社内の規則により音楽や映像を保存することが禁じられていることも少なくありません。このようなハードディスクには本来補償金を支払う必要はまったくありませんが、現在の方法により補償金が徴収されてしまうと、経済的不利益につながります。さらに、現在再書き込み可能な媒体に対して返還を受けることは事実上不可能なため、不利益状態の解消も困難です。また、現在流通しているハードディスクのうち、どの程度私的録音録画に使われているかについて、まったく検討されていません。このようなことから、ハードディスクのような汎用機器への補償金制度の適用はすべきでないと考えます。 ○再書き込み可能な記録媒体への適用について 現在の返還制度では、将来にわたって私的録音録画されないことを証明しないと返還を受けることはできません。これは、再書き込み可能な記録媒体については一切返還を受けることができないことを意味します。つまり、私的録音録画しない再書き込み可能な記録媒体の利用者は、不当に補償金を支払わされている状態となり、この状態からの回復も受けることはできません。これは財産権の侵害を受けているとみなすこともでき、見過すことはできません。現状の返還制度を維持するのであれば、再書き込み可能な記録媒体に補償金を適用してはならないと考えます。現状の対象記録媒体も含めて、再書き込み可能な記録媒体は補償金の対象から外すべきだと考えます。	
●126ページの「第7章、第5節、1 対象機器・記録媒体の範囲」の項目について 「パソコンなども補償金の対象にすべき」という意見が権利者側から出ているが絶対に反対。 録画録音を目的とした機器のみを対象とすべきである。 例えば補償金返金制度によって補償金が返却されるとしても、一度金銭の支払いがあれば権利者団体側の経営資金繰り等、一時的に権利者への補償金が悪用される可能性があるので絶対に反対。	個人
○129～130ページ、(2)-(1)基本的考え方 ●イを支持する。「可能性がある機器」を漫然と対象とするのは範囲が広くなりすぎるので反対である。 ○131ページ、c ●対象としないことを支持する。前述のとおり、パソコンなどの汎用機器を対象とするのは反対である。 ○132ページ、e ●専用記録媒体以外の記録媒体とは具体的にどういったものを指しているのか。 メモ리카ードなどを指しているのであれば、これらは録音録画以外の記録が多いと思われるので(メモ리카ードの最も一般的な利用法はデジカメではないだろうか)、対象としないことを支持する。	個人
●補償金対象機器について (該当ページおよび項目名:126ページ～、「第7章第5節私的録音録画補償金制度のあり方について」) b 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(例HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー) 私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、特に分離型機器と一体型機器を区別する必要はないので、対象にすべきであるとする意見が大勢であった。 例えば最近の携帯用オーディオ・レコーダーの中には、附属機能かどうかは別にして、録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有しているものがある。このような機器については、製造業者の販売戦略、利用の実態等から少なくとも現状においてはほとんどのものが録音録画を主たる用途としていと考えられるので、対象機器に加えて差し支えないと考えられるとの意見があった。 〈本文P130〉 例として挙げられる「HDD内蔵型録画機器」について具体名を出すならばたとえばアップル社のiPod等を示すものとして認識している。 だが、「ほとんどのものが録音録画を主たる用途としていと考えられる」とはあまりに恣意的ではないか？ たとえば録音録画にしても自身の作成した楽曲等を主として用いる場合はどうなるのか？ c 録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの(例現在のパソコン) パソコンについては、先述した立場の違いにより対象にすべきかどうかについて考え方の差があり、意見の一致に至っていない。 〈本文P130〉 パソコンがHDDを内蔵していることはいうまでもない。 なにをもって「HDD内蔵型録画機器」と区別するのか？ 「録音録画機能を含めて複数の機能がある」というのなら、「録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有している」とあるよう、たとえばアップル社のiPodにも該当する機能が複数ある。 この認識がありながらなぜbについて「対象にすべきであるとする意見が大勢で」あり、cについて「意見の一致に至っていない」のか？ 委員会で行われた議論が非常に杜撰であることを疑わざるを得ない。 区別するのであれば厳密で公正な区別を要求するが、いったいその決定を誰が下すのか？	個人(同旨4件)
・ipod、パソコンなどはデジタルコピーが可能なだから、すみやかに補償金の対象とすべきである。アップルなどのメーカーがユーザーに代わって補償金をまとめ払いする方法も選択できるようにしたらどうか。	個人

・130ページ「機器毎の種類ごとの考え方」について 私的録音録画を主たる用途としている機器を対象にすることに、著作権保護技術の適用に制限を加えることを条件に、賛成します。 パソコンについて対象とすることに反対します。 パソコンにより録画・録音する場合もあるが、これは主たる用途とは言えず、また、パソコンを用いて録音・録画する場合は、携帯プレーヤーへの転送や、媒体への複製が行われる場合が多いと考える。 このため、パソコンを対象とすることは補償金の二重取りを促すこととなり納得性が低く、反対します。	個人
・Ipod課金やHDD課金について 「Ipodを購入する際に別にお金がかかる」これは、音楽プレイヤーを購入した際に別に税金がかかるというのですが、今の時代そもそも「音楽プレイヤー」という定義を改めるべきだと思います。 現在発売されているIpodTouchについては、「音楽を再生する」ということよりも「インターネットが見れる」「手軽にYoutubeが見れる」といったことを売りにしていますし、Sonyが開発したゲーム機PSPについても「ゲームも遊べるが、音楽、動画も見れる」という機械もたくさんできています。 このマルチメディアの普及した社会に、「音楽プレイヤー」の値段だけ上げるのも不自然だと思います。	
・自身の周りやネットや本などで見ていても、ipodやPCに音楽等を大量に録音していることが最近特に多いようです。また、CDを購入せずにレンタルや違法サイトなどから音楽や動画をダウンロードし友達などに配ったりしている例も多いようです。単に個人の利用ということで現在の制度のままであれば、著作権などの利益が大きく損なわれることは明らかです。 PCを購入しても音楽や動画のソフトが最初から組み込まれている状態であり、音楽等の専用の機器ではないけれども、専用機器の代わりまたはそれ以上の高性能な機器として利用されているのが実態だと思います。このような機器が補償金の対象となっていないことは、現実の実態にまったくあっておらず、早く対象となるように対応するべきだと思います。	個人
・補償金制度の対象が、未だにMDなど現在は使用者が減っているもののままであることが不思議。 時代に合った対象物を検討しなければならないと思う。	個人
☆現在のAV機器の発達により、コピーは自由行為。補償金制度は当然対象とすべき。	個人
10回までコピーができるようになり、それに応じてコピーができる機器が販売されると聞きましたが、ますますコピーしやすくなった反面、他人が創作した著作物などコンテンツを大量にコピーさせているのだから、メーカーは補償金を全ての機器から払うべきです。でないと、我々は堂々とコピーをして楽しむことができなくなります。	個人
126ページ～ 私的録音録画補償金制度のあり方について メーカーがどんどん新機器を開発していき、法律の制定が遅れてしまうのは仕方のないことだと思います。 しかし、私的録音録画補償金制度に関しては現状からますますかけ離れていっていると感じます。 対象機器・記録媒体の範囲を広げていくべきだと思います。 よろしく願いいたします。	個人
●対象機器・記録媒体の範囲 コンテンツは文化的な所産であり、メーカーが造る単なる消耗品とは、本質的に価値が異なる。 消費者はある程度の枠のなかで自由にコピーできる方が良く、権利者も、それによって消費者がコンテンツに触れる機会が増える方が良く考えている。だから、補償金制度で解決すべきだ。 そして、携帯オーディオやHDDレコーダーは当然のこと、パソコン、カーナビなども大容量を武器に無差別にコンテンツをコピーでき、特に、商品価値をあげるために、わざわざ録音録画機能を搭載しているのが現状であるから、補償金の支払対象とする方向で調整されるべきである。 行政には、世界の足を引っ張らない補償金制度とするために指導的役割を果たして頂きたい。	個人
●音楽用のCD-RやCD-RWを、量販店で探してみると、よく実態が分かります。どこにあるのか本当に探すのが大変です。 データ用CDで、音楽ファンの殆どの用が足りているということです。 今や常識でしょうに・・・。	個人
「私的録音録画補償金制度」自体、機器の開発・普及により利用が「私的」の範囲を超えたものに対処したものであるならば、近年のデジタル機器は更にその利用が促進されるものであると思いますので、これらの機器を対象としないのであれば、補償金制度の根幹から大きく外れることになると思います。	個人
DL違法化とHDD・メモリへの課税に反対である。 私的な音楽の利用を著しく制限するものであり、音楽の発展になんら貢献しない。 一部の利権団体が不法に儲けるための制度など言語道断、ジャスラックを独占禁止法で裁くほうが先である。 ジャスラックに限らず、著作権を管理するものはその使用料の透明化を図ることが第一にすべきである。DL違法化など二の次の論である。 HDD・メモリへの課税についても二重課税である。音楽をなんらかのメディアで買った時点で使用料を払っているのに、さらに徴収するのはおかしい。 HDD・メモリなども音楽を使用しない場合、権利フリーの曲の使用に使う場合は、余分な税金を払うことになろう。裏燭燭い垢薔△襦袢に こんな明白な疑問点すら解決できなければ、国民は納得しない。 こんなことよりも海外の海賊版や著作権侵害を厳しく取り締まるべき。 取り易きから取る、は許されない。	個人

HDD等を補償金の対象に入れるべきとの指摘があるが、HDDを補償金の対象とするのは適切ではない。理由はHDDを販売したと同時に著作物をコピーするわけではなく、著作権法の主旨に反するから。車を買ったら、その瞬間に燃料になるガソリン税がかかるわけではなくガソリンを購入すると同時に支払うのと同じでガソリンタンクにガソリン税をかけるようなことは法の趣旨にそぐわない。	個人
HDD内蔵機器、特に音楽CDからのリッピング機能があるパソコンについては対象機器とすべきだと思います。レンタルCDショップや友人から借りたCDの私的録音のために広く使用されていると思われるため。	個人
ipodが指定されていないことが非常に疑問。 私的録音の数が飛躍的に伸びているにもかかわらず、メーカーがその責任を取らず、今回のような議論の中で権利者と逆側の立場として対等に扱われていることがおかしいと思う。 メーカー側が音楽に依存して利益の拡大を図っていることは明らか。メーカー側は消費者の利便性という建前を盾に自身の利益のことにのみ固執しているように思えてならない。 現行の補償金制度ではまだまだ不十分と言えるが、少なくとも現行制度は維持すべき。	個人
iPodが補償金の対象となっていないのはおかしいと思う。見直すべき。	個人
i-podこそが対象となるべきなのに、対象となっていない現状はおかしいと思います。技術の進歩についていついていないのではないのか。	個人
iPodのようなデジタル録音機器について、補償金の対象とすべきであると思います。今や私の回りでは音楽をCD-RやMDへのコピーよりもPCとデジタル録音機器に大量にコピーをしています。大量コピーに対する権利者への一定の補償は必要であると思います。	個人
iPodも立派なオーディオだからコンボなど同様に課金がされるべきだと思う。	個人
iPodやパソコンなども補償金の対象とすべきだと思います。 私も、昔はMOやCD-Rに音楽ファイルを保存していました。でも、今は、iPodに溜め込んでいます。 MOやCD-Rの時は、どんどん枚数が増えていましたが、今はiPodにいくらでも溜め込めます。 便利なことは便利ですが、本当にいいんだろうかという気持ちに時々まみれます。 iPodや今のパソコン、ハードディスクレコーダーは「映像や音楽をどんどん溜め込める」ことを宣伝文句にして売っています。 宣伝文句から考えると、とても汎用機器であるとは思えません。 また、「技術で著作権が保護できる」ようなことが言われますが、技術にはそれを破る技術ができてくることは必然です。 「技術的には誰がどんなものをダウンロードしたかの管理ができる」といっても、日本全国で使われるものを実際に誰が管理できるのでしょうか。 そのためには、どれだけのお金がかかるのでしょうか。結局、なにもやらないか、買う側にそのツケがまわってくるだけだと思います。 利用する人間が手を振って安心して使えるためにも、補償金の対象にしてほしいと思います。	個人
iPodをはじめとする最近発売されているハードディスク型プレイヤーに関して、私的録音録画補償金の対象となっていない事実 に大変驚きました。直ちに法改正をして、対象機器に組み入れるべきです。技術の進歩により、音楽を楽しむ媒体がMDプレイヤー等からハードディスク型にシフトしていっただけなのに、法に定めがない、ということだけで対象から外されているのは明らかにナンセンスです。このままでは、本来のこの法律を定めた目的が果たせていない状態になると思います。	個人
MD、PCから始まり現在さまざまな記録媒体が登場してきています。 今後もますます多様化するでしょう。確かに全てが録音専門ではありませんが実際録音が可能であることを考えると、一定の割合で補償金を一律のかけるべきだと思います。	個人
MDプレイヤーが補償金の対象となっているのに、携帯音楽プレイヤーやHDDレコーダーが補償金の対象となっていないことが信じられません。当然、補償金の対象とすべきだと思います。	個人
MDや音楽CDで実現できていた創造のサイクルを守る制度が、iPodに置き換わっただけで、むしろ音楽はたくさん聴かれ、人々は楽しんでいるのに、音楽家への保障が激減するなんておかしいと思います。iPodも含めて保証金制度を充実させることにより、音楽を聴くのが好きな人も、創る人もより充実して生きられる社会にするべきです。	個人
PCやiPod、HD搭載のカーナビなど、音楽をデジタルコピーできる機器がこんなに巷にあふれているのに、補償金の対象になっていない事自体がおかしい。 知り合いがたまたまCDを買えば、みんなで借りあってはせせと吸い込んでいるのが実態。タダで手に入るなら誰もCDなんて買わないだろう。 音楽で生活していくことができれば誰も音楽家になろうなんて思わない。 ユーザーも音楽家もいっしょに幸せになれるとしたら、それは補償金制度しかない。他にももっといい方法があるなら良いのだけれど、補償金制度を続けるか止めるかと問われれば、続けるのがベストと言わざるを得ない。 iPodなどは音楽があるからこそあれだけ売れたのだ、ということをお忘れはいけない。音楽が無かったら誰があんなものを買うか？ アップルを始めとするメーカーは、音楽などのコンテンツを餌にして自社の製品が売ればよい、という考えをそろそろあらためるべきだ。 さんざん儲けておいて、iTunesでたくさん売ったのだからいいだろう、なんて開き直りは止めて欲しい。音楽家への尊敬の心が少しでもあるなら音楽家に還元するのがあたりまえだと思う。だから、補償金はメーカーが払うべき。 もし、この制度を止めてしまったら日本は二流国家に成り下がるだろう。 国家の品格はその国の文化に顕れる。	個人

SARAHの広告を見ました。補償金の存在を今まで知りませんでした。アイポッドについても問題になっていることも併せて知りました。補償金の存在があることで、音楽を聴くことの自由が広がっていることが分かりました。この補償金制度がなくなった場合、現在のように自由に音楽が聴けなくなってしまうのではないのでしょうか。自分のように補償金の存在を知らずに多くの人が支払っている状況であれば、一般の人達が不利益をを被ることもないと思います。制度自体に問題はあるでしょうが、だからといって制度を弱めてしまうのもどうかと思います。そのため、アイポッドへの課金などで現行制度を存続させていくことが重要だと思います。	個人
アイポッドなどに複製することは私的複製の範囲内であっても、私個人的には疚しい気持ちに駆られていました。確かに購入したCDなどの商品は個人の所有物ですが、言うまでもなくそこに収録された音楽等の著作物は権利者のものであることに変わりはないのでありますから、それらを何らの許しも得ずに複製することは、権利者の利益を損ねるのではないかと極自然と感じていたからです。消費者からすれば余計な出費を抑えたいのが当然ではありますが、人様の作品を複製利用させてもらえるのであれば、補償金の支払いくらいは当然の必要経費と思っています。そしてそれは媒体の種類によって左右されるものでないことは明らかです。ですから、主だった媒体、および複製機器を補償金の対象としていただくことで、少しでも気分よく音楽を楽しみたいと願います。また、メーカー側は、創作者が生み出した作品の恩恵を受けている産業であることを認識するべきですし、ましてやその創作者の経済的不利益を自ら助長させようとするのは愚行としか言い様がありません。	個人
いまだに、何故ipod等の携帯機器が補償金の対象とならなかったことに納得がいけない。ユーザーの利便および権利者の保護を考えれば、劣化せずに複製できる機器は全て補償金の対象とすべきではないか？ また、散々いまだで劣化しないことを前面に出した複製機器を販売し、利益を上げているメーカーが責任を回避することは出来ないはずであるし、反対するのであれば劣化する複製機器を販売すべきである。	個人
いまだコピーできない機械なんて買う人はいるのでしょうか。 たとえなんらかの手段で禁止してもいろいろな策を講じてコピーする人はするのだと思います。結局は補償金制度があればこそ音源製作者の権利も守られ、利用者側の便宜もはかれるのではないのでしょうか。当然iPodやパソコンも私的録音補償金の対象とすべきです。 確かにパソコンは私的録音が主たる目的とは言い難いですが実際にどれだけのユーザーがパソコンで私的録音をしているのかを考えると少額の私的録音補償金を課金するのにとめらうことはないと思います。iPodはMDなどとなんら変わるところはないのだから当然課金すべきです。DRMなんてすべての録音に対応できるのでしょうか。疑問です。	個人
インターネットが普及し、音楽・映像のコンテンツの国境を越えボーダレス化がボーダレス化が進んでいる。このような現代において、必要な視点は、「国際的調和」であると考える。 全世界で普及しているアップル社のipod。ヨーロッパ各国では私的録音録画補償金制度の対象機器となっている。 当然である。ipodユーザーのほとんどは、自分の好みの音楽を自分のipodに入れているのだから。ipodはCD-RやMDと全く同じ用途で使われている。 にもかかわらず、日本においては、私的録音録画をしているはずのipodが補償金制度の対象外となっている。 国際的に見て、非常にアンバランスである。 一消費者としては安価なハード・媒体を希望するが、こういった現状で新たなクリエイターが育つのだろうか？もし補償金制度がこのまま、もしくは廃止に向かうのなら、私が映像・音楽の権利者であったとしたら、間違いなく日本において創作活動をしたくない。ヨーロッパに渡り創作活動することだろう。 日本はもっと、クリエイターに対して、「リスペクト」しても良いと思う。「リスペクト」する手段が私的録音録画補償金制度である。Ipodが補償金制度の対象機器となっていないのはナンセンスである。	個人
カーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコピー、インデックスまで作ってくれます。 そのような大量に音楽ソフトをコピーできる機能を搭載しているにもかかわらず、カーナビが音楽が目的の商品ではないというのは理屈が通りません。メーカーは自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえ、積極的に補償金の支払いに応じるべきだと思います。	個人(同旨3件)
コピーを売り物にしている以上、今後販売するすべてのデジタル録音録画機器には補償金を上乗せするべき。 MDは言ってみれば既に過去のものだし、MDには課金してパソコンやipodに課金していないのは全くナンセンス。 中途半端な制度に成り下がっています。外国では当たり前前に課金されているのだし、日本が課金していなとまた非難を浴びます。 時代の流れに合った制度を作りましょう。	個人
ご存知のとおりパソコン、メディアプレーヤーなどのデジタル機器で音楽、映像などをコピーすることは特に若い世代では日常化しておりメーカーはその事でますます利益をあげようと考えているのが実情だと思います。 世界的にみても保証金制度は実質上スタンダードな考え方にもかかわらずこのデジタル王国、電子立国日本として保障制度をのメーカーの負担はあまりにも軽すぎだと思います。 どうか世界的な見地に立って考えていただきたい。 とくにiPODと携帯などです。 よろしく願います。	個人
すべてが対象だと思います。私的録音録画補償金制度があるのなら、録音録画できるものすべてが対象になるのではないのですか、対象になっていないってどういうことなんですか？録画録音していいと保障された機械を買ったということでしょう。それを使うか使わないかは自由でしょう。今の世の中パソコンでも、携帯でも、計算機でもそうですが、各個人としては必要のない機能まで買われていますが、何の問題もなくそれが自然となっています。ですから制度があるならすべてでしょう。	個人
デジタルデータは、内容が音楽であろうと文字であろうとソフトウェアプログラムであろうと、0と1によって構成されるデジタルデータであることに違いはありません。ゆえに、いかなる記録媒体もデジタルデータを収納できる「だけ」であり、特定の機能は持っておらず、媒体の種類によって議論するのは現実には即していないと思います。	個人

デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。 だから実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。 コンテンツ制作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーにここまで沢山コピーさせる必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけではなく、やはり一定の節度が求められると思います。メーカーは収益を上げるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつめでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。 消費者は、これ以上余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	個人
パーソナルコンピュータなど汎用性の高い機器について、「録音録画が可能である」とこと「録音録画を目的としている」ことは違う意味であると考え、補償金をとるべきではないと考える。 ハードディスクなど情報記録全般を主な用途とする構成要素も同様である。 特に構成要素に対する課金は二重課金が行われても消費者にはわかりにくく、透明性に欠けるため反対する。	個人
ハードディスク/フラッシュメモリ等内蔵型ポータブルオーディオやパソコンを課金対象機器に含めない、という考え方は現在の音楽を取り巻く環境にはそぐわない気がする。ハードディスク/フラッシュメモリ等内蔵型ポータブルオーディオが飛躍的に普及してきており、外出先での音楽の楽しみ方として一般的になってきている。しかしPGIにCDの音源を複製しポータブルオーディオに転送して外に持ち出す、という一連の流れの中に課金対象の機器・記録媒体は一切含まれていない。著作権者側からすれば権利の侵害を容認しているようなものである。このようなポータブルオーディオやPCの利用は今後さらに増えていくはずなので、これらを課金対象外とするのはおかしいと思う。	個人
ハードディスク内蔵型の機器類は即時私的録音補償金の対象とすべきである。これに代表されるiPod等は音楽を録音・録画を行うことが目的であり、パソコンなどの機器ではインターネットを見たり文書を作成する以外では音楽を複製等する目的が大きいといえるのが大きな理由である。	
パソコンは現在ではコピー機器であるので、創作した人に対価を支払うべきだと思います。補償金制度はユーザーが自由にコピーでき、それでいて創作者の利益も両方納得させられるいい仕組みだと思うので、なくさないで欲しいと思います。	個人
メーカーが新しい機器を開発して、法律が後追いになることは仕方のないことです。 しかし、私的録音録画補償金制度に関しては時間がかかりすぎていて、現状からますますかけ離れています。対象機器・記録媒体の範囲を広げて、法律が早く追い付くべきです。	個人
折にふれてこの問題をチェックしてきました。個人的にはキチンと適法な権利処理がされた製品を安心して使いたいです。随分長い間議論されている(?)ようですが、そんなに難しいことでしょうか。アイポッドは私的録音のためにある機器でしょう。下火になったMDが超高性能になったわけですから、補償金制度を存続して対象とするのは常識で考えれば当然だと思います。余計な金を払えるほど金持ちではありませんが、必要な金なら払うべきです。メーカーが言っている事には何故か納得できません。企業利益のために作家の権利をないがしろにする意図が感じられます。日本以外では補償金が払われているそうですね。いつから日本人(日本企業)はそんな恥知らずになったのでしょうか。 つまらない音楽もありますが、すばらしい音楽もたくさんあります。補償金を払うことで自分もすばらしい音楽の作家を応援していることに誇りをもちたいです。	個人
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。除外されることにより、違法事業者の利用が減少、適法事業者を通じて、権利者に対して録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待します。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスク型プレーヤーを追加するべきだと思います。すでに爆発的な人気となっているいわゆる「携帯音楽プレーヤー」は、呼び名からして音楽を録音して楽しむためのもの(またほとんど音質の劣化なく)なのに、補償金の対象となっていないこと自体、理由がわかりません。以前にも同様の検討がされたそうですが、そのときに対象から外れてしまったことも意味がわかりません。すでにMDなどあってないようなものを対象としているなら、もっと実態に即したものを対象に取り入れるべきです。	個人
違法デジタルコピーによる著作権者及び著作権隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成、及び音楽産業の発展、日本固有の文化財産の創出と維持に悪影響を及ぼします。 違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外とし、「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲の見直し、また補償金の支払対象義務者を製造業者とする、制度中間整理の提案に賛同します。	
一昔前のデジタル録音機器である「MD」や「DAT」に補償金が課せられているのに関わらず、最近のiPodを初めとした、デジタル携帯機器がその対象外であることに違和感を感じます。 私はパソコンやiPodを利用し音楽を楽しんでいます。 他のユーザーも(おそらく)、同様に音楽をデジタル機器を介して楽しんでいるはずです。 楽しむ為にお金を費やす事は当たり前の事です。 これら機器を利用して、私が音楽を楽しむ対価として支払う補償金を作家が受け取る仕組みを、早急に制定して頂きたいです。	個人
一番下の段落の意見に賛成します。 パソコンの用途はユーザーが導入・使用するソフトウェアによって決められる物であり、ハードウェアも含めて、販売時の状態から全く変化させずに使うことを想定した機器ではありません。したがって、製造業者には補償金負担の責任はないと思います。さらに、自作によるパソコンの場合、どの部品が補償金の対象になるのか設定することはほぼ不可能だと思われます。	個人

音楽をPCなどでコピーすることはすでに日常化しており、補償金制度がなくなることです。これまで許されていた個人的なコピーにひとつひとつ許諾を得なければならなくなるようなことになれば、これまでのように音楽を自由に楽しむことができなくなります。そんなことはあってはならないと思います。 そもそも、MDは補償金の対象となっているのに、同じ用途であるipodやPCはなぜ対象ではないのでしょうか。普通に考えればおかしいと思うはずです。同じように対象にすべきでしょう。常識的に考えれば、今の実態に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境を守るべきです。多くの消費者はそうなることを望んでいるはずです。日本のメーカーも、自分たちの利益ばかりを考えず、消費者のことを考え、常識的に考えてほしいものです。	個人
記録媒体がどんどん進化しているのに、補償金制度が追いついていないのは何故なのでしょう？ MDなら対象になって、今現在ユーザーが明らかに多いi-pod等が対象にならないのはおかしい。 著作権の問題は軽んじられる傾向にあります。商品を作る企業側ももう少し真剣に考えるべきではないのでしょうか？	個人
記録媒体において、最も汎用的なデジタル記録媒体である紙についても検討をすべきである。紙がデジタルなデータを記録する媒体としても用いることができることは、バーコードやQRコードの普及によって明らかになっている。現在の技術ではA4コピー用紙2,500枚でCD-R1枚と同程度の容量を記憶できることが明らかになっていることから、2,500枚につきCD-R1枚と同程度の補償金を上乗せすることとし、製紙業者に協力義務を課すべきである。実際には私的録音録画に使われない紙も相当数見込まれるが、これらについては従来の記録媒体同様に申告により返金する方式を導入すればよい。現在、デジタルデータを紙にプリントアウトして保存するソフト(例・ http://ronja.twibright.com/optar/)などが実用化の段階に入っており、今後紙にデジタルデータを記録する需要はますます増加するものと考えられる。これに対して何ら手当を行わないことは、紙と同様の利用をされている他のデジタル記録媒体のユーザーに私的録音録画補償金の負担を押しつけることとなり、制度の正当性に疑問を投げかけ、根幹を揺るがすことになる。紙に対して私的録音録画補償金制度を適用しないのであれば、他のデジタル記録媒体に対する私的録音録画補償金をも廃止すべきである。	個人
技術開発で便利な機器が出るのはありがたいですが、補償金が廃止されて個別に権利者から許可をとるようになるのは反対です。全ての機器・媒体を対象にしてほしいです。	個人
携帯デジタルプレイヤーに音楽を入れるたびに思うのですが、このような「メディアが交換できない、あるいは交換しなくても大量に入れることが可能」な機器が「コピーに関する補償金のらち外」であるのは、MDや音楽用CD-Rにくらべて非常に不均衡というかバランスがとれていないと感じます。 個人的には、機器にわずかな負担で補償金を課し、コンテンツ自体はコピーマネジメントフリーな形で供給され、それで権利者・メーカー・消費者の三者が折り合うというのが理想ではないかと考えます。 議論の中にあった「コピーマネジメントという不自由を課している上に補償金を取るのは2重取りではないか」という意見には一理あると思います。 そんなわけでデジタル機器への補償金は課すことに賛成しますが、そのかわりコンテンツはコピーフリー、もしくは少なくともメーカーによらずムーブ可能、あるいは一回支払ったら同じコンテンツは別メーカー用のファイル形式・DRMもダウンロード可とか、安心して「ダウンロードでコンテンツを買う」ということができるようにしていただきたいと思います。 ※たとえば、もし今後APPLE社が倒産しiTunesソフトがアップデートされなくなったりしたら、いつか(今のコンピュータハードの進展のスピードを考えると数年単位で)iTunesが動かないハードが主流となるなどのことも考えられます。 私はCDからリッピングする場合はMP3圧縮にしていますが、MP3は20年後も30年後も必ず再生できると信ずるからです。なにより現在の「あるサイトで買った音楽が別のプレイヤーで再生できない」というストレスを何とかする方向で検討していただきたいと思います。	個人
権利者、機器メーカーとユーザー各々の立場と利益のバランスの元に「補償金」制度があると思います。今でも私的録音録画補償金制度の有効性は失われていません。 録音録画機能を有するHDD内蔵のレコーダー、携帯オーディオレコーダーも機能を考慮すると対象に含まれると思います。 各ステークホルダーの利害を調整することは極めて難しくこの制度以上の解決策が見出すことが出来た時にはじめて見直しの議論も意味が出てくると思います。	個人
現在、MD等には補償金がかかっていると思いますが、ipodなどについては、かかっていないと聞きます。 ただ形態が異なるというだけで、かかるかからないというのはおかしいと思います。 ipod等についても補償金をかけるべきであると思います。	個人
現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能となすすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきです。	個人

現在の補償金制度の継続かつ課金対象機器の範囲拡大が妥当だと思います。 補償金制度に代わる個別許諾が技術的には可能だなどとメーカーは吹聴し、メディアや世論も補償金制度の廃止を支持する傾向にありますが、結果として、何ら有効な代替手段も見出せないまま、iPodやiPodnanoなど補償金対象外の機器のシェアは拡大しています。 圧倒的多数であるユーザーや産業界の意見が大勢を占めることは数字のうえでは当然ですが、一方で少数ながらも貴重な権利者の意見は軽視され、経済的対価の得られない利用が増え、コンテンツクリエイターの力は確実に疲弊・消耗しています。 簡単で高速・大量のコピー機能を可能にした機器を開発し利潤を追求しているのに、1台当たりにはすばる補償金について、業界総出でネガティブキャンペーンを行うメーカー側の態度は正直醜いですし、うんざりします。 さらには、合理的に考えれば、PCやiPodなどを補償金の課金対象にすべきであることは明白であるにも関わらず、身勝手なユーザーや産業界の意見に迎合するような形で、指定見送りをしている貴庁小委員会の姿勢にも疑問を禁じえません。小委員会の構成メンバーの選定などからも、失礼ながら、産業界との癒着の構造があるのではないかなど、疑わざるを得ません。 合理的な決断をお願いします。	個人
現在対象となっている機器・記録媒体を含め、対象となっていない携帯型デジタルプレイヤーやメモリーも対象にするべきだと考える。現在対象となっている機器等よりも携帯型は私的録音録画に使用される頻度が高く、今後も使用者が増加すると思われる。その反対に現対象となっているものの中で使用頻度が低くなる可能性もあり、機器および記録媒体の特長を鑑み、補償金に差をつける必要はあるように思う。 今後も新しいビジネスモデルに伴い、デジタル機器等が開発されることは必至であり、一度この制度は廃止してしまうと復活させるのも厳しく、見直す点はあったとしても私的録音録画補償金制度は存続させ、映画・音楽等の文化向上に努めることは国として必須であると考ええる。	個人
現状パソコンや携帯電話、ブルーレイ・ディスクに至るまで複製のレベルが高度になってきており、TVコマーシャルでも簡単に素晴らしい、映像・音楽がハイクオリティに再生されることをCMするのならメーカーは補償金を支払うことにより我が国の知的財産権を守る意識の高さを広告し、賛成していった方が社会的評価も高くなると思うが・・・反対する意がわかりません。	個人
個人的には、(パソコンのハードディスク等を含めて)あらゆるメディアに対して補償金制度を適用し、その代わりアップロード/ダウンロードを完全に自由にするほうがよいと思います。なぜなら、ファイルの交換は好きなものを共有するという人間らしい行為そのものであり、違法適法問わず自由に行うべきものだからです。 とはいえ、権利者の権利も尊重すべきですから、補償金をレコード会社のような中間搾取業者に掠め取られるのではなく、真の作者にきちんと報酬として渡すような仕組みづくりが必要だと思います。	個人
今までMDでやっていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないでしょうか。そもそも新製品が出るたびにあってもないこうでもない年単位の議論の時間を費やすことに無駄さを感じえません。私は、具体的な装置をひとつひとつ指定するよりは、著作物をコピーできるものをすべて範囲に指定する代わりに、1製品からの補償金額を下げるほうが良いと考えます。これからの時代には、単なる経済優先では日本としてやって行けない時代かと思っています。これまで以上に、著作物コンテンツも守ることが重要かと思っています。	個人
今やどれほどのプロテクトがかかっているにもかかわらず、すぐにコピーが出来てしまうという話も聞きます。 いちいちごっこと言わざるを得ません。 まして、カジュアルコピーが氾濫し、罪の意識も無い人が当たり前のように増えています。 機器やメディア媒体に保証金精度を課することは避けられない現状で、ユーザーにも意識を持たせるべきです。 勿論私も保証金を払うことに成るでしょうが、クリエイターとしての意見としては正しく徴収され、公平に分配していただきたいと強く望みます。	個人
最近、iPodをよく使うのですが、これほどまでに普及したiPodをはじめとするポータブルオーディオについて私的録音補償金の対象になっていないことに驚きを覚えました。 コピー可能な媒体は全て補償金対象とすべきではないでしょうか？	個人
最近では動画までもが携帯プレイヤーで持ち運べ、楽しめるようになりました。 しかし、携帯プレイヤーや記録媒体には私的録画補償金はかかっていないのが現状です。 家庭内で使用するレコーダーは補償金がかかっていますが、同様の機能を有する携帯プレイヤーが対象とならないのは矛盾ではないかと思うのです。 形状や大きさを問わず同等の機能を有するものには原則的に私的録画補償金を課するのが妥当だと思います。	個人
最近電車の中で、私的録音についての広告を見たのですがなんのこともわからなかったもので、調べたらここにたどり着きました。 コピーできるのならそのほうがいいに決まっています。でも、まったくフリーになってしまったら、権利を持っている人たちが困ってしまうのですね。 それに1回ごとに支払うのは大変だと思うので、補償金というのはいい考えだと思います。 また、MDなどだけが支払うことになっているのは、不公平ですし、今はi-podを使う人が大半だと思うので公平にすべきだと思います。	個人
昨今、iPodの著作権について騒がれてますが、消費者の立場からすれば当然課金には反対されるでしょう。しかし、著作権という複製権が存在する以上、iPodも同等に扱うべきではないでしょうか。ダウンロードで取り込んでも、音楽を写し込むことに変わらないと思います。MD、CDにかかってiPodにかからないのは道理としておかしいと思います。何より、今後音楽鑑賞の主要な媒体として予想される中、一番困るのはその音楽を生む作詞家作曲家でしょう。作詞家作曲家に対する対価がかなり減ることは、現実問題、音楽文化を良くするという観点からも良くないことなのではないでしょうか。	個人

昨年、インターネットや携帯などの急速な普及により、場所を選ばず多くの人々とコミュニケーションを持つことができ、情報を得たり、商品を購入したりと、私たちの生活は大変便利になりました。 一方、情報やコンテンツにたいする価値意識は薄れ、違法にさまざまな権利作品が流通されてしまう状態にあると思います。 ネットを通じて違法に著作物が取引されている現状は、提供する側のみならず、違法と知りながら取得する利用者側にも、権利意識の啓蒙が重要と考えております。 また、補償金制度におきましても、今日の携帯音楽プレーヤーや同機能を備えた普及など、制度が技術革新に追いついていない現状から、最低でも著作物の録音、再生を目的に製造販売されるものには対象とすべきと考えます。	個人
私の周りでは、みんなTSUTAYAみたいなレンタル屋から借りてきて、パソコンやCD-Rにコピーして友達に配っています。私も時々もらったりしてしまっていたりしたのですが、そうした行為をすると、私が好きなアーティストへ何も還元されなくなってしまうことをこの報告書を読んで初めて知りました。そしてとても悲しい気持ちになりました。 もうこれからは友達からもらったりしませんし、自分で購入したものからのコピーもちゃんと補償金の上乗せされている音楽用のCD-Rとかを使おうと思います。iPodやパソコンはまだ補償金がかけられていないんですね。私の好きなアーティストのために、早くそういうものを買った人が補償金を支払えるような制度ができるといいなあと思います。	個人
私は、以前MDプレーヤーで音楽を楽しんでいましたが、iPodが発売されるとすぐに購入して、自分で買ったCDをリッピングしたり、iTunesStoreで購入したものをダウンロードして音楽を楽しんでいます。 今ではMDを使うことはありません。 周りの人を見ても、iPodのようなポータブルデバイスプレーヤーで音楽を聴いている人が多くいます。 普通の人であれば、ポータブルデバイスプレーヤーは、専ら音楽を楽しむための機械だと思っているのではないのでしょうか。 今やポータブルデバイスプレーヤーは音楽を楽しむために必要不可欠なものになっていると思いますので、これに音楽がコピーできなくなったりすると、個人が自由に音楽を楽しむ機会を失うのではないのでしょうか。 補償金制度が、個人が著作権を侵害することなく、音楽を自由に楽しむための担保になっているなら、制度を存続させるべきだと思います。 また、将来新しい魅力的な機械が発売されれば、iPodを使うのをやめてそちらに乗り換えるかもしれません。 新しい機械が出るたびに同じような議論するのはナンセンスです。 市場には、コピーできる機械、媒体がたくさんあり、範囲を一律に決めるのも困難でしょう。 この際、全ての機械を対象にしたほうが分かりやすいと思います。 私の友人知人には、制度を理解して、音楽をリッピングするときは音楽用CD-Rを買っている人が多くいます。あたかも「補償金制度はわかりにくい。廃止した方が良い。」という意見が蔓延しているかのような印象を持ちがちですが、必ずしもそうではない、ということも付け加えておきます。	個人
私は、私的録音録画補償金制度というものを間違って認識していたようです。 私の認識では、音楽を録音できる機械は全てこの制度の対象だと認識していました。 ただ、最近になってパソコンやipodなどはこの制度の対象外ということを知りました。私は、ipodの初期からのユーザーで、今まで数多くの曲をコピーしてきました。他の多くの人達もそれ相応の数をコピーしていると思います。それなのに権利者には全然還元されていなかったんですね。一刻も早くこれらの機械を補償金の対象とした方が良いと思います。宜しく願いいたします。	個人
私はipodユーザーですが、未だに保証金の対象とならないのはいかがなものかと思う。あれだけの曲を持ち歩いて便利に楽しめるものがスルーされるなんておかしいと思う。パソコンでも、何らかの課金をすべきだと思っています。	個人
私はパソコンからCD-Rにコピーするときには、録音用CD-Rを購入していますが、周りにはデータ用CD-Rを使っている人も多く、不公平に感じます。また、パソコンにも音楽を取り込みますが、パソコンが対象機器でないことにも抵抗を感じます。できるだけ多くの機器・記録媒体に補償金をかけて、不公平をなくしてほしいです。	個人
私はよくレンタル店よりCDを借りてMDや音楽用CD-Rに録音し、音楽を楽しんでいます。 最近周りではiPodやパソコンでのインストールが当たり前になりつつありますが、それによってアーティスト達のCD販売数が激減しているのはいままでもなく、権利者に対価が支払われないのはおかしいと思います。 保障金を支払っている側とすれば、公平にして欲しいと思う。 一方は補償金を取り、一方は補償金を払わなくても音楽を楽しめるというのは、補償金を払うことに納得をしても、腑に落ちない部分があります。 補償金制度によって権利者も消費者も公平に、そして音楽を気軽に楽しめる環境を作っていただきたいと思います。	個人
私もポータブル機を利用していますが、CE機器やディスクと同様に、補償金を付加すべきだと思います。 金額面に関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平ではないのでしょうか。	個人

私的録音について 録音についてふと考えることがあります。 一時期コピーガードなるものがとりだたされ、比較的話題になった時期があったように記憶しています。 ただ、録音機器の多様化、高性能化に伴い、今ではあまり、そのコピーガードの役目ははたされていないようにも思います。 調べていくうちに、CD-R等でも、補償金が課されているもの、そうでないものがあることに気がつきました。 これは何故でしょう？。 何故平等に課されていないのでしょうか？。 悪意をもってすれば、1枚のCDから複数のコピーが作成できるわけで、そこに発声する補償金は皆無なわけです。 であるならば、CD-R本体に補償金を課し、少しでも私的録音に対するガードを作っておくべきではないでしょうか？。 同じことはパソコンやドイツでは、世界に先駆けて報酬請求権制度を採用していると聞きます。 当初はテープレコーダーの価格の5%を補償金額としていたものを、のちに記録媒体も対象に加えられ、また、2004年にはパソコンに搭載された汎用ハードディスクに対しても補償金を支払うようメーカーに命令する判決が裁判所で下されたとのこと。 録音機器の多様化に伴い、このようなパソコン等のハードディスクに対する補償金の負荷も必要なのではないかと考えます。	個人
私的録音録画制度があるおかげで、許諾なしで個人的な録音録画が認められているなら全ての機器を対象にすべきではないですか？ それで機器の値段があがるとは思えないし(笑) スジが通ると思います。	個人
私的録音録画補償金制度についての意見: この制度は、私的利用であれば自由にいろいろな機器にダビングして利用できる状態を維持するために必要な制度であり、現行対象となっていないipodなどの携帯プレータも対象にするべきである。 日本にはレンタルCDがあり、合法的にCDをレンタルし、自宅でダビングして聴くことができる。MDに録音するのが主流だった時代は、MDを買うことにより、権利者への保証が支払われていたが、現在はipodなどの携帯端末にダビングして聞くことが主流となっていて、この場合は、権利者にはなんの還元もない。これはどう考えても納得できない。ipodなどは汎用機で他の目的にも利用出来ると言っているが、音楽を聞く目的以外でipodを買う人はほとんどいないと考えられるので、これに補償金をかけることはなんら不合理なことではない。 この制度がなくなり、権利者がコピーをできないようにしてCDを販売しはじめたら、CDを購入するユーザーにとっては著しく自由度をかくものとなり、逆にCD等を買わなくなる恐れがあり、音楽文化が崩壊する可能性もある。 よって、現行の私的録音録画制度を拡大・整備し、ユーザーの利便を失わずに、権利者の保護をすることが、音楽や映像文化の発展につながるものだと考える。 また、日本のオーディオメーカーは国外では補償金を自ら支払っているのに、自国ではそれを拒否するという方針が偽善的のときか考えられない。	個人
私的録音録画補償金制度について一つ この制度がipodなどの電子機器を対象としてないのはおかしいと思います。	
私的録音録画補償金制度のあり方について すべての機器が著作物の録音・録画に供せられる訳ではもちろんないことを認めるとしても、大半は著作物の複製、保存に用いられていること同時に認めなければならない。若干の制度上の矛盾はあっても他に方法論がなければ、現行の補償金制度はリーズナブルであり、デジタル機器がどんどん高性能化がすすむなか、対象機種を増やし幅広く補償金を徴収することが、著作権の権利の保護と、文化の発展に寄与することはおおいに理解できる。	個人
私的録音録画補償金制度の存続・適用範囲拡大にはもちろん賛成です。 日本は経済については先進国ですが、著作権については先進国なのか後進国なのかわかりません。特に、私的録音録画補償金制度や著作権存続期間は欧米等諸外国と比べて明らかに劣っていますので、これらの問題の解決は急務であると思います。 日本経済の発展はメーカーの牽引によるところが大きく、メーカー側の主張も理解しますが、知的財産立国を目指す日本においては、メーカー側が社会的責任として支払い義務を負うべきと考えます。	個人
私的録音録画補償金制度はユーザーの利便性と権利者保護のバランスの取れたものと考えられます。 ユーザーの利用は音楽に関してはiPodに代表される大容量メモリ内蔵の携帯プレーヤー(携帯電話もそう)に移行しており、これらの機器が対象に含まれていない現状には驚きを隠せません。 特にデジタル機器においては・コピーによる劣化がない・扱いが簡便の特徴から普及しており「コピーワンス」の制限の不便さも権利者の同意(補償金制度などが前提)を得た回数制限に移行するのはユーザーも歓迎するところですが、 特に「コピーワンス」は録画機器において著しく使い勝手が悪いと思います。 iPodなどに関しては「ダウンロード販売」の楽曲に対しては「私的録音録画」の対象ではないという見方もありますが、手持ちのCDから楽曲を取り込んでプレイリストに追加するという使い方も大きいはずですが。 iTunesを使用してCDから取り込む際に「CD情報を取得」「アルバムアートワークを入手」などはネット経由で検索され情報がダウンロードされます。 これらのダウンロード情報を権利者への配分のデータとするなど「公平な運用」のための技術的な問題は解決可能なのではないでしょうか？ クリエイター側の権利も守られつつユーザーの利便性を高める制度として、「私的録音録画補償金制度」の存続と対応機種の拡大に関しては迅速に行えるような整備も希望します。	個人

私的録画の保証金について ダビング10、DRM等ははじめとするセキュリティ制御の進歩により私的録画の範囲が限られているため、Ipod、HDD含め、基本的に不必要であると考えます。 拡大よりも縮小する方向で検討すべきです。 しかし私的録画の範囲であれば自由に楽しめるためであれば課金はすべきです。 共有し楽しめる権利、どこでも楽しめる権利、ユーザのニーズに合わせた形態にすべきかと思います。 良い方向へ検討されることを期待します。	個人
自分はipodへの課金についても強く反対します。 ・すでにCDを買う時点で私的録音保証金を払っているにもかかわらず、なぜipodにも課金されなければならないのか？これは二重搾取に当たるのでは？ ・また、ipodに自分で演奏した曲などしか入れない人からも保証金を取るのですか？一応申し出れば返金するサービスがあるらしいですが、そのことを証明するのはかなり厳しいのではないかと思います。ipodの中身なんていくらでも削除、継ぎ足し出来るものです。本当に保証金が発生しない人がいたとしても信用してもらえるかどうか。おそらくnoでしょう。	
自分もHD型のポータブル機器を利用していますが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人
自分を含め家族や友人を見ている、iPod等を利用する人の多くは音楽を聴くことを目的としているので、補償金の対象となっても仕方ないと思う。	個人
周辺機器の発達で、明らかに権利者の経済的不利益をもたらしていると考えるのが妥当であるように思います。 まずは音楽、次は映像へ、その録音録画の手軽さがシフトしている最中かと。 音楽におけるカセットからMDそしてCD-R、内蔵型機器への変遷は、映像におけるVHSから、DVD-Rそしてハードディスクレコーダーへの変遷と同じです。 よって、検討されているように、画期的な技術が生まれ、その全ての流れがクリアに把握出来るようになるまでの過渡的な制度として、補償金制度は必要と思います。 現在対象ではない内蔵型機器なども、明らかに別の方法で徴収が可能な機器を除き、録音録画機能があれば全て対象とすべきだと思います。 確かに個人的にその機能を使用しないのに徴収されるのは納得できないなどの問題もあるとは思いますが、それはほぼ有り得ない気がします。”これはそういうもの”だとしてザックリ理解してもらえないのでしょうか。価格に反映される補償額も目くらまをたてるほどのものでもないと思います。 技術の発達もあり、調整は大変ですが、補償金制度のあり方を適宜改善に努めて頂ければと思います。	個人
少しのお金を払うことで私的録音が許されるのであれば、レコーダー機能のある全ての機器に適応しても良いと思います。	個人
制度自体は非常に有効だとは思いますが、時代の流れにあわせて適用対象の拡大をした方がよいのではないかと。(ipod等)	個人
正直言って、iPodが補償金の対象になっていないということに驚きました。私の友人はすべて音楽を録音して使用しているのに？デジタル機器がどんどん普及していますが、すべて補償金の対象とするよう制度を見直してもなんの問題もないと思います。アナログ時代と違い、デジタル時代においては、私的複製の名の下にコピーが横行する状態を是正して、しっかりした制度のもとに、補償金を支払い胸をはって音楽を録音し聞ける環境を作る必要があると私は思います。	個人
対象機器・記録媒体 i-Pod,river,WALKMANなど様々な形態の携帯音楽プレーヤーは対象に追加すべきです。 音楽を録音して聞かための機器なのですが、当然対象となるはずですが。 それからPCですが、これは使用方法によって対象となったりならなかったり難しいのかもしれませんが、現在インターネットで音楽をダウンロードしたり、CDからパソコンに録音しハードディスクにためて、スピーカーで音楽を楽しんでいる人もかなり多いと思います。(実際テレビCMなどでもそういう使用方法を宣伝しているのをみかけます) それから、一度PCに録音しないと携帯音楽プレーヤーに録音できない機種もあるので、PCについても追加すべきではないでしょうか。	個人
対象機器・記録媒体の範囲:現在のままで良いと思います。(もう少し様子をみてからで良いと思います)	個人
対象機器・記録媒体はもとも「政令で指定」したものです。指定した当時は機器と媒体が一体化したものなど存在しませんでしたから、「政令で指定」しようが無かったわけです。しかしながら、現在の私的録音録画の主流を占めるiPodやパソコンなどをそのまま放置し続けていいのでしょうか？科学技術は計り知れぬ勢いで発達していますので、我々は素人ながらいとも簡単にしかも無料で優れた録音・録画が実現できているのです。この補償金制度が発足された当時と今では雲泥の差です。 こうした現状を基に、対象とするべき機器・媒体をこの機会に見直し、適正な設定をして頂きたいと思います。さらに、この見直しは新たな機器・媒体の流通に遅れを取らずに定期的に行い、その可能性、程度問題等を徹底して議論すべきではないでしょうか？	個人
長年の議論の末、私的録音録画補償金制度によりMD等に補償金が課金されている現状を考えると、ipodに代表される携帯型メモリープレーヤーに補償金が課金されるのはやむを得ないといえる。 しかし、パソコンや携帯電話についてはその用途が私的録音のためとはいえず、それらに課金することは現段階で無理があると思われる。	個人

同じように私的録音・録画ができるのであれば、機器・媒体によって差が出るのはおかしい。曲をつくってくれた人たちに、同じように対価を払いたい。	個人
払う立場としては対象機器が少ない方が良いが、客観的に見て、i-pod等が対象でないのはおかしいと思う。またコピーの際の著作権使用料支払いを厳密にし、毎回徴収されるより、今の制度で事前に支払って権利処理ができた方が利用者にとっても便利だと思う。	個人
いったい、iPodほか携帯音楽プレーヤーはどれだけ普及したか。 電車の中で音楽を楽しんでいる人であふれている。 補償金は当然に課金されるべき。 メーカーはもっと著作権者の経済的利益に関心を持ち、率先して、補償金の支払に応じるべき。	個人
保証金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。 録音用のCD-R/RW もデータ用CD-R/RW も、同じように私的録音に用いることができるのに、補償金を課す・課さないの違いがあるのは不公平だと思います。今後もさらに凡庸性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、用途にある仕分けができないケースが想定されます。不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、全て補償金の支払い対象とした方が分りやすく、いいと思います。	個人(同旨1件)
保証金制度は私たちユーザーに一定のコピー・複製の自由を約束し、他方で権利者の権利を守るための制度ですので、MDでは課金されてi-Podなど新しいものには課金されないというのは不公平だと思います。早急に見直して実態に見合う制度として存続させるべきです。	個人
保証金制度は必要です。 p.131・132について、現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売り上げの拡大を図っています。 音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に保証金を支払う姿勢を見せるべきです。 実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないと思います。	個人
補償金の対象機器・媒体を拡大することに賛成します。 特に、専用の機器・媒体、機器と記録媒体が一体となった専用機器は当然として、パソコンや携帯電話も対象にすべきです。私は福岡でライブハウスのお手伝いをしています。日々、若いミュージシャンと接していて、最近感じることは、彼らが「プロ」を目指さなくなってきたということです。 その理由は、いくつかありますが、一番大きいのはやはり経済的な不安です。仮に自分に才能があつたとしても、安定的な収入が望めないと、将来の設計が立たず、結局は無難な人生を志向することになるのだと思います。 そのような状況を改善するには、ミュージシャンが安定的に収入を得ることができる仕組みが必要で、現行制度では著作権の制度の充実が早道ではないでしょうか。 ネットのニュースでこのパブコメのことを知りました。MDにかかっている私的録音録画補償金が、まさかIPODにかかっていないなんて知りませんでした。 消費者の立場としては、補償金を負担したくないですが、将来の彼らのためには、必要な制度で、できるだけ多くの補償金を権利者に届けるために、パソコンや携帯も対象にすべきだと思います。	個人
補償金の付加に関して、PCやポータブルプレイヤーが適用されずオーディオ機器にのみ適用されるのは不公平です。 媒体が何であれ、一定の補償金は付加されて当然です。	個人
補償金金額と、その代わりにユーザーが得られるメリット・範囲が明確に提示されている限りにおいて、制度上維持ならびに対象機器を拡大することは賛成です。ただし、補償金を払っている=複製の権利を得ている=何でも自由にコピーしてよい、という図式となることは看過できない状況であり、初めに記したとおり、制度自体の位置づけ・範囲をより社会的に周知する必要があるかと思えます。	個人
補償金制度がなくなれば、現実問題としてパソコンで複製することは不可能となり、音楽を自由に生活の一部として楽しむことが出来なくなってしまう。時代とともに複製機器が変化することを考えれば、劣化せずに複製できる機器全てを補償金制度の対象とすべきではないでしょうか？	個人
補償金制度が導入された頃のMDやCD-Rに取って代わっているのが、携帯型オーディオプレイヤーや携帯電話である。また当時コンポネットシステム(いわゆるMDコンボなど)で家庭内でオーディオを楽しんでいたが、現在はパソコンにスピーカーをつないで音楽を聴いているといった人々が増えている。TVチューナー内蔵のパソコンも多数販売されてきた。そういった技術の進歩と共に媒体は変わってきているのだから、音楽や映像を楽しめる機器に補償金が必要であることは理解できる。	個人
補償金制度にある不公平さを解消しての存続すべきです。 録音用CD-R/RWもデータ用CD-R/RWも、同じように私的録音に用いることができるのに、補償金を課す／課さないの違いがあるのは不公平だと思います。 今後もさらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、p.129にある通り、用途による仕分けができないケースが想定されます。 不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画に供される機器・媒体についてはすべて補償金の支払い対象とした方がフェアでいいと思います。	個人

補償金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。 録音用CD-R/RWもデータ用CD-R/RWも、同じように私的録音に用いることが出来るのに、補償金を課す・課さないの違いがあるのは不公平だと私は思います。 今後も更に汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、129ページにあるとおり、用途による仕分けが出来ないケースが想定されます。不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、全て補償金の支払対象とした方が分かり易くて良いと思います。	個人
補償金制度の維持に賛成です。 対象としているデジタル録画機の見直しも必要だと思います。	個人
補償金制度の改善と存続は絶対に必要なことだと思います。 今まで補償金制度の対象物と今、市場でかなりのシェアを持っているiPodタイプのデジタル携帯端末が未だ補償金の対象となっていないのはなぜなのでしょう？ 今までの物に変わって私たちは利用しているので、この先も補償金制度の存続は当たり前のことだと思います。 私的複製を行うことの出来る機器はすべて補償金の対象とするように現行制度を見直すべきです。 DRMによって補償金制度はいらないと言う意見があるようですが、厳しい利用制限を課せられる等、今の利用環境が確保できないことは明らかなので賛成できません。	個人
補償金制度は存続させるべきもの、と考えます。 パソコンやi-pod等による私的な録音録画が、もはや一般常識的な行為となった、いま、これらの機器が対象になっていない事に違和感を覚えます。 補償金制度を整備し直したうえで自由に・・・回できれば十分！・・・録音録画楽しみたいと、思います。 JEITAの対応にはガッカリしました！	個人
補償金制度は必要だと思います。 iPODなどは、音楽をコピーして楽しむための機械なので、MDと同様にそのコピー代をあらかじめ支払うべきだと思います。 これまで対象外だったことが驚きでした。個々の負担金額は大した額ではないのに、これを惜しんで廃止したら、作家たちが、新たな曲の創作意欲をなくしてしまったり、「自分の曲は簡単に利用できなくなる」等の対抗措置(具体的には思いつきませんが)をとったりするのではないかと心配になります。先日、スポーツ新聞に掲載された作家の対談記事を読んで、外国に比べて日本はとても低い補償金額であることも知りました。その作家も丁寧な話をされていましたが、内心は「やってられないよ」と思っているのではないのでしょうか。 また、廃止なくとも、個人がコピーの都度それぞれ支払うことも反対です。払わない人間もいるでしょうから公平性に欠けますし、自分勝手な意見かもしれませんが、手間がかかって個人の負担が大きすぎると思います。機械に一定の額を加算することで、コピー代も含めて音楽の利用に対する支払いが全て完了することがありがたいです。	個人
補償金制度は必要です。 現状ではほとんどのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載されメーカーはそれを積極的に宣伝して売り上げの拡大を図っています。 音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者、メーカー権利者の利益の調整を図るためにメーカーじゃ積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。 実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大の為であって、バランスを欠いた勝手な主張に過ぎないと思います。	個人
補償金制度を継続し課金対象機器の範囲を拡大すべき。 デジタルコピーのみならずアナログコピーでも補償金すら払わずに行われている違法コピーが蔓延しているのは明らか。なぜ創作者が代償を払わなければならないのか。私はタダ乗りなんかしたくない。でも面倒もご免だ。だから補償金制度で権利者に対価が渡り、簡便に適法な私的録音・録画ができることに満足だ。 メーカーの言い分など自分らに都合のいいことばかり。パソコンや携帯HDプレイヤーが課金対象になっていないことは、誰が見ても滑稽な状況だ。 これ以上何を議論することがあるのか。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。 MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないでしょうか。 こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には維持存続で決着をつけるべきです。もちろんMDから移り変わった機器等は対象にすべきです。はっきり言ってメーカーの考えは間違ってます。コピーできない機械なんて誰も買いません、コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費と同じです。そんなことにも今の日本のメーカーは気づけないか、気づかないふりをして自分の儲けのことしか考えてない。日本のメーカーも堕ちたものです。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。 消費者に対しては音楽を自由にコピーすることを認め、権利者是对価を支払うべきだと思います。 私的録音録画補償金の対象になっていない機器類を対象とすべきと思います。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況をメーカー側は真摯に受け止め、積極的に補償金の支払いに応じるべきです。	個人

補償金制度を今の実態に合ったものとして存続させるべきです。 対価の支払いがパソコンコピーであっても、当然補償されるべきです。 その上で、合法的にコピーができる環境を望みます。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだと思います。 現在の「コピー文化」そのものを否定することは不可能であることを踏まえたうえで消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度は合理的なものではないでしょうか。しかしながら補償金が激減している状況は私的録音が補償金支払対象となっていない機器、媒体を利用したものになっているからであり対象機器指定の是正を図るべきです。	個人(同旨3件)
報告書を読みました。補償金制度については必ず維持すべき物であると感じています。今般、音楽はCDを購入するパッケージ製品のスタイルからパソコンにダウンロード、ipod等での利用が主体となっています。当然、今までのMD等の主流から汎用機器に対象機器を拡大するべきだと思います。 今回の議論はメーカーの責任の逃れだと思います。ipodやパソコンのCMでは音楽利用を前面に押し出したうえで、音楽に対する価値を認めないのは作詞家・作曲家と同様の創作者らしくないと思います。また、補償金を支払っているのは消費者であるように認識させるよう謀るようにさえ感じます。本来はメーカー自身が営利目的・販促に音楽を利用しているのですから、メーカー自身がサクッと払えばいいと思います。メーカーだけが儲ければいいというのはいかがなものでしょうか？ 音楽の価値を考えると当然の制度で議論の時間よりも早急な対応を期待します。	個人
本制度の運用に当たっては、録音録画可能な全ての機器を補償金の対象とすべきであります。	個人
本制度の対象機器・記録媒体の範囲に、記録媒体内臓型録音機も含めるべきだと思います。 「ipod」に代表されるような記録媒体内臓型録音機は、専らそれらの機器に音楽を複製し音楽を再生して楽しむものののに、現行制度では、なぜ本制度の対象機器・記録媒体の範囲に含まれていないのか疑問とせざるを得ません。 現状として、音楽を複製して再生する場合は、現在政令で指定されているMDのような記録媒体に記録して再生するよりは、「ipod」のような記録媒体内臓型録音録画機することの方が多いかと思われます。 そうであるならば、現状を踏まえ、記録媒体内臓型録音録画機も本制度の対象機器・記録媒体の範囲に含めるべきだと思います。	個人
録音できるものについては、全て補償金を課すべきではないでしょうか。 あまりにも審議に時間をかけすぎだと思います。 次々と新しい技術が出てくる中で、後手にまわってしまうので多少致し方ないとしても、ここまで時代においていかれているようでは、折角の制度が機能しません。 素人では、権利関係のことをいちいちクリアして日常の生活で音楽を楽しむことは難しい。 きちんと制度を整備し、音楽を楽しめるようにして欲しいと思います。	個人
録音録画することが主たる機能ではないとしても、ある程度(この判断は微妙ですが)の頻度で録音録画することに使われることが予想されるものは補償の対象にしても良いと思う。	個人
もはや、どれがオリジナルでどれがコピーなのか分からない現状である以上、CD-R一枚一枚に課金する必要性や、DVDデッキ、パソコン、カーナビ、HDDドライブなど、機器そのものからも徴収する必要があるように思います。 これだけ文化の発展した日本が、コピー大国である中国となんらかわらない状況はあまりにも悲しい事実です。 一国も早くこの状況を変えねばならないと強く思います。	個人(同旨1件)
録音録画できるものすべてが対象と思います。 録音していて、機械が違えば補償金の必要がないって、子供にどう説明すれば良いのですか、教えてください。 機械の状況が違えば、その分対価が違えばいいのではないのですか。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

2 対象機器・記録媒体の決定方法

意見	個人／団体名
「仮に補償の必要性があるとすれば」として、あたかも補償金制度を残すことが前提であるかのように議論が進められている点にやや違和感が残るが、それを前提としつつ、内容につき次のとおり意見を述べる。 「2 対象機器・記録媒体の決定方法」(p.133～)について、『法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める』方式を基本的方向性とする点については、大きく異論はない。しかしながら、いかなる基準でいかなる評価機関が判断するかが定まらない限り、政令指定方式の存続が有名無実化しかねない。したがって、より具体的な基準や要件が策定されることを希望する。	日本知的財産協会
対象機器、記録媒体の決定にあたっては、技術の変遷や多機能化に対応でき、かつ迅速に指定が行われるような仕組みが必要である。ここで整理されているように、公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが重要であり、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきである。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権接権センター(CPRA)
対象機器、記録媒体の決定にあたっては、技術の変遷や多機能化に対応でき、かつ迅速に指定が行われるような仕組みが必要です。公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが重要であり、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
対象機器、記録媒体の決定にあたっては、技術の変遷や多機能化に対応でき、かつ迅速に指定が行われるような仕組みが必要です。公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが重要であり、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。	演奏家団体 パブリックインサード会
現在この制度の対象になる機器等を政令で指定する方法では制度実施に時間がかかり過ぎます。メーカー側、権利者、消費者など関係者の話し合いで対象の機器等や補償金の額を決定するようにしていただきたい。	日本音楽家ユニオン
現在この制度の対象になる機器等を政令で指定する方法では時間がかかり過ぎます。メーカー側、権利者、消費者など関係者の話し合いで対象の機器等や補償金の額を決定するようにしていただきたい。	日本音楽家ユニオン 関東地方本部
法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」との方向性に賛成する。 また、対象機器や補償金の額の決定には、何よりも迅速性が求められる。「評価機関」における検討はもちろんのこと、その前段で行われる当事者の協議から額の決定までの一連のプロセスに期限を設定することによって、補償金制度の実効性を確保するよう法律で措置されることを強く要望する。 なお、「評価機関」は、消費者・製造業者・権利者の三者の利益バランスを調整するという補償金制度の目的を踏まえ、フランスの制度(中間整理p.84)を参考に構成人数や人選、議決要件等について最大限、配慮していただきたい。	社団法人日本音楽著作権協会
「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)は、まったくそのとおりであり、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を経て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。なお、具体的な方式については今後の検討に待つことになりますが、現行制度の問題点を回避するものにすることがぜひ必要です。	社団法人音楽出版社協会
対象機器、記録媒体の決定にあたっては、いかなる方式を採用するとしても、技術の変遷や多機能化に対応できるような柔軟な仕組みが必要である。ここで整理されているように、公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが需要であり、その議決方法を明確化した上で、いつまでも結論が得られないような可能性を排除すべきである。	社団法人音楽制作者連盟
(2)対象機器・記録媒体の決定は、迅速に行われることが重要である。そのために今後予定されている「公的な評価機関」の検討にあたっては、委員構成の公平性、審議過程の透明性に加えて、議決方法も明確にすることが必要であり、一人でも反対者がいれば対象機器・記録媒体として指定されない、ということのないようにすべきである。	社団法人 日本レコード協会
今後の指定方式としては、時代の変化に機動的かつ迅速に対応して対象機器等の指定を行い、補償金制度が空洞化しないようにする必要があります。そのため従前の政令指定方式を改めて、「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を経て文化庁長官が定める」こととする見直し方策に賛成です。	社団法人日本映画製作者連盟
中間整理では、政令指定方式を維持することとしており、この点は全く妥当である。しかしながら、「法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」とする点については、大きな懸念を覚えるものである。「法令で定める基準」がいかなる内容であるか、また「評価機関」の権限や運営方法をどのようにするかによるが、政令指定方式によるとしながら、それを事実上無意味なものとする制度改訂には反対である。	社団法人電子情報技術産業協会
対象機器・記録媒体の決定方法については、恣意的な判断がなされ、関係者間の紛争が生じることのないよう、現行の政令指定方式と同様に明確な基準を法律等で定めるべきと考えます。企業活動において、法的安定性は極めて重要な要素であり、対象となるか否かについて予見できないような状況に陥ることは避けなければならないと考えます。	社団法人 日本記録メディア工業会

「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)は、まったくそのとおりであり、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を得て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。具体的な方式については今後の検討に待つことになりますが、現行制度の問題点を回避するものにすることが必要です。	株式会社セブンシーズ ミュージック
「公的な『評価機関』の審議を経て、文化庁長官が定める」 要するに文化庁が決定を下すようだが、以上のような議論しかできないものにそれを任せることは非常に不安を覚える。 「柔軟に対応」と称し恣意的に「対象機器」が拡大されることはないだろうか？ 本当に「権利者」にとって有益な決定がなされるのか？ この不安を取り除かないかぎりその決定権を任せることはできない。	個人
「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)に同意し、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を得て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。	個人
「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)は、まったくそのとおりであり、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を得て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。なお、具体的な方式については今後の検討に待つことになりますが、現行制度の問題点を回避するものにすることがぜひ必要です。	個人
「評価機関」の運営方法がよくわかりませんが、客観的な立場で、公正な運営がなされることを望みます。	個人(同旨2件)
「評価機関」の運営方法がよくわかりませんが、客観的な立場で公正な運営がなされることを望みます。 少なくとも政令指定方式よりは迅速で現実的な運営が出来るのではないかと期待しています。	個人
迅速な対応ができる「評価機関」で決定する方法は、政令指定方式に比べ、現実的な運営が期待できると思う。	個人
政令指定方式に比べ、迅速な対応ができる「評価機関」で決定する方法は、現実的な運営が期待できて、望ましいと思います。	個人(同旨1件)
使用目的に関わらず補償金が販売価格に上乗せされて徴収されている現状に違和感を覚えます。 私的録音録画に使用しない場合、補償金を容易な手続きで返金できる制度とシステムを構築して下さい。 その際、手続きが煩雑であったり、手数料が返金額を上回ったりすることのないよう工夫して下さい。	個人
【P.134】 政令指定方式の見直しと銘打った中で「指定方式を政令以外の方法にすると、利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危惧があるとすれば、対象機器等の指定の過程において、利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作ることで、そのような危惧はなくなる」としているが、これは全く現実味の無い文章である。 まず「利害関係者の意見が反映されるような仕組み」が存在し得ないことは過去の私的録音録画小委員会の審議を見ても明らかである。この審議においてメーカー側・ユーザー側の意見が反映されることは極めて少なかった。中間整理をまとめる終盤において漸く両論併記の形で「～という意見があった」との記述が追加されたのみであり、審議の方向性を決定する段階においてはただ事務局が誘導したい方向(つまり権利者側が望んでいる方向)に展開していった。 現実には、私的録音録画小委員会において「そもそも論」が放置されiPodや汎用機器への補償金課金が進められようとしており、そればかりかメーカーへの支払い義務者変更(これはそのままユーザーが補償金返還を受けられず財産権侵害を甘受させられることを意味する)の方向性が打ち出されたことから判る。すなわち「利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危惧」は目の前で実現しているのである。 こうした危惧を解消するためには、私的録音録画補償金を検討する機関について総務省や経済産業省の協力を得た上で、権利者・メーカー・ユーザー・有識者らが同数ずつ参画することを提案すべきである。 それが出来ず、今のように文化庁主導で私的録音録画補償金制度の検討が続けられていくのであれば、審議会で検討しようが新たな機関で検討しようが結果は同じである。 なお「具体的な制度設計を見た上で、制度の可否を判断したいという意見があった」が、これは当然の話である。要するに、私的録音録画小委員会における政令指定「見直し」議論は全く具体性に欠けるものであったと言わざるを得ないのである。	個人
【P.135】 「公的な評価機関は、権利者、製造業者、消費者、学識経験者で構成され、そこで対象範囲が議論され、透明性が確保された決定プロセスにより審議されることになる」とされるが、これと私的録音録画小委員会がどう違うのか定かでない。 むしろ現状の私的録音録画小委員会よりも透明性が劣るのであれば「公的な評価機関」を新たに設置するのは無意味であり、また私的録音録画小委員会自体が他の省庁の審議会よりも公開性に劣る(配付資料・議事録の公開が遅く、傍聴席の数も少ない)ことから言っても、文化庁主導で設置されるかぎり「透明性が確保された決定プロセス」など全く期待できない。 もし透明性をしっかり確保するのであれば、最低限この程度は打ち出すべきである。 ●配付資料の公表は会合前か、会合開始と同時にウェブで行なう。 ●議事録の公表に先行して、会合の模様を音声または映像でウェブ配信する。 (会合当日には参照できるようにする。) ●議事録の公表は次回会合の前日までに行なう。 (したがって議事録公表に支障をきたす過密スケジュールは設定しない。)	

○公的な「評価機関」が本当に公正な機関となるかどうか不明な点 公的な「評価機関」が本当に利用者や権利者の双方に対して公正な判断をすることのできる機関として運用されるかどうか不明のまま評価機関を設立することには反対です。例えば今回の小委員会では、明らかに権利者側の立場の委員が多く選出されていることから、評価機関においても正しく両者の意見が汲み取れるような構成が取られるのか疑問を持たざるをえません。さらに、一度指定された機器の指定が解除されることは事実上ありえないことから、評価機関の決定が正しいかどうかの審査や、異議申し立てできる仕組みも必要と考えられますが、このような考察をしたという記述は本中間整理には見当たりません。よって、議論がまだ尽されていないと考えます。	個人(同旨1件)
ipodなどにより私たちの私的コピーは飛躍的に増えたにもかかわらず権利者には全く手当てされないのはおかしい。一人当たりわずかな金額を、機械や媒体に上乗せして支払うことで私的コピーができる現在の補償金制度は私たちユーザーにとって便利な制度だと思う。今後もこの制度を維持して欲しいのでipodは言うに及ばず新たな媒体が出現しても迅速に対象機器を指定できる方式に変更すべきだ。	
ア機器の現状に照らしてみれば、複数の機能を有する機器が増えており、どの機能が主要な機能かどうか又はある機能が附属機能かどうか疑わしいものも多くなっているところから、対象機器を決めるに当たっては、柔軟に対応できる仕組みが必要と考えられること イ指定方式を政令以外の方法にすると、利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危惧があるとすれば、対象機器等の指定の過程において、利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作ることで、そのような危惧はなくなる 以上の点を踏まえ、次のような見直し方策があると提案され、基本的方向性はおおむね了承された。なお、この点については、基本的な方向性は了承するものの、具体的な制度設計を見た上で、制度の可否を判断したいという意見があった。 法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める。 ――〈本文P134〉―― 「公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」 要するに文化庁が決定を下すようだが、以上のような議論しかできないものにそれを任せることは非常に不安を覚える。「柔軟に対応」と称し恣意的に「対象機器」が拡大されることはないだろうか？ 本当に「権利者」にとって有益な決定がなされるのか？ この不安を取り除かないかぎりその決定権を任せることはできない。	個人(同旨4件)
パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、複製行為は以前に比べて格段に簡単になりましたし、コピーする機会は、私に限ってみても、増えている実感があります。にもかかわらず、パソコンやiPodによる複製行為については権利者への補償が手当てされていない、というのは合点がいかないところです。 私的な複製が増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式が望まれる、と料します。	個人
スピードが重要となるので、中間整理で提案されている方式は大いに賛成である。遡及請求が可能であればともかく、政令指定が遅れたため市場では機器・記録媒体がすでに存在しなくなって、権利者が補償金を受けられないという状況にならないように迅速な対応が求められる。	個人
機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度は今後も維持してもらいたいと思います。パソコン等媒体に私的コピーが増えているのに、権利者にその分手当がないということであれば、おかしいことだと思います。今後、さらに増加すると予測される機器・媒体に対し、対象機器の指定を早急に行い得るような形を取ってもらいたいと思います。	個人
技術の進歩によって私的コピーがより簡単にできるようになっていますが、その代表選手のようなipodにまだ補償金がかかっていないなんて驚きです。対象機器の決定するための手続きは簡単なものにして、技術の進歩に迅速に対応すべきです。	個人
現在この制度の対象になる機器等を政令で指定する方法では時間がかかり過ぎます。メーカー側、権利者、消費者など関係者の話し合いで対象の機器等や補償金の額を決定するようにしていただきたい。	個人
消費者やハードメーカーは、目先の自分の利益が多い、支払いは少ない方がよいと主張すると思いますが、素敵な音楽は誰でも創れるものではなく、創る人の生活を守る制度を作る必要があると思います。音楽が枯渇していけば、最終的には社会全体の損失です。新しい技術が出てきて、新しい媒体や機器はどんどん開発されるのに、その度に議論に長い時間をかけていては、その間音楽家の生活はどうなるのですか。やはり、新しい技術にも時間をかけずに対応できる制度にする必要があると思います。	個人
全く理解できない。見直しの理由としての「対象機器を決めるに当たっては、柔軟に対応できる仕組みが必要」は、文化庁長官が文部科学省を通じて政令案を提出することで、政令指定方式でも可能であり、時間的遅れも特にない。「利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作る」に至っては、私的録音録画小委員会の現状がそうではないと事実上認めており、中間整理自体が「利害関係者の意見が反映され」ていないものであり、その有効性を否定するものである。	個人
補償金制度を現状にあったものとして存続するべき。 1パッケージあたりにすると僅かな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことによって、私的なコピーが可能な現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してほしい。PCやipodなどのようなデジタルプレーヤーや携帯電話などによって私的コピーの量は増加しているのに権利者にその分配がなされないというのは、理不尽な話である。私的なコピーが増加している今日、対象機器の指定をまずすみやかにい行い得るような方式を希望します。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

3 補償金の支払義務者

意見	個人／団体名
補償金支払い義務者の見直しについては、現行制度では協力義務者であるメーカーを、諸外国のように支払い義務者とするべきであるという意見に、全面的に賛同する。	映像対策会議 協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会
メーカー等を支払い義務者とするべきである。 補償金制度を導入している国のうち、わが国を除く全ての国がメーカー、輸入事業者を支払い義務者と定めている。私的領域において行われる複製の受益者は一義的には複製を行うユーザーであるが、いっぽうメーカー等も、複製手段を提供することにより利益を上げていることから、複製を行わなかったユーザーへの返還制度が機能しにくいといった現行制度の問題点を解決するためにも、メーカーを支払い義務者とするべきである。 私的複製に関連して、補償金制度と表裏の関係にあるといえる「コピーワンスの緩和」を検討した総務省の「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」においては、コピーワンスを緩和することの前提として、コンテンツへのリスペクトと、コンテンツの流通の成果をクリエイターに適正に還元することを理念として掲げて議論を重ねた結果、緩和を実現した経緯を持つ。私的領域におけるコンテンツ流通の最大の受益者であるメーカー等が、その成果のクリエイターへの還元について、進んで分担しようとする姿勢を持たない限り、私的領域における複製に関する問題は本質的に解決しないものと考ええる。	社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)
メーカー等は、私的な領域で権利者の権利が制限されていることに由来して、大きな利益を上げています。よって、メーカー等を支払い義務者とするべきです。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
メーカー等は、私的な領域で権利者の権利が制限されていることに由来して、大きな利益を上げています。よって、メーカー等を支払い義務者とするべきです。	演奏家団体 パブリックイ ンサード会
本制度では、ユーザー、権利者、及び複製機器メーカーの三者が密接に関わり運用されています。前述のようにユーザー及び権利者は既に双方の利益均衡を保っており、この意味では諸外国のように複製機器メーカーが応分の負担と共に補償金徴収の任を担うべきと考えます。	日本音楽家ユニオン
本制度では、ユーザー、権利者、及び複製機器メーカーの三者が密接に関わり運用されています。ユーザー及び権利者は既に双方の利益均衡を保っており、この意味では複製機器メーカーが応分の負担と共に補償金徴収の任を担うべきと考えます。	日本音楽家ユニオン 関 東地方本部
支払義務者は製造業者等とするべきである。 再三述べているとおり、消費者が録音録画できる機器を次々に発売し多大な利益を得ている製造業者等が、三者の中で最も大きな利益を得ていることから、利益バランスの確保のために支払い義務を負うべきである。 なお、我が国の製造業者等は、彼らの製品の輸出先国である我が国以外の文化先進諸国においては補償金を支払っているのであり、なぜ我が国の文化の保護には反対するのか理解できない。こうした製造業者等の対応は、我が国の文化を軽視するものといわざるを得ず、製造業者等は、わが国においても文化先進諸国と同様積極的に役割を果たすべきであると考ええる。	社団法人日本音楽著作権 協会
補償金制度を導入している国のうち、わが国を除く全ての国がメーカー、輸入事業者を支払義務者と定めている。私的領域において行われる複製の受益者は一義的には複製を行うユーザーであるが、メーカー等も、複製手段を提供することにより利益を上げていることから、複製を行わなかったユーザーへの返還制度が機能しないといった現行制度の問題点を解決するためにも、メーカーを支払義務者とするべきである。 私的複製に関連して、補償金制度と表裏の関係にあるといえる「コピーワンスの緩和」を検討した総務省の「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」においては、コピーワンスを緩和することの前提として、コンテンツへのリスペクトと、コンテンツの流通の成果をクリエイターに適正に還元することを理念として掲げて議論を重ねた結果、緩和を実現した経緯を持つ。私的領域におけるコンテンツ流通の受益者であるメーカー等が、その成果のクリエイターへの還元について、進んで分担しようとする姿勢を持たない限り、私的領域における複製に関する問題は本質的に解決しないと考ええる。	社団法人音楽制作者連盟
製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。 私的複製を可能とする機器・記録媒体を製造販売することによって、製造業者等は大きな利益を上げています。しかも、私的複製を容易に大量に高音質高画質でできることをセールス・ポイントとして強調しています。これを可能としているのは、権利者の権利を制限することによってです。製造業者等は権利制限の代償として権利者に補償金を支払う義務があります。 なお、製造業者等を支払義務者とすることは、利用者に支払義務がないということ意味するものではありません。	社団法人音楽出版社協会
現在のように保証金の支払い義務者をユーザーとする形では、録音や録画をしていない人に対する保証金の返還制度が機能しにくく、パソコンやカーナビゲーションなど私的録音録画専用ではない機器や媒体を補償金の支払い対象とした場合、私的複製をまったく行わないユーザーに負担を強いることにより負担に不公平が生じるので、諸外国と同様に、補償金の支払い義務者を機器等の製造業者や輸入業者（メーカー）に改める必要がある。	日本音楽作家団体協議会

The copying for private use results in a wide exploitation of protected works and translates into substantial losses for those who earn their living by creating such protected works. Since it is the importers, manufacturers and distributors that directly profits from the possibility for individuals to make copies it is also reasonable that importers or manufacturers should pay a private copying levy on their import or manufacture of products especially suitable for private copying. It is also important to bear in mind that without any content to copy the volumes of manufactured and sold equipment and media would be far less.	COPYSWEDE
(3) 補償金の支払義務者は、現行制度においても製造業者等の協力義務は事実上の支払義務を負っているのと同様であり、返還制度の実効性等を勘案した場合、機器・記録媒体の製造事業者等とすべきである。	社団法人日本レコード協会
製造業者を支払義務者とすべき根拠は存在しない。 現在は機器や媒体の購入者が支払義務者であるところ、それを製造業者にかえることが検討されている。中間整理では、製造業者の負担する協力義務は支払義務と「同じ」であると記載されている(p.136-137)。それゆえに支払義務を製造業者に負担させてもいいのではないか、という論理である。しかし、支払義務と協力義務に類似する別の例として、契約上他人が負担する金銭債務を預かって債権者に引渡義務がある場合と対比してみると、その引渡義務を負担する者の債務が、債務者のそれと「同じ」であるなどとは法律的には考えがたい。金銭債務が100万円の場合、それを受け取った者は当然にその100万円を債権者に引き渡す義務があるために、引き渡すべき金額が一致することは言うまでもないが、そのことから、金銭債務と引渡債務が法的評価として同じとはいえない。したがって、両者の義務は異なる性格のものである以上、製造業者に支払義務を負担させることの正当化根拠は存在しない。また、仮に消費者が補償金の支払を拒否したような場合には、そもそも製造業者は預かり金を保有しない以上、協力義務の不履行自体が生じないともいえる点からも、両者の義務を同一視する見解は不当である。 これに対し、機器や記録媒体の販売によって利益をあげていることが、製造業者に支払義務を負担させる正当化の根拠と主張する意見があるが、製造業者が協力義務を負担するに至ったのは、機器や記録媒体の販売によって利益をあげているからではなく、他に適当な請求・徴収する手段がなかったからにすぎない(著作権審議会第10小委員会報告書1)。仮に支払義務を負わせる根拠を「利益」に求めるのであれば、現行法の拠って立つ「著作物等の利用の責任は、その受益者たる利用者が負うのが原則的な考え方」2を根本から変更することになるものであり、これを「形式的・理念的なものにすぎない」(p.137)と片付け、あたかも理念を持つ必要もないとの姿勢をとることは大きな疑問である。 また、欧州の複数の国では製造業者等が支払義務を負担していることから、我が国においても同様な制度を採用しうるかのような記載があるが、欧州の消費者が補償金について十分認識していないままに制度を導入され、認識が高まるに連れ、それを問題視する声も拡大している現在、それらが根拠となるものではない3。 支払義務者を製造業者等とすることは、返還制度の問題点の本質部分をさらに拡大する。 仮に製造業者に支払義務を認めると、機器や媒体のすべての購入者はその価格を負担することになる。そうすると、私的使用目的なお、中間整理では、返還請求権を奪うことにより不公平を助長するという指摘に対して、「製造業者等が支払義務者である場合に 注1) 第4章「3 報酬取得の実現」。「ユーザーと権利者との間には直接の接点はないため、ユーザーから個別に徴収することは、徴収のための組織や仕組みについての社会的コストやその実効性などの点から困難・・・ユーザーと権利者の間に立って、両者の利益調整を図り、権利者の報酬取得の実現に協力する者の存在が制度の実現には不可欠となる。この協力する者については、ユーザーによる録音・録画機器又は機材の購入と関係付けて報酬を徴収するという考え方に立って、録音・録画機器又は機材の提供者であるメーカー等が、録音・録画機器又は機材の販売に際して、その価格に報酬相当額を上乗せして徴収し、権利者へ還元するという方法で協力することが可能・・・」 注2) 第10小委員会報告書 第4章「2 報酬の支払」。また、第10小委員会報告を受けて現行法制定を行った当時の文化庁文化政策課課長補佐 関裕行氏は、支払義務を利用者(ユーザー)に負わせたことについて、「ここは著作権法の原則に従って考えていこうということでございまして、いわば著作物の利用の責任というのは、利用者が負うことが原則であろう。そういうものであれば補償金の支払いというの、私的録音・録画によって一種利益を得ている利用者、その方に支払ってもらうのが原則であろう。このように考えまして、ユーザーが補償金を支払いなさいという規定を作ったわけです。」と述べている。ジュリスト1993年6月1日号 p.45 「座談会 私的録音・録画と報酬請求権」 注3) 欧州委員会が2006年度に補償金制度の改善に向けて関係当事者に実施したコンサルテーションに対する消費者団体の意見書”Copyright levies in a converging world/ Response to the Questionnaire of the European Commission”, The European Consumers’ Organisation. “...The levies are not based on the harm..... Levy systems should reflect the actual harm caused by private copying.....”	社団法人電子情報技術産業協会
補償金の支払義務者を製造業者等とすることは、複製を行う者がその責任を負うとする著作権法の大前提を合理的な理由なく覆すことであり、強く反対いたします。 必要があって設置された補償金の返還請求制度については、利用しやすくする等の検討でその問題点の解決を図るべきであり、返還請求制度そのものを廃止するという考え方には反対です。また、その問題点の解決のために支払義務者を製造業者等に変更することは本末転倒であり全く理解できません。補償金の支払義務者を製造業者等としても利用者であるエンドユーザーが事実上の支払いを行うという実態に変化がない以上、支払義務者を変更する理由はないと考えます。	社団法人日本記録メディア工業会
製造業者を支払い義務者とすべき。 そもそも録音・録画の機器が何の為のものを考えると、いまや音楽や映像がなければ消費に向かないし、それが製造業者のセールのポイントにしているものであるから、対価を払うのは当然であり、また諸外国における支払い義務者はすべて製造業者と聞いているところからも、日本だけが製造業者でないのは疑問。	(株)ミュージック・コピーライツ・センター

補償金制度は、実情に則した形にし、存続させるべきという意見です。 これほどipodなどの機器類が進歩したにもかかわらず、逆に制度自体は、退行しつつあるのは、機器メーカーの考え方が大きいと思います。 海外の権利者には支払っても、日本国内の権利者には支払えない理由とは、一体何なのでしょう？ このままでは、日本の音楽産業は衰退していくでしょう。 消費者とメーカーとで負担を按分するのが妥当ではないでしょうか。	(有)ミュージックプロス パーアソリミテッド
製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。 私的複製を可能とする機器・記録媒体を製造販売することによって、製造業者等は大きな利益を上げています。製造業者等は権利制限の代償として権利者に補償金を支払う義務があります。なお、製造業者等を支払義務者とするのは、利用者に支払義務がないということの意味するものではありません。	株式会社セブンシーズ ミュージック
製造業者を支払義務者とすべき。製造業者は、自分たちの機械がいかに便利に録音や録画ができるかということ売り文句にして消費者の購買意欲をあおり、実際に販売していますが、そもそも録音・録画される音楽や映像がなければ、消費者は機械を買わないわけで、そういった音楽や映像などに対して何の対価も払わずに儲けに走るのをおかしいと考えます。また、補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者と聞いています。売っているものはどの国も同じ機械で、また、同じ理由で導入されているはずの制度なのに、日本だけ支払義務者が製造業者でないこともおかしいと思います。	株式会社ソニー・ミュージックアーティスツ
製造業者等を支払義務者とするべきだと思います。 私的録音録画の出来る機器を製造することにより大きな利益を上げているのが現状だと思います。 そうした現状から判断して、製造業者等を支払義務者とするべきだと思います。だからと言って利用者に支払義務がないということの意味するものではありません。	グローバル音楽出版 (株)
これについては、私的録画以外の目的で対象機器を購入した者から取った補償金は、協会の不当利得になるわけだから、「申請費用・返金費用・検証費用・検証責任」を全て協会がおう形にすべき 本来払う必要のない代金を払わされておいて、返金する為には、返金額を大きく上回る費用・労力を必要とするようでは悪徳業者と何らかわりのない。 これについての改善に努めるべきである。 以上、が当会による意見である。	自費出版創作振興協議会 (二次製作普及チーム)
複製を行う者の正確な捕捉の困難性と書いてあるが、実際のところ買う当初は複製などの利用は全く考えていない者がその利用を考えることもあり、その逆もまたあるのであって、返金額も小額とのことなので返金制度は別になくても良いと思う。	個人
あらゆるコピーが好きなだけ「楽をして」されてしまっは上項と同じく、権利者の利益、生活を脅かしかねないと思います。ハード機器等については個人で楽しむためのものでありますが、現状、それをコピーでできてしまう機能がある以上、補償金は当然のことながら消費者が負担すべきものだと考えます。	個人
これまで補償金の支払義務者を消費者としてきたことについては疑問を感じる。製造物責任を考慮すれば媒体や機器等のメーカーが負担するのが当然ではないか。	個人
CDではない記録媒体(例えばMD)へ録音するために、録音機器を購入して著作権使用料を負担し、MDを購入して著作権使用料を負担するというように、一般ユーザーばかりに負担させるのではなく、支払義務を録音録画機器およびその記録媒体を製造・販売しているメーカーに支払義務を負わせるべきだと思う。	個人
デジタルコンテンツの権利侵害に伴う補償制度に関しては、中間整理が指向している「補償金制度」は、極めて有害なものになりかねません。 ○補償金の徴収元は正価でコンテンツまたは記録媒体を購入した消費者である。 (支払い義務者をメーカーに設定すると言う事は、即ちそのメーカーの製品が補償金を上乗せされた価格で販売されるという事である)という事は、違法な手段でデジタルコンテンツを利用している者と、正式な方法でコンテンツを入手している者との支払額の格差が拡大する、という事でしか無く、しかも違法な手段による利用者にとってはこれまでと何等変わらぬリスクのまま、今後も違法な入手を継続できる、という事になります。 この格差とリスクの問題は、デジタルコンテンツに対する適正価格から乖離した購入価格を購入者に強い、しかも価格上昇に見合うメリットを何一つ享受できない事態を生み出し、市場の成長と共に顕在化して来る筈の「潜在的購入層」を、そのまま「潜在的違法利用者層」にしてしまう危険が、非常に大きい物と考えます。 補償の必要性を問う以前に、「究極的に誰が補償すべきか」の議論を望みます。 それが適正な価格を支払い、適正な方法で購入を続けている購入者や、そうした購入者との正直な取引を続けているメーカーであると結論づけられたなら、例えば私は進んで「正直な購入者でいること」を辞めるでしょう。	
デジタル化と大容量化によって誰でもどこへでもコピーすることが可能になりました。 一方、利用者側で「私的利用」の範囲であるから自由にコピーできるか否かを個々に判断することは不可能です。 メーカーは、利用者の求めに応じ、広範囲、高機能でのコピー可能な機器を提供するのであるならば、利用者が違法なコピー行為を犯すリスクを含め販売することは当然回避するべきであります。 利用者にその責任を押しつけることは、利用者にとっての利便性にも欠けることであり、本来機器が有している最大限の機能を有効にかつ適正に利用促進させるためにもメーカーが補償金を負担すべきだと思います。	個人

メーカーは、消費者に家庭内で私的録音録画させることを目的に、機器を生産・販売しているため、その録音録画に要する機能が高性能になり、家庭内での録音録画件数が飛躍的に伸びている今日、メーカーの責任においてメーカーが補償金を支払うことは、至極当然であると思われる。	個人
もし私的録音録画補償金が必要であるならば、支払い義務者は、利用者であるべき。 なぜなら、そうしない場合、私的録音録画しないひとからも補償金を徴収していることになり、不公平が生じる。 また、支払い義務者を利用者にしたうえで、返還制度が実効性のあるものに見直しすべきである。 本来、受け取ってはいけない補償金を返還するわけであるから、支払ったものが不利益をこうむるのはおかしい。 返還にかかる費用(請求にかかる切手代も含む)をすべて、補償金管理協会の負担すべき。	個人
ユーザーからダウンロードの度毎に集金するのは難しいし、逃げ道が沢山ありそうなので、予めハードメーカーがハードにその分を積んで販売すれば、ユーザーの不公平感も薄れると思います。	個人
ヨーロッパ諸国と同様にメーカーが補償金を負担する形で私的録音録画補償金制度は存続させるべきです。	個人
わかりやすい補償金制度にして維持するべきです。 誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。コピー可能な機器・媒体を販売しているメーカーが補償金を払うべきです。	個人
音楽プレイヤーを製造販売する製造業者を支払い義務者とすべきです。 現状は各メーカーにより作られた機器によって消費者は録音・録画をしているわけで、著作権者が制作した音楽や映像に対して何の対価も払わないというのはおかしいと思います。 補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者との話しを聞きますし、著作権者の権利を制限することによって利益を得ている製造業者が支払うべきだと思います。	個人
極めて私的な話を述べさせていただきますと、 当方の視聴環境は「購入したCD→自作PCにて変換→携帯電話にて視聴」、「購入したDVD→家庭用テレビゲーム機にて視聴」という手段が主です。 凡そ補償金負担対象外であろう機材を使用しての視聴に、いささか心苦しさを覚えてはおります。 私的録音録画補償金はメーカーが負担すべきなのは当然でしょう。 iPodなどのポータブルメディアプレイヤーは、ポッドキャストなどの無料配信という例外はあるものの、チューナーを内蔵していない機器が大半である以上、他の媒体を介してのコピー(コンバート)を前提として作られています。 記憶領域の大容量化などから、製品開発の方向性が「大量のコンテンツをコピーすること」であることは明白、まさに「私的録音録画の為の機器」なのですから。 まさかこの期に及んで「使用法は消費者の自己責任・自己判断に委ねる」という詭弁を弄するほど恥知らずではないでしょう。 そもそもメーカーは、商品売り切りの体質が激し過ぎはしませんか？売れさえすれば、利益を上げさえすれば、それで良いのでしょうか？ 昨今、街を歩いていて、ヘッドホンをしながら歩いている人(自転車に乗っている人)を見ない日はありません。 以前からウォークマンなどの携帯オーディオプレイヤーはありましたが、明らかにiPodの爆発的な普及によるものです。 安全運転義務違反を助長し、私的録音録画補償金制度に反対し、いったいメーカーは何に対して責任を負っていると言えるのでしょうか？ (特にアップル社の言い分は、補償金制度に反対するわ、DRMの廃止を提唱するわで、盗人猛々しいにも程があります)。 また、Winnyに代表される「ファイル共有ソフト」の問題もあります。 「コンテンツ供給当日には同等品質のファイルが共有されている」のが現実です。 ファイル共有ソフトが野放しにされている以上、コンテンツ自体の売り上げは頭打ちになり、それを再生できる機器だけが売れてしまいます。	個人
現在の補償金制度の仕組みは、実質的に、デジタル方式の私的録音録画によって権利者の被る間接的損失を、同じくデジタル方式の私的録音録画によって録音録画機器製造者の得る間接的利益によって補填する便宜的制度と理解しております。私的録音録画自体は、法30条によって認められた利用であり、そのうちデジタル方式による私的録音録画が行われる実態があれば補償金が支払われ、利用者のデジタル方式による私的録音録画の量が増えれば補償金の額が増え、デジタル方式による私的録音録画の量が減れば補償金の額も減るというように、実際に行われているデジタル方式による私的録音録画の量と、おおむね連動しているという点で、方法としては、他の方法よりも優れていると考えます。 ただ、今は支払い義務者を利用者としていることにより、法30条によって認められた私的利用としてのデジタル方式の録音録画が、あたかも権利者の許諾によって行われているような錯覚と混同を生じさせており、一部の「権利者」が、「補償金」ではなく「使用料」を請求するためか、デジタル方式の私的録音録画ばかりか、私的使用全体を直接監視したり、コントロールしようとする傾向を生じさせており、利用者が著作物を享受する環境を損なっているため、支払い義務者については、機器製造者に変更する必要があると考えております。 もともと補償金制度は、利用者の個々の利用行為に対応させて考えることには無理がある仕組みと考えておりますので、この点でも、支払い義務者については、機器製造者に変更するのが適当ではないかと考えております。 以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしく願います。	個人
今日ではデジタル化と大容量化によってコピーしやすくなっている。便利さだけでなく、節度も求められてしかるべきである。メーカーはこれだけコンテンツをコピーさせて収益を上げているのだから、ヨーロッパ諸国のように、当然補償金を払うべきである。それがいやなら、コピーさせない製品を増やすべきである。消費者は余計な機能の付いた高い商品を買われるのは迷惑である。	個人

私の最近の音楽の楽しみ方は、友人からコピーしてもらったCDを買ったり、貸レコード店で借りたCDを自分のパソコンでコピーしております。ここ数年はCDを買っておりません。 有識者の方々が夫々の立場で難しい議論をしておりますが、明快な結論が出ていないようです。利害関係が対立しているのだから当然と言えば当然だと思います。 コピーしたCDを買ったり(昔はカセットテープは高額だったので、空のテープを渡していたものですが最近のCDメディアは安いのでどなたもただでくれます)自分でコピーした時(コピーするソフトはパソコンを買った時に付属で付いてきた物です)正直得した気がします。(この議論を知るまで、私的録音録画補償金が賦課されているなど全く気が付きませんでした。) ということは、どこかで損をした人がいることになるのかなと漠然と思いながら、音楽を楽しんでおります。 メーカーさんは機械やメディアやコピーするソフトを売っているので損はしていないばかりか利益を上げている。 消費者は補償金を負担しているものの、補償金制度を導入している欧州諸国と比較しても僅少であり、そもそもこの制度の認知度の低さから消費者は痛みと感じないことがわかる。ということは消費者も損はしていない事となる。 ということは、多分権利者が損をしていることになります。 私は学生時代に学友のノートをコピーした時に感じた罪悪感から「コピー」という行為にいまだに後ろめたさが付きまといます。僅かな補償金でこの罪悪感を払拭できることが出来るのならば(コピー以外でタイムシフトやプレイシフトなど利便性を享受できるのであれば)私は喜んで払いますし異論を唱える方はほばいないのではないのでしょうか。 以上から補償金の支払い義務者はメーカーとすべきです。 蛇足ですが、補償金を誰がいくら支払うという議論よりも心配なことがあります。子供たちの道徳観の欠如が助長されてしまうのではないかと言うことです。 上記の「得をした気持ち」と「罪悪感」から自分の子供がコピーをした時になんと言えれば良いか解りません。 彼らが大人になった時に違法といえないまでも「誰にも直接的な迷惑をかけずに得した感じ」(援助交際は誰にも迷惑をかけていないから問題ないじゃんといった理屈)が大人になってもまかり通ることに若い人たちの道徳観の欠如を助長させてしまうのではないかのほうが補償金額の負担額の多寡より心配です。	個人
私は列車の走行音をDATで録音しているのだが、現行制度では、対象機器・媒体を私的録音録画に用いない者にも負担を強いることになっている。返還制度はあってないようなものである(立証に手間がかかるし、そもそも郵便代を考えると割に合わない)。消費者に1円も損をさせずに返還出来る制度など考えにくい。 少なくとも、私的録音録画に用いない消費者にまで負担を強いる制度は即刻見直すべきである。メーカーに負担をさせるとしても、それが商品価格に影響するのであれば、結果的に消費者に跳ね返ってくるわけで、容認することは出来ない。	個人
私的録音を法律で認めた上で、消費者に補償金の負担を求めるのは、金額の多寡の問題はあると思いますが、論理的には矛盾していると思う。	個人
私的録音録画をしない者も負担するのは問題、しかし権利侵害も問題。 故に考えるべきは、「機器・媒体の対象をどうするか」ではなく、「誰が」「どう負担するか」だと思われる。 消費者負担では、「私的録音録画する者」と「しない者」の不公平感は無くせないが、機器・媒体の製造メーカー負担ならば、問題無い。 メーカーは、「私的録音録画する者」「しない者」の別なく、全ての消費者へ販売している訳だから、推定される「私的録音録画をする者」の数を基に、販売利益の一定割合を補償金の算出対象とすればよい。 そもそも、先発の海外においても、制度発足時に当然検討されたであろう「消費者負担」が選択されなかった、という事実からみても、日本独自の消費者負担が如何に不合理であるかが窺える。 これは、メーカー重視、消費者軽視という行政の姿勢からくるものではないか、最近のデジタル機器・媒体に対して追加指定がされない状況からは、権利者軽視の姿勢まで見受けられる。 しかし、消費者軽視は消費偏向と景気衰退につながり、権利者軽視はコンテンツの劣化を生む。 リメイクという名の焼き直し、マルチメディア化という名の焼き増し、既に危機的状況であろう。 長期的視野に立ち、やはりメーカー負担とすべきだ。	個人
私的録音録画補償金制度をより良い制度に改善し今後も存続させるべきである。 現在、補償金の支払い義務者が録音・録画行為者(ユーザー)であるため、この制度についてユーザーの立場から様々な意見が言われているが、本来は、録音録画機器・媒体を製造、販売することにより利益を得るメーカーと録音録画により経済的な損失を受ける権利者の二者間の問題である。メーカーは、ユーザーに責任転嫁することなく、ユーザーおよび権利者の利益を守るため、その社会的責任を果たすべきであり、そのような義務を負っているものと考えます。	個人
実効性のない返還制度に意味はあるのか。また、勝手に補償金を取って置いて、返還に必要な立証を購入者に求めるのはおかしいのではないか。	
実際に私的録音録画を行っていない製造業者等を支払義務者とするのは反対です。 製造業者等は補償金の代行徴収をしているだけと考えます。また、使い易いか使い難いに関わらず、実際に私的録音録画を行っていない利用者の返還請求権を残すべきです。消費者が私的録音録画の権利を使用しない場合に、権利を強制的に与え、権利の対価を要求し、返金を不可とするのは、社会正義に反すると考えます。	個人

製造業者が支払い義務者であるという意見に反対します。 理由は以下の4点です。 (1) 製造業者が複製を行っているわけではない。 (2) 製造業者の支払う補償金は、機器価格に上乘せされているため、事実上支払っているのは利用者である。 (3) 製造業者を支払い義務者とするのは、著作権者がコピー可能な機器を製造・販売することにまで口出しする権利を与えるというものであり、それは権利の野放図な拡大、濫用であると考えます。 (4) 製造業者を支払い義務者とする、「利用者は支払っていない。だから利用者からも徴収する」という2重取りのレトリックがまかり通ることになり、容認できません。	個人
製造業者を支払い義務者とすべきです。利用者が購入する対価の中に補償金が含まれるのですが、その機能を使うか使わないかは個人の自由です。携帯電話の場合、使わない機能が一杯付いている高額な機種を購入しています。機能全部を購入しながら、そのどれを使うかは個人の自由です。それと同じです。	個人
製造業者を支払い義務者とすべきと考えます。 私的録音録画に供される機器や記録媒体の提供・販売によって国内を始め世界的に利益を上げている現実がありますので、そこから支払いにおいての制度を設計させていくのが良いと考えます。	個人
製造業者を支払義務者とすべきです。補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者と聞いています。売っているものはどの国も同じ機械で、また、同じ理由で導入されているはずの制度なのに、日本だけ支払義務者が製造業者でないことはおかしいと思います。	個人
製造業者を支払義務者にすべきだと思います。 関連資料にあるようにドイツ、フランス、アメリカ等の諸外国はすべて製造業者が支払義務者となっています。 同じような録音録画出来る機器・記録媒体なのだから日本だけ支払義務者が製造業者でないのを疑問に思います。 製造業者はそれらの機器媒体で利益を得ているのだから支払義務者となって良いと思います。	個人
製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。 私的複製を可能とする機器・記録媒体を製造販売することによって、製造業者等は大きな利益を上げています。 デジタル機器の性能がアップし、なおかつ広く普及したこともあります。私的複製を、容易にかつ大量に、しかも高音質、高画質で可能なことを最大のセールス・ポイントとしています。 これを可能としているのは、権利者の権利を制限することによって、成り立っているのではないのでしょうか。 従って、製造業者等は権利制限の代償として、権利者に補償金を支払う義務があると考えます。 なお、製造業者等を支払義務者とすることは、利用者に支払義務がないということ意味するものではありません。	個人(同旨5件)
多機能な機器(パソコンなど)の場合、今の利用者負担の制度は、公平ではないと思いますので、製造業者が負担することが現実的であり、それによってユーザー及び製造業者が不利益がでるとは思いません。 現在、世界各国が制度化している機器製造業者が売上げ利益より支払うべきです。	個人
保証金制度の維持に賛成。著作権保護技術と私的複製の問題は、メーカー側が全て(販売価格に上乘せする事も含めて)の責任を負うべきだと思います。どこの国の人が見ても、なるほど、と思えるような方向で保証金制度について考えて頂きたいです。	個人
補償金の支払義務者を誰にするかは、理屈としては利用者ということになるのであろうが、機器のメーカーにするというのが現実的であると思う。 補償金制度を導入している多くの国がそうしているというし、一番経済的利益を得ているのはメーカーであるのだから。	個人
補償金の流れを見れば、製造業者は、これら補償金の事実上、支払い義務があるのと同じと考えます。 利用者から個別に補償金を徴収する事は、事実上、不可能とも考えられます。	個人(同旨1件)
補償金制度の維持に賛成。 CD等をコピー可能な機器等を販売してきたメーカーが、補償金というかたちで、権利者に対価を還元することは当然の事とおもいます。	個人
そもそもコピーコントロールと私的複製の問題は、メーカー側が自らの責任転嫁し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしているにすぎないと感じる。 消費者からすれば、メーカー販売価格に補償金が転嫁されることなく、不自由を感じずにコピーできることが最善策と考えるのは一般的である。 また、これまで補償金の支払義務者をエンドユーザーとしてきたことについても、そもそも返還制度がうまくいっていない現実を考えれば、機器や媒体等のメーカーが負担する形が現実的な方法であることは一目瞭然である。	個人
製造業者が負担するのが適当だと思います。録音録画機器を製造して商売ができるのも、映像や音楽などのソフトがあってこそであり、そのソフト制作者に対してのリスペクトがないとは「文化立国」の名がすたる！先進国としてあまりにも情けないではないですか。	個人
補償金制度の存続に賛成します。ヨーロッパ諸国と同様にメーカーが支払義務を負うべき。	個人
補償金制度は、実情にあった形にし、存続させるべきと思います。 これほどipodなどの機器類が進歩したにもかかわらず、逆に制度自体は、衰退しつつあるのは、日本の機器メーカーの責任が大きいと思います。 海外の権利者には支払っても、日本国内の権利者には支払えない理由とは、一体何なのでしょう？ 消費者とメーカーとで負担を按分するのが妥当ではないのでしょうか。	個人

補償金制度は維持されるべきです。容易にコピーができる商品売って、責任は消費者の方にすべてあるというのは単なる責任逃れです。現実にはコピーをして楽しむというのが日常となっている以上、メーカーは補償金を負担すべきです。音楽そのものを守る義務があるのではないのでしょうか。	個人
補償制度についてだが、日本以外の諸外国ではメーカー負担となっている中、日本だけ消費者負担となっている構造自体が国際的に見てもおかしいことだと思う。 日本のメーカーが世界的に見ても最大の機器販売を行っているのは歴然である。そもそも利便性の高い機器を販売して利益を得ているのはメーカーであり、利便性を作り出すのに必要な権利処理をユーザー側に転嫁することは理論構成上合理的ではない。特許などと同じで製造コストと考えるのが自然である。 それを踏まえたのか、または輸出の障壁の問題があるのかは不明だが、諸外国ではメーカー負担となっている。にもかかわらず日本だけは消費者負担となっていて、それを変えようとならないのは、政府側も大企業への優遇措置を大前提にしているのか、消費者無視で大企業優遇の昨今の流れを汲んでいるともいえる。 メーカー側はメーカー負担となっても結果的に消費者が払うことになる、と言っているようだが、理論構築になっておらず、メーカーが消費者に押し付けている構図にすぎない。責任逃れをして消費者に押し付けた上で、消費者さんは払いたくないでしょう？ということだと思う。 どこかの新聞でメーカー担当者が「補償金を払わされている消費者」と表現していたが、消費者を負担者にしたのはメーカー側の押しではないか。 補償金制度を廃止するようメーカーは言っているようだが、その状態で、あるいはそうでなくとも、パソコンを含むコピー製造機をどんと販売していけば、時代に逆行して無秩序国家をつくることになるだろう。(もうなりつつあるのは肌を感じている) 最近では子供たちが携帯電話で違法サイトから楽曲などを不法にダウンロードすることが横行している。 子供への教育や影響ということを念頭に置いてパソコンや携帯を製造すればこういう世界にはならなかった、と強く思う。補償金制度の問題にしてもこういった今までにない悪影響への配慮や正当な倫理教育につながるような考察をもった上で、コンテンツはタダではないという所から議論してもらいたい。そして、不祥事を起こしかねないほどエゴな発言を繰り返す大企業メーカーに押されることなく正当な判断を求むものである。	個人
有名無実化した利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的だと思います。 それにより、利用者、あるいは、製造業者に著しい不利益が生じるとも思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべきだと思います。 単純に機器に補償金分を上乗せし、販売するのでは、現行と変わらないので、製造者が負担することが明確になるシステムが必要だとは思いますが。	個人
有名無実化した利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的である。それにより、利用者、あるいは、製造業者に著しい不利益が生じるとも思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべき。	個人(同旨1件)
有名無実化した利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的なのではないかと思えます。 それにより、利用者や製造業者に著しい不利益が生じるとは思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべきと考えます。	個人
たとえパソコンのハードディスクであっても、そこにコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーすることも認めて欲しいのは言うまでもありません。なので、返還制度もままならない今の方式ではなく、機器メーカーに課し、徴収すれば全て解決します。	個人
●利用者が負担しメーカーが協力義務者として補償金管理協会に支払っているが、実質はメーカーが支払っているのと同じである。仮にメーカーが支払義務者となった場合でも、機器もしくは媒体の価格に補償金分を転嫁してくるであろうから、消費者としては何ら変わることに実感しないと思われる。利用者の返還請求権を剥奪するのは問題というが、現行制度では少額のために機能していないわけであるし、機器・媒体により補償金の額や料率を調整することで、メーカー側の負担は必ずしも増大するとはいえないだろう。	個人
●補償金の支払義務者 外国ではメーカーがiPodの分を払っていると聞いた。それなら日本も同じようにしてユーザーじゃなくてメーカーがアーティストを守ってほしい。特に日本のアーティストが恵まれないのは良くない。世界の恥だと思う。	個人
●補償金支払義務者の見直しについて 「諸外国のようにメーカーを支払い義務者にする」のはおおたの賛成です。 どこの会社であろうと、誰であろうとはっきりと確定できる事が必要だと思います。 うやむやですむのであれば、経済的利益が多い事を理由にうやむやにする著作物の提供者、が後をたたないと考えます。(結果として権利者に支払いが行われない。経済的不利益を生じる。など)	個人

(意見要旨) 第30条第2項を原則とした上で、私的録音録画補償金支払の特例を定め(第104条の4)、製造業者等の協力義務を規定したことは(第104条の5)、日本法の優れた“法的叡智”であり、技術的進展を裏づけとする基本的考え方の変化がない限り、現行制度は維持されるべきである。 また、返還制度(第104条の4第2項)は、私的録音録画を行う者が支払義務者であれば当然現行法制度が維持されるべきである。返還制度を実効性のあるものとするかどうかは、法律上の問題ではなく、法の運用上の問題であると考ええる。 なお、対象機器等の範囲については、私的録音録画に使用される可能性を持つハードディスク内蔵型録音機器等、また汎用機器・記録媒体は報酬請求権の対象となり、支払義務者は可能性の程度に応じた支払義務を負わなければならない。 (理由) ① A16平成4年11月26日開会第125回国会衆議院文教委員会における参考人斉藤博教授の意見が、「補償金の支払義務者」を考える場合重要な根拠になる。 参考人斉藤博教授(当時、筑波大学教授、著作権審議会委員)は、著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)について、次の通り意見を述べている。(第125回国会衆議院文教委員会会議録第1号から抜粋) i 「その案(改正法律案)を見させていただきますと、長い年月をかけただけのことはあるというのでございましょうか、デジタル時代にふさわしい、国際的にも新しい規定を見ることもできます。あるいは国際著作権界に誇り得る考えも盛り込まれているように思います。 一つ例を申し上げますと、この法律案の30条の2項、新たに加えられます2項によりますと、「録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」(略)これは他の先進諸国がなそうとしてできなかった規定でございす。大分古い話でございすが、ドイツが1965年法を制定するに際しまして、その前に政府草案が出されました。これによりますと、やはりユーザーが報酬を支払う、こういう規定になっていたのでございす。しかしその後、果たしてそのユーザーが直接任意に支払うだろうか、さらには家庭に法律が介入するのはプライバシーの保護の点でいかがなものか、こういう消極論が出まして、結局のところ製造者または輸入者がその種の報酬を支払う、こういう規定に落ちついたところでございす。 これは、アナログ時代におきましては、確かにこの種の規定、実行するに難しいところかもしれません。しかし、ただいまのようなデジタル時代に入りますと、状況は一変してくるように思います。(略)この種の規定、デジタル化時代には最も先端に行く規定になるのではないかと、このように思います。 当面は第二段階としまして、特例としまして、機器それから記録媒体のメーカーに協力義務を課しまして一括処理する、こういう仕組みにいたしているようでございす。こういう二段構えの非常に現実的な規定を設けましたということは、極めて敬服に値することであろうかと存じます。」 ii 「法律案に出ております特例の方でございすが、これはやはり過渡的な措置と考えることができるような気がします。将来的には、技術的手段を用いまして、30条の2項、これが実効性のあるものになっていくのではないかと、このように思います。(略)将来的には、私の勝手な理想かも知れませんが、30条の2項そのものが生きてくるのではないかと(略)、このように期待しております。」 iii 「先ほどもちょっと触れた点と重なりますが、一つはただいま御指摘のように、案の30条2項にございすような、直接ユーザーが支払うという仕組み、これは世界的にも全く新しい規定でございす。しかし、それにとどめませんで、やはり現段階の技術を考えますと、もう一段階、もう一つ第二段階を設けまして、特例として製造者または輸入業者の協力を得て包括的な徴収をする、一つの法律の中にこういう二つの制度を盛り込んでいっているという点は、これもまた非常にユニークなことであろうかと思ひます。 それから、その第二段階における協力義務、メーカー等、製造者等の協力義務でございすが、固有の義務としないで協力義務とした点、これもやはり特殊な規定の仕方であろうかと存じます。」 ② 上に見るように、著作権審議会委員で、且つ第10小委員会主査として改正法案を纏めた斉藤博教授の意見は現行制度の基本的性格を衝いたものであり、この基本的性格は当面維持されるべきであると考ええる。 ③ すなわち、現行制度は一つの法律の中に二つの制度を盛り込んだものである。一つは第30条2項の直接録音又は録画する者が補償金を支払うという規定であり、他の一つは、特例として特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者に協力義務を課して、一括処理を行い補償金を徴収するという仕組みである。 特例としてのメーカーあるいは輸入業者の協力義務は過渡的なものであり、技術の進展によって、「将来的には、技術的手段を用いて、30条2項が実効性のあるものになっていく。30条2項そのものが生きてくる。」(上記斉藤教授意見)と考えるのが法制度の発展の上で合理的である。 ④ 法制度の基本的性格と基本的構造は、上記の通り法制度創設時における考え方が維持されてよいと思うが、その運用については、それとは別に以下のとおり考えるべきである。 i 報酬請求権制度は権利者と利用者の利益調整の性格をもつが、この場合、「利用者」にはユーザーと製造者の両者が含まれると考える。録音又は録画を行う者を狭義の利用者とすれば、録音又は録画の用に供される機器、記録媒体を製造する者等も広義の利用者である。著作物・実演等がなければ、機器・記録媒体は商品価値を持ち得ず、また、機器・記録媒体が存在しなければ著作物・実演等の市場的広がりはなく、報酬請求権制度は権利者と狭義の利用者の利益調整機能を持つと共に、権利者と広義の利用者の利益調整機能を持つ。実質的には製造者と権利者の利益調整の機能を持つと考える。 このことからすると、理論的には、ユーザーが支払義務を負うと共に製造者も広義の利用者として支払義務を負うということも成立 ii 製造業者は、「著作物を成程直接的には利用しないで、単に装置のみを提供するにすぎない。しかし、経済的には、彼は著作権財の受益者でもある」(斉藤博「著作権法第53条5項に対する憲法異議と連邦憲法裁判所の判断」(コピライトo. 169/3ページ)ことを考えると、製造業者が「協力義務者」の立場に安座して、法制度の運用を第三者的視点で論じるのは誤りである。製造業者は「第三者」ではなく「当事者」である、名目上は協力義務者であるが、実質的には支払義務者である。製造業者は著作物等の享受者、受益者であり、利用者である。 製造業者が実質的には支払義務者であるという考え方に立てば、「返還制度」の運用にも影響を与えようとする。 「私的録音録画小委員会中間整理(案)」では製造業者等の「協力義務とは何か」についての議論が不足しており、基本的認識が欠落しているように見受けられる。	個人
製造業者を支払い義務者とするべき。	個人

【P.136】 中間整理では「返還制度は、以上のとおり補償金支払義務者を利用者としていたこととの関係で設けられたものであり、返還制度の問題を解消するとすれば、補償金の支払義務者を誰にするかということに直結する問題として、制度設計を行う必要がある」としているが、これは支払義務者をメーカーにすることで返還制度を廃止するための布石として書かれた文章である。 しかしながらこれは「返還制度の問題を解消する」ものではないばかりか、実質的な負担者であるユーザーの財産を奪って何の手当てもしないというのに等しい。現行補償金制度において合理的に設計された唯一のものがユーザーを支払い義務者とした（メーカーは協力義務者とした）アイデアであり、これこそ維持されるべき（世界に向けて誇るべき）ものと言える。 そして、その論理的帰結として返還制度が設定されているわけであるが、これの実効性が現状として望めないことについて手当てをする必要がある。ここで返還制度を無くせば済むと考えることは下策中の下策であって、むしろ簡単なアイデアで返還制度は実効性を取り戻せるのである。 すなわち返還制度にかかる費用をすべて補償金管理協会に負わせるということである。そのことによって、補償金は無駄な徴収方法を採らなくなるというメリットも期待できる（返還が多く発生すれば、そのまま管理協会のマイナスとなるため）。返還請求手続の整備も（今より）行なわれることとなろう。 そもそもメディアシフト・ブレイスシフト・タイムシフトに補償金を課すべきでなかったことを考えれば、こうした用途に主として使われる機器・記録媒体については返還制度の対象とされるべきであって、従来の課金方法では過重な負担をユーザーに強いていたと言わざるを得ない。そうした問題を解消するのが返還制度であり、その実効性を確保することが必須である。 なお（ユーザーが費用を負担しなくても済む）返還制度が用意されていないながらユーザー自身が返還請求をしなかったのであれば、それは意図して補償金を支払ったものとみなせるだろう。本来は支払わなくても良いが、ユーザーの選択として支払ったままにしておくことも出来るというメリットが、返還制度には存在する。納得済みの支払いが期待できるというものである。 【P.137】 メーカーを支払義務者とした際、中間整理では「利用者は補償金支払済みの機器等、すなわち私的録音録画を適法にできる権利付きの機器等を購入したことになり、仮に購入者が私的録音録画を行わなかったとしてもその権利を行使しなかっただけであり、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等を補償金の対象からはずすこと、補償金の額で調整することなどの工夫をすれば、必ずしも不公平にはならないと考えられる」としているが、これは噴飯ものの内容である。 なぜならば、これまで文化庁はユーザーに「私的録音録画を適法にできる権利」などというものを認めてこなかったからだ。ブレイスシフトやタイムシフト用途の私的録音・録画に対し執拗に補償金課金を進めてきたこと然り、技術的保護手段の回避を伴う私的複製についても例えそれが自ら購入したコンテンツであっても認めなかったこと然り。このような、ユーザーの財産権を侵害するような規定を設けようとした時にのみ「ユーザーの私的録音録画権」なるものを観念するのは卑怯以外の何物でもない。 さらに言えば、この論法で行くなら最初に購入したCDやDVDの時点で「私的録音録画を適法にできる権利」を得ていると考えるのが妥当であり、そもそもブレイスシフトに私的録音録画補償金を課すこと自体が矛盾である（なお販売パッケージに私的録音録画分の対価が含まれていないと文化庁がまとめている根拠は「私的録音・録画しない購入者であってもその対価を負担していることになる」というものである。しかし上記の「仮に購入者が私的録音録画を行わなかったとしてもその権利を行使しなかっただけであり、……必ずしも不公平にはならないと考えられる」と言ってしまうのではないか）。 結論ありきでまとめられた中間整理において、この部分は特に論理的整合性に欠ける。そうまでして権利者団体に都合の良い補償金制度を創設したいのかと呆れる次第である。最低でも論理的整合性ぐらいいはきちんと踏まえて報告書をまとめるべきであろう。 まずはユーザーが私的複製をする“権利”をきちんと確立することだ。米国著作権法における「フェアユース」に類似した規定を設けるべきである。上記のような論拠を（たとえ形だけでも）用いるのであれば、最低限それくらいはやらないと嘲笑の対象にしかない。 なお、このページの内容が、ユーザーに支払いを強要する（メーカーを支払義務者とする）根拠とは全くなり得ないことは言うまでもない。	個人
○137ページ、エ 「すなわち私的録音録画を適法にできる権利付きの機器等を購入したことになり」 ●基本的な疑問だが、私的録音録画は補償金を支払わなければ適法ではない（違法である）のか。そうである場合、それは一般に認識されているのだろうか。	個人
○支払義務者を製造業者等とすることで返還制度が必要ないとする考えに対する疑問 本来返還制度は、過剰に徴収した私的録音録画補償金分を利用者に返還するための制度であり、支払い義務者が誰であっても過剰徴収した分の返還義務が免除される訳ではありません。また、私的録音録画の頻度が低い機器等の補償金を調整するとありますが、これは私的録音録画した利用者の補償金を私的録音録画しなかった利用者が負担することになり、不公平性は逆に増します。返還制度が機能していない問題は、支払い義務者を変更するという方法で解決するのではなく、返還制度が機能するように改善する方法を採るべきです。	個人（同旨1件）
・録音録画機器・媒体を製造・販売するメーカーは私的録音録画によって利益を得ているのだから、メーカーも補償金を負担すべきである。	個人
・補償金の返還制度については、利用しやすさも含め体制の確立を求める。 事業者のみならず一般消費者にも返還を求める権利があり、たとえ小額であっても権利を剥奪することは認められない。また制度があっても利用手続きが煩雑では特に一般消費者にとって負担となる。	個人
2)「126～142頁 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 （意見）現在主流であるハードディスクレコーダーやI-PODなどは、録音や録画をすることを前提とした商品である。ですので補償金の対象するのは当然だと思います。	個人

②補償金の支払義務者 日本のメーカーはいい加減にタダ乗りをやめろべきだ。コンテンツを尊重し、世界中の権利者に対して、もっと敬意を払うべきだ。そもそも補償金問題はJEITAが、一部でしか機能し得ない、自分達に都合の良い保護技術しか存在しないのに「DRMで解決できる」などと世間を欺くから、議論が不毛に長引いている。商品を売りたいがために“タダ使用”の拡大に繋がることを言うから、軋轢が生じるのである。その傍らで、無節操に大量コピーできる機器等を次々に消費者に購入させて、着々と利益をあげ続けている。ゴネればゴネるほどメーカーは利益を得て、権利者だけが痛むのである。バランスをよく考えて、権利者・消費者・メーカーの3者で共存共栄すれば良いではないか。視聴覚のための一つの手段を提供する立場にあるべきはずのメーカーは、節操無くコピー機能を搭載した商品を大量に投入し続けて「複製の総体」を増やすようなことを止めてはどうか。儲けるだけ儲けておいて「権利者には補償の必要はない」などと言うことを止めてはどうか。「補償の必要はない」と言うなら、全く録音録画できない機器等をもっと沢山造って、その製品で世界市場で戦ってみるべきである。或いはJEITAやJRIAで使い捨て用のコンテンツを沢山創って、それだけを無差別に大量できる製品を投入して世界市場で戦ってみるべきである。不毛な議論のために何年も国民の税金を無駄に使わせ、権利者の得ばかりし利益をも強奪して、自らの収益拡大だけを果たしていることが良いのか。JEITAやJRIAだけで各メーカーの経営陣も、本当にそんな理不尽なことを考えているのか？メーカーには、世界に恥じない行動と責任を、より積極的に果たしてもらいたい。	個人
あれこれ議論があるようですが、現実として私的録音録画はどんどん行われているわけです。CDを買わなくても事足りることが増えていて、私も明らかに以前よりCDを買っていません。家の車のカーナビにも、CDを入れるだけで自動的に録音し、タイトルや曲名が表示され、以後簡単に聞きたい曲を選曲できる機能などが付いていますが、利便性を享受しながらも、「こんな簡単に音楽を録音再生できる機能が世間に広まって、レコード会社とかは大丈夫なのか？」といった考えがよぎることもしばしばあります。機器を製造しているメーカーやそれを利用する個人等が、音楽や映像を作った側に対して相応の義務を負うべきであることは、それほど難しい話じゃないと思います。メーカーは、他人が作った音楽や映像を便利に使える機器を作って（ある意味映像や音楽を利用して）利益を得ているのですし、機器を使う個人も、好きなものをより自由に楽しめるのですから。	個人
いろいろな説明を読んで、補償金支払い義務者が消費者にあるのはおかしいと思いました。「制度がなくなれば、もっと安くユーザーの元に録画機器や製品を届けられる！」「製品が安く提供できれば、AV機器市場の活性化につながり、流通経済が潤う！」とオーディオ、AV機器メーカー側は言っているようですが、信用できません。私たちに安くするための理由にしていますが、もともと自分たちが払いたくないからとしか思えません。芸術に対する意識のレベルも低い国だと思います。補償金制度の維持には賛成です。ただし制度の見直しをしてください。	個人
ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。ソフトウェア（コンテンツ）なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア（コンテンツ）存続のために寄与すべきだと思います。	個人
メーカーであるべきです。実際、利用者は権利者に直接支払うことはできません。メーカーは容易にコピーできる機器、メディアを製造、販売しているわけですから、メーカーの責任のもと支払われるべきです。（実際には料金に上乗せされ、利用者が負担するわけですが。）	個人
メーカーは商品を開発し、売ることによって利益を得ますが、その商品が音楽をコピーすることに使用される機器であり、さらに売れているのであれば、それは音楽を作った人たちの力を借りて利益を得ているようなものです。補償金の支払い義務は、他の国と同様、機器のメーカーに課すべきだと思います。そもそも補償金の支払者が消費者であること自体が、メーカーが自身の利益確保のことしか考えていないと思わざるを得ません。	個人
ユーザーがパソコンやiPodを購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているアップルは利益を得ている。ユーザーのニーズに応じて、メーカーは録音可能な容量を拡大しているわけで、機器メーカーとして補償金を支払わず、ユーザーの責任とするのはいかなものかと思う。補償金をユーザーに支払わせる構造は、今の社会には馴染まない。補償金問題をユーザーに責任転嫁している機器メーカーの体質を疑う。	個人
ユーザーは大きな金額でなければ権利料などを負担してもよいと思います。芸術や音楽が楽しめるのであれば払うのは当然の義務と考えます。	個人
よく内容の分らない利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的だと思います。それにより、利用者あるいは製造業者に著しい不利益が生じるとも思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべきです。	個人
一人あたりに手続きすることにより、手間がかかってしまい、私的な範囲での音楽を楽しむ事が制限されてしまう。私的なコピーをする事を範疇に入れた商品であるものであるのなら、その利用金を企業が支払う事は当然な義務であるといえる。	個人
技術の発展は望ましいことだが、コンテンツのコピーの促進は、創作者の意欲をそぐ。私自身は自分が楽しむための複製は行いが、やはり常識の範囲を超えた複製行為をみると、今の機器のあり方には疑問を感じる。しかしそのようなユーザーと同様の負担を自分がするのは、不公平感を感じる。この状況を助長しているメーカー側が負担をするのであれば、不公平さは感じないのだが…。	個人

権利者への補償は必要。それも消費者だけでなくメーカーも負担するべきです。 以前はCDをMDに1回コピーして、自宅のステレオやMDウォークマンやカーステレオで聞いていましたが、今はCDをPCのHDIにコピーしてから、さらにNET-MD(コンボ用)とCD/RW(カーオーディオ用)とmicro-SD(携帯電話用)にもコピーしてます。機器ごとにメディアやファイル形式が違うからです。 これだけコピーしてもCDデッキからMDデッキに実時間かけてダビングするより何倍も速いのですが、マウス操作だけの単調な作業で、ときどき馬鹿馬鹿しいと感じることもあります。 結局、メーカーは消費者に「簡単に大量のコピーができる」を売り文句にしなが、何回ものむなしいコピー作業が必要な機器と生活を押し付けているのではないのでしょうか。それでいて補償金の役割は終えたと言うのはおかしいと思います。 私は子供の頃、機器の操作を覚える前から音楽に接して楽しんでました。私は機器よりも音楽そのものの方が好きです。機器メーカーも音楽そのものをもっとリスペクトするべきだと思います。 DRMとかいっても、パッケージの私的録音録画には関係ありません。権利者の人達への補償はこれまでに必要な状況だし、補償金制度の役割は終えたどころか一層重くなっていると思います。そしてメーカーの都合でコピーの回数が増えているのだから、補償金は全部を消費者に転化せず相当部分をメーカー自身が負担するべきでしょう。	個人
現在、私的録音録画補償金の支払義務者はユーザーであるにもかかわらず、メーカーは権利者のための補償金徴収を強いられる形になっている。この様な位置づけからメーカーは、本来の業務に関係のない大変面倒な役割を押しつけられているという被害者意識を持つようになっていないだろうか？機器・記録媒体の販売店で商品の代金とは別にユーザーから補償金を預かる形態になっていないので、メーカー自身が補償金を負担している部分があるとさえ考えているのではないだろうか？メーカーをこのまま第3者的な位置に置くことは好ましくない。補償金を支払う責任のある当事者として法的に位置づける抜本的な見直しを行うべきであると考え。	個人
個人負担はしたくない。メーカー側が負担すべきである。制度は必要である。	個人
今後補償金の支払者は、諸外国にならい、わかりやすくデジタル機器および記録媒体を製造し、儲けを出すメーカー等の製造者が良いと思う。 そうすることで利用者が負担を感じず、この制度に対する抵抗を減らし、権利者保護・著作権保護の意識も生まれ民度向上に良いと思う。 私的録音録画制度は民度および文化向上のため存続させるべきだと考える。	個人
私的複製が犯罪なら、ハードメーカーは悪質な「教唆補助者」だ。華やかな公告で消費者をあおり、消費者を「私的複製罪」に陥れる。大方の消費者に悪意はないから、むしろ直接犯はメーカーというべきだ。 メーカーが補償金を払えば、すべてうまくいくではないか。	個人
私的録音・録画補償金制度は、私的に録音・録画する消費者の利益と、著作家が本来有している著作家の利益を衝突させる原因を作ったのは、録音・録画機器とメディアを販売して多大な利益を得ているメーカーであるから、メーカーはその利益の中からわずかな補償金を著作家に支払い、利益のごく一部を還元しろというものである。日本だけ補償金の支払義務者を消費者にしているから問題が複雑化してわかりにくい。消費者の私的録音・録画する利益、著作家が当然受けるべき創作者としての利益を同時に確保すべきであるから、支払義務者を諸外国と同様メーカーとし、私的録音・録画補償金制度は維持すべきである。	個人
私的録音・録画補償金制度は、私的に録音・録画する消費者の利益と、著作家が本来有している著作家の利益を衝突させる原因を作ったのは、録音・録画機器とメディアを販売して多大な利益を得ているメーカーであるから、メーカーはその利益の中からわずかな補償金を著作家に支払い、利益のごく一部を還元しろというものである。 日本だけ補償金の支払義務者を消費者にしているから問題が複雑化してわかりにくい。 消費者の私的録音・録画する利益、著作家が当然受けるべき創作者としての利益を同時に確保すべきであるから、支払義務者を諸外国と同様メーカーとし、私的録音・録画補償金制度は維持すべきである。	個人
消費者が知らず知らずのうちに支払っている補償金では、今後、制度自体に理解がえられないかもしれません。かといって補償金制度の廃止というのは乱暴な話なので、メーカーが支払義務者となるようなもう一方の道を、きちんと議論していただきたいです。	個人
製造業者が支払義務者です。 これは原価ではないのですか？ 物を製造する材料に等しいと思っています。	個人
製造業者を支払義務者とすべきです。 製造業者は、自分たちの機械がいかに便利に録音や録画ができるかということ売り文句にして消費者の購買意欲をあおり、実際に販売していますが、そもそも録音・録画される音楽や映像がなければ消費者は機械を買わないわけで、そういった音楽や映像などに対して何の対価も払わずに製造業者だけが利益を上げ続けるのは著しくバランスを欠いていると思います。 また、補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者と聞いています。売っているものはどの国も同じ機械で、また、同じ理由で導入されているはずの制度なのに、日本だけ支払義務者が製造業者でないこともおかしいと思います。	個人(同旨6件)

製造業者等を支払義務者とするのが妥当だと思います。理由は、私的複製を可能化する録音録画機器・媒体を製造販売することによって製造業者等は利益を上げていることが第一にあります。また、補償金の徴収の効率性・現実性から判断しても製造業者とすることに妥当性があると思います。	個人
製造業者等を支払義務者とするべきである。 私的録音録画で最も利益を得ている者は誰か、それは製造業者に他ならない。 消費者・利用者は製造業者が世に送り出す新商品に翻弄されている。長年使用している機器が故障した場合、旧機種のため部品がないという理由で修理ができなく新製品を買わされることになる。パソコンや携帯電話をかえるたびに本来の使用目的を超えた種々の機能が付加されているが、ほとんど使用しないままである、まるで抱合せ販売の感がある、余分な機能はいらないから単価を下げてもらいたい。	個人
製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。 結局は我々が払っていることなのでしょうが、支払義務者となるのは製造業ではないでしょうか。	個人
創作者への還元として補償金制度は必要。DRMがあるから補償金は不要という理屈はおかしい。最終的には価格に転嫁されるのかも知れないがメーカーに負担してもらいたい。メーカーの中で我が社は補償金の必要性を認めるというところはないのでしょうか。そちらを買いたいと思う。	個人
複製機能の高性能化でユーザーを散々誘引しておきながら、いざその機器を使ってユーザーが複製行為をしたら「それはメーカーのあずかり知らぬこと」では通らないでしょう。コピーの氾濫によって経済的利益を得ているのは、明らかにユーザーではなく「メーカー」です。補償金の支払義務は「メーカー」に帰すべきです。	個人
保証金の支払い義務者をメーカーにすることに賛成です。それにより、メーカーは、いまより音楽家とメーカーが共存する方法を模索し、両者にとってよりよい技術が生み出されると思います。支払い義務者がエンドユーザーであるために、メーカーは当事者意識がなく、板ばさみの被害者であるかの行動が目立ち不愉快に感じることがあります。メーカーがそのような態度であるかぎり、補償金制度ではない方法で音楽家を守る社会にはならないと思います。支払い義務者をメーカーにすることにより、音楽家、エンドユーザーそしてメーカにとってもよりよい技術を創りだしよりよい社会を目指すべきだと思います。	個人
保証金はメーカーが負担すべきだと思います。音楽を利用して収益を得ているメーカーは、もっと直接的に権利者へ還元すべきだと思います。権利者に敬意を払うことでメーカーの社会的好感度も上ると思います。	個人
○補償金の扱い 現状では補償金返還の際の証明が返還額に対して煩雑であり、先に補償金を支払わざるを得ないのは善良な国民に対して酷である。もっと簡便な方法を模索するべき。 そもそもCD DVDは私的複製以外に使うことも多いのに補償金払って居るにもかかわらず、国民に補償金の存在を知らない人が非常に多いのも大きな問題、対象に記述義務をつけるなどの工夫が必要。 その上で補償金の使われ方にも透明性を持たせるべき。払ったお金の流れが掴めないのは不信任感を招くだけ。	個人
補償金の支払い義務者を機器などの製造者に変更する必要があると考えます。 媒体に課金する現状の方法では、私的複製を行わない方へも負担を強いることになり、返還のルールを整備しない限り、不公平が生じると考えます。	個人
補償金の支払義務者が何故利用者なのでしょう？外国ではメーカーが対象となっていると聞いています。そもそもメーカーはユーザーがその様な利用を行うことを想定、助長するような文句を売りにして販売しているのだから製造責任としてメーカーが支払いをすればいいと思います。ユーザーはメーカーが提供している機能以上のことは出来ないし、売りになっているようにしか使いません。	個人
補償金は、対象機器を売っている企業が、著作物を利用して利益を得ているのだから、メーカーが負担するべきだと思います。	個人
補償金制度は必要。録音録画を目的としている以上、消費者が一定の金額的負担をするのは当然と考えます。	個人
●139ページ「5 私的録音録画補償金管理協会(2)見直しの要点」の項目 上記に対して意見があります。 使用目的に関わらず補償金が販売価格に上乗せされて徴収されている現状に違和感を覚えます。 私的録音録画に使用しない場合、補償金を容易な手続きで返金できる制度とシステムを構築して下さい。 その際、手続きが煩雑であったり、手数料が返金額を上回ったりすることのないよう工夫して下さい。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

4 補償金額の決定方法

意見	個人／団体
補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきである。 また現行制度では、補償金額の決定において、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式を採っているが、昨今のオープン価格の導入や、発売後の価格の下落が著しいことから、商品の価格が下がれば補償する金額が下がるという矛盾を持っており、現行の「定率制」ではなく「定額制」に改めるべきであると考ええる。また現行の決定方法においては、権利者とメーカーが交渉を行って決定する形をとるが、交渉が難航する結果、いつまでも結論が得られないなどのこともあり、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきである。 また、パソコンやパソコン用のCD-R/RWなど多目的な汎用的機器、媒体については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましい。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきです。 また現行制度で採用されている、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式(定率制)をやめて、一定の金額を課金する方式(定額制)に変更するべきです。 また補償金額を決める際は、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。 また、パソコンやパソコン用のCD-R/RWなど多目的な汎用的機器、媒体については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましいと思います。	演奏家権利処理合同機構Music People's Nest
補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきです。 また現行制度で採用されている、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式(定率制)をやめて、一定の金額を課金する方式(定額制)に変更するべきです。 また補償金額を決める際は、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。 また、パソコンやパソコン用のCD-R/RWなど多目的な汎用的機器、媒体については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましいと思います。	演奏家団体 パブリックインサード会
補償金の額に関しては、中間整理p.134で提案されている「評価機関」を補償金の額の決定にも関与させることを要望する。 また、補償金の額の決定にも迅速性が求められることから、対象機器・記録媒体の決定方法と同様、一連のプロセスに期限を設定することによって、補償金制度の実効性を確保するよう立法による対応を強く要望する。 なお、「著作権保護技術の影響度を補償金に反映できるようにすべきであることに異論はなかった」「プレイスシフト、タイムシフトなどの要素は補償金額の決定にあたって反映させるべきである」とすることについておおむね異論はなかった」との記述があるが、その前提となるそれぞれの用語の定義についての十分な検討が行われておらず、現時点で減額ありきのように記述されるのは問題があると考え(中間整理p.111)。	社団法人日本音楽著作権協会
補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきである。また現行制度では、補償金額の決定において、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式を採っているが、昨今のオープン価格の導入や、発売後の価格の下落が著しいことから、商品の価格が下がれば補償する金額が下がるという矛盾を持っており、現行の「定率制」ではなく「定額制」に改めるべきであると考ええる。また現行の決定方法においては、権利者とメーカーが交渉を行って決定する形をとるが、交渉が難航する結果、いつまでも結論が得られないなどのこともあり、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、いつまでも結論が得られないような可能性を排除すべきである。	社団法人音楽制作者連盟
(4)補償金額は、記録媒体および一体型機器については録音録画可能容量に応じた補償金とする等、当該機器の価格に影響されない金額とすべきである。また、権利者と機器等の製造事業者間で補償金の額について協議が整わなかった場合には、前記の「公的な評価機関」が妥当な補償金の額を決定すべきであり、両者間で合意がない限り評価機関で審理しない、という取り扱いにならないようにすべきである。	社団法人日本レコード協会
○補償金の対象機器の範囲を見直すのであれば、金額の決定手続きもあわせて見直す必要がある 「中間整理」中では「現行制度における補償金の決定続きに大きな問題点はないと思われる」とあるが、その前項までにあるような対象機器の範囲の見直しが行われるのであれば、当然補償金額の決定手続きについても見直す必要がある。 特に(現在ではまだ対象機器に含まれるかの合意形成に至っていないとされている)PCなどの録音・録画を主たる目的とするわけではなくが録音・録画機能も有する製品を補償金の対象に含む場合、録音・録画を主たる目的とする機器と一律に補償金を課すことは不公平である。 PC等の多機能製品は文書作成をはじめ録音・録画以外の多目的に使用できる故に単一目的にしか使えない製品よりも価格設定が高くなっており、現行の価格に対し一定割合の補償金を課す制度では録音・録画を主目的とする機器に対し高額の保証金を課せられることとなる。これは録音・録画以外の機能に対してまで補償金を課しているのと同義であり、補償金額の決定手続きとしては著しく不適切である。 よって、補償金の対象となる機器の範囲を見直す場合には、その機器が録音・録画を主目的とするのか、録音・録画は多機能のうちの一つにすぎないのかなど、場合に応じて補償金額の算定方法についても変化するよう制度を見直さなければいけないと思われる。	個人

保証金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の保証金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。 私的なコピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそ望まれる。	個人
補償金制度を実態に合ったものにして存続させるべき。 一人あたりにすれば僅かな金額を、機器や媒体に支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持して欲しいです。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしいと思います。 私的コピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそが望まれると思います。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

5 私的録音録画補償金管理協会

意見	個人／団体名
録音と録画をひとつの管理協会で管理することが妥当であると考えます。 音楽と映像に関わる機器が汎用性を帯びてきている昨今、録音専用機器、録画専用機器にカテゴライズできない製品も増えてきていることから、録音と録画を分離して管理することの合理性は失われつつある。	社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)
音楽と映像に関わる機器が汎用性を帯びてきている昨今、録音専用機器、録画専用機器にカテゴライズできない製品も増えてきていることから、録音と録画を分離して管理することの合理性は失われつつあると考える。よって、録音と録画をひとつの管理協会で管理することが妥当であると考えます。	社団法人音楽制作者連盟
録音と録画をひとつの管理協会で管理することが妥当であると考えます。	演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest
録音と録画をひとつの管理協会で管理することが妥当であると考えます。	演奏家団体 パブリックイ ンサード会
ひとつにすることで異論はありません。	個人
・139ページ「私的録音録画補償金管理協会」について 補償金管理協会を統一することに賛成します。 ここで、補償金制度を透明性が高く、支払い義務者の納得性の高いものにするために、補償金制度により補償金を受け取る著作権管理者団体は、管理団体および著作権者に対する補償金の配分比率とその決定方法について開示する義務を課すべきと提案します。 実際の利用にそぐわず、団体や業界内での利権に基づいて、補償金が分配されているのではないかとこの噂や憶測が後を絶たないため、補償金に反対している者がいるとみられる。 透明性を増すことで、補償金制度に対する納得性が高まると考える。	個人
録音録画それぞれの団体で運営する明確な必要性がなければ、運営効率から考えて、一本化することが望ましい。	個人(同旨1件)
録音録画の管理協会は一本化することが望ましい、その中で録音部門、録画部門には分ければ効率的だと考えます。	個人
録音録画それぞれの団体で運営する明確な理由がなければ、運営効率から考えて、一本化することが望ましいと思います。	個人
○返還制度の問題 現在の返還制度は、返還に関わる請求や立証を利用者側に要求することで、返還される補償金額よりも過大な費用/労力が発生することは自明です。本来支払う必要のない補償金の返還に対して返還される側に費用が必要とされることは重大な問題です。管理協会に対して、この費用/労力をなるべく減少ないし必要しないようにする努力義務があると思います。	個人(同旨1件)
○再書き込み可能な媒体への返還請求の困難さ 現状の返還制度では、再書き込み可能な媒体の返還請求をしようとする場合、将来に渡って私的録音しないことを証明しなくてはなりません。しかし、この証明は事実上不可能であり、つまり再書き込み可能な媒体は私的録音に使用しなくても返還を受けることができません。この制限を緩和し、例えば利用者が私的録音しないことを確約することで返金する方法を取るべきだと思います。本来補償金制度は経済的不利益を解消するために設立されたもので、私的録音しない媒体から徴収してはならないにも関わらず、可能性があるという理由で過剰に徴収している一方、利用者の返還には完全性を要求するのはバランスが取れているとは言えず、問題だと考えます。返還とは本来権利者へ支払う必要がないにもかかわらず負担を強いられた経済的不利益の補償であると考え、利用者の補償をないがしろにしつつ権利者側の補償のみを優遇するという考えは受け入れられるものではありません。	個人(同旨1件)
啓蒙事業は多すぎることで弊害がないと思いますので、それぞれの団体が独自に行いたい事業を考えることは、悪いことではないと思います。	個人
中間整理でも触れられているが、今後、機器・記録媒体は録音と録画の機能を合わせ持つ機種が一般的となるであろう。同様な目的を持った補償金管理協会が別々である必要はなく、経済的運営効率からしても一本化が望ましい。	個人
分かりません。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

6 共通目的事業のあり方

意見	個人／団体
現状の比率、目的で維持することが妥当と考える。 共通目的事業は、全ての権利者が特定できないことから「間接的な分配」としての意味合いを持っている。その点から見れば、必ずしも権利者のみを対象として使われていないとの批判もあるが、権利者の辺縁にいる新人クリエイターに対する助成など、広義に権利者全体の利益に使われることは、この制度の社会的な意義に照らせば趣旨に合致していると思われる。 また事業の透明性をより確保する意味から、事業内容の公開などを義務付けるなどの措置は必要である。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
現状の比率、目的で維持することが妥当と考えます。	演奏家権利処理合同機構Music People's Nest
現状の比率、目的で維持することが妥当と考えます。	演奏家団体 パブリックインサード会
共通目的事業は、全ての権利者が特定できないことから「間接的な分配」としての意味合いを持っている。その点から見れば、必ずしも権利者のみを対象として使われていないとの批判もあるが、権利者の辺縁にいる新人クリエイターに対する助成など、広義に権利者全体の利益に使われることは、この制度の社会的な意義に照らせば趣旨に合致していると考えられ、現状の比率、目的で維持することが妥当と考える。また事業の透明性をより確保する意味から、事業内容の公開などを義務付けるなどの措置は必要であると考えます。	社団法人音楽制作者連盟
現在、私たち権利者に対する補償金は個々の権利者にも見合った形で一定の額が分配されています。その他に共通目的助成事業として使われ、その助成金を私たち日本音楽家ユニオンでは、毎年プロの音楽家による演奏を僻地の子どもたちに生音楽を届けるなど有効に使われています。 この補償金制度を今まで以上に広く世の中に広報し、消費者、メーカーそして私たち権利者それぞれの制度存続の理解を得て、健全な著作権思想が発展することを望みます。	日本音楽家ユニオン
現在、私たち権利者に対する補償金は個々の権利者にも見合った形で一定の額が分配されています。また共通目的助成事業という形で私たち日本音楽家ユニオンでは生音楽の振興として僻地の子どもたちに音楽を聴かせるなど有効に使われています。 この補償金制度については今まで以上に広く世の中に広報することによって消費者、メーカーそして私たち権利者にとっても有意義なことであると考えます。	日本音楽家ユニオン 関東地方本部
共通目的事業は今後も継続すべきである。 私的録音録画は、個人的又は家庭内で行われるという性質上、私的録音録画補償金を100%正確に分配することは困難である。従って、共通目的事業の必要性は現在においても失われておらず、すべての権利者に対し間接的に分配するという措置は引き続き有用であると考えます。	社団法人日本音楽著作権協会
法案自体にもいくらか疑問があります。 95ページ(3)「共通目的事業」の欄ですが、そこに書かれていることを読む限りでは原作者に収入が入らないように取れます。もしこれが私の考え通りなら、お金はどこに行くのでしょうか？ 原作者の手元に入らないお金に本当の意味があるのでしょうか？ 個人的な考えでは、原作者の収入が安定するような事を議論するんべきではないかと思うのです。 たとえば、「book off」に代表される中古本売り店ですが、そこで買った中古本の収入は一切原作者に入りません。 小説や音符などは住み分けができてますしまだまだ影響が小さいでしょう。 しかし、マンガなどのコミック本は致命的です。 マンガの市場の中に、中古本売り場は完全に同化し、な勢力を伸ばしているのです。 これをほっておいていいのでしょうか？ この事実によって有能なクリエイターがいくら埋没したかもしれません。 即刻、古本売り場になんらかの制約を設けるべきです。あるいは原作者に収入の入るシステムを組むか。 話がそれ気味なので戻しますが、要するに私の言いたいことは「用途のあやふやな場所に金を入れるより原作者にわたしてやれ!」ということです。 どうか、お願いします。 日本のサブカルチャーの十年二十年先を考えるのなら、今回の法案は再検討してください。 そしてどうか原作者への最大の優遇を。今回の規制は一見原作者を保護しているようですが既存の、またはまだ見ぬ才能を潰すことになりかねないのです。 ただただ懇願する次第であります。 どうか、再考を。	個人
P141記載の、「共通目的事業の割合について、正確な分配ができないこと等の理由からこの割合を引き上げるべきであるとの意見」に賛成です。 但し、その用途については、用途について補償金を受け取った団体、イベントを公開し、透明性を確保することが絶対条件です。	個人
協会の事業の透明性を確保するために、共通目的事業に配分された金額と個々の活動内容とその使用金額の明細を公開することを義務化して下さい。 その際の公開方法はインターネットなどの電子的方法も使用し、広く一般の人々が閲覧・参照・引用できるように義務付けて下さい。	個人
著作権及び著作権隣接権の保護、著作物の創作振興及び普及等のために、有効に利用できるよう貴重な制度なので、ぜひ、継続してほしい。	個人(同旨3件)
著作権及び著作権隣接権の保護、著作物の創作振興及び普及等のために、有効に利用できるよう貴重な制度。共通目的というフィールドの中で、世のため人のために貢献すべきです。より豊かな著作権思想を育み、より優れた知的文化立国を目指すべく努力をする必要があると考えます。	個人

「2－5. 補償金制度のあり方について(仮に補償の必要性があるとした場合)(第5節関係)」 「(5)その他の点の見直し」については、「権利者全体の利益のための共通目的事業」などという前提が誤りであり、「補償を受けるに相応しい権利者のため」と改めるべきではないでしょうか？ 多様な価値観を考慮せず、無理矢理、「全体」などという曖昧な存在へと総括し、支払う意義を見出せせず、興味も抱けない作品を輩出された、高名なかつ高収入な著作権者にまで、零細な個人から無原則に搾り取った「補償」を分配していることには、激しい怒りを禁じえません。	個人
○140ページ、6 共通目的事業のあり方 ●私的録音録画をおこなっていないにもかかわらず、記録メディア等を購入することによって補償金を支払っている人も少なからずいると考えられるので、「権利者のみならず、広く社会全体が利益を受けるような事業への支出」はむしろ、何割かをそのように使うと定めるべきではないのか。たとえば共通目的事業が全体の2割であるならば、同じく全体の1割をそのように使う、など。	個人
●140ページ「6 共通目的事業のあり方(2)見直しの要点」の項目 上記に対して意見があります。 協会の事業の透明性を確保するために、共通目的事業に配分された金額と個々の活動内容とその使用金額の明細を公開することを義務化して下さい。 その際の公開方法はインターネットなどの電子的方法も使用し、広く一般の人々が閲覧・参照・引用できるように義務付けて下さい。	個人
・振興普及事業についての要請 全国民が潜在的に何らかの権利者である以上、全ての権利者、つまりは全国民の利益となる事業を要求する。 特に権利者団体やその所属権利者など一部の権利者にのみ利益が発生する事業の実施は認められない。また、事業内容、実施の形態についての透明性の確保も併せて要求する。 特に、権利者団体に加入していないなど、社会的に弱い立場の権利者に利益が分配されることを望む。奨学金やプロジェクトに対する投資など、アマチュア育成事業を行ってみてはどうか。	個人
きちっと使ってくれば良いと思います。	個人
共通目的事業は維持するべきである。 中間整理にある「二割を引き上げる」という意見にも賛成である。補償金は権利者を特定して分配できないことから、この共通事業を活用して著作権・著作隣接権の保護、著作物の創作振興・普及に努めていただきたい。 そして利用者の理解を得るためにもっと広報に力を注いでほしい。利用者がこの制度を認知していれば、わずかな補償金を支払うことで私的複製ができることに反対はしないであろう。	個人
個々の利用者の録音録画の実態を把握することが困難であることに加え、何層にもわたる団体／組織を経て権利者に分配されることから、結局その配分実態はまったく不透明なものとなっています。補償金を支払わされている消費者にとって、この不透明さこそが制度への不信の根源であると考えます。 よって、(原則的には本制度の廃止を求めますが)仮に本制度を改革した上で維持するとした場合には、共通目的事業の割合を大幅に引き上げるか、いっそのこと、すべてを共通目的事業に使用することとしたほうが望ましいと考えます。 その際には、事業内容の検討の段階から、透明性を確保することが前提となります。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

7 補償金制度の広報のあり方

意見	個人／団体
この制度の優れている点について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)
この制度について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	演奏家権利処理合同機構Music People's Nest
この制度について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	演奏家団体 パブリックインサード会
補償金管理協会の広報活動を法的に義務付けることには問題があると考えます。 組織の性格上、業務費用には余裕がなく、例えば利用実態の調査など優先すべき支出案件がほかにも存在するものと考えられる。 補償金制度によって消費者・製造業者等・権利者の三者がそれぞれ恩恵を受けていることに鑑みれば、三者がそれぞれ、あるいは連名で、自発的に広報活動を行うことが、補償金制度への理解を深める近道であると考えます。	社団法人日本音楽著作権協会
この制度の優れている点について広報をすることは、消費者、メーカー、権利者のいずれにとっても有意義なことであると考えます。	社団法人音楽制作者連盟
補償金制度は、ユーザーに一定の複製の自由を約束しながら、一方で権利者の権利を守るために必要な制度であります。音楽をパソコン等でコピーすることは、もう日常化されており、補償金制度が無くなれば、これまで可能であった個人的なコピー行為に許諾が必要となり、自由に音楽を楽しむこともできなくなると考えられます。従って、現状の実態に合う形で補償金制度を見直し、存続させるべきであると考えます。原則として、録音録画等ができる機能を有する全てに、私的録画録音補償金制度を課すべきだと思います。	大阪三曲協会
そもそもなぜこの制度があるのか自体を理解させる運動をしないと利用者にはとどかないのでは？	個人
●141ページ「7 補償金制度の広報のあり方(2)見直しの要点」の項目 上記に対して意見があります。 まず、 ー引用開始ー また、補償金がどのように徴収・分配されているかの内容を消費者に知らせることがより重要であるとの意見があった。 ー引用終了ー この意見に賛成します。 次に、 ー引用開始ー なお、広報に大きな予算を割くよりは他の有意義な事業を優先すべき等の理由から、広報事業の義務化に反対する意見があった。 ー引用終了ー この意見に反対します。 徴収・分配の制度や細かいルールと、その年次実績の報告は、協会事業の透明性の確保の観点から、広報の内容として最も重要と考えます。 取り組みに非積極的な意見は、その理由が分かりません。	個人(同旨1件)
国民にたいする記録媒体を内蔵した録音機器、レコーダーが権利者にとってどう言う不法行為をもたらすかは説明により十分に理解してもらえるはずであり、その告知をきちんとし、私的録音録画補償金として消費者に負担してもらうことはコピーの自由とともに納得してもらえるはずである。	個人
消費者もデジタルコピーによる恩恵をうけているので、一定の負担はやむを得ないと思うが、消費者へのより一層の周知が必要では・・と考えられます。	個人(同旨1件)
(1) 広報事業は補償金精度の透明性を高めるため、義務化すべきです。 (2) 権利者への分配について、どの作品にいくら支払われたかを公開すべきです。その方が気持ちよく支払えるからです。 (3) 同理由により、共通事業についても、用途について補償金を受け取った団体、イベントを公開すべきです。 (4) 上記理由により、P142の「広報に大きな予算を割くよりは他の有意義な事業を優先すべき等の理由から、広報事業の義務化に反対する意見」には反対します。	個人
●以下の理由により広報を見直す事に賛成である 従来より補償金制度が持つ『私的複製＝違法』と言う考え方を払拭する必要があると思われる。補償金は私的複製に対する権利者への対価であり私的複製を保証するものであると言う利用者の視点からの啓蒙が必要と考える。	個人
●補償金についての透明性の確保を求める。 消費者の理解を得るために広報事業の義務化と透明性の確保は行うべきと考える。 まず、課金されている製品については実際に課金されている金額を表示すべきである。 さらに徴収された補償金の収支実態の報告を義務付けるべきである。	個人

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見 その他	
意見	個人／団体
全般の文章大体確認したんですが何なんですか？ 第30条第30条と、いちいち参照させないと読めないようなふざけた文章なんぞ書かないで頂きたいですね(^ω^b 音からですがこういう公的文章というのは非常に万人に厳しいのがデフォルトでしょうか。 日本国というのは本来日本国民のためのいわゆる統治者といった役割をするべき物ではないでしょうか？ その統治者が国民にスワヒリ語で演説をしたらどう思います？ 多少飛んだ表現ですがそういうことです、せめて参照せずとも解るような明快な文章をお授けなすってくださいやあ幸いすばい、 はあどっとおはらい。 まあ普段からですが矛盾した法を立てたとしても非常に有効で賢明(笑)な隠蔽行為だと思います、へえ。	個人
著作権法で国民の理解が得られていないのは、JASRACなどの行動に問題があると思う。現状ではJASRACが提案する著作権法の強化には賛同する気には到底なれない。 現在のシステムは適正に権利に対する報酬とは思えないし、適正に配分されているとは思えない。見直すとしたら、まずそこから見直してから法改正を提言すべきである。 コンピュータと音楽の著作権はぜんぜん別物であり、そこにお金が流れること自体が違法であると感じる。まずは、それが違法であることと、またそれにより権利者の利益が減じられていることを証明すべきである。 現行の、ダウンロードができる違法サイトの摘発が、できることとしては関の山だと思う。	個人
・JASRACにおける楽曲の著作権管理について インターネットの掲示板などで意見交換をしていると「路上ライブをしてるとJASRACに警告されました」や「自分で作った曲なのに金を払っていわれた」などの意見が相次いでいます。私もプロの作曲家を目指して作曲の勉強をしているところなんですが、自分で作った曲を他の人に演奏してもらうことは作曲者側からしてもとても嬉しい事ですし演奏側からしても好きで演奏しているということなら営利目的でなければ別にいいのではないのでしょうか。 音楽を好きな人ならだれでもこう思うべきだと私は思っています。 ですので「ビートルズ生演奏で著作権法違反、スナック経営者が逮捕」された事件でも、別に経営者側に問題はなかったように思います。 しかしこの事件でJASRAC側はピアノ、マイクなどを「今後侵害する恐れがある」として差し押さえをしています。はたして本当に経営者は悪かったのでしょうか。 インターネットというメディアは使い方を誤れば犯罪に巻き込まれやすいなどの裏を持っていますが、正しく使えば作曲者同士での情報交換や、アマチュアの演奏者の演奏が気軽に無料で見れるなど楽しい面の方が多いメディアです。国内でのMidi規格を禁止したことですっかり寂れてしまっていたDTM市場も今はまた人気が出てきています。これからの音楽業界のためにもできることならこれ以上規制を強くて欲しくありません。 私たちの意見を少しでも考えていただけたら光栄です。	個人
我々が購入する際に自動的に支払う補助金等々のお金が某団体に行き、製作者側に還元されていない事実が、インターネット等で明らかになっている。 世界的に見ても今回の規制を含め、異常といっても過言ではない、いや、「異常」という言葉では甘いほどがんじがらめの法制度で、某団体を含め、完全に「無意味」に近いと私は指摘します。	個人
1)著作権保持期間の延長には、一部の著作者を除き、経済的に意味が無い。 以下の記事により明らかにされているので詳細は省くが、「著作権保持期間の延長」は、「経済的に意味が無い」、むしろ「マイナス」であるので、これを支持しない。「著作権保持期間の延長」は、一部の著作者の「経済的な理由」をもとに議論されていたので、これ以上の説明は不要と考える。 (「欧米に合わせるのが普通」というロジックもまったく無意味である。欧米に合わせるなら、先に合わせるべきは、度量衡のはずである。しかし、日本は率先して「国際標準」であるSI単位系に合わせた。ヤード・ポンド法を使っている方が「世界基準から見たらおかしい」のである。その意味において「欧米に合わせるのが普通」という理屈に根拠はまったく存在しない。) 50年が妥当か、70年が妥当かは、より多角的に検討されるべきであり、一部の著作者の主張と、「欧米がそうだから」という理由は、なんら妥当性も説得力も持たない。故に支持すべき理由もない。 ＜「著作権保持期間の延長」は「経済的に意味が無い」ことの証明記事＞ 著作権保護期間の延長、経済学的には「損」「毒入りのケーキ」が再創造を阻む http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/15/news010.html	個人
国内の規制より先にすることがあるんじゃないですか？ 中国の類似品のほうがよっぽどたちが悪いと思いますけどね。 お偉いさんは分かってないでしょうが、アニメ漫画は日本が誇るべき文化です。 それを、先に向こうが著作権登録したやなんやら、面倒臭いから適当にしているようにしか見え無い それにダウンロードの規制だってジャスラックが甘い蜜を独り占めしたいようにしか見えませんね。	個人
個人的に天下り団体のJASRAC自体が、自分の利権のことしか考えておらず、印象が悪いです。既得権益の暴走を防ぐためにも著作権の管轄は文化庁ではなく、特許庁にしたいです。	個人
パロディを法的に認めた方が文化的発展するのでアメリカのようなフェアユースを導入するべきです。	個人

そもそもパブリックコメントの提出法が異常。 今回の利害関係者が、個人と団体。 私的録音録画小委員会では利権者側の意見がほとんど。 ユーザー一人一人がこんかいのパブリック募集に気が付いて、その内容を精査し、そしてパブリックコメントを送信するというのは多大な負担がかかる。 このような方法ではユーザーの意見はくみ取りにくく、さらにこのような扱いにくい手法で、パブリックコメントを募集するのは、利権者側に与するやり方でしかなく、著しく不公平である。	個人
無料で流しているアニメ等(テレビにつなげれば見れるもの)をDVDとかにして金を掛けて見させようとする、と言うのは気に食いませんがこれで収入を得ているのでまだ分かります。しかし、ネットに流している動画に金を掛けるのはどうかと思います。放送されているものは全てDVDなどで録画できます。それを友達に貸すことも違法ではありません。しかし、ネットで流している動画(アニメなど)に金を掛けると言うことは友達に写したDVDを見させるときにもお金が掛かることになります。これは明らかに矛盾しています。動画(アニメ)をUP(貸す)すること違法なら友達などに貸すことも違法です。 他の例でたとえると、アニメを放送する→電気店などで見る＝違法になるのです。 それに課金制度などに変えたとこの日本の何%が違法で逮捕されるか分かりません。違法大国日本の烙印が押されますよ？これは変えるべきではないかと思われます。 こんなことで金を取るなら国で無駄使いしている金をうまく回して欲しいですね。 こんなことでとぼつちりを被るのはごめんですから。	個人
私は平成元年頃より個人事業者として音楽の演奏や制作そして音楽講師など、いろいろと副業などを交えながら行っており居ましたが、以前私の創作したギター用の教則曲が米国に渡り教材として大変良い評価をいただき、光栄な事でもありこちら所在を知りたく想っていたところコンタクトがあり、JUSFCという、こちらで言う文化庁の様なセクションでしたので、すでに数年前に手紙と共に資料等を送付致しました。 (以下米国への送付先) Ms. Pamela L. Fields Assistant Executive Director, CULCON JUSFC 1201 15th St. NW, Suite 330 Washington, DC 20005 Tel: (202) 653-9800 Fax: (202) 653-9802 http://www.jusfc.gov/ その後やはり数年ほど前に外務省商務部(大使館)と想われるセクションの方から御連絡を頂き話を伺いました所、これは日米間の交流団体であり相談の窓口としては、文化庁への旨でした。 つきましては私、以前から文化庁著作権課、内閣官房知的財産戦略推進事務局等々へ私が以前インストラクター時に創作した米国にてのギターメソッドの件にてご相談連絡させて頂きました。 先日にも2007/9/3文化審議会著作権分科会(第7回)の小委員会会議の傍聴させて頂き、さらに昨年(2006)年1月にも内閣知的財産推進事務局の専門調査会議に許可を頂き傍聴させて頂きました。 議題内容的には小規模な中小ベンチャーなどに対して権利の調査や訴訟から和解やライセンスの締結などに至る費用など他擁護する対策や対応窓口の設置そして訴訟リスクの軽減から国際的なコンテンツの活用クリエイターの育成など細かな制度の見直しなどでした。 以前、ワシントンにて米国知的財産権を扱う米国弁護士資格を持つ日本人の方からは(要請あれば米国内での権利等いろいろ協力はします)などレสปンスを貰いアドバイスや案件のコメント等を何度かやり取りしました。ただまずは日本国内での確定など日本国内の弁護士さんとも十分検討し相談することも重要との話で、以前から音楽協会の顧問はじめ数人の弁護士や弁理士の方にも相談して参りました。 インターネットの普及や様々な多種交流ほかでもございせんが今後の利便性による国内での様々な整備と海外など広範囲に向けた国際的(wipo)な取り組みなど他にもアニメや映画、音楽、国際的なフォークロア(民間伝承)などの相互干渉はネットやデジタル化の普及と共に様々な事例が予想されると想います。日本人がイタリアンを英国人が和食をフランス人が中華などを創作する様に料理に国境はなく海外では料理のレシピに著作権があるという話も先日聞きました。 アジアを始め中東やアフリカなど新たな経済発展と共に国際間での課題は多い事と思われます。 米国からのCopyright(つまり著作権者の権利)と日米両国の文化や社会経済など様々な事柄を考慮しつつ解決に向けた交渉をしたく想って居りますが私の様な個人業者ではとても困難な業務で在りまして、国内行政の方からの御協力を承れれば、こちらと致しましては非常に心強く、是非ともお願いしたい所存にて存じ申し上げます。 Guitar Teaching Materialなどメソッドとして当時から現在に至る他にも判りやすくアドリブ、理論的な解釈や奏法を獲得するための物などを集め新たに作成する事など考えて居ります。	個人
(15)「143ページ～、参考資料1～3」に対する意見: (5)～(8)で書いたように、私的複製規定の国際比較が不十分であり、国の選択に恣意性が見られるため、この参考資料についても、最終報告において修正することを求める。 また、ベータマックス判決の少数意見はあくまで少数意見に過ぎず、これを特に引用することで予断を与える可能性があるため、これは削除されるべきである。	個人
米国のいいなりになるのだけは勘弁して下さい。 年次改革要望書 私的利用に関する例外 私的利用の例外範囲を限定し、ピア・ツー・ピアのファイル共有といった家庭内利用の範囲を超えることを示唆する行為が、権利者の許諾なしには認められないことを明らかにする。 米国と日本はかなり事情がことなります。そこら辺を考えて行動されることを切に願います。	個人

著作権を語る際、まず私が気になる事は文化庁がその意見を主にまとめる側であるがその文化庁が著作権を取り締まる際に使っている期間JASRAC等がどう考えてもおかしい管理をしている上お金の采配をほとんど公開していないなど不正が働きやすい環境で未だ実施だれている現状を考えると仮にこの制度が全うなものであっても国民の信用など得られるはずがありません。 まず著作権を題材にするのであれば文化庁という利権から離れた舞台を用意してもらいたいです。 著作権の取り締まりをするのはいいが現状で日本の著作権はアメリカの80倍に近い使用量を取っている。 これも大きな問題だと思います。もっと安価で著作物が手に入るのであればそれだけで不正なダウンロードを行わずにものを買う人も増えるはずです。 それらの政府の法案への不満を無視して著作権の取り締まりにのみ焦点をあてるのは私には不可解でしかありません。 まずは著作権で回収されたお金の動きを完全に透明になるようにしてもらいたい。 まずはそれからこの取り締まりに関して話し合ってもらいたいです。	個人
・JASRACによるMIDI公開有償化 ユーザーが権利者の曲をMIDIで耳コピした曲を公開する際、JASRACが一定料金を個人単位で徴収することになった。これによりネット上のMIDI耳コピ文化は衰退してしまい、音楽活動をする者の相互の練習・習作の舞台が奪われた。一部大手サイトなどで著作料を肩代わりするサービスも登場しているが、以前程の盛り上がりは無いとされる。音楽文化そのものに対する悪影響が出ていると感じている。次世代の芽を摘む重大な失敗であり、権利者側(特に隣接権者)側は自分達のやっている事を考え直すべき。 昨今のCD販売の不振は、ネット上の違法アップロード/ダウンロードによるものとJASRACを初めとした関連企業は主張するが、自ら行った規制発動によって自ら首を絞めている。それをネットユーザのせいにするのは全くのお門違い。(そもそも、マルチメディア文化が進出した関係でCD販売に関わらない音楽の流通が生まれたので販売数が落ちるのは必然) ・ユーザによる個人製作の現場は無くなってはならない それが次世代のクリエイターを育て、文化の発展を促す事につながる。Web2.0と呼ばれる個人での表現活動が推進していく中、個人製作活動を阻害するような法改正は全くの無意味であり、先のMIDI文化のような衰退が起こる事は火を見るよりも明らか。	個人
すでに他国で行われているサービスに溝を大きく開けられている現状がある中いつまで国の中で小競り合いを行っているのかと腹立たしく思う。政府や業界はコンテンツ産業を伸ばすといきまいているが全く持って現状を理解しているように思えない。日本のコンテンツで世界中の人々の心を満たし、将来日本の提供する著作物を愛し続ける人々を育てるためには、まず先んじて日本の著作物で世界を溢れさせないといけないと考える。ディズニーのキャラクターが幼いころ巷に溢れていたときのように。損して特取れ。	個人
法律について、パブリックコメントが出せるという事をTVで取り上げるようにして下さい。 私の周りの知人・友人はパブリックコメントが出せる事すら知りません。 もし可能なら、法律改正するときには簡単な形式でよいので選挙という形をとって頂きたいです。	個人
違法の罰則を強化し罰金をかなり上げる、至急著作文化を国民に理解させる方法を行う。	個人